

平成 25 年度決算検査報告

会 計 検 査 院

平成25年度決算検査報告

会計検査院

会計検査院は、日本国憲法第 90 条の規定により、国の収入支出の決算を検査し、会計検査院法第 29 条の規定に基づいて平成 25 年度決算検査報告を作成し、平成 26 年 11 月 7 日、これを内閣に送付した。

この検査報告には、歳入歳出の決算に関する事項、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項、意見を表示し又は処置を要求した事項、会計事務職員に対する検定等について記載した。

また、国有財産、物品等国の財産等に関する検査事項及び会計検査院法その他の法律の規定により検査をしている政府関係機関等の会計に関する事項についても記載した。

なお、会計検査院は、平成 26 年 9 月 2 日、内閣から平成 25 年度歳入歳出決算の送付を受け、その検査を行って平成 26 年 11 月 7 日内閣に回付した。

目 次

平成 25 年度決算検査報告 目次

目
次

(不当事項の件名の後に付けてある()内)
の数字は不当事項の一連番号を示す。

ページ

第 1 章	検査の概要	1
第 1 節	検査活動の概況	1
第 1	検査の方針	1
第 2	検査の実施	4
第 2 節	検査結果の概要	7
第 1	事項等別の検査結果	7
1	事項等別の概要	7
2	第 3 章の「個別の検査結果」の概要	10
3	第 4 章の「国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」の概要	50
第 2	観点別の検査結果	53
第 2 章	決算の確認	61
第 1 節	国の決算の確認	61
第 1	一般会計	61
第 2	特別会計	61
第 2 節	国税収納金整理資金受払計算書の検査完了	63
第 3 節	政府関係機関の決算の検査完了	63
第 4 節	国の決算金額と日本銀行の提出した計算書の金額との対照	63
第 1	一般会計	63
第 2	特別会計	63
第 5 節	国会の承諾を受ける手続を採っていない予備費の支出	64
第 3 章	個別の検査結果	65
第 1 節	省庁別の検査結果	65
第 1	国会	65
	(衆議院)	65
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	65
	ガスの調達契約を締結するに当たり、特定調達の対象となる要件を満たす場合には、一般競争に付するなどの協定等及び特例政令等に基づく契約手続を実施することにより、内外無差別原則の確立と手続の透明性等を確保するよう改善させたもの	65
第 2	内閣	68
	平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	68
	人事・給与等業務・システムの最適化の状況等について	68

	(人 事 院)	69
	平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	69
目	人事・給与等業務・システムの最適化の状況等について	69
	第 3 内 閣 府	71
次	(内 閣 府 本 府)	71
	不 当 事 項	71
	役 務	71
	国民経済計算システムに関する設計・開発作業に係る請負契約において、システムの構築に必要な情報が受注者に適切に提供されなかったなどのため、契約が履行途中で解除となり、所期の目的が達成されなかったもの〔経済社会総合研究所〕(1)	71
	補 助 金	73
	木造施設の施工が設計と相違していたため、所要の安全度が確保されていない状態になっていたもの〔内閣府本府〕(2)	73
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	75
	(1) 地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金等による地方単独事業の実施状況を踏まえ、同種の交付金であるがんばる地域交付金について、貸付金や保証金に交付金を充当しないよう明確にすることにより、交付金はその交付の目的に従って活用されるよう改善させたもの	75
	(2) 沖縄県内の市町村が実施する特産品の開発等による地域活性化等を目的とした補助事業について、補助事業完了後に事業効果を検証するためのフォローアップ等が適切に行われるとともに、同様の目的で実施している交付金事業について、事業効果を検証するための継続的なフォローアップが行われるよう改善させたもの	78
	(警 察 庁)	84
	不 当 事 項	84
	工 事	84
	分庁舎等の解体撤去工事の施行に当たり、処分費等の積算を誤ったため、契約額が割高となっていたもの〔東北管区警察局〕(3)	84
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	85
	自動車ナンバー自動読取装置の照明用部品の調達に当たり、障害の発生状況を把握して保有率を見直すなどすることとし、障害の発生状況を報告させるとともに、一律に定期交換を行わないことを周知徹底するなどして、適切な調達数を算定するよう改善させたもの	85
	第 4 総 務 省	88
	不 当 事 項	88
	補 助 金	88
	補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの	88
	(1) 地域活性化・経済危機対策臨時交付金等で改修等を行った施設が利活用されておらず、補助の目的を達していなかったなどのもの〔総務本省、岡山県〕(4)(5)	89

(2) 地域情報通信基盤整備推進交付金等の交付対象事業費が過大に精算されていたなどのもの〔総務本省、2県〕(6)-(8)	90	
(3) 地域活性化・生活対策臨時交付金の対象としていた事業を実施していなかったなどのもの〔2道県〕(9)(10)	92	目
(4) 情報通信利用促進支援事業費補助金等により造成した基金の使用が適切でなかったもの〔総務本省〕(11)	94	次
(5) 情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金事業の交付対象事業費に交付の対象とならない経費を含めていたもの〔総務本省〕(12)	94	
(6) 沖縄特別振興対策事業費補助金により造成した基金を補助の目的外に使用していたもの〔総務本省〕(13)	95	
意見を表示し又は処置を要求した事項	96	
(1) 性能を向上させる改造等を行ったのに帳簿価格が改定されていない重要物品について、速やかに帳簿価格を改定するよう適宜の処置を要求し、帳簿価格を改定するための事務手続を明確に定めるなどして、物品管理簿が正確に記録されるよう是正改善の処置を求めたもの	96	
(2) ガスの調達契約を締結するに当たり、特定調達の対象となる要件を満たす場合には、一般競争に付するなどの協定等及び特例政令等に基づく契約手続を実施することにより、内外無差別原則の確立と手続の透明性等を確保するよう是正改善の処置を求めたもの	99	
(3) 新たな難視を解消するためのケーブルテレビ幹線対策事業のうち、対象世帯の過半数の加入が確保されていない事業について、その過半数がケーブルテレビに加入していない原因を分析した上で効果的な加入促進方策を策定するなどして、これを反映させた取組計画を事業主体に策定させ、その取組状況等について必要に応じて指導及び助言するよう意見を表示したもの	103	
(4) 防災情報通信基盤整備事業等の実施について、関係機関との調整や文書化した運用マニュアルの整備を行うことなどにより、災害時において不必要な重複を生ずることなく、防災システムの機能を十分活用し迅速な対応を行うことができることとなるよう指導するとともに、今後の同種事業の実施に当たり、参考となるような情報の提供や指導を行うなど事業主体への支援を十分に行うことにより、事業が効率的、効果的に実施されることとなるよう改善の処置を要求したもの	107	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	112	
普通交付税の恩給費に係る基準財政需要額について、前年度の最後の支給期月人数に基づいて算定することにより、恩給の支給人数の実態を適切に反映するよう改善させたもの	112	
平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	115	
独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構における利益の処分について	115	
平成 24 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	116	
(1) 特別交付税の額の算定における過疎債ソフト経費の確認等について	116	

	(2) 震災復興特別交付税の額の算定における一般単独災害復旧経費の確認等について …117
	(3) 地上テレビジョン放送のデジタル化に伴い発生した空き周波数帯の利用について …118
目	第5 法 務 省 ……………120
	不 当 事 項 ……………120
次	予 算 経 理 ……………120
	刑事施設等の常勤医師が、許可を受けて行うこととされている外部研修を行っておらず、正規の勤務時間中に勤務していなかったのに、勤務しなかった時間に係る給与を減額することなく支給していたもの[4 刑事施設等] (14)–(16) ……………120
	在勤官署を離れた場所における超過勤務を命ぜられた警備指導官に対して、当該超過勤務が公務とは認められなかったり、現に勤務したことを証明できるものがなく超過勤務手当を支給する要件を欠いていたりしていたのに同手当を支給していたため、その支給が過大となっていたもの[大阪矯正管区] (17) ……………123
	意見を表示し又は処置を要求した事項 ……………125
	刑事施設の診療所管理運営業務委託契約について、医療費の算定は、厚生労働省告示等に定められた算定要件を満たす場合に限ることを契約書等に明記するなどして、医療費の支払額の妥当性を確保するよう是正改善の処置を求めたもの ……………125
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 ……………130
	(1) 本省が、刑事施設の被収容者に貸与する毛布を一括調達するに当たり、刑事施設が本省に報告する整備必要数について、具体的な根拠、実績値等に基づいた算定方法を定め、刑事施設に対して周知徹底することなどにより、調達数量が適切に算定されるよう改善させたもの ……………130
	(2) 更生保護委託費のうち、毎月定額で支払われている福祉職員に係る委託事務費の中の人件費相当額について、更生保護法人等が同職員に実際に支給した人件費等を把握して、実際の人件費等が人件費相当額の年額を下回った場合には、差額の精算を行うよう改善させたもの ……………134
	(3) ガスの調達契約を締結するに当たり、特定調達の対象となる要件を満たす場合には、一般競争に付するなどの協定等及び特例政令等に基づく契約手続を実施することにより、内外無差別原則の確立と手続の透明性等を確保するよう改善させたもの ……………136
	平成 24 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果 ……………139
	(1) 刑事施設等における防災用移動式炊事機器の整備について ……………139
	(2) 刑事施設等の整備に係る予算の執行等と執行段階における統制について ……………139
	(3) 刑事施設等の常勤医師の外部研修制度の運用について ……………140
目	第6 外 務 省 ……………141
	不 当 事 項 ……………141
次	予 算 経 理 ・ 不 正 行 為 ……………141
	在外公館における会計経理が適正を欠くと認められるもの[在コンゴ民主共和国日本国大使館、在バンクーバー日本国総領事館] (18) (19) ……………141

意見を表示し又は処置を要求した事項	144	
(1) 政府開発援助の実施に当たり、事業の完了前に不具合が発生した場合に建設コンサルタントに対してその原因を適切に究明するよう働きかけるなどして援助の効果が十分に発現するよう意見を表示したもの	144	目次
(2) 草の根・人間の安全保障無償資金協力の実施に当たり、在外公館に対して、事業内容別の進捗の傾向を踏まえたモニタリングを行うとともに、事業実施機関から速やかに事業完了報告書の提出を受けられるようにするための働きかけを行うことなどを指導するよう意見を表示したもの	149	
平成 24 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	156	
政府開発援助の実施について	156	
第 7 財 務 省	158	
不 当 事 項	158	
租 税	158	
租税の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの [57 税務署] (20)	158	
物 件	164	
国有港湾施設有償貸付契約において、貸付料の算定を誤ったため、契約額が低額となっていたもの [近畿財務局神戸財務事務所] (21)	164	
意見を表示し又は処置を要求した事項	166	
(1) ガスの調達契約を締結するに当たり、特定調達の対象となる要件を満たす場合には、一般競争に付するなどの協定等及び特例政令等に基づく契約手続を実施することにより、内外無差別原則の確立と手続の透明性等を確保するよう是正改善の処置を求めたもの	166	
(2) 株式会社日本政策金融公庫の中小企業事業において、国から多額の政府出資金が交付されている証券化支援保証業務及び売掛金債権証券化等支援業務について、両業務の必要性を十分に検討し、必要であると判断する場合には、制度の枠組み等についての検討等を行い、両業務が中小企業者の円滑な資金調達に資することとなり、政府出資金が有効に活用されるよう意見を表示したもの	170	
(3) 国有財産台帳等における報告漏れ及び誤びゅう訂正について、効果的な発生防止策を周知したり、取扱いが明確になっていないものについてその適切な取扱いを定めたりなどして、国有財産台帳等の誤りを防止するなどの取組を推進するよう意見を表示したもの	170	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	177	
(1) 消費税の申告審理等において国内で人的役務の提供等を行った非居住者に係る報酬等支払調書を活用することなどにより、消費税の納税義務のある非居住者を的確に把握して課税を行うよう改善させたもの	177	
(2) 国有資産等所在市町村交付金の対象となる貸付財産のうち交付金額が貸付料年額を上回っている状況を把握していなかった事態について、マニュアルを改訂することにより、その把握及び要因の分析を行うよう改善させたもの	182	

	(3) 廃止決定された合同宿舍の退去期限日の設定に当たり、国有資産等所在市町村交付金の基準日を考慮することにより国有資産等所在市町村交付金の節減の可能性を検討するよう改善させたもの	185
目	平成 24 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	187
次	債務に関する計算書に計上される国庫債務負担行為に係る債務額について	187
	第 8 文部科学省	189
	不当事項	189
	予算経理	189
	スポーツ振興委託事業において、事業を契約の締結前に実施させ、契約決裁の日付から遡った日付を契約締結日とした契約書を作成するなど不適正な会計経理を行っていたもの〔文部科学本省〕(22)	189
	役 務	190
	環境放射能水準調査(放射能分析)の委託において、委託業務の実施に要した費用の額から履行遅滞金による収入金に相当する額を控除していなかったため、委託費の支払額が過大となっていたもの〔文部科学本省〕(23)	190
	補 助 金	192
	補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの	192
	(1) 義務教育費国庫負担金が過大に交付されていたもの〔4 県〕(24)–(27)	193
	(2) 大学改革推進等補助金(大学改革推進事業)が過大に交付されていたもの〔文部科学本省〕(28)	195
	(3) 私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)が過大に交付されていたもの〔大阪府〕(29)	195
	(4) 私立学校施設整備費補助金(防災機能強化施設整備事業)が過大に交付されていたもの〔7 県〕(30)–(36)	196
	(5) 私立学校施設整備費補助金(防災機能等強化緊急特別推進事業)が過大に交付されていたもの〔文部科学本省〕(37)–(42)	197
	(6) 民間スポーツ振興費等補助金が不適正な経理処理に基づき交付されるなどしていたもの〔文部科学本省〕(43)	198
	(7) 学校施設環境改善交付金が過大に交付されていたもの〔4 県〕(44)–(48)	201
	(8) 地域自主戦略交付金(産業教育施設の整備に関する事業)等が過大に交付されていたもの〔5 道県〕(49)–(53)	202
	(9) 国宝重要文化財等保存整備費補助金が過大に交付されていたもの〔愛知県〕(54)	204
	意見を表示し又は処置を要求した事項	204
	(1) 義務教育費国庫負担金を算定するために各都道府県が作成する報告書の様式において、事務職員の定数を適切に算定するために特に注意を要する事項を明示することなどにより、同負担金の交付額の算定が適正に行われるよう是正改善の処置を求めたもの	204

(2) 私立学校施設の耐震補強事業において、補助の対象とならない備品の設置等に係る経費を補助対象経費に含めないことなどにより補助金の交付額の算定を適切に行うよう是正改善の処置を求め、及び補助対象工事の範囲を明確にすることにより耐震補強事業が効率的に実施されるよう改善の処置を要求したもの	209
(3) 学校施設環境改善交付金等の交付額の算定において、公立学校施設以外の施設は交付対象にならないことを周知徹底するなどするよう是正改善の処置を求め、及び法令適合工事等に係る実績報告時の交付対象工事費の減額を配分基礎額に反映させたり、交付対象工事費の上限額を実績報告時にも適用したりすることを明確に定めるよう改善の処置を要求したもの	216
(4) 学校情報通信技術環境整備事業により小学校等に整備した電子黒板が教員や児童生徒に有効に活用されるとともに、電子黒板を活用した教育に関する調査研究や学びのイノベーション事業の成果を有効に活用して、教育の情報化の促進や教育の質の向上に寄与させるよう意見を表示したもの	221
平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	227
スポーツ振興基金の有効活用について	227
平成 24 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	228
(1) 義務教育費国庫負担金の交付額の算定について	228
(2) 文化芸術振興費補助金による映画製作支援事業における収入の納付について	229
(3) 国宝重要文化財等保存整備費補助金の加算率の算定について	229
(4) 公立学校施設の耐震補強事業における補強工事及びその関連工事の取扱いについて	230
(5) 太陽光発電導入事業により公立学校に設置された太陽光発電設備について	231
(6) 東日本大震災からの復旧・復興を担う専門人材育成支援事業により開発された教育プログラム等の成果物の被災地での活用状況について	231
第 9 厚生労働省	233
不当事項	233
保険料	233
労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの[18 労働局] (55)	233
健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの[厚生労働本省] (56)	235
予算経理	238
外部の機関から支払を受けた委託費及び研究者から譲渡された科学研究費補助金等の間接経費を国庫に納付せずこれを別途に経理していて、受託業務等に係る会計経理が会計法令に違反していたもの[国立障害者リハビリテーションセンター] (57)	238
保険給付	240
労働者災害補償保険の休業補償給付等の支給が適正でなかったもの[厚生労働本省、6 労働基準監督署] (58)–(60)	240

	雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの〔厚生労働本省、73 公共職業安定所〕(61) ……………	242
目	雇用保険の雇用調整助成金の支給が適正でなかったもの〔14 労働局〕(62) ……………	245
次	雇用保険の特定求職者雇用開発助成金(被災者雇用開発助成金)の支給が適正でなかったもの〔4 労働局〕(63) ……………	248
	雇用保険の事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の支給が適正でなかったもの〔4 労働局〕(64)–(67) ……………	249
	厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が適正でなかったもの〔厚生労働本省〕(68) ……………	252
	医 療 費 ……………	254
	医療費に係る国の負担が不当と認められるもの〔厚生労働本省、7 厚生(支)局、24 都道府県〕(69) ……………	254
	補 助 金 ……………	262
	補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの……………	262
	(1) 地域医療再生臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施した事業が補助の対象とならないもの〔厚生労働本省〕(70) ……………	263
	(2) 国民健康保険の療養給付費補助金が過大に交付されていたもの〔東京都〕(71) ……………	264
	(3) 国民健康保険の療養給付費負担金が過大に交付されていたもの〔17 都府県〕(72)–(124) ……………	265
	(4) 国民健康保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの〔22 都道府県〕(125)–(176) ……………	269
	(5) 児童保護費等負担金の国庫負担対象事業費が過大に精算されていたもの〔4 都県〕(177)–(181) ……………	275
	(6) 子育て支援交付金(地域子育て支援拠点事業に係る分)等が過大に交付されていたもの〔厚生労働本省〕(182)–(186) ……………	276
	(7) 生活保護費等負担金が過大に交付されていたもの〔13 府県〕(187)–(214) ……………	278
	(8) 障害者自立支援給付費負担金が過大に交付されていたもの〔7 府県〕(215)–(223) ……………	280
	(9) 介護保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの〔7 都道県〕(224)–(232) ……………	281
	(10) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(先進的事業支援特例交付金のうち介護療養型医療施設転換整備計画に係る分)が交付の対象とならない事業に交付されていたもの〔関東信越厚生局〕(233) ……………	282
	(11) 厚生労働科学研究費補助金が過大に交付されていたもの〔厚生労働本省、国立がんセンター〕(234)–(236) ……………	283
	(12) 緊急雇用創出事業臨時特例交付金及びふるさと雇用再生特別交付金により造成した基金を補助の目的外に使用していたもの〔厚生労働本省〕(237)–(245) ……………	284
	(13) 保育対策等促進事業費補助金(延長保育促進事業に係る分)が過大に交付されていたもの〔厚生労働本省〕(246)–(252) ……………	286
	(14) 児童手当交付金が過大に交付されていたもの〔厚生労働本省〕(253) ……………	287

そ の 他	289	
介護給付費に係る国の負担が不当と認められるもの[11 道県、 6 市] (254)	289	
自立支援給付の介護給付費及び訓練等給付費に係る国の負担が不当と認められるもの [6 府県、 2 市] (255)	294	目
意見を表示し又は処置を要求した事項	297	次
(1) 労働保険の未手続事業において保険事故が発生した場合等における認定決定及び 保険料の徴収について、対象となる保険年度等についての内部規程を整備するな どして都道府県労働局に対して統一的な取扱いを周知し、その徹底を図ること により、適正に行われるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの	297	
(2) 厚生年金特例法に基づく特例納付保険料の納付勧奨等がマニュアル等に従って適 切に行われるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの	302	
(3) 後期高齢者医療制度の後期高齢者医療高額医療費負担金の算定に当たり、医療機 関等に返戻されたレセプトが再提出された場合に同負担金の対象となる療養に係 る費用の額が重複して算出されないようするなどして、算定が適正なものとなる よう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの	308	
(4) 特定疾病併用者に係る自立支援医療費の支給の制度、審査方法等を周知して、適 正に審査を実施することにより、特定疾病併用者に係る自立支援医療費の額の算 定が適正に行われるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの	314	
(5) 失業等給付金に係る不正受給返納金債権について、財産調査及び自力執行につ いての具体的な実施方法を示すなどして都道府県労働局等における債権管理が適切 に行われるよう是正改善の処置を求めたもの	321	
(6) 国民年金の第 3 号被保険者としての年金記録と実態に不整合が生じている者に 係る種別変更の処理において、他の年金事務所への具体的な引継方法を明示する ことなどにより、種別変更の処理が適切に行われるよう是正改善の処置を求めた もの	326	
(7) 病床転換助成事業の実施に当たり、社会保険診療報酬支払基金に剰余金として保 有されている病床転換支援金に含まれる国庫補助金相当額の有効な活用を図るた めに、同支援金の十分な活用について見直しなどを行うよう意見を表示し、及び 国庫補助金相当額を含む病床転換支援金の一部を事務費の財源に充当している同 基金の経理について見直しを行うよう指導するなどの是正改善の処置を求めたも の	331	
(8) 生活保護事業の実施に当たり、救護施設入所者について、救護施設基準生活費が 取扱指針に定める加算等に該当しないことを示すことにより加算等の計上の停止 の検討が適切に行われるよう是正改善の処置を求め、及びグループホーム等入居 者について、手持金の保有状況等の確認を行うことについての方策を検討するこ とにより合理的な目的のない手持金が生ずることのないよう意見を表示したもの	337	

(9) 独立行政法人福祉医療機構の労災年金担保貸付勘定における政府出資金について、貸付事業の実績及び今後の事業規模を考慮するなどして真に必要な政府出資金の額を検討し、必要額を超えて保有されていると認められる政府出資金については、不要財産として速やかに国庫に納付することにより、政府出資金が適切な規模のものとなるよう意見を表示したもの	343
(10) 国民健康保険等における海外療養費の支給に当たり、被保険者が市町村等の区域内に生活の本拠を有する者であるかどうかの審査を行う必要があることについて都道府県を通じるなどして保険者等に対して周知するとともに、審査の具体的な方法等について技術的助言を行うことなどにより、海外療養費の審査等が適切なものとなるよう改善の処置を要求したもの	349
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	354
(1) 地域医療再生基金及び医療施設耐震化臨時特例基金を活用して実施する助成事業における消費税の取扱いを適切に行うことにより、両基金が効率的に活用されるよう改善させたもの	354
(2) 中央職業能力開発協会に緊急人材育成・就職支援事業臨時特例交付金を交付して設置造成させた緊急人材育成・就職支援基金(緊急人材育成支援事業)について、使用見込みのない額を速やかに国庫へ返納させるよう改善させたもの	360
平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	362
(1) 第三者行為事故に係る年金の支給停止限度期間の設定について	362
(2) 社会福祉法人により設置された民間保育所が保有する積立預金等について	363
平成 24 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	364
(1) 不正受給疑い事案における徴収金等債権に係る事務処理について	364
(2) 単身世帯の被保護者の死亡により保護を廃止する場合や葬祭扶助を行う場合に係る取扱いについて	365
(3) 厚生労働省の施設等機関における重要物品の管理等について	365
(4) 国民健康保険の療養給付費負担金及び財政調整交付金の算定における減額調整について	366
(5) 雇用保険の雇用調整助成金に係る事業所訪問調査の実施について	367
(6) 試験研究機関に所属する研究者に交付された厚生労働科学研究費補助金の経理等について	368
(7) 医療費の過誤払による返還金債権の把握、管理、回収等について	369
(8) 社会福祉法人が経営する特別養護老人ホームの積立金等について	370
(9) 国民健康保険の財政調整交付金(非自発的失業財政負担増特別交付金)の算定について	371
(10) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金等により整備した地域密着型施設の利用状況について	371
(11) 事業所内に設置される保育施設に係る計画の審査等について	372

第10 農林水産省	374	
不当事項	374	
役務	374	目
森林域における放射性物質流出抑制対策調査に係る委託事業の実施に当たり、航空機の運航時間に運航していない時間を含めてレーザ計測の経費を算定するなどして委託費を支払っていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの〔林野庁〕(256)	374	次
補助金	376	
補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの	376	
(1) 工事の設計が適切でなかったなどのもの	378	
木造建築物の設計及び施工が適切でなかったもの〔農林水産本省、2農政局〕(257)–(259)	378	
排水路の設計が適切でなかったもの〔農林水産本省〕(260)(261)	379	
ファームポンドの設計が適切でなかったもの〔農林水産本省、関東農政局〕(262)(263)	381	
護岸工の設計が適切でなかったもの〔農林水産本省、林野庁〕(264)(265)	383	
防風ネットの設計が適切でなかったもの〔農林水産本省、関東農政局〕(266)	385	
鉄骨造建築物の設計及び施工が適切でなかったもの〔関東農政局〕(267)	387	
ボックスカルバートの設計が適切でなかったもの〔農林水産本省〕(268)	388	
農産物処理加工施設の機器の規格の選定が適切でなかったもの〔九州農政局〕(269)	389	
沈砂池に設置されている排水ボックスの設計が適切でなかったもの〔農林水産本省、九州農政局〕(270)	390	
放水路の設計が適切でなかったもの〔農林水産本省〕(271)	392	
(2) 補助の対象とならないもの	393	
農業・食品産業強化対策整備交付金事業等の交付対象事業費に、交付の対象とならない経費を含めていたもの〔3農政局、沖縄総合事務局〕(272)–(279)	393	
青年就農給付金の給付要件を満たしていない者に給付するなどして補助の対象とならないもの〔農林水産本省、東海農政局、沖縄総合事務局〕(280)–(282)	394	
新規就農定着促進事業による助成が補助の対象とならないもの〔2農政局〕(283)(284)	395	
農山漁村6次産業化対策事業の実施に当たり、補助の対象とならない他の事業と区分できない経費を含めていたもの〔沖縄総合事務局〕(285)	396	
基幹水利施設ストックマネジメント事業の補助対象事業費に、補助の対象とならない経費を含めていたもの〔関東農政局〕(286)	396	
(3) 補助の目的を達していなかったもの	397	
新規就農定着促進事業等で導入した農業用機械等が補助の目的を達していなかったもの〔農林水産本省、九州農政局〕(287)–(289)	397	
風力発電設備が運用を中止していて、補助の目的を達していなかったもの〔沖縄総合事務局〕(290)	398	

(4) 補助対象事業費を過大に精算するなどしていたもの	398
デジタル森林空間情報利用技術開発事業の事業費を過大に精算していたもの	
[林野庁] (291)	398
農村活性化人材育成派遣支援モデル事業の事業費を過大に精算していたもの	
[農林水産本省] (292)	399
環境バイオマス総合対策推進事業等の補助対象事業費を過大に精算するなどし	
ていたもの[中国四国農政局] (293)	400
新規就農定着促進事業の助成対象事業費を過大に精算していたもの[沖縄総合	
事務局] (294)	401
(5) 工事の施工が適切でなかったもの	401
キュービクル式高圧受変電設備の設置に係る施工が適切でなかったもの[九州	
農政局] (295)	401
擁壁の施工が適切でなかったもの[近畿農政局] (296)	403
(6) 補助対象事業費を過大に精算していたもの及び補助の目的外に使用していたもの	404
農商工等連携促進施設整備支援事業の実施に当たり、補助対象事業費を過大に	
精算するなどしており、かつ、事業により整備した施設等を補助の目的外に使	
用していたもの[関東農政局] (297)	404
(7) 補助事業により取得した財産を無断で処分するなどしていたもの	405
補助事業により整備した施設等を無断で貸し付けるなどしていたもの[中国四	
国農政局] (298)	405
(8) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの	406
農業・食品産業強化対策整備交付金事業の実施に当たり、交付率の適用を誤っ	
ていたもの[関東農政局] (299)	406
意見を表示し又は処置を要求した事項	407
(1) 新規就農者を対象とした助成事業について、自らの農業経営以外の職業に常勤で	
従事していて片手間に農業に従事している者は原則として対象とならないことを	
明確にしたり、親元就農者に対して助成する場合に確認する事項を明確にしたり	
することなどにより、事業の効果が十分に発現するよう是正改善の処置を求めた	
もの	407
(2) 青年就農給付金事業の実施に当たり、青年就農給付金の給付に係る審査が適切に	
行われるよう是正改善の処置を求め、並びに経営給付金に係る経営開始時期を農	
業経営の実態に即して設定できるよう改善の処置を要求し及び経営給付金の給付	
額を新規就農者の総所得に応じた適切な額とするよう意見を表示したもの	411
(3) 経営所得安定対策等における交付金の交付対象面積の確認等が適切に実施される	
よう、協議会における本地面積の算定根拠を明確なものとするなどの改善の処置	
を要求し、及び本地面積の定期的な確認及び園芸施設で作付けされる作物に対し	
て産地交付金を交付する場合の交付対象面積の算定を適切に行う方法を実施要綱	
等に明示するなどの是正改善の処置を求めたもの	418

(4) レクリエーションの森について、関係通知等に従って管理経営を計画的かつ適切に行ったり、リフレッシュ対策を効率的かつ効果的に行ったり、無償の貸付等の有償化に向けた継続的な折衝を行う体制を整備したりするよう改善の処置を要求し、及びレクリエーションの森の施設の用に供する国有林野の貸付等を関係法令等に従って適正に行うよう是正改善の処置を求めたもの	424	目次
(5) 水産庁が所管する政府開発援助の実施に当たり、援助の効果が十分に発現するな	430	
(6) もうかる漁業創設支援事業の実施に当たり、認定された改革計画に基づく取組を実施させる方策を検討するなどして効果的な事業の実施を図るよう意見を表示した	436	
(7) 追加的信用供与補助事業における補助金の算定方法について、農業信用基金協会が保証する債務の代位弁済の発生状況等を十分に踏まえて見直すとともに、各協会の最大負担額を上回って保有している助成金に係る補助金を適時適切に国庫に返還させるよう改善の処置を要求した	441	
(8) 基幹的な農業水利施設のストックマネジメントに当たり、優先度の高い施設を対象施設として選定したり、最適シナリオを踏まえて対策工事を適時に実施したりするなどして、施設の長寿命化及びライフサイクルコストの低減が図られるよう改善の処置を要求した	448	
(9) 農山漁村6次産業化対策事業等について、事業実施計画の作成に当たり、新商品等の販路開拓等の事前の取組を十分に行った上で適切に成果目標を設定することなどにより、事業効果の発現に資するよう、また、費用対効果分析が適切に実施されるよう改善の処置を要求した	458	
(10) 保証保険資金等緊急支援事業により代位弁済に要する経費の一部が助成された当該代位弁済に係る回収金について、国庫補助金相当額及び交付金相当額を適時適切に国庫に返還させるよう改善の処置を要求した	466	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	470	
(1) 東日本大震災復旧・復興予備費を財源とする農畜産業振興対策交付金の未使用額及び返還額を交付先から速やかに国庫に納付させるよう改善させた	470	
(2) 農業・食品産業強化対策整備交付金事業等における費用対効果分析について、総事業費の範囲や算出方法を具体的に示すなどして、適切に実施させるよう改善させた	473	
(3) 農林水産本省等が直接、事業主体に補助金等を交付する直接採択事業の実施において、事業主体から納入業者等への事業費の支払が速やかに完了するよう改善させた	476	
(4) 中山間地域等直接支払交付金事業の実施に当たり、多面的機能を増進する活動の実施状況について市町村が行う確認の方法、集落が共同取組活動に係る交付金を繰越しなどする際の手続及びこの活動を実施するために取得した共用財産の適切な管理を行う方法を具体的に定めることなどにより、交付金事業が適切に実施されるよう改善させた	480	

	(5) ため池改修工事の実施に当たり、法面保護工について、現地の状況等を考慮し、経済比較を行った上で工法を選定することにより、経済的な設計を行うよう改善させたもの	484
目	(6) 地方機関の庁舎等における機械警備業務について、公正性、競争性及び透明性を確保するよう、都道府県単位等に集約して一括して契約したり、国庫債務負担行為を活用して複数年度契約を実施したりすることにより一般競争契約への移行を推進するよう改善させたもの	487
次	(7) 森林整備事業等における間伐等の実施に当たり、集約化施策が可能な施業地を適切に選定できるよう施業地の選定基準を具体的に示すことなどにより、集約化施策等が適切に実施されるよう改善させたもの	490
	(8) 国営土地改良事業に係るパイプライン工事の実施に当たり、基礎材として再生砕石の利用を一層促進することにより、環境に配慮しつつ経済的な設計を行えるよう改善させたもの	493
	(9) 政府所有米穀の販売等業務に係る委託契約の入札について、入札の対象とする委託費項目を拡大することにより、委託契約の競争性及び透明性を高めるよう改善させたもの	496
	(10) 食糧麦備蓄対策事業の実施に当たり、需要の変動に係る審査の基準を定めることなどにより、補助金の交付に係る審査が適切かつ十分に行われるよう改善させたもの	499
	平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	502
	(1) 家畜導入事業に係る基金の国庫補助金相当額の返納について	502
	(2) 森林整備加速化・林業再生基金事業における費用対効果分析について	503
	平成 24 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	503
	(1) 農地・水保全管理支払交付金事業の実施について	503
	(2) 漁船保険振興事業資金の有効活用について	504
	(3) 旧政府倉庫等の処分状況について	505
	(4) 国産原材料サプライチェーン構築事業の効果的な実施について	506
	(5) 鳥獣被害防止総合支援事業等における費用対効果分析について	507
第11	経 済 産 業 省	508
	不 当 事 項	508
	役 務	508
	中小企業支援調査(安全知識循環型社会構築事業)の委託契約において、全く使用されなかった装置の購入費用等を委託業務の実施に必要な経費に含めていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの[経済産業本省](300)	508
	キッズデザイン製品開発支援事業(キッズデザイン共通基盤整備等)の委託契約において、委託契約締結以前に借り上げた施設の経費を含めるなどしていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの[経済産業本省](301)	509

補助金	510	
補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの	510	
(1) 補助対象事業費を過大に精算していたもの	512	目次
事業主体が子会社に設計業務を外注等した場合に控除すべき当該子会社の利益相当額の算定を誤ったため、補助対象事業費を過大に精算していたもの〔資源エネルギー庁〕(302)	512	
補助事業期間終了後のリース料を含めていたため、補助対象事業費を過大に精算していたもの〔北海道経済産業局〕(303)	513	
(2) 補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの	513	
コンテンツ海外展開等促進事業の実施に当たり、助成金の交付決定前に事業を実施するなどして補助の対象とならないもの〔経済産業本省〕(304)(305)	513	
(3) 補助の対象とならないなどのもの	515	
離島ガソリン流通コスト支援事業の補助対象事業費に、補助の対象とならない経費を含めるなどしていたもの〔資源エネルギー庁〕(306)	515	
補助の対象とならない利害関係者に支払った経費等について補助金が交付されるなどしていたもの〔近畿経済産業局〕(307)	516	
(4) 工事の設計が適切でなかったもの	516	
LED照明灯の基礎の設計が適切でなかったもの〔九州経済産業局〕(308)	516	
(5) 補助の目的外に使用していたもの	518	
補助事業で設置した設備等の一部を補助の目的外に使用していたもの〔関東経済産業局〕(309)	518	
(6) 補助金が過大に交付されていたもの	518	
監視システムの整備に当たり補助率の適用を誤ったため、補助金が過大に交付されていたもの〔資源エネルギー庁〕(310)	518	
意見を表示し又は処置を要求した事項	519	
(1) 中小企業海外展開支援事業について、採択時の審査方法を見直したり、フォローアップ体制を整備したりするなどして、より多数の中小企業において、継続的な海外販路の拡大が図られることとなるよう意見を表示したもの	519	
(2) 株式会社日本政策金融公庫の中小企業事業において、国から多額の政府出資金が交付されている証券化支援保証業務及び売掛金債権証券化等支援業務について、両業務の必要性を十分に検討し、必要であると判断する場合には、制度の枠組み等についての検討等を行い、両業務が中小企業者の円滑な資金調達に資することとなり、政府出資金が有効に活用されるよう意見を表示したもの	526	
(3) 離島ガソリン流通コスト支援事業について、本土からのガソリンの輸送費を調査するなどして、補助単価を実態に即して見直すことにより、事業が効率的に執行されるよう意見を表示したもの	531	

	(4) 風力発電事業の発電実績が低迷している事業者の運営状況を十分に把握するとともに、効率的な事業運営に有益と考えられる情報の提供を一層進めることについて検討することなどにより、補助事業により整備した風力発電設備が長期間にわたってより一層有効に活用されるよう意見を表示したもの	535
目次	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	540
	県が造成する企業立地資金貸付基金の原資とするために国が交付した電力移出県等交付金等の資金について、各県に対して資金の有効活用や基金規模の適正性等の検証に資する情報を提供することなどにより、有効活用が図られるよう改善させたもの	540
	平成 22 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	543
	エネルギー対策特別会計の周辺地域整備資金の状況について	543
	平成 24 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	544
	(1) 経営安定関連保証等対策費補助金により造成された基金による信用保証協会に対する貸付けについて	544
	(2) 補助事業又は委託事業により実施する展示会事業に係る付加価値税の取扱いについて	545
第 12	国 土 交 通 省	547
	不 当 事 項	547
	工 事	547
	官庁営繕事業における庁舎等の解体、撤去等工事の実施に当たり、コンクリート片等が混入したままの発生土を用いて埋戻し等を行っていて工事の目的を達していなかったもの〔北陸地方整備局〕(311)	547
	高速自動車国道建設事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、ボックスカルバート等の所要の安全度が確保されておらず、工事の目的を達していなかったもの〔近畿地方整備局紀南河川国道事務所〕(312)	548
	役 務	551
	空港の警備業務に係る請負契約において、予定価格の積算に当たり、警備員の年間勤務日数を誤っていたため、契約額が割高となっていたもの〔5 航空局等〕(313)	551
	補 助 金	552
	補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの	552
	(1) 工事が低額で実施されていたもの及び補助の対象とならないもの	553
	虚偽の内容の交付申請や実績報告を行うなどして、実績報告書の工事費より低額で改修工事を実施したり、補助要件を満たさない賃貸住宅を補助の対象としたりなどしていたもの〔国土交通本省〕(314)–(346)	553
	(2) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの	557
	建物の移転に係る補償費の算定が適切でなかったもの〔4 県〕(347)–(351)	557
	公営住宅の家賃の低廉化に係る事業費の算定が適切でなかったもの〔2 県〕(352) (353)	558

補助の対象とならない他の航路等の費用を計上するなどしていたため、補助金 が過大に交付されていたもの[国土交通本省、北陸信越運輸局](354) ……………	559	
地域公共交通確保維持改善事業費補助金が過大に交付されていたもの[国土交 通本省、関東運輸局](355) ……………	560	目
(3) 工事の設計が適切でなかったもの ……………	561	次
橋台の胸壁の設計が適切でなかったもの[大分県](356) ……………	561	
アンカー付き山留め式擁壁の設計が適切でなかったもの[熊本県](357) ……………	562	
市営住宅集会所の設計が適切でなかったもの[長崎県](358) ……………	565	
^{かんきよ} 函渠の設計が適切でなかったもの[千葉県](359) ……………	566	
(4) 工事の施工が設計と相違していたもの ……………	567	
土留壁の施工が設計と相違していたもの[島根県](360) ……………	567	
モルタル吹付工の施工が設計と相違していたもの[山梨県](361) ……………	568	
(5) 工事の実施計画が適切でなかったもの ……………	569	
沈砂池ポンプ棟の耐震補強工事において、耐震補強の目的を達していなかった もの[埼玉県](362) ……………	569	
(6) 補助の目的外に使用するなどしていたもの ……………	571	
地域住宅モデル普及推進事業により整備した展示住宅を目的外に使用するなど していたもの[国土交通本省](363) ……………	571	
(7) 工事の契約処置が適切でなかったもの ……………	571	
当初契約時の設計数量と比較して再利用材の使用数量が増加し、購入材の使用 数量が減少していたのに、変更契約に反映させていなかったもの[長野県] (364) ……………	571	
(8) 工事費の積算が過大となっていたもの ……………	572	
直立消波ブロック補修工費の積算が過大となっていたもの[関東地方整備局] (365) ……………	572	
意見を表示し又は処置を要求した事項 ……………	574	
(1) 車両管理業務委託契約について、非運行日に係る委託費の取扱いを明確に定める ことにより、委託費の支払が業務の実態に即して適切に行われるよう是正改善の 処置を求めたもの ……………	574	
(2) 船舶の航行の安全管理に係る業務の実施に当たり、業務に従事する技術者の業務 の内容に即した職種を適用して直接人件費を積算するとともに、必要性を十分に 検討した上で作業等を実施することとして業務費の低減を図るよう是正改善の処 置を求めたもの ……………	577	
(3) 住宅セーフティネット整備推進事業及び今後の要配慮者の住宅確保に係る事業に ついて、経理等の適正化を図ったり事務処理体制を見直したりするよう是正改善 の処置を求め、及び事業実施後の賃貸住宅の的確な管理を図るよう意見を表示し たもの ……………	581	

(4) 水防法等に基づき浸水想定区域の指定等及び洪水ハザードマップの作成等が適正に行われて、浸水想定区域図及び洪水ハザードマップが有効に活用されるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め並びに改善の処置を要求し、電子化ガイドラインに基づき浸水想定区域図等の作成が適切に行われて、浸水想定区域図等の電子データが有効に活用されるよう是正改善の処置を求めたもの	587
(5) 京浜、阪神両港へのコンテナ貨物の集約の促進に当たり、フィーダー機能強化事業の実施状況を踏まえ、新たに実施する国際戦略港湾競争力強化対策事業について、事業計画の審査等を的確に行うなどして事業が効果的に実施されるよう意見を表示したもの	593
(6) 電線共同溝整備事業の実施に当たり、無電柱化の目的の一つである都市防災対策等の点からもその効果を早期に発現させるための方策を検討するなどしたり、電線の入溝状況の実態を踏まえるなどして整備する管路を決定させるための方策を検討するなどしたりするよう意見を表示したもの	599
(7) 防災のための集団移転促進事業で整備する住宅団地の宅地について、移転者の意向の変化等を適時適切に把握するとともに、その状況に応じて事業規模を縮小するなどの措置を講ずるよう市町村に周知するよう意見を表示したもの	603
(8) 道路管理データベースシステムに登録する道路施設の諸元等の基本データについて、登録されていない状態を計画的に解消するよう改善の処置を要求したもの	610
(9) 調節池整備事業等により整備された調節池等において、管理マニュアルを整備することなどにより適切な維持管理を行うよう改善の処置を要求したもの	614
(10) ダムの維持管理に当たり、必要な計測、修繕等を適切に行ったり、堆砂対策等の実施について検討したり、地震が発生した際の体制を整備したりすることなどをダム管理者に対して周知することにより、ダムの維持管理が適切に行われるよう改善の処置を要求したもの	618
(11) 新直轄方式による高速自動車国道の整備のために旧日本道路公団等から譲渡を受けるなどした用地のうち、設置しないこととされた料金所の予定地等について、具体的な利用計画を定めたり、今後も保有し続ける必要性についての具体的な検討を行ったりすることなどにより、有効利用等を図るよう改善の処置を要求したもの	625
(12) 空港における制限区域の作業環境等について事業者の理解の促進を図るよう業務説明及び現地見学を実施したり、空港等を管轄する各空港事務所等を含め広く入札説明書等を交付したりすることなどにより、空港管理業務等に係る契約の競争性の確保に向けた取組をより効果的に実施するよう改善の処置を要求したもの	630
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	634
(1) ノンステップバス購入に係る補助事業の実施に当たり、ノンステップバス及びワンステップバスの購入価格の実態に即した適切な補助限度額を設定するよう改善させたもの	634

(2) 下水道事業における終末処理場等の設計に当たり、基礎杭とく体の底版との結合部について地震時における所要の安全度が確保されたものとなるよう改善させたもの	636	目次
(3) 航空機等の特別整備契約の予定価格の積算に当たり、再委託費の諸経費対象金額の範囲を明確にすることにより、諸経費の算定を適切なものとするよう改善させたもの	639	
(4) 国庫補助事業で実施する道路整備事業に伴う移転補償費の算定に当たり、見積書の価格を直接工事費及び諸経費等に区分させるとともに、その内容が検証可能になるようにさせることにより、見積書の価格を適切に反映できるよう改善させたもの	642	
平成 21 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	645	
国営公園の維持管理業務に係る委託費の精算等について	645	
平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	646	
道路防災事業におけるポケット式落石防護網の設計について	646	
平成 24 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	646	
(1) 既設橋りょうの耐震補強工事の設計について	646	
(2) 国が管理する国道のトンネルの維持管理について	647	
(3) 国が管理する国道のトンネルに設置したジェットファンの有効活用について	648	
(4) 国有港湾施設の維持管理について	648	
(5) 国管理空港の運営について	649	
(6) 巡視船艇に搭載する武器等の製造・定期整備に係る契約方法等について	650	
(7) 橋りょうの維持管理について	651	
(8) 土砂災害情報相互通報システムの活用について	652	
(9) 進入道路に係る維持管理費の負担について	652	
第 13 環 境 省	654	
不 当 事 項	654	
役 務	654	
委託契約において、従事者に対して実際に支給した給与の額等に基づかずに入件費を算出するなどしていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの〔環境本省〕(366)	654	
補 助 金	656	
補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの	656	
(1) 補助金で造成した基金の使用が適切でなかったもの	657	
地域グリーンニューディール基金により実施した事業において、基金事業の対象とならないもの〔環境本省〕(367)–(370)	657	
再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金により実施した事業において、工事の設計が適切でなかったもの〔環境本省〕(371)	658	

	(2) 設備の設計が適切でなかったもの	659
	交付金事業により整備した放射線監視設備の設計が適切でなかったもの〔原子力規制委員会〕(372)(373)	659
目	(3) 補助の対象とならないなどのもの	660
次	循環型社会形成推進交付金事業において、交付対象とならない費用を交付の対象とするなどしていたもの〔2県〕(374)(375)	660
	(4) 補助対象事業費を過大に精算するなどしていたもの	661
	二酸化炭素排出抑制対策事業の補助対象事業費を過大に精算するなどしていたもの〔環境本省〕(376)	661
	意見を表示し又は処置を要求した事項	662
	(1) 溶融固化施設について、適切な運営及び維持管理が行われているか確認するとともに、今後の継続的な使用を見込むことができない溶融固化施設についての取扱方針を事業主体に対して示すなどするよう是正改善の処置を求め、並びに溶融スラグの利用に係る助言及び情報提供を行う体制を整備するよう意見を表示したものの	662
	(2) 環境放射能水準調査委託費により整備するゲルマニウム半導体方式放射能検査機器について、今後の検査機器の整備に当たり標準的かつ経済的な構成例を示すことなどにより、構成機器の調達に要する費用の節減を図り、水準調査を経済的に実施することが可能となるよう改善の処置を要求したもの	668
第14	防 衛 省	674
	不 当 事 項	674
	予 算 経 理	674
	単身赴任手当に係る支給事務において、事実の確認が十分でなかったなどのため、長期間にわたって支給の要件を具備していない者に対して手当を支給していた結果、認定を取り消した後も一部が国庫に返納されておらず、不当と認められるもの〔航空幕僚監部、航空自衛隊中部航空警戒管制団、航空自衛隊第2補給処、技術研究本部〕(377)–(380)	674
	物品の調達に当たり、契約物品が納期までに納入されていなかったにもかかわらず、納入されたとする虚偽の検査調書を作成するなどの不適正な会計経理を行い、契約金額を支払っていたもの〔技術研究本部〕(381)	676
	不正行為	678
	職員の不正行為による損害が生じたもの〔陸上自衛隊東部方面会計隊第334会計隊〕(382)	678
	意見を表示し又は処置を要求した事項	678
	(1) ライセンス契約に基づき作成されたソフトウェアに係るライセンス上の制約から、修理等が行われていない状態となっているF-15戦闘機の近代化改修用通信電子機器について、修理等が速やかに行われるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの	678

(2) 各方面総監部駐屯地で調達しているインクカートリッジ等について、より経済的な調達方法を検討するとともに、各補給処でインクカートリッジ等を単価契約により調達するに当たり、調達数量の増加に応じて契約単価が逡減するという規模の利益を享受するためのより経済的な調達方法を検討するよう意見を表示したものの……………	682	目次
(3) 役務に関する有償援助調達の実施に当たり、引合書の請求及び確認に際し、給付を要求する役務についてより具体的な内容や価格を記載するなどして、役務の内容や価格の妥当性について十分な検証を行うための方策を検討するよう意見を表示したものの……………	687	
(4) 防衛装備品等の調達に当たり、原価計算方式により予定価格を算定するなどして契約を締結した防衛関連企業に対して、原価計算等に関する規程類の整備が十分なものとなっているかなどについて早急に調査を行い、必要に応じて防衛関連企業に対して改善を求めるなどの方策を検討することにより、防衛関連企業が提出等する資料の信頼性を確保して、防衛装備品等の調達価格の透明性を確保するよう意見を表示したものの……………	692	
(5) 住宅防音事業における契約手続等について、公正性、透明性、競争性、中立性等を確保するために、防音工事に係る工事契約の金額等の決定過程を確認等したり、複数見積徴取等を実施した上で工事契約を締結させるための体制等を整備したりするとともに、支援契約に係る入札参加資格を見直したり、入札参加資格を確認する体制を強化したりするよう改善の処置を要求したものの……………	699	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項……………	704	
(1) レセプトのオンライン化を早期に実施することにより、取得した機器を使用するとともに、社会保険診療報酬支払基金に支払う事務費の節減を図るよう改善させたものの……………	704	
(2) 一般借受宿舎について、設置期限が定められていて、職員の退去時点で新たな入居者が見込めない場合の取扱いを定めることなどにより、未入居となる期間を短縮するよう改善させたもの……………	707	
(3) 携帯無線機で使用する2次電池及び充電器を適切に配分したり、2次電池の活用に関する取扱方法を明確にしたりなどすることにより、2次電池を十分に活用するよう改善させたもの……………	710	
(4) 大規模災害等に備えて調達した携帯無線機について、無線局の開設等に必要な手続を速やかに行い、運用を開始できるよう改善させたもの……………	713	
(5) 防衛施設用地に係る賃貸借契約事務を委託して実施するに当たり、変動する業務量を踏まえた契約方法に変更することなどにより、適正な会計処理が行われるよう改善させたもの……………	714	
(6) 艦艇に搭載している計測器等の校正検定について、艦艇部隊が年間計画表を確実に作成して、これに基づいて造修補給所が遺漏なく実施することなどにより、有効期間内に適切に実施されるよう改善させたもの……………	716	

(7) 備蓄している抗インフルエンザウイルス薬に関する最新の情報を迅速かつ確実に把握する態勢を整えるとともに、情報の内容について精査及び検討を行い、周知することなどにより、適切な管理を行うよう改善させたもの	719
平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	722
防衛施設周辺放送受信事業補助金の補助対象区域について	722
平成 24 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	722
(1) 違約金の賦課を定めた資料の信頼性確保に関する特約条項の取扱いについて	722
(2) 潜水艦用ディーゼル機関に使用される連接棒大端部軸受の製造請負契約等が適切に履行されていなかった事態に係る処置について	723
(3) 火薬庫保有会社に保管させている防衛火工品の管理について	724
(4) 第三者行為により療養の給付等を受けた場合における診療委託費に係る債権管理等について	725
(5) 米国に派遣された防衛省職員が行う前渡資金に係る会計事務等について	726
(6) 有償援助による役務の調達に係る受領検査の実施等について	727
(7) 予備自衛官手当の支給について	728
第 2 節 団体別の検査結果	730
第 1 沖縄振興開発金融公庫	730
意見を表示し又は処置を要求した事項	730
情報システムの運用保守業務契約の締結に当たり、作業種別ごとの技術者数や作業時間等の実績が確認できる書類を提出させて、運用保守業務の実態を踏まえるなどして、予定価格の積算を適切なものとするよう是正改善の処置を求めたもの	730
第 2 株式会社日本政策金融公庫	734
意見を表示し又は処置を要求した事項	734
東日本大震災復興特別貸付における低利貸付の実施に当たり、低利適用限度額を超えて低利貸付が行われている貸付けに係る差額利息を徴求するよう適宜の処置を要求し、同様の貸付けを実施している他の融資機関との間で協定等を締結することなどにより、低利貸付が適正に実施されるよう是正改善の処置を求めたもの	734
第 3 日本私立学校振興・共済事業団	738
不 当 事 項	738
補 助 金	738
私立大学等経常費補助金の経理が不当と認められるもの〔日本私立学校振興・共済事業団〕(383)	738
意見を表示し又は処置を要求した事項	740
日本私立学校振興・共済事業団が実施している宿泊事業について、事業の意義や採算性を踏まえて宿泊施設の運営の見直しが十分に行われるよう意見を表示したもの	740

第4 日本中央競馬会	748	
意見を表示し又は処置を要求した事項	748	
電気及びガスの調達契約を締結するに当たり、特定調達の対象となる要件を満たす場合には、一般競争に付するなどの協定等に基づく契約手続を実施することにより、内外無差別原則の確立と手続の透明性等を確保するよう是正改善の処置を求めたもの	748	目次
平成22年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	752	
場外勝馬投票券発売所及び競馬場に自動販売機及び売店等を設置するための子会社等との契約の見直しについて	752	
平成23年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	753	
騎手送迎用自動車運行契約に基づく経費の負担範囲の見直しについて	753	
第5 成田国際空港株式会社	754	
意見を表示し又は処置を要求した事項	754	
電気及びガスの調達契約を締結するに当たり、特定調達の対象となる要件を満たす場合には、一般競争に付するなどの協定等に基づく契約手続を実施することにより、内外無差別原則の確立と手続の透明性等を確保するよう是正改善の処置を求めたもの	754	
第6 東日本高速道路株式会社、第7 中日本高速道路株式会社、第8 西日本高速道路株式会社	759	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	759	
(1)-(3) 工事期間中一時的に設置する工事中仮橋等の鋼製材料について、次の工事に引き継ぐ場合でもリース品又は中古品を使用することにより、工事費の低減を図るよう改善させたもの	759	
(4)-(6) コンクリートはつり工の設計に当たり、打撃工法とウォータージェット工法を併用することを標準として経済的な設計方法とすることにより、工事費の低減を図るよう改善させたもの	761	
(7)-(9) 高速道路のサービスエリア等に設置されている浄化槽の保守点検業務について、サービスエリア等の利用実態及び浄化槽の処理能力を踏まえて標準の点検回数を設定するとともに、水質測定を適切に実施してその結果を踏まえるなどして点検回数を弾力的に見直すよう改善させたもの	764	
(第6 東日本高速道路株式会社)、(第7 中日本高速道路株式会社)、(第8 西日本高速道路株式会社)、第9 本州四国連絡高速道路株式会社、第10 首都高速道路株式会社、第11 阪神高速道路株式会社	768	
平成24年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	768	
(1)-(6) 高速道路と立体交差する橋りょうの点検状況等について	768	
(第9 本州四国連絡高速道路株式会社)	770	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	770	
電源装置に係る蓄電池について、性能劣化を示す内部抵抗の測定値等を踏まえた管理方法を定めることにより、適時に更新して、蓄電池の更新に係る費用の低減と適切な管理を図るよう改善させたもの	770	

	第12 日本郵政株式会社、第13 日本郵便株式会社、第14 株式会社ゆうちょ銀行、第15 株式会社かんぽ生命保険	773
目	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	773
次	(1)-(4) 固定電話の利用に当たり、4 会社が連携して継続的に回線を管理する体制を整備するなどして、光 IP 電話への切替えを進めることにより、電話料金の節減を図るよう改善させたもの	773
	平成 24 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	776
	(1)-(4) 特定調達に係る契約事務の実施について	776
	第16 日本司法支援センター	778
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	778
	民事法律扶助業務の実施に当たり、被援助者が民事裁判等の相手方から金銭を得ることになっている場合等において、当該金銭を立替金の償還に適切に充当させるための基準等を整備し、立替金の早期かつ確実な償還が行われるよう改善させたもの	778
	第17 全国健康保険協会	782
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	782
	(1) 保健指導支援システム用の端末のうち、相当期間にわたって保管されたままとなっている端末について契約の内容を見直すことなどにより、使用料等の節減を図るとともに、保健師等の採用状況等を踏まえて調達する端末数量を決定するよう改善させたもの	782
	(2) 船員保険保養事業委託契約により委託して実施している宿泊室確保事業について、船員保険保養所において船員保険の加入者等に優先的に利用させるために確保している宿泊室のうち、利用者から宿泊料を徴収した宿泊室を委託費の算定対象から除外することにより、委託費の節減を図るよう改善させたもの	785
	第18 日本年金機構	788
	不 当 事 項	788
	役 務	788
	年金情報総合管理・照合システム(紙台帳検索システム)で使用する事務処理用の端末等について使用開始前に必要なソフトウェアのインストール等を行うキッティング作業等に係る委託契約において、キッティング作業を終えた端末等の保管場所の面積を誤ったため、契約額が過大となっていたもの[日本年金機構本部] (384)	788
	意見を表示し又は処置を要求した事項	790
	(1) 厚生年金特例法に基づく特例納付保険料の納付勧奨等がマニュアル等に従って適切に行われるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの	790
	(2) 国民年金の第 3 号被保険者としての年金記録と実態に不整合が生じている者に係る種別変更の処理において、他の年金事務所への具体的な引継方法を明示することなどにより、種別変更の処理が適切に行われるよう是正改善の処置を求めたもの	790

(3) 電気及びガスの調達契約を締結するに当たり、特定調達の対象となる要件を満たす場合には、一般競争に付するなどの協定等に基づく契約手続を実施することにより、内外無差別原則の確立と手続の透明性等を確保するよう是正改善の処置を求めたもの	790	目
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	794	次
建物の一部をデータセンタとして使用するために建物所有者との間で締結している賃貸借契約について、賃借料の算定方法等を明確にするとともに、賃借料の妥当性を適正に確認した上で支払を行うよう改善させたもの	794	
平成 24 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	797	
(1) 不正受給疑い事案における徴収金等債権に係る事務処理について	797	
(2) 日本年金機構における届け書等の処理業務の効率化等について	797	
第19 独立行政法人国立科学博物館、第20 独立行政法人労働安全衛生総合研究所、第21 独立行政法人海上技術安全研究所、第22 独立行政法人海技教育機構、第23 独立行政法人日本スポーツ振興センター、第24 独立行政法人日本芸術文化振興会	799	
意見を表示し又は処置を要求した事項	799	
(1)-(6) 電気及びガスの調達契約を締結するに当たり、特定調達の対象となる要件を満たす場合には、一般競争に付するなどの協定等に基づく契約手続を実施することにより、内外無差別原則の確立と手続の透明性等を確保するよう是正改善の処置を求めたもの	799	
第25 独立行政法人防災科学技術研究所	805	
不 当 事 項	805	
工 事	805	
大空間建築物実験試験体の製作・設置等工事の施行に当たり、鉄骨の現場建方費等の積算を誤ったため、契約額が割高となっていたもの[独立行政法人防災科学技術研究所本所] (385)	805	
第26 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構	807	
不 当 事 項	807	
予 算 経 理	807	
DNA 合成製品の購入に当たり、会計規程等で認められていない前払により購入を行っていたり、研究員が業者に虚偽の内容の関係書類を作成させ、所属する研究機関に架空の取引に係る購入代金を支払わせたりするなど不適正な会計経理を行っていたもの[独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構中央農業総合研究センター、6 研究所、4 農業研究センター] (386)-(396)	807	
第27 独立行政法人農業生物資源研究所	811	
不 当 事 項	811	
予 算 経 理	811	

目次	DNA 合成製品の購入に当たり、会計規程等で認められていない前払により購入を行っていたり、研究員が業者に虚偽の内容の関係書類を作成させ、所属する研究機関に架空の取引に係る購入代金を支払わせたりするなど不適正な会計経理を行っていたもの[独立行政法人農業生物資源研究所] (397) ……………811
第28	独立行政法人産業技術総合研究所 ……………814
	意見を表示し又は処置を要求した事項 ……………814
	研究用備品等について、定期的な実査を適切に実施するなどして、その管理の一層の適正化を図るよう是正改善の処置を求め、及び研究所内で使用する見込みがなく不用決定されたものの外部への譲渡を積極的に検討する仕組みを整備することにより利活用を図るよう意見を表示したもの ……………814
第29	独立行政法人国立環境研究所 ……………819
	不 当 事 項 ……………819
	役 務 ……………819
	公開シンポジウムの開催に係る業務請負契約において、予定価格の積算に当たり、業者から徴した参考見積書の価格と異なる価格を誤って用いたため、契約額が割高となっていたもの[独立行政法人国立環境研究所] (398) ……………819
第30	独立行政法人造幣局 ……………821
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 ……………821
	ガスの調達契約を締結するに当たり、特定調達の対象となる要件を満たす場合には、一般競争に付するなどの協定等に基づく契約手続を実施することにより、内外無差別原則の確立と手続の透明性等を確保するよう改善させたもの ……………821
第31	独立行政法人国立印刷局 ……………824
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 ……………824
	不要財産となっている貸付土地について、国庫納付に向けた処分計画を策定し、具体的な手続に着手するよう改善させたもの ……………824
第32	独立行政法人国民生活センター ……………826
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 ……………826
	国民生活センター土日祝日消費生活相談業務の実施に当たり、給付完了の確認に必要な成果物を契約の目的に沿って業務が実施されているか把握できるようにしたり、取引の実態等を考慮して予定価格を積算したりすることなどにより、契約の事務を会計規程等を遵守して適切に行うよう改善させたもの……………826
第33	独立行政法人農畜産業振興機構 ……………830
	意見を表示し又は処置を要求した事項 ……………830
	農業協同組合連合会等に対する肉用牛等の販売に係る補填金について、交付対象を明確にすることなどにより、補填金の交付が畜産経営の安定を図るとする目的に沿うものとなるよう改善の処置を要求したもの ……………830
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 ……………834
	(1) 畜産業振興事業における費用対効果分析について、総事業費の範囲や算出方法を具体的に示すなどして、適切に実施させるよう改善させたもの ……………834

(2) 保有している株式について、出資金を回収するかどうかを判断するための具体的な判断基準を定めて、出資金の回収について検討を行い、適切な処置を講ずるよう改善させたもの	837	目
平成 24 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	840	
肉用牛肥育経営緊急支援事業に係る支援金相当額の返還について	840	次
第34 独立行政法人国際協力機構	841	
意見を表示し又は処置を要求した事項	841	
政府開発援助の実施に当たり、事業の完了前に不具合が発生した場合に建設コンサルタントに対してその原因を適切に究明するよう働きかけるなどして援助の効果が十分に発現するよう意見を表示したもの	841	
平成 24 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	841	
政府開発援助の実施について	841	
第35 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、第36 独立行政法人国際観光振興機構	842	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	842	
(1)(2) 業務の財源に充てることを想定していない預金等について国庫に納付することとなるよう改善させたもの	842	
第37 独立行政法人理化学研究所	845	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	845	
賃借物件に係る電気料金のうち基本料金の負担割合の見直しに関する協議等の手続について賃貸人との間で具体的に定め、当該手続に基づき協議等を行って、基本料金について実態に即して算定された額を支払うよう改善させたもの	845	
(第23 独立行政法人日本スポーツ振興センター)	848	
平成 24 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	848	
日常スポーツ活動に対する助成金の交付に係る審査等について	848	
(第24 独立行政法人日本芸術文化振興会)	849	
平成 24 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	849	
文化芸術振興費補助金による映画製作支援事業における収入の納付について	849	
第38 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	850	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	850	
有効に利用されていない土地について具体的な処分計画を策定して国庫納付に向けた手続に着手するなどするよう改善させたもの	850	
平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	852	
障害者雇用納付金関係業務における障害者雇用納付金の徴収、障害者雇用調整金の支給等について	852	
第39 独立行政法人福祉医療機構	854	
意見を表示し又は処置を要求した事項	854	

独立行政法人福祉医療機構の労災年金担保貸付勘定における政府出資金について、貸付事業の実績及び今後の事業規模を考慮するなどして真に必要となる政府出資金の額を検討し、必要額を超えて保有されていると認められる政府出資金については、不要財産として速やかに国庫に納付することにより、政府出資金が適切な規模のものとなるよう意見を表示したもの	854
第40 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、第41 独立行政法人労働者健康福祉機構、第42 独立行政法人国立高等専門学校機構	855
平成 24 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	855
(1)-(3) 各独立行政法人が保有している有効に利用されていない土地及び資産処分収入について	855
第43 独立行政法人水資源機構	857
平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	857
水資源開発施設等の保有及び管理について	857
第44 独立行政法人情報処理推進機構	858
平成 24 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	858
地域ソフトウェアセンターの事業運営及び経営の改善等について	858
第45 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	859
意見を表示し又は処置を要求した事項	859
国家備蓄施設における業務システムについて、競争の利益を十分に享受できるようにするなどの方策等を検討することにより、構築、運用及び保守をより経済的に実施することが可能となるよう意見を表示したもの	859
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	863
総合評価落札方式による入札を実施するに当たり、評価項目に係る最低限の要求要件を明確に示したり、価格の評価を改めたりすることなどにより、技術等と価格の評価を適切に行って落札者を決定して、同方式による入札が有効に機能するよう改善させたもの	863
第46 独立行政法人国立病院機構	868
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	868
診療材料等の調達及び在庫管理等業務に係る契約を締結するに当たり、労務費相当分のみならず材料費等相当分を合わせた総額により予定価格を算定した上で競争に付すことにより、契約手続の適正性及び透明性を確保するとともに、競争による利益を十分に享受できるよう改善させたもの	868
第47 独立行政法人日本学生支援機構	871
意見を表示し又は処置を要求した事項	871
奨学金貸与事業において、振込超過金の発生を防止する方策を検討して実施したり、適格認定が適切でなかったことが判明した奨学生について、当該奨学生が在学する大学等に、本来「廃止」と認定すべきであった時点まで遡って適格認定の修正を行わせたりすることなどにより、振込超過金の発生及び適格認定が適切でなかったことが判明した奨学生に対する奨学金の貸与を防止するよう是正改善の処置を求めたもの	871

第48 独立行政法人海洋研究開発機構	877
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	877
海洋の調査・観測を実施するための船舶の建造契約について、詳細な資料を徴するな どして予定価格の算定の基礎となる見積りの妥当性を確認できるようにするととも に、建造に要した工数等に基づく費用を把握できる旨の条項を契約書等に定めるなど して知見を蓄積することにより、予定価格を適切に算定することができるよう改善さ せたもの	877
(第42 独立行政法人国立高等専門学校機構)	880
平成 24 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	880
国立高等専門学校における不適正経理の再発防止策への取組及び物品の管理について	880
第49 独立行政法人国立大学財務・経営センター	881
平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	881
国立大学法人等が実施する施設整備等に係る資金の貸付け及び交付について	881
第50 独立行政法人中小企業基盤整備機構	882
平成 24 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	882
独立行政法人中小企業基盤整備機構による地域中小企業応援ファンド(スタート・ アップ応援型)融資事業等で造成された基金の見直しについて	882
第51 独立行政法人都市再生機構	883
意見を表示し又は処置を要求した事項	883
賃貸住宅事業の保全工事に係る会計処理に当たり、除却した設備等の機能を考慮して 工事費の資産計上及び費用処理を適切に行うとともに、これらの会計処理を団地別事 業計画等に的確に反映させるよう意見を表示したもの	883
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	887
(1) 共用灯の LED 化が行われた賃貸住宅団地における一般清掃等業務請負契約にお いて、管球交換の作業量の減少を考慮することにより、予定価格の積算等を適切 なものとするよう改善させたもの	887
(2) 賃貸住宅団地の追加設備等について、既存建物の残存耐用年数を適用した減価償 却を行うことにより減価償却累計額及び帳簿価額を修正するなどして平成 25 年 度の財務諸表に反映させるとともに、経理システム等の改修を行うことにより既 存建物の残存耐用年数を適用した減価償却を行うよう改善させたもの	890
平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	892
ニュータウン整備事業の実施状況について	892
平成 24 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	893
特別借受賃貸住宅の運営について	893
第52 独立行政法人奄美群島振興開発基金	895
平成 24 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	895
独立行政法人奄美群島振興開発基金における求償権損害金の債権管理について	895

第53	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	896
	平成24年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	896
目	高速道路事業用地の有効利用等について	896
第54	独立行政法人日本原子力研究開発機構	897
次	平成23年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	897
	高速増殖原型炉もんじゅの研究開発経費及びその関連施設の利活用等について	897
第55	独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構	898
	平成24年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	898
	社会保険病院等の運営について	898
第56	独立行政法人住宅金融支援機構	899
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	899
	有効に活用されていない証券化支援勘定における政府出資金の運用益を住宅ローン債権の金利の引下げ等に要する費用に充当するなどして補助金の交付申請額等に反映するとともに、今後発生する運用益について同様に取扱うよう改善させたもの	899
	平成23年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	901
	証券化支援事業における住宅ローン債権に係る審査について	901
第57	独立行政法人国立循環器病研究センター	902
	平成24年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	902
	研究者が職務上行う研究のための経費として財団法人等から交付を受けた研究費の管理及び経理について	902
第58	独立行政法人国立成育医療研究センター	903
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	903
	病院における患者の診療等のために使用する検査試薬を調達するに当たり、一般競争入札を実施することにより、契約手続の公正性及び透明性を確保するとともに、競争による利益を十分に享受できるよう改善させたもの	903
第59	国立大学法人東北大学	906
	平成24年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	906
	災害復旧事業により購入するなどした研究設備の地震対策について	906
	(第59 国立大学法人東北大学)、第60 国立大学法人秋田大学、第61 国立大学法人山形大学、第62 国立大学法人筑波大学、第63 国立大学法人金沢大学、第64 国立大学法人山梨大学、第65 国立大学法人信州大学、第66 国立大学法人岐阜大学、第67 国立大学法人浜松医科大学、第68 国立大学法人三重大学、第69 国立大学法人滋賀医科大学、第70 国立大学法人京都大学、第71 国立大学法人神戸大学、第72 国立大学法人鳥取大学、第73 国立大学法人島根大学、第74 国立大学法人岡山大学、第75 国立大学法人山口大学、第76 国立大学法人徳島大学、第77 国立大学法人愛媛大学、第78 国立大学法人高知大学、第79 国立大学法人佐賀大学、第80 国立大学法人長崎大学、第81 国立大学法人大分大学、第82 国立大学法人富山大学	907

意見を表示し又は処置を要求した事項	907	
(1)-(24) 国立大学病院管理会計システムを導入した国立大学法人において、同システムが 利用開始に至らなかったなどの問題点について十分検討し、導入が予定されてい る次期システムを効果的かつ継続的に利用するために、次期システムの利用方針 等を明確にするなどして、その利用に必要な体制の整備を図るよう意見を表示し たもの	907	目次
第83 国立大学法人大阪大学	913	
平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	913	
自動販売機、売店等を設置するための施設の貸付けに係る契約の見直しについて	913	
第84 日本放送協会	914	
不 当 事 項	914	
不正行為	914	
職員の不正行為による損害が生じたもの[日本放送協会本部、2 放送局] (399) (400)	914	
(第10 首都高速道路株式会社)	915	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	915	
トンネル内に設置されている換気装置等を稼働させるための電気需給契約において、 契約電力を低く設定して電気料金の節減を図るために、防災設備の総合点検につい て、作業工程を見直すなどするよう改善させたもの	915	
(第11 阪神高速道路株式会社)	917	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	917	
高速道路の保全管理工事等における保安規制作業費の積算について、保安規制作業の 実施方法を定めたマニュアルに基づくとともに、作業の実態に即した適切なものとす るよう改善させたもの	917	
第85 株式会社商工組合中央金庫	920	
意見を表示し又は処置を要求した事項	920	
東日本大震災災害復旧資金の貸付けにおける利子補給の実施に当たり、同様の貸付け を実施している他の融資機関との間で協定等を締結することなどにより、利子補給が 適正に実施されるよう是正改善の処置を求めたもの	920	
第86 北海道旅客鉄道株式会社	924	
意見を表示し又は処置を要求した事項	924	
軌道に係る軌道変位検査及び補修工事を適切に実施したり、落石止擁壁背面の落石等 の堆積状況を適切に把握したりすることにより、鉄道施設の維持管理が適切に実施さ れるよう意見を表示したもの	924	
第87 四国旅客鉄道株式会社	931	
意見を表示し又は処置を要求した事項	931	
軌道に係る軌道変位検査及び補修工事を適切に実施することにより、鉄道施設の維持 管理が適切に実施されるよう意見を表示したもの	931	

	平成 24 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	935
	鉄道構造物の維持管理について	935
目	第88 東日本電信電話株式会社	936
次	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	936
	販売業務の委託に当たり、支払事務が適切に行われるよう審査体制の強化を図るとともに、契約規程等に基づく適切な契約事務の実施を確保するための取組を行うことなどにより、契約規程等を遵守して契約事務等の一層の適正化を図るよう改善させたもの	936
	(第13 日本郵便株式会社)	939
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	939
	車両用燃料の調達に当たり、原則として、本社契約により調達するよう郵便局に対して指導することなどにより、給油代金の支払額の節減を図るよう改善させたもの	939
	(第15 株式会社かんぽ生命保険)	942
	不 当 事 項	942
	役 務	942
	申込書 OCR システムの保守契約において、今後使用する見込みのない機器を引き続き保守の対象としていたり、仕様書どおりに実施されていない定期点検に係る費用を保守費に含めていたりしていたため、支払額が過大となっていたもの〔株式会社かんぽ生命保険本社〕(401)	942
	第89 東京電力株式会社	945
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	945
	契約書に談合等に係る違約金条項を定めることにより、談合等の抑止を図るとともに、談合等が発生した場合には違反行為を行った事業者から被った損害を早期かつ確実に回復できるよう改善させたもの	945
	第90 独立行政法人農業者年金基金	948
	不 当 事 項	948
	保 険 給 付	948
	旧農業者年金事業における経営移譲年金の支給が適正でなかったもの〔独立行政法人農業者年金基金〕(402)	948
	第91 日本下水道事業団	950
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	950
	下水道事業における終末処理場等の設計に当たり、基礎杭とく体の底版との結合部について地震時における所要の安全度が確保されたものとなるよう改善させたもの	950
	第92 放送大学学園	953
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	953
	電気及びガスの調達契約を締結するに当たり、特定調達の対象となる要件を満たす場合には、一般競争に付するなどの協定等に基づく契約手続を実施することにより、内外無差別原則の確立と手続の透明性等を確保するよう改善させたもの	953

第3節	不当事項に係る是正措置等の検査の結果	956	
第1	検査報告に掲記した不当事項に係る是正措置の状況について	956	
第2	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に係る処置の履行状況について	961	
第4章	国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等	965	
第1節	国会及び内閣に対する報告	965	
第1	生活保護の実施状況について	965	
第2	地方財政計画及び地方公務員の特殊勤務手当等の状況について	977	
第3	独立行政法人における関連法人の状況について	989	
第4	復興木材安定供給等対策の実施状況等について	1000	
第5	再生可能エネルギーに関する事業の実施状況等について	1011	
第6	各省庁が所管する政府開発援助(技術協力)の実施状況について(外務省が所管する技術協力を除く。)	1023	
第7	各府省庁が所管する政府開発援助(国際機関等への抛出・出資)の実施状況について	1035	
第2節	国会からの検査要請事項に関する報告	1047	
	年金記録問題に関する日本年金機構等の取組について	1047	
第3節	特定検査対象に関する検査状況	1058	
第1	遺棄化学兵器処理事業の実施状況について	1058	
第2	日本国外に居住する控除対象扶養親族に係る扶養控除の適用状況等について	1068	
第3	公益法人等に対する法人税の課税状況について	1076	
第4	租税特別措置(清酒等及びビールに係る酒税の税率の特例)の適用状況及び検証状況について	1089	
第5	社会資本の長寿命化計画における維持管理・更新について	1100	
第6	高速道路利便増進事業の実施状況等について	1112	
第7	東日本大震災により発生した災害廃棄物等の処理について	1124	
第8	東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質により発生した指定廃棄物の一時保管及び処理の状況等について	1137	
第9	日本銀行の財務の状況及びその推移について	1147	
第4節	国民の関心の高い事項等に関する検査状況	1159	
第5節	特別会計財務書類の検査	1163	
第5章	会計事務職員に対する検定	1171	
第1節	国の現金出納職員に対する検定	1171	
第2節	国の物品管理職員に対する検定	1171	

	第6章 歳入歳出決算その他検査対象の概要	1173
	第1節 国の財政等の概況	1173
目	第1 国の会計	1173
次	1 概況	1173
	2 一般会計	1173
	3 特別会計	1174
	4 一般会計及び特別会計の債務	1176
	第2 国が資本金の2分の1以上を出資している法人	1177
	第3 財政投融资	1181
	1 財政投融资の概要	1181
	2 財政投融资の原資	1181
	3 財政投融资計画の実績	1181
	第4 個別の決算等	1183
	1 財政投融资の状況	1183
	2 国の債権の状況	1198
	第2節 歳入歳出決算等検査対象別の概要	1213
	第1 歳入歳出決算	1213
	1 一般会計	1213
	2 特別会計(目次35ページ参照)	1216
	第2 国税収納金整理資金の受払	1254
	第3 法律により設置されているその他の資金の受払	1255
	1 決算調整資金	1255
	2 貨幣回収準備資金	1255
	第4 債権及び債務	1256
	1 債権	1256
	2 債務	1256
	第5 国庫金、国有財産及び物品	1258
	1 国庫金	1258
	2 国有財産	1258
	3 物品	1260
	第6 財政融資資金の長期運用	1260
	第7 政府関係機関及びその他の団体	1261
	1 概況	1261
	2 国が資本金の2分の1以上を出資している法人の決算(目次35、36ページ参照)	1265
	3 日本放送協会の決算	1325

特別会計及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人の決算記述

目次

【特別会計】

	ページ
1 交付税及び譲与税配付金特別会計	1216
2 地震再保険特別会計	1217
3 国債整理基金特別会計	1218
4 外国為替資金特別会計	1219
5 財政投融资特別会計	1220
6 エネルギー対策特別会計	1222
7 労働保険特別会計	1224
8 年金特別会計	1227
9 食料安定供給特別会計	1231
10 農業共済再保険特別会計	1235
11 森林保険特別会計	1239
12 国有林野事業債務管理特別会計	1240
13 漁船再保険及び漁業共済保険特別会計	1240
14 貿易再保険特別会計	1243
15 特許特別会計	1244
16 社会資本整備事業特別会計	1244
17 自動車安全特別会計	1248
18 東日本大震災復興特別会計	1250

【国が資本金の2分の1以上を出資している法人】

[政府関係機関]

1 沖縄振興開発金融公庫	1265
2 株式会社日本政策金融公庫	1266
3 株式会社国際協力銀行	1272
4 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	1274

[事業団等]

1 日本私立学校振興・共済事業団	1276
2 日本銀行	1280
3 日本中央競馬会	1281
4 預金保険機構	1283
5 成田国際空港株式会社	1291
6 東日本高速道路株式会社	1292
7 中日本高速道路株式会社	1292
8 西日本高速道路株式会社	1292

	ページ
9 本州四国連絡高速道路株式会社	1295
10 日本郵政株式会社	1296
11 日本司法支援センター	1297
12 全国健康保険協会	1299
13 日本年金機構	1301

[独立行政法人]

国立科学博物館	1304
防災科学技術研究所	1304
労働安全衛生総合研究所	1304
農業・食品産業技術総合研究機構	1305
農業生物資源研究所	1306
産業技術総合研究所	1306
海上技術安全研究所	1306
海技教育機構	1306
国立環境研究所	1306
造幣局	1307
国立印刷局	1307
国民生活センター	1307
農畜産業振興機構	1307
国際協力機構	1309
新エネルギー・産業技術総合開発機構	1309
理化学研究所	1310
日本スポーツ振興センター	1310
日本芸術文化振興会	1311
高齢・障害・求職者雇用支援機構	1312
福祉医療機構	1313
国際観光振興機構	1314
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	1315
国立病院機構	1316
日本学生支援機構	1316
海洋研究開発機構	1316
都市再生機構	1317
住宅金融支援機構	1317
国立成育医療研究センター	1318

(注) 各法人の名称中「独立行政法人」については、記載を省略した。

	ページ
[国立大学法人]	
目次	東北大学1320
	秋田大学1320
	山形大学1320
	筑波大学1320
	金沢大学1320
	山梨大学1321
	信州大学1321
	岐阜大学1321
	浜松医科大学1321
	三重大学1321
	滋賀医科大学1322
	京都大学1322
	神戸大学1322
	鳥取大学1322
	島根大学1322
	岡山大学1323
	山口大学1323
	徳島大学1323
	愛媛大学1323
	高知大学1323
	佐賀大学1324
	長崎大学1324
	大分大学1324
	富山大学1324
(注) 各法人の名称中「国立大学法人」については、記載を省略した。	

備考

この検査報告中に表示されている金額の中には単位未満を切り捨てているものがあるので、各項の金額を集計しても計欄の金額と一致しないものがある。

第1章 検査の概要

第1章 検査の概要

第1節 検査活動の概況

第1 検査の方針

会計検査院は、平成26年次の検査に当たって、会計検査の基本方針を次のとおり定めた。

平成26年次会計検査の基本方針

(平成25年9月2日策定)

会計検査院は、平成26年次の検査に当たって、社会経済の動向等を踏まえつつ、会計検査をより効率的・効果的に行い、会計検査院に課された使命を的確に果たすため、平成26年次会計検査の基本方針を次のとおり定める。

1 会計検査院の使命

会計検査院は、内閣に対し独立の地位を有する憲法上の機関として、次の使命を有している。

会計検査院は、国の収入支出の決算を全て毎年検査するほか、法律に定める会計の検査を行う。

会計検査院は、常時会計検査を行い、会計経理を監督し、その適正を期し、かつ、是正を図るとともに、検査の結果により、国の収入支出の決算を確認する。

会計検査院は、検査報告を作成し、これを内閣に送付する。この検査報告は、国の収入支出の決算とともに国会に提出される。

2 社会経済の動向等と会計検査院をめぐる状況

近年、我が国の社会経済は、本格的な人口減少社会の到来、少子高齢化に伴う社会保障費の増大や、内外経済の構造的な変化、地球環境問題等の難しい課題に直面している。また、東日本大震災(23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害及びこれに伴う原子力発電所事故による災害をいう。以下「大震災」という。)からの復興が我が国の大きな課題となっており、行政等にはこうした課題への適切な対応が求められている。

我が国の財政をみると、連年の公債発行により公債残高は増加の一途をたどり、25年度末には約750兆円に達すると見込まれており、25年度一般会計予算における公債依存度は約46%、公債償還等に要する国債費の一般会計歳出に占める割合は約24%となっていて、財政の健全化が課題となっている。

このような中で、政府においては、財政健全化に向けて、32年度までに国・地方の基礎的財政収支を黒字化することなどを目指して、歳出の重点化・効率化、徹底した無駄の排除による効率的・効果的な公的部門の構築等に取り組むとしている。

また、国会においては、国会による財政統制を充実・強化する観点から、予算の執行結果を把握し次の予算に反映させることの重要性等が議論されている。

会計検査院は、国会から内閣に対して決算の早期提出が要請されたことも踏まえて、平成15年度決算検査報告から内閣への送付を早期化しており、これにより国会における決算審査の早期化に資するとともに、検査結果の予算への一層の反映が可能となっている。さらに、国会法第105条の規定に基づく会計検査院に対する検査要請に係る検査を着実に実施しその結果を国会に報告しているところであり、また、国会における決算審査の充実に資するために、国会及び内閣への随時の報告を毎年行ってきている。

このように財政の健全化が課題となっており、また、予算の執行結果等の厳格な評価・検証、国民への説明責任の履行を徹底することなどが重視される中で、会計検査院の役割は一層重要となっており、会計検査機能に対する国民の期待も大きくなっていると考えられる。

3 会計検査の基本方針

会計検査院は、従来、社会経済の動向等を踏まえて国民の期待に応える検査に努めてきたところであるが、以上のような状況の下で今後ともその使命を的確に果たすために、国民の関心の所在に十分留意して、厳正かつ公正な職務の執行に努めるとともに、次に掲げる方針で検査に取り組む。

(1) 重点的な検査

我が国の社会経済の動向や財政の現状を十分踏まえて、主として次に掲げる施策の分野に重点を置いて検査を行う。

- ・ 社会保障
- ・ 教育及び科学技術
- ・ 公共事業
- ・ 防衛
- ・ 農林水産業
- ・ 環境保全
- ・ 経済協力
- ・ 中小企業
- ・ 情報通信(IT)

また、複数の府省等により横断的に実施されている施策、あるいは複数の府省等に共通又は関連する事項に対して、横断的な検査の充実に努めるとともに、社会的関心の高い事項等については必要に応じて機動的・弾力的な検査を行うなど、適時適切に対応する。

さらに、大震災からの復興に向けた各種の施策については、一定期間に多額の国費が投入されていることなどを踏まえて、各事業等の進捗状況等に応じて適時適切に検査を行う。検査に当たっては、被災地域の状況等に配慮するとともに、各事業等が被災地域における社会経済の再生等に資するものとなっているかなどに留意する。

(2) 多角的な観点からの検査

不正不当な事態に対する検査を行うことはもとより、事務・事業の業績に対する検査を行っていく。そして、必要な場合には、制度そのものの要否も視野に入れて検査を行っていく。

検査を行う際の観点は、次のとおりである。

- (ア) 決算の表示が予算執行等の財務の状況を正確に表現しているかという正確性の観点
- (イ) 会計経理が予算、法律、政令等に従って適正に処理されているかという合规性の観点
- (ウ) 事務・事業の遂行及び予算の執行がより少ない費用で実施できないかという経済性の観点
- (エ) 同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているかという効率性の観点
- (オ) 事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、効果を上げているかという有効性の観点
- (カ) その他会計検査上必要な観点

正確性及び合规性の観点からの検査は、なお多くの不適切な事態が見受けられていることを踏まえて、引き続きこれを十分行う。その際には、一部の府省等において不正不当な事態が見受けられたことも踏まえて、特に基本的な会計経理について重点的に検査を行う。また、随意契約等の契約方式は適切か、契約相手方の選定は妥当か、入札・契約事務が公正な競争入札を確保するものとなっているかなど契約の競争性及び透明性にも十分留意する。

さらに、近年の厳しい経済財政状況にも鑑みて、経済性、効率性及び有効性の観点からの検査を重視する。特に有効性の観点から、事務・事業や予算執行の効果及び国等が保有している資産、補助金等によって造成された基金等の状況について積極的に取り上げるように努めて、その際には、検査対象機関が自ら行う政策評価や効率的・効果的な事業の実施のために政府が行う各種の取組等の状況についても留意して検査を行う。

そして、事務・事業の遂行及び予算の執行に問題がある場合には、原因の究明を徹底して行い、制度そのものの要否も含めて改善の方策について検討する。

このほか、行財政の透明性、説明責任の向上や事業運営の改善に資するなどのために、国の決算等の財政について、その分析や評価を行っていくとともに、特別会計、独立行政法人等については、その財務状況の検査の充実を図る。その際、企業会計の慣行を参考として作成される特別会計財務書類等の公会計に関する情報の検査における活用にも留意する。

(3) 内部統制の状況に対応した取組

検査対象機関における内部統制の状況は、会計経理の適正性の確保等に影響を与えることから、検査に際してはその実効性に十分留意する。また、内部統制が十分機能して会計経理の適正性の確保等が図られるように、必要に応じて内部統制の改善を求めるなど適切な取組を行う。

(4) 検査のフォローアップ

検査において不適切、不合理等とした会計経理の是正やその再発防止が確実に図られるなど、検査の結果が予算の編成・執行や事業運営等に的確に反映され実効あるものとなるように、その後の是正改善等を継続的にフォローアップする。

また、検査報告において指摘した不適切な会計経理に関しては、他の検査対象機関における同種の事態についても是正が図られるように必要な検査を行うなど適切に取り組む。

(5) 国会との連携

検査に当たっては、国会における審議の状況に常に留意する。そして、国会からの検査要請に係る事項の検査に当たっては、国会における審査又は調査に資するものとなるように、要請の趣旨を十分踏まえて必要な調査内容を盛り込むなどの確な検査に努める。また、国会における決算審査の充実に資するために、引き続き国会及び内閣への随時の報告を積極的に行うように努める。

(6) 検査能力の向上

社会経済の複雑化とそれに伴う行財政の変化に対応して、新しい検査手法の開拓を行うなど検査能力の向上を図り、検査を充実させていく。

すなわち、検査手法や検査領域を多様化するための調査研究、専門分野の検査に対応できる人材の育成や民間の実務経験者、専門家等の採用、検査業務のIT化の推進、検査用機器の活用等により、会計経理はもとよりそれに関連する事務・事業の全般について検査の一層の浸透を図る。

4 的確な検査計画の策定

本基本方針に基づき、会計検査院に課された使命を効率的・効果的に達成するために、的確な検査計画を策定して、これにより計画的に検査を行う。

検査計画には、検査対象機関並びに施策及び事務・事業の予算等の規模や内容、内部監査、内部牽制等の内部統制の状況、過去の検査の状況や結果等を十分勘案して、検査に当たって重点的に取り組むべき事項を検査上の重点項目として設定する。

そして、検査に当たっては、検査の進行状況により、また、国民の関心の所在等にも留意しつつ、検査計画を必要に応じて見直すなど機動的・弾力的に対応して、検査の拡充強化を図る。

第2 検査の実施

1 検査の対象

会計検査院の検査を必要とするものは、会計検査院法第22条の規定により、次のとおりとされている。

- ① 国の毎月の収入支出
- ② 国の所有する現金及び物品並びに国有財産の受払
- ③ 国の債権の得喪又は国債その他の債務の増減
- ④ 日本銀行が国のために取り扱う現金、貴金属及び有価証券の受払
- ⑤ 国が資本金の2分の1以上を出資している法人の会計
- ⑥ 法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められた会計

このほか、会計検査院は、必要と認めるとき又は内閣の請求があるときは、会計検査院法

第23条第1項の規定により、次に掲げる会計経理の検査をすることができることとされている。

- ⑦ 国の所有又は保管する有価証券又は国の保管する現金及び物品
- ⑧ 国以外のものが国のために取り扱う現金、物品又は有価証券の受払
- ⑨ 国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計
- ⑩ 国が資本金の一部を出資しているものの会計
- ⑪ 国が資本金を出資したものが更に出資しているものの会計
- ⑫ 国が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの会計
- ⑬ 国若しくは国が資本金の2分の1以上を出資している法人(以下「国等」という。)の工事その他の役務の請負人若しくは事務若しくは業務の受託者又は国等に対する物品の納入者のその契約に関する会計

平成26年次の検査(検査実施期間 25年10月から26年9月まで)において検査の対象となったもののうち、⑤は政府関係機関、事業団、独立行政法人等221法人の会計、⑥は日本放送協会の会計、⑨は5,071の団体等の会計、⑩は7法人の会計、⑪は31法人の会計、⑫は3法人の会計、⑬は193法人等の契約に関する会計である。

上記検査の対象のうち主なものの平成25年度決算等の概要は、第6章の「歳入歳出決算その他検査対象の概要」に記載したとおりである。

2 書面検査及び実地検査

検査対象機関に対する検査の主な方法は、書面検査及び実地検査である。

書面検査は、検査対象となる会計を取り扱う機関から、会計検査院の定める計算証明規則により、当該機関で行った会計経理の実績を計数的に表示した計算書、その裏付けとなる各種の契約書、請求書、領収証書等の証拠書類等を提出させ、これらの書類について在庁して行う検査である。

また、実地検査は、検査対象機関である省庁等の官署、事務所等に職員を派遣して、実地に、関係帳簿や事務・事業の実態を調査したり、関係者から説明を聴取したりなどして行う検査である。

これらの方法により、会計検査院が26年次に実施した検査の実績は、次のとおりである。

- (ア) 書面検査については、25年度分の計算書15万5千余冊及びその証拠書類4404万余枚^(注1)を対象に実施した。^(注2)
- (イ) 実地検査については、次のとおり、検査対象機関である省庁等の官署、事務所等、対象箇所となる31,551か所のうち、3,075か所において実施し、その実施率は9.7%であった。これを検査上の重要性に応じて区分してみると、①本省、本社等の中央機関、地方ブロックごとに設置されている主要な地方出先機関等の検査上重要な箇所4,278か所についての実施率は42.2%、②地方出先機関等であって検査上の重要性が①に準ずる箇所6,584か所についての実施率は18.4%となっており、これらを合わせた計10,862か所についての実施率は27.8%となっている。

実地検査の対象箇所	左 の 箇 所 数 (A)	左のうち検査を実施した箇所数(B)	実 施 率 (%) (B/A)
① 検査上重要な箇所(本省、本社、主要な地方出先機関等)	4,278	1,808	42.2
② 上記の①に準ずる箇所(その他の地方出先機関等)	6,584	1,217	18.4
小 計	10,862	3,025	27.8
③ その他の箇所(郵便局、駅等)	20,689	50	0.2
計	31,551	3,075	9.7

上記のほか、国が補助金その他の財政援助を与えた前記5,071の団体等について実地検査を実施した。

そして、これらの実地検査に要した人日数は、3万5千7百余人日となっている。

また、検査の進行に伴い、疑義のある事態について、疑問点をただしたり見解を求めたりなどするために、関係者に対して書面をもって質問を発しており、26年次の検査において発した質問は9百事項となっている。

(注1) 電子情報処理組織の使用により提出された6万1千余冊を含む。

(注2) 電磁的記録媒体642枚を含む。

第2節 検査結果の概要

平成26年次の検査の結果については、第2章以降に記載したとおりであり、このうち第3章及び第4章に掲記した事項等の概要は次のとおりである。

第1 事項等別の検査結果

1 事項等別の概要

検査の結果、第3章及び第4章に掲記した事項等には、次のものがある。

(1) 第3章「個別の検査結果」

- ア 「不当事項」(検査の結果、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項)
(本章の17ページ参照)
- イ 「意見を表示し又は処置を要求した事項」(会計検査院法第34条又は第36条の規定により関係大臣等に対して意見を表示し又は処置を要求した事項)
(本章の25ページ参照)
- ウ 「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」(本院が検査において指摘したところ当局において改善の処置を講じた事項)
(本章の38ページ参照)
- エ 「意見を表示し又は処置を要求した事項の結果」(「会計検査院法第34条又は第36条の規定により関係大臣等に対して意見を表示し又は処置を要求した事項」について、当局において講じた処置又は講じた処置の状況)
(本章の47ページ参照)
- オ 「不当事項に係る是正措置等の検査の結果」(本院が既往の検査報告に掲記した不当事項及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に関して、当局において執られた是正措置の状況及び処置の履行状況についての検査の結果)
(本章の50ページ参照)

これらのうちアからエまでの各事項については、第3章の第1節及び第2節において省庁又は団体別に掲記している。

(2) 第4章「国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」

- ア 「国会及び内閣に対する報告」(会計検査院法第30条の2の規定により国会及び内閣に報告した事項)
(本章の50ページ参照)
- イ 「国会からの検査要請事項に関する報告」(国会法(昭和22年法律第79号)第105条の規定による会計検査の要請を受けて検査した事項について会計検査院法第30条の3の規定により国会に報告した検査の結果)
(本章の51ページ参照)
- ウ 「特定検査対象に関する検査状況」(本院の検査業務のうち、検査報告に掲記する必要があると認めた特定の検査対象に関する検査の状況)
(本章の51ページ参照)
- エ 「国民の関心の高い事項等に関する検査状況」(本院の検査業務のうち、検査報告に掲記する必要があると認めた国民の関心の高い事項等に関する検査の状況)
(本章の51ページ参照)
- オ 「特別会計財務書類の検査」(特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第19条第2項の規定による特別会計財務書類の検査)
(本章の52ページ参照)

(注) 会計検査院法

第30条の2 会計検査院は、第34条又は第36条の規定により意見を表示し又は処置を要求した事項その他特に必要と認める事項については、随時、国会及び内閣に報告することができる。

第30条の3 会計検査院は、各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会から国会法(昭和22年法律第79号)第105条(同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。)の規定による要請があったときは、当該要請に係る特定の事項について検査を実施してその結果を報告することができる。

第34条 会計検査院は、検査の進行に伴い、会計経理に関し法令に違反し又は不当であると認める事項がある場合には、直ちに、本属長官又は関係者に対し当該会計経理について意見を表示し又は適宜の処置を要求し及びその後の経理については是正改善の処置をさせることができる。

第36条 会計検査院は、検査の結果法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認めるときは、主務官庁その他の責任者に意見を表示し又は改善の処置を要求することができる。

(1)のア、イ及びウ並びに(2)のア、イ及びウの事項等の件数及び金額は、表1のとおりである。

表1 事項等別検査結果の概要

事 項 等	件 数	指 摘 金 額 (背 景 金 額) ^{注(1)}
不 当 事 項	402 件	141 億 4066 万円
意見を表示し又は処置を要求した事項	第34条 ^{注(2)} 28 件	<28 件分> 163 億 1678 万円 (4 億 8679 万円)
	第34条及び第36条 ^{注(2)} 11 件	<10 件分> 92 億 5820 万円 〔 697 億 9116 万円 3 億 1059 万円 144 億 5092 万円〕
	第36条 ^{注(2)} 61 件	<41 件分> ^{注(3)} 461 億 5460 万円 〔 8 億 0926 万円 10 億 0229 万円 6 億 0401 万円 557 億 7487 万円 6 億 5088 万円 4 億 2409 万円 3 億 8131 万円 630 億 5070 万円 380 億 4733 万円 12 億 7778 万円 1082 億 7639 万円 450 億 1235 万円 4410 億 0819 万円 1 億 1511 万円〕

事 項 等	件 数	指 摘 金 額 (背 景 金 額) ^{注(1)}
意見を表示し又は処置を要求した事項		1785億1444万円 2兆2557億6137万円 93億0941万円 6億5050万円 7223億3038万円 69億7516万円 121億5722万円 4億0302万円 570億3994万円 1億3107万円 38億5283万円 7億4369万円
	小 計 100件	<79件分> ^{注(3)} 717億2958万円
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	^{注(2)} 76件	<69件分> 1978億5333万円 7億7984万円 9億8250万円 65億2804万円 107億3734万円 165億0355万円 7億3238万円 1億2274万円 13億8438万円 7億8365万円 167億4509万円
事 項 計	578件	<550件分> ^{注(4)} 2831億7398万円
国会及び内閣に対する報告	^{注(5)} 8件	—
国会からの検査要請事項に関する報告	1件	—
特定検査対象に関する検査状況	9件	—
総 計	^{注(6)} 595件	<550件分> ^{注(4)} 2831億7398万円

注(1) 指摘金額・背景金額 指摘金額とは、租税や社会保険料等の徴収不足額、工事や物品調達等に係る過大な支出額、補助金等の過大交付額、管理が適切に行われていない債権等の額、有効に活用されていない資産等の額、計算書や財務諸表等に適切に表示されていなかった資産等の額等である。

背景金額とは、検査の結果法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認める場合や、政策上の問題等から事業が進捗せず投資効果が発現していない事態について問題を提起する場合等において、上記の指摘金額を算出することができないときに、その事態に関する支出額や投資額等の全体の額を示すものである。なお、背景金額は個別の事案ごとにその捉え方が異なるため、金額の合計はしていない。

注(2) 「意見を表示し又は処置を要求した事項」及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」には、指摘金額と背景金額の両方があるものが計12件ある。

注(3) 「意見を表示し又は処置を要求した事項」のうち1件は、指摘金額及び背景金額の算出が困難となっている。

注(4) 「不当事項」と「意見を表示し又は処置を要求した事項」の両方で取り上げているもの及び「意見を表示し又は処置を要求した事項」と「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」の両方で取り上げているものがあり、それぞれその金額の重複分を控除しているため、各事項の金額を合計しても計欄の金額とは一致しない。

注(5) 「国会及び内閣に対する報告」のうち1件は「意見を表示し又は処置を要求した事項」として、第3章の「個別の検査結果」に掲記しており、件数が重複している。

注(6) 件数の合計に当たっては、注(5)の重複分(1件)を控除している。

2 第3章の「個別の検査結果」の概要

第3章の「個別の検査結果」に掲記した事項等のうち、不当事項、意見を表示し又は処置を要求した事項及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項について、省庁等別にその件数、金額を示すと表2のとおりである。

表2 省庁等別事項別検査結果の概要

事項 省庁又は団体名	不当事項		意見を表示し又は処置を要求した事項 注(2)		本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 注(2)		計 注(2)	
	件		条(注(1))件		件		件	
国会 (衆議院)	1				1	2億5774万円	1	2億5774万円
内閣府 (内閣府本府)	2	9744万円			2	34億3736万円 (7億7984万円)	4	35億3480万円 (7億7984万円)
同庁 (警察庁)	1	670万円			1	2億7667万円	2	2億8337万円
総務省	10	1億3093万円 注(3)	③④ 2 ③⑥ 2	13億0637万円 2165万円 (8億0926万円)	1	26億3247万円	15	40億9142万円 (8億0926万円) 注(3)
法務省	4	2289万円	③④ 1	1億8548万円	3	2億1855万円	8	4億2692万円
外務省	2	2375万円	注(4)、注(11) ③⑥ 2	注(4) 644万円 (10億0229万円) (6億0401万円)			注(4) 注(11) 4	注(4) 3019万円 (10億0229万円) (6億0401万円)
財務省	2	3億0029万円	③④ 1 注(5) ③⑥ 2	2億8707万円 注(5) (557億7487万円)	3	1億7530万円 (9億8250万円)	注(5) 8	注(5) 7億6266万円 (557億7487万円) (9億8250万円)
文部科学省	33	65億2891万円	③④ 1 ③④・③⑥ 2 注(11) ③⑥ 1	7億9700万円 3億4372万円 12億8279万円 (6億5088万円)			注(11) 37	注(10) 89億1340万円 (6億5088万円)

事 項 省庁又は団体名	不 当 事 項		意見を表示し又は処 置を要求した事項 注(2)	本院の指摘に基づき 当局において改善の 処置を講じた事項 注(2)	計 注(2)	
	件		条(注(1))件	件	件	
厚生労働省	201	49億0623万円	注(6) ③4 6 注(6) 55億4464万円 ③4・③6 2 15億1216万円 注(7) 14億3359万円 ③6 2 (4億2409万円)	2	754億4261万円	注(6) 注(7) 213 注(6)、注(7) 888億3923万円 (4億2409万円)
農林水産省	44	4億9733万円	③4 1 1億1940万円 ③4・③6 3 6億2757万円 (697億9116万円) 注(11) ③6 6 23億7376万円 (3億8131万円) (630億5070万円) (380億4733万円) (12億7778万円)	注(11) 10	771億4703万円 (65億2804万円) (107億3734万円) (165億0355万円)	注(11) 64 注(10) 805億1680万円 (697億9116万円) (3億8131万円) (630億5070万円) (380億4733万円) (12億7778万円) (65億2804万円) (107億3734万円) (165億0355万円)
経済産業省	11	注(3) 9469万円	注(5) ③6 4 198億0830万円 (1082億7639万円)	1	161億6682万円	注(5) 16 注(3)、注(5) 360億6981万円 (1082億7639万円)
国土交通省	55	7億4094万円	③4 2 1億3844万円 注(11) ③4・③6 2 11億6046万円 (3億1059万円) ③6 8 27億8764万円 (450億1235万円) (4410億0819万円) (1億1511万円) (1785億1444万円) (2兆2557億6137万円) (93億0941万円)	4	33億7961万円 (7億3238万円)	注(11) 71 注(10) 79億4482万円 (3億1059万円) (450億1235万円) (4410億0819万円) (1億1511万円) (1785億1444万円) (2兆2557億6137万円) (93億0941万円) (7億3238万円)
環 境 省	11	4億7623万円	注(11) ③4・③6 1 31億1672万円 (144億5092万円) ③6 1 3191万円			注(11) 13 36億2486万円 (144億5092万円)
防 衛 省	6	3790万円	③4 1 24億8706万円 注(11) ③6 4 158億0087万円 (6億5050万円) (7223億3038万円) (69億7516万円)	7	12億3823万円	注(11) 18 195億6406万円 (6億5050万円) (7223億3038万円) (69億7516万円)
沖縄振興開発 金 融 公 庫			③4 1 1億9960万円			1 1億9960万円
株式会社日本 政策金融公庫			③4 1 9億1045万円			1 9億1045万円
日本私立学校 振興・共済 事 業 団	1	806万円	③6 1 (121億5722万円)			2 806万円 (121億5722万円)
日 本 中 央 競 馬 会			③4 1 17億6749万円			1 17億6749万円
成田国際空港 株 式 会 社			③4 1 1億8388万円			1 1億8388万円

省庁又は団体名	件	不当事項	意見を表示し又は処置を要求した事項 注(2)	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 注(2)		計 注(2)
				件		
東日本高速道路株式会社				3	2億2368万円	3 2億2368万円
中日本高速道路株式会社				3	2億1283万円	3 2億1283万円
西日本高速道路株式会社				3	1億8282万円	3 1億8282万円
本州四国連絡高速道路株式会社				注(11) 1	6880万円 (1億2274万円)	注(11) 1 6880万円 (1億2274万円)
日本郵政株式会社				1	1683万円	1 1683万円
日本司法支援センター				1	6818万円	1 6818万円
全国健康保険協会				2	7211万円	2 7211万円
日本年金機構	1	564万円	注(6) ③4 3	注(6) 注(11) 1	664万円 (13億8438万円)	注(6) 注(11) 5 4億4953万円 (13億8438万円)
独立行政法人国立科学博物館			③4 1		3302万円	1 3302万円
独立行政法人防災科学技術研究所	1	720万円				1 720万円
独立行政法人労働安全衛生総合研究所			③4 1		2699万円	1 2699万円
独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構	11	9430万円				11 9430万円
独立行政法人農業生物資源研究所	1	1億1032万円				1 1億1032万円
独立行政法人産業技術総合研究所			③4・③6 1		24億9757万円	1 24億9757万円
独立行政法人海上技術安全研究所			③4 1		2億5579万円	1 2億5579万円
独立行政法人海技教育機構			③4 1		2168万円	1 2168万円
独立行政法人国立環境研究所	1	310万円				1 310万円

省庁又は団体名	事 項 不 当 事 項	意見を表示し又は処 置を要求した事項 注(2)		本院の指摘に基づき 当局において改善の 処置を講じた事項 注(2)		計 注(2)	
		件	条(注(1))件	件	金額	件	金額
独立行政法人 造幣局				1	1億5137万円	1	1億5137万円
独立行政法人 国立印刷局				1	2451万円	1	2451万円
独立行政法人 国民生活セ ンター				1	3億0500万円	1	3億0500万円
独立行政法人 農畜産業振 興機構		③⑥	1 24億2354万円	2	9億円 (7億8365万円)	3	33億2354万円 (7億8365万円)
独立行政法人 国際協力機構		注(4) ③⑥	1 注(4)			注(4) 1	注(4)
独立行政法人 新エネルギー ・産業技術 総合開発機構				1	1583万円	1	1583万円
独立行政法人 理化学研究所				1	593万円	1	593万円
独立行政法人 日本スポーツ 振興センター		③④	1 7億9033万円			1	7億9033万円
独立行政法人 日本芸術文化 振興会		③④	1 3080万円			1	3080万円
独立行政法人 高齢・障害・ 求職者雇用 支援機構				1	6億4820万円	1	6億4820万円
独立行政法人 福祉医療機構		注(7) ③⑥	1 注(7)			注(7) 1	注(7)
独立行政法人 国際観光機 構				1	4億3918万円	1	4億3918万円
独立行政法人 石油天然ガス ・金属鉱物 資源機構		③⑥	1 (4億0302万円)	1	5億6220万円	2	5億6220万円 (4億0302万円)
独立行政法人 国立病院機構				1	24億8279万円	1	24億8279万円
独立行政法人 日本学生構 成支援機構		注(11) ③④	1 5億9561万円 (4億8679万円)			注(11) 1	5億9561万円 (4億8679万円)
独立行政法人 海洋研究機 構				1	16億2907万円	1	16億2907万円
独立行政法人 都市再生機構		③⑥	1 (570億3994万円)	2	19億0624万円	3	19億0624万円 (570億3994万円)

第1章 第2節 第1 事項等別の検査結果

事 項 省庁又は団体名	不 当 事 項	意見を表示し又は処 置を要求した事項		本院の指摘に基づき 当局において改善の 処置を講じた事項		計
		注(2)	注(2)	注(2)	注(2)	
件	件	条(注(1))件	件	件	件	件
独立行政法人 住宅金融 支援機構			1	9465万円	1	9465万円
独立行政法人 国立成育医療 研究センター			1	4601万円	1	4601万円
国立大学法人 東北大学		③6 1	注(9) 1264万円		1	注(9) 1264万円
国立大学法人 秋田大学		③6 1	注(8)、注(9)		1	注(8)、注(9)
国立大学法人 山形大学		③6 1	注(9) 722万円		1	注(9) 722万円
国立大学法人 筑波大学		③6 1	注(9) 834万円		1	注(9) 834万円
国立大学法人 金沢大学		③6 1	注(9) 619万円		1	注(9) 619万円
国立大学法人 山梨大学		③6 1	注(9) 298万円		1	注(9) 298万円
国立大学法人 信州大学		③6 1	注(9) 1429万円		1	注(9) 1429万円
国立大学法人 岐阜大学		③6 1	注(9) 201万円		1	注(9) 201万円
国立大学法人 浜松医科大学		③6 1	注(9) 1020万円		1	注(9) 1020万円
国立大学法人 三重大学		③6 1	注(9) 529万円		1	注(9) 529万円
国立大学法人 滋賀医科大学		③6 1	注(9) 178万円		1	注(9) 178万円
国立大学法人 京都大学		③6 1	注(9) 894万円		1	注(9) 894万円
国立大学法人 神戸大学		③6 1	注(9) 1643万円		1	注(9) 1643万円
国立大学法人 鳥取大学		③6 1	注(9) 518万円		1	注(9) 518万円
国立大学法人 島根大学		③6 1	注(9) 652万円		1	注(9) 652万円
国立大学法人 岡山大学		③6 1	注(9) 635万円		1	注(9) 635万円
国立大学法人 山口大学		③6 1	注(9) 558万円		1	注(9) 558万円
国立大学法人 徳島大学		③6 1	注(9) 732万円		1	注(9) 732万円
国立大学法人 愛媛大学		③6 1	注(9) 1264万円		1	注(9) 1264万円

事 項 省庁又は団体名	不 当 事 項	意見を表示し又は処 置を要求した事項 注(2)		本院の指摘に基づき 当局において改善の 処置を講じた事項 注(2)		計 注(2)	
		件	条(注(1))件	件	件	件	件
国立大学法人 高 知 大 学		③⑥ 1	注(9) 688万円			1	注(9) 688万円
国立大学法人 佐 賀 大 学		③⑥ 1	注(9) 412万円			1	注(9) 412万円
国立大学法人 長 崎 大 学		③⑥ 1	注(9) 787万円			1	注(9) 787万円
国立大学法人 大 分 大 学		③⑥ 1	注(9) 1826万円			1	注(9) 1826万円
国立大学法人 富 山 大 学		③⑥ 1	注(9) 708万円			1	注(9) 708万円
日本放送協会	2 845万円					2	845万円
首都高速道路 株 式 会 社				1	939万円	1	939万円
阪神高速道路 株 式 会 社				1	2億3390万円	1	2億3390万円
株式会社商工 組合中央金庫		③④ 1	1億9843万円			1	1億9843万円
北海道旅客 鉄道株式会社		③⑥ 1	(38億5283万円)			1	(38億5283万円)
四国旅客鉄道 株 式 会 社		③⑥ 1	(7億4369万円)			1	(7億4369万円)
東日本電信電 話 株 式 会 社				1	24億1641万円	1	24億1641万円
日 本 郵 便 社				2	2億4333万円	2	2億4333万円
株 式 会 社 ゆうちょ銀行				1	4309万円	1	4309万円
株式会社かん ぽ生命保険	1 4177万円			1	3716万円	2	7893万円
東 京 電 力 社				1	(167億4509万円)	1	(167億4509万円)
日本下水道 事 業 団				1	41億9716万円	1	41億9716万円
放送大学学園				1	2億3763万円	1	2億3763万円
独立行政法人 農 業 基 金	1 382万円					1	382万円
合 計	402注(3) 141億4066万円	注(4)、注(5) 注(6)、注(7) 100	717億2958万円	76注(4) 1978億5333万円	注(5) 注(6) 注(7) 578	注(3)、注(10) 2831億7398万円	

- 注(1) 「意見を表示し又は処置を要求した事項」の件数欄の㉔は会計検査院法第34条によるもの、㉕は会計検査院法第36条によるものを示している。
- 注(2) ()内の金額は背景金額であり、個別の事案ごとにその捉え方が異なるため金額の合計はしていない。
- 注(3) 総務省及び経済産業省のうち各1件は、総務省及び経済産業省の合同事業に係る指摘であり、金額の合計に当たっては、その重複分を控除している。
- 注(4) 外務省のうち1件及び独立行政法人国際協力機構の1件は、外務省及び独立行政法人国際協力機構の両方に係る指摘であり、金額は外務省のみに計上している。また、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。
- 注(5) 財務省及び経済産業省のうち各1件は、財務省及び経済産業省の両方に係る指摘であり、金額は経済産業省のみに計上している。また、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。
- 注(6) 厚生労働省及び日本年金機構のうち各2件は、厚生労働省及び日本年金機構の両方に係る指摘であり、金額は厚生労働省のみに計上している。また、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。
- 注(7) 厚生労働省のうち1件及び独立行政法人福祉医療機構の1件は、厚生労働省及び独立行政法人福祉医療機構の両方に係る指摘であり、金額は厚生労働省のみに計上している。また、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。
- 注(8) 国立大学法人秋田大学の1件は、指摘金額及び背景金額の算出が困難となっている。
- 注(9) 24国立大学法人に係る国立大学病院管理会計システムに関するもの(907ページ参照)の背景金額1億3107万円については、41国立大学法人に導入された同システムの開発に要した経費であることから、どの国立大学法人にも計上していない。
- 注(10) 「不当事項」と「意見を表示し又は処置を要求した事項」の両方で取り上げているもの(①私立学校施設整備費補助金(私立学校教育研究装置等施設整備費(私立高等学校等施設高機能化整備費))に関するもの(196ページ及び209ページ参照)、②青年就農給付金事業に関するもの(394ページ及び411ページ参照)、③新規就農者を対象とした助成事業に関するもの(395ページ、397ページ及び407ページ参照)、④農山漁村6次産業化対策事業等に関するもの(396ページ及び458ページ参照)、⑤ストック活用型住宅セーフティネット整備推進事業及び民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業に関するもの(553ページ及び581ページ参照))と、「意見を表示し又は処置を要求した事項」と「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」の両方で取り上げているもの(⑥農山漁村6次産業化対策事業等に関するもの(458ページ及び476ページ参照))があり、それぞれその金額の重複分を控除しているので、各事項の金額を集計しても計欄の金額とは一致しない。
- 注(11) 「意見を表示し又は処置を要求した事項」及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」には、指摘金額と背景金額の両方があるものが計12件ある。

以上の各事項計578件について、事項別に、その件名等を示すと次の(1)、(2)及び(3)のとおりである。

(1) 不当事項 計 402 件 141 億 4066 万余円

「不当事項」を収入、支出の別に分類して、態様別に示すと、次のとおりである。なお、「不当事項」として掲記した事態については、会計検査院法第34条の規定により適宜の処置を要求し又は是正改善の処置を求めた事項に係る事態及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」中会計経理に関し法令に違反し又は不当であると認める事態と併せて、同法第31条の規定等による懲戒処分の要求及び同法第32条の規定等による弁償責任の検定について検討を行うこととなる。

ア 収入に関するもの 計 5 件 18 億 1417 万余円

省 庁 名	予算経理	租 税	保 険 料	物 件	計
財 務 省	件 1	件 1	件 1	件 1	件 2
厚 生 労 働 省	1		2		3
計	1	1	2	1	5

(ア) 予 算 経 理 1 件 2 億 4831 万余円

＜会計経理が適正を欠いていたもの＞

○厚生労働省

- ・外部の機関から支払を受けた委託費及び研究者から譲渡された科学研究費補助金等の間接経費を国庫に納付せずこれを別途に経理していて、受託業務等に係る会計経理が会計法令に違反していたもの（1件 2億4831万余円）(238 ページ記載)

(イ) 租 税 1 件 2 億 6407 万余円

＜租税の徴収が適正でなかったもの＞

○財 務 省

- ・租税の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの(1件 2億6407万余円)(158 ページ記載)

(ウ) 保 険 料 2 件 12 億 6555 万余円

＜保険料の徴収が適正でなかったもの＞

○厚生労働省

- ・労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの(1件 4億0196万余円)(233 ページ記載)
- ・健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの(1件 8億6359万余円)(235 ページ記載)

(エ) 物 件 1 件 3622 万余円

＜貸付料の徴収が適切でなかったもの＞

○財 務 省

- ・国有港湾施設有償貸付契約において、貸付料の算定を誤ったため、契約額が低額となっていたもの(1件 3622万余円)(164 ページ記載)

イ 支出に関するもの

計 397 件 123 億 2648 万余円 ^(注)

第1章 第2節 第1 事項等別の検査結果

省庁又は団体名	予算 経理	予算 経理・ 不正 行為	工事	役務	保険 給付	医療 費	補助 金	不正 行為	その他	計
	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
内閣府(内閣府本府)				1			1			2
同(警察庁)			1							1
総務省							10			10
法務省	4									4
外務省		2								2
文部科学省	1			1			31			33
厚生労働省					11	1	184		2	198
農林水産省				1			43			44
経済産業省				2			9			11
国土交通省			2	1			52			55
環境省				1			10			11
防衛省	5							1		6
日本私立学校 振興・共済事業団							1			1
日本年金機構				1						1
独立行政法人 防災科学技術研究所			1							1
独立行政法人 農業・食品産業 技術総合研究機構	11									11
独立行政法人 農業生物資源研究所	1									1
独立行政法人 国立環境研究所				1						1
日本放送協会								2		2
株式会社 かんぽ生命保険				1						1
独立行政法人 農業者年金基金					1					1
計	22	2	4	10	12	1	341	3	2	397

(注) 経済産業省の「補助金」1件及び総務省の「補助金」1件は、両省の合同事業に係る指摘であり、金額の合計に当たっては、その重複分を控除している。

(ア) 予算経理

22 件 61 億 8729 万余円

<会計経理が適正を欠いていたもの>

○法務省

- ・刑事施設等の常勤医師が、許可を受けて行うこととされている外部研修を行っておらず、正規の勤務時間中に勤務していなかったのに、勤務しなかった時間に係る給与を減額することなく支給していたもの(3件 1865 万余円) (120 ページ記載)

- ・在勤官署を離れた場所における超過勤務を命ぜられた警備指導官に対して、当該超過勤務が公務とは認められなかったり、現に勤務したことを証明できるものがなく超過勤務手当を支給する要件を欠いていたりしていたのに同手当を支給していたため、その支給が過大となっていたもの(1件 424 万余円) (123 ページ記載)

○文部科学省

- ・スポーツ振興委託事業において、事業を契約の締結前に実施させ、契約決裁の日付から遡った日付を契約締結日とした契約書を作成するなど不適正な会計経理を行っていたもの(1件 59 億 2590 万余円) (189 ページ記載)

○防 衛 省

- ・単身赴任手当に係る支給事務において、事実の確認が十分でなかったなどのため、長期間にわたって支給の要件を具備していない者に対して手当を支給していた結果、認定を取り消した後も一部が国庫に返納されておらず、不当と認められるもの(4件 425 万余円) (674 ページ記載)
- ・物品の調達に当たり、契約物品が納期までに納入されていなかったにもかかわらず、納入されたとする虚偽の検査調書を作成するなどの不適正な会計経理を行い、契約金額を支払っていたもの(1件 2961 万円) (676 ページ記載)

○独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構

- ・DNA 合成製品の購入に当たり、会計規程等で認められていない前払により購入を行っていたり、研究員が業者に虚偽の内容の関係書類を作成させ、所属する研究機関に架空の取引に係る購入代金を支払わせたりするなど不適正な会計経理を行っていたもの(11件 9430 万余円) (807 ページ記載)

○独立行政法人農業生物資源研究所

- ・DNA 合成製品の購入に当たり、会計規程等で認められていない前払により購入を行っていたり、研究員が業者に虚偽の内容の関係書類を作成させ、所属する研究機関に架空の取引に係る購入代金を支払わせたりするなど不適正な会計経理を行っていたもの(1件 1 億 1032 万余円) (811 ページ記載)

(イ) 予算経理・不正行為 2 件 2375 万余円

＜会計経理が適正を欠いていたもの及び現金が領得されたもの＞

○外 務 省

- ・在外公館における会計経理が適正を欠くと認められるもの(2件 2375 万余円) (141 ページ記載)

(ウ) 工 事 4 件 3518 万余円

＜積算が過大となっていたもの＞

○内閣府(警察庁)

- ・分庁舎等の解体撤去工事の施行に当たり、処分費等の積算を誤ったため、契約額が割高となっていたもの(1件 670 万円) (84 ページ記載)

○独立行政法人防災科学技術研究所

- ・大空間建築物実験試験体の製作・設置等工事の施行に当たり、鉄骨の現場建方費等の積算を誤ったため、契約額が割高となっていたもの(1件 720万円) (805ページ記載)

＜設計が適切でなかったもの＞

○国土交通省

- ・高速自動車国道建設事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、ボックスカルバート等の所要の安全度が確保されておらず、工事の目的を達していなかったもの(1件 1721万余円) (548ページ記載)

＜施工が適切でなかったもの＞

○国土交通省

- ・官庁営繕事業における庁舎等の解体、撤去等工事の実施に当たり、コンクリート片等が混入したままの発生土を用いて埋戻し等を行っていて工事の目的を達していなかったもの(1件 407万余円) (547ページ記載)

(エ) 役 務

10件 3億7495万余円

＜委託費等の支払が過大となっていたもの＞

○文部科学省

- ・環境放射能水準調査(放射能分析)の委託において、委託業務の実施に要した費用の額から履行遅滞金による収入金に相当する額を控除していなかったため、委託費の支払額が過大となっていたもの(1件 912万余円) (190ページ記載)

○農林水産省

- ・森林域における放射性物質流出抑制対策調査に係る委託事業の実施に当たり、航空機の運航時間に運航していない時間を含めてレーザ計測の経費を算定するなどして委託費を支払っていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの(1件 4714万余円) (374ページ記載)

○経済産業省

- ・中小企業支援調査(安全知識循環型社会構築事業)の委託契約において、全く使用されなかった装置の購入費用等を委託業務の実施に必要な経費に含めていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの(1件 1307万余円) (508ページ記載)
- ・キッズデザイン製品開発支援事業(キッズデザイン共通基盤整備等)の委託契約において、委託契約締結以前に借り上げた施設の経費を含めるなどしていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの(1件 305万余円) (509ページ記載)

○環 境 省

- ・委託契約において、従事者に対して実際に支給した給与の額等に基づかず人件費を算出するなどしていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの(1件 1億0132万余円) (654ページ記載)

○株式会社かんぽ生命保険

- ・申込書OCRシステムの保守契約において、今後使用する見込みのない機器を引き続き保守の対象としていたり、仕様書どおりに実施されていない定期点検に係る費用を保守費に含めていたりしていたため、支払額が過大となっていたもの(1件 4177万余円) (942ページ記載)

<契約額が割高となっていたもの>

○国土交通省

- ・ 空港の警備業務に係る請負契約において、予定価格の積算に当たり、警備員の年間勤務日数を誤っていたため、契約額が割高となっていたもの(1件 6810万円)

(551 ページ記載)

○独立行政法人国立環境研究所

- ・ 公開シンポジウムの開催に係る業務請負契約において、予定価格の積算に当たり、業者から徴した参考見積書の価格と異なる価格を誤って用いたため、契約額が割高となっていたもの(1件 310万円)

(819 ページ記載)

<契約の目的が達成されていなかったもの>

○内閣府(内閣府本府)

- ・ 国民経済計算システムに関する設計・開発作業に係る請負契約において、システムの構築に必要な情報が受注者に適切に提供されなかったなどのため、契約が履行途中で解除となり、所期の目的が達成されなかったもの(1件 8262 万余円)

(71 ページ記載)

<契約額が過大となっていたもの>

○日本年金機構

- ・ 年金情報総合管理・照合システム(紙台帳検索システム)で使用する事務処理用の端末等について使用開始前に必要なソフトウェアのインストール等を行うキッティング作業等に係る委託契約において、キッティング作業を終えた端末等の保管場所の面積を誤ったため、契約額が過大となっていたもの(1件 564 万余円)

(788 ページ記載)

(オ) 保険 給付

12件 5億 6721 万余円

<保険の給付が適正でなかったもの>

○厚生労働省

- ・ 労働者災害補償保険の休業補償給付等の支給が適正でなかったもの(3件 3493 万余円)
- ・ 雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの(1件 3888 万余円)
- ・ 雇用保険の雇用調整助成金の支給が適正でなかったもの(1件 4億 4860 万余円)
- ・ 雇用保険の特定求職者雇用開発助成金(被災者雇用開発助成金)の支給が適正でなかったもの(1件 609 万余円)
- ・ 雇用保険の事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の支給が適正でなかったもの(4件 1992 万余円)
- ・ 厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が適正でなかったもの(1件 1493 万余円)

(240 ページ記載)

(242 ページ記載)

(245 ページ記載)

(248 ページ記載)

(249 ページ記載)

(252 ページ記載)

○独立行政法人農業者年金基金

- ・ 旧農業者年金事業における経営移譲年金の支給が適正でなかったもの(1件 382 万余円)

(948 ページ記載)

(カ) 医療費

1件 3億3162万余円

<医療費の支払が過大となっていたもの>

○厚生労働省

- ・医療費に係る国の負担が不当と認められるもの(1件 3億3162万余円)

(254 ページ記載)

(キ) 補助金

341件 46億5185万余円

(注) 「補助金」には補助金に係る事態のほか、交付金及び負担金に係る事態を含んでいる。

<補助事業の実施及び経理が不当なもの>

○内閣府(内閣府本府)

- ・木造施設の施工が設計と相違していたため、所要の安全度が確保されていない状態になっていたもの(1件 1481万余円)

(73 ページ記載)

○総務省

- ・地域活性化・経済危機対策臨時交付金等で改修等を行った施設が利活用されておらず、補助の目的を達していなかったなどのもの(2件 7737万余円)
- ・地域情報通信基盤整備推進交付金等の交付対象事業費が過大に精算されていたなどのもの(3件 2243万余円)
- ・地域活性化・生活対策臨時交付金の対象としていた事業を実施していなかったなどのもの(2件 1887万余円)
- ・情報通信利用促進支援事業費補助金等により造成した基金の使用が適切でなかったもの(1件 631万余円)
- ・情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金事業の交付対象事業費に交付の対象とならない経費を含めていたもの(1件 303万余円)
- ・沖縄特別振興対策事業費補助金により造成した基金を補助の目的外に使用していたもの(1件 289万余円)

(89 ページ記載)

(90 ページ記載)

(92 ページ記載)

(94 ページ記載)

(94 ページ記載)

(95 ページ記載)

○文部科学省

- ・義務教育費国庫負担金が過大に交付されていたもの(4件 1705万余円)
- ・大学改革推進等補助金(大学改革推進事業)が過大に交付されていたもの(1件 165万余円)
- ・私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)が過大に交付されていたもの(1件 979万余円)
- ・私立学校施設整備費補助金(防災機能強化施設整備事業)が過大に交付されていたもの(7件 5045万余円)
- ・私立学校施設整備費補助金(防災機能等強化緊急特別推進事業)が過大に交付されていたもの(6件 1億1489万余円)
- ・民間スポーツ振興費等補助金が不適正な経理処理に基づき交付されるなどしていたもの(1件 2億6863万余円)
- ・学校施設環境改善交付金が過大に交付されていたもの(5件 5252万余円)

(193 ページ記載)

(195 ページ記載)

(195 ページ記載)

(196 ページ記載)

(197 ページ記載)

(198 ページ記載)

(201 ページ記載)

・地域自主戦略交付金(産業教育施設の整備に関する事業)等が過大に交付されていたもの
(5件 7227万円) (202ページ記載)

・国宝重要文化財等保存整備費補助金が過大に交付されていたもの(1件 660万余円)
(204ページ記載)

○厚生労働省

・地域医療再生臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施した事業が補助の対象
とならないもの(1件 2849万円) (263ページ記載)

・国民健康保険の療養給付費補助金が過大に交付されていたもの(1件 2221万余円)
(264ページ記載)

・国民健康保険の療養給付費負担金が過大に交付されていたもの(53件 8億0995万余
円) (265ページ記載)

・国民健康保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの(52件 5億8426万余円)
(269ページ記載)

・児童保護費等負担金の国庫負担対象事業費が過大に精算されていたもの(5件 1445万
余円) (275ページ記載)

・子育て支援交付金(地域子育て支援拠点事業に係る分)等が過大に交付されていたもの
(5件 3089万余円) (276ページ記載)

・生活保護費等負担金が過大に交付されていたもの(28件 1億1749万余円)
(278ページ記載)

・障害者自立支援給付費負担金が過大に交付されていたもの(9件 1億6553万余円)
(280ページ記載)

・介護保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの(9件 3億8692万余円)
(281ページ記載)

・地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(先進的事業支援特例交付金のうち介護療養
型医療施設転換整備計画に係る分)が交付の対象とならない事業に交付されていたもの
(1件 4500万円) (282ページ記載)

・厚生労働科学研究費補助金が過大に交付されていたもの(3件 1497万余円)
(283ページ記載)

・緊急雇用創出事業臨時特例交付金及びふるさと雇用再生特別交付金により造成した基金
を補助の目的外に使用していたもの(9件 9967万余円) (284ページ記載)

・保育対策等促進事業費補助金(延長保育促進事業に係る分)が過大に交付されていたもの
(7件 3268万余円) (286ページ記載)

・児童手当交付金が過大に交付されていたもの(1件 267万余円) (287ページ記載)

○農林水産省

・工事の設計が適切でなかったなどのもの(15件 1億8134万余円) (378ページ記載)

・補助の対象とならないもの(15件 5018万余円) (393ページ記載)

・補助の目的を達していなかったもの(4件 4949万余円) (397ページ記載)

- ・補助対象事業費を過大に精算するなどしていたもの(4件 4242 万余円)
(398 ページ記載)
- ・工事の施工が適切でなかったもの(2件 3396 万余円)
(401 ページ記載)
- ・補助対象事業費を過大に精算していたもの及び補助の目的外に使用していたもの(1件
6974 万円)
(404 ページ記載)
- ・補助事業により取得した財産を無断で処分するなどしていたもの(1件 1834 万余円)
(405 ページ記載)
- ・補助金の交付額の算定が適切でなかったもの(1件 468 万余円)
(406 ページ記載)
- 経済産業省
 - ・補助対象事業費を過大に精算していたもの(2件 1189 万余円)
(512 ページ記載)
 - ・補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの(2件 1181 万余円)
(513 ページ記載)
 - ・補助の対象とならないなどのもの(2件 959 万余円)
(515 ページ記載)
 - ・工事の設計が適切でなかったもの(1件 2376 万余円)
(516 ページ記載)
 - ・補助の目的外に使用していたもの(1件 1890 万余円)
(518 ページ記載)
 - ・補助金が過大に交付されていたもの(1件 258 万余円)
(518 ページ記載)
- 国土交通省
 - ・工事が低額で実施されていたもの及び補助の対象とならないもの(33件 2億6227万
余円)
(553 ページ記載)
 - ・補助金の交付額の算定が適切でなかったもの(9件 1億0173 万余円)
(557 ページ記載)
 - ・工事の設計が適切でなかったもの(4件 1億1648 万余円)
(561 ページ記載)
 - ・工事の施工が設計と相違していたもの(2件 4942 万余円)
(567 ページ記載)
 - ・工事の実施計画が適切でなかったもの(1件 9910 万余円)
(569 ページ記載)
 - ・補助の目的外に使用するなどしていたもの(1件 1984 万余円)
(571 ページ記載)
 - ・工事の契約処置が適切でなかったもの(1件 141 万余円)
(571 ページ記載)
 - ・工事費の積算が過大となっていたもの(1件 126 万余円)
(572 ページ記載)
- 環 境 省
 - ・補助金で造成した基金の使用が適切でなかったもの(5件 2163 万余円)
(657 ページ記載)
 - ・設備の設計が適切でなかったもの(2件 2億6770 万余円)
(659 ページ記載)
 - ・補助の対象とならないなどのもの(2件 445 万円)
(660 ページ記載)
 - ・補助対象事業費を過大に精算するなどしていたもの(1件 8112 万余円)
(661 ページ記載)
- 日本私立学校振興・共済事業団
 - ・私立大学等経常費補助金の経理が不当と認められるもの(1件 806 万円)
(738 ページ記載)

(ク) 不正行為 3件 1249 万余円

<現金が領得されたもの>

○防衛省

・ 職員の不正行為による損害が生じたもの(1件 404 万余円) (678 ページ記載)

○日本放送協会

・ 職員の不正行為による損害が生じたもの(2件 845 万余円) (914 ページ記載)

(ケ) その他 2件 1億 4211 万余円

<介護給付費等の支払が過大となっていたもの>

○厚生労働省

・ 介護給付費に係る国の負担が不当と認められるもの(1件 9898 万余円)
(289 ページ記載)

・ 自立支援給付の介護給付費及び訓練等給付費に係る国の負担が不当と認められるもの
(1件 4312 万余円) (294 ページ記載)

(2) 意見を表示し又は処置を要求した事項 計 100 件

ア 会計検査院法第 34 条の規定によるもの 28 件

(ア) 適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの 7 件

○総務省

・ 性能を向上させる改造等を行ったのに帳簿価格が改定されていない重要物品について、速やかに帳簿価格を改定するよう適宜の処置を要求し、帳簿価格を改定するための事務手続を明確に定めるなどして、物品管理簿が正確に記録されるよう是正改善の処置を求めたもの (1件 指摘金額 11 億 9920 万円)
(96 ページ記載)

○厚生労働省

・ 労働保険の未手続事業において保険事故が発生した場合等における認定決定及び保険料の徴収について、対象となる保険年度等についての内部規程を整備するなどして都道府県労働局に対して統一的な取扱いを周知し、その徹底を図ることにより、適正に行われるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの
(1件 指摘金額 4442 万円)

(297 ページ記載)

・ 後期高齢者医療制度の後期高齢者医療高額医療費負担金の算定に当たり、医療機関等に返戻されたレセプトが再提出された場合に同負担金の対象となる療養に係る費用の額が重複して算出されないようするなどして、算定が適正なものとなるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの (1件 指摘金額 13 億 4368 万円)

(308 ページ記載)

- ・特定疾病併用者に係る自立支援医療費の支給の制度、審査方法等を周知して、適正に審査を実施することにより、特定疾病併用者に係る自立支援医療費の額の算定が適正に行われるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの

(1件 指摘金額 15億8756万円)

(314ページ記載)

○厚生労働省及び日本年金機構

- ・厚生年金特例法に基づく特例納付保険料の納付勧奨等がマニュアル等に従って適切に行われるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの

(1件 指摘金額 9億4583万円)

(302、790ページ記載)

○防 衛 省

- ・ライセンス契約に基づき作成されたソフトウェアに係るライセンス上の制約から、修理等が行われていない状態となっているF-15戦闘機の近代化改修用通信電子機器について、修理等が速やかに行われるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの

(1件 指摘金額 24億8706万円)

(678ページ記載)

○株式会社日本政策金融公庫

- ・東日本大震災復興特別貸付における低利貸付の実施に当たり、低利適用限度額を超えて低利貸付が行われている貸付けに係る差額利息を徴求するよう適宜の処置を要求し、同様の貸付けを実施している他の融資機関との間で協定等を締結することなどにより、低利貸付が適正に実施されるよう是正改善の処置を求めたもの

(1件 指摘金額 9億1045万円)

(734ページ記載)

(イ) 是正改善の処置を求めたもの

21件

○総 務 省

- ・ガスの調達契約を締結するに当たり、特定調達の対象となる要件を満たす場合には、一般競争に付するなどの協定等及び特例政令等に基づく契約手続を実施することにより、内外無差別原則の確立と手続の透明性等を確保するよう是正改善の処置を求めたもの

(1件 指摘金額 1億0717万円)

(99ページ記載)

○法 務 省

- ・刑事施設の診療所管理運営業務委託契約について、医療費の算定は、厚生労働省告示等に定められた算定要件を満たす場合に限ることを契約書等に明記するなどして、医療費の支払額の妥当性を確保するよう是正改善の処置を求めたもの

(1件 指摘金額 1億8548万円)

(125ページ記載)

○財務省

- ・ガスの調達契約を締結するに当たり、特定調達の対象となる要件を満たす場合には、一般競争に付するなどの協定等及び特例政令等に基づく契約手続を実施することにより、内外無差別原則の確立と手続の透明性等を確保するよう是正改善の処置を求めたもの
(1件 指摘金額 2億8707万円)
(166ページ記載)

○文部科学省

- ・義務教育費国庫負担金を算定するために各都道府県が作成する報告書の様式において、事務職員の定数を適切に算定するために特に注意を要する事項を明示することなどにより、同負担金の交付額の算定が適正に行われるよう是正改善の処置を求めたもの
(1件 指摘金額 7億9700万円)
(204ページ記載)

○厚生労働省

- ・失業等給付金に係る不正受給返納金債権について、財産調査及び自力執行についての具体的な実施方法を示すなどして都道府県労働局等における債権管理が適切に行われるよう是正改善の処置を求めたもの
(1件 指摘金額 11億8289万円)
(321ページ記載)

○厚生労働省及び日本年金機構

- ・国民年金の第3号被保険者としての年金記録と実態に不整合が生じている者に係る種別変更の処理において、他の年金事務所への具体的な引継方法を明示することなどにより、種別変更の処理が適切に行われるよう是正改善の処置を求めたもの
(1件 指摘金額 4億4026万円)
(326、790ページ記載)

○農林水産省

- ・新規就農者を対象とした助成事業について、自らの農業経営以外の職業に常勤で従事していて片手間に農業に従事している者は原則として対象とならないことを明確にしたり、親元就農者に対して助成する場合に確認する事項を明確にしたりすることなどにより、事業の効果が十分に発現するよう是正改善の処置を求めたもの
(1件 指摘金額 1億1940万円)
(407ページ記載)

○国土交通省

- ・車両管理業務委託契約について、非運行日に係る委託費の取扱いを明確に定めることにより、委託費の支払が業務の実態に即して適切に行われるよう是正改善の処置を求めたもの
(1件 指摘金額 8129万円)
(574ページ記載)
- ・船舶の航行の安全管理に係る業務の実施に当たり、業務に従事する技術者の業務の内容に即した職種を適用して直接人件費を積算するとともに、必要性を十分に検討した上で作業等を実施することとして業務費の低減を図るよう是正改善の処置を求めたもの
(1件 指摘金額 5715万円)
(577ページ記載)

○沖縄振興開発金融公庫

- ・情報システムの運用保守業務契約の締結に当たり、作業種別ごとの技術者数や作業時間等の実績が確認できる書類を提出させて、運用保守業務の実態を踏まえるなどして、予定価格の積算を適切なものとするよう是正改善の処置を求めたもの

(1件 指摘金額 1億9960万円)

(730ページ記載)

○日本中央競馬会

- ・電気及びガスの調達契約を締結するに当たり、特定調達の対象となる要件を満たす場合には、一般競争に付するなどの協定等に基づく契約手続を実施することにより、内外無差別原則の確立と手続の透明性等を確保するよう是正改善の処置を求めたもの

(1件 指摘金額 17億6749万円)

(748ページ記載)

○成田国際空港株式会社

- ・電気及びガスの調達契約を締結するに当たり、特定調達の対象となる要件を満たす場合には、一般競争に付するなどの協定等に基づく契約手続を実施することにより、内外無差別原則の確立と手続の透明性等を確保するよう是正改善の処置を求めたもの

(1件 指摘金額 1億8388万円)

(754ページ記載)

○日本年金機構

- ・電気及びガスの調達契約を締結するに当たり、特定調達の対象となる要件を満たす場合には、一般競争に付するなどの協定等に基づく契約手続を実施することにより、内外無差別原則の確立と手続の透明性等を確保するよう是正改善の処置を求めたもの

(1件 指摘金額 4億3725万円)

(790ページ記載)

○独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会

- ・電気及びガスの調達契約を締結するに当たり、特定調達の対象となる要件を満たす場合には、一般競争に付するなどの協定等に基づく契約手続を実施することにより、内外無差別原則の確立と手続の透明性等を確保するよう是正改善の処置を求めたもの

6件	指摘金額	独立行政法人国立科学博物館	3302万円
		独立行政法人労働安全衛生総合研究所	2699万円
		独立行政法人海上技術安全研究所	2億5579万円
		独立行政法人海技教育機構	2168万円
		独立行政法人日本スポーツ振興センター	7億9033万円
		独立行政法人日本芸術文化振興会	3080万円

(799ページ記載)

○独立行政法人日本学生支援機構

- ・奨学金貸与事業において、振込超過金の発生を防止する方策を検討して実施したり、適格認定が適切でなかったことが判明した奨学生について、当該奨学生が在学する大学等に、本来「廃止」と認定すべきであった時点まで遡って適格認定の修正を行わせたりすることなどにより、振込超過金の発生及び適格認定が適切でなかったことが判明した奨学生に対する奨学金の貸与を防止するよう是正改善の処置を求めたもの

(1件 指摘金額 5億9561万円 背景金額 4億8679万円)

(871 ページ記載)

○株式会社商工組合中央金庫

- ・東日本大震災災害復旧資金の貸付けにおける利子補給の実施に当たり、同様の貸付けを実施している他の融資機関との間で協定等を締結することなどにより、利子補給が適正に実施されるよう是正改善の処置を求めたもの

(1件 指摘金額 1億9843万円)

(920 ページ記載)

イ 会計検査院法第34条及び同法第36条の規定によるもの 11件

- (ア) 会計検査院法第34条の規定により適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め並びに同法第36条の規定により改善の処置を要求したもの 1件

○国土交通省

- ・水防法等に基づき浸水想定区域の指定等及び洪水ハザードマップの作成等が適正に行われて、浸水想定区域図及び洪水ハザードマップが有効に活用されるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め並びに改善の処置を要求し、電子化ガイドラインに基づき浸水想定区域図等の作成が適切に行われて、浸水想定区域図等の電子データが有効に活用されるよう是正改善の処置を求めたもの

(1件 指摘金額 8億9811万円)

(587 ページ記載)

- (イ) 会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求め及び同法第36条の規定により意見を表示したもの 5件

○厚生労働省

- ・病床転換助成事業の実施に当たり、社会保険診療報酬支払基金に剰余金として保有されている病床転換支援金に含まれる国庫補助金相当額の有効な活用を図るために、同支援金の十分な活用について見直しなどを行うよう意見を表示し、及び国庫補助金相当額を含む病床転換支援金の一部を事務費の財源に充当している同基金の経理について見直しを行うよう指導するなどの是正改善の処置を求めたもの

(1件 指摘金額 9億6005万円)

(331 ページ記載)

- ・生活保護事業の実施に当たり、救護施設入所者について、救護施設基準生活費が取扱指針に定める加算等に該当しないことを示すことにより加算等の計上の停止の検討が適切に行われるよう是正改善の処置を求め、及びグループホーム等入居者について、手持金の保有状況等の確認を行うことについての方策を検討することにより合理的な目的のない手持金が生ずることのないよう意見を表示したもの

(1件 指摘金額 5億5211万円)

(337ページ記載)

○国土交通省

- ・住宅セーフティネット整備推進事業及び今後の要配慮者の住宅確保に係る事業について、経理等の適正化を図ったり事務処理体制を見直したりするよう是正改善の処置を求め、及び事業実施後の賃貸住宅の的確な管理を図るよう意見を表示したもの

(1件 指摘金額 2億6235万円 背景金額 3億1059万円)

(581ページ記載)

○環境省

- ・溶融固化施設について、適切な運営及び維持管理が行われているか確認するとともに、今後の継続的な使用を見込むことができない溶融固化施設についての取扱方針を事業主体に対して示すなどするよう是正改善の処置を求め、並びに溶融スラグの利用に係る助言及び情報提供を行う体制を整備するよう意見を表示したもの

(1件 指摘金額 31億1672万円 背景金額 144億5092万円)

(662ページ記載)

○独立行政法人産業技術総合研究所

- ・研究用備品等について、定期的な実査を適切に実施するなどして、その管理の一層の適正化を図るよう是正改善の処置を求め、及び研究所内で使用する見込みがなく不用決定されたものの外部への譲渡を積極的に検討する仕組みを整備することにより活用を図るよう意見を表示したもの

(1件 指摘金額 24億9757万円)

(814ページ記載)

- (ウ) 会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求め並びに同法第36条の規定により意見を表示し及び改善の処置を要求したもの 1件

○農林水産省

- ・青年就農給付金事業の実施に当たり、青年就農給付金の給付に係る審査が適切に行われるよう是正改善の処置を求め、並びに経営給付金に係る経営開始時期を農業経営の実態に即して設定できるよう改善の処置を要求し及び経営給付金の給付額を新規就農者の総所得に応じた適切な額とするよう意見を表示したもの

(1件 指摘金額 2億8192万円)

(411ページ記載)

(エ) 会計検査院法第 34 条の規定により是正改善の処置を求め及び同法第 36 条の規定により改善の処置を要求したもの 4 件

○文部科学省

- ・私立学校施設の耐震補強事業において、補助の対象とならない備品の設置等に係る経費を補助対象経費に含めないことなどにより補助金の交付額の算定を適切に行うよう是正改善の処置を求め、及び補助対象工事の範囲を明確にすることにより耐震補強事業が効率的に実施されるよう改善の処置を要求したもの

(1 件 指摘金額 2 億 0168 万円)

(209 ページ記載)

- ・学校施設環境改善交付金等の交付額の算定において、公立学校施設以外の施設は交付対象にならないことを周知徹底するなどするよう是正改善の処置を求め、及び法令適合工事等に係る実績報告時の交付対象工事費の減額を配分基礎額に反映させたり、交付対象工事費の上限額を実績報告時にも適用したりすることを明確に定めるよう改善の処置を要求したもの

(1 件 指摘金額 1 億 4204 万円)

(216 ページ記載)

○農林水産省

- ・経営所得安定対策等における交付金の交付対象面積の確認等が適切に実施されるよう、協議会における本地面積の算定根拠を明確なものとするなどの改善の処置を要求し、及び本地面積の定期的な確認及び園芸施設で作付けされる作物に対して産地交付金を交付する場合の交付対象面積の算定を適切に行う方法を実施要綱等に明示するなどの是正改善の処置を求めたもの

(1 件 指摘金額 3 億 4565 万円)

(418 ページ記載)

- ・レクリエーションの森について、関係通知等に従って管理経営を計画的かつ適切に行ったり、リフレッシュ対策を効率的かつ効果的に行ったり、無償の貸付等の有償化に向けた継続的な折衝を行う体制を整備したりするよう改善の処置を要求し、及びレクリエーションの森の施設の用に供する国有林野の貸付等を関係法令等に従って適正に行うよう是正改善の処置を求めたもの

(1 件 背景金額 697 億 9116 万円)

(424 ページ記載)

ウ 会計検査院法第 36 条の規定によるもの 61 件

(ア) 意見を表示したもの 47 件

○総務省

- ・新たな難視を解消するためのケーブルテレビ幹線対策事業のうち、対象世帯の過半数の加入が確保されていない事業について、その過半数がケーブルテレビに加入していない原因を分析した上で効果的な加入促進方策を策定するなどして、これを反映させた取組計画を事業主体に策定させ、その取組状況等について必要に応じて指導及び助言するよう意見を表示したもの

(1 件 指摘金額 2165 万円)

(103 ページ記載)

○外務省

- ・草の根・人間の安全保障無償資金協力の実施に当たり、在外公館に対して、事業内容別の進捗の傾向を踏まえたモニタリングを行うとともに、事業実施機関から速やかに事業完了報告書の提出を受けられるようにするための働きかけを行うことなどを指導するよう意見を表示したもの

(1件 背景金額 6億0401万円)

(149ページ記載)

○外務省及び独立行政法人国際協力機構

- ・政府開発援助の実施に当たり、事業の完了前に不具合が発生した場合に建設コンサルタントに対してその原因を適切に究明するよう働きかけるなどして援助の効果が十分に発現するよう意見を表示したもの

(1件 指摘金額 644万円 背景金額 10億0229万円)

(144、841ページ記載)

○財務省

- ・国有財産台帳等における報告漏れ及び誤びゅう訂正について、効果的な発生防止策を周知したり、取扱いが明確になっていないものについてその適切な取扱いを定めたりなどして、国有財産台帳等の誤りを防止するなどの取組を推進するよう意見を表示したもの

(1件 背景金額 557億7487万円)

(170ページ記載)

○財務省及び経済産業省

- ・株式会社日本政策金融公庫の中小企業事業において、国から多額の政府出資金が交付されている証券化支援保証業務及び売掛金債権証券化等支援業務について、両業務の必要性を十分に検討し、必要であると判断する場合には、制度の枠組み等についての検討等を行い、両業務が中小企業者の円滑な資金調達に資することとなり、政府出資金が有効に活用されるよう意見を表示したもの

(1件 指摘金額 191億4000万円)

(170、526ページ記載)

○文部科学省

- ・学校情報通信技術環境整備事業により小学校等に整備した電子黒板が教員や児童生徒に有効に活用されるとともに、電子黒板を活用した教育に関する調査研究や学びのイノベーション事業の成果を有効に活用して、教育の情報化の促進や教育の質の向上に寄与させるよう意見を表示したもの

(1件 指摘金額 12億8279万円 背景金額 6億5088万円)

(221ページ記載)

○厚生労働省及び独立行政法人福祉医療機構

- ・独立行政法人福祉医療機構の労災年金担保貸付勘定における政府出資金について、貸付事業の実績及び今後の事業規模を考慮するなどして真に必要な政府出資金の額を検討し、必要額を超えて保有されていると認められる政府出資金については、不要財産として速やかに国庫に納付することにより、政府出資金が適切な規模のものとなるよう意見を表示したもの

(1件 指摘金額 14億3359万円)

(343、854ページ記載)

○農林水産省

- ・水産庁が所管する政府開発援助の実施に当たり、援助の効果が十分に発現するなどするよう意見を表示したもの

(1件 指摘金額 323万円 背景金額 3億8131万円)

(430ページ記載)

- ・もうかる漁業創設支援事業の実施に当たり、認定された改革計画に基づく取組を実施させる方策を検討するなどして効果的な事業の実施を図るよう意見を表示したもの

(1件 背景金額 630億5070万円)

(436ページ記載)

○経済産業省

- ・中小企業海外展開支援事業について、採択時の審査方法を見直したり、フォローアップ体制を整備したりするなどして、より多数の中小企業において、継続的な海外販路の拡大が図られることとなるよう意見を表示したもの

(1件 指摘金額 5億6720万円)

(519ページ記載)

- ・離島ガソリン流通コスト支援事業について、本土からのガソリンの輸送費を調査するなどして、補助単価を実態に即して見直すことにより、事業が効率的に執行されるよう意見を表示したもの

(1件 指摘金額 1億0110万円)

(531ページ記載)

- ・風力発電事業の発電実績が低迷している事業者の運営状況を十分に把握するとともに、効率的な事業運営に有益と考えられる情報の提供を一層進めることについて検討することなどにより、補助事業により整備した風力発電設備が長期間にわたってより一層有効に活用されるよう意見を表示したもの

(1件 背景金額 1082億7639万円)

(535ページ記載)

○国土交通省

- ・京浜、阪神両港へのコンテナ貨物の集約の促進に当たり、フィーダー機能強化事業の実施状況を踏まえ、新たに実施する国際戦略港湾競争力強化対策事業について、事業計画の審査等を的確に行うなどして事業が効果的に実施されるよう意見を表示したもの

(1件 指摘金額 15億4298万円)

(593ページ記載)

- ・電線共同溝整備事業の実施に当たり、無電柱化の目的の一つである都市防災対策等の点からもその効果を早期に発現させるための方策を検討するなどしたり、電線の入溝状況の実態を踏まえるなどして整備する管路を決定させるための方策を検討するなどしたりするよう意見を表示したもの

(1件 背景金額 450億1235万円)

(599ページ記載)

- ・防災のための集団移転促進事業で整備する住宅団地の宅地について、移転者の意向の変化等を適時適切に把握するとともに、その状況に応じて事業規模を縮小するなどの措置を講ずるよう市町村に周知するよう意見を表示したもの

(1件 背景金額 4410億0819万円)

(603ページ記載)

○防衛省

- ・各方面総監部駐屯地で調達しているインクカートリッジ等について、より経済的な調達方法を検討するとともに、各補給処でインクカートリッジ等を単価契約により調達するに当たり、調達数量の増加に応じて契約単価が逡減するという規模の利益を享受するためのより経済的な調達方法を検討するよう意見を表示したもの

(1件 指摘金額 4197万円 背景金額 6億5050万円)

(682ページ記載)

- ・役務に関する有償援助調達の実施に当たり、引合書の請求及び確認に際し、給付を要求する役務についてより具体的な内容や価格を記載するなどして、役務の内容や価格の妥当性について十分な検証を行うための方策を検討するよう意見を表示したもの

(1件 指摘金額 157億4502万円)

(687ページ記載)

- ・防衛装備品等の調達に当たり、原価計算方式により予定価格を算定するなどして契約を締結した防衛関連企業に対して、原価計算等に関する規程類の整備が十分なものとなっているかなどについて早急に調査を行い、必要に応じて防衛関連企業に対して改善を求めるなどの方策を検討することにより、防衛関連企業が提出等する資料の信頼性を確保して、防衛装備品等の調達価格の透明性を確保するよう意見を表示したもの

(1件 背景金額 7223億3038万円)

(692ページ記載)

[本件については、会計検査院法第30条の2の規定により、平成26年9月18日に、国会及び内閣に報告している。]

○日本私立学校振興・共済事業団

- ・日本私立学校振興・共済事業団が実施している宿泊事業について、事業の意義や採算性を踏まえて宿泊施設の運営の見直しが行われるよう意見を表示したもの

(1件 背景金額 121億5722万円)

(740ページ記載)

○独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

- ・国家備蓄施設における業務システムについて、競争の利益を十分に享受できるようにするなどの方策等を検討することにより、構築、運用及び保守をより経済的に実施することが可能となるよう意見を表示したもの (1件 背景金額 4億0302万円)

(859ページ記載)

○独立行政法人都市再生機構

- ・賃貸住宅事業の保全工事に係る会計処理に当たり、除却した設備等の機能を考慮して工事費の資産計上及び費用処理を適切に行うとともに、これらの会計処理を団地別事業計画等に的確に反映させるよう意見を表示したもの

(1件 背景金額 570億3994万円)

(883ページ記載)

○国立大学法人東北大学、国立大学法人秋田大学、国立大学法人山形大学、国立大学法人筑波大学、国立大学法人金沢大学、国立大学法人山梨大学、国立大学法人信州大学、国立大学法人岐阜大学、国立大学法人浜松医科大学、国立大学法人三重大学、国立大学法人滋賀医科大学、国立大学法人京都大学、国立大学法人神戸大学、国立大学法人鳥取大学、国立大学法人島根大学、国立大学法人岡山大学、国立大学法人山口大学、国立大学法人徳島大学、国立大学法人愛媛大学、国立大学法人高知大学、国立大学法人佐賀大学、国立大学法人長崎大学、国立大学法人大分大学、国立大学法人富山大学

- ・国立大学病院管理会計システムを導入した国立大学法人において、同システムが利用開始に至らなかったなどの問題点について十分検討し、導入が予定されている次期システムを効果的かつ継続的に利用するために、次期システムの利用方針等を明確にするなどして、その利用に必要な体制の整備を図るよう意見を表示したもの

24 件	指摘金額	国立大学法人東北大学	1264 万円	国立大学法人鳥取大学	518 万円
		国立大学法人山形大学	722 万円	国立大学法人島根大学	652 万円
		国立大学法人筑波大学	834 万円	国立大学法人岡山大学	635 万円
		国立大学法人金沢大学	619 万円	国立大学法人山口大学	558 万円
		国立大学法人山梨大学	298 万円	国立大学法人徳島大学	732 万円
		国立大学法人信州大学	1429 万円	国立大学法人愛媛大学	1264 万円
		国立大学法人岐阜大学	201 万円	国立大学法人高知大学	688 万円
		国立大学法人浜松医科大学	1020 万円	国立大学法人佐賀大学	412 万円
		国立大学法人三重大学	529 万円	国立大学法人長崎大学	787 万円
		国立大学法人滋賀医科大学	178 万円	国立大学法人大分大学	1826 万円
		国立大学法人京都大学	894 万円	国立大学法人富山大学	708 万円
		国立大学法人神戸大学	1643 万円		

(背景金額 1 億 3107 万円については、41 国立大学法人に導入された国立大学病院管理会計システムの開発に要した経費であることから、どの国立大学法人にも計上していない。)

(注) 国立大学法人秋田大学については、指摘金額及び背景金額の算出が困難となっている。

(907 ページ記載)

○北海道旅客鉄道株式会社

- ・軌道に係る軌道変位検査及び補修工事を適切に実施したり、落石止擁壁背面の落石等の堆積状況を適切に把握したりすることにより、鉄道施設の維持管理が適切に実施されるよう意見を表示したもの (1 件 背景金額 38 億 5283 万円)

(924 ページ記載)

○四国旅客鉄道株式会社

- ・軌道に係る軌道変位検査及び補修工事を適切に実施することにより、鉄道施設の維持管理が適切に実施されるよう意見を表示したもの

(1 件 背景金額 7 億 4369 万円)

(931 ページ記載)

(イ) 改善の処置を要求したもの

14 件

○総務省

- ・防災情報通信基盤整備事業等の実施について、関係機関との調整や文書化した運用マニュアルの整備を行うことなどにより、災害時において不必要な重複を生ずることなく、防災システムの機能を十分活用し迅速な対応を行うことができることとなるよう指導するとともに、今後の同種事業の実施に当たり、参考となるような情報の提供や指導を行うなど事業主体への支援を十分に行うことにより、事業が効率的、効果的に実施されることとなるよう改善の処置を要求したもの

(1 件 背景金額 8 億 0926 万円)

(107 ページ記載)

○厚生労働省

- ・国民健康保険等における海外療養費の支給に当たり、被保険者が市町村等の区域内に生活の本拠を有する者であるかどうかの審査を行う必要があることについて都道府県を通じるなどして保険者等に対して周知するとともに、審査の具体的な方法等について技術的助言を行うことなどにより、海外療養費の審査等が適切なものとなるよう改善の処置を要求したもの

(1 件 背景金額 4 億 2409 万円)

(349 ページ記載)

○農林水産省

- ・追加的信用供与補助事業における補助金の算定方法について、農業信用基金協会が保証する債務の代位弁済の発生状況等を十分に踏まえて見直すとともに、各協会の最大負担額を上回って保有している助成金に係る補助金を適時適切に国庫に返還させるよう改善の処置を要求したもの

(1 件 指摘金額 4 億 0579 万円)

(441 ページ記載)

- ・基幹的な農業水利施設のストックマネジメントに当たり、優先度の高い施設を対象施設として選定したり、最適シナリオを踏まえて対策工事を適時に実施したりするなどして、施設の長寿命化及びライフサイクルコストの低減が図られるよう改善の処置を要求したもの

(1 件 背景金額 380 億 4733 万円)

(448 ページ記載)

- ・農山漁村 6 次産業化対策事業等について、事業実施計画の作成に当たり、新商品等の販路開拓等の事前の取組を十分に行った上で適切に成果目標を設定することなどにより、事業効果の発現に資するよう、また、費用対効果分析が適切に実施されるよう改善の処置を要求したもの

(1 件 指摘金額 16 億 2127 万円 背景金額 12 億 7778 万円)

(458 ページ記載)

- ・保証保険資金等緊急支援事業により代位弁済に要する経費の一部が助成された当該代位弁済に係る回収金について、国庫補助金相当額及び交付金相当額を適時適切に国庫に返還させるよう改善の処置を要求したもの

(1 件 指摘金額 3 億 4347 万円)

(466 ページ記載)

○国土交通省

- ・道路管理データベースシステムに登録する道路施設の諸元等の基本データについて、登録されていない状態を計画的に解消するよう改善の処置を要求したもの
 (1件 背景金額 1億1511万円)
 (610ページ記載)
- ・調節池整備事業等により整備された調節池等において、管理マニュアルを整備することなどにより適切な維持管理を行うよう改善の処置を要求したもの
 (1件 背景金額 1785億1444万円)
 (614ページ記載)
- ・ダム の維持管理に当たり、必要な計測、修繕等を適切に行ったり、堆砂対策等の実施について検討したり、地震が発生した際の体制を整備したりすることなどをダム管理者に対して周知することにより、ダム の維持管理が適切に行われるよう改善の処置を要求したもの
 (1件 背景金額 2兆2557億6137万円)
 (618ページ記載)
- ・新直轄方式による高速自動車国道の整備のために旧日本道路公団等から譲渡を受けるなどした用地のうち、設置しないこととされた料金所の予定地等について、具体的な利用計画を定めたり、今後も保有し続ける必要性についての具体的な検討を行ったりすることなどにより、有効利用等を図るよう改善の処置を要求したもの
 (1件 指摘金額 12億4466万円)
 (625ページ記載)
- ・空港における制限区域の作業環境等について事業者の理解の促進を図るよう業務説明及び現地見学を実施したり、空港等を管轄する各空港事務所等を含め広く入札説明書等を交付したりすることなどにより、空港管理業務等に係る契約の競争性の確保に向けた取組をより効果的に実施するよう改善の処置を要求したもの
 (1件 背景金額 93億0941万円)
 (630ページ記載)

○環境省

- ・環境放射能水準調査委託費により整備するゲルマニウム半導体方式放射能検査機器について、今後の検査機器の整備に当たり標準的かつ経済的な構成例を示すことなどにより、構成機器の調達に要する費用の節減を図り、水準調査を経済的に実施することが可能となるよう改善の処置を要求したもの
 (1件 指摘金額 3191万円)
 (668ページ記載)

○防衛省

- ・住宅防音事業における契約手続等について、公正性、透明性、競争性、中立性等を確保するために、防音工事に係る工事契約の金額等の決定過程を確認等したり、複数見積徴取等を実施した上で工事契約を締結させるための体制等を整備したりするとともに、支援契約に係る入札参加資格を見直したり、入札参加資格を確認する体制を強化したりするよう改善の処置を要求したもの
 (1件 指摘金額 1388万円 背景金額 69億7516万円)
 (699ページ記載)

○独立行政法人農畜産業振興機構

- ・農業協同組合連合会等に対する肉用牛等の販売に係る補填金について、交付対象を明確にすることなどにより、補填金の交付が畜産経営の安定を図るとする目的に沿うものとなるよう改善の処置を要求したもの (1件 指摘金額 24億2354万円)
(830ページ記載)

(3) 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 計76件

○国会(衆議院)

- ・ガスの調達契約を締結するに当たり、特定調達の対象となる要件を満たす場合には、一般競争に付するなどの協定等及び特例政令等に基づく契約手続を実施することにより、内外無差別原則の確立と手続の透明性等を確保するよう改善させたもの (1件 指摘金額 2億5774万円)
(65ページ記載)

○内閣府(内閣府本府)

- ・地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金等による地方単独事業の実施状況を踏まえ、同種の交付金であるがんばる地域交付金について、貸付金や保証金に交付金を充当しないよう明確にすることにより、交付金がその交付の目的に従って活用されるよう改善させたもの (1件 指摘金額 34億3736万円)
(75ページ記載)
- ・沖縄県内の市町村が実施する特産品の開発等による地域活性化等を目的とした補助事業について、補助事業完了後に事業効果を検証するためのフォローアップ等が適切に行われるとともに、同様の目的で実施している交付金事業について、事業効果を検証するための継続的なフォローアップが行われるよう改善させたもの (1件 背景金額 7億7984万円)
(78ページ記載)

○内閣府(警察庁)

- ・自動車ナンバー自動読取装置の照明用部品の調達に当たり、障害の発生状況を把握して保有率を見直すなどすることとし、障害の発生状況を報告させるとともに、一律に定期交換を行わないことを周知徹底するなどして、適切な調達数を算定するよう改善させたもの (1件 指摘金額 2億7667万円)
(85ページ記載)

○総務省

- ・普通交付税の恩給費に係る基準財政需要額について、前年度の最後の支給期月人数に基づいて算定することにより、恩給の支給人数の実態を適切に反映するよう改善させたもの (1件 指摘金額 26億3247万円)
(112ページ記載)

○法務省

- ・本省が、刑事施設の被収容者に貸与する毛布を一括調達するに当たり、刑事施設が本省に報告する整備必要数について、具体的な根拠、実績値等に基づいた算定方法を定め、刑事施設に対して周知徹底することなどにより、調達数量が適切に算定されるよう改善させたもの (1件 指摘金額 1億1251万円)
(130ページ記載)

- ・更生保護委託費のうち、毎月定額で支払われている福祉職員に係る委託事務費の中の人件費相当額について、更生保護法人等が同職員に実際に支給した人件費等を把握して、実際の人件費等が人件費相当額の年額を下回った場合には、差額の精算を行うよう改善させたもの (1件 指摘金額 8860万円)

(134 ページ記載)

- ・ガスの調達契約を締結するに当たり、特定調達の対象となる要件を満たす場合には、一般競争に付するなどの協定等及び特例政令等に基づく契約手続を実施することにより、内外無差別原則の確立と手続の透明性等を確保するよう改善させたもの

(1件 指摘金額 1744万円)

(136 ページ記載)

○財務省

- ・消費税の申告審理等において国内で人的役務の提供等を行った非居住者に係る報酬等支払調書を活用することなどにより、消費税の納税義務のある非居住者を的確に把握して課税を行うよう改善させたもの (1件 背景金額 9億8250万円)

(177 ページ記載)

- ・国有資産等所在市町村交付金の対象となる貸付財産のうち交付金額が貸付料年額を上回っている状況を把握していなかった事態について、マニュアルを改訂することにより、その把握及び要因の分析を行うよう改善させたもの

(1件 指摘金額 7444万円)

(182 ページ記載)

- ・廃止決定された合同宿舎の退去期限日の設定に当たり、国有資産等所在市町村交付金の基準日を考慮することにより国有資産等所在市町村交付金の節減の可能性を検討するよう改善させたもの (1件 指摘金額 1億0086万円)

(185 ページ記載)

○厚生労働省

- ・地域医療再生基金及び医療施設耐震化臨時特例基金を活用して実施する助成事業における消費税の取扱いを適切に行うことにより、両基金が効率的に活用されるよう改善させたもの (1件 指摘金額 2億0613万円)

(354 ページ記載)

- ・中央職業能力開発協会に緊急人材育成・就職支援事業臨時特例交付金を交付して設置造成させた緊急人材育成・就職支援基金(緊急人材育成支援事業)について、使用見込みのない額を速やかに国庫へ返納させるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 752億3648万円)

(360 ページ記載)

○農林水産省

- ・東日本大震災復旧・復興予備費を財源とする農畜産業振興対策交付金の未使用額及び返還額を交付先から速やかに国庫に納付させるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 731億7466万円)

(470 ページ記載)

- ・農業・食品産業強化対策整備交付金事業等における費用対効果分析について、総事業費の範囲や算出方法を具体的に示すなどして、適切に実施させるよう改善させたもの
(1件 背景金額 65億2804万円)
(473ページ記載)
- ・農林水産本省等が直接、事業主体に補助金等を交付する直接採択事業の実施において、事業主体から納入業者等への事業費の支払が速やかに完了するよう改善させたもの
(1件 指摘金額 4億0540万円)
(476ページ記載)
- ・中山間地域等直接支払交付金事業の実施に当たり、多面的機能を増進する活動の実施状況について市町村が行う確認の方法、集落が共同取組活動に係る交付金を繰越しなどする際の手続及びこの活動を実施するために取得した共用財産の適切な管理を行う方法を具体的に定めることなどにより、交付金事業が適切に実施されるよう改善させたもの
(1件 指摘金額 25億5660万円 背景金額 107億3734万円)
(480ページ記載)
- ・ため池改修工事の実施に当たり、法面保護工について、現地の状況等を考慮し、経済比較を行った上で工法を選定することにより、経済的な設計を行うよう改善させたもの
(1件 指摘金額 1億3076万円)
(484ページ記載)
- ・地方機関の庁舎等における機械警備業務について、公正性、競争性及び透明性を確保するよう、都道府県単位等に集約して一括して契約したり、国庫債務負担行為を活用して複数年度契約を実施したりすることにより一般競争契約への移行を推進するよう改善させたもの
(1件 指摘金額 1億1243万円)
(487ページ記載)
- ・森林整備事業等における間伐等の実施に当たり、集約化施業が可能な施業地を適切に選定できるよう施業地の選定基準を具体的に示すことなどにより、集約化施業等が適切に実施されるよう改善させたもの
(1件 指摘金額 5億8155万円)
(490ページ記載)
- ・国営土地改良事業に係るパイプライン工事の実施に当たり、基礎材として再生砕石の利用を一層促進することにより、環境に配慮しつつ経済的な設計を行えるよう改善させたもの
(1件 指摘金額 2530万円)
(493ページ記載)
- ・政府所有米穀の販売等業務に係る委託契約の入札について、入札の対象とする委託費項目を拡大することにより、委託契約の競争性及び透明性を高めるよう改善させたもの
(1件 背景金額 165億0355万円)
(496ページ記載)
- ・食糧麦備蓄対策事業の実施に当たり、需要の変動に係る審査の基準を定めることなどにより、補助金の交付に係る審査が適切かつ十分に行われるよう改善させたもの
(1件 指摘金額 1億6033万円)
(499ページ記載)

○経済産業省

- ・県が造成する企業立地資金貸付基金の原資とするために国が交付した電力移出県等交付金等の資金について、各県に対して資金の有効活用や基金規模の適正性等の検証に資する情報を提供することなどにより、有効活用が図られるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 161億6682万円)

(540ページ記載)

○国土交通省

- ・ノンステップバス購入に係る補助事業の実施に当たり、ノンステップバス及びワンステップバスの購入価格の実態に即した適切な補助限度額を設定するよう改善させたもの

(1件 指摘金額 1億5966万円)

(634ページ記載)

- ・下水道事業における終末処理場等の設計に当たり、基礎杭とく体の底版との結合部について地震時における所要の安全度が確保されたものとなるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 32億0815万円)

(636ページ記載)

- ・航空機等の特別整備契約の予定価格の積算に当たり、再委託費の諸経費対象金額の範囲を明確にすることにより、諸経費の算定を適切なものとするよう改善させたもの

(1件 指摘金額 1180万円)

(639ページ記載)

- ・国庫補助事業で実施する道路整備事業に伴う移転補償費の算定に当たり、見積書の価格を直接工事費及び諸経費等に区分させるとともに、その内容が検証可能になるようにさせることにより、見積書の価格を適切に反映できるよう改善させたもの

(1件 背景金額 7億3238万円)

(642ページ記載)

○防衛省

- ・レセプトのオンライン化を早期に実施することにより、取得した機器を使用するとともに、社会保険診療報酬支払基金に支払う事務費の節減を図るよう改善させたもの

(1件 指摘金額 3223万円)

(704ページ記載)

- ・一般借受宿舎について、設置期限が定められていて、職員の退去時点で新たな入居者が見込めない場合の取扱いを定めることなどにより、未入居となる期間を短縮するよう改善させたもの

(1件 指摘金額 6057万円)

(707ページ記載)

- ・携帯無線機で使用する2次電池及び充電器を適切に配分したり、2次電池の活用に関する取扱方法を明確にしたりなどすることにより、2次電池を十分に活用するよう改善させたもの

(1件 指摘金額 2億5300万円)

(710ページ記載)

- ・大規模災害等に備えて調達した携帯無線機について、無線局の開設等に必要な手続を速やかに行い、運用を開始できるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 4460万円)

(713ページ記載)

- ・防衛施設用地に係る賃貸借契約事務を委託して実施するに当たり、変動する業務量を踏まえた契約方法に変更することなどにより、適正な会計処理が行われるよう改善させたもの
(1件 指摘金額 1億2017万円)

(714 ページ記載)

- ・艦艇に搭載している計測器等の校正検定について、艦艇部隊が年間計画表を確実に作成して、これに基づいて造修補給所が遺漏なく実施することなどにより、有効期間内に適切に実施されるよう改善させたもの (1件 指摘金額 6億7559万円)

(716 ページ記載)

- ・備蓄している抗インフルエンザウイルス薬に関する最新の情報を迅速かつ確実に把握する態勢を整えるとともに、情報の内容について精査及び検討を行い、周知することなどにより、適切な管理を行うよう改善させたもの (1件 指摘金額 5207万円)

(719 ページ記載)

○東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社

- ・工事期間中一時的に設置する工事用仮橋等の鋼製材料について、次の工事に引き継ぐ場合でもリース品又は中古品を使用することにより、工事費の低減を図るよう改善させたもの

{	3件 指摘金額	東日本高速道路株式会社	9470万円
		中日本高速道路株式会社	1億0830万円
		西日本高速道路株式会社	2300万円

(759 ページ記載)

- ・コンクリートはつり工の設計に当たり、打撃工法とウォータージェット工法を併用することを標準として経済的な設計方法とすることにより、工事費の低減を図るよう改善させたもの

{	3件 指摘金額	東日本高速道路株式会社	7770万円
		中日本高速道路株式会社	6250万円
		西日本高速道路株式会社	1億3940万円

(761 ページ記載)

- ・高速道路のサービスエリア等に設置されている浄化槽の保守点検業務について、サービスエリア等の利用実態及び浄化槽の処理能力を踏まえて標準の点検回数を設定するとともに、水質測定を適切に実施してその結果を踏まえるなどして点検回数を弾力的に見直すよう改善させたもの

{	3件 指摘金額	東日本高速道路株式会社	5128万円
		中日本高速道路株式会社	4203万円
		西日本高速道路株式会社	2042万円

(764 ページ記載)

○本州四国連絡高速道路株式会社

- ・電源装置に係る蓄電池について、性能劣化を示す内部抵抗の測定値等を踏まえた管理方法を定めることにより、適時に更新して、蓄電池の更新に係る費用の低減と適切な管理を図るよう改善させたもの

(1件 指摘金額 6880万円 背景金額 1億2274万円)

(770 ページ記載)

- 日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行、株式会社かんぽ生命保険
- ・固定電話の利用に当たり、4 会社が連携して継続的に回線を管理する体制を整備するなどして、光 IP 電話への切替えを進めることにより、電話料金の節減を図るよう改善させたもの

{	4 件 指摘金額	日本郵政株式会社	1683 万円
		日本郵便株式会社	4945 万円
		株式会社ゆうちょ銀行	4309 万円
		株式会社かんぽ生命保険	3716 万円

(773 ページ記載)

- 日本司法支援センター
- ・民事法律扶助業務の実施に当たり、被援助者が民事裁判等の相手方から金銭を得ることになっている場合等において、当該金銭を立替金の償還に適切に充当させるための基準等を整備し、立替金の早期かつ確実な償還が行われるよう改善させたもの

(1 件 指摘金額 6818 万円)

(778 ページ記載)

- 全国健康保険協会
- ・保健指導支援システム用の端末のうち、相当期間にわたって保管されたままとなっている端末について契約の内容を見直すことなどにより、使用料等の節減を図るとともに、保健師等の採用状況等を踏まえて調達する端末数量を決定するよう改善させたもの

(1 件 指摘金額 2355 万円)

(782 ページ記載)

- ・船員保険保養事業委託契約により委託して実施している宿泊室確保事業について、船員保険保養所において船員保険の加入者等に優先的に利用させるために確保している宿泊室のうち、利用者から宿泊料を徴収した宿泊室を委託費の算定対象から除外することにより、委託費の節減を図るよう改善させたもの

(1 件 指摘金額 4856 万円)

(785 ページ記載)

- 日本年金機構
- ・建物の一部をデータセンターとして使用するために建物所有者との間で締結している賃貸借契約について、賃借料の算定方法等を明確にするとともに、賃借料の妥当性を適正に確認した上で支払を行うよう改善させたもの

(1 件 指摘金額 664 万円 背景金額 13 億 8438 万円)

(794 ページ記載)

- 独立行政法人造幣局
- ・ガスの調達契約を締結するに当たり、特定調達の対象となる要件を満たす場合には、一般競争に付するなどの協定等に基づく契約手続を実施することにより、内外無差別原則の確立と手続の透明性等を確保するよう改善させたもの

(1 件 指摘金額 1 億 5137 万円)

(821 ページ記載)

○独立行政法人国立印刷局

- ・不要財産となっている貸付土地について、国庫納付に向けた処分計画を策定し、具体的な手続に着手するよう改善させたもの (1件 指摘金額 2451万円)
(824 ページ記載)

○独立行政法人国民生活センター

- ・国民生活センター土日祝日消費生活相談業務の実施に当たり、給付完了の確認に必要な成果物を契約の目的に沿って業務が実施されているか把握できるようにしたり、取引の実態等を考慮して予定価格を積算したりすることなどにより、契約の事務を会計規程等を遵守して適切に行うよう改善させたもの
(1件 指摘金額 3億0500万円)
(826 ページ記載)

○独立行政法人農畜産業振興機構

- ・畜産業振興事業における費用対効果分析について、総事業費の範囲や算出方法を具体的に示すなどして、適切に実施させるよう改善させたもの
(1件 背景金額 7億8365万円)
(834 ページ記載)

- ・保有している株式について、出資金を回収するかどうかを判断するための具体的な判断基準を定めて、出資金の回収について検討を行い、適切な処置を講ずるよう改善させたもの
(1件 指摘金額 9億円)
(837 ページ記載)

○独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人国際観光振興機構

- ・業務の財源に充てることを想定していない預金等について国庫に納付することとなるよう改善させたもの
〔2件 指摘金額 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 1583万円〕
〔 独立行政法人国際観光振興機構 4億3918万円〕
(842 ページ記載)

○独立行政法人理化学研究所

- ・賃借物件に係る電気料金のうち基本料金の負担割合の見直しに関する協議等の手続について賃貸人との間で具体的に定め、当該手続に基づき協議等を行って、基本料金について実態に即して算定された額を支払うよう改善させたもの
(1件 指摘金額 593万円)
(845 ページ記載)

○独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

- ・有効に利用されていない土地について具体的な処分計画を策定して国庫納付に向けた手続に着手するなどするよう改善させたもの (1件 指摘金額 6億4820万円)
(850 ページ記載)

○独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

- ・総合評価落札方式による入札を実施するに当たり、評価項目に係る最低限の要求要件を明確に示したり、価格の評価を改めたりすることなどにより、技術等と価格の評価を適切に行って落札者を決定して、同方式による入札が有効に機能するよう改善させたもの

(1件 指摘金額 5億6220万円)

(863ページ記載)

○独立行政法人国立病院機構

- ・診療材料等の調達及び在庫管理等業務に係る契約を締結するに当たり、労務費相当分のみならず材料費等相当分を合わせた総額により予定価格を算定した上で競争に付すことにより、契約手続の適正性及び透明性を確保するとともに、競争による利益を十分に享受できるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 24億8279万円)

(868ページ記載)

○独立行政法人海洋研究開発機構

- ・海洋の調査・観測を実施するための船舶の建造契約について、詳細な資料を徴するなどして予定価格の算定の基礎となる見積りの妥当性を確認できるようにするとともに、建造に要した工数等に基づく費用を把握できる旨の条項を契約書等に定めるなどして知見を蓄積することにより、予定価格を適切に算定することができるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 16億2907万円)

(877ページ記載)

○独立行政法人都市再生機構

- ・共用灯のLED化が行われた賃貸住宅団地における一般清掃等業務請負契約において、管球交換の作業量の減少を考慮することにより、予定価格の積算等を適切なものとするよう改善させたもの

(1件 指摘金額 7720万円)

(887ページ記載)

- ・賃貸住宅団地の追加設備等について、既存建物の残存耐用年数を適用した減価償却を行うことにより減価償却累計額及び帳簿価額を修正するなどして平成25年度の財務諸表に反映させるとともに、経理システム等の改修を行うことにより既存建物の残存耐用年数を適用した減価償却を行うよう改善させたもの

(1件 指摘金額 18億2904万円)

(890ページ記載)

○独立行政法人住宅金融支援機構

- ・有効に活用されていない証券化支援勘定における政府出資金の運用益を住宅ローン債権の金利の引下げ等に要する費用に充当するなどして補助金の交付申請額等に反映するとともに、今後発生する運用益について同様に取扱うよう改善させたもの

(1件 指摘金額 9465万円)

(899ページ記載)

○独立行政法人国立成育医療研究センター

- ・病院における患者の診療等のために使用する検査試薬を調達するに当たり、一般競争入札を実施することにより、契約手続の公正性及び透明性を確保するとともに、競争による利益を十分に享受できるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 4601万円)

(903ページ記載)

○首都高速道路株式会社

- ・トンネル内に設置されている換気装置等を稼働させるための電気需給契約において、契約電力を低く設定して電気料金の節減を図るために、防災設備の総合点検について、作業工程を見直すなどするよう改善させたもの（1件 指摘金額 939万円）
(915 ページ記載)

○阪神高速道路株式会社

- ・高速道路の保全管理工事等における保安規制作業費の積算について、保安規制作業の実施方法を定めたマニュアルに基づくとともに、作業の実態に即した適切なものとするよう改善させたもの（1件 指摘金額 2億3390万円）
(917 ページ記載)

○東日本電信電話株式会社

- ・販売業務の委託に当たり、支払事務が適切に行われるよう審査体制の強化を図るとともに、契約規程等に基づく適切な契約事務の実施を確保するための取組を行うことなどにより、契約規程等を遵守して契約事務等の一層の適正化を図るよう改善させたもの（1件 指摘金額 24億1641万円）
(936 ページ記載)

○日本郵便株式会社

- ・車両用燃料の調達に当たり、原則として、本社契約により調達するよう郵便局に対して指導することなどにより、給油代金の支払額の節減を図るよう改善させたもの（1件 指摘金額 1億9388万円）
(939 ページ記載)

○東京電力株式会社

- ・契約書に談合等に係る違約金条項を定めることにより、談合等の抑止を図るとともに、談合等が発生した場合には違反行為を行った事業者から被った損害を早期かつ確実に回復できるよう改善させたもの（1件 背景金額 167億4509万円）
(945 ページ記載)

○日本下水道事業団

- ・下水道事業における終末処理場等の設計に当たり、基礎杭とく体の底版との結合部について地震時における所要の安全度が確保されたものとなるよう改善させたもの（1件 指摘金額 41億9716万円）
(950 ページ記載)

○放送大学学園

- ・電気及びガスの調達契約を締結するに当たり、特定調達の対象となる要件を満たす場合には、一般競争に付するなどの協定等に基づく契約手続を実施することにより、内外無差別原則の確立と手続の透明性等を確保するよう改善させたもの（1件 指摘金額 2億3763万円）
(953 ページ記載)

(4) 意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

本院が意見を表示し又は処置を要求したもののうち、平成24年度決算検査報告を作成するまでに当局において処置が完了していないものは、95件あり、その結果を掲記した。このうち、処置が完了したものが82件、処置が完了していないものが13件となっており、省庁等別にその概要を示すと表3のとおりである。

表3 意見を表示し又は処置を要求した事項の結果の概要 (単位：件)

省庁又は団体名	検査報告年度別処置未済件数		今年次に当局が講じた処置の状況	
			処置が完了したもの	処置が完了していないもの
内閣	平成23年度	注(2) 1	注(2) 1	
内閣(人事院)	23年度	注(2) 1	注(2) 1	
総務省	23年度	1		1
	24年度	3	3	
法務省	24年度	3	3	
外務省	24年度	注(3) 1		注(3) 1
財務省	24年度	1	1	
文部科学省	23年度	1		1
	24年度	6	5	1
厚生労働省	23年度	2	1	1
	24年度	注(4) 11	注(4) 11	
農林水産省	23年度	2	1	1
	24年度	5	5	
経済産業省	22年度	1		1
	24年度	2	1	1
国土交通省	21年度	1	1	
	23年度	1	1	
	24年度	9	8	1
防衛省	23年度	1		1
	24年度	7	6	1
日本中央競馬会	22年度	1	1	
	23年度	1	1	
東日本高速道路株式会社	24年度	1	1	
中日本高速道路株式会社	24年度	1	1	
西日本高速道路株式会社	24年度	1	1	
本州四国連絡高速道路株式会社	24年度	1	1	

省庁又は団体名	検査報告年度別処置未済件数		今年次に当局が講じた処置の状況	
			処置が完了したもの	処置が完了していないもの
日本郵政株式会社	24年度	1	1	
日本年金機構	24年度	注(4) 2	注(4) 2	
独立行政法人 農畜産業振興機構	24年度	1	1	
独立行政法人 国際協力機構	24年度	注(3) 1		注(3) 1
独立行政法人 日本振興センター	24年度	1	1	
独立行政法人 日本芸術文化振興会	24年度	1	1	
独立行政法人 高齢・障害・求職者 雇用支援機構	23年度	1	1	
独立行政法人 国立重度知的障害者 総合施設のぞみの園	24年度	1	1	
独立行政法人 水資源機構	23年度	1	1	
独立行政法人 情報処理推進機構	24年度	1	1	
独立行政法人 労働者健康福祉機構	24年度	1	1	
独立行政法人 国立高等専門学校 機構	24年度	2	2	
独立行政法人 国立大学財務・ 経営センター	23年度	1	1	
独立行政法人 中小企業機構	24年度	1	1	
独立行政法人 都市再生機構	23年度	1	1	
	24年度	1	1	
独立行政法人 奄美群島 振興開発基金	24年度	1	1	
独立行政法人 日本高速道路保有・ 債務返済機構	24年度	1	1	
独立行政法人 日本原子力 研究開発機構	23年度	1		1
独立行政法人 年金・健康保険 福祉施設整理機構	24年度	1	1	

省庁又は団体名	検査報告年度別処置未済件数		今年次に当局が講じた処置の状況	
			処置が完了したもの	処置が完了していないもの
独立行政法人 住宅金融支援機構	23年度	1	1	
独立行政法人 国立循環器病研 究センター	24年度	1	1	
国立大学法人 東北大学	24年度	1	1	
国立大学法人 大阪大学	23年度	1		1
首都高速道路 株式会社	24年度	1	1	
阪神高速道路 株式会社	24年度	1	1	
四国旅客鉄道 株式会社	24年度	1	1	
日本郵便株式会社	24年度	1	1	
株式会社 ゆうちょ銀行	24年度	1	1	
株式会社 かんぽ生命保険	24年度	1	1	
計	21年度	1	1	
	22年度	2	1	1
	23年度	注(2) 17	注(2) 10	7
	24年度	注(1)注(3) 注(4) 75	注(4) 70	注(3) 5
合計		注(1)注(2) 注(3)注(4) 95	注(2)注(4) 82	注(3) 13

注(1) 平成24年度決算検査報告に掲記した意見を表示し処置を要求した事項は77件あったが、このうち2件については、平成25年次中に当局において処置が完了したことから、平成24年度決算検査報告にその結果を併せて掲記した。

注(2) 平成23年度決算検査報告の内閣の1件及び内閣(人事院)の1件は、内閣及び内閣(人事院)の両方に係る指摘についての結果であり、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(3) 平成24年度決算検査報告の外務省及び独立行政法人国際協力機構の各1件は、外務省及び独立行政法人国際協力機構の両方に係る指摘についての結果であり、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(4) 平成24年度決算検査報告の厚生労働省及び日本年金機構の各1件は、厚生労働省及び日本年金機構の両方に係る指摘についての結果であり、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

上記のうち、処置が完了していない13件については、その処置状況について引き続き検査することとする。

(5) 不当事項に係る是正措置等の検査の結果

ア 検査報告に掲記した不当事項に係る是正措置の状況について

昭和 21 年度から平成 24 年度までの検査報告に掲記した不当事項に係る 26 年 7 月末現在の是正措置の状況について検査した結果、是正措置が未済となっているものは 41 省庁等における 481 件 142 億 8888 万余円であり、このうち金銭を返還させる是正措置を必要とするものは 40 省庁等における 465 件 127 億 3823 万余円となっている。(956 ページ記載)

イ 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に係る処置の履行状況について

平成 24 年度決算検査報告において改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととした本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 99 件のうち、検査報告掲記時点で既に履行済であったなどのため検査の必要がなかったもの 13 件及び今年度は履行状況の検査の対象となる会計経理等の実績がなかったことなどから検査を実施しなかったもの 3 件を除いた 83 件について改善の処置の履行状況を検査した結果、改善の処置が一部履行されていなかったものが 1 件あり、不当事項として掲記した。

(961 ページ記載)

3 第 4 章の「国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」の概要

(1) 国会及び内閣に対する報告

平成 25 年 11 月から 26 年 10 月までの間に、会計検査院法第 30 条の 2 の規定により国会及び内閣に報告した事項は表 4 のとおり 8 件あり、このうち、第 4 章にその検査状況の概要を記載したものは 7 件、第 3 章に検査の結果を記載したものは 1 件である。

表 4 会計検査院法第 30 条の 2 の規定により国会及び内閣に報告した事項

事項番号	報告事項名	報告年月日	報告事項の第 3 章又は第 4 章における掲記の状況
①	生活保護の実施状況について	平成 26 年 3 月 19 日	第 4 章の 965 ページに記載
②	地方財政計画及び地方公務員の特殊勤務手当等の状況について	26 年 4 月 23 日	第 4 章の 977 ページに記載
③	独立行政法人における関連法人の状況について	26 年 9 月 18 日	第 4 章の 989 ページに記載
④	防衛装備品等の調達に当たり、原価計算方式により予定価格を算定するなどして契約を締結した防衛関連企業に対して、原価計算等に関する規程類の整備が十分なものとなっているかなどについて早急に調査を行い、必要に応じて防衛関連企業に対して改善を求めるなどの方策を検討することにより、防衛関連企業が提出等する資料の信頼性を確保して、防衛装備品等の調達価格の透明性を確保するよう防衛大臣に対して意見を表示したものの	26 年 9 月 18 日	第 3 章の防衛省の項に「意見を表示し又は処置を要求した事項」として掲記 (692 ページ記載)
⑤	復興木材安定供給等対策の実施状況等について	26 年 10 月 8 日	第 4 章の 1000 ページに記載
⑥	再生可能エネルギーに関する事業の実施状況等について	26 年 10 月 8 日	第 4 章の 1011 ページに記載

事項番号	報告事項名	報告年月日	報告事項の第3章又は第4章における掲記の状況
⑦	各省庁が所管する政府開発援助(技術協力)の実施状況について(外務省が所管する技術協力を除く。)	26年10月16日	第4章の1023ページに記載
⑧	各府省庁が所管する政府開発援助(国際機関等への拠出・出資)の実施状況について	26年10月16日	第4章の1035ページに記載

(2) 国会からの検査要請事項に関する報告

国会から国会法第105条の規定による会計検査及びその結果の報告を求める要請(以下「検査要請」という。)を受諾して、25年11月から26年10月までの間に、会計検査院法第30条の3の規定により検査結果を報告した事項は表5のとおり1件あり、その概要を記載した。

表5 会計検査院法第30条の3の規定により検査結果を報告した事項

報告事項名	検査要請の受諾年月日	検査結果の報告年月日	報告先 (検査要請を行った議院の委員会)
年金記録問題に関する日本年金機構等の取組について (1047ページ記載)	平成 26年6月10日	26年10月30日	参議院 (参議院決算委員会)

(3) 特定検査対象に関する検査状況

特定検査対象に関する検査状況として9件掲記した。

- ア 遺棄化学兵器処理事業の実施状況について (1058ページ記載)
- イ 日本国外に居住する控除対象扶養親族に係る扶養控除の適用状況等について (1068ページ記載)
- ウ 公益法人等に対する法人税の課税状況について (1076ページ記載)
- エ 租税特別措置(清酒等及びビールに係る酒税の税率の特例)の適用状況及び検証状況について (1089ページ記載)
- オ 社会資本の長寿命化計画における維持管理・更新について (1100ページ記載)
- カ 高速道路利便増進事業の実施状況等について (1112ページ記載)
- キ 東日本大震災により発生した災害廃棄物等の処理について (1124ページ記載)
- ク 東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質により発生した指定廃棄物の一時保管及び処理の状況等について (1137ページ記載)
- ケ 日本銀行の財務の状況及びその推移について (1147ページ記載)

(4) 国民の関心の高い事項等に関する検査状況

国会等で議論された事項、新聞等で報道された事項その他の国民の関心の高い事項等に関する検査の状況について、第3章及び第4章に掲記した主なものを①東日本大震災からの復興に向けた施策等に関するもの、②国民生活の安全性の確保に関するもの、③制度・事業の適正で公平な運用に関するもの、④予算の適正な執行、会計経理の適正な処理等に

関するもの、⑤資産、基金等のストックに関するもの、⑥行政経費の効率化、事業の有効性等に関するもの、⑦社会保障に関するもの、⑧環境保全に関するものに区分して整理するなどした。
(1159 ページ記載)

(5) 特別会計財務書類の検査

本院は、特別会計に関する法律の規定に基づき、25年11月に内閣から送付を受けた17府省庁等が所管する18特別会計の平成24年度特別会計財務書類について、正確性、合規性等の観点から検査した。そして、同年12月に内閣に対して、同書類の検査を行った旨を通知し、同書類を回付した。
(1163 ページ記載)

第2 観点別の検査結果

会計検査院は、正確性の観点、合規性の観点、経済性の観点、効率性の観点、有効性の観点等といった多角的な観点から検査を実施した。その結果は「第1 事項等別の検査結果」で述べたとおりであるが、このうち「第3章 個別の検査結果」に掲記した事項について、検査の観点に即して事例を挙げると次のとおりである。

1 主に正確性の観点から検査したもの

検査対象機関の決算の表示が予算執行等の財務の状況を正確に表現しているかという正確性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

- ① 重要物品の物品管理簿への記録について
 - ・性能を向上させる改造等を行ったのに帳簿価格が改定されていない重要物品について、速やかに帳簿価格を改定するよう適宜の処置を要求し、帳簿価格を改定するための事務手続を明確に定めるなどして、物品管理簿が正確に記録されるよう是正改善の処置を求めたもの (96 ページ記載)
- ② 工事費の資産計上及び費用処理に係る会計処理について
 - ・賃貸住宅事業の保全工事に係る会計処理に当たり、除却した設備等の機能を考慮して工事費の資産計上及び費用処理を適切に行うとともに、これらの会計処理を団地別事業計画等に的確に反映させるよう意見を表示したもの (883 ページ記載)

2 主に合規性の観点から検査したもの

検査対象機関の会計経理が予算、法律、政令等に従って適正に処理されているかという合規性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

- ① 不適正な会計経理について
 - ・外部の機関から支払を受けた委託費及び研究者から譲渡された科学研究費補助金等の間接経費を国庫に納付せずこれを別途に経理していて、受託業務等に係る会計経理が会計法令に違反していたもの (238 ページ記載)
 - ・刑事施設等の常勤医師が、許可を受けて行うこととされている外部研修を行っておらず、正規の勤務時間中に勤務していなかったのに、勤務しなかった時間に係る給与を減額することなく支給していたもの (120 ページ記載)
 - ・在外公館における会計経理が適正を欠くと認められるもの (141 ページ記載)
 - ・スポーツ振興委託事業において、事業を契約の締結前に実施させ、契約決裁の日付から遡った日付を契約締結日とした契約書を作成するなど不適正な会計経理を行っていたもの (189 ページ記載)
 - ・民間スポーツ振興費等補助金が不適正な経理処理に基づき交付されるなどしていたもの (198 ページ記載)
 - ・物品の調達に当たり、契約物品が納期までに納入されていなかったにもかかわらず、納入されたとする虚偽の検査調書を作成するなどの不適正な会計経理を行い、契約金額を支払っていたもの (676 ページ記載)

- ・ DNA 合成製品の購入に当たり、会計規程等で認められていない前払により購入を行っていたり、研究員が業者に虚偽の内容の関係書類を作成させ、所属する研究機関に架空の取引に係る購入代金を支払わせたりするなど不適正な会計経理を行っていたもの (807、811 ページ記載)
- ② 租税及び保険料の徴収について
 - ・ 租税の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの (158 ページ記載)
 - ・ 労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの (233 ページ記載)
 - ・ 健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの (235 ページ記載)
- ③ 雇用対策のための給付金、助成金の支給、年金の支給等について
 - ・ 雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの (242 ページ記載)
 - ・ 雇用保険の雇用調整助成金の支給が適正でなかったもの (245 ページ記載)
 - ・ 雇用保険の事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の支給が適正でなかったもの (249 ページ記載)
 - ・ 厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が適正でなかったもの (252 ページ記載)
- ④ 診療報酬の請求や医療費の支払について
 - ・ 医療費に係る国の負担が不当と認められるもの (254 ページ記載)
 - ・ 後期高齢者医療制度の後期高齢者医療高額医療費負担金の算定に当たり、医療機関等に返戻されたレセプトが再提出された場合に同負担金の対象となる療養に係る費用の額が重複して算出されないようするなどして、算定が適正なものとなるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの (308 ページ記載)
 - ・ 特定疾病併用者に係る自立支援医療費の支給の制度、審査方法等を周知して、適正に審査を実施することにより、特定疾病併用者に係る自立支援医療費の額の算定が適正に行われるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの (314 ページ記載)
- ⑤ 工事の設計及び施工について
 - ・ 木造建築物の設計及び施工が適切でなかったものなど (73、378、387、565 ページ記載)
 - ・ 橋台の胸壁の設計が適切でなかったもの (561 ページ記載)
 - ・ 下水道事業における終末処理場等の設計に当たり、基礎杭とく体の底版との結合部について地震時における所要の安全度が確保されたものとなるよう改善させたもの (636、950 ページ記載)
 - ・ 交付金事業により整備した放射線監視設備の設計が適切でなかったもの (659 ページ記載)
- ⑥ 委託費等の支払について
 - ・ 刑事施設の診療所管理運営業務委託契約について、医療費の算定は、厚生労働省告示等に定められた算定要件を満たす場合に限ることを契約書等に明記するなどして、医療費の支払額の妥当性を確保するよう是正改善の処置を求めたもの (125 ページ記載)
 - ・ 森林域における放射性物質流出抑制対策調査に係る委託事業の実施に当たり、航空機の運航時間に運航していない時間を含めてレーザ計測の経費を算定するなどして委託費を支払っていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの (374 ページ記載)

- ・ 中小企業支援調査(安全知識循環型社会構築事業)の委託契約において、全く使用されなかった装置の購入費用等を委託業務の実施に必要な経費に含めていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの (508 ページ記載)
 - ・ 委託契約において、従事者に対して実際に支給した給与の額等に基づかず人件費を算出するなどしていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの (654 ページ記載)
 - ・ 申込書 OCR システムの保守契約において、今後使用する見込みのない機器を引き続き保守の対象としていたり、仕様書どおりに実施されていない定期点検に係る費用を保守費に含めていたりしていたため、支払額が過大となっていたもの (942 ページ記載)
- ⑦ 補助金の経理や補助事業の実施について
- ・ 国民健康保険の療養給付費負担金が過大に交付されていたもの (265 ページ記載)
 - ・ 国民健康保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの (269 ページ記載)
 - ・ 生活保護費等負担金が過大に交付されていたもの (278 ページ記載)
 - ・ 介護保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの (281 ページ記載)
 - ・ 住宅セーフティネット整備推進事業及び今後の要配慮者の住宅確保に係る事業について、経理等の適正化を図ったり事務処理体制を見直したりするよう是正改善の処置を求め、及び事業実施後の賃貸住宅の的確な管理を図るよう意見を表示したものなど (553、581 ページ記載)
- ⑧ 制度の適正な運用について
- ・ 厚生年金特例法に基づく特例納付保険料の納付勧奨等がマニュアル等に従って適切に行われるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの (302、790 ページ記載)
 - ・ ガスの調達契約を締結するに当たり、特定調達の対象となる要件を満たす場合には、一般競争に付するなどの協定等及び特例政令等に基づく契約手続を実施することにより、内外無差別原則の確立と手続の透明性等を確保するよう是正改善の処置を求めたものなど (65、99、136、166、748、754、790、799、821、953 ページ記載)
 - ・ 義務教育費国庫負担金を算定するために各都道府県が作成する報告書の様式において、事務職員の定数を適切に算定するために特に注意を要する事項を明示することなどにより、同負担金の交付額の算定が適正に行われるよう是正改善の処置を求めたもの (204 ページ記載)
 - ・ 奨学金貸与事業において、振込超過金の発生を防止する方策を検討して実施したり、適格認定が適切でなかったことが判明した奨学生について、当該奨学生が在学する大学等に、本来「廃止」と認定すべきであった時点まで遡って適格認定の修正を行わせたりすることなどにより、振込超過金の発生及び適格認定が適切でなかったことが判明した奨学生に対する奨学金の貸与を防止するよう是正改善の処置を求めたもの (871 ページ記載)
 - ・ 水防法等に基づき浸水想定区域の指定等及び洪水ハザードマップの作成等が適正に行われて、浸水想定区域図及び洪水ハザードマップが有効に活用されるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め並びに改善の処置を要求し、電子化ガイドラインに基づき浸水想定区域図等の作成が適切に行われて、浸水想定区域図等の電子データが有効に活用されるよう是正改善の処置を求めたもの (587 ページ記載)

- ⑨ 国有財産及び債権の管理について
- ・ 国有港湾施設有償貸付契約において、貸付料の算定を誤ったため、契約額が低額となっていたもの (164 ページ記載)
 - ・ 失業等給付金に係る不正受給返納金債権について、財産調査及び自力執行についての具体的な実施方法を示すなどして都道府県労働局等における債権管理が適切に行われるよう是正改善の処置を求めたもの (321 ページ記載)
- ⑩ 物品や備品の管理について
- ・ 艦艇に搭載している計測器等の校正検定について、艦艇部隊が年間計画表を確実に作成して、これに基づいて造修補給所が遺漏なく実施することなどにより、有効期間内に適切に実施されるよう改善させたもの (716 ページ記載)
 - ・ 研究用備品等について、定期的な実査を適切に実施するなどして、その管理の一層の適正化を図るよう是正改善の処置を求め、及び研究所内で使用する見込みがなく不用決定されたものの外部への譲渡を積極的に検討する仕組みを整備することにより利活用を図るよう意見を表示したもの (814 ページ記載)

3 主に経済性の観点から検査したもの

検査対象機関の事務・事業の遂行及び予算の執行がより少ない費用で実施できないかという経済性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

- ① 役務契約や工事における費用の積算について
- ・ 空港の警備業務に係る請負契約において、予定価格の積算に当たり、警備員の年間勤務日数を誤っていたため、契約額が割高となっていたもの (551 ページ記載)
 - ・ 船舶の航行の安全管理に係る業務の実施に当たり、業務に従事する技術者の業務の内容に即した職種を適用して直接人件費を積算するとともに、必要性を十分に検討した上で作業等を実施することとして業務費の低減を図るよう是正改善の処置を求めたもの (577 ページ記載)
 - ・ 航空機等の特別整備契約の予定価格の積算に当たり、再委託費の諸経費対象金額の範囲を明確にすることにより、諸経費の算定を適切なものとするよう改善させたもの (639 ページ記載)
 - ・ 情報システムの運用保守業務契約の締結に当たり、作業種別ごとの技術者数や作業時間等の実績が確認できる書類を提出させて、運用保守業務の実態を踏まえるなどして、予定価格の積算を適切なものとするよう是正改善の処置を求めたもの (730 ページ記載)
 - ・ 高速道路の保安全管理工事等における保安規制作業費の積算について、保安規制作業の実施方法を定めたマニュアルに基づくとともに、作業の実態に即した適切なものとするよう改善させたもの (917 ページ記載)
- ② 事務・事業に係る経費の節減について
- ・ 廃止決定された合同宿舍の退去期限日の設定に当たり、国有資産等所在市町村交付金の基準日を考慮することにより国有資産等所在市町村交付金の節減の可能性を検討するよう改善させたもの (185 ページ記載)

- ・環境放射能水準調査委託費により整備するゲルマニウム半導体方式放射能検査機器について、今後の検査機器の整備に当たり標準的かつ経済的な構成例を示すことなどにより、構成機器の調達に要する費用の節減を図り、水準調査を経済的に実施することが可能となるよう改善の処置を要求したもの (668 ページ記載)
- ・レセプトのオンライン化を早期に実施することにより、取得した機器を使用するとともに、社会保険診療報酬支払基金に支払う事務費の節減を図るよう改善させたもの (704 ページ記載)
- ・固定電話の利用に当たり、4 会社が連携して継続的に回線を管理する体制を整備するなどして、光 IP 電話への切替えを進めることにより、電話料金の節減を図るよう改善させたもの (773 ページ記載)

③ 事務・事業の実態に即した費用の算定等について

- ・更生保護委託費のうち、毎月定額で支払われている福祉職員に係る委託事務費の中の人件費相当額について、更生保護法人等が同職員に実際に支給した人件費等を把握して、実際の人件費等が人件費相当額の年額を下回った場合には、差額の精算を行うよう改善させたもの (134 ページ記載)
- ・ノンステップバス購入に係る補助事業の実施に当たり、ノンステップバス及びワンステップバスの購入価格の実態に即した適切な補助限度額を設定するよう改善させたものなど (560、634 ページ記載)
- ・賃借物件に係る電気料金のうち基本料金の負担割合の見直しに関する協議等の手続について賃貸人との間で具体的に定め、当該手続に基づき協議等を行って、基本料金について実態に即して算定された額を支払うよう改善させたもの (845 ページ記載)

4 主に効率性の観点から検査したもの

検査対象機関の業務の実施に際し、同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているかという効率性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

① 事務・事業の運営について

- ・国有資産等所在市町村交付金の対象となる貸付財産のうち交付金額が貸付料年額を上回っている状況を把握していなかった事態について、マニュアルを改訂することにより、その把握及び要因の分析を行うよう改善させたもの (182 ページ記載)
- ・私立学校施設の耐震補強事業において、補助の対象とならない備品の設置等に係る経費を補助対象経費に含めないことなどにより補助金の交付額の算定を適切に行うよう是正改善の処置を求め、及び補助対象工事の範囲を明確にすることにより耐震補強事業が効率的に実施されるよう改善の処置を要求したものなど (196、209 ページ記載)
- ・学校施設環境改善交付金等の交付額の算定において、公立学校施設以外の施設は交付対象にならないことを周知徹底するなどするよう是正改善の処置を求め、及び法令適合工事等に係る実績報告時の交付対象工事費の減額を配分基礎額に反映させたり、交付対象工事費の上限額を実績報告時にも適用したりすることを明確に定めるよう改善の処置を要求したもの (216 ページ記載)

- ・離島ガソリン流通コスト支援事業について、本土からのガソリンの輸送費を調査するなどして、補助単価を実態に即して見直すことにより、事業が効率的に執行されるよう意見を表示したものなど (515、531 ページ記載)

- ・日本私立学校振興・共済事業団が実施している宿泊事業について、事業の意義や採算性を踏まえて宿泊施設の運営の見直しが十分に行われるよう意見を表示したもの (740 ページ記載)

5 主に有効性の観点から検査したもの

検査対象機関の事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、効果を上げているかという有効性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

① 事業効果の発現について

- ・沖縄県内の市町村が実施する特産品の開発等による地域活性化等を目的とした補助事業について、補助事業完了後に事業効果を検証するためのフォローアップ等が適切に行われるとともに、同様の目的で実施している交付金事業について、事業効果を検証するための継続的なフォローアップが行われるよう改善させたもの (78 ページ記載)

- ・新たな難視を解消するためのケーブルテレビ幹線対策事業のうち、対象世帯の過半数の加入が確保されていない事業について、その過半数がケーブルテレビに加入していない原因を分析した上で効果的な加入促進方策を策定するなどして、これを反映させた取組計画を事業主体に策定させ、その取組状況等について必要に応じて指導及び助言するよう意見を表示したもの (103 ページ記載)

- ・政府開発援助の実施に当たり、事業の完了前に不具合が発生した場合に建設コンサルタントに対してその原因を適切に究明するよう働きかけるなどして援助の効果が十分に発現するよう意見を表示したもの (144、841 ページ記載)

- ・株式会社日本政策金融公庫の中小企業事業において、国から多額の政府出資金が交付されている証券化支援保証業務及び売掛金債権証券化等支援業務について、両業務の必要性を十分に検討し、必要であると判断する場合には、制度の枠組み等についての検討等を行い、両業務が中小企業者の円滑な資金調達に資することとなり、政府出資金が有効に活用されるよう意見を表示したもの (170、526 ページ記載)

- ・国立大学病院管理会計システムを導入した国立大学法人において、同システムが利用開始に至らなかったなどの問題点について十分検討し、導入が予定されている次期システムを効果的かつ継続的に利用するために、次期システムの利用方針等を明確にするなどして、その利用に必要な体制の整備を図るよう意見を表示したもの (907 ページ記載)

- ・学校情報通信技術環境整備事業により小学校等に整備した電子黒板が教員や児童生徒に有効に活用されるとともに、電子黒板を活用した教育に関する調査研究や学びのイノベーション事業の成果を有効に活用して、教育の情報化の促進や教育の質の向上に寄与させるよう意見を表示したもの (221 ページ記載)

- ・農山漁村6次産業化対策事業等について、事業実施計画の作成に当たり、新商品等の販路開拓等の事前の取組を十分に行った上で適切に成果目標を設定することなどにより、事業効果の発現に資するよう、また、費用対効果分析が適切に実施されるよう改善の処置を要求したものなど (396、458、476 ページ記載)
 - ・水産庁が所管する政府開発援助の実施に当たり、援助の効果が十分に発現するなどするよう意見を表示したもの (430 ページ記載)
 - ・電線共同溝整備事業の実施に当たり、無電柱化の目的の一つである都市防災対策等の点からもその効果を早期に発現させるための方策を検討するなどしたり、電線の入溝状況の実態を踏まえるなどして整備する管路を決定させるための方策を検討するなどしたりするよう意見を表示したもの (599 ページ記載)
- ② 制度の運用について
- ・消費税の申告審理等において国内で人的役務の提供等を行った非居住者に係る報酬等支払調書を活用することなどにより、消費税の納税義務のある非居住者を的確に把握して課税を行うよう改善させたもの (177 ページ記載)
 - ・地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金等による地方単独事業の実施状況を踏まえ、同種の交付金であるがんばる地域交付金について、貸付金や保証金に交付金を充当しないよう明確にすることにより、交付金はその交付の目的に従って活用されるよう改善させたもの (75 ページ記載)
 - ・基幹的な農業水利施設のストックマネジメントに当たり、優先度の高い施設を対象施設として選定したり、最適シナリオを踏まえて対策工事を適時に実施したりするなどして、施設の長寿命化及びライフサイクルコストの低減が図られるよう改善の処置を要求したもの (448 ページ記載)
 - ・農業・食品産業強化対策整備交付金事業等における費用対効果分析について、総事業費の範囲や算出方法を具体的に示すなどして、適切に実施させるよう改善させたものなど (473、834 ページ記載)
 - ・風力発電事業の発電実績が低迷している事業者の運営状況を十分に把握するとともに、効率的な事業運営に有益と考えられる情報の提供を一層進めることについて検討することなどにより、補助事業により整備した風力発電設備が長期間にわたってより一層有効に活用されるよう意見を表示したもの (535 ページ記載)
 - ・防災のための集団移転促進事業で整備する住宅団地の宅地について、移転者の意向の変化等を適時適切に把握するとともに、その状況に応じて事業規模を縮小するなどの措置を講ずるよう市町村に周知するよう意見を表示したもの (603 ページ記載)
 - ・農業協同組合連合会等に対する肉用牛等の販売に係る補填金について、交付対象を明確にすることなどにより、補填金の交付が畜産経営の安定を図るとする目的に沿うものとなるよう改善の処置を要求したもの (830 ページ記載)
 - ・国有財産台帳等における報告漏れ及び誤びゅう訂正について、効果的な発生防止策を周知したり、取扱いが明確になっていないものについてその適切な取扱いを定めたりなどして、国有財産台帳等の誤りを防止するなどの取組を推進するよう意見を表示したもの (170 ページ記載)

- ・軌道に係る軌道変位検査及び補修工事を適切に実施したり、落石止擁壁背面の落石等の堆積状況を適切に把握したりすることにより、鉄道施設の維持管理が適切に実施されるよう意見を表示したものなど (924、931 ページ記載)
- ③ 保有資産の有効活用について
 - ・新直轄方式による高速自動車国道の整備のために旧日本道路公団等から譲渡を受けるなどした用地のうち、設置しないこととされた料金所の予定地等について、具体的な利用計画を定めたり、今後も保有し続ける必要性についての具体的な検討を行ったりすることなどにより、有効利用等を図るよう改善の処置を要求したもの (625 ページ記載)
 - ・レクリエーションの森について、関係通知等に従って管理経営を計画的かつ適切に行ったり、リフレッシュ対策を効率的かつ効果的に行ったり、無償の貸付等の有償化に向けた継続的な折衝を行う体制を整備したりするよう改善の処置を要求し、及びレクリエーションの森の施設の用に供する国有林野の貸付等を関係法令等に従って適正に行うよう是正改善の処置を求めたもの (424 ページ記載)
 - ・業務の財源に充てることを想定していない預金等について国庫に納付することとなるよう改善させたもの (842 ページ記載)
 - ・有効に利用されていない土地について具体的な処分計画を策定して国庫納付に向けた手続に着手するなどするよう改善させたもの (850 ページ記載)
- ④ 国の出資金等によって造成された基金等の有効活用等について
 - ・独立行政法人福祉医療機構の労災年金担保貸付勘定における政府出資金について、貸付事業の実績及び今後の事業規模を考慮するなどして真に必要な政府出資金の額を検討し、必要額を超えて保有されていると認められる政府出資金については、不要財産として速やかに国庫に納付することにより、政府出資金が適切な規模のものとなるよう意見を表示したもの (343、854 ページ記載)
 - ・中央職業能力開発協会に緊急人材育成・就職支援事業臨時特例交付金を交付して設置造成させた緊急人材育成・就職支援基金(緊急人材育成支援事業)について、使用見込みのない額を速やかに国庫へ返納させるよう改善させたもの (360 ページ記載)
 - ・東日本大震災復旧・復興予備費を財源とする農畜産業振興対策交付金の未使用額及び返還額を交付先から速やかに国庫に納付させるよう改善させたもの (470 ページ記載)
 - ・県が造成する企業立地資金貸付基金の原資とするために国が交付した電力移出県等交付金等の資金について、各県に対して資金の有効活用や基金規模の適正性等の検証に資する情報を提供することなどにより、有効活用が図られるよう改善させたもの (540 ページ記載)

第2章 決算の確認

第2章 決算の確認

会計検査院は、国の収入支出の決算等を検査した。その結果、決算を確認したものなどは次のとおりである。

第1節 国の決算の確認

会計検査院は、下記の平成25年度の国の収入支出の決算を確認した。

第1 一般会計

	歳入	106,044,663,640,273
	歳出	100,188,878,834,942

第2 特別会計

所管及び会計名	歳入 円	歳出 円
内閣府、総務省及び財務省		
交付税及び譲与税配付金		
交付税及び譲与税配付金勘定	56,061,266,915,417	53,749,240,979,407
交通安全対策特別交付金勘定	69,957,168,508	65,268,371,424
財務省		
地震再保険	114,766,233,949	7,056,991,520
国債整理基金	225,009,982,610,401	198,622,996,170,521
外国為替資金	3,327,342,060,216	117,859,440,352
財務省及び国土交通省		
財政投融资		
財政融資資金勘定	29,500,503,559,148	29,013,583,577,360
投資勘定	1,232,518,574,415	994,923,758,954
特定国有財産整備勘定	79,919,293,549	34,334,119,541
内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省		
エネルギー対策		
エネルギー需給勘定	2,593,068,673,228	2,099,171,551,100
電源開発促進勘定	362,185,269,819	285,154,678,609
原子力損害賠償支援勘定	4,481,399,127,179	3,958,531,866,730
厚生労働省		
労働保険		
労災勘定	1,149,196,487,213	995,758,603,447
雇用勘定	2,399,160,562,468	2,123,717,762,488
徴収勘定	3,165,777,563,275	3,025,164,021,370
年金		
基礎年金勘定	22,088,428,079,609	21,431,413,745,891
国民年金勘定	4,976,223,511,483	4,901,900,425,413
厚生年金勘定	39,244,761,076,567	38,919,681,033,203
福祉年金勘定	4,064,523,202	4,016,861,019
健康勘定	9,878,716,525,518	9,723,321,125,884

第2章 決算の確認 第1節 国の決算の確認 第1 一般会計 第2 特別会計

所管及び会計名	歳入 円	歳出 円
子どものための金銭の給付勘定	1,540,100,134,613	1,511,763,132,407
業務勘定	472,008,062,361	381,369,340,524
農林水産省		
食料安定供給		
農業経営基盤強化勘定	25,449,430,461	12,521,306,389
農業経営安定勘定	280,340,020,717	157,779,404,644
米管理勘定	273,338,436,426	270,650,333,249
麦管理勘定	366,636,282,686	354,779,155,417
業務勘定	9,494,637,919	9,494,546,558
調整勘定	646,081,666,325	581,101,610,425
国営土地改良事業勘定	48,786,061,640	47,546,618,149
農業共済再保険		
再保険金支払基金勘定	25,856,544,014	464,572,161
農業勘定	25,997,192,419	7,719,737,113
家畜勘定	35,279,642,244	27,117,087,846
果樹勘定	3,888,322,523	2,940,348,602
園芸施設勘定	2,992,604,347	2,778,910,817
業務勘定	855,453,446	855,275,516
森林保険	8,421,378,638	1,741,033,419
国有林野事業債務管理	301,367,483,203	301,367,483,203
漁船再保険及び漁業共済保険		
漁船普通保険勘定	42,407,150,433	5,973,692,116
漁船特殊保険勘定	23,654,688	0
漁船乗組員給与保険勘定	2,832,678	0
漁業共済保険勘定	8,666,669,020	8,525,240,014
業務勘定	691,000,411	690,946,258
経済産業省		
貿易再保険	48,003,152,223	14,520,665,230
特許	323,877,041,964	107,617,061,916
国土交通省		
社会資本整備事業		
治水勘定	1,510,790,923,374	1,152,000,977,005
道路整備勘定	3,150,109,471,979	2,362,725,014,404
港湾勘定	405,462,515,594	322,362,970,256
空港整備勘定	384,462,737,804	331,502,191,238
業務勘定	278,111,708,641	211,790,177,351
自動車安全		
保障勘定	62,438,695,758	4,427,293,884
自動車検査登録勘定	46,233,354,390	30,579,312,957
自動車事故対策勘定	12,798,758,805	12,449,387,542
国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省		
東日本大震災復興	6,770,331,089,131	4,406,732,650,369

第2節 国税収納金整理資金受払計算書の検査完了

会計検査院は、下記の受払額を検査完了した。

	円			
受	入	収	納	済
		額		58,108,538,134,907
支	払	{	支払命令済額	8,965,778,765,488
			歳入組入額	48,424,053,411,415

第3節 政府関係機関の決算の検査完了

会計検査院は、下記の政府関係機関の決算額を検査完了した。

政 府 関 係 機 関 名	収 入	支 出
	円	円
沖縄振興開発金融公庫	18,043,738,390	13,931,343,943
株式会社日本政策金融公庫		
国民一般向け業務	153,755,382,752	89,459,200,083
農林水産業者向け業務	64,610,271,248	50,842,651,818
中小企業者向け業務	114,736,612,533	56,984,920,533
信用保険等業務	281,488,722,496	544,397,997,624
危機対応円滑化業務	47,528,273,883	91,469,246,597
特定事業等促進円滑化業務	397,743,805	395,780,984
株式会社国際協力銀行	264,448,206,942	200,938,661,238
独立行政法人国際協力機構	202,375,046,031	84,914,702,216
有償資金協力部門		

第4節 国の決算金額と日本銀行の提出した計算書の金額との対照

第1 一般会計

会計検査院が一般会計歳入歳出決算の金額と日本銀行の提出した計算書の金額とを対照したところ符合していた。

第2 特別会計

会計検査院が特別会計歳入歳出決算の金額と日本銀行の提出した計算書の金額とを対照したところ符合していた。

第5節 国会の承諾を受ける手続を採っていない 予備費の支出

平成25年度における予備費使用決定額については、全て国会の承諾を受ける手続を了している。また、26年度における予備費使用決定額で国会の承諾を受ける手続を採っていないものは、26年10月22日現在で次のとおりである。

平成26年度分		
1 一般会計	使用決定額 千円	2 特別会計
所 管		
皇 室 費	277,008	(該当なし)
内 閣 府	3,302,967	
総 務 省	228,855	
法 務 省	183,027	
農 林 水 産 省	44,792,414	
防 衛 省	14,190,417	
計	62,974,688	

第2章 第5節 国会の承諾を受ける手続を採っていない予備費の支出

第3章 個別の検査結果

第3章 個別の検査結果

第1節 省庁別の検査結果

第1 国 会

(衆 議 院)

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

ガスの調達契約を締結するに当たり、特定調達の対象となる要件を満たす場合には、一般競争に付するなどの協定等及び特例政令等に基づく契約手続を実施することにより、内外無差別原則の確立と手続の透明性等を確保するよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)衆議院 (項)衆議院
部 局 等	衆議院
契 約 の 概 要	衆議院本館等で使用するガスの調達を行うもの
件数及び支払額	2件 2億5774万円(平成24、25両年度)

1 特定調達に係る契約手続の概要等

(1) 契約事務等の概要

衆議院は、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)等に基づき、管理する衆議院本館等で使用するガスの調達契約に係る事務を行っている。

(2) 政府調達に関する協定等の概要

近年、我が国のガスの小売市場は自由化が進められており、一般の需要者に導管を敷設してガスを供給する事業者(以下「一般ガス事業者」という。)以外の事業者も広く小売市場に参入できるような状況となっている。

政府調達に関する協定(平成7年条約第23号(平成26年条約第4号による改正前のもの)。以下「協定」という。)は、世界貿易機関(WTO)の下で運用されている協定の一つで、各加盟国の中央政府、地方政府及び協定が定める機関による調達の分野における、国内外のいかなる事業者でも参入を可能なものとする内外無差別原則の確立と手続の透明性等の確保を目的として、各国が遵守すべき調達手続上の義務等を規定している。そして、我が国政府は、「物品に係る政府調達手続について(運用指針)」(平成6年アクション・プログラム実行推進委員会)等を我が国の自主的措置として決定している(以下、協定及び我が国の自主的措置を合わせて「協定等」という。)。また、協定その他の国際約束を実施するために、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(昭和55年政令第300号。以下「特例政令」という。)が制定されている。

協定等及び特例政令の対象となる機関が、協定等及び特例政令等の対象となる調達契約

を締結する場合には、会計法、予決令等に加えて、協定等、特例政令等に基づき事務を行う必要がある。

協定によれば、適用対象となる機関は、中央政府の機関、地方政府の機関及びその他の機関に区分され、それぞれ具体的な機関名が明示されていて、中央政府の機関としては、会計法の適用を受ける全ての機関が協定の適用対象とされている。

適用対象となる調達については、产品及びサービスの調達とされていて、製品については、全ての製品の調達を適用対象とすることとされている。そして、ガスについては上記の適用対象になる製品の例外ではないとされている。

また、協定等によれば、適用対象となる調達額については、機関の区分、調達する产品及びサービス、契約締結時期等ごとに、それぞれ基準額が定められており、当該基準額以上の価額の产品及びサービスの調達契約が協定等の適用対象とされている。そして、特例政令では、調達契約に係る予定価格が財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額以上の額であるものに関する事務について特例政令の適用があると定められており、平成24年4月1日から26年3月31日までの間に締結される物品等の調達契約に係る財務大臣の定める額は1200万円とされている(平成24年財務省告示第25号)。この額は、協定等において定められているこれと同一の時期に締結される製品の調達契約に係る基準額の邦貨換算額と同一である(以下、協定等及び特例政令等の適用対象となる調達を「特定調達」という。)

(3) 特定調達に係る契約手続

協定の適用対象となる機関は、特定調達を行うに当たり、協定等及び特例政令等に基づき、原則として一般競争に付することとなっており、緊急の必要により競争に付することができないなどの場合に限り、随意契約によることができることとなっているが、随意契約によることができる場合は、予決令等に定められている場合に比べて限定されている。そして、一般競争に付する際には、予決令に定められている期間よりも長い公告期間を設け、また、契約期間等に関する情報等を官報で公告することとなっており、随意契約の際には、契約前に契約相手方等を官報で公示することとなっている。さらに、いずれの場合も、契約の相手方を決定したときは、契約の相手方、契約額等を官報で公示することとなっている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、従来、特定調達に係る検査を行い、特定調達に該当する調達契約を締結しているにもかかわらず、協定等に基づいた契約手続を実施していないなど適切でない事態について検査報告に掲記している。また、前記のとおり、近年、我が国のガスの小売市場は自由化が進められている。

そこで、本院は、合規性等の観点から、衆議院が、ガスの調達契約の事務を行うに当たり、特定調達に係る契約手続を適正かつ適切に実施しているかに着眼して、24、25両年度に締結したガスの調達契約を対象として、衆議院において、契約書、請求書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、調書の作成及び提出を求めるなどして検査した。

(検査の結果)

検査したところ、衆議院は、24、25 両年度にガスの調達契約を計 2 件締結(支払額計 2 億 5774 万余円)していたが、これらの調達契約について、協定等及び特例政令等に基づき当該契約の評価の基礎となる額を算定する際に用いる前年度(23 年度又は 24 年度)のガス料金の支払額が財務大臣の定める額である 1200 万円を上回っているにもかかわらず、特定調達に係る契約手続を実施していなかった。そして、ガスの調達契約を締結するに当たり、一般競争に付することなく、従前の契約相手方である一般ガス事業者との間で毎年度随意契約を更新していた。

このように、衆議院におけるガスの調達契約について、特定調達の対象となる要件を満たしているにもかかわらず、一般競争に付するなどの特定調達に係る契約手続が実施されていない事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、衆議院において、ガスの供給が可能な事業者は 1 者のみであると考えていたことなどにもよるが、ガスの調達契約に関し、特定調達の対象となる要件を満たす場合には、内外無差別原則の確立と手続の透明性等の確保という協定の趣旨を踏まえて、特定調達に係る契約手続を協定等及び特例政令等に基づいて実施することの重要性に対する理解が十分でなかったこと、また、ガスの小売市場の自由化が進展したことにより一般ガス事業者以外の国内外の事業者による新規参入が可能な制度になっていることとの理解が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、衆議院は、26 年 9 月に通知を発して、特定調達の対象となる要件を満たす契約について、契約担当者が協定の趣旨を十分理解し、特定調達に係る契約手続を協定等及び特例政令等に基づいて実施することなどを周知徹底するとともに、同年 10 月に、ガスの調達契約について、特定調達手続を踏まえて、官報に入札公告(公示)予定の公示を掲載し、一般競争に付することとする処置を講じた。

第2 内 閣

第3章
第1節
第2
内閣

平成23年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

人事・給与等業務・システムの最適化の状況等について

〔平成23年度決算検査報告65、67ページ参照〕

〔平成24年度決算検査報告62、63ページ参照〕

(69ページの内閣(人事院)の項に掲記)

(人 事 院)

平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

人事・給与等業務・システムの最適化の状況等について

〔平成 23 年度決算検査報告 65、67 ページ参照〕
〔平成 24 年度決算検査報告 62、63 ページ参照〕

1 本院が表示した意見

人事院は人事・給与等業務・システム(以下「人給システム」という。)の企画、設計・開発等を行っており、内閣官房は最適化計画に沿ってシステムの設計・開発が進捗するよう、人事院に対する助言等を行っている。しかし、人給システムの移行作業の遅延に伴い多くのシステムに参加する府省等(以下「参加府省等」という。)の運用開始が遅延しているだけでなく、既に人給システムを運用している参加府省等においても安定的なシステム運用が実現できておらず、最適化効果の発現が大幅に遅延していたり、参加府省等における人給システムの移行作業に係る経費(以下「移行経費」という。)を最適化の実施に係る投資額として計上していなかったりする事態が見受けられた。

したがって、人事院において、参加府省等と人給システムの改修の優先順位等を調整した上で引き続き改修に努めて、改修業務についてテストの作業工程等を十分検討したり、プロジェクト管理支援業務について管理支援業者の技術的支援が十分受けられるよう契約期間等を検討したりするとともに、人給システムの移行作業について参加府省等と十分情報共有を図って移行支援を実施したり、ヘルプデスク業務について必要となる業務量等を検討したり、投資対効果の観点から参加府省等の移行経費を最適化の実施に係る投資額として計上できるよう移行経費の合理的な算定方法について検討したりするよう、また、内閣官房において、人事院への助言を含む総合調整を行うよう、内閣総理大臣及び人事院総裁に対して平成 24 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、内閣官房及び人事院において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、内閣官房及び人事院は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 人事院は、25 年 1 月以降、人給システムの改修について参加府省等との会議等を通じて改修要望の優先順位を把握して調整した上で引き続き改修を実施し、改修したプログラムを導入する前にテストを行うよう工程を十分検討したり、プロジェクト管理支援業務について管理支援業者の技術的支援が十分受けられるように契約期間を検討したりした。

イ 人事院は、既に人給システムの運用を行っている府省等の実情等を把握して参加府省等と情報共有を図って移行支援を実施したり、ヘルプデスク業務について実際の業務の状況に合わせて 25 年 4 月に契約内容を変更したりした。

ウ 人事院は、移行経費の合理的な算定方法について検討した上で、25 年 9 月に参加府省等に対して移行経費に関する調査を行い、投資対効果の観点から最適化の実施に係る投資額として計上できるようにした。

エ 内閣官房は、人事院がア、イ及びウの取組を実施するに当たり、参加府省等との間における正確な情報共有や適切な検討を行ったり、移行経費の合理的な算定方法の検討や移行経費に関する調査を実施したりすることができるよう、人事院や参加府省等との会議等を通じて必要な助言を含む総合調整を行った。

第3 内 閣 府

(内閣府本府)

不 当 事 項

役 務

- (1) 国民経済計算システムに関する設計・開発作業に係る請負契約において、システムの構築に必要な情報が受注者に適切に提供されなかったなどのため、契約が履行途中で解除となり、所期の目的が達成されなかったもの

会計名及び科目	一般会計（組織）内閣本府（項）経済社会総合研究所
部 局 等	経済社会総合研究所
契 約 名	国民経済計算システムに関する設計・開発作業
請負契約の概要	国民経済計算システムの構築を行うもの
契約の相手方	日本アイ・ビー・エム株式会社
契 約	平成 20 年 5 月 一般競争契約
支 払 額	94,449,140 円(平成 22 年度)
不当と認める支払額	82,623,088 円(平成 22 年度)

1 契約等の概要

内閣府経済社会総合研究所(以下「研究所」という。)は、国民経済の活動状況を多面的・総合的に表す指標である国民経済計算を、各種の基礎統計を利用して推計する国民経済計算推計業務(以下「推計業務」という。)を実施している。研究所は、複雑かつ人的要素に依存するところの大きい推計業務について問題を解消し、効率性・合理性の向上等を図るために、新しい情報システムとして国民経済計算システムを構築することとし、平成 20 年 5 月に、同システムに関する設計・開発作業を、総合評価落札方式による一般競争入札を行った上で、日本アイ・ビー・エム株式会社(以下「会社」という。)に契約金額 632,100,000 円で請け負わせ、その後、21 年 3 月に契約金額を 590,455,932 円に変更していた。そして、研究所は、21 年 4 月までに計 208,255,932 円を会社に支払っていた。

総合評価落札方式による調達を行う場合、「情報システムの調達に係る総合評価落札方式の標準ガイド」(平成 14 年 7 月調達関係省庁申合せ)において、発注者は、入札参加者に提案書により申込みをさせ、性能等について、仕様書等に記載された要件を満たしているかなどを判定し、評価を行うこととなっている。また、「情報システムに係る政府調達の基本指針」(平成 19 年 3 月各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)において、発注者は、限られた提案依頼の期間内で事業者がなるべく同等の条件で提案可能となるように、仕様書及びその添付書類等の提案依頼の際に提供する文書において、提案に不可欠な情報を全て記載することとなっている。

そして、^(注)「共通フレーム 2007」(平成 19 年 9 月独立行政法人情報処理推進機構編)において、情

報システムの開発に当たり発注者及び受注者が行うこととして、責任の分担を明確にしたり、発注者が受注者に必要な全ての情報を適切な時期に提供し、全ての未決定項目を解決できるように、受注者に協力したりすることなどが示されている。

(注) 共通フレーム 2007 ソフトウェアの開発及び取引を明確化し、市場の透明性を高め、取引の更なる可視化を実現することを目的として策定された、ソフトウェアを中心としたシステムの企画、要件定義、開発、運用、保守等の作業内容に関する発注者及び受注者共通の規格

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性、有効性等の観点から、調達手続は適正に行われているか、研究所は発注者として国民経済計算システムを構築するために必要な情報を受注者に提供しているかなどに着眼して、本件契約を対象として、研究所及び会社において契約関係資料等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

研究所は、本件契約の仕様書において、国民経済計算システムの構築に必要なとなる、これまで大型電子計算機と職員のパソコン上の表計算ソフトウェアによる処理との組合せなどで行ってきた推計業務に関する複雑な計算処理等(以下「基礎情報」という。)について整理するなどしたものを受注者に対して提供することは、研究所が責任を持って行うことにしていた。そして、研究所は、国民経済計算システムを構築するために必要となる基礎情報の解析作業は既に実施したとして、基礎情報の一部を、仕様書の別紙に一例として添付し、入札参加者に提供していた。

これを受けて、会社は、入札に際して、研究所から基礎情報の提供を受けて国民経済計算システムの構築を行うこととする提案書を研究所に示していたが、研究所に対して、仕様書に記載されている基礎情報の提供形式等について十分に確認していなかった。そして、研究所は、会社が作成した提案書を総合的に評価し、会社を受注者として決定する際に、会社に対して、提案書において研究所が基礎情報の提供を行うこととなっていることなどについて十分に確認していなかった。

その後、契約の締結後に、研究所は、前記仕様書の別紙に一例として添付したものの以外の基礎情報については、入力する情報、処理過程及び出力される情報の詳細が記載されておらず、会社においてシステム化の対象となる推計業務の現状を理解できない形式で提供していた。一方、会社は、仕様書の別紙に一例として添付されていたものと同様の形式で全ての基礎情報が研究所から提供されるものと想定していたため、契約締結の2か月後の20年7月に、研究所に対して、残りの基礎情報についても仕様書の別紙と同様の形式で提供するよう求めるとともに、同年9月の関係者間の打合せなどの場において、残りの基礎情報について解析作業を実施するためには、263人月の追加作業が別途必要になるなどの申入れを行った。

しかし、会社は、研究所が残りの基礎情報を仕様書の別紙と同様の形式では提供しなかったため、21年2月以降作業を中断した。研究所は、作業の中断後も会社との協議を行ったが事態は改善されず、22年5月に、会社と合意した上で、本件契約を解除した。

この合意に基づき、研究所は、既に支払っていた 208,255,932 円のうち 113,806,792 円について会社から返還を受けたが、残りの 94,449,140 円は返還されないこととなった。

その後、23 年度に、研究所は、国民経済計算システムの構築を複数のシステムに分割して別の業者に発注するなどして再開しており、本件契約において会社から納入された成果物の一部をこれに利用していた。

したがって、研究所において会社が想定していた基礎情報を提供しなかったため、本件契約は履行途中で解除となり、推計業務の効率性・合理性の向上等という同契約の所期の目的が達成されなかったことから、会社から返還されなかった本件契約代金 94,449,140 円のうち、再開後の国民経済計算システムの構築に利用している成果物部分に相当する金額 11,826,052 円を差し引いた 82,623,088 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、会社において契約の締結前における仕様書の内容の確認が十分でなかったことにもよるが、研究所において、受注者との責任分担等について総合評価の際に示された会社の提案内容の確認が十分でなかったこと、仕様書において発注者が責任を持って提供すると会社が想定していた国民経済計算システムの構築に必要な基礎情報を適切に提供しなかったことによると認められる。

補 助 金

(2) 木造施設の施工が設計と相違していたため、所要の安全度が確保されていない状態になっていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)内閣本府 (項)沖縄振興交付金事業推進費
部 局 等	内閣府本府
交 付 の 根 拠	沖縄振興特別措置法(平成 14 年法律第 14 号)
交 付 金 事 業 者	沖縄県
間 接 交 付 金 事 業 者 (事 業 主 体)	島尻郡粟国村
交 付 金 事 業	沖縄振興特別推進交付金
交 付 金 事 業 の 概 要	沖縄の実情に即した事業の的確かつ効果的な実施を図ることを目的として、沖縄振興交付金事業計画に基づいて実施するもの
事 業 費	51,276,913 円(平成 24、25 両年度)
上 記 に 対 す る 交 付 金 交 付 額	39,280,000 円
不 当 と 認 め る 事 業 費	19,343,000 円(平成 24、25 両年度)
不 当 と 認 め る 交 付 金 相 当 額	14,817,448 円(平成 24、25 両年度)

1 補助金等の概要

内閣府(内閣府本府)所管の補助事業は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同府は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を

交付している。

同府は、沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)等に基づき、沖縄の実情に即した事業の的確かつ効果的な実施を図ることを目的として、沖縄県が策定した計画に基づいて実施する沖縄振興特別推進交付金事業に要する経費に充てるために、平成24年度から、同県に対して沖縄振興特別推進交付金(以下「交付金」という。)を交付している。

そして、沖縄県島尻郡粟国村は、24年度(25年度に一部事業を繰越し)の沖縄振興特別推進交付金事業の一環として、同村字西地区に所在する粟国島パークゴルフ場において、シャワー室、ロッカー室及び倉庫として利用する施設(木造平屋建て1棟。以下「木造施設」という。)の建設等を工事費51,276,913円(交付金39,280,000円)で実施している。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、木造施設の施工は適切に行われているかなどに着眼して、上記の交付金事業を対象として、同村において、設計図面等の書類及び現地の状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

同村は、木造施設について、柱、土台、筋交いなどの部材で骨組みを構成する木造軸組工法により建設することとし、建築基準法(昭和25年法律第201号)等に基づき、地震や風により生ずる水平力に抵抗するために、柱と柱との間に筋交いを設置した耐力壁を、張り間方向^(注)に12か所、桁行方向に8か所それぞれ配置することとしていた。そして、耐力壁を構成する柱については、水平力により生ずる引抜力に抵抗するために、同法等に基づく告示「木造の継手及び仕口の構造方法を定める件」(平成12年建設省告示第1460号)に基づき、筋交いの種類等別に定められている金物等(以下「接合金物」という。)を用いて、梁^{はり}、土台、基礎コンクリート等と接合することとしていた(参考図参照)。

同村は、上記のように耐力壁を配置すれば、設計計算上の耐力壁の長さが、張り間方向及び桁行方向とも水平力に対して必要な耐力壁の長さをそれぞれ上回るなどから安全であるとして設計し、施工することとしていた。

しかし、請負人は、耐力壁を構成する33か所の柱のうち、10か所の柱において梁や土台等との接合箇所の一部に接合金物を使用せずに部材を組み合わせただけにするなど、設計と相違した施工をしていた。

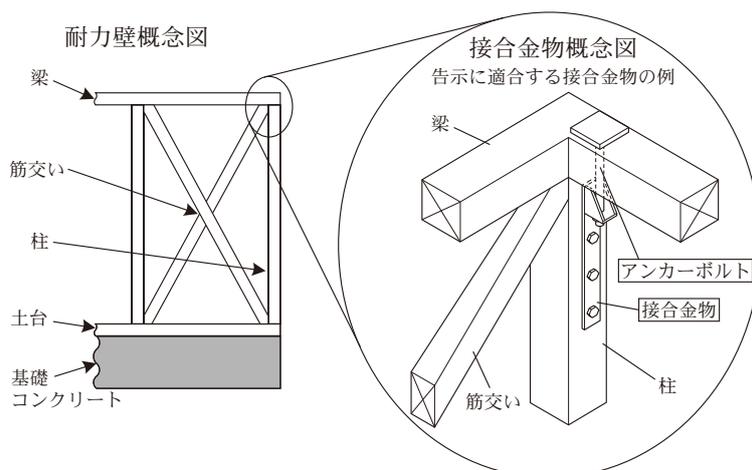
このように、梁や土台等との接合が適切ではない柱で構成された壁は耐力壁とは認められないことから、改めて有効な設計計算上の耐力壁の長さを算出すると、張り間方向10.92m及び桁行方向7.28mとなり、水平力に対して必要な長さ、張り間方向29.73m及び桁行方向10.94mをいずれも大幅に下回っていた。

したがって、木造施設(工事費相当額19,343,000円)は、施工が設計と相違していたため、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る交付金相当額14,817,448円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、請負人が、設計図書、法令等についての理解が十分でないまま施工していたのに、これに対する同村の監督及び検査が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) 張り間方向、桁行方向 一般的に建物の短辺方向を張り間方向、長辺方向を桁行方向という。

(参 考 図)



本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1) 地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金等による地方単独事業の実施状況を踏まえ、同種の交付金であるがんばる地域交付金について、貸付金や保証金に交付金を充当しないよう明確にすることにより、交付金はその交付の目的に従って活用されるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計	(組織)内閣本府	(項)地域活性化・緊急安心実現総合対策推進費 (項)地域活性化・生活対策推進費 (項)地域活性化・経済危機対策推進費 (項)地域活性化・公共投資推進費
部 局 等	内閣府本府		
交 付 の 根 拠	予算補助		
交 付 先	都、県1、市4、町1、計7地方公共団体		
貸付金や保証金に係る事業費	81億4210万余円(平成20、21両年度)		
上記に対する交付金交付額	34億3736万円		

1 制度の概要

(1) 交付金の概要

国は、平成20年度から22年度までの間、地域活性化等の速やかかつ着実な実施を図ることを目的として、地方公共団体が作成した実施計画に基づく事業に要する費用のうち地方公共団体が負担する経費に充てるために、表1のとおり各年度の補正予算により七つの交付金を交付している(以下、これらの交付金を「7交付金」という)。

表1 7 交付金の名称、予算計上年度及び予算額 (単位：千円)

交 付 金 名	予 算 計 上 年 度	予 算 額
地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金(以下、本文において「安心交付金」という。)	平成20年度 一般会計第1次補正予算	26,000,000
地域活性化・生活対策臨時交付金(以下、本文において「生活交付金」という。)	平成20年度 一般会計第2次補正予算	600,000,000
地域活性化・経済危機対策臨時交付金(以下、本文において「経済交付金」という。)	平成21年度 一般会計第1次補正予算	1,000,000,000
地域活性化・公共投資臨時交付金(以下、本文において「公共交付金」という。)	平成21年度 一般会計第1次補正予算	1,379,000,000
地域活性化・きめ細かな臨時交付金(以下、本文において「きめ細かな臨時交付金」という。)	平成21年度 一般会計第2次補正予算	500,000,000
地域活性化交付金(きめ細かな交付金)(以下、本文において「きめ細かな交付金」という。)	平成22年度 一般会計補正予算	250,000,000
地域活性化交付金(住民生活に光をそそぐ交付金)(以下、本文において「光をそそぐ交付金」という。)	平成22年度 一般会計補正予算	100,000,000
7 交 付 金 の 計		3,855,000,000

7 交付金の対象となる事業(以下「交付対象事業」という。)は、既存の国の補助事業の対象とはならない地方単独事業又は7 交付金の各制度要綱で定められた国の補助事業となっている。

内閣府は、7 交付金の予算について、地方公共団体から提出を受けた実施計画において交付対象経費とされていた額に基づき配分計画を作成して、これにより、各省に予算を移し替えている。そして、地方公共団体は、移替えを受けた各省から交付金の交付を受けて、各種の地域活性化事業を実施計画に基づき実施することとなっている。

(2) 7 交付金に関する内閣府の事務連絡

前記のとおり、7 交付金は、既存の国の補助事業の対象とはならない地方単独事業も交付対象となることから、内閣府は、7 交付金が創設される都度、地方公共団体に対して各制度要綱の解釈を示した事務連絡等を発して、交付対象事業のうち地方単独事業に関する留意点を周知するなどしている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

前記のとおり、7 交付金は地方単独事業にも充当できることから、その事業内容は多岐にわたっており、その事業期間も様々である。また、平成25年度一般会計補正予算に7 交付金と同種のがんばる地域交付金(地域活性化・効果実感臨時交付金)に係る予算(予算額870億円)が計上されており、7 交付金と同様に地方単独事業が同交付金の交付対象になることが見込まれている。

そこで、本院は、有効性等の観点から、7 交付金はその目的に従って活用されているかなどに着眼して、3 都県及び管内の47 市区町村において、20 年度から22 年度までの間に交付された7 交付金に係る事業(事業費計676 億9637 万余円、交付対象事業費計664 億8557 万余円、交付金交付額計605 億5323 万余円)を対象に、実施計画等の書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

（検査の結果）

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

内閣府が地方公共団体に対して発した7交付金に係る事務連絡における地方単独事業に関する留意点についてみたところ、生活交付金、経済交付金、きめ細かな交付金及び光をそそぐ交付金は、貸付金や繰上償還による当該保証金の過払い相当分の返金を生ずる保証金（以下「保証金」という。）には交付金をその財源として充当しない取扱いとすることが望ましいこととなっていた。また、安心交付金、公共交付金及びきめ細かな臨時交付金については、貸付金や保証金への交付金の充当についての取扱いが明示されていなかった。

このため、1県1町^(注1)は、安心交付金又は公共交付金を貸付金に充当していた（2事業、事業費計1億0150万円、交付対象事業費同額、交付金交付額同額）。そして、上記のうち1町は、返済された貸付金の全額を町の歳入に受け入れていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例1＞

鹿児島県熊毛郡屋久島町は、平成20年度に総務省から安心交付金の交付を受け、商工業運営費貸付金事業を事業費1,500,000円（交付対象事業費同額）で実施していた。同事業において、同町は、条例等に基づき、町内の3商工業者から借入申請書の提出を受けてそれぞれ500,000円、計1,500,000円を貸し付けた貸付金に対して、同交付金1,500,000円を充当していた。そして、同町は、22年度に3商工業者から償還された計1,500,000円の返済金を同町の歳入に受け入れていた。

また、1都4市^(注2)は、安心交付金、生活交付金又は経済交付金を中小企業者に対する信用保証協会の保証料への補助金等に充当していた（6事業、事業費計80億4060万余円、交付対象事業費計37億6075万余円、交付金交付額計33億3586万余円）。そして、上記の1都4市において、保証料の対象とした貸付金には貸付期間が長期にわたるものがあり、貸付金の繰上償還等により保証料の一部の返金を受けて、それぞれの歳入に受け入れるなどしていた（表2参照）。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例2＞

新潟県長岡市は、平成20年度に総務省から安心交付金及び生活交付金の交付を受け、中小企業緊急経営対策資金融資事業を事業費計1,103,369,810円（交付対象事業費同額）で実施していた。同事業において、同市は、中小企業者に代わって負担した信用保証料1,103,369,810円に対して、両交付金計683,723,000円を充当していた。そして、同市は、融資を受けた中小企業者からの繰上償還に伴い生じた信用保証料の過払い相当分として、25年度末までに計134,733,155円の信用保証料の返金を受けて、これを同市の歳入に受け入れるなどしていた。

表2 貸付金や保証金への交付金交付額 （単位：千円）

区 分	事 業 費	交付対象事業費	交付金交付額	返済額又は返金額（平成25年度末現在）
貸 付 金	101,500	101,500	101,500	1,500
保 証 金	8,040,607	3,760,751	3,335,868	2,234,352
計	8,142,107	3,862,251	3,437,368	2,235,852

このように、貸付金や保証金に交付金が充当され、返済された貸付金や繰上償還に伴い返金された保証金が地方公共団体の歳入に受け入れられている事態は、最終的に交付金が実施計画に基づかない事業に要する経費に充当されることにもつながることから適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(注1) 1県1町 鹿児島県、屋久島町

(注2) 1都4市 東京都、新潟、長岡、新発田、胎内各市

(注3) 信用保証協会の保証料 信用保証協会は、信用保証協会法(昭和28年法律第196号)に基づき、中小企業の金融の円滑化を図るために、中小企業者の金融機関からの借入れについてその債務を保証する信用保証を行っており、信用保証委託契約に基づき、保証金額に、保証料率、保証期間等乗じて算定される保証料を中小企業者から徴している。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、内閣府が、制度要綱の解釈を示した事務連絡において、7交付金を貸付金や保証金に充当しない取扱いとすることを明確に示していなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、内閣府は、返済された貸付金や繰上償還に伴う保証金の返金が地方公共団体の歳入に受け入れられ、最終的に交付金が実施計画に基づかない事業に要する経費に充当される事態が生ずることのないよう、7交付金と同種の交付金であるがんばる地域交付金(地域活性化・効果実感臨時交付金)について、貸付金や保証金に交付金を充当しない取扱いとすることを明確にした事務連絡を26年6月に地方公共団体に対して発して、周知徹底する処置を講じた。

- (2) 沖縄県内の市町村が実施する特産品の開発等による地域活性化等を目的とした補助事業について、補助事業完了後に事業効果を検証するためのフォローアップ等が適切に行われるとともに、同様の目的で実施している交付金事業について、事業効果を検証するための継続的なフォローアップが行われるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)内閣本府 (項)内閣本府 (項)沖縄特別振興対策事業費
部 局 等	内閣府本府
補助の根拠	予算補助
補助事業者 (事業主体)	(1) 沖縄県(平成17年度~19年度) (2) 8市町村(平成19年度~22年度)
間接補助事業者 (事業主体)	(1) 15市町村(平成17年度~19年度。17年9月30日以前は19市町村)
補助事業	(1) 離島地域資源活用・産業育成モデル事業 (2) 沖縄離島振興特別対策事業

補助事業の概要	(1) 沖縄県の離島地域の資源を活用した特産品の開発等を支援することにより、離島活性化を図るなどの事業
	(2) 沖縄県の離島地域を対象に、地域の活性化に資する特産品の加工施設整備等への支援を行うことにより、産業の振興や雇用の確保等を図る事業
事業完了後のフォローアップ等が十分に実施されていなかった事業	(1) 15 事業 (2) 8 事業
上記に対する事業費	(1) 4 億 0217 万余円(平成 17 年度～19 年度) (2) 6 億 4081 万余円(平成 19 年度～22 年度) 計 10 億 4298 万余円
上記に対する国庫補助金交付額	(1) 2 億 6810 万円 (2) 5 億 1174 万円 計 7 億 7984 万円(背景金額)

1 制度の概要

(1) 離島地域資源活用・産業育成モデル事業

離島地域資源活用・産業育成モデル事業(以下「一島一物語事業」という。)は、沖縄の離島地域が地元のアイデアをいかした離島活性化を図ることを目的として、平成 17 年度から 19 年度までの間に、農林水産物等の地域資源を活用した特産品の開発の可能性を検討したり、その開発を実施したりなどする市町村に補助金を交付する沖縄県(以下「県」という。)に対して、内閣府が国庫補助金を交付して実施したものである。

沖縄離島活性化特別事業実施要領(平成 17 年府政沖第 71 号)等によれば、補助の対象となる経費は、検討委員会経費、試験研究費、試作品製作費等とされていた。そして、市町村は、交付申請を行う際に、補助事業完了後 1 年、5 年及び 10 年時点の売上げの目標値等を記載した中長期的な事業計画を県に提出することになっていた。また、県は、沖縄振興特別事業関係補助金交付要綱(平成 14 年府沖振第 127 号。以下「一島一物語交付要綱」という。)に基づき、補助事業完了後に事業の効果等を内閣府に報告することとなっていた。

(2) 沖縄離島振興特別対策事業

沖縄離島振興特別対策事業(以下「特別対策事業」という。)は、県の離島地域における産業の振興や雇用の確保等を図ることなどを目的として、19 年度から 22 年度までの間に、一島一物語事業で開発した特産品や新たに本事業で開発した特産品等の事業展開に必要な加工施設整備等を行う沖縄離島地域の市町村に対して、内閣府が国庫補助金を交付して実施したものである。

沖縄離島振興特別対策事業実施要領(平成 19 年府政沖第 99 号)によれば、補助の対象となる経費は、施設整備等のための建設工事費、機械機器費、委託費等とされていた。そして、市町村は、補助事業完了後 1 年、5 年及び 10 年時点の売上げの目標値等を記載した中長期的な事業計画を作成し、県を経由して内閣府に提出することとなっていた。

(3) 沖縄振興特別推進交付金事業

(1)及び(2)のとおり、一島一物語事業及び特別対策事業(以下、両事業を合わせて「特産品

の開発等に係る補助2事業」という。)は既に完了しているが、特産品の開発等に係る事業は、24年度に創設された沖縄振興特別推進交付金の対象となって実施されている(以下、このような事業を「特産品の開発等に係る交付金事業」という。)

沖縄振興特別推進交付金は、県及び市町村が沖縄の振興に資する事業等を自主的に選択して実施できるようにするために創設されたものである。そして、同交付金の交付申請に対する審査については、沖縄の特殊性に基因する事業の円滑かつ迅速な実施を図る必要があることから、沖縄振興特別推進交付金交付要綱(平成24年府政沖第149号)に定められた対象外事業の確認等にとどめられている。

一方、事業の成果目標に対する達成状況の事後評価は、対外的な説明責任を果たすために重要なものと位置付けられている。すなわち、事業のフォローアップの仕組みとして、県及び市町村は、沖縄振興特別推進交付金交付要綱等に基づき、事業計画において、活動目標(取り組む内容を指標化したもの)及び成果目標(取り組む内容の成果を指標化したもの)を設定した上で、目標年度における成果目標値を定め、事業完了後の達成状況等について自ら評価を行い、その結果を沖縄振興特別推進交付金検証シート(以下「検証シート」という。)にまとめて公表するとともに、県が内閣府に報告することとなっている。そして、内閣府は、この報告を受けて、県に対して必要な助言をし改善を求めることができることとなっている。

2 検査の結果

(検査の観点及び着眼点)

特産品の開発等に係る事業は、実施体制の整備、試作品の製作、商品化等のように段階的に実施されるため、事業効果が発現するまでに複数年を要するものが多くなっている。前記のとおり、特産品の開発等に係る補助2事業は既に完了しているが、補助事業で開発された特産品の製造、販売等が継続しているものが少なくなく、また、24年度から、特産品の開発等に係る交付金事業が実施されており、24、25両年度に、19市町村の34事業(事業費計10億8525万余円)に対して交付金計8億6819万余円が交付されている。

そこで、本院は、有効性等の観点から、特産品の開発等に係る補助2事業について、補助事業完了後に各市町村が実施した事業の実績を把握し、効果を検証するなどのフォローアップ等が適切に行われているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

内閣府、県及び市町村において、15市町村の一島一物語事業15事業(市町村合併前は19市町村の19事業。事業費計4億0217万余円、国庫補助金計2億6810万余円)及び8市町村の特別対策事業8事業(事業費計6億4081万余円、国庫補助金計5億1174万余円)を対象として、事業計画、実績報告書等により、また、現地の状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 一島一物語事業の事業効果及びフォローアップの状況

一島一物語事業について、一島一物語交付要綱に基づく補助事業完了後の事業効果等の報告状況を確認したところ、内閣府は、県から報告させる項目、内容、報告時期等を定めておらず、県は、内閣府に対して事業効果等についての報告を行っていなかった。

そこで、一島一物語事業を実施した前記の15市町村のうち、試作品の製作を経て完成させた特産品の売上高を目標として設定していた10市町村について、25年度の売上高の

実績を検査したところ、いずれも実績が目標を下回っていた。このうち、2市村は、商品の販売を中止するなどしており、5市村は、商品の販売は行っているものの目標に対する実績が30%未満となっていた(表1参照)。

表1 特産品の売上高を目標として設定していた市町村の実績

市町村名	国庫補助金 (千円)	特産品	売上目標 (A) (千円)	平成25年度 売上実績 (B) (千円)	割合 (B)/(A) (%)
南 城 市	19,736	イラプー粉末、ノニ茶	32,500	中 止	—
粟 国 村	10,698	一口黒糖、トビウオ干物	51,500	試作のみ	—
渡 嘉 敷 村	7,374	黒米玄米茶、ノニジュース他	9,000	418	4.6
多 良 間 村	9,432	ヤギ汁、ヤギハム・ソーセージ 他	34,935	1,683	4.8
石 垣 市	23,802	ヨモギカステラ、黒糖リーフパイ、 パパイヤ菓子他	163,000	8,951	5.4
伊 平 屋 村	11,488	もずく加工品、トコブシ加工 品、黒糖菓子他	19,500	1,324	6.7
宮 古 島 市 (旧5市町村合併)	80,506	マンゴー加工品、ジャム、ハー ブティー他	56,775	10,650	18.7
北 大 東 村	13,700	月桃菓子、じゃがいもそば、自然 化粧品他	87,000	38,400	44.1
渡 名 喜 村	11,300	島にんじんジャム、漬け物他	5,000	2,312	46.2
与 那 国 町	10,162	カジキ干物、カジキ激辛ジャー キー他	4,100	3,203	78.1

そして、これら10市町村が製作した試作品157件のうち、商品化されなかったもの及び商品化されたものの販売を中止又は休止していたもの106件について、その主な原因を確認したところ、消費者の需要がなかったとしているものが41件と最も多く、次いで生産体制の整備や人材の確保が十分でなかったとしているものが16件などとなっていた。

また、15市町村のうち上記の10市町村を除いた残りの5町村は、演劇の上演、陶芸家の育成、企画する離島ツアー利用者数等、特産品の売上高以外のものを目標として設定していたが、1村を除く4町村は、実績がその目標に至らず、このうちの2町村は、事業そのものを休止していた(表2参照)。

表2 特産品の売上高以外のものを目標として設定していた市町村の実績

市町村名	国庫補助金 (千円)	目 標	実 績
伊是名村	12,866	演劇を村の文化芸能として定着させる ため、毎年村内外で上演	平成18年度から上演開始、21年度以降 休止
久米島町	21,538	陶芸家の育成、NPO等運営会社の設 立	陶芸家育成休止、運営会社未設立
竹 富 町	11,614	離島ツアー一年2回(40名)実施	離島ツアー利用者 25年度 22名
座間味村	12,126	島内観光プログラム参加者2,000人	18年度参加者1,247人、25年度参加 者1,360人
伊 江 村	11,764	島内物産センターでの販売額490万円 増加	販売額 18年度 6279万余円 25年度 1億2535万余円 対初年度増加額 6255万余円

(2) 特別対策事業の事業効果及びフォローアップの状況

特別対策事業について、内閣府による事業完了後の事業効果の把握状況を検査したところ、内閣府は、特産品の販売状況等を調査するなどしていたが、売上目標に対する実績等について詳細に把握していなかった。

そこで、特別対策事業を実施した前記の8市町村が事業計画で設定していた25年度の特産品の売上目標に対する実績を検査したところ、いずれも実績が売上目標を下回っていた。このうち、6町村は、売上高の実績が目標の30%未満となっていた(表3参照)。

表3 特産品の売上高の目標に対する実績

市町村名	国庫補助金 (千円)	特産品	売上目標 (A) (千円)	平成25年度 売上実績 (B) (千円)	割合 (B)/(A) (%)
栗国村	33,210	トビウオ干物、カマボコ、マグロの角煮他	45,200	2,276	5.0
多良間村	116,323	ヤギ汁レトルト、ヤギハム・ソーセージ他	25,950	3,001	11.5
渡名喜村	10,612	島にんじん羊かん、もちきびちんすこう他	10,764	1,787	16.6
竹富町	19,771	もちきび粉、もちきび粒	18,900	3,586	18.9
伊江村	139,789	ハイビスカス酒(ラム酒)、スパークリングウォーター他	59,692	13,605	22.7
南大東村	79,872	マグロ・サワラジャーキー、イカくんせい他	(注) 10,350	2,592	25.0
与那国町	94,816	カジキの干物、たこめんたい、カジキくんせい他	20,000	8,214	41.0
南城市	17,353	イラブー粉末、イラブー汁他	9,350	4,889	52.2

(注) 南大東村については、平成25年度が同村の事業計画における売上目標の設定年度ではなかったため、事業計画で設定していた22年度の売上目標と比較している。

<事例>

渡名喜村は、平成21年度に、特別対策事業として、特産品の開発・製造等に係る施設整備事業を補助対象事業費13,265千円(国庫補助金10,612千円)で実施している。同村は、村の特産である島にんじんなどを原材料として菓子、スープ等を製造するための回転釜や、製造した食品を包装するためのトップシール機等を購入していた。

しかし、島にんじんを原材料として製造した菓子は、色や舌触りが良くないなどの課題があり、他の食品も完成度が低いなどのため、いずれも商品化に至らなかった。このため、トップシール機については、島にんじん羊かんなどの試作品を製作する際の利用にとどまっていた。

前記のとおり、特産品の開発等に係る補助2事業において、特産品の販売実績等が目標を下回るなどして事業計画で目指していた状況とはなっていなかったのに、内閣府は、指導及び助言を十分に実施していなかった。

一方、交付金事業は24年度から開始されたばかりであり、特産品の開発等に係る交付金事業における事業効果の検証は今後行われることになる。

そこで、検証シートにより24、25両年度に19市町村が実施した特産品の開発等に係る交付金事業34事業における事業のフォローアップの方法等をみたところ、いずれの事業も、事業効果が発現するまでに複数年を要するのに、成果目標の設定が事業を実施した年度のみ

となっていたり、成果目標の設定が、「加工機械の導入」のように活動目標と同一の内容となっていて、生産した特産品の売上高のように、事業に取り組んだ活動の結果から得られる効果が成果目標として設定されていなかったりしていた。このため、中長期の事業実績に基づくフォローアップが実施できないものとなっていた。

(1)及び(2)のとおり、特産品の開発等に係る補助2事業において、特産品の販売実績等が目標を下回るなどしていたのに、補助事業完了後に、フォローアップが十分に行われていなかったり、指導及び助言が十分に行われていなかったりなどしている事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

（発生原因）

このような事態が生じていたのは、内閣府において、特産品の開発等に係る補助2事業の完了後に、事業計画で定めた中長期の目標及びこれに対する実績を確認して適時適切にフォローアップを行うことの必要性を十分に理解していなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、内閣府は、26年9月に、県及び市町村に通知を発送して、次のような処置を講じた。特産品の開発等に係る補助2事業については、内閣府においてフォローアップを行って、市町村が現状を踏まえた改善計画を作成するよう指導及び助言を行った。また、特産品の開発等に係る交付金事業のうち、事業効果が発現するまでに複数年を要する事業については、市町村が事業の実現可能性を十分に検討した上で、特産品の生産量、売上高等の中長期の成果目標等を設定し、目標年度まで継続的にフォローアップを行うとともに、内閣府及び県が市町村によるフォローアップの結果を継続的に把握できるようにするために、県に対して、検証シートの記載方法を見直すよう助言した。

(警 察 庁)

不 当 事 項

工 事

(3) 分庁舎等の解体撤去工事の施行に当たり、処分費等の積算を誤ったため、契約額が割高となっていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)警察庁 (項)警察活動基盤整備費
部 局 等	東北管区警察局
工 事 名	施設解体撤去工事
工 事 の 概 要	東日本大震災により被災した分庁舎等の解体撤去を行うもの
契 約 額	32,550,000 円(平成 23 年度)
請 負 人	株式会社白岩工務店
契 約	平成 24 年 1 月 一般競争契約
支 払	平成 24 年 4 月
割高となっていた契約額	670 万円(平成 23 年度)

1 分庁舎等の解体撤去工事の概要等

東北管区警察局は、東日本大震災により分庁舎(鉄筋コンクリート造平屋建て、床面積 254.0㎡)等が被災したことから、平成 24 年 1 月に、施設解体撤去工事契約を一般競争契約により、株式会社白岩工務店と契約額 32,550,000 円で締結して分庁舎等の解体撤去工事(以下「本件工事」という。)を施行している。

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号。以下「建設リサイクル法」という。)等によれば、コンクリート、木材、アスファルト・コンクリート等を用いた建築物等に係る解体工事等であって一定規模以上(建築物の解体工事の場合は床面積 80㎡以上)のものについては、当該工事の受注者は分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物^(注1)の再資源化^(注2)を行わなければならないこととされている。このため、東北管区警察局は、解体する分庁舎等の床面積が 80㎡以上であり、本件工事が建設リサイクル法の適用を受けることから、契約書に特定建設資材廃棄物の種類、再資源化をするための中間処理施設の名称及び所在地等を明記して、本件工事により生ずる特定建設資材廃棄物の再資源化を行うよう定めていた。

(注 1) 特定建設資材廃棄物 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令(平成 12 年政令第 495 号)第 1 条において特定建設資材として定められているコンクリート、木材、アスファルト・コンクリート等が廃棄物となったもの

(注 2) 再資源化 分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物について、資材又は原材料として利用することができる状態にする行為等

東北管区警察局は、建物解体工事費等の直接工事費に、間接工事費を加えて工事原価を算出し、これに本件工事により生ずるコンクリート殻等を処分するための費用である処分費 11,261,768 円を加えた額に一般管理費を加えて工事価格を算出するなどして、本件工事の予

定価格を 39,380,250 円と積算していた。このうち、処分費については、同局は、分庁舎等の図面等から本件工事により生ずるコンクリート殻等の処分数量を算出し、これに市販の積算参考資料に掲載されていた最終処分場でがれき類を処分する単価を乗ずるなどして積算していた。

2 検査の結果

本院は、経済性等の観点から、予定価格の積算が適切に行われているかなどに着眼して、本件工事を対象として、東北管区警察庁において、契約書、予定価格の積算内訳書等の書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり、予定価格の積算が適切でない事態が見受けられた。

すなわち、東北管区警察庁は、建設リサイクル法に基づき、本件工事から生ずる特定建設資材廃棄物の再資源化を行うこととしていたことから、再資源化をするための中間処理施設においてコンクリート殻等を破碎処理する単価(1,617 円/t)を用いるなどして処分費を積算すべきところを、誤って前記の最終処分場でがれき類を処分する単価(11,800 円/t)を用いるなどしていた。

したがって、正しい処分費の単価を用いるなどして本件工事の予定価格を修正計算すると、他の項目において積算過小となっていた費用を考慮しても、適正な予定価格は 25,818,450 円となることから、本件契約額 32,550,000 円はこれに比べて約 670 万円割高になっていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、東北管区警察庁において、本件工事の予定価格の積算に対する審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

自動車ナンバー自動読取装置の照明用部品の調達に当たり、障害の発生状況を把握して保有率を見直すなどすることとし、障害の発生状況を報告させるとともに、一律に定期交換を行わないことを周知徹底するなどして、適切な調達数を算定するよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計	(組織)警察庁	(項)警察活動基盤整備費
部局等	警察庁、	7 管区警察局、	51 府県情報通信部等
照明用部品の概要	夜間等における自動車のナンバーの読み取りに必要な部品		
照明用部品の調達数及び調達額	1,786 個	3 億 4967 万余円(平成 21 年度～25 年度)	
上記のうち節減できた調達数及び調達額	1,413 個	2 億 7667 万円	

1 自動車ナンバー自動読取装置の照明用部品の概要等

(1) 自動車ナンバー自動読取装置の概要

警察庁は、自動車を利用した犯罪等を迅速かつ確実に検挙するために、道路を通行する自動車のナンバーを自動的に読み取り、手配された車両のナンバーと照合する自動車ナン

バー自動読取装置(以下「読取装置」という。)を一括して調達し、管区警察局(以下「管区局」という。)に置かれた府県情報通信部等(以下「通信部等」という。)に設置させている。そして、警察庁は、製造会社が仕様書等に基づき読取装置を納品してから10年間は修理用品の確保を確実に行うこととなっていることなどから、約10年ごとに読取装置を更新している。

(2) 照明用部品の調達等

読取装置は、夜間等でも自動車のナンバーを読み取ることができるように照明部を備えており、照明部の部品(以下「照明用部品」という。)には、平成7年から、従来の照明よりも長寿命であるLEDが使用されている。そして、照明用部品は多数のLEDが集まって構成されていることなどから、一部のLEDの機能が低下しても自動車のナンバーを読み取ることができる構造になっている。また、通信部等は、読取装置の稼働状況を常時監視していて、照明用部品に故障等による障害が発生した場合は、速やかに交換するなどの対応(以下「障害対応」という。)を行っており、障害対応用として照明用部品を保有している。

そして、読取装置は複数の機種があることから、それぞれの機種に適合する照明用部品を調達する必要があり、通信部等が照明用部品を調達する場合と管区局が調達した照明用部品を必要に応じて通信部等に配布する場合とがある。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

前記のとおり、照明用部品は長寿命のLEDが使用されていることなどから、本院は、経済性等の観点から、照明用部品の調達数の算定は適切か、照明用部品の交換時期は適切かなどに着眼して、21年度から25年度までに全国の7管区局及び51通信部等が調達した計1,786個の照明用部品(調達額計3億4,967万余円)を対象として、警察庁、5管区局及び9通信部等^(注1)において、契約関係書類、受払簿等を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、警察庁から残りの管区局及び通信部等に係る関係書類の提出を受けるなどの方法により検査した。

(注1) 5管区局 東北、関東、中部、中国、九州各管区警察局

(注2) 9通信部等 東京都警察情報通信部、京都府情報通信部、宮城、愛知、三重、兵庫、広島、愛媛、福岡各県情報通信部

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 障害対応用の照明用部品の調達数の算定

7管区局及び51通信部等は、21年度から25年度までに障害対応用として計1,290個の照明用部品(調達額計2億6,212万余円)を調達していた。そして、それぞれ独自に見込んだ照明用部品の障害発生数に基づいて算出した障害発生率(年度ごとの照明用部品の設置数に対する障害発生数の割合をいう。)を考慮して定めた保有率(照明用部品の設置数に対する保有数の割合をいう。)によって照明用部品の調達数を算定していた。

しかし、実際の障害発生数は独自に見込んだ障害発生数を大幅に下回っていたことから、実際の障害発生数を把握して障害発生率を算出するなどしていれば適切な保有率を算定することが可能であったと認められた。

そこで、通信部等の全体における21年度から25年度までの読取装置の機種ごとの照明用部品に係る障害発生率が0%から5%程度までであったことから、保有率を5%として必要な照明用部品の調達数を算定すると、前記の計1,290個は計373個（調達額計7299万余円）で足りると認められた。

(2) 通信部等が行っていた照明用部品の定期交換

51通信部等のうち17通信部等^(注3)は、読取装置を設置した後に、それぞれの通信部等が定めた3年又は6年の照明用部品の交換年数が経過するごとに交換（以下「定期交換」という。）することにしており、21年度から25年度までに定期交換を行った照明用部品は計496個（調達額計8754万余円）に上っていた。定期交換を行っている理由について、17通信部等は、同時多発的に照明用部品に障害が発生した場合に迅速な障害対応を行えなくなるためなどとしていた。

しかし、照明用部品は、一部のLEDの機能が低下しても自動車のナンバーを読み取ることができる構造になっているため、夜間等において読取装置の機能が低下するなどの兆候が現れた場合に、障害対応用として保有している照明用部品と交換すれば足りることなどから、一律に定期交換を行う必要はなかったと認められた。

(注3) 17通信部等 東京都警察情報通信部、京都府情報通信部、青森、岩手、宮城、秋田、山形、石川、福井、岐阜、愛知、三重、滋賀、兵庫、徳島、愛媛、高知各県情報通信部

このように、読取装置の照明用部品について、障害の発生状況を把握せずに保有率を見直さないまま調達数を算定したり、一律に定期交換を行ったりしている事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(節減できた調達額)

読取装置の照明用部品について、障害の発生状況を把握するなどして障害対応用の照明用部品の調達数を算定すると調達額は計7299万余円（調達数計373個）となり前記の調達額計2億6212万余円を計1億8913万余円節減できること、また、照明用部品の定期交換を行わないこととすると調達額計8754万余円（調達数計496個）が不要となることから、前記の調達額計3億4967万余円（調達数計1,786個）を計2億7667万余円（調達数計1,413個）節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、警察庁において、障害の発生状況を把握せずに保有率を見直すなどしておらず、管区局及び通信部等に対して、照明用部品の障害の発生状況を報告させていなかったこと、照明用部品の定期交換を行わないよう周知徹底していなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、警察庁は、照明用部品の調達に当たり、障害の発生状況を把握して保有率を見直すなどすることとし、26年7月に全国の管区局及び通信部等に対して通達を発して、障害の発生状況を報告させるとともに、一律に定期交換を行わないことを周知徹底するなどして、適切な調達数を算定することとする処置を講じた。

第4 総務省

不当事項

補助金

- (4) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの
 (13)

会計名及び科目	一般会計 (組織)総務本省	(項)地域活性化・経済危機対策推進費 (項)地域活性化・緊急総合経済対策推進費 (項)地域活性化・公共投資推進費 (項)地域活性化・生活対策推進費 (項)情報通信技術高度利活用推進費 (項)ユビキタスネットワーク整備費 (項)沖縄特別振興対策調整費
部局等	総務本省、5 道県	
補助等の根拠	予算補助	
補助事業者等 (事業主体)	道、県1、市3、町2、村1、連携主体1、特定非営利活動法人1、計10 補助事業者等	
補助事業等	地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業、地域情報通信基盤整備推進交付金事業等	
事業費の合計	5,528,008,899 円	
上記に対する国庫補助金等交付額の合計	4,733,915,400 円	
不当と認める事業費の合計	148,166,300 円	
不当と認める国庫補助金等相当額の合計	130,936,520 円	

1 補助金等の概要

総務省所管の補助事業は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合规性等の観点から、補助対象経費の算定が適切に行われているかなどに着眼して、総務本省、28 都道府県、388 市区町村、4 連携主体(複数の市町村等で構成される事業主体)、4 特定非営利活動法人及び38 会社等において、実績報告書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、2 道県、6 市町村、1 連携主体、1 特定非営利活動法人、計10 事業主体が地域活性化・経済危機対策臨時交付金、地域情報通信基盤整備推進交付金等を受けて実施した

事業において、補助の対象とは認められないものを補助対象経費に含めたり、補助金等を過大に精算したりなどして、これらに係る国庫補助金 130,936,520 円が不当と認められる。

これを補助金等別に掲げると次のとおりである。

(1) 地域活性化・経済危機対策臨時交付金等で改修等を行った施設が利活用されておらず、補助の目的を達していなかったなどのもの

2 件 不当と認める国庫補助金 77,376,963 円

地域活性化・経済危機対策臨時交付金は、地域活性化等の速やかかつ着実な実施を図ることを目的として、地域活性化・経済危機対策臨時交付金制度要綱(平成 21 年府地活第 11 号、総行政第 185 号等)等に基づき、地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全・安心の実現、その他将来に向けた地域の实情に応じた地域活性化等に資する事業又は経済危機対策を行うために、地方公共団体が作成した地域活性化・経済危機対策実施計画に基づき実施する事業に要する費用のうち、地方公共団体が負担する経費に対して、国が交付するものである。

地域活性化交付金(きめ細かな交付金)は、地域の活性化等の速やかかつ着実な実施を図ることを目的として、きめ細かな交付金制度要綱(平成 22 年府地活第 123 号、総行応第 205 号等)等に基づき、地域の活性化ニーズに応じた事業を行うために、地方公共団体が作成したきめ細かな交付金実施計画に基づき実施する事業に要する費用のうち、地方公共団体が負担する経費に対して、国が交付するものである。

本院が 22 都道府県及び 286 市区町村において会計実地検査を行ったところ、道及び 1 市において次のとおり適切でない事態が見受けられた。

部 局 等	交付金事業 者 (事業主体)	交付金事業	年 度	交付対象 事業費	左に対す る交付金 交付額	不当と認 める交付 対象事業 費	不当と認 める交付 金相当額	摘 要
				千円	千円	千円	千円	
(4) 総務本省	北海道	地域活性化・経済危機対策臨時交付金	21	37,747	23,942	8,060	8,060	補助の対象外

(202 ページの文部科学省の項「地域自主戦略交付金(産業教育施設の整備に関する事業)等が過大に交付されていたもの」に掲記)

(5) 岡山県	高梁市	地域活性化・経済危機対策臨時交付金、地域活性化交付金(きめ細かな交付金)	21~23	94,739	87,433	75,081	69,316	目的不達成
---------	-----	--------------------------------------	-------	--------	--------	--------	--------	-------

これらの交付金事業は、高梁市が、健康増進施設の利用者の利便性向上を図るために、同市の健康増進施設である「朝霧温泉ゆ・ら・ら」の改修等を行ったものである。

そして、同市は、本件交付金事業において、本件施設に係る循環ろ過機等の設備の改修等(交付対象事業費 94,739,653 円)を行い、指定管理者^(注)に同施設の運営を行わせていた。

しかし、同市は、本件施設について、指定管理者から将来にわたる運営が困難であることを理由とする指定の辞退の届出が提出されたことを受けて、平成 25 年 1 月 1 日にその指定を取り消した上で休館にして、その後、同施設を利活用していなかった。

したがって、本件施設のうち、交付金事業により改修等を行った循環ろ過機等の設備(24 年 12 月末

部 局 等	交付金事業 者 (事業主体)	交付金事業 年 度	交付対象 事業費	左に対す る交付金 交付額	不当と認 める交付 対象事業 費	不当と認 める交付 金相当額	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
							残存価額 75,081,201 円)は、補助の目的を達しておらず、これに係る交付金相当額 69,316,963 円が不当と認められる。
							このような事態が生じていたのは、同市において本件施設を補助の目的に沿って適切に利活用することについての認識が欠けていたこと、岡山県において同市に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。
							(注) 指定管理者 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)により、普通地方公共団体が公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに、当該公の施設の管理を行わせるために指定する法人その他の団体
			(4)(5)の計	132,487	111,375	83,141	77,376

(2) 地域情報通信基盤整備推進交付金等の交付対象事業費が過大に精算されていたなどのもの
3 件 不当と認める国庫補助金 22,438,837 円

地域情報通信基盤整備推進交付金は、地域の知恵と工夫をいかしつつ効果的かつ効率的な情報通信基盤整備を促進し、もって地域の情報格差を是正する事業を実施する市町村等に対して、事業の実施に要する経費の一部について、国が交付するものである。そして、その交付対象経費は、光ファイバケーブル等の線路設備及びセンター施設等の施設・設備の設置に要する経費とされている。

地域活性化・公共投資臨時交付金は、地域活性化・公共投資臨時交付金制度要綱(平成 22 年府地活第 4 号、総行応第 30 号等)等に基づき、地域活性化等の速やかかつ着実な実施を図ることを目的として、公共事業及び施設費の追加に伴う地方負担の軽減を図り、国の施策と歩調を合わせ、地域における公共投資を円滑に実施することができるよう、地方公共団体が作成した地域活性化・公共投資実施計画に基づき実施する事業に要する費用のうち地方公共団体が負担する経費に対して国が交付するものである。

また、地域活性化・経済危機対策臨時交付金は、地域活性化・経済危機対策臨時交付金制度要綱(平成 21 年府地活第 11 号、総行政第 185 号等)等に基づき、地域活性化等の速やかかつ着実な実施を図ることを目的として、地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全・安心の実現、その他将来に向けた地域の実情に応じた地域活性化等に資する事業を行うために、地方公共団体が作成した地域活性化・経済危機対策実施計画に基づき実施する事業に要する費用のうち地方公共団体が負担する経費に対して国が交付するものである。

そして、地域活性化・公共投資臨時交付金及び地域活性化・経済危機対策臨時交付金の交付対象事業は、それぞれ地域活性化・公共投資実施計画、地域活性化・経済危機対策実施計画を作成する地方公共団体が地域活性化等に資する事業の実施に要する費用の一部を負担する国庫補助事業又は地方単独事業とされており、地域情報通信基盤整備推進交付金の交付を受けて実施される事業は、地域活性化・公共投資臨時交付金及び地域活性化・経済危機対策臨時交付金の交付対象にすることができることとなっている。

本院が総務本省、11 道県管内の 84 市町村及び 1 連携主体において会計実地検査を行ったところ、3 道県の 3 事業主体において、交付対象事業費が過大に精算されていたり、交付の対象とならない費用を含めていたりしたため、交付金が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において本件交付金事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、2県及び総務本省において本件交付金事業の審査及び確認並びに事業主体に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

これを事業主体別に示すと次のとおりである。

部局等	交付金事業者 (事業主体)	交付金事業	年度	交付対象 事業費	左に對する 交付金 交付額	不当と認 める交付 対象事業 費	不当と認 める交付 金相当額	摘要	
				千円	千円	千円	千円		
(6)	総務本省	北海道 北見 天塩 延岡 津別 紋別 釧路 十勝 釧路 十勝 釧路 十勝	地域情報通 信基盤整備 推進交付金	21、22	827,295	275,765	6,131	2,044	精算過大

この交付金事業は、幌延町が、同町内の全域に高速ブロードバンド環境を整備するために、光ファイバケーブル等の架空配線等を実施したものである。

そして、同町は、光ファイバケーブルを架空配線するためのコンクリート柱及び鋼管柱計 673 本を設置する際に、これと同数量のコンクリート根かせ及びコンクリート底板(以下「コンクリート根かせ等」という。)を使用し、材料費計 4,791,760 円を要したとして実績報告を行っていた。

しかし、請負業者は、施工箇所が柱の傾斜や沈下が生ずるおそれがある軟弱地盤ではなかったことから、コンクリート根かせ等を設置せず、実際には、ガラス繊維強化プラスチック製の根かせ(以下「FRP 根かせ」という。)を 56 本設置していた。

したがって、実際には設置していないコンクリート根かせ等の材料費を除き、実際に設置していた FRP 根かせの材料費を加えるなどして、適正な交付対象事業費を算定すると 821,163,597 円となり、本件交付対象事業費 827,295,596 円との差額 6,131,999 円が過大に精算されていて、これに係る交付金相当額 2,044,000 円が不当と認められる。

(7)	総務本省、 秋田県	北秋田市	地域情報通 信基盤整備 推進交付 金、地域活 性化・公共 投資臨時交 付金、地域 活性化・経 済危機対策 臨時交付金	21、22	595,512	574,385	6,789	6,463	精算過大
-----	--------------	------	---	-------	---------	---------	-------	-------	------

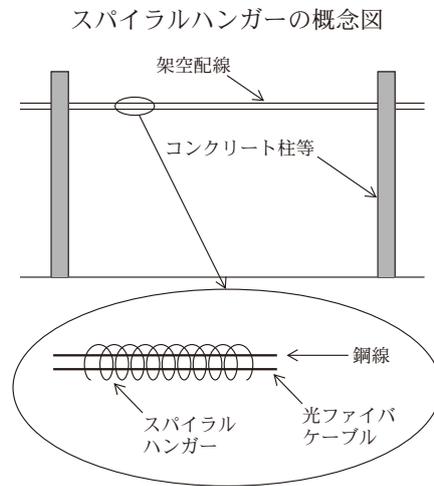
これらの交付金事業は、北秋田市が、同市の 6 地区に高速ブロードバンド環境を整備するために、光ファイバケーブル等の架空配線等を実施したものである。

そして、同市は、光ファイバケーブルとこの光ファイバケーブルに張力がかからないようにするための鋼線とを一束化するための 1 本当たり 80m のスパイラルハンガー(参考図参照)を 960 本使用し、これに単価 5,800 円を乗じた 5,568,000 円を要したとして実績報告を行っていた。

しかし、実際には、請負業者は、当初使用することとしていたものとは異なる 1 本当たり 1.5m、単価 122 円のスパイラルハンガーを 960 本使用していた。

したがって、上記の単価に基づいてスパイラルハンガーの材料費を算出するなどして、適正な交付対象事業費を算定すると 588,723,536 円となり、本件交付対象事業費 595,512,750 円との差額 6,789,214 円が過大に精算されていて、これに係る交付金相当額計 6,463,038 円が不当と認められる。

(参考図)



部局等	交付金事業者 (事業主体)	交付金事業	年度	交付対象 事業費	左に対する 交付金 交付額	不当と認 める交付 対象事業 費	不当と認 める交付 金相当額	摘要
				千円	千円	千円	千円	
(8)	総務本省、 鹿児島県	鹿児島郡 三島村	地域情報通 信基盤整備 推進交付 金、地域活 性化・公共 投資臨時交 付金	21、22	2,854,530	2,854,530	13,931	13,931 精算過 大、補助 の対象外

これらの交付金事業は、三島村が、同村の竹島、硫黄島及び黒島に高速ブロードバンド環境を整備するために、海底光ファイバケーブル及び島内光ファイバケーブルの整備、これらの整備の際に発生したコンクリート殻の処理等を実施したものである。

そして、同村は、黒島で発生したコンクリート殻を再生資源品として使用するため破碎するなどし、これに8,902,816円の経費を要したとして実績報告を行っていた。また、同村は、上記の海底光ファイバケーブルが運用開始後に損傷等した際の復旧に要する費用を補償するための保険に係る経費4,088,709円を交付対象事業費に含めていた。

しかし、同村は、実際には、黒島で発生したコンクリート殻の破碎等をすることなく、そのまま再利用していた。また、上記の保険に係る経費は、光ファイバケーブルの維持管理に係る経費であり、交付対象事業費に含めることが認められない経費であった。

したがって、コンクリート殻の破碎等に要したとしていた経費及び前記の保険に係る経費を除くなどして適正な交付対象事業費を算定すると2,840,598,201円となり、本件交付対象事業費2,854,530,000円との差額13,931,799円が過大に精算されるなどして、これに係る交付金相当額計13,931,799円が不当と認められる。

(6)-(8)の計	4,277,338	3,704,680	26,853	22,438
-----------	-----------	-----------	--------	--------

(3) 地域活性化・生活対策臨時交付金の対象としていた事業を実施していなかったなどの
2件 不当と認める国庫補助金 18,870,840円

地域活性化・生活対策臨時交付金は、地域活性化等の速やかかつ着実な実施を図ることを目的とし

て、地域活性化・生活対策臨時交付金制度要綱(平成21年府地活第1号、総行応第8号等)等に基づき、地域活性化等に資する事業又は生活対策を行うために、地方公共団体が作成した地域活性化・生活対策実施計画(以下「実施計画」という。)に基づき実施する事業に要する費用のうち、地方公共団体が負担する経費に対して、国が交付するものである。

本院が20都道府県及び286市区町村において会計実地検査を行ったところ、1市及び1町において次のとおり適切でない事態が見受けられた。

部局等	交付金事業者 (事業主体)	交付金事業	年度	交付対象 事業費	左に對する 交付金 交付額	不当と認 める交付 対象事業 費	不当と認 める交付 金相当額	摘要
				千円	千円	千円	千円	
(9)	北海道	日高郡 新ひだか町	地域活性化・生活対策臨時交付金	20, 21	9,586	8,916	8,916	事業不実施

この交付金事業は、新ひだか町が、地域住民の活動支援並びに情報通信技術の学習及び利活用の推進を図るために、公民館等のコミュニティ施設に設置するパソコンを購入するものである。

そして、同町は、本件交付金事業を実施計画に基づき実施したとする実績報告書を北海道に提出して額の確定を受けていた。

しかし、実際には、同町は、実施計画に基づかない学校用備品の購入費に交付金を充当していて、本件交付金事業を実施していなかった。

したがって、本件交付金事業に係る交付金8,916,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同町において本件交付金事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、北海道において本件交付金事業の審査及び同町に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(10)	徳島県	徳島市	地域活性化・生活対策臨時交付金	20, 21	10,665	10,665	9,954	9,954	目的不達成
------	-----	-----	-----------------	--------	--------	--------	-------	-------	-------

この交付金事業は、徳島市が、小学校の屋外施設の環境づくりの一環として、市内の小学校2校の校庭を芝生化するために、張芝、排水管等(以下、これらを「芝生化設備」という。)を整備するものである。

そして、同市は、本件交付金事業において、平成22年3月に市内の小学校2校の校庭(計1,736㎡)の芝生化を行っていた。

しかし、同市は、当初から芝生の適切な管理を行っていなかったため、芝生は24年3月末までに枯死していた。

したがって、本件交付金事業により整備した芝生化設備(24年3月末残存価額9,954,840円)は、補助の目的を達しておらず、これに係る交付金相当額9,954,840円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において本件交付金事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、徳島県において同市に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(9)(10)の計					20,252	19,581	18,870	18,870	
-----------	--	--	--	--	--------	--------	--------	--------	--

(4) 情報通信利用促進支援事業費補助金等により造成した基金の使用が適切でなかったもの

1件 不当と認める国庫補助金 6,316,000円

第3章
第1節
第4
総務省

部局等	補助事業者	助成対象事業者	補助事業	年度	事業費	左に対する国庫補助金交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金相当額	摘要
					千円 (注)	千円 (注)	千円 (注)	千円 (注)	
(11) 総務本省	特定非営利活動法人映像産業振興機構	特定非営利活動法人日中友好映画祭実行委員会 (事業主体)	コンテンツ海外展開等促進基金造成	24	12,644	6,316	12,644	6,316	補助の対象外

(注) 本事業のうちローカライズに係る助成事業は、総務省及び経済産業省の合同事業であり、省ごとに金額を区分できないため、全額を掲記している。

(513 ページの経済産業省の項「コンテンツ海外展開等促進事業の実施に当たり、助成金の交付決定前に事業を実施するなどしていて補助の対象とならないもの」に掲記)

(5) 情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金事業の交付対象事業費に交付の対象とならない経費を含めていたもの

1件 不当と認める国庫補助金 3,039,000円

情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金は、地域の知恵と工夫を生かし、地域の人材を活用しながら、情報通信技術(以下「ICT」という。)を導入して活用することにより、地場産業の活性化を図るなどのための事業を行う事業主体に対して、事業の実施に要する経費について、国が交付するものである。そして、その交付対象経費は、プログラム開発等役務費、ソフトウェア購入費(ライセンスの購入に要した経費を含む。)等の ICT 関連システムの設計・構築に要する経費等とされている。

本院が総務本省、5市、2町、1連携主体、2第三セクター及び2特定非営利活動法人において会計実地検査を行ったところ、1連携主体において次のとおり適切でない事態が見受けられた。

部局等	交付金事業者 (事業主体)	交付金事業	年度	交付対象 事業費	左に対する 交付金 交付額	不当と認 める交付 対象事業 費	不当と認 める交付 金相当額	摘要
				千円	千円	千円	千円	
(12) 総務本省	連携主体 (株式会社 ケーブルテレビ山形、 山形県、山形市)	情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金	22	118,671	118,671	3,038	3,039	補助の対象外

この交付金事業は、上記の事業主体が、ICTを活用して、映画素材(現地の風景等)を全世界へ映像で公開してロケ地誘致を行うとともに、地域の人材を活用して映画素材の収集等を行うことで地場産業の強化と発展を図ることを目的として、ロケ地・会員管理等システム及び動画配信システムの整備、ウィルス対策ソフトウェアのライセンスの購入等を行ったものである。

そして、事業主体は、ウィルス対策ソフトウェア4本分のライセンスの購入に要した経費計3,038,647円を交付対象事業費に含めていた。

しかし、上記のライセンスは、サービス期間が平成23年4月1日以降5年間となっていることから、その購入に要した経費は本件交付金事業の完了日(23年3月31日)の翌日以降の維持管理に係る経費であり、交付対象事業費に含めることが認められない経費であった。

したがって、前記ライセンスの購入に要した経費計3,038,647円は交付の対象とはならず、これに係る交付金相当額3,039,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において本件交付金事業の対象となる経費についての理解が十分でなかったこと、総務本省において本件交付金事業の審査及び確認並びに事業主体に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(6) 沖縄特別振興対策事業費補助金により造成した基金を補助の目的外に使用していたもの

		1件 不当と認める国庫補助金 2,894,880 円							
部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	基金造成額	左に対する国庫補助金交付額	不当と認める基金使用額	不当と認める国庫補助金相当額	摘要	
				千円	千円	千円	千円		
(13)	総務本省	沖縄県	沖縄特別振興対策	21、22	966,616	773,291	3,618	2,894	目的外使用

沖縄特別振興対策事業費補助金は、沖縄県が地域経済として自立し、雇用が確保され、同県民の生活の向上に資するとともに、我が国経済社会の発展に寄与する地域として整備されるための事業に対して、国が交付するものである。

本院が、総務本省及び沖縄県において会計実地検査を行ったところ、次のとおり適切でない事態が見受けられた。

沖縄県は、平成 21、22 両年度に沖縄特別振興対策事業費補助金計 773,291,000 円の交付を受け、これに県費を合わせて沖縄県地上デジタル放送受信者支援基金(以下「基金」という。)966,616,000 円を造成している。そして、経済的困難その他の事由により地上デジタル放送の受信が困難な世帯に対して、地上デジタル放送の受信に必要な受信機等(以下「地デジ受信機等」という。)の購入に要する費用を支援するために、基金を取り崩して沖縄県地上デジタル放送受信者支援補助金(以下「支援補助金」という。)を交付する沖縄県地上デジタル放送受信者支援事業(以下「支援事業」という。)を 21 年度から 23 年度までの間に実施している。

そして、同県は、総務省が制定した沖縄県地上デジタル放送受信者支援事業実施要領(平成 21 年総情上第 288 号)、同県が定めた沖縄県地上デジタル放送受信者支援補助金交付要綱(平成 21 年企情第 1980 号)等に基づき、同県内の市町村民税非課税世帯のうち、地デジ受信機等を保有しておらず、かつ、支援補助金の受給資格を証明した世帯員が地デジ受信機等を購入した世帯に対して、1 世帯当たり 12,000 円、離島在住の場合は 15,000 円を限度として支援補助金を交付することとしている。

ただし、上記の市町村民税非課税世帯のうち、総務省が別途実施する受信機器購入等対策事業費補助事業(補助事業者を通じて市町村民税非課税世帯等にチューナーの配布等を行う事業。以下「チューナー等支援事業」という。)による支援を受けている世帯については、支援補助金の交付対象外としている。また、上記の交付要綱において、交付申請は、1 世帯につき 1 回を限度として行うことができることとしている。

しかし、既にチューナー等支援事業による支援を受けていた世帯に対して、重複して同県が支援補助金を交付していたり、同一世帯に対して、同県が 2 回にわたって支援補助金を交付していたりしたものが、242 世帯(支援補助金交付額計 2,789,600 円、うち国庫補助金相当額計 2,231,680 円)あった。

また、交付申請を行った世帯の世帯主と地デジ受信機等の購入者とは異なる世帯にもかかわらず、交付申請を行った世帯に対して、同県が支援補助金を交付していたものが、69 世帯(支援補助金交付額計 829,000 円、うち国庫補助金相当額計 663,200 円)あった。

したがって、上記の事態に係る支援補助金の交付額計 3,618,600 円(国庫補助金相当額計 2,894,880 円)が基金から過大に取り崩され、補助の目的外に使用されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において支援事業の適正な実施に対する理解が十分でなかったこと、総務省において同県に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

意見を表示し又は処置を要求した事項

第3章
第1節
第4
総務省

- (1) 性能を向上させる改造等を行ったのに帳簿価格が改定されていない重要物品について、速やかに帳簿価格を改定するよう適宜の処置を要求し、帳簿価格を改定するための事務手続を明確に定めるなどして、物品管理簿が正確に記録されるよう是正改善の処置を求めたもの

会 計 名	一般会計	
部 局 等	総務本省、3 総合通信局	
重要物品の概要	総務省が管理している取得価格が50万円以上の機械等	
物品増減及び現在額報告書に記載された重要物品の数量及び価格	10,123 個	1320 億 4392 万余円(平成 24 年度末)
性能を向上させる改造等を行っていた重要物品の数量及び価格	151 個	281 億 3005 万余円(平成 20 年度～24 年度)
上記のうち価格を改定していない重要物品の数量及び価格	59 個	26 億 5266 万余円
物品管理簿に反映されていない額		11 億 9920 万円

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文】

重要物品の帳簿価格の改定について

(平成 26 年 10 月 14 日付け 総務大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

記

1 物品管理の概要

(1) 委託事業等における物品の改造等

貴省は、委託事業等により、周波数帯を効率的に利用するための技術の研究開発や貴省が定めた戦略的な重点研究開発目標を実現するための各種の研究開発等を多数実施している。そして、これらの委託事業等の実施に当たり、受託者等に対して貴省が管理している物品を貸与して、必要に応じて当該物品に機能を追加して性能を向上させる改造を行わせるなどしている。

(2) 国における物品の管理等

物品管理法(昭和 31 年法律第 113 号)等によれば、国の物品については、各省各庁の長が物品の取得、保管、供用及び処分(以下、これらを合わせて「管理」という。)を行い、各省各庁の長からその管理に関する事務の委任を受けた職員が物品管理官として当該事務を行うこととされている。

物品管理官は、物品管理簿を備えて、その管理する物品の分類及び品目ごとに、物品の増減等の異動数量、現在高その他物品の異動に関する事項等を記録することとされており、取得価格が50万円以上の機械等(以下「重要物品」という。)については、その価格も記録しなければならないこととされている(以下、物品管理簿に記録された価格を「帳簿価格」という。)

各省各庁の長は、重要物品について、毎会計年度末の物品管理簿の記録内容に基づいて、物品増減及び現在額報告書(以下「物品報告書」という。)を作成し、翌年度の7月31日までに財務大臣に送付することとされている。そして、財務大臣は、各省各庁の長から送付された物品報告書に基づき、物品増減及び現在額総計算書(以下「総計算書」という。)を作成することとされ、内閣は、総計算書を物品報告書とともに本院に送付し、総計算書に基づき、毎会計年度末における物品の現在額等について、国会に報告することとされている。

(3) 帳簿価格の改定の取扱い

物品管理法施行規則(昭和31年大蔵省令第85号)第38条第4項の規定によれば、物品管理官は、財務大臣の定めるところにより、帳簿価格を改定しなければならないこととされ、この規定を受けて財務大臣が定めた「物品管理簿に記録された価格の改定について」(昭和36年蔵計第862号)によれば、物品管理官は、重要物品について、その性能を向上させる改造等を行った場合には、帳簿価格を改定することとされている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

前記のとおり、物品管理簿は、物品管理法に従って物品を適切に管理するための帳簿であり、また、重要物品の現在額等を国会に報告するための基礎となる帳簿である。

そこで、本院は、正確性、合規性等の観点から、重要物品について、委託事業等によりその性能を向上させる改造等を行った場合に、帳簿価格が適正に改定されているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、貴省が平成24年度末現在で管理している重要物品10,123個(帳簿価格計1320億4392万余円)のうち、20年度から24年度までの間に委託事業等によりその性能を向上させる改造等を行ったものを対象として、貴省本省及び4総合通信局^(注1)において、委託契約書、仕様書、物品管理簿等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。また、貴省本省、消防庁、公害等調整委員会、4施設等機関^(注2)、9管区行政評価局等^(注3)、7総合通信局等^(注4)から重要物品の価格改定に係る調書の提出を受けて、その内容を確認するなどの方法により検査を実施した。

(注1) 4総合通信局 東北、関東、近畿、九州各総合通信局

(注2) 4施設等機関 自治大学校、情報通信政策研究所、統計研修所、消防大学校

(注3) 9管区行政評価局等 北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州各管区行政評価局、四国行政評価支局、沖縄行政評価事務所

(注4) 7総合通信局等 北海道、信越、北陸、東海、中国、四国各総合通信局、沖縄総合通信事務所

(検査の結果)

検査したところ、貴省本省の2部局^(注5)、情報通信政策研究所、北海道管区行政評価局、10

(注6)
総合通信局等及び消防庁において、20年度から24年度までの間に、委託事業等により性能を向上させる改造等を行った重要物品計151個(帳簿価格計281億3005万余円)のうち、貴省本省の2部局及び3総合通信局^(注7)において21年度から24年度までの間に改造等を行った重要物品計59個(帳簿価格計26億5266万余円、改造等に要した費用計11億9920万余円)について、物品管理官は、帳簿価格を改定しなければならないのに、改定していなかった。このため、物品管理簿、ひいては物品報告書が重要物品の現況を反映した正確なものとなっていない状況となっていた。

(注5) 2部局 情報通信国際戦略局、総合通信基盤局

(注6) 10総合通信局等 北海道、東北、関東、信越、北陸、東海、近畿、四国、九州各総合通信局、沖縄総合通信事務所

(注7) 3総合通信局 東北、関東、九州各総合通信局

上記の事態について事例を示すと次のとおりである。

<事例>

貴省本省の総合通信基盤局は、平成23年度に、電波資源拡大のために周波数帯を有効活用する技術の研究開発を委託事業により実施している。そして、委託事業の受託者に、重要物品である①信号識別実験試作装置(帳簿価格3254万余円)、②無線リソース共用制御実験システム(同1億2894万余円)及び③フェージングシミュレータ(同5832万余円)を貸与し、それぞれ性能を向上させる改造(改造に要した費用①1242万余円、②1億6537万余円、③5575万余円)を行わせた上で研究等を実施させていた。

しかし、当該委託事業の担当職員は、これらの重要物品3個について、性能を向上させる改造を行ったことを物品管理官に対して報告していなかった。

このため、物品管理官は、それぞれの帳簿価格を①4496万余円、②2億9432万余円、③1億1408万余円に改定しなければならないのに、改定していなかった。

(是正及び是正改善を必要とする事態)

上記のとおり、貴省において、委託事業等により性能を向上させる改造等を行った重要物品について、帳簿価格を改定しておらず、物品管理簿、ひいては物品報告書が重要物品の現況を正確に反映したものとなっていない事態は適切ではなく、是正及び是正改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、性能を向上させる改造等を行った重要物品について、帳簿価格を改定する必要があることに対する認識が欠けていること、適時かつ適正に帳簿価格を改定するための事務手続を明確に定めていないことなどによると認められる。

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

物品管理簿は、国の物品を管理するための基本的な帳簿であり、各省各庁の長は、物品管理簿の記録内容に基づいて、毎年度、物品報告書を作成している。そして、総計算書は物品報告書に基づき作成されており、総計算書に基づき毎会計年度末における重要物品の現在額等を国会に報告することは、国民に対して重要物品の現況を明らかにするという性格を有するものとなっている。このように、国の物品について、物品管理法等に基づき、正確に物品管理簿に記録することは、極めて重要である。

については、貴省において、物品管理簿が正確に記録されるよう、アのとおり是正の処置を要求し及びイのとおり是正改善の処置を求める。

ア 性能を向上させる改造等を行ったのに帳簿価格が改定されていない重要物品について、速やかに帳簿価格を改定すること

イ 性能を向上させる改造等を行った重要物品について、適時かつ適正に帳簿価格を改定するための事務手続を明確に定めるなどして、関係部局に周知徹底すること

- (2) ガスの調達契約を締結するに当たり、特定調達の対象となる要件を満たす場合には、一般競争に付するなどの協定等及び特例政令等に基づく契約手続を実施することにより、内外無差別原則の確立と手続の透明性等を確保するよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)総務本省 (項)総務本省共通費
部 局 等	総務本省
契約の概要	庁舎等で使用するガスの調達を行うもの
件数及び支払額	3件 1億0717万円(平成24、25両年度)

本院は、国の機関が締結している特定調達に係る電気及びガスの契約の状況について、検査対象府省等の絞り込みを行った上で、16府省等^(注)において会計実地検査を行った。

(注) 16府省等 衆議院、最高裁判所、会計検査院、人事院、内閣府、総務、法務、外務、財務、文部科学、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通、環境、防衛各省

その結果、平成26年10月30日に、総務大臣及び財務大臣に対して、「特定調達に係るガスの契約事務の実施について」として、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

なお、上記のほか、衆議院及び法務省における特定調達に係るガスの契約事務の実施について、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項がある(本院の指摘並びに衆議院及び法務省が講じた処置の内容については、前掲65ページ及び後掲136ページの「ガスの調達契約を締結するに当たり、特定調達の対象となる要件を満たす場合には、一般競争に付するなどの協定等及び特例政令等に基づく契約手続を実施することにより、内外無差別原則の確立と手続の透明性等を確保するよう改善させたもの」参照)。

前記の是正改善の処置を求めたものの内容は、総務省及び財務省のそれぞれの検査結果に応じたものとなっており、このうち、総務大臣に対するものの全文は以下のとおりである。

【是正改善の処置を求めたものの全文】

特定調達に係るガスの契約事務の実施について

(平成26年10月30日付け 総務大臣宛て)

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 特定調達に係る契約手続の概要等

(1) 貴省における契約事務等の概要

貴省は、行政の基本的な制度の管理及び運営を通じた行政の総合的かつ効率的な実施の

確保、地方自治の本旨の実現及び民主政治の基盤の確立、郵政事業の適正かつ確実な実施の確保等を図り、並びに他の行政機関の所掌に属しない行政事務及び法律(法律に基づく命令を含む。)で貴省に属させられた行政事務を遂行することを任務として各種事務を実施している。その実施の際に生ずる各般の需要を満たすために、売買、貸借、請負その他の契約を多数締結しており、これらの契約の締結に当たっては、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)等に基づいて契約事務を実施している。

そして、貴省は、上記契約事務の一環として、貴省が管理する庁舎建物等で使用するガスの調達契約に係る事務を行っている。

(2) ガスの小売市場の自由化

近年、我が国のガスの小売市場は自由化が進められており、平成16年4月に、年間ガス使用量が50万 m^3 以上の使用者は、一般の需要者に導管を敷設してガスを供給する事業者(以下「一般ガス事業者」という。)以外の事業者からも供給を受けられるようになっており、19年4月に、このような取扱いが、年間ガス使用量が10万 m^3 以上の使用者まで拡大されている。このように、ガスについては、制度上、国内外の事業者が広く小売市場に参入できるような状況となっている。

(3) 政府調達に関する協定等の概要

政府調達に関する協定(平成7年条約第23号(平成26年条約第4号による改正前のもの)。以下「協定」という。)は、世界貿易機関(WTO)の下で運用されている協定の一つで、各加盟国の中央政府、地方政府及び協定が定める機関による調達の分野における、国内外のいかなる事業者でも参入を可能なものとする内外無差別原則の確立と手続の透明性等の確保を目的として、各国が遵守すべき調達手続上の義務等を規定している。そして、我が国政府は、調達手続を更に透明性、公正性及び競争性の高いものとするなどのために、「物品に係る政府調達手続について(運用指針)」(平成6年アクション・プログラム実行推進委員会)等を我が国の自主的措置として決定している(以下、協定及び我が国の自主的措置を合わせて「協定等」という。)。また、協定その他の国際約束を実施するために、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(昭和55年政令第300号。以下「特例政令」という。)が制定されている。

協定等及び特例政令の対象となる機関が、協定等及び特例政令の対象となる調達契約を締結する場合には、会計法、予決令等に加えて、協定等、特例政令等に基づき事務を行う必要がある。

(4) 協定等及び特例政令の適用対象

ア 適用対象となる機関

協定によれば、適用対象となる機関は、中央政府の機関、地方政府の機関及びその他の機関に区分され、それぞれ具体的な機関名が明示されていて、中央政府の機関としては、衆議院、参議院、最高裁判所及び会計検査院を含む会計法の適用を受ける全ての機関が適用対象とされている。

イ 適用対象となる調達

(ア) 適用対象となる調達の概要

協定によれば、産品及びサービスの調達が適用対象とされている。このうち、産品

については、全ての製品の調達を適用対象とすることとされており、適用対象となる製品の品目は具体的に示されていないが、特例政令においては、動産(現金及び有価証券を除く。)及び著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第10号の2に規定するプログラムが共に物品等と定義されている。そして、物品等の調達が特例政令の適用対象になる調達の一つとされており、ガスについても、物品等に含まれるとされている。

(イ) 適用対象となる調達額

協定等によれば、機関の区分、調達する产品及びサービス、契約締結時期等ごとに、それぞれ基準額が定められており、当該基準額以上の価額の产品及びサービスの調達契約が協定等の適用対象とされている。そして、特例政令では、調達契約に係る予定価格が財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額以上の額であるものに関する事務について特例政令の適用があると定められており、24年4月1日から26年3月31日までの間に締結される物品等の調達契約に係る財務大臣の定める額は1200万円とされている(平成24年財務省告示第25号)。この額は、協定等において定められているこれと同一の時期に締結される製品の調達契約に係る基準額の邦貨換算額と同一である(以下、協定等及び特例政令の適用対象となる調達を「特定調達」という)。

(5) 特定調達に係る契約手続

協定の適用対象となる機関は、特定調達を行うに当たり、協定等及び特例政令等に基づき、原則として一般競争に付することとなっており、緊急の必要により競争に付することができないなどの場合に限り随意契約によることができることとなっているが、随意契約によることができる場合は、予決令等に定められている場合に比べて限定されている。そして、一般競争に付する際には、予決令に定められている期間よりも長い公告期間を設け、また、契約期間等に関する情報等を官報で公告することとなっており、随意契約の際には、契約前に契約相手方等を官報で公示することとなっている。さらに、いずれの場合も、契約の相手方を決定したときは、契約の相手方、契約額等を官報で公示することとなっている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、従来、特定調達に係る検査を行い、特定調達に該当する調達契約を締結しているにもかかわらず、協定等に基づいた契約手続を実施していないなど適切でない事態について検査報告に掲記している。また、前記のとおり、近年、我が国のガスの小売市場は自由化が進められている。

そこで、本院は、合規性等の観点から、ガスの調達契約の事務を行うに当たり、特定調達に係る契約手続を適正かつ適切に実施しているかに着眼して、貴省本省が24、25両年度に締結するなどしたガスの調達契約を対象として、貴省本省において、入札書、契約書、請求書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、調書の作成及び提出を求めるなどして検査した。

(検査の結果)

検査したところ、貴省本省は、24、25両年度にガスの調達契約を計4件(支払額計1億2613万余円)締結するなどして、ガスの供給を受けていた。そして、これら4件の中には、

当該契約に係る支払額が財務大臣の定める額である1200万円以上のものが、計3件(支払額計1億0717万余円)見受けられた。しかし、これら3件の調達契約について、調達契約に係る予定価格又は協定等及び特例政令等に基づき当該契約の評価の基礎となる額を算定する際に用いる前年度(23年度又は24年度)のガス料金の支払額が財務大臣の定める額を上回っているにもかかわらず、特定調達に係る契約手続を実施していないものが、中央合同庁舎2号館に係るもの計2件(支払額計8664万余円)、総務省第二庁舎に係るもの1件(支払額2053万余円)、合計3件(支払額計1億0717万余円)見受けられた。

このうち、貴省本省は、中央合同庁舎2号館に係る2件の調達に当たり、過去に実施した一般競争入札において、応札した業者が1者のみであったことから、あらかじめ公募による業者募集を行い、応募する業者が2者以上ある場合は、改めて一般競争に付することとしたが、応募した業者が1者のみであったため、協定等及び特例政令に規定する随意契約を行うことができる要件に該当するものと誤認して、一般競争に付することなく、契約前の契約相手方の官報公示等特定調達に係る随意契約の手続を実施していた。しかし、前記のとおり、協定等及び特例政令に規定する随意契約は、緊急の必要により競争に付することができないなどの場合に限定されていて、応募業者が1者であったということは要件として認められていないこと、また、我が国のガスの小売市場は自由化が進められており、制度上、国内外の事業者が広く小売市場に参入できるような状況となっていることから、協定等及び特例政令が定める調達契約の方式のうち一般競争に付する必要があると認められる。また、総務省第二庁舎に係る1件の調達に当たっては、一般競争に付することなく、以前に提出した申込書によって締結した一般ガス事業者との間の契約をそのまま継続していた。

(是正改善を必要とする事態)

貴省におけるガスの調達契約について、特定調達の対象となる要件を満たしているにもかかわらず、一般競争に付するなどの特定調達に係る契約手続が実施されていない事態は適切ではなく、是正改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、中央合同庁舎2号館に係るガスの調達契約については、応募業者が1者のみであったため、協定等及び特例政令が規定する随意契約を行うことができると考えていること、総務省第二庁舎に係る調達については、ガスの供給が可能な事業者は1者のみであると考えていることにもよるが、次のことなどによると認められる。

- ア ガスの調達契約に関し、特定調達の対象となる要件を満たす場合には、内外無差別原則の確立と手続の透明性等の確保という協定の趣旨を踏まえて、特定調達に係る契約手続を協定等及び特例政令等に基づいて実施することの重要性に対する理解が十分でないこと
- イ ガスの小売市場の自由化が進展したことにより一般ガス事業者以外の国内外の事業者による新規参入が可能な制度になっていることの理解が十分でないこと

3 本院が求める是正改善の処置

貴省においては、今後も引き続きガスの調達契約を締結していくことが見込まれている。一方、特定調達の対象となる要件を満たす場合には、内外無差別原則の確立と手続の透明性等の確保という協定の趣旨を踏まえて、特定調達に係る契約手続を協定等及び特例政令等に基づいて実施していくことが引き続き求められている。

については、貴省において、協定の趣旨を十分に理解した上で、これを関係部局に周知徹底し、ガスの調達契約について、特定調達の対象となる要件を満たす場合には、特定調達に係る契約手続を協定等及び特例政令等に基づいて実施するよう、是正改善の処置を求める。

- (3) **新たな難視を解消するためのケーブルテレビ幹線対策事業のうち、対象世帯の過半数の加入が確保されていない事業について、その過半数がケーブルテレビに加入していない原因を分析した上で効果的な加入促進方策を策定するなどして、これを反映させた取組計画を事業主体に策定させ、その取組状況等について必要に応じて指導及び助言するよう意見を表示したもの**

会計名及び科目	一般会計 (組織)総務本省 (項)電波利用料財源電波監視等実施費
部 局 等	総務本省
補助の根拠	電波法(昭和25年法律第131号)
補助事業者	社団法人デジタル放送推進協会(平成25年4月1日以降は一般社団法人デジタル放送推進協会)
間接補助事業者(事業主体)	会社44、共聴組合3、市2、一般社団法人1、計50事業主体
補助事業	ケーブルテレビ幹線対策事業
補助事業の概要	新たな難視世帯が地上デジタルテレビ放送を視聴できるようにするためにケーブルテレビ事業者等が地上デジタルテレビ放送を受信して有線放送設備により、新たな難視世帯に対して再放送するための幹線設備を整備するもの
対象世帯の過半数の加入が確保されていない事業数	6事業(平成23、24両年度)
上記に係る事業費の合計	3249万余円
上記に対する国庫補助金交付額の合計	2165万円

【意見を表示したものの全文】

無線システム普及支援事業費等補助金により実施しているケーブルテレビ幹線対策事業について

(平成26年10月30日付け 総務大臣宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 事業の概要

(1) 無線システム普及支援事業費等補助金の概要

貴省は、周波数割当ての抜本的な見直しにより新規の電波需要に対する迅速な周波数の確保を図るために地上アナログテレビ放送を地上デジタルテレビ放送へ移行させることとして、平成15年度以降、順次、地上デジタルテレビ放送を開始させている。そして、44

都道府県においては23年7月24日に、東日本大震災により大きな被害を受けた岩手、宮城及び福島の3県においては24年3月末に、それぞれ地上アナログテレビ放送を終了させ、地上デジタルテレビ放送への移行を完了させている。しかし、この措置に伴い、従来、地上アナログテレビ放送が受信できた地区において、デジタル波の特性、地理的条件等により、地上デジタルテレビ放送を受信できない状況(以下「新たな難視」といい、新たな難視が生じている地区のことを「新たな難視地区」という。)が生じている。

このため、貴省は、20年度から、社団法人デジタル放送推進協会(平成25年4月1日以降は一般社団法人デジタル放送推進協会。以下「協会」という。)に、高性能アンテナやケーブルテレビ等により新たな難視を解消するための各種対策を行う事業主体に対する経費の一部の補助及び新たな難視となっている世帯(以下「新たな難視世帯」という。)からのデジタル受信相談等を、デジタル受信相談・対策事業として実施させており、これに要する経費に対して、無線システム普及支援事業費等補助金(21年度以前は電波遮へい対策事業費等補助金)を交付している。

(2) ケーブルテレビ幹線対策事業等の概要

新たな難視を解消するための各種対策のうち、ケーブルテレビ幹線対策事業(以下「対策事業」という。)は、新たな難視世帯が地上デジタルテレビ放送を視聴できるようにするためにケーブルテレビ事業者等が地上デジタルテレビ放送を受信して有線放送設備により、対策事業の対象となる新たな難視地区(以下「対象地区」といい、この地区の新たな難視世帯のことを「対象世帯」という。)の対象世帯に対して再放送するための幹線設備を整備するものである。そして、事業主体は、ケーブルテレビ事業者等の有線放送設備設置者又は対象地区が所在する市町村となっている。

また、対策事業により新たな難視が解消されるためには、高性能アンテナの設置等の他の事業と異なり、幹線設備が整備されるだけでなく、整備された後、対象世帯がケーブルテレビ等に加入する必要がある。そして、ケーブルテレビ等に加入する場合において、対象世帯にはそれまで支払う必要がなかった月額利用料等の新たな負担が生ずることから、対象世帯の意向を確認することが必要になる。このため、協会は、対策事業の実施に当たり、貴省と調整した上で作成した「新たな難視対策事業費補助事業助成金申請マニュアル」の中で、事業採択の条件として、対策事業の事業主体は、交付申請書を協会に提出する際に、対象地区の過半数の対象世帯の加入予定が確認できる事前加入申込書の写しなどの資料を交付申請書に添付しなければならないこととしている。

また、貴省は、新たな難視を解消するための各種対策が実施されていない新たな難視世帯に対して地上デジタルテレビ放送を衛星放送により再送信する暫定的難視聴対策事業や新たな難視世帯がケーブルテレビ等に新規に加入する際に必要となる初期費用を補助するケーブルテレビ等加入対策事業を27年3月末まで実施することとしている。

さらに、暫定的難視聴対策事業により地上デジタルテレビ放送を受信している新たな難視世帯の中には、同事業により新たな難視が解消したと誤解している世帯や同事業の27年3月末の終了を把握していない世帯がいる可能性があるとして、同事業により放送を受信していることを字幕により画面に表示するなどの対応を行っている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

前記のとおり、対策事業により新たな難視が解消されるためには、対策事業により幹線設備が整備されるだけでなく、整備した幹線設備を利用して対象世帯がケーブルテレビ等に加入する必要がある。

そこで、本院は、有効性等の観点から、対策事業により幹線設備が整備されたケーブルテレビ等への対象世帯の過半数の加入が確保され、幹線設備が新たな難視の解消のために有効に活用されているかなどに着眼して検査を行った。検査に当たっては、22年度から25年度までの間に実施された全対策事業、すなわち50事業主体(44ケーブルテレビ事業者、3共聴組合、2市及び1一般社団法人)が実施した81対策事業(補助対象事業費計3億9463万余円、国庫補助金計2億6305万余円)を対象として、調書を徴してその内容を分析するなどして検査を行うとともに、このうち4事業主体については現地に赴き、交付申請書、実績報告書、契約書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注) 4事業主体 岩手ケーブルテレビジョン株式会社、株式会社ジェイコムイースト、峡東ケーブルネット株式会社、宮崎ケーブルテレビ株式会社

(検査の結果)

検査したところ、26年3月末現在、81対策事業のうち、33対策事業については、対象世帯の全世帯がケーブルテレビ等に加入していた。しかし、残りの48対策事業については、ケーブルテレビ等に加入していない世帯が見受けられた。そして、そのうち6対策事業(補助対象事業費計3249万余円、国庫補助金計2165万余円)において、表のとおり、対象世帯のケーブルテレビへの過半数の加入が確保されておらず、対策事業により整備した幹線設備が十分有効に活用されていない事態が見受けられた。

表 6 対策事業におけるケーブルテレビへの加入状況(平成26年3月末現在)

事業主体名	事業実施年度 (年度)	事業数	対象 世帯数 (A)	加入 世帯数 (B)	未加入世帯数 (A) - (B)	加入率 (B)/(A) (%)
狭山ケーブルテレビ株式会社	23	1	8	2	6	25.0
株式会社ジェイコムイースト	23、24	3	56	25	31	33.3~50.0
天草ケーブルネットワーク株式会社	24	1	9	4	5	44.4
宮崎ケーブルテレビ株式会社	23	1	77	16	61	20.7
計		6	150	47	103	31.3

また、これらの6対策事業において、事前加入申込書に署名するなどして、対策事業実施後にケーブルテレビに加入することを申し出ていた世帯のうち、事業実施後にケーブルテレビに加入した世帯の割合は40.6%となっていた。そして、これらの6対策事業の中には、対象世帯がケーブルテレビへの加入をするかどうかを判断するために重要となる初期費用、月額料金等の情報について、意向確認の際に説明が十分に行われていないまま、事前加入申込書の取りまとめが行われている事業も見受けられた。

一方、貴省は、前記のとおり、新たな難視世帯の中には、暫定的難視聴対策事業により新たな難視が解消したと誤解しているなどの世帯がいる可能性があるとして、同事業の終了時

期等を字幕により画面に表示する対応を行っている。また、新たな難視世帯がケーブルテレビ等に新規加入する際の初期費用の負担を軽減するためのケーブルテレビ等加入対策事業も実施している。

しかし、貴省は、対策事業について、各事業主体に対象世帯ごとの未加入となっている原因を調査するよう指示していないことなどから、個別具体的な原因を把握しておらず、このため、効果が十分に発現していない事業において加入促進のための対策を講ずるよう、事業主体に対して適切な指導及び助言も行っていない状況となっていた。

(改善を必要とする事態)

対策事業により整備した幹線設備が十分有効に活用されていない事態、及び貴省がその原因を把握しておらず、効果が十分に発現していない事業において加入促進のための対策を講ずるよう事業主体に対して適切な指導及び助言を行っていない事態は適切ではなく、改善の必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において次のことなどによると認められる。

- ア 対策事業を実施した対象地区について、対象世帯がケーブルテレビに加入していない原因の調査、分析等を行い効果的な加入促進方策を策定することの必要性についての理解が十分でないこと
- イ 事業主体に対して、取組計画を策定させた上でその取組状況について必要に応じて指導及び助言を行うことの必要性についての理解が十分でないこと

3 本院が表示する意見

地上デジタルテレビ放送への移行に伴う各種対策は、27年3月末をもって終了することとなっている。そして、その終了の際に、新たな難視が解消されていることは、災害時における情報提供等、国民が安心及び安全で豊かな生活を送る上でも重要となるものであり、対策事業により整備した幹線設備は十分有効に活用される必要がある。

これらのことから、対策事業におけるケーブルテレビへの加入については、最終的には対象世帯が判断すべきものではあるものの、ケーブルテレビに加入していない対象世帯に対して、暫定的難視聴対策事業等の終了時期が近づいていることなどのケーブルテレビへの加入をするかどうかを判断するために重要となる情報を周知するなどした上、国が実施する難視対策事業の趣旨を十分に説明するなどして理解を求める必要がある。

ついでに、貴省において、事業実施後に対象世帯のケーブルテレビへの過半数の加入が確保されていない対策事業について、対象世帯の実態を十分に把握するなどした上で加入率の一層の向上を図ることにより、幹線設備が十分有効に活用されるよう、次のとおり意見を表示する。

- ア 事業主体に対象世帯ごとのケーブルテレビに加入していない原因を報告させることなどによりその実態を十分に把握するとともに、その報告内容を分析した上で対象世帯の意思を尊重しつつ暫定的難視聴対策事業やケーブルテレビ等加入対策事業が終了することを周知するなどの効果的な加入促進方策を策定すること
- イ 事業主体に、早急な事態の改善に向けて、加入促進方策を反映した取組計画を策定させた上でその取組状況等について必要に応じて事業主体に指導及び助言すること

- (4) 防災情報通信基盤整備事業等の実施について、関係機関との調整や文書化した運用マニュアルの整備を行うことなどにより、災害時において不必要な重複を生ずることなく、防災システムの機能を十分活用し迅速な対応を行うことができることとなるよう指導するとともに、今後の同種事業の実施に当たり、参考となるような情報の提供や指導を行うなど事業主体への支援を十分に行うことにより、事業が効率的、効果的に実施されることとなるよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)総務本省 (項)東日本大震災復旧・復興情報通信技術高度利活用推進費 (項)情報通信技術高度利活用推進費 東日本大震災復興特別会計 (組織)総務本省 (項)生活基盤行政復興政策費
部 局 等	総務本省
補助の根拠	予算補助
補助事業者 (事業主体)	府2、県5、市町村12、計19事業主体
補助事業 補助事業の概要	災害に強い情報連携システム構築事業、防災情報通信基盤整備事業 災害関連情報を一元的に管理し情報の共有化を図るための機能や、防災警報等地方公共団体から住民に提供すべき情報を多様なメディアに一括配信する機能を有する情報通信環境を構築するもの
一斉配信メール 機能に不必要な 重複が生ずるな どしていた補助 事業に係る事業 費	18億2650万余円(平成24、25両年度)
上記に係る国庫 補助金交付額	8億0926万円(背景金額)

【改善の処置を要求したものの全文】

防災情報通信基盤整備事業等の実施について

(平成26年10月30日付け 総務大臣宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 事業の概要

貴省は、従前から、全国の都道府県、市町村等が実施する防災分野の各種事業を支援するための補助事業等を実施している。そして、東日本大震災からの復興施策の一環として、多様な機関が有する台風や火災等の災害に係る管内の情報(以下「防災情報」という。)を自治体が一元的に管理し、電子メールやテレビ、ラジオ等の多様なメディアを通じて迅速かつ確実に住民に伝達する情報連携システム(以下「防災システム」という。)の構築を支援するために、平成24年度に、東日本大震災の被災地方公共団体等に対して、情報通信技術利活用事業費補助金を交付して災害に強い情報連携システム構築事業を実施している。さらに、24、25両年度に、交付対象を全国の都道府県、同報系防災行政無線^(注1)を所有しない市町村等に広

げて、防災システムの構築を支援するために、防災情報通信基盤整備事業費補助金を交付して防災情報通信基盤整備事業を実施している(以下、上記二つの補助事業を「補助事業」という。)。上記二つの補助金の交付額は計35補助事業で計16億1389万余円となっている。

また、貴省は、23年7月29日に内閣に設置された東日本大震災復興対策本部において決定された「東日本大震災からの復興の基本方針」にのっとり、貴省が所管する復興施策についての当面の事業計画や工程表を策定し、同年11月に、その内容を「復興施策の取組状況の取りまとめ—公共インフラ以外の復興施策—」(以下「取りまとめ」という。))として公表している。貴省は、取りまとめにおいて、地方公共団体における多様なメディアを重層的に活用した住民への情報伝達手段の多様化及び高度化を実現するための仕組みの効率的かつ効果的な全国展開を図ることを挙げている。

そして、貴省は、防災分野で地域課題を抱える地域が情報通信技術の利活用による地域課題の解決を図り、円滑かつ効率的にシステムを導入及び運用できることを目的として、過去に貴省が実施した各種事業における取組内容等を検証し、類似のシステムの導入等の検討に際して参考となる導入や運用の手順、体制等を定めた仕様書として、24年3月に「情報通信技術及び人材に係る仕様書(平成23年度版)(防災分野)防災情報共有」(以下「23年度仕様書」という。))を作成している。23年度仕様書によれば、防災システムが、住民に対して防災情報を電子メールで一斉に配信する機能(以下「一斉配信メール機能」という。))を有する場合、都道府県又は市町村のいずれが配信するか、関係機関間での調整が必要であるとされている。そして、貴省は、防災システムを構築し運用するに当たって、地方公共団体が、事業主体として中心的役割を担うだけでなく、情報共有等を行うこととなる関係機関との間で防災システムに入力する情報の内容等について綿密な調整及び協議を行うことが必要であるとしている。

さらに、政府の高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(以下「IT総合戦略本部」という。))の「世界最先端IT国家創造宣言 工程表」(平成25年6月策定。以下「工程表」という。))において、貴省は、防災情報通信基盤等を用いた情報収集及び伝達体制の確立を中長期的に行っていくこととしている。

(注1) 同報系防災行政無線 屋外に設置したスピーカー等により、住民へ防災情報を伝達する無線システム

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

貴省は、前記のとおり、復興施策の一環として、被災地方公共団体等に対して、防災システムの構築を支援するための事業を実施するのみならず、災害に備える情報通信基盤の整備の必要性から、事業の対象を全国の都道府県、同報系防災行政無線を所有しない市町村等に応じて同様に実施している。

そこで、本院は、経済性、効率性、有効性等の観点から、補助事業を実施している地方公共団体(以下「事業主体」という。))に対して貴省が防災システムの構築に関する支援を適切に行っているか、事業主体は防災システムの構築に当たり関係機関との調整や協議等を十分に行っているか、構築された防災システムは有効に活用されているかなどに着眼して検査した。検査に当たっては、24、25両年度に実施した19補助事業(事業費計18億2650万余円、国庫補助金交付額計8億0926万余円)を対象として、貴省本省、7府県及び12市町村

において、交付申請書、実績報告書、防災システムの仕様書等の関係書類や防災システムの利用状況の確認を行うなどして会計実地検査を行った。

(注2) 7府県 京都、大阪両府、秋田、島根、香川、高知、宮崎各県

(注3) 12市町村 八戸、三沢、千葉、印西、安来、宇和島、豊後高田各市、山武郡九十九里、長生郡白子、伊都郡かつらぎ、苫田郡鏡野各町、稲敷郡美浦村

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた(複数の態様に該当する補助事業があるため、それぞれの態様に係る補助事業数の合計は上記の補助事業数と一致しない)。

(1) 一斉配信メール機能に不必要な重複が生じている事態

5補助事業(国庫補助金交付額計1億6026万余円)

23年度仕様書によれば、防災システムが一斉配信メール機能を有する場合、都道府県又は市町村のいずれが配信するか、関係機関間での調整が必要であるとされている。しかし、5市町村^(注4)が実施した5補助事業においては、市町村と県との間で調整が行われていなかったため、県の既存の防災関係のシステムが有する同種の機能との間で不必要な重複が生ずる結果となっていた。

すなわち、上記の5市町村が所在する各県の既存の防災関係のシステムでは、同システムからメールの配信を希望する住民が、同システムに登録されている管内市町村の情報の中から、受信したい市町村の情報を複数選択することができるようになっているのに、市町村と県との間で調整が行われていなかったため、市町村の防災システムは、気象関連の警報や地震情報等の安心・安全に関する情報等を県と重複して配信する仕組みとなっていた。

しかし、災害時等において、同様の情報が複数回にわたり配信された場合には、受信者において当該複数回配信された情報の内容が同一であるかどうかの確認に時間を要することになったり、配信された情報間に相違がある場合には、受信者においてその選択の判断に困惑することになったりするなど、適切な対応を確保する上での障害となるおそれがある。

上記について事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

茨城県稲敷郡美浦村は、平成24年度に災害に強い情報連携システム構築事業により、防災システムを事業費2億4514万余円(国庫補助金交付額8171万余円)で構築しており、この防災システムは、一斉配信メール機能を有している。しかし、既に茨城県にも同様の一斉配信メール機能を有するシステムがあり、地震情報や気象情報等、ほぼ同様の情報を重複して配信する仕組みとなっていた。

(注4) 5市町村 千葉、印西両市、山武郡九十九里、伊都郡かつらぎ両町、稲敷郡美浦村

(2) 機能の一部が当初の計画どおりに使用できないなどの状態となっている事態

2補助事業(国庫補助金交付額計1億3027万余円)

23年度仕様書によれば、防災システムを構築し運用するに当たっては、情報共有等を行うこととなる関係機関との間で綿密な調整及び協議が必要であるとされている。しかし、1県1村^(注5)が実施した2補助事業においては、防災システムに入力する情報の内容等について、事前に消防署等の関係機関との調整や協議が十分に行われておらず、その妥当性

についての検討も行われていなかったため、補助事業により構築した防災システムの機能の一部が当初の計画どおりに使用できない状態となっていた。

また、補助事業により構築した防災システムが継続的に使用されるためには、防災システムにすべき情報や担当部署等に関する運用ルールがあらかじめ定められた上で、これを文書化したマニュアルが整備されていることが重要である。さらに、このマニュアルを訓練に活用するなどして、組織内において防災システムの運用を習熟させる必要がある。貴省が作成した23年度仕様書においても、システムの運用に当たっては、実際の業務フロー、詳細な運用手順、運用ルールを整理することとなっている。しかし、上記2補助事業のうち1補助事業においては、補助事業により構築した防災システムの運用に当たり、運用ルールがあらかじめ定められておらず、マニュアルも整備されていなかったため、防災システムの機能の一部が使用されていなかったり、情報の錯そうが生ずるなどして運用に支障が生じたりしている状態となっていた。

上記について事例を示すと次のとおりである。

＜事例2＞

秋田県は、平成25年度に、防災情報通信基盤整備事業により、防災システムを事業費9711万余円(国庫補助金交付額4855万余円)で構築していた。そして、当初の計画においては、消防関係の情報を消防署等が防災システム上で入力できるようにしていた。

しかし、防災システムの運用の段階で、消防関係の情報の中に住所等の個人情報が含まれていることが判明したため、消防署等による防災システムへの入力を当面行わないこととしていた。

また、災害時に管内市町村が被害状況等を県に報告する際に、防災システムに管内市町村が直接入力することにより、被害状況等を報告することが可能となっていたが、防災システムの試験運用を開始した25年10月以降、管内の全ての市町村は、防災システムを一度も使用することなく、従来どおりの電話やファクシミリによる報告を行っていた。

さらに、同県は、26年1月の大雪に対応するために災害対策本部を設置していたが、設置についての情報を防災システムに入力していなかったり、住民に対する雪下ろし作業の際の注意喚起に関する情報を、同県の二つの部署がそれぞれ防災システムに入力したことから、放送事業者へ同種の事態について二つの情報が配信され、同事業者において、これらの情報をどのように扱うかについて混乱が生じ、同県は同事業者から事実確認の照会を受けていたりして、運用に支障が生ずる事態となっていた。

(注5) 1県1村 秋田県、稲敷郡美浦村

なお、検査した19補助事業のうち、上記の2補助事業を含む3県7市町村が実施した10補助事業において、補助事業により構築した防災システムの運用に当たり、運用ルールを文書化したマニュアルが整備されていなかった。

(注6) 3県7市町村 秋田、香川、宮崎各県、八戸、印西、宇和島各市、山武郡九十九里、伊都郡かつらぎ、苫田郡鏡野各町、稲敷郡美浦村

(3) 防災システムの構築に関する支援が十分なものとなっていない事態

19補助事業(国庫補助金交付額計8億0926万余円)

貴省は、防災分野で地域課題を抱える地域が円滑かつ効率的にシステムを導入及び運用できることを目的として23年度仕様書を作成しており、これをホームページやセミナー

等を通じて公表していたとしているものの、検査した19補助事業の全てにおいて、事業主体に対して23年度仕様書の直接の提供は行っておらず、事業主体に対する支援が十分なものとなっていなかった。

(改善を必要とする事態)

上記のとおり、補助事業の実施に当たり、一斉配信メール機能に不必要な重複が生じていたり、構築した防災システムの機能の一部が当初の計画どおりに使用できないなどの状態となっていたり、また、貴省において、事業主体に対して23年度仕様書の直接の提供を行っておらず、事業主体に対する支援が十分なものとなっていなかったりしている事態は適切ではなく、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア 事業主体において、防災システムの構築に当たり、県と管内市町村との間で一斉配信メール機能についての調整が十分に行われていないこと
- イ 事業主体において、防災システムの構築に当たり、入力する情報の内容等についての関係機関との調整及び協議並びに入力する情報の内容の妥当性に関する検討が十分でないこと
- ウ 事業主体において、防災システムに入力すべき情報や担当部署等に関する運用ルールを明確に定めることについての必要性に対する理解が十分でないこと
- エ 貴省において、事業主体に対して、防災システムの構築及び運用に当たり参考となる情報の提供や指導を十分に行っていないこと

3 本院が要求する改善の処置

補助事業については25年度に終了するものの、災害関連等の情報通信基盤整備については、貴省による取りまとめやIT総合戦略本部の工程表において、中長期的に実現すべき取組として明記されていることなどから、今後も、引き続き関連事業が実施されることが見込まれる。また、地方公共団体においては、東日本大震災等を契機として防災関連の業務が増加傾向にあり、事業の効率的な実施に当たっては、国からのきめ細かい支援が不可欠となっている。

については、貴省において、防災関連の情報通信基盤整備事業を経済的、効率的、効果的に実施し、地域住民の災害時の迅速かつ適確な対応に資するよう、次のとおり改善の処置を要求する。

- ア 事業主体に対して、一斉配信メール機能について、市町村と県との間で不必要な重複を生ずることがないように調整を行うよう、また、構築した防災システムの機能の一部が計画どおりに利用できないなどの事業主体に対して、その解決に努めるよう、指導を行うこと
- イ 事業主体に対して、災害時等に防災システムの保有する機能を十分活用し迅速な対応を行うことを可能とするために、防災システムに入力すべき情報や担当部署等を定めた運用ルールを文書化した運用マニュアルを整備するよう、指導を行うこと
- ウ 地方公共団体に対して、今後の同種事業の実施に当たり、参考となるような情報提供を十分に行ったり、指導を行ったりするとともに、不必要な機能の重複が生じないように関

係する地方公共団体等と事前の協議をしたり、防災システムの構築に当たって入力する情報の内容の妥当性を十分に検討したりすることなどの必要性について更なる周知を行うこと

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

普通交付税の恩給費に係る基準財政需要額について、前年度の最後の支給期月人数に基づいて算定することにより、恩給の支給人数の実態を適切に反映するよう改善させたもの

会計名及び科目	交付税及び譲与税配付金特別会計(交付税及び譲与税配付金勘定) (項)地方交付税交付金
部 局 等	総務本省
交 付 の 根 拠	地方交付税法(昭和25年法律第211号)
恩給費に係る基準財政需要額の概要	都道府県が支給する恩給費に係る財政需要を合理的に測定するために算定する額
22道府県における恩給費に係る基準財政需要額	462億8686万円(平成22年度～25年度)
上記について前年度の最後の支給期月人数に基づいて算定した場合の開差額	26億3247万円(平成22年度～25年度)

1 制度の概要

(1) 普通交付税の概要

総務省は、地方交付税法(昭和25年法律第211号。以下「交付税法」という。)に基づき、地方団体の財源の均衡化を図り、交付基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することにより、地方団体の独立性を強化することを目的として、地方交付税を交付している。交付税法によれば、その種類は普通交付税及び特別交付税とされ、このうち普通交付税は一般財源が不足する地方団体に交付されるものであり、その交付額は地方団体ごとの基準財政需要額が基準財政収入額を超える財源不足額とされている。そして、基準財政需要額は、地方団体の財政需要を合理的に測定するために算定する額であり、警察費、消防費、恩給費等の地方行政の種類ごとに定められた測定単位の数値に必要な補正を加え、これに測定単位ごとに定められた単位費用を乗じて得た額を全種類について合算することにより算定することとなっている。

(注1) 地方団体 交付税法上の概念で、都道府県及び市町村をいう。

(2) 恩給制度の概要及び恩給費に係る基準財政需要額の算定方法

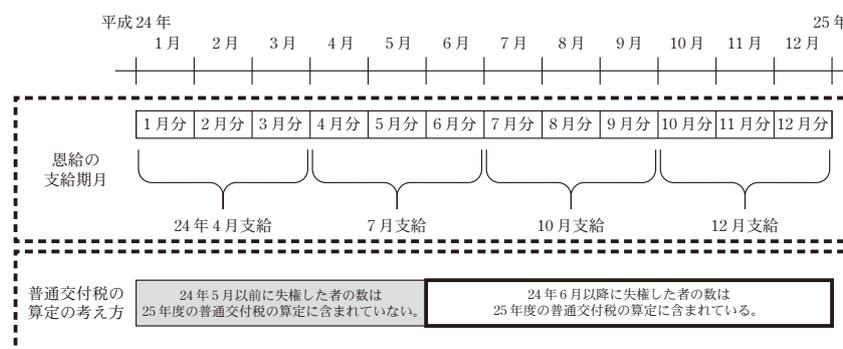
恩給制度は、公務員が相当年限忠実に勤務して退職したときなどに、国が当該公務員に対して年金給付等を行う国家補償を基本とするものである。恩給の裁定及び支給は、原則

として国が行うこととなっているが、このうち、戦前から都道府県より俸給を受けていた文官等については、都道府県が裁定及び支給を行っている。そして、当該恩給の対象者は、昭和37年12月に地方公務員の共済組合制度が発足する前に退職した者及びその遺族である。

恩給は、恩給法(大正12年法律第48号)等に基づき、毎年4月、7月、10月及び12月の4回の支給期月に支給されることとされ、死亡等により受給権を失権した場合、失権した日の属する月までの恩給が支給され、翌月以降の恩給は支給されないこととなっている。

都道府県が支給する恩給に要する費用(以下「恩給費」という。)については、交付税法により国が普通交付税で措置することとなっている。交付税法によれば、恩給費の測定単位は恩給受給権者数を用いることとされ、普通交付税に関する省令(昭和37年自治省令第17号)によれば、その恩給受給権者数は、前年度において当該都道府県から恩給を支給された者の数から5月以前に失権し6か月分に満たない恩給を支給された者の数を除くことなどとされている(図参照)。

図 恩給の支給期月と普通交付税の算定の考え方(平成25年度分の例)



2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

都道府県が共済組合制度が発足する前に退職した者等を対象に支給する恩給の支給人数は、恩給の支給を受けている者の死亡等により逡減しており、今後も逡減していくことが見込まれる。

そこで、本院は、有効性等の観点から、恩給費に係る基準財政需要額を算定する際に恩給の支給人数の実態を適切に反映させているかなどに着眼して、平成22年度から25年度までの恩給費に係る基準財政需要額を対象として、総務本省及び22道府県において普通交付税算出資料等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注2) 22道府県 北海道、大阪府、埼玉、神奈川、新潟、石川、福井、岐阜、静岡、愛知、滋賀、兵庫、奈良、岡山、徳島、香川、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、鹿児島各県

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

22道府県における22年度から25年度までの恩給費の測定単位である恩給受給権者数は、22年度11,723人、23年度10,407人、24年度9,137人、25年度8,017人となっていた。一方、22道府県における22年度から25年度までの恩給費に係る基準財政需要額の算定の根拠となる前年度の支給期月ごとの恩給の支給人数は、いずれの年度も支給期月の経過

に伴い逡減していて、各年度の最後の支給期月である12月の恩給の支給人数(以下「最後の支給期月人数」という。)は、21年度11,100人、22年度9,805人、23年度8,610人、24年度7,532人となっていた。

そこで、前記の恩給受給権者数と、その前年度における最後の支給期月人数とを比較すると、22年度623人、23年度602人、24年度527人、25年度485人の開差が生じていた。

恩給受給権者数は、前年度において都道府県から恩給を支給された者の数から6か月分に満たない恩給を支給された者の数を除いた数を用いることとなっている。このため、前年度の6月以降に死亡等により失権した者の数が恩給受給権者数に含まれていることになる。

しかし、恩給の支給を受けないそれらの者に係る費用まで普通交付税で措置されていることになることから、恩給受給権者数は、当年度の実態に最も近い数値に基づき算定すべきである。したがって、普通交付税の算定期間に各都道府県が把握して交付税算定に用いることができると認められる直近の恩給の支給人数は、前年度の最後の支給期月人数であることから、恩給受給権者数をこれに基づくなどして算定する必要があると認められた。

＜事例＞

大阪府は、平成25年度の普通交付税を算定するに当たり、測定単位の恩給受給権者数を1,084人として恩給費の基準財政需要額を12億2600万余円と算定していた。

しかし、前年度の最後の支給期月人数である24年12月の支給人数は1,032人であり、上記の測定単位との開差は52人であった。そして、前年度の最後の支給期月人数の1,032人を測定単位として算出した恩給費の基準財政需要額は11億6719万余円となり、従来の算定方法による恩給費の基準財政需要額と比べて5881万余円の開差が生ずることとなる。

このように、恩給費に係る基準財政需要額の算定において、前年度に都道府県から恩給を支給された者の数から6か月分に満たない恩給を支給された者の数を除いた数を測定単位としていて、恩給の支給人数の実態を適切に反映させていない事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(前年度の最後の支給期月人数に基づいて算定した場合の開差額)

22道府県における22年度から25年度までの恩給費に係る基準財政需要額について、前年度の最後の支給期月人数を測定単位とする方法により算出すると、表のとおり、計436億5438万余円となり、従来の算定方法により算出した場合の計462億8686万円に比べて計26億3247万余円の開差が生ずることとなる。

表 算定方法別の恩給費の基準財政需要額の平成22年度から25年度までの合計額 (単位：千円)

道府県名	従来の算定方法による基準財政需要額の合計額(a)	前年度の最後の支給期月人数に基づく算定方法による基準財政需要額の合計額(b)	開差額(a - b)	道府県名	従来の算定方法による基準財政需要額の合計額(a)	前年度の最後の支給期月人数に基づく算定方法による基準財政需要額の合計額(b)	開差額(a - b)
北海道	2,995,755	2,873,145	122,610	兵庫県	4,929,798	4,652,875	276,923
埼玉県	1,195,000	1,125,975	69,025	奈良県	656,196	603,057	53,139
神奈川県	2,746,122	2,609,065	137,057	岡山県	1,810,014	1,685,136	124,878
新潟県	2,082,856	1,881,538	201,318	徳島県	1,007,515	930,453	77,062
石川県	1,098,967	1,015,214	83,753	香川県	1,155,282	1,094,899	60,383
福井県	1,003,559	910,478	93,081	高知県	1,018,148	967,599	50,549
岐阜県	1,796,460	1,741,167	55,293	佐賀県	951,182	877,045	74,137
静岡県	2,235,684	2,084,005	151,679	長崎県	1,877,848	1,789,148	88,700
愛知県	4,592,106	4,351,766	240,340	熊本県	1,966,709	1,864,752	101,957
滋賀県	988,158	933,864	54,294	大分県	1,554,221	1,514,307	39,914
大阪府	6,116,006	5,755,187	360,819	鹿児島県	2,509,274	2,393,712	115,562
				計	46,286,860	43,654,387	2,632,473

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、総務省において、今後も恩給の支給人数は逡減していくことが見込まれるにもかかわらず、普通交付税を算定するために用いる恩給費の測定単位についての検討が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、総務省は、26年7月に普通交付税に関する省令を改正して、26年度の恩給費に係る基準財政需要額の算定から、恩給受給権者数については、前年度の最後の支給期月人数に基づき算定することとする処置を講じた。

平成23年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構における利益の処分について

平成23年度決算検査報告 88 ページ参照
平成24年度決算検査報告 99 ページ参照

1 本院が表示した意見

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構(以下「機構」という。)は、日本郵政公社の民営・分社化前に預入れなどが行われた定額郵便貯金等の郵便貯金及び簡易生命保険を承継して管理しているが、満期経過後の払戻しなどが行われないことから、多額の権利消滅金及び時効完成益が毎年度発生している。しかし、多額の権利消滅金及び時効完成益が毎年度継続して発生していることにより増加を続けている利益剰余金については、機構が業務を確実に履行する上で保有する必要性が乏しいと認められるのに、5年間の中期目標期間が終了するまでこれを保有し続けている事態が見受けられた。

したがって、総務省において、機構と共に、機構が業務を履行するために保有する必要がない利益剰余金の額を速やかに把握して国庫に納付させるとともに、関係機関と調整して国庫納付の在り方について検討した上で、今後は中期目標期間の終了時だけでなく、適時に利益剰余金を国庫に納付させることが可能となるように適切な制度を整備するよう、総務大臣に対して平成24年5月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局の処置状況

本院は、総務本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、総務省は、本院指摘の趣旨に沿い、機構と協議して、第1期中期目標期間(19年10月から24年3月まで)の終了後、利益剰余金のうち、次期中期目標期間に繰越すべき金額を控除した残額である郵便貯金勘定382億2028万余円、簡易生命保険勘定108億2794万余円、計490億4822万余円を24年7月に機構から国庫に納付させる処置を講じていた。

そして、総務省は、適時に利益剰余金を国庫に納付させることが可能となるような制度の整備については、25年12月に閣議決定された「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」を踏まえて、機構の在り方について所要の検討を進めるとともに、国の財政事情を踏まえて、機構の利益剰余金のうち将来にわたり業務を確実に履行するために保有する必要がないと認められるものに係る国庫納付の在り方について引き続き検討して、関係機関と調整の上、適切な措置を講ずることとしている。なお、機構の25年度末利益剰余金は、郵便貯金勘定150億6543万余円、簡易生命保険勘定225億3176万余円(うち前中期目標期間繰越積立金207億8118万余円)となっている。

平成24年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 特別交付税の額の算定における過疎債ソフト経費の確認等について

(平成24年度決算検査報告79ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

総務省は、特別の財政需要があることなどにより、普通交付税の額が財政需要に比して過少であると認められる地方団体に特別交付税を交付している。そして、特別交付税の額の算定において、過疎地域自立促進のための地方債(以下「過疎債」という。)を財源として行うことが必要と認められるソフト事業に係る経費のうち、過疎債を財源とした経費(以下「過疎債ソフト経費」という。)は、普通交付税による地方財政措置との重複が生じないよう算定の対象とはならないこととなっている。しかし、過疎債ソフト経費を算定の対象に含めていたため、特別交付税が過大に交付されている事態が見受けられた。

したがって、総務省において、都道府県及び市町村に対して、特別交付税の額の算定事項ごとの財政需要に関する基礎資料(以下「算定資料」という。)等に点検項目を設けた上で通知を発するなどして過疎債ソフト経費は特別交付税の額の算定対象としないことを周知したり、関係する担当者が必要な情報を共有することにより算定資料等の確認等を適切に行うよう助言したり、市町村に対して、全ての特別交付税の額の算定事項について、当該市町村の特別交付税の取りまとめを担当する者において算定資料等の作成に関する情報を確認して都道府県に報告するよう助言を行ったりするとともに、地方交付税の額の算定資料に関する検

査である交付税検査の実施に当たり、過疎債ソフト経費が対象経費とされていないことの確認を適切に行うよう都道府県に対して助言したりなどするよう、総務大臣に対して平成 25 年 10 月に、会計検査院法第 34 条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、総務本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、総務省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 26 年 1 月までに、都道府県及び市町村に対して、算定資料等に点検項目を設けた上で通知を発するなどして過疎債ソフト経費は特別交付税の額の算定対象とならないことを周知したり、関係する担当者が必要な情報を共有することにより算定資料等の確認等を適切に行うよう助言したりした。

イ 市町村に対して、全ての特別交付税の額の算定事項について、当該市町村の特別交付税の取りまとめを担当する者において算定資料等の作成に関する情報を確認して都道府県に報告するよう助言した。

ウ 交付税検査の実施に当たり、過疎債ソフト経費が対象経費とされていないことの確認を適切に行うよう都道府県に対して助言するなどした。

(2) 震災復興特別交付税の額の算定における一般単独災害復旧経費の確認等について

(平成 24 年度決算検査報告 84 ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

総務省は、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業(以下「災害復旧事業等」という。)の実施のため特別の財政需要があることなどを考慮して道府県及び市町村に対して特別交付税(以下、この特別交付税を「震災復興特別交付税」という。)を交付している。しかし、震災復興特別交付税の額の算定において、国の補助金等を受けないで実施する災害復旧等事業に要する経費のうち地方債をもってその財源とすることができる額として総務大臣が調査した額(以下「一般単独災害復旧経費」という。)の算定対象に、災害復旧事業等に該当しない経費、補助金等の交付を受けて実施する事業に要する経費等を含めていたり、同一の災害復旧事業に要する経費を重複して含めていたりして、震災復興特別交付税が過大に交付されている事態が見受けられた。

したがって、総務省において、①一般単独災害復旧経費の算定対象とならない経費について、震災復興特別交付税の額の算定事項についての財政需要に関する基礎資料(以下「算定資料」という。)の記載要領等に具体的に明記したり、算定資料に算定対象となる経費であることを確認する点検項目欄を設けたりするとともに、都道府県及び市町村に対して、算定の誤りの例を通知することなどにより一般単独災害復旧経費の算定対象となる経費の範囲を周知したり、算定資料等の審査に当たり点検項目欄を活用することにより算定対象となる経費であるかの確認を適切に行ったりすること、②都道府県及び市町村に対して、関係する部局が算定対象となる経費の範囲、算定対象事業等の必要な情報を共有することなどにより、算定対象となる経費であるかの確認を適切に行うよう助言すること、③地方交付税の額の算定資料に関する検査である交付税検査の実施に当たり、一般単独災害復旧経費についての検査項目や確認事項等を定めて算定対象となる経費であるかの確認を適切に行うよう都道府県に対して助言することなどについて、総務大臣に対して平成 25 年 10 月に、会計検査院法第 34 条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、総務本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、総務省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 一般単独災害復旧経費の算定対象とならない経費を算定資料の記載要領等に具体的に明記したり、算定資料の様式に点検項目欄を設けたりするとともに、都道府県及び市町村に対して、算定の誤りの例を通知することなどにより一般単独災害復旧経費の算定対象となる経費の範囲を周知したり、算定資料等の審査に当たり点検項目欄を活用することにより算定対象となる経費であるかの確認を適切に行ったりすることにした。
- イ 25年9月及び26年1月に、都道府県及び市町村に対して、通知を発するなどして関係する部局が算定対象となる経費の範囲、算定対象事業等の必要な情報を共有することなどにより算定対象となる経費であるかの確認を適切に行うよう助言した。
- ウ 交付税検査の実施に当たり、一般単独災害復旧経費についての検査項目や確認事項等を定めて算定対象となる経費であるかの確認を適切に行うよう都道府県に対して助言するなどした。

(3) 地上テレビジョン放送のデジタル化に伴い発生した空き周波数帯の利用について

(平成24年度決算検査報告90ページ参照)

1 本院が表示した意見

総務省は、電波需要の増加による周波数のひっ迫に対応して周波数の有効活用等を図るために、多額の国費を投入して地上テレビジョン放送のデジタル化を実施して、これに伴い発生する空き周波数帯(以下、この周波数帯のことを「空き周波数帯」という。)を四つのシステムに利用させることとしている。しかし、空き周波数帯に割り当てたシステムのうち、V-Low マルチメディア放送及び高度道路交通システムはいまだに実用化されておらず、また、公共ブロードバンド移動通信システムは一部実用化されているものの十分に使用されておらず、空き周波数帯が十分に利用されていない事態が見受けられた。

したがって、総務省において、V-Low マルチメディア放送については、利用者等関係者の意見を十分に調整して速やかに制度整備を行い、公共ブロードバンド移動通信システムについては、利用者として想定している都道府県等に対して機材導入経費等や導入効果に関する詳細な情報提供を適時適切に行い、それでも導入が促進しない場合は、利用者の意向を踏まえた上で、空き周波数帯を他の目的へ割り当てるなどの方策を検討し、高度道路交通システムについては、空き周波数帯の利用に向けて警察庁等と速やかに調整を行うよう、総務大臣に対して平成25年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、総務本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、総務省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア V-Low マルチメディア放送については、25年11月までに利用者等関係者の意見を調整した上で、同年12月に関係省令を改正するなどして制度整備を行った。
- イ 公共ブロードバンド移動通信システムについては、25年11月から26年7月までの間に開催された会議等において、都道府県等の想定される利用者に対して、導入効果や機材導入経費等の情報提供を行うなどしており、今後も引き続き情報提供を行うなどして導入

促進を図っていくこととした。そして、導入が促進しない場合は、同システムの導入に向けた制度整備からおおむね10年後である32年度に実施する予定の電波利用状況調査の結果及び同システムの利用者の意向を踏まえた上で、他の目的へ割り当てるなどの方策を検討することとした。

ウ 高度道路交通システムについては、25年10月及び26年3月に開催されたITS関係四省庁連絡会議において、警察庁等に対して、路上に設置された同システムの通信装置と車両との路車間通信に用いる周波数帯を空き周波数帯である700MHz帯としていることを説明するなどして、路車間通信の利用に向けて調整を行った。

第5 法 務 省

不 当 事 項

予 算 経 理 (14)-(17)

- (14) 刑事施設等の常勤医師が、許可を受けて行うこととされている外部研修を行っておらず、(16) 正規の勤務時間中に勤務していなかったのに、勤務しなかった時間に係る給与を減額することなく支給していたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)矯正官署 (項)矯正官署共通費 (平成 19 年度以前は、(項)矯正官署)
部 局 等	4 刑事施設等
常勤医師の給与の概要	常勤医師に対して支給される俸給及び諸手当
外部研修を行っていないかった常勤医師の数	3 名
上記の 3 名に支給された給与の総額	162,071,982 円(平成 20 年 1 月～26 年 6 月)
減額すべきであった給与額及び勤勉手当額の合計	18,653,742 円(平成 20 年 1 月～26 年 6 月)

1 常勤医師の勤務の概要

(1) 常勤医師の給与等の概要

刑務所、少年刑務所及び拘置所の刑事施設、少年院及び少年鑑別所(以下、これらを合わせて「刑事施設等」という。)は、「刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則」(平成 13 年法務省令第 3 号)又は「少年院及び少年鑑別所組織規則」(平成 13 年法務省令第 4 号)により、保健、防疫、医療等に関する事務を所掌する医務部門を設置し、同部門に常勤で勤務する医師(以下「常勤医師」という。)を配置している。

常勤医師には国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号。以下「公務員法」という。)、一般職の職員の給与に関する法律(昭和 25 年法律第 95 号。以下「給与法」という。)、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成 6 年法律第 33 号。以下「勤務時間法」という。)等が適用され、刑事施設等は、常勤医師の勤務時間の管理等を行い、所定の給与を支給している。

公務員法によれば、一般職の国家公務員である職員は、勤務時間中職務に専念しなければならないこととされている。

給与法等によれば、休日である場合又は休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認があった場合等を除いて正規の勤務時間中に勤務しなかった時間は、給与額(勤勉手当等の額は含まない。以下同じ。)を減額して支給することとされている。そして、この減額する給与額は、勤務しなかった時間数に勤務 1 時間当たりの給与額を乗じて得た額とされている。また、職員に支給される勤勉手当は当該職員の俸給の月額等に勤務

(注1) 期間による割合(以下「期間率」という。)を乗ずるなどして算出することとされており、期間率は勤務期間に応じて0から100分の100までの割合とされている。

(注1) 勤務期間 勤労手当支給の基準日となる6月1日及び12月1日以前の6か月以内の期間において、給与法の適用を受ける職員として在職した期間から給与法により給与を減額された期間等を除いた期間

(2) 外部研修の概要等

常勤医師は、一定の要件を満たす場合、医療技術の維持向上等を目的として、大学医学部、大学病院、総合病院等の外部医療機関等における研修(以下「外部研修」という。)を行うことが認められている。

人事院規則10-3(職員の研修)、「医療職俸給表(一)適用職員の外部医療機関等における研修について」(平成13年法務省矯総第4293号)等によれば、外部研修を行う場合は、勤務する刑事施設等の長(以下「施設長」という。)に対して、研修目的、研修先の外部医療機関等、研修の課業時間等を記載した研修計画書(以下「計画書」という。)を事前に提出して許可を受けることとされている。そして、外部研修を行った場合は、施設長に対して、計画した研修期間の満了時点等の適宜の時期に研修結果報告書(以下「報告書」という。)を提出することとされている。

また、勤務時間法、人事院規則15-14(職員の勤務時間、休日及び休暇)等によれば、日常の執務を離れて行う外部研修については、許可を受けた課業時間が当該職員に割り振られた正規の勤務時間とみなすこととされている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、常勤医師が外部研修を行う場合の勤務時間の管理は適正に行われ、常勤医師の給与は適正に算定されているかなどに着眼して、18刑事施設等において、常勤医師に支給された給与を対象として、出勤簿、計画書、報告書、職員別給与簿等により会計実地検査を行った。そして、このうち疑義が生じた3刑事施設等の常勤医師3名については、平成20年4月から26年6月までの間に支給された給与の総額143,607,378円を対象として、上記の関係書類を確認したり、刑事施設等の職員を通じて外部研修の実施状況を確認したりするなどして検査した。さらに、当該常勤医師3名のうち1名については、以前に他の刑事施設等にも勤務していたため、上記の給与額に加えて、以前の勤務先である東京少年鑑別所において20年1月から21年7月までの間に支給された給与の総額18,464,604円についても、同鑑別所から新たに関係書類の提出を受け、これを確認するなどして検査した。

(注2) 3刑事施設等 京都刑務所、多摩、京都医療両少年院

(2) 検査の結果

検査したところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

すなわち、常勤医師3名は、19年度から26年度までの毎年度、外部研修として、週2日から週5日、外部医療機関等において、医療技術の向上等を目的とした研究等を行うこととする計画書を施設長に提出して外部研修の許可を受けており、研修期間経過後に報告書を提出して、計画どおり研修を行ったとしていた。そして、常勤医師3名が外部研修を行ったとする課業時間について、正規の勤務時間に勤務したものとして、所定の給与が支

給されていた。

しかし、本院が刑事施設等の職員を通じて、常勤医師3名及び非常勤医師3名の外部研修先から外部研修の実施状況を確認するなどしたところ、常勤医師1名は、20年1月から23年3月までの間に、上記の外部研修を行ったとする課業時間に外部研修を全く行っていなかった。また、常勤医師2名は、21年1月から26年4月までの間に、上記の外部研修を行ったとする課業時間のうちの一部の時間に外部研修を行っていなかった。

したがって、常勤医師3名が20年1月から26年4月までの間に外部研修を行っていなかった課業時間数計5,353時間は、当該常勤医師に割り振られた正規の勤務時間中に特に承認を得ることなく無断で勤務していなかったこととなることから、月ごとの勤務しなかった時間数(14時間から80時間)にそれぞれの月の勤務1時間当たりの給与額(2,466円から3,677円)を乗じた額の合計17,119,681円を給与額から減額すべきであった。

また、上記の勤務しなかった期間については、給与法により勤務期間の算定上、給与を減額される期間となり在職した期間から除かれることから、勤勉手当の算出基礎となる期間率は当初の100分の100の割合から所定の割合(100分の70から100分の95)に下がることとなり、勤勉手当額を計1,534,061円減額すべきであった。

前記のとおり、常勤医師3名が施設長の許可を受けて行うこととされている外部研修を全く又は一部行わず、正規の勤務時間中に勤務していなかったのに、当該常勤医師3名が勤務していた4刑事施設等は、その給与の支給に当たり、勤務しなかった時間に係る給与額17,119,681円及び勤勉手当額1,534,061円、計18,653,742円を減額しておらず、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、常勤医師3名において国家公務員の服務規律を遵守することの認識が欠けていたこと、4刑事施設等において外部研修をその目的に沿って適切に行うよう常勤医師に対して十分な指導を行っていなかったこと、外部研修の実施状況を適切に把握していなかったことなどによると認められる。

これらの勤務しなかった時間について減額すべきであった給与額及び勤勉手当額を刑事施設等別に示すと次のとおりである。

刑事施設等名	当該常勤医師に支給された給与の総額 (支給期間)	外部研修を行って いなかった期間	外部研修を行って いなかった課業時間	減額すべきであった 給与額	減額すべきであった勤 勉手当額	減額すべきであった給 与額及び勤 勉手当額の 計
	円		時間	円	円	円
(14) 京 都 刑 務 所	66,085,142 (21.1～26.6)	21.1～26.4	2,003	6,231,517	500,235	6,731,752
(15) 東 京 少 年 鑑 別 所	18,464,604 (20.1～21.7)	20.1～21.7	1,232	4,146,512	358,483	4,504,995
多 摩 少 年 院	31,648,731 (21.8～24.1)	21.8～23.3	1,224	4,336,466	478,361	4,814,827
小 計	50,113,335 (20.1～24.1)	20.1～23.3	2,456	8,482,978	836,844	9,319,822
(16) 京 都 医 療 少 年 院	45,873,505 (20.4～24.3)	21.1～22.12	894	2,405,186	196,982	2,602,168
(14)～(16)の計	162,071,982		5,353	17,119,681	1,534,061	18,653,742

- (17) 在勤官署を離れた場所における超過勤務を命ぜられた警備指導官に対して、当該超過勤務が公務とは認められなかったり、現に勤務したことを証明できるものがなく超過勤務手当を支給する要件を欠いていたりしていたのに同手当を支給していたため、その支給が過大となっていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)矯正官署 (項)矯正官署共通費
部 局 等	大阪矯正管区
超過勤務手当の概要	正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員に、その勤務した時間に対して、勤務1時間につき支給する手当
超過勤務手当の支給を受けていた警備指導官の数	2名
上記の2名に支給された超過勤務手当の額	4,283,608円(平成23年5月～25年11月)
上記のうち過大となっていた超過勤務手当の支給額	4,246,081円

1 警備指導官の概要等

(1) 警備指導官の概要

矯正管区は、全国8か所に設置されている法務省の地方支分部局であり、矯正管区組織規則(平成13年法務省令第9号)により、管轄区域内の刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院(以下、これらを合わせて「矯正施設」という。)の被収容者の規律、警備その他矯正施設の保安に関する事務を所掌している。そして、矯正管区は、管内矯正施設の規律及び秩序の維持に関する職務に従事する刑務官、法務教官等に対する柔道、剣道(以下、柔道と剣道を合わせて「武道」という。)及び矯正護身術^(注)の訓練、指導等を行うために、武道を専門とする警備指導官2名(柔道担当、剣道担当各1名)を配置している。

警備指導官は、管内矯正施設を巡回して、矯正施設において刑務官、法務教官等の武道訓練の指導に従事したり、矯正護身術訓練の成果を確認し術技の向上を図ることなどを目的として刑務官、法務教官等を対象に行われる矯正護身術に係る検定業務に従事したりするなどしている。

(注) 矯正護身術 矯正施設において、被収容者による職員暴行事案等が発生した際に、当該被収容者を適正に制圧するとともに、その攻撃から身を守るための術技

(2) 超過勤務手当の概要

警備指導官には一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成6年法律第33号。以下「勤務時間法」という。)等が適用されている。

そして、勤務時間法によれば、各省各庁の長は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合に、正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務をすることを命ずることができることとされている。

また、給与法によれば、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給することとされている。

(3) 在勤官署を離れた場所における超過勤務に対する超過勤務手当の支給

一般職の職員の給与に関する法律の運用方針(昭和26年給実甲第28号。以下「給与法運用方針」という。)によれば、公務により旅行(出張及び赴任を含む。)中の職員は、その旅行期間中正規の勤務時間を勤務したものとみなすこととされている。ただし、旅行目的地において正規の勤務時間を超えて勤務すべきことを職員の所轄庁の長があらかじめ指示して命じた場合において現に勤務し、かつ、その勤務時間につき明確に証明できるものについては超過勤務手当を支給することとされている。

そして、職員が公務のため一時その在勤官署を離れて勤務する場合は、その移動距離にかかわらず旅行に当たると解されている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、警備指導官に対する超過勤務手当の支給は適正に行われているかなどに着眼して、大阪矯正管区(以下「管区」という。)において、平成23年4月から25年10月までの間の超過勤務実績に対して23年5月から25年11月までの間に警備指導官2名に支給された超過勤務手当計4,283,608円を対象として検査した。

検査に当たっては、超過勤務命令簿、職員別給与簿等の関係書類を確認したり、警備指導官の上司から超過勤務の実施状況等を聴取したり、管区の職員を通じて超過勤務の実施場所における超過勤務の実施状況を確認したりするなどして会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

管区は、警備指導官2名に対して、23年4月から25年10月までの間、両警備指導官から提出された武道訓練計画に基づき、管区での正規の勤務時間に係る勤務が終了した後、引き続き、民間団体が運営する大阪市内の武道場(以下「武道場」という。)において、自己の武道の技量の維持向上を目的とした武道訓練を行うことを命じたなどとして、超過勤務手当を支給していた。

しかし、管区は、超過勤務の実施場所である武道場が、管区の庁舎から徒歩10分程度と離れた場所にあることなどから、警備指導官2名の武道場における超過勤務の内容、勤務時間等の超過勤務の実施状況について全く確認していなかった。

そこで、本院が管区の職員を通じて、武道場から警備指導官2名の超過勤務の実施状況を確認するなどしたところ、警備指導官1名は、超過勤務手当が支給されている時間のうち一部の時間に、武道場において、民間団体が主催する武道の稽古で謝礼金を受けて講師として一般参加者の指導を行っていた。また、警備指導官2名は、この民間団体の監事を務めており、武道場で開催された民間団体の理事会に監事として出席し謝礼金を受けていた。

また、警備指導官2名は、上記以外の超過勤務手当が支給されている時間の武道訓練の実施状況について、民間団体が主催する武道の稽古に参加者として参加したなどとしているが、参加の事実を示す記録は全くなかった。

以上のように、民間団体が主催する武道の稽古において、一般参加者の指導を行うこと及び民間団体の理事会に出席することは、勤務時間外における職員の私的な活動であつて、公務であるとは認められず、また、これら以外の武道訓練に係る超過勤務は、在勤官署を離れた場所における超過勤務であるのに、現に勤務したことを明確に証明できるものが全くないことから給与法運用方針に定める支給要件を欠いており、それぞれにおいて超過勤務手当を支給すべきでなかったと認められる。

したがって、警備指導官2名が超過勤務を行ったとする時間から、武道訓練に係る時間を控除して、超過勤務手当の額を修正計算すると計37,527円となることから、前記の超過勤務手当支給額計4,283,608円との差額計4,246,081円が過大に支給されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、警備指導官2名において国家公務員の服務規律を遵守することの認識が欠けていたこと、管区において超過勤務を適切に行うよう警備指導官に対して十分な指導を行っていなかったこと、在勤官署を離れた場所における超過勤務については、現に勤務したことを証明できるものがなければ超過勤務手当を支給できないとの認識が欠けていたことなどによると認められる。

意見を表示し又は処置を要求した事項

刑事施設の診療所管理運営業務委託契約について、医療費の算定は、厚生労働省告示等に定められた算定要件を満たす場合に限ることを契約書等に明記するなどして、医療費の支払額の妥当性を確保するよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)矯正官署 (項)矯正収容費
部 局 等	法務本省、5 刑事施設
契 約 の 概 要	刑事施設の所在地域の医療法人又は地方公共団体に刑事施設内に設けられた診療所における被収容者の診療、健康診断等の業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	5 医療法人等
契 約	平成23年4月、24年4月 一般競争契約、随意契約
支 払 額	9億4315万余円(平成23、24両年度)
上記のうち被収容者に対する診療等の医療費の支払額	5億9847万余円
上記のうち厚生労働省告示等に定められた算定要件を満たしていない支払額	1億8548万円

【是正改善の処置を求めたものの全文】

刑事施設における診療所管理運営業務委託費の支払について

(平成26年10月24日付け 法務大臣宛て)

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 診療所管理運営業務委託の概要等

(1) 診療所管理運営業務委託の概要

貴省の施設等機関である刑務所、少年刑務所及び拘置所(以下、これらを合わせて「刑事施設」という。)は、被収容者が負傷し、又は疾病にかかったときなどには、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号。以下「刑事収容施設法」という。)の規定に基づき、原則として刑事施設内に設けられた診療所等において当該施設の職員である医師等により診療を行うこととなっている。

しかし、刑事施設の中には、様々な事情により、当該施設の職員である医師を確保することが困難である施設も見受けられる。このような状況を考慮するなどして、全77刑事施設のうち、月形刑務所、喜連川社会復帰促進センター、長野刑務所、島根あさひ社会復帰促進センター及び美祢社会復帰促進センター(以下、これらを合わせて「5刑事施設」という。)は、平成19年5月から22年4月にかけて、順次、所在地域の医療法人又は地方公共団体と診療所管理運営業務委託契約を締結し、刑事施設内に設けられた診療所における被収容者の診療、健康診断等の業務を当該医療法人又は地方公共団体に委託している。

(2) 委託費の算定

委託契約書等によれば、月形刑務所は20年4月から、喜連川社会復帰促進センターは24年6月から、長野刑務所は22年4月から、島根あさひ、美祢両社会復帰促進センターは24年4月から、それぞれ診療所管理運営業務に要する経費を、①被収容者に対する診療等の医療費の部分と、②非常勤職員雇用費、諸経費等の医療費以外の部分とに区分し、①については、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号。以下「厚生労働省告示」という。)により算定した所定の診療点数に1点当たりの単価(5刑事施設のうち月形刑務所は4.71円、残りの4刑事施設は10円)を乗じた額を委託先が5刑事施設に対して請求することとされている。そして、5刑事施設は、請求内容を審査した上、適当であると認めた場合に委託費を支払うこととされている。

(注1) 4.71円 月形刑務所は、医療費のうち人件費相当分を、別途「医療費以外の部分」に計上して支払うこととしたため、診療点数1点当たりの単価については、単価10円から人件費相当額を除いた額で契約している。

(3) 刑事施設における医療の原則等

刑事収容施設法において、刑事施設は、被収容者の健康等を保持するため、社会一般の医療の水準に照らし適切な医療上の措置を講ずると規定されている。

また、厚生労働省告示等は、本来、保険診療(公的医療保険の保険給付として行われる診療をいう。以下同じ。)の診療報酬の算定要件等を定めたものであるが、自由診療の医療費の算定基準としても広く用いられている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性、効率性等の観点から、診療所管理運営業務委託費の支払に際して、医療費の請求が、厚生労働省告示等に定められた算定要件に基づいて適正に算定された請求額により行われているかなどに着眼して、5 刑事施設のうち長野刑務所については23、24 両年度、残りの4 刑事施設については24 年度にそれぞれ支払われた診療所管理運営業務委託費計9 億4315 万余円のうち、医療費計5 億9847 万余円を対象として検査した。

検査に当たっては、5 刑事施設において、診療所管理運営業務の委託先である医療法人又は地方公共団体(以下「医療法人等」という。)から毎月の請求書に添付して提出された診療報酬明細書(レセプト)の請求内容と、刑事施設の医務部門に保管されている診療録(以下「カルテ」という。)に記載された診療内容とを突合したり、刑事施設の職員を通じて医療法人等の医療費の算定方法等を確認したりするなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

5 医療法人等は、厚生労働省告示等に定められた算定要件を満たしていないのに、診療行為に係る診療点数を算定し、これに1 点当たりの単価を乗じた額を医療費として請求していた。

(注2) 5 医療法人等 社会医療法人康和会、医療法人中山会宇都宮記念病院、医療法人公仁会、島根県、美祢市

そして、5 刑事施設は、委託費の支払に当たり、これらの請求を適当であると認め、計1 億8548 万余円の医療費を支払っていた(表参照)。

表 5 刑事施設における厚生労働省告示等に定められた算定要件を満たしていない医療費の支払状況

(単位：件、円)

刑事施設名	年度	医療費の項目	医療法人等が厚生労働省告示等に定められた算定要件を満たしていないのに診療点数を算定していた件数(注)	左に係る医療費の支払額
月形刑務所	平成24	特定疾患療養管理料	13,529	14,337,352
		計	13,529	14,337,352
喜連川社会復帰促進センター	24	生活習慣病管理料	778	8,263,700
		特定疾患療養管理料	13,245	29,801,250
		その他	15,110	1,511,000
		計	29,133	39,575,950
長野刑務所	23	生活習慣病管理料	3,022	32,442,850
		通院・在宅精神療法料	4,260	14,058,000
		その他	12,734	1,273,400
		計	20,016	47,774,250
	24	生活習慣病管理料	2,958	31,835,050
		特定疾患療養管理料	454	1,021,500
		通院・在宅精神療法料	4,258	14,051,400
		その他	13,419	1,341,900
		計	21,089	48,249,850

刑事施設名	年度	医療費の項目	医療法人等が厚生労働省告示等に定められた算定要件を満たしていないのに診療点数を算定していた件数(注)	左に係る医療費の支払額
島根あさひ社会復帰促進センター	24	生活習慣病管理料	1,730	13,089,450
		特定疾患療養管理料	1,306	2,938,500
		その他	5,526	3,482,920
	計	8,562	19,510,870	
美祢社会復帰促進センター	24	生活習慣病管理料	1,191	8,477,000
		特定疾患療養管理料	2,644	5,949,000
		通院・在宅精神療法料	153	504,900
		その他	189	1,100,950
	計	4,177	16,031,850	
合計			96,506	185,480,122

(注) 診療報酬明細書(レセプト)中で厚生労働省告示等に定められた算定要件を満たしていない箇所を1件として集計している。

これらについて、その主な態様を医療費の項目の別に示すと次のとおりである。

ア 生活習慣病管理料

生活習慣病管理料は、厚生労働省告示等によれば、脂質異常症、高血圧症又は糖尿病を主病とする患者に対して治療計画を策定し、作成した療養計画書に基づき、生活習慣に関する総合的な治療管理を行った場合に、月1回に限り算定することとされている。

しかし、4医療法人等は、療養計画書を作成していないなど、厚生労働省告示等に定められた算定要件を満たしていないのに同管理料を算定していた。また、このうち1医療法人等は、同管理料を月2回算定していた。

イ 特定疾患療養管理料

特定疾患療養管理料は、厚生労働省告示等によれば、高血圧性疾患、胃炎等の厚生労働大臣が定める疾患を主病とする患者に対して、治療計画に基づき、服薬、運動、栄養等の療養上の管理を行った場合に算定することとされている。また、当該療養上の管理を行った場合は、管理内容の要点をカルテに記載することとされている。

しかし、5医療法人等は、管理内容の要点をカルテに記載していないなど、厚生労働省告示等に定められた算定要件を満たしていないのに同管理料を算定していた。

ウ 通院・在宅精神療法料

通院・在宅精神療法料は、厚生労働省告示等によれば、当該療法を、精神科を標ぼうする医療機関の精神科を担当する医師が行った場合に限り算定することとされている。また、当該療法を行った場合は、その要点をカルテに記載することとされている。

しかし、2医療法人等は、カルテの記載によると、精神科を担当する医師以外の医師が当該療法を行うなどして、厚生労働省告示等に定められた算定要件を満たしていないのに同療法料を算定していた。また、2医療法人等は、行った療法の要点をカルテに記載していなかった。

そして、これらの請求については、カルテに治療管理、療養上の管理、精神療法等の内容が記載されていなかったなどのため、そもそも、治療管理、療養上の管理、精神療法等が実際に行われたかどうかについても確認できない状態となっていた。

一方、医療法人等は、刑事施設における診療は自由診療であって、このような厚生労働省告示等に定められた算定要件を満たしていない医療費の算定は、刑事施設と適宜協議した上で行っているものであり、当該算定方法については刑事施設との間に合意があったなどとしている。また、刑事施設も、合意に関する記録等は残していないものの、医療法人等との間でそのような合意があったなどと説明している。

しかし、刑事施設における診療は自由診療であるが、診療所管理運營業務委託における医療費の支払額の妥当性を確保するためには、その医療費の算定は、社会一般で行われる保険診療の診療報酬の算定に用いられる厚生労働省告示等に定められた算定要件を満たして行われる必要があり、刑事施設の規律及び秩序を害するおそれがある場合を除き、厚生労働省告示等に定められた算定要件によらないなどの例外的な取扱いを認めるべきではないと認められた。

現に、刑事施設が被収容者を刑事施設外の病院等に通院又は入院させた場合の診療も自由診療であるが、この場合、刑事施設は当該病院等から厚生労働省告示等により算定した医療費の請求を受け、これを支払っている。

したがって、厚生労働省告示等に定められた算定要件を満たしていないのに、当該診療行為に係る診療点数を算定していた医療費1億8548万余円については、その支払額の妥当性が確保されていないと認められる。

(是正改善を必要とする事態)

このように、5 刑事施設の診療所管理運營業務委託契約について、厚生労働省告示等に定められた算定要件を満たしていないのに、当該診療行為に係る医療費を支払っている事態は適切ではなく、是正改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、5 刑事施設において、診療所管理運營業務委託の適正な運用についての理解が十分でないことにもよるが、貴省において、診療所管理運營業務委託に当たり、厚生労働省告示等に定められた算定要件によって医療費を支払うことの必要性についての認識が欠けており、5 刑事施設に対して適切な指導を行っていないことなどによると認められる。

3 本院が求める是正改善の処置

診療所管理運營業務委託契約に基づく被収容者に対する診療については、国の費用により行われていることから、その医療費の支払額の妥当性を確保することが強く求められている。

については、貴省において、5 刑事施設に対して指導を行い、医療費の算定は、刑事施設の規律及び秩序を害するおそれがある場合を除き、厚生労働省告示等に定められた算定要件を満たす場合に限ることを契約書等に明記するなどするよう是正改善の処置を求める。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

第3章
第1節
第5
法務省

- (1) 本省が、刑事施設の被収容者に貸与する毛布を一括調達するに当たり、刑事施設が本省に報告する整備必要数について、具体的な根拠、実績値等に基づいた算定方法を定め、刑事施設に対して周知徹底することなどにより、調達数量が適切に算定されるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)矯正官署 (項)矯正収容費
部 局 等	法務本省、12 刑事施設
一括調達の概要	刑事施設からの整備必要数の報告に基づき、刑事施設の被収容者に貸与する毛布を法務本省で一括調達するもの
12 刑事施設が法務本省に報告した毛布の整備必要数	33,378 枚(平成 22 年度～24 年度)
12 刑事施設の報告に基づく毛布の調達数量及び調達額	32,471 枚 1 億 1251 万余円(平成 23 年度～25 年度)
上記のうち適切に算定されていなかった毛布の調達数量及び調達額	32,471 枚 1 億 1251 万円

1 刑事施設の被収容者に貸与する毛布の概要

(1) 刑事施設の被収容者に貸与する物品の概要

法務省の施設等機関である刑務所、少年刑務所及び拘置所(以下、これらを合わせて「刑事施設」という。)は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成 17 年法律第 50 号)に基づき、被収容者に、衣類、寝具、日用品等の物品であって、刑事施設における日常生活に必要なものを貸与し、又は支給している。

「被収容者に係る物品の貸与、支給及び自弁に関する訓令」(平成 19 年法務省矯成訓第 3339 号)によれば、刑事施設の長は、被収容者に、寝具として、毛布、掛布団、敷布団、枕等の物品を貸与することとされており、また、刑事施設の所在地の気候、被収容者の身体的状況等に応じて、物品の貸与の方法、時期及び数量を定めることとされている。

(2) 被収容者に貸与する毛布の調達及び管理換

法務本省(以下「本省」という。)は、被収容者に貸与する毛布等の物品の一部について一括調達を行い、本省から各刑事施設へ管理換を行うことにより、各刑事施設の整備必要数に対応している。

上記毛布の一括調達に当たり、本省は、毎年度 12 月又は 1 月に、各刑事施設から被収容者被服更新整備必要数報告書等(以下「整備必要数報告書」という。)により翌年度の整備必要数を報告させている。そして、報告された整備必要数を集計するなどして、調達数量を算定し、翌年度に一般競争契約により調達している。

(3) 刑事施設における毛布の管理

各刑事施設の物品管理官は、物品管理法(昭和31年法律第113号)等に基づき、物品管理簿を備えて、毛布等の管理する物品の分類、品目ごとに、前年度繰越数、増減等の異動数量、現在高その他物品の異動に関する事項等を、法務大臣の定めるところにより記録することとなっている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性、経済性等の観点から、各刑事施設において本省に報告している毛布の整備必要数が適切に算定され、ひいては本省における毛布の調達数量が適切に算定されているかなどに着眼して、全77刑事施設のうち12刑事施設が本省に報告した整備必要数に基づいて、平成23、24、25各年度に本省が一括調達した毛布(調達額計1億1251万余円)を対象として検査した。

検査に当たっては、12刑事施設において、整備必要数報告書、物品管理簿等の書類を確認したり、担当者から毛布の整備必要数の算定方法について聴取したりするなどして会計実地検査を行った。

(注) 12 刑事施設 宮城、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、加古川、広島、福岡各刑務所、東京、大阪、福岡各拘置所

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

12 刑事施設は、22、23、24 各年度に、計 33,378 枚の毛布を翌年度の整備必要数として本省に報告し、翌 23、24、25 各年度に本省が一括調達した計 32,471 枚の毛布の管理換を受けていた。

そして、12 刑事施設のうち、広島、福岡両刑務所は、法務省の内部規程に反して毛布を消耗品として管理したり、前年度繰越数を記録することを失念したりなどして物品管理簿を適正に作成しておらず、正確な毛布の現在高を把握できない状況となっていた。

そこで、残りの 10 刑事施設の 24 年 12 月 31 日現在における毛布の物品管理簿上の現在高についてみたところ、計 65,101 枚であった。これに対して、同日における被収容者の収容現員に刑事施設の長が定めた一人当たり貸与枚数を乗じて得た被収容者への貸与枚数は計 43,945 枚であり、いずれの刑事施設においても現在高が貸与枚数を上回っていて、その開差は計 21,156 枚となっていた(表参照)。

表 毛布の物品管理簿上の現在高と被収容者への貸与枚数との比較(平成24年12月31日現在)

刑事施設名	物品管理簿上の現在高 (A) (枚)	被収容者の収容現員 (B) (人)	刑事施設の長が定めた一人当たり貸与枚数 (C) (枚)	被収容者への貸与枚数 (D) = (B) × (C) (枚)	開 差 (E) = (A) - (D) (枚)
宮城刑務所	6,566	918	4	3,672	2,894
横浜刑務所	6,601	1,050	3	3,150	3,451
名古屋刑務所	9,620	2,213	3	6,639	2,981
京都刑務所	5,897	1,436	3	4,308	1,589
大阪刑務所	11,311	2,438	3	7,314	3,997

刑事施設名	物品管理簿上の現在高 (A) (枚)	被収容者の収容現員 (B) (人)	刑事施設の長が定めた一人当たり貸与枚数 (C) (枚)	被収容者への貸与枚数 (D) = (B) × (C) (枚)	開 差 (E) = (A) - (D) (枚)
神戸刑務所	7,150	1,662	3	4,986	2,164
加古川刑務所	4,360	1,170	3	3,510	850
東京拘置所	7,780	1,781	3	5,343	2,437
大阪拘置所	4,628	1,323	3	3,969	659
福岡拘置所	1,188	527	2	1,054	134
計	65,101	14,518		43,945	21,156
広島刑務所	400	1,102	2	2,204	△ 1,804
福岡刑務所	1,300	1,656	2	3,312	△ 2,012

(注) 広島、福岡両刑務所については開差がマイナス(△)になっているため、計から除いている。

毛布については、予備分として一定の在庫は必要であるが、10 刑事施設における開差が被収容者の収容現員に比べて過大であると思料されたため、12 刑事施設の毛布の整備必要数の算定方法についてみたところ、12 刑事施設は、次のような方法により行ったなどとしていた。

- ① 翌年度の収容見込人員数に、刑事施設の長が定めた一人当たり貸与枚数と一人当たり予備分の枚数とを加えた枚数を乗するなどして翌年度の必要見込数を算定する。
- ② 物品管理簿により整備必要数報告書作成時点の現在高を把握し、これに当該年度末までに本省から管理換を受ける予定の枚数を加え、更に翌年度末までの廃棄見込数を減じて、翌年度末の保有見込数を算定する。
- ③ ①で算定した翌年度の必要見込数が②で算定した翌年度の保有見込数を上回った場合には、その差の数量を整備必要数として本省に報告する。

また、12 刑事施設は、一人当たり予備分の枚数について、高齢者への増貸与分、洗濯又は天日干しする際の代替配布分、被収容者が汚損した場合の交換分等を見込んだとしていた。

しかし、12 刑事施設は、これらの実績値を把握しておらず、具体的な根拠に基づかずに一人当たり予備分の枚数を算定していた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例 1>

大阪刑務所(管下5 拘置支所を含めて収容定員 3,109 人)は、被収容者一人当たり3 枚の毛布を貸与するほか、高齢者等の養護を必要とする者については、必要に応じて、個別に増貸与を決定することとしている。同刑務所は、平成 23 年度の本省への報告に当たり、24 年度の収容見込人員数を 2,900 人として、次のとおり、24 年度の必要見込数を算定していた。

すなわち、24 年度の収容見込人員数 2,900 人のうち半数の 1,450 人に高齢者等として毛布を 1 枚増貸与すると想定して、一人当たり貸与枚数 3 枚に一人当たり予備分の枚数 0.5 枚を加えて 3.5 枚とし、更にその全体に 1.2 を乗じて 24 年度の必要見込数を 12,180 枚と算定していた。

しかし、同刑務所は、高齢者等への増貸与の実績値を把握しておらず、具体的な根拠に基づかずに一人当たり予備分の枚数を算定していた。また、1.2 の数値についても、その算定根拠について合理的に説明することができなかった。

また、大阪刑務所及び東京拘置所は、具体的な根拠に基づかずに廃棄見込数を算定していたため、算定した廃棄見込数が過去の廃棄の実績値を大きく上回っていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例2＞

東京拘置所(収容定員3,010人)は、平成24年度の本省への報告に当たり、物品管理簿により整備必要数報告書作成時点(25年1月)の現在高を7,691枚と把握し、これに24年度末までに本省から管理換を受ける予定の997枚を加え、更に25年度末までの廃棄見込数3,200枚を減じて、25年度の保有見込数を5,488枚と算定していた。

そして、この廃棄見込数について、24年度末までに廃棄予定のものを600枚、25年度中の廃棄予定のものを2,600枚、計3,200枚と算定したとしているが、これらはいずれも、具体的な根拠に基づかずに算定していた。

一方、物品管理簿によれば、22年度の廃棄枚数は165枚、23年度の廃棄枚数は164枚となっており、同拘置所の算定した廃棄見込数は実績値と大きくかい離していた。

このように、12刑事施設が22、23、24各年度に本省に報告した整備必要数計33,378枚は適切に算定されていなかった。

前記のように、毛布の一括調達を行うに当たり、本省は、各刑事施設が報告した整備必要数に基づいて調達数量を算定していることから、整備必要数が適切に算定されていなければ、調達数量も適切に算定されないことになる。

このため、12刑事施設において適切に算定されていない前記毛布の整備必要数計33,378枚に基づいて、本省が12刑事施設へ管理換を行うために一括調達した計32,471枚(調達額計1億1,251万余円)は、その数量が適切に算定されていないと認められた。

以上のように、12刑事施設において、毛布の整備必要数の算定に用いた予備分の枚数や廃棄見込数が具体的な根拠、実績値等に基づかないなどして整備必要数が適切に算定されておらず、ひいては本省において、調達数量が適切に算定されていない事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、12刑事施設において、毛布の整備必要数の算定を適切に行うことなどの重要性に対する認識が欠けていたことにもよるが、本省において、具体的な根拠、実績値等に基づいた整備必要数の算定方法を定めていなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、法務省は、26年9月に刑事施設等に事務連絡を発して、刑事施設が本省に報告する毛布の整備必要数について、具体的な根拠、実績値等に基づいた算定方法を定め、これを周知徹底するなどの処置を講じた。

- (2) 更生保護委託費のうち、毎月定額で支払われている福祉職員に係る委託事務費の中の人件費相当額について、更生保護法人等が同職員に実際に支給した人件費等を把握して、実際の人件費等が人件費相当額の年額を下回った場合には、差額の精算を行うよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)更生保護官署 (項)更生保護活動費
部 局 等	法務本省、6 地方更生保護委員会
福祉職員に係る委託事務費の概要	更生保護施設における福祉職員の配置に必要な経費を定額で支払うもの
実際の人件費等が人件費相当額の年額を下回っていた更生保護法人数(施設数)	41 法人(42 施設)(平成 23、24 両年度)
上記の法人に支払われた福祉職員に係る人件費相当額	3 億 8364 万余円(平成 23、24 両年度)
実際の人件費等が人件費相当額の年額を下回っていた額	8860 万円(平成 23、24 両年度)

1 制度の概要

(1) 更生保護委託費の概要

法務省は、更生保護法(平成 19 年法律第 88 号)等に基づき、保護観察所の長が、満期釈放者、保護観察に付されない執行猶予者等に対し、その者の申出に基づいて食事、医療、旅費等を支給する緊急措置である更生緊急保護又は保護観察対象者に対して更生緊急保護と同様の措置を講ずる応急の救護を行っている。そして、これらの措置は、保護観察所の長が自ら行うか又は更生保護施設を設置、運営し、被保護者に対して、宿泊場所の供与や食事の給与とともに、職業補導や社会生活に適応させるために必要な生活指導等を行う更生保護法人等に委託して行うこととなっている。

保護観察所の長がこれらの措置を更生保護法人等に委託した場合に、国は委託によって生ずる費用を支弁することとなっており、保護観察所の会計事務等を行う地方更生保護委員会(以下「委員会」という。)は、更生保護法人等に対して更生保護委託費を平成 23 年度計 44 億 1320 万余円、24 年度計 44 億 7843 万余円支払っている。

同委託費の額は、更生保護委託費支弁基準(平成 20 年法務省令第 41 号。以下「支弁基準」という。)により、補導援護費、宿泊費、食事付宿泊費、委託事務費(更生保護施設の職員の人件費及び同施設の運営に必要な物件費に相当する額)等について、それぞれ単価が定められている。同委託費は、被保護者の人数及び在所日数の実績に上記措置の内容に応じた単価を乗じて算定され支払われることとなっている。そして、更生保護法人等が更生保護施設に社会福祉士、精神保健福祉士又は介護福祉士の資格を持つなどの福祉に関する専門的知識を有する職員(以下「福祉職員」という。)を配置した場合には、上記の委託事務費とは別に、福祉職員に係る委託事務費が支払われることとなっている。

(2) 福祉職員に係る委託事務費等

福祉職員に係る委託事務費は、支弁基準により、人件費に相当する額(月額単価と健康保険法(大正11年法律第70号)等の規定により事業主が負担することとされている保険料に相当する額(以下「社会保険料事業主負担分」という。)の合計額。以下「人件費相当額」という。)と物件費に相当する額とを、予算の範囲内で毎月、定額で支払うこととなっている。

人件費相当額の算定のための月額単価については、地域区分ごとに、23年度は360,026円から424,412円、24年度は332,975円から392,497円となっている。そして、社会保険料事業主負担分については、上記の月額単価を基にして算定することとなっている。

法務省は、21年度から、刑務所等の矯正施設を出所した者等のうち、高齢者又は障害を有する者であって、かつ、適当な住居のない者は、必要となる福祉サービス等を出所後直ちに受けられないなど、社会復帰の過程において著しい困難を伴うことから、これらの者が円滑に福祉サービス等を受けられるようにするために、あらかじめ法務大臣が指定する更生保護施設に福祉職員を配置することとしている。24年度末現在において、全国の104施設中、指定を受けたものは57施設あり、それぞれ1人の福祉職員が配置されている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

福祉職員に係る委託事務費については、前記のとおり、定額による支払となっていることから、本院は、経済性等の観点から、福祉職員に係る委託事務費の額が福祉職員の給与等の支払の実態に応じた適切なものとなっているかなどに着眼して、全国の8委員会のうち6委員会^(注)が23、24両年度に46法人(47施設)に対して支払った福祉職員に係る委託事務費計4億8195万余円を対象として検査した。検査に当たっては、上記の6委員会において、更生保護法人等から提出されている職員給与等一覧表等の関係書類を確認するとともに、法務本省において、支弁基準における福祉職員に係る委託事務費の根拠等を聴取するなどして会計実地検査を行った。

(注) 6委員会 北海道、関東、中部、近畿、四国、九州各地方更生保護委員会

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

6委員会が管内の更生保護施設を運営する更生保護法人等に対して支払った福祉職員に係る委託事務費のうち人件費相当額は、23年度計2億4335万余円、24年度計2億2561万余円であり、一人当たりの年額は、23年度4,961,550円から5,850,132円、24年度4,602,018円から5,426,322円となっていた。

一方、23年度及び24年度にそれぞれ46施設で実際に福祉職員に支払われた給与等の年額と社会保険料事業主負担分の年額を合計した金額(以下、「実際に福祉職員に支払われた給与等の年額と社会保険料事業主負担分の年額を合計した金額」を「実際の人件費」という。)を確認したところ、23年度2,775,480円から6,691,294円、24年度2,683,121円から6,250,559円となっていた。そこで、実際の人件費と上記の人件費相当額の年額とを比較すると、多くの更生保護施設で実際の人件費が人件費相当額の年額を下回っており、その下回っているものの差額は、23年度は43施設で、33,725円から2,778,816円、24年度は38施設で、9,549円から2,093,394円となっていた。これらのうちには実際の人件費が人件費相当額の年額を20%以上下回っている施設が、23年度は34施設、24年度は19施設あった。このように実

際の人件費が下回っているのは、施設に配置された福祉職員には定年退職後に雇用された60歳を超える者等が多いことなどによると思料された。

以上のように、支弁基準によって支払われている人件費相当額は、福祉職員の人件費の支払に充てる額として更生保護法人等に支払われているのに、多くの更生保護施設において、実際の人件費がこれを相当程度下回っていて実際に支払われていない人件費相当額が生じている事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(節減できた人件費相当額の年額)

上記のことから、福祉職員に係る人件費相当額の年額を、更生保護法人が支給した実際の人件費が下回る場合には、これにより福祉職員に係る委託事務費を精算することになると、各更生保護法人が負担している退職給与に係る費用等を考慮したとしても、6委員会が23、24両年度に支払ったもののうち、41法人(42施設)に支払われた福祉職員に係る人件費相当額計3億8364万余円は、計2億9503万余円となり、計8860万余円節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、法務本省において、福祉職員に係る人件費相当額の年額より、更生保護法人等が支給した実際の人件費等が下回っている状況について実態の把握が十分でなく、福祉職員に係る委託事務費の精算を行うことについての検討が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、法務省は、26年5月に支弁基準の運用に関する通達を改正するなどして、26年度から、委員会が更生保護法人等が支給した実際の人件費等を把握して、人件費相当額の年額を下回った場合には、福祉職員に係る委託事務費の精算を行うこととする処置を講じた。

- (3) ガスの調達契約を締結するに当たり、特定調達の対象となる要件を満たす場合には、一般競争に付するなどの協定等及び特例政令等に基づく契約手続を実施することにより、内外無差別原則の確立と手続の透明性等を確保するよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)地方入国管理官署 (項)地方入国管理官署共通費
部 局 等	名古屋入国管理局
契約の概要	庁舎等で使用するガスの調達を行うもの
件数及び支払額	2件 1744万円(平成24、25両年度)

1 特定調達に係る契約手続の概要等

(1) 契約事務等の概要

法務省名古屋入国管理局(以下「管理局」という。)は、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)等に基づき、管理する庁舎等で使用するガスの調達契約に係る事務を行っている。

(2) 政府調達に関する協定等の概要

近年、我が国のガスの小売市場は自由化が進められており、一般の需要者に導管を敷設してガスを供給する事業者(以下「一般ガス事業者」という。)以外の事業者も広く小売市場に参入できるような状況となっている。

政府調達に関する協定(平成7年条約第23号(平成26年条約第4号による改正前のもの)。以下「協定」という。)は、世界貿易機関(WTO)の下で運用されている協定の一つで、各加盟国の中央政府、地方政府及び協定が定める機関による調達の分野における、国内外のいかなる事業者でも参入を可能なものとする内外無差別原則の確立と手続の透明性等の確保を目的として、各国が遵守すべき調達手続上の義務等を規定している。そして、我が国政府は、「物品に係る政府調達手続について(運用指針)」(平成6年アクション・プログラム実行推進委員会)等を我が国の自主的措置として決定している(以下、協定及び我が国の自主的措置を合わせて「協定等」という。)。また、協定その他の国際約束を実施するために、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(昭和55年政令第300号。以下「特例政令」という。)が制定されている。

協定等及び特例政令の対象となる機関が、協定等及び特例政令等の対象となる調達契約を締結する場合には、会計法、予決令等に加えて、協定等、特例政令等に基づき事務を行う必要がある。

協定によれば、適用対象となる機関は、中央政府の機関、地方政府の機関及びその他の機関に区分され、それぞれ具体的な機関名が明示されていて、中央政府の機関としては、会計法の適用を受ける全ての機関が協定の適用対象とされている。

適用対象となる調達については、产品及びサービスの調達とされていて、製品については、全ての製品の調達を適用対象とすることとされている。そして、ガスについては上記の適用対象になる製品の例外ではないとされている。

また、協定等によれば、適用対象となる調達額については、機関の区分、調達する产品及びサービス、契約締結時期等ごとに、それぞれ基準額が定められており、当該基準額以上の価額の产品及びサービスの調達契約が協定等の適用対象とされている。そして、特例政令では、調達契約に係る予定価格が財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額以上の額であるものに関する事務について特例政令の適用があると定められており、平成24年4月1日から26年3月31日までの間に締結される物品等の調達契約に係る財務大臣の定める額は1200万円とされている(平成24年財務省告示第25号)。この額は、協定等において定められているこれと同一の時期に締結される製品の調達契約に係る基準額の邦貨換算額と同一である(以下、協定等及び特例政令等の適用対象となる調達を「特定調達」という。)

(3) 特定調達に係る契約手続

協定の適用対象となる機関は、特定調達を行うに当たり、協定等及び特例政令等に基づき、原則として一般競争に付することとなっており、緊急の必要により競争に付することができないなどの場合に限り、随意契約によることができることとなっているが、随意契約によることができる場合は、予決令等に定められている場合に比べて限定されている。そして、一般競争に付する際には、予決令に定められている期間よりも長い公告期間を設け、また、契約期間等に関する情報等を官報で公告することとなっており、随意契約の際には、契約前に契約相手方等を官報で公示することとなっている。さらに、いずれの場合も、契約の相手方を決定したときは、契約の相手方、契約額等を官報で公示することとなっている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、従来、特定調達に係る検査を行い、特定調達に該当する調達契約を締結しているにもかかわらず、協定等に基づいた契約手続を実施していないなど適切でない事態について検査報告に掲記している。また、前記のとおり、近年、我が国のガスの小売市場は自由化が進められている。

そこで、本院は、法規性等の観点から、管理局が、ガスの調達契約の事務を行うに当たり、特定調達に係る契約手続を適正かつ適切に実施しているかに着眼して、24、25両年度に締結したガスの調達契約を対象として、管理局において、契約書、請求書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、調書の作成及び提出を求めるなどして検査した。

(検査の結果)

検査したところ、管理局は、24、25両年度にガスの調達契約を計2件締結(支払額計1744万余円)していたが、これらの調達契約について、当該契約の評価の基礎となる予定価格を算定する際に用いる前年度(23年度又は24年度)のガス料金の支払額が財務大臣の定める額である1200万円を上回っているにもかかわらず、特定調達に係る契約手続を実施していなかった。そして、ガスの調達契約を締結するに当たり、一般競争に付することなく、従前の契約相手方である一般ガス事業者との間で毎年度随意契約を更新していた。

このように、管理局におけるガスの調達契約について、特定調達の対象となる要件を満たしているにもかかわらず、一般競争に付するなどの特定調達に係る契約手続が実施されていない事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、管理局において、ガスの供給が可能な事業者は1者のみであると考えていたことなどにもよるが、ガスの調達契約に関し、特定調達の対象となる要件を満たす場合には、内外無差別原則の確立と手続の透明性等の確保という協定の趣旨を踏まえて、特定調達に係る契約手続を協定等及び特例政令等に基づいて実施することの重要性に対する理解が十分でなかったこと、また、ガスの小売市場の自由化が進展したことにより一般ガス事業者以外の国内外の事業者による新規参入が可能な制度になっていることの理解が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、管理局は、26年9月に通知を発して、特定調達の対象となる要件を満たす契約について、契約担当者が協定の趣旨を十分理解し、特定調達に係る契約手続を協定等及び特例政令等に基づいて実施することなどを周知徹底するとともに、同年10月に、ガスの調達契約について、特定調達手続を踏まえて、官報に入札公告を掲載し、一般競争に付する処置を講じた。

平成24年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 刑事施設等における防災用移動式炊事機器の整備について

(平成24年度決算検査報告108ページ参照)

1 本院が要求した適宜の処置

法務省は、東日本大震災における刑務所、少年刑務所及び拘置所の刑事施設、少年院及び少年鑑別所(以下、これらを合わせて「刑事施設等」という。)の被災状況等を踏まえて、防災用物品を整備することとしている。そして、各刑事施設等は、防災用物品の調達の一環として、災害時にガス、電気等の供給が途絶えるなどした場合に、職員及び被収容者の非常食の加熱、湯茶の給与等に使用する湯を沸かすなどのために、防災用移動式炊事機器(以下「炊事機器」という。)を調達して、刑事施設等の本庁、管下の刑務支所、拘置支所等に配置している(以下、炊事機器が配置される箇所を「整備箇所」という。)。しかし、整備箇所において、炊事機器の能力、災害時に炊事機器を使用して調理した食糧等を給与する対象として想定される人員等に照らして、炊事機器の調達台数が過大となっている事態が見受けられた。

したがって、法務省において、整備箇所に配置する炊事機器の台数を施設の規模等に応じたものとすることにより、災害時に必要とされる施設において有効に活用されるよう、炊事機器の配置について、整備箇所の職員定員、被収容者の収容定員等を考慮して十分に検討を行い、他の整備箇所への管理換等の方針を策定するよう、法務大臣に対して平成25年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、法務本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、法務省は、本院指摘の趣旨に沿い、整備箇所に配置する炊事機器の台数を施設の規模等に応じたものとする事により、災害時に必要とされる施設において有効に活用されるよう、炊事機器の配置について、整備箇所の職員定員、被収容者の収容定員等を考慮して検討を行い、26年7月に、他の整備箇所への管理換の方針を策定する処置を講じていた。

(2) 刑事施設等の整備に係る予算の執行等と執行段階における統制について

(平成24年度決算検査報告111ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

法務省は、刑事施設等の新営工事等の契約を歳出予算又は国庫債務負担行為に基づいて締結している。しかし、法務本省において、歳出予算及び国庫債務負担行為のそれぞれにより付与された権限を超えた支出負担行為が行われていたり、支出負担行為の額が示達額及び予算を超えていたりして、会計法令及び予算に違反している事態、財政法(昭和22年法律第34号)に基づく歳出予算の繰越しが制度の趣旨にのっとって行われていない事態及び支出負担行為認証官による統制が十分に機能していない事態が見受けられた。

したがって、法務省において、上記の予算の執行等に携わる法務本省の支出負担行為担当官、支出負担行為認証官等(以下「会計事務担当者」という。)に対して研修を実施するなどして予算執行等を適正に行うために必要な会計法令等における基本的事項について周知徹底を図るとともに、予算の執行等を行う上での留意点や執行段階における支出負担行為認証官に

よる統制を十分に機能させる上での留意点等をまとめたマニュアル等を作成して十分に周知することにより、予算の執行等が適正に行われるよう、法務大臣に対して平成25年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、法務本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、法務省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 26年2月に、会計事務担当者に対して研修を実施するなどして、予算執行等を適正に行うために必要な会計法令等における基本的事項について周知徹底を図った。

イ 26年3月に、予算の執行等を行う上での留意点や執行段階における支出負担行為認証官による統制を十分に機能させる上での留意点等をまとめた「適正な予算執行等のマニュアル」を作成して、会計事務担当者に対してこれを周知した。

(3) 刑事施設等の常勤医師の外部研修制度の運用について

(平成24年度決算検査報告117ページ参照)

1 本院が表示した意見

法務省は、刑務所、少年刑務所及び拘置所の刑事施設、少年院及び少年鑑別所(以下、これらを合わせて「刑事施設等」という。)の医務部門に常勤で勤務する医師又は歯科医師(以下、これらを合わせて「常勤医師」という。)に対して、国家公務員法(昭和22年法律第120号)等に基づき所定の給与を支給している。そして、常勤医師は、医療技術の維持向上等を目的として、勤務時間中に、大学医学部、大学病院等の外部医療機関等における研修(以下「外部研修」という。)を行うことが認められている。しかし、刑事施設等において、外部研修中の勤務時間の管理、研修内容の把握等が適切に行われていないにもかかわらず、外部研修が研修計画どおりに適正に行われたとしているなどの事態が見受けられた。

したがって、法務省において、外部研修が適正に行われ、これに従事する常勤医師に対する給与の支給が適正なものであることを確認できるようにするために、研修期間中の勤務時間の管理、研修内容の把握等を適切に行う方策を検討して、刑事施設等に対して指導を行うよう、法務大臣に対して平成25年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、法務本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、法務省は、本院指摘の趣旨に沿い、26年6月に各矯正管区に対して通知を発するなどして、次のような処置を講じていた。

ア 外部研修の実施に当たり、刑事施設等の長と研修先の研修責任者との間で、研修協定書等の研修の委託内容が確認できる文書を作成することとした。また、外部研修中の勤務時間管理等が著しく困難であり客観的に研修の実施状況を確認できない自宅又は図書館での研修を認めないこととした。

イ 研修先での各研修日の出欠状況、研修内容等を、毎月、一定の書式等により、常勤医師から刑事施設等の長に報告させることとした。

ウ 常勤医師から提出させる研修結果報告書に記載すべき事項を具体的に示すことなどにより、研修内容を適切に把握することとした。

第6 外 務 省

不 当 事 項

予算経理・不正行為

(18) 在外公館における会計経理が適正を欠くと認められるもの
(19)

部 局 等	(1) 在コンゴ民主共和国日本国大使館 (2) 在バンクーバー日本国総領事館
領得による損害を受けた現金の種類	(1) 手許保管現金
適正を欠いていた収入金の種類	(2) 領事手数料
不当と認められる金額	(1) 領得による損害額 21,495,177 円 (260,964 米ドル及び 1,068,100 コンゴ・フラン)
	(2) 適正を欠いていた収入金の額 2,262,646 円 (27,361 カナダ・ドル)
	計 23,757,823 円 (260,964 米ドル、1,068,100 コンゴ・フラン及び 27,361 カナダ・ドル)

1 在外公館の会計事務等の概要

外務省は、在外公館における会計機関について、在外公館会計規程(昭和48年外務省訓令第7号。以下「在外会計規程」という。)等に基づき、原則として、在外公館の長(以下「館長」という。)の代理となる者を資金前渡官吏及び収入官吏(以下「出納官吏」という。)に指定している。

そして、出納官吏は、在外公館において収納した領事手数料等の収入金や所在国において各種経費の支払を行うための前渡資金等の現金に係る出納保管をつかさどっており、在外会計規程に基づき、現金を確実な銀行口座に預金しなければならないこととなっている。ただし、常時小口の現金支払を必要とする場合においては、最小限度の手持現金を在外公館において保管すること(以下、在外公館において保管する現金を「手許保管現金」という。)ができることとなっている。

手許保管現金の帳簿及び残高は、外務省の内規に基づく、①出納官吏(出納官吏が不在の場合は出納官吏の代理官(以下「出納官吏代理」という。))による毎月1回の残高確認(以下「月次の確認」という。)及び②出納官吏代理を発令する際の出納官吏及び出納官吏代理の双方による確認(以下「代理発令時の確認」という。)並びに予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)に基づく、③毎年3月31日の検査員による帳簿金庫の検査により確認されることとなっている。このうち、①については、出納官吏は、月次の確認の結果を館長に報告すること(以下、この報告を「確認結果報告」という。)となっている。

一方、館長は、外務省所管会計事務取扱規程(平成2年外務省訓令第4号)に基づき、在外公

館において出納官吏から現金の亡失の報告を受けたとき又は出納官吏の保管に係る現金の亡失を発見したときは、遅滞なくその事実を調査し、その結果を外務大臣に報告しなければならないこと(以下、この報告を「現金亡失報告」という。)となっている。また、館長は、外務省設置法(平成11年法律第94号)等に基づき、在外公館の事務を統括するとともに、在外公館の職員の中から出納官吏等の事務の補助者(以下「会計担当者」という。)を定めている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、在コンゴ民主共和国日本国大使館における現金の領得及び同大使館においてこの不正行為を行った会計担当者の前任地である在バンクーバー日本国総領事館における現金の亡失について、会計検査院法第27条の規定に基づく外務大臣からの報告及び会計法(昭和22年法律第35号)第42条の規定に基づく同大臣からの通知を受けている。そこで、合規性等の観点から、現金が領得された事態及び現金が亡失した事態はどのような内容だったか、現金の出納保管に係る会計事務は会計法令等に基づき適正に行われていたかなどに着眼して、外務本省、同大使館及び同総領事館において、現金の出納保管に係る会計事務を対象として、手許保管現金の帳簿を確認したり、関係者から事情を聴取したりなどして、会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

ア 在コンゴ民主共和国日本国大使館

(ア) 元会計担当者による現金の領得

在コンゴ民主共和国日本国大使館(以下「大使館」という。)の会計担当者であった山田某(以下「元会計担当者」という。)は、大使館に着任した平成24年9月から25年6月までの間(以下「元会計担当者の在任期間」という。)に、現金の出納保管に係る会計事務に従事中、手許保管現金260,964米ドル(邦貨換算額21,399,048円)及び同1,068,100コンゴ・フラン(同96,129円)の計21,495,177円を領得していた。そして、元会計担当者は、25年6月に、大使館の建物に放火し、当該建物及び国の所有する物品に損害を与えていた。

なお、本件領得による損害額21,495,177円については、会計法第43条第1項の規定に基づく外務大臣の弁償命令等により、26年3月に全額が、元会計担当者の在任期間の出納官吏(以下「元出納官吏」という。)及び館長(以下「元大使」という。)から返納されている。

(イ) 手許保管現金に係る会計事務及びその確認等の状況

元会計担当者の在任期間における手許保管現金に係る会計事務についてみると、前渡資金の手許保管現金に係る帳簿によれば、1日当たりの各種経費の平均支払額は3,610米ドル(邦貨換算額293,163円)であるのに、1日の支払が終了した後の手許保管現金の平均残高は、107,973米ドル(邦貨換算額8,800,910円)と多額に上っており1日平均支払額の約30倍となっている状況であった。特に、25年6月の元会計担当者による放火前1か月間については、手許保管現金の残高が230,866米ドル(邦貨換算額18,931,088円)にまで増加していた。

元会計担当者の在任期間における手許保管現金に係る会計事務の確認等について

は、元出納官吏及び元出納官吏の代理官(以下「元出納官吏代理」という。)による月次の確認(24年11月以降)、代理発令時の確認及び確認結果報告が全く行われておらず、元大使は確認結果報告を元出納官吏又は元出納官吏代理に求めているなど事務を統括するための的確な指揮監督を行っていなかった。また、検査員による25年3月31日の帳簿金庫の検査も行われていなかった。

イ 在バンクーバー日本国総領事館

(ア) 現金の亡失

在バンクーバー日本国総領事館(以下「総領事館」という。)において、①23年8月26日に収納した領事手数料1,392カナダ・ドル(邦貨換算額119,712円)が同年9月2日までの間に、また、②24年1月26日から同月31日までの間に収納した領事手数料3,369カナダ・ドル(邦貨換算額289,734円)が、同年2月上旬までの間に、それぞれ亡失していた。

しかし、館長は、上記2回(計4,761カナダ・ドル(邦貨換算額409,446円))の現金の亡失を把握していたのに、その事実を十分に調査することなく、①については23年9月2日に総領事館の職員1名が、また、②については24年2月27日に館長等の職員4名がそれぞれ全額を補填していた。そして、25年10月に外務本省が総領事館に対して実施した査察は、大使館で発生した前記現金の領得及び放火も踏まえて行われ、上記2回の現金の亡失が発覚するに至ったが、それまで外務本省に現金亡失報告は提出されていなかった。

(イ) 収入金の銀行口座への入金状況

総領事館においては(ア)の補填後も、24年5月16日から同年8月28日までの間に9回行った収入金の銀行口座への入金のうち4回について、収納した収入金の一部が、銀行口座に入金されておらず、収入金の受領額と銀行口座への入金額との開差額は計22,600カナダ・ドル(邦貨換算額1,853,200円)と、(ア)の亡失額の5倍弱に上っていた。

なお、この開差額は、その後に収納された収入金に現金が加算されて銀行口座に数回にわたって入金されたことから、24年8月までの間に解消されていたが、会計実地検査時点(26年7月)において、外務省は、この開差が生じていた事実を把握しておらず、上記収入金の一部が、なぜ入金されていなかったのか、開差額はどのように解消されていたのかなどの詳細は不明のままとなっている。

以上のとおり、大使館において、元会計担当者によって現金(邦貨換算額21,495,177円)が領得されていた事態は著しく適正を欠いており、これに至る手許保管現金に係る会計事務が在外会計規程等に基づいて行われていなかった事態及びその確認等が全く行われていなかった事態は適正を欠いていて、いずれも不当と認められる。また、総領事館において、現金(邦貨換算額409,446円)が亡失しており、これを含む収入金(邦貨換算額2,262,646円)に係る会計事務が適正を欠いていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められる。

ア 大使館において、元会計担当者の会計機関の事務の補助者としての倫理観及び公の現金に関する会計法令の遵守に対する意識が著しく欠けていたことに加えて、手許保管現金に係る会計事務が適正に行われているかを確認することの重要性についての認識が欠

けていたこと、また、元大使と元出納官吏等の間において的確な指揮命令の伝達が行われておらず、各会計機関等の間において内部牽制が十分に機能していなかったこと

イ 総領事館において、収入金に係る会計事務を適正に行うこと、外務本省へ現金亡失報告を行うことの認識が欠けていたこと

ウ 外務本省において、大使館及び総領事館に対する現金の出納保管に係る会計事務の適正な執行についての指導監督及び現金亡失報告の必要性についての周知徹底が十分でなかったこと

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 政府開発援助の実施に当たり、事業の完了前に不具合が発生した場合に建設コンサルタントに対してその原因を適切に究明するよう働きかけるなどして援助の効果が十分に発現するよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)外務本省 (項)経済協力費	
部 局 等	外務本省、独立行政法人国際協力機構	
政府開発援助の内容	無償資金協力	
検査及び現地調査の実施事業数並びにこれらの事業に係る贈与額計	84 事業	416 億 1623 万余円(平成 12 年度～25 年度)
援助の効果が十分に発現していないと認められる事業数及びこれらの事業に係る贈与額計	3 事業	10 億 0229 万円(背景金額)(平成 20、21、23 各年度)
援助の効果が全く発現していないと認められる事業数及び贈与額	1 事業	644 万円(平成 17 年度)

【意見を表示したものの全文】

政府開発援助の効果の発現について

(平成 26 年 10 月 30 日付け 外務大臣宛て) 独立行政法人国際協力機構理事長
標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 政府開発援助の概要

我が国は、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資することを目的として、政府開発援助を実施している。

そして、政府開発援助について、外務省は、援助政策の企画立案や政策全体の調整等を行っている一方、独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。)は、開発途上にある海外

の地域(以下「開発途上地域」という。)に対する技術協力の実施、有償及び無償の資金供与による協力の実施等を行っている。このほか、各府省庁がそれぞれの所掌に係る国際協力として技術協力を実施するなどしている。

無償資金協力は、開発途上地域の政府等又は国際機関に対して、返済の義務を課さないで資金を贈与することにより行われるものである。無償資金協力は、平成20年9月までは外務省が実施し機構がその一部の実施の促進に必要な業務を行っていたが、同年10月以降は、外務省が実施する一部の無償資金協力を除き、機構が実施することとなっている。そして、外務省が実施する無償資金協力のうち、草の根・人間の安全保障無償資金協力は、比較的小規模なプロジェクトに対して、在外公館が資金を贈与するものである。

技術協力は、開発途上地域からの技術研修員に対する技術の研修、開発途上地域に対する技術協力のための人員の派遣、機材の供与等を行うもので、機構(15年9月30日以前は国際協力事業団)や各府省庁が実施することとなっている。

有償資金協力は、開発途上地域の政府等又は国際機関に対して、資金供与の条件が開発途上地域にとって重い負担にならないように金利、償還期間等について緩やかな条件が付されている資金を供与することにより行われるもので、機構(11年9月30日以前は海外経済協力基金。同年10月1日から20年9月30日までは国際協力銀行)が実施することとなっている。

25年度における政府開発援助の実績は、外務省及び機構が実施した無償資金協力1764億9888万余円、機構が実施した技術協力764億2140万余円及び有償資金協力7495億4626万余円となっている。

2 本院の検査及び現地調査の結果

(検査及び現地調査の観点及び着眼点)

本院は、政府開発援助について、外務省又は機構が実施する無償資金協力、技術協力及び有償資金協力(以下、これらを合わせて「援助」という。)を対象として、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から次の点に着眼して検査及び現地調査を実施した。

- ① 外務省及び機構は、事前の調査、審査等において、援助の対象となる事業が、援助の相手となる国又は地域(以下「相手国」という。)の実情に適応したものであることを十分に検討しているか、また、交換公文、借款契約等に則して援助を実施しているか、さらに、援助を実施した後に、事業全体の状況を的確に把握、評価して、必要に応じて援助効果発現のために追加的な措置を執っているか。
- ② 援助の対象となった施設、機材等は当初計画したとおりに十分に利用されているか、また、事業は援助実施後においても相手国等によって順調に運営されているか、さらに、援助対象事業が相手国等が行う他の事業と密接に関連している場合に、その関連事業の実施に当たり、は行等が生じないよう調整されているか。

(検査及び現地調査の対象及び方法)

本院は、外務本省及び機構本部において協力準備調査報告書等により援助対象事業の説明を聴取するなどして会計実地検査を行うとともに、在外公館及び機構の在外事務所において事業の実施状況について説明を聴取するなどして会計実地検査を行った。

さらに、本院は、援助の効果が十分に発現しているかなどを確認するために、26年次に11か国^(注)において、無償資金協力84事業(贈与額計416億1623万余円)、技術協力45事業

(経費累計額 143 億 2058 万余円)、有償資金協力 8 事業(貸付実行累計額 4305 億 2424 万余円)、計 137 事業について、外務省又は機構の職員の立会いの下に相手国等の協力が得られた範囲内で、相手国の事業実施責任者等から説明を受けたり、事業現場の状況を確認したりして現地調査を実施した。また、相手国等の保有している資料で調査上必要なものがある場合は、外務省又は機構を通じて入手した。

(注) 11 か国 バングラデシュ人民共和国、カメルーン共和国、ドミニカ共和国、エチオピア連邦民主共和国、キルギス共和国、マレーシア、ルワンダ共和国、東ティモール民主共和国、トンガ王国、トルコ共和国、ザンビア共和国

(検査及び現地調査の結果)

検査及び現地調査を実施したところ、無償資金協力 3 事業(贈与額計 10 億 0229 万余円)については援助の効果が十分に発現しておらず、また、無償資金協力 1 事業(贈与額 644 万余円)については援助の効果が全く発現していなかった。

(1) 援助の効果が十分に発現していない事業

ア 一般プロジェクト無償資金協力：リビングストーン市道路整備計画

(ア) 事業の概要

この事業は、ザンビア共和国(以下「ザンビア」という。)において、リビングストーン市から南部の国境に至る幹線道路であり、経年等による路面の損傷が激しいモシ・オツンヤ道路(延長 13.0km)の機能を回復させるために、全区間にわたる舗装の打換えなどを行うものである。

外務省は、20 年 7 月にザンビア政府との間で取り交わした交換公文に基づき、この事業に必要な資金として 20 年度 4 億 1557 万余円、21 年度 5 億 6724 万余円、計 9 億 8282 万余円をザンビア政府に贈与している。

そして、ザンビア政府は、日本の建設コンサルタント及び施工業者とそれぞれ契約を締結して、当該道路の舗装の打換えなどの設計、施工等を実施している。

(イ) 検査及び現地調査の結果

検査及び現地調査を実施したところ、機構は、建設コンサルタントから、しゅん工前にアスファルト舗装の一部に凹凸等が生ずる不具合が発生していた旨の報告を受け、建設コンサルタントに対して不具合の原因を究明して補修するよう働きかけを行っていた。これに対して、建設コンサルタント及び施工業者は、路盤表面処理剤の散布が若干多くなった箇所に、昼間の舗装面の高温化、トラック荷重等の外部要因が絡んだことが不具合の原因であるとして、不具合の発生箇所を補修して、22 年 3 月にしゅん工させていた。

しかし、しゅん工直後から、同様の不具合が新たに発生し、車両の安全走行に支障を来すこととなったため、機構、建設コンサルタント及び施工業者が調査したところ、施工業者が舗装に用いたアスファルト合材の配合が契約の仕様から逸脱していたことが確認された。

そこで、外務省及び機構は、施工業者に対して、24 年 11 月から一定期間、政府開発援助事業への参加を認めないとする措置を講じた。また、外務省及び機構は、施工業者に対して当該道路の全区間を対象として補修を実施するよう働きかけたが、補修は実施されなかった。

そして、ザンビア政府は、別途に資金(邦貨換算額約15億円)を投じて、道路の大部分(延長計12.7km)について補修等を実施して、25年7月から供用を開始した。

イ 草の根・人間の安全保障無償資金協力：貧困女性と青少年のためのバングラデシュ福祉協会職業訓練センター建設計画

(ア) 事業の概要

この事業は、バングラデシュ人民共和国(以下「バングラデシュ」という。)中部のナラヤングンジ県において、貧困女性と青少年に縫製等の技術を身に付けさせて同県の地域全体の経済状況を向上させるために、宿泊施設を伴う職業訓練センターとして、将来的には増築する予定の建物の1階及び2階部分(延床面積計約716㎡)を先行して建設するものである。

在バングラデシュ日本国大使館(以下「バングラデシュ大使館」という。)は、この事業の事業実施機関であるバングラデシュ福祉協会との間で22年1月に贈与契約を締結して、同月に職業訓練センターの建設のための資金として94,009米ドル(邦貨換算額968万余円)を贈与している。

(イ) 検査及び現地調査の結果

検査及び現地調査を実施したところ、事業実施機関は、職業訓練センターの完成後に増築工事を行っていたり、バングラデシュの国政選挙を控えて街頭活動が頻発して受講生の募集等に手間取って職業訓練の開始が遅れたりしたことなどから、同センターが完成した24年1月から26年2月までの約2年間、同センターを全く使用していなかった。

しかし、バングラデシュ大使館は、26年2月にフォローアップ調査を実施するまで職業訓練センターが使用されていないことを把握していなかった。

そして、26年2月に職業訓練センターにおける職業訓練が開始され、バングラデシュ大使館は、事業実施機関に対して受講生を増加させるよう働きかけを行っているとしているが、本院の現地調査実施時(26年5月)における同センターの受講生の受入れ状況からすると、受講生の受入れは、計画の年間960人に対して240人程度にとどまると見込まれた。

ウ 草の根・人間の安全保障無償資金協力：アディスアベバ市北山エグジアブレヘブ教会小学校拡張計画

(ア) 事業の概要

この事業は、エチオピア連邦民主共和国(以下「エチオピア」という。)のアディスアベバ市グラレ副都市において、低所得者層の子供用に低価な学費で運営している小学校を拡張することによって教育環境の改善及び教育機会の拡大を図るために、新たに校舎2棟の建設等を行うものである。

在エチオピア日本国大使館(以下「エチオピア大使館」という。)は、この事業の事業実施機関であるエチオピア正教会デブレシナ・キディス・エグジアブレヘブ教会との間で24年3月に贈与契約を締結して、同月に校舎の建設等のための資金として109,969米ドル(邦貨換算額978万余円)を贈与している。

(イ) 検査及び現地調査の結果

検査及び現地調査を実施したところ、事業実施機関は、当初、25年3月までに既

存校舎の校庭内に新校舎を建設し、同年9月に使用を開始する計画であったが、建設場所を既存校舎に隣接した空地に変更した上で、25年6月に新校舎を完成させるなどしていた。

しかし、エチオピア国内では、学校の校舎の周囲にはフェンスを整備する必要があり、事業実施機関は、新校舎の建設場所の変更に伴い、自らの負担で新たにフェンスを整備する必要があったのに、その整備ができていなかった。このため、新校舎については、一時的に会合等で使用されることはあるものの、学校として使用できない状況となっていた。

(2) 援助の効果が全く発現していない事業〈草の根・人間の安全保障無償資金協力：トゥカ水供給・公衆衛生改善計画〉

ア 事業の概要

この事業は、エチオピアのオロミア州トゥカ村等4村において、地域住民に安全な飲料水を供給するために、手動ポンプ付井戸6本の掘削等を行うものである。

エチオピア大使館は、この事業の事業実施機関であるオロミア州政府水資源局との間で17年8月に贈与契約を締結して、同年12月に井戸の掘削等のための資金として60,278米ドル(邦貨換算額644万余円)を贈与している。

イ 検査及び現地調査の結果

検査及び現地調査を実施したところ、事業実施機関は、地下の水源調査を実施した上で、最初に井戸3本を掘削したが、全て枯れ井戸であった。そして、事業実施機関は、改めて周辺の地下の水源調査等を実施したが、新たな井戸の掘削は困難と判断し、20年12月に計画の変更をエチオピア大使館に申請し、井戸に代えてため池を建設することとした。

その後、エチオピア大使館は、事業の進捗状況について事業実施機関から報告を受けたり、事業実施機関に赴いたりするなどしてモニタリングを行ったとしているが、事業は進捗せず、25年7月に、事業実施機関から計画を再度変更して、ダムを建設するとして計画書の提出を受けた。しかし、エチオピア大使館は、この計画の内容が、変更前のため池を建設する計画の内容と全く異なるものであったことなどから、25年10月に、この事業を中止することにした。

(改善を必要とする事態)

以上のように、援助の効果が十分発現していない事態及び援助の効果が全く発現していない事態は適切ではなく、外務省及び機構において必要な措置を講じて効果の発現に努めるなどの改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

ア リビングストーン市道路整備計画については、施工業者がしゅん工後に発生した不具合を補修しなかったことにもよるが、機構において、しゅん工前に発生した不具合について、建設コンサルタントに原因の究明をさせていたものの、アスファルト合材の配合が契約の仕様から逸脱していたことを確認できなかったこと

イ 貧困女性と青少年のためのバングラデシュ福祉協会職業訓練センター建設計画については、外務省において、職業訓練センターが使用されていないことを把握しておらず、同セ

ンターを計画どおりに使用させるための働きかけが遅れたこと

ウ アディシアババ市北山エグジブレヘブ教会小学校拡張計画については、外務省において、校舎の建設場所の変更に伴い、事業実施機関が自らの負担で実施することとなった施設の整備についての進捗に向けた働きかけが十分でなかったこと

エ トゥカ水供給・公衆衛生改善計画については、外務省において、事業実施機関が井戸の掘削前に行った地下水源調査の結果の確認が十分でなかったこと及び事業実施機関に対して計画変更された事業が長期化しないための働きかけが必ずしも十分でなかったこと

3 本院が表示する意見

援助の効果が十分に発現するよう、次のとおり意見を表示する。

ア リビングストーン市道路整備計画については、機構において、今後、施設整備を伴う一般プロジェクト無償資金協力を実施するに当たっては、事業の完了前に不具合が発生した場合、建設コンサルタントに対してその原因を適切に究明するよう働きかけるとともに、その報告内容を十分に確認すること

イ 貧困女性と青少年のためのバングラデシュ福祉協会職業訓練センター建設計画については、外務省において、受講生を増加させるよう事業実施機関に対して引き続き働きかけるとともに、今後、草の根・人間の安全保障無償資金協力で宿泊施設を伴う職業訓練施設を建設する事業を実施するに当たっては、施設が計画どおりに使用されているかを随時確認し、計画どおりに使用されていない場合、事業の目的が達成されるよう適時適切な働きかけを行うこと

ウ アディシアババ市北山エグジブレヘブ教会小学校拡張計画については、外務省において、新校舎を早急に使用できるようにするため、事業実施機関に対してフェンスの整備を促すとともに、今後、草の根・人間の安全保障無償資金協力を実施するに当たっては、建設場所を変更するなどして当初想定していた条件が変更になり、事業実施機関が自己負担で施設の整備を行うなどの場合、これによる事業費の増加等が及ぼす事業への影響を十分に検討すること

エ トゥカ水供給・公衆衛生改善計画については、外務省において、今後、草の根・人間の安全保障無償資金協力で井戸を掘削する事業を実施するに当たっては、事業実施機関が井戸の掘削前に行う地下水源調査の結果を十分に確認するとともに、当初の計画を変更する場合、事業費の増加等を調査するなどした上で事業が長期化しないよう事業実施機関に十分に働きかけを行うこと

- (2) 草の根・人間の安全保障無償資金協力の実施に当たり、在外公館に対して、事業内容別の進捗の傾向を踏まえたモニタリングを行うとともに、事業実施機関から速やかに事業完了報告書の提出を受けられるようにするための働きかけを行うことなどを指導するよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)外務本省 (項)経済協力費
部 局 等	外務本省
草の根・人間の安全保障無償資金協力の概要	開発途上にある国又は地域の地方公共団体、NGO 等が実施する比較的小規模なプロジェクトに対する無償資金協力

検査の対象とした事業数及びこれらの事業に係る贈与額	270 事業	22 億 2838 万余円(平成 21 年度～23 年度)
事業実施期間が2年超となっていたり事業が未了となっていたりする事業数及びこれらの事業に係る贈与額(1)	41 事業	3 億 8252 万円(平成 21 年度～23 年度)
事業完了報告書が速やかに提出されていない事業数及びこれらの事業に係る贈与額(2)	29 事業	2 億 4140 万円(平成 21 年度～23 年度)
(1)及び(2)の純計	68 事業	6 億 0401 万円(背景金額)

【意見を表示したものの全文】

草の根・人間の安全保障無償資金協力の実施について

(平成 26 年 10 月 30 日付け 外務大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 草の根・人間の安全保障無償資金協力の概要等

(1) 草の根・人間の安全保障無償資金協力の概要

貴省は、開発途上にある国又は地域の地方公共団体、それらの国又は地域で活動している非政府組織(以下「NGO」という。)、教育・医療機関等(以下、これらを合わせて「事業実施機関」という。)が実施する比較的小規模なプロジェクトに対して、草の根レベルに直接ひ益するきめの細かい援助として草の根・人間の安全保障無償資金協力(以下、このうち地雷対策関連等の例外的なものを除いたものを「草の根無償」という。)を実施している。草の根無償は、早期の効果発現が期待されており、在外公館が事業実施機関と贈与契約を締結し、事業実施機関に贈与資金を支払うものである。また、草の根無償は、1件当たりの贈与額が原則 1000 万円以下であり、贈与契約締結日から1年以内に完了することとされている。そして、平成 25 年度の草の根無償の援助実績は、973 件、計 85 億 5060 万余円となっている。

貴省が定めた「草の根・人間の安全保障無償資金協力ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)によれば、草の根無償の実施手順は、①事業実施機関からの申請書等の受領、②在外公館及び貴省本省による申請書等の内容等の審査、③貴省本省による承認、④在外公館と事業実施機関との贈与契約の締結、⑤贈与資金の支払等とされている。また、ガイドラインに定められている主な事項は、次のとおりである。

ア 申請書等の審査

在外公館は、政府開発援助大綱(平成 15 年 8 月閣議決定)等の上位の政策や計画との整合性、申請書等を受領した事業の内容の妥当性、維持・管理の体制、外部監査の実施体制、事業実施機関の実施能力等を総合的に審査して候補事業を選定して、その事業の計

画の内容を確定した上で貴省本省による審査を受ける。そして、貴省本省は、在外公館に贈与の承認を与える。

イ 贈与契約及び贈与資金の支払

贈与契約には、計画名、計画の内容(贈与資金の使途内訳、事業の完了時期等)、贈与限度額、贈与資金の支払期限、報告書の提出等を定める。事業実施機関は、贈与契約締結後に、施設の建設、機材の供給等を行う業者(以下「供給業者」という。)との間で調達契約を締結し、調達契約書を在外公館に提示する。また、調達する物資・サービスの性質、事業実施国の商慣習等の理由により、在外公館から事業実施機関への贈与資金の支払に先立って調達契約を締結することが困難な場合は、調達に係る見積書を在外公館に提示する。そして、在外公館は、提示された調達契約書又は見積書の金額を確認し、支払請求書に基づいて贈与限度額の範囲内で事業実施機関に贈与資金を支払う。

ウ 事業実施中のモニタリング及び事業完了報告書の提出等

在外公館は、事業の進捗の把握及び問題の早期発見・対応を目的として、事業実施中に事業実施機関から中間報告書を提出させたり、事業実施現場に赴いたりするなどしてモニタリングを実施する。そして、事業の完了後に、在外公館は、事業実施現場に赴いたり、事業実施機関から事業完了報告書(以下「完了報告書」という。)の提出を受けたりして、事業の完了や実施状況、贈与資金の実支出額、使途内訳等を確認する。

(2) 草の根無償に係る過去の検査の状況

本院は、草の根無償について、16、18両年度は特定検査対象に関する検査状況として、21年度から24年度までは会計検査院法第36条の規定により意見を表示した事項として、計16事業について検査報告に掲記した。また、17年6月に、参議院から国会法(昭和22年法律第79号)第105条の規定に基づく検査要請を受けて、18年9月に「政府開発援助(ODA)に関する会計検査の結果について」を会計検査院法第30条の3の規定に基づき参議院議長に報告した。そして、その中で、本院は、贈与契約上の期日までに事業が終了していないものが多く見受けられたことなどから、検査の結果に対する所見において、貴省本省は、在外公館に対して贈与契約を締結するなどの際に事業実施機関に対し制度の趣旨を一層周知徹底するよう指示する必要がある旨を記述した。

2 本院の検査及び現地調査の結果

(検査及び現地調査の観点及び着眼点)

本院は、合规性、有効性等の観点から、貴省において、事業が贈与契約締結日から1年以内に完了して効果が早期に発現するように取り組んでいるか、事業実施機関から速やかに完了報告書の提出を受けているかなどに着眼して検査及び現地調査を実施した。

(検査及び現地調査の対象及び方法)

本院は、貴省本省において、草の根無償の制度等について説明を聴取するなどして会計実地検査を行うとともに、21年度から23年度までの間に12か国^(注)において実施した270件の草の根無償(贈与額(邦貨換算額。以下同じ。))計22億2838万余円を対象として、事業の実施状況について調書の提出を受け、その内容を分析するなどして検査を行った。

また、上記12か国のうち、災害の発生により現地へ赴くことができなかったソロモン諸島を除く11か国に所在する大使館において、各事業の実施状況について説明を聴取したほか、21年度から23年度までの間に実施した29件(贈与額計2億5663万余円)について、貴

省の職員の立会いの下に事業実施機関等の協力が得られた範囲内で、事業実施機関の事業実施責任者等から説明を受けたり、事業実施現場の状況を確認したりして現地調査を実施した。

(注) 12か国 バングラデシュ人民共和国、カメルーン共和国、ドミニカ共和国、エチオピア連邦民主共和国、キルギス共和国、マレーシア、ルワンダ共和国、ソロモン諸島、東ティモール民主共和国、トンガ王国、トルコ共和国、ザンビア共和国

(検査及び現地調査の結果)

検査及び現地調査を実施したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 草の根無償の実施状況

検査した270件について、贈与契約締結日から事業実施機関が計画していた活動を完了させた日(以下「完了日」という。)までの期間(以下、この期間を「実施期間」という。)は、表1のとおり、1年以内の事業が158件ある一方で、2年超の事業が19件及び贈与契約締結日から2年を経過しても未了の事業が22件(以下、これらを合わせて「未了等事業」という。)となっていた。

未了等事業41件(贈与額計3億8252万余円)は事業の効果が長期にわたり発現していなかったものであるが、その中には、表1のとおり、贈与契約締結日から4年を経過しても未了の事業が8件あった。

表1 国別の実施期間及び未了等事業の内訳(平成26年5月31日現在) (単位:件)

国名	実施事業数	実施期間別内訳				未了(オ)	未了等事業(エ+オ)	未了等事業の贈与契約締結日からの経過期間			未了等事業に係る贈与額(万円)
		1年以内(ア)	1年超1年6か月以内(イ)	1年6か月超2年以内(ウ)	2年超(エ)			2年超3年以内	3年超4年以内	4年超	
バングラデシュ	22	9(40%)	5	2	4	2	6(27%)	4<1>	1	1<1>	5364
カメルーン	8	6(75%)	1	1	—	—	—	—	—	—	—
ドミニカ共和国	31	29(93%)	2	—	—	—	—	—	—	—	—
エチオピア	59	20(33%)	16	7	7	9	16(27%)	11<5>	3<2>	2<2>	1億5398
キルギス	30	20(66%)	4	5	1	—	1(3%)	1	—	—	800
マレーシア	16	11(68%)	2	2	—	1	1(6%)	—	—	1<1>	950
ルワンダ	11	8(72%)	2	—	—	1	1(9%)	1<1>	—	—	992
ソロモン	26	8(30%)	7	1	4	6	10(38%)	6<2>	2<2>	2<2>	9355
東ティモール	19	17(89%)	2	—	—	—	—	—	—	—	—
トンガ	31	22(70%)	5	2	—	2	2(6%)	—	—	2<2>	1679
トルコ	9	5(55%)	3	—	1	—	1(11%)	1	—	—	879
ザンビア	8	3(37%)	1	1	2	1	3(37%)	3<1>	—	—	2830
計	270	158(58%)	50	21	19	22	41(15%)	27<10>	6<4>	8<8>	3億8252

(注) ()書きは実施事業数に占める割合を、< >書きは未了の事業の件数をそれぞれ示す。

これらが未了等事業となっている主な原因を調査したところ、物価高騰等による資機材の調達遅延に伴う工事の遅延のように主に供給業者側の事情によるもの、施設建設予定地の土地問題や計画変更時間に時間を要したなど主に事業実施機関側の事情によるものとなっていた。これらの事情は必ずしも十分に予見できるものではないが、事業を実施するに当たっては、事業の内容別に未了等事業となる傾向を把握することが重要であると思料される。そこで、未了等事業41件の傾向を把握した上で、検査した270件について事業内容別の実施状況をみたところ、次のとおりとなっていた。

ア 事業には、施設整備を伴う事業と施設整備を伴わずに機材のみを調達する事業があり、未了等事業 41 件のうち施設整備を伴う事業が 38 件を占めていた。そして、270 件を施設整備の有無と実施期間で整理すると、表 2 のとおり、1 年以内に事業が完了していた事業の割合が、施設整備を伴わない事業については全体の約 71% であったのに、施設整備を伴う事業については約 54% と低くなっていた。

イ 未了等事業 41 件のうち贈与額が 800 万円以上のものが 37 件を占めていた。そして、270 件を贈与額と実施期間で整理すると、表 2 のとおり、600 万円未満の事業については未了等事業がなく 1 年以内に完了した事業の割合が 75% であったのに、800 万円以上の事業については 1 年以内に完了した事業が約 54% と低くなっていた。

<事例>

在マレーシア日本国大使館等は、平成 21 年度から 23 年度までの間にマレーシア国内で草の根無償を 16 件実施していた。このうち、贈与額が 600 万円未満の事業は 14 件であり 11 件は 1 年以内に事業が完了していた。一方、残りの 2 件は贈与額が 800 万円以上の事業であったが、これらは、贈与契約から 4 年以上が経過した未了の事業 1 件と実施期間が 1 年 9 か月であった事業 1 件であった。

ウ 未了等事業 41 件のうち事業実施機関が NGO の事業が 22 件、地方公共団体の事業が 14 件と両方で 36 件を占めていた。そして、270 件を事業実施機関の性格と実施期間で整理すると、表 2 のとおり、事業実施機関が地方公共団体の場合は、NGO の場合に比べて、1 年以内に事業が完了する割合が低く、未了等事業の割合が NGO の場合の 2 倍以上となっていた。

表 2 事業内容と実施期間の関係(平成 26 年 5 月 31 日現在) (単位：件)

事業内容別の分類		実施事業数		実施期間別内訳				
		検査した 270 件に対する割合		1 年以内	1 年超 1 年 6 か月以内	1 年 6 か月超 2 年以内	未了等事業 未了等事業 41 件に対する割合	
検査した 270 件		270	100%	158 (58%)	50	21	41 (15%)	100%
施設整備の有無別の分類	施設整備を伴う事業	206	76%	112 (54%)	41	15	38 (18%)	92%
	施設整備を伴わない事業	64	23%	46 (71%)	9	6	3 (4%)	7%
贈与額別の分類	600 万円未満の事業	52	19%	39 (75%)	8	5	—	—
	600 万円以上 800 万円未満の事業	25	9%	13 (52%)	7	1	4 (16%)	9%
	800 万円以上の事業	193	71%	106 (54%)	35	15	37 (19%)	90%
事業実施機関の性格別の分類	NGO の事業	164	60%	97 (59%)	33	12	22 (13%)	53%
	地方公共団体の事業	43	15%	19 (44%)	10	—	14 (32%)	34%
	NGO、地方公共団体以外の事業	63	23%	42 (66%)	7	9	5 (7%)	12%

(注) () 書きは実施事業数に占める割合を示す。

このように、施設整備を伴ったり、贈与額が多かったり、事業実施機関が地方公共団体であったりする場合は、1 年以内に完了する割合が低く未了等事業となる割合が高い傾向があるため、これらについてのモニタリングを強化するなどして、できる限り事業を早期に完了させるように努めることが重要である。

(2) 贈与資金の支払及び完了報告書の徴取

ア 贈与資金の支払における金額の確認の状況

前記のとおり、ガイドラインによれば、在外公館は事業実施機関への贈与資金の支払に当たり調達契約書又は見積書の金額を確認することとされていて、調達契約書を確認して支払う方法(以下「契約書払」という。)と見積書を確認して支払う方法(以下「見積書払」という。)が示されている。

見積書払の場合は、見積書の徴取時期から期間が経過すると、物価や為替の変動により、事業費が贈与限度額を超過して事業の実施が困難となるおそれがある。また、見積書には事業の着手時期、履行期限等が具体的に定められておらず、贈与資金の支払に当たっては、事業の確実な実施を担保するために、事業実施国の商慣習等に特段の事情がない限り、契約書払を行うことが望ましい。

未了等事業 41 件についてみると、見積書払が 37 件と大半を占めていた。そして、検査した 270 件を、金額の確認方法と実施期間で整理すると、表 3 のとおり、見積書払を行った事業が契約書払を行った事業より未了等事業となる割合が高くなっていた。

また、見積書払の場合には、事業実施国の商慣習等の事情により調達契約が締結されない場合と、見積書払の後に調達契約が締結される場合とがあり、見積書払後の調達契約の締結に関する特段の定めはない。そこで、見積書払を行っていた 224 件のうち調達契約を締結していた 147 件を調達契約の締結時期別に分類すると、表 3 のとおり、見積書払から 1 か月後までに調達契約が締結されていた事業は未了等事業となる割合が比較的低いが見積書払から調達契約の締結までの期間が長くなるほど未了等事業となる割合が高くなる傾向があった。

したがって、事業実施国の商慣習等の事情がある場合を除き、見積書払を行った場合でも事業実施機関が早期に調達契約を締結することは、事業の早期の完了、ひいては事業の効果の早期発現のために重要である。

表 3 金額の確認方法と実施期間の関係(平成 26 年 5 月 31 日現在) (単位：件)

金額の確認方法		実施事業数	実施期間別内訳			
			1 年以内	1 年超 1 年 6 か月以 内	1 年 6 か月超 2 年以 内	未了等事業
契約書払を行っていたもの		46	32 (69%)	7	3	4 (8%)
見積書払を行っていたもの		224	126 (56%)	43	18	37 (16%)
うち調達契約を締結しているもの		147	84 (57%)	26	15	22 (14%)
(内 訳)	ア 見積書払の 1 か月後までに締結	103	64 (62%)	19	11	9 (8%)
	イ 見積書払から 1 か月超 2 か月後までに締結	15	8 (53%)	3	1	3 (20%)
	ウ 見積書払から 2 か月超 3 か月後までに締結	11	5 (45%)	1	2	3 (27%)
	エ 見積書払から 3 か月を超えて締結	16	7 (43%)	1	1	7 (43%)
	オ 調達契約の締結日が不明のもの	2	—	2	—	—
うち調達契約を締結していないもの		77	42 (54%)	17	3	15 (19%)
合 計		270	158 (58%)	50	21	41 (15%)

(注) () 書きは実施事業数に占める割合を示す。

イ 事業実施機関からの完了報告書の徴取状況

貴省本省は、完了日以降速やかに事業実施機関から完了報告書が提出されることを想定しているが、贈与契約書では提出期限を具体的に示していない。

そこで、検査した12か国における完了報告書の提出日について、政府との取決めによりガイドラインとは異なる手続をとっていたトンガ王国を除く11か国の完了日が25年12月以前となっていた211件についてみると、表4のとおり、完了報告書が完了日から6か月以内に提出されなかった事業が29件(贈与額計2億4140万余円)あった。

表4 完了報告書の提出状況(平成26年5月31日現在) (単位:件)

完了日から完了報告書の提出までの期間	1か月以内	1か月超 3か月以内	3か月超 6か月以内	6か月以内に提出なし	計
件数	84	58	40	29	211
割合	39%	27%	18%	13%	100%

そして、11か国全てにおいて完了日から完了報告書の提出までの期間が3か月を超えていた事業が見受けられたが、中でも3か国では、検査した事業の5割以上が3か月を超えていて、それらの事業実施機関はほとんどがNGOであった。この3か国の事業実施機関が完了報告書の提出に時間を要した理由は、完了報告書の修正に時間を要していたり、贈与資金に対する外部監査のための書類整理に時間を要していたりなどしたためであった。

貴省本省は、申請内容等の審査に当たり書類整理の能力も含めて事業実施機関の実施能力を審査しているとしているが、NGOの中にも事業の管理能力に差があることを考慮し、完了報告書の作成等に時間を要している理由を踏まえて、完了報告書の作成方法を指導するなど、事業実施機関が速やかに完了報告書を提出できるようにする働きかけを行うことが重要である。

(改善を必要とする事態)

以上のように、実施期間が2年超となっていたり事業が未了となっていたりして効果の発現が遅れている事業が多数ある事態及び事業実施機関から速やかに完了報告書が提出されていない事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、次のことなどによると認められる。

- ア これまでに実施した草の根無償について、施設整備の有無等の事業内容別の進捗の傾向の把握及び分析が十分でないこと
- イ 見積書払を行った場合に、商慣習等の事情のある場合を除き事業実施機関が早期に調達契約を締結するための働きかけが十分でないこと
- ウ 事業実施機関が速やかに完了報告書を提出できるようにするための働きかけが十分でないこと

3 本院が表示する意見

貴省は、きめの細かい援助であり、効果が早期に発現することが期待される草の根無償を今後も多数実施していくことにしている。

については、貴省において、草の根無償の事業が早期に完了して効果が早期に発現するとともに、完了報告書の提出の手続が適切にとられるよう、次のとおり意見を表示する。

- ア 在外公館に対して、これまでに実施した草の根無償について、施設整備の有無等の事業内容別の進捗の傾向を十分に把握して分析し、その分析の結果を踏まえて事業のモニタリングを行うよう指導すること
- イ 在外公館に対して、見積書払を行う場合は、商慣習等の事情のある場合を除き、事業実施機関に調達契約の早期の締結に向けた働きかけを行うよう指導すること
- ウ 在外公館に対して、事業実施機関の事業の管理能力に差があることを考慮して、事業実施機関に完了報告書の作成に必要な内容を周知するなど速やかに完了報告書の提出を受けられるようにするための働きかけを行うよう指導すること

平成 24 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

政府開発援助の実施について

(平成 24 年度決算検査報告 125、707 ページ参照)

1 本院が表示した意見

外務省及び独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。)は、国際社会の平和と発展に貢献することなどを目的として政府開発援助を実施している。しかし、無償資金協力において調達された機材等が使用されていなかったり、技術協力において設置された機材が自発的かつ継続的に維持管理されていなかったり、草の根・人間の安全保障無償資金協力(以下「草の根無償」という。)において調達された機材が全く使用されていなかったりなどしている事態が見受けられた。

したがって、無償資金協力については、外務省及び機構において、相手国等に対して、機材等の使用に関して事業効果の早期発現に向けた働きかけを行うとともに、機構において、今後、相手国の公的機関で導入実績のない機材を調達する場合は、当該機材が適切に活用されるよう相手国等に対して機材設置後から適切な働きかけを行ったり、他の設備と接続して使用することにより効果を発現する機材の調達において、接続する設備の更新の必要性についても相手国等と十分に検討を行い、相手国等の実施する事業の内容等に変更の必要が生ずる場合は、相手国等と変更内容を十分確認した上でその内容の明確化を図ったりする必要がある。また、技術協力については、機構において、今後、自立型の料金徴収システムを確立し、住民自らが機材を維持管理することを含む技術協力を実施する場合は、事業の効果が持続的に発現しているかを十分に把握するとともに、問題が発生している場合は相手国等への働きかけを適切に行う必要がある。さらに、草の根無償については、外務省において、事業実施機関の対応等を注視しながら引き続き現地政府等に働きかけるなどして、贈与資金で調達された医療機材の状況や贈与資金の使用状況について把握して、その結果に応じて必要な措置を講じたり、今後、事業実施機関が不誠実な対応を執っていることなどにより事業の進捗に問題が生じている場合は、早期に現地調査を実施するなどするとともに、問題が解決し事後の検証を行うまでの期間は関係書類を保存するなどして事態の改善に十分に活用したりする必要がある。ついては、援助の効果が十分に発現するよう、外務大臣及び独立行政法人国際協力機構理事長に対して平成 25 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により意見を表示した。

2 当局の処置状況

本院は、外務本省及び機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、外務省及び機構は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 無償資金協力について、外務省及び機構が機材等の使用に関して事業効果の早期発現に向けた働きかけを行った結果、相手国等は機材等を稼働させるなどしていた。また、機構は、25年12月に通知を発して、相手国等において導入実績のない機材が適切に活用されるよう、据付けや初期操作指導等の実施状況及び機材設置後の活用状況を把握することや、問題が確認された場合は相手国に申入れを行うことなどについて機構内部に周知した。さらに、機構は、26年1月に「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン」を改訂して、他の設備と接続して使用することにより効果を発現する機材を調達する場合は、その接続する設備の更新の必要性等について相手国等と十分検討を行うことを徹底するとともに、同年2月に通知を発して、事前に合意した相手国等の実施する事業の内容等に変更の必要が生ずる場合は、改めて相手国等と変更内容について十分確認し書面等で明確化を図るよう機構内部に周知した。

イ 技術協力について、機構は、25年11月に通知を発して、事業終了後においても自立型の料金徴収システムや住民による維持管理体制が継続されているかなどの状況について把握することや、問題が発生している場合は相手国に対して対策を講ずるよう適時申入れなどを行うことについて機構内部に周知した。

ウ 草の根無償について、外務省は、26年6月に通知を発して、事業実施機関が不誠実な対応を執っていることなどにより事業の進捗に問題が生じている場合は、早期に現地調査を実施するなどの対応を執るとともに問題が解決し事後の検証を行うまでの期間は関係書類を保存して事態の改善に十分活用するよう在外公館に周知した。

そして、外務省は、草の根無償において調達された機材が全く使用されていないなどの事態について、当該機材の状況等を確認するとともに、外務省による現地政府への働きかけなどがあり発足した調査委員会が贈与資金の使用状況を調査していることから、これらの結果に応じて必要な措置を講ずることとしている。

第7 財 務 省

不 当 事 項

租 税

(20) 租税の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの

会計名及び科目	一般会計	国税収納金整理資金	(款)歳入組入資金受入 (項)各税受入金
部 局 等	57	税務署	
納 税 者	106	人	
徴収過不足額	徴収不足額	257,332,901 円(平成 20 年度～25 年度)	
	徴収過大額	6,739,000 円(平成 24、25 両年度)	

1 租税の概要

源泉所得税、申告所得税、法人税、相続税・贈与税、消費税等の国税については、法律により、納税者の定義、納税義務の成立の時期、課税する所得の範囲、税額の計算方法、申告の手続、納付の手続等が定められている。

納税者は、納付すべき税額を税務署に申告して納付することなどとなっている。国税局等又は税務署は、納税者が申告した内容が適正であるかについて申告審理を行い、必要があると認める場合には調査等を行っている。そして、確定した税額は、税務署が徴収決定を行っている。

平成 25 年度国税収納金整理資金の各税受入金の徴収決定済額は 58 兆 3021 億余円となっている。このうち源泉所得税は 1333 億余円、源泉所得税及復興特別所得税は 14 兆 7499 億余円、申告所得税は 1898 億余円、申告所得税及復興特別所得税は 2 兆 8408 億余円、法人税は 11 兆 5213 億余円、相続税・贈与税は 1 兆 7019 億余円、消費税及地方消費税は 17 兆 0522 億余円となっていて、これら各税の合計額は 48 兆 1895 億余円となり、全体の 82.6% を占めている。

(注) 復興特別所得税 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成 23 年法律第 117 号)に基づくものであり、平成 25 年 1 月から 49 年 12 月までの 25 年間、源泉所得税及び申告所得税に、その税額の 2.1% 相当額を上乗せする形で徴収されるもの

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、上記の各税に重点をおいて、合規性等の観点から、課税が法令等に基づき適正に行われているかに着目して、計算証明規則(昭和 27 年会計検査院規則第 3 号)に基づき本院に提出された証拠書類等により検査するとともに、全国の 12 国税局等及び 524 税務署のうち 12 国税局等及び 87 税務署において、申告書等の書類により会計実地検査を行った。そして、適正でないと思われる事態があった場合には、国税局等及び税務署に調査等を求めて、その調査等の結果の内容を確認するなどの方法により検査した。

(2) 徴収過不足の事態

検査の結果、57 税務署において、納税者 106 人から租税を徴収するに当たり、徴収額が、104 事項計 257,332,901 円(20 年度から 25 年度まで)不足していたり、2 事項計 6,739,000 円(24、25 両年度)過大になっていたりして、不当と認められる。

これを、税目別に示すと表のとおりである。

表 税目別の徴収過不足額等

税目	事項数	徴収不足額	事項数	徴収過大額(△)
源泉所得税、源泉所得税及復興特別所得税	6	15,904,901 ^円	—	— ^円
申告所得税	24	52,012,500	1	△ 1,172,100
法人税	51	145,184,500	1	△ 5,566,900
相続税・贈与税	19	37,860,300	—	—
消費税	4	6,370,700	—	—
計	104	257,332,901	2	△ 6,739,000

なお、これらの徴収不足額及び徴収過大額については、本院の指摘により、全て徴収決定又は支払決定の処置が執られた。

(3) 発生原因

このような事態が生じていたのは、前記の 57 税務署において、納税者が申告書等において所得金額や税額等を誤るなどしているのに、これを見過ごしたり、法令等の適用の検討が十分でなかったり、課税資料の収集及び活用が的確でなかったりしたため、誤ったままにしていたことなどによると認められる。

(4) 税目ごとの態様

この 106 事項について、源泉所得税、源泉所得税及復興特別所得税(以下、源泉所得税と源泉所得税及復興特別所得税とを合わせて「源泉所得税」という。)、申告所得税、法人税、相続税・贈与税及び消費税の別に、その主な態様を示すと次のとおりである。

ア 源泉所得税

源泉所得税に関して徴収不足になっていた事態が 6 事項あった。これらは、報酬及び配当に関する事態である。

報酬及び配当の支払者は、支払の際に、所定の方法により計算した源泉所得税を徴収して、徴収の日の属する月の翌月 10 日までに国に納付しなければならないこととなっている。そして、この法定納期限までに納付がない場合には、税務署は支払者に対して納税の告知をしなければならないこととなっている。

この報酬及び配当に関して、徴収不足になっていた事態が 6 事項計 15,904,901 円あった。その内容は、報酬の支払額や自己株式の取得による配当とみなされる金額について、法定納期限を経過した後も長期間にわたって源泉所得税が納付されていないのに、課税資料の収集及び活用が的確でなかったため、納税の告知をしていなかったものである。

イ 申告所得税

申告所得税に関して徴収不足又は徴収過大になっていた事態が25事項あった。この内訳は、不動産所得に関する事態が11事項、譲渡所得に関する事態が9事項及びその他に関する事態が5事項である。

(ア) 不動産所得に関する事態

個人が不動産を貸し付けた場合には、その総収入金額から必要経費等を差し引いた金額を不動産所得として、他の各種所得と総合して課税することとなっている。そして、個人が有する減価償却資産の償却費として不動産所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、当該資産について定められた償却の方法に基づいて計算した金額とすることとなっている。そして、19年4月1日以後に取得した建物の減価償却費の計算は、定額法に基づき行うこととなっている。

この不動産所得に関して、徴収不足になっていた事態が10事項計18,143,000円、徴収過大になっていた事態が1事項1,172,100円あった。その主な内容は、減価償却費の計算を誤って必要経費の額を過大に計上しているのに、これを見過ごしたため、不動産所得の金額を過小のままとしていたものである。

<事例1> 不動産所得の必要経費の額を過大に計上していた事態

納税者Aは、平成22年分から24年分までの申告に当たり、不動産所得の計算において、貸付けの用に供している2棟の建物について、定率法に基づき計算した減価償却費を必要経費に算入し、各年分の総収入金額からこれらの必要経費等を差し引き、不動産所得の金額を算出していた。

しかし、同人の青色申告決算書によれば、当該2棟の建物は19年9月及び23年7月に取得したものであり、減価償却費の計算は定額法に基づき行わなければならない。したがって、減価償却費を定率法に基づき計算していたことにより、22年分から24年分までの減価償却費が過大となり不動産所得の金額が過小となっていたのに、これを見過ごしたため、申告所得額計4,147,600円が徴収不足になっていた。

(イ) 譲渡所得に関する事態

個人が資産を譲渡した場合には、その総収入金額から譲渡した資産の取得費や譲渡に要した費用の額等を差し引いた金額を譲渡所得として、他の各種所得と総合して課税することとなっている。ただし、土地建物等の譲渡による所得については、他の所得と分離して課税することとなっている。そして、個人が相続又は遺贈により取得した資産を一定の期間内に譲渡した場合には、相続税額のうち所定の方法により計算した金額を、当該譲渡した資産に係る譲渡利益金額を超えない範囲で取得費に加算する特例を適用できることとなっている。

この譲渡所得に関して、徴収不足になっていた事態が9事項計28,316,400円あった。その主な内容は、取得費に加算できる相続税額を過大に計上しているのに、これを見過ごしたり、法令等の適用の検討が十分でなかったりしたため、譲渡所得の金額を過小のままとしていたものである。

(ウ) その他に関する事態

(ア)及び(イ)のほか、事業所得等に関して、徴収不足になっていた事態が5事項計5,553,100円あった。

ウ 法人税

法人税に関して徴収不足又は徴収過大になっていた事態が52事項あった。この内訳は、受取配当等の益金不算入に関する事態が8事項、法人税額の特別控除に関する事態が7事項及びその他に関する事態が37事項である。

(ア) 受取配当等の益金不算入に関する事態

法人が内国法人から受ける配当等の金額、証券投資信託の収益の分配金のうち内国法人から受ける配当等から成る部分の金額等については、所定の方法により計算した金額を所得の金額の計算上、益金の額に算入しないこととなっている。ただし、証券投資信託のうち特定外貨建等証券投資信託の収益の分配金等については、その全額が益金不算入の対象とならないこととなっている。

この受取配当等の益金不算入に関して、徴収不足になっていた事態が8事項計45,627,100円あった。その主な内容は、受取配当等の益金不算入の対象とならない特定外貨建等証券投資信託の収益の分配金等を受取配当等の益金不算入額としているのに、これを見過ごしたため、所得の金額を過小のままとしていたものである。

<事例2> 受取配当等の益金不算入の対象とならない特定外貨建等証券投資信託の収益の分配金を受取配当等の益金不算入額としていた事態

B会社は、平成19年4月から20年3月まで及び21年4月から22年3月までの2事業年度分の申告に当たり、特定外貨建等証券投資信託の収益の分配金を受取配当等の益金不算入額とするなどしていた。

しかし、特定外貨建等証券投資信託の収益の分配金は、その全額が受取配当等の益金不算入の対象とならないなどのため、2事業年度分の所得の金額が過小となっていたのに、これを見過ごしたため、法人税額計27,751,800円が徴収不足になっていた。

(イ) 法人税額の特別控除に関する事態

法人税額から一定の金額を控除する各種の特別控除が設けられている。このうち、青色申告書を提出する法人に損金の額に算入した試験研究費がある場合には、当該事業年度の法人税額の100分の30相当額等を限度として、試験研究費に一定の割合を乗じた金額(以下「税額控除限度額」という。)を法人税額から控除できることとなっている。そして、上記の試験研究費の額は、その試験研究費に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額とすることとなっている。

この法人税額の特別控除に関して、徴収不足になっていた事態が7事項計16,712,000円あった。その主な内容は、試験研究費の額について、試験研究費に充てるため他の者から支払を受けた金額を控除していなかったり、損金の額に算入していない試験研究費を含めたりしているのに、これを見過ごしたため、法人税額を過小のままとしていたものである。

＜事例3＞ 試験研究費に係る法人税額の特別控除の規定の適用を誤っていた事態

C会社は、平成22年4月から24年3月までの2事業年度分の申告に当たり、試験研究費に係る法人税額の特別控除の規定を適用して、当該事業年度の税額控除限度額等を法人税額から控除していた。

しかし、同会社の申告書等によれば、特別控除額の計算の基とした試験研究費には、損金の額に算入していない試験研究費が含まれていることから、上記特別控除の規定を適用した各事業年度の税額控除限度額等が過大となっていたのに、これを見過ごしたため、法人税額計6,587,600円が徴収不足になっていた。

(ウ) その他に関する事態

(ア)及び(イ)のほか、役員給与の損金不算入、収用等の場合の課税の特例等に関して、徴収不足になっていた事態が36事項計82,845,400円、徴収過大になっていた事態が1事項5,566,900円あった。

エ 相続税・贈与税

相続税・贈与税に関して徴収不足になっていた事態が19事項あった。この内訳は、相続税については土地建物等の価額に関する事態が8事項及びその他に関する事態が5事項、贈与税については有価証券の価額に関する事態が6事項である。

(ア) 相続税

a 土地建物等の価額に関する事態

個人が相続又は遺贈により財産を取得した場合には、その取得した財産に対して相続税を課することとなっており、取得した財産の価額は、相続又は遺贈により取得した時の時価とされており、土地建物等の価額については、路線価、固定資産税評価額等を基にして計算することとなっている。そして、共有財産の持分の価額は、その財産の価額をその共有者の持分に応じて案分した価額によって評価することとなっている。

この土地建物等の価額に関して、徴収不足になっていた事態が8事項計21,793,100円あった。その主な内容は、土地の価額の評価において、取得した持分を誤っているのに、これを見過ごしたため、土地の価額を過小のままとしていたものである。

＜事例4＞ 土地の価額の評価を誤っていた事態

納税者Dは、平成22年10月相続分の申告に当たり、相続により取得した土地について、その持分を1万分の7386として価額を評価していた。

しかし、申告書等によれば、同人が相続により取得した土地の持分は、1万分の7386ではなく1万分の7952であった。したがって、このことなどにより課税価格が過小となっていたのに、これを見過ごしたため、相続税額4,927,400円が徴収不足になっていた。

b その他に関する事態

aのほか、法定相続割合等に関して、徴収不足になっていた事態が5事項計6,687,200円あった。

(イ) 贈与税

個人が贈与により財産を取得した場合には、その取得した財産に対し贈与税を課することとなっている。そして、取得した財産の価額は、贈与により取得した時の時価とされている。

この贈与税に関して、徴収不足になっていた事態が6事項計9,380,000円あった。その内容は、取引相場のない株式の価額について時価の算定を誤っているのに、これを見過ごしたため、株式の価額を過小のままとしていたものである。

オ 消費税

消費税に関して徴収不足になっていた事態が4事項あった。この内訳は、課税仕入れに係る消費税額の控除に関する事態が3事項及びその他に関する事態が1事項である。

(ア) 課税仕入れに係る消費税額の控除に関する事態

事業者は、課税期間における課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除した額を消費税として納付することとなっている。

この課税仕入れに係る消費税額の控除に関して、徴収不足になっていた事態が3事項計5,471,200円あった。その主な内容は、課税仕入れにならない土地の購入費等を課税仕入れに係る支払対価の額に計上しているのに、これを見過ごしたため、課税仕入れに係る消費税額の控除額を過大のままとしていたものである。

(イ) その他に関する事態

(ア)のほか、課税売上高の計上に関して、徴収不足になっていた事態が1事項899,500円あった。

これらの徴収不足額及び徴収過大額を国税局別に示すと次のとおりである。

国税局	税務署数	源泉所得税		申告所得税		法人税		相贈 続与 税		消 費 税		計	
		事項数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円	事項数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円	事項数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円	事項数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円	事項数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円	事項数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円
札幌国税局	3			1	820	1	2,335	3	1,822			5	4,979
仙台国税局	2					2	28,354					2	28,354
関東信越国税局	8	1	1,190	3	4,604	7	10,898	1	926	1	2,769	13	20,389
東京国税局	26	5	14,714	15	36,401	25	69,197 △ 5,566	14	28,710	2	2,701	61	151,725 △ 5,566
金沢国税局	2			1	△ 1,172					1	899	1	899 △ 1,172
名古屋国税局	5			2	5,731	6	15,444	1	6,401			9	27,576
大阪国税局	6			2	2,089	6	8,050					8	10,139
広島国税局	2					2	8,373					2	8,373
高松国税局	1					1	1,197					1	1,197
福岡国税局	2			1	2,364	1	1,332					2	3,697
計	57	6	15,904	24	52,012 △ 1,172	51	145,184 △ 5,566	19	37,860	4	6,370	104	257,332 △ 6,739

物 件

(21) 国有港湾施設有償貸付契約において、貸付料の算定を誤ったため、契約額が低額となっていたもの

会計名及び科目	一般会計 (部)雑収入 (款)国有財産利用収入 (項)国有財産貸付収入
部 局 等	近畿財務局神戸財務事務所
契 約 名	国有港湾施設有償貸付契約
契 約 の 概 要	港湾法に基づき、国有港湾施設のうち国土交通省から引き継いだ普通財産である土地を貸し付けるもの
契 約 の 相 手 方	神戸市
契 約	平成 18 年 8 月、21 年 10 月、24 年 9 月 随意契約
契 約 額	1,720,490,894 円(平成 18 年度～26 年度)
低額となっていた契約額	36,223,752 円(平成 18 年度～26 年度)

1 貸付契約の概要

近畿財務局神戸財務事務所(以下「財務事務所」という。)は、港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)に基づき、神戸港に所在する国有港湾施設のうち国土交通省(平成 13 年 1 月 5 日以前は運輸省)から引き継いだ普通財産である土地について、地区ごとに区分するなどして国有港湾施設有償貸付契約(賃貸借契約)を港湾管理者の神戸市とそれぞれ締結し、原則として 3 年ごとにこれらの契約を更新している(以下、このように貸し付けられる土地を「港湾貸付地」という。)。財務事務所は、同市中央区に所在する C・D 地区の港湾貸付地(25 年度末の国有財産台帳面積計 111,859.08㎡)に係る期間 3 年の賃貸借契約を同市と締結し、18 年度、21 年度及び 24 年度に契約を更新している(18 年度から 26 年度までの契約金額計 1,720,490,894 円。以下「本件契約」という。)。そして、同市は、本件契約で借り受けている土地を原則として民間事業者等に事務所、倉庫等の用地として転貸している。

港湾貸付地の貸付料については、「国有港湾施設のうち国土交通省から引き継がれた普通財産の取扱いについて」(昭和 33 年蔵管第 3444 号。以下「通達」という。)によれば、普通財産貸付事務処理要領(平成 13 年財理第 1308 号)の算定基準を準用して、3 年分の貸付料年額を一括して算定することとされている(以下、算定基準により算定した貸付料年額を「基準貸付料」という。)。そして、継続して貸し付ける土地の貸付料については、3 年ごとの契約更新時に、契約更新前の直近年度分の基準貸付料に所定の調整を行って 3 年分の基準貸付料を算定することとされている。

また、港湾工事の費用の一部を地方公共団体が負担した港湾貸付地の貸付料については、通達によれば、基準貸付料から地方公共団体が港湾工事の費用を負担した割合を基準貸付料に乗ずるなどした額(以下「負担割合相当額」という。)を控除した額とすることができることとされ、その際は、次の算式により算定することとされている(以下、この算式により算定した貸付料を「決定貸付料」という。)

$$\begin{aligned} \boxed{\text{決定貸付料}} &= \boxed{\text{基準貸付料}} - \boxed{\text{負担割合相当額}} \\ \boxed{\text{負担割合相当額}} &= \left(\boxed{\text{基準貸付料}} - \boxed{\text{市町村交付金相当額}} \right) \times \boxed{\text{負担割合}} \end{aligned}$$

(注1) (注2)

(注1) 市町村交付金相当額 国有資産等所在市町村交付金法(昭和31年法律第82号)に基づき
国が貸付財産の所在する市町村等に対して交付する国有資産等所在市町村交付金相当額

(注2) 負担割合 地方公共団体が港湾工事の費用を負担した割合

そして、財務事務所は、転貸先等ごとに決定貸付料を算定し、地区ごとにそれらの3年度分を合計した額を港湾貸付地の賃貸借契約の契約額としている。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、港湾貸付地の賃貸借契約における決定貸付料は適切に算定されているかなどに着眼して、本件契約を対象として、財務事務所において、貸付料計算調書等の書類により会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切でない事態が見受けられた。

財務事務所は、本件契約のうち神戸市が転貸するなどしていた13か所の土地(25年度末の国有財産台帳面積計20,123.69㎡、同価格計776,694,800円)について、18年度から26年度までの本件契約における決定貸付料を計191,314,232円としていた。

しかし、財務事務所は、上記13か所の土地について、契約更新時に直近年度分の基準貸付料を用いて新たな基準貸付料を算定すべきであったのに、基準貸付料から負担割合相当額を控除した直近年度分の決定貸付料を誤って用いるなどしたため、新たな基準貸付料が過小に算定されていた。その結果、新たな決定貸付料が過小に算定されていた(18年度10か所、21年度1か所、24年度2か所)。さらに、財務事務所は、その後の契約更新時にも上記の誤った基準貸付料を用いて新たな基準貸付料を算定した結果、新たな決定貸付料が過小に算定されているものがあつた(21年度8か所、24年度7か所)。

したがって、前記13か所の土地について、適正に算定した基準貸付料を用いるなどして本件契約における決定貸付料を修正計算すると、計227,537,984円となる。これに基づき本件契約の適正な契約額を算定すると、計1,756,714,646円となり、前記の契約額計1,720,490,894円は、これに比べて計36,223,752円低額となっていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、財務事務所において、港湾貸付地の賃貸借契約における貸付料の算定方法についての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) ガスの調達契約を締結するに当たり、特定調達の対象となる要件を満たす場合には、一般競争に付するなどの協定等及び特例政令等に基づく契約手続を実施することにより、内外無差別原則の確立と手続の透明性等を確保するよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)財務本省 (組織)財務局 地震再保険特別会計 外国為替資金特別会計 財政投融资特別会計(財政融資資金勘定) 財政投融资特別会計(投資勘定)	(項)財務本省共通費 (項)財務局共通費 (項)事務取扱費 (項)事務取扱費 (項)事務取扱費 (項)事務取扱費
部 局 等	財務本省、3財務局等	
契 約 の 概 要	庁舎等で使用するガスの調達を行うもの	
件数及び支払額	10件 2億8707万円(平成24、25両年度)	

本院は、国の機関が締結する特定調達に係る電気及びガスの契約の状況について、検査対象府省等の絞り込みを行った上で、16府省等^(注)において会計実地検査を行った。

(注) 16府省等 衆議院、最高裁判所、会計検査院、人事院、内閣府、総務、法務、外務、財務、文部科学、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通、環境、防衛各省

その結果、平成26年10月30日に、総務大臣及び財務大臣に対して、「特定調達に係るガスの契約事務の実施について」として、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

なお、上記のほか、衆議院及び法務省における特定調達に係るガスの契約事務の実施について、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項がある(本院の指摘並びに衆議院及び法務省が講じた処置の内容については、前掲65ページ及び136ページの「ガスの調達契約を締結するに当たり、特定調達の対象となる要件を満たす場合には、一般競争に付するなどの協定等及び特例政令等に基づく契約手続を実施することにより、内外無差別原則の確立と手続の透明性等を確保するよう改善させたもの」参照)。

前記の是正改善の処置を求めたものの内容は、総務省及び財務省のそれぞれの検査結果に応じたものとなっており、このうち、財務大臣に対するものの全文は以下のとおりである。

【是正改善の処置を求めたものの全文】

特定調達に係るガスの契約事務の実施について

(平成26年10月30日付け 財務大臣宛て)

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 特定調達に係る契約手続の概要等

(1) 貴省における契約事務等の概要

貴省は、健全な財政の確保、適正かつ公平な課税の実現、税関業務の適正な運営、国庫

の適正な管理、通貨に対する信頼の維持及び外国為替の安定の確保を図ることを任務として、各種事務を実施している。その実施の際に生ずる各般の需要を満たすために、売買、貸借、請負その他の契約を多数締結しており、これらの契約の締結に当たっては、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)等に基づいて、当該契約事務を実施している。また、会計法第29条の12等において、電気及びガスについては単年度契約によらず、翌年度以降にわたり契約の締結ができる旨規定されている(以下この契約を「長期継続契約」という。)

そして、貴省は、上記契約事務の一環として、貴省が管理する庁舎建物その他の施設等を使用するガスの調達契約に係る事務を行っている。

(2) ガスの小売市場の自由化

近年、我が国のガスの小売市場は自由化が進められており、平成16年4月に、年間ガス使用量が50万 m^3 以上の使用者は、一般の需要者に導管を敷設してガスを供給する事業者(以下「一般ガス事業者」という。)以外の事業者からも供給を受けられるようになっており、19年4月に、このような取扱いが、年間ガス使用量が10万 m^3 以上の使用者まで拡大されている。このように、ガスについては、制度上、国内外の事業者が広く小売市場に参入できるような状況となっている。

(3) 政府調達に関する協定等の概要

政府調達に関する協定(平成7年条約第23号(平成26年条約第4号による改正前のもの)。以下「協定」という。)は、世界貿易機関(WTO)の下で運用されている協定の一つで、各加盟国の中央政府、地方政府及び協定が定める機関による調達の分野における、国内外のいかなる事業者でも参入を可能なものとする内外無差別原則の確立と手続の透明性等の確保を目的として、各国が遵守すべき調達手続上の義務等を規定している。そして、我が国政府は、調達手続を更に透明性、公正性及び競争性の高いものとするなどのために、「物品に係る政府調達手続について(運用指針)」(平成6年アクション・プログラム実行推進委員会)等を我が国の自主的措置として決定している(以下、協定及び我が国の自主的措置を合わせて「協定等」という。)。また、協定その他の国際約束を実施するために、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(昭和55年政令第300号。以下「特例政令」という。)が制定されている。

協定等及び特例政令の対象となる機関が、協定等及び特例政令の対象となる調達契約を締結する場合には、会計法、予決令等に加えて、協定等、特例政令等に基づき事務を行う必要がある。

(4) 協定等及び特例政令の適用対象

ア 適用対象となる機関

協定によれば、適用対象となる機関は、中央政府の機関、地方政府の機関及びその他の機関に区分され、それぞれ具体的な機関名が明示されていて、中央政府の機関としては、衆議院、参議院、最高裁判所及び会計検査院を含む会計法の適用を受ける全ての機関が適用対象とされている。

イ 適用対象となる調達

(ア) 適用対象となる調達の概要

協定によれば、产品及びサービスの調達が適用対象とされている。このうち、製品については、全ての製品の調達を適用対象とすることとされており、適用対象となる製品の品目は具体的に示されていないが、特例政令においては、動産(現金及び有価証券を除く。)及び著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第10号の2に規定するプログラムが共に物品等と定義されている。そして、物品等の調達が特例政令の適用対象になる調達の一つとされており、ガスについても、物品等に含まれるとされている。

(イ) 適用対象となる調達額

協定等によれば、機関の区分、調達する产品及びサービス、契約締結時期等ごとに、それぞれ基準額が定められており、当該基準額以上の価額の产品及びサービスの調達契約が協定等の適用対象とされている。そして、特例政令では、調達契約に係る予定価格が財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額以上の額であるものに関する事務について特例政令の適用があると定められており、24年4月1日から26年3月31日までの間に締結される物品等の調達契約に係る財務大臣の定める額は1200万円とされている(平成24年財務省告示第25号)。この額は、協定等において定められているこれと同一の時期に締結される製品の調達契約に係る基準額の邦貨換算額と同一である(以下、協定等及び特例政令等の適用対象となる調達を「特定調達」という。)

(5) 特定調達に係る契約手続

協定の適用対象となる機関は、特定調達を行うに当たり、協定等及び特例政令等に基づき、原則として一般競争に付することとなっており、緊急の必要により競争に付することができないなどの場合に限り、随意契約によることができることとなっているが、随意契約によることができる場合は、予決令等に定められている場合に比べて限定されている。そして、一般競争に付する際には、予決令に定められている期間よりも長い公告期間を設け、また、契約期間等に関する情報等を官報で公告することとなっており、随意契約の際には、契約前に契約相手方等を官報で公示することとなっている。さらに、いずれの場合も、契約の相手方を決定したときは、契約の相手方、契約額等を官報で公示することとなっている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、従来、特定調達に係る検査を行い、特定調達に該当する調達契約を締結しているにもかかわらず、協定等に基づいた契約手続を実施していないなど適切でない事態について検査報告に掲記している。また、前記のとおり、近年、我が国のガスの小売市場は自由化が進められている。

そこで、本院は、合規性等の観点から、貴省が、ガスの調達契約の事務を行うに当たり、特定調達に係る契約手続を適正かつ適切に実施しているかに着目して、24、25両年度におけるガスの調達契約を対象として、貴省本省、近畿財務局、中国財務局及び福岡財務支局(以下、これらを合わせて「本省等」という。)において、契約書、請求書等の関係書類を確認

するなどして会計実地検査を行うとともに、調書の作成及び提出を求めるなどして検査した。

(検査の結果)

検査したところ、本省等は、24、25両年度に計18件(支払額計3億2990万余円)の長期継続契約に基づきガスの供給を受けていた。そして、これら18件の中には、当該契約に係る支払額が財務大臣の定める額である1200万円以上のものが、計10件(支払額計2億8707万余円)見受けられた。しかし、本省等は、これら10件の調達契約について、協定等及び特例政令等に基づき当該契約の評価の基礎となる額を算定する際に用いる前年度(23年度又は24年度)のガス料金の支払額が財務大臣の定める額である1200万円を上回っているにもかかわらず、特定調達に係る契約手続を実施していなかった。そして、本省等は、これらのガスの調達に当たり、一般競争に付することなく、以前に提出した申込書によって締結した一般ガス事業者との間で長期継続契約を行っていた。

(是正改善を必要とする事態)

本省等におけるガスの調達契約について、特定調達の対象となる要件を満たしているにもかかわらず、一般競争に付するなどの特定調達に係る契約手続が実施されていない事態は適切ではなく、是正改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、以下のことなどによると認められる。

- ア 貴省本省において、ガスの供給が可能な事業者が複数存在することは認識しているものの、事業者へのヒアリングの結果、一般ガス事業者以外は入札への参加が見込まれず競争性が確保されないと考えたことから一般競争入札を見送っていること、中国財務局において、一般ガス事業者の導管が、他のガス事業者の導管と接続されておらず、一般ガス事業者以外にガスの供給が可能な事業者は存在しないと考えていたことから一般競争入札を見送っていることにもよるが、貴省本省及び中国財務局において、ガスの調達契約に関し、特定調達の対象となる要件を満たす場合には、内外無差別原則の確立と手続の透明性等の確保という協定の趣旨を踏まえて、特定調達に係る契約手続を協定等及び特例政令等に基づいて実施することの重要性に対する理解が十分でないこと
- イ 近畿財務局及び福岡財務支局において、ガスが特例政令の物品等に該当することの認識が欠けていること

3 本院が求める是正改善の処置

貴省においては、今後も引き続きガスの調達契約を締結していくことが見込まれている。ガスについては、国内外の事業者が広く小売市場に参入できる状況となっていることから、自由化の対象となる調達契約に当たっては一般競争入札に付する要がある。そして、当該競争入札が特定調達の対象となる要件を満たす場合には、内外無差別原則の確立と手続の透明性等の確保という協定の趣旨を踏まえて、特定調達に係る契約手続を協定等及び特例政令等に基づいて実施していくことが引き続き求められている。

については、貴省において、自由化の対象となるガスの調達契約に当たっては一般競争入札を行うとともに、協定の趣旨を十分に理解した上で、これを本省関係部局、財務局等に周知徹底し、当該競争入札が特定調達の対象となる要件を満たす場合には、特定調達に係る契約手続を協定等及び特例政令等に基づいて実施するよう、是正改善の処置を求める。

- (2) 株式会社日本政策金融公庫の中小企業事業において、国から多額の政府出資金が交付されている証券化支援保証業務及び売掛金債権証券化等支援業務について、両業務の必要性を十分に検討し、必要であると判断する場合には、制度の枠組み等についての検討等を行い、両業務が中小企業者の円滑な資金調達に資することとなり、政府出資金が有効に活用されるよう意見を表示したもの

(平成26年10月30日付けで財務大臣及び経済産業大臣宛てに本院が表示した意見の内容は、526ページの経済産業省の項に総括的に掲記している。)

- (3) 国有財産台帳等における報告漏れ及び誤びゅう訂正について、効果的な発生防止策を周知したり、取扱いが明確になっていないものについてその適切な取扱いを定めたりなどして、国有財産台帳等の誤りを防止するなどの取組を推進するよう意見を表示したもの

部 局 等	財務本省(全17府省等の国有財産を総括する部局) 衆議院、参議院、最高裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省(各省各庁の国有財産に関する事務の実施部局)
国有財産台帳等における報告漏れ及び誤びゅう訂正の概要	国有財産台帳における登録漏れや誤りを発見し訂正するときなどに用いる増減事由
国有財産台帳等における報告漏れ及び誤びゅう訂正の額	増 326億0402万円(背景金額)(平成25年度) 減 231億7085万円(背景金額)(平成25年度)

【意見を表示したものの全文】

国有財産台帳等における報告漏れ及び誤びゅう訂正について

(平成26年10月28日付け 財務大臣宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 制度の概要

(1) 国有財産の総括

国有財産法(昭和23年法律第73号。以下「法」という。)によれば、財務大臣は、国有財産の総括をしなければならないとされている。そして、この国有財産の総括とは、国有財産の適正な方法による管理及び処分を行うため、国有財産に関する制度を整え、その管理及び処分の事務を統一し、その増減、現在額及び現状を明らかにし、並びにその管理及び処分について必要な調整を行うこととされている。

(2) 国有財産台帳の概要

法によれば、衆議院、参議院、内閣、内閣府、各省、最高裁判所及び会計検査院(以下

「各省各庁」という。)は、国有財産台帳(以下「台帳」という。)を備えなければならないこととされており、各省各庁の長又は国有財産に関する事務の一部を分掌する部局等の長は、その所管に属し、又は所属に属する国有財産につき、取得、所管換、処分その他の理由に基づく変動があった場合においては、直ちに台帳に記載し、又は記録しなければならないこととされている。

そして、各省各庁は、平成22年1月から国有財産総合情報管理システム(以下「システム」という。)を活用して上記の事務処理を行っている。

(3) 国有財産の現況等の報告

法によれば、各省各庁の長は、その所管する国有財産について、台帳に記載された毎会計年度間における増減及び毎会計年度末現在における現在額を集計して「国有財産増減及び現在額報告書」(以下「現在額報告書」という。)を作成し、翌年度の7月31日までに財務大臣に送付することとされている。そして、財務大臣は、各省各庁の長から送付された現在額報告書の内容を審査した後に、現在額報告書に基づき、「国有財産増減及び現在額総計算書」(以下「総計算書」という。)を作成することとされている。また、内閣は、総計算書を現在額報告書とともに本院に送付し、本院の検査を経た総計算書を国会に報告することとされている。25年度の総計算書において、同年度末現在の国有財産の現在額は、104兆8131億4542万余円となっている。

(4) 台帳等の報告漏れ及び誤びゅう訂正の概要

貴省は、国有財産法施行細則(昭和23年大蔵省令第92号)において、台帳に記入すべき増減事由用語として、「(何年度何々の)報告洩」(以下「報告漏れ」という。)、 「(何々の)誤謬訂正」(以下「誤びゅう訂正」という。また、以下、「報告漏れ」及び「誤びゅう訂正」を合わせて「報告漏れ等」という。)等を定めている。

貴省は、「国有財産台帳等取扱要領について」(平成13年財理第1859号財務省理財局長通達。以下「取扱要領」という。)において、報告漏れは、台帳に登録するとともに現在額報告書に計上すべきものの登録漏れ及び計上漏れを翌年度以降において発見し、これを登録するとともに計上しようとするときなどに適用することとしている。また、誤びゅう訂正は、既に台帳に登録し又は現在額報告書に計上した数量又は価格について誤りを発見し訂正するときに適用することとし、原則として、明白な誤記、誤算等の整理の誤りで他に適当な事由用語がない場合に限り適用することとしている。

総計算書における報告漏れ等による増減額は、表1のとおり、毎年度多額に上っており、25年度総計算書においては、326億0402万余円の増、231億7085万余円の減となっている。

表1 総計算書における報告漏れ等による増減額

(単位：千円)

府省等	区分	報 告 漏 れ				誤 び ゆ う 訂 正			
		平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
衆 議 院	増	3,273	—	—	606,705	8,122	418	—	612,109
	減	20	—	—	134,831	—	154	0	612,109
参 議 院	増	—	—	—	—	—	—	—	—
	減	4,117	—	54	—	—	—	—	—
最高裁判所	増	61,643	17,597	2,808	8,047	49,045	46,060	1,369	1,720,492
	減	187,794	1,115	1,199	4,867	64,681	18,156	2,752	875,806
会計検査院	増	—	—	88	—	781	908	432	—
	減	1,646	33	2,475	—	26	905	70	—
内 閣	増	269,844	—	—	—	115	149	—	—
	減	—	30	—	—	84,785	46	—	—
内 閣 府	増	1,609,623	404,712	8,670	15,511	244,640	427,566	4,173,495	277,995
	減	105,532	78,330	42,313	24,662	272,301	1,560,021	319,529	5,895
総 務 省	増	1,474	8,920	1,499,599	2,691	118	—	0	1,085
	減	—	—	—	997	14,990	5,041	30	2,779
法 務 省	増	770,139	1,484,676	141,916	586,507	301,393	1,925,685	297,273	163,505
	減	541,448	53,612	36,415	148,288	485,553	1,393,048	1,943,735	512,650
外 務 省	増	273,895	37,236	17,413	5,420	245,442	—	458,439	758
	減	17,474	2,677	3,927	445	209,735	178	4,072	165
財 務 省	増	117,944	225,604	99,838	44,457	472,197	18,162,981	3,953,247	4,345,056
	減	515,063	308,118	703,733	239,899	804,747	22,602,633	1,886,950	3,736,801
文部科学省	増	876,740	142	0	—	—	1,332	—	565
	減	194,551	—	0	—	680,774	—	—	68
厚生労働省	増	3,143,645	248,060,355	28,356	273,546	945,908	60,983	71,323	5,863,427
	減	907,931	40,755	8,404	369,312	1,448,482	249,192,151	81,218	356,215
農林水産省	増	105,482	487,453	359,915	92,119	7,311,425	626,418	114,442	1,690
	減	46,095	280,013	28,352	9,215	658,370	990,389	31,024	13,280
経済産業省	増	36,252	37,107	—	41,471	609	3,521,925	2,667,049	649
	減	36,252	2,067,012	—	490	—	11,368,886	165,419	69,627
国土交通省	増	6,121,848	5,329,785	1,586,945	1,901,900	2,272,444	7,944,459	716,070	1,961,427
	減	645,836	2,313,503	606,828	1,536,644	2,377,234	119,822,058	15,994,971	578,150
環 境 省	増	835,333	918,831	335,251	507,247	1,341,260	131,822	28,430	13,427
	減	50,003	975,841	93,527	156,732	73,913	1,798	27,390	90,283
防 衛 省	増	1,836,647	157,340	897,159	522,656	3,103,697	12,279,669	771,212	13,033,548
	減	2,003,772	189,257	170,065	52,877	7,727,959	15,573,194	305,851	13,637,760
計	増	16,063,788	257,169,763	4,977,965	4,608,284	16,297,205	45,130,380	13,252,786	27,995,742
	減	5,257,540	6,310,303	1,697,296	2,679,266	14,903,559	422,528,665	20,763,019	20,491,593

(注) 表中の金額は単位未満を切り捨てているため、合計額と一致しない。

貴省は、13年に、各省各庁の国有財産に関する事務を総括する部局(以下「総括部局」という。)に発した「国有財産増減及び現在額報告書の作成等について」(平成13年財理第1858号財務省理財局長通達。以下「13年通達」という。)に基づき、1件1000万円以上の報告漏れ等が発生した場合は、部局名、増減事由用語、数量、価格、理由、今後の防止策等(以下、これらを合わせて「報告事項」という。)を記載した報告書(以下「発生報告書」という。)を理財局長宛てに速やかに提出させることとしている。

貴省は、発生報告書の提出により、各省各庁に自ら報告漏れ等の発生原因を分析させる

とともに、提出された発生報告書の内容を貴省と各省各庁との間で確認することを通じて報告漏れ等の発生原因に応じて適切な再発防止策を検討する仕組みとしている。また、貴省は、報告漏れ等の発生防止に資するために、毎年3月頃に、各省各庁の総括部局の国有財産事務担当官を対象に実施している決算事務等に係る説明会(以下「決算事務説明会」という。)の中で、報告漏れ等の主な事由及び発生原因、発生報告書記載時の留意点等を示すとともに、発生の都度、速やかに発生報告書を提出するよう注意喚起を行っている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

前記のとおり、報告漏れ等の額が毎年度多額に上っていることは、国会に報告された総計算書の正確性が損なわれていることになる。

そこで、本院は、正確性、合規性、有効性等の観点から、各省各庁で発生した報告漏れ等の発生原因はどのようなものであったのか、各省各庁は発生報告書を適切に作成して提出するとともに報告漏れ等の取扱いを適切に行っているか、国有財産の総括事務を所掌する貴省は各省各庁が備える台帳等の誤りの発生を防止するために十分な取組を行っているかなどに着眼して検査を行った。

検査に当たっては、22年4月から25年12月までの間に貴省が10府省等^(注1)から提出を受けた発生報告書に記載されていた1件1000万円以上の報告漏れ等1,535件及び全17府省等^(注2)がシステムに登録したその他の報告漏れ等を対象として、貴省本省、14財務(支)局等^(注3)、法務本省、厚生労働本省、経済産業本省、国土交通本省、環境本省及び防衛省内部部局において発生報告書等により会計実地検査を行った。

(注1) 10府省等 最高裁判所、内閣府、法務、外務、財務、厚生労働、農林水産、国土交通、環境、防衛各省

(注2) 全17府省等 衆議院、参議院、最高裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、総務、法務、外務、財務、文部科学、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通、環境、防衛各省

(注3) 14財務(支)局等 東北、関東、東海、近畿、中国、九州各財務局、福岡財務支局、千葉、東京、横浜、長野各財務事務所、立川、横須賀、小倉各出張所

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 報告漏れ等の主な発生原因

前記の報告漏れ等1,535件について、発生報告書に基づき前記の10府省等に事実関係を確認するなどして報告漏れ等の発生原因により分類したところ、表2のとおり、報告漏れ等の中には、東日本大震災によって滅失するなどした国有財産について、被害状況の確定に時間を要したため報告漏れとなったものなど各省各庁の取組によって発生を防止できない外的要因によるものが69件あったが、各省各庁の組織内の体制等に起因する内的要因によるものが1,466件と大部分であった。

表2 発生原因別の報告漏れ等の件数及び金額 (単位：件、千円)

発生原因	件数	金額	
		増	減
内的要因によるもの	1,466	362,859,028	467,462,949
制度等の理解不足によるもの	1,023	330,901,297	320,580,467
担当者の不注意等によるもの	217	16,367,019	15,759,075
組織内の報告失念等によるもの	125	11,899,766	117,931,028
人事異動等における引継漏れによるもの	19	860,581	310,482
その他	82	2,830,363	12,881,895
外的要因によるもの	69	2,479,309	8,578,613
計	1,535	365,338,338	476,041,563

(注) 表中の金額は単位未満を切り捨てているため、合計額と一致しない。

内的要因によるものは、制度等の理解不足によるものが1,023件と最も多く、その内容は、台帳価格の改定に係る計算方法の理解不足により生じた誤びゅう訂正等であった。担当者の不注意等によるものが217件と次に多く、その内容は、基礎資料からの転記誤りにより生じた誤びゅう訂正等であった。このほか、組織内の報告失念等によるものが125件あり、その内容は、事業担当部署の国有財産事務担当部署への報告の失念、誤り等により生じた報告漏れ等であった。

報告漏れ等は、その発生原因が外的要因によるものか内的要因によるものかにかかわらず、総計算書の正確性を損うものであるが、上記のように、その多くは、それぞれの発生原因に応じて適切な発生防止策を講ずることにより発生を抑制できる内的要因によるものであった。

(2) 発生報告書の提出状況

発生報告書は、報告漏れ等の発生原因に応じて適切な再発防止策を検討するなどのために活用されるものである。

しかし、全17府省等がシステムに登録した報告漏れ等のデータを用いて確認したところ、^(注4)4省等において、発生報告書の提出が行われていない1件1000万円以上の報告漏れ等が70件(増32件計87億7249万余円、減38件計144億6205万余円)見受けられた。そして、貴省は、上記の4省等において1件1000万円以上の報告漏れ等が発生していたことについて、システムを活用して把握し発生報告書の提出を促す取組を行っていなかった。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1> 発生報告書が提出されていなかったもの

経済産業省は、平成23年3月から25年3月までの間に、同省の2部局において、1件1000万円以上の報告漏れ等が56件(増22件計61億7913万余円、減34件計135億2202万余円)発生したため、システムに報告漏れ等として登録していた。

同省では、貴省が毎年実施している決算事務説明会に総括部局の担当者が出席していたが、総括部局等において発生報告書を提出する必要性について認識していなかったことなどから、貴省に発生報告書を提出しておらず、速やかな再発防止策の検討が行われていなかった。

また、前記の報告漏れ等 1,535 件についてみても、速やかに発生報告書が提出されていないものが見受けられた。このうち、891 件の報告漏れ等(増 474 件計 403 億 4148 万余円、減 417 件計 274 億 6505 万余円)については、国土交通省において 20 年 4 月から 24 年 5 月までの間に発生したもので、同省が、貴省に提出していなかったことを 24 年 6 月に認識して、同年 7 月にこれらに係る発生報告書を貴省に提出したものであり、速やかな再発防止策の検討が行われていなかった。そして、上記 891 件のうち 67 件(増 50 件計 65 億 6691 万余円、減 17 件計 13 億 7084 万余円)については、組織内の報告失念等による同様の報告漏れ等が上記の期間内で繰り返し発生したものであった。

(注 4) 4 省等 内閣、総務、文部科学、経済産業各省

(3) 発生報告書の記載状況

貴省は、報告漏れ等の発生防止に資するために、決算事務説明会において、報告漏れ等の主な事由、発生原因等を各省各庁に示すなどの際に発生報告書の報告事項を活用している。

一方、各省各庁は、13 年通達において発生報告書の書式が定められていないことなどから、それぞれ異なる書式で発生報告書を作成しており、報告事項以外にも必要な情報と判断して、報告漏れ等を発見した経緯や、報告漏れ等の処理をシステムに登録した年月日を記載したり、決議書や台帳の写しなどを添付したりしているものがある一方で、これらの記載や添付がないものが見受けられた。

また、^(注 5) 5 省が貴省に提出した報告漏れ等 193 件に係る発生報告書(増 52 件計 51 億 7894 万余円、減 141 件計 265 億 5785 万余円)については、増減事由用語、価格等を誤っていたり、理由の記載がなかったりするなど、記載内容に不備があり、報告漏れ等の発生防止に資するために必要な情報を貴省が正確に把握できないものであった。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例 2> 発生報告書の記載内容に不備があったもの

環境省は、平成 22 年 1 月から 25 年 3 月までの間に発生した報告漏れ等 50 件(増 44 件計 15 億 0454 万余円、減 6 件計 1 億 0325 万余円)について、その内容を取りまとめ、25 年 4 月にこれに係る発生報告書を貴省に提出していた。

そして、同省が上記 50 件の報告漏れ等を取りまとめる際に使用した書式には、増減事由用語を記載する欄はあったものの報告漏れと誤びゅう訂正を区分する欄がなかったり、増減額を記載する欄はあったものの増と減を区分する欄がなかったりしていた。このことなどから、同省から貴省に提出された発生報告書の内容をみると、増減事由用語の一部は記載されていたものの報告漏れと誤びゅう訂正が判別できなかったり、増減事由用語を記載する欄に「報告洩」又は「誤謬訂正」としか記載されておらず増減事由用語が正確に記載されていなかったり、金額が記載されていたものの増と減が判別できなかったり、発生原因が判別できなかったりするなど、記載内容に不備があった発生報告書が 27 件(増 21 件計 6 億 7077 万余円、減 6 件計 1 億 0325 万余円)見受けられた。

(注 5) 5 省 法務、厚生労働、国土交通、環境、防衛各省

(4) 報告漏れ等の取扱いの状況

ア 同一の財産区分内における種目の訂正

システムの操作マニュアルによれば、土地、建物等の同一の財産区分内において、種目(宅地、事務所建等)の訂正を登録する場合は、誤びゅう訂正として処理することとされており、前記の報告漏れ等 1,535 件のうち、同一の財産区分内において種目の訂正を登録する場合に誤びゅう訂正として処理されていたものは、^(注6)6 省で 27 件(増 15 件計 5 億 9227 万余円、減 12 件計 5 億 3220 万余円)となっていた。

一方、取扱要領によれば、同一の財産区分内において種目の訂正を登録する場合は、誤びゅう訂正として処理せず「(何々)より種目変更」及び「(何々)へ種目変更」として処理することとされており、その取扱いが明確となっていない。

(注6) 6 省 法務、財務、厚生労働、農林水産、国土交通、防衛各省

イ 価格が確定したときの台帳価格の訂正

前記の報告漏れ等 1,535 件の中には、次のように、取扱要領に定められている誤びゅう訂正の性格とは異なるものが見受けられた。

すなわち、防衛省は、航空機の調達については、台帳価格の確定までに日時を要する場合があることなどから、同省の訓令に基づき、概算価格を台帳価格として登録し、価格が確定したときに台帳価格の訂正を行うこととしている。

このような台帳価格の訂正については、明白な誤記、誤算等の整理の誤りではないが、貴省において、このような場合の取扱いを明確にしていないことから、防衛省は、22 年 3 月から 24 年 3 月までの間に、これらの訂正 40 件(増 2 件計 13 億 7281 万余円、減 38 件計 121 億 0279 万余円)を誤びゅう訂正として処理していた。

(改善を必要とする事態)

前記のとおり、発生原因に応じて適切な発生防止策を講ずることにより発生を抑制できる内的要因による報告漏れ等の額が多額に上っている事態、報告漏れ等の発生防止に資するために徴している発生報告書の提出が速やかかつ適切に行われていない事態、貴省においてこれらを防止するための取組が十分に行われていない事態及び報告漏れ等に係る取扱いが明確となっていない事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、一部の各省各庁の総括部局等において、台帳等の誤りを防止するための取組が十分でなかったり、速やかかつ適切に発生報告書の提出を行うことについての認識が欠けていたりしていることのほか、貴省において、各省各庁の取組に対する把握が十分でないこと、報告漏れ等に係る取扱いが明確になっていないことについての認識が欠けていることなどによると認められる。

3 本院が表示する意見

総計算書の正確性を確保するためには、各省各庁において、台帳等の誤りを発見し、その発生原因に応じて適切な発生防止策を講ずることは当然であるが、貴省において、各省各庁の報告漏れ等の発生状況、発生原因、発見の経緯等を適時適切に把握して、各省各庁が備える台帳等の誤りを防止するなどのための統一的な取組を推進することが重要である。

については、貴省において、次のとおり、台帳等の誤りを防止するなどの取組を推進するよう意見を表示する。

- ア 報告漏れ等の発生原因ごとに効果的な発生防止策を改めて検討し、各省各庁に対してそれらを周知するなどして台帳等の誤りの発生を防止するために適切な措置を徹底するよう求めること
- イ 各省各庁に対して、速やかかつ適切に発生報告書の提出を行うよう周知徹底を図るとともに、システムを活用するなどして各省各庁による発生報告書の提出の失念、遅延等がないか確認すること
- ウ 各省各庁で発生した報告漏れ等の状況を適時適切に把握するために、発生報告書について必要な報告事項、添付資料等を検討し、書式等を定めること
- エ 明白な誤記、誤算等の整理の誤りではないが誤びゅう訂正として処理されているものなどその取扱いが明確になっていないものについては、その適切な取扱いを検討して、取扱要領等に定め、各省各庁に周知徹底すること

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1) 消費税の申告審理等において国内で人的役務の提供等を行った非居住者に係る報酬等支払調書を活用することなどにより、消費税の納税義務のある非居住者を的確に把握して課税を行うよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 国税込納金整理資金 (款)歳入組入資金受入 (項)各税受入金
部 局 等	国税庁
課 税 の 根 拠	消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)
非居住者に係る消費税の課税の概要	国内において課税資産の譲渡等となる人的役務の提供等を行い、基準期間における課税売上高が 1000 万円超の個人事業者である非居住者に対して、消費税を課税するもの
消費税の納税義務を有する蓋然性が高いと認められた非居住者及び納税義務の有無を判定できなかった非居住者の計	延べ 94 人(平成 21 年度～24 年度)
上記のうち課税期間の報酬等の額を確認できた非居住者及び当該非居住者に係る課税売上高の推計額の合計額	延べ 32 人 9 億 8250 万円(背景金額)

1 非居住者に係る消費税の課税等の概要

消費税は、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定に基づき、国内で行われる資産の譲渡等に課税され、消費税の納税義務者は、当該課税資産の譲渡等を行う事業者(個人事業者及び法人)となっており、国内に住所等を有している事業者かどうかを問わないこととなっている。このため、所得税法(昭和40年法律第33号)上の非居住者^(注1)である個人事業者も、国内で課税資産の譲渡等となる人的役務の提供又は人的役務提供事業^(注2)(以下、これらを合わせて「人的役務の提供等」という。)を行い、基準期間(課税期間の前々年)における課税売上高が1000万円超である場合には、消費税の納税義務者となることとなっている。この消費税の納税義務者になる非居住者の納税地は、消費税法の規定に基づき、国内に居所を有する場合はその居所地等となっていて、納税義務者は当該納税地を所轄する税務署長に申告書を提出することとなっている。そして、非居住者の消費税の申告内容が適正であるかなどを課税資料と照合するなどして検討する申告審理等を行うのは、非居住者の納税地を所轄する税務署の個人課税部門となっている。また、非居住者が、国内に居所を有しないこととなるなどの場合、国税通則法(昭和37年法律第66号)の規定に基づき、申告書の提出その他の国税に関する事項を処理する必要があるときは、当該事項を処理させるために納税管理人を選任し、納税管理人の届出書(以下「選任届」という。)を非居住者の納税地を所轄する税務署長に提出することとなっている。

一方、非居住者に対して国内における人的役務の提供に対する報酬等を支払う者(以下「支払者」という。)は、所得税法等の規定に基づき、支払者の納税地を所轄する税務署長に対して、人的役務の提供に対する報酬については「非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書」(以下「報酬支払調書」という。)、また、人的役務提供事業に係る対価については「非居住者等に支払われる人的役務提供事業の対価の支払調書」(以下「対価支払調書」といい、報酬支払調書と合わせて「報酬等支払調書」という。)にそれぞれ非居住者の氏名、居所又は国外の住所、当該年分の支払金額、源泉所得税額等を記載して、提出しなければならないこととなっている。そして、報酬等支払調書の提出に当たっては、報酬支払調書又は対価支払調書の種類ごとに支払人員、支払金額等の合計を記載した合計表を添付することとなっている。

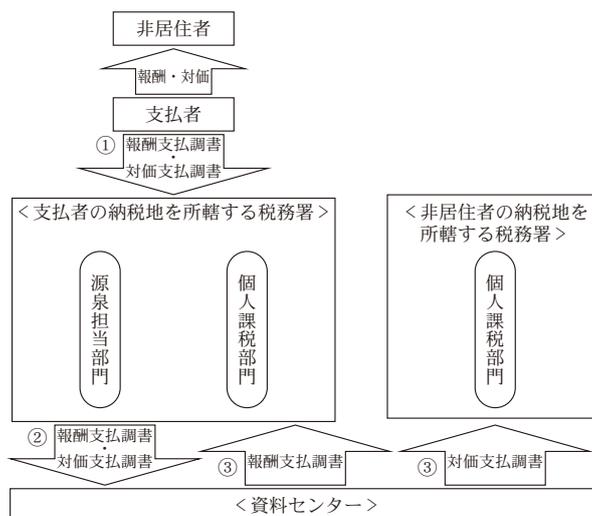
支払者から報酬等支払調書の提出を受けた税務署は、国税庁が法定調書の分類・送交付事務等の事務手続を定めた管理運営事務提要等に基づき、報酬等支払調書を国税局等の各資料センターに送付し、資料センターは、このうち報酬支払調書を支払者の納税地を所轄する税務署の源泉所得税等の納付状況の確認等を行う源泉担当部門に、また、対価支払調書を非居住者の納税地を所轄する税務署の申告所得税等の申告審理等を行う個人課税部門に回付することとなっており、活用後に適宜処分することとなっている(参考図参照)。

(注1) 非居住者 国内に住所及び1年以上の居所を有しない個人

(注2) 人的役務提供事業 自ら人的役務を提供するのではなく雇用している者等による人的役務の提供を主たる内容とする事業

(参 考 図)

報酬等支払調書の回付の流れの概念図



(注) ①～③は、事務の流れを示している。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

支払者から提出される報酬等支払調書には、前記のとおり、報酬等の額が記載されており、これにより消費税の納税義務を有する蓋然性が高い非居住者を推定することができるなど、報酬等支払調書は消費税の申告審理等にも活用できると考えられる。

そこで、本院は、有効性等の観点から、非居住者に係る消費税の申告審理等で報酬等支払調書が活用されて、消費税の納税義務のある非居住者が的確に把握され課税が行われているか、納税管理人は選任されているかなどに着眼して検査した。検査に当たっては、平成21年から24年までの課税期間について、各基準期間の報酬等の額及び公表されている人的役務の提供等の状況から消費税の納税義務を有する可能性が高いと見られる国内で人的役務の提供等を行った職業運動家、芸能人等の非居住者延べ276人を対象として、国税庁、11^(注3) 国税局及び17^(注4) 税務署において、国税庁が申告、納税実績、合計表等の情報を入力して税務行政の各種事務処理を行うために全国的に運用している国税総合管理システム(以下「KSKシステム」という。)により消費税の課税状況等を確認したり、報酬等支払調書の活用状況を確認したりするなどして会計実地検査を行った。

(注3) 11 国税局 札幌、仙台、関東信越、東京、金沢、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、熊本各国税局

(注4) 17 税務署 札幌南、札幌西、仙台中、川口、浦和、大宮、所沢、新潟、松本、富山、岐阜北、下京、東住吉、門真、兵庫、芦屋、松山各税務署

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 非居住者に係る消費税の課税等の状況

前記の非居住者延べ276人のうち、KSKシステムにより課税期間の消費税の確定申告を確認できた者は延べ174人、確認できなかった者は延べ102人であった。そして、表の

とおり、この延べ102人のうち、報酬等支払調書等により課税期間の前々年となる基準期間における報酬等の額が1050万円超であり、課税売上高の推計額が1000万円超になることから消費税の納税義務を有する蓋然性が高いと認められた者は、延べ30人であった。このうち、課税期間の報酬等支払調書により課税期間に支払われた報酬等の額を確認できた者は延べ20人であり、その課税期間における課税売上高の推計額の合計額は4億5716万余円であった。

また、上記の延べ102人のうち、基準期間の報酬等支払調書が確認できないことから納税義務の有無を判定できなかった者は延べ64人であり、このうち課税期間に支払われた報酬等の額を確認できた者は延べ12人であった。そして、その課税期間における課税売上高の推計額の合計額は5億2533万余円であった。

以上のように、課税期間の報酬等の額を確認できた非居住者は計延べ32人、これらに係る課税売上高の推計額の合計額は9億8250万余円であった。

表 消費税の確定申告を確認できなかった者の納税義務の有無等の状況 (単位：人)

課税期間	平成 21年	22年	23年	24年	計
納税義務の有無等					
確定申告を確認できなかった者	23	26	35	18	102(68)
納税義務を有する蓋然性が高いと認められた者(A)	1	12	16	1	30(28)
うち、課税期間に支払われた報酬等の額を確認できた者(a)	0	7	12	1	20(19)
納税義務の有無を判定できなかった者(B)	22	12	16	14	64(41)
うち、課税期間に支払われた報酬等の額を確認できた者(b)	3	2	4	3	12(9)
納税義務がないと史料された者	0	2	3	3	8(7)
(A)と(B)の計	23	24	32	15	94(65)
(a)と(b)の計	3	9	16	4	32(26)

(注) 「計」欄の括弧内の数字は、重複分を除いた実人数である。

(2) 報酬等支払調書の活用等の状況

(1)のとおり、消費税の納税義務を有する蓋然性が高いと認められた者及び納税義務の有無を判定できなかった者が見受けられたことから、報酬等支払調書の提出、個人課税部門への回付及び個人課税部門における活用の状況並びに選任届の提出状況を確認したところ、次のとおりであった。

ア 報酬等支払調書の提出、回付及び活用の状況

(1)の表のうち KSK システムにより前記合計表の提出状況が確認できた22、23両年分の納税義務を有する蓋然性が高いと認められた者及び納税義務の有無を判定できなかった者延べ56人に対する支払者延べ47法人について、報酬等支払調書の提出を確認できたのは延べ26法人であり、残りの延べ21法人についてはその提出を確認できなかった。

また、支払者から報酬等支払調書が提出された場合、管理運営事務提要に基づき、報酬支払調書は、支払者の納税地を所轄する税務署の源泉担当部門に回付され、対価支払調書も、非居住者の国外の住所が記載され、同人の納税地を特定できないことから、報酬支払調書と同じく支払者の納税地を所轄する税務署の源泉担当部門に回付されるなどしており、報酬等支払調書は、源泉所得税の納付状況の確認等で活用されていたが、国内で人的役務の提供等を行った非居住者の納税地を所轄する税務署の個人課税部門には回付されていないため、非居住者に係る消費税の申告審理等には活用されていなかった。

イ 選任届の提出状況

前記のように、非居住者が国内に居所を有しないこととなるなどの場合は、選任届の提出が必要となる。そこで、前記の納税義務を有する蓋然性が高いと認められた者延べ30人(重複分を除いた実人数は28人)のうち既に国内にいないと思料される者延べ28人(同26人)について、納税管理人の選任状況を確認するために選任届の提出状況を見たところ、全員が選任届を提出していなかった。このため、上記の延べ28人に対しては、納税管理人を通じて消費税の確定申告の状況等を確認することなどができない状況となっていた。

このように、報酬等支払調書の回付が、国内で人的役務の提供等を行った非居住者に係る消費税の申告審理等での活用を想定した体制となっていないことなどから、消費税の納税義務のある非居住者を的確に把握できておらず、課税を行っていない事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、非居住者において消費税の納税義務についての理解が十分でなかったことなどにもよるが、国税庁において、国内で人的役務の提供等を行った非居住者に係る消費税の申告審理等での活用を想定した報酬等支払調書の回付の体制を整備することについての検討等が十分でなかったり、報酬等支払調書を提出する義務があることについての支払者に対する周知が十分でなかったり、消費税の納税義務が生ずる場合があること及び納税管理人を選任する必要があることについての非居住者に対する周知が十分でなかったりしたことによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、国税庁は、消費税の納税義務のある非居住者を的確に把握して課税を行うことができるよう、26年4月に国税局等に通知を発したり、同年6月に管理運営事務提要を改正したりするなどして、国内で人的役務の提供等を行った非居住者の納税地を所轄する税務署の個人課税部門に報酬等支払調書を回付する体制を整備し、報酬等支払調書を非居住者に係る消費税の申告審理等に活用することとともに、支払者に対して、報酬等支払調書を提出する義務があることについて周知徹底を図ったり、消費税の納税義務が生ずる場合があること及び納税管理人を選任する必要があることについて非居住者に説明するよう協力を要請したりするなどの処置を講じた。

- (2) 国有資産等所在市町村交付金の対象となる貸付財産のうち交付金額が貸付料年額を上回っている状況を把握していなかった事態について、マニュアルを改訂することにより、その把握及び要因の分析を行うよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (部)雑収入 (款)国有財産利用収入 (項)国有財産貸付収入 (組織)財務局 (項)財務局共通費
部 局 等	財務本省、3財務局
貸付財産に係る国有資産等所在市町村交付金の概要	国が所有する固定資産で国以外の者が使用するものについて、固定資産税に代わるものとして、当該固定資産が所在する市町村に交付するもの
9条修正によって逆ざやとなっていた貸付財産の件数	269件
上記の貸付財産に係る国有資産等所在市町村交付金の交付金額(1)	2億1848万余円(平成25年度)
上記の貸付財産に係る貸付料年額(2)	1億4404万余円
(1)が(2)を上回っていた金額	7444万円

1 制度の概要

(1) 国有資産等所在市町村交付金の概要

財務省は、国有資産等所在市町村交付金法(昭和31年法律第82号。以下「交付金法」という。)に基づき、国が所有する固定資産で国以外の者が使用している土地、建物等の貸付財産のうち財務省が所管するものについて、原則として国有資産等所在市町村交付金(以下「交付金」という。)を貸付財産が所在する市町村(特別区にあっては東京都。以下同じ。)に対し固定資産税に代わるものとして、毎年度交付している。

交付金として交付すべき金額(以下「交付金額」という。)は、交付金算定標準額に100分の1.4を乗じて得た額とされており、この交付金算定標準額は固定資産の価格とされている。そして、固定資産の価格は、原則として国有財産台帳価格(以下「台帳価格」という。)とされており、財務(支)局及び沖縄総合事務局(以下「財務(支)局等」という。)は、毎年度、当該年度の初日の属する年の前年(以下「前年」という。)の3月31日現在における台帳価格等を前年の11月30日までに貸付財産が所在する市町村に通知することとなっている。

一方、市町村は、交付金法第9条の規定等に基づき、上記により通知された貸付財産に係る台帳価格等が、類似する固定資産で固定資産税を課されるものに係る固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格(以下「比準額」という。)と著しく異なると認める場合は、比準額を固定資産の価格として通知すべき旨の申出を前年の12月31日までに、財務(支)局等に行うことができることとなっている。そして、財務(支)局等は、上記の申出があった

場合において、正当な理由があると認めるときは、当該固定資産の価格を市町村に通知しなければならないこととなっている(以下、この通知による修正を「9条修正」という。)

(2) 交付金の事務処理の概要

財務省は、交付金の事務処理を国有財産総合情報管理システムのサブシステムである交付金機能(以下「交付金システム」という。)を使用して行っており、交付金システムには交付金の対象となる貸付財産(以下「客体」という。)ごとの台帳価格、貸付料年額、比準額等の交付金の算定に必要なデータが登録された台帳(以下「客体台帳」という。)が備えられている。

そして、財務省理財局国有財産企画課は、交付金事務の適正な執行のために、平成17年9月に「市町村交付金事務マニュアル」(以下「マニュアル」という。)を定めている。

マニュアルによれば、財務(支)局、沖縄総合事務局、財務事務所及び出張所等は、交付金額が貸付料年額を上回る事態(以下「逆ざや」という。)が生じている場合は、何らかの要因から、貸付料が著しく低い又は交付金額が著しく高いと考えられることから、逆ざやとなっている客体を把握するために台帳価格により算出した仮の交付金額が貸付料年額を上回っている客体が載った交付客体チェックリストを交付金システムから出力して、これらの客体について、逆ざやとなっている要因を分析することとされている。

(3) 逆ざやとなっている客体の貸付料の算定方法等

財務省は、普通財産貸付事務処理要領(平成13年財理第1308号)において貸付財産の貸付料の算定方法等を定めている。これによれば、土地等の貸付料の基となる貸付料基礎額は、従前の貸付料に地価変動率等により求めたスライド率を乗ずるなどして算定することとされているが、貸付料基礎額が交付金額を下回る場合であって、その原因が一定地域の民間実例等の実情に照らして低廉な貸付料にあるときは、特例として民間精通者の意見価格等を基礎として貸付料基礎額を修正することなどとされている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

前記のとおり、逆ざやとなっている客体を把握するために出力される交付客体チェックリストは、台帳価格により算出された仮の交付金額が貸付料年額を上回っている客体を対象として作成することとなっている。一方、9条修正が行われた場合の交付金額は、台帳価格に代えて比準額により算出されるため、交付客体チェックリストの対象ではない客体でも、9条修正によって逆ざやとなる可能性がある。

そこで、本院は、経済性、効率性、有効性等の観点から、9条修正によって逆ざやとなっている客体があるか、その把握及び要因の分析が適切に行われているかなどに着眼して、全国の11財務(支)局等のうち24年度に9条修正を行っていた3財務局^(注)において、25年度に支払った交付金に係る客体のうち、9条修正を行っていた8,868件の客体を対象として、客体台帳、9条修正をすべき旨の申出書等の書類により会計実地検査を行った。

(注) 3財務局 関東、近畿、中国各財務局

(検査の結果)

前記8,868件の客体について検査したところ、表のとおり、3財務局における269件が9条修正によって逆ざやとなっており、これらの交付金額計2億1848万余円は、貸付料年額

計1億4404万余円を計7444万余円上回っていた。そして、交付金システムには、これらの客体に係る比準額も登録されており、これを活用すれば、9条修正によって逆ざやとなる客体の把握が可能であった。

表 9条修正による逆ざやの状況 (単位：件、円)

財務局	9条修正の件数	左のうち逆ざやとなっていたもの			
		件数	交付金額計(A)	貸付料年額計(B)	差額(A-B)
関東財務局	7,813	230	215,537,622	142,023,544	73,514,078
近畿財務局	1,044	37	2,946,652	2,020,452	926,200
中国財務局	11	2	1,474	1,225	249
計	8,868	269	218,485,748	144,045,221	74,440,527

(注) 逆ざやとなっていた269件には、9条修正の申出前から逆ざやとなっていたものを含まない。

しかし、3財務局は、交付客体チェックリストがマニュアルに基づき、台帳価格により算出された仮の交付金額が貸付料年額を上回っている客体を対象として作成されていたことから、上記の逆ざやとなっている客体の把握及び逆ざやとなっている要因の分析を行っていなかった。

9条修正によって逆ざやとなっていた事例を示すと次のとおりである。

<事例>

東京財務事務所は、管内に所在する土地(平成23年度末現在の台帳価格20億6579万余円)を貸し付けており、25年度の交付金額算定時の貸付料年額は3172万余円となっていた。そして、同財務事務所は、上記の台帳価格に基づき、仮の交付金額を2892万余円と算定していた。一方、関東財務局は、同土地に係る交付金額について、東京都からの9条修正の申出を受け、東京都が提示した比準額48億1198万余円に基づき6736万余円を支払っていたことから、3564万余円の逆ざやとなっていた。

したがって、財務省において、前記のとおり、逆ざやとなっている客体を把握して、その要因の分析を行い、その原因が一定地域の民間実例等の実情に照らして低廉な貸付料にあるときは、土地等の貸付料の基となる貸付料基礎額を修正するなどとされているにもかかわらず、9条修正によって逆ざやとなる客体の把握及びその要因の分析を行っていなかった事態は、貸付料が低廉なものとなっているなどの状況を看過することにつながるから適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、財務省において、9条修正によって逆ざやとなる客体についても把握を行う必要性についての理解が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、財務省は、26年4月にマニュアルを改訂して、9条修正によって逆ざやとなる客体についても的確に把握し、その要因の分析を適時適切に行うこととする処置を講じた。

- (3) 廃止決定された合同宿舍の退去期限日の設定に当たり、国有資産等所在市町村交付金の基準日を考慮することにより国有資産等所在市町村交付金の節減の可能性を検討するよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)財務局 (項)財務局共通費
部 局 等	11 財務局等
交付の根拠	国有資産等所在市町村交付金法(昭和31年法律第82号)
国有資産等所在市町村交付金の概要	国が所有する固定資産で国以外の者が使用するものについて、固定資産税に代わるものとして、当該固定資産が所在する市町村等に交付するもの
退去期限日を平成23年度又は24年度に設定していた合同宿舍に係る国有資産等所在市町村交付金交付金額	4億9904万余円(平成24、25両年度)
上記のうち基準日を考慮することにより節減の可能性を検討すべきであった国有資産等所在市町村交付金交付金額	1億0086万円

1 制度の概要

(1) 国有資産等所在市町村交付金の概要

財務省は、国有資産等所在市町村交付金法(昭和31年法律第82号)に基づき、国が所有する固定資産で国以外の者が使用している土地、建物等(以下「貸付財産」という。)について、原則として国有資産等所在市町村交付金(以下「交付金」という。)を貸付財産が所在する市町村等に対して固定資産税に代わるものとして毎年度交付している。国家公務員宿舎法(昭和24年法律第117号)に基づき国が国家公務員等に貸与する宿舎(以下「宿舎」という。)については、職員の居住の用に供されることから、原則として、貸付財産として交付金の対象となっている。

そして、財務(支)局及び沖縄総合事務局(以下「財務(支)局等」という。)は、宿舎のうち、2以上の府省等の職員に貸与する目的で設置し、財務(支)局等、財務事務所及び出張所(以下、これらを「財務局等」という。)が管理している宿舎(以下「合同宿舎」という。)について、その交付金算定標準額(以下「算定標準額」という。)に100分の1.4を乗じた額を当該合同宿舎の所在する市町村等に対して交付金として交付している。算定標準額は、原則として交付金交付年度の初日の属する年の前年の3月31日(以下「基準日」という。)現在の合同宿舎の土地等の国有財産台帳価格の6分の1の額等となっている。また、廃止決定された合同宿舎について、基準日現在で1棟内全ての被貸与者が退去している場合(基準日に退去が完了した場合を含む。)は、その棟に係る土地、建物等は当該基準日の属する年度の翌々年度の交付金の対象としないこととなっている。

(2) 廃止決定された合同宿舎

財務省は、合同宿舎を老朽化等のため廃止する際には、当該宿舎について廃止することを決定して、新規の入居を停止し、「宿舎の廃止に伴い被貸与者に対して宿舎の明渡しを請求する場合の取扱い等について」(平成14年財理第3761号財務省理財局長通達)に基づき、被貸与者に対して一定の期間内に退去するよう要請することとしている(以下、この要請のことを「退去要請」という。)。同通達によれば、退去要請の期間については、被貸与者の家族構成等の家庭の状況に配慮し、代替宿舎の確保の状況等を考慮した上で、おおむね2年から3年の期間で設定することとされている(以下、このようにして設定した退去期限のことを「退去期限日」という。)。そして、各財務局等は上記により合同宿舎の退去期限日を設定している。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、廃止決定された合同宿舎の退去期限日は基準日を考慮して設定されているかなどに着眼して、28財務局等が管理する合同宿舎のうち廃止決定されて退去期限日が平成23年度又は24年度に設定されていた計325棟を含む72住宅について24年度又は25年度に交付された交付金(24年度計3億8436万余円、25年度計1億1467万余円、合計4億9904万余円)を対象として検査した。検査に当たっては、17財務局等において棟別の被貸与者の退去状況を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、残りの財務局等については、上記と同様の内容を書面にて確認するなどの方法により検査した。

(注1) 28財務局等 北海道、関東、北陸、東海、近畿、中国、九州各財務局、福岡財務支局、水戸、宇都宮、千葉、東京、甲府、福井、津、京都、神戸、奈良、和歌山、松江、高知、鹿児島、長崎各財務事務所、筑波、立川、沼津、呉、下関各出張所

(注2) 17財務局等 北海道、関東、東海、近畿、中国、九州各財務局、福岡財務支局、千葉、東京、津、京都、神戸、奈良、松江、長崎各財務事務所、立川、沼津両出張所

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

28財務局等は、廃止決定した合同宿舎について、前記の通達に基づき、おおむね2年から3年の期間を設定して被貸与者に対する退去要請をしていた。前記の325棟を退去期限日の設定時期別に分類すると、表のとおり、161棟は退去期限日が基準日である3月31日を経過後3か月以内の第1四半期(156棟は4月30日、残りの5棟は5月11日)に設定されており、これらの退去期限日の設定に当たり、基準日が考慮されていなかった。

表 廃止決定された合同宿舎の退去期限日の設定時期

年 度	退去期限日の設定時期				計
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	
平成23年度	棟 96 53.0%	棟 30 16.6%	棟 46 25.4%	棟 9 5.0%	棟 181 100.0%
24年度	65 45.1%	33 22.9%	0 0.0%	46 32.0%	144 100.0%
計	161 49.5%	63 19.4%	46 14.2%	55 16.9%	325 100.0%

(注) 下段は、棟数の年度計又は総計に対する比率である。

そして、このうち11財務局等が管理する127棟は、被貸与者が退去期限日の直前の基準日である3月31日までに全て退去せず、当該基準日が属する年度の翌々年度の交付金の対象になっていた。

しかし、退去要請の期間はおおむね2年から3年の期間で設定されており、退去期限日までに十分な猶予期間があることなどから、退去期限日とその直前の基準日である3月31日以前に設定して、その日までに全ての被貸与者が退去していれば、当該基準日に対応する交付金を交付する必要がなくなるため、退去期限日を3月31日以前に早めて設定することができないか検討する必要がある。

このように、基準日を考慮することなく退去期限日を設定していて、交付金の節減の可能性を検討していなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(注3) 11財務局等 東海、近畿、九州各財務局、福岡財務支局、東京、津、神戸、奈良、長崎各財務事務所、筑波、立川両出張所

(節減できた交付金の交付金額)

退去期限日を第1四半期に設定していた127棟について、交付金の節減の可能性を検討することにより、退去期限日とその直前の基準日である3月31日以前に設定して、その日までに全ての被貸与者が退去していれば、交付金の交付金額を24年度6204万余円、25年度3882万余円、計1億0086万余円節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、合同宿舎の管理を行う財務局等において、廃止決定した合同宿舎の退去期限日の設定に当たり、交付金の節減の可能性を検討することの認識が欠けていたことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、財務省は、26年8月に各財務(支)局等に事務連絡を発して、各財務局等が廃止決定した合同宿舎の退去期限日の設定に当たり、被貸与者の事情や宿舎の事情に加えて、交付金の節減の可能性についても検討するよう周知する処置を講じた。

平成24年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

債務に関する計算書に計上される国庫債務負担行為に係る債務額について

(平成24年度決算検査報告145ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

各省各庁の長は、一般会計の歳入歳出決算に添付される「国の債務に関する計算書」及び特別会計の歳入歳出決算に添付される「債務に関する計算書」(以下、これらを合わせて「計算書」という。)を各省各庁の支出負担行為担当官の報告書に基づき作成している。そして、債務には、複数年度にわたって国が支出の義務を負担する国庫債務負担行為があり、原則として、財務省会計センターが管理している官庁会計システム(以下「システム」という。)に必要な情報を入力することにより、国庫債務負担行為に係る債務の発生又は消滅が計上される。しかし、財務本省等における平成21年度から23年度までの年度末の国庫債務負担行為に係

る債務額について、必要な情報の入力漏れなどに起因する計算書の誤びゅうが見受けられた。

したがって、財務省において、各府省の本府省がその所管する各官署の支出負担行為担当官の負担した債務額を確認するためなどの方策を検討したり、国庫債務負担行為と支出負担行為及び支出とを関連付ける入力(以下「関連付け」という。)の漏れを防止するための方策について検討したり、システムの操作方法等について担当者に周知徹底を図ったり、各府省に対して国庫債務負担行為に関するデータ入力の一覧表と契約書等の関係資料とを確実に対照するなどして計算書に正確な計数が計上されていることの確認を求めるなど、債務の計数の確認体制を充実させたりするよう、財務大臣に対して25年7月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、財務本省等において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、財務省は、本院指摘の趣旨に沿い、26年5月までに次のような処置を講じていた。

ア 各府省の本府省がその所管する各官署の支出負担行為担当官の負担した債務額を確認するためなどの機能をシステムに追加した。

イ 関連付けの漏れを防止するための機能をシステムに追加するなどした。

ウ 各府省の担当者に対して、システムの操作方法等について、説明会を実施するなどして周知徹底を図った。

エ 各府省に対して通達等を発して、システムに追加した機能により出力した情報に基づき計算書に正確な計数が計上されていることの確認を求めるなどして、債務の計数の確認体制を充実させた。

第8 文部科学省

不 当 事 項

予 算 経 理

- (22) スポーツ振興委託事業において、事業を契約の締結前に実施させ、契約決裁の日付から遡った日付を契約締結日とした契約書を作成するなど不適正な会計経理を行っていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)文部科学本省 (項)スポーツ振興費
部 局 等	文部科学本省
契 約 名	チーム「ニッポン」マルチ・サポート事業(平成 21 年度)等 7 契約
契 約 の 概 要	メダル獲得が期待される競技を対象として、より確実にメダルを獲得することができるようアスリート支援等を実施するなどの事業
契約の相手方	独立行政法人日本スポーツ振興センター
契 約	平成 21 年 4 月～25 年 4 月 一般競争契約、随意契約
不適正な会計経理により締結した契約の契約金額	5,925,902,376 円(平成 21 年度～25 年度)

1 契約等の概要

(1) スポーツ振興委託事業の概要

文部科学本省(以下「本省」という。)は、スポーツ基本法(平成 23 年法律第 78 号。平成 23 年 8 月 23 日以前はスポーツ振興法(昭和 36 年法律第 141 号))に基づいて策定されたスポーツ基本計画(平成 24 年 3 月 30 日文部科学省策定)に、「夏季・冬季オリンピック競技大会それぞれにおける過去最多を超えるメダル数の獲得」を目標の一つとして掲げている。そして、本省は、その実現を図るなどのために、一般競争契約又は随意契約により独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」という。)に委託して、21 年度から 25 年度までの間に「チーム「ニッポン」マルチ・サポート事業」等を、また、24、25 両年度に「メダルポテンシャルアスリート育成システム構築事業」(以下、チーム「ニッポン」マルチ・サポート事業等と合わせて「スポーツ振興委託事業」という。)を、それぞれ実施している。

(2) 本省が締結する委託契約に係る会計経理の概要

スポーツ振興委託事業の委託契約に係る国の会計経理は、会計法(昭和 22 年法律第 35 号)、予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)等(以下、これらを合わせて「会計法令」という。)に基づいて行うこととなっている。

会計法令によれば、支出負担行為担当官が支出負担行為(国の支出の原因となる契約その他の行為)をするに当たっては、法令又は予算の定めるところに従って行うこととされており、委託費について支出負担行為として整理する時期は、契約を締結するときとされている。

また、契約を締結する場合には、原則として、契約書を作成しなければならないこととされている。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、スポーツ振興委託事業に係る会計経理が会計法令に基づき適正に実施されているかなどに着眼して、21年度から25年度までの間に締結したスポーツ振興委託事業に係る7契約(以下「7契約」という。)、契約金額計5,925,902,376円を対象として、本省において契約関係書類等を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

本省は、7契約について、一般競争契約又は随意契約により契約の相手方をセンターとした上で契約書を作成し、これに記載した契約締結日と同日付けで支出負担行為を行ったとしていた。

しかし、支出負担行為担当官が契約を締結するために行っている決裁(以下「契約決裁」という。)の状況を確認したところ、本来、契約の締結に先立って行われる契約決裁の日付が7契約全てにおいて、契約書上の契約締結日のおよそ2か月後から10か月後となっており、支出負担行為担当官は契約決裁を行った後に、契約決裁の日付から遡った日付を契約締結日とした契約書を作成して契約を締結し、支出負担行為についても一部の変更契約を除き当該契約締結日に行ったこととしていた。そして、本省は、会計法令に定められた契約手続等を経ることなく、7契約全てに係る委託事業をセンターに実施させていた。

したがって、本省は、スポーツ振興委託事業に係る7契約、契約金額計5,925,902,376円において、不適正な会計経理を行っており、会計法令に違反して不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、本省において、会計法令を遵守して適正な会計経理を行うことへの認識が欠けていたことなどによると認められる。

役 務

- (23) 環境放射能水準調査(放射能分析)の委託において、委託業務の実施に要した費用の額から履行遅滞金による収入金に相当する額を控除していなかったため、委託費の支払額が過大となっていたもの

会計名及び科目	エネルギー対策特別会計(電源開発促進勘定) (項)電源立地对策費
部 局 等	文部科学本省
契 約 名	環境放射能水準調査(放射能分析)
契 約 の 概 要	全国における環境放射能の水準を把握するなどのために、大気浮遊じん、降水物、陸水等の試料について、検査機器によりガンマ線放出核種の測定等を行うもの
契 約 の 相 手 方	財団法人日本分析センター(平成25年4月1日以降は公益財団法人日本分析センター)
契 約	平成23年4月 一般競争契約
支 払 額	2,017,005,698円(平成23年度)
過大となっていた支払額	9,124,500円(平成23年度)

1 委託事業の概要

(1) 環境放射能水準調査(放射能分析)事業の概要

文部科学本省(以下「本省」という。)は、平成23年度に、環境放射能水準調査(放射能分析)に係る事業を、財団法人日本分析センター(25年4月1日以降は公益財団法人日本分析センター。以下「センター」という。)に契約金額2,446,653,300円で委託して実施している(以下、この事業を「委託事業」という。)

委託事業は、全国における環境放射能の水準を把握するなどのために、センターで採取された大気浮遊じん及び降下物や福島県内で採取された降下物、陸水、土壌等の試料について、ゲルマニウム半導体方式放射能検査機器(以下「検査機器」という。)によりガンマ線放出核種の測定等を行うものである。

なお、委託事業は、本省が、エネルギー対策特別会計電源開発促進勘定の原子力施設等防災対策等委託事業の一環として実施していたもので、25年度以降は原子力規制委員会に移管されている。

(2) 委託費の精算等の手続

委託事業は、本省が19年2月に制定した「科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領」により、その事務を処理することとなっている。同要領によれば、委託業務の実施に際して収入を得た場合や取引相手先からの納入遅延金が発生した場合には、当該金額を、委託事業実績報告書(以下「実績報告書」という。)において、収入として計上することとされている。そして、委託の相手方には、委託業務の実施に要した費用の額から、収入金に相当する額を控除した額を委託費として支払うこととなっている。

本省は、委託事業について、24年3月16日までに、前記の契約金額2,446,653,300円をセンターに概算払していた。そして、センターは、事業の実施期間終了後の同年4月10日に、本省に対して、委託業務の実施に要した費用の額は2,017,005,698円であり、取引相手先からの納入遅延金等の収入はないとする実績報告書を提出していた。

その後、本省は、委託費の額の確定に関する現地調査を24年11月29、30両日及び12月13日にセンターにおいて実施するなどした上で、25年3月8日に、センターに対する委託費の額を上記委託業務の実施に要した費用の額と同額の2,017,005,698円と確定して、同年3月22日に、センターから上記の概算払額2,446,653,300円との差額429,647,602円の返還を受けていた。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、委託業務の実施に要したとする費用は適正に支払われているかなどに着眼して、委託事業を対象として、原子力規制委員会及びセンターにおいて、購入契約書、納品書等の関係書類により会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

センターは、23年度に、福島県内で採取された試料の測定数が増加することを見込み、検査機器10式を代金165,900,000円で購入し、同額を委託業務の実施に要した費用の額に含めて、委託費の額を2,017,005,698円としていた。

一方、上記検査機器 10 式の据付作業等が完了したのは、購入契約に定めた期限である 24 年 1 月 31 日から 55 日が経過した同年 3 月 26 日となったため、センターは、購入契約に基づく履行遅滞金 9,124,500 円(購入契約金額 165,900,000 円× 1 /1000×遅延日数 55 日)を課すこととして、その旨を同年 3 月 27 日に取引相手先に通知していた。そして、履行遅滞金 9,124,500 円の徴収は、センターが支払うべき購入代金 165,900,000 円と相殺することにより行うこととしていた。

しかし、センターは、24 年 4 月 10 日に本省に提出した実績報告書において、同年 3 月 27 日に取引相手先に通知した前記要領の納入遅延金に相当する履行遅滞金 9,124,500 円を収入として計上せず、同額を委託業務の実施に要した費用の額から控除していなかった。その後、センターは、同年 4 月 27 日に、検査機器の購入代金と相殺することにより履行遅滞金を徴収していたが、実績報告書を訂正して再提出していなかった。

したがって、委託事業に係る委託費が 9,124,500 円過大に支払われていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、センターにおいて委託費の適正な事務処理に対する認識が欠けていたこと、本省において実績報告書に対する調査が十分でなかったことなどによると認められる。

補 助 金

- (24) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの
 (54)

会計名及び科目	一般会計 (組織)文部科学本省	(項)義務教育費国庫負担金 (項)高等教育振興費 (項)私立学校振興費 (項)東日本大震災復旧・復興私立学校振興費 (項)スポーツ振興費 (項)公立文教施設整備費 (項)地域自主戦略推進費 (組織)文化庁 (項)文化財保存事業費 東日本大震災復興特別会計 (組織)文部科学本省 (項)私立学校振興費
部 局 等	文部科学本省、18 道府県	
補助等の根拠	義務教育費国庫負担法(昭和 27 年法律第 303 号)、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和 33 年法律第 81 号)等	
補助事業者等(事業主体)	道、県 7、市 5、町 1、学校法人 15、公益財団法人 1、計 30 補助事業者等	
国庫補助金等	民間スポーツ振興費等補助金、私立学校施設整備費補助金等	
上記の国庫補助金等交付額の合計	235,664,499,683 円	

不当と認める国
庫補助金等交付
額の合計

593,889,765 円

1 補助金等の概要

文部科学省所管の補助事業は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、補助対象経費の算定が適正に行われているかなどに着眼して、29 道府県、291 市町村、5 独立行政法人、34 国立大学法人等、100 学校法人等、24 宗教法人、21 公益財団法人及び23 公益社団法人等において、実績報告書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、8 道県、6 市町、15 学校法人、1 公益財団法人、計 30 事業主体が民間スポーツ振興費等補助金、私立学校施設整備費補助金等を受けて実施した事業において、補助金等が過大に交付されているなどして、これらに係る国庫補助金 593,889,765 円が不当と認められる。

これを補助金等別に掲げると次のとおりである。

(1) 義務教育費国庫負担金が過大に交付されていたもの

4 件 不当と認める国庫補助金 17,056,412 円

義務教育費国庫負担金(以下「負担金」という。)は、義務教育費国庫負担法(昭和 27 年法律第 303 号)に基づき、義務教育について、義務教育無償の原則にのっとり、国が必要な経費を負担することによって教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的として、都道府県に対して交付するものである。また、負担金により国が負担する経費は、公立の義務教育諸学校(小学校、中学校、中等教育学校の前期課程(以下、これらを合わせて「小中学校」という。)並びに特別支援学校の小学部及び中学部)に勤務する教職員の給与及び報酬等に要する経費となっており、その額は、都道府県の実支出額と「義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令」(平成 16 年政令第 157 号。以下「限度政令」という。)に基づいて都道府県ごとに算定した額(以下「算定総額」という。)とのいずれか低い額の 3 分の 1 となっている。

算定総額は、限度政令に基づき、小中学校の教職員に係る基礎給料月額等に同教職員に係る算定基礎定数を乗ずるなどして得た額と、特別支援学校の小学部及び中学部の教職員に係る基礎給料月額等に同教職員に係る算定基礎定数を乗ずるなどして得た額とを合算して算定することとなっている。

このうち、基礎給料月額等は、「義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則」(平成 16 年文部科学省令第 28 号)等に基づき、都道府県ごとに当該年度の 5 月 1 日に在職する教職員を対象として算定した教職員一人当たりの給料等の単価となっている。

また、算定基礎定数は、当該年度の 5 月 1 日現在において、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(昭和 33 年法律第 116 号)に基づいて算定した教職員の定数(以下「標準定数」という。)に、産休代替教職員及び育児休業代替教職員の実数を加え、育児休業者の実数を差し引く

などして算定することとなっている。

そして、特別支援学校については、義務教育である小学部及び中学部のほかに幼稚部と高等部を置く学校があるため、特別支援学校に勤務する全ての教職員の給与及び報酬等に要する経費を算定し、これに義務制率^(注)を乗ずるなどして小学部及び中学部に係る実支出額を算定することとなっている。また、特別支援学校に係る算定基礎定数は、当該年度の5月1日現在における標準定数並びに産休代替教職員、育児休業代替教職員及び育児休業者の実数にそれぞれ義務制率を乗ずるなどして小学部及び中学部に係る算定基礎定数を算定することとなっている。

(注) 義務制率 「小学部及び中学部の標準学級数の合計」を「小学部及び中学部の標準学級数並びに幼稚部及び高等部の実学級数の合計」で除して求めた率。なお、標準学級数とは、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(昭和33年法律第116号)に規定する学級編制の標準により算定した学級数のことである。

本院が、23府県において会計実地検査を行ったところ、4県において、誤った幼稚部及び高等部の実学級数を用いて算定した義務制率を乗ずるなどして実支出額及び算定基礎定数を算定していたり、誤って、当該年度の5月2日以降に産休を取得した教職員に係る産休代替教職員を含めて算定基礎定数を算定していたり、5月2日以降に事務手続を行ったことにより5月1日に遡及して支給対象となった教職員を含めることなく基礎給料月額等を算定していたりしていたため、負担金計17,056,412円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、上記の4県において、義務制率の算定に用いる学級数の確認が十分でなかったこと、算定基礎定数や基礎給料月額等の算定方法についての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

広島県は、平成21、22両年度において、小中学校並びに特別支援学校の小学部及び中学部に勤務する教職員の給与及び報酬等に要する経費の実支出額が算定総額を下回ったことから、実支出額を基に21年度36,230,827,276円、22年度36,446,934,057円の負担金の交付を受けていた。

しかし、広島県は、特別支援学校の小学部及び中学部の実支出額を算定する際に、幼稚部及び高等部の実学級数を21年度計208学級、22年度計229学級とすべきところ、誤って21年度計206学級、22年度計228学級として義務制率を算定して、この率を特別支援学校に勤務する全ての教職員の給与及び報酬等に要する経費に乗ずるなどしていた。したがって、正しい幼稚部及び高等部の実学級数により適正な負担金の額を算定すると、21年度36,223,869,679円、22年度36,443,498,329円となることから、21年度6,957,597円、22年度3,435,728円、計10,393,325円の負担金が過大に交付されていた。

以上を部局等別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年度	算定総額又は 実支出額	左に対する 負担金 交付額	不当と認 める算定 総額又は 実支出額	不当と認 める負担 金交付額	摘 要	
			千円	千円	千円	千円		
(24)	茨城県	茨城県	21	121,918,879	40,639,626	6,217	2,072	基礎給料月額等の算定が過大となっていたもの
(25)	神奈川県	神奈川県	23	264,912,784	88,304,261	6,961	2,320	算定基礎定数の算定が過大となっていたもの
(26)	広島県	広島県	21、22	218,038,257	72,677,761	31,181	10,393	実支出額の算定が過大となっていたもの

部局等	補助事業者 (事業主体)	年度	算定総額又は 実支出額	左に對する 負担金 交付額	不当と認 める算定 総額又は 実支出額	不当と認 める負担 金交付額	摘要	
			千円	千円	千円	千円		
(27)	大分県	大分県	21	54,724,413	18,241,471	6,810	2,270	算定基礎定数の算定が過大となっていたもの
(24)-(27)の計			659,594,335	219,863,120	51,170	17,056		

(2) 大学改革推進等補助金(大学改革推進事業)が過大に交付されていたもの

1件 不当と認める国庫補助金 1,656,353 円

大学改革推進等補助金(大学改革推進事業)は、我が国の高等教育の活性化及び高度な人材育成に資することを目的として、大学等において組織的に行われている教育改革を推進するための事業のうち、特に優れた取組として特色ある大学教育支援プログラムに選定された事業を行う大学等に対して、当該事業に要する経費を補助するものである。

この補助金の交付額は、補助事業を実施するために必要な経費のうち文部科学大臣が認める経費を補助対象経費とし、これに対して予算の範囲内で交付することとなっている。

そして、補助事業の実施に要する経費については、大学改革推進等補助金(大学改革推進事業)取扱要領等により、支払の対象となる行為が交付決定のなされた国の会計年度中に終了したものに限定されることから、年度内に終了しない業務に係る経費は補助の対象とはならないこととなっている。

本院が、27 国立大学法人、1 公立大学法人、1 学校法人、計 29 法人において会計実地検査を行ったところ、次のような事態が見受けられた。

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	補助対象 経費	左に對する 国庫補助 金交付 額	不当と認 める補助 対象経費	不当と認 める国庫 補助金	摘要	
				千円	千円	千円	千円		
(28)	文部科学 本省	学校法人立 教学院	大学改革推 進事業(特 色ある大学 教育支援プ ログラム)	20	15,500	15,500	1,656	1,656	補助の対象外

学校法人立教学院は、上記の事業として平成 20 年度に、事業の実績及び成果を取りまとめた報告書の印刷製本を行うなどした業務に係る補助対象経費を 15,500,000 円(国庫補助金同額)としていた。

しかし、同法人は、21 年 3 月に業者に発注した報告書の印刷製本業務が年度内に終了しておらず年度内に報告書の納品を受けていないにもかかわらず、年度内に納品を受けたとする納品書、請求書等に基づき、業者に支払った印刷製本費 1,656,353 円を補助対象経費に含めていた。

したがって、適正な補助対象経費は年度内に終了していない印刷製本費を除いた 13,843,647 円(国庫補助金同額)となり、国庫補助金 1,656,353 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同法人において適正な会計経理を行うことの認識が欠けていたこと、文部科学省において補助金の適正な執行についての周知徹底が十分でなかったことなどによると認められる。

(3) 私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)が過大に交付されていたもの

1件 不当と認める国庫補助金 9,792,000 円

私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)は、幼稚園教育の振興に資することを目的として、幼稚園の園舎の耐震補強工事等を行う学校法人等に対して、当該事業に要する経費の一部を国が補助するものである。

この補助金の交付額は、私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)交付要綱(平成11年文部大臣裁定)等によれば、園舎の耐震補強工事等に係る経費を補助対象経費として、これに補助率(園舎の耐震性能に応じて2分の1以内又は3分の1以内)を乗じて算定することとされている。

本院が、3府県の5学校法人において会計実地検査を行ったところ、次のような事態が見受けられた。

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	補助対象 経費	左に対す る国庫補 助金交付 額	不当と認 める補助 対象経費	不当と認 める国庫 補助金	摘 要
				千円	千円	千円	千円	
(29) 大阪府	学校法人今 川学園	木の実幼稚 園耐震補強 工事	23	49,646	24,823	19,583	9,792	補助の対象 とならない 工事費を補 助対象経費 に含めてい たもの

学校法人今川学園は、平成23年度に実施した園舎の耐震補強工事等に係る経費を対象として、補助対象経費49,646,000円に補助率を乗じて、国庫補助金24,823,000円の交付を受けていた。

しかし、同法人は、補助の対象とならない家具の設置や便所の改修等の工事に係る経費を補助対象経費に含めていた。

したがって、適正な工事費により算定した補助対象経費30,062,516円に対する国庫補助金は15,031,000円となり、国庫補助金9,792,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同法人において補助対象経費についての理解が十分でなかったこと、大阪府において実績報告書等に対する審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(4) 私立学校施設整備費補助金(防災機能強化施設整備事業)が過大に交付されていたもの

7件 不当と認める国庫補助金 50,457,000円

私立学校施設整備費補助金(防災機能強化施設整備事業)は、私立の高等学校等における防災機能の強化を図ることを目的として、校舎等の建物の耐震補強工事等を行う学校法人に対して、当該事業に要する経費の一部を国が補助するものである。

この補助金の交付額は、私立学校施設整備費補助金(私立学校教育研究装置等施設整備費(私立高等学校等施設高機能化整備費))交付要綱(平成13年文部科学大臣裁定)等によれば、校舎等の建物の耐震補強工事等に係る経費を補助対象経費として、これに補助率(校舎等の建物の耐震性能に応じて2分の1以内又は3分の1以内)を乗じて算定することとされている。また、上記補助対象経費の上限額は1学校当たり2億円とされている。

本院が、24都府県の40学校法人において会計実地検査を行ったところ、7県の7学校法人において、補助の対象とならない経費を補助対象経費に含めるなどしていたため、国庫補助金50,457,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、学校法人において補助対象経費の算定方法等についての理解が十分でなかったこと、7県において実績報告書等に対する審査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

学校法人松蔭女子学院は、平成21年度から23年度までの各年度に実施した校舎の耐震補強工事等に係る経費を対象として、補助対象経費計620,312,000円に補助率を乗ずるなどして、国庫補助金計243,137,000円の交付を受けていた。

しかし、同法人は、補助の対象とならないロッカー、プラネタリウム投影ドーム等の備品を設置する経費を補助対象経費に含めていた。

したがって、適正な工事費により算定した補助対象経費計 570,244,257 円に対する国庫補助金は計 223,326,000 円となり、国庫補助金計 19,811,000 円が過大に交付されていた。

以上を部局等別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	補助対象 経費	左に対す る国庫補 助金交付 額	不当と認 める補助 対象経費	不当と認 める国庫 補助金	摘 要
				千円	千円	千円	千円	
(30)	山形県 学校法人富澤学園	体育館耐震補強工事	23	284,036	92,946	21,235	5,346	補助対象経費の上限額を上回っていたもの
(31)	神奈川県 学校法人白鵬女子学院	耐震改修工事	23	134,975	67,487	15,487	7,744	塗装工事費の算定を誤っていたもの
(32)	岐阜県 学校法人大垣日本大学学園	誠心館耐震改修工事	22	138,600	69,300	8,876	4,439	補助の対象とならない経費を補助対象経費に含めていたもの
(33)	兵庫県 学校法人松蔭女子学院	本館南校舎東部分等耐震補強事業	21～23	620,312	243,137	50,067	19,811	同
(34)	広島県 学校法人比治山学園	本館棟耐震補強事業等	22、23	221,079	96,037	17,159	7,093	同
(35)	福岡県 学校法人福岡女学院	耐震補強事業(高校校舎)等	22、23	33,592	9,688	8,151	2,675	同
(36)	宮崎県 学校法人日向学院	日向学院中学校普通教室棟耐震補強工事	20	200,000	66,666	10,047	3,349	工事費の値引相当額を補助対象経費から控除していなかったものなど
(30)～(36)の計				1,632,594	645,261	131,024	50,457	

(5) 私立学校施設整備費補助金(防災機能等強化緊急特別推進事業)が過大に交付されていたもの 6件 不当と認める国庫補助金 114,894,000 円

私立学校施設整備費補助金(防災機能等強化緊急特別推進事業)は、私立大学等における防災機能等の強化を図ることを目的として、耐震補強工事等を行う学校法人等に対して、当該事業に要する経費の一部を国が補助するものである。

この補助金の交付額は、私立学校施設整備費補助金(私立学校教育研究装置等施設整備費(私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費))交付要綱(昭和58年文部大臣裁定)等によれば、危険建物の防災機能強化のための耐震補強工事、非構造部材の耐震対策工事等に係る工事費及び当該建物の耐震診断、実施設計等に係る経費を補助対象経費として、これに補助率2分の1以内(専修学校高等課程にあっては、校舎等の建物の耐震性能に応じて2分の1以内又は3分の1以内)を乗じて算定することとされている。

本院が、20 学校法人において会計実地検査を行ったところ、6 学校法人において、補助の対象とならない工事費等を補助対象経費に含めていたため、国庫補助金 114,894,000 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、学校法人において補助の対象となる工事の範囲についての理解が十分でなかったこと、文部科学省において実績報告書等に対する審査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

学校法人早稲田大学は、平成22年度に実施した西早稲田キャンパス耐震化工事に係る経費として、補助対象経費703,673,016円に補助率2分の1を乗ずるなどして、国庫補助金351,836,000円の交付を受けていた。

しかし、同法人は、耐震補強壁等を設置していない階の廊下床材の張替えに係る経費及び耐震補強壁等の設置とは関連のない箇所のトイレの改修に係る経費を耐震補強工事に係る経費として補助対象経費に含めていた。

したがって、適正な工事費等により算定した補助対象経費673,825,024円に対する国庫補助金は336,912,000円となり、国庫補助金14,924,000円が過大に交付されていた。

以上を事業主体別に示すと次のとおりである。

部局等	事業主体	補助事業	年度	補助対象経費 千円	左に対する国庫補助金交付額 千円	不当と認める補助対象経費 千円	不当と認める国庫補助金 千円	摘要
(37) 文部科学本省	学校法人学習院	南1号館耐震対象工事	23	263,182	131,591	23,009	11,505	補助の対象とならない工事費等を補助対象経費に含めていたもの
(38) 同	学校法人上智学院	耐震補強工事(四谷キャンパス4号館)	22	484,290	204,283	14,126	5,959	補助の対象とならない工事監理に係る経費を補助対象経費に含めていたもの
(39) 同	学校法人早稲田大学	西早稲田キャンパス耐震化工事	22	703,673	351,836	29,847	14,924	補助の対象とならない工事費等を補助対象経費に含めていたもの
(40) 同	学校法人名古屋電気学園	附属図書館耐震補強工事等	22、23	651,057	276,246	32,434	13,989	同
(41) 同	学校法人京都女子学園	C校舎耐震補強改修工事	24	382,074	191,037	5,830	2,915	同
(42) 同	学校法人瓜生山学園	直心館耐震改修工事等	24	665,052	332,525	131,203	65,602	補助の対象とならない工事費を補助対象経費に含めていたもの
(37)–(42)の計				3,149,330	1,487,518	236,452	114,894	

(6) 民間スポーツ振興費等補助金が不適正な経理処理に基づき交付されるなどしていたもの 1件 不当と認める国庫補助金 268,635,000円

民間スポーツ振興費等補助金は、スポーツ基本法(平成23年法律第78号。平成23年8月23日以前はスポーツ振興法(昭和36年法律第141号))に基づき、我が国のスポーツの振興に寄与することを目的として、公益財団法人日本オリンピック委員会(23年3月31日以前は財団法人日本オリンピック委員会。以下「JOC」という。)等が行う選手強化事業等に要する経費に対して、その一部を国が補助するものである。この補助金の交付額は、上記の選手強化事業等を実施するために必要な経費のうち文部科

学大臣が認める経費を補助対象経費として、予算の範囲内で定額となっている。

JOCは、選手強化事業の一環として、JOCに加盟する競技団体(以下「スポーツ団体」という。)に所属するオリンピック強化指定選手及びナショナルチームの強化を目的とする強化合宿事業等の事業(以下「選手強化NF事業」という。)、JOCがスポーツ団体からの推薦に基づき専任コーチングディレクター、専任メディカルスタッフ等(以下「専任コーチ等」という。)を設置し、世界で活躍するトップアスリートの育成を目的とする専任コーチ等設置事業等を行っている。

本院が、JOC及び17スポーツ団体^(注)において会計実地検査を行ったところ、次のような事態が見受けられた。

(注) 17スポーツ団体 17スポーツ団体の内訳を、本件検査の対象とした年度(平成21年度から24年度まで)の最終年度である24年度の末日現在の名称により示すと次のとおりである。なお、21年度から24年度までの間に名称変更を行った団体については当該変更前の名称を()書きで表記し、25年4月1日以降に名称変更を行った団体については当該変更後の名称を()書きで表記している。

公益財団法人日本水泳連盟(24年3月29日以前は財団法人日本水泳連盟)、財団法人全日本スキー連盟(25年8月1日以降は公益財団法人全日本スキー連盟)、公益財団法人日本テニス協会(24年3月31日以前は財団法人日本テニス協会)、社団法人日本ホッケー協会(25年4月1日以降は公益社団法人日本ホッケー協会)、財団法人日本体操協会(25年4月1日以降は公益財団法人日本体操協会)、公益財団法人日本スケート連盟(24年7月1日以前は財団法人日本スケート連盟)、財団法人日本レスリング協会(25年4月1日以降は公益財団法人日本レスリング協会)、公益財団法人日本セーリング連盟(24年3月31日以前は財団法人日本セーリング連盟)、一般社団法人日本ウエイトリフティング協会(24年3月31日以前は社団法人日本ウエイトリフティング協会)、財団法人日本ハンドボール協会(25年4月1日以降は公益財団法人日本ハンドボール協会)、公益財団法人日本卓球協会(24年3月31日以前は財団法人日本卓球協会)、社団法人日本フェンシング協会(25年7月1日以降は公益社団法人日本フェンシング協会)、公益財団法人全日本柔道連盟(24年3月31日以前は財団法人全日本柔道連盟)、社団法人日本ライフル射撃協会(25年4月1日以降は公益社団法人日本ライフル射撃協会)、財団法人日本ラグビーフットボール協会(25年4月1日以降は公益財団法人日本ラグビーフットボール協会)、公益社団法人日本カヌー連盟(22年4月7日以前は社団法人日本カヌー連盟)、公益社団法人日本カーリング協会(23年11月30日以前は社団法人日本カーリング協会)

部局等	事業主体	補助事業	年度	補助対象経費	左に対する国庫補助金交付額	不当と認める補助対象経費	不当と認める国庫補助金	摘要
				千円	千円	千円	千円	
(43) 文部科学本省	公益財団法人日本オリンピック委員会	選手強化	21～24	14,732,862	9,791,050	403,071	268,635	不適正な経理処理など

ア 選手強化NF事業

選手強化NF事業は、JOCがスポーツ団体に委託して実施する事業であり、JOCが選手強化NF事業に関して定めた要項(以下「NF要項」という。)によれば、選手強化NF事業の対象経費となる経費については、全てスポーツ団体が支払ったものであることを明確に説明できる証拠書類を整備することとされており、その対象経費の内容は、選手等の渡航費、滞在費、旅費、謝金等とされている。このうち、選手等を海外に派遣する際の宿泊費等に相当する滞在費については、1人当たり1泊2万円が対象経費の上限となっていて、次の書類を証拠書類として整備することとされている。

- (ア) 海外遠征等の参加者個人に支給する場合は受領者個人による直筆の領収証
- (イ) スポーツ団体が宿泊施設等へ直接宿泊費等を支払う場合は当該宿泊施設の発行した利用明細、請求書、領収証

しかし、社団法人日本フェンシング協会等 10 スポーツ団体(以下「10 スポーツ団体」という。)は、23、24 両年度に実施した選手強化 NF 事業で滞在費を計上している計 478 事業のうち、計 347 事業に係る滞在費計 393,615,854 円(国庫補助金計 262,332,000 円)において、実際には選手等の個人に滞在費の全部又は一部を支給していないのに、当該選手等にこれを支給したとする事実と相違する領収証を作成、提出させ、これを基に滞在費の額を算定していた。そして、10 スポーツ団体は、この事実と相違する領収証を証拠書類として添付した実施報告書を JOC に提出し、滞在費に係る委託金の交付を受けていた。

上記の事実と相違する領収証を基に交付を受けていた滞在費の額及びこれに対する国庫補助金を、スポーツ団体別に示すと表のとおりである。

表 事実と相違する領収証を基に交付を受けていた滞在費の額及びこれに対する国庫補助金のスポーツ団体別の内訳

スポーツ団体名	事実と相違する領収証を基に交付を受けていた滞在費の額	左に対する国庫補助金
財団法人全日本スキー連盟	107,459,000 円	71,618,000 円
公益財団法人日本テニス協会	19,101,900 円	12,726,000 円
財団法人日本体操協会	30,162,400 円	20,101,000 円
公益財団法人日本スケート連盟	21,503,000 円	14,325,000 円
公益財団法人日本セーリング連盟	51,180,000 円	34,119,000 円
一般社団法人日本ウエイトリフティング協会	11,364,000 円	7,574,000 円
社団法人日本フェンシング協会	69,397,478 円	46,254,000 円
公益財団法人全日本柔道連盟	32,029,151 円	21,344,000 円
公益社団法人日本カヌー連盟	33,808,925 円	22,533,000 円
公益社団法人日本カーリング協会	17,610,000 円	11,738,000 円
計	393,615,854 円	262,332,000 円

イ 専任コーチ等設置事業

専任コーチ等設置事業は、JOC が専任コーチ等に委嘱して実施する事業であり、JOC は、JOC が専任コーチ等設置事業に関して定めた要項等(以下「専任コーチ等要項」という。)に基づき、毎月、各専任コーチ等に謝金を支払っている。この専任コーチ等に対する謝金の支払は、JOC が国庫補助金を財源として3分の2を負担し、残りの3分の1をスポーツ団体が負担することとなっている(以下、スポーツ団体が負担する分を「団体負担金」という。)

しかし、JOC が21年度から23年度までの間に実施した社団法人日本ホッケー協会(以下「ホッケー協会」という。)に係る専任コーチ等設置事業において、ホッケー協会は、団体負担金の負担の回避を目的として、専任コーチ等2名がJOC から受領した謝金の一部をホッケー協会の関係団体に寄附させており、後にこの関係団体が同額をホッケー協会に寄附して(以下、専任コーチ等2名が行った寄附を「負担回避目的の寄附」という。)、専任コーチ等2名はこれらに係る謝金計9,456,000円を実質的に受領していなかった。

したがって、ア及びイのとおり、選手強化 NF 事業において、10 スポーツ団体が事実と相違する領収証を基に交付を受けていた滞在費計 393,615,854 円に係る国庫補助金計 262,332,000 円が不適正に支

払われており、また、専任コーチ等設置事業において、ホッケー協会が行わせていた負担回避目的の寄附により専任コーチ等2名が実質的に受領していなかった謝金計9,456,000円に係る国庫補助金計6,303,000円が過大に交付されていて、国庫補助金合計268,635,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、10スポーツ団体において事実即した適正な証拠書類を基に滞在費の額を算定して適正に実施報告を行うという認識が欠けていたこと、ホッケー協会において専任コーチ等要項を遵守するという認識が欠けていたこと、JOCにおいてスポーツ団体及び専任コーチ等に対するNF要項又は専任コーチ等要項の遵守に関する指導等が十分でなかったことなどによると認められる。

(7) 学校施設環境改善交付金が過大に交付されていたもの

5件 不当と認める国庫補助金 52,524,000円

学校施設環境改善交付金(平成22年度以前は安全・安心な学校づくり交付金。以下「交付金」という。)は、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」(昭和33年法律第81号)等に基づき、地方公共団体が作成する公立の義務教育諸学校等の施設の整備に関する施設整備計画によって実施される施設整備事業に要する経費に充てるために、国が地方公共団体に対して交付するものである。

交付金の交付額は、学校施設環境改善交付金交付要綱(平成23年文部科学大臣裁定)等によれば、当該地方公共団体の施設整備計画に記載された事業のうち、算定の対象となる事業(以下「交付対象事業」という。)ごとに、文部科学大臣が定める方法により算出した配分基礎額に交付対象事業の種別に応じて同大臣が定める割合(以下「算定割合」という。)を乗じて得た額(以下「算定後配分基礎額」という。)の合計額と、交付対象事業に要する経費の額(以下「交付対象工事費」という。)に算定割合を乗じて得た額(以下「算定後交付対象工事費」という。)の合計額のうち、いずれか少ない額を基礎として算定することとされている。このうち、配分基礎額については、配分基礎額を算定する際の基礎となる面積(以下「配分基礎面積」という。)を算定して、これに交付対象事業の種別に応じて定められた単価を乗ずるなどの方法により算定することとされている。

同要綱等によれば、交付対象事業のうち耐震補強事業については、耐震性能を既に確保している校舎等は交付金の交付対象とならないとされており、また、一部の交付対象事業については、施設整備計画に交付金の交付対象として計上することができる工事費に上限額が設けられており、これが交付申請時の交付対象工事費の上限額とされている。

本院が、18県及び199市町村計217地方公共団体において会計実地検査を行ったところ、4県の5市町において、配分基礎額の算定に当たり配分基礎面積の算定を誤っていたり、交付申請時に上限額を上回る交付対象工事費を用いていたなどしていたため、交付金が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、5市町において交付金の交付額の算定方法等についての理解が十分でなかったこと、4県の教育委員会において5市町から提出された交付申請書、実績報告書等に対する審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

千葉市は、平成22年度に花園小学校耐震補強事業等24事業を、23年度に若松小学校耐震補強事業等47事業をそれぞれ実施し、両年度とも、これに係る算定後配分基礎額の合計額が算定後交付対象工事費の合計額を下回っているとして、算定後配分基礎額の合計額を基礎として算定された交付金22年度668,763,000円、23

年度 1,041,029,000 円、計 1,709,792,000 円の交付を受けていた。

しかし、同市は、配分基礎額の算定に当たり、22 年度に実施した 5 耐震補強事業及び 23 年度に実施した 7 耐震補強事業において補強工事を実施しない校舎の面積を配分基礎面積に含めていたり、耐震性能が既に確保されていて耐震補強事業の対象とならない校舎の面積を配分基礎面積に含めていたりするなど配分基礎面積の算定を誤っていた。そして、この結果、両年度とも算定後配分基礎額が過大に算定されていた。

したがって、適正な配分基礎面積に基づく算定後配分基礎額の合計額により交付金の交付額を算定すると、22 年度 665,000,000 円、23 年度 1,033,797,000 円、計 1,698,797,000 円となり、22 年度 3,763,000 円、23 年度 7,232,000 円、計 10,995,000 円が過大に交付されていた。

<事例 2>

佐賀県神崎市は、平成 20 年度に神崎中学校屋外教育環境施設整備事業等 2 事業を実施し、これに係る算定後交付対象工事費の合計額が算定後配分基礎額の合計額を下回っているとして、算定後交付対象工事費の合計額を基礎として算定された交付金 52,532,000 円の交付を受けていた。

しかし、同市が神崎中学校屋外教育環境施設整備事業に係る交付申請時の交付対象工事費としていた 102,812,000 円は、屋外教育環境施設整備事業に係る交付対象工事費の上限額 60,000,000 円を上回っていた。

したがって、上記の事業に係る交付対象工事費に上限額 60,000,000 円を用いた交付申請時の算定後交付対象工事費の合計額に基づき適正な交付金の交付額を算定すると 44,150,000 円となり、8,382,000 円が過大に交付されていた。

以上を部局等別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年 度	交付金の交付額 千円	不当と認める交 付金の交付額 千円	摘 要
(44)	千葉県 千葉市	22、23	1,709,792	10,995	配分基礎面積の算定を誤っていたもの
(45)	同 習志野市	23	246,717	22,560	交付対象工事費の算定を誤っていたもの
(46)	富山県 下新川郡 入善町	20	69,628	2,296	交付対象工事費の上限額を上回っていたもの
(47)	長野県 飯田市	22	303,355	8,291	配分基礎面積の算定を誤っていたもの
(48)	佐賀県 神崎市	20	52,532	8,382	交付対象工事費の上限額を上回っていたもの
(44)-(48)の計			2,382,024	52,524	

(8) 地域自主戦略交付金(産業教育施設の整備に関する事業)等が過大に交付されていたもの
5 件 不当と認める国庫補助金 72,270,000 円

地域自主戦略交付金(産業教育施設の整備に関する事業)(平成 22 年度以前は安全・安心な学校づくり交付金。以下「施設交付金」という。)は、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」(昭和 33 年法律第 81 号)等に基づき、地方公共団体が作成した公立の義務教育諸学校等の施設の整備に関する施設整備計画に基づき実施する施設整備事業に要する経費に充てるために、国が地方公共団体に対して交付するものである。

地域自主戦略交付金交付要綱(学校施設環境改善に関する事業)(平成 23 年文部科学大臣裁定)等によれば、施設整備事業の一つである高等学校において産業教育のための実験実習施設と一体として使用される装置(以下「特別装置」という。)の整備に係る事業(以下「特別装置整備事業」という。)については、施設の改修等に伴い装置を整備するものであって、事業に要する経費が 1 高等学校当たり 1000 万円以上である場合に限り、施設交付金の交付対象にすることができることとされている。

また、総務省所管の地域活性化・経済危機対策臨時交付金は、地域活性化・経済危機対策臨時交付

金制度要綱(平成21年府地活第11号、総行政第185号等)等に基づき、地域活性化等の速やかかつ着実な実施を図ることを目的として、地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全・安心の実現、その他将来に向けた地域の実情に応じた地域活性化等に資する事業を行うために、地方公共団体が作成した地域活性化・経済危機対策実施計画に基づき実施する事業に要する費用のうち、地方公共団体が負担する経費に対して、国が交付するものである。そして、施設交付金の交付を受けて実施される特別装置整備事業は、地域活性化・経済危機対策臨時交付金の交付対象にすることができることとなっている。

本院が、18道県において会計実地検査を行ったところ、5道県において、施設の改修等を伴わずに整備した特別装置に係る事業を施設交付金の交付対象に含めるなどしていたため、施設交付金及び地域活性化・経済危機対策臨時交付金が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、5道県において、施設交付金及び地域活性化・経済危機対策臨時交付金の交付要綱等の理解が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

北海道は、平成21、22両年度に道立室蘭工業高等学校等3校及び道立森高等学校等11校における特別装置整備事業等を対象として、文部科学省から施設交付金21年度543,141,000円、22年度269,534,000円の交付を受けて上記の事業等を実施していた。また、21年度に総務省から地域活性化・経済危機対策臨時交付金17,367,913,000円の交付を受けて、上記の道立室蘭工業高等学校等3校における特別装置整備事業に要した経費に23,942,500円を充当していた。

しかし、北海道は、道立室蘭工業高等学校及び道立森高等学校で実施した特別装置整備事業において、既設のOAフロアを利活用して、施設の改修等を伴わずにパソコン等の特別装置を整備していた。

したがって、両校における特別装置整備事業は施設交付金の交付対象にすることができず、また、これにより、地域活性化・経済危機対策臨時交付金の交付対象にもならないこととなる。このため、適正な施設交付金の交付額を算定すると21年度538,899,000円、22年度264,418,000円となり、また、適正な地域活性化・経済危機対策臨時交付金の交付額を算定すると21年度15,882,500円となることから、施設交付金21年度4,242,000円、22年度5,116,000円、地域活性化・経済危機対策臨時交付金21年度8,060,000円、両交付金の合計額17,418,000円が過大に交付されていた。

以上を部局等別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	交付金の種類	年 度	交付金の交付 額	不当と認める 交付金の交付 額	摘 要
(49) 北海道、 総務本省	北海道	施設交付金、 地域活性化・ 経済危機対策 臨時交付金	21、22	千円 836,617	千円 17,418	施設の改修等を伴わずに整備した特別装置を交付対象としていたもの
(50) 愛知県	愛知県	施設交付金	21	139,924	5,621	同
(51) 奈良県	奈良県	同	22	7,787	7,787	同
(52) 香川県	香川県	同	20	47,281	7,070	特別装置整備事業に要する経費が1高等学校当たり1000万円未満であったもの
(53) 大分県	大分県	同	20、22、 23、24	419,725	42,434	施設の改修等を伴わずに整備するなどした特別装置を交付対象としていたもの
(49)–(53)の計				1,427,392	72,270	

(金額を合計する際には、総務省所管の地域活性化・経済危機対策臨時交付金に係る金額(89ページ)

総務省の項「地域活性化・経済危機対策臨時交付金等で改修等を行った施設が利活用されておらず、補助の目的を達していなかったなどのもの」に掲記)を控除している。

(9) 国宝重要文化財等保存整備費補助金が過大に交付されていたもの

1件 不当と認める国庫補助金 6,605,000円

国宝重要文化財等保存整備費補助金(文化財建造物等を活用した地域活性化事業)は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)の趣旨にのっとり、文化財の適正な保存管理とその活用を図り、もって文化財保護の充実に資することを目的として、登録有形文化財建造物等の公開活用に資する設備の整備、耐震対策工事等の事業を行う登録有形文化財建造物等の所有者等に対して、文化財保存事業費関係補助金交付要綱(昭和54年文化庁長官裁定。以下「交付要綱」という。)等に基づき当該事業に要する経費の一部を国が補助するものである。

本院が、10県、20府県の64市町、36法人等において会計実地検査を行ったところ、次のような事態が見受けられた。

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	補助対象 経費	左に対す る国庫補 助金交付 額	不当と認 める補助 対象経費	不当と認 める国庫 補助金	摘 要
				千円	千円	千円	千円	
(54) 愛知県	一宮市	登録有形文化財建造物墨会館公開活用	24、25	55,623	27,811	13,208	6,605	補助の対象とならない経費を補助対象経費に含めていたもの

一宮市は、平成24、25両年度に実施した登録有形文化財建造物墨会館の保存及び公開活用を行うための耐震補強改修工事等に係る設計料、監理料、建築工事経費等を対象として、補助対象経費を計55,623,236円(国庫補助金計27,811,000円)としていた。

しかし、同市は、補助の対象とした設計料10,237,500円及び監理料7,100,000円に、登録有形文化財建造物の公開活用に資する設備の整備、耐震対策工事等に該当せず補助の対象とならない事務所棟や集会所棟の改修工事等に係る設計料8,056,913円及び監理料5,168,800円を含めていたため、24、25両年度において、補助対象経費が過大に算定されていた。

したがって、設計料及び監理料から補助対象とならない経費を除いて適正な補助対象経費を算定すると計42,414,458円(国庫補助金計21,206,000円)となり、国庫補助金計6,605,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において交付要綱等の理解が十分でなかったこと、愛知県教育委員会において実績報告書等に対する審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 義務教育費国庫負担金を算定するために各都道府県が作成する報告書の様式において、事務職員の定数を適切に算定するために特に注意を要する事項を明示することなどにより、同負担金の交付額の算定が適正に行われるよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計	(組織)文部科学本省	(項)義務教育費国庫負担金
---------	------	------------	---------------

部 局 等	文部科学本省、8 府県
国庫負担の根拠	義務教育費国庫負担法(昭和 27 年法律第 303 号)
義務教育費国庫負担金の概要	義務教育無償の原則にのっとり、国が必要な経費を負担することによって教育の機会均等とその水準の維持向上とを図ることを目的として交付するもの
国庫負担の対象	公立の義務教育諸学校に勤務する教職員の給与及び報酬等に要する経費
検査の対象	8 府県
上記の 8 府県に対して交付された国庫負担金	1 兆 1771 億 1338 万余円(平成 21 年度～24 年度)
国庫負担金が過大に算定されている府県	8 府県
上記の 8 府県において過大に算定されている国庫負担金	7 億 9700 万円(平成 21 年度～24 年度)

【是正改善の処置を求めたものの全文】

義務教育費国庫負担金の交付額の算定について

(平成 26 年 10 月 30 日付け 文部科学大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 制度の概要

(1) 義務教育費国庫負担金の概要

義務教育費国庫負担金(以下「負担金」という。)は、義務教育費国庫負担法(昭和 27 年法律第 303 号)に基づき、義務教育について、義務教育無償の原則にのっとり、国が必要な経費を負担することによって教育の機会均等とその水準の維持向上とを図ることを目的として、都道府県に対して交付するものである。また、負担金により国が負担する経費は、公立の義務教育諸学校(小学校、中学校、中等教育学校の前期課程(以下、これらを合わせて「小中学校」という。)並びに特別支援学校の小学部及び中学部)に勤務する教員、事務職員等(以下、これらを合わせて「教職員」という。)の給与及び報酬等に要する経費となっており、その額は、都道府県の実支出額と「義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令」(平成 16 年政令第 157 号。以下「限度政令」という。)に基づいて算定した額(以下「算定総額」という。)とのいずれか低い額の 3 分の 1 となっている(図 1 参照)。

図 1 負担金の交付額の算定方法

(実支出額 < 算定総額の場合)

$$\boxed{\text{実支出額}} \times \boxed{\frac{1}{3}} = \boxed{\text{負担金交付額}}$$

(実支出額 > 算定総額の場合)

$$\boxed{\text{算定総額}} \times \boxed{\frac{1}{3}} = \boxed{\text{負担金交付額}}$$

貴省が都道府県に対して交付する負担金は毎年度多額に上っており、平成24年度に47都道府県に対して交付された負担金の合計は1兆5301億0425万余円となっている。

(2) 算定総額の算定

限度政令によれば、算定総額は、小中学校の教職員に係る基礎給料月額等に同教職員に係る算定基礎定数を乗ずるなどして得た額等を基に算定することとされている。そして、算定基礎定数については、当該年度の5月1日現在において、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(昭和33年法律第116号。以下「標準法」という。)に基づいて算定した教職員の定数(以下「標準定数」という。)等を基に算定することとされている。

(3) 小中学校の事務職員に係る就学援助定数の算定

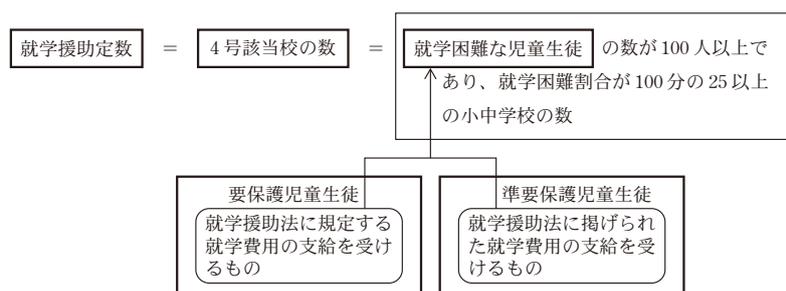
小中学校の教職員のうち、学校における総務、財務、経理等の事務に従事する事務職員に係る標準定数は、標準法第9条各号の規定により算定する数を合計した数によることとなっている。このうち、同条第4号の規定により算定する数は、児童生徒の就学援助に係る事務量が多くなるとみられる一定基準以上の小中学校に事務職員の標準定数を加算する趣旨のものであり、次のア又はイに該当する児童生徒(以下「就学困難な児童生徒」という。)の数が著しく多い小中学校(以下「4号該当校」という。)の数と同数となっている(以下、同条第4号の規定により算定する数を「就学援助定数」という。図2参照)。

ア 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)が保護者である児童生徒(以下「要保護児童生徒」という。)。ただし、当該保護者が「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」(昭和31年法律第40号。以下「就学援助法」という。)に規定する費用等である「学用品又はその購入費」、「通学に要する交通費」及び「修学旅行費」(以下、この3種類の費用等を合わせて「就学費用」という。)の支給を受けるものに限る。

イ 市町村(特別区を含む。以下同じ。)の教育委員会が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者が保護者である児童生徒(以下「準要保護児童生徒」という。)。ただし、当該保護者が就学援助法に掲げられた就学費用の支給を当該市町村から受けるものに限る。

そして、4号該当校の数は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令」(昭和33年政令第202号)の規定によれば、就学困難な児童生徒の数が100人以上であり、その学校における児童生徒の総数に対する割合(以下「就学困難割合」という。)が100分の25以上である小中学校の数とされている。

図2 就学援助定数の算定方法(概念図)



(4) 就学援助法に基づく就学費用の支給と生活保護法に基づく教育扶助の関係

要保護者は、就学援助法の規定により、その児童生徒が在籍する小中学校を通じるなどして市町村から就学費用を受給することができる一方で、その児童生徒について、都道府県等から生活保護法に基づく教育扶助(以下「教育扶助」という。)として「義務教育に伴って必要な教科書その他の学用品」、「義務教育に伴って必要な通学用品」等を受給することができることとなっている。そして、貴省は、毎年度、就学費用の支給事務に関する通知を発して、当該児童生徒について教育扶助が行われている場合には、就学援助法に規定する費用等のうち、教育扶助において措置されていない「修学旅行費」以外の「学用品又はその購入費」及び「通学に要する交通費」については、教育扶助と重複して給与することのないよう留意することを市町村に求めている。

(5) 就学援助定数を算定するための資料

貴省は、毎年度、都道府県ごとの算定基礎定数を確認するために、貴省初等中等教育局長通知「公立義務教育諸学校の教職員定数に関する報告書の提出について(依頼)」を各都道府県に発出しており、その提出資料の一つである「要保護及び準要保護児童生徒が100人以上でその学校の児童生徒に対する割合が25/100以上の学校数調」(以下「4号該当校数調」という。)において、4号該当校の数を報告するように求めている。4号該当校数調の様式においては、該当する学校ごとの児童生徒の総数、要保護児童生徒及び準要保護児童生徒別の就学困難な児童生徒の数並びに就学困難割合を記入することとなっており、各都道府県は、4号該当校数調に記入すべき事項の基礎となる調書(以下「調書」という。)の作成及び提出を、小中学校の児童生徒やその保護者の状況を把握している管内の市町村に依頼している。

そして、各都道府県は、管内の市町村から提出された調書を取りまとめて4号該当校数調を作成して、貴省に提出している。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、負担金の交付額が毎年度多額に上っていることを踏まえて、合規性等の観点から、負担金の交付額が標準法、限度政令等に基づいて適切に算定されているかなどに着眼して、21年度から24年度までの間に算定総額を基に負担金の交付を受け、就学援助定数の算定実績のある都府県のうち、8府県^(注1)に対して交付された負担金計1兆1771億1338万余円を対象として、貴省及び8府県において、教職員定数に関する各種の資料、4号該当校数調等の書類を精査するなどして会計実地検査を行った。

(注1) 8府県 京都府、神奈川県、愛知県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、大分県

(検査の結果)

検査したところ、8府県の全てにおいて、次のような事態が見受けられた。

ア 就学援助定数の算定状況

8府県は、4号該当校の数の算定に当たり、保護者が就学援助法に規定する就学費用の支給を受けるものかどうかを考慮することなく、要保護児童生徒及び準要保護児童生徒の総数を就学困難な児童生徒の数としていた。

そして、これにより算定した学校ごとの就学困難な児童生徒の数及び就学困難割合を基に、8府県は、4号該当校の数を21年度から24年度までの間で延べ1,509校と算定し

て、これと同数の計 1,509 人を就学援助定数としていた。

しかし、要保護者は、前記のとおり、その児童生徒について教育扶助を受給することができることとなっていることから、8 府県が 4 号該当校としていた上記の延べ 1,509 校における要保護児童生徒の総数延べ 36,082 人の保護者について就学費用の受給状況をみると、「修学旅行費」以外の「学用品又はその購入費」及び「通学に要する交通費」を受給している者は 1 人も見受けられなかった。

そして、就学費用として「修学旅行費」を受給していた上記保護者の児童生徒の数を算定すると、前記の延べ 36,082 人のうちの延べ 8,679 人となっていて、就学困難な児童生徒に該当する要保護児童生徒の数は要保護児童生徒の総数と比較して相当程度少ない数となっていた。

これは、教育扶助により標準的に受給できる額が、就学費用のうち「学用品又はその購入費」及び「通学に要する交通費」として受給できる上限額を上回っており、要保護児童生徒の保護者が教育扶助の受給を選択していることに加えて、当該保護者が「修学旅行費」を受給するのは、要保護児童生徒が修学旅行の実施される小中学校の特定の学年に在籍する場合のみとなっていることによると考えられる。

したがって、8 府県において、保護者が就学費用の支給を受ける要保護児童生徒のみを就学困難な児童生徒に該当する要保護児童生徒として就学援助定数を算定すると計 1,093 人となり、前記の計 1,509 人との差である計 416 人が過大に算定されており、これに係る負担金計 7 億 9700 万余円が過大に交付されていると認められる。

イ 4 号該当校数調の作成状況

貴省は、4 号該当校数調の様式において、要保護児童生徒については、「就学援助法第 2 条に規定する保護者(同条に規定する費用等の支給を受けるものに限る。)の児童(生徒)数」を記入することとする注記を設けて、その保護者が就学援助法に規定する就学費用の支給を受けるものに限って記入するよう求めている。

しかし、この注記は、標準法の条文の一部を引用しただけのものであり、前記のとおり、要保護児童生徒の保護者が就学費用の支給を受けるのは、実質的に当該要保護児童生徒が特定の学年に在籍している場合のみとなっている状況を考慮すると、就学困難な児童生徒の数を算定するに当たって特に注意を要する旨を周知する内容とはなっていない。

このため、8 府県のうち 6 県は調書の作成、提出を管内の市町村に依頼する際の記入要領等に 4 号該当校数調の様式と同様の注記を設けていたにもかかわらず、その管内市町村は要保護児童生徒の保護者が就学費用の支給を受けるものかどうかを考慮することなく、要保護児童生徒の総数を就学困難な児童生徒の数に計上して調書を作成し、これを各県に提出していた。

また、残りの 2 府県は、管内の市町村に調書の作成、提出を依頼する際の記入要領等に 4 号該当校数調の様式と同様の注記を設けていなかったため、管内市町村は、4 号該当校数調に就学困難な児童生徒として計上できる要保護児童生徒について、その保護者が就学援助法に規定する就学費用の支給を受けるものに限られることを認識できていなかった。

したがって、貴省が 4 号該当校数調の様式に設けた注記は、適正に 4 号該当校の数を算定するための必要な情報として十分な内容となっていないと認められる。

(注 2) 6 県 神奈川、愛知、高知、福岡、佐賀、大分各県

(注3) 2府県 京都府、香川県

(是正改善を必要とする事態)

8府県において、保護者が就学援助法に規定する就学費用の支給を受けるものではない要保護児童生徒を含めて算定した就学困難な児童生徒の数を基に就学援助定数を算定していたことにより、負担金が過大に算定されている事態は適切ではなく、是正改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、就学困難な児童生徒に該当する要保護児童生徒の数の算定に当たって、8府県において標準法等の規定についての理解が十分でないことなどによるが、主として、貴省において、要保護児童生徒の保護者が就学援助法に規定する就学費用の支給を受けるのは実質的に修学旅行費の支給を受ける場合のみとなっていることに特に注意を要することについて、4号該当校数調の様式に具体的に記載していないことなどによると認められる。

3 本院が求める是正改善の処置

貴省は、今後も、各都道府県に対して法令等に基づいて多額の負担金を交付していくこととなる。

については、貴省において、要保護児童生徒の保護者が就学援助法に規定する就学費用の支給を受けるのは、実質的に要保護児童生徒が修学旅行の実施される特定の学年に在籍する場合のみとなっていることから、就学困難な児童生徒に該当する要保護児童生徒の数を算定する際には特に注意を要することなどについて、4号該当校数調等に明示するとともに、これを各都道府県に対して周知し、その徹底を図ることにより、負担金の算定が適正に行われるよう是正改善の処置を求める。

- (2) 私立学校施設の耐震補強事業において、補助の対象とならない備品の設置等に係る経費を補助対象経費に含めないことなどにより補助金の交付額の算定を適切に行うよう是正改善の処置を求め、及び補助対象工事の範囲を明確にすることにより耐震補強事業が効率的に実施されるよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)文部科学本省 (項)私立学校振興費 (項)東日本大震災復旧・復興私立学校振興費
部 局 等	文部科学本省、13 県
補 助 の 根 拠	予算補助
補 助 事 業 者 (事 業 主 体)	15 学校法人
補 助 事 業	防災機能強化施設整備事業(耐震補強工事)
補助事業の概要	私立高等学校等における防災機能の強化等のための施設整備事業に要する経費の一部を補助するもの

補助の対象とならない備品の設置等に係る経費を補助対象経費に含めている学校法人数及びその耐震補強事業数	7 学校法人、23 耐震補強事業	
上記の7学校法人において過大に交付されている補助金の交付額(1)		3538 万円(平成 21 年度～23 年度)
校舎等の建物の耐震性能の向上に資することが構造計算等により明確にされていない工事に係る経費を補助対象経費に含めている学校法人数及びその耐震補強事業数	6 学校法人、8 耐震補強事業	
上記の6学校法人において生じている補助金の交付額の開差額(2)		3541 万円(平成 21 年度～23 年度)
耐震補強壁等の設置に伴って必要になるとは認められない工事に係る経費を補助対象経費に含めている学校法人数及びその耐震補強事業数	10 学校法人、29 耐震補強事業	
上記の10学校法人において生じている補助金の交付額の開差額(3)		1 億 3087 万円(平成 21 年度～23 年度)
(1)から(3)までの純計	15 学校法人	2 億 0168 万円

((1)の事態については、前掲 196 ページの「私立学校施設整備費補助金(防災機能強化施設整備事業)が過大に交付されていたもの」参照)

【是正改善の処置を求め及び改善の処置を要求したものの全文】

私立学校施設における耐震補強事業の補助対象経費の取扱いについて

(平成 26 年 9 月 30 日付け 文部科学大臣宛て)

標記について、下記のとおり、会計検査院法第 34 条の規定により是正改善の処置を求め、及び同法第 36 条の規定により改善の処置を要求する。

記

1 補助金の概要

(1) 私立学校施設における耐震補強事業の概要

貴省は、私立の高等学校、中学校等(以下「高等学校等」という。)の教育の充実と質的向上を図ることを目的として、高等学校等を設置する学校法人が、当該学校法人の施設に係る防災機能の強化を図るために、耐震補強壁、柱、梁等の構造体の設置・補強等の工事を実施する防災機能強化施設整備事業(耐震補強工事)(以下「耐震補強事業」という。)を行う場合に、当該学校法人に対し、これに必要な経費について、私立学校施設整備費補助金(私立学校教育研究装置等施設整備費(私立高等学校等施設高機能化整備費))(以下「補助金」という。)を交付している。

耐震補強事業の補助対象経費は、私立学校施設整備費補助金(私立学校教育研究装置等施設整備費(私立高等学校等施設高機能化整備費))交付要綱(平成13年文部科学大臣裁定。以下「交付要綱」という。)によれば、工事費、実施設計費及び耐震診断に要する経費とされており、補助金の交付額は、補助対象経費に補助率(校舎等の建物の耐震性能に応じて2分の1以内又は3分の1以内)を乗じて得た額とされている。

貴省は、耐震補強事業を実施する学校法人に対し、平成20年度から24年度までに164億0295万余円の補助金を交付している。

(2) 耐震補強事業の補助の要件等

ア 補助の要件

耐震補強事業の補助の要件は、「平成23年度私立学校施設整備費補助金(私立学校教育研究装置等施設整備費(私立高等学校等施設高機能化整備費))の計画調書の提出について(通知)」(平成23年文部科学省高等教育局私学部私学助成課長通知。以下「課長通知」という。)等によれば、新耐震基準^(注1)施行以前に建築された校舎等の建物で、当該建物の耐震性能を数値化した構造耐震指標の値がおおむね0.7に満たないものであって、補強後の当該建物の構造耐震指標の値がおおむね0.7を超えるものであることなどとされている。

そして、学校法人は、補助金の交付申請に当たり、耐震診断の結果に基づき行われる耐震補強事業の内容及び耐震補強事業の実施前後の耐震性能の評価が示された耐震診断報告書等の写しを貴省に提出することなどとなっている。

(注1) 新耐震基準 建築物の耐震性能を向上させるために昭和55年に改正され56年6月1日に施行された建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)に示された建築物の耐震設計のための基準

イ 補助対象工事の範囲

課長通知によれば、耐震補強事業の補助対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)の範囲は、「耐震補強壁等の設置」、「建物に固着していた棚・ロッカー等の解体・設置」、「防水工事の軽量化等」、「高架水槽の移設等」、「内装」等の15の工事区分ごとに定められている。そして、建物に固着していた棚・ロッカー等の解体・設置、防水工事の軽量化等、高架水槽の移設等及び内装の各工事区分に係る主な補助対象工事の範囲は、次のとおりとなっている。

(ア) 建物に固着していた棚・ロッカー等の解体・設置

- ① 耐震補強壁等の設置部分に設置されていたものの他の位置への復旧工事

② 耐震補強壁等の設置面以外の箇所で、床、壁及び天井を撤去することに伴い、必然的に実施される撤去、復旧工事(他の位置への復旧を含む。)

(イ) 防水工事の軽量化等

既存の防水層を撤去し露出防水として軽量化を図るなどの工事

(ウ) 高架水槽の移設等

耐震性高架水槽への交換工事

(エ) 内装

耐震補強壁等を設置した箇所と同一の室内又は同一の廊下の全面にある床、壁、天井及び内装に係る工事

ウ 補助金の交付額の確定

学校法人が耐震補強事業を完了したときは、実績報告書が都道府県知事に提出されることとなっており、都道府県知事は、学校法人から実績報告を受けた場合には、実績報告書等の審査や、必要に応じて現地調査等を行い、当該耐震補強事業が補助の要件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、学校法人に通知することとなっている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

貴省の調査によれば、私立の幼稚園から高等学校までの施設の耐震化率は、25年4月現在で77.8%にとどまっており、施設の耐震化は喫緊の課題となっている。このような状況の中、貴省は、私立学校施設の耐震化の促進を図るために、耐震補強事業を実施する学校法人に対し、毎年度多額の補助金を交付している。

そこで、本院は、合規性、効率性等の観点から、補助金の交付額が適切に算定されているか、補助対象工事の範囲は耐震補強事業の効率的な実施の面からみて適切なものとなっているかなどに着眼して、20年度から24年度までに24都府県^(注2)に所在する40学校法人が実施した84耐震補強事業(補助対象経費計67億3059万余円、補助金交付額計26億8302万余円)を対象に、設計図書、実績報告書等の関係書類及び現地の状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注2) 24都府県 東京都、京都府、山形、栃木、群馬、神奈川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、兵庫、奈良、鳥取、広島、香川、福岡、熊本、大分、宮崎、鹿児島各県

(検査の結果)

検査したところ、13県管内の15学校法人が実施した39耐震補強事業(補助対象経費計23億8687万余円、補助金交付額計9億6628万余円)において、次のような事態が見受けられた(アからウまでの各事態には、学校法人が重複しているものがある。)

ア 補助の対象とならない備品の設置等に係る経費を補助対象経費に含めているもの

^(注3)
6県7学校法人(23耐震補強事業)

6県管内の7学校法人は、21年度から23年度までに実施した23耐震補強事業(補助対象経費計13億2495万余円、補助金交付額計5億4658万余円)において、ロッカー等の備品を新たに購入して設置したり、耐震補強壁等を設置した箇所とは関連のない箇所に設置

されていた備品を更新したりすることなどに係る経費を工事費に含めて補助対象経費を算定していた。

しかし、これらは、課長通知で定めている、建物に固着していた棚・ロッカー等の解体・設置に係る補助対象工事には該当せず、これらに係る経費を補助対象経費に含めていることは適切とは認められない。

したがって、7学校法人の23耐震補強事業について、上記補助の対象とならない経費を除外して算定した適正な補助対象経費計12億3726万余円に対する補助金の額は計5億1119万余円となり、前記の補助金交付額計5億4658万余円は、これと比べて、3538万余円が過大に交付されている。

(注3) 6県 岐阜、愛知、兵庫、広島、福岡、熊本各県

<事例1>

広島県に所在する学校法人比治山学園は、平成22年度に実施した本館の校舎(鉄筋コンクリート造4階建て)に耐震補強壁(12か所)を設置するなどの工事に係る経費を対象として、補助対象経費を1億4499万余円と算定し、補助金5799万余円の交付を受けていた。

そして、同学校法人は、耐震補強壁等を設置する工事と併せて、本館の校長室、職員室等に、施工前には存在していなかった戸棚等を設置する工事(工事費1484万余円)を行い、これに係る経費を補助対象経費に含めていた。

しかし、上記の工事は、課長通知で定めている、建物に固着していた棚・ロッカー等の解体・設置に係る補助対象工事には該当しないことから、これに係る経費は耐震補強工事の補助対象とはならない。

イ 校舎等の建物の耐震性能の向上に資することが構造計算等により明確にされていない工事に係る経費を補助対象経費に含めているもの ^(注4) 5県6学校法人(8耐震補強事業)

5県管内の6学校法人は、21年度から23年度までに実施した8耐震補強事業(補助対象経費計8億4212万余円、補助金交付額計3億6868万余円)において、校舎等の建物に係る防水層の軽量化等の工事や高架水槽の更新工事等を行っていた。6学校法人は、課長通知において、既存の防水層を撤去し露出防水として軽量化を図るなどの工事や耐震性高架水槽への交換工事等が補助対象工事となっていることを理由に、校舎等の建物の耐震性能の向上に資することが構造計算等により明確にされていないにもかかわらず、これらの工事に係る経費を補助対象経費に含めていた。

しかし、耐震補強事業は校舎等の建物の耐震性能を確保することを目的とするものであることから、耐震補強事業に必要な経費として取り扱うには、これらの工事が、単に課長通知における補助対象工事の範囲に含まれているだけでは十分ではなく、校舎等の建物の耐震性能の向上を趣旨とした工事であって、耐震性能の向上に資することが構造計算等により明確にされている必要があると認められる。

したがって、校舎等の建物の耐震性能の向上に資することが構造計算等により明確にされていない工事に係る経費を補助対象経費に含めていることは、耐震補強事業の趣旨に照らして適切とは認められない。

そこで、6学校法人の8耐震補強事業について、校舎等の建物の耐震性能の向上に資することが構造計算等により明確にされていない工事に係る経費を除外して適切な補助対象経費を算定すると計7億5361万余円となり、これに対する補助金の額は計3億3327万余

円となることから、前記の補助金交付額計3億6868万余円と比べて、3541万円の開差を生ずることとなる。

(注4) 5県 山形、神奈川、岐阜、静岡、三重各県

<事例2>

山形県に所在する学校法人九里学園は、平成23年度に実施した芸術棟(鉄筋コンクリート造2階建て)に鉄骨ブレース(2か所)を設置するなどの工事に係る経費を対象として、補助対象経費を4610万余円と算定し、補助金1536万余円の交付を受けていた。

そして、同学校法人は、芸術棟に鉄骨ブレースを設置する工事と併せて実施した、屋上のパラベットの撤去工事及び屋上防水工事が校舎等の建物の耐震性能の向上に資するものと判断したとして、これらの工事に係る経費(工事費1328万余円)を補助対象経費に含めていた。

しかし、これらの工事については、耐震診断報告書等において、校舎等の建物の耐震性能の向上に資することが構造計算等により明確にされていなかった。

(注) パラベット 高さの低い壁の総称で、建築では屋上などに見られる手すり壁

ウ 耐震補強壁等の設置に伴って必要になるとは認められない工事に係る経費を補助対象経費に含めているもの ^(注5) 8県10学校法人(29耐震補強事業)

8県管内の10学校法人は、21年度から23年度までに実施した29耐震補強事業(補助対象経費計17億7719万余円、補助金交付額計7億0224万余円)において、耐震補強壁等を設置した教室又は廊下の内装を全面にわたって改修するなどの工事を行っていた。そして、10学校法人は、課長通知において、耐震補強壁等を設置した箇所と同一の室内又は同一の廊下の全面にある床、壁、天井及び内装に係る工事が補助対象工事となっていることを理由に、耐震補強壁等の設置に伴って必要となった工事であるかどうかにかかわらず、これらの工事に係る経費を補助対象経費に含めていた。

しかし、耐震補強事業は校舎等の建物の耐震性能を確保することを目的とするものであることから、耐震補強事業に必要な経費として取り扱うには、これらの工事が、単に課長通知における補助対象工事の範囲に含まれているだけでは十分ではなく、耐震補強壁等の設置に伴って必要となるものであることが求められる。

したがって、耐震補強壁等を設置した教室又は廊下において実施された工事であっても、耐震補強壁等の設置に伴って必要になるとは認められない工事に係る経費を補助対象経費に含めていることは、耐震補強事業の趣旨に照らして適切とは認められない。

そこで、10学校法人の29耐震補強事業について、耐震補強壁等の設置に伴って必要になるとは認められない工事に係る経費を除外して適切な補助対象経費を算定すると計14億2634万余円となり、これに対する補助金の額は計5億7136万余円となることから、前記の補助金交付額計7億0224万余円と比べて、1億3087万余円の開差を生ずることとなる。

(注5) 8県 群馬、山梨、岐阜、静岡、兵庫、広島、香川、熊本各県

<事例3>

兵庫県に所在する学校法人松蔭女子学院は、平成21年度に実施した南館(鉄筋コンクリート造3階建て)に鉄骨ブレース(5か所)を設置するなどの工事に係る経費を対象として、補助対象経費を7419万余円と算定し、補助金2473万余円の交付を受けていた。

そして、同学校法人は、南館1階の食堂に鉄骨ブレース(2か所)を設置する工事と併せて、

同食堂の床材約516㎡を全面にわたって張り替えるなどの内装工事等を行い、これに係る経費を補助対象経費に含めていた。

しかし、内装工事等を実施した約516㎡のうち、鉄骨ブレースの設置に伴い床材の張替えなどが必要となる範囲は約30㎡であり、残りの約486㎡に係る内装工事等(工事費2504万余円)については、耐震補強壁等の設置に伴って必要となる工事ではなかった。

(是正改善及び改善を必要とする事態)

補助の対象とならない備品の設置等に係る経費を補助対象経費に含めて補助金の交付額が算定されている事態は適切ではなく、是正改善を図る必要があると認められる。また、校舎等の建物の耐震性能の向上に資することが構造計算等により明確にされていない工事や、耐震補強壁等の設置に伴って必要になるとは認められない工事に係る経費を補助対象経費に含めて補助金の交付額が算定されている事態は適切ではなく、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア 学校法人において補助対象経費の算定方法等についての理解が十分でないこと、県において実績報告書等に対する審査が十分でないこと
- イ 貴省において、耐震補強事業の補助対象工事が、校舎等の建物の耐震性能の向上に資することが構造計算等により明確にされている工事や、耐震補強壁等の設置に伴って必要となる工事に限られることについて、課長通知で明示していないこと

3 本院が求める是正改善の処置及び要求する改善の処置

貴省は、今後も引き続き、耐震補強事業を実施する学校法人に対して補助金を交付し、私立学校施設の耐震化を促進することとしている。

については、貴省において、補助金の交付額が適切に算定され、補助対象工事の範囲が明確にされる処置を講ずることにより、もって耐震補強事業が効率的に実施されるよう、次のとおり是正改善の処置を求め及び改善の処置を要求する。

- ア 補助の対象とならない備品の設置等に係る経費を補助対象経費に含めないことを課長通知等において明示し、これを、実績報告書等に対する審査を行う都道府県及び耐震補強事業を実施しようとする学校法人に対して周知徹底するとともに、都道府県に対して審査を適切に行うよう指導すること(会計検査院法第34条による是正改善の処置を求めるもの)
- イ 補助対象工事は、校舎等の建物の耐震性能の向上に資することが構造計算等により明確にされている工事や、耐震補強壁等の設置に伴って必要となる工事に限られることを、課長通知において明示し、これを、実績報告書等に対する審査を行う都道府県及び耐震補強事業を実施しようとする学校法人に対して周知徹底すること(同法第36条による改善の処置を要求するもの)

- (3) 学校施設環境改善交付金等の交付額の算定において、公立学校施設以外の施設は交付対象にならないことを周知徹底するなどするよう是正改善の処置を求め、及び法令適合工事等に係る実績報告時の交付対象工事費の減額を配分基礎額に反映させたり、交付対象工事費の上限額を実績報告時にも適用したりすることを明確に定めるよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)文部科学本省 (項)公立文教施設整備費 (項)東日本大震災復旧・復興公立文教施設整備費
部 局 等	文部科学本省、9 県
交付の根拠	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和33年法律第81号)
交付金事業者(事業主体)	県1、市23、町1、計25事業主体
交付金事業の概要	公立の義務教育諸学校等の施設の整備に要する経費に充てるために、予算の範囲内で、地方公共団体に対して交付金を交付するもの
公立学校施設以外の施設等を交付対象に含めるなどしている事業主体数及び交付金事業数	15事業主体、18交付金事業
上記の15事業主体において過大に算定されている交付金の交付額(1)	3667万円(平成20年度～23年度)
交付対象工事費の減額を配分基礎額に反映させていない事業主体数及び交付金事業数	8事業主体、9交付金事業
上記の8事業主体において生じている交付金の交付額の開差額(2)	3463万円(平成21年度～24年度)
交付対象工事費の上限額を上回る金額を実績報告時に計上するなどしている事業主体数及び交付金事業数	4事業主体、5交付金事業
上記の4事業主体において生じている交付金の交付額の開差額(3)	7074万円(平成20、23両年度)
(1)から(3)までの純計	25事業主体 1億4204万円

【是正改善の処置を求め及び改善の処置を要求したものの全文】

学校施設環境改善交付金等の交付額の算定について

(平成 26 年 6 月 30 日付け 文部科学大臣宛て)

標記について、下記のとおり、会計検査院法第 34 条の規定により是正改善の処置を求め、及び同法第 36 条の規定により改善の処置を要求する。

記

1 交付金事業等の概要

(1) 交付金事業の概要

貴省は、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」(昭和 33 年法律第 81 号)等に基づき、公立の義務教育諸学校等の施設(以下「公立学校施設」という。)の整備に関して地方公共団体が作成する施設整備計画に基づく施設整備事業に要する経費に充てるため、地方公共団体に対して、学校施設環境改善交付金(平成 22 年度以前は安全・安心な学校づくり交付金。以下「交付金」という。)を交付する事業(以下「交付金事業」という。)を実施している。そして、20 年度から 24 年度までの間における交付金の交付額は、計 6290 億 3952 万余円と多額に上っている。

(2) 交付金の交付額の算定

貴省は、地方公共団体が主体的に地域の実情を踏まえた公立学校施設の整備を計画的かつ効率的に推進することができるよう、この交付金を事業主体である地方公共団体ごとに予算の範囲内で一括して交付することとしている。そして、交付金の交付額は、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行規則」(昭和 33 年文部省令第 21 号)等に基づき、次のとおり算定することとなっている。

すなわち、交付金の交付額は、当該地方公共団体の施設整備計画に記載された耐震補強事業や大規模改造事業等の各種の施設整備事業のうち、交付金の算定の対象となる個々の施設整備事業(以下「交付対象事業」という。)ごとに、文部科学大臣が定める方法により算出した配分基礎額に交付対象事業の種別に応じて同大臣が定める割合(以下「算定割合」という。)を乗じて得た額の合計額と、交付対象事業ごとに要する経費の額(以下「交付対象工事費」という。)に算定割合を乗じて得た額の合計額のうち、いずれか少ない額を基礎として算定することとなっている。

そして、上記交付額の算定は、学校施設環境改善交付金交付要綱(平成 23 年文部科学大臣裁定)、「学校施設環境改善交付金の実績報告書等について」(平成 23 年文部科学省大臣官房文教施設企画部施設助成課長通知)等に基づき、交付申請時に行うほか、実績報告時にも配分基礎額や交付対象工事費の変更を反映して再度行うこととなっており、再算定後の交付額と交付決定額とを比較して、いずれか少ない額により交付額を確定することとなっている。

(3) 配分基礎額の算定

配分基礎額は、「学校施設環境改善交付金の配分基礎額の算定方法について」(平成 24 年文部科学省大臣官房文教施設企画部施設助成課長等通知。以下「算定通知」という。)等に基づき、交付対象事業の種別ごとに定められた配分基礎額を算定する際の基礎となる面積に、貴省が交付対象事業の種別ごとに定める単価を乗ずるなどして算定することとなっている。

一方、大規模改造事業のうち公立学校施設を消防法(昭和23年法律第186号)等の法令に適合させるための工事等(以下「法令適合工事等」という。)に係る配分基礎額については、上記の算定方法とは異なり、算定通知等に基づき、都道府県等において公共工事等に使用されている積算基準を参考として事業箇所の実情に即して算定することとなっている。

(4) 学校建物内に公立学校施設以外の施設が設置されている場合の取扱い

近年の少子化等を反映して、学校建物内にクラスルーム等として使用されていない普通教室(以下「余裕教室」という。)が増加していることから、地方公共団体においては、既存施設の有効活用の観点から、これを放課後児童クラブ(児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定に基づき放課後における児童の健全な育成を図るために設置する施設。以下同じ。)等として活用することが推進されている。

このように、国庫補助金等の交付を受けて整備した公立学校施設を学校教育以外の用途で使用する場合には、地方公共団体は、その使用が学校教育に支障を及ぼさない範囲での一時的なものである場合を除き、原則として、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条等の規定に基づく文部科学大臣の承認(以下「転用の承認」という。)を受けることとなっている(以下、転用の承認を受けた当該施設を「公立学校施設以外の施設」という。)

また、学校建物内に放課後児童クラブ^(注1)のような児童福祉施設等の公立学校施設以外の施設が設置されている場合には、「平成23年度学校施設環境改善交付金の事業概要について」(平成23年文部科学省大臣官房文教施設企画部施設助成課長通知。以下「概要通知」という。)等に基づき、当該施設を耐震補強事業及び大規模改造事業の交付対象に含めないこととなっている。

(注1) 放課後児童クラブの耐震化や大規模修繕に係る工事等については、平成25年度から、厚生労働省が実施している国庫補助事業(放課後児童クラブ整備費)の対象となっている。

(5) 交付対象工事費の上限額

概要通知等によれば、一部の交付対象事業については、施設整備計画に交付金の交付対象として計上することができる工事費に、大規模改造事業の場合は原則として2億円、屋外教育環境施設整備事業の場合は6000万円等の上限額が設けられており、これが交付申請時の交付対象工事費の上限額となっている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性、経済性、効率性等の観点から、交付金の交付額は適切に算定されているか、交付金の交付額の算定方法は交付金事業の経済的かつ^(注2)効率的な実施の面からみて妥当なものとなっているかなどに着眼して、貴省及び9県において、9県及びその管内の263市町村等が、20年度から24年度までに実施した1,415交付金事業(交付金の交付額計1779億4224万余円)について、実績報告書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注2) 9県 山形、群馬、神奈川、新潟、富山、福井、長野、大分、宮崎各県

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた((1)及び(2)の各事態には、事業主体が重複しているものがある。)

(1) 公立学校施設以外の施設等を交付対象に含めるなどしているもの

(注3)
15 事業主体(18 交付金事業)

(上記に係る交付金の交付額計 58 億 9802 万余円)

15 事業主体は、余裕教室を活用して学校建物内に放課後児童クラブ等を設置していた。そして、このうち5事業主体は、放課後児童クラブ等の設置に当たり、当該余裕教室について転用の承認を受けていた。

しかし、5事業主体は、20、23 両年度の5 交付金事業(交付金の交付額計 11 億 6495 万余円)により実施した7 耐震補強事業等において、公立学校施設以外の施設の面積を控除するなどして配分基礎額及び交付対象工事費を算定する必要があったのに、これを行わず、当該施設を交付金の交付対象に含めて交付額を算定していた。

また、残りの10 事業主体は、余裕教室を放課後児童クラブ等として使用する時間帯が放課後や休日等であることから、これが一時的な使用に当たると判断するなどして転用の承認を受けておらず、20 年度から 23 年度までの 13 交付金事業(交付金の交付額計 47 億 3307 万余円)により実施した 23 耐震補強事業等において、当該余裕教室を交付金の交付対象に含めて交付額を算定していた。

しかし、10 事業主体は、当該余裕教室を、学校教育以外の用途で使用するために改修するなどした上で常態的に専用使用していることから、転用の承認を受けた上で、公立学校施設以外の施設として交付金の交付対象に含めずに交付額を算定する必要があったと認められる。

したがって、交付金の交付対象から、5 事業主体の7 耐震補強事業等については公立学校施設以外の施設を除外し、10 事業主体の 23 耐震補強事業等については学校教育以外の用途で専用使用している余裕教室を除外して、それぞれ適切な交付金の交付額を算定すると、11 億 5928 万余円、47 億 0206 万余円、計 58 億 6135 万余円となり、前記の 11 億 6495 万余円、47 億 3307 万余円、計 58 億 9802 万余円と比べて、566 万余円、3101 万余円、計 3667 万余円が過大に算定されている。

(注3) 15 事業主体 山形、尾花沢、高崎、桐生、太田、みどり、横浜、相模原、平塚、秦野、高岡、氷見、大分、津久見、都城各市

(注4) 5 事業主体 高崎、太田、みどり、平塚、津久見各市

(注5) 10 事業主体 山形、尾花沢、桐生、横浜、相模原、秦野、高岡、氷見、大分、都城各市

(2) 法令適合工事等に係る実績報告時の配分基礎額の算定に当たり、交付対象工事費の減額を反映させていないもの

(注6)
8 事業主体(9 交付金事業)

(上記に係る交付金の交付額計 29 億 5874 万余円)

8 事業主体が 21 年度から 24 年度までの 9 交付金事業(交付金の交付額計 29 億 5874 万余円)により実施した法令適合工事等についてみたところ、8 事業主体は、法令適合工事等に係る配分基礎額については事業箇所の実情に即して算定することとなっていることから、交付申請時には、当該法令適合工事等に係る交付対象工事費と同額とするなどしていた。一方、実績報告時には、交付対象工事費については実績報告時の減額を反映して計上しているのに、配分基礎額については特段の定めがなく、改めて算定することとはなっていないとして交付申請時と同額を計上していた。

しかし、法令適合工事等に係る配分基礎額については、前記のとおり、事業箇所の実情に即して算定することとなっていることから、実績報告時に交付対象工事費の減額があった場合には、これを配分基礎額にも反映させることが適切であると認められる。

したがって、8事業主体について、実績報告時の交付対象工事費の減額を反映させて配分基礎額を算定し、適切な交付金の交付額を算定すると計29億2410万余円となり、前記の計29億5874万余円と比べて3463万余円の開差を生ずることとなる。

(注6) 8事業主体 宮崎県、長井、新潟、魚沼、氷見、小浜、茅野、大分各市

<事例>

新潟県魚沼市は、平成22年度に同市立A小学校において実施した法令適合工事等の一つであるアスベスト除去工事に係る交付対象工事費を概算設計金額に基づいて10,810,000円とし、配分基礎額をこれと同額としていた。

しかし、同市は、交付申請後に設計変更があったことを受けて、実績報告時において、交付対象工事費を6,136,000円に減額する一方で、配分基礎額については、この交付対象工事費の減額を反映させておらず交付申請時と同額としていた。

(3) 交付対象工事費の上限額を上回る金額を実績報告時に計上するなどしているもの

(注7)
4事業主体(5交付金事業)

(上記に係る交付金の交付額計17億8525万余円)

4事業主体は、20、23両年度の5交付金事業(交付金の交付額計17億8525万余円)により実施した大規模改造事業及び屋外教育環境施設整備事業において、工事費が交付対象工事費の上限額を上回っていることから、交付申請時の交付対象工事費については上限額を計上していた。一方、実績報告時の交付対象工事費にはこの上限額を適用することとはなっていないとして、4事業主体は、実績報告時の算定額が上限額を上回っているのに、これをそのまま計上するなどしていた。

しかし、交付申請時の交付対象工事費の上限額は、限られた予算の中で公立学校施設の整備を効率的に実施するために貴省が設定しているものであることから、実績報告時にも適用することが適切であると認められる。

したがって、4事業主体について、実績報告時にも交付対象工事費の上限額を適用するなどして、適切な交付金の交付額を算定すると計17億1451万余円となり、前記の計17億8525万余円と比べて7074万余円の開差を生ずることとなる。

(注7) 4事業主体 南陽、藤沢、燕各市、金山町

(是正改善及び改善を必要とする事態)

公立学校施設以外の施設を交付金の交付対象に含めて交付額を算定したり、公立学校施設を学校教育以外の用途で使用していて転用の承認を受ける必要があるのにこれを行っておらず、当該施設を交付金の交付対象に含めて交付額を算定したりしている事態は適切とは認められず、是正改善を図る要があると認められる。また、法令適合工事等において実績報告時の交付対象工事費の減額を配分基礎額に反映させていなかったり、交付申請時の交付対象工事費の上限額を実績報告時にも適用していなかったりしている事態は適切とは認められず、改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア 事業主体において、公立学校施設以外の施設を交付金の交付対象に含めないことについての理解が十分でないこと、貴省において、公立学校施設を学校教育以外の用途で使用する場合において、転用の承認が必要となる場合の基準等を事業主体に対して明確に示していなかったり、学校建物内に公立学校施設以外の施設が設置されている場合の交付金の交付額の算定方法について、事業主体及び実績報告書の審査を行う県への周知が十分でなかったりしていること
- イ 貴省において、法令適合工事等に係る配分基礎額について、実績報告時の交付対象工事費に減額があった場合には、これを当該配分基礎額にも反映させることを定めていないこと
- ウ 貴省において、交付申請時の交付対象工事費に上限額を設定している交付対象事業について、実績報告時にも当該上限額を適用することを定めていないこと

3 本院が求める是正改善の処置及び要求する改善の処置

貴省は、今後も引き続き、交付金事業により公立学校施設の耐震性及び安全性の確保や教育環境の質的向上を図ることとしている。

については、貴省において、交付金の交付額が適切に算定され、公立学校施設が経済的かつ効率的に整備されるための処置を講ずるよう、次のとおり是正改善の処置を求め及び改善の処置を要求する。

- ア 公立学校施設を学校教育以外の用途で使用する場合において、転用の承認が必要となる場合の基準等を明確に示すとともに、交付金の交付額の算定に当たり、学校建物内に公立学校施設以外の施設が設置されている場合には、当該施設は交付対象にならないことを事業主体及び実績報告書の審査を行う都道府県に周知徹底すること(会計検査院法第34条による是正改善の処置を求めるもの)
- イ 法令適合工事等に係る配分基礎額について、実績報告時の交付対象工事費に減額があった場合には、これを当該配分基礎額にも反映させる必要があることを明確に定めること(同法第36条による改善の処置を要求するもの)
- ウ 交付申請時の交付対象工事費の上限額について、実績報告時にも適用する必要があることを明確に定めること(同法第36条による改善の処置を要求するもの)

- (4) 学校情報通信技術環境整備事業により小学校等に整備した電子黒板が教員や児童生徒に有効に活用されるとともに、電子黒板を活用した教育に関する調査研究や学びのイノベーション事業の成果を有効に活用して、教育の情報化の促進や教育の質の向上に寄与させるよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)文部科学本省 (項)生涯学習振興費
部 局 等	文部科学本省
補助等の根拠	予算補助、委託契約
補助事業等	(1) 学校情報通信技術環境整備事業(補助事業) (2) 電子黒板を活用した教育に関する調査研究(委託事業) (3) 学びのイノベーション事業(委託事業)

補助事業等の概要	(1) 公立の小学校等に電子黒板を整備する都道府県等に補助金を交付するもの(補助事業)
	(2) 電子黒板を活用した教育に関する調査研究の事業を委託するもの(委託事業)
	(3) ICT 機器等に関する実証研究等の事業を委託するもの(委託事業)
検査の対象とした電子黒板の台数及び契約数	(1) 7,838 台(平成 21 年度)
	(2) 63 契約(平成 21 年度)
	(3) 9 契約(平成 23 年度～25 年度)
上記に係る国庫補助金交付額及び委託費	(1) 18 億 1269 万余円(国庫補助金交付額)
	(2) 6 億 0197 万余円(委託費)
	(3) 4891 万余円(委託費)
上記のうち電子黒板特有の機能が十分活用されていなかったなどの電子黒板の台数及び事例集が有効に活用されていなかったなどの契約数	(1) 5,669 台
	(2) 63 契約
	(3) 9 契約
上記における国庫補助金交付額及び委託費	(1) 12 億 8279 万円
	(2) 6 億 0197 万円(背景金額)
	(3) 4891 万円(背景金額)

【意見を表示したものの全文】

学校情報通信技術環境整備事業で整備した電子黒板の活用等について

(平成 26 年 10 月 30 日付け 文部科学大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 学校情報通信技術環境整備事業等の概要

(1) 教育の情報化と電子黒板の概要

貴省は、質の高い教育を支える環境の整備を行うために、教育の情報化に関する諸施策の一環として、電子黒板、デジタルテレビ等の情報通信技術(以下「ICT」という。)を備えた機器(以下「ICT 機器」という。)の活用等による教員と児童生徒の双方向型等の授業革新を推進することとしている。

ICT 機器のうち電子黒板は、デジタルテレビ等に、映し出された教材に専用のペンにより直接書き込みをしたり(以下、この機能を「書込み機能」という。)、映し出された図形、文字、写真等を画面上で直接移動、拡大等したり(以下、この機能を「直接操作機能」という。)、書き込んだ内容を保存して学習記録として蓄積したり(以下、この機能を「保存機能」という。)する機能(以下、これらの3つの機能を「電子黒板特有の機能」という。)を加えたものであり、教員が授業の場面に応じて、従来の黒板と組み合わせて使用したり、児童生徒に答案や課題の発表等を行わせたりして活用するものである。

そして、電子黒板を有効に活用することにより、児童生徒の授業に対する興味、関心を高めるなどの教育効果や教員の授業準備の負担が減るなどの負担軽減効果があるとされている。

(2) 学校情報通信技術環境整備事業の概要

貴省は、「学校情報通信技術環境整備事業費補助金交付要綱」(平成21年文部科学大臣裁定)に基づき、児童生徒等の情報活用能力の育成、教員のICT活用指導力の育成等のために教育の情報化を促進し、もって教育の質の向上を図ることを目的として学校情報通信技術環境整備事業(以下「補助事業」という。)を平成21年度限りで実施しており、公立の小学校、中学校、高等学校等にICT機器を整備する都道府県、政令指定都市及び市町村(特別区及び組合を含む。以下「事業主体」という。)に対して学校情報通信技術環境整備事業費補助金(以下「補助金」という。)を計891億2993万余円交付している。

補助の対象となるICT機器は、電子黒板、デジタルテレビ、教育用コンピュータ等となっており、このうち電子黒板については、事業主体が設置している小学校、中学校、特別支援学校(小学部及び中学部)等(以下、これらを合わせて「小学校等」という。)を対象として、原則、各校に1台整備することとなっている。

(3) 電子黒板を活用した教育に関する調査研究の概要

貴省は、21年度に、電子黒板を活用した教育に関する調査研究(以下「調査事業」という。)を92区市町に計9億1387万余円で委託して実施している。

調査事業は、「電子黒板を活用した教育に関する調査研究委託要綱」(平成21年生涯学習政策局長決定)によれば、指定された小学校等(以下「指定校」という。)において、電子黒板を全普通教室に1台ずつ設置してこれを活用させることにより、電子黒板と周辺機器との連携モデル活用例(以下「授業実践例」という。)を収集するなどし、これを貴省において都道府県等に示すことにより、電子黒板の活用及び普及促進を図ることを目的としている。また、貴省は、調査事業終了後も、区域内の小学校及び中学校において授業実践を行い、学校現場における電子黒板の活用及び普及促進に寄与させるために、委託先の92区市町に電子黒板を無償で貸し付けている。

(4) 学びのイノベーション事業の概要

貴省は、調査事業終了後の23年度から25年度までに、「学びのイノベーション事業」(以下「実証事業」という。)を34区市町等に計6億9218万余円で委託して実施している。

実証事業は、「学びのイノベーション事業(情報通信技術活用実証研究)委託要綱」(平成23年生涯学習政策局長決定)によれば、ICTを活用し、一斉学習に加え協働学習(子どもたち同士が教え合い学び合う学習)を推進するなどして、ICT機器等に関する実証研究等を行うものである。そして、貴省は、実証事業の一環として収集した事例を基に「教育ICT活用実践事例集」(以下「事例集」という。)等を作成して、これを都道府県等に配布したり、貴省ホームページ上に公開したりすることにより、電子黒板等のICT機器の教育への活用及び普及促進を図ることとしている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、小学校等に整備した電子黒板において電子黒板特有の機能が十分に活用されているか、授業実践例や事例集等が十分に活用されているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、補助事業については、32 都道府県及び204 市区町村の計236 事業主体のうち21 年度に電子黒板を整備した149 事業主体に交付された電子黒板7,838 台に係る補助金計18 億1269 万余円を、調査事業については、21 年度に63 県市町(以下、調査事業を受託した県市町を「受託者」という。このうち62 受託者は補助事業の事業主体と重複している。)が受託した63 契約に係る委託費計6 億0197 万余円を、実証事業については、23 年度から25 年度までに4 市等が受託した9 契約について、事例集の作成等に係る委託費計4891 万余円をそれぞれ対象として、上記の149 事業主体、63 受託者並びに3 市及び貴省において、実績報告書、成果報告書等を確認するなどして会計実地検査を行った。また、電子黒板の活用状況等については、237 市町村等及びその区域内の小学校等10,052 校に電子黒板の活用状況等に関する調書の作成及び提出を求めて、この内容を分析するなどして検査した。

(注1) 32 都道府県 東京都、北海道、京都、大阪両府、秋田、山形、茨城、栃木、群馬、千葉、神奈川、富山、福井、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、奈良、和歌山、岡山、広島、徳島、香川、高知、福岡、長崎、大分、宮崎、鹿児島、沖縄各県

(注2) 237 市町村等 236 事業主体に補助事業を実施していない1 受託者を加えた市町村等の数

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 補助事業について

ア 電子黒板特有の機能の活用状況

149 事業主体が小学校等6,226 校に整備した電子黒板計7,838 台について、電子黒板特有の機能の活用状況をみたところ、表1 のとおり、授業において電子黒板特有の機能である書込み機能、直接操作機能又は保存機能のいずれかが利用されていた電子黒板は4,569 校の計6,106 台となっていた。

一方、1,657 校の計1,732 台(整備台数の22.0%、補助金交付額計3 億3633 万余円)については、DVD 教材を視聴するなどのモニターとしての利用にとどまっていて、電子黒板特有の機能が全く活用されていなかった。

表1 電子黒板特有の機能の活用状況(平成25 年度)

整備台数(A)	電子黒板特有の機能を活用していた台数				モニターとしての利用にとどまっていた台数(A)-(B)
	書込み機能を利用	直接操作機能を利用	保存機能を利用	合計(B)	
6,226 校 7,838 台	4,120 校 5,550 台	3,389 校 4,756 台	1,296 校 2,177 台	4,569 校 6,106 台	1,657 校 1,732 台

(注) 1 台の電子黒板について、複数の機能を活用している場合があるため、各機能を利用している学校数、台数を合計しても合計欄(B)と一致しない。

イ 電子黒板特有の機能の活用率

前記6,226 校の計7,838 台について、25 年度の電子黒板特有の機能の月平均活用回数をみたところ、ほぼ毎回の授業で活用されているものがある一方で、上記のようにモニターとしての利用にとどまっていて、全く電子黒板特有の機能が活用されていないものがあった。そして、月平均活用回数を各教科等の授業時数(小学校78 回、中学校84 回)で除して電子黒板特有の機能の活用率を算出したところ、表2 のとおり、340 校の計

442 台については 50% 以上となっている一方で、3,747 校の計 4,215 台(整備台数の 53.7%、補助金交付額計 9 億 0573 万余円)については 10% 未満と著しく低調となっていた。

(注 3) 月平均活用回数 1 年間に電子黒板特有の機能を活用して授業を行った回数を月数(12)で除した数

(注 4) 各教科等の授業時数 小学校及び中学校の各学年における総授業時数の合計を学年数、月数(12)で除した数

表 2 電子黒板特有の機能の活用率(平成 25 年度)

整備台数	電子黒板特有の機能の活用率					活用率が 50% 未満 (A) + (B) + (C)
	50% 以上	30% 以上 50% 未満 (A)	10% 以上 30% 未満 (B)	10% 未満 (C)	モニターとしての 利用のみ	
6,226 校 7,838 台	340 校 442 台	401 校 528 台	1,738 校 2,653 台	3,747 校 4,215 台	1,657 校 1,732 台	5,886 校 7,396 台

そこで、電子黒板特有の機能の活用率が著しく低調となっている上記の 3,747 校に在籍する教員 92,837 人について、電子黒板を活用していない理由をみたところ、「操作方法が難解」が 17.4% と最も高く、次いで「活用のイメージが持てない」が 12.7%、「研修等の不足」が 12.5% となっていて、電子黒板の操作方法、活用方法等を習得するための機会が不足していることを理由とするものが計 42.8% を占めていた。

また、前記 6,226 校のうち、授業における電子黒板の活用についての方針等を定めた計画(以下「活用計画」という。)を 25 年度までに自ら策定している 442 校の電子黒板特有の機能の活用率は平均 23.0% となっていて、活用計画を策定していない 5,784 校の活用率の平均 12.0% に比べて高くなっていた。このことから、電子黒板特有の機能を活用する上で、活用計画を策定することは有用であると思料された。

ウ 児童生徒による電子黒板特有の機能の活用状況

電子黒板を有効に活用することは、児童生徒の教育効果や教員の負担軽減効果のほかに、児童生徒の情報活用能力の育成にも資するものであるとされており、そのためには、教員が授業の場面に応じて児童生徒に電子黒板を使用して答案や課題の発表等を行わせる機会を設けることが必要となる。そこで、前記 6,226 校の電子黒板計 7,838 台について、授業中の児童生徒による電子黒板特有の機能の活用状況をみたところ、1,907 校の計 2,972 台は発表等に使用されたことがあったものの、4,319 校の計 4,866 台(整備台数の 62.0%、補助金交付額計 10 億 9654 万余円)は全く使用されていなかった。

なお、ア、イ及びウには重複している事態があり、その重複を除くと、4,982 校の計 5,669 台(補助金交付額計 12 億 8279 万余円)となる。

これらの事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

横浜市は、平成 21 年度に小学校等 483 校に電子黒板を計 490 台(補助金交付額計 7732 万余円)整備した。このうち、モニターとしての利用にとどまっていた 316 校の計 321 台を含む 440 校の計 447 台(整備台数の 91.2%、補助金交付額計 7051 万余円)については、電子黒板特有の機能の活用率が 10% 未満と著しく低調となっていた。そして同市の小学校等における電子黒板特有の機能の活用率は平均 3.2% となっていた。

同市は、各校に対して、電子黒板の具体的な利用方法や設置場所について特段の計画や方針は示しておらず、電子黒板の活用計画も策定していなかった。また、小学校等 483 校においても活用計画を策定していない状況であった。

(2) 調査事業について

ア 授業実践例の活用状況

貴省は、21 年度に 92 受託者が行った電子黒板を活用した教育に関する調査研究の成果である授業実践例を 860 事例収集していた。

しかし、貴省は、収集した授業実践例を調査研究の取組内容の確認等のために使用するにとどまっていて、事例集等の形で取りまとめて都道府県等に示しておらず、調査事業の成果を学校における電子黒板の活用及び普及促進を図るという目的に沿って活用していなかった。

イ 電子黒板の活用及び普及促進の状況

調査事業における指定校には電子黒板が全普通教室に 1 台ずつ設置されており、63 受託者に係る指定校 79 校における電子黒板特有の機能の活用率をみると平均 42.9% と高くなっていることから、電子黒板を増やすことは重要であると思料される。貴省においても、電子黒板の活用及び普及促進に寄与させることを目的として、事業終了後の 22 年度以降も、受託者に電子黒板を無償で貸し付けている。

そこで、上記 63 受託者の区域内の小学校等における電子黒板の増加数についてみると、全体としては 25 年度までの増加数が 4,137 台となっていた。しかし、これを個々の受託者ごとにみれば 100 台以上増加させている 13 受託者によるものが計 3,445 台と増加数の大半を占めていて、30 受託者については増加数が 10 台以下にとどまっており、このうち 13 受託者については全く増加していない状況となっていた。

(3) 実証事業について

貴省は、23、24 両年度に 3 市が行った実証研究の一環として収集した事例を基にするなどして事例集等を作成して、これを都道府県等に配布したり、貴省ホームページ上に公開したりなどしている。そこで、237 市町村等及びその区域内の小学校等 10,052 校の教員 221,938 人が事例集等を研修、授業等に活用しているかをみると、事例集等を活用していたのは 95 市町村等 (40.0%) 及び教員 18,914 人 (8.5%) となっていて、事例集等を配布するなどすることにより電子黒板等の ICT 機器の教育への活用及び普及促進を図るとする事業の趣旨に沿った結果とはなっていなかった。

(改善を必要とする事態)

補助事業において、小学校等に整備した電子黒板について電子黒板特有の機能の活用率や児童生徒の活用が低調となっている事態、調査事業において収集した授業実践例が目的に沿って活用されていない事例、調査事業の受託者において電子黒板の活用及び普及促進が十分でなかったりしている事態及び実証事業において作成した事例集等が活用されていない事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、事業主体及び小学校等において、電子黒板を活用することによる児童生徒の教育効果及び教員の負担軽減効果、児童生徒の情報活用能力の育成に

資することへの理解や電子黒板の活用に事例集等が有用であることへの理解が十分でないことにもよるが、主として貴省において次のことなどによると認められる。

- ア 補助事業において電子黒板を整備した事業主体に対して、電子黒板特有の機能を活用することによる効果や児童生徒の情報活用能力の育成に資することを十分に周知したり、電子黒板の活用に関する研修の実施、電子黒板の活用計画の策定等の重要性を周知したりしていないこと
- イ 調査事業により収集した授業実践例を活用するための検討が十分でないこと及び調査事業の受託者に対して、電子黒板の活用及び普及促進を図るよう促していないこと
- ウ 都道府県等に対して、実証事業の一環として作成した事例集等を有効に活用するよう十分に周知していないこと

3 本院が表示する意見

貴省は、教育の情報化が情報教育、教科指導における ICT 機器の活用及び校務の情報化を推進することにより、教育の質の向上を目指している。そして、貴省において教育の情報化を推進するための諸施策の一環として電子黒板の活用及び普及促進を図る事業を引き続き実施していくとともに、今後も都道府県等において電子黒板をはじめとした ICT 機器の整備を継続して進めていくことが見込まれる。

については、貴省において、小学校等に整備した電子黒板が教員や児童生徒に有効に活用されるとともに、調査事業や実証事業の成果を活用して、ICT 機器の教育への活用及び普及促進を図ることにより教育の情報化の促進や教育の質の向上に寄与する措置が執られるよう、次のとおり意見を表示する。

- ア 補助事業において電子黒板を整備した事業主体に対して、電子黒板特有の機能を活用することによる効果や児童生徒の情報活用能力の育成に資することを周知したり、研修の実施、電子黒板の活用計画の策定等を促したりすること
- イ 調査事業において収集した授業実践例の活用を検討するとともに、調査事業の受託者に対して、電子黒板の活用及び普及促進を図るよう促すこと
- ウ 都道府県等に対して、実証事業において作成した事例集等を有効に活用することについて周知することにより、電子黒板等の ICT 機器の教育への活用及び普及促進を図ること

平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

スポーツ振興基金の有効活用について

〔平成 23 年度決算検査報告 208 ページ参照〕
〔平成 24 年度決算検査報告 206 ページ参照〕

1 本院が表示した意見

文部科学省は平成 2 年度に独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）に 250 億円を出資し、センターはこれに民間からの出えん金を加えて運用型の基金としてスポーツ振興基金（以下「振興基金」という。）を設置して、その運用益等を財源としたスポーツ振興基金助成（以下「基金助成」という。）、スポーツ振興投票の収益を財源としたス

スポーツ振興くじ助成等の助成業務を行っている。しかし、振興基金の運用益は当初に比べて大きく減少し、これに伴い基金助成の助成額も減少していて、スポーツの振興を図るための助成業務を運用型の基金助成により実施する必然性が乏しい状況となっているのに、振興基金に多額の資金が保有されている事態が見受けられた。

したがって、文部科学省において、振興基金の現状を踏まえて、そのスポーツの振興に果たす役割をより効果的なものとするために、振興基金を有効に活用するための方策を検討するとともに、有効活用が図られない振興基金については、センターから国に返還させるなどして、財政資金の有効活用を図るよう、文部科学大臣に対して24年9月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局の処置状況

本院は、文部科学本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、文部科学省は、本院指摘の趣旨に沿い、25年2月に、センターに対して、第3期中期目標(計画期間は同年4月から30年3月まで)において振興基金を有効に活用するための方策を検討することを指示しており、今後のセンターにおける上記の検討の状況や政府等におけるスポーツ振興に係る検討を踏まえて、振興基金の有効活用について引き続き取り組んでいくこととしている。なお、センターは、25年3月に、振興基金を有効に活用するための方策を検討することを第3期中期計画及び25年度計画に明記した上で、25年度においては、助成方法の見直しや振興基金の運用方法の改善を図るなどしていた。

平成24年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 義務教育費国庫負担金の交付額の算定について

(平成24年度決算検査報告175ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

文部科学省は、公立の義務教育諸学校に勤務する教職員の給与等に要する経費を負担するために、義務教育費国庫負担金(以下「負担金」という。)を都道府県に交付している。しかし、「地方公務員の育児休業等に関する法律」(平成3年法律第110号。以下「育休法」という。)に基づく任期付採用等を行うことなく正規の教職員に育児休業者が担当していた職務を行わせている場合にも育児休業代替教職員の実数に計上するなどしていたり、教職員の標準定数等の算定に用いる標準学級数に5月1日時点で児童又は生徒が在籍していない学級数を加えていたりしていたため、負担金が過大に算定されている事態が見受けられた。

したがって、文部科学省において、各都道府県が作成する公立義務教育諸学校教職員実数調等の各種資料(以下「基礎資料」という。)の様式に注意事項等を明示するとともに、都道府県に対して周知徹底を図るよう、文部科学大臣に対して平成25年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、文部科学本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、文部科学省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 基礎資料の記入要領等に、育休法に基づく任期付採用等を行うことなく正規の教職員に育児休業者が担当していた職務を行わせている場合には育児休業代替教職員の実数に計上

してはならないこと及び教職員の標準定数等の算定に用いる標準学級数に5月1日時点で児童又は生徒が在籍していない学級数を加えてはならないことを記載した。

イ 26年1月に都道府県・指定都市教育委員会管理・指導事務主管部課長会議を開催するなどして、アの内容について各都道府県に対して周知徹底した。

(2) 文化芸術振興費補助金による映画製作支援事業における収入の納付について

(平成24年度決算検査報告178、725ページ参照)

1 本院が表示した意見

文化庁及び独立行政法人日本芸術文化振興会(以下「振興会」という。)は、映画の製作活動を支援するために、映画の製作を行うことを主たる目的とする我が国の団体に対して文化芸術振興費補助金及び同補助金を財源とした助成金(以下、これらを合わせて「補助金等」という。)を交付している。そして、補助金等の交付を受けた団体に映画の公開により相当の収入があった場合には、補助金等の交付額を限度として国又は振興会に納付させること(以下、このことを「収入の納付」という。)ができることとなっている。しかし、収入の納付を求めるとともに必要な体制が整備されていなかったり、収入状況の報告書が収入の納付の可否の判断や納付すべき額の算定に活用できるものとなっていなかったりしている事態が見受けられた。

したがって、文化庁及び振興会において、納付の請求に関する手続等を定めて収入の納付を求めるとともに必要な体制を整備したり、報告書に記入する収入の額の捉え方や添付する根拠資料の詳細を定めたりして、募集案内等においてこれらの内容を明示するとともに、今後、補助金等の交付を受ける団体に対して要件に該当すれば収入の納付を行うことを明確に示すよう、文化庁長官及び独立行政法人日本芸術文化振興会理事長に対して平成25年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、文化庁及び振興会において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、文化庁及び振興会は、本院指摘の趣旨に沿い、26年6月にそれぞれ交付要綱を改正するとともに、それぞれ手引書を作成するなどして次のような処置を講じていた。

ア 交付要綱及び手引書において、納付すべき額の算定方法、納付の手続等を定めて、収入の納付を求めるとともに必要な体制を整備した。

イ 手引書において、報告書に記入する収益の捉え方や添付する根拠資料の詳細を定めた。

ウ 26年7月に、手引書を補助金等の交付を受ける団体に送付して、要件に該当すれば収入の納付を行うことを明確に示した。また、27年度の募集案内に手引書の内容を明記した。

(3) 国宝重要文化財等保存整備費補助金の加算率の算定について

(平成24年度決算検査報告182ページ参照)

1 本院が表示した意見

文化庁は、重要文化財の所有者等(以下「補助事業者」という。)に対して、国宝重要文化財等保存整備費補助金を交付しており、補助金交付額の算定に当たっては、文化財保存事業費

関係補助金交付要綱等(以下「要綱等」という。)により、補助事業者の事業規模指数に応じて、補助率の加算を行うことができることとなっている(以下、加算された分の補助率を「加算率」という。)。しかし、事業規模指数の算出に当たり、平均収入額に算入する収入額の範囲が補助事業者の一般会計及び特別会計の会計区分別にみて統一されていないのにこれにより加算率を算定するなどしていたり、複数年度にわたり実施される補助事業において補助事業者の財政規模の変動状況が資金計画及び加算率の算定に反映されていなかったりしている事態が見受けられた。

したがって、文化庁において、平均収入額に算入する収入額の範囲が特別会計の収入額等も含めた収入の総額を基礎としたものとなるよう改め、この改めた内容を要綱等に明記するとともに、複数年度にわたり実施される補助事業について、補助事業者の財政規模の変動状況を資金計画及び加算率の算定に適切に反映させる仕組みを検討するよう、文化庁長官に対して平成25年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局の処置状況

本院は、文化庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、文化庁は、本院指摘の趣旨に沿い、25年11月以降、平均収入額に算入する収入額の範囲を特別会計の収入額等も含めた収入の総額を基礎とするよう取扱いを改めることを検討するなどしており、その上で、改めた内容を要綱等に明記するなどの必要な処置を講ずることとしているほか、財政規模の変動状況を加算率の算定等に適切に反映させる仕組みについても検討することとしている。

(4) 公立学校施設の耐震補強事業における補強工事及びその関連工事の取扱いについて

(平成24年度決算検査報告188ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

文部科学省は、耐震補強事業を実施する地方公共団体に対して学校施設環境改善交付金等を交付しており、同事業の対象となる工事の範囲を、交付金に係る事務処理等を定めている同省の通知(以下「通知」という。)において、平成22年度以降、補強工事及び補強の関連工事(以下、両者を合わせて「補強工事等」という。)に限定するよう改めている。しかし、補強工事等の対象とはならない設備の耐震化等を目的とした工事や、補強工事の施工箇所とは関連性のない箇所で施工された工事を耐震補強事業に含めている事態が見受けられた。

したがって、文部科学省において、補強工事等の対象となる工事を通知において明確に示すとともに、事業主体である地方公共団体及び実績報告書の審査を行う都道府県が確認すべき事項を示した資料を作成するなどして、事業主体及び都道府県に対して周知徹底を図るよう、文部科学大臣に対して25年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、文部科学本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、文部科学省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 25年5月に都道府県に対して発した通知において、補強工事は学校建物の耐震性能向上を趣旨とした工事であって、構造計算等で耐震性能の向上に資することが明確にされて

いるものに限ること、及び補強の関連工事は補強工事の施工に係る必要最小限の範囲のものとするを明確に示した。

イ 補強工事等の対象となる工事について、より具体的に示した事務連絡を25年12月に都道府県に対して発したり、同年5月から26年3月にかけて全国施設主管課長協議会総会等において説明したりするなどして、事業主体及び都道府県に対して周知徹底を図った。

(5) 太陽光発電導入事業により公立学校に設置された太陽光発電設備について

(平成24年度決算検査報告193ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

文部科学省は、環境教育への積極的な取組を推進するために、公立の義務教育諸学校等(以下「公立学校」という。)に太陽光発電設備を設置する地方公共団体(以下「事業主体」という。)に対して交付金を交付している。しかし、公立学校に設置された太陽光発電設備が授業や特別活動等で十分に活用されていないなど環境教育への活用が低調となっている事態や、災害時の非常用電源としての使用方法が災害による危険等発生時において学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた危険等発生時対処要領(以下「学校防災マニュアル等」という。)に記載されておらず、災害時での使用が困難となり得る事態が見受けられた。

したがって、文部科学省において、事業主体に対して、環境教育における太陽光発電の導入の意義及び効果や新たに太陽光発電設備を導入する場合に環境教育への活用方法を事前に検討することの重要性を周知し、環境教育への活用を一層促すとともに、災害時の非常用電源としての使用方法を学校防災マニュアル等に記載することなどについて必要な指導を行うよう、文部科学大臣に対して平成25年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、文部科学本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、文部科学省は、本院指摘の趣旨に沿い、25年11月及び26年4月に通知を発するなどして、次のような処置を講じていた。

ア 事業主体に対して、環境教育における太陽光発電の導入の意義及び効果や新たに太陽光発電設備を導入する場合に環境教育への活用方法を事前に検討することを周知して、環境教育への活用を促した。

イ 事業主体に対して、太陽光発電設備のうち停電時でも使用可能な機能を有するものについて、学校防災マニュアル等に非常用電源としての使用方法を記載することなどの指導を行った。

(6) 東日本大震災からの復旧・復興を担う専門人材育成支援事業により開発された教育プログラム等の成果物の被災地での活用状況について

(平成24年度決算検査報告198ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

文部科学省は、東日本大震災からの復旧・復興を担う専門人材育成支援事業を学校法人等に委託して実施している。しかし、同事業のうち「中長期的な人材育成コースの開発・実証」

(以下「委託事業」という。)により開発された教育プログラム等の成果物が岩手、宮城、福島各県(以下「被災地」という。)の専門学校等に対して導入されておらず、委託事業の目的が十分に達成されていない事態が見受けられた。

したがって、文部科学省において、委託先を原則として被災地に所在する学校法人等とするなどし、開発する個々の成果物の活用方法を事業計画書に具体的に記載させて、成果物が被災地の専門学校等に対して早期に導入されるような委託事業の選定を図ったり、開発された個々の成果物の活用方法を実績報告書に具体的に記載させた上で、既に終了した委託事業を含めて、成果物ごとに被災地での活用状況について調査を行い、その結果を踏まえて活用を図るための検討を十分に行うとともに、専門学校等に対して広く情報を提供することにより、成果物の活用促進を図ったりするよう、文部科学大臣に対して平成25年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、文部科学本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、文部科学省は、本院指摘の趣旨に沿い、26年3月に委託要綱等を改正して、次のような処置を講じていた。

ア 委託先を原則として被災地に所在する学校法人等とするとともに、開発する個々の成果物の活用方法を事業計画書に具体的に記載させるようにし、事業選定に当たって成果物の活用方法等が個別具体的に記載されているかなどの点を評価の観点に追加するなどして、成果物が被災地の専門学校等に対して早期に導入されるような委託事業の選定を図った。

イ 開発された個々の成果物の活用方法を実績報告書に具体的に記載させるようにした上で、26年4月に成果物ごとに被災地での活用状況について調査を行い、その結果を踏まえて活用を図るための検討を行った結果、地区ごとに開催される専門学校等の関係者の会議において本事業の成果物の積極的な活用を依頼するなどの対応策を実施することとしたり、同年5月に被災地に所在する専門学校、専修学校関係団体、県等に対して情報を提供したりなどして、成果物の活用促進を図った。

第9 厚生労働省

不 当 事 項

保 険 料 (55) (56)

(55) 労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(徴収勘定)	(款) 保険収入	(項) 保険料収入
部 局 等	18 労働局		
保険料納付義務者	徴収不足があった事業主数	397 事業主	
	徴収過大があった事業主数	97 事業主	
徴収過不足額	徴収不足額	358,669,922 円(平成 23 年度～25 年度)	
	徴収過大額	43,297,771 円(平成 23 年度～25 年度)	

1 保険料の概要

(1) 労働保険

労働保険は、労働者災害補償保険(以下「労災保険」という。)及び雇用保険を総称するものである。このうち、①労災保険は、労働者の業務上の事由又は通勤による負傷、疾病等に対する療養補償給付等を行う保険であり、原則として、事業所に使用される全ての労働者が対象となる。また、②雇用保険は、労働者の失業等に対する失業等給付、雇用安定事業等を行う保険であり、常時雇用される一般労働者のほか、いわゆるパートタイム労働者等の短時間就労者のうち1週間の所定労働時間が20時間以上で継続して31日以上雇用されることが見込まれることなどの要件を満たす者が被保険者となる。

なお、取締役等の役員は、業務執行権を有する者の指揮監督を受けて労働に従事している者を除き、労働者として取り扱われないこととなっている。

(2) 保険料の徴収

保険料は、①労災保険分については事業主が負担して、②雇用保険分については、失業等給付に充てる部分を労働者と事業主とが折半して負担し、雇用安定事業等に充てる部分を事業主が負担して、①と②のいずれも事業主が納付することとなっている。

保険料の納付は、原則として次のとおり行われることとなっている。

ア 毎年度の6月1日から40日以内に、事業主は、都道府県労働局(以下「労働局」という。)に対して、その年度の労働者に支払う賃金総額の見込額に^(注)保険料率を乗じて算定した概算保険料を申告して、納付する。

イ 次の年度の6月1日から40日以内に、事業主は、労働局に対して、前年度に実際に支払った賃金総額に基づいて算定した確定保険料申告書を提出する。

ウ 労働局は、この申告書の記載内容を審査して、その結果に基づき保険料の過不足分が精算される。

この労働保険の保険料の平成25年度の収納済額は2兆9352億余円に上っている。

(注) 保険料率 労災保険率と雇用保険率に分かれており、それぞれ次のとおりである。

- ① 労災保険率は、労災保険の適用を受ける全ての事業の過去3年間の業務災害及び通勤災害に係る災害率等を考慮して定められており、事業の種類ごとに平成23年度の場合は最低1000分の3から最高1000分の103、24、25両年度の場合は最低1000分の2.5から最高1000分の89となっている。
- ② 雇用保険率は、失業等給付、雇用安定事業等に要する費用を考慮して定められており、23年度の場合は1000分の15.5(ただし、農林、水産等の事業は1000分の17.5、建設の事業は1000分の18.5)、24、25両年度の場合は1000分の13.5(ただし、農林、水産等の事業は1000分の15.5、建設の事業は1000分の16.5)となっている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、事業主の雇用する労働者の保険加入が適正になされているかなどに着眼して、全国47労働局のうち18労働局管内の事業主のうち、短時間就労者を雇用している割合が高いなどと思われる675事業主を選定して、23年度から25年度までの間における各労働局の保険料の徴収の適否について検査した。

検査に当たっては、上記の18労働局において、事業主から提出された確定保険料申告書等の書類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、更に当該労働局に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(2) 検査の結果

検査したところ、事業主が、雇用保険の加入要件を満たす短時間就労者を同保険に加入させておらず、その賃金を雇用保険分の保険料の算定の際に賃金総額に含めるべきところ、これを算入していなかったり、労働者として取り扱われない役員の報酬等を労災保険分及び雇用保険分の保険料の算定の際に賃金総額から除くべきところ、これを算入したりなどしている事態が見受けられた。

このため、前記675事業主のうち、18労働局管内の397事業主について徴収額が358,669,922円不足していたり、16労働局管内の97事業主について徴収額が43,297,771円過大になっていたりして、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主が確定保険料申告書を提出するに当たり、制度を十分理解していなかったり、計算誤りをしたりなどして、賃金総額の記載が事実と相違するなどしていたのに、上記の18労働局において、これに対する調査確認が十分でなかったことによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

東京労働局は、貨物取扱事業を営む事業主Aから、平成23年度の労働保険の保険料について、雇用保険の被保険者44人に対して支払った賃金総額は116,221千円、その雇用保険分の保険料は1,801,425円であるとした確定保険料申告書の提出を受けて、これに基づき、当該保険料を徴収していた。

しかし、事業主 A は、雇用保険の加入要件を満たす短時間就労者 192 人を雇用保険に加入させておらず、確定保険料申告書において、これらの者に対して支払った賃金 625,196 千円を賃金総額に含めるべきところ、これを算入していなかった。このため、雇用保険分の保険料 9,690,538 円が徴収不足となっていた。

なお、これらの徴収不足額及び徴収過大額については、本院の指摘により、全て徴収決定又は還付決定の処置が執られた。

これらの徴収不足額及び徴収過大額を労働局ごとに示すと次のとおりである。

労働局名	本院の調査に係る事業主数	徴収不足があった事業主数 徴収過大があった事業主数	徴収不足額 徴収過大額(△)
北海道	42	20 7	千円 2,952 △ 1,845
栃木	35	15 6	4,687 △ 2,906
群馬	27	23 —	10,935 —
埼玉	35	22 —	18,776 —
東京	90	65 17	132,161 △ 6,720
神奈川県	55	38 7	46,120 △ 8,828
新潟	25	11 7	3,065 △ 2,206
長野	29	10 7	3,060 △ 760
静岡	31	21 2	14,192 △ 234
愛知	43	22 4	15,085 △ 963
大阪	51	29 9	37,566 △ 3,063
兵庫	33	17 3	7,090 △ 1,521
鳥取	22	11 8	4,375 △ 6,841
徳島	28	18 2	5,077 △ 3,020
香川	30	27 1	25,502 △ 26
高知	21	6 2	938 △ 169
福岡	44	18 9	11,255 △ 947
熊本	34	24 6	15,827 △ 3,240
計	675	397 97	358,669 △ 43,297

(56) 健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの

会計名及び科目	年金特別会計(健康勘定)	(款)保険収入	(項)保険料収入
	(厚生年金勘定)	(款)保険収入	(項)保険料収入
部局等	厚生労働本省		

健康保険及び厚生年金保険の事業に関する事務の一部を委任し、又は委託している相手方	日本年金機構		
保険料納付義務者	305 事業主		
徴収不足額	健康保険保険料	246,426,391 円(平成 23 年度～26 年度)	
	厚生年金保険保険料	617,164,830 円(平成 23 年度～26 年度)	
	計	863,591,221 円	

1 保険料の概要

(1) 健康保険及び厚生年金保険

厚生労働省は、健康保険及び厚生年金保険の事業に関する事務を所掌しており、当該事業に関する事務の一部を日本年金機構(以下「機構」という。)に委任し、又は委託している。そして、機構は、同省の監督の下に、本部、全国9ブロック本部、312年金事務所等において当該委任され、又は委託された事務を実施している。

健康保険は、業務外の疾病、負傷等に関して医療、療養費、傷病手当金等の給付を行う保険であり、常時従業員を使用する事業所の従業員が被保険者となる。また、厚生年金保険は、老齢、死亡等に関して年金等の給付を行う保険であり、常時従業員を使用する事業所の70歳未満の従業員が被保険者となる。

そして、事業所に使用される従業員のうち、いわゆるパートタイム労働者等の短時間就労者については、労働時間、労働日数等からみて当該事業所に常用的に使用されている場合には被保険者とする事となっている。

(2) 保険料の徴収

保険料は、被保険者と事業所の事業主とが折半して負担し、事業主が納付することとなっている。

そして、事業主は、年金事務所に対して、健康保険及び厚生年金保険に係る次の届け書を提出することとなっている。

- ① 新たに従業員を使用したときなどには、資格取得年月日、報酬月額等を記載した被保険者資格取得届
- ② 被保険者が退職等により資格を喪失したときには、資格喪失年月日等を記載した被保険者資格喪失届
- ③ 毎年7月には、同月1日現在において使用している被保険者の報酬月額等を記載した被保険者報酬月額算定基礎届
- ④ 被保険者の報酬月額が所定の範囲以上に増減したときには、変更後の報酬月額等を記載した被保険者報酬月額変更届
- ⑤ 賞与を支給したときには、被保険者の賞与額等を記載した被保険者賞与支払届

これらの届け書の提出を受けた年金事務所は、その記載内容を審査するとともに、届け書に記載された被保険者の報酬月額に基づいて標準報酬月額を、また、被保険者の賞与額に基づいて標準賞与額を、それぞれ決定してこれらに保険料率を乗じて得た額を保険料と

して算定している。厚生労働本省(以下「本省」という。)は、その算定した額を保険料として調査決定するなどして徴収している。

保険料の平成25年度の収納済額は、健康保険保険料8兆0612億余円、厚生年金保険保険料25兆0472億余円、計33兆1085億余円に上っている。

(注1) 標準報酬月額 健康保険では第1級58,000円から第47級1,210,000円まで、厚生年金保険では第1級98,000円から第30級620,000円までの等級にそれぞれ区分されている。被保険者の標準報酬月額は、実際に支給される報酬月額をこの等級のいずれかに当てはめて決定される。

(注2) 標準賞与額 各被保険者の賞与額から千円未満の端数を切り捨てた額で、健康保険では1か年度の支給累計額で540万円、厚生年金保険では1回の支給につき150万円がそれぞれ上限とされている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、健康保険及び厚生年金保険に係る届け書の提出が適正になされているかなどに着眼して、9ブロック本部の管轄区域内に所在する172年金事務所が管轄する事業所の事業主のうち、短時間就労者を多数使用しているなど見込まれるなどの966事業主を選定するなどして、23年度から26年度までの間における保険料の徴収の適否について検査した。

検査に当たっては、本省において機構本部から提出された保険料の調査決定等の基礎となる書類により、また、上記の172年金事務所において事業主から提出された健康保険及び厚生年金保険に係る届け書等の書類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、更に年金事務所に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(2) 検査の結果

検査したところ、事業主が、被保険者資格取得届等を提出していなかったり、被保険者資格取得届の資格取得年月日について事実と相違した年月日を記載したりなどしている事態が見受けられた。

このため、前記966事業主のうち、9ブロック本部の管轄区域内に所在する124年金事務所が管轄する305事業主について、徴収額が863,591,221円(健康保険保険料246,426,391円、厚生年金保険保険料617,164,830円)不足していて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主が制度を十分に理解していなかったり誠実でなかったりして、届出を適正に行っていなかったのに、上記の124年金事務所においてこれについての指導及び調査確認が十分でなかったこと、また、本省において機構に対する監督が十分でなかったことによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

A会社は、飲食業の業務に従事する従業員153人を使用していた。同会社の事業主は、これらの従業員のうち48人については勤務時間が短く常用的な使用でないなどとして、年金事務所に対して被保険者資格取得届を提出していなかった。

しかし、上記の48人について調査したところ、同会社は、48人全員を常用的に使用しており、被保険者資格取得届を提出すべきであった。

このため、健康保険保険料10,593,810円、厚生年金保険保険料17,577,834円、計28,171,644円が徴収不足になっていた。

なお、これらの徴収不足額については、本院の指摘により、全て徴収決定の処置が執られた。

これらの徴収不足額をブロック本部ごとに示すと次のとおりである。

ブロック本部名	年金事務所	本院の調査に係る事業主数	徴収不足があった事業主数	徴収不足額		
				健康保険料 千円	厚生年金保険料 千円	計 千円
北海道	苫小牧等3	10	6	7,216	10,965	18,182
東北	盛岡等6	38	19	25,975	40,067	66,042
北関東・信越	浦和等12	119	44	43,824	73,785	117,610
南関東	千葉等39	152	71	83,659	346,754	430,413
中部	金沢南等13	108	24	11,140	15,022	26,162
近畿	天満等20	102	42	26,540	53,454	79,994
中国	広島西1	1	1	0	6,569	6,569
四国	高松東等8	57	28	19,260	26,640	45,901
九州	東福岡等22	200	70	28,808	43,904	72,712
計	124か所	787	305	246,426	617,164	863,591

予 算 経 理

- (57) 外部の機関から支払を受けた委託費及び研究者から譲渡された科学研究費補助金等の間接経費を国庫に納付せずこれを別途に経理して、受託業務等に係る会計経理が会計法令に違反していたもの

会計名及び科目	一般会計 (部)雑収入 (款)諸収入 (項)受託調査試験及役務収入 (項)雑入
部 局 等	国立障害者リハビリテーションセンター(平成20年9月30日以前は国立身体障害者リハビリテーションセンター)
受託業務の概要	外部の機関から委託を受けて障害者のリハビリテーションに関する調査及び研究を行うもの
補助事業の概要	人文・社会科学から自然科学まであらゆる分野における優れた独創的かつ先駆的な研究を行うもの
国庫に納付せず別途に経理していた委託費の額(1)	185,212,980円(平成21年度～25年度)
国庫に納付せず別途に経理していた科研費の間接経費の額(2)	63,105,858円(平成20年度～24年度)
(1)及び(2)の計	248,318,838円

1 受託業務等の概要等

(1) 国立障害者リハビリテーションセンターの概要

国立障害者リハビリテーションセンター(平成20年9月30日以前は国立身体障害者リハビリテーションセンター。以下「センター」という。)は、厚生労働省組織令(平成12年政令第252号)により設置された厚生労働省の施設等機関であり、障害者のリハビリテーションに関して、相談に応じ、治療、訓練及び支援を行うとともに、調査、研究等を行っている。

(2) 受託業務等の概要

センターは、独立行政法人科学技術振興機構(以下「JST」という。)及び独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「NEDO」という。)と委託契約を締結して、研究開発等の業務(以下「受託業務」という。)を実施し、委託費の支払を受けている。

また、センターに勤務する研究者は、前記の調査、研究等の一環として、文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会から科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金(以下、両者を合わせて「科研費」という。)の交付を受けて研究を行っている。科研費は、人文・社会科学から自然科学まであらゆる分野における優れた独創的かつ先駆的な研究を格段に発展させることを目的として、個人としての研究者に交付されるものであり、その対象となる経費は、研究の実施のために必要な直接経費と研究機関において必要となる管理費等の間接経費から構成されている。そして、科研費の補助条件によれば、研究者は、間接経費が交付された場合に、速やかに間接経費を所属する研究機関に譲渡しなければならないこととされている。

(3) 国の会計法令

国の予算については、財政法(昭和22年法律第34号)第14条により、「歳入歳出は、すべて、これを予算に編入しなければならない。」として総計予算主義の原則が定められている。そして、予算の執行については、会計法(昭和22年法律第35号)第2条により、「各省各庁の長は、その所掌に属する収入を国庫に納めなければならない。直ちにこれを使用することはできない。」として収入支出統一の原則が定められている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、外部の機関から支払を受けた委託費や研究者から譲渡された科研費の間接経費(以下、両者を合わせて「委託費等」という。)に係る会計経理が会計法令に基づき適正に行われているかなどに着眼して、21年度から25年度までの間にセンターがJST及びNEDOと締結した委託契約計14件(委託費計185,212,980円)並びに20年度から24年度までの間にセンターに勤務する研究者から譲渡された科研費の間接経費167件(科研費計268,698,718円のうち間接経費計63,105,858円)を対象として、厚生労働本省及びセンターにおいて、委託契約書、実績報告書等の関係書類を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、次のとおり、適正とは認められない事態が見受けられた。

センターは、JST及びNEDOから支払を受けた委託費を国庫に納付せずに、市中銀行に委託費を受け入れるためのセンター総長名義等の口座を開設してこれを別途に経理し、当該口座から受託業務の実施に必要な経費を支払うなどしていた。

また、センターは、研究者から譲渡された科研費の間接経費を国庫に納付せずに、市中銀行に上記の間接経費を受け入れるための研究事務担当者名義の口座を開設してこれを別途に経理して、当該口座から新たな研究を実施するのに必要な備品購入費、旅費等を支払っていた。

しかし、受託業務は国の施設等機関であるセンターの事務として実施されていること、科研費の間接経費が交付された場合には速やかに間接経費を所属する研究機関に譲渡しなければならないこととされていることから、センターは委託費等をその所掌に属する収入として国庫に納付し、受託業務の実施に必要な経費や科研費の間接経費に係る支出を歳出予算から支出すべきであった。

したがって、委託費等を国庫に納付せずにこれを別途に経理している事態は、総計予算主義を定めた財政法や収入支出統一の原則を定めた会計法に違反するものであり、委託費計 185,212,980 円、科研費の間接経費計 63,105,858 円、計 248,318,838 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、センターにおいて、委託費等に係る会計経理を行うに当たり、国の会計法令を遵守することの認識が欠けていたこと、厚生労働本省において、委託費等に係るセンターの会計経理の状況を把握しておらず、センターを十分に指導していなかったことなどによると認められる。

保 険 給 付 (58)-(68)

(58) 労働者災害補償保険の休業補償給付等の支給が適正でなかったもの (60)

会計名及び科目	労働保険特別会計(労災勘定) (項) 保険給付費
部 局 等	厚生労働本省(平成23年4月以前は6労働基準監督署)(支給庁) 6労働基準監督署(支給決定庁)
休業補償給付等の概要	労働者が業務又は通勤による負傷、疾病による療養のため労働することができないために賃金を受けていない日について支給するもの
支給の相手方	17人
休業補償給付等の支給額	258,325,799円(平成2年度～25年度)
不当と認める支給額	34,934,727円(平成3年度～25年度)

1 保険給付の概要

(1) 休業補償給付等と障害厚生年金等との併給調整

労働者災害補償保険は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に基づき、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病等に対して療養補償給付、休業補償給付、休業給付等の保険給付等を行うものである。このうち、休業補償給付は業務上の負傷又は疾病による療養のため、また、休業給付は通勤による負傷又は疾病に係る療養のため、それぞれ労働することができない労働者(以下「被災労働者」という。)に対して、賃金を受けていない日について支給するものであり、その支給額は、給付基礎日額^(注)の100分の60に相当

する額に、賃金を受けていない日数(以下「休業日数」という。)を乗じて算定することとなっている(以下、休業補償給付及び休業給付を合わせて「休業補償給付等」という。)

そして、休業補償給付等は、被災労働者が、その支給の原因となった傷病と同一の事由により、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)の規定による障害厚生年金又は国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定による障害基礎年金(以下、これらを合わせて「障害厚生年金等」という。)の支給を受けることができる場合は、給付基礎日額の100分の60に相当する額に、障害厚生年金等の種類の別に定められた調整率(0.73から0.89までの率)を乗じて得た額に減額して支給することとなっている(以下、調整率を乗じて減額することを「併給調整」という。)

(2) 併給調整の手続

休業補償給付等の支給を受けようとする被災労働者は、同一の事由により障害厚生年金等の支給を受ける場合は、休業補償給付等に係る請求書(以下「請求書」という。)に障害厚生年金等の支給を受けることとなった年月日、支給額等を記載して、この請求書を労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)に提出することとなっている。また、休業補償給付等の支給を受けている被災労働者は、療養の開始後1年6か月を経過した日において傷病が治っていないときは、監督署長に対して、障害厚生年金等の受給の有無等を記載した届け(以下「届書」という。)を提出することとなっている。

そして、上記の請求書又は届書の提出を受けた監督署長は、その内容を調査し確認するなどして、同一の事由により障害厚生年金等の支給を受けている被災労働者については併給調整を行った上で、休業補償給付等の支給決定を行うこととなっている。

(注) 給付基礎日額 原則として、業務若しくは通勤による負傷が発生した日又は診断によって業務若しくは通勤による疾病の発生が確定した日以前の3か月間に被災労働者に対して支払われた賃金の総額をその期間の総日数で除した金額

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、休業補償給付等の支給を受けている被災労働者に対して同一の事由により障害厚生年金等が支給されている場合に休業補償給付等の併給調整が適正に行われているかなどに着眼して、全国47都道府県労働局(平成12年3月31日以前は都道府県労働基準局。以下、都道府県労働局を「労働局」という。)の321労働基準監督署のうち、3労働局管内の10労働基準監督署において、請求書、支給決定決議書、届書等の書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査の結果、3労働局管内の6労働基準監督署(以下「6監督署」という。)の管轄区域に所在する事業場に勤務していた被災労働者17名については、休業補償給付等の支給を受ける原因となった傷病と同一の事由により、障害厚生年金等の支給もを受けているのに併給調整が行われておらず、これらの者に対して支給した休業補償給付等の額計258,325,799円のうち34,934,727円は支給が適正でなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、6監督署において、被災労働者から提出を受けた請求書又は届書の内容の調査確認が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

東京労働局管内の中央労働基準監督署(以下「中央署」という。)は、管轄区域に所在する事業場に勤務していた被災労働者 A から、平成 19 年 3 月から 25 年 10 月までの間に請求書の提出を受けて、17 年 4 月から 25 年 9 月までの間の休業日数に係る休業補償給付の額計 25,242,633 円の支給決定を行い、これに基づいて厚生労働本省(23 年 4 月以前は中央署)は、A に対して同額の休業補償給付を支給していた。そして、中央署は、支給決定に当たり、請求書には障害厚生年金等の支給を受けている旨の記載がなかったことなどから、併給調整を行っていなかった。

しかし、中央署は、A から提出を受けた届書には 18 年 11 月分から障害基礎年金の支給を受けている旨の記載があったにもかかわらず、それを看過しており、A の障害厚生年金等の受給状況について、請求書又は届書の内容を調査し確認していなかった。そこで、A の障害厚生年金等の受給状況を確認したところ、A は、休業補償給付の支給を受ける原因となった傷病と同一の事由により、同月分から障害基礎年金の支給も受けていた。

したがって、中央署は、18 年 11 月以降の休業日数に係る休業補償給付の支給決定に当たって、併給調整を行う必要があったと認められ、18 年 11 月から 25 年 9 月までの間の休業日数に係る休業補償給付の額計 20,695,518 円について併給調整を行ったとして適正な休業補償給付の額を算定すると 18,209,934 円となり、この差額 2,485,584 円は支給が適正でなかったと認められる。

なお、本院の指摘により、前記の適正でなかった支給額のうち、時効が成立しているものを除いた 26,278,660 円については、返還の処置が執られた。

これらの適正でなかった支給額を労働局ごとに示すと次のとおりである。

労働局名	労働基準監督署	併給調整を行う必要があった被災労働者数	左の被災労働者に支給した休業補償給付等の額	左のうち不当と認める休業補償給付等の額
		人	千円	千円
(58) 東 京	中央、渋谷、新宿	14	201,572	25,304
(59) 長 野	松本、伊那	2	44,218	6,309
(60) 長 崎	佐世保	1	12,534	3,320
(58)-(60)の計		17	258,325	34,934

(61) 雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定) (項) 失業等給付費
部 局 等	厚生労働本省(支給庁) 73 公共職業安定所(支給決定庁)
支給の相手方	128 人
不当と認める失業等給付金	(1) 求職者給付 (2) 就職促進給付
失業等給付金の支給額の合計	(1) 79,160,061 円(平成 21 年度~26 年度) (2) 12,247,383 円(平成 21、24、25 各年度) 計 91,407,444 円
不当と認める支給額	(1) 26,641,796 円(平成 22 年度~26 年度) (2) 12,247,383 円(平成 21、24、25 各年度) 計 38,889,179 円

1 保険給付の概要

(1) 雇用保険

雇用保険は、常時雇用される労働者等を被保険者として、被保険者が失業した場合、被保険者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合等に、その生活及び雇用の安定を図るなどのために失業等給付金の支給を行うほか、雇用安定事業等を行う保険である。

(2) 失業等給付金の種類

失業等給付金には、次の求職者給付及び就職促進給付のほか、教育訓練給付及び雇用継続給付の4種がある。

ア 求職者給付には7種の手当等があり、このうち基本手当は、失業等給付金の支給額の大半を占めており、失業者の生活の安定を図る上で基本的な役割を担うもので、受給資格者が失業している日について所定給付日数を限度として支給される。

イ 就職促進給付には5種の手当等があり、このうち再就職手当は、早期の再就職の促進を図るもので、受給資格者が基本手当を受給できる日数を所定給付日数の3分の1以上残して安定した職業に就いた場合に支給される。

(注) 受給資格者 被保険者が、離職して労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができない状態にあり、原則として、離職日以前2年間に被保険者期間が通算して12か月以上(倒産等により離職した者(特定受給資格者)及び特定受給資格者以外の者であって期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新を希望したにもかかわらず、当該更新がないことなどにより離職した者については、離職日以前1年間に被保険者期間が通算して6か月以上)あることの要件を満たしている、公共職業安定所において基本手当を受給する資格があると決定された者

(3) 失業等給付金の支給

上記の手当は、公共職業安定所が次のように支給決定を行い、これに基づいて厚生労働本省が支給することとなっている。

ア 基本手当については、受給資格者から提出された失業認定申告書に記載されている就職又は就労(臨時的に短期間仕事に就くこと)の有無等の事実について確認して、失業の認定を行った上で、支給決定を行う。

イ 再就職手当については、受給資格者から提出された再就職手当支給申請書に記載されている雇入年月日等について調査し確認した上で、支給決定を行う。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、失業等給付金の支給を受けた者(以下「受給者」という。)に対する失業等給付金の支給決定が適正に行われているかに着眼して、全国47都道府県労働局(以下、都道府県労働局を「労働局」という。)の437公共職業安定所(平成26年3月末現在)のうち、21労働局管内の198公共職業安定所において会計実地検査を行い、21年度から26年度までの間における受給者から8,348人を選定して、失業等給付金の支給の適否について検査した。

検査に当たっては、受給者から提出された失業認定申告書等の書類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、他の年度分も含めて更に当該公共

職業安定所に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(2) 検査の結果

検査の結果、18労働局の73公共職業安定所管内における21年度から26年度までの間の受給者128人については、再就職した後も引き続き失業等給付金の支給を受けるなどしており、これらに対する失業等給付金の支給額91,407,444円のうち38,889,179円は、支給の要件を満たしていなかったもので支給が適正でなく、不当と認められる。

これを給付の種別に示すと次のとおりである。

ア 求職者給付

73公共職業安定所管内の受給者123人に対する基本手当の支給額79,160,061円のうち26,641,796円は、支給の要件を満たしていなかった。

イ 就職促進給付

29公共職業安定所管内の受給者30人に対する再就職手当の支給額12,247,383円の全額は、支給の要件を満たしていなかった。

このような事態が生じていたのは、受給者が誠実でなかったため、失業認定申告書及び再就職手当支給申請書の記載内容が事実と相違するなどしていたのに、前記の73公共職業安定所において、これに対する調査確認が十分でないまま支給決定を行っていたことによると認められる。

なお、これらの適正でなかった支給額については、本院の指摘により、全て返還の処置が執られた。

これらの適正でなかった支給額を労働局ごとに示すと次のとおりである。

労働局名	公共職業安定所	本院の調査に係る受給者数	不適正受給者数	左の受給者に支給した失業等給付金	
				千円	千円
北海道	旭川等5	220	6	5,788	2,859
	札幌小	44	1	635	635
	川東計			6,424	3,495
群馬	高崎等3	117	6	5,691	1,193
	高崎等2	48	2	701	701
	高崎計			6,392	1,894
東京	飯田橋等4	172	5	2,987	1,380
	飯上小	22	1	87	87
神奈川	横浜等3	127	3	1,072	621
	横浜等2	54	2	545	545
	横浜計			1,618	1,167
新潟	新潟等2	141	5	2,708	1,463
	新潟計			2,708	1,463
富山	富山等4	173	6	2,190	720
	富山等3	90	4	2,688	2,688
	富山計			4,878	3,408
長野	長野等7	318	15	9,170	3,430
	長野等3	84	3	1,644	1,644
	長野計			10,814	5,074
静岡	静岡等3	192	7	3,696	955
	静岡等2	69	2	837	837
	静岡計			4,533	1,792

労働局名	公共職業安定所	本院の調査に係る受給者数	不適正受給者数	左の受給者に支給した失業等給付金	左のうち不当と認める失業等給付金
		人	人	千円	千円
愛知	名古屋東等 7	355	9	4,955	3,010
	名古屋南等 2	72	2	759	759
	小計			5,714	3,769
大阪	梅田等 6	221	9	4,986	3,360
	阿倍野等 3	80	3	1,192	1,192
	小計			6,179	4,553
兵庫	神戸等 6	339	9	6,546	1,194
	神戶等 3	120	3	616	616
	小計			7,163	1,811
鳥取	鳥取等 2	151	5	3,382	741
	鳥取小計	41	1	352	352
				3,735	1,093
島根	松江等 4	145	5	2,739	1,411
	松江等 2	51	2	892	892
	小計			3,632	2,303
岡山	岡岡山等 4	253	6	4,609	846
	岡岡山小計	45	1	586	586
				5,196	1,432
山口	宇部等 3	140	5	3,389	916
	小計			3,389	916
徳島	徳島等 4	147	8	5,042	1,191
	野島川等 2	38	2	641	641
	小計			5,683	1,833
高知	高知等 2	98	5	5,740	863
	小計			5,740	863
大分	大分等 4	194	9	4,459	481
	大小分分小計	49	1	65	65
				4,525	546
求職者給付計	73か所	3,503	123	79,160	26,641
就職促進給付計	29か所	907	30	12,247	12,247
合計				91,407	38,889

注(1) 上段は求職者給付に係る分、下段は就職促進給付に係る分である。

注(2) 公共職業安定所数及び不適正受給者数については、両給付間で重複しているものがあり、実数はそれぞれ73か所、128人である。

(62) 雇用保険の雇用調整助成金の支給が適正でなかったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定) (項) 地域雇用機会創出等対策費
部 局 等	14 労働局
支給の相手方	107 事業主
雇用調整助成金の支給額の合計	1,708,424,486 円(平成 20 年度～25 年度)
不当と認める支給額	448,601,290 円(平成 21 年度～25 年度)

1 保険給付の概要

(1) 雇用調整助成金

雇用調整助成金は、雇用保険(前掲 242 ページの「雇用保険の失業等給付金の支給が適正

でなかったもの」参照)で行う事業のうちの雇用安定事業の一環として、景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合等における失業の予防その他雇用の安定を図るために、雇用する被保険者(以下「被保険者」という。)について休業若しくは教育訓練(以下「休業等」という。)又は出向により雇用調整を行った事業主に対して、休業手当等の一部を助成するものである。

(2) 雇用調整助成金の支給

雇用調整助成金の支給要件は、休業等の場合、売上高等が一定以上減少するなどしている事業主が、労働組合等との間で休業等についての協定を結び、これに基づいて、被保険者について休業等を行うことなどとなっている。そして、支給額は、1人1日当たりの平均賃金額^(注1)に上記の協定による賃金の支払率及び所定の助成率^(注2)を乗ずるなどして算出される額に、休業等を行った延べ人日数を乗じて、休業等を行った期間ごとに算定することとなっている。また、教育訓練を行った場合には、上記の額に、訓練費として所定の単価^(注3)に教育訓練の延べ人日数を乗じて得た額を加算することとなっている。

雇用調整助成金の支給を受けようとする事業主は、休業等を行う前に、休業等を行う期間ごとに実施計画届及び添付書類を都道府県労働局(以下「労働局」という。)に提出し、休業等を行った後に、支給申請書及び添付書類を労働局に提出することとなっている。そして、労働局は、実施計画届、支給申請書等に記載されている休業等の実施状況、休業手当等の支払状況、事業主の過去の不正受給の有無等を審査した上で、支給決定を行い、これに基づいて雇用調整助成金の支給を行うこととなっている。また、労働局は、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない支給を受け、又は受けようとした事業主に対して、支給の取消しを行い、又は不支給とすることなどとなっている。

(注1) 1人1日当たりの平均賃金額 事業主に係る労働保険の確定保険料算定の基礎となった賃金総額を、被保険者数及び年間所定労働日数で除して算出される額

(注2) 所定の助成率 原則として、中小企業以外の事業主については3分の2、中小企業事業主については5分の4。ただし、平成25年4月以降(岩手、宮城、福島各県に所在する事業主については25年10月以降)は、中小企業以外の事業主については2分の1、中小企業事業主については3分の2

(注3) 所定の単価 中小企業以外の事業主については1人1日当たり1,000円、1,200円、2,000円及び4,000円、また、中小企業事業主については1人1日当たり1,200円、1,500円、3,000円及び6,000円となっており、事業所内訓練及び事業所外訓練の別、訓練を行った時期等により単価が異なる。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、事業主に対する雇用調整助成金の支給決定が適正に行われているかに着目して、全国47労働局のうち、20労働局において会計実地検査を行い、平成20年度から25年度までの間に休業等に係る雇用調整助成金の支給を受けた事業主から479事業主を選定して、雇用調整助成金の支給の適否について検査した。

検査に当たっては、事業主から提出された実施計画届、支給申請書等の書類により会計
 実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、更に当該労働局に調査及
 び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(2) 検査の結果

検査の結果、14労働局管内における107事業主は、休業等を行っていないのに行った
 などと偽ったり、支給額算定の基礎となる休業等の延べ人日数を誤るなどしたりして申請
 しており、これら107事業主に対する雇用調整助成金の支給額1,708,424,486円のうち
 448,601,290円は支給の要件を満たしていなかったもので支給が適正でなく、不当と認め
 られる。

このような事態が生じていたのは、事業主が誠実でなかったなどのため、支給申請書等
 の記載内容が事実と相違していたのに、上記の14労働局において、これに対する調査確
 認が十分でないまま支給決定を行っていたことによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

東京労働局は、事業主Aから、平成21年5月から23年6月までの間に、計25回、延べ
 7,408人日(休業分延べ4,598人日、教育訓練分延べ2,810人日)の休業及び教育訓練を行ったと
 する支給申請書及び添付書類の提出を受けて、これに基づき、雇用調整助成金計73,028,270円
 (休業分35,051,950円、教育訓練分37,976,320円)を事業主Aに支給していた。

しかし、実際には、事業主Aは、被保険者の勤務の状況等について事実と相違する添付書類
 を作成して、休業及び教育訓練を行っていないのに、上記のとおり行ったと偽って申請して
 いたことから、事業主Aに対する雇用調整助成金計73,028,270円(休業分35,051,950円、教育訓
 練分37,976,320円)の全額が支給の要件を満たしていなかった。

なお、これらの適正でなかった支給額については、本院の指摘により、全て返還の処置
 が執られた。

これらの適正でなかった支給額を労働局ごとに示すと次のとおりである。

労働局名	本院の調査に係る 事業主数	不適正受給事業主 数	左の事業主に支給 した雇用調整助成 金	左のうち不当と認 める雇用調整助成 金
			千円	千円
北海道	24	9	115,330	13,600
埼玉県	22	3	98,080	60,915
東京都	45	18	335,064	211,528
神奈川県	30	4	36,311	26,999
新潟県	19	2	17,422	2,752
富山県	20	5	41,445	520
長野県	26	8	207,437	9,467
静岡県	15	7	62,609	18,002
愛知県	26	9	187,695	26,520
大阪府	30	7	107,612	45,905
鳥取県	8	4	17,666	2,255
岡山県	26	3	30,739	2,193
山口県	32	9	75,000	4,361
福岡県	40	19	376,008	23,575
計	363	107	1,708,424	448,601

(63) 雇用保険の特定求職者雇用開発助成金(被災者雇用開発助成金)の支給が適正でなかったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定) (項)高齢者等雇用安定・促進費
部 局 等	4 労働局
支給の相手方	5 事業主
被災者雇用開発助成金の支給額の合計	9,699,725 円(平成 23 年度～25 年度)
不当と認める支給額	6,099,725 円(平成 23 年度～25 年度)

1 保険給付の概要

(1) 特定求職者雇用開発助成金

特定求職者雇用開発助成金は、雇用保険(前掲 242 ページの「雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの」参照)で行う事業のうちの雇用安定事業の一環として、雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)等に基づき、特定の求職者を雇い入れた事業主に対して、当該労働者の賃金の一部を助成するもので、特定就職困難者雇用開発助成金及び高年齢者雇用開発特別奨励金のほか、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令(平成 23 年厚生労働省令第 58 号)により、平成 23 年 5 月以降、当分の間、暫定措置として定められている被災者雇用開発助成金がある。

(2) 被災者雇用開発助成金の支給

被災者雇用開発助成金の支給要件は、次のいずれかに該当する者について、再就職を早急に支援するために、事業主が公共職業安定所等(以下「安定所等」という。)の紹介により、1 年以上継続して雇用することが見込まれる労働者として雇い入れることなどとなっている。

ア 東日本大震災(23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震(同月 12 日に発生した長野県北部を震源とする地震を含む。)及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下「震災」という。)に際し災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)が適用された市町村の区域(東京都に属するものを除く。以下「特定被災区域」という。)において就業していた者で、震災により離職を余儀なくされ、その後安定した職業に就いたことがない者

イ 特定被災区域に居住(震災により特定被災区域外に住所又は居所を変更している者を含み、震災の発生後に特定被災区域へ居住することとなった者を除く。)し、震災後安定した職業に就いたことがなく、23 年 3 月 11 日から 24 年 9 月 30 日までの間に安定所等から職業を紹介され、又は職業指導を受けた者その他求職活動を行った者(以下、ア及びイを合わせて「被災離職者等」という。)

そして、支給額は、原則として、新たに雇い入れた被災離職者等 1 人につき中小企業事業主以外の事業主の場合は 50 万円、中小企業事業主の場合は 90 万円となっており、これを 6 か月ごとに 2 回に分け、それぞれ 25 万円、45 万円ずつ支給することとなっている。

被災者雇用開発助成金の支給を受けようとする事業主は、当該助成金に係る支給申請書及び支給要件を満たした労働者に係る出勤簿等の添付書類を都道府県労働局(以下「労働局」という。)に提出することとなっている。そして、労働局は、支給申請書等に記載されている当該労働者の氏名、生年月日、雇用年月日、賃金の支払、事業主の過去の不正受給の有無等を審査した上で、支給決定を行い、これに基づいて被災者雇用開発助成金の支給を行うこととなっている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、事業主に対する被災者雇用開発助成金の支給決定が適正に行われているかに着眼して、全国47労働局のうち、21労働局において会計実地検査を行い、23年度から25年度までの間に被災者雇用開発助成金の支給を受けた事業主から164事業主を選定して、被災者雇用開発助成金の支給の適否について検査した。

検査に当たっては、事業主から提出された支給申請書等の書類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、更に当該労働局に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(2) 検査の結果

検査の結果、4労働局管内における5事業主は、既に雇い入れている者又は事実上雇入れが決定している者に形式的に安定所等の紹介を受けさせて、その紹介により雇い入れたこととして申請するなどしており、これら5事業主に対する被災者雇用開発助成金の支給額9,699,725円のうち6,099,725円は支給の要件を満たしていなかったもので支給が適正でなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主が誠実でなかったなどのため、支給申請書等の記載内容が事実と相違していたのに、上記の4労働局において、これに対する調査確認が十分でないまま支給決定を行っていたことによると認められる。

なお、これらの適正でなかった支給額については、本院の指摘により、全て返還の処置が執られた。

これらの適正でなかった支給額を労働局ごとに示すと次のとおりである。

労働局名	本院の調査に係る事業主数	不適正受給事業主数	左の事業主に支給した被災者雇用開発助成金	左のうち不当と認める被災者雇用開発助成金	
				千円	千円
北海道	18	2	3,399	3,399	
群馬	5	1	900	900	
埼玉	15	1	900	900	
新潟	26	1	4,500	900	
計	64	5	9,699	6,099	

(64) 雇用保険の事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の支給が適正でなかったもの (67)

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定)	(項)男女均等雇用対策費
部局等	4労働局	
支給の相手方	5事業主	

不当と認める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金	(1) 設置費助成金
	(2) 運営費助成金
事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の支給額の合計	(1) 43,805,000 円(平成 23、24 両年度)
	(2) 12,207,000 円(平成 23、24 両年度)
	計 56,012,000 円
不当と認める支給額	(1) 11,130,000 円(平成 23、24 両年度)
	(2) 8,799,000 円(平成 23、24 両年度)
	計 19,929,000 円

1 制度の概要

(1) 事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の概要

事業所内保育施設設置・運営等支援助成金(平成23年8月以前は事業所内保育施設設置・運営等助成金。以下「助成金」という。)は、雇用保険で行う事業のうちの雇用安定事業の一環として、職業生活と家庭生活の両立支援に対する事業主の取組を促し、もってその労働者の雇用の安定に資することを目的として、自ら雇用する労働者等の子の保育を行うために一定基準を満たす事業所内保育施設(以下「保育施設」という。)の設置、運営等を行った雇用保険の適用事業主等(以下「事業主等」という。)に対して、都道府県労働局(以下「労働局」という。)が支給しているものである。

(2) 助成金の支給

厚生労働省が定めた両立支援助成金支給要領(平成24年4月雇児発0401第5号。24年3月以前は平成23年9月雇児0901第13号等。以下「支給要領」という。)によれば、助成金の支給の要件は、専任の保育士を常時2名以上配置すること、保育施設の利用者の中に自ら雇用する労働者が1名以上いることなどとされている。

助成金の支給対象となる費用には、保育施設の設置費、運営費等がある。これらのうち、設置費を支給対象とする助成金(以下「設置費助成金」という。)の助成率は保育施設の建築等に要した費用の3分の2等で、その支給限度額は2300万円となっており、事業主等は、労働局の認定を受けた事業所内保育施設設置・運営計画に基づき保育施設を設置した後、保育施設の設置費等を記載した事業所内保育施設設置・運営等支援助成金支給申請書(23年8月以前は事業所内保育施設設置・運営等助成金支給申請書。以下「支給申請書」という。)に、工事請負契約書(工事費内訳書を含む。)、設置費等の領収書等を添付して労働局へ提出することとなっている。

また、運営費を支給対象とする助成金(以下「運営費助成金」という。)の支給期間は、保育施設の運営開始日から10年間などとなっており、その助成率は保育施設の運営に要した費用(専任の保育士等の人件費等)の合計額に対して、1年目から5年目までは3分の2等で、その支給限度額は保育施設の運営の形態等に応じた額となっている。そして、事業主等は、毎年1月から12月までの運営費等を記載した支給申請書に、保育士の賃金台帳、出勤簿、保育の実施状況を明らかにする保育日誌等を添付して翌年1月中旬に労働局に提出することとなっている。

支給要領によれば、支給申請書等の提出を受けた労働局は、支給申請書に記載された設置費等の金額が領収書や賃金台帳等から算出される金額と合致するかなど支給申請書等の内容を審査して、適切なものであると認めた場合、これらの書類に基づき助成金の額を算定した上で支給決定を行い、これに基づいて助成金の支給を行うこととされている。そして、労働局は、支給の要件を満たしていなかったことが支給後に判明したり、事業主等が偽りその他不正の行為により本来受けることのできない助成金の支給を受け、又は受けようとしたりなどした場合は、支給決定を取り消した上で支給した助成金を返還させることなどとされている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、事業主等に対する設置費助成金等の支給決定が適正に行われているかなどに着眼して、全国47労働局のうち、16労働局において会計実地検査を行い、22年度から25年度までの間に設置費助成金等の支給を受けた事業主等から57事業主等を選定して、設置費助成金等の支給の適否について事業主等から提出された支給申請書等の書類を確認するなどの方法により検査した。

(2) 検査の結果

検査の結果、4労働局管内における5事業主が、設置費助成金の支給申請に当たり、設置費助成金の支給対象とはならない部分に係る設置費を含めるなどしたり、運営費助成金の支給申請に当たり、専任の保育士を常時2名以上配置することとする支給の要件を満たしているように見せるために、実際には配置していない保育士を配置したなどとした虚偽の出勤簿を添付するなどしたりしているのに、4労働局は、これらの事業主に対して支給決定を行っていた。したがって、これら5事業主に対する設置費助成金等計56,012,000円のうち、19,929,000円は支給の要件を満たしていなかったもので支給が適正でなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、助成金の支給申請に係る審査に当たり、上記の4労働局において、事業主から提出された支給申請書や出勤簿等の記載内容が事実と相違するなどしていたのに、これに対する調査確認が十分でないまま支給決定を行っていたことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

埼玉労働局は、平成23年度に、管内の事業主Aから保育施設(267.66㎡)の設置費を18,760,571円とする支給申請書、工事請負契約書、領収書等の提出を受けて、これに基づき算定した設置費助成金10,920,000円をAに支給していた。しかし、この設置費18,760,571円はAの施設全体の面積(293.67㎡)に係る設置費であり、設置費助成金の支給対象とはならないAの業務で使用する事務室(26.01㎡)に係る設置費も含まれていたことから、当該事務室(26.01㎡)に係る設置費助成金968,000円は支給の要件を満たしていなかった。

また、同局は、24年1月から12月までの12か月分に係る運営費助成金について、Aから支給申請書、保育士の出勤簿等の提出を受けて、これに基づき算定した運営費助成金6,750,000円をAに支給していた。しかし、Aは、支給申請に当たり、専任の保育士を常時2名以上配置することとする支給の要件を満たしているように見せるために、実際には配置していない保育

士を配置したなどとした虚偽の出勤簿を添付するなどしていたことから、運営費助成金6,750,000円全額が支給の要件を満たしていなかった。

なお、これらの適正でなかった支給額については、本院の指摘により、全て返還の処置が執られた。

以上を労働局ごとに示すと次のとおりである。

労働局名	本院の調査に係る事業主数	不適正受給事業主数	左の事業主に支給した助成金 千円	左のうち不当と認める助成金 千円	摘 要
(64) 北海道	3	1	(1) 8,824	(1) 8,824	保育施設を目的外に貸し付けていたもの
(65) 埼玉県	6	1	(1) 10,920 (2) 6,750	(1) 968 (2) 6,750	専任の保育士を常時2名以上配置することとする支給の要件を満たしていなかったものなど
(66) 神奈川県	6	2	(1) 3,066 (2) 5,457	(1) 245 (2) 2,049	保育施設の利用者の中に自ら雇用する労働者が1名以上いることとする支給の要件を満たしていなかったものなど
(67) 大阪府	7	1	(1) 20,995	(1) 1,093	助成金の支給対象外となる経費を含めていたもの
(64)-(67)の計	22	5	(1) 43,805 (2) 12,207	(1) 11,130 (2) 8,799	
合 計			56,012	19,929	

(注) 「左の事業主に支給した助成金」及び「左のうち不当と認める助成金」の(1)は設置費助成金、(2)は運営費助成金に係る分である。

(68) 厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が適正でなかったもの

会計名及び科目	年金特別会計(厚生年金勘定) (項) 保険給付費
部 局 等	厚生労働本省
厚生年金保険の事業に関する事務の一部を委任し、又は委託している相手方	日本年金機構
支給の相手方	25人
老齢厚生年金の支給額の合計	28,436,364円(平成23年度～25年度)
不当と認める支給額	14,932,291円(平成23年度～25年度)

1 保険給付の概要

(1) 厚生年金保険の給付

厚生労働省は、厚生年金保険の事業に関する事務を所掌しており、当該事業に関する事務の一部を日本年金機構(以下「機構」という。)に委任し、又は委託している。そして、機構は、同省の監督の下に、本部、全国9ブロック本部、312年金事務所等において、当該委任され、又は委託された事務を実施している。

厚生年金保険(前掲235ページの「健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの」参照)において行う給付には、老齢厚生年金等がある。

(2) 老齢厚生年金

ア 老齢厚生年金の支給の原則

老齢厚生年金では、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)により、厚生年金保険の適用事業所に使用された期間(以下「被保険者期間」という。)を1か月以上有し、老齢基礎年金に係る保険料納付済期間が25年以上ある者等が65歳以上である場合に受給権者となる。

イ 特別支給の老齢厚生年金

特別支給の老齢厚生年金では、当分の間の特例として、原則60歳以上で被保険者期間を1年以上有し、老齢基礎年金に係る保険料納付済期間が25年以上ある者等が受給権者となっている。

ウ 特別支給の老齢厚生年金の給付額

特別支給の老齢厚生年金の給付額(以下「年金給付額」という。)は、受給権者の被保険者期間、被保険者期間における報酬、生年月日等を基に算定される額(以下「基本年金額」という。)と配偶者等について加算される額との合計額となっている。

エ 特別支給の老齢厚生年金の支給の停止

特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、厚生年金保険の適用事業所に常用的に使用されて被保険者となった場合において、総報酬月額相当額と基本月額(注)(基本年金額を12で除して得た額)との合計額が280,000円を超えるときなどには、基本年金額の一部又は年金給付額の全部の支給を停止することとなっている。

そして、この場合の支給停止の手続は次のとおりである。

- ① 厚生年金保険の適用事業所の事業主は、常用的に使用している者が受給権者であるときは、その者の年金手帳により氏名、基礎年金番号等を確認した上で、資格取得年月日、報酬月額等を記載した被保険者資格取得届を年金事務所に提出する。
- ② 年金事務所は、これを調査し確認した上で、届出内容を機構本部に伝達する。
- ③ 機構本部が届出内容に基づいて算定した受給権者に係る年金の支給停止額を厚生労働本省(以下「本省」という。)が確認し、決定する。

(注) 総報酬月額相当額 標準報酬月額と、受給権者が被保険者である日の属する月以前1年間の標準賞与額(総額)を12で除して得た額との合算額

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、厚生年金保険に係る届け書の提出が適正になされているかなどに着眼して、8ブロック本部の管轄区域内に所在する73年金事務所が管轄する事業所のうち、特別支給の老齢厚生年金の受給権者等を使用している122事業所について、平成23年度から25年度までの間における老齢厚生年金の支給の適否を検査した。

検査に当たっては、本省において機構本部から提出された年金の支給額に関する関係書類により、また、上記の73年金事務所において事業主から提出された厚生年金保険に係る届け書等の書類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、更に年金事務所に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(2) 検査の結果

検査したところ、5ブロック本部の管轄区域内に所在する13年金事務所が管轄する16事業所の特別支給の老齢厚生年金等の受給権者25人については、当該事業所において常用的に使用されて厚生年金保険の被保険者資格要件を満たして、総報酬月額相当額と基本月額との合計額が280,000円を超えるなどしていた。このような場合には、機構本部において、基本年金額の一部又は年金給付額の全部の支給を停止するための手続をとる必要があったのに、事業主から被保険者資格取得届が提出されていなかったことなどからこの手続がとられておらず、本省は、これらの25人について、基本年金額の一部又は年金給付額の全部の支給を停止していなかった。

したがって、上記の25人に対する老齢厚生年金の支給(支給額28,436,364円)のうち14,932,291円については、支給が適正でなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、受給権者又は事業主が制度を十分理解していなかったり誠実でなかったりして、事業主が前記の届出を適正に行っていなかったのに、前記の13年金事務所においてこれについての指導及び調査確認が十分でなかったこと、また、本省において機構に対する監督が十分でなかったことによると認められる。

なお、これらの適正でなかった支給額については、本院の指摘により、全て返還の処置が執られた。

これらの適正でなかった支給額をブロック本部ごとに示すと次のとおりである。

ブロック本部名	年金事務所	本院の調査に係る受給権者等数	不適正受給権者数	左の受給権者に係る支給額	左のうち不当と認める支給額
		人	人	千円	千円
東北	仙台北等	2	2	5,901	3,774
北関東・信越	飯田等	2	2	1,445	514
南関東	上野等	7	17	16,164	9,038
中部	岐阜南	1	3	3,394	714
四国	新居浜	1	1	1,529	889
計	13か所	224	25	28,436	14,932

医 療 費

(69) 医療費に係る国の負担が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省	(項)医療保険給付諸費 (項)生活保護費 (項)障害保健福祉費
部 局 等	厚生労働本省、7厚生(支)局(指導監督庁)、24都道府県	
国の負担の根拠	健康保険法(大正11年法律第70号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)、生活保護法(昭和25年法律第144号)等	
医療給付の種類	健康保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、生活保護法等に基づく医療	

実施主体	全国健康保険協会、都、道、県 12、市 305、特別区 14、町 135、村 13、後期高齢者医療広域連合 37、国民健康保険組合 34、計 553 実施主体
医療機関等数	医療機関 137、薬局 1
過大に支払われていた医療費に係る診療報酬項目等	入院基本料、リハビリテーション料、調剤報酬等
過大に支払われていた医療費の件数	114,184 件(平成 21 年度～25 年度)
過大に支払われていた医療費の額	857,306,230 円(平成 21 年度～25 年度)
不当と認める国の負担額	331,624,474 円(平成 21 年度～25 年度)

1 医療給付の概要

(1) 医療給付の種類

厚生労働省の医療保障制度には、後期高齢者医療制度、医療保険制度及び公費負担医療制度があり、これらの制度により次の医療給付が行われている。

ア 後期高齢者医療制度において、高齢者の医療の確保に関する法律(以下「高齢者医療確保法」という。)に基づき、各都道府県の区域内に住所を有する後期高齢者(75 歳以上の者又は 65 歳以上 75 歳未満の者で一定の障害の状態にある者をいう。以下同じ。)に対して後期高齢者医療の事務を処理するために当該都道府県の区域内の全ての市町村(特別区を含む。以下同じ。)が加入する後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)が行う医療

イ 医療保険制度の一環として、健康保険法、国民健康保険法等(以下「医療保険各法」という。)に規定する保険者が、医療保険各法に基づき、後期高齢者を除く被保険者(被扶養者を含む。以下同じ。)に対して行う医療

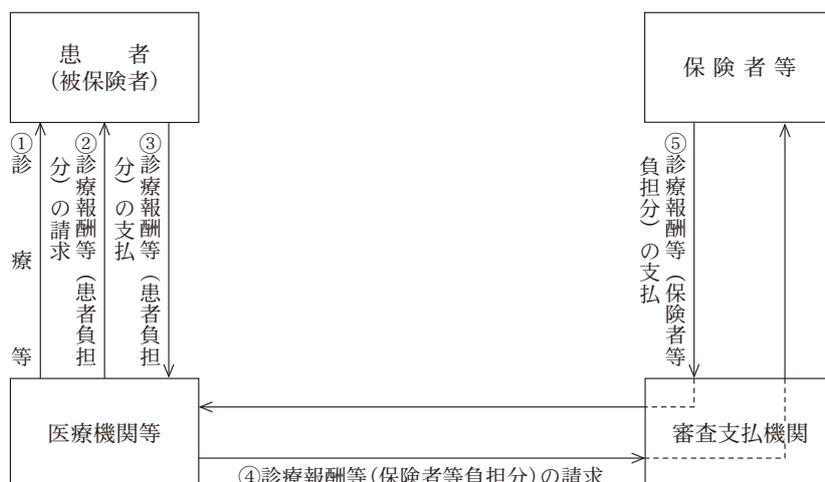
ウ 公費負担医療制度の一環として、都道府県又は市町村が、生活保護法に基づき被保護者に対して行う医療等

(2) 診療報酬又は調剤報酬

これらの医療給付においては、被保険者((1)ウの被保護者等を含む。以下同じ。)が医療機関で診察、治療等の診療を受けた場合又は薬局で薬剤の支給等を受けた場合に、広域連合、保険者、都道府県又は市町村(以下「保険者等」という。)及び患者が、これらの費用を医療機関又は薬局(以下「医療機関等」という。)に診療報酬又は調剤報酬(以下「診療報酬等」という。)として支払う。

診療報酬等の支払の手続は、次のとおりとなっている(図参照)。

図 診療報酬等の支払の手続



ア 診療等を担当した医療機関等は、診療報酬等として医療に要する費用を所定の診療点数又は調剤点数に単価(10円)を乗ずるなどして算定する。

イ 医療機関等は、上記診療報酬等のうち、患者負担分を患者に請求して、残りの診療報酬等(以下「医療費」という。)については、高齢者医療確保法に係るものは広域連合に、医療保険各法に係るものは各保険者に、また、生活保護法等に係るものは都道府県又は市町村に請求する。

このうち、保険者等に対する医療費の請求は、次のように行われている。

(ア) 医療機関等は、診療報酬請求書又は調剤報酬請求書(以下「請求書」という。)に医療費の明細を明らかにした診療報酬明細書又は調剤報酬明細書(以下「レセプト」という。)を添付して、これらを国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金(以下「審査支払機関」と総称する。)に毎月1回送付する。

(イ) 審査支払機関は、請求書及びレセプトにより請求内容を審査点検した後、医療機関等ごと、保険者等ごとの請求額を算定して、その後、請求額を記載した書類と請求書及びレセプトを各保険者等に送付する。

ウ 請求を受けた保険者等は、それぞれの立場から医療費についての審査点検を行って金額等を確認した上で、審査支払機関を通じて医療機関等に医療費を支払う。

(3) 国の負担

保険者等が支払う医療費の負担は次のようになっている。

ア 高齢者医療確保法に係る医療費(以下「後期高齢者医療費」という。)については、広域連合が審査支払機関を通じて支払うが、この費用は国、都道府県、市町村及び保険者が次のように負担している。

(ア) 高齢者医療確保法に基づき、原則として、国は12分の4を、都道府県及び市町村はそれぞれ12分の1を負担しており、残りの12分の6については、各保険者が納付する後期高齢者支援金及び後期高齢者の保険料が財源となっている。

(イ) 国民健康保険法に基づき、国は市町村等が保険者として納付する後期高齢者支援金に要する費用の額の一部を負担している。

(ウ) 健康保険法に基づき、国は全国健康保険協会が保険者として納付する後期高齢者支援金に要する費用の額の一部を負担している。

イ 医療保険各法に係る医療費については、国は、患者が、①全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者である場合の医療費は全国健康保険協会が支払った額の16.4%(平成22年6月30日以前は13%)を、②市町村が行う国民健康保険の一般被保険者である場合の医療費は市町村が支払った額の41%(23年度以前は43%)を、③国民健康保険組合が行う国民健康保険の被保険者である場合の医療費は国民健康保険組合が支払った額の47%をそれぞれ負担している。

ウ 生活保護法等に係る医療費については、国は都道府県又は市町村が支払った医療費の4分の3又は2分の1を負担している。

2 検査の結果

(1) 検査の観点及び着眼点

国民医療費は、医療の高度化や人口の高齢化に伴って、21年度に35兆円を超え、その後も毎年増加している。また、このうち後期高齢者医療費は、高齢化が急速に進展する中でその占める割合が3割を超えている。このような状況の中で医療費に対する国の負担も多額に上っていることから、本院は、後期高齢者医療費を中心に、合規性等の観点から、医療費の請求が適正に行われているかに着眼して検査した。

(2) 検査の対象及び方法

本院は、7厚生(支)局及び24都道府県において、保険者等の実施主体による医療費の支払について、レセプト、各種届出書、報告書等の書類により会計実地検査を行った。そして、医療費の支払について疑義のある事態が見受けられた場合は、地方厚生(支)局及び都道府県に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(3) 検査の結果

検査の結果、24都道府県に所在する137医療機関及び1薬局の請求に対して553実施主体において、21年度から25年度までの間における医療費が、114,184件で857,306,230円過大に支払われており、これに対する国の負担額331,624,474円は負担の必要がなかったものであり、不当と認められる。

これを診療報酬項目等の別に整理して示すと次のとおりである。

診療報酬項目等	実施主体 (医療機関等数)	過大に支払われていた医療費の件数	過大に支払われていた医療費の額	不当と認める国の負担額
		件	千円	千円
①入院基本料	161市区町村等 (71)	9,877	591,612	234,802
②リハビリテーション料	100市区町村等 (17)	13,236	74,212	29,286
③初診料・再診料	188市区町村等 (20)	29,910	74,647	26,735
④在宅医療料	52市町等 (11)	7,560	37,814	13,637
⑤医学管理料	138市町村等 (13)	9,947	38,728	13,510
⑥入院基本料等加算	84市区町村等 (3)	4,882	30,787	10,544
⑦処置料等	16市町等 (2)	207	3,886	1,416
①-⑦の計	514実施主体 (137)	75,619	851,688	329,932
⑧調剤報酬	64市区町等 (1)	38,565	5,617	1,692
①-⑧の計	553実施主体 (138)	114,184	857,306	331,624

注(1) 複数の診療報酬項目について不適正と認められる請求があった医療機関については、最も多額な診療報酬項目で整理した。

注(2) 計欄の実施主体数は、各診療報酬項目等の中で実施主体が重複することがあるため、各診療報酬項目等の実施主体数を合計したものとは一致しない。

注(3) ⑦処置料等には、処置料のほかに、検査料を含む。

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められる。

ア 実施主体及び審査支払機関において、医療機関等から不適正と認められる医療費の請求があったのにこれに対する審査点検が十分でなかったこと

イ 地方厚生(支)局等及び都道府県において、医療機関等に対する指導が十分でなかったこと

(4) 過大に支払われていた事態の詳細等

前記の医療費が過大に支払われていた事態について、主な診療報酬項目等の別に、その算定方法及び検査の結果の詳細を示すと次のとおりである。

ア 入院基本料

診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定基準」という。)等によれば、入院基本料のうち療養病棟入院基本料は、療養病棟に入院している患者に対して、患者の疾患、状態等について厚生労働大臣が定める区分に従い、1日につき所定の点数を算定することとされている。

検査したところ、18都道府県に所在する71医療機関において、入院基本料等の請求が不適正と認められるものが9,877件あった。その主な態様は、療養病棟入院基本料に定められた区分のうち、より低い点数の区分の状態等にある患者に対して、高い区分の点数で算定していたものである。

このため、上記9,877件の請求に対して、161市区町村等において医療費が591,612,522円過大に支払われており、これに対する国の負担額234,802,008円は負担の必要がなかったものである。

イ リハビリテーション料

算定基準等によれば、リハビリテーション料には、運動器リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料等がある。これらは、専従の常勤理学療法士等が勤務していることなどの厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生(支)局長に届け出た医療機関においてリハビリテーションを行った場合に、発症、手術等から150日以内に限り、その届出に係る所定の点数を算定することなどとされている。そして、この場合には、レセプトの摘要欄に当該疾患名、発症日等を記載することとされている。

検査したところ、8都道府県に所在する17医療機関において、リハビリテーション料等の請求が不適正と認められるものが13,236件あった。その主な態様は、次のとおりである。

(ア) 新たな疾患を発症していないのに、レセプトの摘要欄に新たな疾患名、発症日等を繰り返し記載して、150日を超えて運動器リハビリテーション料を算定していた。

(イ) 専従の常勤理学療法士等が勤務しておらず、厚生労働大臣が定める施設基準に適合していないのに、脳血管疾患等リハビリテーション料等を算定していた。

このため、上記13,236件の請求に対して、100市区町村等において医療費が74,212,530円過大に支払われており、これに対する国の負担額29,286,330円は負担の必要がなかったものである。

ウ 初診料・再診料

算定基準等によれば、初診料は、患者の傷病について医学的に初診といわれる医師の診療行為があったときに、また、再診料は、その後の診療行為の都度、それぞれ算定することとされている。ただし、指定障害者支援施設等に配置されている医師(以下「配置医師」という。)が当該施設の入所者に対して行う診療については、障害者自立支援法等の自立支援給付等として行われるものであることから、初診料及び再診料は算定できないこととされている。

検査したところ、8道県に所在する20医療機関において、初診料・再診料等の請求が不適正と認められるものが29,910件あった。その主な態様は、配置医師が指定障害者支援施設の入所者に対して行った診療について、初診料、再診料等を算定していたものである。

このため、上記29,910件の請求に対して、188市区町村等において医療費が74,647,345円過大に支払われており、これに対する国の負担額26,735,037円は負担の必要がなかったものである。

エ 在宅医療料

算定基準等によれば、在宅医療料のうち在宅患者訪問診療料等は、在宅での療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して、医療機関が計画的な医学管理の下に定期的に訪問して診療を行った場合等に算定することとされている。ただし、特別養護老人ホーム等は医師の配置が義務づけられている施設であることから、当該施設の入所者に対して行う診療については、原則として在宅患者訪問診療料等は算定できないこととされている。

検査したところ、7都道県に所在する11医療機関において、在宅医療料等の請求が不適正と認められるものが7,560件あった。その態様は、特別養護老人ホーム等の入所者に対して行った診療について、在宅患者訪問診療料等を算定していたものである。

このため、上記7,560件の請求に対して、52市町等において医療費が37,814,426円過大に支払われており、これに対する国の負担額13,637,737円は負担の必要がなかったものである。

オ 医学管理料

算定基準等によれば、医学管理料のうち特定疾患療養管理料等は、生活習慣病等を主病とする患者に対して、治療計画に基づき療養上必要な管理を行った場合等に算定することとされている。ただし、配置医師が指定障害者支援施設等の入所者に対して行う診療については、障害者自立支援法等の自立支援給付等として行われるものであることから、特定疾患療養管理料等は算定できないこととされている。

検査したところ、6道府県に所在する13医療機関において、医学管理料等の請求が不適正と認められるものが9,947件あった。その態様は、配置医師が指定障害者支援施設等の入所者に対して行った診療について、特定疾患療養管理料等を算定していたものである。

このため、上記9,947件の請求に対して、138市町村等において医療費が38,728,129円過大に支払われており、これに対する国の負担額13,510,231円は負担の必要がなかったものである。

カ 入院基本料等加算

算定基準等によれば、入院基本料等加算のうち療養病棟療養環境加算等は、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生(支)局長に届け出た医療機関において、その基準に掲げる区分に従い所定の点数を算定することとされている。ただし、患者の選定に係る特別の病室に入院していて特別の料金を徴収している患者については療養病棟療養環境加算等は算定できないこととされている。

検査したところ、3県に所在する3医療機関において、入院基本料等加算の請求が不適正と認められるものが4,882件あった。その主な態様は、患者の選定に係る特別の病室に入院していて特別の料金を徴収している患者について、療養病棟療養環境加算等を算定していたものである。

このため、上記4,882件の請求に対して、84市区町村等において医療費が30,787,298円過大に支払われており、これに対する国の負担額10,544,036円は負担の必要がなかったものである。

キ 調剤報酬

算定基準等によれば、調剤技術料のうち調剤基本料は、患者等が提出する処方せんの受付回数1回につき40点を算定することとされている。ただし、処方せんの受付回数が1月に4,000回を超え、かつ、受け付けた処方せんのうち特定の医療機関に係るものの受付回数の割合が70%を超える場合については、処方せんの受付回数1回につき24点を算定することとされている。^(注)

検査したところ、1県に所在する1薬局において、調剤報酬の請求が不適正と認められるものが38,565件あった。その態様は、1月の処方せんの受付回数が4,000回を超えており、かつ、特定の医療機関に係る処方せんの受付回数の割合が全体の70%を超えているのに、調剤基本料について処方せんの受付回数1回につき40点を算定していたものである。

このため、上記38,565件の請求に対して、64市区町村等において医療費が5,617,680円過大に支払われており、これに対する国の負担額1,692,259円は負担の必要がなかったものである。

(注) 平成26年4月の診療報酬改定により、従来の調剤基本料40点及び24点は、それぞれ41点及び25点に変更されている。

前記の医療費が過大に支払われていた事態について、医療機関等の所在する都道府県別に示すと次のとおりである。

都道府県名	実施主体 (医療機関等数)	過大に支払わ れていた医療 費の件数	過大に支払わ れていた医療 費の額	不当と認める 国の負担額	摘 要
		件	千円	千円	
北海道	82 市町村等 (21)	12,088	100,712	39,626	①②③④⑤
栃木県	10 市町等 (3)	183	10,485	4,088	①
群馬県	18 市区町等 (9)	580	45,502	19,641	①
東京都	23 市区等 (10)	2,444	134,982	50,660	①②④
神奈川県	24 市区等 (3)	855	46,823	17,390	①
新潟県	8 市町等 (2)	808	41,569	15,876	①②
福井県	16 市町等 (2)	5,620	9,565	2,822	③
山梨県	56 市区町村等 (2)	2,482	10,326	3,677	①⑥
岐阜県	6 市町等 (1)	34	2,369	773	①
静岡県	36 市区町等 (5)	4,112	21,089	7,616	①③
愛知県	50 市町等 (26)	10,782	147,821	58,751	①②③④⑤⑥⑦
京都府	27 市町等 (5)	3,049	29,759	11,658	①②⑤
大阪府	68 市町村等 (6)	7,404	61,173	27,770	①②
兵庫県	67 市町等 (17)	11,019	83,782	29,725	①②③④⑤⑥
鳥取県	29 市町村等 (5)	2,652	14,481	5,311	①③⑦
岡山県	6 市等 (3)	258	8,584	3,369	①②
広島県	9 市町等 (2)	1,265	4,450	1,676	④
香川県	13 市等 (1)	1,512	3,463	1,461	④
福岡県	46 市町等 (7)	5,024	32,339	12,318	①④⑤
熊本県	19 市町等 (1)	1,701	2,340	751	③
大分県	12 市町等 (2)	1,196	4,455	1,555	③⑤
宮崎県	3 市等 (3)	427	28,523	11,061	①
鹿児島県	64 市区町等 (1)	38,565	5,617	1,692	⑧
沖縄県	3 市町等 (1)	124	7,086	2,346	①
計	553 実施主体 (138)	114,184	857,306	331,624	

注(1) 計欄の実施主体数は、都道府県の間で実施主体が重複することがあるため、各都道府県の実施主体数を合計したものとは一致しない。

注(2) 摘要欄の①から⑧までは、本文(257 ページ)の2(3)の検査の結果の診療報酬項目等の別に対応している。

補 助 金

第3章
第1節
第9
厚生労働省

(70)
(253) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省	(項)医療提供体制基盤整備費 (項)医療保険給付諸費(平成19年度以前は、(項)国民健康保険助成費) (項)高齢者等雇用安定・促進費 (項)保育所運営費 (項)子ども・子育て支援対策費(平成22年度は(項)地域子育て支援対策費、21年度以前は年金特別会計(児童手当勘定)(項)児童育成事業費) (項)生活保護費 (項)障害保健福祉費 (項)介護保険制度運営推進費 (項)厚生労働科学研究費 (項)東日本大震災復旧・復興高齢者等雇用安定・促進費 労働保険特別会計(雇用勘定) (項)地域雇用機会創出等対策費 年金特別会計(子どものための金銭の給付勘定) (項)育成事業費(平成23年度以前は、年金特別会計(児童手当及び子ども手当勘定)(項)児童育成事業費) (項)子どものための金銭の給付交付金
部 局 等	厚生労働本省、関東信越厚生局、国立がんセンター(平成22年4月1日以降は独立行政法人国立がん研究センター)、34都道府県	
補助等の根拠	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)等	
補助事業者等(事業主体等)	道、県12、市109、区2、町17、村4、法人1、研究者3、計149 補助事業者等(道、県9、市109、区2、町17、村4、法人1、研究者3、計146事業主体等)	
間接補助事業者等(事業主体)	市6、町2、法人1、計9間接補助事業者等	
国庫補助金等	療養給付費負担金、財政調整交付金、障害者自立支援給付費負担金等	

上記の国庫補助金等交付額の合計	416,319,385,575 円
不当と認める国庫補助金等交付額の合計	2,355,231,733 円

1 補助金等の概要

厚生労働省所管の補助事業は、地方公共団体等が事業主体又は保険者となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体等に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合规性等の観点から、国庫補助金等の交付額の算定が適切に行われているかなどに着眼して、44 都道府県、733 市区町村、2 一部事務組合、1 広域連合及び78 法人等において、実績報告書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、10 道県、135 市区町村、5 法人等、計 150 事業主体等(うち 5 事業主体等が補助事業者等と間接補助事業者の両方に該当する。)が療養給付費負担金、財政調整交付金、障害者自立支援給付費負担金等を受けて実施した事業等において、補助金等が過大に交付されているなどして、これらに係る国庫補助金 2,355,231,733 円が不当と認められる。

これを補助金等別に掲げると次のとおりである。

(1) 地域医療再生臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施した事業が補助の対象とならないもの 1 件 不当と認める国庫補助金 28,490,000 円

地域医療再生臨時特例交付金(以下「交付金」という。)は、「平成 21 年度地域医療再生臨時特例交付金の交付について」(平成 21 年厚生労働省発医政第 0605003 号)に基づき、医療機能の強化の取組等、地域における医療課題の解決に向けて都道府県が策定する地域医療再生計画に基づく事業を支援することを目的として、都道府県に設置する基金(以下「地域医療再生基金」という。)の造成に必要な経費を国が交付するものである。

都道府県は、「地域医療再生臨時特例交付金の運営について」(平成 21 年医政発第 0605008 号)に基づき、地域医療再生計画の範囲内で、必要に応じ、都道府県以外の者(以下「事業者」という。)等が行う地域医療再生基金を活用して行われる事業(以下「基金事業」という。)に必要な経費を地域医療再生基金から取り崩し、支出することとなっている(以下、地域医療再生基金から取り崩して支出したものを「助成金」という。)。また、都道府県は、事業者が行う基金事業に係る助成金の交付申請等の事務手続等に関する助成要綱を定めることとなっている。そして、事業者は、毎年度、基金事業の実績報告書を都道府県に提出することとなっている。

本院が、19 都道府県において基金事業に係る助成金の交付を受けた 59 事業主体を対象に会計実地検査を行ったところ、次のような事態が見受けられた。

部局等	補助事業者	間接補助事業者等	補助事業	年度	基金使用額	左に対する交付金交付額	不当と認める基金使用額	不当と認める交付金相当額
					千円	千円	千円	千円
(70) 厚生労働本省	岡山県	社会福祉法人恩賜財団済生会支部岡山県済生会	地域医療再生基金	22	28,490	28,490	28,490	28,490
		(事業主体)						

岡山済生会総合病院を運営する社会福祉法人恩賜財団済生会支部岡山県済生会(以下「済生会」という。)は、平成22年度に基金事業として実施した超音波診断装置等の購入を行うに当たり、岡山県の助成要綱等で交付決定の条件として行うことが定められた一般競争入札又は3社以上による指名競争入札のうち、後者を23年3月に行い、同月に購入したとする実績報告書等を同県に提出し、これにより同県から助成金28,490,000円(交付金相当額同額)の交付を受けていた。

しかし、上記の購入の契約等の事務手続を行った同病院は、上記交付決定の条件に反して、実際には指名競争入札を行っておらず、22年9月に3社による見積合わせにより超音波診断装置等を購入していた。そして、同病院は、同県に対し、指名競争入札を行ったこととする虚偽の入札結果等を報告していた。さらに、実際の契約日及び納品日とは異なる日付を記載した虚偽の契約書等を作成し、済生会はこの実績報告書に添付して提出していた。

したがって、同病院が本件基金事業で実施した医療機器の購入は補助の対象とは認められず、これに係る済生会への助成金交付額28,490,000円(交付金相当額同額)が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、済生会において基金事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、同県において済生会から提出された実績報告書等の審査及び確認が十分でなかったこと、厚生労働省において同県に対する指導及び監督が十分でなかったことなどによると認められる。

(2) 国民健康保険の療養給付費補助金が過大に交付されていたもの

1件 不当と認める国庫補助金 22,210,778円

国民健康保険は、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)又は国民健康保険組合(以下「国保組合」という。)が保険者となって、被用者保険の被保険者及びその被扶養者等を除き、当該市町村の区域内に住所を有する者等を被保険者として、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して、療養の給付、出産育児一時金の支給、葬祭費の支給等を行う保険である。そして、保険者である国保組合の数は、平成25年度末現在で164となっている。

国保組合は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、主たる事務所の所在地の都道府県知事の認可を受けて設立され、都道府県知事の認可を受けた規約において定めた同種の事業又は業務に従事する者で当該国保組合の地区内に住所を有する者を組合員として組織することとなっており、国保組合が行う国民健康保険の被保険者は、これらの組合員及びその世帯に属する者となっている。

また、常時5人以上の従業員を使用する建設、医療等の事業を行う事業所又は法人事業所は、健康保険法(大正11年法律第70号)の適用を受けることとなっており、これらの事業所(以下「適用事業所」という。)に常時使用される者等は、健康保険の被保険者となることとなっている。ただし、国保組合の組合員を使用する事業所が新たに適用事業所としての要件を満たすこととなるなどの場合において、当該事業所に使用される者が、厚生労働大臣(21年12月以前は社会保険庁長官)等に健康保険の適用を受けないこと(以下「適用除外」という。)とする申請を行い、承認を受けた場合には、従前どおり国保組合が行う国民健康保険の被保険者として取り扱われることとなっている。

国民健康保険については各種の国庫助成が行われており、その一環として、国保組合が行う国民健康保険の事業運営の安定化を図るなどのために、国民健康保険法に基づき、国保組合に対して療養給付費補助金、事務費負担金等が交付されている。

このうち、療養給付費補助金の交付額は、①9年9月以降国保組合の組合員となった者のうち健康保険の適用除外の承認を受けた者及びその世帯に属する者の医療給付費(以下「特定分の医療給付費」という。)については100分の13に相当する額、②これ以外の被保険者の医療給付費(以下「一般分の医療

給付費」という。)については100分の32に相当する額の合算額等とすることとなっている。

(注) 医療給付費 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る被保険者の一部負担金に相当する額を控除した額及び入院時食事療養費、療養費、高額療養費等の支給に要する費用の額の合算額

療養給付費補助金等の交付手続については、①交付を受けようとする国保組合は都道府県に交付申請書を提出して、②これを受理した都道府県は、その内容を添付書類により、また、必要に応じて現地調査を行うことにより審査した上で厚生労働省に提出して、③厚生労働省はこれに基づき交付決定を行い療養給付費補助金等を交付することとなっている。そして、④当該年度の終了後に、国保組合は都道府県に事業実績報告書を提出して、⑤これを受理した都道府県は、その内容を審査した上で厚生労働省に提出して、⑥厚生労働省はこれに基づき交付額の確定を行うこととなっている。

本院は、17都道府県の28国保組合において、会計実地検査を行った。その結果、東京都の1国保組合において、次のとおり適切でない事態が見受けられた。

部局等	補助事業者(保険者)	補助金等の種類	年度	国庫補助金等交付額	不当と認める国庫補助金等交付額	摘要
(71) 東京都	東京都薬剤師国民健康保険組合	療養給付費補助金	17~21	千円 1,389,155	千円 22,210	特定分の医療給付費を一般分の医療給付費に含めていたもの

上記の国保組合は、療養給付費補助金の実績報告における医療給付費の算定に当たり、組合員計103人及びその世帯に属する者計71人の医療給付費が特定分の医療給付費に該当するのにも、これを同補助金の交付割合が高い一般分の医療給付費に含めていたため、同補助金計22,210,778円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同国保組合において基礎資料の確認が十分でないなど事務処理が適切でなかったこと、東京都において事業実績報告書の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(3) 国民健康保険の療養給付費負担金が過大に交付されていたもの

53件 不当と認める国庫補助金 809,952,587円

国民健康保険は、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)等が保険者となつて、被用者保険の被保険者及びその被扶養者等を除き、当該市町村の区域内に住所を有する者等を被保険者として、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して、療養の給付、出産育児一時金の支給、葬祭費の支給等を行う保険である。

市町村が行う国民健康保険の被保険者は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、一般被保険者と退職被保険者^(注1)及びその被扶養者(以下「退職被保険者等」という。)とに区分されている。国民健康保険の被保険者の資格を取得している者が退職被保険者となるのは、当該被保険者が厚生年金等の受給権を取得した日(ただし、国民健康保険の資格取得年月日以前に年金受給権を取得している場合は国民健康保険の資格取得年月日。以下「退職者該当年月日」という。)となっている。そして、退職被保険者等となったときは、年金証書等が到達した日の翌日から起算して14日以内に市町村に届出をすることなどとなっている。

(注1) 退職被保険者 被用者保険の被保険者であった者で、退職して国民健康保険の被保険者となり、かつ、厚生年金等の受給権を取得した場合に65歳に達するまでの間において適用される資格を有する者

国民健康保険については各種の国庫助成が行われており、その一つとして、市町村が行う国民健康保険の事業運営の安定化を図るために、同法に基づき療養給付費負担金(以下「国庫負担金」という。)が交付されている。

国庫負担金の交付の対象は、一般被保険者に係る医療費(平成19年度以前は老人保健法(昭和57年法律第80号)による医療を受けることができる者に係る医療費(被用者保険の保険者等が拠出する老人保健医療費拠出金等で負担)を除く。)となっており、退職被保険者等に係る医療費については、被用者保険の保険者が拠出する療養給付費等交付金等で負担することとなっていることから、国庫負担金の交付の対象となっていない。

毎年度の国庫負担金の交付額は、「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令」(昭和34年政令第41号。平成20年3月以前は「国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令」)等に基づき、次のとおり算定することとなっている。

$$\begin{array}{c}
 \boxed{\text{一般被保険者に係る医療給付費}} - \boxed{\text{保険基盤安定繰入金(注2)の1/2}} + \boxed{\text{前期高齢者納付金等(注3)(平成20年4月以降)}} = \boxed{\text{国庫負担対象費用額}} \\
 \\
 \boxed{\text{国庫負担対象費用額}} \times \boxed{\text{国の負担割合(注4)}} = \boxed{\text{交付額}}
 \end{array}$$

(注2) 保険基盤安定繰入金 市町村が、一般被保険者の属する世帯のうち、低所得者層の負担の軽減を図るために減額した保険料又は保険税の総額について、当該市町村の一般会計から国民健康保険に関する特別会計に繰り入れた額

(注3) 前期高齢者納付金等 「高齢者の医療の確保に関する法律」(昭和57年法律第80号)の規定により社会保険診療報酬支払基金の高齢者医療制度関係業務に要する費用として納付する前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金(前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額)

(注4) 国の負担割合 平成16年度までは40/100、17年度は36/100、18年度から23年度までは34/100、24年度以降は32/100

このうち、一般被保険者に係る医療給付費は、療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る被保険者の一部負担金に相当する額を控除した額と入院時食事療養費、療養費、高額療養費等の支給に要する費用の額との合算額とすることとなっている。

ただし、届出が遅れるなどしたために退職被保険者等の資格が遡って確認された場合には、一般被保険者に係る医療給付費から、退職者該当年月日以降に一般被保険者に係るものとして支払った医療給付費を控除することとなっている。

また、都道府県又は市町村が、国の負担金等の交付を受けずに自らの負担で、年齢その他の事由により被保険者の全部又は一部について、その一部負担金に相当する額の全部又は一部を当該被保険者に代わり医療機関等に支払う措置(以下「負担軽減措置」という。)を講じている場合がある。そして、負担軽減措置の対象者の延べ人数が一定の規模以上の場合には、負担軽減措置の対象者に係る療養の給付に要する費用の額等に、被保険者の負担の軽減の度合いに応じた所定の率を乗じて減額調整(注5)を行うこととなっている。

(注5) 減額調整 被保険者が医療機関等の窓口で支払う一部負担金を軽減させると、一般的に受診が増えて医療給付費の増加(波及増)が生ずるとされており、これにより増加した医療給付費を国庫負担対象費用額に含めると、他の市町村との公平を欠くことから、この増加分を減額するために調整すること

国庫負担金の交付手続については、①交付を受けようとする市町村は都道府県に交付申請書を提出して、②これを受理した都道府県は、その内容を添付書類により、また、必要に応じて現地調査を行うことにより審査した上で厚生労働省に提出して、③厚生労働省はこれに基づき交付決定を行い国庫負担金を交付することとなっている。そして、④当該年度の終了後に、市町村は都道府県に事業実績報告書を提出して、⑤これを受理した都道府県は、その内容を審査した上で厚生労働省に提出して、⑥厚生労働省はこれに基づき交付額の確定を行うこととなっている。

本院は、34 都道府県の 323 市区町村において、19 年度から 24 年度までの間に交付された国庫負担金について、会計実地検査を行った。その結果、17 都府県の 53 市町村において、負担軽減措置の対象となっている医療給付費に係る減額調整を誤っていたり、一般被保険者に係る医療給付費を過大に算定していたり、遡及して退職被保険者等の資格を取得した者(以下「遡及退職被保険者等」という。)に係る遡及期間中の医療給付費を控除していなかったりするなどしていたため、国庫負担金交付額計 126,318,547,849 円のうち計 809,952,587 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、上記の 53 市町村において制度の理解が十分でなく事務処理が適切でなかったこと、上記の 17 都府県において事業実績報告書の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について事例を示すと次のとおりである。

<事例>

熊本市は、平成 23 年度の国庫負担金の実績報告に当たり、一般被保険者に係る医療給付費の算定において、遡及退職被保険者等について、退職者該当年月日以降に一般被保険者に係るものとして支払った 23 年度以前分の医療給付費の一部を控除していなかったため、国庫負担対象費用額を過大に算定していた。

その結果、国庫負担金が 64,209,161 円過大に交付されていた。

以上を部局等別・交付先(保険者)別に示すと次のとおりである。

部局等	交付先 (保険者)	年 度	国庫負担 対象費用 額	左に対す る国庫負 担金	不当と認 める国庫 負担対象 費用額	不当と認 める国庫 負担金	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(72)	青森県 八戸市	19~23	48,676,700	16,549,355	128,289	43,618	一般被保険者に係る医療給付費を過大に算定していたもの
(73)	同 三沢市	20~23	6,989,087	2,375,398	86,080	29,267	一般被保険者に係る医療給付費を過大に算定していたものなど
(74)	同 上北郡 六ヶ所村	22	483,313	164,223	3,704	1,259	遡及退職被保険者等に係る遡及期間中の医療給付費を控除していなかったもの
(75)	秋田県 大館市	19~23	12,708,440	4,320,534	58,356	19,841	一般被保険者に係る医療給付費を過大に算定していたもの
(76)	栃木県 矢板市	23	1,464,333	497,873	22,652	7,701	一般被保険者に係る医療給付費を過大に算定していたものなど
(77)	東京都 小平市	21	5,792,039	1,969,365	6,976	2,334	遡及退職被保険者等に係る遡及期間中の医療給付費を控除していなかったもの
(78)	新潟県 新潟市	(注8) 19、20	53,094,015	18,050,223	393,472	133,790	負担軽減措置の対象となっている医療給付費に係る減額調整を誤っていたもの
(79)	同 長岡市	(注8) 19、20	16,531,717	5,616,141	131,754	44,784	同
(80)	同 三条市	(注8) 19、20	6,783,115	2,305,896	38,472	13,080	同

	部局等	交付先 (保険者)	年 度	国庫負担 対象費用 額	左に対す る国庫負 担金	不当と認 める国庫 負担対象 費用額	不当と認 める国庫 負担金	摘 要	
				千円	千円	千円	千円		
第3章 第1節 第9 厚生労働省	(81)	新潟県	柏崎市	19~22	10,899,887	3,704,384	63,651	21,641	負担軽減措置の対象となつている医療給付費に係る減額調整を誤つていたもの
	(82)	同	新発田市	19、20 (注8)	6,314,197	2,145,994	34,484	11,724	同
	(83)	同	小千谷市	19、20 (注8)	2,368,720	805,213	18,995	6,458	同
	(84)	同	加茂市	19~22 (注8)	4,100,802	1,394,087	43,985	14,955	同
	(85)	同	十日町市	19、20	4,402,113	1,496,663	23,502	7,990	同
	(86)	同	見附市	19~22 (注8)	4,533,371	1,541,155	14,943	5,080	同
	(87)	同	村上市	19、20	3,472,865	1,180,812	25,313	8,606	同
	(88)	同	燕市	19~22	11,289,915	3,838,481	72,927	24,795	同
	(89)	同	糸魚川市	19~22 (注8)	5,329,354	1,815,362	23,869	8,115	同
	(90)	同	妙高市	19、20 (注8)	2,258,225	767,409	16,052	5,456	同
	(91)	同	五泉市	19、20	3,971,379	1,349,378	44,017	14,965	同
	(92)	同	上越市	19~22	23,597,610	8,020,255	270,901	92,106	同
	(93)	同	阿賀野市	19~22	6,823,691	2,318,712	50,621	17,211	同
(94)	同	佐渡市	19~22	9,342,618	3,175,874	59,440	20,209	同	
(95)	同	魚沼市	19~22	5,752,697	1,955,764	33,860	11,505	同	
(96)	同	南魚沼市	19~22 (注8)	9,298,580	3,161,056	84,039	28,573	同	
(97)	同	胎内市	19、20 (注8)	2,271,564	772,196	11,196	3,806	同	
(98)	同	北蒲原郡 聖籠町	19、20	970,662	329,533	9,190	3,123	同	
(99)	同	東蒲原郡 阿賀町	19、20 (注8)	1,280,223	435,277	8,762	2,979	同	
(100)	同	中魚沼郡 津南町	19~22	1,656,411	563,191	11,179	3,801	同	
(101)	同	岩船郡 朝日村	19 (注7)	410,858	139,539	3,079	1,047	同	
(102)	同	岩船郡 山北町	19 (注7)	376,313	127,945	3,112	1,058	同	
(103)	静岡県	富士市	23	8,669,506	2,947,632	65,441	22,249	一般被保険者に係る医療給付費を過大に算定していたもの	
(104)	同	掛川市	23	3,336,693	1,134,475	4,356	1,481	同	
(105)	同	裾野市	24	1,599,210	509,302	4,539	1,543	遡及退職被保険者等に係る遡及期間中の医療給付費を控除していなかったもの	
(106)	同	湖西市	24	1,450,470	460,951	(注6) —	2,381	集計を誤って国庫負担金を過大に算定していたもの	
(107)	三重県	桑名郡 木曾岬町	23	232,776	81,212	5,364	3,892	遡及退職被保険者等に係る遡及期間中の医療給付費を控除していなかったもの	
(108)	大阪府	羽曳野市	23	4,102,967	1,395,008	51,413	13,846	同	
(109)	和歌山県	伊都郡 かつらぎ町	22	929,503	316,031	20,892	7,103	同	
(110)	鳥取県	東伯耆郡 琴浦町	23	861,123	294,063	(注6) —	1,456	集計を誤って国庫負担金を過大に算定していたもの	
(111)	岡山県	笠岡市	23	1,771,174	599,711	11,278	3,834	遡及退職被保険者等に係る遡及期間中の医療給付費を控除していなかったもの	
(112)	愛媛県	伊予市	20~23	6,335,607	2,154,382	10,714	3,642	一般被保険者に係る医療給付費を過大に算定していたもの	
(113)	福岡県	直方市	19~23	12,224,699	4,132,361	13,200	4,488	同	

部局等	交付先 (保険者)	年 度	国庫負担 対象費用 額	左に対す る国庫負 担金	不当と認 める国庫 負担対象 費用額	不当と認 める国庫 負担金	摘 要	
			千円	千円	千円	千円		
(114)	福岡県 宮若市	19~23	6,712,173	2,275,505	27,653	9,395	一般被保険者に係る医療給付費を過大に算定していたものなど	第3章
(115)	長崎県 東彼杵郡 東彼杵町	23、24	898,668	295,767	8,755	2,869	一般被保険者に係る医療給付費を過大に算定していたもの	第1節
(116)	同 東彼杵郡 川棚町	23	671,780	228,387	12,912	4,390	同	第9
(117)	同 南松浦郡 新上五島町	24	1,116,562	357,790	11,931	3,818	同	厚生労働省
(118)	熊本県 熊本市	23	31,363,263	10,663,519	188,850	64,209	遡及退職被保険者等に係る遡及期間中の医療給付費を控除していなかったもの	
(119)	同 人吉市	23	1,438,765	498,333	(注6) —	9,153	集計を誤って国庫負担金を過大に算定していたもの	
(120)	大分県 佐伯市	23	4,156,830	1,423,534	(注6) —	10,212	同	
(121)	宮崎県 延岡市	22	5,655,083	1,922,724	44,204	15,029	遡及退職被保険者等に係る遡及期間中の医療給付費を控除していなかったもの	
(122)	同 日南市	22	2,970,393	1,009,939	19,835	6,786	同	
(123)	同 串間市	21	1,200,021	407,850	5,695	1,936	同	
(124)	同 児湯郡 新富町	22	949,286	322,757	15,595	5,339	同	
(72)-(124)の計			371,891,392	126,318,547	2,319,524	809,952		

(注6) 湖西市、人吉市、佐伯市及び琴浦町は、集計を誤って国庫負担金を過大に算定していたもので、国庫負担対象費用額の算出には誤りはなかったことから、本表の「不当と認める国庫負担対象費用額」欄には計数を掲げていない。

(注7) 平成20年4月1日以降は村上市

(注8) 新潟、長岡、三条、新発田、小千谷、十日町、村上、妙高、五泉、胎内各市、聖籠、阿賀両町は、平成21、22両年度においても、他年度と同様に負担軽減措置の対象となっている医療給付費の減額調整を誤っていたが、当該事態については平成24年度決算検査報告297ページの「国民健康保険の療養給付費負担金及び財政調整交付金の交付額の算定に当たり、定額制の負担軽減措置を実施した市町村において減額調整率を適用する際に必要となる負担軽減措置対象者の負担割合の算定方法を具体的に示して都道府県を通じて市町村に対して周知することなどにより、その交付額の算定が適正なものとなるよう是正改善の処置を求めたもの」に掲記していることから、両年度分については除外している。

(4) 国民健康保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの

52件 不当と認める国庫補助金 584,264,000円

国民健康保険(前掲265ページの「国民健康保険の療養給付費負担金が過大に交付されていたもの」参照)については各種の国庫助成が行われており、その一つとして、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)が行う国民健康保険について財政調整交付金が交付されている。財政調整交付金は、市町村間で医療費の水準や住民の所得水準の差異により生じている国民健康保険の財政力の不均衡を調整するために、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づいて交付するもので、普通調整交付金と特別調整交付金がある。

普通調整交付金は、被保険者の所得等から一定の基準により算定される収入額(以下「調整対象収入額」という。)が、医療費、老人保健医療費拠出金等から一定の基準により算定される支出額(以下「調整対象需要額」という。)に満たない市町村に対して、その不足を公平に補うことを目途として交付するものであり、医療費等に係るもの(以下「医療分」という。)(注1)、後期高齢者支援金等に係るもの(以下「後期分」という。)(注2)及び介護納付金に係るもの(以下「介護分」という。)の合計額が交付されている。そして、

普通調整交付金の交付額は、「国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令」(昭和38年厚生省令第10号)等に基づき、医療分、後期分及び介護分のいずれも、それぞれ当該市町村の調整対象需要額から調整対象収入額を控除した額に基づいて算定することとなっている。

(注1) 後期高齢者支援金等 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定に基づき、各医療保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付する支援金等

(注2) 介護納付金 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定に基づき、各医療保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付する納付金

特別調整交付金は、市町村について特別の事情がある場合に、その事情を考慮して交付するものであり、非自発的失業財政負担増特別交付金等がある。

財政調整交付金の交付手続については、①交付を受けようとする市町村は都道府県に交付申請書及び事業実績報告書を提出して、②これを受理した都道府県は、その内容を添付書類により、また、必要に応じて現地調査を行うことにより審査した上で厚生労働省に提出して、③厚生労働省はこれに基づき交付決定及び交付額の確定を行うこととなっている。

本院は、31都道府県の320市区町村において、平成20年度から24年度までの間に交付された財政調整交付金について、会計実地検査を行った。その結果、22都道府県の52市区町において、普通調整交付金の調整対象需要額を過大に算定したり、調整対象収入額を過小に算定したり、特別調整交付金のうち非自発的失業財政負担増特別交付金等を過大に算定したりするなどしていたため、交付金交付額計52,689,081,000円のうち584,264,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、上記の52市区町において制度の理解が十分でなく事務処理が適切でなかったこと、上記の22都道府県において事業実績報告書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について態様別に示すと次のとおりである。

ア 普通調整交付金の調整対象需要額を過大に算定していたもの

普通調整交付金の調整対象需要額は、本来保険料で賄うべきとされている額であり、そのうち医療分に係る調整対象需要額は、一般被保険者(退職被保険者及びその被扶養者以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る医療給付費、老人保健医療費拠出金等の合計額から療養給付費負担金等の国庫補助金等を控除した額となっている。

このうち、一般被保険者に係る医療給付費は、療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る被保険者の一部負担金に相当する額を控除した額と入院時食事療養費、高額療養費等の支給に要する費用の額との合計額とすることとなっている。

6県の25市町は、普通調整交付金の実績報告等に当たり、一般被保険者に係る医療給付費を過大に算定しており、調整対象需要額を過大に算定していた。このため、交付金交付額計226,686,000円が過大に交付されていた。

上記の事態について事例を示すと次のとおりである。

<事例>

青森県三沢市は、平成20年度から23年度までの普通調整交付金の実績報告等に当たり、医療給付費の集計を誤ったため、一般被保険者に係る医療給付費を過大に算定していたことにより、調整対象需要額を過大に算定していた。

その結果、適正な一般被保険者に係る医療給付費により算定した調整対象需要額に基づいて普通調整交付金の交付額を算定すると、9,029,000円が過大に交付されていた。

イ 普通調整交付金の調整対象収入額を過小に算定していたもの

普通調整交付金の調整対象収入額は、医療分、後期分及び介護分それぞれについて、一般被保険者又は介護納付金賦課被保険者の数を基に算定される応益保険料額と、それら被保険者の所得を基に算定される応能保険料額との合計額となっており、本来徴収すべきとされている保険料の額である。

このうち、医療分及び後期分の応能保険料額は、一般被保険者の所得(以下「算定基礎所得金額」という。)に一定の方法により計算された率を乗じて算定することとなっている。

そして、算定基礎所得金額は、保険料の賦課期日現在一般被保険者である者の前年における所得金額の合計額を基に算定することとなっている。ただし、同一世帯に属する被保険者の所得金額の合計額が別に計算される金額(以下「所得限度額」という。)を超えて高額である世帯(以下「所得限度額超過世帯」という。)がある場合には、当該世帯の所得金額のうち所得限度額を超える部分の額に一定の方法により計算した率を乗じて得た額を上記一般被保険者の所得金額の合計額から控除して、算定基礎所得金額とすることとなっている。

また、介護分の応能保険料額は、介護納付金賦課被保険者について上記と同様に算定することとなっている。

愛知県瀬戸市は、普通調整交付金の実績報告等に当たり、所得限度額超過世帯の所得金額のうち、所得限度額を超える部分の額を過大に算定しており、調整対象収入額を過小に算定していた。このため、交付金交付額 34,247,000 円が過大に交付されていた。

ウ 特別調整交付金を過大に算定していたもの

非自発的失業財政負担増特別交付金は、賦課期日の翌日以降の非自発的失業者に係る保険料(税)軽減措置による財政負担が多額になっている場合に交付するものである。

そして、この交付額は、一般被保険者数、非自発的失業による保険料軽減世帯に係る一般被保険者数等から一定の計算式により調整基準額を算定し、これに基づいて算定することとなっている。

13 道府県の 21 市町は、非自発的失業財政負担増特別交付金の実績報告等に当たり、非自発的失業による保険料軽減世帯に係る一般被保険者に算定の対象とならない者を含めたことなどにより調整基準額を過大に算定しており、非自発的失業財政負担増特別交付金を過大に算定していた。このため、交付金交付額計 291,359,000 円が過大に交付されていた。

上記の事態について事例を示すと次のとおりである。

<事例>

大阪府枚方市は、平成 23 年度の非自発的失業財政負担増特別交付金の実績報告等に当たり、非自発的失業による保険料軽減世帯に係る一般被保険者数に、一定額以上の所得を有していたことにより算定の対象とならない者を含めていたため、調整基準額を過大に算定していた。

その結果、適正な調整基準額に基づいて非自発的失業財政負担増特別交付金の交付額を算定すると、計 25,247,000 円が過大に交付されていた。

以上のほか、15 都道府県の 18 市区は、特別調整交付金の実績報告等に当たり、対象となる保険料調定額や一般被保険者数を過大に算定するなどしていた。このため、財政負担増影響額等特別交付金^(注3)12,752,000 円、非自発的失業軽減特別交付金^(注4)6,322,000 円、結核・精神病特別交付金^(注5)5,327,000 円、離職者減免特別交付金^(注6)4,886,000 円、東日本大震災財政負担増特別交付金^(注7)1,445,000 円、減額解除特別交付金^(注8)308,000 円等の交付金交付額計 31,972,000 円が過大に算定されていた。

- (注3) 財政負担増影響額等特別交付金 前年度の財政調整交付金において、申請誤りなどのため交付額が過小となっていて国民健康保険の財政負担となる影響額等がある場合に交付される交付金
- (注4) 非自発的失業軽減特別交付金 賦課期日現在における非自発的失業者に係る保険料(税)軽減措置による財政負担が多額になっている場合に交付される交付金
- (注5) 結核・精神病特別交付金 結核性疾患及び精神病に係る医療給付費等が多額である場合に交付される交付金
- (注6) 離職者減免特別交付金 一般被保険者又はその属する世帯の世帯主が経済状況の悪化に伴い離職したと保険者が認める者に対して条例に基づき保険料(税)の減免を実施した場合に交付される交付金
- (注7) 東日本大震災財政負担増特別交付金 東日本大震災により被災した被保険者等に係る保険料(税)の減免措置等による財政負担が増加する場合に交付される交付金
- (注8) 減額解除特別交付金 前年度において、収納率による普通調整交付金の減額を受けている保険者であって、保険料(税)収納率向上対策の効果が認められる場合に交付される交付金

なお、前記の52市区町のうち13市については事態の態様が重複している。

以上を部局等別・交付先(保険者)別に示すと次のとおりである。

部局等	交付先 (保険者)	交付金の種類	年 度	交付金交付額 千円	左のうち不当と認める額 千円	摘 要
(125)	北海道 滝川市	特別調整交付金(離職者減免特別交付金)	22	4,411	2,788	調整対象基準額を過大に算定していたもの
(126)	同 北斗市	特別調整交付金(非自発的失業財政負担増特別交付金等)	23	8,800	5,095	調整基準額を過大に算定していたものなど
(127)	青森県 八戸市	普通調整交付金、特別調整交付金(非自発的失業軽減特別交付金等)	20、21、23	5,303,467	31,065	調整対象需要額を過大に算定していたものなど
(128)	同 黒石市	特別調整交付金(非自発的失業財政負担増特別交付金等)	22、23	10,125	2,975	調整基準額を過大に算定していたものなど
(129)	同 三沢市	普通調整交付金	20～23	963,866	9,029	調整対象需要額を過大に算定していたもの
(130)	秋田県 大館市	同	20～23	2,267,920	10,054	同
(131)	茨城県 那珂市	特別調整交付金(東日本大震災財政負担増特別交付金)	24	20,702	1,445	調整基準額を過大に算定していたもの
(132)	東京都 荒川区	特別調整交付金(離職者減免特別交付金)	22	11,835	1,372	調整対象基準額を過大に算定していたもの
(133)	神奈川県 藤沢市	特別調整交付金(非自発的失業財政負担増特別交付金等)	23	131,249	77,562	調整基準額を過大に算定していたものなど
(134)	新潟県 新潟市	普通調整交付金	(注9) 20	3,086,833	31,699	調整対象需要額を過大に算定していたもの

	部局等	交付先 (保険者)	交付金の種類	年 度	交付金交付 額 千円	左のうち不当 と認める額 千円	摘 要
(135)	新潟県	長岡市	普通調整交付金、特別調整交付金(結核・精神病特別交付金)	(注9) 20	1,329,967	19,583	調整対象需要額を過大に算定していたものなど
(136)	同	三条市	普通調整交付金	(注9) 20	551,496	3,890	調整対象需要額を過大に算定していたもの
(137)	同	柏崎市	同	20~22 (注9)	1,133,551	8,377	同
(138)	同	新発田市	同	20 (注9)	551,776	4,097	同
(139)	同	小千谷市	同	20	128,759	1,415	同
(140)	同	加茂市	同	20~22 (注9)	611,485	6,494	同
(141)	同	十日町市	同	20 (注9)	353,161	1,464	同
(142)	同	村上市	同	20	472,459	3,099	同
(143)	同	燕市	同	20~22	1,375,473	11,112	同
(144)	同	糸魚川市	同	20~22 (注9)	604,496	3,586	同
(145)	同	妙高市	同	20 (注9)	245,283	1,218	同
(146)	同	五泉市	同	20	403,228	3,501	同
(147)	同	上越市	同	20~22	2,887,500	38,824	同
(148)	同	阿賀野市	同	20~22	882,603	6,789	同
(149)	同	佐渡市	同	20~22	1,434,270	9,655	同
(150)	同	魚沼市	同	20~22	564,245	3,830	同
(151)	同	南魚沼市	同	20~22 (注9)	852,047	11,180	同
(152)	同	東蒲原郡 阿賀町	同	20	137,160	1,125	同
(153)	長野県	松本市	同	21	1,372,454	1,332	同
(154)	静岡県	富士市	特別調整交付金(非自発的失業財政負担増特別交付金)	23	7,811	4,837	調整基準額を過大に算定していたもの
(155)	同	伊豆の国市	同	22	3,879	2,069	同
(156)	愛知県	瀬戸市	普通調整交付金	24	356,119	34,247	調整対象収入額を過小に算定していたもの
(157)	滋賀県	長浜市	特別調整交付金(非自発的失業軽減特別交付金)	23	8,748	3,125	非自発的失業による保険料軽減世帯に係る一般被保険者数等を過大に算定していたもの
(158)	同	草津市	特別調整交付金(非自発的失業軽減特別交付金等)	23	20,635	6,333	一般被保険者の保険料調定総額を過大に算定していたものなど
(159)	大阪府	枚方市	特別調整交付金(非自発的失業財政負担増特別交付金)	23	46,498	25,247	調整基準額を過大に算定していたもの
(160)	同	門真市	同	23	29,324	11,471	同
(161)	同	大阪狭山市	特別調整交付金(非自発的失業財政負担増特別交付金等)	22、23	23,310	10,289	調整基準額を過大に算定していたものなど
(162)	同	阪南市	特別調整交付金(非自発的失業財政負担増特別交付金)	23	17,426	9,728	調整基準額を過大に算定していたもの

	部局等	交付先 (保険者)	交付金の種類	年 度	交付金交付 額	左のうち不当 と認める額	摘 要
(163)	鳥取県	米子市	特別調整交付金(非自発的失業財政負担増特別交付金等)	23	千円 24,367	千円 3,970	調整基準額を過大に算定していたものなど
(164)	岡山県	勝田郡 勝央町	特別調整交付金(非自発的失業財政負担増特別交付金)	22～24	6,619	4,462	調整基準額を過大に算定していたもの
(165)	広島県	呉市	普通調整交付金	21、22	2,211,924	2,330	調整対象需要額を過大に算定していたもの
(166)	高知県	須崎市	特別調整交付金(非自発的失業軽減特別交付金)	23	1,679	1,639	非自発的失業による保険料軽減世帯に係る保険料調定総額を過小に算定していたもの
(167)	福岡県	飯塚市	特別調整交付金(非自発的失業財政負担増特別交付金)	23	15,175	10,795	調整基準額を過大に算定していたもの
(168)	同	宮若市	特別調整交付金(非自発的失業財政負担増特別交付金等)	23	6,786	3,676	調整基準額を過大に算定していたものなど
(169)	長崎県	雲仙市	同	23	4,813	1,785	同
(170)	同	西彼杵郡 長与町	特別調整交付金(非自発的失業財政負担増特別交付金)	23、24	1,907	1,363	調整基準額を過大に算定していたもの
(171)	熊本県	熊本市	普通調整交付金、特別調整交付金(減額解除特別交付金)	20～23	21,897,491	22,894	調整対象需要額を過大に算定していたものなど
(172)	大分県	中津市	特別調整交付金(非自発的失業財政負担増特別交付金)	22、23	20,482	7,970	調整基準額を過大に算定していたもの
(173)	同	宇佐市	特別調整交付金(財政負担増影響額等特別交付金等)	23	72,914	6,507	調整基準額を過大に算定していたものなど
(174)	宮崎県	宮崎市	特別調整交付金(非自発的失業財政負担増特別交付金)	23、24	190,208	88,886	調整基準額を過大に算定していたもの
(175)	鹿児島県	鹿屋市	特別調整交付金(非自発的失業財政負担増特別交付金等)	24	17,930	5,643	調整基準額を過大に算定していたものなど
(176)	同	指宿市	特別調整交付金(非自発的失業財政負担増特別交付金)	22	2,415	1,343	調整基準額を過大に算定していたもの
(125)～(176)の計					52,689,081	584,264	

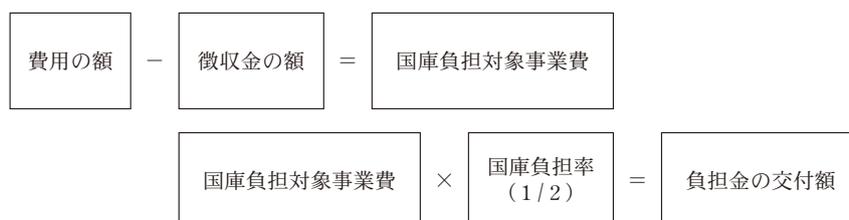
(注9) 新潟、長岡、三条、新発田、小千谷、十日町、村上、妙高、五泉各市、阿賀町は、平成21、22両年度においても、他年度と同様に調整対象需要額を過大に算定していたが、当該事態については平成24年度決算検査報告297ページの「国民健康保険の療養給付費負担金及び財政調整交付金の交付額の算定に当たり、定額制の負担軽減措置を実施した市町村において減額調整率を適用する際に必要となる負担軽減措置対象者の負担割合の算定方法を具体的に示して都道府県を通じて市町村に対して周知することなどにより、その交付額の算定が適正なものとなるよう是正改善の処置を求めたもの」に掲記していることから、両年度分については除外している。

(5) 児童保護費等負担金の国庫負担対象事業費が過大に精算されていたもの

5件 不当と認める国庫補助金 14,456,705 円

児童保護費等負担金(保育所運営費国庫負担金に係る分。以下「負担金」という。)は、保護者の労働又は疾病等の事由により保育に欠ける児童の保育の実施を社会福祉法人等が設置する保育所(以下「民間保育所」という。)に委託した市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対して、その委託に要した費用の一部を国が負担するものである。

負担金の交付額は、次のとおり算定することとなっている。



この費用の額及び徴収金の額は、それぞれ次のとおり算定することとなっている。

- ① 費用の額は、民間保育所の所在地域、入所定員、児童の年齢等の別に1人当たり月額で定められている保育単価に、各月の入所児童数を乗ずるなどして算出した年間の額による。
- ② 徴収金の額は、児童の扶養義務者の前年分の所得税額又は前年度分の市町村民税の課税の有無等に応じて、階層別に児童1人当たり月額で定められている徴収金基準額等から算出した年間の額による。この階層区分の認定については、その児童と同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る。)の全てについて、それらの者の所得税額の合計額等により行う。なお、児童の属する世帯が母子世帯等の場合等には、階層に応じて徴収金の額を軽減する。

本院が、24都道府県の157市町において会計実地検査を行ったところ、4都県の5事業主体は、児童の扶養義務者の所得税額等を誤認するなどして徴収金の額を過小に算定したり、保育単価の適用を誤るなどして費用の額を過大に算定したりしていた。

このため、国庫負担対象事業費が過大に精算されていて、負担金計14,456,705円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において徴収金の額又は費用の額の算定に当たっての調査確認が十分でなかったこと、都県において適正な事務処理の執行についての指導が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の徴収金の額を過小に算定していた事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

A市は、平成24年度に、民間保育所Bに保育を委託した児童Cについて、その扶養義務者である母の23年分の所得税額及び23年度分の市町村民税額がないこと並びに母子世帯であることから、徴収金の額を0円と算定していた。しかし、実際は、母のほかに児童Cの扶養義務者として、その児童と同一世帯に属して生計を一にしている、家計の主宰者である祖母がいることから、徴収金の額は、祖母の23年分の所得税17万余円を基に算定すべきであり、これにより計算すると732,000円となり、同額が過小となっていた。

そして、同市では、このように扶養義務者の所得税額等を誤認して徴収金の額を過小に算定していた事態が、上記を含め22年度3人、23年度4人、24年度9人の児童について見受けられ、同市に係る徴収金の額が過小となっていた。

以上を部局等別・事業主体別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年 度	国庫負担 対象事業 費	左に對す る国庫負 担金交付 額	不当と認 める国庫 負担対象 事業費	不当と認 める国庫 負担金交 付額	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(177) 茨城県	牛久市	22~24	1,039,783	519,891	5,578	2,789	扶養義務者の所得税額等を誤認していたものなど
(178) 東京都	日野市	22~24	3,121,630	1,560,815	5,185	2,592	同
(179) 静岡県	伊豆の国市	20~24	1,060,110	530,055	6,265	3,132	同
(180) 同	田方郡 函南町	20~24	911,708	455,854	9,079	4,539	扶養義務者の所得税額を誤認していたもの
(181) 福岡県	福岡市	24	14,611,347	7,305,673	2,803	1,401	保育単価の適用を誤っていたもの
(177)-(181)の計			20,744,580	10,372,290	28,913	14,456	

(6) 子育て支援交付金(地域子育て支援拠点事業に係る分)等が過大に交付されていたもの

5件 不当と認める国庫補助金 30,894,000円

子育て支援交付金(地域子育て支援拠点事業に係る分)(以下「子育て交付金」という。)は、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づき、次世代育成支援対策の着実な推進を図ることを目的として、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が策定する市町村行動計画(以下「行動計画」という。)に基づく措置のうち、次世代育成支援対策に資する事業に要する経費に充てるために、市町村に対して国が交付するものである(平成23年度の子育て交付金は、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成23年法律第107号)に基づき交付している。)

子育て交付金は、行動計画により毎年度策定する事業計画及び「平成24年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」(平成24年雇児発0727第5号。以下「実施要綱」という。)等に基づく事業として市町村が行う地域子育て支援拠点事業(以下「拠点事業」という。)等を交付の対象としている。

拠点事業は、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うもので、実施要綱等において、地域子育て支援拠点に応じて、①週3日以上又は週5日以上開設すること、②専任の者を2名以上配置することなどが実施要件となっている。

また、拠点事業は、22年度は「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」(平成22年雇児発0325第20号)に基づき、次世代育成支援対策に資する事業に要する経費に充てるために市町村に対して国が交付する次世代育成支援対策交付金(以下「次世代交付金」という。)の交付対象事業として、21年度以前は「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」(平成21年雇児発0331037号)に基づき、市町村に対して都道府県が補助する事業に要する費用の一部を国が補助する児童環境づくり基盤整備事業費補助金(以下「国庫補助金」という。)の補助対象事業として、それぞれ実施されており、実施要件は上記の内容と同様となっている(以下、子育て交付金、次世代交付金及び国庫補助金を合わせて「子育て交付金等」という。)

子育て交付金等の交付額は、次のとおり算定することとなっている。

ア 子育て交付金及び次世代交付金

子育て交付金、次世代交付金は、それぞれ「平成24年度子育て支援交付金の国庫補助について」(平成24年厚生労働省雇児発0727第1号)等、「次世代育成支援対策交付金の国庫補助について」(平成22年厚生労働省雇児発0325第10号)(以下、これらを合わせて「交付要綱」という。)に基づき、実施要綱の定める基準点数の合計点を基に厚生労働大臣が算出した額と、事業計画に掲げる事業の総事業費の合計額から寄附金その他の収入額の合計額を控除した額に2分の1を乗じた額とを比較して、少ない方の額を選定するなどして交付額とする。

イ 国庫補助金

国庫補助金は、「児童環境づくり基盤整備事業費の国庫補助について」(平成21年厚生労働省発雇児第0331021号)に定める基準額と対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを市町村(指定都市及び中核市を除く。)ごとに比較して少ない方の額を選定し、選定された額に3分の2を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

本院が、26都道府県の241市町村において会計実地検査を行ったところ、5都県の5市町において、地域子育て支援拠点の開設日数が週2日以下で、週5日以上開設するとして実施要件を満たしていなかったり、配置されていた専任の者が通常保育等のために必要とされる保育士であったため、専任の者を2名以上配置するとして実施要件を満たしていなかったりするなどして、拠点事業の実施要件を満たしておらず、子育て交付金等の交付額の算定において交付の対象とならない事業に係る事業費を含めていたため、子育て交付金等が計30,894,000円過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、5市町において交付要綱等で定められた子育て交付金等の対象となる事業についての理解が十分でなかったこと、2県において実績報告書等の審査及び確認が十分でなかったこと、厚生労働省において事業主体に対する指導等が十分でなかったことなどによると認められる。

以上を事業主体別に示すと次のとおりである。

部 局 等	補助事業者	間接補助事業者	国庫補助金等の種類	年 度	国庫補助金等交付額	千円	千円	不当と認める国庫補助金等交付額	摘 要
(182) 厚生労働本省	青 森 県 む つ 市 (事業主体)	—	子育て支援交付金	23	14,495	4,567	—	—	週当たりの開設日数を確保していなかったもの
		—	次世代育成支援対策交付金	22	14,313	2,681	—	—	同
	青 森 県 む つ 市 (事業主体)	—	児童環境づくり基盤整備事業費補助金	20、21	14,970	4,990	—	—	同
(183) 同	東 京 都 武蔵村山市 (事業主体)	—	子育て支援交付金	23	13,000	2,490	—	—	週当たりの開設日数等を確保していなかったもの
		—	次世代育成支援対策交付金	22	12,738	2,490	—	—	同
(184) 同	静 岡 県 富 士 宮 市 (事業主体)	—	子育て支援交付金	23、24	55,042	5,937	—	—	配置すべき専任の者の数を確保していなかったもの
(185) 同	和 歌 山 県 日 高 郡 美 浜 町 (事業主体)	—	同	24	4,227	3,686	—	—	同
(186) 同	島 根 県 八 束 郡 東 出 雲 町 (事業主体)	—	同	23	55,208	952	—	—	同
		島 根 県 八 束 郡 東 出 雲 町 (事業主体)	—	児童環境づくり基盤整備事業費補助金	20、21	8,093	3,101	—	—
(182)-(186)の計					192,086	30,894			

(注) 平成23年8月1日以降は松江市

(7) 生活保護費等負担金が過大に交付されていたもの

28件 不当と認める国庫補助金 117,496,710円

生活保護費等負担金(平成19年度以前は生活保護費負担金。以下「負担金」という。)は、都道府県又は市町村(特別区を含む。)が、生活に困窮する者に対して、最低限度の生活を保障するために、その困窮の程度に応じて必要な保護を行う場合に、その費用の一部を国が負担するものである。この保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産や能力等あらゆるものを活用することを要件としており、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、国民年金法(昭和34年法律第141号)等、生活保護法(昭和25年法律第144号)以外の他の法律又は制度による保障、援助等を受けることができる者については極力その利用に努めさせることとなっている。

負担金の交付額は、次のとおり算定することとなっている。

$$\begin{array}{c} \boxed{\text{費用の額}} - \boxed{\text{返還金等の額}} = \boxed{\text{国庫負担対象事業費}} \\ \\ \boxed{\text{国庫負担対象事業費}} \times \boxed{\text{国庫負担率 (3/4)}} = \boxed{\text{負担金の交付額}} \end{array}$$

この費用の額及び返還金等の額は、それぞれ次のとおり算定することとなっている。

ア 費用の額は、次の①及び②に③を加えて算定する。

① 保護を受ける世帯(以下「被保護世帯」という。)を単位として、その所在地域、構成員の数、年齢等の別に応じて算定される生活費の額から、被保護世帯における就労収入、年金又は手当の受給額等を基に収入として認定される額を控除して決定された保護に要する費用(以下「保護費」という。)の額の合計額

② 被保護者が医療機関で診察、治療等の診療を受けるなどの場合の費用について、その全額又は一部を事業主体が負担するものとして決定された保護費の額の合計額

③ 事業主体の事務経費

イ 返還金等の額は、急迫の場合等において、資力があるにもかかわらず保護を受けた者が、資産を売却するなどして収入を得たときに返還する保護費の額等の合計額とする。

本院が、32都道府県の257事業主体において会計実地検査を行ったところ、13府県の28事業主体において、被保護世帯の世帯主等に年金受給権が発生していたにもかかわらず裁定請求手続が行われていなかったことから、世帯主等において年金を受給しておらず年金が収入として認定されていなかったなどのため、計120世帯に対する保護費が過大に支給されていた。このため、負担金計117,496,710円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において被保護者の年金受給権等に係る調査確認及び裁定請求手続に係る指導が十分でなかったこと、府県において適正な生活保護の実施に関する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の保護費が過大に支給されていた事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

事業主体Aは、昭和58年4月に世帯Bを対象として保護を開始しており、平成20年4月から25年3月までの保護費の支給に当たり、世帯主Cからの届出に基づき、保護費の額を決定していた。

しかし、世帯主Cには17年7月に年金受給権が発生していたにもかかわらず、裁定請求手続が行われていなかったため年金を受給していなかった。本院の検査を踏まえ、事業主体Aが裁定請求手続に係る指導を行った結果、世帯主Cは計4,213,766円の年金を遡及して受給した。したがって、事業主体Aがこの額を収入として認定していれば、当該収入分の保護費計4,213,766円は支給の必要がなく、同額が過大に支給されていた。

以上を部局等別・事業主体別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年 度	国庫負担 対象事業 費	左に対す る国庫負 担金交付 額	不当と認 める国庫 負担対象 事業費	不当と認 める国庫 負担金交 付額	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(187)	千葉県 千葉市	20~25	74,062	55,547	9,342	7,007	年金受給権の調査が十分でなかったものなど
(188)	神奈川県 横浜市	20~25	44,215	33,161	7,792	5,844	年金受給権の調査が十分でなかったもの
(189)	同 川崎市	20~24	35,340	26,505	2,906	2,180	同
(190)	同 相模原市	20~24	43,255	32,441	3,243	2,432	手当収入を認定していなかったものなど
(191)	同 横須賀市	20~25	67,006	50,254	18,782	14,086	年金受給権の調査が十分でなかったもの
(192)	同 大和市	20~24	19,818	14,863	3,455	2,591	同
(193)	石川県 金沢市	20~25	24,518	18,389	8,685	6,513	同
(194)	同 加賀市	20~24	22,782	17,086	2,474	1,855	年金受給権の調査が十分でなかったものなど
(195)	同 かほく市	20~24	21,367	16,025	2,175	1,631	同
(196)	福井県 坂井市	20~25	21,918	16,439	1,971	1,478	年金受給権の調査が十分でなかったもの
(197)	長野県 上田市	20~24	9,063	6,797	2,384	1,788	同
(198)	愛知県 豊橋市	20~25	48,322	36,242	2,583	1,937	同
(199)	同 一宮市	20~25	51,619	38,714	5,673	4,254	同
(200)	同 春日井市	20~25	15,436	11,577	4,112	3,084	同
(201)	三重県 津市	23、24	8,869	6,652	1,671	1,253	手当収入を認定していなかったものなど
(202)	同 松阪市	19~24	10,943	8,207	2,959	2,219	年金受給権の調査が十分でなかったものなど
(203)	同 桑名市	19~25	41,549	31,162	15,575	11,681	年金受給権の調査が十分でなかったもの
(204)	大阪府 大阪市	19~23	62,906	47,180	5,421	4,066	手当収入を認定していなかったものなど
(205)	同 豊中市	19~24	120,775	90,581	9,508	7,131	同
(206)	山口県 下関市	20~24	4,722	3,541	3,027	2,270	年金受給権の調査が十分でなかったもの
(207)	同 宇部市	19~25	114,971	86,228	6,754	5,066	同
(208)	同 山口市	19~25	36,737	27,552	5,203	3,902	同
(209)	香川県 高松市	19~21	6,830	5,122	6,830	5,122	預金の保有が判明したのに保護費の徴収を怠っていたもの
(210)	福岡県 福岡県	20~24	18,439	13,829	1,778	1,333	手当収入を認定していなかったものなど
(211)	大分県 大分市	20~24	70,986	53,240	7,302	5,476	年金受給権の調査が十分でなかったもの
(212)	同 中津市	19~24	68,759	51,569	10,280	7,710	同
(213)	同 臼杵市	20~24	7,303	5,477	1,778	1,333	同
(214)	宮崎県 日南市	20~25	23,205	17,404	2,985	2,239	同
(187)~(214)の計			1,095,730	821,797	156,662	117,496	

(8) 障害者自立支援給付費負担金が過大に交付されていたもの

9件 不当と認める国庫補助金 165,536,584円

第3章
第1節
第9
厚生労働省

障害者自立支援給付費負担金(以下「負担金」という。)は、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に基づき、障害者及び障害児の福祉の増進を図ることなどを目的として、市町村(特別区を含む。)が、都道府県知事の指定する障害福祉サービス事業者等から居宅介護等の障害福祉サービス等を受けた障害者及び障害児に対して、介護給付費、訓練等給付費等(以下「自立支援給付費」という。)を支給した場合に、その支給に要する費用の一部を国が負担するものである。

負担金の交付額は、次のとおり算定することとなっている。

- ① 所定の方式により算定した基準額と、自立支援給付費の支給に要した費用(以下「対象経費の実支出額」という。)から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定された額を国庫負担対象事業費として、これに100分の50を乗じて得た額を交付額とする。

本院が、26都道府県の230市区町村において会計実地検査を行ったところ、7府県の9市町において、負担金の算定に当たり、誤って、基準額を過大に算定したり、対象経費の実支出額に対象とならない経費を計上したりなどしていたため、負担金計165,536,584円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、9市町において負担金の算定についての理解が十分でなかったため適正な実績報告を行っていなかったこと、7府県において事業実績報告書の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

南アルプス市は、誤った算定方式により居宅介護等に係る障害福祉サービス費等の基準額を算定するなどして、平成21年度から24年度までの間の負担金の基準額を過大に算定していた。

この結果、国庫負担対象事業費が84,270,324円過大に算定されており、これに係る負担金42,135,161円が過大に交付されていた。

以上を部局等別・事業主体別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年度	国庫負担 対象事業 費	左に対す る国庫負 担金交付 額	不当と認 める国庫 負担対象 事業費	不当と認 める国庫 負担金交 付額	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(215) 茨城県	高萩市	20~24	1,290,699	645,349	8,946	4,473	基準額を過大に算定していたものなど
(216) 同	神栖市	23、24	1,268,134	634,067	29,658	14,829	同
(217) 同	東茨城郡 城里町	20、24	400,792	200,396	5,110	2,555	同
(218) 栃木県	小山市	23	1,249,718	624,859	57,110	28,555	対象経費を二重に計上していたものなど
(219) 千葉県	鎌ヶ谷市	21~23	1,539,534	769,767	34,423	17,211	基準額を過大に算定していたものなど
(220) 山梨県	南アルプス市	21~24	3,257,677	1,628,838	84,270	42,135	基準額を過大に算定していたもの
(221) 京都府	亀岡市	21~24	4,178,628	2,089,314	38,538	19,269	基準額を過大に算定していたものなど
(222) 岡山県	笠岡市	24	725,492	362,746	7,470	3,735	対象外経費を計上していたもの
(223) 佐賀県	唐津市	21~24	5,671,314	2,835,657	65,543	32,771	基準額を過大に算定していたもの
(215)-(223)の計			19,581,993	9,790,996	331,073	165,536	

(9) 介護保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの

9件 不当と認める国庫補助金 386,926,000円

介護保険は、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)が保険者となって、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者(以下「第1号被保険者」という。)等を被保険者として、加齢に伴う疾病等による要介護状態等に関して必要な保険給付を行う保険である。

介護保険については各種の国庫助成が行われており、その一つとして、財政調整交付金(以下「交付金」という。)が交付されている。交付金は、市町村が行う介護保険財政が安定的に運営され、もって介護保険制度の円滑な施行に資することを目的として、各市町村における介護給付等に要する費用の総額の5%に相当する額を国が負担して、これを各市町村に交付するもので、普通調整交付金と特別調整交付金とがある。

普通調整交付金は、市町村間で、第1号被保険者の総数に占める75歳以上の者の割合(以下「後期高齢者加入割合」という。)及び標準的な所得段階の区分(第1段階から第6段階まで)ごとの第1号被保険者の分布状況(以下「所得段階別加入割合」という。)に格差があることによって生ずる介護保険財政の不均衡を是正するために交付するものである。また、特別調整交付金は、災害その他特別の事情がある市町村に交付するものであり、被災するなどした被保険者に係る保険料の減免額等を交付の対象とするものである。

普通調整交付金の交付額は、次により算定することとなっている。

$$\boxed{\text{調整基準標準給付費額}} \times \boxed{\text{市町村ごとの普通調整交付金交付割合}} \times \boxed{\text{調整率}^{(注)}} = \boxed{\text{交付額}}$$

(注) 調整率 当該年度に交付する普通調整交付金の総額と市町村ごとに算定した普通調整交付金の総額との $\frac{\text{市町村ごとの普通調整交付金交付割合}}{\text{調整基準標準給付費額}}$ を調整する割合

上記のうち、調整基準標準給付費額及び普通調整交付金交付割合については、次のとおりとなっている。

ア 調整基準標準給付費額は、当該市町村における前年度の1月から当該年度の12月までにおいて、①国民健康保険団体連合会が審査決定した居宅介護サービス費、施設介護サービス費等、②市町村が支払決定した高額介護サービス費等の支給を行う介護給付に要した費用、③国民健康保険団体連合会が審査決定するなどした介護予防サービス費等の支給を行う予防給付に要した費用等の合計額とする。

イ 普通調整交付金交付割合は、後期高齢者加入割合補正係数と所得段階別加入割合補正係数を用いるなどして算出した割合であり、このうち、後期高齢者加入割合補正係数は、当該市町村において、介護保険事業状況報告(月報)により報告することとされている前年度の1月報告分(12月末の人数)から当該年度の12月報告分(11月末の人数)までの後期高齢者数を基に算出される後期高齢者加入割合を、国から示される全ての市町村における後期高齢者加入割合と比較するなどして算出した係数である。また、所得段階別加入割合補正係数は、当該市町村において、毎年4月1日(保険料の賦課期日)における標準的な所得段階の区分ごとの第1号被保険者数を基に算出される所得段階別加入割合を、国から示される全ての市町村における所得段階別加入割合と比較するなどして算出した係数である。

交付金の交付を受けようとする市町村は都道府県に交付申請書及び事業実績報告書を提出して、これを受理した都道府県は、その内容を添付書類により、また、必要に応じて現地調査を行うことにより審査した上でこれを厚生労働省に提出して、厚生労働省はこれに基づき交付決定及び交付額の確定を行うこととなっている。

本院は、25 都道府県の 243 市区町村、2 一部事務組合及び 1 広域連合において、平成 23 年度から 25 年度までの間に交付された交付金について会計実地検査を行った。その結果、7 都道府県の 9 市区村において、所得段階別加入割合補正係数の算出を誤ったり、調整基準標準給付費額の算出を誤ったりして、普通調整交付金の交付額を過大に算定するなどしたため、交付金交付額計 6,098,091,000 円のうち計 386,926,000 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、9 市区村において制度を十分に理解していなかったこと、7 都道府県において事業実績報告書の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について事例を示すと次のとおりである。

<事例>

旭川市は、平成 24 年度の所得段階別加入割合補正係数の算出に当たり、第 1 号被保険者のうち所得段階が第 4 及び第 5 段階に該当する者の一部を、誤って、それぞれの所得段階より所得が低い第 3 及び第 4 段階に該当する者としていたため、第 4 及び第 5 段階に該当する者の人数を実人数より少なく算出するなどしていた。

この結果、普通調整交付金交付割合が過大に算出されており、普通調整交付金交付額 2,093,315,000 円のうち 323,062,000 円が過大に交付されていた。

以上を部局等別・交付先(保険者)別に示すと次のとおりである。

部局等	交付先 (保険者)	年度	交付金交付額 千円	左のうち不当と 認める額 千円	摘要
(224)	北海道 旭川市	24	2,093,315	323,062	所得段階別加入割合補正係数の算出を誤っていたものなど
(225)	茨城県 石岡市	24	301,289	3,160	同
(226)	同 かすみが うら市	24	113,160	3,519	同
(227)	千葉県 木更津市	24	143,799	6,566	同
(228)	東京都 葛飾区	24、25	2,692,211	31,443	同
(229)	神奈川県 愛甲郡 清川村	24	7,589	1,651	同
(230)	静岡県 掛川市	23	379,866	4,284	調整基準標準給付費額の算出を誤っていたもの
(231)	愛知県 瀬戸市	24、25	342,820	11,144	所得段階別加入割合補正係数の算出を誤っていたもの
(232)	同 海部郡 飛島村	24、25	24,042	2,097	所得段階別加入割合補正係数の算出を誤っていたものなど
(224)-(232)の計			6,098,091	386,926	

(10) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(先進的事業支援特例交付金のうち介護療養型医療施設転換整備計画に係る分)が交付の対象とならない事業に交付されていたもの

1件 不当と認める国庫補助金 45,000,000 円

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(先進的事業支援特例交付金のうち介護療養型医療施設転換整備計画に係る分。以下「交付金」という。)は、「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」(平成元年法律第 64 号)に基づき、市町村(特別区を含む。以下同じ。)等が実施する施設整備事業に要する経費を対象として市町村に交付するものである。

交付金の交付要綱等によれば、交付金の交付額は、市町村が作成する介護療養型医療施設転換整備計画(以下「転換整備計画」という。)に基づき、既存の介護療養型医療施設を転換して、新たに適合高齢者専用賃貸住宅等の施設を整備する場合に、転換する介護療養型医療施設の介護療養病床数に所定の単価を乗じて得た額と、施設の整備に要した対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額とするなどとされている。

(注1) 介護療養型医療施設 介護保険が適用される介護療養病床を有する病院又は診療所に入院する要介護者に対して、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行う施設

(注2) 適合高齢者専用賃貸住宅 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)に基づき登録された高齢者向け賃貸住宅のうち、入居する要介護者に対して、介護サービスを提供する介護保険の特定施設入居者生活介護の対象となる施設

本院が、3市町において会計実地検査を行ったところ、1市において次のような事態が見受けられた。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年度	交付金交付額 千円	不当と認める交付金交付額 千円	摘要
(233) 関東信越厚生局	埼玉和光市	21	45,000	45,000	補助の対象外

和光市は、平成21年度に既存の介護療養型医療施設を転換して新たに適合高齢者専用賃貸住宅を整備する転換整備計画を作成し、転換する介護療養型医療施設の介護療養病床45床に所定の単価(1床当たり100万円)を乗じた45,000,000円を交付金の交付額と算定した上で、転換整備計画に基づく事業が完了したとする実績報告書を関東信越厚生局に提出し、交付金45,000,000円の交付を受けていた。

しかし、同市は、適合高齢者専用賃貸住宅については新たに整備していたが、既存の介護療養型医療施設の介護療養病床については全く転換していなかった。

したがって、本件事業は、転換整備計画に基づき実施されていないことから、交付金の交付対象とは認められず、これに係る交付金45,000,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において転換整備計画に基づき交付金事業を実施することについての理解が十分でなかったこと、関東信越厚生局において実績報告書等の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(11) 厚生労働科学研究費補助金が過大に交付されていたもの

3件 不当と認める国庫補助金 14,975,000円

厚生労働科学研究費補助金は、厚生労働科学研究の振興を促し、もって、国民の保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等に関して、行政施策の科学的な推進を確保するために、技術水準の向上を図ることを目的とする研究事業を行う研究者等に対して、厚生労働科学研究費補助金取扱規程(平成10年厚生省告示第130号)、厚生労働科学研究費補助金取扱細則(平成10年厚科第256号厚生科学課長決定)等(以下、これらを合わせて「取扱規程等」という。)に基づき、厚生労働大臣が認めた額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を国が補助するものである。

取扱規程等によれば、研究事業に係る補助対象経費は、研究で使用する消耗品等(以下「研究用物品」という。)の購入費等の直接研究に必要な経費(以下「直接経費」という。)等とされている。また、直接経費の管理及び経理に係る事務は、補助金の経理の透明化を図るなどのために、研究者の所属機関の長

に必ず委任することとされている。そして、委任を受けた所属機関の長は、直接経費に係る事務を適正に執行することとされている。

本院は、23 研究機関に所属する 220 名の研究者が実施している 700 研究事業について会計実地検査を行った。その結果、1 研究機関に所属する 3 名の研究者が実施している 31 研究事業において、研究者が雇用した事務補助者が業者に架空の取引を指示して研究用物品を購入したとする虚偽の納品書、請求書等を作成させ、これにより研究者の所属機関に購入代金を支払わせて、これを業者に預けて別途に経理する不適正な経理処理を行っていたため、国庫補助金計 14,975,000 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、研究者において、補助金の原資は税金等であるにもかかわらず事実に基づく適正な会計経理を行うという基本的な認識が欠けていたこと、研究者の所属機関において、研究用物品の納品検査等が十分でなかったこと、厚生労働省において、研究者及び研究機関に対して補助金の不正使用の防止についての周知徹底が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

国家公務員共済組合連合会虎の門病院に所属する研究者 A は、平成 20 年度から 24 年度までの間に、補助金の交付を受け、その全額を研究用物品の購入等に使用したとして、補助事業終了後に事業実績報告書等を提出していた。そして、研究用物品を 52,244,947 円で購入したとして納品書、請求書等を同病院に提出していて、同病院は当該購入代金を業者に支払っていた。しかし、研究者 A が実際に研究用物品を購入した額は 43,646,134 円にすぎず、差額の 8,598,813 円については、研究者 A が雇用した事務補助者が業者に架空の取引を指示して虚偽の納品書、請求書等を作成させたものであった。そして、当該事務補助者は、これを業者に預けて別途に経理していた。

この結果、国庫補助金が 8,506,000 円過大に交付されていた。

以上を部局等別、所属機関別・研究者別に示すと次のとおりである。

部局等	所属機関名	国庫補助金の交付先 (研究者)	年度	事業数	国庫補助金交付額 千円	不当と認める国庫補助金交付額 千円	摘要
(234) 厚生労働本省、国立がんセンター(注)	国家公務員共済組合連合会虎の門病院	A	20～24	24	927,990	8,506	不適正な経理処理
(235) 厚生労働本省	同	B	22～24	3	22,767	3,823	同
(236) 厚生労働本省、国立がんセンター	同	C	20～22、24	4	88,978	2,646	同
(234)～(236)の計				31	1,039,735	14,975	

(注) 国立がんセンター(平成 22 年 4 月 1 日以降は独立行政法人国立がん研究センター)は、20、21 両年度に、国の機関として、一部の研究事業に係る補助金の交付事務を行っていた。

(12) 緊急雇用創出事業臨時特例交付金及びふるさと雇用再生特別交付金により造成した基金を補助の目的外に使用していたもの 9 件 不当と認める国庫補助金 99,671,713 円

緊急雇用創出事業臨時特例交付金は、厚生労働省が定めた「平成 20 年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金交付要綱」(平成 21 年厚生労働省発職第 0130003 号)等に基づき、各都道府県が、同交付金を原資として、緊急雇用創出事業臨時特例基金(以下「緊急雇用創出基金」という。)を造成するために国が交付するものであり、平成 20 年度から 25 年度までに計 1 兆 5,798 億余円が交付されている。

また、ふるさと雇用再生特別交付金は、同省が定めた「平成20年度ふるさと雇用再生特別交付金交付要綱」(平成21年厚生労働省発職第0130002号)に基づき、各都道府県が、同交付金を原資として、ふるさと雇用再生特別基金(以下「ふるさと基金」という。)を造成するために国が交付するものであり、20年度に2500億円が交付されている。

そして、各都道府県及び各市町村等(以下「都道府県等」という。)は、同省が定めた「緊急雇用創出事業実施要領」(平成21年職発第0130008号)等に基づき、緊急雇用創出基金を財源として失業者に対する短期の雇用・就業機会を創出して提供するなどの緊急雇用創出事業を、また、同省が定めた「ふるさと雇用再生特別基金事業実施要領」(平成21年職発第0130005号)等に基づき、ふるさと基金を財源として地域の求職者等を雇い入れて、原則として1年以上の長期的な雇用機会を創出するふるさと雇用再生特別基金事業を、それぞれ実施している(以下、緊急雇用創出事業とふるさと雇用再生特別基金事業とを合わせて「基金事業」といい、また、緊急雇用創出事業実施要領とふるさと雇用再生特別基金事業実施要領を合わせて「実施要領」という。)。なお、ふるさと雇用再生特別基金事業の実施は23年度に終了している。

基金事業では、都道府県等が企画した事業を民間企業等へ委託し、当該民間企業等(以下「受託者」という。)が公募により失業者を雇い入れて行う事業(以下「委託事業」という。)等が実施されている。都道府県は、自らが委託事業を実施する場合は、委託費相当額をそれぞれの基金から取り崩して受託者に支払い、管内の市町村等が委託事業等を実施する場合は、当該市町村等に対して基金を財源とした補助金(補助率10分の10)を交付している。

実施要領等によれば、委託費の対象経費は、受託者に新規に雇用された者に係る賃金等の人件費及びその他の経費とされている。そして、事業実施の要件は、新規に雇用する予定の労働者の募集に当たり、より多くの求職者に対して当該事業への応募の機会を提供する観点から、公共職業安定所への求人申込みなどにより公募を図ることなどとされている(以下、公募により雇用された失業者を「新規雇用失業者」という。)

本院が、12道県において、12道県及びこれらの道県から補助金の交付を受けた管内の134市町村を対象に会計実地検査を行った結果、^(注1)6県及び^(注2)13市町が実施した基金事業において、受託者等が、新規雇用失業者を雇用しないで事業を実施したり、支払の事実がない経費を計上したりなどしていたため、計99,671,713円(交付金相当額同額)が、^(注3)9道県に造成されたそれぞれの基金から過大に取り崩されて、補助の目的外に使用されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、上記の9道県及び13市町において市町又は受託者から提出された委託事業に係る実績報告書等の内容の調査確認が十分でなかったこと、^(注4)6道県において13市町に対する指導監督が十分でなかったこと、厚生労働省において9道県に対する指導監督が十分でなかったことなどによると認められる。

(注1) 6県 山形、栃木、鳥取、山口、徳島、高知各県

(注2) 13市町 米沢、新潟、浜松、伊東、下関、岩国、光、周南、山陽小野田、鳴門各市、白老、田上、上勝各町

(注3) 9道県 北海道、山形、栃木、新潟、静岡、鳥取、山口、徳島、高知各県

(注4) 6道県 北海道、山形、新潟、静岡、山口、徳島各県

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

山口県下関市は、緊急雇用創出基金を財源とした委託事業として、平成24年度に、求職者等を地域福祉活動コーディネーターとして雇い入れて、各種推進事業を総合的に行う「下関市地域福祉推進事業委託業務」を18,000,000円でA法人に委託し、同法人が当該事業を実施したとして同額を支払っており、山口県は同市に対して、緊急雇用創出基金を財源として同額の補助金を交付していた。

しかし、同法人が同市に提出した実績報告書において新規雇用失業者とされていた7名は、同法人に直前まで雇用されていて、本件委託事業の実施に当たって緊急雇用創出事業実施要領で定められた公募によらず再度雇用された者であり、新規雇用失業者に該当していなかった。

したがって、本件委託事業は、失業者に対する短期の雇用・就業機会を創出して提供する緊急雇用創出事業としての目的を達していないことから、基金事業の対象とは認められず、本件委託費全額(18,000,000円)は、同県から同市に交付される補助金として緊急雇用創出基金から過大に取り崩され、補助の目的外に使用されていた。

これを事業主体別に示すと次のとおりである。

部	局	等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	基金造成額	左に対する 交付金交付 額	不当と認め る基金使用 額	不当と認め る交付金相 当額
						千円	千円	千円	千円
(237)	厚生労働	本省	北海道	緊急雇用創出基金	20~25	53,490,000	53,490,000	4,439	4,439
(238)	同	同	山形県	同	20~25	26,977,000	26,977,000	3,917	3,917
(239)	同	同	栃木県	ふるさと基金	20	4,660,000	4,660,000	2,069	2,069
(240)	同	同	新潟県	同	20	6,060,000	6,060,000	9,156	9,156
(241)	同	同	静岡県	緊急雇用創出基金	20~25	43,347,500	43,347,500	13,297	13,297
(242)	同	同	鳥取県	同	20~25	13,961,200	13,961,200	4,940	4,940
(243)	同	同	山口県	緊急雇用創出基金	20~25	16,105,100	16,105,100	25,915	25,915
				ふるさと基金	20	3,400,000	3,400,000	3,637	3,637
				小計		19,505,100	19,505,100	29,552	29,552
(244)	同	同	徳島県	緊急雇用創出基金	20~25	17,604,800	17,604,800	22,354	22,354
				ふるさと基金	20	4,660,000	4,660,000	7,270	7,270
				小計		22,264,800	22,264,800	29,624	29,624
(245)	同	同	高知県	緊急雇用創出基金	20~25	16,724,700	16,724,700	2,675	2,675
(237)-(245)の計						206,990,300	206,990,300	99,671	99,671

(13) 保育対策等促進事業費補助金(延長保育促進事業に係る分)が過大に交付されていたもの
7件 不当と認める国庫補助金 32,683,000円

保育対策等促進事業費補助金(延長保育促進事業に係る分)(以下「補助金」という。)は、児童手当法(昭和46年法律第73号)に規定する児童育成事業として、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する市町村(特別区を含む。以下同じ。)以外の者の設置する保育所(以下「民間保育所」という。)において開所時間を超えて保育を行うことにより、就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応することを目的として、市町村が行う延長保育促進事業に対して都道府県が補助する事業等に要する費用の一部を国が補助するものである。

補助金の交付額は、都道府県が補助する事業の場合、補助金に係る交付要綱等に基づき、次のとおり算定することとなっている。

① 延長保育時間等により定められた基準額と、対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを市町村ごとに比較して、少ない方の額を算定する。

② ①により選定された額に3分の2を乗じた額と、都道府県が補助した額を比較して少ない方の額の合計額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

また、指定都市及び中核市が行う事業の場合、交付要綱等に基づき、次のとおり算定することとなっている。

① 延長保育時間等により定められた基準額と、対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を算定する。

② ①により選定された額に3分の1を乗じて得た額を交付額とする。

本院が、22都道府県の131市区町村において会計実地検査を行ったところ、5県の6市1町において、補助金の交付額の算定に当たり、民間保育所が実施した延長保育促進事業に係る実支出額等を確認しておらず、実支出額を過大に計上するなどしていたことから、補助金計32,683,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、6市1町において交付要綱等の理解が十分でなかったこと、5県において実績報告書の審査及び確認が十分でなかったこと、厚生労働省において事業主体に対する指導等が十分でなかったことなどによると認められる。

以上を事業主体別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者	間接補助事業者	年度	国庫補助金交付額	不当と認める国庫補助金交付額	摘要
(246) 厚生労働本省	新潟県	南魚沼市 (事業主体)	24	4,853	1,099	実支出額を過大に計上していたものなど
(247) 同	山梨県	中巨摩郡昭和町 (事業主体)	22、23	26,678	5,946	実支出額を過大に計上していたもの
(248) 同	静岡県	富士宮市 (事業主体)	22～24	35,992	3,025	同
(249) 同	福岡県	筑紫野市 (事業主体)	22～24	43,567	3,258	同
(250) 同	同	古賀市 (事業主体)	22～24	33,694	6,040	実支出額を過大に計上していたものなど
(251) 同	長崎県	雲仙市 (事業主体)	22～24	137,212	7,811	同
(252) 同	長崎市 (事業主体)	—	22～24	257,051	5,504	実支出額を過大に計上していたもの
(246)～(252)の計				539,047	32,683	

(14) 児童手当交付金が過大に交付されていたもの

1件 不当と認める国庫補助金 2,674,656円

児童手当(以下「手当」という。)は、市町村(特別区を含む。)が、児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づき、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、日本国内に住所を有し、中学校修了前の児童(以下「児童」という。)を監護し、かつ、これと生計を同じくする父母等(以下「受給資格者」という。)に対して支給するものである。国は、手当の支給に要する費用の3分の2等を児童手当交付金(以下「交付金」という。)として交付している。

手当は、原則として、毎年2月、6月及び10月の3期、所定の額(月額で、3歳未満の児童は15,000円、3歳以上小学校修了前の児童は第1子及び第2子が10,000円、第3子以降が15,000円、小学校修了後中学校修了前の児童は10,000円)を支給することとなっている。ただし、受給資格者の前年(1月から5月までの月分の手当については前々年)の所得が、所得制限限度額(扶養親族等がないときは、622万円とし、扶養親族等があるときは、622万円に当該扶養親族等1人につき38万円を加算した額等。以下同じ。)以上の場合は、手当を支給しないこととなっている。また、当分の間の措置として、平成24年6月分以降、所得が所得制限限度額以上であることにより手当を支給されない受給資格者に対し、児童1人につき月額5,000円の特例給付を支給することとなっている。

市町村は、受給資格者から児童手当・特例給付認定請求書が提出された場合、児童の監護状況、生計の維持状況、配偶者の有無及びこれらの者の所得等を調査確認して、支給要件を満たしている場合に、受給資格及び手当の額について認定を行い、当該受給資格者に対し手当を支給することとなっている。そして、児童を父母が共に監護し、かつ、生計を同じくしている場合は、児童の生計を維持する程度が高い者によって監護され、かつ、生計を同じくするものとみなすこととなっている。

また、市町村は、毎年6月に、手当の受給者から児童手当・特例給付現況届(以下「現況届」という。)を提出させ、受給者の受給資格や前年の所得等について調査確認し、併せて、児童を受給者と共に監護し、かつ、生計を同じくする配偶者の所得についても調査確認を行うこととなっている。そして、受給者よりも児童の生計を維持する程度が高い者がいて、かつ、当該者の所得が所得制限限度額以上である場合には、受給者に係る手当を支給すべき事由が消滅することとなり、当該者に対し改めて受給資格等を認定した上で、特例給付を支給することとなる。

本院が、17都道府県の29市町において、会計実地検査を行ったところ、次のような事態が見受けられた。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年 度	児童手当 支給額	左に対す る交付金	支給すべき でなかった 児童手当の 額	不当と認 める交付 金	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(253) 厚生労働 本省	栃 木 県 宇 都 宮 市	24	6,900	4,767	3,760	2,674	支給要件を満たしていない者に対して支給していたもの

宇都宮市は、児童3名を監護し、かつ、生計を同じくする父から提出された現況届等により、父の23年の所得が所得制限限度額未満であったことから、父に、24年6月分から25年1月分までの手当(月額計35,000円)として、計280,000円を支給していた。

しかし、実際には、父と共に監護し、かつ、生計を同じくしている母がおり、また、母の23年の所得は、父を上回っていて、かつ、所得制限限度額以上となっていることから、父に24年6月分から25年1月分までの手当を支給するのではなく、母に対し受給資格等を認定した上で、母に、24年6月分から25年1月分までの特例給付計120,000円を支給すべきであったと認められた。

このため、父に支給した手当計280,000円と母に支給すべき特例給付計120,000円との差額160,000円が過大に支給されており、これに係る交付金106,666円が過大に交付されていた。

そして、同市では、このような事態が、上記を含め、24年度受給者51人において見受けられた。このため、24年度において、同市に対する交付金が計2,674,656円過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、手当の受給資格等の認定等に当たり、受給者等の配偶者の所得の調査確認を行っていなかったこと、制度について理解が十分でなかったことなどによると認められる。

そ の 他 (254) (255)

(254) 介護給付費に係る国の負担が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省	(項)介護保険制度運営推進費 (項)介護納付金年金特別会計へ繰入 (平成19年度以前は、(項)老人医療・介護保険給付諸費、(項)国民健康保険助成費、(項)社会保険国庫負担金) (項)生活保護費
部 局 等	11 道県、6 市	
国の負担の根拠	介護保険法(平成9年法律第123号)、健康保険法(大正11年法律第70号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、生活保護法(昭和25年法律第144号)	
実施主体	市104、区8、町52、村3、一部事務組合1、広域連合8、計176実施主体	
事業者	78事業者	
過大に支払われた介護給付費に係る介護サービス等の種類	居宅介護支援、通所介護サービス等	
過大に支払われた介護給付費の件数	87,950件(平成18年度～25年度)	
過大に支払われた介護給付費の額	306,675,634円(平成18年度～25年度)	
不当と認める国の負担額	98,988,375円(平成18年度～25年度)	

1 介護給付の概要

(1) 介護保険

介護保険は、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)が保険者となって、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者等を被保険者として、加齢に伴う疾病等による要介護状態等に関して必要な保険給付を行う保険である。

(2) 介護サービス及び居宅介護支援

被保険者が、介護保険法に基づき受けるサービスには居宅サービス、施設サービス及び

地域密着型サービス(以下、これらを「介護サービス」という。)がある。介護サービスのうち、居宅サービスには通所介護サービス等が、施設サービスには介護療養施設サービス等がある。

また、居宅介護支援は、在宅の要介護者がこれらの居宅サービス又は地域密着型サービスの適切な利用等を行うことができるよう、要介護者の利用する居宅サービス等の種類等を定めた計画(以下「居宅サービス計画」という。)の作成等を行うものである。

そして、被保険者が介護サービスを受けようとする場合の手続は、次のとおりとなっている。

ア 要介護者又は要支援者(以下「要介護者等」という。)に該当すること及びその該当する要介護状態区分等について、市町村の認定を受ける。

イ 都道府県知事等の指定を受けた居宅介護支援事業者等が、居宅サービス計画等の介護サービス計画を作成する。

ウ 介護サービス計画に基づいて、都道府県知事等の指定等を受けた居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者又は介護保険施設(以下、これらと居宅介護支援事業者を合わせて「事業者」という。)において介護サービスを受ける。

(注1) 通所介護サービス 指定通所介護事業所において、在宅の要介護者等に通ってきてもらい行う、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を送る上で必要となるサービス及び機能訓練

(3) 介護報酬の算定

事業者が介護サービス又は居宅介護支援を提供して請求することができる報酬の額(以下「介護報酬」という。)は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年厚生省告示第19号)、「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年厚生省告示第20号)、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年厚生省告示第21号)(以下、これらを「算定基準」という。)等に基づき、介護サービスの種類又は居宅介護支援の別に定められた単位数に単価(10円から11.26円まで)を乗ずるなどして算定することとなっている。

(4) 介護給付費

市町村は、介護保険法に基づき、要介護者等が事業者から介護サービスの提供を受けたときは、当該事業者に対して介護報酬の100分の90に相当する額を、また、居宅介護支援の提供を受けたときは、介護報酬の全額(以下、これらを「介護給付費」という。)をそれぞれ支払うこととなっている。

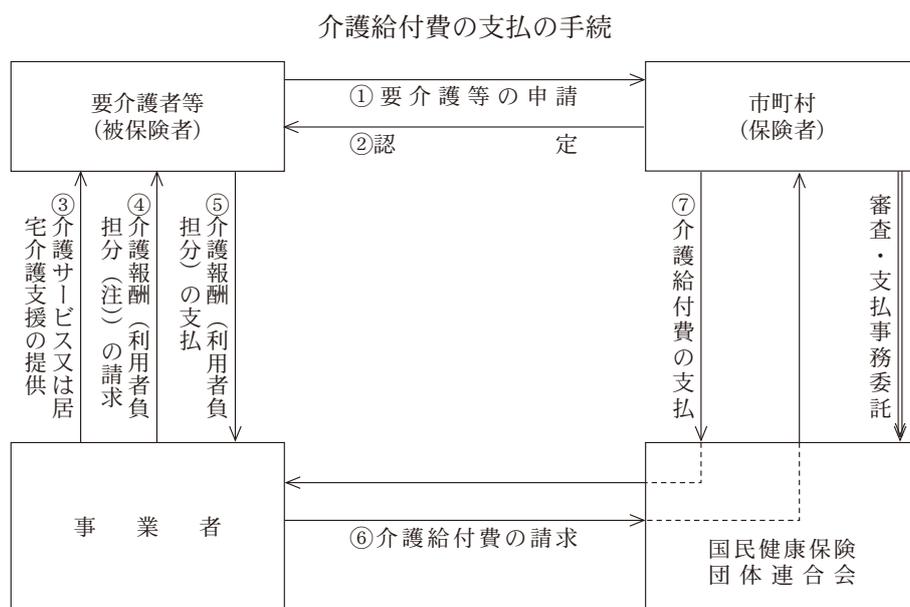
介護給付費の支払手続は、次のとおりとなっている(参考図参照)。

ア 介護サービス又は居宅介護支援の提供を行った事業者は、介護給付費を記載した介護給付費請求書等を、市町村から介護給付費に係る審査及び支払に関する事務の委託を受けた国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)に送付する。

イ 国保連合会は、事業者から送付された介護給付費請求書等の審査点検を行い、介護給付費を市町村に請求する。

ウ 請求を受けた市町村は、金額等を確認した上で、国保連合会を通じて事業者に介護給付費を支払う。

(参 考 図)



(注) 利用者は、介護サービスの提供を受けたときは、介護報酬の100分の10に相当する額を負担する。

(5) 国の負担

介護給付費は、介護保険法等に基づき、100分の50を公費で、100分の50を被保険者の保険料でそれぞれ負担することとなっている。

そして、公費負担については、介護保険法に基づき、介護給付費のうち、施設等分については国が100分の20、都道府県が100分の17.5及び市町村が100分の12.5を負担し、施設等以外の分については国が100分の25、都道府県及び市町村がそれぞれ100分の12.5を負担している。^(注2)

また、国は、健康保険法(大正11年法律第70号)及び国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、社会保険診療報酬支払基金が介護保険の保険者に交付する介護給付費交付金等の財源として医療保険者が同基金に納付する介護給付費納付金に要する費用の額の一部を負担している。^(注3)

(注2) 施設等分 施設介護サービス費、指定施設サービス等に係る特定入所者介護サービス費、特定施設入居者生活介護費、介護予防特定施設入居者生活介護費等

(注3) 医療保険者 医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う市町村、全国健康保険協会、国民健康保険組合等

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、介護報酬の算定が適正に行われているかに着眼して、19道県及び16市において、184事業者に対する介護給付費の支払について、介護給付費の請求に係る関係書類等により会計実地検査を行った。そして、介護給付費の支払について疑義のある事態が見受けられた場合には、更に道県等に事態の詳細な報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(2) 検査の結果

検査の結果、11 道県及び6 市に所在する78 事業者に対して27 都道府県の176 市区町村等の実施主体が行った平成18 年度から25 年度までの間における介護給付費の支払について、87,950 件、306,675,634 円が過大となっていて、これに対する国の負担額98,988,375 円は負担の必要がなかったものであり、不当と認められる。

これらの事態について、居宅介護支援又は介護サービスの種類の別に示すと次のとおりである。なお、同一の事業者が複数の事態に該当しているものがある。

ア 居宅介護支援

算定基準等によれば、指定居宅介護支援事業所において居宅サービス計画の作成等を行う居宅介護支援については、居宅サービス計画における訪問介護、通所介護又は福祉用具貸与に係る介護サービスの提供総数のうち、同一の事業者によって提供されるこれらのサービスの占める割合が100 分の90 を超える場合(小規模な指定居宅介護支援事業所であるため作成した居宅サービス計画件数が少ないなどの正当な理由がある場合を除く。)には、特定事業所集中減算として、1 月当たりの所定単位数から200 単位を減算することとされている。そして、指定居宅介護支援事業所が、専ら居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員等を配置するなどした場合には、特定事業所加算(Ⅱ)として1 月につき300 単位を加算することとされているが、上記減算の適用を受けている場合には、加算しないこととされている。

しかし、44 事業者は、正当な理由がないのに特定事業所集中減算を行っておらず、さらに、このうち9 事業者は、減算となる期間に特定事業所加算(Ⅱ)として300 単位を加算していた。

このため、60,030 件の請求に対して113 市区町村等が支払った介護給付費が159,929,759 円過大となっていて、これに対する国の負担額50,991,891 円は負担の必要がなかった。

上記の事態について事例を示すと次のとおりである。

<事例>

事業者A は、平成12 年4 月に、北海道から居宅介護支援事業所の指定を受け、要介護者に対して行った居宅介護支援について介護給付費の請求を行っていた。そして、居宅サービス計画における訪問介護、通所介護又は福祉用具貸与に係る介護サービスの提供総数のうち、同一の事業者によって提供される同サービスの占める割合が100 分の90 を超えていないとして、1 月当たりの所定単位数から200 単位を減算することなく介護報酬を算定していた。しかし、同事業所は、実際には19 年3 月から23 年8 月までの間の福祉用具貸与の占める割合が100 分の90 を超えていたのに、1 月当たりの所定単位数から特定事業所集中減算として200 単位を減算していなかった。また、21 年4 月以降、上記減算の適用を受ける期間であるのに特定事業所加算(Ⅱ)として1 月につき300 単位を加算していた。

このため、8,848 件の請求に対して7 市町が支払った介護給付費35,279,000 円が過大となっていた。

イ 通所介護サービス

算定基準等によれば、指定通所介護事業所において要介護者等に提供する通所介護サービスについては、前年度の1 月当たりの平均利用延べ人員数による事業所規模が300 人以内の場合は小規模型通所介護費、300 人超750 人以内(20 年度までは300 人超

900人以内)の場合は通常規模型通所介護費、750人超900人以内の場合は大規模型通所介護費(I)及び900人超の場合は大規模型通所介護費(II)とし、それぞれの事業所規模ごとに1日のサービスの所要時間の区分に応じて定められた単位数等により介護報酬を算定することとされている。また、20年度までは、上記の平均利用延べ人員数が900人を超える場合は、通常規模型通所介護費の1日当たりの所定単位数に100分の90を乗じて得た単位数により介護報酬を算定することとされている。

しかし、14事業者は、前年度の1月当たりの平均利用延べ人員数が300人を超えていたのに、通常規模型通所介護費の区分によらず小規模型通所介護費の区分により単位数を算定していたり、3事業者は、750人を超えていたのに、大規模型通所介護費(I)の区分によらず通常規模型通所介護費の区分により算定していたり、4事業者は、900人を超えていたのに、大規模型通所介護費(II)の区分によらず大規模型通所介護費(I)の区分により算定していたりしていた。また、2事業者は、20年度までの介護報酬の算定に当たり、前年度の1月当たりの平均利用延べ人員数が900人を超えていたのに、上記の100分の90を乗ずることなく単位数を算定するなどしていた。

このため、21,685件の請求に対して53市区町等が支払った介護給付費が109,639,330円過大となっていて、これに対する国の負担額36,994,620円は負担の必要がなかった。

ウ その他の介護サービス

アの居宅介護支援及びイの通所介護サービスのほか、介護療養施設サービス、介護保健施設サービス、介護福祉施設サービス、短期入所生活介護サービス及び通所リハビリテーションサービスの5介護サービスについて、13事業者は、単位数の算定を誤るなどして介護報酬を過大に算定していた。

このため、6,235件の請求に対して42市町村等が支払った介護給付費が37,106,545円過大となっていて、これに対する国の負担額11,001,864円は負担の必要がなかった。

このような事態が生じていたのは、事業者が算定基準等を十分に理解していなかったことにもよるが、市区町村、一部事務組合、広域連合及び国保連合会において介護給付費の請求に対する審査点検が十分でなかったこと、道県等において事業者に対して算定基準等の内容を十分に周知していないなど指導が十分でなかったことなどによると認められる。

以上を事業者の所在する道県等別に示すと次のとおりである。

道県等名	実施主体 (事業者数)	年度	過大に支払われた介護給付費の件数	過大に支払われた介護給付費	不当と認める国の負担額	摘要
			件	千円	千円	
北海道	30市町村等(14)	19~24	29,888	89,266	29,451	ア、イ
札幌市	12市町等(6)	19~24	7,094	14,589	4,564	ア
青森県	9市町(5)	22~25	4,714	20,799	7,231	イ、ウ
青森市	3市(1)	20~24	4,674	10,831	3,492	イ
茨城県	21市区町村(3)	20~23	1,908	14,133	4,666	ア、イ
栃木県	18市区町(7)	22~25	6,187	18,602	5,692	ア、イ、ウ
神奈川県	4市町(1)	20~25	359	4,457	1,156	ウ
滋賀県	4市町(1)	24、25	644	3,287	992	ア
兵庫県	39市町(13)	18~24	14,359	32,102	9,562	ア、イ
神戸市	1市(3)	20~25	2,052	6,952	2,220	ア、イ
西宮市	8市町等(3)	22~25	2,108	4,529	1,356	ア
鳥取県	15市町村等(3)	18~23	5,063	17,789	5,461	イ、ウ
島根県	3市等(2)	21~23	599	5,440	1,799	イ、ウ

道県等名	実施主体 (事業者数)	年 度	過大に支払わ れた介護給付 費の件数	過大に支払わ れた介護給付 費	不当と認める 国の負担額	摘 要
			件	千円	千円	
松江市	7市等(2)	18～23	863	3,042	907	ア、ウ
大分県	18市町(11)	18～25	5,597	47,638	16,107	ア、イ、 ウ
大分市	2市(2)	23～25	1,499	10,188	3,191	イ
鹿児島県	1市(1)	24、25	342	3,022	1,132	イ
計	176実施主体 (78)	18～25	87,950	306,675	98,988	

注(1) 計欄の実施主体数は、道県等の中で実施主体が重複することがあるため、各道県等の実施主体数を合計したものとは一致しない。

注(2) 摘要欄のア、イ及びウは、本文の2(2)検査の結果の居宅介護支援又は介護サービスの種類の別に対応している。

(255) 自立支援給付の介護給付費及び訓練等給付費に係る国の負担が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)障害保健福祉費
部 局 等	6 府県、2 市
国の負担の根拠	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。平成25年3月31日以前は障害者自立支援法)
実施主体	市32、町12、村1、計45実施主体
事業者	指定生活介護事業者4、指定就労移行支援事業者2、指定就労継続支援B型事業者9、計15事業者
過大に支払われた介護給付費等に係る障害福祉サービスの種類	生活介護サービス、就労移行支援サービス、就労継続支援B型サービス
過大に支払われた介護給付費等の件数	3,813件(平成21年度～25年度)
過大に支払われた介護給付費等の額	86,244,586円(平成21年度～25年度)
不当と認める国の負担額	43,122,291円(平成21年度～25年度)

1 自立支援給付の概要

(1) 自立支援給付

自立支援給付は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。平成25年3月31日以前は障害者自立支援法)に基づき、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行うものである。

(2) 障害福祉サービス

自立支援給付のうち、障害福祉サービスに係る給付費の支給には、介護給付費及び訓練等給付費(以下、これらを合わせて「介護給付費等」という。)がある。介護給付費の支給の対象には生活介護サービス等^(注1)があり、訓練等給付費の支給の対象には就労移行支援サービ

(注2) 注、就労継続支援 B 型サービス等がある。

そして、障害者及び障害児が障害福祉サービスを受けようとする場合の手続は、次のとおりとなっている。

ア 障害者又は障害児の保護者は、居住地の市町村(特別区を含む。以下同じ。)から介護給付費等を支給する旨の決定を受ける。

イ 支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者(以下、これらを合わせて「支給決定障害者等」という。)は、支給決定の有効期間内に都道府県知事等の指定を受けた指定障害福祉サービス事業者(以下「事業者」という。)の事業所において、障害福祉サービスを受ける。

(注1) 生活介護サービス 常時介護を要する障害者に対して行われる、入浴、排せつなどの介護、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援並びに創作的活動及び生産活動の機会の提供その他の身体機能等の向上のために必要な支援

(注2) 就労移行支援サービス 就労を希望する 65 歳未満の障害者で通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に対して、生産活動等の機会の提供を通じて行われる、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援

(注3) 就労継続支援 B 型サービス 雇用契約に基づいて通常の事業所に就労することが困難な障害者に対して、就労の機会を提供するとともに、生産活動等の機会の提供を通じて行われる、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援

(3) 障害福祉サービスに要した費用の額の算定

事業者が障害福祉サービスを提供して請求することができる費用の額は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成 18 年厚生労働省告示第 523 号。以下「算定基準」という。)等に基づき、障害福祉サービスの種類ごとに定められた所定単位数に単価(10 円～11.22 円)を乗じて算定することとなっている。

そして、生活介護サービス、就労移行支援サービス及び就労継続支援 B 型サービスの各サービスに係る介護給付費等は、事業者が過度に利用者を受け入れることを未然に防止して、適正な障害福祉サービスの提供を確保するために、算定基準等に基づき、サービスの利用定員が 12 人以上の事業所において、直近の過去 3 か月間のサービスの利用者の延べ人数が、当該サービスの利用定員に開所日数を乗じて得た数に 100 分の 125 を乗じて得た数等(以下「受入可能人数」という。)を超える場合等には、所定単位数に 100 分の 70 を乗じて得た単位数を基に算定することとなっている。

また、地方公共団体が設置する事業所がこれらの各サービスを行った場合には、一定の公費が投入されていることを踏まえ民間事業所の報酬との均衡を考慮する趣旨から、当該所定単位数に 1000 分の 965 を乗じて得た単位数を基に算定することとなっている。

(4) 介護給付費等

市町村は、支給決定障害者等が事業者から障害福祉サービスの提供を受けたときは、これに係る介護給付費等を事業者を支払うこととなっており、介護給付費等は、障害福祉サービスに要した費用の額から当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情を^し^ん^し^ゃ^くして政令で定める負担の上限額等を控除して得た額となっている。

介護給付費等の支払手続については、①事業者が、介護給付費等を記載した介護給付費・訓練等給付費等請求書等(以下「請求書等」という。)を市町村から介護給付費等に係る支払に関する事務の委託を受けた国民健康保険団体連合会に送付し、②同連合会は、事業者から送付された請求書等の点検を行い、介護給付費等を市町村に請求して、③請求を受けた市町村は、金額等を算定基準等に照らして審査した上で、同連合会を通じて事業者^に介護給付費等を支払うこととなっている。

そして、国は、障害福祉サービスに要した費用について市町村が支弁した介護給付費等の100分の50を負担している。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、介護給付費等の算定が適正に行われているかに着眼して、25都道府県において、1,620事業者に対する介護給付費等の支払について、介護給付費等の請求に係る関係書類等により会計実地検査を行った。そして、介護給付費等の支払について疑義のある事態が見受けられた場合には、更に都道府県等に事態の詳細な報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(2) 検査の結果

検査の結果、6府県及び2市に所在する15事業者は、事業所における直近の過去3か月間のサービスの利用者の延べ人数が受入可能人数を超えるなどしていたのに所定単位数に100分の70を乗ずることなく単位数を算定したり、地方公共団体の設置する事業所であるにもかかわらず所定単位数に1000分の965を乗ずることなく単位数を算定したりしていたため、21年度から25年度までの間に、3,813件の請求に対して45市町村が支払った介護給付費等が計86,244,586円過大となっていて、これに対する国の負担額計43,122,291円は負担の必要がなかったものであり、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業者において算定基準等に対する理解が十分でなかったことにもよるが、市町村において介護給付費等の算定について審査が十分でなかったこと、府県等において事業者に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

栃木県に所在する事業者Aは、生活介護サービスの提供を行った事業所における介護給付費等の算定に当たり、平成21年9月から25年3月までの間において、直近の過去3か月間の利用者の延べ人数が受入可能人数を超えていたのに、その間に障害福祉サービスの提供を受けた利用者に係る615件について、所定単位数に100分の70を乗じていなかった。

このため、615件の請求に対して8市2町が支払った介護給付費等が計24,944,394円過大となっていて、これに対する国の負担額計12,472,197円は負担の必要がなかった。

これを府県等別に示すと次のとおりである。

府県等名	実施主体 (事業者数)	年度	過大に支払われた介護給付費等の件数	過大に支払われた介護給付費等	不当と認める国の負担額	摘要
			件	千円	千円	
栃木県	18市町(4)	21～25	772	31,945	15,972	生活介護サービス等
山梨県	6市(1)	23	75	1,981	990	就労継続支援B型サービス
岐阜県	5市町(3)	22～25	1,386	4,966	2,483	同
京都府	2市(2)	23、24	264	8,063	4,031	就労継続支援B型サービス等
大阪府	3市(1)	24	84	1,666	833	就労継続支援B型サービス
大阪市	1市(1)	24	72	4,581	2,290	生活介護サービス
福岡市	6市町(2)	22～25	497	19,206	9,603	生活介護サービス等
鹿児島県	4市町村(1)	23、24	663	13,833	6,916	就労継続支援B型サービス
計	45市町村(15)	21～25	3,813	86,244	43,122	

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 労働保険の未手続事業において保険事故が発生した場合等における認定決定及び保険料の徴収について、対象となる保険年度等についての内部規程を整備するなどして都道府県労働局に対して統一的な取扱いを周知し、その徹底を図ることにより、適正に行われるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(徴収勘定) (款)保険収入 (項)保険料収入
部局等	厚生労働本省、19労働局
未手続事業において保険事故が発生した場合等における認定決定及び保険料の徴収の概要	保険関係成立届を提出しない事業主に対して、労働局が職権により保険関係成立届を作成し、時効にかからない保険年度の保険料を対象にその額を決定し、徴収するもの
認定決定が適正に行われていなかった事業主数	256事業主
上記に係る徴収不足額(試算額)	4442万円(平成23年度～25年度)

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文】

労働保険の未手続事業に係る認定決定及び保険料の徴収について

(平成26年10月30日付け 厚生労働大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

記

1 労働保険の概要等

(1) 労働保険の概要

貴省は、労働者の業務又は通勤による負傷等に対する迅速かつ公正な保護を図ることを目的として労働者災害補償保険(以下「労災保険」という。)を、労働者の生活、雇用の安定等を図ることを目的として雇用保険を、それぞれ管掌している(以下、両保険を総称して「労働保険」という。)。そして、貴省は、業務若しくは通勤による労働者の負傷等又は労働者の失業(以下、これらを合わせて「保険事故」という。)が発生した場合、労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)及び雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)に基づき、労働者の請求等により療養補償給付、失業等給付等を行うこととなっている。

(2) 労働保険の成立手続等

労働保険の適用対象となる事業(以下「適用事業」という。)は、原則として労働者を使用する事業である。

労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和 44 年法律第 84 号。以下「徴収法」という。)等によれば、適用事業は、その事業が開始された日に労働保険に係る保険関係が成立するとされており、事業主は、保険関係が成立した日から 10 日以内に所轄の労働基準監督署又は公共職業安定所に保険関係成立届(以下「成立届」という。)を届け出なければならないこととされている(以下、成立届を提出することを「成立手続」という。)。そして、都道府県労働局(以下「労働局」という。)は、労働保険の事業に要する費用に充てるため、保険年度(4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで)ごとに、事業主から保険料を徴収することとされている。事業主は、毎保険年度の 6 月 1 日から 7 月 10 日までの間に、所轄の労働局に対して、その保険年度に支払う賃金の見込額に基づいて算定した概算保険料を申告して納付することとされている。そして、事業主は、次の保険年度の 6 月 1 日から 7 月 10 日までの間に、支払った賃金実績額に基づいて算定した確定保険料申告書を労働局に提出するとともに、既に納付した概算保険料の額が確定保険料の額に足りないときは、その不足額を同申告書に添えて納付しなければならないこととされている。

また、労働局は、事業主が同申告書を提出しないなどの場合、当該事業主に対して行う調査の結果に基づき職権により保険料の額を決定して(以下、職権により保険料の額を決定することを「認定決定」という。)、認定決定通知書及び保険料の納入告知書を事業主に送付することとなっている(以下、これらの通知書等を送付することを「徴収の告知」という。)。そして、徴収の告知を受けた事業主は、認定決定された保険料を納付しなければならないこととなっている。

(3) 労働保険の未手続事業

前記のとおり、適用事業は、その事業が開始された日に労働保険の保険関係が成立することとなっている。しかし、貴省は、事業主が成立手続を行わない適用事業(以下「未手続事業」という。)が存在していることを確認している。そこで、貴省は、平成 17 年度以降、

未手続事業を解消するために未手続事業一掃対策を実施している。同対策において、労働局は、未手続事業の把握、個別訪問等により、事業主が成立手続を行うよう指導等を行い、これによっても成立手続を行わない場合は職権により成立届を作成し(以下、職権により成立届を作成することを「職権成立」という。)、事業主が当該事業を開始した日から納付すべきであった保険料について認定決定を行って、保険料を徴収することとしている。このほか、未手続事業において保険事故が発生した場合にも、労働局は、当該未手続事業に関して職権成立及び認定決定を行って、事業主から保険料を徴収し、貴省は、労働者等に療養補償給付、失業等給付等を行うことになっている。

また、「労働保険未加入事業場に係る労働保険料の取扱いについて」(昭和60年12月労働発第77号。以下「60年通知」という。)によれば、労働局は、保険事故の発生を契機に職権成立を行う事業の場合は、当該保険事故が労災保険又は雇用保険のいずれか一方に係るものであっても両保険について職権成立を行って、これらに係る保険料について徴収することなどとされている。

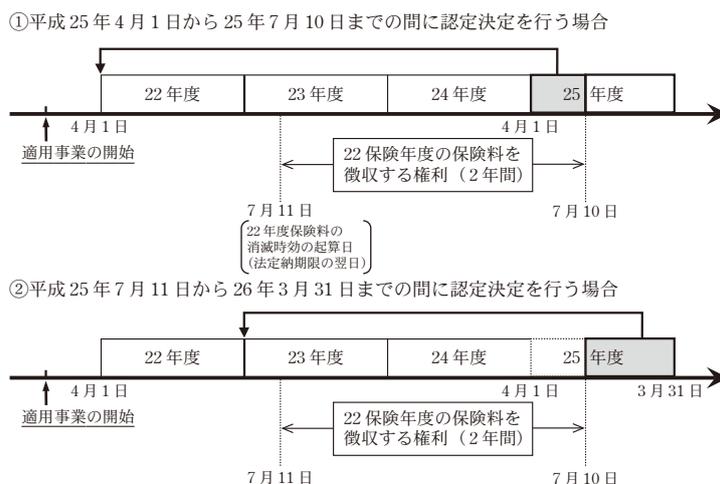
(4) 保険料を徴収する権利の時効

徴収法等によれば、保険料を徴収する権利の消滅時効は2年とされている。また、保険料の徴収の告知、差押え等のほか、保険料を徴収する権利についての事業主の承認は、時効中断の効力を生ずることとされている。そして、この承認は、労働局が認定決定をする前においても、時効中断の効力を生ずることになっている。

前記のとおり、事業主は、次の保険年度の7月10日までに確定保険料申告書を提出して保険料を納付することなどとなっている。このため、未手続事業の事業主は、この法定納期限である7月10日を経過しても保険料を納付していないことになることから、7月10日の翌日の7月11日が当該保険年度の保険料を徴収する権利についての消滅時効の起算日となり、これに係る消滅時効が成立するのは、当該起算日から2年後の7月11日となる。

そして、認定決定は時効にかからない保険年度の保険料を対象に行うこととなっているが、このことに関して、貴省は、23年に「認定決定の対象となる労働保険料等の年度について」(平成23年3月労基徴発0331第2号。以下「23年通知」という。)を発出し、認定決定を行う時期によっては3保険年度前の保険料が認定決定の対象となる場合があることに留意するよう各労働局に対して示している。すなわち、4月1日から7月10日までの間は、3保険年度前の保険料は消滅時効の起算日から2年を経過しておらず、保険料を徴収する権利が消滅していないことなどから、この間に認定決定を行う場合は、3保険年度前及び2保険年度前の保険料が認定決定の対象となる。これに対して、7月11日から翌年の3月31日までの間において認定決定を行う場合は、2保険年度前及び1保険年度前の保険料が認定決定の対象となる(図参照)。

図 平成 25 年度に認定決定を行う場合の概念図



2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性等の観点から、認定決定は法令等に従って適正に行われているかなどに着眼して、23 年度から 25 年度までの間に、保険事故の発生により未手続事業について職権成立及び認定決定を行った 20 労働局管内の 2,700 事業主及び未手続事業一掃対策により未手続事業について職権成立及び認定決定を行った 210 事業主、計 2,910 事業主を対象として、貴省本省及び 20 労働局において、成立届、認定決定通知書等の関係書類を確認したり、担当者から説明を聴取したりするなどして会計実地検査を行うとともに、これらの 20 労働局から、当該未手続事業について保険事故が発生してから徴収の告知を行うまでの間の事務処理状況等に関する調書の提出を受けて、その内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(注 1) 20 労働局 北海道、栃木、群馬、埼玉、東京、神奈川、新潟、富山、長野、静岡、愛知、大阪、兵庫、鳥取、徳島、香川、高知、福岡、長崎、熊本各労働局

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 認定決定すべき保険年度の保険料について認定決定を行っていなかった事態

前記のとおり、4 月 1 日から 7 月 10 日までの間に認定決定を行う場合は、3 保険年度前及び 2 保険年度前の保険料が認定決定の対象となる。

しかし、北海道労働局等 18 労働局は、管内の 210 事業主について、4 月 1 日から 7 月 10 日までの間に職権成立を行っているのに、認定決定の対象とした保険料の保険年度を誤っていたり、保険料を徴収する権利についての事業主の承認を得ることなどの時効の中断措置を検討しないまま 7 月 11 日が経過して同権利が時効により消滅したりしていたため、認定決定すべきであった 3 保険年度前の保険料等について、認定決定を行っていなかった。

したがって、上記の 210 事業主について、誤った認定決定を行っていたり消滅時効が成立したりしていた保険料の額を試算すると計 4050 万余円となり、これに相当する保険料の徴収額が不足していることになる。

(注 2) 18 労働局 北海道、栃木、群馬、埼玉、東京、神奈川、新潟、長野、静岡、愛知、大阪、兵庫、徳島、香川、高知、福岡、長崎、熊本各労働局

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

栃木労働局は、保険事故が発生した未手続事業の労働者Aの申出を受けて、平成25年6月11日に、23年4月1日を保険関係成立年月日として職権成立を行い、23保険年度分の保険料について認定決定を行って当該保険料を徴収していた。

しかし、同局は、当該事業が遅くとも21年9月に開始されて適用事業となっていたことを確認していたにもかかわらず、認定決定を行うべきであった22保険年度分の保険料90万余円(試算額)について認定決定を行っていなかった。

(2) 労災保険分又は雇用保険分の一方について保険料を算定することなく認定決定を行っていた事態

前記のとおり、60年通知によれば、労働局は、保険事故の発生を契機に職権成立を行う場合、当該保険事故が労災保険又は雇用保険のいずれか一方に係るものであっても両保険に係る保険料について徴収することとされている。

しかし、北海道労働局等11労働局^(注3)は、管内の46事業主について、上記の取扱いを認識していなかったなどのため、労災保険分又は雇用保険分の一方についてのみ保険料を算定して認定決定を行っていた。

したがって、上記の46事業主について、認定決定を適正に行ったとしてこれに基づいて徴収すべきであった労災保険分又は雇用保険分の保険料の額を試算すると計392万余円となり、これに相当する保険料の徴収額が不足していることになる。

(注3) 11労働局 北海道、栃木、群馬、埼玉、東京、神奈川、富山、愛知、兵庫、福岡、熊本各労働局

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例2>

北海道労働局は、保険事故が発生した未手続事業の事業主Bの申出を受けて、平成24年10月25日に、22年4月1日を保険関係成立年月日として職権成立を行った。そして、同局は、当該保険事故が労災保険に係るものであったことから、22、23両保険年度の保険料について、労災保険分はそれぞれ59,140円及び60,668円と算定し、また、雇用保険分はいずれも算定することなく0円とし、これらを合算した保険料について認定決定を行って当該保険料を徴収していた。

しかし、Bは雇用保険の加入要件を満たす労働者を雇用していたことから、同局は、22、23両保険年度の雇用保険分の保険料計41万余円(試算額)についても算定して認定決定すべきであった。

以上のとおり、計256事業主についての保険料の徴収不足額を試算すると計4442万余円になる。

(是正及び是正改善を必要とする事態)

前記のとおり、貴省において、未手続事業において保険事故が発生した場合等に、認定決定すべき保険年度の保険料について認定決定を行っていなかったり、労災保険分又は雇用保険分の一方について保険料を算定することなく認定決定を行っていたりして、保険料の徴収額が不足している事態は適切ではなく、是正及び是正改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、次のことなどによると認められる。

- ア 認定決定を行う時期によって認定決定の対象となる保険年度が異なることに留意することとされている 23 年通知についての労働局に対する周知徹底が十分でないこと、また、保険料を徴収する権利が時効により消滅しないようにすることについて、労働局に対して明確に示していないこと
- イ 未手続事業における保険事故の発生を契機に職権成立を行う場合には、労災保険分及び雇用保険分の両保険の保険料を適正に算定して認定決定を行うこととされている 60 年通知についての労働局に対する周知徹底が十分でないこと

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

労働保険の適用事業数は、25 年度末現在で約 301 万事業とされる一方、貴省は、年間約 10 万事業の未手続事業を把握している。そして、貴省は、未手続事業を解消するため、未手続事業の事業主に対して指導等を行うとともに、保険事故が発生した場合等に未手続事業について職権成立及び認定決定を行って保険料を徴収しており、今後も未手続事業の解消のための取組等を行っていくこととしている。

については、貴省において、徴収額が不足している保険料について、既に消滅時効が成立しているものなどを除き速やかに徴収するように認定決定を行うよう是正の処置を要求する。また、未手続事業において保険事故が発生した場合等における認定決定及び保険料の徴収について、60 年通知及び 23 年通知の内容に、認定決定に際して保険料を徴収する権利が時効により消滅することのないよう適時適切に時効の中断措置を執ることを盛り込んだ内部規程を整備するなどして労働局に対して統一的な取扱いを周知し、その徹底を図ることにより、法令等に基づき適正に認定決定を行い、これに基づいて保険料の徴収が行われるよう是正改善の処置を求める。

(2) 厚生年金特例法に基づく特例納付保険料の納付勧奨等がマニュアル等に従って適切に行われるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	年金特別会計(厚生年金勘定) (項) 保険料収入
部 局 等	厚生労働本省
厚生年金保険の事業に関する事務の一部を委任し、又は委託している相手方	日本年金機構
年金事務所において対象事業主等に対する特例納付保険料の納付勧奨等が適切に行われていない事案	2,451 件(平成 25 年度末)
上記に係る特例納付保険料の額	9 億 4583 万円(平成 25 年度末)

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文】

厚生年金特例法の運用について

(平成26年10月30日付け 厚生労働大臣宛て)
日本年金機構理事長

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

記

1 厚生年金特例法の概要等

(1) 厚生年金特例法の概要

厚生年金保険は、常時従業員を使用する事業所の70歳未満の従業員を被保険者として、当該被保険者の老齢、障害又は死亡に関して老齢厚生年金等各種の年金給付を行うものである。

厚生労働省は、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)等に基づき、厚生年金保険の事業に関する事務を所掌している。そして、同省は、当該事業に関する事務の一部を日本年金機構(以下「機構」という。)に委任し、又は委託して、機構は、同省の監督の下に、当該委任され、又は委託された事務を実施している。

厚生年金保険料は、厚生年金保険法に基づき、事業主が毎月、被保険者負担分と事業主負担分を一括して納付することとなっており、事業主は、同法により、被保険者に支給する報酬又は賞与から被保険者の負担すべき厚生年金保険料を源泉控除することが認められている。

しかし、事業主が厚生年金保険料を源泉控除していたにもかかわらず、当該厚生年金保険料の納付及び被保険者の資格関係等の届出を行っておらず、当該被保険者の年金記録を訂正して厚生年金保険の給付を行うことができない事案が多数あることが、総務省年金記録確認第三者委員会(以下「第三者委員会」という。)に対する年金記録に係るあっせんの申立事案から明らかとなった。

このため、第三者委員会は、厚生年金保険料が源泉控除された事実を重視して、早急に被保険者の年金記録の回復を図るための立法措置が必要であるとの指摘を行い、これを受けるなどして、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成19年法律第131号。以下「厚生年金特例法」という。)が平成19年12月に施行された。

これにより、第三者委員会の調査審議の結果、事業主が厚生年金保険料を源泉控除していたにもかかわらず、当該保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合に該当するとする意見があった事案については、厚生年金保険の給付対象とするための年金記録の訂正を行い、また、事業主に対して、未納の厚生年金保険料に相当する額に厚生労働省令で定める額を加算した額(以下「特例納付保険料」という。)の納付の勧奨を行うなどすることとなった。

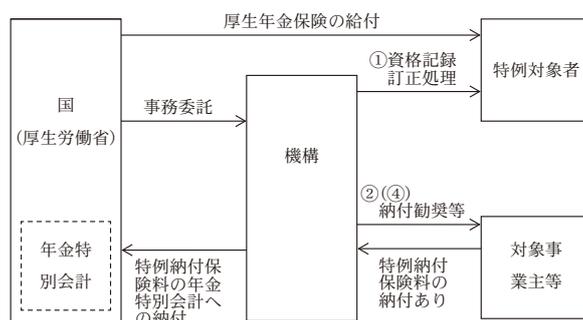
厚生年金特例法や、社会保険庁が作成して機構に引き継がれた「厚生年金特例法業務処理マニュアル」(以下「マニュアル」という。)等によれば、機構は、厚生労働省から特例納付保険料の納付の勧奨等の事務の委託を受けて、厚生年金特例法に係る業務を、次のとおり行うこととされている。

- ① 機構の年金事務所は、未納の厚生年金保険料に係る期間を有する者(以下「特例対象者」という。)に係る資格の取得及び喪失の年月日、標準報酬(標準報酬月額及び標準賞与額をいう。)等の記録(以下「資格記録」という。)の訂正を行う。また、納付の勧奨等の状況を記録するための勧奨原票を作成する。
- ② 年金事務所は、資格記録の訂正処理を行った後6か月の間(以下「当初勧奨期間」という。)に3回、特例対象者を使用しているなどの事業主又は法人である事業主に係る事業が廃止されているときその他やむを得ない事情があるときは当該法人の役員であった者(以下、これらの者を合わせて「対象事業主等」という。)に対して納付勧奨状による特例納付保険料の納付の勧奨(以下「納付勧奨」という。)を行う。また、年金事務所は、所在不明等のため納付勧奨ができない対象事業主等の所在調査等を商業・法人登記簿謄本、住民基本台帳情報等を用いて行う。
- ③ 年金事務所は、対象事業主等が特例対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないことが明らかであると認められる事案において、当初勧奨期間内に当該対象事業主等から特例納付保険料の納付の申出がなかったとき、当該対象事業主等に対して納付勧奨ができないときなどには、当該対象事業主等の氏名等を機構本部に月1回報告して、機構本部は、ホームページでこれを公表する。
- ④ 年金事務所は、③の公表を行った後10か月の間(以下「再勧奨期間」という。)に3回、対象事業主等に対して納付勧奨を再度行う。また、年金事務所は、所在不明等のため納付勧奨ができない対象事業主等の所在調査等を引き続き行う。
- ⑤ 年金事務所は、再勧奨期間内に対象事業主等から特例納付保険料の納付の申出がなかったとき又は対象事業主等に対して納付勧奨ができないときは、当該対象事業主等の氏名等を機構本部に年1回報告して、機構本部は、国が特例納付保険料の額に相当する額を負担する場合に該当する旨を厚生労働省に報告する。
- ⑥ 厚生労働省は、機構からの⑤の報告に基づき、一般会計から年金特別会計に特例納付保険料の額に相当する額を繰り入れた後に、機構本部に対して、国が特例納付保険料の額に相当する額を負担した旨を通知して、機構本部は、ホームページでこれを公表する。

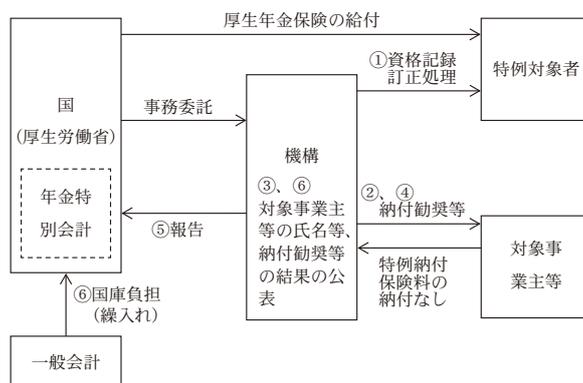
上記の厚生年金特例法に係る業務の概要を図で示すと次のとおりである。

図 厚生年金特例法に係る業務の概要

【対象事業主等から特例納付保険料の納付がある場合】



【対象事業主等から特例納付保険料の納付がない場合等】



(2) 特例納付保険料の納付実績等の国会への報告

厚生年金特例法によれば、政府は、おおむね6か月に1回、国会に特例納付保険料の納付実績等についての報告を提出しなければならないこととされている。

そして、26年7月に提出された報告における特例納付保険料の納付実績等については、19年6月22日から26年3月31日までの間で、計88億8805万余円(84,076件)の特例納付保険料に対して、対象事業主等から納付が行われたのは計58億8214万余円(58,152件)となっており、計30億0590万余円(25,924件)の特例納付保険料が対象事業主等から納付されていない状況となっている。このうち、対象事業主等から特例納付保険料の納付の申出が行われなかった場合又は特例納付保険料の納付勸奨を行うことができない場合に該当するとして、国が負担した特例納付保険料の額に相当する額は、21億5858万余円(4,162件)となっている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、厚生年金特例法の運用について、国会からの検査要請を受けて21年10月にその検査の結果を国会に報告した「年金記録問題に関する会計検査の結果について」において適切に納付勸奨を行っていく必要があるとしているところである。

また、対象事業主等から特例納付保険料の納付の申出が行われないことなどにより、国が負担した特例納付保険料の額に相当する額は、前記のとおり多額に上っている。

そこで、合規性等の観点から、機構の年金事務所が特例納付保険料の納付勸奨等を適切に

行っているかなどに着眼して、第三者委員会の調査審議の結果、対象事業主等が特例対象者に係る厚生年金保険料の納付等の義務を履行していないことが明らかであるとされ、かつ、26年3月31日までに対象事業主等から特例納付保険料の納付が行われていない事案計7,016件を対象に検査を行った。

検査に当たっては、厚生労働本省並びに機構本部及び142年金事務所において、特例納付保険料の納付勧奨等の実施状況等について、担当者から説明を聴取するなどして会計実地検査を行うとともに、312年金事務所全てから勧奨原票、調書等の提出を受けて、その内容を確認するなどの方法により検査した。

(検査の結果)

検査したところ、上記の312年金事務所のうち199年金事務所の2,451件の事案(これらに係る特例納付保険料計9億4583万余円)について、年金事務所は対象事業主等に対する特例納付保険料の納付勧奨等を適切に行っていなかった。これらを態様別に示すと、次のとおりである(各態様に重複して該当している年金事務所がある)。

ア 対象事業主等に対する特例納付保険料の納付勧奨が所定の回数行われていないもの(イ又はウに該当するものを除く。)(1,020件、これらに係る特例納付保険料計4億1696万余円)

126年金事務所は、マニュアル等において、対象事業主等に対する特例納付保険料の納付勧奨を当初勧奨期間内に3回、また、再勧奨期間内に3回行うことと定められていたが、1,020件の事案について、定められた回数の納付勧奨を行っていなかった。

イ 当初勧奨期間内に対象事業主等から特例納付保険料の納付の申出が行われないなどしているのに、年金事務所から機構本部に対する所定の報告が行われていないもの(1,251件、これらに係る特例納付保険料計4億4549万余円)

151年金事務所は、マニュアル等において、特例対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないことが明らかであると認められる事案で、当初勧奨期間内に対象事業主等から特例納付保険料の納付の申出がなかったとき、対象事業主等に対して納付勧奨ができないときなどには、当該対象事業主等の氏名等を機構本部に報告することと定められていたが、1,251件の事案について、定められた報告を行っていなかった。このため、機構本部は、これらの事案について、対象事業主等の氏名等の公表を通じて、特例納付保険料の納付勧奨に応じない対象事業主等に特例納付保険料の納付を促したり、所在不明等のため納付勧奨ができない対象事業主等の所在等に関する情報提供を広く求めたりすることができない状況となっていた。

ウ 再勧奨期間内に対象事業主等から特例納付保険料の納付の申出が行われないなどしているのに、年金事務所から機構本部に対する所定の報告が行われていないもの(180件、これらに係る特例納付保険料計8338万余円)

36年金事務所は、マニュアル等において、公表後の再勧奨期間内に対象事業主等から特例納付保険料の納付の申出がなかったとき又は対象事業主等に対して納付勧奨ができないときは、対象事業主等の氏名等を機構本部に報告することと定められていたが、180件の事案について、定められた報告を行っていなかった。

このため、機構本部は、これらの事案について、厚生労働省に報告することができず、厚生労働省は、これらの事案に係る一般会計から年金特別会計への特例納付保険料の額に相当する額計 8338 万余円の繰入れを行っていない状況となっていた。

前記ア及びイの事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

千葉年金事務所は、対象事業主等から特例納付保険料の納付の申出がなかった 48 件の事案(これらに係る特例納付保険料計 1746 万余円)について、納付勧奨を当初勧奨期間内に 1 回又は 2 回しか行っていなかった。また、対象事業主等の所在不明等のため当初勧奨期間内に納付勧奨を行うことができなかった 6 件の事案(これらに係る特例納付保険料計 188 万余円)について、機構本部に対する所定の報告を行っておらず、このため、機構本部は、これらの対象事業主等の氏名等をホームページで公表していなかった。

また、機構本部は、年金事務所内で納付勧奨等の進捗状況を的確に把握して、その状況を機構本部に報告することをマニュアル等に記載しておらず、ア、イ及びウの事態が生じていることを把握していなかった。

(是正及び是正改善を必要とする事態)

前記のとおり、機構において、年金事務所が特例納付保険料の納付勧奨等をマニュアル等に従って行っておらず、その結果、特例納付保険料の納付を適切に行わせることができていないなどしている事態は適切ではなく、是正及び是正改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

ア 機構において

(ア) 年金事務所において、対象事業主等に対する特例納付保険料の納付勧奨等をマニュアル等に従って適切に行うこと及び納付勧奨等の進捗状況を把握する必要性についての認識に欠けていること

(イ) 機構本部において、年金事務所内で特例納付保険料の納付勧奨等の進捗状況を的確に把握して、その状況を本部に報告することをマニュアル等に記載していないこと、また、年金事務所に対する納付勧奨等の適切な実施についての周知徹底が十分でないこと

イ 厚生労働省において、特例納付保険料の納付勧奨等の適切な実施について、機構に対する指導監督が十分でないこと

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

厚生年金特例法によれば、特例対象者に係る資格記録の訂正を行った場合には、対象事業主等に特例納付保険料の納付勧奨等を行うこととされている。そして、機構は、現在納付勧奨等を行っている事案に加えて、今後、資格記録の訂正を行う事案についても納付勧奨等を行っていくことになる。

については、機構において、対象事業主等に対する特例納付保険料の納付勧奨等をマニュアル等に従って適切に行っていなかった事案について、マニュアル等に定められた処理を完結させるよう是正の処置を要求するとともに、今後、厚生労働省及び機構において、厚生年金特例法の運用が適切に行われるよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

- ア 機構において、対象事業主等に対する特例納付保険料の納付勧奨等の進捗状況を年金事務所内での確に把握して、その状況を機構本部に報告するようマニュアル等の改正等を行い、また、年金事務所に納付勧奨等をマニュアル等に従って適切に行うことを周知徹底すること
 - イ 厚生労働省において、対象事業主等に対する特例納付保険料の納付勧奨等がマニュアル等に従って適切に実施されるよう、機構に対して必要な指導監督を行うこと
- (3) 後期高齢者医療制度の後期高齢者医療高額医療費負担金の算定に当たり、医療機関等に返戻されたレセプトが再提出された場合に同負担金の対象となる療養に係る費用の額が重複して算出されないようするなどして、算定が適正なものとなるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)医療保険給付諸費
部 局 等	厚生労働本省
国の負担の根拠	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)
交 付 先	34 後期高齢者医療広域連合
負担金の概要	後期高齢者に対する高額な医療給付の発生による後期高齢者医療広域連合の財政負担を緩和するために交付される負担金
上記の後期高齢者医療広域連合に交付した国庫負担金交付額の合計	888 億 3231 万余円(平成 22 年度～24 年度)
過大に交付されていた国庫負担金交付額	13 億 4368 万円(平成 22 年度～24 年度)

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文】

後期高齢者医療制度の後期高齢者医療高額医療費負担金の算定について

(平成 26 年 10 月 14 日付け 厚生労働大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

記

1 制度の概要

(1) 後期高齢者医療制度における医療給付の概要

平成 20 年度から実施されている後期高齢者医療制度は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)に基づき、各都道府県の区域内における全ての市町村が加入して設立された後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)が、当該都道府県の区域内に住所を有する被保険者である後期高齢者(75 歳以上の者又は 65 歳以上 75 歳未満の者で一定の障害の状態にある者をいう。以下同じ。)に対して医療給付を行うものである。

後期高齢者医療制度の医療給付において、医療機関又は薬局(以下「医療機関等」という。)が後期高齢者に診察、治療等の診療や薬剤の支給等を行った場合には、広域連合及び後期高齢者がこれらの費用を分担して支払うこととなっており、その手続については次のとおりとなっている。

- ① 医療機関等は、診療や薬剤の支給等に要した費用を診療報酬又は調剤報酬として算定する。そして、この診療報酬等のうち、患者負担分については、後期高齢者に対して請求し、残りの診療報酬等については、診療報酬請求書又は調剤報酬請求書に、診療報酬等の明細を明らかにした診療報酬明細書又は調剤報酬明細書(以下「レセプト」という。)を添付して、審査支払機関である各都道府県単位で設立されている国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)を通じて、広域連合に対して請求する。
- ② 請求を受けた広域連合は、被保険者資格、請求金額等の点検を行った上で、国保連合会を通じて、医療機関等に対してその支払を行う。

そして、広域連合における支払の財源については、原則として、国が12分の4、都道府県及び市町村がそれぞれ12分の1を負担し、残りの12分の6については、国民健康保険や被用者保険の保険者が納付する後期高齢者支援金及び後期高齢者の保険料で賄うこととなっている。

(2) 後期高齢者医療高額医療費負担金の概要

貴省は、広域連合に対して各種の国庫助成を行っており、その一つとして、後期高齢者に対する高額な医療給付の発生による広域連合の財政負担を緩和するために、後期高齢者医療高額医療費負担金(以下「高額医療費負担金」という。)を交付している。

高額医療費負担金の交付額については、後期高齢者医療給付費等国庫負担金交付要綱(平成24年厚生労働省発保0405第3号。以下「交付要綱」という。)等に基づき、次のとおり算定することとなっている。

- ① 当該年度における後期高齢者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた療養に係る費用の額(以下「療養に係る費用」という。)を算出する。
- ② 療養に係る費用の発生事由が第三者の行為によって生じた場合に発生する損害賠償金の額等の合計額(以下「収入」という。)を算出する。
- ③ ①の療養に係る費用から②の収入を控除した額が80万円を超えるものの当該超える部分の額を算出して、この合計額(以下「国庫負担基本額」という。)に所定の率を乗じて得た額の4分の1に相当する額を高額医療費負担金の交付額とする。

貴省は、上記の収入の控除について、過年度の療養に係る費用に対する収入がある場合にも、広域連合では当該収入を考慮した減額調整(以下「過年度収入額調整」という。)を行う必要があるとしているが、交付要綱等には、過年度収入額調整の具体的な内容及び方法に関する定めはない。

また、貴省は、交付要綱において、高額医療費負担金の事業実績報告書に添付する精算書の様式を定めており、広域連合は、この精算書の「支出額」欄、「収入額」欄及び「国庫負担基本額」欄に所要の金額を記載するなどして、高額医療費負担金の精算額を算定することとなっている。

高額医療費負担金の交付手続については、次のとおりとなっている。すなわち、交付を受けようとする広域連合は都道府県に交付申請書を提出し、これを受理した都道府県はその内容を審査した上で、貴省に提出する。貴省は交付申請書に基づき交付決定を行い、広域連合に高額医療費負担金を交付する。そして、交付を受けた広域連合は当該年度の終了後に都道府県に事業実績報告書を提出し、これを受理した都道府県はその内容を審査した上で、貴省に提出し、貴省は事業実績報告書に基づき交付額の確定を行うこととなっている。

(3) 広域連合における国庫負担基本額の算出

ア 療養に係る費用のうち80万円を超える部分の額の合計額の算出

貴省は、21年1月に、広域連合に対して、高額医療費負担金の交付申請額の算定に当たっては、後期高齢者医療制度の円滑な施行に資することを目的として開発された後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以下「標準システム」という。)のレセプト抽出機能(一定点数を超えるレセプトを抽出してその点数を超える部分の合計額を算出するなどの機能。以下同じ。)を利用して、療養に係る費用のうち80万円を超える部分の額(以下「対象超過額」という。)の合計額を算出(以下「抽出処理」という。)するよう通知している。

標準システムにおいて、レセプトは電算管理番号、レセプトの状態を示す状態区分コード等を付して管理されている。そして、レセプトの提出後に、医療機関等からの取下げ依頼、広域連合の点検に基づく被保険者資格の相違等の事由により医療機関等にレセプトが返戻された場合には、当該レセプトの状態区分コードは、返戻の状態にあることを示す返戻コードに変更される。また、返戻されたレセプトが医療機関等から再提出された場合には、当該レセプトには新たな電算管理番号が付され、当初提出のレセプトとは別個のレセプトとして管理されることになる。

そして、抽出処理に当たっては、返戻コードに変更されたレセプトはその対象から除外されることになっているが、広域連合がレセプトの点検後、国保連合会に対して返戻の申出を行ってから実際に状態区分コードが返戻コードに変更されるまでには、通常、2か月から3か月の事務処理期間を要している。また、当初のレセプト提出時から長期間が経過した後に医療機関等から取下げ依頼が行われる場合には、当初の提出時から相当の期間を経て状態区分コードが返戻コードに変更されることになる。このため、抽出処理を行う時点等によって抽出結果が異なることとなる。

イ 療養に係る費用からの収入の控除

レセプト抽出機能では、療養に係る費用から収入を控除した額が80万円を超えるかどうかについて判定することはできない。このため、広域連合がレセプト抽出機能を利用して国庫負担基本額を算出する場合には、対象超過額が発生しているレセプトに対する収入の有無を把握する必要がある。そして、収入がある場合には、療養に係る費用から収入を控除した額が80万円を超えるかどうかを判定した上で控除すべき額を個別に算出して、その合計額を対象超過額の合計額から控除することが必要となる。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性等の観点から、広域連合における高額医療費負担金の算定は適切に行われているかなどに着眼して、34 都道府県に所在する 34 広域連合^(注1)において、22 年度から 24 年度までの間に交付された高額医療費負担金計 888 億 3231 万余円を対象として、事業実績報告書等の関係書類により会計実地検査を行った。

(注1) 34 広域連合 北海道、青森県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、山梨県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県各後期高齢者医療広域連合

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 対象超過額を重複して算出している事態

貴省は、広域連合に対して、対象超過額の合計額の算出に当たってはレセプト抽出機能を利用するよう通知しているのに、対象超過額の年度合計額を算出する具体的な方法については示していなかった。

そして、34 広域連合は、レセプトの提出を受けた月ごとに抽出処理を行ってその1 年度分を当該年度の対象超過額の合計額としていたり、事業実績報告書を提出する際に年1 回の抽出処理を行っていたりするなどしていた。

しかし、レセプトの提出を受けた月ごとに抽出処理を行っている場合には、ある月に抽出処理の対象とされたレセプトが医療機関等に返戻された後、当該年度内又は翌年度以降に医療機関等から再提出されると、再提出されたレセプトは当初提出のレセプトとは別個のレセプトとして管理されることから、再提出後に再度、抽出処理の対象となる。また、事業実績報告書を提出する際に年1 回の抽出処理を行っている場合であっても、抽出処理を行った後に返戻されたレセプトが翌年度以降に医療機関等から再提出されると、再度、抽出処理の対象となる。

このようなことなどから、34 広域連合は、対象超過額を当該年度内又は翌年度以降に重複して算出していた。

(2) 療養に係る費用に対する収入があるのに、控除等を適切に行っていない事態

(ア) 貴省は、広域連合に対して、対象超過額の合計額の算出に当たってはレセプト抽出機能を利用するよう通知しているのに、精算書の「支出額」欄及び「収入額」欄にどのような金額を記載して「国庫負担基本額」欄に記載すべき金額を算出するのかなど収入の控除の具体的な方法については示していなかった。このため、16 広域連合は、当該年度の療養に係る費用に対する収入があることを把握しており、精算書の「収入額」欄にこれを記載するなどしていたのに、「国庫負担基本額」欄には抽出処理の結果である対象超過額の当該年度合計額を記載していて、収入の控除を適切に行っていなかった。

(イ) 貴省は、広域連合に対して、過年度収入額調整^(注3)の具体的な内容及び方法を示していなかった。このため、22 広域連合は、過年度の療養に係る費用に対する収入があることを把握していたのに、過年度収入額調整を行っていなかった。

(注2) 16 広域連合 北海道、青森県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、滋賀県、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、香川県、福岡県、佐賀県、沖縄県各後期高齢者医療広域連合

(注3) 22 広域連合 北海道、青森県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、静岡県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、山口県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、宮崎県、沖縄県各後期高齢者医療広域連合

したがって、(1)及び(2)のことなどから、表のとおり、34 広域連合において、22 年度から 24 年度までの間に、高額医療費負担金計 13 億 4368 万余円が過大に交付されていたと認められる。

表 広域連合別の過大交付額等 (単位：千円)

広域連合名	高額医療費負担金交付額	過大交付額	広域連合名	高額医療費負担金交付額	過大交付額
北海道広域連合	7,935,733	162,667	兵庫県広域連合	5,887,804	106,312
青森県広域連合	1,307,530	18,719	和歌山県広域連合	1,223,512	4,410
茨城県広域連合	2,359,798	36,166	鳥取県広域連合	779,094	30,528
栃木県広域連合	1,535,382	11,668	島根県広域連合	1,044,416	19,046
群馬県広域連合	1,782,272	21,372	広島県広域連合	3,161,212	8,567
埼玉県広域連合	5,000,175	32,226	山口県広域連合	1,915,880	8,098
東京都広域連合	3,945,768	70,766	香川県広域連合	1,215,209	22,600
神奈川県広域連合	6,794,656	159,719	愛媛県広域連合	1,762,011	44,134
富山県広域連合	1,235,514	2,125	高知県広域連合	1,287,763	8,147
石川県広域連合	1,371,597	13,543	福岡県広域連合	6,618,538	129,095
福井県広域連合	1,026,322	3,286	佐賀県広域連合	1,030,345	17,308
山梨県広域連合	779,330	7,310	長崎県広域連合	1,874,431	92,678
岐阜県広域連合	2,003,526	3,278	熊本県広域連合	2,055,396	2,509
静岡県広域連合	3,261,899	71,722	大分県広域連合	1,714,710	6,010
三重県広域連合	1,652,489	3,814	宮崎県広域連合	1,201,192	17,994
滋賀県広域連合	1,496,790	40,697	鹿児島県広域連合	2,284,490	4,823
大阪府広域連合	8,795,009	159,137	沖縄県広域連合	1,492,502	3,195
			合 計	88,832,311	1,343,685

(注) 東京都広域連合については平成 24 年度分である。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

大阪府後期高齢者医療広域連合は、平成 23 年度の高額医療費負担金の事業実績報告書の提出に当たり、同年度の対象超過額の合計額を 64,729,310,747 円と算出した上で、これに基づき同年度の国庫負担基本額を 64,729,310,747 円と算出し、高額医療費負担金の交付額を 2,925,642,897 円と算定していた。しかし、同広域連合は、レセプトの提出を受けた月ごとに抽出処理を行っていたため、レセプトが再提出された場合において対象超過額を当該年度内又は翌年度以降に重複し

て算出していた。また、当該年度及び過年度の療養に係る費用に対する収入があることを把握していたのに、当該年度の療養に係る費用から収入の控除を行っておらず、過年度収入額調整も行っていなかった。

そこで、抽出処理を行った後に返戻され、その後再提出されたレセプトについて、対象超過額が重複して算出されないようにした上で、当該年度及び過年度の療養に係る費用に対する収入を控除して23年度の国庫負担基本額を修正計算すると63,713,979,508円となり、高額医療費負担金の交付額は2,879,751,878円となる。

したがって、同広域連合の同年度における高額医療費負担金は、当初の交付額との開差額45,891,019円が過大に交付されていたと認められる。

(是正及び是正改善を必要とする事態)

以上のように、34広域連合において、レセプトが医療機関等に返戻され、その後再提出された場合に、対象超過額を当該年度内又は翌年度以降に重複して算出していたり、療養に係る費用に対する収入があるのに控除等を適切に行っていなかったりするなどして、国庫負担基本額が過大に算出されるなどしているため、高額医療費負担金が過大に交付されている事態は適切ではなく、是正及び是正改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、次のことなどによると認められる。

- ア 広域連合における高額医療費負担金の算定についての実態把握が十分でなく、標準システムのレセプト抽出機能を利用する場合において、対象超過額が重複して算出されることについての理解が十分でないこと
- イ 広域連合に対して、精算書の各欄の記載方法を明確に示すなどして、収入の控除等を適切に行う方法について具体的な指導又は助言を行う必要があること、また、過年度収入額調整については交付要綱等にその具体的な内容及び方法に関する定めを設ける必要があることについての理解が十分でないこと

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

後期高齢者医療制度は、高齢者医療費の増大を背景として創設され、実施されているものであり、我が国の人口の高齢化に伴ってその役割がますます重要になってきていることから、その適正で公平な制度運用が強く求められている。

については、貴省において、過大な高額医療費負担金の交付を受けていた広域連合において適正な精算が行われるよう是正の処置を要求するとともに、広域連合において高額医療費負担金の算定が適正に行われるよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

- ア 返戻された後にレセプトが再提出された場合に対象超過額が重複して算出されないよう、事業実績報告書を提出する際に年1回の抽出処理を行うこととした上で、翌年度以降にレセプトが再提出された場合には事後に適切な調整を行うこととするなどの対応策を講ずるとともに、その対応策に基づき、都道府県を通じて、広域連合に対して具体的な指導又は助言を行うこと
- イ 都道府県を通じて、広域連合に対して精算書の各欄の記載方法を明確に示すなどして、収入の控除等を適切に行う方法について具体的な指導又は助言を行うこと、また、過年度収入額調整については交付要綱等にその具体的な内容及び方法に関する定めを設けること

(4) 特定疾病併用者に係る自立支援医療費の支給の制度、審査方法を周知して、適正に審査を実施することにより、特定疾病併用者に係る自立支援医療費の額の算定が適正に行われるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)障害保健福祉費
部 局 等	厚生労働本省、16 道府県
国庫負担の根拠	障害者自立支援法(平成17年法律第123号。平成25年4月1日以降は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)
補助事業者(事業主体)	249 市町村
国庫負担対象事業	自立支援医療費の支給
国庫負担対象事業の概要	障害者及び障害児の福祉の増進を図ることなどを目的として市町村等が、自立支援医療を受けた障害者等に対して、自立支援医療費の支給を行うもの
特定疾病併用者に係る自立支援医療費が過大に支給されていた事業主体数	235 事業主体
過大に支給されていた自立支援医療費	4 億 2519 万余円(平成24年度)
上記に係る国庫負担金の額	2 億 1259 万円
特定疾病併用者に係る自立支援医療費が適正かどうか検証できない事業主体数	14 事業主体
適正かどうか検証できない特定疾病併用者に係る自立支援医療費	27 億 4995 万余円(平成24年度)
上記に係る国庫負担金相当額	13 億 7497 万円

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文】

自立支援医療と医療保険の特定疾病制度の併用者に係る障害者医療費国庫負担金の算定について

(平成26年10月17日付け 厚生労働大臣宛て)

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

記

1 自立支援医療等の概要

(1) 自立支援医療制度の概要

貴省は、障害者自立支援法(平成17年法律第123号。平成25年4月1日以降は、障害者

の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)に基づき、障害者及び障害児(以下、これらを「障害者等」という。)の福祉の増進を図ることなどを目的として、障害者等の居住地の市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は都道府県が、都道府県知事等の指定する病院、薬局等(以下、これらを「指定医療機関」という。)から心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療(以下「自立支援医療」という。)を受けた障害者等に対して、自立支援医療に要した費用を支給した場合に、その支給に要する費用の100分の50を障害者医療費国庫負担金(以下「負担金」という。)として交付している。

自立支援医療費の額は、同法に基づき、同一月に受けた自立支援医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法により算定した額から、当該障害者等の家計の負担能力、障害の状態等をしんしゃくして政令で定める額(政令で定める額が当該算定額の100分の10に相当する額を超えるときは、100分の10に相当する額。以下「自己負担額」という。)を控除した額とすることとなっている。また、自立支援医療費の支給に当たって、医療保険により同等の給付を受けることが可能な部分について、自立支援医療費の支給の対象とならないこととなっている。

$$\boxed{\text{自立支援医療費}} = \boxed{\text{医療費の月額}} - \boxed{\text{医療保険による給付(高額療養費を含む。)}} - \boxed{\text{自己負担額}}$$

自立支援医療は、その医療の種類等によって、育成医療、更生医療及び精神通院医療に分けられ、このうち更生医療は、肢体不自由、人工透析療法を受ける慢性腎不全等の内臓障害等の身体障害者を対象として、市町村が事業主体となり実施している。

そして、都道府県は、市町村が行う自立支援医療費の支給等が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対して必要な助言、情報の提供その他の援助を行うなどの責務を有することとなっており、また、都道府県知事等は、指定医療機関に対して自立支援医療の実施に関し指導を行うこととなっている。

(2) 自立支援医療費の支給認定等

更生医療に係る自立支援医療費の支給認定を受けようとする者又は支給認定の有効期間が終了して再度の支給認定を受けようとする者は、同法及び「自立支援医療費の支給認定について」(平成18年障発第0303002号。以下「支給認定通知」という。)に基づき、市町村長(特別区にあっては区長。以下同じ。)に申請して、支給認定を受けて、自立支援医療受給者証の交付を受けることとなっている(以下、支給認定を受けた者を「支給認定障害者」という。)

(3) 自立支援医療費の支給に係る審査等

事業主体は、支給認定障害者が指定医療機関から更生医療を受けたときは、当該支給認定障害者に代わり指定医療機関に自立支援医療費を支払うことができることとなっている。そして、この支払に係る審査及び事務は、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会(以下、これらを「支払基金等」という。)に委託することとなっている。

支払基金等は、毎月指定医療機関から提出される診療(調剤)報酬請求書及び診療(調剤)報酬明細書(以下「レセプト」という。)の内容の審査を行った後、審査結果に基づき支払額を算出した上でレセプト又は連名簿^(注1)を事業主体等に送付している。

そして、事業主体は、毎月支払基金等から送付される連名簿等について審査点検を行い、請求に誤りがある場合は支払基金等を通じて過誤調整を行うなどした上で指定医療機関に対して自立支援医療費を支払うことになっている。

(注1) 連名簿 支払基金等が、医療保険と自立支援医療の給付対象者について、レセプトに代わるものとして作成する医療費の請求明細資料で、レセプトの記載内容のうち、自立支援医療費、患者ごとの医療費負担額等を受給者番号別に出力したもの

(4) 医療保険の特定疾病制度の概要

医療保険の高額療養費制度は、費用が著しく高額な治療を著しく長期間にわたって継続しなければならない疾病として、厚生労働大臣が定めた人工透析療法を受ける慢性腎不全等(以下「特定疾病」という。)に係る療養を受けた場合の自己負担の限度額(以下「自己負担限度額」という。)を、当該被保険者の負担軽減を図る観点から、特例的に1万円(標準報酬月額等が所定額以上の被保険者で70歳未満の者については2万円)とし、これを超える額全額を保険者が負担するものである(以下、高額療養費制度のうち特定疾病の患者に対するこの負担軽減制度を「医療保険の特定疾病制度」という。)

そして、医療保険の特定疾病制度を受けようとする被保険者は保険者に対して申請し、保険者は認定した被保険者に対して特定疾病療養受療証を交付しなければならないこととなっている。

(5) 自立支援医療と医療保険の特定疾病制度の併用者

特定疾病のうち、人工透析療法を受ける慢性腎不全の患者(以下「人工透析患者」という。)は、市町村長の支給認定を受けると自立支援医療費の支給認定障害者になるとともに、保険者の認定を受けると医療保険の特定疾病制度の対象者にもなる(以下、両制度の認定を受けた人工透析患者を「特定疾病併用者」という。)

そして、特定疾病併用者の自立支援医療費の支給に当たって、前記のとおり、医療保険により同等の給付を受けることが可能な部分については、自立支援医療費の支給の対象とならない。このため、医療保険の特定疾病制度による自己負担限度額を超える額はその全額を医療保険で負担することとなり、特定疾病併用者の自立支援医療費は医療保険の特定疾病制度の対象となっていない支給認定障害者の自立支援医療費と比較して低額となる。

(6) 特定疾病併用者に係る自立支援医療の実施

ア 特定疾病併用者に係る自立支援医療費の支給の認定等

特定疾病併用者に係る自立支援医療費の支給額は、上記のとおり、医療保険の特定疾病制度の対象となっていない支給認定障害者に係る支給額と異なることから、人工透析患者の自立支援医療費の支給認定申請に際して、特定疾病併用者であることなどを確認するために、支給認定通知により、特定疾病療養受療証の写しを市町村長に提出させることとなっている。

イ 特定疾病併用者に係る自立支援医療費の支給に係る審査等

貴省は、都道府県等に対して、「医療保険の特定疾病療養受療と自立支援医療を併用する者の自己負担について」(平成18年障精発第0613001号)を発出して、支払基金等において特定疾病併用者に係る自立支援医療費の自己負担額に係る審査が行われなため、

連名簿等を確認した際に特定疾病併用者に係る自立支援医療費の自己負担額が適正な額となっていない場合に、指定医療機関に対して返戻又は過誤調整を行うなど、自立支援医療費の適正な給付を図ることを求めている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

自立支援医療費のうち更生医療に係る負担金の額は、制度開始当初の18年度で74億8752万余円であったのに対して24年度で741億3338万余円となっていて、ほぼ10倍に増加し、24年度の更生医療に係る医療費のうち人工透析療法に係る医療費の占める割合は約89%に上っている。

そこで、本院は、合規性等の観点から、更生医療に係る医療費のうち特定疾病併用者に係る自立支援医療費の算定が適正なものとなっているかなどに着眼して、^(注2) 貴省及び16道府県の446事業主体において、24年度に交付を受けた計119億4725万余円について、事業主体の自立支援医療費の受給者台帳、自立支援医療費に係る支払関係書類等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注2) 16道府県 北海道、京都府、茨城、栃木、神奈川、山梨、静岡、和歌山、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、鹿児島各県

(検査の結果)

検査したところ、表1のとおり、16道府県の235事業主体^(注3)において、特定疾病併用者の自立支援医療費について、自立支援医療費の支給の対象とならない医療保険の特定疾病制度による給付対象額が含まれていて、自立支援医療費が過大に支払われている事態が見受けられた。

表1 自立支援医療費が過大に支給されていたもの (単位：千円)

区分	事業主体数	当初国庫負担対象額(A)	当初国庫負担金(B) = (A) × 50/100	自立支援医療費の支給対象とならない額(C)	修正国庫負担対象額(D) = (A - C)	修正国庫負担金(E) = (D) × 50/100	過大となっていた国庫負担金(B - E)
北海道	1	359,050	179,525	7,116	351,934	175,967	3,558
茨城県	2	39,275	19,637	328	38,947	19,473	164
栃木県	1	167,414	83,707	2,020	165,394	82,697	1,010
神奈川県	8	2,826,523	1,413,261	3,266	2,823,257	1,411,628	1,633
山梨県	25	1,001,515	500,757	52,979	948,535	474,267	26,489
静岡県	6	1,222,143	611,071	9,433	1,212,710	606,355	4,716
京都府	23	4,849,013	2,424,506	121,811	4,727,201	2,363,600	60,905
和歌山県	18	1,421,205	710,602	11,298	1,409,907	704,953	5,649
香川県	16	1,011,723	505,861	10,324	1,001,398	500,699	5,162
愛媛県	12	1,514,666	757,333	19,956	1,494,710	747,355	9,978
高知県	21	1,691,930	845,965	22,203	1,669,726	834,863	11,101
福岡県	31	1,705,800	852,900	42,569	1,663,231	831,615	21,284
佐賀県	17	959,889	479,944	24,811	935,077	467,538	12,405
長崎県	13	2,030,412	1,015,206	56,626	1,973,786	986,893	28,313
熊本県	28	2,669,049	1,334,524	35,507	2,633,541	1,316,770	17,753
鹿児島県	13	424,888	212,444	4,944	419,943	209,971	2,472
16道府県	235	23,894,503	11,947,251	425,197	23,469,305	11,734,652	212,598

(注) 当初国庫負担金(B)欄及び修正国庫負担金(E)欄は、事業主体ごとの金額を合計したものであるため、道府県の当初国庫負担対象額(A)欄及び修正国庫負担対象額(D)欄の金額に2分の1を乗じても一致しない場合がある。

これらの事業主体は、人工透析患者からの自立支援医療費の支給認定申請に際して、特定疾病療養受療証の写しを提出させ自己負担限度額等の特定疾病併用者に係る情報を把握していたのに、連名簿等について、その情報を活用した十分な審査を実施していなかった。

このため、これらの事業主体において、自立支援医療費計4億2519万余円が過大に支払われており、これに係る負担金2億1259万余円が過大に交付されていたと認められる。

上記の事態について一例を示すと、次のとおりである。

＜事例＞

長崎県五島市は、平成24年度の更生医療に係る医療費の請求2,555件計3535万余円を支払基金等を通じて指定医療機関へ支払っていた。

しかし、上記の請求のうち、人工透析患者に係る請求2,264件2812万余円は特定疾病併用者に係る請求であり、さらに、これらのうち612件1459万余円は、医療保険の特定疾病制度の給付対象とすべき額を誤って自立支援医療費として請求したものであった。同市は、当該人工透析患者について、自立支援医療費の支給認定申請時に特定疾病療養受療証の写しを提出させて、特定疾病併用者に係る情報を把握していたのに、その情報を活用した連名簿等の審査を行わないまま上記の請求どおりに自立支援医療費を支払っていた。

このため、これに係る負担金729万余円が過大に交付されていた。

(注3) 235事業主体 北海道帯広市、茨城県鉾田、小美玉各市、栃木県栃木市、神奈川県川崎、鎌倉、藤沢、小田原、茅ヶ崎、逗子、厚木、綾瀬各市、山梨県甲府、富士吉田、都留、山梨、大月、韭崎、南アルプス、北杜、甲斐、笛吹、上野原、甲州、中央各市、西八代郡市川三郷、南巨摩郡早川、身延、南部、富士川、中巨摩郡昭和、南都留郡西桂、富士河口湖各町、道志、忍野、山中湖、鳴沢各村、静岡県静岡、浜松、磐田、掛川、藤枝、袋井各市、京都府京都、福知山、舞鶴、宇治、宮津、亀岡、城陽、向日、長岡京、八幡、京田辺、京丹後、南丹、木津川各市、久世郡久御山、綴喜郡井手、宇治田原、相楽郡和束、精華、船井郡京丹波、与謝郡伊根、与謝野各町、相楽郡南山城村、和歌山県和歌山、海南、橋本、有田、御坊、田辺、新宮、紀の川、岩出各市、伊都郡かつらぎ、高野、有田郡有田川、日高郡みなべ、西牟婁郡白浜、上富田、すさみ、東牟婁郡那智勝浦、串本各町、香川県高松、丸亀、坂出、善通寺、観音寺、さぬき、東かがわ、三豊各市、小豆郡土庄、小豆島、木田郡三木、綾歌郡宇多津、綾川、仲多度郡琴平、多度津、まんのう各町、愛媛県松山、今治、宇和島、八幡浜、新居浜、西条、大洲、伊予、四国中央、西予、東温各市、伊予郡松前町、高知県高知、室戸、安芸、南国、土佐、須崎、宿毛、土佐清水、四万十、香南、香美各市、安芸郡東洋、長岡郡本山、吾川郡いの、高岡郡佐川、津野、四万十、幡多郡大月、黒潮各町、安芸郡芸西村、中芸広域連合、福岡県田川、柳川、八女、筑後、大川、行橋、豊前、小郡、筑紫野、春日、大野城、太宰府、古賀、福津、うきは、宮若、朝倉、みやま各市、糟屋郡篠栗、新宮、久山、粕屋、遠賀郡水巻、岡垣、遠賀、朝倉郡筑前、三井郡大刀洗、八女郡広川、京都郡苅田、築上郡上毛、築上各町、佐賀県佐賀、唐津、鳥栖、多久、伊万里、武雄、鹿島、小城、嬉野、神埼各市、神埼郡吉野ヶ里、三養基郡基山、みやき、西松浦郡有田、杵島郡江北、白石、藤津郡太良各町、長崎県長崎、佐世保、島原、諫早、平戸、松浦、対馬、五島、西海、雲仙各市、西彼杵郡長与、時津、東彼杵郡川棚各

町、熊本県熊本、八代、人吉、荒尾、水俣、山鹿、菊池、宇土、上天草、宇城、阿蘇、天草、合志各市、下益城郡美里、玉名郡南関、菊池郡大津、菊陽、阿蘇郡南小国、小国、高森、上益城郡甲佐、山都、葦北郡芦北、球磨郡錦、多良木各町、阿蘇郡西原、南阿蘇、球磨郡山江各村、鹿児島県阿久根、指宿、西之表、垂水、薩摩川内、霧島、志布志、南九州、伊佐各市、薩摩郡さつま、始良郡湧水、曾於郡大崎、熊毛郡南種子各町

また、表2のとおり、1県の14事業主体^(注4)において、特定疾病併用者に係る自立支援医療費の審査が全く実施されておらず、その額が適正かどうか検証できない状況となっている事態が見受けられた。

表2 特定疾病併用者に係る自立支援医療費の額が適正かどうか検証できないもの (単位：件、千円)

区分	事業主体数	支給した自立支援医療費 (a)		左のうち人工透析患者に係るもの (b)		左のうち医療保険に加入していない世帯に係るもの (c)		適正かどうか検証できないもの (d) = (b) - (c)		(d)に係る国庫負担金相当額 (d) × 50/100
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
福岡県	14	11,554	7,437,531	9,237	6,313,753	1,375	3,563,795	7,862	2,749,958	1,374,979

これらの事業主体は、人工透析患者からの自立支援医療費の支給認定申請に際して、特定疾病療養受療証の写しを全く提出させていなかったり、提出させていても連名簿等の審査に必要な医療保険の特定疾病制度に係る自己負担限度額等の情報を受給者台帳等に記録していなかったりしていた。

このため、これらの事業主体が支給した自立支援医療費のうち、医療保険に加入している人工透析患者に係る支給額計 27 億 4995 万余円(うち国庫負担金相当額 13 億 7497 万余円)については、特定疾病併用者に係る自立支援医療費の額の審査を全く実施しないまま支給していて、特定疾病併用者に係る自立支援医療費の額が適正かどうかの検証ができず、著しく適切ではない状況となっていた。

(注4) 14 事業主体 福岡県北九州、福岡、大牟田、久留米、直方、飯塚、中間、宗像、嘉麻、糸島各市、遠賀郡芦屋、嘉穂郡桂川、田川郡川崎、福智各町

(是正及び是正改善を必要とする事態)

自立支援医療費の支給対象とならない医療保険の特定疾病制度による給付対象額が含まれるなどしていたため、自立支援医療費が過大に支給されている事態及び事業主体において特定疾病併用者に係る自立支援医療費の額の審査を全く実施していないため、その額が適正かどうか検証できない状況となっている事態は適切ではなく、是正及び是正改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、指定医療機関において、制度の理解が十分でなく、自立支援医療費の額を誤って請求していることにもよるが、次のことなどによると認められる。

ア 事業主体において、特定疾病併用者に係る自立支援医療費の支給の制度、審査方法についての理解が十分でなく、特定疾病併用者に係る情報を的確に把握していなかったり、把握していてもその情報を活用した特定疾病併用者に係る自立支援医療費の審査を実施する必要性についての認識が欠けていたりすること

イ 道府県において

(ア) 特定疾病併用者に係る自立支援医療費の支給の制度、審査方法についての理解が十分でなかったり、特定疾病併用者に係る情報を活用するなどした特定疾病併用者に係る自立支援医療費の審査の必要性についての認識が欠けていたりしているため、事業主体に対する上記の制度、審査方法についての周知、助言、情報提供等の援助が十分でないこと

(イ) 指定医療機関に対する自立支援医療費の支給の制度等の周知及び指導が十分でないこと

ウ 貴省において、特定疾病併用者に係る自立支援医療費の支給の取扱いについて、特定疾病療養受療証の写しを提出させる目的を明確にしていなかったり、その審査の内容や方法等を都道府県及び事業主体に対して明確に示していなかったりしていること

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

自立支援医療費のうち、更生医療に係る額は制度開始当初に比べて大きく増加しており、さらに、このうち人工透析療法に係る医療費の割合が大部分を占めていること、また、人工透析患者のうち、特定疾病併用者の割合が大部分を占めていることなどから、特定疾病併用者に係る自立支援医療費の支給に係る適正な審査の重要性は高まっている。

については、貴省において、特定疾病併用者に係る自立支援医療費の額の算定が適正に行われるよう、アのとおり是正の処置を要求し、イ及びウのとおり是正改善の処置を求める。

ア 自立支援医療費が過大に支給されていた 235 事業主体に対して、過大に支給されていた自立支援医療費について過誤調整を行わせるなどした上で、過大に支給されていた自立支援医療費に係る負担金について返還等の措置を講じさせること及び特定疾病併用者に係る自立支援医療費の額が適正かどうか検証できない状況となっていた 14 事業主体に対して、特定疾病併用者に該当する者の情報の把握及び特定疾病併用者に係る自立支援医療費が適正かどうかの検証を行わせ、過大に支給されていた自立支援医療費について過誤調整を行わせるなどした上で、過大に支給されていた自立支援医療費に係る負担金について返還等の措置を講じさせること

イ 事業主体に対して、都道府県を通じて、特定疾病併用者に係る自立支援医療費の支給の制度、特定疾病療養受療証の写しを提出させる目的、審査の必要性、審査方法等を周知し、適正に審査を行うよう徹底を図ること、特に、特定疾病併用者に該当する者の情報を把握していない事業主体において、特定疾病併用者の情報を的確に把握し、その情報を有効に活用して連名簿等の審査を実施できるような体制を整備するよう指導すること

ウ 都道府県において

(ア) 事業主体に対して、研修会の開催やマニュアルの配布等により特定疾病併用者に係る自立支援医療費の支給に係る制度、特定疾病療養受療証の写しを提出させる目的、審査の必要性、審査方法等について周知し、適切に助言等の援助を行うこと

(イ) 指定医療機関に対して、適正な請求が行われるよう自立支援医療費の支給に係る制度等について明確に周知し、指導すること

(5) 失業等給付金に係る不正受給返納金債権について、財産調査及び自力執行についての具体的な実施方法を示すなどして都道府県労働局等における債権管理が適切に行われるよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定) (項) 雑収入
部 局 等	厚生労働本省、21 労働局
不正受給返納金債権の債権管理の概要	国の債権の管理等に関する法律(昭和31年法律第114号)等に基づき、失業等給付金の不正受給に係る返納金債権等について、督促状の送付、財産調査、自力執行等を行うなどして管理するもの
督促状の送付、財産調査及び自力執行を適切に行っていなかった債権(1)	2,791 件(債務者 1,613 人、債権額 7 億 6496 万円)
債権管理事務の引継ぎを適切に行っていなかった債権(2)	1,117 件(債務者 608 人、債権額 4 億 8279 万円)
不納欠損としての整理を適切に行っていなかった債権(3)	338 件(債務者 177 人、債権額 1 億 3898 万円)
(1)、(2)及び(3)の純計	3,744 件(債務者 2,133 人、債権額 11 億 8289 万円)

【是正改善の処置を求めたものの全文】

失業等給付金に係る不正受給返納金債権の債権管理について

(平成26年10月30日付け 厚生労働大臣宛て)

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 債権管理の概要

(1) 不正受給返納金債権に係る債権管理事務

貴省は、雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づき、雇用保険の被保険者に対して、その生活及び雇用の安定を図るなどのために、失業等給付金を支給している。

公共職業安定所(以下「安定所」という。)の調査や本院の会計実地検査により不正受給が判明した場合、安定所は、受給者に対して不正受給に係る給付金の返還等を命じ、安定所及び当該安定所を管轄する都道府県労働局(以下「労働局」といい、安定所と合わせて「労働局等」という。)は、不正受給に係る給付金の返納金債権と、不正受給に係る給付金のほかに給付金の額の2倍に相当する額以下の金額を納付することを命ずる場合に発生する損害賠償金債権を管理している(以下、これらの返納金債権及び損害賠償金債権を合わせて「不正受給返納金債権」という。)

都道府県労働局長(以下「労働局長」という。)は歳入徴収官として、また、公共職業安定所長(以下「安定所長」といい、労働局長と合わせて「労働局長等」という。)は特定分任歳入

徴収官として、国の債権の管理等に関する法律(昭和31年法律第114号。以下「債権管理法」という。)、歳入徴収官事務規程(昭和27年大蔵省令第141号)、「債権管理事務・徴収関係事務取扱要領」(平成23年職発0926第3号)等に基づいて、次のとおり不正受給返納金債権の債権管理を行うこととなっている。

- ① 給付金の返還等を命じた安定所長は、労働局長に債権の発生通知を行い、債権の発生通知を受けた労働局長は、債務者に対して納入告知書を送付する。
- ② 安定所は、不正受給返納金債権が完納されない場合、電話、文書の送付、呼出面談、訪問等により納付督促等を行い、これらの事跡を記録して管理する。そして、労働局長等は、債務者が労働局等の管轄外に転居した場合、経済的、効率的に納付督促等を行うために、転居地を管轄する労働局長等に債権管理事務の引継ぎを行う。
- ③ 債務者が納付督促等に応じず、納入告知書を送付した後、相当期間を経過してもなお納付されない場合、労働局長は、安定所長からの要請により債務者に督促状を送付する。
- ④ 労働局は、債務者に督促状を送付した後、相当期間を経過してもなお納付されない場合、国税滞納処分の例による財産の差押え(以下「自力執行」という。)を行うため、債務者の財産状況の調査(以下「財産調査」という。)を行う。
- ⑤ 労働局は、財産調査の結果、自力執行を行うことができる財産のあることが判明した場合、自力執行を行う。

(2) 不正受給返納金債権の消滅時効

不正受給返納金債権の消滅時効は、不正受給のあったときから2年となっており、納入の告知、債務者による一部納付等の債務承認、督促、自力執行等は、時効中断の効力を有するものとなっている。

債権管理法等によれば、歳入徴収官は、その所掌に属する債権が時効によって消滅することとなるおそれがあるときは、時効を中断するための必要な措置を執らなければならないこととされている。また、歳入徴収官は、消滅時効が完成したときは、直ちに不納欠損として整理しなければならないこととされている。

(3) 債権の現在額の報告

債権管理法等によれば、歳入徴収官は、債務者の住所及び氏名、債権金額、履行期限等を債権管理簿に記載しなければならないこととされている。そして、債権管理簿に基づいた毎年度末における債権の現在額については、歳入歳出決算とともに、国会に報告されることになっている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

不正受給返納金債権及び過誤払に係る返納金債権のうち、消滅時効が完成するなどして平成23年度から25年度までに不納欠損として整理された債権及び25年度末において管理されている債権の額は、全労働局で計58億2259万余円と多額に上っており、その大部分が不正受給返納金債権となっている。

そこで、本院は、合規性等の観点から、不正受給返納金債権の債権管理が債権管理法等に基づいて適正に行われているかなどに着眼して検査を実施した。

検査に当たっては、北海道労働局等^(注1)21労働局において、消滅時効が完成するなどして23年度から25年度までに不納欠損として整理された債権及び25年度末において管理されている債権計12,606件(債務者7,207人、債権額計38億4635万余円)を対象として、上記の21労働局及びその管内の安定所において債権管理簿等により債権管理の状況について確認するとともに、貴省本省において労働局等に対する指導の状況を聴取するなどして会計実地検査を行った。

(注1) 21労働局 北海道、秋田、群馬、埼玉、東京、神奈川、新潟、富山、長野、静岡、愛知、大阪、兵庫、鳥取、島根、岡山、山口、徳島、高知、福岡、大分各労働局

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた((1)から(3)までの事態には重複しているものがある。)

(1) 督促状の送付、財産調査及び自力執行を適切に行っていない事態

2,791件(債務者1,613人、債権額計7億6496万余円)

ア 督促状を送付していないもの

前記のとおり、債務者が納付督促等に応じず、納入告知書を送付した後、相当期間を経過してもなお納付されない場合、労働局長は、安定所長からの要請により債務者に督促状を送付することとなっている。督促は、時効中断の効力を有するものである一方、自力執行を行う前提となるものであり、督促状には、指定期限を過ぎて完納しないときは、直ちに自力執行を行う旨が明記されている。

しかし、北海道労働局等21労働局において、納入告知書を送付した後、相当期間が経過してもなお納付されていないのに、督促状を送付していなかったものが、消滅時効が完成していた債権のうち307件(債務者177人、債権額計8424万余円)、25年度末において管理されている債権のうち814件(債務者483人、債権額計2億1737万余円)見受けられた(自力執行を行うことができないこととなっている生活保護受給者等に対する不正受給返納金債権を除く。以下、イ及びウにおいて同じ。)

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

静岡公共職業安定所は、平成16年度に発生した不正受給返納金債権1,376,933円を管理している。当該債権の債務者は、18年3月の納入告知以降20年7月までは定期的に一定額を分割納付してきたが、20年8月以降納付が滞っていた。これに対し同安定所は、債務者に対して電話、訪問等による納付督促を試みていたものの、留守等のため債務者と連絡が取れない状況となっていた。

しかし、静岡労働局は、同安定所からの要請がなかったため、当該債務者に対して、督促状の送付を行っておらず、その結果、時効が中断されず、財産調査及び自力執行も行わないまま、22年7月に、残額1,052,504円の債権の消滅時効が完成していた。

イ 督促状を送付したものの財産調査を行っていないもの

前記のとおり、労働局は、債務者に督促状を送付した後、相当期間を経過してもなお納付されない場合、自力執行を行うため、財産調査を行うこととなっている。財産調査は、自力執行の実施又は実施の可否の検討に当たり必要不可欠なものであり、通常、金融機関に対して、債務者の預貯金口座の残高等を調査することが主な内容となっている。

しかし、北海道労働局等 18 労働局^(注2)において、財産調査の実施方法についてのノウハウがないなどの理由から、督促状を送付した後、相当期間が経過してもなお納付されていないのに、財産調査を行っていなかったものが、消滅時効が完成していた債権のうち 510 件(債務者 277 人、債権額計 1 億 7020 万余円)、25 年度末において管理されている債権のうち 923 件(債務者 534 人、債権額計 2 億 3386 万余円)見受けられた。

ウ 督促状の送付及び財産調査を行ったものの自力執行を行っていないもの

前記のとおり、労働局は、財産調査の結果、自力執行を行うことができる財産のあることが判明した場合、自力執行を行うこととなっている。

しかし、北海道労働局等 11 労働局^(注3)において、財産調査を行ったものの自力執行の実施方法についてのノウハウがないなどの理由から自力執行を行っていなかったり、金融機関に対する調査を行っていないなど財産調査の内容が十分でなく、その結果、自力執行を行っていなかったりしていたものが、消滅時効が完成していた債権のうち 91 件(債務者 52 人、債権額計 2306 万余円)、25 年度末において管理されている債権のうち 146 件(債務者 90 人、債権額計 3619 万余円)見受けられた。

(注2) 18 労働局 北海道、秋田、群馬、埼玉、東京、神奈川、新潟、長野、静岡、愛知、大阪、兵庫、島根、岡山、山口、徳島、高知、福岡各労働局

(注3) 11 労働局 北海道、埼玉、東京、神奈川、新潟、富山、静岡、愛知、大阪、兵庫、福岡各労働局

(2) 債務者が管轄外に転居した場合の債権管理事務の引継ぎを行っていなかった事態

1,117 件(債務者 608 人、債権額計 4 億 8279 万余円)

前記のとおり、労働局長等は、債務者が労働局等の管轄外に転居した場合、転居地を管轄する労働局長等に債権管理事務の引継ぎを行うこととなっている。

しかし、北海道労働局等 19 労働局^(注4)において、債務者が管轄外に転居しているのに、労働局又はその管内の安定所が債権管理事務の引継ぎを行っておらず、遠隔地に転居した債務者に対して訪問等の方法による納付督促が十分に行われていなかったものが、消滅時効が完成していた債権のうち 200 件(債務者 90 人、債権額計 1 億 1455 万余円)、25 年度末において管理されている債権のうち 917 件(債務者 518 人、債権額計 3 億 6824 万余円)見受けられた。

(注4) 19 労働局 北海道、秋田、群馬、埼玉、東京、神奈川、新潟、富山、長野、静岡、愛知、大阪、兵庫、鳥取、岡山、山口、高知、福岡、大分各労働局

(3) 消滅時効が完成した場合の不納欠損としての整理を直ちに行っていなかった事態

338 件(債務者 177 人、債権額計 1 億 3898 万余円)

前記のとおり、歳入徴収官は、消滅時効が完成したときは、直ちに不納欠損として整理しなければならないこととなっている。

しかし、北海道労働局等^(注5)10労働局において、消滅時効が完成してから1年以上不納欠損として整理されていなかった債権が338件(債務者177人、債権額計1億3898万余円)見受けられた。

そして、消滅時効が完成していて、不納欠損として整理しなければならないこれらの債権の債権額が、毎年度末における債権の現在額に含まれる結果となっていた。

(注5) 10労働局 北海道、秋田、群馬、東京、長野、静岡、愛知、兵庫、鳥取、福岡各労働局

(是正改善を必要とする事態)

以上のように、労働局等における不正受給返納金債権の債権管理において、督促状の送付、財産調査及び自力執行を適切に行っていない事態、債務者が管轄外に転居した場合の債権管理事務の引継ぎを行っていない事態及び消滅時効が完成した場合の不納欠損としての整理を直ちに行っていない事態は適切ではなく、是正改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

ア 貴省本省において

(ア) 労働局等に対して、財産調査及び自力執行についての具体的な実施方法を示しておらず、督促状の送付、財産調査及び自力執行を適切に行うことについての指導が十分でないこと

(イ) 労働局等に対して、債務者が管轄外に転居した場合の債権管理事務の引継ぎ及び消滅時効が完成した場合の不納欠損としての整理を適切に行うことについての指導が十分でないこと

イ 労働局等において、督促状の送付、財産調査、自力執行、債務者が管轄外に転居した場合の債権管理事務の引継ぎ及び消滅時効が完成した場合の不納欠損としての整理を適切に行うことに対する認識が欠けていること

3 本院が求める是正改善の処置

失業等給付金の支給は、今後も継続される貴省の重要施策の一つである。そして、不正受給返納金債権が発生した場合には、労働局等において、適切かつ効率的、効果的な債権管理を行うことにより、速やかに回収等を図っていく必要がある。

ついては、貴省において、労働局等における不正受給返納金債権の債権管理が適切に行われるよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

ア 貴省本省において

(ア) 労働局等に対して、財産調査及び自力執行についての具体的な実施方法を示すとともに、督促状の送付、財産調査及び自力執行を適切に行うよう指導すること

(イ) 労働局等に対して、債務者が管轄外に転居した場合の債権管理事務の引継ぎ及び消滅時効が完成した場合の不納欠損としての整理を適切に行うよう指導すること

イ 労働局等において、アに基づき、担当職員に対して、督促状の送付、財産調査及び自力執行、債務者が管轄外に転居した場合の債権管理事務の引継ぎ及び消滅時効が完成した場合の不納欠損としての整理を適切に行うよう周知徹底を図ること

(6) 国民年金の第3号被保険者としての年金記録と実態に不整合が生じている者に係る種別変更の処理において、他の年金事務所への具体的な引継方法を明示することなどにより、種別変更の処理が適切に行われるよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	年金特別会計(国民年金勘定) (項) 保険料収入	
部 局 等	厚生労働本省	
国民年金の第3号被保険者制度の概要	国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づき、民間サラリーマンや公務員等である第2号被保険者に生計を維持されている配偶者のうち20歳以上60歳未満の者については、第3号被保険者として国民年金の保険料を納付する必要がないなどとなっている制度	
国民年金事業に関する事務の一部を委任し、又は委託している相手方	日本年金機構	
第3号被保険者としての年金記録と実態に不整合が生じている者で種別変更の処理を他の年金事務所に引き継いで処理することとしていた者	8,367名	
上記のうち種別変更の処理が行われていなかった者	655名	
上記に係る未納保険料及び後納保険料相当額	未納保険料	283万円(平成21年度～23年度)
	後納保険料相当額	4億3743万円(平成14年度～21年度)

【是正改善の処置を求めたものの全文】

国民年金の第3号被保険者の年金記録不整合問題への対応について

(平成26年10月30日付け 厚生労働大臣宛て)
日本年金機構理事長

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 第3号被保険者の年金記録不整合問題に係る事務の概要

(1) 第3号被保険者の年金記録不整合問題の概要

日本年金機構(以下「機構」という。)は、日本年金機構法(平成19年法律第109号)等に基づき、厚生労働省の監督の下に、厚生労働省から委任又は委託を受けた国民年金の被保険者の資格の取得又は喪失、年金受給権者の裁定(年金を受給する資格ができたときに必要となる手続をいう。)、国民年金保険料(以下「保険料」という。)の徴収等に係る事務を行っている。

国民年金の被保険者は、20歳以上60歳未満の自営業者等である第1号被保険者、民間サラリーマンや公務員等である第2号被保険者、第2号被保険者に生計を維持されている配偶者(以下「被扶養配偶者」という。)のうち20歳以上60歳未満の者である第3号被保険

者から成っていて、国民年金に係る年金記録等は社会保険オンラインシステム(以下「オンラインシステム」という。)において管理されている。また、国民年金法(昭和34年法律第141号)によれば、国民年金を受給するためには、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上であることなどが必要とされている。

上記の第3号被保険者は、自ら保険料を納付する必要はないが、その扶養者である第2号被保険者が自営業者等の第1号被保険者になるなどしたことにより第1号被保険者の要件に該当したときには、市区町村に届出を行うなどして第3号被保険者から第1号被保険者に資格を切り替えて(以下、第1号被保険者に資格を切り替えることを「種別変更」という。)、保険料を納付する必要がある。

しかし、第1号被保険者の要件に該当することとなったのに、本人の届出漏れなどによってオンラインシステム上の年金記録(以下「オンライン記録」という。)は第3号被保険者のままとなっていて、オンライン記録と実態に不整合が生じている事案が多数あることが、平成21年12月以降、年金記録問題への対応が進められる中で明らかとなった。

また、保険料を国が徴収する権利は、2年を経過したときは時効によって消滅することとなっている。したがって、第3号被保険者としてのオンライン記録と実態に不整合が生じている期間(以下「不整合期間」という。)を実態に合わせて第1号被保険者としての期間に訂正すると、その時点から遡って2年より前の不整合期間に係る保険料を国が徴収する権利は時効により消滅していることから、これを徴収することはできなくなる。このため、年金額が減額となったり、無年金となったりするおそれがあることが問題となった(以下、このような問題を「第3号被保険者の年金記録不整合問題」という。)

(2) 第3号被保険者の年金記録不整合問題への対応に向けた法整備等

国民年金制度においては、保険料の納付率が低下するなどして、将来、無年金や低年金となる者が多数発生することが見込まれたことから、これを防止するなどのために、「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第93号。以下「年金確保支援法」という。)が23年8月に成立した。そして、年金確保支援法の附則において、24年10月から27年9月までの時限措置として、被保険者等は機構の承認を受け、当該承認の前月から10年前以内の期間であって、保険料を国が徴収する権利が時効によって消滅している期間に係る保険料相当額に一定額を加算した額の保険料(以下「後納保険料」という。)を納付(以下「追加納付」という。)することができることとなった。

これを受けるなどして、機構では次のような取組を行っている。

ア 機構は、年金確保支援法により24年10月から不整合期間を有する者も過去10年間の保険料を追加納付することができることになることを踏まえつつ、同月までの間は保険料を国が徴収する権利は時効により2年で消滅することなどから、23年11月に、機構本部がオンライン記録に基づき過去2年以内(21年11月以降)に不整合期間を有する可能性のある者(以下「第1次対象者」という。)133,544名を抽出した。そして、オンライン記録上の現住所を管轄する年金事務所に第1次対象者の納付勧奨対象者明細情報(以下「明細情報」という。)を送付した。

明細情報の送付を受けた各年金事務所は、全国健康保険協会が管掌する健康保険の被扶養配偶者期間と第3号被保険者期間を突合することにより、真に不整合期間を有する

ことが確認できた者(以下「第1次不整合者」という。)に対して、不整合期間を第1号被保険者としての期間に変更することの届出(以下「変更の届出」という。)を勧奨する通知を送付した。その後、変更の届出があった者については変更の届出に基づき、また、一定の期間が経過しても変更の届出がなかった者については職権で、それぞれ種別変更の処理を行うとともに、種別変更の処理を行った者に対して、時効が未到来であり、国が徴収する権利を有する保険料(以下「未納保険料」という。)の納付書を送付した。

機構は、25年3月末までに、第1次不整合者125,870名の種別変更の処理を行ったとしている。

イ 年金確保支援法の施行により24年10月に追加納付することができるようになったことから、同月から同年11月にかけて機構本部が第1次不整合者のうち、オンライン記録に基づき21年10月以前にも不整合期間を有する可能性のある者(以下「第2次対象者」という。)72,839名を抽出した。そして、オンライン記録上の現住所を管轄する年金事務所に第2次対象者の明細情報を送付した。

明細情報の送付を受けた各年金事務所は、前記と同様の突合を行うなどして、真に不整合期間を有することが確認できた者(以下「第2次不整合者」という。)に対して変更の届出を勧奨する通知を送付して、第2次不整合者からの変更の届出に基づき又は職権により種別変更の処理を行うとともに、種別変更の処理を行った者のうち、年金確保支援法により後納保険料の追加納付が可能とされた14年10月から22年9月までの期間について種別変更の処理を行った者に対して、追加納付を勧奨する通知を送付した。

機構は、25年3月末までに、第2次不整合者69,871名の種別変更の処理を行ったとしている。

(3) 機構における種別変更の処理の引継ぎ

前記のとおり、機構本部から明細情報の送付を受けた各年金事務所は、第1次不整合者及び第2次不整合者(以下、これらの者を合わせて「不整合者」という。)に対して、変更の届出を勧奨する通知を送付するなどしている。

そして、不整合者がオンライン記録上の現住所から転出している場合、機構本部が発出した「第3号被保険者不整合記録を有する者に係る種別変更処理事務取扱要領の改訂等(指示・依頼)」(平成23年11月24日国年指2011-411)等(以下「事務取扱要領等」という。)によれば、機構本部から明細情報の送付を受けた各年金事務所は、転出先の住所の確認を行い、転出先の住所が判明した場合には、不整合者に対し速やかに変更の届出を勧奨する通知を再送付するなどすることとされている。その後、転出先の住所を管轄する年金事務所(以下「転出先年金事務所」という。)に種別変更の処理を引き継ぎ、転出先年金事務所は、不整合者からの変更の届出に基づき又は職権により種別変更の処理を行うこととされている。また、転出先年金事務所に種別変更の処理を引き継いだ年金事務所(以下「引継元年金事務所」という。)は、種別変更の処理の進捗管理を行い、機構本部からの明細情報に処理完結年月日等を登録することとされている。

さらに、機構は、「国民年金適用業務処理マニュアル」(平成22年1月1日要領第6号理事長決定)により、引継元年金事務所が転出先年金事務所へ種別変更の処理を引き継ぐ場合に用いる文書の書式として、「被保険者記録補正依頼・回答票兼補正処理票」(以下「依頼票」という。)を定めている。引継元年金事務所は、依頼票に引継内容を記載して転出先年

金事務所に送付して、それを受け取った転出先年金事務所は、種別変更の処理の完了後に引継元年金事務所に受け取った依頼票の写しを返送することとなっている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

第3号被保険者の年金記録不整合問題については社会的にも大きな関心のあるところであり、年金記録が実態と合致していることが、公的年金制度に対する国民からの信頼の確保等の点から重要である。また、前記のとおり、不整合者に係る種別変更の処理を行った場合、機構は当該者に未納保険料の納付を求めたり、当該者は追加納付等を行ったりすることとなる。

そこで、本院は、合規性等の観点から、機構が23年11月以降取り組んできた不整合者に係る種別変更の処理は適切に行われているか、特に転出先年金事務所に引継ぎが行われた種別変更の処理は適切に行われているかに着目して、不整合者に係る種別変更の処理の状況を対象として検査した。

検査に当たっては、厚生労働本省並びに機構本部及び142年金事務所において会計実地検査を行うとともに、312年金事務所全てから調書を徴して、転出先年金事務所における種別変更の処理状況を確認するなどの方法により検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

種別変更の処理を転出先年金事務所に引き継いで処理することとしていた286年金事務所の不整合者8,367名のうち、112年金事務所の655名(未納保険料計283万余円、後納保険料相当額計4億3743万余円)(上記不整合者に占める割合7.8%)については、種別変更の処理が行われていなかった。

これらを態様別に示すと、次のとおりである(3年金事務所は、ア及びイの両方に該当している。)

ア 引継元年金事務所が、不整合者が転出していることを把握していたものの、転出先年金事務所に種別変更の処理を引き継いでいなかったもの

7年金事務所 100名(不整合期間累計4,043月、未納保険料計15,020円、後納保険料相当額計62,005,470円)

<事例1>

中福岡年金事務所は、平成24年11月に機構本部から明細情報の送付を受けた第2次不整合者315名のうち、オンライン記録上の現住所から転出している62名に対して転出先の住所を確認の上、変更の届出を勧奨する通知を再送付した。その後、一定の期間が経過しても変更の届出がなかったことから、転出先年金事務所に種別変更の処理の引継ぎを順次行うこととしたが、事務取扱要領等において引継元年金事務所が引継ぎを的確に行うための具体的な方法が明示されていなかったことなどから、種別変更の処理の進捗管理を十分に行っていなかった。このため、上記62名のうち42名の種別変更の処理の引継ぎが行われていなかった。

イ 転出先年金事務所が、引継元年金事務所から種別変更の処理を引き継いだものの、その処理を行っていなかったもの

108年金事務所 555名(不整合期間累計24,781月、未納保険料計2,818,760円、後納保険料相当額計375,430,300円)

＜事例2＞

鹿屋年金事務所は、第2次不整合者が加治木年金事務所が管轄する市に転出したことを把握したため、平成24年11月に加治木年金事務所に依頼票を送付して、当該者の種別変更の処理を引き継いだ。

しかし、加治木年金事務所において、適切に種別変更の処理を行うことについての担当者の認識が欠けていたことなどから、26年1月の会計実地検査の時点で種別変更の処理を行っていなかった。また、鹿屋年金事務所は、引継後相当期間が既に経過している、加治木年金事務所から依頼票の写しが返送されていないのに、種別変更の処理状況について確認していなかった。

ア及びイの事態は、不整合期間が適切に解消されずにその状態が継続することとなり、機構が未納保険料の納付を求める期間及び年金額が減額となることなどを防止するために不整合者が追加納付することができる対象期間が短縮することにつながるものである。

なお、ア及びイの事態についての本院の指摘に基づき、機構は、種別変更の処理が行われていなかった計655名の処理を26年9月までに全て完了している。

（是正改善を必要とする事態）

機構において、不整合者について速やかに種別変更の処理を行う必要があるのに、引継元年金事務所がオンライン記録上の現住所から転出した者について転出先年金事務所に種別変更の処理を引き継いでいなかったり、転出先年金事務所が速やかに種別変更の処理を行っていないかたりしている事態は適切ではなく、是正改善を図る要があると認められる。

（発生原因）

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

ア 機構において

- (ア) 年金事務所において、他の年金事務所に種別変更の処理を適切に引き継ぐなどして、年金記録を実態に合致させることなどについての認識が欠けていること
- (イ) 機構本部において、引継元年金事務所が種別変更の処理を転出先年金事務所に引き継ぐ場合の具体的な引継方法等を事務取扱要領等において明示していないこと

イ 厚生労働本省において、不整合者に係る種別変更の処理の実態についての把握及び機構に対する指導監督が十分でないこと

3 本院が求める是正改善の処置

第3号被保険者の年金記録不整合問題について、その種別変更の処理が適切に行われない状態が継続すると保険料の納付等の機会を逸することとなり、将来、不整合期間を有する者の年金額が減額となったり、無年金となったりするおそれがあること、年金記録が実態と合致していない状態が継続することにより、公的年金制度に対する国民からの信頼が失われることにもつながりかねないことなどから、種別変更の処理は適切に行われる必要がある。

また、第3号被保険者の年金記録不整合問題については、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」(平成25年法律第63号)に基づき抜本的な改善策が進められており、機構では、25年6月に不整合期間を有する可能性のある者約53万5000名を抽出して、第1次対象者等と同様の確認を行うなどして、これに伴う種別変更の処理の件数のうち、相当数が転出先年金事務所に引き継がれることが想定される。

については、機構において、転出先年金事務所に種別変更の処理を引き継ぐ場合の具体的な引継方法等を事務取扱要領等において明示し、各年金事務所に種別変更の処理を事務取扱要領等に従って適切に行うことを周知徹底するよう、また、厚生労働省において、不整合期間を有する者に係る種別変更の処理状況を適切に把握して、機構に対して必要に応じて指導を行うよう是正改善の処置を求める。

- (7) 病床転換助成事業の実施に当たり、社会保険診療報酬支払基金に剰余金として保有されている病床転換支援金に含まれる国庫補助金相当額の有効な活用を図るために、同支援金の十分な活用について見直しなどを行うよう意見を表示し、及び国庫補助金相当額を含む病床転換支援金の一部を事務費の財源に充当している同基金の経理について見直しを行うよう指導するなどの是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)医療費適正化推進費
部 局 等	厚生労働本省
国の負担の根拠	健康保険法(大正11年法律第70号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)
病床転換助成事業の概要	医療費適正化計画に基づき健康保険法等の医療保険が適用される療養病床から介護保険施設等への転換が図られるよう、都道府県が管下の医療機関の転換に伴う整備費用の一部を助成する事業
病床転換支援金の概要	病床転換助成事業に必要な費用として、法律の規定により社会保険診療報酬支払基金が医療保険の保険者から徴収したもの
支払基金が医療保険の保険者から徴収した病床転換支援金の額	67億0294万円(平成20、21両年度)
上記のうち国庫補助金額	11億2114万余円
病床転換支援金のうち支払基金において剰余金となっている病床転換支援金の額	55億3614万余円(平成25年度末現在)
上記のうち国庫補助金相当額(1)	9億2558万円
支払基金において剰余金となっている病床転換支援金を事務費に充当した額	2億0621万余円(平成22年度～25年度)
上記のうち国庫補助金相当額(2)	3447万円
(1)及び(2)の計	9億6005万円

【意見を表示し及び是正改善の処置を求めたものの全文】

病床転換助成事業の実施に当たり社会保険診療報酬支払基金に剰余金として保有されている病床転換支援金について

(平成26年10月24日付け 厚生労働大臣宛て)

標記について、下記のとおり、会計検査院法第 36 条の規定により意見を表示し、及び同法第 34 条の規定により是正改善の処置を求める。

記

1 病床転換等の概要

(1) 病床転換支援金等の概要

ア 医療費適正化計画等の概要

貴省は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号。以下「高齢者医療確保法」という。)第 8 条に基づき、医療に要する費用の適正化(以下「医療費適正化」という。)に関する施策についての基本的な方針(以下「基本方針」という。)及び医療費適正化を推進するための計画(以下「全国医療費適正化計画」という。)を定めている。そして、都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における医療費適正化を推進するための計画(以下、全国医療費適正化計画と合わせて「医療費適正化計画」という。)を定めている。

第 1 期医療費適正化計画(計画期間は平成 20 年度から 24 年度まで。以下「第 1 期適正化計画」という。)の基本方針においては、医療機関における患者の入院期間の短縮を図るために、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 7 条第 2 項に規定する療養病床のうち、医療の必要性が低い高齢者が入院している病床を介護保険施設(介護療養型医療施設を除く。)等に転換することを挙げている。そして、病床転換助成事業(以下「転換事業」という。)は、上記の基本方針を踏まえて、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)等の医療保険制度及び後期高齢者医療制度が適用される療養病床(以下「医療療養病床」という。)の介護保険施設等への転換(以下「病床転換」という。)を促進するために、都道府県が高齢者医療確保法の附則(以下「附則」という。)第 2 条に基づき実施することとなっているものである。

イ 病床転換助成事業及び病床転換支援金等の概要

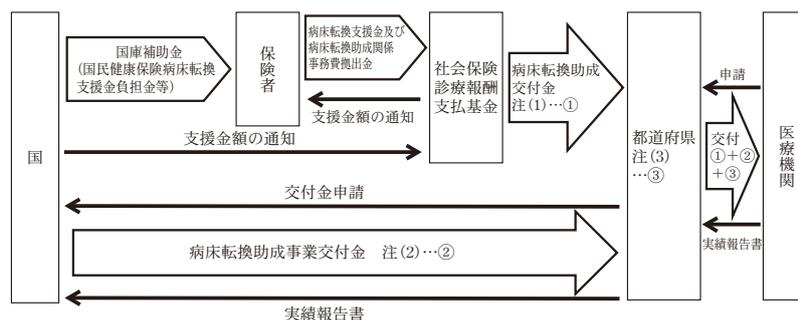
転換事業の概要については、図のとおりとなっている。

すなわち、都道府県は、附則第 4 条に基づき、転換事業の実施に要する費用等を支弁することとなっている。そして、都道府県が支弁する費用のうち 27 分の 12 に相当する額(図の①)については、附則第 6 条第 1 項に基づき、社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)が当該都道府県に対して交付する病床転換助成交付金をもって充てることとなっており、また、病床転換助成交付金については、附則第 6 条第 2 項に基づき、支払基金が保険者から徴収する病床転換支援金をもって充てることとなっている。

さらに、支払基金は、附則第 7 条第 1 項に基づき、毎年度、病床転換支援金及び病床転換助成関係事務費拠出金(以下「事務費拠出金」といい、病床転換支援金と事務費拠出金を合わせて「病床転換支援金等」という。)を保険者から徴収することとなっている。

また、貴省は、附則第 7 条第 2 項に基づき病床転換支援金等を支払基金に納付する義務を負う保険者のうち全国健康保険協会、市町村及び国民健康保険組合(以下「交付対象保険者」という。)に対して、健康保険法及び国民健康保険法(以下「医療保険各法」という。)に基づき、100 分の 9 から 100 分の 34 までの補助率の国民健康保険病床転換支援金負担金等(以下「国庫補助金」という。)を交付している。

図 転換事業の概要



注(1) 支払基金は、都道府県に、病床転換助成事業に要した費用の27分の12に相当する額を交付する。

注(2) 国は、都道府県に、病床転換助成事業に要する費用の27分の10に相当する額を交付する。

注(3) 都道府県は、病床転換助成事業に要する費用の27分の5を負担する。

ただし、医療保険各法によれば、国庫補助金は、上記の交付対象保険者に係る病床転換支援金等のうち病床転換支援金の納付額の一部を負担するために交付されるものであり、事務費拠出金の納付額については交付の対象とされていない。

(2) 支払基金における病床転換支援金等の区分経理

支払基金は、附則第11条第1項に基づき、都道府県に病床転換助成交付金を交付する業務及びこれに附帯する業務を行うこととなっている。そして、支払基金は、附則第11条第2項により準用される高齢者医療確保法第143条及び第145条に基づき、転換事業の関係業務に係る経理をその他の業務に係る経理と区分して病床転換助成事業特別会計(以下「特別会計」という。)を設けるとともに、毎年度、特別会計に係る財務諸表を作成し、年度終了後3か月以内に厚生労働大臣に提出して承認を受けることとなっている。特別会計には、病床転換支援金に係る経理を行う事業費勘定と事務費拠出金に係る経理を行う事務費勘定がある。

また、支払基金は、附則第11条第2項により準用される高齢者医療確保法第146条第1項に基づき、転換事業の業務に関し、毎年度、損益計算において利益を生じたときは、前年度から繰り越した損失を補填し、なお残余があるときは積立金として整理している(以下、事業費勘定における利益処分後の積立金残高を「剰余金」という。)

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

前記のとおり、支払基金が都道府県に交付している病床転換助成交付金は、支払基金が保険者から徴収する病床転換支援金をもって充てるとされており、また、国は病床転換支援金を納付する保険者のうち交付対象保険者に対して国庫補助金を交付していることから、病床転換支援金には国庫補助金相当額が含まれていることになる。

そこで、本院は、合规性、有効性等の観点から、転換事業の実施に当たり、病床転換支援金は有効に活用されているかなどに着眼して、貴省において会計実地検査を行うとともに、20、21両年度に支払基金が保険者から徴収した同支援金に係る国庫補助金を対象として、

国庫補助金相当額が含まれる病床転換支援金の20年度から25年度までの間における活用状況等について関係書類により検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 病床転換支援金等の徴収状況と国庫補助金の交付額

ア 病床転換支援金等の徴収状況

支払基金が保険者から徴収した病床転換支援金等の額は、20年度28億2416万余円(病床転換支援金27億5583万余円、事務費拠出金6832万余円)、21年度40億0385万余円(病床転換支援金39億4710万余円、事務費拠出金5675万余円)、計68億2801万余円(病床転換支援金67億0294万余円、事務費拠出金1億2507万余円)となっていたが、支払基金は、22年度以降、病床転換支援金等を徴収していなかった。

そこで、その理由について確認したところ、貴省は、支払基金が20、21両年度に徴収した病床転換支援金に多額の剰余金が生じていることから、22年2月に支払基金に対し事務連絡を発するなどして、22年度以降は病床転換支援金等を徴収しないよう指導していた。

イ 交付対象保険者に交付された国庫補助金

支払基金が保険者から徴収した病床転換支援金等のうち、交付対象保険者に係る納付額は、20年度18億7033万余円(病床転換支援金18億2510万余円、事務費拠出金4522万余円)、21年度26億4099万余円(病床転換支援金26億0356万余円、事務費拠出金3743万余円)、計45億1133万余円(病床転換支援金44億2867万余円、事務費拠出金8266万余円)となっていた。そして、交付対象保険者に交付された国庫補助金の交付額、補助率等については表1のとおりとなっており、20、21両年度で計11億2114万余円の国庫補助金が交付されていた。

表1 病床転換支援金を納付した交付対象保険者に交付された国庫補助金 (単位：円)

交付対象保険者	国庫補助金名 (補助率)	年 度	病床転換 支援金	国庫補助金	根 拠 法
全国健康保険協会	全国健康保険協会 病床転換支援金補助 金(16.4/100)	平成 20	834,858,946	93,295,000	健康保険法第153条及び第154条 注(1)
		21	1,213,393,211	215,090,000	
		計	2,048,252,157	308,385,000	
市町村 (特別区を含む)	国民健康保険病床 転換支援金負担金 (34/100)	20	902,017,586	234,686,152	国民健康保険法第70条 注(2)
		21	1,264,993,697	329,612,000	
		計	2,167,011,283	564,298,152	
市町村 (特別区を含む)	国民健康保険病床 転換支援金財政調 整交付金(9/100)	20	注(3)	62,166,000	国民健康保険法第72条
		21		86,051,000	
		計		148,217,000	
国民健康保険組合	国民健康保険組合 病床転換支援金補助 金(32/100)	20	88,231,051	41,310,041	国民健康保険法第73条 注(2)
		21	125,176,369	58,931,461	
		計	213,407,420	100,241,502	
合 計		20	1,825,107,583	431,457,193	
		21	2,603,563,277	689,684,461	
		計	4,428,670,860	1,121,141,654	

注(1) 健康保険法附則第4条の4の規定に基づく読替えによる。

注(2) 国民健康保険法附則第22条の規定に基づく読替えによる。

注(3) 国民健康保険病床転換支援金負担金の算定の対象となる病床転換支援金と同じ。

(2) 病床転換支援金の活用状況

ア 転換事業における病床転換の実績

貴省は、都道府県による転換事業の実施により病床転換が見込まれる医療療養病床の病床数(以下「転換見込病床数」という。)について表2のとおりとしていた。

しかし、転換事業の実施により全国で病床転換が行われた病床数(以下「転換病床数」という。)をみると、第1期適正化計画の5か年度で計3,887床となっていて、病床転換の実施率は、転換見込病床数25,500床の15.2%にとどまっていた。また、20年度から第2期医療費適正化計画(計画期間は25年度から29年度まで。以下「第2期適正化計画」という。)の最初の年度である25年度までの転換病床数は計4,166床となっており、このうち、25年度における転換病床数は279床にとどまっていた(表2参照)。

表2 病床転換助成事業の実施状況

区分	年度								
	平成20年度	21年度	20年度から21年度までの計	22年度	23年度	24年度	第1期適正化計画期間(20年度から24年度までの計)	25年度	20年度から25年度までの計
転換見込病床数(A)(単位:床)	10,000	12,000	22,000	1,500	1,000	1,000	25,500	1,000	26,500
同事業を利用して転換した病床数(B)(単位:床)	463	778	1,241	892	1,067	687	3,887	279	4,166
転換実施率(B/A)	4.6%	6.5%	5.6%	59.5%	106.7%	68.7%	15.2%	27.9%	15.7%
事業を実施した都道府県の数	10	17		19	16	12		6	

注(1) 平成20年度から24年度までは第1期適正化計画の計画期間。

注(2) 平成25年度は第2期適正化計画の初年度。

イ 病床転換の実施見込み等に関する意向調査等

貴省は、第1期適正化計画の期間中である22年1月及び4月に、療養病床を有する医療機関を対象として療養病床の転換意向等調査(以下「意向調査」という。)を実施していた。そして、意向調査によれば、今後の実施見込みについて、現状維持と回答した医療機関が70%以上、未定と回答した医療機関が20%以上となっており、これらの90%以上の医療機関は、当該地域において療養病床が引き続き必要とされていることなどを理由として、病床転換を実施することは困難であると回答していた。

このように、貴省は、既に第1期適正化計画の期間中である22年に、当初見込んでいた病床転換の全国的な実施が困難な状況であることを把握しており、22年度から24年度までの3か年度における転換見込病床数を大幅に削減していた(表2参照)。また、第2期適正化計画の基本方針においても、「実態調査を行った結果、療養病床から介護保険施設等への転換が進んでいないという実態があったことを踏まえ、療養病床の機械的削減は行わない」としていたが、一方で、転換事業については引き続き第2期適正化計画においても実施することとしていた。

ウ 支払基金における病床転換支援金の経理

前記のとおり、20、21両年度に支払基金が保険者から徴収した病床転換支援金の額は計67億0294万余円となっていた。

そして、支払基金の25年度の特別会計に係る財務諸表等によれば、事業費勘定における剰余金の額は55億3614万余円(うち国庫補助金相当額は9億2558万余円)となっており、20、21両年度に支払基金が保険者から徴収した病床転換支援金67億0294万余円(うち国庫補助金相当額11億2114万余円)の約83%が支払基金における剰余金となっていた(表3参照)。

表3 特別会計(事業費勘定)の決算状況

(単位:円)

年度	年度当初の剰余金額(A)	保険者から徴収した病床転換支援金(B)	病床転換助成交付金(C)	事務費充当(D)	運用益(E)	支払利息(F)	剰余金の年度末残高=(A)+(B)+(E)-(C)-(D)-(F)
平成20	0	2,755,839,270 (市町村等が交付を受けた国庫補助金431,457,193円を含む)	99,201,000	0	6,552,884	14,855	2,663,176,299
21	2,663,176,299	3,947,102,669 (市町村等が交付を受けた国庫補助金689,684,461円を含む)	149,837,000	0	13,005,457	0	6,473,447,425
22	6,473,447,425	0	224,240,000	33,801,867	7,689,291	0	6,223,094,849
23	6,223,094,849	0	286,080,000	35,803,693	4,230,934	0	5,905,442,090
24	5,905,442,090	0	204,039,000	40,151,362	4,337,137	0	5,665,588,865
25	5,665,588,865	0	35,365,436	96,462,126	2,382,987	0	5,536,144,290 (市町村等が交付を受けた国庫補助金相当額925,587,962円を含む)
計		6,702,941,939 (市町村等が交付を受けた国庫補助金1,121,141,654円を含む)	998,762,436	206,219,048 (市町村等が交付を受けた国庫補助金相当額34,477,761円を含む)	38,198,690	14,855	

このように、病床転換支援金は、支払基金が転換事業の実施のために必要な資金として保険者から徴収したもので、多額の国庫補助金相当額を含むものであるのに、転換事業の実施が極めて低調であることからその大部分が支払基金における剰余金となっていて、転換事業の実施に必要な資金としてほとんど活用されていない状況となっていた。

(3) 事務費拠出金の経理

貴省は、22年2月に事務連絡を発するなどして保険者から22年度分の事務費拠出金を徴収しないよう支払基金に指示した際に、併せて剰余金の一部を支払基金における転換事業の業務に関する事務の処理に要する経費(以下「事務費」という。)の財源に充てるよう指導していた。このため、支払基金は、22年度以降の毎年度、特別会計の事務費勘定に剰余金の一部を繰り入れて事務費に充当する経理を行っており、当該繰入額は25年度までの累計で2億0621万余円となっていた。

しかし、前記のとおり、支払基金の特別会計における剰余金は、病床転換支援金の剰余金について経理したものであり、また、病床転換支援金を納付する保険者のうち交付対象保険者に対しては、前記のとおり、各交付対象保険者に対して100分の9から100分の34までの補助率で国庫補助金が交付されていることを踏まえると、22年度以降に事務費に充当された上記の2億0621万余円には国庫補助金相当額3447万余円が含まれていることになる。

そして、事務費拠出金の納付額については国庫補助金の交付の対象とされていないことを踏まえると、剰余金の一部が支払基金の特別会計の事務費勘定に繰り入れられ、事務費の財源に充当されていることは適切でないと思われる。

(改善及び是正改善を必要とする事態)

病床転換支援金は、支払基金において転換事業の実施のために必要な資金として保険者から徴収されたものであり、多額の国庫補助金相当額が含まれているのに、その大部分が支払基金における剰余金となっていて、転換事業の実施に必要な資金としてほとんど活用されていない事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

また、事務費拠出金の納付額については、交付対象保険者に対する国庫補助金の交付の対象とされていないのに、国庫補助金相当額が含まれる剰余金が支払基金の特別会計の事務費勘定に繰り入れられ、事務費の財源に充当されている事態は適切ではなく、是正改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のようなことなどによると認められる。

- ア 貴省において、当初の見込みに反して転換事業の実施が極めて低調となっていること、貴省の意向調査の結果等からみても今後とも転換事業の実施は低調なまま推移することが見込まれる一方で、支払基金には多額の病床転換支援金が剰余金として保有されている状況であることを把握していたのに、病床転換支援金の活用について見直しなどを十分行っていないこと
- イ 貴省において、病床転換支援金には多額の国庫補助金相当額が含まれていること、及び国庫補助金は事務費拠出金の納付額を負担するものではないことについての理解が十分でないこと

3 本院が表示する意見及び求める是正改善の処置

転換事業は、第2期適正化計画が終了する30年3月まで実施することとなっているが、これまでの転換事業の実施状況、貴省の意向調査の結果等を踏まえると、今後とも転換事業の実施は低調なまま推移し、支払基金に多額の剰余金として保有されている病床転換支援金は十分に活用されないことが見込まれる。

については、貴省において、支払基金に剰余金として保有されている病床転換支援金に含まれる国庫補助金相当額の有効な活用を図るために、同支援金の十分な活用について見直しなどを行うよう意見を表示する。また、国庫補助金相当額が含まれる病床転換支援金の一部を特別会計の事務費勘定に繰り入れ事務費の財源に充当している支払基金の経理について、国庫補助金相当額の返還を含む見直しを行うよう指導するなどの是正改善の処置を求める。

- (8) 生活保護事業の実施に当たり、救護施設入所者について、救護施設基準生活費が取扱指針に定める加算等に該当しないことを示すことにより加算等の計上の停止の検討が適切に行われるよう是正改善の処置を求め、及びグループホーム等入居者について、手持金の保有状況等の確認を行うことについての方策を検討することにより合理的な目的のない手持金が生ずることのないよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)生活保護費
部 局 等	厚生労働本省、36 都道府県
国庫負担の根拠	生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)
補助事業者 (事業主体)	道、府 1、県 10、市 172、特別区 14、町 1、計 199 事業主体
国庫負担対象事業	生活保護事業
国庫負担対象事業の概要	生活に困窮する者に対して最低限度の生活を保障するためにその困窮の程度に応じて必要な保護を行うもの

障害者加算の計上を停止していなかった事業主体数及び被保護者数	176 事業主体 951 人
上記の被保護者に計上された障害者加算の試算額	2 億 0700 万余円(平成 24 年度)
上記に係る国庫負担金相当額	1 億 5525 万円
手持金の保有状況を把握していなかった事業主体数及び被保護者数	69 事業主体 292 人
上記の被保護者に支給された保護費	5 億 2915 万余円(平成 24 年度)
上記に係る国庫負担金相当額	3 億 9686 万円

【是正改善の処置を求め及び意見を表示したものの全文】

施設に入所等している被保護者に対する保護費の支給について

(平成 26 年 10 月 21 日付け 厚生労働大臣宛て)

標記について、下記のとおり、会計検査院法第 34 条の規定により是正改善の処置を求め、及び同法第 36 条の規定により意見を表示する。

記

1 事業の概要

(1) 生活保護制度の概要

生活保護は、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)等に基づき、生活に困窮する者に対して、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活の保障及び自立の助長を図ることを目的として行われるものである。

同法による保護(以下「保護」という。)は、厚生労働大臣の定める基準により測定した保護を必要とする状態にある者(以下「要保護者」という。)の需要を基として、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うこととなっている。そして、厚生労働大臣は、要保護者の年齢別、世帯構成別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、かつ、これを超えない基準として、「生活保護法による保護の基準」(昭和 38 年厚生省告示第 158 号)を定めており、これによれば、生活扶助、医療扶助等 8 種類の扶助ごとに最低限度の生活に必要な額が算定されることとされている。

そして、貴省は、都道府県又は市町村(特別区を含む。以下、これらを「事業主体」という。)が保護を受ける者(以下「被保護者」という。)に支弁した保護に要する費用(以下「保護費」という。)の 4 分の 3 について生活保護費等負担金(以下「負担金」という。)を交付している。

(2) 生活扶助基準の概要

保護のうち生活扶助は、衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なものなどの範囲内において行われるもので、①基準生活費、②障害者加算等のように特別の需要がある者に対する各種加算及び③臨時的な需要を満たすための一時扶助費で構成され、このうち、基準生活費及び各種加算は、居宅の場合の基準(以下「居宅基準」という。)と医療機関、介護施設、救護施設等に入院又は入所している場合の基準(以下「施設基準」という。)に大別される。

居宅基準の基準生活費は、年齢別の食費、被服費等の個人単位の経費と世帯人員別の光熱費、家具什器等の世帯単位の経費で構成されており、平成24年度の単身世帯であれば、1月当たり49,860円から85,510円までの範囲内で算定される。

そして、介護保険法(平成9年法律第123号)に定める認知症対応型共同生活介護、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に定める共同生活援助又は共同生活介護を行う住居や老人福祉法(昭和38年法律第133号)に定める有料老人ホーム(以下、これらを合わせて「グループホーム等」という。)に入居している者については、居宅基準の基準生活費が算定される。

施設基準の基準生活費は、施設ごとにその基準額が定められており、医療機関に入院する者には入院患者日用品費(24年度23,150円以内)、介護施設に入所する者には介護施設入所者基本生活費(同年度9,890円以内)、救護施設に入所する者には救護施設基準生活費(同年度64,240円等)がそれぞれ算定される。

また、前記の各種加算のうち障害者加算は、障害を抱えることによって生ずる特別な需要に対応するもので、その程度に応じて、①身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当する障害のある者等に算定される加算及び②同表の3級に該当する障害のある者等に算定される加算に大別される。そして、24年度における施設基準の上記の①及び②の額は、それぞれ22,340円、14,890円となっている。

(3) 加算等の取扱指針の概要

貴省は、加算の計上について「入院患者、介護施設入所者及び社会福祉施設入所者の加算等の取扱いについて」(昭和58年社保第51号厚生省社会局保護課長通知。以下「取扱指針」という。)を定めている。そして、取扱指針によれば、介護施設入所者加算若しくは重複調整等の対象となる加算(障害者加算及び母子加算)又は入院患者日用品費若しくは介護施設入所者基本生活費(これに相当するものを含む。)(以下、これらを「加算等」という。)は、原則としてその基準額の全額を計上することとされている。一方、医療機関、介護施設、救護施設等に入院又は入所中の被保護者で、合理的な目的のない手持金の累積が生ずる場合には、前記の「生活保護法による保護の基準」に基づき、その消費の実態に見合った額を計上するのが本来であるとされている。しかし、事務的な理由等から消費の実態に見合った額の計上が困難な場合であって、被保護者において、金銭管理能力がないために医療機関の長等に金銭の管理を委ねていて、かつ、手持金の累積額が加算等の6か月分の額に達しているときは、加算等の計上を停止することとされている。ただし、近い将来医療を受けることに伴って通常必要と認められる経費については、必要最小限の範囲で配慮して差し支えないこととされている。

また、貴省は、救護施設基準生活費については、加算等のうち取扱指針に定める「これに相当するもの」に該当しないとしているが、そのことを明確に示していない。

(4) 訪問調査等の概要

事業主体は、保護の決定又は実施のため必要があるときは、要保護者の資産状況その他の事項を調査するために、要保護者について、当該職員に、その居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させることができることとなっており、生活状況等の把握、保護の要否及び程度の確認等を目的として実施する訪問調査は、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年社発第246号厚生省社会局長通知)によれば、少なくとも1年に2回以上訪問することなどとされている。

そして、事業主体は、訪問調査だけでなく、保護の決定又は実施のために必要があるときは、要保護者の資産及び収入の状況につき、要保護者の関係人に、報告を求めることができることとなっている。

(5) 保護の停止及び廃止の概要

事業主体は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定することとなっている。そして、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)によれば、原則として、保護の停止は、当該世帯における臨時的な収入の増加等により、一時的に保護を必要としなくなった場合であって、おおむね6か月以内に再び保護を要する状態になることが予想されるときなどに行い、保護の廃止は、おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるときなどに行うこととされている。

(6) 保護費のやり繰りによって生じた預貯金等の取扱い

課長通知によれば、保護費のやり繰りによって生じた預貯金等の取扱いについて、事業主体は、当該預貯金等の使用目的を聴取して、使用目的が保護の趣旨目的に反すると認められる場合は、最低生活の維持のために活用すべき資産として、収入認定や要否判定を行って保護の停止又は廃止を行うこととされている。

また、貴省は、グループホーム等に入居している被保護者(以下「グループホーム等入居者」という。)の手持金も、上記の預貯金等と同様に取り扱うとしており、使用目的のない手持金は、上記の最低生活の維持のために活用すべき資産に該当するものとしている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

近年、被保護世帯の高齢者世帯数、障害者世帯数はいずれも増加している。そして、著しい障害があるなどのため救護施設に入所している被保護者(以下「救護施設入所者」という。)のほかに、高齢化の進行等により、グループホーム等入居者は相当数に上っている。また、グループホーム等入居者の中には、障害等のため金銭の管理を委ねている被保護者もいる。

そこで、本院は、合規性、経済性、有効性等の観点から、救護施設入所者について加算等の計上の停止の検討を適切に行っているか、グループホーム等入居者について手持金の保有状況を把握した上で保護費の支給を行っているかなどに着眼して、貴省及び36都道府県^(注)の325事業主体において、25年3月末における救護施設入所者6,950人、グループホーム等入居者27,274人について、24年度の保護費の支給決定等に係る関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注) 36 都道府県 東京都、北海道、京都、大阪両府、青森、茨城、栃木、埼玉、千葉、神奈川県、富山、石川、福井、山梨、長野、静岡、愛知、三重、滋賀、奈良、和歌山、島根、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄各県

(検査の結果)

検査したところ、36 都道府県の 199 事業主体において、次のような事態が見受けられた。

(1) 金銭の管理を委ねている救護施設入所者について、手持金の額が障害者加算の 6 か月分の額に達しているのに、障害者加算の計上を停止していなかった事態

176 事業主体 951 人

計上された障害者加算の額 2 億 0700 万余円(うち負担金相当額 1 億 5525 万余円)

25 年 3 月末における救護施設入所者 6,950 人のうち、金銭の管理を委ねている者は 306 事業主体において 6,726 人見受けられた。そして、これらのうち手持金の額が 30 万円(障害者加算の 1 年間の計上額を目安として設定した額)以上の者 1,890 人に係る障害者加算の計上の状況についてみたところ、障害者加算の計上の停止が行われていない者が 1,077 人見受けられた。さらに、これらのうち、24 年 4 月から 25 年 3 月までの 1 年間を通じて障害者加算が計上された者が、189 事業主体において 1,015 人見受けられた。

そして、上記の 189 事業主体に対して、救護施設入所者の加算等の計上を停止する基準について確認したところ、176 事業主体は手持金の額が救護施設基準生活費と障害者加算を合わせた額の 6 か月分の額に達したときに加算等の計上の停止を行うと認識していた。

そこで、取扱指針に定める「近い将来医療を受けることに伴って通常必要と認められる経費」を考慮せずに、25 年 3 月末の手持金の額が 24 年度に計上された各月の障害者加算によって累積したと仮定して試算すると、上記の 176 事業主体は、951 人について手持金の額が障害者加算の 6 か月分の額に達しているのに、障害者加算 2 億 0700 万余円(負担金相当額 1 億 5525 万余円)を計上していたことになる。

このように手持金の額が障害者加算の 6 か月分の額に達しているのに、障害者加算について計上の停止の検討をすることなく計上を続けている事態は適切とは認められない。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例 1>

被保護者 A は、昭和 46 年 8 月から救護施設に入所して、同施設の長に金銭の管理を委ねており、平成 25 年 3 月末における手持金の額は 394,880 円であった。

事業主体 B は、24 年 4 月及び 10 月に手持金の調査を行っており、それぞれの手持金の額は 101,425 円、235,743 円となっていた。しかし、事業主体 B は、同年 10 月の調査において、手持金の額が障害者加算(22,340 円)の 6 か月分の額(134,040 円)に達しているにもかかわらず、取扱指針に定める「これに相当するもの」に救護施設基準生活費が該当すると認識して、手持金の額が救護施設基準生活費(61,030 円)と障害者加算(22,340 円)を合わせた額(83,370 円)の 6 か月分の額(500,220 円)に達していなかったため、障害者加算について計上の停止の検討をすることなく計上を続けていた。

そして、近い将来医療を受けることに伴い必要となる経費を考慮せずに、25 年 3 月末の手持金の額が 24 年度に計上された各月の障害者加算によって累積したと仮定して試算すると、手

持金の額が障害者加算の6か月分の額に達しているのに、障害者加算245,740円(11か月分の額)を計上していたことになる。

(2) **金銭の管理を委ねているグループホーム等入居者について、手持金の保有状況を把握しないまま保護費を支給していた事態** 69事業主体 292人

支給された保護費の額 5億2915万余円(うち負担金相当額3億9686万余円)

25年3月末におけるグループホーム等入居者27,274人のうち、金銭の管理を委ねている者は295事業主体において17,263人見受けられた。そして、これらのうち188事業主体は、グループホーム等入居者の手持金の保有状況について、調査を行うこととしておらず把握していなかった。

そこで、上記の188事業主体における金銭の管理を委ねている11,697人について、手持金の保有状況等をみたところ、69事業主体において、25年3月末に手持金の額が100万円(60歳の単身者の1年間の生活扶助費の計上額を目安として設定した額)以上の者が、292人見受けられた。

そして、上記の69事業主体は、手持金の保有状況を把握しないまま24年度に保護費5億2915万余円(負担金相当額3億9686万余円)を支給していた。

また、前記292人の手持金の合計額は5億3076万余円であり、最高額は627万余円となっていた。

このように手持金の保有状況を把握しないまま保護費を支給すると、手持金が最低生活の維持のために活用されることなく保護を要しない者等に保護費が支給されてしまうおそれがあると認められる。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例2＞

被保護者Cは、平成12年11月に保護開始と同時に知的障害者グループホームに入居し、入居時から同グループホームの事業所に金銭の管理を委ねており、保護開始時の手持金の額は3,684円であった。そして、事業主体Dは、24年度の保護費として、最低生活費125万余円から収入認定額97万余円を控除した28万余円を支給していた。

事業主体Dは、グループホームにおいて、手持金の額が多額に上るという認識がなかったことから、保護開始時から26年2月まで手持金の調査を行っておらず、被保護者Cの手持金の保有状況を把握していなかった。しかし、26年2月に事業主体Dを通じて、手持金を確認したところ、その額が684万余円(25年3月末現在627万余円)となっていた。

なお、被保護者Cは、上記の手持金を活用することにより、保護を要しないと判断されて、26年2月に保護廃止となった。

(是正改善及び改善を必要とする事態)

上記のように、金銭の管理を委ねている救護施設入所者について、取扱指針に基づき、手持金の額が加算等の6か月分の額に達しているのに、加算等について計上の停止の検討をすることなく計上を続けている事態は適切ではなく、是正改善を図る必要があると認められる。また、金銭の管理を委ねているグループホーム等入居者について、多額の手持金を保有しているのに手持金の保有状況を把握しないまま保護費を支給している事態は適切ではなく、改善の必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア 貴省において、救護施設入所者の加算等の計上の停止について、救護施設基準生活費は取扱指針に定める加算等に該当しないことを示していないこと、これにより、事業主体において、加算等についての認識が誤っていること
- イ 貴省において、グループホーム等入居者のうち金銭管理能力がなく金銭の管理を委ねている被保護者について、手持金の保有状況を把握することの必要性についての検討が十分でなく、事業主体にその取扱いを示していないこと

3 本院が求める是正改善の処置及び表示する意見

近年、保護費、高齢者世帯数等が増加傾向にあり、引き続き保護の適正な実施が強く求められている。

については、貴省において、金銭管理能力がなく金銭の管理を委ねている被保護者について、合理的な目的のない手持金が生ずることのないよう、アのとおり是正改善の処置を求め、イのとおり意見を表示する。

- ア 救護施設入所者について、事業主体に対して、救護施設基準生活費は、取扱指針に定める加算等に該当せず、加算等の6か月分の額の算出に含めないことを示して、加算等の計上の停止の検討が適切に行われるよう周知徹底すること
- イ グループホーム等入居者について、事業主体の意見等を踏まえつつ、手持金の保有状況や使用目的の確認を行うことについての方策を検討すること

- (9) 独立行政法人福祉医療機構の労災年金担保貸付勘定における政府出資金について、貸付事業の実績及び今後の事業規模を考慮するなどして真に必要となる政府出資金の額を検討し、必要額を超えて保有されていると認められる政府出資金については、不要財産として速やかに国庫に納付することにより、政府出資金が適切な規模のものとなるよう意見を表示したもの

部 局 等	厚生労働本省、独立行政法人福祉医療機構
検 査 の 対 象	厚生労働本省、独立行政法人福祉医療機構
貸 付 け の 根 拠	独立行政法人福祉医療機構法(平成14年法律第166号)
貸付事業の概要	労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に基づく年金たる給付の受給権者に対し、その受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うもの
上記の貸付けの原資となる独立行政法人福祉医療機構に対する政府出資金の額	58億3123万余円(平成25年度末現在)
上記のうち将来も貸付金の原資に使用されることが見込まれない政府出資金の額(試算額)	14億3359万円

【意見を表示したものの全文】

独立行政法人福祉医療機構の労災年金担保貸付勘定における政府出資金の規模について

(平成26年10月17日付け 厚生労働大臣宛て)
独立行政法人福祉医療機構理事長

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 労災年金担保貸付事業等の概要

(1) 政府出資金に係る事業の概要

独立行政法人福祉医療機構(以下「機構」という。)は、平成16年4月、労働福祉事業団の解散に伴い、独立行政法人労働者健康福祉機構法(平成14年法律第171号)に基づき、同事業団が行っていた労災年金担保貸付事業(16年度期首貸付残高4,491件、45億1940万余円。以下「労災貸付事業」という。)に係る権利及び義務を承継している。そして、機構が上記の権利及び義務を承継したときに、機構が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額が政府から機構に対して出資されたもの(以下「政府出資金」という。)とすることとなっており、労災貸付事業に係る政府出資金の額は58億3123万余円となっている。

機構は、独立行政法人福祉医療機構法(平成14年法律第166号。以下「機構法」という。)に基づき、政府出資金を原資として労災貸付事業を行っており、労災年金担保貸付勘定を設けて経理している。

(2) 労災貸付事業の概要

機構法等によれば、労災貸付事業は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に基づく年金たる給付(以下「労災年金」という。)の受給権者に対し、その受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うものとされている。そして、貸付金の用途は、保健医療、介護・福祉、住宅改修等、教育、冠婚葬祭、事業維持、債務等の一括整理に必要な資金のほか、これらのいずれにも該当しない資金(以下「臨時生活資金」という。)とされている。また、貸付金の額は、貸付対象者が必要とすると認められる額であるが、貸付対象者が無理なく返済できるよう、貸付限度額が設定されている。

(3) 不要財産の国庫納付

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)が22年に改正され、通則法第8条第3項の規定に基づき、独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であって主務省令で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、当該財産(以下「不要財産」という。)を処分しなければならないこととなっている。そして、通則法第46条の2第1項の規定に基づき、不要財産であって、政府からの出資又は支出に係るものについては、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付することとなっている。

(4) 国による基本方針の概要

国は、22年12月に、行政サービスの水準向上を目的に発足した独立行政法人が、創設後約10年が経過し、必要のない事業の継続、不要な資産の保有など非効率な業務運営が

あることが指摘されていることを踏まえ、独立行政法人の抜本改革の第一段階として、その業務の特性等を踏まえながら、全ての独立行政法人の全事務・事業及び全資産を精査し、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月閣議決定。以下「基本方針」という。)として講ずべき措置について取りまとめた。

基本方針によれば、独立行政法人の資産・運営については、国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行うこととされている。なお、基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産等も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行うこととされている。

そして、基本方針において、機構が講ずべき措置として、年金担保貸付事業及び労災貸付事業については廃止することとされ、その具体的内容として、十分な代替措置の検討を早急に進め、具体的な工程表を22年度中に作成するとともに、現行制度における貸付限度の引下げ等による事業規模の縮減方針を年内に取りまとめることとされた。また、政府出資金の国庫返納として、業務廃止後、労災年金担保貸付勘定の不要資産(約58億円)を国庫に納付することとされている。

(5) 厚生労働省による対応方針等

上記の基本方針を受けて、厚生労働省は、23年3月に、「年金担保貸付制度の廃止に向けた今後の対応方針」(以下「対応方針」という。)を策定し、23年度においては、貸付限度額の引下げとして①1回の年金支給当たりの返済額の上限を1回の年金支給額の全額未満から1回の年金支給額の1/2以下とし、②年金額対比の限度額を年金額の1.2倍以内から年金額の1.0倍以内とし、③一律250万円とされている定額限度額を臨時生活資金については100万円とするとともに、他制度の周知の徹底等を行うこととした。また、24年度においては、主たる代替措置である生活福祉資金貸付制度の今後の予算規模や実施体制等を見極めつつ、廃止に向けた検討を行い、具体的な計画を立案することとした。そして、機構は、23年12月に、年金担保貸付事業及び労災貸付事業の貸付限度額の引下げ等の措置を講じていた。

さらに、厚生労働省は、対応方針に基づいて、25年3月に、年金担保貸付事業廃止計画(以下「廃止計画」という。)を策定し、年金担保貸付事業の円滑な廃止に向けて、事業規模縮小等の措置を段階的に進め、これらの措置の進捗状況も踏まえ、28年度に具体的な廃止時期を判断することとしており、労災貸付事業についても同様の考え方で対応を行うこととしていた。

(6) 機構の中期計画

機構は、労災貸付事業等については、厚生労働大臣から指示された中期目標において、基本方針に基づいて、国において立案される計画に従って適切な措置を講じることとされていることを踏まえ、25年3月に策定した第3期中期目標期間(25年4月から30年3月

まで)に係る中期計画(以下「中期計画」という。)において、労災年金担保貸付勘定に係る政府出資金について、業務廃止後、金銭納付により国庫に納付すると定めている。

(注) 生活福祉資金貸付制度 都道府県社会福祉協議会等が低所得者世帯、障害者世帯、高齢者世帯等に対し、生活費用、介護サービスに必要な経費等の資金の貸付けを行う制度で、貸付原資の2/3を国が補助するもの

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

前記のとおり、基本方針において、機構の労災貸付事業を廃止することとされたことから、機構では、貸付限度額の引下げ等の措置を講じて事業規模の縮減を図っている。

そこで、本院は、経済性、有効性等の観点から、労災貸付事業に係る政府出資金の規模は、縮減策を講じた後の労災貸付事業の実績を考慮するなどして適切に見直されているかなどに着眼して検査した。検査に当たっては、厚生労働省において、労災貸付事業に係る今後の方針、事業の廃止時期、今後の貸付けの見込みなどについて説明を聴取するなどして会計実地検査を行った。また、機構において、16年度から25年度までの間の貸付額、貸付残高等の実績について、機構の関係書類を精査したり、事業の推移等に係る説明を聴取したりして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 労災貸付事業の実績の推移

機構は、基本方針等を受けて、労災貸付事業の規模の縮小を図るために、前記のとおり、23年12月に貸付限度額の引下げ等の措置を講じている。そこで、貸付限度額の引下げ等の措置を講ずる前の22年度と貸付限度額の引下げ等の措置を講じた後の25年度の貸付件数、貸付額及び期末貸付残高を比較すると、22年度は貸付件数3,441件、貸付額44億9,197万円、期末貸付残高48億0,567万余円となっているのに対し、25年度は貸付件数2,409件(対22年度比70.0%)、貸付額26億8,002万円(同59.6%)、期末貸付残高34億4,400万余円(同71.6%)となっており、労災貸付事業の規模は、上記の貸付限度額の引下げ等の措置の影響により大幅に減少している(表1参照)。

表1 労災貸付事業の事業実績

区 分		平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
期首貸付残高	件数	6,116	6,166	6,034	5,844	5,620
	金額(千円)	5,025,137	4,952,559	4,805,673	4,415,163	3,793,448
貸付額(実行額)	件数	3,731	3,441	2,969	2,617	2,409
	金額(千円)	4,986,720	4,491,970	3,644,170	2,976,090	2,680,020
回収額(元本)	件数	3,681	3,573	3,159	2,841	2,706
	金額(千円)	5,059,298	4,638,855	4,034,679	3,597,805	3,029,462
期末貸付残高	件数	6,166	6,034	5,844	5,620	5,323
	金額(千円)	4,952,559	4,805,673	4,415,163	3,793,448	3,444,006

(2) 労災年金担保貸付勘定における資産の状況

機構の労災年金担保貸付勘定における資産のほとんどは、政府出資金を原資としている。このうち、貸付けに使用している資産については長期貸付金等として経理されている。また、貸付けに使用しない資産の多くは、現金及び預金、買現先勘定及び有価証券となっていて、通則法に基づき、業務上の余裕金として、短期運用するなどしている。貸借対照表によると、(1)のとおり、22年度末から25年度末の貸付残高は、22年度末の48億0567万余円から34億4400万余円となって大幅に減少している一方で、25年度末の現金及び預金、買現先勘定及び有価証券の合計額は22年度末の11億4323万余円から24億6320万余円となって大幅に増加している状況となっている(表2参照)。

表2 労災年金担保貸付勘定の貸借対照表 (単位：千円)

科 目	年 度	平成22年度末	23年度末	24年度末	25年度末
資産の部					
I 流動資産					
現金及び預金…①		143,277	129,276	148,756	263,205
買現先勘定 …②		199,953	1,399,704	—	—
有価証券 …③		800,000	—	2,000,000	2,200,000
(①+②+③)		(1,143,230)	(1,528,980)	(2,148,756)	(2,463,205)
1年以内回収予定長期貸付金		3,234,005	3,009,271	2,487,492	2,242,595
その他		14,571	15,701	15,380	14,920
流動資産合計		4,391,807	4,553,953	4,651,629	4,720,721
II 固定資産					
1有形固定資産		585	466	327	249
2無形固定資産		1,405	1,528	963	1,615
3投資その他の資産		1,555,536	1,389,800	1,295,256	1,195,743
長期貸付金		1,557,197	1,389,861	1,295,286	1,196,409
破産債権・再生債権等の債権		14,470	16,030	10,669	5,001
貸倒引当金		-16,131	-16,092	-10,699	-5,666
固定資産合計		1,557,528	1,391,794	1,296,546	1,197,608
資産合計		5,949,335	5,945,748	5,948,176	5,918,330
負債の部					
I 流動負債					
II 固定負債					
負債合計		71,172	65,350	67,222	61,675
純資産の部					
I 資本金(政府出資金)					
II 利益剰余金					
純資産合計		5,878,163	5,880,398	5,880,954	5,856,654
負債純資産合計		5,949,335	5,945,748	5,948,176	5,918,330

(3) 労災貸付事業の今後の見込み

前記のとおり、厚生労働省は、廃止計画において、労災貸付事業の円滑な廃止に向けて、事業規模縮小等の措置を段階的に進め、これらの措置の進捗状況を踏まえて、28年度に具体的な廃止時期を判断することとしている。

したがって、少なくとも28年度までは事業が継続されることなどから、今後も更に貸付残高は減少していくことが見込まれる一方で、貸付けに使用されない資産のうち現金及び預金、有価証券等の業務上の余裕金が増加していくことが見込まれる。

(4) 政府出資金の必要額の試算等

上記のとおり、23年度以降、大幅に貸付残高は減少してきており、また、厚生労働省は今後も縮減策を講ずることとしていることから、更なる貸付残高の減少が見込まれる。

そこで、労災貸付事業の実施に必要な政府出資金の額を試算したところ、これまでの労災貸付事業の実績を踏まえるとともに、一時的な貸付需要の増加の可能性等を考慮したとしても、次のとおり、本件政府出資金のうち相当部分に係る資産は将来も使用することが見込まれないと認められる。

すなわち、直近の25年度末の貸付残高は、34億4400万余円まで減少しているが、今後の一時的な貸付需要の増加等の可能性に備えるための余裕を考慮するために、直近3年の貸付残高に基づき計算することとして、23年度から25年度までの各年度の最も多額となった日の貸付残高(23年度48億7524万余円、24年度44億7062万余円、25年度38億4705万余円)を平均した額を貸付事業に真に必要な政府出資金の額とすると、43億9764万余円となる。そして、25年度末の政府出資金58億3123万余円のうち、この43億9764万余円を上回る14億3359万余円に係る資産については、将来も貸付金の原資に使用されることが見込まれないと認められる。

(改善を必要とする事態)

通則法により政府出資等に係る不要財産については、遅滞なく、国庫に納付するものとされているのに、厚生労働省において、通則法及び基本方針の趣旨にのっとり事業規模に見合った資産規模を十分に検証しておらず、このため、機構において、貸付金の原資として使用される見込みのない多額の政府出資金に係る資産を保有している事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、機構において、基本方針で業務廃止後に労災年金担保貸付勘定の政府出資金を国庫に納付することとされていることから、事業規模に見合った資産規模の見直しを行っていないことにもよるが、機構が労災貸付事業の規模の縮減を図っていて、貸付残高が減少しているのに、厚生労働省において、通則法及び基本方針の趣旨にのっとり労災貸付事業の実績を考慮するなどして、事業規模に見合った資産規模の見直しを速やかに行うことの必要性の認識が欠けていることなどによると認められる。

3 本院が表示する意見

労災貸付事業は、基本方針において廃止することとされ、機構において貸付限度額の引下げ等の措置を講じたことから、貸付残高は年々減少しており、多額の政府出資金が今後も貸付金の原資として使用される見込みがない状況となっている。

については、厚生労働省において、労災貸付事業の実績及び今後の事業規模を考慮するなどして真に必要な政府出資金の額を機構と検討し、必要額を超えて保有されていると認められる政府出資金については、機構において通則法に基づき、不要財産として速やかに国庫に納付することにより、政府出資金が適切な規模のものとなるよう意見を表示する。

- (10) 国民健康保険等における海外療養費の支給に当たり、被保険者が市町村等の区域内に生活の本拠を有する者であるかどうかの審査を行う必要があることについて都道府県を通じるなどして保険者等に対して周知するとともに、審査の具体的な方法等について技術的助言を行うことなどにより、海外療養費の審査等が適切なものとなるよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)医療保険給付諸費
部 局 等	厚生労働本省
国の負担の根拠	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)
海外療養費の概要	海外渡航期間中に海外の病院等で診療等を受けた場合に支給される療養費
検査の対象	市区町 294、後期高齢者医療広域連合 43、計 337 保険者等
上記の保険者等において支給決定が行われた海外療養費の支給件数	26,879 件(平成22年度～24年度)
上記に係る海外療養費の支給額	13 億 0446 万余円
上記のうち国の負担額	4 億 2409 万円(背景金額)

【改善の処置を要求したものの全文】

国民健康保険等における海外療養費の支給について

(平成26年10月30日付け 厚生労働大臣宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 制度の概要

(1) 海外療養費の概要

貴省は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)等に基づき、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)等が行う保険給付に関する事務を所管している。

国民健康保険法及び高齢者医療確保法に基づき行われる保険給付には、保険者である市町村及び広域連合(以下「保険者等」という。)が被保険者に対して行う療養の給付等のほか、これに代えて被保険者に支給する療養費がある。

療養費は、保険者等が療養の給付等を行うことが困難であると認めるとき又は被保険者が保険医療機関等以外の病院等から診療、手当等を受けた場合において、保険者等がやむを得ないと認めるときに支給することができることとなっているものである。そして、海外渡航期間中に現地の病院等で診療等を受けた被保険者について当該療養費(以下「海外療養費」という。)の支給申請があった場合に、保険者等は、保険給付の一環として海外療養費(当該療養について算定した費用の額から被保険者の一部負担金等の相当額を控除した額)を支給することとなっている。

(2) 海外療養費に係る国の負担

国民健康保険法における海外療養費の支給は、平成13年から行われているものである。そして、国民健康保険法及び高齢者医療確保法に基づく保険給付(海外療養費の支給を含む。以下同じ。)に係る国の負担については、次のとおりとなっている。

すなわち、市町村が行う国民健康保険の被保険者に対する保険給付については、国が当該給付額の41%(23年度以前は43%)を負担している。また、後期高齢者医療制度の被保険者に対する保険給付については、原則として、国が12分の4を、都道府県及び市町村がそれぞれ12分の1を負担しており、残りの12分の6を各被保険者が納付する後期高齢者支援金及び被保険者の保険料で賄っている。さらに、国は、国民健康保険法に基づき、市町村等が保険者として納付する後期高齢者支援金の額の一部を負担している。

(3) 海外療養費の支給決定の要件、手続等

国民健康保険法及び高齢者医療確保法によれば、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者は、保険者等である市町村又は広域連合の区域内(以下「市町村等の区域内」という。)に住所を有する者、すなわち、市町村等の区域内に生活の本拠を有する者とされている。そして、保険者等は、被保険者について海外療養費の支給申請があった場合には、当該支給申請者が提出する療養費支給申請書、診療内容明細書、領収明細書等の関係書類(海外の病院等が発行又は記入した関係書類については、当該支給申請者から提出を受けた和訳文を含む。以下同じ。)について審査を行った上で、支給決定を行うことになっている。

また、保険者等が海外療養費の支給額を決定するに当たっては、被保険者が国内の保険医療機関等において同様の疾病等について療養の給付等を受けた場合を標準とすること、支給額について現に療養に要した費用の額を超えることができないことなどとなっている。このため、貴省は、国内の保険医療機関等において療養の給付等を受けた場合との公平を図る見地から、海外療養費の算定に当たっては標準となる額を算定することが必要となるとしている。そして、海外療養費の支給額は、「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」(昭和33年厚生省告示第177号。以下「算定基準」という。)等に基づき算定した額(以下「標準額」という。)と被保険者が実際に海外の病院等に対して支払った額(以下「実費額」という。)とを比較して低い方の額を選定した上で、当該額から被保険者の一部負担金等の相当額を控除した額とすることになっている。

(4) 海外療養費の支給決定等の状況

国民健康保険及び後期高齢者医療制度における海外療養費の支給決定の状況は、表1のとおりとなっていて、支給件数及び支給額は年々増加傾向にあり、20年度分と24年度分を比較すると支給件数で約1.52倍、支給額で約1.49倍となっている。また、近年、国民健康保険における海外療養費の不正請求事案も発生している。

表1 海外療養費の支給決定の状況

制度	平成20年度		21年度		22年度		23年度		24年度		計	
	支給件数	支給額(千円)	支給件数	支給額(千円)								
国民健康保険	15,091	514,317	18,220	657,277	20,187	613,642	21,508	673,644	21,974	675,013	96,980	3,133,893
後期高齢者医療制度	919	47,341	1,464	92,283	2,048	117,162	2,164	135,301	2,369	166,279	8,964	558,366
計	16,010	561,658	19,684	749,560	22,235	730,804	23,672	808,945	24,343	841,292	105,944	3,692,259

このようなことから、貴省は、25年12月に、海外療養費の支給に当たっては被保険者の海外渡航の事実や当該渡航期間内に診療が行われたことなどを確認するよう、都道府県を通じて保険者等に通知している。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

前記のとおり、近年、海外療養費の支給件数及び支給額は増加傾向にある。そこで、本院は、合規性等の観点から、海外療養費の支給に当たり審査は適切に行われているか、また、^(注)支給額の算定は適切に行われているかなどに着眼して、43都道府県の294市区町及び43広域連合の計337保険者等において会計実地検査を行った。そして、22年度から24年度までの間に支給された海外療養費について、療養費支給申請書等の関係書類により検査した。

(注) 43都道府県 東京都、北海道、京都、大阪府、青森、秋田、山形、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄各県

(検査の結果)

検査したところ、294市区町及び43広域連合における22年度から24年度までの間の海外療養費の支給申請等の状況は表2のとおりとなっており、支給申請件数27,188件のうち不支給決定が行われたものが計309件見受けられた。

表2 海外療養費の支給申請等の状況

年度	支給等 支給申請件数	支給件数	支給額(千円)	不支給件数
平成22年度	7,508	7,432	361,774	76
23年度	8,424	8,337	426,278	87
24年度	11,256	11,110	516,409	146
計	27,188	26,879	1,304,461	309

この309件について不支給決定の理由を確認したところ、主な理由は支給申請の対象としていた費用が健康診査等の保険給付の対象外であることなどとなっていた。また、309件のうち、保険者等における審査の結果、被保険者の海外渡航の期間が約1年4か月であることなどから、市町村等の区域内に生活の本拠を有する者でないことを不支給決定の理由としていたと考えられるものは、1市における14件以外には見受けられなかった。

そして、貴省は、従来、被保険者の海外渡航の期間及び理由、渡航期間中の居住実態等を確認することなどにより、当該被保険者が市町村等の区域内に生活の本拠を有する者であるかどうかについて審査を行う必要があることについて、保険者等に通知したことはないとしている。

そこで、294市区町及び43広域連合において22年度から24年度までの間に支給決定が行われた海外療養費の計26,879件に対する保険者等の審査の状況について更に検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 海外療養費の支給に当たり、被保険者の生活の本拠についての審査が行われていた事績を確認することができない事態

上記26,879件の海外療養費13億0446万余円(国庫負担金相当額4億2409万余円)の審

査に当たり、保険者等が診療等を受けた被保険者のパスポート(写し)の提出を求めるなどして海外渡航の期間について確認していたものは計2,421件、1億1,358万余円のみとなっていた。

そして、これらの2,421件に係る海外渡航の期間等の状況については、表3のとおり、1年以上2年未満であるものが支給件数2,421件の12.9%、2年以上であるものが同じく5.3%、計18.2%となっているなど海外渡航の期間が長期にわたっており、市町村等の区域内に生活の本拠を有する者であるかどうか特に留意して審査を行う必要があると認められる者が相当数見受けられる状況となっていた。

しかし、保険者等において、これらの海外療養費の支給に当たり、海外渡航の期間については把握しているのに、併せて海外渡航の理由、渡航期間中の居住実態等を確認することなどにより当該被保険者が市町村等の区域内に生活の本拠を有する者であるかどうかの審査を行っていた事績については確認することができない状況となっていた。

表3 海外渡航の期間等の状況

海外渡航の期間	支給件数	構成比 (%)	支給額 (千円)	構成比 (%)
6か月未満	1,236	51.1	72,876	64.2
6か月以上1年未満	743	30.7	26,631	23.4
1年以上2年未満	313	12.9	11,214	9.9
2年以上	129	5.3	2,864	2.5
計	2,421	100	113,587	100

(注) 支給額は、表示単位未満を切り捨てているため、各欄の数値を合計しても全体数欄の数値と一致しない。

また、前記26,879件の海外療養費のうち、前記の2,421件を除く24,458件、11億9,087万余円(国庫負担金相当額3億8,812万余円)については、保険者等において、海外渡航の期間を確認していたかどうか不明であった。このため、海外渡航の期間及び理由、渡航期間中の居住実態等を確認することなどにより市町村等の区域内に生活の本拠を有する者であるかどうかの審査を行っていた事績については確認することができない状況となっていた。

<事例1>

滋賀県草津市の被保険者であるAは、海外渡航期間中の平成21年2月20日から22年5月24日までの間に現地の病院等で診療等を受けたとして、22年7月8日、同市に療養費支給申請書、診療内容明細書、領収明細書等を海外から郵送で提出し、海外療養費の支給を申請していた。また、Aは、22年5月24日から23年7月18日までの間の診療分については23年10月11日に、23年10月17日から24年10月8日までの間の診療分については24年11月22日にそれぞれ同市に支給を申請していた。そして、同市は、Aに対してこれらの海外療養費計35件、687,011円(国庫負担金相当額231,080円)を支給していた。

しかし、上記のとおり、21年2月から24年10月までの間にAが国内に滞在していた期間はほとんどないと思われるのに、同市は、当該海外療養費の支給に当たり、Aにパスポート(写し)の提出を求めるなどしておらず、Aの海外渡航の期間を確認していたかどうか不明

でなかった。このため、海外渡航の期間及び理由、渡航期間中の居住実態等を確認することなどにより A が同市内に生活の本拠を有する者であるかどうかの審査を行っていた事績については確認することができない状況となっていた。

(2) 海外療養費の支給に当たり、標準額の算定を行うことなく支給額を決定していた事態

前記のとおり、海外療養費の支給額の決定に当たっては、標準額と実費額とを比較して低い方の額を選定することになっており、標準額の算定については算定基準によるなどとなっている。しかし、算定基準は、診療報酬点数等を記載しているもので、標準額の算定方法を記載しているものではないのに、貴省は、標準額の具体的な算定方法を保険者等に示していなかった。

そこで、保険者等における海外療養費の支給決定の状況について検査したところ、標準額の算定を行うことなく実費額に基づき海外療養費の支給額を決定するなどしていたものが、97 市区町及び 16 広域連合において、22 年度から 24 年度までの間に計 7,348 件、3 億 9654 万余円(国庫負担金相当額 1 億 2706 万余円)見受けられ、前記の海外療養費の支給件数 26,879 件の 27.3%、同じく支給額 13 億 0446 万余円の 30.3% となっていた。

<事例 2>

兵庫県後期高齢者医療広域連合の被保険者である B は、海外渡航中に現地の病院で診療を受けたとして、平成 25 年 1 月 28 日、同広域連合に療養費支給申請書、診療内容明細書、領収明細書等を提出し、海外療養費の支給を申請していた。

しかし、同広域連合は、当該海外療養費の支給に当たり、標準額の算定を行うことなく、B が現地の病院に対して支払ったとする実費額 3,319,186 円(外貨を日本円に換算した額)から B の一部負担金相当額 995,756 円を控除した 2,323,430 円(国庫負担金相当額 290,846 円)を海外療養費の支給額として決定していた。

このほか、同広域連合において、上記と同様、標準額の算定を行うことなく実費額に基づき海外療養費の支給額を決定していたものが、22 年度から 24 年度までの間に計 264 件、35,660,716 円(国庫負担金相当額 5,184,245 円)見受けられた。

(改善を必要とする事態)

このように、海外療養費の支給に当たり、被保険者が市町村等の区域内に生活の本拠を有する者であるかについての審査が行われた事績を確認することができない状況となっていたり、標準額の算定を行うことなく実費額に基づき支給額を決定していたりしている事態は、市町村等の区域内に生活の本拠を有しない者に対して海外療養費が支給されるおそれや、被保険者が国内の保険医療機関等において療養の給付等を受けた場合との公平を欠くなどのおそれがあることから適切ではなく、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のようなことなどによると認められる。

ア 貴省において、保険者等における海外療養費の支給、審査の実態等について十分把握していないなどのため、保険者等に対して、海外療養費の支給に当たっては、被保険者が市町村等の区域内に生活の本拠を有する者であるかどうかの審査を行う必要があることについて周知しておらず、また、審査の具体的な方法等についての技術的助言を行っていないこと

イ 貴省において、保険者等に対して、海外療養費の支給額の算定のために必要となる標準額の算定方法を具体的に示していないこと、また、保険者等において、標準額の算定方法についての理解が十分でないこと

3 本院が要求する改善の処置

国民健康保険及び後期高齢者医療制度は、我が国の社会保障制度において重要な役割を果たしているもので、適正な制度運用が強く求められていることから、海外療養費の支給についても制度の適正かつ公平な運用を図る必要がある。

については、貴省において、海外療養費の支給に当たり適切な審査等が行われるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

ア 保険者等に対して、都道府県を通じるなどして、海外療養費の支給に当たってはパスポート(写し)の提出を受けるなどして被保険者の海外渡航期間を確認するほか、その理由、渡航期間中の居住実態等についても併せて確認することなどにより、当該被保険者が市町村等の区域内に生活の本拠を有する者であるかどうかの審査を行う必要があることについて周知するとともに、審査の具体的な方法等について技術的助言を行うこと

イ 保険者等に対して、都道府県を通じるなどして、海外療養費の支給額の算定のために必要となる標準額の算定方法を具体的に示すとともに、その周知徹底を図ること

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

(1) 地域医療再生基金及び医療施設耐震化臨時特例基金を活用して実施する助成事業における消費税の取扱いを適切に行うことにより、両基金が効率的に活用されるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省	(項)医療提供体制基盤整備費 (項)医療提供体制確保対策費
部 局 等	厚生労働本省	
補助の根拠	予算補助	
補助事業者	24 都道府県	
助成事業	(1) 地域医療再生基金事業 (2) 耐震化整備事業	
助成事業の概要	国の交付金により造成した基金を活用して、医療圏単位での医療機能の強化、医師等の確保等の取組等の支援及び地震発生時における適切な医療提供体制の維持を目的として事業者に助成金を交付するもの	
都道府県の定めた助成要綱に基づく事務処理を適時適切に行っていなかった助成事業数及び助成金額	(1) 957 助成事業 158 億 4613 万余円(平成 21 年度～24 年度) (2) 101 助成事業 321 億 2330 万余円(平成 21 年度～24 年度) 計 1,058 助成事業 479 億 6944 万余円	
上記の助成金額のうち仕入税額控除していた消費税額	(1) 6566 万余円 (2) 1 億 4109 万余円 計 2 億 0676 万余円	

上記に係る交付金相当額(ア)	(1)		5939 万円
	(2)		1 億 2895 万円
	計		1 億 8835 万円
都道府県が定めた助成要綱に消費税の取扱いを定めていなかった助成事業数及び助成金額	(1)	220 助成事業	41 億 2342 万余円(平成 21 年度～24 年度)
	(2)	6 助成事業	18 億 5804 万余円(平成 21 年度～24 年度)
	計	226 助成事業	59 億 8147 万余円
上記の助成金額のうち仕入税額控除していた消費税額	(1)		886 万余円
	(2)		893 万余円
	計		1779 万余円
上記に係る交付金相当額(イ)	(1)		886 万円
	(2)		893 万円
	計		1779 万円
(ア)及び(イ)の計	(1)		6825 万円
	(2)		1 億 3788 万円
	計		2 億 0613 万円

1 制度の概要

(1) 地域医療再生基金及び医療施設耐震化臨時特例基金の概要

厚生労働省は、「平成 21 年度地域医療再生臨時特例交付金の交付について」(平成 21 年厚生労働省発医政第 0605003 号)等に基づき、都道府県が地域の医療課題の解決等に向けて策定する地域医療再生計画等に基づいて行う事業を支援するために、都道府県が設置する地域医療再生基金の造成に必要な経費として、地域医療再生臨時特例交付金を、平成 21 年度から 24 年度までの間に計 5549 億 9792 万余円交付している。

また、厚生労働省は、「平成 21 年度医療施設耐震化臨時特例交付金の交付について」(平成 21 年厚生労働省発医政第 0605004 号)等に基づき、災害拠点病院等の医療機関の耐震整備を行い、地震発生時において適切な医療提供体制の維持を図るために、都道府県が設置する医療施設耐震化臨時特例基金の造成に必要な経費として、医療施設耐震化臨時特例交付金を、21 年度から 24 年度までの間に計 1959 億 0750 万余円交付している。

地域医療再生基金及び医療施設耐震化臨時特例基金(以下、これらを合わせて「両基金」という。)を活用して行う地域医療再生基金事業及び耐震化整備事業(以下、これらを合わせて「両助成事業」という。)の実施に当たっては、都道府県が、両助成事業における助成金の交付事務に係る手続等を定めた助成要綱を作成することとなっており、両助成事業の内容に合わせて要綱を複数定めるなどしている。

(2) 消費税額の仕入税額控除の概要

消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)等に基づき、消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)は、事業者が課税対象となる取引を行った場合に納税義務が生ずるが、生産及び流通の各段階の取引で重ねて課税されないように、確定申告において、課税売上げ(消費税の課税対象となる資産の譲渡等)に係る消費税額から課税仕入れ(消費税の課税対象となる資産の譲受け等)に係る消費税額を控除(以下「仕入税額控除」という。)する仕組みとなっている。

また、確定申告をする者は、原則として課税期間終了後2か月以内に確定申告書を提出することとなっている。

(注1) 課税期間 納付する消費税額の計算の基礎となる期間をいい、原則として法人は事業年度、個人事業者は暦年である。

(3) 両助成事業における消費税の取扱い

両助成事業の事業者が消費税の課税事業者であり、かつ、両助成事業の対象となる建物の取得、設備機器の購入等の設備投資等により得られる売上げが課税売上げとなるなどの場合には、その設備投資等は課税仕入れに該当する。そして、両助成事業の事業者が確定申告の際に課税仕入れに係る消費税額を仕入税額控除した場合には、当該事業者はこれらに係る消費税額を実質的に負担していないこととなる。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

両助成事業において助成の対象となる経費(以下「助成対象事業費」という。)に対して交付される助成金は毎年度多額に上っており、また、事業者の中に医療法人等の消費税の課税事業者が多数含まれていると見込まれる。

そこで、本院は、合規性、効率性等の観点から、両助成事業における消費税に係る取扱いが適切に行われ、地域医療再生臨時特例交付金及び医療施設耐震化臨時特例交付金(以下、これらを合わせて「両交付金」という。)により造成された両基金が効率的に活用されているかなどに着眼して、両交付金により24都道府県に造成された48両基金において、21年度から24年度までの間に2,323両助成事業に対して交付された助成金計725億4801万余円を対象として、実績報告書等の書類により会計実地検査を行った。

(注2) 24都道府県 東京都、北海道、京都、大阪両府、茨城、群馬、神奈川、新潟、山梨、岐阜、静岡、愛知、兵庫、和歌山、鳥取、岡山、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、鹿児島各県

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 都道府県の定めた助成要綱に基づく事務処理を適時適切に行っていなかったもの

24都道府県の47両基金により603事業者が実施した1,058両助成事業(助成対象事業費計2315億0830万余円、助成金計479億6944万余円(うち両交付金計414億5010万余円))において、事業者は、消費税の課税事業者であり、両助成事業の対象となる設備投資等により得られる売上げが課税売上げとなることなどから、確定申告により課税売上高に対する消費税額から、上記の助成金に係る消費税額を仕入税額控除していた。

一方、上記の603事業者が実施した1,058両助成事業に係る助成要綱によれば、助成対象事業費に係る消費税額のうち仕入税額控除できる額が確定した場合、事業者は、速やかに都道府県知事等に対して報告書(以下、この報告書を「仕入税額控除報告書」という。)を提出するとともに、仕入税額控除報告書に基づいて都道府県知事等から返還命令を受けた場合、これを都道府県に返還しなければならないこととされている。

しかし、事業者において、仕入税額控除できる額が確定する確定申告書の提出日から、おおむね6か月以上経過しても仕入税額控除報告書を都道府県知事等に提出していなかったり、都道府県において、事業者の仕入税額控除報告書の提出から、おおむね6か月以上

経過しても都道府県に報告額を返還させていなかったりして、1,058 両助成事業において仕入税額控除した消費税額に係る助成金相当額計 2 億 0676 万余円(うち地域医療再生臨時特例交付金相当額 5939 万余円、医療施設耐震化臨時特例交付金相当額 1 億 2895 万余円、計 1 億 8835 万余円)が事業者に対して交付されたままとなっていた。

これを都道府県別及び基金別に示すと表 1 のとおりである。

表 1 助成要綱に基づく事務処理を適時適切に行っていなかった事態の都道府県別及び基金別内訳

都道府県名	基金名	助成事業数	助成金額 (千円)	仕入税額控除した消費税額に係る助成金相当額(千円)	左のうち両交付金相当額(千円)
北海道	地域医療再生基金	44	887,644	2,702	2,702
	医療施設耐震化臨時特例基金	6	2,239,574	12,010	6,675
茨城県	地域医療再生基金	51	1,032,297	14,079	12,352
	医療施設耐震化臨時特例基金	6	2,258,294	56,263	56,263
群馬県	地域医療再生基金	28	2,418,558	5,883	5,883
	医療施設耐震化臨時特例基金	3	2,082,046	4,260	2,692
東京都	地域医療再生基金	24	278,900	1,524	1,184
	医療施設耐震化臨時特例基金	5	472,224	5,271	5,271
神奈川県	地域医療再生基金	134	786,292	3,847	3,847
	医療施設耐震化臨時特例基金	6	1,118,146	4,111	4,111
新潟県	地域医療再生基金	1	23,693	54	54
	医療施設耐震化臨時特例基金	3	915,541	2,024	2,024
山梨県	地域医療再生基金	14	136,765	1,159	1,159
	医療施設耐震化臨時特例基金	1	712,387	3,531	3,531
岐阜県	地域医療再生基金	47	606,788	1,138	914
	医療施設耐震化臨時特例基金	1	3,433	9	9
静岡県	地域医療再生基金	23	804,360	2,423	2,423
	医療施設耐震化臨時特例基金	2	281,590	1,070	1,070
愛知県	地域医療再生基金	12	820,891	5,138	4,404
	医療施設耐震化臨時特例基金	8	2,474,375	7,234	7,234
京都府	地域医療再生基金	3	1,848	33	33
	医療施設耐震化臨時特例基金	—	—	—	—
大阪府	地域医療再生基金	72	889,720	4,781	4,781
	医療施設耐震化臨時特例基金	6	2,487,844	6,054	6,054
兵庫県	地域医療再生基金	48	94,583	259	259
	医療施設耐震化臨時特例基金	3	1,594,213	4,859	4,859
和歌山県	地域医療再生基金	17	827,126	5,192	5,192
	医療施設耐震化臨時特例基金	1	19,609	53	53

都道府県名	基金名	助成事業数	助成金額 (千円)	仕入税額控除した消費税額に係る助成金相当額(千円)	左のうち両交付金相当額(千円)
鳥取県	地域医療再生基金	103	494,360	1,435	1,435
	医療施設耐震化臨時特例基金	2	98,016	193	193
岡山県	地域医療再生基金	89	2,191,386	6,000	4,514
	医療施設耐震化臨時特例基金	12	3,080,756	7,076	4,004
香川県	地域医療再生基金	6	29,208	68	68
	医療施設耐震化臨時特例基金	1	157,837	404	212
愛媛県	地域医療再生基金	35	1,088,871	2,408	2,347
	医療施設耐震化臨時特例基金	6	3,485,528	4,467	2,784
高知県	地域医療再生基金	5	306,421	1,739	349
	医療施設耐震化臨時特例基金	1	651,148	756	469
福岡県	地域医療再生基金	119	688,828	1,931	1,725
	医療施設耐震化臨時特例基金	7	2,437,030	4,963	4,963
佐賀県	地域医療再生基金	26	331,482	726	682
	医療施設耐震化臨時特例基金	2	793,733	1,238	1,238
長崎県	地域医療再生基金	18	350,732	1,211	1,211
	医療施設耐震化臨時特例基金	8	1,641,985	4,280	4,280
熊本県	地域医療再生基金	29	500,123	1,510	1,449
	医療施設耐震化臨時特例基金	6	2,042,859	8,961	8,961
鹿児島県	地域医療再生基金	9	255,258	416	416
	医療施設耐震化臨時特例基金	5	1,075,137	1,996	1,996
24 都道府県計	地域医療再生基金	957	15,846,137	65,668	59,394
	医療施設耐震化臨時特例基金	101	32,123,305	141,094	128,957
合計		1,058	47,969,442	206,763	188,352

(2) 都道府県が定めた助成要綱に消費税の取扱いを定めていなかったもの

(注3) 9 都道府県の 10 両基金により 139 事業者が実施した 226 両助成事業(助成対象事業費計 273 億 6484 万余円、助成金計 59 億 8147 万余円(両交付金同額))において、事業者は、消費税の課税事業者であり、両助成事業の対象となる設備投資等により得られる売上げが課税売上げとなることなどから、確定申告により課税売上高に対する消費税額から、上記の助成金に係る消費税額を仕入税額控除していた。

(注3) 9 都道府県 東京都、北海道、京都府、神奈川、愛知、鳥取、愛媛、福岡、佐賀各県
 しかし、上記の 139 事業者が実施した 226 両助成事業に係る助成要綱には、事業者が確定申告を行い、助成対象事業費に係る消費税額のうち仕入税額控除できる額が確定した場合、その額に係る助成金を返還することなどの規定が定められていなかった。このため、226 両助成事業において仕入税額控除した消費税額に係る助成金相当額計 1779 万余円(地域医療再生臨時特例交付金相当額 886 万余円、医療施設耐震化臨時特例交付金相当額 893 万余円、計 1779 万余円)が事業者に対して交付されたままとなっていた。

これを都道府県別及び基金別に示すと表2のとおりである。

表2 助成要綱に消費税の取扱いを定めていなかった事態の都道府県別及び基金別内訳

都道府県名	基金名	助成事業数	助成金額 (千円)	仕入税額控除した消費税額に係る助成金相当額 (千円)	左のうち両交付金相当額 (千円)
北海道	地域医療再生基金	48	2,649,411	6,333	6,333
	医療施設耐震化臨時特例基金	—	—	—	—
東京都	地域医療再生基金	3	343,173	722	722
	医療施設耐震化臨時特例基金	—	—	—	—
神奈川県	地域医療再生基金	3	295,447	190	190
	医療施設耐震化臨時特例基金	—	—	—	—
愛知県	地域医療再生基金	5	272,951	109	109
	医療施設耐震化臨時特例基金	—	—	—	—
京都府	地域医療再生基金	143	480,913	1,402	1,402
	医療施設耐震化臨時特例基金	6	1,858,043	8,931	8,931
鳥取県	地域医療再生基金	15	27,244	91	91
	医療施設耐震化臨時特例基金	—	—	—	—
愛媛県	地域医療再生基金	1	3,937	7	7
	医療施設耐震化臨時特例基金	—	—	—	—
福岡県	地域医療再生基金	1	50,000	6	6
	医療施設耐震化臨時特例基金	—	—	—	—
佐賀県	地域医療再生基金	1	350	2	2
	医療施設耐震化臨時特例基金	—	—	—	—
9都道府県計	地域医療再生基金	220	4,123,427	8,867	8,867
	医療施設耐震化臨時特例基金	6	1,858,043	8,931	8,931
合計		226	5,981,470	17,798	17,798

(1)及び(2)のように、仕入税額控除した消費税額に係る助成金相当額が事業者に交付されたままとなっていて、この結果、両基金が効率的に活用されないこととなっている事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められた。

- ア 厚生労働省において、両助成事業における消費税の取扱いに関する適正な事務処理及び助成要綱における消費税の取扱いの明確化について、都道府県に対する周知が十分でなかったこと
- イ 都道府県において、事業者に対する助成要綱に基づく速やかな仕入税額控除報告書の提出についての周知及び事業者から提出された仕入税額控除報告書の適時適切な処理による効率的な基金活用への配慮が十分でなかったこと、並びに事業者が消費税の課税事業者である場合、助成対象事業費に係る消費税額を確定申告の際に仕入税額控除できる場合があることについての理解が十分でなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、厚生労働省は、26年3月及び8月に都道府県に対して事務連絡を発して、事業者から都道府県に返還されていない仕入税額控除した消費税額に係る助成金相当額については、速やかに返還の処理を行わせる処置を講じた。そして、両助成事業の助成要綱に基づき消費税に係る取扱いを適時適切に行うことを都道府県から事業者へ周知させるとともに、都道府県に対して速やかな事務処理の徹底を行うよう周知した。また、両助成事業の助成要綱に仕入税額控除した消費税額に係る助成金相当額の取扱いを明確にすることを徹底するよう都道府県に周知する処置を講じた。

(2) 中央職業能力開発協会に緊急人材育成・就職支援事業臨時特例交付金を交付して設置造成させた緊急人材育成・就職支援基金(緊急人材育成支援事業)について、使用見込みのない額を速やかに国庫へ返納させるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)職業能力開発強化費
部 局 等	厚生労働本省
補助の根拠	予算補助
補助事業者	中央職業能力開発協会
基金の名称	緊急人材育成・就職支援基金(緊急人材育成支援事業)
基金事業の概要	雇用保険を受給できない者の職業訓練の機会を拡充するために、職業訓練、訓練・生活支援給付等を実施するもの
基金保有額	763億2832万余円(平成24年度末)
上記のうち使用見込みのない額	752億3648万円

1 基金の概要等

(1) 緊急人材育成・就職支援基金の概要

厚生労働省は、中央職業能力開発協会(以下「協会」という。)に対して、平成21年度緊急人材育成・就職支援事業臨時特例交付金交付要綱(平成21年厚生労働省発能第0605001号厚生労働事務次官通知)等に基づき、緊急人材育成・就職支援事業臨時特例交付金(以下「交付金」という。)を交付している。そして、協会は、交付金の交付を受けて、緊急人材育成・就職支援基金(以下「支援基金」という。)を設置造成し、各種事業を実施している。

上記の各種事業は区分経理されており、このうち、緊急人材育成支援事業は、雇用保険を受給できない者の職業訓練の機会を拡充するために、支援基金を事業の財源に充てることにより職業訓練、訓練・生活支援給付等を実施するもの(以下「基金事業」という。)である。

(2) 基金基準による見直し

政府は、平成18年8月に、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(以下「基金基準」という。)を閣議決定し、国庫補助金等の交付を受けて設置造成した基金を保有する法人(独立行政法人、特殊法人、認可法人及び共済組合を除く。以下、この基金基準の対象となる法人を「基金法人」という。)が当該基金により実施している事業に関して、当該国庫補助金等を交付した府省(以下「所管府省」という。)が国庫補助金等の交付要綱等に基づく指導監督を行う場合の基準を定めている。

基金基準によれば、基金法人及び所管府省は、少なくとも5年に1回は定期的に基金の見直しを行うこと、定期的な見直しの際には、使用見込みが低いと判断される基金について、基金の財源となっている国庫補助金等の国庫への返納等、その基金の取扱いを検討し、公表することとされている。

また、基金による事業の新規申請の受付を終了した後も既採択分の支払等の後年度負担が発生する事業については、新規申請の受付を終了した時点で、直ちに国庫への返納等の検討に着手することとされており、受付を終了した年度以降、毎年度、支払財源等として必要のない額を国庫へ返納するなど、基金法人及び所管府省は、その基金の取扱いを検討し、公表することとされている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性、有効性等の観点から、基金基準等による基金の見直しは適時適切に行われているか、使用見込みのない額を基金法人が保有していないかなどに着眼して、支援基金(緊急人材育成支援事業)(24年度末現在の基金保有額763億2832万余円(交付金相当額同額))を対象に、厚生労働本省及び協会において、実績報告書、事業報告書等の関係書類により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

厚生労働省は、21年6月に、平成21年度第1次補正予算により協会に対して交付金4784億3900万円を交付して、協会に支援基金(緊急人材育成支援事業)を設置造成させた。そして、基金事業の新規申請の受付の終了時期を、当初、23年度末と設定したが、「平成21年度第1次補正予算の執行の見直しについて」(平成21年10月閣議決定)により、新規申請の受付の終了時期を22年度末に繰り上げ、これに伴い協会から1903億9594万余円の返納を受けた。その後、厚生労働省は、23年度に恒久的な制度として求職者支援制度の創設を予定していたことから、それまでの間、基金事業の実施期間を延長することとして、支援基金(緊急人材育成支援事業)の積増しのために平成22年度補正予算により交付金990億0756万余円を交付し、新規申請の受付の終了時期を23年9月末に延長した。この結果、同月末時点で、新規申請の受付が終了して基金事業の対象が確定し、厚生労働省及び協会において、基金事業に係る後年度負担額を見込むことができる状況となっていた。

しかし、厚生労働省及び協会は、同月末時点で、直ちに国庫への返納等の基金基準に基づく支援基金(緊急人材育成支援事業)の取扱いの検討に着手しておらず、支援基金(緊急人材育成支援事業)の24年度末の保有額763億2832万余円から25年度以降の後年度負担額10億9183万余円を除いた額752億3648万余円(交付金相当額同額)は使用見込みのないまま協会に滞留している状況となっていた。

なお、前記の求職者支援制度の創設に関連して、22年12月に国家戦略担当大臣、財務大臣及び厚生労働大臣は、支援基金(緊急人材育成支援事業)の残額が生じた場合には、基金事業を実質的に恒久化するものである国直轄の求職者支援制度の財源として当該残額を活用することなどについて「平成23年度予算における求職者支援制度及び雇用保険国庫負担の本則復帰の取扱いについて」として合意し(以下、この合意を「3大臣合意」という。)、厚生労働省

は、3大臣合意を受けて、支援基金(緊急人材育成支援事業)の残額が生じた場合の活用方策について検討を行うこととしていたが、24年度末においてもその結論を得るに至っていなかった。

以上のとおり、新規申請の受付が終了して基金事業の対象が確定し、後年度負担額を見込むことができるようになり、使用見込みのない額を国庫に返納できる状況となっていたにもかかわらず、基金基準に基づく支援基金(緊急人材育成支援事業)の取扱いの検討が行われず、使用見込みのない額が協会に滞留している状況が継続している事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、厚生労働省における3大臣合意に基づく支援基金(緊急人材育成支援事業)の残額に関する検討が結論を得るに至っていなかったという状況の中で、厚生労働省及び協会において、新規申請の受付を終了した基金については受付を終了した時点で基金法人が直ちに国庫への返納等の検討に着手することなどとしている基金基準についての認識が欠けていたこと、厚生労働省において、協会に対する指導監督が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記について、厚生労働省は、支援基金(緊急人材育成支援事業)の残額の活用方策について早急に検討を進めるなどした上で、本院の指摘に基づき、25年12月に、協会に対して、支援基金(緊急人材育成支援事業)に係る使用見込みのない額752億3648万余円を国庫へ返納させる処置を講じ、同月に、協会から同額の返納を受けた。

平成23年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 第三者行為事故に係る年金の支給停止限度期間の設定について

〔平成23年度決算検査報告305ページ参照〕
〔平成24年度決算検査報告358ページ参照〕

1 本院が表示した意見

厚生労働省は、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)又は国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づき年金給付を行っており、年金給付の原因である被保険者の障害又は死亡が交通事故等のように被保険者等に対して第三者が損害賠償の義務を負う事故によるものであり、被保険者等が第三者から損害賠償を受けたときは、その損害賠償額を限度として年金の支給停止ができることとなっている。しかし、昭和36年又は37年の通知(以下、これらを合わせて「取扱通知」という。)により24月と設定された支給停止限度期間の見直しが行われていないため、支給停止解除後の年金の支給額と損害賠償額との重複額(以下「二重補償額」という。)が多額に上っている事態が見受けられた。

したがって、厚生労働省において、支給停止解除後の二重補償額が多額に上ることを避けるための方策を検討するよう、厚生労働大臣に対して平成24年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局の処置状況

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、支給停止解除後の二重補償額が多額に上ることを避けるための方策として、年金給付の目的等も踏まえつつ、24月と設定されている支給停止限度期間を一定程度延長するために、支給停止に係る事務を実施している日本年金機構における実務面での対応等について検討を行っており、今後、その内容を踏まえて支給停止限度期間の見直しなどの検討を進めて、同機構との連携の下に取扱通知の改正等の所要の処置を講ずることとしている。

(2) 社会福祉法人により設置された民間保育所が保有する積立預金等について

〔平成23年度決算検査報告315ページ参照〕
〔平成24年度決算検査報告359ページ参照〕

1 本院が表示した意見及び要求した改善の処置

厚生労働省は、社会福祉法人が設置する保育所(以下「民間保育所」という。)に保育の実施を委託した市町村に対して、その委託に要した費用(以下「運営費」という。)の一部を交付しており、民間保育所は運営費を運営費収入として受け入れて、その残余を積立預金又は当期末支払資金残高のいずれかに整理している。しかし、一部の民間保育所において、使用計画を作成せず、用途について具体的に説明できないまま多額の積立預金を保有していたり、過大な当期末支払資金残高を保有していたりする事態が見受けられた。

したがって、厚生労働省において、積立預金を含めた資金について、民間保育所の経営状況等の実態を調査して、運営費の用途についての透明性の確保を図る観点から、資金の流れが分かるよう、会計状況が明確になるような仕組みを設けることについて、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)等による新制度の施行までに検討するとともに、当期末支払資金残高のうち過大な保有分については、指導監査において是正措置を執らせるなどの具体的な指導方法等を明確に定めて、都道府県等に対して通知を発するなどして周知するよう、厚生労働大臣に対して平成24年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示し及び改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 24年度に、新制度の設計を行うために民間保育所の経営状況等の実態を調査した。そして、新制度の設計に当たり議論すべき項目の一つとして、会計状況が明確になるような仕組みを設けることについては、子ども・子育て施策を所管する内閣府に設置された子ども・子育て会議において検討が行われ、25年12月に、民間保育所における会計処理は、公費の透明性確保の観点から、事業ごとの区分経理を求め、その上で財務諸表の公表を求めていくことを基本とする対応方針が取りまとめられた。

イ 24年11月に都道府県等に通知を発して、当期末支払資金残高のうち過大な保有分については、指導監査において指導を行い、それでもなお過大な保有となっている場合には、過大な保有が解消されるまでの間、交付する運営費を減額することとするなど、民間保育所に対する具体的な指導方法等を定めて周知した。

平成 24 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 不正受給疑い事案における徴収金等債権に係る事務処理について

(平成 24 年度決算検査報告 281、676 ページ参照)

1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

日本年金機構(以下「機構」という。)は、厚生労働大臣から権限の委任及び事務の委託を受けて、偽りその他不正の手段により年金の給付を受けた不正受給者等からの徴収金等について発生する債権(以下「徴収金等債権」という。)に係る事務処理を行っている。しかし、不正受給の疑いのある事案(以下「不正受給疑い事案」という。)について、徴収金等債権の確定等が行われていなかったり、徴収金等債権の確定等が行われていたものの、その事務処理が遅延したりしていたことから、徴収金等債権の一部が時効により消滅し返還請求することができなくなっている事態が見受けられた。

したがって、厚生労働省及び機構において、不正受給疑い事案のうち徴収金等債権の確定等が行われていないものについて速やかに事務処理を行い、また、機構において、厚生労働省と連携して不正受給疑い事案の進捗管理を適切に行うなどして、不正受給疑い事案に係る事務処理の円滑な実施に向けてより一層の体制整備を図るとともに、厚生労働省において、機構における不正受給疑い事案の処理状況を適切に把握して、必要に応じて指導を行うことなどにより、今後の徴収金等債権に係る事務処理を適切かつ迅速に実施するよう、厚生労働大臣及び日本年金機構理事長に対して平成 25 年 10 月に、会計検査院法第 34 条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省及び機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省及び機構は、本院指摘の趣旨に沿い、不正受給疑い事案のうち徴収金等債権の確定等が行われていないものについて徴収金等債権の確定等の事務処理を行うとともに、次のような処置を講じていた。

ア 機構は、25 年 10 月から機構本部において不正受給疑い事案の進捗状況等の確認を定期的に行ったり、26 年 4 月から不正受給疑い事案に係る事務処理の状況を機構本部から厚生労働本省に毎月報告したりすることとし、これに伴い、25 年 10 月に年金事務所の業務を支援するために設置されている 9 ブロック本部において不正受給疑い事案の担当者を明確に定め、26 年 4 月に機構本部及びブロック本部における担当者の増員を行うとともに、同年 2 月に厚生労働省と連携してブロック本部及び年金事務所の担当者を対象とした説明会を実施したり、同年 8 月に年金給付費を不正に受給した者に関する対応について定めた手引の改訂を行ったりして、不正受給疑い事案に係る事務処理の円滑な実施に向けた体制整備を図った。

イ 厚生労働省は、機構からアの報告を受けて機構における不正受給疑い事案の処理状況を把握した上で、必要に応じて機構に対して指導を行うこととした。

(2) 単身世帯の被保護者の死亡により保護を廃止する場合や葬祭扶助を行う場合に係る取扱いについて

(平成 24 年度決算検査報告 286 ページ参照)

1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

厚生労働省は、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)等に基づき、都道府県又は市町村(特別区を含む。以下「事業主体」という。)が支弁した保護費について生活保護費等負担金を交付している。しかし、事業主体において、単身の被保護者が死亡した場合に、過払いとなった死亡月の翌月以降の分の保護費の返還の処理を行っていなかったり、葬祭費用が葬祭扶助の基準額を超える葬祭に対して葬祭扶助を行っていたり、死亡した被保護者が遺留した金品(以下「遺留金品」という。)を把握して葬祭扶助費に充当できるか検討しないまま葬祭扶助を行っていたりしている事態が見受けられた。

したがって、厚生労働省において、過払いとなった保護費について事業主体に速やかに返還の処理を行わせるとともに、事業主体に対して、過払いとなった保護費については返還の処理を行う必要があること、葬祭費用が葬祭扶助の基準額を超える葬祭に対して葬祭扶助を行うことはできないこと及び死亡した被保護者の遺留金品を適切に把握して葬祭扶助費に充当できるか検討する必要があることを明確に示し、厚生労働省、都道府県等が事業主体に対して実施する生活保護法施行事務監査の際に、過払いとなった保護費に係る返還の処理や葬祭扶助費の支給等の状況について確認を行い、適切な取扱いが行われていない事業主体に対する指導を徹底するよう、厚生労働大臣に対して平成 25 年 10 月に、会計検査院法第 34 条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、過払いとなった保護費について、事業主体に返還の処理を行わせるとともに、26 年 3 月に都道府県等に対して通知を発するなどして、次のような処置を講じていた。

ア 事業主体に対して、過払いとなった死亡月の翌月以降の分の保護費については返還の免除をすることはできず、返還の処理を行う必要があることを明確に示した。

イ 事業主体に対して、葬祭費用が葬祭扶助の基準額を超える葬祭に対して葬祭扶助を行うことはできないことを明確に示した。

ウ 事業主体に対して、死亡した被保護者の扶養義務者ではない者に葬祭扶助を行う場合には、死亡した被保護者の遺留金品について適切に把握して、葬祭扶助費に充当できるか検討する必要があることを明確に示した。

エ 生活保護法施行事務監査において、ア、イ及びウの処置について確認を行い、適切な取扱いが行われていない場合には、事業主体に対する指導を行うこととした。

(3) 厚生労働省の施設等機関における重要物品の管理等について

(平成 24 年度決算検査報告 291 ページ参照)

1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

厚生労働省は、施設等機関の総務部長等を物品管理官に指定して当該施設等機関に属する物品を管理させている。しかし、施設等機関において、物品管理簿に記録されている取得価

格が50万円以上の機械及び器具(以下「重要物品」という。)の管理が適正を欠いていたり、研究者が科学研究費補助金(以下「科研費」という。)により購入した取得価格が50万円以上の設備備品が研究者の所属機関に寄附されておらず国の物品として管理されていなかったりして、物品管理簿及びその管理する重要物品についての大臣への報告書(以下「内部物品報告書」という。)、ひいては厚生労働省の物品増減及び現在額報告書が重要物品の現況を反映した正確なものとなっていない事態が見受けられた。

したがって、厚生労働省において、施設等機関における重要物品の現況等を調査把握して物品管理簿の修正等所要の手段をとり、厚生労働大臣に亡失の報告をさせるなどしたり、科研費により購入した取得価格が50万円以上の設備備品の寄附を行わせて国の物品として適切に管理させたり、内部物品報告書を重要物品の現況を反映した正確なものとしたりするとともに、施設等機関の職員に対して重要物品の適正な管理等の重要性について周知徹底を図ったり、不用決定の承認に係る手続や検査員による物品管理官に対する定期検査等を適切に行わせたり、研究者に対して科研費により購入した設備備品の寄附手続を適切に行うことについて周知徹底を図ったり、重要物品の管理等の実態を適宜把握して、必要な指導監督を行ったりするよう、厚生労働大臣に対して平成25年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省等において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 施設等機関における重要物品について、26年4月までに現況や亡失の状況を調査把握して、物品管理簿の修正等所要の手段をとり、厚生労働大臣に亡失の報告をさせるなどしたり、25年10月に通知を発するなどして前記の設備備品について直ちに寄附を行わせて国の物品として適切に管理することとしたり、内部物品報告書を重要物品の現況を反映した正確なものとしたりした。

イ 施設等機関の職員に対して、25年10月、26年1月及び同年2月に物品の管理等に関する研修を行うなどして、重要物品の適正な管理等の重要性について周知徹底を図ったり、不用決定の承認に係る手続や検査員による物品管理官に対する定期検査等を適切に行わせたり、施設等機関に対して、25年10月に通知を発するなどして、科学研究費補助金取扱規程(昭和40年文部省告示第110号)等に従って設備備品の寄附手続を適切に行うことについて研究者に周知徹底を図ったり、内部監査等により重要物品の管理等の実態を適宜把握して、必要な指導監督を行ったりした。

(4) 国民健康保険の療養給付費負担金及び財政調整交付金の算定における減額調整について

(平成24年度決算検査報告297ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

厚生労働省は、国民健康保険の保険者である市町村に対して、療養給付費負担金及び財政調整交付金を交付している。そして、市町村が、自らの負担で被保険者の一部負担金を当該被保険者に代わり医療機関等に支払う措置(以下「負担軽減措置」という。)を実施した場合には、療養給付費負担金及び財政調整交付金のうち普通調整交付金の交付額算定に当たり、負

担軽減措置の対象者に係る療養の給付に要する費用の額等に、当該額等に対する被保険者の一部負担金の額の割合(以下「負担割合」という。)に応じた所定の率(以下「減額調整率」という。)を乗じて減額調整を行うこととなっている。しかし、負担軽減措置のうち、一部負担金に定額の上限を設けて負担を軽減するもの(以下「定額制」という。)を実施している多数の市町村において、被保険者が実際に負担した一部負担金の額(以下「実負担額」という。)に基づく負担割合を算定していなかったり、実負担額に高額療養費を含めて負担割合を算定していたりしているため、より減額の度合いが低い減額調整率が適用され、療養給付費負担金及び財政調整交付金のうち普通調整交付金が過大に交付されている事態が見受けられた。

したがって、厚生労働省において、都道府県に対して定額制の負担軽減措置を実施した場合における負担割合の算定方法を具体的に示して、これを都道府県を通じて市町村に対して周知するとともに、その適用に関する技術的助言を行うよう、厚生労働大臣に対して平成25年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、25年12月に都道府県に対して通知を発して、定額制の負担軽減措置を実施した場合には、適正な実負担額に基づく負担割合を算定した上で、当該負担割合に応じた減額調整率を適用するよう、その算定方法を具体的に示して、これを都道府県を通じて市町村に対して周知するとともに、その適用に関する技術的助言を行う処置を講じていた。

(5) 雇用保険の雇用調整助成金に係る事業所訪問調査の実施について

(平成24年度決算検査報告302ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

厚生労働省は、雇用安定事業の一環として雇用調整助成金の支給を行っている。そして、事業主が故意に同助成金を不正に受給する事態(以下「不正受給」という。)に対処するために、都道府県労働局(以下「労働局」という。)及び管内の公共職業安定所(以下、これらを合わせて「労働局等」という。)は、休業又は教育訓練(以下「休業等」という。)の実施状況等を確認する事業所訪問調査を行うとともに、休業等の実施に疑義があるなどの場合は再度の事業所訪問調査等(以下「再調査」という。)を行っている。しかし、労働局等において、事業所訪問調査における関係書類の確認が十分でなかったり、再調査が必要であると判断していたのに行っていなかったりなどして、不正受給を把握できていない事態が見受けられた。

したがって、厚生労働本省において、労働局に対して、事業所訪問調査の際に必ず確認すべき調査項目やその確認方法を明確に指示したり、これらを明確にした報告書の様式を労働局に例示して事業所訪問調査で活用させたり、事業所訪問調査及び再調査の実施状況について把握して取組が十分でない労働局に必要な指導を行ったりするとともに、労働局において、事業所訪問調査について、支給申請書に記載された内容の確認に必要となる出勤簿、賃金台帳等やそれらの裏付けとなる書類の確認を十分に行ったり、不正受給が疑われる場合には、再調査を行うか否かの判断を的確に行ったり、報告書の記載内容から再調査が必要であると判断した場合には、再調査を速やかに行ったりなどするよう、厚生労働大臣に対して平成25年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、26年3月に通知を発するなどして、次のような処置を講じていた。

ア 厚生労働本省において、事業所訪問調査を行う際に確認すべき項目やその確認方法について明確にした雇用調整助成金チェックリスト(以下「チェックリスト」という。)及び報告書の様式を例示して労働局等が行う事業所訪問調査で活用させることとした。また、26年4月から、事業所訪問調査及び再調査の実施状況について労働局から定期的に報告を受けるなどして把握し、取組が十分でない労働局については、事由等を確認して必要な指導や助言を行うこととした。

イ 労働局において、前記の通知に基づき、チェックリストを活用することなどにより、出勤簿、賃金台帳等やそれらの裏付けとなる書類の確認を十分に行うこととし、不正受給が疑われる場合には再調査を行うか否かの判断を行ったり、報告書の記載内容から再調査が必要であると判断した場合には再調査を速やかに行ったりなどすることとした。

(6) 試験研究機関に所属する研究者に交付された厚生労働科学研究費補助金の経理等について

(平成24年度決算検査報告312ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

厚生労働省は、研究者等に対して厚生労働科学研究費補助金(以下「厚労科研費」という。)を交付しているが、研究者による不正な使用等が後を絶たないことなどから、研究機関等において、公的研究費の使用等の規則の整備や管理、監査の体制整備等に取り組むこととしている。そして、厚生労働省の試験研究機関に所属する研究者に交付される厚労科研費の経理等の事務については、同省が発した通知に基づき、研究者が所属する試験研究機関の長に必ず委任し、試験研究機関において、適切な経費の管理が可能な事務体制を整備したり、内部監査の体制を整備したりすることとなっている。しかし、試験研究機関において、研究費の使用等の規則を整備していないことから、研究者本人が物品の発注業務を行うなどしている事態や、内部監査においてこれを看過するなどしている事態が見受けられた。

したがって、厚生労働省において、試験研究機関に対して、国の会計法令に準じた内部規程を整備してこれに従って物品の発注業務等を行うことや、厚労科研費の管理及び経理の体制が適切に整備されているかについても十分に留意するなどして内部監査を適切に行うことを指導し監督して、試験研究機関において、内部規程を整備し、これに従って発注業務等を行わせるとともに、厚労科研費の管理及び経理の体制についても十分に留意して内部監査を行わせるよう、厚生労働大臣に対して平成25年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省等において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 厚生労働本省は、試験研究機関に対して通知を発して、25年10月から厚労科研費により物品を購入する場合は、国の会計法令に準じた内部規程を整備した上でこれに従って発注業務等を行うことや、厚労科研費の管理及び経理の体制が適切に整備されているかについても十分に留意するなどして内部監査を適切に行うことを指導し監督した。
- イ 試験研究機関は、アの通知に基づき、25年10月から厚労科研費により物品を購入する場合は、国の会計法令に準じた内部規程を整備した上でこれに従って発注業務等を行うとともに、26年6月に内部監査の規程を改正するなどして、厚労科研費の管理及び経理の体制についても十分に留意して内部監査を行うこととした。

(7) 医療費の過誤払による返還金債権の把握、管理、回収等について

(平成24年度決算検査報告317ページ参照)

1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置並びに表示した意見

厚生労働省は、医療保険制度及び後期高齢者医療制度において、これらの保険者又は後期高齢者医療広域連合(以下、両者を合わせて「保険者等」という。)が行う医療給付に要する費用の一部として、療養給付費負担金等(以下「国庫負担金」という。)を交付している。そして、国民健康保険等において、患者負担分を控除した診療報酬又は調剤報酬である医療費の過誤払による返還金等が発生した場合の国庫負担金の算定に当たっては、保険者等が調査及び決定するなどした返還金の額を対象費用から控除することとなっている。しかし、保険者等において、返還金に係る債権の把握等が適切に行われていなかったことなどから国庫負担金が過大に算定されて交付されていたり、返還金に係る債権の回収が速やかに行われていなかったりしている事態が見受けられた。

したがって、厚生労働省において、国庫負担金の算定及び交付が適正でなかったものについて過大となっていた国庫負担金を返納させ、返還金に係る債権の把握等を適切に行うことなどについて市町村等に対して周知徹底を図るなどするよう都道府県等に対して技術的助言等を行うとともに、返還金に係る債権の回収を速やかに行うことなどができる体制の整備について具体的な検討に着手するよう、厚生労働大臣に対して平成25年3月に、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに同法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、過大となっていた国庫負担金については保険者等から順次返納させるとともに、25年7月に都道府県等に対して通知を発するなどして、次のような処置を講じていた。

- ア 後期高齢者医療広域連合に対して、後期高齢者医療制度において返還金等が発生した場合の国庫負担金の算定方法等について、都道府県等を通じて周知した。また、国民健康保険等において返還金が発生した場合は返還金に係る債権の把握等を適切に行うとともに国庫負担金の算定を適正に行うことを市町村等に対して周知徹底すること、市町村等が提出した国庫負担金に係る事業実績報告書について審査等を十分行うこと及び市町村等に対す

る指導監査等を行う際は返還金に係る債権の把握等を適切に行い国庫負担金の算定を適正に行うことを重点的に指導することについて、都道府県等に対して技術的助言等を行った。

イ 返還金に係る債権の回収を速やかに行うことなどができるよう、返還金に係る医療費相当額を保険者等の間で相互に調整できる体制を整備することについて、関係府省とも調整するなどして、具体的な検討に着手した。

(8) 社会福祉法人が経営する特別養護老人ホームの積立金等について

(平成24年度決算検査報告323ページ参照)

1 本院が表示した意見

厚生労働省は、社会福祉法人が経営する特別養護老人ホーム(以下「特養ホーム」という。)に対して市町村が支払った介護給付費及び介護保険制度の実施前において必要な介護を居家で受けることが困難な高齢者を市町村が特養ホームに入所させる場合の養護に係る費用(以下「措置費」という。)について、その一部を負担している。そして、特養ホームが安定的な経営を継続して行っていくためには、特定の目的の支出に備えるための積立金(以下「目的積立金」という。)を計画的に積み立てるとともに、財務状況の透明性の向上を図っていくことが重要となっている。しかし、多数の特養ホームにおいて、多額の次期繰越活動収支差額等があるのに、将来の施設の改修等に備えた目的積立金を貸借対照表に計上していなかったり、措置費の残余である移行時特別積立預金(以下「特別積立預金」という。)と移行時特別積立金(以下「特別積立金」という。)との間に開差が生じていたりなどしている事態が見受けられた。

したがって、厚生労働省において、特養ホームにおける将来の施設の改修等に備えた目的積立金の積立てを計画的に行うよう指導したり、特別積立預金に見合う金額を特別積立金として経理させるとともに、保有している特別積立預金を有効に活用するための具体的な用途等を改めて検討させるよう指導したりすることについて、都道府県等に対する技術的助言等を行うよう、厚生労働大臣に対して平成25年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、26年6月に都道府県等に対して通知を発して、特養ホームの財務状況の透明性の向上が図られるよう、次のような処置を講じていた。

ア 特養ホームにおいて次期繰越活動収支差額に余剰が生ずる場合には、施設整備等積立金等の目的積立金の計画的な積立てに努めるよう指導することについて技術的助言等を行った。

イ 特養ホームにおいて特別積立預金の額が特別積立金の額を下回る場合には、適切な手続を経て特別積立金を特別積立預金と同額まで取り崩すよう指導するとともに、特別積立預金を保有している場合には、これを有効に活用するための具体的な用途等を検討するよう指導することについて技術的助言等を行った。

(9) 国民健康保険の財政調整交付金(非自発的失業財政負担増特別交付金)の算定について

(平成24年度決算検査報告328ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

厚生労働省は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)等の規定に基づき、会社の倒産、解雇等の理由により離職して保険料(税)が軽減される世帯に係る一般被保険者(以下「非自発的失業者」という。)に対する保険料(税)軽減措置による財政負担が多額になっている市町村に対して、財政調整交付金の特別調整交付金として、非自発的失業財政負担増特別交付金(以下「失業特別交付金」という。)を交付している。しかし、失業特別交付金について、各医療保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付する介護納付金についての国民健康保険料(税)(以下「介護分」という。)に係る調整基準額の算定方法が適切でなく、失業特別交付金が各市町村の非自発的失業者に係る財政負担増の実態を十分に反映せずに交付されることになっている事態が見受けられた。

したがって、厚生労働省において、失業特別交付金について、調整基準額の算定における介護分に係る各月末時点における非自発的失業者数から賦課期日時点の非自発的失業者数を控除した人数である増加非自発的失業者数の総数が実態をより適切に反映したものとなるよう、毎年度発出する算定のための通知(以下「算定通知」という。)等の内容を見直し、都道府県を通じて、市町村に対してその周知徹底を図ることなどにより、財政調整交付金の有効活用を図るよう、厚生労働大臣に対して平成25年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、失業特別交付金の介護分に係る調整基準額の算定に当たっては、介護分に係る増加非自発的失業者数の総数が実態をより適切に反映したものとなるよう算定通知等の内容を見直し、25年12月に新たな算定通知を発して、都道府県を通じて、市町村に対してその周知徹底を図るなどの処置を講じていた。

(10) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金等により整備した地域密着型施設の利用状況について

(平成24年度決算検査報告332ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

厚生労働省は、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金等(以下「整備交付金」という。)を市町村に交付して、介護保険の被保険者であって常時介護が必要な状態にあると認められた者等(以下「要介護者等」という。)に対して地域密着型サービスを提供する認知症対応型通所介護事業所及び小規模多機能型居宅介護事業所(以下、両者を合わせて「地域密着型施設」という。)の整備を行っている。しかし、サービスの需要が的確に把握されていなかったり、サービス利用上の問題があったりなどしていたため、事業所が全く利用されていなかったり、利用が低調となっていたりして、事業効果が十分発現していない事態が見受けられた。

したがって、厚生労働省において、サービスの需要を的確に把握することの必要性について、都道府県を通じるなどして市町村に周知するとともに、整備交付金の交付申請の審査等に当たり需要の有無等の把握を的確に行ったかについて十分確認するよう都道府県等に周知し、また、都道府県を通じるなどして、市町村において地域密着型施設の整備後の利用状況を的確に把握して事業効果の発現のための取組について事業所を指導するとともに、地域密着型施設が提供するサービスの機能や特徴等について要介護者等に対する周知等を十分に行うための指導や助言を行うよう、厚生労働大臣に対して平成25年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 26年2月に開催した都道府県担当課長会議及び同年4月に発した事務連絡において、整備交付金の交付申請に当たり、サービスの需要を的確に把握することの必要性について、都道府県を通じるなどして市町村に周知するとともに、交付申請の審査等に当たり、需要の有無等の把握を的確に行ったかについて十分に確認するよう都道府県等に周知した。

イ アの都道府県担当課長会議において、利用が低調等となっている地域密着型施設が所在する管内の市町村に対して、当該施設の整備後の利用状況を的確に把握してフォローアップを行うなど事業効果の発現のための取組について事業所を指導するとともに、地域密着型施設が提供するサービスの機能や特徴等について要介護者等に対する周知等を十分に行うよう指導や助言を行うことについて、都道府県に周知した。

(11) 事業所内に設置される保育施設に係る計画の審査等について

(平成24年度決算検査報告337ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

厚生労働省は、労働者の雇用の安定に資することを目的として、自ら雇用する労働者等の子の保育を行うために、事業所内に保育施設の設置等を行った事業主等に対して、事業所内保育施設設置・運営等支援助成金を支給している。しかし、保育施設の運営規模の妥当性や長期的かつ安定的な運営の可能性を検討するなどの審査が十分に行われておらず、廃止又は休止された保育施設が多数生じていたり、事業主等に対して保育施設の休止状態の解消を図るための指導が十分に行われていなかったりする事態が見受けられた。

したがって、厚生労働省において、保育施設の設置等計画の審査の際に定員等に係る積算根拠資料や決算報告書等の財務関係書類を事業主等に提出させて確認したり、事業主等が保育施設を休止している場合又は今後休止する場合は、保育施設に係る再開計画を事業主等に提出させたり、休止期間中は定期的に事業主等を直接訪問するなどして再開計画の取組状況を把握したりなどすることについて、上記助成金の支給に係る要領等(以下「支給要領等」という。)に明記して都道府県労働局(以下「労働局」という。)に周知するよう、厚生労働大臣に対して平成25年7月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、25年5月及び26年4月に支給要領等を改正するなどして、次のような処置を講じていた。

ア 保育施設の設置等計画の審査の際に、定員等に係る積算根拠資料としては運営開始初年度から5年度目までの利用希望に関するアンケート調査結果等の資料を、決算報告書等の財務関係書類としては申請日が属する年度の直近3か年の損益計算書等の資料を、それぞれ事業主等に提出させて、労働局が定員等の積算根拠及び事業主等の財務状況を確認するよう、支給要領等に明記して労働局に周知した。

イ 休止期間が5年を超える施設については事業主等に3年以内を計画期間とする再開計画を提出させたり、休止期間が5年以下の施設についても現地調査による運営状況の確認の結果等を踏まえて事業主等に再開計画を提出させたり、保育施設の休止期間中は労働局が年1回以上現地調査等を行うことにより再開計画の取組状況を把握したりなどするよう、支給要領等に明記して労働局に周知した。

第10 農 林 水 産 省

第3章 第1節 第10 農林水産省

不 当 事 項

役 務

(256) 森林域における放射性物質流出抑制対策調査に係る委託事業の実施に当たり、航空機の運航時間に運航していない時間を含めてレーザ計測の経費を算定するなどして委託費を支払っていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)林野庁 (項)東日本大震災復旧・復興森林整備・保全費
部 局 等	林野庁
契 約 名	(1) 平成 24 年度森林域における放射性物質流出抑制対策調査その 2 (2) 平成 24 年度森林域における放射性物質流出抑制対策調査その 4
契 約 の 概 要	東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により発生した放射性物質を含む土砂等が森林域から流出することを防止するための治山対策について検討することを目的として、航空機を使用したレーザ計測を実施するなどして崩壊土砂流出危険度等を把握するもの
契 約 の 相 手 方	(1) 国際航業株式会社 (2) 朝日航洋株式会社
契 約	(1) 平成 24 年 8 月 一般競争契約 (2) 平成 24 年 8 月 一般競争契約
支 払 額	(1) 151,515,000 円(平成 24 年度) (2) 141,750,000 円(平成 24 年度) 計 293,265,000 円
過大となっていた支払額	(1) 43,444,990 円(平成 24 年度) (2) 3,695,091 円(平成 24 年度) 計 47,140,081 円

1 委託事業の概要等

(1) 委託事業の概要

林野庁は、東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により発生した放射性物質を含む土砂等が森林域から流出することを防止するための治山対策について検討することを目的として、平成 24 年度に森林域における放射性物質流出抑制対策調査その 2 及び森林域における放射性物質流出抑制対策調査その 4 (以下、これらを合わせて「委託事業」という。)を、国際航業株式会社及び朝日航洋株式会社(以下、両社を合わせて「2 会社」という。)にそれぞれ委託して実施している。

委託契約書等によれば、委託事業の調査内容は、次のとおりとされている。

- ① 宮城、福島両県内の特に放射線濃度が高い地域約 811km²及び約 650km²を調査の対象として、航空機を使用して上空からレーザー光を照射し、その反射波を計測すること(以下「レーザー計測」という。)により詳細な地表状況等を把握する。
- ② ①により取得した成果等に基づき解析等を行い、森林域における山腹の崩壊等に伴い放射性物質を含む土砂等が森林域から流出するおそれのある箇所を把握し、崩壊土砂の流出の危険度等を把握する。

(2) 委託費の額の確定等

委託契約書によれば、林野庁は、委託事業が終了して実績報告書の提出を受けたときは、委託事業の内容が委託契約の内容に適合するものであるかどうかの検査を行うこととされており、適合すると認めたときは、委託契約書に定める委託費の限度額(以下「支払限度額」という。)と委託事業の実施に要した経費の実支出額とを比較して、いずれか低い額を委託費の額として確定し、その支払を行うこととされている。

そして、林野庁は、2会社から提出された実績報告書等を検査した上で、当該実支出額 154,128,785 円及び 145,710,693 円が支払限度額の 151,515,000 円及び 141,750,000 円を上回ることから、委託費の額を 151,515,000 円及び 141,750,000 円、計 293,265,000 円と確定して、その支払を行っている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、委託事業の実施に要したとする経費は適正に確定して支払われているかなどに着眼して、林野庁及び2会社において、2会社に支払われた前記の委託費を対象として、実績報告書等の関係書類により会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

ア レーザ計測に係る経費の実支出額について

2会社のうち国際航業株式会社は、委託事業の実施に当たり、レーザー計測を航空機の運航会社(以下「運航会社」という。)に再委託して実施させていた。そして、国際航業株式会社は、本件レーザー計測に際して年間借上料が 66,000,000 円の航空機を 3機使用して実施したとして、当該3機分の全運航時間と全運航経費に基づき、レーザー計測の実施に係る航空機1機分の1時間当たりの平均単価を算定し、これに運航会社から報告されたレーザー計測の実施に係る航空機の運航時間計 92.4時間を乗じて、レーザー計測費を算定していた。

しかし、本件レーザー計測は、年間借上料が 66,000,000 円の航空機1機と年間借上料が 35,000,000 円の航空機1機の計2機で実施されていた。また、運航会社から報告された運航時間には、当該2機が運航していない時間計 44.4時間が含まれていた。これらのことから、実績報告書に記載していたレーザー計測費の額は、実支出額より 35,764,473 円高い額となっていた。

イ 人件費の実支出額について

2会社は、委託事業に従事した者(以下「従事者」という。)ごとに23年4月1日から24年3月31日までの間に実際に支給した給与等に基づき1日当たりの単価(以下「人件費日単価」という。)を算定し、これに従事者が委託事業に従事した実日数を乗じて、人件費を算定していた。

しかし、2会社は、人件費日単価の算定に当たり、委託契約書等において算定の対象から除外することとされている超過勤務手当等を含めるなどしていた。このため、実績報告書に記載していた人件費の額は、実支出額より9,045,555円高い額となっていた。

したがって、レーザ計測の実施に要した適正な航空機1機分の1時間当たりの単価及び運航時間に基づきレーザ計測費を算定するとともに、超過勤務手当等を除外した適正な人件費日単価に基づき人件費を算定するなどして、適正な委託費の額を算定すると、108,070,010円及び138,054,909円となり、前記委託費の支払額151,515,000円及び141,750,000円との差額43,444,990円及び3,695,091円、計47,140,081円が過大に支払われていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2会社において委託費の適正な算定に対する理解が十分でなかったこと、林野庁において実績報告書等の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

補 助 金

(257) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの
(299)

会計名及び科目	一般会計	(組織)農林水産本省	(項)農林水産本省 (項)国産農畜産物・食農連携強化対策費 (項)担い手育成・確保対策費 (項)農業・食品産業強化対策費 (項)農業経営対策費 (項)農業生産基盤保全管理等推進費 (項)農山漁村6次産業化対策費 (項)農業競争力強化基盤整備事業費 (項)農地等整備・保全推進費 (項)農業生産基盤整備・保全事業費 (項)農村振興費 (項)農山漁村活性化対策費 (項)地域自主戦略推進費 (項)農山漁村地域整備事業費 (項)沖縄開発事業費 (項)バイオマス利用等対策費 (項)農業施設災害復旧事業費
		(組織)林野庁	(項)森林整備・保全費 (項)地域再生推進費
部 局 等	農林水産本省、林野庁、6農政局、沖縄総合事務局		

補助等の根拠	土地改良法(昭和24年法律第195号)、農林水産業施設災害復旧事業費 国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)等
補助事業者等 (事業主体)	道、府1、県19、市1、団体17、計39補助事業者等(県8、市1、 団体11、計20事業主体)
間接補助事業者 等(事業主体)	市12、町2、村2、その他14、計30間接補助事業者等(市6、その 他12、計18事業主体)
補助事業等 事業費の合計	農業・食品産業強化対策整備交付金事業、地域自主戦略交付金事業等 11,272,294,335円
上記に対する国 庫補助金等交付 額の合計	6,062,697,862円
不当と認める事 業費の合計	868,973,137円
上記に対する不 当と認める国庫 補助金等相当額 の合計	450,197,629円

1 補助金等の概要

農林水産省所管の補助事業は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合規性、経済性、有効性等の観点から、47都道府県、1,589市町村等及び493団体において、実績報告書、設計図面等の書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、8県、19市等、11団体、計38事業主体が実施した農業・食品産業強化対策整備交付金事業、地域自主戦略交付金事業等に係る国庫補助金450,197,629円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

- | | | | |
|--|-----|-------------|--------------|
| (1) 工事の設計が適切でなかったなどのもの | 15件 | 不当と認める国庫補助金 | 181,348,656円 |
| (2) 補助の対象とならないもの | 15件 | 不当と認める国庫補助金 | 50,188,823円 |
| (3) 補助の目的を達していなかったもの | 4件 | 不当と認める国庫補助金 | 49,495,914円 |
| (4) 補助対象事業費を過大に精算するなどしていたもの | 4件 | 不当と認める国庫補助金 | 42,427,889円 |
| (5) 工事の施工が適切でなかったもの | 2件 | 不当と認める国庫補助金 | 33,966,860円 |
| (6) 補助対象事業費を過大に精算していたもの及び補助の目的外に使用していたもの | 1件 | 不当と認める国庫補助金 | 69,740,000円 |
| (7) 補助事業により取得した財産を無断で処分するなどしていたもの | 1件 | 不当と認める国庫補助金 | 18,342,487円 |

(8) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの

1件 不当と認める国庫補助金 4,687,000円

また、不当の態様別・事業主体別に掲げると次のとおりである。

(1) 工事の設計が適切でなかったなどのもの

15件 不当と認める国庫補助金 181,348,656円

木造建築物の設計及び施工が適切でなかったもの

(3件 不当と認める国庫補助金 37,675,360円)

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(257) 農林水産本省	石川県	鹿島郡中能登町	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	21	19,845	9,876	19,845	9,876
		農事組合法人能登やまびこ(事業主体)						
(258) 北陸農政局	いしかわの農地活用連絡調整会	珠洲市農地活用対策協議会	耕作放棄地再生利用緊急対策交付金	22	14,310	7,155	14,310	7,155
		有限会社みなくち(事業主体)						
(259) 近畿農政局	兵庫県	多可郡多可町	経営体育成支援	25	43,785	20,850	43,352	20,644
		農事組合法人エコファーム多田(事業主体)						
(257)～(259)の計					77,940	37,881	77,508	37,675

これらの補助事業等は、3事業主体が、柱、土台、筋交いなどの部材で骨組みを構成する木造軸組工法により木造施設(以下「木造建築物」という。)の建築等を実施したものである。

木造建築物は、建築基準法(昭和25年法律第201号)等に基づき、地震や風により生ずる水平力に抵抗するために、柱と柱との間に筋交いなどを設置した耐力壁を張り間方向及び桁行方向に配置し、設計計算上の耐力壁の長さが水平力に対して必要な長さをそれぞれ上回るなど設計計算上安全な構造のものでなければならないこととなっている。そして、耐力壁を構成する柱については、水平力により生ずる引抜き力に抵抗するために、同法等に基づく告示「木造の継手及び仕口の構造方法を定める件」(平成12年建設省告示第1460号)等に基づき、必要な引抜き耐力を有する金物等(以下「接合金物」という。)を選定して^{はり}梁、土台、基礎コンクリート等と接合することとなっている(参考図参照)。

しかし、3事業主体において、設計計算上の耐力壁の長さが水平力に対して必要な長さを上回っているか確認せずに設計し、これにより施工したり、施工の際に、誤って、耐力が不足している接合金物により柱と土台等とを接合したり、基礎、土台及び柱を接合金物で接合するためのアンカーボルトの施工が著しく粗雑になっていたりなどしている事態が見受けられた。

このように、耐力壁の長さが設計計算上安全なものとなっているか確認していないこと並びに基礎及び土台との接合方法が適切でない柱で構成された壁は設計計算上耐力壁とは認められないことから、改めて有効な設計計算上の耐力壁の長さを算出すると、張り間方向及び桁行方向のそれぞれ又は一方において、水平力に対して必要な長さを下回っていて、木造建築物の所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る国庫補助金等相当額計37,675,360円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、3事業主体において木造建築物の設計についての理解が十分でなかったり、施工についての監督が十分でなかったりなどしていたこと、2町及び1協議会において3事業主体に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

〈事例〉

農事組合法人エコファーム多田(以下「法人」という。)は、経営の規模拡大、複合化等を図るために、米穀の乾燥調整施設兼加工場、乾燥調整機等(以下、これらを合わせて「施設等」という。)の整備を行った。

法人は、本件乾燥調整施設兼加工場の基礎と土台の接合については、アンカーボルト80本を用いて固定することとし、そのうち5本は基礎及び土台と耐力壁を構成する柱とを接合金物を用いて接合することとした。

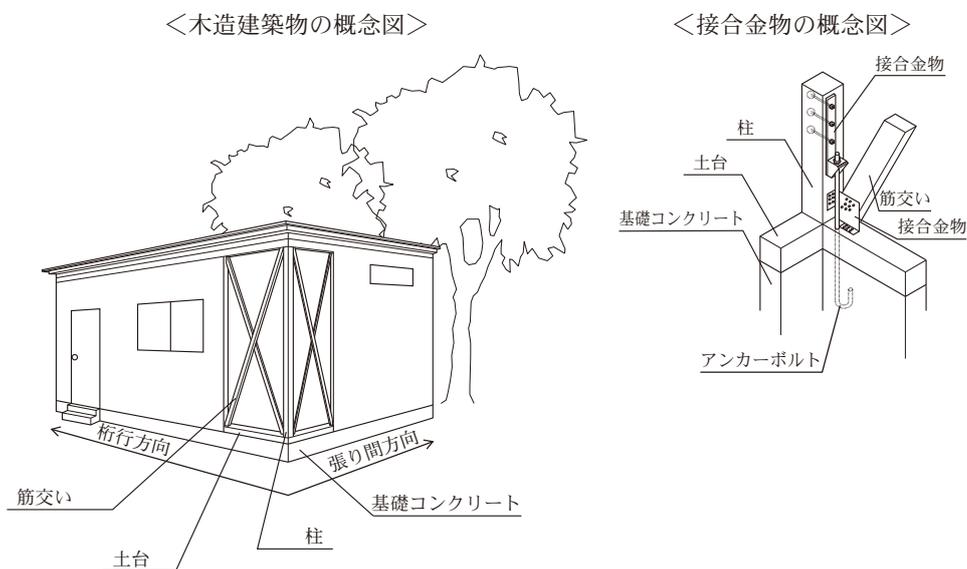
しかし、上記5本のアンカーボルトのうち3本については、設置位置が適切でなかったため、基礎、土台及び柱が適切に接合されていない状態となっていた。また、法人は、乾燥調整機の設置に当たり、排気ダクトを設置する際に2か所の耐力壁の筋交いなどを大きく欠損させていた。

このように、接合方法等が適切でない柱等で構成された壁は設計計算上耐力壁とは認められないことから、張り間方向及び桁行方向について、改めて有効な設計計算上の耐力壁の長さを計算すると、張り間方向については67.34mとなり、水平力に対して必要な耐力壁の長さ77.85mを下回っていた。

したがって、本件施設等(工事費相当額計43,352,540円、国庫補助金相当額計20,644,066円)は、所要の安全度が確保されていない状態になっていた。

(注) 張り間方向・桁行方向 一般的に建物の短辺方向を張り間方向といい、長辺方向を桁行方向という。

(参 考 図)



排水路の設計が適切でなかったもの (2件 不当と認める国庫補助金 47,525,797円)

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(260) 農林水産本省	長野県(事業主体)	—	地域自主戦略交付金	23~25	68,869	37,878	59,089	32,499
(261) 同	島根県(事業主体)	—	同	23	36,722	22,033	25,044	15,026
(260)(261)の計					105,592	59,911	84,133	47,525

これらの交付金事業は、2県が、排水路として、工場製作されたL型ブロック等を用いてU型の水路を築造するなどしたものである。

2県は、上記排水路の設計を「土地改良事業計画設計基準・設計〔水路工〕」（農林水産省農村振興局制定。以下「設計基準」という。）等に基づき行っていた。設計基準によれば、水路の安定を図るために、水路背面の地下水位（以下「周辺地下水位」という。）による水路の浮上に対する検討として、水路の自重と土圧により水路背面に作用する摩擦力とを合わせた下向きの鉛直力を、周辺の地下水による上向きの鉛直力である揚圧力で除した値が、当該水路の目的、規模等を考慮して定めた安全率（1.1～1.2）以上となることを確認することとされている。また、設計を行う際に用いる地下水位（以下「設計地下水位」という。）については、周辺地下水位が水路側壁の高さ（以下「壁高」という。）の2分の1より高く、かつ、水路側壁の下部に水抜きを設置する場合は、壁高の2分の1の位置とすることとされている。

しかし、2県は、本件排水路の設計において、上記により、設計地下水位を壁高の2分の1の位置として浮上の検討を行う必要があったのに、十分な検討を行うことなく、設計地下水位を水路側壁の下部に設置した水抜きの位置に設定して計算した結果、自重等による下向きの鉛直力を周辺の地下水による揚圧力で除した値が安全率を上回っていることから、安定計算上安全であるとして、これにより施工していた。

そこで、改めて設計地下水位を壁高の2分の1と設定して、水路の浮上に対する検討を行ったところ、本件排水路は、自重等による下向きの鉛直力を揚圧力で除した値が安全率を大幅に下回っているなどして、安定計算上安全とされる範囲に収まっておらず、設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る交付金相当額計47,525,797円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、長野県において水路の設計における設計地下水位の設定についての理解が十分でなかったこと、島根県において委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

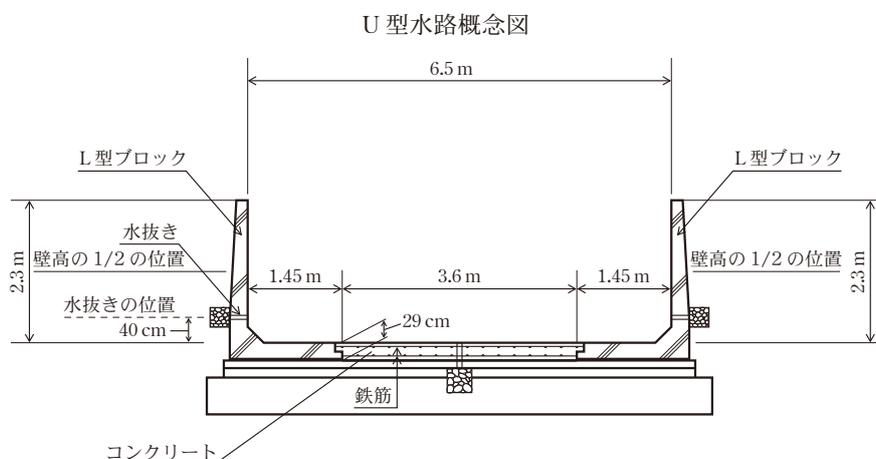
長野県は、千曲市埴科5期地区において、既設排水路の通水能力不足を解消するため、新たに排水路（延長計86m）を築造していた。この排水路は、工場製作されたL型ブロック（高さ2.3m、幅1.45m）を左右に配置して側壁とし、その間を鉄筋で連結した上でコンクリートを打設して底版（厚さ29cm、幅3.6m）とするなどしたU型の水路となっていた（参考図参照）。

同県は、本件工事の設計を設計コンサルタントに委託しており、排水路の浮上の検討を行う際に、設計コンサルタントと設計地下水位について協議していたが、同県は、設計基準によらずに、十分な検討を行うことなく、周辺地下水位を過去に実施した1か所のボーリング調査の結果により、壁高の2分の1より低い位置と想定して、設計地下水位を水抜きの位置（底版上面から40cm上部）に設定していた。

しかし、過去に本件工事実施箇所の周辺で実施したボーリング調査の結果を確認したところ、複数箇所地下水位が本件水路における壁高の2分の1より高い位置となっていた。したがって、このような場合、安全性を確保するため周辺地下水位を壁高の2分の1より高いものとし、また、水抜きを設置していることから、設計地下水位を壁高の2分の1の位置に設定する必要があった。そこで、改めて設計地下水位を壁高の2分の1（底版上面から115cm上部）として、浮上の検討を行ったところ、自重等による下向きの鉛直力を揚圧力で除した値が0.78となり、安全率1.2を大幅に下回っていた。

したがって、本件排水路(工事費相当額計 59,089,327 円、交付金相当額計 32,499,129 円)は、設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっていた。

(参 考 図)



ファームポンドの設計が適切でなかったもの

(2件 不当と認める国庫補助金 12,758,195 円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(262)	農林水産本省	静岡県	静岡県 (事業主体)	—	農山漁村地域整備交付金	22, 23	36,350	18,175	15,449	7,724
(263)	関東農政局	山梨県	山梨県 (事業主体)	—	農業体質強化基盤整備促進	24, 25	31,813	17,497	9,151	5,033
(262)	(263) の計						68,163	35,672	24,601	12,758

これらの補助事業等は、2県が、農業用水を確保することなどを目的として、ファームポンド等を整備する工事を実施したものである。

これらのファームポンドは、側壁、底版等が剛結されている本体部と、本体部の側壁の一部を共有して底版を他の部分より低くして内部にためた農業用水を配水するためのピット部から成る一体の鉄筋コンクリート構造物で、掘削した地盤上に築造したものである。

2県は、ファームポンドの設計を、「土地改良事業設計指針「ファームポンド」」(農林水産省構造改善局建設部制定)に基づいて行っていた。そして、ファームポンドの本体部の側壁等に作用する土圧、水圧等を考慮して計算した結果、側壁の内側及び底版の上面側の主鉄筋に生ずる引張応力度が許容引張応^(注2)力度を下回ることから、応力計算上安全であるとして、これにより施工していた。

しかし、2県において、ファームポンドの設計に当たり、ピット部を含めた側壁の高さで応力計算を行っていなかったり、設計計算書どおりの配筋図を作成していなかったりしていた事態が見受けられた。

そこで、ファームポンドについて改めて応力計算を行ったところ、側壁の内側及び底版の上面側に配置されている主鉄筋に生ずる引張応力度は、許容引張応力度を大幅に上回っていて、応力計算上安全とされる範囲に収まっておらず、ファームポンドはいずれも所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る国庫補助金等相当額計 12,758,195 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2県において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

静岡県は、静岡市清水区加瀬沢地区において、ファームポンド、管理用道路等を整備する工事を実施していた。

このうち、ファームポンドは、側壁の高さが5.5mの本体部と、本体部の側壁の一部を共有して底版を他の部分より0.7m低くしたピット部からなる一体の鉄筋コンクリート構造物(参考図参照)であり、同県は、その設計に当たり、側壁の高さを5.5mとして側壁等に作用する土圧、水圧等を考慮して計算した結果、ファームポンドの側壁及び底版に配置する主鉄筋については、径19mmと径16mmの鉄筋を2本束ねるなどして配置すれば主鉄筋に生ずる引張応力度が許容引張応力度を下回ることなどから、応力計算上安全であるとしていた。

しかし、ピット部を含めた側壁の高さは6.2mとなり、これに作用する土圧及び水圧は、側壁の高さが5.5mの箇所より増加することとなることから、同県は、これを考慮した応力計算を行う必要があった。また、設計計算書によると、ファームポンドの側壁及び底版の主鉄筋は、径19mmと径16mmの鉄筋を2本束ねるなどして配置することとされていたが、配筋図では、誤って、径19mmの鉄筋一本のみを、ピット部を含めて一律に配置することとし、同県はこれにより施工していた。

そこで、ピット部を含めた側壁の高さや実際に施工された配筋に基づいて応力計算を行ったところ、側壁の内側及び底版の上面側に配置されている主鉄筋に生ずる引張応力度は、それぞれ常時213N/mm²、296N/mm²(ピット部は328N/mm²、413N/mm²)、地震時329N/mm²、362N/mm²(ピット部は396N/mm²、435N/mm²)となり、いずれも常時の許容引張応力度157N/mm²、地震時の許容引張応力度264N/mm²を大幅に上回っていて、応力計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

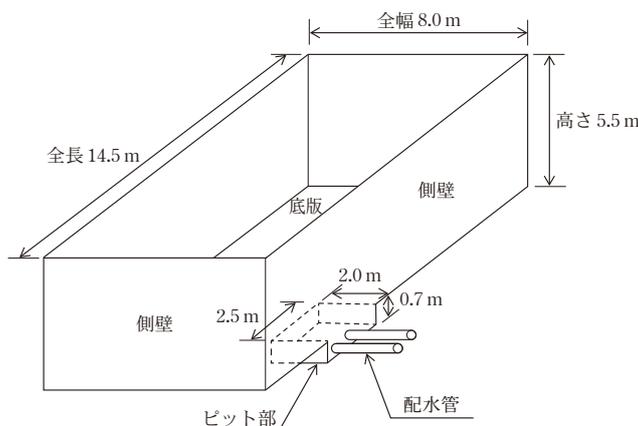
したがって、本件ファームポンド(工事費相当額15,449,905円、交付金相当額7,724,952円)は、設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっていた。

(注1) ファームポンド かんがい用の水路の通水量と実際の使用水量を調節し、自然流下又はポンプ等による加圧により配水するための農業用貯水施設

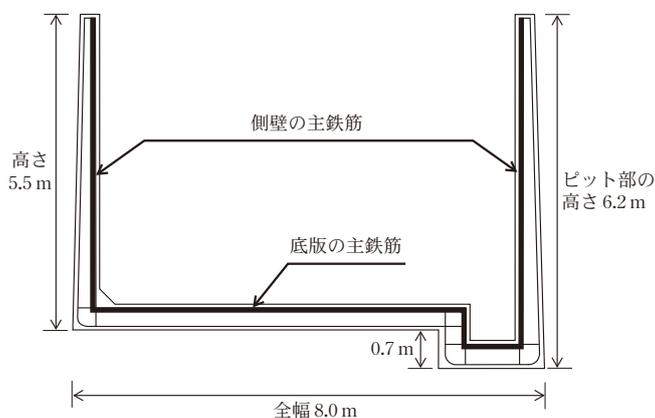
(注2) 引張応力度・許容引張応力度 「引張応力度」とは、材に外から引張力が加かったとき、そのために材の内部に生ずる力の単位面積当たりの大きさをいい、その数値が設計上許される上限を「許容引張応力度」という。

(参考図)

<ファームポンドの概念図>



<主鉄筋の配置概念図>



護岸工の設計が適切でなかったもの (2件 不当と認める国庫補助金 4,595,628円)

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(264)	農林水産本省	新潟県	阿賀野市 地域自主戦略交付金	24	10,833	5,250	3,139	1,521

この交付金事業は、阿賀野市が、同市大室地内において、既設橋りょうの橋台補修工、護岸工等を実施したものである。このうち、護岸工(高さ2.2m及び2.3m、左右両岸の工事区間延長は38.2m)は、左右両岸の橋台設置箇所河岸が洗掘されていることから、橋台を保護するために、橋台の前面及びその上下流側の河岸にブロック積護岸等を築造したものである。

本件護岸工の設計は、建設省河川砂防技術基準(案)同解説(社団法人日本河川協会編)(以下「技術基準」という。)における河川の基準(以下「河川技術基準」という。)等に基づき行われている。河川技術基準によれば、河床から護岸本体底面までの深さ(以下「根入れ深さ」という。)については、流水による河床の洗掘に対応するために、計画河床高又は現況最深河床高のうち低い方から0.5mから1.5m程度までとしているものが多いとされている。

同市は、本件護岸工のうち右岸側護岸(高さ2.2m、延長18.6m)については、右岸側橋台の底面の高さを現況最深河床高として、根入れ深さを河川技術基準に示されている最小値の0.5mとするなどして

部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業者等	年 度	事 業 費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認めざる事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円

設計し、これにより施工していた。

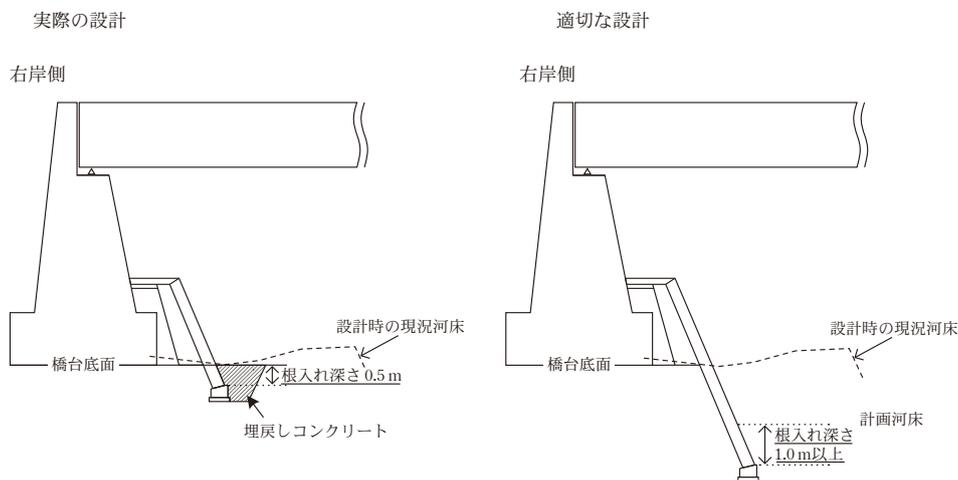
しかし、本件工事の施工箇所は、昭和41年に砂防地域に指定され、131m下流には砂防えん堤が設置されており、当該砂防えん堤の堆砂域に位置することから、本件護岸工は河川技術基準ではなく、技術基準における砂防の基準に準拠して新潟県が制定した「砂防地すべり(計画と設計)」(以下「砂防技術基準」という。)に基づいて設計すべきであり、護岸の根入れ深さは、砂防技術基準において、基礎部の位置する層の土質が岩盤以外の場合は計画河床高から1.0m以上と示されていることなどからこれによるべきであった。そして、本件護岸工の施工箇所は、基礎部の位置する層の土質が岩盤以外であり、設計時に現況最深河床高としていた右岸側橋台の底面の高さよりも低い位置に計画河床高が設定されていることから、根入れ深さを計画河床高から1.0m以上確保する必要があった。このため、右岸側護岸は全延長において必要とされる根入れ深さが確保されておらず、河床の洗掘が進行すると護岸等に損傷を生ずるおそれがある状況となっていた(参考図参照)。

したがって、本件護岸工のうち右岸側護岸(工事費相当額3,139,000円)は、設計が適切でなかったため、河床の洗掘に対応できない構造となっていて、工事の目的を達しておらず、これに係る交付金相当額1,521,128円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において委託した設計業務の成果品の内容に誤りがあったのに、これに対するチェックが十分でなかったこと、同県において同市に対する指導等が十分でなかったことなどによると認められる。

(参 考 図)

護岸工の概念図



(265) 林 野 庁 三 重 県	—	地域再生基盤強化交付金	22~24	74,337	37,168	6,149	3,074
(事業主体)							

この交付金事業は、三重県が、度会郡度会町^{はいかわ}鮎川地内において、既存の3橋りょうを新橋(1号橋橋長9.6m、幅員4.8m、2号橋橋長8.2m、幅員4.2m、3号橋橋長9.6m、幅員5.5m)に架け替えるために、橋りょう下部工(橋台6基)、護岸工等を実施したものである。このうち、護岸工(高さ2.0m~3.1m、左右両岸の工事区間延長は合計113.3m)は、河岸を保護するために、橋台の前面及びその上下流側にブロック積護岸等を築造したものである。

本件護岸工の設計は、建設省河川砂防技術基準(案)同解説(社団法人日本河川協会編)等に準拠して同

部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業者等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円

県が制定した「砂防技術指針(案)」(以下「指針」という。)等に基づき行われている。指針によれば、河床から護岸本体底面までの深さ(以下「根入れ深さ」という。)については、流水による河床の洗掘に対応するために、護岸の基礎部の位置する層の土質が軟岩の場合は現況最深河床高から0.7m、砂れきの場合は1.0mを確保することなどとされている。

同県は、橋台の施工位置等において実施したボーリング調査の結果等に基づき、護岸の基礎部の位置する層の土質を軟岩であると判定して根入れ深さを0.7mとするなどして設計し、これにより施工していた。

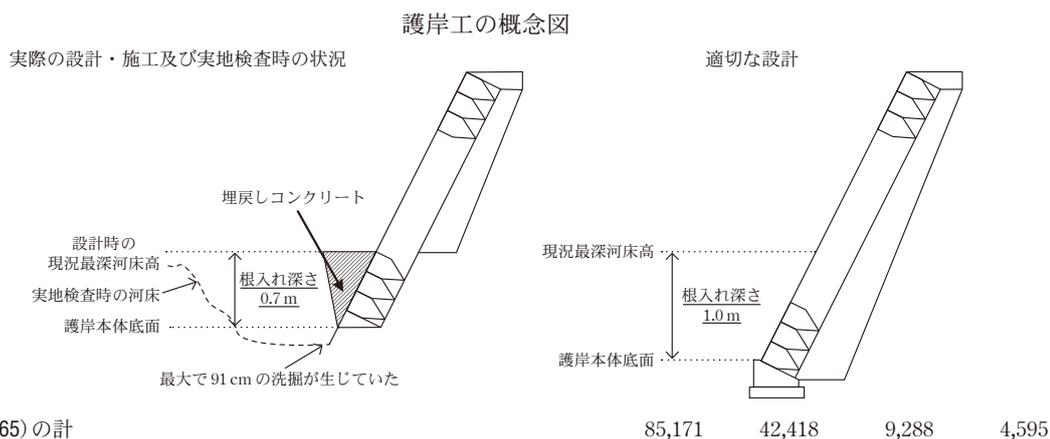
しかし、現地において護岸の基礎部の位置する層の土質を確認したところ、本件護岸工のうち延長合計111.2mについては、当初設計時に判定した軟岩ではなく、砂れきに分類されるれき質土であった。

そして、同県は、本件護岸工の施工時に上記の土質が当初設計とは異なるれき質土であることを確認することができたのに、当初設計どおりに施工していて、適切な設計変更の措置を執っていなかった。このため、本件護岸工は指針により必要とされる砂れきの場合の根入れ深さ1.0mが確保されておらず、河床の洗掘が進行すると護岸等に損傷を生ずるおそれがある状況となっていた。現に、護岸の前面において河床の洗掘が生じており、その深さは設計時の現況最深河床高から最大で91cmとなっていた(参考図参照)。

したがって、本件護岸工のうち延長合計111.2m(工事費相当額計6,149,000円)は、設計が適切でなかったため、護岸等が河床の洗掘に対応できない構造となっていて、工事の目的を達しておらず、これに係る交付金相当額3,074,500円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、護岸の基礎部の土質が設計図書と異なっていた際に根入れ深さを再検討し、設計変更を行うなどの適切な処置を行うことに対する理解が十分でなかったことなどによると認められる。

(参 考 図)



防風ネットの設計が適切でなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 46,015,818円)

部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業者等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(266) 農林水産本省、 関東農政局	静岡県 (事業主体)	—	農業競争力 強化基盤整備等3事業	22~25	108,679	54,339	92,031	46,015

この補助事業等は、静岡県が、静岡市清水区の矢部2期地区及び新丹谷地区において、果樹を栽培している農地における強風による農作物への被害を防止することを目的として、防風ネットを延長計3,541.2m設置する工事を実施したものである。

この防風ネットは、高さ3.2mの鋼管製の支柱及び支柱を背面から支えるための控柱を設置して、化学繊維製のネットを装着するものであり、それぞれの支柱及び控柱はコンクリート基礎(縦0.4m、横0.4m、高さ0.8m)に固定されている。

本件防風ネットの設計は、「土地改良事業計画指針「防風施設」(農林水産省構造改善局計画部監修)等に基づいて行われている。これらによれば、控柱を設置する場合は、防風ネットに加わる風圧により控柱が設置された支柱にコンクリート基礎を持ち上げようとする上向きの鉛直力(以下、支柱1本当たりの鉛直力を「上向き鉛直力」という。)が生ずることから、コンクリート基礎の自重による下向きの鉛直力(以下、コンクリート基礎1個当たりの鉛直力を「下向き鉛直力」という。)がこれよりも大きければ安全とされている。

同県は、本件防風ネットの設計に当たり、平成21年度に新丹谷土地改良区が上記の指針等を基に行った同種工事の構造計算の結果を参考にして、全ての支柱に対して控柱を設置すれば、上向き鉛直力は2.94kNとなり、下向き鉛直力2.95kNを下回ることから構造計算上安全であるとしていた。

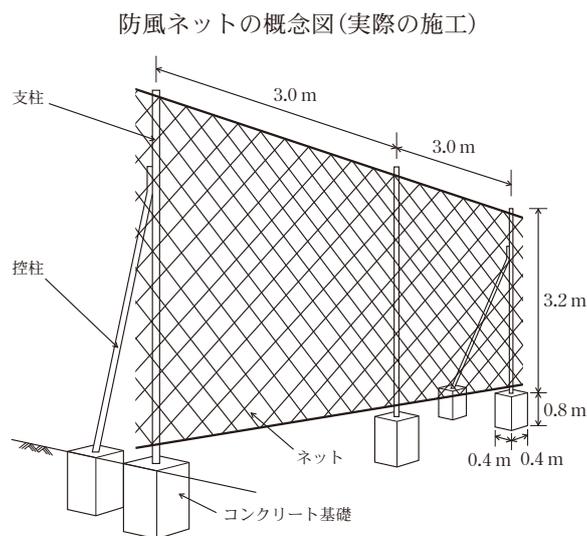
しかし、上記同種工事の際に作成された設計図面(以下、この設計図面を「既存図面」という。)においては、全ての支柱に設置することとしていた控柱を支柱2本につき1本設置(6.0m間隔)することとなっていたのに、同県は、改めて既存図面に基づくなどした構造計算等の照査を行うことなく、既存図面をそのまま用いた設計図面を作成して、控柱を支柱2本につき1本設置することとして工事を発注し、これにより施工していた(参考図参照)。

そこで、実際の施工状況に基づくなどして改めて構造計算を行ったところ、上向き鉛直力は4.57kN又は5.11kNとなり、いずれも下向き鉛直力2.95kNを大幅に上回っていて、構造計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

したがって、本件防風ネット(工事費相当額計92,031,637円)は、設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る国庫補助金等相当額計46,015,818円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、防風ネットの設計に当たり、参考とした同種工事の構造計算等の照査及び構造計算を適切に行うことについての必要性に対する認識が欠けていたことなどによると認められる。

(参考図)



鉄骨造建築物の設計及び施工が適切でなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 12,876,970 円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業者等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(267)	関東	農政局	山梨県耕作放棄地対策協議会	山梨市地域耕作放棄地対策協議会	耕作放棄地再生利用緊急対策交付金 有限会社山梨フルーツライン (事業主体)	21, 22	28,081	12,876	27,041	12,876

この交付金事業は、有限会社山梨フルーツライン(以下「会社」という。)が、山梨市において、再生農地等で収穫した農産物の処理、加工等を行うことを目的として、鉄骨造の倉庫兼作業場(以下「本件施設」という。)の建築等を実施したものである。

会社は、当初、本件施設については構造計算が不要であるとして、これを行わずに工事を開始していたが、基礎工事が完了した時点で構造計算が必要であることを認識し、工事を中断して設計業者に構造計算等を行わせた上で工事を再開していた。

本件施設は、地震や風により生ずる水平力が作用すると、5本の出隅の柱の柱脚に基礎を持ち上げようとする引抜き力が生ずることから、これに抵抗するために、各出隅の柱の柱脚に独立基礎が設けられている。そして、設計業者は、この独立基礎の重量等による引抜き力に抵抗する力(以下「引抜き抵抗力」という。)が引抜き力を上回れば、構造計算上安全であるとして設計していた(参考図参照)。

しかし、上記の設計に当たり、施工業者から報告された独立基礎の寸法が誤っていたため、既に施工されていた独立基礎等の実際の重量による引抜き抵抗力は19.14kNであったにもかかわらず、設計業者は、これを38kNであるとして構造計算を行っていた。また、出隅の柱とブレース等(注2)で構成される耐力壁1か所の施工に当たり、その長さを2,200mmとすべきところ、施工業者が誤って1,755mmとしていた。

そこで、実際の施工状況に基づき改めて構造計算を行ったところ、5本の出隅の柱のうち、1本の柱の柱脚において、引抜き力が81.55kN、また、別の2本の柱の柱脚において、引抜き力が81.64kN

となり、それぞれの引抜き抵抗力 66.9kN、77.57kN を上回っていて、これら3本の出隅の柱の独立基礎が引抜き力に抵抗できない状況となっていた。

したがって、本件施設(工事費相当額 27,041,637 円)は、設計及び施工が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る交付金相当額 12,876,970 円が不当と認められる。

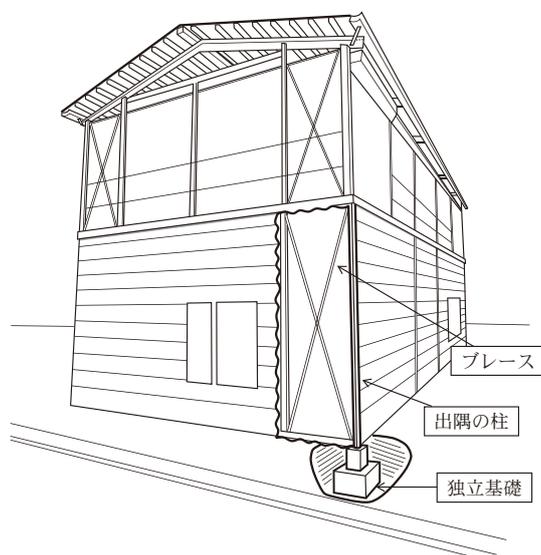
このような事態が生じていたのは、会社において設計業者から設計図書等を受領する際の確認が十分でなかったこと、山梨県耕作放棄地対策協議会及び山梨市地域耕作放棄地対策協議会において本件交付金事業に係る審査及び確認並びに会社に対する指導が十分でなかったこと、関東農政局において山梨県耕作放棄地対策協議会に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(注1) 出隅の柱 建物の外側の隅の柱

(注2) ブレース 建物の柱の間に筋交いとして設ける鋼材

(参 考 図)

耐力壁と出隅の柱の概念図



ボックスカルバートの設計が適切でなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 10,219,733 円)

部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年 度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(268) 農林水産本省	埼玉県	—	地域自主戦略交付金	23、24	94,458	47,229	20,439	10,219
	(事業主体)							

この交付金事業は、埼玉県が、久喜市稲荷木落地区において、農地におけるたん水被害を防止することなどを目的として排水路を改修するなどの工事を実施したものである。そして、排水路が既設の市道と交差する箇所には、現場打ち鉄筋コンクリート構造のボックスカルバート(延長 6.1m、幅 12.3 m、高さ 4.6m)を築造し、この上部にアスファルト舗装(厚さ 5 cm)を施工したものである(参考図参照)。

同県は、本件ボックスカルバートについては、その頂版に輪荷重が直接载荷することとして設計し、頂版下面側に径 19mm の鉄筋を 25cm 間隔で配置すれば、主鉄筋に生ずる引張応力度^(注)166.54N/mm²が、「道路土工 カルバート工指針」(社団法人日本道路協会編)に定められている鉄筋の許容引張応力度^(注)の

180N/mm²を下回ることから、応力計算上安全であるとして、これにより施工していた。

しかし、本件ボックスカルバートの設計は、次のとおり適切でなかった。

同県は、土地改良施設である排水路の設計を「土地改良事業計画設計基準・設計〔水路工〕」（農林水産省農村振興局制定）に基づいて行っている。これによれば、頂版に輪荷重が直接載荷する場合の鉄筋の許容引張応力度である 137N/mm²を用いて設計すべきであったのに、誤って、前記の 180N/mm²を用いて設計していた。

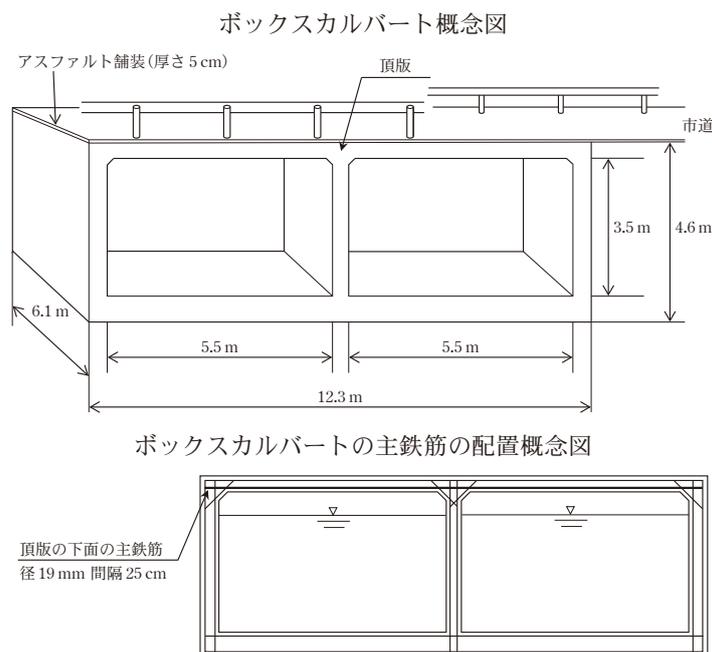
そこで、本件ボックスカルバートの頂版について、許容引張応力度を 137N/mm²として改めて応力計算を行ったところ、頂版下面側の主鉄筋に生ずる引張応力度は 166.54N/mm²となり、許容引張応力度の 137N/mm²を大幅に上回っていて、応力計算上安全であるとされる範囲に収まっていなかった。

したがって、本件ボックスカルバート等（工事費相当額 20,439,466 円）は、設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る交付金相当額 10,219,733 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのにこれに対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

（注） 引張応力度・許容引張応力度 「引張応力度」とは、材に外から引張力がかかったとき、そのために材の内部に生ずる力の単位面積当たりの大きさをいい、その数値が設計上許される上限を「許容引張応力度」という。

（参 考 図）



農産物処理加工施設の機器の規格の選定が適切でなかったもの

（1件 不当と認める国庫補助金 4,552,146 円）

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(269)	九州農政局	福岡県	八女市	農業・食品産業強化対策整備交付金	福岡八女農業協同組合（事業主体）	19	367,500	175,000	9,104	4,552

この交付金事業は、福岡八女農業協同組合(以下「組合」という。)が、八女市において、産地競争力の強化を目的として、茶の仕上加工を行う農産物処理加工施設の整備を実施したものである。

組合は、事業実施計画において、色彩選別機、合組機、遠赤外線回転火入機等の機器の整備に当たり、1日又は1時間当りにそれぞれの機器で処理する必要のある量の最大値(以下「必要処理量」という。)に基づくなどして機器の規格を決定したとしていた。

しかし、検査したところ、次のような事態が見受けられた。

ア 組合は、葉と茎とに選別した後の茎に葉が含まれていないかを再選別する色彩選別機1台の整備に当たり、1時間当たりの必要処理量は茎の発生量が40kgとなることから、最小規格である最大処理量150kg/hの機器(6,256,000円/台)を選定すれば処理が可能であるにもかかわらず、これより過大な最大処理量が300kg/hの規格の機器(10,850,000円/台)を選定していた。

イ 組合は、茶の葉を混合して品質を均一にする合組機2台の整備に当たり、1日当たりの必要処理量が直接小売販売する茶で918kg、問屋に出荷する茶で162kgとなることから、最大処理量が1,000kg/日の規格の機器(3,003,000円/台)と最大処理量が200kg/日の規格の機器(1,439,000円/台)とを1台ずつ整備すれば処理が可能であるにもかかわらず、これより過大な最大処理量が2,500kg/日の機器(4,050,000円/台)計2台を選定していた。

このほか、組合は、遠赤外線回転火入機1台の整備に当たっても過大な規格の機器を選定していた。

したがって、本件農産物処理加工施設の整備について、それぞれの機器の必要処理量に対応する適切な規格の機器を選定したものととして適正な交付対象事業費を算定すると計340,895,708円となり、本件交付対象事業費350,000,000円との差額9,104,292円が過大となっていて、これに係る交付金相当額計4,552,146円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、組合においてそれぞれの機器の必要処理量に対応する適切な規格の機器を選定するための検討が十分でなかったこと、福岡県及び八女市において本件交付金事業に係る審査及び確認並びに組合に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

沈砂池に設置されている排水ボックスの設計が適切でなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 2,660,975円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(270)	農林水産本省、九州農政局		長崎県(事業主体)	—	農業体質強化基盤整備促進事業等2事業	24	81,753	44,964	4,838	2,660

この補助事業等は、長崎県が、島原市宇土山地区において、機械の効率的運用や農作物の品質、収量等の向上を図るために、区画整理工、沈砂池工、排水路工等を施工したものである。このうち沈砂池工は、下流域への土砂の流出を防止するためのために、降雨時等にほ場から流出した土砂を堆積させる沈砂池を築造するもので、下流域につながる吐出部に沈砂池からの土砂の流出を防止して排水するための排水ボックス(無筋コンクリート造。幅1.8m、長さ2.0m、高さ1.8m)を設置したものである(参考図参照)。

沈砂池の設計は、「土地改良事業標準設計農地造成(解説書)」(農林水産省構造改善局監修)等に基づいて行うこととなっており、これらによれば、沈砂池の容量はほ場の土砂の流失量を算定するなどして決

定するとされている。そして、同県は、本件沈砂池内の排水ボックスの設計に当たり、沈砂池内に堆積する土砂の高さなどから側壁の高さを決定し、また、排水ボックスの構造については、上記の解説書等に標準的な設計方法等の記載がなかったことから、排水路の集水ますと同様の小規模構造物であるとして、同県が標準としている無筋コンクリート造とすることとし、応力計算を行わず、これにより施工していた。

しかし、本件排水ボックスについては、沈砂池内の土砂等が排水ボックスの側壁天端まで堆積することになっていて、側壁に対して土圧がかかることから、この土圧を考慮して応力計算を行う必要があった。

そこで、土圧を考慮して応力計算を行ったところ、側壁に生ずる曲げ引張応力度は $0.38\text{N}/\text{mm}^2$ となり、無筋コンクリートの許容曲げ引張応力度 $0.29\text{N}/\text{mm}^2$ を大幅に上回っていて、応力計算上安全であるとされる範囲に収まっていなかった。

したがって、本件沈砂池に設置されている排水ボックスは、設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっており、排水ボックスが損壊すれば土砂が下流域へ流出し、沈砂池はその機能を発揮できなくなるおそれがあることから、本件沈砂池工(工事費相当額 4,838,136 円)は工事の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金等相当額計 2,660,975 円が不当と認められる。

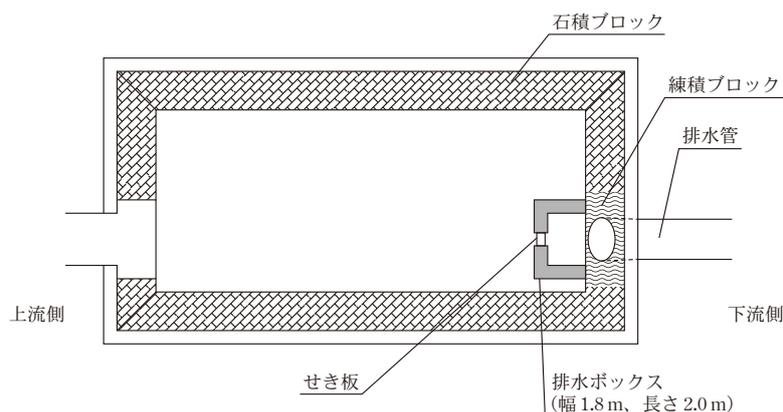
このような事態が生じていたのは、同県において、沈砂池内の排水ボックスの設計に対する理解が十分でなく、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) 曲げ引張応力度・許容曲げ引張応力度 「曲げ引張応力度」とは、材の外から曲げようとする力がかったとき、そのために材の内部に生ずる力のうち引張側に生ずる力の単位面積当たりの大きさをいい、その数値が設計上許される上限を「許容曲げ引張応力度」という。

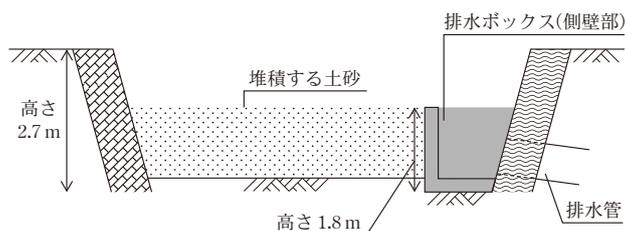
(参 考 図)

沈砂池の概念図

(1) 平面図



(2) 断面図



放水路の設計が適切でなかったもの (1件 不当と認める国庫補助金 2,468,034円)

部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業者等	年 度	事 業 費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額	
					千円	千円	千円	千円	
(271)	農林水産本省	広島県	福山市	地域自主戦略交付金	24	31,438	15,500	5,005	2,468

この交付金事業は、福山市が、同市沼隈地区において、老朽化したため池を改修するために、堤体工、洪水吐・放水路工等を実施したものであり、洪水吐・放水路工として、洪水吐(延長21.5m)、移行部緩勾配水路(延長17.0m。以下「移行部水路」という。)及び放水路(延長8.0m)を築造したものである。このうち、移行部水路については3区間に分かれており、道路が横断する中央部をボックスカルバート(延長9.0m)とし、この上流側の区間(延長3.45m、高さ5.0m~5.1m(左岸)及び3.9m(右岸)、幅3.6m~4.7m。以下「上流部」という。)及び下流側の区間(延長4.55m、高さ2.8m~4.7m(両岸)、幅3.6m。以下「下流部」という。)を現場打ち鉄筋コンクリート構造の開水路としていた。

同市は、移行部水路の設計に当たり、「土地改良事業計画設計基準・設計「水路工」」(農林水産省農村振興局制定)等に基づき、側壁背後における地面の勾配、自動車荷重等により側壁及び底版に作用する土圧を算定し、この土圧等により側壁及び底版に配置された主鉄筋に生ずる引張応力度が許容引張応力度を下回ることから、(注) 応力計算上安全であるとし、また、(注) 応力計算を行った後に作成する配筋図において、下流部の右岸側壁外側の主鉄筋については径13mmの鉄筋を12.5cm間隔で配置することとして、これらにより施工していた(参考図参照)。

しかし、現地の状況等を確認したところ、本件移行部水路のうち上流部及び下流部の設計は次のとおり適切でなかった。

ア 側壁背後の土圧の算定等について

設計の基礎となっている設計計算書においては、側壁背後の地面について、上流部の勾配が1:19.7であるのに1:50.0とこれより緩い勾配としていたり、上流部及び下流部にはそれぞれ盛土があるのにこれらを考慮していなかったり、また、側壁背後の自動車荷重について、上流部の道路には設定していたのに下流部の道路には設定していないなどしていた。

イ 主鉄筋の配筋について

下流部の右岸側壁外側の主鉄筋について、設計計算書においては、径16mmの鉄筋を配置することとしていたのに、配筋図を作成する際に、誤って径13mmの鉄筋を配置することとしていた。

そこで、ア及びイに基づいて改めて(注) 応力計算を行ったところ、上流部において、底版下面の主鉄筋に生ずる引張応力度が196.74N/mm²となり、また、下流部において、右岸側壁外側及び底版下面の主鉄筋に生ずる引張応力度がそれぞれ193.42N/mm²及び220.02N/mm²となるなど、(注) 許容引張応力度176N/mm²を大幅に上回っていて、(注) 応力計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

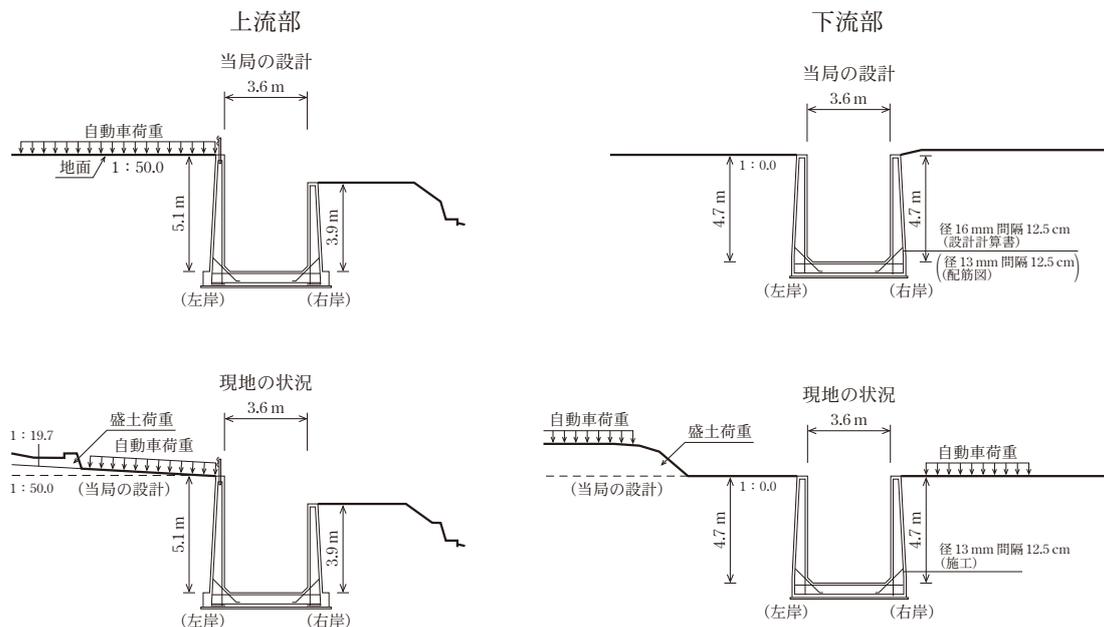
したがって、移行部水路の上流部及び下流部の延長計8.0mの区間(これらの工事費相当額計5,005,818円)は、設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る交付金相当額計2,468,034円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において委託した設計業務の成果品に誤りがあったのにこれに対する検査が十分でなかったこと、広島県において同市に対する指導及び監督が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) 引張応力度・許容引張応力度 「引張応力度」とは、材に外から引張力がかかったとき、そのために材の内部に生ずる力の単位面積当たりの大きさをいう。その数値が設計上許される上限を「許容引張応力度」という。

(参 考 図)

移行部水路断面図



(2) 補助の対象とならないもの 15件 不当と認める国庫補助金 50,188,823円

農業・食品産業強化対策整備交付金事業等の交付対象事業費に、交付の対象とならない経費を含めていたもの (8件 不当と認める国庫補助金 29,801,500円)

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(272) 関東農政局	土浦市 (事業主体)	—	バイオマス 利用対策整備 交付金	22、23	3,135,645	1,567,822	15,935	7,967
(273) 同	茨城県	那珂郡東海 村 ひたちなか 農業協同組 合 (事業主体)	農業・食品 産業強化対 策整備交付 金	20	310,546	125,000	9,402	4,438
(274) 中国四国農政局	高知県	四万十市 高知はた農 業協同組合 (事業主体)	同	22	158,544	47,517	2,985	1,084
(275) 九州農政局	大分県	宇佐市 三和酒類株 式会社 (事業主体)	バイオマス 利用対策整備 交付金	20	1,666,407	793,526	3,426	1,713
(276) 同	宮崎県	株式会社 ジェイエイ フーズみや ざき (事業主体)	農業・食品 産業強化対 策整備交付 金	22	1,885,947	898,070	17,381	8,690
(277) 沖縄総合事務局	沖縄県	沖縄市 沖縄県農業 協同組合 (事業主体)	同	18	166,881	105,956	3,854	2,569
(278) 同	同	石垣市 沖縄県農業 協同組合 (事業主体)	同	22	182,894	116,123	1,435	956

部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年 度	事 業 費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(279) 沖縄総合事務局	沖 縄 県	中 頭 郡 読 谷 村 沖縄県農業協同組合 (事業主体)	農業・食品産業強化対策整備交付金	22	234,963	149,183	3,570	2,379
(272)–(279)の計					7,741,829	3,803,197	57,990	29,801

これらの交付金事業は、6事業主体が、産地競争力の強化等を目的として、農産物処理加工施設等の整備を事業費計7,741,829,707円(交付金交付額計3,803,197,500円)で実施したものである。

強い農業づくり交付金実施要領(平成17年16生産第8262号大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長及び経営局長通知)等によれば、①荷受け調整用のコンテナ、②運搬台車、③目的外使用のおそれの多い機械等は交付の対象とならないこととされている。

しかし、前記の6事業主体は、交付対象事業費の算定に当たり、交付の対象とならない荷受け調整用のコンテナ、運搬台車、目的外使用のおそれの多い事務用備品等の購入費等計57,990,219円を含めており、これに係る交付金相当額計29,801,500円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、6事業主体において本件交付金事業における交付の対象についての理解が十分でなかったこと、関東農政局、1県及び6市村において本件交付金事業に係る審査及び確認並びに6事業主体に対する指導が十分でなかったこと、4農政局等において5県に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

青年就農給付金の給付要件を満たしていない者に給付するなどしていて補助の対象とならないもの (3件 不当と認める国庫補助金 5,125,000円)

部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年 度	事 業 費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(280) 農林水産本省	北 海 道	公益財団法人北海道農業公社 (事業主体)	青年就農給付金	24	248,048	248,048	1,500	1,500
(281) 東海農政局	三 重 県	—	同	24	50,284	50,284	2,125	2,125
(282) 沖縄総合事務局	沖 縄 県	宮古島市 (事業主体)	同	24	18,756	18,756	1,500	1,500
(280)–(282)の計					317,088	317,088	5,125	5,125

これらの補助事業は、3事業主体が、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図り、青年就農者の大幅な増大を図るために、就農に向けて研修を受ける者(以下「研修生」という。)及び経営の不安定な就農初期段階の者(以下「新規就農者」という。)に対して、原則として、年間1,500,000円の青年就農給付金(以下「給付金」という。)を給付したものである。

新規就農総合支援事業実施要綱(平成24年23経営第3543号農林水産事務次官依命通知)等によれば、給付金の受給者は、原則として、生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと、研修生は先進農業法人等で研修を受ける場合にあっては当該先進農業法人等と過去に短期間のパート又はアルバイトを除く雇用契約を結んでいないことなどが給付要件とされている。また、給付金の給付を受けた新規就農者は給付期間内及び給付期間終了後3年間において毎年1月末及び7月末までにその直前の6か月間の就農状況報告を事業主体に提出することとされている。そして、給付金の給付期間中に給付要件を満たさなくなった場合は給付要件を満たさなくなった期間を含む月分の給

付金を、虚偽の申請や報告を行った場合は給付金の全額をそれぞれ返還することとされている。

前記の3事業主体は、研修生及び新規就農者計179名に対して給付金計309,750,000円を給付するなどして本件補助事業を事業費計317,088,507円で実施したとして、東海農政局及び2道県に実績報告書を提出し、これにより同額の国庫補助金の交付を受けていた。

しかし、公益財団法人北海道農業公社及び三重県が給付金を給付した研修生計166名のうち6名は、給付期間中に雇用保険の失業等給付金を受給していたり、研修開始の8か月前に研修先である農業生産法人との間で雇用契約を締結して研修終了まで勤務していたりして、給付要件を満たしていなかった。また、宮古島市が給付金を給付した新規就農者13名のうち1名は、就農状況報告において、常勤の職員として雇用されていた農業生産法人での勤務を自らの農業経営への従事状況に含めるなどの虚偽の報告を行っていた。

したがって、公益財団法人北海道農業公社及び三重県から研修生6名に給付された給付金10,370,000円のうち給付要件を満たしていなかった期間を含む月分の給付金計3,625,000円及び宮古島市から新規就農者1名に給付された給付金1,500,000円については補助の対象とは認められず、これらの給付金計5,125,000円に係る国庫補助金計5,125,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、3事業主体において給付金の給付に当たっての審査及び確認並びに受給者に対する指導が十分でなかったこと、東海農政局及び2道県において3事業主体に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

新規就農定着促進事業による助成が補助の対象とならないもの

(2件 不当と認める国庫補助金 9,771,000円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(283)	北陸農政局		上越市担い手育成総合支援協議会(事業主体)	—	新規就農定着促進	21	13,233	13,233	3,028	3,028
(284)	九州農政局		佐賀市担い手育成総合支援協議会(事業主体)	—	同	21	6,743	6,743	6,743	6,743
(283)	(284)の計						19,976	19,976	9,771	9,771

これらの補助事業は、2事業主体が、新規就農者の経営の早期安定を図り、地域における将来の担い手を育成し確保するために、新規就農者による農業用機械及び施設の導入について助成を行ったものである。

新規就農定着促進事業実施要綱(平成21年21経営第791号農林水産事務次官依命通知)等によれば、助成の対象は、平成19年4月以降に就農した者であることなどの要件を満たす新規就農者が自らの経営において使用するために行う農業用機械及び施設の導入とされている。そして、自力若しくは他の助成により実施中の事業又は既に完了した事業を助成対象に切り替えて実施することは認められないなどとされている。

前記の2事業主体は、新規就農者7名に対して助成金計19,976,000円を交付したとして、北陸農政局等へ実績報告書を提出して、これにより国庫補助金計19,976,000円の交付を受けていた。

しかし、前記の2事業主体が助成金を交付した新規就農者7名のうち4名は、19年3月以前に親から農業経営の移譲を受けていたり、既に完了した事業を助成の対象に含めていたりなどしていた。

したがって、前記の2事業主体が新規就農者4名に対して交付した助成金計9,771,000円は補助の対象とは認められず、これに係る国庫補助金計9,771,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2事業主体において補助事業に係る審査及び確認が十分でなかったこと、北陸農政局等において2事業主体に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

農山漁村6次産業化対策事業の実施に当たり、補助の対象とならない他の事業と区分できない経費を含めていたもの (1件 不当と認める国庫補助金 3,901,042円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(285)	沖縄総合事務局		沖縄県企業連合輸出促進協議会 (事業主体)	—	農山漁村6次産業化対策事業	22	13,005	6,416	7,975	3,901

この補助事業は、沖縄県企業連合輸出促進協議会(以下「協議会」という。)が、農山漁村6次産業化対策事業のうち輸出総合支援事業の一環として、沖縄県産品の販路拡大を図ることを目的として、シンガポール共和国で沖縄物産展を実施したものである。

農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)によれば、補助事業者等は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類又は証拠物を整理保管しておかなければならないとされている。また、「農山漁村6次産業化対策事業に係る公募要領」(平成22年21総合第1907号大臣官房環境バイオマス政策課長、大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長、経営局長通知)等によれば、事業の実施に必要な経費であっても、事業主体の他の事業と区分できない経費については補助対象経費として申請できないものとされている。

協議会は、本件補助事業について、平成23年3月7日から13日までの間に沖縄物産展を事業費13,005,051円で実施したとして、沖縄総合事務局に実績報告書を提出して、これにより国庫補助金6,416,000円の交付を受けていた。

しかし、協議会は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えておらず、証拠書類等を整理保管していなかったため、協議会等に説明を求め、沖縄物産展に係る取引先の書類等を確認したところ、協議会の主な構成員である有限会社Aが本件補助事業と同一の会場で実施した他の事業と区分できない経費7,975,134円を補助対象経費に含めていた。

したがって、他の事業と区分できない経費7,975,134円は、補助の対象とは認められず、これに係る国庫補助金相当額3,901,042円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、協議会において本件補助事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、沖縄総合事務局において補助事業の実績報告書等の審査及び確認並びに協議会に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

基幹水利施設ストックマネジメント事業の補助対象事業費に、補助の対象とならない経費を含めていたもの (1件 不当と認める国庫補助金 1,590,281円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(286)	関東農政局		埼玉県 (事業主体)	—	基幹水利施設ストックマネジメント	20~22	21,504	10,752	3,180	1,590

この補助事業は、埼玉県が、幸手市幸手領・権現堂地区等2地区において、県営土地改良事業により造成された基幹的な農業水利施設の長寿命化等を目的として、①用水路、揚水機場等の施設の劣化状況等の調査を行う機能診断の実施、②施設の機能を保全するために必要な対策方法等を定めた機能保全計画の策定及び③対策工事を実施する際に必要となる事業計画書の作成等に係る業務を設計会社に委託して実施したものである。

そして、同県は、平成20年度から22年度までの間に、本件補助事業を事業費計21,504,000円で実施したとして、国庫補助金計10,752,000円の交付を受けていた。

しかし、「基幹水利施設ストックマネジメント事業実施要綱」(平成19年18農振第1855号農林水産事務次官依命通知)等によれば、前記委託業務のうち補助の対象となる経費(以下「補助対象事業費」という。)は、機能診断の実施及び機能保全計画の策定に係る経費に限定されていることから、前記の事業計画書の作成等に係る経費は、補助の対象とは認められない。

したがって、この事業計画書の作成等に係る経費計3,180,561円は、補助の対象とは認められず、これに係る国庫補助金相当額計1,590,281円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において補助対象事業費についての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

(3) 補助の目的を達していなかったもの 4件 不当と認める国庫補助金 49,495,914円
 新規就農定着促進事業等で導入した農業用機械等が補助の目的を達していなかったもの
 (3件 不当と認める国庫補助金 7,224,862円)

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める事業費 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円
(287) 農林水産本省	(注1) 財団法人道央農業振興公社 (事業主体)	—	新規就農定着促進	21	25,457	25,457	3,520	3,520
(288) 九州農政局	熊本県	阿蘇市 (事業主体)	経営体育成 交付金	22	2,829	2,829	2,559	2,559
(289) 同	(注2) JAみやざき中央農業振興対策協議会 (事業主体)	—	新規就農定着促進	21	24,508	24,508	1,144	1,144
(287)-(289)の計					52,794	52,794	7,224	7,224

(注1) 平成25年4月1日以降は公益財団法人道央農業振興公社

(注2) 平成24年2月21日以降は宮崎中央地域農業再生協議会

これらの補助事業は、3事業主体が、新規就農者の経営の早期安定を図り、地域における将来の担い手を育成し確保するために、新規就農者による農業用機械及び施設の導入について助成を行ったものである。

新規就農定着促進事業実施要綱(平成21年21経営第791号農林水産事務次官依命通知)等によれば、助成の対象は、新規就農者が自らの経営において使用するために行う農業用機械及び施設の導入とされている。

前記の3事業主体は、新規就農者20名に対して助成金計52,794,000円を交付したとして、農林水産本省等に実績報告書を提出して、これにより国庫補助金計52,794,000円の交付を受けていた。

しかし、前記の3事業主体が助成金を交付した新規就農者20名のうち3名は経営を中止し農業以外の職業に常勤で従事するなどして、助成金を受けて導入した農業用機械等を自らの経営において使用していなかった。

したがって、上記の農業用機械等は、助成金の交付の目的に沿って使用されているとは認められないことから、当該農業用機械等(新規就農者の経営において使用されなくなった時点における残存価額に係る助成金相当額計7,224,862円)は、補助の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金相当額計7,224,862円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、3事業主体において3名の新規就農者の農業経営等の把握及び同新規就農者に対する指導が十分でなかったこと、農林水産本省等において3事業主体に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

風力発電設備が運用を中止して、補助の目的を達していなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 42,271,052円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(290)	沖縄総合事務局		沖縄県(事業主体)	—	畑地帯総合整備	10, 11, 13	598,381	448,786	56,362	42,271

この補助事業は、沖縄県が、島尻郡南大東村幕上東地区において、発電した電気を売電することにより、かんがいに係る維持管理費を低減することを目的として、設備容量250kWの風力発電設備1基(タワーの高さ31.2m)等を設置したものである。そして、本件補助金の交付決定に当たっては、補助事業により取得した財産について、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないとの条件が付されている。

しかし、同県は、平成12年5月に本件補助事業で設置した風力発電設備の稼働を開始したものの、台風等を原因とする故障等が相次いだり、蓄電池が劣化したりしたため、23年3月に、本件風力発電設備の運用を中止していた。

したがって、本件補助事業により設置した風力発電設備等(23年3月時点における残存価格計56,362,163円)は、補助の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金相当額計42,271,052円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、補助事業で取得した財産の取扱いについての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

(4) 補助対象事業費を過大に精算するなどしていたもの

4件 不当と認める国庫補助金 42,427,889円

デジタル森林空間情報利用技術開発事業の事業費を過大に精算していたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 22,615,568円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(291)	林野庁		(注)株式会社パスコ等(事業主体)	—	デジタル森林空間情報利用技術開発事業	23, 24	302,306	293,306	22,615	22,615

(注) 株式会社パスコ等 本件補助事業は、株式会社パスコが代表事業者、アジア航測株式会社、国際航業株式会社、朝日航洋株式会社及び一般社団法人日本森林技術協会が共同事業者となって実施している。

この補助事業は、林野庁が公募により事業主体として選定した株式会社パスコ、アジア航測株式会社、国際航業株式会社、朝日航洋株式会社(以下、これらを合わせて「4会社」という。)及び一般社団法人日本森林技術協会(以下「協会」という。)が、デジタルデータを活用した森林生態系の健全性や生物多様性に係る効率的かつ精度の高い調査・分析のための実用化技術を開発するために、航空機を用いたデジタル空中写真の撮影及び航空レーザ計測(以下、これらを合わせて「撮影等」という。)等を実施したものである。

「デジタル森林空間情報利用技術開発事業実施要領」(平成22年21林整計第314号林野庁長官通知)等によれば、補助対象経費は、デジタル空中写真撮影及び航空レーザ計測観測費(以下「撮影観測費」という。)、技術者給(以下「人件費」という。)等とされており、補助事業に要した経費の実支出額と、国庫補助金の交付決定額のいずれか低い額を国庫補助金の額として確定することとされている。

4会社及び協会は、本件補助事業について、撮影等の実施に要した撮影観測費等の実支出額を計302,306,410円(国庫補助対象事業費同額)として、林野庁に実績報告書を提出して、これにより国庫補助金計293,306,000円の交付を受けていた。

しかし、4会社及び協会のうち株式会社パスコ、国際航業株式会社及び朝日航洋株式会社(以下、これらを合わせて「3会社」という。)が撮影等の実施に要したとした運航時間454.7時間には、補助事業以外の他の契約等に係る運航時間175.1時間が含まれていた。また、国際航業株式会社及び協会が算定した補助事業に要した人件費は、算定の対象から除外することとされている超過勤務手当等が含まれた給与等に基づく1日当たりの単価である人件費日単価に基づくものなどとなっていた。

したがって、上記の事態に係る経費を除くなどして適正な国庫補助対象事業費を算定すると、計270,690,432円となることから、前記の国庫補助金交付額との差額計22,615,568円が過大に精算されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、3会社及び協会において補助対象事業費の適正な算定に対する理解が十分でなかったこと、林野庁において実績報告書等の審査及び確認並びに3会社及び協会に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

農村活性化人材育成派遣支援モデル事業の事業費を過大に精算していたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 13,171,302円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(292)	農林水産	本省	株式会社マインドシェア (事業主体)	—	農村活性化人材育成派遣支援モデル	20	99,481	99,481	13,171	13,171

この補助事業は、株式会社マインドシェアが、農村地域において農村の活性化に向けた取組に従事することを希望する都市部等の人材を募集して、その受入先となる地区において実践的な研修等を実施したものである。

本件補助事業は、農村の自立的な活性化を担う人材の育成及び確保を安定的に支える仕組みの構築を図ることを目的として、公募により選定された企業等を事業主体として行われるものであり、農林水産省は、事業主体に対して事業の実施に要した実支出額を補助対象事業費として国庫補助金を交付している。

同会社は、本件補助事業について、同会社に勤務して研修業務等に従事した者(以下「従事者」とい

う。)に係る人件費に相当する技術員手当等の経費等を国庫補助対象事業費とし、事業費 99,481,553 円(国庫補助対象事業費同額)で実施したとして、農林水産本省に実績報告書を提出して、これにより同額の国庫補助金の交付を受けていた。

しかし、同会社は、技術員手当等について、同会社の給与規程等に基づく実際の給与額等から算出される単価に比べて著しく高額な単価を設定するなどして算出していた。そして、同会社は、技術員手当等が実支出額であることの証明とするために各従事者名義の金融機関の口座へ技術員手当等と同額を振り込み、その振込記録を取得した後、全額を従事者から返金させていた。また、その間の実際の給与等については、技術員手当等とは別に同会社の給与規程等に基づき支払っていた。

したがって、技術員手当等を、従事者に支払われた実際の給与額等に基づいた単価により算出するなどして適正な国庫補助対象事業費を算定すると 86,310,251 円となり、前記の国庫補助対象事業費 99,481,553 円との差額 13,171,302 円が過大に精算されていて、これに係る国庫補助金 13,171,302 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同会社において補助事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、農林水産本省において実績報告書の審査及び確認並びに同会社に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

環境バイオマス総合対策推進事業等の補助対象事業費を過大に精算するなどしていたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 4,686,019 円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(293)	中国四国農政局		株式会社廃棄物工学研究所 (事業主体)	—	環境バイオマス総合対策推進等	19~21	69,380	68,244	4,993	4,686

(注)
この補助事業は、地域におけるバイオマスの賦存量及び利用量の現地調査、バイオマスの利活用に係る協議会の設立等(以下、これらを合わせて「現地調査等」という。)を行うものである。

本件補助事業に係る補助金の交付決定の際に付された条件等によれば、国庫補助金の交付額については、交付決定通知において決定された国庫補助金の額と実際に補助事業に要した実支出額とのいずれか低い額とすることとされている。

株式会社廃棄物工学研究所(以下「会社」という。)は、本件補助事業について、現地調査等に従事した職員に係る技術員手当等の経費を補助対象事業費とし、事業費計 69,380,739 円(補助対象事業費計 68,995,022 円)で実施したとして、中国四国農政局に実績報告書を提出して、これにより国庫補助金計 68,244,634 円の交付を受けていた。

しかし、会社が補助対象事業費に含めていた技術員手当計 38,004,648 円は、会社が交付申請において事業費を算定する際に用いた日額単価等に基づき算定した額であり、現地調査等に従事した職員に係る実支出額に基づき算定した額より高い額となっていた。

したがって、技術員手当を現地調査等に従事した職員の給与額等の実支出額に基づくものとして、適正な補助対象事業費を算定すると計 64,001,362 円となることから、前記の補助対象事業費計 68,995,022 円との差額計 4,993,660 円が過大に精算されるなどしており、これに係る国庫補助金相当額計 4,686,019 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、会社において交付決定の際に付された条件等についての理解が十分でなかったこと、中国四国農政局において実績報告書の審査及び確認並びに会社に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) 賦存量 資源の潜在的な存在量

新規就農定着促進事業の助成対象事業費を過大に精算していたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 1,955,000 円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(294)	沖縄総合事務局		宮古島市担い手育成総合支援協議会 (事業主体)	—	新規就農定着促進	21	9,202	9,202	1,955	1,955

この補助事業は、新規就農者の経営の早期安定を図り、地域における将来の担い手を育成し確保するために、新規就農者による農業用機械及び施設の導入について助成を行ったものである。

宮古島市担い手育成総合支援協議会(以下「協議会」という。)は、新規就農者3名に対して助成金計9,202,750円を交付したとして、沖縄総合事務局に実績報告書を提出して、これにより国庫補助金計9,202,750円の交付を受けていた。

協議会が助成金を交付した新規就農者3名のうち1名は、ビニールハウスの設置等を助成対象事業費8,580,295円で業者に請け負わせて実施したとして、助成金4,000,000円の交付を受けていた。

しかし、同人は、実際には、業者から資材のみを購入していたり、値引きを受けていたりなどして、業者への支払額は4,090,000円となっていた。

したがって、同人の適正な助成対象事業費は4,090,000円となり、前記の助成対象事業費8,580,295円との差額4,490,295円が過大に精算されていて、同人に交付された助成金4,000,000円と適正な助成金2,045,000円との差額1,955,000円に係る国庫補助金相当額1,955,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、協議会において補助事業に係る審査及び確認が十分でなかったこと、沖縄総合事務局において協議会に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(5) 工事の施工が適切でなかったもの

2件 不当と認める国庫補助金 33,966,860 円

キュービクル式高圧受変電設備の設置に係る施工が適切でなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 28,138,158 円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(295)	九州農政局		大分県農業協同組合 (事業主体)	—	葉たばこ作付転換緊急対策	24	173,565	82,650	59,090	28,138

この補助事業は、大分県農業協同組合が、臼杵市において、日本たばこ産業株式会社が平成23年に実施した葉たばこの廃作募集等により減少する葉たばこの作付面積に相当する農地において他作物への円滑な転換を推進するために、集出荷施設、冷蔵設備等の整備を実施したものである。

同組合は、本件施設整備の実施に当たり、変圧器等の機器を配線し金属製の箱に収めたキュービク

ル式高圧受変電設備(以下「キュービクル」という。)等の製作及び据付けを行っており、設計図書等によればキュービクルの据付けは、地盤に対して水平に打設した基礎コンクリートに固定された埋込アンカーボルト(注1)(径14mm以上、必要な埋込長さ120mm以上)6本以上を、それぞれキュービクルの底面に開けられた据付け用の穴に通して、上から座金付ナットで固定することとされている。

しかし、現地の状況を確認したところ、キュービクルの据付けには、金属拡張アンカーボルト(注2)(径12mm、必要な埋込長さ60mm)が6本用いられており、座金付ナットが据付け用の穴よりも小さいため、座金が穴を自由に通過できるようになっていて、キュービクルが全く固定されていない状態になっていた(参考図参照)。また、打設した基礎コンクリートが地盤に対して1.9%程度傾斜していたことから、地盤に対してキュービクルが水平になるようにモルタル等でかさ上げを行った上で金属拡張アンカーボルトを打設していたが、かさ上げ部分については埋込長さに含まれないため、打設した全ての金属拡張アンカーボルトにおいて、必要な埋込長さが不足している状態となっていた。

したがって、本件キュービクルは、施工が適切でなかったため、地震時に転倒するなどして破損するおそれがあり、キュービクル及びキュービクルを通じた電源により稼働する冷蔵設備等(工事費相当額59,090,131円)は、地震時における機能の維持が確保されていない状態となっていて、これに係る国庫補助金相当額28,138,158円が不当と認められる。

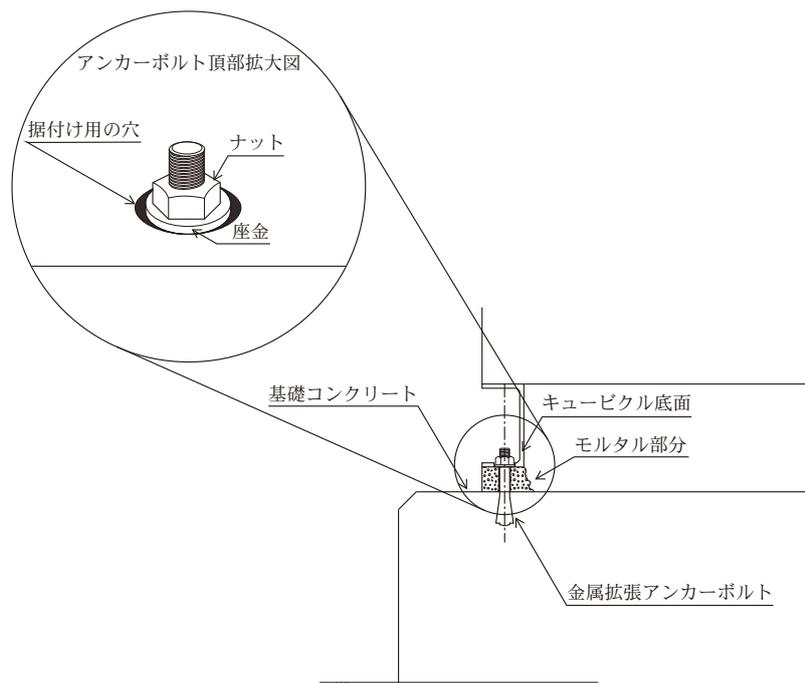
このような事態が生じていたのは、同組合において請負人が粗雑な施工を行っていたのに、これに対する監督及び検査が十分でなかったこと、九州農政局において同組合に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(注1) 埋込アンカーボルト 基礎コンクリートの打設前にアンカーボルトの位置を正しく決めて設置し、コンクリートの打設と同時にアンカーボルトの設定が完了する方式

(注2) 金属拡張アンカーボルト 打設した基礎コンクリート面にドリル等で所定の穴を開けアンカーを設置した上で下部を機械的に拡張させてコンクリートに固着させる方式

(参 考 図)

本件アンカーボルトの概念図



擁壁の施工が適切でなかったもの (1件 不当と認める国庫補助金 5,828,702円)

部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年 度	事 業 費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(296)	近畿農政局	大阪府	富田林市 (事業主体)	農業用施設 災害復旧	24	30,396	15,765	5,828

この補助事業は、富田林市が、同市大字佐備地内において、豪雨で発生した地すべりにより被災した農道のコンクリートブロック積擁壁の機能回復を図るための工事を実施したものであり、地すべりを直接抑止するために鋼管杭を建て込み、杭と杭との間の土砂の崩壊を防止するための無筋コンクリートの擁壁(高さ1.2m～3.8m、底版幅0.6m～1.8m、天端幅0.3m～0.7m、延長47.8m)を築造するなどしたものである(参考図参照)。

同市は、上記の擁壁について、設計図書等に基づき、次のように施工することとしていた。

- ① 鋼管杭を建て込んだ後、擁壁を築造するためにその箇所の土砂を掘削し、鋼管杭の前面側に型枠を設置する。
- ② 規格品である伸縮目地(縦1.0m、横1.0m、厚さ1.0cm)を、擁壁の断面の形に合うように切断するなどして組み合わせ、設計図書に示された位置(10m間隔で全部で4か所)の擁壁断面(高さ3.8m、底版幅1.8m、天端幅0.7m)の全面に設置する。
- ③ 設置した伸縮目地にずれが生じないように、鉄筋等で固定した後、コンクリートを打設する。

上記の伸縮目地は、「道路土工 擁壁工指針」(社団法人日本道路協会編)によれば、セメントの水和^(注)熱、コンクリートの乾燥収縮等により発生するひび割れを防ぐために設置することとされているものである。

しかし、現地の状況を確認したところ、擁壁の前面側において設計図書に示された位置に伸縮目地を確認できたものの、擁壁の天端から底版にかけて、6本のひび割れ(最大幅0.8mm)が生じていた。

そこで、ひび割れの深さについて調査したところ、ひび割れは擁壁の背面や鋼管杭の前面まで貫通するなどしていた。そして、伸縮目地を設置している4か所全てを削孔(削孔長1.7m～1.8m)してその設置状況について調査したところ、擁壁の前面側から最長で0.5m程度、最短で0.15mまでの深さの範囲でしか伸縮目地を確認することができず、いずれの箇所においても設計図書のとおり施工されていなかった。

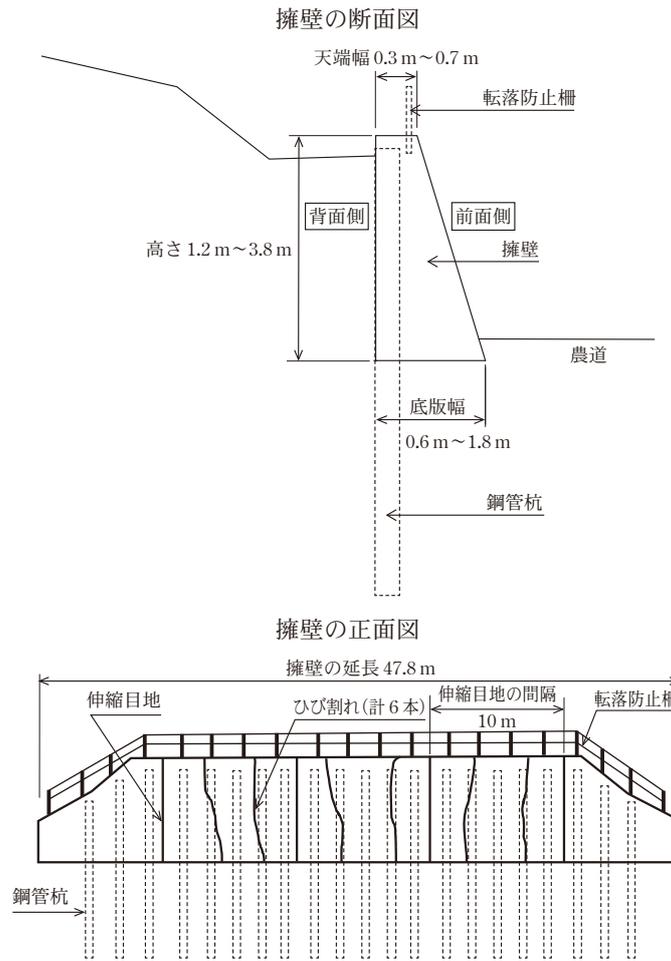
したがって、本件擁壁は、施工が著しく適切でなかったため、擁壁の背面まで貫通したひび割れが生じているなどして、工事の目的を達しておらず、擁壁等(工事費相当額8,967,235円)に係る国庫補助金相当額5,828,702円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において請負人が粗雑な施工を行っていたのに、これに対する監督及び検査が十分でなかったこと、大阪府において同市に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) セメントの水和熱 セメントの成分と水が化学反応してコンクリートが硬化する際に、発生する熱のことをいう。

(参考図)

第3章
第1節
第10
農林水産省



(6) 補助対象事業費を過大に精算していたもの及び補助の目的外に使用していたもの

1件 不当と認める国庫補助金 69,740,000円

農工商等連携促進施設整備支援事業の実施に当たり、補助対象事業費を過大に精算するなどしており、かつ、事業により整備した施設等を補助の目的外に使用していたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 69,740,000円)

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(297) 関東農政局	有限会社 JBS (事業主体)	—	農工商等連携促進施設整備支援	22	148,651	69,740	148,651	69,740

この補助事業は、有限会社JBS(東京都中央区所在。以下「会社」という。)が、利島村漁業協同組合と連携して、同組合から調達した規格外魚を主とした鮮魚を活用した加工食品を製造するための施設等(以下「加工施設等」という。)の整備を実施したものである。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第11条の規定によれば、補助事業者等は、補助金等の他の用途への使用をしてはならないこととされている。また、同法第22条の規定等によれば、補助事業者等は、補助事業等により取得した財産を当該補助事業を所掌する各省各庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用してはならないこととされている。

会社は、本件補助事業を事業費 148,651,125 円(国庫補助対象事業費 141,572,500 円)で実施したとして、平成 23 年 5 月に関東農政局へ実績報告書を提出していた。そして、同局は、現地に赴いて補助金の実績報告に係る審査を実施した。その際、会社から請負業者に対する事業費の支払が完了していなかったが、事業費の精算額を契約書、請求書等により確認したとして、同年 7 月に国庫補助金 69,740,000 円を交付していた。これを受けて、会社は、同月に補助金と同額の 69,740,000 円を請負業者に対して支払ったが、事業費の残金 78,911,125 円については、25 年 12 月の会計実地検査時点においても支払が完了していないとしていた。

しかし、実際の契約書等における契約額及び会社から請負業者への本件補助事業に係る支払額は 54,600,000 円となっており、上記の事業費 148,651,125 円は事実と異なる過大なものとなっていた。そして、会社は、本件補助事業のために請負業者に支払ったとしていた 69,740,000 円と上記の支払額 54,600,000 円との差額 15,140,000 円を、請負業者に依頼して別の業者へ振り込ませるなどして、本件補助事業とは関係のない取引先への支払等に使用していた。

また、会社は、加工施設等の運用を開始した 23 年 4 月から、連携する同組合から鮮魚等を調達しておらず、加工施設等を農林水産大臣の承認を受けずに、補助金の交付の目的とは関係のない業務用の食品等を製造するために使用していた。

したがって、本件補助事業は、事実と異なる実績報告書等に基づいて国庫補助対象事業費が過大に精算されるなどしており、かつ、加工施設等が補助の目的外に使用されていて、その実施及び経理が著しく適正を欠いており、これに係る国庫補助金 69,740,000 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、会社において補助事業の適正な実施及び経理に対する基本的な認識が欠けていたこと、同局において本件補助事業の審査及び確認並びに会社に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(7) 補助事業により取得した財産を無断で処分するなどしていたもの

1 件 不当と認める国庫補助金 18,342,487 円

補助事業により整備した施設等を無断で貸し付けるなどしていたもの

(1 件 不当と認める国庫補助金 18,342,487 円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(298)	中国四国農政局	島根県	出雲市	農業・食品産業強化対策整備交付金	(注) 株式会社桃源 (事業主体)	21	199,246	92,586	37,611	18,342

(注) 平成 22 年 4 月 1 日以降は株式会社桃源

この交付金事業は、有限会社桃源(以下「会社」という。)が、地域農産物の地産地消等を目的として、農産物処理加工施設、農産物直売施設及び地域食材供給施設(以下「交付対象施設」という。)の整備を事業費計 199,246,127 円(交付金交付額計 92,586,000 円)で実施したものである。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)第 22 条の規定等によれば、補助事業者等は、補助事業等により取得した財産を補助金等の交付の目的に反して使用したり、貸し付けたりなどするときは、当該補助事業等を所掌する各省各庁の長の承認を受けなければならないことなどとされている。

そして、会社は、本件交付金事業の事業実施計画において、交付対象施設を直接管理運営することとしていた。

しかし、会社は、交付対象施設のうち農産物処理加工施設について、事業実施計画に従って直接管理運営することが困難であるとして、交付対象施設の運営を開始した当初から、農林水産大臣の承認を受けずに無断で、専門の業者に貸し付けて営業させるなどしていた。

したがって、上記の農産物処理加工施設の整備に要した事業費等計 37,611,729 円に係る交付金相当額 18,342,487 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、会社において補助事業により取得した財産の適正な処分についての理解が十分でなかったこと、島根県及び出雲市において本件交付金事業に係る審査、確認及び会社に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(8) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの

1件 不当と認める国庫補助金 4,687,000 円

農業・食品産業強化対策整備交付金事業の実施に当たり、交付率の適用を誤っていたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 4,687,000 円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(299)	関東農政局	神奈川県	川崎市	川崎市	農業・食品産業強化対策整備交付金	23、24	426,708	146,917	70,296	4,687

この交付金事業は、川崎市が、食品流通の合理化を目的として、平成 23、24 両年度に中央卸売市場の売場施設の整備を事業費計 426,708,194 円(交付金交付額計 146,917,000 円)で実施したものであり、その一環として、青果を取り扱う卸売場(以下「青果卸売場」という。)の一部に温度管理機能を持った低温卸売場(以下「低温卸売場」という。)を計 70,296,301 円(交付金相当額計 28,118,000 円)で整備したものである。

卸売市場法(昭和 46 年法律第 35 号)及び「強い農業づくり交付金実施要領」(平成 17 年 16 生産第 8262 号大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長及び経営局長通知)によれば、売場施設の整備に要する経費に係る交付率は、大規模に温度管理機能を付与する改良、造成又は取得(以下「大規模改良等」という。)については 10 分の 4 以内、それ以外については 3 分の 1 以内とされている。そして、大規模改良等は、青果部、水産物部等の取扱品目の部類及び売場施設の内容ごとに、床面積の 1 割以上の規模の整備等をいうとされている。

同市は、整備する低温卸売場の床面積 476㎡が温度管理の必要な野菜等を取り扱っている卸売場の床面積約 1,000㎡の 1 割を超えることから、本件低温卸売場の整備が大規模改良等に該当するとして 10 分の 4 の交付率を適用して、交付金相当額計 28,118,000 円の交付を受けていた。

しかし、本件低温卸売場の取扱品目の部類は青果部であり、これに係る青果卸売場全体の床面積は 11,849.9㎡であることから、低温卸売場の床面積 476㎡は、全体の床面積の 1 割を下回ることになる。このため、本件低温卸売場の整備は大規模改良等に該当せず、適用すべき交付率は 3 分の 1 以内となる。

したがって、交付率 3 分の 1 を適用して適正な交付金の額を算定すると計 23,431,000 円となり、前記の交付金相当額計 28,118,000 円との差額計 4,687,000 円が過大となっていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において本件交付金事業における大規模改良等の範囲についての理解が十分でなかったこと、神奈川県において本件交付金事業に係る審査及び確認並びに同市に対する指導が十分でなかったこと、関東農政局において本件交付金事業に係る審査及び確認並びに同県に対する指導が十分でなかったことによると認められる。

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 新規就農者を対象とした助成事業について、自らの農業経営以外の職業に常勤で従事して片手間に農業に従事している者は原則として対象とならないことを明確にしたり、親元就農者に対して助成する場合に確認する事項を明確にしたりすることなどにより、事業の効果が十分に発現するよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農業経営対策費(平成 22 年度以前は、(項)担い手育成・確保対策費)
部 局 等	農林水産本省、7 農政局、沖縄総合事務局
補助の根拠	予算補助
補助事業者	市 6、町 2、地域協議会等 105、計 113 事業主体(平成 21、23 両年度) 17 道府県(平成 22 年度)
間接補助事業者(事業主体)	市 21、町 6、村 1、地域協議会 6、計 34 事業主体(平成 22 年度)
補助事業	経営体育成支援事業(新規就農者補助事業)(平成 22 年度は経営体育成交付金事業(新規就農者補助事業)、21 年度は新規就農定着促進事業)
補助事業の概要	地域における将来の担い手を育成し確保するために、都道府県から就農計画の認定を受けた認定就農者等による農業用機械の導入等について助成を行うもの
検査の対象とした 139 協議会等における事業費	13 億 9176 万余円(平成 21 年度～23 年度)
上記に対する国庫補助金等交付額	13 億 9176 万余円
自らの農業経営以外の職業に常勤で従事するなどして片手間に農業に従事するなどしていた助成対象者に係る事業費	2113 万余円(平成 21、22 両年度)
上記に係る国庫補助金等交付額(1)	2113 万円
自ら農業経営を行っているとは認められない親元就農者に係る事業費	1 億 0618 万余円(平成 21 年度～23 年度)

上記に係る国庫補助金等交付額(2)	1億0618万円
(1)及び(2)の純計	1億1940万円

(前掲395ページの「新規就農定着促進事業による助成が補助の対象とならないもの」及び前掲397ページの「新規就農定着促進事業等で導入した農業用機械等が補助の目的を達していなかったもの」参照)

【是正改善の処置を求めたものの全文】

新規就農者を対象とした助成事業の実施について

(平成26年10月30日付け 農林水産大臣宛て)

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。
記

1 新規就農者を対象とした助成事業の概要等

(1) 新規就農者を対象とした助成事業の概要

貴省は、新規就農者の経営の早期安定を図り、地域における将来の担い手を育成し確保することなどを目的として、平成21、22、23各年度に、新規就農定着促進事業実施要綱(平成21年21経営第791号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)等に基づき、新規就農定着促進事業等を実施している市町村、地域協議会等(以下「協議会等」という。)に対して、担い手育成・確保対策整備費補助金等の国庫補助金等計49億1638万余円(附帯事務費を除く。)を交付している。新規就農定着促進事業等は、事業実施主体である協議会等が、新規就農者による農業用機械の導入等について、当該農業用機械の導入等に要する費用(以下「助成対象事業費」という。)に2分の1を乗じて得た額又は400万円のいずれか少ない額を限度として助成を行うものである。

(注1) 新規就農定着促進事業等 新規就農定着促進事業(平成21年度)、経営体育成交付金事業(22年度。新規就農者補助事業に限る。)及び経営体育成支援事業(23年度。新規就農者補助事業に限る。)

(注2) 地域協議会 市町村、農業協同組合、農業委員会等を会員として、担い手育成総合支援協議会設置要領(平成17年16経営第8837号農林水産省経営局長通知)等に基づいて、都道府県の承認を受けた地域担い手育成総合支援協議会又は地域農業再生協議会

(2) 助成対象者の要件

実施要綱等によれば、新規就農定着促進事業等による助成の対象者(以下「助成対象者」という。)は、就農時における農業経営又は農業従事の態様に関する目標等を記載した就農計画を作成し、これを都道府県に提出して、当該都道府県の定める就農促進方針に照らすなどして、当該就農計画が適当である旨の認定を受けた者等(以下「認定就農者等」という。)とされている。

貴省は、認定就農者等は、将来の効率的かつ安定的な農業経営の担い手となることが見込まれる者であり、就農時あるいはその後においても、農業に専ら従事し、これにより必要な所得のおおむねを確保し得るような者を対象とすべきであることから、農業以外の職業に恒常的に従事し、片手間に農業に従事するような者は原則として対象にならないとしている。

また、貴省は、親の農業経営の下で農業に従事する者(以下「親元就農者」という。)が助成対象者と認められるためには、自らが経営責任を有する区分された部門(以下「責任部門」という。)を受け持ち、その責任部門の経営収支に関する帳簿を作成することと自己の預貯金口座を開設することなど(以下、これらを「預貯金口座の開設等」という。)により、責任部門と親の経営とを明確に区分(以下「経営区分」という。)する必要があるとしており、単に親の農業経営を手伝うような者や農業法人の雇用就農者は助成対象者にはならないとしている。

(3) 事業実施後のフォローアップ等

実施要綱等によれば、協議会等は、助成対象者の経営状況の把握及び経営発展に向けた取組に対するフォローアップ(以下、これらを合わせて「フォローアップ等」という。)に努めることとされている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性、有効性等の観点から、助成対象者が助成の要件を満たしているか、助成対象者の経営の早期安定が図られ事業の効果が発現しているかなどに^(注3)着眼して、29道府県管内に所在する139協議会等において、助成対象者計552名(21年度372名(助成対象事業費計19億9578万余円、助成金額計9億2467万余円)、22年度59名(助成対象事業費計3億4779万余円、助成金額計1億5781万余円)、23年度121名(助成対象事業費計6億4264万余円、助成金額計3億0926万余円))を対象として、実績報告書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注3) 29道府県 北海道、京都府、青森、秋田、山形、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川県、新潟、石川、長野、岐阜、三重、滋賀、兵庫、鳥取、島根、岡山、広島、山口、佐賀、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄各県

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 自らの農業経営以外の職業に常勤で従事するなどしているもの

前記助成対象者552名のうち7名(助成対象事業費計5676万余円、助成金額計2113万余円、国庫補助金等同額)は、会計実地検査の時点において、自らの農業経営以外の職業に常勤で従事していて片手間に農業に従事するなどしており、これらの者の中には既に離農して自ら農業経営を行っていない者がいるなどの状況が見受けられた。そして、協議会等におけるフォローアップ等では、このような状況について適切に把握し、必要な指導を行っているとは認められない状況となっていた。

<事例1>

助成対象者Aは、平成22年度に、コンバインを595万円(経営体育成交付金事業の助成対象事業費同額)で導入して、水稻の栽培による農業経営を開始するとして、B市から、助成金282万余円の支払を受けていた。そして、B市は、23年8月及び24年8月に、事業実施後のAの農業経営の状況を把握などするためのフォローアップ等を実施していた。

しかし、Aは、23年11月から25年11月までの間、県外に所在する民間会社に常勤で勤務しているなど、Aが自ら農業経営を行っているとは認められない状況となっていた。また、B

市が実施したフォローアップ等は、A 本人ではなく A の親との面談により行われており、A の農業経営の状況を把握するためには十分とは認められないものであった。

(2) 親元就農者が自ら農業経営を行っているとは認められないもの

前記のとおり、貴省は、親元就農者が助成対象者と認められるためには、責任部門を受け持った上で、経営区分をする必要があるとしている。これについて、貴省は、親元就農者であっても自らの責任で経営に係る判断を行い、その経営に係る収支を管理している場合、農業所得に係る確定申告を自ら行い独立して農業経営を行っている者(以下「独立自営就農者」という。)と同様に経営責任を有していると認められることから、新規就農定着促進事業等による助成の対象とするものであるとしている。

また、貴省は、親元就農者が、責任部門を受け持った上で経営区分をしていると認められるためには、預貯金口座の開設等が必要としている。しかし、預貯金口座の開設等のみでは、その責任部門が実体を伴っていることを確認できない。

そこで、前記の助成対象者 552 名から独立自営就農者 361 名を除いた親元就農者 191 名について、責任部門が実体を伴い、その上で経営区分がされているかを、①農業経営に係る売上等を管理する預貯金口座の名義に加えて、②農地の名義及び③資材、生産物等に係る取引の名義(以下、これらを「3 名義」という。)により確認した。

その結果、上記親元就農者 191 名のうち 46 名(助成対象事業費計 2 億 1789 万余円、助成金額計 1 億 0618 万余円、国庫補助金等同額)については、事業実施の翌年度末において、3 名義の全てが親の名義となっており、実体のある責任部門を受け持った上で経営区分をしていることを確認できず、自ら農業経営を行っているとは認められない状況となっていた。そして、協議会等におけるフォローアップ等では、このような状況について適切に把握し、必要な指導を行っているとは認められない状況となっていた。

<事例 2>

助成対象者 C は、平成 21 年度に、トラクター及び乗用管理機を計 797 万円(新規就農定着促進事業の助成対象事業費同額)で導入した際、就農計画において、親の農業経営の下で長いもなどの栽培を行う部門経営を開始するとして、D 市担い手育成総合支援協議会から、助成金 398 万余円の支払を受けていた。

しかし、実際には、C が部門経営しているとする農地の所有権等は親の名義であり、部門経営により栽培するとした長いもなどは全て親の名義で出荷され、それらの栽培に係る取引も全て親名義の口座で管理されているなど、C が実体のある責任部門を受け持った上で経営区分していることを確認できず、C が自ら農業経営を行っているとは認められない状況となっていた。

上記のとおり、助成対象者が自らの農業経営以外の職業に常勤で従事していて片手間に農業に従事していたり、親元就農者である助成対象者が自ら農業経営を行っているとは認められなかったりしているなどの状況は、農業に専ら従事し、これにより必要な所得のおおむねを確保し得るような者を助成対象者として、その経営の早期安定を図り、地域における将来の担い手を育成し確保するという新規就農定着促進事業等の目的に照らして、事業の効果が十分に発現していないと認められる。

(是正改善を必要とする事態)

助成対象者が自らの農業経営以外の職業に常勤で従事していて片手間に農業に従事してい

たり、親元就農者である助成対象者が自ら農業経営を行っているとは認められなかったりしているなどの事態は適切ではなく、是正改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア 貴省において、実施要綱等に、自らの農業経営以外の職業に常勤で従事していて片手間に農業に従事している者について、原則として助成の対象とならないことを明確に定めておらず、また、事業実施後のフォローアップ等の実施方法を具体的に定めていないこと
- イ 貴省において、実施要綱等に、親元就農者に対して助成する場合の要件を協議会等が十分に確認できるよう明確に定めておらず、また、事業実施後のフォローアップ等の実施方法を具体的に定めていないこと

3 本院が求める是正改善の処置

貴省は、意欲ある多様な農業経営が展開されるよう、幅広い人材の育成及び確保を推進することとしており、今後も新規就農者が経営を開始するに当たっての機械、施設等の整備への支援を講ずることとしている。

ついでには、貴省において、新規就農者を対象とした助成事業において、事業の効果が十分発現するよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

- ア 実施要綱等により、自らの農業経営以外の職業に常勤で従事していて片手間に農業に従事している者について、原則として助成の対象とならないことを明確にするとともに、事業実施後のフォローアップ等の実施方法を具体的に定めること
- イ 実施要綱等により、親元就農者に対して助成する場合に協議会等が確認する事項を明確にするとともに、事業実施後のフォローアップ等の実施方法を具体的に定めること

(2) 青年就農給付金事業の実施に当たり、青年就農給付金の給付に係る審査が適切に行われるよう是正改善の処置を求め、並びに経営給付金に係る経営開始時期を農業経営の実態に即して設定できるよう改善の処置を要求し及び経営給付金の給付額を新規就農者の総所得に応じた適切な額とするよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農業経営対策費
部 局 等	農林水産本省、7 農政局、沖縄総合事務局
補助の根拠	予算補助
補助事業者	27 道府県(うち事業主体 8 県)、全国農業会議所
間接補助事業者(事業主体)	市 79、町 22、村 4、法人 5、計 110 事業主体
補助事業	青年就農給付金事業
補助事業の概要	青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図り、青年就農者の大幅な増大を図るために、就農に向けて研修を受ける者や経営の不安定な就農初期段階の者に対して青年就農給付金を給付するもの
検査の対象とした 157 事業主体が給付した青年就農給付金の額	43 億 7887 万余円(平成 24、25 両年度)
上記に係る国庫補助金交付額	43 億 7887 万余円

失業等給付金と重複して給付されていた青年就農給付金の額	706 万余円(平成 24 年度)
上記に係る国庫補助金相当額(1)	706 万円
研修期間が1か月に満たない月を対象に給付されていた青年就農給付金の額	475 万円(平成 24 年度)
上記に係る国庫補助金相当額(2)	475 万円
農業経営の実態に即して経営開始時期を見直したことにより生じた給付見込総額の開差額	1 億 7625 万円
上記に係る国庫補助金相当額(3)	1 億 7625 万円
総所得が 100 万円以上の者に給付された経営給付金の額を総所得に応じた額としたことにより生じた開差額	9758 万余円(平成 24、25 両年度)
上記に係る国庫補助金相当額(4)	9758 万円
(1)から(4)までの純計	2 億 8192 万円

(前掲 394 ページの「青年就農給付金の給付要件を満たしていない者に給付するなどしていて補助の対象とならないもの」参照)

【是正改善の処置を求め並びに改善の処置を要求し及び意見を表示したものの全文】

青年就農給付金事業の実施について

(平成 26 年 10 月 30 日付け 農林水産大臣宛て)

標記について、下記のとおり、会計検査院法第 34 条の規定により是正改善の処置を求め、並びに同法第 36 条の規定により改善の処置を要求し及び意見を表示する。

記

1 事業の概要

(1) 青年就農給付金事業の概要

貴省は、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図り、青年就農者の大幅な増大を図るために、新規就農総合支援事業実施要綱(平成 24 年 23 経営第 3543 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)等に基づき、平成 24 年度から青年就農給付金事業を実施している。

貴省は、同事業を実施するために、24 年度は、事業主体である都道府県及び都道府県の青年農業者等育成センター(以下「都道府県等」という。)並びに市町村が給付した青年就

農給付金 80 億 9343 万余円に対して、同額の国庫補助金を交付している。また、25 年度は、全国農業会議所に国庫補助金を交付して資金(24 年度補正予算及び 25 年度予算による国庫補助金交付額計 328 億 6435 万余円)を造成させ、全国農業会議所は、これを取り崩して、事業主体である都道府県等及び市町村が給付した青年就農給付金に対して補助金を交付している。

青年就農給付金には、就農に向けて研修を受ける者(以下「研修生」という。)に対して給付する準備型の青年就農給付金(以下「準備給付金」という。)及び経営の不安定な就農初期段階の者(以下「新規就農者」という。)に対して給付する経営開始型の青年就農給付金(以下「経営給付金」という。)がある。

準備給付金は、事業主体である都道府県等が、就農に向けて必要な技術等を習得できると都道府県が認めた教育機関等で研修を受けていて、就農予定時の年齢が原則 45 歳未満で農業経営者となることに強い意欲を有している研修生に対して、年間 150 万円を最長 2 年間にわたり給付するものとなっている。

一方、経営給付金は、事業主体である市町村が、独立・自営就農時の年齢が原則 45 歳未満で農業経営者となることに強い意欲を有している新規就農者に対して、年間 150 万円(夫婦で農業経営を開始する場合は年間 225 万円)を最長 5 年間にわたり給付するものとなっている。

(2) 青年就農給付金の給付手続

青年就農給付金の給付手続は、次のとおりとなっている。

- ① 準備給付金の給付を受けようとする研修生は研修計画を、経営給付金の給付を受けようとする新規就農者は経営開始計画をそれぞれ作成し、事業主体に提出する。
- ② 事業主体は、提出された研修計画又は経営開始計画(以下、これらを合わせて「研修計画等」という。)の内容について審査し、審査の結果、給付要件を満たし、青年就農給付金を給付して支援する必要があると認めた場合は、当該計画を承認する。
- ③ ②の承認を受けた研修生又は新規就農者は、青年就農給付金の給付申請書を作成し、事業主体に青年就農給付金の給付を申請する。
- ④ 事業主体は、申請された給付申請書の内容が適当であると認めた場合は青年就農給付金を給付する。
- ⑤ 準備給付金の給付を受けた研修生は、6 か月ごとに研修状況報告書を、経営給付金の給付を受けた新規就農者は、給付期間内及び給付期間終了後 3 年間、毎年 1 月末及び 7 月末までにその直前の 6 か月の就農状況報告を、事業主体にそれぞれ提出する。
- ⑥ 事業主体は、教育機関等と協力し、研修計画に即して必要な技能の習得ができていないか研修の実施状況を確認し、又は、都道府県普及指導センター等の関係機関と協力し、経営開始計画に即して計画的な就農ができていないか実施状況を確認する。

(3) 青年就農給付金の給付要件等及びその確認方法

ア 重複受給禁止要件について

青年就農給付金の給付を受けようとする者は、原則として、生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないことが要件(以下、この要件を「重複受給禁止要件」という。)となっており、例えば、研修生が雇用保険による失業等給付金を受給している場合は重複受給禁止要件に反していることになる。

そして、事業主体は、研修計画等及び給付申請書により重複受給禁止要件に反していないことを確認することとなっている。

イ 研修期間等について

研修生は、研修期間がおおむね1年かつ研修時間がおおむね1,200時間以上である研修において、研修期間を通して就農に必要な技術や知識を研修することとなっている。そして、農業大学校等の教育機関で研修する場合、4月上旬の入学式から3月末まで研修を行い、研修時間がおおむね1,200時間以上であれば、年間150万円の給付を受けることができることとなっている。しかし、研修期間が1年に満たない場合などは、当該期間を月割にし、また、1か月に満たない期間がある場合は切り捨てて算出した額の準備給付金の給付を受けることができることとなっている。

そして、事業主体は、教育機関における研修期間がおおむね1年かつ研修時間がおおむね1,200時間以上であることなどについて、研修カリキュラムにより確認することとなっている。

ウ 経営開始時期について

経営給付金の給付期間は、最長5年間となっており、経営給付金の申請年度以前に経営を開始した者にあつては、経営開始後5年度目分まで給付されることとなっている。例えば、23年度に経営を開始した者が24年度に経営給付金の申請を行った場合は24年度から4年間経営給付金の給付を受けることができ、給付期間中に給付することが見込まれる総額(以下「給付見込総額」という。)は600万円(夫婦で経営を開始する場合は900万円)となる。また、経営開始時期は、農地の権利の取得時期を基本とするが、農業機械・施設の取得時期等との間に差がある場合は実態に応じて設定することとなっている。

そして、事業主体は、経営開始時期について、経営開始時期を証明する書類として経営開始計画に添付される農地等の経営資産の取得時期が分かる書類等により確認することとなっている。

エ 新規就農者の前年の総所得と経営給付金の給付額について

新規就農者の前年の総所得(農業経営開始後の所得に限り、経営給付金は除く。以下同じ。)が250万円以上であった場合、事業主体は経営給付金の給付を停止することとなっている。この要件において基準とされる250万円は、「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」(平成7年法律第2号)の規定に基づいて都道府県知事が作成する就農促進方針における目標となる所得水準の平均を基に定められたものとなっている。

一方、前年の総所得が250万円未満であれば、年間150万円(夫婦で農業経営を開始する場合は年間225万円)の経営給付金を給付できることとなっている。

そして、事業主体は、新規就農者の前年の総所得について、当該新規就農者が7月末までに提出する就農状況報告に添付される決算書、所得証明書等により確認することとなっている。

2 本院の検査結果

本院は、合规性、経済性等の観点から、青年就農給付金事業が適切に実施されているか、経営給付金の給付額は新規就農者の前年の総所得に応じた適切なものとなっているかなどに

(注)
着眼して、貴省本省、28都道府県の157事業主体において、24年度に採択した研修生1,119人に対して給付した準備給付金24年度計17億9150万円、24年度に採択した新規就農者1,097人に対して給付した経営給付金24年度計12億3406万余円、25年度計13億5331万余円、合計25億8737万余円を対象として、研修計画、経営開始計画等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注) 28都道府県 東京都、北海道、京都府、青森、秋田、山形、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟、石川、長野、岐阜、三重、滋賀、兵庫、鳥取、島根、岡山、広島、山口、佐賀、熊本、大分、沖縄各県

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等との重複受給の状況

前記の24年度に採択された研修生1,119人及び新規就農者1,097人の計2,216人のうち23年4月以降に前職を離職した599人について、青年就農給付金の給付期間中に生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受給していないか確認したところ、22人が失業等給付金を受給しており、失業等給付金と重複して給付されていた青年就農給付金の額は、計706万余円(国庫補助金相当額同額)となっていた。

そこで、上記の22人について、事業主体における重複受給禁止要件の確認状況をみると、実施要綱等に基づいて申請者の自己申告の内容を確認していたものの、失業等給付金の申請に必要となる離職票等の客観的な資料により確認していなかった。

(2) 教育機関における研修期間と準備給付金の給付期間の状況

前記の24年度に採択された研修生1,119人のうち、教育機関における研修が25年3月に終了した250人について、その研修の実施状況を確認したところ、168人については、卒業式が行われた3月上旬又は中旬から3月末までの間、教育機関における研修がほとんど行われていなかった。そして、事業主体は、このうち130人については、3月中の研修期間が1か月に満たないなどとして3月分を除いて準備給付金を給付していたが、残りの38人については、3月分も含めて準備給付金(38人に係る3月分の準備給付金計475万円、国庫補助金相当額同額)を給付していた。

そこで、上記の38人について、事業主体における研修期間の確認状況をみると、実施要綱等に基づいて研修カリキュラムにより科目ごとの年間履修時間等の確認を行っていたものの、3月に実施される卒業式から同月末までの間の研修予定を把握しておらず、準備給付金の給付期間に対応する研修期間を通して実際に研修が実施されることを確認していなかった。

(3) 経営給付金に係る経営開始時期の設定状況

経営給付金に係る経営開始時期の設定方法は、前記のとおり、農地の権利の取得時期を基本とするが、農業機械・施設の取得時期等との間に差がある場合は実態に応じて設定することとなっている。このため、経営開始時期について、実際の設定状況を確認したところ、農地の権利の取得時期としていたり、農地の権利と農業機械・施設の両方を取得した時期としていたりするなど、新規就農者によって、設定方法が区々となっていた。また、農地の権利の取得時期又は農業用機械・施設の取得時期より早い時期に取引を開始しているなど、既に経営を開始していると思料される者も見受けられた。

そこで、前記の24年度に採択された新規就農者1,097人の経営開始時期について、農地の権利の設定時期、農業機械・施設の取得時期、取引の開始時期等のうち、最も早い時期を経営開始時期とすることを基本として、各々の農業経営の実態に即して見直してみると、1,097人のうち108人は、経営開始計画における経営開始時期より前の年度に既に経営を開始していたと認められる状況となっていた。

したがって、上記の108人について、見直し後の経営開始時期により給付見込総額を試算すると計4億8000万円となり、当初の給付見込総額計6億5625万円との間で1億7625万円(国庫補助金相当額同額)の開差が生ずることとなる。

＜事例＞

新規就農者A(夫婦)は、平成23年3月に播種機を取得したため、経営開始時期を同年4月として、経営給付金の給付期間を24年7月から28年6月までの4年間(給付見込総額900万円)とする経営開始計画を事業主体であるB町に提出し、B町は、当該計画を審査して承認していた。

しかし、Aは、22年4月にトラクターを取得し、同年7月に本人名義で農作物の販売を開始していたため、同年4月には既に経営を開始していたと認められる。

したがって、Aについては、給付期間が4年から3年になることにより、給付見込総額は675万円となり、当初の給付見込総額900万円との間で225万円(国庫補助金相当額同額)の開差が生ずることとなる。

(4) 新規就農者の総所得と経営給付金の給付額の状況

前記の24年度に採択された新規就農者1,097人の23、24両年の総所得を所得証明書等により確認したところ、表のとおり、総所得が100万円未満の者が23年に987人、24年に919人いる一方、総所得が100万円以上の者が23年に110人、24年に178人(24年度の経営給付金1億2725万円、25年度の経営給付金2億1337万余円、計3億4062万余円)となっており、このうち総所得が200万円以上の者が23年に28人、24年に26人となっていた。

表 新規就農者の総所得の状況 (単位：人、千円)

総所得	平成23年		24年	
	受給者数	経営給付金	受給者数	経営給付金
100万円未満	987	1,106,812	919	1,139,937
100万円以上	110	127,250	178	213,375
うち200万円以上	28	34,500	26	33,000
計	1,097	1,234,062	1,097	1,353,312

経営給付金は、前記のとおり、前年の総所得が、250万円以上であれば給付が停止されることとなっているが、250万円未満であれば一律に年間150万円(夫婦で農業経営を開始する場合は年間225万円)が給付されることとなっている。

そして、前年の総所得が100万円以上の者は、総所得と経営給付金の合計額が250万円以上となり、前記の都道府県知事が作成する就農促進方針における目標となる所得水準の平均を基に定められた額を超えることとなる。

そこで、前年の総所得が100万円以上である前記の新規就農者(23年110人、24年178

人)について、経営給付金の上限給付額を150万円として、前年の総所得と経営給付金の合計額が最大で250万円となるように試算すると、給付額は24年度8223万余円、25年度1億6080万余円、計2億4304万余円となり、前記の経営給付金給付額3億4062万余円との間で9758万余円(国庫補助金相当額同額)の開差が生ずることとなる。

(是正改善及び改善を必要とする事態)

以上のように、重複受給禁止要件を客観的な資料によらずに本人からの自己申告のみにより確認することとしていて、重複受給禁止要件に反している者に青年就農給付金を給付していたり、準備給付金の給付期間に対応する研修期間を通して実際に研修が実施されることを確認することとしておらず、研修期間が1か月に満たない月に係る準備給付金を給付したりしている事態は適切ではなく、是正改善を図る必要があると認められる。また、経営開始時期が各々の農業経営の実態に即して設定されていない事態は適切ではなく、改善を図る必要があると認められる。さらに、前年の総所得が250万円未満であれば総所得の多寡にかかわらず給付額を一律にしている事態は適切ではなく、改善の必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、主として次のことなどによると認められる。

- ア 事業主体における青年就農給付金の給付に係る審査において、重複受給禁止要件を客観的な資料により確認したり、教育機関における研修状況を確認する際に、準備給付金の給付期間に対応する研修期間を通して実際に研修が実施されることを確認したりすることを実施要綱等に示していないこと
- イ 経営給付金における経営開始時期について、具体的な設定方法を実施要綱等に示していないこと
- ウ 経営給付金の給付額を新規就農者の総所得に応じた適切な額とすることについての検討が十分でないこと

3 本院が求める是正改善の処置並びに要求する改善の処置及び表示する意見

貴省は、青年就農者の大幅な増大を図るために、今後も青年就農給付金事業に要する経費に充てるため多額の国庫補助金を交付することとしている。

ついては、貴省において、青年就農給付金の給付に係る審査が事業主体において適切に行われるようにしたり、経営開始時期の設定が適切かつ統一的な方法により行われるようにしたり、経営給付金の給付額を新規就農者の総所得に応じた適切な額としたりするよう、次のとおり是正改善の処置を求め、並びに改善の処置を要求し及び意見を表示する。

- ア 実施要綱等において、事業主体が重複受給禁止要件の確認を行う際に、本人からの自己申告のみでなく、失業等給付金の申請に必要な離職票等の客観的な資料により確認するようになり、事業主体が教育機関における研修状況を確認する際に、準備給付金の給付期間に対応する研修期間を通して実際に研修が実施されることを確認するようになり、ことを具体的に示すこと(会計検査院法第34条による是正改善の処置を求めるもの)
- イ 実施要綱等において、経営給付金における経営開始時期を農業経営の実態に即して設定する方法を具体的に示すこと(同法第36条による改善の処置を要求するもの)
- ウ 経営給付金の給付額を新規就農者の総所得に応じた適切な額とするための基準を検討し、給付額を見直すこと(同法第36条による意見を表示するもの)

- (3) 経営所得安定対策等における交付金の交付対象面積の確認等が適切に実施されるよう、協議会における本地面積の算定根拠を明確なものとするなどの改善の処置を要求し、及び本地面積の定期的な確認及び園芸施設で作付けされる作物に対して産地交付金を交付する場合の交付対象面積の算定を適切に行う方法を実施要綱等に明示するなどの是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農業経営対策費
部 局 等	7 農政局
交付の根拠	予算補助
交付金事業の概要	農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持するために、販売農家等に対して、作付面積に応じて交付金を交付するもの
本地面積の算定根拠が明確でなく、管内全ての地区の畦畔率が平均畦畔率を下回っていた協議会数	41 協議会
上記の協議会において平均畦畔率を適用した場合に生ずる交付金交付額の開差額(1)	2億2735万円(平成24年度)
公的資料との照合が適切とは認められず、本地面積が適切に確認されていなかった協議会数	53 協議会
上記の協議会において抽出して検査したもののうち過大となっていた交付金交付額(2)	5096万円(平成24年度)
農地転用等の情報が反映されておらず、本地面積が適切に確認されていなかった協議会数	89 協議会
上記の協議会において過大となっていた交付金交付額(3)	1208万円(平成24年度)
園芸施設で作付けされた作物の本地面積等を交付対象面積としていた協議会数	135 協議会

上記の協議会において抽出して検査したもののうち過大となっていた交付金交付額(4)	7747 万円(平成 24 年度)
(1)から(4)までの純計	176 協議会 3 億 4565 万円

【改善の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文】

経営所得安定対策等における交付金の交付対象面積について

(平成 26 年 10 月 30 日付け 農林水産大臣宛て)

標記について、下記のとおり、会計検査院法第 36 条の規定により改善の処置を要求し、及び同法第 34 条の規定により是正改善の処置を求める。

記

1 農業者戸別所得補償制度における交付金の交付対象面積の概要

(1) 農業者戸別所得補償制度の概要

貴省は、農業者戸別所得補償制度実施要綱(平成 23 年 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)等に基づき、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持することを目的として、平成 23 年度から農業者戸別所得補償制度(25 年 5 月以降 26 年 3 月までは経営所得安定対策。26 年 4 月以降は経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金。^(注1)以下同じ。)を実施し、米の所得補償交付金(25 年 5 月以降は米の直接支払交付金で、29 年度までの時限措置。以下同じ。)、水田活用の所得補償交付金(25 年 5 月以降は水田活用の直接支払交付金。以下同じ。)(以下、米の所得補償交付金及び水田活用の所得補償交付金を合わせて「交付金」という。)等を交付している。

米の所得補償交付金は、販売農家等に対して、主食用米の作付面積から自家消費等分 10a を控除した交付対象面積に交付単価を乗ずるなどして算出した額を、また、水田活用の所得補償交付金は、主食用米を作付けしない水田に麦、大豆等の交付対象作物を作付けする販売農家等に対して、当該交付対象作物の作付面積を交付対象面積として、これに交付単価を乗ずるなどして算出した額を、それぞれ交付するものである。また、水田活用の所得補償交付金には、地域振興作物等の生産を支援するための助成を行う産地資金(26 年 4 月以降は産地交付金。以下同じ。)があり、都道府県等は、国から配分された資金枠の範囲内で、地域の実情に即して、交付対象作物、交付単価等の助成内容を定めることができることとなっている。

販売農家等の交付申請者は、交付金の交付申請に当たり、「農業者戸別所得補償制度の交付金に係る営農計画書」(以下「営農計画書」という。)等を地域農業再生協議会^(注2)(以下「協議会」という。)に提出することとなっている。営農計画書には、水田ごとに作付面積等を記載することとなっており、協議会は、当該作付面積を確認するなどした上で地域センター^(注3)等に報告し、地域センター等は、報告された作付面積を基に交付対象面積を算定することなどとなっている。

- (注1) 経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金 平成26年3月までは経営所得安定対策に水田活用の直接支払交付金が含まれていたが、26年4月以降は経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金が経営所得安定対策等とされた。
- (注2) 地域農業再生協議会 農業者戸別所得補償制度等を推進するために、原則として、市町村、農業協同組合、農業共済組合、農業委員会等を構成員として、市町村の区域を基本に組織された協議会
- (注3) 地域センター等 地方農政局又は北海道農政事務所の地域センター。ただし、地方農政局又は北海道農政事務所が所在する道府県のうち地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの管轄区域外の区域にあつては当該区域を管轄する地方農政局又は北海道農政事務所。また、沖縄県にあつては沖縄総合事務局

(2) 本地面積の確認方法

実施要綱等によれば、協議会は、上記作付面積の確認に加えて、営農計画書等を基に、交付金の交付対象となる水田を明確にした水田情報を整理することとされている。この整理において、交付対象となる水田の面積は、本地面積^(注4)であつて、畦畔等の作物の作付けが不可能な農地は含まないこととされている(以下、作付けが不可能な農地の面積を「畦畔面積」、本地面積と畦畔面積を合わせた水田全体の面積を「水田面積」という。)。そして、協議会は、交付対象となる水田について、その状況を適切に把握することとされており、本地面積については、次のいずれかの方法により、定期的に確認することとされている。

- ① 本地面積を実測する。
- ② 農作物共済の水稲共済細目書^(注5)、土地の登記簿等の公的資料に記載された面積と照合する。
- ③ ②の面積が本地面積であることが確認できない場合には、水田面積に占める畦畔面積の割合(以下「畦畔率」という。)を用いて畦畔面積を算出し、水田面積から畦畔面積を差し引くことにより本地面積を算出し、これと照合する。また、畦畔率については、協議会が交付対象となる水田から抽出した水田において実測して求めたり、貴省が公表している平均畦畔率^(注6)(以下「平均畦畔率」という。)を用いたりすることとされている。

(注4) 本地面積 作付けが可能な面積であり、本地面積の全てに作付けがなされる場合には、本地面積と交付対象面積は等しくなる。

(注5) 水稲共済細目書 農業共済組合等が、水稲等を対象作物とする農作物共済の加入者である農業者に対して、農作物共済引受面積等を記入して提出させるもの

(注6) 貴省が公表している平均畦畔率 水田面積及び本地面積から市町村ごとに算出可能なものであり、平成23年度の各都道府県における平均畦畔率は、2.27%から13.04%となっている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

24年度の米の所得補償交付金の交付総額は1552億余円、水田活用の所得補償交付金の交付総額は2223億余円、計3775億余円と多額に上っており、今後も継続して交付されることが見込まれる。

そこで、本院は、合規性、有効性等の観点から、交付対象面積の基本となる本地面積の算定根拠が明確なものとなっているか、交付対象面積の確認が実施要綱等に基づき適切に行われているかなどに着眼して、8農政局等管内の201協議会において、24年度に確認された交付対象面積延べ48,108,656aに係る米の所得補償交付金431億余円、水田活用の所得補償交付金516億余円、計948億余円を対象として、営農計画書、固定資産課税台帳等の書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注7) 8農政局等 北海道農政事務所、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州各農政局

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた(次の事態の間には重複しているものがある。)

(1) 本地面積の算定根拠が明確でない事態

本地面積については、協議会が、実施要綱上の確認方法に基づき、水田ごとの本地面積を実測したり、畦畔率を設定して水田面積から畦畔面積を差し引いたりするなどして算定している。

しかし、協議会における本地面積の算定方法についてみたところ、73協議会では、管内全ての地区に畦畔率を設定して畦畔面積を算定しているものの、実施要綱等に定められた確認方法に基づき畦畔率を適切に設定しているか根拠資料がないなどのため確認できず、本地面積の算定根拠が明確でなかった。そこで、協議会が設定している畦畔率について、実施要綱等に定められた畦畔率の設定方法の一つである平均畦畔率と比較したところ、41協議会では、管内全ての地区の畦畔率が当該協議会管内の平均畦畔率を下回っており、その差は0.13ポイントから12.50ポイントまでとなっていた。そして、これら41協議会の交付対象面積延べ6,721,564a(交付金交付額計129億3206万余円)について、平均畦畔率を適用した場合の交付対象面積等を試算すると、交付対象面積延べ6,593,395a、交付金相当額計127億0470万余円となり、上記の交付対象面積及び交付金交付額との間に128,168a及び2億2735万余円の開差が生ずることとなる。

<事例1>

あさぎり町地域農業再生協議会(熊本県球磨郡あさぎり町所在)では、管内の畦畔率を一律3.00%と設定し、これを基に本地面積を算定しており、平成24年度の交付対象面積は延べ350,967a、交付金交付額は10億2092万余円となっていた。

しかし、同協議会では畦畔率の設定に当たり、過去に実測を行ったとしているものの根拠資料は全く残っておらず、実施要綱等に定められた確認方法に基づき畦畔率を適切に設定しているか確認できなかった。そこで、同協議会管内の平均畦畔率である7.00%を適用して交付対象面積等を試算すると、交付対象面積延べ336,494a、交付金相当額9億7882万余円となり、上記の交付対象面積及び交付金交付額との間に14,472a及び4209万余円の開差が生ずることとなる。

(2) 公的資料との照合が適切とは認められず、本地面積が適切に確認されていない事態

前記のとおり、実施要綱等において、本地面積の確認方法の一つとして水稻共済細目書との照合が定められており、多くの協議会では、この方法が採られている。

しかし、ほとんどの場合、水稲共済細目書と交付金の交付申請に当たり提出される営農計画書とは複写式となっていて、両者には全く同じ情報が記載されていることから、実質的に本地面積を照合して確認するものとなっていない。また、農業共済組合等では、水稲共済細目書に記載された本地面積について確認していなかったり、水稲共済細目書において変更があった水田について目視による確認のみを行ったりして、水稲共済細目書においても本地面積が必ずしも適切に把握されているとは限らない。

そこで、水稲共済細目書以外の公的資料との照合が十分に実施されておらず、公的資料との照合が適切とは認められない 53 協議会において、交付金交付額の大きい上位 20 販売農家等の交付対象面積延べ 2,822,729a (交付金交付額計 59 億 3000 万余円) を抽出するなどして、固定資産課税台帳等に記載された確定測量済の水田面積と営農計画書の作付面積を比較したところ、作付面積が水田面積以上となっている水田が見受けられ、本地面積が適切に確認されていなかった。

これらの水田について、固定資産課税台帳等の水田面積に平均畦畔率を適用するなどした場合の交付対象面積等を試算すると、交付対象面積延べ 2,797,755a、交付金相当額計 58 億 7904 万余円となり、上記の交付対象面積及び交付金交付額はこれに比べて 24,973a 及び 5096 万余円過大となっていた。

(3) 農地転用等の情報が反映されておらず、本地面積が適切に確認されていない事態

農地が農地以外のものへ転用される場合等には、農業委員会を經由して都道府県知事の許可等が行われた後、土地の登記簿や固定資産課税台帳等の公的資料に転用後の減少した農地の面積が記載されることになる。

そこで、水田の転用等により水田面積が減少した場合に、本地面積にその減少が反映されているかについて、農業委員会からの情報を基にするなどしてみたところ、89 協議会では、土地の登記簿等との照合を十分に行っていなかったことなどにより、水田面積の減少が本地面積に反映されておらず、本地面積が適切に確認されていなかった。そして、これらの水田について、土地の登記簿等における水田面積に協議会が設定した畦畔率等を適用した場合の交付対象面積等を試算すると、実際の交付対象面積及び交付金交付額は、5,954a 及び 1208 万余円過大となっていた。

(4) 園芸施設で作付けされる作物に対して産地資金を交付する際に本地面積等を交付対象面積としている事態

水田活用の所得補償交付金のうち産地資金の交付対象となる野菜や果樹等の作物には、ビニールハウス等の園芸施設で作付けされるものがあり、その場合においても、作付面積を交付対象面積とすることとなっている。しかし、営農計画書上では、園芸施設で作付けされていることやその場合の作付面積となる園芸施設の設置面積等が明らかではない場合がある。そこで、園芸施設で作付けされる作物に対して産地資金を交付している 147 協議会(交付金交付額計 6 億 1996 万余円)についてみたところ、12 協議会では、園芸施設の設置面積等を交付対象面積としていたが、135 協議会では、通常、本地面積の全てに園芸施設が設置されることはないのに、園芸施設の設置面積等を把握せずに本地面積等を交付対象面積としていた。

そして、135 協議会において、園芸施設で作付けされる作物のうち作付面積が最も大きい 1 作物等に係る交付対象面積計 249,120a、交付金交付額計 2 億 9627 万余円を抽出した

上で、これについて園芸施設の設置面積等を交付対象面積として試算すると、交付対象面積計 187,777a、交付金相当額計 2 億 1879 万余円となり、上記の交付対象面積及び交付金交付額はこれに比べて 61,342a 及び 7747 万余円過大となっていた。

＜事例 2＞

真岡市農業再生協議会(栃木県真岡市所在)では、いちごなどを産地資金の交付対象作物としている。そして、同協議会管内においては、交付対象となるいちごは全てビニールハウス等の園芸施設で作付けされている。

しかし、同協議会では園芸施設の設置面積を確認しておらず、本地面積等を交付対象面積としていた。そこで、平成 24 年度のいちごに係る交付対象面積 36,459a、交付金交付額 3281 万余円について、園芸施設の設置面積を交付対象面積として試算すると、交付対象面積 18,840a、交付金相当額 1689 万余円となり、上記の交付対象面積及び交付金交付額はこれに比べて 17,618a 及び 1591 万余円過大となっていた。

(改善及び是正改善を必要とする事態)

(1)のとおり、本地面積の算定の根拠が明確でない事態は適切ではなく、改善を図る要があると認められる。また、(2)及び(3)のとおり、本地面積が適切に確認されていなかったり、(4)のとおり、園芸施設で作付けされる作物に対して産地資金を交付する際に本地面積等を交付対象面積としたりしている事態は適切ではなく、是正改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア 協議会において、公的資料との定期的な照合等の本地面積の適切な確認の実施に対する理解が十分でないこと
- イ 地域センター等において、協議会における公的資料との定期的な照合等の本地面積の適切な確認の実施のための指導が十分でないこと
- ウ 貴省において、
 - (ア) 実施要綱等に、協議会は本地面積の算定根拠を資料等により明確なものとするよう明示していないこと
 - (イ) 実施要綱等に、公的資料のうち水稻共済細目書との照合のみによる場合には、他の公的資料との照合も併せて行うよう明示していないこと
 - (ウ) 実施要綱等に、産地資金の交付に当たり、園芸施設で作付けされる作物に係る交付対象面積の適切な算定方法を明示していないこと

3 本院が要求する改善の処置及び求める是正改善の処置

貴省は、26 年度以降も引き続き経営所得安定対策等を実施することとしている。

ついては、貴省において、交付対象面積の確認等が適切に実施されるよう、次のとおり改善の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

- ア 実施要綱等により、協議会において本地面積の算定根拠を資料等により明確なものとするを明示するとともに、地域センター等に対して、実施要綱等により明示した内容について協議会への周知徹底を図るよう指示すること(会計検査院法第 36 条による改善の処置を要求するもの)
- イ 実施要綱等により、本地面積の定期的な確認方法として、水稻共済細目書との照合による場合には、他の公的資料との照合も併せて行う必要があることを明示すること(同法第

34条による是正改善の処置を求めるもの)

ウ 実施要綱等により、園芸施設で作付けされる作物に対して産地交付金を交付する場合の交付対象面積は園芸施設の設置面積等とするなどの適切な算定方法を明示すること(同法第34条による是正改善の処置を求めるもの)

エ 地域センター等に対して、イ及びウの内容並びに農地転用等の情報が反映された公的資料との定期的な照合等の本地面積の適切な確認の実施について協議会に対する周知徹底を図るよう指示すること(同法第34条による是正改善の処置を求めるもの)

- (4) レクリエーションの森について、関係通知等に従って管理経営を計画的かつ適切に行ったり、リフレッシュ対策を効率的かつ効果的に行ったり、無償の貸付等の有償化に向けた継続的な折衝を行う体制を整備したりするよう改善の処置を要求し、及びレクリエーションの森の施設の用に供する国有林野の貸付等を関係法令等に従って適正に行うよう是正改善の処置を求めたもの

部 局 等	林野本庁、7 森林管理局、95 森林管理署、13 森林管理署支署、7 森林管理事務所
国有財産の分類	一般会計所属 (分類)行政財産 (種類)森林経営用財産
レクリエーションの森の概要	国有林野のうち、自然景観等の現況及び将来の見通し、地域の要請等を勘案して、国民の保健・文化・教育的利用に供する施設又は森林の整備を特に積極的に行うことが適当であるとして選定されたもの
レクリエーションの森の箇所数及び面積	1,080 か所 387,659.3ha(平成 25 年度末)
上記に係る国有財産台帳価格相当額	697 億 9116 万円(背景金額)

【改善の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文】

レクリエーションの森における管理経営及び国有林野の貸付等について

(平成 26 年 10 月 21 日付け 林野庁長官宛て)

標記について、下記のとおり、会計検査院法第 36 条の規定により改善の処置を要求し、及び同法第 34 条の規定により是正改善の処置を求める。

記

1 制度の概要

(1) レクリエーションの森の概要

貴庁は、国有林野事業の一環として、自然景観等の現況及び将来の見通し、地域の要請等を勘案して、国民の保健・文化・教育的利用に供する施設又は森林の整備を特に積極的に行うことが適当と認められる国有林野を「レクリエーションの森」(以下「レク森」という。)として選定しており、選定されたレク森は、平成 25 年度末時点で 1,080 か所 387,659.3ha となっている。そして、貴庁は、レク森において、遊歩道等の施設の整備等を行うなどして、これらを国民の保健休養の用に供しているほか、地元地方公共団体等から、国有林野を遊歩道等の施設の用に供する旨の申請を受けるなどした場合には、当該国

有林野の使用許可又は貸付け(以下「貸付等」という。)を行っている。

(2) レク森の管理経営に係る方針

森林管理局長は、国有林野をレク森として選定した場合には、「レクリエーションの森の管理経営について」(昭和48年48林野管第173号林野庁長官通知。24年12月改正。以下「管理経営通知」という。)等に基づき、国有林野を計画的かつ適切に国民の保健休養の用に供するために、それぞれのレク森について、施設の設置その他国有林野の利用に関する具体的な方針を定めた管理経営方針書(以下「方針書」という。)を速やかに作成することとなっている。そして、森林管理局長は、施設の整備状況を年度ごとに把握して、毎年度末に当該年度の整備状況を方針書に整理追記したり、レクリエーション需要の動向等に変動があった場合には、方針書に記載された利用に関する具体的な方針を変更したりすることなどとなっている。

(3) レク森のリフレッシュ対策

昭和48年にレク森の制度が創設されてから相当期間が経過し利用者の需要動向等が大きく変化したことなどから、貴庁は、「レクリエーションの森」のリフレッシュ対策の実施について」(平成17年17林国業第13号林野庁長官通知。平成24年12月改正。以下「リフレッシュ通知」という。)等を発している。これらによれば、それまでの量的充足を重視する在り方から、利用者の需要動向等に即した質的向上を重視する在り方へと管理経営の方針の転換を図ることとして、選定したレク森について、廃止を含めた区域の変更、統合等の設定の見直しを行うとともに、レク森の景観対策や施設の整備等の質的向上を図るための取組を推進することとされている(以下、これらを合わせて「リフレッシュ対策」という。)

そして、リフレッシュ対策として、森林管理局長は、全てのレク森を対象に設定の見直しを行うこととなっており、その利用が著しく低位で設定を継続する必要性が低いと認められる場合には、原則として当該レク森を廃止するなどとなっている。なお、レク森の数は、17年4月1日時点の1,253か所から25年度末時点には1,080か所に減少している。また、リフレッシュ通知の発出に合わせて管理経営通知が改正され、これにより、レク森における利用者の推移等の需要動向等を予測し、重点的に推進すべき施策等の質的向上を図るための取組を方針書に記載することとなっている。

(4) 国有林野の貸付等

国有林野の貸付等を行う場合の取扱いについては、国有林野の管理経営に関する法律(昭和26年法律第246号。24年6月改正。以下「管理経営法」という。)、国有林野管理規程(昭和36年農林省訓令第25号。25年3月改正)、「国有林野の貸付け等の取扱いについて」(昭和54年54林野管第96号林野庁長官通知。25年3月改正。以下「貸付等取扱通知」という。)等により定められている(以下、これらの法令及び貸付等取扱通知等を合わせて「国有林野管理法令等」という。)

レク森における国有林野の貸付等は、国有林野管理法令等によれば、地方公共団体が営利を目的とせずに設置する道路、遊歩道、公衆便所等の用に供する場合を除いて、原則として、有償の貸付等の手続によることとされている。また、貴庁は、15年5月の貸付等取扱通知の改正において、無償の貸付等の対象とすることができる用途から駐車場(道路の附属物を除く。)や休憩所等を除外するなどの見直しを行うとともに、経過措置として、

15年5月31日時点で無償で貸し付けるなどしているものが、当該改正により無償の貸付等の対象に該当しなくなった場合には、有償化に向けた継続的な折衝を行うよう努め、その折衝期間中は従前の例によることができるとし、その後の貸付等取扱通知の改正においても同様の取扱いとしている。

2 本院の検査結果

(検査の観点及び着眼点)

国有林野の管理経営の方針が10年に林産物の供給に重点を置いたものから公益的機能の維持増進を旨とするものへと転換されて以降、レク森の活用を推進することは、管理経営法の規定に基づいて策定された国有林野の管理経営に関する基本計画における保健、レクリエーション及び文化機能を担う施策の一つとなっているところである。

そこで、本院は、合规性、効率性、有効性等の観点から、レク森において、管理経営通知等に従って管理経営が計画的かつ適切に行われているか、設定の見直しや質的向上を図るための取組等が効率的かつ効果的に行われているか、レク森の施設の用に供する国有林野の貸付等は、国有林野管理法等に従って適正に行われているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

検査に当たっては、25年度末時点でレク森に選定されている1,080か所387,659.3ha(国有財産台帳価格相当額^(注1)697億9116万余円)を対象として、貴庁から調書の提出を受け、その内容を分析するとともに、上記1,080か所のうち、119か所63,886.2haについては、7森林管理局^(注2)及び37森林管理署等^(注3)において、方針書、国有林野貸付使用・共用林野台帳等の書類により会計実地検査を行った。

(注1) 国有財産台帳価格相当額 本院において、森林管理署等ごとの森林経営用財産に係る土地の国有財産台帳価格を森林管理署等が管轄している面積で除した1㎡当たりの単価にレク森の面積を乗じることにより算出した額

(注2) 7森林管理局 北海道、東北、関東、中部、近畿中国、四国、九州各森林管理局

(注3) 37森林管理署等 上川北部、上川南部、網走中部、根釧東部、十勝東部、渡島、三八上北、岩手北部、盛岡、宮城北部、庄内、塩那、利根沼田、東京神奈川、静岡、北信、中信、東信、南信、木曾、飛騨、石川、福井、滋賀、徳島、愛媛、嶺北、福岡、佐賀、熊本、大分西部、屋久島各森林管理署、最上、都城両森林管理署支署、山梨、愛知、京都大阪各森林管理事務所

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) リフレッシュ対策の実施等

ア 方針書の作成等

レク森1,080か所のうち、レク森の選定時から方針書が作成されていないままとなっているレク森が16か所見受けられた。また、方針書が作成されているレク森1,064か所のうち、リフレッシュ通知の発出以降も方針書が変更されず、同通知に従った重点的に推進すべき施策等が記載されていないレク森が490か所見受けられた。そして、これらの中には、レク森の選定時に作成された方針書が一度も変更されないままとなっているレク森も126か所見受けられた。

また、方針書が作成されているレク森 1,064 か所のうち、各森林管理局が適時適切にレク森の実態を把握していなかったことなどから、①現状では設置されていない施設が方針書に記載されたままとなっているレク森が 308 か所、②方針書に記載されていない施設の貸付等が行われているレク森が 97 か所見受けられた(表 1 参照)。

表 1 方針書の作成、変更等の状況 (単位：箇所)

森林管理局名	作成										計		未作成
	リフレッシュ通知の発出以降に変更又は作成が行われているレク森注(1)			リフレッシュ通知の発出以降も変更が行われていないレク森			うちレク森選定以降一度も変更されていないレク森						
	①に該当	②に該当		①に該当	②に該当		①に該当	②に該当		①に該当	②に該当		
北海道森林管理局	125	21	5	118	32	8	0	0	0	243	53	13	1
東北森林管理局	9	5	0	186	58	3	35	12	1	195	63	3	5
関東森林管理局	102	40	20	168	54	26	87	22	12	270	94	46	10
中部森林管理局	133	34	9	0	0	0	0	0	0	133	34	9	0
近畿中国森林管理局	128	15	15	1	0	0	0	0	0	129	15	15	0
四国森林管理局	49	27	3	0	0	0	0	0	0	49	27	3	0
九州森林管理局	28	11	3	17	11	5	4	4	3	45	22	8	0
計	574	153	55	490	155	42	126	38	16	1,064	308	97	16

注(1) 1か所のレク森に対して、複数の森林管理署等が管轄しているため、複数の方針書が作成されている場合は、全ての方針書についてリフレッシュ通知の発出以降に変更が行われているもののみ合めている。

注(2) ①は現状では設置されていない施設が方針書に記載されたままとなっているレク森、②は方針書に記載されていない施設の貸付等が行われているレク森である。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例 1>

東北森林管理局下北森林管理署管内の恐山・薬研自然観察教育林の管理経営方針書は、昭和 55 年に作成されており、既設の施設及び今後整備する計画となっている施設の計 23 施設(17.6ha)が記載されるなどしていた。

しかし、これら 23 施設のうち、4 施設(1.0ha)が既に廃止されていたり、8 施設(4.6ha)が実際には整備されていなかったりしているのに、同方針書は、この実態に即して変更されおらず、平成 25 年度末時点においても、記載内容が昭和 55 年の作成時と全く同じとなっていた。

イ レク森の設定の見直し

レク森 1,080 か所のうち、リフレッシュ通知の発出以降に方針書が作成された 9 か所を除く 1,071 か所の設定の見直しの状況についてみると、関係資料が残されていないなどのため、設定の見直しを行ったことが確認できないレク森が 259 か所見受けられた。また、上記のレク森 1,071 か所における利用者数をみると、多くのレク森については利用者数が把握されていない状況となっているが、利用者数が把握されているレク森のう

ち、25年度において、レクリエーション目的の利用者がいないレク森が14か所見受けられた。そして、これらの中には、レク森の主たる施設であるスキー場等が営業休止となるなど、現状のままでは設定を見直す必要があると認められるレク森が7か所見受けられた(表2参照)。

表2 現状のままでは設定を見直す必要があると認められるレク森

森林管理局名	レク森の名称	利用者がいない期間	利用者がいない理由	設定の見直し	
				実施時期	結果
東北森林管理局	赤倉スキー場野外スポーツ地域	平成12年度～	主たる施設であるスキー場のゲレンデ敷として貸し付けていた国有林野の売却	実施が確認できない	
	鳴子野外スポーツ地域	14年度～	主たる施設であるスキー場の閉鎖	実施が確認できない	
	志津スキー場野外スポーツ地域	7年度～	主たる施設であるスキー場の営業休止	実施が確認できない	
関東森林管理局	石津スポーツ林野外スポーツ地域	23年度～	主たる施設であるセミナーハウスの廃止	19年	現状維持
	表万座スキー場野外スポーツ地域	23年度～	主たる施設であるスキー場の営業休止	19年	現状維持
	三宅島森林スポーツ林	12年度～	自然災害の発生に伴う森林の枯死等	18年	区域縮小
中部森林管理局	スケガ谷風致探勝林	18年度～	主たる施設であるキャンプ場の営業休止	23年	現状維持

ウ レク森の質的向上を図るための取組等

上記のレク森1,071か所のうち、重点的に推進すべき施策等が方針書に記載されておらず、質的向上を図るための取組が行われていないレク森が754か所見受けられた。

また、何らかの施策等が方針書に記載されているレク森317か所の質的向上を図るための取組の実施状況についてみると、方針書に記載されたレク森の景観対策や施設の整備等の施策等に係る取組の一部を実施していないレク森が138か所見受けられた。さらに、レク森の利用者数等を地元地方公共団体等に聴取するなどして需要動向等を把握した上で施策等を策定していたレク森は63か所にとどまっており、多くのレク森で需要動向等の把握を行わないまま施策等の策定が行われていた。

(2) レク森の施設の用に供している国有林野の貸付等

貴庁が25年4月1日時点でレク森の施設の用に供している国有林野の有償の貸付等は2,491件79,838,377㎡、無償の貸付等は2,865件16,390,500.6㎡となっている。

そこで、レク森の施設の用に供している国有林野の貸付等についてみたところ、次のような事態が見受けられた。

ア 国有林野管理法令等に従って貸付等が行われていない事態

国有林野管理法令等において、無償の貸付等の対象とはされていないにもかかわらず無償の貸付等を行っていたものが100件494,650.2㎡、また、貸付等の手続を行うことなく、無償で国有林野を使用させていたものが11件54,902.4㎡見受けられた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例2＞

関東森林管理局利根沼田森林管理署は、同署管内の武尊自然休養林において、みなかみ町に対して、平成25年度末時点で、キャンプ場敷として1件9,402㎡の国有林野を無償で貸し付けている。

しかし、キャンプ場敷は、国有林野の管理経営に関する法律等において、無償の貸付けの対象とはされていない用途であった。

イ 有償化に向けた継続的な折衝等が行われていない事態

15年5月の貸付等取扱通知の改正から約10年が経過しているが、依然として583件2,480,464.5㎡が経過措置の対象となっている。

上記583件のうち、508件2,240,168.5㎡については、各森林管理署等において、当該貸付等は経過措置の対象に該当しないと独自に判断するなどして、有償化に向けた折衝が行われていなかった。

また、各森林管理署等において、有償化に向けた折衝を行ったとしている75件240,296㎡の貸付等のうち、25年3月から26年3月までの間に有償化の協議が整った23件17,667㎡を除いた52件について、折衝の状況を確認したところ、複数回の折衝を行った事実を書面の記録により確認できたものは1件22,962㎡となっており、これ以外の経緯については不明となっていた。

(改善及び是正改善を必要とする事態)

管理経営通知等に従ってレク森の管理経営が計画的かつ適切に行われていない事態、リフレッシュ対策の実施について、設定の見直しが十分に行われていなかったり、質的向上を図るための取組等が行われていなかったりしている事態は、いずれも適切ではなく、改善を図る必要があると認められる。

また、国有林野の貸付等が国有林野管理法令等に従って適正に行われていない事態は適切ではなく、是正改善を図る必要があると認められる。

さらに、経過措置の対象としている無償の貸付等について、有償化に向けた継続的な折衝等を行っていない事態は適切ではなく、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のようなことなどによると認められる。

- ア 各森林管理局及び各森林管理署等において、管理経営通知等に従ってレク森の管理経営を計画的かつ適切に行うことに対する理解が十分でないこと
- イ 各森林管理局において、全てのレク森を対象に廃止を含めた設定の見直しを行った上で、質的向上を図るための取組を行うことに対する理解が十分でないこと、また、貴庁において、管理経営通知でレク森の需要動向等を把握するとしているのみで、その具体的な方法を各森林管理局に示していないこと
- ウ 各森林管理署等において、国有林野管理法令等に従って、適正に国有林野の貸付等を行うことについての認識が欠けていること
- エ 貴庁において、経過措置の対象となる無償の貸付等について、具体的な判断基準や有償化に関する手続等を明確に示していないなど、有償化に向けた継続的な折衝を行う体制を十分に整備していないこと、また、各森林管理署等において、経過措置の対象を独自に判

断するなどしていたり、有償化に向けた折衝の経緯が不明となっていたりして、貸付等の有償化に向けた取組が十分でないこと

3 本院が要求する改善の処置及び求める是正改善の処置

前記のとおり、貴庁が選定しているレク森の数は、25年度末時点において1,080か所に上っている。したがって、レク森の管理経営を計画的かつ適切に行ったり、国有林野の貸付等を適正に行ったりすることはもとより、限られた人員で利用者の需要動向等に即した質的向上を図っていくためには、リフレッシュ対策を効率的かつ効果的に行う必要がある。

ついては、貴庁において、レク森の管理経営等が適切に行われるよう、次のとおり改善の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

- ア 各森林管理局に対して、レク森の現況に合わせて速やかに方針書を作成又は変更するよう指導を徹底するとともに、レク森の現況を適時適切に各森林管理署等から各森林管理局に報告させるための手続を定めること、また、各森林管理局及び各森林管理署等に対して、方針書に従ってレク森の管理経営を計画的かつ適切に行うよう、指導を徹底すること（会計検査院法第36条による改善の処置を要求するもの）
- イ 各森林管理局に対して、再度、全てのレク森を対象に廃止を含めた設定の見直しを行わせるとともに、レク森の需要動向等を把握した上で、質的向上を図るための具体的な取組を方針書に明記し、方針書に従ってレク森の管理経営を計画的かつ適切に行うよう指導を徹底すること、また、需要動向等の把握に当たっては、その具体的な方法について検討の上、各森林管理局に示すこと（同法第36条による改善の処置を要求するもの）
- ウ 各森林管理署等に対して、レク森の施設の用に供する国有林野の貸付等を、国有林野管理法等に従って適正に行うよう指導を徹底すること（同法第34条による是正改善の処置を求めるもの）
- エ 経過措置の対象となる無償の貸付等について、具体的な判断基準や手続等を明確に定めた通知を発するなどして、有償化に向けた継続的な折衝を行う体制を整備すること、また、各森林管理署等に対して、経過措置の対象を貴庁が発する通知に基づき適切に判断したり、有償化に向けた折衝の結果及び有償化できなかった理由を書面で記録し保存を図ったりするよう指導を徹底すること（同法第36条による改善の処置を要求するもの）

(5) 水産庁が所管する政府開発援助の実施に当たり、援助の効果が十分に発現するなどするよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計	(組織)水産庁	(項)食料安全保障確立対策費(平成20年度から22年度までは(項)国際漁業協力推進費、18、19両年度は(項)水産業振興費)
部局等	水産庁		
補助の根拠	予算補助		
補助事業者(事業主体)	公益財団法人海外漁業協力財団(平成24年3月31日以前は財団法人海外漁業協力財団)		
補助事業	国際漁業振興協力事業		

国際漁業振興協力事業の概要	我が国漁業の海外漁場の確保と海外漁業協力を一体的に推進するために、我が国と入漁関係にある開発途上国において民間団体が行う資機材の供与や専門家の派遣等の援助に要する経費の補助等を行うもの	
事業数及び事業費	118 事業	60 億 2597 万余円(平成 18 年度～24 年度)
上記に対する国庫補助金額		45 億 0040 万余円
援助の効果が十分に発現していなかった事業数及び事業費	7 事業	4999 万余円(平成 18 年度～22 年度)
上記に対する国庫補助金相当額(1)		3742 万円
資機材等についての現状報告を受ける対象となっていなかった事業数及び事業費	35 事業	4 億 8415 万余円(平成 18 年度～24 年度)
上記に対する国庫補助金相当額(2)		3 億 6251 万円
(1)及び(2)の純計	37 事業	3 億 8131 万円(背景金額)
付加価値税を財団が負担していた事業数及び付加価値税相当額	8 事業	435 万余円(平成 20 年度～22 年度、24 年度)
上記に対する国庫補助金相当額		323 万円

【意見を表示したものの全文】

水産庁所管の政府開発援助の実施について

(平成 26 年 9 月 24 日付け 水産庁長官宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 水産庁所管の政府開発援助の概要

(1) 水産庁所管の政府開発援助の概要

貴庁は、我が国の政府開発援助の一環として、我が国漁業の海外漁場の確保と水産資源の持続的利用の推進により総合的な食料安全保障の確立を図ることを目的として、国際漁業振興協力事業を実施している。

国際漁業振興協力事業は、貴庁が制定した国際漁業振興協力事業実施要領(昭和 48 年 48 水生第 3146 号)等に基づき、我が国が、排他的経済水域内で漁業を行うなどの入漁関係にある開発途上国(以下「相手国」という。)の水産業の開発、振興等を図るために、資機材の供与や専門家の派遣等の援助を行うものである。そして、貴庁は、国際漁業振興協力事業の実施に当たり、公益財団法人海外漁業協力財団(平成 24 年 3 月 31 日以前は財団法人海外漁業協力財団。以下「財団」という。)等に対して、18 年度から 24 年度までの間に、財団

等が実施している援助に要する経費について国庫補助金等を交付している(事業費計 91 億 7257 万余円、国庫補助金等計 67 億 7170 万余円)。

(2) 財団が行う援助の概要

貴庁から国庫補助金の交付を受けた財団は、大洋州、アフリカ、中南米等の各地域において、相手国内の水産施設等の持続的な有効利用等を図るために、これらの施設の修理や資機材の供与等の援助を行っている。そして、上記援助の実施に当たり、財団は、援助の実施前に相手国に専門家を派遣し、相手国側が援助実施後も運営経費を継続して負担できることを確認等するための事前調査を行った上で、援助の対象となる案件を選定して、相手国の政府機関等(以下「相手国実施機関」という。)との間で覚書を締結している。

また、上記各地域のうち大洋州地域における我が国と入漁関係にある全ての国について、財団は、毎年度援助を行っていることなどから、相手国と連絡調整を密にしつつ現地のニーズに応じるために、フィジー共和国(以下「フィジー」という。)及びミクロネシア連邦の2か国に事務所等を設置している。そして、財団は、大洋州地域の相手国との間で、翌年度の援助要請案件に関する協議を行うために、毎年10月頃に相手国実施機関の局長級の責任者をフィジー事務所に招集して協議会を開催し、この協議会において協議された案件について、上記の事前調査を実施している。

なお、大洋州地域以外の地域について、財団は、事務所等を設置していない。

(3) 本院の国会からの検査要請事項に関する報告を踏まえて、財団が執った措置の概要

本院は、20年1月に参議院から、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省の政府開発援助に関する検査の要請を受けて、同年10月にその検査結果を報告している。この報告において、国際漁業振興協力事業として財団が相手国に専門家の派遣や資機材の供与等を行った援助の効果について、相手国側の事情による部分が大きいものの、資機材等が供与後に十分利用されていないなどしている事態が見受けられたことから、専門家の帰国後も事業等が自立的に発展していけるよう、また、供与した資機材等が有効に利用されるよう、相手国の実情に応じた指導又は事業の実施に一層努める必要があるなどとする所見を記載している。

上記の報告を踏まえて、財団は、援助の効果が持続的に発現するよう、援助実施後の状況や供与した資機材の使用状況等を効果的に把握し、問題点を議論するための機会を設ける必要があるとして、20年11月、大洋州地域において、相手国実施機関との間で援助の状況を把握等するための事業フォローアップ協議会をフィジー事務所に設置した。そして、財団は、同地域において供与した資機材等のうち、取得価格50万円以上、かつ、事業終了後5年を経過していない資機材等のリスト(以下「資機材リスト」という。)を作成し、これに記載された資機材等については、事業フォローアップ協議会において相手国実施機関から個別に資機材等の現状についての報告を受け、問題があると財団が判断した場合にはその改善方法等について話し合うなどのフォローアップを行うことにした。

(4) 現地で調達する資機材等に賦課される付加価値税の概要

援助の実施に当たり、相手国内において、財団が供与する資機材等の物品や施設の修理等の役務を調達する(以下、相手国内で調達された資機材等の物品や修理等の役務を合わせて「現地調達資機材等」という。)際には、相手国実施機関との間で締結した覚書により、現地調達資機材等に係る付加価値税を、相手国が免除又は負担する場合がある。

2 本院の検査及び現地調査の結果

(検査及び現地調査の観点及び着眼点)

本院は、国際漁業振興協力事業について、経済性、有効性等の観点から、財団が相手国内において修理等した施設等は援助実施後においても十分に利用されているか、フォローアップを適時適切に行っているか、相手国による付加価値税の免除等は適切に行われているかなどに着眼して、検査及び現地調査を実施した。

(検査及び現地調査の対象及び方法)

本院は、貴庁及び財団において、国際漁業振興協力事業のうち、18年度から24年度までの間に、^(注1)26か国で実施された118事業(事業費計60億2597万余円、国庫補助金計45億0040万余円)について、補助金実績報告書その他の関連書類を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

さらに、援助の効果が十分に発現しているかなどを確認するために、^(注2)5か国において、18年度から23年度までの間に実施された24事業(事業費計10億5446万余円、国庫補助金計7億8840万余円)について、貴庁及び財団の職員の立会いの下に相手国の協力が得られた範囲内で、相手国実施機関から説明を受けたり、事業現場の状況を確認したりして現地調査を実施した。

(注1) 26か国 ブラジル、カーボヴェルデ、チリ、中国、エクアドル、赤道ギニア、フィジー、ガボン、インドネシア、キリバス、マダガスカル、マーシャル、モーリタニア、モーリシャス、ミクロネシア、モロッコ、モザンビーク、ナウル、パラオ、パプアニューギニア、ペルー、サントメ・プリンシペ、セーシェル、ソロモン、ツバル、タンザニア

(注2) 5か国 マーシャル、モーリシャス、ミクロネシア、パラオ、セーシェル

(検査及び現地調査の結果)

検査及び現地調査を実施したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 援助の効果が十分に発現していない事業について

大洋州地域及びアフリカ地域において、次のとおり、財団が修理等した施設等が稼働を停止しているなどして持続的な有効利用が図られておらず、援助の効果が十分に発現していない事業が、18年度から22年度までの間に、7事業(マーシャル諸島共和国(以下「マーシャル」という。))5事業、パラオ共和国(以下「パラオ」という。))及びセーシェル共和国(以下「セーシェル」という。))各1事業、事業費計4999万余円、国庫補助金相当額計3742万余円)あった。

ア マーシャル製氷施設及び冷蔵施設修理等事業

財団は、マーシャルのマジュロ環礁デラップ地区等3地区において、製氷施設又は冷蔵施設の修理等を、18年度から22年度までの5か年度にわたり、各年度1事業計5事業を実施した。

調査したところ、マジュロ環礁デラップ地区において、18、19両年度に事業費計1909万余円(国庫補助金相当額計1429万余円)で修理等した冷蔵施設は、電気代が高騰したため、20年には稼働を停止していたが、財団は、同地区で行われた別の案件の事前調査(21年4月)を実施するまで稼働を停止していたことを把握していなかった。その後も相手国実施機関に対する稼働に向けての働きかけは特段行っておらず、冷蔵施設

は、本院の現地調査実施時(24年11月)においても稼働を停止していた。

また、上記のほか、同地区、アルノ環礁イネ地区及びクワジェリン環礁イバイ地区において、18年度及び20年度から22年度までの間に事業費計2586万余円(国庫補助金相当額計1937万余円)で修理等した製氷施設又は冷蔵施設は、近隣に新たな製氷機が設置されたり、燃油代が高騰したりしたことなどにより、本院の現地調査実施時(24年11月)において、稼働を停止していた。

なお、相手国実施機関の説明によれば、状況が改善された際にはすぐに再稼働ができるよう、上記各施設の機能維持のための整備を行っているとのことであった。

イ パラオ製氷施設修理等事業

財団は、パラオのメルケオク州において、製氷施設の修理等を、18年度に、事業費258万余円(国庫補助金相当額193万余円)で実施した。

調査したところ、18年12月末までに製氷施設の修理等は完了していたが、同州政府から委託を受けた施設の管理者が電気代を滞納し続けたことから電力会社により電気の供給を強制的に停止され、製氷施設は19年3月末には稼働を停止していた。財団は、施設管理者が既に電気代を滞納していた18年4月に本事業の事前調査を行っていたが、財団が派遣した専門家は、相手国側が援助実施後も運営経費を継続して負担できることを確認等すべきであるにもかかわらず、事前調査時に製氷施設が稼働していたことから、援助の効果が持続的に発現することを妨げる要因となる電気代の滞納状況を確認していなかった。そして、製氷施設は、本院の現地調査実施時(24年11月)においても稼働を停止していた。

ウ セーシェル水産加工用機材供与事業

財団は、セーシェルにおいて、水産加工品の研究開発等のための成型機等の資機材の供与を、20年度に、事業費245万余円(国庫補助金相当額183万余円)で実施した。

調査したところ、相手国実施機関は、援助終了後も独自に水産加工品等の開発に取り組み、成型機を使用していたが、部品が消耗したことなどにより、25年11月以降、使用できない状況となっていた。相手国実施機関の担当者は、成型機の交換部品の入手方法の詳細について知らず、財団に相談もしていなかったため、修理ができず、本院の現地調査実施時(26年4月)においても成型機を使用できない状態だった。

(2) フォローアップのための資機材リストの対象について

財団は、前記のとおり、援助の効果が持続的に発現するよう、大洋州地域に設置した事業フォローアップ協議会において、資機材リストに記載された資機材等について、相手国実施機関から個別に現状報告を受けるなどのフォローアップを行うことにしている。

検査したところ、財団が2(1)アのマジュロ環礁デラップ地区で18年度に実施した事業において交換した冷媒用のユニット(取得価格計360万円、国庫補助金相当額269万余円)は、取得価格が50万円を超えるにもかかわらず、資機材リストに記載されていなかった。これは、資機材リストの作成に当たり、取得価格が50万円以上であっても施設等の本体に組み込まれ単体では利用されることのない資機材等については、記載の対象としないことにしていたためであった。

そこで、大洋州地域の9か国において修理等を実施した63事業を対象に同種の事態がないか検査したところ、資機材リストに記載されなかったため事業フォローアップ協議会

において資機材等の現状について報告を受ける対象となっておらず、問題があるかどうか財団が判断し、必要に応じて改善方法を話し合うなどのフォローアップを十分に行うことができないものが、18年度から24年度までの間に、7か国で実施された35事業において見受けられた(フォローアップを十分に行うことができない資機材等に係る事業費計4億8415万余円、国庫補助金相当額計3億6251万余円。なお、2(1)アと金額に一部重複がある。)

(注3) 9か国 フィジー、キリバス、マーシャル、ミクロネシア、ナウル、パラオ、パプアニューギニア、ソロモン、ツバル

(注4) 7か国 フィジー、キリバス、マーシャル、ミクロネシア、ナウル、パラオ、ツバル

(3) 付加価値税の免除又は負担について

相手国による付加価値税の免除又は負担の実施状況について検査したところ、20年度から22年度までの間及び24年度に、アフリカ地域及び中南米地域の6か国で実施された8事業における現地調達資機材等に係る付加価値税について、覚書で相手国が免除又は負担することとなっているのに、財団が相手国実施機関の要望を受けて付加価値税を負担していた(付加価値税相当額計435万余円、国庫補助金相当額計323万余円)。

(注5) 6か国 カーボヴェルデ、チリ、ガボン、モーリシャス、モザンビーク、ペルー

(改善を必要とする事態)

以上のとおり、施設が稼働を停止するなどしており援助の効果が十分に発現していない事態、資機材等の現状について報告を受ける対象となっていないなどのためフォローアップを十分に行うことができない事態及び相手国が免除又は負担することとなっている現地調達資機材等に係る付加価値税を財団が負担している事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、相手国の事情にもよるが、次のことなどによると認められる。

ア 補助事業者である財団において、

(ア) 修理等した施設等が稼働を停止するなど援助の効果が十分に発現していない事態を把握しているのにその要因を解消するための相手国への働きかけが適時適切に行われていなかったり、事前調査において援助の効果が持続的に発現することを妨げる要因の把握が十分でなかったり、援助の効果を十分に発現させるための方策に関する相談等を受け付けることについて相手国実施機関に対する周知が十分でなかったりなどしていること

(イ) 大洋州地域におけるフォローアップのための資機材リストの作成対象についての検討が十分でないこと

(ウ) 付加価値税の免除又は負担について適切な対処がなされるよう相手国に十分に働きかけていないこと

イ 貴庁において、アについて、財団に対する指導監督が十分でないこと

3 本院が表示する意見

我が国の水産物の安定供給等のためには、相手国への援助を通じて我が国の漁船の海外漁場での操業が確保されることが必要であり、そのためには、我が国の援助に対して相手国から一層の信頼が得られるよう、援助の効果を十分に発現させることが重要である。また、近

年の我が国の財政は、厳しい状況にあることから、援助の実施に当たっては、より一層経済的、効果的に実施することが求められている。

については、貴庁において、援助の効果が十分に発現するなどするよう、次のとおり意見を表示する。

- ア 財団に対して、援助の効果が十分に発現していない要因を解消するための相手国への助言を適時適切に行わせたり、事前調査において援助の効果の持続的な発現を妨げる要因の把握をさせたり、援助の効果を発現させる方策に関して必要に応じて相談等を行うよう相手国に周知させたりすること
- イ 財団に対して、単体では利用されることのない資機材等もフォローアップできるよう資機材リストの作成対象を見直させること
- ウ 財団に対して、付加価値税についての適切な対処がなされるよう相手国に働きかけさせること
- エ ア、イ及びウについて、財団に対する指導監督の徹底を図ること

(6) もうかる漁業創設支援事業の実施に当たり、認定された改革計画に基づく取組を実施させる方策を検討するなどして効果的な事業の実施を図るよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)水産庁 (項)漁業経営安定対策費(平成 22 年度以前は、(項)水産業振興費)
部 局 等	水産庁
補助の根拠	予算補助
補助事業者(事業主体)	社団法人大日本水産会(平成 25 年 4 月 1 日以降は一般社団法人大日本水産会)、特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構
補助事業	もうかる漁業創設支援事業
補助事業の概要	燃油価格の高騰等の厳しい経営環境の下でも操業を継続できる経営体の効率的かつ効果的な育成を図るために、収益性の向上に向けた実証を行う水産業協同組合等に対して必要な経費を助成するもの
事業実施期間が終了している事業数及び助成金確定額	38 件 637 億 7827 万円(平成 20 年度～25 年度)
認定改革計画に基づく取組の一部を実施していない事業数及び助成金確定額(1)	20 件 324 億 7918 万円(平成 20 年度～25 年度)
事業期間の全てで償却前利益が認定改革計画の目標を下回っている事業数及び助成金確定額(2)	22 件 373 億 6833 万円(平成 21 年度～25 年度)
一部の取組の結果についてその効果を検証していない事業数及び助成金確定額(3)	14 件 190 億 9284 万円(平成 20 年度～25 年度)

認定改革計画における新船建造の見直しなどを検証できていない事業数及び助成金確定額(4)	17件	355億6417万円(平成20年度～24年度)
(1)から(4)までの純計	37件	630億5070万円(背景金額)

【意見を表示したものの全文】

もうかる漁業創設支援事業の実施について

(平成26年10月30日付け 水産庁長官宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 もうかる漁業創設支援事業等の概要

(1) 事業の概要

貴庁は、水産資源の減少、燃油や漁業用生産資材等の価格高騰といった厳しい経営環境の下で、漁業者の減少や漁船の老朽化が進行している状況を受けて、水産業の体質強化を図るために、収益性を重視した操業体制等への転換の推進を総合的に行うことにより、効率的に漁業の構造転換を促進して、より厳しい経営環境の下でも操業を継続できる経営体の効率的かつ効果的な育成を図ることなどを目的として、もうかる漁業創設支援事業を実施している。

本件事業は、省エネ型漁船の導入等を実施して新しい操業体制等による収益性の向上を実証し、その結果の普及や啓発を図るなどして新しい操業体制等への転換を促進するもので、収益性向上に向けた実証を行う水産業協同組合等に対して本件事業を実施するのに必要な経費を助成するものである。

そして、貴庁は、平成19、20両年度に社団法人大日本水産会(25年4月1日以降は一般社団法人大日本水産会。以下「水産会」という。)に対して漁船漁業構造改革総合対策事業費補助金を計59億9763万余円交付し、水産会は、同補助金により基金を造成して、実施期間が25年度までとする本件事業を実施していた。また、貴庁は、21年度及び23年度から25年度までの間に、特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構(以下「機構」という。)に対して水産業体質強化総合対策事業費補助金を計502億4560万余円交付し、機構は、同補助金により基金を造成して、実施期間が31年度までとする本件事業を実施している(以下、機構と水産会とを合わせて「機構等」という。)

本件事業の実施に当たり、水産業協同組合等は地域の漁業者等で構成される地域プロジェクト協議会を設置し、地域プロジェクト協議会は、収益性の向上に向けた取組内容等が記載された改革計画を作成し、機構等が設置した漁業に関する有識者等で構成される漁業改革推進集中プロジェクト中央協議会(以下「中央協議会」という。)に提出することとなっている。そして、中央協議会は、その収益性が確保されると認められるときはこれを認定する(以下、認定された改革計画を「認定改革計画」という。)こととなっており、認定改革計画には、本件事業の効果の検証が可能となるように、①漁獲から出荷までに至る改革の取組内容、②取組により見込まれる効果と現状とを比較した金額(以下「効果額」とい

う。)等、③収益性改善等の目標とする償却前利益(漁船等の減価償却費計上前の利益)、④現船の後継として将来新たに建造する漁船(以下「新船建造」という。)の見通しなどを記載することとなっている。

(2) 事業の実施手順

もうかる漁業創設支援事業実施要領(平成21年20水管第2906号水産庁長官通知。以下「要領」という。)によれば、1事業期間は原則1年とされている。また、事業期間が終了しても継続して本件事業を実施することができるが、本件事業を開始した日から終了するまでの期間(以下「事業実施期間」という。)は原則3年を超えることはできないこととなっている。

そして、要領等に基づき、本件事業は、次のような手順で実施される。

- ① 地域プロジェクト協議会が選定した水産業協同組合等(以下「事業実施者」という。)は、認定改革計画に基づき、新しい操業体制等による漁獲や水揚げなどを行い、漁獲物等を販売する。また、機構等は、事業実施者に対して本件事業を実施するのに要する燃油費等の経費について助成金を交付して、事業実施者は漁獲物等の販売代金を助成金の返還に充てる。
- ② 事業実施者は、原則1年の事業期間が終了するごとに本件事業の実施結果等を記載した実施状況報告書等を機構等を経由して貴庁長官に提出する。機構等は、実施状況報告書等を審査して、適切と認められたときは助成金の額を確定する(以下、確定された助成金の額を「助成金確定額」という。)。そして、事業実施者は、販売代金の総額が助成金確定額を下回った場合はその差額に一定の率を乗ずるなどして算出された額と販売代金の総額との合計額を機構等に返還し、販売代金の総額が助成金確定額を上回った場合は助成金確定額と同額を返還する。機構等は、返還された助成金を基金の原資に繰り入れる。
- ③ 事業実施者は、事業実施期間が終了した際は実証の結果をとりまとめて、機構等を経由して貴庁長官に報告するとともに、他の漁業者等に対してその普及や啓発を図る。また、機構等は、本件事業により得られた成果等について、インターネットなどを用いて広く普及や啓発に努める。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、本件事業について、認定改革計画に基づいて実施されているか、認定改革計画に基づく新しい操業体制等により収益性の向上が図られているかなどに着眼して、25年度末現在で事業実施期間が終了している38件、助成金確定額計637億7827万余円を対象に、貴庁、機構等、28水産業協同組合等において、実施状況報告書により認定改革計画に基づく取組の実施状況や操業体制等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 認定改革計画に基づく取組の一部を実施していない事態

38件の本件事業に係る認定改革計画には、漁船の小型化により燃油使用量等を削減するなどの経費削減の取組や新たに活魚出荷を実施するなどの収入増加の取組等が記載され

ており、1件当たりの取組数が平均11程度となっているなど多様な取組が計画されている。

これらの取組の実施状況についてみたところ、上記38件のうち、20件(助成金確定額計324億7918万余円)において、計画した取組の一部を事業実施者が事業実施期間中に一度も実施していなかった(表参照)。

しかし、本件事業の目的は、認定改革計画に基づく取組により新しい操業体制等の収益性を実証して、その取組の結果を他の漁業者等に普及させることを期待するものであることから、認定改革計画に基づく取組の一部が事業実施期間中に一度も実施されていない事態は本件事業の効果が十分に発現しているとは認められない。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

銚子市漁業協同組合は、認定改革計画に基づいて、平成20年6月から23年5月までの3年間に、漁船の小型化による経費削減や、ヤリイカの高鮮度出荷及びヒラメの活魚出荷といった高付加価値化による収入増加の取組を実施することとしていた。

しかし、同組合は、高付加価値化以外の取組については実施していたが、高付加価値化の取組のうち、ヒラメの活魚出荷の取組については実施していなかった。

(2) 償却前利益が認定改革計画の目標を下回っているなどの事態

本件事業は、前記のとおり、認定改革計画に基づく新しい操業体制等により収益性の向上が図られることが期待されている。そこで、実施状況報告書の償却前利益と認定改革計画で目標とした償却前利益とを比較したところ、38件の本件事業のうち、各事業期間の全てで償却前利益が認定改革計画の償却前利益を上回っていた本件事業は4件に過ぎず、22件(助成金確定額計373億6833万余円)については、各事業期間の全てで償却前利益が認定改革計画で目標とした償却前利益を下回っていた(表参照)。さらに、22件のうち13件(助成金確定額計288億4452万余円)については、各事業期間の全てで償却前利益が赤字となっていて、事業実施期間で一度も償却前利益が黒字になっていなかった(表参照)。

そして、上記の各事業期間の全てで償却前利益が赤字となっている理由について事業実施者に確認したところ、燃油価格の高騰が最も多く、次いで漁獲量の減少及び魚価の低迷となっていた。

しかし、本件事業は水産資源の減少や燃油等の価格高騰といった厳しい経営環境の下でも操業を継続できる経営体の効率的かつ効果的な育成を図るために実施していることから、上記の理由等により、償却前利益が各事業期間の全てで認定改革計画の目標を下回っていたり、赤字になっていたりしている本件事業が多数見受けられる事態は、新しい操業体制等による収益性の向上が十分に図られておらず、本件事業の効果が十分に発現しているとは認められない。

(3) 実証事業の結果と認定改革計画の効果額とを比較して検証していないなどの事態

前記のとおり、認定改革計画には取組を実施した結果と効果額等とを比較して、取組を実施したことによる効果の検証が可能となるように各取組の効果額等が記載されている。

そこで、取組を実施したことによる効果の検証の実施状況をみたところ、38件の本件事業のうち14件(助成金確定額計190億9284万余円)において、事業実施者が、一部の取

組について、認定改革計画の取組を実施したことによる効果を検証していなかった(表参照)。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例2＞

北部太平洋まき網漁業協同組合連合会は、認定改革計画に基づいて平成20年10月から23年9月までの3年間に、船団の隻数を4隻から3隻に縮小することによる経費削減の取組や魚価向上による収入増加の取組を実施するなどしており、乗組員を46名から5名削減して、人件費削減による効果額3000万円を見込んでいた。

しかし、取組の結果、削減後の乗組員数でも操業できることについては実証していたが、人件費の削減効果額については算出しておらず、取組を実施したことによる効果を十分に検証していなかった。

また、認定改革計画には、償却前利益、新船建造までの年数及び船価に基づいて、何年間で新船の船価を超える資金を確保できるのかなどが示されている。

38件の本件事業のうち、事業実施期間が終了し1年以上経過して検証が可能となっている21件の本件事業を対象として償却前利益の把握状況についてみたところ、事業実施者等は、実証事業の結果に基づいて検証するために事業実施期間が終了した後の改革5年目等における償却前利益を把握する必要があるのに、要領等では把握することとされており、17件(助成金確定額計355億6417万余円)の本件事業で事業実施期間が終了した後の償却前利益の状況が把握されていないため、実証事業に取り組んだ漁船等の新船建造の見通しなどについての検証が行われていなかった(表参照)。

表 各事態の件数及び助成金確定額

検査の結果		事業の件数	助成金確定額	
(1)	認定改革計画に基づく取組の一部を実施していない事態	20件	324億7918万余円	
(2)	償却前利益が認定改革計画の目標を下回っているなどの事態	各事業期間の全てで償却前利益が認定改革計画で目標とした償却前利益を下回っている事態	22件	373億6833万余円
		上記のうち各事業期間の全てで償却前利益が赤字となっている事態	13件	288億4452万余円
(3)	実証事業の結果と認定改革計画の効果額とを比較して検証していないなどの事態	一部の取組について認定改革計画の取組を実施したことによる効果を検証していない事態	14件	190億9284万余円
		新船建造の見通しなどについての検証が行われていない事態	17件	355億6417万余円

(注) 表中の各事態には重複しているものがある。

(改善を必要とする事態)

事業実施者が認定改革計画に基づく取組の一部を実施していない事態、多数の本件事業において償却前利益が認定改革計画の目標を下回っていたり、赤字になっていたりしている事態及び実証事業としての取組の実施による効果の検証が十分でないなどの事態は、新しい操業体制等の収益性の向上を実証してその結果の普及や啓発を図り厳しい経営環境の下でも操業が継続できる経営体の効率的かつ効果的な育成を図るという本件事業の目的等からみて適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

ア 事業実施者において、認定改革計画の取組を実施して、新しい操業体制等による収益性の向上を実証するとともに、その結果の普及や啓発を図り厳しい経営環境の下でも操業が継続できる経営体の効率的かつ効果的な育成を図るといふ本件事業の目的等についての理解が十分でないこと

イ 機構等において、本件事業の目的等について事業実施者への周知等が十分でないこと

ウ 貴庁において、事業実施者が認定改革計画に基づく取組を実施するための方策、収益性の向上が期待できる事業にするための方策及び実施した取組の結果や新船建造の見通しなどを事業終了後に検証させるための方策の検討が十分でないこと

3 本院が表示する意見

近年、漁業者の減少や漁船の老朽化が進行するなどしており、このままでは水産物の安定供給の確保に支障を来すおそれがある中で、貴庁は水産業の体質強化に努めているところである。

については、貴庁において、本件事業の実施に当たり、事業実施者が認定改革計画に基づく取組を実施するための方策を検討するなどして、効果的な事業の実施を図るよう、次のとおり意見を表示する。

ア 事業実施者が本件事業の目的等について十分に理解して認定改革計画に基づく取組を実施するよう、機構を通じて事業実施者に周知等するための方策を検討すること

イ 厳しい経営環境の下でも操業が継続できる経営体の効率的かつ効果的な育成を図るために、収益性の向上が十分に期待できる事業とするための方策を検討すること

ウ 事業実施者が、事業終了後に、実施した取組の結果と認定改革計画とを比較して検証したり、新船建造の見通しなどを検証したりできるようにするための方策を検討すること

- (7) 追加的信用供与補助事業における補助金の算定方法について、農業信用基金協会が保証する債務の代位弁済の発生状況等を十分に踏まえて見直すとともに、各協会の最大負担額を上回って保有している助成金に係る補助金を適時適切に国庫に返還させるよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農業経営対策費(平成20年度から22年度までは(項)担い手育成・確保対策費、19年度は(項)農業・食品産業強化対策費)
部 局 等	農林水産本省、7農政局、沖縄総合事務局
補助の根拠	予算補助
補助事業	追加的信用供与補助事業(平成19年度から21年度までは追加的信用供与事業)
補助事業の概要	経営体育成支援計画等に基づき農業者等に対して融資機関から行われる融資が円滑に行われるよう農業信用基金協会に対し当該融資に係る保証債務の弁済及び求償権の償却に伴う費用を補填するための経費を助成するもの

上記の助成を受けていた農業信用基金協会	33 協会
追加的信用供与補助事業に係る国庫補助金交付額	33 億 6053 万余円(平成 19 年度～25 年度)
上記の国庫補助金による助成金交付額	33 億 6053 万余円(平成 19 年度～25 年度)
上記のうち平成 25 年度末に協会が保有する助成金残高	33 億 5744 万余円
上記のうち協会の最大負担額を上回る額に係る補助金	4 億 0579 万円

【改善の処置を要求したものの全文】

追加的信用供与補助事業について

(平成 26 年 10 月 17 日付け 農林水産大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 追加的信用供与補助事業の概要等

(1) 農業信用保証保険制度の概要

農業信用基金協会(以下「協会」という。)は、各都道府県に 47 協会設置され、農業信用保証保険法(昭和 36 年法律第 204 号。以下「保証保険法」という。)に基づき、農業者等の農業経営等に必要な資金の融通を円滑にするために、農業者等が農業協同組合その他の融資を行う機関(以下「融資機関」という。)から農業経営に必要な資金を借り入れる場合に、その債務の保証(以下「債務保証」という。)を行っている。

協会は、債務保証を付した融資を受けた農業者等が債務不履行に陥った場合に、協会の会員である農業者及び地方公共団体からの出資金、毎事業年度の剰余金を繰り入れた繰入金等から成る基金等から、当該農業者等に代わって融資機関に債務の弁済(以下「代位弁済」という。)を行い、当該農業者等に対する求償権を取得することとなる。

また、債務保証については、協会の負担を軽減するために、保証保険法に基づき、原則として独立行政法人農林漁業信用基金(以下「信用基金」という。)により保険が付されており、協会が代位弁済を行った場合、信用基金から協会に対して代位弁済額に所定の割合(主に 70%)を乗じて得た額が保険金として支払われることとなっている。

(2) 追加的信用供与補助事業の概要

貴省は、今後の地域農業の担い手の育成や確保を図るなどのために、経営体育成支援事業実施要綱(平成 23 年 22 経営第 7296 号農林水産事務次官依命通知)等(以下「実施要綱等」という。)に基づき、平成 19 年度から 21 年度までの間に地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業における追加的信用供与事業(平成 20 年度補正予算による地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業における追加的信用供与事業を含む。)、22 年度に経営体育成交付金にお

ける追加的信用供与補助事業、23年度から経営体育成支援事業における追加的信用供与補助事業をそれぞれ実施している(以下、これらの各事業を合わせて「追加的信用供与補助事業」という。)

追加的信用供与補助事業は、市町村が策定した地域農業の担い手の育成や確保に関する経営体育成支援計画等に基づいて、地域農業の担い手である農業者等に対する融資機関による融資が円滑に行われるように、信用基金による保険が付された債務保証を協会が引き受けた場合に、貴省が、協会に対して、代位弁済及び求償権の償却に伴う費用への補填に充てるための経費を助成するものである(以下、協会が債務保証を引き受けた経営体育成支援計画等に基づく融資を「保証付プロジェクト融資」という。)

そして、貴省は、この助成を行うために、表1のとおり、19年度に農業・食品産業強化対策事業推進費補助金4億0488万余円を地域担い手育成総合支援協議会(以下「地域協議会」という。)(注1)に、20、21両年度に担い手育成・確保対策事業費補助金として20年度6億9182万余円、21年度9億9601万余円を地域協議会に、22年度に担い手育成・確保対策推進交付金3億3592万余円を道県に、23、24両年度に農業経営対策事業費補助金として23年度3億0923万余円、24年度2億7829万余円を地域協議会等に、25年度に農業経営対策地方公共団体事業費補助金3億4436万余円を道県を通じて市町村に、それぞれ交付している(以下、補助金の交付を受けた道県、市町村、地域協議会等を合わせて「市町村等」という。)

(注1) 地域担い手育成総合支援協議会 担い手育成総合支援協議会設置要領(平成17年16経営第8837号経営局長通知)に基づき、市町村、農業協同組合、農業委員会等を会員として設置される、地域段階において農業の担い手の育成や確保の取組を総合的に行う協議会

表1 平成19年度から25年度までの間の事業名、補助金等名、補助金等交付額、補助金等交付先及び助成金交付先

年度	事業名	補助金等名	補助金等交付額(千円)	補助金等交付先	助成金交付先
平成19	地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業における追加的信用供与事業	農業・食品産業強化対策事業推進費補助金	404,881	地域協議会	協会
20		担い手育成・確保対策事業費補助金	691,826		
21			996,014		
22	経営体育成交付金における追加的信用供与補助事業	担い手育成・確保対策推進交付金	335,927	道県	
23	経営体育成支援事業における追加的信用供与補助事業	農業経営対策事業費補助金	309,231	地域協議会等	
24			278,297		
25		農業経営対策地方公共団体事業費補助金	344,363	道県を通じて市町村	

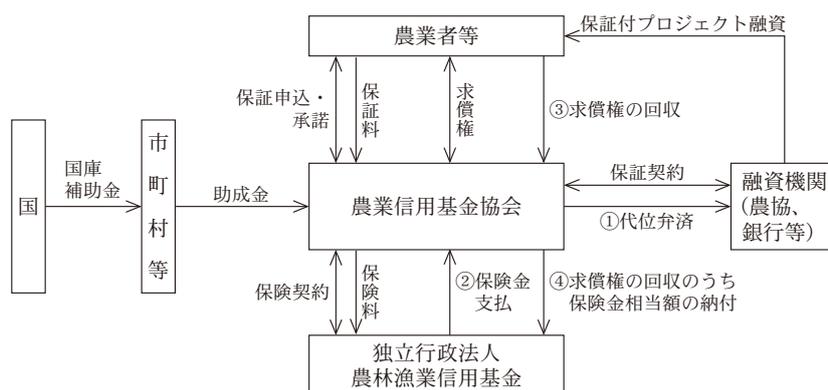
そして、これらの補助金計33億6053万余円の交付を受けた市町村等は、同額の計33億6053万余円を、47協会のうち保証付プロジェクト融資に係る債務保証を引き受けている33協会に対して助成していて、各協会に対する助成金交付額は表2のとおりとなっている(以下、貴省が市町村等に交付している補助金を「補助金」、市町村等が協会に対して助成している助成金を「助成金」という。)

表2 33協会の保証付プロジェクト融資に係る保証引受及び助成金交付額(平成19年度から25年度までの累計) (単位: 件、千円)

協会名	保証付プロジェクト融資に係る保証引受		助成金交付額	協会名	保証付プロジェクト融資に係る保証引受		助成金交付額
	件数	金額			件数	金額	
北海道協会	2,592	8,703,905	1,160,416	滋賀県協会	1	770	102
青森県協会	42	219,930	29,314	奈良県協会	1	19,700	2,626
秋田県協会	7	24,232	3,229	鳥取県協会	1	2,680	338
山形県協会	696	1,870,569	249,330	島根県協会	81	301,098	40,130
茨城県協会	187	587,783	78,262	岡山県協会	5	23,390	3,118
栃木県協会	4	21,000	2,800	広島県協会	25	89,050	11,274
埼玉県協会	1	9,000	1,200	香川県協会	1	1,800	240
千葉県協会	70	241,060	32,137	高知県協会	2	2,710	361
長野県協会	21	121,853	16,243	福岡県協会	24	106,316	14,175
静岡県協会	30	104,750	13,966	佐賀県協会	188	658,806	87,830
新潟県協会	535	1,657,563	220,764	長崎県協会	504	1,376,320	183,480
富山県協会	55	313,927	41,758	熊本県協会	1,949	5,496,821	732,540
石川県協会	254	1,000,870	133,411	大分県協会	12	81,304	10,838
福井県協会	49	377,670	49,339	宮崎県協会	35	174,580	22,471
岐阜県協会	45	184,567	25,324	鹿児島県協会	325	1,249,000	165,296
愛知県協会	30	198,612	26,479	沖縄県協会	1	1,960	261
三重県協会	3	11,160	1,487	33協会計	7,776	25,234,757	3,360,539

また、前記の農業信用保証保険制度及び追加的信用供与補助事業の仕組みについては、図のとおりとなっている。

図 農業信用保証保険制度及び追加的信用供与補助事業の仕組み



(注) ①~④は、保証付プロジェクト融資を受けた農業者等が債務不履行に陥った場合の事務の流れを示す。

(3) 補助金の額の算定方法

実施要綱等によれば、貴省が市町村等に交付する補助金の額は、保証付プロジェクト融資の融資金額の合計を「15」で除し、「2」を乗じて算定することとされている。貴省は、この補助金の額の算定における「15」は、各協会が代位弁済の発生率等を考慮して設定した保

証倍率を基としており、保証付プロジェクト融資の融資金額の合計を保証倍率15で除すことにより、協会が代位弁済を行うための資金として必要な額を算定するとしている。また、「2」を乗ずることとしているのは、代位弁済の発生率を算定するために必要となる実績が少ないことから安全率を考慮したためとしている。そして、安全率を2としているのは、協会の主務大臣である農林水産大臣及び金融庁長官が定めた「農業信用基金協会の経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第5号)において、協会が保証した債務に過去10年の代位弁済累計額等を基に算出する償還事故率を乗じた額に対して、弁済に充てることが可能な額の比率が200%以上あれば、協会の弁済能力は適当であるとされていることによるとしている。

(4) 協会における助成金の管理と精算

実施要綱等によれば、協会は、助成金を保証付プロジェクト融資に係る債務保証のための資金として、他の事業等の経費と区分して管理し、保証付プロジェクト融資に係る代位弁済及び求償権の償却に伴う費用への補填に充てることとされている。

また、保証付プロジェクト融資に係る代位弁済の発生状況、協会における助成金の残高等については、実施要綱等に基づき、管轄する農政局等に毎年度報告されることとなっている。

そして、各協会において、対象とする区域内の全ての保証付プロジェクト融資に係る保証債務の償還が終了した時点又は代位弁済により取得した求償権の回収若しくは償却が終了した時点で、協会は、助成金から求償権の償却に伴う費用を除いた補助金相当額を国庫へ返還することとなっている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、補助金の額の算定方法は適切か、協会が保有する助成金は適正な規模となっているかなどに着眼して、追加的信用供与補助事業が開始された19年度から25年度までの間に実施された保証付プロジェクト融資に係る債務保証7,776件及び市町村等に交付された補助金計33億6053万余円を対象として、農林水産本省において補助金の額の算定方法等について確認し、また、助成金計33億6053万余円(補助金同額)の交付を受けている前記33協会のうち6協会^(注2)において、実績報告書、実績管理表等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、残りの27協会から実績管理表等の提出を受けるなどして検査した。

(注2) 6協会 青森県、山形県、千葉県、静岡県、富山県、鹿児島県の各協会

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 協会における代位弁済の発生状況等

前記の保証付プロジェクト融資に係る債務保証7,776件、補助金交付額計33億6053万余円(助成金交付額同額)のうち、協会が代位弁済を行っていた債務保証は熊本県の協会における2件、代位弁済額計680万余円のみとなっていて、他の32協会においては、代位弁済を行った債務保証は見受けられなかった。また、熊本県の協会においては、代位弁済によって取得した求償権により債務者から債権を回収することが可能であることなどから、求償権の償却を行っていない状況となっていた。

このように、追加的信用供与補助事業が開始されて7年が経過した段階においても、なお保証付プロジェクト融資における債務不履行がほとんど発生しておらず、代位弁済の発生が一部の債務保証にとどまっており、求償権の償却も行われていないにもかかわらず、貴省は、補助金の交付額の算定に当たり代位弁済の発生状況等を踏まえた算定方法の見直しについて特段の検討を行っていなかった。

(2) 協会における助成金の保有状況

33協会における25年度末の助成金の残高は、表3のとおり、計33億5744万余円となっており、25年度末までの助成金交付額計33億6053万余円とほぼ同額となっている。また、33協会における25年度末の保証付プロジェクト融資の保証債務残高は計103億5098万余円となっている。

保証付プロジェクト融資について協会が債務保証を行う場合には、信用基金が当該債務保証に係る協会の代位弁済額の70%を補填する保険を引き受けている。

そこで、各協会における保証債務残高を基にして、各協会が保証している債務の全てが不履行となり全額を代位弁済するとした場合において各協会が負担することとなる額(以下「協会の最大負担額」という。)を試算したところ、表3のとおりとなり、33協会における協会の最大負担額の合計額は、31億0529万余円となる。

これを協会別に見ると、20協会において、協会の最大負担額を上回る助成金を保有していることとなり、その上回る額は計4億0579万余円となっていて、多額の助成金に係る補助金が効果的に活用されていない状況となっていた。

表3 協会の助成金残高、保証債務残高、協会の最大負担額等(平成25年度末) (単位: 件、千円)

協会名	助成金残高 (A)	保証債務残高		協会の最大負担額 (C) = (B) × 30%	助成金残高が協会の最大負担額を上回っている額 (A) - (C)
		件数	金額(B)		
北海道協会	1,160,416	1,719	3,240,714	972,214	188,201
青森県協会	29,314	18	50,209	15,062	14,251
秋田県協会	3,229	5	8,532	2,559	669
茨城県協会	78,262	135	254,395	76,318	1,943
栃木県協会	2,800	1	1,500	450	2,350
埼玉県協会	1,200	1	1,285	385	814
千葉県協会	32,137	31	61,555	18,466	13,670
新潟県協会	220,764	341	672,346	201,703	19,060
富山県協会	41,758	10	37,423	11,227	30,530
石川県協会	133,411	159	292,762	87,828	45,582
福井県協会	49,339	29	118,811	35,643	13,695
愛知県協会	26,479	16	62,929	18,878	7,600
滋賀県協会	102	1	316	94	7
鳥取県協会	338	1	1,000	300	38
岡山県協会	3,118	4	5,912	1,773	1,344
広島県協会	11,274	10	14,079	4,223	7,050
高知県協会	361	2	766	229	131
福岡県協会	14,175	8	13,552	4,065	10,109
佐賀県協会	87,830	98	138,056	41,416	46,413
大分県協会	10,838	10	28,344	8,503	2,334
20協会計	1,907,145	2,599	5,004,491	1,501,347	405,797
助成金残高が協会の最大負担額を下回っている13協会計	1,450,304	2,767	5,346,493	1,603,947	
33協会合計	3,357,449	5,366	10,350,984	3,105,295	

(注) 協会の最大負担額は、保証債務残高から、当該保証債務残高全額について代位弁済が行われた場合に保険金から補填される額(保証債務残高の70%相当額)を控除した額である。

(改善を必要とする事態)

貴省において、追加的信用供与補助事業が開始されてから相当期間が経過しているにもかかわらず、協会における代位弁済の発生状況等を補助金交付額の算定に反映させる検討を行っていない事態、及び20協会において保証付プロジェクト融資に係る協会の最大負担額を上回る助成金を保有していて、助成金に係る補助金が効果的に活用されていない事態は適切ではなく、改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、協会における代位弁済の発生状況等に

応じて補助金の算定方法を見直すことなどの重要性に対する認識が欠けているとともに、追加的信用供与補助事業が開始されてから相当期間が経過し、協会から代位弁済の発生状況、助成金残高等の報告を受けているにもかかわらず、各協会において代位弁済のために必要な助成金残高を十分に把握していないことなどによると認められる。

3 本院が要求する改善の処置

追加的信用供与補助事業は、27年度以降も実施される見込みであることから、このまま推移すると、各協会には今後も多額の助成金が活用されずに保有されることになると見込まれる。

については、貴省において、国費の効果的活用にあ資するために、次のとおり改善の処置を要求する。

ア 追加的信用供与補助事業における補助金の算定方法について、代位弁済の発生状況等を十分に踏まえて見直すこと

イ 協会の最大負担額を上回る額の助成金を保有している協会に対して、当該上回る額に係る補助金を適時適切に国庫に返還させること

- (8) 基幹的な農業水利施設のストックマネジメントに当たり、優先度の高い施設を対象施設として選定したり、最適シナリオを踏まえて対策工事を適時に実施したりするなどして、施設の長寿命化及びライフサイクルコストの低減が図られるよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計	(組織)農林水産本省	(項)農業生産基盤保全管理・整備事業費(平成20年度から22年度までは(項)農業生産基盤整備・保全事業費、19年度は(項)農業生産基盤整備事業費)
			(項)農業競争力強化基盤整備事業費(平成23年度以前は、(項)戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業費)
			(項)農山漁村地域整備事業費(平成24年度以前は、(項)農村漁村地域整備事業費、(項)地域自主戦略推進費)
			(項)北海道開発事業費
			(項)沖縄開発事業費
			(項)沖縄振興交付金事業推進費(平成23年度は、(項)沖縄振興自主戦略推進費)
	国営土地改良事業特別会計		(項)土地改良事業費
			(項)北海道土地改良事業費

部 局 等	農林水産本省、7農政局、沖縄総合事務局、6土地改良調査管理事務所、2北海道開発局開発建設部
補助等の根拠	土地改良法(昭和24年法律第195号)、予算補助
補助事業者(事業主体)	37府県
ストックマネジメントを推進するための事業等の概要	基幹的な農業水利施設の劣化状況に応じた補修、更新等を計画的に行うために、施設について機能診断、機能保全計画、対策工事等を実施又は策定するもの
上記の事業等に係る事業費の合計	直轄事業 67億4772万円(背景金額)(平成19年度～25年度) 補助事業 599億1495万余円(平成19年度～25年度) (国庫補助金交付額 312億9961万円)(背景金額)

【改善の処置を要求したものの全文】

基幹的な農業水利施設のストックマネジメントについて

(平成26年9月30日付け 農林水産大臣宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 制度の概要

(1) スtockマネジメントの概要

貴省は、戦後から高度経済成長期にかけて急速に整備された基幹的な用排水路、用排水機場等の農業水利施設が今後一斉に耐用年数を超えることから、土地改良長期計画(平成24年3月閣議決定)等に基づき、これらの施設について、従来のように深刻な機能低下が発生してから全面的に改築や更新を行うのではなく、劣化の状況に応じた補修、更新等を計画的に行うことにより、施設の長寿命化及びライフサイクルコストの低減を図る取組(以下「ストックマネジメント」という。)を推進している。

貴省の食料・農業・農村政策審議会農村振興分科会農業農村整備部会技術小委員会が平成19年3月に取りまとめた「農業水利施設の機能保全の手引き」(以下「手引」という。)によれば、ストックマネジメントについては、土地改良事業等により農業水利施設を造成する施設造成者(国、都道府県等)及び造成された施設を管理する施設管理者(土地改良区等)^(注1)が、以下のプロセスを繰り返し行うこととされている。

- ① 施設管理者は、日常的な施設の運用や管理を行って、通常の維持管理の範囲で行う軽度の補修等を実施する(以下「日常管理」という。)。また、通常の維持管理を超える規模の対策が必要と思われる施設の変状を把握した場合等には施設造成者等に報告する。
- ② 施設造成者は、施設の状態を定期的に調査して、その結果に基づいて、施設の性能低下の要因と状況を把握し、施設の健全度を評価する機能診断を行う。
- ③ 施設造成者は、②の結果等を踏まえて、効率的な対策工法の比較検討を行い、施設の機能を保全するための計画(以下「機能保全計画」という。)を策定する。機能保全計画の策定に当たっては、機能診断の結果に基づく施設の劣化予測を踏まえ、技術的、経済的に妥当な対策工事の実施時期及び工法の組合せ(以下「シナリオ」という。)を複数作成する。次に、シナリオごとに、原則として機能診断の実施以降の40年間について、各年度に発生する調査、計画、設計や対策工事等の実施に要する費用の額を現在価値に換算して合計するなどして施設の機能保全コストを算定する。そして、各シナリオの機能保

全コストを比較するなどして最適なシナリオを選定する(以下、このようにして選定されたシナリオを「最適シナリオ」という。)

- ④ 施設造成者は、③で策定した機能保全計画を踏まえて、①で実施する日常管理の範囲を超える規模の補修、補強又は更新といった対策工事を適時に実施する。
- ⑤ 施設造成者は、①から④までに係る情報を一元的に蓄積する。

また、施設造成者は、③の機能保全計画の一部として、施設の監視に係る内容、頻度、留意事項等を記載した施設監視計画を作成し、施設管理者は、この計画に基づく施設監視を①の日常管理の中で行うこととなっている。そして、施設造成者は、施設管理者から施設監視の結果の報告を受けるなどして、施設の劣化の進行状況を継続的に把握して、④の対策工事を適時に実施することとなっている。

さらに、手引によれば、施設造成者は、⑤の情報の蓄積に当たって、当該情報を施設の劣化予測の高度化等に活用できるように、電子化されたデータベースを構築して一元的に蓄積するとともに、これらの情報を随時容易に更新、検索及び編集できるようにすることが重要とされている。

(注1) 土地改良区 農業水利施設の管理等を行う土地改良事業を実施することを目的として、地域の関係農業者により組織された団体

(2) スtockマネジメントを推進するための事業の概要

ア 国営造成施設のStockマネジメントに係る事業の概要

(注2)
土地改良調査管理事務所等は、国営土地改良事業により国が造成した施設(以下「国営造成施設」という。)について、土地改良法(昭和24年法律第195号)、国営造成水利施設保全対策指導事業実施要綱(平成15年14農振第2537号)等に基づき、機能診断、機能保全計画、対策工事等を実施又は策定している。このうち、機能診断の実施及び機能保全計画の策定については全額国庫負担となっているが、対策工事の実施については国庫負担率3分の2等となっており、残りの費用を同法等に基づいて、都道府県、市町村、土地改良区等に負担させることとなっている。

(注2) 土地改良調査管理事務所等 地方農政局土地改良調査管理事務所、北海道開発局開発建設部、沖縄総合事務局土地改良総合事務所

イ 県営造成施設のStockマネジメントに係る事業の概要

貴省は、都道府県営土地改良事業により都道府県が造成した施設(以下「県営造成施設」という。)について、「農山漁村地域整備交付金実施要綱」(平成22年21農振第2453号。22年度以前は「基幹水利施設Stockマネジメント事業実施要綱」(平成19年18農振第1855号))等に基づき、都道府県が事業主体となって機能診断、機能保全計画、対策工事等を実施又は策定する事業に対して、国庫補助金(交付金を含む。以下同じ。)を交付している。そして、その補助率は、機能診断の実施及び機能保全計画の策定については定額、50%等、対策工事の実施については50%等となっており、残りの費用については、都道府県、市町村、土地改良区等が負担することとなっている(以下、アの場合と合わせて、土地改良区が負担する費用を「自己負担金」という。)。また、都道府県が上記のStockマネジメントに係る国庫補助事業(交付金事業を含む。以下同じ。)を実施しようとする施設については、上記の要綱等により、都道府県が策定する施設の機能保全

に関する実施方針(以下「実施方針」という。)において、当該施設がストックマネジメントの対象として選定されていることなどが要件となっている。

(3) 土地改良施設管理円滑化事業における定期診断の概要

貴省は、これらの取組とは別に、農業水利施設の円滑かつ適切な管理を図るために、都道府県土地改良事業団体連合会(以下「地方連合会」という。)等が実施する土地改良施設管理円滑化事業(以下「円滑化事業」という。)に対して国庫補助金を交付しており、地方連合会は、円滑化事業の一環として、土地改良区等の施設管理者に対して定期的に農業水利施設の診断及び管理指導(以下「定期診断」という。)を実施するなどしている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性、効率性、有効性等の観点から、ストックマネジメントにおいて、機能診断及び機能保全計画は適切に実施又は策定されているか、対策工事は最適シナリオを踏まえて適時に実施されているか、施設監視は適切に行われているかなどの点に着眼して検査した。

検査に当たっては、貴省本省、^(注3) 8土地改良調査管理事務所等及び^(注4) 8農政局等管内の^(注5) 37府県において、手引策定後の19年度から25年度までの間に国営造成施設について実施されたストックマネジメントに係る委託事業及び対策工事(支払金額計67億4772万余円)、同期間に県営造成施設について実施されたストックマネジメントに係る国庫補助事業(事業費計588億8248万余円、国庫補助金計307億8459万余円)並びに定期診断の実施状況を実績報告書等により把握できた20年度から24年度までの間に実施された円滑化事業(事業費計10億3247万余円、国庫補助金計5億1502万余円)を対象として、機能保全計画書等の関係書類により会計実地検査を行った。

(注3) 8土地改良調査管理事務所等 利根川水系、西関東、信濃川水系、木曾川水系、北部九州、南部九州各土地改良調査管理事務所、北海道開発局札幌、釧路両開発建設部であり、これらを含む26土地改良調査管理事務所等がストックマネジメントを行っている。

(注4) 8農政局等 東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州各農政局、沖縄総合事務局

(注5) 37府県 大阪府、青森、山形、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟、石川、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、兵庫、和歌山、奈良、鳥取、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄各県

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 機能診断及び機能保全計画の状況

ア 国営造成施設における状況

貴省は、国営造成施設は大規模で重要な施設であることから、基本的に全ての施設をストックマネジメントの対象とした上で、順次機能診断を実施して機能保全計画を策定することになっている。しかし、8土地改良調査管理事務所等は、機能診断を実施して機能保全計画を策定する対象となる施設(以下「機能診断及び機能保全計画の対象施設」と

いう。)を選定する際の優先度について、施設の劣化状況と施設性能が低下した場合の影響の大きさから総合的に判断するとしているが、客観的な選定基準を設定していなかった。

そこで、25年度末において、施設の規模及び供用期間を考慮すると優先的にストックマネジメントを行う必要があると考えられる施設、すなわち受益面積100ha以上で、供用年数が標準耐用年数^(注6)を超過している施設及び今後10年のうちに標準耐用年数を超過する施設(以下「老朽化した基幹的農業水利施設」という。)について、機能診断及び機能保全計画の対象施設として選定された割合をみると、表1のとおり、77.7%となっていて、優先度の高い施設が相当程度選定されていた。今後は、こうした取組を更に推進するため、十分に検討して優先度に係る客観的な選定基準を設定する必要があると考えられる。

(注6) 標準耐用年数 「土地改良事業における経済効果の測定に必要な諸係数について」(昭和60年60構改C第690号)で示されている施設の区分、構造区分ごとに、規定された供用目標期間。例えば、用排水路(鉄筋コンクリート構造)は40年、用排水機は20年などとなっている。

表1 機能診断、機能保全計画等の状況

区 分		管内の施設数	うち老朽化した基幹的農業水利施設数(A)	うち機能診断及び機能保全計画の対象施設として選定された、又は実施方針において選定された施設数(B)	(B)/(A) (%)
国営造成施設	機能診断及び機能保全計画	3,047	1,090	848	77.7
県営造成施設	実施方針	11,064	5,578	3,386	60.7
	機能診断及び機能保全計画			2,445	43.8
					0~96.5

(注) 県営造成施設の「(B)/(A)」欄の下段の記載は、府県別の選定割合の分布範囲を示している。

イ 県営造成施設における状況

県営造成施設について、都道府県は、前記のとおり、実施方針においてストックマネジメントの対象とする施設を選定することとなっている。そして、37府県の実施方針(25年度末現在)における選定基準をみると、受益面積については100ha以上等、供用期間については造成後10年以上経過していることなどとなっており、老朽化した規模の大きな施設を選定することなどとなっている。

しかし、25年度末における実際の選定状況を府県別にみると、表1のとおり、老朽化した基幹的農業水利施設のうち実施方針において選定された割合は0%から100%までと区々となっており、このうち50%以下は13県となっていて、優先度の高い施設が選定されていない県が見受けられた。

また、37府県について、機能診断及び機能保全計画の対象施設を選定する際の優先度の設定状況をみると、施設の重要度、劣化の状況等を考慮するなどとしているだけで、客観的な選定基準を設定していなかった。

そこで、37 府県において老朽化した基幹的農業水利施設のうち機能診断及び機能保全計画の対象施設として選定された割合をみると、表1のとおり、0%から96.5%までと区々となっており、このうち50%以下は21 県となっていて、優先度の高い施設が選定されていない県が見受けられた。

(2) 対策工事の実施状況等

前記のとおり、施設造成者は、機能保全計画における最適シナリオを踏まえて、対策工事を適時に実施することとなっており、これにより、対策工事が最も経済的な機能保全コストにより実施されることが期待されている。

ア 国営造成施設における状況

8 土地改良調査管理事務所等において、手引策定後の19 年度以降に機能保全計画が策定され、その最適シナリオにおいて最初の対策工事の開始年度(以下「シナリオ年度」という。)が25 年度以前となっている施設(以下「シナリオ年度到来施設」という。)387 か所について、25 年度末における対策工事の実施状況をみると、表2のとおり、シナリオ年度を経過しているのに対策工事が実施されていない施設は、352 か所(シナリオ年度到来施設全体に占める割合90.9%)に上っていた。また、シナリオ年度を3 年以上経過しているのに対策工事が実施されていない施設(以下「3 年以上未実施施設」という。)は、110 か所(同28.4%)となっていた。

表2 対策工事の実施状況

区 分	シナリオ年度到来施設数(A)	うちシナリオ年度を経過しているのに対策工事が実施されていない施設数(B)	(B)/(A) (%)	うちシナリオ年度を3 年以上経過している施設(3 年以上未実施施設)数(C)	(C)/(A) (%)
国営造成施設	387	352	90.9	110	28.4
県営造成施設	1,027	615	59.8	236	22.9
合 計	1,414	967	68.3	346	24.4

イ 県営造成施設における状況

37 府県のうち、シナリオ年度が22 年度以前に到来する施設が10 か所以上ある14 県におけるシナリオ年度到来施設1,027 か所について、25 年度末における対策工事の実施状況をみると、表2のとおり、シナリオ年度を経過しているのに対策工事が実施されていない施設及び3 年以上未実施施設は、それぞれ615 か所(シナリオ年度到来施設全体に占める割合59.8%)、236 か所(同22.9%)となっていた。そして、これらの施設の中には、対策工事が最適シナリオを踏まえて実施されず、ライフサイクルコストが増こうしているものが見受けられた。

<事例>

宮崎県は、平成22 年度に、県営造成施設である支線水路について機能診断を実施し、機能保全計画を策定している。この計画の最適シナリオ(機能保全コスト6848 万余円)によると、22 年度に、同水路の既設の用水管と並列に新規の用水管を築造することにより、用水管を全面更新する対策工事を実施することとされていた。

しかし、同県は、最適シナリオを踏まえて対策工事を実施していなかった。そして、23年11月及び24年12月に、上記の用水管の一部において継手部分が破損するなどして漏水が発生したため、施設管理者である土地改良区は、23、24両年度に、通常の維持管理の一環として、ストックマネジメントの取組とは別の国庫補助事業により継手部分の補修等(工事費170万余円、国庫補助金相当額52万余円)を実施していた。

上記の継手部分の補修費用を含めて機能保全コストを修正計算すると6973万余円となることから、適時に対策工事が実施されなかったため、機能保全コストが125万余円増こうしたものと認められた。

(注7) 14県 山形、千葉、長野、岐阜、静岡、滋賀、兵庫、香川、福岡、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄各県

ウ 対策工事が実施されていない理由

ア及びイの3年以上未実施施設の合計346か所について、対策工事が実施されていない理由を確認したところ、施設管理者である土地改良区において、対策工事に係る自己負担金について合意形成ができていないことなどとなっていた。

一方で、計画的に積立てを行ったり、融資を活用したりなどして、自己負担金を適時に準備して、最適シナリオを踏まえて対策工事が円滑に行われるよう工夫している土地改良区も見受けられた。

<参考事例>

茨城県は、平成25年度に、県営造成施設である頭首工及び幹線用水路について機能診断を実施し、機能保全計画を策定している。この計画の最適シナリオによると、26年度に、頭首工及び幹線用水路について補修等の対策工事を開始(工期は31年度まで)することとされていた。

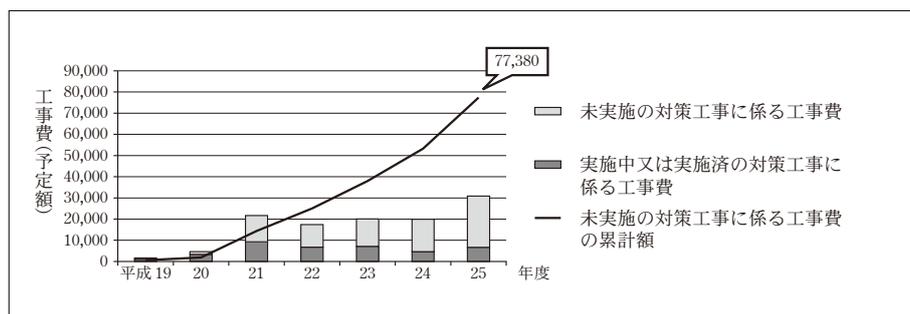
上記の施設を管理する土地改良区は、最適シナリオを踏まえて対策工事を実施するため、同県の県北農林事務所と連携して工程表を作成していた。そして、自己負担金に充当するために借入れ(借入期間20年)を行うことにより組合員から徴収する賦課金を平準化するなどして、26年3月の総代会において借入れ等について議決を行って、自己負担金を適時に準備していた。

エ 未実施の対策工事に係る工事費

ア及びイのシナリオ年度到来施設の合計1,414か所について、対策工事が最適シナリオを踏まえて実施されていない状況を対策工事に係る工事費(予定額)で示すと、図のとおりとなっている。すなわち、25年度までの各年度に実施する予定となっているのに、同年度末において実施されていない工事費の合計は、773億余円(25年度までの対策工事費総額1163億余円の66.5%)に上っている。

図 最適シナリオにおける年度別の対策工事費(予定額)の状況

(単位：百万円)



注(1) 対策工事が複数年度にわたって実施される場合、最初の年度に工事費の総額を計上している。

注(2) 施設ごとに異なる基準年度で現在価値に換算された対策工事等の実施に要する費用をそのまま集計している。

以上のように、土地改良区において、対策工事に係る自己負担金について合意形成ができていないなどとして、対策工事が最適シナリオを踏まえて実施されていない国営造成施設及び県営造成施設が見受けられた。これらの施設については、劣化の進行により対策工事が最も経済的な機能保全コストにより実施されないおそれがある。

(3) 施設監視の実施状況等

前記のとおり、土地改良区等の施設管理者は、日常管理の中で施設監視を行うこととなっている。そして、施設監視により、施設の劣化の進行状況を見極めることは、シナリオ年度を経過しているのに対策工事が実施されていない施設においては特に重要となる。

ア 施設監視計画の内容

施設管理者が施設の劣化の進行状況を見極めるには、機能診断において各施設に設定した定点ごとに劣化の進行状況を継続的に把握することが必要と考えられるが、このような施設監視の具体的な方法については手引等に明記されていない。

そこで、前記の3年以上未実施施設の合計346か所に係る施設監視計画の内容を確認したところ、いずれの施設監視計画においても、施設の劣化の進行状況を、機能診断の際に定点ごとに劣化の状態が記録された写真、スケッチ図等と比較して把握することとはなっていなかった。

イ 施設監視の実施状況

上記の346か所について、施設管理者による実際の施設監視の状況を検査したところ、表3のとおり、25年度末までにおいて施設監視を実施していない施設が149か所見受けられた。

一方、残りの197か所については、施設管理者が施設監視を実施したとしているが、施設監視を行う際に通常有用と考えられる施設監視内容や留意事項等の確認事項が記載されたチェックリスト等は全く作成されていなかった。また、これらのうち大部分の施設については施設監視の結果の記録が保存されておらず、施設監視が適切に行われているのか確認することができない状況となっていた。このように、施設管理者による施設監視が適切に実施されていないことなどから、施設造成者である土地改良調査管理事務所等及び府県は、施設の劣化の進行状況を継続的に把握しておらず、対策工事の実施時期を適切に判断することが困難な状況となっていた。

表3 施設監視の実施状況

区 分	3年以上未実施施設数(A)	実 施 状 況		(B) の う ち	
		実施している施設数(B)	実施していない施設数(C)	チェックリストを作成している施設数(D)	施設監視の結果の記録を保存している施設数(E)
		(B)/(A) (%)	(C)/(A) (%)	(D)/(B) (%)	(E)/(B) (%)
国営造成施設	110	80	30	0	12
		72.7	27.3	0	15.0
県営造成施設	236	117	119	0	21
		49.6	50.4	0	17.9
合 計	346	197	149	0	33
		56.9	43.1	0	16.7

以上のように、施設管理者による施設監視が適切に実施されておらず、施設造成者が施設の劣化の状況を継続的に把握できていない事態は、対策工事が最適シナリオを踏まえて適時に実施されず、最も経済的な機能保全コストにより実施されなくなるおそれがあることから、適切とは認められない。

(4) スtockマネジメントに関する情報の蓄積状況

前記のとおり、施設造成者は、Stockマネジメントに関する情報を一元的に蓄積することとなっており、手引によれば、その蓄積に当たっては、施設の劣化予測の高度化等に活用できるように、データベースを構築することが重要とされている。

ア 国営造成施設における状況

8土地改良調査管理事務所等は、国営造成施設に係るStockマネジメントに関する情報を、貴省が19年度から運用している農業水利Stock情報データベースにおおむね蓄積していた。

イ 県営造成施設における状況

37府県のうち11県は、Stockマネジメントに関する情報を一元的に蓄積するためのデータベースを構築していたが、残りの26府県は、データベースの構築を行っておらず、県営造成施設に係るStockマネジメントに関する情報を紙媒体等で保管していた。

このように、26府県においてStockマネジメントに関する情報がデータベースに一元的に蓄積されていない事態は、今後のStockマネジメントの進行に伴って増加する様々な情報が府県の出先事務所、土地改良区等に散在することになるため、関連情報を分析して、各施設の環境条件等を踏まえて劣化予測の精度を高めることなどが困難になると考えられ、適切とは認められない。

(5) 県営造成施設における定期診断の実施状況

前記のとおり、地方連合会は、Stockマネジメントの機能診断とは別に、土地改良区等が管理する施設について定期診断を実施している。そして、定期診断とStockマネジメントの機能診断における評価基準の内容を比較すると、両者の内容はほぼ対応しており、また、具体的な診断方法については、機能診断の方が定期診断よりも綿密かつ体系的

に行われることとなっている。したがって、機能診断が実施され、又は実施が予定されている施設については、定期診断を重複して実施する必要はないと考えられる。

しかし、19年度から24年度までの間に、37府県においてストックマネジメントによる機能診断が実施された3,264か所の県営造成施設について、20年度から24年度までの間における定期診断の実施状況をみたところ、機能診断と定期診断の重複を避けるため、機能診断が実施された施設を定期診断の対象としないこととしている県がある一方で、機能診断と同一年度又は当該年度以降に定期診断を実施している施設が、26県において444か所(3,264か所に対する割合13.6%)見受けられた。

(改善を必要とする事態)

以上のとおり、①土地改良調査管理事務所等において、機能診断及び機能保全計画の対象施設を選定する際の優先度に係る客観的な選定基準が設定されていなかったり、対策工事が最適シナリオを踏まえて適時に実施されていなかったり、施設管理者による施設監視が適切に実施されていないことから施設の劣化状況が継続的に把握されていなかったりしている事態並びに②府県において、①の各事態に加えて、優先度が高いと考えられる施設が実施方針又は機能診断及び機能保全計画の対象施設として選定されていなかったり、ストックマネジメントに関する情報がデータベースにおいて一元的に蓄積されていなかったり、機能診断の対象施設について円滑化事業の定期診断が重複して実施されていたりなどしている事態は、施設の長寿命化及びライフサイクルコストの低減を図るというストックマネジメントの効果が十分に発現されなくなるおそれがあることなどから適切ではなく、改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、土地改良区等において、ストックマネジメントが施設の長寿命化及びライフサイクルコストの低減を図るものであること及び施設監視を適切に行うとともに対策工事のための自己負担金を適時に準備することが重要であるとの理解が十分でないことにもよるが、次のことなどによると認められる。

- ア 貴省本省において、施設監視の具体的な方法について手引等において明確に示していないこと、また、機能診断と円滑化事業の定期診断との間の調整を行っていないこと
- イ 土地改良調査管理事務所等において、機能診断及び機能保全計画の対象施設として優先度の高い施設を選定する必要性についての理解が十分でないこと、土地改良区における自己負担金の準備を適時に行うよう促す必要性についての理解が十分でないこと、また、施設の劣化状況を継続的に把握する必要性についての理解が十分でないこと
- ウ 府県において、イに加えて、実施方針において優先度の高い施設を選定する必要性についての理解が十分でないこと、また、ストックマネジメントに関する情報をデータベースに一元的に蓄積する必要性についての理解が十分でないこと

3 本院が要求する改善の処置

農業水利施設のストックマネジメントは、対象となる施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの低減を図るものであり、現下の厳しい財政事情の下においては、その取組を的確に実施することが重要である。

については、貴省において、施設の長寿命化及びライフサイクルコストの低減が図られるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

- ア 施設監視の具体的な方法について手引等で明確にすること、また、機能診断の対象とされている施設について、円滑化事業における定期診断を重ねて行わないよう見直すこと
 - イ 土地改良調査管理事務所等に対して、次のとおり周知徹底すること
 - (ア) 機能診断及び機能保全計画の対象施設を選定する際の客観的な選定基準を設定するなどして優先度の高い施設を選定すること
 - (イ) 土地改良区における自己負担金の準備等に関する優良事例集を配布したり、施設の劣化状況を継続的に把握したりなどして、最適シナリオを踏まえて対策工事を適時に実施するための取組を促進すること
 - (ウ) 土地改良区等に対して、施設の長寿命化及びライフサイクルコストの低減を図るストックマネジメントの重要性について周知すること、また、アの手引に基づくなどして施設監視を適切に行うとともに、イ(イ)の優良事例集を参考にして自己負担金の準備を適時に行うよう助言すること
 - ウ 都道府県に対して、イの(ア)、(イ)及び(ウ)に加えて、実施方針において優先度の高い施設を選定すること及びストックマネジメントに関する情報をデータベースに一元的に蓄積することの重要性について周知徹底すること
 - エ スtockマネジメントの各取組を適切に推進するため、土地改良調査管理事務所等及び都道府県が行う対策工事の実施状況及び都道府県における関連情報のデータベースへの蓄積状況について、定期的に把握すること
- (9) 農山漁村6次産業化対策事業等について、事業実施計画の作成に当たり、新商品等の販路開拓等の事前の取組を十分に行った上で適切に成果目標を設定することなどにより、事業効果の発現に資するよう、また、費用対効果分析が適切に実施されるよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)食品産業競争力強化対策費 (項)農山漁村6次産業化対策費
部 局 等	農林水産本省、7農政局、北海道農政事務所、沖縄総合事務局
補助等の根拠	予算補助
補助事業者等 (事業主体)	(1) 76会社等 (2) 53会社等 (1)及び(2)の事業主体数の合計から重複する事業主体44を除いた事業主体数 85事業主体)
補助事業等	6次産業化推進整備事業等5事業
補助事業等の概要	農林漁業生産と加工・販売の一体化や地域資源を活用した新たな産業の創出を図るなどのために、補助金等を交付するもの
目標年度における成果目標の達成率が50%未満となっているなどした事業数	(1) 77事業
費用対効果分析が適切に実施されなかった事業数	(2) 53事業

上記に係る事業費	(1)	34 億 0416 万余円(平成 20 年度～23 年度)
	(2)	26 億 8181 万余円(平成 20 年度～23 年度)
	(1)及び(2)の純計	
		41 億 2284 万余円
上記に対する国庫補助金交付額	(1)	16 億 2127 万円
	(2)	12 億 7778 万円(背景金額)

【改善の処置を要求したものの全文】

農山漁村 6 次産業化対策事業等における事業効果等について

(平成 26 年 10 月 24 日付け 農林水産大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 農山漁村 6 次産業化対策事業等の概要等

(1) 農山漁村 6 次産業化対策事業等の概要

貴省は、農山漁村の 6 次産業化に向けた取組を推進し、新たな市場・付加価値を創出、農山漁村地域の雇用の確保と農林漁業者の所得向上を推進することを目的として、農山漁村 6 次産業化対策事業等を実施している。

そして、貴省は、農山漁村 6 次産業化対策事業実施要綱(平成 22 年 21 総合第 2074 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)等に基づき、農林漁業者と食品の製造等を行う民間事業者(以下「食品産業事業者」という。)とが安定的取引関係を確立し、地域の資源である農林水産物を活用した新商品等の事業化を促進するために、次の事業に対して国庫補助金(平成 20 年度から 23 年度までの国庫補助金計 35 億 7502 万余円)を交付している。

- ① 食品産業事業者又は農林漁業者等が組織する団体が事業主体となり、食品の加工・販売施設、農林漁業用機械施設の整備等を行う農商工連携施設整備事業等(以下「農商工連携型事業」という。)
- ② 農業生産のみならず、加工、流通、販売等についての新たな取組を行う農業法人等(以下「6 次産業化法人」という。)及びその連携法人が事業主体となり、その新たな取組において必要となる機械、施設等の整備及びこれと併せて行う農畜産物の生産に必要な機械、施設等の整備を行う農業主導型 6 次産業化整備事業等(以下「農業主導型事業」という。)

(注 1) 農山漁村の 6 次産業化に向けた取組 農林水産業と第 2 次産業及び第 3 次産業との融合・連携を図ることにより、農林水産業・農山漁村の有する農林水産物その他の「資源」を食品産業を始めとする様々な産業と連携して利活用し、新たな付加価値を生み出す地域ビジネスの展開や新産業を創出する取組

(注 2) 農商工連携施設整備事業等 農商工連携施設整備事業(平成 20 年度)、食農連携促進施設整備事業(21 年度)、農商工等連携促進施設整備支援事業(22 年度)、6 次産業化推進整備事業(農商工連携タイプ)(23 年度)

(注 3) 農業主導型 6 次産業化整備事業等 農業主導型 6 次産業化整備事業(平成 22 年度)、6 次産業化推進整備事業(農業主導タイプ)(23 年度)

(2) 事業実施計画の承認基準

実施要綱等によれば、上記のいずれの事業においても、公募要領等に基づく公募により事業主体を採択することとされている。また、採択された事業主体は、目標年度^(注4)における成果目標を設定するなどして、その成果目標等を記載した事業実施計画を貴省本省又は地方農政局等に提出することとされ、貴省本省及び地方農政局等は、提出された事業実施計画の内容を審査することとされている。

そして、貴省本省及び地方農政局等は、審査の結果、承認基準の要件を全て満たす場合に限り事業実施計画の承認を行うこととなっており、その承認基準は、目標年度において、事業の成果目標の達成が確実と見込まれること、「農商工等連携促進施設整備支援事業における費用対効果分析の実施について」(平成22年21総合第2144号農林水産省総合食料局長通知)等に定める費用対効果分析の手法により妥当投資額を算出し、投資効率が1.0以上となっていることなどとなっている。

(注4) 目標年度 事業実施計画の承認年度から起算して、農商工連携型事業は3年度から5年度後、農業主導型事業は4年度後とされている。

ア 目標年度における成果目標

農商工連携型事業で食品産業事業者が事業主体となる場合においては、新商品等のセールスポイントを形成する上で不可欠な原材料となる農林水産物(以下「連携農林水産物」という。)について、新商品等の製造計画量に基づいたその取扱金額を成果目標として設定することなどとなっている。そして、成果目標の設定に当たっては、目標年度において、連携農林水産物の取扱金額のうち、安定的取引関係を確立する農林漁業者(以下「連携農林漁業者」という。)からの調達割合(以下「連携率」という。)が50%以上となっていることなどが基準として定められている。

また、農業主導型事業においては、6次産業化法人の農業経営全体に関する売上高が、申請時に比べて3000万円以上増加するか、又は30%以上増加するか、いずれかのうち金額の大きな方を成果目標として設定することなどとなっている。

イ 費用対効果分析

実施要綱等によれば、事業主体は、投資に対する効果が適正か否かを判断し、投資が過剰とならないよう、事業実施前に費用対効果分析を実施して投資効率等を十分に検討することとされており、事業実施計画において次の算定式により算定された投資効率が1.0以上となっていることが必要となっている。

$$\text{投資効率} = \frac{\text{妥当投資額} \times (\text{年効果額}^{(注5)} \div \text{還元率}^{(注6)} - \text{廃用損失額}^{(注7)})}{\text{総事業費}}$$

(注5) 年効果額 商品の製造量が向上し、出荷額が増加する製造量向上効果、作物の作付面積が増加する作付増加効果等を基に算出したもの

(注6) 還元率 将来発生する効果額を現在価値に換算するための社会的割引率及び整備される施設等の耐用年数から算出したもの

(注7) 廃用損失額 事業の実施に伴い、財産処分され、又は事業の目的以外に転用される既存の施設等の残存価格

(3) 事業の評価等

実施要綱等によれば、事業主体は、成果目標の達成状況等について事業の評価を行い、事業終了年度の翌年度以降目標年度までの間、毎年、事業承認者である貴省本省又は地方

農政局等に評価報告書等を提出することなどとされている。

そして、貴省本省及び地方農政局等は、評価報告書等の内容を確認して、成果目標の全部又は一部が事業主体の責めに帰すべき事由により達成されていないと認める場合には、事業主体に対して改善計画を作成させるなどの指導を行うとともに、目標年度の翌年度以降、事業の評価を継続させるなど必要なフォローアップを行うこととされている。

(4) 6次産業化を支援するサポート機関

貴省は、農林漁業者等の6次産業化を推進するために、平成23年度から、6次産業化総合推進委託事業により都道府県ごとに6次産業化を推進する支援機関(以下「サポート機関」という。)を設置している。サポート機関には、農林水産物の加工、流通、マーケティング等や6次産業化に関係する商品開発、販売等の分野に精通した者等の多様な分野の専門家で、事業主体等に対して的確に助言する能力を有している者を6次産業化プランナーとして配置するなどして、6次産業化に取り組む農林漁業者等による新商品等の開発、販路の開拓、交流会の開催等の取組に対して支援してきている。

そして、25年度から、農山漁村6次産業化対策事業等の実施に当たり、都道府県や市町村との連携を強化するために、地域の実情に精通した都道府県をサポート機関の設置主体とすることとして、貴省は都道府県に対して6次産業化ネットワーク活動交付金を交付している。また、地方農政局等においても、都道府県域を越える6次産業化の取組支援等を関係都道府県、サポート機関等と連携しながら行うこととしている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、農山漁村6次産業化対策事業等において、成果目標が達成されるなど事業効果が発現しているか、事業実施計画の作成に当たっての費用対効果分析が適切に実施されているかなどに着眼して、25年度以前を目標年度とする事業実施計画に基づき、貴省本省及び9農政局等が20年度から23年度までの間に実施した農商工連携型事業82事業、農業主導型事業19事業、計101事業(事業費計48億0524万余円、国庫補助金計22億6493万余円)を対象として検査を実施した。

検査に当たっては、貴省本省及び9農政局等において、事業実施計画の事業内容、評価報告書等の達成状況等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注8) 9農政局等 東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州各農政局、北海道農政事務所、沖縄総合事務局

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 成果目標の達成状況について

ア 農商工連携型事業

農商工連携型事業82事業について、目標年度の連携農林水産物の取扱金額の実績値を計画値で除した達成率により成果目標の達成状況をみたところ、表1のとおり、目標年度において成果目標を達成していたのは82事業のうちの4事業(全体の4.8%)にとどまり、残りの78事業は成果目標を達成していなかった。

表1 農商工連携型事業に係る目標年度における成果目標の達成状況

成果目標の達成率	100% 以上	50% 以上 100% 未満	30% 以上 50% 未満	10% 以上 30% 未満	10% 未満		事業 中止	合計	50% 未満
						うち0%			
事業数	4	17	11	19	26	(10)	5	82	61
割合(%)	4.8	20.7	13.4	23.1	31.7	(12.1)	6.0	100.0	74.3

そして、78事業のうち61事業(事業費27億5829万余円、国庫補助金計13億1494万余円)は、達成率50%未満と低調になっており、中には達成率10%未満となっている事業が26事業あった。また、5事業については、食品産業事業者の経営不振等の理由から会計実地検査時点において事業を中止しており、これらが事業を中止した時期は、事業実施後わずか約1年2か月から約4年(平均2年11か月)となっていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

A会社は、平成22年度に、連携農林漁業者により生産された米を活用した米麺を新商品として製造及び販売するための設備を整備している(事業費7948万余円、国庫補助金3711万余円)。

しかし、同会社は、新商品を商品化したものの、製造技術等が安定しないなどの理由から計画どおり生産できなかったため、目標年度の成果目標に対する達成率が3.9%と低調な状況となっていた。

一方、目標年度における成果目標の達成率が50%以上となっている21事業について、連携農林漁業者との連携状況をみたところ、7事業(事業費2億2963万余円、国庫補助金計1億1196万余円)が連携率50%未満となっていて、かつ、連携農林漁業者から仕入れる連携農林水産物の取扱金額の目標値に達していなかった。そこで、連携率が低調となっている要因を事業主体に確認したところ、事業実施計画における成果目標の設定に当たり、連携農林水産物の仕入数量の確保等を事前に十分に検討していなかったことなどによるとしている。

イ 農業主導型事業

農業主導型事業は、前記のとおり、6次産業化法人の農業経営全体に関する売上高を基準とした成果目標を設定することとされていることから、19事業について、目標年度における農業経営全体に関する売上高の実績値を計画値で除した達成率により成果目標の達成状況をみたところ、8事業(全体の42.1%)が達成率100%以上となっていた。

しかし、6次産業化法人の農業経営全体に関する売上高を基準とした成果目標では、新たな取組による新商品等の売上高のほか既存の商品等の売上高の増減の影響も受けることとなるため、新たな取組のために整備された機械、施設等による事業効果を必ずしも適切に測ることができないものとなっている。

そこで、新たな取組による新商品等の売上高の実績値を計画値で除した達成率の状況をみたところ、表2のとおり、19事業のうち15事業が計画値を達成しておらず、これらのうち9事業(事業費計4億1624万余円、国庫補助金計1億9437万余円)は、達成率50%未満と低調になっていて、中には達成率10%未満となっている事業が2事業あった。

表2 農業主導型事業における新商品等の売上高に係る計画値の達成率の状況

計画値の達成率	100% 以上	50% 以上 100% 未満	30% 以上 50% 未満	10% 以上 30% 未満	10% 未満	合計	50% 未満
事業数	4	6	4	3	2	19	9
割合(%)	21.0	31.5	21.0	15.7	10.5	100.0	47.3

ア及びイのように、目標年度における成果目標の達成率が50%未満と低調になっているなどしていたり(農商工連携型事業61事業、農業主導型事業9事業、計70事業。事業費計31億7453万余円、国庫補助金計15億0931万余円)、連携率が低調となっていたり(農商工連携型事業7事業。事業費2億2963万余円、国庫補助金計1億1196万余円)して、事業効果が十分に発現していないと認められる。

ウ 成果目標の達成率が低調となっているなどしている要因

ア及びイにおいて成果目標の達成率が低調となっているなどしている70事業のうち、事業を中止して事業主体に確認できなかった5事業を除く65事業について、実績が計画を下回った要因を事業主体に確認したところ、新商品等の販路の開拓を事前に十分に検討していなかったことが最大の要因であるとしたものが34事業(52.3%)、新商品等の原材料となる農林水産物の仕入数量等を事前に十分に検討していなかったことが最大の要因であるとしたものが15事業(23.0%)などとなっていた。

そして、新商品等の販路の開拓を事前に十分に検討していなかったことが最大の要因であるとした34事業における販売先との事前交渉等の状況について確認したところ、農商工連携型事業27事業のうち9事業、農業主導型事業7事業のうち6事業が、事業実施前に、販売先との新商品等の取扱いに係る事前交渉等を行っていなかったとしていた。

エ 事業実施計画の審査及び確認の状況

前記のように、成果目標の達成状況が低調であることなどから、事業主体が提出した事業実施計画についての貴省本省及び地方農政局等における審査及び確認の状況をみると、全体として、事業実施計画の記載内容について形式的な確認にとどまっていた。すなわち、成果目標の達成に必要な新商品等の販路や連携農林漁業者からの連携農林水産物の仕入等の検討状況について具体的な審査及び確認が十分に行われていない状況となっていた。例えば、農商工連携型事業における食品産業事業者は、実施要綱等に基づき、連携農林漁業者との間で確立された取引関係に係る契約書等(以下「契約書等」という。)を作成して事業実施計画の根拠資料として添付することとなっているのに、契約書等が添付されていなかったり、契約書等に連携農林水産物の取扱量や取扱金額が明記されていなかったりしているものが多数あり、連携農林漁業者との連携に係る計画の確実性等が十分に確認できない状況となっていた。

(2) 費用対効果分析による投資効率の算定について

ア 投資効率の算定状況

検査の対象とした計101事業の事業実施計画の作成に当たっての費用対効果分析による投資効率の算定状況について確認したところ、53事業(全体の52.4%。事業費計26億8181万余円、国庫補助金計12億7778万余円)において、年効果額が過大に算出されるなどして、投資効率が適切に算定されていなかった。このうち11事業について

は、事業実施計画の記載内容等に基づき投資効率を試算したところ、事業の採択要件を満すために必要な投資効率 1.0 を下回る結果となった。^(注9)

(注9) 年効果額については、事業実施計画における年効果額以外に別の効果に係る年効果額が発現する可能性があっても考慮していない。

また、投資効率が適切に算定されていなかった上記の 53 事業について、計算を誤っていた年効果額を項目別にみると、表 3 のとおり、製造量向上効果の年効果額の計算が適切でなかったものが 42 件と全体の約半数を占めており、42 件の態様は、売上高に対する利益の比率である純益率、機械、施設等の整備後の製造量等により計算される効果発生量及び品目単価の算定を誤っていたものなどであった。

表 3 投資効率が適切に算定されていなかった事態の態様別要因 (単位：件)

効果額の項目		態様	純益率の算定を誤っていたもの	効果発生量の算定を誤っていたもの	品目単価の算定を誤っていたもの	効果が重複して計上されていたもの	運営に係る経費等を計上していなかったもの	その他	合計
農林水産物等の生産向上に係る効果	農業生産向上効果	作付増加効果	7	5	—	3	—	3	18
		単収増加効果	—	2	—	2	—	—	4
		品質等向上効果	—	1	1	3	—	—	5
		農産物加工効果	2	2	2	2	—	—	8
食品等製造の向上に係る効果		製造量向上効果	17	13	11	1	—	—	42
		品質向上効果	1	—	—	1	—	—	2
		維持管理費等節減効果	—	—	—	1	4	1	6
その他の効果等			—	—	—	—	—	10	10
合計			27	23	14	13	4	14	95

(注) 複数の態様に該当する事業があるため、態様の合計数と事業数とは一致しない。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例 2>

B 会社は、平成 22 年度に、連携農林漁業者により生産された古代米を活用したため、茶等を新商品として製造及び販売するための設備を整備している(事業費計 973 万余円、国庫補助金 463 万余円)。そして、同会社は、費用対効果分析において、目標年度の売上高 1117 万余円に純益率 20% を乗じて、製造量向上効果の年効果額(223 万余円)を算定し、投資効率が 1.91 であるとしていた。

しかし、上記の純益率 20% は、目標年度の営業利益を売上高で除する際に、誤って営業利益に補助事業で整備する設備の減価償却費を加算して算出されていた。

したがって、減価償却費を除いて計算すると、純益率は 7.4% となり、これにより投資効率を計算すると 0.68 となり、事業採択の要件である 1.0 を下回ることとなる。

イ 投資効率の審査及び確認の状況

貴省本省及び地方農政局等における投資効率の審査及び確認の状況をみると、妥当投資額を算出するために必要な効果発生量、純益率等の数値と事業主体から提出される事業実施計画における商品製造計画等や同計画に添付されている収支計画等の基礎資料等の数値とを突合するなどの確認が十分に行われていなかった。また、事業主体から

提出された事業実施計画や同計画に添付されている基礎資料等に、製造量向上効果等の年効果額の確認に必要な新たな販路の開拓、商品開発の実現性等を確認することができる事前の取組状況等の情報がないなど、投資効率の審査及び確認に必要な資料等が十分に提出されていない状況となっていた。

(改善を必要とする事態)

前記のとおり、農山漁村6次産業化対策事業等の実施に当たり、目標年度における成果目標等の達成率が低調になっているなどして、事業効果が十分に発現していない事態、事業実施計画の作成に当たり費用対効果分析が適切に実施されていない事態は、いずれも適切ではなく、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア 事業主体において、事業実施計画における成果目標等を設定するに当たり、その達成に必要な新商品等の販路の開拓、連携農林水産物の仕入れなどに係る事前の取組や費用対効果分析の適切な実施に対する理解が十分でないこと
- イ 貴省本省及び地方農政局等において、事業実施計画の承認に当たり、成果目標等の達成に必要な新商品等の販路の開拓、連携農林水産物の仕入れなどに係る事前の取組状況について審査することの重要性の理解が十分でないこと、また、費用対効果分析の内容について審査することの重要性の理解が十分でなかったり、費用対効果分析の適切な実施に係る事業主体に対する指導等が十分でなかったりしていること

3 本院が要求する改善の処置

貴省は、24年度以降も、農商工連携型事業及び農業主導型事業と同様に食品の加工・販売施設、農林漁業用機械施設の整備等を行う6次産業化ネットワーク活動整備事業等のほか、都道府県等を間接補助事業者とする6次産業化ネットワーク活動整備交付金事業を実施している(以下、これらの事業を合わせて「6次化整備事業」という。)。そして、6次化整備事業について、貴省本省及び地方農政局等は、各都道府県に設置されたサポート機関等と連携して、6次産業化に取り組む農林漁業者等を支援することになっている。

については、貴省において、農山漁村の6次産業化に対する取組の重要性を踏まえて、6次化整備事業の事業効果の発現に資するよう、また、事業実施計画の作成に当たっての費用対効果分析が適切に実施されるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

- ア 貴省本省において、事業実施計画の審査のための手引等を作成するとともに、実施要領等において、投資効率の算定過程が分かる根拠資料等を事業実施計画に添付することを明記すること
- イ 地方農政局等に対して、次の内容について指示すること
 - (ア) 事業主体に対して、6次化整備事業の申請に際して、事業実施計画に記載する成果目標の達成に必要な新商品等の販路の開拓、連携農林水産物の確保等について、サポート機関等との個別相談を活用するなどして事前の取組を十分に行うとともに、その事前の取組状況の詳細を事業実施計画に記載させるよう周知すること
 - (イ) 事業実施計画の審査のための手引等により、成果目標の達成に必要な新商品等の販路の開拓、連携農林水産物の仕入れなどの事前の取組状況についての審査を適切に行うこと

- (ウ) 事業主体が費用対効果分析を適切に実施できるよう指導等を行うとともに、その審査及び確認を適切に行うこと
 - (エ) 事業効果が十分発現していないと認められる事業主体については、目標年度に達していない場合であってもサポート機関等を活用し速やかに改善計画を作成させるなどしてより効果的な指導等を行うこと
 - ウ 6次産業化ネットワーク活動整備交付金事業において交付金を交付している都道府県等に対して、通知を発出するなどして、イの(ア)から(エ)までの内容について周知すること
- (10) 保証保険資金等緊急支援事業により代位弁済に要する経費の一部が助成された当該代位弁済に係る回収金について、国庫補助金相当額及び交付金相当額を適時適切に国庫に返還させるよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	東日本大震災復興特別会計 (組織)復興庁 (項)農林水産業復興政策費 (平成23年度は、一般会計 (組織)水産庁 (項)漁業経営安定対策費)
部 局 等	水産庁
補助等の根拠	予算補助
補助事業者等 (事業主体)	独立行政法人農林漁業信用基金、3漁業信用基金協会
補助事業等	保証保険資金等緊急支援事業
補助事業等の概要	東北地方太平洋沖地震及びこれによる津波により被災した地区の漁業信用基金協会において、中小漁業者等の保証付融資の代位弁済を行った場合に当該協会及び独立行政法人農林漁業信用基金に対して代位弁済等に要する経費の一部を助成するもの
3漁業信用基金協会が保有している協会回収金の額	1億3464万余円(平成25年度末)
上記に係る国庫補助金相当額(1)	1億0367万円
独立行政法人農林漁業信用基金が保有している信用基金回収金の額	2億4821万余円(平成25年度末)
上記に係る交付金相当額(2)	2億3980万円
(1)及び(2)の計	3億4347万円

【改善の処置を要求したものの全文】

保証保険資金等緊急支援事業による代位弁済に係る回収金について

(平成26年10月9日付け 水産庁長官宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 事業の概要

(1) 漁業信用保証保険制度の概要

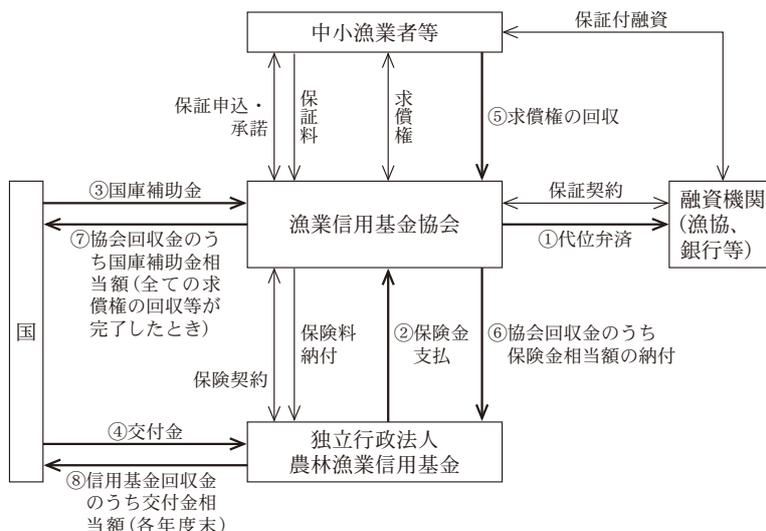
漁業信用保証保険制度は、中小漁業者等が漁業協同組合等その他の融資を行う機関(以下「融資機関」という。)から受ける融資について、中小漁業融資保証法(昭和27年法律第346号)に基づき全国42の漁業信用基金協会(以下「協会」という。)がその債務を保証する信用保証と、同法に基づき当該信用保証に対して独立行政法人農林漁業信用基金(以下「信用基金」という。)が協会と締結した保険契約の契約金額の範囲内で保険を引き受ける信用保証とによって成り立っている。

そして、協会は、債務保証が付された融資(以下「保証付融資」という。)を受けた中小漁業者等が債務不履行に陥った場合に、当該中小漁業者等に代わって融資機関に債務の弁済(以下「代位弁済」という。)を行い、信用基金は上記の契約に基づき、協会が支払った代位弁済の額に填補率(主に70%又は80%)を乗じた額を協会に保険金として支払うこととなっている。協会は、代位弁済により取得した求償権の行使により、事後に資金を回収した場合には、回収金(以下「協会回収金」という。)のうち保険金に相当する額(以下「信用基金回収金」という。)を信用基金に納付することとなっている。

(2) 保証保険資金等緊急支援事業の概要

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれによる津波(以下、これらを合わせて「大地震等」という。)により被災した地区(以下「被災地区」という。)の協会において、保証付融資を受けた中小漁業者等が債務不履行に陥って代位弁済が急増し極めて多額の経費が発生することが見込まれた。このため、貴庁は、23、24両年度に、中小漁業者等の活動再開に必要な資金の円滑な融通に支障を来さないよう、被災地区の協会が大地震等発生時点で引き受けていた保証付融資について大地震等を原因とした代位弁済を行った場合に、当該協会及び信用基金に対して代位弁済等に係る経費の一部を助成する保証保険資金等緊急支援事業(以下「緊急支援事業」という。)を行っている(図参照)。

図 緊急支援事業の仕組み



そして、貴庁は、岩手、宮城、茨城、千葉各県の協会(以下、これらを合わせて「4協会」という。)に対して、保証保険資金等緊急支援事業実施要綱(平成23年23水漁第327号農

林水産事務次官依命通知)及び保証保険資金等緊急支援事業補助金交付要綱(平成23年23水漁第326号農林水産事務次官依命通知)(以下、これらを合わせて「補助金要綱等」という。)に基づき、代位弁済に係る経費の一部を助成するために、保証保険資金等緊急支援事業補助金(以下「補助金」という。)として、23年度24億0583万余円、24年度1億2779万余円、計25億3362万余円を交付している。また、信用基金に対しては、漁業信用保険事業交付金実施要綱(平成15年15水漁第1840号農林水産事務次官依命通知。以下「交付金要綱」という。)に基づき、代位弁済に係る保険金支払に要する経費を助成するために、保証保険資金等緊急支援事業交付金(以下「交付金」という。)として、23年度60億7335万余円、24年度1億8845万余円、計62億6180万余円を交付している。

補助金要綱等によれば、協会に対する補助金の対象は、大地震等の発生までに協会が行っていた保証のうち、大地震等により、その主要な事業用資産について滅失、損壊等の損害を受けた中小漁業者等に係る保証であって、23年5月2日から25年3月31日までの間に代位弁済が行われた保証とされている。また、その助成額は、協会が行った代位弁済額から、保険金の額、協会が保有している準備金の額等を控除して算定することとなっている。そして、協会は、緊急支援事業に係る全ての代位弁済案件に係る求償権の回収等が完了したときは、協会回収金に係る国庫補助金相当額を国庫に返還することとなっている。

また、交付金要綱によれば、信用基金に対する交付金の対象は補助金の対象となった代位弁済に係る保険金とされており、交付金の額は保険金の額から信用基金における23年3月31日の貸借対照表上の政府事業交付金のうちの一部の期末残高に基づき算定された額等を控除して算定することとされている。そして、緊急支援事業に係る全ての求償権の回収等が完了する前であっても、信用基金は信用基金回収金に係る交付金相当額が生じた年度の年度末時点で当該交付金相当額を国庫に返還することとされている。

(注) 政府事業交付金 燃油等資材価格高騰、魚価低迷等の影響から資金繰りに窮している中小漁業者等の資金繰りを円滑にするために、平成21年度に信用基金に交付された漁業緊急保証対策事業交付金

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、効率性、有効性等の観点から、協会回収金に係る国庫補助金相当額は長期間滞留していないか、信用基金回収金のうち交付金相当額は適時適切に国庫に返還されているかなどに着眼して、前記の4協会に交付された補助金計25億3362万余円及び信用基金に交付された交付金計62億6180万余円を対象として、貴庁において補助金等に係る実績報告書等の記載内容等を確認したり、4協会及び信用基金において協会回収金等の処理状況等について財務諸表等を確認したりするなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 協会が保有している協会回収金の状況

4協会のうち、既に緊急支援事業に係る全ての求償権の回収等を完了して協会回収金のうち国庫補助金相当額を国庫に返還した千葉県を除外する3協会(以下「3協会」という。)においては、表1のとおり、協会回収金が26年3月末までに計3億9895万余円あ

り、このうち保険金相当額計 2 億 6431 万余円を控除した残額計 1 億 3464 万余円が 26 年 3 月末時点で各協会の預貯金として保有されていた。

表 1 3 協会における協会回収金の額等(平成 26 年 3 月末現在) (単位：千円)

協会名	協会回収金の額 A	保険金相当額 B	保有されていた 協会回収金の額 C=A-B	協会回収金のうち 国庫補助金相当額	求償権の回収等完了 期日
岩手県協会	129,010	89,550	39,459	35,418	期日の定めがない
宮城県協会	246,824	158,578	88,246	65,629	平成 55 年 3 月 31 日
茨城県協会	23,121	16,185	6,936	2,623	41 年 3 月 31 日
計	398,957	264,314	134,643	103,671	

注(1) 協会回収金のうち国庫補助金相当額は、保有されていた協会回収金の額を基に補助金の助成額の算出方法に準じて試算している。

注(2) 岩手県協会の求償権の回収等完了予定日は返済計画に定められていないが、平成 24 年 12 月から年 1 回 10 万円ずつ分割払することとなっている求償権 1120 万円の回収を完了したときに全ての求償権の回収等が完了することになる。

このように、上記の保有されていた残額計 1 億 3464 万余円のうち国庫補助金相当額計 1 億 0367 万余円は、国庫に返還することが可能な状況となっているにもかかわらず、補助金要綱等により協会回収金のうち国庫補助金相当額を国庫に返還する時期が緊急支援事業に係る全ての代位弁済案件に係る求償権の回収等を完了したときとされているため、これらの国庫補助金相当額は国庫に返還されないまま協会に滞留していた。

また、協会が求償権の取得時に債務者と合意した債権回収計画によれば、求償権の回収等の完了期日は、表 1 のとおり、41 年 3 月 31 日等となっていることから、求償権の回収等が完了するまでには長期間を要することが見込まれており、このため協会回収金に含まれる国庫補助金相当額も長期間協会に滞留することになる。

(2) 信用基金が保有している信用基金回収金の状況

前記のとおり、信用基金は、緊急支援事業に係る全ての求償権の回収等が完了する前であっても、信用基金回収金に係る交付金相当額が生じた年度の年度末に、当該交付金相当額を国庫に返還することとなっている。

しかし、交付金要綱にはそのような場合に国庫に返還すべき額を算定するなどのための基準が特段定められていなかったため、信用基金は表 2 のとおり、3 協会から 26 年 3 月末までに納付された信用基金回収金計 2 億 4821 万余円を預貯金として保有していた。

表 2 信用基金における信用基金回収額等(平成 26 年 3 月末現在) (単位：千円)

信用基金回収金の額	信用基金回収金のうち交付金相当額
248,215	239,800

注(1) 信用基金回収金のうち交付金相当額は、保有されていた信用基金回収金の額を基に交付金の助成額の算出方法に準じて試算している。

注(2) 表 1 の保険金相当額計(264,314 千円)と表 2 の信用基金回収金の額(248,215 千円)とに差があるのは、例えば、平成 25 年度において協会が信用基金に未納付分がある場合、協会の保険金相当額は 25 年度に計上されるものの、信用基金回収金の額は 26 年度に計上されるためである。

このように、上記の保有されていた残額2億4821万余円のうち交付金相当額計2億3980万余円は国庫に返還されないまま信用基金に年度を越えて滞留していた。

(改善を必要とする事態)

預貯金として保有されていた協会回収金に係る国庫補助金相当額が国庫に返還することが可能となっているにもかかわらず3協会に滞留していたり、信用基金回収金に係る交付金相当額が年度末において生じているにもかかわらず国庫に返還されないまま信用基金に年度を越えて滞留していたりしている事態は適切ではなく、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴庁において、協会が協会回収金に係る国庫補助金相当額を適時適切に国庫に返還するための規定を整備していないこと、信用基金が信用基金回収金に係る交付金相当額を国庫に返還する場合の返還額算定等のための基準を定めていないことなどによると認められる。

3 本院が要求する改善の処置

前記のとおり、緊急支援事業に係る3協会の求償権の回収等が完了するまでには、長期間を要することが見込まれている。そして、3協会は、求償権を行使して、今後とも引き続き協会回収金を取得し、信用基金は信用基金回収金を取得することとなる。

ついては、貴庁において、協会回収金に係る国庫補助金相当額及び信用基金回収金に係る交付金相当額を適時適切に国庫に返還させるなどして国費の効率的及び効果的使用に資するよう、次のとおり改善の処置を要求する。

- ア 協会回収金に係る国庫補助金相当額を適時適切に国庫に返還することが可能となるよう、補助金要綱等を速やかに改正して3協会に周知すること。そして、改正された補助金要綱等に基づき、3協会に滞留している国庫補助金相当額を国庫に返還させること
- イ 信用基金回収金に係る交付金相当額を適時適切に国庫に返還することが可能となるよう、国庫に返還する場合の返還額算定等のための基準を速やかに定めて信用基金に周知すること。そして、この基準等に基づき、信用基金に滞留している交付金相当額を国庫に返還させること

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

(1) 東日本大震災復旧・復興予備費を財源とする農畜産業振興対策交付金の未使用額及び返還額を交付先から速やかに国庫に納付させるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)国産農畜産物・食農連携強化対策費
部 局 等	農林水産本省
交付の根拠	予算補助
東日本大震災復旧・復興予備費を財源とする農畜産業振興対策交付金の概要	東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社の福島第一原子力発電所の事故により汚染された稲わらが原因で牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されたことを踏まえて、肉用牛肥育農家等が安心して経営できる環境を整えるなどのために、肉用牛肥育経営緊急支援事業等に要する経費を交付するもの

交 付 先	独立行政法人農畜産業振興機構
上記交付金の交付額	863 億 3444 万余円(平成 23 年度)
上記のうち有効に活用できないのに国庫に納付させていなかった未使用額及び返還額	731 億 7466 万円(平成 25 年 11 月末現在)

1 東日本大震災復旧・復興予備費を財源とする農畜産業振興対策交付金の概要

農林水産省は、東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社の福島第一原子力発電所の事故により汚染された稲わらが原因で牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されたことを踏まえて、肉用牛肥育農家等が安心して経営できる環境を整えるなどのために、平成 23 年度に、東日本大震災復旧・復興予備費を財源とする農畜産業振興対策交付金(以下「復旧・復興交付金」という。)863 億 3444 万余円を独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)に対して交付している。復旧・復興交付金は、東日本大震災に係る復旧・復興に関連する経費以外には使用しないこととなっている。

そして、機構は、復旧・復興交付金の交付の対象となる肉用牛肥育経営緊急支援事業、国産牛肉信頼回復対策事業及び原子力発電所事故被災者稲わら等緊急供給支援対策事業の 3 事業の実施要綱をそれぞれ制定して、復旧・復興交付金(事業別の予算額は、肉用牛肥育経営緊急支援事業費 761 億 1439 万余円、国産牛肉信頼回復対策事業費 25 億 9005 万余円、原子力発電所事故被災者稲わら等緊急供給支援対策事業費 76 億 3000 万円)等を財源として事業を実施する畜産関係団体等に対して補助金を交付している。

上記 3 事業の主な内容は、表 1 のとおりとなっている。

表 1 肉用牛肥育経営緊急支援事業等の主な内容等

事業の主な内容	事業の実施期間
①肉用牛肥育経営緊急支援事業 汚染された稲わらを与えられて出荷制限、全頭検査等の対象となった地域の肉用牛を飼養する肥育農家に対して、喫緊の資金繰りのために畜産関係団体が肉用牛 1 頭当たり 5 万円以内を交付するなどのもの	平成 23 年 8 月～24 年 9 月
②国産牛肉信頼回復対策事業 食肉流通団体が、汚染された稲わらを与えられた肉用牛の肉のうち、既に流通している牛肉を処分したり、国の出荷制限の指示を受けた地域から出荷され流通段階で停滞している牛肉を保管したりするもの	23 年 4 月～24 年 3 月
③原子力発電所事故被災者稲わら等緊急供給支援対策事業 稲わらや牧草の汚染により飼料の不足が懸念される畜産農家に対して、飼料を供給する生産者団体が代替飼料を供給するもの	23 年 4 月～26 年 6 月

なお、いずれの事業においても、実施要綱に基づき、機構から事業に必要な経費に充てるための補助金の交付を受けた畜産関係団体等は、東京電力株式会社からの賠償金を受領するなどした後に、補助金の全額を機構に返還することとなっている。

そして、復旧・復興交付金については、農畜産業振興対策交付金交付要綱(平成 15 年 15 生畜第 2866 号)に基づき、機構はその目的の用途に使用されなかった額(以下「未使用額」という。)及びその目的の用途に使用された後に機構に返還された額(以下「返還額」という。)を国庫に納付することとなっており、機構に交付された復旧・復興交付金は最終的に全額が国庫

に納付されることになる。また、同交付要綱に基づき、機構は復旧・復興交付金の実績報告書を提出して、使用額等を農林水産省に報告することとなっている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、復旧・復興交付金の未使用額及び返還額が速やかに国庫に納付されているかなどに着眼して、復旧・復興交付金交付額計 863 億 3444 万余円を対象として、農林水産本省及び機構において実績報告書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 未使用額の国庫への納付状況

前記のとおり、未使用額は国庫に納付されることとなっているが、事業の実施期間終了後の肉用牛肥育経営緊急支援事業及び国産牛肉信頼回復対策事業に係る復旧・復興交付金の未使用額は、それぞれ 571 億 3773 万余円、24 億 1438 万余円と多額に上っていた。しかし、農林水産省は、両事業の実施期間の終了後 1 年以上にわたり、機構に対してこれらの未使用額を国庫に納付させていなかった。

(2) 返還額の国庫への納付状況

前記のとおり、返還額は国庫に納付されることとなっているが、肉用牛肥育経営緊急支援事業及び国産牛肉信頼回復対策事業に係る復旧・復興交付金の返還額は、表 2 のとおり、それぞれ 134 億 4688 万余円、1 億 7566 万余円となっていて使用額のうち大半の額又は全額が機構に返還されていた。

表 2 返還額の状況(平成 25 年 11 月末現在) (単位：千円)

事業名	使用額(a)	返還額(b)	今後生ずる返還額(a)-(b)
肉用牛肥育経営緊急支援事業	18,976,661	13,446,881	5,529,780
国産牛肉信頼回復対策事業	175,669	175,669	—

しかし、農林水産省は、上記の返還額について、畜産関係団体等から機構に順次返還されていて、1 年以上経過しているものもあるのに、機構に対してこれらの返還額を速やかに国庫に納付させていなかった。

なお、肉用牛肥育経営緊急支援事業については、表 2 のとおり、畜産関係団体からの補助金の返還に伴い今後機構に返還額が生ずることになる。また、原子力発電所事故被災者稲わら等緊急供給支援対策事業(予算額 76 億 3000 万円)については、前記のとおり、26 年 6 月まで実施された後は、事業の終了に伴い機構の未使用額が確定するとともに、生産者団体からの補助金の返還に伴い機構に返還額が生ずることになる。

このように、農林水産省が、機構に対して、使途に制限があり有効に活用できない復旧・復興交付金の未使用額及び返還額を速やかに国庫に納付させていない事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、農林水産省において、機構から復旧・復興交付金の実

績報告書の提出を受けたり、使用額等を報告させたりして、機構に多額の未使用額及び返還額が生じていることを把握していたのに、速やかに国庫に納付させることについての検討が十分でなく、具体的な納付の手続を定めていなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、農林水産省は、機構に対して、肉用牛肥育経営緊急支援事業等に係る25年度末までに生じた未使用額及び返還額について、国産牛肉信頼回復対策事業については25年12月、肉用牛肥育経営緊急支援事業及び原子力発電所事故被災者稲わら等緊急供給支援対策事業については26年4月に国庫に納付させるとともに、同月に通知を発するなどして、今後生ずることとなる復旧・復興交付金の未使用額及び返還額についても四半期ごとに国庫に納付させることとする処置を講じた。

(2) 農業・食品産業強化対策整備交付金事業等における費用対効果分析について、総事業費の範囲や算出方法を具体的に示すなどして、適切に実施させるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農業・食品産業強化対策費 (項)牛肉等関税財源畜産振興バイオマス利用対策費
部 局 等	農林水産本省
補助の根拠	予算補助
補助事業者	8道県
間接補助事業者 (事業主体)	19法人等
補助事業	農業・食品産業強化対策整備交付金事業、食料自給率向上・産地再生緊急対策交付金事業、地域バイオマス利活用整備交付金事業、産地再生関連施設緊急整備事業
補助事業の概要	農畜産物の高品質・高付加価値化、低コスト化、食品流通の合理化等、地域における生産から流通・消費までの対策を総合的に推進するもの
費用対効果分析 が適切に実施され ていなかった 事業費相当額	154億6689万余円(平成21年度～25年度)
上記に対する交 付金等相当額	65億2804万円(背景金額)

1 農業・食品産業強化対策整備交付金事業等における費用対効果分析の概要

(1) 農業・食品産業強化対策整備交付金事業等の概要

農林水産省は、食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)に基づき新たに策定された食料・農業・農村基本計画(平成12年3月閣議決定)により、消費者・実需者ニーズを踏まえた国産農畜産物の安定的供給体制の構築を図るために、産地としての持続性を確保し、収益力を向上するための取組の推進、安全・安心で効率的な市場流通システムの確立等に取り組むこととしている。

そして、農林水産省は、上記の取組として、「強い農業づくり交付金実施要綱」(平成17年16生産第8260号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)等に基づき、農畜産物の高品質・高付加価値化、低コスト化、食品流通の合理化等の対策等を実施する農業公社等の事業主体に補助金等を交付する都道府県に対して、農業・食品産業強化対策整備交付金等(以下、これらの交付金等により事業主体が実施する事業を「交付金等整備事業」^(注1)という。)を交付している。

(注1) 交付金等整備事業 農業・食品産業強化対策整備交付金事業、農業・食品産業競争力強化支援事業、産地生産拡大プロジェクト支援事業、広域連携アグリビジネスモデル支援事業、産地収益力向上支援事業、経営体育成交付金事業、農山漁村6次産業化対策事業、産地活性化総合対策事業、戦略作物生産拡大関連施設緊急整備事業、新規就農総合支援事業、食料自給率向上・産地再生緊急対策交付金事業、輸出対応型生産・出荷施設緊急整備事業、競争力強化生産総合対策事業、地域バイオマス利活用整備交付金事業、産地再生関連施設緊急整備事業、東日本大震災農業生産対策交付金事業

要綱等によれば、事業主体は、交付金等整備事業の実施に当たって事業実施計画を策定し、同計画において、当該交付金等整備事業に係る費用対効果分析等を行うこととされている。そして、事業主体は事業実施計画を都道府県等に提出することとされており、提出を受けた都道府県等は採択要件に適合していることなど、その内容について必要な審査、指導等を行うこととされている。

(2) 交付金等整備事業における費用対効果分析の概要

要綱等によれば、交付金等整備事業を実施する場合に、事業主体は、「強い農業づくり交付金及び農業・食品産業競争力強化支援事業等における費用対効果分析の実施について」(平成17年16生産第8452号農林水産省総合食料局長、生産局長、経営局長通知。以下「分析指針」という。)に基づき、費用対効果分析を行うこととなっている。そして、当該施設等の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること、すなわち、分析指針に定められた次の算定式により算定した投資効率が1を上回っていることなどが事業の採択基準とされている。

$$\text{投資効率} = \{(\text{年総効果額} \div \text{還元率}) - \text{廃用損失額}\} \div \text{総事業費}$$

(注2) 還元率 将来発生する効果額を現在価値に換算するための社会的割引率及び整備される施設等の耐用年数から算出したもの

(注3) 廃用損失額 事業の実施に伴い、財産処分され、又は事業の目的以外に転用される既存の施設等の残存価格

そして、上記の算定式のうち、総事業費については、費用対効果分析の対象事業のみにより効果の種類ごとの年効果額を合算した年総効果額が算出できる場合には、事業実施計画に示されている事業費を計上し、当該事業以外の事業、施設等の年効果額が含まれる場合には、当該事業実施計画の事業費に、他の事業、他の施設等に係る事業費を加えて、年効果額の発生に係る施設等の総事業費とすることとされている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

交付金等整備事業は毎年多数に上っており、今後も継続して実施されることが見込まれる

ことから、予算の効果的な執行を図るために、交付金等整備事業の採択に当たり、費用対効果分析を適切に行うことが重要である。

そこで、本院は、有効性等の観点から、事業主体が行う費用対効果分析において、投資効率の算定が分析指針の趣旨に沿って適切に行われているかなどに着眼して、12 道県管内の計 57 事業主体において、平成 21 年度から 25 年度までの間に費用対効果分析が行われた交付金等整備事業 88 事業^(注5)(交付対象事業費計 213 億 1466 万余円、交付金等計 91 億 0220 万余円)を対象として、事業実施計画書、投資効率の算定に係る資料等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注4) 12 道県 北海道(十勝総合、根室両振興局)、茨城、群馬、静岡、兵庫、島根、広島、長崎、大分、宮崎、鹿児島、沖縄各県

(注5) 交付金等整備事業 88 事業 生産局畜産部が所掌する農業・食品産業強化対策整備交付金事業、食料自給率向上・産地再生緊急対策交付金事業、輸出対応型生産・出荷施設緊急整備事業、競争力強化生産総合対策事業、地域バイオマス利活用整備交付金事業、産地再生関連施設緊急整備事業において実施された事業数

(検査の結果)

検査したところ、検査の対象とした 57 事業主体の 88 事業のうち 8 道県管内の計 19 事業主体が実施した 45 事業^(注7)(交付対象事業費相当額計 154 億 6689 万余円、交付金等相当額計 65 億 2804 万余円)において、次のような事態が見受けられた。

(注6) 8 道県 北海道(十勝総合、根室両振興局)、静岡、兵庫、広島、長崎、宮崎、鹿児島、沖縄各県

(注7) 45 事業 農業・食品産業強化対策整備交付金事業、食料自給率向上・産地再生緊急対策交付金事業、地域バイオマス利活用整備交付金事業、産地再生関連施設緊急整備事業において実施された事業数

上記の 19 事業主体が実施した 45 事業の事業実施計画における年総効果額には、当該交付金等整備事業の実施による年効果額に加えて、自己資金等により導入した建物、建物附属設備、農業機械・器具等の年効果額も含まれていたにもかかわらず、19 事業主体は、これらの事業費を総事業費に含めていなかった。

これらの自己資金等により導入した施設等に係る事業費について、事業実施計画の事業費に対する割合をみると、45 事業のうち半数を超える 32 事業が 10% を超えており、中には 50% を超えるものも見受けられた。そして、45 事業について、総事業費にこれらの施設等の事業費を含めるなどして投資効率を試算したところ、上記の 32 事業のうち 22 事業が 1 を下回る結果となった^(注8)。

(注8) 年総効果額については、事業主体が事業実施計画において算出した額をそのまま用いており、本件補助事業以外の事業により整備した施設等に係る年効果額については、同計画における年総効果額以外に発現する可能性があっても考慮していない。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

兵庫県内の A 事業主体は、A が所在する地域における受益農家の子牛の生産性向上等を目的として、平成 24 年度に、家畜飼養管理施設(牛舎) 3 棟を農業・食品産業強化対策整備交付金事業

により事業費 8365 万余円(交付金 3560 万余円)で整備するとともに、これとは別の家畜飼養管理施設 2 棟等を 22 年度から 24 年度にかけて自己資金等(9450 万余円)により整備していた。そして、この事業に係る費用対効果分析において、年総効果額については当該補助事業及び自己資金等により整備した家畜飼養管理施設 5 棟で生産して育成した子牛の販売額等から生産・育成等に要する経費を差し引くなどした額とし、総事業費については当該補助事業で整備した 3 棟のみに係る経費等として、投資効率を 1.84 と算定していた。しかし、A は、自己資金で整備した家畜飼養管理施設で生産して育成した子牛の販売額を年総効果額に含めていたのに、これに係る事業費を総事業費に含めていなかった。そこで、A が算出した年総効果額と当該事業費を含めた総事業費とを用いて投資効率を試算すると、投資効率は 0.61 となる。

このように、多数の事業主体が、費用対効果分析における投資効率の算定において、年総効果額に当該交付金等整備事業以外の事業で整備した施設等の年効果額を含めていたのに、これらの事業費を総事業費に含めずに投資効率の算定が行われていて、農畜産物の高品質・高付加価値化等を推進するために重要となる交付金等整備事業の採択が適正に行われぬおそれがある事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、事業主体において費用対効果分析の適切な実施に対する理解が十分でなかったこと、道県において分析指針の趣旨に対する理解が十分でなく、費用対効果分析の内容を十分に精査していなかったこと、農林水産省において総事業費の範囲や算出方法を具体的に明示していなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、農林水産省は、26 年 10 月に、都道府県に通知を発して、交付金等整備事業の費用対効果分析における総事業費の範囲等を明示するとともに、要綱等の内容について周知徹底を図る処置を講じた。

(3) 農林水産本省等が直接、事業主体に補助金等を交付する直接採択事業の実施において、事業主体から納入業者等への事業費の支払が速やかに完了するよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省	(項)食品産業競争力強化対策費 (項)バイオマス利用等対策費 (項)農山漁村 6 次産業化対策費 (項)東日本大震災復旧・復興農山漁村 6 次産業化対策費
部 局 等	農林水産本省、7 農政局、沖縄総合事務局	
補助等の根拠	予算補助	
補助事業者等(事業主体)	43 会社等	
補助事業等	6 次産業化推進整備事業等 10 事業	
補助事業等の概要	農林漁業生産と加工・販売の一体化や地域資源を活用した新たな産業の創出を図るなどのために、補助金等を交付するもの	

30日以内に事業費の全部又は一部の支払を完了していないなどしていた事業数	43件(平成20年度～24年度)
上記に係る事業費	26億4089万余円
上記に対する国庫補助金等交付額	11億5896万余円
上記事業費のうち支払を完了していなかった事業費	8億8971万余円(平成20年度～24年度)
上記に対する国庫補助金等相当額	4億0540万円

1 直接採択事業における事業費に係る支払状況の確認等の概要

農林水産省は、農林漁業生産と加工・販売の一体化や地域資源を活用した新たな産業の創出を図るなどのために、「農山漁村6次産業化対策事業実施要綱」(平成24年23食産第4049号農林水産事務次官依命通知)等に基づき、農山漁村6次産業化対策事業等を実施している。これらの事業は、農林水産本省(以下「本省」という。)及び地方農政局等が直接、民間事業者等の事業主体に対して、当該事業主体が行う事業に要した経費の一部について補助金等を交付する方式(以下、この方式による補助事業等を「直接採択事業」という。)により実施されており、平成20年度以降、機械、施設等の整備を内容としていて事業費が多額となる直接採択事業が多くなっている。そして、直接採択事業の事業主体は、主として、農業者、中小事業者等となっている。

本省及び地方農政局等は、直接採択事業の実施に当たり、各事業の公募要領、実施要領等(以下「公募要領等」という。)に基づいて事業主体が作成した事業実施計画を審査して承認を行うこととなっている。そして、審査に当たっては、事業主体において事業資金を確実に調達できることを証する資料により事業実施の確実性等を確認することとなっている。

また、実績報告時等の審査については、契約書、納品書、検査調書等により事業の完了と事業費の支払状況を確認するとともに、会計帳簿等により機械、施設等の納入業者、施工業者等(以下「納入業者等」という。)へ事業費の支払が適正に行われているか確認することとなっている。この際、事業費の支払が完了していないときは、契約書、請求書等により支払債務額の確認を行い、その支払状況について事業完了後に引き続き確認することとなっている。すなわち、「[実績に基づいて補助金等を交付する場合における精算額の解釈について]の照会について」(昭和30年大蔵省主計局法規課長通知)によれば、直接採択事業については、^(注1)間接補助事業等と異なり、事務処理の必要上、補助事業等が事実上完了して支払債務額が確定した場合には事業費の支払が完了していなくても支払債務額により補助金等を交付することができることとされている。

そして、本省及び地方農政局等は、上記により確認した事業費に基づいて補助金等の額の確定を行い、補助金等を交付している。

(注1) 間接補助事業等 国庫補助金等を都道府県等の間接補助事業者等に交付し、間接補助事業者等が補助金等を事業主体に交付する方式

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性等の観点から、事業主体において事業費の支払は速やかに完了しているか、本省及び地方農政局等においてその確認は適切に行われているかなどに着眼して、本省及び9農政局等^(注2)において20年度から24年度までの間に実施された、機械、施設等の整備を内容とする直接採択事業418件(409事業主体。事業費計261億4791万余円、国庫補助金等交付額計120億5498万余円)を対象として、実績報告書、領収書等の支払関係書類等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注2) 9農政局等 東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州各農政局、北海道農政事務所、沖縄総合事務局

(検査の結果)

検査したところ、上記418件のうち、事業主体において補助金等の交付を受けた日から30日以内に事業費の全部又は一部の支払を完了していなかったものが、本省及び8農政局等^(注3)で実施された6次産業化推進整備事業等10事業^(注4)において43件(43事業主体。事業費計26億4089万余円、国庫補助金等交付額計11億5896万余円)見受けられ、支払を完了していなかった事業費は計8億8971万余円(国庫補助金等相当額計4億0540万余円)となっていた。

(注3) 8農政局等 東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州各農政局、沖縄総合事務局

(注4) 6次産業化推進整備事業等10事業 6次産業化推進整備事業、食品循環資源品質維持体制整備事業、農商工等連携促進施設整備支援事業、食農連携促進施設整備事業、農商工連携施設整備事業、農林水産分野における太陽光エネルギー利用推進事業、6次産業化先導モデル育成事業、食品流通機能合理化・高度化整備事業、バイオ燃料地域利用モデル実証事業、緑と水の環境技術革命プロジェクト事業

上記43件のうち、1件については事業費の支払を完了しないまま25年11月に事業を中止していて、4件については26年3月末時点で事業費の支払を完了していなかった。残りの38件については事業費の支払を完了していたが、補助金等の交付を受けてから事業費の支払を完了するまでに要した期間をみると、14件が90日超1年以内、4件が1年超となっていた。

そして、前記の43件について事業費の支払に遅延が生じた要因を確認したところ、表のとおり、事業資金の確保に支障が生じていたり、直接採択事業により整備した機械、施設等(以下「取得財産」という。)の試運転、調整等が完了していないことなどにより取得財産の引渡しを受けることを保留していたりしていたためなどとなっていた。

表 事業費の支払に遅延が生じた要因等

事業費の支払に遅延が生じた要因	事業数 (事業主体数)	30日以内に支払が完了 していなかった事業費 (国庫補助金等相当額)	左のうち平成26年3月末時点にお いて支払が完了していない事業数及 び事業費(国庫補助金等相当額)
① 融資を受けるための借入計画につ いての金融機関等との事前相談等 が十分でなく融資が受けられな かったことなどにより、事業資金 の確保に支障が生じていたため	17件 (17事業主体)	4億2475万余円 (2億0619万余円)	3件 9960万余円 (4701万余円)
② 取得財産の試運転、調整等を完了 していないことなどにより、納入 業者等に機械等の調整等を行わせ て所期の性能を発揮するまで引渡 しを受けることを保留するなどし ていたため	16件 (16事業主体)	4億2154万余円 (1億7848万余円)	1件 3148万余円 (496万余円)
③ 事業費のうち自己負担分につい て、支払期間が長期の割賦により 支払うことなどとしていたため	5件 (5事業主体)	1660万余円 (801万余円)	1件 311万余円 (148万余円)
④ 事業費の一部の支払を失念するな どしていたため	6件 (6事業主体)	2680万余円 (1271万余円)	—

注(1) ①の平成26年3月末時点において支払が完了していない3件のうち1件は、事業費の支払を完了しないまま、25年11月に事業を中止していた。

注(2) 1件については②と④の二つの要因が見受けられた。

また、前記の43件について、本省及び8農政局等における事業費の支払についての確認状況を見ると、補助金等の交付後における事業費の支払状況について報告を求めることなどによる確認が十分に行われていなかった。

以上について事例を示すと次のとおりである。

<事例>

合同会社にしはら食のふるさとづくり協議会(熊本県阿蘇郡西原村所在)は、平成21年度に、甘しょの規格外、余剰品等を加工、販売するために必要な設備の整備を行うために、食農連携促進施設整備事業を事業費2100万円(国庫補助対象事業費同額)で実施していた。そして、九州農政局は、同事業の実績報告に係る審査を22年4月に実施して、同月に補助金1050万円を交付していた。

しかし、同会社は、補助金の受領後に事業費の一部1500万円を設備の納入業者へ支払ったものの、残金600万円については、金融機関からの融資を受けられなかったことなどを理由に支払っておらず、その事実について同局は把握していなかった。そして、納入業者は、残金が支払われなかったことから、23年9月に同会社に納入した設備の一部を引き上げたため、同会社は、25年11月に同事業を中止していた。

以上のとおり、事業主体において、補助金等の受領後速やかに事業費の支払が完了していないなどしている事態は、交付された補助金等が事業主体に長期間滞留することとなったり、事業の効果の発現に支障が生じたり、補助金等が交付されてからその効果が発現するまでに遅れが生じたりすることにもなり、適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められた。

ア 農林水産省において、補助金等の受領後速やかに事業費の支払を完了する必要があること、取得財産の試運転、調整等を事業実施期間内に完了しなければならないことを、公募要領等に具体的に示していなかったこと

イ 本省及び地方農政局等において、

(ア) 事業実施計画の承認の審査に際して、事業主体における事業資金の確保の確実性についての確認等が十分でなかったこと

(イ) 実績報告時等の審査に際して、取得財産の稼働状況等について確認を行うこと、納入業者等への支払が完了していなかった場合には速やかに事業費の支払が完了するよう引き続き支払状況を確認することの必要性に対する理解が十分でなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、農林水産省は、26年3月末時点で事業費の支払が完了していなかった5件(25年11月に事業を中止した1件を含む。)のうち、改善の見込みのない2件について補助金の交付決定の取消しなどを行い、残りの3件について所管する地方農政局等に対して定期的に支払状況等を報告するよう事業主体に指導するとともに、今後の直接採択事業について、次のような処置を講じた。

ア 26年度の公募要領等において、事業主体は、補助金等の受領後、速やかに事業費の支払を完了するとともにその報告をすること、取得財産の試運転、調整等を事業実施期間内に完了することなどを明記した。

イ 26年7月に地方農政局等に対して通知を発して、審査担当者に対して、事業資金の確保の確実性、事業費の支払状況等についての確認及び事業主体に対する指導等を適切に行うこと、取得財産の試運転、調整等を事業実施期間内に完了しないことが確実な場合には補助事業に係る繰越手続をとることなどについて周知徹底を図った。

- (4) 中山間地域等直接支払交付金事業の実施に当たり、多面的機能を増進する活動の実施状況について市町村が行う確認の方法、集落が共同取組活動に係る交付金を繰越しなどする際の手続及びこの活動を実施するために取得した共用財産の適切な管理を行う方法を具体的に定めることなどにより、交付金事業が適切に実施されるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農村地域資源等保全推進費(平成22年度以前は、(項)農村振興費)
部 局 等	農林水産本省、7農政局、沖縄総合事務局
補助の根拠	予算補助
補助事業者	29道府県
間接補助事業者(事業主体)	市277、町283、村64、計624事業主体
補助事業	中山間地域等直接支払交付金事業
補助事業の概要	中山間地域等における農業生産の維持を通じて耕作放棄地の発生を防止し、その多面的機能を確保する観点から、平地地域と中山間地域等との農業生産条件の不利を補正するために、中山間地域等において農業生産活動等を行う農業者等に対し交付金を交付するもの

多面的機能を増進する活動の実施状況を具体的に確認できなかった集落が所在する市町村	163 市町村
上記に係る国庫交付金(1)	107 億 3734 万円(背景金額)(平成 22 年度～25 年度)
共同取組活動に係る交付金について具体的な積立計画、使途計画等を明らかにすることなく繰越しなどしていた集落が所在する市町村	320 市町村
上記に係る国庫交付金相当額(2)	21 億 6264 万円(平成 21 年度)
取得した共用財産について資産台帳等を整備していなかった集落が所在する市町村	87 市町村
上記に係る国庫交付金相当額(3)	3 億 9396 万円(平成 22 年度～25 年度)
(2)及び(3)の計	25 億 5660 万円(平成 21 年度～25 年度)

1 事業の概要

(1) 中山間地域等直接支払交付金事業の概要

農林水産省は、「中山間地域等直接支払交付金実施要領」(平成 12 年 12 構改 B 第 38 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。)等に基づき、耕作放棄地の増加等により多面的機能^(注1)の低下が特に懸念されている中山間地域等において、担い手の育成等による農業生産の維持を通じて多面的機能を確保する観点から、平地地域と中山間地域等との農業生産条件の不利を補正するために、平成 12 年度から 16 年度までを第 1 期対策、17 年度から 21 年度までを第 2 期対策、22 年度から 26 年度までを第 3 期対策として、中山間地域等直接支払交付金事業を実施している。

本事業は、事業主体である市町村が農業者等の交付金の交付対象となる者に対して中山間地域等直接支払交付金(以下「交付金」という。)を交付するものであり、その負担割合は、原則として、国が 2 分の 1、都道府県及び市町村がそれぞれ 4 分の 1 となっている。そして、第 2 期対策及び第 3 期対策のうち 21 年度から 25 年度までの間の交付金交付額は計 2647 億余円(国庫交付金計 1283 億余円)となっている。

(注 1) 多面的機能 国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能

(2) 集落協定に係る交付金の交付要件、交付額等

実施要領等によれば、交付金の交付対象となる者は、対象農用地^(注 2)において、農業生産活

動等(耕作や農用地、水路、農道等の適切な維持管理)や多面的機能を増進する活動として取り組むべき事項等について合意し市町村の認定を受けた集落協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等(以下「農業者等」という。)とされている。

上記の多面的機能を増進する活動については、農業者等の集団(以下「集落」という。)が、農用地と一体となった周辺林地の下草刈りなどの管理、景観作物の作付けなどの実施要領等に例示されている活動の中から、集落の実態に合った活動の一つ以上選択して集落協定に記載することとされている。

また、農業者等に対する毎年度の交付金の交付額は、集落協定に位置付けられている対象農用地(以下「協定農用地」という。)の田、畑等の地目及び傾斜等の区分ごとの面積にそれぞれ所定の単価を乗じた金額の合計額とされている。そして、市町村は、集落協定に定められた農業生産活動等や多面的機能を増進する活動の実施状況について、毎年度、9月末又は10月末までに現地見回りにより確認し、協定農用地確認野帳(以下「確認野帳」という。)にその適否を記入することとされており、これらの活動が行われなかった場合は、協定農用地の全てについての交付金を協定認定年度に遡って返還することとされている。

(注2) 対象農用地 山村振興法(昭和40年法律第64号)の規定に基づき指定された振興山村地域等のうち「農業振興地域の整備に関する法律」(昭和44年法律第58号)に基づく農用地区域内に存する一団の農用地であって、一定の傾斜があるなどの基準を満たす農用地

(3) 交付金の積立て、繰越し

集落は、集落協定に規定した農業生産活動等や多面的機能を増進する活動等を共同で取り組むことにより実施する場合(以下、農業者等が共同で取り組むこととした活動を「共同取組活動」という。)、これに要する経費の支出等に充てる各年度の交付金の使途の内容を集落協定等に記載すること、また、交付金を毎年度計画的に積み立てたり、年度内に使用することができずに繰り越したりする(以下、これらの行為を「繰越しなど」という。)場合、集落協定等においてその目的、積立計画、使途計画等を明らかにすることとなっている。

(4) 集落が共同取組活動を実施するため取得した共用財産の管理

農林水産省は、国民に対する交付金の使用・管理に係る一層の透明性の確保の必要性から、共同取組活動を実施するために集落が交付金で取得した財産(以下「共用財産」という。)の管理について、一般的な機械施設整備に係る補助金等により取得した資産の管理に準ずるような管理を行う必要があるとし、管理担当者を集落内で明確にするとともに、管理担当者が資産台帳、管理規程、管理日誌等の整備に努めることとしている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

農林水産省は、これまでに多額の国費を投じて中山間地域等直接支払交付金事業を実施しており、今後も引き続き同事業を実施していくこととしている。また、実施要領等によれば、同事業について広く国民の理解を得るために、その実施に当たっては、明確かつ合理的・客観的な基準の下に透明性を確保する必要があるとされている。

そこで、本院は、効率性、有効性等の観点から、集落において、集落協定に規定した活動が事業の目的に沿って適切に実施されているか、交付金の使用状況が事業の目的に沿った適

切なものとなっているか、共用財産の管理は適切に行われているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、交付金の交付に関する証拠書類の保管期間が5年間であることから、農林水産省が第2期対策及び第3期対策のうち21年度から25年度までの間に^(注3)29道府県の624市町村(25年度末現在。以下同じ。)に所在する15,252集落における農業者等に対して交付した国庫交付金計760億7309万余円を対象として、道府県及び市町村において、集落協定等の関係書類や現地の状況を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(注3) 29道府県 北海道、京都府、秋田、山形、茨城、栃木、埼玉、千葉、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、静岡、愛知、三重、滋賀、鳥取、島根、広島、徳島、香川、高知、佐賀、長崎、宮崎、鹿児島、沖縄各県

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 多面的機能を増進する活動の実施状況に対する確認

多面的機能を増進する活動の実施状況に対して市町村が行った確認の方法についてみたところ、市町村の職員が、現地確認に当たり活動が実施された場所に赴いていなかったり、赴いた時期が実際の活動時期と異なり確認ができなかったりしたため、集落の代表者等からの聞き取りにより確認したとしている事態が多数見受けられるなどして、市町村の確認野帳には「適」と記入されているものの、これにより実際に活動が行われたかを客観的に判断できない状況となっていた。

そこで、直近の25年度における活動の実施状況を確認するために、活動記録、写真、活動の実施箇所を示した位置図等の書類の作成状況についてみたところ、26道府県の163市町村に所在する3,596集落においてこれらの書類が全く作成されておらず、活動の実施箇所や時期が特定できないため、事業主体である市町村において集落による活動が適切に実施されていたかを具体的、客観的に確認できない状況となっていた(22年度から25年度までの間に3,596集落における農業者等に交付された国庫交付金計107億3734万余円)。

(2) 交付金の積立て、繰越し

第2期対策終了時に、29道府県の360市町村に所在する4,792集落は、水路等の改修や農業用機械の購入等の共同取組活動のために第2期対策分として交付された交付金計53億4341万余円を使用せず第3期対策に繰越しなどしていた。そこで、これらについて繰越しなどする場合、第2期対策の集落協定等においてその目的、積立計画、使途計画等が明らかにされているかについてみたところ、29道府県の320市町村に所在する4,264集落は、繰越しなどしていた交付金計44億7567万余円(国庫交付金相当額計21億6264万余円)について、実施要領等に繰越しなどする際の手続が具体的に定められていないことから、具体的な使途、金額、支出時期の予定、各年度の積立額等を記載しておらず、その目的、積立計画、使途計画等が明らかになっていなかった。

(3) 共用財産の管理

28道府県の277市町村に所在する1,155集落は、第3期対策においてコンバインやトラクター等の機械器具等の共用財産2,032点(取得価格計48億0204万余円、交付金支弁額計39億7135万余円)を取得していたが、このうち、21道府県の87市町村に所在する

363 集落は、取得した共用財産 505 点(取得価格計 9 億 4919 万余円、交付金支弁額計 8 億 1740 万余円、国庫交付金相当額計 3 億 9396 万余円)について、管理担当者を明確にしていたものの、資産台帳、管理規程、管理日誌等を全く整備していなかった。このため、共用財産の利用状況が明確となっておらず、集落が本事業以外の事業等により取得した財産との区分がされていない状況となっていて、その管理が十分とは認められない事態となっていた。

以上のように、多面的機能を増進する活動の実施状況を具体的、客観的に確認できない状況となっていたり、共同取組活動に係る交付金を繰越しなどする際にその目的、積立計画、使途計画等が明らかになっていなかったり、共用財産について資産台帳等を整備しておらずその管理が十分でなかったりしている事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められた。

- ア 市町村において、多面的機能を増進する活動の実施状況についての確認が十分でなかったこと、また、農林水産省において、市町村が活動の実施状況について具体的、客観的に確認できる方法を実施要領等に示していなかったこと
- イ 農林水産省において、集落が交付金を繰越しなどする際の手続及び集落が共用財産の適切な管理を行う方法について、実施要領等に具体的に示しておらず、市町村が集落に対して十分な指導を行えなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、農林水産省は、26 年 9 月に各地方農政局等に対して通知を発するなどして、次のような処置を講じた。

- ア 集落が集落協定に基づき多面的機能を増進する活動を適切に実施しているかについて、市町村が具体的、客観的に確認できるようにその方法を実施要領等に定め、周知した。
- イ 集落が交付金を繰越しなどする際の手続及び集落が共用財産の適切な管理を行う方法について、実施要領等に具体的に定め、市町村が集落に対して指導を行えるように周知した。

(5) ため池改修工事の実施に当たり、法面保護工について、現地の状況等を考慮し、経済比較を行った上で工法を選定することにより、経済的な設計を行うよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農山漁村地域整備事業費 等
部 局 等	農林水産本省、7 農政局
補助の根拠	土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)、予算補助
補助事業者	18 府県(うち事業主体 17 府県)
間接補助事業者(事業主体)	市 16、町 4、土地改良区 5、計 25 事業主体
補助事業等	地域自主戦略交付金等
補助事業等の概要	ため池堤体の断面不足や堤体からの漏水の解消等のために、都道府県、市町村等が事業主体としてため池改修工事を実施するもの

経済比較をすることにより法面保護工費を低減できた工事件数	237 件
上記工事の法面保護工費の積算額	10 億 0530 万余円(平成 23 年度～25 年度)
上記のうち低減できた法面保護工費の積算額	2 億 5290 万円
上記に対する交付金等相当額	1 億 3076 万円

1 ため池改修工事における法面保護工の概要

(1) ため池改修工事等の概要

農林水産省は、土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)等に基づき、ため池堤体の断面不足や堤体からの漏水の解消等のために、都道府県、市町村等(以下「事業主体」という。)が実施するため池改修工事に対して、地域自主戦略交付金事業等により、交付金等を交付している。

そして、事業主体は、ため池改修工事において、波による堤体の貯水側法面の浸食を防止するための法面を保護する工事(以下「法面保護工」という。)を実施している。

また、ため池の供用に当たっては、受益者によって組織された水利組合等が、堤体の草刈り、堤体の陥没等の変状や漏水の状況の点検等の維持管理を行っている。

(2) ため池改修工事の設計に係る技術基準

農林水産省は、ため池改修工事の設計に係る技術基準として、「土地改良事業設計指針「ため池整備」」(平成 18 年 17 農振第 505 号農村振興局整備部長制定。以下「設計指針」という。)を制定しており、事業主体は、ため池改修工事の設計に当たり、これを適用するなどしている。設計指針によれば、ため池改修工事の設計においては、①施設として構造上安全であること、②施工が容易で、かつ、経済的であること、③施工後の維持管理を考慮したものであることなどの基本的要件を考慮することとされている。

(3) 法面保護工の工法

設計指針によれば、法面保護工については、満水時の水位の半分の位置から設計上の洪水時の水位に波の打上げ高さを加えた位置まで、捨石、石張り、コンクリートブロック張(以下「張ブロック」という。)等を施すこととされている。

このうち、張ブロックによる工法は、基礎コンクリートを打設し、裏込め砕石を敷設するなどした上でコンクリート製のブロックを設置するものであるが、法面保護工のその他の工法として、ブロックマット(合成繊維製のマットの上に小型のコンクリート製のブロックを接着剤で接着させたもの)による工法や、布製型枠(袋状となっている合成繊維製の生地の中にモルタルなどを注入して固化させるもの)による工法があり、これらの工法は、基礎コンクリートの打設や裏込め砕石の敷設等に替えて、アンカーピン等を用いてブロックマット等を堤体に固定するものである。

(4) 法面保護工の積算

農林水産省は、「農林水産省土地改良工事積算基準(土木工事)平成 25 年度」(農林水産省

農村振興局整備部設計課監修。以下「積算基準」という。)等において、張ブロック及びブロックマットの単位面積当たりの施工歩掛かりを定めており、事業主体はこれを採用するなどして法面保護工に要する施工費(以下「法面保護工費」という。)の積算を行っている。そして、積算基準等では、張ブロック及びブロックマットを設置するために使用する建設機械が定められており、標準張ブロックについてはクレーン機能付バックホウ 2.9t 吊、大型張ブロック及びブロックマットについては車体の長さが 10m を超えるラフテレーンクレーン 25t 吊をそれぞれ用いることなどとなっている。また、布製型枠を施工する場合は、事業主体は、布製型枠を製造している企業で構成される協会が作成した資料における歩掛かりを採用するなどして法面保護工費の積算を行っている。そして、積算基準等によると、ブロックマットや布製型枠を施工する場合は、張ブロックを施工する場合に比べて、少人数での施工が可能となっている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

法面保護工については、近年、比較的新しい工法であるブロックマットや布製型枠等による工法が普及してきている。そして、ブロックマットや布製型枠を施工する場合の法面保護工費は、基礎コンクリートの打設や裏込め砕石の敷設が不要であること、また、少人数での施工が可能であることなどから、張ブロックを施工する場合よりも一般的には安価となる。そこで、本院は、経済性等の観点から、ため池改修工事の実施に当たり、法面保護工の設計が経済的なものとなっているかに着眼して検査した。

検査に当たっては、31 府県の 61 事業主体において、平成 23 年度から 25 年度までの間に実施された法面保護工のうち景観や環境に配慮した工法を選定しているものを除く 369 工事(工事費計 148 億 3207 万余円、交付金等相当額計 75 億 9971 万余円)を対象として、設計図書等の書類、現地の状況等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注 1) 31 府県 京都、大阪両府、秋田、山形、茨城、栃木、千葉、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、静岡、愛知、三重、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、高知、福岡、佐賀、長崎、大分、宮崎、鹿児島、沖縄各県

(検査の結果)

検査したところ、369 工事(施工面積計約 197,000m²)の工法の内訳は、張ブロック 277 件、ブロックマット 40 件、布製型枠 36 件等となっており、張ブロックが施工面積比で 68.8% を占めていた(369 工事の中には二つの工法を採用しているものが 3 工事含まれている。)。そして、このうち 22 府県の 48 事業主体において実施された 276 工事においては、工法の選定に当たって複数の工法による経済比較が行われていなかった。

(注 2) 22 府県 京都、大阪両府、山形、茨城、新潟、富山、石川、福井、長野、静岡、愛知、三重、岡山、広島、山口、徳島、香川、高知、福岡、佐賀、長崎、鹿児島各県
上記の 276 工事について、経済比較が行われていなかった理由を事業主体に確認したところ、以前から張ブロックによる工法で施工しているためなどとしており、269 工事が張ブロックによる工法で施工されていた。

しかし、前記のとおり、法面保護工の工法として、近年、張ブロックによる工法よりも一般的に安価となる、ブロックマットによる工法や布製型枠による工法が普及してきている。

そこで、前記の 269 工事を実施した事業主体から、ブロックマットの設置に必要な前記の

建設機械を現場まで走行、配置させることが可能であるかなどについて、また、維持管理を行っている水利組合等から、布製型枠を施工した場合において堤体の陥没等の変状に的確に対応した維持管理が可能であるかなどについて、それぞれ見解を聴取するなどしたところ、^(注3) 18府県の42事業主体が実施した237工事(施工面積計約119,200㎡、法面保護工費の積算額計10億0530万余円)については、ブロックマットによる工法や布製型枠による工法を選定できる状況であった。したがって、これらの工事については、現地の状況等を考慮し、経済比較を行うことによって張ブロックによる工法に替えてこれらの工法を選定することとすれば、より経済的な設計とすることができたと認められた。

(注3) 18府県 京都、大阪両府、山形、茨城、石川、福井、静岡、愛知、三重、岡山、広島、山口、徳島、香川、高知、福岡、佐賀、長崎各県

このように、ため池改修工事の実施に当たり、法面保護工について、経済比較を行った上で工法を選定していなかったため、経済的な設計となっていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(低減できた法面保護工費の積算額)

前記の237工事における法面保護工費の積算額について、張ブロックによる工法に替えてブロックマットによる工法又は布製型枠による工法を選定したとして計算すると、その積算額は計7億5235万余円となり、前記の積算額計10億0530万余円と比べて約2億5290万円(交付金等相当額1億3076万余円)低減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、事業主体において、ため池改修工事の実施に当たり、法面保護工について、経済比較を行った上で工法を選定することにより経済的な設計を行う必要性についての理解が十分でなかったこと、農林水産省において、事業主体に対して、経済比較を行った上で工法を選定することについての周知が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、農林水産省は、26年9月に都道府県に対して通知を発して、法面保護工の設計において、設計指針に沿って、経済的であることなどを総合的に勘案して工法を選定するよう周知徹底を図るとともに、都道府県を通じて市町村等に対して周知するなどの処置を講じた。

- (6) 地方機関の庁舎等における機械警備業務について、公正性、競争性及び透明性を確保するよう、都道府県単位等に集約して一括して契約したり、国庫債務負担行為を活用して複数年度契約を実施したりすることにより一般競争契約への移行を推進するよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)地方農政局 (項)地方農政局 等
部 局 等	農林水産本省、115 農政局等
契 約 の 概 要	地方機関において、職員等の退庁後の夜間、休日等における庁舎等の警備等のために機械警備業務を警備会社に請け負わせるもの
契 約 の 相 手 方	セコム株式会社等 60 会社

検査の対象とした契約件数及び支払額	425 件	1 億 3739 万余円(平成 24、25 両年度)
単独地方機関が少額随契で契約を締結していたり、国庫債務負担行為を活用していなかったりしていた契約件数及び支払額	289 件	1 億 1243 万円(平成 24、25 両年度)

1 機械警備業務の契約等の概要

(1) 機械警備業務の契約等の概要

農林水産省の外局、施設等機関、地方支分部局、その管内の事務所等(以下、これらを合わせて「地方機関」という。)は、職員等の退庁後の夜間、休日等に無人となった庁舎等で、不審者等の侵入、火災の発生等の異常事態に対応し庁舎等の安全を図るために、庁舎等に警報装置を設置するなどの機械警備業務を警備会社に請け負わせて実施している。

他省庁の機関と同一の庁舎に入居している地方機関は単独で機械警備業務の契約を締結することができないが、これ以外の地方機関(以下「単独地方機関」という。)は、機械警備業務の契約を単独で締結しており、契約等担当職員が年度当初に仕様に沿った見積りを警備会社に依頼し、その結果を踏まえて予定価格を作成して契約を締結している。

(2) 国の契約方式の概要及び公共調達改善の取組

国が売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、会計法(昭和 22 年法律第 35 号)等によれば、原則として、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならぬなどとされている。ただし、工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が 100 万円を超えないものをするときなどの場合は随意契約によることができるとされている(以下、予定価格が少額であることを理由とした随意契約を「少額随契」という。)

農林水産省は、行政効率化関係省庁連絡会議が平成 16 年 6 月に取りまとめた行政効率化推進計画の一環として、同月から農林水産省行政効率化推進計画を策定している。そして、今後の取組計画の一つとして、事務の省力化、契約の公正性の確保及び費用の削減を図る観点から、庁舎の維持及び管理に係る役務契約において、複数の随意契約を一括して契約することにより、一般競争契約の導入及び拡大を推進することとして行政効率化に取り組んでいる。

また、農林水産省は、23 年 4 月に行政刷新会議公共サービス改革分科会において取りまとめられた公共サービス改革プログラム等に基づき、公共調達の競争性及び透明性を確保するために、毎年度、農林水産省調達改善計画を策定して、共同調達による物品及び役務の調達の拡大並びに推進、国庫債務負担行為による複数年度契約の活用を図るなどの公共調達の改善に取り組んでいる。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性、経済性等の観点から、機械警備業務に係る契約事務が会計法等に基づき

適正に処理されているか、契約の公正性、競争性及び透明性が確保されているかなどに着眼して、140 地方機関が24、25 両年度に締結した機械警備業務の契約計425 件、支払額計1 億3739 万余円を対象として、農林水産本省、8 地方機関において、仕様書、契約書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、当該8 地方機関を除く132 地方機関の契約の状況を聴取するなどして検査した。

(検査の結果)

検査したところ、115 単独地方機関が24、25 両年度に警備会社と締結した機械警備業務の契約計289 件(支払額計1 億1243 万余円)において、次のような事態が見受けられた。

機械警備業務の契約の状況についてみたところ、95 単独地方機関が締結した222 件(支払額計6895 万余円)は、予定価格が23,625 円から997,500 円までであることから、少額随契により契約が締結されていた。

そこで、単独地方機関で契約を締結している機械警備業務の内容について、仕様書により確認したところ、おおむね防犯監視、火災監視等であって単独地方機関ごとの差異はなく、また、年度間の業務の内容にも差異がない状況となっていたことから、都道府県単位等に集約して一括して契約することが可能であると認められた。

また、国庫債務負担行為の活用状況についてみたところ、前記の契約計289 件(支払額1 億1243 万余円)において、国庫債務負担行為を活用した複数年度契約を実施していなかった。

国庫債務負担行為を活用していない単独地方機関は、その理由について、地方機関の統廃合や庁舎の増改築等が行われた場合には警備機器の設置数が変わることから対応が困難であるためなどとしていた。

しかし、地方機関の統廃合や庁舎の増改築等について中長期的な検討を行うことなどにより、国庫債務負担行為を活用することは可能であると認められ、現に、農林水産省の動物医薬品検査所は21 年4 月から国庫債務負担行為を活用して機械警備業務に係る複数年度契約を実施しており、また、他府省も既に国庫債務負担行為を活用して機械警備業務に係る複数年度契約を実施していた。

このように、機械警備業務について、単独地方機関が、都道府県単位等に集約して一括して契約したり、国庫債務負担行為を活用したりすることなどにより調達規模の拡大を図って一般競争契約を実施することなく、単独地方機関ごと、年度ごとに随意契約を締結するなどしている事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められた。

- ア 単独地方機関において、機械警備業務について、単独地方機関ごとの契約を都道府県単位等に集約して一括して契約したり、国庫債務負担行為を活用して複数年度契約を実施したりすることなどにより、契約の公正性、競争性及び透明性を確保することの重要性に対する理解が十分でなく、これらの検討が十分でなかったこと
- イ 農林水産本省において、単独地方機関に対して、機械警備業務について、複数の単独地方機関の契約を都道府県単位等に集約して一括して契約したり、国庫債務負担行為を活用して複数年度契約を実施したりすることにより一般競争契約にすることなどを検討して実施するよう十分な指導を行っていなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、農林水産省は、26年8月に地方機関に対して通知を発して、機械警備業務について、単独地方機関ごとに締結している契約を可能な限り都道府県単位等に集約して一括して契約したり、国庫債務負担行為を活用して複数年度契約を実施したりすることなどにより、現状の少額随契から一般競争契約への移行を推進するよう周知徹底するなどの処置を講じた。

(7) 森林整備事業等における間伐等の実施に当たり、集約化施策が可能な施業地を適切に選定できるよう施業地の選定基準を具体的に示すことなどにより、集約化施策等が適切に実施されるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)林野庁 (項)森林整備事業費 (項)東日本大震災復旧・復興森林整備・林業等振興対策費
部 局 等	林野庁
補助の根拠	(1) 森林法(昭和26年法律第249号) (2) 予算補助
補助事業者	19道県
事業主体	(1) 道、県4、市町村129、その他の団体433 計567事業主体 (2) 道、県7、市町村112、その他の団体264 計384事業主体 (1)及び(2)の純計 723事業主体
補助事業	(1) 森林環境保全整備事業 (2) 森林整備加速化・林業再生事業
補助事業の概要	(1) 森林の適正な整備等を目的として、間伐等の事業を実施するもの (2) 東日本大震災の復興に必要な木材を安定供給する体制を構築することを目的として、道府県が間伐等を実施する事業主体に補助金を交付する復興対策基金事業の基金造成のために、国庫補助金を交付するもの
上記の事業主体が実施した間伐等の事業費	(1) 232億0869万余円(平成24、25両年度) (2) 75億1503万余円(平成24、25両年度) 計 307億2372万余円
上記に対する国庫補助金相当額	(1) 69億0179万余円 (2) 43億2857万余円 計 112億3036万余円
事業主体のうち集約化施策等を適切に実施していなかった事業主体数	(1) 道、県1、市町村37、その他の団体169 計208事業主体 (2) 道、市町村12、その他の団体39 計52事業主体 (1)及び(2)の純計 計237事業主体
集約化施策等を適切に実施していなかった事業費	(1) 17億0356万余円(平成24、25両年度) (2) 1億3523万余円(平成24、25両年度) 計 18億3880万余円

上記に対する国 庫補助金相当額	(1)	5 億 0927 万円
	(2)	7227 万円
	計	5 億 8155 万円

1 補助事業の概要

(1) 間伐等の概要

林野庁は、森林法(昭和26年法律第249号)に基づき、地域の特性に応じた造林、樹木の保育及び伐採の計画的な推進等による森林の適正な整備を目的として、森林作業道等の路網(以下「路網」という。)の整備や間伐等を行う森林環境保全整備事業を実施する都道府県に対して森林環境保全直接支援事業費補助金を交付している。当該補助金の交付を受けた都道府県は、自ら間伐等の事業を実施するほか、市町村、森林組合等が事業主体として実施する事業に対して補助金を交付している。

また、林野庁は、平成23年11月21日に成立した平成23年度第3次補正予算により、東日本大震災の復興に必要な木材を安定供給する体制を構築することなどを目的として、森林整備加速化・林業再生基金を活用することによって、復興に必要な木材の確保に資する路網の整備、間伐等を行う復興木材安定供給等対策(以下、復興対策等のために造成する基金を「復興対策基金」、同基金により行われる事業を「復興対策基金事業」という。)を実施することとし、東京都、神奈川県を除く45道府県に対して森林整備加速化・林業再生事業費補助金を交付している。当該補助金の交付を受けた道府県は、森林整備加速化・林業再生基金に、新たに復興対策基金としての区分を設けて基金の造成等を行うとともに、23年度から26年度までの期間において、復興対策基金を取り崩して、自ら間伐等の事業を実施するほか、市町村、森林組合等が事業主体として実施する事業に対して補助金を交付している。

(2) 間伐等の集約化施業等の概要

林野庁は、森林環境保全整備事業及び復興対策基金事業(以下、これらを合わせて「森林整備事業等」という。)における間伐等の実施に当たって、効率的で低コストな森林の整備を行っていく必要があるとし、「多様な森林整備推進のための集約化の促進について」(平成19年18林整第1250号林野庁長官通知。平成22年4月改正。以下「集約化通知」という。)に基づき、一定の地域内で複数の施業地を取りまとめて集約的に間伐等を実施する集約化施業を加速するために、路網の整備、高性能林業機械の活用等による間伐等の施業の効率化を推進するとしている。

集約化通知によれば、事業主体は森林整備事業等の実施に当たり、集約化実施計画を作成して都道府県又は市町村の承認を受けるものとされている。また、間伐等の実施について、「集団的であること又は路網により一体的な連続性があること」、すなわち隣接して一体的な連続性のある施業地において行うことなどが要件とされている。そして、これらの要件を踏まえて事業主体は施業地の選定を行って集約化施業を推進している。

さらに、復興対策基金事業として実施する間伐等については、復興に必要な木材を安定供給する体制を構築することなどを目的としていることから、集約化通知の要件に加えて、「森林整備加速化・林業再生基金事業実施要領の運用について」(平成21年21林整計第87号林野庁長官通知。平成23年11月改正)において、1事業当たり、伐採した原木を搬出する間伐(以下「搬出間伐」という。)による搬出総材積量を施業地の総面積で除した値が1ha当たり平均20m³以上であることを、当該事業の採択基準としている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性、有効性等の観点から、事業主体が、森林整備事業等における間伐等の実施に当たって集約化施策が可能な施業地を適切に選定しているか、さらに、復興対策基金事業における間伐等の実施に当たって復興に必要な木材を安定供給するという趣旨に沿って適切な施業地を選定しているかなどに着眼して検査した。検査に当たっては、24、25両年度に19道県管内の723事業主体において実施した間伐等49,721.62ha、事業費計307億2372万余円(国庫補助金相当額計112億3036万余円)を対象として、集約化実施計画、間伐等の実施状況報告書等により検査するとともに、間伐等を実施した現地に赴いてその実施状況を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(注1) 19道県 北海道、茨城、栃木、新潟、山梨、長野、三重、奈良、和歌山、岡山、広島、山口、愛媛、高知、福岡、長崎、大分、宮崎、沖縄各県

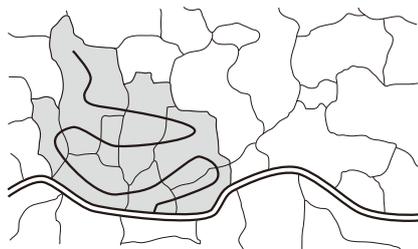
(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

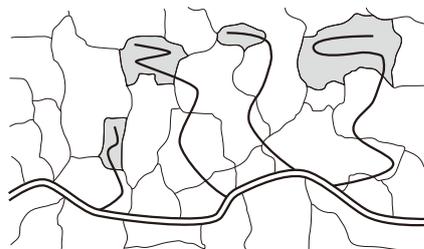
19道県のうち沖縄県を除く18道県管内の237事業主体が24、25両年度で実施した間伐等3,420.54ha、事業費計18億3880万余円(国庫補助金相当額計5億8155万余円)は、点在していて路網による連続性がない施業地(以下「点在地」という。)であり、高性能林業機械を効率的に活用するなどの集約的な間伐等が実施可能なものとなっていなかった。しかし、事業主体は、上記の点在地を、「隣接していて一体的な連続性のある施業地」に含めていたり、小規模な点在地同士を合算していたりなどして施業地を選定していた(図参照)。

図 集約化施策を実施した施業地の概念図

隣接していて一体的な連続性のある施業地



点在地(点在していて路網による連続性がない施業地)



■ …間伐等施業地
 ≡ ≡ ≡ …公道
 — — — …路網

さらに、上記の237事業主体が実施した間伐等3,420.54haのうち、復興対策基金事業により12道県管内の48事業主体が実施した間伐等926.08ha、事業費計1億3169万余円(国庫補助金相当額計7011万余円)については、施業地全体では採択基準である1ha当たり平均20m³以上の搬出材積量を確保しているものの、伐採してその場に切り捨てるため、原木の増産につながらない間伐(以下「切捨間伐」という。)を実施している施業地となっていた。しかし、このような切捨間伐を実施している施業地については、復興に必要な木材を安定供給する体制を構築するという復興対策基金事業の趣旨に沿ったものとは認められない。

(注2) 12道県 北海道、茨城、新潟、長野、三重、奈良、和歌山、岡山、山口、愛媛、大分、宮崎各県

以上のように、森林整備事業等において集約化施業が可能な施業地を適切に選定していない事態、さらに、復興対策基金事業において搬出間伐の施業地とは無関係な点在地において切捨間伐を実施している事態は、いずれも適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のようなことなどによると認められた。

- ア 事業主体において、森林整備事業等における集約化施業の必要性に対する理解が十分でなかったこと、また、復興対策基金事業における間伐等の実施に当たって、復興に必要な木材を安定供給するという趣旨に沿って搬出間伐を主目的とすることについての理解が十分でなかったこと
- イ 林野庁において、集約化施業の要件が「集団的であること又は路網により一体的な連続性があること」という抽象的なものにとどまっていて、間伐等の実施に当たっての施業地の選定に係る具体的な基準を示していなかったこと、また、森林整備事業等における集約化施業の必要性や復興対策基金事業の趣旨に沿って間伐等を実施することを都道府県を通じて事業主体に対して指導するよう周知徹底していなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、林野庁は、26年4月に都道府県に対して事務連絡を発し、集約化施業における間伐等を実施する際の施業地の選定基準を具体的に示すとともに、事業主体に対して、森林整備事業等における集約化施業の必要性や復興対策基金事業における間伐等は搬出間伐が主目的であることを都道府県を通じて周知徹底を図る処置を講じた。

(8) 国営土地改良事業に係るパイプライン工事の実施に当たり、基礎材として再生砕石の利用を一層促進することにより、環境に配慮しつつ経済的な設計を行えるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農業生産基盤保全管理・整備事業費 等 食料安定供給特別会計(国営土地改良事業勘定) (項)土地改良事業費 等 東日本大震災復興特別会計 (組織)農林水産本省 (項)農業生産基盤保全管理・整備事業費 等
部 局 等	7 事務所等
事業の根拠	土地改良法(昭和24年法律第195号)
工事の概要	基礎材に砕石を用いた農業用水を送水などのパイプラインを整備する工事
基礎材に新材砕石を使用している工事費	95億3589万余円(平成23年度～25年度)
上記工事の基礎材費の積算額	1億4944万余円(平成23年度～25年度)
上記のうち低減できた基礎材費の積算額	2530万円

1 事業の概要

(1) パイプラインの概要

農林水産省は、土地改良法(昭和24年法律第195号)等に基づき、農業の生産性の向上等に資することを目的として、各地方農政局等の農業水利事務所、農地防災事務所等(以下「事務所等」という。)において、農業用水を送水するなどのパイプラインを整備する国営かんがい排水事業等の国営土地改良事業を毎年度多数実施している。

パイプラインは、鋳鉄管等を埋設した管路を用いて農業用水を送配水する水路組織であり、管路とポンプ施設等の附帯施設から構成されている。

(2) パイプラインの設計に係る技術基準等

農林水産省は、パイプラインの設計に係る技術基準として「土地改良事業計画設計基準・設計「パイプライン」」(平成10年9構改D第248号農林水産事務次官依命通達。以下「設計基準」という。)等を制定している。

設計基準等によれば、管路の基礎として用いられる材料(以下「基礎材」という。)には、原則として砂、砂れき又は良質な地盤材料を用いるものとされている。そして、一般的に基礎材の一つとして砕石が使用されている。

砕石には、原石を破砕するなどして製造する砕石(以下「新材砕石」という。)と、コンクリート構造物の解体等により発生するコンクリート塊等の廃棄物を再資源化施設において破砕するなどして製造する砕石(以下「再生砕石」という。)がある。

(3) 管路の基礎材の品質及び施工に関する事項

農林水産省は、「土木工事共通仕様書」において、土木工事に共通する各作業手順、使用材料の品質、施工方法等の工事の内容について定めている。また、各工事の実施に当たっては「特別仕様書」を定め、「土木工事共通仕様書」を補足して、工事の施工に関する明細等を定めている(以下、「土木工事共通仕様書」と合わせて「仕様書」という。)

仕様書によれば、基礎材に使用する砕石については、仕様書に定められた粒度等の規格に適合したことを証明する試験成績書を監督員に提出して承諾を得たものを使用することとされており、粒度等の規格については、新材砕石も再生砕石も同様となっている。また、材料の使用時に監督員が不良品と認めた材料については、速やかに取り替えなければならないとされている。

(4) 農林水産省における再生砕石の活用等に関する取組

国は、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて資源の有効な利用の確保等を図ることを目的として、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)等の法体系の整備を始め様々な取組を進めている。

そして、農林水産省が上記の再生資材の活用等に関する取組を踏まえて定めた「建設副産物活用技術指針(案)」(平成15年農林水産省農村振興局整備部設計課作成。以下「技術指針」という。)によれば、利用の用途に要求される品質等を考慮した上で、原則として再生砕石を利用することなどとされている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、管路の基礎材に砕石を使用している工事について、技術指針等の趣旨に沿って、再生砕石の利用の促進が図られ、環境に配慮しつつ経済的な設計が行

われているかに着眼して、23年度から25年度までの間に11事務所等^(注1)において実施された工事のうち、管路の基礎材に碎石を使用している工事計107件(工事費計171億4534万5千円)を対象として、設計図書等の書類、現地の状況等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注1) 11事務所等 筑後川下流農業水利事務所、四国東部農地防災事務所、那珂川沿岸、印旛沼二期、柏崎周辺、九頭竜川下流、西諸、肝属中部、沖永良部各農業水利事業所、庄川左岸農地防災事業所、帯広開発建設部

(検査の結果)

検査したところ、7事務所等^(注2)では、管路の基礎材に再生碎石ではなく新材碎石を使用していた工事が、計78件(工事費計139億2115万5千円、基礎材費の積算額計2億2929万5千円)見受けられた。

(注2) 7事務所等 筑後川下流農業水利事務所、那珂川沿岸、印旛沼二期、九頭竜川下流、西諸、肝属中部各農業水利事業所、帯広開発建設部

そして、上記78件の工事について、再生碎石を使用していない理由を確認したところ、設計基準等に「アスファルト成分の固化による集中荷重や製造過程で混入金属等を除去しきれない場合があるので注意が必要である」との注意事項の記載があることから、管内の再資源化施設に再生碎石の品質について問い合わせるなどした結果、再生碎石からアスファルト塊や混入金属等の異物を全て除去することはできないとの回答を得たことから再生碎石を使用しなかったとしていた。

しかし、農林水産省は、上記の設計基準等における注意事項の趣旨は、再生碎石の利用を妨げるものではないとしており、また、再生碎石を使用している事務所等は、異物の混入等について、監督員が基礎材の搬入の際に現地において確認して使用するなどして、再生碎石を使用することにより特段の問題が生じている事態は見受けられなかった。そして、前記78件の工事のうち、64件の工事(工事費計95億3589万5千円、基礎材費の積算額計1億4944万5千円)においては、新材碎石よりも、再生碎石の方が安価であった。したがって、7事務所等においても、再生碎石を使用することが可能であり、再生碎石の利用の促進を図る必要があると認められた。

このように、管路の基礎材に再生碎石ではなく新材碎石を使用していて、環境に配慮した経済的な設計となっていない事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(低減できた積算額)

前記64件の工事における基礎材費の積算額計1億4944万5千円について、新材碎石ではなく再生碎石を使用することとして修正計算すると計1億2406万5千円となり、基礎材費の積算額を約2530万円低減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、農林水産省において、管路の基礎材について、再生碎石の利用を一層促進することにより、環境に配慮しつつ経済的な設計を行うことについての各事務所等に対する指導が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、農林水産省は、26年8月に通知を発して、再生碎石の利用を一層促進することにより、環境に配慮しつつ経済的な設計を行えるよう、基礎材

に使用する再生砕石の品質等を特別仕様書に明記するための土木工事特別仕様書記載例の改正を行うなどの処置を講じた。

(9) 政府所有米穀の販売等業務に係る委託契約の入札について、入札の対象とする委託費項目を拡大することにより、委託契約の競争性及び透明性を高めるよう改善させたものの

会計名及び科目	食料安定供給特別会計(米管理勘定) (項) 米管理費
部 局 等	農林水産本省
契 約 名	政府所有米穀の販売等業務委託
契 約 の 概 要	政府所有米穀の販売、保管等の業務を行わせるもの
契 約 の 相 手 方	5 受託事業体
契 約	平成 23 年 8 月、24 年 8 月、25 年 6 月 一般競争契約
一般競争契約による販売等業務に係る委託契約の件数及び支払額	9 件 235 億 1438 万余円(平成 23 年度～25 年度)
上記の契約において競争性及び透明性が確保されていなかった委託費項目の支払額	165 億 0355 万円(背景金額)

1 政府所有米穀等の概要

(1) 政府所有米穀の概要

農林水産省は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号。以下「食糧法」という。)等に基づき、国内産米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備えるために、100万t程度の国内産米穀を備蓄することとしており、原則として、毎年20万t程度の国内産米穀の買入れを行って、5年間程度備蓄した後、非主食用として販売している。また、農林水産省は、平成5年のガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意を受けて、毎年度一定量(77万t)の外国産米穀を輸入して、非主食用として販売している(以下、これらの国内産米穀及び外国産米穀を合わせて「政府所有米穀」という。)

(2) 政府所有米穀の販売等業務に係る委託契約の概要

農林水産省は、政府所有米穀の販売、保管等の業務(以下「販売等業務」という。)の大幅な効率化等を目的として、22年10月以降、包括的に民間の事業体に販売等業務を委託している(以下、販売等業務に係る委託契約を「委託契約」といい、その相手方である民間の事業体を「受託事業体」という。)。そして、同省は、政府所有米穀の備蓄中に生じ得る変質等の危険性やそれによる損失を分散させるために、複数者を受託事業体として選定する必要があるとして、22年度は随意契約により、また、委託契約に係る複数落札入札制度が^(注1)整備された23年度以降は一般競争入札により、各年度、それぞれ3受託事業体と原則として契約期間を5年半程度とする委託契約を締結している。

(注1) 複数落札入札制度 一般競争又は指名競争において、希望数量の範囲内で、数量及びその単価を入札させ、予定価格を超えない単価の入札者のうち、低価の入札者から順次希望数量に達するまでの入札者をもって落札者とする制度

23年度以降の一般競争入札では、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づき閣議決定される「公共サービス改革基本方針」に従って定められた各年度の「政府所有米穀の販売等業務における民間競争入札実施要項」により、応札者が入札価格となる1t当たりの販売手数料及び入札数量となる外国産米穀の取扱希望数量を入札書に記載して入札し、入札価格の低い者から順に、当該者の外国産米穀の取扱希望数量の合計が委託予定数量(60万t)に達するまで落札者として複数決定することとなっている。そして、国内産米穀の取扱予定数量は、委託予定数量(20万t)を落札者ごとの外国産米穀の取扱予定数量の割合に応じて配分することとなっている。

委託契約における委託費の項目(以下「委託費項目」という。)には、販売に係る計画の作成、営業等の費用である販売手数料のほかに、物品管理手数料(保管状況の把握等に必要経費)、保管経費(備蓄に必要な倉庫の経費等)等があるが、販売手数料以外の委託費項目はいずれも入札等の対象となっておらず、農林水産省が設定した単価(以下「設定単価」という。)に数量を乗じて支払うことなどとなっている。また、受託事業体は、販売手数料及び物品管理手数料以外の委託費項目について、同省が支払った委託費の額が業務に要した実費を上回る場合にはその差額を返還することなどとなっている。

受託事業体は、委託契約に基づき、販売等業務の総合的な企画、政府所有米穀の販売等の所定の業務については自ら行っているが、これ以外の業務については、あらかじめ農林水産省の承認を得た上で倉庫業者等の第三者に再委託している。そして、同省は、必要に応じて再委託先の倉庫業者に対する巡回指導を行うなどしている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、委託契約の入札方法等が適切なものとなっているか、委託契約の競争性、透明性等が十分に確保されているかなどに着眼して、23年度から25年度までに農林水産省が5受託事業体と締結した委託契約計9件(支払額計235億1438万余円)を対象として、農林水産本省及び5受託事業体^(注2)において、契約書、入札執行調書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注2) 5受託事業体 伊藤忠食糧株式会社、住友商事株式会社、日通グループ(日通商事株式会社、日本通運株式会社)、丸紅株式会社、三菱商事株式会社

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

ア 販売手数料の入札価格と物品管理手数料の設定単価

販売手数料は、入札の対象とされている唯一の委託費項目であるが、販売手数料の単価の入札価格をみると、表のとおり、23年度は入札参加者5者のうち1者が1円、24年度は同6者のうち1者が0円で3者が1円、25年度は同6者の全てが0円としていた。

表 平成23年度から25年度までにおける入札の状況

入札結果の 順位	入札価格(円/t)			備 考
	平成23年度	24年度	25年度	
1	1	0	0	落札者
2	400	1	0	落札者
3	590	1	0	落札者
4	700	1	0	
5	1,100	200	0	
6	—	200	0	

(注) 入札価格が同額の者は、くじにより順位を決定していた。

受託事業者によれば、販売手数料の単価を著しく低額又は0円として入札を行った理由については、販売手数料に係る収入が少額又は0円であっても、物品管理手数料に係る収入により販売等業務に要する人件費等の支出を賄えると判断したためなどとしていた。また、前記のとおり、販売手数料及び物品管理手数料以外の委託費項目については、農林水産省が支払った委託費の額が業務に要した実費を上回る場合には受託事業者は差額を返還することなどとなっていて、これらの委託費項目に係る収入で他の委託費項目に係る支出を賄うことはできないことになっている。

一方、物品管理手数料の設定単価をみると、23、24両年度は1t当たり1,000円、25年度は同500円となっていて、23年度から25年度までの支払額は計19億0763万余円となっていた。

このように、受託事業者は実質的に販売手数料に係る収入で賄うべき支出を物品管理手数料に係る収入により賄っており、物品管理手数料の設定単価は、受託事業者における販売等業務の実態を十分に反映していないと認められた。

イ 保管経費の入札の可否

保管経費の23年度から25年度までの支払額は計145億9591万余円となっていて、全体の支払額の約6割を占めているが、前記のとおり、保管経費は入札の対象とされておらず、設定単価(25円/100kg)により算定された額を上限として業務に要した実費が支払われることから、受託事業者に再委託費の低減を促す仕組みとなっていなかった。その結果、業務に要したとされる実費が設定単価により算定された額と同額になっていた。

農林水産省は、保管経費を入札の対象としていないのは、入札の対象とすると、政府所有米穀の保管数量の変動による経費の大幅な変動の可能性があるため、このため応札者が保管業務の実施に必要な経費を的確に見込むことができない場合には、再委託先の倉庫業者における品質管理等がおろそかになる可能性があるためなどとしていた。

しかし、農林水産省において、食糧法等に基づき年間の国内産米穀の備蓄数量等を定めているほか、過去の政府所有米穀の在庫や販売等業務を委託する以前における保管経費等の実績を入札前に開示するなどしており、また、再委託先の倉庫業者に対する巡回指導を行うなどして倉庫業者における政府所有米穀の品質管理等に留意していることから、応札者が保管数量の予定数量等を一定程度把握すること、さらには、保管経費を入札の対象とすることは可能であると認められた。

このように、委託費項目のうち販売手数料のみが入札の対象とされていて、物品管理手数料及び保管経費(23年度から25年度までの支払額計165億0355万余円)が合理的な理由もなく入札の対象とされていないことなどにより、委託契約の競争性及び透明性が十分に確保されておらず、競争の利益を十分に享受できていない事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、農林水産省において、委託契約に係る入札の対象とする委託費項目を拡大して競争性及び透明性を高めることなどについての検討が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、農林水産省は、26年3月に、26年度の「政府所有米穀の販売等業務における民間競争入札実施要項」を決定して、販売手数料に加えて物品管理手数料及び保管経費を入札の対象とする処置を講じた。

(10) 食糧麦備蓄対策事業の実施に当たり、需要の変動に係る審査の基準を定めることなどにより、補助金の交付に係る審査が適切かつ十分に行われるよう改善させたもの

会計名及び科目	食料安定供給特別会計(麦管理勘定) (項) 麦管理費
部 局 等	農林水産本省
補助の根拠	予算補助
補助事業者(事業主体)	82 製粉業者等
補助事業	食糧麦備蓄対策事業
補助事業の概要	輸入小麦の供給が不足する事態に備えた備蓄の運営を図ることなどを目的として、製粉業者等による備蓄を促し、一定水準以上の備蓄をする製粉業者等に対して保管料の一部を助成するもの
上記の補助事業に対する国庫補助金交付額	85億7128万余円(平成24、25両年度)
上記のうち審査が適切かつ十分に行われていなかった月に係る14事業主体への国庫補助金交付額	1億6033万円

1 食糧麦備蓄対策事業の概要等

(1) 食糧麦備蓄対策事業の概要

農林水産省は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号)に基づき、麦の需給及び価格の安定を図るために、麦の供給が不足する事態に備えた備蓄の円滑な運営を図るとともに、麦の適切な輸入及び売渡しを行うこととしている。これにより、同省は、国家貿易により一元的に麦の輸入を行い、主な輸出国からの麦の供給が不足

する事態に備えて、国における食糧用輸入小麦(以下「輸入小麦」という。)を備蓄することとしている。

年間を通じての輸入小麦の備蓄数量は、主な輸出国からの供給が不足する事態が生じた場合に、他の輸出国からの代替輸入に要する期間が、必要な数量を確保してから船積み、海上輸送、荷揚げ、安全性検査等を行うまでに4.3か月と見込まれ、また、このうち2か月間については、既契約分に係る輸入小麦を輸送する船舶が順次入港することにより需要を賄うことができると見込まれることから、国における輸入小麦の年間需要量の2.3か月分(平成24年度93万t、25年度94万t)とされている。

輸入小麦の備蓄方式は、22年9月以前は、国の年間需要量の0.5か月分が輸入小麦の買受資格者である製粉業者等において通常在庫として保有されていると見込み、同省において、国の年間需要量の1.8か月分以上の輸入小麦を民間のサイロ業者に寄託するなどして備蓄することとしていた。同年10月以降は、業務の大幅な効率化等を目的として従前の備蓄方式を変更し、上記のとおり、輸入小麦の輸入には約4か月の期間を要することから、毎月、同省において、製粉業者等から4か月後の輸入小麦の買受け申込みを受けて輸入した後、製粉業者等に直ちに販売して、製粉業者等において国の年間需要量の2.3か月分を備蓄することを促す食糧麦備蓄対策事業(以下「備蓄事業」という。)を実施している。

(2) 食糧麦備蓄対策費補助金の概要

備蓄事業を行う製粉業者等(以下「事業主体」という。)は、食糧麦備蓄対策事業実施要綱(平成22年22総食第435号農林水産事務次官依命通知)等によれば、輸入小麦の年間需要量の2.3か月分に相当する数量(以下「備蓄計画数量」という。)等を記載した食糧麦備蓄対策事業実施計画を農林水産省に提出して承認を受けることとされている。そして、前記のとおり、備蓄計画数量のうち0.5か月分は事業主体が通常在庫として保有していることと見込まれることから、事業主体が上記の事業実施計画に基づき、備蓄計画数量以上の輸入小麦を年間を通じて備蓄した場合に、同省は輸入小麦の年間需要量の1.8か月分を上限として実際の備蓄数量に係る保管料相当額を食糧麦備蓄対策費補助金(以下「補助金」という。)として交付することとしている。

また、24年度以降は、各月末時点における備蓄数量(以下「月末備蓄数量」という。)が備蓄計画数量を下回ると見込まれる場合において、同省は、その理由や4か月後に備蓄計画数量以上の備蓄数量を保有するための計画が記載された備蓄見込報告書を事業主体から当月中に提出させ、備蓄見込報告書に記載の理由が必要の変動やその他のやむを得ないものであるかなどについて審査することとなっている。そして、同省が備蓄見込報告書の内容を不相当と認めた場合には、補助金の交付決定の取消しを行い、事業主体に支払った補助金を全額返納させることとしている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、補助金の交付に当たり備蓄見込報告書の審査が適切に行われているかなどに着眼して、24、25両年度に82事業主体が実施した計155備蓄事業(国庫補助金交付額計85億7128万余円)を対象として、農林水産本省及び23事業主体において、備蓄見込報告書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。また、59事業主体については、同省から関係書類を徴するなどして検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

24、25 両年度に上記の計 155 備蓄事業の実施に当たり、82 事業主体から農林水産省に提出された延べ 450 か月分の備蓄見込報告書について、月末備蓄数量が備蓄計画数量を下回ると見込まれる理由を確認したところ、その多くは、輸入小麦を輸送する船舶の遅延等のやむを得ないと認められるものとなっていた。一方、需要の変動を理由としているものが 14 事業主体において延べ 20 か月分(国庫補助金交付額計 1 億 6033 万余円)見受けられた。

そこで、延べ 20 か月分について、補助金の交付の審査に当たり、需要の変動に係る事実確認をどのように行っていたかについて確認したところ、同省は、事業主体から協力を得られる範囲内で資料の提出を求めたり、電話により聴取したりして確認を行っていたが、事業主体に確認する事項や提出させる資料について統一的に定めた基準がない状況となっていた。そして、上記の延べ 20 か月分のうち 12 か月分について、同省は、事業主体に対して、需要の変動を理由として備蓄見込報告書が提出された月(以下「需要変動月」という。)の 4 か月前の時点における需要変動月の小麦の加工見込み数量(以下「当初加工見込数量」という。)が記載された資料を提出させて、当初加工見込数量よりも、備蓄見込報告書が提出された時点における小麦の加工見込み数量(以下「直近加工見込数量」という。)が多くなっているなどとして、需要の変動が生じていると判断していた。

しかし、同省は、上記の当初加工見込数量の設定根拠を確認できる資料を提出させておらず、上記の判断の根拠が明確でなかった。

なお、事業主体が備蓄事業完了後に同省に提出した年間備蓄実績報告により、前記 12 か月の前年度同月の加工実績数量をみると、全ての月において、上記の当初加工見込数量は前年度同月の加工実績数量よりも少なくなっていた。また、需要変動月の加工実績数量についても、10 か月において、前年度同月の加工実績数量よりも少なくなっていた。

一方、残りの延べ 8 か月分について、同省は、事業主体に対して、当初加工見込数量が記載されている資料すら提出させていなかった。

<事例>

株式会社はくばくは、平成 24 年度に、年間需要量の 2.3 か月分に相当する数量 3,685t を備蓄計画数量として備蓄事業を実施しており、これに対して、農林水産省は、補助金 16,015,319 円を同会社に交付していた。同会社は、24 年 12 月に、営業組織の強化などにより小麦粉の販売数量が増加したことから、同月末の備蓄数量 3,243t が上記の備蓄計画数量 3,685t を 442t 下回る見込みになるとして、備蓄見込報告書を提出していた。そして、同省は、同会社の同年 8 月における当初加工見込数量 1,100t よりも備蓄見込報告書の提出時点(同年 12 月)の直近加工見込数量 1,689t が多くなっていることから、需要の変動が生じていると判断して、同月分に係る補助金 1,324,011 円を同会社に交付していた。

しかし、同省は、同会社に当初加工見込数量 1,100t の設定根拠を確認できる資料を提出させておらず、上記の判断の根拠が明確でなかった。

なお、24 年 12 月の当初加工見込数量 1,100t は、前年度同月の加工実績数量よりも 917t 少なくなっていた。また、24 年 12 月の加工実績数量についても、前年度同月の加工実績数量よりも 361t 少なくなっていた。

以上のとおり、前記の延べ20か月分について、同省において、需要の変動が生じていると判断したことに対する根拠が明確でないなど、需要の変動に係る事実確認を適切かつ十分に行わないまま補助金を交付している事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、農林水産省において、補助金の交付に係る審査に当たり、需要の変動に係る事実確認を適切かつ十分に行うために必要な提出資料や確認方法を定めた基準が定められていなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、農林水産省は、26年9月に、需要の変動に係る事実確認を適切かつ十分に行うために必要な審査マニュアルを定め、同年10月から当該審査マニュアルに基づいて、補助金の交付に係る審査を行うこととするなどの処置を講じた。

平成23年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 家畜導入事業に係る基金の国庫補助金相当額の返納について

〔平成23年度決算検査報告407ページ参照〕
〔平成24年度決算検査報告452ページ参照〕

1 本院が要求した適宜の処置

農林水産省は、家畜導入事業のうち特別導入事業の実施に必要な資金に充てるための基金を造成する事業主体に補助金を交付する都道府県に対して、国庫補助金を交付していた。そして、本事業を平成17年度に終了させたことに伴い、各事業主体は、18年度から23年度までに本事業に係る基金の国庫補助金相当額を、都道府県を経由して国庫に納付することとなった。しかし、鹿児島県は「鹿児島県家畜導入事業実施要領」等を定めて、本事業の事業主体となっていた同県下の市町村が引き続き本事業と同様の事業を実施できるようにしていた。そして、この事業の財源として、事業主体が特別導入事業により造成した基金を取り崩すことができることとしていたため、同県下の34事業主体は、18年度以降、国庫補助金相当額の納付を全く行っておらず、また、農林水産省も、国庫補助金相当額の納付の進捗に向けた具体的な措置を十分に講じていない事態が見受けられた。

したがって、農林水産省において、本事業に係る事業主体間の公平を確保するとともに、国費を効率的に使用することができるようにするために、鹿児島県下の34事業主体が納付すべきであった国庫補助金相当額を速やかに返納させるよう、農林水産大臣に対して24年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求した。

2 当局の処置状況

本院は、農林水産本省及び鹿児島県において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省は、25年3月に、鹿児島県から国庫補助金相当額の返納について詳細な返納計画を提出させた上で、34事業主体のうち9事業主体については、本院指摘の趣旨に沿い、18年度から23年度までに納付すべきであった国庫補助金相当額の全額に24年度に発生した利子を加えた額を25年4月に国庫に返納させる処置を講じていた。

そして、農林水産省は、残る 25 事業主体について、上記の返納計画に基づき、18 年度から 23 年度までに納付すべきであった国庫補助金相当額にその後発生する利子を加えた額を 24 年度から 29 年度までに分割して返納させることとしており、返納計画に沿って、上記の額の一部について 25 年 4 月及び 26 年 4 月にそれぞれ国庫に返納させていたものの、残りの国庫補助金相当額は返納されていない。

(2) 森林整備加速化・林業再生基金事業における費用対効果分析について

〔平成 23 年度決算検査報告 428 ページ参照〕
〔平成 24 年度決算検査報告 455 ページ参照〕

1 本院が表示した意見

林野庁は、都道府県が行う森林整備加速化・林業再生基金事業に必要な基金の造成に要する経費に対して補助金を交付しており、この基金事業のうち、木造公共施設等整備事業等を実施する場合には、「森林整備加速化・林業再生基金事業の事業評価実施要領」(以下「評価要領」という。)に基づき事業主体において費用対効果分析を行うこととしている。しかし、費用対効果分析において、交流資源利用効果等の効果額が適切に算定されていなかったり、効果額の算定に用いられる係数の算出根拠が不明となっていて効果額の算定が適切に行われているか検証が困難となっていたりなどしている事態が見受けられた。

したがって、林野庁において、評価要領等の内容について速やかに見直しを行い、費用対効果分析の適切な実施のために必要となる基本的な考え方等について具体的かつ十分な記述等を行い、効果額の算定の基礎となる係数の妥当性を根拠資料により検証できるようにするとともに、都道府県に対して、事業主体における費用対効果分析等の適切な実施及び評価要領等の見直しの内容について周知徹底を図り、事業主体が行った費用対効果分析の内容について十分精査するように指導するよう、林野庁長官に対して平成 24 年 10 月に、会計検査法第 36 条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、林野庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、林野庁は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 25 年 4 月から 26 年 2 月までの間に開催した有識者会議の検討結果を踏まえて、同年 3 月までに評価要領等を改正し、費用対効果分析の適切な実施のために必要となる基本的な考え方等について具体的に記述するとともに、効果額の算定の基礎となる係数については、公的機関等が公表し確実に説明可能な数字を使うこととした。

イ 26 年 5 月までに都道府県に対して通知を発するなどして、費用対効果分析等の適切な実施及びアの評価要領等の改正の内容について事業主体に対して周知徹底を図るよう指導するとともに、事業主体が行った費用対効果分析の内容について十分精査するよう指導した。

平成 24 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 農地・水保全管理支払交付金事業の実施について

(平成 24 年度決算検査報告 403 ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置及び表示した意見

農林水産省は、農地、農業用水等の保全管理を行う地域ぐるみの共同活動及び老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化のための補修・更新の工事等を行う向上活動を支援するために、農地・水保全管理支払交付金事業を実施している。しかし、共同活動に取り組む組織が遊休農地の発生を防止するための保全管理を適切に実施しているか具体的に確認できず、実施期間の最終年度である平成23年度末に遊休農地が相当数発生していたおそれがある状況となっていたり、向上活動に取り組む組織(以下「向上活動組織」という。)が取得した財産に関して市町村等への譲渡が進んでいないことから財産の帰属及び管理責任の所在が明確になっていない状況となっていたり、財産譲渡のために必要となる図面等の書類の整備が十分でなかったりしている事態が見受けられた。

したがって、農林水産省において、共同活動の支援に係る事業の実施主体である地域協議会及び共同活動に取り組む組織が所在する市町村に保全管理の実施状況を調査させた上で保全管理が適切に行われていない農用地について地域協議会に交付金の返還の措置を講じさせたり、農用地の保全管理の状況の確認方法を定めるとともに地域協議会及び市町村に対して指導したり、向上活動組織が施設の長寿命化のための更新工事を行う場合に市町村等への財産譲渡のために必要となる図面等の書類を整備し、工事終了後できるだけ速やかに財産を譲渡するなどして財産の帰属及び管理責任の所在を明確にすることについての取扱いを定めるとともに向上活動組織に対して指導又は助言を行ったりするよう、農林水産大臣に対して25年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求め及び同法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、農林水産本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 地域協議会及び市町村に共同活動に係る農用地の保全管理に係る実態把握調査を行わせ、実施期間終了時に保全管理が適切に行われていなかった農用地37,585a(52協議会)について、地域協議会に当該農用地に係る国庫交付金相当額を26年10月までに国庫に返還させた。

イ 地域協議会及び市町村に対して、農用地の保全管理の状況の確認方法を示して、その指導の徹底を図るとともに、26年4月に、農地・水保全管理支払交付金の組替えなどにより新たに創設した多面的機能支払交付金の実施要領にもこの確認方法を定めて周知した。

ウ 市町村等が所有し管理する施設において向上活動組織が施設の長寿命化のための更新工事を行う場合には、財産管理上必要となる図面等の書類を整備したり、工事終了後できるだけ速やかに当該市町村等に対する財産譲渡を行ったりするよう指導の徹底を図るとともに、上記の実施要領にこの取扱いを定めて周知した。

(2) 漁船保険振興事業資金の有効活用について

(平成24年度決算検査報告409ページ参照)

1 本院が表示した意見

水産庁は、昭和41年度及び48年度に漁船再保険及び漁業共済保険特別会計(平成26年度からは食料安定供給特別会計(漁船再保険勘定)。以下「特別会計」という。)から計47億円を

漁船保険中央会(以下「中央会」という。)に交付している。中央会は、当該交付金を漁船保険振興事業資金(以下「振興資金」という。)として設置造成し、その運用益により漁船保険組合等に対して各種の助成等を行う漁船保険振興事業として、22、23両年度に漁船保険推進対策事業、無事故漁船報償事業及び海難防止助成事業(以下「3事業」という。)を実施している。しかし、漁船保険振興事業において、振興資金の運用益の減少に伴い事業費が大きく減少する中で、多くの漁船保険組合が研修会を開催するのに必要とは認められない経費を助成の対象となる事業費に含めていたり、類似の制度が整備されていることなどから事業の意義が低下していたりなどしている事態が見受けられた。

したがって、水産庁において、3事業の廃止も含めて検討するなど従来の事業の在り方を抜本的に見直すことにより振興資金を有効に活用するための方策を検討するとともに、有効活用が図られない振興資金については返還させるなどして、財政資金の有効活用を図るよう、水産庁長官に対して25年9月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、水産庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、水産庁は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 漁船保険振興事業については、従来の事業の在り方の抜本的な見直しを行い、3事業を25年度末で全て廃止させた。

イ 振興資金の活用について検討した結果、振興資金の運用益等を活用して、海難事故の防止を目的として船舶自動識別装置を導入した漁船等に対して保険料の一部を助成する新規事業を26年度から28年度まで実施させることとした上で、特別会計から交付された47億円の振興資金については、26年10月に中央会から全額を返還させた。

(3) 旧政府倉庫等の処分状況について

(平成24年度決算検査報告414ページ参照)

1 本院が表示した意見

農林水産省は、倉庫業務の終了により平成22年10月までに用途廃止された旧政府倉庫等の処分について、財務局長等への事務委任に先立って、地方公共団体に対する購入等の意思の確認(以下「公的要望の確認」という。)等を地方農政局長に行わせることとしている。しかし、11倉庫等について、地方農政局において公的要望の確認等に長期間を要していたり、処分に向けての計画の策定や処分手続が適時適切に行われていなかったり、農林水産本省において統一的な進行管理等が適切に行われていなかったりなどして、倉庫業務を終了してから長期間が経過しているのに処分が完了していなかったり、処分手続が順調に進捗していなかったりしている事態が見受けられた。

したがって、地方農政局において旧政府倉庫等の処分に向けた具体的かつ詳細な計画を策定し、これに基づき農林水産本省において統一的な進行管理及び地方農政局に対する指導等を行ったり、地方農政局において建物等存置のままでは土地の売払いが困難な場合等の建物等の取壊し等を計画的、効率的に行ったり、公的要望の確認及び地方公共団体等との売払いなどに向けた協議等に具体的な期限を設定したりなどするよう、農林水産大臣に対して25年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、農林水産本省及び地方農政局において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 25年9月に、食料安定供給特別会計(食糧管理勘定及び業務勘定)所属普通財産の取扱要領(以下「取扱要領」という。)を改正して、これに基づいて各地方農政局において、旧政府倉庫等の処分に向けての具体的かつ詳細な計画を同年10月までに策定した。
- イ 農林水産本省において、取扱要領に基づき各地方農政局から定期的に提出されるアの計画に基づいた統一的な進行管理を行うとともに、各地方農政局に対して指導等を行った。
- ウ 旧政府倉庫等の処分に当たって必要となる建物等の取壊し等については、各地方農政局において、農林水産本省と協議しつつ11倉庫等について検討を行い、このうち2倉庫について取り壊した上で売却等を行うこととする計画を25年10月までに決定した。
- エ 各地方農政局における公的要望の確認及び地方公共団体等との売払いなどに向けた協議等に際して、取扱要領に基づき、あらかじめ地方公共団体等との間で目標期限の設定等を行った。

(4) 国産原材料サプライチェーン構築事業の効果的な実施について

(平成24年度決算検査報告420ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

農林水産省は、加工・業務用途における国産農畜産物のシェアを向上させることを目的として、生産者、食品製造業者等を構成員とする国産原材料供給・利用協議会(以下「協議会」という。)が実施する国産原材料サプライチェーン構築事業(以下「事業」という。)に対して補助金を交付している。協議会は、事業の事業実施計画を作成するに当たり、計画承認年度の3年後の目標年度に達成すべき成果目標を設定することとなっている。しかし、協議会において、事業実施計画を作成する際の構成員間の合意形成が十分でなかったことや、生産者が生産した加工・業務用原材料等(以下「協議会生産物」という。)の需給の見通しについての検討、予測等が十分でなかったことなどにより、達成することが困難な成果目標等が設定されるなどして、成果目標等に対する達成率が低調となっている事態が見受けられた。

したがって、農林水産省において、事業が効果的に実施されるよう、協議会が事業実施計画を作成する際に適切な成果目標等を設定する前提となる協議会の構成員間における協議会生産物の取引条件に係る合意形成を十分に行うことや、協議会生産物の需給の見通しについて検討、予測等を十分に行うことを要綱等に定めるとともに、これらについて協議会を指導することや、事業実施計画について事前に十分に審査及び確認を行うことを地方農政局等に対して指示するよう、農林水産大臣に対して平成25年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、農林水産本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 産地活性化総合対策事業実施要領を26年4月に改正するなどして、協議会が事業実施計画を作成する際に、協議会の構成員の合意形成を十分に図ることとするとともに、事業

が効果的に実施されるよう、成果目標等の設定に当たり、協議会生産物の需給の見通しについて、その設定根拠を明確にすることとした。

イ 地方農政局等に対して、26年5月に、上記の要領に定められた内容について協議会を指導するとともに、事業実施計画について事前の審査及び確認を徹底するよう指示した。

(5) 鳥獣被害防止総合支援事業等における費用対効果分析について

(平成24年度決算検査報告426ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

農林水産省は、鳥獣被害防止総合支援事業等を実施する事業主体に補助金等を交付する都道府県に対して交付金を交付している。そして、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱等(以下「実施要綱等」という。)に基づき、事業主体が鳥獣による被害を防止するための侵入防止柵の設置等の整備事業を実施する場合には、当該事業主体において費用対効果分析を行うこととなっている。しかし、費用対効果分析の実施に当たり、年効果額の算定の基礎となる被害状況を示す根拠が明確でなかったり、事業主体全体を一つの単位として投資効率を算定して地区単位で投資効率を試算すると妥当投資額が総事業費を下回る地区が多数あったり、直営施工により侵入防止柵を設置する場合の総事業費に労務費等を加えないで投資効率を算定したりしている事態が見受けられた。

したがって、農林水産省において、実施要綱等により、被害状況の適切な調査方法及び根拠資料の保存期間を示したり、原則として集落等の地区を単位として投資効率を算定するよう明確に示したりするとともに、都道府県に対して、実施要綱等の内容及び直営施工により侵入防止柵を設置する場合の総事業費に労務費等を加えることについて、事業主体に対する周知徹底を図ること及び費用対効果分析の内容等について十分に精査することを指導するよう、農林水産大臣に対して平成25年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、農林水産本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 26年2月に鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領等(以下「実施要領等」という。)を改正して、被害状況をほ場単位や農家単位等で把握した上で現地確認等の調査又は農業共済組合等第三者の有するデータに基づく客観的な数値等を活用することとするとともに、年効果額の算定に用いる数値の根拠資料を、事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整理保管しておくこととし、投資効率の算定の単位については、原則として、集落等の地区を単位とすることとした。

イ 都道府県に対して、26年2月に、実施要領等の内容及び直営施工により侵入防止柵を設置する場合の総事業費に労務費等を加えることについて、事業主体に対して周知徹底を図るよう指導するとともに、事業主体による費用対効果分析の内容等について十分精査するよう指導した。

第11 経済産業省

不 当 事 項

役 務 (300) (301)

- (300) 中小企業支援調査(安全知識循環型社会構築事業)の委託契約において、全く使用されなかった装置の購入費用等を委託業務の実施に必要な経費に含めていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)経済産業本省 (項)ものづくり産業振興費
部 局 等	経済産業本省
契 約 名	中小企業支援調査(安全知識循環型社会構築事業)
契 約 の 概 要	子供の不慮の事故をなくしていくことを目指して、事件事例の分析、事故情報の収集、発信等を行うもの
契 約 の 相 手 方	独立行政法人産業技術総合研究所
契 約	平成 20 年 4 月、21 年 4 月 随意契約
支 払	平成 21 年 4 月、22 年 4 月
支 払 額	193,714,877 円(平成 20、21 両年度)
過大となっていた支払額	13,072,500 円(平成 20、21 両年度)

1 委託事業の概要

経済産業本省(以下「本省」という。)は、平成 20、21 両年度に、中小企業支援調査(安全知識循環型社会構築事業)を独立行政法人産業技術総合研究所(以下「研究所」という。)に委託して実施し、委託費 20 年度 115,247,833 円、21 年度 78,467,044 円、計 193,714,877 円を支払っている。

同調査は、子供の不慮の事故をなくしていくことを目指して、事故情報のデータベースの構築を行うとともに、専門家、研究者及び企業による統計的な分析と現場調査や子供の行動分析による事故原因の究明等を行い、これらの情報を保護者等を含めた社会全体へ発信していくことにより、参加型の安全知識の循環を推進したものである。

委託契約書によれば、本省は、委託業務が完了して研究所から実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、委託業務の実施に要した経費(以下「委託対象経費」という。)の証ひょう、帳簿等の調査により支払うべき金額を確定し、精算払により支払うことなどとされている。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、委託対象経費は適切に計上されているかなどに着眼して、本件委託契約を対象として、本省及び研究所において、実績報告書等の関係書類を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

すなわち、研究所は、転倒転落事故のメカニズムの解明に必要な子供の行動データを収集

するために、身体機能計測装置^(注)(以下「装置」という。)を購入していた。そして、20年度に装置の購入費用11,970,000円及び倉庫保管料304,500円を、21年度に倉庫保管料798,000円を同調査に要したとして、計13,072,500円を委託対象経費に計上していた。

(注) 身体機能計測装置 すべり台、雲^{うん}てい、棒すべりなどを組み合わせた遊具に子供の行動を計測するためのセンサを取り付けた装置(幅5.5m、奥行き8.0m、高さ3.4m)

しかし、この装置は、全体の寸法が大きく、子供が集まるイベント会場等に搬入して設置することが困難であったことなどの理由により、購入後、同調査に全く使用されていなかった。そして、装置が納品された20年9月から同調査が終了する22年2月まで倉庫に保管されたままとなっていた。

したがって、装置の購入費用等は本件委託業務に要した経費とは認められず、委託費計13,072,500円が過大に支払われていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、研究所において装置の搬入及び設置についての検討が十分でなかったこと、本省において実績報告書等の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(301) キッズデザイン製品開発支援事業(キッズデザイン共通基盤整備等)の委託契約において、委託契約締結以前に借り上げた施設の経費を含めるなどしていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)経済産業本省 (項)ものづくり産業振興費
部 局 等	経済産業本省
契 約 名	平成24年度キッズデザイン製品開発支援事業(キッズデザイン共通基盤整備等)
契 約 の 概 要	子供の事故予防に配慮された設計及びデザインによる製品の市場の拡大を目指すことを目的として、子供の事故予防に関する研究分析を行うために必要となる基礎データ等を整備等するもの
契 約 の 相 手 方	独立行政法人産業技術総合研究所
契 約	平成24年7月 一般競争契約
支 払	平成25年4月
支 払 額	95,010,022円(平成24年度)
過大となっていた支払額	3,057,925円(平成24年度)

1 委託事業の概要

経済産業本省(以下「本省」という。)は、平成24年度に、キッズデザイン製品開発支援事業(キッズデザイン共通基盤整備等)を独立行政法人産業技術総合研究所(以下「研究所」という。)に委託して実施し、委託費95,010,022円を支払っている。

本件委託事業は、子供の事故予防に配慮された設計及びデザイン(以下「キッズデザイン」という。)による製品の市場の拡大を目指すことを目的として、子供の事故予防に関する研究分析を行うために必要となる基礎データ等の整備、事故情報等の収集及びデータベースの拡充、キッズデザインの普及活動等を実施したものである。

委託契約書によれば、本省は、委託事業が完了して研究所から実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、委託事業の実施に要した経費（以下「委託対象経費」という。）の証ひょう、帳簿等の調査により支払うべき金額を確定して、精算払により支払うことなどとされている。

また、経済産業省が作成して委託先にも周知している委託事業事務処理マニュアルによれば、委託対象経費は、委託契約締結日以降に発生したものであり、委託契約締結以前に発注したもの、既に自主事業等のために借上げなどを行っているものについては委託対象経費として計上することはできないなどとされている。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、委託対象経費は適切に計上されているかなどに着眼して、本件委託契約を対象として、本省及び研究所において、実績報告書等の関係書類を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

すなわち、研究所は、子供の行動観察を行い事故予防に寄与する製品の設計指針等を策定するために、賃貸マンションの一室を人間行動観察用実験ハウスとして24年10月から25年3月まで賃借し、その借上費用等2,779,932円を本件委託事業に要したとして委託対象経費に計上していた。

しかし、研究所は、本件委託事業以外の自主事業等に用いるために、上記賃貸マンションの一室を本省との委託契約締結以前に借り上げていた。

したがって、前記賃貸マンションの一室の借上費用等は本件委託事業に要した経費とは認められず、これらを委託対象経費に計上しないこととして適正な委託費を算定すると91,952,097円となり、前記の委託費支払額95,010,022円との差額3,057,925円が過大に支払われていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、研究所において委託対象経費として計上する経費についての理解が十分でなかったこと、本省において実績報告書等の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

補 助 金

- (302) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの
 (310)

所管、会計名及び科目	経済産業省所管	一般会計	(組織)経済産業本省
			(項)コンテンツ産業強化費
			(項)地域経済活性化対策費
			(組織)中小企業庁
			(項)経営革新・創業促進費
			(項)中小企業事業環境整備費
	東日本大震災復興特別会計		(組織)資源エネルギー庁
			(項)石油等安定供給確保費

	内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省所管 エネルギー対策特別会計(エネルギー需給勘定)
	(項)燃料安定供給対策費
	(項)エネルギー需給構造高度化対策費
	〔平成 23 年度以前は、文部科学省、経済産業省及び環境省所管 エネルギー対策特別会計(エネルギー需給勘定) (項)燃料安定供給対策費 (項)エネルギー需給構造高度化対策費〕
部 局 等	経済産業本省、資源エネルギー庁、4 経済産業局
補助等の根拠	予算補助
補助事業者等 (事業主体)	県 1、会社等 7、計 8 補助事業者等(会社等 3、3 事業主体)
間接補助事業者等 (事業主体)	町 1、会社等 35、計 36 間接補助事業者等
補助事業等	石油貯蔵施設立地対策等交付金事業、低炭素型雇用創出産業立地推進事業等
事業費の合計	854,295,316 円
補助対象事業費等の合計	786,524,076 円
上記に対する国庫補助金等交付額の合計	624,477,195 円
不当と認める補助対象事業費等の合計	123,859,461 円
不当と認める国庫補助金等相当額の合計	78,561,664 円

1 補助金等の概要

経済産業省所管の補助事業は、企業、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、25 道府県、55 市町村及び 850 会社等において、実績報告書、決算書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、1 町、38 会社等、計 39 事業主体が実施した石油貯蔵施設立地対策等交付金事業、低炭素型雇用創出産業立地推進事業等に係る国庫補助金 78,561,664 円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

(1) 補助対象事業費を過大に精算していたもの

2 件 不当と認める国庫補助金 11,890,836 円

- (2) 補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの
 2件 不当と認める国庫補助金 11,816,000 円
- (3) 補助の対象とならないなどのもの
 2件 不当と認める国庫補助金 9,598,651 円
- (4) 工事の設計が適切でなかったもの
 1件 不当と認める国庫補助金 23,765,000 円
- (5) 補助の目的外に使用していたもの
 1件 不当と認める国庫補助金 18,902,779 円
- (6) 補助金が過大に交付されていたもの
 1件 不当と認める国庫補助金 2,588,398 円
- また、不当の態様別・事業主体別に掲げると次のとおりである。

(1) 補助対象事業費を過大に精算していたもの

2件 不当と認める国庫補助金 11,890,836 円

事業主体が子会社に設計業務を外注等した場合に控除すべき当該子会社の利益相当額の算定を誤ったため、補助対象事業費を過大に精算していたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 10,462,076 円)

部局等	補助事業者等 (所在地)	間接補助事業者等 (所在地)	補助事業者等	年度	事業費 (補助対象事業費等) 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める補助対象事業費等 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円
(302) 資源エネルギー庁	一般社団法人新エネルギー導入促進協議会 (東京都豊島区)	日本電気株式会社 (東京都港区)	次世代エネルギー・社会システム実証	23、24	191,602 (174,237)	116,145	15,693	10,462

この補助事業は、一般社団法人新エネルギー導入促進協議会(以下「協議会」という。)が、再生可能エネルギーを効率的に活用するエネルギーマネジメントシステムを構築することなどにより産業競争力の強化を図ることを目的として、地域において同システムの実証等を行う事業主体に対して、これに要する経費を補助するものである。事業主体は、平成23、24両年度に、事業主体が資本金の全額を出資した子会社(以下「100%子会社」という。)に設計業務を外注するなどして、定置用大型蓄電池システムの研究開発に要したとする事業費計191,602,370円(補助対象事業費計174,237,992円)に対して、国庫補助金計116,145,546円の交付を受けていた。

協議会が経済産業省の補助事業事務処理マニュアルに準拠して作成した採択者説明会資料によれば、事業主体が、自社又は子会社等の関係会社から調達をしている場合、その調達に係る取引価格から当該関係会社等の利益相当額を控除した額を補助対象事業費とすることとされている。そして、100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合には、取引価格に調達先の直前年度の決算報告における売上高に対する売上総利益の割合を乗じて算定した額を利益相当額とすることとされている。

しかし、事業主体は、前記の100%子会社に外注した設計業務等について、100%子会社の前年度損益計算書の売上高に対する売上総利益の割合ではなく、経常利益の割合を乗じて算定した利益相当額を控除して、補助対象事業費を算定していた。

したがって、売上総利益の割合を乗じて利益相当額を算定するなどして、本件補助事業の適正な補助対象事業費を算定すると計158,544,878円となり、前記の補助対象事業費計174,237,992円との差額

計 15,693,114 円が過大に精算されており、これに係る国庫補助金相当額計 10,462,076 円が過大に交付
 されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において 100% 子会社に設計業務を外注するなどした
 場合に補助対象事業費から控除すべき利益相当額の算定方法についての理解が十分でなかったこと、
 協議会において事業主体に対する指導、審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められ
 る。

**補助事業期間終了後のリース料を含めていたため、補助対象事業費を過大に精算していた
 もの (1件 不当と認める国庫補助金 1,428,760 円)**

部 局 等	補助事業者 等 (所在地)	間接補助事 業者等 (所在地)	補助事業 等	年 度	事 業 費 (補助対 象事業 費等)	左に対す る国庫補 助金等交 付額	不当と認 める補助 対象事業 費等	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
					千円	千円	千円	千円
(303) 北海道経済 産業局	株式会社コ スモメカニ クス (北海道旭 川市) (事業主体)	—	事業化・ 市場化支 援	21	8,879 (8,457)	5,638	2,143	1,428

この補助事業は、事業主体が事業分野の異なる中小企業者と連携して、高性能な新型モータの開発
 等を実施したものである。事業主体は、本件補助事業を事業費 8,879,955 円(補助対象事業費 8,457,101
 円)で実施したとして北海道経済産業局に実績報告書を提出して、これにより国庫補助金 5,638,065 円
 の交付を受けていた。

本件補助事業の実施要領等によれば、補助事業に必要な機器をリースにより調達する場合に補助対
 象経費として認められる範囲は、当該補助事業期間中の事業遂行に必要な機器のリース料として支払
 われる経費とされている。

しかし、事業主体は、新型モータの開発に必要な機器について、本件補助事業期間終了後もこれを
 賃借するとしてリース契約を締結し、補助事業期間に係るリース料 714,000 円に補助事業期間終了後
 のリース料の一部 2,143,140 円も合わせて補助対象事業費に計上していた。

したがって、上記の補助事業期間終了後のリース料 2,143,140 円が過大に精算されていて、これに係
 る国庫補助金相当額 1,428,760 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において補助対象事業費に計上できるリース料の範囲
 についての理解が十分でなかったこと、北海道経済産業局において実績報告書等の審査及び確認が十
 分でなかったことなどによると認められる。

(2) 補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの

2件 不当と認める国庫補助金 11,816,000 円

**コンテンツ海外展開等促進事業の実施に当たり、助成金の交付決定前に事業を実施するな
 どしていて補助の対象とならないもの (2件 不当と認める国庫補助金 11,816,000 円)**

部 局 等	補助事業者 等 (所在地)	間接補助事 業者等 (所在地)	補助事業 等	年 度	事 業 費 (補助対 象事業 費等)	左に対す る国庫補 助金等交 付額	不当と認 める補助 対象事業 費等	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
					千円	千円	千円	千円
(304) 経済産業本 省	特定非営利 活動法人映 像産業振興 機構 (東京都中 央区)	一般社団法 人国際ドラ マフェス ティバル協 議会 (東京都千 代田区) (事業主体)	コンテン ツ海外展 開等促進	24	10,240 (10,240)	5,000	10,240	5,000

部局等	補助事業者等 (所在地)	間接補助事業者等 (所在地)	補助事業等	年度	事業費 (補助対象事業費等) 千円 (注)	左に対する 国庫補助金等 交付額 千円 (注)	不当と認める 補助対象事業 費等 千円 (注)	不当と認める 国庫補助金等 相当額 千円 (注)
(305) 経済産業本省	特定非営利活動法人映像産業振興機構 (東京都中央区)	特定非営利活動法人日中友好映像祭実行委員会 (東京都渋谷区) (事業主体)	コンテンツ海外展開等促進	24	67,697 (46,852)	23,420	13,644	6,816
(304)	(305)の計				(注) 77,937 (57,092)	(注) 28,420	(注) 23,884	(注) 11,816

これらの補助事業は、日本の映像素材の海外発信に対する総合的な支援を実施することにより、関連産業の海外展開の拡大や観光等の促進につなげることを目的として、平成24年度に、特定非営利活動法人映像産業振興機構(以下「機構」という。))が、経済産業省からコンテンツ海外展開等促進事業費補助金、及び総務省から情報通信利用促進支援事業費補助金の交付を受けて、コンテンツ海外展開等促進基金(以下「基金」という。))を造成したものである。

機構は、コンテンツ海外展開等促進事業費補助金交付要綱(平成25年財情第5号)等に基づき、日本の映像素材のローカライズ(映像素材に係る字幕、吹き替えなど)やプロモーション(PR イベントの開催等)を行う事業主体に対して、これらの実施に必要な経費の一部を対象にコンテンツ海外展開等促進事業助成金(以下「助成金」という。))を基金を取り崩して交付している。

機構の助成金事務処理マニュアル等によれば、交付決定以降に発注が行われ、助成期間中に支払が行われた経費を助成の対象とすることとされており、また、事業主体が、他の補助金等の助成を受けた場合であって、助成金との重複が発生する場合は、その費用を助成の対象としないこととされている。

本院が、10事業主体を対象に会計実地検査を行ったところ、2事業主体が25年度に実施した事業において交付決定よりも前に発注を行っていたり、また、このうち1事業主体は事業費の一部に対して他からも助成を受けていたりして、助成金の交付の対象とはならない経費を助成対象事業費に含めていたため、取り崩された基金11,816,000円(国庫補助金相当額同額)の使用が適切ではなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2事業主体において助成事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、機構において助成事業の審査及び確認並びに2事業主体に対する指導が十分でなかったこと、経済産業省及び総務省において機構に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

一般社団法人国際ドラマフェスティバル協議会(以下「協議会」という。))は、平成25年4月23日に機構から助成金の交付決定を受けて、タイ王国において日本のドラマのCMを放送するプロモーション事業を実施したとしていた。そして、協議会は同国内のテレビ局における当該ドラマのCM放送について、交付決定日である同年4月23日付けで請負業者に発注したとする実績報告書を、事業の完了日である同年11月29日に機構に提出し、機構はその内容を審査し、助成金5,000,000円を交付していた。

しかし、協議会は、実際には、交付決定より前の同年3月6日に請負業者と3,087,859.5タイバーツ(邦貨換算額10,240,817円)で契約を締結して当該ドラマのCM放送等を発注しており、同年4月1日から当該ドラマのCM放送を開始していた。

(注) 特定非営利活動法人日中友好映画祭実行委員会が実施した事業のうちローカライズに係る助成事業は、総務省及び経済産業省の合同事業であり、省ごとに金額を区分できないため、全額を掲記している。

(3) 補助の対象とならないなどのもの 2件 不当と認める国庫補助金 9,598,651円
 離島ガソリン流通コスト支援事業の補助対象事業費に、補助の対象とならない経費を含めるなどしていたもの (1件 不当と認める国庫補助金 6,732,676円)

部局等	補助事業者等 (所在地)	間接補助事業者等 (所在地)	補助事業者等	年度	事業費 (補助対象事業費等) 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める補助対象事業費等 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円
(306) 資源エネルギー庁	全国石油商業組合連合会 (東京都千代田区)	31 揮発油販売業者 (事業主体)	離島ガソリン流通コスト支援事業	23、24	255,497 (255,497)	255,497	6,732	6,732

この補助事業は、ガソリンの安定的かつ低廉な供給の確保を図ることを目的として、石油製品販売業構造改善対策事業費補助金(離島ガソリン流通コスト支援事業に係るもの)の交付を受けた全国石油商業組合連合会(以下「連合会」という。)が、離島の消費者に対してガソリン小売価格の値引きを行う事業を行う揮発油販売業者等に助成金を交付するものである。

同補助金の交付要綱に基づいて連合会が定めた「離島ガソリン流通コスト支援事業業務方法書」等によれば、助成金の額は揮発油販売業者等が値引きしたガソリンの販売数量(以下「値引き販売数量」という。)に離島ごとに定められたガソリン1L当たりの単価を乗じて算定することとされ、発券店値付けカード^(注1)により販売されたガソリンの数量(以下「カードによる販売数量」という。)は揮発油販売業者等が値引き販売をしていないことなどから、値引き販売数量に含めてはならないとされている。

しかし、事業主体である31揮発油販売業者^(注2)は、誤って値引き販売数量にカードによる販売数量を含めて助成金の額を算定するなどした実績報告書等を連合会に提出し、連合会は、実績報告書等に記載された額と同額の助成金計255,497,471円を事業主体に交付していた。

したがって、適正な助成金の額を算定すると計248,764,795円となり、助成金の交付額との差額計6,732,676円は補助の対象とは認められず、これに係る国庫補助金相当額同額が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体においてカードによる販売数量を値引き販売数量に含めてはならないことについての理解が十分でなかったこと、連合会において事業主体に対する指導、審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(注1) 発券店値付けカード 石油元売各社が組織する全国的な加盟給油所であれば、どの給油所においても現金の支払等を行うことなく発券店との契約価格で給油を受けることができるカード

(注2) 31揮発油販売業者 株式会社遠市2給油所(新潟県佐渡市)、有限会社猪股石油店(同)、有限会社西三川給油所(同)、有限会社若宮石油商事(同)、岡崎電機商会(同)、佐渡農業協同組合2給油所(同)、オリーブエネルギー株式会社(香川県小豆郡土庄町)、香川商事株式会社(同)、四国石油株式会社(同)、内海石油有限会社(香川県小豆郡小豆島町)、有限会社早川石油店2給油所(香川県小豆郡土庄町、小豆郡小豆島町)、平尾石油有限会社(長崎県壱岐市)、平田石油店2給油所(同)、有限会社青砂石油店(長崎県南松浦郡新上五島町)、有限会社石川石油店(同)、株式会社神田商会2給油所(長崎県五島市)、光洋石油株式会社(同)、五島石油株式会社(同)、有限会社山口商店2給油所(同)、有限会社池山総合サービス(鹿児島県熊毛郡中種子町)、大島石油株式会社5給油所(鹿児島県奄美市、大島郡天城町、大島郡瀬戸内町)

補助の対象とならない利害関係者に支払った経費等について補助金が交付されるなどして
いたもの (1件 不当と認める国庫補助金 2,865,975 円)

部局等	補助事業者等 (所在地)	間接補助事業者等 (所在地)	補助事業等	年度	事業費 (補助対象事業費等) 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める補助対象事業費等 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円
(307) 近畿経済産業局	チーム・テナーヂュ (大阪市) (事業主体)	—	中小企業海外展開支援	23	23,489 (22,379)	14,919	4,298	2,865

この補助事業は、地域中小企業の海外販路の拡大を図ることなどを目的として、複数の中小企業等が連携して優れた素材や技術等をいかすことなどにより世界に通用するブランド力の確立を目指す取組に要する経費の一部を補助するものである。そして、本件補助事業に係る実施要領によれば、補助対象経費である試作品等開発費のうちの委託費は、事業遂行に必要な試作、開発等を第三者に委託するために支払われる経費とされており、試作品等の共同開発に関する利害関係者に支払われる経費は補助の対象となる委託費には該当しないことになっている。事業主体は、天然木を加工したシートを使用した携帯電話カバー等の試作品を製作して、これらを海外で開催される展示会に出展することなどに要したとする事業費計 23,489,910 円(補助対象事業費計 22,379,544 円)に対して国庫補助金計 14,919,694 円の交付を受けていた。

しかし、事業主体は、試作品の共同開発に関する利害関係者と認められる者に支払った経費等を補助対象事業費に含めるなどしていた。

したがって、補助の対象とならない上記の経費等を除くなどして適正な補助対象事業費を算定すると計 18,080,582 円となり、前記の補助対象事業費計 22,379,544 円との差額計 4,298,962 円が過大となっていて、これに係る国庫補助金相当額計 2,865,975 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において補助事業の適正な執行に対する理解が十分でなかったこと、近畿経済産業局において事業主体に対する指導、審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(4) 工事の設計が適切でなかったもの 1件 不当と認める国庫補助金 23,765,000 円
LED 照明灯の基礎の設計が適切でなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 23,765,000 円)

部局等	補助事業者等 (所在地)	間接補助事業者等 (所在地)	補助事業等	年度	事業費 (補助対象事業費等) 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める補助対象事業費等 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円
(308) 九州経済産業局	鹿児島県	肝属郡 東串良町 (事業主体)	石油貯蔵施設立地対策等交付金	22～24	25,536 (25,536)	23,765	25,536	23,765

この交付金事業は、石油貯蔵施設の周辺地域における住民の福祉の向上を図るために必要な公共用の施設を整備するため、東串良町が、一般県道柏原池之原線、町道馬越俣瀬線等において、太陽光パネル付きの LED 照明灯を、平成 22 年度 14 基、23 年度 10 基、24 年度 12 基、計 36 基設置したものである。

照明灯の基礎の設計については、「道路附属物の基礎について」(昭和 50 年道企発第 52 号建設省道路局企画課長通達)等において、風荷重等を考慮することとなっており、風荷重の算定の基となる設計風速は 60m/s が標準とされている。また、「ポール基礎の安定計算法」(昭和 50 年建設省土木研究所)等によれ

ば、照明灯の基礎は、風荷重等から求められる基礎の前面地盤の水平地盤反力度^(注)がその点における地盤の受働土圧強度を上回らないなどするよう基礎の側面幅、前面幅及び根入れ長を設計することにより、安定するとされている。

同町は、本件 LED 照明灯に係る工事の仕様書において、設計風速を 60m/s と定めていたが、基礎の形状、寸法等は特段示していなかった。そして、22 年度の請負業者は、基礎の側面幅及び前面幅をいずれも 0.8m、根入れ長を 1.0m と設計し、これにより施工していた(参考図参照)。また、23、24 両年度の請負業者は、いずれも前年度の設計を踏襲して施工していた。

しかし、同町は、上記の設計による LED 照明灯の基礎が設計風速 60m/s の風荷重に耐えられる強度を有しているかについての確認を行っていなかった。

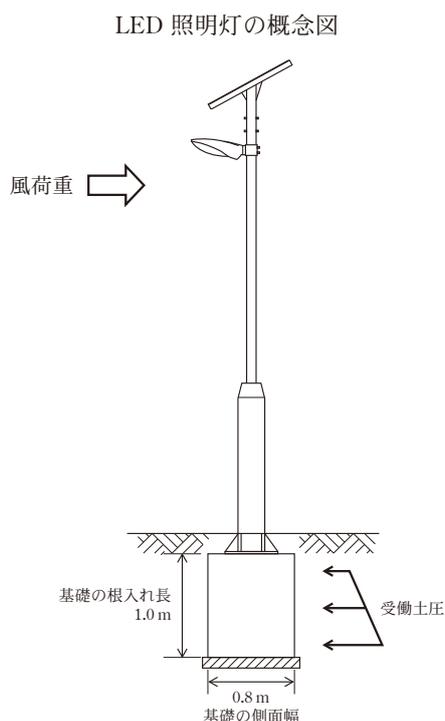
そこで、本件 LED 照明灯の基礎について安定計算を行ったところ、36 基全てにおいて、基礎の前面地盤の水平地盤反力度がその点における地盤の受働土圧強度を上回っており、仕様書における設計風速 60m/s の風荷重に耐えられる強度を有していなかった。

したがって、本件 LED 照明灯 36 基(工事費相当額 22 年度 9,765,000 円、23 年度 7,140,000 円、24 年度 8,631,000 円、計 25,536,000 円)は、基礎の設計が適切でなかったため、所要の強度が確保されていない状態になっており、これに係る交付金相当額計 23,765,000 円(22 年度 9,300,000 円、23 年度 6,000,000 円、24 年度 8,465,000 円)が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同町において LED 照明灯の基礎の設計における安定計算の重要性に関する認識が欠けていたこと、鹿児島県において実績報告書等に対する審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) 水平地盤反力度 構造物を介して地盤に水平方向の力を加えたとき、地盤に発生する単位面積当たりの抵抗力をいう。

(参 考 図)



(5) 補助の目的外に使用していたもの 1件 不当と認める国庫補助金 18,902,779 円

補助事業で設置した設備等の一部を補助の目的外に使用していたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 18,902,779 円)

部局等	補助事業者等 (所在地)	間接補助事業者等 (所在地)	補助事業等	年度	事業費 (補助対象事業費等) 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める補助対象事業費等 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円
(309) 関東経済産業局	長野オートメーション株式会社 (長野県上田市) (事業主体)	—	低炭素型雇用創出産業立地推進	22	72,924 (51,634)	25,817	37,805	18,902

この補助事業は、低炭素型産業の国内における集積を高めて地域経済の活性化に資することを目的として、国内の雇用の創出に寄与しつつ国内への投資を加速し、低炭素技術を利用した製品等の製造に係る設備等を新設又は増設する企業に対してその経費の一部を補助するものである。そして、本件補助事業に係る交付要綱によれば、電気自動車等の低炭素社会の基盤となる革新的な技術を利用した製品等の製造に要する経費が補助の対象とされている。事業主体は、電気自動車用リチウムイオン電池製造装置の製作のために必要な空調・電気設備等の設置に要したとする事業費計 72,924,400 円(補助対象事業費計 51,634,952 円)に対して国庫補助金計 25,817,476 円の交付を受けていた。

しかし、事業主体は、平成 24 年 7 月から、設置した上記の設備等の一部を国に無断で本件補助事業とは関係のない自動車用バルブ切削加工機の製作のために使用するなどしていた。

したがって、本件補助事業により設置された設備等の一部(残存価額計 37,805,558 円)は補助の目的外に使用されており、これに係る国庫補助金相当額計 18,902,779 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において補助事業の適正な執行に対する認識が欠けていたこと、関東経済産業局において事業主体に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(6) 補助金が過大に交付されていたもの 1件 不当と認める国庫補助金 2,588,398 円

監視システムの整備に当たり補助率の適用を誤ったため、補助金が過大に交付されていたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 2,588,398 円)

部局等	補助事業者等 (所在地)	間接補助事業者等 (所在地)	補助事業等	年度	事業費 (補助対象事業費等) 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める補助対象事業費等 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円
(310) 資源エネルギー庁	石油連盟 (東京都千代田区)	J X 日鉱日石エネルギー株式会社 (東京都千代田区) (事業主体)	災害対応型拠点石油基地整備	24	198,427 (191,688)	154,273	7,765	2,588

この補助事業は、石油連盟が、大規模災害発生時等において各地域に石油を安定的に供給できる体制を構築することを目的として、供給拠点となる石油基地の石油製品出荷設備等の災害対応能力を抜本的に強化する事業を行う事業主体に対して、これに要する経費を補助するものである。事業主体は、神戸油槽所(以下「油槽所」という。)における設備の新設等に要したとする事業費 198,427,393 円(補助対象事業費 191,688,199 円)に対して、国庫補助金 154,273,943 円の交付を受けていた。

補助金の交付要綱に基づいて石油連盟が定めた「災害対応型拠点石油基地整備事業費補助金業務方法書」等によれば、補助対象となる設備のうち、主に大規模災害発生時において使用する設備の補助率は

10分の10、主に大規模災害発生時以外の平時において使用する設備の補助率は3分の2をそれぞれ適用することとされている。そして、事業主体は、油槽所における出荷設備等の状況を本社等から遠隔監視できるシステム(整備に要した費用7,765,194円。以下「監視システム」という。)を主に大規模災害発生時において使用する設備に含めて、補助金の交付申請を行っていた。

しかし、事業主体は、監視システムの整備完了後、監視システムを、油槽所に隣接する受入栈橋の海象状況等を本社等で日常的に監視するために使用することに変更して、平時において使用していたにもかかわらず、実績報告書において監視システムを主に大規模災害発生時において使用する設備として報告し、これにより補助金の交付を受けていた。

したがって、監視システムについて主に平時において使用する設備の補助率3分の2を適用して本件補助事業の適正な国庫補助金額を算定すると151,685,545円となり、前記の国庫補助金154,273,943円との差額2,588,398円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において整備した設備の使用方法を変更した場合に執るべき措置についての理解が十分でなかったこと、石油連盟において事業主体に対する指導、審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 中小企業海外展開支援事業について、採択時の審査方法を見直したり、フォローアップ体制を整備したりするなどして、より多数の中小企業において、継続的な海外販路の拡大が図られることとなるよう意見を表示したものの

会計名及び科目	一般会計 (組織)中小企業庁 (項)経営革新・創業促進費 (項)中小企業事業環境整備費
部 局 等	中小企業庁、9 経済産業局等
補助の根拠	予算補助
補助事業者 (事業主体)	153 事業主体
補助事業の概要	複数の中小企業等が連携して、優れた素材や技術等を活かし、その魅力を更に高めて、世界に通用するブランド力の確立を目指す取組に要する経費の一部を補助するもの
検査の対象としたプロジェクトの件数及び事業費	155 件 24 億 6665 万余円(平成 21 年度～25 年度)
上記に対する国庫補助金	16 億 7512 万余円
自己負担分の資金の抛出が困難であったためなどとして戦略事業のみで終了していたプロジェクトの件数及び事業費	14 件 4866 万余円(平成 21 年度～24 年度)

上記に対する国庫補助金(1)		4703 万円
事業終了後に海外販路の拡大に向けた取組を特段行っていなかったプロジェクトの件数及び事業費	54 件	7 億 7672 万余円(平成 21 年度～25 年度)
上記に対する国庫補助金(2)		5 億 2017 万円
(1)及び(2)の計	68 件	5 億 6720 万円

【意見を表示したものの全文】

中小企業海外展開支援事業の効果について

(平成 26 年 10 月 24 日付け 中小企業庁長官宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

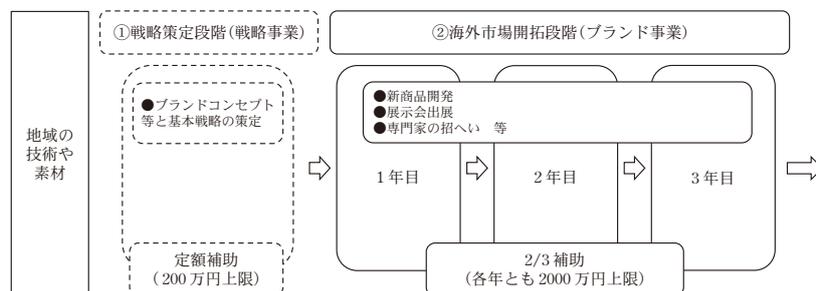
1 中小企業海外展開支援事業の概要

(1) 事業の概要

貴庁は、複数の中小企業等が連携して優れた素材や技術等を活かし世界に通用するブランド力の確立を目指す取組(以下「プロジェクト」という。)に要する経費の一部を補助することにより、地域中小企業の海外販路の拡大を図ることなどを目的として中小企業海外展開支援事業(JAPAN ブランド育成支援事業)(以下「海外展開事業」という。)を実施しており、中小企業等の事業主体に対して国庫補助金を交付している。

海外展開事業は、①ブランドコンセプト等と基本戦略の策定を行う戦略策定段階に係る事業(単年度事業)(以下「戦略事業」という。)と、これに続き、②海外で通用するブランド力を確立するための新商品開発等を行う海外市場開拓段階に係る事業(1 年度から 3 年度までの間継続する事業)(以下「ブランド事業」という。)から構成されている(図参照)。

図 海外展開事業の概要図



出典：中小企業庁の事業概要資料を基に作成。

注(1) 事業主体が既にブランドコンセプト等が確立されているなどと判断した場合には、戦略事業を受けずにブランド事業に申請することができる。

注(2) 平成 24 年度までの戦略策定段階に係る定額補助の上限額は、500 万円となっている。

(2) プロジェクト採択の概要

貴庁は、プロジェクトの採択に当たって、貴庁が作成した審査基準に基づき、補助事業

計画書に記載された事業内容等について採択審査委員会の委員が採点した評価点を参考に
するなどして、高得点者から順に予算の範囲内において採択している。そして、戦略事業
の採択に当たっては、①事業内容の妥当性、②事業実施体制の妥当性の視点から審査を行
い、ブランド事業の採択に当たっては、①及び②の視点に加え、③先進性及びモデル性、
④事業化の可能性の視点から審査を行っている。上記の戦略事業及びブランド事業の審査
の視点には複数の項目が設けられている。

(3) 海外展開事業を支援する公的機関等の概要

各事業主体は、海外展開事業を実施するに当たって、公的機関等による支援を受けるこ
とができる。公的機関等には、貿易の拡大等の促進に寄与することを目的とした独立行政
法人日本貿易振興機構(以下「ジェトロ」という。)や中小企業者等の事業活動の活性化のた
めの基盤を整備することを目的とした独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小機
構」という。)等がある。そして、上記の公的機関等の海外展開事業に対する支援内容につ
いてみると、ジェトロは輸出や海外進出の実務についての貿易投資相談等を実施してお
り、中小機構は海外展開事業計画を策定するための市場調査等を支援する事業化可能性調
査支援事業等を実施している。

(4) 成果目標等の概要

貴庁は、事業目的が効率的かつ有効に果たされることとなっているかなどの視点から点
検を行い、その結果を行政事業レビューシート(以下「レビューシート」という。)に反映し
た上で、公表することとしている。なお、貴庁は、海外展開事業に関するレビューシート
において、事業の実施期間中に、海外事業者との継続的な取引(同一相手と2回以上の取
引。以下「継続的な取引」という。)が行われているプロジェクトの割合を成果目標に設定し
て、成果目標に対する達成度及び成果実績を毎年度事業終了後に公表している。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

貴庁は、海外展開事業を平成16年度から開始し、これまで多くの中小企業の海外展開を
支援してきている。そこで、本院は、有効性等の観点から、中小企業の海外販路が実際に拡
大しているか、事業採択時における審査及び事業効果の把握は適切に行われているかなどに
着眼して検査を実施した。

検査に当たっては、貴庁、各経済産業局等及び153事業主体において、21年度から25年
度までの間に海外展開事業を終了した145件と一部継続中の10件を合わせたプロジェクト
計155件(事業費計24億6665万余円(国庫補助金交付額計16億7512万余円))を対象とし
て、調書を徴したり、実績報告書等の関係書類を確認したりするなどして会計実地検査を
行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 海外展開事業の実施状況及びプロジェクトに係る審査の状況

21年度から25年度までの間に支援が終了したプロジェクト145件についてみたところ、
戦略事業のみで事業を終了したプロジェクトは31件(事業費計1億0661万余円(国庫
補助金交付額計1億0340万余円))(145件の21.4%)、そして、ブランド事業を実施した
プロジェクトは114件(事業費計22億2980万余円(国庫補助金交付額計14億8794万余

円)) (145 件の 78.6%) となっていた。

上記の戦略事業のみで終了したプロジェクト 31 件についてみたところ、ブランド事業に応募したものの不採択となったプロジェクトが 9 件ある一方で、応募していなかったプロジェクトは 22 件となっていた。

また、ブランド事業を実施した 114 件のうち 34 件(114 件の 29.8%)については、その後、継続的な取引が行われていたが、80 件(事業費計 13 億 1512 万余円(国庫補助金交付額計 8 億 7630 万余円)) (114 件の 70.2%)については、継続的な取引が行われていない状況となっていた。

上記のように、海外販路の拡大という事業の目的を十分に達成していない状況が見受けられた。そして、これらのプロジェクトに係る審査の状況については次のような事態が見受けられた。

ア 戦略事業に係る審査の状況

ブランド事業に応募しなかった 22 件について、その理由を確認したところ、ブランド事業を実施する上で自己負担分の資金の抛出が困難であったり、参画事業者間の意思統一が図られなかったりしたためなどとしているプロジェクトが 14 件(事業費計 4866 万余円(国庫補助金交付額計 4703 万余円))見受けられた。そして、その原因については、当初の事業計画が十分に検討されていなかったこと(以下、このような原因を「計画不備」という。)や実施体制に不備があったこと(以下、このような原因を「実施体制不備」という。)などによると認められた。

(注) 参画事業者 海外販路の拡大を目的として、プロジェクトに参加して事業主体を構成する中小企業等

上記の計画不備が生じている背景には、貴庁の戦略事業に係る審査において、ブランド事業の補助率が 3 分の 2 以内の額とされており、残りの経費は参画事業者が自己負担することとされているのに、定額補助である戦略事業の補助事業計画書には、第 2 段階であるブランド事業に進んだ場合の自己負担分の資金調達方法について記載する項目が設けられていないことなどがある。また、実施体制不備が生じている背景には、同審査において、プロジェクト開始時に参画事業者間の意思統一が図られているかを確認していなかったことなどがある。

したがって、貴庁は、これらの審査において、事業主体の長期的な事業展開の見通しなどを確認する必要があると認められる。

イ ブランド事業に係る審査の状況

ブランド事業終了後において、継続的な取引が行われていない状況となっていたプロジェクト 80 件についてみたところ、このうち 54 件(事業費計 7 億 7672 万余円(国庫補助金交付額計 5 億 2017 万余円))のプロジェクトに係る事業主体は、海外販路の拡大に向けた取組を、その後特段行っていなかった。そして、その原因については、①ブランド事業終了後の活動費の抛出が困難であるなどの計画不備があったこと、②関税及び輸送コストを把握していなかったことから、現地での販売価格が想定額より高額になってしまうことが後で判明したなどの事前の調査が十分に行われていなかったこと(以下、このような原因を「事前調査不備」という。)、③参画事業者間の意思統一が図られていなかったなどの実施体制不備があったことなどによると認められた。

このように、計画不備、事前調査不備、実施体制不備等により、継続的な取引が行われていない状況が生じている背景には、貴庁においてこれらの計画不備等を事前に把握するための審査が十分でなかったことによる。

したがって、貴庁は、事業主体に対する基本的な適格性の審査を行う必要があると認められる。

ウ プロジェクト採択時の審査の状況

プロジェクトの採択に当たっては、前記のとおり委員が複数の視点から審査を行い、それぞれの視点には複数の審査項目が設けられている。そして、ブランド事業における事業内容の妥当性の視点について審査項目の具体例を挙げると、事業実施における課題、対応等が明確で整合性が図られているかといった審査項目が設けられている。

しかし、その採点方法をみたところ、視点ごとに6段階の評価を行っており、視点ごとの個々の審査項目については評価結果が示されていないことから、審査過程を事後的に検証できない状況となっていた。

また、ブランド事業を実施した前記のプロジェクト114件のうち、22年度以降に同事業を開始したプロジェクト58件に係る戦略事業又はブランド事業(1年目)について、採択時の審査の結果と海外販路の拡大状況についてみたところ、表のとおり、審査の結果が上位のプロジェクトでも、継続的な取引が行われていない結果となっているものが多数見受けられた。

表 プロジェクトの審査の結果と海外販路の拡大状況 (単位：件)

年度	支援年次	プロジェクト数	審査結果上位	継続的な取引有り	審査結果下位	継続的な取引有り	計
				継続的な取引無し		継続的な取引無し	
平成22	戦略事業(1次募集)	11	6(注)	2	5	4	6
				4		1	5
	同(2次募集)	6	3	2	3	0	2
				1		3	4
ブランド事業1年目(1次募集)	14	7	2	7	1	3	
			5		6	11	
同(2次募集)	3	1	0	2	0	0	
			1		2	3	
23	戦略事業	6	3	0	3	1	1
				3		2	5
	ブランド事業1年目	13	6	2	7	3	5
				4		4	8
24	ブランド事業1年目	5	2	1	3	0	1
				1		3	4
計		58	28	9	30	9	18
				19		21	40

(注) 平成22年度の戦略事業(1次募集)は、2プロジェクトが5位で同点のため上位に繰り上げ、他の事業は下位に振り分けている。

したがって、貴庁は、各審査項目の評価結果と補助事業の効果がどのような関係にあるのか事後的に検証して、今後の審査に反映する必要があると認められる。

採択時の審査において高い評価を受けていたのに、継続的な取引が行われていなかった事例を示すと、次のとおりである。

＜事例1＞

A 商工会議所は、平成 22、23 両年度に、海外における米の消費拡大を目的として、米粉商品を輸出するというブランド事業を 22 年度事業費 1110 万余円(国庫補助金交付額 713 万余円)及び 23 年度事業費 857 万余円(国庫補助金交付額 535 万余円)で実施していた。そして、同事業の採択時の審査結果は、22 年度 4 位、23 年度 1 位と、いずれも高い評価を受けていた。しかし、海外市場の現地調査を十分に行っていなかったなど事前調査不備となっていたことから、海外での販売価格は製造及び輸出コストを加味すると日本の 3 倍程度になることが判明するなどして、その後の海外販路の拡大は図られていなかった。

アからウまでのとおり、長期的な事業展開の見通しに係る審査を行っていなかったり、計画不備等を事前に把握するための事業主体に対する基本的な適格性の審査が十分でなかったり、個々の審査項目の評価について詳細に示されていないため審査過程を事後的に検証できない状況となっていたりなどすることから、プロジェクト採択時の審査項目や審査方法に改善の余地が見受けられる状況となっていた。

(2) ブランド事業終了後のフォローアップ及び成果実績の把握方法

ア ブランド事業終了後のフォローアップ

前記のとおり、継続的な取引が行われていなかった理由の一つとして、参画事業者間の意思統一が図られなかったなどとしているものが多数のプロジェクトについて挙げられている。これは、プロジェクトには複数の参画事業者が協働しており、参画事業者間で意見の相違が生ずるなどした際に、その解消に至らなかった結果、プロジェクトを継続できずに休止するなどしていたためであった。

実施体制不備等のため、継続的な取引が行われていなかった事例を示すと、次のとおりである。

＜事例2＞

B 連合会は、県内繊維産業の特色を活かした製品開発を行い、海外販路を拡大することを目的として、平成 24 年度に 1 年目のブランド事業を事業費 502 万余円(国庫補助金交付額 287 万余円)で実施した。しかし、連合会の理事の間で、海外事業者との取引実績がある組合員が取引を拡大することができればよいとする意見と、より多数の組合員が海外販路を拡大できるよう尽力すべきとする意見の対立が生じて、連合会内部の意思統一が図られなかったことなどから、海外事業者との取引を実現しないままプロジェクトを休止していた。

このように、参画事業者間の意見の相違が解消されずにプロジェクトを休止している事態が見受けられていることは、貴庁において、必要に応じた指導、助言等が行われておらず、フォローアップが十分でなかったことによる。

また、ブランド事業を実施したプロジェクト 114 件における公的機関等の支援の活用状況についてみたところ、公的機関等の支援を活用していなかった 96 件のうち 70 件(96 件の 72.9%)は継続的な取引が行われていない一方で、公的機関等の支援を活用していた 18 件のうち 8 件(18 件の 44.4%)は継続的な取引が行われていた。海外展開事業

を実施しているプロジェクトにおいて、初めて海外展開を試みる参画事業者が大多数を占めていることなどを考慮すると、公的機関等の支援や助言を受けることは、更に継続的な取引に結びつく可能性を高めるものと考えられる。

したがって、事業効果を一層発現させるために、貴庁は、ブランド事業終了後のフォローアップとして、海外販路の拡大状況についての報告を十分に徴するなどして実態を把握し、分析した上で、各経済産業局等と連携するなどして、必要に応じて指導、助言等を行うことなどにより、参画事業者間の意見の相違等の解消に努めたり、公的機関等による支援を受けられるようにしたりすることが必要であると認められる。

イ 海外展開事業の成果実績の把握方法

前記のとおり、貴庁は、海外展開事業の成果実績をレビューシートの作成において把握していたが、その把握方法についてみたところ、1年目から3年目までのブランド事業を対象として、毎年度終了後に、海外展開事業の実施期間中に継続的な取引が行われていたプロジェクトを集計し、取りまとめていた。そして、当該レビューシートによると、継続的な取引が行われていたとするプロジェクトは、22年度14件、23年度17件、24年度21件としていた。

しかし、本院において事業主体に更に確認したところ、事業主体は誤って、支援の対象とならない商品の売上を含めるなどの報告をしていたことから、海外展開事業の実施期間中に継続的な取引が行われていたプロジェクトは、実際には、22年度8件、23年度10件、24年度13件と、いずれの年度とも、レビューシートにおける成果実績を下回る結果となっていた。

したがって、貴庁は、レビューシートによる成果実績を適切に把握するために、海外展開事業の事務処理要領に具体的な指標を明記するなどして、海外事業者との取引の実態を把握するように努めることが重要であると認められる。

(改善を必要とする事態)

以上のように、採択時の審査において、計画不備等を事前に把握するための事業主体に対する基本的な適格性の審査が十分でなかったり、ブランド事業終了後のフォローアップが十分でなかったりなどして、多くの事業主体において海外販路の拡大がなされておらず、補助事業の効果が十分に発現していない事態及び成果実績を適切に把握していない事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴庁において、次のことなどによると認められる。

- ア プロジェクト採択時の審査方法の改善や審査内容の明確化のために、長期的な事業展開の見通しに係る審査や計画不備等を事前に把握することができるような審査を行ったり、各審査項目の評価結果と補助事業の効果がどのような関係にあるかを事後的に検証して、今後の審査に反映したりすることの重要性に対する理解が十分でないこと
- イ ブランド事業終了後におけるフォローアップの重要性に対する理解が十分でないこと
- ウ 成果実績の把握方法が適切なものとなっているかについての検討が十分でないこと

3 本院が表示する意見

貴庁は、中小企業の育成及び発展を図るために各種支援策を講じている。そして、その一環として、今後も引き続き、海外展開事業等を活用することにより、中小企業における海外

販路の拡大等を積極的に推し進めることとしている。

については、貴庁において、海外展開事業の実施により、より多数の中小企業において、継続的な海外販路の拡大が図られることとなるよう、次のとおり意見を表示する。

- ア 各プロジェクトの審査に当たっては、長期的な事業展開の見通しに係る審査や計画不備等を事前に把握することができるような審査をしたり、視点ごとの審査項目の評価を明確に示すことなどにより、審査過程を事後的に検証して今後の審査に反映できるようにしたりするなどして、採択時の審査方法を見直すこと
- イ ブランド事業終了後におけるフォローアップについて、海外販路の拡大状況の実態を把握するとともに、必要に応じて指導、助言等を行ったり、適時適切に公的機関等による更なる支援を受けられるようにしたりするなど、体制を整備すること
- ウ 成果実績の把握について、その適切な把握のために、海外展開事業の事務処理要領に具体的な指標を明記するなどして、調査方法が実態を反映するものとなるよう十分に検討すること

- (2) 株式会社日本政策金融公庫の中小企業事業において、国から多額の政府出資金が交付されている証券化支援保証業務及び売掛金債権証券化等支援業務について、両業務の必要性を十分に検討し、必要であると判断する場合には、制度の枠組み等についての検討等を行い、両業務が中小企業者の円滑な資金調達に資することとなり、政府出資金が有効に活用されるよう意見を表示したもの

部 局 等	財務本省、中小企業庁
検 査 の 対 象	財務本省、中小企業庁 株式会社日本政策金融公庫本店
証券化支援保証業務の概要	民間金融機関が中小企業者に無担保の貸付けを行い、その貸付債権の証券化を行う際に、公庫が中小企業者の債務の一部を保証するなどの業務
売掛金債権証券化等支援業務の概要	中小企業者が保有する売掛金債権の早期現金化を行う特別目的会社が民間金融機関から資金を調達する際に、公庫が債務の一部を保証するなどの業務
証券化支援保証業務に係る平成25年度末現在の政府出資金額(1)	176 億 4000 万円
売掛金債権証券化等支援業務に係る平成25年度末現在の政府出資金額(2)	15 億円
(1)及び(2)の計	191 億 4000 万円

本院は、株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)が中小企業事業で行う証券化支援業務の実施について、平成26年10月30日に、財務大臣及び経済産業大臣に対して、「株式会社日本政策金融公庫が中小企業事業で行う証券化支援業務の実施について」として、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

これらの意見表示の内容は、財務省及び経済産業省のそれぞれの検査結果に応じたものとなっているが、これらを総括的に示すと以下のとおりである。

1 証券化支援業務の概要

(1) 公庫の概要

公庫は、株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号。以下「公庫法」という。)に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般、中小企業者及び農林漁業者の資金調達を支援するための金融の機能を担うなどし、もって国民生活の向上に寄与することを目的としている。公庫は、20年10月に、旧中小企業金融公庫(以下「旧中小公庫」という。)、旧国民生活金融公庫、旧農林漁業金融公庫等が統合して発足し、旧中小公庫等から中小企業者向け業務を実施する中小企業事業等の業務を承継している。そして、政策上必要な業務を国が責任をもって実施するために、公庫法によれば、国は、常時、公庫の発行済株式の総数を保有していなければならないとされており、予算の国会議決、決算報告書の国会への提出等の国の監督を受けることとされている。

また、国は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公庫に出資することができることとされている。そして、公庫は、国から出資があったときは、その出資により増加する資本金又は準備金を、業務に係る勘定ごとに整理しなければならないとされている。

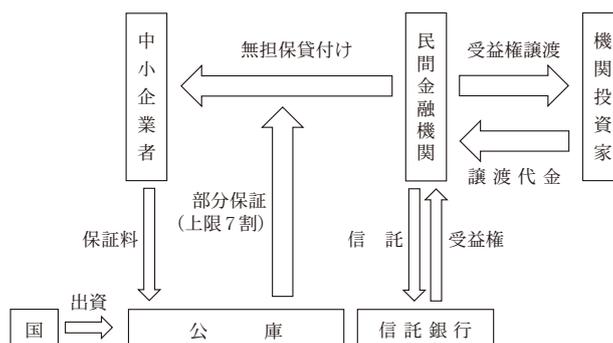
(2) 中小企業事業の証券化支援業務の概要

中小企業者の資金調達における新しい金融手法を支援するために関係法令が改正され、これを受けて、旧中小公庫は、16年度から、中小企業者への無担保資金の円滑な供給及び資金調達手段の多様化等を図るために、財務大臣及び経済産業大臣を主務大臣として貸付債権や売掛金債権の証券化等を行う証券化支援業務を開始しており、公庫は旧中小公庫から同業務を承継して実施している。

貸付債権の証券化は、民間金融機関が、保有する多数の貸付債権を裏付けとした社債を発行して、これを証券化市場において投資家に販売等して貸付債権の流動化を図るものであり、売掛金債権の流動化は、中小企業者が、保有する売掛金債権を特別目的会社に譲渡して資金調達を図るものである。そして、中小企業事業において実施されている証券化支援業務には、証券化支援保証業務(以下「保証業務」という。)、売掛金債権証券化等支援業務(以下「売掛金業務」という。)等がある。

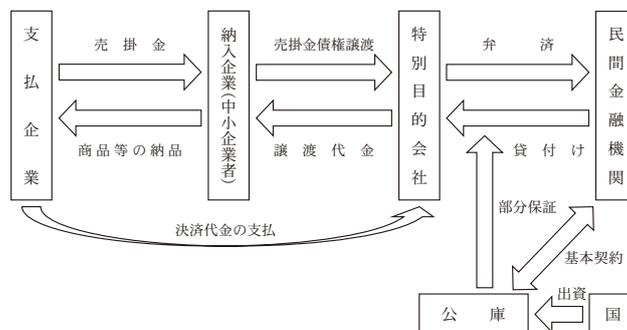
保証業務は、図1のとおり、証券化を前提として民間金融機関が中小企業者に貸し付けた無担保の貸付債権について、公庫が中小企業者から保証料を徴収して中小企業者の債務の一部(上限7割)を保証することなどにより、証券化を支援するものである。

図1 保証業務による証券化の枠組み



また、売掛金業務は、図2のとおり、中小企業者から売掛金債権の譲渡を受けた特別目的会社が、中小企業者に支払う譲渡代金の財源を公庫と「売掛金債権証券化等支援業務(補償型)に係る基本契約」(以下「基本契約」という。)を締結した民間金融機関からの貸付けで賄い、公庫が、民間金融機関が行った特別目的会社への貸付けの一部を保証することなどにより、中小企業者が保有する売掛金債権の流動化を支援するものである。

図2 売掛金業務による流動化の仕組み



国は、公庫に対して22年度までに、表1のとおり、保証業務に176億4000万円、売掛金業務に15億円、計191億4000万円を出資している。そして、公庫は、公庫法に基づき、保証業務及び売掛金業務(以下、これらの業務を合わせて「両業務」という。)に係る政府出資金191億4000万円を中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定において、資本金として計上している。

表1 両業務に対する出資額及び追加出資額の推移 (単位: 百万円)

年度	平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	計
保証業務	4,000	3,500	4,500	4,500	990	75	75	—	—	—	17,640
売掛金業務					750	375	375	—	—	—	1,500

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、両業務がどの程度実施されているか、政府出資金が両業務のために有効に活用されているかなどに着眼して、25年度末現在で、公庫が保有している両業務に係る政府出資金191億4000万円を対象として、財務本省、中小企業庁及び公庫本店において、業務実績の現状、今後の見込みなどについて説明を聴取するとともに、政府出資金の積算根拠等について関係資料を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 両業務の事業計画に対する実績

保証業務の実績額は、表2のとおり、業務が開始された16年度に、公庫が国に提出した年度ごとの事業計画の計画額(以下「計画額」という。)630億円に対して449億余円(71.3%)であったものの、17年度以降大きく減少し、20年度以降全くなく、16年度から25年度までの10年間における組成回数は計6回だけとなっている。そして、同期間における計画額計5110億円に対して、実績額は660億余円(12.9%)と極めて低い状況となっている。

表2 保証業務に係る計画額及び実績額等 (単位：回、百万円、%)

項目	年度	平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	計
組成回数		2	2	1	1	—	—	—	—	—	—	6
計画額(a)		63,000	63,000	84,000	84,000	84,000	42,000	28,000	21,000	21,000	21,000	511,000
実績額(b)		44,922	11,060	7,861	2,202	—	—	—	—	—	—	66,046
(b)/(a)×100		71.3	17.5	9.3	2.6	—	—	—	—	—	—	12.9

(注) 単位未満を切り捨てているため、各項目を集計しても計と一致しないものがある。

売掛金業務の実績額は、表3のとおり、業務が開始された20年度以降現在まで皆無となっている。一方、公庫は、計画額を21年度以降毎年500億円としている。

表3 売掛金業務に係る計画額及び実績額等 (単位：回、百万円)

項目	年度	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	計
組成回数		—	—	—	—	—	—	—
計画額		37,500	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	287,500
実績額		—	—	—	—	—	—	—

しかし、財務省及び中小企業庁は、両業務ともに20年度以降実績が全くない状況にもかかわらず、21年度以降、両業務の枠組み等に対して利用が促進されるような改善を実施していない。

(2) 両業務の創設時からの環境の変化と今後の見込み

このように、両業務の実績が低調又は皆無となっている理由について、中小企業庁及び公庫は、20年のリーマン・ショックや23年の東日本大震災を契機に、信用保証協会の保証等の各種施策が拡充されたことにより、中小企業者が無担保資金を調達するに当たり、保証割合や保証料率等の面で保証業務の優位性がなくなったこと、自己資本の充実等により民間金融機関の財務基盤が向上し、一部の民間金融機関において証券化の手法を利用しなくても無担保による融資を行うことが可能になってきたこと、景気の低迷により民間資金需要が減少していることなどが挙げられると説明している。そして、今後経済成長が本格化し、信用保証協会の保証等や民間金融機関自身の融資では賄えないほどに中小企業者の無担保資金の需要が高まった際には、両業務に係る需要が顕在化するとしている。

しかし、保証業務の実績額は、リーマン・ショックが発生する以前の17年度から19年度までの間においても計画額に対して2割にも満たない状況となっていた。

また、売掛金業務についてみると、中小企業者が保有している売掛金債権を早期に現金化することで資金調達の円滑化等に資するものであるが、制度創設から5年以上が経過した25年度末時点において、中小企業者の需要がないことなどから公庫と前記の基本契約を締結した民間金融機関数は2機関のみにとどまっていた。

一方、20年に施行された電子記録債権法(平成19年法律第102号)において、売掛金業務^(注)の目的と同様に事業者の資金調達の円滑化等を図るために創設された電子記録債権制度は、売掛金債権に潜在する債権の不存在や二重譲渡等のリスクが克服されており、26年7月現在491の金融機関が参加している。

また、公庫が、23年度から25年度までの毎年度、両業務の勧奨活動の際に同活動の対象とした民間金融機関に対して両業務に対する需要を確認した結果、同民間金融機関から

具体的な需要はなかった。そして、26年7月の公庫本店の会計実地検査においても、両業務について具体的な需要や新たな動きは確認できない状況となっていた。

(注) 電子記録債権制度 電子記録債権は、電子債権記録機関の記録原簿への電子記録をその発生、譲渡等の要件とする、既存の指名債権、手形債権等とは異なる新たな金銭債権であり、電子的な記録によって権利の内容を定め、取引の安全性及び流動性の確保と利用者保護の要請に応える制度

(3) 政府出資金の目的及びその活用

中小企業庁は、両業務に出資する目的を、中小企業者への無担保資金の円滑な供給等を安定的かつ継続的に行うに当たり、両業務の財政基盤を強化するためであるとしており、政府出資金額は、債務保証に当たり、中小企業者から徴収する保証料等では賄えない想定を上回る貸倒れ等の損失が発生した場合に、その損失を補填することを前提として算出されている。

しかし、両業務の実績が低調又は皆無となっており、今後の資金需要の見込みも明確でない中で、上記のとおり両業務に係る政府出資金がその目的等に照らして、このままでは有効に活用されない状況が継続することが懸念される。

(改善を必要とする事態)

このように、両業務に対する実績が低調又は皆無な状況が継続しており、中小企業者への無担保資金の円滑な供給等を図る両業務の目的が十分に達成されず、ひいては政府出資金が有効に活用されていない事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、両業務が景気の低迷等外的要因の影響を受けたことなどにもよるが、財務省及び中小企業庁において、両業務について、現状を踏まえて制度の枠組み等について十分に検討を行っていないことなどによると認められる。

3 本院が表示する意見

両業務については、中小企業者に対して無担保資金の円滑な供給等を行う役割を担っていることから、両業務に対する民間金融機関からの需要の状況を踏まえるなどして、多額の政府出資金の有効活用を図ることが重要となっている。

については、公庫の中小企業事業に係る両業務の実施に当たり、両業務が中小企業者の円滑な資金調達に資することとなり、政府出資金が有効に活用されるよう次のとおり意見を表示する。

ア 財務省及び中小企業庁において、公庫と連携して、両業務の現在までの実績、制度創設時からの環境の変化、今後の展望等を踏まえて、両業務の必要性を十分に検討し、両業務が今後も必要であると判断する場合には、制度の枠組み等について検討等すること

イ 中小企業庁において、アの検討を踏まえた結果、政府出資金に余剰が生ずることとなる場合には、当該政府出資金の取扱いについて具体的な方策を検討すること

- (3) 離島ガソリン流通コスト支援事業について、本土からのガソリンの輸送費を調査するなどして、補助単価を実態に即して見直すことにより、事業が効率的に執行されるよう意見を表示したもの

会計名及び科目	エネルギー対策特別会計(エネルギー需給勘定) (項)燃料安定供給対策費	
部 局 等	資源エネルギー庁	
補助の根拠	予算補助	
補助事業者	全国石油商業組合連合会	
補助事業	離島ガソリン流通コスト支援事業	
補助事業の概要	離島の消費者に対して本土に比べて高額なガソリン小売価格の値引きを行う事業を実施する揮発油販売業者等に当該経費を助成する事業	
離島ガソリン流通コスト支援事業が実施された離島数及び助成に係る補助金相当額	157 離島	50 億 6803 万余円(平成 23 年度～25 年度)
上記のうち離島価格が本土価格を下回っている離島数及び助成に係る補助金相当額	55 離島	1 億 0110 万円

(前掲 515 ページの「離島ガソリン流通コスト支援事業の補助対象事業費に、補助の対象とならない経費を含めるなどしていたもの」参照)

【意見を表示したものの全文】

石油製品販売業構造改善対策事業費補助金(離島ガソリン流通コスト支援事業に係るもの)における補助単価の設定について

(平成 26 年 10 月 30 日付け 資源エネルギー庁長官宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 事業の概要等

(1) 離島ガソリン流通コスト支援事業の概要

貴庁は、石油製品販売業構造改善対策事業費補助金(離島ガソリン流通コスト支援事業に係るもの)交付要綱(平成 23・03・31 財資第 228 号。以下「要綱」という。)に基づき、ガソリンの安定的かつ低廉な供給の確保を図ることを目的として、平成 23 年度から 25 年度までの間に、石油製品販売業構造改善対策事業費補助金(離島ガソリン流通コスト支援事業に係るもの)(以下「支援補助金」という。)計 57 億 6296 万余円を全国石油商業組合連合会(以下「連合会」という。)に交付している。支援補助金は、離島の消費者に対して本土に比べて高額なガソリン小売価格の値引きを行う事業を実施する揮発油販売業者等(以下「販売業者」という。)に当該経費を助成する事業(以下「支援事業」という。)等を行う連合会に対して、これに要する経費を補助するものである。

貴庁は、離島のガソリン小売価格が本土に比べて高額となっている要因の一つとして本土からの輸送費があるとして、支援事業において連合会が販売業者に助成する額については、販売業者が値引きしたガソリンの販売数量に、貴庁が輸送形態等に応じて離島ごとに設定した補助金額の単価(以下「補助単価」という。)を乗じて算定することとしている。

(2) 補助単価の設定の概要

ア 23年度における補助単価の設定

貴庁は、支援事業の実施に当たり、20年度から22年度までの間に支援事業とは別の補助事業を行った際に取りまとめた各離島地域における石油製品の流通合理化の検討に関する報告書(以下「報告書」という。)等に基づいて、23年度に176離島について補助単価を設定している。そして、離島ごとの補助単価については、離島にガソリン油槽所(以下「油槽所」という。)がある場合には、輸送費としてタンカー運賃平均3.2円(ガソリン1L当たり。以下同じ。)、油槽所の費用平均2.7円、島内の給油所への配送費平均2.5円、計8.4円を要するとして、本土における平均的な輸送費1.5円との差額6.9円とほぼ等しい7円と設定し、離島に油槽所がなく、タンクローリーをフェリーに積載し離島にガソリンを輸送する場合には10円、それ以外の場合には15円等と設定した(表1参照)。

表1 平成23年度の補助単価

対象となる離島	離島までのガソリン輸送の形態	補助単価
八丈島等16離島	タンカーによる輸送(油槽所有)	7円
大崎上島等38離島	タンクローリーをフェリーに積載し輸送	10円
三宅島等110離島	ドラム缶を貨物船に積込み輸送	15円
母島等12離島	ドラム缶を貨物船に積込み輸送等(遠距離等)	20円から30円

イ 価格調査の概要

貴庁は、石油流通業界における公正な競争環境を整備することなどを目的として、全国2,000か所程度の給油所等のガソリンの小売価格(以下「全国給油所価格」という。)を毎週調査しており、また、23年度からは離島住民等に対するガソリンの小売価格(以下「離島給油所価格」という。)等を調査している(以下、これらの調査を合わせて「価格調査」という。)

そして、貴庁は、離島給油所価格から算出する各離島の平均価格(以下「離島価格」という。)と、全国給油所価格の調査結果から抽出した距離や航路等により離島に経済的に影響のあると考えられる本土地域(以下「本土生活圏」という。)の価格(以下「本土価格」という。)とを比較することで、支援事業の効果を把握することとしている。

ウ 24年度における補助単価の増額

貴庁は、23年度に行った価格調査の結果、支援事業の開始後も離島価格が本土価格を依然として大きく上回っていて、かつ、本土生活圏からの航路時間が1時間以上である73離島の補助単価について、24年6月に、23年度の補助単価別に見直し条件を設定して、一律3円若しくは5円又は5円から40円増額していた(表2参照)。

表2 平成24年度における補助単価の増額

23年度の補助単価	対象となる離島	見直し条件	見直しの内容
7円	八丈島等 15 離島	離島価格が本土価格を3円以上上回る場合	一律3円増額
10円	礼文島等 17 離島	離島価格が本土価格を5円以上上回る場合	一律5円増額
15円以上	母島等 41 離島	離島価格が本土価格を5円以上上回る場合	5円から40円増額 (航路時間に応じて)

(注) 見直し条件を満たしていない小豆島等 103 離島については増額していない。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、効率性、有効性等の観点から、補助単価が適切に設定され、支援事業が効率的に執行されているかなどに着眼して、補助単価が設定されていた前記176離島のうち23年度から25年度までの間に支援事業が実施された157離島に係る支援補助金相当額計50億6803万余円を対象に、貴庁及び連合会において、実績報告書等の関係書類を確認するとともに、価格調査等による離島価格と本土価格の実態を分析するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 離島価格と本土価格との価格差等

価格調査の結果によると、本土価格はほぼ毎週変動していたのに対して、離島価格は離島に所在する販売業者におけるガソリンの仕入れ頻度が本土と比較して少ないことなどから、変動は月1回程度となっていた。そこで、価格変動の頻度による影響を受けないよう、支援事業開始後の各年度について、離島価格と本土価格の年間平均値を算出して比較したところ、表3のとおり、各年度とも離島価格が本土価格を上回る離島が多数見受けられる一方で、23年度については48離島、24年度については46離島、25年度については43離島において、離島価格が本土価格を下回っており、中には10円以上下回っている離島も見受けられた。また、補助単価が10円以上の離島における価格差は各年度とも幅広い分布を示している状況となっていた。

表3 離島価格と本土価格との価格差等

年 度	補助単価 (24年度以降は増額 後補助単 価)	離島価格と本土価格との価格差			計
		離島価格が本土価格を 下回っていた離島数		離島価格が本土価格と同額 又は上回っていた離島数	
		10円未満	10円以上		
平成 23年度	7円	—	—	15	15
	10円	8	1	29	38
	15円	29	4	60	93
	20円以上	1	5	4	10
	計	48		108	156
24年度	7円	—	—	1	1
	10円	9	1	25	35
	15円	26	5	42	73
	20円以上	—	5	41	46
	計	46		109	155
25年度	7円	—	—	1	1
	10円	8	—	27	35
	15円	24	2	47	73
	20円以上	9	—	36	45
	計	43		111	154

(注) 離島数の計は、各年度で支援事業が実施された離島が異なっているため、検査の対象とした157離島とは一致しない。

(2) 輸送費、補助単価の設定及び価格差の関係

貴庁は、23年度の補助単価の設定について、前記のとおり、報告書等に基づき、ガソリンの輸送形態に応じて、7円、10円、15円等としていた。しかし、タンクローリーをフェリーに積載してガソリンを輸送していることから補助単価を10円と設定された38離島についてガソリンの輸送条件をみたところ、一般的なタンクローリーが該当する全長10m以上11m未満の車両に係るフェリー航送運賃は、要綱制定時点で2,600円から59,750円と相当程度の開差が見受けられ、23年度の補助単価の設定時において、ガソリンの輸送形態は同一でも実際の輸送条件が同一であったとは認められない状況となっていた。

上記について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

異なる県に所在するA島とB島は、いずれもタンクローリーをフェリーに積載してガソリンを輸送していることから、補助単価が10円と設定されていた。しかし、要綱制定時点における本土との間のフェリー航送運賃は、A島が59,750円(航路時間2時間30分)であるのに対して、B島が8,850円(同30分)となっていた。そして、平成23年度の離島価格は、A島は本土価格を23.4円上回っていたが、B島は本土価格を3.0円下回っていた。

また、貴庁は、前記のとおり、支援事業の開始後も離島価格が本土価格を大きく上回っ

ていた73離島の補助単価を増額していた一方、前記の48離島において価格調査により離島価格が本土価格を下回っていたのに、これらの離島について補助単価を減額するなどの見直しを行っていなかった。さらに、補助単価の増額に当たり、輸送距離を考慮するために本土生活圏からの航路時間を把握していたのに、輸送費の実態についての調査等を行っていなかった。

そして、48離島のうち12離島については24年度又は25年度にこの状況が解消されていた一方で、24年度又は25年度以降に新たに7離島について離島価格が本土価格を下回ることになっており、25年度において依然として43離島で離島価格が本土価格を下回っていた。

離島価格が本土価格を下回っている場合の当該価格差に、当該離島の当該年度におけるガソリンの販売数量を乗じた支援補助金相当額は、55離島に係る計1億0110万余円となっていた。

(改善を必要とする事態)

支援事業の実施後も離島価格が本土価格を大きく上回っている離島がある中で、実際には輸送条件が同一でないのに同一の補助単価が設定されていたり、離島価格が本土価格を下回っているのに補助単価の見直しを行っていなかったりなどして、離島価格が本土価格を下回っている離島が依然として多数見受けられる事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴庁において、支援事業が本土からの輸送費について補助する事業であるのに、各離島への運賃等にかかわらず輸送形態により補助単価を同額と設定して、その後も輸送費について実態に即した調査を行うことなく補助単価を設定していることなどによると認められる。

3 本院が表示する意見

我が国の離島は人口の減少が長期にわたるなどの厳しい環境の下にあり、定住の促進等を図ることが大きな課題となっている。そして、離島における安全で安心な島民の生活の確保の一環として、貴庁は今後も支援事業を実施していくことが見込まれている。

ついては、貴庁において、価格調査を行った結果、離島価格が本土価格を継続的に下回っている離島が多数見受けられるなどの場合には、ガソリンの輸送費を調査するなどして、補助単価の見直しの要否を検討し、実態に即した補助単価の見直しを行うことにより、支援事業が効率的に執行されるよう意見を表示する。

- (4) 風力発電事業の発電実績が低迷している事業者の運営状況を十分に把握するとともに、効率的な事業運営に有益と考えられる情報の提供を一層進めることについて検討することなどにより、補助事業により整備した風力発電設備が長期間にわたってより一層有効に活用されるよう意見を表示したもの

所管、会計名及び科目	内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省所管 エネルギー対策特別会計 (エネルギー需給勘定) (項)エネルギー需給構造高度化対策費
------------	--

	〔平成19年度から23年度までは、文部科学省、経済産業省及び環境省所管 エネルギー対策特別会計 (エネルギー需給勘定) (項)エネルギー需給構造高度化対策費 15年度から18年度までは、財務省、文部科学省及び経済産業省所管 電源開発促進対策特別会計 (電源利用勘定) (項)電源利用対策費 13、14両年度は、財務省、文部科学省及び経済産業省所管 電源開発促進対策特別会計 (電源多様化勘定) (項)電源多様化対策費 12年度以前は、総理府、大蔵省及び通商産業省所管 電源開発促進対策特別会計 (電源多様化勘定) (項)電源多様化対策費〕
部 局 等	資源エネルギー庁
補助の根拠	予算補助
補助事業	(1) 地域新エネルギー等導入促進対策事業 (2) 新エネルギー等事業者支援対策事業
補助事業の概要	新エネルギー等の導入促進を行う事業
補助事業により風力発電設備を整備した事業者数及び国庫補助金交付額	(1) 67事業者 233億8968万円(平成9年度～23年度) (2) 61事業者 848億8670万円(平成10年度～24年度) 計 128事業者 1082億7639万円(背景金額)

【意見を表示したものの全文】

補助事業により設備を整備した風力発電事業の運営状況について

(平成26年10月30日付け 資源エネルギー庁長官宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 風力発電事業に係る補助制度の概要等

(1) 風力発電事業に係る補助制度の概要

貴庁は、新エネルギー等導入加速化支援対策費補助金交付要綱(平成22・03・24財資第20号)等に基づき、内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギー需給構造の構築を図ることを目的として、平成9年度から24年度までの間に、風力発電等の新エネルギーの導入等を行おうとする地方公共団体、民間事業者等(以下、これらを合わせて「事業者」という。)に対して、表1のとおり、貴庁が直接、又は独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「NEDO」という。)若しくは一般社団法人新エネルギー導入促進協議会(以下「NEPC」という。)を経由して、地域新エネルギー等導入促進対策費補助金(以下「地域補助金」という。)及び新エネルギー等事業者支援対策費補助金(以下「事業者補助金」といい、地域補助金と合わせて「補助金」という。)を交付している。

表1 補助制度の概要

種別	主な交付先	年度	交付形態	主な補助の対象	補助率
地域補助金	地方公共団体 第三セクター 非営利民間団体	平成9年度	直接	定格出力500kW以上の風力発電設備の導入事業に必要な機械装置等の設計費、機械装置等購入費、工事費及び諸経費	原則として1/2以内
		10年度～20年度	NEDO経由		
		21年度～24年度	NEPC経由		
事業者補助金	民間事業者	9年度～13年度	NEDO経由	定格出力合計1,500kW以上の風力発電設備の導入事業に必要な機械装置等の設計費、設備費、工事費及び諸経費	原則として1/3以内
		14年度～20年度	直接		
		21年度～24年度	NEPC経由		

補助金の交付を受けて風力発電事業を行おうとする事業者は、風況等の調査を踏まえて適地を選定し、電気事業法(昭和39年法律第170号)等の規定に基づく手続等を行うとともに、ブレード(回転羽根)、ナセル(タワーの上部に配置されて発電機等を収納する部分)、タワー、その他電気設備を設置し、保安規程等を整備した後に、稼働を開始することとなる。また、事業者は、貴庁等に対して、原則として稼働後4年間は、発電量、停止時間等を記入した利用状況報告書を提出することとなっており、補助事業で取得した財産については、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならないこととなっている。

(2) 風力発電をめぐる状況

ア 多数の風力発電設備が整備される中で、その故障や事故の発生が報告されていたため、NEDOは20年3月に「日本型風力発電ガイドライン」、23年3月に「故障・事故対策事例集(改訂第3版)」をそれぞれ策定している。また、風力発電所の設備で電気的な要因による火災事故や発電機等の破損事故等の重大な事故が発生した場合には、当該設備の設置者は、電気関係報告規則(昭和40年通商産業省令第54号)の規定に基づき、経済産業省に対して事故の報告等をしなければならないこととなっている。そして、同省は事業者等に対して、当該事故情報を周知するとともに安全を確認するよう注意を喚起している。

イ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づき、24年7月から、電気事業者に風力を含む再生可能エネルギー源を用いて発電された電気を買取を義務付ける固定価格買取制度が実施されている。これにより、売電する側は、一定の期間、一定の価格による電気の売却が見込めることから、風力発電事業等に取り組みやすくなったとされている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、補助金の交付を受けて設備を整備した風力発電事業の発電実績はどのような状況となっているか、風車の稼働停止の抑制等に有益と考えられる取組が実施されているかなどに着眼して検査した。

そして、9年度から24年度までの間に貴庁等から交付された補助金のうち、地域補助金については風力発電事業を中止した事業者を除く67事業者に交付された計233億8968万余

円、事業者補助金については10基以上の風車を設置している61事業者に交付された計848億8670万余円、計128事業者に交付された合計1082億7639万余円を対象として、貴庁、NEDO、NEPC及び33事業者において、補助金交付申請書、実績報告書、利用状況報告書、稼働停止状況や発電実績に関する資料等の関係書類及び現地の状況を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、貴庁を通じて、128事業者から風力発電事業の運営状況に関する調書の提出を受けて、その内容を分析するなどして検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 風車の稼働状況

128事業者が設置した風車計1,207基の20年度から25年度までの6年間(風力発電設備の耐用年数17年の約3分の1に相当する期間)における稼働状況をみたところ、82事業者が設置した362基の風車において、落雷、乱流等による機器等の損傷、想定を上回る劣化に伴う機器等の故障、事故が発生した風車と同機種についての保安上の措置としての停止等の原因により、延べ486回、90日以上連続して稼働を停止していた(表2参照)。

表2 風車の稼働停止の状況(平成20年度～25年度)

種別	90日以上 180日未満	180日以上 365日未満	365日以上 730日未満	730日以上	計			
					回	(停止日数)	(基)	(事業者)
地域補助金	41	34	10	6	91	(24,699)	(60)	(31)
事業者補助金	183	161	47	4	395	(90,455)	(302)	(51)
計	224	195	57	10	486	(115,154)	(362)	(82)

(2) 風力発電事業による発電の実績

128事業者について、補助金交付申請書に記載した計画発電量に対する20年度(20年4月1日に稼働していない発電所については稼働開始翌年度)から25年度までの6年間の発電量の実績をみたところ、表3のとおり、各年度にわたり、地域補助金ではおおむね8割、事業者補助金ではおおむね9割の事業者がそれぞれ計画発電量に対して50%以上の発電量となっていた。

表3 計画発電量に対する発電量の実績(平成20年度～25年度)

計画発電量に対する 発電量の実績の割合	地域補助金の事業者						事業者補助金の事業者					
	平成 20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
100%以上(達成)	7	7	5	8	7	7	6	9	9	14	16	15
90%以上100%未満	6	9	10	7	13	10	5	5	8	10	9	10
80%以上90%未満	6	6	8	8	10	8	5	15	9	7	11	13
70%以上80%未満	11	7	12	8	10	16	11	7	10	14	12	11
60%以上70%未満	6	14	7	14	7	5	6	1	8	4	5	2
50%以上60%未満	5	4	7	7	10	9	1	3	1	5	4	5
小計(50%以上)	41 73.2%	47 82.4%	49 83.0%	52 88.1%	57 87.6%	55 84.6%	34 85.0%	40 90.9%	45 88.2%	54 91.5%	57 95.0%	56 91.8%
40%以上50%未満	9	4	6	4	1	5	2	2	2	1	2	2
30%以上40%未満	3	2	3	0	4	0	2	1	3	2	0	2
20%以上30%未満	2	2	1	0	2	2	0	0	1	2	0	1
10%以上20%未満	0	1	0	3	1	1	1	1	0	0	1	0
10%未満	1	1	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0
計	56	57	59	59	65	65	40	44	51	59	60	61

(注) 地域補助金のうち、2事業者は、発電量が不明なため本表には含めていない。

しかし、継続的に発電量が低迷している事業者も見受けられ、特に、地域補助金の3事業者、事業者補助金の2事業者、計5事業者については、表4のとおり、各年度の発電量が全て50%未満となっていた。

表4 計画発電量に対する発電量の実績が50%未満の事業者(平成20年度～25年度)

事業者	地域補助金分で計画発電量に対する発電量の実績の割合(%)						事業者補助金分で計画発電量に対する発電量の実績の割合(%)						
	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	事業者	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
A	32.8	27.7	38.7	12.8	21.4	26.3	D	35.3	41.4	41.1	37.4	42.0	39.9
B	30.4	19.7	42.6	15.3	32.6	1.8	E	11.2	14.5	32.7	21.6	17.1	29.2
C	6.1	7.2	22.9	16.1	20.5	18.2							

そして、計画発電量を各年度全て達成していた12事業者を除く116事業者は、計画発電量を達成できない要因として、想定したより風況が悪く待機時間が長くなること、機器等の不具合等により稼働停止期間が長くなることなどを挙げていた。

(3) 風車の稼働停止の抑制等のための事業者の取組

128事業者について、稼働停止を抑制するための取組の実施状況をみると、①部品の摩耗等による鉄粉の混入の有無等を確認するために油(グリース)を分析すること、②悪天候時に風車を早めに停止すること、③主要な機器等の交換に当たり時期の目安や優先順位をあらかじめ設定した上で実施することなどが挙げられていたが、これらについて実施していた事業者の割合はそれぞれ①57.0%、②51.5%、③48.4%にとどまっていた。

また、稼働停止期間を短縮するための取組の実施状況をみると、①修理計画の決定から機器等の調達までの期間を短縮するための予備品の保有、②修理作業期間を短縮するためのナセル内で修理できる技術の向上、③原因の特定までの期間を短縮するための社内又はグループ内の故障事例情報の蓄積や共有等が挙げられていたが、これらについて実施していた事業者の割合はそれぞれ①56.2%、②42.9%、③35.1%にとどまっていた。

このように、上記のような風車の稼働停止の抑制等のために有益と考えられる取組であっても、実際に実施するに至っていない事業者が多数見受けられる状況となっていた。

一方、128事業者のうち118事業者は、風力発電事業を今後も継続する予定であるとしている。また、前記のとおり固定価格買取制度が実施されていることにより、123事業者において、売電単価は従前と比較して50%以上増加しており、事業者の財務状況は好転して保守、点検等に対する取組を強化しやすい環境になっていると考えられる。

(4) 貴庁等における風力発電事業に対する対応等

貴庁等は、最近の事故の発生状況や産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会新エネルギー発電設備事故対応・構造強度ワーキンググループでの有識者の意見を踏まえて、最近の事故に対応して発電用風力設備の技術基準の解釈を改正したり、風圧等に対する風力発電設備の耐力を事業者が確認するための検査、解析等の費用に対する補助制度を設けたりしている。一方で、前記の利用状況報告書の提出期間の終了後において、貴庁等が把握している風力発電事業の運営状況は、重大な事故等が発生した場合等に情報を得ている事業者に関するものにとどまっていた、貴庁等において、発電実績が低迷している事業者に関するものまでは十分に把握していなかった。

また、前記のとおり、風車の稼働停止の抑制等のために有益と考えられる取組を実施す

るに至っていない事業者も多数見受けられた。そして、128事業者のうち123事業者が、効率的な事業運営をしている事業者の取組事例を参考にしたいとしており、中には、事業者間で協力等ができる場合の有益な取組として、トラブル対策事例の情報の共有、国内修理業者及び部品購入先の情報の共有を挙げる事業者も見受けられた。

しかし、貴庁は、事業者に対して、効率的な事業の運営に有益な情報を提供することについて、十分に対応していなかった。

(改善を必要とする事態)

発電実績の低迷は、基本的に、自然条件や事業者の事業運営上の問題に起因するが、固定価格買取制度が実施されて事業者が発電実績の向上のための取組を行いやすい環境となっている中で、貴庁において、風力発電事業の運営状況の把握が重大な事故等が発生した場合等に情報を得ている事業者にとどまっていたり、風力発電事業の効率的な運営のために有益な情報を提供することについて十分に対応していなかったりしている事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴庁において、発電実績が低迷している事業者についても事業の運営状況を把握したり、事業者に効率的な事業運営に有益な情報を提供したりすることについての検討が十分でないことなどによると認められる。

3 本院が表示する意見

風力発電は今後とも有望なエネルギー源であると見込まれており、90%を超える事業者は今後も事業の継続を予定している。そして、固定価格買取制度の実施により、事業者にとっては事業運営に関する見通しを従前より立てやすくなり、発電実績の向上のための取組も行いやすくなっている。

については、貴庁において、重大な事故等が発生した場合等に情報を得ている事業者にとどまらず、発電実績が低迷している事業者についても事業の運営状況を十分に把握するとともに、事業者に対して効率的な事業運営のために有益と考えられる情報の提供を一層進めることについて検討して必要とされる方策を策定することにより、多額の補助金を交付して整備された風力発電設備が長期間にわたってより一層有効に活用されるよう意見を表示する。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

県が造成する企業立地資金貸付基金の原資とするために国が交付した電力移出県等交付金等の資金について、各県に対して資金の有効活用や基金規模の適正性等の検証に資する情報を提供することなどにより、有効活用が図られるよう改善させたもの

会計名及び科目	エネルギー対策特別会計(電源開発促進勘定) (項)電源立地対策費 (平成18年度以前は、電源開発促進対策特別会計(電源立地勘定) (項)電源立地対策費)
部 局 等	資源エネルギー庁
補助の根拠	予算補助
補助事業者	17県

企業立地資金貸付基金の概要	各県が、企業立地資金貸付事業を実施するために、電力移出県等交付金等を原資として造成した基金
17県における企業立地資金貸付基金残高の計	177億0508万余円(平成25年度末)
上記のうち立地企業への貸付に活用されていない額	161億6682万円

1 企業立地資金貸付基金等の概要

(1) 企業立地資金貸付基金の概要

国は、電源立地対策の一環として、昭和57年度から平成13年度までの間及び25年度に、企業立地資金貸付事業(以下「貸付事業」という。)^(注1)を実施する19県に対して、その実施に必要な資金として、電力移出県等交付金等計251億3037万余円を交付している。貸付事業は、電源立地地域対策交付金交付規則(平成23年文部科学省・経済産業省告示第1号)等によれば、発電用施設等が所在する市町村等の住民が通常通勤することができる地域(以下「事業地域」という。)に立地する企業(以下「立地企業」という。)に対する設備の取得等に要する費用に充てるための資金の貸付に係る事業とされている。

19県は、交付された資金を原資として回転型の基金である企業立地資金貸付基金(以下「貸付基金」という。)^(注2)を造成しており、25年度末における貸付基金の残高は、計198億5548万余円となっている。そして、19県は、「電源立地地域対策交付金の運用について(通達)」(16文科開第951号、平成16-09-24資庁第3号。以下「通達」という。)により、貸付の都度、当該貸付に充てる資金を貸付基金から原則として無利子で金融機関等に預託し、当該金融機関等が預託された資金に自己資金を加えて貸付を実施するなどしている。

(2) 交付した資金の有効活用を促進するための取組

通達では、貸付限度額、貸付期間等の貸付事業における原則的な貸付条件等が規定され、実際の貸付条件等は、通達の規定の範囲内で事業地域ごとの実情に応じて都道府県ごとに定めることとなっている。資源エネルギー庁は、貸付事業の実績が低調に推移していたことなどから、20年4月に通達を改正して、2億円以内とされていた貸付限度額を5億円以内、また、10年以内とされていた貸付期間を15年以内とするなど貸付条件等の見直しを行った(以下、この改正後の通達を「20年改正通達」という。)

また、資源エネルギー庁は、23年3月に発生した東日本大震災を契機とする都道府県における状況の変化等に対応するために、25年1月に通達を改正し、電源立地対策に係る交付金で造成した貸付基金等の各種基金について、社会的経済的事情の変動により、他の施設又は事業に当該基金を充当する必要性が生じた場合には、主務大臣の承認を受けて、他の施設又は事業に充当すること(以下「他事業への充当」という。)ができるようにした(以下、この改正後の通達を「25年改正通達」という。)

(注1) 19県 青森、宮城、秋田、福島、茨城、新潟、富山、福井、三重、和歌山、島根、岡山、山口、徳島、愛媛、佐賀、長崎、大分、鹿児島各県

(注2) 貸付基金の残高 交付された資金及びその運用益の合計額から、支出した事務費及び他の事業に充当するために処分した額を控除した額

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、貸付基金の原資とするために交付した資金が有効に活用されているかなどに着眼して、前記19県のうち宮城、福島両県を除く17県が造成した貸付基金を対象として検査をした。検査に当たっては、資源エネルギー庁において、貸付基金の利用実績についての各県からの報告等を確認するなどの方法により、また、17県において、貸付事業の実施状況等について関係書類等を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 貸付基金等の状況

17県における貸付基金の残高は、25年度末現在、計177億0508万余円となっており、立地企業に貸し付けるために金融機関等に預託している額(以下「預託残高」という。)は計15億3825万余円、貸付基金の残高に占める預託残高の割合(以下、この割合を「預託率」という。)は、8.7%にとどまっていて、差引き161億6682万余円の貸付基金が実際には立地企業への貸付けに活用されていない状況となっていた。

また、14年度から25年度までの12年間における貸付事業における新規貸付けの状況をみると、17県のうち15県において新規貸付けの1年間当たりの平均件数が1件未満となっており、新規貸付けの実績は、低調なままで推移している状況となっていた。

特に、三重、島根、岡山、山口、大分の5県では、25年度末において、預託率が0%であり、貸付基金を活用した立地企業に対する貸付けが全く行われていなかった。また、このうち三重、岡山、山口の3県では、15年間以上にわたり新規貸付けが全く行われていなかった。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

山口県は、昭和57年度から平成4年度にかけて、電力移出県等交付金計8億5000万円を原資として貸付基金を造成し、貸付事業を実施していた。そして、25年度末の貸付基金の残高は、9億5928万余円となっていた。

同県では、新規貸付けが元年度に最多の6件に上り、元年度末の預託件数は19件、預託率は86.8%に達するなど、従前は貸付基金が一定程度活用されていた。しかし、4年度に新規貸付けが2件行われたのを最後に、5年度以降は21年間以上にわたって新規貸付けがなく、金融機関等からの預託金償還の完了により、14年度以降は預託残高がない状態が継続していた。

(2) 交付した資金の有効活用を促進するための取組の状況

ア 20年改正通達を踏まえた貸付条件等の見直しの状況

20年改正通達を踏まえた貸付条件等の見直しの状況についてみると、富山、和歌山、鹿児島県の3県は、貸付条件等の見直しを行っていなかった。

また、貸付条件等の見直しを行っていた14県における貸付条件等の見直し後の預託率についてみると、見直し後に預託率が増加していたのは4県にとどまっており、残りの10県は預託率が低下し又は預託残高が全くない状況が継続していた。したがっ

て、20年改正通達を踏まえた貸付条件等の見直しの効果は十分なものとはなっておらず、貸付基金を活用した立地企業に対する貸付けを増やすためには、貸付条件等の見直しを含めた更なる貸付事業の見直しが必要であると認められた。

イ 25年改正通達を踏まえた他事業への充当の状況

25年改正通達を踏まえた他事業への充当の状況についてみたところ、他事業への充当を行ったのが1県、計画が2県であるのに対して、検討したものの実施しないこととしたのが4県、検討自体を行っていないのが10県となっており、多くの県で他事業への充当を可能とした25年改正通達への対応が十分に行われていない状況となっていた。

また、検討したものの他事業への充当を実施しないこととした4県や検討自体を行っていない10県にそれぞれその理由を確認したところ、他事業への充当を行うための具体的な手法、他事業への充当の事例、他県の対応状況等の情報が不足していることなどによるとしていた。

上記のとおり、長期にわたって貸付けが低調となっていて多額の貸付基金が実際には立地企業への貸付けに活用されていなかったり、貸付事業の更なる見直しや他事業への充当等が進んでおらず、交付した資金の有効活用を促進するための取組が十分に行われていなかったりしている事態は、国が交付した資金が有効に活用されておらず、また、今後とも有効に活用されないおそれがあることから適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、県において、貸付事業の見直しや他事業への充当等の必要性及び重要性に対する理解が十分でなかったり、基金規模の適正性等について自ら検証していなかったりなどしていたことにもよるが、資源エネルギー庁において、各県に対して資金の有効活用や基金規模の適正性等の検証に資する情報を提供するなどの交付した資金の有効活用を促進するための取組を十分に行っていなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、資源エネルギー庁は、26年5月及び6月に、各県に対して事務連絡を発するなどして、国が交付した資金の有効活用を図るよう、次のような処置を講じた。

- ア 貸付事業の見直しや他事業への充当に関する事例その他の貸付事業を実施するために交付した資金の有効活用に関する情報を収集して、それらを各県に周知した。
- イ 各県が貸付基金の規模の適正性等について自ら検証するために有用な貸付事業の執行状況等の情報を過年度からの推移とともに同庁において取りまとめて毎年度公表することとした。
- ウ 貸付事業の見直しや他事業への充当等を実施しても、なお使用見込みのない資金があるなどの場合には、国庫返納等を検討するよう各県に助言した。

平成22年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

エネルギー対策特別会計の周辺地域整備資金の状況について

平成22年度決算検査報告 452 ページ参照
平成23年度決算検査報告 517 ページ参照
平成24年度決算検査報告 477 ページ参照

1 本院が表示した意見

エネルギー対策特別会計の周辺地域整備資金(以下「整備資金」という。)は、原子力発電施設等の設置を円滑に進めるための電源立地地域対策交付金の一部に対応できるようあらかじめ資金として積み立てることにされたものである。しかし、原子力発電所の事故等により、原子力発電施設の着工までには今後も長期間を要し、整備資金に係る需要が増大する時期についても更に遅れることが見込まれるにもかかわらず、当面需要が見込まれない多額の資金が滞留しているなどの事態が見受けられた。

したがって、経済産業省において、整備資金の積立ての対象とされている14基の原子力発電施設のうち、当面の間は、着工済み3基のみを対象にするなどして、資金残高の規模を縮減させるとともに、エネルギー基本計画の見直しなどを踏まえて、今後整備資金に係る需要額の算定が必要になる場合には、原子炉設置許可申請を着工の現実性の指標にするなどして需要額の算定対象とする原子力発電施設を選定することにより積立目標額の規模を見直すなどして、当面需要が見込まれない資金を滞留させないような方策を検討するよう、経済産業大臣に対して平成23年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局の処置状況

本院は、資源エネルギー庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、同庁は、本院指摘の趣旨に沿い、整備資金について、平成24年度予算においては49億円を、平成25年度予算においては66億6672万余円を、平成26年度予算においては200億7487万余円をそれぞれ取り崩して資金残高の規模を縮減することとする処置を講じていた。なお、資金残高は25年度末で526億7411万余円となっている。

そして、同庁は、資金を滞留させないような方策について、26年9月末現在、今後のエネルギー政策の状況等を踏まえて適切に判断していくとしているが、本院指摘の趣旨に沿った方策の検討には至っていない。

平成24年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 経営安定関連保証等対策費補助金により造成された基金による信用保証協会に対する貸付けについて

(平成24年度決算検査報告464ページ参照)

1 本院が表示した意見

中小企業庁は、資金繰りに支障が生じている中小企業者への資金供給を円滑にするために、社団法人全国信用保証協会連合会(平成25年4月以降は一般社団法人全国信用保証協会連合会。以下「連合会」という。)に対して補助金を交付し、連合会は、これを財源として、信用保証協会(以下「協会」という。)の収支悪化等により、中小企業者からの信用保証の引受けに支障が生ずる事態を避けるために、各協会の収支差額変動準備金の状況を基に、財政基盤の強化が必要と思われる協会に対して無利子による貸付けを実施している。しかし、貸付けを受けた32協会は地方公共団体からの出えん金等から成る基金と基金準備金(以下、これらを合わせて「基本財産」という。)を十分保有しているのに、連合会はこれを考慮することなく貸付けを実施したり、貸付けの必要性や必要額を見直すことなく貸し続けたりしている事態が見受けられた。

したがって、中小企業庁において、各協会の収支差額変動準備金の状況に加えて、基本財産の額及び基本財産に一定の倍数を乗じた最高限度額に対する保証債務残高の割合(以下「保証消化率」という。)を考慮して、貸付けの対象となる協会を選定し貸付金額を設定したり、貸付期間中でも貸付けの必要性を見直せるように金銭消費貸借契約の内容を見直したり、連合会に償還され不要と認められる貸付金を毎年度多額の資金が投入されている損失補償金の出えんに必要となる資金に充当することとしたりなどするよう、経済産業大臣に対して25年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、中小企業庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、中小企業庁は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 「経営安定関連保証等対策費補助金における連合会貸付事業に係る貸付基準」を25年9月に改正して、保証債務残高に対する収支差額変動準備金残高の比率が1%未満であるという従前の要件を満たす協会等であって、かつ保証消化率が70%を超えるという要件を満たす協会を貸付対象とすることとした。
- イ 金銭消費貸借契約証書のひな形を25年9月に改正して、貸付期間中でも貸付金の全部又は一部を連合会に償還させることができるようにした。
- ウ 連合会の業務方法書を25年4月に改訂して、貸付事業に係る資金を損失補償事業に係る出えん資金に振り替えることができるようにするなどした上で、25年度までに償還された貸付金156億円については、今後不足が見込まれる損失補償事業に係る出えん資金に全額振替を行い、26年8月に48協会に対して計388億円の損失補償金の出えんを行っていた。また、今後、償還される貸付金についても、償還時において振替等の検討を行い、効果的な活用を図ることとしている。

(2) 補助事業又は委託事業により実施する展示会事業に係る付加価値税の取扱いについて

(平成24年度決算検査報告470ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

経済産業省は、地域中小企業の海外販路の拡大を図ることなどを目的として、海外での展示会等に出展等する補助事業者又は受託事業者である本邦企業等(以下「補助事業者等」という。)に対して補助金を交付し又は委託費を支払っている。そして、展示会等に係る会場の賃借等の海外で行われる調達には一般に現地国の付加価値税が課税されているが、一旦支払った付加価値税の還付等を受けられる場合がある。しかし、補助金交付要綱等に補助事業者等が還付を受けた付加価値税から手数料等の経費を差し引くなどした額(以下「還付額」という。)の取扱いが定められていないことなどから、補助事業者等が付加価値税の還付を受けているのに還付額に係る国費相当額を国庫に納付していなかったり、付加価値税の還付等を受けられる可能性が高いのに還付手続を行っていなかったりなどしている事態が見受けられた。

したがって、経済産業省において、付加価値税の還付を受けているのに国庫に納付されていない還付額に係る国費相当額の国庫納付について補助事業者等と協議を行ったり、付加価値税の還付に係る取扱い等を定めたり、関係部局及び補助事業者等に対して付加価値税の還付制度等を周知したりなどするよう、経済産業大臣に対して平成25年10月に、会計検査院

法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局の処置状況

本院は、経済産業本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、経済産業省は、本院指摘の趣旨に沿い、補助事業に関して、展示会事業に係る付加価値税のうち還付を受けているのに国庫に納付されていない還付額に係る国費相当額の国庫納付について補助事業者と協議を行ったり、26年3月に関係部局に対して事務連絡を發して、補助事業により実施する展示会事業に係る付加価値税については原則として還付申請の検討を行い、還付を受けた場合は還付額に係る国費相当額を国庫納付させることを交付要綱等に定めるとともに、関係部局及び補助事業者に対して付加価値税の還付制度等を周知したりするなどの処置を講じていた。

そして、経済産業省は、委託事業に関して、展示会事業に係る付加価値税の取扱いについて、欧州連合加盟国等における個別法等に照らし適法性を考慮して、引き続き検討することとしている。

第12 国土交通省

不 当 事 項

工 事 (311) (312)

(311) 官庁営繕事業における庁舎等の解体、撤去等工事の実施に当たり、コンクリート片等が混入したままの発生土を用いて埋戻し等を行っていて工事の目的を達していなかったもの

所管、会計名及び科目	農林水産省所管 一般会計 (組織)地方農政局 (項)地方農政局
部 局 等	北陸地方整備局
工 事 名	新潟農政事務所地域第三課(13)構内整備外1件工事
工 事 の 概 要	旧新潟農政事務所地域第三課庁舎等の解体、撤去等を実施するもの
工 事 費	88,588,500 円(当初契約額 73,500,000 円)
請 負 人	春木建設株式会社
契 約	平成 25 年 7 月 一般競争契約
しゅん功検査	平成 26 年 1 月
支 払	平成 25 年 8 月、10 月、26 年 1 月 3 回
不適切な施工となっていた工事費	4,075,084 円(平成 25 年度)

1 工事の概要

この工事は、北陸地方整備局(以下「整備局」という。)が、平成 25 年度に、官公庁施設の建設等に関する法律(昭和 26 年法律第 181 号)の規定に基づき農林水産省から委任を受け、新潟県燕市において、旧新潟農政事務所地域第三課庁舎、駐車場等(敷地面積 2,100㎡)の解体、撤去等を工事費 88,588,500 円で実施したものである。

このうち、庁舎等のく体基礎等の解体、撤去に伴って生ずるくぼみの埋戻しについては、本件工事の特記仕様書等において、請負人は、工事で発生した土砂等(以下「発生土」という。)を用いて施工することとなっており、発生土の土質は、砂、砂れき、粘性土等となっている。その後、本件工事の進捗に伴い、基礎杭を撤去した際に地下水が湧出したため、整備局及び請負人は契約変更を行って、発生土にセメント系の固化剤を混合させる地盤改良を実施した上で、発生土を用いて埋戻し及び盛土を行い整地している(以下、これらを合わせて「埋戻し等」という。)

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、本件工事の施工が適切に行われているかなどに着眼して、整備局において、特記仕様書、設計図書等の書類及び本件工事の現地を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

すなわち、請負人が埋戻し等を行った範囲からコンクリート片や鉄筋が露出していたた

め、当該箇所を掘削したところ、発生土の中に庁舎等の解体、撤去に伴って発生した多数のコンクリート片や鉄筋のほか、コンクリート杭やマンホールの蓋等が混入していた(以下、これらの発生土に混入していたものを合わせて「コンクリート片等」という。)

したがって、埋戻し等は、発生土の中にコンクリート片等が混入したまま行われており、その施工が特記仕様書等と相違して粗雑なものとなっていて、工事の目的を達しておらず、これに係る工事費 4,075,084 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、請負人において、特記仕様書等に対する理解が十分でなく埋戻し等の施工が粗雑であったのに、これに対する整備局の監督が十分でなかったことなどによると認められる。

(312) 高速自動車国道建設事業の実施に当たり、設計が適切でなかったため、ボックスカルバート等の所要の安全度が確保されておらず、工事の目的を達していなかったもの

会計名及び科目	社会資本整備事業特別会計(道路整備勘定) (項)地域連携道路事業費
部 局 等	近畿地方整備局紀南河川国道事務所
工 事 名	近畿自動車道紀勢線中万呂地区 ^{かんきよ} 函渠他工事
工 事 の 概 要	近畿自動車道紀勢線の盛土により遮断される既存の農道の機能を維持するなどのために、土工、地盤改良工、ボックスカルバートの築造等を実施するもの
工 事 費	247,327,500 円
請 負 人	株式会社田中組
契 約	平成 24 年 3 月 一般競争契約
しゅん功検査	平成 25 年 3 月
支 払	平成 24 年 3 月、25 年 3 月
不適切な設計となっていたボックスカルバートの築造等に係る工事費	17,213,000 円(平成 23、24 両年度)

1 工事の概要

この工事は、近畿地方整備局紀南河川国道事務所(以下「事務所」という。)が、平成 23、24 両年度に、和歌山県田辺市中万呂地先において、近畿自動車道紀勢線建設事業の一環として、道路の盛土により遮断される既存の農道の機能を維持するなどのために、土工、地盤改良工、ボックスカルバート(以下「カルバート」という。)の築造等を工事費 247,327,500 円で実施したものである。

このうちカルバートは、農道が道路下を横断する箇所に築造するものであり、全延長 68.6 m、高さ 7.5m、外幅 7.0m(内空断面の高さ 5.1m、幅 5.0m)の現場打ち鉄筋コンクリート構造物として設計し、全延長を第 1 から第 6 までのブロックに分けて施工するものとなっている。また、カルバートの基礎工については、地盤をセメントにより固結して安定させるセメント安定処理による地盤改良(幅 9.0m、深さ 2.1m)をカルバートの全延長にわたって施工するものとなっている(参考図参照)。

カルバートの設計は、「道路土工 カルバート工指針」(社団法人日本道路協会編。以下「指針」という。)等に基づいてブロックごとに最大土被り厚等に応じて行うこととなっており、事務所は、これを設計コンサルタントに委託し、設計業務委託の成果品の提出を受けている。

上記の成果品においては、カルバートのうち第5ブロック(全延長68.6mのうち12.2m)について、その最大土被り厚を8.5m、その鉛直土圧係数を1.0としてカルバートに作用する鉛直土圧を計算するなどしていた。そして、事務所は、頂版下面側及び底版上面側に配置する主鉄筋については、頂版下面側では径19mmの鉄筋を、底版上面側では径22mmの鉄筋を、それぞれ25cm間隔に配置すれば、主鉄筋に生ずる引張応力度(常時)が許容引張応力度(常時)を下回ること、また、頂版及び底版のコンクリートの厚さについては、頂版では1.1m、底版では1.3mとすれば、頂版及び底版のコンクリートに生ずるせん断応力度(常時)が許容せん断応力度(常時)を下回ることなどから、いずれも所要の安全度が確保されるとして、設計図面を作成して、これにより施工していた。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、本件工事の設計が指針等に基づき適切に行われているかなどに着眼して、事務所において会計実地検査を行った。そして、本件工事について、設計図面、設計計算書、施工写真等の書類及び現地の状況を確認するなどして検査したところ、本件カルバートのうち第5ブロックの設計が、次のとおり適切でなかった。

すなわち、指針等によれば、本件カルバートのように、基礎工としてセメント安定処理のような剛性の高い地盤改良をカルバートの外幅程度に行う場合において、土被り厚をカルバートの外幅で除した値が1以上となる場合には、鉛直土圧係数を1.0から割り増しして鉛直土圧を計算することとされている。このため、第5ブロックの鉛直土圧係数及び鉛直土圧については、最大土被り厚8.5mをカルバートの外幅7.0mで除した値が1以上2未満となることから、指針等による正しい鉛直土圧係数が1.2となり、その結果、鉛直土圧が過小に計算されていた。

そこで、正しい鉛直土圧係数1.2により鉛直土圧を求めるなどして第5ブロックの頂版下面側及び底版上面側の主鉄筋並びに頂版及び底版のコンクリートについて、改めて応力計算を行ったところ、次のとおり、応力計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

ア 主鉄筋に生ずる引張応力度(常時)については、頂版下面側で242.94N/mm²、底版上面側で239.22N/mm²となり、鉄筋の許容引張応力度(常時)180N/mm²をそれぞれ大幅に上回っていた。

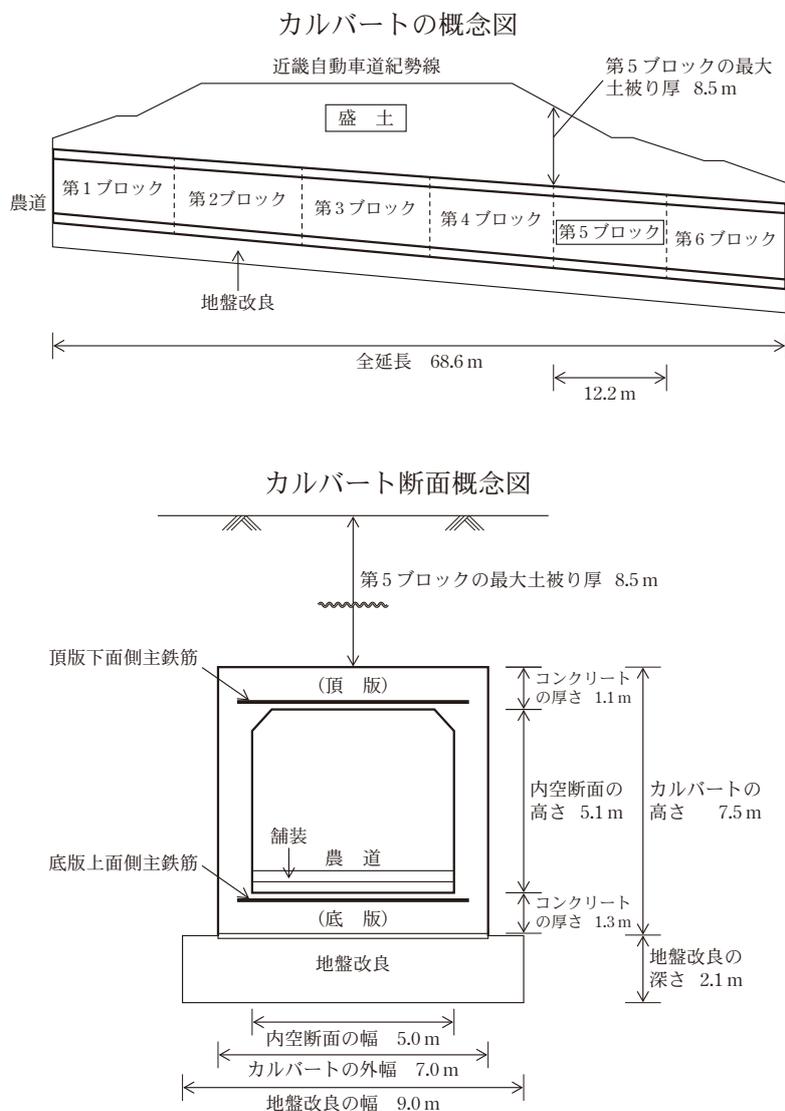
イ コンクリートに生ずるせん断応力度(常時)については、頂版で0.37N/mm²、底版で0.40N/mm²となり、頂版のコンクリートの許容せん断応力度(常時)0.27N/mm²、底版のコンクリートの許容せん断応力度(常時)0.25N/mm²をそれぞれ大幅に上回っていた。

したがって、本件カルバートのうち第5ブロックは設計が適切でなかったため、第5ブロック、同ブロック内の舗装等は、所要の安全度が確保されていない状態になっていて工事の目的を達しておらず、これらに係る工事費相当額17,213,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事務所において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

- (注1) 鉛直土圧係数 カルバートを設計する際に、その上にある盛土の重量を算定するのに用いる係数。カルバート上の盛土とカルバート周辺の盛土には相対変位が生ずることから、カルバート上部の盛土に作用する下向きせん断力を考慮して求められる。
- (注2) 引張応力度・許容引張応力度 「引張応力度」とは、材に外から引張力が加かったとき、そのために材の内部に生ずる力の単位面積当たりの大きさをいう。その数値が設計上許される上限を「許容引張応力度」という。
- (注3) 常時 地震時等に対応する表現で、土圧など常に作用している荷重及び輪荷重など作用頻度が比較的高い荷重を考慮する場合をいう。
- (注4) せん断応力度・許容せん断応力度 「せん断応力度」とは、外力が材に作用し、これを切断しようとする力が加かったとき、そのために材の内部に生ずる力の単位面積当たりの大きさをいう。その数値が設計上許される上限を「許容せん断応力度」という。

(参 考 図)



役 務

(313) 空港の警備業務に係る請負契約において、予定価格の積算に当たり、警備員の年間勤務日数を誤っていたため、契約額が割高となっていたもの

会計名及び科目	社会資本整備事業特別会計(空港整備勘定) (項) 空港等維持運営費
部 局 等	5 航空局等
契 約 名	平成 23 年度新潟空港保安警備業務請負等 11 契約
契 約 の 概 要	空港の制限区域内への不法侵入等を未然に防止するなどのために警備を実施するもの
契 約 の 相 手 方	新潟総合警備保障株式会社等 8 会社
契 約	平成 23 年 4 月、24 年 4 月 一般競争契約
契 約 額	444,896,579 円(平成 23、24 両年度)
割高となっていた契約額	6810 万円(平成 23、24 両年度)

1 請負契約の概要

東京、大阪両航空局及び仙台、大阪、那覇各空港事務所(以下「5 航空局等」という。)は、空港における制限区域内への不法侵入等を未然に防止するなどのために、平成 23、24 両年度に、新潟空港等 8 空港の警備業務を、一般競争契約により、新潟総合警備保障株式会社等 8 会社^(注)に、契約件数計 11 件、契約額計 444,896,579 円で請け負わせて実施している。

5 航空局等は、本件各契約の仕様書において、空港内の指定した範囲の巡回等を行う警備員の配置箇所(以下「警備ポスト」という。)と警備ポストごとに必要な警備時間を定めている。

そして、5 航空局等は、本件各契約に係る予定価格を、建築保全業務積算基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)等に基づいて積算しており、直接人件費については、警備ポストごとに年間 260 日(5 日×52 週)勤務する警備員の必要人数を算出して、これに警備員の日額の労務単価(以下「日割基礎単価」という。)に年間勤務日数 365 日を乗じて算出した警備員 1 人当たりの年間人件費を乗ずるなどして算定している。

(注) 8 会社 新潟総合警備保障株式会社、陽光ビルサービス株式会社、空港施設管理株式会社、株式会社レキオセキュリティサービス、株式会社セノン、南四国総合警備保障株式会社、株式会社全日警、宮崎総合警備株式会社

2 検査の結果

本院は、経済性等の観点から、予定価格の積算が適切に行われているかなどに着眼して、本件各契約を対象として、5 航空局等において、契約書、仕様書、積算書等の書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

すなわち、5 航空局等は、本件各契約の直接人件費の算定に当たり、警備員の必要人数に乗ずる警備員 1 人当たりの年間人件費を日割基礎単価に年間勤務日数 365 日を乗じて算出していた。

しかし、警備ポストごとに算出された警備員の必要人数は、警備員が年間 260 日勤務することとしていることから、日割基礎単価に乗ずる年間勤務日数 365 日は誤りであって、正し

くは260日とすべきであった。

したがって、本件各契約について、年間勤務日数に260日を用いて直接人件費を算定するなどして予定価格を修正計算すると計376,162,689円となり、本件契約額計444,896,579円はこれに比べて約6810万円割高となっていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、5航空局等において、予定価格の積算に当たり、直接人件費の算定方法についての理解及び審査が十分でなかったことなどによると認められる。

補 助 金

- (314) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの
- (365)

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省	(項)住宅対策諸費 (項)住宅防災事業費 (項)地域公共交通維持・活性化推進費 (項)社会資本総合整備事業費 (平成21年度は、(項)住宅対策事業費) (項)河川等災害復旧事業費 (項)住宅対策事業費 (項)沖縄開発事業費 (項)地域自主戦略推進費
部 局 等	社会資本整備事業特別会計(治水勘定)	(項)河川整備事業費
補助の根拠	国土交通本省、1地方整備局、2運輸局、13県	
補助事業者等(事業主体)	公営住宅法(昭和26年法律第193号)、河川法(昭和39年法律第167号)、離島航路整備法(昭和27年法律第226号)等	
間接補助事業者(事業主体)	県5、市8、町3、村1、団体4、計21補助事業者等(県5、市8、町3、村1、団体2、計19事業主体)	
補助事業等	団体20、個人事業者10、計30間接補助事業者	
事業費の合計	民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業、ストック活用型住宅セーフティネット整備推進事業、社会資本整備総合交付金事業等	
上記に対する国庫補助金等交付額の合計	4,586,606,222円	
不当と認める事業費の合計	1,855,460,546円	
上記に対する不当と認める国庫補助金等相当額の合計	1,908,136,862円	
	651,557,597円	

1 補助金等の概要

国土交通省所管の補助事業は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、法規性、経済性、有効性等の観点から、43都道府県、656市区町村等、92団体、26個人事業者において、実績報告書、設計図書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、5県、12市町村、22団体、10個人事業者、計49事業主体が実施した民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業、ストック活用型住宅セーフティネット整備推進事業、社会資本整備総合交付金事業等に係る国庫補助金等計651,557,597円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

- | | | | |
|-----------------------------------|-----|-------------|--------------|
| (1) 工事が低額で実施されていたもの及び補助の対象とならないもの | 33件 | 不当と認める国庫補助金 | 262,274,000円 |
| (2) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの | 9件 | 不当と認める国庫補助金 | 101,736,980円 |
| (3) 工事の設計が適切でなかったもの | 4件 | 不当と認める国庫補助金 | 116,488,584円 |
| (4) 工事の施工が設計と相違していたもの | 2件 | 不当と認める国庫補助金 | 49,429,339円 |
| (5) 工事の実施計画が適切でなかったもの | 1件 | 不当と認める国庫補助金 | 99,109,500円 |
| (6) 補助の目的外に使用するなどしていたもの | 1件 | 不当と認める国庫補助金 | 19,844,000円 |
| (7) 工事の契約処置が適切でなかったもの | 1件 | 不当と認める国庫補助金 | 1,410,734円 |
| (8) 工事費の積算が過大となっていたもの | 1件 | 不当と認める国庫補助金 | 1,264,460円 |

また、不当の態様別・事業主体別に掲げると次のとおりである。

- | | | | |
|--|-------|-------------|--------------|
| (1) 工事が低額で実施されていたもの及び補助の対象とならないもの | 33件 | 不当と認める国庫補助金 | 262,274,000円 |
| 虚偽の内容の交付申請や実績報告を行うなどして、実績報告書の工事費より低額で改修工事を実施したり、補助要件を満たさない賃貸住宅を補助の対象としたりなどしていたもの | (33件) | 不当と認める国庫補助金 | 262,274,000円 |

ストック活用型住宅セーフティネット整備推進事業(平成23年度繰越分を含む。以下「22年度事業」という。)及び民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業(以下「24年度事業」という。)は、既存の民間賃貸住宅(以下「賃貸住宅」という。)の質の向上と空き家の有効活用により、高齢者世帯、子育て

て世帯、低額所得者等の住宅確保要配慮者(以下「要配慮者」という。)の居住の安定確保を図るなどのために、空き家を有する賃貸住宅の改修工事を行う事業主体^(注)に対して、要配慮者の入居等を条件として、当該改修工事に要する費用の一部(補助率3分の1、空き家1戸当たりの限度額100万円)について、国土交通大臣が公募により選定した者(以下「事務事業者」という。)を通じて補助するものである。そして、22年度事業については株式会社市浦ハウジング&プランニングが、24年度事業については株式会社URリンテージが事務事業者^(注)に選定されており、国土交通省から国庫補助金の交付を受けて、国庫補助金に係る事業主体からの交付申請書の受理、交付決定、実績報告書等の審査、額の確定、交付等の事務を行っている。

(注) 事業主体 22年度事業については、賃貸住宅の所有者又は所有者から賃貸住宅の管理を委託された者、請負業者等で事業を的確に執行できる者、また、24年度事業については、賃貸住宅の所有者又は所有者の同意を得て改修工事を発注する者

22年度事業の「高齢者等居住安定化推進事業補助金交付要綱」(平成22年国住整第141号)、24年度事業の「民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業補助金交付要綱」(平成24年国住備第722号、国住心第134号)(以下、これらを合わせて「交付要綱」という。)等によれば、事業主体が国庫補助金の交付を受けるための主な要件(以下「補助要件」という。)は、次のとおりとされている。

- ① 1戸以上の空き家を有する賃貸住宅であって、22年度事業については改修工事着工予定日の時点で空き家であること、24年度事業については交付申請日又は改修工事着工予定日(以下、22年度事業における改修工事着工予定日、24年度事業における交付申請日又は改修工事着工予定日を「基準日」という。)の時点で3か月以上空き家であること
- ② 22年度事業及び24年度事業について、入居募集を開始してから3か月以上の間入居者を確保できない場合を除き、改修工事後の最初の入居者を要配慮者とする

本院が63事業主体において会計実地検査を行ったところ、30事業主体(22年度事業11事業主体、24年度事業22事業主体。3事業主体は重複している。)が実施した計367戸の空き家(22年度事業130戸、24年度事業254戸。17戸は重複している。)に係る各補助事業(国庫補助金交付額計379,755,000円)において、虚偽の内容の交付申請や実績報告を行うことなどにより、実績報告書の工事費より低額で改修工事を実施したり、補助要件を満たさない賃貸住宅を補助の対象としたりなどしていたため、国庫補助金計262,274,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、上記の30事業主体において補助事業の適切な実施及び適正な経理に対する認識が著しく欠けていたこと、事務事業者において実績報告書等の審査及び確認が十分でなかったこと、国土交通省において事務事業者に対する指導監督が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

〈事例1〉 実績報告書の工事費より低額で改修工事を実施していた事態

アズマホーム株式会社は、改修工事の請負業者として、大阪市所在の賃貸住宅において計13戸が空き家になっていることから、耐震改修工事、内装工事、設備更新工事等の改修工事を、工事費40,950,000円(国庫補助対象事業費39,000,000円)で賃貸住宅の所有者と請負契約を締結し、同額の40,950,000円で別会社^(注)に下請けさせて実施したとして実績報告書を提出し、国庫補助金計13,000,000円の交付を受けていた。

しかし、同会社は、当該所有者との請負契約及び別会社との下請契約をいずれも締結していなかった。そし

て、改修工事のうち、実施したのは耐震改修工事のみで、内装工事、設備更新工事等は実施しておらず、実際に改修工事に要した費用は1,295,415円と実績報告書の工事費よりも低額となっていた。

したがって、本件事業は、交付を受けた国庫補助金額よりも低額で実施されていて、その実施が著しく適切を欠いており、適正な工事費を算定すると1,295,415円(国庫補助対象事業費相当額1,233,000円)となり、これを基に国庫補助金相当額を算定すると411,000円となることから、本件国庫補助金13,000,000円はこれに比べて12,589,000円が過大に交付されていた。

＜事例2＞ 補助要件を満たさない賃貸住宅を補助の対象としていた事態

有限会社恒志堂は、賃貸住宅の所有者として、札幌市所在の賃貸住宅において計13戸が基準日時時点で3か月以上空き家となっているとして手すりを設置するバリアフリー改修工事等を工事費計42,441,000円(国庫補助対象事業費計40,414,000円)で請負業者に請け負わせて実施したとする実績報告書を提出し、国庫補助金計13,000,000円の交付を受けていた。

しかし、上記13戸の空き家のうち、4戸については基準日時時点で既に入居済みであったり、5戸については改修工事前に入居者の退去日から基準日時時点までの期間が3か月を経過していなかったりなどして、計9戸が補助要件を満たしていなかった。

したがって、適切な空き家戸数4戸に基づき適正な国庫補助金相当額を算定すると計4,000,000円となることから、本件国庫補助金計13,000,000円は、これに比べて計9,000,000円が過大に交付されていた。

以上を態様別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等(事業主体)	補助事業等	年度	事業費(国庫補助対象事業費) 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める事業費(国庫補助対象事業費) 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円
ア 実績報告書の工事費より低額で改修工事を実施していたもの								
(314)	国土交通本省	株式会社市浦ハウジング&プランニング	アズマホーム株式会社 ストック活用型住宅セーフティネット整備推進	22、23	40,950 (39,000)	13,000	39,654 (37,767)	12,589
(315)	同	同	株式会社島津ホーム	同	122,325 (116,500)	36,000	82,825 (78,881)	23,461
(316)	同	同	A	同	13,097 (12,473)	4,000	5,016 (4,777)	1,435
(317)	同	同	B	同	19,950 (19,000)	6,000	10,500 (10,000)	3,000
(318)	同	同	有限会社伸和設備工業	同	9,557 (9,102)	3,000	4,107 (3,912)	1,270
(319)	同	同	有限会社ドリーム・エー・エム	同	49,530 (47,172)	12,000	24,731 (23,555)	4,129
(320)	同	株式会社URリンクージ	C 民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進	24	30,041 (28,610)	9,000	21,041 (20,039)	6,143
(321)	同	同	D	同	15,750 (12,448)	4,000	11,632 (8,526)	2,693
(322)	同	同	starehe 有限会社	同	70,333 (51,943)	15,302	27,141 (22,079)	5,349
(323)	同	同	E	同	44,793 (42,660)	14,000	36,057 (34,340)	11,227
(324)	同	同	F	同	31,027 (29,550)	8,950	23,484 (22,367)	6,556
アの計					447,356 (408,458)	125,252	286,191 (266,243)	77,852

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費) 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費) 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円	
イ 補助要件を満たさない賃貸住宅を補助の対象としていたもの									
(325)	国土交通本省	株式会社市浦ハウジング&プランニング	株式会社橋爪建設	ストック活用型住宅セーフティネット整備推進	22、23	33,600 (32,000)	10,000	3,150 (3,000)	1,000
(326)	同	株式会社URリンクージ	有限会社恒志堂	民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進	24	42,441 (40,414)	13,000	29,421 (28,017)	9,000
(327)	同	同	G	同	24	6,799 (5,545)	1,848	6,799 (5,545)	1,848
(328)	同	同	H	同	24	38,280 (36,458)	12,000	3,150 (3,000)	1,000
(329)	同	同	有限会社レインボー	同	24	28,366 (27,016)	9,000	18,913 (18,013)	6,000
(330)	同	同	豊津住宅株式会社	同	24	3,150 (3,000)	1,000	3,150 (3,000)	1,000
(331)	同	同	リライアンス株式会社	同	24	13,125 (9,791)	3,000	13,125 (9,791)	3,000
(332)	同	同	株式会社大敷組	同	24	19,666 (18,730)	6,000	3,150 (3,000)	1,000
(333)	同	同	B	同	24	4,465 (3,347)	1,000	4,465 (3,347)	1,000
(334)	同	同	I	同	24	11,970 (11,400)	3,000	11,970 (11,400)	3,000
イの計						201,865 (187,701)	59,848	97,294 (88,113)	27,848
ウ ア及びイの態様が重複しているもの									
(335)	国土交通本省	株式会社市浦ハウジング&プランニング	有限会社J・O企画	ストック活用型住宅セーフティネット整備推進	22、23	81,900 (78,000)	22,000	74,482 (70,938)	19,647
(336)	同	同	株式会社ヤマヒデ	同	22、23	16,485 (15,700)	5,000	16,298 (15,523)	4,941
(337)	同	同	I	同	22、23	38,745 (36,900)	10,000	36,870 (35,115)	9,405
(338)	同	同	有限会社グリーンエージ	同	22、23	30,030 (28,600)	9,000	29,242 (27,850)	8,750
(339)	同	株式会社URリンクージ	J	民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進	24	83,896 (79,899)	25,000	57,363 (54,629)	16,577
(340)	同	同	ヤハタホールディング株式会社	同	24	36,244 (34,517)	10,151	13,417 (12,777)	2,905
(341)	同	同	有限会社polepole	同	24	51,677 (38,797)	12,000	29,838 (22,097)	6,435
(342)	同	同	株式会社safari	同	24	86,205 (65,823)	18,930	57,304 (43,501)	11,491
(343)	同	同	有限会社アサンテ	同	24	38,774 (33,967)	10,574	25,042 (22,588)	7,440
(344)	同	同	株式会社nyunba	同	24	24,473 (22,359)	7,000	19,900 (18,253)	5,632
(345)	同	同	九州宅地開発株式会社	同	24	131,835 (125,557)	41,000	131,835 (125,557)	41,000

部局等	補助事業者等 (事業主体)	間接補助事業者等 (事業主体)	補助事業者等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
(346) 国土交通本省	株式会社URリンクージ	有限会社グリーンエー	民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進	24	千円 93,069 (78,640)	千円 24,000	千円 87,874 (73,692)	千円 22,351
ウの計					713,336 (638,759)	194,655	579,469 (522,520)	156,574
ア、イ、ウの合計					1,362,558 (1,234,918)	379,755	962,955 (876,876)	262,274

(注) 事業主体名のアルファベットは、個人事業者を示しており、同一の個人事業者については同一のアルファベットで表示している。

第3章
第1節
第12
国土交通省

(2) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの

9件 不当と認める国庫補助金 101,736,980円

建物の移転に係る補償費の算定が適切でなかったもの

(5件 不当と認める国庫補助金 29,685,494円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業者等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額	摘要
(347) 福井県	福井市	社会資本整備総合交付金	24	千円 27,532 (27,532)	千円 13,766	千円 5,692 (5,692)	千円 2,846	工作物を建築設備としていたもの
(348) 静岡県	静岡市	河川改修	21、22	287,263 (252,092)	126,046	14,330 (12,576)	6,288	鉄骨の肉厚区分を誤っていたもの
(349) 島根県	島根県	地域自主戦略交付金	24	87,349 (87,349)	61,144	2,701 (2,701)	1,890	標準書等に規定されている単価を用いてなかったもの
(350) 同	出雲市	社会資本整備総合交付金	23、24	109,609 (109,609)	60,285	26,126 (26,126)	14,369	事業の支障とならない建物を対象に含めていたもの
(351) 沖縄県	中頭郡西原町	同	24	421,073 (421,073)	378,965	4,767 (4,767)	4,290	建築設備の経過年数を誤っていたもの
(347)–(351)の計				932,827 (897,656)	640,208	53,618 (51,863)	29,685	

これらの交付金事業等は、街路事業、河川改修事業等の一環として、事業を行う上で支障となる建物等の所有者等に対し、それらの移転に要する費用を補償するものである(以下、補償する費用を「移転補償費」という。)

そして、事業主体は、公共事業の施行に伴う損失補償を、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」(昭和37年閣議決定)等に準じて用地対策連絡協議会が制定するなどした損失補償の標準書(以下「標準書」という。)等に基づき行うこととしている。

しかし、1県及び4市町において、移転補償費の算定に当たり、標準書等の適用を誤っていたり、事業の支障とならない建物を移転補償の対象に含めていたりしていたため、交付金等相当額計29,685,494円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において、標準書等の理解が十分でなかったこと、委託した物件調査算定業務の成果品の内容に対する検査が十分でなかったこと、建物移転の対象となる範囲についての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

静岡市は、二級河川浜川において、河道を拡幅することなどに伴い工場等2棟が支障となることから、当該工場等を賃借している会社(以下「会社」という。)に対し、会社所有の隣接する敷地内に当該工場等を移転するために必要となる鉄骨造りの倉庫等5棟を取り壊して再築するなどのための移転補償費として、287,263,603円を補償していた。

そして、移転補償費のうち建物移転料は、標準書等によれば、柱、梁等の建物の主要な構造部分に使用されている鉄骨の肉厚区分に応じて決定する^く体の鉄骨重量等に基づくなどして算定することとされており、その区分には、「肉厚9mm以上のもの」、「肉厚4mmを超え9mm未満のもの」及び「肉厚4mm以下のもの」がある。

同市は、建物移転料の算定に当たり、前記倉庫等5棟のうち2棟については、鉄骨の肉厚区分を「肉厚9mm以上のもの」とし、これに応じて^く体の鉄骨重量等を決定するなどしていた。

しかし、実際には、上記2棟の鉄骨の肉厚は、それぞれ8mm、6.5mmであったことから、適正な鉄骨の肉厚区分は、2棟ともに「肉厚4mmを超え9mm未満のもの」とすべきであった。

したがって、適正な鉄骨の肉厚区分に基づくなどして移転補償費を算定すると272,932,853円となり、本件移転補償費287,263,603円はこれに比べて14,330,750円(これに係る国庫補助金相当額6,288,083円)が過大となっていた。

公営住宅の家賃の低廉化に係る事業費の算定が適切でなかったもの

(2件 不当と認める国庫補助金 60,574,500円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(352) 和歌山県	和歌山県	地域住宅交付金、地域住宅支援総合交付金(公的賃貸住宅家賃低廉化)	21、22	141,156 (141,156)	67,390	120,775 (120,775)	58,219
(353) 佐賀県	神埼郡吉野ヶ里町	公的賃貸住宅家賃対策補助	22、23	124,212 (124,212)	62,106	4,711 (4,711)	2,355
(352) (353) の計				265,368 (265,368)	129,496	125,486 (125,486)	60,574

これらの補助事業等は、和歌山県及び吉野ヶ里町が、入居者の家賃負担軽減のために、それぞれが管理している川永団地等2団地及び中の原団地等4団地、計6団地について、事業費を計265,368,000円(国庫補助金等相当額計129,496,000円)として家賃の低廉化を行ったものである。

このうち、交付金事業の事業費は、次のとおり算定することとなっている。

ア 公営住宅等家賃対策補助金交付要領(平成8年建設省住備発第87号。以下「要領」という。)等に基づき、公営住宅の団地、管理開始年度、入居者の収入の区分等の別に、次のとおり対象となる額(以下「対象額」という。)をそれぞれ算定する。

$$\boxed{\text{対象額}} = \left(\boxed{\text{近傍同種の住宅の家賃の額}} - \boxed{\text{入居者負担基準額}} \right) \times \boxed{\text{対象月数}} \times \boxed{\text{対象戸数}}$$

イ アで算定した対象額を合計した額から、公的賃貸住宅家賃低廉化事業対象要綱(平成18年国住備第126号。以下「要綱」という。)に基づき、国土交通省が地方公共団体ごとに通知する率等により当該地方公共団体が算出した額(以下「控除額」という。)を差し引く。

また、補助事業の事業費は、アのとおり要領等に基づき算定した対象額を合計した額とすることとなっている。

そして、対象額の算定に用いる入居者負担基準額は、入居者の収入の区分に応じて定められた家賃算定基礎額に、当該公営住宅の存する市町村ごとに定められた市町村立地係数、規模係数及び経過年数係数を乗じて得た額とすることとなっている。

和歌山県及び吉野ヶ里町は、前記のとおり、事業費を計265,368,000円と算定していた。

しかし、事業費の算定に当たり、和歌山県は、要綱に基づいて、対象額を合計した額から控除額を差し引くべきであったのに、誤って差し引いていないなどしていた。また、吉野ヶ里町は、入居者負担基準額を算定する際に、家賃算定基礎額に乗ずる前記の各係数のほかに、誤って、入居者が実際に負担する家賃を算定する際に用いる係数で、入居者負担基準額の算定に用いることとはなっていない利便性係数(事業主体が住宅の立地状況、設備等の要素を勘案して定める係数。同町の前記住宅の場合0.83~0.99)を乗じて入居者負担基準額を過小に算定するなどしていた。このため、いずれも事業費が過大に算定されていた。

したがって、適正な事業費を算定すると、計139,882,000円となることから、本件事業費は計125,486,000円過大になっており、これに係る国庫補助金等相当額計60,574,500円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、和歌山県において事業費の算定に当たり対象額を合計した額から控除額を差し引くことなどについての理解が十分でなかったこと、吉野ヶ里町において事業費の算定の基礎となる入居者負担基準額等の算定についての理解が十分でなかったこと、また、和歌山、佐賀両県において交付申請書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

補助の対象とならない他の航路等の費用を計上するなどしていたため、補助金が過大に交付されていたもの (1件 不当と認める国庫補助金 8,756,986円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金等 交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(354) 国土交通本省(支出・審査庁)、北陸信越運輸局(審査庁)	佐渡汽船株式会社	地域公共交通確保維持改善	24、25	725,514 (725,514)	36,275	175,139 (175,139)	8,756

この補助事業は、佐渡汽船株式会社(以下「会社」という。)が実施している新潟県佐渡市小木港と同県上越市直江津港とを結ぶ離島航路事業に係る欠損見込額に対して、離島航路の維持及び改善を図るために、国土交通省が会社に国庫補助金を交付したものである。

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年国総計第97号ほか。以下「交付要綱」とい

う。)等によれば、補助対象航路については、都道府県、市町村、交通事業者等からなる協議会で決定された航路とすることとされている。

会社は、交付要綱等に基づいて、航路損益見込計算書を作成していた。そして、同省は、会社から提出された当該航路損益見込計算書に基づくなどして欠損見込額を計725,514,319円と算定し、国庫補助金額を当該欠損見込額に効率化係数(0.1)を乗じて得た額の2分の1に相当する計36,275,716円と算定して、同額を交付していた。

しかし、会社は、上記の航路損益見込計算書の作成に当たり、旅客運賃に係る集計計算を誤るなどして収益を過小に計上したり、補助の対象とならない他の航路等を対象に含めて費用を過大に計上したりするなどしていた。このため、同省が算定した欠損見込額が過大となっていた。

したがって、適正な欠損見込額を算定すると、計550,374,600円となることから、前記の欠損見込額計725,514,319円はこれに比べて175,139,719円過大になっており、これに係る国庫補助金相当額計8,756,986円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、会社において交付要綱等の理解が十分でなかったこと、同省において航路損益見込計算書等に対する審査が十分でなかったことなどによると認められる。

地域公共交通確保維持改善事業費補助金が過大に交付されていたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 2,720,000円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対す る国庫補 助金等交 付額	不当と認 める事業 費 (国庫補 助対象 事業費)	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(355) 国土交通 本省(支 出・審査 庁)、関 東運輸局 (審査庁)	日立自動車 交通株式会 社	地域公共 交通確保 維持改善	23	99,400 (99,400)	10,320	99,400 (99,400)	2,720

この補助事業は、路線バスの定期運行を行う日立自動車交通株式会社(以下「会社」という。)が、高齢者、障害者等の移動に係る利便性及び安全性の向上の促進等を図ることを目的として、ノンステップ^(注1)バス4両を購入したものである。

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年国総計第97号ほか。以下「交付要綱」という。)によれば、1両当たりの補助金額は、次の①と②による算定額のうちいずれか少ない額とされている。

- ① ノンステップバスの車両等の購入価格に4分の1を乗じて得た額
- ② ノンステップバスの車両等の購入価格と国土交通省が調査したワンステップバスの購入価格の^(注2)平均値(以下「通常車両価格」という。)との差額に2分の1を乗じて得た額

さらに、交付要綱の細目を定めた運用方針によれば、1両当たりの補助限度額は1,900,000円とされている。

会社は、補助金の算定に当たり、ノンステップバスの車両等の購入価格の4分の1である6,212,500円と、ノンステップバスの車両等の購入価格と通常車両価格との差額の2分の1である3,225,000円とを比較して、少ない方の3,225,000円を1両当たりの補助金額とし、これに購入車両数4を乗じて12,900,000円を交付申請額としていた。そして、関東運輸局は受理した交付申請書の審査等を行い、国土交通本省は、1両当たり2,580,000円、4両計10,320,000円で交付決定を行い、会社に同額を交付していた。

しかし、前記のとおり、運用方針によれば、補助限度額は1両当たり1,900,000円とされており、この補助限度額を超えて補助金を交付していたことは適切ではない。

したがって、補助限度額に基づき適正な補助金の額を算定すると、1両当たり1,900,000円、4両計7,600,000円となり、前記の補助金交付額10,320,000円との差額2,720,000円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、会社において、運用方針の理解が十分でなかったこと、国土交通本省及び関東運輸局において、交付申請書、実績報告書の審査等が十分でなかったことによると認められる。

(注1) ノンステップバス 乗降口に階段がなく、地上面から床面までの高さがおおむね30cm以下であるなどのバス

(注2) ワンステップバス 乗降口に階段が1段あり、地上面から床面までの高さ65cm以下であるなどのバス

(3) 工事の設計が適切でなかったもの 4件 不当と認める国庫補助金 116,488,584円
橋台の胸壁の設計が適切でなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 91,269,100円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める事業 費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫 補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(356) 大分県	大分県	活力創出 基盤整備 総合交付 金、社会 資本整備 総合交付 金	22～25	390,318 (362,347)	235,525	140,414 (140,414)	91,269

この交付金事業は、大分県が、主要地方道三重弥生線道路改良事業の一環として、佐伯市本匠大字堂ノ間地内において、バイパス整備に伴い橋りょう(橋長78.0m、幅員9.5m～10.0m)を新設するために、下部工として橋台2基(以下、右岸側の橋台を「A1橋台」、左岸側の橋台を「A2橋台」という。)の築造等、上部工として2径間鋼連続非合成^{ほんげた}鋼桁(以下「鋼桁」という。)の製作、架設等を実施したものである(参考図参照)。

この橋りょうについては、地震発生時における鋼桁の落下を防止するために、橋台の胸壁と鋼桁をPC鋼材で連結する落橋防止構造をA1橋台及びA2橋台の胸壁にそれぞれ4か所、計8か所に設置していた。

同県は、本件橋台の胸壁の設計に当たり、地震発生時に、落橋防止構造を通じて橋台の胸壁に作用する水平力をA1橋台は1,160kN、A2橋台は1,590kNとし、この水平力により橋台の胸壁に作用する曲げモーメントが胸壁の終局曲げモーメントをそれぞれ下回る^(注)ことから^(注)応力計算上安全であるとして、これにより施工していた。

しかし、上記の水平力は、落橋防止構造1か所を通じて橋台の胸壁に作用する水平力(A1橋台580kN、A2橋台795kN)に2を乗じたものであったが、それぞれの橋台に落橋防止構造を4か所設置していることから、4を乗じて算出すべきであった。

そこで、橋台の胸壁に作用する適正な水平力を算出すると、A1橋台で2,320kN、A2橋台で3,180kNとなる。そして、これに基づき改めて応力計算を行うと、橋台の胸壁に作用する曲げモーメント

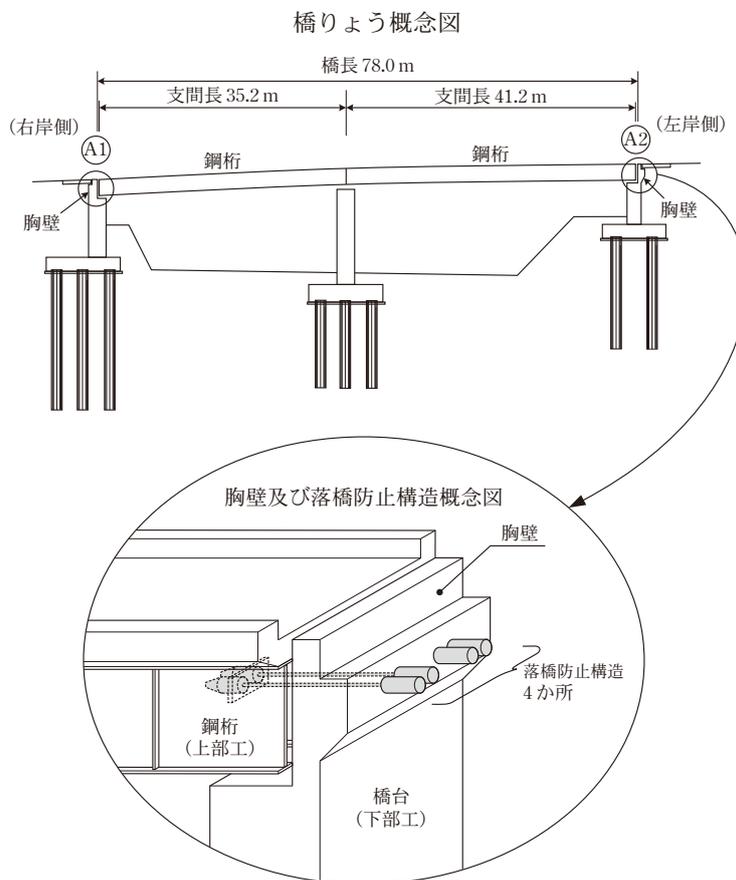
ントはA1橋台で297.3kN・m、A2橋台で389.9kN・mとなり、胸壁の終局曲げモーメントであるA1橋台の231.1kN・m、A2橋台の232.7kN・mをそれぞれ大幅に上回っていて、応力計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

したがって、本件胸壁は設計が適切でなかったため、同胸壁及びこれと落橋防止構造で連結されている鋼桁等(これらの工事費相当額140,414,000円)は、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る交付金相当額91,269,100円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) 曲げモーメント・終局曲げモーメント 「曲げモーメント」とは、外力が部材に作用し、これを曲げようとする力の大きさをいい、部材が破壊されるとき曲げモーメントを「終局曲げモーメント」という。

(参 考 図)



アンカー付き山留め式擁壁の設計が適切でなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 18,744,034円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金等 交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等 相当額
(357) 熊本県	山鹿市	河川等災害復旧	23	千円 28,757 (28,757)	千円 19,181	千円 28,102 (28,102)	千円 18,744

この補助事業は、山鹿市が、同市鹿北町椎持地内において、地すべりにより被災した市道星原線を復旧するために、アンカー付き山留め式擁壁(延長 33.3m。以下「擁壁」という。)の築造等を実施したものである。

このうち、擁壁は、H 鋼杭(杭長 9.5m~13.5m)計 20 本を建て込むなどして構築する山留壁からアンカー計 10 本を背面地山の斜め下方向に打ち込み、ブラケット(上下 2 段、各 20 個)、腹起し材を設置した後に、アンカー頭部に鋼製台座等を設置して築造したものである。そして、腹起し材は、山留壁からの荷重を鋼製台座を介してアンカーに伝えるために H 形鋼を水平方向に 2 段設置したものであり、ブラケットは、この腹起し材を支えるために三角形に組み立てた等辺山形鋼を、H 鋼杭にすみ肉溶接により固定したものである(参考図参照)。

同市は、本件擁壁の設計を「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説」(社団法人地盤工学会編。以下「基準」という。)等に基づいて行っている。そして、基準等によれば、下段ブラケットには、アンカーの張力による鉛直力等が作用することから、これらの荷重に対して安全であることを確認する必要があるとされている。このため、同市は、地山の形状、アンカーの打設角や張力等により擁壁全体を 3 区間に分割して設計しており、ブラケットについては、区間ごとに板厚 12mm 又は 8mm の等辺山形鋼を使用することとしていた。そして、ブラケットを H 鋼杭に溶接する際の脚長については、基準等において、ブラケットの板厚より短くすることとなっていることから、板厚 12mm のブラケットを使用する場合は 10mm、板厚 8mm のブラケットを使用する場合は 6mm として、上記のそれぞれの区間について設計計算を行い、下段ブラケットと H 鋼杭との溶接部に作用するせん断応力度が許容せん断応力度を下回ることなどから、応力計算上安全であるとしていた。

しかし、同市は、工事契約締結後に、請負人との協議により、アンカーの打設角を見直すなどの設計変更を行っており、これにより擁壁全体を 4 区間に分割して再度設計計算を行っていた。その結果、10 本全てのアンカーの張力が当初の設計を上回ることなどにより、下段ブラケットと H 鋼杭との溶接部に作用するせん断応力度も増加することとなったのに、許容せん断応力度を下回るかの確認を行っていなかった。

また、同市は、請負人からブラケットの板厚を 4 区間とも 10mm に統一したいとの協議を受けた。そして、この変更によりブラケットの板厚が薄くなる区間については、H 鋼杭との溶接の脚長が当初設計より短くなるのに、その影響を確認しないまま板厚の変更を認め、これを受けて請負人は、同区間についても他のブラケットと同じ脚長 6mm で溶接していた。

そこで、本件下段ブラケットについて、改めて設計計算を行ったところ、下段ブラケットと H 鋼杭との溶接部に作用するせん断応力度は 72.1N/mm² から 159.5N/mm² となり、許容せん断応力度 72N/mm² を大幅に上回っていて、応力計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

したがって、本件擁壁(工事費相当額 28,102,000 円)は、設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る国庫補助金相当額 18,744,034 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、アンカーの打設角等の見直しによる設計計算に対する確認が十分でなかったこと、ブラケットの板厚変更による影響を確認していなかったことなどによると認められる。

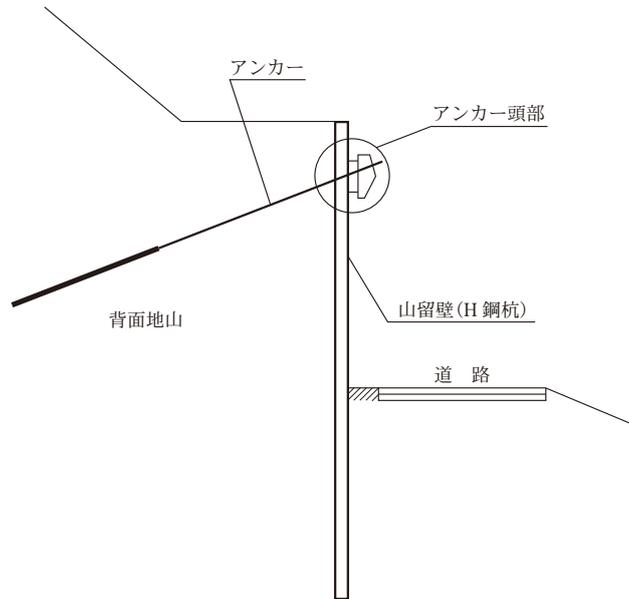
(注 1) すみ肉溶接 ほぼ直交する二つの部材の面をつなぐ三角形の断面を持つ溶接

(注 2) せん断応力度・許容せん断応力度 「せん断応力度」とは、外力が材に作用して、これを切断しようとする力がかかったときに、そのために材の内部に生ずる力の単位面積当たりの大きさをいう。その数値が設計上許される上限を「許容せん断応力度」という。

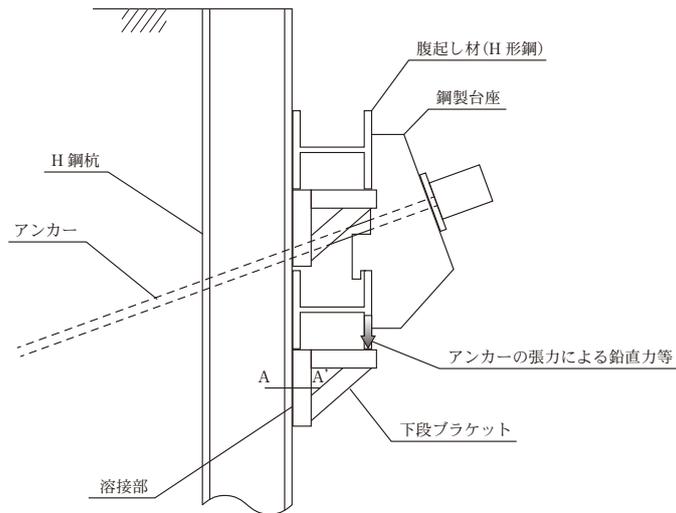
(参 考 図)

第3章
第1節
第12
国土交通省

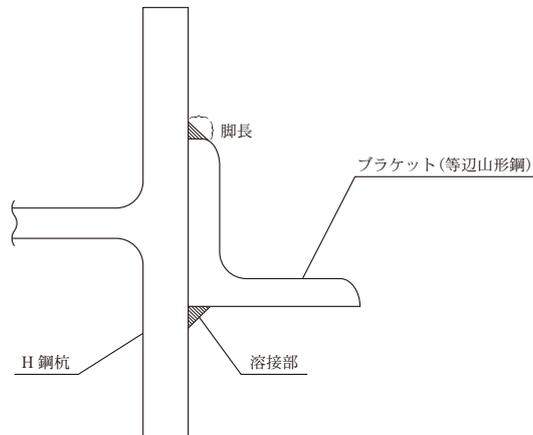
アンカー付き山留め式擁壁の概念図



アンカー頭部の概念図



溶接の脚長の概念図(アンカー頭部の概念図のA-A'断面)



市営住宅集会所の設計が適切でなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 5,125,950 円)

部 局 等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(358) 長 崎 県	大 村 市	地域住宅 交付金 (公営住宅等 整備)	22	12,356 (12,356)	5,560	11,391 (11,391)	5,125

この交付金事業は、大村市が、同市水主町^{かこまち}地内において、新駅前団地集会所(木造平屋建て1棟)の建築、給排水工事等を実施したものである。

同市は、この集会所について、柱、土台、筋交いなどの部材で骨組みを構成する木造軸組工法により建設することとし、建築基準法(昭和25年法律第201号)等に基づき、地震や風により生ずる水平力に抵抗するために、柱と柱との間にたすき掛け筋交いを設置した耐力壁を張り間方向に4か所及び桁行方向^(注1)に6か所それぞれ配置することとしていた。

同市は、上記のように耐力壁を配置すれば、設計計算上の耐力壁の長さが、張り間方向及び桁行方向とも水平力に対して必要な長さをそれぞれ上回るなどから安全であるとして設計し、これにより施工していた。

一方、耐力壁を構成する柱については、水平力により生ずる引抜き力に抵抗するために、同法等に基づく告示「木造の継手及び仕口の構造方法を定める件」(平成12年建設省告示第1460号。以下「告示」という。)等に基づき、必要な引抜き耐力を有する金物等を選定して土台、基礎コンクリート等と接合することとなっている。告示等によれば、この集会所に必要な引抜き耐力を有する金物等については、4か所の出隅^(注2)の柱にたすき掛け筋交いを取り付ける場合には、引抜き耐力が15kNの金物、アンカーボルト等を用いて柱と基礎コンクリート等とを接合し、また、出隅以外の12か所の柱にたすき掛け筋交いを取り付ける場合には、引抜き耐力が7.5kNの金物を用いて柱と土台等とを接合する必要があるとされている。

しかし、同市は、柱と土台、基礎コンクリート等とを接合する金物を使用する箇所やその種類を設計図書に示していなかったことから、16か所全ての柱において、上記の必要となる引抜き耐力を大幅に下回る5.1kNの金物により柱と土台等とが接合されていた。また、出隅の柱の接合に必要なとされるアンカーボルト等により柱と基礎コンクリート等とが接合されていなかった(参考図参照)。

このように、柱と土台、基礎コンクリート等との接合方法が適切でない柱で構成された壁は設計計算上耐力壁とは認められないことから、張り間方向及び桁行方向とも必要とされる耐力壁が皆無の状態となっていた。

したがって、本件集会所(工事費相当額11,391,668円、交付対象工事費11,391,000円)は、設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る交付金相当額5,125,950円が不当と認められる。

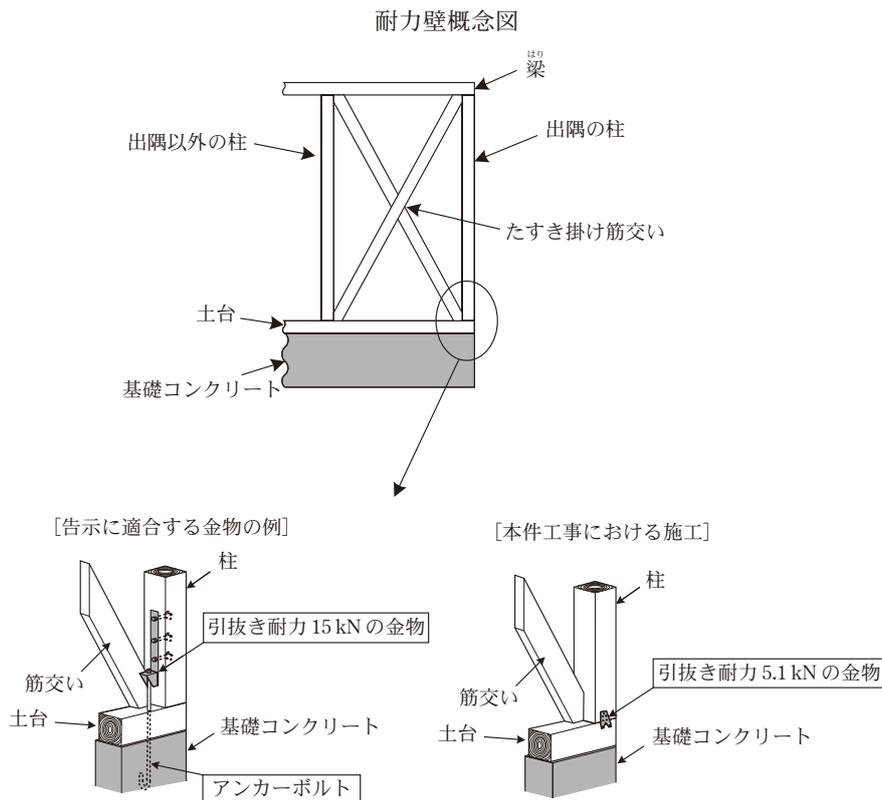
このような事態が生じていたのは、同市において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

(注1) 張り間方向、桁行方向 一般的に建物の短辺方向を張り間方向、長辺方向を桁行方向という。

(注2) 出隅の柱 建物の外側の隅の柱

(参考図)

第3章
第1節
第12
国土交通省



かんきょ
函渠の設計が適切でなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 1,349,500 円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(359) 千葉県	袖ヶ浦市	社会資本整備総合交付金	24	79,863 (51,100)	25,550	4,218 (2,699)	1,349

この交付金事業は、袖ヶ浦市が、下水道事業の一環として、袖ヶ浦市奈良輪地先^{ならわ}において、雨水管及び汚水管を整備するなどの工事を実施したものである。

このうち雨水管の整備は、市道今井坂戸線の車道(道路幅員 16m、舗装厚 47cm)を開削^{かんきょ}して、函渠(内空断面の幅 600mm、高さ 600mm、延長 123.0m)を埋設し、その埋戻し、舗装の復旧等を行うものである。

道路の構造については、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)等において、当該道路の交通状況等を考慮して、安全かつ円滑な交通を確保することができるものでなければならないと規定されており、道路管理者は、この規定に従って、道路に下水道管等を埋設しようとする事業者に対しても路面の機能を損なわないよう指導する必要があるとされている。また、同市も道路管理者として、道路を掘削した場合の復旧については、道路の機能を掘削前と同等にすることを原則としている。

同市は、本件函渠の設計を「下水道施設計画・設計指針と解説」(社団法人日本下水道協会編)等に基づいて行い、函渠を埋設するに当たって、土被り厚を上流側で 38cm、下流側で 77cm とすれば、所定の流下能力を確保するために必要な勾配が確保できることなどから、これにより施工していた(参考図参照)。

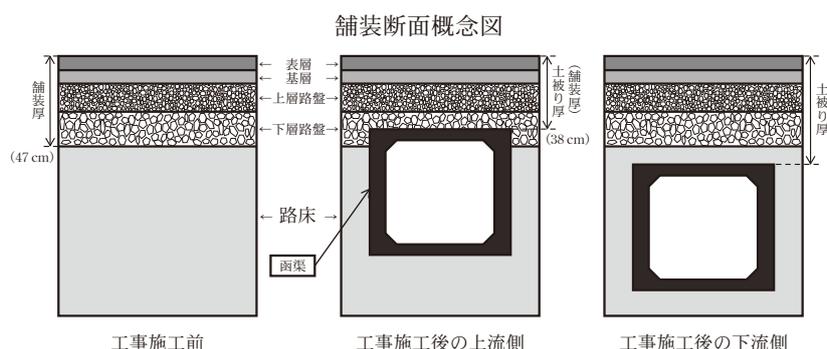
しかし、函渠の土被り厚を上流側で 38cm としたため、函渠を埋設した延長 123.0m のうち 28.5m の

区間において、函渠が舗装の一部である下層路盤に入り込んでいて、舗装厚が工事施工前の舗装厚47cmを満たしていなかった。このため、函渠が下層路盤に入り込んでいる箇所とそれ以外の箇所とで、舗装構造が一様でなくなり、不同沈下に伴う路面の不陸が生じて路面の機能が損なわれるおそれがあるなどの状況となっていた。

したがって、本件工事については、函渠の設計が適切でなかったため、上記28.5mの区間(工事費相当額4,218,824円)において、安全かつ円滑な交通が確保されていない状態になっており、これに係る交付金相当額1,349,500円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、函渠の設計に当たり、函渠を道路に埋設する場合の道路機能の維持についての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

(参考図)



(4) 工事の施工が設計と相違していたもの 2件 不当と認める国庫補助金 49,429,339円
土留壁の施工が設計と相違していたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 42,333,850円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費) 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費) 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円
(360) 島根県	大田市	社会資本整備総合交付金	23, 24	96,154 (96,154)	62,500	65,129 (65,129)	42,333

この交付金事業は、大田市が、市道二中前線道路改良事業の一環として、同市久手町刺鹿地内において、既存の歩道を拡幅するために、矢板工、アンカー工、舗装工、防護柵工等を実施したものである。

このうち矢板工及びアンカー工は、土中に建て込んだ鋼矢板(長さ4.5m~11.5m、計215枚)からアンカー計36本を路体に打ち込み、アンカー頭部に鋼製台座等を設置して土留壁(延長129.0m)を築造したものである。

同市は、本件土留壁を「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説」(社団法人地盤工学会編)等(以下「基準等」という。)に基づいて、次のように設計し、これにより施工することとしていた(参考図参照)。

- ① 鋼矢板を土中に建て込み、アンカーを路体に打ち込んだ後、鋼矢板に等辺山形鋼を三角形に組んで製作した計214個のブラケットを上下二段(上下各107個)に脚長8mmのすみ肉溶接^(注)により固定する。
- ② ブラケットの上に、腹起し材としてH型鋼を上下二段に設置して、鋼矢板と腹起し材の間に充填材を設置する。

③ アンカー頭部に鋼製台座を設置した後、アンカーを緊張させ、緊張完了後にアンカーキャップ等を設置して、鋼製台座を介してアンカーと腹起し材を結合する。

しかし、現地の状況を確認するなどして検査したところ、土留壁の施工が次のとおり適切でなかった。

充填材については、214か所の全てにおいて設置されておらず、鋼矢板と腹起し材の間に隙間が生じている箇所が見受けられた。このため、腹起し材が鋼矢板からの荷重を均等に受けて、これをアンカーに平均して伝達させることができず、鋼矢板からの荷重が一部のアンカーに集中するおそれがある状況となっていた。

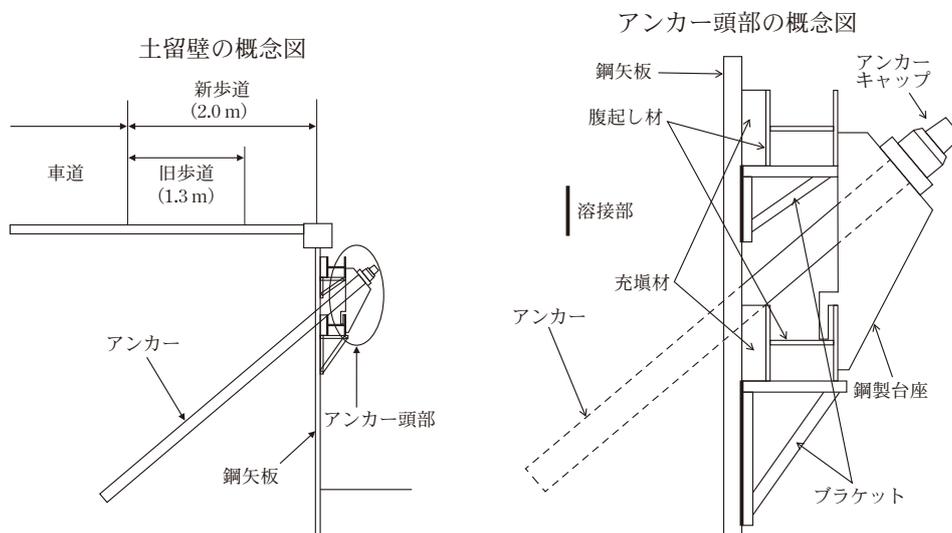
また、ブラケットについては、214個全てにおいて鋼矢板との溶接部の脚長が設計値である8mmを満たしていない部分が見受けられた。このうち131個はその脚長が4mm以下となっており、さらに、溶接が途切れているものやブラケットの端部が溶接により溶けているものが見受けられた。このように、溶接が著しく粗雑なものとなっており、ブラケットと鋼矢板が一体化していないため、腹起し材及び鋼製台座がブラケットにより十分に支持されないおそれがある状況となっていた。

したがって、本件矢板工及びアンカー工は、施工が設計と著しく相違して粗雑なものとなっていて、矢板工、アンカー工及びその上部に施工された舗装工等(工事費相当額65,129,000円)は、工事の目的を達しておらず、これに係る交付金相当額42,333,850円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、請負人が設計図書等に対する理解が十分でなく、粗雑な施工を行っていたのに、これに対する同市の監督及び検査が適切でなかったことなどによると認められる。

(注) すみ肉溶接 ほぼ直交する二つの部材の面をつなぐ三角形の断面を持つ溶接

(参考図)



モルタル吹付工の施工が設計と相違していたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 7,095,489円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
(361) 山梨県	山梨市	社会資本整備総合交付金	23, 24	千円 245,355 (245,355)	千円 140,881	千円 12,533 (12,533)	千円 7,095

この交付金事業は、山梨市が、1級市道野背坂線道路改良事業の一環として、同市市川地内において、道路の山側切土法面を保護するなどのために、土工、植生工、モルタル吹付工等を実施したものである。

同市は、このうち、モルタル吹付工計1,828㎡(平成23年度施工分1,200㎡、24年度施工分628㎡)について、設計図書等により、次のように施工することとしていた。

- ① モルタル吹付層と地山とが密着するよう、地山が岩盤の場合には、ごみ、泥土、浮石等の吹付材の付着に害となるものを除去する。
- ② モルタル吹付層を補強するために、菱形金網(網目5cm×5cm)を布設する。金網は、モルタル吹付層の中央に位置するよう、かつ、吹付けなどにより移動しないよう、アンカーピン等を使用して固定する。
- ③ モルタルを厚さ8cm(以下「設計厚さ」という。)に吹き付ける。そして、許容される最小吹付け厚さは6cm、平均吹付け厚さは設計厚さ以上とする。
- ④ 吹付箇所に付着しないで周辺に飛び散ったはね返り材は速やかに取り除いて施工する。

しかし、現地を確認したところ、モルタル吹付工を施工した法面計1,828㎡に多数の亀裂が発生するなどしていた。そこで、当該法面の計94か所(23年度施工分62か所、24年度施工分32か所)においてコアを採取するなどして、モルタル吹付けの施工状況について確認したところ、次のような状況となっていた。

コアを採取した箇所の平均吹付け厚さは、23年度施工分で6.6cm、24年度施工分で5.5cmとなっていて、いずれも設計厚さを下回っていた。そして、上記94か所の中には許容される最小吹付け厚さの6cmを下回っているコアが計50か所(23年度施工分30か所(吹付け厚さ1.1cm～5.9cm)、24年度施工分20か所(同2.9cm～5.5cm))あった。また、モルタル吹付層と地山との間に、泥土やはね返り材等が残存していて、モルタル吹付層が地山に密着していないものが計59か所(23年度施工分45か所、24年度施工分14か所)あった。さらに、金網が地山に直接張り付いていたり、はね返り材等の中に埋もれていたり、設計図書等に示された所定の位置より地山寄りに大きくずれていたりしていたものが計88か所(23年度施工分61か所、24年度施工分27か所)あった。

したがって、本件モルタル吹付工計1,828㎡(工事費相当額計12,533,000円)は、施工が設計と著しく相違して粗雑なものとなっていて、工事の目的を達しておらず、これに係る交付金相当額計7,095,489円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、請負人が粗雑な施工を行っていたのに、これに対する同市の監督及び検査が適切でなかったことなどによると認められる。

(5) 工事の実施計画が適切でなかったもの 1件 不当と認める国庫補助金 99,109,500円
 沈砂池ポンプ棟の耐震補強工事において、耐震補強の目的を達していなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 99,109,500円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める事業 費 (国庫補助 対象 事業費)	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
(362) 埼玉県	埼玉県	地域自主 戦略交付 金	24、25	千円 198,219 (198,219)	千円 99,109	千円 198,219 (198,219)	千円 99,109

この交付金事業は、埼玉県が、下水道総合地震対策事業の一環として、比企郡川島町大字伊草地区内において、川島南中継沈砂池ポンプ棟(以下「ポンプ棟」という。)の耐震性能を確保するために、基礎杭の増設、建物内部の底版及び壁の増厚等の耐震補強工事を実施したものである。

同県は、本件工事の実施に先立ち、「下水道施設の耐震対策指針と解説」(社団法人日本下水道協会編)等に基づき、ポンプ棟の耐震性能を照査した結果、基礎部及び建物内部の沈砂機械室、ポンプ室等の底版や壁について、地震時における所要の耐力を有していないことが判明したことから、所要の耐力を確保するために、ポンプ棟全体を一体的に補強することとして、次のとおり耐震設計を行っていた。

- ① 基礎部については、新たに基礎杭を40本増設する。
- ② 建物内部の沈砂機械室、ポンプ室等の底版や壁については、コンクリートの増厚、鉄筋の増設等を行う。

そして、同県は、上記の耐震設計に基づく耐震補強工事のうち、基礎部や沈砂機械室等のみを本件工事において補強することとして、これにより施工していた。一方、ポンプ室については、設置している機械設備が平成35年度頃に更新予定であることから、その更新時期に合わせて補強する計画としていた。

しかし、前記のとおり、ポンプ棟全体を一体的に補強することとして耐震設計を行っていることから、本件工事において、ポンプ室を補強しないこととした場合、基礎杭の増設や沈砂機械室等の補強により、ポンプ室の各部材に生ずる応力等が変化することとなる。

そこで、改めて本件工事の実施後におけるポンプ室の耐震性能を照査したところ、レベル2地震動時における底版左端部の発生曲げモーメントが、工事の実施前は217.70kN・mと終局耐力225.83kN・mを下回っていて耐力を確保できていたのに、工事の実施により267.20kN・mと上記の終局耐力を上回ることとなり、必要な耐力を確保できていない状況となっているなどしていた。さらに、レベル1地震動時における底版左端部の鉄筋の引張応力度については、工事の実施前は277.69N/mm²と許容引張応力度270N/mm²を既に上回っていたが、工事の実施により359.40N/mm²と、更に上回るなどしていた。

したがって、本件工事(工事費198,219,000円)は、実施計画が適切でなかったため、工事の実施によりポンプ室の耐震性能が低下しており、その状態が長期にわたり継続することとなっていて、耐震補強の目的を達しておらず、これに係る交付金交付額99,109,500円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、耐震補強工事を段階的に実施した場合に各部材に生ずる応力等の変化を考慮した工事の実施計画についての検討が十分でなかったことなどによると認められる。

(注1) レベル1地震動・レベル2地震動 「レベル1地震動」とは、ポンプ場等の供用期間中に発生する確率が高い地震動をいい、「レベル2地震動」とは、ポンプ場等の供用期間中に発生する確率は低い大きな強度を持つ地震動をいう。

(注2) 曲げモーメント 外力が部材に作用し、これを曲げようとする力の大きさをいう。

(注3) 終局耐力 外力が部材に作用した時に、部材の破壊に対する耐力をいう。

(注4) 引張応力度・許容引張応力度 「引張応力度」とは、部材に外から引張力がかかったとき、そのために部材の内部に生ずる力の単位面積当たりの大きさをいい、その数値が設計上許される上限を「許容引張応力度」という。

(6) 補助の目的外に使用するなどしていたもの

1件 不当と認める国庫補助金 19,844,000円

地域住宅モデル普及推進事業により整備した展示住宅を目的外に使用するなどしていたもの
(1件 不当と認める国庫補助金 19,844,000円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対す る国庫補 助金等交 付額	不当と認 める事業 費 (国庫補 助対象 事業費)	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(363) 国土交通 本省	福 岡 県 槽 屋 郡 久 山 町	地域住宅 モデル普 及推進	20、21	26,764 (24,376)	22,176	24,346 (21,998)	19,844

この補助事業は、久山町が、地域の特性に応じた長寿命の住宅の普及に資するために、地域の建材の活用等に配慮した展示住宅1棟(木造1階建て)を整備したものである。

国土交通省が定めた地域住宅モデル普及推進事業実施要領(平成21年制定)によれば、事業主体が展示住宅の用に供するとした年数の経過を待たずして、展示住宅を補助金の交付の目的に反して使用したり、譲渡したりなどしてはならないこととされている。

同町は、22年4月から29年3月までの7年間にわたって展示の用に供するとして、展示住宅の整備を事業費26,764,905円(国庫補助対象事業費24,376,000円)で実施し、国庫補助金22,176,000円の交付を受けていた。

しかし、同町は、展示住宅としての使用を開始した直後の22年5月から、就学前の子供を持つ町内在住の家族が使用できる子育て支援のための施設(以下「子育て支援センター」という。)として本件展示住宅を使用するなどしていた。

したがって、本件展示住宅(子育て支援センターとして使用を開始した日以降の期間等に係る国庫補助対象事業費21,998,735円)は、補助の目的外に使用されるなどしており、これに係る国庫補助金相当額19,844,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同町において、展示住宅の適正な管理に対する認識が欠けていたことなどによると認められる。

(7) 工事の契約処置が適切でなかったもの 1件 不当と認める国庫補助金 1,410,734円

当初契約時の設計数量と比較して再利用材の使用数量が増加し、購入材の使用数量が減少していたのに、変更契約に反映させていなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 1,410,734円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対す る国庫補 助金等交 付額	不当と認 める事業 費 (国庫補 助対象 事業費)	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(364) 長 野 県	東 筑 摩 郡 麻 績 村	社会資本 整備総合 交付金	24	102,883 (98,500)	41,600	3,683 (3,526)	1,410

この交付金事業は、麻績村が、木造の地域交流施設の耐震性能の向上を図るために、既存の床材、壁材、天井材等(以下「床材等」という。)を取り外して、床下の基礎コンクリートや天井部の梁の増設等を工事費102,883,200円(交付対象事業費98,500,000円、交付金交付額41,600,000円)で実施したものである。

同村は、本件工事の設計に当たり、取り外した床材等について、状態が良いと判断したものは再利用(以下、再利用した床材等を「再利用材」という。)し、状態が悪いと判断したものは廃棄し、新たに購入(以下、新たに購入した床材等を「購入材」という。)するなどして、床、壁、天井等を復旧することとしていた。そして、床材等の再利用の可否は取り外した後に状態を確認しなければ判断できないことから、当初契約(工事費 98,490,000 円)では、再利用材及び購入材について、設計数量を、それぞれ半数ずつと想定し、工事発注後の請負業者との協議において実際に使用した数量を確認して設計数量に反映させ変更契約を締結することとしていた。しかし、同村は、本件工事で実際に取り外した床材等が、当初契約時の想定よりも状態の良いものが多かったことから、再利用材の使用数量が大幅に増加して購入材の使用数量が大幅に減少していたのに、再利用材及び購入材について、使用数量を設計数量に反映させないで変更契約(工事費 102,883,200 円)を締結して、請負代金を支払っていた。

したがって、再利用材及び購入材について、使用数量により工事費を修正計算すると 99,199,422 円(交付対象事業費 94,973,164 円)となり、前記の工事費 102,883,200 円(交付対象事業費 98,500,000 円)はこれに比べて 3,683,778 円(交付対象事業費 3,526,836 円)過大となっており、これに係る交付金相当額 1,410,734 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同村において、再利用材及び購入材について、前記の請負業者との協議における使用数量の確認が十分でなく、変更契約時に使用数量を設計数量に適切に反映すべきとの認識が欠けていたことなどによると認められる。

(8) 工事費の積算が過大となっていたもの 1件 不当と認める国庫補助金 1,264,460 円
 直立消波ブロック補修工費の積算が過大となっていたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 1,264,460 円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(365) 関東地方整備局	千葉県	地域自主戦略交付金	24	20,265 (20,265)	7,320	3,500 (3,500)	1,264

この交付金事業は、千葉県が、木更津港で不要となった直立消波ブロック(以下「ブロック」という。)計 272 個を千葉県で護岸として再利用するために、ブロックを運搬する際に必要となる吊金具を取り付ける工事(以下「吊金具設置工」という。)等のブロック補修工事を実施したものである。

吊金具設置工は、設計図面等によれば、ブロックを削孔し、その孔の中に円筒状の固着剤を入れ、その上から直径 25mm のアンカー鉄筋を差し込み固着剤によりブロックに固定し、アンカー鉄筋と一般構造用圧延鋼材のプレート(以下「プレート」という。)を溶接することにより、ブロック 1 個当たり 4 か所に吊金具を取り付けることとしていた。

同県は、吊金具設置工に係る費用(以下「吊金具設置工費」という。)の積算に当たり、同県制定の積算基準に基づくなどしている。このうち、溶接工費については、アンカー鉄筋の形状に合わせて切欠きを設けたプレートをアンカー鉄筋にかぶせて、プレートの両面を吊金具 1 か所当たり溶接長 0.28m、脚長 6mm で溶接を行うこととし、ブロック 1 個当たり溶接長 1.12m (0.28m × 4 か所)に脚長 6mm の突き合わせ溶接^(注1)の施工単価を乗じて算定していた。また、アンカー鉄筋を固定する固着剤については、直

径 35mm の材料単価を適用していた。そして、これらを積み上げるなどして、ブロック 1 個当たりの吊金具設置工の施工単価を 32,400 円と算定し、これにブロックの総数 272 個を乗じて、吊金具設置工費を 8,812,800 円と積算していた。

その後、施工の際に、請負人から、施工性の向上を理由に切欠きを設けないプレートをアンカー鉄筋に添えて、プレートの片面を溶接する方法に変更する旨の申出があり、同県は、請負人が作成した構造計算書に基づき、吊金具 1 か所当たりの溶接長を 0.062m、脚長を 12mm としてブロック 1 個当たり溶接長 0.25m (0.062m × 4 か所) ^(注2) ですみ肉溶接を行えば必要な強度を十分確保できるとしていた。そして、申出のあった溶接方法による施工を指示していた。

しかし、同県は、上記のような溶接方法による施工を指示していたのに、吊金具設置工費の積算の見直しを行っておらず、設計変更の措置を執っていなかった。また、同県は、設計図面によれば、固着剤については、直径 28.5mm のものを使用することとしていて、施工においてもこれを使用しているのに、積算に当たり、誤って前記のとおり直径 35mm の材料単価を適用していた。

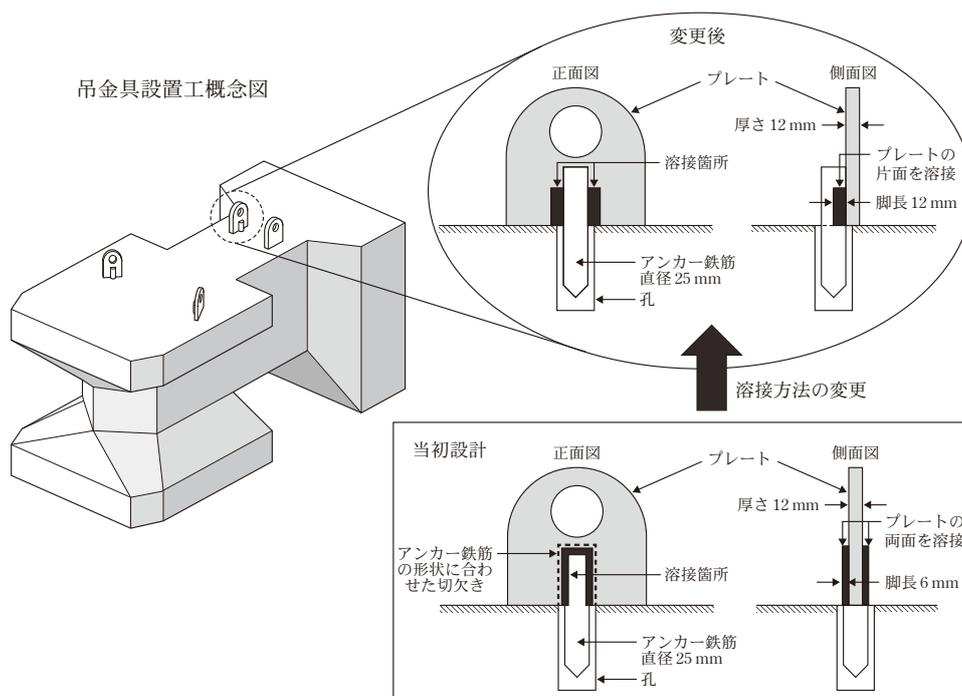
したがって、変更後の溶接方法に基づく溶接長、使用することとしていた固着剤の材料単価等を用いるなどして、ブロック 1 個当たりの適正な施工単価を算定すると、積算過小となっていたアンカー鉄筋挿入工費等を考慮しても 22,165 円となって吊金具設置工費は 6,028,880 円となり、前記の積算額は 2,783,920 円過大となることから、工事費総額は 16,747,500 円と算定され、本件工事費 20,265,000 円はこれに比べて約 350 万円割高となっていて、これに係る交付金相当額 1,264,460 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、設計変更等に対する発注者としての認識が欠けていたこと及び積算内容に対する審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(注 1) 突き合わせ溶接 二つの部材をほぼ同じ面内で突き合わせて接合する溶接

(注 2) すみ肉溶接 ほぼ直交する二つの部材の面をつなぐ三角形の断面を持つ溶接

(参 考 図)



意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 車両管理業務委託契約について、非運行日に係る委託費の取扱いを明確に定めることにより、委託費の支払が業務の実態に即して適切に行われるよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)国土交通本省共通費 等
部 局 等	49 地方事務所等
車両管理業務委託契約の概要	職員が外部との打合せや工事施工管理を行う際の移動等の用に供するために、受託者が業務に必要な車両管理員を手配して委託車両の運行等を行うもの
契約の相手方	9 会社
契 約	平成 23 年 4 月、24 年 4 月 一般競争契約
非運行日が生じている契約件数	98 件(平成 23、24 両年度)
上記の契約に係る委託費の支払額	20 億 1889 万余円
節減できた委託費の支払額	8129 万円(平成 23、24 両年度)

【是正改善の処置を求めたものの全文】

車両管理業務委託契約における委託費の支払等について

(平成 26 年 10 月 17 日付け 国土交通大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 車両管理業務委託契約の概要等

(1) 貴省が保有する公用車の概要

貴省は、地方整備局、北海道開発局、これらの管内の河川事務所、国道事務所等(以下、これらを総称して「地方事務所等」という。)において、職員が外部との打合せや工事施工管理を行う際の移動等の用に供するために、公用車(以下「車両」という。)を多数保有している。

地方事務所等においては、運転を主たる業務とする職員が車両を運行しているほか、車両管理業務委託契約に基づき車両管理業務として受託者が手配した運転手(以下「車両管理員」という。)が車両を運行している(以下、車両管理員が運行する車両を「委託車両」という。)

(2) 車両管理業務委託契約の概要

貴省は、車両管理業務委託契約の透明性、競争性等の確保のために、地方事務所等が締結する業務委託契約書(以下「契約書」という。)及び車両管理業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)を統一的な内容としている。

契約書、仕様書等によれば、当該契約の受託者は、全ての委託車両を同時に運行できる

よう委託業務全体を管理して業務に支障を来さないように運行できる体制を整備しておくこと、委託業務に必要な車両管理員を手配して、委託車両の運行等を行うこと、委託車両を運行する車両管理員を統率する者(以下「車両管理責任者」という。)を1名以上配置すること、災害等の緊急事態において地域の実情に応じた所定の時間内に委託車両が運行できる体制を整備しておくことなどとされている。

また、委託車両の使用に当たっては、職員から申請を受けた地方事務所等が運行日前日までに車両管理責任者に委託車両の運行を指示し、車両管理責任者は、この指示に基づき、運行計画書を作成して地方事務所等に提出するとともに、車両管理員に委託車両の運行を指示することとされている。指示を受けた車両管理員は、運行計画書に基づき、委託車両の運行を行ったり、委託車両の運行前点検や燃料及び油脂類の補給等の管理業務を行ったりするとともに、1日の業務を終了した都度、運転日報を作成して車両管理責任者に提出することとされている。

さらに、車両管理責任者は、運転日報等の報告書を地方事務所等に提出し、これらに基づいて受託者は、月ごとに車両管理委託費(以下「委託費」という。)を地方事務所等に請求することとされている。

(3) 地方事務所等における委託費の算定等

貴省は、車両管理業務委託契約の実施に当たり、車両管理業務委託積算基準を定めて地方事務所等にその内容を通知するなどしている。上記の積算基準によれば、委託車両の運行等の業務を実施する日(以下「業務実施予定日」という。)については、貴省の職員就業規則等に定める年間勤務日数等に準ずること、委託費の月額基本料金については、直接人件費等の直接業務費、諸経費等の間接業務費を基に算定することとされている。そして、直接人件費のうち、車両管理員に係る経費については、委託車両1台に対して1名の車両管理員を充てることとして積算し、年間の業務実施予定日数(平成23年度244日、24年度245日)に一般運転手の労務単価を乗じて、更に月数12で除した金額を、委託車両1台当たりの月額単価とすることとされている。

一方、契約書、仕様書等によれば、委託車両ごとに月間の基本走行距離が定められており、これに必要な経費は月額基本料金に含まれていることから、委託車両の走行距離に応じて委託費の月額基本料金を増減させるとともに、受託者の都合で業務実施予定日に業務を履行しなかった場合は、月額基本料金を減額することとされている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、車両管理業務委託契約に係る委託費の支払が業務の実態に即したものとなっているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、平成23、24両年度のいずれの年度も5台以上の車両を保有し、このうち1台以上を委託車両として運行していた49地方事務所等^(注)において、23、24両年度に9会社と一般競争契約により締結した車両管理業務委託契約98件、支払額23年度9億6757万余円、24年度10億5131万余円、計20億1889万余円を対象として、契約書、仕様書、運転日報等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注) 49 地方事務所等 関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州各地方整備局本局、函館、室蘭、帯広、網走、留萌、稚内各開発建設部、常陸、高田、福井、甲府、浜松、沼津、福知山、姫路、紀南、山口、徳島、香川、高知、中村、長崎、八代、大分、佐伯、宮崎各河川国道事務所、千歳川、霞ヶ浦、庄内川、川内川各河川事務所、相武、岐阜、高山、鹿児島各国道事務所、札幌、帯広、岩見沢、苫小牧、千歳、滝川、深川、浦河、足寄各道路事務所

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

49 地方事務所等における委託車両は、23 年度 195 台、24 年度 199 台となっていたが、これらの委託車両の運行状況をみると、車両管理責任者による運行計画書が作成されておらず、かつ、車両の修理、給油等を含む仕様書等に示されている委託業務が全く実施されていない日(以下「非運行日」という。)が、23 年度 4,247 日、24 年度 4,141 日生じていた。そして、23、24 両年度の業務実施予定日数に占める非運行日の割合は 23 年度 8.9%、24 年度 8.4% となっていたほか、委託車両 1 台当たりの年間平均非運行日が 30 日以上生じていた車両管理業務委託契約は 23 年度 9 契約、24 年度 10 契約、計 19 契約あり、このうち 3 契約は 90 日を超えていた。

そして、49 地方事務所等は、受託者の都合で業務実施予定日に業務を履行しなかった場合、委託費の月額基本料金を減額することとされているが、非運行日は、契約書、仕様書等に定めがないことから、月額基本料金を減額することなく委託費を支払っていた。

しかし、委託車両の運行等の委託業務は、前記のように、運行日の前日までに提出される運行計画書に基づき実施されることから、非運行日は車両管理員による業務を要しない日となるにもかかわらず、車両を運行した日と同様に月額基本料金を減額することなく委託費を支払っていることは適切とは認められない。

(節減できた車両管理業務委託契約の委託費)

49 地方事務所等が 23、24 両年度に締結した車両管理業務委託契約 98 件について、非運行日に係る人件費相当額を月額基本料金から減額するなどして委託費の支払額を算定すると、23、24 両年度にそれぞれ 3995 万円、4134 万円、計 8129 万円が節減できたと認められる。

(是正改善を必要とする事態)

車両管理業務において、非運行日は車両管理員による業務を要しない日となるのに、非運行日に係る月額基本料金を減額することなく委託費を支払っている事態は適切ではなく、是正改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、地方事務所等において、車両管理業務について業務実態に即した委託費を支払うことに対する理解が十分でないことにもよるが、貴省において、委託業務の内容を定めた契約書、仕様書等に非運行日に係る委託費の取扱いを明確に定めていないことなどによると認められる。

3 本院が求める是正改善の処置

貴省は、今後も引き続き地方事務所等において委託車両を運行することとしているが、車両管理業務委託契約に係る委託費については、業務の実態に即した支払とすることが重要である。

については、貴省において、車両管理業務委託契約の実施に関して、災害等の緊急事態における車両の運行体制について配慮しつつ、契約書、仕様書等に非運行日に係る委託費の取扱いを明確に定めるよう是正改善の処置を求める。

- (2) 船舶の航行の安全管理に係る業務の実施に当たり、業務に従事する技術者の業務の内容に即した職種を適用して直接人件費を積算するとともに、必要性を十分に検討した上で作業等を実施することとして業務費の低減を図るよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	社会資本整備事業特別会計(港湾勘定) (項)港湾事業費
部 局 等	4 地方整備局
契約の概要	船舶が輻輳することとなる港湾工事の実施に当たり、港湾工事等に関する情報を収集したり、航行する船舶の動静を監視したりして、港湾関係者に工事情報等を周知するなどの船舶の航行の安全管理に係る業務を行うもの
契約の相手方	4 公益社団法人
検査の対象とした契約件数及び契約金額	38件 12億3003万余円(平成23年度～25年度)
直接人件費の積算額	4億7219万余円
上記のうち低減できた直接人件費の積算額	3900万円
積上経費が計上されていた契約件数及び金額	26件 1億1316万余円(平成23年度～25年度)
上記のうち必要性を十分に検討することなく実施していた作業等に係る積上経費の金額	1815万円

【是正改善の処置を求めたものの全文】

船舶の航行安全に係る業務費について

(平成26年10月30日付け 国土交通大臣宛て)

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 船舶の航行安全に係る業務の概要

(1) 船舶の航行安全に係る業務の概要

貴省は、港湾整備事業の一環として、浚渫^{しゅんせつ}工事等の港湾工事を毎年度多数実施している。港湾工事を実施する主体である地方整備局は、港湾施設の工事施工区域近辺で工事用船舶と一般船舶(以下「船舶」という。)が輻輳^{ふくそう}することとなる工事の実施に当たって、工事に先立って、船舶の航行安全対策を策定している。航行安全対策の策定に当たって、地方

整備局は、有識者、港湾利用者及び行政関係者で構成される委員会を開催して船舶の航行安全対策を検討し、当該工事に係る航行安全対策を取りまとめた報告書を作成している。

そして、地方整備局は、上記の報告書により船舶の航行安全対策が必要とされた港湾及び航路における船舶の航行の安全管理等を行うために、船舶航行安全管理業務(以下「管理業務」という。)を請負契約により実施している。

管理業務は、港湾工事等に関する情報の収集をしたり、航行する船舶を目視できる近隣の事務所を借り上げるなどして、AIS(船舶自動認識装置)受信機や双眼鏡等を用いて工事施工区域近辺を航行する船舶の動静を監視したりして、港湾関係者に工事情報等を周知するなどのものである。

(2) 管理業務費の積算の概要

地方整備局は、管理業務費の積算に当たって、管理業務が港湾事業に係る計画、開発、調査等の業務及び設計業務(以下、これらを合わせて「設計等業務」という。)に類似する業務であるとして、設計等業務の積算に使用する貴省港湾局制定の「港湾請負工事積算基準」等(以下「積算基準等」という。)を準用している。

そして、管理業務費の積算は、積算基準等に基づき直接人件費及び直接経費を合算するなどして行われている。このうち直接人件費の積算については、海難防止に関する調査研究等を行っている公益社団法人(以下「法人」という。)から見積りを徴するなどして、積算基準等において定義されている管理業務に従事する技術者ごとの業務内容に対応した職種を適用し、その職種ごとに定められた労務単価に作業従事人日数を乗ずるなどして行われている。

各職種が行う主な業務を示すと表のとおりであり、主な業務のうち、定型業務は、調査の項目、方法等が指定され、作業量、所要工期等も明確な業務等とされており、非定型業務は、調査の項目、方法等が未定で最適な業務計画、手法等を確立して対応することが求められる業務等とされている。

表 技術者の職種及び主な業務

職 種	主 な 業 務
主任技師	定型業務に精通し部下を指導して複数の業務を担当する。また、非定型業務を指導し、最重要部分を担当する。
技師(A)	高度な定型業務を複数担当する。また、上司の指導の下に非定型的な業務を担当する。
技師(B)	一般的な定型業務を複数担当する。また、上司の包括的指示の下に高度な定型業務を担当する。
技師(C)	上司の包括的指示の下に一般的な定型業務を担当する。また、上司の指導の下に高度な定型業務を担当する。
技術員	上司の指導の下に一般的な定型業務の一部を担当する。また、補助員を指導して基礎的資料を作成する。

また、直接経費の積算については、水道光熱費や通信交通費等の経費は、直接人件費に積算基準等の所定の率を乗じて算出し、借上費、港湾関係者に必要な工事情報等を周知するための役務費等の経費は、法人から見積りを徴するなどして必要経費を積み上げて算出(以下、必要経費を積み上げて算出する直接経費を「積上経費」という。)して行われている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

貴省は、船舶の航行安全対策が必要とされた港湾工事において管理業務を実施することとしており、これに係る費用は毎年度多額に上っている。そこで、本院は、経済性等の観点から、管理業務費のうち、直接人件費の積算において適用している職種は業務の内容に即したのものとなっているか、また、積上経費として計上して実施している作業等は管理業務を実施する上で必要性があるものとなっているかなどに着眼して、4^(注1)地方整備局が14^(注2)港等において平成23年度から25年度までの間に実施した管理業務に係る契約計38件(契約金額計12億3003万余円)を対象に、4^(注3)地方整備局において設計図書等の書類を確認したり、契約相手方の4法人において管理業務に関する調書を徴したり、管理業務を実施している現場に赴いて現地の状況を確認したりするなどして会計実地検査を行った。

(注1) 4地方整備局 近畿、中国、四国、九州各地方整備局

(注2) 14港等 大阪、神戸、境、水島、徳山下松、宇部、尾道糸崎、高松、松山、博多、北九州、鹿児島各港、備讃瀬戸、関門両航路

(注3) 4法人 公益社団法人日本海海難防止協会、公益社団法人神戸海難防止研究会、公益社団法人瀬戸内海海上安全協会、公益社団法人西部海難防止協会

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 直接人件費について

4地方整備局は、特記仕様書において、管理業務を実施し統括する技術者(以下「統括技術者」という。)を必ず配置するほか、統括技術者の指示の下に、工事請負業者等との連絡や資料の作成等の業務を担当する技術者(以下「担当技術者」という。)を業務量等に応じて配置することを定めていた。そして、4地方整備局は、配置する統括技術者及び担当技術者の直接人件費の積算に当たって、法人から徴した見積りなどを基にいずれかの職種を適用し、その職種ごとに定められた労務単価に作業従事人日数を乗ずるなどして、14港等に係る38件の契約の直接人件費を計4億7219万余円としていた。

そこで、38件の契約の統括技術者及び担当技術者の積算における職種の適用状況についてみたところ、統括技術者については、「主任技師」、「技師(A)」又は「技師(B)」となっていた。また、担当技術者については、「技師(A)」、「技師(B)」又は「技師(C)」となっていて、各管理業務において職種の適用が異なっていた。

しかし、管理業務を実施している14港等は、いずれも海上輸送網の拠点となる港湾等であり、上記の統括技術者及び担当技術者のそれぞれの業務内容は、特記仕様書、作業日報等によると、各管理業務を通じて同様となっていた。

そして、前記38件の契約において、統括技術者の業務は、特記仕様書において全ての項目、方法等が明確に示されている定型業務であり、船舶の運航等に関する高度な知識や業務経験を基に工事情報等の収集及び整理・分析や船舶との運航調整等を行うなどの高度な業務を自らの判断の下に実施するものとなっていた。また、担当技術者の業務は、統括技術者の指導の下に、港湾関係者に工事情報等を周知したり、作業日報等の基礎的な資料を作成したりするなどの一般的な定型業務の一部を担当するものとなっていた。

したがって、本件管理業務における統括技術者は、高度な定型業務を自らの判断の下に実施していることから、「技師(A)」の職種に相当し、担当技術者は、高度な定型業務を担当しておらず、上司の指導の下に一般的な定型業務の一部を担当していることから、「技術員」の職種に相当すると認められる。

そして、統括技術者の職種については「技師(A)」、担当技術者が配置されている場合の職種については「技術員」を適用することとして、直接人件費の積算額を修正計算すると、前記38件の契約の直接人件費計4億7219万余円は計4億3318万余円となり、3900万余円低減できたと認められる。

(2) 積上経費について

38件の契約のうち26件については、積上経費を計1億1316万余円計上している。このうち3地方整備局^(注4)が実施した16件の契約については、法人から見積りを徴するなどして、航行安全対策の対象となる工事情報を港湾関係者に周知するためのリーフレット等の印刷、配布の作業等に関する経費計1815万余円を積上経費として計上していた。そして、これらの作業等を当該管理業務の特記仕様書に定めて、本件契約の相手方である法人に実施させていた。

一方、残りの10件の契約においては、ファックスその他の通信手段で必要な工事情報を随時伝達できることなどから、リーフレット等の印刷等は行っておらず、これに関する経費は計上していなかった。しかし、上記の16件の契約においては、同様の手段で必要な工事情報等を随時伝達できると考えられるのに、3地方整備局は、リーフレット等の印刷等の必要性を十分に検討することなく法人から徴した見積りに基づき作業等を実施していた。

(注4) 3地方整備局 近畿、中国、四国各地方整備局

(是正改善を必要とする事態)

管理業務費の積算に当たり、統括技術者及び担当技術者に適用する職種について業務内容を十分に考慮することなく決定して直接人件費を算出している事態、また、管理業務において必要性を十分に検討することなく見積りに基づき作業等を実施している事態は適切ではなく、是正改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、管理業務の内容に即した直接人件費の積算を行うための職種の適用方法や積上経費として計上する作業等を明確にするための基準が定められていないことなどによると認められる。

3 本院が求める是正改善の処置

貴省は、港湾整備事業の一環として、今後も引き続き、多数の管理業務を実施することが見込まれる。

については、貴省において、管理業務費の積算に当たり、統括技術者及び担当技術者の直接人件費の積算において適用する職種が業務の内容に即したものとなるよう、また、管理業務において必要性を十分に検討した上で作業等を実施することとするよう、職種の適用方法や積上経費として計上する作業等について明確な基準を定めるなどして、管理業務費の低減を図るよう是正改善の処置を求める。

(3) 住宅セーフティネット整備推進事業及び今後の要配慮者の住宅確保に係る事業について、経理等の適正化を図ったり事務処理体制を見直したりするよう是正改善の処置を求め、及び事業実施後の賃貸住宅の的確な管理を図るよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)住宅防災事業費
部 局 等	国土交通本省
補助の根拠	予算補助
補助事業者	(1) 株式会社市浦ハウジング&プランニング (2) 株式会社URリンケージ
間接補助事業者 (事業主体)	(1) 有限会社J・O企画等 30 事業主体 (2) 有限会社恒志堂等 47 事業主体 (1)及び(2)の純計 63 事業主体
補助事業	(1) ストック活用型住宅セーフティネット整備推進事業 (2) 民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業
補助事業の概要	住宅確保要配慮者の入居等を条件として、空家のある民間賃貸住宅の改修工事に要する費用の一部を補助するもの
上記の事業主体 が実施した改修 工事に係る工事 費	35 億 3580 万余円(平成 22 年度～24 年度)
上記の工事費に 対する国庫補助 金交付額	9 億 9189 万余円
補助要件を満た していなかった りSN事業の経 理が適正を欠い ていたりしてい た事業主体数及 び過大となっ ていた国庫補助 金相当額	31 事業主体 2 億 6235 万円(平成 22 年度～24 年度)
補助要件を満た しているか確認 できなかったな どの事業主体数 及び国庫補助金 交付額(1)	22 事業主体 2 億 2559 万円(平成 22 年度～24 年度)
SN事業実施後 の賃貸住宅にお いて、的確な管 理が図られてい なかった事業主 体数及び国庫補 助金交付額(2)	11 事業主体 1 億 2139 万円(平成 22 年度～24 年度)
(1)及び(2)の純計	25 事業主体 3 億 1059 万円(背景金額)

(前掲 553 ページの「虚偽の内容の交付申請や実績報告を行うなどして、実績報告書の工事費より低額で改修工事を実施したり、補助要件を満たさない賃貸住宅を補助の対象としたりなどしていたもの」参照)

【是正改善の処置を求め及び意見を表示したものの全文】

住宅セーフティネット整備推進事業について

(平成 26 年 10 月 30 日付け 国土交通大臣宛て)

標記について、下記のとおり、会計検査院法第 34 条の規定により是正改善の処置を求め、及び同法第 36 条の規定により意見を表示する。

記

1 事業の概要

(1) 住宅セーフティネット整備推進事業の概要

貴省は、平成 22 年度から、既存の民間賃貸住宅(以下「賃貸住宅」という。)の質の向上と空家の有効活用により、高齢者世帯、子育て世帯、低額所得者等の住宅確保要配慮者(以下「要配慮者」という。)の居住の安定確保を図るなどのために、空家を有する賃貸住宅の改修工事を行う事業主体に対して、要配慮者の入居等を条件として、当該改修工事に要する費用の一部(補助率 3 分の 1。空家 1 戸当たりの限度額 100 万円)について補助している。

この国庫補助事業は、22 年度にストック活用型住宅セーフティネット整備推進事業(23 年度繰越分を含む。以下「22 年度事業」という。)として、また、24 年度に民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業(以下「24 年度事業」という。)として実施されており、事業主体数及び国庫補助金交付額は、22 年度事業で 2,693 事業主体、80 億 7301 万余円、24 年度事業で 4,429 事業主体、95 億 1720 万余円に上っている。そして、この国庫補助事業は、25、26 両年度においても、同様の国庫補助金の交付を受けるための要件(以下「補助要件」という。)の下に、24 年度事業から引き続き実施されている(以下、22 年度事業、24 年度事業及び 25、26 両年度に実施されている事業を合わせて「SN 事業」という。)

貴省は、SN 事業の実施に当たり、国土交通大臣が公募により選定した者(以下「事務事業者」という。)に国庫補助金を交付して、間接補助事業者となる事業主体からの国庫補助金に係る交付申請書の受理、交付決定、実績報告書等の審査、額の確定、交付、現地調査等の事務を行わせることとしており、22 年度事業については株式会社市浦ハウジング&プランニングを、24 年度事業については株式会社 UR リンケージをそれぞれ事務事業者に選定している。

(注 1) 事業主体 22 年度事業については、賃貸住宅の所有者又は所有者から賃貸住宅の管理を委託された者、請負業者等で SN 事業を的確に執行できる者、また、24 年度事業、平成 25、26 両年度に実施されている事業については、賃貸住宅の所有者又は所有者の同意を得て改修工事を発注する者

(2) 補助要件及び SN 事業に係る経理

ア 補助要件

貴省は、国庫補助金の交付に当たり、22 年度事業で「高齢者等居住安定化推進事業補助金交付要綱」(平成 22 年国住整第 141 号)を、24 年度事業で「民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業補助金交付要綱」(平成 24 年国住備第 722 号、国住心第 134 号)をそれぞれ定めている。そして、両交付要綱によれば、事務事業者は交付規程を定めて、国土交通大臣の承認を得ることとされている。そして、事務事業者は、交付規程に基づき、事業主体が国庫補助金の交付申請等を行うに当たっての事務手続等の必要な事項をマニュアルに定めることとなっている(以下、両交付要綱、交付規程及びマニュアルを合わせて「交付要綱等」という。)

交付要綱等によれば、主な補助要件は次のとおりとされており、それらを証明する賃貸借契約書等の証拠書類を国庫補助金を受けた年度終了後5年間保存しなければならないこととされている。

- ① 補助の対象となる賃貸住宅は、1戸以上の空家を有し、22年度事業については改修工事着工予定日の時点で空家であること、24年度事業については交付申請日又は改修工事着工予定日の時点で3か月以上空家であること(以下、22年度事業における改修工事着工予定日、24年度事業における交付申請日又は改修工事着工予定日を「基準日」という。)、かつ、その床面積が25㎡以上であること
- ② 補助対象となる改修工事は、耐震改修工事、バリアフリー改修工事又は省エネルギー改修工事のいずれかが含まれる工事であって、請負契約を締結した工事に限ること
- ③ 改修工事後の最初の入居者は、入居募集を開始してから3か月以上入居者を確保できない場合を除き、要配慮者とする

イ SN事業に係る経理

交付要綱等によれば、事業主体は、交付申請時に、SN事業に要する経費を証明する書類として、22年度事業については請負契約書の写しを、24年度事業についてはこれに加えて工事費の内訳が記載された見積書の写し(以下「工事内訳書」という。)を提出することとされている。

一方、事業主体は、実績報告時に、支払を証明する領収書等の証拠書類を提出する必要はないが、SN事業に要した経費を他の経理と明確に区分した帳簿及び証拠書類を国庫補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存しなければならないこととされている。

(3) SN事業実施後の賃貸住宅の管理等

交付要綱等によれば、事業主体は、SN事業実施後の10年間の管理期間中は高齢者、低額所得者等であることを理由として要配慮者の入居を拒んではならないこととされている。そして、改修工事を実施した賃貸住宅の所有者は、当該賃貸住宅を譲渡しようとする場合は、賃貸住宅を譲り受けようとする者と、SN事業実施後の管理期間中は上記の条件等を遵守する旨の確認書を取り交わすこととされており、譲り受けた者はSN事業の目的に沿って適切に管理することとされている。

また、貴省、都道府県等は、SN事業の対象となった賃貸住宅に係る情報を要配慮者へ提供するために、それぞれのホームページ上に入居に関する問合せ先として賃貸住宅の所有者名、管理者名、連絡先等を掲載している。

さらに、マニュアルによれば、事務事業者は、事業主体に対して、SN事業実施後、一定期間が経過した後に、賃貸住宅の入居の有無、要配慮者の入居状況等の管理状況の報告(以下「管理状況報告」という。)を求めることとされている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性、有効性等の観点から、SN事業について、対象となった賃貸住宅は補助要件を満たしているか、経理は適正か、対象となった賃貸住宅は事業目的に沿って適切に管理されているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、^(注2)9道府県管内において、63事業主体が22年度事業及び24年度事業として実施した998戸(事業主体数及び戸数については、22年度事業及び24年度事業の重

複を除外している。以下同じ。)に係るSN事業(工事費計35億3580万余円、国庫補助対象事業費計32億0634万余円、国庫補助金計9億9189万余円)を対象に、実績報告書と証拠書類とを突合したり、賃貸住宅の入居状況等を現地で確認したりなどするとともに、2事務事業者及び貴省において、実績報告書の審査の事務の状況等について説明を聴取するなどして会計実地検査を行った。

(注2) 9道府県 北海道、大阪府、富山、石川、兵庫、和歌山、福岡、佐賀、長崎各県

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 補助要件を満たしていない事態及びSN事業に係る経理が適正でない事態

ア 補助要件を満たしていない事態

20事業主体が実施した97戸に係るSN事業(工事費計3億3705万余円、国庫補助対象事業費計3億1420万余円、国庫補助金計9884万余円)において、次のとおり、補助要件を満たしていないものが見受けられた。

(ア) 空家に関する補助要件を満たしていないもの

18事業主体は、72戸に係るSN事業において、虚偽の交付申請書や添付書類を提出するなどして、基準日に、借入者が入居中で空家となっていなかったり、空家になってからの期間が3か月以上経過していなかったりしていたものを補助対象としていた。

しかし、事務事業者は、基準日において空家であることや3か月以上空家であることを十分確認するための審査方法を定めていなかったため、虚偽の申請であることを発見できなかった。

(イ) 要配慮者の入居に関する補助要件を満たしていないもの

3事業主体は、3戸に係るSN事業において、実績報告時に虚偽の報告をして、入居募集開始後3か月以内に要配慮者ではない者を最初に入居させていた。

しかし、事務事業者は、入居状況報告書の記載内容が事実であることを確認するための審査方法を定めていなかったため、虚偽の報告であることを発見できなかった。

(ウ) 床面積に関する補助要件を満たしていないもの

2事業主体は、26戸に係るSN事業において、交付申請書に補助の対象となった賃貸住宅の空家について虚偽の床面積を記載していた。

しかし、事務事業者は、交付申請書の添付書類等から、床面積が補助要件の25㎡以上であることを満たしていないおそれがあることを推定できるものもあったのに、審査の際にこれを看過するなどしていたため、虚偽の申請であることを発見できなかった。

イ SN事業に係る経理が適正でない事態

24事業主体は、319戸に係るSN事業(工事費計12億0462万余円、国庫補助対象事業費計10億8544万余円、国庫補助金計3億3190万余円)において、工事内訳書の金額を水増しするなどして実績報告書等に記載された工事費よりも低額で改修工事を実施していた。

しかし、事務事業者は、領収書等の支払を証明する書類について確認していないなど、工事費について十分な審査を実施していなかったため、その事態を把握できていなかった。

上記の事態について事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

九州宅地開発株式会社は、平成24年度に、賃貸住宅の30戸が空家となっていることから、手すり等を設置するバリアフリー改修工事等の改修工事を、工事費9652万余円(国庫補助対象事業費9193万円)で同社代表取締役が代表取締役を務める別会社に請け負わせて実施したとして、国庫補助金3000万円の交付を申請していた。

そして、事務事業者は交付申請書に記載された金額により交付決定し、同社は同額で改修工事を実施したとして、実績報告書を提出し、国庫補助金の交付を受けていた。

しかし、請負業者との契約書は水増しされたものであり、実際に改修工事に要した費用は1844万余円と実績報告書の工事費よりも低額となっていた。

ア及びイの事態が見受けられた31事業主体が実施した373戸に係るSN事業(工事費計13億8355万余円、国庫補助対象事業費計12億5491万余円、国庫補助金計3億8575万余円)は、国庫補助金計2億6235万余円が過大に交付されていた。

(2) 補助要件を満たしているか確認できないなどの事態

22事業主体が実施した235戸に係るSN事業(工事費計8億0157万余円、国庫補助対象事業費計7億2403万余円、国庫補助金計2億2559万円)において、会計実地検査時点で賃貸借契約書、入居者が要配慮者に該当するか確認するための書類、支払を証明する書類等の証拠書類を保管していなかったなどしていたため、補助要件を満たしていたのかを確認できなかったり、改修工事が実績報告書等に記載されたとおりの金額で実施されたかを確認できなかったりしていた事態が見受けられた。

(3) SN事業実施後に的確な管理が図られていない事態

11事業主体が実施した121戸に係るSN事業(工事費計4億2049万余円、国庫補助対象事業費計3億9790万余円、国庫補助金計1億2139万余円)において、次のような事態が見受けられた。

ア 賃貸住宅の譲渡先との間で確認書を取り交わしていない事態

6事業主体は、60戸に係るSN事業において、事業実施後に第三者に譲渡された際に所有者と譲渡先とが、要配慮者の入居を拒んではならないなどの条件等を遵守する旨の確認書を取り交わしていなかった。

このため、上記の60戸については、譲渡先において譲渡された賃貸住宅がSN事業の対象となった賃貸住宅であることを認識できないことにより、要配慮者の入居を拒まないというSN事業の目的に沿った適切な管理がなされないおそれがある状況となっていた。

イ 要配慮者に賃貸住宅に関する正確な情報が提供されていない事態

6事業主体が実施した55戸に係るSN事業において、賃貸住宅が第三者に譲渡されるなどして、要配慮者に対して貴省、都道府県等がホームページ等で提供する賃貸住宅に関する情報に変更が生じていた。

しかし、上記のような場合において、事業主体が貴省又は事務事業者に対して賃貸住宅に関する情報の変更の報告を行うことになっておらず、貴省、都道府県等においてホームページ上の賃貸住宅に関する情報が適時適切に更新されていなかった。このため、要配慮者に賃貸住宅の連絡先等に関する正確な情報が提供されず、要配慮者の入居

に関する問合せに適切に対応することができない状況となっていた。

ウ 管理状況報告による賃貸住宅の管理状況の把握が十分でない事態

事務事業者は、事業主体に対して、22年度事業及び24年度事業の実施後に、それぞれ24年2月1日及び25年12月10日時点での管理状況報告の提出を求めている。

しかし、管理状況報告は、事業実施後に入居状況を1回に限り報告させているだけで、管理期間である10年間の管理状況を把握するために十分なものとはなっていない。また、24年度事業についてみると、47事業主体のうち5事業主体(61戸のSN事業に係る工事費計2億0345万余円、国庫補助対象事業費計1億9376万余円、国庫補助金計6100万円)は、管理状況報告を提出していなかった。

(是正改善及び改善を必要とする事態)

SN事業の対象となった賃貸住宅が補助要件を満たしていなかったり、経理が適正でなかったりして国庫補助金が過大に交付されているなどの事態及び補助要件を満たしているかなどについて確認ができなかった事態は適切ではなく、是正改善を図る必要があると認められる。また、SN事業の対象となった賃貸住宅について譲渡する際に必要な確認書が取り交わされておらず適切に管理されていないおそれがあったり、要配慮者に対して賃貸住宅に関する正確な情報が提供されていなかったり、定期的に管理状況報告の提出を求めているなどして、補助事業実施後に的確な管理が図られていない事態は適切ではなく、改善の必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、事業主体においてSN事業の適正な実施及び経理に対する認識が著しく欠けていたことにもよるが、次のことなどによると認められる。

- ア 貴省において、事務事業者に対して、SN事業の補助要件を満たしているか否かの確認、支払状況の確認等不適正なSN事業の実施及び経理を防止するために必要な審査体制等を整備することについての指導監督を十分行っていないこと
- イ 貴省及び事務事業者において、SN事業実施後の賃貸住宅の管理状況を的確に把握して要配慮者の入居を支援するための実効性のある措置について、検討が十分でないこと

3 本院が求める是正改善の処置及び表示する意見

貴省は、今後も、要配慮者の居住の安定の確保を図るための各種の施策を推進していくことが見込まれる。

については、貴省において、SN事業における経理等の適正化や事業実施後の賃貸住宅の的確な管理を図るよう、次のとおり是正改善の処置を求めるとともに、意見を表示する。

- ア SN事業において、補助要件を満たしていることや支払が適正に行われたことなどを確実に確認できるよう、事業主体から提出させる証拠書類の範囲及び審査方法を見直すとともに、事務事業者が作成するマニュアルに事務手続等の必要な事項を定めさせるなどして審査や現地調査の体制を整備すること。また、個人や民間事業者が事業主体となって要配慮者の賃貸住宅の確保に係る各種の施策を実施する場合には、補助要件を満たしていることなどを確実に確認できるよう、事業の実施方法や審査体制を整備すること(会計検査院法第34条による是正改善の処置を求めるもの)

- イ SN事業実施後の賃貸住宅について、定期的に管理状況報告の提出を求めるなど管理状況を的確に把握するための実効性のある措置を講ずるとともに、地方公共団体等の協力を

得るなどして要配慮者に賃貸住宅に係る情報を的確に提供すること(同法第36条による意見を表示するもの)

- (4) 水防法等に基づき浸水想定区域の指定等及び洪水ハザードマップの作成等が適正に行われて、浸水想定区域図及び洪水ハザードマップが有効に活用されるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め並びに改善の処置を要求し、電子化ガイドラインに基づき浸水想定区域図等の作成が適切に行われて、浸水想定区域図等の電子データが有効に活用されるよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)社会資本総合整備事業費 等 社会資本整備事業特別会計 (治水勘定)(平成19年度以前は、治水特別会計) (項)河川事業費 (項)総合流域防災事業費 等
部 局 等	直轄事業 4 地方整備局、北海道開発局 補助事業 23 道府県
事業及び補助の根拠	水防法(昭和24年法律第193号)
事業主体	直轄事業 6 事務所等 補助事業 道、府1、県21、市87、町28、村3 計 147 事業主体
事業の概要	(1) 浸水想定区域の指定並びに浸水想定区域図の作成、公表及び関係市町村への通知に係る事業 (2) 浸水想定区域をその区域に含む市町村が実施する洪水ハザードマップの作成及び住民への周知に係る事業
事業費	(1) 直轄事業 8億1898万余円(平成13年度～24年度) 補助事業 40億6732万余円(平成17年度～24年度) (国庫補助金等交付額 15億9284万余円) (2) 補助事業 14億8798万余円(平成17年度～24年度) (国庫補助金等交付額 4億9494万余円)
上記のうち水防法等に基づき浸水想定区域図の公表等及び洪水ハザードマップの作成等が適正に行われていない事業並びに電子化ガイドラインに基づき浸水想定区域図等の作成が適切に行われていない事業に係る事業費	(1) 直轄事業 1億0089万円(平成19年度～21年度、23、24両年度) 補助事業 16億1694万円(平成17年度～21年度、23、24両年度) (国庫補助金等交付額 5億9818万円) (2) 補助事業 5億9832万円(平成17年度～21年度、23、24両年度) (国庫補助金等交付額 1億9904万円)

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め並びに改善の処置を要求したものの全文】

浸水想定区域の指定等、洪水ハザードマップの作成等及び浸水想定区域図等の電子化の実施について

(平成 26 年 2 月 24 日付け 国土交通大臣宛て)

標記について、下記のとおり、会計検査院法第 34 条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに同法第 36 条の規定により改善の処置を要求する。

記

1 事業の概要

(1) 浸水想定区域の指定等に係る直轄事業及び補助事業

貴省及び都道府県は、水防法(昭和 24 年法律第 193 号)及び水防法施行規則(平成 12 年建設省令第 44 号。以下、これらを合わせて「法等」という。)の規定により、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、洪水予報河川^(注1)及び水位情報周知河川^(注2)について、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定することとなっている。そして、貴省及び都道府県は、浸水想定区域を指定したときは、浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深(以下「浸水深」という。)を表示した図面(以下「浸水想定区域図」という。)を作成して公表するとともに、関係市町村に通知しなければならないとされている(以下、浸水想定区域の指定並びに浸水想定区域図の作成、公表及び関係市町村への通知を合わせて「浸水想定区域の指定等」という。)

そして、貴省は、各地方整備局管内の河川国道事務所、河川事務所及び北海道開発局管内の開発建設部(以下、これらを合わせて「事務所等」という。)において、平成 13 年度から、国の直轄事業として浸水想定区域の指定等に係る事業(以下「浸水想定区域指定等直轄事業」という。)を実施するとともに、17 年度から、都道府県が行う浸水想定区域の指定等に係る事業に対する国庫補助事業等(以下「浸水想定区域指定等補助事業」という。)を実施している。浸水想定区域指定等直轄事業及び浸水想定区域指定等補助事業の実施に当たっては、貴省及び都道府県は、コンサルタント業者等と請負契約を締結して、対象となる河川の氾濫解析等に基づき浸水想定区域図を作成する業務を行わせて、その成果物を確認するなどしている。

(2) 洪水ハザードマップの作成等に係る補助事業

浸水想定区域をその区域に含む市町村(以下「浸水想定区域市町村」という。)は、法等の規定により、洪水予報等の伝達方法、避難場所等、浸水想定区域内に要配慮者利用施設^(注3)等がある場合の当該施設の名称及び所在地の各事項を浸水想定区域図に記載したもの(以下「洪水ハザードマップ」という。)を作成するとともに、住民に周知するために、当該洪水ハザードマップを印刷物の配布その他の適切な方法により各世帯に提供したり、当該洪水ハザードマップに係る情報をインターネットの利用その他の適切な方法により、住民がその提供を受けることができる状態に置いたりしなければならないとされている(以下、洪水ハザードマップの作成及び住民への周知を合わせて「洪水ハザードマップの作成等」という。)

そして、貴省は、17 年度から、浸水想定区域市町村が行う洪水ハザードマップの作成等に係る事業に対する国庫補助事業等(以下「洪水ハザードマップ作成等補助事業」とい

う。)を実施している。洪水ハザードマップ作成等補助事業の実施に当たっては、浸水想定区域市町村は、コンサルタント業者等と請負契約を締結して、管内における河川管理状況等の現地調査等に基づき洪水ハザードマップを作成する業務を行わせて、その成果物を確認するなどしている。

(3) 浸水想定区域図等の電子化

貴省は、浸水想定区域図を作成する上での作業の効率化を図るとともに、浸水想定区域市町村が洪水ハザードマップを作成する際に、事務所等及び都道府県が保有している浸水想定区域図及びその作成に係るデータ(以下、これらを合わせて「浸水想定区域図等」という。)を円滑に活用できるよう、18年9月に「浸水想定区域図データ電子化ガイドライン」(以下「電子化ガイドライン」という。)を策定している。

そして、貴省は、電子化ガイドラインに示した手順等に従って浸水想定区域図等を作成すれば、浸水想定区域図等の電子データの様式等が統一されて、浸水想定区域図等の電子データの水系単位、地域単位及び全国単位での一元的な処理、保存、管理等が可能となるだけでなく、浸水想定区域市町村における洪水ハザードマップの円滑な作成にも資することになるとして、電子化ガイドラインの策定後に作成する浸水想定区域図等については、電子化ガイドラインに基づき電子化を図るよう、各地方整備局等及び各都道府県に通知している。

(注1) 洪水予報河川 国土交通大臣又は都道府県知事が、水防法に基づき、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大な損害又は相当な損害を生ずるおそれがあるとして指定した河川

(注2) 水位情報周知河川 国土交通大臣又は都道府県知事が、水防法に基づき、洪水予報河川以外の河川で、洪水により国民経済上重大な損害又は相当な損害を生ずるおそれがあるとして指定した河川

(注3) 要配慮者利用施設 主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性、有効性等の観点から、浸水想定区域の指定等及び洪水ハザードマップの作成等は法等に基づき適正に行われて、作成された浸水想定区域図及び洪水ハザードマップが有効に活用されているか、また、浸水想定区域図等の作成は電子化ガイドラインに基づき適切に行われて、当該浸水想定区域図等の電子データが有効に活用されているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、貴省の東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州各地方整備局及び北海道開発局管内の18事務所等^(注4)が13年度から24年度までの間に実施した75河川の浸水想定区域指定等直轄事業(事業費計8億1898万余円)、23道府県が17年度から24年度までの間に実施した601河川の浸水想定区域指定等補助事業(事業費計40億6732万余円、国庫補助金等交付額計15億9284万余円)及び22道府県管内の355市町村が17年度から24年度までの間に実施した洪水ハザードマップ作成等補助事業(事業費計14億8798万余円、国庫補助金等交付額計4億9494万余円)を対象として、浸水想定区域の指定等及び洪水ハザードマップの作成等の状況について調書等を徴するとともに、これらの各事業における業務請負契約書、調査報告書等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注4) 18事務所等 青森河川国道、山形河川国道、常陸河川国道、霞ヶ浦河川、浜松河川国道、庄内河川、福井河川国道、猪名川河川、紀南河川国道、太田河川、高知河川国道、中村河川国道、大分河川国道、佐伯河川国道、宮崎河川国道、川内河川各事務所、函館、網走両開発建設部

(注5) 23道府県 北海道、京都府、秋田、山形、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、富山、福井、三重、兵庫、奈良、鳥取、島根、山口、徳島、香川、長崎、大分、宮崎、鹿児島各県

(注6) 22道府県 北海道、京都府、秋田、山形、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、富山、福井、三重、兵庫、奈良、鳥取、島根、山口、徳島、香川、長崎、大分、宮崎各県

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 法等に基づく浸水想定区域図の公表及び関係市町村への通知について

宮崎河川国道事務所及び兵庫県は、浸水想定区域図の作成を行ったものの、法等に基づく浸水想定区域図の公表及び関係市町村への通知を行っていなかった。このため、浸水想定区域市町村となるべき市町村において洪水ハザードマップの作成が行われておらず、宮崎河川国道事務所において作成された1河川に係る浸水想定区域図(当該1河川に係る浸水想定区域指定等直轄事業の事業費359万余円)及び兵庫県において作成された3河川に係る浸水想定区域図(当該3河川に係る浸水想定区域指定等補助事業の事業費計1940万余円、国庫補助金交付額計646万余円)が有効に活用されていない状況となっていた。

上記の事態について事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

宮崎河川国道事務所は、洪水予報河川に指定されている小丸川水系小丸川について、平成20年度に、浸水想定区域図の作成を行った(浸水想定区域指定等直轄事業の事業費359万余円)。

しかし、24年11月の会計実地検査時点において、同事務所及び九州地方整備局は、浸水想定区域市町村となるべき宮崎県児湯郡高鍋町が、過去の洪水実績等による浸水範囲を示した洪水ハザードマップと類似の防災マップの作成を既に自主的に行っているなどの事情を踏まえて、法等に基づく浸水想定区域図の公表及び同町への通知を行っていなかった。このため、同町において上記の浸水想定区域図に基づく洪水ハザードマップの作成が行われていないことから、浸水想定区域図では浸水想定区域となっている地区のうち、同町の防災マップでは浸水想定区域外のままとなっているものもあった。

なお、上記の浸水想定区域図の公表及び同町への通知については、本院の指摘を踏まえて、25年12月に処置が執られている。

(2) 浸水想定区域図の通知後の洪水ハザードマップの作成について

(注7) (注8)
4県管内の14市町村においては、4県が浸水想定区域指定等補助事業を実施して、法等に基づく浸水想定区域図の通知を行った後も、法等に基づき各管内で対象となる全て又は一部の河川に係る洪水ハザードマップの作成が行われていなかった。このため、4県において作成された20河川に係る浸水想定区域図(当該20河川に係る浸水想定区域指定等補助事業の事業費計8300万余円、国庫補助金交付額計2823万余円)が有効に活用されていない状況となっていた。

上記の事態について事例を示すと次のとおりである。

＜事例2＞

徳島県は、水位情報周知河川に指定されている那賀川水系那賀川について、平成19、20両年度に、浸水想定区域図の作成及び同県那賀郡那賀町への通知を行った(浸水想定区域指定等補助事業の事業費1000万余円、国庫補助金交付額333万余円)。

しかし、浸水想定区域市町村である同町においては、過去の洪水実績等に基づく浸水範囲が示された町地区防災マップにより地域住民に対する避難等の周知が行われているなどとして、上記の通知を受けてから5年間にわたり、浸水想定区域図に基づく洪水ハザードマップの作成は行われていなかった。このため、浸水想定区域図では浸水想定区域となっている地区のうち、同町の町地区防災マップでは浸水想定区域外のままとされているものもあった。

(3) 洪水ハザードマップへの所定事項等の記載等及び洪水ハザードマップに係る情報の提供について

ア 洪水ハザードマップに法等で定められている事項等の記載等を行っていないもの

浸水想定区域市町村である22道府県管内の112市町村は、洪水ハザードマップに、法等において記載事項として定められている洪水予報等の伝達方法や要配慮者利用施設の名称及び所在地の記載を行っていなかったり、浸水想定区域図で示されている浸水深の表示を行っていなかったりしていた。このため、当該洪水ハザードマップ(洪水ハザードマップ作成等補助事業の事業費計5億8261万余円、国庫補助金等交付額計1億9385万余円)においては避難に関する情報が不足していて、住民に対する適正な情報提供が行われていない状況となっていた。

イ 法等に基づく洪水ハザードマップに係る情報の提供を行っていないもの

浸水想定区域市町村である10県管内の15市町は、洪水ハザードマップを印刷物の配布その他の適切な方法により各世帯に提供したり、洪水ハザードマップに係る情報をインターネットの利用その他の適切な方法により住民がその提供を受けることができる状態に置いたりしておらず、法等に基づく洪水ハザードマップに係る情報の提供を行ってなかった。このため、当該洪水ハザードマップ(洪水ハザードマップ作成等補助事業の事業費計4498万余円、国庫補助金交付額計1495万余円)に係る情報が住民に対して適正に周知されていない状況となっていた。

(4) 電子化ガイドラインの策定後における浸水想定区域図等の作成について

6事務所等及び23道府県は、18年9月の電子化ガイドラインの策定後、浸水想定区域図等の作成に係る業務請負契約を締結した際に、仕様書に電子化ガイドラインに基づいて浸水想定区域図等の作成を行う旨の記載をしていなかったなどのため、作成された浸水想定区域図等は電子化ガイドラインに基づくものとなっていなかった。このため、当該浸水想定区域図等の電子データについては、一元的な処理、保存、管理等を行うことが困難となっていたり、浸水想定区域市町村において洪水ハザードマップの作成に当たり円滑に活用できなかったりしていて、6事務所等において作成された19河川に係る浸水想定区域図等(当該19河川に係る浸水想定区域指定等直轄事業の事業費計1億0089万余円)の電子データ及び23道府県において作成された260河川に係る浸水想定区域図等(当該260河川に係る浸水想定区域指定等補助事業の事業費計15億6321万余円、国庫補助金等交付額計5億7970万余円)の電子データが有効に活用されていない状況となっていた。

上記の(1)から(4)までの事態に係る事業費は、重複分を除くと、浸水想定区域指定等直轄事業については6事務所等19河川に係る計1億0089万余円、浸水想定区域指定等補助事業については23道府県273河川に係る計16億1694万余円(国庫補助金等交付額計5億9818万余円)、洪水ハザードマップ作成等補助事業については118市町村に係る計5億9832万余円(国庫補助金等交付額計1億9904万余円)となる。

(是正及び是正改善並びに改善を必要とする事態)

河川国道事務所及び県において法等に基づく浸水想定区域図の公表及び関係市町村への通知が行われていなかったり、浸水想定区域市町村において洪水ハザードマップへの法等で定められている事項等の記載等及び洪水ハザードマップに係る情報の提供が行われていなかったりしている事態は適正とは認められず、是正及び是正改善を図る必要があると認められる。また、浸水想定区域市町村において浸水想定区域図の通知後の法等に基づく洪水ハザードマップの作成が行われておらず、県において作成された浸水想定区域図が有効に活用されていない事態は適正とは認められず、改善を図る必要があると認められる。さらに、電子化ガイドラインの策定後も事務所等及び道府県において電子化ガイドラインに基づかずに浸水想定区域図等の作成が行われている事態は適切とは認められず、是正改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア 河川国道事務所及び県において、浸水想定区域図の公表及び関係市町村への通知を法等に基づき適正に行う必要性についての理解が十分でないこと
- イ 浸水想定区域市町村において、洪水ハザードマップの作成等を法等に基づき適正に行う必要性についての理解が十分でないこと
- ウ 事務所等及び道府県において、浸水想定区域図等の作成を電子化ガイドラインに基づき適切に行う趣旨や目的についての理解が十分でないこと

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置並びに要求する改善の処置

法等における浸水想定区域の指定等及び洪水ハザードマップの作成等に係る諸規定は、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保して、水災による被害の軽減を図ることなどを目的としているものである。

については、貴省において、事務所等、都道府県及び浸水想定区域市町村における法等及び電子化ガイドラインに基づく必要な措置が適正又は適切に行われて、浸水想定区域図及び洪水ハザードマップが有効に活用されることとなるための処置を講ずるよう、次のとおり、是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求め並びに改善の処置を要求する。

- ア 前記2(1)の事態に係る県に対して、浸水想定区域図の公表及び関係市町村への通知を法等に基づき適正に行うよう助言するなどの必要な処置を執ること、また、事務所等及び都道府県に対して、浸水想定区域の指定等を法等に基づき適正に行うよう周知徹底を図ること(会計検査院法第34条による是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めるもの)
- イ 浸水想定区域市町村に対して、都道府県において作成された浸水想定区域図が有効に活用されるよう、浸水想定区域図の通知後の洪水ハザードマップの作成を法等に基づき適正に行うよう周知徹底を図ること(同法第36条による改善の処置を要求するもの)

ウ 前記2(3)の事態に係る浸水想定区域市町村に対して、洪水ハザードマップへの法等で定められている事項等の記載等及び洪水ハザードマップに係る情報の提供を適正に行うよう助言するなどの必要な処置を執ること、また、浸水想定区域市町村に対して、洪水ハザードマップへの法等で定められている事項等の記載等及び洪水ハザードマップに係る情報の提供を適正に行うよう周知徹底を図ること(同法第34条による是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めるもの)

エ 事務所等及び都道府県に対して、事務所等及び都道府県が浸水想定区域図等の作成に係る業務請負契約を締結する際に、仕様書に電子化ガイドラインに基づいて作成する旨の記載をする必要性を認識し、浸水想定区域図等の作成を電子化ガイドラインに基づき行う趣旨や目的を十分理解した上で、浸水想定区域図等の作成を適切に行うよう周知徹底を図ること(同法第34条による是正改善の処置を求めるもの)

(注7) 4県 山形、富山、徳島、鹿児島各県

(注8) 14市町村 鶴岡、尾花沢、高岡、砺波、鳴門、阿南、枕崎各市、大石田、真室川、庄内、那賀、美波、南大隅各町、鮭川村

(注9) 112市町村 北見、富良野、秋田、能代、仙北、上山、水戸、那須塩原、前橋、高崎、桐生、伊勢崎、太田、藤岡、富岡、熊谷、川口、春日部、鴻巣、深谷、上尾、八潮、三郷、吉川、白岡、市川、いすみ、富山、高岡、魚津、黒部、小矢部、射水、福井、坂井、津、桑名、京都、福知山、舞鶴、綾部、宇治、亀岡、京丹後、南丹、神戸、尼崎、洲本、豊岡、西脇、高砂、小野、養父、朝来、淡路、宍粟、五條、宇陀、鳥取、米子、浜田、益田、江津、雲南、山口、柳井、山陽小野田、徳島、小松島、吉野川、三好、坂出、長崎、松浦、大分、中津、豊後高田、宇佐、国東、宮崎、日南、日向、串間、西都各市、上富良野、五霞、境、みなかみ、玉村、川越、井手、和束、播磨、上郡、三郷、川西、邑南、津和野、吉賀、隠岐の島、周防大島、勝浦、松茂、藍住、板野、宇多津、玖珠、新富、五ヶ瀬各町、占冠、長生、西米良各村

(注10) 10県 山形、茨城、千葉、富山、福井、三重、奈良、香川、大分、宮崎各県

(注11) 15市町 つくば、市川、浦安、黒部、福井、津、宇陀、別府各市、小国、飯豊、境、高取、宇多津、玖珠、五ヶ瀬各町

(注12) 6事務所等 青森河川国道、山形河川国道、浜松河川国道、高知河川国道、宮崎河川国道各事務所、網走開発建設部

(5) 京浜、阪神両港へのコンテナ貨物の集約の促進に当たり、フィーダー機能強化事業の実施状況を踏まえ、新たに実施する国際戦略港湾競争力強化対策事業について、事業計画の審査等を的確に行うなどして事業が効果的に実施されるよう意見を表示したものの

会計名及び科目 部 局 等	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)総合的物流体系整備推進費 2 地方整備局
フィーダー機能 強化事業の概要	国内広域から京浜、阪神両港へのコンテナ貨物の集約を促進するために、内航フィーダー輸送等に係る運營業務を委託する事業

検査の対象とした事業	12事業(平成21年度～25年度)
上記の事業に係る委託費	44億7788万余円
目標輸送量の達成率が低調となっているなどした事業	6事業(平成21年度～25年度)
上記の事業に係る委託費	15億4298万円

【意見を表示したものの全文】

国内広域から京浜、阪神両港へのコンテナ貨物の集約の促進に係る事業について

(平成26年10月28日付け 国土交通大臣宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 京浜、阪神両港へのコンテナ貨物の集約の促進に係る事業の概要

貴省は、日本の港と海外の港の間を海上輸送するコンテナ貨物のうち、一旦日本以外の東アジア主要港において大型コンテナ船に積み替えるなどして輸出入するコンテナ貨物の輸送経路(以下、東アジア主要港を経由した輸送を「東アジアトランシップ」という。)を、京浜港(東京、川崎、横浜各港)及び阪神港(大阪、神戸両港)を経由した経路に転換することなどを目的として、国内広域から京浜、阪神両港へのコンテナ貨物の集約を促進するなどの施策を実施している。

この施策の一環として、近畿地方整備局は、平成21年度から25年度までの間に、西日本諸港から阪神港へ、また、関東地方整備局は、23年度から25年度までの間に、東日本諸港から京浜港へそれぞれコンテナ貨物の集約を促進する事業として、内航フィーダー輸送のための航路を新規開設等する内航船社を対象として、内航フィーダー輸送に係る運營業務を委託する事業(以下「内航フィーダー機能強化事業」という。)を計10事業実施している。

さらに、関東地方整備局は、21年度から25年度までの間に、東日本諸港から京浜港へコンテナ貨物の集約を促進する事業として、新たな鉄道フィーダー輸送サービスを構築する鉄道運送事業者を対象として、鉄道フィーダー輸送に係る運營業務を委託する事業(以下「鉄道フィーダー機能強化事業」という。)を2事業実施している(以下、内航フィーダー機能強化事業と鉄道フィーダー機能強化事業を合わせて「フィーダー機能強化事業」という。)

フィーダー機能強化事業は、事業開始当初に十分なコンテナ貨物が集貨されないリスクを軽減するために、おおむね3年間を事業実施期間として実施するものであり、関東、近畿両地方整備局(以下「2地方整備局」という。)は、受託を希望する者が提出した企画提案書等を審査するなど企画競争により事業者を選定している。

上記の企画競争実施における委託業務説明書によれば、フィーダー機能強化事業を受託した内航船社や鉄道運送事業者は、事業実施期間終了後も2年間にわたって同等内容の輸送業務を実施(以下、この期間を「自主継続期間」という。)しなければならないとされ、また、各年度の委託費は、①内航船社等がフィーダー輸送等に要した事業支出の額から事業収入の額を控除した額、②地方整備局が算定した限度額のうち、いずれか低い金額とされている。

(注) フィーダー輸送 コンテナ貨物の輸送のうち、荷主企業の工場等と大型コンテナ船が寄港する主要港湾のコンテナターミナルとの間の輸送をフィーダー輸送という。フィーダー輸送には内航船による内航フィーダー輸送、鉄道による鉄道フィーダー輸送等がある。

また、事業者は、提出した企画提案書において、事業計画として事業実施期間及び自主継続期間に係る年度別の輸送可能量や目標輸送量を設定しているほか、事業実施期間中に貨物輸送量を増加させていき、自主継続期間において事業収支を黒字化して自立的に事業を運営していくこととしている。

貴省は、22年より実施している国際コンテナ戦略港湾政策において、日本の港を発着するコンテナ貨物のうち東アジアトランシップにより輸送するコンテナ貨物の割合(以下「東アジアトランシップ率」という。)を、20年の約10%から27年までに半減すること、32年までに京浜、阪神両港を東アジア主要港として選択される港湾にすることなどの目標を設定しており、前記のフィーダー機能強化事業計12事業のうち、23年度以降に実施した8事業(内航フィーダー機能強化事業7事業、鉄道フィーダー機能強化事業1事業)は、これらの目標を達成するための施策の一環として実施されているものである。

さらに、貴省は、京浜、阪神両港へのコンテナ貨物の集約を促進する事業を引き続き実施していくために、26年度以降、フィーダー機能強化事業に代わって、国土交通大臣が港湾法(昭和25年法律第218号)に基づき指定する京浜、阪神両港の港湾運営会社に対して、集貨事業等に係る経費の一部を補助する国際戦略港湾競争力強化対策事業を実施することとしている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

貴省は、京浜、阪神両港へのコンテナ貨物の集約を促進する事業を継続して実施しており、これまでに実施されてきた事業の成果、課題等を十分に検証することは、今後実施される事業の計画及び実施に当たり重要であると考えられる。

そこで、本院は、有効性等の観点から、国内広域から京浜、阪神両港へのコンテナ貨物の集約の促進に係る事業が効果的に実施されているかなどに着眼して、2地方整備局が21年度から25年度までの間に委託費を支払ったフィーダー機能強化事業12事業、委託費計44億7788万余円を対象として、2地方整備局において、各事業の企画提案書、事業報告書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 事業の実施状況及び事業計画の審査等の状況

ア 輸送量の状況等

フィーダー機能強化事業で実施された12事業の中には、輸送実績が好調となっていて、これまで内航フィーダー輸送では就航実績のなかった大型のコンテナ船が新たに投入されたり、地方港への新規寄港が行われたりするなど、国内のフィーダー輸送網の強化に寄与していると思料される事業も見受けられた。

しかし、事業計画における各年度の目標輸送量に対する輸送実績の割合をみると、表のとおり、事業実施期間の最終年度の目標達成率が50%を下回っていて、輸送実績が低調となっている事業が6事業(委託費計15億4298万余円)見受けられた。そして、上記6事業の中には、事業実施期間の最終年度において、事業支出が事業収入を大幅に上回っている事業もある状況となっていた。

このことから、これらの6事業については、国内広域から京浜、阪神両港へのコンテナ貨物の集約を促進するという事業の目的に照らして、効果が十分に発現していない状況となっていた。

表 フィーダー機能強化事業における輸送量の状況等

番号	輸送方式	事業主体	フィーダー機能強化事業名	年度	事業実施期間 注(1)	①輸送可能量 (TEU/年) 注(2)	②目標輸送量 (TEU/年)	③輸送実績 (TEU/年)	④目標達成率 (③/②) (%)	⑤輸送実績に対する空コンテナの割合 (%)
1	内航	近畿地方整備局	瀬戸内海における阪神港を利用したバージによる内航フィーダー輸送強化モデル事業実施業務	平成 21	○	12,000	2,750	706	25.6	27.0
				22	○	14,400	5,900	1,901	32.2	27.3
				23	○	14,400	8,800	1,436	16.3	41.7
				24	※	14,400	11,700	1,851	15.8	65.2
				25	※	14,400	13,000	1,304	10.0	55.2
2	内航	近畿地方整備局	瀬戸内海以外の港湾と阪神港との内航フィーダー輸送強化モデル事業実施業務	21	○	9,984	960	156	16.2	75.0
				22	○	19,968	3,072	731	23.7	27.6
				23	○	19,968	4,944	874	17.6	35.5
				24	※	19,968	7,872	1,162	14.7	60.8
				25	※	19,968	8,064	241	2.9	41.0
3	フェイダ	関東地方整備局	京浜港における海上コンテナ貨物の内航フィーダー輸送モデル事業委託業務(その2)	23	○	4,900	720	687	95.4	100.0
				24	○	4,900	1,080	120	11.1	100.0
				25	注(3)	4,900	2,280	14	0.6	100.0
				26	※	4,900	3,600	—	—	—
				27	※	4,900	3,840	—	—	—
4	内航	近畿地方整備局	瀬戸内海の新規輸送網構築による阪神港への内航フィーダー輸送強化モデル事業実施業務	23	○	32,400	9,817	8,001	81.5	74.1
				24	○	65,312	29,949	13,325	44.4	70.2
				25	○	65,312	43,423	15,124	34.8	62.7
				26	※	65,312	48,331	—	—	—
				27	※	65,312	48,984	—	—	—
5	内航	近畿地方整備局	瀬戸内海の既存内航フィーダー航路網を活用した九州諸港と阪神港間の内航フィーダー輸送強化モデル事業実施業務	24	○	14,976	6,560	642	9.7	100.0
				25	○	29,952	14,848	4,998	33.6	83.4
				26	※	59,904	48,000	—	—	—
				27	※	59,904	58,752	—	—	—
6	フェイダ	関東地方整備局	京浜港における海上コンテナ貨物の鉄道フィーダー輸送モデル事業委託業務(新潟港等日本海側ルート)	23	○	—	160	3	1.8	—
				24	○	—	1,260	295	23.4	—
				25	○	—	1,920	408	21.2	—
				26	※	—	3,120	—	—	—
				27	※	—	3,840	—	—	—

注(1) ○は事業実施期間、※は自主継続期間を示す。

注(2) TEU twenty-foot equivalent unit の略。長さの異なるコンテナの合計取扱量を計算するため、長さ20フィート(6.1m)のコンテナに換算した場合のコンテナ個数の単位。

注(3) 平成25年度については、当初は事業実施期間とされていたが、24年度の輸送実績等を踏まえ、委託契約が締結されていない。

6事業の事業者は、前記のとおり輸送実績が低調となっている理由について、東アジア主要港利用の経路と比べて価格競争力が劣ることなどから事業計画どおりに京浜港又は阪神港を経由した経路に転換が進まなかったためなどとしていた。一方、6事業の事業計画をみると、各事業者は、目標輸送量の設定に当たって、具体的な荷主を特定していなかったり、荷主は想定しているものの輸送の可否等は今後荷主と協議することとしていたりするなど目標輸送量の具体的な根拠が明確に示されていない状況となっていた。

フィーダー機能強化事業は、新規航路等を開設等するための事業であり、事業計画の段階で新規航路等を利用する荷主を具体的に特定することなどには困難な面もあると思料されるが、事業計画において荷主が特定できない場合であっても、2地方整備局においてこれに代わる目標輸送量の設定の具体的な根拠を事業計画に記載させてこれを十分に確認することが重要である。

しかし、前記6事業の事業計画においては、目標輸送量の具体的な設定根拠等が記載されておらず、2地方整備局は、これらの確認を十分行っていなかった。

イ 輸送内容の状況等

前記の6事業について、全輸送実績のうち空コンテナの輸送実績の割合をみると、表のとおり、事業実施期間において80%を超える事業が2事業(表の番号3及び5の事業)見受けられた。そして、これらの2事業について、事業者は、主として地方の港湾において輸出用のコンテナを確保するために、京浜、阪神両港から地方の港湾に空コンテナを輸送するものであるとしていた。一方、上記の2事業においては、荷詰めされたコンテナの京浜、阪神両港を経由する輸送実績が非常に少ないことから、本件事業によって輸送された輸出用の空コンテナの大半は、地方の港湾で荷詰めされた後、京浜、阪神両港を経由せず直接海外に輸送されている可能性が高く、輸送内容と東アジアトランシップ率を半減するという政策目標との整合性が十分確認できないものとなっていた。

したがって、輸送の大部分が空コンテナの輸送となるような事業の場合は、輸送内容と政策目標との整合性に関する根拠を事業計画に具体的に記載させてこれを十分に確認することが重要である。

しかし、前記2事業の事業計画においては、輸送内容と政策目標との整合性に関する根拠が具体的に記載されておらず、2地方整備局は、これらの確認を十分行っていなかった。

(2) 事業報告書における事業の実施状況の把握

フィーダー機能強化事業は、事業者への委託事業であり、貴省として、事業の実施状況の詳細を把握して、的確な事業の評価等に資するとともに、今後実施する事業の計画及び実施等に適切に反映していくことが重要である。

しかし、近畿地方整備局が23年度から25年度までの間に実施した2事業(表の番号4及び5の事業)のうち、24年度の事業については、仕様書において事業の実施状況の詳細等を記載した事業報告書の作成を求めておらず、輸送実績が低調となっている理由や事業継続に向けた課題が的確に把握できないものとなっていた。

また、上記の2事業については、25年度の仕様書においても事業報告書の作成を求めていなかったが、近畿地方整備局では、上記の指摘を踏まえてこれを作成させることとして、26年3月に提出を受けていた。

(改善を必要とする事態)

京浜、阪神両港へのコンテナ貨物の集約を促進する事業については、(1)のとおり、事業計画の審査等に当たり、目標輸送量を設定した具体的な根拠や輸送内容と政策目標との整合性に関する十分な根拠を事業計画に記載させておらず、これらを十分に確認していなかったり、(2)のとおり、的確な事業評価等に資するための事業報告書の提出を求めていなかったりしている事態はいずれも適切ではなく、26年度からの国際戦略港湾競争力強化対策事業の実施に当たってこのような事態が生じないように、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、フィーダー機能強化事業は、新規航路等の開設当初に十分なコンテナ貨物が集貨されないという事業本来のリスクに負うところにもよるが、2地方整備局において次のことなどによると認められる。

- ア 事業計画の審査等に当たり、目標輸送量等の設定の具体的な根拠を十分に確認することや輸送内容と政策目標との整合性を十分に確認することの重要性についての理解が十分でないこと
- イ 事業報告書を作成させることにより事業の実施状況の詳細を把握して、事業の評価や今後実施する事業の計画及び実施等に反映することの重要性についての理解が十分でないこと

3 本院が表示する意見

政府は、「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月閣議決定)、経済財政運営と改革の基本方針2014(平成26年6月閣議決定)、総合物流施策大綱(平成25年6月閣議決定)等において、京浜、阪神両港を国際競争力を強化するための重要なインフラと位置付けて、京浜、阪神両港への貨物集約を図るなどとしている。そして、フィーダー機能強化事業の中には、国内のフィーダー輸送網の強化に寄与していると考えられる事業も見受けられ、これらの京浜、阪神両港への貨物集約の促進は、我が国の国際競争力を強化するための重要な取組の一つとされていることから、貴省においては、より効果的に事業を実施していくことが重要である。

については、貴省において、フィーダー機能強化事業の実施状況を踏まえ、26年度から実施される国際戦略港湾競争力強化対策事業が効果的に実施されるよう次のとおり意見を表示する。

- ア 事業の成果指標となる目標数量や輸送内容と政策目標との整合性等の具体的な根拠を事業計画に記載させるなどして事業計画の審査等を的確に行うことを検討すること
- イ 事業の実施状況等を十分把握できるような事業報告書を作成させることにより、事業の的確な評価や今後実施する事業の計画及び実施に反映することを検討すること

- (6) 電線共同溝整備事業の実施に当たり、無電柱化の目的の一つである都市防災対策等の点からもその効果を早期に発現させるための方策を検討するなどしたり、電線の入溝状況の実態を踏まえるなどして整備する管路を決定させるための方策を検討するなどしたりするよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)社会資本総合整備事業費 等 社会資本整備事業特別会計(道路整備勘定) (平成19年度以前は、道路整備特別会計) (項)地域連携道路事業費 等
部 局 等	直轄事業 9 地方整備局等 補助事業 14 都県
事業及び補助の根拠	電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)
事業主体	直轄事業 16 国道事務所等 補助事業 都、県12、市25、区8、町1、村1 計 64 事業主体
電線共同溝事業の概要	安全かつ円滑な交通の確保と景観の整備を図ることを目的として、電線共同溝を整備して道路の無電柱化の推進を図るもの
整備計画における整備箇所 の整備が完了した箇所数 及び事業費等(1)	直轄事業 119 か所 633 億 4857 万余円(平成16年度～25年度) 交付金等事業 688 か所 1002 億 9341 万余円 (交付金等交付額 531 億 4403 万余円)(平成16年度～25年度)
(1)のうち電線共同溝整備完了後 5年以上経過しているのに無電柱化が完了していない箇所数 及び事業費等(2)	直轄事業 20 か所 64 億 8891 万円 交付金等事業 34 か所 34 億 6372 万余円 (交付金等交付額 20 億 9698 万円)
(1)のうち無電柱化が完了しているのに入溝されていない管路 延べ延長の割合が50%以上となっている箇所数 及び事業費等(3)	直轄事業 44 か所 248 億 0266 万円 交付金等事業 195 か所 207 億 7808 万余円 (交付金等交付額 116 億 2380 万円)
(2)及び(3)の計	直轄事業 312 億 9157 万円(背景金額) 交付金等事業 242 億 4181 万余円 (交付金等交付額 137 億 2078 万円)(背景金額)

【意見を表示したものの全文】

電線共同溝における無電柱化の効果について

(平成26年10月28日付け 国土交通大臣宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 電線共同溝整備事業の概要

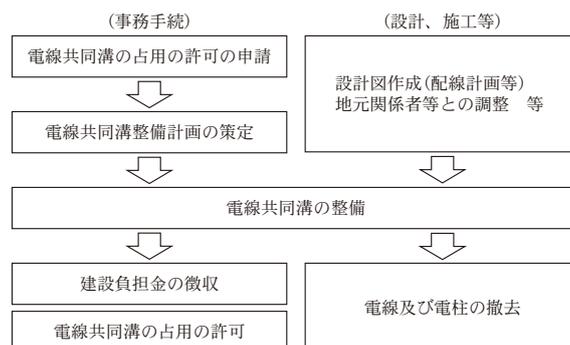
貴省は、電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号。以下「電共法」という。)に基づき、安全かつ円滑な交通の確保と景観の整備を図ることを目的として、電線共同溝を整備し地上にある電線及び電柱を撤去して電線を電線共同溝内に入溝させる無電柱化の推進を図っている。無電柱化の効果は、上記の交通及び景観面のほかに、災害時に電柱が倒れることなどの危険性がなくなり消防及び救急活動における空間を確保することが可能になること、情報通信ネットワークの信頼性が向上することなども挙げられている。

電線共同溝整備事業は、電線の設置及び管理を行う2者以上の電気事業者、電気通信事業者等(以下、これらを合わせて「電線管理者」という。)の電線を入溝する管路等を道路の地下に整備するものであり、国が管理する道路については国道事務所等の道路管理者が事業主体となって直轄事業として実施し、その他の道路については都道府県等の道路管理者が事業主体となって交付金等事業として実施しており、これらに要する事業費も多額に上っている。

道路管理者は、電共法に基づき、電線共同溝の整備完了後の占用の許可を申請した電線管理者(以下「占用予定者」という。)の意見を聴いて、占用予定者が占有する電線共同溝の管路の敷設区間及び敷設位置、占用予定者が管路に入溝する将来の需要分を含む電線の数量や入溝予定時期等を明示した敷設計画の概要、占用予定者の建設負担金、工事完了予定時期等の各事項を定めた電線共同溝整備計画(以下「整備計画」という。)を策定することができることとなっている。そして、道路管理者は、整備計画を策定した場合に、整備計画に基づき電線共同溝の整備を行わなければならないこととなっている。

また、道路管理者は、電線共同溝の整備に当たり、占用予定者から提出された電線の必要条数等を記載した配線計画等を基に電線共同溝の管路等の設計を行っており、地元関係者の事業に対する理解を得ながら、沿道の民地へ引き込む電線を保護するための管路の敷設位置等の諸条件を整理することとしている(図参照)。

図 電線共同溝整備事業の主な流れ



2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、電線共同溝の整備により無電柱化は進捗しているか、無電柱化が完了している箇所における電線共同溝への電線の入溝状況は適切なものとなっているかなどに着眼して、平成16年度から25年度までの間に、10地方整備局等管内の20国道事務所等^(注2)、19都県及び管内68市区町村、計107事業主体が電線共同溝整備事業を実施して整備が完了した計807か所(直轄事業119か所、交付金等事業688か所)、延長計434.1km(直轄事業128.5km、交付金等事業305.6km)、事業費計1636億4199万余円(直轄事業633億4857

万余円、交付金等事業 1002 億 9341 万余円(交付金等交付額 531 億 4403 万余円))を対象として、整備計画書、無電柱化の進捗状況及び電線の入溝状況に関する関係書類並びに現地の状況等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注1) 10 地方整備局等 東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州各地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局

(注2) 20 国道事務所等 大宮、首都、長岡、飯田、京都、奈良、松江、福岡、佐賀、南部各
国道事務所、青森、山形、富山、紀南、鳥取、倉吉、松山、大洲、宮崎各河川国道
事務所、室蘭開発建設部

(注3) 19 都県 東京都、秋田、山形、群馬、神奈川、新潟、富山、山梨、岐阜、愛知、滋
賀、兵庫、奈良、島根、山口、熊本、大分、宮崎、沖縄各県

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 無電柱化の進捗状況

電線共同溝の整備が完了した 807 か所における無電柱化の進捗状況についてみたところ、表 1 のとおり、25 年度末現在で、571 か所の延長計 268.9kmにおいて地上の電線及び電柱が撤去されていて無電柱化が完了しているものの、270 か所の延長計 165.1kmにおいて無電柱化が完了していなかった。無電柱化が完了していない箇所のうち、電線共同溝の整備完了後 5 年以上経過した箇所は、54 か所の延長計 29.9km、事業費計 99 億 5264 万余円(直轄事業 64 億 8891 万余円、交付金等事業 34 億 6372 万余円(交付金等交付額 20 億 9698 万余円))となっており、電線共同溝を整備した効果が長期間発現していない状況となっていた。

表 1 無電柱化の進捗状況

事業	電線共同溝の整備が完了した箇所		無電柱化が完了している箇所		無電柱化が完了していない箇所		整備完了後 5 年以上経過した箇所		緊急輸送道路	
	箇所数	延長	箇所数	延長	箇所数	延長	箇所数	延長	箇所数	延長
	箇所	km	箇所	km	箇所	km	箇所	km	箇所	km
直轄事業計	119	128.5	79	71.3	50	57.1	20	19.1	20	19.1
交付金等事業計	688	305.6	492	197.5	220	108.0	34	10.8	27	9.5
合計	807	434.1	571	268.9	270	165.1	54	29.9	47	28.7

注(1) 整備箇所の区間内において、無電柱化が完了している区間と完了していない区間が存在するため、無電柱化が完了している箇所数と無電柱化が完了していない箇所数を合計しても電線共同溝の整備が完了した箇所数と一致しない。

注(2) 延長は表示単位未満を切り捨てているため合計欄は一致しない。

また、上記 54 か所のうち、47 か所の延長計 28.7kmについては、都道府県地域防災計画等において緊急輸送道路に位置付けられている極めて重要な道路であり、地震時等に撤去されていない電柱が倒壊した場合には、緊急輸送道路としての機能が十分に発揮できなくなるおそれがあり、無電柱化の目的の一つである都市防災対策等の点からも早期に無電柱化を図る必要があると認められる。

前記の事態について事例を示すと次のとおりである。

<事例>

京都国道事務所は、緊急輸送道路に位置付けられている国道 1 号の西九条その 2 整備箇所に

において、平成17年度に電線共同溝整備事業の整備計画を策定して、翌年度に電線共同溝の延長704.0mの整備を完了していた。

しかし、整備計画の策定の際に、占用予定者に電柱の撤去予定時期を提示させるなどして、その時期を明確にしていなかったことなどから、占用予定者において当該箇所での信号機及び関連する電線の移設調整に時間を要しているなどとして、25年度末現在、全ての区間において無電柱化が完了していない状況となっていた。

(2) 電線の入溝状況

整備計画における整備箇所の全ての区間の無電柱化が完了した537か所における電線の入溝状況についてみたところ、表2のとおり、25年度末現在で、占用予定の管路延べ延長計3,509.8kmのうち、計1,884.9kmについては地上の電線及び電柱が全て撤去されて入溝されるなどしているものの、計1,624.8kmについては将来の需要分として入溝されていない状態となっており、その多くは具体的な入溝時期が定まっていなかった。

そして、占用予定の管路延べ延長に対する電線が入溝されていない管路延べ延長の割合を整備箇所別にみると、当該割合が50%以上となっている箇所は239か所、事業費計455億8074万余円(直轄事業248億0266万余円、交付金等事業207億7808万余円(交付金等交付額116億2380万余円))となっていた。

表2 電線の入溝状況

事業	整備計画における整備箇所全ての区間の無電柱化が完了した箇所	占用予定の管路延べ延長 A	入溝されている管路延べ延長 B	入溝されていない管路延べ延長 C	割合(C/A) D	割合別箇所数					計
						30%未満	30%以上50%未満	50%以上の箇所数	50%以上70%未満	70%以上100%未満	
						箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	
直轄事業計	箇所 69	km 866.1	km 364.8	km 501.3	% 57.9	箇所 5	箇所 20	箇所 44	箇所 30	箇所 14	箇所 69
交付金等事業計	468	2,643.6	1,520.0	1,123.5	42.5	140	133	195	128	67	468
合計	537	3,509.8	1,884.9	1,624.8	46.3	145	153	239	158	81	537

(注) 延べ延長は表示単位未満を切り捨てているため合計欄は一致しない。

(改善を必要とする事態)

前記のとおり、電線共同溝の整備が完了してから長期間経過しているのに無電柱化が完了していなかったり、占用予定の管路延べ延長に対する電線が入溝されていない管路延べ延長の割合が高かったりして電線共同溝を整備した効果が発現していない事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、事業主体において次のア及びイについての認識が欠けていること、貴省においてア及びイについての事業主体に対しての周知徹底や円滑な実施を図るための具体的な方策の検討が十分でないことなどによると認められる。

ア 無電柱化の効果を早期に発現すること、特に、緊急輸送道路としての機能を早期に確保すること及び地元関係者の実情に即した整備計画を策定するなどして計画的な無電柱化を推進すること

イ 電線共同溝の管路への電線の入溝状況の実態を踏まえるなどして将来の需要分として整備する管路を決定すること

3 本院が表示する意見

電共法の施行から20年が経過しようとしており、この間、電線共同溝整備事業により多くの電線共同溝の整備が行われてきたところであり、今後も引き続き電線共同溝の整備が推

進されることが見込まれている。そして、特に緊急輸送道路については、都市防災対策等の点からも早期に無電柱化を図る必要がある。

については、貴省において、今後の電線共同溝整備事業が適切に実施され、無電柱化の効果を早期に発現させるよう、次のとおり意見を表示する。

ア 事業主体に対して、既に電線共同溝を整備した箇所における電線及び電柱の撤去を占用予定者に働きかけることを周知すること。占用予定者が電柱を撤去する予定時期を整備計画の策定時点で事業主体が把握し、その進捗管理を行うなど、無電柱化の効果を早期に発現させるための方策を検討し、その結果を事業主体に対して周知すること。また、事業主体に対して、地元関係者の実情を踏まえた整備計画を策定又は見直しをするなどして計画的な無電柱化の推進を図ることを周知すること

イ 電線共同溝の整備前及び整備後において、将来の需要分の電線の必要条数及びその入溝状況を十分に把握し、その実態を踏まえるなどして整備する管路を決定させるための方策を検討し、その結果を事業主体に対して周知すること

- (7) 防災のための集団移転促進事業で整備する住宅団地の宅地について、移転者の意向の変化等を適時適切に把握するとともに、その状況に応じて事業規模を縮小するなどの措置を講ずるよう市町村に周知するよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)東日本大震災復旧・復興推進費 東日本大震災復興特別会計 (組織)国土交通本省 (項)東日本大震災復興推進費
部 局 等	3 県
交 付 の 根 拠	東日本大震災復興特別区域法(平成 23 年法律第 122 号)
交付金事業者 (事業主体)	市 14、町 10、村 1、計 25 事業主体
防災のための集団移転促進事業の概要	災害が発生した地域等のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居を集団的に移転することを促進するもの
防災のための集団移転促進事業に係る東日本大震災復興交付金の交付決定額	4410 億 0819 万円(背景金額)(平成 23 年度～25 年度)

【意見を表示したものの全文】

東日本大震災の被災地における防災のための集団移転促進事業の実施について

(平成 26 年 10 月 30 日付け 国土交通大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 東日本大震災における防災のための集団移転促進事業の概要

(1) 防災のための集団移転促進事業の概要

貴省は、「防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律」(昭和 47 年法律第 132 号。以下「防集法」という。)に基づき、豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象による災害が発生した地域等のうち、住民の居住に適当でないと認められる区

域(以下「移転促進区域」という。)内にある住居を集団的に移転することを促進する防災のための集団移転促進事業(以下「防集事業」という。)を実施する市町村に対して、その費用の一部を補助している。

防集事業は、移転促進区域から移転しようとする者(以下「移転者」という。)が一定規模以上の土地(以下「住宅団地」という。)内の宅地又は災害公営住宅^(注1)へ集団的に移転することを促進するために、市町村が住宅団地の用地の取得及び造成(災害公営住宅事業に係る分を除く。)、住宅団地に係る道路等公共施設の整備、移転促進区域内の宅地及び農地の買取りなどを行うものである。

防集事業の実施については、防集法等によれば、市町村は、移転者の意向を尊重するとともに、移転促進区域内にある全ての住居が移転されるように配慮して、①移転促進区域の面積、所在する住宅の戸数等、②整備を行う住宅団地の面積、区画数、整備費用等、③住宅団地の用地の取得、造成等を行う年度等を定めた集団移転促進事業計画(以下「事業計画」という。)を策定し、あらかじめ国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならないなどとされている。

(注1) 災害公営住宅 災害により滅失した住宅に居住していた者に賃貸するために地方公共団体が建設する公営住宅

貴省が作成した「東日本大震災の被災地における市街地整備事業の運用について(ガイドンス)」(平成24年1月国土交通省都市局策定)によれば、防集事業は、移転者の合意の下で住宅団地への移転等を進めるいわゆる任意事業であるため、移転者の経済状況や移転に関する意向を十分に把握した上で事業計画を策定することが重要であるとされている。このため、移転促進区域の宅地等の買取価格や住宅団地の賃料等についての情報を移転者に提示しながら、住宅団地の土地を取得するか又は借りるかなどの住み方に対する意向を把握するなど、合意形成に向けた緻密な取組を行うことが重要であるとされている。

また、防集事業は、住宅団地の整備後、移転者が住宅を建設して移転することなどをもってその目的を達成することから、事業完了までには相当期間を要することになる。

(2) 復興交付金の交付等

貴省は、東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)に基づき、被災地の円滑かつ迅速な復興のために実施する必要がある事業(以下「復興交付金事業」という。)について、市町村に対して東日本大震災復興交付金(以下「復興交付金」という。)を交付しており、防集事業は、復興交付金事業の一つに位置付けられ、防集事業の実施に要する経費の一部に復興交付金が充てられている。

そして、東日本大震災の被災地における防集事業は、移転者の住居の移転に関連して必要と認められる施設で、居住者の共同の福祉又は利便のために必要な施設(以下「公益的施設」という。)の用地の取得や造成、関係被災者の意向調査等に要する費用についても補助の対象とすることとなった。

また、復興交付金は、被災地の一刻も早い復旧・復興を目指す観点から、復興需要が高まる平成23年度から27年度までの5年間に交付されることとなっており、市町村は、交付を受けた年度ごとに事業を実施するか、基金を造成して、復興交付金事業の計画期間内にこれを取り崩して事業を実施するかを選択できることとなっている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

防集事業は、被災者の早期の生活再建を図るために、多くの被災市町村において、国から多額の復興交付金の交付を受けて基金を造成するなどして実施されている。

そこで、本院は、有効性等の観点から、移転促進区域から住宅団地へ移転を希望する者(以下「団地希望者」という。)等の意向の変化等により、住宅団地の宅地に空き区画が生じていないかなどに着眼して、岩手、宮城、福島各県(以下「東北3県」という。)管内の25市町村が25年度末時点で策定している180の事業計画に基づき実施された防集事業を対象に、東北3県及び3市町において事業計画書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注2) 25市町村 宮古、大船渡、陸前高田、釜石、仙台、石巻、塩竈、気仙沼、名取、岩沼、東松島、いわき、相馬、南相馬各市、大槌、山田、亘理、山元、七ヶ浜、女川、南三陸、楡葉、浪江、新地各町、野田村

(注3) 3市町 仙台、岩沼両市、亘理町

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 25市町村における防集事業の状況

上記の25市町村は基金を造成して復興交付金事業を実施しており、23年度から25年度までの間の防集事業に係る復興交付金の交付決定額は、表1のとおり、計4410億0819万余円となっている。

表1 25市町村における防集事業に係る復興交付金の交付決定額 (単位：千円)

県名	造成年度	事業実施予定年度					計
		平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
岩手県 (7市町村)	23年度	293,380	4,270,588	744,075	—	—	5,308,043
	24年度		22,060,493	58,047,278	25,804,674	—	105,912,445
	25年度			5,502,992	8,532,704	—	14,035,696
	計	293,380	26,331,081	64,294,345	34,337,378	—	125,256,184
宮城県 (12市町)	23年度	1,152,722	11,561,641	—	—	—	12,714,363
	24年度		59,090,395	111,857,946	65,215,182	5,212	236,168,735
	25年度			7,054,517	13,084,658	—	20,139,175
	計	1,152,722	70,652,036	118,912,463	78,299,840	5,212	269,022,273
福島県 (6市町)	23年度	233,727	15,429,272	9,408,353	—	—	25,071,352
	24年度		7,137,555	7,287,260	3,734,243	47,325	18,206,383
	25年度			94,561	3,357,444	—	3,452,005
	計	233,727	22,566,827	16,790,174	7,091,687	47,325	46,729,740
合計 (25市町村)	23年度	1,679,829	31,261,501	10,152,428	—	—	43,093,758
	24年度		88,288,443	177,192,484	94,754,099	52,537	360,287,563
	25年度			12,652,070	24,974,806	—	37,626,876
	計	1,679,829	119,549,944	199,996,982	119,728,905	52,537	441,008,197

そして、25市町村は、表2のとおり、前記180の事業計画等において、移転促進区域を計2855万余㎡と設定しており、同区域に所在していた住宅33,668戸のうち16,991戸を住宅団地へ移転するなどのために、342団地、817万余㎡の住宅団地を整備することとしている。また、上記の16,991戸に係る住宅団地の区画の内訳は、貸付けにより供給する宅地が10,512区画(292万余㎡)、分譲により供給する宅地が2,173区画(79万余㎡)、災害公営住宅の用地が4,306区画(76万余㎡)となっている。

表2 事業計画の策定状況等 (単位：千㎡)

県名	移転促進区域		住宅団地											
			団地数	住宅用地								公共施設等用地	公益的施設用地	計
				貸付け		分譲		災害公営住宅		小計				
				区画数	面積	区画数	面積	区画数	面積	区画数	面積			
岩手県	7,751	4,330	88	1,734	471	1,091	351	565	102	3,390	925	1,073	37	2,035
宮城県	22,785	14,186	194	8,511	2,362	466	158	3,219	556	12,196	3,077	2,099	130	5,307
福島県	3,132	10,040	60	267	87	616	287	522	102	1,405	477	357	—	834
計	33,668	28,557	342	10,512	2,920	2,173	797	4,306	761	16,991	4,479	3,530	167	8,177

注(1) 「災害公営住宅」の「区画数」及び「面積」については、移転者に係る分のみを集計している。

注(2) 表示単位未満を切り捨てているため、各欄の数値を合計しても計欄と一致しないものがある。

(2) 住宅団地の整備等の状況

上記342団地の住宅団地の用地の取得状況についてみたところ、表3のとおり、取得が完了しているものが212団地、取得中が61団地、全く取得していないものが69団地となっており、住宅団地の用地は全体の約8割が取得(取得中を含む。)されている。

表3 住宅団地の用地の取得状況 (単位：千㎡、団地数)

県名	取得面積 (a)	住宅団地の整備に必要な面積 (b)	取得面積の割合 (a/b)	住宅団地の用地の取得状況			計
				全く取得していない	取得中	取得完了	
岩手県	1,552	2,067	75.1%	3	32	53	88
宮城県	4,440	5,613	79.1%	47	28	119	194
福島県	766	943	81.1%	19	1	40	60
計	6,759	8,624	78.3%	69 (20.1%)	61 (17.8%)	212 (61.9%)	342

注(1) 岩手、福島両県については平成26年6月末時点、宮城県については26年3月末時点の状況

注(2) 表示単位未満を切り捨てているため、各欄の数値を合計しても計欄と一致しないものがある。

そして、住宅団地の整備は、市町村が直接住宅団地の造成工事を実施したり、造成工事を実施せずに既存の宅地等を購入したりすることなどにより行われており、前記342団地のうち337団地において、造成工事が実施されることになっている。そこで、上記337団地の造成工事の着工・完了の状況についてみたところ、表4のとおり、26年6月末現在で約7割の242団地が着工されており、このうち66団地が完了していた。

また、前記180の事業計画のうち、55の事業計画に係る造成工事が25年度末までに完了するとしていたが、実際に完了していたのは13の事業計画に係る造成工事となってい

て、造成工事の完了までには時間を要する傾向にある。

さらに、宅地の供給状況についてみたところ、表4のとおり、団地希望者に貸付け又は分譲により宅地を供給できる状況となっていたのは、26年6月末現在、造成工事を伴わない住宅団地や造成工事が完了した部分から供給を開始している住宅団地等を含めて、72団地、1,344区画となっていた。

表4 住宅団地の整備状況 (単位：団地数)

県名	区分		年度										26年6月末現在の進捗率
			平成23	24	25	26年6月末	26	27	28	29	30	31	
岩手県	造成工事	着工	0	10	55	70	88	88	88	88	88	88	79.5%
		完了	0	0	13	20	50	81	85	86	88	88	22.7%
	供給	開始	0	0	6	19(157)	44	73	84	86	86	88	21.5%
宮城県	造成工事	着工	0	31	119	136	186	188	188	188	188	188	72.3%
		完了	0	2	15	22	100	165	181	183	183	183	12.0%
	供給	開始	0	1	13	30(832)	75	153	193	194	194	194	15.4%
福島県	造成工事	着工	0	18	35	36	39	56	57	57	57	57	63.1%
		完了	0	1	20	24	38	54	55	56	57	57	42.1%
	供給	開始	—	—	9	23(355)	—	—	—	—	—	—	38.3%
計	造成工事	着工	0	59	209	242	313	332	333	333	333	333	72.6%
		完了	0	3	48	66	188	300	321	325	328	328	20.1%
	供給	開始	0	1	28	72(1,344)	142	249	300	303	303	305	21.0%

注(1) 各年度末時点での進捗を累計で表示している。また、平成26年6月末までは実績、それ以降は計画値である。

注(2) 福島県の「—」は、県において市町村の団地の供給開始時期を把握していないものである。

注(3) 26年度以降の供給開始の計欄において、福島県は26年6月末に供給が開始している23団地を計上している。

注(4) 供給団地数の括弧書きは区画数を表す。

注(5) 防集事業に伴い造成工事が不要な団地が、福島県で3団地、宮城県で2団地ある。

注(6) 宮城県において、造成工事の着工時期が不明な団地が4団地、完了時期が不明な団地が9団地ある。

注(7) 26年6月末現在の進捗率において、造成工事については造成工事を予定している団地から着工・完了時期が不明な団地を除いた団地数を、供給については整備を計画している団地数を、それぞれ母数として算出している。

(3) 住宅団地の宅地の空き区画等

防集事業は任意事業であることから、住宅団地を整備する上で移転者の意向を十分に把握した上で事業を実施することが重要であるが、前記のように住宅団地の整備に時間を要していることなどから、団地希望者が当該住宅団地への移転を希望しなくなるなど、その意向が変化することなどにより、住宅団地に空き区画が生ずることが考えられる。そこで、団地希望者の希望する区画数(以下「希望区画数」という。)について、住宅団地ごとに当初の事業計画において記載された希望区画数と26年7月の検査時点で確認できた直近の希望区画数を比較した。

直近の希望区画数は、東北3県において把握方法が異なっていたことから、岩手県については県が市町村に対して定期的実施している直近の調査資料により、宮城県については市町が行っている直近の意向調査により、福島県については市町の希望区画数を県において確認できなかったことから直近の事業計画により確認した。

その結果、東北3県における希望区画数は、表5のとおり、18,243区画から15,423区画へ減少しており、団地希望者のうち貸付け又は分譲により宅地を希望する者(以下「宅地希望者」という。)の希望区画数は東北3県で計14,638区画から10,868区画へ減少していた。また、住宅団地ごとの希望区画数の増減についてみると、342団地のうち55団地で希望区画数が増加していたものの、過半の192団地は希望区画数が減少していた。

また、東北3県は、希望区画数が減少してきている理由について、住宅団地の整備に時間を要しているため、団地希望者の意向が変化して、住宅団地以外への移転を希望したことなどとしている。

表5 希望区画数の状況

(単位：区画数、団地数)

県名	供給方法	希望区画数			住宅団地ごとの希望区画数の増減			
		当初事業計画	直近の意向調査等	差	増加	減少	増減なし	計
岩手県	貸付け又は分譲	3,506	2,676	▲ 830	24	42	22	88
	災害公営住宅	325	587	262				
	計	3,831	3,263	▲ 568				
宮城県	貸付け又は分譲	9,964	7,309	▲ 2,655	23	132	39	194
	災害公営住宅	2,917	3,446	529				
	計	12,881	10,755	▲ 2,126				
福島県	貸付け又は分譲	1,168	883	▲ 285	8	18	34	60
	災害公営住宅	363	522	159				
	計	1,531	1,405	▲ 126				
合計	貸付け又は分譲	14,638	10,868	▲ 3,770	55	192	95	342
	災害公営住宅	3,605	4,555	950				
	計	18,243	15,423	▲ 2,820				

東北3県において、前記のとおり、住宅団地の用地は全体の約8割が取得され(取得中を含む)、造成工事は約7割が着工されているが、上記のとおり、希望区画数は減少傾向となっていることから、宅地の供給が開始されている前記の72団地、1,344区画について、東北3県が各市町村を調査し取りまとめた資料等により、市町村と宅地希望者との間の契約状況を確認したところ、表6のとおり、222区画が未契約となっていた。そして、この未契約の区画のうち、26年7月の検査時点で確認できた岩手、宮城両県の149区画についてみると、契約予定の者が決まっておらず空き区画となっていたものが15団地において66区画見受けられた。

表6 供給が開始されている住宅団地の契約状況

県名	市町村	団地数	供給区画数	契約済区画数	未契約区画数	左のうち 空き区画数	左に係る 団地数
岩手県	宮古市	3	28	22	6	3	2
	大船渡市	4	46	43	3	0	0
	陸前高田市	7	53	36	17	0	0
	釜石市	1	4	4	0	0	0
	大槌町	3	8	4	4	0	0
	野田村	1	18	18	0	0	0
	小計	19	157	127	30	3	2
宮城県	仙台市	6	189	167	22	22	3
	石巻市	1	6	6	0	0	0
	気仙沼市	1	6	6	0	0	0
	岩沼市	2	171	156	15	14	1
	東松島市	5	166	109	57	6	3
	亘理町	5	200	181	19	19	4
	七ヶ浜町	3	52	47	5	1	1
	女川町	1	1	0	1	1	1
	南三陸町	6	41	41	0	0	0
	小計	30	832	713	119	63	13
計		49	989	840	149	66	15
福島県	いわき市	1	19	18	1	/	
	相馬市	4	93	80	13		
	南相馬市	11	86	78	8		
	新地町	7	157	106	51		
	小計	23	355	282	73		
合計		72	1,344	1,122	222	—	—

注(1) 岩手県及び宮城県における未契約区画数と空き区画数の差は、契約予定の者が決まっているものの、契約予定の者の事情により未契約となっているものである。

注(2) 福島県の空き区画数は、同県において、契約予定の者が決まっているかどうかを把握していないため、特定できない。

<事例>

宮城県亘理郡亘理町は、平成24年7月に移転促進区域の576戸が移転するため、移転者の意向を確認し、5団地において貸付け又は分譲により196区画を整備し、供給するなどとした事業計画を策定していた。そして、同町は、移転者の意向の確認を重ね、事業計画を変更するなどして、24年7月に用地の取得を開始し、25年5月に200区画を整備するとして造成工事に着手した。

しかし、造成工事の着手から造成工事が完了した26年6月までの間に、宅地希望者の意向が変化したことにより、26区画に係る宅地希望者が減少した。同町は、宅地希望者が減少した際に、事業計画の見直しを検討したり、住宅団地への移転を希望していなかった移転者に再募集を2回行うことにより7区画について新たな宅地希望者に供給したりしたが、26年6月末時点で19区画に空き区画が生じていた。

また、造成工事等を実施中の住宅団地においても、用地の取得後又は造成工事の着工後に団地希望者が減少している団地が見受けられた。これらの住宅団地については、今後、市町村において事業規模の縮小や公共施設又は公益的施設の用地への転用等の事業計画の見直しなどを行わなかった場合、取得した住宅団地の一部の用地に不要が生じたり、整備した宅地に空き区画が生じたりするおそれがある。

(改善を必要とする事態)

住宅団地の整備に時間を要する中、移転者の意向が変化するなどして宅地希望者が減少して、住宅団地の宅地に空き区画が生じている事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、防集事業は住宅団地の整備に時間を要する中で、移転者の意向が変化するなどして宅地希望者が減少して住宅団地の宅地に空き区画が生ずるおそれがあることから、適時適切な移転者の意向の把握が重要であることなどについて、市町村への周知が十分でないことなどによると認められる。

3 本院が表示する意見

東日本大震災の被災地において実施されている防集事業は、多数の津波被災地区等を対象として高台等の安全な地区への集団移転を実施するもので、被災者の居住の安定の確保、ひいてはその暮らしの再生につながり、被災地のまちづくりに寄与するために、引き続き実施されていくものである。そして、防集事業は任意事業であることから、移転者の意向を十分に把握した上で事業を実施する必要があるが、住宅団地の整備に時間を要する中で、移転者の意向が変化するなどにより宅地希望者が減少して住宅団地の宅地に空き区画が生ずることがある。

については、貴省において、防集事業で整備した住宅団地の宅地に空き区画が生じないよう、次のとおり意見を表示する。

- ア 移転者の意向の変化等を把握するために、適時適切な意向調査等を行うよう市町村に対して助言等を行うこと
- イ 宅地希望者の意向が変化するなどにより住宅団地の宅地に空き区画が生ずるおそれがある場合には、事業規模を縮小したり、移転後の生活に必要な公共施設や公益的施設の用地へ当該空き区画を転用したりするなど事業計画の適切な見直し及び移転者の中から再募集を行うなどの措置を講ずるよう市町村に対して周知を図るとともに、必要に応じて助言等を行うこと

(8) 道路管理データベースシステムに登録する道路施設の諸元等の基本データについて、登録されていない状態を計画的に解消するよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)河川等災害復旧事業費 等 社会資本整備事業特別会計(道路整備勘定) (項)地域連携道路事業費 等
部 局 等	25 国道事務所等
道路管理データベースシステムの概要	道路施設に関する情報の一元化及び共有化を図り道路管理を効率的に行うためのデータベース
新設等の工事で作成された基本データの件数及び作成に係る費用の積算額	6,207 件 2 億 4368 万余円(平成 20 年度～24 年度)
上記のうち未登録データの件数及び作成に係る費用の積算額	2,923 件 1 億 1511 万円(背景金額)

【改善の処置を要求したものの全文】

道路管理データベースシステムへの基本データの登録について

(平成26年10月30日付け 国土交通大臣宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 道路管理データベースシステムの概要等

(1) 道路管理データベースシステムの概要

貴省は、道路法(昭和27年法律第180号)に基づき、一般国道のうち政令で指定された区間の道路について、維持、修繕及び災害復旧その他の管理(以下、これらを合わせて「道路管理」という。)を行っている。そして、貴省は、上記区間の道路の橋りょう、トンネル等の施設(以下、これらの施設を合わせて「道路施設」という。)に関する情報の一元化及び共有化を図るとともに、道路管理の効率化及び高度化を図ることにより、災害時等において迅速かつ的確な対応ができるように道路管理データベースシステム(以下「道路管理DBS」という。)を昭和63年度から地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局(以下、これらを合わせて「地方整備局等」という。)のほか、地方整備局管内の国道事務所、河川国道事務所、技術事務所、北海道開発局管内の開発建設部及び沖縄総合事務局管内の国道事務所(以下、これらを合わせて「国道事務所等」という。)に導入している。

道路管理DBSは、新設、改良又は撤去を行った道路施設の名称、所在地、路線名等の文字データや延長、幅員等の数値データからなる諸元、図面、写真等(以下、これらを合わせて「諸元等」という。)を登録する基幹システムと道路施設の点検記録や補修履歴等を登録するサブシステムから構成されている。

道路管理DBSは、財団法人道路保全技術センター(以下「センター」という。)が開発したシステムであり、貴省は、道路管理DBSに係るデータの登録等をセンターに委託して実施していた。その後、平成21年11月に、センターは道路管理DBSの登録等を含む貴省発注の業務から撤退して、23年3月末に解散することとなった。そして、貴省は、21年11月から道路施設の諸元等の道路施設基本データ(以下「基本データ」という。)の道路管理DBSへの登録ができない状態となっていたが、センターの解散に伴い道路管理DBSに関してセンターが有していた著作権の譲渡を受けて、23年度に道路管理DBSに係る基本データの登録を再開した。

(2) 道路施設基本データの作成及び登録

貴省は、基本データを作成する対象工事であることが契約図書の一部である土木工事共通仕様書に明示されている道路工事を発注する場合には、工事の請負人に、道路工事完成図等作成要領(平成18年国土技術政策総合研究所制定)等に基づいて基本データを作成させて、電子成果品として提出させている。なお、基本データの作成に係る費用については、当該工事の積算において、共通仮設費の中の技術管理費に計上することとなっている。そして、貴省は、新設、改良等の道路工事の完成後に、工事の請負人から提出された工事ご

との基本データを道路施設ごとに集約するなどして道路管理 DBS に登録するなどの業務（以下「登録業務」という。）を委託している。

2 本院の検査結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

道路管理 DBS の機能を活用して災害時等において迅速かつ的確な対応を行うためには、道路管理 DBS に最新の道路施設の情報が登録されていることが重要である。そこで、本院は、有効性等の観点から、基本データの登録状況はどのようになっているかなどに着眼して、25 国道事務所等において 20 年度から 24 年度までの間に作成された基本データ 6,207 件（基本データの作成に係る費用の積算額計 2 億 4368 万余円）を対象として、25 国道事務所等のほか、25 国道事務所等のうち 4 国道事務所、2 河川国道事務所及び 3 開発建設部で作成された基本データの登録を行っている関東地方整備局関東技術事務所、中国地方整備局中国技術事務所及び北海道開発局の 3 技術事務所等（以下、これらを合わせて「28 国道事務所等」という。）において、登録業務の報告書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

（注） 25 国道事務所等 大宮、北首都、首都、長岡、紀勢、北勢、飯田、京都、奈良、松江、福岡、佐賀各国道事務所、青森、山形、富山、浜松、紀南、鳥取、倉吉、松山、大洲、宮崎各河川国道事務所、函館、室蘭、釧路各開発建設部

（検査の結果）

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

すなわち、25 国道事務所等が新設、改良等の道路工事の完成後に、工事の請負人から提出を受けた基本データには、道路工事の完成時期に応じて当該年度又は翌年度以降に登録された基本データ（以下、これらの基本データを「登録済データ」という。）と 25 年度末現在で登録されていない基本データ（以下「未登録データ」という。）があった。

前記の 20 年度から 24 年度までの間に作成された基本データ 6,207 件のうち、道路管理を行う上で重要となる供用中の道路施設に係る基本データは 5,158 件あり、道路管理 DBS への登録状況は、表のとおり、25 年度末現在で登録済データが 2,235 件、未登録データが 2,923 件（基本データの作成に係る費用の積算額 1 億 1511 万余円）となっていた。

そして、25 国道事務所等に係る登録済データ 2,235 件の登録年度別の内訳は、表のとおり、20 年度に 176 件が登録されているが、21 年 11 月にセンターが道路管理 DBS の登録等の業務から撤退したことにより、21 年度に登録されたのは 46 件にとどまり、その後、貴省が 23 年度に基本データの登録を再開したことにより、23 年度から 25 年度までの各年度に 349 件、610 件、1,054 件が登録され、登録件数は年々増加している。

一方、未登録データ 2,923 件の作成年度別の内訳は、表のとおり、センターが道路管理 DBS の登録等の業務から撤退したことにより年度中に全く登録のできない状態となっていた 22 年度に作成された基本データが 556 件、20、21 両年度に作成された基本データがそれぞれ 295 件、507 件となっていて、23 年度の登録再開以前に作成された基本データが多数登録されないままとなっていた。

表 作成年度別・登録年度別件数表(平成26年3月31日現在) (単位:件)

基本データ作成年度	作成された基本データ A+B	うち登録済データ							うち未登録データ B
		A	登録年度						
			平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
20年度	1,097	802	176	41	0	219	187	179	295
21年度	1,073	566	—	5	0	74	165	322	507
22年度	1,034	478	—	—	0	48	204	226	556
23年度	1,014	262	—	—	—	8	41	213	752
24年度	940	127	—	—	—	—	13	114	813
計	5,158	2,235	176	46	0	349	610	1,054	2,923

そして、25国道事務所等においては、表のとおり、20年度から24年度までの各年度に、供用中の道路施設に係る基本データが1,000件程度作成されているが、当該年度の登録済データの数は作成された基本データの数を下回っており、未登録データを解消するまでには至っていなかった。

上記のとおり、供用中の道路施設に係る基本データが道路管理DBSに登録されないままの状態が継続すると、国道事務所等が道路管理DBSによって道路施設の最新の情報を把握しないまま災害時等の対応を行わざるを得なくなる状況になると認められる。

(改善を必要とする事態)

災害時等において迅速かつ確な対応を行うために重要となる道路管理DBSの機能を活用するのに必要な供用中の道路施設に係る基本データが多数登録されておらず、その状態が計画的に解消されていない事態は適切ではなく、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア 28国道事務所等において、道路管理DBSの機能を活用して災害時等において迅速かつ確な対応を行うためには最新の道路施設の情報が登録されていることが重要であることについて、理解が十分でないこと
- イ 貴省において、基本データが登録されていない状態を計画的に解消することについての28国道事務所等に対する指導が十分でないこと

3 本院が要求する改善の処置

貴省においては、道路管理DBSの機能を活用して災害時等において迅速かつ確な対応を行うために、今後も道路管理DBSへの基本データの登録を適切に行うことが求められている。

ついては、貴省において、基本データが登録されていない状態を計画的に解消するよう、次のとおり改善の処置を要求する。

- ア 地方整備局等及び国道事務所等に対して、道路管理DBSの機能を活用して災害時等において迅速かつ確な対応を行うためには最新の道路施設の情報が登録されていることが重要であることについて周知徹底を図ること
- イ 地方整備局等及び国道事務所等に対して、基本データが登録されていない状態を解消するための計画等を作成させるなどの必要な指導を行うこと

(9) 調節池整備事業等により整備された調節池等において、管理マニュアルを整備することなどにより適切な維持管理を行うよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	社会資本整備事業特別会計(治水勘定)(平成19年度以前は、治水特別会計) (項)河川整備事業費 等	
部 局 等	15 都道府県	
補助の根拠	河川法(昭和39年法律第167号)、予算補助	
補助事業者(事業主体)	都、道、府1、県9、市20、区4、町2、計38事業主体	
補助事業	調節池整備事業等	
補助事業の概要	総合的な治水対策の一環として、洪水を一時的に貯める調節池や、校庭、公園等を活用して雨水をその敷地内に一時的に貯留または浸透させる流域貯留浸透施設を整備する事業	
検査の対象とした調節池等の施設数及び事業費	501施設 6069億1633万余円(平成5年度～24年度)	
上記に対する国庫補助金等交付額	2501億9985万余円	
適切な維持管理が実施されていない調節池等に係る施設数及び事業費	224施設 3841億7344万円(平成5年度～24年度)	
上記に対する国庫補助金等交付額	1785億1444万円(背景金額)	

【改善の処置を要求したものの全文】

調節池等の維持管理について

(平成26年10月21日付け 国土交通大臣宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 調節池等の概要

(1) 調節池等の概要

貴省は、河川法(昭和39年法律第167号)等に基づき、河川について、洪水等による災害の発生が防止されるよう総合的に維持管理することにより、公共の安全を保持することなどを目的として河川整備を行っている。

そして、都市化の進展と流域の開発に伴う舗装、排水施設等の整備により、雨水が土壌に浸透せず、流域から河川への流出量が増大して、著しく治水安全度が低下している都市部の河川については、治水施設の整備を積極的に進めるとともに、流域の持つ保水及び遊水機能を適正に確保するなどの総合的な治水対策を行っている。

河川管理者である都道府県及び政令市並びに流域の市区町村(以下「都道府県等」という。)は、上記の総合的な治水対策の一環として、保水及び遊水機能の確保のために洪水等の量から貯留する必要がある計画貯留量を定めて、その計画貯留量が確保されるように、

調節池や流域貯留浸透施設(以下、これらの施設を合わせて「調節池等」という。)を整備している。

調節池については、集中豪雨等の出水による河川の流下能力を超える洪水を、川面より低い越流堤部分から流入させて築堤等により築造された池に一時的に貯留する施設であり、その点検等の維持管理は整備した都道府県等により実施されている。

また、流域貯留浸透施設については、学校のグラウンドや公園の窪地等の低地を活用して、周囲堤を設置することなどにより、学校や公園の敷地に降る雨水をその低地内に一時的に貯留又は浸透させる施設であり、一般的にその点検等の維持管理は、整備した都道府県等と学校等の管理者(以下「公共施設等の管理者」という。)との間で管理協定を結ぶなどして、公共施設等の管理者により実施されている。

貴省は、当初は都市部において、調節池等の整備を、調節池整備事業や流域貯留浸透事業(以下、これらの事業を合わせて「調節池整備事業等」という。)として国庫補助事業等により実施してきたが、このうち流域貯留浸透事業については、地球温暖化に伴う水災害リスクが増大していることを踏まえて、平成21年度以降、都市部から全国に制度を拡充してきている。

(2) 調節池等の維持管理

貴省は、都道府県等が国庫補助事業で整備した調節池等について、維持管理が不適切であったために計画貯留量が確保されていないなどの事態が見受けられたことから、20年9月に、北海道開発局、地方整備局及び沖縄総合事務局(以下「地方整備局等」という。)に対して、調節池等について、都道府県等が管理マニュアルを整備し、これを各施設に適用して、適切な維持管理を行うよう「調節池、流域貯留浸透施設の適切な管理について」(平成20年国河域第9号。以下「20年通達」という。)を発している。そして、貴省は、都道府県等が管理マニュアルを整備する際の参考として、①調節池等の堤防高等の諸元を記載した施設台帳を整備すること、②出水期前に調節池等の破損、陥没や土砂の堆積等の状況を点検すること、③点検結果を記録した点検表を作成することなどが記載されている標準的な管理マニュアル(案)を作成し、21年1月に、地方整備局等に対して、都道府県等に周知するようこれを提示している。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、調節池等について、20年通達が発せられて以降、都道府県等において管理マニュアルが整備されているか、管理マニュアルに基づき施設台帳を整備したり、定期的な点検に基づき点検表を作成したりするなど適切な維持管理が実施されているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、^(注1)14都道府県及び^(注2)40市区町が調節池整備事業等により5年度から24年度までの間に整備を完了して、維持管理を行っている調節池94施設、事業費計5471億2046万余円(国庫補助金等交付額計2415億3529万余円)、流域貯留浸透施設407施設、事業費計597億9586万余円(国庫補助金等交付額計86億6456万余円)、計501施設、事業費計6069億1633万余円(国庫補助金等交付額計2501億9985万余円)を対象として、管理マニュアル、施設台帳、管理協定書等の関係書類及び現地の状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注1) 14 都道府県 東京都、北海道、大阪府、青森、栃木、神奈川県、新潟、長野、岐阜、静岡県、広島、高知、福岡、熊本各県

(注2) 40 市区町 札幌、青森、弘前、三鷹、東大和、西東京、横浜、川崎、相模原、金沢、上田、岐阜、大垣、各務原、静岡、三島、大阪、堺、豊中、八尾、寝屋川、大東、柏原、高石、東大阪、四條畷、福山、北九州、熊本各市、目黒、世田谷、渋谷、中野、北、足立、江戸川各区、瑞穂、岐南、笠松、熊取各町

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 調節池等に係る管理マニュアルを整備していないため、同マニュアルに基づく適切な維持管理が行われていないなどの事態

前記のとおり、20年通達等によれば、都道府県等は調節池等に係る管理マニュアルを整備することとされているが、検査した14都道府県及び40市区町のうち、12都道府県及び14市区町^(注3)は同マニュアルを整備しておらず、これらが維持管理を行っている調節池等129施設(事業費計3742億0493万余円、国庫補助金等交付額計1749億6078万余円)については、同マニュアルに基づく点検表がないため、施設の破損、陥没等の変状や損傷に係る点検の有無が不明となっているなどしていた。

そして、これらの調節池等の中には、施設台帳も整備されていないことなどから、施設整備後に施設がどのように変状したのかなどの状況が不明となっていた事態も見受けられた。

<事例1>

高知県は、一級河川仁淀川水系日下川の河道への流量負担を軽減させることを目的として、調節池として岡花調整池(計画貯留量52万³m)を事業費9億0710万円(国庫補助金額4億5355万円)で整備している。

しかし、同県は、岡花調整池に係る管理マニュアルを整備しておらず、施設台帳も整備していなかった。このため、貴省と同県が作成した「仁淀川水系河川整備計画」(平成25年12月)によれば、同調整池は平成10年度に完成したとされているが、同県は、整備後の堤防高等を把握していなかった。

そこで、現地において堤防高等を確認したところ、26年1月の実地検査時点における堤防高は計画堤防高よりも最大で1.59m低くなっており、約39万³mしか貯留できない状況となっていたが、堤防高がいつからどのように変状したのかなどについては不明となっていた。

また、2府県及び13市町^(注4)は、管理マニュアルを整備しているものの、維持管理を行っている調節池等95施設(事業費計99億6850万余円、国庫補助金等交付額計35億5366万余円)について、同マニュアルに基づく点検表を作成しておらず、同マニュアルに基づく点検の有無が不明となるなどしていた。

(注3) 12 都道府県及び14 市区 東京都、北海道、大阪府、青森、栃木、神奈川県、新潟、長野、静岡、高知、福岡、熊本各県、青森、弘前、西東京、横浜、川崎、相模原、静岡、三島、堺、熊本各市、世田谷、中野、北、足立各区

(注4) 2 府県及び13 市町 大阪府、青森県、札幌、横浜、金沢、岐阜、大阪、八尾、寝屋川、大東、東大阪、四條畷、福山各市、笠松、熊取両町

(2) 流域貯留浸透施設を整備した都道府県等と協議を行うことなく公共施設を増築するなど適切な維持管理が行われていない事態

都道府県等が、校庭等を利用して流域貯留浸透施設を整備した場合には、前記のとおり、一般的に都道府県等と公共施設等の管理者との間で管理協定を結ぶなどして、公共施設等の管理者が、流域貯留浸透施設の点検、清掃等の日常的な維持管理を行っている。そして、管理協定によれば、公共施設等の管理者は、流域貯留浸透施設に変更を加えるときには、流域貯留浸透施設を整備した都道府県等とあらかじめ協議を行うこととされている。

しかし、^(注5) 2市1町が維持管理を行っている流域貯留浸透施設4施設(事業費計1億2410万余円、国庫補助金交付額計4136万余円)については、公共施設等の管理者が、都道府県等と協議を行わないまま敷地内に校舎等を増築するなどして、増築した校舎等に係る雨水を貯留させずにそのまま流出させることにしたため、増築した校舎等に係る雨水が貯留できないなどの状況となっていた。

上記の事態について事例を示すと次のとおりである。

<事例2>

札幌市は、平成6年度に、伏籠川流域貯留浸透事業として、元町中学校において、テニスコートや体育館を含む学校敷地内の雨水を貯留して、河川への雨水の流出を抑制する流域貯留浸透施設(計画貯留量1,165 m^3)を事業費3424万余円(国庫補助金額1141万余円)で整備している。そして、同市は元町中学校の管理者である同市教育委員会との管理協定により、同市教育委員会が流域貯留浸透施設に変更を加えるときは、あらかじめ協議することとしていた。

しかし、同市教育委員会は、流域貯留浸透施設を整備した同市と協議することなく、25年度にテニスコートを取り壊して、当該場所に格技場を設置して、格技場に係る雨水を直接下水道に放流していたため、格技場部分の雨水を貯留できず、25.5 m^3 を確保できない状況となっていた。

(注5) 2市1町 札幌、川崎両市、笠松町

したがって、(1)及び(2)について、事態の重複する府県及び市を除いた12都道府県及び26市区町が維持管理を行っている調節池等224施設(事業費計3841億7344万余円、国庫補助金等交付額計1785億1444万余円)については、適切な維持管理が行われていない状況となっていた。

(改善を必要とする事態)

都道府県等が調節池等に係る管理マニュアルを整備していないため、同マニュアルに基づく適切な維持管理が行われていないなどの事態、また、公共施設等の管理者が、流域貯留浸透施設を整備した都道府県等と協議を行うことなく公共施設等を増築するなど適切な維持管理が行われていない事態はいずれも適切ではなく、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、都道府県等が、調節池等に係る管理マニュアルを整備し、これに基づく点検等の維持管理を実施することの重要性を十分理解していないことや、公共施設等の管理者が流域貯留浸透施設の設置目的や事前協議の必要性を十分理解していないことなどによると認められる。

3 本院が要求する改善の処置

近年、突発的に起こる局地的な豪雨の頻発により全国的に浸水被害が多発していて、従来よりも水災害リスクが増大していることなどから、流域での治水安全度を確保して国民の生命、財産等を守るために、調節池整備事業等は、今後とも多数実施されることが見込まれる。

については、貴省において、総合的な治水対策の一環である調節池整備事業等により整備された調節池等の維持管理が適切に行われるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

ア 都道府県等に対して、調節池等に係る管理マニュアルを整備して、これに基づく適切な維持管理を行うことを周知徹底するとともに、地方整備局等において、都道府県等の維持管理状況を把握すること

イ 都道府県等に対して、公共施設等の管理者が流域貯留浸透施設となっている公共施設等の増築等を行う場合には、事前に十分協議を行うなど適切な維持管理を行うことを周知徹底すること

- (10) ダムの維持管理に当たり、必要な計測、修繕等を適切に行ったり、堆砂対策等の実施について検討したり、地震が発生した際の体制を整備したりすることなどをダム管理者に対して周知することにより、ダムの維持管理が適切に行われるよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	社会資本整備事業特別会計(治水勘定)(昭和35年度から平成19年度までは治水特別会計、昭和34年度以前は一般会計又は特定多目的ダム建設工事特別会計)		(項)多目的ダム建設事業費 (項)河川整備事業費 等
部 局 等	直轄事業	6 地方整備局、北海道開発局	
	補助事業	21 道府県	
事業及び補助の根拠	河川法(昭和39年法律第167号)等		
管理主体	直轄事業	11 事務所等	
	補助事業	21 道府県	
	計	32 管理主体	
管理の概要	ダムの安全の確認に必要な計測等を行うとともに、ダムの有する機能を長期にわたり保持するための修繕や貯水池内の堆砂への対策等を行うもの		
ダムの建設費	直轄事業	1兆2402億0783万余円 (昭和16年度～平成24年度)	
	補助事業	2兆6661億1151万余円 (昭和15年度～平成24年度)	
	(国庫補助金等	1兆2487億1193万余円)	
上記のうち維持管理が適切でないなどのダムに係る建設費	直轄事業	1兆0346億9222万円(背景金額)	
	補助事業	2兆6087億6806万余円	
	(国庫補助金等	1兆2210億6915万円)(背景金額)	

【改善の処置を要求したものの全文】

ダムの維持管理について

(平成 26 年 10 月 21 日付け 国土交通大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 ダムの維持管理の概要

(1) ダムの概要

貴省は、河川法(昭和 39 年法律第 167 号)等に基づき、洪水等による災害の発生の防止等を図り河川を総合的に管理することにより、公共の安全を保持することなどのために、河川の水量を一時的に貯留して調節(以下「洪水調節」という。)を行うダムについて、建設等のほか、日常の維持、修繕その他の管理(以下「維持管理」という。)を行っている。また、貴省はダムの建設等を行う道府県に対して補助金又は交付金を交付しており、道府県は自ら建設するなどしたダムの維持管理等を行っている。

(2) 漏水量等の計測、設備等の点検等に関する基準

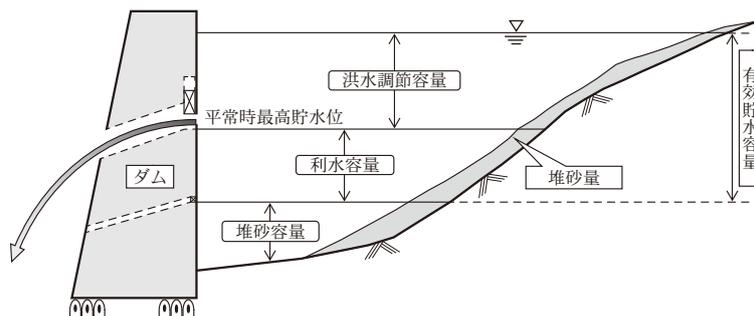
河川法等に基づいて定められた操作規則等によれば、ダムの維持管理を行う者(以下「ダム管理者」という。)は、ダムの堤体及び基礎地盤の安全性等を評価する上で必要な漏水量、変形、揚圧力等(以下「漏水量等」という。)の計測及びダムの堤体、貯水池、ダムを操作するために必要な機械等に係る設備(以下「設備」という。)等を良好な状態に保持するために必要な点検を定期的に行うこととされている。そして、点検の結果、不具合等が生じていた場合は、修繕等を行うことになる。

(3) 貯水池における堆砂への対策

建設省河川砂防技術基準(案)同解説設計編(社団法人日本河川協会編)によれば、ダムの建設に当たっては、あらかじめ計画する年数(一般的には 100 年。以下「計画年数」という。)の間に貯水池に流入して堆積すると推定される土砂の量(以下「計画堆砂量」という。)を定めることとされている。そして、ダムの計画時に、貯水池の底部に計画堆砂量の土砂を堆積させるための容量(以下「堆砂容量」という。)、必要に応じて設ける水道等の用に供するための容量(以下「利水容量」という。)及び洪水調節を行うための容量(以下「洪水調節容量」という。、利水容量と合わせて「有効貯水容量」という。)が設定され、また、ダム管理者は、貯水量を貯水位により管理しており、平常時最高貯水位を超えた水量を一時的に貯留してゲートから放流することにより洪水調節を行っている(参考図参照)。

(参 考 図)

貯水池等の概念図



また、国土交通省河川砂防技術基準同解説計画編(社団法人日本河川協会編)によれば、ダム⁽¹⁾の所期の目的を損なうことなく、ダムを有効に活用するためには、貯水池上流部における貯砂ダムの設置、貯水池における堆砂の除去等といった各種対策の組合せにより、堆砂の対策に関する計画を策定する必要があるとされている。

(4) 緊急時における対応等

ア 地震時における対応

地震発生後はダムに異状がないか把握する必要があることから、貴省は、「地震発生後のダム臨時点検結果の報告について」(平成24年国水流第4号国土交通省水管理・国土保全局河川環境課長通達)を地方整備局、都道府県等に発して、ダムの基礎地盤又は堤体下部に設置した地震計により観測される地震動の最大加速度が一定規模以上である地震(以下「ダム地点における地震」という。)等が発生したときは速やかに臨時点検を行うことなどを求めている。

イ 常用電源の停電時における電源の確保

ダムは、ゲート操作により洪水調節を行う場合に下流域における影響が大きいことから、その有する設備が常に機能することが要求される施設であるため、常用電源が停電となった場合に備えて、予備発電設備を設置するなどして必要な電源を確保している。そして、予備発電設備の稼動に必要な燃料の貯油量については、「ダム・堰施設技術基準(案)(マニュアル編)」(社団法人ダム・堰施設技術協会編。以下「マニュアル」という。)によれば、燃料補給の難易度等を考慮して決定する必要があるが、原則として、予備発電設備を72時間連続運転することが可能とする量とされている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性、有効性等の観点から、ダムの維持管理に必要な計測、点検等は適切に行われているか、貯水池における堆砂への対策は適切に行われているか、ダムが緊急時に機能するよう体制が整備されているかなどに着眼して、昭和15年度から平成24年度までに建設された8^(注1)地方整備局等管内の15^(注2)事務所等が管理する29^(注3)ダム(建設費計1兆2402億余円)及び21^(注3)道府県が管理する182^(注3)ダム(建設費計2兆6661億余円、国庫補助金等計1兆2487億余円)、計211^(注3)ダムを対象として、上記の地方整備局等において、26年3月31日現在の貯水池における堆砂等の状況等に関する書類や現地の状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注1) 8地方整備局等 東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、九州各地方整備局、北海道開発局

(注2) 15事務所等 羽越河川国道事務所、黒部、木曾川上流、日野川、山国川各河川事務所、北上川、利根川、紀の川、筑後川各ダム統合管理事務所、丸山、蓮、温井、緑川各ダム管理所、札幌、旭川両開発建設部

(注3) 21道府県 北海道、大阪府、青森、栃木、神奈川、新潟、石川、山梨、長野、岐阜、静岡、滋賀、和歌山、岡山、広島、愛媛、高知、福岡、佐賀、熊本、宮崎各県

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 漏水量等の計測、設備等の点検等の実施状況

ダム管理者は、前記のとおり、操作規則等に基づき、漏水量等の計測や設備等の点検を行うこととなっている。しかし、9県が管理する25ダム(建設費計1914億余円、国庫補助金等計1017億余円)については、計測値に大きな変化が認められないことなどを理由として、一部の項目について計測が3年以上にわたり行われていなかった。また、3県が管理する5ダム(建設費計255億余円、国庫補助金等計125億余円)については、点検の結果、地震計等が故障して使用できない事態が判明したにもかかわらず、修繕等が3年以上にわたり行われていなかった(表参照)。

(2) 貯水池における堆砂等の状況等

ア 計画堆砂量を上回る堆砂の状況

貯水池に計画堆砂量を上回って土砂が堆積すると、有効貯水容量のうち実際に利用できる貯水容量が減少することに加えて、堆砂の状況によっては、貯水池の上流部に土砂が堆積することにより貯水池上流の河川等に影響を及ぼすおそれがある。そこで、貯水池における堆砂の状況についてみたところ、9府県が管理する20ダム(建設費計939億余円、国庫補助金等計429億余円)において、計画年数が経過していないにもかかわらず、堆砂量が既に計画堆砂量を上回っていた(表参照)。そして、これらのダムのうち、計画堆砂量に対する堆砂量の割合が200%以上300%未満となっているダムが4ダム、300%以上となっているダムが2ダムとなっていた。

イ 洪水調節容量内における堆砂の状況

貯水池に流入する土砂は、計画堆砂量に達していなくても、洪水調節容量内に土砂が堆積した場合には、洪水調節容量のうち実際に利用できる貯水容量が減少して洪水時に本来貯留できる水量が貯留できなくなるため、堆砂の状況によっては、ダム下流の河川等に影響を及ぼすおそれがある。そこで、洪水調節容量内における堆砂の状況についてみたところ、9事務所等が管理する14ダム(建設費計6047億余円)、16道県が管理する92ダム(建設費計1兆2598億余円、国庫補助金等計5557億余円)において、洪水調節容量内に土砂が堆積していた(表参照)。

また、3事務所等が管理する7ダム(建設費計2632億余円)、11道県が管理する48ダム(建設費計8372億余円、国庫補助金等計4364億余円)については、洪水調節容量内における堆砂量が算出されていないなどのため、洪水調節容量内における堆砂の状況が不明となっていた(表参照)。

ウ 貯水池への流入量の算出

ダム管理者は、前記の操作規則等に基づき、貯水池への流入量に応じて放流量を決定するなどしてダムの操作を行うこととなっている。そして、ダム管理者は、ダム管理用制御処理設備(注4)(以下「制御処理設備」という。)に貯水位に対応する貯水量の情報を設定しており、これに基づき、貯水池への流入量がダムからの放流量及び貯水位の時間的変化

の数値を基に算出される。このため、制御処理設備に設定されている貯水位に対応する貯水量の情報(以下「設定貯水量」という。)が建設時等のままになっていると、堆砂の状況によっては、貯水位の変化が建設時等よりも速くなるために正確な流入量が算出されないことになる。この場合、制御処理設備では流入量が実際より多く算出されて、本来は放流を開始する流入量には至っていないのに放流を開始することになるなど、ダム の 操 作 に 支 障 が 生 ず る お そ れ が あ る 。 そ こ で 、 設 定 貯 水 量 に つ い て み た と ころ 、 11 事 務 所 等 が 管 理 す る 22 ダ ム (建 設 費 計 1 兆 0174 億 余 円) 、 20 道 府 県 が 管 理 す る 130 ダ ム (建 設 費 計 2 兆 0844 億 余 円 、 国 庫 補 助 金 等 計 9666 億 余 円) に お い て 、 設 定 貯 水 量 が 建 設 時 の ま ま に な っ て お り 、 堆 砂 測 量 の 結 果 が 反 映 さ れ て い な っ た (表 参 照) 。

(注4) ダム管理用制御処理設備 放流設備を操作規則に基づき確実かつ容易に操作するために、ダムの流水管理に係る演算処理を行い、放流設備の操作やそれらの支援を行うための設備

(3) 緊急時における対応状況

ア 地震時における対応状況

ダム管理者は、前記のとおり、ダム地点における地震等が発生したときは速やかに臨時点検を行うことなどが求められている。しかし、7県が管理する33ダム(建設費計3890億余円、国庫補助金等計1827億余円)については、ダムの基礎地盤又は堤体下部に設置された地震計とダム管理者に情報を自動的に通報する自動通報装置とが接続されていないことなどから、ダム地点における地震が発生した際に、ダム管理者にその情報が適時に通報されないため、ダム管理者が速やかに臨時点検を行うことができない状況となっていた(表参照)。

イ 常用電源の停電時における対応状況

大規模地震等の災害が発生して長時間にわたり停電となった昨今の状況を踏まえて、常用電源の停電に対処するための予備発電設備の重要性がより一層高まっている。また、予備発電設備の稼動に必要な燃料の補給の難易度等について、その燃料の貯油量の決定に際して考慮した近隣の給油取扱所が廃止されるなど、予備発電設備の設置当初と現状が異なっている可能性がある。そこで、予備発電設備の連続運転可能時間についてみたところ、21道府県が管理する152ダム(建設費計2兆0909億余円、国庫補助金等計9845億余円)において、燃料タンクの容量等から算出した連続運転可能時間がマニュアルにおいて示されている72時間を下回っており(表参照)、また、中には所要の連続運転可能時間が確保されているか不明なダムも見受けられた。

以上のとおり、上記各事態の重複分を除くと、11事務所等が管理する23ダム(建設費計1兆0346億余円)、21道府県が管理する178ダム(建設費計2兆6087億余円、国庫補助金等計1兆2210億余円)について、維持管理が適切に行われていないなどの状況となっていた。

表 各事態の管理主体数、ダム数及びダム名一覧

検査の結果		管理主体数	ダム数	ダム名		
(1)	漏水量等の計測、設備等の点検等の実施状況	一部の項目について計測が3年以上にわたり行われていなかったもの	9 県	25	遠部、川内、西荒川、我谷、湯川、椿山、鹿森、玉川、山財、日向神、南畑、力丸、ます淵、陣屋、山神、犬鳴、岩屋川内、竜門、伊岐佐、本部、深浦、松尾、祝子、長谷、広渡各ダム	
		修繕等が3年以上にわたり行われていなかったもの	3 県	5	我谷、湯川、松尾、長谷、広渡各ダム	
(2)	ア	計画堆砂量を上回る堆砂の状況	9 府県	20	目屋、三面、笠堀、鯖石川、湯川、奥裾花、狭山池、湯原、鹿森、黒瀬、永瀬、鏡、南畑、渡川、松尾、綾南、綾北、岩瀬、立花、祝子各ダム	
					イ	洪水調節容量内に土砂が堆積していたもの
	イ	洪水調節容量内における堆砂の状況	16 道県	92	有明、様似、矢別、美唄、高見、佐幌、愛別、栗山、浦河、庶路、当別、遠部、三河沢、西荒川、塩原、寺山、東荒川、城山、三保、三面、笠堀、新保川、内の倉、鯖石川、下条川、早出川、大野川、刈谷田川、正善寺、久知川、破間川、大谷、城川、奥三面、柿崎川、我谷、九谷、赤瀬、内川、辰巳、古谷、余地、湯川、内村、横川、松川、片桐、北山、水上、小仁熊、裾花、奥裾花、阿多岐、中野方、大ヶ洞、丹生川、太田川、二川、椿山、河本、高瀬川、橋井、三室川、小瀬川、魚切、野呂川、棕梨、仁賀、御調、野間川、鹿森、黒瀬、永瀬、鏡、桐見、岩屋川内、竜門、伊岐佐、平木場、深浦、矢筈、横竹、狩立・日ノ峯、井手口川、渡川、松尾、田代八重、長谷、日南、広渡、瓜田、沖田各ダム	
					3 事務所等	
	ウ	貯水池への流入量の算出	設定貯水量に堆砂測量の結果を反映していなかったもの	11 道県	48	小平、目屋、飯詰、下湯、川内、久吉、小泊、世増、琴川、荒川、大門、塩川、深城、箕輪、豊丘、奥野、青野大師、石田川、宇曾川、青土、姉川、広川、七川、旭川、鳴滝、八塔寺川、津川、竹谷、平、山田川、四川、日向神、南畑、力丸、油木、す淵、陣屋、瑞梅寺、山神、牛頸、犬鳴、北谷、猪野、鳴淵、福智山、藤波、亀川、上津浦各ダム
11 事務所等				22	四十四田、御所、湯田、藤原、相俣、菌原、横川、大滝、菅沢、温井、耶馬溪、松原、下笠、緑川、豊平峡、定山溪、桂沢、金山、滝里、大雪、忠別、岩尾内各ダム	
			20 道府県	130	有明、様似、矢別、美唄、高見、佐幌、新中野、愛別、小平、朝里、栗山、浦河、上ノ国、庶路、西岡、当別、目屋、飯詰、遠部、下湯、川内、久吉、小泊、世増、三河沢、西荒川、塩原、寺山、東荒川、松田川、城山、三保、新保川、久知川、城川、奥三面、柿崎川、辰巳、広瀬、琴川、荒川、大門、塩川、深城、余地、横川、箕輪、阿多岐、岩村、中野方、大ヶ洞、丹生川、太田川、奥野、青野大師、狭山池、二川、広川、椿山、七川、旭川、湯原、河本、高瀬川、鳴滝、八塔寺川、津川、橋井、千屋、竹谷、河平、三室川、小瀬川、魚切、野呂川、棕梨、福富、仁賀、御調、山田川、四川、玉川、台、山財、坂本、以布利川、日向神、南畑、力丸、油木、ます淵、陣屋、瑞梅寺、山神、牛頸、犬鳴、北谷、猪野、鳴淵、藤波、有田、岩屋川内、竜門、伊岐佐、平木場、本部、深浦、矢筈、横竹、狩立・日ノ峯、中木庭、井手口川、市房、氷川、亀川、石打、上津浦、渡川、松尾、綾南、綾北、田代八重、岩瀬、立花、祝子、長谷、日南、広渡、瓜田、沖田各ダム	

検査の結果			管理 主体数	ダム数	ダ ム 名	
ア	地震時における対応状況	ダム管理者が速やかに臨時点検を行うことができない状況となっていたもの	7 県	33	正善寺、破間川、広神、我谷、赤瀬、内川、犀川、辰巳、八ヶ川、余地、湯川、北山、水上、小仁熊、豊丘、旭川、鳴滝、橋井、竹谷、河平、小瀬川、魚切、梶毛、野呂川、棕梨、福富、仁賀、御調、山田川、野間川、四川、鎌井谷、本部各ダム	
(3)	イ	常用電源の停電時における対応状況	燃料タンクの容量等から算出した予備発電設備の連続運転可能時間が72時間を下回っていたもの	21 道府県	152	有明、美唄、愛別、小平、朝里、栗山、庶路、西岡、遠部、下湯、川内、久吉、小泊、三河沢、西荒川、塩原、寺山、東荒川、松田川、城山、三保、三面、笠堀、内の倉、鯖石川、下条川、加治川治水、早出川、刈谷田川、正善寺、久知川、破間川、大谷、城川、奥三面、柿崎川、我谷、九谷、辰巳、八ヶ川、広瀬、荒川、大門、余地、湯川、内村、横川、箕輪、松川、片桐、奈良井、北山、水上、小仁熊、豊丘、裾花、阿多岐、岩村、中野方、大ヶ洞、丹生川、太田川、奥野、日野川、石田川、宇曾川、青土、姉川、箕面川、狭山池、二川、広川、椿山、七川、旭川、湯原、河本、鳴滝、八塔寺川、津川、橋井、竹谷、河平、三室川、小瀬川、魚切、梶毛、野呂川、棕梨、福富、仁賀、御調、山田川、野間川、四川、鹿森、黒瀬、玉川、台、須賀川、山財、永瀬、鎌井谷、鏡、桐見、坂本、以布利川、日向神、南畑、力丸、油木、ます淵、陣屋、瑞梅寺、山神、牛頸、犬鳴、北谷、猪野、鳴淵、福智山、藤波、有田、岩屋川内、竜門、伊岐佐、平木場、本部、深浦、矢筈、横竹、狩立・日ノ峯、都川内、中木庭、井手口川、市房、氷川、亀川、石打、渡川、松尾、綾南、綾北、田代八重、岩瀬、立花、祝子、長谷、日南、広渡、瓜田、沖田各ダム

(改善を必要とする事態)

県が管理するダムにおいて計測、修繕等が3年以上にわたり行われていない事態、事務所等、道府県が管理するダムにおいて堆砂量が計画堆砂量を上回っていたり、洪水調節容量内に堆砂していたり、洪水調節容量内における堆砂の状況が不明となっていたり、設定貯水量について堆砂測量の結果を反映していなかったりする事態、道府県が管理するダムにおいて地震が発生した際にダム管理者にその情報が適時に通報されなかったり、予備発電設備について所要の連続運転可能時間が確保されているか明らかでなかったりする事態は適切ではなく、改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、県においてダムの維持管理に必要な計測、修繕等を適切に行うことについての認識が欠けていること、事務所等、道府県において貯水池における堆砂への対策を適切に行うことについての検討が十分でないこと、道府県において緊急時にダムを機能させるための体制が整備されていないことなどによると認められる。

3 本院が要求する改善の処置

近年、突発的に起こる局地的な豪雨により全国的に洪水が多発しており、下流域における洪水による災害発生の防止を図るダムの維持管理はますます重要となってきている。

ついては、貴省において、ダムの有する機能を長期にわたり有効に発揮させるために、ダムの維持管理が適切に行われるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

- ア ダムの維持管理に必要な計測を適切に行ったり、点検の結果、修繕等が必要な設備等についてその重要度を考慮した上で適切な優先順位を設定するなどして修繕等を行ったりするよう、ダムの維持管理を行う道府県に対して周知すること

- イ 堆砂量が既に計画堆砂量を著しく上回っている場合及び洪水調節容量内に堆砂している場合における対策等を行うことについて検討したり、洪水調節容量内における堆砂の状況を把握したり、堆砂測量の結果を反映した貯水位に対応する貯水量の情報を制御処理設備に設定することを検討したりするよう、ダムの維持管理を行う事務所等及び道府県に対して周知すること
- ウ ダム地点における地震が発生した際に速やかに臨時点検が行える体制を整備するよう、また、予備発電設備について燃料補給の難易度等の現状等を踏まえて所要の連続運転可能時間が確保されているか検討するよう、ダムの維持管理を行う道府県に対して周知すること

- (11) 新直轄方式による高速自動車国道の整備のために旧日本道路公団等から譲渡を受けるなどした用地のうち、設置しないこととされた料金所の予定地等について、具体的な利用計画を定めたり、今後も保有し続ける必要性についての具体的な検討を行ったりすることなどにより、有効利用等を図るよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	社会資本整備事業特別会計(道路整備勘定)(平成19年度以前は、道路整備特別会計)(項)地域連携道路事業費等	
部局等	4 地方整備局、5 国道事務所等	
事業の根拠	高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)	
新直轄道路用地の概要	国が直轄事業として高速自動車国道を整備するために、旧日本道路公団等から譲渡を受けるなどして管理を行っている用地	
検査の対象とした用地面積及び取得価額	2,011,080㎡	158億4360万余円(平成13年度、15年度~25年度)
上記のうち有効利用されていない用地面積及び取得価額	215,462㎡	12億4466万円(平成13年度、16年度~18年度)

【改善の処置を要求したものの全文】

新直轄道路における料金所予定地等の有効利用等について

(平成26年10月24日付け 国土交通大臣宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 国が保有する新直轄道路用地の概要

(1) 新直轄道路事業の概要

貴省は、平成15年の高速自動車国道法(昭和32年法律第79号。以下「法」という。)改正以降、旧日本道路公団(以下「公団」という。)又は公団の分割民営化に伴って設立された東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社(以下、3高速道路株式会社を合わせて「道路会社」という。)が整備することとされていた高速自動車国道(以下「有料高速道路」という。)の一部区間について、法第6条の規定に基づき、貴省自ら

が行う直轄事業により整備している(以下、貴省が直轄事業として高速自動車国道を整備する方式を「新直轄方式」といい、新直轄方式により整備される高速自動車国道を「新直轄道路」という。)

新直轄道路は、法等の規定に基づき、国及び関係都道府県等の費用負担により整備され、有料高速道路と異なり無料で供用されることとなっている。整備主体が公団等から国土交通大臣へ移行(以下、この移行を「新直轄方式への移行」という。)され、新直轄道路として整備される区間は、国土開発幹線自動車道建設法(昭和32年法律第68号)等の規定に基づき、国土開発幹線自動車道建設会議(以下「国幹会議」という。)の議を経て国土交通大臣が定めることとなっている。そして、26年3月末現在、表のとおり、北海道縦貫自動車道函館名寄線等16路線の計36区間(延長計865km)について、新直轄方式への移行がなされている。

表 新直轄道路路線一覧

新直轄道路の路線名称	道 県 名	区 間	延長(km)
北海道縦貫自動車道函館名寄線	北 海 道	七飯～大沼	10
		士別剣淵～名寄	24
北海道横断自動車道黒松内北見線		足寄～北見	79
北海道横断自動車道黒松内釧路線		本別～釧路	65
東北横断自動車道釜石秋田線	岩 手	遠野～宮守	9
		宮守～東和	24
日本海沿岸東北自動車道	新 潟	荒川～朝日	20
	山 形	温海～鶴岡	26
		酒田みなと～遊佐	12
	秋 田	本荘～岩城	21
		大館北～小坂	14
東北中央自動車道相馬尾花沢線	福 島・山 形	福島～米沢	28
	山 形	米沢～米沢北	9
		東根～尾花沢	23
中部横断自動車道	山 梨	富沢～六郷	28
	長 野	八千穂～佐久南	15
		佐久南～佐久	8
東関東自動車道水戸線	茨 城	潮来～鉾田	31
近畿自動車道松原那智勝浦線	和 歌 山	田辺～白浜	14
		白浜～すさみ	24
近畿自動車道尾鷲多気線	三 重	尾鷲北～紀伊長島	21
中国横断自動車道姫路鳥取線	兵 庫・岡 山	佐用～大原	19
	鳥 取	智頭～鳥取	24
		米子～米子北	5

新直轄道路の路線名称	道県名	区 間	延長(km)
中国横断自動車道尾道松江線	広 島	尾道～三次	50
	広 島・島 根	三次～三刀屋木次	61
四国横断自動車道阿南四万十線	徳 島	阿南～小松島	10
		小松島～徳島東	8
	高 知	須崎新荘～窪川	22
四国横断自動車道愛南大洲線	愛 媛	宇和島北～西予宇和	16
九州横断自動車道延岡線	熊 本	嘉島～矢部	23
東九州自動車道	大 分	佐伯～蒲江	20
	大 分・宮 崎	蒲江～北川	26
	宮 崎	清武～北郷	19
		北郷～日南	9
	鹿 児 島	志布志～末吉財部	48
計 16 路線		36 区間	865

また、18年2月の国幹会議において、有料高速道路の無料化に伴う見直しとしてコスト削減を行うこととされ、新直轄道路は無料で供用されることから料金所を設置せず、インターチェンジの規模も縮小し、パーキングエリア等の休憩施設等の設置も取りやめることとされた。

(2) 公団等から国への資産等の譲渡

新直轄方式への移行に伴って、公団等が有料高速道路を整備するとして取得した資産等が貴省に譲渡されることとなるが、貴省が地方整備局等に対して発した「新直轄方式に移行する高速自動車国道の資産譲渡について」(平成16年12月道路局高速国道課長、総合政策局国土環境・調整課長連名通知。以下「通知」という。)によれば、新直轄方式への移行以前に公団が取得するなどした資産等の譲渡については、貴省と公団との間で路線等ごとに新直轄道路の譲渡に関する協定を締結して、譲渡の対象となる資産等及び公団が当該資産等の取得等に要した経費の確認を行った後に、当該経費の確定に伴う契約を締結して行うこととされている。

なお、公団が解散して以降の資産等の譲渡に関する手続については、貴省は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は道路会社を相手方として、公団を相手方とした場合と同様に、上記の協定及び契約を締結することになっている。

(3) 国が新直轄道路の整備のために取得した用地

貴省は、15年度以降、新直轄道路を整備するために、公団等が新直轄方式への移行以前に有料高速道路を整備するとして取得した用地を前記の協定に基づいて譲渡を受けたり、新直轄方式への移行の際に公団等が取得手続を行っていた用地についてその取得手続を引き継いだりするなどしている。

そして、通知によれば、公団が貴省に譲渡する用地には、当該道路に関連する側道、料

金所の敷地等を含むとされていることなどから、貴省が管理する新直轄道路の用地には、公団等が料金所を整備することを予定して取得した用地、公団等がインターチェンジを設置することを予定して取得した用地等のうち貴省が規模を縮小したインターチェンジを設置することとしたために生じた残余地及び公団等が休憩施設を整備することを予定して取得した用地(以下、これらを合わせて「料金所予定地等」という。)が含まれている。

上記のように国が新直轄道路を整備するために取得した用地は、国有財産として管理されることになるが、国有財産法(昭和23年法律第73号)によれば、各省各庁の長は、その所管に属する国有財産について、良好な状態での維持及び保存、用途又は目的に応じた効率的な運用その他の適正な方法による管理及び処分を行わなければならないとされている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

料金所予定地等は、新直轄方式への移行に伴うコスト削減により発生した用地であり、当初公団等が予定していた利用が見込まれなくなった用地である。

そこで、本院は、有効性等の観点から、料金所予定地等がどのような利用状況となっているか、料金所予定地等を有効利用するための具体的な計画を定めているか、料金所予定地等を保有し続ける必要性の検討を行っているかなどに着眼して、7^(注1)地方整備局等の12^(注2)国道事務所等が管理している料金所予定地等に係る用地計29か所、面積計2,011,080㎡、取得価額計158億4360万余円を対象として、上記の7^(注1)地方整備局等において、譲渡協定の内容、譲渡契約に係る契約書、管理用図面等の関係書類を確認するとともに、5^(注3)河川国道事務所等において現地の状況等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注1) 7地方整備局等 東北、関東、北陸、中国、四国、九州各地方整備局、北海道開発局

(注2) 12国道事務所等 長野、土佐両国道事務所、秋田、山形、酒田、羽越、鳥取、福山、三次、大洲、大隅各河川国道事務所、函館開発建設部

(注3) 5河川国道事務所等 山形、鳥取、大洲、大隅各河川国道事務所、函館開発建設部

(検査の結果)

検査したところ、4^(注4)地方整備局及び5^(注5)国道事務所等において、26年7月末時点で有効利用されていない料金所予定地等が、次のとおり、計8か所、面積計215,462㎡、取得価額計12億4466万余円見受けられた。

(注4) 4地方整備局 北陸、中国、四国、九州各地方整備局

(注5) 5国道事務所等 土佐国道事務所、羽越、福山、三次、大隅各河川国道事務所

ア 料金所予定地等の一部が有効利用されていないもの

3か所 面積計49,910㎡ 取得価額計2億1878万余円

3^(注6)河川国道事務所が管理している3か所の料金所予定地等(面積計107,894㎡、取得価額計4億4216万余円)のうち、計57,984㎡については、道路の利用者のための駐車場、新直轄道路の維持管理のための除雪基地等の施設を設置するなどして利用されているが、これらを除く計49,910㎡については、有効利用されていない状況が見受けられた。この中に

は、通行止め時等に車両の転回場として有効利用しているとしているものもあるが、実際は他の箇所において車両を転回させているため利用実績が全くなかったことから、有効利用されているとは認められない。

イ 料金所予定地等の全体が有効利用されていないもの

5 箇所 面積計 165,552㎡ 取得価額計 10 億 2587 万余円
 (注7)
 4 国道事務所等が管理している料金所予定地等計 165,552㎡については、国道事務所等により一部が資材置場として一時的に利用されているものがある程度で有効利用されていない状況が見受けられた。

<事例>

北陸地方整備局羽越河川国道事務所が管理する日本海沿岸東北自動車道の荒川胎内インターチェンジ用地(新潟県村上市)は、規模を縮小したインターチェンジを設置することとなったため残余地を生ずることとなった。

しかし、当該残余地(面積計 51,319㎡、取得価額 4 億 0700 万余円)は、取得時のまま全く利用されていなかった。

そして、4 地方整備局及び5 国道事務所等は、ア及びイの有効利用されていない料金所予定地等について、有効利用等するための具体的な計画を定めたり、今後も保有し続ける必要性についての具体的な検討を行ったりしていなかった。

(注6) 3 河川国道事務所 羽越、福山、三次各河川国道事務所

(注7) 4 国道事務所等 土佐国道事務所、羽越、福山、大隅各河川国道事務所

(改善を必要とする事態)

料金所予定地等が有効利用されていない状況において、これらの用地を有効利用等するための具体的な計画が定められていなかったり、保有し続ける必要性が具体的に検討されていなかったりしている事態は適切ではなく、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

ア 地方整備局及び国道事務所等において、国道事務所等が管理する料金所予定地等について、有効利用等するための具体的な計画を定めたり、保有し続ける必要性の具体的な検討を行ったりすることの重要性に対する理解が十分でないこと

イ 貴省において、地方整備局及び国道事務所等に対して、上記の計画を定めたり、検討を行ったりするよう十分に周知していないこと

3 本院が要求する改善の処置

貴省が管理している料金所予定地等は、国有財産として用途又は目的に応じた効率的な運用その他の適正な方法による管理及び処分が求められるものである。

については、貴省において、有効利用されていない料金所予定地等について、地方整備局及び国道事務所等に対して、地方公共団体等との必要に応じた調整等を通じて有効利用等するための具体的な計画を定めたり、有効利用されていない用地を今後も保有し続ける必要性の具体的な検討を行ったりするよう周知するなどの改善の処置を要求する。

- (12) 空港における制限区域の作業環境等について事業者の理解の促進を図るよう業務説明及び現地見学を実施したり、空港等を管轄する各空港事務所等を含め広く入札説明書等を交付したりすることなどにより、空港管理業務等に係る契約の競争性の確保に向けた取組をより効果的に実施するよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	社会資本整備事業特別会計(空港整備勘定) (項) 空港等維持運営費等
部 局 等	2 航空局
地方航空局が締結する空港管理業務等に係る契約の概要	空港の管理運営等のために、灯火、土木、無線等の各種施設の点検、保守等の維持工事、航空機の運航等のために必要な各種業務等を行うもの
地方航空局が締結した空港管理業務等に係る契約の件数及び金額	607件 478億6084万余円(平成23年度～25年度)
制限区域業務に係る契約の件数及び金額	72件 155億7905万余円(平成23年度～25年度)
上記のうち作業環境等の理解促進を図る取組が十分に行われておらず1者応札となっている契約の件数及び金額	51件 75億7065万円(背景金額)
地方航空局の管轄区域内に競争参加資格要件を満たさず事業者が多数存在すると思料される契約の件数及び金額	97件 83億8468万余円(平成25年度)
上記のうち入札公告において入札説明書等の交付場所を地方航空局に限定して1者応札となっている契約の件数及び金額	28件 17億3876万円(背景金額)

【改善の処置を要求したものの全文】

地方航空局が締結する空港管理業務等に係る契約の競争性の確保に向けた取組について
(平成26年10月30日付け 国土交通大臣宛て)
標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 地方航空局が締結する空港管理業務等に係る契約の概要等

(1) 地方航空局が締結する契約の概要

貴省の地方航空局は、空港の管理運営等のために、灯火、土木、無線等の各種施設の点検、保守等の維持工事、航空機の運航等のために必要な各種業務等(以下、これらを合わ

せて「空港管理業務等」という。)に係る契約を毎年度多数締結している。そして、貴省は、契約の締結に当たり、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)等により、公正性、競争性等を確保するために原則として一般競争入札によることとし、入札公告に業務等の概要、競争参加資格要件(以下「資格要件」という。)に加えて入札説明書、仕様書等(以下「入札説明書等」という。)の交付場所等を示している。

(2) 貴省における空港管理業務等に係る契約の競争性の確保に向けた取組

貴省における空港管理業務等に係る契約の競争性の確保に向けた取組は次のとおりとなっている。

ア 制限区域業務に係る契約における取組

地方航空局が締結する契約の中には、空港管理規則(昭和27年運輸省令第44号)に基づき立入りが制限されている滑走路その他の離着陸区域等の区域(以下「制限区域」という。)において空港管理業務等を実施するものがある。そして、制限区域における空港管理業務等のうち、航空灯火施設維持工事、土木施設維持修繕工事及び有害鳥類防除業務に係る契約については、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(平成18年法律第51号)に基づく公共サービス改革基本方針(平成22年7月閣議決定)等において、平成22年以降、民間競争入札の対象となる公共サービス(以下、当該公共サービスを「市場化テスト事業」、上記3業務等を合わせたものを「市場化テスト事業に係る業務等」という。)として選定されている。市場化テスト事業は、より良質で低廉な公共サービスを実現するために、1者応札が続くなど競争性に問題がある契約等を対象事業として選定することとなっており、その入札実施要項の内容等については内閣府に設置された官民競争入札等監理委員会の審議を経ることを要することとなっている。

また、貴省は、空港管理業務等のうち、市場化テスト事業に係る業務等及び空港警備業務(以下、これらを合わせたものを「制限区域業務」という。)に係る契約について、同一内容の業務の受注実績を求めていた資格要件を緩和するなど競争性の確保に向けた取組を推進してきている。

イ 2航空局における入札説明書等の交付に係る取組

貴省は、全都道府県における空港及び航空保安施設の設置及び管理等に係る事務を、東京、大阪両航空局(以下「2航空局」という。)で実施しており、2航空局の管轄区域は極めて広範なものとなっている。このため、貴省は、契約の競争性の確保に向けた取組として、2航空局が締結する一部の空港管理業務等について、入札公告において、契約を発注する2航空局に加えて、空港管理業務等の実施場所となる空港等を管轄する各空港事務所等においても入札説明書等を交付するなどしている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

貴省は、前記のとおり、空港管理業務等に係る契約を毎年度多数締結しており、一部の空港管理業務等については市場化テスト事業として選定されていることなどから、資格要件を緩和したり、空港事務所等においても入札説明書等を交付したりするなどの取組を実施してきている。

そこで、本院は、経済性等の観点から、地方航空局が締結する契約について、このような競争性の確保に向けた取組が十分なものとなっているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、2航空局において、23年度及び24年度に契約を締結した市場化テスト事業に係る業務等45件(契約金額119億3701万余円)、25年度に契約を締結した空港管

理業務等 562 件(同 359 億 2382 万余円)、計 607 件(契約金額計 478 億 6084 万余円)を対象として、貴省本省において競争性の確保を図るための取組を確認するとともに、2 航空局において、入札公告、入札説明書等、入札経過調書等の関係資料を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 制限区域業務の内容、作業環境等に関する理解の促進を図る取組が十分に行われていない事態

貴省は、前記のとおり、制限区域業務に係る契約については、同一内容の業務の受注実績を求めていた資格要件を緩和するなどの取組を行ってきており、これに伴い資格要件を満たす事業者数は増加してきている。

制限区域業務を実施する事業者に対しては、航空法(昭和 27 年法律第 231 号)等により、制限区域という特殊な作業環境において、航空機の安全運航を確保しながら安全、確実に業務を実施するために、様々な手続が課されている。また、作業員に対して一定の教育を行ったり、作業上の過失等に伴って発生する補償等のリスクについてあらかじめ十分把握したりすることなどが必要となっている。このため、地方航空局においては、入札参加を促進するために、資格要件を満たすものの同一業務の受注実績がない事業者に対して、業務内容、作業環境等に関して十分な理解の促進を図る取組をより積極的に行うことが重要となっている。

そこで、前記の計 607 件の契約のうち制限区域業務に係る 72 件の契約(契約金額計 155 億 7905 万余円)について、地方航空局における事業者に対する業務内容、作業環境等の理解の促進を図る取組の実施状況をみると、航空灯火施設維持工事及び有害鳥類防除業務については、入札公告の実施前に担当職員が資料等に基づき業務内容等を説明し、その場で質疑応答を行うなどの業務説明を実施していたものの、作業内容の詳細や特殊な作業環境の実情を現地で確認できる現地見学を実施していなかった。また、土木施設維持修繕工事及び空港警備業務については、業務説明及び現地見学のいずれも実施していなかった。

そして、上記契約の応札状況をみると、当該 72 件のうち 51 件(契約金額計 75 億 7065 万余円)が 1 者応札となっており、1 者応札の件数割合は 70.8% となっていた。

<事例 1>

東京航空局は、平成 25 年度に、東京国際、新潟両空港の制限区域において有害鳥類の防除を行うために、東京国際空港他 1 空港有害鳥類防除業務請負の一般競争入札を実施しており、唯一応札した一般財団法人航空保安協会と 151,200,000 円で契約を締結していた。同局は、入札に当たって、資格要件として制限区域における役務の提供実績を有すること、また、仕様書等において銃器使用の免許を有する作業員を配置することを求めている。

同局は、23 年度以降毎年度、事業者に対して、業務内容や資格要件等を説明する業務説明を実施していたが、現地見学を実施していなかった。このため、制限区域で他の空港管理業務等の実績を有する事業者が新たに入札に参加しようとする場合であっても、航空機の安全運航に配慮しつつ銃器を使用するという特殊な作業環境の実情を確認することが困難な状況となっていた。

(2) 入札公告において入札説明書等の交付場所を地方航空局に限定している事態

貴省は、前記のとおり、一般競争入札の実施に当たり、契約の内容、入札説明書等の交付場所等を公告している。そして、事業者が入札に参加するためには、入札説明書等にお

ける業務の詳細を十分に理解しておく必要があることから、地方航空局が入札公告を行うに当たっては、当該事業者が入札説明書等を容易に入手したり閲覧したりできるように、入札説明書等の交付方法等について一定の配慮を払うことが必要となっている。そして、貴省は、前記のとおり、一部の空港管理業務等については、各空港事務所等においても入札説明書等の交付場所としており、空港等の近隣の事業者は容易にこれを入手することが可能となっていた。

そこで、前記の計 607 件の契約のうち、地方航空局の広範な管轄区域内において資格要件を満たす事業者が多数存在すると思料される庁舎の改修工事、移転補償跡地の草刈等 97 件の契約(契約金額計 83 億 8468 万余円)について、入札公告における入札説明書等の交付場所をみると、45 件の契約(契約金額計 41 億 2127 万余円)については、交付場所を 2 航空局に限定しており、このうち 28 件(契約金額計 17 億 3876 万余円。件数割合 62.2%)については 1 者応札となっていた。一方、上記 45 件以外の 52 件の契約については、2 航空局に加えて空港事務所等が入札説明書等を交付しており、52 件のうち 1 者応札となっていたのは 17 件(件数割合 32.7%)となっていて、入札説明書等の交付場所を 2 航空局に限定している契約と比べて 1 者応札の割合は低くなっていた。

このように入札公告において入札説明書等の交付場所を 2 航空局に限定することは、空港管理業務等の実施場所となる空港等の所在地によっては、近隣の事業者が入札説明書等を入手するのに大きな負担となることなどから、契約の競争性の確保に対する配慮が十分でないものとなっていた。

<事例 2>

大阪航空局は、平成 25 年度に、沖縄県宮古島市に所在する遠隔対空通信施設の雷害対策を行うために、宮古島 RCAG 施設雷害対策工事の契約内容等を公告して一般競争入札を実施し、唯一応札したサンワコムシスエンジニアリング株式会社と 14,490,000 円で契約を締結していた。しかし、入札公告において、入札説明書等の交付場所を同局の担当部署に限定していたため、同県内の事業者は入札説明書等を入手等するために同局が所在する大阪市内まで赴く必要がある状況となっていた。

(改善を必要とする事態)

事業者に対して、制限区域業務の内容、作業環境等に関する理解の促進を図る取組が十分に行われていなかったり、入札公告において入札説明書等の交付場所を 2 航空局に限定していたりしている中で、1 者応札の割合が高くなっている事態は適切ではなく、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

- このような事態が生じているのは、2 航空局において次のことなどによると認められる。
- ア 業務説明及び現地見学の実施を通じて、事業者に対して制限区域業務の内容、作業環境等に関する理解を促進させることについての検討が十分でないこと
 - イ 入札の実施に当たり、事業者に入札説明書等をより広く交付することなどについての検討が十分でないこと

3 本院が要求する改善の処置

貴省は、地方航空局において多数の空港管理業務等を実施しており、今後とも 1 者応札の解消を図るなど競争性の確保に向けた取組を実施していくことが重要である。

については、貴省において、現在一部の契約において実施している取組を、他の空港管理業務等においても実施することにより、空港管理業務等に係る契約の競争性の確保に向けた取

組がより効果的に実施されるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

- ア 地方航空局に対して、制限区域業務の内容、作業環境等について、事業者の理解の促進を図るために、事業者ごとに業務説明及び現地見学を実施することなどを検討するよう指導すること
- イ 地方航空局に対して、事業者が入札に参加するために大きな負担とならないよう、空港管理業務等の実施場所である空港等を管轄する各空港事務所等を含め広く入札説明書等を交付することなどを検討するよう指導すること

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1) ノンステップバス購入に係る補助事業の実施に当たり、ノンステップバス及びワンステップバスの購入価格の実態に即した適切な補助限度額を設定するよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)地域公共交通維持・活性化推進費(平成22年度以前は、(項)総合的バリアフリー推進費)
部 局 等	国土交通本省
補助の根拠	予算補助
補助事業者(事業主体)	59バス事業者等
補助事業	地域公共交通確保維持改善事業(平成22年度以前は公共交通移動円滑化設備整備事業)
補助事業の概要	公共交通機関における高齢者、障害者等の移動に係る利便性及び安全性の向上の促進等を図ることを目的として、バス事業者等がノンステップバスを購入する場合の経費の一部を補助するもの
事業費	102億9975万余円(平成22年度～24年度)
上記に対する国庫補助金交付額	8億5175万余円
節減できた国庫補助金交付額	1億5966万円

1 事業の概要

国土交通省は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号)に基づき、高齢者、障害者等の移動に係る利便性及び安全性の向上の促進等を図ることを目的として各種の施策を行っており、バス車両については、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」(平成23年国土交通省等告示第1号)に基づき、平成32年度までにノンステップバス^(注1)の普及率を約70%とする目標を設定している。そして、国土交通省は、ワンステップバス^(注2)よりも高額なノンステップバスの普及促進のために、ノンステップバスを購入するバス事業者等に対して、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年国総計第

97号ほか。22年度以前は公共交通移動円滑化設備整備費補助金交付要綱。以下「交付要綱」という。)等に基づき、地域公共交通確保維持改善事業費補助金(22年度以前は公共交通移動円滑化設備整備費補助金。以下「補助金」という。)を交付している。

交付要綱等によれば、補助対象経費はノンステップバスの車両等の購入価格とされており、また、ノンステップバス1両当たりの補助金額は、次の①と②による算定額のうちいずれか少ない額とされている。

- ① ノンステップバスの車両等の購入価格に4分の1を乗じて得た額
- ② ノンステップバスの車両等の購入価格と国土交通省の調査(以下「市場価格調査」という。)におけるワンステップバスの購入価格の平均値(以下「通常車両価格」という。)との差額に2分の1を乗じて得た額

さらに、交付要綱の細目を定めた運用方針等によれば、国土交通省は、補助金の公正かつ効率的な執行を確保するために、補助事業者にコスト削減へのインセンティブを働かせることを目的として、16年度から、市場価格調査に基づくノンステップバスの購入価格の平均値と通常車両価格との差額の2分の1を補助限度額として設定している。そして、19年2月以降のノンステップバス1両当たりの補助限度額は190万円とされている。

(注1) ノンステップバス 乗降口に階段がなく、地上面から床面までの高さがおおむね30cm以下であるなどのバス

(注2) ワンステップバス 乗降口に階段が1段あり、地上面から床面までの高さ65cm以下であるなどのバス

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性、経済性等の観点から、補助限度額はノンステップバスとワンステップバスの購入価格の実態に即して適切に設定されているかなどに着眼して、22年度から24年度までの間に101補助事業者が実施した補助事業計266件(補助対象事業費計393億1080万余円、国庫補助金計23億6606万円)を対象として、国土交通本省において事業完了実績報告書等を確認するとともに、補助事業者から提出を受けたバス車両の購入状況に関する調査を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

国土交通省は、前記のとおり、市場価格調査に基づきノンステップバスの購入価格の平均値と通常車両価格との差額の2分の1を補助限度額として設定するに当たり、19年2月に、上記の差額を380万円と算出し、その2分の1となる190万円を補助限度額と設定した後見直しを行っていなかった。

そこで、本院が、補助事業者から提出を受けた調査書に基づきノンステップバスとワンステップバスの購入価格を調査したところ、比較可能であった15補助事業者において、その差額は、補助限度額の算定根拠としている380万円を下回っていた。さらに、国土交通省は、本院の調査結果を踏まえて、26年3月から4月までの間に全国の41バス事業者に対して市場価格調査を実施したところ、ノンステップバス及びワンステップバスの購入価格の差額は約280万円となっていた。

以上のように、ノンステップバスとワンステップバスの購入価格の価格差は補助限度額の算定根拠としている380万円を大幅に下回っており、購入価格の実態が十分反映されずに補助限度額が設定されている事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(節減できた国庫補助金交付額)

前記の市場価格調査に基づき、ノンステップバス1両当たりの補助限度額を、購入価格の価格差280万円の2分の1である140万円として、これにより、検査の対象とした補助事業のうちノンステップバス1両当たりの補助金額が140万円を超えている59補助事業者の補助事業計92件に係る補助金額を算定すると、計6億9209万円となり、国庫補助金交付額計8億5175万余円との差額計1億5966万余円が節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、国土交通省において、ノンステップバスとワンステップバスの購入価格の差額の実態について十分に把握しておらず、適時適切に補助限度額の見直しを行っていなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、国土交通省は、26年5月に運用方針を改正して補助限度額を140万円とするとともに、今後、市場価格調査を適時適切に実施することにより、ノンステップバス及びワンステップバスの購入価格の実態に即した適切な補助限度額を設定することとする処置を講じた。

(2) 下水道事業における終末処理場等の設計に当たり、基礎杭とく体の底版との結合部について地震時における所要の安全度が確保されたものとなるよう改善させたもの

会計名及び科目 部 局 等 補 助 の 根 拠 補 助 事 業 者 (事 業 主 体) 終末処理場等の 基礎杭の設計の 概要	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)社会資本総合整備事業費 等 14 都道府県 下水道法(昭和33年法律第79号) 都、府1、県4、市18、町1、計25事業主体 下水道事業における終末処理場等の土木構造物の基礎杭とく体の底版との結合部について、常時及び地震時における所要の安全度を確保するよう設計するもの
基礎杭について 所要の安全度が 確保されていない 終末処理場等の 施設数及び工事 費	48施設 事業費191億1024万円(平成24、25両年度にしゅん功したもの)
上記の終末処理 場等の結合部及 びその上部く体 等に係る直接工 事費	54億5700万円
上記に対する国 庫補助金等相当 額	32億0815万円

1 設計の概要

(1) 下水道事業における終末処理場等の設計の概要

国土交通省は、下水道法(昭和33年法律第79号)等に基づき、都道府県、市町村等(以下「事業主体」という。)が実施する下水道事業に対して、多額の国庫補助金等を交付している。

事業主体は、下水道事業における終末処理場、ポンプ施設、これらに付属する工作物等(以下「終末処理場等」という。)の建設に当たって、国土交通省が発出した「下水道施設の耐震対策について」(平成10年都市局下水道部公共下水道課建設専門官、流域下水道課建設専門官事務連絡)に基づき、「下水道施設の耐震対策指針と解説」(社団法人日本下水道協会編。以下「耐震対策指針」という。)を参照するなどして、所要の耐震化を図ることとなっている。

そして、耐震対策指針等によれば、終末処理場等の設計に当たっては、耐震対策指針のほか、「杭基礎設計便覧」(社団法人日本道路協会編。以下「杭基礎便覧」という。)等の設計基準に基づき適切に行うこととされている。

(2) 基礎杭の設計

杭基礎便覧によれば、終末処理場等の土木構造物の基礎杭とく体の底版との結合方法は、く体の底版に基礎杭を一定の長さだけ埋め込み、埋め込んだ基礎杭により外力に抵抗させる方法又はく体の底版に基礎杭を埋め込む長さを最小限(10cm)にとどめ、主として鉄筋で補強した杭頭部(以下、杭頭部を補強する鉄筋を「杭頭補強鉄筋」という。)により外力に抵抗させる方法(以下「杭頭補強方法」という。)のいずれかによることとされている。

また、杭基礎便覧においては、基礎杭として外殻鋼管付きコンクリート杭(以下「SC杭」という。)又は鋼管杭を用いる場合の基礎杭とく体の底版との結合部(以下「結合部」という。)の杭頭補強方法については、参考図のように、①杭頭補強鉄筋として杭頭部の外周に杭外周溶接鉄筋を配置する方法、②杭頭補強鉄筋として杭頭内部に中詰め補強鉄筋を配置する方法が示されている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性等の観点から、事業主体が国庫補助金等の交付を受けて実施した終末処理場等の建設工事のうち、基礎杭としてSC杭又は鋼管杭を用いた工事について、杭基礎便覧等の設計基準に基づく設計が行われているかなどに着眼して検査した。検査に当たっては、^(注1)35事業主体において、平成24、25両年度にしゅん功した計74施設(工事費計255億5509万余円、国庫補助金等交付額計130億5065万余円)を対象として、設計計算書、契約関係書類等を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(注1) 35事業主体 東京都、大阪府、埼玉、福井、愛知、広島、沖縄各県、札幌、函館、岩見沢、北広島、蕨、戸田、千葉、船橋、我孫子、袖ヶ浦、川崎、射水、福井、名古屋、大阪、神戸、明石、益田、呉、福山、高松、東かがわ、松山、北九州、長崎、熊本、天草各市、小豆郡小豆島町

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

杭基礎便覧は、19年1月に改訂されており(以下、改訂された杭基礎便覧を「19年改訂の杭基礎便覧」という。)、常時及びレベル1地震動時に杭頭部を含む底版内部の所定の断面においてコンクリート及び鉄筋に生ずる応力度が許容応力度以下であることを確認する安全度の照査(以下「安全度の照査」という。)に当たって、考慮すべき杭頭補強鉄筋は中詰め補強鉄筋だけとされ、杭外周溶接鉄筋については、く体の底版に10cmしか埋め込まない杭頭部への溶接であるなど著しく施工性が劣ることから、想定した品質が確保されない可能性があるとして、考慮しないこととされていた。

(注2) レベル1地震動 終末処理場等の供用期間中に発生する確率が高い地震動をいう。

(注3) 応力度・許容応力度 「応力度」とは、材に外力がかかったときに材の内部に生ずる力の単位面積当たりの大きさをいう。その数値が設計上許される上限を「許容応力度」という。

前記の35事業主体は、耐震対策指針等に基づき、結合部の安全度の照査を行っていたが、公益社団法人日本下水道協会(23年3月31日以前は社団法人日本下水道協会。以下「協会」という。)は、耐震対策指針等に19年改訂の杭基礎便覧の内容を反映させていなかった。

そして、前記の35事業主体の74施設のうち、杭頭補強方法として杭外周溶接鉄筋を採用していた25事業主体の48施設においては、19年改訂の杭基礎便覧により結合部の安全度の照査に当たり考慮しないこととされた杭外周溶接鉄筋のみを杭頭補強鉄筋として配置したり、中詰め補強鉄筋だけでは不足する鉄筋量に対して杭外周溶接鉄筋を併用したりして杭頭補強鉄筋の設計を行い、施工していた。

このため、上記の48施設(結合部及びその上部く体等に係る直接工事費計54億5700万余円、国庫補助金等相当額計32億0815万余円)について、19年改訂の杭基礎便覧に基づき、杭外周溶接鉄筋を考慮せずに改めて結合部の安全度の照査を行うと、48施設全てについてレベル1地震動時における所要の安全度が確保されていない状態になっていた。

このように、終末処理場等の建設工事について、19年改訂の杭基礎便覧の内容が反映されていない耐震対策指針等に基づき結合部の設計を行っていたため、地震時における所要の安全度が確保されていない事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(注4) 25事業主体 東京都、大阪府、埼玉、愛知、広島、沖縄各県、函館、岩見沢、北広島、千葉、船橋、袖ヶ浦、名古屋、大阪、神戸、益田、呉、福山、高松、東かがわ、松山、北九州、熊本、天草各市、小豆郡小豆島町

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、協会において19年改訂の杭基礎便覧を反映して耐震対策指針等を改訂していなかったことにもよるが、国土交通省において、事業主体に対して、耐震対策指針等のほか杭基礎便覧等の設計基準に基づき適切に設計することを十分周知していなかったこと、事業主体において、19年改訂の杭基礎便覧に基づいて結合部の安全

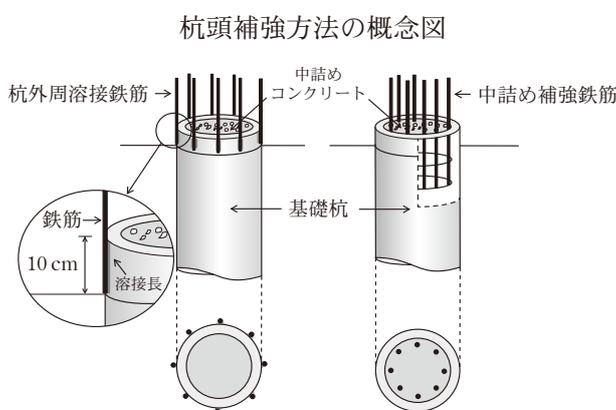
度の照査を行うことを十分理解していなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、国土交通省は、26年5月に、事業主体に対して事務連絡を発して、同月に、19年改訂の杭基礎便覧の内容を反映させた耐震対策指針の改訂が行われたこと、及び杭基礎便覧等の設計基準が改訂された際には、協会において、その内容を検討して、耐震対策指針における取扱いを適時適切に事業主体に示すこととなったことを周知する処置を講じた。

また、国土交通省は、26年8月に、全国の事業主体に対して事務連絡を発して、改訂前の耐震対策指針等に基づき設計した施設に対する対策等を周知するなどの処置を講じた。

(参 考 図)



(3) 航空機等の特別整備契約の予定価格の積算に当たり、再委託費の諸経費対象金額の範囲を明確にすることにより、諸経費の算定を適切なものとするよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)海上保安庁 (項)船舶交通安全及海上治安対策費
部 局 等	海上保安庁本庁
契 約 の 概 要	航空機等の安全性の確保を図るために、海上保安庁以外の者に請け負わせて行う特別整備を実施するもの
契 約 の 相 手 方	8 会社
契 約	平成 23 年 4 月～26 年 3 月 一般競争契約、随意契約
航空機等の整備を行う特別整備契約の契約件数及び契約金額	146 件 44 億 4937 万余円(平成 23 年度～25 年度)
再委託費の全額を諸経費対象金額に含めて積算していた契約件数	141 件(平成 23 年度～25 年度)
上記に係る諸経費の積算額	4 億 1123 万余円
低減できた諸経費の積算額	1180 万円(平成 23 年度～25 年度)

1 航空機等の整備契約等の概要

(1) 航空機等の整備契約の概要

海上保安庁は、海上保安庁法(昭和23年法律第28号)等に基づき、海上の安全及び治安の確保を図ることを任務としており、この任務を遂行するために多数の航空機及び航空用発動機(以下「航空機等」という。)を保有している。そして、航空機等の整備については、海上保安庁航空機等整備規則(昭和61年海上保安庁訓令第15号)等に基づき、航空機等の安全性の確保を図るために、その整備内容に応じて、海上保安庁の職員が行う普通整備又は海上保安庁以外の者に請け負わせて行う特別整備となっている。

このうち、航空機等の特別整備については、毎年度、航空機の機種ごとに航空法(昭和27年法律第231号)等に基づき国土交通大臣から整備能力があると認定を受けた事業所であるなどの条件の下に公募により技術審査を行うなどして請け負わせる契約の相手方を決定している。

そして、上記により締結される航空機等の特別整備業務請負契約(以下「特別整備契約」という。)の実施内容には、航空機等を整備する契約の相手方(以下「航空機等整備業者」という。)が自ら行うことのできない航空機用無線機器の整備、航空機整備上必要となる試験飛行等の業務が含まれている。すなわち、航空機等整備業者は、航空機用無線機器の整備、航空機整備上必要となる試験飛行等を他の業者に実施させており(以下、このように契約の一部を他の業者に実施させることを「再委託」といい、再委託を受ける業者を「再委託業者」という。)、特別整備契約の契約額には再委託に要する費用(以下「再委託費」という。)が含まれている。

(2) 予定価格の積算の概要

海上保安庁は、「海上保安庁予定価格作成要領」(昭和42年保経契第66号。以下「要領」という。)により、予定価格の積算について基本となる事項等を定めている。要領によれば、特別整備契約については原価計算方式により予定価格を算定することとされ、予定価格については製造等原価に諸経費率を乗じて算定した一般管理費等の諸経費を製造等原価に加算して積算することとされている。

そして、要領に基づき海上保安庁が制定した「航空機及び航空用発動機修理積算基準」(平成14年保総主第103号。以下「航空機等積算基準」という。)等によれば、材料費、労務費等及び外注費、専用治工具費等の直接経費を製造等原価とし、製造等原価から諸経費の対象外とされる経費を除いた額(以下「諸経費対象金額」という。)に諸経費率を乗じて算定した諸経費を製造等原価に加算して予定価格を積算することとされている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性、経済性等の観点から、予定価格の積算が適切なものとなっているかなどに着眼して、海上保安庁が平成23年度から25年度までの間に締結した特別整備契約計146件(契約金額計44億4937万余円)を対象として、海上保安庁本庁において契約書、仕様書、予定価格調書等の関係書類を確認するとともに、調書の作成及び提出を求めて、これを確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

海上保安庁は、特別整備契約の契約条項等において、航空機等整備業者が再委託を行う場合、あらかじめ再委託の承諾を申請する業務や契約金額等について記載した再委託承諾申請書のほか、根拠となる入札書・見積書等の写し(以下「見積書等」という。)を提出させ、その内容を確認することとしている。しかし、海上保安庁は、航空機等整備業者との間で実施される作業工程に関する協議等の際に確認を行っているなどとして、前記特別整備契約146件の全てにおいて、特別整備契約で定められている再委託承諾申請書及び見積書等を提出させておらず、これらに係る再委託費の額計4億2292万余円について再委託費の内訳を十分確認していなかった。

そして、146件のうち141件(契約金額計42億8718万余円)の予定価格計42億9589万余円については、再委託費の全額計3億6569万余円を諸経費対象金額に含めて特別整備契約の諸経費を計4億1123万余円と算定していた。航空機等積算基準においては、航空機等整備業者の自社製品等を諸経費対象金額に含めないこととしているものの、再委託費の取扱いについて規定していなかった。

一方、海上保安庁は、船舶の整備契約において、契約の相手方である造船所が再委託業者に業務の一部を実施させる場合、当該造船所で発生する一般管理費等の費用は通常よりも少なくなると考えられることなどから、船舶の整備契約に係る積算基準において、再委託費に係る諸経費等その一部を諸経費対象金額から除外する取扱いとしていた。

このように、海上保安庁における特別整備契約の積算に当たり、再委託費の内訳を十分確認していなかったり、航空機等積算基準における再委託費の取扱いが明確でなかったりして、諸経費対象金額に再委託費の全額を含めて積算している事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(低減できた諸経費の積算額)

海上保安庁は、本院の指摘を踏まえ、再委託費に係る諸経費の内訳等の調査を実施した。

そして、上記の調査結果により把握された再委託業者の諸経費率を用いて再委託業者の諸経費を算定し、その額を諸経費対象金額から除外することにより、前記の特別整備契約141件に係る特別整備契約の諸経費を修正計算すると計3億9943万余円となり、前記特別整備契約の諸経費の積算額4億1123万余円に比べて約1180万円低減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、海上保安庁において、航空機等整備業者との作業工程に関する協議等を実施すれば足りるなどとしていて、特別整備契約に定められた再委託費の内訳を確認することについての理解が十分でなかったこと、特別整備契約の諸経費の算定に当たって再委託費の取扱いについての検討が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、海上保安庁は、26年9月に関係部署に対して通知等を発して、特別整備契約に定められた手続に従い、再委託承諾申請書及び見積書等を航空機等整備業者から提出させ、その内容の確認を徹底するとともに、航空機等積算基準を改正して再委託業者の諸経費は諸経費対象金額から除くことを明確にして、諸経費の算定を適切なものとする処置を講じた。

- (4) 国庫補助事業で実施する道路整備事業に伴う移転補償費の算定に当たり、見積書の価格を直接工事費及び諸経費等に区分させるとともに、その内容が検証可能になるようにさせることにより、見積書の価格を適切に反映できるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)社会資本総合整備事業費 等 社会資本整備事業特別会計(道路整備勘定) (項)地域連携道路事業費 等	
部 局 等	15 府県	
補助の根拠	道路法(昭和 27 年法律第 180 号)等	
事業主体	府 1、県 9、市 21、計 31 事業主体	
移転補償の概要	道路整備事業により支障となる建物等に移転させる際に、所有者に対して移転に伴う損失補償を行うもの	
移転補償費を算定する際に参考にした見積書の価格	42 億 5364 万余円(平成 22 年度～24 年度) (国庫補助金等相当額 25 億 0863 万余円)	
見積書の直接工事費に見積諸経費を加算した上で要領諸経費等を加えていた見積書の価格	2 億 5521 万円(平成 22 年度～24 年度) (国庫補助金等相当額 1 億 4420 万円)(背景金額)	
見積書の価格に要領諸経費等を加えていた見積書の価格	9 億 5005 万円(平成 22 年度～24 年度) (国庫補助金等相当額 5 億 8818 万円)(背景金額)	

1 損失補償の概要

(1) 建物等の移転に伴う損失補償の概要

国土交通省は、道路交通の安全の確保と円滑化を図るために、国庫補助事業により道路整備事業を実施している都道府県等(以下「事業主体」という。)に対して、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)等に基づき、事業に要する費用の一部について国庫補助金(交付金を含む。以下同じ。)を交付している。

そして、事業主体は、道路用地の取得に支障となる、建物、工作物等(以下、合わせて「建物等」という。)を移転させるなどの際に、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」(昭和 37 年閣議決定。以下「補償基準」という。)等に基づき、その所有者に対して建物等の損失補償(以下「移転補償」という。)を行っている。

補償基準等によれば、公共用地の取得に係る土地等に建物等があるときは、建物等を通常妥当と認められる移転先に、通常妥当と認められる移転工法によって移転するのに要する費用を補償することとされている。

(2) 移転補償費の算定

事業主体は、各々の地区用地対策連絡協議会が定めた木造建物、非木造建物、機械設備、附帯工作物に係る積算又は算定の要領(以下、合わせて「積算要領等」という。)、補償金算定標準書(以下「標準書」という。)等に基づくなどして移転補償費を算定している。

積算要領等によれば、移転補償費は、従前の建物等と同種同等の建物等を建築するのに要する再築工事費に、標準耐用年数や経過年数等から定まる再築補償率を乗ずるなどして算定することとされている。このうち、再築工事費は、標準書等に定められた単価に数量を乗ずるなどしたものを積み上げて算定する直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等とされている(以下、積算要領等に定められた共通仮設費、現場管理費、一般管理費等を合わせて「要領諸経費等」という。)。また、標準書等に定められた単価には、下請経費等が含まれているとされている。

(3) 見積書の徴取

事業主体は、積算要領等に基づき、標準書又は市販の積算参考資料に記載のない工種等については、専門業者に対して製品名、仕様、数量その他の見積条件を示した見積依頼書を提示して、見積書を徴した上でその価格を用いて移転補償費を算定している。そして、専門業者から徴した見積書には、直接工事費と諸経費(以下、見積書に記載されている諸経費を「見積諸経費」という。)の金額を区分して記載している見積書と、そのような区分をしていない見積書がある。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、国庫補助事業で実施する道路整備事業に伴う移転補償費の算定に当たり、見積書の価格を用いて移転補償費を算定している場合の見積諸経費の取扱いは適切に行われているかなどに着眼して検査した。そして、平成22年度から24年度までの間に、見積書の価格を用いて移転補償費を算定している66事業主体の258契約で、見積書の価格を参考にした工種等545件、見積書の価格計42億5364万余円(国庫補助金等相当額計25億0863万余円)を対象として、移転補償費の算定内訳書等の書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注1) 66事業主体 京都、大阪両府、茨城、栃木、埼玉、千葉、長野、静岡、和歌山、鳥取、岡山、広島、徳島、香川、愛媛、福岡、長崎、鹿児島各県、石岡、結城、坂東、栃木、佐野、飯能、加須、旭、柏、富里、匝瑳、白山、飯田、静岡、浜松、富士、磐田、焼津、袋井、舞鶴、向日、岩出、岡山、倉敷、津山、広島、府中、三次、庄原、東広島、阿南、高松、新居浜、北九州、福岡、八女、春日、朝倉、長崎、鹿児島、指宿、奄美、始良各市、阿見、毛呂山、酒々井、清水各町、宮田村

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 見積書における見積諸経費の記載状況等

ア 前記545件のうち265件については、見積書に見積諸経費が記載されていた。このうち231件について、事業主体は、見積諸経費が要領諸経費等と同等であると判断して、見積書の直接工事費に見積諸経費又は要領諸経費等のいずれかを加えるなどして、要領諸経費等に相当する価格が重複することのないよう移転補償費を算定していた。

一方、上記265件のうち34件(見積書の価格計2億5521万余円(国庫補助金等相当額計1億4420万余円))について、13事業主体は、見積諸経費が要領諸経費等と同等ではなく、標準書等の直接工事費に含まれる下請経費等に当たると判断して、見積書の直接

工事費に見積諸経費を加算した上で、要領諸経費等を加えるなどして移転補償費を算定していた。

(注2) 13事業主体 岡山、広島、徳島、愛媛、長崎各県、静岡、倉敷、広島、府中、東広島、高松、新居浜、長崎各市

イ 前記545件のうち280件については、見積書に見積諸経費が記載されていなかった。このうち99件について、事業主体は、要領諸経費等に相当する価格が見積書の価格に含まれていると判断して、見積書の価格に要領諸経費等を加えていなかったり、見積書に、諸経費等は別途等と明示されていることから要領諸経費等を加えていたりして、要領諸経費等に相当する価格が重複することのないよう移転補償費を算定していた。

一方、上記280件のうち181件(見積書の価格計9億5005万余円(国庫補助金等相当額計5億8818万余円))について、27事業主体^(注3)は、見積書に要領諸経費等に相当する価格の記載がなかったことから要領諸経費等に相当する価格が見積書の価格に含まれていないと判断して、見積書の価格に要領諸経費等を加えて移転補償費を算定していた。

(注3) 27事業主体 京都府、千葉、広島、徳島、香川、愛媛、福岡、長崎、鹿児島各県、坂東、栃木、加須、白山、静岡、岡山、倉敷、津山、広島、阿南、高松、北九州、福岡、八女、朝倉、長崎、鹿児島、始良各市

(2) 見積書の内容の検証結果

(1)アの34件及びイの181件の計31事業主体(重複する事業主体を除く。)の215件に係る見積書の内容を確認したところ、事業主体において見積依頼書及び見積書の内容を検証した資料(以下「見積検証資料」という。)が保存されていないなどのため、見積諸経費が標準書等の直接工事費に含まれる下請経費等に当たるのか、見積書の価格に要領諸経費等に相当する価格が含まれているのかが明確ではなく、見積書の価格の内容が見積条件に適合しているのか検証できる状態となっていなかった。

このように、事業主体において、移転補償費の算定に当たり、直接工事費と諸経費等に区分された見積書を徴していないことなどから要領諸経費等に相当する価格が重複して計上されているおそれを生じさせていたり、見積検証資料を作成及び保存していないことから見積書の価格の内容を検証できなかつたりする事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、国土交通省において、事業主体が移転補償費の算定に当たり、直接工事費と諸経費等に相当する価格が区分された見積書を専門業者から徴することや見積書の価格の内容が見積条件に適合しているかを十分に検証できるようにすることを明確にしていなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、国土交通省は、26年7月に事業主体に対して事務連絡を発して、専門業者に見積書を依頼する際には、積算要領等に準ずるなどして、直接工事費及び諸経費等を区分させるとともに、見積検証資料を作成して保存するなどして、見積書の価格の内容が検証可能になるようにして、移転補償費の算定に適切に反映できるよう周知する処置を講じた。

平成 21 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

国営公園の維持管理業務に係る委託費の精算等について

平成 21 年度決算検査報告 610 ページ参照
平成 22 年度決算検査報告 582 ページ参照
平成 23 年度決算検査報告 633 ページ参照
平成 24 年度決算検査報告 557 ページ参照

1 本院が求めた是正改善の処置

国土交通省の地方整備局等は、国営公園の植物管理、建物管理等の業務(以下「維持管理業務」という。)を財団法人公園緑地管理財団、財団法人河川環境管理財団、財団法人海洋博覧会記念公園管理財団(以下、これらを合わせて「各財団法人」という。)に委託している。一方、各財団法人は、独立行政法人都市再生機構が国営公園に設置又は管理するレストラン、駐車場等の収益施設(以下「特定公園施設」という。)の営業及び管理業務を同機構との契約により行っている。しかし、維持管理業務に係る委託費の精算に当たって、維持管理業務と特定公園施設の営業及び管理業務に従事している職員の人件費について、それぞれの業務の従事割合が明確でないまま、その全額を維持管理業務に要した経費(以下「実支出額」という。)に計上したり、一般管理費について、維持管理業務等の業務の負担額の根拠が明確でないまま、維持管理業務の契約額で計上できる額と同額又はほぼ同額を実支出額に計上したりしている事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、地方整備局等に対して、各財団法人等に業務従事者の勤務状況を把握できる証拠書類を整備保管させたり、一般管理費の負担額の合理的な配賦方法等を周知したりなどすることにより、維持管理業務の従事割合や負担額を把握し、実支出額を的確に確認する具体的な方法を指導するなどして、精算等を適切に行うよう、国土交通大臣に対して平成 22 年 10 月に、会計検査院法第 34 条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省、地方整備局等において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 職員の人件費については、22 年 10 月から、地方整備局等において、維持管理業務と特定公園施設の営業及び管理業務に従事している職員の勤務実績簿を各財団法人等から定期的に提出させて職員の従事割合の実態の把握に努めていた。そして、25 年 3 月に地方整備局等に対して事務連絡を発して、各財団法人等に勤務実績簿を整備し保管させて、精算等を適切に行うこととした。

イ 一般管理費については、22 年度から 25 年度まで各財団法人等から資料の提供を求めるなどして負担額に係る検討を行い、26 年 3 月に地方整備局等に事務連絡を発するなどして、維持管理業務における一般管理費の負担額の配賦方法等を具体的に定めて、これを周知し、精算等を適切に行うこととした。

平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

道路防災事業におけるポケット式落石防護網の設計について

〔平成 23 年度決算検査報告 577 ページ参照〕
〔平成 24 年度決算検査報告 562 ページ参照〕

1 本院が求めた是正改善の処置

国土交通省は、道路防災事業の一環として、国が行う直轄事業又は地方公共団体が行う国庫補助事業等(以下、これらの事業を実施する者を「道路事業者」という。)により落石防護工を実施している。しかし、事業主体において、ポケット式落石防護網の設計に当たり、可能吸収エネルギーの算定方法が区々となっていて、その算定結果が設計に大きな影響を与えるほど相違しているにもかかわらず、平成 21 年 6 月に改訂された「道路土工のり面工・斜面安定工指針」(以下「安定工指針」という。)の取扱いについて社団法人日本道路協会(25 年 4 月 1 日以降は公益社団法人日本道路協会)に確認等を行っておらず、また、道路事業者によるその取扱いを周知していない事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、可能吸収エネルギーの算定方法の取扱いを明確に定めて、その取扱いについて道路事業者による周知徹底を図るとともに、21 年 6 月以降に設計されたポケット式落石防護網の可能吸収エネルギーの算定方法について、安定工指針と落石対策便覧(以下「便覧」という。)との適合性を検証するように事業主体に対して指導又は助言を行うよう、国土交通大臣に対して 24 年 10 月に、会計検査院法第 34 条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 25 年 10 月に、公益社団法人日本道路協会に設置されたワーキンググループにおいて、便覧の適用範囲等の詳細な検討結果が取りまとめられたことを踏まえて、26 年 3 月に地方整備局等に対して、可能吸収エネルギーの算定方法を明確に定めた事務連絡を発して、地方整備局等においてその取扱いを道路事業者による周知徹底した。

イ アの事務連絡を踏まえて、26 年 3 月に地方整備局等に対して事務連絡を発して、地方整備局等において、事業主体に対する調査を通じて、21 年 6 月以降に設計されたポケット式落石防護網の可能吸収エネルギーの算定方法について安定工指針と便覧との適合性を検証するよう、指導又は助言した。

平成 24 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 既設橋りょうの耐震補強工事の設計について

(平成 24 年度決算検査報告 505 ページ参照)

1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

国土交通省は、地震による橋脚の倒壊や橋桁の落下等の被害を未然に防止するために、国が行う直轄事業又は地方公共団体が行う国庫補助事業等により、既設橋りょうの耐震補強工

事を多数実施している。しかし、既設橋りょうの耐震補強工事の設計に当たり、橋脚の基礎部分への影響を照査するなどして検討した上で橋りょう全体として耐震性能を確保できる工法を選定していなかったり、橋りょうの耐震性能が確保されないおそれがある場合に橋脚の基礎部分の耐震補強の要否等について更に詳細に検討していなかったりして、橋りょう全体としての耐震性能が確保されているかどうか明確となっていない事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、耐震性能が確保されているかどうか明確となっていない橋りょうについて更なる耐震補強の要否等の検討が今後適切に行われるよう、橋りょう全体としての耐震性能を確認するなどするとともに、今後の既設橋りょうの耐震補強工事の設計が適切に行われるよう、橋脚の基礎部分への影響を照査するなどして検討した上で橋りょう全体として耐震性能を確保できる工法を選定したり、橋りょうの耐震性能が確保されないおそれがある場合には、橋脚の基礎部分の耐震補強の要否等について更に詳細に検討したりするなどの耐震補強設計の考え方を国道事務所等に周知徹底し、この考え方を地方公共団体に対しても助言するよう、国土交通大臣に対して平成25年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

2 当局の処置状況

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、25年12月から国土技術政策総合研究所及び独立行政法人土木研究所と既設橋りょうの耐震補強工事の設計の考え方について検討を始めており、その検討結果を踏まえて、耐震性能が確保されているかどうか明確となっていない橋りょうについて橋りょう全体としての耐震性能を確認するとともに、既設橋りょうの橋りょう全体としての耐震補強設計の考え方を国道事務所等に周知徹底し、この考え方を地方公共団体に対しても助言することとしている。

(2) 国が管理する国道のトンネルの維持管理について

(平成24年度決算検査報告508ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

国土交通省は、トンネルの覆工、坑門等のトンネル本体工及び換気設備等のトンネル附属物の点検を実施している。しかし、トンネル本体工及び換気設備の定期点検を点検要領等に基づき適切に実施していなかったり、定期点検の結果を維持管理に反映させていなかったりしている事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、国道事務所等に対して、トンネル本体工及び換気設備の定期点検の重要性を認識させ、点検要領等に基づき確実に実施し、定期点検の結果を維持管理に反映させるよう指示したり、トンネル本体工の定期点検を確実に実施するために、国道事務所等にトンネル点検計画(以下「計画」という。)を作成させ、計画の進捗状況を地方整備局等が確認できる体制を整備したりするよう、国土交通大臣に対して平成25年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、25年10月に地方整備局等に対して通達を発して、次のような処置を講じていた。

ア 国道事務所等に対して、トンネル本体工及び換気設備の定期点検の重要性を認識させ、定期点検を点検要領等に基づき確実に実施し、その結果に基づく迅速な修繕等を行って、定期点検の結果を維持管理に反映させるよう指示した。

イ 国道事務所等に計画を作成させるとともに、地方整備局等が管内国道事務所等の計画を把握して、定期的に計画の進捗状況を確認できる体制を整備した。

(3) 国が管理する国道のトンネルに設置したジェットファンの有効活用について

(平成24年度決算検査報告513ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

国土交通省は、国が管理する国道のトンネルにおいて、「道路トンネル技術基準」及びその解説書(以下「解説」という。)に基づき、換気設備であるジェットファンの設置工事を毎年度実施している。しかし、平成20年10月に改訂される前の解説(以下、これを「旧基準」といい、同月改訂後の解説を「新基準」という。)等に基づいて設置しているジェットファンについて設置の必要性等の検討を行っていなかったり、検討の結果、不要となったジェットファンの有効活用を検討することなく新たにジェットファンを製作したりしている事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、国道事務所等に対して、旧基準等に基づいて設置しているジェットファンについて設置の必要性等の検討を行うよう周知するとともに、検討の結果、不要となったジェットファンのうち転用可能なものについては転用計画を策定し、その情報を国道事務所等に対して提供して有効活用を図るよう、国土交通大臣に対して25年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 25年10月に地方整備局等に対して通達を発して、地方整備局等において国道事務所等に対して、旧基準等に基づいて設置しているジェットファンについて、新基準に基づき設置の必要性等の検討を行うよう周知した。

イ アの検討の結果、不要となったジェットファンのうち、転用可能なジェットファンについての情報を集約した転用計画を策定し、26年6月に地方整備局等に対して事務連絡を発して、転用先が未定のジェットファンの情報を地方整備局等から国道事務所等に対して提供して有効活用が図られるようにした。

(4) 国有港湾施設の維持管理について

(平成24年度決算検査報告517ページ参照)

1 本院が表示した意見並びに要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

国土交通省は、港湾法(昭和25年法律第218号)等に基づき、直轄事業、補助事業等により港湾施設を整備しており、直轄事業で整備するなどした港湾施設(以下「国有港湾施設」という。)については、港湾管理者に管理の委託等をしなければならないこととなっている。しかし、国有港湾施設の管理委託契約及び維持管理計画書について、財政上の問題が生ずることなどの理由から港湾管理者との協議が継続している状況となっていて締結や引渡しなどに

至っていないか、港湾管理者において維持管理計画書に基づく維持管理が行われていないか、国有港湾施設が原状又は用途を変更して利用されるなどしているのに同法及び管理委託契約に基づく管理手続が的確に行われていない事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、予防保全の重要性を港湾管理者に対して周知徹底するとともに、港湾管理者が港湾施設ごとに優先順位を設けた上で計画的に維持工事等の取組を行うことができるようにしたり、直轄事業で計画的な改良工事を実施したりするなどの取組をより推進し、改めて港湾管理者との間で必要な協議等を実施するよう各地方整備局等を指導し、また、各港湾管理者の維持管理状況等に関する監査をよりの確に行い、必要に応じて港湾管理者に対して的確な報告を求めたり、必要な指示を行ったりするよう各地方整備局等を指導するとともに、必要な手続がとられていない国有港湾施設については、港湾管理者に必要な報告を求めるなどするよう、国土交通大臣に対して平成25年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示し、並びに同法第34条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、25年12月に各地方整備局等に対して事務連絡を発するなどして、次のような処置を講じていた。

- ア 予防保全の考え方を導入した維持管理の重要性を港湾管理者に改めて説明したり、費用の平準化を図るなどしつつ、施設の老朽化対策の優先順位を含めた維持管理、更新計画及び対応方針について港湾管理者と定期的に協議したりするよう各地方整備局等を指導した。
- イ 各港湾管理者の維持管理状況等に関する監査をよりの確に行い、必要に応じて港湾管理者に対して的確な報告を求めたり、必要な指示を行ったりするよう各地方整備局等を指導するとともに、必要な手続がとられていない国有港湾施設について、各地方整備局等において、各港湾管理者から必要な報告を受けるなどした。

(5) 国管理空港の運営について

(平成24年度決算検査報告523ページ参照)

1 本院が表示した意見

国土交通省は、空港法(昭和31年法律第80号)等に基づき、国が設置し管理している空港について、効率的な空港運営を行うことなどを推進することとしている。しかし、地方航空局及び空港事務所(以下「地方航空局等」という。)において、企業会計の考え方を取り入れるなどした空港別の収支及び損益(以下、これらを合わせて「空港別収支」という。)を積極的に空港の収支改善の取組に活用できるようにするための方針等を示していないか、地方公共団体等と十分に連携して需要拡大のための誘致活動を一体的かつ効果的に行えるようにするための検討を行っていないか、国土交通省から土地の使用許可を受けて飲食や物販等の事業等を行っている旅客ターミナルビルを運営する会社等(以下「旅客ビル会社」という。)の経営状況の透明化に関する取組が十分図られていないか、旅客ビル会社の国有財産使用料の適正化に対する取組が必ずしも十分なものとはなっていないか、見受けられた。

したがって、国土交通省において、空港別収支を積極的に空港の支出削減等の収支改善の取組に活用できるよう、地方航空局等に対して空港別収支の内訳情報等の提供を行うとともに方針等を示したり、また、地方航空局等が地方公共団体等と連携して需要拡大のための誘致活動を一体的かつ効果的に行えるようにするための方策を検討したり、旅客ビル会社の経営状況の更なる透明化を促進する方策を検討したり、旅客ビル会社の国有財産使用料について一層の適正化が図られるよう算定方法等を検討したりするよう、国土交通大臣に対して平成25年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 26年3月に地方航空局に対して通知を発して、空港別収支に係る詳細内訳等の情報提供を行い、地方航空局等が当該情報を空港の収支改善の取組等に活用して空港運営の効率化等の促進を図ることとする方針を示した。
- イ 26年5月に地方航空局に対して通知を発して、地方公共団体を中心となって組織された協議会へ空港事務所が積極的に参画し、需要拡大のための誘致活動等について、地方公共団体等の関係者と一体的に取り組むことを検討するよう指示した。
- ウ 25年12月に旅客ビル会社に対して通知を発して、経営の透明性の確保の観点から、旅客ビル会社の計算書類の附属明細書を公開するなどの更なる情報の公開を要請するなどした。
- エ 25年9月に国有財産使用料の算定要領等を改定して、不動産鑑定評価において、旅客ビル会社の国有財産使用料の算定方法の検証等を実施することとした。

(6) 巡視船艇に搭載する武器等の製造・定期整備に係る契約方法等について

(平成24年度決算検査報告531ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

海上保安庁本庁(以下「本庁」という。)及び各管区海上保安本部(以下、管区海上保安本部を「海上保安本部」という。)は、巡視船艇に搭載する武器等の製造・定期整備を行うに当たり、随意契約を締結している。しかし、契約における見積工数と実績工数等が大幅にかい離しているにもかかわらず、契約締結時に確定した契約金額をもって相手方に契約代金を支払う確定契約により契約を締結していたり、製造等原価を確認するための調査を行うための条項を付していなかったり、実績に基づかない見積書の提出を受け続けていたりするなどの事態が見受けられた。

したがって、本庁において、製造等原価の実績等に基づいて契約代金の額を確定する契約方法に見直した上で当該契約方法を適切に運用するための実施要領を定めるよう、また、本庁及び各海上保安本部において、見直された契約方法を適切に運用するとともに、必要に応じて製造等原価を確認するための調査を行うことができることとする条項及び実績に基づかない見積書等の虚偽の資料を提出又は提示した場合に違約金を賦課することとする条項を契約に付すよう、海上保安庁長官に対して平成25年9月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、本庁及び各海上保安本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、海上保安庁は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 本庁は、巡視船艇に搭載する武器等の製造・定期整備に係る契約について、従来の確定契約から製造等原価の実績等に基づいて契約代金の額を確定する契約方法へと見直しを行い、26年3月に当該契約方法を適切に運用するために、原価監査実施要領及び標準的な契約書の書式を定めて、同月に事務連絡を発して各海上保安本部等に対して周知した。
- イ 本庁及び各海上保安本部は、アの事務連絡により見直された契約方法を適切に運用していくこととするとともに、必要に応じて契約の履行期間中又は履行後に製造等原価を確認するための調査を行うことができる条項及び虚偽の資料を提出又は提示した場合に違約金を賦課する条項を契約に付すこととした。

(7) 橋りょうの維持管理について

(平成24年度決算検査報告536ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

国土交通省は、橋りょうの長寿命化修繕計画(以下「計画」という。)を自ら策定する一方、毎年度、定期点検及び診断を業務委託により行っている。また、都道府県等においても、毎年度、定期点検、診断及び計画の策定を業務委託により行っており、これに対して国土交通省は多額の交付金を交付している。しかし、道県等において、橋りょう台帳等に記載されている橋りょうについて、その重要度等を勘案することなく一律に定期点検の対象としたり、国道事務所等及び道県等において溝橋(以下「カルバート」という。)を定期点検の対象としたりしている事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、都道府県等における計画の策定に当たり、橋りょう台帳等に記載されている橋りょうを一律に定期点検の対象とするのではなく、道路管理者の判断により橋りょうの重要度等を勘案した上で定期点検を行うことについての考え方を明確にして都道府県等に対して周知するとともに、同省における計画の策定に当たり、カルバートの取扱いを含めた定期点検の対象とすべき橋りょうの定義を明確にしたり、この定義を都道府県等に対して周知したりするよう、国土交通大臣に対して平成25年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 26年7月に事務連絡を発して、都道府県等における計画の策定に当たっての橋りょうの重要度等を勘案した定期点検の優先順位の考え方を明確にして、都道府県等に対して周知した。
- イ 26年6月に橋^{りょう}梁定期点検要領を策定して、国土交通省における計画の策定に当たってのカルバートの取扱いを含めた定期点検の対象とすべき橋りょうの定義を明確にしたり、同月に通知を発してこの定義を都道府県等に対して周知したりした。

(8) 土砂災害情報相互通報システムの活用について

(平成 24 年度決算検査報告 542 ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

国土交通省は、都道府県に対して土砂災害の前兆現象及び災害発生状況等の土砂災害関連情報を都道府県と住民とが相互に通報できる土砂災害情報相互通報システム(以下「相互通報システム」という。)の整備等に係る費用の一部を補助する土砂災害情報相互通報システム整備事業(以下「システム整備事業」という。)を実施している。しかし、相互通報システムにおいて、住民からの情報提供に係る機能が具備されていないことなどにより、住民からの情報提供が行われていなかったり、住民への情報提供が十分行われていなかったりして、相互通報システムが十分有効に活用されておらず、システム整備事業の事業効果が十分発現されていない事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、システム整備事業の事業採択を行うに当たって、相互通報システムに住民への情報提供に係る機能及び住民からの情報提供に係る機能(以下、これらの機能を合わせて「双方向機能」という。)を具備させることとするよう採択基準の取扱いの見直しに向けた検討を行うとともに、都道府県に対して、相互通報システムに双方向機能を具備させることとする河川等情報基盤総合整備全体計画を作成して、これに沿って相互通報システムを計画的に整備すること、及び住民が電話応答装置等の相互通報システムを構成する機器(以下「システム機器」という。)を直ちに使用できるような体制を整備したり、システム機器の使用状況等を把握したり、システム機器に対する管理を適切に行ったりして、相互通報システムの活用を促進するための方策を適時適切に検討することを内容とする技術的助言を行うよう、国土交通大臣に対して平成 25 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 26 年 4 月に採択基準を見直して、相互通報システムに双方向機能を具備させることをシステム整備事業の要件とした。

イ 同月に都道府県に対して通知を発して、相互通報システムに双方向機能を具備させることとする前記の全体計画を作成して計画的な整備を図ること、及び防災訓練等の機会を通じ住民がシステム機器の使用方法を確認して直ちに使用できるような体制を整備したり、定期的にシステム機器の使用状況等を把握したり、システム機器の適宜補修を実施することなどにより管理を適切に行ったりして、相互通報システムの活用を促進するための方策を適時適切に検討することについて技術的助言を行った。

(9) 進入道路に係る維持管理費の負担について

(平成 24 年度決算検査報告 547 ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

国土交通省は、航空路監視レーダー等の設置と設置後の管理を行うために、航空路監視レーダー等の設置場所と公道を接続する道路(以下「進入道路」という。)を整備して管理している。進入道路の中には、その付近にテレビ局、ラジオ局、電力会社、国の機関等が無線中

継所等を設置等(以下、無線中継所等を設置等している者を「無線中継所設置者等」という。)している箇所があり、無線中継所設置者等は無線中継所等の管理等のために進入道路を利用している。しかし、進入道路の維持管理費について、空港事務所等がその全額を負担していて、進入道路を利用している無線中継所設置者等に応分の負担を求めている事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、進入道路の維持管理費について、無線中継所設置者等と協議等を行い、利用状況を踏まえた応分の負担を求めるよう、国土交通大臣に対して平成25年9月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、25年11月に進入道路の維持管理に係る指針等を制定して、26年1月から2月までの間に無線中継所設置者等と進入道路の維持管理費について利用状況を踏まえた応分の負担に関する協議を行う処置を講じていた。

第13 環 境 省

不 当 事 項

役 務

(366) 委託契約において、従事者に対して実際に支給した給与の額等に基づかずに人件費を算出するなどしていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)環境本省 (項)地球温暖化対策推進費 (項)地球環境保全費 エネルギー対策特別会計(エネルギー需給勘定) (項)エネルギー需給構造高度化対策費
部 局 等	環境本省
契 約 名	平成 20 年度 CDM/JI 事業調査(京都メカニズム相談支援事業)委託業務等 12 契約
契 約 の 概 要	CDM(クリーン開発メカニズム)事業等の計画等に必要となる情報の収集を行うものなど
契 約 の 相 手 方	一般社団法人海外環境協力センター(平成 24 年 3 月 31 日以前は社団法人海外環境協力センター)
契 約	平成 20 年 4 月ほか 契約 12 件(一般競争契約 7 件、随意契約 5 件)
支 払	平成 21 年 4 月ほか
支 払 額	1,134,344,500 円(平成 20、21、23、24 各年度)
過大となっていた支払額	101,322,134 円(平成 20、21、23、24 各年度)

1 委託契約の概要等

環境本省(以下「本省」という。)は、平成 20 年度から 24 年度までの間に、CDM(クリーン開発メカニズム)や JI(共同実施)に係る事業の計画や実施において必要となる情報の収集や民間事業者への情報提供等を目的として、一般社団法人海外環境協力センター(24 年 3 月 31 日以前は社団法人海外環境協力センター。以下「センター」という。)との間で平成 20 年度 CDM/JI 事業調査(京都メカニズム相談支援事業)委託業務等 17 件の契約を締結して委託業務を実施させており、委託費として計 1,360,765,533 円を支払っている。

本省は、当該委託契約書等に基づき、委託業務が終了し、センターから委託業務完了報告書の提出を受けたときは、完了した委託業務が委託契約の内容に適合したものであるかどうかを検査し、委託業務の完了を確認することとなっている。そして、委託業務の内容が委託契約に適合すると認めたときは、センターから提出された委託業務精算報告書(以下「精算報告書」という。)の内容を審査し、その結果、精算報告書の内容が適正と認めたときは、精算報告書に計上された委託業務に要した経費の支出済額と委託契約で定めた委託費の金額(以下「契約金額」という。)とのいずれか低い額を委託費の額として確定し、センターに支払うこととなっている。

なお、センターは、委託業務の実施に要した経費のうち主たるものである人件費については、委託業務に従事した者(以下「従事者」という。)ごとにセンター内での職位等を勘案した受託単価を設定し、これに、従事者が委託業務に従事したとする日数を乗じて算出した額を精算報告書に計上している。

2 検査の結果

本院は、合规性等の観点から、委託業務の実施に要した経費は適正に精算されているかなどに着眼して、前記の委託契約17件(委託費支払額計1,360,765,533円)を対象として、本省及びセンターにおいて、委託契約書、精算報告書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、センターが20、21、23、24各年度に本省から委託を受けて実施した委託契約12件(委託費支払額計1,134,344,500円)において、次のとおり、適正とは認められない事態が見受けられた。

ア 他の法人が給与等を負担している出向者等2名の従事者について、センターが給与等を負担したとして人件費を算出し、精算報告書に計上していた(20、21両年度の委託契約4件)。

イ 従事者に対して実際に支給した給与等の合計額を基に算出される実績単価を上回る受託単価を用いて、これに、実際に委託業務に従事した日数とは関係なく、精算報告書に計上する委託業務の実施に要した経費が契約金額を下回らないように調整した日数を乗じて人件費を算出し、精算報告書に計上していた。

そして、センターでは従事者の委託業務への従事状況を記録しておらず、過去の委託業務に従事した日数を正確に把握することはできないことから、上記のように算出して精算報告書に計上していた人件費の額を同一年度に行われた複数の委託業務について合計すると、その合計額が、センターから当該年度に各従事者に対して実際に支給されていた給与等の総額(委託業務に従事していないことが明らかである有給休暇を取得した分に相当する額等を除く。)を超えていた(23、24両年度の委託契約8件)。

以上のことなどから、前記の委託契約12件に係る人件費等の額は、センターが従事者に対して実際に支給した給与の額等に基づいて算出されたものとはなっておらず、本省は、このような実際に支出された額と異なる内容の精算報告書に基づくなどして委託費を支払っていた。

したがって、センターが従事者に対して実際に支給した給与の額等に基づき人件費を算出するなどして委託費の額を修正すると、計1,033,022,366円となり、前記の委託費支払額(1,134,344,500円)との差額計101,322,134円が過大となっていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、センターにおいて委託契約の適正な精算についての基本的な認識が欠けていたこと、また、本省においてセンターに対する指導が十分でなかったこと、精算報告書の内容の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

補 助 金

第 3 章
第 1 節
第 13 環境省

(367) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの
(376)

所管、会計名及び科目	環境省所管 一般会計 (組織)環境本省 (項)廃棄物処理施設整備費 (項)東日本大震災復旧・復興環境・経済・社会の統合的向上費
部 局 等	文部科学省所管 一般会計 (組織)文部科学本省 (項)原子力安全対策費 文部科学省、経済産業省及び環境省所管 エネルギー対策特別会計 (エネルギー需給勘定) (項)エネルギー需給構造高度化対策費 環境本省、原子力規制委員会(平成 25 年 3 月 31 日以前は文部科学本省)、2 県
補助の根拠	予算補助
補助事業者(事業主体)	都、県 5、一部事務組合 2、会社 3、計 11 補助事業者
補助事業等	地域グリーンニューディール基金事業、放射線監視設備整備臨時特別交付金事業、循環型社会形成推進交付金事業等
事業費の合計	8,986,476,004 円
上記に対する国庫補助金等交付額の合計	3,385,180,462 円
不当と認める事業費の合計	483,681,425 円
不当と認める国庫補助金等相当額の合計	374,914,053 円

1 補助金等の概要

環境省所管の補助事業は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、26 都道府県、177 市町村等及び 18 会社等において、実績報告書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、6 都県、2 一部事務組合、3 会社、計 11 事業主体が実施した地域グリーンニューディール基金事業、放射線監視設備整備臨時特別交付金事業、循環型社会形成推進交付金事業等に係る国庫補助金等計 374,914,053 円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

- (1) 補助金で造成した基金の使用が適切でなかったもの
- | | | |
|-----|-------------|--------------|
| 5 件 | 不当と認める国庫補助金 | 21,633,249 円 |
|-----|-------------|--------------|
- (2) 設備の設計が適切でなかったもの
- | | | |
|-----|-------------|---------------|
| 2 件 | 不当と認める国庫補助金 | 267,701,804 円 |
|-----|-------------|---------------|
- (3) 補助の対象とならないなどのもの
- | | | |
|-----|-------------|-------------|
| 2 件 | 不当と認める国庫補助金 | 4,450,000 円 |
|-----|-------------|-------------|
- (4) 補助対象事業費を過大に精算するなどしていたもの
- | | | |
|-----|-------------|--------------|
| 1 件 | 不当と認める国庫補助金 | 81,129,000 円 |
|-----|-------------|--------------|
- また、不当の態様別・事業主体別に掲げると次のとおりである。

(1) 補助金で造成した基金の使用が適切でなかったもの

5 件 不当と認める国庫補助金 21,633,249 円

地域グリーンニューディール基金により実施した事業において、基金事業の対象とならないもの (4 件 不当と認める国庫補助金 13,465,430 円)

地域グリーンニューディール基金(以下「基金」という。)は、平成 21 年度地域環境保全対策費等補助金(地域グリーンニューディール基金)交付要綱(平成 21 年 7 月環境事務次官通知)に基づき、都道府県及び政令指定都市(以下「事業主体」という。)が、国から地域環境保全対策費補助金及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の交付を受けて平成 21 年度に造成したものである。そして、事業主体は、地域グリーンニューディール基金事業実施要領(平成 21 年 7 月環境省総合環境政策局長通知。以下「実施要領」という。)等に基づき、21 年度から 23 年度までの間に、基金を財源として、当面の雇用創出と中長期的に持続可能な地域経済社会の構築につなげるために、地域の実情に応じて、地球温暖化問題等の喫緊の環境問題を解決するために必要な事業(以下「基金事業」という。)を実施している。

事業主体は、自ら基金事業を実施する場合は、原則として事業費相当額を基金から取り崩して使用し、管内の市区町村等が基金事業を実施する場合は、原則として事業費相当額を基金から取り崩して補助金(以下「県等補助金」という。)を当該市区町村等に交付することとなっている。

そして、実施要領等によれば、基金事業は、太陽光発電設備、コミュニティサイクル^(注1)の導入等を実施することとされている。また、基金事業の対象となる経費(以下「基金事業対象経費」という。)は、事業を実施するために必要な設計費、本工事費、附帯工事費等とされており、このうち附帯工事費については、本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲の経費とされている。

(注1) コミュニティサイクル 複数箇所に設置された専用駐輪場であれば、いつでも、どの駐輪場でも自転車を借りたり返したりできる自転車共有システム

本院が事業主体である 21 都府県及び 7 政令指定都市並びに県等補助金の交付を受けた 123 市区町村において会計実地検査を行ったところ、4 都県管内の 4 市町^(注2)において、基金事業の対象とは認められない経費を基金事業対象経費に含めていたため、取り崩された基金計 13,465,430 円(国庫補助金相当額同額)の使用が適切でなく、不当と認められる。

(注2) 4 市町 青梅市、魚津市、三戸郡三戸町、賀茂郡東伊豆町

このような事態が生じていたのは、県等補助金の交付を受けた 4 市町において基金事業対象経費の算定に対する理解が十分でなかったこと、4 事業主体において県等補助金に係る実績報告書の審査及び市町に対する助言が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

東京都は青梅市に対して県等補助金を交付しており、同市は新町市民センターに太陽光発電設備を設置するなどの事業を事業費 28,980,000 円(県等補助金同額、国庫補助金相当額同額)で実施して、これに附帯工事費として同センターの屋上全面(497.0㎡)の防水工事等に係る工事費(直接工事費 3,080,958 円)を含めていた。

しかし、上記の防水工事等のうち、太陽光発電設備の支柱の基礎部分の面積(47.5㎡)以外に係る部分の面積(449.5㎡)は、単に建物の維持修繕工事であり、太陽光発電設備の設置に付随する直接必要な工事ではなかった。

したがって、防水工事等に係る工事費のうち、太陽光発電設備の支柱の基礎部分の面積以外に係る部分の工事費 3,826,900 円は基金事業の対象とならず、これに係る国庫補助金相当額 3,826,900 円が不当と認められる。

これを事業主体別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	実施年度	基金使用額	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める 基金使用額	不当と認める 国庫補助金等 相当額	摘要
			千円	千円	千円	千円	
(367) 環境本省	青森県	22	28,908	28,908	2,870	2,870	基金事業の対象とならない工事費を含めていたもの
(368) 同	東京都	23	28,980	28,980	3,826	3,826	同
(369) 同	富山県	22	4,515	4,515	3,069	3,069	同
(370) 同	静岡県	22	3,829	3,829	3,699	3,699	同
(367)-(370)の計			66,232	66,232	13,465	13,465	

再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金により実施した事業において、工事の設計が適切でなかったもの (1件 不当と認める国庫補助金 8,167,819 円)

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業等	実施年度	基金使用額	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める 基金使用額	不当と認める 国庫補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(371) 環境本省	青森県	再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金	24	19,477	19,477	8,167	8,167

この補助事業は、平成 23 年度に、環境省が東日本大震災による被災地域の復旧・復興や、原子力発電施設の事故を契機とした電力需給の逼迫への対応の必要性に鑑み、再生可能エネルギー等を活用したエネルギーシステムを導入することなどを目的として、東北を中心とした被災地等の地方公共団体に対して、再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金(以下「基金」という。)を造成させるために地域環境保全対策費補助金を交付するものである。

青森県は、本件補助事業により造成した基金を取り崩して、管内の市町村等に対して、補助金(以下「県補助金」という。)を交付している。そして、中部上北広域事業組合(以下「組合」という。)は、24 年度に、同県から県補助金の交付を受けており、地震等の大規模災害に備えて、地域の防災拠点となる消防本部の庁舎に、太陽光発電設備、蓄電池設備等を設置する工事を工事費 19,477,500 円(県補助金同額、国庫補助金相当額同額)で実施している。

上記の工事で設置した蓄電池設備(高さ 2.2m、幅 0.5m、奥行き 0.9m、重さ 0.3t)は、地震等の災害が発生して停電した場合等に、通信設備等に電力を供給するためのものであり、蓄電池、無停電電源装置等から構成されている。そして、組合は、必要な耐震措置として蓄電池設備をアンカーボルト 4 本(径 12mm、埋込長さ 60mm)で床に固定すれば安全であるとする請負業者から提出された施工承認書等を承認して、これにより施工していた。

しかし、組合は、蓄電池設備を含めた建築設備の耐震設計に当たり指針としている「建築設備耐震設計・施工指針」(国土交通省国土技術政策総合研究所及び独立行政法人建築研究所監修。以下「耐震設計指針」という。)に基づくアンカーボルトに係る耐震設計計算上の検討を行っていなかった。そこで、組合に対して耐震設計指針に基づく耐震設計計算の報告を求めて、その内容を確認したところ、地震時にアンカーボルトに作用する引抜力は 8.89kN/本となり、許容引抜力 7.46kN/本を上回っていて、耐震設計計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

したがって、本件蓄電池設備(工事費相当額 8,167,819 円)は、アンカーボルトの設計が適切でなかったため、地震時において転倒するなどして破損するおそれがあり、通信設備等への電力を供給する機能の維持が確保されておらず、これに係る国庫補助金相当額 8,167,819 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、組合において、蓄電池設備のアンカーボルトの設計に当たり、耐震設計指針に基づき耐震設計計算を行わなければならないとする認識が欠けていたこと、同県において、組合に対する助言が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) 引抜力・許容引抜力 「引抜力」とは、機器等に地震力が作用する場合に、ボルトを引き抜こうとする力が作用するが、このときのボルト 1 本当たりに作用する力をいう。この引抜力が設計上許される上限を「許容引抜力」という。

(2) 設備の設計が適切でなかったもの 2 件 不当と認める国庫補助金 267,701,804 円
 交付金事業により整備した放射線監視設備の設計が適切でなかったもの

(2 件 不当と認める国庫補助金 267,701,804 円)

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業 等	年 度	事業費 (国庫補助 対象 事業費)	左に対す る国庫補 助金等交 付額	不当と認 める事業 費 (国庫補 助対象 事業費)	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(372) 原子力規制委員会	福 井 県	放射線監視設備整備臨時特別交付金	23, 24	708,446 (708,446)	708,446	132,251 (132,251)	132,251
(373) 同	山 口 県	同	23, 24	135,450 (135,450)	135,450	135,450 (135,450)	135,450
(372) (373) の計				843,896 (843,896)	843,896	267,701 (267,701)	267,701

これらの交付金事業は、2 県が、原子力施設の周辺における放射線量等の状況を常時監視する放射線監視設備として、空間放射線量率等を測定するためのモニタリングポストやこれにより測定された情報を収集するなどのためのサーバ等を整備するなどしたものである。

2 県は、サーバ等の設置を「電気通信設備工事共通仕様書」(国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室編集。以下「共通仕様書」という。)等により行うこととしていた。そして、共通仕様書によれば、電気通信設備の据付けについては、共通仕様書に規定する耐震据付設計基準を満たすとともに、設備の機能等に応じた適切な耐震施工を行うことにより、地震時の水平移動、転倒等の事故を防止し、耐震性を確保することとされている。

しかし、2県は、サーバ等を格納するラックの据付けに当たり、上記の設計基準を満たすかどうかの検討を行っていなかった。そして、福井県は、2系統整備した放射線監視設備のうち1系統について、既存の二つのラックの底部に取り付けられていた耐震金具(いずれも板厚 3.0mm)を取り外し、新設した二つのラックの据付けに再利用していたが、当該耐震金具は、上記の設計基準を満たす板厚(それぞれ 9.2mm、9.6mm)とはなっていない。また、山口県は、2系統整備した放射線監視設備の双方について、ラックをコンクリート床等の上に据え置いただけで、コンクリート床にアンカーボルトで固定するなどの耐震施工を行っていなかった。

このため、各ラックが地震時に移動又は転倒して、サーバ等に接続されているケーブルが断線したり、ラック内に格納されているサーバ等が破損したりなどした場合には、必要な情報が送受信されないこととなる。

したがって、2県がそれぞれ2系統整備した放射線監視設備のうち、福井県の1系統及び山口県の2系統は、サーバ等の設置に係る設計が適切でなかったため、地震時においてモニタリングポストで測定された空間放射線量率等の情報を常時収集するなどの監視機能の維持が確保されていない状態になっており、これらに係る交付金相当額計 267,701,804 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2県において、放射線監視設備が共通仕様書等に記載された耐震性を確保する必要があることについての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

(3) 補助の対象とならないなどのもの 2件 不当と認める国庫補助金 4,450,000 円
 循環型社会形成推進交付金事業において、交付対象とならない費用を交付の対象とするなどしていたもの (2件 不当と認める国庫補助金 4,450,000 円)

循環型社会形成推進交付金(以下「交付金」という。)は、循環型社会形成推進交付金交付要綱(平成 17 年 4 月環境事務次官通知)に基づき、市町村(一部事務組合、広域連合及び特別区を含む。)が循環型社会形成の推進に必要な廃棄物処理施設の整備事業等を実施するために、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)に規定する基本方針に沿って作成した循環型社会形成推進地域計画に基づく事業等を実施する場合に、その経費に充てるために国が交付するものである。

そして、循環型社会形成推進交付金交付取扱要領(平成 17 年 4 月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知)によれば、交付対象事業費の範囲は交付対象施設等に係る工事費及び事務費とされており、事務費は工事費の金額に所定の率を乗じて得た額の範囲内とされており、業務委託に係る委託料は事務費に含めることとされている。また、交付対象施設等の範囲として、解体工事については、ダイオキシン類排出規制に適合しないなどの古い焼却施設の解体を促進するために廃焼却施設は交付対象とされているが、廃し尿処理施設は交付対象とされていない。さらに、再生利用に必要な展示のための設備は交付対象とされているが、当該設備に係る予備品、消耗品、工具等は交付対象とされていない。

本院が事業主体である 42 市町等において会計実地検査を行ったところ、2 一部事務組合において、交付対象とならない廃し尿処理施設に係る解体工事の間接工事費等や説明用映写ソフトの購入費を交付対象事業費に含めるなどしていたため、交付金相当額計 4,450,000 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2 一部事務組合において交付対象事業費の算定に対する理解が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

下伊那郡西部衛生施設組合は、廃棄物の排出の抑制、再生利用等のための施設を整備するために、廃焼却施設及び廃し尿処理施設の解体工事等を事業費 64,627,500 円(交付対象事業費 31,216,514 円、交付金交付額 10,405,000 円)で実施していた。そして、解体工事の直接工事費については、廃焼却施設に係る分と廃し尿処理施設等に係る分とに区分し、廃焼却施設に係る分を交付対象事業費として算出していた。

しかし、解体工事の間接工事費等については、直接工事費総額に占める上記の廃焼却施設に係る分の割合を用いて交付対象事業費を算出すべきであるのに、この割合よりも高い割合を用いるなどして算出したり、解体工事に係る施工監理業務の委託料については、事務費に含めることとなっているのに、工事費の一部として交付対象事業費を算出したりしていた。

したがって、解体工事の間接工事費等について前記の直接工事費に係る割合を用いるとともに、解体工事に係る施工監理業務の委託料を事務費に含めるなどして、適正な交付対象事業費を算定すると 25,567,612 円となり、適正な交付金交付額は 8,521,000 円となって、交付金相当額 1,884,000 円が過大に交付されていた。

これを部局等別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年 度	事業費 (国庫補助 対象 事業費)	左に対す る国庫補 助金等交 付額	不当と認 める事業 費 (国庫補 助対象 事業費)	不当と認 める国庫 補助金等 相当額	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(374) 長野県	下伊那郡西部衛生施設組合	21	64,627 (31,216)	10,405	5,648 (5,648)	1,884	交付対象とならない廃し尿処理施設の解体工事の間接工事費等を交付対象事業費に含めるなどしていたもの
(375) 兵庫県	にしはりま環境事務組合	21~24	7,736,119 (6,981,506)	2,327,169	7,697 (7,697)	2,566	交付対象とならない説明用映写ソフトの購入に要した費用を交付対象事業費に含めていたもの
(374) (375) の計			7,800,747 (7,012,722)	2,337,574	13,345 (13,345)	4,450	

(4) 補助対象事業費を過大に精算するなどしていたもの

1 件 不当と認める国庫補助金 81,129,000 円

二酸化炭素排出抑制対策事業の補助対象事業費を過大に精算するなどしていたもの

(1 件 不当と認める国庫補助金 81,129,000 円)

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業 等	年 度	事業費 (国庫補 助対象 事業費)	左に対す る国庫補 助金等交 付額	不当と認 める事業 費 (国庫補 助対象 事業費)	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(376) 環境本省	株式会社アモウ等3会社	二酸化炭素排出抑制対策	19, 20	254,744 (254,744)	118,000	181,000 (181,000)	81,129

この補助事業は、株式会社アモウ(以下「会社」という。)が、2 株式会社と共同で、寒冷地における熱効率の高効率化と二酸化炭素排出量の半減を実現するハイブリッド式ヒートポンプシステムの製品化開発のために、A 医療法人にヒートポンプ等の設備を設置したものである。

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(民間団体)交付要綱(平成19年4月環境大臣通知。以下「要綱」という。)によれば、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と、要綱で規定する補助対象経費とを比較して少ない方の額を国庫補助対象事業費とし、これに2分の1を乗ずるなどして得た額を国庫補助金交付額とすることとされている。

そして、本件補助事業の代表事業者である会社は、本件補助事業を総事業費計254,744,254円(国庫補助対象事業費同額)で実施したとして、環境本省に実績報告書を提出して、これにより国庫補助金計118,000,000円の交付を受けていた。

しかし、会社は、2株式会社に知らせないまま、A医療法人から平成19、20両年度に工事費等として計170,750,000円を受領していたのに、工事費等に係る収入額としてその事実を実績報告書に記載しておらず、また、要綱において補助金の額の確定後に報告すべきとされている消費税等の報告を行っていなかった。そして、会社は、総事業費から受領した工事費等に係る収入額を控除するなどせずに国庫補助対象事業費を上記のとおり計254,744,254円と算出していた。

したがって、総事業費から上記の収入額を控除するなどして適正な国庫補助対象事業費を算定すると計73,743,784円となり、前記の国庫補助対象事業費計254,744,254円との差額181,000,470円が過大に精算されていて、これに係る国庫補助金相当額81,129,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、会社において補助事業の適正な実施及び経理に対する基本認識が著しく欠けていたこと、環境本省において実績報告書等の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 溶融固化施設について、適切な運営及び維持管理が行われているか確認するとともに、今後の継続的な使用を見込むことができない溶融固化施設についての取扱方針を事業主体に対して示すなどするよう是正改善の処置を求め、並びに溶融スラグの利用に係る助言及び情報提供を行う体制を整備するよう意見を表示したもの

所管、会計名及び科目	環境省所管 一般会計 (組織)環境本省 (項)廃棄物処理施設整備費 等 〔平成11年度以前は、厚生省所管 一般会計 (組織)厚生本省〕 (項)環境衛生施設整備費 等〕
部 局 等 交付の根拠等	環境本省(平成13年1月5日以前は厚生本省)、17道府県 予算補助(平成16年度以前は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号))
補 助 事 業 者 (事 業 主 体)	市18、町2、村3、一部事務組合8、広域連合2、計33事業主体
交 付 金 等 事 業	循環型社会形成推進交付金事業等
交 付 金 等 事 業 の 概 要	廃棄物の排出抑制、再使用及び再生利用に関する施策を進め、廃棄物を適正に処理するとともに、循環型社会の形成を推進することなどを目的として、市町村等が廃棄物処理施設の整備事業等を実施するもの

溶融固化施設を使用していない事態に係る交付金等交付先及び溶融固化施設の数	16 事業主体、16 溶融固化施設
上記施設に係る事業費	163 億 3378 万余円(平成9年度～22年度)
上記施設の使用停止時点における残存価額	99 億 1743 万余円
上記の残存価額に係る交付金等相当額	31 億 1672 万円
溶融スラグを利用していない事態に係る交付金等交付先及び溶融固化施設の数	17 事業主体、17 溶融固化施設
上記施設に係る事業費	445 億 4915 万余円(平成11年度～24年度)
上記に対する交付金等相当額	144 億 5092 万円(背景金額)

【是正改善の処置を求め及び意見を表示したものの全文】

溶融固化施設の運営及び維持管理並びに溶融スラグの利用について

(平成26年9月30日付け 環境大臣宛て)

標記について、下記のとおり、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求め、及び同法第36条の規定により意見を表示する。

記

1 事業の概要

(1) 循環型社会形成推進交付金等の概要

貴省(平成13年1月5日以前は厚生省。以下同じ。)は、循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号。以下「循環型基本法」という。)に基づき、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会(以下「循環型社会」という。)を形成するための施策を総合的かつ計画的に推進している。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)等に基づき、廃棄物の排出抑制、再利用及び再生利用に関する施策を進め、廃棄物を適正に処理するとともに、循環型社会の形成を推進するなどのために、ごみ焼却施設等の廃棄物処理施設の整備を実施する市町村、一部事務組合、広域連合等(以下「事業主体」という。)に対して、16年度までは廃棄物処理施設整備費国庫補助金(以下「整備費補助金」という。)を、17年度からは循環型社会形成推進交付金(以下「交付金」といい、整備費補助金と合わせて「交付金等」という。)を交付している。

廃棄物処理法によれば、市町村は、区域内における一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めることとされ、また、都道府県は、市町村に対して必要な技術的援助を与えることに努めることとされている。そして、国は、廃棄物に関する情報の収集、活

用等や、廃棄物の処理に関する技術開発の推進を図り、廃棄物の適正な処理に支障が生じないよう適切な措置を講ずるとともに、市町村及び都道府県に対して必要な技術的及び財政的援助を与えることや、広域的な見地からの調整を行うことに努めなければならないこととされている。

(2) 溶融固化施設の設置

貴省は、ごみ焼却施設から排出されるダイオキシン類が社会問題化し、その排出削減が緊急の課題となったことなどから、9年1月、都道府県知事に対して「ごみ処理に係るダイオキシン類の削減対策について」(厚生省生活衛生局水道環境部長通知。以下「9年通知」という。)を発出し、ごみ処理に係るダイオキシン類の排出を削減するための対策を推進することとし、その一環として、ごみ焼却施設の新設に当たっては、原則としてごみ、焼却灰等を溶融固化する施設(以下「溶融固化施設」という。)等を設置することとしていた。

溶融固化施設は、高温条件の下でごみ、焼却灰等を加熱及び溶融した後に冷却してガラス質の固化物(以下「溶融スラグ」という。)等を生成するもので、ダイオキシン類を分解し、その削減に有効であるとともに、廃棄物の容積を減容すること(以下「減容化」という。)に資するものである。

そして、貴省は、9年通知等に基づき、ダイオキシン類の削減や廃棄物の減容化等を推進してきたが、ごみ焼却施設の性能の向上等によるダイオキシン類削減対策の進捗状況等を踏まえて、17年度以降は、交付金事業によりごみ焼却施設を整備する場合、事業主体が地域の特性等に応じて、溶融固化施設の設置の必要性等を個別に判断することなどとした。

(3) 溶融固化施設の運営、維持管理等

循環型社会形成推進交付金交付要綱(平成17年4月環境事務次官通知)等によれば、事業主体は、循環型基本法及び廃棄物処理法の規定に基づき、地域の循環型社会を形成するための基本的な事項、循環型社会形成推進のための現状と目標、実施する施策の内容等を記載した循環型社会形成推進地域計画(以下「地域計画」という。)を作成し、地域計画等に基づき、溶融固化施設等の廃棄物処理施設の整備を行い、適切な運営を行うなどとされている。そして、循環型社会形成推進交付金交付要綱及び廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要綱(昭和53年5月厚生事務次官通知。以下、両者を合わせて「交付要綱」という。)によれば、交付金等事業により取得等した財産については、適切な維持管理を行うとともに、その効率的な運営を図らなければならないなどとされている。

また、事業主体が溶融固化施設の財産処分を行う場合には、「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準」(平成20年5月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知。以下「財産処分承認基準」という。)等に基づき実施することとなっており、財産処分承認基準等によれば、環境大臣等は、補助目的のために事業を実施した年数(以下「経過年数」という。)が10年未満の施設等の取壊し等を行う場合については、財産処分に係る納付金の国庫納付を条件とするなどして承認することとされている。

(4) 溶融スラグの利用

貴省は、10年3月、都道府県知事等に対して「一般廃棄物の溶融固化物の再生利用の実施の促進について」(厚生省生活衛生局水道環境部長通知。以下「10年通知」という。)を発出している。10年通知等によれば、一般廃棄物の溶融固化はダイオキシン類の削減に有効で

あるとともに廃棄物の減容化に資するものであるとされている。さらに、熔融スラグは道路の路盤材やコンクリート用骨材等(以下、これらを合わせて「建設資材等」という。)への利用が可能であり、熔融スラグを埋立処分することなく建設資材等として利用を図れば最終処分場の延命化に一層効果的であることから、今後、熔融スラグの有効かつ適正な利用を促進していくことが望まれるとされている。

また、貴省は、18年に一般廃棄物等を熔融固化した道路用熔融スラグ等に係る日本工業規格(以下「JIS」という。)が制定されたことなどを受けて、循環型社会形成の推進に資する熔融スラグの利用を更に促進するために、10年通知を見直し、19年9月に「一般廃棄物の熔融固化物の再生利用の実施の促進について」(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知。以下「19年通知」という。)を発出している。そして、19年通知において示された「一般廃棄物の熔融固化物の再生利用に関する指針」(以下「指針」という。)によれば、熔融スラグの利用を適切に進めることは最終処分場の延命化を図る上でも極めて重要であることから、その安全性の向上等を図るためにJISに適合する品質を確保するとともに、関係部局と密接に連携して安定的な利用先を確保するなどして、熔融スラグの利用の促進を図ることとされている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性、有効性等の観点から、地域計画や交付要綱等に基づき熔融固化施設の適切な運営及び維持管理が行われているか、生成された熔融スラグの利用が図られ最終処分場の延命化等に資するものとなっているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、貴省本省及び22都道府県の93事業主体において、9年度から24年度までに交付金等の交付を受けて設置した熔融固化施設102施設(事業費計4412億7788万余円、交付金等相当額計1392億1604万余円)を対象として、地域計画、熔融固化施設の整備等に係る関係書類等の提出を受けて、その内容を分析するとともに、現地において熔融固化施設の使用状況等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注1) 22都道府県 東京都、北海道、大阪府、青森、秋田、埼玉、千葉、山梨、長野、岐阜、静岡、滋賀、兵庫、奈良、広島、香川、愛媛、福岡、長崎、熊本、鹿児島、沖縄各県

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 熔融固化施設の適切な運営及び維持管理を行っておらず長期にわたって使用していないもの

93事業主体が設置した102熔融固化施設の使用状況等についてみたところ、事業主体が適切な運営及び維持管理を行っていないことにより、熔融固化施設が1年以上の長期にわたって使用されておらず、今後の継続的な使用の見通しが立っていない事態が、16事業主体、16熔融固化施設(事業費計163億3378万余円、各熔融固化施設の使用停止時点における残存価額計99億1743万余円、これに係る交付金等相当額計31億1672万余円)において見受けられた。

これらを態様別に示すと次のとおりである。

ア 焼却灰等の処分の方法を変更して溶融固化施設を使用していないもの

(注3)
11事業主体は、9年度から22年度までの間に交付金等の交付を受けて整備した11溶融固化施設(事業費計136億8688万余円、各溶融固化施設の使用停止時点における残存価額計81億0612万余円、これに係る交付金等相当額計25億3335万余円)について、溶融固化施設の使用を継続することによる経費や溶融スラグの利用状況等を考慮した結果、焼却灰等を溶融固化せずに最終処分場へ直接埋め立てる方式に変更するなどしていたため、長期にわたって使用していない状況となっていた。

<事例>

静岡県磐田市は、磐田市クリーンセンターにおいて、平成19年度から22年度までの間に交付金の交付を受けてごみ焼却施設の整備等を実施するに当たり、溶融固化施設を事業費8億3578万余円(溶融固化施設の使用停止時点における残存価額7億9051万余円、これに係る交付金等相当額2億6338万余円)で設置し、23年5月から使用を開始した。そして、同市は、地域計画において、生成した溶融スラグを積極的に利用して資源化を進めることなどとしていた。しかし、溶融固化施設の運転経費が多額に上ること、生成した溶融スラグの利用が進まないことなどから、同施設を約1年1か月間使用した後、焼却灰の処理を最終処分場に直接埋め立てる方式に変更しており、24年6月以降、同施設の使用を停止している。そして、26年2月の会計実地検査時点においても、同施設は継続的な使用の見通しが立っていない状況となっていた。

イ 適切に溶融固化を行えなくなったにもかかわらず補修等を実施しておらず溶融固化施設を使用していないもの

(注4)
5事業主体は、12年度から15年度までの間に整備費補助金の交付を受けて整備した5溶融固化施設(事業費計26億4690万余円、各溶融固化施設の使用停止時点における残存価額計18億1130万余円、これに係る交付金等相当額計5億8336万余円)について、機器の故障等の不具合が生じて適切に溶融固化を行えなくなったにもかかわらず、その補修等を実施しておらず、長期にわたって使用していない状況となっていた。

なお、地域計画等における16溶融固化施設の使用予定年数はおおむね15年以上とされていたが、これらの実際の経過年数は、最長で9年、最短で1年1か月となっていた。

(注2) 16事業主体 北しりべし廃棄物処理広域連合、大仙美郷環境事業組合、八千代市、富士吉田市、大月都留広域事務組合、磐田市、湖北広域行政事務センター、尼崎市、橿原市、嘉麻市、豊前市外二町清掃施設組合、鹿児島市、徳之島愛ランド広域連合、渡名喜村、伊平屋村、座間味村

(注3) 11事業主体 北しりべし廃棄物処理広域連合、大仙美郷環境事業組合、八千代市、富士吉田市、磐田市、湖北広域行政事務センター、尼崎市、橿原市、豊前市外二町清掃施設組合、鹿児島市、渡名喜村

(注4) 5事業主体 大月都留広域事務組合、嘉麻市、徳之島愛ランド広域連合、伊平屋村、座間味村

(2) 生成した溶融スラグの全部又は大半を利用していないもの

77 事業主体における 24、25 両年度の溶融スラグの利用状況等についてみたところ、JIS 等に適合させるために溶融スラグの品質管理に努めていたり、建設資材等を製造する業者との間で溶融スラグを継続的に供給するための契約を締結して売却先を確保したり、市町の土木部局等と密接に連携して公共事業における建設資材等として供給したりするなどの取組によって利用を行っている事業主体が多数見受けられた。一方で、生成した溶融スラグの全部又は大半を利用することなく埋立処分しているなどの事態が、17 事業主体、17 溶融固化施設(事業費計 445 億 4915 万余円、交付金等相当額計 144 億 5092 万余円)において見受けられた。

(注5) 17 事業主体 日高中部衛生施設組合、所沢市、川越市、成田市・富里市、山口市、中津川市、掛川市・菊川市衛生施設組合、吹田市、枚方市、猪名川上流広域ごみ処理施設組合、高砂市、桜井市、呉市、新上五島町、対馬市、人吉球磨広域行政組合、屋久島町

(是正改善及び改善を必要とする事態)

以上のように、適切な運営及び維持管理を行っておらず長期にわたって溶融固化施設を使用していない事態は適切ではなく、是正改善を図る必要があると認められる。また、生成した溶融スラグの全部又は大半を利用することなく埋立処分しているなどの事態は適切ではなく、改善の必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、事業主体において、地域計画や交付要綱等に基づく溶融固化施設の適切な運営及び維持管理、指針等に基づく溶融スラグの利用の促進に対する理解等が十分でないことなどにもよるが、貴省において、次のことなどによると認められる。

- ア 事業主体が交付金等により設置した溶融固化施設について、地域計画や交付要綱等に基づく適切な運営及び維持管理が行われているかについての確認が十分でなく、事業主体が溶融固化施設の使用を長期にわたって停止した場合の対応等について検討していないこと
- イ 生成した溶融スラグを十分に利用していない事業主体等に対して、地域の実情に応じた溶融スラグの利用の促進や品質の確保等に関する助言及び情報提供を十分に行っていないこと

3 本院が求める是正改善の処置及び表示する意見

貴省は、廃棄物の減容化や溶融スラグの利用を促進することによる最終処分場の延命化等のために、今後も引き続き溶融固化施設を整備する事業主体に対して交付金を交付していくこととしている。

については、貴省において、交付金等により設置した溶融固化施設の適切な運営及び維持管理並びに溶融スラグの利用の促進を実施し、もって循環型社会形成の推進等に資するよう、次のとおり是正改善の処置を求め及び意見を表示する。

- ア 交付金等により設置された溶融固化施設について、適時適切に使用状況等を把握し、長期にわたって使用されていない溶融固化施設が見受けられた場合には、地域計画や交付要綱等に基づいた適切な運営及び維持管理が行われているかなどについて確認の上、溶融固化施設の経過年数、交付金等事業の効果の発現状況、地域の実情等を踏まえて、今後の継続的な使用の再開等に向けた対応方針を検討するよう事業主体に促すとともに、今後の継

続的な使用を見込むことができない溶融固化施設については、財産処分承認基準に基づく財産処分を含めた取扱方針を策定して事業主体に対して示すこと(会計検査院法第34条による是正改善の処置を求めるもの)

イ 溶融スラグの利用を促進している事業主体等の具体的事例や溶融スラグの品質確保に係る技術的知見等を活用するなどして、事業主体等に対して溶融スラグの利用に係る助言及び情報提供を行う体制を整備すること(同法第36条による意見を表示するもの)

(2) 環境放射能水準調査委託費により整備するゲルマニウム半導体方式放射能検査機器について、今後の検査機器の整備に当たり標準的かつ経済的な構成例を示すことなどにより、構成機器の調達に要する費用の節減を図り、水準調査を経済的に実施することが可能となるよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	エネルギー対策特別会計(電源開発促進勘定)	(項)原子力安全規制対策費(平成24年度以前は、(項)電源立地対策費)
部局等	原子力規制委員会(平成25年3月31日以前は文部科学省)	
契約名	環境放射能水準調査委託	
契約の概要	全国における環境放射能の水準を把握するなどのために、モニタリングポストによる空間放射線量率調査、降水についての全ベータ放射能測定調査、ゲルマニウム半導体方式放射能検査機器による核種分析調査等を行うもの	
検査の対象とした委託契約の相手方	9府県、1財団法人(平成25年4月1日以降は公益財団法人)	
上記に係る委託費支払額	27億7602万余円(平成22年度~24年度)	
上記のうち検査機器の整備に要した費用に相当する額	4億2062万余円	
節減できたと認められる委託費相当額	3191万円(平成23、24両年度)	

【改善の処置を要求したものの全文】

環境放射能水準調査委託費により整備するゲルマニウム半導体方式放射能検査機器の構成について

(平成26年10月9日付け 原子力規制委員会委員長宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 事業等の概要

(1) 環境放射能水準調査事業の概要

貴委員会(平成25年3月31日以前は文部科学省)は、毎年度、都道府県及び財団法人日

本分析センター(25年4月1日以降は、公益財団法人日本分析センター。以下「センター」といい、都道府県とセンターを合わせて「都道府県等」という。)に委託して、環境放射能水準調査(以下「水準調査」という。)を実施している。

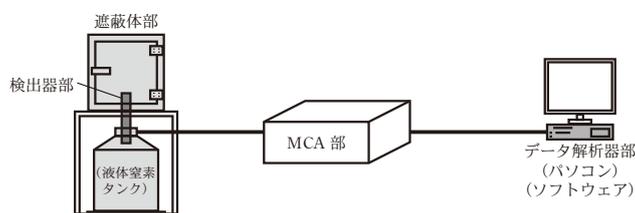
水準調査は、全国における環境放射能の水準を把握するなどのために、モニタリングポストによる空間放射線量率調査、降水についての全ベータ放射能測定調査、ゲルマニウム半導体方式放射能検査機器(以下「検査機器」という。)による核種分析調査等を行うものであり、22年度から24年度までの間の水準調査に係る委託費支払額は、47都道府県で計40億6664万余円、センターで計32億9089万余円、合計73億5754万余円となっている。

上記各調査のうち、検査機器による核種分析調査の実施に当たっては、採取した陸水、土壌、農水産物等の試料から放出されるガンマ線放出核種を測定するために、委託契約において検査機器を委託先である都道府県等に調達させて整備させている。そして、都道府県等は、検査機器の整備に当たり、それぞれが検査機器の構成を独自に検討した上で、入札や契約に必要な仕様書を作成するなどしている。

(2) 検査機器の概要

検査機器は、製造会社により若干の相違はあるものの、図1のとおり、主に、遮蔽体部、ゲルマニウム半導体検出器部(以下「検出器部」という。)、多重波高分析器部(Multi Channel Analyzer 部。以下「MCA 部」という。)、データ解析器部等の機器から構成されている(以下、検査機器を構成するこれらの機器を「構成機器」という。)

図1 検査機器の構成例



そして、都道府県等においては、個々の構成機器の経年劣化等の状況に応じて構成機器を更新し、検査機器を整備している。

検査機器の主な製造会社は、A社及びB社の2社となっている。このうち、A社製の検査機器はMCA部の裏面に拡張用スロットが備え付けられ、機種により2組又は4組の拡張ボードを装備して2台又は4台の検出器部を同時に制御できる仕様となっている。また、B社製の検査機器はB社製のソフトウェアをインストールしたパソコン1台で複数の検出器部及びMCA部を同時に制御できる仕様となっている。

(3) 検査機器の増備の状況

貴委員会に水準調査に係る事務を移管した文部科学省は、従来、水準調査の実施に必要な検査機器を34都道府県(原子力発電所が立地するなどして、放射線監視等交付金により検査機器を整備している13府県を除く。^(注1))に1式ずつ整備させて水準調査を実施してきた。

そして、同省は、23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所における事故を契機として、放射能調査体制の強化を図るために、平成23年度第2次補正予算

(以下「23年度2次補正」という。)により、46都道府県(放射線監視等交付金により既に検査機器を整備している、23年度2次補正による水準調査としての検査機器の整備を行わないこととした京都府を除く。)との委託契約を変更して、1式ずつ検査機器を増備させている。これにより、上記の34都道府県では、従前の水準調査で整備していた検査機器と合わせて、2式の検査機器で水準調査を実施する体制となっている。

また、同省は、23年度に、福島県内で採取された大量の試料を測定する見通しであるとして、センターとの委託契約を変更して、センターに検査機器10式を増備させている。

(注1) 13府県 京都府、青森、宮城、福島、茨城、新潟、石川、福井、静岡、島根、愛媛、佐賀、鹿児島各県

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、都道府県等が検査機器の構成等について十分に検討して検査機器を調達しているかなどに着眼して、23年度に検査機器が増備されていることを踏まえて、22、23両年度又は23、24両年度に連続して検査機器を整備した9府県^(注2)に対する委託費支払額計7億5901万余円及び23年度のセンターに対する委託費支払額20億1700万余円、合計27億7602万余円のうち、検査機器の整備に係る委託費相当額9府県分計2億5472万余円、センター分1億6590万円、合計4億2062万余円を対象として、貴委員会、9府県及びセンターにおいて、検査機器の整備に係る契約書、仕様書等の関係書類を確認したり、検査機器の設置状況を確認したりするなどして会計実地検査を行った。

(注2) 9府県 大阪府、秋田、群馬、山梨、長野、鳥取、山口、徳島、大分各県

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

文部科学省は、23年度2次補正による検査機器の増備の際に、各都道府県に対して検査機器の構成を示しているが、検査機器一式に係る構成機器の一覧や基本的な性能等を示すにとどまっていて、前記の製造会社別に異なる構成例を示すことなどを行っていなかった。そして、9府県及びセンターは、検査機器の整備に当たり、機器の構成を独自に検討した上で仕様書を作成していた。

そして、9府県のうち5府県^(注3)及びセンターは、整備した検査機器のいずれについても、図1の構成例のように全ての構成機器が備わった形で、同一の場所に近接して設置しており、22年度から24年度までの3か年度における検査機器20式の整備に係る委託費相当額は、表1のとおり、計3億1883万余円となっている。

(注3) 5府県 大阪府、秋田、群馬、鳥取、山口各県

表1 5府県及びセンターの検査機器の整備に係る委託費相当額 (単位：千円)

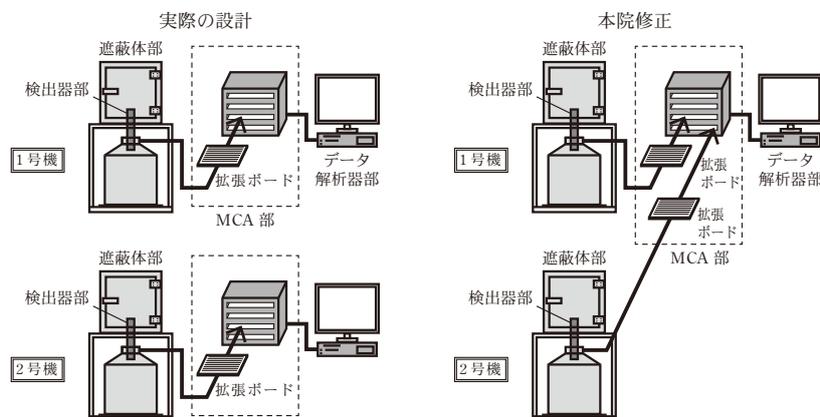
委託契約の相手方	号機	増備、一部更新年月日	平成22年度	23年度	24年度	計	摘要
秋田県	1号機	25. 1.24	—	—	4,305	4,305	一部更新
	2号機	24. 3.26	—	18,900	—	18,900	増備
群馬県	1号機	22.10.29 25. 3.29	1,459	—	13,965	15,424	両年度とも一部更新
	2号機	24. 3.28	—	19,845	—	19,845	増備
大阪府	1号機	23. 3.17	11,235	—	—	11,235	一部更新
	2号機	24. 3.22	—	18,879	—	18,879	増備
鳥取県	1号機	24.11.29	—	—	16,170	16,170	一部更新
	2号機	24. 4. 5	—	18,879	—	18,879	増備
山口県	1号機	23. 3.28	9,156	—	—	9,156	一部更新
	2号機	24. 3.29	—	20,139	—	20,139	増備
センター	1号機～10号機	24. 3.26	—	165,900	—	165,900	増備及び一部更新
計	20式		21,850	262,542	34,440	318,832	

(注) センターの検査機器は、1号機から8号機までの8式が本部の同一の場所に、9号機及び10号機の2式がむつ分析科学研究所の同一の場所に、それぞれ設置されている。

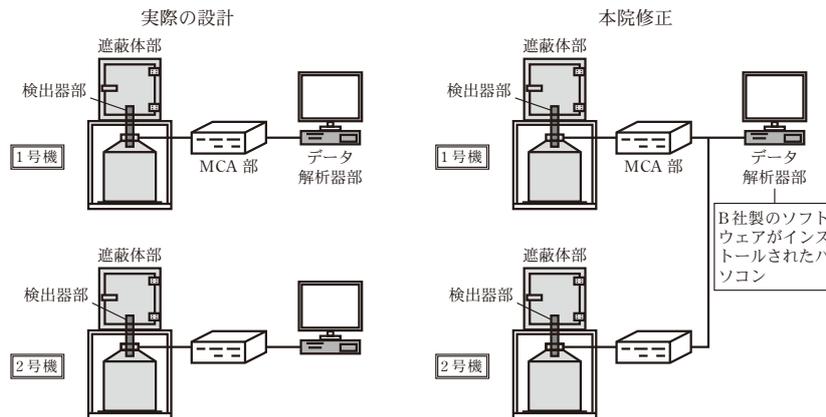
しかし、前記のとおり、A社製のMCA部は、機種により2組又は4組の拡張ボードを装備して2台又は4台の検出器部を同時に制御できる仕様となっており、また、B社製のソフトウェアをインストールしたパソコンは、1台のパソコンで複数の検出器部及びMCA部を同時に制御できる仕様となっていることなどから、図2のとおり、増設や一部更新する際に検査機器ごとに構成機器を全て備える必要はなく、検査機器を経済的に調達することが可能と認められる。

図2 経済的な検査機器の構成例

(A社製の例)



(B社製の例)



したがって、5府県及びセンターが整備した検査機器20式について、上記に示した複数の検出器部等を同時に制御する構成に改めると、MCA部8台及びデータ解析器部13台(委託費相当額計3191万余円)を調達しなくても複数の検出器部等を同時に制御でき、表2のとおり、これらの調達に要した費用を節減することができたと認められる。

表2 調達しなくても複数の検出器部等を同時に制御できた構成機器(5府県及びセンター) (単位:台、千円)

委託契約の相手方	調達年度	調達しなくても複数の検出器部等を同時に制御できた構成機器		左に係る委託費相当額
		MCA部	データ解析器部	
秋田県	平成24年度	—	1	2,123
群馬県	23年度	—	1	790
	24年度	—	1	1,609
大阪府	23年度	—	1	1,890
鳥取県	24年度	—	1	2,006
山口県	23年度	1	1	4,241
センター	23年度	7	7	19,257
計		8	13	31,916

(改善を必要とする事態)

このように、都道府県等において、構成機器の仕様に応じてその調達数を少なくすることにより、構成機器の調達に要する費用の節減を図り、水準調査を経済的に実施することができるのに、このような費用の節減に向けた取組が行われていない事態は適切ではなく、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、文部科学省及び同省が実施していた水準調査に係る事務の移管を受けた貴委員会において、水準調査の経済的な実施に向けて、構成機器の調達に要する費用の節減を図るために有益な情報を都道府県等に示していないことなどによると認められる。

3 本院が要求する改善の処置

水準調査は、今後も引き続き実施され、また、都道府県等は23年度に一斉に検査機器を増備していることから、検出器部、MCA部及びデータ解析器部の経年劣化等に伴う更新は、今後、一斉に到来することが見込まれる。

については、貴委員会において、今後の検査機器の整備に当たり、検査機器の標準的かつ経済的な構成例を都道府県等に対して示すことなどにより、構成機器の調達に要する費用の節減を図り、水準調査を経済的に実施することが可能となるよう改善の処置を要求する。

第14 防 衛 省

不 当 事 項

予 算 経 理 (377)-(381)

- (377) 単身赴任手当に係る支給事務において、事実の確認が十分でなかったなどのため、長
 (380) 期間にわたって支給の要件を具備していない者に対して手当を支給していた結果、認
 定を取り消した後も一部が国庫に返納されておらず、不当と認められるもの

所管、会計名及 び科目	防衛省所管 一般会計 (組織)防衛本省 (項)自衛官給与費 〔平成19年度は、(項)防衛本省 18年度は、(項)防衛本庁 12年度から17年度までは、 内閣府所管 一般会計 (組織)防衛本庁 (項)防衛本庁 11年度以前は、 総理府所管 一般会計 (組織)防衛本庁 (項)防衛本庁〕
部 局 等	航空幕僚監部、航空自衛隊中部航空警戒管制団、航空自衛隊第2補給 処、技術研究本部
単身赴任手当の 概要	官署を異にする異動等に伴って住居を移転し、やむを得ない事情によ り同居していた配偶者と別居して単身で生活することとなった職員に 支給される手当
支 給 期 間	平成10年8月～26年2月
支 給 額	6,353,000円(平成10年度～25年度)
上記のうち国庫 に返納されてい なかつた額	4,259,000円(平成10年度～20年度)

1 単身赴任手当の概要

防衛省は、防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和27年法律第266号)に基づき、職員に
 対して単身赴任手当(以下「手当」という。)を支給することとしており、その支給に当たっ
 ては、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。)
 の規定を準用することとしている。そして、一般職給与法によれば、手当が支給される要件
 (以下「支給要件」という。)は、官署を異にする異動等に伴い、住居を移転し、父母の疾病等
 人事院規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった
 ことなどとされている。

人事院規則9-89(単身赴任手当)によれば、新たに支給要件を具備するに至った職員は、
 単身赴任届に、配偶者との別居の状況等を証明する書類を添付して速やかに各庁の長(その
 委任を受けた者を含む。以下同じ。)に届け出なければならないとされている。また、各庁の
 長は、職員から届出を受けたときは、その届出に係る事実を確認して、その者に支給すべき
 手当の月額を決定等し(以下、これらの手続を「認定」という。)、その決定等に係る事項を単
 身赴任手当認定簿(以下「認定簿」という。)に記載するものとされている。

さらに、各庁の長は、手当の支給を受けている職員が支給要件を具備しているかどうかなどを随時確認することとされている(以下、この確認を「事後の確認」という。)

そして、手当を受けている職員が各庁の長を異にして異動した場合には、異動前の各庁の長は当該職員に係る認定簿を当該職員から既に提出された単身赴任届及び証明書類と共に異動後の各庁の長に送付することとなっている。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、手当の認定及び事後の確認が適切に行われているかなどに着眼して、航空自衛隊、情報本部及び技術研究本部において、認定簿、単身赴任届等の関係書類の提出を受け、これを確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

職員 A は、配偶者と婚姻後も同居することなく、別居を継続していた。そして、勤務する入間基地が埼玉県狭山市に所在しているにもかかわらず、本人の住民票を狭山市から配偶者の居住する愛知県 B 市に移転させた上で、その2か月後に狭山市に住民票を再度移転させていた。その後、職員 A は、平成10年7月に、異動の発令日を9年2月などと記載した単身赴任届を、住民票とともに、入間基地の俸給支給機関^(注)である航空自衛隊中部航空警戒管制団に提出していた。

(注) 俸給支給機関 防衛省において、職員に対して俸給等を支給することとなっている機関

一方、職員 A から本件単身赴任届及び住民票の届出を受けた航空自衛隊中部航空警戒管制団は、支給要件である「官署を異にする異動に伴い、住居を移転した」事実がなく、かつ「官署を異にする異動に伴い、同居していた配偶者と別居した」事実がないにもかかわらず、これを看過し、支給要件に該当するものとして手当に係る認定を行っていた。

その後、職員 A は、人事異動に伴い、技術研究本部、航空幕僚監部、航空自衛隊第2補給処及び情報本部にそれぞれ単身赴任届を届け出ている。そして、届出を受けた俸給支給機関は、異動前の俸給支給機関から認定簿、単身赴任届及び住民票の送付を受けるとともに、職員 A から前記の転入や転出の記録が記載された配偶者の住民票も提出されており、その時点で事実の確認が十分であれば支給要件を具備していないことが認識できたにもかかわらず、これを看過し、支給要件に該当するものとして手当に係る認定を行っていた。

また、航空自衛隊中部航空警戒管制団、技術研究本部、航空幕僚監部及び航空自衛隊第2補給処は、手当の支給を受けている職員が支給要件を具備しているかどうかなどを随時確認することとなっているにもかかわらず、事後の確認を十分に行わなかったため、いずれも、認定を取り消すことなく支給を継続していた。

その後、情報本部において、当該手当に関し26年2月に事後の確認を行うなどした結果、支給要件を具備していないものとして同年3月に認定を取り消した。そして、職員 A に対して、各機関が支給した手当のうち、認定の取消時点で国の債権として時効が成立していない21年3月分以降の支給額2,094,000円を、不当利得として26年3月に返納させていた。したがって、26年2月までに職員 A に支給された手当計6,353,000円のうち、上記の返納額2,094,000円を除く4,259,000円は、国庫に返納されておらず、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、当該職員において、事実と異なる単身赴任届を提出するなど、手当の適正な受給についての認識が欠けていたことにもよるが、次のことなどによると認められる。

ア 航空自衛隊中部航空警戒管制団、技術研究本部、航空幕僚監部、航空自衛隊第2補給処及び情報本部において、手当の認定時における事実の確認が十分でなかったこと

イ 航空自衛隊中部航空警戒管制団、技術研究本部、航空幕僚監部及び航空自衛隊第2補給処において、事後の確認が十分でなかったこと

これを俸給支給機関別に示すと次のとおりである。

俸給支給機関名	手当を支給していた期間	支給額 円
(377) 航空自衛隊中部航空警戒管制団	10. 8～13. 3	1,120,000
(378) 技術研究本部	13. 4～16. 6	1,365,000
(379) 航空幕僚監部	16. 7～18. 7	875,000
(380) 航空自衛隊第2補給処	18. 8～21. 2	899,000
(377)～(380)の計		4,259,000

(381) 物品の調達に当たり、契約物品が納期までに納入されていなかったにもかかわらず、納入されたとする虚偽の検査調書を作成するなどの不適正な会計経理を行い、契約金額を支払っていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本省 (項)研究開発費
部 局 等	技術研究本部
契 約 名	(1) 可搬式 UEP センサ製造請負契約 (2) UEP 水槽実験装置用側方 UEP センサ製造請負契約
契 約 の 概 要	水中電界技術によるセンサを活用した技術研究のための可搬式 UEP センサ等を調達するもの
契 約 の 相 手 方	株式会社島津製作所
契 約	(1) 平成 21 年 2 月 随意契約 (2) 平成 21 年 2 月 随意契約
支 払	(1) 平成 21 年 4 月 (2) 平成 21 年 4 月
支 払 額	(1) 15,750,000 円(平成 20 年度) (2) 13,860,000 円(平成 20 年度) 計 29,610,000 円
不適正な会計経理により支払われた金額	(1) 15,750,000 円(平成 20 年度) (2) 13,860,000 円(平成 20 年度) 計 29,610,000 円

1 契約等の概要

技術研究本部艦艇装備研究所川崎支所(以下「川崎支所」という。)は、水中電界(Underwater Electric Potential。以下「UEP」という。)技術によるセンサを活用して探知機及

び機雷に対処するための技術研究及び基礎的研究を行っており、その一環として必要となる①可搬式 UEP センサ及び② UEP 水槽実験装置用側方 UEP センサについて、技術研究本部に対して平成 21 年 1 月 20 日に調達要求を行っている。そして、技術研究本部は、株式会社島津製作所(以下「会社」という。)との間で、①については 21 年 2 月 9 日に 15,750,000 円で、②については同月 16 日に 13,860,000 円で、それぞれ製造請負契約を締結しており、納期については、両契約ともに同年 3 月 31 日としている(以下、①及び②を合わせて「契約物品」という。)

契約担当官等は、会計法(昭和 22 年法律第 35 号)に基づき、請負契約又は物件の買入れその他の契約については、政令の定めるところにより、自ら又は補助者に命じて、その受ける給付の完了の確認をするため必要な検査をしなければならないこととなっている。そして、予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)に基づき、製造請負契約についての必要な検査は自ら又は補助者に命じて、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行い、検査を完了した場合には検査調書を作成しなければならないこととなっている。また、この場合においては、当該検査調書に基づかなければ支払をすることができないこととなっている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、物品の調達が会計法令に基づき適正に行われているかなどに着眼して、前記の 2 契約を対象として、技術研究本部及び会社において、契約書、仕様書、検査調書、支払関係書類等により会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

会社は、納期までに契約物品を納入することができないことから、契約物品とは異なる機器を 21 年 3 月 30 日に川崎支所に納入し、その際、契約物品を納入したこととする虚偽の納品書を提出していた。

そして、契約担当官等の補助者として検査を命ぜられた川崎支所の受領検査官は、当該機器について、契約物品であることを確認しないまま、同日に契約物品が納入されたとする虚偽の検査調書を作成し、技術研究本部は、同年 4 月 7 日に会社から請求書の送付を受けて同日に支出決定を行い、これに基づき、同月 10 日に会社に対して計 29,610,000 円を支払っていた。

なお、会社は、当該機器を納入後に回収するとともに、同年 6 月 30 日に契約物品を納入していた。

このように、本件 2 契約に係る契約金額計 29,610,000 円は、虚偽の検査調書を作成するなどの不適正な会計経理により支払われており、会計法令に違反して不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、受領検査官において会計法令を遵守することの認識が欠けていたこと、技術研究本部において受領検査官に対する教育や指導等が十分でなかったことなどによると認められる。

不正行為

(382) 職員の不正行為による損害が生じたもの

第3章
第1節
第14
防衛省

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本省 (項)防衛本省共通費 (項)武器車両等整備費 (項)人材確保育成費
部 局 等	陸上自衛隊東部方面会計隊第 334 会計隊
不正行為期間	平成 24 年 10 月～25 年 6 月
損害金の種類	前渡資金
損 害 額	4,040,489 円

本院は、陸上自衛隊東部方面会計隊第 334 会計隊(以下「会計隊」という。)における不正行為について、会計検査院法第 27 条の規定に基づく防衛大臣からの報告を受けるとともに、会計隊において、合规性等の観点から不正行為の内容がどのようなものであるかなどに着眼して会計実地検査を行った。

本件は、会計隊において、会計係長である自衛官根岸某が、分任資金前渡官吏の補助者として支払等の事務に従事中、平成 24 年 10 月から 25 年 6 月までの間に、国庫金振込明細表を自己等の名義の預金口座を振込先とした虚偽の国庫金振込明細表に差し替えるなどして、前渡資金計 3,968,789 円を領得したものであり、正当債権者に対する遅延利息計 71,700 円を加えた合計 4,040,489 円の損害を発生させていて、不当と認められる。

なお、本件損害額については、26 年 9 月末現在で補填が全くされていない。

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) ライセンス契約に基づき作成されたソフトウェアに係るライセンス上の制約から、修理等が行われていない状態となっている F-15 戦闘機の近代化改修用通信電子機器について、修理等が速やかに行われるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの

会 計 名	一般会計		
部 局 等	航空幕僚監部、航空自衛隊補給本部、航空自衛隊第 3 補給処		
物品の分類	(分類)防衛本省 (細分類)防衛用品 (品目)防衛用航空機用機器		
近代化改修用通信電子機器の概要	F-15 戦闘機の近代化改修を実施するために換装するレーダー・セット、セントラル・コンピュータ等		
必要な修理等が行われていない状態となっている機器の数量及び物品管理簿上の価格	レーダー・データ・プロセッサ	5 個	13 億 3439 万円
	(平成 26 年 6 月末現在)		
	セントラル・コンピュータ	13 個	11 億 5267 万円
	(平成 26 年 6 月末現在)		
	計	18 個	24 億 8706 万円

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文】

F-15 戦闘機の近代化改修用通信電子機器の修理等について

(平成 26 年 10 月 30 日付け 防衛省航空幕僚長宛て)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

記

1 F-15 戦闘機の近代化改修用通信電子機器の修理等の概要

(1) F-15 戦闘機の近代化改修の概要

貴自衛隊は、主力戦闘機である F-15 戦闘機(以下「F-15」という。)を平成 25 年度末現在で 201 機保有している。そして、貴自衛隊は、今後も F-15 を長期間にわたり運用することを予定しており、将来における技術的水準の動向に対応し、我が国の防空体制の向上を図るために、16 年度から 25 年度までの間に 72 機の近代化改修の契約を締結している。改修の内容は、探知能力の向上を図るためのレーダー・セットの換装、この換装に対応した処理能力の向上を図るためのセントラル・コンピュータの換装等となっている。

上記の近代化改修用として F-15 に搭載される通信電子機器のうち、レーダー・セット及びセントラル・コンピュータ(Very High Speed Integrated Circuit Central Computer。以下「VCC」といい、レーダー・セットと合わせて「レーダー・セット等」という。)は、三菱電機株式会社(以下「三菱電機」という。)が米国のレイセオン社及びロッキード・マーチン社とそれぞれライセンス契約を締結して製造している。そして、レーダー・セット等は、貴自衛隊に納入された後に、米国のボーイング社とのライセンス契約に基づき近代化改修を実施している三菱重工株式会社(以下「三菱重工」という。)に官給され、F-15 に搭載されることになっている。

レーダー・セット等は、16 年度以降、改修機数に合わせて順次調達が行われていたが、21 年度に、経費の削減を図る目的で、その後の近代化改修用として必要な数量について一括して調達が行われている。また、既に改修に使用した機器の不具合発生時の交換用(補用部品)としても、レーダー・セット等の調達が行われている。

(2) 近代化改修に必要な通信電子機器の概要

近代化改修により F-15 に搭載されるレーダー・セットは、目標を探知及び追尾する装置であり、レーダー・データ・プロセッサー(Radar Data Processor。以下「RDP」という。)等複数の機器から構成されている。これらのうち、RDP は、目標の検出、レーダー・セットの制御、機能管理等を行う機器であり、レーダー・セットを制御、管理等するソフトウェア(以下「レーダー用ソフト」という。)が組み込まれることにより機能するものである。

また、VCC は、レーダー・セット、各種センサー等から供給された情報を元に、機体の航法、武器の発射及び管制並びに表示の処理を行う機器であり、これらの処理を実施するために機体の位置、速度等を計算するソフトウェア(以下「VCC 用ソフト」という。)が組み込まれることにより機能するものである。

(3) レーダー・セット等の不具合の処理

レーダー・セット等に機能不良等の不具合が発生し、その不具合事項が^{かし}瑕疵であると認められた場合は、調達部局である装備施設本部が三菱電機に瑕疵の修補を請求している。

また、瑕疵がないと認められた場合等は、貴自衛隊第3補給処(以下「第3補給処」という。)が三菱電機と修理契約を締結し修理を行うことになっている(以下、瑕疵の修補と不具合の修理を合わせて「修理等」という。)

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

前記のとおり、貴自衛隊は、近代化改修のためにレーダー・セット等を多数調達して改修作業を実施しているが、改修後のレーダー・セット等には、様々な理由により不具合が発生することがある。

そこで、本院は、有効性等の観点から、レーダー・セット等について不具合が発生した場合に、速やかに修理等の対応が執られているかなどに着眼して、18年度から25年度までの間に貴自衛隊に納入されたレーダー・セット等を対象として、航空幕僚監部、装備施設本部、貴自衛隊補給本部、第3補給処及び3基地^(注)において、レーダー・セット等の契約書、管理換票、物品管理簿等の関係書類を確認するとともに、レーダー・セット等の製造、修理等を実施している三菱電機及び近代化改修を実施している三菱重工において、契約の履行状況等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注) 3基地 千歳、小松、那覇各基地

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 不具合が発生したレーダー・セット等の状況

近代化改修に使用したレーダー・セット等についてみると、26年6月末までに、RDP 5個及びVCC13個(物品管理簿上の価格は、それぞれ計13億3439万円、計11億5267万余円、合計24億8706万余円)に不具合が発生していた。そして、このうち、RDP2個及びVCC4個については、不具合が発生してから3年以上経過していた。

しかし、貴自衛隊は、次のようにライセンス契約に基づき作成されたソフトウェアに係るライセンス上の制約から、上記RDP及びVCCの修理等に着手していなかった。

ア レーダー用ソフト及びVCC用ソフトは、三菱重工において近代化改修を実施する際又は貴自衛隊においてF-15に搭載されているRDP及びVCCを交換等する際に組み込まれるもので、三菱重工がF-15の製造に当たり米国のボーイング社と締結したライセンス契約に基づいて作成されているものである。このライセンス契約によれば、これらのソフトウェアの技術情報は、防衛省、契約の当事者である三菱重工等及びライセンス契約上認められた外注会社(以下「二次ライセンシー」という。)しか閲覧できないこととされており、26年6月末現在で、閲覧が認められている二次ライセンシーは存在していない。

イ レーダー用ソフト及びVCC用ソフトが組み込まれた状態でRDP及びVCCの修理等を実施する場合、これらのソフトウェアの技術情報が閲覧可能な状態になるが、上記のライセンス契約上、三菱電機は二次ライセンシーではないため、その状態のまま三菱電機に引き渡して修理等を行うことは認められていない。

ウ 三菱電機が前記のライセンス契約により二次ライセンシーとなってRDP及びVCCの修理等を実施しようとする場合、修理結果等の技術情報を三菱重工に提供する必要が生ずることになる。しかし、三菱電機がRDP及びVCCの製造に当たり米国のレイセ

オン社及びロッキード・マーチン社と締結したライセンス契約では、同契約で認められた者以外に技術情報を提供することができないことから、三菱電機は二次ライセンシーになっていない。

エ 三菱電機がレーダー用ソフト及びVCC用ソフトの技術情報を閲覧することができないよう、これらのソフトウェアを消去するなどした上で修理等を依頼すればライセンス契約上の問題は生じないが、貴自衛隊は、この消去等を行うことができる機材を保有していなかった。

(2) 修理等に関する貴自衛隊の検討状況等

貴自衛隊は、不具合が発生したRDP及びVCCの修理等の方法を検討するなどしているが、現在の状況は次のとおりであり、修理等が進展していないと認められた。

ア RDPについて

貴自衛隊は、ライセンス契約において技術情報の閲覧が認められていない者が閲覧しても支障のないソフトウェアを作成して、これをレーダー用ソフトに上書きする手法を採用することとして三菱重工と調整している。一方で、ボーイング社等とも調整が必要であり、このソフトウェアを作成するために要する期間及び費用が確定していないことから、RDP5個は修理等が可能な状態となっていない。

イ VCCについて

貴自衛隊は、ライセンス契約においてVCC用ソフトの技術情報の閲覧が認められていない者に対してこれを閲覧させない手法として、三菱重工が保有する機材を活用して消去等を行うこととし、第3補給処は、26年3月31日に、修理等が必要なVCC8個について上記の消去等を実施させるため、三菱重工と役務契約を締結し、同年8月29日までにこれを完了した。しかし、VCC5個については、消去等が行われていないこと、修理等は、消去等を実施した後に三菱電機で実施されることから、同年8月末現在で前記のVCC13個は使用可能な状態となっていない。

(是正及び是正改善を必要とする事態)

貴自衛隊は、将来の近代化改修のために一括調達していたレーダー・セット等を不具合が生じた機器の代わりにF-15に搭載しているため、現時点でF-15の運用に支障は生じていないが、近代化改修が進捗した際には、必要となるレーダー・セット等が不足するおそれもあることから、不具合が発生したRDP及びVCCの修理等が行われていない事態は適切ではなく、是正及び是正改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴自衛隊において、近代化改修用通信電子機器の新規導入に当たり、RDP及びVCCの修理等に支障を及ぼす点の検討が十分でないことによると認められる。

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

通信電子機器に不具合が発生しているのに、必要な修理等に着手するまでに長期間を要することは、通信電子機器が有効に活用されないこととなり、貴自衛隊において防空任務を遂行するための主力戦闘機であるF-15の運用にも支障が生じて貴自衛隊の任務に重大な影響を及ぼすおそれがある。

また、貴自衛隊において、今後も F-15 の通信電子機器をはじめ多数の高度化、複雑化した装備品を調達することが見込まれており、本件のようにソフトウェアを含めた権利関係も複雑になっている状況である。

については、貴自衛隊において、装備品の修理等が確実に行われるよう、ア及びイのとおり是正の処置を要求し並びにウのとおり是正改善の処置を求める。

ア RDP について、必要となるソフトウェアを調達するなどした上で、早急に修理等に着手すること

イ VCC について、技術情報を閲覧させない処置が行われていない 5 個の消去等を進めるとともに、早急に 13 個全ての修理等に着手すること

ウ 今後レーダー・セット等のようなソフトウェアを組み込んだ上で使用する通信電子機器を新規に導入する際は、修理等に支障を及ぼす点がないか十分に検討し、支障がある場合には導入までに所要の対策を執ることとすること

- (2) 各方面総監部駐屯地で調達しているインクカートリッジ等について、より経済的な調達方法を検討するとともに、各補給処でインクカートリッジ等を単価契約により調達するに当たり、調達数量の増加に応じて契約単価が逡減するという規模の利益を享受するためのより経済的な調達方法を検討するよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本省 (項)防衛本省共通費 (項)武器車両等整備費 (項)航空機整備費 (項)施設整備費 (項)人材確保育成費
部 局 等	陸上幕僚監部、陸上自衛隊補給統制本部
インクカートリッジ等の概要	陸上自衛隊が保有する各種の情報システムの端末により作成した文書を印字するためのプリンタ等に補充するインクカートリッジ及びトナーカートリッジ
各方面総監部駐屯地で調達したインクカートリッジ等の調達単価が各補給処における調達単価よりも割高になっているインクカートリッジ等の低減できた支払総額	4197 万円(平成 23、24 両年度)
各補給処における調達予定数量が調達実績数量を大幅に下回っているインクカートリッジ等の支払総額	6 億 5050 万円(背景金額)(平成 23、24 両年度)

【意見を表示したものの全文】

インクカートリッジ等の調達について

(平成26年9月30日付け 防衛省陸上幕僚長宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 インクカートリッジ等の調達等の概要

(1) 補給処における調達の概要

貴自衛隊は、自衛隊法(昭和29年法律第165号)及び自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)に基づき、5方面隊等により編成され、各方面隊にはそれぞれ方面総監部や、需品、通信器材等の調達、保管、補給等の事務を実施するために補給処が設置されている。

また、上記の補給処が行う事務の実施の企画、総合調整、統制業務等を実施するために補給統制本部が設置されている。そして、補給統制本部長は、貴自衛隊における補給等の実施に関して、補給処長に対して必要な指示を行い、補給処長から必要な報告を受けることとなっており、補給処長は、補給等を実施するに当たり、補給統制本部長の統制に従うこととなっている。

貴自衛隊は、「陸上自衛隊の補給等に関する訓令」(昭和34年陸上自衛隊訓令第72号)により、装備品、需品等について、その所要量を適切に決定して、決定された所要量に基づき必要な調達を行い、もって需給の均衡を図るための需給統制を行っている。このうち、補給処において調達が可能であり、かつ、補給処において調達することを有利とするなどの品目については、補給処統制品目に区分して、補給処長が当該補給処の所在する方面区内の需給統制を行うこととなっている。

(2) インクカートリッジ等の調達の概要

貴自衛隊は、各種の情報システムに接続している各種のプリンタ、複合機、複写機等(以下「プリンタ等」という。)に補充する多種類のインクカートリッジ、トナーカートリッジ(以下「インクカートリッジ等」という。)等を補給処統制品目に区分して、各方面隊の補給処に調達させて、当該方面区内に所在する駐屯地の部隊等に対して原則として四半期ごとに補給を行わせている。

一方、各駐屯地は、上記情報システムのプリンタ等のほか、事務、教育訓練等のための文書の作成に使用する各種のプリンタ等も保有しており、当該プリンタ等に補充するために、補給処統制品目ではない多種類のインクカートリッジ等を調達している。また、補給処統制品目であるインクカートリッジ等についても補給処からの補給が間に合わない場合には、各駐屯地が調達している。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

各方面隊の方面総監部が所在する5駐屯地^(注1)(以下、各方面隊の方面総監部が所在する駐屯地を「方面総監部駐屯地」という。)は、特に保有する情報システムが多く、また、事務、教育

訓練等も多いため、これらに使用するプリンタ等に補充する多種類のインクカートリッジ等を多数必要としている。

そこで、本院は、経済性等の観点から、インクカートリッジ等の調達が適切に行われているかなどに着眼して、平成23、24両年度に5方面総監部駐屯地及び5補給処^(注2)が調達したインクカートリッジ等を対象として、計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)に基づき本院に提出された証拠書類から調達実績等を集計、分析するとともに、5方面総監部駐屯地及び5補給処において、契約担当者から調達状況について説明を聴取したり、陸上幕僚監部及び補給統制本部において、調達等の制度について説明を聴取したりするなどの方法により会計実地検査を行った。

(注1) 方面総監部が所在する5駐屯地 札幌、仙台、朝霞、伊丹、健軍各駐屯地

(注2) 5補給処 北海道、東北、関東、関西、九州各補給処

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 各方面総監部駐屯地におけるインクカートリッジ等の調達単価が、同一方面区内の各補給処における調達単価よりも割高になっている事態

各方面総監部駐屯地及び各補給処が23、24両年度に調達したインクカートリッジ等は、計約136万個、支払総額27億8940万余円に上っていた。

このうち、各補給処は、駐屯地の部隊等に対して、補給処統制品目である各種のインクカートリッジ等を取りまとめて調達し、補給していた。

一方、各方面総監部駐屯地は、同一方面区内の各補給処からインクカートリッジ等の補給を受けているものの、補給が間に合わないなどの場合には同一の規格のインクカートリッジ等を使用部隊からの要求の都度調達していた。そして、各方面総監部駐屯地における調達数量が毎回少数であることなどから、大部分のインクカートリッジ等の調達単価(契約金額を調達数量で割り戻した金額又は単価契約の場合の契約単価。以下同じ。)が、同一方面区内の各補給処における調達単価よりも割高になっていたが、各方面総監部駐屯地は、このような事態を把握していなかった。なお、これらのインクカートリッジ等の中には、各方面総監部駐屯地と同一方面区内の各補給処で同一の業者から調達したのものもあった。

23、24両年度において、同一方面区内の各補給処で調達した際の平均調達単価により、各方面総監部駐屯地で調達した同一の規格のインクカートリッジ等(支払総額2億6495万余円)を調達できたとして試算すると、支払総額において、23年度2919万余円、24年度1277万余円、計4197万余円低減できたと認められる。

<事例>

札幌駐屯地は、平成24年度に、A規格のインクカートリッジ計532個を20回に分けて支払総額228万余円で調達していた。これらの調達単価は、4,221円から4,378円であり、平均調達

単価は4,294円であった。一方、北海道補給処は、同一の規格のインクカートリッジ計774個を3回に分けて調達しており、これらの調達単価は3,465円から3,528円であり、平均調達単価は3,518円であった。札幌駐屯地で調達した上記の532個を北海道補給処の平均調達単価3,518円で調達できたとして試算すると、支払総額は187万余円となり、41万余円低減できたと認められる。

そして、同様に北海道補給処で調達したインクカートリッジ等の平均調達単価により札幌駐屯地の同一の規格の調達分を全て調達できたとして試算すると、24年度に札幌駐屯地で調達したインクカートリッジ等のうち85種類の規格の支払総額2498万余円において、490万余円低減できたと認められる。

(2) 各補給処で単価契約により調達したインクカートリッジ等について、調達予定数量が調達実績数量を大幅に下回っている事態

予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)によれば、一定期間継続してする売買等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができることとされている。そして、単価について予定価格を定めた場合には、当該単価に基づいて入札を実施して、落札した業者と単価契約を締結することになる。また、予定価格は、契約の目的となる物件等について、数量の多寡等を考慮して適正に定められなければならないこととされている。したがって、単価契約を採用するに当たっては、その予定価格を適正に定めるために、当該契約期間内に調達する予定数量(以下「調達予定数量」という。)を合理的に算出することが必要である。

各補給処は、一定の調達数量を見込むインクカートリッジ等について、単価契約により調達していた。そして、その入札に当たり、業者に対して、インクカートリッジ等の調達に割り当てられた予算の範囲内で算出した調達予定数量を示したとしているが、23、24両年度の調達実績数量をみると、3補給処^(注3)におけるインクカートリッジ等の調達(支払総額6億5050万余円)^(注4)において、業者に示した調達予定数量を大幅に超過した数量を調達していた。その主な事例を示すと表のとおりである。

表 単価契約により調達したインクカートリッジ等のうち、調達予定数量を大幅に超過した数量を調達していたものの例

補給処名	年 度	規 格	調達予定数量(a) (個)	調達実績数量(b) (個)	b/a (倍)
東 北	平成 23	B	50	1,020	20.4
		C	580	7,110	12.3
	24	D	15	442	29.5
		E	260	6,279	24.2
関 東	23	F	10	4,680	468.0
		G	12,000	52,500	4.4
関 西	24	H	96	960	10.0
		I	720	21,240	29.5
		J	5,000	20,000	4.0

しかし、業者は、入札の際に示された調達予定数量を考慮して入札額を決定するものと考えられることから、調達予定数量が多ければ契約単価は安くなる傾向にあると認められる。現に、(1)のとおり、各補給処で大量に調達したインクカートリッジ等の調達単価は、各方面総監部駐屯地における調達単価よりも低額となっている。

そして、3補給処は、調達予定数量が調達実績数量を大幅に下回っていることから、調達数量の増加に応じて契約単価が逡減するという規模の利益を享受できない状況になっていると認められる。

(注3) 3補給処 東北、関東、関西各補給処

(注4) 「調達予定数量を大幅に超過した数量」とは、調達予定数量が10個以上100個未満については調達実績数量が10倍以上、調達予定数量が100個以上1,000個未満については調達実績数量が7倍以上又は調達予定数量が1,000個以上については調達実績数量が3倍以上のものと本院において設定した。

(改善を必要とする事態)

各方面総監部駐屯地におけるインクカートリッジ等の調達単価が、同一方面区内の各補給処における調達単価よりも割高になっている事態、各補給処で単価契約により調達したインクカートリッジ等について、入札の際に示す調達予定数量が調達実績数量を大幅に下回っていて、規模の利益が享受できない状況となっている事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア 陸上幕僚監部、補給統制本部及び各方面総監部駐屯地において、各方面総監部駐屯地におけるインクカートリッジ等の調達単価が、同一方面区内の各補給処の調達単価よりも割高になっていることについて把握しておらず、経済的な調達方法についての検討が十分でないこと
- イ 陸上幕僚監部、補給統制本部及び各補給処において、各補給処で単価契約により調達するインクカートリッジ等について、調達数量の増加に応じて契約単価が逡減するという規模の利益を享受するための経済的な調達方法についての検討が十分でないこと

3 本院が表示する意見

貴自衛隊においては、今後も大量のインクカートリッジ等が必要になると見込まれる。

ついては、貴自衛隊において、インクカートリッジ等のより経済的な調達に資するよう、次のとおり意見を表示する。

- ア 陸上幕僚監部及び補給統制本部において、各方面総監部駐屯地で調達しているインクカートリッジ等を同一方面区内の各補給処で調達したり、各方面総監部駐屯地で調達する分も計画的にまとめて調達したりするなど、経済的な調達方法を検討すること
- イ 陸上幕僚監部、補給統制本部及び各補給処において、各補給処でインクカートリッジ等を単価契約により調達するに当たり、規模の利益を享受するための経済的な調達方法を検討すること

- (3) 役務に関する有償援助調達の実施に当たり、引合書の請求及び確認に際し、給付を要求する役務についてより具体的な内容や価格を記載するなどして、役務の内容や価格の妥当性について十分な検証を行うための方策を検討するよう意見を表示したものの

会計名及び科目	一般会計	(組織)防衛本省	(項)武器車両等整備費 (項)人材確保育成費 (項)航空機整備費
部 局 等	内部部局(防衛装備品等調達制度の所掌部局)、装備施設本部(契約部局)、陸上、海上、航空各幕僚監部(調達要求部局)		
ケース(取引)の概要	アメリカ合衆国政府から有償援助により防衛装備品等を調達するもの		
訓練支援における役務についての給付を含むケースの件数及び契約額	73 ケース	166 億 8442 万余円	(平成 21 年度～25 年度)
上記のうち検証を行うことができないケースの件数及び価格(1)	68 ケース	157 億 1823 万円	
連絡官支援における役務についての給付を含むケースの件数及び契約額	21 ケース	78 億 5727 万余円	(平成 21 年度～25 年度)
上記のうち検証を行うことができないケースの件数及び価格(2)	21 ケース	11 億 0077 万円	
(1)及び(2)の純計	85 ケース	157 億 4502 万円	

【意見を表示したものの全文】

役務に関する有償援助調達に係る引合書の請求及び確認について

(平成 26 年 10 月 21 日付け 防衛大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 制度の概要

(1) 有償援助による防衛装備品等の調達の概要

貴省は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定(昭和 29 年条約第 6 号)に基づき、アメリカ合衆国政府(以下「合衆国政府」という。)から有償援助(Foreign Military Sales)により防衛装備品及び役務(以下「防衛装備品等」という。)の調達(以下「FMS 調達」という。)を行っている。

FMS 調達は、「有償援助による調達の実施に関する訓令」(昭和 52 年防衛庁訓令第 18 号。以下「訓令」という。)等によれば、その調達源が合衆国政府に限られるもの又はその価格、取得時期等を考慮して有償援助による調達が妥当であると認められ、かつ、合衆国政府が有償援助による販売を認めるものについて行うものとされており、装備施設本部(以下「装本」という。)が実施機関として行う調達(以下「中央調達」という。)が原則となっている。

そして、FMS 調達における取引については、国産品等の調達契約とは異なり、合衆国の法令等に従って行われ、調達する防衛装備品等の価格は合衆国政府の見積り、支払は原則として前払、納期は確定年月日ではなく予定年月日となっているなど、合衆国政府から示された条件によるものとなっている。

(2) 中央調達における役務の調達の概要

中央調達における役務の調達の要求から前払金の支払までの手続は、訓令等によれば次のとおり行うこととされている。

- ① 中央調達の要求を行う陸上、海上、航空各幕僚監部等(以下、これらをまとめて「調達要求元」という。)は、役務の価格その他の調達条件等を合衆国政府に照会するなどして、役務の内容、開始予定時期、完了予定時期、場所等の要求内容を明らかにする。そして、合衆国政府に対する引合書(Letter of Offer。役務の内容及び条件を記載した書類で、合衆国政府の代表者が署名したものを)を請求する書類(Letter of Request。以下「LOR」という。)を作成し、装本の支出負担行為担当官(以下「支担当」という。)に提出して、請求を依頼している。
- ② 支担当は、LOR に基づき合衆国政府に引合書の請求を行い、合衆国政府から引合書の送付を受け、調達要求元に当該引合書の写しを送付する。
- ③ 支担当は、引合書に LOR の内容と相違したり、確認を要する事項が記載されていたりしている場合には、調達要求元と調整等を行う。そして、調達要求元は、当該引合書の確認を行うなどして、引合書の記載内容のとおり調達を要求する旨の通知を支担当に行う。
- ④ 支担当は、上記の通知を受けたときは、直ちに、支出負担行為として当該引合書に署名して引合受諾書(Letter of Offer and Acceptance)とした後、これを合衆国政府に送付すると、取引が成立する(以下、引合受諾書に基づく個々の取引を「ケース」という)。また、支担当は、調達要求元に対して、当該引合受諾書の写しを送付する。
- ⑤ 支出官は、引合受諾書に定められた支払予定に合わせて、合衆国政府に前払金をドル建てで送金して支払う。

合衆国政府は、引合受諾書に基づき、我が国に対して役務を給付する。役務の給付については、調達要求元に属する役務の給付を受ける部隊等(以下「受領部隊等」という。)に給付されることにより行われる。そして、役務の受領のための検査(以下「受領検査」という。)から前払金の精算までの手続は、訓令等によれば次のとおり行うこととされている。

- ① 支担当は、引合受諾書に基づき、合衆国政府から受領部隊等が役務の給付を受領したときは、受領部隊等の職員のうちから当該部隊の長が指名した者を受領検査官に任命する。そして、支担当は、受領検査官に、受領検査指令書(引合受諾書等の記載内容に基づき役務の内容を明らかにした書類)を送付して、受領検査官は、遅滞なく、受領検査を行う。受領検査官は、役務の受領検査の場合については、受領部隊等が作成した書類又は合衆国政府から受領した書類と受領検査指令書を照合し、合格又は保留の判定を行い、確認した役務の内容、判定等を記載する書類として受領検査調書を作成する。
- ② 支担当は、ケースの一部に係る給付が完了し、合衆国政府から中間の計算書(合衆国政府が FMS 調達により販売した役務の対価を記載した書類)が送付された場合には、速やかに受領検査調書と照合して、給付の確認を行い、前払金の部分精算の手続を行

う。また、ケースに係る全ての給付が完了して、合衆国政府から最終の計算書が送付された場合には、速やかに受領検査調書と照合してケースに係る給付の完了の確認を行うとともに、前払金に余剰が生じた場合には、速やかに前払金の精算の手続を行う。

(3) FMS 調達により調達する訓練支援及び連絡官支援の役務の概要

貴省は、陸上、海上、航空各自衛隊(以下「各自衛隊」という。)の戦術技量の向上に資するため、各自衛隊が、合衆国等において実施される米軍との共同訓練に参加したり、国内では実施することができない射撃訓練等を合衆国において実施したりなどしている。そして、上記のような訓練等を行うに当たり必要となる現地における訓練に関する支援(以下「訓練支援」という。)の役務について、FMS 調達により給付を受けている。

また、貴省は、FMS 調達等において必要な連絡調整等、米軍各機関との連絡調整及び訓練等の公務を目的として、内部部局、装本等の職員並びに統合幕僚監部及び各自衛隊の自衛官を、連絡官等として毎年度多数合衆国に派遣しており、連絡官等が現地において行う業務に関する支援(以下「連絡官支援」という。)の役務について、FMS 調達により給付を受けている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、平成14年度決算検査報告において、FMS 調達における価格等の透明性は確保されているかなどに着眼して検査したところ、引合受諾書の記載内容について、防衛装備品等の価格が明確に示されていなかったり、役務の内容が明確に示されていなかったりしている事態について、「特に掲記を要すると認めた事項」として掲記し問題を提起した。

しかし、中央調達における未精算額は、平成24年度末現在で、2282億7366万余円となお多額に上っている状況であったことから、25年次の検査においては、役務に係る前払金の精算が遅延している状況に着目して検査したところ、役務の給付が完了しているにもかかわらず、適時に受領検査の指令が行われていなかったり、受領検査が適切に行われていなかったりしている事態が見受けられたことから、適時適切に受領検査を行い、前払金の精算の促進を図ることができるよう、25年10月に、防衛大臣に対して、会計検査院法第36条の規定により、改善の処置を要求したところである。

本院は、以上のことを踏まえて、26年次の検査においては、更に受領検査指令書の作成の根拠となる引合受諾書等に着目し、合规性、経済性等の観点から、中央調達により給付を受ける役務のうち、訓練支援及び連絡官支援の役務について、引合受諾書等に記載された役務の内容が具体的なものとなっているか、引合受諾書に記載された価格が役務の内容を反映した妥当なものとなっているかなどに着眼して検査を行った。

検査に当たっては、内部部局、陸上、海上、航空各幕僚監部及び装本において、21年度から25年度までの間の中央調達のケースのうち、訓練支援及び連絡官支援の役務が含まれる90ケース(契約額計234億6770万余円(契約額は引合受諾書に記載されたドル建ての契約額を契約時の支出官レートにより邦貨に換算したもの。以下同じ。))を対象として、これらに係る引合受諾書等の関係書類を確認したり、給付された役務の内容について連絡官等から直接説明を聴取したりするなどの方法により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 訓練支援の役務について

貴省が合衆国政府から給付を受ける訓練支援の役務73ケース(契約額計166億8442万余円)の引合受諾書等の記載状況をみたところ、次のとおりとなっていた。

ア 引合受諾書については、73ケースのうち70ケースは、給付される役務が訓練、その他サービス等の項目に区分され、項目ごとに価格が記載されていた。このうち62ケースは、個々の項目ごとに輸送支援、宿泊等支援のような支援等の細目も記載されているものの、細目ごとの具体的な役務の内容や価格は記載されていなかった。

また、73ケースのうち3ケースは、給付される役務が項目別に区分されておらず、価格は総額のみが記載されていた。

イ LORについては、上記の項目や細目に相当する役務の内容が記載されているものの、73ケースのうち68ケースは、契約額に相当する総額のみが記載されていたり、項目に相当する役務の価格が記載されていても、役務の内容が引合受諾書に記載された役務の内容と異なっていたりなどしていた。

一方、5ケースについては、給付を要求する役務の内容と引合受諾書の項目に相当する価格が記載されており、引合受諾書に記載される役務の内容と項目ごとの価格をLORと比較するなどすれば、給付を要求した役務の内容を反映したものであるかについて検証できる状況となっていた。

このため、73ケースのうち68ケース(契約額のうち訓練支援の役務に対する価格計157億1823万余円^(注))は、引合受諾書に記載された役務の内容や価格が、LORにおいて給付を要求した役務の内容等を反映した妥当なものであるか検証することができない状況となっていた。

(注) このうち計10億7399万余円については、引合受諾書において、訓練支援と連絡官支援の役務に対する価格が明記されておらず、区分することができないことから契約額を価格として表記している。

(2) 連絡官支援の役務について

貴省が合衆国政府から給付を受ける連絡官支援の役務21ケース(契約額計78億5727万余円)について、引合受諾書等の記載状況をみたところ、次のとおりとなっていた。

ア 引合受諾書については、21ケースのうち4ケースにおいて、連絡官支援の役務が(1)の訓練支援の役務に含まれていて、連絡官支援の役務の価格に係る内訳が明記されていなかった。また、残る17ケースについては、給付される役務が、連絡官等の行政支援費用やその他サービスの項目として区分されていて、項目ごとの価格が記載されていたが、その細目として、事務所、事務機器、消耗品等が記載されているものの、細目ごとの具体的な役務の内容や価格は記載されていなかった。

イ LORについては、21ケースの全てにおいて、給付を要求する役務の場所や人数等について記載されているものの、事務機器等の種類、数量等の具体的な役務の内容は記載されていなかった。そして、契約額に相当する総額のみが記載されていたり、項目に相当する役務の価格が記載されていても、役務の内容が引合受諾書に記載された役務の内容と異なっていたりなどしていた。

このため、21 ケース(契約額のうち連絡官支援の役務に対する価格計 11 億 0077 万余円)の全てにおいて、引合受諾書に記載された役務の内容や価格が、LOR において給付を要求した役務の内容等を反映した妥当なものであるか検証することができない状況となっていた。

<事例>

航空自衛隊は、毎年度、テキサス州サンアントニオにあるラックランド米空軍基地に所在する国防省語学研修所ほか 1 か所に、合衆国派遣学生の管理、指導等を実施するなどのため、計 3 名の連絡官等を派遣しており、その際に、連絡官支援の役務の給付を合衆国政府から受けることとしている。

航空自衛隊は、この役務の要求内容を、3 名分の事務所、家具、コンピュータシステム等とする LOR を作成して、装本に引合書の請求を依頼している。

そして、合衆国政府から上記に係る引合書の送付を受けて、航空自衛隊は、引合書の記載内容のとおり調達を要求する旨を装本に通知し、装本は当該引合書に署名して引合受諾書として

いる。

このうち、平成 21 年度から 25 年度までの間に、引合受諾書に記載された連絡官支援の役務内容をみると、項目が訓練やその他サービス、その細目が事務所、家具等とされていたが、対象となる事務所数等の具体的な役務内容や価格は記載されていなかったことから、給付される役務が給付を要求した役務の内容を満たしているか確認することができなかった。

そこで、現地において給付状況を確認するなどしたところ、表のとおり、21 年度から 24 年度までの間については、LOR において連絡官支援の対象としていた 3 名のうち 1 名は、別途に事務所を借り上げるなどして必要となる費用を前渡資金により支払っており、実際に連絡官支援の給付を受けていたのは 2 名のみであった。一方で、引合受諾書に記載された価格は、表のとおり、23 年度以前の価格は、3 名分の役務の給付を受けていた 25 年度と比較して大幅に高額となっていたり、給付を受けた連絡官等の人数が異なっているにもかかわらず、24 年度と 25 年度の価格がほぼ同額となっていたりして、妥当なものであるか検証できなかった。

表 連絡官支援における役務の内訳と実績

(単位：人、ドル)

区 分	平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
LOR において連絡官支援の対象となっている連絡官等の人数	3	3	3	3	3
実際に連絡官支援の役務の給付を受けた連絡官等の人数	2	2	2	2	3
引合受諾書に記載された連絡官支援の価格	29,130	30,000	37,500	7,968	8,000

なお、(1)及び(2)の事態には、(2)の事態の 4 ケースが重複しており、これに係る重複分を除くと 85 ケース(訓練支援及び連絡官支援の役務に係る価格計 157 億 4502 万余円)となる。

(改善を必要とする事態)

前記のとおり、訓練支援及び連絡官支援の役務について、引合受諾書に細目ごとの役務の内容や価格が記載されていなかったり、LOR に具体的な役務の内容や価格が記載されていなかったりなどして、合衆国政府から給付される役務の内容や価格が、給付を要求した役務の内容等を反映した妥当なものであるか十分に検証できない事態は、FMS 調達における価格等の透明性を確保できないことから適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、訓練支援及び連絡官支援の役務に関する FMS 調達について、調達要求元における LOR の作成や合衆国政府から送付された引合書の確認に当たり、給付される具体的な役務の内容や価格を把握することの重要性に関する理解が十分でなく、そのための方策に関する検討が十分でないことなどによると認められる。

3 本院が表示する意見

上記の事態は、FMS 調達の制度上の制約による面もあるが、貴省は、FMS 調達により、今後も引き続き多数の防衛装備品等を調達するため、合衆国政府との間で引合受諾書を取り交わし、多額の前払金を合衆国政府に対し支払うことが見込まれていることから、できる限り価格等の透明性を確保する必要がある。

については、貴省において、FMS 調達による役務の調達について、調達要求元における LOR の作成や合衆国政府から送付された引合書の確認に当たり、必要に応じて価格や調達条件等を合衆国政府に照会等を行うなどして、LOR に給付を要求する役務のより具体的な内容や価格を記載するなど、給付される役務の内容や価格の妥当性について十分な検証を行うための方策を検討するよう意見を表示する。

- (4) 防衛装備品等の調達に当たり、原価計算方式により予定価格を算定するなどして契約を締結した防衛関連企業に対して、原価計算等に関する規程類の整備が十分なものとなっているかなどについて早急に調査を行い、必要に応じて防衛関連企業に対して改善を求めるなどの方策を検討することにより、防衛関連企業が提出等する資料の信頼性を確保して、防衛装備品等の調達価格の透明性を確保するよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本省 (項)武器車両等整備費 (項)航空機整備費 (項)艦船整備費 等
	東日本大震災復興特別会計 (組織)防衛本省 (項)武器車両等整備費 (項)航空機整備費 等
部 局 等	内部部局(装備品等調達制度の所掌部局)、装備施設本部、陸上、海上、航空各自衛隊の部隊等(契約部局)
契約の概要	防衛装備品及びその修理等の役務を調達するもの
契約の相手方	株式会社 IHI エアロスペース、新明和岩国航空整備株式会社、新明和工業株式会社、中国化薬株式会社、株式会社東芝、日本航空電子工業株式会社、株式会社ネットコムセック、函館どつく株式会社、富士重工業株式会社、三井造船株式会社、三菱重工業株式会社、ユニバーサル特機株式会社(平成 26 年 7 月 1 日以降は JMU ディフェンスシステムズ株式会社)
契約件数	3,208 件
上記に係る支払金額	7223 億 3038 万円(背景金額)(平成 23 年度～25 年度)

【意見を表示したものの全文】

防衛装備品等の調達に関する契約における資料の信頼性確保について

(平成26年9月18日付け 防衛大臣宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 防衛装備品等の調達に関する過大請求事案等の概要

(1) 防衛装備品等の調達に関する契約の概要

貴省は、防衛装備品及びその修理等の役務(以下、これらを「防衛装備品等」という。)の調達を民間企業等と契約を締結することにより実施している。

防衛装備品等の調達に当たり、貴省は、その仕様が特殊で市場価格が形成されていないなどの場合には、「調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令」(昭和37年防衛庁訓令第35号)に基づき、製造原価を直接材料費、加工費(直接労務費に間接労務費、間接材料費及び間接経費である製造間接費を加えたもの)、直接経費等の構成要素ごとに積み上げるなどして算定し、これに一定の適正利益等を付加する原価計算方式により予定価格を算定するなどしている。このうち加工費は、工数(製造等に直接従事した作業時間)に加工費率(期間加工費を期間工数で除して算定した1作業時間当たりの加工費)を乗ずることなどにより計算することとなっている。

そして、原価計算方式により予定価格を算定した契約には、契約の履行に要するなどした費用が原価として妥当であるか否かを審査するための原価監査を行い、契約代金を確定する原価監査付条項を付した監査付契約がある。

(2) 原価計算システムの適正性を確認するための制度調査

貴省は、防衛装備品等の調達に当たり、原価計算方式で予定価格を算定して契約を締結している民間企業(以下「防衛関連企業」という。)に対して、その原価計算システムの適正性を確認するために、会計制度の信頼性、原価発生部門から原価元帳又はこれに相当する帳票類への集計システムの適正性、社内不正防止及び法令遵守に関する体制等を確認する制度調査を行っている。

この制度調査では、貴省が締結した防衛装備品等の調達契約において、工数を過大に申告するなどした過大請求事案が、平成5年以降相次ぎ発覚したことなどを踏まえて、貴省が、11年6月に「契約の相手方の提出資料の信頼性確保のための施策について(通達)」(平成11年装管第3550号。以下「11年通達」という。)を発し、制度調査への協力を契約の相手方に義務付ける見直しが行われている。

また、15年5月に発覚した過大請求事案においては、防衛装備品等以外の工数が防衛装備品等の工数として付け替えられて、付替え後のデータに基づき帳票類が作成されていて正規の帳票類が存在しなかったことなどから、貴省は、その後の制度調査において、単に会計記録である帳票類を審査するだけではなく、その背景となる生産管理情報等との比較検証や内部統制システムの調査を加えるなどして、契約の相手方の原価計算システムの適正性を確認することとしている。

(3) 24年の過大請求事案の概要

24年1月以降、防衛関連企業^(注1)7社による過大請求事案(以下、これを「24年の過大請求事案」という。)が相次いで発覚し、これに対して、本院は、過大請求を行った防衛関連企業7社を対象として検査を行い、24年10月に、貴省に対して制度調査、原価監査等の実施状況等について会計検査院法第36条の規定により意見を表示するとともに、24年10月及び25年9月に、参議院に対して要請を受けた事項に関する検査の結果を報告した。

24年の過大請求事案についてみると、防衛関連企業7社は、実際の直接作業時間に基づき申告する実績工数が、契約の損益管理等を行うための指標として設定した目標工数を下回った場合に、契約代金の減額を回避するために、実績工数が目標工数を上回った他の契約から実績工数の一部を付け替えて、付け替えた工数を加算した工数を当該契約の実績工数として貴省に申告するなどして過大請求を行っていた。また、防衛関連企業7社は上記の工数を付け替えたデータに基づいて帳票類を作成していて、実際の作業時間に基づく工数データは大半が廃棄されているなどしており、正規の帳票類が存在していなかった。

なお、24年の過大請求事案が発覚した以降も、貴省に対して、25年1月に株式会社島津製作所、同年2月に株式会社鶴見精機、同年3月に株式会社ネットコムセック、同年10月に日本航空電子工業株式会社、26年3月に古野電気株式会社が、過大請求を行ったことを認めた旨報告している。

(注1) 7社 三菱電機株式会社、三菱スペース・ソフトウェア株式会社、三菱プレジジョン株式会社、三菱電機特機システム株式会社、太洋無線株式会社、住友重機械工業株式会社、住重特機サービス株式会社

(4) 貴省における24年の過大請求事案に対する再発防止策等

24年の過大請求事案を受けて、本院は、貴省における制度調査等の方法等を見直すとともに、契約の相手方に対して制度調査等の受入体制を整備するよう求めたり、法令遵守活動等の実態を把握するなど過大請求事案を踏まえた貴省の諸施策について契約の相手方に対する周知等の効果を確認したりなどするよう、24年10月に、防衛大臣に対して会計検査院法第36条の規定により意見を表示している。

貴省は、上記の意見表示を踏まえ、契約の相手方が提出等する資料について、一層の信頼性を確保するために、11年通達を廃止し、新たに「契約の相手方が提出等する資料の信頼性確保のための施策について(通達)」(平成25年防経装第4627号。以下「25年通達」という。)を発するなどして、次のような再発防止策を講じている。

ア 制度調査等の実施に当たっては、作業員等から直接説明を聴取したり、あらかじめ調整することなく抜き打ちで行ったりするなどの強化を図ることとし、契約の相手方に対する特約条項を設けることにより、制度調査等の根拠を明確にした上で、担当官が作業現場へ随時に立ち入る許可を得ておくとともに、関係資料の保存整備等についても義務付けるなどの体制を整備した。

イ 契約の相手方に対し、工数等の計上を明らかにした書面を保存させたり、防衛関連事業に従事する全職員を対象とした原価計上に関する教育を実施させたりするなどコンプ

ライアンスに関する要求事項を契約の締結に際して周知するとともに、制度調査等において、これら法令遵守活動等の実施状況を確認し、必要に応じて改善させることとした。

また、貴省は、25年通達において、制度調査として、年度計画に基づく定期調査及び当該計画外で行う臨時調査を実施することとしており、継続的に経費率(加工費率、一般管理費及び販売費率並びに利益率)を算定している防衛関連企業に対して、少なくとも5年に1回は定期調査を実施することとしている。

そして、貴省装備施設本部、各自衛隊の制度調査対象箇所数及び25年度制度調査実施箇所数は表のとおりとなっている。

表 制度調査対象箇所数及び平成25年度実施箇所数

制度調査実施機関	装備施設本部	陸上自衛隊	海上自衛隊	航空自衛隊
制度調査対象箇所数 (会社数)	112 (88)	8 (6)	27 (22)	13 (12)
平成25年度 定期調査実施箇所数 (会社数)	25 (23)	1 (1)	5 (5)	4 (4)
臨時調査実施箇所数 (会社数)	10 (10)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
箇所数計 (会社数計)	35 (32)	1 (1)	5 (5)	4 (4)

注(1) 対象箇所数は、経費率の算定対象となる契約の相手方の工場数等を示している。

注(2) 装備施設本部の平成25年度実施会社数については、定期調査と臨時調査で重複している会社があるため、合計しても計と一致しない。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

貴省は、前記のとおり、24年の過大請求事案に対する再発防止策として、防衛関連企業に対して25年通達に基づく制度調査を実施しているが、その実施頻度を考慮すると、多くの防衛関連企業に対して制度調査を完了するまでには、なお、長期間を要すると思料される。

そこで、本院は、合规性、経済性、有効性等の観点から、防衛関連企業において、原価計算等に関する規程類が整備されているか、実際の原価計算等が当該規程類に基づき適切に行われているか、計上された工数が適正となっていることを確認することができる体制が整備されているかなどに着眼して検査した。

そして、貴省と会計実地検査時点において25年通達に基づく制度調査が実施されていないなどの防衛関連企業^(注2)12社とで締結した原価計算方式により予定価格を算定した契約のうち、契約の履行が完了し、23年度から25年度までの間に契約代金を支払った契約金額1000万円以上の契約計3,208件(支払金額計7223億3038万余円)を対象として検査した。検査に当たっては、上記の防衛関連企業12社において、原価計算等に関する規程類や作業に係る帳票類を確認したり、作業現場に赴いて作業実態、工数計上の手続等を実地に確認したりするとともに、貴省内部部局、装備施設本部等において、関係者から見解を聴取するなどして会計実地検査を行った。

(注2) 12社 株式会社IHIエアロスペース、新明和岩国航空整備株式会社、新明和工業株式会社、中国化薬株式会社、株式会社東芝、日本航空電子工業株式会社、株式会社ネットコムセック、函館どつく株式会社、富士重工業株式会社、三井造船株式会社、三菱重工業株式会社、ユニバーサル特機株式会社(平成26年7月1日以降はJMUディフェンスシステムズ株式会社。以下同じ。)

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 原価計算等に関する規程類の整備状況等について

24年の過大請求事案をみると、原価計算等に関する規程類の整備が十分でなかったなどのため、工数修正専用端末や工数修正プログラムを使用して工数を書き換えるなどの事態が生じていた。したがって、防衛関連企業において原価計算等に関する規程類を整備し、これに基づいて工数集計等の経理処理を適正に行うことは、防衛関連企業が提出等する資料の信頼性を確保する上で重要なものである。

しかし、防衛関連企業^(注3)3社は、原価計算等に関する親会社の規程類をそのまま準用するなどして、当該企業の作業実態に即した規程類を整備していなかったり、工数集計や実際に運用しているシステムに関する規程類を整備していなかったりしていた。

また、防衛関連企業^(注4)4社は、原価計算等に関する規程類を整備しているものの、その規程類には、実際に運用しているシステムによる経理処理手続等が定められていないものとなっていた。

(注3) 3社 新明和岩国航空整備株式会社、函館どつく株式会社、ユニバーサル特機株式会社

(注4) 4社 新明和工業株式会社、日本航空電子工業株式会社、株式会社ネットコムセック、三菱重工業株式会社

上記の工数集計等の原価計算に関する規程類を十分に整備していなかった事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

函館どつく株式会社は、経理業務に関する基準となる経理規程を定めて、これに基づき会計処理を行うこととしている。

そして、同社函館造船所の修繕部門は、工数集計に関する管理手順を定め、これに基づき作業時間の管理、計上を行っていたが、同造船所の設計部門は、工数集計に関する手順を整備しないまま、設計に要したとする作業時間の管理、計上を行っていた。

(2) 原価計算に係る工数計上の客観性の確保について

前記のとおり、24年の過大請求事案においては、契約代金の減額を回避するために、実績工数が目標工数を上回った他の契約からその実績工数の一部を当該契約の実績工数に付け替えるなどの事態が生じており、付替え前の工数データは、大半が廃棄されているなどして、修正した記録も保存されていなかった。

以上を踏まえると、工数が集計されるまでの過程を記録及び保存することは、貴省が契約に際して求めている資料の信頼性を確保する上で重要であるが、検査したところ、次のような事態が見受けられた。

ア 作業指示や作業実績に関する資料を保存していなかったもの

原価計算に係る工数は、作業指示を受けた作業員が実際に作業に従事した時間を実績として、工数集計システムに入力することなどにより集計される。したがって、システムに入力された工数が実際に作業に従事した時間であるという根拠資料を保存することは、実績工数の客観性を検証するために重要である。

しかし、防衛関連企業^(注5) 10社は、作業指示や作業実績の報告を口頭で行い、一定期間を経過した後に実績工数の承認等を行うなどしているが、計上した根拠資料を記録及び保存していないため、計上された工数が、指示と一致しているか、作業時間の計上が妥当であるかについて客観的な証拠がなく検証できない状況となっていた。

(注5) 10社 新明和岩国航空整備株式会社、新明和工業株式会社、株式会社東芝、日本航空電子工業株式会社、株式会社ネットコムセック、函館どつく株式会社、富士重工業株式会社、三井造船株式会社、三菱重工業株式会社、ユニバーサル特機株式会社

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例2>

三井造船株式会社玉野事業所は、部門ごとに工数を管理する規程類を定めており、作業時間の計上に当たっては、作業員が作業指示に基づき、作業時間を直接作業時間及び間接作業時間に区分して工数集計システムにより計上し、その後、システムに計上された作業時間を照査、承認している。

しかし、一部の部署を除いて作業指示が口頭で行われ、作業指示を行ったとする証拠が保存されていないのに、作業時間の照査、承認を1か月分を取りまとめて行っていたため、作業内容が指示されたものと一致しているか、作業時間の計上が妥当であるかについて検証できない状況となっていた。

イ 工数を修正した証拠を記録及び保存していなかったもの

過大請求事案における工数の付替え等を防止するには、工数集計システムに入力した工数を修正する際に、修正した証拠をシステムに記録するとともに、修正理由を記録及び保存することなどが重要である。

しかし、防衛関連企業^(注6) 7社は、作業員が工数集計システムに入力した工数を修正しても、修正した証拠や理由を記録していないなどのため、計上された工数データが、正当な理由により修正されたものであるか確認できないなどの状況となっていた。

(注6) 7社 株式会社IHI エアロスペース、株式会社東芝、函館どつく株式会社、富士重工業株式会社、三井造船株式会社、三菱重工業株式会社、ユニバーサル特機株式会社

ア及びイのとおり、防衛関連企業は、原価計算に係る工数の計上が適正に行われているかを確認するために必要となる資料を保存していなかったり、工数の修正の証拠を記録及び保存していなかったりなどしていた。そして、今回検査した防衛関連企業^(注7)3社においては、作業時間が記録されている作業日誌や出張旅費の精算書類とは異なる工数を計上しているなどして、作業時間と計上された工数とが一致していない状況となっていた。

(注7) 3社 中国化薬株式会社、函館どつく株式会社、ユニバーサル特機株式会社

(改善を必要とする事態)

防衛関連企業12社において、(1)のとおり、原価計算等に関する規程類が十分整備されていなかったり、(2)のとおり、原価計算に係る工数の計上に当たり、工数が適正に計上されているか検証するための作業指示や作業実績に関する資料を保存していなかったり、不正な工数の付替えを防止するための工数修正の証拠を記録及び保存していなかったりなどして、実績工数の客観性を検証することができないなどの事態は、貴省が契約に際して求めている資料の信頼性確保が十分に図られているとは認められず、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、防衛関連企業において、貴省に対して提出等する資料の信頼性確保の重要性に対する認識が欠けていることにもよるが、貴省において、これまでに相次いで発覚してきた過大請求事案を踏まえた資料の信頼性確保に関する事項について、防衛関連企業の取組状況等の確認を早急に行うことの必要性についての認識が欠けていることなどによると認められる。

3 本院が表示する意見

今後も防衛装備品等の調達に当たっては、防衛関連企業と原価計算方式により予定価格を算定するなどして契約を締結することが見込まれており、貴省においては、24年の過大請求事案発覚以降、様々な再発防止策を実施しているが、その後も防衛関連企業による過大請求事案が発覚しており、防衛関連企業が提出等する資料の信頼性を確保することが重要となっている。

については、防衛装備品等の調達に関する国民の信頼を回復し、予算の執行のより一層の適正化を図り、防衛関連企業が提出等する資料の信頼性を確保して、防衛装備品等の調達価格の透明性を確保するため、貴省において、防衛関連企業に対し、25年通達の一層の徹底を図るために原価監査等の機会も活用するなどして、原価計算等に関する規程類の整備が十分なものとなっているか、当該規程類に基づく適正な会計処理を行っているか、原価計算に係る適正な工数の計上を行う体制が整っているかなどについて早急に調査を行い、必要に応じて防衛関連企業に対して改善を求めるなどの方策を検討するよう意見を表示する。

- (5) 住宅防音事業における契約手続等について、公正性、透明性、競争性、中立性等を確保するために、防音工事に係る工事契約の金額等の決定過程を確認等したり、複数見積徴取等を実施した上で工事契約を締結させるための体制等を整備したりするとともに、支援契約に係る入札参加資格を見直したり、入札参加資格を確認する体制を強化したりするよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本省 (項)防衛施設安定運用関連諸費	
部 局 等	内部部局、9 防衛局等	
住宅防音事業の概要	自衛隊等の航空機の離着陸等の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害を防止又は軽減するために、住宅の所有者等が実施する防音工事等に対してその費用を補助するもの	
支援契約の概要	補助事業者が実施する防音工事等に係る補助金交付申請書の作成等の事務手続を支援する業務を委託するもの	
検査の対象とした防音工事の件数及びこれに係る国庫補助金額	494 件	84 億 6941 万余円(平成 23、24 両年度)
契約金額等が公正に決定されているかを確認等していない防音工事の件数及びこれに係る国庫補助金額(1)	445 件	37 億 0967 万円(平成 23、24 両年度)
共同住宅で複数世帯を同一時期に発注する場合に複数見積徴取等を実施していない防音工事の件数及びこれに係る国庫補助金額(2)	80 件	16 億 9285 万円(平成 23、24 両年度)
最低制限価格の設定状況等を確認していない防音工事の件数及びこれに係る国庫補助金額(3)	9 件	32 億 6548 万円(平成 23、24 両年度)
(1)から(3)までの純計	454 件	69 億 7516 万円(背景金額)
検査の対象とした支援契約の件数及び金額	34 件	1 億 9009 万余円(平成 23、24 両年度)
具体的な入札参加資格を定めていなかったため人事面において関連があると疑われる者と締結した支援契約の件数及び金額	9 件	1388 万円(平成 24 年度)

【改善の処置を要求したものの全文】

住宅防音事業における契約手続等の公正性等の確保について

(平成 26 年 10 月 30 日付け 防衛大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 住宅防音事業の概要

(1) 住宅防音事業の概要

貴省は、「防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律」(昭和 49 年法律第 101 号)、「防衛施設周辺における住宅防音事業及び空気調和機器稼働事業に関する補助金交付要綱」(平成 22 年防衛省訓令第 10 号。以下「交付要綱」という。)等に基づき、自衛隊等の航空機の離着陸等の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害が著しいと認め、防衛大臣が指定する飛行場等の周辺の区域において住宅防音事業を実施している。この事業は、上記の区域に指定される以前から所在する住宅の所有者等が、上記の障害を防止し、又は軽減するために、住宅に遮音、吸音等の機能を付加する住宅防音工事や同工事の完了後に劣化した防音建具の機能を復旧する機能復旧工事(以下、これらを合わせて「防音工事」という。)等を実施する場合に、その費用を補助するものである。

防音工事における補助金の交付対象とする経費は、交付要綱によれば、設計監理費(防音工事の設計図書の作成等に必要経費)及び防音工事に必要な工事費(防音工事に必要な本工事費等)とされ、これらの合算額に 10 分の 10 を乗じて得た額が補助の額とされている。

(2) 住宅防音事業の事務手続等

住宅防音事業の事務手続は、交付要綱等に基づきおおむね次のとおり行われる。

- ① 防音工事等の補助を希望する者(以下「工事希望者」という。)は交付申込書を防衛局等に提出し、防衛局等は交付申込書の内容を確認するため現地調査を実施して補助金交付内定通知書を工事希望者に送付する。
- ② 工事希望者は、設計業者に防音工事等の設計図書の作成、補助金交付申請額の積算等を依頼して、これらの設計図書等を補助金交付申請書とともに防衛局等に提出し、防衛局等は、内容を審査した後に、補助金等交付決定通知書(以下「交付決定書」という。)を工事希望者に送付する。
- ③ 交付決定書を受領した工事希望者は補助事業者となり、交付決定額の範囲内で予定価格を設定した上で、設計業者と設計監理委託契約(以下「設計契約」という。)を、工事業者と工事請負契約(以下「工事契約」という。)をそれぞれ締結して防音工事等を実施し、工事が完了した後に、完了検査を実施して補助事業等実績報告書を提出する。
- ④ 防衛局等は、工事の完了確認を行い、補助事業等実績報告書の内容を審査して、補助金等金額確定通知書を補助事業者へ送付し、補助金の支払を行い、補助事業者は、設計業者及び工事業者に対して契約金額を支払う。

そして、貴省は、補助事業者に対して、交付決定書等において、次のような補助金の交付条件を遵守することを求めて、住宅防音事業における契約手続等の公正性、透明性、競争性等を確保するとしている。

ア 補助事業者は、設計契約及び工事契約を、それぞれ「別の者」(資本又は人事面において関連がなく、補助事業等の公正な遂行に支障を及ぼすおそれのない者。以下同じ。)と

締結することとして、契約締結予定者に口頭又は書面で確認すること

イ 設計契約及び工事契約の締結に際しては、公正に契約金額を決定しなければならないことから、交付決定額及び予定価格を提示せずに設計業者及び工事業者から見積書を徴取した上で、それぞれ契約を締結すること、また、共同住宅の複数世帯に係る防音工事を同一時期に発注する場合において、原則として競争入札又は複数の工事業者からの見積書の徴取(以下、競争入札と合わせて「複数見積徴取等」^(注1))を実施した上で工事契約を締結すること

(注1) 共同住宅 同一建物又は同一敷地内に所在する複数の住居の集合体

(3) 住宅防音事業の支援業務の概要等

貴省は、上記の事務手続に不慣れな工事希望者を支援することで住宅防音事業を円滑に実施することを目的として、内部部局において、「住宅防音事業に係る業務委託について」(平成23年8月地防第10396号)、「住宅防音事業業務委託仕様書案について(通知)」(平成24年3月地防第2886号)(以下、これらを合わせて「委託要領」という。)等を定めて、防衛局等において、委託要領に基づき、管内で実施される住宅防音事業を対象として、補助金交付申請書の作成等の事務手続を支援する業務(以下「支援業務」という。)を外部業者に委託している。

そして、委託要領において、住宅防音事業における契約手続等の公正性、透明性、中立性等を確保することを目的として、支援業務に係る委託の契約(以下「支援契約」という。)の入札参加資格として、「防衛省が行う住宅防音事業に係る設計業務又は工事の請負者(本件委託業務期間中に請負を予定している者を含む。)でないこと及び当該請負者と資本又は人事面において関連がある者でないこと」を定めて、これを誓約した自己申告の中立性等証明書を入札参加時に入札参加者から提出させることとしている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性、経済性等の観点から、防音工事及び支援契約に係る契約手続等が適切に実施されているかなどに着眼して、23、24両年度に9防衛局等^(注2)において実施された防音工事のうち計494件、国庫補助金計84億6941万余円を対象として、9防衛局等において、補助金関係手続書類を確認したり、補助事業者から設計契約及び工事契約の契約方式等を聴取したりして会計実地検査を行った。また、23、24両年度に北関東、南関東両防衛局が締結した支援契約計34件、契約金額計1億9009万余円を対象として、支援契約書等の書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注2) 9防衛局等 北海道、東北、北関東、南関東、近畿中部、中国四国、九州、沖縄各防衛局、東海防衛支局

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 工事契約の金額等の決定過程等

貴省は、前記のとおり、設計契約及び工事契約を締結するに当たり、それぞれ別の者と締結しなければならないとして、契約締結予定者から口頭又は書面で確認することを求めている。また、工事業者等に交付決定額及び予定価格を提示せずに見積書を徴取した上で、契約を締結することを求めている。

しかし、9防衛局等は、補助事業者に対して、口頭又は書面で確認したかどうかを報告させていなかったり、補助事業者が徴取した見積書を提出させるなどしていなかったりして、契約金額等が公正に決定されているかを確認しないまま補助金を交付していた。そして、本院が補助事業者から聴取した範囲においても、口頭又は書面で確認したことなどの事実を確認できなかった。

また、前記494件の補助事業について、交付決定額又は予定価格と契約金額をそれぞれ突合して確認したところ、494件の約90%である445件(国庫補助金計37億0967万余円)において、両者はそれぞれ同額となっていた。

(2) 共同住宅の複数世帯に係る防音工事を同一時期に発注する場合における工事契約の方式

ア 複数見積徴取等の実施状況

貴省は、前記のとおり、補助金の交付条件として、共同住宅の複数世帯に係る防音工事を同一時期に発注する補助事業者に対して、原則として複数見積徴取等を実施した上で工事業者と工事契約を締結することなどを求めている。

しかし、上記の補助事業者が実施した110件の補助事業のうち、80件(国庫補助金計16億9285万余円)において、複数見積徴取等が実施されておらず、交付決定額又は予定価格のうちの工事費相当分と工事契約金額が、それぞれ同額となっていた。他方で、残りの30件において、競争性の確保に対応した複数見積徴取等が実施されており、このうち18件の補助事業の予定価格に対する工事契約の金額の割合は、2件が85%未満、10件が85%から95%未満までとなっていた。

イ 工事契約の金額等の決定過程等

494件の補助事業のうち、3防衛局^(注3)に係る13件(国庫補助金計34億6942万余円)は、地方公共団体等が補助事業者となって実施されていた。そして、13件の工事契約に係る入札実施要綱、入札結果調書等によれば、事前に経営状況等を確認するなどして契約の内容に適合した履行が期待できる工事業者を入札の参加者として指名する希望制指名競争入札等の契約方式が採用されていた。

前記のとおり、9防衛局等は工事契約の金額等の決定過程を十分に確認していなかったことから、上記補助事業13件の工事契約の入札についてみたところ、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)等に基づき、契約の履行を確保するために特に必要がある場合において例外的に認められている最低制限価格が設定されていた。このため、最低制限価格を下回って入札した者が無条件に失格となり当該入札から排除されることとなっていて、13件のうち9件(国庫補助金計32億6548万余円)において、入札の参加者が契約の履行が期待できる工事業者であることが確認されているにもかかわらず、予定価格の90%の最低制限価格が設定されるなどしていた。そして、この結果、最も低い価格で入札した者が排除されていたり、中には最低制限価格と落札額との差が約5100万円となっていたりする契約も見受けられた。

上記について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

平成24年度に、南関東防衛局においてAが補助事業者となって実施した防音工事(国庫補助金2億2999万余円)の工事契約について、Aの入札結果調書等を徴取して確認したところ、事前に経営状況等を確認するなどして契約の内容に適合した履行が期待できる工事業者

を入札の参加者とする条件付一般競争入札が採用されていた。そして、最低制限価格の割合を予定価格の90.0%と定めて入札を実施した結果、最低制限価格を上回る業者を落札者とし、最低制限価格を下回る価格(予定価格の83.7%)で入札した業者が失格となり排除されていて、2者の価格差は約1600万円となっていた。

(注3) 3防衛局 北関東、南関東、近畿中部各防衛局

(3) 支援契約に係る入札参加資格

貴省は、支援契約に係る入札参加資格について、前記のとおり、委託要領において、設計業者及び工事業者と資本又は人事面において関連がある者でないことを求めているが、委託要領においては、上記関連がある者の範囲等の具体的な入札参加資格の内容まで定められていない。

そこで、支援契約に係る入札参加資格の確認の状況についてみたところ、9防衛局等は委託要領に基づき入札参加者から自己申告の中立性等証明書を提出させた上で入札を実施していたが、法人登記簿等の提出等を求めておらず、支援契約に係る入札参加者としての適格性を確認できていない状況となっていた。そして、9防衛局等のうち南関東防衛局が24年度に締結した支援契約計9件(契約金額計1388万余円)について、契約の相手方が過去に人事面において関連があると疑われる者である状況となっていた。

(改善を必要とする事態)

防音工事について、工事契約の金額等が公正に決定されているかを確認等していない事態、共同住宅の複数世帯に係る防音工事を同一時期に発注する場合において複数見積徴取等の実施が徹底されていない事態及び最低制限価格の設定状況等を具体的に確認していない事態並びに支援契約について、具体的な入札参加資格を定めていなかったため人事面において関連があると疑われる者と支援契約を締結して防音工事等の支援業務を実施させていた事態は適切ではなく、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、次のことなどによると認められる。

- ア 工事契約の金額等の決定過程について、公正に契約金額等を決定することなどの重要性に関する説明が補助事業者に対して十分に行われていなかったり、補助事業者から見積書を提出させるなどし、工事契約の金額等の決定過程に関して確認することの重要性について理解が十分でなかったりしていること
- イ 共同住宅の複数世帯に係る防音工事を同一時期に発注する場合において、複数見積徴取等を実施した上で工事契約を締結させるための具体的な方策が十分でないこと。工事契約の入札の際に最低制限価格を設定している地方公共団体等に対して、設定の必要性や最低制限価格の妥当性を報告させるなどの仕組みがなく、工事契約の金額等の決定過程及び妥当性を確認する体制が十分でないこと
- ウ 支援契約における透明性及び中立性を確保するための入札参加資格に関する検討が十分でないこと。入札参加資格を満たしているかを確認する体制が十分でないこと

3 本院が要求する改善の処置

住宅防音事業における契約手続等については、公正性、透明性、競争性、中立性等の確保が求められており、今後も引き続き住宅防音事業の実施が見込まれる一方、多くの場合は事務手続に不慣れな住民が補助事業者となっている。

については、貴省において、補助事業者が補助事業の執行を適正に行うことが可能となるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

- ア 工事契約の金額等を公正に決定することができるように、契約手続の実施手順、方法及び留意事項を具体的に明示するなどした上で、補助事業者に対する説明を徹底したり、補助事業者から見積書を提出させるなどして工事契約の金額等の決定過程を確認したりすること
- イ 共同住宅の複数世帯に係る防音工事を同一時期に発注する場合において、複数見積徴取等を実施した上で工事契約を締結させるために、契約手続の実施手順、方法及び留意事項を具体的に明示したり、支援契約に基づく支援業務の一つとして複数見積徴取等に係る業務を加えるなどの支援体制を整備したりすること。工事契約の入札の際に最低制限価格を設定する地方公共団体等に対して、設定の必要性や最低制限価格の妥当性の報告を求めるなどして、工事契約の金額等の決定過程及び妥当性を確認する体制を整備すること
- ウ 支援契約の入札参加資格を見直すとともに、中立性等証明書に加えて、法人登記簿等の資本及び人事面に関する書類等を併せて提出させるなどして入札参加資格を確認する体制を強化すること

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1) レセプトのオンライン化を早期に実施することにより、取得した機器を使用するとともに、社会保険診療報酬支払基金に支払う事務費の節減を図るよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本省	(項)防衛本省共通費 (項)武器車両等整備費 (項)人材確保育成費
部 局 等	(1) 陸上幕僚監部 (2) 航空幕僚監部 (3) 防衛医科大学校	
レセプトのオンライン化の概要	医療保険事務の効率化を図るために、社会保険診療報酬支払基金が防衛省に提出するレセプトを印刷された紙媒体によるレセプトの郵送から電子レセプトのオンラインによる送信とするもの	
使用していなかったパソコン等の機器の購入価格(ア)	(1)及び(3)	1740 万円(平成 23 年度)
社会保険診療報酬支払基金に委託した審査及び支払に関する事務費の支払額	(1)、(2)及び(3)	1 億 3855 万余円(平成 24、25 両年度)
上記のうち節減できた事務費(イ)	(1)、(2)及び(3)	1483 万円
(ア)及び(イ)の計		3223 万円

1 レセプトのオンライン化の概要等

(1) 診療報酬等の支払の概要

防衛省は、防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和27年法律第266号)等に基づき、自衛官等が、公務又は通勤によらないで負傷し、又は疾病にかかり、部外の医療機関等で診療、薬剤等の支給、手術等の治療等(以下「療養」という。)の給付を受けた場合、その療養に要した費用から自衛官等の本人負担分を控除した金額を、当該医療機関等に対して支払うこととなっている。そして、防衛省職員療養及び補償実施規則(昭和30年防衛庁訓令第73号)等により、駐屯地業務隊長、衛生隊長、基地業務担当部隊等の長等(以下、これらの者を「駐屯地業務隊長等」という。)は療養の給付を実施する権限を有する者とされている。また、防衛省は、各医療機関等が請求する診療報酬等の額の審査及び支払に関する事務を審査支払機関である社会保険診療報酬支払基金(以下「基金」という。)に委託して実施しており、これらの手続は、次のとおりとなっている。

①部外の医療機関等は、請求書に費用の明細を明らかにした診療報酬明細書等(以下「レセプト」という。)を添付して、これらを基金に提出する。②基金は、請求内容を審査点検した後、診療報酬等請求内訳書を作成し、これをレセプト及び払込請求書とともに駐屯地業務隊長等に提出する。③駐屯地業務隊長等は、請求を受けた金額を確認した上で、基金を通じて部外の医療機関等に当該費用を支払う。

(2) レセプトのオンライン化の概要

医療制度改革大綱(平成17年政府・与党医療改革協議会)等によれば、医療保険事務全体の効率化を図るために、従来紙媒体で行われていた医療機関等から審査支払機関へのレセプトの提出及び審査支払機関から保険者へのレセプトの提出は、平成23年度当初から、原則として電子レセプト^(注)をオンラインで提出すること(以下「レセプトのオンライン化」という。)とされており、厚生労働省は、18年以降、レセプトのオンライン化に係る通知を関係者に対して発出するなどしている。

(注) 電子レセプト 厚生労働省の定めた規格・方式(記録条件仕様)に基づき所定のレセプト電算処理マスターコードを使って、CSV形式のテキストで電子的に記録されたレセプト

そして、防衛省は、内部部局において、22年6月に「防衛省におけるレセプトオンライン化に係る基本方針」(以下「基本方針」という。)を定め、駐屯地業務隊長等が所在する陸上自衛隊182か所、海上自衛隊19か所、航空自衛隊25か所、防衛大学校及び防衛医科大学校において、通信手段として利用する防衛情報通信基盤の換装時期である24年3月に合わせてレセプトのオンライン化を実施するよう、関係する各機関等に周知している。

(3) 事務費の概要等

防衛省は、前記のとおり、基金に対して、審査及び支払に関する事務を委託しており、これらの事務の執行に要する費用(以下「事務費」という。)を基金に支払っている。事務費は、医療機関等が基金に対して提出したレセプトの形態、基金が防衛省に対して提出したレセプトの形態等によって異なっており、医科・歯科及び調剤ごとに設定されている。医科・歯科分の例を示すと、24、25両年度の防衛省における支払分に係るレセプト1件当たりの事務費は、電子レセプトを同省がオンラインで受け取った場合には97.4円から101.4円となっており、電子レセプトを出力した紙媒体を同省が郵送で受け取った場合に

比べて12.0円から12.8円割安となっている。そして、電子レセプトをオンラインで受け取るためには、駐屯地業務隊長等が基金に対して申出書等の書類を提出するなどして申請（以下、電子レセプトをオンラインで受け取るための申請を「申請」という。）を行う必要がある。

2 検査の結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

本院は、経済性、有効性等の観点から、基本方針に基づきレセプトのオンライン化が実施されているか、基金に対する事務費の支払が経済的なものとなっているかなどに着眼して、レセプトのオンライン化に係る経費及び24、25両年度の事務費を対象として、防衛省内部部局、陸上、海上、航空各幕僚監部、防衛大学校、防衛医科大学校及び陸上、航空両自衛隊の22駐屯地等において、診療報酬等請求内訳書、払込請求書等を確認するなどして会計実地検査を行った。

（検査の結果）

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

25年度末時点の防衛省の各機関等におけるレセプトのオンライン化の実施状況についてみると、海上自衛隊は24年4月から、防衛大学校は同年7月から実施していたが、陸上、航空両自衛隊及び防衛医科大学校は次のとおり実施していなかった。

陸上自衛隊は、183駐屯地等において24年4月から同時にレセプトのオンライン化を実施するために、専用のパソコン、通信機器等（購入価格計1731万余円）を、24年3月までに取得して、各駐屯地等に配置するなどしていた。しかし、陸上幕僚監部は、基金に対する申請等の具体的な指示を各駐屯地等にしていなかったことなどから、全駐屯地等においてレセプトのオンライン化が実施されておらず、取得した全ての機器が24年4月から26年3月までの2年間使用されていなかった。

航空自衛隊は、レセプトのオンライン化を実施するために必要となる機器等の内容を検討するなどしていたが、担当者の人事異動等の際に業務の引継ぎを十分に行っていなかったことなどから、レセプトのオンライン化に向けた具体的な計画を作成しておらず、基金に対する申請も行っていなかった。

防衛医科大学校は、24年4月からレセプトのオンライン化を実施するために、専用のパソコン1台（購入価格8万余円）を24年1月に取得するなどしていた。しかし、担当者の人事異動等の際に業務の引継ぎを十分に行っていなかったことなどから、基金に対する申請を行っておらず、また、取得したパソコンは、レセプトのオンライン化以外の用途に使用されていた。

これらのことから、陸上、航空両自衛隊及び防衛医科大学校は、基金から電子レセプトを印刷された紙媒体によるレセプトとして郵送で受け取るなどしており、レセプトの件数及び基金に対する事務費の支払額は、24年度計730,907件（うち電子レセプト計623,979件）、7085万余円、25年度計711,197件（同636,746件）、6770万余円、合計1,442,104件（同1,260,725件）、1億3855万余円となっていた。

このように、陸上、航空両自衛隊及び防衛医科大学校において、レセプトのオンライン化が実施されず、取得した機器が使用されないままとなっていたり、基金に対して支払う事務費が割高となっていたりしている事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(節減できた事務費)

陸上、航空両自衛隊及び防衛医科大学校が、24年4月からレセプトのオンライン化を実施していたものとして、電子レセプト24年度623,979件、25年度636,746件、計1,260,725件について、これらをオンラインで受け取った場合の事務費で支払額を修正計算すると、24年度計6343万余円、25年度計6028万余円、合計1億2372万余円となり、前記の事務費を24年度計741万余円、25年度計741万余円、合計1483万余円節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、陸上、航空両自衛隊及び防衛医科大学校において、基本方針に従い、着実にレセプトのオンライン化を実施することの重要性に対する理解が十分でなかったこと、また、レセプトのオンライン化の実施により事務費の節減が図られることに対する理解が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、陸上、航空両自衛隊及び防衛医科大学校は、レセプトのオンライン化の実施について内部部局と調整して、基金に対して申請を行い、26年9月までにレセプトのオンライン化を実施して、事務費の節減を図る処置を講じた。

- (2) 一般借受宿舎について、設置期限が定められていて、職員の退去時点で新たな入居者が見込めない場合の取扱いを定めることなどにより、未入居となる期間を短縮するよう改善させたもの

会計名及び科目 部 局 等	一般会計 (組織)防衛本省 (項)防衛本省共通費 内部部局(防衛省における宿舎制度の所掌部局)、統合幕僚監部、陸上、海上、航空各自衛隊の11基地等、技術研究本部(宿舎の維持管理部局)
一般借受宿舎の概要	民間の賃貸住宅を借り受けることにより設置した国家公務員宿舎
削減計画等に基づき廃止されるなどした一般借受宿舎の節減できた借上費(1)	4733万円(平成23年度～26年度)
一時的に設置された一般借受宿舎の節減できた借上費(2)	732万円(平成23、24両年度)
廃止に係る手続に長期間要した一般借受宿舎の節減できた借上費(3)	592万円(平成21年度～25年度)
(1)、(2)及び(3)の計	6057万円(平成21年度～26年度)

1 一般借受宿舎の概要

(1) 一般借受宿舎の概要

防衛省は、防衛省に所属する職員に貸与する目的で設置された国家公務員宿舎を統合幕僚監部、陸上、海上、航空各自衛隊の各部隊、技術研究本部等の各機関(以下、これらを合わせて「部隊等」という。)ごとに維持管理している。そして、国家公務員宿舎には、国が

建設等により設置した宿舍(以下「国設宿舍」という。)のほか、国設宿舍の不足を補うなどのために、民間の賃貸住宅を借り受けることにより設置した宿舍(以下「一般借受宿舍」という。)等がある。

(2) 一般借受宿舍の設置及び廃止に係る手続

一般借受宿舍の設置及び廃止に係る手続は、おおむね、次のとおりとなっている。

- ① 一般借受宿舍を設置する場合、部隊等が方面総監部等の上級部隊を通じるなどして、契約事務を担当する防衛局等に賃貸借契約の締結の依頼を行い、依頼を受けた防衛局等は、家主と賃貸借契約を締結する。
- ② 一般借受宿舍を廃止する場合、部隊等が廃止の予定時期を定め、家主と廃止に係る調整等を行った後、上級部隊を通じるなどして、防衛局等に賃貸借契約の解除についての依頼書等を提出する。依頼書等の提出は、原則として廃止の40日前までに行うこととなっており、提出を受けた防衛局等は、家主との賃貸借契約を解除する。

(3) 国家公務員宿舍の削減計画

財務省が設置した「国家公務員宿舍の削減のあり方についての検討会」は、平成23年12月に、国家公務員宿舍は真に公務に必要なものに限定し、今後5年を目途に5.6万戸程度の宿舍の削減を行うこととした「国家公務員宿舍の削減計画」を公表した。その後、財務省は、24年11月に、上記の削減幅を達成するなどとした「[国家公務員宿舍の削減計画](平成23年12月1日公表)に基づくコスト比較等による個別検討結果及び宿舍使用料の見直しについて」(以下、これらをまとめて「削減計画等」という。)を公表した。

防衛省は、削減計画等に基づき、部隊等が維持管理している一般借受宿舍約5,100戸のうち約1,600戸を、それぞれ廃止の期限を定めて削減することとしている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

一般借受宿舍は、前記のとおり、民間の賃貸住宅を借り受けることにより設置されたものであることから、未入居となる期間についても、家主との賃貸借契約が解除されるまでは、借上費が発生することになる。

そこで、本院は、経済性等の観点から、一般借受宿舍の廃止に係る手続が適切に行われているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、23年度から25年度までに廃止されるなどした一般借受宿舍を対象として、宿舍を維持管理している部隊等のうち、統合幕僚監部、陸上、海上、航空各自衛隊の基地等18か所及び技術研究本部において、職員の入退去状況等が記録された宿舍現況記録等^(注1)を確認するなどして会計実地検査を行った。また、防衛省における宿舍制度を所掌している内部部局において、一般借受宿舍の廃止に係る手続等について見解を徴するなどして会計実地検査を行った。

(注1) 陸上、海上、航空各自衛隊の基地等18か所 陸上自衛隊仙台、船岡、宇都宮、朝霞、市ヶ谷、座間、横浜、豊川、福知山、高知、目達原、都城、国分各駐屯地、海上自衛隊呉地方総監部、同東京業務隊、航空自衛隊十条、入間両基地、同知念分屯基地

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 削減計画等に基づき廃止されるなどした一般借受宿舎について

削減計画等に基づき廃止されるなどした一般借受宿舎について、職員が退去してから廃止されるまで、3か月から22か月までの間未入居のまま借り続けていた事態が、9部隊等^(注2)で計104戸(未入居の期間に係る借上費計6168万余円)見受けられた。

これらの一般借受宿舎を未入居のまま借り続けていたのは、部隊等において、次の人事異動の際に入居する可能性があるなどのためとしていたが、これらの宿舎には、設置期限が定められているため、新たに職員が入居することはなかった。したがって、部隊等は、職員の退去時点で新たな入居者が見込めない場合は、速やかに各戸ごとに廃止に係る手続を開始し、未入居となる期間を短縮すべきであったと認められた。そして、前記のとおり、賃貸借契約の解除についての依頼書等の提出は原則として廃止の40日前までに行うこととなっていることなどから、廃止に係る手続に要する期間として2か月程度を考慮しても、上記の104戸に係る借上費を計4733万余円節減できたと認められた。

(注2) 9部隊等 陸上自衛隊仙台、市ヶ谷、横浜、目達原各駐屯地、海上自衛隊東京業務隊、航空自衛隊十条、入間両基地、同知念分屯基地、技術研究本部

<事例>

航空自衛隊入間基地は、民間の賃貸住宅4戸を北関東防衛局に依頼して一般借受宿舎として設置していた。そして、削減計画等に基づきこれらの宿舎は平成26年度中に廃止されることとなっていた。その廃止に係る手続等について検査したところ、職員が退去した後も、26年7月に廃止されるまで、15か月から19か月までの間未入居のまま借り続けていた。しかし、職員の退去後、これらの宿舎について速やかに廃止の手続をとっていれば、この手続に要する期間として2か月程度を考慮しても、借上費を計4,560,000円節減できていた。

(2) 一時的に設置された一般借受宿舎について

国設宿舎の建替えに伴う一時的な不足分を補うなどのために設置した一般借受宿舎について、職員が退去してから廃止されるまで、3か月から10か月までの間未入居のまま宿舎を借り続けていた事態が、4部隊等^(注3)で計24戸(未入居の期間に係る借上費計1090万余円)見受けられた。

これらの一般借受宿舎についても、(1)と同様に速やかに廃止に係る手続を開始し、未入居となる期間を短縮すべきであったと認められ、この手続に要する期間として2か月程度を考慮しても、上記の24戸に係る借上費を計732万余円節減できたと認められた。

(注3) 4部隊等 統合幕僚監部、陸上自衛隊仙台、豊川、福知山各駐屯地

(3) 廃止に係る手続に長期間を要した一般借受宿舎について

職員が退去してから速やかに廃止することとしていた一般借受宿舎について、家主が長期間入院するなどしていて解約の同意書が得られなかったことなどから、防衛局等への依頼書等の提出に期間を要し、その結果、職員が退去してから廃止されるまで、5か月から35か月までの間未入居のまま借り続けていた事態が、2部隊等^(注4)で計14戸(未入居の期間に係る借上費計826万余円)見受けられた。

これらの一般借受宿舎の賃貸借契約書によれば、賃貸借期間中、賃貸借物件を使用する必要がなくなったときは、家主に対して、いつでも解約の申入れをすることができ、その場合において、賃貸借契約は、解約の申入れ後30日を経過した日に終了することとされている。したがって、部隊等が上級部隊や防衛局等と調整して廃止に係る手続を行う方策

を検討して、速やかに廃止に係る手続を開始し、未入居となる期間を短縮すべきであったと認められ、この手続に要する期間として、(1)と同様に2か月程度を考慮しても、上記の14戸に係る借上費を計592万余円節減できたと認められた。

(注4) 2部隊等 陸上自衛隊目達原、国分両駐屯地

このように、一般借受宿舎について、設置期限が定められていて、新たな入居者が見込めないにもかかわらず職員の退去後も借り続けたり、廃止に係る手続に長期間を要したりしたため、未入居の期間に係る借上費を支払っている事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められた。

- ア 部隊等において、賃貸借契約を防衛局等が締結していることなどから、未入居となる期間においても、借上費が生じることについての意識が十分でなかったこと
- イ 防衛省において、職員の退去時点で新たな入居者が見込めない場合の取扱いを定めていなかったこと
- ウ 部隊等において、廃止に係る手続を速やかに行うことができないなどの事態が発生した場合、上級部隊や防衛局等との調整が必要となることへの理解が十分でなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、防衛省は、26年9月に一般借受宿舎の廃止に係る手続についての通知を発して、職員が退去してから廃止されるまでの未入居となる期間を短縮するよう、次のような処置を講じた。

- ア 未入居となる期間についても、一般借受宿舎に係る借上費が生じることに留意するよう、部隊等に周知した。
- イ 設置期限が定められている一般借受宿舎について、職員の退去時点で新たな入居者が見込めない場合、原則として廃止するよう、部隊等に周知した。
- ウ 廃止に係る手続を速やかに行うことができないなどの場合、上級部隊や防衛局等と調整して解決を図ることとするよう、部隊等に周知した。

(3) 携帯無線機で使用する2次電池及び充電器を適切に配分したり、2次電池の活用に関する取扱方法を明確にしたりなどすることにより、2次電池を十分に活用するよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本省 (項)武器車両等整備費
部 局 等	陸上幕僚監部、陸上自衛隊の部隊
携帯無線機で使用する2次電池及び充電器の概要	携帯無線機の電源として使用する専用の2次電池及び2次電池を繰り返し充電するための充電器
2次電池及び充電器の調達価格相当額	26億1500万余円(平成26年5月末現在)
上記のうち十分に活用されていなかった2次電池及び充電器の調達価格相当額	2億5300万円

1 携帯無線機等の概要等

(1) 携帯無線機等の概要

陸上自衛隊は、野外における訓練等において指揮連絡を行うために、携帯無線機等の多種多様な通信器材を使用している。このうち、携帯無線機には、85式野外無線機、新野外無線機等があり、これらは、その形状等に合わせた専用の電池を電源として使用している。電池には、使い捨ての電池(以下「1次電池」という。)のほか、経費節減の観点から導入された、充電器で充電して繰り返し使用できる電池(以下「2次電池」という。)があり、携帯無線機1台を使用するためには1次電池又は2次電池のいずれか1個が必要となる。また、2次電池はいずれの携帯無線機に使用する場合にも通常300回程度充電器で充電して繰り返し使用できるとされている。

(2) 電池及び充電器の調達及び補給について

1次電池については、携帯無線機を使用する各部隊(以下「使用部隊」という。)が必要な1次電池の数量を算定して各補給処に請求し、補給統制本部がこれを取りまとめて、その請求数量に基づき調達している。そして、調達された1次電池は、保管されている各補給処から、使用部隊の請求に応じて使用部隊に補給されている。

一方、2次電池及び充電器については、1次電池と異なり、陸上幕僚監部が、携帯無線機の数量から2次電池及び充電器の調達数量を算定し、補給先及び補給数量を決定して、補給統制本部が陸上幕僚監部の算定した数量を基に調達している。そして、調達された2次電池及び充電器は、陸上幕僚監部が決定した補給先及び補給数量に基づくなどして、2次電池及び充電器を管理している部隊に補給され、同部隊の担当者等が運用に応じて使用部隊に配布するなどしている。

上記のとおり、陸上自衛隊は、2次電池及び充電器を毎年度順次調達しており、平成26年5月末時点において保有している数量は、2次電池48,491個、充電器2,001個(調達価格相当額2次電池16億4007万余円、充電器9億7493万余円、計26億1500万余円)となっている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、効率性、有効性等の観点から、陸上自衛隊が携帯無線機で使用する2次電池及び充電器を活用しているかなどに着眼して、^(注)陸上幕僚監部、装備施設本部、補給統制本部、関東、関西両補給処、陸上自衛隊22駐屯地等において、使用部隊が保有している2次電池及び充電器を対象として、同駐屯地等に所在する使用部隊から調書を徴したり、携帯無線機等の使用実績が記載されている履歴簿等の関係書類を確認したりするなどして会計実地検査を行った。

(注) 陸上自衛隊22駐屯地等 美幌、南恵庭、仙台、朝霞、座間、守山、豊川、福知山、桂、八尾、伊丹、善通寺、高知、小郡、目達原、健軍、那覇各駐屯地、白川、勝連、知念、八重瀬、南与座各分屯地

(検査の結果)

検査したところ、携帯無線機の使用に当たって1次電池又は2次電池のどちらを使用するかなどについては、使用部隊に適用される共通的な取扱方法が明確に定められておらず、使用部隊の判断によるものなどとなっていた。

そして、調書、履歴簿等により、2次電池及び充電器の活用状況を把握して分類したところ、1次電池及び2次電池の両方を訓練等で携行していて2次電池を優先して使用するなど、2次電池及び充電器を活用している使用部隊がある一方で、一部の2次電池を使用していなかったり、使用頻度が少なかつたりしているなど、2次電池及び充電器を十分に活用していない使用部隊が見受けられた。これらを原因別に示すと次のとおりである。

ア 2次電池と充電器の保有数量が適切でなかったことによるもの

14駐屯地等の27使用部隊では、使用部隊によって、2次電池又は充電器のいずれか一方を保有していなかったり、充電器の保有数量に比べて2次電池を多く保有していたりなどしていた。

イ 任務の特性等によるもの

3駐屯地の4使用部隊では、使用部隊の主要な任務が長時間連続する野外での行動であり、充電器で充電するための電源が確保できなかつたり、主要な任務が装備品の整備等であり、携帯無線機を使用する訓練等が少なかつたりなどしていた。

ウ 2次電池の使用を限定していたことなどによるもの

16駐屯地等の35使用部隊では、1次電池及び2次電池の両方を訓練等で携行していても、2次電池を1次電池の予備としたり、2次電池を駐屯地内の記念行事、短時間の訓練等に限定して使用したりなどしていた。

以上のとおり、使用部隊における2次電池及び充電器の保有状況、活用状況並びに任務の特性等が十分考慮されていないため、2次電池及び充電器が適切に配分されていなかったり、2次電池の使用を限定したりなどして、2次電池4,799個及び充電器197個(調達価格相当額2次電池1億6027万余円、充電器9272万余円、計2億5300万余円)が十分に活用されていなかったと認められた。

このように、携帯無線機で使用する2次電池及び充電器の使用部隊への配分及び取扱いが適切でなかったことなどから、使用部隊における使用が区々となっていて、経費節減の観点から導入された2次電池及び充電器を十分に活用していない事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、陸上幕僚監部において、使用部隊における2次電池及び充電器の保有状況並びに活用状況等を適切に把握していなかったこと、使用部隊に対して、2次電池の活用に関する具体的な取扱方法を明確に示していなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、陸上幕僚監部は、各部隊等に対して、26年3月及び8月に2次電池の活用促進に関する通達等を発するとともに、同年5月に関係者を集めた会議を開くなどして、1次電池の請求に当たっては、経済的な調達を図るために2次電池の活用を考慮することなど2次電池を積極的に活用するよう周知徹底した。また、同年7月に各部隊等に対して、2次電池及び充電器の適切な配分を目的とした管理換の指示を行うなどの処置を講じた。

(4) 大規模災害等に備えて調達した携帯無線機について、無線局の開設等に必要な手続を速やかに行い、運用を開始できるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本省 (項)東日本大震災復旧・復興武器車両等整備費
部 局 等	海上幕僚監部、47 部隊等
調達した携帯無線機の概要	大規模災害等における災害派遣、基地警備等に当たり、海上自衛隊の隊員が使用する携帯無線機
携帯無線機の調達数及び調達額	2,924 台 1 億 7319 万余円(平成 23 年度)
上記のうち無線局の開設等に必要な手続が行われていなかった携帯無線機の調達数及び調達額	753 台 4460 万円

1 無線設備の運用開始に必要な手続等の概要

海上自衛隊は、任務の遂行に必要な無線通信等を行うために、多くの無線設備を運用している。

海上幕僚監部は、東日本大震災において災害派遣及び基地警備に当たり個々の隊員が使用する携帯無線機が不足した経験等を踏まえて、新たに遠距離の通信等が可能で秘匿性が高い小型の携帯無線機(以下「新型無線機」という。)を全国の部隊等に装備することとした。そして、同大震災と同様の大規模災害等が発生した場合における災害派遣体制、基地警備体制等を想定して、従来災害派遣等に従事し無線設備を運用している部隊等に加えて、従来無線設備を運用していない部隊等でも運用することとし、平成 24 年 3 月に新型無線機 2,924 台を 173,197,500 円で調達して、これらを 132 部隊等に装備させている。

また、自衛隊法(昭和 29 年法律第 165 号)等によれば、自衛隊が携帯無線機等の無線設備で一定の規格を有するものを運用するに際しては、当該無線設備に関する無線局の開設(既に開設されている無線局にあっては無線設備の種類や数量等の変更。以下、これらを合わせて「開設等」という。)について、部隊等ごとに防衛大臣に申請してその承認を受けるなど所定の手続を経た後でなければ、運用を開始してはならないとされている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、大規模災害等に備えて調達した新型無線機が、速やかに運用を開始できるよう手続が行われているかなどに着眼して、新型無線機を装備した 132 部隊等を対象として検査した。検査に当たっては、海上幕僚監部、地方総監部、航空基地等において、132 部隊等のうちの 114 部隊等について無線局の開設等に必要な手続に関する書類を確認するなどして会計実地検査を行った。また、残りの 18 部隊については、海上幕僚監部を通じて同手続の実施状況に関する報告を求めてその内容を確認するなどして検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

新型無線機を装備した部隊等のうち 47 部隊等において、24 年 3 月の納入後約 2 年を経過していたにもかかわらず、無線局の開設等に必要な所定の手続が行われていなかった。この

ため、これらの部隊等が装備した新型無線機 753 台(調達価格 4460 万余円)は、その運用を開始できない状況となっていた。

このように、新型無線機を装備した部隊等において、無線局の開設等に必要な手続が適切に行われず、大規模災害等に備えて調達した多数の新型無線機が、その運用を開始できない事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められた。

- ア 部隊等において、従来無線設備を運用していなかったことから無線局の開設に所定の手続が必要なことについての認識が欠けていたり、無線設備の運用に当たって無線局の開設等に係る手続が必要であることを認識していたものの、新型無線機についてはその手続が必要ない又は海上幕僚監部等からの指示があつてから同手続を行うと誤解していたりしていたこと
- イ 海上幕僚監部において、従来無線設備を運用していなかった部隊等にも今回新たに新型無線機を装備するなどしていたのに、無線局の開設等には所定の手続が必要であることについて説明を行っていなかったなど、部隊等に対する指導が十分でなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、海上幕僚監部は、全ての新型無線機の運用を開始できるようにするために、26年3月に部隊等に対して通知を発して、無線局の開設等に必要な手続を速やかに行うよう指示した。そして、部隊等は同年6月までに手続を完了して、全ての新型無線機の運用を開始する処置を講じた。

- (5) 防衛施設用地に係る賃貸借契約事務を委託して実施するに当たり、変動する業務量を踏まえた契約方法に変更することなどにより、適正な会計処理が行われるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本省 (項)防衛施設安定運用関連諸費
部 局 等	内部部局、九州、沖縄両防衛局
委託契約の概要	防衛施設用地の賃貸借契約に当たり、土地の所有者への説明等を行う事務を委託するもの
委託契約の件数及び金額	8件 1億2017万余円(平成24、25両年度)
適正でない会計処理を行った委託契約の金額	1億2017万円(平成24、25両年度)

1 賃貸借契約事務に係る委託契約の概要等

(1) 賃貸借契約事務に係る委託契約の概要

防衛省は、国以外の者が所有している土地を、自衛隊及び在日米軍の施設用地(以下「防衛施設用地」という。)として使用するために、当該土地の所有者と賃貸借契約を締結して賃借している。

そして、九州、沖縄両防衛局は、上記の賃貸借契約の締結に当たり、土地の所有者の同意を得るために契約条件等の説明を行ったり、賃借料の支払先を確認したりするなどの事

務(以下「賃貸借契約事務」という。)を、随意契約により、土地の所有者で構成される社団法人等(以下「受託者」という。)に委託して、毎年度実施している。

(2) 支出負担行為の手續に係る法令の概要

支出負担行為(国の支出の原因となる契約その他の行為をいう。以下同じ。)は、会計法(昭和22年法律第35号)第11条の規定により、法令又は予算の定めるところに従い、これを行わなければならないとされている。また、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第39条の2第1項の規定により、支出負担行為担当官は、支出負担行為をなすには、各省各庁の長から示達された支出負担行為の計画の金額を超えてはならないとされている。すなわち、支出負担行為担当官は、各省各庁の長からの示達がなければ契約を締結することができないことになる。また、会計法第29条の8の規定により、契約を締結する場合には、原則として、契約書を作成しなければならないとされている。

そして、防衛省において地方防衛局長が支出負担行為担当官となる支出負担行為については、内部部局が取りまとめた上で、防衛大臣に対して示達の要求を行うこととなっており、防衛大臣は、この要求に基づいて地方防衛局長に対して支出負担行為の計画の金額を示達している。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性等の観点から、本件委託契約に係る会計処理が会計法令に基づき適正に行われているかなどに着眼して、九州、沖縄両防衛局が平成24、25両年度に締結した賃貸借契約事務の委託契約計8件(契約金額計1億2017万余円)を対象として、内部部局及び九州、沖縄両防衛局において、支出負担行為決議書、委託契約書等の内容及び示達の時期、金額等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

防衛省は、防衛施設用地の安定的使用に支障が生じないように土地の所有者から防衛施設用地を円滑に賃借するためには、賃貸借契約事務を通年で実施する必要があるとしている。このため、九州、沖縄両防衛局は、賃貸借契約事務を、毎年度、年度当初から受託者に実施させていた。

しかし、内部部局は、支出負担行為の計画の示達に当たって、土地の所有者数が年度途中で変動することに伴って受託者に委託する賃貸借契約事務の業務量も変動するなどのため、業務量の見通しが立ち、本件委託契約に係る所要額が明らかになった時点で、防衛大臣に対して示達の要求を行うことにしていた。このため、本件委託契約に係る示達がされたのは、九州防衛局長に対しては24年4月25日(24年度)及び25年6月11日(25年度)、沖縄防衛局長に対しては25年3月8日(24年度)及び26年3月28日(25年度)となっていた。

前記のとおり、支出負担行為担当官は、各省各庁の長からの示達がなければ支出負担行為を行うことができないこととされている。このようなことから、九州防衛局では、契約書を作成するなどして本件委託契約を受託者と締結したのは、示達を受けた後の24年6月1日(24年度)及び25年7月19日(25年度)となっていた。また、沖縄防衛局では、同様に、25年3月13日(24年度)及び26年3月28日(25年度)となっていた。すなわち、九州防衛局は本件委託契約を締結した日の2か月以上前から、沖縄防衛局は本件委託契約を締結した日の11か月以上前から、いずれも支出負担行為の計画の金額の確認や契約書の作成を行わず

に、受託者に賃貸借契約事務を実施させている状態となっていた。

このように、九州、沖縄両防衛局が委託する賃貸借契約事務の業務量が年度当初には見通せなかったことなどを理由として、会計法令に定められた手順にのっとりことなく、受託者に賃貸借契約事務を実施させている状態となっている事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、防衛省において、次のことによると認められた。

- ア 賃貸借契約事務は毎年度実施しているものであり、年度当初には委託する賃貸借契約事務の業務量が見通せないことなどを把握していたのに、会計法令に定められた手順にのっとり委託契約を締結するための検討が十分でなかったこと
- イ 受託者に賃貸借契約事務を実施させるには、会計法令に定められた手順にのっとり受託者と契約を締結してから行う必要があることの認識が欠けていたこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、防衛省は、賃貸借契約事務を委託して実施するに当たり、適正な会計処理が行われるよう、次のような処置を講じた。

- ア 本件委託契約について、賃貸借契約事務の業務量が変動することなどを踏まえて、契約の締結時に契約金額を確定させていたこれまでの確定契約から、業務内容ごとに単価を定めて業務実績に応じて契約金額を支払う単価契約へ変更するなどした。そして、26年度の本件委託契約については、九州防衛局は26年4月1日に、沖縄防衛局は同年6月16日に、それぞれ受託者と契約を締結して、委託業務を開始した。
- イ 関係部局に対して、26年8月に通知文書を発して、受託者に賃貸借契約事務を実施させる前に支出負担行為の計画の示達を要求して契約を締結する必要があることなどについて周知徹底を図った。

(6) 艦艇に搭載している計測器等の校正検定について、艦艇部隊が年間計画表を確実に作成して、これに基づいて造修補給所が遺漏なく実施することなどにより、有効期間内に適切に実施されるよう改善させたもの

会計名	一般会計	
部局等	海上自衛隊補給本部、5造修補給所、44護衛艦部隊	
物品の分類	(分類)防衛本省 (細分類)防衛用品 (品目)防衛用電気通信機器 等	
艦艇に搭載している計測器等の概要	海上自衛隊の艦艇に装備している機器の動作の確認、故障の診断等を行うための計測器及び試験器	
検査の対象とした計測器等の数量及び物品管理簿価格	1,361台	10億9828万余円(平成26年3月末現在)
上記のうち校正検定が有効期間内に実施されていなかった数量及び物品管理簿価格	799台	6億7559万円

1 艦艇搭載の計測器等の校正検定等の概要

(1) 艦艇搭載の計測器等の概要

海上自衛隊は、任務の遂行に資するために、艦艇に、陸上基地との通信、艦艇の防御、攻撃目標の捕捉等を行う無線通信設備、防空システム、水上レーダー等の機器を装備している(以下、艦艇に装備しているこれらの機器を「装備機器」という。)

そして、海上自衛隊は、装備機器を常に良好な状態に維持し、効果的に運用するために、乗員が艦艇においてこれらの動作の確認、故障の診断等を行えるよう、周波数計、レーダー試験器等の多数の計測器及び試験器(以下、これらを合わせて「計測器等」という。)を艦艇に搭載している。このため、計測器等については、常に所定の精度が確保されている必要がある。

(2) 艦艇搭載の計測器等の校正検定の概要

艦艇搭載の計測器等の整備については、艦船造修整備規則(平成14年海上自衛隊達第54号)等(以下「整備規則」という。)に基づき、艦艇部隊及び地方総監部の所在地に設置されている造修補給所が実施することとなっており、海上自衛隊補給本部(以下「補給本部」という。)が艦艇部隊及び造修補給所に対して計測器等の整備に係る指導を行うこととなっている。

整備規則によれば、艦艇搭載の計測器等は、校正検定^(注1)に合格し、かつ、定められた有効期間内にあることを確認したものでなければ装備機器の整備作業に使用してはならないとされ、計測器等の校正検定の有効期間は、ほとんどが1年とされている。そして、艦艇部隊は、校正検定の有効期間等を考慮して、搭載している計測器等に係る校正検定の年間計画表を毎年度作成し、これを造修補給所に提出して造修補給所に校正検定の実施の請求を行うこととされ、造修補給所はこれらに基づき校正検定を実施することとされている。

また、艦艇部隊及び造修補給所は、年間計画表に基づく校正検定が有効期間内に実施できないなどの不具合が生じた場合、補給本部に報告することとされている。そして、補給本部は、これに対する必要な処置を艦艇部隊及び造修補給所に指示することになっている。

そして、校正検定は、艦艇自体の定期検査^(注2)、年次検査^(注3)等の際に、計測器等を陸揚げして実施されている。

(注1) 校正検定 計測器等を基準となる器具と比較して、精度上の誤差を確かめ、必要に応じて調整した後、計測器等が精度要求条件に合致しているか否かを判定等すること

(注2) 定期検査 3年から5年に1回の間隔で行う艦艇の検査

(注3) 年次検査 定期検査を行う年度を除いて毎年度行う艦艇の検査

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

海上自衛隊においては、任務の遂行に資するために、装備機器の整備に必要な多数の計測器等を今後も継続的に艦艇に搭載して使用することが見込まれる。

そこで、本院は、合規性、有効性等の観点から、艦艇搭載の計測器等の校正検定が整備規

則に定められた有効期間内に適切に実施されているかなどに着眼して検査した。検査に当たっては、海上幕僚監部、補給本部及び5地方総監部^(注4)において、平成26年3月31日現在で就役している護衛艦、潜水艦、掃海艦等の艦艇139隻のうち、就役後1年を経過している護衛艦45隻に搭載している有効期間が1年の計測器等計1,361台(物品管理簿価格計10億9828万余円)を対象として、計測器等の整備状況等を記録した来歴簿等により21年度から25年度までの校正検定の実施状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注4) 5地方総監部 横須賀、呉、佐世保、舞鶴、大湊各地方総監部

(検査の結果)

検査したところ、いずれの護衛艦部隊においても、搭載している計測器等に係る校正検定の年間計画表が作成されていなかった。

そして、校正検定の実施状況についてみたところ、護衛艦44隻に搭載している計測器等計799台(物品管理簿価格計6億7559万余円)については、21年度から25年度までの5か年間において全く実施されていなかったり、不定期に実施されていてその間隔が2年以上となっていたりなどして、校正検定が整備規則に定められた有効期間内に適切に実施されていなかった。

上記の事態について事例を示すと次のとおりである。

<事例>

護衛艦Aは、37台の計測器等を搭載している。このうち、平成21年度から25年度までの5か年間に、計測器B等2台については、校正検定が全く実施されていなかった。また、試験器C等3台については21年度の定期検査時に、計測器Dについては25年度の年次検査時に校正検定が実施されたのみとなっており、計測器E等28台については21年度の定期検査時と25年度の年次検査時に実施されているなどして、いずれも2年以上の間隔を空けた不定期の実施となっていた。

また、いずれの護衛艦部隊及び造修補給所からも、校正検定の実施において有効期間内に実施できないなどの不具合が生じた場合の補給本部に対する報告は、行われていなかった。

このように、護衛艦搭載の計測器等の校正検定が整備規則に定められた有効期間内に適切に実施されていない事態は、計測器等の精度が確保されているか十分確認しないまま装備機器の動作の確認等が行われ、装備機器に影響が生ずるおそれがあることから適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められた。

ア 護衛艦部隊において、計測器等の校正検定を有効期間内に計画的に実施するとしている整備規則の趣旨についての理解が十分でなく、また、その遵守の重要性についての認識が欠けていたため、校正検定の年間計画表を作成しておらず、校正検定の対象とすべき計測器等を適切に選定していなかったこと

イ 造修補給所において、護衛艦部隊から年間計画表が提出されていないのに、護衛艦部隊からの請求のみに基づいて校正検定を実施していたこと

ウ 補給本部において、整備規則の趣旨及びその遵守の重要性について、護衛艦部隊及び造修補給所に対する指導が十分でなかったこと

3 当局が講じた改善の措置

上記についての本院の指摘に基づき、補給本部は、艦艇搭載の計測器等の校正検定が有効期間内に適切に実施されるよう、26年8月に艦艇部隊及び造修補給所に対して通知を発して、整備規則の趣旨を改めて明確にするとともに、次の事項について周知徹底する処置を講じた。

ア 校正検定の年間計画表について、26年度分を作成していない艦艇部隊は速やかにこれを作成して造修補給所に提出するとともに、以降も整備規則に基づき確実に年間計画表を作成して造修補給所に提出すること

イ 造修補給所は艦艇部隊から年間計画表の提出を受け、これにより校正検定を遺漏なく実施すること

ウ 年間計画表に基づく校正検定が有効期間内に実施できないなどの不具合が生じた場合には、艦艇部隊及び造修補給所は補給本部に報告すること

- (7) 備蓄している抗インフルエンザウイルス薬に関する最新の情報を迅速かつ確実に把握する態勢を整えるとともに、情報の内容について精査及び検討を行い、周知することなどにより、適切な管理を行うよう改善させたもの

会計名	一般会計	
部局等	内部部局、陸上、海上、航空各幕僚監部、陸上自衛隊補給統制本部、海上、航空両自衛隊補給本部、陸上自衛隊1補給処、海上自衛隊5造修補給所、航空自衛隊17部隊、3自衛隊病院	
物品の分類	(分類)防衛用品 (区分)消耗品	
備蓄しているリレンザの概要	防衛省新型インフルエンザ対策計画等に基づき備蓄しているもの	
平成20年度に調達されたリレンザの個数及び調達額	24,723 個	8280 万余円
上記のうち廃棄されたリレンザの個数及び調達額	15,548 個	5207 万円

1 リレンザの備蓄等の概要

(1) リレンザの備蓄の概要

防衛省は、新型インフルエンザ対策を的確かつ迅速に行うために、政府の新型インフルエンザ対策行動計画(平成21年2月改定)等を踏まえて、防衛省新型インフルエンザ対策計画(平成21年3月)(以下「対策計画」という。)を策定している。対策計画には、関係省庁との間で平素から密接な連携及び協力の実施に努めること、陸上、海上、航空各自衛隊(以下「各自衛隊」という。)等の関係部署間で新型インフルエンザ対策に関する情報及び知見の

総合的な集約並びに交換を行うこと、抗インフルエンザウイルス薬を含む資器材等を計画的に整備し必要量を確保することなどが定められている。そして、防衛省は、平成20年度から24年度までの間に、対策計画等に基づいて抗インフルエンザウイルス薬リレンザ（以下「リレンザ」という。）を計84,672個（調達額計2億4772万余円）調達しており、各自衛隊の補給処等の薬品庫において備蓄している。

また、リレンザには、診療用として流通しているリレンザのほかに備蓄専用のリレンザがある。

(2) リレンザの有効期間の延長に関する通知の概要

厚生労働省は、都道府県等に対して抗インフルエンザウイルス薬の有効期間の延長に関する通知を適時に発出しており、21年6月に「抗インフルエンザウイルス薬リレンザの有効期間の延長について」（平成21年6月薬食審査発第0601001号。以下「21年通知」という。）を発出している。これによれば、21年6月以降に製造されるリレンザの有効期間が従前の5年間から7年間に延長されるとともに、既に国、都道府県により備蓄されているものについても、室温において適切に保管されているリレンザについては、製造後7年間は承認された規格を逸脱することはないと考えられるとされている。

2 検査の結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

本院は、経済性、効率性等の観点から、備蓄されているリレンザについて、薬剤に関する最新の情報を反映して適切な管理が行われているかなどに着眼して、20年度に備蓄を目的として調達されて46補給処等において管理されているリレンザ（以下「20年度リレンザ」という。）計24,723個（調達額計8280万余円）を対象として、内部部局、陸上、海上、航空各幕僚監部（以下「各幕僚監部」という。）、陸上自衛隊補給統制本部、海上、航空両自衛隊補給本部、各自衛隊の補給処等において、リレンザの管理状況や契約書、物品管理簿等の書類を確認したり、21年通知に対する認識等について担当者から説明を聴取したりするなどして会計実地検査を行った。

（検査の結果）

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

20年度リレンザの製造は19年9月であり、製造時の有効期間は製造後5年間であったことから、包装には使用期限が24年9月と表示されていた。このため、27補給処等は、26年3月までに、20年度リレンザ計15,548個（調達額計5207万余円）を廃棄していた。

（注1） 27補給処等 陸上自衛隊補給統制本部、同関東補給処、海上自衛隊横須賀、呉、佐世保、舞鶴、大湊各造修補給所、航空自衛隊第2航空団、同第29警戒隊、同第36警戒隊、同第6航空団、同中部航空警戒管制団、同第5航空団、同第8航空団、同西部航空警戒管制団、同第1輸送航空隊、同第3輸送航空隊、同第1航空団、同第11飛行教育団、同幹部学校、同幹部候補生学校、同第3術科学校、同第4術科学校、同第4補給処木更津支処、自衛隊三沢、岐阜、那覇各病院

防衛省によれば、21年通知について、「承認された規格を逸脱することはないと考えられる」期間の延長の対象は国等により備蓄されている備蓄専用のリレンザであると認識し、診

療用として流通しているリレンザを調達した20年度リレンザについては21年通知による期間の延長の対象にはならないと判断して、補給処等へ連絡するなど特段の対応を執らなかつたとしている。そして、この判断を行う際に、製造販売業者に問い合わせるなどしていたものの、21年通知の発出元である厚生労働省に21年通知の趣旨等の確認を行っていなかった。

しかし、本院が厚生労働省に対して21年通知の趣旨等を確認したところ、次のとおりであった。

ア リレンザは、11年12月に我が国において製造販売が承認されて以来、製造方法が変更されておらず、21年5月以前に製造され既に国、都道府県により備蓄されているリレンザについても、室温において、適切に保管されているものについては、21年6月以降製造分と同様に製造後7年間は承認された規格を逸脱することはないと考えられる。

イ 現に、厚生労働省は、新型インフルエンザ対策として、21年通知等に基づいて、18年12月製造分のリレンザも備蓄している。

ウ 備蓄専用のリレンザと診療用として流通しているリレンザは、包装は異なるが、医薬品リレンザとしては同一であるので、成分に違いはない。

したがって、薬品庫で室温において適切に保管されていれば、19年9月製造の20年度リレンザも^(注2)29年9月まで承認された規格を逸脱することはないと考えられることから、防衛省において、21年通知が発出されたことにより必要となる対応について十分な検討を行うことなく20年度リレンザ計15,548個(調達額計5207万余円)を廃棄した事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(注2) 29年9月 平成25年11月に、リレンザについて有効期間を10年間に延長するとした通知(平成25年11月薬食審査発1125第1号)が発出されたことにより、20年度リレンザの承認された規格を逸脱することはないと考えられる期間は、29年9月までとなる。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、防衛省において、21年通知が発出されたことにより必要となる対応の検討に当たり、発出元である厚生労働省に対して21年通知の趣旨等を確認すること及び実際に薬剤を管理している補給処等に対して情報を伝達して周知することの必要性に対する理解が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、防衛省は、リレンザを含む備蓄している抗インフルエンザウイルス薬の適切な管理を行うよう次のような処置を講じた。

ア 26年1月に、厚生労働省に対して、抗インフルエンザウイルス薬に関する情報提供を行うよう依頼して、最新の情報を迅速かつ確実に把握する態勢を整えるとともに、同年8月に、今後、上記の情報提供を受けた場合については内部部局及び各幕僚監部の衛生関係部署と調整した上で、その内容について精査及び検討を行い、内部部局から各幕僚監部への事務連絡により情報共有を図り、各幕僚監部から補給処等へ周知することとした。

イ 承認された規格を逸脱することはないと考えられるとされた期間を踏まえて、26年5月以降順次、20年度リレンザを診療用として使用したり、抗インフルエンザウイルス薬の保管及び調達に係る計画を見直して自衛隊間で管理換を行ったりした。

平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

防衛施設周辺放送受信事業補助金の補助対象区域について

〔平成 23 年度決算検査報告 693 ページ参照〕
〔平成 24 年度決算検査報告 633 ページ参照〕

1 本院が表示した意見

防衛省は、自衛隊又は我が国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊が使用する飛行場等周辺地域のうち指定する区域(以下「補助対象区域」という。)内において、日本放送協会と放送の受信についての契約を締結した者に対して、航空機騒音によるテレビ放送の聴取障害(以下「テレビ聴取障害」という。)の対策として、放送受信料のうち地上系放送分の半額相当額を補助している。しかし、補助対象区域の指定に当たり勘案することとなっている各種要件(以下「指定基準」という。)を定めた際の根拠資料が残されておらず、指定基準がテレビ放送の聴取における航空機騒音の実態を適切に反映したものとなっているか不明となっている事態が見受けられた。

したがって、防衛省において、指定基準がテレビ放送の聴取における航空機騒音の実態を反映させたものとなっているかを検証し、指定基準を見直すなどして、防衛施設周辺放送受信事業により補助金を交付する根拠について透明性を十分に確保するよう、防衛大臣に対して平成 24 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により意見を表示した。

2 当局の処置状況

本院は、防衛省内部部局及び各地方防衛局等において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、防衛省は、本院指摘の趣旨に沿い、24 年度においては指定基準の見直しなどに係る検討のための基礎的な資料を収集し整理するために文献調査等を実施し、25 年度においてはテレビ聴取障害の定義付けや指定基準の見直しなどを検討した上で学識経験者により構成された検討委員会を開催して検証を行い、26 年度においては 25 年度の検証結果がテレビ聴取障害の現地の実態を反映したものとなっているかを確認するための調査を実施して、その結果について検討委員会において検証を行っている。防衛省は、今後も引き続き検討を行い、指定基準の見直しなどの所要の処置を講ずることとしている。

平成 24 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 違約金の賦課を定めた資料の信頼性確保に関する特約条項の取扱いについて

(平成 24 年度決算検査報告 577 ページ参照)

1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

防衛省は、過去の過大請求事案を踏まえて、予定価格の算定に当たり原価計算方式を採用した契約については、違約金の賦課について定めた「資料の信頼性確保に関する特約条項」(以下「信頼性特約」という。)を付すこととしている。さらに、平成 25 年 4 月から締結する契約については、段階的違約金の賦課を定めた「資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項」(以下「新信頼性特約」という。)を付すとともに、信頼性特約を付している履行中の契約についても、新信頼性特約へ変更することを契約相手方に要請することとしている。

しかし、情報本部及び海上自衛隊航空補給処(以下「空補処」という。)が締結した契約において、信頼性特約が付されていないなどの事態や、このため適切な額の違約金を請求できなかったなどの事態が見受けられた。

したがって、防衛省において、情報本部及び空補処が締結した履行中の契約のうち信頼性特約が付されていないなどの契約については、新信頼性特約を付することができるよう契約相手方と協議するなどするとともに、各調達機関に対して、新信頼性特約を付すことを定めた通達の趣旨及びその遵守の重要性を周知徹底したり、決裁書類の確認を的確に行うためにその書式を見直したり、契約上適切でない事態が明らかになった場合は迅速かつ的確な対応を講ずるよう教育や指導を行ったり、各調達機関の会計監査部門に対して新信頼性特約が適正に付されているかなどについて会計監査を実施させたりなどするよう、防衛大臣に対して25年9月に、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、防衛省内部部局、情報本部、空補処等において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、防衛省は、本院指摘の趣旨に沿い、情報本部及び空補処を含めた全ての調達機関に対して、履行中の契約について信頼性特約等の付与状況を調査させ、信頼性特約等が付されていないなどの契約については、契約相手方と協議させて、特約条項を付すこととする変更契約を行わせるとともに、次のような処置を講じていた。

ア 各調達機関に対して、25年11月から26年1月までの間に教育等を実施して、新信頼性特約を付すことを定めた通達の趣旨及びその遵守の重要性を周知徹底した。

イ 各調達機関に対して、26年3月に通知を発して、決裁書類の確認を的確に行うために、新信頼性特約の付与状況を確認できるチェックシートを作成させることとしたり、アの教育等を実施した際に、契約上適切でない事態が明らかになった場合は迅速かつ的確な対応を講ずるよう指導したり、各調達機関の会計監査部門に対して、同年4月に通達を発して、新信頼性特約が適正に付されているかなどについて重点的に会計監査を実施させることとしたりした。

(2) 潜水艦用ディーゼル機関に使用される接続棒大端部軸受の製造請負契約等が適切に履行されていなかった事態に係る処置について

(平成24年度決算検査報告582ページ参照)

1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

海上自衛隊は、潜水艦用ディーゼル機関に使用されている接続棒大端部軸受(以下「軸受」という。)が摩耗限度等に関する交換基準に達している場合等に、これを製造請負契約等により調達するなどしている。しかし、海上自衛隊において、納入された軸受が仕様書等に適合していなかったことを軸受の損傷事故に係る調査報告書等により把握することができたにもかかわらず、その事実を看過して、^{かし}瑕疵や損害の有無等について十分に調査及び検証を行っていないことが見受けられた。

したがって、海上幕僚監部において、①海上自衛隊が締結した契約32件について、仕様書等に適合していない軸受を特定するなどして事実関係の確認を行うとともに、当該軸受が早期に交換基準に達していた場合等における損害を十分調査するなどした上で、契約条項等を踏まえて川崎重工業株式会社(以下「川崎重工」という。)と代金の減額等について協議を行ったり、②装備施設本部が締結した契約4件に係る軸受について、上記と同様に事実関係の確認等を行った上で、契約事務を行った同本部に対して当該事態を報告して今後の処理について調整したり、③物品管理官等に通知を発するなどして、仕様書等に適合していない物品が納入されていた事態が判明した場合は、瑕疵、損害等の有無について迅速かつ適切に調査及び検証を行って契約の適正な履行の確保を図ることの重要性等について更なる周知徹底を図ったりするよう、防衛省海上幕僚長に対して平成25年3月に、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、海上幕僚監部等において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、海上幕僚監部は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 海上自衛隊が締結した契約32件について、川崎重工の注文書等から、納入された軸受全てが仕様書等に適合していないものであることを確認した。その上で、当該軸受による損害を調査し、川崎重工と代金の減額等について協議を行った。

なお、協議については、仕様書等に適合する軸受及び適合しない軸受が現存していないことなどのため両者の交換に至るまでの使用時間数の差異を把握できず、損害額の算定ができないことなどから、代金の減額等は困難な状況となっていた。

イ 装備施設本部が締結した契約4件について、アと同様に、納入された軸受全てが仕様書等に適合していないものであることを確認するなどするとともに、当該契約事務を行っている同本部に報告して調整した上で、当該契約分についても併せて協議を行った。

ウ 25年7月に物品管理官等に通知を発するなどして、仕様書等に適合していない物品が納入されていた事態が判明した場合は、瑕疵、損害等の有無について迅速かつ適切に調査及び検証を行って契約の適正な履行の確保を図ることの重要性等について更なる周知徹底を図った。

(3) 火薬庫保有会社に保管させている防衛火工品の管理について

(平成24年度決算検査報告588ページ参照)

1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

陸上自衛隊は、爆破薬、砲弾等の防衛火工品の調達を装備施設本部に要求し、同本部はこの調達要求に基づき防衛火工品の製造請負契約を締結している。そして、製造させた防衛火工品の一部について、火薬庫を保有している会社(以下「火薬庫保有会社」という。)を納地としている。しかし、火薬庫保有会社の火薬庫に保管させている防衛火工品について、物品管理法(昭和31年法律第113号)等に基づき、国以外の者の施設に保管するに当たって付すこととされている必要な条件を保管契約に適切に定めておらず、管理の実態を把握しないまま保管させていたり、火薬庫保有会社において保管規程等に基づく現品の管理が適切に行われていなかったりしている事態が見受けられた。

したがって、陸上自衛隊において、保管させている防衛火工品と物品管理簿等との照合を確実にしたり、火薬庫保有会社における防衛火工品の保管の実態を確実に把握するために必要な条件を付した保管契約に変更するなどして適切な管理体制を整備したりするとともに、現況調査等の際に、火薬庫保有会社に法令遵守の重要性について周知徹底を図ったり、新たな保管契約に基づき法令遵守の状況について確認を行うなどして火薬庫保有会社による保管の適正化を確保したりするよう、防衛省陸上幕僚長に対して平成25年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、陸上幕僚監部等において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、陸上自衛隊は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 25年10月、12月及び26年3月に火薬庫保有会社に保管させている防衛火工品と物品管理簿等との照合を確実にしたり、防衛火工品の滅失、毀損等の損害が生じた場合の通知義務や損害の賠償等の必要な条件を付した保管契約に変更するなどして適切な管理体制を整備したりした。

イ 現況調査等の際に、火薬庫保有会社に対して、防衛火工品の管理に関する法令遵守の重要性について周知徹底を図ったり、新たな保管契約に基づき法令遵守の状況について確認を行うなどして火薬庫保有会社による保管の適正化を確保したりした。

(4) 第三者行為により療養の給付等を受けた場合における診療委託費に係る債権管理等について

(平成24年度決算検査報告592ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

防衛省は、防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和27年法律第266号)等に基づき、自衛官等が公務又は通勤によらない負傷や疾病により部外の医療機関において診療を受けた場合に療養の給付等に係る診療委託費を負担しているが、交通事故等の第三者による行為(以下「第三者行為」という。)によって生じた療養の給付等については、国は療養の給付等に要した価額の限度で加害者に対する損害賠償請求権を取得することになっている。しかし、陸上、海上、航空各自衛隊(以下「各自衛隊」という。)において、高額療養費等の適用を受けた自衛官等に係る診療委託費について、負傷の原因が第三者行為に該当するかどうか確認及び検討を行った結果を記録して保存する仕組みが整備されていない事態や、陸上、海上両自衛隊において、療養の給付等を受けた自衛官等や療養実施担当者が必要な事務手続をとっていないか、国の債権に係る債権発生通知義務者が第三者行為に係る損害賠償請求権の発生を遅滞なく歳入徴収官に通知していなかったりして、歳入徴収官が適時適切な債権管理を行うことができないなどの事態が見受けられた。

したがって、防衛省において、各自衛隊に対して、高額療養費等の適用を受けた負傷の原因が第三者行為に該当するかどうか確認及び検討を行った結果を記録して保存する仕組みを整備させたり、陸上、海上両自衛隊に対して、第三者行為によって生じた療養の給付等につ

いて、療養の給付等を受けた自衛官等及び療養実施担当者が行う事務手続を周知徹底するとともに、債権発生通知義務者は金額が未確定であっても遅滞なく歳入徴収官等に通知するよう周知徹底したり、陸上自衛隊に対して、療養の給付等が第三者行為によって生じた場合の事務処理要領等を定めさせたりするよう、防衛大臣に対して平成25年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、防衛省内部部局、陸上幕僚監部等において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、防衛省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 各自衛隊において、25年11月までに、高額療養費等の適用を受けた負傷の原因が第三者行為に該当するかどうか確認及び検討を行った結果を記録して保存する仕組みを整備させた。
- イ 陸上、海上両自衛隊において、26年7月までの講習等の機会に、第三者行為によって生じた療養の給付等について、療養の給付等を受けた自衛官等及び療養実施担当者が行う事務手続を周知徹底させるとともに、債権発生通知義務者は金額が未確定であっても遅滞なく歳入徴収官等に通知するよう周知徹底させた。
- ウ 陸上自衛隊において、25年8月に療養の給付等が第三者行為によって生じた場合の事務処理要領等を定めさせた上で、同月から26年7月までの間に陸上自衛隊各駐屯地に同要領等を周知徹底させた。

(5) 米国に派遣された防衛省職員が行う前渡資金に係る会計事務等について

(平成24年度決算検査報告597ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置及び要求した改善の処置

防衛省は、米国に派遣した職員(以下「派遣職員」という。)を資金前渡官吏として任命し、前渡資金を交付して、公務に要する経費の支払を行わせている。また、派遣職員には、渡航費及び滞在費として、旅費が支給されるなどしている。しかし、資金前渡官吏が前渡資金に係る会計事務を適正に行っていないか、派遣職員が国家公務員の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)に基づく旅行命令の変更の申請を行っていないか、これらに関する会計監査が十分機能していないか、公務を行うための現地事務所(以下「事務所」という。)の借上費用の低減等を図るための検討が行われていないか、見受けられた。

したがって、防衛省において、資金前渡官吏の会計事務及び派遣職員の旅行について十分にその実態を把握したり、内部監査の強化等の方策を策定し実施することとするなどして体制の整備を図ったり、指導等を十分に行うなどして会計事務職員としての資質を十分に確保したりするとともに、事務所の借り上げの実態等に係る情報を一括して管理したり、事務所の集約化、統合化、借上費用の低減等を図るための検討を行い必要な見直しを行ったりするよう、防衛大臣に対して平成25年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求め、及び同法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局の処置状況

本院は、防衛省内部部局等において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。検査の結果、防衛省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 各派遣機関から任命された資金前渡官吏の会計事務及び派遣職員の旅行について、横断的に調査を行い実態を把握するとともに、26年4月に通達を発して内部監査の強化を図ったり、指導用のマニュアルを策定したりするなどした。

また、同年5月に通知を発して、資金前渡官吏等に対して上記のマニュアルにより指導等を行うなどした。

イ 事務所の借り上げの実態や派遣職員の派遣先における公務の遂行等に係る情報を一括して管理することとした。

そして、事務所の集約化、統合化、借上費用の低減等を図るための検討を引き続き行うこととしている。

(6) 有償援助による役務の調達に係る受領検査の実施等について

(平成24年度決算検査報告602ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

防衛省は、アメリカ合衆国政府から有償援助により防衛装備品及び役務の調達を行っている。しかし、役務の給付が完了しているにもかかわらず、支出負担行為担当官(以下「支担当」という。)が適時に役務の給付の受領のための検査(以下「受領検査」という。)の指令(以下「検査指令」という。)を行っていなかったり、支担当が検査指令書に検査確認事項を記載していなかったり、役務の給付を受ける部隊等(以下「受領部隊等」という。)が役務の内容等を受領検査官に対して証明する資料を保存していなかったりしている事態が見受けられた。

したがって、防衛省において、役務の給付が完了した場合には、受領部隊等が属する調達要求元が支担当に通知するなどの手続を整備したり、支担当が役務の給付が完了しているか適時に調達要求元に確認するとともに、給付が完了したことが見込まれる場合には調達要求元に確認を行うよう周知徹底を図ったり、支担当が役務の給付完了後には役務の内容等を明らかにして受領検査官に対して速やかに検査指令を行ったり、調達要求元が受領部隊等に対して役務の内容等を証明する資料を保存して受領検査官へ提供するように指導したりするよう、防衛大臣に対して平成25年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、防衛省内部部局及び装備施設本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、防衛省は、本院指摘の趣旨に沿い、26年2月に訓令等を改正して、次のような処置を講じていた。

ア 役務の給付が完了した場合には、受領部隊等が属する調達要求元がその旨を直ちに支担当に通知するなどの手続を整備した。

- イ 支担当において、役務の給付が完了しているか適時に把握するとともに、給付が完了したことが見込まれる場合には受領部隊等が属する調達要求元に確認を行うよう周知徹底を図った。
- ウ 支担当において、役務の給付の完了後に、受領検査官に対して遅滞なく検査指令を行うとともに、受領検査官が給付された役務の内容と照合できるように、引合受諾書等に基づき検査指令書に給付予定の役務の内容等を記載することとした。
- エ 調達要求元において、受領部隊等に対して、給付された役務の内容等を証明する資料を保存するとともに、受領検査官への当該資料の提供を的確に行うように指導した。

(7) 予備自衛官手当の支給について

(平成 24 年度決算検査報告 608 ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

防衛省は、自衛隊法(昭和 29 年法律第 165 号)等に基づき、普段は社会人として働くなどしながら、防衛招集命令、災害招集命令等により招集された場合は、第一線の部隊が移動した後の駐屯地警備、後方支援、災害救助活動等の任務を担う予備自衛官の制度を設けており、予備自衛官は、必要となる練度の維持を図るために、毎年度、5 日間の訓練を受けることとなっている。しかし、正当な事由によらないで、年度内の訓練招集に全く出頭していなかったり、年度内の訓練日数が 5 日未満であったりしている予備自衛官に対して、訓練招集等に応ずることで支給される予備自衛官手当が支給される結果となっており、このような状況に対して特段の対応を執っていない事態が見受けられた。

したがって、防衛省において、年度内に訓練招集に出頭しない予備自衛官の実態を十分に把握して、訓練への参加の意思が明確でない予備自衛官について訓練参加の確保のための方策を検討したり、陸上幕僚監部に対して予備自衛官に関する業務を正確かつ円滑に実施するための予備自衛官等業務マニュアルの見直しをさせたりするなどして、予備自衛官手当の一層の適切な支給の確保を図るとともに、各地方協力本部に対して、予備自衛官手当の支給の趣旨の周知徹底を改めて図ったり、予備自衛官が訓練の延期を希望した場合における次の訓練への参加の確保を図るために必要な方策を検討して実施することについて周知徹底を図ったりするよう、防衛大臣に対して平成 25 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、防衛省内部部局、陸上幕僚監部及び 4 地方協力本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、防衛省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 内部部局において、年度内に訓練招集に出頭しない予備自衛官の実態調査の結果を把握して、関係部局と訓練参加の確保のための方策を検討するとともに、陸上幕僚監部において、26 年 3 月に、第 1 四半期に連絡等が取れずに出頭日を決定できないなどして訓練への参加の意思が明確でない予備自衛官に対して第 2 四半期以降の直近の訓練招集時期に訓練招集命令書を交付することや、一度決定した訓練出頭日を当該出頭日の 2 か月前から訓練招集命令書の交付までの間において変更する場合に事由書により変更を申し出させることについて予備自衛官等業務マニュアルに盛り込む改正を行うことにより、予備自衛官手

当の一層の適切な支給の確保を図った。

イ 陸上幕僚監部において、25年9月及び26年3月に業務連絡を発して、各地方協力本部に対して、予備自衛官手当の支給の趣旨の周知徹底を改めて図るとともに、25年12月の予備自衛官等業務担当者集合訓練の際に、予備自衛官が訓練の延期を希望した場合はアの事由書に次回出頭見込期間を記入させることにより次回の訓練への参加の確保を図ることについて、各地方協力本部へ説明するように指示して周知徹底を図るなどした。

第2節 団体別の検査結果

第1 沖縄振興開発金融公庫

意見を表示し又は処置を要求した事項

情報システムの運用保守業務契約の締結に当たり、作業種別ごとの技術者数や作業時間等の実績が確認できる書類を提出させて、運用保守業務の実態を踏まえるなどして、予定価格の積算を適切なものとするよう是正改善の処置を求めたもの

科	目	業務諸費
部	局	等
契	約	の
契	約	の
積	算	額
低	減	できた
積	算	額

契約の概要 公庫の業務に係る各種の情報システムを円滑かつ安定的に運用するために、情報システムの運用業務及び保守業務を実施させるもの
 契約の相手方 2会社
 契 約 平成24年4月、25年4月 一般競争契約
 積 算 額 5億2921万余円(平成24、25両年度)
 低減できた積算額 1億9960万円(平成24、25両年度)

【是正改善の処置を求めたものの全文】

情報システムに係る運用保守業務契約の予定価格の積算について

(平成26年10月30日付け 沖縄振興開発金融公庫理事長宛て)

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 運用保守業務契約等の概要

(1) 運用保守業務契約の概要

貴公庫は、沖縄振興開発金融公庫法(昭和47年法律第31号)に基づき、沖縄県内における経済の振興及び社会の開発に資することを目的として、同県内において、産業の振興開発に寄与する事業に必要な長期資金の貸付け等の業務を行っており、これらの業務における業務処理の効率化、迅速化等を目的として、「直貸システム」「経理システム」といった各種の情報システムを構築して運用している。そして、貴公庫は、情報システムを円滑かつ安定的に運用するために、一般競争契約により、平成24、25両年度において、表1のとおり、富士通株式会社沖縄支店及び株式会社クレスト(以下、これらを合わせて「2会社」という。)と情報システムの運用業務及び保守業務(以下、運用業務と保守業務を合わせて「運用保守業務」という。)に係る4件の契約を締結して、運用保守業務を2会社を実施させている(以下、運用保守業務に係る契約を「運用保守業務契約」という。)

表1 平成 24、25 両年度に締結した運用保守業務契約 (単位：千円)

契約相手方	契約件名	契約期間	予定価格	契約金額	業務内容
富士通株式会社 沖縄支店	公庫情報システムに係る運用・保守等統括管理に関する業務及びインフラに係る運用・保守業務委託契約	平成 24年4月～ 25年3月	167,314	166,320	運用業務：システム全体管理、システム運用、ヘルプデスク等
		25年4月～ 26年3月	170,458	170,100	
株式会社クレ スト	公庫直貸システム等に係る運用・保守業務委託契約	24年4月～ 25年3月	101,380	96,768	保守業務：改良作業、予防保守作業、インシデント解決対応、業務臨時処理
		25年4月～ 26年3月	90,065	76,104	
計			529,218	509,292	

(注) 単位未満を切り捨てているため、各項目を集計しても計と一致しないものがある。

「公庫情報システムに係る運用・保守等統括管理に関する業務及びインフラに係る運用・保守業務委託契約」(以下「統括管理契約」という。)及び「公庫直貸システム等に係る運用・保守業務委託契約」(以下「直貸契約」という。)の仕様書によれば、情報システム全体(直貸契約において一部除く。)がそれぞれの運用保守業務の対象とされており、運用業務では、システム全体管理、システム運用、ヘルプデスク等の業務を、保守業務では、改良作業、^(注)予防保守作業、インシデント解決対応及び業務臨時処理の業務をそれぞれ行うこととされている。

また、上記の仕様書によれば、2会社は、毎月の業務内容等を記載したサービス実施報告書を作成して、貴公庫に提出することとされている。

(注) インシデント システムの稼働において発生する不測の事態

(2) 予定価格の積算等

貴公庫が定める経理規程(昭和47年規程(経)第1号)によれば、予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡等を考慮して適正に定めなければならないとされている。そして、貴公庫は、運用保守業務契約の予定価格を、次のとおり積算している。

- ① 過去の実績を基にした1月当たりの作業回数に、1回当たりの作業時間を乗じて作業種別ごとの工数を求めるなどして人月数を算出し、これらを積み上げて運用業務の積算工数とする。
- ② 貴公庫が運用する情報システム全体のプログラムを対象として保守業務を行うために必要となる技術者数から人月数を算出し、これを保守業務の積算工数とする。
- ③ ①と②の積算工数に、市販の積算参考資料に掲載されている技術者1人当たりの月額単価をそれぞれ乗じ、これらを年額に換算した上で合算するなどして得た額を予定価格とする。

また、前記の仕様書によれば、運用保守業務契約に従事する技術者数は、統括管理契約で24年度9人程度、25年度10人程度、直貸契約で24年度12人程度、25年度10人程度とされている。また、技術者は、貴公庫本店に9時から18時までを基本に常駐して運用保守業務に従事することとされている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、予定価格の積算が適切に行われているかなどに着眼して、貴公庫が24、25両年度に2会社と締結した前記の運用保守業務契約4件(契約金額(支払金額)計5億0929万余円、予定価格の積算額計5億2921万余円)を対象として、貴公庫本店において、契約書、仕様書、予定価格調書、サービス実施報告書等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

貴公庫は、前記のとおり、運用保守業務契約の予定価格を積算するに当たり、運用業務と保守業務のそれぞれについて積算工数を算出している。そして、運用保守業務契約ごとにそれぞれの積算工数を合計すると(以下、合計した後の積算工数を「合計積算工数」という。)、統括管理契約で24年度19.6人月、25年度21.0人月、直貸契約で24年度18.8人月、25年度17.4人月となっていた。

そして、積算工数の詳細を確認したところ、統括管理契約と直貸契約の仕様書では、前記のとおり、いずれも情報システム全体を対象として運用保守業務を行うこととなっていて、それぞれの運用保守業務の対象となる範囲が明確に区分されていなかったり、運用業務において、積算工数の算出基礎となる1回当たりの作業時間数に、保守業務に係る作業時間を含めたりしていたため、積算工数が重複して計上されるなどしていた。

また、運用保守業務契約は、契約相手方の技術者が実施した業務に応じた対価を支払うべき性格のものであることから、作業種別ごとの技術者数や作業時間等の実績が確認できる書類を契約相手方から提出させて、貴公庫においてこれらの実績を確認して運用保守業務の実態を把握するとともに、これを次年度以降の予定価格の積算に反映させることが重要である。

しかし、貴公庫は、従前から2会社に情報システムの運用保守業務を委託していたものの、仕様書に基づき2会社に提出させているサービス実施報告書には、単に業務内容等のみが記載されていて、作業種別ごとの技術者数や作業時間等の実績を記載するように定められていないことから、運用保守業務の実態を把握することができない状況となっていた。

このため、運用保守業務に実際に従事した技術者数等の実績について、貴公庫が技術者の管理のために備えている出勤管理表を確認したところ、統括管理契約で24年度9人、25年度10人、直貸契約で24年度12人、25年度10人となっていた。また、いずれの技術者も、貴公庫本店に9時から18時までを基本に常駐して運用保守業務に従事していて、これらの者以外に、運用保守業務契約に基づく運用保守業務に従事している技術者は見受けられなかった。そこで、出勤管理表に記載されている勤務時間数を基に1月当たりの実工数を試算したところ、統括管理契約で24年度9.4人月、25年度10.8人月、直貸契約で24年度11.9人月、25年度10.1人月となり、前記の合計積算工数とこの実工数とを比較すると、表2のとおり、いずれの運用保守業務契約においても、合計積算工数が実工数の1.5倍から2倍程度過大となっており、実態に対して大きくかい離して積算されていた。

表2 平成24、25両年度の運用保守業務契約の実工数と合計積算工数

契約件名	年度	勤務時間数からの 実工数 (人月) (A)	予定価格調書の積算工数			合計積算工数/実工数 (倍) (B)/(A)
			運用業務 積算工数 (人月)	保守業務 積算工数 (人月)	合計積算 工数 (人月) (B)	
統括管理契約	平成 24	9.4	9.3	10.3	19.6	2.0
	25	10.8	11.7	9.3	21.0	1.9
直貸契約	24	11.9	4.4	14.4	18.8	1.5
	25	10.1	4.3	13.0	17.4	1.7

(注) 小数点第2位以下を切り捨てているため、各項目を集計しても計と一致しないものがある。

以上のことから、実工数を基に、前記の運用保守業務契約4件の予定価格を修正計算すると、24、25両年度で計3億2960万余円となり、前記の予定価格計5億2921万余円を、約1億9960万円低減できたと認められる。

(是正改善を必要とする事態)

このように、運用保守業務契約において、作業種別ごとの技術者数や作業時間等の実績が報告されず、貴公庫において運用保守業務の実態を把握できない状況となっているなどして、予定価格が過大に積算されている事態は適切ではなく、是正改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴公庫において、運用保守業務の実態を踏まえるなどして予定価格を適正に定めることの重要性に対する認識が欠けていることなどによると認められる。

3 本院が求める是正改善の処置

貴公庫は、今後も運用保守業務契約を締結していくものと見込まれる。

ついては、貴公庫において、作業種別ごとの技術者数や作業時間等の実績が確認できる書類を提出させて、当該実績により把握した運用保守業務の実態を踏まえるなどして、予定価格の積算を適切なものとするよう是正改善の処置を求める。

第2 株式会社日本政策金融公庫

意見を表示し又は処置を要求した事項

東日本大震災復興特別貸付における低利貸付の実施に当たり、低利適用限度額を超えて低利貸付が行われている貸付けに係る差額利息を徴求するよう適宜の処置を要求し、同様の貸付けを実施している他の融資機関との間で協定等を締結することなどにより、低利貸付が適正に実施されるよう是正改善の処置を求めたもの

科 目	貸出金
部 局 等	株式会社日本政策金融公庫本店、12支店
貸付けの概要	東日本大震災により事業所又は主要な事業用資産が全壊したり、流失したりするなどの直接被害を受けるなどした中小企業者等に資金を低利で貸し付けるもの
低利適用限度額を超えて低利貸付が行われた貸付けの件数及び貸付金額(1)	32件 8億9701万円(平成23、24両年度)
(1)の貸付けに係る差額利息(2)	1344万円
(1)及び(2)の計	9億1045万円

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文】

東日本大震災復興特別貸付における低利貸付の実施について

(平成26年10月21日付け 株式会社日本政策金融公庫代表取締役総裁宛て)

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

記

1 東日本大震災復興特別貸付の概要等

(1) 東日本大震災復興特別貸付の概要

貴公庫は、株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能を担うなどし、もって国民生活の向上に寄与することを目的としている。

そして、この目的を達成するために、貴公庫は、国民一般向けの業務(以下「国民生活事業」という。)として、小規模事業者に対する小口の事業資金の貸付け(以下「国民生活貸付」という。)を行ったり、中小企業者向けの業務(以下「中小企業事業」という。)として、中小企業者に対する事業資金の貸付け(以下「中小企業貸付」という。)を行ったりなどしている。

貴公庫は、平成23年5月から、財務省が定めた「東日本大震災復興特別貸付制度要綱」(平成23年財政第251号)、財務省及び中小企業庁が定めた「東日本大震災復興特別貸付制度要綱」(平成23年平成23-05-19中庁第3号・財政第251号)等に基づき、国民生活貸付及び中小

企業貸付の一環として、東日本大震災復興特別貸付を実施している。そして、国は、貴公庫が東日本大震災復興特別貸付を実施するために必要な財政支援等として、23年度は一般会計から、24年度以降は東日本大震災復興特別会計から、それぞれ貴公庫に対して出資を行っている。

東日本大震災復興特別貸付には、東日本大震災(23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害及びこれに伴う原子力発電所事故による災害をいう。以下同じ。)により事業所又は主要な事業用資産が全壊したり、流失したりするなどの直接被害を受けるなどした小規模事業者又は中小企業者に対する貸付け(以下「直接被害貸付」という。)及び直接被害を受けた者の事業活動に依存し、間接的に被害を受けた者に対する貸付け(以下、直接被害貸付とを合わせて「直接被害貸付等」という。)がある。

このうち、直接被害貸付は、借受者が貸付要件に合致した場合に、貸付後3年間の貸付利率を基準利率から1.4%引き下げ、貸付後4年目以降の貸付利率を基準利率から0.5%引き下げるなどする貸付けである。そして、利率を1.4%引き下げることができる貸付金額には限度額が設けられており、この金額を超えた貸付金額については、引き下げられる利率が0.5%となることとなっている。そして、この限度額は、国民生活貸付においては3000万円、中小企業貸付においては1億円となっている(以下、貸付利率の引下げなどを行うことができる貸付金額の限度額を「低利適用限度額」、低利適用限度額が設けられている貸付けを「低利貸付」という。)

財務省及び中小企業庁によれば、低利適用限度額を設けることとしたのは、より多くの借受者が限りある復興予算を効果的に利用できるようにするためであるとしている。

(2) 低利適用限度額の確認等

東日本大震災の被害を受けた者に対する貸付けについては、株式会社商工組合中央金庫(以下「商工中金」という。)、沖縄振興開発金融公庫(以下「沖縄公庫」という。)及び株式会社日本政策投資銀行(以下、商工中金及び沖縄公庫と合わせて「他の融資機関」という。)においても、貸付利率を引き下げるなどの方法により、貴公庫が実施している直接被害貸付等とおおむね同様の貸付けを行っている。これらの貸付けは、借受者が、それぞれの貸付要件に合致すれば、併せて貸付けを受けることができることになっている。

そして、財務省及び中小企業庁が定めた東日本大震災復興特別貸付制度要領等によれば、貴公庫又は他の融資機関が低利貸付を行おうとする場合の低利適用限度額は、貴公庫及び他の融資機関における低利貸付の貸付金元高の合計金額により判断することとされている。

そのため、貴公庫は、低利貸付を行おうとするときは、本店において作成した内規に基づき、融資相談等の際に、貴公庫及び他の融資機関における低利貸付の貸付金元高の合計金額が低利適用限度額を超えていない旨の確認を借受者に行い、貸付契約時にこの旨を記載した書面に借受者が署名した念書等の提出を受け、これを保管することとしている。

また、貴公庫は、借受者が条件違反等により低利貸付の要件に該当しなくなったなどの場合には、低利貸付に適用される貸付利率の基準利率からの引下げ率(直接被害貸付においては1.4%)と低利適用限度額を超えた貸付金額に適用される貸付利率の基準利率からの引下げ率(同0.5%)との差(0.9%)により算出した利息相当額(以下「差額利息」という。)を借受者から徴求することとしている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性、効率性等の観点から、低利適用限度額の確認が適切に行われ、低利貸付が適正に実施されているかなどに着眼して、25年3月末までに貴公庫が行った直接被害貸付等 34,936 件(貸付金額計 5080 億 6720 万円)を対象として検査した。

検査に当たっては、貴公庫本店において貸付データ等を確認したり、13 支店において低利適用限度額の確認方法等について担当者から説明を聴取したりするなどの方法により会計実地検査を行った。また、必要に応じて本店を通じて上記支店以外の支店から貸付関係書類の提出を受けるとともに、他の融資機関からも貸付データ等の提出を受けるなどして検査した。

(注1) 13 支店 旭川、釧路、帯広、北見、盛岡、一関、仙台、千葉、船橋、立川、福井、名古屋、米子各支店

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 低利適用限度額の確認等の状況について

貴公庫は、前記のとおり、低利貸付を行おうとするときは、内規に基づき、低利貸付の貸付金元高の合計金額が低利適用限度額を超えていない旨の確認を借受者に行い、借受者が署名した念書等の提出を受けることとしている。

しかし、貴公庫が借受者から提出を受けた念書等を確認したところ、低利適用限度額を超えて低利貸付を受けないことについて確約する旨の文言が記載されているのみで、借受者が貸付けを受けている他の融資機関の名称や貸付金額等といった、低利貸付の貸付金元高の合計金額を把握するための情報が記載されないものとなっていた。そして、各支店においては、低利貸付の貸付金元高の合計金額が低利適用限度額を超えていない旨の確認を借受者に行うなどしたとしているが、記録等が残されていないため、その内容が確認できない状況となっていた。

また、貴公庫と他の融資機関との間及び貴公庫の国民生活事業と中小企業事業との間において、低利貸付の貸付金元高の合計金額を把握するために、借受者の承諾を得て貸付金元高に係る証ひょうを相互に提供するような協力体制が執られていなかった。

このように、貴公庫において、借受者が低利適用限度額を超えて貸付けを受けていないかについて、実効性のある確認を行うような仕組みとなっていなかった。

(2) 低利適用限度額を超える貸付けについて

貴公庫が低利貸付を行った借受者について、貴公庫及び他の融資機関の貸付データ等を用いるなどして、低利貸付の貸付金元高の合計金額について確認したところ、低利適用限度額を超えて低利貸付が行われている事態が見受けられた。

すなわち、貴公庫が低利貸付を行うに当たり、既に他の融資機関又は貴公庫の他の事業において低利貸付が行われていて、これらの貸付金元高を低利適用限度額から差し引いて低利貸付を行う貸付金額を決定すべきであったのに、これを考慮せずに低利適用限度額を超えて低利貸付を行っているものが、12 支店において計 32 件(国民生活貸付 16 件、中小企業貸付 16 件)見受けられた。^(注2)そして、この 32 件の貸付けにおいて、低利適用限度額を超えて低利貸付が行われている貸付金額は計 8 億 9701 万円(国民生活貸付 3 億 1351 万

円、中小企業貸付 5 億 8350 万円)、差額利息は計 1344 万余円(国民生活貸付 434 万余円、中小企業貸付 910 万余円)となっていた。

(注 2) 12 支店 盛岡、一関、仙台、山形、福島、水戸、宇都宮、船橋、東京中央、大阪、奈良、津各支店

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

貴公庫大阪支店は、宮城県の工場等が被災した借受者 A から直接被害貸付として 1 億円の融資相談を受け、平成 24 年 7 月に、基準利率から 1.4% 引き下げた貸付利率で 1 億円を貸し付けていた。そして、同支店は、当該貸付けを行うに当たって、他の融資機関による低利貸付がないことを確認したとしていた。

しかし、借受者 A は、実際には商工中金船場支店から、23 年 5 月に、1 億円の低利貸付を受けており、貴公庫の貸付時において低利貸付の利率を適用できない者であった。

なお、貴公庫は、本院の指摘に基づき、当該貸付けに係る差額利息 114 万余円を借受者 A に徴求し、26 年 4 月に同人から全額が納付されている。

(是正及び是正改善を必要とする事態)

貴公庫において、借受者が低利適用限度額を超えて貸付けを受けていないかについて、実効性のある確認を行うような仕組みとなっていない事態及び低利適用限度額を超えて低利貸付が行われている事態は適切ではなく、是正及び是正改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴公庫と他の融資機関との間及び貴公庫の国民生活事業と中小企業事業との間において、低利貸付の貸付金元高の合計金額を把握するために、借受者の承諾を得て貸付金元高に係る証ひょうを相互に提供するような協力体制が執られていないことなどによると認められる。

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

東日本大震災復興特別貸付は、26 年度以降も引き続き実施することとされており、より多くの借受者が限りある復興予算を効果的に利用できるようにすることが今後とも求められるところである。

ついでに、貴公庫において、低利適用限度額を超えて低利貸付が行われている前記の貸付けについて、差額利息のうち、まだ徴求していないものを徴求するよう適宜の処置を要求するとともに、低利貸付が適正に実施されるよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

ア 貴公庫と他の融資機関との間で、低利貸付の貸付金元高の合計金額を把握するための協力体制が執られるよう、他の融資機関との間で協定等を締結すること

イ 内規において、アの協定等に基づくなどして、他の融資機関や貴公庫の他の事業から貸付金元高に係る証ひょうの提供を受けるなどの低利適用限度額の確認を行い、その内容を記録するなどのための具体的な方法を財務省及び中小企業庁と協議した上で定めて、各支店に周知すること

第3 日本私立学校振興・共済事業団

不 当 事 項

補 助 金

(383) 私立大学等経常費補助金の経理が不当と認められるもの

科 目	(助成勘定)補助金経理 (項)交付補助金
部 局 等	日本私立学校振興・共済事業団
補 助 の 根 拠	私立学校振興助成法(昭和 50 年法律第 61 号)
事 業 主 体	学校法人金蘭会学園
補 助 の 対 象	私立大学等における専任教職員の給与等教育又は研究に要する経常的経費
上記に対する事業団の補助金交付額	235,777,000 円(平成 23 年度)
不当と認める事業団の補助金交付額	8,060,000 円(平成 23 年度)

1 補助金の概要

(1) 補助金交付の目的

日本私立学校振興・共済事業団(以下「事業団」という。)は、私立学校振興助成法(昭和 50 年法律第 61 号)に基づき、国の補助金を財源として、私立大学等^(注)を設置する学校法人に私立大学等経常費補助金(以下「補助金」という。)を交付している。補助金は、私立大学等の教育条件の維持及び向上並びに学生の修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立大学等の経営の健全性を高めることを目的として、私立大学等における専任教職員の給与等教育又は研究に要する経常的経費に充てるために交付されるものである。

(注) 私立大学等 私立の大学、短期大学及び高等専門学校

(2) 補助金の額の算定資料

事業団は、私立大学等経常費補助金交付要綱(昭和 52 年文部大臣裁定)等に基づき、補助金の額を算定する資料(以下「算定資料」という。)として、各学校法人に補助金交付申請書とともに次の資料を提出させている。

ア 申請年度の 5 月 1 日現在の専任教員等の数、専任職員数及び学生数に関する資料

イ 学校法人会計基準(昭和 46 年文部省令第 18 号)に基づき作成した前年度決算の学生納付金収入、教育研究経費支出、設備関係支出等に関する資料

(3) 補助金の額の算定方法

事業団は、私立大学等経常費補助金配分基準(平成 10 年日本私立学校振興・共済事業団理事長裁定)に定める方法により、私立大学等における経常的経費を補助する一般補助の額を算定するほか、私立大学における学術の振興及び私立大学等における特定の分野、課程等に係る教育の振興のために補助金を増額すること(以下「特別補助」という。)ができ、これらの合計が各学校法人に交付される補助金の額となる。

(4) 特別補助

特別補助の対象となる項目には次の項目等があり、これらについては、算定資料を各学校法人から提出させて、次のようにその額を算定することとなっている。

ア 「授業料減免及び学生の経済的支援体制の充実」については、経済的に修学困難な学生（外国人留学生は除く。）を対象に「入学科・授業料減免等の給付事業」等（以下「授業料減免事業等」という。）を実施するなどしている私立大学等に対して、授業料減免事業等に係る所要経費の2分の1以内の額等を増額する。そして、授業料減免事業等が特別補助の対象となるには、経済的に修学困難な学生の入学科・授業料減免等に係る選考基準が私立大学等が定める授業料減免事業等に係る規程等に明記されていることなどが必要とされている。

イ 「大学等の国際交流の基盤整備への支援」については、海外からの学生や教員の受入れなどを行っている私立大学等に対して、海外から受け入れた学生や海外から招へいた教員等の人数に所定の単価を乗ずるなどした額を増額する。そして、補助金の算定対象となる人数が見込みに比べて減少した場合は、訂正報告をさせた上で、補助金の額を確定することとなっている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、特別補助の額の算定が適切に行われているかなどに着眼して、事業団が平成23、24両年度に補助金を交付している632学校法人のうち20学校法人において、算定資料等の書類により会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

学校法人金蘭会学園(23年度補助金交付額235,777,000円)は、23年度の「授業料減免及び学生の経済的支援体制の充実」に係る特別補助の申請に当たり、事業団に提出した算定資料に千里金蘭大学が実施している奨学金事業の各規程を記入していたが、このうち一部の奨学金事業に係る規程には、経済的に修学困難な学生の入学科・授業料減免等に係る選考基準が明記されておらず、特別補助の対象とならないものであった。

また、同学校法人は、同大学における23年度の「大学等の国際交流の基盤整備への支援」に係る特別補助の対象となる学生数及び教員数について、事業団に提出した算定資料に、交付申請時の見込みの人数を計上していたが、見込みに比べて実績が減少した後も、訂正報告を行っていなかった。

したがって、特別補助の対象とならない授業料減免事業等を除外するなどするとともに、実績による正しい人数に基づいて算定すると、適正な補助金の額は227,717,000円となり、8,060,000円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同学校法人が、補助金の制度を十分に理解していなかったり、算定資料の作成に当たりその内容の確認を十分に行っていなかったりしているのに、事業団において、同学校法人に対する指導及び調査が十分でなかったことによると認められる。

意見を表示し又は処置を要求した事項

日本私立学校振興・共済事業団が実施している宿泊事業について、事業の意義や採算性を踏まえて宿泊施設の運営の見直しが十分に行われるよう意見を表示したものの

科 目	(福祉勘定)宿泊経理
部 局 等	日本私立学校振興・共済事業団
宿泊事業の概要	私立学校教職員共済制度の加入者の保養若しくは宿泊又は教養のための宿泊施設の運営管理を行うもの
検査の対象とした宿泊施設数	会館 8、宿泊所 4、保養所 4、計 16 施設
宿泊経理の繰越欠損金の額	121 億 5722 万円(背景金額)(平成 24 年度末)

【意見を表示したものの全文】

日本私立学校振興・共済事業団の宿泊施設の運営について

(平成 26 年 7 月 8 日付け 日本私立学校振興・共済事業団理事長宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 宿泊事業の概要等

(1) 貴事業団の概要

貴事業団は、私立学校の教育の充実及び向上等並びに私立学校教職員の福利厚生を図るため、補助金の交付、資金の貸付けその他私立学校教育に対する援助に必要な業務を総合的かつ効率的に行うとともに、私立学校教職員共済法(昭和 28 年法律第 245 号。以下「私学共済法」という。)の規定による私立学校教職員共済制度(以下「私学共済」という。)を運営し、もって私立学校教育の振興に資することを目的としており、私学共済の運営において、短期給付事業、長期給付事業及び福祉事業を実施している。

貴事業団の経理は、日本私立学校振興・共済事業団法(平成 9 年法律第 48 号。以下「事業団法」という。)等により、助成勘定、短期勘定、長期勘定、福祉勘定及び共済業務勘定に区分されており、福祉勘定は、更に保健経理、医療経理、宿泊経理、貯金経理及び貸付経理に区分されている。

(2) 宿泊事業の概要

ア 貴事業団が運営管理する宿泊施設の概要等

貴事業団は、福祉事業の一環として、私学共済の加入者の保養若しくは宿泊又は教養のための施設(以下「宿泊施設」という。)の運営管理を行っている(以下、この事業を「宿泊事業」という)。宿泊事業については、平成 13 年 12 月に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」(以下「整理合理化計画」という。)等を受けて、15 年 4 月から 19 年 3 月までに 8 施設が廃止されており、24 年度末における宿泊施設数は、表 1 のとおり、都市型多目的施設としての会館が 8 施設、名所旧跡観光施設としての宿泊所が 4 施設、リゾート健康増進施設としての保養所が 4 施設、計 16 施設となっている。

表1 宿泊施設の概要(平成24年度)

宿泊施設	項目	開所年月	所在地	客室数等	
				客室数(室)	定員(人)
都市型多目的施設					
	北海道会館	平成4年6月	北海道札幌市	163	268
	宮城会館	昭和62年11月	宮城県仙台市	66	88
	湯島会館	昭和59年1月	東京都文京区	213	305
	愛知会館	平成8年2月	愛知県名古屋市	178	213
	京都会館	平成8年6月	京都府京都市	99	140
	大阪会館	昭和57年9月	大阪府大阪市	290	415
	広島会館	昭和61年6月	広島県広島市	107	145
	九州会館	昭和53年3月	福岡県福岡市	73	101
名所旧跡観光施設					
	湯河原宿泊所	昭和53年9月	神奈川県足柄下郡湯河原町	29	117
	箱根宿泊所	昭和56年4月	神奈川県足柄下郡箱根町	24	80
	金沢宿泊所	昭和54年4月	石川県金沢市	62	92
	京都宿泊所	昭和59年3月	京都府京都市	17	50
リゾート健康増進施設					
	鎌倉保養所	昭和59年6月	神奈川県鎌倉市	10	36
	葉山保養所	昭和49年5月	神奈川県三浦郡葉山町	13	42
	志賀高原保養所	平成7年12月	長野県下高井郡山ノ内町	12	48
	軽井沢保養所	昭和62年7月	長野県北佐久郡軽井沢町	15	48

そして、貴事業団は、宿泊事業の実施に当たり、毎年度、各宿泊施設の収支状況等に係る経営分析を行っている。

イ 宿泊事業に係る経理

宿泊事業に係る経理は、事業団法等の規定により、福祉勘定の宿泊経理において経理されている。宿泊施設の運営費用は、利用料金等の宿泊施設の運営に伴う収入のほか、私学共済の加入者、学校法人等が負担する福祉事業分掛金の一部を財源とする福祉勘定の保健経理からの繰入金、宿泊施設の建設資金等に充てるための長期勘定からの長期借入金等によって賄われている。

そして、宿泊経理に係る損益及び繰越欠損金の状況をみると、近年では、20年度から23年度までは損失(20年度6億6466万余円、21年度3億7972万余円、22年度4億5755万余円、23年度1971万余円)を、24年度は利益(3億5346万余円)を計上しているが、24年度末における宿泊経理の繰越欠損金は121億5722万余円に上っている。

ウ 宿泊施設の利用料金

宿泊施設は私学共済の加入者のための施設として運営されていることから、貴事業団は、加入者、元加入者及びそれらの被扶養者等(以下「加入者等」という。)に適用する宿泊料金を基本料金として設定し、一般利用者に適用する宿泊料金については、基本料金に一定額を上乗せするなどして設定している。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

宿泊事業については、整理合理化計画において、「組合員のニーズ若しくは事業の意義が低下し、又は著しい不採算に陥っている施設は、整理する」とされていた。一方、宿泊経理においては、保健経理から近年、毎年度 20 億円程度の繰入れを受けるなどしているが、宿泊経理の繰越欠損金は、前記のとおり、24 年度末で 121 億 5722 万余円と依然として多額に上っている。

そこで、本院は、経済性、効率性、有効性等の観点から、宿泊施設の設置目的は十分に達成されているか、宿泊施設の運営は経済的、効率的に行われているかなどに着眼して、貴事業団本部及び 16 施設を対象に、貴事業団から主に 22 年度から 24 年度までの収支状況等に関する資料を徴するなどして分析するとともに、貴事業団本部及び 9 施設において貴事業団による経営分析の結果や総勘定元帳等の関係資料を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 利用状況

貴事業団の宿泊施設には、宿泊(会館、宿泊所及び保養所)、婚礼(会館)、宴会(会館)、集会(会館)及び食堂(各会館が直営で運営する食堂に係るもの。以下同じ。)の五つの営業部門がある。

各営業部門の 24 年度の利用状況についてみたところ、16 施設の利用数の合計は、宿泊部門は 437,463 人、婚礼部門は 1,336 組、宴会部門は 7,754 件、集会部門は 8,995 件、食堂部門は 609,423 人となっていた。そして、15 年度から 24 年度までの利用数の推移については、一部の宿泊施設において食堂の運営を委託により行っていた期間があるなど条件が異なり経年比較になじまないことから、食堂部門を除く 4 部門についてみたところ、宿泊、集会両部門は 22 年度まで減少傾向にあったものの 23、24 両年度は 2 年続けて増加しており(両部門とも 18 年度が最多で、それぞれ 477,941 人、10,033 件)、宴会部門は増加傾向(16 年度が最少で 6,356 件)、婚礼部門は減少傾向(15 年度が最多で 2,053 組)にある。

さらに、加入者等又は一般利用者といった利用者種別による利用数の集計を行っていない食堂部門を除く 4 部門における全利用数に占める加入者等数の割合についてみたところ、22 年度から 24 年度までの状況は次のとおりとなっていた(表 2 参照)。宿泊部門は、会館が 60% 台(会館別では 40% 台半ば~70% 台半ば)で、宿泊所及び保養所が 90% 台(宿泊所別又は保養所別では、宿泊所がおおむね 90% 台、保養所が 80% 台後半~100%)で、婚礼部門は 10% 台(会館別では、60% 台後半より高い率で推移している会館もあれば各年度 10% に満たない会館もあり)で、宴会部門及び集会部門は 30% 台(会館別では、両部門とも 60% 台前半より高い率で推移している会館もあれば各年度 30% に満たない会館もあり)で、それぞれ推移していた。

表2 利用者種別(加入者等及び一般利用者)利用状況(平成22年度～24年度)

部門・宿泊施設		平成22年度			23年度			24年度			加入者等の利用率(%) (A)/(B)			
		加入者等(A)	一般利用者	計(B)	加入者等(A)	一般利用者	計(B)	加入者等(A)	一般利用者	計(B)				
宿泊部門	京都会館	24,973	9,037	34,010	73.4	26,271	8,429	34,700	75.7	27,036	9,278	36,314	74.5	
	愛知会館	19,896	19,301	39,197	50.8	18,238	22,350	40,588	44.9	24,235	28,734	52,969	45.8	
	会館(8施設)計	212,441	124,813	337,254	63.0	213,957	126,783	340,740	62.8	224,115	149,641	373,756	60.0	
	箱根宿泊所	12,234	390	12,624	96.9	12,571	503	13,074	96.2	12,486	496	12,982	96.2	
	金沢宿泊所	7,633	667	8,300	92.0	7,646	498	8,144	93.9	8,275	1,283	9,558	86.6	
	宿泊所(4施設)計	39,643	2,769	42,412	93.5	40,066	2,868	42,934	93.3	39,610	4,182	43,792	90.5	
	志賀高原保養所	2,785	0	2,785	100.0	2,956	0	2,956	100.0	2,742	0	2,742	100.0	
	鎌倉保養所	5,902	676	6,578	89.7	5,519	607	6,126	90.1	5,872	757	6,629	88.6	
	保養所(4施設)計	18,484	1,725	20,209	91.5	17,664	1,429	19,093	92.5	18,440	1,475	19,915	92.6	
婚礼部門	宮城会館	組数	50	13	63	79.4	40	8	48	83.3	53	26	79	67.1
		人数	2,673	729	3,402	78.6	1,546	542	2,088	74.0	2,682	1,246	3,928	68.3
	愛知会館	組数	26	342	368	7.1	19	322	341	5.6	10	279	289	3.5
		人数	1,340	13,445	14,785	9.1	903	12,706	13,609	6.6	484	11,589	12,073	4.0
	会館(8施設)計	組数	251	1,359	1,610	15.6	241	1,239	1,480	16.3	234	1,102	1,336	17.5
	人数	15,284	73,333	88,617	17.2	12,454	66,582	79,036	15.8	12,080	61,909	73,989	16.3	
宴会部門	宮城会館	件数	522	182	704	74.1	548	326	874	62.7	637	300	937	68.0
		人数	19,770	5,728	25,498	77.5	21,539	11,559	33,098	65.1	23,759	11,433	35,192	67.5
	愛知会館	件数	284	668	952	29.8	326	924	1,250	26.1	309	1,049	1,358	22.8
		人数	16,504	36,590	53,094	31.1	16,597	44,209	60,806	27.3	17,209	49,904	67,113	25.6
	会館(8施設)計	件数	2,426	4,343	6,769	35.8	2,407	5,004	7,411	32.5	2,504	5,250	7,754	32.3
	人数	112,155	200,817	312,972	35.8	110,174	222,593	332,767	33.1	113,592	241,758	355,350	32.0	
集会部門	宮城会館	件数	638	231	869	73.4	624	374	998	62.5	729	358	1,087	67.1
		人数	25,474	8,619	34,093	74.7	24,461	14,884	39,345	62.2	27,523	14,132	41,655	66.1
	京都会館	件数	83	372	455	18.2	100	343	443	22.6	119	408	527	22.6
		人数	4,272	16,681	20,953	20.4	4,902	14,884	19,786	24.8	5,049	17,910	22,959	22.0
	会館(8施設)計	件数	3,057	5,210	8,267	37.0	3,071	5,440	8,511	36.1	3,183	5,812	8,995	35.4
	人数	137,160	244,751	381,911	35.9	144,785	253,446	398,231	36.4	146,853	262,898	409,751	35.8	

(注) 本表は、部門ごとに平成24年度の加入者等の利用率が最も高い宿泊施設及び最も低い宿泊施設を示したものである。

一方、貴事業団は、全利用数に係る目標を設定しているものの、加入者等の利用に係る目標を設定してその達成状況进行评估するなどの取組を行っていない。しかし、宿泊施設は私学共済の加入者のための施設として運営されるものであり、加入者等の利用状況は事業の有効性を評価する重要な指標であることから、貴事業団において、全利用数だけでなく加入者等の利用に係る目標も設定した上で、それらの目標の達成に向けて取り組み、宿泊施設の利用の向上を図る必要があると認められる。

(2) 営業部門別の収支状況

宿泊施設のうち、複数の営業部門を有する会館における営業部門別の収支状況についてみたところ、貴事業団は、収益について行っている営業部門別の管理を、費用については行っていない。

貴事業団は、この理由について、光熱給水費等の各営業部門に共通する経費や複数の営業部門の業務を兼務する職員の人件費等(以下「共通経費等」という。)をどのように営業部門別に配賦するかについて困難な問題があり、共通経費等に係る配賦基準を設定していないためであるなどとしている。

しかし、各営業部門における収益性を踏まえた最適な資源配分を行ったり、収益だけでなく費用に対する現場の意識を高めることなどにより収益性向上のための創意工夫が生ま

れやすい環境を整備したり、各営業部門の費用を把握した上で経営分析を行ったりするためには、共通経費等に係る配賦基準を設定するなど営業部門別の収支状況を管理することについて検討する必要があると認められる。

(3) 貴事業団における経営分析

ア 経営分析の結果

貴事業団における経営分析の結果は、次のとおりである。

(ア) 損益分岐点比率等

(注1)
24年度における各宿泊施設の損益分岐点比率についてみたところ、経営が良好とされる80%以下の宿泊施設は1施設のみで(当該施設は79.5%)、採算性の確保に向けて抜本的な対策が必要とされる100%以上の宿泊施設が9施設見受けられた(最高251.3%)。また、3会館は、全ての営業部門において、損益分岐点売上高を達成するのに必要な宿泊客数、婚礼組数等を確保できていなかった。

(注1) 損益分岐点比率 実際の売上高に対する損益分岐点売上高の割合

(イ) 償却前営業利益率、営業総経費率等

24年度における各宿泊施設の償却前営業利益率についてみたところ、貴事業団が経営分析のためにホテル関係諸刊行物の資料を基に設定した標準的な指標(以下「標準指標」という。)(14%~18%)を満たす宿泊施設は1施設のみで、総じて収益性が低い状況となっていた。

(注2)
また、営業総経費率については、11施設において標準指標(82%~86%)を上回っており(最高119.3%)、売上高に比べて営業活動に多くの費用を要している状況となっていた。そして、人件費率については、全ての宿泊施設において標準指標(30%)(注3)
を上回っていた(最高69.9%、最低37.6%)。

(注2) 営業総経費率 売上高に対する営業活動に係る費用の割合

(注3) 人件費率 売上高に対する人件費の割合

(ウ) Rev PAR

貴事業団は、宿泊所及び保養所の宿泊料金については、一泊二食付きの料金を原則としていて、Rev PARによる経営管理の対象にはなじまないとして、会館についてのみ24年度からRev PARによる経営管理を行っている。

同年度における各会館のRev PARは、3,225円から6,969円までとなっていた。

そして、各会館における基本料金の定価のうち最低価格に対するRev PARの割合は49.9%から104.1%までとなっていて、このうち2施設においては、Rev PARがそれぞれ49.9%及び50.6%と定価の半分程度で、客室の収益性が低い状況となっていた。したがって、客室の利用状況を改善させるなどの方策を検討するとともに、費用の回収を十分に考慮して宿泊料金を設定する必要があると認められる。

(注4) Rev PAR (Revenue Per Available Room) 実際に利用された客室の売上高を利用可能な客室数(全客室数)で除して算出した1日1室当たりの客室売上高で、利用されなかった客室の損失分も考慮できることから、宿泊施設の収益性を測る最適な指標とされ、Rev PARの最大化を図ることにより効率的な経営が可能となるとされている。

イ 経営分析の結果の活用状況

各宿泊施設は、経営分析の結果を過年度と比較したり他の施設と比較したりして、経営状況を把握するとともに、収益性の向上に向けた方策の検討に活用している。そして、各宿泊施設は、営業収益及び営業費用について、それぞれ目標値を定めた上で、目標値に対する現況を職員に周知して情報共有を図っている。

しかし、営業費用の目標値については、収益性の向上に向けた取組の実施により収益が伸びることを前提にして、当年度の決算推計額に伸び率を乗ずることなどにより前年度よりも高い値を設定していることから、収益の伸びに伴う費用の増加を見込むだけでなく、経営分析の結果等を活用して節減すべき費用項目等を具体的に定めた上で目標値を設定する必要があると認められる。

(4) 運営の改善に向けた取組状況

貴事業団は、19年度に宿泊施設合理化計画検討委員会(以下「合理化計画検討委員会」という。)を設置して、年度ごとに加入者等へのサービスの向上及び運営改善等に向けた取組事項を定めるなどして、宿泊施設の経営改善策を検討している。24年度の取組事項は、経費削減の観点から物品の購入及びその効率的使用等について検証すること、附帯設備を生かした宿泊プランの企画を行うことなどとなっている。

そこで、物品の調達方法等についてみたところ、婚礼衣装に係る業務を行う業者に会館内で営業を行わせて、売上金の一部を収受するなどする業務委託契約を締結することにより当該業務に要する経費を節減する取組を行っている会館が見受けられた。したがって、婚礼利用組数が減少傾向にある中で、自ら婚礼衣装を購入している会館においては、当該業務に要する経費の削減等について十分に検証する必要があると認められる。

また、各宿泊施設の附帯設備の活用状況についてみたところ、近年婚礼を行う神殿の年間の利用組数が一桁台であるなど利用が低調な状況が続いたことなどから、神殿を改修して宴会場及び集会場として活用することにより収益の向上に努めている会館や、庭園の鑑賞及び数寄屋造りの旧館での食事を組み合わせた観光バスツアーのプランを企画して、附帯設備の有効活用を図るとともにサービスの向上に努めている宿泊所が見受けられた。したがって、附帯設備の具体的な活用策を検討するなどの取組を行っていない他の宿泊施設においては、附帯設備の利用状況を踏まえて、様々な媒体を活用して顧客のニーズを把握して、ニーズに合った附帯設備の活用方法を検討するなど、運営の改善を図る必要があると認められる。

(5) 宿泊施設の存続等に係る検討状況

貴事業団は、整理合理化計画等を受けて8施設を廃止した理由について、外部委員で構成する宿泊施設経営改善委員会が17年4月に策定した「宿泊施設の経営改善及び統廃合に係る検討基準」(以下「検討基準」という。)で定められた宿泊施設の統廃合を検討するための目安となる指標(会館については償却前営業利益がマイナスとなっていること又は営業収益に対する業務委託費等を除く人件費の割合が50%以上となっていること、宿泊所については償却前営業利益がマイナスとなっていること、^(注5)保養所については収支率が130%以上となっていること)に該当し、経営改善策を実施したにもかかわらず3年連続して経営状況が改善されなかったことなどから、同委員会において廃止することが適当であると判断されたためとしている。そして、貴事業団は、同委員会については8施設の廃止を決定

したことなどでその使命を終えたとして、20年度以降は同委員会を開催しておらず、統廃合に係る検討を行っていない。

そこで、本院において、現存する宿泊施設における22年度から24年度までの状況を上記の指標と比較したところ、表3のとおり、6施設が3か年とも指標に該当していた。

表3 検討基準において設定されている指標との比較(平成22年度～24年度) (単位：千円、%)

項目	償却前営業利益			営業収益に対する業務委託費等を除く人件費の割合			収 支 率		
	平成22年度	23年度	24年度	22年度	23年度	24年度	22年度	23年度	24年度
北海道会館	38,086	20,099	71,847	38.8	39.7	37.5			
宮城会館	△ 99,720	△ 144,138	8,001	57.3	53.0	45.2			
湯島会館	187,433	187,043	297,668	40.4	41.5	39.2			
愛知会館	41,148	26,313	51,163	40.0	41.2	40.3			
京都会館	16,089	△ 55,705	△ 41,237	40.1	44.5	45.4			
大阪会館	△ 35,223	13,299	△ 163,827	46.2	44.3	51.1			
広島会館	15,324	△ 1,986	12,658	41.3	44.1	43.5			
九州会館	△ 68,700	△ 60,335	△ 90,182	52.6	56.8	69.7			
会館計	94,437	△ 15,410	146,090	42.6	43.8	43.6			
湯河原宿泊所	△ 27,270	△ 691	△ 17,200						
箱根宿泊所	776	2,671	8,959						
金沢宿泊所	△ 4,832	△ 3,066	△ 653						
京都宿泊所	9,026	11,680	12,244						
宿泊所計	△ 22,301	10,595	3,350						
鎌倉保養所							118.8	129.6	125.7
葉山保養所							168.4	162.9	161.2
志賀高原保養所							228.3	198.9	203.1
軽井沢保養所							148.1	146.3	140.8
保養所計							153.5	152.3	148.7

(注) 〇は、3か年とも指標に該当していた宿泊施設を示している。

貴事業団は、現在、合理化計画検討委員会において経営改善策を検討して、その検討結果を私学共済法に基づき設置している共済運営委員会に諮問した上で経営改善策を実施しており、検討基準は事実上廃止状態にあるとしている。しかし、表3のように採算性が確保できていない宿泊施設もあることなどから、今後は整理合理化計画の趣旨を踏まえて、宿泊施設の統廃合を具体的に検討できるよう新たに基準を策定するなどした上で、宿泊事業の見直しについて継続的に検討する必要があると認められる。

(注5) 収支率 営業収益に対する営業外費用を除く支出の割合

(改善を必要とする事態)

以上のように、宿泊施設の運営において、宿泊施設の利用の向上を図るに当たって全利用数に係る目標は定められているものの加入者等の利用に係る目標は定められていなかったり、営業部門別の収支状況が管理されていなかったり、経営分析の結果の活用が十分なものとなっていなかったり、運営改善に向けた取組が十分なものとなっていなかったり、整理合理化計画の趣旨を踏まえた宿泊施設の統廃合に係る検討が継続的に行われていなかったりしている事態は適切とは認められず、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴事業団において、宿泊施設の設置目的の達成状況、収支状況等に応じた宿泊事業の見直しなどについての検討が十分でないことなどによると認められる。

3 本院が表示する意見

貴事業団は、私学共済の加入者等の福利厚生を図るため、福祉事業の一環として宿泊事業を実施していることから、加入者等の利用の向上を図ることは重要である。そして、加入者等の利用の向上を図るとともに、一般利用者の利用を向上させて収益を得ることで宿泊事業の採算性を確保することが重要であり、これにより宿泊施設の利用料金を適切に設定して、加入者等の福利厚生に資する宿泊施設を提供することができる。貴事業団は、これらのことを念頭に置いた上で、多額に上っている宿泊経理の繰越欠損金の削減に努める必要がある。

については、貴事業団において、宿泊事業の意義や採算性を踏まえて宿泊施設の運営の見直しが十分に行われるよう、次のとおり意見を表示する。

- ア 宿泊施設の利用の向上を図るため全利用数に係る目標だけでなく宿泊施設の設置目的を踏まえて加入者等の利用に係る目標も設定した上で、それらの目標の達成に向けて取り組むこと
- イ 共通経費等に係る配賦基準を設定するなどの営業部門別の収支状況の管理方法及び当該収支状況に関する情報の活用方法について検討すること
- ウ 経営分析の結果のより有効な活用方法について検討すること
- エ 各宿泊施設の附帯設備の活用を図るなどして運営の改善に向けた取組を更に推進すること
- オ 整理合理化計画の趣旨を踏まえて、宿泊事業の見直しについて継続的に検討すること

第4 日本中央競馬会

意見を表示し又は処置を要求した事項

電気及びガスの調達契約を締結するに当たり、特定調達の対象となる要件を満たす場合には、一般競争に付するなどの協定等に基づく契約手続を実施することにより、内外無差別原則の確立と手続の透明性等を確保するよう是正改善の処置を求めたもの

科 目	(一般勘定)	(項)競馬事業費
		(項)業務管理費
部 局 等	日本中央競馬会本部、8競馬場、2トレーニングセンター	
契 約 の 概 要	事務所、施設等で使用する電気及びガスの調達を行うもの	
件数及び支払額	電気 9件	8億9085万円(平成24、25両年度)
	ガス 18件	8億7664万円(平成24、25両年度)
	計 27件	17億6749万円

本院は、政府出資が行われている株式会社、独立行政法人等が締結している特定調達に係る電気及びガスの契約の状況について、検査対象機関の絞り込みを行った上で、35機関^(注)において会計実地検査を行った。

(注) 35機関 株式会社日本政策金融公庫、日本中央競馬会、東京地下鉄株式会社、成田国際空港株式会社、日本年金機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人造幣局、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、北海道大学、東北大学、東京大学、東京医科歯科大学、東京工業大学、金沢大学、大阪大学、九州大学の各国立大学法人、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構、放送大学学園、日本たばこ産業株式会社、北海道、四国、九州各旅客鉄道株式会社

その結果、平成26年10月30日に、日本中央競馬会、成田国際空港株式会社、日本年金機構、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター及び独立行政法人日本芸術文化振興会(以下、これらの機関を合わせて「9機関」という。)のそれぞれの長に対して、各機関の事態に応じ「特定調達に係る電気及びガスの契約事務の実施について」、「特定調達に係る電気の契約事務の実施について」又は「特定調達に係るガスの契約事務の実施について」として、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

なお、上記のほか、独立行政法人造幣局及び放送大学学園における特定調達に係る電気及

びガスの契約事務の実施について、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項がある(本院の指摘及び独立行政法人造幣局が講じた処置の内容については、後掲 821 ページの「ガスの調達契約を締結するに当たり、特定調達の対象となる要件を満たす場合には、一般競争に付するなどの協定等に基づく契約手続を実施することにより、内外無差別原則の確立と手続の透明性等を確保するよう改善させたもの」、また、本院の指摘及び放送大学学園が講じた処置の内容については、後掲 953 ページの「電気及びガスの調達契約を締結するに当たり、特定調達の対象となる要件を満たす場合には、一般競争に付するなどの協定等に基づく契約手続を実施することにより、内外無差別原則の確立と手続の透明性等を確保するよう改善させたもの」をそれぞれ参照)。

前記の是正改善の処置を求めたものの内容は、9 機関のそれぞれの検査結果に応じたものとなっており、このうち、日本中央競馬会理事長に対するものの全文は以下のとおりである。

【是正改善の処置を求めたものの全文】

特定調達に係る電気及びガスの契約事務の実施について

(平成 26 年 10 月 30 日付け 日本中央競馬会理事長宛て)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 特定調達に係る契約手続の概要等

(1) 貴会における契約事務等の概要

貴会は、競馬法(昭和 23 年法律第 158 号)及び日本中央競馬会法(昭和 29 年法律第 205 号)に基づき、日本で唯一の中央競馬を行う法人として設立され、公正・中立な競馬施行のため、農林水産大臣の監督の下で競馬場、トレーニング・センター等の事業所において、中央競馬の開催等の業務を実施している。その実施の際に生ずる各般の需要を満たすために、売買、貸借、請負その他の契約を多数締結しており、これらの契約の締結に当たっては、貴会が定めた会計、契約に関する内部規程等に基づいて契約事務を実施している。

そして、貴会は、上記契約事務の一環として、貴会が保有する建物その他の施設等で使用する電気及びガスの調達契約に係る事務を行っている。

(2) 電気及びガスの小売市場の自由化

近年、我が国の電気及びガスの小売市場は自由化が進められている。このうち、電気については、平成 16 年 4 月に、契約電力が原則として 500kW 以上の使用者は、一般の需要に応じて電気を供給する事業者(以下「一般電気事業者」という。)以外の事業者からも供給を受けられるようになり、17 年 4 月に、このような取扱いが、契約電力が原則として 50kW 以上の使用者まで拡大されている。また、ガスについては、19 年 4 月に、年間ガス使用量が 10 万 m^3 以上の使用者は、一般の需要者に導管を敷設してガスを供給する事業者(以下「一般ガス事業者」という。)以外の事業者からも供給を受けられるようになっている。このように、電気及びガスについては、制度上、国内外の事業者が広く小売市場に参入できるような状況となっている。

(3) 政府調達に関する協定等の概要

政府調達に関する協定(平成 7 年条約第 23 号(平成 26 年条約第 4 号による改正前のもの)。以下「協定」という。)は、世界貿易機関(WTO)の下で運用されている協定の一つで、各加盟

国の中央政府、地方政府及び協定が定める機関による調達分野における、国内外のいかなる事業者でも参入を可能なものとする内外無差別原則の確立と手続の透明性等の確保を目的として、各国が遵守すべき調達手続上の義務等を規定している。そして、我が国政府は、調達手続を更に透明性、公正性及び競争性の高いものとするなどのために、「物品に係る政府調達手続について(運用指針)」(平成6年アクション・プログラム実行推進委員会)等を我が国の自主的措置として決定している(以下、協定及び我が国の自主的措置を合わせて「協定等」という。)

協定等の対象となる機関が、協定等の対象となる調達契約を締結する場合には、内部規程等に加えて、協定等に基づき事務を行う必要がある。

(4) 協定等の適用対象

ア 適用対象となる機関

協定によれば、適用対象となる機関は、中央政府の機関、地方政府の機関及びその他の機関に区分され、それぞれ具体的な機関名が明示されていて、貴会は、その他の機関の区分に記載されており、協定の適用対象とされている。

イ 適用対象となる調達

(ア) 適用対象となる調達の概要

協定によれば、产品及びサービスの調達が適用対象とされている。このうち、製品については、全ての製品の調達が適用対象とすることとされていて、適用対象となる製品の品目は具体的に示されていないが、協定その他の国際約束を実施するために制定された「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(昭和55年政令第300号)においても、現金及び有価証券を除く動産等の調達が適用対象とされており、電気及びガスについては適用対象となる製品の例外ではないとされている。

(イ) 適用対象となる調達額

協定等によれば、機関の区分、調達する产品及びサービス、契約締結時期等ごとに、それぞれ基準額が定められており、当該基準額以上の価額の产品及びサービスの調達契約が協定等の適用対象とされている。そして、例えば、24年4月1日から26年3月31日までの間に締結される製品の調達契約については、評価の基礎となる額(予定価格等)が10万SDR(邦貨換算額は1200万円)以上の場合が協定等の適用対象とされている(以下、協定等の適用対象となる調達を「特定調達」という。)

(注) SDR IMF(国際通貨基金)の特別引出権(Special Drawing Rights)。その邦貨換算額は2年ごとに見直されている。

(5) 特定調達に係る契約手続

協定の適用対象となる機関は、特定調達を行うに当たり、協定等に基づき、原則として一般競争に付することとなっており、緊急の必要により競争に付することができないなどの場合に限りて随意契約によることができることとなっている。そして、一般競争に付する際には、協定等で定める公告期間を設け、また、契約期間等に関する情報等を官報に公告することとなっており、随意契約の際には、契約前に契約相手方等を官報に公示することとなっている。さらに、いずれの場合も、契約の相手方を決定したときは、契約の相手方、契約額等を官報で公示することとなっている。

そして、特定調達を行うに当たり、貴会においては、協定等を遵守した契約事務を行う

ために、「日本中央競馬会契約事務取扱要領」(平成19年理事長達第55号。以下「要領」という。)を定めている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、従来、特定調達に係る検査を行い、特定調達に該当する調達契約を締結しているにもかかわらず、協定等に基づいた契約手続を実施していないなど適切でない事態について検査報告に掲記している。また、前記のとおり、近年、我が国の電気及びガスの小売市場は自由化が進められている。

そこで、本院は、合規性等の観点から、電気及びガスの調達契約の事務を行うに当たり、特定調達に係る契約手続を適正かつ適切に行っているかに着眼して、貴会が24、25両年度に締結するなどした電気及びガスの調達契約を対象として、貴会本部、競馬場及びトレーニング・センターにおいて、入札書、契約書、請求書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、調書の作成及び提出を求めるなどして検査した。

(検査の結果)

検査したところ、貴会において、24、25両年度に締結するなどした本部、競馬場及びトレーニング・センターにおける電気及びガスの調達契約は、電気について計21件(支払額計25億1831万余円)、ガスについて計21件(支払額計9億2172万余円)、合計42件(支払額計34億4003万余円)となっていた。そして、これら42件の中には、当該契約に係る支払額が基準額である1200万円以上のものが、電気について計21件(支払額計25億1831万余円)、ガスについて計18件(支払額計8億7664万余円)、合計39件(支払額計33億9495万余円)見受けられた。しかし、これら39件の調達契約のうち、電気について計9件(支払額計8億9085万余円)、ガスについて計18件(支払額計8億7664万余円)、合計27件(支払額計17億6749万余円)については、当該契約の評価の基礎となる額を算定する際に用いる前年度(23年度又は24年度)の電気料金又はガス料金の支払額が基準額である1200万円を上回っているにもかかわらず、特定調達に係る契約手続を実施していなかった。そして、貴会は、これらの電気及びガスの調達契約を締結するに当たり、一般競争に付することなく、従前の契約相手方である一般電気事業者及び一般ガス事業者との間で契約を継続するなどしていた。

(是正改善を必要とする事態)

貴会における電気及びガスの調達契約について、特定調達の対象となる要件を満たしているにもかかわらず、一般競争に付するなどの特定調達に係る契約手続が実施されていない事態は適切ではなく、是正改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴会において、電気については競争入札に付すると従前適用されていた一般電気事業者の料金種別が変更されるなどして契約額が割高になる可能性があると考えていること、ガスについては供給が可能な事業者は1者のみであると考えていることなどにもよるが、次のことなどによると認められる。

ア 電気及びガスの調達契約に関し、特定調達の対象となる要件を満たす場合には、内外無差別原則の確立と手続の透明性等の確保という協定の趣旨を踏まえて、特定調達に係る契約手続を協定等及び要領に基づいて実施することの重要性に対する理解が十分でないこと

イ ガスの小売市場の自由化が進展したことにより一般ガス事業者以外の国内外の事業者による新規参入が可能な制度になっていることの理解が十分でないこと

3 本院が求める是正改善の処置

貴会においては、今後も引き続き電気及びガスの調達契約を締結していくことが見込まれている。一方、特定調達の対象となる要件を満たす場合には、内外無差別原則の確立と手続の透明性等の確保という協定の趣旨を踏まえて、特定調達に係る契約手続を協定等及び要領に基づいて実施していくことが引き続き求められている。

ついで、貴会において、協定の趣旨を十分に理解した上で、これを関係部局に周知徹底し、電気及びガスの調達契約について、特定調達の対象となる要件を満たす場合には、特定調達に係る契約手続を協定等及び要領に基づいて実施するよう、是正改善の処置を求める。

平成 22 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

場外勝馬投票券発売所及び競馬場に自動販売機及び売店等を設置するための子会社等との契約の見直しについて

平成 22 年度決算検査報告 651 ページ参照
平成 23 年度決算検査報告 740 ページ参照
平成 24 年度決算検査報告 647 ページ参照

1 本院が求めた是正改善の処置

日本中央競馬会(以下「競馬会」という。)は、場外勝馬投票券発売所(以下「場外発売所」という。)及び競馬場の施設に自動販売機及び飲食物、競馬新聞等を販売する売店や食堂(以下「売店等」という。)を設置させるために、これらの設置場所となる施設の一部等を子会社等に貸し付けている。しかし、自動販売機及び売店等の設置及び運営を行う販売会社を直接競争により選定して自ら契約を行うことができるのに、販売会社に自動販売機及び売店等の設置及び運営を委託している子会社等に、随意契約により設置場所となる施設の一部等を貸し付けていたり、競馬開催に伴う来場者を販売の対象としているのに、販売により生じた利益を子会社等に帰属させていて競馬会が享受していなかったりしている事態が見受けられた。

したがって、競馬会において、子会社等に対する随意契約による施設の貸付けを廃止して、原則として競争により選定した自動販売機及び売店等の設置及び運営を自ら行う販売会社等と競馬会が契約を行うこととするとともに、販売会社等との契約に当たっては、競馬会が売上額の多寡を反映した管理料等の支払を受けることができるようにするよう、日本中央競馬会理事長に対して平成 23 年 10 月に、会計検査院法第 34 条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、競馬会本部及び競馬場において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、競馬会は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 自動販売機の設置及び運営については、順次、競争により選定した販売会社等と契約を行い、その際は、来場者の便宜への影響に配慮しつつ、競馬会が売上額の多寡を反映した管理料等の支払を受けることができるように所要の見直しを行うこととした。

イ 売店等の設置及び運営については、売店等の売上総額が大幅に減少し当該販売会社の撤退等が増えている現状を踏まえ、子会社等に通知を発して、来場者への一定のサービス水準を維持しつつ透明性及び競争性の向上を図るために、売店等の新規の募集時における公募手続の徹底を周知するとともに、子会社等への施設の貸付料が妥当かどうかを検証して競馬会が売上額の多寡を反映した利益を享受できるように、売店等に係る売上額、管理料等を定期的に報告させることとした。

平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

騎手送迎用自動車運行契約に基づく経費の負担範囲の見直しについて

〔平成 23 年度決算検査報告 733 ページ参照〕
〔平成 24 年度決算検査報告 648 ページ参照〕

1 本院が求めた是正改善の処置

日本中央競馬会(以下「競馬会」という。)は、競走の公正を確保するための措置の一環等として、一般乗用旅客自動車運送事業を営む 4 株式会社と騎手送迎用自動車運行契約等(以下「自動車運行契約」という。)を締結して、競馬会所属の騎手がトレーニング・センター(以下「トレセン」という。)と中央競馬が開催される 5 競馬場又は地方競馬が開催される 9 競馬場との区間で乗車した一般乗用旅客自動車(以下「タクシー」という。)の運行に係る経費を負担している。しかし、中央競馬における開催最終日の最終騎乗の終了後のタクシーの運行については第三者との接触を防止する必要がないにもかかわらず、また、地方競馬が開催される競馬場との間のタクシーの運行については競走の公正を確保するために必要な措置とは認められないにもかかわらず、これらに係る経費を競馬会が負担している事態が見受けられた。

したがって、競馬会において、自動車運行契約に基づく経費の負担を合理的な範囲に限定するよう、日本中央競馬会理事長に対して平成 24 年 10 月に、会計検査院法第 34 条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、競馬会本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、競馬会は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 中央競馬が開催される 5 競馬場からトレセンまで開催最終日に運行されるタクシーに係る経費については、24 年 12 月に、騎乗の変更に対応するために最終レースまでその要員として待機させた騎手に係る分を除いて、負担しないこととした。

イ トレセンと地方競馬が開催される 9 競馬場との間で運行されるタクシーに係る経費については、26 年 6 月に、騎手の肉体的、精神的な負担を軽減するなどのために騎手がトレセンで調教を行った当日にトレセンから当該競馬場へ移動した場合等を除いて、負担しないこととした。

第5 成田国際空港株式会社

意見を表示し又は処置を要求した事項

電気及びガスの調達契約を締結するに当たり、特定調達の対象となる要件を満たす場合には、一般競争に付するなどの協定等に基づく契約手続を実施することにより、内外無差別原則の確立と手続の透明性等を確保するよう是正改善の処置を求めたもの

科目	営業原価	販売費及び一般管理費
部局等	成田国際空港株式会社本社	
契約の概要	事務所、施設等で使用する電気及びガスの調達を行うもの	
件数及び支払額	電気 2件	2071万円(平成25年度)
	ガス 1件	1億6317万円(平成25年度)
	計 3件	1億8388万円

本院は、政府出資が行われている株式会社、独立行政法人等が締結している特定調達に係る電気及びガスの契約の状況について、検査対象機関の絞り込みを行った上で、35機関^(注)において会計実地検査を行った。

(注) 35機関 株式会社日本政策金融公庫、日本中央競馬会、東京地下鉄株式会社、成田国際空港株式会社、日本年金機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人造幣局、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、北海道大学、東北大学、東京大学、東京医科歯科大学、東京工業大学、金沢大学、大阪大学、九州大学の各国立大学法人、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構、放送大学学園、日本たばこ産業株式会社、北海道、四国、九州各旅客鉄道株式会社

その結果、平成26年10月30日に、日本中央競馬会、成田国際空港株式会社、日本年金機構、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター及び独立行政法人日本芸術文化振興会(以下、これらの機関を合わせて「9機関」という。)のそれぞれの長に対して、各機関の事態に応じ「特定調達に係る電気及びガスの契約事務の実施について」、「特定調達に係る電気の契約事務の実施について」又は「特定調達に係るガスの契約事務の実施について」として、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

なお、上記のほか、独立行政法人造幣局及び放送大学学園における特定調達に係る電気及びガスの契約事務の実施について、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項がある(本院の指摘及び独立行政法人造幣局が講じた処置の内容については、後掲821

ページの「ガスの調達契約を締結するに当たり、特定調達の対象となる要件を満たす場合には、一般競争に付するなどの協定等に基づく契約手続を実施することにより、内外無差別原則の確立と手続の透明性等を確保するよう改善させたもの」、また、本院の指摘及び放送大学学園が講じた処置の内容については、後掲 953 ページの「電気及びガスの調達契約を締結するに当たり、特定調達の対象となる要件を満たす場合には、一般競争に付するなどの協定等に基づく契約手続を実施することにより、内外無差別原則の確立と手続の透明性等を確保するよう改善させたもの」をそれぞれ参照)。

前記の是正改善の処置を求めたものの内容は、9 機関のそれぞれの検査結果に応じたものとなっており、このうち、成田国際空港株式会社代表取締役社長に対するものの全文は以下のとおりである。

【是正改善の処置を求めたものの全文】

特定調達に係る電気及びガスの契約事務の実施について

(平成 26 年 10 月 30 日付け 成田国際空港株式会社代表取締役社長宛て) 標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 特定調達に係る契約手続の概要等

(1) 貴社における契約事務等の概要

貴社は、成田国際空港株式会社法(平成 15 年法律第 124 号)等に基づき、成田国際空港の設置及び管理を効率的に行うことなどにより、航空輸送の利用者の利便の向上を図り、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化に寄与することを目的として各種事業を実施している。その実施の際に生ずる各般の需要を満たすために、売買、貸借、請負その他の契約を多数締結しており、これらの契約の締結に当たっては、貴社が定めた会計規程、契約規程等の内部規程等に基づいて契約事務を実施している。

そして、貴社は、上記契約事務の一環として、貴社が保有する建物その他の施設等で使用する電気及びガスの調達契約に係る事務を行っている。

(2) 電気及びガスの小売市場の自由化

近年、我が国の電気及びガスの小売市場は自由化が進められている。このうち、電気については、平成 16 年 4 月に、契約電力が原則として 500kW 以上の使用者は、一般の需要に応じて電気を供給する事業者以外の事業者からも供給を受けられるようになり、17 年 4 月に、このような取扱いが、契約電力が原則として 50kW 以上の使用者にまで拡大されている。また、ガスについては、19 年 4 月に、年間ガス使用量が 10 万 m^3 以上の使用者は、一般の需要者に導管を敷設してガスを供給する事業者(以下「一般ガス事業者」という。)以外の事業者からも供給を受けられるようになっている。このように、電気及びガスについては、制度上、国内外の事業者が広く小売市場に参入できるような状況となっている。

(3) 政府調達に関する協定等の概要

政府調達に関する協定(平成 7 年条約第 23 号(平成 26 年条約第 4 号による改正前のもの)。以下「協定」という。)は、世界貿易機関(WTO)の下で運用されている協定の一つで、各加盟国の中央政府、地方政府及び協定が定める機関による調達の分野における、国内外のいかなる事業者でも参入を可能なものとする内外無差別原則の確立と手続の透明性等の確保を

目的として、各国が遵守すべき調達手続上の義務等を規定している。そして、我が国政府は、調達手続を更に透明性、公正性及び競争性の高いものとするなどのために、「物品に係る政府調達手続について(運用指針)」(平成6年アクション・プログラム実行推進委員会)等を我が国の自主的措置として決定している(以下、協定及び我が国の自主的措置を合わせて「協定等」という。)

協定等の対象となる機関が、協定等の対象となる調達契約を締結する場合には、内部規程等に加えて、協定等に基づき事務を行う必要がある。

(4) 協定等の適用対象

ア 適用対象となる機関

協定によれば、適用対象となる機関は、中央政府の機関、地方政府の機関及びその他の機関に区分され、それぞれ具体的な機関名が明示されていて、貴社は、その他の機関の区分に記載されており、協定の適用対象とされている。

イ 適用対象となる調達

(ア) 適用対象となる調達の概要

協定によれば、产品及びサービスの調達が適用対象とされている。このうち、製品については、全ての製品の調達を適用対象とすることとされていて、適用対象となる製品の品目は具体的に示されていないが、協定その他の国際約束を実施するために制定された「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(昭和55年政令第300号)においても、現金及び有価証券を除く動産等の調達が適用対象とされており、電気及びガスについては適用対象となる製品の例外ではないとされている。

(イ) 適用対象となる調達額

協定等によれば、機関の区分、調達する产品及びサービス、契約締結時期等ごとに、それぞれ基準額が定められており、当該基準額以上の価額の产品及びサービスの調達契約が協定等の適用対象とされている。そして、例えば、24年4月1日から26年3月31日までの間に締結される製品の調達契約については、評価の基礎となる額(予定価格等)が10万SDR(邦貨換算額は1200万円)以上の場合が協定等の適用対象とされている(以下、協定等の適用対象となる調達を「特定調達」という。)

(注1) SDR IMF(国際通貨基金)の特別引出権(Special Drawing Rights)。その邦貨換算額は2年ごとに見直されている。

(5) 特定調達に係る契約手続

協定の適用対象となる機関は、特定調達を行うに当たり、協定等に基づき、原則として一般競争に付することとなっており、緊急の必要により競争に付することができないなどの場合に限りて随意契約によることができることとなっている。そして、一般競争に付する際には、協定等で定める公告期間を設け、また、契約期間等に関する情報等を官報に公告することとなっており、随意契約の際には、契約前に契約相手方を官報に公示することとなっている。さらに、いずれの場合も、契約の相手方を決定したときは、契約の相手方、契約額等を官報で公示することとなっている。

そして、特定調達を行うに当たり、貴社においては、協定等を遵守した契約事務を行うために、「物品等又は特定役務の調達手続に関する細則」(平成18年細則第9号。以下「細則」という。)を定めている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、従来、特定調達に係る検査を行い、特定調達に該当する調達契約を締結しているにもかかわらず、協定等に基づいた契約手続を実施していないなど適切でない事態について検査報告に掲記している。また、前記のとおり、近年、我が国の電気及びガスの小売市場は自由化が進められている。

そこで、本院は、合規性等の観点から、電気及びガスの調達契約の事務を行うに当たり、特定調達に係る契約手続を適正かつ適切に行っているかに着眼して、貴社本社が24、25両年度に締結した電気及びガスの調達契約を対象として、貴社本社において、入札書、契約書、請求書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、調書の作成及び提出を求めるなどして検査した。

(検査の結果)

検査したところ、貴社本社において、25年度に締結された電気及びガスの調達契約は、電気について計2件(支払額計2071万余円)、ガスについて1件(支払額1億6317万余円)、合計3件(支払額計1億8388万余円)となっていて、そのいずれも当該契約に係る支払額が基準額である1200万円以上となっていた。しかし、これら3件の調達契約については、当該契約の評価の基礎となる額を算定する際に用いる前年度(24年度)の電気料金又はガス料金の支払額が基準額である1200万円を上回っているにもかかわらず、特定調達に係る契約手続を実施していなかった。そして、貴社本社は、これらの電気及びガスの調達契約を締結するに当たり、電気については、一般競争に付することなく、貴社調達規程等に基づき、競争参加希望者のうち会社に有利な見積価格をもって申込みをした上位3者までを価格交渉の相手方として選定し、価格交渉の相手方全員と並行的に価格交渉を行い、契約制限価格の範囲内で最も有利な価格をもって合意に至ったものを契約の相手方とする公募型競争契約としていたり、ガスについては、従前の契約相手方と随意契約を締結したりしていた。

(是正改善を必要とする事態)

貴社における電気及びガスの調達契約について、特定調達の対象となる要件を満たしているにもかかわらず、一般競争に付するなどの特定調達に係る契約手続(落札者等の公示を^(注2)除く。以下同じ。)が実施されていない事態は適切ではなく、是正改善を図る必要があると認められる。

(注2) 「落札者等の公示を除く」 細則によれば、成田国際空港の秩序又は安全の確保の必要性があるものについては、当面の間、適用しないものとされている。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴社において、電気については競争に参加する事業者があり競争契約が可能かどうか、当該事業者に事業遂行能力があるかどうかなどの検討及び確認作業に時間を要し、協定等及び細則に定められた一般競争入札に付するだけの期間を確保できなかったこと、また、ガスについては天然ガスの卸売市場の現状、供給可能地域内の都市ガス事業者及び託送料等を調査検討した結果、供給が可能な事業者は1者のみであると判断したことにもよるが、次のことなどによると認められる。

ア 電気及びガスの調達契約に関し、特定調達の対象となる要件を満たす場合には、内外無差別原則の確立と手続の透明性の確保という協定の趣旨を踏まえて、特定調達に係る契約

手続を協定等及び細則に基づいて実施することの重要性に対する理解が十分でないこと
イ ガスの小売市場の自由化が進展したことにより一般ガス事業者以外の国内外の事業者による新規参入が可能な制度になっており一般競争入札に付すべきとの理解が十分ではないこと

3 本院が求める是正改善の処置

貴社においては、今後も引き続き電気及びガスの調達契約を締結していくことが見込まれている。一方、特定調達の対象となる要件を満たす場合には、内外無差別原則の確立と手続の透明性等の確保という協定の趣旨を踏まえて、特定調達に係る契約手続を協定等及び細則に基づいて実施していくことが引き続き求められている。

については、貴社において、協定の趣旨を十分に理解した上で、これを関係部局に周知徹底し、電気及びガスの調達契約について、特定調達の対象となる要件を満たす場合には、特定調達に係る契約手続を協定等及び細則に基づいて実施するよう、是正改善の処置を求める。

第6 東日本高速道路株式会社、第7 中日本高速道路株式会社、第8 西日本高速道路株式会社

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

(1)-(3) 工事期間中一時的に設置する工事用仮橋等の鋼製材料について、次の工事に引き継ぐ場合でもリース品又は中古品を使用することにより、工事費の低減を図るよう改善させたもの

会社名	(1) 東日本高速道路株式会社 (2) 中日本高速道路株式会社 (3) 西日本高速道路株式会社
科目	(1)~(3) 仕掛道路資産
部局等	(1) 本社、4支社 (2) 本社、2支社 (3) 本社、3支社
契約の概要	工事用道路として工事用車両を通行させたり、重機の作業ヤードとして使用したりするための工事用仮橋や工事用仮栈橋の設置を伴う高速道路の建設、改築等の工事
建設、改築等工事の契約金額	(1) 142億3819万余円(平成24、25両年度) (2) 143億0091万円(平成24、25両年度) (3) 129億4693万余円(平成24、25両年度)
上記のうち鋼製材料費の積算額	(1) 9億2299万余円 (2) 5億3296万余円 (3) 8869万余円
工事用仮橋等の設置期間全体で低減できた鋼製材料費の積算額	(1) 9470万円 (2) 1億0830万円 (3) 2300万円

1 工事用仮橋等の概要

(1) 工事用仮橋の概要

東日本高速道路株式会社(以下「東会社」という。)、中日本高速道路株式会社(以下「中会社」という。)及び西日本高速道路株式会社(以下「西会社」という。また、以下、これらの会社を総称して「3会社」という。)は、高速道路の建設、改築等事業の一環として、土工、橋りょう工、トンネル工等の土木工事を毎年度多数実施している。そして、3会社は、これら土木工事の実施に当たり、ダンプトラック等の工事用車両を通行させる工事用道路や河川内に橋脚を施工する際の重機の作業ヤードとして、H形鋼や山形鋼等の鋼材及び覆工板等の鋼製品(以下、これらを合わせて「鋼製材料」という。)を組み合わせて工事用仮橋や工事用仮栈橋(以下、これらを合わせて「工事用仮橋」という。)を設置している。

工事用仮橋は、工事期間中一時的に設置されるもので、工事完了の際には撤去されるものである。

(2) 工事中用仮橋の設置工事の概要

3 会社は、工事中用仮橋等の仮設工については、公共工事標準請負契約約款(昭和 25 年中央建設業審議会)に基づき、請負者の責任において当該工事の中で設置する任意仮設としており、その費用は当該工事費に含めて積算することとしている。

3 会社は、それぞれが制定している土木工事積算要領(以下「積算要領」という。)に基づき、一つの工事中用仮橋を設置して使用し、撤去まで行う場合の鋼製材料費については、設置期間に応じたリース品の賃料等と中古品の購入費とを比較して安価な方を採用するなどして積算している。また、3 会社は、鋼製材料について新品か否かなどは指定しておらず、材料確認及び工事中用仮橋の出来形の検測(以下、総称して「検測」という。)も行わないこととしている。

一方、工事中用仮橋を設置した工事中において、当該工事中用仮橋を使用後に撤去せずに現場に存置して、次の工事に引き継いで使用させる場合(以下、この場合の工事中用仮橋を設置した工事を「先行工事」という。)については、積算要領において、発注者が設計図書等に形状、材質等を具体的に明示する指定仮設とするとともに、鋼製材料は全て新品を使用することを特記仕様書に明記して、鋼製材料費は新品の購入価格により積算することとしている。そして、先行工事の完了に当たっては、検測を行った上で次の工事に引き継いで使用させることとしている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

近年、震災復興に伴う鋼製材料等の需要の増加により、鋼製材料は新品、中古品を問わず全般的に不足気味であることから、鋼製材料を有効に活用していく必要があり、また、3 会社は、事業活動により発生する副産物を有効活用するなど環境保全の面から 3 R^(注)の推進に貢献することとしている。このため、鋼製材料については、新品ではなくリース品又は中古品を使用することが鋼製材料の有効活用、ひいては 3 R の推進や経費の節減に寄与することになる。

そこで、本院は、経済性等の観点から、先行工事中においてもリース品又は中古品を使用することにより、工事費の低減を図ることができないかなどに着眼して、平成 24、25 両年度に契約した先行工事、東会社計 6 件(契約金額計 142 億 3819 万余円)、中会社計 11 件(同計 143 億 0091 万円)、西会社計 4 件(同計 129 億 4693 万余円)、合計 21 件(同合計 414 億 8603 万余円)を対象として、3 会社本社及び各支社において契約書、設計書、特記仕様書等の書類を確認するとともに、現地を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(注) 3 R 循環型社会をつくっていく上で基本的な考え方。リデュース(廃棄物の発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再資源化)の頭文字

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

3 会社は、先行工事 21 件における工事中用仮橋の鋼製材料を、積算要領に基づいて全て新品と指定しており、その材料費を東会社計 9 億 2299 万余円、中会社計 5 億 3296 万余円、西会社計 8869 万余円と積算していた。

そして、鋼製材料を全て新品と指定している理由について、3 会社は、工事中用仮橋を先行工事中から次の工事に引き継ぐ場合には、請負者が異なるため、形状、材質等について指定仮

設として管理する必要があり、リース品又は中古品を用いた場合には鋼製材料の材質を確認するための材料検査証明書が添付されないことがあるため、新品を用いた場合と比較して形状、材質等の確認を十分に行うことができないおそれがあるなどとしていた。

しかし、指定仮設として管理するとしても、次の理由から、鋼製材料を新品に指定する必要はなくリース品又は中古品を使用することが可能であると認められた。

ア 工事用仮橋のような工事期間中一時的に設置される仮設構造物は、道路工事における仮設構造物の指針として策定された道路土工仮設構造物指針(社団法人日本道路協会編)によれば、仮設用材料に転用材を用いることが多く、その品質管理は外観検査等によることとし、必要な場合には補強するなどして管理を行うこととされていること。そして、国土交通省等は、同指針にのっとり外観検査を主体とすることによりリース品又は中古品を使用することとしていること

イ リース品又は中古品に対して材質の確認を行う場合、材料検査証明書がない場合であっても鋼製材料の材質を判別する機械が市販されており、これを用いることなどにより、材質の確認は可能であると認められること

このように、先行工事で使用する鋼製材料について、リース品又は中古品の使用が可能であるのに新品と指定している事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(低減できた積算額)

先行工事 21 件で設置した工事用仮橋の鋼製材料費について、リース品又は中古品の流通が確認されないなどの一部の鋼製材料を除き、リース品又は中古品を使用することとして、工事用仮橋の設置期間全体に係る鋼製材料費を算定すると、東会社が 8 億 2824 万余円、中会社が 4 億 2464 万余円、西会社が 6568 万余円となり、前記の東会社の積算額 9 億 2299 万余円、中会社の積算額 5 億 3296 万余円、西会社の積算額 8869 万余円は、それぞれ約 9470 万円、約 1 億 0830 万円、約 2300 万円低減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、3 会社において、先行工事の実施に当たり、工事用仮橋について、環境への配慮や経済的な設計、積算を行うことに対する認識が欠けていたことによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、3 会社は、26 年 8 月に、積算要領を改訂し、先行工事で設置して次の工事に引き継ぐこととなる工事用仮橋の鋼製材料については、一部の鋼製材料等を除いてリース品又は中古品を使用することとして、同年 9 月からこれを適用することとする処置を講じた。

(4)-(6) コンクリートはつり工の設計に当たり、打撃工法とウォータージェット工法を併用することを標準として経済的な設計方法とすることにより、工事費の低減を図るよう改善させたもの

会 社 名	(1) 東日本高速道路株式会社
	(2) 中日本高速道路株式会社
	(3) 西日本高速道路株式会社

科 目	(1)~(3) 仕掛道路資産、管理費用
部 局 等	(1) 本社、3支社 (2) 本社、4支社 (3) 本社、4支社
契約の概要	損傷、劣化等が生じている橋りょうの既設コンクリート等を除去するためのはつり工を伴う高速道路の補修工事等
補修工事等の契約金額	(1) 495億3184万余円(平成24、25両年度) (2) 162億9430万余円(平成24、25両年度) (3) 295億4734万余円(平成24、25両年度)
ウォータージェット工法によるはつり工の施工費の積算額	(1) 21億1340万余円 (2) 10億6895万余円 (3) 16億7265万余円
上記のうち打撃工法とウォータージェット工法を併用することが可能であると認められたはつり工の施工費の積算額	(1) 1億5692万余円 (2) 1億4095万余円 (3) 4億8828万余円
低減できたはつり工の施工費の積算額	(1) 7770万円 (2) 6250万円 (3) 1億3940万円

1 コンクリートはつり工等の概要

(1) コンクリートはつり工の概要

東日本高速道路株式会社(以下「東会社」という。)、中日本高速道路株式会社(以下「中会社」という。))及び西日本高速道路株式会社(以下「西会社」という。また、以下、これらの会社を総称して「3会社」という。))は、供用中の高速道路の橋りょう、ボックスカルバート等において、構造物の健全性を保つための補修工事を実施したり、高速道路の拡幅等に伴い既設部に新設部を連結等するための改築工事(以下、補修工事と合わせて「補修工事等」という。)を実施したりしている。

そして、これらの補修工事等において、損傷、劣化等が生じている既設コンクリートを除去したり、新設部の連結等に伴い支障となる既設コンクリート(以下、損傷、劣化等が生じている既設コンクリートと合わせて「劣化部等」という。)を除去したりなどする場合には、コンクリートはつり工(以下「はつり工」という。)を施工している。

はつり工の施工方法には、劣化部等を、汎用性のあるピックハンマ等の機械を用いた打撃により除去する打撃工法、特殊なポンプを用いた超高压の水噴流により除去するウォータージェット工法(以下「WJ工法」という。)等がある。WJ工法は打撃工法と比較して、その衝撃によりコンクリートに与える影響が少なく、正確に劣化部等を除去できる利点がある。一方で、1㎡当たりの施工費については、打撃工法は10万円程度であるのに対し、WJ工法は施工条件等により差はあるが数百万円程度と著しく高額なものとなっている。

(2) はつり工の設計

3 会社は、はつり工を打撃工法により行くと、劣化部等を除去した後に露出するコンクリートの表面(以下「はつり処理面」という。)付近にマイクロクラック(微細なひび割れ)が発生することにより、既設コンクリートと新たに打設するコンクリートとの一体化に悪影響を及ぼすなどとして、平成 17 年 4 月から、各会社がそれぞれ制定している「設計要領第二集橋梁保全編」(以下「設計要領」という。)において、はつり工は WJ 工法によることを標準としている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、はつり工の設計が経済的なものとなっているかなどに着眼して、24、25 両年度に契約し、WJ 工法によるはつり工を行った補修工事等、東会社 47 件(契約金額計 495 億 3184 万余円)、中会社 29 件(同計 162 億 9430 万余円)、西会社 38 件(同計 295 億 4734 万余円)、計 114 件を対象として、3 会社本社及び各支社において契約書、設計書、特記仕様書等の書類を確認するとともに、現地の施工状況を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

上記の補修工事等 114 件において、はつり工を行った施工箇所は、東会社 447 か所、中会社 207 か所及び西会社 533 か所、計 1,187 か所となっていた。そして、これらの箇所において、はつり工を行ったコンクリートの深さ(以下「はつり厚さ」という。)は、劣化部等の深さなどに応じて 1 cm から 134 cm となっていた。

3 会社は、これらのはつり工全てについて、設計要領に基づいて WJ 工法により設計しており、上記の 1,187 か所における 1 か所当たりの施工費は、2,560 円(はつり体積 0.002 m³)から 2 億 1222 万余円(同 165.280 m³)となっていて、はつり工の施工費を東会社 21 億 1340 万余円、中会社 10 億 6895 万余円、西会社 16 億 7265 万余円と積算していた。

しかし、はつり厚さが大きい場合において、打撃工法による範囲を表面からはつり処理面に支障の生じない厚さまでにとどめれば、はつり処理面付近にマイクロクラックは生じないこと、他機関では、研究成果に基づくなどして表面からはつり処理面の手前 10 cm までの範囲を打撃工法、残りの範囲を WJ 工法によることとして設計していることから、はつり工の全てを高額な WJ 工法によることとしているのは適切ではないと認められた(参考図参照)。

したがって、はつり厚さが大きい場合については、はつり処理面に支障のない範囲までを打撃工法、残りの範囲を WJ 工法によることとして、打撃工法と WJ 工法を併用することが可能であると認められた。

このように、はつり工の設計に当たり、WJ 工法を設計要領で標準としていたため、はつり厚さが大きい場合においても、その全てを高額な WJ 工法によることとしていて経済的な設計となっていない事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(低減できた積算額)

以上のことから、前記の他機関における設計方法に準拠して、はつり厚さが 10 cm を超えている計 604 か所のうち、施工箇所が狭いいため打撃工法によることができない西会社の 17 か所を除いた、東会社 168 か所、中会社 74 か所及び西会社 345 か所、計 587 か所のはつり工の施工費の積算額、東会社計 1 億 5692 万余円、中会社計 1 億 4095 万余円、西会社計 4

億 8828 万余円について、表面からはつり処理面の手前 10cm までの範囲を打撃工法、残りの範囲を WJ 工法によることとして修正計算すると、上記の積算額は、東会社 7919 万余円、中会社 7839 万余円、西会社 3 億 4884 万余円となり、それぞれ約 7770 万円、約 6250 万円、約 1 億 3940 万円低減できたと認められた。

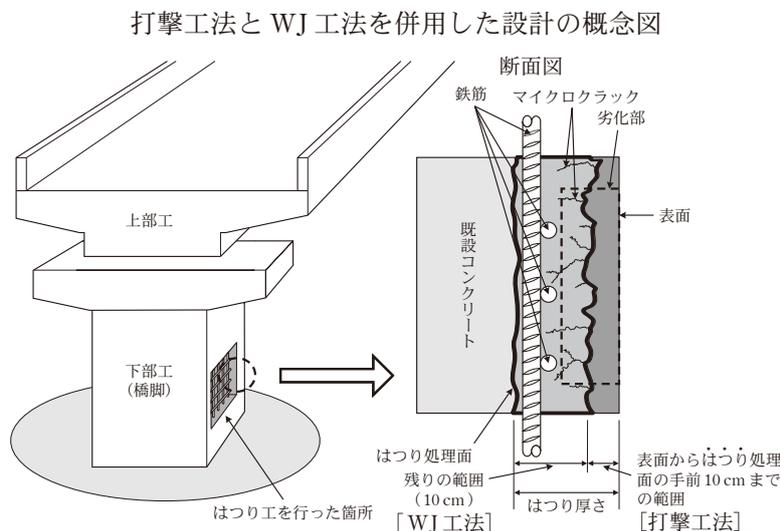
(発生原因)

このような事態が生じていたのは、3 会社において、はつり工について、打撃工法と WJ 工法を併用することにより経済的な設計を行うことの検討が十分でなかったことによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、3 会社は、経済的な設計方法となるよう、26 年 9 月に設計要領を改訂し、はつり工は打撃工法と WJ 工法を併用することを標準として、併用するに当たっては、はつり処理面から 10cm の範囲を WJ 工法によることとして、同月からこれを適用することとする処置を講じた。

(参 考 図)



(7)-(9) 高速道路のサービスエリア等に設置されている浄化槽の保守点検業務について、サービスエリア等の利用実態及び浄化槽の処理能力を踏まえて標準の点検回数を設定するとともに、水質測定を適切に実施してその結果を踏まえるなどして点検回数を弾力的に見直すよう改善させたもの

会 社 名	(1) 東日本高速道路株式会社 (2) 中日本高速道路株式会社 (3) 西日本高速道路株式会社
科 目	(1)~(3) 管理費用
部 局 等	(1) 本社、4 支社 (2) 本社、4 支社 (3) 本社、4 支社
浄化槽の保守点検業務の概要	サービスエリア等に設置されている浄化槽の点検、調整、清掃等を実施するもの

浄化槽等の保守点検業務に係る費用	(1)	10億9659万余円(平成24、25両年度)
	(2)	4億6769万余円(平成24、25両年度)
	(3)	11億1873万余円(平成24、25両年度)
上記のうち節減できた保守点検業務に係る費用	(1)	5128万円
	(2)	4203万円
	(3)	2042万円

1 サービスエリア等の浄化槽に係る保守点検の概要

(1) サービスエリア等の浄化槽の概要

東日本高速道路株式会社(以下「東会社」という。)、中日本高速道路株式会社(以下「中会社」という。))及び西日本高速道路株式会社(以下「西会社」という。また、以下、これらの会社を総称して「3会社」という。))は、高速道路のサービスエリア及びパーキングエリア(以下「サービスエリア等」という。))のトイレ、レストラン等から発生する汚水について、浄化槽を設置するなどして処理している。

浄化槽は、浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。))等に基づき設置されるもので、浄化槽からの放流水の水質については、地域等ごとに定められた排水基準を遵守することとなっており、法第11条の規定に基づく水質検査を毎年1回受けることとなっているほか、3会社は、浄化槽の点検、調整、清掃等(以下「保守点検」という。))を委託して実施する際に、簡易測定器による水質検査(以下「水質測定」という。))などにより確認し、その結果を点検報告書に記録している。

(2) 浄化槽の処理能力等

3会社は、「高速道路休憩施設の汚水処理施設設計基準」(平成11年6月旧日本道路公団制定)に基づき、サービスエリア等の特性(観光地、レストラン等の有無、駐車場の規模等)に対応した計画汚水量等に応じて、浄化槽の処理能力を決定している。また、浄化槽は、①トイレ、レストラン等からの流入汚水量の変動を緩和して一定の変動幅以下に抑制する流量調整槽、②活性汚泥による微生物反応を利用して汚水を処理(以下、この処理を「活性汚泥法」という。))するばっ気槽、③塩素接触により消毒を行う消毒槽等から構成されている。

(3) 浄化槽の保守点検の実施状況

浄化槽の保守点検は、法等の規定によれば、活性汚泥法による場合、週に1回以上実施することとされている。

3会社は、浄化槽の保守点検の回数について、各会社がそれぞれ制定している施設保守規則等の規定において、活性汚泥法による場合、処理対象人員が500人以下の浄化槽(以下「中小規模浄化槽」という。))については週に1回以上、500人を超える浄化槽(以下「大規模浄化槽」という。))については週に2回以上それぞれ実施することを標準としている。ただし、サービスエリア等の利用実態により、上記の点検回数を加減できることとしている。

(注)

そして、3会社の12支社は、浄化槽1,056基(東会社の大規模浄化槽81基・中小規模浄化槽372基、中会社の大規模浄化槽47基・中小規模浄化槽196基、西会社の大規模浄

化槽 61 基・中小規模浄化槽 299 基)等に係る施設保全技術業務等を 3 会社のグループ会社等に委託していて、平成 24、25 両年度の契約金額は、東会社が計 121 億 1275 万余円(このうち浄化槽等に係る保守点検業務費計 10 億 9659 万余円)、中会社が計 445 億 8738 万余円(同計 4 億 6769 万余円)、西会社が計 142 億 8828 万余円(同計 11 億 1873 万余円)となっている。

(注) 12 支社 東会社北海道、東北、関東、新潟各支社、中会社東京、名古屋、八王子、金沢各支社、西会社関西、中国、四国、九州各支社

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性、効率性等の観点から、浄化槽の保守点検の回数はサービスエリア等の利用実態及び浄化槽の処理能力を踏まえて妥当なものとなっているかなどに着眼して、上記の 1,056 基に係る保守点検業務費を対象として、3 会社本社及び 12 支社において契約書、点検報告書等の書類を確認するとともに、現地の状況を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

前記 1,056 基のうち、保守点検回数が週に 2 回以上となっているものは、大規模浄化槽 175 基(東会社 70 基、中会社 46 基、西会社 59 基)及び中小規模浄化槽 6 基(中会社 2 基、西会社 4 基)の計 181 基となっており、このうち、大規模浄化槽 107 基及び中小規模浄化槽 1 基の計 108 基については、所在する地方公共団体が定めた条例等に基づいて、週に 2 回以上の保守点検を実施しているものであった。

しかし、上記の 108 基を除いた、大規模浄化槽 68 基及び中小規模浄化槽 5 基の計 73 基(東会社 38 基、中会社 23 基、西会社 12 基。これらに係る保守点検業務費は 24、25 両年度で東会社計 1 億 6089 万余円、中会社計 1 億 1526 万余円、西会社計 4964 万余円)については、5 月の連休や年末年始等の繁忙期に点検回数を増やしていた例があるものの、それ以外の通常期は標準の点検回数の週に 2 回以上としたままで、サービスエリア等の利用実態及び浄化槽の処理能力を踏まえて点検回数を加減する検討を行うなどしていなかった。また、3 会社は、大規模浄化槽の保守点検について週に 2 回以上実施することを標準としている理由を、平日と休日とでは流入汚水量が大きく変動することがあり、変動に対応した所要の作業が休日の前後に必要なためなどとしていた。

そこで、通常期のサービスエリア等の利用実態について、上記の 73 基における 25 年度中の流入汚水量についてみたところ、平日と休日とで流入汚水量の変動は認められたものの、全ての浄化槽にこの変動を緩和等して平準化するのに十分な処理能力を有する流量調整槽が設置されていて、必ずしも休日の前後に上記の変動に対応するための作業が必要となる状況ではなかったことから、利用実態及び浄化槽の処理能力を踏まえた標準の点検回数を設定しているとは認められなかった。

また、前記 73 基の保守点検時における水質測定の結果についてみたところ、60 基については、放流水が排水基準を満たしているかの確認を行うために必要な項目が含まれておらず、利用実態が大きく変化するような時期において、適切な水質測定の結果を踏まえた点検回数の弾力的な見直しを行うことができない状況となっていた。

このように、浄化槽の保守点検について、サービスエリア等の利用実態及び浄化槽の処理能力を踏まえた標準の点検回数を設定しておらず、また、保守点検時における水質測定の実施が適切でなく、その結果を踏まえた点検回数の弾力的な見直しを行うことができない事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(節減できた保守点検業務費)

以上のことから、3会社の実施している浄化槽73基の保守点検について、仮に、標準の点検回数を週に1回として設定したとすると、排水基準の所定の項目に係る水質測定に要する費用を考慮しても、前記の保守点検業務費は、東会社で計1億0961万余円、中会社で計7322万余円、西会社で計2921万余円となり、それぞれ5128万余円、4203万余円、2042万余円節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、3会社において、浄化槽の保守点検について、標準の点検回数の設定に当たり、サービスエリア等の利用実態及び浄化槽の処理能力を踏まえた検討が十分でなかったこと、保守点検時に水質測定を適切に実施してその結果を踏まえて点検回数の弾力的な見直しを行う必要性についての理解が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、3会社は、26年9月に、各支社に通知を発して、同月以降、大規模浄化槽の保守点検について、標準の点検回数を週に1回とするとともに、保守点検時に水質測定を適切に実施してその結果を踏まえるなどして、点検回数を弾力的に見直すこととする処置を講じた。

(第6 東日本高速道路株式会社)、(第7 中日本高速道路株式会社)、(第8 西日本高速道路株式会社)、第9 本州四国連絡高速道路株式会社、第10 首都高速道路株式会社、第11 阪神高速道路株式会社

平成24年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1)-(6) 高速道路と立体交差する橋りょうの点検状況等について

(平成24年度決算検査報告 658 ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

東日本高速道路株式会社(以下「東会社」という。)、中日本高速道路株式会社(以下「中会社」という。)、西日本高速道路株式会社(以下「西会社」という。)、本州四国連絡高速道路株式会社(以下「本四会社」という。)、首都高速道路株式会社及び阪神高速道路株式会社(以下「阪神会社」という。また、以下、これらの会社を総称して「6会社」という。)は、高速道路を常時良好な状態に保つように維持、修繕その他の管理を行っている。しかし、一般道路と高速道路本線との間で流出入したり高速道路本線間を連絡したりするために高速道路本線を横断する橋りょう(以下「高速連絡橋」という。)について、点検要領で定められた頻度で詳細点検を実施していなかったり、耐震補強対策を執っていなかったりしている事態、また、高速道路の新設に当たり高速道路本線と立体交差させて付け替えるなどした国、地方公共団体等が管理するこ道橋について、管理協定を一部において管理者と締結していなかったり、管理者が実施している点検状況、コンクリート片等剥落対策や耐震補強対策の実施状況の把握、情報共有等が十分でなかったり、近接目視、打音等の方法による点検の実施を管理者に促すことができていなかったり、使用状況の把握が十分でなかったりなどしている事態が見受けられた。

したがって、6会社の代表取締役社長に対して平成25年10月に、会計検査院法第36条の規定により、次のとおり改善の処置を要求した。

ア 高速連絡橋について

- (ア) 西会社において、詳細点検を実施することの重要性を十分理解して、確実に実施していくこと
- (イ) 東会社及び西会社において、耐震補強対策を実施することの重要性を十分理解して、早期に完了すること

イ こ道橋について

- (ア) 6会社において、管理協定の締結に向けた協議を早急に開始等したり、こ道橋の管理者が実施している点検状況を的確に把握して情報共有し、近接目視、打音等の方法による点検の実施を促すことにより、今後のこ道橋の維持管理が適切なものとなるよう連絡体制の構築に向けた取組を早急に講じたり、点検状況を情報共有することにより損傷状況等を的確に把握して、長寿命化計画の対象となっているこ道橋のみならず対象外となっているこ道橋についても適切な時期にコンクリート片等剥落対策を実施するよう管理者に求めたりすること
- (イ) 東会社、中会社、西会社、本四会社及び阪神会社において、耐震補強対策の実施状況を的確に把握して、できるだけ早期に耐震性能の検討を行うなどして耐震補強対策を完了するよう管理者に求めること

(ウ) 東会社、中会社及び西会社において、使用状況を的確に把握して、使用される見込みがなく不要なこ道橋をできるだけ早期に撤去するよう管理者に求めること

2 当局が講じた処置

本院は、6会社の本社において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。検査の結果、6会社は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 高速連絡橋について

(ア) 西会社は、詳細点検を実施していなかった高速連絡橋について、25年11月に詳細点検を完了して損傷等がないことを確認した。

(イ) 東会社は、耐震性能の検討を行っていなかった高速連絡橋について、26年6月に検討を行い、耐震補強対策の必要がないことを確認した。また、西会社は、耐震性能の検討を行っていなかった高速連絡橋のうち、一部の高速連絡橋については25年12月に撤去するなどし、残りの高速連絡橋についても耐震性能の照査を行って、耐震補強対策が必要と認められたものは26年8月までに着手して同年11月までに完了することとした。

イ こ道橋について

(ア) 6会社は、各会社と各管理者を構成員とする「高速道路を^{また}跨ぐ^{りょう}橋梁の維持管理に関する連絡協議会」(以下「連絡協議会」という。)等を都道府県等ごとに設置し、25年10月から26年7月までの間に開催して、管理協定の締結に向けた協議を開始等したり、連絡協議会等において管理者が実施している点検状況を把握して情報共有し、近接目視、打音等の方法による点検の実施を促すなどの連絡体制を構築したり、連絡協議会等において点検状況を情報共有することにより損傷状況等を把握して、長寿命化計画の対象のこ道橋及び対象外のこ道橋のいずれについても適切な時期にコンクリート片等剥落対策を実施するよう管理者に求めたりした。

(イ) 東会社、中会社、西会社、本四会社及び阪神会社は、連絡協議会等において、耐震補強対策の実施状況を把握して、早期に耐震性能の検討を行うなどして対策を完了するよう管理者に求めた。

(ウ) 東会社、中会社及び西会社は、連絡協議会等において、使用状況を把握して、使用される見込みがなく不要なこ道橋を早期に撤去するよう管理者に求めた。

(第9 本州四国連絡高速道路株式会社)

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

電源装置に係る蓄電池について、性能劣化を示す内部抵抗の測定値等を踏まえた管理方法を定めることにより、適時に更新して、蓄電池の更新に係る費用の低減と適切な管理を図るよう改善させたもの

科 目	管理費用
部 局 等	本州四国連絡高速道路株式会社本社、鳴門、岡山、坂出、しまなみ尾道各管理センター
契 約 名	平成 24 年度鳴門管内無停電・直流電源設備更新工事等 5 契約
契 約 の 概 要	老朽化してきた電源装置の更新等を行うもの
契 約 の 相 手 方	サンケン電気株式会社等 4 会社
契 約	平成 23 年 10 月～26 年 3 月 一般競争契約
上記の契約に係る支払額	4 億 5785 万余円(平成 23 年度～25 年度)
電源装置の製造費等の積算額	4 億 4961 万余円(平成 23 年度～25 年度)
低減できた電源装置の製造費等の積算額	6880 万円(平成 23 年度～25 年度)
管理が適切でなかった電源装置の取得価格	1 億 2274 万円(背景金額)

1 工事の概要

本州四国連絡高速道路株式会社(以下「会社」という。)は、高速道路の安全な交通を確保等するために、通信用設備、照明設備等を多数設置して 24 時間運用している。そして、会社は、災害等によって商用電源が停電した際、自家発電設備から電気が供給されるまでの間等に、上記の設備に電気を供給するために、無停電電源装置等(以下「電源装置」という。)を設置している。電源装置は、電気を供給する負荷に見合った容量を持つ単電池を連結した蓄電池(以下「蓄電池」という。)等で構成されており、容量が大きい蓄電池は専用の収容架(以下「蓄電池盤」という。)に、容量が小さい蓄電池は他の機器との共用の収容架にそれぞれ収められている。

会社の鳴門、岡山、坂出、しまなみ尾道各管理センター(以下、これらの管理センターを総称して「4 管理センター」という。)は、老朽化してきた電源装置の更新等を行うため、平成 23 年度から 25 年度までに、平成 24 年度鳴門管内無停電・直流電源設備更新工事等 5 工事を、サンケン電気株式会社等 4 会社に計 4 億 5785 万余円で、それぞれ請け負わせて実施している。

上記の 5 工事は、電源装置 68 台の更新及び 2 台の新設を行うものであり、蓄電池及び蓄電池盤については、それぞれ 68 基の更新及び 2 基の新設、22 面の更新及び 2 面の新設を行うものとなっている。

そして、これら電源装置の製造費等の積算額は、蓄電池 70 基及び蓄電池盤 24 面の価格計 1 億 4395 万余円にその他の装置等を含めて、計 4 億 4961 万余円となっている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性、有効性等の観点から、電源装置に係る蓄電池の更新の時期は適切か、また、管理は適切に行われているかなどに着眼して、会社が 23 年度から 25 年度までに締結した前記の 5 工事を検査の対象として、会社本社及び 4 管理センターにおいて、契約書、設計書、作業報告書等の関係書類により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 更新前の蓄電池の健全性が十分に保たれていて、更新する必要がなかった事態

本件工事で更新のために撤去された蓄電池 68 基のうち、52 基は期待寿命が 13 年間の長寿命型の蓄電池で、平成 13 年から 23 年までの間に設置されていた。

蓄電池メーカーは、蓄電池の性能劣化の指標として、単電池の内部抵抗の値について警告値及び寿命値を示しており、通常、警告値を超えると短期間で寿命値に達するとされている。

そこで、4 管理センターは点検管理要領(平成 11 年 3 月制定)に基づき内部抵抗の値を定期的に測定しており、その測定値をみると、前記 52 基の蓄電池の更新工事直前の内部抵抗の値は警告値を下回っていて性能劣化が認められず、健全性は十分保たれていたと認められた。

さらに、前記 52 基の蓄電池を設置する際に、蓄電池メーカーは、次回の蓄電池の交換推奨時期を設置から 13 年後としており、この 52 基のうち更新に合わせて容量を大きくしなければならぬなどの 15 基を除く 37 基の蓄電池は、その交換推奨時期が平成 30 年から 36 年までと相当程度先となっていることから更新の必要がなかったと認められた。また、これに伴い、13 面の蓄電池盤についても更新の必要がなかったと認められた。

したがって、上記 37 基の蓄電池及び 13 面の蓄電池盤の更新を行わないこととして電源装置の製造費等を計算すると、前記の積算額 4 億 4961 万余円は 3 億 8081 万余円となり、6880 万余円低減できたと認められた。

(注 1) 警告値 内部抵抗が増加し、初期の性能劣化が認められる値をいう。

(注 2) 寿命値 性能劣化が明らかであり、定格容量の 80% を維持確保できない可能性がある値をいう。

(2) 更新前の蓄電池の健全性が保たれておらず、管理が適切でなかった事態

本件工事で更新のために撤去された蓄電池 68 基のうち、前記の 52 基を除く 16 基は期待寿命が 5 年間から 8 年間程度と短い従来型の蓄電池で、平成 10 年から 25 年までの間に設置されていたものであり、このうちの 10 基については、交換推奨時期が本件工事施工前の 18 年から 23 年までとなっていた。そこで、これら 10 基の蓄電池の内部抵抗の測定値をみると、内部抵抗の値が警告値を上回った単電池を有する蓄電池が平成 21 年に 1 基、22 年に 1 基、23 年に 2 基、24 年に 2 基、計 6 基見受けられた。これらのうち、21 年から 23 年にかけて警告値を上回った 4 基(これらに係る電源装置の取得価格は計 1 億 2274 万余円)については、その後、更新するまでに単電池の内部抵抗の値が寿命値を上

回っていて健全性が保たれていなかった。

このように、上記4基の蓄電池は、性能劣化が明らかであり、所要の容量が得られず電気の供給時間が短縮して、電源装置の機能を損なうなどのおそれがある状況となっているのに、更新が行われておらず管理が適切でなかったと認められた。

以上のとおり、電源装置に係る蓄電池について、交換推奨時期が相当程度先となっていて、内部抵抗の値によれば性能劣化が認められないなど健全性が十分保たれているのに更新を行ったり、交換推奨時期が過ぎていて内部抵抗の値が寿命値を上回っていて性能劣化が明らかであるのに更新を行っていなかったりしていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、点検管理要領が電源装置の点検項目、点検周期等を記載しているのみであり、蓄電池を適時に更新するための内部抵抗の測定値等を踏まえた蓄電池の管理方法が定められていなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、会社は、26年8月に、性能劣化を示す内部抵抗の測定値等を踏まえた蓄電池の管理方法に関する「蓄電池管理マニュアル」を制定し、同年9月からこれを適用することとし、電源装置に係る蓄電池を適時に更新して、蓄電池の更新に係る費用の低減と適切な管理を図る処置を講じた。

第12 日本郵政株式会社、第13 日本郵便株式会社、第14 株式会社ゆうちょ銀行、
第15 株式会社かんぽ生命保険

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

(1)-(4) 固定電話の利用に当たり、4会社が連携して継続的に回線を管理する体制を整備
するなどして、光IP電話への切替えを進めることにより、電話料金の節減を図
るよう改善させたもの

会 社 名	(1) 日本郵政株式会社 (2) 日本郵便株式会社 (3) 株式会社ゆうちょ銀行 (4) 株式会社かんぽ生命保険
科 目	(1) 国内通信料及び国際通信料 (2) 国内通信料及び国際通信料 (3) 通信費 (4) 通信費
部 局 等	(1) 本社、81 局所 (2) 本社、1,371 局所 (3) 本社、285 局所 (4) 本社、98 局所
契 約 の 概 要	顧客へのサービス提供、業務連絡等のために固定電話を利用するもの
光 IP 電話に適 さない回線を除 いた各回線の通 話チャンネル数の 合計が4以上と なる1,839 局所 等の電話料金の 支払額	(1) 9436 万余円(平成 25 年度) (2) 25 億 6861 万余円(平成 25 年度) (3) 4 億 9940 万余円(平成 25 年度) (4) 2 億 0307 万余円(平成 25 年度)
上記のうち光 IP電話を利用 した場合に節減 できた支払額	(1) 1683 万円 (2) 4945 万円 (3) 4309 万円 (4) 3716 万円

1 固定電話等の概要

(1) 4 会社の概要

日本郵政株式会社(以下「日本郵政」という。)、日本郵便株式会社(以下「日本郵便」とい
う。)、株式会社ゆうちょ銀行(以下「ゆうちょ銀行」という。)及び株式会社かんぽ生命保険
(以下「かんぽ生命」という。また、以下、これらの会社を総称して「4 会社」という。)は、
郵政民営化法(平成 17 年法律第 97 号)等に基づいて設立され、日本郵政公社(平成 19 年 10
月 1 日解散)から、それぞれ、同公社の業務その他の機能及び資産等の一部を承継してい
る。このうち、電話加入権については、各施設を承継する会社が承継したとされている。

そして、承継した業務を実施するために、日本郵政は宿泊施設、病院等を、日本郵便は支社、郵便局等を、ゆうちょ銀行はエリア本部、支店、地域センター等を、かんぽ生命はエリア本部、支店、サービスセンター等を、それぞれ設置している(以下、4会社が設置するこれらの宿泊施設等を「局所」という。)

(2) 4会社における固定電話の利用等の概要

4会社は、本社及び局所(以下「局所等」という。)において、顧客へのサービス提供、業務連絡等のために固定電話を利用している。このうち、多くの固定電話を必要とする局所等においては、構内交換機(以下「PBX」という。)を設置していて、民営・分社化以降も引き続き4会社間で建物やPBX等を共同利用している局所等がある。

そして、4会社は、毎月、基本料金、通話料金等で構成される電話料金を、一部を除き、公共料金の支払事務を委託している会社(以下「支払代行会社」という。)を通じて、それぞれ一括して支払っている。この場合、電話会社からの電話料金の請求書は、各局所内の固定電話を利用する部署(以下「利用部署」という。)に送付されず、直接支払代行会社に送付されており、支払代行会社は、4会社の本社に対して電話料金を支払った回線に関する情報を報告している。

(3) 光 IP 電話の概要

近年、加入電話等の従来型の固定電話に代わって、光ファイバケーブルを使用し、インターネット技術を応用した固定電話(以下「光 IP 電話」という。)が普及している。加入電話は、1回線で同時に通話することができる外線数(以下「通話チャンネル数」という。)が1であるのに対して、光 IP 電話は、通話チャンネル数を数百程度確保することができる。また、光 IP 電話の料金についてみると、基本料金等の固定料金については、加入電話等の通話チャンネル数の合計がおおむね4以上となる事業所等において、加入電話等に比べて一般的に安価になり、通話料金についても、通話先までの距離に関係なく全国一律で市内通話と同額となるサービス(以下「全国一律料金サービス」という。)や同一の回線契約者の事業所等間の通話料金が無料となるサービスが提供されることから、加入電話等に比べて一般的に安価になる。

そして、光 IP 電話に切り替える手続の際に、電話加入権を有する回線契約者(以下「名義人」という。)が加入電話等について休止又は解約の手続をとることにより、それまで加入電話等で利用していた電話番号を光 IP 電話で利用(以下「同番移行」という。)することができるなど、光 IP 電話は顧客の利便性にも配慮されている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、固定電話の利用に当たり、光 IP 電話への切替えを進めるなどして電話料金の節減が図られているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、25年度に電話料金を支払っている固定電話の回線のうち、日本郵政の87局所等の895回線(同年度の電話料金の支払額計1億0072万余円)、日本郵便の20,203局所等の66,968回線(同45億2705万余円)、ゆうちょ銀行の311局所等の6,756回線(同5億8502万余円)、かんぽ生命の101局所等の1,306回線(同2億0602万余円)、計20,702局所等の計75,925回線を対象として、電話料金の内訳に関するデータの提出を求め

るなどして検査するとともに、このうち4会社の計129局所等において、局所等内の電話番号一覧等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

4会社における光IP電話の利用状況についてみたところ、各回線の利用部署及び名義人を把握するための調査等(以下「回線の棚卸し」という。)が十分に行われていないなど、回線の管理が適切に行われていなかったため、多数の回線の名義人が不明なままとなっていて、同番移行に必要な加入電話等の休止又は解約の手続をとることが困難となっていた。このため、一部の局所を除いて光IP電話は利用されていなかった。

しかし、前記20,702局所等のうち、光IP電話に適さない回線を除いた各回線の通話チャンネル数の合計が4以上となり、基本料金等の固定料金について光IP電話の方が加入電話等に比べて一般的に安価になる局所等数は、1,839局所等となっていた。また、前記75,925回線の通話料金について距離区分別にみたところ、4会社では、県外通話及び市外通話が当該通話料金全体の38.6%から70.7%を占めており、光IP電話の全国一律料金サービスを利用することにより、通話料金の節減を図ることができると認められた。

このように、4会社において、回線の管理が適切に行われておらず、同番移行に必要な前記の手続をとることが困難となっているなどのため、より経済的な光IP電話への切替えが進んでいない事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(節減できた電話料金の支払額)

前記の1,839局所等について、光IP電話の固定料金及び全国一律料金サービスを利用した場合の通話料金により25年度の電話料金を試算すると、計30億0039万余円となり、同年度の電話料金の支払額計33億6546万余円との差額は3億6506万余円となる。したがって、これに光IP電話の利用開始時に必要となる初期費用2億1851万余円(試算額)を考慮しても、初年度である同年度に支払額を1億4654万余円節減できたと認められた(4会社の内訳は表のとおり)。

表 節減できた電話料金の支払額 (単位：局所等、回線、千円)

会社	局所等数	回線数	平成25年度の 電話料金の 支払額 (A)	光IP電話を利用した 場合の電話 料金(試算額) (B)	差額 (C=A-B)	初期費用 (試算額) (D)	節減額 (E=C-D)
日本郵政	82	804	94,360	68,235	26,124	9,286	16,837
日本郵便	1,372	23,396	2,568,619	2,359,564	209,055	159,603	49,451
ゆうちょ銀行	286	4,618	499,408	421,402	78,005	34,914	43,091
かんぽ生命	99	1,303	203,075	151,192	51,882	14,715	37,166
計 4会社	1,839	30,121	3,365,462	3,000,395	365,067	218,519	146,547

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、民営・分社化以降、4会社において、建物やPBX等を共同利用している局所等について、4会社が連携して回線の棚卸しを行い、継続的に回線を管理することの重要性の認識が欠けていて、回線の管理を適切に行う体制となっていなかったこと、支払代行会社から4会社の本社に報告される回線に関する情報を本社と利用部

署との間で共有していなかったため、利用部署が回線の見直し等を行うことができない状況となっていたこと、光 IP 電話への切替えを進めるための具体的な検討等を十分に行っていなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、4 会社は、26 年 9 月までに、次のような処置を講じた。

ア 4 会社間で合意書を締結して、4 会社が連携して回線の棚卸しを行うとともに、定期的な会合を開催することとするなどして、組織変更があった場合でも継続的に回線を管理することができる体制を整備した。

イ 回線に関する情報を 4 会社各社の社内用のポータルサイトに掲載するなどして、本社と利用部署との間で当該情報を共有する体制を整備した。

ウ 早期に光 IP 電話への切替えを進めるための具体的な計画を策定した。

平成 24 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1)-(4) 特定調達に係る契約事務の実施について

(平成 24 年度決算検査報告 667 ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

日本郵政株式会社(以下「日本郵政」という。)、日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行(以下「ゆうちょ銀行」という。)及び株式会社かんぽ生命保険(以下、これらの会社を総称して「4 会社」という。)は、各社の業務を行うために必要な宿泊施設、郵便局、貯金事務センター、サービスセンター等の施設(以下「施設」という。)を設置している。そして、4 会社は、一定金額以上の产品及びサービスの調達(以下「特定調達」という。)を行うに当たっては、世界貿易機関の下で運用されている「政府調達に関する協定」や我が国の自主的措置として決定された指針等(以下、これらを合わせて「協定等」という。)に従った契約事務を行うこととなっている。しかし、日本郵政及びゆうちょ銀行の本社並びに 4 会社の施設は、電気及びガスの調達に係る需給契約並びに現金警備輸送業務及び建物の清掃業務に係る委託契約において、一般競争に付していなかったり、契約期間延長の可能性に関する情報を入札公告に掲載していなかったり、新たに契約を締結することなく既に締結していた契約を変更していたりなどして、協定等に従った契約事務を行っていない事態が見受けられた。

したがって、4 会社において、協定等の趣旨を十分に理解した上で、4 会社が協定等に準じて定めている特定調達手続に電気及びガスが協定等の適用対象製品であることを明示したり、契約の内容を変更する場合や契約の期間を延長する可能性がある場合の手続を定めたり、4 会社の施設に対して契約事務を適切に行うことについて周知徹底を図ったりするとともに、4 会社の本社において、施設の電気及びガスの使用量やこれらの料金の支払額を把握して、年間の支払額が基準額以上となる可能性がある施設に対して、協定等及び特定調達手続に従った契約事務を行うように指示するよう、4 会社の取締役兼代表執行役社長又は代表取締役社長に対して平成 25 年 9 月に、会計検査院法第 34 条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、4 会社の本社において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、4 会社は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 26 年 4 月までに、特定調達手続を改定するなどして、電気及びガスが協定等の適用対象製品であることを明示したり、適用対象製品及びサービスに係る契約の内容を変更する場合の具体的な処理方法や契約の期間を延長する可能性がある場合の入札公告への掲載方法について定めたりなどするとともに、特定調達手続に従って契約事務を適切に行うよう、施設に対して指示文書を発するなどして周知徹底を図った。

イ 25 年 9 月以降、本社において、施設における毎月の電気及びガスの使用量やこれらの料金の支払額を把握して、施設にこれらの情報を開示するなどした上で、年間の支払額が基準額以上となる可能性がある施設に対して協定等及び特定調達手続に従った契約事務を行うよう指示した。

第16 日本司法支援センター

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

民事法律扶助業務の実施に当たり、被援助者が民事裁判等の相手方から金銭を得ることになっている場合等において、当該金銭を立替金の償還に適切に充当させるための基準等を整備し、立替金の早期かつ確実な償還が行われるよう改善させたもの

科 目	(一般勘定) 民事法律扶助立替金	
部 局 等	日本司法支援センター	
民事法律扶助業務の概要	民事裁判等の手続において自己の権利を実現するための準備等に必要 な費用を支払う資力がない者を援助するために、民事裁判等に関する 手続等を行う弁護士及び司法書士に係る費用の立替え等を行うもの	
平成24年度に 終結決定を行っ た援助のうち被 援助者が免責決 定を受けるなど した件数を除き 民事裁判等の相 手方から金銭を 得た被援助者に 係る件数及び要 償還残高	1,194 件	1 億 1217 万余円(平成 25 年度末)
上記のうち当該 金銭を償還に充 当させることが 可能な件数及び 充当額(試算額)	653 件	6818 万円(平成 24、25 両年度)

1 民事法律扶助業務の概要等

(1) 民事法律扶助業務の概要

日本司法支援センター(以下「センター」という。)は、総合法律支援法(平成 16 年法律第 74 号)に基づき、民事裁判や家事調停等の手続において自己の権利を実現するための準備等に必要なる費用を支払う資力がない者を援助するために、民事裁判等に関する手続等を行う弁護士及び司法書士(以下「弁護士等」という。)に係る費用の立替え等(以下「民事法律扶助業務」という。)を行っており、平成 25 年度末の立替金の残高は 385 億 3979 万余円となっている。

民事法律扶助業務の立替金は、被援助者からの償還金(以下「償還金収入」という。)や国からの運営費交付金等が原資となっており、償還金収入を将来の立替金の原資にするという相互扶助の見地から、立替金の償還については、民事法律扶助業務の重要な要素であるとされている。そして、25 年度における償還金収入は 99 億 5864 万余円となっている。

(2) 民事法律扶助業務の実施

民事法律扶助業務は、日本司法支援センター業務方法書(平成 18 年 5 月法務大臣認可。以下「業務方法書」という。)等に基づいて実施されており、主な手続は次のとおりとなっている。

ア 援助を必要とする者は、センターの地方事務所、弁護士等の事務所等で法律相談を受けた後、民事裁判等に関する手続等を行う弁護士等に係る費用の立替え等が必要な場合は援助の申込みを行い、地方事務所法律扶助審査委員(以下「審査委員」という。)は、資力が一定額以下であるなどの援助の要件を満たしている者(以下「被援助者」という。)か否かを審査する。地方事務所長(地方事務所支部長を含む。以下同じ。)は、審査の結果に基づき、被援助者に対して援助の開始と弁護士等に支払う着手金、実費等の額を決定し、センターはその費用を立て替える。被援助者は、当該決定後、原則として、毎月定額で立替金の償還を行う。

イ 弁護士等は、民事裁判等の終了後、事件処理の概要、被援助者が事件の相手方等(以下「相手方」という。)から得る金銭等の有無等を記載した終結報告書を地方事務所長に提出する。審査委員は、終結報告書等に基づき、弁護士等に支払う報酬金の額等について審査を行う。地方事務所長は、被援助者から生活状況を聴取するなどした後に、審査委員の審査の結果に基づき援助の終結決定(以下「終結決定」という。)を行い、立替金の総額を確定し、立替金の償還方法を決定する。

(3) 相手方から金銭等を得ている場合の立替金の償還額、償還方法の決定等

地方事務所長は、被援助者が民事裁判等によって相手方から金銭等を得ることがあることから、相手方からの金銭等の取得状況を確認することとなっている。そして、被援助者が相手方から金銭等を得ている場合には、原則として、被援助者は、報酬金の全部又は一部を直接弁護士等に支払い、当該金銭等の額から報酬金の額を差し引いた残額を立替金の償還に充てなければならないこととなっている(以下、この償還を「即時償還」という。)。また、地方事務所長は、被援助者に対して即時償還を求めることが相当でない事情があると認めるときは、当該償還に充当する額を適宜減額することができるが、この場合であっても、扶養料、医療費等のやむを得ない支出を要するなど特別の事情がない限り、即時償還に充当する額は相手方から得た金銭等の額の100分の25を下回ることはできないこととなっている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、効率性等の観点から、被援助者が相手方から得た金銭を立替金の償還に充たさせ立替金の早期かつ確実な償還を^(注)図っているかに着眼して、24年度に4地方事務所の地方事務所長が終結決定を行った援助の件数計33,347件のうち、終結決定時に被援助者が自己破産により免責決定を受けたなどの件数を除き、相手方から金銭を得ていた被援助者に係る計1,194件、要償還残高計1億1217万余円(25年度末現在。以下同じ。)を対象として、4地方事務所において終結決定書等を確認するとともに、センター本部において業務方法書の解釈等を聴取するなどして会計実地検査を行った。

(注) 4地方事務所 東京、神奈川、埼玉、千葉各地方事務所

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 終結決定時に相手方から金銭を分割で得ることになっている場合の立替金の償還状況

被援助者が相手方から金銭を分割で得ることになっている場合には、賠償金を数回に分けて得ることや、養育費等を月額で一定期間得ることがあり、4 地方事務所は、被援助者が相手方から金銭を分割で得ることができるかどうか、少なくとも初回の履行状況を弁護士等に確認した上で審査に付するようしていた。

そして、4 地方事務所において、被援助者が相手方から金銭を分割で得ることになっている場合に、終結決定時にいまだ得ていない金銭が立替金の償還に充当されていなかったなどの援助の件数が計 565 件、要償還残高計 7457 万余円見受けられた。

これは、センターが、業務方法書上、立替金の償還に充当しなければならないとされている被援助者が相手方から金銭等を得ている場合の金銭を、被援助者が終結決定時まで得ていた金銭としていることなどによる。

しかし、終結決定後に相手方から得ることになっている金銭も、終結決定時まで得ていた金銭と同様に事件の終結の結果として得る金銭であることから、実際に被援助者に金銭が入金された場合には、終結決定時まで金銭を得ていた場合に準じて、立替金の償還に充当させる取扱いとすべきであると認められた。

(2) 終結決定時まで相手方から金銭を一括で得ていた場合の立替金の償還状況

4 地方事務所において、終結決定時まで被援助者が相手方から金銭を一括で得ていたのに、即時償還を行っていなかった援助の件数が計 88 件、要償還残高計 827 万余円見受けられた。

4 地方事務所はこれらの終結決定に当たり、被援助者の現在の生活状況等に関する具体的な資料を被援助者から提出させておらず、終結決定書には即時償還を行わない具体的な根拠が記載されていなかった。このため、上記の 88 件については、即時償還が行われていないことの妥当性が検証できない状況となっていた。

そこで、業務方法書が定める前記の即時償還を求めることが相当でない事情、やむを得ない支出を要するなどの特別の事情について、考慮すべき具体的な基準等をセンター本部に確認したところ、センター本部は、被援助者の生活状況や相手方から得た金銭の額等に応じて、どの程度立替金の償還に充当させるかの具体的な基準等を定めていなかった。また、即時償還を行わなかった根拠を終結決定書等に記載することとしていなかった。

このように、終結決定後に得ることになっている金銭が立替金の償還に充当されていなかった事態並びに償還に充当させる額の基準及び必要な資料の整備について定めがないまま相手方から得た金銭が立替金の償還に充当されていなかった事態は、回収された立替金を将来の立替金の原資にするという相互扶助の見地から、立替金の早期かつ確実な償還を図る上で適切ではなく、改善の必要があると認められた。

前記の被援助者が相手方から金銭を分割で得ることになっている 565 件及び金銭を一括で得ていた 88 件、計 653 件、要償還残高計 8285 万余円について、24 年度から 25 年度までの間に、被援助者が相手方から民事裁判等で確定したとおりに金銭を得たとして、当該金銭の 100 分の 25 を立替金の償還に充当させるなどした場合、償還金の額は計 6818 万余円と試算される。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、センターにおいて、被援助者が相手方から得た金銭を立替金の償還に充当させることについての検討が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、センターは、立替金の早期かつ確実な償還が行われるよう、26年9月に各地方事務所に通知を発して次のような処置を講じ、同年12月に開始決定を行う援助から適用することとした。

ア 被援助者が相手方から得た金銭を立替金の償還に充当させる場合の基準等を整備して、地方事務所長が終結決定を行う際に、新たに被援助者の収入金額、最低生活費等を考慮した金額を算出し、当該金額に応じて償還に充当させる額及び償還方法を決定することとした。

イ 地方事務所は、終結決定時に被援助者の生活状況を把握するとともに、把握した被援助者の生活状況及び終結決定時に考慮した事情について記録することとした。

第17 全国健康保険協会

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1) 保健指導支援システム用の端末のうち、相当期間にわたって保管されたままとなっている端末について契約の内容を見直すことなどにより、使用料等の節減を図るとともに、保健師等の採用状況等を踏まえて調達する端末数量を決定するよう改善させたものの

科 目	業務経費
部 局 等	全国健康保険協会本部
契 約 の 概 要	(1) 保健指導支援システムを使用する権利、データ転送サービス等の各種サービスの提供及びこれらのサービスに係るプログラムのサポートに対する対価を支払うもの (2) 保健指導支援システムで使用するノート型パーソナルコンピュータ 817 台、通信カード 817 個をリース契約により調達するもの (3) 保健師等が使用するノート型パーソナルコンピュータと保健指導支援システムとの間で指導データ等の送受信を行うために通信サービスの提供を受けるもの
契 約 の 相 手 方	(1) 株式会社日立製作所、日立キャピタル株式会社 (2) 富士電機 IT ソリューション株式会社等 4 会社 (3) KDDI 株式会社
契 約	(1) 平成 22 年 4 月ほか 2 契約 随意契約 (2) 平成 21 年 11 月ほか 5 契約 一般競争契約(2 契約)、随意契約(3 契約) (3) 平成 22 年 1 月 1 契約 随意契約
上記の 8 契約 (PC 等 817 セット)に係る支払額	8 億 3270 万余円(平成 22 年 2 月～26 年 6 月)
上記の支払額のうち平成 23 年 11 月に調達した PC 等 80 セット分に係る使用料等	5427 万余円(平成 23 年 11 月～26 年 6 月)
平成 23 年 11 月以降保管している状態が継続していると認められた PC 等 43 セット分に係る使用料等	2355 万円(平成 23 年 11 月～26 年 6 月)

1 保健指導支援システム用の端末に係る契約等の概要

(1) 保健指導支援システム用の端末等の概要

全国健康保険協会(以下「協会」という。)は、40 歳から 74 歳までの医療保険加入者に対

して糖尿病等の生活習慣病に着目した特定保健指導を行う業務(以下「指導業務」という。)を実施している。

協会は、指導業務や指導データの管理等の効率化を図ることを目的として保健指導支援システムを整備しており、各都道府県に設置している支部において指導業務に従事している保健師及び管理栄養士(以下「保健師等」という。)に対して、各支部からの申請に基づいて、同システム用の端末(以下「指導用端末」という。)として、ノート型パーソナルコンピュータ(以下「PC」という。)と通信カード(以下「カード」といい、PCとカードを合わせて「PC等」という。)とを組み合わせて1セットずつ貸与している。そして、保健師等は、それぞれ貸与された指導用端末を携行して事業所に赴くなどして、医療保険加入者に対して、個別に特定保健指導を実施するなどしている。

(2) 指導用端末に係る契約の概要

ア 指導用端末に係るリース契約

協会は、平成21年11月にPC等613セット(うち1セットについては東日本大震災で被災したため、後に契約解除。リース期間22年2月から25年3月まで)、及び22年4月にPC等125セット(リース期間同年5月から25年3月まで)について、KDDI株式会社及びNTTファイナンス株式会社との間で、リース契約を締結して調達している。

また、協会は、23年10月、保健師等の増員計画等に対応するために、PC80台を新たに調達することにして、富士電機ITソリューション株式会社及び東京センチュリーリース株式会社との間で、リース期間を同年11月から25年3月までとするリース契約を締結して調達している。そして、カードについては、21年11月にKDDI株式会社及びNTTファイナンス株式会社との間で締結した上記のリース契約に80個を追加することにして、23年10月に、PC等612セット及びカード80個について変更契約(カード80個のリース期間同年11月から25年3月まで)を締結している。

さらに、協会は、25年4月に、富士電機ITソリューション株式会社及び東京センチュリーリース株式会社との間でPC80台について、リース期間を同月から27年2月までとする再リース契約を締結し、また、KDDI株式会社及びNTTファイナンス株式会社との間でPC等737セット及びカード80個について、リース期間を25年4月から27年2月までとする再リース契約を締結している。

イ 保健指導支援システムの賃貸借及び関連するサービスに関する契約

協会は、保健指導支援システムを利用するために、22年4月及び8月に、株式会社日立製作所及び日立キャピタル株式会社との間で、「保健指導支援システムの賃貸借及び関連するサービスに関する契約」を締結し、保健指導支援システムを使用する権利、データ転送サービス等の各種サービスの提供及びこれらのサービスに係るプログラムのサポートに対する対価として、PC1台につき月額14,742円(26年4月からは15,163円)のサービス使用料(以下「使用料」という。)を支払っている。

ウ 通信サービス契約

協会は、保健師等が使用するPCと保健指導支援システムとの間で指導データ等の送受信を行うために、22年1月にKDDI株式会社との間で通信サービス契約を締結し、同年4月からカード1個につき月額2,352円(26年4月からは2,419円)の基本使用料及びパケット通信料(以下「通信料」という。)を支払っている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、指導用端末に係る各契約の支払額は実際の使用状況に応じた適切なものとなっているかなどに着眼して、指導用端末のリース契約等8契約に係る支払額計8億3270万余円(うち、23年11月に調達したPC80台及びカード80個に係る同月から26年6月までの間の使用料計3666万余円、賃借料計1157万余円、通信料計603万余円、使用料等合計5427万余円)を対象として、協会本部において、契約書、PC等の管理記録等の内容を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

協会は、23年9月に、指導業務に従事している保健師等の数を750名とし、これに新たに23年度中に55名を増員して805名にする計画を策定し、この増員分に、故障等に対応するために必要なPC等の数量を考慮して、前記のとおり、同年11月に指導用端末としてPC80台及びカード80個を一括して調達していた。そして、これにより、同月には、協会が保有するPC等は、既調達分の737セットと合わせて817セットとなった。

増員計画の策定前の23年7月から増員計画の策定後の同年11月までの間の保健師等の現員数をみると、754名から761名の間で推移していた。また、新規にPC等を調達した直後の同年12月から26年6月までの間の保健師等の現員数についてみると、前記の増員計画どおりに805名の保健師等を確保することができず、744名から774名の間で推移していた。そして、協会が保有する817セットのうち、同期間に故障等への対応のため代替機として貸与されたPC等を含め保健師等に貸与されるなどしていたPC等の最大数は774セットとなっており、その結果協会本部において保管されたままとなっていたPC等は43セットとなっていた。

以上のことから、23年11月から26年6月までの間において、故障等に対応するために代替機として貸与されるなどしたPC等を考慮しても少なくとも43セット分のPC等が常時保管され使用されていない状況となっていた。

しかし、協会は、このような状況であるにもかかわらず、これらの43セット分について、23年11月から26年6月までの間に、使用料及び通信料計2295万余円を支払っていた。

さらに、協会は、PC等の台数等の見直しを行うことなく25年4月に再リース契約を締結したため、同月から26年6月までの間に協会本部において保管されたままとなっていたPC等43セット分に係る賃借料計60万余円を支払っていた。

このように、PC等の実際の貸与数等を考慮することなく、保管されたままとなっているPC等について、使用料及び通信料を支払っていたり、再リース契約を締結して賃借料を支払っていたりしている事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(節減できた使用料等)

23年11月に調達したPC等80セットについて、PC等の実際の貸与数等を考慮して使用料及び通信料を支払うこととし、かつ、再リース契約の締結に際して台数等の見直しを行っていたとすれば、PC等43セット分に係る使用料等を計2355万円節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、協会において、保健師等の実際の採用に併せて、順次、使用料及び通信料の対象とする PC 等の台数等を見直したり、相当期間にわたって常時保管され保健師等に貸与されていない状況となっている PC 等について、将来の使用見込みに基づいて保有する台数等を見直したりすることなどについての検討が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、協会は、26 年 8 月及び 9 月に、指導用端末に関して、次のような処置を講じた。

- ア 今後の PC 等の使用見込みや故障等に対応するために必要となる PC 等の台数等を検討した上で、保有し続ける必要がないと判断した PC 等について、台数等を減ずるなどのリース契約等の変更を行って、使用料等の節減を図った。
- イ 指導用端末として使用する PC 等を新たに調達する必要がある場合には、保健師等の現員や採用の状況を十分踏まえるなどして、調達台数を適切に決定するよう調達手続を定めた。

- (2) 船員保険保養事業委託契約により委託して実施している宿泊室確保事業について、船員保険保養所において船員保険の加入者等に優先的に利用させるために確保している宿泊室のうち、利用者から宿泊料を徴収した宿泊室を委託費の算定対象から除外することにより、委託費の節減を図るよう改善させたもの

科 目	業務経費
部 局 等	全国健康保険協会本部
契 約 名	船員保険保養事業委託契約
契 約 の 概 要	各船員保険保養所において、船員保険の加入者等に優先的に利用させるために、1 日当たり宿泊室を 3 室ずつ確保しておく宿泊室確保事業等を実施させるもの
契 約 の 相 手 方	一般財団法人船員保険会(平成 25 年 3 月 31 日以前は財団法人船員保険会)
契 約	平成 22 年 1 月、25 年 1 月 随意契約
委 託 費	2 億 5169 万余円(平成 24、25 両年度)
上記の委託費のうち宿泊室確保事業に係る委託費	2 億 1246 万余円
利用者から宿泊料を徴収しているのに宿泊室確保事業に係る委託費の算定対象としていた延べ宿泊室数及び委託費相当額	1,997 室 4856 万円(平成 24、25 両年度)

1 船員保険保養事業委託契約等の概要

全国健康保険協会(以下「協会」という。)は、船員保険法(昭和14年法律第73号)に基づき、保険者として船員保険事業を管掌している。そして、協会は、船員保険事業に関する業務の一環として福祉事業に関する業務を行うこととなっており、協会が行う福祉事業は、高額療養費の貸付事業、無線医療助言事業、船員保険保養事業(以下「保養事業」という。)等となっている。

このうち、保養事業は、船員保険保養所(以下「保養所」という。)等を活用して、船員保険の被保険者、被保険者であった者及びその家族(以下「加入者等」という。)に対して、疲労回復、静養、家族との団らん等の場を提供する事業であり、協会は、一般財団法人船員保険会(平成25年3月31日以前は財団法人船員保険会。以下「船保会」という。)との間で船員保険保養事業委託契約(以下「委託契約」という。)を締結して、保養事業の一部を委託して実施させている。

委託契約書及びこれに基づいて定められた船員保険保養事業実施要領(以下「要領」という。)によれば、船保会が実施する保養事業は、加入者等の優先利用等のために、4保養所^(注)において、1日当たり宿泊室を3室ずつ加入者等以外の者からの宿泊予約を受け付けずに空室として確保しておく事業(以下「宿泊室確保事業」という。)等とされている。

そして、4保養所は、宿泊室確保事業の運用に際して、上記の3室を営業日の前々日まで加入者等以外の利用希望者からの宿泊予約を受け付けずに確保しておくものの、営業日の前日になっても空室のままとなっている場合に、加入者等以外の利用希望者であっても宿泊予約を受け付けていて、利用希望者にこれらを利用させている。

また、協会は、要領に基づき、各保養所の各月の営業日数に空室として確保した宿泊室数である3を乗じて延べ宿泊室数を算出し、これに、1室1日当たりの委託費単価を乗ずるなどして算定した宿泊料相当額を宿泊室確保事業に係る委託費として船保会に支払うこととしている。そして、協会は、船保会から毎月提出される請求書等に基づいて委託費を支払っており、その額は、24年度1億0615万余円、25年度1億0630万余円、計2億1246万余円となっている。

(注) 4保養所 鳴子、三崎、箱根、焼津各船員保険保養所

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、委託契約における委託費は適切に算定されているかなどに着眼して、24、25両年度の宿泊室確保事業に係る上記の委託費を対象として、協会本部、船保会本部、4保養所において、契約書、請求書等の書類を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

24、25両年度に、4保養所において実施した宿泊室確保事業により確保した延べ宿泊室数は、表のとおり、24年度4,365室、25年度4,371室、計8,736室となっていた。

しかし、上記の8,736室の利用状況についてみたところ、このうちの1,997室(24年度963室、これらに係る委託費相当額2342万余円、25年度1,034室、これらに係る委託費相当額2513万余円、両年度の委託費相当額計4856万余円)については、加入者等又は当該営業日の前日以降に宿泊予約をした加入者等以外の利用者が実際に宿泊していて、営業日当日

に空室とはなっていなかった。そして、4 保養所は、これらの 1,997 室について、利用者から宿泊料を徴収しており、協会が宿泊料相当額として支払った委託費と利用者から徴収した宿泊料が重複していた。

表 委託費と徴収した宿泊料が重複している宿泊室数及びこれらに係る委託費相当額

保養所名	年 度	営業日数	確保していた延べ宿泊室数	委託費と徴収した宿泊料が重複している延べ宿泊室数	左に係る委託費相当額(円)
鳴子船員保険保養所	平成 24	363	1,089	293	6,802,139
	25	363	1,089	342	7,939,699
	小 計	726	2,178	635	14,741,838
三崎船員保険保養所	24	363	1,089	416	10,308,480
	25	365	1,095	427	10,581,060
	小 計	728	2,184	843	20,889,540
箱根船員保険保養所	24	365	1,095	205	5,130,264
	25	365	1,095	241	6,031,189
	小 計	730	2,190	446	11,161,453
焼津船員保険保養所	24	364	1,092	49	1,188,495
	25	364	1,092	24	582,120
	小 計	728	2,184	73	1,770,615
計	24	1,455	4,365	963	23,429,378
	25	1,457	4,371	1,034	25,134,068
	小 計	2,912	8,736	1,997	48,563,446

このように、1,997 室については、実際には空室となっておらず、船保会はこれらの宿泊室の利用者から直接宿泊料を徴収していることから、協会が宿泊室確保事業の委託費として、これらの宿泊室に係る宿泊料相当額を重複して支払う必要はないと認められた。

したがって、船保会が利用者から宿泊料を徴収している宿泊室について、宿泊料相当額を委託費として支払っている事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(節減できた宿泊室確保事業に係る委託費)

協会において、宿泊室確保事業により確保している各保養所の宿泊室のうち、利用者から宿泊料を徴収している宿泊室を委託費の算定対象から除外して委託費を算定したとすれば、24、25 両年度の委託費を計 4856 万円節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、宿泊室確保事業により確保した宿泊室を利用して、その利用者から宿泊料を船保会が徴収した際には、宿泊室を空室のまま確保するための経費として宿泊料相当額を協会が委託費で負担する必要はないのに、協会において、この点についての理解が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、協会は、26 年度の委託契約から、宿泊室確保事業により確保している宿泊室を加入者等又は加入者等以外の利用者に利用させて宿泊料を徴収する場合について、当該宿泊室を委託費の算定対象から除外するよう要領を改訂し、委託費の節減を図る処置を講じた。

第18 日本年金機構

不 当 事 項

役 務

- (384) 年金情報総合管理・照合システム(紙台帳検索システム)で使用する事務処理用の端末等について使用開始前に必要なソフトウェアのインストール等を行うキッティング作業等に係る委託契約において、キッティング作業を終えた端末等の保管場所の面積を誤ったため、契約額が過大となっていたもの

科 目	業務経費
部 局 等	日本年金機構本部
契 約 名	年金情報総合管理・照合システム(紙台帳検索システム)に係る事務処理端末キッティング作業・設置工事
委託契約の概要	年金情報総合管理・照合システム(紙台帳検索システム)で使用する事務処理用の端末等について使用開始前に必要なソフトウェアのインストール等を行うキッティング作業を行わせた上で端末等を設置させるもの
契約の相手方	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
契 約	平成 22 年 4 月 随意契約
契 約 額	468,607,429 円(平成 22 年 8 月変更後)
過大となっていた契約額	5,642,910 円

1 委託契約の概要

日本年金機構(以下「機構」という。)は、紙台帳により管理されてきた年金記録と、システム上に電子データとして管理されている年金記録とを突き合わせる作業(以下「突合せ作業」という。)を効率的に行うことを目的として、平成 22 年 4 月、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ(以下「NTT データ」という。)との間で「年金情報総合管理・照合システム(紙台帳検索システム)に係る事務処理端末キッティング作業・設置工事」に係る委託契約を随意契約により 449,975,809 円で締結している。

本件委託契約によれば、NTT データは、突合せ作業を行うために機構が構築した年金情報総合管理・照合システム(紙台帳検索システム)において使用する事務処理用の端末(7,081 台)及びプリンタ(1,300 台)(以下「端末等」という。)について、キッティング作業^(注)を行った上で突合せ作業の拠点に端末等を設置する業務を行うこととされている。そして、上記の契約額は、キッティング作業に要する経費、キッティング作業を終えた端末等の保管場所に要する経費、端末等の設置に要する経費の合計となっている。また、本件委託契約の仕様書によれば、委託する業務の具体的な条件の一部については受託後に決定される場合があり、条件が変更となる場合には、NTT データと機構で協議するものとされている。

機構は、本件委託契約の契約期間について、突合せ作業の本格的な開始を予定していた 22 年 10 月までに端末等の設置を完了させる必要があることから、同年 4 月 8 日から同年 10

月31日までとしていた。しかし、突合せ作業を委託する業者の決定が予定より遅れたことに伴って、突合せ作業の拠点の設置が予定よりも遅れることになったことから、同年8月に、本件委託契約の契約期間を同年12月31日まで延長するとともに、契約額を468,607,429円に増額する変更を行っていた。

なお、契約額を増額したのは、契約期間の延長に伴って、端末等の保管場所を継続して確保するためであり、キッティング作業及び端末等の設置によるものではない。

(注) キッティング作業 情報システムの新規導入や事務室の開設等に際して、端末、周辺機器等の組立て、必要となるソフトウェア等のインストール、各種の設定等を行う導入作業

2 検査の結果

本院は、経済性等の観点から、契約額の算定が適切なものとなっているかなどに着眼して、本件委託契約を対象として、機構本部において、契約書等の関係書類の内容を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

機構は、本件委託契約の締結に当たり、端末等の想定される大きさなどから、端末等を保管するために必要な保管場所の面積(以下「保管面積」という。)を1か月当たり720坪(ただし、8月は端末等が設置のために搬出されて保管面積が減少するため331坪)として、5月から8月までの間の総保管面積を延べ2,491坪とし、これに1坪当たりの月額単価(以下「単価」という。)を乗ずるなどして保管場所に係る経費を27,724,830円とするなどして、前記の当初の契約額449,975,809円を算定していた。

上記の契約締結後、機構は、実際に納品された端末等の大きさなどに基づいて、保管面積を1か月当たり551坪(ただし、11月及び12月は同176坪)として、5月から12月までの間の総保管面積を延べ3,658坪とした上で、契約期間を12月末まで延長することに伴って追加する必要が生じる8月から12月までの間の保管面積を1,674坪であるとしていた。そして、この1,674坪に単価を乗ずるなどして算定した18,631,620円を新たに必要となる保管面積に係る経費として、当初の契約額に加算した468,607,429円に変更契約を締結していた。

しかし、機構は、表のとおり、当初の契約額の算定に当たり、前記のとおり、1か月当たりの保管面積を720坪とするなどして総保管面積を延べ2,491坪としていたのに、契約変更にあたって、当初の契約額に、追加する必要が生じたとしていた1,674坪に対応する経費を加算したことから、変更後の契約額における保管面積は合計で延べ4,165坪となり、機構が1か月当たりの保管面積を551坪とするなどして算定した上記の契約変更後の総保管面積延べ3,658坪に対して、507坪過大となっていると認められた。そして、機構は、契約期間を延長する変更契約を締結する際に、1か月当たりの保管面積を当初想定していた720坪から551坪に条件を変更したことをNTTデータと協議していなかった。

表 総保管面積及び追加面積の算定

(単位：坪)

区分	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
当初契約における総保管面積	720	720	720	331	—	—	—	—	2,491
追加面積	0	0	0	220	551	551	176	176	1,674
計 (変更後の契約額における保管面積) (a)	720	720	720	551	551	551	176	176	4,165
1か月当たりの保管面積を551坪とする などとした場合の総保管面積(b)	551	551	551	551	551	551	176	176	3,658
(a) - (b)									507

したがって、適切な保管面積により契約額を算定すると、契約額468,607,429円は462,964,519円となることから、5,642,910円が過大となっていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、機構において、契約の変更に当たり、契約額を算定する際に用いた当初の保管面積の取扱いについての検討が十分でなかったことなどによると認められる。

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 厚生年金特例法に基づく特例納付保険料の納付勧奨等がマニュアル等に従って適切に行われるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの

(平成26年10月30日付けで厚生労働大臣及び日本年金機構理事長宛てに適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文は、302ページの厚生労働省の項に掲記)

- (2) 国民年金の第3号被保険者としての年金記録と実態に不整合が生じている者に係る種別変更の処理において、他の年金事務所への具体的な引継方法等を明示することなどにより、種別変更の処理が適切に行われるよう是正改善の処置を求めたもの

(平成26年10月30日付けで厚生労働大臣及び日本年金機構理事長宛てに是正改善の処置を求めたものの全文は、326ページの厚生労働省の項に掲記)

- (3) 電気及びガスの調達契約を締結するに当たり、特定調達の対象となる要件を満たす場合には、一般競争に付するなどの協定等に基づく契約手続を実施することにより、内外無差別原則の確立と手続の透明性等を確保するよう是正改善の処置を求めたもの

科 目	業務経費、一般管理費		
部 局 等	日本年金機構本部		
契 約 の 概 要	事務所、施設等で使用する電気及びガスの調達を行うもの		
件数及び支払額	電気	4件	4億1810万円(平成24、25両年度)
	ガス	2件	1915万円(平成24、25両年度)
	計	6件	4億3725万円

本院は、政府出資が行われている株式会社、独立行政法人等が締結している特定調達に係る電気及びガスの契約の状況について、検査対象機関の絞り込みを行った上で、35機関において会計実地検査を行った。

(注) 35機関 株式会社日本政策金融公庫、日本中央競馬会、東京地下鉄株式会社、成田国際空港株式会社、日本年金機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人造幣局、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、北海道大学、東北大学、東京大学、東京医科歯科大学、東京工業大学、金沢大学、大阪大学、九州大学の各国立大学法人、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構、放送大学学園、日本たばこ産業株式会社、北海道、四国、九州各旅客鉄道株式会社

その結果、平成26年10月30日に、日本中央競馬会、成田国際空港株式会社、日本年金機構、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター及び独立行政法人日本芸術文化振興会(以下、これらの機関を合わせて「9機関」という。)のそれぞれの長に対して、各機関の事態に応じ「特定調達に係る電気及びガスの契約事務の実施について」、「特定調達に係る電気契約事務の実施について」又は「特定調達に係るガスの契約事務の実施について」として、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

なお、上記のほか、独立行政法人造幣局及び放送大学学園における特定調達に係る電気及びガスの契約事務の実施について、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項がある(本院の指摘及び独立行政法人造幣局が講じた処置の内容については、後掲821ページの「ガスの調達契約を締結するに当たり、特定調達の対象となる要件を満たす場合には、一般競争に付するなどの協定等に基づく契約手続を実施することにより、内外無差別原則の確立と手続の透明性等を確保するよう改善させたもの」、また、本院の指摘及び放送大学学園が講じた処置の内容については、後掲953ページの「電気及びガスの調達契約を締結するに当たり、特定調達の対象となる要件を満たす場合には、一般競争に付するなどの協定等に基づく契約手続を実施することにより、内外無差別原則の確立と手続の透明性等を確保するよう改善させたもの」をそれぞれ参照)。

前記の是正改善の処置を求めたものの内容は、9機関のそれぞれの検査結果に応じたものとなっており、このうち、日本年金機構理事長に対するものの全文は以下のとおりである。

【是正改善の処置を求めたものの全文】

特定調達に係る電気及びガスの契約事務の実施について

(平成26年10月30日付け 日本年金機構理事長宛て)

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 特定調達に係る契約手続の概要等

(1) 貴機構における契約事務等の概要

貴機構は、政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業に関し、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)及び国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づく業務等を行うことにより、政府管掌年金事業の適正な運営並びに厚生年金保険制度及び国民年金制度に対する国民の信頼の確保を図り、もって国民生活の安定に寄与することを目的として各種業務を実施している。その実施の際に生ずる各般の需要を満たすために、売買、貸借、請負その他の契約を多数締結しており、これらの契約の締結に当たっては、貴機構が定めた会計規程、契約規程等の内部規程等に基づいて契約事務を実施している。

そして、貴機構は、上記契約事務の一環として、貴機構が保有する本部建物その他の施設等で使用する電気及びガスの調達契約に係る事務を行っている。

(2) 電気及びガスの小売市場の自由化

近年、我が国の電気及びガスの小売市場は自由化が進められている。このうち、電気については、平成16年4月に、契約電力が原則として500kW以上の使用者は、一般の需要に応じて電気を供給する事業者(以下「一般電気事業者」という。)以外の事業者からも供給を受けられるようになり、17年4月に、このような取扱いが、契約電力が原則として50kW以上の使用者まで拡大されている。また、ガスについては、19年4月に、年間ガス使用量が10万m³以上の使用者は、一般の需要者に導管を敷設してガスを供給する事業者(以下「一般ガス事業者」という。)以外の事業者からも供給を受けられるようになっている。このように、電気及びガスについては、制度上、国内外の事業者が広く小売市場に参入できるような状況となっている。

(3) 政府調達に関する協定等の概要

政府調達に関する協定(平成7年条約第23号(平成26年条約第4号による改正前のもの)。以下「協定」という。)は、世界貿易機関(WTO)の下で運用されている協定の一つで、各加盟国の中央政府、地方政府及び協定が定める機関による調達の分野における、国内外のいかなる事業者でも参入を可能なものとする内外無差別原則の確立と手続の透明性等の確保を目的として、各国が遵守すべき調達手続上の義務等を規定している。そして、我が国政府は、調達手続を更に透明性、公正性及び競争性の高いものとするなどのために、「物品に係る政府調達手続について(運用指針)」(平成6年アクション・プログラム実行推進委員会)等を我が国の自主的措置として決定している(以下、協定及び我が国の自主的措置を合わせて「協定等」という。)

協定等の対象となる機関が、協定等の対象となる調達契約を締結する場合には、内部規程等に加えて、協定等に基づき事務を行う必要がある。

(4) 協定等の適用対象

ア 適用対象となる機関

協定によれば、適用対象となる機関は、中央政府の機関、地方政府の機関及びその他の機関に区分され、それぞれ具体的な機関名が明示されていて、貴機構は、その他の機関の区分に記載されており、協定の適用対象とされている。

イ 適用対象となる調達

(ア) 適用対象となる調達の概要

協定によれば、产品及びサービスの調達が適用対象とされている。このうち、産品

については、全ての製品の調達を適用対象とすることとされており、適用対象となる製品の品目は具体的に示されていないが、協定その他の国際約束を実施するために制定された「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(昭和55年政令第300号)においても、現金及び有価証券を除く動産等の調達が適用対象とされており、電気及びガスについては適用対象となる製品の例外ではないとされている。

(イ) 適用対象となる調達額

協定等によれば、機関の区分、調達する製品及びサービス、契約締結時期等ごとに、それぞれ基準額が定められており、当該基準額以上の価額の製品及びサービスの調達契約が協定等の適用対象とされている。そして、例えば、24年4月1日から26年3月31日までの間に締結される製品の調達契約については、評価の基礎となる額(注) (予定価格等)が10万SDR(邦貨換算額は1200万円)以上の場合が協定等の適用対象とされている(以下、協定等の適用対象となる調達を「特定調達」という。)

(注) SDR IMF(国際通貨基金)の特別引出権(Special Drawing Rights)。その邦貨換算額は2年ごとに見直されている。

(5) 特定調達に係る契約手続

協定の適用対象となる機関は、特定調達を行うに当たり、協定等に基づき、原則として一般競争に付することとなっており、緊急の必要により競争に付することができないなどの場合に限り任意契約によることができることとなっている。そして、一般競争に付する際には、協定等で定める公告期間を設け、また、契約期間等に関する情報等を官報に公告することとなっており、任意契約の際には、契約前に契約相手方等を官報に公示することとなっている。さらに、いずれの場合も、契約の相手方を決定したときは、契約の相手方、契約額等を官報で公示することとなっている。

そして、特定調達を行うに当たり、貴機構においては、協定等を遵守した契約事務を行うために、「日本年金機構政府調達契約事務取扱細則」(平成22年細則第21号)等(以下「細則等」という。)を定めている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、従来、特定調達に係る検査を行い、特定調達に該当する調達契約を締結しているにもかかわらず、協定等に基づいた契約手続を実施していないなど適切でない事態について検査報告に掲記している。また、前記のとおり、近年、我が国の電気及びガスの小売市場は自由化が進められている。

そこで、本院は、合規性等の観点から、電気及びガスの調達契約の事務を行うに当たり、特定調達に係る契約手続を適正かつ適切に実施しているかに着眼して、貴機構本部が24、25両年度に締結するなどした電気及びガスの調達契約を対象として、貴機構本部において、契約書、請求書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、調書の作成及び提出を求めるなどして検査した。

(検査の結果)

検査したところ、貴機構本部において、24、25両年度に締結するなどした電気及びガスの調達契約は、電気について計4件(支払額計4億1810万余円)、ガスについて計6件(支払額計1929万余円)、合計10件(支払額計4億3739万余円)となっていた。そして、これら

10 件の中には、当該契約に係る支払額が基準額である 1200 万円以上のものが、電気について計 4 件(支払額計 4 億 1810 万余円)、ガスについて計 2 件(支払額計 1915 万余円)、合計 6 件(支払額計 4 億 3725 万余円)見受けられた。しかし、これら 6 件の調達契約については、当該契約の評価の基礎となる額を算定する際に用いる前年度(23 年度又は 24 年度)の電気料金又はガス料金の支払額が基準額である 1200 万円を上回っているにもかかわらず、特定調達に係る契約手続を実施していなかった。そして、貴機構本部は、これらの電気及びガスの調達契約を締結するに当たり、一般競争に付することなく、以前に提出した申込書によって締結した一般電気事業者との間の契約をそのまま継続していたり、従前の契約相手方である一般ガス事業者との間で契約を更新したりしていた。

(是正改善を必要とする事態)

貴機構における電気及びガスの調達契約について、特定調達の対象となる要件を満たしているにもかかわらず、一般競争に付するなどの特定調達に係る契約手続が実施されていない事態は適切ではなく、是正改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴機構において、電気及びガスの調達契約に関し、特定調達の対象となる要件を満たす場合には、内外無差別原則の確立と手続の透明性等の確保という協定の趣旨を踏まえて、特定調達に係る契約手続を協定等及び細則等に基づいて実施することの重要性に対する理解が十分でないこと、また、ガスの小売市場の自由化が進展したことにより一般ガス事業者以外の国内外の事業者による新規参入が可能な制度になっていることなどの理解が十分でないことなどによると認められる。

3 本院が求める是正改善の処置

貴機構においては、今後も引き続き電気及びガスの調達契約を締結していくことが見込まれている。一方、特定調達の対象となる要件を満たす場合には、内外無差別原則の確立と手続の透明性等の確保という協定の趣旨を踏まえて、特定調達に係る契約手続を協定等及び細則等に基づいて実施していくことが引き続き求められている。

については、貴機構において、協定の趣旨を十分に理解した上で、これを関係部局に周知徹底し、電気及びガスの調達契約について、特定調達の対象となる要件を満たす場合には、特定調達に係る契約手続を協定等及び細則等に基づいて実施するよう、是正改善の処置を求める。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

建物の一部をデータセンタとして使用するために建物所有者との間で締結している賃貸借契約について、賃借料の算定方法を明確にするとともに、賃借料の妥当性を適正に確認した上で支払を行うよう改善させたもの

科	目	業務経費
部	局	等
契	約	名
契	約	の
	概	要
		データセンタとして使用するために、株式会社エヌ・ティ・ティ・データが所有する建物の一部を賃借するもの

契約の相手方	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ		
契 約	平成 24 年 3 月、25 年 3 月 随意契約		
賃 借 料	13 億 8438 万円(背景金額) (平成 24 年 4 月分～25 年 9 月分)		
上記のうち過大 となっていた賃 借料	(1) 専用部分	548 万円	(平成 25 年 4 月分～9 月分)
	(2) 共用部分	116 万円	(平成 24 年 4 月分～25 年 3 月分)
	計	664 万円	

1 賃貸借契約等の概要

(1) 賃貸借契約の概要

日本年金機構(以下「機構」という。)は、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ(以下「NTT データ」という。)が所有する建物内に電子計算機等を設置してデータセンタとして使用するために、機構が発足した平成 22 年 1 月から、毎年度、NTT データとの間で随意契約により賃貸借契約を締結して、同建物の一部を継続して賃借している。

本件賃貸借契約において、機構が支払う賃借料は、賃借面積に 1 m²当たりの単価(賃料、設備使用料及び共益費を含む。)を乗じて得た金額とされており、機構は、毎年度、多額の賃借料を NTT データに対して支払っている。

(2) 契約の締結及び完了検査の概要

日本年金機構会計規程(平成 22 年規程第 50 号。以下「規程」という。)によれば、契約責任者は、契約を締結しようとするときは、契約の目的、契約金額、履行期限、その他必要な事項等を記載した契約書を作成しなければならないとされている。

また、規程等によれば、契約責任者又は検査職員は、給付の内容や数量を確認するために、契約書、仕様書等の関係書類に基づいて必要な検査(以下「完了検査」という。)を行うとされており、また、完了検査を終了した場合には、検査調書を作成しなければならないとされている。そして、機構は、この検査調書に基づかなければ支払をすることができないとされている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、法規性、経済性等の観点から、本件賃貸借契約の賃借料は適切なものとなっているかなどに着眼して、24 年 4 月分から 25 年 9 月分までの賃借料計 13 億 8438 万余円を対象として、機構本部において、契約書、検査調書等の内容を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、本件賃貸借契約における賃借面積は、24 年 4 月から 25 年 3 月までの間は 12,758m²から 13,279m²、25 年 4 月から 9 月までの間は 12,186m²となっていた。そして、この賃借面積は、機構が電子計算機等を設置してデータセンタとして使用している場所(以下「専用部分」という。)の面積と、機構の電子計算機等を含む建物内に設置されている全ての電子計算機等に電力を供給するために NTT データが設置している電力設備、非常用無停電電源装置等を収容した場所(4,556.6m²)のうち、機構の負担分とされている面積(以下「共用部分」という。)とを合算したものとなっていた。

上記の専用部分及び共用部分についてみたところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 専用部分

機構は、専用部分の賃借面積を24年度は10,758㎡から11,279㎡、25年度は10,758㎡として、これに係る24年4月分から25年9月分までの賃借料として計11億8604万余円を支払っていた。

しかし、24、25両年度の賃貸借契約書には、共用部分を含む機構の総賃借面積が記載されているだけで、専用部分となっている賃借場所及びその面積を特定する図面等は契約書の関係書類として添付されておらず、機構が賃借した専用部分の賃借面積等を特定することが困難な状況となっていた。そして、このような状況であるにもかかわらず、機構の検査職員は、完了検査に際して、専用部分となっている賃借場所、賃借面積等を実地に確認することなく検査調書を作成して、機構は、これらの賃貸借契約書及び検査調書に基づいて専用部分に係る賃借料を支払っていた。

したがって、専用部分に係る賃借料として支払われた前記の計11億8604万余円については、その妥当性を確認することができない状況となっていると認められた。

現に、25年5月に本院が行った会計実地検査において、NTTデータから機構に任意に提出されていた専用部分となっている賃借場所を示した簡易な図面等を参考にして、25年度の賃貸借契約における専用部分の賃借場所、賃借面積等を実地に確認するなどしたところ、図面上では機構が使用しているとされていた場所が実際には使用されていないなどの状況が見受けられた。なお、この会計実地検査の際に確認した状況に基づいて専用部分に係る賃借料を修正計算すると、25年4月分から9月分までの賃借料について548万余円が過大に支払われていた。

(2) 共用部分

機構は、共用部分の賃借面積を24年度は2,000㎡、25年度は1,428㎡として、これに係る24年4月分から25年9月分までの賃借料として計1億9833万余円を支払っていた。そして、この面積は、前記の4,556.6㎡に、前年の4月から12月までの建物の総電力使用量に対する機構の電力使用量の割合によりNTTデータが算定した案分率(24年度43.89%、25年度31.34%)を乗じたものであった。

しかし、24、25両年度の賃貸借契約書には、専用部分を含む機構の総賃借面積が記載されているだけで、共用部分の面積の算定方法は定められていなかった。また、機構は、24、25両年度の案分率の算定においてNTTデータが使用したとする4月から12月までの上記の電力使用量について、本件賃貸借契約の締結時にNTTデータから根拠資料の提出を受けるなどして確認していなかった。さらに、NTTデータにおいて機構の電力使用量等に関する根拠資料を有していないなどのため、機構が事後に電力使用量を確認することもできない状況となっていた。そして、このような状況であるにもかかわらず、機構の検査職員は、完了検査に際して、案分率の妥当性等について確認することなく検査調書を作成して、機構は、これらの賃貸借契約書及び検査調書に基づいて、共用部分に係る賃借料を支払っていた。

したがって、共用部分に係る賃借料として支払われた前記の計1億9833万余円については、その妥当性を確認できない状況となっていると認められた。

現に、本院の会計実地検査において、電力会社からNTTデータに送付された明細により総電力使用量を確認したところ、NTTデータが23年4月から12月までの建物の総電

力使用量を誤って実際の使用量よりも多く算定していたため、24年度の案分率が誤っている状況であった。なお、この会計実地検査の際に確認した正しい総電力使用量に基づいて共用部分に係る賃借料を修正計算すると、24年4月分から25年3月分までの賃借料について116万余円が過大に支払われていた。

(1)及び(2)のとおり、本件賃貸借契約に係る賃借料について、その妥当性を確認することができない事態及び規程等に基づいて適正に完了検査を行わないまま支払が行われている事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、機構において、契約書、関係書類等により賃借場所、賃借場所ごとの賃借面積、賃借料の算定方法等を明確にしておく必要があることについての認識が欠けていたこと、規程等に基づいて完了検査を行い、その結果に基づいて検査調書を作成して、これにより支払を行わなければならないことについての理解が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、前記の過大となっていた賃借料についてNTTデータから返金を受けた上で、契約書等において賃借料の算定方法等を明確にするとともに、賃借料の妥当性を適正に確認した上で支払を行うよう、次のような処置を講じた。

ア 専用部分については、25年8月に、25年度の賃貸借契約を変更して、機構が実際に使用している部分を賃借面積とするとともに賃借場所等を明らかにした図面を契約書に添付することとした。そして、26年6月に、26年度の賃貸借契約を変更して、賃借場所及び賃借面積について更に明確に図示されている図面を添付することとした。また、共用部分については、機構の電力使用量を正確に測定することなどができないことから賃貸借契約より外すこととして、25年9月に、機構が建物内に設置している電子計算機等の必要電力量に応じて算定した金額を支払うこととする新たな契約を締結した。

イ 26年7月に、関係部門に対して事務連絡を発して、本件賃貸借契約を含む全ての賃貸借契約に関して、完了検査に際しては、規程等に基づいて、給付の内容等を適正に確認してその結果により検査調書を作成すること、また、賃借料の支払は、この検査調書に基づいて行わなければならないことについて、周知徹底を図った。

平成24年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 不正受給疑い事案における徴収金等債権に係る事務処理について

(平成24年度決算検査報告281、676ページ参照)
(364ページの厚生労働省の項に掲記)

(2) 日本年金機構における届け書等の処理業務の効率化等について

(平成24年度決算検査報告676ページ参照)

1 本院が表示した意見

日本年金機構(以下「機構」という。)は、各都道府県に事務センターを設置して、事業主等から提出された届け書等の審査、入力等に関する業務を集約して行うこととしている。しか

し、事業主等に対して事務センターへの直送を促す周知活動が効果的に行われていなかったり、事務センター及び年金事務所の両方で点検・確認業務を行っているなど業務が重複していたり、外部委託していた業務を事務センター等の職員が処理していたり、職員が処理している業務に外部委託を検討する必要があったりしている事態が見受けられた。

したがって、機構において、届け書等の処理業務については、事務センターへの直送率の向上を図り、点検・確認業務の重複を解消する方策を検討するとともに、届け書等の入力等の業務については、外部委託した業務を確実に委託業者に行わせたり、積極的に外部委託を行うことを検討したりするよう、日本年金機構理事長に対して平成25年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、機構は、本院指摘の趣旨に沿い、26年2月までに事務センター等に指示文書を発するなどして、次のような処置を講じていた。

ア 届け書等の処理業務については、事務センターへの直送率の向上を図るために、事務センターごとにとり組計画を策定させて、目標直送率の達成状況を機構本部が管理することとした。また、点検・確認業務の重複を解消するために、従来実施されてきた事務センターで行う業務を年金事務所で行うことができるなどとしている暫定措置を原則として廃止することとするとともに、年金事務所で行う点検業務と事務センターで行う確認業務の内容を業務マニュアルにおいて明確にする方針を策定した。

イ 届け書等の入力等の業務については、機構本部において外部委託による入力等の件数の見込みと実績の乖離が大きい事務センターに対して個別に指導を行うなどして、外部委託した業務を機構職員が処理することなく確実に委託業者に行わせることとするとともに、事務センターへの業務の集約化等の状況を踏まえて委託する業務の範囲を検討し、26年10月の契約更改に合わせて外部委託する業務を拡大することとするなどの見直しを行った。

第19 独立行政法人国立科学博物館、第20 独立行政法人労働安全衛生総合研究所、
第21 独立行政法人海上技術安全研究所、第22 独立行政法人海技教育機構、第23
独立行政法人日本スポーツ振興センター、第24 独立行政法人日本芸術文化振興会

意見を表示し又は処置を要求した事項

(1)～(6) 電気及びガスの調達契約を締結するに当たり、特定調達の対象となる要件を満たす場合には、一般競争に付するなどの協定等に基づく契約手続を実施することにより、内外無差別原則の確立と手続の透明性等を確保するよう是正改善の処置を求めたもの

部 局 等	(1) 独立行政法人国立科学博物館本部 (2) 独立行政法人労働安全衛生総合研究所本部 (3) 独立行政法人海上技術安全研究所本部 (4) 独立行政法人海技教育機構海技中学校 (5) 独立行政法人日本スポーツ振興センター本部 (6) 独立行政法人日本芸術文化振興会本部
科 目	(1) 経常費用 博物館業務費、受託研究費、博物館業務経費、博物館受託研究経費、水道光熱費 (2) (一般勘定) 経常費用 一般管理費 (社会復帰促進等事業勘定) 経常費用 研究業務費、一般管理費 (3) 経常費用 研究業務費、一般管理費 (4) 経常費用 業務費、一般管理費 (5) (一般勘定) 経常費用 業務経費、一般管理費 (投票勘定) 経常費用 業務経費、一般管理費 (6) 経常費用 国立劇場公演等事業費、基金助成事業費、一般管理費 水道光熱費
契約の概要 件数及び支払額	事務所、施設等で使用する電気及びガスの調達を行うもの (1) ガス 2件 3302万円(平成24、25両年度) (2) ガス 2件 2699万円(平成24、25両年度) (3) 電気 2件 2億5579万円(平成24、25両年度) (4) 電気 2件 2168万円(平成24、25両年度) (5) 電気 2件 4億9967万円(平成24年度) ガス 6件 2億9065万円(平成24、25両年度) 計 8件 7億9033万円 (6) ガス 2件 3080万円(平成24、25両年度)

本院は、政府出資が行われている株式会社、独立行政法人等が締結している特定調達に係る電気及びガスの契約の状況について、検査対象機関の絞り込みを行った上で、35機関^(注1)において会計実地検査を行った。

(注1) 35 機関 株式会社日本政策金融公庫、日本中央競馬会、東京地下鉄株式会社、成田国際空港株式会社、日本年金機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人造幣局、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、北海道大学、東北大学、東京大学、東京医科歯科大学、東京工業大学、金沢大学、大阪大学、九州大学の各国立大学法人、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構、放送大学学園、日本たばこ産業株式会社、北海道、四国、九州各旅客鉄道株式会社

その結果、平成26年10月30日に、日本中央競馬会、成田国際空港株式会社、日本年金機構、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター及び独立行政法人日本芸術文化振興会(以下、これらの機関を合わせて「9機関」という。)のそれぞれの長に対して、各機関の事態に応じ「特定調達に係る電気及びガスの契約事務の実施について」、「特定調達に係る電気の契約事務の実施について」又は「特定調達に係るガスの契約事務の実施について」として、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を要求した。

なお、上記のほか、独立行政法人造幣局及び放送大学学園における特定調達に係る電気及びガスの契約事務の実施について、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項がある(本院の指摘及び独立行政法人造幣局が講じた処置の内容については、後掲821ページの「ガスの調達契約を締結するに当たり、特定調達の対象となる要件を満たす場合には、一般競争に付するなどの協定等に基づく契約手続を実施することにより、内外無差別原則の確立と手続の透明性等を確保するよう改善させたもの」、また、本院の指摘及び放送大学学園が講じた処置の内容については、後掲953ページの「電気及びガスの調達契約を締結するに当たり、特定調達の対象となる要件を満たす場合には、一般競争に付するなどの協定等に基づく契約手続を実施することにより、内外無差別原則の確立と手続の透明性等を確保するよう改善させたもの」をそれぞれ参照)。

前記の是正改善の処置を求めたものの内容は、9機関のそれぞれの検査結果に応じたものとなっているが、このうち、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター及び独立行政法人日本芸術文化振興会(以下、これらの機関を合わせて「6機関」という。)のそれぞれの長に対するもの内容を総括的に示すと以下のとおりである。

1 特定調達に係る契約手続の概要等

(1) 6 機関における契約事務等の概要

6 機関は、各種業務の実施の際に生ずる各般の需要を満たすために、売買、貸借、請負その他の契約を多数締結しており、これらの契約の締結に当たっては、6 機関が定めた会計規程、契約規程等の内部規程等に基づいて契約事務を実施している。

そして、6 機関は、上記契約事務の一環として、これらが保有する事務所、施設等を使用する電気及びガスの調達契約に係る事務を行っている。

(2) 電気及びガスの小売市場の自由化

近年、我が国の電気及びガスの小売市場は自由化が進められている。このうち、電気については、16 年 4 月に、契約電力が原則として 500kW 以上の使用者は、一般の需要に応じて電気を供給する事業者(以下「一般電気事業者」という。)以外の事業者からも供給を受けられるようになり、17 年 4 月に、このような取扱いが、契約電力が原則として 50kW 以上の使用者まで拡大されている。また、ガスについては、19 年 4 月に、年間ガス使用量が 10 万 m³以上の使用者は、一般の需要者に導管を敷設してガスを供給する事業者(以下「一般ガス事業者」という。)以外の事業者からも供給を受けられるようになっている。このように、電気及びガスについては、制度上、国内外の事業者が広く小売市場に参入できるような状況となっている。

(3) 政府調達に関する協定等の概要

政府調達に関する協定(平成 7 年条約第 23 号(平成 26 年条約第 4 号による改正前のもの)。以下「協定」という。)は、世界貿易機関(WTO)の下で運用されている協定の一つで、各加盟国の中央政府、地方政府及び協定が定める機関による調達の分野における、国内外のいかなる事業者でも参入を可能なものとする内外無差別原則の確立と手続の透明性等の確保を目的として、各国が遵守すべき調達手続上の義務等を規定している。そして、我が国政府は、調達手続を更に透明性、公正性及び競争性の高いものとするなどのために、「物品に係る政府調達手続について(運用指針)」(平成 6 年アクション・プログラム実行推進委員会)等を我が国の自主的措置として決定している(以下、協定及び我が国の自主的措置を合わせて「協定等」という。)

協定等の対象となる機関が、協定等の対象となる調達契約を締結する場合には、内部規程等に加えて、協定等に基づき事務を行う必要がある。

(4) 協定等の適用対象

ア 適用対象となる機関

協定によれば、適用対象となる機関は、中央政府の機関、地方政府の機関及びその他の機関に区分され、それぞれ具体的な機関名が明示されていて、6 機関は、その他の機関の区分に記載されており、協定の適用対象とされている。

イ 適用対象となる調達

(ア) 適用対象となる調達の概要

協定によれば、製品及びサービスの調達が適用対象とされている。このうち、製品については、全ての製品の調達が適用対象とすることとされていて、適用対象となる製品の品目は具体的に示されていないが、協定その他の国際約束を実施するために制定された「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(昭和 55 年政令第

300号)においても、現金及び有価証券を除く動産等の調達が適用対象とされており、電気及びガスについては適用対象となる製品の例外ではないとされている。

(イ) 適用対象となる調達額

協定等によれば、機関の区分、調達する产品及びサービス、契約締結時期等ごとに、それぞれ基準額が定められており、当該基準額以上の価額の产品及びサービスの調達契約が協定等の適用対象とされている。そして、例えば、24年4月1日から26年3月31日までの間に締結される製品の調達契約については、評価の基礎となる額(注2) (予定価格等)が10万SDR(邦貨換算額は1200万円)以上の場合が協定等の適用対象とされている(以下、協定等の適用対象となる調達を「特定調達」という)。

(注2) SDR IMF(国際通貨基金)の特別引出権(Special Drawing Rights)。その邦貨換算額は2年ごとに見直されている。

(5) 特定調達に係る契約手続

協定の適用対象となる機関は、特定調達を行うに当たり、協定等に基づき、原則として一般競争に付することとなっており、緊急の必要により競争に付することができないなどの場合に限りて随意契約によることができることとなっている。そして、一般競争に付する際には、協定等で定める公告期間を設け、また、契約期間等に関する情報等を官報に公告することとなっており、随意契約の際には、契約前に契約相手方等を官報に公示することとなっている。さらに、いずれの場合も、契約の相手方を決定したときは、契約の相手方、契約額等を官報で公示することとなっている。

そして、特定調達を行うに当たり、6機関においては、協定等を遵守した契約事務を行うために、特定調達手続に関する規程等(以下「特定調達手続規程等」という。)を定めている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、従来、特定調達に係る検査を行い、特定調達に該当する調達契約を締結しているにもかかわらず、協定等に基づいた契約手続を実施していないなど適切でない事態について検査報告に掲記している。また、前記のとおり、近年、我が国の電気及びガスの小売市場は自由化が進められている。

そこで、本院は、合規性等の観点から、6機関が電気及びガスの調達契約の事務を行うに当たり、特定調達に係る契約手続を適正かつ適切に実施しているかに着眼して、24、25両年度に締結するなどした電気及びガスの調達契約を対象として、6機関の本部等において、入札書、契約書、請求書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、調書の作成及び提出を求めるなどして検査した。

(検査の結果)

検査したところ、6機関において、24、25両年度に締結するなどした電気及びガスの調達契約は、電気について計15件(支払額計11億7084万余円)、ガスについて計19件(支払額計3億9533万余円)、合計34件(支払額計15億6617万余円)となっていた。そして、これら34件の中には、当該契約に係る支払額が基準額である1200万円以上のものが、電気について計13件(支払額計11億5977万余円)、ガスについて計12件(支払額計3億8147万余円)、合計25件(支払額計15億4124万余円)見受けられた。しかし、6機関は、これらの調

達契約のうち電気について計6件(支払額計7億7716万余円)、ガスについて計12件(支払額計3億8147万余円)、合計18件(支払額計11億5863万余円)について、当該契約の評価の基礎となる額を算定する際に用いる前年度(23年度又は24年度)の電気料金又はガス料金の支払額が基準額である1200万円を上回っているにもかかわらず、特定調達に係る契約手続を実施していなかった(表参照)。

表 特定調達に係る契約手続を実施していなかったもの (単位：件、千円)

機関名	品目	平成24年度契約分		25年度契約分		計	
		契約件数	支払額	契約件数	支払額	契約件数	支払額
独立行政法人国立科学博物館	電気	—	—	—	—	—	—
	ガス	1	29,813	1	3,206	2	33,020
	計	1	29,813	1	3,206	2	33,020
独立行政法人労働安全衛生総合研究所	電気	—	—	—	—	—	—
	ガス	1	26,992	1	—	2	26,992
	計	1	26,992	1	—	2	26,992
独立行政法人海上技術安全研究所	電気	1	126,726	1	129,071	2	255,797
	ガス	—	—	—	—	—	—
	計	1	126,726	1	129,071	2	255,797
独立行政法人海技教育機構	電気	1	20,343	1	1,343	2	21,687
	ガス	—	—	—	—	—	—
	計	1	20,343	1	1,343	2	21,687
独立行政法人日本スポーツ振興センター	電気	2	499,678	—	—	2	499,678
	ガス	3	149,758	3	140,897	6	290,656
	計	5	649,436	3	140,897	8	790,334
独立行政法人日本芸術文化振興会	電気	—	—	—	—	—	—
	ガス	1	21,452	1	9,350	2	30,802
	計	1	21,452	1	9,350	2	30,802
合 計	電気	4	646,748	2	130,414	6	777,163
	ガス	6	228,016	6	153,455	12	381,471
	計	10	874,764	8	283,869	18	1,158,634

注(1) 平成25年度分の支払額は、26年5月までの分を集計している。これは、25年度分の契約の履行期間が、25、26両年度の2か年度にわたっているものを含むためである。

注(2) 独立行政法人労働安全衛生総合研究所の平成25年度分は、26年5月までに支払が発生していない。

上記の事態について、ガスにおける支払額が多額となっている機関の事例を示すと次のとおりである。

<事例>

独立行政法人日本スポーツ振興センター本部は、施設等で使用するガスについて、随意契約により調達しており、平成24、25両年度の前年度分の履行期間に係るガス料金の支払額は、いずれも基準額である1200万円以上となっていた。

しかし、同センター本部は、小売市場で自由化の対象となっているガスの調達契約については一般競争入札に付すべきものであり、かつ、特定調達の要件を満たしていたにもかかわらず、24、25両年度において、特定調達に係る契約手続を実施せずに随意契約を更新していて、計2億9065万余円を支払っていた。

(是正改善を必要とする事態)

6機関における電気及びガスの調達契約について、特定調達の対象となる要件を満たしているにもかかわらず、一般競争に付するなどの特定調達に係る契約手続が実施されていない事態は適切ではなく、是正改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、6機関において、電気及びガスの調達に際し、電気については、競争入札に付すると従前適用されていた一般電気事業者の料金種別が変更されるなどして契約額が割高になる可能性があると考えていること、供給可能な事業者に対して独自の調査を実施し、その結果から応札業者がいないと考えていること、ガスの供給が可能な事業者は1者のみであると考えていることなどにもよるが、次のことなどによると認められる。

ア 6機関において、電気及びガスの調達契約に関し、特定調達の対象となる要件を満たす場合には、内外無差別原則の確立と手続の透明性等の確保という協定の趣旨を踏まえて、特定調達に係る契約手続を協定等及び特定調達手続規程等に基づいて実施することの重要性に対する理解が十分でないこと

イ 4機関において、ガスの小売市場の自由化が進展したことにより一般ガス事業者以外の国内外の事業者による新規参入が可能な制度になっていることの理解が十分でないこと

(注3) 4機関 独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会

3 本院が求める是正改善の処置

6機関においては、今後も引き続き電気及びガスの調達契約を締結していくことが見込まれている。一方、特定調達の対象となる要件を満たす場合には、内外無差別原則の確立と手続の透明性等の確保という協定の趣旨を踏まえて、特定調達に係る契約手続を協定等及び特定調達手続規程等に基づいて実施していくことが引き続き求められている。

については、6機関において、協定の趣旨を十分に理解した上で、これを関係部局に周知徹底し、電気及びガスの調達契約について、特定調達の対象となる要件を満たす場合には、特定調達に係る契約手続を協定等及び特定調達手続規程等に基づいて実施するよう、是正改善の処置を求める。

第25 独立行政法人防災科学技術研究所

不 当 事 項

工 事

(385) 大空間建築物実験試験体の製作・設置等工事の施行に当たり、鉄骨の現場建方費等の積算を誤ったため、契約額が割高となっていたもの

科 目	経常費用
部 局 等	独立行政法人防災科学技術研究所本所
工 事 名	大空間建築物実験試験体の製作・設置等工事
工 事 の 概 要	小中学校の体育館を想定した鉄骨造りの実験試験体を製作して加振実験を実施するための震動台に設置し、実験終了後に解体及び撤去を行うもの
契 約 額	113,400,000 円(平成 25 年度)
請 負 人	前川建設株式会社
契 約	平成 25 年 9 月 一般競争契約
支 払	平成 25 年 11 月、26 年 4 月
割高となっていた契約額	720 万円(平成 25 年度)

1 工事の概要

独立行政法人防災科学技術研究所(以下「研究所」という。)は、平成 25 年 9 月に、大空間建築物実験試験体の製作・設置等工事を一般競争契約により前川建設株式会社に 113,400,000 円で請け負わせている。

この工事は、学校施設における大空間建築物を対象として天井の脱落被害の軽減につながる技術や対策を提案するために、小中学校の体育館を想定した鉄骨造りの実験試験体を製作して加振実験を実施するための震動台に設置し、実験終了後に解体して撤去する工事を施行するものである。

研究所は、本件工事の予定価格について、公共建築工事積算基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)、市販の積算参考資料(以下「積算参考資料」という。)等に基づいて積算していた。このうち、実験試験体の製作に用いる鉄骨を現場で組み立てる現場建方費については、鉄骨の 1t 当たりの単価に使用数量を乗ずるなどして、直接工事費を 96,136,000 円と算定していた。

2 検査の結果

本院は、経済性等の観点から、予定価格の積算が適切に行われているかなどに着眼して、本件工事を対象として、研究所において、契約書、仕様書、予定価格の積算内訳書等の書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

すなわち、研究所は、鉄骨の現場建方費について、積算参考資料に基づいて、鉄骨の 1t 当たりの単価を 64,800 円とし、これに使用数量 210t を乗じて 13,608,000 円と算定してい

た。しかし、研究所は、積算内訳書に単価を記載する際に積算参考資料の単価 6,480 円を誤って 64,800 円と転記するなどしたため、鉄骨の現場建方費 12,117,600 円が過大に積算されていた。

したがって、正しい鉄骨の 1t 当たりの単価を用いるなどして本件工事費を修正計算すると、積算過小となっていた鋼材費等を考慮しても、直接工事費は 83,792,000 円となり、これに共通費等を含めた工事費の総額は 106,155,000 円となることから、本件契約額 113,400,000 円はこれに比べて約 720 万円割高になっていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、研究所において、予定価格の積算を適切に行うことの認識が欠けていたこと、予定価格の積算における審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

第26 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構

不 当 事 項

予 算 経 理

- (386)
(396) DNA 合成製品の購入に当たり、会計規程等で認められていない前払により購入を行っていたり、研究員が業者に虚偽の内容の関係書類を作成させ、所属する研究機関に架空の取引に係る購入代金を支払わせたりするなど不適正な会計経理を行っていたもの

科	目	経常費用
部	局	等
		独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構中央農業総合研究センター、6 研究所、4 農業研究センター
会計経理の内容		研究用物品の購入に係る代金の支払
不適正な会計経理の額		94,304,654 円(平成 18 年度～25 年度)

1 DNA 合成製品の購入に係る会計経理の概要

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構(以下「農研機構」という。)は、農業及び食品産業に関する技術の向上に寄与することなどを目的とする種々の試験、研究等を行うために、研究用物品を多数購入するなどしている。研究用物品のうち DNA 合成製品は遺伝子解析等の目的で分子生物学的実験等に使用するものであり、研究の進捗に応じて発注が行われている。そして、研究用物品の購入に係る契約については、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構会計規程(平成 13 年 13 規程第 26 号)等(以下「会計規程等」という。)の定めるところにより、研究員が契約依頼票を経理責任者等へ提出し、経理責任者等が契約を締結して納品検査を行うことなどとなっている。

また、農研機構は、会計規程等において、物品の購入に係る代金の前払を、定期刊行物及び外国から購入するものについては認めているが、DNA 合成製品の購入については認めていない。

2 検査の結果

農研機構は、平成 26 年 3 月に内部組織である北海道農業研究センターにおいて、契約した DNA 合成製品とは異なる物品が納入されていたとの調査結果を公表した。

そこで、本院は、合规性等の観点から、DNA 合成製品の購入は会計規程等に基づき適正に行われているかなどに着眼して、経理責任者等が設置されている中央農業総合研究センター等の^(注)11 か所において、21 年度から 25 年度までの間に支払が行われていた DNA 合成製品の購入に係る契約を対象として、契約決議書、検収調書等の書類により会計実地検査を行った。そして、検査の過程において不適正な会計経理の事態が判明した場合には、可能な範囲において過去の年度まで遡るとともに DNA 合成製品以外の研究用物品についても検査した。

(注) 11 か所 中央農業総合研究センター(作物研究所及び野菜茶業研究所つくば野菜研究拠点を含む。)、果樹研究所(リンゴ研究拠点を除き、花き研究所を含む。)、野菜茶業研究所(つくば野菜研究拠点を除く。)、畜産草地研究所、動物衛生研究所(北海道支所を除く。)、農村工学研究所、食品総合研究所、北海道農業研究センター(動物衛生研究所北海道支所を含む。)、東北農業研究センター(果樹研究所リンゴ研究拠点を含む。)、近畿中国四国農業研究センター、九州沖縄農業研究センター

検査したところ、次のとおり不適正な会計経理を行って、研究用物品の購入に係る代金を支払うなどしていたものが 94,304,654 円あった。

(1) DNA 合成製品の購入を前払により行っていたもの

農研機構の研究員のうち 135 名は、DNA 合成製品の購入に当たり、研究員名等を製造メーカーに登録して DNA 合成製品の購入に用いるポイントを保有するための口座を開設し、DNA 合成製品の購入代金を販売代理店を通して製造メーカーに前払して、その口座に DNA 合成製品の購入可能量に応じたポイントを保有しておき、研究員が研究の進捗に応じて必要な DNA 合成製品を製造メーカーに連絡すると DNA 合成製品が納入されて口座から納入に応じたポイントが引き落とされる方式(以下「プリペイド方式」という。)を利用していた。そして、これらの研究員は、プリペイド方式のポイントを購入することとなる契約依頼票を経理責任者等に提出していた。

しかし、経理責任者等は、当該プリペイド方式のポイント購入が DNA 合成製品には認められない前払となるのに、これをそのまま承認し、販売代理店と契約していた。また、経理責任者等は、納品検査に当たって、DNA 合成製品の現物の照合を要求元である研究員等に行わせていた。その結果、実際には DNA 合成製品の納品の事実がないのに、プリペイド方式のポイント購入に係る納品書等を販売代理店から受けたことをもって納品を確認したこととして支払を行っていた事態が、計 386 件、支払額計 85,022,004 円について見受けられた。

そして、プリペイド方式により購入されていたポイントのうち、26 年 3 月末現在で計 108 口座、計 29,995,780 円相当が研究に使用されず残高となっていたり、研究員時代に貯めた残高を保有したまま退職したり、他の研究員が保有する口座のポイントの融通を受けて DNA 合成製品を納入させていたりしている事態が見受けられた。

<事例 1>

動物衛生研究所の A 元研究員は、平成 21 年 9 月から 24 年 2 月までの間に、DNA 合成製品のプリペイド方式により、計 4 回、計 36,400 ポイントを支払額計 1,764,000 円で同研究所に購入させていた。

そして、同元研究員は、24 年 3 月 31 日に保有していた DNA 合成製品のプリペイド方式のポイント残高 22,980 ポイント(1,113,646 円相当)を農研機構に返還せずに退職し、その後、私立大学に教授として勤務している。同元研究員は、退職後も農研機構の研究員時代に貯めたプリペイド方式の残高 17,785 ポイント(861,888 円相当)を農研機構の研究とは無関係に 26 年 5 月末までの間に使い続けていた。

(2) 預け金を行っていたもの

農研機構の研究員のうち12名について、DNA合成製品等の研究用物品を購入した際に、会計規程等に定められている経理責任者等による納品検査が行われていないことを利用して、研究員が販売代理店に架空の取引を指示するなどして、研究用物品を購入したとする虚偽の内容の関係書類を作成させて、農研機構に購入代金を支払わせ、これを同代理店に預けて別途に経理させていたものなどが、表1のとおり、計30件、支払額計9,282,650円あった。

<事例2>

中央農業総合研究センターのB元研究員は、平成22年10月に販売代理店に架空の取引を指示するなどして、DNA合成製品を購入しないのに購入することとして、架空の契約依頼票を作成して、同センターの経理責任者等に同代理店と1件の契約を締結させていた。

そして、同代理店に虚偽の納品書、請求書を作成させて経理責任者等に630,000円を支払わせ、全額を同代理店に預け金として保有させて、後日、預け金を用いて契約したDNA合成製品とは異なる物品を納入させていた。

表1 不適正な会計経理により支払われた研究用物品の購入代金等の内訳 (単位：円)

部局等	研究員名	年度	不適正経理額		摘要
			件数 (平成18年度以降)	金額	
中央農業総合研究センター	B研究員(退職者)	平成22	1	630,000	預け金
畜産草地研究所	C研究員	18	2	708,750	預け金
畜産草地研究所	D研究員(退職者)	18、19	3	1,496,250	預け金
畜産草地研究所	E研究員	18	1	299,250	預け金
畜産草地研究所	F研究員	18	1	299,250	預け金
畜産草地研究所	G研究員	18	1	630,000	預け金
北海道農業研究センター	H研究員	～18	1	530,664	預け金
北海道農業研究センター	I研究員	17以前	0	490,812	預け金
北海道農業研究センター	J研究員	～21	5	1,585,543	預け金
北海道農業研究センター	K研究員	～21	8	1,561,249	預け金
北海道農業研究センター	L研究員、M研究員	18～22	7	1,050,882	預け金
計12名			30	9,282,650	

(注) H研究員、I研究員、J研究員及びK研究員の金額欄には、平成17年度以前に代理店へ預けを行っていた18年度当初の残高を含めている。

(1)及び(2)の事態は、農研機構の会計規程等に違反して、DNA合成製品を前払であるプリペイド方式により購入するなどしていたり、契約した研究用物品が納入されていないのに納入されたこととして虚偽の内容の関係書類を作成させたりするなどして不適正な会計経理を行って、研究用物品の購入代金等計94,304,654円を支払っていたものであり、不当と認められる(表2参照)。

表2 不適正な会計経理により支払われた経費の部局等別・態様別内訳 (単位：円)

	部 局 等	年 度	前払【(1)の事態】		預け金【(2)の事態】		計	
			件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
(386)	中央農業総合研究センター	平成 21～25	170	41,021,728	1	630,000	171	41,651,728
(387)	果樹研究所	21～25	32	8,486,100	0	0	32	8,486,100
(388)	野菜茶業研究所	21～24	19	2,993,865	0	0	19	2,993,865
(389)	畜産草地研究所	18、19、 21～24	31	3,989,298	8	3,433,500	39	7,422,798
(390)	動物衛生研究所	21～25	49	15,183,730	0	0	49	15,183,730
(391)	農村工学研究所	22～24	8	664,767	0	0	8	664,767
(392)	食品総合研究所	21	1	456,750	0	0	1	456,750
(393)	北海道農業研究センター	～25	17	3,031,885	21	5,219,150	38	8,251,035
(394)	東北農業研究センター	21～25	33	5,430,536	0	0	33	5,430,536
(395)	近畿中国四国農業研究センター	21～24	14	1,690,645	0	0	14	1,690,645
(396)	九州沖縄農業研究センター	21～24	12	2,072,700	0	0	12	2,072,700
(386)～(396)の計	計		386	85,022,004	30	9,282,650	416	94,304,654

このような事態が生じていたのは、研究員において事実に基づく適正な会計経理を行うという基本的な認識が欠けていたこと、経理責任者等においてDNA合成製品の購入方法に対する確認が十分でなかったこと及び研究用物品の納品検査において現物との照合を行わなかったこと、また、農研機構において研究員及び経理責任者等に対し研究用物品の購入を会計規程等に基づき適正に行うことなどの指導が十分でなかったことなどによると認められる。

第27 独立行政法人農業生物資源研究所

不 当 事 項

予 算 経 理

(397) DNA 合成製品の購入に当たり、会計規程等で認められていない前払により購入を行っていたり、研究員が業者に虚偽の内容の関係書類を作成させ、所属する研究機関に架空の取引に係る購入代金を支払わせたりするなど不適正な会計経理を行っていたもの

科	目	経常費用
部	局	等
会計経理の内容	独立行政法人農業生物資源研究所	
不適正な会計経理の額	研究用物品の購入等に係る代金の支払 110,321,334 円(平成 18 年度～25 年度)	

1 DNA 合成製品の購入等に係る会計経理の概要

独立行政法人農業生物資源研究所(以下「生物研」という。)は、生物の農業上の利用に関する技術の向上に寄与することなどを目的とする種々の試験、研究等を行うために、研究用物品を多数購入するなどしている。研究用物品のうち DNA 合成製品は遺伝子解析等の目的で分子生物学的実験等に使用するものであり、研究の進捗に応じて発注が行われている。そして、研究用物品の購入、研究用機器の修理等に係る契約については、独立行政法人農業生物資源研究所会計規程(平成 13 年 13 農生研第 28 号)等(以下「会計規程等」という。)の定めるところにより、研究員が契約依頼票を経理責任者等へ提出し、経理責任者等が契約を締結して納品検査を行うことなどとなっている。

また、生物研は、会計規程等において、物品の購入に係る代金の前払を、定期刊行物及び外国から購入するものについては認めているが、DNA 合成製品の購入については認めていない。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、DNA 合成製品の購入は会計規程等に基づき適正に行われているかなどに着眼して、生物研において、平成 21 年度から 25 年度までの間に支払が行われていた DNA 合成製品の購入に係る契約を対象として、契約決議書、検収調書等の書類により会計実地検査を行った。そして、検査の過程において不適正な会計経理の事態が判明した場合には、可能な範囲において過去の年度まで遡るとともに DNA 合成製品以外の研究用物品等についても検査した。

検査したところ、次のとおり不適正な会計経理を行って、研究用物品の購入等に係る代金を支払っていたものが 110,321,334 円あった。

(1) DNA 合成製品の購入を前払により行っていたもの

生物研の研究員のうち 71 名は、DNA 合成製品の購入に当たり、研究員名等を製造メーカーに登録して DNA 合成製品の購入に用いるポイントを保有するための口座を開設し、DNA 合成製品の購入代金を販売代理店を通して製造メーカーに前払して、その口座に

DNA 合成製品の購入可能量に応じたポイントを保有しておき、研究員が研究の進捗に応じて必要な DNA 合成製品を製造メーカーに連絡すると DNA 合成製品が納入されて口座から納入に応じたポイントが引き落とされる方式(以下「プリペイド方式」という。)を利用して。そして、これらの研究員は、プリペイド方式のポイントを購入することとなる契約依頼票を経理責任者等に提出していた。

しかし、経理責任者等は、当該プリペイド方式のポイント購入が DNA 合成製品の購入には認められない前払となるのに、これをそのまま承認し、販売代理店と契約していた。また、経理責任者等は、納品検査に当たって、DNA 合成製品の現物の照合を要求元である研究員等に行わせていた。その結果、実際には DNA 合成製品の納品の事実がないのに、プリペイド方式のポイント購入に係る納品書等を販売代理店から受けたことをもって納品を確認したこととして支払を行っていた事態が、計 318 件、支払額計 89,101,205 円について見受けられた。

そして、プリペイド方式により購入されていたポイントのうち、26 年 3 月末現在で計 25 口座、計 8,051,402 円相当が研究に使用されず残高となっていたり、研究員時代に貯めた残高を保有したまま退職したり、他の研究員が保有する口座のポイントの融通を受けて DNA 合成製品を納入させていたりしている事態が見受けられた。

＜事例 1＞

イネゲノム育種研究ユニットの A 研究員は、機能性作物研究開発ユニットの B 研究員が保有するプリペイド方式の口座の残高を 0 ポイントにすることを目的として、平成 26 年 3 月 27 日に 72,875 ポイント (2,907,712 円相当)分の DNA 合成製品を発注し、同年 4 月 3 日に納品させて、ポイント購入の際の事業目的とは異なる研究に使用していた。

(2) 預け金等を行っていたもの

生物研の研究員のうち 17 名について、DNA 合成製品等の研究用物品を購入等した際に、会計規程等に定められている経理責任者等による納品検査が行われていないことを利用して、研究員が販売代理店に架空の取引を指示するなどして、研究用物品を購入等したとする虚偽の内容の関係書類を作成させて、生物研に購入代金等を支払わせ、これを同代理店に預けて別途に経理させるなどしていたものが、表のとおり、計 67 件、支払額計 21,220,129 円あった。

表 不適正な会計経理により支払われた物品の購入代金等の内訳 (単位：円)

研究員	年 度	不適正経理額		摘 要
		件 数	金 額	
C 研究員、D 研究員、E 研究員、F 研究員	平成 21～25	23	7,147,140	預け金
G 研究員	21～25	17	4,907,106	預け金
H 研究員	18、19	3	3,281,040	預け金
I 研究員	20～24	12	2,567,922	預け金
J 研究員	21、24	2	535,322	預け金
K 研究員(退職者)、L 研究員、M 研究員、N 研究員	21	2	609,000	一括払
O 研究員(退職者)	21	3	449,759	一括払
P 研究員、Q 研究員	23	1	199,500	一括払
R 研究員	23	1	27,090	一括払
S 研究員	24、25	3	1,496,250	差替え
計 17 名		67	21,220,129	

これらを態様別に示すと、次のとおりである。

ア 預け金

研究員が、契約した研究用物品が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を販売代理店に作成させることなどにより、生物研に代金を支払わせ、当該代金を同代理店に預け金として保有させて、後日、これを利用して契約した研究用物品とは異なる物品を納入させるなどしていたもの

研究員 8 名、57 件、18,438,530 円

＜事例 2＞

機能性作物研究開発ユニットの G 研究員は、平成 21 年 12 月から 26 年 2 月までの間に、販売代理店に架空の取引を指示するなどして、DNA 合成製品を購入しないのに購入することとしたり、研究用機器の修理を実施しないのに修理を実施することとしたりなどして、架空の契約依頼票を作成して、生物研の経理責任者等に同代理店と 16 件の契約を締結させていた。そして、同代理店に虚偽の納品書、請求書等を作成させて経理責任者等に 4,597,356 円を支払わせ、このうち 4,397,856 円を同代理店に預け金として保有させて、後日、預け金を用いて契約した研究用物品とは異なる物品を納入させるなどしていた。また、同研究員は別の販売代理店に対しても上記と同様に 509,250 円を預け金として保有させて、後日、預け金を用いて契約した研究用物品とは異なる物品を納入させていた。

イ 一括払

研究員が、契約依頼票の提出等の正規の会計経理を行わないまま、随時、販売代理店に物品等を納入させた上で、後日、納入された物品とは異なる DNA 合成製品の納品書、請求書等を提出させて、これらの DNA 合成製品が納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成させることなどにより、生物研に一括して支払わせていたもの

研究員 8 名、7 件、1,285,349 円

ウ 差替え

研究員が、DNA の解析業務の依頼に用いるポイントを購入したとする虚偽の内容の関係書類を販売代理店に作成させることなどにより、生物研に代金を支払わせ、実際には DNA の解析業務を依頼することなく、異なる物品に差し替えて納入させていたもの

研究員 1 名、3 件、1,496,250 円

(1)及び(2)の事態は、生物研の会計規程等に違反して、DNA 合成製品を前払であるプリペイド方式により購入するなどしていたり、契約した研究用物品が納入されていないのに納入されたこととして虚偽の内容の関係書類を作成させたりするなどして不適正な会計経理を行って、研究用物品の購入代金等計 110,321,334 円を支払っていたものであり、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、研究員において事実に基づく適正な会計経理を行うという基本的な認識が欠けていたこと、経理責任者等において DNA 合成製品の購入方法に対する確認が十分でなかったこと及び研究用物品の納品検査において現物との照合を行わなかったこと、また、生物研において研究員及び経理責任者等に対し研究用物品の購入等を会計規程等に基づき適正に行うことなどの指導が十分でなかったことなどによると認められる。

第28 独立行政法人産業技術総合研究所

第3章 第2節 第28 独立行政法人産業技術総合研究所

意見を表示し又は処置を要求した事項

研究用備品等について、定期的な実査を適切に実施するなどして、その管理の一層の適正化を図るよう是正改善の処置を求め、及び研究所内で使用する見込みがなく不用決定されたものの外部への譲渡を積極的に検討する仕組みを整備することにより利活用を図るよう意見を表示したもの

科 目	工具器具備品、固定資産除却損		
部 局 等	独立行政法人産業技術総合研究所東京、つくば両本部、9センター		
研究用備品等の概要	研究業務を実施するために必要となる試験及び測定装置等各種の備品		
固定資産管理台帳に記録されていた研究用備品等の数量及び台帳価額	有形固定資産	48,693 件	329 億 7840 万余円(平成 25 年度)
	準資産	98,222 件	43 億 4750 万余円(平成 25 年度)
	計	146,915 件	373 億 2590 万余円
上記のうち管理が適正を欠いていた研究用備品等の数量及び台帳価額(1)	有形固定資産	2,398 件	5 億 4407 万円
	準資産	16,862 件	4 億 6924 万円
	計	19,260 件	10 億 1332 万円
不用決定の手続を経て廃棄等を行った研究用備品等の数量及び処分時台帳価額	有形固定資産	4,975 件	16 億 5122 万余円 (平成 23 年度～25 年度)
	準資産	15,070 件	4 億 3328 万余円 (平成 23 年度～25 年度)
	計	20,045 件	20 億 8451 万余円
上記のうち研究所外への譲渡を検討する仕組みがないため廃棄していた研究用備品等の数量及び処分時台帳価額(2)	有形固定資産	4,648 件	14 億 6147 万円
	準資産	14,718 件	4 億 2309 万円
	計	19,366 件	18 億 8456 万円
(1)及び(2)の純計		34,752 件	24 億 9757 万円

【是正改善の処置を求め及び意見を表示したものの全文】

研究用備品等の管理及び利活用について

(平成 26 年 10 月 30 日付け 独立行政法人産業技術総合研究所理事長宛て)

標記について、下記のとおり、会計検査院法第 34 条の規定により是正改善の処置を求め、及び同法第 36 条の規定により意見を表示する。

記

1 有形固定資産等の管理等の概要

(1) 貴研究所の概要

貴研究所は、独立行政法人産業技術総合研究所法(平成 11 年法律第 203 号)に基づき、鉱工業の科学技術に関する研究及び開発等の業務を総合的に行うことにより、産業技術の向

上及びその成果の普及を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的として、東京、つくば両本部のほか、国内9か所に研究拠点^(注1)を設置するなどして研究を実施している。そして、研究を推進するための組織として、研究分野ごとに研究ユニット^(注2)を設置しており、研究ユニットは、研究業務を実施するために必要となる試験及び測定装置等各種の備品類(以下「研究用備品等」という。)を多数保有している。

(注1) 研究拠点 北海道、東北、つくば、臨海副都心、中部、関西、中国、四国、九州各センター(平成25年度末現在)

(注2) 研究ユニット 同種の分野に係る研究を実施する研究者等の集合体で、一定の継続性を持って研究を進める「研究部門」、時限的に設置され設置年限が3年から7年の「研究センター」及び設置年限が3年以内の「研究ラボ」を総称したもの

(2) 貴研究所における有形固定資産等の管理

貴研究所は、有形固定資産等管理要領(平成20年4月1日20要領第3号。以下「管理要領」という。)等により、耐用年数が1年以上の資産のうち、取得価格が50万円以上のものについては有形固定資産として貸借対照表に計上して管理し、取得価格が10万円以上50万円未満のものについては、貸借対照表には計上しない資産(準資産)として管理している。なお、準資産は、有形固定資産と同様に減価償却計算が行われ、各事業年度末に固定資産管理台帳(以下「台帳」という。)上の価格(以下「台帳価額」という。)が改定されている。そして、有形固定資産及び準資産(以下、これらを合わせて「有形固定資産等」という。)は、取得した際に、貴研究所の台帳に記録され、取得後の管理状態として、「使用中」(使用している状態)、「保管中」(使用者において使用目的が消滅してから処分するまでの状態)、「処分」(廃棄等を行い処分済みの状態)等の区分で管理されていて、このような管理区分を台帳へ記録する実際の作業については、変更等も含めて、経理室及び各研究拠点の財産管理の実務担当者である財産管理担当者が行っている。

管理要領等によれば、有形固定資産等の管理は、管理部門等ごとに管理責任者が行うものとされ、各研究拠点の長、研究ユニットの長等の管理責任者は、有形固定資産等を善良なる管理者の注意をもって管理すること、有形固定資産等の有効的な利用及び効率的な運用に努めること、有形固定資産等を定期的の実査し、その管理状況を確認することなどとされている。そして、使用者において有形固定資産等の使用目的が消滅(「保管中」の管理区分となったもの)したときは、経理室長等が当該有形固定資産等の管理を行うこととされている。

(3) 貴研究所における研究用備品等の利活用

管理要領等によれば、貴研究所は、有形固定資産等について、以後使用する見込みがないと判断し、かつ、破損度が著しく修繕不能と認められるとき、使用効率が極めて低く保管及び維持に多額の経費を要するときなどは、不用決定することができることとされている。さらに、不用決定された有形固定資産等については、廃棄処分による不経済性に鑑み、積極的な譲渡を検討することとされている。

一方、貴研究所は、貴研究所内において有形固定資産等を有効に利活用するために、取得価格が10万円以上の研究用備品等について、当該研究用備品等を使用していた研究ユニット等において今後使用する見込みがなくなった場合、不用決定を行う前に全国の研究

拠点で閲覧可能なシステムに登録して、他の研究ユニット等で使用する希望の有無を確認することとしている。そして、使用希望者が見つかった場合には他の研究ユニット等に使用者を変更することにより利活用を図り、使用希望者が見つからない場合には不用決定の手続を経て廃棄等を行うこととしている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、正確性、合規性、有効性等の観点から、有形固定資産等のうち研究用備品等の管理が管理要領等に基づき適正に行われているか、不用決定された研究用備品等を有効に利活用するための措置が十分に執られているかなどに着眼して検査した。検査に当たっては、平成25年度に台帳に登録されていた研究用備品等計146,915件(台帳価額373億2590万余円(有形固定資産48,693件(同329億7840万余円)、準資産98,222件(同43億4750万余円))を対象として、台帳等の関係書類、本院の検査を契機として貴研究所が行った調査の結果等を確認するとともに、つくば本部及び東北、つくば、臨海副都心、中部、九州各センターにおいて、台帳等の記録内容と現物とを照合するなどの方法により会計実地検査を行った。また、23年度から25年度までの間に不用決定の手続を経て廃棄等を行った研究用備品等計20,045件(処分時台帳価額20億8451万余円(有形固定資産4,975件(同16億5122万余円)、準資産15,070件(同4億3328万余円)))を対象として、上記のつくば本部等6か所において、廃棄等に係る関係書類を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 研究用備品等の管理が適正を欠いていた事態

25年度末において台帳に「使用中」又は「保管中」として記録されていた研究用備品等計19,260件(台帳価額10億1332万余円(有形固定資産2,398件(同5億4407万余円)、準資産16,862件(同4億6924万余円)))について、次のとおり、管理が適正を欠いていた。

ア 台帳に「使用中」として記録されているが現物の所在が確認できないもの

有形固定資産	1,479件、台帳価額	2億0900万余円
準資産	13,830件、台帳価額	3億9411万余円

これらは、「使用中」の研究用備品等として台帳に登録されているが、実際には現物の所在が確認できなかったものである。そして、「使用中」の有形固定資産等については、管理要領等において管理責任者が行う実査の対象となっているにもかかわらず、実際には、有形固定資産については十分な実査が行われていなかったり、準資産については実査が全く行われていなかったりしており、台帳の記録内容と現物の照合が行われていなかった。

イ 台帳に「保管中」として記録されているが現物の所在が確認できないもの

有形固定資産	40件、台帳価額	866万余円
準資産	37件、台帳価額	122万余円

これらは、「保管中」の研究用備品等として台帳に登録されているが、実際には現物の所在が確認できなかったものである。そして、「保管中」の有形固定資産等については、管理要領等において実査を実施することが定められていないことなどから、これまで台帳の記録内容と現物の照合が行われていなかった。

貴研究所によると、ア及びイの事態について所在が確認できない原因や所在が確認できなくなった時期は、不明とのことであった。

ウ 既に廃棄されていたが台帳に「使用中」又は「保管中」として記録されていたもの

有形固定資産	879 件、	台帳価額	3 億 2640 万余円
準資産	2,995 件、	台帳価額	7390 万余円

これらは、財産管理担当者が研究用備品等について、実際に搬出され廃棄されたことを確認していたが、台帳上の記録を「処分」に変更していなかったものである。

<事例>

臨海副都心センターは、身体機能計測装置(転倒転落事故のメカニズムの解明に必要な子供の行動データを収集するための装置)を取得し、平成20年10月に台帳に記録(台帳価額1140万円)していた。しかし、同装置は、23年8月に搬出され廃棄されており、財産管理担当者はこれを確認していたが、台帳上の記録を「処分」に変更しておらず、「保管中」のままとしていた。このため、25年12月の会計実地検査時点で既に廃棄された同装置の台帳価額(23年度末242万余円、24年度末57万円)が台帳に記録されていた。

また、これらの研究用備品等のうち有形固定資産2,398件(台帳価額5億4407万余円)の中には、24年度以前に所在が確認できなくなっていたり、廃棄されていたりしているのに、貸借対照表において工具器具備品として資産の部に計上されているものがあつた。

(2) 不用決定された研究用備品等の利活用を行う仕組みが整備されていない事態

前記のとおり、管理要領等によれば、不用決定された有形固定資産等については、廃棄処分による不経済性に鑑み、積極的な譲渡を検討することとされている。しかし、不用決定された前記の研究用備品等計20,045件(処分時台帳価額20億8451万余円)のその後の処理状況についてみると、廃棄19,366件(同18億8456万余円(有形固定資産4,648件(同14億6147万余円)、準資産14,718件(同4億2309万余円))、有償譲渡106件(同896万余円)、無償譲渡573件(同1億9097万余円)となっており、廃棄された研究用備品等の件数割合は、全体件数の96.6%に上っていて、ほとんどの研究用備品等が不用決定の手続を経て廃棄される結果となっていた。

一方、貴研究所では、不用決定された研究用備品等について、外部に対する譲渡を検討する仕組みが整備されていないものの、現に外部に対して一部を譲渡しているものがあることから、その状況等について確認したところ、有償譲渡については貴研究所の技術移転先企業、共同研究先企業等に、無償譲渡については公設試験場等の公的研究機関、大学、高等専門学校等の教育研究機関等に譲渡するなど、貴研究所と技術移転、共同研究等を通じて交流のある企業等(以下「交流企業等」という。)からの申出に応じて譲渡を行っているなどの状況となっていた。

したがって、貴研究所において、不用決定された研究用備品等については、廃棄を行う前に、譲渡を申し出る可能性が高いと思料される交流企業等に対して譲渡の希望の有無を確認することとしたり、交流企業等以外からも譲渡を申し出る可能性がある判断される研究用備品等については、ホームページ等を用いて広く需要調査を行ったりするなど、外部に対する譲渡を積極的に検討する仕組みを整備することが、不用決定された研究用備品等の利活用の可能性を高めるために重要であると認められる。

なお、(1)及び(2)の事態には重複しているものがあり、その重複を除くと、計 34,752 件、24 億 9757 万余円となる。また、貴研究所は、(1)の事態について、26 年 7 月までに台帳における修正処理を完了するなどしており、決算整理が間に合ったものは、貴研究所の 25 年度財務諸表にこの修正が反映されている。

(是正改善及び改善を必要とする事態)

上記のとおり、貴研究所において、台帳に「使用中」又は「保管中」として記録されている研究用備品等について、その所在が確認できなかつたり、既に廃棄されていたりなどして研究用備品等の管理が適正を欠いている事態は適切ではなく、是正改善を図る必要があると認められる。また、貴研究所内で使用する見込みがなく不用決定された研究用備品等について、その利活用のための外部への譲渡が積極的に行われておらず、その大部分がそのまま廃棄される結果となっている事態は適切ではなく、改善の必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴研究所において、次のことなどによると認められる。

- ア 管理要領等に基づき有形固定資産等を適正に管理することなどの重要性に対する認識が欠けていること、「使用中」の有形固定資産等に対する実査が適切に行われていないこと、「保管中」の有形固定資産等に対して実査を実施することが管理要領等に定められていないこと。また、財産管理担当者において、台帳の記録を適切に変更することについての理解が十分でないこと
- イ 貴研究所内で使用する見込みがなく不用決定された研究用備品等について、外部に対する譲渡を積極的に検討する仕組みが整備されていないこと

3 本院が求める是正改善の処置及び表示する意見

前記のとおり、貴研究所は、鉱工業の科学技術に関する研究及び開発等の業務を総合的に行うことにより、経済及び産業の発展等に資することを目的としている。そして、この目的を達成していくために、今後も多額の公的資金を原資として多数の研究用備品等を取得、管理することが見込まれる。

については、貴研究所において、研究用備品等の管理の一層の適正化を図るとともに、研究所内で使用する見込みがなく不用決定された研究用備品等についてより積極的な利活用が図られることとなるよう、アのとおり是正改善の処置を求め及びイのとおり意見を表示する。

- ア 「使用中」の全ての有形固定資産等について管理要領等に基づき定期的な実査を適切に実施するなどするとともに、研究等の使用目的が消滅した「保管中」の有形固定資産等の管理について管理要領等の内容を見直すなどして台帳の記録内容と現物の照合を行うよう、研究用備品等の管理の適正化を図るための体制を整備すること。また、経理室長等、管理責任者、財産管理担当者等の職員に対し、研究用備品等の適正な管理の重要性や台帳の記録を現況を反映した正確なものとするための具体的手続等について研修を実施するなどしてその周知徹底を図ること

- イ 貴研究所内で使用する見込みがなく不用決定された研究用備品等について、譲渡を申し出る可能性が高いと思料される交流企業等に対して譲渡の希望の有無を確認することとしたり、交流企業等以外にも譲渡を申し出る可能性がある判断される研究用備品等については、ホームページ等を用いて広く需要調査を行ったりするなど、外部に対する譲渡を積極的に検討する仕組みを整備すること

第29 独立行政法人国立環境研究所

不 当 事 項

役 務

- (398) 公開シンポジウムの開催に係る業務請負契約において、予定価格の積算に当たり、業者から徴した参考見積書の価格と異なる価格を誤って用いたため、契約額が割高となっていたもの

科 目	研究業務費
部 局 等	独立行政法人国立環境研究所
契 約 名	独立行政法人国立環境研究所公開シンポジウム 2013 の開催及び記録映像制作に関する業務
契 約 の 概 要	独立行政法人国立環境研究所が主催する公開シンポジウム 2013 の開催に関する業務を行うなどのもの
契 約 の 相 手 方	株式会社ステージ
契 約	平成 24 年 12 月 一般競争契約
契 約 額	9,840,600 円(平成 24 年度)
割高となっていた契約額	310 万円(平成 24 年度)

1 契約の概要

独立行政法人国立環境研究所(以下「研究所」という。)は、環境問題に関する研究成果を国民に普及・還元することを目的として、毎年6月の環境月間に、東京等の2都市で公開シンポジウムを開催している。そして、平成25年の公開シンポジウムの開催に伴い必要となる進行管理、実施マニュアルの作成、ホームページの作成・更新等の業務について、24年12月に一般競争契約により株式会社ステージと業務請負契約を締結しており、業務完了後の25年10月に契約額9,840,600円を支払っている。

研究所は、本件業務請負契約の予定価格の積算に当たり、業務に係る費用について、所要の人日数に研究所が職種ごとに定めた1日当たりの人件費単価を乗ずるなどして算定している。一方、所要の人日数を把握していないホームページの作成・更新等の業務に係る費用については、業者から徴した参考見積書の価格(以下「見積価格」という。)をそのまま用いることにしている。

2 検査の結果

本院は、経済性等の観点から、予定価格の積算が適切に行われているかなどに着眼して、本件業務請負契約を対象として、研究所において、契約関係書類等により会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

研究所は、予定価格の積算に当たり、ホームページの作成・更新に係る費用を、見積価格を用いたとして3,000,000円としていた。

しかし、実際は上記の業務に係る見積価格は300,000円となっており、研究所は、これを誤って3,000,000円として予定価格を積算していた。

したがって、ホームページの作成・更新に係る費用について、見積価格である300,000円を用いて予定価格を修正計算すると6,657,748円となり、本件契約額9,840,600円はこれに比べて約310万円割高となっていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、研究所において、予定価格の積算に当たっての審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

第30 独立行政法人造幣局

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

ガスの調達契約を締結するに当たり、特定調達の対象となる要件を満たす場合には、一般競争に付するなどの協定等に基づく契約手続を実施することにより、内外無差別原則の確立と手続の透明性等を確保するよう改善させたもの

科 目	製造原価 経費 ガス料
部 局 等	独立行政法人造幣局本局
契 約 の 概 要	広島支局の事務所、施設等で使用するガスの調達を行うもの
件数及び支払額	2件 1億5137万円(平成24、25両年度)

1 特定調達に係る契約手続の概要等

(1) 契約事務等の概要

独立行政法人造幣局(以下「造幣局」という。)は、造幣局が定めた会計規程、契約規程等の内部規程等に基づき、保有する事務所、施設等で使用するガスの調達契約に係る事務を行っている。

(2) 政府調達に関する協定等の概要

近年、我が国のガスの小売市場は自由化が進められており、一般の需要に応じてガスを供給する事業者(以下「一般ガス事業者」という。)以外の事業者も広く小売市場に参入できるような状況となっている。

政府調達に関する協定(平成7年条約第23号(平成26年条約第4号による改正前のもの)。以下「協定」という。)は、世界貿易機関(WTO)の下で運用されている協定の一つで、各加盟国の中央政府、地方政府及び協定が定める機関による調達の分野における、国内外のいかなる事業者でも参入を可能なものとする内外無差別原則の確立と手続の透明性等の確保を目的として、各国が遵守すべき調達手続上の義務等を規定している。そして、我が国政府は、「物品に係る政府調達手続について(運用指針)」(平成6年アクション・プログラム実行推進委員会)等を我が国の自主的措置として決定している(以下、協定及び我が国の自主的措置を合わせて「協定等」という。)

協定等の対象となる機関が、協定等の対象となる調達契約を締結する場合には、内部規程等に加えて、協定等に基づき事務を行う必要がある。

協定によれば、適用対象となる機関は、中央政府の機関、地方政府の機関及びその他の機関に区分され、それぞれ具体的な機関名が明示されていて、造幣局は、その他の機関の区分に記載されており、協定の適用対象とされている。

適用対象となる調達については、产品及びサービスの調達とされていて、製品については、全ての製品の調達が適用対象とすることとされている。そして、ガスについては上記の適用対象となる製品の例外ではないとされている。

また、協定等によれば、適用対象となる調達額については、機関の区分、調達する产品及びサービス、契約締結時期等ごとに、それぞれ基準額が定められており、当該基準額以

上の価額の产品及びサービスの調達契約が協定等の適用対象とされている。そして、例えば、平成24年4月1日から26年3月31日までの間に締結される製品の調達契約については、評価の基礎となる額(予定価格等)が10万SDR(邦貨換算額は1200万円)以上の場合が協定等の適用対象とされている(以下、協定等の適用対象となる調達を「特定調達」という。)

(注) SDR IMF(国際通貨基金)の特別引出権(Special Drawing Rights)。その邦貨換算額は2年ごとに見直されている。

(3) 特定調達に係る契約手続

協定の適用対象となる機関は、特定調達を行うに当たり、協定等に基づき、原則として一般競争に付することとなっており、緊急の必要により競争に付することができないなどの場合に限って随意契約によることができることとなっている。そして、一般競争に付する際には、協定等で定める公告期間を設け、また、契約期間等に関する情報等を官報に公告することとなっており、随意契約の際には、契約前に契約相手方等を官報に公示することとなっている。さらに、いずれの場合も、契約の相手方を決定したときは、契約の相手方、契約額等を官報で公示することとなっている。

そして、特定調達を行うに当たり、造幣局は、協定等を遵守した契約事務を行うために、「政府調達に関する協定に係る物品等又は特定役務の調達に関する独立行政法人造幣局会計規程」(平成15年造幣局訓令第104号。以下「規程」という。)を定めている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、従来、特定調達に係る検査を行い、特定調達に該当する調達契約を締結しているにもかかわらず、協定等に基づいた契約手続を実施していないなど適切でない事態について検査報告に掲記している。また、前記のとおり、近年、我が国のガスの小売市場は自由化が進められている。

そこで、本院は、合規性等の観点から、協定の適用対象となるガスの調達契約の事務を行うに当たり、特定調達に係る契約手続を適正かつ適切に実施しているかに着眼して、造幣局本局が24、25両年度に締結するなどしたガスの調達契約を対象として、造幣局本局において、契約書、請求書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、調書の作成及び提出を求めるなどして検査した。

(検査の結果)

検査したところ、造幣局本局において24、25両年度に締結するなどしたガスの調達契約は、計6件(支払額計1億5195万余円)となっていた。そして、この中には、当該契約に係る支払額が基準額である1200万円以上のものが、計2件(支払額計1億5137万余円)見受けられた。しかし、造幣局本局は、これらの調達契約について、当該契約の評価の基礎となる額を算定する際に用いる前年度(23年度又は24年度)のガス料金の支払額が基準額である1200万円を上回っているにもかかわらず、特定調達に係る契約手続を実施していなかった。そして、造幣局本局は、ガスの調達契約を締結するに当たり、一般競争に付することなく、以前に提出した申込書によって締結した一般ガス事業者との間の契約をそのまま継続していた。

このように、造幣局におけるガスの調達契約について、特定調達の対象となる要件を満た

しているにもかかわらず、一般競争に付するなどの特定調達に係る契約手続が実施されていない事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、造幣局において、ガスの供給が可能な事業者は1者のみであると考えていたことなどにもよるが、ガスの調達契約に関し、特定調達の対象となる要件を満たす場合には、内外無差別原則の確立と手続の透明性等の確保という協定の趣旨を踏まえて、特定調達に係る契約手続を協定等及び規程に基づいて実施することの重要性に対する理解が十分でなかったこと、また、ガスの小売市場の自由化が進展したことにより一般ガス事業者以外の国内外の事業者による新規参入が可能な制度になっていることへの理解が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、造幣局は、26年9月に通知を発して、契約担当者が協定の趣旨を十分理解した上で、ガスの調達契約について、特定調達の対象となる要件を満たす場合には、特定調達に係る契約手続を協定等及び規程に基づいて実施するよう周知徹底した。そして、同月に、特定調達手続を踏まえて、官報に入札公告を掲載し、一般競争に付する処置を講じた。

第31 独立行政法人国立印刷局

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

不要財産となっている貸付土地について、国庫納付に向けた処分計画を策定し、具体的な手続に着手するよう改善させたもの

科	目	賃貸資産
部	局	等
独立行政法人国立印刷局		
処分計画が策定されていない貸付土地の概要		静岡市に貸し付けている土地 362.07㎡
上記に係る平成26年3月31日現在の帳簿価額		2451万円

1 保有資産の概要等

(1) 保有資産の概要

独立行政法人国立印刷局(以下「国立印刷局」という。)は、従前は財務省の特別の機関として、印刷局特別会計によって運営されていたが、独立行政法人国立印刷局法(平成14年法律第41号)に基づき、平成15年4月に、通貨制度の安定に寄与することなどを目的として日本銀行券の製造、官報の編集、印刷等の事業を行う独立行政法人に移行した。

国立印刷局は、土地(事業用地、貸付土地等。帳簿価額(26年3月31日現在。以下同じ。)計1539億7127万余円)を保有しており、そのほとんどが独立行政法人に移行した際に業務を確実に実施するために必要な資産であるとして国から承継した資産である。

(2) 保有資産の見直しと不要財産の処分

独立行政法人は、22年の独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)の改正により、中期目標期間の途中であっても、通則法第8条第3項の規定により、その保有する重要な財産であって主務省令で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、当該財産(以下「不要財産」という。)を処分しなければならないこととなっているほか、通則法第46条の2の規定により、不要財産であって政府からの出資又は支出(金銭の出資に該当するものを除く。)に係るものについては、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付することとなっている。

そして、政府は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月閣議決定。以下「基本方針」という。)において、各独立行政法人の保有する施設等について、保有する必要性があるかなどについて厳しく検証して、不要と認められるものについては、速やかに国庫に納付することや、各独立行政法人が、貸付資産も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行うことなどを掲げている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

国立印刷局は、上記のとおり、基本方針において、保有する施設等の必要性について厳しく検証すること、貸付資産を含めた幅広い資産を対象に自主的な見直しを不断に行うことが求められている。

本院は、合規性、有効性等の観点から、国立印刷局が国から承継し保有している貸付土地に不要財産と認められるものはないか、不要財産を速やかに国庫に納付しているかなどに着眼して、前記の保有している土地のうち貸付土地を対象として、国立印刷局本局及び静岡工場において、貸付土地に係る契約書等の関係書類及び貸付土地の現況を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

国立印刷局は、15年4月に、静岡市駿河区国吉田に所在する土地922.69㎡を国から承継して、震災時における防災用機材等の倉庫を建設するための用地として保有していた。

国立印刷局は、上記土地のうち560.62㎡の土地については、更地で国から承継してそのまま保有していたが、17年度に静岡工場の敷地内に上記の倉庫用地を確保できることとなったことから19年4月に売却していた。そして、22年の通則法の改正に基づき、これを不要財産の譲渡とみなして、この売却金額相当額を23年1月に国庫に納付していた。

一方、前記土地922.69㎡のうち残りの362.07㎡の土地(帳簿価額2451万余円。以下「本件貸付土地」という。)については、13年11月に財務省印刷局が静岡市に対して児童クラブの建物の敷地として貸し付けていたものであり、国から承継した後においても国立印刷局は、15年8月から20年間の借地期間、年額80万余円(15年度は37万余円)の貸付料により引き続き貸し付けて利用させている。

しかし、国立印刷局は、本件貸付土地については、前記の売却した土地560.62㎡と同様に不要財産に該当することから処分の必要性を認識し、22年4月に静岡市に対して購入計画の有無を打診するなどしていたが、その後も保有を続け、26年7月の会計実地検査時点においても、国庫納付に向けた処分計画を策定していなかった。

このように、国立印刷局において、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がないと認められる本件貸付土地を保有していて、国庫納付に向けた処分計画を策定していなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、国立印刷局において、本件貸付土地について速やかに国庫納付に向けた処分計画を策定することの必要性についての理解が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、国立印刷局は、26年8月に、本件貸付土地について、国庫納付に向けた処分計画を策定し、同年9月に測量等の契約を締結して、国庫納付に向けた具体的な手続を開始する処置を講じた。

第32 独立行政法人国民生活センター

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

国民生活センター土日祝日消費生活相談業務の実施に当たり、給付完了の確認に必要な成果物を契約の目的に沿って業務が実施されているか把握できるようにしたり、取引の実態等を考慮して予定価格を積算したりすることなどにより、契約の事務を会計規程等を遵守して適切に行うよう改善させたもの

科	目	業務経費
部	局	等
契 約 名		独立行政法人国民生活センター
契 約 の 概 要		国民生活センター土日祝日消費生活相談業務
契 約 の 相 手 方		土日祝日に消費者ホットラインからの電話相談の転送を受けて消費生活相談員が相談者に助言等を行うもの
契 約		公益社団法人全国消費生活相談員協会(平成24年3月31日以前は社団法人全国消費生活相談員協会)
支 払 金 額		平成21年9月~26年3月 企画競争による随意契約、一般競争契約
上記のうち給付完了の確認に必要な業務の実態を把握するなどしないまま支払った金額		3億0500万余円(平成21年度~25年度) 3億0500万円

1 土日祝日消費生活相談業務等の概要

(1) 土日祝日消費生活相談業務の概要

独立行政法人国民生活センター(以下「センター」という。)は、地方自治体が設置している消費生活センター等のうち、土日祝日に消費生活相談を行っていない消費生活センター等の役割を補完するために、国民生活センター土日祝日消費生活相談業務(以下「土日祝日業務」という。)を、平成22年1月から実施している。土日祝日業務は、土日祝日に消費者ホットライン(消費者庁が設置している全国共通の電話番号に電話をかけると最寄りの消費生活センター等につながる仕組みになっている。)からの電話相談の転送を受けてセンターの消費生活相談員(以下「相談員」という。)が相談者に助言等を行う業務である。

(2) 契約事務の概要

センターの契約事務については、独立行政法人国民生活センター組織規程(平成20年3月28日規程第5号)等で定められた分掌によれば、契約の目的に係る業務を分掌する部門(以下「業務部門」という。)が仕様書の作成を行い、契約事務を分掌する部門(以下「契約部門」という。)がその仕様書に基づき予定価格の作成、契約の締結、契約金額の支払等を行うこととされている。

そして、独立行政法人国民生活センター会計規程(平成15年10月1日規程第10号。以下「会計規程」という。)等によれば、予定価格は、契約の目的となる役務等について、取引の

実態等を考慮して適正に定めることとされている。

また、会計規程等において、給付完了の確認をするために必要な検査を契約書その他の関係書類によって行い、その検査に合格したときに契約の相手方からの請求書により契約金額を支払うこととし、契約書において、給付完了の確認のために成果物を提出させて、これを検査することとしている。

(3) 土日祝日業務に係る契約等の概要

センターは、土日祝日業務について、業務開始以来、表1のとおり、企画競争による随意契約又は一般競争入札(総合評価方式)により、公益社団法人全国消費生活相談員協会(24年3月31日以前は社団法人全国消費生活相談員協会。以下「全相協」という。)と相談実施日1日当たりの単価契約を締結している(21年度から23年度までは複数年度契約、24、25両年度は単年度契約の計3件)。そして、21年度から25年度までの間に、計3億0500万余円を支払っている。

表1 土日祝日業務に係る契約の概要

契約年度	契約の方法	入札者数	契約金額 (相談実施日 1日当たり)	相談実 施日数	支払金額
平成 21 年度	随意契約 (企画競争)	1	(円) 686,008	(日) 248	(円) 170,129,984
(内訳)	21 年度	—	686,008	23	15,778,184
	22 年度	—	686,008	111	76,146,888
	23 年度	—	686,008	114	78,204,912
24 年度	一般競争 (総合評価方式)	1	654,770	112	73,334,240
25 年度	一般競争 (総合評価方式)	1	549,507	112	61,544,784
計	—	—	—	472	305,009,008

全相協は、土日祝日業務を実施するに当たり、センターで平日に非常勤の相談員として勤務している者や、過去に相談員として勤務した経験がある者等を、センターに派遣することとしている。

また、センターは、全相協に、土日祝日業務の一環として、受け付けた相談の内容をセンターが定めた様式に従ってカード(以下「相談カード」という。)に整理して、それをシステムに入力させることなどとしている。この相談カードの入力等の作業のため、相談対応した回線については、相談対応終了後30分間は自動的に着信を行わない設定となっており、必要に応じて着信しない時間を延長することなどができるようになっている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性等の観点から、土日祝日業務に係る契約について、契約事務等は会計規程等に基づき適切に行われているかなどに着眼して、21年度から25年度までの間に実施された土日祝日業務に係る3件の契約(支払額計3億0500万余円)を対象として、センター及び全相協において、契約関係書類等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のように会計規程等を遵守した契約事務と認められない事態が見受けられた。

(1) 土日祝日業務の実施状況

センターは、契約部門が作成した土日祝日業務に係る契約の契約条項において、契約の目的を相談窓口の運営業務とし、全相協から提出される運営業務の成果物を検査して代金を支払うこととしていた。

そして、センターは、業務部門が作成した仕様書において、受託者の業務内容について、相談受付専用の回線数(専ら消費者ホットラインから転送される電話の相談に対応する回線数。21年度から24年度までは18回線、25年度は14回線。以下「専用回線数」という。)に応じて相談員が常時対応できる体制を整えることなどとしていた。また、給付完了の確認のための成果物として、相談受付総件数等を記載した報告書を提出させることとしていた。

一方、全相協は、一般競争入札(総合評価方式)等への参加に当たり、提出が求められた業務に関する提案書において、他の相談員が入力した相談カードの点検等の作業と相談に対応する作業とを兼務する相談員(以下「兼務者」という。)及び監督する立場の相談員を含め、21年度から23年度までの契約では計20人、24年度の契約では計22人、25年度の契約では計17人の相談員をそれぞれ配置するとしていた。

これに対して、センターは、提案書の内容が、監督する立場の相談員を除いた相談対応をする相談員の人数が専用回線数に等しかったことなどから提案書を了承して契約を締結していた。

しかし、センターは、上記の提案書における相談員の体制が、専用回線数に応じて相談員が常時対応できるものとなっているのかについて十分な確認を行っていなかった。

また、センターは、仕様書において、相談受付総件数等を記載した報告書を提出させることとしていただけで、専用回線数に応じた相談員の体制となっているかを確認するために必要な相談員の勤務体制、勤務時間等の実績を報告させる仕様とはしていなかったため、会計規程等を遵守した給付完了の確認を行うことができないものとなっていた。

そこで、土日祝日業務における相談対応と相談カードの入力等について、相談員ごとの相談件数等が把握できた23年度から25年度までの間において、実際の相談員の勤務体制について検査したところ、相談に対応するとしていた相談員のうち、兼務者4人(23、24両年度)又は3人(25年度)は、この専用回線について、長時間、着信を行わないなどの設定を行い、主に相談カードの点検等の作業を行っていた。このため、表2のとおり、兼務者が、相談実施日に1件程度しか相談を受け付けていなかった日数が23年度28日、24年度11日、25年度53日、計92日あった。このように、兼務者が担当する専用回線は、常時相談対応できる体制とはいえないものとなっていた。そして、センターは、このような状況を把握していなかった。

表2 専用回線数に応じた相談体制の状況

年度	専用回線数	相談実施日1日1人当たりの相談件数			兼務者の相談件数が1.0件以下であった日	(参考)相談実施日1日当たりの人数		
		監督する立場の相談員	兼務者	その他の相談員(専ら相談対応を行う。)		監督する立場の相談員	兼務者	その他の相談員(専ら相談対応を行う。)
平成23	(回線) 18	(件) 0.4	(件) 1.4	(件) 4.7	(日) 28	(人) 3.0	(人) 4.2	(人) 13.6
24	18	0.6	1.7	5.2	11	3.4	4.1	13.7
25	14	0.1	1.3	5.8	53	3.0	3.0	10.9

(注) 監督する立場の相談員の相談件数は、状況に応じて相談対応の補助を行ったことによるものである。

(2) 土日祝日業務に係る契約の予定価格の積算

センターは、土日祝日業務に係る相談員の人件費について、東京都内の特別区に設置されている消費生活センターの単価を基に定めていたセンターの相談員(非常勤職員)の日額単価(経験年数等に応じて15,000円、16,000円又は17,000円)を準用して、労働基準法(昭和22年法律第49号)等が定める休日労働の割増率35%を参考にしてそれぞれ1.35を乗じて積算していた。

しかし、上記の日額単価そのものが、センターが会計規程等にとり他の消費生活センターの相談員の取引の実態を基に定めたものであるのに、その日額単価に更に35%の割増率による加算を行うことについては、取引の実態等を考慮したことによるものではなかった。

センターは、土日祝日業務の外部への委託を26年度限りと予定しているが、今後も全国の消費生活センター等の役割を拡充したり補完したりする各種の業務を外部へ委託することが見込まれる。については、(1)及び(2)のとおり、提案書が契約の目的を達成できる内容になっているかなどを十分に確認しないまま了承し、成果物では契約の目的に沿って業務が実施されているか把握できないのにそのまま契約金額の全額を支払っていたり、取引の実態等を考慮せずに予定価格を積算していたりして、会計規程等を遵守した契約事務となっていない事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、センターにおいて、契約の締結、予定価格の積算等の契約事務を行うに当たり、会計規程等を遵守しなければならないことについての認識が欠けていたことによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、センターは、26年9月に通知を発して、契約を締結するに当たっては、会計規程等を遵守して、給付完了の確認に必要な成果物を契約の目的に沿って業務が実施されているか把握できるように業務部門と契約部門との間で検討、調整等を図ること、提出された提案書が契約の目的を達成できる内容になっているかなどについて確認すること及び取引の実態等を考慮して予定価格を積算することを周知徹底する処置を講じた。

また、センターは、26年度の土日祝日業務に係る契約について、全相協に申入れを行い、会計規程等を遵守して、仕様書で成果物を契約の目的に沿って業務が実施されているか把握できるようにするとともに、取引の実態等を考慮した積算に基づいて契約金額を改めるなどの契約変更を行い、26年10月から実施することとした。

第33 独立行政法人農畜産業振興機構

意見を表示し又は処置を要求した事項

農業協同組合連合会等に対する肉用牛等の販売に係る補填金について、交付対象を明確にすることなどにより、補填金の交付が畜産経営の安定を図るとする目的に沿うものとなるよう改善の処置を要求したもの

科 目	(畜産勘定) (項) 畜産振興事業費
部 局 等	独立行政法人農畜産業振興機構本部
補 助 の 根 拠	独立行政法人農畜産業振興機構法(平成 14 年法律第 126 号)
補 助 事 業 者 (事 業 主 体)	28 道県畜産協会等
補 助 事 業	(1) 肉用牛肥育経営安定特別対策事業 (2) 養豚経営安定対策事業
補助事業の概要	肉用牛等を飼養する畜産事業者がこれらを販売した日が属する四半期における 1 頭当たりの粗収益が同四半期における生産費を下回ったなどの場合に、その差額の 8 割を補填することにより、畜産経営の安定を図るもの
農協連等への補填金交付額	37 億 5553 万余円(平成 24、25 両年度)
農業経営事業を実施していない農協連等への補填金交付額	(1) 26 億 4398 万余円(平成 24、25 両年度) (2) 8 億 8067 万余円(平成 24 年度)
	計 35 億 2466 万余円
上記に対する機構の補助金相当額	(1) 19 億 8320 万円 (2) 4 億 4033 万円
	計 24 億 2354 万円

【改善の処置を要求したものの全文】

農業協同組合連合会等に対する肉用牛等の販売に係る補填金の交付について

(平成 26 年 10 月 28 日付け 独立行政法人農畜産業振興機構理事長宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 制度の概要

(1) 肉用牛等の販売に係る補填金の概要

貴機構は、国から交付される交付金等を財源として、独立行政法人農畜産業振興機構法(平成 14 年法律第 126 号)に基づき、畜産物の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の畜産業の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるものについてその経費を補助している。

貴機構が経費を補助するもののうち、肉用牛の販売に係る補填の事業は平成 13 年度から行われており、24、25 両年度については、肉用牛肥育経営安定特別対策事業として、肉用牛肥育経営を対象とした畜産経営の安定を図るために、肉用牛肥育経営安定特別対策

事業実施要綱(平成22年22農畜機第333号)等に基づき、都道府県の畜産協会等が肥育牛生産者に対して、肉用牛を販売した日が属する四半期ごとの市場取引価格等により算定された1頭当たりの粗収益が同四半期における生産費を下回った場合に、その差額の8割を上限として補填金(以下「肉用牛補填金」という。)を交付するものとなっている。肉用牛補填金は貴機構と肥育牛生産者等とが原則として3対1の割合で造成した基金を取り崩して交付され、両年度における肥育牛生産者への肉用牛補填金の交付額は計677億2153万余円(貴機構の補助金相当額508億2489万余円)となっている。

また、肉豚の販売に係る補填の事業は7年度から21年度までは地域単位で、22年度からは全国一律で行われており、24年度については、養豚経営安定対策事業として、養豚経営を対象とした畜産経営の安定を図るために、養豚経営安定対策事業実施要綱(平成22年22農畜機第762号)等に基づき、貴機構が、養豚事業者に対して、豚枝肉価格が生産費に相当する保証基準価格を下回った場合に、その差額の8割について補填金(以下「養豚補填金」という。)を交付するものとなっている。養豚補填金は養豚事業者等が造成した基金を取り崩した額にこれと同額の貴機構からの補助金を加えて交付され、同年度における養豚事業者への養豚補填金の交付額は計347億1033万余円(貴機構の補助金相当額173億5516万余円)である。なお、25年度においては肉豚1頭当たりの粗収益が生産費を下回らなかったことから、養豚補填金は交付されていない。

肉用牛肥育経営安定特別対策事業及び養豚経営安定対策事業(以下、これらの事業を合わせて「両事業」という。)の実実施要綱等によれば、肥育牛生産者又は養豚事業者の補填金の交付対象となる要件は、肉用牛肥育経営安定特別対策事業については販売することを目的として牛の肥育を行う肥育牛生産者、養豚経営安定対策事業については販売することを目的として豚を飼養する畜産業を営む養豚事業者とされており、いずれも販売を目的として肉用牛又は肉豚(以下「肉用牛等」という。)を飼養していることが要件となっている。また、肉用牛等を飼養して販売しているものの、販売を目的としない試験研究機関、学校法人等は、両事業の補填金の交付対象にならないことから、補填金の交付を受けていない。一方、農業協同組合連合会(以下「農協連」という。)及び農業協同組合(以下「農協」とい、これらを合わせて「農協連等」という。)については、明確な定めはないが、貴機構が定めた「肉用牛肥育経営安定特別対策事業Q&A」等において、農協連等の直営の牧場等は両事業の補填金の交付対象となっている。

(2) 農協連等が行うことのできる事業等の概要

農協連は、農業協同組合法(昭和22年法律第132号。以下「農協法」という。)により、農協等の法人が会員となっており、都道府県の区域を超える区域又は都道府県の区域を事業区域としている。また、農協は、農業者、当該農協の地区内に住所を有する個人等が組合員となっている。そして、農協連等は、営利を目的としてその事業を行ってはならないこととなっている。

また、農協連等が行うことができる事業については農協法により限定されており、農協法第10条に組合員等のためにする農業の経営及び技術の向上に関する指導(以下「指導事業」という。)、組合員等への資金の貸付け、組合員等の事業に必要な物資の供給等の事業が具体的に列挙されているほか、農協法第11条の31に例外的な事業として一定の農業の経営及びこれに附帯する事業(以下「農業経営事業」という。)が挙げられている。

農協連等が行うことができる事業について、農業経営事業が認められるまでの経緯は次のとおりとなっている。

農協法が施行された昭和22年においては農協連等が農業の経営を行うことは認められていなかったが、農協については、45年の農協法の改正により、農業者の営農と競合しないと認められる範囲において農業経営の受託事業を行うことが可能になった。また、農協連については、畜産の分野等において、農業者の営農が専門化、大規模化し、農協より農協連が対応した方が円滑に指導等を行うことができる場合もあることから、平成4年の農協法の改正により、農業者の営農と競合しないと認められる範囲において農業経営の受託事業を行うことが可能になった。そして、担い手が不足する農地等が増加する中で、21年に農協法が改正され、農協連等が組合員等の必要に応じて組合員等の営農と競合しない範囲で、担い手が不足する農地等において、自ら農業経営事業を行うことができることになった。

そして、農協連等が自ら農業経営事業を行う場合は、農協法に基づき、総組合員等の3分の2以上の書面による同意を得た上で、農業経営規程を定めて農林水産大臣又は都道府県知事の承認を受けることとなっている。また、農業経営事業は、上記のとおり組合員等の必要に応じてその営農と競合しない範囲で行われることとなっているため、当該事業の開始に当たっては、農協が事業を行う場合には、組合員にその趣旨、事業を行う地区、作目等の内容を十分周知するなどし、農協連が事業を行う場合には、更に農協の機能を補完する観点から行われることを基本として、農協連と関係する農協との間で十分調整することとなっている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、農協連等に対する両事業の補填金の交付が畜産経営の安定を図るとする事業の目的に沿うものとなっているかに着眼して、24、25両年度に貴機構から直接又は28道県畜産協会等^(注1)を通じて両事業の補填金の交付を受けている64農協連等^(注2)を対象として、農林水産本省、貴機構本部及び16道県において、実績報告書等の関係書類により会計実地検査を行った。

(注1) 28道県畜産協会等 一般社団法人北海道酪農畜産協会、一般社団法人青森県畜産協会、一般社団法人岩手県畜産協会、一般社団法人宮城県畜産協会、公益社団法人秋田県農業公社、公益社団法人山形県畜産協会、公益社団法人福島県畜産振興協会、公益社団法人茨城県畜産協会、公益社団法人栃木県畜産協会、公益社団法人富山県畜産振興協会、公益社団法人石川県畜産協会、一般社団法人長野県畜産会、一般社団法人岐阜県畜産協会、公益社団法人静岡県畜産協会、公益社団法人兵庫県畜産協会、公益社団法人島根県畜産振興協会、一般社団法人岡山県畜産協会、一般社団法人広島県畜産協会、公益社団法人山口県畜産振興協会、公益社団法人愛媛県畜産協会、社団法人高知県肉用子牛価格安定基金協会(平成26年4月1日以降は一般社団法人高知県肉用子牛価格安定基金協会)、公益社団法人佐賀県畜産協会、一般社団法人長崎県畜産協会、公益社団法人熊本県畜産協会、公益社団法人大分県畜産協会、公益社団法人宮崎県畜産協会、公益社団法人鹿児島県畜産協会、公益財団法人沖縄県畜産振興公社

(注2) 16道県 北海道、茨城、栃木、群馬、静岡、愛知、兵庫、島根、広島、愛媛、佐賀、長崎、大分、宮崎、鹿児島、沖縄各県

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

64 農協連等は、直営の牧場等において肉用牛等を飼養し、24、25 両年度に肉用牛及び肉豚計 447,485 頭を販売しており、24 年度に 61 農協連等において肉用牛補填金計 19 億 5460 万余円、12 農協連等において養豚補填金計 9 億 7742 万余円、25 年度に 29 農協連等において肉用牛補填金計 8 億 2350 万余円、合計 37 億 5553 万余円(貴機構の補助金相当額計 25 億 7251 万余円)の補填金の交付を受けていた。

そして、その飼養する目的について、13 農協は、農業経営規程を定めて、農業経営事業として組合員等の必要に応じて、新たな担い手が確保できるまでのつなぎや産地形成に資するなどのために販売することとしている。一方、残りの 51 農協連等は、指導事業として、肉用牛等を販売してと畜した後の肉質の格付等のデータを分析して、その結果を組合員等に提供したり、肉用牛等の疾病対策等のための実証試験を行い、その結果を組合員等に提供したりするためとしている。しかし、肉質の格付等のデータを分析してその結果を組合員等に提供することなどは、組合員等への指導を目的とする事業であって、販売を目的として肉用牛等を飼養していることにはならない。したがって、指導事業の一環として肉用牛等を飼養及び販売している 51 農協連等に対して 24、25 両年度に交付された肉用牛補填金計 26 億 4398 万余円及び養豚補填金計 8 億 8067 万余円の合計 35 億 2466 万余円(貴機構の補助金相当額計 24 億 2354 万余円)は、販売を目的として肉用牛等を飼養する畜産経営の安定を図るという事業の目的に沿うものとなっていない。

上記について事例を示すと次のとおりである。

<事例>

全国農業協同組合連合会(以下「全農」という。)は、東京都千代田区に本所を置き、35 都府県を事業区域とする農協連であり、このうち 14 県に所在する直営の牧場等において、肉用牛等を飼養し、これらを販売したことにより平成 24、25 両年度に肉用牛補填金計 3 億 4504 万余円、24 年度に養豚補填金 7233 万余円、合計 4 億 1737 万余円(貴機構の補助金相当額計 2 億 9516 万余円)の交付を受けていた。

全農が肉用牛等を飼養する目的をみると、畜産事業者の肥育管理技術の向上やウィルス性疾病対策等のために実証試験を行い、その結果を農協等に提供して指導したり、県の農業技術センター等の行政機関に実証試験のデータを提供するなどして連携を図ったりすることにより畜産の振興に資するためとしている。これらの肉用牛等の飼養について、全農は農業技術の向上についての農協等への指導を目的とする指導事業であるとしていることから、全農の指導事業に対する両事業の補填金の交付は販売を目的として肉用牛等を飼養する畜産経営の安定を図るという事業の目的に沿うものとなっていない。

(改善を必要とする事態)

両事業の補填金が、農業経営事業を実施していない農協連等に対して交付されていて、販売を目的として肉用牛等を飼養する畜産経営の安定を図るという事業の目的に沿うものとなっていない事態は適切ではなく、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴機構において、農業経営事業を実施していない農協連等に対して両事業の補填金を交付することについての適否についての検討が十分でなく、

両事業の実施要綱等において補填金の交付対象を明確にしていなかったことなどによると認められる。

3 本院が要求する改善の処置

両事業の補填金は畜産経営の安定を図るために交付されるものであり、その財源となる国の資金は当該目的のために適切かつ効果的に活用される必要がある。

については、農協連等に対する両事業の補填金について、両事業の実施要綱等を改正して、指導事業の一環として肉用牛等を飼養及び販売する場合には両事業の補填金の交付対象としないこととして、その交付対象を明確にするなどにより、補填金の交付が販売を目的として肉用牛等を飼養する畜産経営の安定を図るとする目的に沿うものとなるよう改善の処置を要求する。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

(1) 畜産業振興事業における費用対効果分析について、総事業費の範囲や算出方法を具体的に示すなどして、適切に実施させるよう改善させたもの

科 目	(畜産勘定) (項) 畜産振興事業費
部 局 等	独立行政法人農畜産業振興機構本部
補 助 の 根 拠	独立行政法人農畜産業振興機構法(平成14年法律第126号)
補 助 事 業 者	13 法人(11 事業主体)
間接補助事業者 (事業主体)	3 組合等
補 助 事 業	鶏肉流通施設等整備事業、家畜市場機能高度化等施設整備事業、堆肥調整・保管施設リース事業、新規参入円滑化対策事業、食肉等流通合理化施設整備事業、養豚施設等総合整備事業
補助事業の概要	畜産物の生産又は流通の合理化を図るもの
費用対効果分析 が適切に実施され ていなかった 事業費相当額	12 億 5990 万余円(平成21年度~25年度)
上記に対する補 助金相当額	7 億 8365 万円(背景金額)

1 畜産業振興事業における費用対効果分析の概要

(1) 畜産業振興事業の概要

独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)は、国から交付される交付金等を財源として、独立行政法人農畜産業振興機構法(平成14年法律第126号)に基づき、畜産物の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の畜産業の振興に資するための事業で、独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則(平成15年農林水産省令第103号)で定める畜産業振興事業を実施する農業協同組合等の事業主体に対して、その経費に係る補助金を交付している。

そして、畜産業振興事業の実施に当たり、機構は、「畜産業振興事業の実施について」(平成15年15農畜機第48号。以下「要綱」という。)等において、事業の採択基準や評価に関する手続等を定めている。

要綱によれば、畜産業振興事業は、施設整備事業^(注1)とそれ以外の事業に区分され、このうち施設整備事業の採択や評価は、事業ごとの要綱によるもののほか、整備する施設等ごとの費用対効果分析によって行うこととされている。

(注1) 施設整備事業 肉用牛繁殖基盤強化総合対策事業、地域養豚振興促進事業、養豚生産性向上促進事業、多様な肉用牛経営実現支援事業、粗飼料自給率向上総合対策、総合食肉流通施設整備事業、食肉高付加価値化施設等整備事業、大都市基幹食肉物流施設整備事業、鶏肉流通施設等整備事業、家畜市場機能高度化等施設整備事業、効率的乳業施設整備事業、需給調整拠点施設整備事業、共同配送施設整備事業、大型貯乳施設整備事業、低コスト肉用牛生産特別対策事業、堆肥調整・保管施設リース事業、新規参入円滑化対策事業、食肉処理等効率化・コスト低減施設整備事業、食鳥処理施設整備事業、家畜市場施設整備事業、食肉等流通合理化施設整備事業、養豚施設等総合整備事業、クランブル飼料製造施設整備事業

(2) 施設整備事業における費用対効果分析の概要

要綱等によれば、施設整備事業を実施する場合に、事業主体は、事業実施計画において、当該事業を実施することによって整備される施設等がもたらす効果を貨幣換算化し、これと費用が見合っているかどうかを判断することを目的として費用対効果分析を行うこととされており、次の算定式により算定した投資効率が1を上回っていることなどが事業の採択基準とされている。

$$\text{投資効率は} \{ (\text{年総効果額} \div \text{還元率}) - \text{廃用損失額} \} \div \text{総事業費}$$

(注2) 還元率 将来発生する効果額を現在価値に換算するための社会的割引率及び整備される施設等の耐用年数から算出したもの

(注3) 廃用損失額 事業の実施に伴い、財産処分され、又は事業の目的以外に転用される既存の施設等の残存価格

そして、上記の算定式のうち、総事業費については、費用対効果分析の対象事業のみにより効果の種類ごとの年効果額を合算した年総効果額が算出できる場合には、事業実施計画に示されている事業費を計上し、当該事業以外の事業、施設等の年効果額が含まれる場合には、当該事業実施計画の事業費に、他の事業、他の施設等に係る事業費を加えて、年効果額の発生に係る施設等の総事業費とすることとされている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

畜産業振興事業として実施される施設整備事業は毎年多数に上っており、今後も継続して実施されることが見込まれることから、予算の効果的な執行を図るために、交付金等整備事業の採択に当たり、費用対効果分析を適切に行うことが重要である。

そこで、本院は、有効性等の観点から、事業主体が行う費用対効果分析において、投資効率の算定が要綱等の趣旨に沿って適切に行われているかなどに着眼して、16道県管内の計40事業主体において、平成21年度から25年度までの間に費用対効果分析が行われた施設整備事業^(注5)56事業(補助対象事業費計42億8629万余円、機構補助金22億1809万余円)を対象として、事業実施計画書、投資効率の算定に係る資料等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注4) 16 道県 北海道(十勝総合、根室両振興局)、茨城、栃木、群馬、埼玉、新潟、静岡、兵庫、島根、広島、福岡、長崎、大分、宮崎、鹿児島、沖縄各県

(注5) 施設整備事業 56 事業 肉用牛繁殖基盤強化総合対策事業、多様な肉用牛経営実現支援事業、鶏肉流通施設等整備事業、家畜市場機能高度化等施設整備事業、堆肥調整・保管施設リース事業、新規参入円滑化対策事業、食肉等流通合理化施設整備事業、養豚施設等総合整備事業において実施された事業数

(検査の結果)

検査したところ、検査の対象とした 40 事業主体の 56 事業のうち 8 県管内の計 14 事業主体が実施した 22 事業^(注7)(補助対象事業費相当額計 12 億 5990 万余円、機構補助金相当額計 7 億 8365 万余円)において、次のような事態が見受けられた。

(注6) 8 県 群馬、新潟、兵庫、島根、長崎、大分、宮崎、沖縄各県

(注7) 22 事業 鶏肉流通施設等整備事業、家畜市場機能高度化等施設整備事業、堆肥調整・保管施設リース事業、新規参入円滑化対策事業、食肉等流通合理化施設整備事業、養豚施設等総合整備事業において実施された事業数

上記の 14 事業主体が実施した 22 事業の事業実施計画における年総効果額には、当該施設整備事業の実施による年効果額に加えて、自己資金等により導入した建物、建物附属設備、農業機械・器具等の年効果額も含まれていたにもかかわらず、14 事業主体は、これらの事業費を総事業費に含めていなかった。

これらの自己資金等により導入した施設等に係る事業費について、事業実施計画の事業費に対する割合をみると、22 事業のうち半数を超える 13 事業が 10% を超えており、中には 50% を超えるものも見受けられた。そして、22 事業について、総事業費にこれらの施設等の事業費を含めるなどして投資効率を試算したところ、上記の 13 事業のうち 6 事業が 1 を下回る結果となった。^(注8)

(注8) 年総効果額については、事業主体が事業実施計画において算出した額をそのまま用いており、本件補助事業以外の事業により整備した施設等に係る年効果額については、同計画における年総効果額以外に発現する可能性があっても考慮していない。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

群馬県内の A 事業主体は、堆肥調整・保管施設等を整備するために、平成 21 年度に、堆肥調整・保管施設リース事業を事業費 9427 万余円(機構補助金 2847 万余円)で実施するとともに、堆肥の製造に必要な発酵施設等を自己資金(1 億 1275 万余円)により整備していた。そして、この事業に係る費用対効果分析において、年総効果額については製造した堆肥の販売額等とし、総事業費は当該補助事業に係る事業費として、投資効率を 1.08 と算定していた。しかし、A は、発酵施設等を介して製造した堆肥の販売額等を年総効果額としていたのに、これに係る事業費を総事業費に含めていなかった。そこで、A が算出した年総効果額と当該事業費を含めた総事業費とを用いて投資効率を試算すると、投資効率は 0.42 となる。

このように、多数の事業主体が、費用対効果分析における投資効率の算定において、年総効果額に当該施設整備事業以外の事業で整備した施設等の年効果額を含めていたのに、これらの事業費を総事業費に含めずに投資効率の算定が行われていて、畜産物の生産又は流通の合理化を推進するために重要となる施設整備事業の採択が適正に行われないおそれがある事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、事業主体において費用対効果分析の適切な実施に対する理解が十分でなかったこと、機構において総事業費の範囲や算出方法を具体的に明示していなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、26年9月に、施設整備事業として実施される各事業の要綱を改正して、施設整備事業の費用対効果分析における総事業費の範囲等を明示するとともに、事業主体に対して要綱等の内容について周知徹底を図る処置を講じた。

(2) 保有している株式について、出資金を回収するかどうかを判断するための具体的な判断基準を定めて、出資金の回収について検討を行い、適切な処置を講ずるよう改善させたもの

科 目	(畜産勘定)投資その他の資産
部 局 等	独立行政法人農畜産業振興機構本部
保有している株式の概要	畜産の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるものに出資して取得された株式
保有している株式に係る平成26年3月31日現在の出資額	104億2680万円
上記のうち出資金の回収を検討する必要がある株式に係る平成26年3月31日現在の出資額	9億円

1 保有している株式等の概要等

(1) 保有している株式等の概要

独立行政法人農畜産業振興機構(平成8年10月から15年9月までは農畜産業振興事業団(以下「農畜産業事業団」という。)、8年9月以前は畜産振興事業団(以下「畜産事業団」という。))。以下「機構」という。)は、独立行政法人農畜産業振興機構法(平成14年法律第126号)に基づき、主要な畜産物の価格の安定に必要な業務等を行い、もって農畜産業及びその関連産業の健全な発展並びに国民消費生活の安定に寄与することを目的として、各種の業務を行っている。

畜産事業団は、昭和37年から平成15年までの間、畜産物の価格安定等に関する法律(昭和36年法律第183号。平成8年10月以降は農畜産業振興事業団法(平成8年法律第53号))に基づき、畜産の振興に資するための事業に出資を行うことができることとなっていた。そして、畜産事業団が出資を行って取得した株式については、8年10月以降、農畜産業事業団が保有することとなり、更に15年10月以降、機構がこれを承継して保有し、その管理及び処分を行うこととなっている。そして、26年3月31日における当該株式に係る出資額は104億2680万円となっている。

(2) よつ葉乳業に対する出資

機構が保有している上記株式の中には、よつ葉乳業株式会社の株式(非上場で譲渡制限株式 9,000 株。出資額 9 億円)がある。この株式を機構が保有するに至った経緯は、次のとおりである。

北海道農協乳業株式会社(昭和 61 年 10 月によつ葉乳業株式会社に社名変更された。以下、社名変更の前後を問わず「よつ葉乳業」という。)は、濃縮乳生産を主体とした乳業工場を建設するための資金が必要であるとして、48 年に畜産事業団に対して出資を要請し、畜産事業団は、当該出資要請に基づき、同年、よつ葉乳業の全脂濃縮乳部門の経営に寄与する目的で 4 億円を出資して、よつ葉乳業の株式 4,000 株を取得した。また、よつ葉乳業は、ナチュラルチーズ製造施設を整備するための資金が必要であるとして、55 年に畜産事業団に対して再度の出資を要請し、畜産事業団は、当該出資要請に基づき、同年、よつ葉乳業の国産ナチュラルチーズ部門の経営に寄与する目的で 5 億円を出資して、よつ葉乳業の株式 5,000 株を取得した。そして、前記のとおり、農畜産業事業団による保有を経て、平成 15 年 10 月以降現在に至るまで、機構がこれらの株式を保有している。

(3) 出資金の回収

独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書(平成 15 年農林水産省指令 15 生産第 4153 号。以下「業務方法書」という。)によれば、機構からの出資を受けた者が機構の出資金の全部又は一部を回収されてもその事業の遂行に支障がないと認められるに至ったときなどの場合には、機構は、出資金の全部又は一部を回収することができることとされている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

畜産事業団がよつ葉乳業に 2 回目の出資を行ってから 30 年以上の期間が経過していることなどを踏まえて、本院は、効率性、有効性等の観点から、出資目的が達成され、出資金の回収について検討が行われているかなどに着眼して、機構における株式の保有状況及びよつ葉乳業における全脂濃縮乳等の製造等に係る事業の実施状況、経営状況等を対象として、機構本部及びよつ葉乳業において、財務諸表等の関係書類、調書等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

機構が保有するよつ葉乳業の株式 9,000 株のうち、昭和 48 年に畜産事業団が取得した 4,000 株は、普通株式として取得された後、50 年 3 月に全脂濃縮乳部門における損失の状況及び経営に与える影響を勘案し、株主総会での議決を経て配当が他の普通株主に劣後する条件となっている後配株式に転換され、現在に至っている。また、残りの 5,000 株は、55 年に畜産事業団が後配株式として取得した株式であるが、平成 23 年 3 月に、今後とも国産ナチュラルチーズ部門の損益の安定化が継続するとの見通しの下で、普通株式に転換されていた。

よつ葉乳業の近年の経営状況についてみたところ、各部門を合わせた会社全体の決算において、18 事業年度(以下、事業年度を「年度」という。)から 25 年度まで継続して当期純利益を計上しており、25 年度当期純利益は 14 億余円、25 年度末の利益剰余金は資本金 31 億円に対して 246 億余円となっていた。そして、機構が保有する株式 9,000 株の実質価額(よつ

葉乳業の貸借対照表上の純資産額に機構の出資割合を乗じて得た額)をみると、畜産事業団が出資した額の合計9億円に対して、25年度末で81億余円となっていた。また、普通株式に対しては毎年度継続して配当が行われており、機構も、5,000株の普通株式に対して、23年度から25年度までの間にそれぞれ2500万円、計7500万円の配当を受け取っていた。

上記のとおり、よつ葉乳業の経営は近年順調に推移し、会社として多額の利益剰余金を保有するに至っており、全脂濃縮乳部門及び国産ナチュラルチーズ部門については、今後も引き続きその製造を行うこととしている。このうち、全脂濃縮乳部門については、当初、相当額の損失を計上したことなどから、近年は損益がほぼ同程度となっているものの、依然として多額の累積損失が解消されていない状態となっている。一方で、国産ナチュラルチーズ部門については、安定的に利益を計上している状況となっている。したがって、機構による出資は、よつ葉乳業の経営に既に十分に寄与していることなどから、よつ葉乳業の会社全体の経営状況を勘案すると、出資目的が達成されており、また、出資金9億円を回収してもよつ葉乳業の経営に支障がない状況となっていることから、出資金の回収について検討を行う必要があると認められた。

しかし、機構は、よつ葉乳業の経営状況等を毎年度提出を受けている事業報告書等により把握し、また、前記のとおり、業務方法書において、機構の出資金の全部又は一部を回収されてもその事業の遂行に支障がないと認められるに至ったときなどの場合に、出資金の全部又は一部を回収することができることとしているが、出資金を回収するかどうかを判断する具体的な判断基準を定めていないため、よつ葉乳業に対する出資金の回収について具体的な検討を行っていない状況となっていた。

このように、機構において、出資金を回収するかどうかを判断する具体的な判断基準を定めておらず、よつ葉乳業に対する出資金の回収について具体的な検討を行っていない事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、機構において、次のことによると認められた。

- ア 保有している株式について、後配株式を普通株式に転換する条件等については協議等を行っているものの、出資目的が達成され、出資金の回収が可能な場合に回収するかどうかを判断する具体的な判断基準について定めることにより出資金の回収を適切に行い、資金の効率的な活用を図ることについての重要性に対する理解が十分でなかったこと
- イ よつ葉乳業に対する出資金の全部又は一部の回収を具体的に検討する必要性についての認識が欠けていたこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、次のような処置を講じた。

- ア 26年8月に業務方法書に定める出資金の全部又は一部を回収するかどうかを判断するための具体的な判断基準を定めた規程を制定するなどして、出資金の回収が適切に行われるようにした。
- イ よつ葉乳業への出資金について、上記の判断基準に基づき検討を行い、その出資金の回収に向け、よつ葉乳業との協議を開始することとし、また、非上場株式の評価額等について検討を行うなどの具体的な手続を開始した。

平成 24 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

肉用牛肥育経営緊急支援事業に係る支援金相当額の返還について

(平成 24 年度決算検査報告 701 ページ参照)

1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)は、牛肉から放射性セシウムが検出されたことにより肉用牛の販売の停止等を求められた肥育農家の当面の資金繰りなどを支援するために、肉用牛肥育経営緊急支援事業として、事業主体である都道府県の畜産関係団体を経由して肥育農家に対して緊急支援金等(以下「支援金等」という。)を交付している。そして、支援金等の交付を受けた肥育農家は、肉用牛を販売、死亡、繁殖用に転用等(以下「販売等」という。)した場合に支援金等の相当額(以下「支援金相当額」という。)を事業主体に返還することとなっているが、返還の時期については、東京電力株式会社からの賠償金の確定時期等に配慮することとなっている。しかし、肉用牛の販売等の後に賠償金が確定して肥育農家が既にこれを受領していて支援金相当額を返還すべき時期を過ぎているのに、事業主体が肥育農家に返還させていない事態が見受けられた。

したがって、機構において、事業主体に肥育農家における賠償金の受領状況が記入された返還計画や賠償に関する情報を受領するなどして、賠償金の受領状況を正確に確認させるとともに、返還されていないなどの支援金相当額の返還期限を明確に定めて、賠償金を受領した肥育農家に対して周知を徹底するなどして早期の返還を促進する方策を講じ、また、真に困窮している肥育農家について返還の猶予等を行う必要がある場合は、事業主体に支援金相当額の管理を適切に行わせるとともに、必要に応じて経営診断、営農指導等も行わせて、支援金相当額について早期の返還が図られるよう、独立行政法人農畜産業振興機構理事長に対して平成 25 年 10 月に、会計検査院法第 34 条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、機構本部等において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、機構は、本院指摘の趣旨に沿い、26 年 1 月までに事業主体から肥育農家等に対して通知を発出させるなどして、次のような処置を講じていた。

ア 事業主体に対して、肥育農家から提出させた賠償金の受領状況が記入された返還計画、事業区域の JA グループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策県協議会等の総会資料等により、肥育農家における賠償金の受領状況を正確に確認させた。

イ 事業主体に対して、返還されていないなどの支援金相当額の返還期限を肥育農家に周知させるなど早期の返還を促進する方策を講じた。

ウ 事業主体に対して、真に困窮している肥育農家について返還の猶予等を行う必要がある場合は、支援金相当額の管理を適切に行わせるとともに、必要に応じて経営診断等を行わせた。

第34 独立行政法人国際協力機構

意見を表示し又は処置を要求した事項

政府開発援助の実施に当たり、事業の完了前に不具合が発生した場合に建設コンサルタントに対してその原因を適切に究明するよう働きかけるなどして援助の効果が十分に発現するよう意見を表示したもの

(平成 26 年 10 月 30 日付けで外務大臣及び独立行政法人国際協力機構理事長宛てに意見を表示したものの全文は、144 ページの外務省の項に掲記)

平成 24 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

政府開発援助の実施について

(平成 24 年度決算検査報告 125、707 ページ参照)
(156 ページの外務省の項に掲記)

第35 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、第36 独立行政法人国際観光振興機構

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

(1)(2) 業務の財源に充てることを想定していない預金等について国庫に納付することとなるよう改善させたもの

部 局 等	(1) 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構本部 (2) 独立行政法人国際観光振興機構本部
不要財産の概要	独立行政法人が保有する財産のうち、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる財産
科 目	現金及び預金
不要財産として国庫に納付すべき額	(1) 1583 万円 (2) 4 億 3918 万円

1 独立行政法人の保有資産の概要

(1) 独立行政法人の保有資産

独立行政法人の運営の基本その他制度の基本となる共通の事項については、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)において定められており、各独立行政法人の目的及び業務の範囲については、各法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律(以下「個別法」という。)等において定められている。

そして、政府は、独立行政法人の業務を確実に実施させるために必要があると認めるときは、個別法で定めるところにより、各独立行政法人に出資することができることとなっており、独立行政法人は、業務を確実に実施するために必要な資産として、設立時等に国、特殊法人等から承継した現金預金(以下「預金等」という。)、土地等を政府等からの出資等に見合う資産として保有している。

(2) 各年度における積立金の算定と中期目標期間の終了に伴う積立金の国庫納付

独立行政法人の利益の処分及び損失の処理については、通則法第44条第1項の規定により、毎事業年度(以下、事業年度を「年度」という。)、損益計算において利益を生じたときは、前年度から繰り越した損失を埋めて、なお残余があるときは、その残余の額を、積立金として整理しなければならないこととなっている。そして、同条第2項の規定により、毎年度、損益計算において損失を生じたときは、上記の積立金を減額して整理して、なお不足があるときは、その不足額を、繰越欠損金として整理しなければならないこととなっている。

また、積立金の処分については、個別法により、中期目標期間の最終年度において上記積立金の整理を行った後、当該積立金の額から次の中期目標期間の業務の財源に充てるために主務大臣の承認を受けた額を繰り越すことができるとともに、繰り越す額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならないこととなっている。

(3) 保有資産の見直しと不要財産の国庫納付

独立行政法人は、平成22年の通則法の改正を受けて、中期目標期間の途中であっても、通則法第8条第3項の規定により、その保有する重要な財産であって主務省令で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、当該財産(以下「不要財産」という。)を処分しなければならないこととなっており、通則法第46条の2の規定により、不要財産であって政府からの出資又は支出(金銭の出資に該当するものを除く。)に係るものについては、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付することとなっている。

そして、政府は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月閣議決定。以下「基本方針」という。)において、独立行政法人の保有する施設等について、保有する必要性があるかなどについて厳しく検証して、不要と認められるものについては速やかに国庫に納付すること、各独立行政法人が、幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行うことなどを掲げている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

独立行政法人は、上記のとおり、基本方針において、保有する幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行うことなどが求められている。

そこで、本院は、有効性等の観点から、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構及び独立行政法人国際観光振興機構が保有する資産のうち、不要財産と認定すべき資産がないかなどに着眼して、両独立行政法人の本部において、保有する資産を対象として、財務諸表等の関係書類、不要財産の認定等の状況について提出を求めた調書等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(以下、両独立行政法人の名称中、「独立行政法人」については、記載を省略した。)

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 新エネルギー・産業技術総合開発機構の不要財産

新エネルギー・産業技術総合開発機構は、政府からの出資に見合う固定資産を譲渡して得た収入や、譲渡した際に生じた固定資産売却損を計上した結果、積立金として整理されなかった資金等を、24年度末においても預金等として留保しているが、中期目標期間に係る中期計画において今後の使用計画が定められていないなど、業務の財源に充てることが想定されていない預金等が、1583万余円見受けられた。

(2) 国際観光振興機構の不要財産

国際観光振興機構は、設立された際に政府からの出資に見合う資産として承継した預金等を、24年度末においても預金等として保有しているが、中期目標期間に係る中期計画において今後の使用計画が定められていないなど、業務の財源に充てることが想定されていない預金等が、4億3918万余円見受けられた。

このように、両独立行政法人において業務の財源に充てることを想定していない預金等を保有していることは、将来にわたり当該独立行政法人の業務を確実に実施するために必要とは認められない財産を保有しているものと認められ、通則法の改正の趣旨及び基本方針にのっとっていない事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、両独立行政法人において、通則法の改正の趣旨及び基本方針にのっとり資産の見直しを行い、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がないと認められる財産を不要財産と認定することについての理解が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、新エネルギー・産業技術総合開発機構は、25年10月に経済産業大臣に対して、また、国際観光振興機構は、26年3月に国土交通大臣に対して、前記のそれぞれの預金等について、不要財産と認定して国庫納付に係る認可申請書を提出して、国庫に納付することとなるよう処置を講じた。

第37 独立行政法人理化学研究所

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

賃借物件に係る電気料金のうち基本料金の負担割合の見直しに関する協議等の手続について賃貸人との間で具体的に定め、当該手続に基づき協議等を行って、基本料金について実態に即して算定された額を支払うよう改善させたもの

科 目	経常費用
部 局 等	独立行政法人理化学研究所本所(平成 25 年 4 月 1 日以降は同研究所本部)、横浜事業所(25 年 3 月 31 日以前は横浜研究所)
賃借物件に係る電気料金支払の概要	横浜事業所が専有して使用する賃借物件に係る電気料金を賃貸人に支払うもの
電気料金の支払額	9282 万余円(平成 21 年度～25 年度)
節減できた電気料金の支払額	593 万円(平成 21 年度～25 年度)

1 電気料金等の概要

(1) 不動産賃貸借契約の概要

独立行政法人理化学研究所(以下「研究所」という。)は、平成 21 年 7 月以降、横浜事業所(25 年 3 月 31 日以前は横浜研究所)の電子計算機等の電子機器等を設置するスペース(以下「サーバ室」という。)、研究スペース等を確保するために、公益財団法人木原記念横浜生命科学振興財団(25 年 3 月 31 日以前は財団法人木原記念横浜生命科学振興財団。以下「賃貸人」という。)との間で不動産賃貸借契約を締結し、賃貸人が所有する横浜バイオ産業センター(以下「センター」という。)内に横浜事業所が専有して使用するスペース(以下「専有スペース」という。)計 1,577.0㎡を借り受けている。

上記の不動産賃貸借契約は、毎年度、同一内容で自動更新されており、賃料については、21 年 7 月から 25 年 3 月までの間は本所(同年 4 月 1 日以降は本部)が、同年 4 月以降は横浜事業所が、毎月、支払っている。

(2) 専有スペースに係る電気料金の概要

研究所は、センターの設計が完了した 20 年 1 月に、賃貸人から電子機器、コンセント等を定格消費電力で使用した場合等の電源容量(以下「最大電源容量」という。)について、専有スペースに係る分として 1,647.9kVA を割り当てられている。専有スペースの最大電源容量は、電灯、コンセント等を使用するための標準的な電源容量(以下「標準電源容量」という。)として割り当てられた 576.5kVA と、標準電源容量とは別に、電子機器等を使用するために追加した電源容量(以下「追加電源容量」という。)として割り当てられた 1,071.4 kVA との合計となっている。

そして、専有スペースに係る電気料金については、不動産賃貸借契約書によれば、賃料とは別に賃貸人が研究所に請求することとされており、研究所は、賃貸人によって算定された基本料金及び電力使用量に応じた電力量料金の合計額を専有スペースに係る電気料金として支払っている。

このうち、専有スペースに係る基本料金は、賃貸人において、次のとおり算定されている。

- ① 前年度の電力使用量等に基づいた契約電力で電力会社と電気需給契約を締結する。
- ② ①に基づき電力会社に支払うこととなるセンター全体の契約電力に係る基本料金を、研究所に割り当てられた専有スペースの最大電源容量を含むセンター全体の最大電源容量で除して、1kVA当たりの単価を算出する。
- ③ ②で算出した1kVA当たりの単価に、専有スペースの最大電源容量1,647.9kVAを乗ずる。

これによれば、21年7月から26年3月までの間のセンター全体の最大電源容量は、3,052.8kVAから3,060.6kVAとなっていて、センター全体の基本料金に対する専有スペースの基本料金の負担割合は53.8%から53.9%となっている。

前記の不動産賃貸借契約書等においては、最大電源容量が増減した場合の電気料金のうち基本料金の負担割合の見直しに関する協議等の手続が具体的に定められていない。

そして、研究所は、21年7月から26年3月までの間に、前記により算定された基本料金計2564万余円及び電力量料金計6717万余円の合計9282万余円を電気料金として賃貸人に支払っている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、研究所が負担する電気料金は適切に算定されているか、特に最大電源容量が増減した場合に基本料金の負担割合が適時適切に見直されているかなどに着眼して、上記の支払額計9282万余円を対象として、研究所本部及び横浜事業所において、契約書、請求書等の関係書類を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

研究所は、20年1月に賃貸人から最大電源容量1,647.9kVAを割り当てられた後、横浜事業所内でサーバ室の一部をセミナー室として利用したい旨の要望があったことなどから、21年7月に不動産賃貸借契約を締結するまでの間に、サーバ室の面積を縮小する見直しを行っていた。そして、これによりサーバ室に設置する電子計算機等の電子機器等の数が減少したため、標準電源容量は変わらないものの、追加電源容量が1,071.4kVAから420.4kVAに低減することとなり、これに伴って、専有スペースの最大電源容量は1,647.9kVAから996.9kVAに低減していた。

そこで、21年7月から26年3月までの間の低減した専有スペースの最大電源容量996.9kVAに基づいてセンター全体の基本料金に対する専有スペースの基本料金の負担割合を算出すると、53.8%から53.9%であったものが、41.4%から41.5%に低減することになる。

しかし、研究所は、追加電源容量が1,071.4kVAから420.4kVAに低減することにより生ずる余剰分については将来的に必要となる場合もあると考えていたこと、基本料金の負担割合の見直しに関する賃貸人との協議等の手続が具体的に定められていなかったことなどから、低減した専有スペースの最大電源容量に基づくことなく、基本料金について、20年1月に割り当てられた専有スペースの最大電源容量を基に算定された額を支払っていた。

このように、研究所において、専有スペースの最大電源容量が低減していたことにより、センター全体の最大電源容量に対する専有スペースの最大電源容量の割合も低減していて、余剰分が必要となっているわけではないのに、基本料金について、20年1月に割り当てられた専有スペースの最大電源容量を基に算定された額を支払っていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(節減できた電気料金の支払額)

上記の低減したセンター全体の最大電源容量に対する専有スペースの最大電源容量の割合に基づいて研究所が負担すべき電気料金を修正計算すると、前記の電気料金支払額計9282万余円(うち基本料金計2564万余円)は計8688万余円(うち基本料金計1971万余円)となり、支払額が計593万余円節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、研究所において、次のことなどによると認められた。

- ア センター全体の最大電源容量に対する専有スペースの最大電源容量の割合が低減していたのに、基本料金について、低減した割合に基づいて適時適切に見直しを行うことの必要性について理解が十分でなかったこと
- イ センター全体の最大電源容量に対する専有スペースの最大電源容量の割合が増減した場合の基本料金の負担割合の見直しに関する協議等の手続について、賃貸人との間で具体的に定めていなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、研究所は、26年9月に、専有スペースに係る電気料金の算定に当たり、センター全体の最大電源容量に対する専有スペースの最大電源容量の割合が増減した場合の基本料金の負担割合の見直しに関する協議等の手続について賃貸人との間で具体的に定め、当該手続に基づき協議等を行い、電気料金のうち基本料金について、同年10月分から最大電源容量の実態に即して算定された額を支払うこととする処置を講じた。

(第23 独立行政法人日本スポーツ振興センター)

平成 24 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

日常スポーツ活動に対する助成金の交付に係る審査等について

(平成 24 年度決算検査報告 717 ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」という。)は、我が国における優秀なスポーツ選手及びその指導者等が行う日常のスポーツ活動(以下「日常スポーツ活動」という。)に対して助成金を交付している。しかし、指導者等と担当選手との指導等の関係を適切に把握しておらず助成対象活動の要件に合致しているかなどの交付決定時の審査が十分に行われていなかったり、助成金を交付しているスポーツ選手及びその指導者等(以下「助成活動者」という。)に対する調査等の権限を活用して証拠書類の提出を求めておらず、額の確定時の審査が十分に行われていなかったりする事態が見受けられた。

したがって、センターにおいて、活動計画書等に指導者等と担当選手との指導等の関係の把握に必要な情報を記載させるなどして交付決定時の審査を適切に行うこと、交付要綱等を改めるなどして指導者等の活動範囲を明確に規定すること、助成活動者に対する調査等の権限を活用するなどして額の確定時の審査を適切に行うこと及び手引等の記載内容を改めるなどして証拠書類の保存義務を助成活動者に周知徹底することにより、助成金の交付の適正性が確保されるよう、独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長に対して平成 25 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、センター本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、センターは、本院の指摘を踏まえて検討し、26 年 2 月に交付要綱等を改正して、日常スポーツ活動に対する助成を廃止していた。

(第24 独立行政法人日本芸術文化振興会)

平成 24 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

文化芸術振興費補助金による映画製作支援事業における収入の納付について

(平成 24 年度決算検査報告 178、725 ページ参照)

(229 ページの文部科学省の項に掲記)

第38 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

有効に利用されていない土地について具体的な処分計画を策定して国庫納付に向けた
手続に着手するなどするよう改善させたもの

科	目	(職業能力開発勘定)土地	
部	局	等	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構本部、高度職業能力開発促進センター
有効に利用されていない土地の概要		千葉市内に保有している土地	5,276.00㎡
上記に係る平成26年3月31日現在の帳簿価額		6億4820万円	

1 保有資産の概要等

(1) 保有資産の概要

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下「機構」という。)は、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法(平成14年法律第165号。平成23年10月1日以降は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法)に基づき、15年10月に、高齢者等の雇用の機会の増大に資する措置を講ずる事業主等に対して給付金を支給することなどの業務に関して、国、認可法人であった日本障害者雇用促進協会等の有する権利及び義務を承継して設立された。また、機構は、独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律(平成23年法律第26号)に基づき、23年10月に、同月に解散した独立行政法人雇用・能力開発機構(以下「旧機構」という。)の職業能力開発促進センター等の設置、運営等の業務の一部に係る権利及び義務を承継した。

そして、機構は、本部、全国に所在する職業能力開発促進センター等に係る土地(事業用地、宿舍用地等。帳簿価額(26年3月31日現在。以下同じ。)2903億7038万余円)を保有しており、そのほとんどが機構が設立された際並びに機構が旧機構の権利及び義務を承継した際にそれぞれの業務を確実に実施するために必要な資産であるとして国、旧機構等から政府出資見合いなどの資産として承継された資産である。

(2) 保有資産の見直しと不要財産の処分

独立行政法人は、22年の独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)の改正により、中期目標期間の途中であっても、通則法第8条第3項の規定により、その保有する重要な財産であって主務省令で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、当該財産(以下「不要財産」という。)を処分しなければならないこととなっているほか、通則法第46条の2の規定により、不要財産であって政府からの出資又は支出(金銭の出資に該当するものを除く。)に係るものについては、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付することとなっている。また、不要財産であって政府以外の者からの出資に係るものについては、通

則法第46条の3の規定により、出資者から持分の払戻しの請求があった場合は、遅滞なく出資者に払い戻すこととなっている。

そして、政府は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月閣議決定。以下「基本方針」という。)において、独立行政法人の保有する施設等について、保有する必要性があるかなどについて厳しく検証して、不要と認められるものについては速やかに国庫に納付すること、各独立行政法人が、幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行うことなどを掲げている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

独立行政法人は、上記のとおり、基本方針において、保有する資産等の必要性等について厳しく検証すること、幅広い資産を対象に自主的な見直しを不断に行うことなどが求められている。

本院は、有効性等の観点から、機構が保有している政府出資見合いの資産の中でも過半を占める土地が機構の業務を確実に実施するという目的に沿って有効に利用されているか、利用されていない土地について売却等の処分計画や施設整備等の利用計画が策定されているかなどに着眼して、前記の土地を対象として、機構の本部等において、施設の配置図等の関係書類及び土地の現況を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

機構は、23年10月に、旧機構から政府出資見合いなどの資産として、職業能力開発促進センターの一つである高度職業能力開発促進センター(千葉市美浜区所在)の敷地を承継した。しかし、その一部(面積5,276.00㎡。帳簿価額6億4820万余円)については、25年12月の会計実地検査時点においても更地のままとなっていて、機構はこの土地を有効に利用しておらず、また、具体的な処分計画又は利用計画を策定していなかった。

このように、機構の業務を確実に実施するために必要であるとして旧機構から承継した土地が有効に利用されておらず、具体的な処分計画又は利用計画が策定されないまま保有されていて、通則法の改正の趣旨及び基本方針にのっとっていない事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められた。

- ア 高度職業能力開発促進センターにおいて、有効に利用されていない土地について、不断の見直しや具体的な処分計画又は利用計画を策定することについての理解が十分でなかったこと
- イ 機構本部において、高度職業能力開発促進センターの土地のような有効に利用されていない土地が見受けられる状況にある中で、各職業能力開発促進センター等が管理する土地に係る自主的な見直しを不断に行う体制が十分に整備されていなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、次のとおり処置を講じた。

機構は、26年3月に前記の土地について具体的な処分計画を策定し、同年8月までに売却するための測量等を完了させて、国庫納付に向けた具体的な手続を開始した。

また、機構本部は、同月までに、各職業能力開発促進センター等に毎年7月現在における未利用地の状況等を報告させて、機構本部の担当部署において確認及び検討を行うこととする自主的な見直しを不断に行う体制を整備するとともに、各職業能力開発促進センター等に事務連絡を発して、自主的な見直しを不断に行うことや、具体的な処分計画又は利用計画を策定することについて周知徹底を図った。

平成23年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

障害者雇用納付金関係業務における障害者雇用納付金の徴収、障害者雇用調整金の支給等について

〔平成23年度決算検査報告845ページ参照〕
〔平成24年度決算検査報告727ページ参照〕

1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下「機構」という。)は、障害者である常用雇用労働者の割合が法定雇用率を達成していない事業主から障害者雇用納付金(以下「納付金」という。)を徴収して、法定雇用率を達成している事業主等に対して障害者雇用調整金(以下「調整金」という。)又は報奨金を支給するなどの業務を行っている。しかし、事業主が、常用雇用労働者に該当しない障害者を雇用障害者数に含めて納付金の申告又は調整金若しくは報奨金の申請をするなどしていることにより、納付金の徴収が不足していたり、調整金及び報奨金が過大に支給されていたりしている事態が見受けられた。

したがって、機構において、納付金の徴収不足額並びに調整金及び報奨金の過大支給額について、事業主に対して速やかに納付及び返還を求めるとともに、実態の労働時間によって常用雇用労働者に該当するか否かを判断する取扱いになっている旨を支給申請書等に係る記入説明書に明記した上で事業主に対して説明会を開催するなどして更なる周知徹底を図ったり、勤務実態等が確認できる関係書類の提出を適宜求めるなどして事業主から提出された支給申請書等の記載内容を確認することとするなど効果的な審査等を行ったりするよう、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長に対して平成24年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、機構において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、機構は、本院指摘の趣旨に沿い、納付金の徴収不足及び調整金等の過大支給が見受けられた125事業主に対して納付金の納付及び調整金等の返還のための手続をとるとともに、次のような処置を講じていた。

ア 週の所定労働時間と実態の労働時間の間に常態的ない離がある場合は、実態の労働時間によって常用雇用労働者に該当するか否かを判断する取扱いになっている旨を注意喚起のために支給申請書等に係る記入説明書に明記するとともに、事業主に対して説明会を開催するなどして更なる周知徹底を図った。

イ 事業主から提出された支給申請書等の記載内容を確認するなどの審査等に関して、常用雇用労働者が300人以下の事業主が行う調整金等の支給申請については、25年4月に調

整金等の支給に係る要領等を改正して、26年度分から、対象となる雇用障害者の勤務実態等が確認できる関係書類を提出させるなどすることとして、26年4月から当該関係書類に基づく審査を開始し、また、納付金の申告及び常用雇用労働者が300人を超える事業主が行う調整金の支給申請については、同年3月に納付金の徴収及び調整金等の支給についての調査に係る要領を改正して、おおむね3年に一度の割合で調査を実施するなどして調査を強化することとし、同年6月から上記の要領に基づく調査を開始した。

第39 独立行政法人福祉医療機構

意見を表示し又は処置を要求した事項

独立行政法人福祉医療機構の労災年金担保貸付勘定における政府出資金について、貸付事業の実績及び今後の事業規模を考慮するなどして真に必要となる政府出資金の額を検討し、必要額を超えて保有されていると認められる政府出資金については、不要財産として速やかに国庫に納付することにより、政府出資金が適切な規模のものとなるよう意見を表示したもの

(平成26年10月17日付けで厚生労働大臣及び独立行政法人福祉医療機構理事長宛てに意見を表示したものの全文は、343ページの厚生労働省の項に掲記)

第40 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、第41 独立行政法人労働者健康福祉機構、第42 独立行政法人国立高等専門学校機構

平成24年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1)-(3) 各独立行政法人が保有している有効に利用されていない土地及び資産処分収入について

(平成24年度決算検査報告815ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園(以下「のぞみの園」という。)、独立行政法人労働者健康福祉機構(以下「労働者健康福祉機構」という。)及び独立行政法人国立高等専門学校機構(以下「国立高等専門学校機構」という。また、以下、これらを合わせて「3独立行政法人」という。)は、3独立行政法人が設立された際にそれぞれ国等から土地(事業用地等)を承継し、保有している。また、労働者健康福祉機構は、厚生労働大臣が定める廃止対象労災病院等以外の労災病院等に係る資産の処分により生じた収入(以下「資産処分収入」という。)を労災病院の増改築工事等の費用に充てることとしている。しかし、3独立行政法人において、上記土地の一部が有効に利用されておらず、これらの土地について具体的な処分計画又は利用計画を策定しないまま保有していたり、労働者健康福祉機構において、資産処分収入を具体的な利用計画を定めないまま保有したりしている事態が見受けられた。

したがって、3独立行政法人において、有効に利用されていない土地について、国庫納付等の具体的な処分計画又は施設整備等の具体的な利用計画を策定したり、自主的な見直しを不断に行うための体制を整備したり、労働者健康福祉機構及び国立高等専門学校機構において、それぞれ、全ての労災病院又は国立高等専門学校(以下、国立高等専門学校を「高専」という。)に対して、今後、国庫納付等の具体的な処分計画又は施設整備等の具体的な利用計画を策定することの必要性について周知徹底を図ったり、労働者健康福祉機構において、資産処分収入を労災病院に係る増改築工事等の費用に充てられるよう具体的な利用計画等を定めたりするよう、3独立行政法人の各理事長に対して平成25年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、3独立行政法人の本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、3独立行政法人は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

(1) のぞみの園

有効に利用されていなかった土地について、26年5月に施設利用者のための就労支援施設の整備等の具体的な利用計画を策定したり、同年6月に設置規程を改正した資産利用検討委員会において、保有資産が本来の業務を実施する上で積極的に保有すべきものかどうかを検討することとするなどして、自主的な見直しを不断に行う体制を整備したりした。

(2) 労働者健康福祉機構

- ア 有効に利用されていない土地を保有していた7労災病院に対して26年6月に通知を発するなどして、当該土地について将来にわたり業務を確実に実施する上で必要かどうかを検討させた上で、同月までに具体的な処分計画又は利用計画を策定させた。
- イ 全ての労災病院に対して26年5月に通知を発して、土地の利用状況等を本部へ報告させることとして、新しく本部に設置した保有資産検討会議において、不要財産について定期的に把握して、自主的な見直しを不断に行う体制を充実強化した。
- ウ 全ての労災病院に対して26年5月に通知を発して、今後、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がないと認められる土地が生じた場合には、国庫納付等の具体的な処分計画を策定し、必要があると認められる土地については施設整備等の具体的な利用計画を策定するよう周知徹底を図った。
- エ 資産処分収入について、25年12月に、労災病院に係る増改築工事等の費用に明確に充てられるものとするとともに、労災病院に係る施設整備計画の財源の一部とした具体的な利用計画を定めた。

(3) 国立高等専門学校機構

- ア 有効に利用されていない土地を保有していた17高専に対して25年11月に通知を発するなどして、当該土地について将来にわたり業務を確実に実施する上で必要かどうかを検討させた上で、26年5月までに具体的な処分計画又は利用計画を策定させた。
- イ 全ての高専に対して25年11月に通知を発して、土地の利用状況等を本部へ報告させることとして、本部において不要財産について定期的に把握して、自主的な見直しを不断に行う体制を整備した。
- ウ 全ての高専に対して26年1月に通知を発して、今後、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がないと認められる土地が生じた場合には、国庫納付等の具体的な処分計画を策定し、必要があると認められる土地については施設整備等の具体的な利用計画を策定するよう周知徹底を図った。

第43 独立行政法人水資源機構

平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

水資源開発施設等の保有及び管理について

〔平成 23 年度決算検査報告 856 ページ参照〕
〔平成 24 年度決算検査報告 735 ページ参照〕

1 本院が要求した改善の処置

独立行政法人水資源機構(以下「機構」という。)は、独立行政法人水資源機構法(平成 14 年法律第 182 号)等に基づき、新築又は改築から生じた施設等(以下「水資源開発施設等」という。)の保有及び管理を行っている。しかし、機構の業務の目的に沿った用途に供されておらず、使用承認等により機構以外の者が使用しているなどして今後使用する見込みがない土地、構築物等を水資源開発施設等として保有して管理していたり、水資源開発施設等のうちの管理用道路で公道と兼用のもの(以下「兼用道路」という。)について道路管理者との間の管理費用が応分の負担となっていなかったりしている事態が見受けられた。

したがって、機構において、水資源開発施設等の保有の必要性について検証を実施して、不要と認められる水資源開発施設等については、その使用実態等を踏まえて地方公共団体や使用承認により使用している者等への売却等の検討及び協議を行うとともに、水資源開発施設等の必要性について不断に見直しを行う体制を整備したり、兼用道路の橋りょう等の大規模な工事等を実施する場合の道路管理者との間の費用の標準的な負担方法等に係る協議方針を定めて、機構の関係部署への周知徹底を図るとともに、応分の負担を求められるよう道路管理者と協定の見直しの協議等を行ったりするよう、独立行政法人水資源機構理事長に対して平成 24 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、機構本社において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、機構は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 24 年 12 月に作成した「水資源開発施設等に係る保有の必要性の検証等に関する事務マニュアル」等に基づいて水資源開発施設等の保有の必要性について検証を実施して、不要と認められる水資源開発施設等については、その使用実態等を踏まえて地方公共団体や使用承認により使用させている者等への売却等の検討及び協議を行うとともに、25 年 6 月に機構本社に資産管理等整理推進委員会を設置するなどして、水資源開発施設等の必要性について機構全体で不断に見直しを行う体制を整備した。

イ 26 年 3 月に、兼用道路の橋りょう等において大規模な工事等を実施する場合の道路管理者との間の費用の標準的な負担方法等に係る協議に関する基本方針を定めて、機構の関係部署へ通知を発するなどして周知徹底を図るとともに、応分の負担を求められるよう道路管理者と協定の見直しについて協議を行った。

第44 独立行政法人情報処理推進機構

平成 24 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

地域ソフトウェアセンターの事業運営及び経営の改善等について

(平成 24 年度決算検査報告 736 ページ参照)

1 本院が表示した意見

独立行政法人情報処理推進機構(以下「機構」という。)は、ソフトウェア供給力開発事業を推進するために、地域ソフトウェアセンター(以下「センター」という。)への出資を行っている。しかし、全てのセンターにおいて出資目的に沿った事業運営が十分に行われていなかったり、複数のセンターにおいて長期にわたり繰越欠損金が増加して当該各センターの純資産に機構の持分割合を乗じた価額である出資金価値が低下する状態が継続していたりしている事態が見受けられた。

したがって、機構において、各センターにおける事業の実施状況及び経営状況を十分に把握して、各センターに対して改善計画を策定させて改善計画の進捗状況に応じた指導、支援等を行うとともに、上記の改善計画を実施するなどしても 3 期以上連続して繰越欠損金が増加しているセンターについて、その後の抜本的な改善が見込み難い場合には、主要株主である地方自治体等が支援を打ち切ることを決めていない場合であっても、機構が当該地方自治体等を含む他の株主等との連携の下に解散等に向けた協議等の取組を積極的に進める取扱いとするよう、独立行政法人情報処理推進機構理事長に対して平成 25 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、機構は、本院指摘の趣旨に沿い、25 年 10 月に各センターに対して通知を発するなどして、次のような処置を講じていた。

ア 26 年 5 月までに各センターに改善計画を策定させて各センターにおける事業の実施状況及び経営状況を把握した上で、事業運営面及び経営面について指導、支援等を行った。そして、今後の指導、支援等に活用するために、各事業の取組状況や実績に関する報告書を提出させて、改善計画の進捗状況に応じた指導、支援等を行うこととした。

イ 改善計画を実行するなどしても 3 期以上連続して繰越欠損金が増加しているなど経営不振が長期化しているセンターについて、その後の抜本的な改善が見込み難い場合には、地方自治体等が支援を打ち切ることを決めていない場合であっても、他の株主等との連携の下に解散等に向けた協議等の取組を積極的に進める取扱いとした。

第45 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

意見を表示し又は処置を要求した事項

国家備蓄施設における業務システムについて、競争の利益を十分に享受できるようにするなどの方策等を検討することにより、構築、運用及び保守をより経済的に実施することが可能となるよう意見を表示したもの

科 目	(石油天然ガス等勘定)経常費用 (平成23年度以前は、(石油天然ガス勘定)経常費用)
部 局 等	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
備蓄施設における業務システムの概要	備蓄している原油、備蓄施設等の監視、制御等を行うシステム
3 備蓄基地において、業務システムの構築に要した費用	38 億 1104 万余円(平成22年度～25年度)
上記のうち複数の業務システムで集約することが可能であった機器の費用相当額	2048 万円(背景金額)(平成22、23、25各年度)
3 備蓄基地において、業務システムの運用及び保守に要した費用	6 億 2863 万余円(平成22年度～25年度)
上記のうち競争の利益を享受できていない契約額	3 億 8254 万円(背景金額)

【意見を表示したものの全文】

国家備蓄施設における業務システムの構築、運用及び保守について

(平成26年10月30日付け 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構理事長宛て) 標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 業務システム等の概要

(1) 国家備蓄施設等の概要

貴機構は、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法(平成14年法律第94号)に基づき、国の委託を受けて、石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和50年法律第96号)の定める国家備蓄石油及び国家備蓄施設(以下「備蓄施設」という。)を管理している。

国家備蓄石油は、我が国への石油の供給が不足する事態等に備えて国が所有する石油であり、原油と石油ガスに大別される。また、備蓄施設は、国家備蓄石油の備蓄に必要な施設(土地を含む。)であって国が所有するものをいい、原油については全国に10か所設置されている(各備蓄施設は、「石油備蓄基地」に地名を付した名称とされている。また、以下、全国に10か所設置されている備蓄施設を総称して「10 備蓄基地」という。)

貴機構は、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構業務方法書(平成16年資第2号)に基づき、10 備蓄基地の管理等に係る業務を更に委託することとして、平成21年度から順次、総合評価落札方式による入札を経て苫東石油備蓄株式会社等の石油備蓄株式会社(以下「操業会社」という。)8社に委託している。

(2) 備蓄施設の管理に係る委託契約の概要

ア 国と貴機構との間の契約

国と貴機構との間で毎年度締結されている備蓄施設の管理に関する契約によれば、貴機構における備蓄施設の管理のための支出については、契約書に付属する実施計画書に記載されている支出計画により行うこととされ、その費用は国が負担することとされている。

イ 貴機構と操業会社との間の契約

貴機構と操業会社8社との間で締結されている備蓄施設の操業に係る業務委託契約(以下「操業委託契約」という。)の契約書等によれば、操業会社は、備蓄施設の操業に係る運転業務、施設管理業務等を実施することとされている。このうち、施設管理業務は、備蓄施設等の定期的な点検・検査及び整備工事等の中長期計画の立案、中長期計画に基づく適正な業務・工事等の発注計画の立案、発注工事等の請負者等に対する指導・監督等を行うこととされている。

そして、操業会社が業務を外部の事業者へ委託するなどしたことに伴い支払う費用については、操業委託契約に基づく業務委託料に含まれることになり、また、取得することになる不動産の従物等は、国有財産として管理されることとなる。

なお、国が負担することになる費用は、毎年度、業務終了後に貴機構が国に提出する実績報告書に基づき確定することとなっている。

(3) 備蓄施設における業務システムの構築、運用及び保守

備蓄している原油や備蓄施設の監視、制御等を行う監視制御装置、電子計算機設備である業務システムの設備については、操業会社が構築、運用及び保守を実施することとなっている。操業会社は、請負、委託等により業務システムの構築、運用及び保守を実施しており、業務システムの設備の保全を計画的かつ効率的に実施し、ライフサイクル全体を見通した費用の低減を図るために、前記のとおり中長期計画を立案することとなっている。また、業務システムについては、12年から20年単位で更新を行うものとなっており、22年度以降、苫小牧東部、むつ小川原、福井各石油備蓄基地(以下「3 備蓄基地」という。)において主要な業務システムの更新が行われているほか、将来は他の備蓄施設においても主要なものも含めた業務システムの更新が見込まれている。

そして、貴機構は、操業会社に対して、委託業務全般に係る経費の節減に努めること、契約の締結に当たって原則として一般競争入札等の競争性を有する入札方法とすること、契約書、仕様書、業者選定理由書等を作成して貴機構に提出することなどを求めている。

(4) 各府省における業務・システム最適化等への取組状況

各府省は、電子政府構築計画(平成15年各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)において、業務・システムの一元化・集中化及び最適化により費用対効果を高めることなどの目的が掲げられていることを受けて、業務・システムについて、重複する機器等を集約して構築費用の節減を図ったり、運用及び保守に係る契約を一般競争にするなどしてその費用の節減を図ったりしているところである。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

貴機構は、自らの業務システムの構築、運用及び保守に係る契約の締結に当たって、電子政府構築計画の目的に沿って、各府省や他の独立行政法人と同様に、費用の節減等に努めてきているところである。一方で、備蓄施設における業務システムの構築、運用及び保守に係る契約については、前記のとおり操業会社が締結している。

そこで、本院は、経済性等の観点から、業務システムに係る費用の節減等が図られているかに着眼して、10 備蓄基地のうち、22 年度以降に主要な業務システムの更新を行っていた3 備蓄基地の業務システムに係る契約(22 年度から 25 年度までの構築、運用及び保守に係る費用相当額計 44 億 3968 万余円)を対象に、貴機構の本部及び3 備蓄基地の事務所において、契約書、仕様書、設計書等の関係書類及び業務システムの運用状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、上記の3 備蓄基地の操業会社^(注)に行われた業務システムに係る契約(表参照)について、次のとおり適切ではない事態が見受けられた。

(注) 3 備蓄基地の操業会社 苫東石油備蓄株式会社、むつ小川原石油備蓄株式会社、福井石油備蓄株式会社

表 3 備蓄基地における業務システムに係る契約及び費用相当額(平成 22 年度～25 年度)

基地名	業務システム数	年度	構築又は更新に係る契約		運用及び保守に係る契約		費用相当額計 (円)
			件数	費用相当額(円)	件数	費用相当額(円)	
苫小牧東部	1	22	—	—	1	17,220,000	528,129,000
		23	—	—	1	6,300,000	
		24	—	—	1	6,426,000	
		25	1	492,450,000	1	5,733,000	
むつ小川原	6	22	—	—	6	38,178,000	1,268,832,600
		23	2	964,740,000	5	37,000,950	
		24	2	202,440,000	3	10,374,000	
		25	—	—	4	16,099,650	
福井	4	22	1	1,102,500,000	4	118,377,000	2,642,724,000
		23	—	—	3	108,307,500	
		24	1	493,500,000	4	151,200,000	
		25	1	555,418,500	3	113,421,000	
合計			8	3,811,048,500	36	628,637,100	4,439,685,600

(1) 複数の業務システムで機器を集約することなどにより費用を節減することができた事態

むつ小川原、福井両備蓄基地において、操業会社は 22 年度以降、複数の業務システムを、自らが立案した中長期計画に基づいて構築している。

そして、各操業会社は、いずれも、システムの信頼性を確保する観点からリスク分散を優先させた結果、それぞれの業務システムを独立して構築したとしている。このため、それぞれの業務システムが予備系システムを持たない個別のネットワークを有する形態となっていて、物理的な配線、通信機能をつかさどる LAN スイッチを含めた通信機器等計

40台が、業務システムごとに敷設又は設置されている。また、サーバについても、必要とされる性能を確保するなどとして、サーバ計35台がアプリケーションソフトごとに設置されている。

しかし、中長期計画の立案の時点で当該備蓄基地における全業務システムを同時期に予備系の保有、更新時期、費用対効果等を考慮した単一のネットワークで構築することなどとしていけば、同一建物の同一箇所に重複して敷設又は設置されるなどしている通信機器等28台(費用相当額計427万余円)及び上記サーバのうち稼働の負荷が大きくなり、ハードウェアの性能要求が低いアプリケーションソフトごとに設置されるなどしているサーバ15台(費用相当額計1621万余円)については、信頼性に影響を及ぼすことなく通信機器等14台及びサーバ6台に集約することが可能であり、集約に伴い必要となる費用を考慮しても、業務システムの構築に要する費用を相当額節減することができたと認められる。

上記の事態について事例を示すと、次のとおりである。

＜事例＞

福井備蓄基地において、操業会社は、陸域計算機システムとして、備蓄した石油の管理等に係る帳票を作成、印字する帳票サーバ等を14台(1台当たり金額670,000円～3,250,000円)、及び、海域計装システムとして、同基地周辺の海域の状況を記録するためのITV画像録画サーバ等を4台(同267,000円～2,996,000円)、計18台設置している。しかし、これらのサーバの運用に係るアプリケーションソフトは、常時の稼働が必要なものでなかったり、ハードウェアへの性能要求が低かったりしていることから、両業務システムを一体として構築することにより、サーバを14台に集約することが可能であり、その結果、これらのサーバのうち4台(同670,000円～2,340,000円)については設置する必要がなかった。

(2) 運用及び保守に係る契約において競争の利益を享受できていない事態

ア 高額な月額人件費により契約を締結しているもの

3備蓄基地における業務システムの運用及び保守に係る契約36件のうち12件については、各業務システムが一部を除いて一般的なハードウェア及びソフトウェアの組合せで構築されており、必要な情報を提供すれば構築業者以外の業者でも運用及び保守を行うことができると認められるのに、各操業会社は、業務システムの構築業者以外の業者では運用及び保守を行うことが事実上困難であるとして、構築業者と随意契約により契約を締結していた。そして、操業会社は、上記12件の契約(契約金額計3億0791万余円)について、いずれも業者の見積りに基づく月額人件費(2,059,573円～2,750,035円)で予定価格を算定して、その予定価格と同額又はほぼ同額の契約額で締結していた。しかし、上記予定価格の算定に用いられた月額人件費は、本院が23年11月29日に国会及び内閣に対して報告した「情報システムに係る契約における競争性、予定価格の算定、各府省等の調達に関する情報の共有等の状況について」において、25府省等を対象として検査をして判明したシステムエンジニア等の月額人件費(最高額1,982,400円)より高額となっていた。また、上記12件のうち、福井石油備蓄株式会社が契約を締結していた3件の契約については、予定価格の算定に同会社の積算基準によって算定される月額人件費(1,726,593円)より高額な月額人件費も用いられていた。

イ 仕様書等の記載内容が十分でなかったもの

貴機構は、上記のような状況を把握したことから、25年度に操業会社と新たな操業委託契約を締結した際の仕様書等において、前記のとおり、業務システムの運用及び保

守の業務についても、原則として一般競争入札等の競争性を有する入札方法とすることを求めている。その結果、苫小牧東部、福井両備蓄基地の操業会社は、同年度以降の3件の契約(契約金額計7463万余円)について、一般競争入札又は見積合わせにより契約を締結していた。

しかし、上記3件の契約に係る仕様書等を確認したところ、保有している機器の具体的な規格、ソフトウェアの詳細な仕様、成果物である図面、資料等についての明示や具体的な作業内容の記載が見受けられず、このような仕様書等では随意契約を行っていた当時のものと内容に大きな違いがなく、構築業者以外の業者には正確な業務量等を見積もることが困難なものとなっていた。そして、上記3件の契約に当たって、構築業者以外に入札又は見積合わせに参加した業者は皆無となっていた。

(改善を必要とする事態)

上記のとおり、操業会社による業務システムの構築、運用及び保守において、機器等を集約して設置していなかったり、競争の利益を十分に享受できるようになっていなかったりして、操業委託契約に基づく業務委託料相当額が経済的なものとなっていない事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴機構において、複数の業務システム間における設置機器の集約化等を図るための方策や、業務システムの構築後に複数の業者がその運用及び保守を行うことができるようにして競争の利益を享受するための方策等について、操業会社と協議するなどして具体的に検討していないことなどによると認められる。

3 本院が表示する意見

備蓄施設に構築された業務システムの構築、運用及び保守に要する費用は、今後も引き続き生ずるものである。また、各備蓄施設の業務システムは将来更新が見込まれている。

については、貴機構において、複数の業務システム間における設置機器の集約化等を図ったり、業務システムの運用及び保守に係る契約の締結に際して競争の利益を十分に享受できるようにしたりするための方策等について、操業会社と協議の上、具体的に検討して、備蓄施設における業務システムの構築、運用及び保守をより経済的に実施することが可能となるよう意見を表示する。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

総合評価落札方式による入札を実施するに当たり、評価項目に係る最低限の要求要件を明確に示したり、価格の評価を改めたりすることなどにより、技術等と価格の評価を適切に行って落札者を決定して、同方式による入札が有効に機能するよう改善させたもの

科	目	(石油天然ガス等勘定)経常費用 (平成23年度は、(石油天然ガス勘定)経常費用) (金属鉱業一般勘定)経常費用
---	---	---

部 局 等	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
総合評価落札方式の概要	競争入札において、入札参加者の有する専門的知識、創意、技術等によって事業の成果に相当程度の差異が生ずるものについて、技術等と価格を総合的に評価して落札者を決定する入札方式
総合評価落札方式による入札のうち複数の者が応札した契約件数及び契約金額	48件 6億1895万余円(平成23年度～25年度)
上記のうち総合評価落札方式による入札が有効に機能していなかった契約件数及び契約金額	44件 5億6220万円

1 総合評価落札方式による入札の概要

(1) 総合評価落札方式による入札の概要

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(以下「機構」という。)は、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法(平成14年法律第94号)に基づき、石油及び可燃性天然ガス資源、石炭資源、地熱資源並びに金属鉱物資源の開発を促進するために必要な業務等を、自ら又は請負、委託等の契約を締結して実施している。

機構は、会計規程(2004年(経経)規程第6号)に基づき、上記の契約を締結する場合、原則として競争入札を実施することとしている。そして、入札参加者の有する専門的知識、創意、技術等(以下「技術等」という。)によって事業の成果に相当程度の差異が生ずるものについては、「総合評価落札方式の入札に係る標準ガイドライン」(平成19年8月策定。以下「ガイドライン」という。)に基づき、競争入札の一つとして、技術等と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式による入札を実施している。

機構は、ガイドラインにおいて、技術等と価格の総合評価により得られた数値の最も高い者を落札者とするとしている。そして、技術等と価格の総合評価は、技術等に対する得点(以下「技術点」という。)と価格に対する得点(以下「価格点」という。)をそれぞれ次の(2)及び(3)のように算出して行うこととしている。

(2) 技術点の算出方法

技術点は、調達目的及び内容を考慮した複数の評価項目及び提案内容を評価する基準(以下「評価基準」という。)を設定した上で、複数の評価者が、評価基準に基づき公平、公正に評価して算出することとなっている。

上記の評価項目は、必須の評価項目とそれ以外の評価項目に区分されており、このうち必須の評価項目については、最低限の要求要件を示した上で、当該要求要件を満たさない場合は不合格とすることとなっている。また、評価項目は、可能な限り評価する内容を詳細かつ具体的に示すこととなっており、定性的な評価項目については、十分に合理的な理由をもって評価を行うこととなっている。

各評価項目に対する得点配分は、その重要度に応じて定めることとなっている。また、原則として事業の実施体制、業務実績等に係る評価項目と提案内容の創造性、新規性等に係る評価項目とを区分して、前者については、入札価格に対する得点配分と等しい得点配分とすることとなっている。

(3) 価格点の算出方法

価格点は、図のとおり、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に、入札価格に対する得点配分を乗じて算出することとなっている。そして、低入札価格調査基準額(注)(以下「基準額」という。)を設ける場合は、入札価格及び予定価格から基準額をそれぞれ控除して算出することとなっていて、基準額を下回る入札者については、価格点の上限として配分した得点を与えることとなっている。

図 価格点の算出方法

<p>(基準額を設けない場合)</p> $\text{価格点} = \left[1 - \frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}} \right] \times \text{入札価格に対する得点配分}$	<p>(基準額を設ける場合)</p> $\text{価格点} = \left[1 - \frac{\text{入札価格} - \text{基準額}}{\text{予定価格} - \text{基準額}} \right] \times \text{入札価格に対する得点配分}$
<p><small>(注) 基準額を用いて価格点を算出すると、入札価格が基準額を下回る場合、価格点の上限として配分した得点(例えば100点)を超えた得点が算出されるが、価格点の上限が100点であるため、100点が与えられる。</small></p>	

(注) 低入札価格調査基準額 入札価格が相当程度低額であった場合に、契約の履行が確保できるかどうかを調査する際の基準となる額

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性、有効性等の観点から、総合評価落札方式による入札において評価が適切に行われ、同方式による入札が有効に機能しているかなどに着眼して、平成23年度から25年度までの間に、同方式による入札を実施している調査、広報等に関する契約のうち、複数の者が応札した契約48件(契約金額計6億1895万余円。ただし、単価契約については支払額による。以下同じ。)を対象として、機構本部等において、契約書、評価基準書、評価結果書等の関係書類を確認するとともに、評価項目、評価基準の設定、技術等と価格の評価方法等について契約担当部署から説明を徴するなどして、会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、48件の契約のうち44件の契約(契約金額計5億6220万余円)において、次のような事態が見受けられた(下記の事態の間には重複しているものがある。)

(1) 技術等の評価について

前記のとおり、必須の評価項目については、最低限の要求要件を示した上で、当該要求要件を満たさない場合は不合格とすることとなっている。

しかし、37件の契約(契約金額計4億7443万余円)においては、必須の評価項目がいずれも6割以上の得点となった場合は最低限の要求要件を満たすとみなすなどとしているのみで、最低限の要求要件を明確に示さないまま評価を行っており、必須の評価項目について実質的な評価が行われていない状況となっていた。

また、前記のとおり、定性的な評価項目については、十分に合理的な理由をもって評価を行うこととなっている。

しかし、22件の契約(契約金額計2億5295万余円)においては、具体的な採点基準を定めていなかったり、評価者の主観的な要素をできる限り排除して客観的な評価を行ったことを示すための証跡を残していなかったりして、評価結果を事後的に検証することができない状況となっていた。

上記の事態について事例を示すと、次のとおりである。

＜事例1＞

機構は、平成25年度に、総合評価落札方式による入札を実施して、石炭地質構造調査の総合的な地質構造解析等に資することを目的とする調査を行う事業者を選定している。

この入札においては、調査実施方法の実現性等や業務監理者の管理能力等を必須の評価項目に設定し、①実施手法及び評価方法は必要十分な技術レベルにあり適切か、②業務監理者は業務の遂行に十分な専門能力、経験及びプロジェクト管理能力を有しているかなどを評価基準としている。しかし、最低限の要求要件を明確に示しておらず、これらを含む複数の必須の評価項目でいずれも6割以上の得点となった場合は最低限の要求要件を満たすとみなしていた。

また、上記のように定性的な評価項目としているのに、例えば同様のプロジェクトを管理した経験回数等による具体的な採点基準を定めておらず、客観的な評価を行ったことを示すための証跡も残していなかった。

このほか、前記のとおり、各評価項目に対する得点配分は、その重要度に応じて定めることとなっているのに、12件の契約(契約金額計9434万余円)においては、調査計画や調査方法のように、その優劣で費用対効果に大きな差異が生ずるような重要な評価項目に対する得点配分が、他の評価項目に対する得点配分と一律に同じものとなっていた。また、前記のとおり、事業の実施体制、業務実績等に係る評価項目に対する得点配分は、原則として入札価格に対する得点配分と等しくすることとなっているのに、16件の契約(契約金額計1億5215万余円)においては、特段の理由もなく入札価格に対する得点配分よりも多い得点配分となっていた。

(2) 価格の評価について

機構は、前記44件の契約のうち、基準額を下回る価格による入札が行われていた6件(契約金額計1億4554万余円)に係る価格の評価に当たって、前記のとおり、基準額を下回る入札者について価格点の上限として設定した得点を与えていた。

しかし、基準額の設定は、入札の結果最も高い評価を得た者の入札価格が相当程度低額であった場合に、その者の履行能力を調査し、履行能力があると認められた場合に限り契約を締結することとして、契約の確実な履行を確保することを目的とするものである。このため、基準額を下回る入札者について一律に価格点の上限として設定した得点を与える場合は、その目的を超えて、入札価格を適切に評価しないことになり、機構が競争の利益を十分に享受することができないことになるおそれがある。

そして、前記6件の契約の中には、基準額を設けない場合の方法により価格点を算出して総合評価を行うと、最も低い価格の入札者に係る価格点と技術点の合計点が、落札者に係る合計点を上回るようになるものも見受けられた。

上記の事態について事例を示すと、次のとおりである。

＜事例2＞

機構は、平成23年度に、総合評価落札方式による入札を実施して、広報用の映像媒体を作成する事業者を選定している。

この入札においては、入札に参加した3者のうち1者は、その入札価格が基準額を下回っていたことから、価格点として、その上限として設定した得点が与えられており、価格点と技術点の合計点は、落札者に次ぐ順位となっていた。

しかし、基準額を設けない場合の方法により価格点を算出すると、上記の者に係る合計点は、落札者に係る合計点を上回るようになった。

したがって、機構において、総合評価落札方式による入札を実施するに当たり、必須の評価項目について実質的な評価が行われていなかったり、基準額を下回る入札者について一律に価格点の上限として設定した得点を与えたりなどして、落札者の決定において同方式による入札が有効に機能しないまま技術等と価格の評価が行われている事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、機構において、総合評価落札方式による入札の実施に当たり、適切に評価項目、評価基準、得点配分等を設定したり、競争の利益を享受することができるよう価格の評価を行ったりすることの重要性についての理解が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、26年8月に、ガイドラインを改定し、その遵守について改めて周知徹底を図るなどして、技術等と価格の評価を適切に行って落札者を決定して、総合評価落札方式による入札が有効に機能するよう次のような処置を講じた。

ア 技術等の評価項目に係る最低限の要求要件を明確にするとともに、定性的な評価しか行えない場合には具体的な評価基準等を定めたり、客観的な評価を行ったことを示すための証跡を残したりすることとし、また、評価項目の重要度を十分に考慮した上で得点配分を定めることとした。

イ 基準額を下回る入札者に一律に価格点の上限として設定した得点を与える従前の価格点の算出方法を改めて、入札価格を適切に評価することとした。

第46 独立行政法人国立病院機構

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

診療材料等の調達及び在庫管理等業務に係る契約を締結するに当たり、労務費相当分のみならず材料費等相当分を合わせた総額により予定価格を算定した上で競争に付すことにより、契約手続の適正性及び透明性を確保するとともに、競争による利益を十分に享受できるよう改善させたもの

科 目	材料費、委託費、経費
部 局 等	独立行政法人国立病院機構本部、6病院
契 約 名	診療材料等物品調達管理運用に係る業務委託等8契約
契 約 の 概 要	診療材料等の調達及び在庫管理等業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	5会社
契 約	平成21年6月～25年1月 一般競争契約、公募型企画競争契約
上記契約のうち平成24、25両年度に係る支払額	56億2678万余円(平成24年4月～26年3月)
上記のうち競争に付すことなく協議して決定した単価により支払われていた材料費等相当分	24億8279万円

1 診療材料等の管理等業務の概要等

(1) 診療材料等の管理等業務の概要

独立行政法人国立病院機構(以下「機構」という。)は、独立行政法人国立病院機構法(平成14年法律第191号)に基づき、医療の提供、医療に関する調査及び研究等を行っており、平成25年度末現在で143病院を設置している。各病院は、患者の診療等に必要な診療材料及び業務全般に必要な事務用消耗品(以下、これらを合わせて「診療材料等」という。)を多数使用している。そして、一部の病院においては、業務の効率化を図ることなどを目的として、診療材料等の調達及び在庫管理等業務(以下、これらを合わせて「管理等業務」という。)の全部又は一部を、一般競争入札等を実施して締結した契約(以下「管理等業務契約」という。)により外部に委託している。

管理等業務を外部に委託している病院は、診療材料等を個々の販売業者から直接購入せずに、管理等業務契約の相手方から一元的に購入しているため、管理等業務を実施する上で必要となる人件費等の費用(以下「労務費相当分」という。)のほかに、診療材料等の購入費(以下「材料費等相当分」という。)を当該契約の相手方に支払うこととなる。

(2) 競争契約の手続及び予定価格の算定

独立行政法人国立病院機構会計規程(平成16年規程第34号)によれば、機構は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、原則として、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならないこととされている。また、機構は、これらの契約に関す

る事務の適正かつ効率的な運営を図ることを目的として、独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則(平成16年細則第6号)を定めており、これによれば、予定価格は契約する事項の総額について定めなければならないこととされている。ただし、一定期間継続して行う売買等の契約の場合においては、予定価格は単価によることができることとされている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性、経済性等の観点から、管理等業務契約に係る契約手続は適正に行われているかなどに着眼して、9病院における21年6月から25年3月までの間に締結した管理等業務契約計14契約(契約期間に24年度又は25年度を含む契約。24年4月から26年3月までの支払額計82億4214万余円)を対象として、契約書、仕様書、予定価格調書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注1) 9病院 北海道、霞ヶ浦、東近江総合(平成25年3月31日以前は滋賀病院)、大阪南各医療センター、兵庫中央病院、柳井、高松、愛媛(25年3月31日以前は愛媛病院)、小倉各医療センター

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

検査の対象とした9病院のうち4病院は、^(注2)労務費相当分及び材料費等相当分を合わせた総額の予定価格を算定した上で、これにより競争に付して管理等業務契約を6契約締結していたが、6病院^(注3)(このうち北海道医療センターは、締結した契約により契約手続が異なっていたため、上記の4病院と重複している。)は、次のとおり、契約する事項の一部については予定価格を算定していたものの、総額の予定価格を算定することなく競争に付して管理等業務契約を8契約締結していた。

(注2) 4病院 北海道、霞ヶ浦両医療センター、兵庫中央病院、高松医療センター

(注3) 6病院 北海道、東近江総合、大阪南、柳井、愛媛、小倉各医療センター

すなわち、6病院は、管理等業務契約が診療材料等の調達業務と在庫管理等業務という複合的な契約内容となっており、材料費等相当分は、毎月、定額となっている労務費相当分とは異なり、購入した診療材料等の数量等を基に算定した額を支払うこととなっているため、予定価格については、材料費等相当分を含めずに労務費相当分のみを算定すれば足りると判断するなどして、これにより競争に付して契約を締結していた。その後、競争に付していない材料費等相当分については、当該契約の相手方と別途に協議を行い品目ごとの単価を決定していた。そして、8管理等業務契約の24年4月から26年3月までの支払額は、労務費相当分として計7691万余円、材料費等相当分として計55億4987万余円、合計56億2678万余円となっていたが、このうち競争に付すことなく協議して決定した単価により支払われていた材料費等相当分は計24億8279万余円となっていた。

しかし、前記のとおり、予定価格は契約する事項の総額について定めなければならないこととされており、6病院において締結した8管理等業務契約は、診療材料等の調達業務を含む契約内容となっていることから、診療材料等の品目ごとの単価を算定して、これらの単価に購入予定数量を乗じて材料費等相当分を算定するなどして、これと労務費相当分を合わせた総額の予定価格を算定した上で、これにより競争に付すべきであったと認められた。

このように、材料費等相当分の全部又は一部を含めずに予定価格を算定して、これにより競争に付して管理等業務契約を締結していた事態は、契約手続の適正性及び透明性が確保されておらず、競争による利益を十分に享受できないものとなっていて適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、6病院において、管理等業務契約の締結に当たり、契約手続の適正性及び透明性を確保することについての理解が十分でなかったこと、また、機構本部において、各病院における管理等業務契約の契約手続について、実態の把握及び指導が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、26年8月に各病院に対して通知を発して、今後、管理等業務契約を締結する場合には、労務費相当分のみならず材料費等相当分を合わせた総額により予定価格を算定した上で、これにより競争に付すよう周知徹底する処置を講じた。

第47 独立行政法人日本学生支援機構

意見を表示し又は処置を要求した事項

奨学金貸与事業において、振込超過金の発生を防止する方策を検討して実施したり、適格認定が適切でなかったことが判明した奨学生について、当該奨学生が在学する大学等に、本来「廃止」と認定すべきであった時点まで遡って適格認定の修正を行わせたりすることなどにより、振込超過金の発生及び適格認定が適切でなかったことが判明した奨学生に対する奨学金の貸与を防止するよう是正改善の処置を求めたもの

科 目	貸付金	
部 局 等	独立行政法人日本学生支援機構	
奨学金貸与事業の概要	経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対して、学資を貸与する事業	
振込超過金の発生件数及び金額	3,335 件	4 億 8679 万円(背景金額) (平成 23、24 両年度)
上記 3,335 件のうち大学等の事務処理の遅延に起因して組入れ処理の期間が 3 か月以上となったものの件数及び金額	209 件	9149 万円
23 年度実態調査において「警告」の認定が適切でないとした人数及びこれに対する平成 24 年度に係る貸与額	586 人	5 億 0412 万円

【是正改善の処置を求めたものの全文】

奨学金貸与事業における振込超過金の取扱い等について

(平成 26 年 10 月 30 日付け 独立行政法人日本学生支援機構理事長宛て)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 奨学金貸与事業の概要等

(1) 奨学金貸与事業の概要

貴機構は、独立行政法人日本学生支援機構法(平成 15 年法律第 94 号)に基づき、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他学生等(大学及び高等専門学校の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。)の修学の援助を行うことなどにより、我が国の大学等(大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。)において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資することなどを目的として設置されている。そして、貴機

構は、その目的を達成するための業務の一環として、経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対して、学資を貸与する事業(以下、この貸与する学資を「奨学金」といい、この事業を「奨学金貸与事業」という。)を実施しており、その原資は、奨学金の回収金、国の一般会計等からの無利子の借入金、国の財政融資資金等からの借入金及び貴機構が発行する財投機関債となっている。

(2) 奨学金の貸与を受ける者の資格等について

ア 奨学金の貸与を受ける者の資格

貴機構は、奨学金の貸与を受ける者(以下「奨学生」という。)の資格について、独立行政法人日本学生支援機構業務方法書(平成16年文部科学大臣認可。以下「業務方法書」という。)により、大学等に在学する優れた学生等であって経済的理由により修学に困難があると認められたものと定めている。そして、奨学生が退学等により上記の資格を失うなどした場合には、奨学金の貸与を取りやめることとなっている。

イ 奨学生の資格を失った者に振り込まれた奨学金の取扱いについて

貴機構は、奨学金の貸与を毎月、口座振込により行っているが、奨学生の資格を失った者(以下「資格喪失者」という。)に奨学金が振り込まれることがないように、大学等に対して、「奨学生に係る学籍管理の徹底について(依頼)」(平成22年学支学貸第1379号)を発出して、奨学生の退学等の事実を把握した時点で奨学金の振込を停止(以下、奨学金の振込を停止することを「振込保留」という。)する手続をとるよう依頼している。

他方、貴機構は、大学等において振込保留の手続の遅延が発生した場合、当該手続がとられるまでの間、資格喪失者に奨学金が振り込まれることとなる(以下、資格喪失者に振り込まれた奨学金を「振込超過金」という。)ことから、振込超過金が発生した場合の取扱いについて、貴機構内部の事務処理の定めである「異動事務処理要項」(平成17年奨学部長決裁)及び大学等に対する依頼文書である「適正な異動処理の実施について(依頼)」(平成22年学支学貸第1393号)により、次のとおり定めている。

- ① 大学等は、振込超過金が発生した事実を把握した時点から、資格喪失者に対して、原則として奨学金返戻用の振込用紙を交付して振込超過金の返戻の指導を行い、貴機構への返戻を求める。
- ② 大学等は、上記の振込用紙の交付後、資格喪失者から1か月以内に返戻がなかった場合に、資格喪失者本人作成の「振込超過金の取扱いに係る申請書」(振込超過金を奨学金として貸与したものと取り扱うこと(以下「組入れ処理」という。))を申請する文書等を貴機構に提出する。
- ③ 貴機構は、②の申請書等の内容を審査した上で、資格喪失者に振込超過金の返戻が困難な特別な事情があると判断した場合に、組入れ処理を行い、貸与総額を確定の上、債権を管理して回収する。

また、大学等は、組入れ処理の対象となる期間が3か月以上となる場合に、②の申請書に加えて、学校長作成の「組入願及び再発防止策」(組入れ処理の申請及び振込超過金の再発防止策を記載した文書)及び学校長又は大学等の担当課長作成の「事情経過書」(振込超過金が発生した事情を記載した文書)を貴機構に提出することとなっている。

(3) 適格認定及び適格認定に係る実態調査

貴機構は、奨学規程(平成16年規程第16号)に基づき、年1回、2月末までに奨学生から奨学金継続願を提出させるとともに、これを基に、大学等に対して、「奨学生の適格認定に関する施行細則」(平成16年細則第12号)の適格基準の細目の区分に応じて、奨学生としての資格の有無の確認等(以下「適格認定」という。)を行わせている。そして、貴機構は、その結果に基づいて、奨学生に対して執るべき処置を決定し、「廃止」に係る処置を執る場合には4月分から振込を停止することとなっている(表参照)。

表 適格基準の細目及び貴機構の処置

区 分	適格基準の細目	奨学生に対して執るべき処置
廃 止	原級にとどまった者又は卒業延期のおそれがある者等	奨学生の資格を失わせる
停 止	学業成績は廃止者と同じであるが、成績不振の理由が真にやむを得ないと認められ、かつ、成業の見込みがある者等	奨学金の交付を停止する
警 告	卒業延期のおそれはないが、修得単位が標準の1/3程度以下の者等	奨学金の交付を継続するが、場合によっては、奨学生の資格を失わせることがあることを警告する
激 励	警告該当者ほどではないが他の学生に比べて劣っている者	奨学金の交付を継続するが、学業成績の向上に努力するように激励し指導する
継 続	上記の区分に該当しない者	奨学金の交付を継続する

(注) 本表は、平成23年度の適格認定時点の適格基準の細目及び奨学生に対して執るべき処置を本院において簡略化して記載したものである。

また、貴機構は、平成23年11月の財政制度等審議会財政投融资分科会において適格認定の厳格化が論点となったことを受けて、24年7月、適格認定の実態を把握するために、23年度の適格認定において「警告」に認定された奨学生12,329人を対象に、大学等に調査票を送付するなどして適格認定に係る実態調査を行った(以下、この調査を「23年度実態調査」という。)。そして、貴機構は、23年度実態調査の結果、上記の「警告」に認定された奨学生12,329人のうち586人が本来は表に示す「廃止」と認定すべき「原級にとどまった者」であったとし、認定が適切でなかったとしていた。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性等の観点から、奨学金貸与事業において振込超過金の発生を防止する方策が適切に講じられているか、23年度実態調査において判明した586人の不適切な認定について適切な処置を執っているかなどに着眼して、23、24両年度に大学等を退学(大学等により除籍された場合を含む。)した者、自ら奨学金を辞退した者及び適格認定の結果「廃止」に係る処置が執られた者(以下、これらを合わせて「退学者等」という。)に対する退学者等した年度に係る奨学金計162,846件、貸与額2489億8839万余円並びに23年度実態調査において「警告」の認定が適切でなかったとした者586人に対する24年度に係る奨学金の貸与額5億0412万円を対象として、貴機構において、奨学金貸与に関する資料や23年度実態調査に係る資料を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 振込超過金の発生状況及び再発防止策

23、24 両年度における振込超過金の発生状況についてみたところ、その件数及び金額は、23 年度 1,696 件、2 億 5219 万円、24 年度 1,639 件、2 億 3460 万余円、計 3,335 件、4 億 8679 万余円に上っており、奨学生が退学等することにより資格喪失者となった後においても貸与を継続していた期間は、1 か月から最長で 15 か月までとなっていた。また、上記の振込超過金のうち資格喪失者から返戻されず貴機構が組入れ処理を行った振込超過金は、23 年度 540 件、1 億 1098 万余円、24 年度 596 件、1 億 0509 万余円、計 1,136 件、2 億 1608 万余円となっており、件数比で 34.0%、金額比で 44.3% を占めていた。

そこで、振込超過金のうち組入れ処理の対象となる期間が 3 か月以上となっていたため、「組入願及び再発防止策」及び「事情経過書」が貴機構に提出された 299 件、1 億 2710 万余円について振込超過金の発生原因をみたところ、奨学生が学費を支払わなかったため退学日を遡及したことなど、奨学金の振込後に生じた事情に起因するものが 90 件、3560 万余円(件数比 30.1%、金額比 28.0%)ある一方で、大学等の事務処理の遅延に起因するものが 209 件、9149 万余円(件数比 69.8%、金額比 71.9%)と大半を占めていた。そして、大学等における事務処理の遅延に起因して発生する振込超過金は、大学等の学籍事務を担当する職員(以下「学籍事務担当者」という。)が奨学生の退学等の事実を把握した際に、直ちに当該大学等の奨学金事務を担当する職員(以下「奨学金事務担当者」という。)に連絡して振込保留の手続をとるなどすれば、振込超過金の発生を防止することが可能なものであったことから、前記の振込超過金 3,335 件、4 億 8679 万余円の中には、大学等の事務処理の遅延に起因して発生している振込超過金が相当額含まれていると思料される。

また、貴機構は、上記のような事態によって多額の振込超過金が発生しているのに、その件数及び金額を把握しておらず、さらに、「組入願及び再発防止策」に記載された振込超過金の再発防止策の実施状況についても確認していなかった。

上記について事例を示すと、次のとおりである。

<事例>

A 大学において、学籍事務担当者は、在学していた奨学生 B が平成 23 年 7 月 12 日に退学していたことを把握していたにもかかわらず、奨学金事務担当者へ連絡していなかったことなどから、奨学金事務担当者は、24 年 2 月 1 日まで、奨学生 B に対する振込保留を行っていなかった。その結果、振込超過金 72 万円が奨学生 B に対して振り込まれていた。その後、A 大学は、奨学生 B との連絡を試みたが、奨学生 B と連絡が取れなかったため、24 年 3 月 30 日に貴機構に対して「組入願及び再発防止策」及び「事情経過書」を提出し、貴機構は、24 年 4 月 13 日に組入れ処理を行った。なお、A 大学は、「組入願及び再発防止策」に、今後は学籍事務担当者と奨学金事務担当者との連絡を速やかに行う旨を記載していた。

しかし、翌年再び、学籍事務担当者は、在学していた奨学生 C が 24 年 7 月 31 日に退学していたことを把握していたにもかかわらず、奨学生 B の場合と同様に、奨学金事務担当者へ連絡していなかったことなどから、奨学金事務担当者は、24 年 12 月 27 日まで、奨学生 C に対する振込保留を行っていなかった。その結果、振込超過金 60 万円が奨学生 C に振り込まれていた。

このように、A 大学は、24 年 3 月 30 日に貴機構に対して「組入願及び再発防止策」を提出していたにもかかわらず、再発防止策を徹底していなかった。

また、貴機構は、「組入願及び再発防止策」に記載された再発防止策が確実に実施されているか確認していなかった。

(2) 23 年度実態調査の結果に対する貴機構の対応等について

前記のとおり、23 年度実態調査の結果、奨学生 586 人が本来は「廃止」と認定すべきであったにもかかわらず、「警告」と認定されており、大学等において不適切な適格認定が行われていた。

そして、貴機構は、上記の 586 人全員について、24 年 4 月に遡及して奨学生に対する認定を「警告」から「廃止」に修正すべきであるとしていたのに、年度途中で学資の貸与を止めることによる奨学生への経済的な影響を考慮したとして 24 年度中の貸与を継続しており、その金額は 5 億 0412 万円となっていた。さらに、貴機構は 24 年度の適格認定に係る実態調査の結果についても、23 年度実態調査の結果と同様に取り扱っており、25 年度中の貸与を継続していた。

しかし、業務方法書によれば、奨学生としての資格を失うなどした場合は奨学金の貸与を取りやめることとされていることから、実態調査の結果、適格認定が適切でなかったことが判明した奨学生について、当該奨学生が在学する大学等に本来「廃止」と認定すべき時点まで遡って適格認定の修正を行わせ、適正な適格認定の結果「廃止」と認定された者と同様に、奨学生の資格を失わせるべきであったと認められる。

現に、24 年度の適格認定に係る実態調査等の過程において、一部の大学等は、適格認定が適切でなかったことが判明した奨学生について振込保留の手続をとるとともに、「廃止」と認定すべきであった時点に遡って適格認定を修正し、その結果に基づいて、貴機構において、奨学生の資格を失わせていたものが 112 件 2341 万余円見受けられた。

(是正改善を必要とする事態)

貴機構において、大学等の事務処理の遅延により多額の振込超過金が発生していたり、振込超過金の件数及び金額の把握並びに大学等における再発防止策の実施状況の確認を行っていないかたりしている事態、適格認定が適切でなかったことが判明した奨学生について、当該奨学生が在学する大学等に本来「廃止」と認定すべきであった時点まで遡って適格認定の修正を行わせないまま、奨学金の貸与を継続していた事態は適切ではなく、是正改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴機構において、次のようなことなどによると認められる。

ア 大学等に対して、大学等の学籍事務担当者が、奨学生の退学等の事実を把握した場合には、直ちに当該大学等の奨学金事務担当者と退学者等に関する情報を共有することなどを十分に周知していないこと、また、振込超過金の件数及び金額を把握したり、大学等における再発防止策の実施状況を確認し的確に指導したりすることについての重要性の認識が欠けていること

イ 適格認定に係る実態調査等の結果、適格認定が適切でなかったことが判明した場合の取扱いの検討が十分でないこと

3 本院が求める是正改善の処置

大学等への進学率が上昇したことなどにより奨学金の貸与を受ける者の割合は増加する傾向にあり、貴機構の奨学金貸与残高は25年度末時点で約8兆円に上っている。そして、奨学金貸与事業は、国の一般会計等からの無利子の借入金や国の財政融資資金を原資とした国費等により実施されていることから、貸与に関する経理処理を適正に行うことが求められている。

については、貴機構において、振込超過金の発生及び適格認定が適切でなかったことが判明した奨学生に対する奨学金の貸与を防止する処置が講じられるよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

ア 大学等の学籍事務担当者と当該大学等の奨学金事務担当者が退学者等に関する情報を直ちに共有することの重要性を大学等に周知徹底するなど振込超過金の発生を防止する方策を検討し実施すること、また、振込超過金の件数及び金額を把握するとともに、振込超過金が発生し「組入願及び再発防止策」を提出した大学等に対しては、再発防止策の実施状況を確認するなどの的確な指導を行うこと

イ 適格認定に係る実態調査の結果、適格認定が適切でなかったことが判明した奨学生について、当該奨学生が在学する大学等に本来「廃止」と認定すべきであった時点まで遡って適格認定の修正を行わせ、その結果に基づいて奨学生の資格を失わせることとする取扱いを定めるとともに、その内容について、大学等及び奨学生に対して周知すること

第48 独立行政法人海洋研究開発機構

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

海洋の調査・観測を実施するための船舶の建造契約について、詳細な資料を徴するなどして予定価格の算定の基礎となる見積りの妥当性を確認できるようにするとともに、建造に要した工数等に基づく費用を把握できる旨の条項を契約書等に定めるなどして知見を蓄積することにより、予定価格を適切に算定することができるよう改善させたもの

科 目	経常費用
部 局 等	独立行政法人海洋研究開発機構本部
契 約 名	海洋研究船の建造
契 約 の 概 要	東日本大震災の影響に関する総合的な海洋調査を実施するための船舶を建造するもの
契 約 の 相 手 方	三菱重工業株式会社
契 約	平成 24 年 2 月 随意契約
契 約 金 額	104 億 4225 万円(平成 23 年度)
予 定 価 格(1)	104 億 4225 万円
建造に要した費用(2)	88 億 1317 万余円
(1)と(2)の開差額	16 億 2907 万円

1 研究船の建造契約に係る予定価格の算定の概要

独立行政法人海洋研究開発機構(以下「機構」という。)は、独立行政法人海洋研究開発機構法(平成 15 年法律第 95 号)に基づき、海洋科学技術の水準の向上を図るとともに、学術研究の発展に資することを目的として、海洋に関する基盤的研究開発、海洋に関する学術研究に関する協力等の業務を行っており、その一環として、海洋の調査・観測を実施するための船舶(以下「研究船」という。)を保有している。

機構は、研究船について機構が求める性能等を有するための仕様が一樣ではないことから、機構と民間企業の知恵を結集することにより高性能の研究船を建造するために、調達内容の概要を提示して公募を行い、契約締結を希望する者から技術提案書を提出させ、これを審査して契約の相手方を選定し、当該相手方と契約を締結する技術提案公募を実施することとしており、この技術提案公募は随意契約の一形態とされている。

そして、機構は、東日本大震災の地震・津波の影響で海洋生物が生息する環境が激変した東北三陸沖を中心とする日本の沿岸・近海を主たる対象として総合的な海洋調査を実施するために、東北海洋生態系調査研究船(以下「生態系調査船」という。)を建造する契約(以下「生態系調査船建造契約」という。)に係る技術提案公募を実施し、その結果に基づいて三菱重工業株式会社(以下「三菱重工」という。)を契約の相手方として選定している。そして、三菱重工との間で仕様を確定した上で、三菱重工が当該仕様に基づいて人工費、設計費、材料費、一般管理費等を積み上げるなどして作成した見積りを基に予定価格を 104 億 4225 万円と算

定して、平成24年2月に、三菱重工との間で確定契約(契約締結時に契約金額が確定している契約)により、予定価格と同額で生態系調査船建造契約を締結している。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

機構が研究船の建造に当たって実施している技術提案公募は、参考となる市場価格が形成されておらず詳細な仕様を作成することが困難な場合に、民間企業が有している技術力等を活用することにより機構が求める性能等を有する研究船を建造することが期待できる一つの方法であると考えられる。他方、技術提案公募は随意契約の一形態であり、契約の相手方を選定した後は価格面での競争が働かないことになる。したがって、契約金額の妥当性の前提となる予定価格の適正性を確保することが重要である。

そこで、本院は、経済性等の観点から、研究船の建造に係る予定価格は適切に算定されているかなどに着眼して、生態系調査船建造契約(契約金額104億4225万円)を対象として、機構本部において、見積書、予定価格調書、契約書等の関係書類を確認するとともに、三菱重工に赴いて建造に要した費用を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

機構は、前記のとおり、技術提案公募により三菱重工を契約の相手方として選定した後に両者間で仕様を確定し、これに基づいて作成された建造に要する費用の見積りを三菱重工から提出させていた。そして、機構は、当該見積りのうち人工費及び設計費について見積りの工数と同じ工数を用いるなどして、見積りの総額と同額で予定価格を算定していた。しかし、機構は、予定価格の算定の基礎となる見積りの妥当性を確認するための人工費及び設計費に係る工数、材料費に係る数量等に関する詳細な資料を徴していなかった。また、生態系調査船の建造に要した工数等に基づく費用を把握することは、今後の研究船の建造に係る予定価格の算定に資することとなるのに、建造に要した工数等に基づく費用を把握できる旨の条項を契約書等に定めていなかった。

そこで、生態系調査船建造契約について、三菱重工の原価元帳等の会計帳簿や作業実態等により建造に要した人工費及び設計費に係る工数、材料費等を確認したところ、人工費及び設計費に係る工数が、予定価格の内訳となっている工数(見積工数)よりそれぞれ48.0%及び52.2%下回っているなどしていた。そして、これらの工数に係る人工費、設計費、材料費等の額を基に、本院が三菱重工の財務諸表に基づいて算出した一般管理費率等を用いて生態系調査船の建造に要した費用を算定すると88億1317万余円となり、予定価格(契約金額と同額)104億4225万円との間で16億2907万余円(予定価格の15.6%)と大きな開差が生じていた。

このように、機構において、生態系調査船の建造について技術提案書の審査後に契約を締結するに当たり、予定価格を適切に算定するための詳細な資料を徴したり、建造に要した工数等に基づく費用を把握できる旨の条項を契約書等に定めたりしておらず、予定価格と建造に要した費用との間に大きな開差が生じていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、機構において、研究船の建造に係る予定価格の算定に

当たり、算定の基礎となる見積りの妥当性を確認するための詳細な資料を徴したり、建造に要した工数等に基づく費用を把握することにより今後の予定価格の算定に資する知見を蓄積したりすることの重要性について理解が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、26年1月に契約担当部署に指示して、研究船の建造に係る予定価格を適切に算定することができるよう、詳細な資料を徴するなどして予定価格の算定の基礎となる見積りの妥当性を確認できるようにすることとしたり、建造に要した工数等に基づく費用を把握できる旨の条項を契約書等に定めるなどして、今後の予定価格の算定に資する知見を蓄積することとしたりする処置を講じた。

(第42 独立行政法人国立高等専門学校機構)

平成 24 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

国立高等専門学校における不適正経理の再発防止策への取組及び物品の管理について

(平成 24 年度決算検査報告 756 ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

独立行政法人国立高等専門学校機構(以下「機構」という。)が全国に設置する各国立高等専門学校(以下「高専」という。)は、独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則等に基づき、物品の購入等に係る会計事務を行っている。機構は、東京工業高等専門学校において行われていた不適正な会計経理の事態を踏まえて、平成 24 年 3 月に高専に通知を発して再発防止策を行うこととした。また、高専は、物品の返納、不用の決定等の手続を、独立行政法人国立高等専門学校機構物品管理規則(以下「管理規則」という。)に基づき行うこととしている。しかし、高専において再発防止策への取組が十分に行われていなかったり、物品が必要な手続を経ることなく無断で処分されているなど物品の管理が適正に行われていなかったりしている事態が見受けられた。

したがって、機構において、高専に対して、再発防止策の重要性について周知徹底し、再発防止策への取組状況を定期的に本部に報告させるなどして、その状況を確実に把握するとともに、取組が十分ではない高専に対しては速やかに指導等を行ったり、管理規則を遵守した物品の管理を行うよう指導するとともに、毎事業年度行うこととされている物品検査の結果を本部に報告させるなどして高専における物品管理の状況を確実に把握したりするよう、独立行政法人国立高等専門学校機構理事長に対して 25 年 10 月に、会計検査院法第 34 条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、機構は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 26 年 6 月に高専に対して通知を発して、再発防止策の重要性について周知徹底し、再発防止策への取組状況を年 2 回本部に報告させることとした。そして、当該報告内容に関するヒアリングを併せて実施して、状況確認を行うとともに、再発防止策への取組が不十分と思われる場合には、個別に指導及び助言を速やかに行うこととした。

イ 26 年 6 月に高専に対して通知を発して、管理規則を遵守した物品の管理を行うよう指導した。また、25 年 12 月に高専に対して事務連絡を発して、高専における物品管理の状況を確実に把握するために、物品検査の結果を毎事業年度、本部に報告させることとした。

第49 独立行政法人国立大学財務・経営センター

平成23年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

国立大学法人等が実施する施設整備等に係る資金の貸付け及び交付について

〔平成23年度決算検査報告878ページ参照〕
〔平成24年度決算検査報告763ページ参照〕

1 本院が表示した意見

独立行政法人国立大学財務・経営センター(以下「センター」という。)は、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構(以下、これらを合わせて「国立大学法人等」という。)に対して施設整備等に必要な資金の貸付事業及び交付事業を行っている。しかし、貸付事業において、個々の附属病院の収支状況等に即した審査を行うための基準等(以下「審査基準等」という。)が定められていなかったり、交付事業において、営繕事業費の配分方法が国立大学法人等の自己収入等の獲得額の格差等を十分に考慮したものとなっていなかったり、今後の財源の見込みが十分に立っているとは認められなかったりしている事態が見受けられた。

したがって、センターにおいて、個々の附属病院の収支状況等に即した適切な審査基準等を定めたり、国立大学法人等の自己収入等の獲得額の格差等を考慮した営繕事業費の配分方法について文部科学省と協議しつつ検討したり、今後の財源の見込みについて十分に検討したりするよう、独立行政法人国立大学財務・経営センター理事長に対して平成24年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、センターにおいて、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、センターは、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 貸付事業については、25年10月に独立行政法人国立大学財務・経営センター施設費貸付事業審査基準等を改正して個々の附属病院の収支状況等に即した審査指標を追加し、26年4月から当該基準等による審査を開始した。

イ 交付事業については、国立大学法人等の個々の保有資産や自己収入の状況により一層配慮した営繕事業費の配分方法について検討した結果、28年度からの国立大学法人等の次期中期目標期間に合わせて、国立大学法人等の自己収入等の獲得額の格差等を考慮した新しい配分方法による交付を実施するよう見直すこととした。また、今後の交付事業の財源の見込みについては、文部科学省等の関係機関との連携を図るとともに、26年度からのセンターの中期計画において、中期計画期間中に具体的な検討を実施することとした。

第50 独立行政法人中小企業基盤整備機構

平成 24 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

独立行政法人中小企業基盤整備機構による地域中小企業応援ファンド(スタート・アップ応援型)融資事業等で造成された基金の見直しについて

(平成 24 年度決算検査報告 764 ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)は、平成 19 年度から地域中小企業応援ファンド(スタート・アップ応援型)融資事業等として、中小企業の経営の革新を支援するなどの助成事業(以下「ファンド事業」という。)の財源となる基金を造成する 44 都道府県に対して、その資金の一部を償還期限を 10 年以内として無利子で貸し付けている。しかし、基金の規模がファンド事業の実績に見合っていない基金が見受けられる状況となっているのに、機構において、ファンド事業を実施した期間の運用益等の収入の累計額及び同期間の助成金等の支出の累計額等を用いた収支の状況を適切に把握しておらず(以下、上記の運用益等の累計額を助成金等の累計額等で除した割合を「収支割合」という。)、44 都道府県がファンド事業の規模を踏まえて基金の規模を見直していないなどの事態が見受けられた。

したがって、機構において、44 都道府県に対して、都道府県は一定事業年度ごとにファンド事業の実績を踏まえて基金の規模を見直すこととされていることなどについて周知徹底を図ったり、基金造成から 5 年を目途に基金の見直しを行うよう助言したり、必要とされる基金の規模を把握するための指標を設定した上で同指標の状況について毎年度報告させたり、44 都道府県が基金の規模を見直すべきかを判断するために参考となる情報を提示したりするよう、独立行政法人中小企業基盤整備機構理事長に対して 25 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、機構は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 25 年 11 月に 44 都道府県に対して通知を発して、機構が資金の貸付けに関する細則で規定している、都道府県が一定事業年度ごとにファンド事業の実績を踏まえて基金の規模を見直したり、必要があるときは基金を造成している運営管理法人を指導したり、貸付金の一部繰上償還により適正な基金の規模に圧縮したりするなどの必要な措置を執ることに ついて周知徹底を図った。

イ アの通知に基づき、基金造成から 5 年を目途に基金の見直しを行うよう助言した。

ウ 26 年 4 月に 44 都道府県に対して通知を発して、ファンド事業を実施した期間に係る収支割合を新たな指標として設定するとともに、これを記載事項に加えた新たな様式の実績報告書により毎年度報告させることとした。

エ アの通知に基づき、基金の規模を見直すべきかを判断するために参考となる情報として、全基金の応募倍率、次年度以降に支払を見込んでいない額を用いた繰越比率等の情報提示を行い、さらに、都道府県等の担当者の会議等を通して、当該見直しの結果等の情報共有を図った。

第51 独立行政法人都市再生機構

意見を表示し又は処置を要求した事項

賃貸住宅事業の保全工事に係る会計処理に当たり、除却した設備等の機能を考慮して工事費の資産計上及び費用処理を適切に行うとともに、これらの会計処理を団地別事業計画等に的確に反映させるよう意見を表示したもの

科 目	(都市再生勘定)	固定資産	建物 構築物 機械装置 賃貸住宅業務費 減価償却費
部 局 等		独立行政法人都市再生機構本社、東日本賃貸住宅本部(平成23年6月30日以前は東日本支社)、6支社	
賃貸住宅事業の保全工事における設備等の資産計上に係る会計処理の概要		賃貸住宅事業における保全工事のうち、賃貸住宅の機能が增大する部分の工事費を資産として計上するもの	
機構が保全工事において資産計上した設備等		1433億余円(平成20年度～25年度)	
上記のうち除却した設備等の機能を考慮しないまま資産計上していた保全工事費		570億3994万円(背景金額)	

【意見を表示したものの全文】

賃貸住宅事業の保全工事に係る会計処理について

(平成26年10月30日付け 独立行政法人都市再生機構理事長宛て)
標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 賃貸住宅事業の保全工事に係る会計処理の概要

(1) 賃貸住宅事業に係る資産等の概要

貴機構は、独立行政法人都市再生機構法(平成15年法律第100号)に基づき、前身である都市基盤整備公団(以下、その前身である住宅・都市整備公団及び更にその前身である日本住宅公団と合わせて「公団」という。)等から資産等を承継し、賃貸住宅等の管理等に関する業務を行うことにより、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保を図ることを目的として、平成16年7月に設立された。

そして、公団から承継された資産については、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)等に基づき、独立行政法人都市再生機構資産評価委員会により、貴機構設立日における時価を基準とした資産評価が行われた。これにより、貴機構設立時の賃貸住宅事業に係る資産として、土地8兆0157億余円、建物(建物附属設備等を含

む。以下同じ。) 3兆 0260 億余円、構築物 2759 億余円、機械装置 5 億余円(以下、建物、構築物、機械装置を合わせて「償却資産」という。)等計 11 兆 3183 億余円が計上された。

(2) 貴機構における減価償却の方法

独立行政法人の会計については、「独立行政法人会計基準」(平成 12 年 2 月独立行政法人会計基準研究会策定。平成 23 年 6 月改訂)に従うこととなっており、また、独立行政法人会計基準に定められていない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計原則に従うこととなっている(以下、これらを合わせて「会計基準等」という。)

そして、貴機構は、会計基準等に基づく適切な会計処理を行うために、独立行政法人都市再生機構会計規程(平成 16 年 7 月 1 日規程第 4 号)等(以下「会計規程等」という。)を定め、これに基づき会計処理を行っている。

独立行政法人が設定する償却資産の耐用年数については、会計基準等において、各法人が自主的に決定することを基本としており、貴機構は、償却資産について、①賃貸住宅の主体部分の仕様が 70 年以上の耐久性を有しており、適切な修繕により 70 年にわたる居住性能を確保できること、②主体部分以外の償却資産についても一体として家賃収入により投資原価の回収を図るべく経営管理を行っていることなどから、原則として、70 年の耐用年数を適用して減価償却を行っている。

(3) 保全工事における資産計上の概要

建物附属設備等、構築物及び機械装置(以下、これらを「設備等」という。)について建物の主体部分と同じ耐用年数を適用するためには、70 年にわたって、設備等の機能を維持するための更新を行っていくことが前提となっている。このため、貴機構は、会計規程等において、既存賃貸住宅団地の修繕又は改良のために実施している保全工事のうち、耐用年数期間中従来と同一の機能を維持するために通常必要と認められる工事費を費用処理することとしている。また、設備等については、除却しても賃貸住宅建物全体を用途廃止しない限り資産計上し続ける一方、保全工事により更新する場合は、除却した設備等の機能を増大させる部分の工事費に限り資産計上することとしている。

貴機構は、表のとおり、賃貸住宅団地において、給水管の補修のような軽微な修繕等である経常修繕から大規模間取り改善のようなりニューアル等工事まで、様々な保全工事を実施しており、会計規程等に基づき、これらの保全工事のうち、経常修繕を除く改良整備及びリニューアル等工事並びに計画修繕の一部について、当該工事費を償却資産として資産計上している。

表 保全工事の主な区分等

保全工事の主な区分	工 事 内 容	主な工事項目
経 常 修 繕	日常的に生ずる軽微な修繕等	給水管の補修
計 画 修 繕	一定の修繕周期に基づいて、計画的に実施する修繕工事	外壁修繕 給水管の改修
改 良 整 備	賃貸住宅団地の管理開始後、その建設時に予期されなかった社会環境の変化、居住水準の向上、設置基準の強化を伴う法改正等に対処するために施す工事	窓枠アルミ化 給水施設の改良 浴槽大型化 キッチンの改良
リニューアル等工事	既存賃貸住宅における住戸内の間取り改善等の総合的な改良を行う工事	大規模間取り改善

(4) 保全工事により取得する設備等に係る投資判断等

貴機構は、22年度より、一部の賃貸住宅を対象に、賃貸住宅団地ごとの経営管理を行うため、各支社等に団地マネージャー等を配置している。そして、団地マネージャー等は、入居促進のための宣伝広告等の募集販売活動に加えて住戸内のリニューアル等工事や改良整備等の保全工事の実施により、損益等が5年間でどのように推移するかなどを検討した事業計画(以下「団地別事業計画」という。)を策定しており、貴機構は、これを踏まえて、保全工事により取得する設備等に係る投資判断等を行っている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、正確性、有効性等の観点から、保全工事の資産計上及び費用処理は設備等の機能を考慮して適切に行われているか、また、このような会計処理は賃貸住宅の保全工事により取得する設備等に係る投資判断等にどのような影響を与えているかなどに着眼して検査した。

(注)
検査に当たっては、7支社等が管理している賃貸住宅団地において、20年度から25年度までに実施した保全工事により資産計上した償却資産1433億余円を対象として、貴機構本社及び7支社等において、資産台帳、工事発注登録書、経理システム等への入力データ等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注) 7支社等 東日本賃貸住宅本部(平成23年6月30日以前は東日本支社)、千葉地域、神奈川地域、埼玉地域、中部、西日本、九州各支社

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 保全工事に係る資産計上及び費用処理

ア 設備等の更新を伴う改良整備について、工事費の全額を資産計上しているもの

貴機構は、前記のとおり、会計規程等により、設備等を更新する場合、除却した設備等の機能を増大させる部分の工事費に限って、資産計上することとしている。

そして、保全工事の改良整備のうち浴槽の大型化工事等については、本社の事務連絡等によれば、撤去費等の工事費及び既設の浴槽等の見積価額相当額のうち、従来と同一の機能を維持するため必要となる工事費を費用処理し、当該費用処理を行った額を全体工事費から控除して資産計上することとしている。

しかし、保全工事の改良整備のうち、上記の浴槽の大型化工事等以外の改良整備については、工事費が少額となると想定したことなどから、貴機構設立時から工事費の全額を資産計上することとしている。このため、7支社等において20年度から25年度までに実施した保全工事の改良整備に係る工事費1156億余円のうち、浴槽の大型化工事等を除く改良整備に係る工事費512億0235万余円については、除却した設備等の機能を考慮することなく、その全額を既設の設備等に加算して資産計上されている。

なお、上記の資産計上されている工事費512億0235万余円について、本院において、過大に計上されている額を試算すると、365億6060万余円となる。

＜事例＞

西日本支社は、平成24年度に、A団地(昭和48年管理開始)において、アルミ製窓建具改修工事を工事費5033万余円で実施している。

この工事は、建物附属設備等である既設のアルミ製の建具等を撤去し、住戸の気密性等が向上する新たな建具等を設置するものであり、当該工事費の全額が資産計上されている。しかし、当該工事には、従来と同一の機能を維持するための工事が含まれており、資産計上されている工事費5033万余円について、本院において、従来と同一の機能を維持するため必要となる工事費を試算すると、既設の建具の撤去費等2013万余円、既設の建具等の価額1294万余円、計3307万余円となり、同額が過大に資産計上されている。

イ 機能維持を目的とする計画修繕について、工事費の一部を資産計上しているもの

貴機構は、前記のとおり、耐用年数期間中同一の機能を維持するため必要となる工事費を費用処理することとしているが、計画修繕の一部については、工事費に一定の割合を乗ずるなどして資産計上している。

そして、7支社等において20年度から25年度までに計画修繕として実施した給水管の改修工事等の工事費の一部である58億3759万余円については、給水管の物理的な耐用年数が25年から30年に延びるとの理由により、資産計上されている。しかし、これらの工事は、賃貸住宅団地を70年の耐用年数期間にわたって機能維持するために実施したものであり、当該団地の償却資産全体の耐用年数が延伸されるものではないことから、資産計上せずに費用処理を行うことが適切であると認められる。

ア及びイのとおり、保全工事のうち改良整備及び計画修繕において除却した設備等の機能を考慮することなく資産計上及び費用処理がなされており、改良整備に係る工事費512億0235万余円、計画修繕に係る工事費58億3759万余円、計570億3994万余円の保全工事に係る工事費については、適切な資産計上及び費用処理とは認められない状況となっている。

(2) 保全工事に係る会計処理が投資判断等に与える影響

貴機構が25年度末において管理している1,711団地のうち、貴機構設立以降に新規供給している団地等を除いた1,290団地の賃貸住宅団地については、多くの団地で家賃収入が低下傾向となっている状況においても、17年度から25年度までの間の減価償却費は598億余円から700億余円に増加している。

貴機構は、前記のとおり、賃貸住宅団地ごとの経営管理を行うために、住戸内のリニューアル等工事や改良整備等の保全工事の実施等により、損益等が5年間でどのように推移するかなどを検討した団地別事業計画を策定しており、これを踏まえて、保全工事により取得する設備等に係る投資判断等を行っている。

そして、(1)のように、保全工事に係る資産計上及び費用処理が適切に実施されない場合には、当該保全工事に係る費用処理が先送りされることとなり、短期的な費用が抑えられる反面、長期的な賃貸住宅の経営からみると、将来的な損益の悪化につながるようになる。

したがって、長期的な賃貸住宅の経営からみても、保全工事に係る適切な会計処理に基づく損益等を反映した団地別事業計画とすることにより、これを踏まえた投資判断等を行っていくことが重要であると認められる。

(改善を必要とする事態)

保全工事に係る会計処理に当たり、貴機構において、除却した設備等の機能を考慮しないまま工事費の資産計上及び費用処理を実施している事態、また、このような資産計上及び費用処理により算定された損益等に基づく団地別事業計画を踏まえて保全工事により取得する設備等に係る投資判断等を行っている事態は、長期的な賃貸住宅の経営からみて収益悪化のリスクを生じさせることなどから適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴機構において、次のことなどによると認められる。

- ア 保全工事に係る会計処理に当たり、資産計上及び費用処理する工事費の範囲を十分検討していないこと
- イ アの会計処理に基づく損益等が賃貸住宅の保全工事により取得する設備等に係る投資判断等に与える影響を十分検討していないこと

3 本院が表示する意見

貴機構は、現在、経営改善計画や中期計画に沿い30年度までの繰越欠損金の解消に向けて取り組むとともに、長期的な戦略に基づく持続的・安定的な経営基盤の確立に向けて、経営の改善に取り組んでいる。

については、貴機構において、長期的な賃貸住宅の経営が適切に行われるよう、次のとおり意見を表示する。

- ア 保全工事のうち除却した設備等の機能を考慮しないまま工事費の資産計上及び費用処理を行っているものについては、適切な資産計上及び費用処理が行えるよう工事費の範囲等を検討すること
- イ アの検討結果を踏まえた保全工事に係る会計処理に基づく損益等を団地別事業計画等に反映させた上で、これを踏まえて保全工事により取得する設備等に係る投資判断等を行うよう支社等に周知すること

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1) 共用灯のLED化が行われた賃貸住宅団地における一般清掃等業務請負契約において、管球交換の作業量の減少を考慮することにより、予定価格の積算等を適切なものとするよう改善させたもの

科 目	(都市再生勘定) (項)賃貸住宅業務費
部 局 等	独立行政法人都市再生機構本社、6支社等
賃貸住宅団地における共用灯のLED化の概要	賃貸住宅団地の廊下、階段等の共用灯について、蛍光灯を使用した照明器具からLED照明器具に交換するもの
共用灯のLED化が行われた賃貸住宅団地における一般清掃等業務請負契約	174団地 154契約
積 算 額	144億4983万余円(平成24、25両年度)

上記のうち管球交換の作業に係る積算額	1 億 9188 万余円
低減できた積算額	7720 万円(平成 24、25 両年度)

1 一般清掃等業務請負契約の概要

(1) 賃貸住宅団地の共用灯の LED 化

独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)は、平成 25 年度末現在、1,711 団地、約 74 万戸の賃貸住宅団地を管理している。そして、機構は、地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの排出削減に向けた取組の一環として、23 年 1 月に「UR 賃貸住宅における環境への取組みについて」を公表し、32 年度までの 10 年間に、賃貸住宅団地内の廊下、階段等の共用部分の照明器具(以下「共用灯」という。)及び屋外灯計約 100 万台について、順次、従来の蛍光管を使用した照明器具から LED 照明器具に交換(以下「LED 化」という。)するとしている。

LED 化に際して、機構本社は、23 年 6 月に「電気設備工事特記仕様書(LED 照明器具編)」を制定して支社等に通知している。これによれば、共用灯の LED 照明器具には、使用可能時間の目安とされる定格寿命が 40,000 時間以上のもを使用することなどとされていて、これは、従来の共用灯に多く使用されている 20W 型の蛍光管の定格寿命が 8,500 時間程度とされているのに比べて大幅に長くなっている。

また、機構の支社等は、おおむね 10 年ごとに行っている照明器具の定期修繕工事において、照明器具全体を交換している。そして、賃貸住宅団地の建替工事や照明器具の定期修繕工事等の際に、上記の特記仕様書等に基づき、非常用の照明装置を除く共用灯について、LED 化を行っている。

(2) 一般清掃等業務請負契約における共用灯の管球交換の作業

機構は、賃貸住宅団地の一般清掃等業務を、民間業者との間で一般清掃等業務請負契約(以下「清掃等契約」という。)を締結して実施している。

機構本会社が定めて支社等に通知している清掃等契約に関する作業項目等の標準的な仕様(以下「標準仕様」という。)によれば、共用灯の不点灯時には、その都度蛍光管等を取り替えることとされている(以下、これを「管球交換」という。)。また、機構本社は、清掃等契約の予定価格の算定について、団地内一般清掃等業務積算基準(以下「積算基準」という。)を定めて支社等に通知している。

そして、支社等は、標準仕様等に基づき、民間業者との間で 2 年から 5 年の複数年にわたる清掃等契約を締結している。また、清掃等契約の予定価格の積算に当たり、管球交換の作業に係る費用については、積算基準等に基づき、管球交換の予定作業量に一定の単価を乗ずるなどして算定している。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

機構は、賃貸住宅の建替工事や照明器具の定期修繕工事等に併せて順次 LED 化を行っており、LED 照明器具の設置数は今後も増加することが見込まれる。

そこで、本院は、経済性等の観点から、賃貸住宅団地における清掃等契約の予定価格の積

算等は LED 化後における管球交換の作業量を適切に反映したものになっているかなどに着眼して、機構本社及び6支社等^(注)において、24、25両年度における清掃等契約のうち、契約の締結前又は契約の履行期間中に共用灯の LED 化が行われた174団地に係る154契約(契約金額計103億7601万余円)を対象に、契約書、仕様書等の関係書類により会計実地検査を行った。

(注) 6支社等 東日本賃貸住宅本部、千葉地域、神奈川地域、中部、西日本、九州各支社

(検査の結果)

検査したところ、上記の154契約(予定価格の積算額計144億4983万余円)に係る管球交換の作業(これに係る積算額計1億9188万余円)について、次のような事態が見受けられた(ア及びイの事態には重複しているものがある。)

ア 6支社等は、契約の締結前に共用灯の LED 化が行われていた21団地に係る20契約の予定価格の積算に当たり、管球交換の作業に係る費用について、LED 化前である契約締結の前年度における実績作業量等を予定作業量として算定していた(これに係る積算額計1511万余円)。

イ 6支社等は、契約の締結時に共用灯の LED 化が行われていなかった155団地に係る136契約における管球交換の作業に係る費用について、契約の全期間を通して、アと同様に LED 化前の実績作業量等を予定作業量として算定して(同計1億7676万余円)、これにより契約を締結していた。そして、契約の履行期間中に共用灯の LED 化が行われたが、6支社等は、これに伴う管球交換の作業量への影響について考慮しておらず、履行中の契約に反映させていなかった。

しかし、前記のとおり、LED 照明器具の定格寿命は40,000時間以上とされていて、仮に1日当たり10時間点灯したとしても使用時間は10年余りとなる。そして、機構は、おおむね10年ごとに行う照明器具の定期修繕工事等の際に照明器具全体を交換していることなどから、清掃等契約において LED 照明器具について管球交換の作業を行う必要はなく、管球交換の作業量は LED 化前に比べて減少すると認められた。現に、LED 化が行われた賃貸住宅団地についてみると、清掃等契約において LED 照明器具の管球交換の作業は行われていなかった。

このように、清掃等契約を締結する前に共用灯の LED 化が行われたのに管球交換の作業量の減少を考慮せずに予定価格を積算していた事態や、契約の履行期間中に管球交換の作業量が減少したのにこれを考慮せず契約に反映させていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(低減できた積算額)

前記の154契約について、LED 化に伴う管球交換の作業量の減少を考慮して、照明器具の管球交換の作業に係る費用を修正計算すると計1億1467万余円となり、前記の積算額計1億9188万余円に比べて約7720万円低減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、機構本社において、支社等に対し、LED 化された共用灯については管球交換の作業の必要がないことを周知していなかったこと、清掃等契約に際して共用灯の LED 化に伴う管球交換の作業量の減少を考慮することについての指導が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、26年7月に支社等に対して通知を発して、賃貸住宅団地における清掃等契約が、共用灯のLED化に伴う管球交換の作業量の減少を反映した適切なものとなるよう、次のような処置を講じた。

- ア LED化が行われた共用灯については管球交換の作業の必要がないことを周知するとともに、今後清掃等契約を締結する際は、共用灯のLED化に伴う管球交換の作業量の減少を考慮するよう指示した。
- イ 26年度に履行中の清掃等契約について、共用灯のLED化に伴う管球交換の作業量の減少を反映した変更契約を締結するとともに、今後契約の履行期間中にLED化が行われた場合は、変更契約の締結に向けて請負業者と協議するよう指示した。

(2) 賃貸住宅団地の追加設備等について、既存建物の残存耐用年数を適用した減価償却を行うことにより減価償却累計額及び帳簿価額を修正するなどして平成25年度の財務諸表に反映させるとともに、経理システム等の改修を行うことにより既存建物の残存耐用年数を適用した減価償却を行うよう改善させたもの

科 部	目 局 等	(都市再生勘定) (項) 賃貸住宅業務費 独立行政法人都市再生機構本社、東日本賃貸住宅本部(平成23年6月30日以前は東日本支社)、6支社
賃貸住宅団地の追加設備等に係る減価償却の概要		賃貸住宅団地において新たに資産計上された設備等の取得価額を耐用年数の間に費用として配分するもの
機構設立以降に取得した追加設備等		3300億円(平成16年度～24年度)
上記のうち耐用年数の適用が適切でなかったため過大となっていた追加設備等	5,169件	18億2904万円(平成24年度末)

1 保全工事の追加設備等に係る会計処理の概要

独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)は、独立行政法人都市再生機構法(平成15年法律第100号)に基づき、その前身である都市基盤整備公団等から土地、建物、構築物、機械装置等を承継し、これらの資産について管理等を行っている。そして、機構は、賃貸住宅団地の維持管理を行うために、建物、構築物及び機械装置(以下、これらを「償却資産」という。)に対して修繕、改良等の保全工事を行い新たに資産を取得して、これらの償却資産について、減価償却等の会計処理を行っている。

独立行政法人の会計については、「独立行政法人会計基準」(平成12年2月独立行政法人会計基準研究会策定。平成23年6月改訂)に従うこととなっており、また、独立行政法人会計基準に定められていない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計原則に従うこととなっている(以下、これらを合わせて「会計基準等」という。)

機構は、会計基準等に基づく会計処理を行うために、独立行政法人都市再生機構会計規程

(平成16年7月1日規程第4号)等(以下「会計規程等」という。)を定め、これに基づき会計処理を行うとともに、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づき、毎年度、貸借対照表、損益計算書等の財務諸表を作成している。

独立行政法人における償却資産の耐用年数については、会計基準等において、各法人が自主的に決定することを基本としている。そして、機構は、会計規程等により、建物と設備等を一体として原則70年の耐用年数を適用して減価償却を行うこととしており、賃貸住宅団地において保全工事により取得した償却資産(以下「追加設備等」という。)については、当該賃貸住宅団地の既存建物の残存耐用年数を適用して減価償却を行うこととしている。

また、機構は、原則として、オンライン端末を利用した経理システム及び保全工事に係るシステム(以下、これらを合わせて「経理システム等」という。)により償却資産に係る会計処理を行っており、各支社等は、保全工事を実施した際に、経理システム等に追加設備等に係る情報を入力している。

各支社等は、追加設備等に係る情報の入力に当たって、当該保全工事の内容に応じた分類コードを経理システム等に入力することによって、会計規程等に定められた財産区分ごとに、既設の設備等の帳簿価額(取得価額から減価償却累計額を除いた額。以下同じ。)に追加設備等の取得価額を加算することとしており、これにより、追加設備等については、当該賃貸住宅団地の既存建物の残存耐用年数に基づき減価償却が行われることとなる。

そして、平成16年7月の機構設立以降、25年3月までに保全工事により取得した追加設備等の取得価額は、約3300億円となっている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

機構は、上記のとおり、機構設立以降、保全工事の実施に伴い、多額の追加設備等を取得している。

そこで、本院は、正確性、合規性等の観点から、追加設備等の資産計上及び費用処理が会計規程等に基づき適切に行われているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、7支社等^(注)の賃貸住宅団地における16年7月から25年3月までの追加設備等の取得価額約3300億円を対象として、機構本社及び7支社等において、資産台帳、工事発注登録書、経理システム等への入力データ等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注) 7支社等 東日本賃貸住宅本部(平成23年6月30日以前は東日本支社)、千葉地域、神奈川地域、埼玉地域、中部、西日本、九州各支社

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

機構は、前記のとおり、会計規程等により、賃貸住宅団地において追加設備等を取得したときは、当該賃貸住宅団地の既存建物の残存耐用年数を適用して減価償却を行うこととしている。

しかし、機構設立以降の16年7月から25年3月までに7支社等が取得した追加設備等のうち5,169件(24年度末の帳簿価額218億3559万余円)については、追加設備等を取得した賃貸住宅団地に同一の分類コードの既設の設備等がなかったり、追加設備等に係る分類コードを誤って入力したりしたため、経理システム等において、既存の設備等の帳簿価額に追加

設備等の取得価額が加算されておらず、これらの追加設備等については、耐用年数70年が適用されて減価償却が行われていた。そして、これらの追加設備等については、既存建物と一体として建物の残存耐用年数の期間内で維持管理されるものであることから、既存建物の残存耐用年数を適用した減価償却を行うべきであると認められる。

＜事例＞

九州支社は、福岡県に所在するA団地において、平成22年度に昇降機設備を設置する保全工事を行い、追加設備等の取得価額として3億1452万余円を計上していた。そして、同団地には、当該保全工事を行う前は昇降機設備がなかったことから、経理システム等において耐用年数70年が適用されて減価償却が行われていた。

しかし、同団地の建物等の残存耐用年数は29年であり、会計処理に当たっては、当該残存耐用年数を適用して減価償却を行うべきであった。

このように、追加設備等について、既存建物の残存耐用年数を適用せず減価償却を行っていたため、機構の24年度末の貸借対照表において、減価償却累計額が18億2904万余円過小に計上され、また、帳簿価額が同額過大に計上されている事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

（発生原因）

このような事態が生じていたのは、機構において、追加設備等に係る会計処理に当たり、経理システム等において、当該賃貸住宅団地に追加設備等と同一の分類コードの設備等がない場合における減価償却の取扱いを十分検討していなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、賃貸住宅団地の追加設備等のうち、当該賃貸住宅団地の残存耐用年数を適用しないで減価償却が行われているものについて、減価償却累計額及び帳簿価額を修正するなどして、25年度の財務諸表に反映させるとともに、経理システム等の改修を行って、賃貸住宅団地の追加設備等の会計処理において、追加設備等と同一の分類コードがない場合でも当該賃貸住宅団地の残存耐用年数を超える減価償却期間を適用できないようにするなどの処置を講じた。

平成23年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

ニュータウン整備事業の実施状況について

〔平成23年度決算検査報告890ページ参照〕
〔平成24年度決算検査報告782ページ参照〕

1 本院が表示した意見

独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)は、都市基盤整備公団等から承継した都市整備事業等をニュータウン整備事業として実施しており、平成25年度までに工事を完了し、30年度までに土地の供給・処分完了に向けた取組を推進することとされている。しかし、造成工事に着手できない地区があり25年度までに工事を完了できないおそれがあったり、機構が設立される以前から処分ができていないなどの長期末処分地があり事業効果が発現していなかったり、仕掛不動産勘定等に係る土地の時価の算定に当たり個別の要因が勘案されておらず地区によっては簿価を下回っている可能性があったり、宅地造成等経過勘定の

繰越欠損金について将来発現するおそれのある様々なリスクを勘案した解消方策を明確にし
ていなかったりしている事態が見受けられた。

したがって、機構において、工事完了までの工程を明確に定めて区域の縮小等について関
係機関等との協議等を十分に行ったり、長期未処分地の需要を喚起するための方策等を検討
した上でこれまで以上に地方公共団体等の協力を得るよう努めたり、土地の時価を算定する
際の精度の向上に向けた取組を行ったり、宅地造成等経過勘定の繰越欠損金の解消方策を検
討したりするよう、独立行政法人都市再生機構理事長に対して24年10月に、会計検査院法
第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、機構本社において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、機構は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 25年度までに工事を完了できないおそれのある地区について、工事完了までの工程を
明確に定めるとともに、工事の早期完了に向けた方策を執るに当たり、財務状況に与える
影響等に留意しながら、区域の縮小等について関係機関等との協議等を行った。
- イ 長期未処分地について、24年11月に通知を発して、需要を喚起するための各種方策を
実施したり、より需要が見込まれる土地利用種別への変更等を検討した上でこれまで以上
に地方公共団体等の協力を得られるよう当該地方公共団体等と協議したりした。
- ウ 財務諸表作成時の土地の時価の算定について、25年11月に通知を発して、時価の把握
に要する費用に留意しつつ、個別の要因を把握できる土地については、その要因により時
価を補正して土地の時価を算定する際の精度向上を図り、その結果に基づいて25年度以
降の決算を作成することとした。
- エ 宅地造成等経過勘定の繰越欠損金について、将来発現するおそれのある様々なリスクを
勘案した解消方策を検討して、その結果を踏まえて26年3月に第3期中期計画を策定し
た。

平成24年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

特別借受賃貸住宅の運営について

(平成24年度決算検査報告774ページ参照)

1 本院が表示した意見

独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)は、良質で低廉な賃貸住宅の供給を行う
ことなどを目的として、住宅・都市整備公団が特別借受賃貸住宅制度により借り受けた住宅
(以下「借受住宅」という。)の運営を、機構が設立された平成16年7月に承継して実施してい
る。しかし、空き家の解消のために効果的な対策等を講じていなかったり、借受期間を更新
する際に住宅所有者と借受料の減額協議を行っていなかったりしていることなどにより借受
住宅の運営収支の赤字が多額に上っている事態や、借受住宅の返還後の賃貸住宅の経営のた
めに住宅所有者に適時適切に助言していなかったり、住宅所有者から機構への割賦金の返済
を免除する際の適用要件が緩やかになっていたりしていることにより割賦金の回収が適切に
行われていない事態が見受けられた。

したがって、機構において、個々の団地の状況等を踏まえた上で、効果的な空き家解消対

策等を検討したり、借受期間の更新時に住宅所有者と借受料の減額協議を行ったりして借受住宅の収支の改善に努めるとともに、借受住宅の返還後の住宅所有者による賃貸住宅の円滑な経営に資するよう住宅所有者に適時適切に助言したり、割賦金の返済を免除する際の適用要件を見直したりして割賦金の回収を適切に行うよう、独立行政法人都市再生機構理事長に対して25年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、機構本社等において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、機構は、本院指摘の趣旨に沿い、25年12月に支社等に対して通知を発して、次のような処置を講じていた。

- ア 個々の団地の状況等を踏まえた上で、効果的な空き家解消対策等を検討するとともに、借受期間を更新する事態が生じた場合は、住宅所有者と借受料の減額協議を行うこととして、借受住宅の収支の改善に努めた。
- イ 借受住宅の返還後の住宅所有者による賃貸住宅の円滑な経営に資するよう割賦金の残債のある住宅所有者に対し繰上返済を勧めるなどの助言をしたり、割賦金の返済の免除については原則として適用しない取扱いとしたりして、割賦金の回収を適切に行うこととした。

第52 独立行政法人奄美群島振興開発基金

平成 24 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

独立行政法人奄美群島振興開発基金における求償権損害金の債権管理について

(平成 24 年度決算検査報告 784 ページ参照)

1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

独立行政法人奄美群島振興開発基金(以下「基金」という。)は、奄美群島振興開発特別措置法(昭和 29 年法律第 189 号)に基づき、事業者等が金融機関から資金の貸付け等を受ける場合に金融機関に対して債務の保証を行っている。そして、基金は、債権管理マニュアル等に基づき、事業者等が最終履行期限から 90 日を経て債務を履行しない場合には、金融機関の請求に基づき、保証債務の履行として事業者等に代わり債務を弁済することとなっており、これにより取得した求償権に係る債権が全て回収された場合には、求償権に係る債権の額等を基に計算した損害金(以下「求償権損害金」という。)を事業者等から徴収することとなっている。しかし、基金において、求償権損害金が時効中断の措置の実施等を記録した管理簿(以下「求償権時効管理簿」という。)により適切に管理されておらず、納入督促が十分に行われていなかったり、時効中断の措置が講じられていなかったりなどしている事態が見受けられた。

したがって、基金において、求償権損害金について、既に確定しているものについては、その全容を把握した上で求償権時効管理簿により管理して、納入督促及び時効中断の措置を行うなどするとともに、今後発生するものに対しては、これらの措置を行うための債権管理マニュアル等を見直して適切に管理するよう、独立行政法人奄美群島振興開発基金理事長に対して平成 25 年 10 月に、会計検査院法第 34 条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、基金本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、基金は、本院指摘の趣旨に沿い、求償権損害金について、既に確定しているものについては、その全容を把握した上で求償権時効管理簿により管理して、26 年 5 月までに納入督促及び時効中断の措置を行うなどするとともに、今後発生するものに対しては、25 年 9 月に債権管理マニュアル等を見直して求償権時効管理簿により適切に管理することとする処置を講じていた。

第53 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

平成 24 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

高速道路事業用地の有効利用等について

(平成 24 年度決算検査報告 788 ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。)は、高速道路事業用地等の資産を保有し、これを東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、首都高速道路株式会社及び阪神高速道路株式会社(以下、これらの会社を総称して「道路会社」という。)に貸し付けるなどしている。しかし、機構は、保有する高速道路事業用地のうち、サービスエリア等の施設を整備するために取得した用地並びに用途を廃止した高速道路本線(以下「本線」という。)及び施設の用地について、整備予定がなく、有効利用もされていないものがある状況を把握しておらず、このため用地を保有し続ける必要性の検証や有効利用することについての検討を行っていない事態が見受けられた。

したがって、機構において、施設を整備するために取得した用地並びに用途を廃止した本線及び施設の用地について、道路会社から整備予定、利用状況等について定期的に報告を求めてこれを把握し、整備予定がなく、有効利用もされていない用地について、今後も保有し続ける必要性の検証及び有効利用することについての検討を不断に行う体制を道路会社との間で整備するよう、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構理事長に対して平成 25 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、機構は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 施設を整備するために取得した用地並びに用途を廃止した本線及び施設の用地については、25 年 9 月に道路会社に対して発した通知に基づき、道路会社から整備予定、利用状況等について毎年度報告を求めてこれを把握することとした。

イ アの定期的な報告により把握した内容に基づき、整備予定がなく、有効利用もされていないとされた用地については、25 年 10 月に設置した道路会社等を構成員とする「高速道路事業用地有効利用促進等連絡調整会議」において、売却等に向けた手続を進める箇所について利用要望の公募を行うなどして、今後も保有し続ける必要性の検証及び有効利用することについての検討を不断に行う体制を道路会社との間で整備した。

第54 独立行政法人日本原子力研究開発機構

平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

高速増殖原型炉もんじゅの研究開発経費及びその関連施設の利活用等について

〔平成 23 年度決算検査報告 909 ページ参照〕
〔平成 24 年度決算検査報告 796 ページ参照〕

1 本院が表示した意見

独立行政法人日本原子力研究開発機構(以下「機構」という。)は、高速増殖原型炉「もんじゅ」(以下「もんじゅ」という。)の研究開発を実施している。しかし、機構が行うもんじゅ及びその関連施設の研究開発に係る経費の全体規模が把握できるように公表されていなかったり、関連施設であるリサイクル機器試験施設(以下「RETF」という。)の建設計画が中断して建設再開及び供用開始のめどが立っておらず、使用可能な建物部分が使用されることなく存置されていたりしている事態が見受けられた。

したがって、機構において、もんじゅ及びその関連施設の研究開発に要した経費の全体規模が把握できるように公表すべき範囲や内容を見直して、当該経費を今後必要になると見込まれる経費とともに適時適切に把握して公表したり、RETF の建物部分の暫定的な使用方法を幅広く検討するなどして、当面の利活用方法について関係機関との協議等を行ったりするよう、独立行政法人日本原子力研究開発機構理事長に対して平成 23 年 11 月に、会計検査院法第 36 条の規定により意見を表示した。

2 当局の処置状況

本院は、機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、機構は、本院指摘の趣旨に沿い、23 年 11 月に、もんじゅ及びその関連施設の研究開発に要した経費の全体規模が把握できるように公表すべき範囲や内容の見直しを行い、以前から公表しているもんじゅの研究開発に係る事業費の予算額に加えて、もんじゅ及び RETF に係る建設費、固定資産税等の支出額を公表するとともに、今後必要になると見込まれるもんじゅに係る経費については職員の人件費や固定資産税を含めてその予算額を公表し、その後も予算の認可や決算の承認に応じて適宜公表する処置を講じていた。

そして、機構は、RETF の当面の利活用方法については、引き続き、関係部署において技術的及び経済的な検討を進めており、今後、国のエネルギー政策や原子力政策の方向性を踏まえて、関係機関との協議を行っていくこととしている。

第55 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構

平成 24 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

社会保険病院等の運営について

(平成 24 年度決算検査報告 800 ページ参照)

1 本院が表示した意見

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構(以下「機構」という。)は、社団法人全国社会保険協会連合会等 3 法人(以下「運営委託法人」という。)に、社会保険料を財源として設置された病院等(以下「社会保険病院等」という。)の運営を委託している。しかし、患者等から診療費の支払がない場合の当該未収金(以下「患者未収金」という。)に係る督促、保全措置及び徴収不能損失処理の事務が適正かつ的確に行われていなかったり、社会保険病院等の運営に係る支出の一部についてその在り方を検討する必要があったり、監査が行われていない状況となっていたりしている事態が見受けられた。

したがって、機構において、社会保険病院等の円滑かつ健全な運営を図るために、患者未収金の督促、保全措置及び徴収不能損失処理の事務並びに社会保険病院等の運営に係る支出の在り方についての方針を検討して、これらの方針を運営委託法人に指示するとともに、病院等の運営を目的として平成 26 年 4 月に機構から改組される予定の独立行政法人地域医療機能推進機構(以下「新機構」という。)の運営に反映させるよう、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構理事長に対して 25 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、機構は、本院指摘の趣旨に沿い、患者未収金の督促、保全措置及び徴収不能損失処理の事務並びに社会保険病院等の運営に係る支出の在り方に関する方針を定めた上で、25 年 10 月に運営委託法人に対して通知を発するなどして、運営委託法人の患者未収金の督促事務のマニュアル等に基づき適切な対応を行うよう周知徹底を図るとともに社会保険病院等の運営に係る支出についての基準を示すなどしたり、新機構の会計規程、給与規程等を整備するとともに監査の体制を確立するなどして、機構が定めた上記の方針を新機構の運営に反映させたりする処置を講じていた。

第56 独立行政法人住宅金融支援機構

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

有効に活用されていない証券化支援勘定における政府出資金の運用益を住宅ローン債権の金利の引下げ等に要する費用に充当するなどして補助金の交付申請額等に反映するとともに、今後発生する運用益について同様に扱うよう改善させたもの

科 目	(証券化支援勘定)有価証券利息配当金
部 局 等	独立行政法人住宅金融支援機構本店
証券化支援勘定における政府出資金の概要	政策として実施する住宅ローン金利の引下げ等に要する費用をその運用益で賄うことを目的とする出資金及び事業を安定的に運営していくため通常予測される範囲を超える損失に備えることを目的とする出資金
証券化支援勘定におけるリスク対応出資金の額	3351 億 3757 万円(平成 25 年度末現在)
上記に係る運用益のうち有効に活用されていない額	9465 万円(平成 24、25 両年度)

1 制度の概要

(1) 証券化支援勘定における政府出資金の概要

独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」という。)は、独立行政法人住宅金融支援機構法(平成 17 年法律第 82 号)に基づき、民間金融機関から長期・固定金利の住宅ローン債権を買い取り、当該債権を信託銀行等に信託した上で、これを担保とした資産担保証券を発行するなどの事業(以下「証券化支援事業」という。)を実施しており、この証券化支援事業の経理について証券化支援勘定を設けて整理している。そして、国は、機構の証券化支援事業を円滑に実施させるために機構に出資を行っており、機構はこれを同勘定で経理している。

証券化支援勘定における政府出資金は、政策として実施する住宅ローン金利の引下げ等に要する費用(以下「金利引下げ費」という。)を、その運用益で賄うことを目的とする出資金(以下「運用益対応出資金」という。)と、事業を安定的に運営していくため、通常予測される範囲を超える損失に備えることを目的とする出資金(以下「リスク対応出資金」という。)の 2 種類から成っている。

このうち運用益対応出資金については、平成 22 年 2 月 15 日以降に買い取る住宅ローン債権の金利引下げ費は、運用益対応出資金により措置するのではなく、優良住宅整備促進事業等補助金(以下「補助金」という。)等により措置することに変更された。

また、機構は、リスク対応出資金について、通常予測される範囲を超える損失に備えるという本来の目的のほか、資金繰りに支障のない範囲で国債等の有価証券により運用している。

(2) リスク対応出資金の運用益の取扱い

本院は、機構の証券化支援勘定等における政府出資金について、その運用益で金利引下げ費を賄うという運用益対応出資金の役割が、リスク対応出資金においても果たせることなどを考慮して、出資金を適切な規模とするよう、23年10月に国土交通大臣及び独立行政法人住宅金融支援機構理事長に対して、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

機構は、これを受けて、リスク対応出資金から生ずる運用益を金利引下げ費に充当して、これにより不要となった運用益対応出資金を国庫に返納するなどしている。そして、上記運用益対応出資金の国庫への返納に当たり、機構は、東日本大震災(23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害等をいう。)の影響により延滞が大幅に増加したり貸倒損失が多額に上ったりするなどの事態を考慮して、リスク対応出資金のうち108億円(以下「震災対策資金」という。)を、同大震災に伴う貸倒れが発生した場合の資金繰りに充てるために、震災対策資金から運用益は生ずることはないの見込んで国庫への返納額を算定していた。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、リスク対応出資金の運用益は適切に活用されているかなどに着眼して、証券化支援勘定におけるリスク対応出資金(25年度末現在額3351億3757万円)を対象として、国土交通本省及び機構本店において、その運用状況及び運用益の活用状況等について取引明細書等の関係書類を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

前記のとおり、機構は、震災対策資金については、東日本大震災に伴う貸倒れが発生した場合の資金繰りに充てることとしていたため、運用益が生ずることはないの見込んでいた。

しかし、実際には、東日本大震災の影響により延滞が大幅に増加したり貸倒損失が多額に上ったりするなどの事態は見受けられず、震災対策資金についても、24年度に3257万余円、25年度に6208万余円、計9465万余円の運用益が生じていた。そして、今後も同様に運用益が生ずると見込まれていたのに、機構は、これらを金利引下げ費に充当して、それにより不要となる運用益対応出資金を国庫に返納したり、補助金の交付申請額等に反映したりするなど有効に活用していなかった。

このように、震災対策資金の運用益が有効に活用されていない事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、機構において、震災対策資金の運用状況及びその取扱いに関して関係部門が十分に連携していなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、前記のとおり、金利引下げ費は補助金により措置することに変更されたことを踏まえて、機構は、26年6月に震災対策資金の24、25両年度の運用益を25年度の金利引下げ費に充当して補助金の交付申請額等に反映する処置を講ずるとともに、今後発生する震災対策資金の運用益についても同様に取扱うことについて、26年7月に文書を発して関係部門への周知徹底を図る処置を講じた。

平成23年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

証券化支援事業における住宅ローン債権に係る審査について

〔平成23年度決算検査報告920ページ参照〕
〔平成24年度決算検査報告806ページ参照〕

1 本院が表示した意見

独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」という。)は、民間の金融機関(以下「金融機関」という。)から長期・固定金利の住宅ローン債権(以下「債権」という。)を買い取る証券化支援事業を行っている。しかし、融資実行日から2年以内に、元利金の支払が3か月以上延滞となった債権等(以下「早期延滞案件」という。)や融資金を詐取するなどの不適正な借入れに係る案件(以下「不適正案件」という。)が多数発生している状況の下で、金融機関においては機構から示された申込内容や返済能力等についての有効な審査(以下「融資審査」という。)の方法が十分に実行されておらず、機構において、金融機関に対する十分な働きかけや債権の買取りの可否の判断に当たっての効果的な審査(以下「買取審査」という。)が行われていなかったり、金融機関が十分な融資審査を行うよう動機付ける取組が十分でなかったりする事態が見受けられた。

したがって、機構において、金融機関における融資審査の状況等を十分に把握して、その状況に応じて十分な融資審査を行うよう金融機関に働きかけを行ったり、自ら効果的な買取審査を行ったりするとともに、金融機関による十分な融資審査を動機付けるものとするために、特に重要な審査方法の実行を債権買取りの条件とすることを検討するなどして、金融機関に対して債権の買戻しなどを求める権利がより実効性のあるものとしたり、提示金利に差を設ける仕組みを導入したりして、融資審査が適切に実施されて不適正案件等の発生の未然防止に資するものとなるよう、独立行政法人住宅金融支援機構理事長に対して平成24年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、機構本店において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、機構は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 24、25両年度に金融機関ごとの融資審査の状況等を把握するために書面及び実地調査を行い、必要な審査が十分でないと認められた事項等については、金融機関に対して、是正等を行った上でその結果を報告するよう働きかけを行っており、26年度以降も引き続き融資審査の状況等について確認を行うこととした。また、より慎重に買取審査を行う対象を拡充したり、収入の虚偽申告のおそれがあるものなどについて追加資料を提出させたりするなどして効果的な買取審査を行うこととした。

イ 25年4月から金融機関による勤務先の在籍確認等の特に重要な審査の実行を債権買取りの条件とするとともに、26年4月に買取債権の管理・回収業務を金融機関に委託する契約を変更して、早期延滞案件の発生率が一定の基準を超過するなどした金融機関に対して、業務委託手数料を減額することとした。

第57 独立行政法人国立循環器病研究センター

平成 24 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

研究者が職務上行う研究のための経費として財団法人等から交付を受けた研究費の管理及び経理について

(平成 24 年度決算検査報告 824 ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

独立行政法人国立循環器病研究センター(以下「センター」という。)は、中期計画において、民間企業等からの資金の受入体制を構築して、寄附の受入れなどにより外部資金の獲得を行うこととしている。しかし、研究者が職務上行う研究のための経費として財団法人等から交付を受けた資金(以下「財団等研究費」という。)について、センターが研究者からその管理及び経理の事務の委任を受けるための明確な規程等の整備等を行っておらず、研究者が個人で管理及び経理を行っている事態が見受けられた。

したがって、センターにおいて、研究者が財団等研究費の交付を受けたときはセンターに管理及び経理の事務を委任しなければならない旨を明確にして規程等の整備を図るとともに、研究者向けの研修会や説明会を適切に実施するなどして、規程等に基づく財団等研究費の取扱いについて周知徹底を図るよう、独立行政法人国立循環器病研究センター理事長に対して平成 25 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、センターにおいて、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、センターは、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 25 年 12 月に、研究者が財団等研究費の交付を受けたときはセンターに管理及び経理の事務を委任しなければならない旨を明確にした事務処理要領を定めて、26 年 1 月から適用することとした。

イ 25 年 12 月から研究者向けの説明会を開催するなどして、上記の事務処理要領に基づく財団等研究費の取扱いについて周知徹底を図った。

第58 独立行政法人国立成育医療研究センター

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

病院における患者の診療等のために使用する検査試薬を調達するに当たり、一般競争入札を実施することにより、契約手続の公正性及び透明性を確保するとともに、競争による利益を十分に享受できるよう改善させたもの

科	目	材料費
部	局	等
検査試薬の調達の概要		独立行政法人国立成育医療研究センター 病院における患者の診療等のために使用する検査試薬を調達するもの
一般競争契約に付すことなく随意契約により調達した検査試薬に係る支払額		4601万円(平成24年4月～26年3月)

1 検査試薬等の調達の概要等

(1) 検査試薬等の調達の概要

独立行政法人国立成育医療研究センター(以下「センター」という。)は、「高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律」(平成20年法律第93号)に基づき、平成22年4月1日に、国立高度専門医療研究センターの一つとして設立され、成育に係る疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的として、成育に係る疾患に関する医療の提供等を行っている。そして、センターは、医療の提供を行うために病床数490床(25年度末現在)の病院を運営しており、病院における患者の診療等のために、多品種の検査試薬及び医薬品を調達している。

医薬品の調達に関して、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づき22年4月に厚生労働大臣が定めた各国立高度専門医療研究センターの中期目標に共同購入等による購入費用の適正化を進めることが掲げられていることなどから、センターは、検査試薬については、独立行政法人国立病院機構(以下「国立病院機構」という。)及び他の国立高度専門医療研究センターと、医薬品については、これらに加えて独立行政法人労働者健康福祉機構と、共通して使用する品目を共同購入により調達している。そして、共同購入の対象となった品目については、検査試薬及び医薬品のいずれについても国立病院機構が取りまとめ一般競争入札を実施し、その結果を踏まえて、センターは、品目ごとに落札した業者と単価契約を締結するなどして調達している。一方、共同購入の対象とならなかった品目については、センターが自ら契約手続を行い調達している(以下、センターが自ら調達した検査試薬及び医薬品(一時的に必要が生じて調達したものを除く。)に係る契約を「独自調達分の契約」という。)

(2) 売買契約の契約手続

独立行政法人国立成育医療研究センター会計規程(平成22年規程第57号。以下「会計規程」という。)等によれば、センターは、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合に

は、原則として、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならないこととされている。ただし、予定価格が160万円を超えない財産を買い入れる場合には、随意契約によることができることとされている(以下、予定価格が160万円を超えないことを理由とした随意契約を「少額随契」という。)。また、予定価格は、契約する事項の総額について定めなければならないこととされているが、一定期間継続して行う売買等の契約の場合においては、単価により算定することができることとされている。

また、厚生労働大臣からセンターに対して発した「調達の適正化について(依頼)」(平成22年厚生労働省発総0406第19号。以下「適正化通知」という。)によれば、センターは、少額随契を行う場合であっても特に合理的な理由なく分割されているものなどについては、一括するなどして一般競争入札に付さなければならないこととされている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性、経済性等の観点から、検査試薬及び医薬品は会計規程等に従って適切に調達されているかなどに着眼して、センターにおける独自調達分の契約に係る24年4月から26年3月までの支払額計6億0346万余円を対象として、契約書、発注書、納品書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

センターは、独自調達分の契約のうち、医薬品については、24年7月から26年6月までの2年間を契約期間として、この間に調達する品目を取りまとめた上で一般競争入札を実施し、品目ごとに最低価格で入札した業者を契約の相手方として、単価契約を締結して調達していた。

一方、検査試薬については、在庫量を必要最小限とすることを目的として、使用して減少した分をその都度調達しているため、調達数量が少なく予定価格が160万円を超えないことから、全て少額随契により調達していた。センターは、これらの契約に当たって、品目ごとに複数の業者から見積書を提出させて見積合わせを行い、最低価格を提示した業者を当該品目の契約の相手方と決定して、これ以降2年を超えない期間内に新たに見積合わせを行うまでの間は、一度も見積合わせを行うことなく、同一の単価で同一の業者と少額随契により調達していた。そして、独自調達分の契約のうち、少額随契により調達した検査試薬211品目に係る24年4月から26年3月までの支払額は、16業者に対して計4601万余円となっていた。

しかし、検査試薬の211品目は、それぞれ同一の単価で同一の業者から継続して調達していることから、医薬品と同様に、契約期間を定めて一般競争入札を実施して単価契約を締結することは可能であり、在庫量を必要最小限とすることを目的として少額随契を行うことに合理的な理由があるとは認められない。そして、前記のとおり、売買契約を締結する場合には原則として競争に付さなければならないとされていること、少額随契の場合であっても特に合理的な理由なく分割されているものについては一括するなどして一般競争入札に付さなければならないとされていることなどから、検査試薬についても、医薬品と同様に、契約期間を定めて、その間に調達する品目を取りまとめた上で競争に付すべきであったと認められた。

このように、独自調達分の契約のうち、検査試薬について、競争に付さずに全て少額随契により調達していた事態は、会計規程等や適正化通知の趣旨に反することになるとともに、契約手続の公正性及び透明性が確保されておらず、競争による利益を十分に享受できないものとなっていて適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、センターにおいて、独自調達分の契約のうち、検査試薬の契約に当たり、会計規程等を遵守するなどして適正に契約手続を行い、契約手続の公正性及び透明性を確保することについての認識が欠けていたことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、センターは、26年8月に関係部局に対して事務連絡を発して、少額随契による場合の取扱いをより厳格に行うことについて周知徹底するとともに、同年10月からの独自調達分の契約のうち、検査試薬の契約については、契約期間を定めて、その間に調達する品目を取りまとめた上で一般競争入札を実施する処置を講じた。

第59 国立大学法人東北大学

平成 24 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

災害復旧事業により購入するなどした研究設備の地震対策について

(平成 24 年度決算検査報告 835 ページ参照)

1 本院が表示した意見

国立大学法人東北大学(以下「東北大学」という。)は、東日本大震災により被害を受けた研究実験機器等の研究設備(以下「研究設備」という。)を復旧する災害復旧事業を行っている。しかし、同事業の実施に当たって、全学における地震対策の実施状況を把握するなどした上で地震対策の具体的な実施方法等を示していないなど、地震対策の実施を全学として促進する取組を十分に行っていない事態が見受けられた。

したがって、東北大学において、減災の視点に立って適切に地震対策を講ずるために、各研究室等が講じた地震対策の実施状況を十分に把握して分析するなどした上で、地震対策の具体的な実施方法等を整理した指針を策定するなど、全学として地震対策を講ずる体制を整備するよう、国立大学法人東北大学学長に対して平成 25 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、東北大学において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、東北大学は、本院指摘の趣旨に沿い、学内における地震対策の実施状況を詳細に把握して分析するなどした上で、地震対策の具体的な実施方法等を整理した「教育研究用機器等の転倒防止ガイドライン」等の指針を 26 年 3 月に策定するとともに、これらの指針を全学説明会等で各部局に周知徹底し、指針を踏まえた地震対策の実施状況を確認することとして、全学として地震対策を講ずる体制を整備する処置を講じていた。

(第59 国立大学法人東北大学)、第60 国立大学法人秋田大学、第61 国立大学法人山形大学、第62 国立大学法人筑波大学、第63 国立大学法人金沢大学、第64 国立大学法人山梨大学、第65 国立大学法人信州大学、第66 国立大学法人岐阜大学、第67 国立大学法人浜松医科大学、第68 国立大学法人三重大学、第69 国立大学法人滋賀医科大学、第70 国立大学法人京都大学、第71 国立大学法人神戸大学、第72 国立大学法人鳥取大学、第73 国立大学法人島根大学、第74 国立大学法人岡山大学、第75 国立大学法人山口大学、第76 国立大学法人徳島大学、第77 国立大学法人愛媛大学、第78 国立大学法人高知大学、第79 国立大学法人佐賀大学、第80 国立大学法人長崎大学、第81 国立大学法人大分大学、第82 国立大学法人富山大学

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1)-(24) 国立大学病院管理会計システムを導入した国立大学法人において、同システムが利用開始に至らなかったなどの問題点について十分検討し、導入が予定されている次期システムを効果的かつ継続的に利用するために、次期システムの利用方針等を明確にするなどして、その利用に必要な体制の整備を図るよう意見を表示したものの

科 目	固定資産、経常費用
部 局 等	国立大学法人東北大学、国立大学法人秋田大学、国立大学法人山形大学、国立大学法人筑波大学、国立大学法人金沢大学、国立大学法人山梨大学、国立大学法人信州大学、国立大学法人岐阜大学、国立大学法人浜松医科大学、国立大学法人三重大学、国立大学法人滋賀医科大学、国立大学法人京都大学、国立大学法人神戸大学、国立大学法人鳥取大学、国立大学法人島根大学、国立大学法人岡山大学、国立大学法人山口大学、国立大学法人徳島大学、国立大学法人愛媛大学、国立大学法人高知大学、国立大学法人佐賀大学、国立大学法人長崎大学、国立大学法人大分大学、国立大学法人富山大学(平成17年9月30日以前は国立大学法人富山医科薬科大学)
国立大学病院管理会計システムの概要	経営者等の意思決定や組織内部の業績測定・業績評価に役立つ情報を提供するなど附属病院の運営・経営状況を把握するための管理会計システム
同システムの開発に要した経費のうち資産台帳に計上されている取得価格	1億3107万円(背景金額)(平成17年度)
同システムの利用開始に至らなかったり、一定期間利用後に利用を停止したりした24国立大学法人における導入経費等の額	1億8411万円(平成16年度～25年度)

本院は、国立大学法人が導入した国立大学病院管理会計システム(以下「HOMAS」という。)の利用状況について、平成26年10月28日に、国立大学法人東北大学、国立大学法人秋田大学、国立大学法人山形大学、国立大学法人筑波大学、国立大学法人金沢大学、国立大学法人山梨大学、国立大学法人信州大学、国立大学法人岐阜大学、国立大学法人浜松医科大学、国立大学法人三重大学、国立大学法人滋賀医科大学、国立大学法人京都大学、国立大学法人神戸大学、国立大学法人鳥取大学、国立大学法人島根大学、国立大学法人岡山大学、国立大学法人山口大学、国立大学法人徳島大学、国立大学法人愛媛大学、国立大学法人高知大学、国立大学法人佐賀大学、国立大学法人長崎大学、国立大学法人大分大学及び国立大学法人富山大学(平成17年9月30日以前は国立大学法人富山医科薬科大学。以下、これら24の国立大学法人を合わせて「24国立大学法人」という。)の各学長に対して、「国立大学病院管理会計システムの利用状況について」として、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

これらの意見表示の内容は、24国立大学法人それぞれの検査結果に応じたものとなっているが、これらを総括的に示すと以下のとおりである。

1 HOMASの概要等

(1) HOMASの開発経緯

86国立大学法人のうち42国立大学法人は、診療、教育、研究等を担う附属施設として、大学病院、大学附属病院、医学部附属病院等(以下、これらを合わせて「附属病院」という。)を設置し、運営している。附属病院は、診療、教育、研究等という公的使命を果たすとともに、その病院収入は国立大学法人の自己収入の中で重要な位置を占めており、附属病院の経営状況が国立大学法人の運営に与える影響は大きいものとなっている。

そして、16年4月の国立大学法人化以前の各国立大学の附属病院を取り巻く経営環境は、医療費の抑制や規制緩和等が積極的に進められるなど厳しい状況となっていた。このような状況下で、国立大学附属病院長会議^(注1)は、国立大学法人化に向けて、病院財務会計についてのシステムの構築や経営者等の意思決定や組織内部の業績測定・業績評価に役立つ情報を提供するなどの附属病院の運営・経営状況を把握するための管理会計の必要性等の検討を進めていた。その結果、14年12月に「国立大学法人における附属病院の財務・管理会計について(提言)」がまとめられ、この中で、従来の経営管理分析に加えて、新たに原価計算の手法を取り入れることなどにより、附属病院の経営状況を的確に把握できる管理会計システムの確立が求められた。

HOMASは、この提言を受けて国立大学附属病院長会議の開発部会を開発主体とし、15、16両年度に国立大学法人東京医科歯科大学(16年3月31日以前は東京医科歯科大学)を、16、17両年度に国立大学法人東京大学をそれぞれ契約事務の担当部局として、15年度から17年度までの間に、少なくとも1億3107万余円(国立大学法人東京大学の資産台帳に計上されている17年度の取得価格)の経費をかけて開発された。そして、附属病院を設置している42国立大学法人のうち41国立大学法人がHOMASを導入している。

(注1) 国立大学附属病院長会議 附属病院における診療、教育及び研究に係る諸問題等について協議し、相互理解を深めるとともに意見の統一化を図ることなどを目的として発足した。平成25年度末現在において42国立大学法人の附属病院を会員とするなどしており、その事務局は一般社団法人化されている。

(2) HOMASの概要

HOMASは、診療科別や検査部門といった部門ごとの原価計算(以下「部門別原価計算」という。)を行うことを可能としたものであり、さらに、その結果を基に、患者ごとの原価計算を行ったり、部門ごとの損益分岐点等を明確にしたり、損益についての具体的な要因分析を行ったりすることも可能となっていて、部門別原価計算は、HOMASの他の機能を使用する上で不可欠な要素となっている。

HOMASのユーザマニュアル等によれば、HOMASから部門別原価計算等の結果を出力するために必要な作業は、主に次のとおりとされている。

- ① 財務会計、医事会計、人事、給与システム等からHOMASへのデータの取り込み
- ② 附属病院の病床数、部門ごとに割り当てるコード等の分析処理に必要な基本情報の設定
- ③ 取得データの過不足及び基本情報の設定等のチェック
- ④ 部門ごとへ費用計上するための配賦基準等の設定

そして、①のデータの内容等については専門性が高いことなどから、HOMASの担当部門である附属病院の経営管理部門だけではその取込作業に対応することが困難であり、同部門においては、HOMASを利用するために、財務会計、医事会計、人事、給与等のシステムを担当する部門の協力を得ることが必須であるとされている。

また、部門別原価計算を行うに当たり、附属病院の各診療科で固有に発生する材料費のように、費用の発生源が明らかな費目については、各診療科等へ直接費用を計上(以下「直課」という。)することが可能であるが、職員人件費のように、附属病院の職員の業務が診療とそれ以外の教育・研究にわたるなどの理由で、直課することが困難な費目については、配賦基準を設定して費用を案分する必要がある。このような場合には、診療に携わる時間の実態調査や費用の配賦基準の設定の仕方及び内容について、経営管理部門は診療科等と調整を図る必要があるとされている。

さらに、HOMASを安定的に利用するためには、組織全体における多岐にわたる理解や協力の下、出力した計算結果を分析する要員の確保及び充実を図る必要があるなどとされている。

(3) 国立大学病院向け管理会計サービスの概要

HOMASは、導入から約10年経過していることもあり、利用しているハードウェアやソフトウェアが陳腐化してきていることなどから、HOMASの操作性の向上を図りつつ、経営分析に有効な各附属病院の原価計算に係る各種データの比較分析機能を追加することを主な目的とした次期システムの開発が望まれることとなった。これらの事情から、現状のHOMASの機能、HOMASを利用するための仕組みなどを継承しつつ、他の附属病院との間で原価計算結果等を比較することにより、自らの附属病院における診療内容や患者特性を分析できる新たな機能(共通ルール原価計算機能)を追加するなどした国立大学

病院向け管理会計サービス(以下「HOMAS 2」という。)の開発が、国立大学法人東京大学を契約事務の担当部局として26年4月に開始(契約額計4億6097万余円)され、28年3月を目途に終了する予定となっている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、28年4月以降にHOMAS 2の導入が予定されていることを踏まえて、HOMASが十分に利用されているか、HOMASを利用するための体制が整備されているかなどに着眼して、HOMASを導入した41国立大学法人を対象として、37国立大学法人^(注2)については、関係書類の提出を受けて、その内容を分析するとともに、HOMASの利用状況等を確認するなどの方法により会計実地検査を行い、残りの4国立大学法人^(注3)については、関係書類の提出を受けて、その内容を分析し確認するなどの方法により検査した。

(注2) 37国立大学法人 北海道大学、旭川医科大学、東北大学、秋田大学、山形大学、筑波大学、群馬大学、東京大学、東京医科歯科大学、新潟大学、金沢大学、山梨大学、信州大学、岐阜大学、浜松医科大学、名古屋大学、三重大学、滋賀医科大学、京都大学、大阪大学、神戸大学、鳥取大学、島根大学、岡山大学、広島大学、山口大学、徳島大学、香川大学、愛媛大学、高知大学、九州大学、佐賀大学、長崎大学、熊本大学、大分大学、宮崎大学、富山大学の各国立大学法人

(注3) 4国立大学法人 弘前大学、千葉大学、福井大学、琉球大学の各国立大学法人

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

41国立大学法人のうち24国立大学法人は、HOMASを導入して以降、基本情報や配賦基準を設定するなどして、HOMASを利用するための準備を進めていたが、このうち11国立大学法人においては、その後、HOMASの利用開始に至っておらず、また、13国立大学法人においては、一定期間利用後に利用を停止しており、25年度末現在においても全く利用していない状況となっていた。

そして、HOMASの利用開始に至らなかったり、一定期間利用後に利用を停止したりしていた24国立大学法人においては、次のとおり、利用する上での体制上の問題が発生していた。

- ア HOMASによる部門別原価計算等を行う必要性や重要性についての認識を附属病院の組織全体で十分に共有できておらず、その利用価値が見出されていなかったこと
- イ 各システムからのデータの取り込みに係る各部門との連携体制が十分に整備されておらず、業務の効率性が確保されていなかったこと
- ウ 人事異動に伴うHOMASに係る業務の引継体制等が十分に整備されておらず、業務の継続性が確保されていなかったこと
- エ 直課することが困難な費用について、関係する診療科等から配賦基準の設定の仕方及び内容に対する理解を得られていなかったこと

24国立大学法人ごとに、16年度から25年度までの間にHOMASの導入に要した経費等(以下「導入経費等」という。)及び該当する上記の問題点を示すと、表のとおりであり、24国立大学法人における導入経費等の額は、計1億8411万円となっている。

表 24 国立大学法人の内訳

①利用開始に至らなかった 11 国立大学法人						
大 学 名	導入経費等	体制上の問題点				
		ア	イ	ウ	エ	
筑波大学	834 万円	○		○		
山梨大学	298 万円	○	○	○		
信州大学	1429 万円	○	○	○		
岐阜大学	201 万円	○		○		
浜松医科大学	1020 万円	○		○		
滋賀医科大学	178 万円	○			○	
京都大学	894 万円	○		○	○	
神戸大学	1643 万円	○			○	
鳥取大学	518 万円	○	○			
大分大学	1826 万円	○	○	○		
富山大学	708 万円	○	○			
計	9549 万円					

②一定期間利用後、利用を停止した 13 国立大学法人						
大 学 名	導入経費等	体制上の問題点				利用開始から利用停止までの期間
		ア	イ	ウ	エ	
東北大学	1264 万円	○		○		平成 18 年 4 月～22 年 4 月
秋田大学	不明 (注)	○		○	○	17 年 1 月～21 年 5 月
山形大学	722 万円	○	○			18 年 3 月～20 年 3 月
金沢大学	619 万円	○		○		17 年 8 月～23 年 1 月
三重大学	529 万円	○		○	○	17 年 2 月～22 年度頃
島根大学	652 万円	○				20 年 4 月～23 年 3 月
岡山大学	635 万円	○				17 年度～22 年度
山口大学	558 万円	○				18 年 4 月～19 年 5 月
徳島大学	732 万円	○		○	○	18 年 5 月～22 年度
愛媛大学	1264 万円	○		○		17 年 5 月～19 年 12 月
高知大学	688 万円	○			○	16 年 4 月～23 年 11 月
佐賀大学	412 万円	○	○	○	○	20 年 4 月～22 年度
長崎大学	787 万円	○		○		19 年 9 月～22 年 4 月
計	8862 万円					

24 国立大学法人における導入経費等の合計	1 億 8411 万円
-----------------------	-------------

(注) 秋田大学の導入経費等については、HOMAS に係る契約の書類が保存期間満了により廃棄されていたことなどから、算出が困難となっている。

また、24 国立大学法人は、HOMAS 2 については操作性の向上が見込まれたり、新たな原価計算の機能が追加される予定であったりすることなどから、いずれもその導入を検討している。そして、HOMAS を利用するために必要な各システムからのデータの取り込みや配賦基準の設定等の仕組みや考え方、部門間の協力の必要性等については、HOMAS 2 にも継承されることから、HOMAS を利用する上での現状の問題点に対して十分な対策を講じないまま HOMAS 2 を導入した場合、これまでと同様の問題が発生してその有効利用を図れないおそれがあると認められる。

(改善を必要とする事態)

24 国立大学法人において、HOMAS を利用する上での体制上の問題点に対して十分な対策が講じられていないことから、25 年度末現在において HOMAS が全く利用されていない事態は適切ではなく、28 年 4 月以降に導入が予定されている HOMAS 2 の利用に当たっても同様の事態が生じないよう、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、24 国立大学法人において、次のことなどによると認められる。

- ア HOMAS による部門別原価計算等を実施する必要性や重要性についての認識を附属病院の組織全体で十分に共有できておらず、HOMAS の利用方針等についての検討を十分に行っていないこと
- イ 各システムからのデータの取り込みに係る各部門との連携体制や HOMAS に係る業務の引継体制等の整備について、業務の効率性や継続性の確保を図る点からの検討を十分に行っていないこと
- ウ 各部門への費用の配賦基準等の設定の仕方及び内容について附属病院の各関係者の理解を得るよう調整を図ることの検討を十分に行っていないこと

3 本院が表示する意見

24 国立大学法人は、経営管理上の意思決定等を行う際に役立つ情報を提供するために、今後、HOMAS 2 の導入を検討している。

については、24 国立大学法人において、HOMAS 2 の導入に当たり、HOMAS が利用開始に至らなかつたり利用停止となつたりした現状の問題点について十分検討し、28 年 4 月以降に導入が予定されている HOMAS 2 を効果的かつ継続的に利用するために、HOMAS 2 の開発や各国立大学法人間の意見調整を行う国立大学附属病院長会議等と連携しながら、次のとおり措置を講ずることにより、その利用に必要な体制の整備を図るよう意見を表示する。

- ア HOMAS 2 の仕様等の内容を踏まえて、附属病院の組織全体として HOMAS 2 の利用方針等について十分に検討して明確にすること
- イ 各システムからのデータの取り込みの際に各部門と連携を図るようしたり、担当者の変更があつた際に適切かつ迅速に業務を引き継げるようしたりして、業務の効率性や継続性を確保できるような体制を整備すること
- ウ 各部門への費用の配賦基準等、附属病院の各関係者から理解を得る必要があるものについて十分な調整を図ること

第83 国立大学法人大阪大学

平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

自動販売機、売店等を設置するための施設の貸付けに係る契約の見直しについて

〔平成 23 年度決算検査報告 940 ページ参照〕
〔平成 24 年度決算検査報告 843 ページ参照〕

1 本院が求めた是正改善の処置

国立大学法人大阪大学(以下「大阪大学」という。)は、大学構内に自動販売機、売店等(以下、これらを合わせて「自販機等」という。)を設置させるための施設の貸付けに係る契約を締結している。しかし、競争性及び透明性を確保しないまま一般財団法人恵済団(以下「恵済団」という。)と随意契約を締結していたり、恵済団が自販機等の設置及び運営を委託している販売会社等に施設の貸付けを直接行っていれば得ることができた適切な利益を享受していなかったりする事態が見受けられた。

したがって、大阪大学において、契約の相手方については原則として自販機等の設置及び運営を自ら行う販売会社等を対象として競争性及び透明性を確保した上で決定するとともに、施設の貸付けに係る契約については自販機等の収支等を踏まえた上でその売上額に応じた手数料等の支払を受けることとするなどして、自販機等の運営による適切な利益を享受できるように、国立大学法人大阪大学学長に対して平成 24 年 10 月に、会計検査院法第 34 条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局の処置状況

本院は、大阪大学において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、大阪大学は、本院指摘の趣旨に沿い、24 年 9 月に、恵済団が販売会社等に自販機等の設置及び運営を委託している施設の貸付けに係る随意契約の見直し計画を決定して、当該計画のとおり、25 年 2 月及び 26 年 1 月に、契約の相手方について、自販機等の設置及び運営を自ら行う販売会社等を対象として企画競争により競争性及び透明性を確保した上で決定するとともに、大阪大学に売上額の一定割合を拠出金として支払うことなどとする契約を販売会社等と締結する処置を講じていた。

そして、その他の施設の貸付けについては、26 年 4 月に、恵済団との随意契約の見直し計画を決定して、今後、競争性及び透明性を確保した企画競争による契約に移行することとしている。

第84 日本放送協会

不 当 事 項

不 正 行 為

(399) 職員の不正行為による損害が生じたもの
(400)

部 局 等	(1) 日本放送協会本部(放送技術研究所) (2) 日本放送協会旭川、釧路両放送局
不正行為期間	(1) 平成17年3月～24年4月 (2) 平成18年9月～25年4月
損害金の種類	(1) 技術調査研究費 (2) 旅費
損 害 額	(1) 6,892,699 円 (2) 1,559,550 円 計 8,452,249 円

本院は、日本放送協会(以下「協会」という。)本部(放送技術研究所)、旭川、釧路両放送局における不正行為について、会計検査院法第27条の規定に基づく協会会長からの報告を受けるとともに、協会の本部、放送技術研究所、旭川、釧路両放送局において、合規性等の観点から不正行為の内容がどのようなものであるかなどに着眼して会計実地検査を行った。

上記の不正行為により損害が生じたものが2件、損害額で8,452,249円(いずれも全額補填済み)あり、いずれも不当と認められる。

この2件を示すと、次のとおりである。

部 局 等	不正行為期間 年 月	損 害 額 円
(399) 本部(放送技術研究所)	17.3 から 24.4 まで	6,892,699

本件は、上記の部局において、テレビ方式等の研究に当たる主任研究員が、音響設備に係る補修工事等の完了検査等に関する事務に従事中、平成17年3月から24年4月までの間に、音響機器輸入販売会社の役員と共謀して、工事を行わせたように装い、工事代金を同会社の銀行口座に振り込ませるなどして技術調査研究費計6,892,699円を領得したものである。

なお、本件損害額については、26年4月に全額が同人から返納されている。

(400) 旭川放送局 釧路放送局	18.9 から 25.4 まで	1,559,550
----------------------	--------------------	-----------

本件は、上記の両部局において、技術担当の職員が、旅費の支払請求に関する事務に従事中、平成18年9月から25年4月までの間に、37回にわたり、一旦購入した往復割引運賃等の航空券をキャンセルしてより割安な航空券を購入するなどしていたにもかかわらず、キャンセルした航空券の領収書を添付するなどして、虚偽の航空賃で支払請求を行って本人の銀行口座に振り込ませて旅費の差額計1,559,550円を領得したものである。

なお、本件損害額については、26年5月に全額が同人から返納されている。

(399) (400) の計		8,452,249
----------------	--	-----------

(第10 首都高速道路株式会社)

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

トンネル内に設置されている換気装置等を稼働させるための電気需給契約において、契約電力を低く設定して電気料金の節減を図るために、防災設備の総合点検について、作業工程を見直すなどするよう改善させたもの

科 目	管理費用
部 局 等	首都高速道路株式会社本社、東東京管理局
契 約 名	大井受電所で使用する電気
契 約 の 概 要	東京港トンネル内に設置されている換気装置等を稼働させるための電気の供給を受けるもの
契 約 の 相 手 方	丸紅株式会社
電気料金の支払額	1億2272万余円(平成25年4月～26年7月)
上記のうち節減できた電気料金	939万円

1 大井受電所における電気需給契約の概要

首都高速道路株式会社(以下「会社」という。)は、高速道路のトンネル内に換気装置等の各種設備を設置しており、高速道路の維持管理業務の一環として、これら設備の管理、運用を行っている。

そして、東京港トンネルを管理している東東京管理局は、大井受電所において、同トンネル内に設置されている換気装置等を稼働させるための電気の供給を受けるために、一般競争契約により、平成25年3月に、契約期間を2年間(25年4月から27年3月まで)とする電気需給契約を特定規模電気事業者である丸紅株式会社と締結しており、同契約に基づく電気料金の支払額は25年4月から26年7月までの間で計122,727,576円となっている。

上記の契約に当たり、会社が準用している東京電力株式会社の電気需給約款(特定規模需要(特別高圧)。平成24年9月1日)によれば、電気料金は基本料金と電力量料金等で構成されていて、このうち、基本料金については、契約電力に契約電力1kW当たりの基本料金単価を乗ずるなどして算定することとされている。そして、契約電力の設定に当たっては、1年間を通じての最大の負荷(以下「最大需要電力」という。)を基準とすることとされている。

東東京管理局は、25年3月の契約締結に当たって予定価格の積算等を含む契約手続の期間を考慮して、23年10月から24年9月までの1年間の最大需要電力1,208kWに5%の余裕を見込んだ1,269kWを契約電力として設定していた。そして、上記の契約電力と基本料金単価に基づくなどして算定された25年4月から26年7月までの間の各月の電気料金のうち基本料金は1,817,639円から1,877,561円となっており、その計は29,524,736円となっている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、電気料金が適切なものとなっているかなどに着眼して、大井受電所における電気需給契約を対象として、本社及び東東京管理局において契約書、設計書等の書類を基に、基本料金の内容や設備の運用方法を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

東東京管理局が契約電力の設定の基礎とした最大需要電力1,208kWは、23年10月4日夜から5日朝までにかけて東京港トンネル内において実施した年1回の防災設備の総合点検(以下「総合点検」という。)の際に、スプリンクラーの稼働によってぬれた路面を交通規制時間内に乾かす必要があるため、換気装置の稼働台数を通常時よりも増やしていたことなどによるものであった。

しかし、総合点検を実施した日を除いた通常期間における最大の使用電力は824kWであり、総合点検の実施による最大需要電力1,208kWはこれに比べて1.47倍と大幅に上回った値となっていた。このため、総合点検における使用電力を抑制することができれば、契約電力を低く設定して電気料金の節減を図ることも可能と思料された。

そこで、総合点検の実施方法を調査したところ、作業工程を見直すことなどにより、換気装置の稼働台数を削減する代わりに路面の乾燥に充てる時間を今までより長くすることにより、点検作業に支障のない範囲で照明設備の出力を調整したりすれば、交通規制時間を延長せずに、総合点検における使用電力は1,208kWから少なくとも400kW程度抑制されて800kW程度とすることが可能であり、その結果、契約電力の設定の基礎となる最大需要電力を通常期間における最大の使用電力824kWとすることができると認められた。

このように、使用電力を抑制することが可能であるのに、そのための方策を講じないまま年1回の総合点検における使用電力1,208kWを契約電力の設定の基礎としている事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(節減できた基本料金)

本件契約における基本料金について、総合点検における使用電力を抑制することにより通常期間における最大の使用電力824kWに5%の余裕を見込んだ865kWを契約電力として算定すると、25年4月から26年7月までの間の電気料金のうち基本料金は計20,125,214円となり、前記の29,524,736円は939万余円節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、会社において、契約電力を低く設定して電気料金の節減を図るために、総合点検について、作業工程を見直すなどして、使用電力を抑制する方策を十分検討していなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、会社は、26年9月に通知を発して、電気料金の節減を図るために、総合点検において、作業工程を見直すことなどにより、換気装置の稼働台数を削減したり、照明設備の出力を調整したりする方策を、同年10月の総合点検から実施することとする処置を講じた。

(第11 阪神高速道路株式会社)

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

高速道路の保安全管理工事等における保安規制作業費の積算について、保安規制作業の実施方法を定めたマニュアルに基づくとともに、作業の実態に即した適切なものとするよう改善させたもの

科 目	管理費用
部 局 等	阪神高速道路株式会社本社、大阪管理部
契 約 名	保安全管理工事(23-土木)等9契約
契 約 の 概 要	高速道路の保安全管理工事等として、工事用標識車等を設置するとともに交通誘導員を配置して一般通行車両の誘導等を行う保安規制作業等を実施するもの
契 約 の 相 手 方	阪神高速技術株式会社
契 約	平成23年4月～25年6月 随意契約(単価契約)
上記の契約に係る契約金額	363億4001万余円(平成23年度～25年度)
保安規制作業費の積算額	21億8357万余円(平成23年度～25年度)
低減できた保安規制作業費の積算額	2億3390万円(平成23年度～25年度)

1 保安規制作業の概要等

(1) 保安規制作業の概要

阪神高速道路株式会社(以下「会社」という。)は、供用中の高速道路において、土木施設等の維持作業等を行う保安全管理工事及び構造物の点検等業務(以下、これらを合わせて「保安全管理工事等」という。)を阪神高速技術株式会社に随意契約(単価契約)により委託して実施している。そして、保安全管理工事等の実施に当たっては、高速道路の利用者の円滑な交通と路上作業関係者の安全を確保するために、工事用標識車等の保安施設を設置するとともに交通誘導員を配置して一般通行車両の誘導等を行うこととしている(以下、これらの作業を「保安規制作業」という。)

保安規制作業については、会社制定の「土木工事共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)において、車線数等の作業条件の違いに対応する22の規制種別が設けられ、それぞれの規制種別ごとに標準的な保安施設及び交通誘導員(以下「交通誘導員等」という。)の数量が定められている。そして、大阪、神戸両管理部及び京都管理所(以下、これらを合わせて「管理部等」という。)は、共通仕様書等を基にして、それぞれ管轄の府県の公安委員会と協議し、協議結果に基づき交通誘導員等の数量を変更したものを「保安施設マニュアル」(以下「マニュアル」という。)に取りまとめるなどしている。マニュアルにおける規制種別の数は計65となっており、実際の保安規制作業は、マニュアルに基づいて実施されている。

(2) 保安規制作業費の積算

保全管理工事等の契約に係る積算は、会社制定の「土木工事標準積算基準(保全工事編)」及び「土木工事共通積算資料」(以下、これらを合わせて「積算基準」という。)に基づき、大阪管理部が行っている。

積算基準では、共通仕様書の標準的な交通誘導員等の数量に基づいた保安規制作業費の積算方法が定められており、保安規制作業費の積算に当たっては、マニュアルに基づく実際の保安規制作業における交通誘導員等の数量が、共通仕様書の標準的な数量と異なる場合もあることから、そのような場合には、積算基準の数量をマニュアルの数量に置き換えて積算することとなっている。

積算基準における保安規制作業費の構成は、大別して、①工事予告標識等の資材費、②保安施設の設置・撤去や一般通行車両等の誘導(以下「交通誘導業務」という。)を行う交通誘導員、工事用標識車や資材運搬車(以下、これらを合わせて「標識車等」という。)を運転する運転工等の労務費、③機械損料費及び燃料費となっている。このうち、交通誘導員及び運転工の労務費の計上方法についてみると、交通誘導員の1日当たりの労務費は、作業時間を標準の7時間とし、配置人員1人当たりの費用に交替要員分として0.2人分を見込んで計上することとなっている。また、運転工の1日当たりの労務費は、標識車等の運転時間を標準の7時間よりも長い9時間であるとして、1日当たりの賃金を1.29倍に割増しして計上することなどとなっている。

そして、会社は、保安規制作業に係る労務費の積算に当たり、「公共工事設計労務単価」(農林水産省及び国土交通省決定)に定められている職種及び単価を採用しており、これによれば、①交通誘導員は、警備業者の警備員で、交通誘導警備業務等に従事するもの、②運転工は、主として路上を運行して作業を行う車両を運転するものなどとされている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

高速道路の保全管理工事等は、毎年度継続的に実施されており、保全管理工事等の実施に伴う保安規制作業費の積算額も多額に上っている。

そこで、本院は、経済性等の観点から、保安規制作業費について、マニュアルにおける交通誘導員等の数量が積算基準の数量と異なる場合には積算基準の数量をマニュアルの数量に置き換えて積算しているか、積算基準における労務費の算定に使用する職種の適用等は実態に即したものとなっているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、平成24、25両年度に実施した保全管理工事等の契約9件(契約金額計363億4001万余円)を対象として、本社及び管理部等において、契約関係書類を確認するとともに、作業日報等により保安規制作業の実態を把握するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 交通誘導員等について、マニュアルの数量に置き換えずに積算していたもの

保安規制作業は、マニュアルに定められた計65の規制種別のうち34の規制種別により実施されており、このうち、交通誘導員の数量についてみると、積算基準より少ない規制種別が11、多い規制種別が3、計14の規制種別で数量が異なっていた。しかし、大阪管理部は、マニュアルにおける交通誘導員等の数量が積算基準の数量と異なる場合であって

も、積算基準の数量をマニュアルの数量に置き換えずにそのまま使用して積算していた。

(2) 積算基準が作業の実態を反映していなかったもの

標識車等の運転作業の実態は、運転には特別な技術は要しないことから、運転工と比較して賃金が7割程度と安価な交通誘導員が行っていた。また、当該交通誘導員は、運転時間が主に車両移動時だけで短時間であることから、他の時間は交通誘導業務の交替要員として作業を行っているなどしていた。

このように、交通誘導員等について、積算基準の数量をマニュアルの数量に置き換えずに積算していたり、交通誘導員が標識車等の運転作業と交通誘導業務の交替要員としての作業を行っているのに、積算基準がこれらの作業の実態に即したものとなっていなかったりなどしている事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(低減できた保安規制作業費の積算額)

保全管理工事等に係る契約9件における保安規制作業費の積算額計21億8357万余円について、積算基準における交通誘導員等の数量をマニュアルの数量に置き換えるとともに、標識車等の運転作業等の実態に基づいて修正計算すると、計19億4965万余円となり、積算額を約2億3390万円低減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、大阪管理部において、積算基準における交通誘導員等の数量がマニュアルの数量と異なる場合には積算基準の数量をマニュアルの数量に置き換えて積算することについての理解が十分でなかったことにもよるが、本社において、マニュアルにおける交通誘導員等の数量を積算基準に反映させていなかったこと、保安規制作業の実態を十分に把握しておらず、積算基準に作業の実態を反映させていなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、会社は、26年4月に、保安規制作業費の積算が適切なものとなるよう、マニュアルにおける交通誘導員等の数量を積算基準に反映させるとともに、交通誘導員が標識車等の運転作業と交通誘導業務の交替要員としての作業を行うことなどとする内容に積算基準を改正して、管理部等に通知し、同月からこれを適用することとするなどの処置を講じた。

第85 株式会社商工組合中央金庫

意見を表示し又は処置を要求した事項

東日本大震災災害復旧資金の貸付けにおける利子補給の実施に当たり、同様の貸付けを実施している他の融資機関との間で協定等を締結することなどにより、利子補給が適正に実施されるよう是正改善の処置を求めたもの

科 目	貸出金
部 局 等	株式会社商工組合中央金庫本店、4支店
貸付けの概要	東日本大震災により事業所又は主要な事業用資産が全壊したり、流失したりするなどの直接被害を受けるなどした中小企業者等に利子補給金を交付することで、実質的に金利を引き下げる貸付け
低利適用限度額を超えて低利貸付が行われた貸付けの件数及び貸付金額(1)	7件 1億9470万円(平成23、24両年度)
(1)の貸付けに係る利子補給金の差額(2)	373万円
(1)及び(2)の計	1億9843万円

【是正改善の処置を求めたものの全文】

東日本大震災災害復旧資金の貸付けにおける利子補給の実施について

(平成26年10月21日付け 株式会社商工組合中央金庫代表取締役社長宛て)
標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。
記

1 東日本大震災災害復旧資金の貸付けの概要等

(1) 東日本大震災災害復旧資金の貸付けの概要

貴金庫は、株式会社商工組合中央金庫法(平成19年法律第74号)に基づき、中小企業等協同組合、主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びこれらの構成員(以下「中小企業者等」という。)に対する金融の円滑化を図るために必要な業務を行っている。

また、株式会社日本政策金融公庫(以下「日本公庫」という。)は、株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)に基づき、一般の金融機関が通常の条件により貸付けなどを行うことが困難であり、かつ主務大臣が指定する者(以下「指定金融機関」という。)が内外の金融秩序の混乱や大規模な災害等に対処するために必要な資金の貸付けなど(以下「危機対応業務」という。)を行うことが必要である場合に、指定金融機関に対して、必要な資金の貸付け、利子補給金の支給等を行うこととされている。

貴金庫は、平成23年5月から、財務省、経済産業省等が定めた「危機対応認定に係る通知について」(平成23年財政第230号、23経営第470号、平成23・05・20中第1号。以下「通知」という。)等に基づき、指定金融機関が行う危機対応業務の一環として、東日本大震災(23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害及びこれに伴う原子力発電

所事故による災害をいう。以下同じ。)により被害を受けた中小企業者等に対して、日本公庫から利子補給金の支給を受けて、これを借受者に交付することで、実質的に金利を引き下げる貸付け(以下「東日本大震災災害復旧資金の貸付け」という。)を行っている。そして、国は、日本公庫が上記利子補給金の支給を行うために必要な財政支援等として、23年度は一般会計から、24年度以降は東日本大震災復興特別会計から、それぞれ日本公庫に対して出資を行っている。

東日本大震災災害復旧資金の貸付けには、事業所又は主要な事業用資産が東日本大震災により全壊したり、流失したりするなどの直接被害を受けるなどした中小企業者等に対する貸付け(以下「直接被害貸付」という。)及び直接被害を受けるなどした中小企業者等の事業活動に相当程度依存し、間接的に被害を受けた者に対する貸付け(以下、直接被害貸付と合わせて「直接被害貸付等」という。)がある。

このうち、直接被害貸付は、借受者が貸付要件に合致した場合に、貸付後3年間について貸付金額の1.4%、貸付後4年目以降について0.5%の利子補給を行うなどする貸付けである。そして、1.4%の利子補給を受けることができる貸付金額には限度額(1億円)が設けられており、この金額を超えた貸付金額については、0.5%の利子補給となることとなっている(以下、利子補給等を行うことができる貸付金の限度額を「低利適用限度額」、低利適用限度額が設けられている貸付けを「低利貸付」という。)

財務省及び中小企業庁によれば、低利適用限度額を設けることとしたのは、より多くの借受者が限りある復興予算を効果的に利用できるようにするためであるとしている。

(2) 低利適用限度額の確認等

東日本大震災の被害を受けた者に対する貸付けについては、日本公庫、沖縄振興開発金融公庫(以下「沖縄公庫」という。)及び株式会社日本政策投資銀行(以下、日本公庫及び沖縄公庫と合わせて「他の融資機関」という。)においても、貸付利率を引き下げる方法により、貴金庫が行っている東日本大震災災害復旧資金の貸付けとおおむね同様の貸付けが行われている。これらの貸付けは、借受者がそれぞれの貸付要件に合致すれば、併せて貸付けを受けることができることになっている。

そして、通知等によれば、貴金庫又は他の融資機関が低利貸付を行おうとする場合の低利適用限度額は、貴金庫及び他の融資機関における低利貸付の貸付金元高の合計金額により判断することとされている。

そのため、貴金庫は、東日本大震災災害復旧資金の貸付けを行おうとするときは、「危機対応業務にかかる手続要領(営業店編)」(以下「要領」という。)等に基づき、融資相談等の際に、貴金庫及び他の融資機関における低利貸付の貸付金元高の合計金額が低利適用限度額を超えていない旨の確認を借受者に行い、チェックシートにその結果を記録するとともに、借受者が署名した念証等の提出を受け、これらを保管することとしている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性、効率性等の観点から、低利適用限度額の確認が適切に行われ、低利貸付が適正に実施されているかなどに着眼して、25年3月末までに貴金庫が行った直接被害貸付等3,766件(貸付金額計2064億余円)を対象として検査した。

検査に当たっては、貴金庫本店において貸付データ等を確認したり、低利適用限度額の確

認方法等について担当者から説明を聴取したりするなどの方法により会計実地検査を行った。また、必要に応じて本店を通じて各支店から貸付関係書類の提出を受けるとともに、他の融資機関からも貸付データ等の提出を受けるなどして検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 低利適用限度額の確認等の状況について

貴金庫は、前記のとおり、低利貸付を行おうとするときは、要領等に基づき、低利貸付の貸付金元高の合計金額が低利適用限度額を超えていない旨の確認を借受者に行い、チェックシートにその結果を記録するとともに、借受者が署名した念証等の提出を受け、これらを保管することとしている。

しかし、貴金庫が保管しているチェックシート、念証等を確認したところ、チェックシート、念証等には、それぞれ借受者が貸付けを受けている他の融資機関ごとに貸付金額を記載することとなっているものの、借受者からこれらの貸付金額を確認できる根拠資料の提出を受けることにはなっていなかった。

また、貴金庫と他の融資機関との間で、低利貸付の貸付金元高の合計金額を把握するために、借受者の承諾を得て貸付金元高に係る証ひょうを相互に提供するような協力体制が執られていなかった。

このように、貴金庫において、借受者が低利適用限度額を超えて貸付けを受けていないかについて実効性のある確認を行うような仕組みにはなっていなかった。

(2) 低利適用限度額を超える貸付けについて

貴金庫が低利貸付を行った借受者について、貴金庫及び他の融資機関の貸付データ等を用いるなどして、低利貸付の貸付金元高の合計金額について確認したところ、低利適用限度額を超えて低利貸付が行われている事態が見受けられた。

すなわち、貴金庫が低利貸付を行うに当たり、既に他の融資機関において低利貸付が行われていて、これらの貸付金元高を低利適用限度額から差し引いて低利貸付を行う貸付金額を決定すべきであったのに、これを考慮せず^(注)に低利適用限度額を超えて低利貸付を行っているものが、4支店において計7件見受けられた。そして、この7件の貸付けにおいて、低利適用限度額を超えて低利貸付が行われていた貸付金額は計1億9470万円で、当該貸付金額について、低利貸付に係る利子補給金として借受者に支払われた額と、低利適用限度額を超えた貸付金額として支払われる利子補給金の額との差額は計373万余円となっていた。

なお、上記利子補給金の差額については、本院の指摘により、全て返還の処置が執られた。

(注) 4支店 仙台、山形、四日市、和歌山各支店

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

貴金庫仙台支店は、借受者Aから直接被害貸付として1億円の融資相談を受け、平成23年7月に、貸付金額の1.4%の利子補給を行うとして1億円を貸し付けていた。そして、同支店は、当該貸付けを行うに当たって、他の融資機関による低利貸付がないことを確認したとしていた。

しかし、借受者Aは、実際には日本公庫仙台支店から、23年6月に1000万円の低利貸付を受けており、貴金庫の貸付時において低利貸付を9000万円までしか受けられない者であった。

なお、当該貸付けに係る利子補給金の差額30万余円については、本院の指摘により、26年4月に同人から全額が返還されている。

(是正改善を必要とする事態)

貴金庫において、借受者が低利適用限度額を超えて貸付けを受けていないかについて実効性のある確認を行うような仕組みとなっていない事態及び低利適用限度額を超えて低利貸付が行われている事態は適切ではなく、是正改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴金庫及び他の融資機関との間で低利貸付の貸付金元高の合計金額を把握するために、借受者の承諾を得て貸付金元高に係る証ひょうを相互に提供するような協力体制が執られていないことなどによると認められる。

3 本院が求める是正改善の処置

東日本大震災災害復旧資金の貸付けは、26年度以降も引き続き実施することとされており、より多くの借受者が限りある復興予算を効果的に利用できるようにすることが今後とも求められるところである。

については、貴金庫において、利子補給が適正に実施されるよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

- ア 貴金庫と他の融資機関との間で、低利貸付の貸付金元高の合計金額を把握するための協力体制が執られるよう、他の融資機関との間で協定等を締結すること
- イ 要領等において、アの協定等に基づき、他の融資機関から貸付金元高に係る証ひょうの提供を受けるなどして低利適用限度額の確認を行い、その内容を記録するなどのための具体的な方法を財務省及び中小企業庁と協議した上で定めて、各支店に周知すること

第86 北海道旅客鉄道株式会社

意見を表示し又は処置を要求した事項

軌道に係る軌道変位検査及び補修工事を適切に実施したり、落石止擁壁背面の落石等の堆積状況を適切に把握したりすることにより、鉄道施設の維持管理が適切に実施されるよう意見を表示したもの

科 目	(款)鉄道事業固定資産
部 局 等	北海道旅客鉄道株式会社本社、3支社
鉄道施設の維持管理の概要	鉄道施設を列車等が所定の速度で安全に運転することができる状態に保持するために、軌道及び構造物の検査を実施したり、必要に応じて補修工事を実施したりするもの
軌道変位検査及び補修工事が適切に実施されていなかった軌道の延長、分岐器の数	68,336m、37組
上記の帳簿価額	4億4842万円(背景金額)(平成25年度末)
擁壁背面の落石等の堆積状況を適切に把握していなかった柵付擁壁の数及び帳簿価額	1,400基 34億0441万円(背景金額)(平成25年度末)

【意見を表示したものの全文】

鉄道施設の維持管理について

(平成26年10月28日付け 北海道旅客鉄道株式会社代表取締役社長宛て)
標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 鉄道施設の維持管理の概要

(1) 鉄道施設の維持管理の概要

貴会社は、鉄道営業法(明治33年法律第65号)に従って鉄道事業を行っており、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」(平成13年国土交通省令第151号)及び「施設及び車両の定期検査に関する告示」(平成13年国土交通省告示第1786号。以下、これらを合わせて「技術基準」という。)に基づき、軌道、橋りょう、トンネル等の鉄道の輸送の用に供する施設(以下「鉄道施設」という。)の維持管理を行うこととしている。

そして、貴会社は、技術基準に基づき、貴会社が所有する鉄道施設の維持管理を行うための基準として「心得(実施基準)管理規程」(平成14年社達第94号。以下「実施基準」という。)等を、国土交通省北海道運輸局長に届け出た上で定めている。

(2) 軌道の維持管理等の概要

ア 軌道の維持管理

貴会社は、実施基準等を補完するために、軌道の維持管理の具体的な方法について定

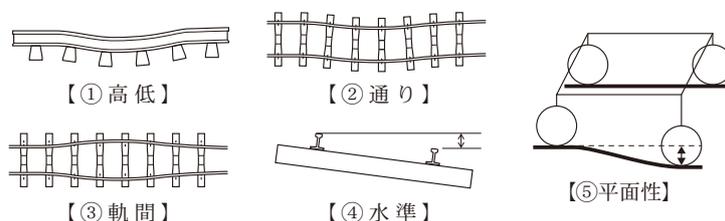
めた「線路検査規程」(平成8年工達第7号)及び「軌道整備規程」(平成8年工達第7号。以下、これらを実施基準等と合わせて「軌道実施基準」という。)に基づいて、次のとおり、軌道の検査及び補修工事を実施することとしている。

(ア) 軌道の検査

技術基準によれば、鉄道事業者は、年に1回の検査基準日を定めて、検査基準日の属する月及びその前後1か月の許容期間内に、軌道の性能を把握するための軌道変位検査を行うこととされていることから、貴会社は、軌道の重要度に応じて軌道変位検査を年2回又は4回実施することを軌道実施基準に規定している。

そして、軌道変位検査については、検査の対象箇所、検査基準日等を記載した管理台帳を基に、高低、通り、軌間、水準、平面性等の軌道変位(図参照)を検査項目として実施しており、測定結果を検査記録簿に記録することとしている。なお、平面性は、軌道の重要度に応じて測定しないことがある。

図 主な軌道変位の概念図



出典：公益財団法人鉄道総合技術研究所「鉄道構造物等維持管理標準(軌道編)の手引き」

(注) ①高低はレールの上下方向の変位、②通りはレールの左右方向の変位、③軌間は左右レールの間隔の設計値からの差、④水準は左右レールの高さの差、⑤平面性は、一定距離を隔てた2点の水準変位の差である。

(イ) 補修工事

貴会社は、軌道実施基準に基づき実施した軌道変位検査において測定した軌道の変位量が、軌道変位の評価指標である整備基準値以上となるなどしていた箇所(以下「整備基準値超過箇所」という。)については、軌道の種別に応じて、軌道実施基準に定めた補修期限までに補修工事を実施して、その結果を補修記録として記録することとしている。

また、貴会社は、管内の軌道を区間ごとに管轄する保線管理室等と、保線管理室等を統括する保線所等を設置しており、保線管理室等が軌道変位検査及び補修工事を行い、保線所等が保線管理室等の行う軌道変位検査及び補修工事の実施状況を把握、管理することとしている。

イ 落石止擁壁の維持管理

貴会社は、コンクリート製の擁壁及び擁壁上に設置された柵からなる防護工(以下「柵付擁壁」といい、このうち軌道に近接した法面や斜面からの落石の進入を防止するための機能を有するものを「落石止擁壁」という。)を軌道と法面等との間に多数設置している。

貴会社は、実施基準等を補完するために、土木構造物の維持管理の具体的な方法について「土木施設管理マニュアル」(平成8年工管第646号。以下、実施基準等と合わせて「土木実施基準」という。)を定めている。土木実施基準によれば、落石止擁壁の変状の有無及びその進行性等を把握するための通常全般検査を2年に1回実施することとされ、検査の結果、構造物の機能を低下させるおそれのある変状等が認められた場合は、更に詳細な検査である個別検査を実施した上で補修等の必要な措置を執ることとされている。なお、土木実施基準に定めていない事項については、鉄道施設の適切な維持管理を行うための技術的な標準を定めた「鉄道構造物等維持管理標準・同解説(構造物編)」(公益財団法人鉄道総合技術研究所刊行。以下「維持管理標準」という。)等によることとなっている。

そして、維持管理標準によれば、落石止擁壁の背面に土砂や岩塊等の落石等が堆積していると、捕獲できる容量が減少し、次に土砂崩壊や落石が発生した場合、それらが落石止擁壁を乗り越える可能性があるとしてされている。

(3) 国土交通省による保安監査の実施状況等

平成25年9月19日に発生した貴会社函館支社管内の函館線大沼駅構内における貨物列車脱線事故を受けて、国土交通省が発した指示に基づき、貴会社が実施した軌道の緊急点検の結果、貴会社管内において270か所の補修漏れが判明した。

そして、国土交通省は、貴会社に対して実施した保安監査を踏まえて、補修漏れを防止するための体制の構築等を内容とする当面の改善指示(以下「改善指示」という。)を10月4日に行った。

改善指示を受けて、貴会社は、10月30日に整備基準値超過箇所における補修工事漏れを防止するために、整備基準値超過箇所ごとに補修工事の具体的な実施状況を管理する管理表(以下「補修箇所管理表」という。)を定めて、これを保線管理室等に作成させるとともに保線所等に確認させることとした。

また、国土交通省は、貴会社に対して、26年1月に、軌道変位検査及び補修工事に係る記録の方法、記録内容の明確化、記録を重視するルールの策定及びその徹底、安全管理体制の再構築等の安全確保に向けた措置を講ずるよう、鉄道事業法に基づく「輸送の安全に関する事業改善命令」及び「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律」(昭和61年法律第88号)に基づく「事業の適切かつ健全な運営に関する監督命令」(以下、これらを合わせて「改善命令」という。)を発出している。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、鉄道の安全な輸送及び安定的な輸送の確保の重要性に鑑み、合規性、有効性等の観点から、鉄道施設の維持管理は適切に実施されているか、特に、列車等が走行する軌道についてその維持管理が技術基準等に基づき適切に実施されているか、落石止擁壁の維持管理が適切に実施されているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、25年度における軌道の維持管理の状況及び24、25両年度における落石止擁壁の維持管理の状況について、貴会社本社管内及び釧路、旭川、函館各支社管内において、軌道(延長3,322,438m(分岐器2,420組を含む。)、帳簿価額計221億4929万余円(25年度末現在。以下同じ。))に係る軌道変位検査の対象箇所^(注1)3,863か所、柵付擁壁1,400基(帳

簿価額計 34 億 0441 万余円)を対象として、検査記録簿等の関係書類の確認及び現場の状況を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(注1) 3,863 か所 軌道変位検査の検査記録簿単位の箇所数である。なお、この中には、国土交通省の告発により検査記録簿が警察に押収されている函館、大沼両保線管理室及び平成 26 年 5 月の火災により検査記録簿が焼損した室蘭保線管理室に係る軌道変位検査の対象箇所は含まれていない。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 軌道の維持管理状況

ア 軌道変位検査の実施状況

25 年度の軌道変位検査の実施状況について、表 1 のとおり、軌道変位検査を適切に行っていない事態が主に側線において計 239 か所(軌道延長 17,788m、分岐器 35 組、これらの帳簿価額計 1 億 3092 万余円)見受けられた。

(注2) 側線 列車の運行に常用する軌道である本線でない軌道

表 1 軌道変位検査の実施状況

事 態		箇所数 (か所)	軌道延長 (m)	分岐器 (組)
(ア)	25 年度中に軌道変位検査を行っていない事態	136	11,345	—
	軌道変位検査を年 2 回行うこととしている箇所について、1 回しか行っていない事態	13	232	—
(イ)	検査項目のうち 2 項目を測定していない事態	30	—	30
	検査項目のうち 1 項目を測定していない事態	2	—	2
(ウ)	許容期間内に軌道変位検査を行っておらず、検査の実施時期が適切なものとなっていない事態	27	4,107	—
(エ)	管理台帳に検査基準日を記録しておらず、軌道変位検査を許容期間内に行っていたかどうかの確認ができなかった事態	18	556	3
(オ)	検査記録簿が保存されておらず、具体的な実施内容が確認できなかった事態	13	1,548	—
計		239	17,788	35

(ア) 複数の対象箇所を管理台帳に一括して記録し、管理するなどしていたため、軌道変位検査を行った詳細な箇所等について、検査記録簿や作業員の稼働状況の記録が確認できず、25 年度中に軌道変位検査を行っていない事態が 136 か所において見受けられた。また、軌道変位検査を年 2 回行うこととしている箇所については、2 回分の検査記録簿や作業員の稼働状況の記録が確認できず、軌道変位検査を 1 回しか行っていない事態が 13 か所において見受けられた。

(イ) 分岐器の検査記録簿に変位量の一部について記録がないことから、検査の実施状況を確認したところ、軌道変位検査で実施することとしている軌間等の検査項目のうち、2 項目を測定していない事態が 30 か所、1 項目を測定していない事態が 2 か所において見受けられた。

- (ウ) 管理台帳に記録している検査基準日の属する月及びその前後1か月の許容期間内に軌道変位検査を行っておらず、検査の実施時期が適切なものとなっていなかった事態が27か所において見受けられた。このうち15か所については、許容期間の最終日から軌道変位検査の実施日まで3か月以上が経過していた。
- (エ) 管理台帳に検査基準日を記録しておらず、軌道変位検査を許容期間内に行っていたかどうかの確認ができなかった事態が18か所において見受けられた。
- (オ) 作業員の稼働状況の記録上、軌道変位検査の実施記録はあるものの、軌道の変位量等を記録すべき検査記録簿が保存されておらず、具体的な実施内容が確認できなかった事態が13か所において見受けられた。

イ 補修工事の実施状況

25年度の軌道変位検査における整備基準値超過箇所の補修工事の実施状況について、表2のとおり、補修工事の実施が適切でなかった事態が主に側線において計269か所^(注3)(1,369測点、軌道延長50,548m、分岐器2組、これらの帳簿価額計3億1749万余円)見受けられた。

(注3) 測点 軌道変位検査における、一定の間隔をおいて抽出した変位量データの測定地点

表2 補修工事の実施状況

事 態	箇所数 (か所(測点))	軌道延長 (m)	分岐器 (組)
(ア) 補修工事を25年度中に行っておらず、かつ所定の補修期限内にも行っていなかった事態	164 (676)	27,114	1
(イ) 所定の補修期限内に補修工事を行っていなかった事態	124 (581)	22,142	—
(ウ) 補修記録が保存されておらず、補修工事の実施状況や仕上がり状態が確認できなかった事態	9 (112)	1,292	1
計	269 (1,369)	50,548	2

(注) 同一箇所重複しているものがあるため、箇所数を合計しても計欄と一致しない。

- (ア) 整備基準値超過箇所を適切に把握しておらず、補修工事の実施状況を管理し、確認する方法が十分でないなどのため、補修工事を25年度中に行っておらず、かつ、所定の補修期限内にも行っていなかった事態が計164か所(676測点)において見受けられた。

なお、このうち2か所(7測点)は、貴会社が、改善指示を踏まえて補修箇所管理表を導入した25年10月以後の軌道変位検査に係る事態である。

- (イ) 補修記録や作業員の稼働状況の記録を確認したところ、軌道変位検査の実施後、所定の補修期限内に補修工事を行っていなかった事態が124か所(581測点)において見受けられた。このうち、補修期限から補修工事までに60日以上要していた事態が55か所(337測点)、180日以上要していた事態が35か所(92測点)となっていた。

なお、上記の124か所(581測点)のうち、24か所(181測点)については、前記の緊急点検に係る270か所と重複している。

(ウ) 作業員の稼働状況の記録上、補修工事の実施記録はあるものの、補修工事の実施内容や仕上がり状態を記録すべき補修記録が保存されておらず、補修工事の実施状況や仕上がり状態が確認できなかった事態が9か所(112測点)において見受けられた。

ウ 改善命令等を受けた改善措置

貴会社は、ア(オ)及びイ(ウ)の事態については、改善命令を受けた改善措置として、26年3月に軌道実施基準等を改正して、軌道変位検査及び補修工事に係る記録の方法、記録内容等について明確化を図っているとしている。また、イ(イ)の事態については、改善指示を受けた改善措置として、25年10月に補修箇所管理表を導入したとしている。

(2) 落石止擁壁の維持管理状況

軌道等と法面等との間に設置されている落石止擁壁には、設置後相当程度年数が経過しているものもあり、これらの落石止擁壁に係る維持、補修等の効率的、計画的な管理は重要なものとなっている。

貴会社は、柵付擁壁の検査については、土木構造物の通常全般検査の一環として、検査担当部署である保線管理室等が、遠望及び近接目視により行っている。しかし、通常全般検査における落石止擁壁背面の落石等の堆積量についての判断基準を土木実施基準に定めていないことなどから、管理する柵付擁壁1,400基(帳簿価額計34億0441万余円)について、擁壁背面の落石等の堆積状況を把握していなかった。このため、これらのうち落石止擁壁については、今後堆積が進行した場合、落石等がこれを乗り越える可能性がある。

(改善を必要とする事態)

したがって、軌道の維持管理について、軌道変位検査を適切に行っていなかったり、補修工事の実施が適切でなかったりしている事態及び落石止擁壁の維持管理について、擁壁背面の落石等の堆積状況を適切に把握していない事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴会社において、次のことなどによると認められる。

ア 軌道の維持管理について

- (ア) 技術基準等を遵守して軌道変位検査及び補修工事を適切に実施することについての認識が欠けていること
- (イ) 軌道変位検査について、対象箇所を適切に把握するなどして、その実施状況を管理し確認するための管理台帳の具体的な運用方法の検討が十分でないこと
- (ウ) 補修工事について、整備基準値超過箇所を漏れなく適切に把握するための具体的な方策を示していなかったこと、また、25年10月以降は補修箇所管理表を運用しているものの、整備基準値超過箇所を漏れなく適切に把握して補修箇所管理表に記録するための具体的な方策を示していないこと

イ 落石止擁壁の維持管理について

通常全般検査における落石止擁壁の背面の落石等の堆積量についての具体的な判断基準を定めていないこと

3 本院が表示する意見

貴会社が管理する鉄道施設を適切に維持管理していくことは、鉄道輸送の信頼性を確保する上で重要であり、軌道等を適切に管理して、鉄道の安全な輸送及び安定的な輸送を確保す

ることが必要である。

貴会社は、改善命令による更なる安全確保へ向けた措置の計画を取りまとめているところであるが、今回の検査の結果を踏まえて、貴会社において、これまでに講じた改善措置の内容について、より確実に実施することが必要である。そして、鉄道施設の維持管理が適切に実施されるよう、次のとおり意見を表示する。

ア 軌道の維持管理について

(ア) 技術基準等を遵守して軌道変位検査及び補修工事を適切に実施することについて関係部署に周知徹底するとともに、その実施状況を確実に確認する方法を検討すること

(イ) 軌道変位検査について、対象箇所を適切に把握するなどして、保線管理室等及び保線所等において、軌道変位検査の実施状況を管理し確認できるよう、管理台帳の具体的な運用方法を検討すること

(ウ) 補修工事について、保線管理室等及び保線所等において、補修工事の実施状況を管理し確認できるよう、整備基準値超過箇所を漏れなく適切に把握して補修箇所管理表に記録することにより、補修箇所管理表の運用をより確実なものとする方策を検討すること

イ 落石止擁壁の維持管理について

落石止擁壁の背面に係る落石等の堆積量を適切に把握、記録して通常全般検査が適切に実施されるよう、通常全般検査における適切な判断基準を検討すること

第87 四国旅客鉄道株式会社

意見を表示し又は処置を要求した事項

軌道に係る軌道変位検査及び補修工事を適切に実施することにより、鉄道施設の維持管理が適切に実施されるよう意見を表示したもの

科	目	(款)鉄道事業固定資産	
部	局	等	四国旅客鉄道株式会社本社
鉄道施設の維持管理の概要			鉄道施設を列車等が所定の速度で安全に運転することができる状態に保持するために、軌道及び構造物の検査を実施したり、必要に応じて補修工事を実施したりするもの
軌道変位検査及び補修工事が適切に実施されていなかった軌道の延長、分岐器の数			51,989m、115組
上記の帳簿価額			7億4369万円(背景金額)(平成25年度末)

【意見を表示したものの全文】

鉄道施設の維持管理について

(平成26年10月28日付け 四国旅客鉄道株式会社代表取締役社長宛て)標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 鉄道施設の維持管理の概要

貴会社は、鉄道営業法(明治33年法律第65号)に従って鉄道事業を行っており、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」(平成13年国土交通省令第151号)及び「施設及び車両の定期検査に関する告示」(平成13年国土交通省告示第1786号。以下、これらを合わせて「技術基準」という。)に基づき、軌道、橋りょう、トンネル等の鉄道の輸送の用に供する施設(以下「鉄道施設」という。)の維持管理を行うこととしている。

そして、貴会社は、技術基準に基づき、貴会社が所有する鉄道施設の維持管理を行うための基準として「実施基準管理規程」(平成14年社達第47号。以下「実施基準」という。)等を、国土交通省四国運輸局長に届け出た上で定めている。

貴会社は、実施基準等を補完するために、軌道の維持管理の具体的な方法について定めた「軌道等管理準則」(平成14年工保第466号)及び「軌道検査マニュアル」(平成18年工務部作成。以下、これらを実施基準等と合わせて「軌道実施基準」という。)に基づいて、次のとおり、軌道の検査及び補修工事を実施することとしている。

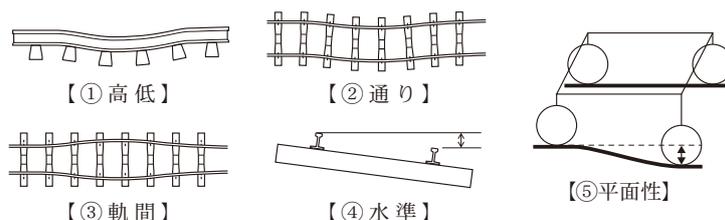
(1) 軌道の検査

技術基準によれば、鉄道事業者は、年に1回の検査基準日を定めて、検査基準日の属する月及びその前後1か月の許容期間内に、軌道の性能を把握するための軌道変位検査を行うこととされていることから、貴会社は、軌道の重要度に応じて軌道変位検査を年2回又は4回実施することを軌道実施基準に規定している。

そして、軌道変位検査については、検査の対象箇所、検査基準日等を記載した管理台帳を基に、高低、通り、軌間、水準、平面性等の軌道変位(図参照)を検査項目として実施しており、測定結果を検査記録簿に記録することとしている。また、変位量の測定に当たっては、実測によるものとしているが、重要度や使用頻度の低い側線^(注1)については、一部目測によることも認めている。なお、平面性は、軌道の重要度に応じて測定しないことがある。

(注1) 側線 列車の運行に常用する軌道である本線でない軌道

図 主な軌道変位の概念図



出典：公益財団法人鉄道総合技術研究所「鉄道構造物等維持管理標準(軌道編)の手引き」

(注) ①高低はレールの上下方向の変位、②通りはレールの左右方向の変位、③軌間は左右レールの間隔の設計値からの差、④水準は左右レールの高さの差、⑤平面性は、一定距離を隔てた2点の水準変位の差である。

(2) 補修工事

貴会社は、軌道実施基準に基づき実施した軌道変位検査において測定した軌道の変位量が、軌道変位の評価指標である整備基準値以上となるなどしていた箇所(以下「整備基準値超過箇所」という。)については、軌道実施基準に定めた補修期限までに補修工事を実施して、その結果を補修記録として記録することとしている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、鉄道の安全な輸送及び安定的な輸送の確保の重要性に鑑み、合規性、有効性等の観点から、鉄道施設の維持管理は適切に実施されているか、特に、列車等が走行する軌道についてその維持管理が技術基準等に基づき適切に実施されているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、平成25年度における軌道の維持管理の状況について、貴会社管内において、軌道(延長1,062,661m(分岐器1,116組を含む。))、帳簿価額計141億5344万余円(25年度末現在。以下同じ。))に係る軌道変位検査の対象箇所1,661か所^(注2)を対象として、検査記録簿等の関係書類の確認及び現場の状況を確認するなどの方法により、会計実地検査を行った。

(注2) 1,661か所 軌道変位検査の検査記録簿単位の箇所数である。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 軌道変位検査の実施状況

25年度の軌道変位検査の実施状況について、表1のとおり、軌道変位検査を適切に行っていなかった事態が主に側線において計328か所(軌道延長50,733m、分岐器115組、これらの帳簿価額計7億2808万余円)見受けられた。

表1 軌道変位検査の実施状況

事 態		箇所数 (か所)	軌道延長 (m)	分岐器 (組)
ア	25年度中に軌道変位検査を行っていなかった事態	20	788	—
	軌道変位検査を年2回行うこととしている箇所について、1回しか行っていなかった事態	5	153	—
イ	検査項目のうち2項目以上を測定していなかった事態	6	—	6
	検査項目のうち1項目を測定していなかった事態	109	—	109
	検査項目のうち実測を行っていなかった事態	173	22,085	—
ウ	許容期間内に軌道変位検査を行っておらず、検査の実施時期が適切なものとなっていなかった事態	11	25,057	—
エ	管理台帳に検査基準日を記録しておらず、軌道変位検査を許容期間内に行っていたかどうかの確認ができなかった事態	5	2,649	—
計		328	50,733	115

(注) 同一箇所でも重複しているものがあるため、箇所数を合計しても計欄と一致しない。また、単位未満を切り捨てているため、軌道延長の合計と計欄は一致しない。

ア 複数の対象箇所を管理台帳に一括して記録し、管理するなどしていたため、軌道変位検査を行った詳細な箇所等について、検査記録簿や作業員の稼働状況の記録が確認できず、25年度中に軌道変位検査を行っていなかった事態が20か所において見受けられた。また、軌道変位検査を年2回行うこととしている箇所については、2回分の検査記録簿や作業員の稼働状況の記録が確認できず、軌道変位検査を1回しか行っていなかった事態が5か所において見受けられた。

イ 分岐器の検査記録簿に変位量の一部について記録がないことから、検査の実施状況を確認したところ、軌道変位検査で実施することとしている軌間等の検査項目のうち、2項目以上を測定していなかった事態が6か所、1項目を測定していなかった事態が109か所において見受けられた。また、使用頻度が高い側線の実測が必要な検査項目について、目測は行っていたものの実測を行っていなかった事態が173か所において見受けられた。

ウ 管理台帳に記録している検査基準日の属する月及びその前後1か月の許容期間内に軌道変位検査を行っておらず、検査の実施時期が適切なものとなっていなかった事態が11か所において見受けられた。このうち2か所については、許容期間の最終日から軌道変位検査の実施日まで3か月以上が経過していた。

エ 管理台帳に検査基準日を記録しておらず、軌道変位検査を許容期間内に行っていたかどうかの確認ができなかった事態が5か所において見受けられた。

(2) 補修工事の実施状況

25年度の軌道変位検査における整備基準値超過箇所の補修工事の実施状況について、表2のとおり、補修工事の実施が適切でなかった事態が計6か所^(注3)(14測点、軌道延長1,256m、帳簿価額計1560万余円)見受けられた。

(注3) 測点 軌道変位検査における、一定の間隔をおいて抽出した変位量データの測定地点
表2 補修工事の実施状況

事 態	箇所数 (か所(測点))	軌道延長 (m)
ア 所定の補修期限内に補修工事を行っていなかった事態	4 (7)	988
イ 補修記録が保存されておらず、補修工事の実施状況や仕上がり状態が確認できなかった事態	2 (7)	268
計	6 (14)	1,256

ア 補修記録や作業員の稼働状況の記録を確認したところ、軌道変位検査の実施後、所定の補修期限内に補修工事を行っていなかった事態が4か所(7測点)において見受けられた。このうち、補修期限から補修工事までに60日以上要していた事態が1か所(3測点)、150日以上要していた事態が1か所(1測点)となっていた。

イ 作業員の稼働状況の記録上、補修工事の実施記録はあるものの、補修工事の実施内容や仕上がり状態を記録すべき補修記録が保存されておらず、補修工事の実施状況や仕上がり状態が確認できなかった事態が2か所(7測点)において見受けられた。

(改善を必要とする事態)

したがって、軌道の維持管理について、軌道変位検査を適切に行っていなかったり、補修工事の実施が適切でなかったりしている事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴会社において、次のことなどによると認められる。

- ア 技術基準等を遵守して軌道変位検査及び補修工事を適切に実施することについての理解が十分でないこと
- イ 軌道変位検査について、対象箇所を適切に把握するなどして、その実施状況を管理し確認するための管理台帳の具体的な運用方法の検討が十分でないこと
- ウ 補修工事について、補修期限内に補修工事を実施したか確認するための方策の検討が十分でないこと

3 本院が表示する意見

貴会社が管理する鉄道施設を適切に維持管理していくことは、鉄道輸送の信頼性を確保する上で重要であり、軌道を適切に管理して、鉄道の安全な輸送及び安定的な輸送を確保することが必要である。

については、軌道の維持管理が適切に実施されるよう、次のとおり意見を表示する。

- ア 技術基準等を遵守して軌道変位検査及び補修工事を適切に実施することについて、関係部署に周知徹底すること

- イ 軌道変位検査について、対象箇所を適切に把握するなどして、実施状況を管理し確認できるよう、管理台帳の具体的な運用方法を検討すること
- ウ 補修工事について、補修期限内に補修工事を実施したか確認するための方策を検討すること

平成 24 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

鉄道構造物の維持管理について

(平成 24 年度決算検査報告 845 ページ参照)

1 本院が表示した意見及び要求した改善の処置

四国旅客鉄道株式会社(以下「会社」という。)は、鉄道営業法(明治 33 年法律第 65 号)等に基づき橋りょう、トンネル等の鉄道構造物の定期検査を実施することとしており、会社が定めた実施基準等に基づき、保線区等で定期検査として全般検査を 2 年に一度実施するなどして、構造物の健全度を変状の進行性等により判定するなどしている。そして、全般検査の結果、詳細な検査が必要と判断された場合には個別検査を実施し、橋りょうについては、個別検査の結果等により、橋りょう修繕計画を毎年度作成して修繕工事を順次実施することとしている。しかし、橋りょうの定期検査等において、修繕工事が必要な健全度と判定されてから修繕工事が早期に実施されていなかったり、全般検査の検査記録が適切に整備されていないために構造物の維持管理に有効に活用できるものになっていなかったりしている事態が見受けられた。

したがって、会社において、定期検査等の結果により、修繕工事の実施時期を定めるなどした橋りょう修繕計画を適切に作成して、修繕工事を着実に実施するための具体的な方策を検討したり、全般検査の結果が適切に記録されるよう、記録すべき項目を明確にするとともに、検査記録の適切な整備を図ることについて保線区等に対して周知したりするよう、四国旅客鉄道株式会社代表取締役社長に対して平成 25 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により意見を表示し及び改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、会社の本社において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、会社は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 26 年 3 月に、定期検査等の結果により橋りょう修繕計画に、修繕工事が必要とされた橋りょうの修繕工事の実施時期を定めるなどした。そして、修繕工事を着実に実施するための具体的な方策として、新たに修繕工事の管理表を作成し、これにより修繕工事の実績及び進捗状況の確認を行うこととした。
- イ 26 年 4 月に、全般検査の結果が適切に記録されるよう全般検査に関するマニュアルを改正して、検査記録に記録すべき項目を明確にするとともに、検査記録の適切な整備を図ることについて保線区等に対して周知した。

第88 東日本電信電話株式会社

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

販売業務の委託に当たり、支払事務が適切に行われるよう審査体制の強化を図るとともに、契約規程等に基づく適切な契約事務の実施を確保するための取組を行うことなどにより、契約規程等を遵守して契約事務等の一層の適正化を図るよう改善させたもの

科目	営業費用
部局等	東日本電信電話株式会社本社
契約の概要	中小事業所に対するフレッツ光等の販売業務を委託するもの
契約の相手方	ブリッジ・モーション・トゥモロー株式会社等4会社
委託費支払額	24億1641万余円(平成23年度～25年度)
適切な契約の事務処理が行われていなかった委託費	24億1641万円(平成23年度～25年度)

1 委託契約等の概要

(1) 委託契約の概要

東日本電信電話株式会社(以下「NTT 東日本」という。)のビジネス&オフィス営業推進本部(平成25年6月30日以前はビジネス&オフィス事業推進本部。以下「本部」という。)は、23年度から新たに中小事業所に対するフレッツ光等の販売業務の委託を開始するために、23年度にブリッジ・モーション・トゥモロー株式会社(以下「BMT社」という。)及びA社と、24年度にA社及びB社と、25年度にA社、B社及びC社(以下、これらの4会社を合わせて「委託会社」という。)と販売業務を委託する契約をそれぞれ締結している(以下、これらの契約を「委託契約」という。)。そして、本部は、委託契約に基づき委託費を支払っており、その支払金額は23年度計16億6799万円、24年度計4億9176万余円、25年度計2億5665万余円、合計24億1641万余円となっている。

(2) 契約事務等の概要

NTT 東日本が定めた契約規程(平成11年社長達東第71号)等によれば、契約責任者は、不正行為防止等の観点から契約を締結する場合において、審査を行い、契約締結後において契約の適正な履行を確保するために、契約相手が契約期間中も契約内容に基づいて履行しているか監督を行うこととされている。さらに、契約責任者は、契約書、請求書等により自らが支出内容を審査して支払決定を行うとともに、契約相手との交渉等の施策運用(以下「施策運用」という。)、給付完了の確認及び支払額の確定の権限を同一の社員に集中させた場合、恣意的な契約代金の支払等が可能となることから、その妥当性について十分に検討することとされている。

また、社印規程(平成11年社長達東第61号)によれば、社印の保管責任者は、使用上の不正、紛失の事故がないよう厳重に注意し、押印に当たっては決裁文書と照合することとされている。

そして、契約事務担当(以下「契約担当」という。)は、契約書、覚書等の締結に当たって、契約責任者の審査及びその決裁(以下「決裁等」という。)を受け、契約期間中において給付完了の確認、支払額の確定等を行うこと、支払事務担当(以下「支払担当」という。)は、委託費の支払に当たって、決裁文書、契約書、請求書等により、金額の正当性等を確認すること、また、社印を扱う担当(以下「社印担当」という。)は、決裁文書を確認し社印を押印することになっている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本部は、前記のとおり、委託会社に23年度から多額の委託費を支払っている。しかし、本部の契約担当が、BMT社元社長から金銭を收受したとして、25年12月に「日本電信電話株式会社等に関する法律」(昭和59年法律第85号)に定める収賄の容疑で逮捕、起訴された。

そこで、本院は、合規性等の観点から、契約を締結する場合の事務手続は適切に行われているか、委託費の支払金額は契約書等に基づき適正なものとなっているかなどに着眼して、NTT東日本本社において、委託契約(支払金額計24億1641万余円)を対象として、契約関係書類の提出を受けるなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

契約責任者は、新たに中小事業所に対するフレッツ光等の販売の拡大に向け、意思決定の迅速化を図るために、委託契約において、施策運用、給付完了の確認及び支払額の確定の権限を契約担当に集中させていた。

そして、契約担当は、BMT社及び24年度のA社との契約において、契約責任者の決裁等を受けた当初の契約内容を変更する覚書を作成し、契約責任者の決裁等を受けることなく、覚書を締結していた。また、支払担当は、契約書、覚書及びこれらの決裁文書で適正な支払金額であるか確認せずに請求書等により委託費を支払っていた。さらに、社印担当は、契約責任者の決裁文書を確認せずに覚書に社印を押印していた。

また、23年度から25年度までのフレッツ光の契約目標数に対する契約数の割合は、委託会社から毎月提出される作業完了報告書等によれば、12%から26%にとどまっていた。そして、契約責任者は、契約期間中も委託会社のフレッツ光の契約数を適時に把握して、契約目標数より少なければ契約数の増数を求めるなどの監督を行うべきであるのに十分に行っていなかった。

さらに、契約責任者は、契約担当がBMT社との委託契約の積算において、物件・設備費用の算出対象期間や事務室1か所当たりで使用する電話設備の月額レンタル料等を誤って適用し算定していたにもかかわらず、審査を十分に行っていなかった。

このように、本部が23年度から25年度までの間に委託会社に支払った委託費計24億1641万余円において、契約責任者の決裁等を受けることなく覚書を締結していたり、契約責任者の決裁文書を確認せずに覚書に社印を押印していたり、決裁文書、契約書等で適正な金額か確認せずに委託費を支払っていたり、委託会社に対する監督を十分に行っていなかったりなどしていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、本部において、契約規程、社印規程等に基づく適切な契約事務の実施を確保するための取組が十分に行われていなかったり、委託費の支払に当たり、決裁文書、契約書等により金額の正当性を十分確認していなかったことによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、NTT 東日本は、次のような処置を講じた。

- ア 本部において、26年7月に、支払事務が適切に行われるよう審査体制の強化を図るために、決裁文書、契約書、請求書等による確認を支払担当が実施した後に、更に審査を行う担当を新設した。また、同年9月に本部内に指示文書を発して、覚書等への社印の押印に当たり、契約責任者の決裁文書を確認して行うなど社印管理を徹底することを指示した。
- イ 本社において、26年9月に社内各組織に指示文書を発して、契約規程等の趣旨及びそれらの遵守の重要性を周知徹底し、委託契約に係る事務処理の一層の適正化を図ることを指示した。

(第13 日本郵便株式会社)

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

車両用燃料の調達に当たり、原則として、本社契約により調達するよう郵便局に対して指導することなどにより、給油代金の支払額の節減を図るよう改善させたもの

科 目	営業原価
部 局 等	日本郵便株式会社(平成24年9月30日以前は郵便事業株式会社及び郵便局株式会社)
契 約 名	物品売買契約 14 契約
契 約 の 概 要	日本郵便株式会社が保有している業務車両に使用する燃料を調達するもの
契 約	平成20年7月～24年12月 一般競争契約
契 約 の 相 手 方	5 会社
145 集配局において局契約により調達していたレギュラーガソリンに係る給油代金の支払額	30 億 3242 万余円(平成24、25 両年度)
上記のうち節減できた支払額	1 億 9388 万円

1 車両用燃料の調達等の概要

(1) 業務車両等の概要

日本郵便株式会社(以下「日本郵便」という。)は、郵政民営化法(平成17年法律第97号)等に基づき、日本郵政公社の郵便、銀行、保険の窓口業務等を承継して平成19年10月1日に設立された郵便局株式会社が24年10月1日に商号を変更し、日本郵政公社から郵便物の配達等の郵便業務等を承継して設立された郵便事業株式会社を吸収合併して、これらの業務を行っている(以下、郵便業務等を承継した部門を「事業部門」、窓口業務等を承継した部門を「局部門」という。)

日本郵便は、上記の業務を行うために、全国に13の支社と支社管内に、事業部門の業務又は局部門及び事業部門の両業務を行う1,085郵便局(25年度末現在。以下「集配局」という。)を含めて20,126郵便局(25年度末現在。以下、支社と郵便局とを合わせて「郵便局等」という。)を設置している。

そして、日本郵便は、これらの業務で使用するために、軽自動四輪車、自動二輪車等の車両(以下「業務車両」という。)を、事業部門で約12万台(全体の約8割)、局部門で約3万台それぞれ保有しており、本社及び郵便局等に配備している。

(2) 車両用燃料の調達の概要

本社は、業務車両に使用するレギュラーガソリン等の燃料(以下「車両用燃料」という。)の調達に当たり、24、25両年度に、石油元売会社ごとに各社が組織する全国的な加盟給油所で現金の支払等を行うことなく給油を受けることができる発券店値付けカードの発行及び当該加盟給油所での給油に係る代金の本社への一括請求等を行う5会社(以下、これ

らの会社を「発券店」という。)との間で、一般競争契約により、車両用燃料の調達に係る物品売買契約(以下「本社契約」という。)を締結している。

(注) 5会社 広川エナス、国際油化、SMA サポート、東洋カーマックス、日通商事各株式会社

車両用燃料の単価は、毎月の給油代金請求の際の各本社契約の全国一律の1L当たり単価として、資源エネルギー庁が公表している給油所小売価格調査における1L当たりの毎月の全国平均価格から本社とそれぞれの発券店との間で決定した所定の額を差し引いた額とされている。

一方、本社契約により給油を受けることが可能な給油所(以下「本社契約給油所」という。)が近隣にないなどの郵便局等は、事前に車両用燃料の調達に必要な予算配賦を受けるために、本社に対して調達理由等を記載した車両関係予算要求書を提出して予算要求を行い、本社から予算配賦を受けた後に、近隣の給油所との間で独自に契約(以下「局契約」という。)を締結するなどしている。

また、本社は、21年11月に「車両燃料の調達コスト削減に関する指示」を発出して、車両用燃料の調達費用の削減、各集配局における契約事務量の軽減等のために、可能な限り局契約から本社契約に切り替えるよう、集配局に対して指示している。

そして、本社契約による車両用燃料の調達額は、24年度計99億3028万余円、25年度計107億3808万余円、合計206億6836万余円、局契約による車両用燃料の調達額は、24年度計35億0991万余円、25年度計36億4210万余円、合計71億5202万余円となっている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、業務車両の約8割を保有している事業部門で使用されるレギュラーガソリンの調達が適切に行われているかなどに着眼して、24、25両年度の事業部門に係るレギュラーガソリンの調達等の契約を対象として、本社、13支社及び65集配局において、本社契約及び局契約に係る契約書、請求書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。また、車両用燃料の調達に係る26年度の予算配賦額が多額となっている133集配局を選定して、24、25両年度の局契約の内容、調達数量、給油代金の支払額等の状況を聴取するなどして検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

前記の計198集配局のうち145集配局は、24、25両年度に、それぞれ本社から予算配賦を受けて、局契約によりレギュラーガソリンを調達しており、給油代金の支払額は24年度計14億5812万余円、25年度計15億7429万余円、合計30億3242万余円となっていた。

上記の局契約の実態についてみたところ、①本社契約給油所と局契約を締結していた集配局が24年度117集配局、25年度116集配局、②近隣に本社契約給油所があるにもかかわらず他の給油所と局契約を締結していた集配局が24年度16集配局、25年度17集配局、③①及び②の両方の局契約を締結していた集配局が24年度12集配局、25年度12集配局となっていて、いずれの集配局においても本社契約によりレギュラーガソリンを調達することが可能であった。

そして、レギュラーガソリンの1L当たり単価について、各局契約における単価(以下「局単価」という。)と前記の5 発券店との各本社契約における単価(以下「本社単価」という。)とを比較すると、一部の集配局の局単価が本社単価の最低額を一時的に下回ることがあったものの、毎月、局単価の平均額は本社単価の最高額を上回っていた。

このように、レギュラーガソリンについて、本社契約により経済的に調達することが可能であったにもかかわらず、局契約により調達していた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(節減できた給油代金の支払額)

前記の145 集配局において局契約により調達していたレギュラーガソリンの給油代金の支払額について、本社契約により調達することとして修正計算すると、24 年度計13 億5869 万余円、25 年度計14 億7983 万余円、合計28 億3853 万余円となり、前記の支払額との差額24 年度9943 万余円、25 年度9445 万余円、計1 億9388 万余円が節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、日本郵便において、集配局に対して、原則として本社契約により車両用燃料を調達することについての指導及び本社契約の内容等についての周知が十分でなかったこと、集配局に対する車両用燃料の調達のための予算配賦に当たり、局契約が必要となる具体的な理由を把握していなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、日本郵便は、次のような処置を講じた。

ア 26 年9 月に、本社において会議を開催して、13 支社を通じて各支社管内の郵便局に対して、原則として本社契約により車両用燃料を調達するよう指導するとともに、本社契約の内容等について周知徹底を図った。

イ 26 年8 月に、本社の担当部署に指示文書を発出して、今後は、郵便局に対する車両用燃料の調達のための予算配賦に当たり、局契約が必要となる具体的な理由を確認して把握することとした。

(第15 株式会社かんぼ生命保険)

不 当 事 項

役 務

(401) 申込書 OCR システムの保守契約において、今後使用する見込みのない機器を引き続き保守の対象としていたり、仕様書どおりに実施されていない定期点検に係る費用を保守費に含めていたりしていたため、支払額が過大となっていたもの

科 目	事業費
部 局 等	株式会社かんぼ生命保険本社
契 約 名	申込書 OCR システムの購入及び保守
契 約 の 概 要	生命保険契約の申込書等に記載された文字を光学的に読み取ることによりデータ入力等を行うためのシステムの購入及び保守を行うもの
契 約 の 相 手 方	東芝ソリューション株式会社
契 約	平成 20 年 6 月 一般競争契約
契 約 金 額	1,121,925,000 円
上記のうち保守費	575,871,450 円(平成 20 年度～26 年度)
支 払	平成 20 年 9 月～26 年 3 月 67 回
支 払 額	516,851,611 円(平成 20 年度～25 年度)
過大となっていた支払額	41,772,900 円(平成 21 年度～25 年度)

1 契約等の概要

(1) 契約の概要

株式会社かんぼ生命保険(以下「かんぼ生命」という。)は、保険業法(平成7年法律第105号)等に基づき支店等において生命保険業務を行っており、支店等が取り扱った生命保険契約の申込書等の事務処理等を行うために、仙台、東京、岐阜、京都、福岡各サービスセンター(以下、これらを「5センター」といい、サービスセンターを「センター」という。)を設置している。

かんぼ生命本社(以下「本社」という。)は、上記の申込書等に記載された文字を光学的に読み取ることによりデータ入力等を行うためのシステム(以下「申込書 OCR システム」という。)の購入及び保守に係る契約を、平成20年6月に、一般競争契約により、東芝ソリューション株式会社(以下「TSOL」という。)と申込書 OCR システムの購入費計546,053,550円及び20年9月から26年10月までの期間に係る保守費計575,871,450円、契約金額合計1,121,925,000円で締結している。

そして、かんぼ生命は、20年8月から申込書 OCR システムを構成する機器である申込書 OCR 装置計23台、申込書 OCR 修正用端末機計99台、ページプリンタ計38台等を5センターに設置している。

(2) 申込書 OCR システムの保守等の概要

かんぼ生命が定めた物品等契約マニュアル(平成19年手続第33号)によれば、給付の完了の確認のための検査(以下「検収」という。)の際には、履行や納入を受ける部署の検査社員が仕様書等に適合しているかどうかを確認することとされている。

申込書 OCR システムの保守について定めた仕様書等によれば、TSOLは、故障が発生した場合には原則として即日修理すること、毎年、所定の回数以上の定期点検を実施することなどとされ、その際に、保守を実施した機器の内訳や機器ごとの作業内容等を記載した保守等報告書を作成して各センターの検査社員に提出することとされている。そして、検査社員が同報告書の記載内容について確認した上で記名又は押印した後に、TSOLは同報告書を本社に提出して、本社の検査を受けて承認を得ることとされている。

本社は上記の承認を行った後に、TSOLから代金の支払請求を受けて、毎月の定額の保守費を支払うこととなっており、20年9月から26年3月までの期間に係る保守費として、計516,851,611円をTSOLに支払っている。

また、契約書によれば、本社は、必要がある場合には、仕様書の内容等について変更するためにTSOLと協議することができることとされている。

2 検査の結果

本院は、合規性、経済性等の観点から、機器ごとに保守を行う必要性の検討が十分に行われているか、保守は適切に実施されているかなどに着眼して、前記の保守費の支払額を対象として、本社及び5センターにおいて、契約書、仕様書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

ア かんぼ生命は、22年10月以降、申込書 OCR システムとは別に、申込書等をスキャナーで取り込んで審査を行うなどする新契約システムを導入しており、新規の申込書のデータ入力のほとんどは新契約システムを利用して行われていたことから、申込書 OCR システムは一部の業務のみに利用されていた。このため、岐阜センターは24年6月、京都センターは同年2月、福岡センターは同年5月に、前記の申込書 OCR システムを構成する機器のうち、申込書 OCR 装置計6台、申込書 OCR 修正用端末機計31台及びページプリンタ計7台について、今後使用する見込みがなくなったため撤去して、各センター内の倉庫等に保管していた。しかし、本社は、これらの機器を保守の対象から除外することなどについてTSOLと何ら協議しないまま、引き続きこれらの機器に係る保守費を支払っていた。

イ 5センターは本社から保守に係る仕様書の内容を通知されておらず、5センターの検査社員は、定期点検の対象となる機器の内訳を把握しないまま検収を了したとして、TSOLから提出された前記の保守等報告書に記名又は押印していた。一方、本社は、毎月、TSOLから、仕様書に定められた前記の内容等が記載されていない簡易な報告書の提出しか受けておらず、これに基づき検査を実施したとして、機器ごとの定期点検の実施状況を確認しないまま承認していた。これらのことから、5センターにおいて使用している機器について、定期点検の実施回数が仕様書で定められた所定の回数を下回っていた機器が21年度計63台、22年度計104台、23年度計146台、24年度計120台、25年度計113台あったが、本社はこれらの仕様書どおりに定期点検が実施されていない機器に係る保守費

をTSOLに支払っていた。

したがって、今後使用する見込みのない機器に係る保守費及び仕様書どおりに実施されていない定期点検に係る費用を除いて、適切な保守費の支払額を算定すると計475,078,711円となり、前記の支払額との差額計41,772,900円が過大に支払われていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、5センターにおいて定期点検の検収を適切に実施することについての認識が欠けていたこと、本社において、機器ごとの使用状況を十分に把握しておらず保守の必要性についての検討が十分でなかったこと、定期点検の実施状況の確認を適切に行うことについての認識が欠けていたこと、5センターに対する検収の適切な実施についての指導監督が十分でなかったことなどによると認められる。

第89 東京電力株式会社

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

契約書に談合等に係る違約金条項を定めることにより、談合等の抑止を図るとともに、談合等が発生した場合には違反行為を行った事業者から被った損害を早期かつ確実に回復できるよう改善させたもの

科 目	建設仮勘定、営業費用
部 局 等	東京電力株式会社
違約金条項の概要	談合等が発生しその事実が確定するなどした場合に、発注者の請求に基づき、契約相手方があらかじめ約定した額を支払わなければならないとする契約条項
本件違反事業者に対して発注を行っていた契約の件数及び契約金額	597件 265億9109万余円(平成24年1月～25年3月)
上記のうち違約金条項を定めていなかった競争の方法による契約の件数及び契約金額	415件 167億4509万円(背景金額)

1 談合事件等の概要

(1) 特別事業計画に基づく経営の合理化の概要

東京電力株式会社(以下「会社」という。)は、原子力損害の賠償に関する法律(昭和36年法律第147号)に基づき、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う福島第一原子力発電所の事故に関して責任を負う原子力事業者として、同事故に係る損害を賠償している。そして、国は、会社に対して、原子力損害賠償支援機構(26年8月18日以降は原子力損害賠償・廃炉等支援機構。以下「機構」という。)を通じて賠償資金の交付や株式の引受け等の多額の支援を実施している。

会社は、賠償資金の交付等の支援を受けるに当たり、機構と共同して、原子力損害賠償支援機構法(平成23年法律第94号。26年8月18日以降は原子力損害賠償・廃炉等支援機構法)に基づき、事業の運営等に関する計画(以下「特別事業計画」という。)を作成して、主務大臣である内閣総理大臣及び経済産業大臣の認定を受けている。特別事業計画には経営の合理化のための方策等を記載することとなっており、会社は、23年11月に認定を受けた特別事業計画以降、競争的発注方法の拡大を上記の方策の一つとして掲げている。

(2) 本件談合事件の概要

公正取引委員会は、会社が24年1月31日から25年3月12日までの間に発注した架空送電工事^(注1)及び地中送電ケーブル工事^(注2)の契約において、契約相手方である工事業者が「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反して談合を行っていたとして、25年12月20日に、談合を行った工事業者(談合を行った

工事業者を合併して当該工事業者の権利及び義務を承継した法人1社を含み、また、会社のグループ会社である2社を含む。以下「本件違反事業者」という。)計42社のうち39社に対して排除措置命令を、36社に対して課徴金納付命令をそれぞれ行った。

また、公正取引委員会は、同日に、上記の談合事件(以下「本件談合事件」という。)において会社の一部の社員の行為が本件違反事業者の談合を誘発し助長していたなどとして、会社に対して、発注制度の競争性を改善してその効果を検証するとともに、同様の行為が再び行われることがないように適切な措置を講ずることなどを申し入れた。

(注1) 架空送電工事 送電線を空中に渡すための鉄塔等の設備について、建設、補修等を行う工事

(注2) 地中送電ケーブル工事 送電線を地中に通すためのケーブル等の設備について、新設、引替え等を行う工事

(3) 国等の契約において導入されている違約金条項

政府は、国等が行う公共工事の入札及び契約の適正化について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)に基づき、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(平成13年3月閣議決定)を定めた。その後、公共工事の入札に関する談合の再発防止を図る観点から、18年5月に同指針を改正して、談合があった場合における請負者の賠償金支払義務を請負契約締結時に併せて特約することなどにより、損害額の賠償の請求に努めることとした。

これを受けて、国等では、談合等が発生しその事実が確定するなどした場合に、発注者の請求に基づき、契約相手方があらかじめ約定した額を支払わなければならないとする契約条項(以下「違約金条項」という。)を契約書に定めることが一般的となっている。

違約金条項は、談合等を抑止する効果が期待できるものであるとともに、談合等が発生した場合には、発注者において損害の発生及び損害額について立証することなく違約金を契約相手方に請求して損害を早期かつ確実に回復することを可能とするものである。一方、違約金条項を定めていない場合、発注者は、談合等が行われたことによる損害額を算定して、必要に応じて訴訟を提起するなどして契約相手方に請求することになり、損害額の算定に一定の時間を要する上、訴訟が長期化したり、その結果次第では、算定した損害額の全額の回収ができなかったりするおそれがある。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

公正取引委員会は、22年1月に、会社が発注した契約において発生した別の談合事件に関して、本件違反事業者と一定の資本関係を有する電力用電線の製造業者3社に対して排除措置命令等を行っていた。そして、会社は、当該3社との間で排除措置命令等の公表から賠償金を回収するまでに1年半以上の長期間を要していた。

また、会社は、前記のとおり、福島第一原子力発電所の事故に係る損害を賠償する原子力事業者として国から賠償資金の交付等の支援を受けるに当たり、主務大臣の認定を受けた特別事業計画において、経営の合理化のために競争的発注方法の拡大を図っている。

このような経緯も踏まえて、本院は、本件談合事件を契機として、経済性、有効性等の観点から、会社における談合事件の再発防止及び談合等が発生した場合の損害回復のための対策が十分なものとなっているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、本件談合事件において公正取引委員会により談合が行われたと認定された期間に会社が本件違反事業者 42 社との間で締結した架空送電工事及び地中送電ケーブル工事に係る契約 597 件(契約金額計 265 億 9109 万余円)を対象として、本店等において、契約書等の関係書類や発注事務の実施状況、談合事件の再発防止等の対策の内容等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、上記 597 件の契約のうち、会社が競争の方法により発注を行っていた架空送電工事及び地中送電ケーブル工事に係る契約は計 415 件(契約金額計 167 億 4509 万余円)であり(表参照)、これらの契約に係る契約書には、違約金条項が定められていなかった。

表 本件違反事業者との契約の状況 (単位 上段：件、下段：千円)

区 分	架空送電工事に係る契約		地中送電ケーブル工事に係る契約		計	
本件違反事業者に対して発注を行っていた契約	448	22,584,785	149	4,006,314	597	26,591,099
競争の方法により発注を行っていた契約	313	13,886,928	102	2,858,164	415	16,745,092

そして、会社は、本件談合事件を受けて、競争に参加を予定している工事業者を一堂に集めた説明会の原則廃止、契約マニュアルの改定、社員に対する研修等の措置を談合事件の再発防止等の対策として実施していたが、違約金条項の導入については実施していなかった。

しかし、前記のとおり、過去に本件違反事業者と一定の資本関係を有する 3 社による談合事件が発生して損害の回復に長期間を要した経緯があったことに加えて、本件違反事業者は 42 社と多数に上っており、損害の回復に更に長期間を要するおそれがあることなどを考慮すると、会社において、違約金条項を導入することにより、談合事件の再発防止等の対策をより一層徹底することが必要であると認められた。

以上のように、特別事業計画において競争的発注方法の拡大を図るとしている中で、談合事件の再発防止等の対策として、談合等の抑止及び談合等が発生した場合の損害の早期かつ確実な回復を目的とする違約金条項の導入を実施していない事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、会社において、談合等の抑止を図るとともに、談合等が発生した場合に損害を早期かつ確実に回復できるようにするための対策として違約金条項の導入が有効であるという認識が欠けており、談合事件の再発防止等の対策についての検討が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、会社は、26 年 4 月に、契約書に違約金条項を定めることとして関係部署に対して通知を発して、同月 14 日以降に競争の方法により発注手続を行う契約から適用することとする処置を講じた。

第90 独立行政法人農業者年金基金

不 当 事 項

保 険 給 付

(402) 旧農業者年金事業における経営移譲年金の支給が適正でなかったもの

科 目	(旧年金勘定) (項)旧年金等給付費
部 局 等	独立行政法人農業者年金基金
経営移譲年金の概要	農業者が、農地等について後継者又は第三者に使用収益権を設定するなどして当該農地等を処分し、耕作等の事業を廃止又は縮小した場合に、その者に対して行う年金給付
支給の相手方	1人
不適正支給額	3,825,375円(平成18年度～26年度)

1 保険給付の概要

(1) 旧農業者年金事業

独立行政法人農業者年金基金(以下「基金」という。)は、独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第6条第1項第1号等の規定に基づいて、農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成13年法律第39号)が施行される以前に被保険者であった農業者に対して経営移譲年金、農業者高齢年金等を国の負担により給付する事業(以下「旧農業者年金事業」という。)を実施している。

(2) 経営移譲年金の支給要件等

旧農業者年金事業における給付のうち、経営移譲年金は、保険料納付済期間等が原則として20年以上あり、かつ、65歳に達する前に後継者又は第三者に経営移譲を行った農業者に対して、原則として、経営移譲を行った時から支給するものである。

この経営移譲とは、経営移譲を行う者が経営移譲の終了日の1年前の日において有している農地又は採草放牧地(以下「農地等」という。)について、後継者又は第三者に対して、耕作目的で所有権を移転し又は使用収益権を設定するなどの処分を行い、農業経営を廃止又は縮小することである。そして、後継者に経営移譲を行う場合は、単に農地等の権利名義を変えるだけでなく、実体を伴った経営移譲が行われていることを確保するために、農業所得に係る納税申告、米の生産調整に係る助成金の交付申請(以下「助成金申請」という。)等の名義の変更をすることとなっている。

経営移譲年金の給付を受ける権利については、その権利を有する者(以下「受給権者」という。)の請求に基づいて基金が裁定することとなっており、受給権者は農業経営の廃止又は縮小が終了した日等を記載した経営移譲年金裁定請求書(以下「裁定請求書」という。)を提出することとなっている。

(3) 農業委員会への業務の委託

基金は、受給権者から提出された裁定請求書の記載内容の事実の確認、受給権者の支給要件に関する審査に必要な資料の整備及び受給権者から提出された農業者年金受給権者現

況届(以下「現況届」という。)の点検の各業務を市町村の農業委員会に毎年委託して実施している。

2 検査の結果

本院は、^(注) 合規性等の観点から、経営移譲が適正に行われているかなどに着眼して、5府県の6市村の区域内に住所を有する経営移譲年金の受給権者83人を対象として、基金において裁定請求書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注) 5府県 京都府、秋田、石川、佐賀、熊本各県

検査したところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

秋田市農業委員会は、受給権者であるAから、平成17年11月に、後継者に経営移譲を行ったとする裁定請求書等の提出を受けて、Aが農業所得に係る納税申告、助成金申請等の名義を後継者に変更することを申し立てていることなどを確認した上で、当該裁定請求書等を基金に送付した。そして、基金は、Aに経営移譲年金の受給権があると裁定して、18年5月から、年額454,500円の経営移譲年金をAに支給していた。

また、同農業委員会は、19年5月までに助成金申請等の名義が後継者に変更されていること、19年以降毎年Aから現況届の提出を受けて、Aが農業経営を再開していないことなどを確認したとしていた。

しかし、Aは、18年産及び19年産に係る助成金申請並びに20年分以降の農業所得に係る納税申告を自らの名義で行うなどしており、支給要件を満たしていなかった。

したがって、18年5月から26年8月までの間にAに支給された経営移譲年金計3,825,375円は支給が適正ではなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、Aにおいて、経営移譲年金の適正な受給に関する認識が欠けていたことにもよるが、次のようなことなどによると認められる。

ア 同農業委員会において、Aの裁定請求書等の記載内容の審査及び確認、Aの現況の確認並びにAに対する指導が十分でなかったこと

イ 基金において、Aの年金給付に係る審査及び確認並びに同農業委員会に対する指導が十分でなかったこと

なお、この適正でなかった支給額については、本院の指摘により、全て返還の処置が執られた。

第91 日本下水道事業団

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

下水道事業における終末処理場等の設計に当たり、基礎杭とく体の底版との結合部について地震時における所要の安全度が確保されたものとなるよう改善させたもの

科 目	(受託業務勘定) (項)受託工事業務費
部 局 等	日本下水道事業団本社、東日本、西日本両設計センター
終末処理場等の基礎杭の設計の概要	下水道事業における終末処理場等の土木構造物の基礎杭とく体の底版との結合部について、常時及び地震時における所要の安全度を確保するよう設計するもの
基礎杭について所要の安全度が確保されていない終末処理場等の施設数及び工事費	41 施設 156 億 4609 万円(平成 24、25 両年度にしゅん功したもの)
上記の終末処理場等の結合部及びその上部く体等に係る直接工事費	41 億 9716 万円

1 設計の概要

(1) 下水道事業における終末処理場等の設計の概要

日本下水道事業団(以下「事業団」という。)は、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)等に基づき下水道事業を実施する地方公共団体の委託を受けて、下水道施設の建設及び維持管理等の業務を実施している。

事業団は、下水道事業における終末処理場、ポンプ施設、これらに付属する工作物等(以下「終末処理場等」という。)の建設に当たって、事業団自らが作成した「構造物設計指針」(以下「事業団設計指針」という。)に基づき設計することとなっているほか、「道路橋示方書・同解説」(社団法人日本道路協会編)、これを補完する「杭基礎設計便覧」(社団法人日本道路協会編。以下「杭基礎便覧」という。)等を設計上の準拠基準として位置付けて設計することとなっている。

(2) 基礎杭の設計

杭基礎便覧によれば、終末処理場等の土木構造物の基礎杭とく体の底版との結合方法(以下「結合方法」という。)は、く体の底版に基礎杭を一定の長さだけ埋め込み、埋め込んだ基礎杭により外力に抵抗させる方法(以下「杭埋込方法」という。)又はく体の底版に基礎杭を埋め込む長さを最小限(10cm)にとどめ、主として鉄筋で補強した杭頭部(以下、杭頭部を補強する鉄筋を「杭頭補強鉄筋」という。)により外力に抵抗させる方法(以下「杭頭補強方法」という。)のいずれかによることとされている。

そして、上記の結合方法については、事業団設計指針において、杭埋込方法は杭頭部の埋込部分が長くなることで、く体の底版が厚くなり経済性に劣ることなどから、原則とし

て杭頭補強方法を採用することとなっている。

また、杭基礎便覧及び事業団設計指針においては、基礎杭として外殻鋼管付きコンクリート杭(以下「SC杭」という。)を用いる場合の基礎杭とく体の底版との結合部(以下「結合部」という。)の杭頭補強方法については、参考図のように、①杭頭補強鉄筋として杭頭部の外周に杭外周溶接鉄筋を配置する方法、②杭頭補強鉄筋として杭頭内部に中詰め補強鉄筋を配置する方法が示されている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性等の観点から、事業団が地方公共団体から委託を受けて実施した終末処理場等の建設工事のうち、基礎杭としてSC杭を用いた工事について、設計上の準拠図書としている杭基礎便覧等に基づく設計が行われているかなどに着眼して検査した。検査に当たっては、事業団の本社及び東日本、西日本両設計センターにおいて、平成24、25両年度にしゅん功した計41施設(工事費計156億4609万余円)を対象として、設計計算書、契約関係書類等を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

杭基礎便覧は、19年1月に改訂されており(以下、改訂された杭基礎便覧を「19年改訂の杭基礎便覧」という。)^(注1)、常時及びレベル1地震動時に杭頭部を含む底版内部の所定の断面においてコンクリート及び鉄筋に生ずる^(注2)応力度が許容^(注2)応力度以下であることを確認する安全度の照査(以下「安全度の照査」という。)に当たって、考慮すべき杭頭補強鉄筋は中詰め補強鉄筋だけとされ、杭外周溶接鉄筋については、く体の底版に10cmしか埋め込まない杭頭部への溶接であるなど著しく施工性が劣ることから、想定した品質が確保されない可能性があるとして考慮しないこととされていた。

事業団は、前記の41施設について、事業団設計指針に基づき、結合部の安全度の照査を行っていたが、設計に用いた事業団設計指針に19年改訂の杭基礎便覧の内容を反映させていなかった。

そして、前記の41施設については、19年改訂の杭基礎便覧により結合部の安全度の照査に当たり考慮しないこととされた杭外周溶接鉄筋のみを杭頭補強鉄筋として配置していたり、杭外周溶接鉄筋だけでは不足する鉄筋量に対して中詰め補強鉄筋を併用したりして杭頭補強鉄筋の設計を行い、施工していた。

このため、上記の41施設(結合部及びその上部く体等に係る直接工事費計41億9716万余円)について、19年改訂の杭基礎便覧に基づき、杭外周溶接鉄筋を考慮せずに改めて結合部の安全度の照査を行うと、41施設全てについてレベル1地震動時における所要の安全度が確保されていない状態になっていた。

このように、地方公共団体から委託を受けて実施した終末処理場等の建設工事について、19年改訂の杭基礎便覧の内容が反映されていない事業団設計指針に基づき結合部の設計を行っていたため、地震時における所要の安全度が確保されていない事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(注1) レベル1地震動 終末処理場等の供用期間中に発生する確率が高い地震動をいう。

(注2) 応力度・許容応力度 「応力度」とは、材に外力がかかったときに材の内部に生ずる力

の単位面積当たりの大きさをいう。その数値が設計上許される上限を「許容応力度」という。

(発生原因)

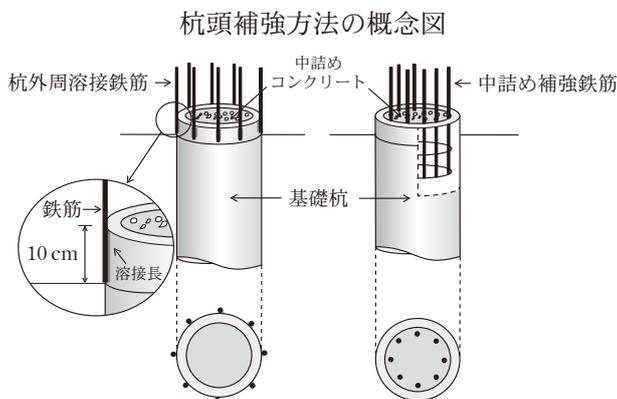
このような事態が生じていたのは、事業団において、19年改訂の杭基礎便覧の内容を事業団設計指針に反映させることについての認識が欠けていたことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、事業団は、26年6月に、事業団設計指針を改訂して19年改訂の杭基礎便覧の内容を反映させるとともに、設計センター等に対して事務連絡を発して、事業団設計指針の改訂及び杭基礎便覧等の準拠基準が改訂された際には、その内容を検討して、適時適切に事業団設計指針に反映していく旨を周知する処置を講じた。

また、事業団は、26年9月に、前記の41施設及びこれらの施設と同様に設計し、施工した施設を引き渡した地方公共団体に対して事務連絡を発して、改訂前の事業団設計指針に基づき設計した施設に対する対策等を周知するなどの処置を講じた。

(参 考 図)



第92 放送大学学園

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

電気及びガスの調達契約を締結するに当たり、特定調達の対象となる要件を満たす場合には、一般競争に付するなどの協定等に基づく契約手続を実施することにより、内外無差別原則の確立と手続の透明性等を確保するよう改善させたもの

科 目	経常費用	業務費、一般管理費
部 局 等	放送大学学園本部	
契 約 の 概 要	事務所、施設等で使用する電気及びガスの調達を行うもの	
件数及び支払額	電気	4件 2億2001万円(平成24、25両年度)
	ガス	2件 1762万円(平成24、25両年度)
	計	6件 2億3763万円

1 特定調達に係る契約手続の概要等

(1) 契約事務等の概要

放送大学学園(以下「学園」という。)は、学園が定めた会計規程、契約規程等の内部規程等に基づき、保有する事務所、施設等で使用する電気及びガスの調達契約に係る事務を行っている。

(2) 政府調達に関する協定等の概要

近年、我が国の電気及びガスの小売市場は自由化が進められており、一般の需要に応じて電気又はガスを供給する事業者(以下、それぞれ「一般電気事業者」、「一般ガス事業者」という。)以外の事業者も広く小売市場に参入できるような状況となっている。

政府調達に関する協定(平成7年条約第23号(平成26年条約第4号による改正前のもの)。以下「協定」という。)は、世界貿易機関(WTO)の下で運用されている協定の一つで、各加盟国の中央政府、地方政府及び協定が定める機関による調達の分野における、国内外のいかなる事業者でも参入を可能なものとする内外無差別原則の確立と手続の透明性等の確保を目的として、各国が遵守すべき調達手続上の義務等を規定している。そして、我が国政府は、「物品に係る政府調達手続について(運用指針)」(平成6年アクション・プログラム実行推進委員会)等を我が国の自主的措置として決定している(以下、協定及び我が国の自主的措置を合わせて「協定等」という。)

協定等の対象となる機関が、協定等の対象となる調達契約を締結する場合には、内部規程等に加えて、協定等に基づき事務を行う必要がある。

協定によれば、適用対象となる機関は、中央政府の機関、地方政府の機関及びその他の機関に区分され、それぞれ具体的な機関名が明示されていて、学園は、その他の機関の区分に記載されており、協定の適用対象とされている。

適用対象となる調達については、製品及びサービスの調達とされていて、製品については、全ての製品の調達が適用対象とすることとされている。そして、電気及びガスについては上記の適用対象となる製品の例外ではないとされている。

また、協定等によれば、適用対象となる調達額については、機関の区分、調達する産品

及びサービス、契約締結時期等ごとに、それぞれ基準額が定められており、当該基準額以上の価額の产品及びサービスの調達契約が協定等の適用対象とされている。そして、例えば、平成24年4月1日から26年3月31日までの間に締結される^(注)製品の調達契約については、評価の基礎となる額(予定価格等)が10万SDR(邦貨換算額は1200万円)以上の場合が協定等の適用対象とされている(以下、協定等の適用対象となる調達を「特定調達」という。)

(注) SDR IMF(国際通貨基金)の特別引出権(Special Drawing Rights)。その邦貨換算額は2年ごとに見直されている。

(3) 特定調達に係る契約手続

協定の適用対象となる機関は、特定調達を行うに当たり、協定等に基づき、原則として一般競争に付することとなっており、緊急の必要により競争に付することができないなどの場合に限りて随意契約によることができることとなっている。そして、一般競争に付する際には、協定等で定める公告期間を設け、また、契約期間等に関する情報等を官報に公告することとなっており、随意契約の際には、契約前に契約相手方等を官報に公示することとなっている。さらに、いずれの場合も、契約の相手方を決定したときは、契約の相手方、契約額等を官報で公示することとなっている。

そして、特定調達を行うに当たり、学園は、協定等を遵守した契約事務を行うために、「放送大学学園契約事務取扱規程の特例を定める規程」(平成15年放送大学学園規程第23号。以下「規程」という。)を定めている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、従来、特定調達に係る検査を行い、特定調達に該当する調達契約を締結しているにもかかわらず、協定等に基づいた契約手続を実施していないなど適切でない事態について検査報告に掲記している。また、前記のとおり、近年、我が国の電気及びガスの小売市場は自由化が進められている。

そこで、本院は、合規性等の観点から、協定の適用対象となる電気及びガスの調達契約の事務を行うに当たり、特定調達に係る契約手続を適正かつ適切に実施しているかに着目して、学園本部が24、25両年度に締結するなどした電気及びガスの調達契約を対象として、学園本部において、契約書、請求書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、調書の作成及び提出を求めるなどして検査した。

(検査の結果)

検査したところ、学園本部において24、25両年度に締結するなどした電気及びガスの調達契約は、電気について計10件(支払額計2億3703万余円)、ガスについて計10件(支払額計2059万余円)、合計20件(支払額計2億5762万余円)となっていた。そして、この中には、当該契約に係る支払額が基準額である1200万円以上のものが、電気について計4件(支払額計2億2001万余円)、ガスについて計2件(支払額計1762万余円)、合計6件(支払額計2億3763万余円)見受けられた。しかし、学園本部は、これらの調達契約について、当該契約の評価の基礎となる額を算定する際に用いる前年度(23年度又は24年度)の電気料金又はガス料金の支払額が基準額である1200万円を上回っているにもかかわらず、特定調達に係る契約手続を実施していなかった。そして、学園本部は、これらの電気及びガスの調達契約

を締結するに当たり、一般競争に付することなく、従前の契約相手方である一般電気事業者との間で契約を更新していたり、以前に提出した申込書によって締結した一般ガス事業者との間の契約をそのまま継続していたりなどしていた。

このように、学園における電気及びガスの調達契約について、特定調達の対象となる要件を満たしているにもかかわらず、一般競争に付するなどの特定調達に係る契約手続が実施されていない事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、学園において、電気については競争入札に付すると従前適用されていた一般電気事業者の料金種別が変更されるなどして契約額が割高になる可能性があると考えていたこと、ガスについては供給が可能な事業者は1者のみであると考えていたことにもよるが、次のことなどによると認められた。

ア 電気及びガスの調達契約に関し、特定調達の対象となる要件を満たす場合には、内外無差別原則の確立と手続の透明性等の確保という協定の趣旨を踏まえて、特定調達に係る契約手続を協定等及び規程に基づいて実施することの重要性に対する理解が十分でなかったこと

イ ガスの小売市場の自由化が進展したことにより一般ガス事業者以外の国内外の事業者による新規参入が可能な制度になっていることの理解が十分でなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、学園は、26年7月及び9月に通知を発して、契約担当者が協定の趣旨を十分理解した上で、電気及びガスの調達契約について、特定調達の対象となる要件を満たす場合には、特定調達に係る契約手続を協定等及び規程に基づいて実施するよう周知徹底した。そして、同年9月に電気の調達契約について、また、同年10月にガスの調達契約について、それぞれ特定調達手続を踏まえて、官報に入札公告を掲載し、一般競争に付する処置を講じた。

第3節 不当事項に係る是正措置等の検査の結果

第1 検査報告に掲記した不当事項に係る是正措置の状況について

検査対象	67 省庁等
是正措置の概要	本院が不当事項として検査報告に掲記したものについて、国損を回復するなどのために省庁等が債権等を管理して債務者等から返還させるなどの是正措置を講ずるもの
是正措置が未済となっている省庁等、件数及び金額	41 省庁等、481 件 14,288,887,287 円 (検査報告 昭和 21 年度～平成 24 年度)
上記のうち金銭を返還させる是正措置が未済となっている省庁等、件数及び金額	40 省庁等、465 件 12,738,239,859 円

1 不当事項に係る是正措置の概要

本院は、会計検査院法第 29 条第 3 号の規定に基づき、検査の結果、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項を不当事項として検査報告に掲記している。

省庁及び団体(以下「省庁等」という。)は、検査報告に掲記された不当事項に対して、省庁等が講じた又は講ずる予定の是正措置について説明する書類を作成しており、この書類は「検査報告に関し国会に対する説明書」として毎年度国会に提出されている。

検査報告に掲記された不当事項に係る是正措置には次の方法がある。

- ① 補助金、保険給付金等の過大交付、租税、保険料等の徴収不足及び不正行為に係る不当事項に対して、省庁等が指摘に係る返還額等を債権として管理して、返還させたり徴収したりなどすることによる是正措置(以下「金銭を返還させる是正措置」という。)
- ② 租税及び保険料の徴収過大等に係る不当事項に対して、省庁等が指摘に係る還付額を還付等することによる是正措置(以下「金銭を還付する是正措置」という。)
- ③ 構造物の設計及び施工が不適切となっている事態等に係る不当事項に対して、省庁等が手直し工事、体制整備等を行うことによる是正措置(以下「手直し工事等による是正措置」という。)
- ④ 会計経理の手續が法令等に違反しているが省庁等に実質的な損害が生じているとは認められないなどの不当事項に対して、同様の事態が生じないよう指導の強化を図るなどの再発防止策を実施することによる是正措置(以下「再発防止策による是正措置」という。)

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

検査報告に掲記した不当事項については、省庁等において速やかに不当な事態の是正が図られるべきであるが、特に金銭を返還させる是正措置を必要とするものについては、金銭債権としての性格上、管理が長期間にわたるものがあることも想定される。

そこで、本院は、合規性等の観点から、適切な債権管理が行われることなどにより、是正措置が適正に講じられているかに着目して検査した。そして、昭和21年度から平成24年度までの検査報告に掲記した不当事項について、関係する67省庁等における26年7月末現在の是正措置の状況を対象として、45省庁等において会計実地検査を行うとともに、残りの22省庁等については、報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(検査の結果)

昭和21年度から平成24年度までの検査報告に掲記した不当事項についてみると、是正措置が未済となっているものは41省庁等における481件14,288,887,287円である。このうち、金銭を返還させる是正措置を必要とするものは40省庁等における465件12,738,239,859円、金銭を還付する是正措置を必要とするものは5省等^(注2)における11件4,166,152円、手直し工事等による是正措置を必要とするものは3省^(注3)における9件1,546,481,276円となっている。これを、平成24年度決算検査報告に掲記した不当事項に係る状況と、平成23年度以前の検査報告に掲記した不当事項に係る状況とに分けて記述すると、次のとおりである。

(注1) 481件14,288,887,287円 1件について複数の方法による是正措置が必要なものがあるため、それぞれの是正措置の件数を合計しても481件とは一致しない。また、指摘金額の一部でも是正措置が講じられた場合は、当該金額を是正措置が完了した金額として計上しているが、是正措置が全て講じられるまでは是正措置が完了した件数として計上していない。上記件数及び金額の記載方法は、本文及び表(それぞれの注を含む。)において同じ。

(注2) 5省等 厚生労働省、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター

(注3) 3省 総務省、農林水産省、国土交通省

(1) 平成24年度決算検査報告に掲記した不当事項の是正措置の状況

検査の結果、平成24年度決算検査報告に掲記した不当事項470件(指摘金額の合計54,379,075,224円)のうち、423件52,060,965,046円^(注4)については26年7月末までには是正措置が完了している。

一方、残りの47件2,318,110,178円については26年7月末現在で是正措置が未済となっていて、このうち、金銭を返還させる是正措置を必要とするものが45件2,253,472,892円あり、その状況は表1のとおりとなっている。そして、手直し工事等による是正措置を必要とするものが1省^(注5)における2件64,637,286円ある。

(注4) 423件52,060,965,046円 金銭を返還させる是正措置が完了したものが369件10,714,991,811円ある。このほか、金銭を還付する是正措置が完了したものが2件58,212,909円、手直し工事等による是正措置が完了したものが30件4,876,371,420円、再発防止策による是正措置が講じられたものが44件36,427,497,973円となっている。また、1つの事態について複数の是正措置が講じられているものがあるため、それぞれの是正措置の金額を合計しても52,060,965,046円とは一致しない。

(注5) 1省 農林水産省

表1 平成24年度決算検査報告に掲記した不当事項のうち、金銭を返還させる是正措置の状況

(単位：件、円)

省庁等名	金銭を返還させる是正措置を必要とするもの		是正措置が完了しているもの		是正措置が未済となっているもの		返還させる必要があるもの			徴収不足のため徴収すべきもの(租税、保険料等)		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	不正行為		左以外のもの(補助金、保険給付金等)	件数	金額	
							件数	金額				
裁判所	1	11,980,000	0	2,950,000	1	9,030,000	1	9,030,000	—	—	—	
内閣府(内閣府本府)	2	24,776,296	2	24,776,296	—	—	—	—	—	—	—	
総務省	16	74,100,826	16	74,100,826	—	—	—	—	—	—	—	
法務省	4	38,811,968	4	38,811,968	—	—	—	—	—	—	—	
財務省	1	397,197,852	0	396,528,852	1	669,000	—	—	—	—	1	669,000
文部科学省	24	2,455,078,717	20	888,854,717	4	1,566,224,000	—	—	4	1,566,224,000	—	—
厚生労働省	265	9,050,514,398	246	8,433,249,954	19	617,264,444	—	—	15	599,971,900	4	17,292,544
農林水産省	44	416,536,961	40	395,794,761	4	20,742,200	—	—	4	20,742,200	—	—
経済産業省	5	270,709,964	5	270,709,964	—	—	—	—	—	—	—	—
国土交通省	16	111,627,179	14	104,937,284	2	6,689,895	1	992,895	1	5,697,000	—	—
環境省	7	36,915,222	6	23,266,222	1	13,649,000	—	—	1	13,649,000	—	—
省庁計	385	12,888,249,383	353	10,653,980,844	32	2,234,268,539	2	10,022,895	25	2,206,284,100	5	17,961,544
日本私立学校振興・共済事業団	6	17,796,000	6	17,796,000	—	—	—	—	—	—	—	—
日本年金機構	1	1,229,332	1	1,229,332	—	—	—	—	—	—	—	—
独立行政法人国立印刷局	1	3,523,759	1	3,523,759	—	—	—	—	—	—	—	—
独立行政法人農畜産業振興機構	1	18,247,532	1	18,247,532	—	—	—	—	—	—	—	—
独立行政法人日本学術振興会	1	1,897,456	1	1,897,456	—	—	—	—	—	—	—	—
独立行政法人国立病院機構	1	7,716,159	0	5,063,964	1	2,652,195	—	—	1	2,652,195	—	—
独立行政法人国立がん研究センター	17	18,747,541	6	12,758,941	11	5,988,600	—	—	11	5,988,600	—	—
独立行政法人国立長寿医療研究センター	1	11,057,541	0	493,983	1	10,563,558	—	—	1	10,563,558	—	—
団体計	29	80,215,320	16	61,010,967	13	19,204,353	—	—	13	19,204,353	—	—
合計	414	12,968,464,703	369	10,714,991,811	45	2,253,472,892	2	10,022,895	38	2,225,488,453	5	17,961,544

(注) 平成26年7月31日までの是正措置の状況を記載しており、省庁等名は、同日現在の名称としている。

(2) 平成23年度以前の検査報告に掲記した不当事項の是正措置等の状況

ア 是正措置の状況

検査の結果、昭和21年度から平成23年度までの検査報告に掲記した不当事項において、25年7月末現在では是正措置が未済となっていた476件19,028,035,880円のうち、42件7,057,258,771円については26年7月末までに是正措置が完了している。

一方、残りの434件11,970,777,109円については26年7月末現在では是正措置が未済となっていて、このうち、金銭を返還させる是正措置を必要とするものが420件10,484,766,967円あり、その状況は表2のとおりとなっている。そして、金銭を還付する是正措置を必要とするものが5省等における11件4,166,152円、手直し工事等による是正措置を必要とするものが3省における7件1,481,843,990円ある。

(注6) 42件7,057,258,771円 金銭を返還させる是正措置が完了したものが40件6,308,877,261円あり、このうち、不納欠損等として整理したものが21件518,686,041円ある。このほか、金銭を還付する是正措置が完了したものが208,001円、手直し工事等による是正措置が完了したものが3件748,173,509円となっている。

(注7) 5省等 厚生労働省、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター

(注8) 3省 総務省、農林水産省、国土交通省

第3章 第3節 不当事項に係る是正措置等の検査の結果 第1

表2 平成23年度以前の検査報告に掲記した不当事項のうち、金銭を返還させる是正措置の状況
(単位：件、円)

省庁等名	金銭を返還させる是正措置を必要とするもの		是正措置が完了しているもの		是正措置が未済となっているもの		返還させる必要があるもの				徴収不足のため徴収すべきもの(租税、保険料等)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	不正行為		左以外のもの(補助金、保険給付金等)		件数	金額
							件数	金額	件数	金額		
内閣府(警察庁)	1	2,214,000	—	—	1	2,214,000	1	2,214,000	—	—	—	—
法務省	10	360,319,811	—	—	10	360,319,811	9	359,992,811	—	—	1	327,000
外務省	3	30,108,954	—	—	3	30,108,954	1	11,914,499	2	18,194,455	—	—
財務省	20	383,256,248	1	1,783,000	19	381,473,248	7	321,044,008	—	—	12	60,429,240
文部科学省	1	33,606,972	—	—	1	33,606,972	—	—	1	33,606,972	—	—
厚生労働省	126	2,171,645,926	14	332,424,190	112	1,839,221,736	13	145,429,646	79	1,223,172,239	20	470,619,851
農林水産省	12	244,738,363	2	18,336,622	10	226,401,741	1	47,313,172	7	172,512,696	2	6,575,873
経済産業省	13	5,559,145,264	1	5,451,404,113	12	107,741,151	1	15,591,079	10	90,693,281	1	1,456,791
国土交通省	5	89,891,342	—	—	5	89,891,342	4	85,979,032	1	3,912,310	—	—
環境省	4	239,704,654	1	28,777,000	3	210,927,654	—	—	3	210,927,654	—	—
防衛省	8	76,702,138	0	602,749	8	76,099,389	7	72,383,714	1	3,715,675	—	—
省庁計	203	9,191,333,672	19	5,833,327,674	184	3,358,005,998	44	1,061,861,961	104	1,756,735,282	36	539,408,755
株式会社日本政策金融公庫	2	52,125,571	0	24,000	2	52,101,571	1	47,342,571	1	4,759,000	—	—
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	1	8,362,535	—	—	1	8,362,535	1	8,362,535	—	—	—	—
東日本高速道路株式会社	1	4,402,008	—	—	1	4,402,008	1	4,402,008	—	—	—	—
中日本高速道路株式会社	3	245,487,955	—	—	3	245,487,955	1	15,206,491	2	230,281,464	—	—
独立行政法人情報通信研究機構	1	12,952,955	—	—	1	12,952,955	—	—	1	12,952,955	—	—
独立行政法人農畜産業振興機構	1	1,024,264	1	1,024,264	—	—	—	—	—	—	—	—
独立行政法人国際交流基金	1	3,736,196	—	—	1	3,736,196	—	—	1	3,736,196	—	—
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	1	32,850,000	0	5,475,000	1	27,375,000	—	—	1	27,375,000	—	—
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	1	5,323,600	0	290,800	1	5,032,800	—	—	1	5,032,800	—	—
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	3	14,105,510	0	241,000	3	13,864,510	2	7,712,978	1	6,151,532	—	—
独立行政法人自動車事故対策機構	1	4,798,754	—	—	1	4,798,754	1	4,798,754	—	—	—	—
独立行政法人国立病院機構	2	26,289,837	—	—	2	26,289,837	1	865,726	—	—	1	25,424,111
独立行政法人中小企業基盤整備機構	2	79,978,464	—	—	2	79,978,464	—	—	2	79,978,464	—	—
独立行政法人国立がん研究センター	3	31,423,181	—	—	3	31,423,181	—	—	—	—	3	31,423,181
独立行政法人国立循環器病研究センター	1	649,144	1	649,144	—	—	—	—	—	—	—	—
独立行政法人国立国際医療研究センター	2	4,255,230	1	3,804,869	1	450,361	—	—	—	—	1	450,361
独立行政法人国立成育医療研究センター	1	824,170	—	—	1	824,170	—	—	—	—	1	824,170
国立大学法人筑波大学	1	13,791,079	0	720,000	1	13,071,079	1	13,071,079	—	—	—	—
国立大学法人京都大学	1	20,508,650	0	480,000	1	20,028,650	1	20,028,650	—	—	—	—
国立大学法人大阪大学	1	900,000	0	120,000	1	780,000	1	780,000	—	—	—	—
国立大学法人奈良教育大学	1	8,669,000	0	85,000	1	8,584,000	1	8,584,000	—	—	—	—
国立大学法人山口大学	1	120,198,228	—	—	1	120,198,228	—	—	1	120,198,228	—	—
日本放送協会	2	125,208,140	—	—	2	125,208,140	2	125,208,140	—	—	—	—
株式会社商工組合中央金庫	1	4,460,000	—	—	1	4,460,000	—	—	1	4,460,000	—	—
東日本電信電話株式会社	1	35,203,995	0	60,000	1	35,143,995	1	35,143,995	—	—	—	—
日本郵便株式会社	14	933,527,365	0	840,000	14	932,687,365	11	802,913,186	—	—	3	129,774,179
株式会社ゆうちょ銀行	124	3,590,010,643	14	128,815,328	110	3,461,195,315	110	3,461,195,315	—	—	—	—
株式会社かんぽ生命保険	120	2,218,281,674	9	332,630,182	111	1,885,651,492	111	1,885,651,492	—	—	—	—
独立行政法人農業者年金基金	2	2,962,408	0	290,000	2	2,672,408	—	—	2	2,672,408	—	—
団体計	257	7,602,310,556	21	475,549,587	236	7,126,760,969	213	6,441,266,920	14	497,598,047	9	187,896,002
合計	460	16,793,644,228	40	6,308,877,261	420	10,484,766,967	257	7,503,128,881	118	2,254,333,329	45	727,304,757

注(1) 平成25年8月1日から26年7月31日までの是正措置の状況を記載しており、省庁等名は、26年7月31日現在の名称としている。

注(2) 日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険に係る債権は、日本郵政公社が平成19年10月1日に解散したことに伴い日本郵政公社が管理していた不当事項に係る債権を承継したものである。同債権については、複数の会社に承継されているものがあるため、各欄の団体の件数を合計しても、団体計には一致しない。

注(3) 是正措置が未済となっているもののうち、独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門、独立行政法人中小企業基盤整備機構、東日本電信電話株式会社、日本郵便株式会社及び株式会社かんぽ生命保険の全件並びに株式会社日本政策金融公庫の1件 47,342,571円及び株式会社ゆうちょ銀行の109件 3,460,995,315円に係る債権については、償却等により資産計上から除外されているが、これらの団体は、当該債権の請求権を放棄しておらず、債権自体を引き続き管理している。

イ 金銭を返還させる是正措置が未済となっているものの現状

昭和21年度から平成23年度までの検査報告に掲記した不当事項のうち、金銭を返還させる是正措置を必要とするもので26年7月末現在では是正措置が未済となっているものが、2(2)アのとおり、420件 10,484,766,967円ある。これらに対する直近1年間(25年8月1日から26年7月31日まで)の是正措置の進捗状況及び債務者等の状況を態様別に示すと、次のとおりである。

(注9) 債務者等が複数存在するため1件に複数の態様がある場合は、それぞれの態様に件数を計上しており、また、日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険については各社ごとに件数を計上しているため態様別の件数の計は420件と一致しない。

(ア) 債務者等が分割納付等を実施中であるもの

省庁	112件	1,627,509,561円
団体	106件	3,182,123,043円

これらは分割納付等が行われているが、債務者等の資力により是正措置の進捗の度合いは区々となっている。また、これらに係る直近1年間の返還額は、省庁 197,572,042円、団体 30,803,996円となっている。

(注10) 直近1年間の返還額 元本に充当された額のみを含めており、延滞金等に充当された額は含めていない。

(イ) 債務者等に対する督促、資産調査等が行われているものの是正措置が進捗していないもの

省庁	100件	1,359,743,225円
団体	160件	3,741,312,188円

これらは是正措置の完了に向け督促、資産調査等が行われているものの、是正措置が進捗していないものである。

このうち、団体における147件 3,384,586,260円に係る債権については、償却等により資産計上から除外されているが、団体は、当該債権の請求権を放棄しておらず、債権自体を引き続き管理している。

(ウ) 債務者等が行方不明であるなどのため納付等の是正措置が進捗していないもの

省庁	19件	370,753,212円
団体	6件	203,325,738円

これらは、債務者等が行方不明又は収監中であるなどの理由により、是正措置が進捗していないものである。

3 本院の所見

2(2)イのとおり、是正措置が未済となっているものの中には、債務者等の資力が十分でなかったり、債務者等が行方不明であったりなどしているため、その回収が困難となっているものも存在するが、省庁等において、引き続き適切な債権管理を行うことなどにより、是正措置が適正かつ円滑に講じられることが肝要である。

本院は、是正措置が未済となっているものの状況について今後とも引き続き検査していくこととする。

第2 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に係る処置の履行状況について

検査対象	38 省庁等
検査の概要	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項として検査報告に掲記したものについて、当該処置が履行されるまでその履行状況を継続して検査するもの
改善の処置の履行状況を検査した本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項の件数	83 件(検査報告 平成 18 年度～24 年度)
上記のうち改善の処置が一部履行されていない件数	1 件

1 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に関する検査の概要

(1) 検査の概要

本院は、検査の過程において会計検査院法第 34 条又は第 36 条の規定による意見表示又は処置要求を必要とする事態として指摘したところ、その指摘を契機として省庁及び団体(以下「省庁等」という。)において改善の処置を講じたものを、検査報告に本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項(以下「処置済事項」という。)として掲記している。

一方、本院は、毎年次策定している会計検査の基本方針にのっとり、検査の結果が予算の編成・執行や事業運営等に的確に反映され実効あるものとなるように、その後の是正改善等を継続して検査することとしている。検査報告に掲記した処置済事項についても、省庁等が制度を改めるなどの改善の処置が履行されること(改善の処置に基づき、その後の会計経理等が適切に行われることをいう。以下同じ。)により初めて実効あるものとなることから、当該改善の処置が履行されるまでその履行状況を継続して検査している。

(2) 平成 24 年度決算検査報告に掲記した改善の処置の履行状況

本院は、平成 24 年度決算検査報告に、平成 15 年度から 23 年度までの検査報告に掲記した処置済事項のうち、平成 23 年度決算検査報告において改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととしていたもの 87 件から、検査報告掲記時点で既に履行済であったなどのため検査の必要がなかったもの(以下「検査の必要がなかったもの」という。) 7 件、及び 25 年次(24 年 10 月から 25 年 9 月まで)は履行状況の検査の対象となる会計経理等の実績がなかったことから検査を実施しなかったもの 2 件を除いた 78 件についての検査の結果を掲記した。

その内訳は、改善の処置が履行されていたもの(以下「履行済」という。)が45件、検査した範囲では改善の処置が履行されていたもの(以下「検査分履行済」という。)が33件、改善の処置が一部履行されていなかったもの(以下「一部不履行」という。)及び改善の処置が全く履行されていなかったもの(以下「不履行」という。)は0件となっていた。

そして、上記の検査分履行済33件と25年次は履行状況の検査の対象となる会計経理等の実績がなかったことから検査を実施しなかったもの2件との計35件及び平成24年度決算検査報告に新たに掲記した処置済事項64件の合計99件について、改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととした。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性等の観点から、改善の処置が履行されているかなどに着眼して、上記の99件のうち、検査の必要がなかったもの13件、及び今年次は履行状況の検査の対象となる会計経理等の実績がなかったことなどから検査を実施しなかったもの(以下「検査の対象となる会計経理等の実績がなかったもの」という。)3件を除いた83件について、25年8月から26年7月までの間に、関係する38省庁等のうち、33省庁等において会計実地検査を行うとともに、5団体については、報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(検査の結果)

(1) 検査報告に掲記した処置済事項及び改善の処置の履行状況

上記の83件について改善の処置の履行状況を検査したところ、履行済が64件、検査分履行済が18件、一部不履行が1件、不履行は0件となっていた。これを、平成24年度決算検査報告に掲記した処置済事項に係る改善の処置の履行状況と、18年度から23年度までの検査報告に掲記した処置済事項に係る改善の処置の履行状況とに分けて記述すると、次のとおりである。

ア 平成24年度決算検査報告に掲記した処置済事項に係る改善の処置の履行状況

平成24年度決算検査報告に掲記した処置済事項64件のうち、検査の必要がなかったもの13件及び検査の対象となる会計経理等の実績がなかったもの1件を除いた50件について検査したところ、履行済が43件、検査分履行済が7件となっていた。

イ 18年度から23年度までの検査報告に掲記した処置済事項に係る改善の処置の履行状況

18年度から23年度までの検査報告に掲記した処置済事項のうち、改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととしていたもの35件のうち、検査の対象となる会計経理等の実績がなかったもの2件を除いた33件について検査したところ、履行済が21件、検査分履行済が11件、一部不履行が1件となっていた。

ア及びイに係る改善の処置の履行状況を検査報告年度別及び省庁等別に示すと、表1及び表2のとおりである。

表1 検査報告年度別の改善の処置の履行状況 (単位：件)

検査報告年度	改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととした処置済事項 (A)	検査の必要がなかったもの (B)	検査の対象となる会計経理等の実績がなかったもの (C)	検査対象の処置済事項 (A)-(B)-(C)	改善の処置の履行状況			
					履行済	検査分履行済	一部不履行	不履行
					平成18年度	1	—	—
19年度	2	—	—	2	2	—	—	—
20年度	3	—	1	2	1	1	—	—
21年度	3	—	—	3	3	—	—	—
22年度	12	—	1	11	6	4	1	—
23年度	14	—	—	14	8	6	—	—
計	35	—	2	33	21	11	1	—
24年度	64	13	1	50	43	7	—	—
合計	99	13	3	83	64	18	1	—

表2 省庁等別の改善の処置の履行状況 (単位：件)

省庁等名 (平成26年7月31日現在)	検査対象の処置済事項	改善の処置の履行状況			
		履行済	検査分履行済	一部不履行	不履行
内閣府(警察庁)	1	1	—	—	—
同(消費者庁)	1	1	—	—	—
総務省	2	—	2	—	—
法務省	7	1	6	—	—
外務省	注(1) 3	注(1) 2	1	—	—
財務省	2	2	—	—	—
文部科学省	1	—	—	1	—
厚生労働省	5	4	1	—	—
農林水産省	11	10	1	—	—
国土交通省	3	—	3	—	—
環境省	注(2) 2	注(2) 2	—	—	—
防衛省	4	4	—	—	—
日本銀行	1	—	1	—	—
日本中央競馬会	1	1	—	—	—
東日本高速道路株式会社	2	2	—	—	—
中日本高速道路株式会社	2	2	—	—	—
西日本高速道路株式会社	2	2	—	—	—
独立行政法人国立青少年教育振興機構	1	1	—	—	—
独立行政法人物質・材料研究機構	1	1	—	—	—
独立行政法人製品評価技術基盤機構	1	1	—	—	—
独立行政法人国立環境研究所	1	1	—	—	—

省庁等名 (平成26年7月31日現在)	検査対象の 処置済事項	改善の処置の履行状況			
		履行済	検査分 履行済	一部 不履行	不履行
独立行政法人国立印刷局	1	—	1	—	—
独立行政法人国民生活センター	1	1	—	—	—
独立行政法人国際協力機構	注(1) 1	注(1) 1	—	—	—
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	2	2	—	—	—
独立行政法人日本学術振興会	1	1	—	—	—
独立行政法人理化学研究所	2	1	1	—	—
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	1	1	—	—	—
独立行政法人労働者健康福祉機構	2	2	—	—	—
独立行政法人都市再生機構	1	1	—	—	—
独立行政法人日本原子力研究開発機構	2	1	1	—	—
独立行政法人国立精神・神経医療研究センター	1	1	—	—	—
独立行政法人国立成育医療研究センター	1	1	—	—	—
独立行政法人国立長寿医療研究センター	1	1	—	—	—
日本電信電話株式会社	1	1	—	—	—
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	1	1	—	—	—
東日本電信電話株式会社	4	4	—	—	—
西日本電信電話株式会社	7	7	—	—	—
計	83	64	18	1	—

注(1) 外務省のうち1件及び独立行政法人国際協力機構の1件は、外務省及び独立行政法人国際協力機構の両方に係る処置済事項であり、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(2) 環境省のうち1件は、独立行政法人原子力安全基盤機構に係る処置済事項であるが、同機構は平成26年3月1日に環境省の外局である原子力規制委員会に統合されたことから、本欄の件数に算入している。

(2) 一部不履行を検査報告に掲記したものの概要

検査の結果、一部不履行1件については、本章中に不当事項として掲記しており、この概要を示すと表3のとおりである。

表3 一部不履行を検査報告に掲記したものの概要

処置済事項の件名	平成25年度決算検査報告における掲記状況
公立の義務教育諸学校等施設の整備に要する経費に充てるための交付金について、契約金額に基づき額の確定を行うことにより、交付金事業を経済的かつ効率的に実施するよう改善させたもの (文部科学省・平成22年度決算検査報告174ページ参照)	前掲201ページの「学校施設環境改善交付金が過大に交付されていたもの」(事業主体：習志野市)参照

3 本院の所見

一部不履行1件については、関係省庁において改善の処置について更なる徹底を図るなどして、改善の処置が確実に履行されることが肝要である。

本院は、上記の一部不履行1件、前記の検査分履行済18件、検査の対象となる会計経理等の実績がなかったもの3件及び平成25年度決算検査報告に掲記した処置済事項76件の計98件について、改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととする。

**第4章 国会及び内閣に対する報告並び
に国会からの検査要請事項に関
する報告等**

第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの 検査要請事項に関する報告等

第1節 国会及び内閣に対する報告

第1 生活保護の実施状況について

検査対象	厚生労働省、24 都道府県	
生活保護の目的	生活に困窮する者に対して、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活の保障及び自立の助長を図ること	
生活保護の実施根拠	生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)	
全国の被保護世帯数	149 万世帯(平成 23 年度)	
全国の被保護者数	206 万人(平成 23 年度)	
全国の生活保護費	3 兆 5015 億円(平成 23 年度)	
上記に係る主な扶助費の額	(1) 生活扶助費の額	1 兆 2090 億円
	(2) 住宅扶助費の額	5384 億円
	(3) 医療扶助費の額	1 兆 6432 億円
検査の対象とした 24 都道府県の生活保護費	2 兆 6445 億円(平成 23 年度)	
上記に係る国庫負担金相当額	1 兆 9833 億円	

1 検査の背景

(1) 生活保護制度の概要

生活保護は、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。)等に基づき、生活に困窮する者に対して、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活の保障及び自立の助長を図ることを目的として行われるものである。

法による保護(以下「保護」という。)は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。そのため、保護の実施に当たっては、各種の社会保障施策等の活用を図ることとなっている。そして、法において「被保護者」とは、現に保護を受けている者をいい、また、「要保護者」とは、現に保護を受けているとしないにもかかわらず、保護を必要とする状態にある者をいうこととなっている。

そして、厚生労働省は、都道府県又は市町村(以下、これらを「事業主体」という。)が被保護者に支弁した保護に要する費用(以下「保護費」という。)の 4 分の 3 について生活保護

費等負担金を交付している。

(2) 被保護者数等の推移

被保護者数等は昭和60年度頃から減少傾向にあったが、平成7年度頃から増加に転じて、特に20年度以降は増加が顕著となり、23年度の被保護者数は206万余人、被保護世帯数は149万余世帯、保護率は1.62%となっている。

そして、保護費は被保護者数の増加に伴い年々増加しており、23年度には3兆5015億余円となっている。また、保護は、生活扶助、住宅扶助、医療扶助等の8種類に分けられており、その内訳をみると、医療扶助に係る保護費(医療扶助費)が保護費全体の約半分を占めており、これに生活扶助及び住宅扶助に係る保護費(以下、それぞれ「生活扶助費」及び「住宅扶助費」という。)を合わせたものが保護費の大部分(23年度で96.8%)を占めている。

被保護世帯数を世帯類型別にみると、高齢者世帯が全体の4割以上を占めている。また、稼働年齢層を多く含むと考えられるその他の世帯が20年度の12万余世帯から23年度の25万余世帯へと倍増しており、全体に占める割合も20年度の10.6%から23年度の17.0%へと増加している。

(3) 生活保護制度の見直し

厚生労働省は、生活保護制度に対する国民の信頼に応えるために、就労自立給付金の創設、不正受給者に対する罰則強化、福祉事務所の要保護者、扶養義務者等に対する調査権限の拡大等を定めた「生活保護法の一部を改正する法律案」を25年10月に第185回国会(臨時会)に提出した。そして、同法案は同年12月に可決、成立し、同省は改正された法に基づいて、施策を検討し、立案していくことになる。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

近年、被保護者数及び保護費はいずれも増加してきていることなどから、要保護者への適切かつ効果的、効率的な保護の実施が引き続き求められる状況となっており、また、稼働能力を有する被保護者について、その稼働能力の十分な活用を図るために、厚生労働省及び事業主体において就労支援の取組を一層強化している。

そこで、本院は、保護費が多額に上っている医療扶助、生活扶助、住宅扶助、被保護者に対する就労支援等に関する各事項について、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、医療扶助は適切に実施されているか、生活扶助費及び住宅扶助費は適切に支給されているか、就労支援により就労した被保護者の就労後の状況はどのようになっているかなどに着眼して検査を実施した。

(2) 検査の対象及び方法

24都道府県^(注)511事業主体における23年度の保護費2兆6445億余円(国庫負担金相当額1兆9833億余円)を主な対象として、厚生労働本省及び24都道府県の201事業主体(特定の項目については9事業主体を加えた210事業主体)において会計実地検査を行うとともに、上記の511事業主体について保護に係る関係書類を確認するなどの方法により検査を行った。

(注) 24都道府県 東京都、北海道、大阪府、青森、栃木、埼玉、千葉、神奈川、富山、石川、福井、長野、愛知、三重、滋賀、奈良、島根、広島、山口、徳島、福岡、大分、宮崎、沖縄各県

3 検査の状況

(1) 医療扶助の状況

ア 医療扶助の概要

医療扶助は、厚生労働大臣等が指定する医療機関において、被保護者が診療を受ける場合等の費用について行われるものであり、被保護者については、医療保険の加入者を除き、医療機関に支払われる診療報酬等の全額が医療扶助の対象となる。

イ 入院している被保護者における精神疾患の状況

210 事業主体における被保護者である入院患者のうち、精神疾患患者に係る入院基本料及び特定入院料のレセプト件数についてみたところ、平均在院日数が所定の日数以内である精神病棟入院基本料が 405 件であるのに対して、所定の日数の定めがない精神病棟入院基本料は 16,380 件と多数に上っていた。また、特定入院料についても、入院日から起算して 3 か月を限度として算定される応急入院患者等を対象とする精神科救急入院料が 802 件、急性期の集中的な治療を要する精神疾患患者を対象とする精神科急性期治療病棟入院料が 1,675 件等となっているのに対して、長期にわたり療養が必要な精神障害者を対象とする精神療養病棟入院料は 9,917 件と多数に上っていた。このことから、精神疾患をり患して入院している被保護者は、その多数が長期にわたり入院している傾向があり、入院に係る医療扶助を恒常的に受給している状況が見受けられた。

ウ 嘱託医における要否意見書の検討状況

福祉事務所は嘱託医を配置して、医療機関が医療の必要性等を記載した要否意見書の内容の検討を行わせることとなっている。その配置状況をみたところ、ほとんどの福祉事務所において一般の嘱託医を 1 人又は精神科嘱託医と合わせて 2 人配置していた。また、24 年 3 月の間に要否意見書の検討枚数を集計していた 116 事業主体の 158 福祉事務所についてみたところ、1 福祉事務所当たりの要否意見書の枚数は 20 枚未満から 7,000 枚以上となっており、嘱託医 1 人当たりの要否意見書の検討枚数は 100 枚未満から 1,000 枚以上と開差が見受けられる状況となっていた。

エ 退院指導等の実施状況

(ア) 長期入院患者

入院期間が 180 日を超える長期入院患者については、福祉事務所は厚生労働省の通知に基づき、主治医等の意見を聴取して入院患者の入院継続の要否を確認したり、入院患者を訪問して実態を把握したり、適切な退院指導等の措置を行うこととされている。

22 年度又は 23 年度の長期入院患者であって医療扶助による入院継続を要しないとされた者のうち、退院等に至っていない者延べ 1,199 人を抽出して、り患している疾病別にみたところ、精神及び行動の障害に分類される者の割合が過半を占めていた。また、退院等に至っていない理由をみたところ、介護施設、福祉施設等への入所が適切と考えられるが受入先がない者が延べ 662 人見受けられ、入院治療の次の段階への引継ぎが円滑に行われていない状況となっていた。

また、退院指導の際に、事業主体と医療機関との間での退院に向けた調整がどのように行われているか、退院等に至っていない長期入院患者がいる事業主体についてみたところ、確認ができた 82 事業主体において、保護の業務を担当する現業員が単独

で医療機関と退院に向けた調整をしている事業主体が53事業主体と約3分の2を占めていた。

(イ) 例外的給付

生活保護制度の医療扶助においては、被保護者である入院患者については、速やかに退院後の受入先を確保し、180日を経過するまでに退院するよう指導(以下「退院促進に係る指導」という。)することとなっている。そして、退院後の受入先が確保できないなどの者については、保険外併用療養費相当額が支給される場合であっても、それに代えて、例外として、当該入院患者に係る入院基本料等相当額を医療扶助により支給(以下「例外的給付」という。)して差し支えないこととなっている。

23年度に例外的給付を受けた長期入院患者600人について、退院促進に係る指導についてみたところ、432人に対しては、退院促進に係る指導が特段行われていなかった。一方、600人のうち、入院の要否を検討した記録のある者が370人見受けられたが、このうち92人は退院可能と判断され、92人のうち47人は退院促進に係る指導が特段行われていなかった432人の中に含まれていた。なお、92人のうち73人は、25年3月末までに退院していた。

(ウ) 事業主体における退院支援事業

一部の事業主体は、退院促進に係る指導と併せて、独自に要綱を作成して退院支援の事業を行っている。この事業の実施状況についてみたところ、22、23両年度に事業の対象となった被保護者延べ1,729人のうち、当該年度内に実際に退院した者は延べ457人となっていた。そして、457人のうち、退院促進に係る指導を併せて受けていた者は延べ324人となっていた。

(エ) 精神障害者地域移行・地域定着支援事業の実施状況

厚生労働省は、退院促進に係る指導を事業主体に行わせる一方で、障害者施策及び精神医療施策の一環として、被保護者に限ることなく精神障害者を対象として、精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行っている。

前記の24都道府県における同事業の実施状況についてみたところ、同事業により支援を受けた者延べ3,204人のうち、退院して地域に移行・定着した者は延べ1,079人となっており、この中には、退院促進に係る指導を受けていた被保護者が、把握できた範囲で延べ143人見受けられた。

オ 高頻度入院の状況

23年度中に入院している期間があり、かつ転院も行い、その結果延べ3医療機関以上に入院した被保護者(以下「高頻度入院者」という。)1,373人を抽出して、延べ入院人数により区分した医療機関数の分布をみたところ、延べ100人以上が入院した医療機関が8医療機関となっていて、特定の医療機関に高頻度入院者が多数入院している状況が見受けられた。

そこで、上記の8医療機関について、高頻度入院者の入院回数をみたところ、上記の1,373人のうち、23年度内において8医療機関のいずれかに1回以上入院した者は349人見受けられた。そして、このうち132人は、8医療機関のいずれかに10回以上入院していて、その延べ入院回数は計1,611回となっていた。このことは、入退院を繰り返す被保護者を受け入れている医療機関のうち、一部の医療機関の間で被保護者が入退院

を繰り返していることを示していると認められる。

上記の349人の転院の要否に係る福祉事務所の検討状況についてみたところ、173人については、転院の全部又は一部についてその必要性を判断した根拠が不明等とされていた。そして、349人の中には短期間で転院を繰り返しているため、福祉事務所による転院の要否の検討が適時に行われず事後的に行われている者も見受けられた。

そして、上記の173人について、医療扶助の診療報酬項目のうち、初診料、一般病棟入院期間加算、医学管理料及び検査料に着目してみたところ、転院の都度、同種の診療報酬が算定されている事態が多数見受けられた。

カ 向精神薬等の重複処方状況

210事業主体において、精神科治療薬として一般に使用されている5成分(トリアゾラム、ゾルピデム酒石酸塩、プロチゾラム及びフルニトラゼパム(以上の4成分は向精神薬であり、投与日数は1回30日分を限度とされている。)並びにエチゾラム)に係る医薬品について、23年11月分の電子レセプト等を基に、同月に複数の医療機関から処方を受けた者の状況をみたところ、該当する被保護者は延べ4,328人に上っていた。そして、仮に医薬品の添付文書に記載されている用法用量を基準として換算したところ、1か月間で30日分に相当する量を超える処方を受けていた者が延べ2,871人、このうち180日分に相当する量を超える処方を受けていた者が延べ63人見受けられた。また、中には最大で20医療機関から処方を受けた者も見受けられた。

福祉事務所は、複数の医療機関から重複して向精神薬を処方されている場合等には、主治医等への確認や医療機関と協力して行う適正受診指導の徹底を図ることとなっている。そこで、向精神薬等に係る適正受診指導等の状況についてみたところ、福祉事務所が繰り返し指導等を行っているにもかかわらず、重複処方が改善されていないなどの事態が見受けられた。

キ 頻回受診者の状況

福祉事務所は、医療扶助による外来患者(歯科を除く。)であって、同一傷病について、同一月内に同一診療科目を15日以上受診している月が3か月以上続いている者について、通院台帳等を整備するとともに、嘱託医と協議を行うなどして、頻回受診者と判断された者に対しては、速やかに訪問指導をすることとなっている。

23年度に頻回受診者と判断された者のうち、過度な診療日数が改善されていない者1,242人に対する通院台帳等の整備状況等についてみたところ、嘱託医との協議等が不十分等のため通院台帳等が整備されていない者が550人、また、通院台帳等が整備されている者のうち、電話による指導を受けただけで訪問指導が行われていないなどの者が99人見受けられた。

(2) 生活扶助及び住宅扶助の状況

ア 生活扶助及び住宅扶助の概要

保護のうち生活扶助は衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なものなどの範囲内において、また、住宅扶助は住居及び補修その他住宅の維持のために必要なものの範囲内において行われるものである。

保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うこと

となっている。そして、厚生労働大臣は、要保護者の年齢等に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、かつ、これを超えない基準として、「生活保護法による保護の基準」(昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護の基準」という。)を定めており、これにより扶助ごとに最低限度の生活に必要な額が算定されることとなっている。

保護の基準によれば、生活扶助は、①基準生活費、②障害等による特別の需要がある者に対する加算及び③臨時的な需要を満たすための一時扶助費で構成される。

住宅扶助基準は、家賃、間代、地代等や住宅維持費の区分ごとに基準額が定められている。そして、家賃等の費用がこの基準額を超えるときは、都道府県等ごとに厚生労働大臣が別に定める額(以下「上限額」という。)の範囲内で算定することとなっている。

イ 公的年金の収入認定の状況

保護は、被保護世帯を単位として保護の基準によって算定される最低生活に必要な額から、被保護世帯における年金受給額等を基に収入として認定される額を控除して決定された保護費の額を支給することとなっている。

厚生労働省の平成22年公的年金加入状況等調査によれば、65歳以上の高齢者全体に占める公的年金の受給者の割合は97%である。一方、201事業主体における被保護者のうち、24年4月2日現在、公的年金(厚生年金等も含む。)の収入認定が行われていない被保護者216,633人の年齢階層別の割合をみると、60歳以上65歳未満で60.9%、65歳以上70歳未満で55.3%、70歳以上で51.4%と、それぞれの階層において過半数の被保護者について公的年金の収入認定が行われていない状況となっていた。

これは、公的年金のうち老齢基礎年金は、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間(以下「保険料納付済期間等」という。)が25年(300月)以上の者が、原則として65歳に到達したときなどに、その者に受給権が発生することになっているところ、保険料納付済期間等が25年(300月)に満たないためであると思料される。

しかし、前記216,633人のうち、25年5月末現在の状況を確認できた65歳以上の被保護者133,992人について、保険料納付済期間等別の人数をみると、保険料納付済期間等が300月以上の被保護者や、保険料納付済期間等が300月未満であっても一定の条件に該当し老齢基礎年金の受給権を有する被保護者が計2,223人見受けられた。

なお、27年10月1日以降は、老齢基礎年金の受給権が発生するのに必要とされる保険料納付済期間等が、これまでの25年(300月)から10年(120月)に短縮される予定になっている。

ウ 管理手持金の状況

「入院患者、介護施設入所者及び社会福祉施設入所者の加算等の取扱いについて」(昭和58年社保第51号。以下「取扱指針」という。)によれば、医療機関等に入院又は入所中の被保護者が金銭管理能力がないため、医療機関等の長等に金銭の管理を委ねている(以下、管理を委ねている金銭を「管理手持金」という。)場合、当該管理手持金の額が加算等の6か月分の額に達している場合は、当該加算等の計上を停止することとなっている。

そこで、210事業主体を対象として、25年3月において、医療機関等に入院又は入所している被保護者のうち管理手持金の額が50万円以上となっている者のその額及び加算等の計上の停止の状況についてみると、該当する被保護者は902人(管理手持金

の合計額6億6421万円)で、このうち管理手持金の額が100万円以上の者は119人、また、加算等の計上が停止されていない者は350人となっていた。

上記350人の中には、管理手持金の額が加算等の6か月分の額に達している者が含まれていると思料されることから、福祉事務所において、近い将来医療を受けることに伴い必要となる経費を考慮した上で、加算等の計上を停止するなどの必要がある。

エ 死亡した単身世帯の被保護者の遺留金等の状況

(ア) 遺留金の保有状況

201事業主体において22、23両年度に死亡により保護が廃止された単身世帯の被保護者38,074人(高齢者以外の者も含む。)の遺留金の保有状況についてみたところ、死亡時に遺留金があることが確認された被保護者は11,840人見受けられた。そして、このうち遺留金を50万円以上保有していた444人のうち19人については、生前に未申告の保険金収入を得ていたことが死亡後の調査において判明したことなどのため、遺留金計5042万円のうち保護費相当額1906万円について返還の請求が決定されていた。

50万円以上の遺留金を保有することになった原因について、事業主体は、172人の遺留金については、保護費が累積したものであると推測されたため返還等の問題は生じないと考えて、保有の原因の確認を行っていなかった。

しかし、前記444人の被保護者の中には、医療機関等に入院又は入所していた者が多く含まれていることから、これらの被保護者について、相当期間にわたって取扱指針に基づく加算等の計上の停止がされていなかったため、手持金が累積していた場合もあると思料されることなどから、遺留金の保有の原因についての的確に確認を行う必要があると思料される。

(イ) 遺留金に係る処理状況

死亡時に遺留金があることが確認された被保護者11,840人のうち遺留金を葬祭扶助費に充当してもなお残余を生じていた者が545人おり、その遺留金計1億8980万円に係る処理状況をみたところ、285人の被保護者については、扶養義務者である相続人が葬祭を行わないとしたことから葬祭執行者が葬祭を行っていたものであるが、その遺留金計1億1847万円は相続人に引き渡されていた。

相続人があることが明らかではない場合は、事業主体は相続財産管理人の選任を家庭裁判所に申し立てることとなっているが、遺留金の額が少額である場合は、最終的に事業主体が管理費用を負担することとなる。そのため、28事業主体は、管理費用が葬祭執行後の遺留金残額を上回るおそれがあるなどとして、被保護者141人に係る遺留金計3495万円を福祉事務所内の金庫に保管するなどしていた。

また、32事業主体は、被保護者89人に係る遺留金計1637万円を現行制度上認められていない永代供養料、社会福祉協議会への寄附等に使用していた。

(ウ) 葬祭扶助に係る葬祭の執行状況

葬祭に対して葬祭扶助費が支給された被保護者16,873人のうち10,863人については医療機関等の長や民生委員等の葬祭執行者によって葬祭が行われていた。しかし、死亡時に遺留金を保有していたことが確認された5,381人のうち590人に係る遺留金計3182万円については金融機関の口座に預貯金として預けられているため引き出す

ことができないなどとして、葬祭扶助費に充当されていなかった。このように、被保護者の遺留金は可能な限りこれを葬祭扶助費に充当すべきであるとして、法第76条の規定に基づき金融機関から払戻しを受けている事業主体が見受けられる一方、死亡した被保護者の口座に預けられている預貯金を引き出すことはできないとして、通帳等を保管又は破棄するなどしている事業主体も見受けられた。

このほか、上記10,863人のうち2,453人(支給された葬祭扶助費計4億9868万円)については法に基づく申請の手续を執らずに葬祭扶助が行われていたり、保護の決定手続を行う立場にある福祉事務所の職員等を葬祭執行者として葬祭扶助が行われていたりしていた。

オ 失踪により保護が廃止された被保護者に係る保護費についての対応

前記511事業主体の管内に社会福祉法(昭和26年法律第45号)に規定する無料低額宿泊事業を行う施設等の宿泊所等が所在するかみところ、179事業主体の管内に計1,442か所あり、いずれも被保護者が入居しており、23年度当初の被保護者の入居総数は計19,062人となっていた。

このうち、同年度内に失踪したものと判断されて保護が廃止された者が延べ2,970人見受けられた。

保護の廃止に伴い、前渡した保護費のうち保護廃止日以降の分については、過払いとなることから、日割りにより精算を行うこととなっている。

前記の2,970人に対して、保護廃止日を含む月以降に支給されていた保護費の額は計2億8635万円、このうち過払いとされた額は延べ2,338人に対して計1億3751万円となっていた。そして、宿泊所等から失踪した被保護者に対して支給された保護費の過払分に係る処理についてみたところ、その処理は区々となっており、一部には返還等の処理が行われていない事態も見受けられた。

事業主体は、被保護者が失踪している状況においては、保護費の過払分を被保護者から収納することは困難となる。一方、宿泊所等を退所する場合の宿泊料等の精算については、利用者である被保護者と宿泊所等の運営事業者等との間の利用契約において定められるが、契約上、宿泊料等の精算について定められている場合であっても、仮に被保護者が失踪すると、契約に基づき本来は被保護者に返還されるべき宿泊料等が宿泊所等に滞留する結果となり得ると思料される。

カ 住宅の家賃の額の差異の状況

210事業主体を対象として、住宅扶助費をその地域における上限額で受給している被保護世帯が5世帯以上入居している集合賃貸住宅(公営を除く。)から1,778棟を抽出して、同一の建屋で、被保護世帯の住居に係る家賃額と、それ以外の住居(以下「一般住居」という。)に係る家賃額との差額についてみたところ、112棟は被保護世帯に係る家賃額が一般住居に係る家賃額よりも高額となっており、このうち21棟については差額が10,000円を超えていて、被保護世帯が一般住居に係る家賃額よりも高額の家賃で契約している疑義がある事態が見受けられた。

(3) 就労支援の状況

ア 「福祉から就労」支援事業等を受けた被保護者の状況

511事業主体において、「福祉から就労」支援事業、事業主体が行う就労支援員を活用

した自立支援プログラム等(以下、これらを「支援事業等」という。)による支援を受けた被保護者の就労等の状況をみたところ、支援事業等を受けた79,063人のうち30,859人は就労開始等に結びつくなどしており、このうち23,903人は保護継続のままであったが、6,956人は保護の廃止に至っていた。

そして、上記の23,903人について、25年3月末現在の状況をみたところ、8,975人は一旦は就労したものの、その後離職しており、そのうち4,959人は、就労を再開していなかった。

また、前記の就労開始等により保護廃止に至っていた者6,956人について、25年3月末現在の状況をみたところ、799人はその後保護が再開されていた。そして、799人のうち457人は、保護継続のまま就労を再開していなかった。

イ 支援事業等により就労開始等に至った者の離職理由、就労期間等

支援事業等により保護継続のまま就労開始等に至り、更にその後に離職した前記8,975人のうち、離職理由及び就労期間を把握できた4,204人についてみたところ、離職理由については自己都合が1,992人と最も多く、次に傷病が863人となっており、また、就労期間については1年未満の者が3,778人(4,204人の89.9%)と約9割を占めている状況となっていた。これを総務省の平成24年就業構造基本調査と比較してみると、離職理由については自己都合の比率が同程度となっていたが、被保護者の離職理由としては傷病の割合が高いものとなっていた。また、離職理由が不明であった被保護者が見受けられ、継続的な就労支援を行う上で事業主体が必要な情報を把握できていない状況が一部に見受けられた。そして、継続就業期間については非正規就業者で1年未満が31.3%となっており、被保護者の方が非正規就業者よりも短期間で離職する傾向が強いことがうかがわれた。

さらに、支援事業等により就労開始等に至り一旦は保護廃止となったものの、その後に保護が再開された者799人のうち、保護再開理由及び保護再開までの期間を把握できた419人についてみたところ、保護再開理由については失業が290人と最も多く、保護廃止から再開までの期間については1年未満が353人と8割以上を占めており、支援事業等により就労等を開始して保護を脱却しても、短期間で保護が再開される結果となっている事態が多数見受けられた。

4 所見

(1) 検査の状況の概要

保護の実施状況について、医療扶助は適切に実施されているか、生活扶助費及び住宅扶助費は適切に支給されているか、就労支援により就労した被保護者の就労後の状況はどのようになっているかなどに着眼して、厚生労働本省及び24都道府県の511事業主体について検査したところ、次のような状況が見受けられた。

ア 医療扶助の状況

(ア) 医療扶助による入院継続を要しないとされた長期入院患者のうち退院に至っていない者の過半数は、精神及び行動の障害に分類される者であった。そして、退院に向けた調整に当たっては、現業員が単独で対応している場合が多数見受けられた。さらに、例外的給付を受けているが、退院促進に係る指導を特段受けていない者も見受けられた。

一方、事業主体が退院促進に係る指導を行う際に、独自支援事業や精神障害者地域移行・地域定着支援事業を併せて行い、退院に至った者も見受けられた。

- (イ) 被保護者である入院患者の一部は、特定の医療機関の間で短期間に入退院を繰り返していた。そして、福祉事務所による転院の要否の検討が事後的に行われているなどの状況も見受けられた。
- (ウ) 向精神薬等の処方について、同成分の医薬品の処方を複数の医療機関から受けている被保護者が多数見受けられた。また、これらの者に対する重複処方について、福祉事務所が繰り返し指導等を行っているにもかかわらず改善されていない事態が見受けられた。
- (エ) 福祉事務所において、過度な診療日数が改善されていない頻回受診者の一部について通院台帳等が整備されていないなどの事態が見受けられた。

イ 生活扶助及び住宅扶助の状況

- (ア) 65歳以上のほとんどの高齢者が公的年金を受給している一方、被保護者の過半数については公的年金の収入認定が行われていない状況となっていた。一方、受給権を有しているのに裁定請求を行っていない者も見受けられた。
- (イ) 医療機関に入院又は介護施設に入所している被保護者の管理手持金について、取扱指針に基づく加算等の計上の停止がされていない事態が一部見受けられた。
- (ウ) 死亡した単身世帯の被保護者の遺留金について、事業主体がその保有の原因の確認を十分に行っていない状況となっていた。また、一部を葬祭扶助費に充当した残余の遺留金について、相続財産管理人の申立ての手続を行わずに、福祉事務所においてそのまま保管しているなどしていた。さらに、金融機関の口座に預けられているなどのため遺留金が葬祭扶助費に充当されていなかったり、葬祭執行者による申請の手続が行われないまま葬祭扶助が行われていたりするものなどが見受けられた。
- (エ) 宿泊所等から失踪した被保護者の保護廃止日以降の保護費の過払分に係る処理が区々となっており、返還等の処理が行われていない事態も一部見受けられた。また、被保護者が失踪すると、事業主体は、保護費の過払分を被保護者から収納することが困難となる一方、本来は被保護者に返還されるべき宿泊料等が宿泊所等に滞留する結果となり得ると思料される。
- (オ) 住宅扶助に係る家賃の額について、被保護世帯が一般住居に係る家賃よりも高額の家賃で契約している疑義がある事態が一部見受けられた。

ウ 就労支援の状況

支援事業等を受けた被保護者についてみたところ、保護継続のままではあるが就労を開始していたり、保護が廃止されていたりしている者が見受けられ、一定の効果が上がっていた。しかし、その後の状況をみると、一旦は就労したもののその後離職していたり、保護が再開されていたりしている者が一部見受けられた。そして、被保護者については、非正規就業者全般よりも短期間で離職に至ったり、傷病による離職の割合が高くなっていたりする状況が見受けられた。

(2) 所見

以上のような状況を踏まえて、厚生労働省においては、保護の実施において、被保護者の支援をより効果的、効率的に行うことができることとなるよう、前記の検査の状況に記

載した各種事態の実態把握に努めるとともに、次の点等に留意しつつ、今後とも各種施策の立案、見直しなどに努めていく必要がある。

ア 医療扶助について

- (ア) 被保護者である長期入院患者で精神及び行動の障害に分類される者等について、事業主体がその病状の把握や退院後の受入先の確保をより円滑かつ適切に行うことができることとなるよう介護、障害等に関する部門も含めた体制整備を図ることの必要性や、退院促進に係る指導の一層の充実及び他の施策との連携等について検討すること
- (イ) 高頻度入院者に対して、転院の要否の確認等の業務が適切に行われるよう事業主体を引き続き指導するとともに、指導を通じて高頻度入院者の実態の一層の把握に努めて、その対応方針について不断の検討を行っていくこと
- (ウ) 向精神薬等の重複処方について、重複処方の改善が見られない被保護者に対する事業主体の指導等が効果的に行われるような方策を検討すること
- (エ) 頻回受診者について、事業主体における台帳整備や訪問指導等の充実を図らせるとともに、適正受診の更なる促進に努めること

イ 生活扶助及び住宅扶助について

- (ア) 27年10月からは老齢基礎年金について受給権が発生するのに必要とされる保険料納付済期間等が短縮されることも踏まえて、同年金の受給権を有している被保護者に係る同年金の収入認定が適正に行われることとなるよう、事業主体における被保護者の受給権の有無の的確な把握、裁定請求の勧奨等の促進に更に努めること
- (イ) 管理手持金について、事業主体において、その額を的確に把握して、取扱指針に基づき必要に応じて加算等の計上を停止するなどの適切な事務処理が促進されることとなるよう努めること
- (ウ) 死亡した単身世帯の被保護者の遺留金について、事業主体に対して、その保有の原因を可能な範囲で確認させることとし、取扱指針に基づく加算等の計上の停止に係る判断に資するとともに、必要に応じて返還の処理を行わせるようにすること。また、残余の遺留金の取扱いについて、事業主体がその適切な処理を図ることができることとなるよう関係省庁と連携するなどして検討すること。さらに、葬祭執行者により葬祭を行う場合については、口座に預けられている遺留金の活用を図ることができることとなるよう、また、葬祭扶助が申請の手続を経て行われることが徹底され、葬祭執行者としてより適切な者が選任されることとなるよう関係機関と連携を図るなどして検討すること
- (エ) 被保護者の失踪に伴う保護費の過払分に係る対応については、事業主体に対して、返還等の処理を行う必要があることを改めて周知するとともに、被保護者が失踪した場合には、事業主体は保護費の過払分を被保護者から収納することが困難となる一方、契約に基づき本来は宿泊所等から被保護者に返還されるべき宿泊料等が宿泊所等に滞留する結果となり得る状況に対して、効果的な方策を検討するなどすること
- (オ) 被保護世帯であるがゆえに合理的な理由もなく高額の家賃が設定されていることはないか実態の把握に努めるとともに、適切な家賃額となっているかどうかを判断できるような仕組みを設けるなど、住宅扶助の適切な在り方について検討すること

ウ 就労支援について

今後とも就労支援に係る施策を実施するに当たっては、事業主体において、支援事業等による効果的な就労支援が更に促進されることとなるよう、また、就労後の職場への定着支援等のフォローアップについて、被保護者における離職の要因等を踏まえつつ、より効果的な実施が図られることとなるよう方策を検討すること

本院としては、我が国における少子高齢化の更なる進行等を背景として、社会保障制度改革や財政健全化への取組が喫緊の課題とされていることを踏まえつつ、今回改正された法に基づき行われることとなる今後の保護の実施状況等について、引き続き多角的な観点から検査していくこととする。

第2 地方財政計画及び地方公務員の特殊勤務手当等の状況について

検査対象	総務省、都道府県、市町村
平成24年度地方財政計画額	81兆8647億円
平成24年度国の一般会計からの臨時財政対策特例加算及び別枠加算の額	4兆8861億円
平成23年度地方公共団体普通会計決算の特殊勤務手当額	1026億円

1 検査の背景

本院は、地方財政の状況について平成17年6月に参議院から国会法(昭和22年法律第79号)第105条の規定に基づく検査要請を受けて、その検査結果を18年10月に「地方財政の状況に関する会計検査の結果について」として報告している(以下、この報告を「18年報告」という。)。18年報告では、地方財政計画の歳出の種類ごとの決算額の状況として、一般行政経費、投資的経費(単独)及び給与関係経費について、地方財政計画の計上額(以下「地方財政計画額」という。)^(注1)と地方公共団体の普通会計決算額(以下「決算額」という。)との間にかい離が生じていることなどや決算額に関するその他の事項として、地方公務員の特殊勤務手当等、福利厚生事業への支出及び病気休暇等の制度について、その支給等の状況や国の制度との違いなどを記述している。

そして、これらの検査結果を踏まえて、地方財政計画額と決算額のかい離の縮小を図るためには、地方財政計画額のうち地方単独事業については地方の決算額等により地方における標準的な経費の実態を十分に踏まえて計上することが求められ、かい離を是正するための措置が必要であること、また、地方公務員に係る特殊勤務手当等の支給、福利厚生事業への支出、病気休暇等の制度については、各地方公共団体において、時代の変化を踏まえて必要性及び妥当性を改めて点検し、住民の理解が得られるものとなるよう見直しを実施するとともに、これらの事項の具体的内容や実施状況等を住民に対してより積極的に開示し公表することが求められることなどの所見を記述している。

(注1) 普通会計 地方公共団体における一般会計及び特別会計のうち地方公営事業会計以外の会計の純計額であり、地方公共団体の財政状況を統一的に把握及び比較するために用いられている会計区分

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

地方財政計画は、国の予算編成と関連して策定されることにより、地方財政と国家財政との整合性を確保することなどの役割を有するとされている。本院の18年報告からは7年が経過しているが、この間の地方財政をめぐっては、20年のいわゆるリーマン・ショック以降、地方税収及び地方交付税の法定5税相当分(国税である所得税、法人税、

酒税、消費税及びたばこ税の収入額に地方交付税法(昭和25年法律第211号)第6条に規定する率を乗じた額の計。以下同じ。)等の減少による財源不足を補填するために、国の一般会計からの加算措置を伴う大規模な地方財政対策が講じられて、地方財政計画における収支の均衡を図る調整が行われている。また、国は、リーマン・ショック以降、累次にわたり緊急の経済対策を行っており、その一環として、20、21両年度の補正予算により地方公共団体には多数のその他特定目的基金が設置造成されて、その積立額及び取崩額は多額となっている。

また、地方財政計画の給与関係経費として計上されている地方公務員の給与についてみると、各地方公共団体において給与水準の適正化が図られてきているが、諸手当の在り方については、その適正化が図られるよう、総務省が地方公共団体に対して、今もなお技術的助言を行っている。

これらの状況を踏まえて、本院は、18年報告のフォローアップとして、地方財政計画と国の予算の関係、地方財政計画額とこれに対応する決算額のかい離の状況、地方公務員に係る特殊勤務手当等の支給、福利厚生事業への支出及び病気休暇等の制度やその情報の開示、公表等の状況について、有効性等の観点から、次の点に着眼して検査を実施した。

- ① 地方財政計画と国の予算との関連及び地方財政計画における財源不足に対する国の予算措置の状況並びに地方財政計画額と決算額とのかい離の状況はどのようになっているか、また、地方財政計画がその役割を十分に果たすために、地方財政計画額と決算額を事後的に比較したかい離の状況をどのように把握しているか、そのかい離の状況の公表に当たっては、かい離の要因に関する情報の提供はなされているか。
- ② 地方公務員に係る特殊勤務手当等の支給、福利厚生事業への支出及び病気休暇等の制度の実態並びに住民自治に基づく適正化の推進に資する情報の開示、公表等の状況はどのようになっているか。また、国家公務員の制度との格差の状況はどのようになっているか。

(2) 検査の対象及び方法

上記の①については、地方財政計画(24年度まで)、決算額(23年度まで)及び地方財政計画額と決算額とのかい離の状況(検査時において公表されている22年度まで)を対象とし、総務省から地方財政計画額及び決算額に関する資料等の提出を受けるとともに、総務本省において会計実地検査を行った。また、上記の②については、18年報告に係る検査で対象とした15道府県及び管内の174市町村(10政令指定都市を含む^(注4))を対象として検査した。検査に当たっては、総務省の資料等を活用したほか、上記の15道府県及び管内の174市町村において、決算関係書類等の各種資料の提示を受けて、担当者等から説明を聴取するなどして会計実地検査を行った。

(注2) 15道府県 北海道、大阪府、山形、栃木、千葉、山梨、長野、静岡、滋賀、兵庫、鳥取、岡山、愛媛、福岡、宮崎各県

(注3) 174市町村 18年報告後に市町村合併が行われたため、18年報告で対象とした176市町村から2町村減っている。

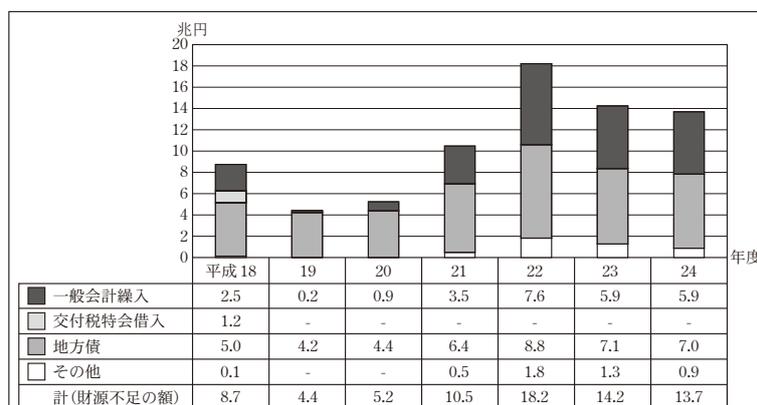
(注4) 10政令指定都市 静岡、浜松、堺、岡山各市が政令指定都市に移行したため、18年報告で対象とした6政令指定都市から4市増えている。

3 検査の状況

(1) 地方財政計画と国の予算との関連等

24年度の地方財政計画額は、81兆8647億円となっている。地方財政計画では、地方団体の歳入歳出総額の見込額を算定する過程において、歳入総額が歳出総額を下回り財源不足が見込まれる場合には、財源不足の額を地方交付税の増額、地方債の増額等により補填する措置である地方財政対策が講じられる。18年度からの地方財政計画における財源不足の額及びこれに対する国の予算措置等の推移についてみると、財源不足の額は、リーマン・ショックにより地方税等の歳入が大幅に減少した21年度から急増し、24年度においても13兆円を超える不足額が生じている(図1参照)。

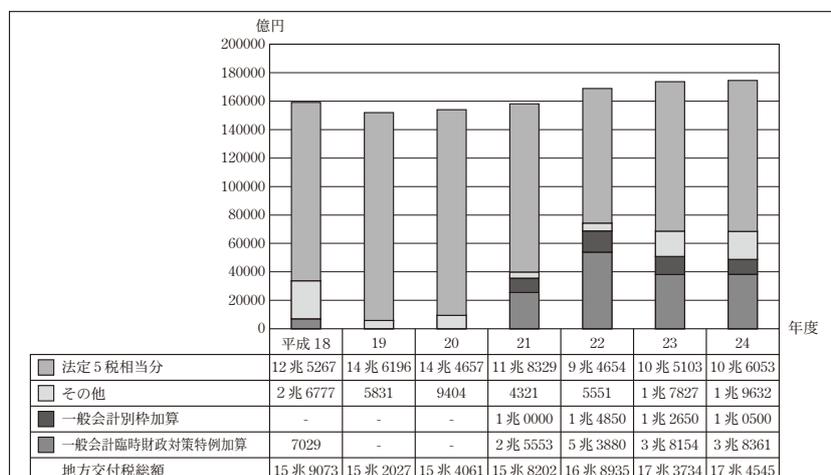
図1 地方財政計画における財源不足の額及びこれに対する国の予算措置等の推移
(単位：兆円(表示単位未満は四捨五入))



財源不足の額のうち通常収支の不足分は、建設地方債である財源対策債等により補填する額を除いた額を国と地方が折半して負担することとされ、国負担分は国の一般会計からの加算措置(臨時財政対策特例加算)により、地方負担分は特例地方債(臨時財政対策債)により補填する措置が講じられている。21年度以降は、臨時財政対策特例加算とは別枠で国の一般会計から加算する別枠加算の措置が講じられている。

地方交付税総額に占める国の一般会計からの加算措置の状況をみると、21年度における臨時財政対策特例加算の額は2兆5553億円、別枠加算の額は1兆円、計3兆5553億円であり、24年度における臨時財政対策特例加算の額は3兆8361億円、別枠加算の額は1兆0500億円、計4兆8861億円と一般会計からの多額の加算措置が継続している(図2参照)。

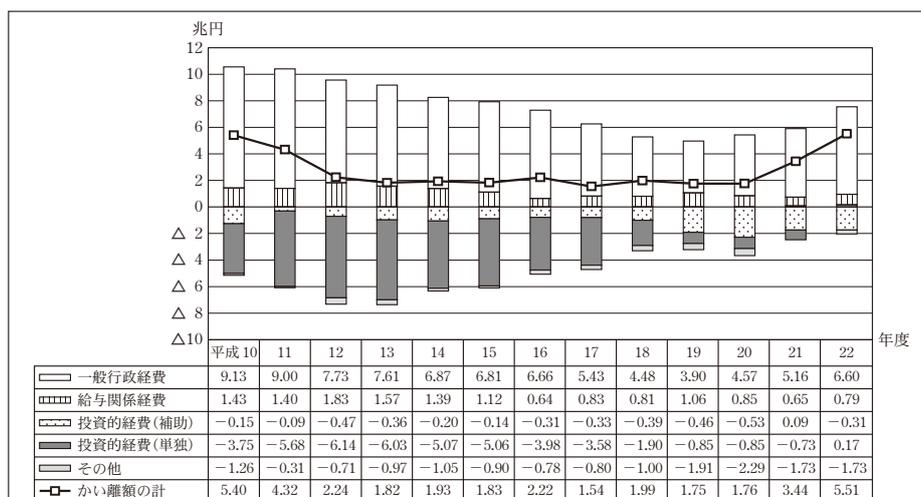
図2 地方交付税総額における国の一般会計からの特例加算等の状況
(単位：億円(表示単位未満は四捨五入))



(2) 地方財政計画額と決算額とのかい離

総務省は、地方財政計画額と決算額について一定の修正を行った上で毎年度の比較をしている(以下、修正後の決算額から修正後の地方財政計画額を控除した額を「かい離額」という)。これによると地方財政計画額(歳出)と決算額(歳出)とのかい離の状況は、17年度から19年度にかけてのかい離の一体的是正により、17年度から20年度までは歳出総額のかい離額が2兆円を下回っていたが、その後一般行政経費のかい離額が大きくなるなどして、歳出総額のかい離額は、21年度には3兆円を超えて、22年度には5兆円を超えていた。また、一般行政経費のかい離の状況は、10年度から19年度までは縮小傾向にあったが、20年度から拡大しており、22年度はかい離額が6兆円を超えていた(図3参照)。

図3 歳出区分別のかい離額等の推移 (単位：兆円(表示単位未満は四捨五入))



(3) かい離の要因分析

前記のとおり、総務省は、一定の修正を行った上で地方財政計画額(歳出)と決算額(歳出)とを比較しているが、恒常的に決算額が地方財政計画額を上回っている。その要因としては、次のことが考えられる。

- ① 歳出において地方財政計画に計上されていない基金の取崩額相当分(表1参照)について、基金の取崩額がどの歳出区分において歳出に充てられたかを特定することができないため、決算額から控除していないこと

表1 基金の状況 (単位：億円)

区 分	平成18年度			19年度			20年度		
	積立額	取崩額	年度末残高	積立額	取崩額	年度末残高	積立額	取崩額	年度末残高
財政調整基金	6279	4317	4兆0720	7293	5825	4兆2161	6939	4893	4兆4134
減債基金	4500	4016	2兆1398	2336	5263	1兆8427	2887	3391	1兆7875
その他特定目的基金	1兆1687	7871	7兆3904	1兆3523	8301	7兆8799	2兆0139	8036	9兆0728
計	2兆2466	1兆6204	13兆6022	2兆3152	1兆9389	13兆9388	2兆9965	1兆6319	15兆2737

21年度			22年度			23年度		
積立額	取崩額	年度末残高	積立額	取崩額	年度末残高	積立額	取崩額	年度末残高
6552	5943	4兆4748	1兆1332	3707	5兆2357	9160	5521	5兆5996
2457	3058	1兆6896	5396	1451	2兆0760	3745	1829	2兆3059
3兆4493	1兆5017	11兆0128	1兆6623	2兆0944	10兆5550	3兆5702	2兆4733	11兆6867
4兆3502	2兆4018	17兆1772	3兆3351	2兆6102	17兆8667	4兆8607	3兆2083	19兆5922

(注) 各年度末残高として記載している額は、所要の調整が加えられた後の額であるため、前年度末残高に積立額を加えて取崩額を減じた額とは一致しない。

- ② 地方財政計画には計上されない超過課税及び法定外税(表2参照)について、決算額(歳出)ではこれらを財源とした歳出額があるものの、この歳出額を特定することができないため、決算額から控除していないこと

表2 超過課税等の状況 (単位：億円)

区 分	平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
超過課税	4814	5493	6425	6876	6423	4198	4677
法定外税	516	541	560	425	447	459	516
計	5330	6034	6986	7301	6870	4657	5193

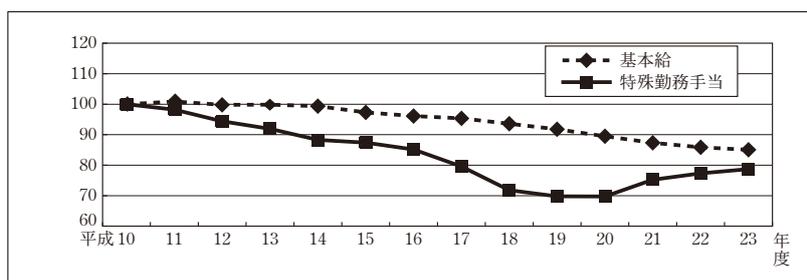
- ③ 実質的な歳入歳出とはいえない年度内貸付け(同一年度内に返還される貸付金)を含む貸付金(表3参照)について、地方財政計画に計上される額が決算額に比べて少額であること

表3 貸付金の貸付額等の状況 (単位：億円)

区 分	平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
貸付金(決算額) (A)	56,111	50,432	52,860	55,526	56,010	65,122	65,200	63,687
年度内貸付け (a)	46,950	44,773	46,626	45,445	47,831	57,454	57,448	56,403
貸付金(地方財政計画) (B)	19,528	19,458	19,358	19,358	19,358	19,358	19,358	19,358
年度内貸付け (b)	15,901	15,901	15,901	15,901	15,901	15,901	15,901	15,901
かい離額 (A-B)	36,583	30,974	33,502	36,168	36,652	45,764	45,842	44,329
年度内貸付けに係るもの (a-b)	31,049	28,872	30,725	29,544	31,930	41,553	41,547	40,502

- (4) 地方公務員に係る特殊勤務手当等の支給、福利厚生事業への支出及び病気休暇等の制度
 全国の地方公共団体の普通会計における特殊勤務手当の23年度の支給額は1026億余円で、16年度の支給額と比べて減少しているが、普通会計における特殊勤務手当の推移をみると、21年度に増加に転じている(図4参照)。これは主に、地方公共団体によっては、教育関係の特殊勤務手当の支給額が増加したためと考えられる。

図4 普通会計における基本給と特殊勤務手当の支給額の推移(平成10年度を100とした指数)



自宅所有者に対する住居手当については、会計実地検査の対象とした15道府県及び管内の174市町村のうち5道府県は23年3月までに人事委員会から廃止の勧告を受けていたが、23年度においても経過措置等で支給を継続していた(表4参照)。

(注5) 5道府県 大阪府、栃木、千葉、長野、岡山各県

表4 自宅所有者に対する住居手当の状況(平成23年度)

地方公共団体名等		手当廃止の勧告の有無(平成24年3月までの間)	自宅所有者に対する住居手当の存廃状況		23年度の自宅所有者に対する住居手当支給総額(円)	存続している場合、5年以内の支給月額(円)	存続している場合、5年超の支給月額(円)
北海道	北海道	有	廃止		—	—	—
	札幌市	無	存続		837,630,400	9,700	9,700
	管内24市町		廃止2団体	存続22団体	726,564,166	2,500 ~ 10,000	2,500 ~ 10,000
山形県	山形県	有	廃止		—	—	—
	管内9市町村		廃止9団体		—	—	—
栃木県	栃木県	有	存続		357,480,006	3,500	3,500
	管内9市町		廃止6団体	存続3団体	90,743,487	2,500 ~ 3,500	2,500 ~ 3,500
千葉県	千葉県	有	存続		788,108,942	3,000	3,000
	千葉市	無	存続		443,623,179	8,100	8,100
	管内11市		廃止1団体	存続10団体	719,732,950	3,000 ~ 9,000	3,000 ~ 9,000
山梨県	山梨県	有	廃止		—	—	—
	管内9市町村		廃止7団体	存続2団体	12,196,000	4,000	4,000
長野県	長野県	有	存続		314,568,000	3,000	3,000
	管内14市町村		廃止13団体	存続1団体	6,324,842	2,000	—
静岡県	静岡県	有	廃止		—	—	—
	静岡市	有	廃止		—	—	—
	浜松市	有	廃止		—	—	—
	管内10市町		廃止3団体	存続7団体	154,916,355	2,000 ~ 4,700	2,000 ~ 4,700
滋賀県	滋賀県	無	存続		191,397,900	2,000	2,000
	管内11市町		廃止8団体	存続3団体	38,102,200	1,600 ~ 2,200	— ~ 2,200
大阪府	大阪府	有	存続		158,692,500	2,500	—
	大阪市	無	存続		2,041,071,546	6,500	6,500
	堺市	無	存続		17,292,108	2,500	—
	管内9市		廃止5団体	存続4団体	85,609,226	1,000 ~ 5,000	— ~ 1,700
兵庫県	兵庫県	無	存続		296,971,162	1,600	1,600
	神戸市	無	存続		1,144,386,600	10,600	10,600
	管内10市		存続10団体		960,283,336	2,000 ~ 14,700	2,000 ~ 14,700
鳥取県	鳥取県	有	廃止		—	—	—
	管内10市町		廃止9団体	存続1団体	345,000	2,500	—
岡山県	岡山県	有	存続		40,264,180	2,500	—
	岡山市	無	存続		142,451,752	5,000	3,000
	管内8市		廃止3団体	存続5団体	143,954,054	2,500 ~ 8,000	— ~ 6,500
愛媛県	愛媛県	無	存続		334,714,500	3,500	3,500
	管内11市町		廃止1団体	存続10団体	167,910,758	2,500 ~ 4,500	— ~ 4,500
福岡県	福岡県	無	存続		1,176,065,820	4,500	4,500
	北九州市	無	存続		435,174,500	8,500	8,500
	福岡市	無	存続		480,602,312	8,500	8,500
	管内11市町		存続11団体		107,513,473	2,500 ~ 6,500	— ~ 6,500
宮崎県	宮崎県	無	存続		92,272,351	2,000	1,000
	管内8市町		廃止5団体	存続3団体	41,697,661	2,000 ~ 4,000	1,000 ~ 1,500
計			廃止79団体	存続110団体	12,548,661,266		

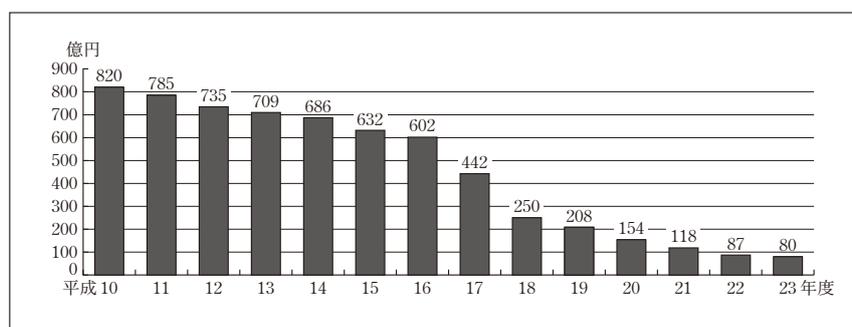
注(1) 「存続」には、給与条例等の本則規定を廃止したが、附則等で経過措置を設けて支給を続けている場合を含む。

注(2) 自宅所有者に対する住居手当の存廃状況の内訳は、廃止が5道県及び74市町村、存続が10府県及び100市町村である。

また、自動車等を使用する場合の通勤手当については、会計実地検査の対象とした15道府県及び管内の174市町村のうち13道県及び91市町村において、通勤距離に応じた支給月額が国家公務員の支給月額を上回っていた。

23年度における全国の地方公共団体の普通会計性質別決算における福利厚生事業費のうち職員互助組合等に対する補助金等交付額は、10年度以降、一貫して減少していて、特に、17、18両年度の減少幅が大きくなっていた(図5参照)。

図5 普通会計の職員互助組合等補助金等の推移



出典：地方財政統計年報(総務省)

会計実地検査の対象とした15道府県及び174市町村における職員互助組合等には様々な形態があり、おおむね次のような類型に分類される。

- ① 道府県では、一般の知事部局の職員、教育関係職員、警察関係職員等の別に複数の職員互助組合等が設置され、職員は、該当する職員互助組合等に参加している。なお、教育関係職員の職員互助組合等には、道府県の教育関係職員のほかに市町村の教育関係職員が参加していることもあるため、共同の職員互助組合等の形となっていることもある。
- ② 市町村では、独自の職員互助組合等(以下「独自職員互助組合等」という。)が一つ設置され、職員が参加している。
- ③ 市町村では、一般部局のほか、教育関係職員、交通局、水道局等の部局別に独自職員互助組合等が複数設置され、職員は、該当する職員互助組合等に参加している。
- ④ 市町村では、独自職員互助組合等が設置されていないが、道府県内市町村の連合会的な共同の職員互助組合等(以下「共同職員互助組合等」という。)が設置されており、職員が参加している。
- ⑤ 市町村では、独自職員互助組合等が設置されているほか、道府県内市町村の共同職員互助組合等も設置されており、職員は双方の職員互助組合等に参加している。

会計実地検査の対象とした15道府県及び管内の174市町村から職員互助組合等に対して交付された補助金等の交付額は、23年度は計25億7764万余円であった(表5参照)。

表5 検査対象地方公共団体における職員互助組合等への補助金等交付額等(平成23年度)

地方公共団体名等		職員互助組合等数	左のうち、補助金等の交付のある職員互助組合等数	補助金等交付額(a)(円)	掛金総額(b)(円)	補助金等負担率 a/(a+b)
北海道	北海道	3	0	0	3,181,123,534	0.0%
	札幌市	1	1	171,839,000	320,349,419	34.9%
	管内24市町	64	43	120,775,853	330,880,577	26.7%
山形県	山形県	3	0	0	987,624,421	0.0%
	管内9市町村	12	12	73,172,984	114,075,619	39.0%
栃木県	栃木県	3	0	0	404,741,636	0.0%
	管内9市町	8	6	46,456,924	125,301,560	27.0%
千葉県	千葉県	3	0	0	1,830,785,548	0.0%
	千葉市	3	1	12,773,885	163,007,372	7.2%
	管内11市	21	18	95,912,912	413,223,090	18.8%
山梨県	山梨県	4	0	0	411,453,528	0.0%
	管内9市町村	8	2	8,165,757	35,155,294	18.8%
長野県	長野県	3	0	0	1,118,919,851	0.0%
	管内14市町村	17	16	64,819,774	131,892,773	32.9%
静岡県	静岡県	3	0	0	1,153,568,815	0.0%
	静岡市	1	1	27,435,000	132,822,015	17.1%
	浜松市	1	1	60,340,179	106,120,871	36.2%
	管内10市町	12	5	33,987,000	214,281,508	13.6%
滋賀県	滋賀県	3	0	0	634,148,229	0.0%
	管内11市町	25	15	83,858,590	191,424,098	30.4%
大阪府	大阪府	3	0	0	3,108,339,872	0.0%
	大阪市	1	0	0	601,942,111	0.0%
	堺市	3	3	82,131,377	119,523,925	40.7%
	管内9市	11	11	156,807,003	238,325,473	39.6%
兵庫県	兵庫県	3	2	206,504,000	2,165,310,695	8.7%
	神戸市	4	1	14,507,960	473,136,723	2.9%
	管内10市	18	15	208,188,696	393,844,691	34.5%
鳥取県	鳥取県	3	0	0	301,187,032	0.0%
	管内10市町	22	17	38,720,617	49,474,087	43.9%
岡山県	岡山県	3	0	0	709,140,719	0.0%
	岡山市	1	1	55,050,195	110,817,147	33.1%
	管内8市	10	8	71,695,587	140,270,534	33.8%
愛媛県	愛媛県	3	0	0	545,975,199	0.0%
	管内11市町	19	16	129,879,463	221,654,304	36.9%
福岡県	福岡県	3	1	150,772,000	2,099,226,612	6.7%
	北九州市	2	2	173,249,772	345,744,843	33.3%
	福岡市	3	3	246,939,301	347,784,178	41.5%
	管内11市町	21	21	129,581,490	137,202,157	48.5%
宮崎県	宮崎県	3	0	0	792,152,115	0.0%
	管内8市町	8	8	114,080,151	212,692,816	34.9%
計		342(244)	230(146)	2,577,645,470	25,114,644,991	9.3%

(注) 共同職員互助組合等については、参加している市町村ごとに集計しているため、その重複分を控除した実際の職員互助組合等数を括弧書きで示している。

また、独自職員互助組合等への補助金等を減額又は廃止している地方公共団体が多く見受けられた一方、引き続き共同職員互助組合等へ補助金等を交付している例が見受けられた。職員互助組合等が実施する個人に対する給付事業のうち職員互助組合等を退会する者に対して支給する退会給付金については、その原資に地方公共団体からの補助金等が含まれている場合、社会通念上相当と認められる範囲を超えて多額の退会給付金を支給することの適正性が社会的に問題となるなどしている。23年度に補助金等の交付を受けている146職員互助組合等のうち、35職員互助組合等において補助金等を退会給付金に充当していた(表6参照)。

表6 補助金等の交付を受けている146職員互助組合等による個人に対する給付事業の実施状況
(平成23年度)

事業の種類		事業の概要	独自職員互助組合等(134団体)での実施数	左のうち補助金等を実施したものの数(a)	独自職員互助組合等での実施率(a)/134	共同職員互助組合等(12団体)での実施数	左のうち補助金等を実施したものの数(b)	共同職員互助組合等での実施率(b)/12
祝 金	結婚祝金	職員の結婚時に給付	102	42	31.3%	9	7	58.3%
	結婚記念祝金	職員の結婚後25年目等の時期に給付	39	14	10.4%	4	4	33.3%
	出産祝金	職員、その配偶者の出産時に給付	95	36	26.8%	11	7	58.3%
	入学祝金	扶養親族の小中学校等の入学時に給付	65	20	14.9%	9	8	66.6%
	卒業祝金	扶養親族の小中学校等の卒業時に給付	22	2	1.4%	2	1	8.3%
	特別給付金	結婚祝金等の各種祝金を受けていない職員に給付	11	3	2.2%	1	1	8.3%
	就職祝金	扶養親族が高校進学せず就職した時に給付	1	0	0.0%	2	2	16.6%
	壮健・還暦等祝金	職員が55歳、60歳、70歳等になった時に給付	2	0	0.0%	1	1	8.3%
	住宅建築祝金	家屋を新築又は購入した場合に給付	2	1	0.7%	0	0	0.0%
	成人祝金	職員、その扶養親族の成人時に給付	5	2	1.4%	1	0	0.0%
	子の結婚祝金	職員の子の結婚時に給付	3	0	0.0%	0	0	0.0%
弔 慰 金	死亡弔慰金	職員の死亡時に給付	113	45	33.5%	12	8	66.6%
	親族死亡弔慰金	職員の親族の死亡時に給付	107	41	30.5%	11	8	66.6%
見 舞 金	災害見舞金	家屋、家財等の被害に対する給付	74	22	16.4%	10	7	58.3%
	障害見舞金	傷病による障害が残った場合に給付	8	1	0.7%	3	1	8.3%
	傷病見舞金	傷病により退職した場合に給付	45	18	13.4%	2	0	0.0%
	特別見舞金	生活が困窮し救済が必要な場合に給付	0	0	0.0%	0	0	0.0%
永年勤続	永年勤続表彰	職員の勤続10年、20年、30年等の時期に給付	71	24	17.9%	6	4	33.3%
退 会	退会給付金	職員互助組合等の退会時に在会年数等に応じた給付	96	27	20.1%	10	8	66.6%
医 療	医療費助成	医療費の自己負担額に対する助成	12	6	4.4%	7	5	41.6%
	入院・療養見舞金	傷病による入院等に対する給付	49	19	14.1%	9	6	50.0%
	人間ドック等助成	人間ドック、生活習慣病検診等の受診費用を助成	77	65	48.5%	9	8	66.6%
	家政婦利用助成	入院時に家政婦を利用した場合に費用を助成	1	0	0.0%	0	0	0.0%
	鍼灸、マッサージ等助成	施術料を助成	1	0	0.0%	1	0	0.0%
	メガネ購入助成	メガネ等を購入した場合に費用を助成	0	0	0.0%	0	0	0.0%
レクリエーション等	宿泊費助成	旅行による宿泊費を助成	48	25	18.6%	7	5	41.6%
	スポーツ・文化施設等利用助成	施設の利用料金を助成	42	30	22.3%	4	2	16.6%
	スポーツ観戦・芸能鑑賞等助成	入場料金を助成、利用券等の配布	51	30	22.3%	3	2	16.6%
	各種講座受講助成	通信講座等による講座の受講費を助成	15	11	8.2%	3	0	0.0%
	リフレッシュ助成	職員が30歳、40歳、50歳等になった時に旅行券等を給付	22	5	3.7%	1	1	8.3%
	研修旅行等助成	職場で実施する研修旅行等に対する助成	27	20	14.9%	3	1	8.3%
	自己啓発活動助成	自己啓発のための研修を行う職員に対する給付	12	8	5.9%	3	0	0.0%
	サークル助成	職場のスポーツ・文化サークルに対する助成	88	70	52.2%	1	1	8.3%
	親睦会等助成	忘年会等の職員の親睦に係る会合の開催に対する助成	40	24	17.9%	1	1	8.3%
	カフェテリアプラン等	毎年所定の金額の範囲内で、職員が多様な福利厚生メニューの中から選択して受ける給付	30	24	17.9%	0	0	0.0%
そ の 他	遺児給付金	職員死亡時に18歳未満の子がある場合に給付	5	0	0.0%	3	2	16.6%
	休職給付金	職員の休職時に給付	13	2	1.4%	2	1	8.3%
	育児休業給付金	職員の育児休業時に給付	5	1	0.7%	5	2	16.6%
	介護休暇給付金	職員の介護休暇時に給付	10	0	0.0%	7	4	33.3%
	介護給付金	職員等が介護認定を受けた時に給付	1	0	0.0%	2	0	0.0%

そして、医療給付等の短期給付に係る職員の保険料負担を国家公務員や地方公務員の共済組合における50%の負担割合より軽減していた17市の健康保険組合は、22年12月までにその全てが解散していた。

病気休暇の制度については、国家公務員に適用される病気休暇期間である90日を超えても給与が減額されない状況が会計実地検査の対象とした15道府県及び管内の174市町村のうち11市において見受けられた。また、特別休暇としての夏季休暇以外の夏季における休暇等を付与している例が見受けられた。

(5) 住民に対する開示・公表の状況

地方公務員の特殊勤務手当等の状況について、会計実地検査の対象とした15道府県及び管内の174市町村の全てで何らかの開示・公表を行っており、総務省においても地方公共団体給与情報等公表システム等で各種情報を開示し公表している。しかし、その内容には、特殊勤務手当別の支給額、共同職員互助組合等に対する補助金等交付額、特別休暇としての夏季休暇以外の夏季における休暇等を付与している場合の付与日数といった情報が含まれていない状況となっていた。

4 所見

(1) 検査の状況の概要

ア 地方財政計画と国の予算との関連等

地方財政計画では、地方団体の歳入歳出総額の見込額を算定する過程において、歳入総額が歳出総額を下回り財源不足が見込まれる場合には、財源不足の額を地方交付税の増額、地方債の増額等により補填する措置である地方財政対策が講じられる。財源不足の額のうち通常収支の不足分は、建設地方債である財源対策債等により補填する額を除いた額を国と地方が折半して負担するとされ、国負担分は臨時財政対策特例加算により、地方負担分は臨時財政対策債の発行によりそれぞれ補填する措置が講じられているほか、21年度以降は国の別枠加算の措置も講じられている。

地方交付税総額に占める国の一般会計からの加算措置の状況をみると、21年度は3兆5553億円、24年度は4兆8861億円と多額の加算措置が継続している。

イ 地方財政計画額と決算額とのかい離

総務省は、地方財政計画額と決算額について一定の修正を行った上で毎年度の比較をしている。これによると地方財政計画額(歳出)と決算額(歳出)とのかい離の状況は、17年度から19年度までにかけてのかい離の一体的是正により、17年度から20年度までは歳出総額のかい離額が2兆円を下回っていたが、その後一般行政経費のかい離額が大きくなるなどして、歳出総額のかい離額は、21年度には3兆円を超えて、22年度には5兆円を超えていた。

ウ かい離の要因分析

総務省は、一定の修正を行った上で地方財政計画額(歳出)と決算額(歳出)とを比較しているが、恒常的に決算額が地方財政計画額を上回っている。その要因として、この比較において、①歳出において地方財政計画に計上されていない基金の取崩額相当分について、基金の取崩額がどの歳出区分において歳出に充てられたかを特定することができないため、決算額から控除していないこと、②地方財政計画には計上されない超過課税及び法定外税について、決算額(歳出)ではこれらを財源とした歳出額があるものの、こ

の歳出額を特定することができないため、決算額から控除していないこと、③実質的な歳入歳出とはいえない年度内貸付けを含む貸付金について、地方財政計画に計上される額が決算額に比べて少額であることが考えられる。

エ 地方公務員に係る特殊勤務手当等の支給、福利厚生事業への支出及び病気休暇等の制度

全国の地方公共団体の普通会計における特殊勤務手当の23年度の支給額は、16年度の支給額と比べて減少しているが、地方公共団体によっては、教育関係の特殊勤務手当の支給額が増加している。自宅所有者に対する住居手当については、会計実地検査の対象とした15道府県及び管内の174市町村のうち5府県は23年3月までに人事委員会から廃止の勧告を受けていたが、23年度においても経過措置等で支給を継続していた。また、自動車等を使用する場合の通勤手当については、会計実地検査の対象とした15道府県及び管内の174市町村のうち13道県及び91市町村において、通勤距離に応じた支給月額が国家公務員の支給月額を上回っていた。

全国の地方公共団体の普通会計性質別決算における福利厚生事業費のうち職員互助組合等に対する補助金等交付額は、10年度以降、一貫して減少していて、特に、17、18両年度の減少幅が大きくなっていった。会計実地検査の対象とした15道府県及び管内の174市町村から職員互助組合等に対して交付された補助金等の交付額は、23年度は25億7764万余円であった。また、独自の職員互助組合等への補助金等を減額又は廃止している地方公共団体が多く見受けられた一方、引き続き共同職員互助組合等へ補助金等を交付している例が見受けられた。また、35職員互助組合等においては、補助金等を退会給付金に充当していた。そして、医療給付等の短期給付に係る職員の保険料負担を国家公務員や地方公務員の共済組合における50%の負担割合より軽減していた17市の健康保険組合は、22年12月までにその全てが解散していた。

病気休暇の制度については、国家公務員に適用される病気休暇期間である90日を超えても給与が減額されない状況が会計実地検査の対象とした15道府県及び管内の174市町村のうち11市において見受けられた。また、特別休暇としての夏季休暇以外の夏季における休暇等を付与している例が見受けられた。

オ 住民に対する開示・公表の状況

地方公務員の特殊勤務手当等の状況について、会計実地検査の対象とした15道府県及び管内の174市町村の全てで何らかの開示・公表を行っており、総務省においても地方公共団体給与情報等公表システム等で各種情報を開示し公表している。しかし、その内容には、特殊勤務手当別の支給額、共同職員互助組合等に対する補助金等交付額、特別休暇としての夏季休暇以外の夏季における休暇等を付与している場合の付与日数といった情報が含まれていない状況となっていた。

(2) 所見

地方財政は、リーマン・ショック後の経済危機の影響を引き続き受け、地方税収が十分な水準まで回復しない中、国の一般会計からの加算措置等による地方交付税の増額が継続している状況にあり、日本経済の再生と財政健全化の両立を実現するためには、地方においても財政を健全化し自立を促進することなどが求められている。そして、総務省は、財政健全化は、国・地方共通の重要な課題であるとして、国・地方の信頼関係及び適正な財政秩序を維持しつつ、改革に取り組むこととしている。

一方、地方公務員に係る特殊勤務手当等の支給、福利厚生事業への支出及び病気休暇等の制度について、総務省は、各地方公共団体においてより積極的な行政改革の推進及びその状況の公表がなされるよう取組を行っている。

総務省においては、今回の本院の検査結果を踏まえて、次の点に留意して、現在進めている取組をより実効のあるものにしていくことが重要である。

ア 地方財政計画は、国の予算編成と関連して策定されることにより、地方財政と国家財政との整合性を確保する意義や役割があるとされており、地方財政計画額をどのように見込むかは、財源不足の額に影響を及ぼし、ひいては国の一般会計の負担による地方交付税の加算額にも影響を及ぼす可能性がある。このため、その見込みが適切であったかについての事後的な検証、特に、所要経費の積上げではなくその総額が枠として計上される項目のある歳出総額についての事後的な検証が重要となり、その検証のためには地方財政計画額と決算額を比較してそのかい離の状況を把握することが有効である。総務省は、一定の修正を行った上で地方財政計画額と決算額との比較を行い、かい離の状況を公表しており、このかい離の状況は後年度における地方財政計画の総額、ひいては地方交付税総額に係る議論にも影響することが想定される。

総務省は、これまでも、地方財政計画の合理化、適正化に努めてきており、地方財政計画額(歳出)と決算額(歳出)とのかい離額は一旦縮小したものの、21年度以降拡大している。そして、地方財政計画と普通会計決算との比較については、現行の比較においては全体として決算額(歳出)が地方財政計画額(歳出)を上回る結果となっているが、基金取崩額、超過課税等及び貸付金に係るかい離のように決算額が地方財政計画額を上回る要因があることに留意が必要である。

したがって、地方財政計画額と決算額とのかい離の要因についてその全てを把握することは困難であるが、総務省において、これらの現状を踏まえて、地方財政計画の妥当性の検証に当たっては、引き続きかい離の把握に努めるとともに、かい離の状況の公表に当たっては、地方財政計画に計上されている内容と普通会計決算に計上されている内容の差異、決算額(歳出)が地方財政計画額(歳出)を上回る要因等の有用な情報の提供を行うことで、より透明性の確保を図ることが求められる。

イ 地方公務員に係る特殊勤務手当等の支給、福利厚生事業への支出及び病気休暇等の制度については、地方自治の本旨に基づき、各地方公共団体においてその住民の意思に基づいて決定されるべきものである。

これらの事項については、各地方公共団体においてその状況の公表が行われるよう総務省においても取組がなされており、各地方公共団体において、国における制度の見直しや時代の変化を踏まえて必要性及び妥当性を継続的に点検し、住民の理解が得られるものとなるよう見直しを実施するとともに、これらの事項の具体的内容や実施状況等を住民に対して、より一層積極的に開示して公表することが求められる。

本院としては、今後の地方財政やこれを取り巻く状況、具体的には、国の予算と密接な関係を有する地方財政計画の策定の状況や、地方公務員の特殊勤務手当等の状況及びその情報の開示、公表等の動向も踏まえつつ、地方公共団体の決算の状況について引き続き検査していくこととする。

第3 独立行政法人における関連法人の状況について

検査対象	98 独立行政法人
独立行政法人における関連法人の概要	独立行政法人が出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、財務、事業運営等の方針決定に対して多大又は重要な影響を与えることができるなどの会社、公益法人等
関連法人を有する独立行政法人及び関連法人	26 独立行政法人 292 関連法人(平成24年度末)
上記のうち出資残高を有している独立行政法人及び出資残高	9 独立行政法人 4909 億円(平成24年度末)
平成24年度に関連法人と契約を締結している独立行政法人及び契約額	22 独立行政法人 2647 億円

1 検査の背景

(1) 独立行政法人制度の概要

独立行政法人は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として設立される法人である。

そして、平成13年4月に、中央省庁等改革の一環として、国が直接行っていた事務及び事業を実施させるために57独立行政法人が設立され、その後、15年10月に、特殊法人等改革に伴って特殊法人等から移行するなどして31独立行政法人が設立されるなどの経緯を経て、26年4月1日現在における独立行政法人の総数は98となっている。

独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる共通の事項については、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)において定められており、各独立行政法人の目的及び業務の範囲については、各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律等(以下「個別法」という。)において定められている。

(2) 独立行政法人における財務報告の概要

ア 財務報告の目的

「[独立行政法人会計基準]及び[独立行政法人会計基準注解]」(平成12年2月独立行政法人会計基準研究会策定。以下「会計基準」という。)によれば、独立行政法人の会計は、国民その他の利害関係者の独立行政法人の状況に関する判断を誤らせないようにするため、取引及び事象の金額的側面及び質的側面の両面からの重要性を勘案して、適切な記録、計算及び表示を行わなければならない、質的側面の考慮においては、独立行政法人の会計の見地からの判断に加え、独立行政法人の公共的性格に基づく判断も加味して行わなければならないとされている。

イ 財務報告の開示制度

独立行政法人の事業年度(以下「年度」という。)は、通則法第36条第1項の規定に基づき、毎年4月1日から翌年3月31日までとなっており、独立行政法人は、通則法第38条の規定に基づき、毎年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書(以下、これらを合わせて「財務諸表」という。)を作成し、当該年度の終了後3か月以内に主務大臣に提出し、その承認を受け、遅滞なく、官報に公告し、かつ、一般の閲覧に供しなければならないこととなっている。そして、上記の「主務省令で定める書類」については、独立行政法人ごとに、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結剰余金計算書、連結附属明細書(以下、これらを合わせて「連結財務諸表」、財務諸表のうちこれら以外の書類を「個別財務諸表」という。)等の書類が、主務省令において定められるなどしている。

ウ 財務報告の作成基準

独立行政法人の会計は、通則法第37条及び主務省令によれば、原則として企業会計原則によることとされ、会計基準を適用することとなっている。

会計基準は、独立行政法人が、財務報告として財務諸表を作成するに当たって準拠すべき基準として策定されたものであり、会計基準の実務上の留意点として、「[独立行政法人会計基準]及び[独立行政法人会計基準注解]に関するQ&A」(平成12年8月総務省行政管理局、財務省主計局及び日本公認会計士協会策定。以下「Q&A」という。また、以下、会計基準とQ&Aを合わせて「会計基準等」という。)が策定されている。

エ 財務諸表の信頼性を確保する制度

独立行政法人の監事は、通則法第19条第4項において、独立行政法人の業務を監査すると規定されており、また、通則法第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人が財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を付さなければならないこととなっている。

また、会計監査人による監査については、通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人は、その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除き、財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならないこととなっている。

(3) 独立行政法人と関連法人との関係

ア 関連法人の定義等

独立行政法人は、業務の一環として、出資金や運営費交付金を主な財源として、個別法に基づき他の法人に出資したり、他の法人と契約を締結して業務の委託や物品等の調達を行ったりして、他の法人に対して資金を支出する場合がある。

特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下、これらを合わせて「関連法人」という。)の定義及び範囲は、会計基準によれば、おおむね表1のとおりとされている。

表1 関連法人の種別ごとの定義及び範囲

種別	定義	範囲
特定関連会社	独立行政法人が政策目的のため法令等で定められた業務として出資する会社 (会計基準第107第2項)	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> ①独立行政法人が、議決権の過半数を所有している場合 ②議決権の所有割合が100分の50以下であっても、高い比率の議決権を保有している場合であって、独立行政法人の役員経験者等が取締役会の構成員の過半数を継続的に占めているなどの場合 独立行政法人及び特定関連会社が、他の会社に出資又は投資を行い、多大な影響力を与えていると認められる場合における当該他の会社も特定関連会社とみなす。 <p style="text-align: right;">(会計基準第107第2項及び第3項)</p>
関連会社	独立行政法人及び特定関連会社が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、特定関連会社以外の会社の財務及び営業の方針決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該会社 (会計基準第118第2項)	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかに該当する場合であって、財務及び事業運営の方針決定に重要な影響を与えることができないことが明らかに示されない場合 <ul style="list-style-type: none"> ①独立行政法人及び特定関連会社が、特定関連会社以外の会社の議決権の100分の20以上を実質的に所有している場合 ②議決権の所有割合が100分の20未満であっても、一定の議決権を有しており、かつ、独立行政法人の役員経験者等が、代表取締役等に就任しているなどの場合 <p style="text-align: right;">(会計基準第118第3項)</p>
関連公益法人等	独立行政法人が出えん、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、財務及び事業運営の方針決定に対して重要な影響を与えることができるか又は独立行政法人との取引を通じて公的資金が供給されており、独立行政法人の財務情報として、重要な関係を有する公益法人等 (会計基準第129第1項)	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかに該当する場合であって、当該公益法人等の財務及び事業運営の方針決定に重要な影響を与えることができないことが明らかに示されない場合 <ul style="list-style-type: none"> ①理事等のうち、独立行政法人の役員経験者の占める割合が3分の1以上である場合 ②事業収入に占める独立行政法人との取引額が3分の1以上である場合(ただし、独立行政法人が交付する助成金等による収入が事業収入の3分の1以上を占めるために、これに該当することとなる場合を除く。) ③会費、寄附等の負担額の5分の1以上を独立行政法人が負担しているなどの場合 <p>(注) 公益法人等には、公益法人のほか、社会福祉法人、特定非営利活動法人、技術研究組合等が含まれる。</p> <p style="text-align: right;">(会計基準第129第2項及び第4項並びに会計基準注解91)</p>

イ 財務諸表における関連法人に係る情報の開示制度

会計基準第107等によれば、連結財務諸表においては、原則として関連法人のうち特定関連会社を連結の範囲に含めることとされている。ただし、特定関連会社であっても、その資産、収益等を考慮して、連結の範囲から除いても独立行政法人等の財政状態、運営状況及び公的資金の使用状況等に関する利害関係者の合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものは、連結の範囲に含めないことができることとなっている。

そして、独立行政法人は、連結財務諸表を作成する場合、会計基準第130に基づき、関連法人の概要、財務状況、独立行政法人との取引の状況等の事項(以下「関連法人情報」という。)を連結財務諸表において開示しなければならないこととなっている。

また、連結財務諸表を作成しない場合、関連法人のうち関連公益法人等については、Q&A107-2に基づき、関連法人情報を個別財務諸表において開示することが求められているが、特定関連会社及び関連会社(以下、両者を合わせて「特定関連会社等」という。)については会計基準等において明文の規定が設けられていない。

(4) 独立行政法人における特定関連会社等への出資の概要

独立行政法人が、特定関連会社等に対して行った出資の契機は二つに大別され、一つは

独立行政法人の前身である特殊法人等が出資を行い、当該独立行政法人がその出資に係る権利等を承継したものであり、もう一つは独立行政法人が新たな出資を行ったものである。

政府は、「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月閣議決定)に基づき、各特殊法人等の廃止又は民営化を図るとともに、廃止も民営化もできない事業のうち、国の関与の必要性が高く、採算性が低く、業務実施における裁量の余地が認められる事業を行う法人について、事業の徹底した見直しを行った上で、原則として独立行政法人に移行させることとした。このため、特殊法人等が実施していた出資に係る権利等は、新たに設立された独立行政法人に承継されるなどしている。

(5) 独立行政法人における関連法人との契約等の概要

独立行政法人の中には、業務の一環として、その関連法人と契約を締結して業務の委託や物品等の調達を行っているものがある。

そして、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月閣議決定。以下「契約状況の点検・見直し」という。)に基づき、各独立行政法人は、監事及び外部有識者で構成される契約監視委員会を設置することとなっている。契約監視委員会は、各独立行政法人が20年度に締結した契約について、随意契約のうち競争性のない態様で行われている契約が継続している場合には、随意契約とした理由が妥当であるかなどについて、また、一般競争入札等の競争性があるとされている契約方式によっている場合であっても、1者応札や1者応募となっていて真に競争性が確保されているといえるかなどについて、契約状況の点検及び見直しを行うこととなっており、各独立行政法人は随意契約等見直し計画を策定することとなっている。また、21年度以降に締結した契約についても、契約監視委員会によって点検及び見直しが行われ、改善状況は主務大臣及び各独立行政法人によって毎年度公表されている。

さらに、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月閣議決定。以下「基本方針」という。)において、各独立行政法人は、一般競争入札等を原則としつつも、事務・事業の特性を踏まえ、随意契約によることができる事由を明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施することとなっている。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

ほとんどの独立行政法人は、国がその資本金の全額を出資している。また、独立行政法人は、国の一般会計や特別会計からの出資金を主な財源として、関連法人に対して多額の出資を行ったり、国から独立行政法人に対して毎年度交付されている運営費交付金を主な財源として、物品、役務等の調達を行って、その対価を支払ったりなどしている。そして、独立行政法人は、通則法、会計基準等に基づくなどして、財務状況等の各種の情報を広く国民に開示している。

本院は、これらの状況を踏まえて、正確性、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、独立行政法人から特定関連会社等への出資は独立行政法人の業務の目的に沿った適切なものとなっているか、独立行政法人が関連法人と締結している契約は競争性及び透明性が確保された適切なものとなっているか、関連法人に係る情報開示は財務状況の透明性が確保されるよう適切に行われているかなどに着眼して検査を実施した。

(2) 検査の対象及び方法

前記の98 独立行政法人を対象とし、財務諸表等を分析するとともに、24 年度末において関連法人を有する26 独立行政法人のうち25 独立行政法人及び独立行政法人から出資が行われていたり、独立行政法人との契約が多額となっていたりなどしている13 関連法人において会計実地検査を行った。

3 検査の状況

(1) 関連法人の数の推移

20 年度から24 年度までの各年度末において、各独立行政法人が関連法人に該当すると判断した法人の数及びそれらの関連法人を有する独立行政法人の数は表2 のとおりとなっている。

表2 関連法人に該当すると判断した法人の数及びそれらの関連法人を有する独立行政法人の数
(単位：法人)

関連法人の種別	平成20年度末	21年度末	22年度末	23年度末	24年度末
特定関連会社	45	41	38	38	35
特定関連会社を有する独立行政法人	8	7	7	7	7
関連会社	172	172	175	179	177
関連会社を有する独立行政法人	7	7	7	7	7
関連公益法人等 注(1)	144	147	131	73	80
関連公益法人等を有する独立行政法人	30	29	26	22	22
計					
関連法人 注(1)	361	360	344	290	292
関連法人を有する独立行政法人 注(2)	33	31	29	24	26

注(1) 「関連公益法人等」欄及び「関連法人」欄は、複数の独立行政法人が同一の公益法人等を関連公益法人等としている場合には、当該公益法人等を複数の関連公益法人等として集計しているため、関連公益法人等又は関連法人の実数とは一致しない。

注(2) 「関連法人を有する独立行政法人」欄は、1 独立行政法人が複数の種別の関連法人を有する場合であっても1 独立行政法人として集計しているため、関連法人の種別ごとの独立行政法人の数の合計とは一致しない。

(2) 特定関連会社等への出資等の状況

ア 特定関連会社等への出資

24 年度末において、特定関連会社等に対する出資残高を有している独立行政法人は、9 独立行政法人であり、192 特定関連会社等に対して計4909 億余円を出資している。

独立行政法人が行う出資は、国の一般会計及び特別会計からの出資金を主な財源として行われている。そのため、資金の有効活用を図るなどの観点から、独立行政法人が出資した資金を用いて実施される特定関連会社等の事業(以下「出資対象事業」という。)の実施状況について、独立行政法人は、出資対象事業を取り巻く社会経済情勢等の変化を考慮の上、適宜フォローアップを行って、必要に応じて適切な措置を執ることが重要となる。

そこで、9 独立行政法人の出資先である192 特定関連会社等について、出資対象事業の実施状況等をみたところ、2 独立行政法人において、特定関連会社等の株式を処分して出資金を回収するなどの適切な措置を執る必要があると認められる事態(前掲本院の

指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項(837 ページ参照)や、出資対象事業が終了した後、特定関連会社等の行う事業が大きく変更されている事態が見受けられた。

イ 出資先である特定関連会社等の決算等の状況

9 独立行政法人の出資先である 192 特定関連会社等について、24 年度末における利益剰余金、繰越欠損金等の状況を確認したところ、利益剰余金を計上しているのは 73 特定関連会社等、繰越欠損金を計上しているのは 119 特定関連会社等であり、119 特定関連会社等のうち 10 法人が債務超過となっていた。

また、特定関連会社等の中には、子会社を支配するなどの目的で株式を保有したり、余裕金の運用の一環として、投資等の目的で、株式、社債、外貨建てなどの外国債券(以下「外債」という。)、仕組債又は国債等の公債を保有したりしているものがある。これらの有価証券は、金融市場や為替市場の状況によってその価値が変動するものであり、価値の下落により独立行政法人からの出資金が毀損され、独立行政法人の財務状況にも影響を及ぼす結果となる可能性がある。

そこで、9 独立行政法人の出資先である 192 特定関連会社等が 24 年度末に保有している有価証券の状況についてみたところ、特定関連会社等が保有している有価証券の中には、投資先が債務不履行に陥ったために、時価が取得価額を大幅に下回っている社債や、時価が評価できない外債も見受けられた。

ウ 独立行政法人に対する配当及び特定関連会社等からの出資金の回収状況

(ア) 独立行政法人に対する配当の状況

9 独立行政法人の 192 特定関連会社等のうち、6 独立行政法人の 18 特定関連会社等が配当を行った実績があり、6 独立行政法人が受け取った配当金の累計額は、計 1140 億余円に上っている。一方、192 特定関連会社等のうち 174 法人は、独立行政法人が株式を取得してから 25 年度までの間に一度も配当を行っていない。

(イ) 株式の処分に関する規定等

9 独立行政法人において、どのような場合に特定関連会社等の株式を処分して出資金を回収するかなどの業務方法書等の規定の有無及びその内容についてみたところ、多くの独立行政法人では、業務方法書等において、出資目的を達成するなどして株式の全部又は一部を処分することが適当であると認められる場合には株式を処分するなどといった規定を設けていた。しかし、1 独立行政法人を除いて、出資金を回収するかどうかを判断するための具体的な判断基準等までは定めていなかった。

(ウ) 全株式の譲渡又は清算が行われた特定関連会社等における出資金の回収状況

9 独立行政法人が、設立されてから 24 年度までの間に、出資目的が達成されたなどとして全株式の譲渡を行ったり、期待された成果が上がらなかったなどとして清算を行ったりした特定関連会社等は、93 法人となっている。そして、これらの特定関連会社等から株式を保有している間に受け取った配当金、株式の譲渡代金及び清算分配金(以下、これらを合わせて「回収金」という。)による出資金の回収状況についてみたところ、8 独立行政法人の 89 特定関連会社等については、出資金累計額から回収金を差し引いた結果、当該特定関連会社等に対する出資金に係る回収不能額が生じており、その額は計 535 億余円となっていた。

(3) 独立行政法人と関連法人との契約等の状況

ア 関連法人との契約の状況

(ア) 契約を締結している関連法人の数、契約額等

98 独立行政法人が 20 年度から 24 年度までの各年度において、独立行政法人の支出の原因となる契約(以下「支出原因契約」という。)及び収入の原因となる契約を締結している関連法人の数についてみたところ、独立行政法人が契約を締結した特定関連会社等の数は、いずれも横ばい傾向となっており、関連公益法人等の数は、20 年度の 114 法人から 24 年度の 38 法人と大幅に減少していた。

また、24 年度に関連法人と支出原因契約を締結した独立行政法人について、関連法人との支出原因契約の契約額等をみると、関連法人のうち特定関連会社は、60 法人のうち 17 法人(28.3%)であるが、契約額で見ると 2647 億余円のうち 2391 億余円(90.3%)とほとんどを占める状況となっていた。

(イ) 契約方式別の契約の推移

98 独立行政法人が締結している支出原因契約のうち関連法人との間で締結している支出原因契約の件数及び契約額について、24 年度を 20 年度と比較すると、件数及び契約額は、それぞれ減少傾向となっており、1 者応札又は 1 者応募についても同様に減少傾向となっていた。

また、独立行政法人が、関連法人との間で締結する契約について、競争性のある契約方式による契約の占める割合が増加していた。この要因としては、「独立行政法人整理合理化計画」(平成 19 年 12 月閣議決定)に基づき、随意契約の見直しなどに取り組むなどして、競争性のある契約方式への移行が推進されたことなどによると考えられる。

(ウ) 1 者応札又は 1 者応募となっていた契約の状況

独立行政法人が関連法人との間で締結している支出原因契約のうち、24 年度に 1 者応札又は 1 者応募であった契約であって、同じ内容の契約が 25 年度にも締結された契約 47 件(契約額 47 億余円)の改善状況をみたところ、25 年度に複数応札又は複数応募となっていた契約は 46 件(契約額 47 億余円)で、これらの契約における平均落札率は、24 年度が 96.0% であったのに対して、25 年度は 90.0% となっていた。この要因としては、公告期間の延長等の改善策が講じられて、応札者又は応募者が増加するなどした結果、平均落札率が低下したことによるものと考えられる。

(エ) 契約方式の選定

基本的方針によれば、各独立行政法人は、一般競争入札等を原則としつつも、事務・事業の特性を踏まえ、随意契約によることができる事由を明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施することとされている。

独立行政法人が関連法人との間で締結する契約の中には、特定の公益法人等のみが所有する施設を使用する必要がある業務を当該公益法人等に委託する業務委託契約、あるいは、特定の研究開発の委託を行うために設置した公益法人等にその研究開発を委託する業務委託契約が見受けられる。そして、このような契約は、随意契約(特命等)により行うことの合理性があると考えられるが、一部の独立行政法人において、

このような契約について、公告、入札、公募等の手続が必要となる一般競争入札等の契約方式により行っている事態が見受けられた。

イ 契約監視委員会による随意契約等の点検及び見直しの状況

独立行政法人は、1(5)のとおり、「契約状況の点検・見直し」に基づいて、契約監視委員会を設置して、20年度に締結した契約のうち、随意契約、1者応札又は1者応募となった契約等について、点検及び見直しを行っている。

契約監視委員会は、21年度以降に新たに随意契約等として締結した契約についても、点検及び見直しの対象としている。このように、契約の競争性を確保するため、契約監視委員会を今後も引き続き活用することが重要であると考えられる。

ウ 関連法人における独立行政法人の役職員経験者の在職状況

98独立行政法人が24年度末において有する292関連法人において、全役員数に占める独立行政法人の役職員経験者数の割合(以下「在職率」という。)を関連法人の種別ごとに比較すると、特定関連会社における在職率が関連会社及び関連公益法人等における在職率と比較して高くなっている。また、80関連公益法人等のうち、事業収入に占める独立行政法人との取引額が3分の1以上かつ理事等のうち独立行政法人の役職員経験者の占める割合が3分の1以上となっている8関連公益法人等の在職率についてみると、80関連公益法人等全体の14.5%よりも高い34.0%となっている。

(4) 関連法人に係る情報開示等の状況

ア 特定関連会社に係る情報開示

24年度において、特定関連会社を有する7独立行政法人のうち、連結財務諸表を作成していたのは5独立行政法人、特定関連会社の重要性が乏しいとして連結財務諸表を作成していなかったのは2独立行政法人となっていた。

そして、特定関連会社の関連法人情報に係る情報開示の状況についてみたところ、連結財務諸表を作成しない場合における特定関連会社の関連法人情報に係る情報開示については、情報の有用性を踏まえた自主的な判断に基づき、個別財務諸表において情報開示を行っている独立行政法人と、会計基準等において明文の規定が設けられていないなどのことから情報開示を行っていない独立行政法人があり、ばらつきが生じていた。

イ 関連会社に係る情報開示

関連会社を有する各独立行政法人における関連会社の関連法人情報に係る情報開示の状況についてみたところ、24年度において、連結財務諸表を作成していない3独立行政法人のうち、2独立行政法人は、両法人が有する関連会社の関連法人情報の有用性を踏まえた自主的な判断に基づき、個別財務諸表において、情報開示を行っていた。一方、1独立行政法人は、会計基準等において明文の規定が設けられていないことから、個別財務諸表において関連法人情報に係る情報開示を行っていなかった。

ウ 関連公益法人等に係る情報開示

公益法人等の事業収入に占める独立行政法人との取引額が3分の1以上である場合(ただし、独立行政法人が交付する助成金等による収入が事業収入の3分の1以上を占めるために、これに該当することとなる場合を除く。)には、独立行政法人が当該公益法人等の財務及び事業運営の方針決定に重要な影響を与えることができないことが明らかに示されない限り、当該公益法人等は関連公益法人等に該当することとなっている。

独立行政法人が、取引先等の公益法人等について、関連公益法人等に該当するかどうかを判断するに当たって、調査の対象とする公益法人等の範囲を限定していたり、公益法人等の事業収入、独立行政法人との取引額、助成金等の額等を適切に判断していなかったり、公益法人等の財務及び事業運営の方針決定に重要な影響を与えることができないことが明らかには示されていないのに、重要な影響を与えることができないことが明らかであると判断したりするなどして、関連公益法人等に該当しないとしていた独立行政法人が見受けられた。

エ 独立行政法人の監事等による監査及び財務諸表の信頼性の確保の状況

(ア) 監事が行う関連法人に対する調査

独立行政法人の監事の権限等は、通則法において基本的な事項が規定されているが、その他の事項については、各独立行政法人が定める監事監査に関する内部規程（以下「監事監査規程等」という。）に委ねられている。このため、監事が、その職責を果たすために必要な事項は、各独立行政法人の監事監査規程等において明確にされていることが重要である。

そこで、24年度末において特定関連会社を有する7独立行政法人について、監事監査規程等の整備状況及びその内容についてみたところ、全ての独立行政法人において監事監査規程等が整備されていたが、特定関連会社に対する調査について監事監査規程等において定めているのは、3独立行政法人のみであった。

なお、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」（平成26年法律第66号。以下「改正通則法」という。）が27年4月から施行されることとなっていて、これにより、監事及び会計監査人は、子法人の業務及び財産の状況の調査を行うことができるとされ、調査権限が明確化されることとなっている。

(イ) 関連公益法人等の財務情報の信頼性

各独立行政法人において、関連公益法人等の財務諸表の内容の正確性についてどのような確認を行っているかみたところ、財務諸表に記載された数値間の整合性を確認したり、関連公益法人等のホームページ等で公開された財務諸表や定時総会招集通知に添付された財務諸表と一致していることを確認したりしていた。また、これに加えて、関連公益法人等の財務諸表に監査報告書が添付されている場合にその内容を確認したり、過年度の数値と比較して異常なかい離がある場合に関連公益法人等に問い合わせて原因分析を行ったりしている独立行政法人も見受けられた。

4 所見

(1) 検査の状況の概要

独立行政法人における関連法人の状況について検査を実施したところ次のような状況が見受けられた。

ア 特定関連会社等への出資等の状況

(ア) 特定関連会社等に対する出資目的、出資対象事業の実施状況等

独立行政法人の出資先である特定関連会社等について、株式を処分して出資金を回収するなどの適切な措置を執る必要があると認められたり、出資対象事業が終了した後、特定関連会社等の行う事業が大きく変更されたりしている事態が見受けられた。

(イ) 出資先である特定関連会社等の決算等の状況

24年度末において、利益剰余金を計上しているのは73特定関連会社等、繰越欠損金を計上しているのは119特定関連会社等であり、119特定関連会社等のうち10法人が債務超過となっていた。

また、特定関連会社等が保有している有価証券の中には、投資先が債務不履行に陥ったために、時価が取得価額を大幅に下回っている社債や、時価が評価できない外債も見受けられた。

(ウ) 特定関連会社等からの出資金の回収状況

特定関連会社等に出資しているほとんどの独立行政法人は、特定関連会社等の株式を処分して出資金を回収するかどうかを判断するための具体的な判断基準等を定めていなかった。

イ 独立行政法人と関連法人との契約等の状況

(ア) 関連法人との契約の状況

独立行政法人が関連法人との間で締結する契約について、競争性のある契約方式による契約の占める割合が増加していた。

また、各独立行政法人は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月閣議決定)等に基づいて、合理的な調達を実施すべく様々な取組を行っているが、随意契約(特命等)によることの合理性があると考えられる契約について、公告、入札、公募等の手続が必要となる一般競争入札等に付しているものが見受けられた。

(イ) 契約監視委員会による随意契約等の点検及び見直しの状況

契約監視委員会は、20年度に締結した随意契約等に加え、21年度以降に新たに締結した随意契約等についても、点検及び見直しを行っていた。

ウ 関連法人に係る情報開示等の状況

(ア) 特定関連会社等に係る情報開示の状況

連結財務諸表を作成しない場合における特定関連会社等の関連法人情報に係る情報開示については、情報の有用性を踏まえた自主的な判断に基づき、個別財務諸表において情報開示を行っている独立行政法人と、会計基準等において明文の規定が設けられていないなどのことから情報開示を行っていない独立行政法人があり、ばらつきが生じていた。

(イ) 関連公益法人等に係る情報開示

独立行政法人が、取引先等の公益法人等について、関連公益法人等に該当するかどうかを判断するに当たって、調査の対象とする公益法人等の範囲を限定していたり、公益法人等の事業収入、独立行政法人との取引額、助成金等の額等を適切に判断していなかったり、公益法人等の財務及び事業運営の方針決定に重要な影響を与えることができないことが明らかには示されていないのに、重要な影響を与えることができないことが明らかであると判断したりするなどしていた。

(ウ) 独立行政法人の監事等による監査の状況

24年度末において特定関連会社を有する7独立行政法人は、監事監査規程等を整備していたものの、特定関連会社に対する調査について監事監査規程等において定めていたのは、7独立行政法人のうち3独立行政法人のみとなっていた。

(2) 所見

独立行政法人は、国の一般会計や特別会計からの出資金を主な財源として、関連法人に対して多額の出資を行ったり、国から独立行政法人に対して毎年度交付されている運営費交付金を主な財源として、物品、役務等の調達を行って、その対価を支払ったりなどしている。

以上の検査の状況を踏まえて、独立行政法人及び関連法人における業務運営のより経済的、効率的及び効果的な実施を図るため、独立行政法人においては次の点に十分留意すること、主務府省においては独立行政法人が十分留意することとなるよう引き続き努めていくことが必要である。

ア 特定関連会社等への出資等について

(ア) 出資後相当の期間が経過し、特定関連会社等において、出資対象事業が順調に実施され、利益剰余金が発生していて、独立行政法人が特定関連会社等の株式を全部又は一部処分したとしても出資対象事業を継続していくことが可能となっているなどの場合、出資目的の達成状況を踏まえて、特定関連会社等の株式を処分することなどにより出資金の回収を図ることを十分に検討して適切な措置を執ること、また、特定関連会社等の行う事業が大きく変更されるような場合、その後の出資金の回収についての見通しなどを踏まえつつ、慎重に対応を検討すること

(イ) 特定関連会社等が投資目的で保有する有価証券に損失が生ずることにより独立行政法人からの出資金が毀損される結果となることを極力回避するように、出資者として、特定関連会社等に適切な運営等を求めること

(ウ) 特定関連会社等の株式を処分して出資金を回収するかどうかを判断するための具体的な判断基準等を定め、これに基づいて出資金の回収を行うことにより資金の有効活用を図ること

イ 独立行政法人と関連法人との契約について

契約方式の選定に当たって、契約の競争性及び透明性が真に確保されているかどうかについて一層留意するとともに、随意契約(特命等)によることの合理性があると考えられる契約については、一律に一般競争入札等に移行させるのではなく、透明性を確保しつつ、一般競争入札等に要する事務処理量の増加、契約締結や成果物納入までに必要となる期間等も勘案した上で、合理的な調達になるよう取り組むこと

ウ 関連法人に係る情報開示について

(ア) 独立行政法人における財務報告の目的を踏まえて、連結財務諸表を作成しない場合における特定関連会社等の関連法人情報について、情報開示の一層の促進に努めること

(イ) 会計基準等の趣旨や企業会計での取扱いを踏まえた会計基準等の適正な解釈に基づき、関連公益法人等に該当するかどうかの調査及び判断を適切に行うこと

本院としては、独立行政法人が多額の国費を財源として業務運営を行っており、その徹底した効率化、透明化等を図ることが求められていること、さらに、27年4月に施行される改正通則法により、独立行政法人の業務運営の一層の適正化が求められていることを踏まえつつ、独立行政法人及び関連法人における業務の状況等について、今後とも多角的な観点から引き続き検査していくこととする。

第4 復興木材安定供給等対策の実施状況等について

検査対象	林野庁、22道県
復興木材安定供給等対策の概要	国が交付した補助金により造成した復興対策基金を活用して、平成27年度までの集中復興期間に、東日本大震災の被災地域だけでは賄いきれない復興に必要な木材を安定供給する体制を構築するために、間伐、林内路網整備等を実施するもの
検査の対象とした復興対策基金に係る国庫補助金交付額	1399億4550万円(平成23年度)
22道県における事業実施額	549億5632万余円(平成23年度～25年度)
上記のうち国庫補助金相当額	332億8957万余円(平成23年度～25年度)

1 検査の背景

(1) 復興木材安定供給等対策等の概要

林野庁は、平成23年11月21日に成立した平成23年度第3次補正予算により、27年度までの集中復興期間に、東日本大震災の被災地域だけでは賄いきれない復興に必要な木材を安定供給する体制を構築することを政策目標とした復興木材安定供給等対策(以下、復興対策等のために造成する基金を「復興対策基金」、同基金により道府県が行う事業を「復興対策基金事業」という。)を実施することとし、東京都、神奈川県を除く45道府県に対して新たに計1399億4550万円の国庫補助金を交付した。また、当該国庫補助金の交付を受けた45道府県は、森林整備加速化・林業再生基金に、新たに復興対策基金としての区分を設けて基金の造成等を行うとともに、23年度から26年度までの期間において、復興対策基金を取り崩して、市町村、森林組合等の事業主体が実施する事業に対して補助金を交付している。

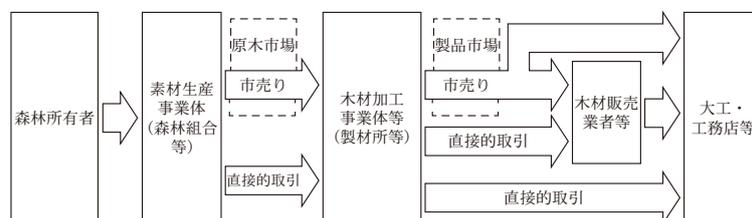
ア 復興対策基金事業における事業種目の概要

林野庁は、23年11月に「森林整備加速化・林業再生事業費補助金交付要綱」(平成21年21林整計第82号農林水産事務次官依命通知)、「森林整備加速化・林業再生事業費補助金実施要綱」(平成21年21林整計第83号農林水産事務次官依命通知)等(以下、これらを合わせて「実施要綱等」という。)を一部改正し、復興対策基金事業で実施する事業種目については、従来の基金事業の14事業種目のうち、木材流通の川上(原木の生産)から川下(木材製品の加工・消費)に至るまでの各段階で必要と見込まれる、①「地域協議会の運営、調査・調整、計画作成、普及等」(以下「地域協議会の運営等」という。)、②「間伐等」、③「林内路網整備」、④「森林境界の明確化」、⑤「高性能林業機械等の導入」、⑥「木材加工流通施設等整備」、⑦「木質バイオマス利用施設等整備」、及び⑧「流通経費支援」の8事業種目に限定している。そして、これらの事業種目のうち間伐等については、主に原木を利用する目的で伐採し、搬出する間伐(以下「搬出間伐」という。)により原木の増産を図るものである。

イ 復興木材の安定供給についての取組

一般的な木材の流通概念については、図のとおりとなっており、素材生産事業者から木材加工事業者等への原木の流通は、市売りと直接的取引に大別される。

図 一般的な木材の流通概念



林野庁は、復興対策基金事業の実施に当たり、直接的取引を推進することで安定的な取引を目指すためなどとして、「森林整備加速化・林業再生事業の運用改善について」（平成21年21林整計第210号林野庁長官通知。24年3月改正。以下「運用改善通知」という。）を発出した。運用改善通知によれば、地域協議会の下に、主に森林組合等の素材生産事業者で構成する部会組織（以下「供給部会」という。）を設置するとともに、供給部会は24年度から26年度までの間を対象として、原木供給計画量や締結しようとする取引協定、被災地の復興に貢献するための方策等を記載した原木安定供給プランを作成することとされている。

また、供給部会は、24年12月末までに原木安定供給プランを作成し道府県に提出することとされており、提出を受けた道府県は、妥当と判断できる場合はこれを承認し速やかに林野庁に報告することとされている。

(2) 復興対策基金事業の政策目標とその考え方

林野庁は、前記のとおり復興対策基金事業について、27年度までの集中復興期間に、東日本大震災の被災地域だけでは賅いきれない復興に必要な木材を安定供給する体制を構築することを政策目標としている。

そして、復興対策基金事業により、林内路網整備や木材加工流通施設等整備等が行われ、復興に必要な木材を全国規模で安定供給する体制が構築でき、木材の増産が図られるとしている。

また、林野庁は、被災地域の住宅・建築物の復興に関して、復興に必要な木材量を、表1のとおり667万 m^3 とし、そのうち被災地域で賅いきれないと見込まれる木材量392万 m^3 については、復興対策基金事業等により全国規模で安定供給を図る必要があると試算している。

表1 林野庁が試算した復興に必要な木材量等

復興に必要な木材量累計(A)	667万 m^3	被害建築物の数に木造率を乗ずるなどして積算
被災地域で賅うことが可能と見込まれる木材量(B)	275万 m^3	東北地方6県の生産量で積算
被災地域だけでは賅いきれないと見込まれる木材量(C) = (A) - (B)	392万 m^3	全国規模で安定供給の必要あり

(注) 林野庁提出資料による。

上記の試算を踏まえて、林野庁は、24年度から26年度までの間に、公共事業として実施する森林整備事業に加えて復興対策基金事業を実施することにより、毎年74万 m^3 の木材の生産能力向上を図るとしており、行政事業レビューシートにおいて3年間における復興に必要な木材の生産能力向上の目標値を計222万 m^3 と設定している。

また、林野庁は、木材の生産能力向上について、復興に必要な木材を安定供給する体制を構築する中で増産された木材によって全国の木材需要を満たすことにより、いわば「玉突き」的に被災地の木材需要が満たされる(以下、このような供給を「間接的供給」という。)ことになるとしている。

(3) 復興対策基金事業の使途厳格化

国会等において、復興関連予算の使途に関して、被災地の復旧・復興に直接資するものを基本とするという考え方にに基づき、被災地との関連が明確でないものについて使途を厳格化すべきではないかなどの議論がなされたことなどを踏まえ、25年7月に、復興、財務両大臣から各基金の所管大臣に対して、復興関連予算で造成した基金により実施している全国向けの事業について、「復興関連予算で造成された全国向け事業に係る基金への対応について」(平成25年復本第957号復興大臣、財計第1690号財務大臣連名通知)が通知された。これを受けて農林水産大臣が45道府県知事に通知した「復興関連予算で造成された全国向け事業に係る基金への対応について」(平成25年25林整計第407号農林水産大臣通知)によれば、「今後の対応方針」として、復興対策基金事業については「被災地に対する事業に使途を限定した上で、それ以外の事業のうち、執行済み及び執行済みと認められるものを除いた残額について速やかな返還を要請する」などとされている。林野庁は、上記の農林水産大臣の通知を踏まえ、25年7月に、45道府県知事に対して「森林整備加速化・林業再生事業の使途厳格化について」(平成25年25林整計第408号林野庁長官通知。以下「使途厳格化通知」という。)を通知した。

使途厳格化通知によれば、①被災地は「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」(平成23年法律第40号)第2条第2項に規定する特定被災地方公共団体の区域とすること、②復興対策基金事業は、被災地における取組及び被災地以外において直接被災地に木材を供給する取組に限定して実施すること、及び③復興対策基金事業のうち「既に交付決定済みのもの、契約済みのもの又は事業の実施について地方議会の議決がなされているもの(平成25年度予算既計上分及び平成26年度分の債務負担行為分)」は「執行済みと認められるもの」と取り扱うこと、などとされ、地方議会の議決がなされていない26年度事業に係る予算から使途厳格化が図られている。

以上のように、復興対策基金事業については、使途厳格化通知が発出されたことにより、被災地の復旧・復興を最優先に推進するとの認識の下、被災地における取組及び被災地以外において直接被災地に木材を供給する取組に使途が限定されることとなった。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

林野庁は、今後も引き続き東日本大震災からの復旧・復興のための事業を実施していくとしていることから、これまでに多額の国費を原資として実施されてきた復興対策基金事業の内容、成果、課題等を分析及び検証することは、今後実施する復興のための事業の計画及び実施に当たり重要であると考えられる。

そこで、本院は、上記の検証を進めるべく、合规性、経済性、効率性、有効性等の観点から、これまでに実施された復興対策基金の執行状況等を確認するとともに、復興対策基金事業が実施要綱等に基づき適切に実施されているか、被災地の現状を踏まえた、復旧・復興のために効率的かつ効果的なものとなっているかなどに着眼して検査した。

(2) 検査の対象及び方法

本院は、林野庁から23年度に45道府県に交付された復興対策基金に係る計1399億4550万円の執行状況等について、林野庁において関係資料を徴するなどにより検査した。また、復興対策基金事業により、22道県並びに管内の260市町村(財産区を含む。)及び847法人等の1,107団体が23年度から25年度までの間に実施した間伐等8事業種目計3,324件、事業費計549億5632万余円(国庫補助金相当額計332億8957万余円)を対象として、22道県において、事業計画書、事業実施状況報告書、原木安定供給プラン等により会計実地検査を行った。

上記のほか、木材の流通状況等について、協力が得られた範囲内で原木市場及び製品市場202か所から調書の提出を受けるとともに、このうち119か所に赴くなどして調査を行った。

(注1) 22道県 北海道、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、新潟、山梨、長野、三重、奈良、和歌山、岡山、広島、山口、愛媛、高知、福岡、長崎、大分、宮崎、沖縄各県

3 検査の状況

(1) 復興対策基金の造成及び国庫返還等の状況

ア 復興対策基金の造成及び使用状況

45道府県において、平成23年度第3次補正予算により交付された国庫補助金により造成された復興対策基金の造成額、25年度末までの使用額等の状況は、表2のとおりであり、被災地である青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野各県(以下、これらを合わせて「被災地」という。)の造成額は、計251億9000万円と全体の18.0%であり、特に甚大な被害を受けた岩手、宮城、福島各県(以下、これらを合わせて「東北3県」という。)の造成額は計99億5000万円と全体の7.1%となっている。

そして、45道府県の基金使用額は、25年度末までに計612億0793万余円となっているが、使用額が多い北海道、秋田、大分、徳島、島根各県の5道県における使用額だけで計188億6573万余円と使用額全体の30.8%を占めている。一方、被災地の使用額は、計104億4742万余円と全体の17.1%であり、東北3県の使用額は計36億7498万余円と全体の6.0%となっている。

また、基金造成額に対する25年度末までの基金使用額の割合は、45道府県全体で43.7%となっているが、被災地では41.4%、東北3県では36.9%と、全体の割合を下回っている。そして、25年度末における復興対策基金の執行残額は、45道府県における運用益計3億9213万余円を加えた791億2969万余円となっている。

表2 45道府県における復興対策基金の造成額及び使用額の状況(平成25年度末時点) (単位:千円)

区分	基金造成額 (国庫補助金交付額)	基金使用額 (平成25年度までの取崩額)	基金造成額 に対する割合	運用益 (基金を原資とする運用益)	基金の 執行残額
	①	②	②/①×100	③	④=(①-②+③)
道府県					
45道府県計(A)	139,945,500	61,207,931	43.7%	392,130	79,129,699
うち被災地(B)	25,190,000	10,447,421	41.4%	32,641	14,775,219
うち東北3県(C)	9,950,000	3,674,986	36.9%	13,775	6,288,788
うち基金使用額が多い5道県(D)	34,254,500	18,865,734	55.0%	75,944	15,464,709
(B)/(A)	18.0%	17.1%			
(C)/(A)	7.1%	6.0%			
(D)/(A)	24.5%	30.8%			

イ 復興対策基金の国庫返還の状況

前記のとおり、25年7月の用途厳格化通知により、復興対策基金事業については、26年度からは直接被災地に木材を供給する取組等に限定されたことなどから、45道府県のうち被災地を除く36道府県において、26年度の事業予定額から直接被災地に木材を供給する取組に係るものを除く額を国庫返還額とするなどしており、一部の道府県は、返還に際してそれまでに発生した運用益も含めて返還している。表3のとおり、復興対策基金の国庫返還額は、36道府県において計394億3218万余円となっており、また、返還に伴い、45道府県における復興対策基金の25年度末残高は、計396億9751万余円となっている。この基金残高については、実施要綱等によれば、26年度末に復興対策基金事業が終了した後、国庫に返還されることとされている。

表3 復興対策基金の国庫返還の状況 (単位:千円)

国庫補助金交付額 (45道府県)	国庫返還額(36道府県)			(参考) 平成25年度末 基金残高
	返還額 ①=②+③	返還額の内訳		
		補助金残額 ②	運用益 ③	
平成23年度第3次補正予算				
139,945,500	39,432,186	39,243,469	188,717	39,697,512

(注) 平成25年度末基金残高は、国庫補助金交付額に表2の運用益を加えたものから返還額及び表2の基金使用額を差し引いた基金残額である。

(2) 復興対策基金事業による各事業種目の実施状況

会計実地検査の対象とした22道県において、25年度までに復興対策基金事業で実施した8事業種目に係る事業費は、前記のとおり、計549億5632万余円となっており、これに係る国庫補助金相当額は計332億8957万余円となっている。

事業種目別の支出額等をみると、表4のとおりとなっており、木材流通の川上(原木の生産)の対策として実施した②「間伐等」、③「林内路網整備」、④「森林境界の明確化」及び⑤「高性能林業機械等の導入」の4事業種目は計198億3996万余円(全体比59.6%)となっており、間伐等により実際に増産された原木は973,563m³となっている。一方、木材流通

の川下(木材製品の加工・消費)の対策として実施した⑥「木材加工流通施設等整備」、⑦「木質バイオマス利用施設等整備」及び⑧「流通経費支援」の3事業種目は計127億2752万余円(同38.2%)となっている。

表4 22道県における平成25年度までの各事業種目の支出額等

事業種目	①地域協議会の運営等	②間伐等	③林内路網整備	④森林境界の明確化	⑤高性能林業機械等の導入	⑥木材加工流通施設等整備	⑦木質バイオマス利用施設等整備	⑧流通経費支援	指導等事業	計
	千円	[m] (ha) 千円	(m) 千円	(ha) 千円	(台) 千円	(施設) 千円	(施設) 千円	(m) 千円	千円	千円
22道県計	636,838	[973,563 (16,973) 4,676,394	(2,274,152) 11,541,072	(10,447) 449,048	(437) 3,173,445	(195) 8,432,121	(446) 3,551,653	(411,150) 743,754	85,248	33,289,576
計に対する割合	1.9%	59.6%			38.2%			0.3%	100.0%	

(注) 「指導等事業」とは、道県による事業主体に対する指導等に要する経費。

使途厳格化通知に基づく対応が執られることになる以前の25年度までの各事業種目の実施状況の中には、以下のような事態が見受けられた。

ア 「地域協議会の運営等」については、国内供給の増加にはつながらない輸出の促進に関する調査を行っているなどの事態が4件見受けられた。

イ 「間伐等」については、次のような事態が見受けられた。

(ア) 集約化施業が可能な施業地を適切に選定していなかったもの

(注2)
東北3県を除く19道県管内の384事業主体のうち12道県管内の52事業主体が24、25両年度で実施した間伐等940ha、事業費計1億3523万余円(国庫補助金相当額計7227万余円)は、点在していて路網による連続性がない施業地(以下「点在地」という。)であり、高性能林業機械を効率的に活用するなどの集約的な間伐等が実施可能なものとなっていなかった。

さらに、このうち12道県管内の48事業主体が実施した間伐等926ha、事業費計1億3169万余円(国庫補助金相当額計7011万余円)については、伐採してその場に切り捨てるため、原木の増産につながらない切捨間伐を実施している施業地となっていた。しかし、このような切捨間伐を実施している施業地については、復興に必要な木材を安定供給する体制を構築するという復興対策基金事業の趣旨に沿ったものとは認められない(前掲本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項490ページ参照)。

(注2) 12道県 北海道、茨城、新潟、長野、三重、奈良、和歌山、岡山、山口、愛媛、大分、宮崎各県

(イ) 間伐等により搬出した間伐材が国内需要を満たしていなかったもの

復興対策基金事業により間伐等を実施しているものの、搬出した間伐材の一部が輸出されている事態が3件見受けられた。

ウ 「森林境界の明確化」については、森林境界の明確化の実施後相当期間が経過しているにもかかわらず間伐等を実施することとしていない事態が6件見受けられた。

(3) 原木安定供給プランの作成等の状況

24年度の復興対策基金事業の実施については、24年度から26年度までの期間を対象として作成することとされている原木安定供給プランの提出期限が24年12月末とされていたり、また、個別の事情により遅れたものも見受けられたが、実際の道県における承認の半数が25年2月以降となっていたりして、原木の安定的な供給体制を構築することで被災地の復興に貢献するという同プランの趣旨が十分に生かされていなかったと認められる。

また、供給部会が原木安定供給プランに基づくものとしている取引協定は、24、25両年度で計638件、協定量2,843,043m³となっているが、このうち、同プランの提出後に新たに締結され、同プランに基づくと判断できる協定は計121件、554,781m³(協定量全体に占める割合19.5%)にすぎなかった。さらに、このうち被災地以外における取引協定は計94件、253,071m³となっているが、県外の木材加工事業体等との取引協定は計5件、33,600m³(被災地以外の協定量全体に占める割合13.3%)にすぎず、また、被災地の木材加工事業体等との間の取引協定は全く締結されていなかった。

(4) 木材の流通状況に係る調査結果

復興対策基金事業は、前記のとおり、復興に必要な木材を全国規模で安定供給する体制を構築することで、間接的供給により被災地の木材需要を満たす効果を想定している。

そこで、本院は、間接的供給の実態を把握して復興対策基金事業の効果の検証に資するため、会計実地検査を行った22道県を対象に、原木の主な流通方法である直接的取引と市売りによる流通状況について調査及び分析することとした。

その結果をまとめると、表5のとおりであり、22道県のうち被災地以外の北海道、山梨、三重、奈良、和歌山、岡山、広島、山口、愛媛、高知、福岡、長崎、大分、宮崎、沖縄各県(以下、これらを合わせて「被災地以外の15道県」という。)から被災地への出荷は極めて少ない状況となっていた。

表5 被災地以外の15道県から被災地への木材の流れ(平成24、25両年度) (単位：m³)

被災地以外における出荷		流通形態	左のうち被災地への出荷			
取引対象	出荷総量		出荷量	出荷総量に占める割合	うち東北3県への出荷	
		出荷量			出荷総量に占める割合	出荷量
原木 (15道県)	2,476,261	直接的取引	—	—	—	—
木材製品 (上記の原木を用いて生産されたもの)	2,482,227		92,567	3.7%	23,438	0.9%
原木 (沖縄県を除く14道県)	6,911,797	市売り	3,502	0.1%	—	—
木材製品 (山梨、和歌山、山口、沖縄各県を除く11道県)	1,059,503		14,238	1.3%	93	0.0%

また、会計実地検査を行った22道県のうち、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、新潟、長野各県(以下、これらを合わせて「被災7県」という。)における被災地以外からの木材の入荷量と被災地以外への出荷量を比較すると、表6のとおり、東北3県は被災地以外からの入荷量が被災地以外への出荷量を一部で上回っていたが、被災7県全体で見ると被災地以外への出荷量が被災地以外からの入荷量を上回っていた。

表6 被災7県における木材の入出荷状況 (単位：m³)

被災7県					
入 荷			出 荷		
原木	被災地以外からの入荷量	45,453	原木市場(平成24、25両年度)	被災地以外への出荷量	328,128
木材製品	被災地以外からの入荷量	16,289	製品市場(平成24、25両年度)	被災地以外への出荷量	66,123
原木	被災地以外からの入荷量	168千	木材需給報告書(平成24年)	被災地以外への出荷量	202千

うち東北3県					
入 荷			出 荷		
原木	被災地以外からの入荷量	6,582	原木市場(平成24、25両年度)	被災地以外への出荷量	40,708
木材製品	被災地以外からの入荷量	6,886	製品市場(平成24、25両年度)	被災地以外への出荷量	3,220
原木	被災地以外からの入荷量	107千	木材需給報告書(平成24年)	被災地以外への出荷量	43千

今回の本院の調査及び分析は網羅的なものではないが、調査した範囲においては、被災地以外から被災地への木材の供給は、極めて限定的なものにとどまっていた。

(5) 復興対策基金事業に係る事業効果の検証状況

ア 実績評価の状況

林野庁は、平成23年度第3次補正予算による森林整備加速化・林業再生事業を農林水産省の政策評価における政策分野のうち「林産物の供給及び利用の確保」等のための政策手段として位置付けており、24年度の実績評価において、23年度に道府県に対して復興対策基金の造成のために国庫補助金を交付したことをもって、復興に必要な木材を安定供給する体制が構築されるとともに施業集約化の推進、人材の育成・確保及び国産材の供給・利用量の拡大に寄与したとしている。

イ 事業効果の目標値の設定

林野庁において、前記のとおり、復興対策基金事業の事業効果の目標値を他の森林整備事業の事業効果と合わせて設定していること、また、被災地の木材需要を「玉突き」的に満たすという間接的供給によって事業効果が得られるとしていること、さらに、復興対策基金事業の8事業種目が従来実施していた基金事業の14事業種目に包含されていることなどが、道府県及び事業主体において被災地の復興に貢献するという復興対策基金事業の趣旨や背景を十分踏まえずに事業を実施している要因となっていると思料される。

ウ 目標値の検証状況

上記の木材の生産能力向上の目標値の達成状況を検証する手法等について、林野庁の説明は、「現時点では、被災地を中心として着実に住宅着工数が伸びる状況にある中、国産材の生産量も確実に増加しているところであり、被災地における用材不足や価格の高騰を招く状況となっていないことから、事業の効果が発揮されつつあるものと考えており、今後も被災地の復興に重要な資材である木材不足を招くことなく価格の安定を図ることが重要との観点から、生コンクリート、砕石等の他の資材も含めた価格の動向等について、引き続き注視していく考えである。」としているのみであり、復興対策基金事業等における木材の生産能力向上の目標値(計222万m³)について検証することとしないかった。

このような間接的供給による復興対策基金事業が被災地の復興に寄与しているかを検証することはもとより困難な面はあるが、林野庁において、今後の被災地の復興のための政策目的及び事業効果の測定指標をより適切に設定するとともに、事業効果を適切に評価及び検証していくことが重要であると考えられる。

(6) 復興対策基金事業の26年度事業の計画の状況

復興対策基金事業の26年度事業実施計画をみると、計画を作成しているのは被災地及び京都府、秋田、山形、岡山各県(計画額計83億0292万余円)となっている。

これらの事業実施計画をみると、被災地については、計画額計67億7386万余円で「被災地における取組」を実施するとしている。一方、被災地以外では、京都府、秋田、山形両県の1府2県が「直接被災地に木材を供給する取組」を実施するとしているほか、岡山県が「平成26年度分の債務負担行為分として地方議会の議決を受けているもの」として1事業を実施するとしているのみであり、25年度まで45道府県で実施されていた復興対策基金事業は、使途厳格化後の26年度には多くの道府県で実施されないこととなった。

4 所見

(1) 検査の状況の概要

東日本大震災における建築物被害は、25年4月時点における警察庁公表資料において、全半壊が39万戸余り、一部破損が74万戸余りと甚大かつ広範囲に及んでいる。林野庁は、復興に当たって住宅の再建は喫緊の課題であるとしており、住宅の再建に必要な木材を供給するためには木材の増産を図るとともに、被災した製材所、合板工場等の復興を行うことなどにより、復興木材の安定供給体制を構築する必要があるとしている。

このため、林野庁は、27年度までの集中復興期間に、東日本大震災の被災地域だけでは賄いきれない復興に必要な木材を全国的に安定供給する体制を構築することで被災地の木材需要を満たすこととして、平成23年度第3次補正予算により45道府県に計1399億4550万円の国庫補助金を交付して、道府県において23年度から26年度までの期間、復興対策基金事業を実施している。

その後、林野庁は、被災地との関連が明確でないものについて使途を厳格化すべきではないかなどの議論を踏まえて、25年7月に使途厳格化通知を発出し、復興対策基金事業については、被災地における取組及び被災地以外において直接被災地に木材を供給する取組に使途を限定することとしたが、これまでに多額の国費を原資として実施されてきた復興対策基金事業の内容、成果、課題等を分析及び検証することは、今後の復興のための事業の計画及び実施に当たって重要であると考えられる。

そこで、本院は、復興対策基金の執行状況等を確認するとともに、復興対策基金事業が実施要綱等に基づき適切に実施されているか、被災地の現状を踏まえた、復旧・復興のために効率的かつ効果的なものとなっているかなどを検査したところ、次のような状況となっていた。

ア 国庫補助金計1399億4550万円に基づき造成された復興対策基金については、被災地の造成額は計251億9000万円(基金造成額全体の18.0%)、このうち、東北3県の造成額は計99億5000万円(同7.1%)となっていた。

一方、25年度までの45道府県の基金使用額計612億0793万余円についてみると、被災地の使用額は計104億4742万余円(基金使用額全体の17.1%)、このうち東北3県の使用額は計36億7498万余円(同6.0%)となっていた。また、東北3県の基金造成額に対する25年度までの基金使用額の割合は36.9%となっており、45道府県全体の基金造成額に対する25年度末までの使用額の割合43.7%を下回っていた。

また、復興対策基金事業に係る国庫補助金については、使途厳格化通知の発出を受けて、45道府県のうち被災地を除く36道府県は、25年度中に計394億3218万余円を国庫へ返還していた。

イ 復興対策基金事業の各事業種目の実施状況については、使途厳格化通知に基づく対応が講じられることになる以前の25年度までに、「地域協議会の運営等」において木材の国内供給の増加につながらない輸出の促進に関する調査等を行っていた事態、「間伐等」において、集約化を促進していなかったり切捨間伐を実施したりしていた事態、搬出した間伐材を輸出していた事態及び「森林境界の明確化」において事業の実施後相当期間が経過しているにもかかわらず間伐等を実施していない事態が見受けられた。

ウ 24年度の復興対策基金事業の実施については、24年度から26年度までの期間を対象として作成することとされている原木安定供給プランの提出期限が24年12月末とされていたり、また、道県における承認については半数が25年2月以降となっていたりして、原木の供給体制を構築することで被災地の復興に貢献するという同プランの趣旨が十分生かされていなかった。

また、原木安定供給プランの提出後に新たに締結し、同プランに基づくと判断できる取引協定は全体の19.5%にすぎなかったほか、被災地以外の県が県外の木材加工事業体等と締結した取引協定は全体の13.3%にすぎず、被災地の木材加工事業体等との取引協定はなかった。

エ 木材の流通状況について本院が調査した範囲においては、被災地以外から被災地への木材の供給は極めて限定的なものにとどまっていた、全国規模での被災地への木材供給は見受けられなかった。また、被災地以外から被災地への出荷量に比べて、被災地から被災地以外への出荷量が上回っているなどの状況が見受けられた。

オ 復興対策基金事業の事業効果については、復興対策基金事業の事業効果の目標値を他の森林整備事業と合わせて設定していること、被災地の木材需要を間接的供給により満たすことによって事業効果が得られるとしていること、さらに、復興対策基金事業の8事業種目が従来実施していた基金事業の14事業種目に包含されていることなどが、道府県及び事業主体において復興対策基金事業の趣旨や背景を十分踏まえ、事業を実施している要因となっていると思料された。また、林野庁は、木材の生産能力向上の目標値の達成状況について、被災地における木材の不足や価格の高騰を招く状況となっていないことから、事業の効果が発揮されつつあるとしており、復興対策基金事業等における木材の生産能力向上の目標値(計222万m³)については検証することとしていなかった。

カ 使途厳格化通知後の26年度の復興対策基金事業については、被災地を除いては、「直接被災地に木材を供給する取組」等として1府3県で実施されるのみで、多くの道府県で実施されないこととなった。

(2) 所見

東日本大震災からの復興に対する取組は、現在、国、地方公共団体等において全力を挙げられており、林野庁は、今後も、適切な間伐等の森林整備の実施による災害に強い森林づくり、海岸防災林の復旧・復興や山腹崩壊地等における復旧整備等の森林整備事業・治山事業等により、東日本大震災からの復旧・復興対策を実施していくこととしている。

したがって、林野庁において、今回の本院の検査により明らかになった状況を踏まえ、今後の事業の実施に当たっては、次のような点に留意し、地方公共団体、事業主体等と連携しつつ、被災地の復興にとってより効果的なものとなるよう取り組む必要がある。

ア 復興対策基金事業について

(ア) 被災地における取組及び被災地以外において直接被災地に木材を供給する取組を引き続き実施するなど、使途厳格化通知の趣旨に沿って適切に事業を実施するよう府県に対して周知を行うこと

(イ) 今後の復興のための事業の政策目標の設定や評価に資するよう、復興対策基金事業の効果について可能な限り評価及び検証に努めること

イ 今後の復興のための事業について

(ア) 被災地の現状や復興の進捗状況を常に的確に把握し、被災地の要望に対応した事業となるようにすること

(イ) 被災地以外において、必要に応じて復興のための事業を実施する場合には、事業主体が事業の趣旨や背景を十分踏まえて実施できるように留意すること

(ウ) 被災地の復興に直接かつ効果的に貢献することとなる政策目標を設定するとともに、事業効果の目標値については政策目標と整合した適切かつ測定可能なものを設定し、事業効果の評価及び検証を的確に実施すること

本院としては、林野庁が実施する被災地の復興のための事業の実施状況等について、引き続き多角的な観点から検査していくこととする。

第5 再生可能エネルギーに関する事業の実施状況等について

検査対象	内閣府、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、44 都道府県
検査の対象とした再生可能エネルギーの概要	非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができるものと認められるもので、太陽光、風力、水力、バイオマス、地熱等
検査の対象とした再生可能エネルギー設備の数	<p>(1) 国が自ら又は委託者として導入した再生可能エネルギー設備</p> <p>発電設備 47 設備</p> <p>熱利用設備 39 設備</p> <p>(2) 地方公共団体等が国庫補助金等を活用して導入した再生可能エネルギー設備</p> <p>発電設備 1 設備(平成 11 年度)</p> <p>6,628 設備(平成 21 年度～25 年度)</p> <p>熱利用設備 1,122 設備</p> <p>(3) 経済産業省所管の国庫補助金を活用した太陽光発電設備(住宅用)</p> <p>1,091,724 設備</p>
検査の対象とした再生可能エネルギー設備の導入に係る事業費	<p>(1) 発電設備 191 億 6199 万円(平成 21 年度～25 年度)</p> <p>熱利用設備 39 億 2351 万円(平成 21 年度～25 年度)</p>
検査の対象とした再生可能エネルギー設備の導入に係る国庫補助金等交付額	<p>(2) 発電設備 2 億 8496 万円(平成 10、11、13 各年度)</p> <p>1808 億 8557 万円(平成 21 年度～25 年度)</p> <p>熱利用設備 509 億 0257 万円(平成 21 年度～25 年度)</p> <p>(3) 太陽光発電設備(住宅用)</p> <p>2214 億 2663 万円(平成 20 年度～25 年度)</p>

1 検査の背景

(1) 再生可能エネルギーの概要

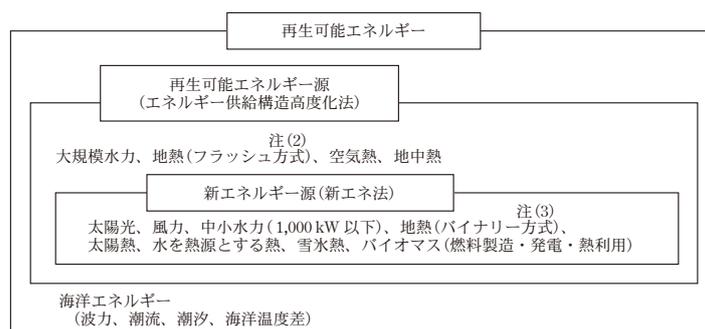
再生可能エネルギーとは、資源に限りがある石油、石炭、天然ガス等の化石エネルギーや原子力とは異なり、エネルギー源として永続的に利用することができるエネルギーであり、太陽光、風力、水力、バイオマス、地熱等の地球上で自然に起こる現象を利用して繰り返し使えるエネルギーであるとされている。そして、再生可能エネルギーの主な利用形態としては、発電と熱利用がある。

また、平成 9 年に制定された「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」(平成 9 年法律第 37 号。以下「新エネ法」という。)において、「新エネルギー利用等」とは、非化石エネルギーを製造することなどのうち、経済性の面における制約から普及が十分でないものであって、その促進を図ることが非化石エネルギーの導入を図るため特に必要なものとして政令で定めるものをいうとされている。そして、「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令」(平成 9 年政令第 208 号)において、太陽電池を利用して電気を発生させ

ること、風力を発電に利用することなどが定められており、太陽光、風力、水力(出力1,000kW以下(中小水力)の発電設備を利用)、地熱(バイナリー方式)、太陽熱、水を熱源とする熱、雪氷熱、バイオマス(燃料製造・発電・熱利用)が新エネルギー源とされている。また、21年に制定された「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」(平成21年法律第72号。以下「エネルギー供給構造高度化法」という。)において、「再生可能エネルギー源」とは、太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として持続的に利用できると認められるものとして政令で定めるものをいう。」とされ、「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令」(平成21年政令第222号)において、「再生可能エネルギー源」として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、自然界に存する熱及びバイオマスが定められている。したがって、上記の新エネルギー源は、いずれも再生可能エネルギー源に含まれることになる。このほか、近年では、波力、潮流等の海洋エネルギーも再生可能エネルギーとして注目されている。

これらの再生可能エネルギーを関係法令等に基づき整理すると、図表1のとおりとなる。

図表1 再生可能エネルギーの概念図



注(1) 本図表は経済産業省の公表資料に基づき本院で作成した。

注(2) フラッシュ方式 地下から得られた蒸気に多くの熱水を含む場合、蒸気と熱水を分離させる気水分離器で蒸気のみを抽出し、その蒸気でタービンを回して発電する方式

注(3) バイナリー方式 地下から得られた低温の蒸気・熱水により沸点の低いアンモニア等の媒体を加熱して蒸発させ、その蒸気でタービンを回して発電する方式

25年度における我が国の年間発電電力量(9379億kWh)のうち、再生可能エネルギー源による発電電力量(1004億kWh)の占める割合は、水力発電が約8.5%、水力発電を除く再生可能エネルギー源によるものが約2.2%、合わせて約10.7%となっている。

(2) エネルギー政策の変遷

ア 石油代替エネルギーの開発及び導入

国は、昭和48年及び54年の二度の石油危機を教訓として、過度な石油依存から脱却し、エネルギーの供給を安定化させるため、石油代替エネルギーの開発及び導入の重要性を認識することになった。そして、石油代替エネルギーの開発の促進等のため、55年に「石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律」(昭和55年法律第71号。平成23年7月7日以降は「非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律」)を制

定し、石油代替エネルギーに関する技術でその企業化の促進を図ることが特に必要なものの開発等の業務を総合的に行わせるために新エネルギー総合開発機構(15年10月1日以降は独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構。以下「NEDO」という。)を設立するなどしている。そして、NEDO等において、「サンシャイン計画」等の国家プロジェクトを実施させることにより、石油代替エネルギーに関する技術開発を推進するなどしてきた。

また、14年には、エネルギーの安定供給の確保、環境への適合及び市場原理の活用をエネルギーの需給に関する施策についての基本方針とする「エネルギー政策基本法」(平成14年法律第71号。以下「エネルギー基本法」という。)を制定し、15年10月に、エネルギーの需給に関する施策の長期的、総合的かつ計画的な推進を図るためにエネルギーの需給に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定(閣議決定)している。基本計画は、少なくとも3年ごとに検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならないこととなっており、国は、19年3月、22年6月及び26年4月にそれぞれ新しい基本計画を策定(閣議決定)している(以下、26年4月に策定された基本計画を「第四次計画」という。)

イ 第四次計画における再生可能エネルギーの位置付け及び導入

第四次計画は、東日本大震災(23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害及びこれに伴う原子力発電所事故による災害をいう。以下同じ。)の発生等により、エネルギーをめぐる環境が大きく変化していたことなどを踏まえて策定されたものであり、中長期(今後20年程度)のエネルギー需給構造を視野に入れて、今後取り組むべき課題と長期的、総合的かつ計画的なエネルギー政策の方針がまとめられている。

そして、再生可能エネルギーについては、現時点では安定供給面、コスト面で様々な課題が存在するが、温室効果ガス(二酸化炭素、メタン等)を排出せず、国内で生産できることから、エネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、重要な低炭素の国産エネルギー源であると位置付けられている。そして、政策の方向性として、「2013年(平成25年)から3年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進していく。」とされ、そのため、系統強化、規制の合理化、低コスト化等の研究開発等を着実に進めるとされている。このため、再生可能エネルギー等関係閣僚会議を創設し、政府の司令塔機能を強化するとともに、関係省庁間の連携を促進するとされている。さらに、「具体的な取組として、固定価格買取制度の適正な運用を基礎としつつ、環境アセスメントの期間短縮化等の規制緩和等を今後とも推進するとともに、高い発電コスト、出力の不安定性、立地制約といった課題に対応すべく、低コスト化・高効率化のための技術開発、大型蓄電池の開発・実証や送配電網の整備などの取組を積極的に進めていく。」とされている。第四次計画においては具体的な数値目標は設定されていない。

ウ 環境保全及び地球温暖化への対応

(ア) 環境保全への対応

国は、5年に環境基本法(平成5年法律第91号)を制定し、環境の保全について、基本理念を定め、同法に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めた環境基本計画を6年12月に策定(閣議決定)しており、その後、12年12月、18年4月及び24年4月にそれぞれ新しい環境基本計画を策定(閣議決定)してい

る(以下、24年4月策定の環境基本計画を「第四次環境基本計画」という。)。そして、第四次環境基本計画においては、地球温暖化に関する取組等の優先的に取り組む重点分野が定められており、このうち地球温暖化に関する取組においては、施策の基本的方向性として、中長期的な国内対策として再生可能エネルギーの導入拡大等を実施すること、また、地方公共団体に期待される役割として、地域資源をいかした再生可能エネルギー等の導入を実施することが示されている。

(イ) 地球温暖化への対応

国は、10年に、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年法律第117号。以下「温対法」という。)を制定して、京都議定書の規定に基づく約束を履行するために必要な目標の達成に関する計画(以下「京都議定書目標達成計画」という。)を定めるとともに、温室効果ガスの排出の抑制等のために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するよう努めることなどとしており、17年4月に京都議定書目標達成計画(20年3月全部改定)を策定(閣議決定)して、温室効果ガスの排出抑制・吸収量について目標達成のための対策と施策を行っている。そして、京都議定書目標達成計画において、「太陽光や太陽熱、風力、バイオマス等を活用した新エネルギーは、地球温暖化対策に大きく貢献するとともに、エネルギー源の多様化に資するため、国の支援策の充実等によりその導入を促進する。」などとされている。このように、再生可能エネルギーは、地球温暖化対策の面からも導入促進が求められている。また、国は、24年度末をもって京都議定書第一約束期間が終了したことに伴い京都議定書目標達成計画に基づく取組も同時期に終了したことから、25年に温対法を改正し、京都議定書目標達成計画に代わり、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るために地球温暖化対策に関する計画(以下「地球温暖化対策計画」という。)を定めることとした。

エ 再生可能エネルギーの導入拡大政策

国は、14年に、「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」(平成14年法律第62号。以下「RPS法」という。)を制定し、15年4月以降、電気事業法(昭和39年法律第170号)に規定する一般電気事業者、特定電気事業者及び特定規模電気事業者(以下、これらを「電気事業者」という。)に対して、太陽光、風力、水力(出力1,000kW以下の発電)、バイオマス(廃棄物発電等)又は地熱によって発電された電気を一定量以上調達することを義務付けることとした。なお、RPS法における電気の価格については、電気事業者と再生可能エネルギー発電事業者(以下「再エネ事業者」という。)との間で定めることとなっている。

そして、国は、21年11月に、エネルギー供給構造高度化法に基づき、電気事業者に対して、500kW未満の太陽光発電の余剰電力について、国が定めた1kWh当たりの価格(以下「調達価格」という。)及び調達価格による調達に係る期間(以下「調達期間」という。)での調達を義務付ける制度(以下「余剰電力買取制度」という。)を創設している。余剰電力買取制度については、電気事業者が調達する電気の調達費用のうち、電気事業者が自ら電気を調達した場合の費用を超過する分の費用について、太陽光発電促進付加金として、通常の電気料金と併せて電気利用者から徴収する仕組みとなっている。

その後、国は、23年に、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用を促進することとして、RPS法に代わって「電気事業者による再生可能エネル

ギー電気の調達に関する特別措置法」(平成23年法律第108号。以下「再エネ法」という。)を制定し、電気事業者による再生可能エネルギー電気(以下「再エネ電気」という。)の調達に関し、その価格、期間等について特別の措置を講ずることにより、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用を促進することが、我が国の国際競争力の強化、地域の活性化等に寄与するなどとしている。そして、24年7月以降は、電気事業者に対して、再生可能エネルギー源(太陽光、風力、水力(出力30,000kW以下の発電)、バイオマス又は地熱)を用いて発電された電気について、調達価格及び調達期間での調達を義務付ける制度(以下「固定価格買取制度」という。)を導入して実施している。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

再生可能エネルギーに関する事業を実施している主な機関は、内閣府、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省(以下、これらを総称して「6府省」という。)及びNEDO(以下、6府省とNEDOを合わせて「7府省等」という。)となっている。

国は、26年4月にエネルギー基本計画を見直し、再生可能エネルギーに関しては、「2013年から3年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進していく。」とする政策の方向性を示しており、7府省等における再生可能エネルギーに関する事業を含む予算額は、毎年度多額に上っている。また、7府省等が直接導入した、又は都道府県、市区町村(一部事務組合を含む。以下同じ。)及び民間団体(以下、これらを合わせて「地方公共団体等」という。)が7府省等の補助金、交付金、助成金、負担金等(以下「国庫補助金等」という。)を活用して導入した再生可能エネルギー設備も多数に上っている。また、24年7月に再エネ法に基づく固定価格買取制度が導入されて以降、国庫補助金等を活用して導入した再エネ発電設備によって発電された電気を固定価格買取制度に基づき売電する地方公共団体等が増加している。そして、地方公共団体において、国庫補助金等を活用して再生可能エネルギー設備を導入する場合は、導入した再生可能エネルギー設備を効率的に活用して、国の施策に準じた施策を講ずるとともに、その区域の実情に応じた施策を実施等するための計画を策定することが重要である。そこで、7府省等における再生可能エネルギーに関する事業の実施状況等について、経済性、効率性、有効性等の観点から、7府省等及び地方公共団体等が導入した再生可能エネルギー設備は導入目的どおり活用されているか、6府省において再エネ法に基づく固定価格買取制度における国庫補助金等の取扱いが適切に行われているか、地方公共団体において再生可能エネルギーの導入等に関する計画が適切に策定されているかなどに着眼して検査を実施した。

(2) 検査の対象及び方法

21年度から25年度までの間に、7府省等が直接導入した、又は地方公共団体等が国庫補助金等を活用して導入した再生可能エネルギー発電設備(太陽光、風力、水力、バイオマス又は地熱。以下「再エネ発電設備」という。)及び再生可能エネルギー源による熱利用設備(太陽熱、雪氷熱、バイオマス熱、温度差熱、地中熱、空気熱又は温泉熱。以下「再エネ熱利用設備」という。)等を対象とした。

そして、7府省等及び12道府県において、再生可能エネルギーに関する事業の実施状況等について、関係資料の提出や説明を受けたり、現地の状況を確認したりするなどして

会計実地検査を実施した。また、7府省等並びに上記の12道府県及び32都府県の計44都道府県(管内1,615市町村)から21年度から25年度までの間における再生可能エネルギーに関する事業の実施状況等に係る調書の提出を受けるなどして、再生可能エネルギーの導入状況等について検査を実施した。

なお、東日本大震災により特に甚大な被害を受けた岩手、宮城、福島各県については、検査の対象から除外した。

(注1) 12道府県 北海道、京都府、青森、千葉、神奈川、愛知、山口、徳島、福岡、熊本、鹿児島、沖縄各県

(注2) 32都府県 東京都、大阪府、秋田、山形、茨城、栃木、群馬、埼玉、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、香川、愛媛、高知、佐賀、長崎、大分、宮崎各県

3 検査の状況

(1) 再生可能エネルギーに関する事業の実施状況等

ア 再生可能エネルギーに関する事業の実施状況

21年度から25年度までの間に、7府省等が自ら又は委託者として導入した再エネ発電設備は47設備で191億6199万円、再エネ熱利用設備は39設備で39億2351万円となっていて、地方公共団体等が7府省等の国庫補助金等を活用して導入した再エネ発電設備(以下「再エネ発電設備(補助)」という。)は6,628設備で1808億8557万円、再エネ熱利用設備(以下「再エネ熱利用設備(補助)」という。)は1,122設備で509億0257万円となっていた。また、20年度から25年度までの間に、経済産業省所管の国庫補助金を活用した太陽光発電設備(住宅用)は1,091,724設備(国庫補助事業実績額2214億2663万円)となっていた。

上記の事業費を、再生可能エネルギー設備を整備する事業(整備事業)、再生可能エネルギーを利活用するための実証事業(実証事業)及び再生可能エネルギーを利活用するための研究事業(研究開発事業)の分類別についてみると、整備事業が計4412億1002万円と最も多く、次いで、実証事業が計263億0188万円等となっていた。そして、7府省等のうち、整備事業を最も多く実施しているのは経済産業省(事業費2602億2477万円。4412億1002万円の58.9%)、次いで、環境省(同734億0441万円。同16.6%)となっており、実証事業を最も多く実施しているのはNEDO(同127億7543万円。263億0188万円の48.5%)、次いで、経済産業省(同53億6636万円。同20.4%)となっていた。

イ 再生可能エネルギー設備の廃止及び休止の状況

7府省等が自ら若しくは委託者として、又は地方公共団体等が国庫補助金等を活用して導入した再エネ発電設備及び再エネ熱利用設備のうち、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に規定される耐用年数内の設備(国の場合)又は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)に基づき定められる処分制限財産の処分制限期間内の設備(地方公共団体等の場合)を対象として、21年度から25年度までの間に廃止された設備についてみると、8設備となっていた。そして、事業主体は、これらの設備はいずれも一定期間は稼働していたとしており、廃止の主な理由を、設備が破損したことなどとしている。

また、21年度から25年度までの間に導入した設備のうち、26年3月末時点において休止している設備は41設備となっていた。そして、事業主体は、休止の主な理由を、故障の原因を調査中のため、修理や部品等の調達に時間を要しているためなどとしている。また、これら41設備の中には、1年以上休止している設備が8設備見受けられた。このほか、20年度以前に国庫補助事業で導入した設備が休止しているもの1設備(国庫補助金交付額2億8496万円(10、11、13各年度))が見受けられた。

ウ 7府省等が実施している再生可能エネルギーに関する事業の重複等の状況

7府省等が実施している再生可能エネルギーに関する国庫補助事業には、類似の事業が多数見受けられ、また、各国庫補助事業に関する情報は府省ごとに発信されている。このような状況について、地方公共団体に見解を徴したところ、これらの情報の把握や類似事業の比較分析等に相当の時間を要することなどから、いわゆる事業の縦割りによる弊害等について問題があるなどとしている。

21年度から25年度までの間に学校に導入された太陽光発電設備についてみると、5府省、計3,830設備(国庫補助金等交付額546億2445万円)となっており、その内訳は、文部科学省が3,506設備(同483億1522万円)、環境省が145設備(同28億9476万円)、内閣府が121設備(同27億2507万円)、経済産業省が46設備(同5億7099万円)、国土交通省が12設備(同1億1839万円)となっていた。

上記のように、地方公共団体等が学校に太陽光発電設備を導入した際に活用した国庫補助金等を所管する府省は5府省に上っている。また、各府省が実施する国庫補助事業の目的は様々であり、例えば、文部科学省における目的は環境教育のため、環境省における目的は防災拠点の機能維持のためなどとなっている。

そして、太陽光発電設備を導入した地方公共団体によれば、上記のように各府省が異なる目的別に様々な国庫補助事業を用意していることは、選択の幅が広がるなどという面において歓迎するとしている。一方、国庫補助事業を所管する府省が複数にまたがることから各府省がどのような国庫補助事業を行っているのかについて情報収集が困難であることなどの問題点を指摘する地方公共団体も見受けられる。

(2) 再エネ法に基づく固定価格買取制度の実施状況等

ア 再エネ法に基づく固定価格買取制度の概要等

(ア) 再エネ法に基づく固定価格買取制度の概要

前記のとおり、再生可能エネルギー源の利用を促進することとして、再エネ法に基づき、24年7月1日から固定価格買取制度が導入され実施されている。

電気事業者が再エネ電気の買取りに要する費用は、電気の利用者から、使用した電気に係る電気料金と併せて再エネ電気の供給の対価の一部として賦課金を徴収することにより賄うこととなっている。

(イ) 再エネ電気の調達価格及び調達期間

再エネ法によれば、経済産業大臣は、毎年度、再エネ発電設備の区分、設置の形態及び規模ごとに調達価格及び調達期間(以下「調達価格等」という。)を定めることとされている。

調達価格は、再エネ発電設備による再エネ電気の供給を調達期間にわたり安定的に行うことを可能とする価格として、当該供給が効率的に実施される場合に通常要する

と認められる費用等を基礎とし、我が国における再エネ電気の供給量の状況、再エネ発電設備を用いて再エネ電気を供給しようとする者が受けるべき適正な利潤等を勘案して定めるものとされている。また、調達期間は、再エネ発電設備による再エネ電気の供給の開始から、その供給の開始後に行われる再エネ発電設備の重要な部分の更新の時までの標準的な期間を勘案して定めるものとされている。

そして、経済産業大臣は、再エネ法に基づき、24年度以降、毎年度調達価格等(図表2参照)について定めて、これらを告示している(以下「調達告示」という。)

また、調達告示によれば、再エネ法の施行日の前に発電を開始した再エネ発電設備に係る調達期間は、調達告示に規定する調達期間から、発電開始日から再エネ法の施行の日までの期間に相当する期間を除いた期間とするとされている。

図表2 調達告示における調達価格等

再エネ発電設備の区分	太陽光		風力			水力					バイオマス	地熱	
	10kW以上	10kW未満	20kW以上	20kW未満	洋上風力(20kW以上)	1000kW以上~30000kW未満	200kW以上~1000kW未満	200kW未満	特定水力発電設備 ^{注2)}		メタン発酵バイオガス、固形燃料燃焼(リサイクル木材)等	1.5万kW以上	1.5万kW未満
調達区分									(200kW以上~1000kW未満)	(1000kW以上~30000kW未満)			
注1) 平成24年度調達価格	40円	42円等	22円	55円	—	24円	29円	34円	—	—	13円~39円	26円	40円
25年度調達価格	36円	38円等	22円	55円	—	24円	29円	34円	—	—	13円~39円	26円	40円
26年度調達価格	32円	37円等	22円	55円	36円	24円	29円	34円	21円	14円	13円~39円	26円	40円
調達期間	20年	10年	20年	20年	20年	20年	20年	20年	20年	20年	20年	15年	15年

注(1) 平成24年7月1日から25年3月31日まで

注(2) 特定水力発電設備とは、水力発電設備のうち、水車及び発電機、変圧器、遮断機その他の電気設備の全部並びに水圧管路の全部若しくは一部のみを新設し、又は更新するもの

注(3) 10kW未満の太陽光発電設備以外の再エネ発電設備の調達価格は、本表の金額に消費税相当額を加えて得た額である。なお、消費税率は、平成24、25両年度については調達価格の5%、26年度については同8%である。

調達価格には、再エネ発電設備の建設価格が織り込まれている。また、通常よりも高い価格で売電を行うことにより再エネ事業者が得ることとなる利益は、賦課金の形で電気の利用者、最終的には国民の負担となる。これらのことなどを勘案して、再エネ発電設備に交付された補助金と売電による利益とが重複し、再エネ事業者に対していわば二重の給付となることを回避する観点から、調達告示によれば、再エネ事業者が、固定価格買取制度の導入目的(再生可能エネルギー源の利用等の促進)と政策目的が重複する経済産業省所管の国庫補助金である地域新エネルギー等導入促進対策費補助金、新エネルギー等事業者支援対策費補助金、新エネルギー事業者支援対策費補助金及び中小水力・地熱発電開発費等補助金(以下、これらを合わせて「4補助金」という。)を活用して導入した再エネ発電設備で発電した電気については、調達価格から国庫補助金相当額を控除することとされている(図表3参照)。

図表3 調達価格から国庫補助金相当額を控除する算式

$$\text{調達価格} - \left(\frac{\text{国庫補助金の交付額}}{\text{当該設備の供給に係る再エネ電気の一年当たりの発電見込量}} \times \text{当該設備に係る調達期間} \right)$$

イ 固定価格買取制度施行に伴う6府省の再エネ発電設備に対する国庫補助金等の取扱状況

固定価格買取制度において認定を受け、国庫補助金等を活用して導入した設備(以下「認定設備(補助)」という。)に対する国庫補助金等の取扱状況についてみると、都道府県等が認定設備(補助)を導入する際に活用した国庫補助事業は、計41事業であった。そして、これらの国庫補助事業において認定設備(補助)に対する国庫補助金等の取扱いについてみると、国庫補助金等の取扱いに関する規定がないものが17事業と最も多くなっていた。一方、調達価格から当該国庫補助金等相当額を控除することとされている国庫補助事業が4補助金の4事業あるほか、一部の国庫補助事業においては、国庫補助金等相当額を返還させていたり、認定設備(補助)に係る売電収入の用途を限定していたりするなどしていた。

上記取扱いの区分ごとに認定設備(補助)を分類すると、計853設備のうち、国庫補助金等を返還しなくてもよいこととしている設備は470設備(853設備の55.0%)、国庫補助金等の取扱いに関する規定がない設備は169設備(同19.8%)、売電収入の用途を限定している設備は95設備(同11.1%)、固定価格買取制度の調達価格から国庫補助金等相当額を控除することとしている設備は84設備(同9.8%)、自家消費分と売電分の割合で案分するなどして国庫補助金等相当額を一部返還させることとしている設備は26設備(同3.0%)、売電は補助事業の対象外であることから国庫補助金等を全額返還させることとしている設備は3設備(同0.3%)等となっていた。国庫補助金等を返還しなくてもよいこととしている470設備は、文部科学省が当該補助事業の目的を勘案して国庫補助金等の取扱いをこのように定めており、その全てが同省所管の補助事業により導入されているものであった。

以上のとおり、認定設備(補助)を導入する際に活用した国庫補助金等の取扱いに関する規定がない又は国庫補助金等を返還しなくてもよいこととしている国庫補助事業が多数あり、これに係る認定設備(補助)639設備については、当該国庫補助金等の交付目的が固定価格買取制度の導入目的とは異なっていることなどを理由に、調達価格から国庫補助金等相当額を控除せずに売電が行われていたり、国庫補助金等が返還されていなかったりしていた。

しかし、前記のとおり、固定価格買取制度における調達価格には再エネ発電設備の建設価格が織り込まれており、また、通常よりも高い価格で売電を行うことにより、再エネ事業者が得ることとなる利益は、賦課金の形で最終的に国民の負担となるものであることから、再エネ発電設備の導入に国庫補助金等を活用するとともに、固定価格買取制度に基づき売電を行う場合は、国庫補助金等の交付目的を逸脱していないかなどについて、適宜、確認していく必要がある。

(3) 地方公共団体における再生可能エネルギーの導入等に関する計画の策定等

ア 再生可能エネルギーの導入等に関する計画の策定状況

エネルギー基本法によれば、地方公共団体は、基本方針にのっとり、エネルギーの需給に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、その区域の実情に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとされている。そして、前記のように、地方公共団体は、エネルギー基本法に基づく施策を実施するなどのため、国庫補助金等を活用して再

生可能エネルギー設備を多数導入しており、交付された国庫補助金等の額も多額に上っている。

一方、温対法によれば、都道府県及び市町村は、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画(事務事業編)」という。)を策定するものとされている。また、都道府県並びに政令指定都市、中核市及び特例市については、地方公共団体実行計画(事務事業編)のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項として、太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進に関する事項等についても地方公共団体実行計画に定める(以下、当該部分を「地方公共団体実行計画(区域施策編)」という。)ものとされている。

また、環境基本法によれば、地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策等を策定し、及び実施する責務を有するとされている。このため、多くの地方公共団体は、国の環境基本計画に準じ、その区域における環境保全施策の基本となる計画(以下「地方公共団体環境基本計画」という。)を策定している。そして、第四次環境基本計画において、地方公共団体に期待される役割として、地域資源をいかした再生可能エネルギー等の導入を実施することが示されていることから、一部の地方公共団体環境基本計画には、再生可能エネルギーの導入に関する事項等が定められている。

このように、地方公共団体は、国の施策に準ずるなどして、地方公共団体実行計画(事務事業編)、地方公共団体実行計画(区域施策編)、地方公共団体環境基本計画等において、自ら再生可能エネルギーの導入等に関する事項を盛り込んで策定することが期待されている(以下、再生可能エネルギーの導入等に関する事項を盛り込んで策定された地方公共団体実行計画等を「再エネ導入促進計画」という。)

したがって、地方公共団体が適切な再エネ導入促進計画を策定することは、国庫補助金等を活用して導入した再生可能エネルギー設備を効率的に活用して、国の施策に準じた施策を講じ、その区域の実情に応じた施策を実施していくことなどを確保する上で重要な第一歩となるものである。

そこで、検査を実施した44都道府県及び1,615市町村、計1,659団体における再エネ導入促進計画の策定状況等についてみると、再エネ導入促進計画を策定している地方公共団体は、966団体(1,659団体の58.2%)となっていた。しかし、残りの693団体(同41.7%)は、再エネ導入促進計画を特段策定しておらず、特に町村の半数以上が再エネ導入促進計画を策定していない状況となっていた。また、966団体が策定した再エネ導入促進計画における再生可能エネルギーの導入目標の設定状況についてみると、目標年度や目標数値を具体的に設定するなど定量的な導入目標を設定している地方公共団体が466団体となっていた一方で、できるだけ早い時期に可能な限り再生可能エネルギーの導入を図るといのように、定性的な導入目標だけを設定している地方公共団体が500団体となっていた。このほか、再生可能エネルギーの導入を推進するために体制を整備す

ることとして、条例等を制定して再生可能エネルギーの導入促進を図っている地方公共団体が250団体見受けられた。

そして、地方公共団体が再エネ導入促進計画に基づく施策を着実に実施していくためには、設定した目標に対する達成状況を検証し、達成度を勘案して施策や目標の見直しをすることなどが重要であり、検証の実施を規定している地方公共団体は、312団体(466団体の66.9%)となっていた。検証の実施状況についてみると、計画期間の終了年度又は計画期間中の中間年度等において、約半数の164団体(312団体の52.5%)が検証を実施していた。

また、再エネ導入促進計画を策定していない前記の693団体について、その理由をみると、再エネ導入促進計画を策定したいが、職員が少なく他の業務を優先させる必要があるため、策定していないとしている地方公共団体が514団体(693団体の74.1%)と最多数を占めるなどの状況となっていた。また、一部の地方公共団体は、長期的なエネルギー需給動向や送電網の整備等について不確定要素があるため、再生可能エネルギーの導入事業の採算性を考えると、計画を策定することに消極的となるとしていた。

イ 地域における再生可能エネルギーの導入拡大に関する問題点

地方公共団体における再生可能エネルギーの導入拡大に関する問題点について、44都道府県及び19政令指定都市、計63団体から意見を聴取したところ、多種多様な内容となっている。このうち、国庫補助事業に関する問題点が数多く挙げられており、中でも「再生可能エネルギーに係る様々な国庫補助メニューを一本化あるいは交付金化できないか。」など補助金・財政支援に関する項目が68件と最も多くなっている。また、「国の補助事業の所管が複数にまたがることから情報収集が困難である。」など情報開示に関する問題点等が挙げられている。

4 所見

国は、エネルギー需給に関する施策を長期的、総合的かつ計画的に推進し、もって地球環境の保全に寄与することなどを目的としてエネルギー基本法を制定し、これに基づき基本計画を策定している。そして、23年3月に発生した東日本大震災を契機として、電力供給システムにおける再生可能エネルギーを含めた多様なエネルギー源の活用が改めて大きな課題となったことなどから、26年4月に基本計画を見直し、再生可能エネルギーに関しては、「2013年から3年程度導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進していく。」とする政策の方針を示していることなどから、再生可能エネルギーに関する事業は今後も引き続き実施されるものである。ついては、以上の検査の状況を踏まえて、国及びNEDOにおいては、次の点について留意することが望まれる。

ア 再生可能エネルギーに係る国庫補助金等を所管する府省において、処分制限期間内に長期間休止している再エネ発電設備(補助)及び再エネ熱利用設備(補助)について地方公共団体等から適宜に報告を求めて、その稼働状況を把握するとともに、修理を速やかに行い再稼働させ、また、再稼働できない場合は速やかに廃止等の手続をとるよう地方公共団体等に対して助言する。

イ 国において、複数の府省が所管する様々な再生可能エネルギーに係る国庫補助金等に関する情報を一元化して、地方公共団体等に対して開示することを検討する。

ウ 認定設備(補助)に係る国庫補助金等を所管する府省において、再エネ事業者が認定設備(補助)で発電した電気を固定価格買取制度に基づき売電する場合は、国庫補助金等の交付目的を逸脱していないかなどについて、適宜、確認する。

エ 国において、再エネ導入促進計画を策定していない地方公共団体に対して再エネ導入促進計画を策定するよう助言することなどを検討する。

オ 国及びNEDOにおいて、再生可能エネルギーに関する事業を実施するに当たり、地域において生じている再生可能エネルギーの導入拡大に係る問題点についての情報を収集し、必要に応じてこれらに対する対策を講ずることに努める。

本院としては、今後とも、国における再生可能エネルギーに関する事業の実施状況等について引き続き注視していくこととする。

第6 各省庁が所管する政府開発援助(技術協力)の実施状況について(外務省が所管する技術協力を除く。)

検査対象	警察庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
検査の対象とした政府開発援助(技術協力)の概要	上記のうち、外務省を除く11省庁がそれぞれの所管に係る政府開発援助として、開発途上国の経済及び社会の発展の担い手となる人材を育成するために、我が国の有する技術、技能及び知識を開発途上国に移転するなどするもの
検査の対象とした技術協力事業の金額	3364億円(平成21年度～25年度)

1 検査の背景

(1) 政府開発援助(ODA)の概要

我が国は、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資することを目的として、政府開発援助(以下「ODA」という。)を実施している。ODAは、経済協力開発機構(以下「OECD」という。)の開発援助に関する事柄を取り扱う開発援助委員会(以下「DAC」という。)が作成する援助受取国・地域のリストに掲載された開発途上国・地域(以下「開発途上国」という。)への贈与及び貸付けのうち次の3つの要件を満たすものである。

- ① 公的機関によって供与されるものであること
- ② 開発途上国の経済開発や福祉の向上に寄与することを主たる目的としていること
- ③ 有償資金協力については、緩和された供与条件のもの(グラント・エレメントが25%以上)^(注1)であること

(注1) グラント・エレメント 援助条件の緩やかさを示す指標。商業条件(金利10%と仮定)の借款をグラント・エレメント0%とし、条件(金利、返済期間及び据置期間)が緩和されるに従ってグラント・エレメントは高くなり、贈与の場合は100%となる。

(2) ODA政策の枠組み

平成4年6月に、ODAの理念(目的、方針及び重点)、援助実施の原則等を定めるものとして、政府開発援助大綱(以下「ODA大綱」という。)が閣議決定された。そして、ODA大綱は、その後の国際情勢の変化等を踏まえた見直しが行われ、ODAの戦略性、機動性、透明性、効率性を高めるとともに、幅広い国民参加を促進し、我が国のODAに対する内外の理解を深めるために、15年8月に「政府開発援助大綱の改定について」が閣議決定されている。政府は、ODA政策の枠組みとして、このODA大綱の下、政府開発援助に関する中期政策、国別援助方針、事業展開計画等を策定しており、ODA大綱を頂点としたODA政策の一貫性を確保することとしている。

(3) ODA をめぐる状況

22年6月に、外務省は、「ODAのあり方に関する検討 最終とりまとめ」(以下「ODAのあり方に関する検討」という。)を取りまとめて発表しており、これからのODAには、より戦略的、効果的な援助の実施、国民の強力な理解と支持等が必要であるとして、ODAを中核とする我が国の開発協力の理念を「開かれた国益の増進—世界の人々とともに生き、平和と繁栄をつくる—」と提示し、この理念の背景にある基本的考え方として、開発途上国への援助は、「決して先進国から途上国への「慈善活動」ではなく、我が国を含む世界の共同利益追求のための「手段」である」などとしている。

また、政府は、25年6月に、「日本再興戦略」を閣議決定している。この中で、ODAについては、開発途上国の開発に貢献すると同時にその成長を取り込むことで日本経済の活性化にもつなげるべく、経済分野での国際展開支援にODAを積極的、戦略的に活用することなどとしている。

そして、現在のODA大綱は、15年8月に改定されたものであるが、改定後に様々な国際情勢の変化が生じていること、「日本再興戦略」等によりODAの更なる積極的、戦略的活用に係る要請がなされていることなどを踏まえて、政府は、26年3月に、ODA大綱の見直しを行うことを決定し、26年中を目途に閣議決定を行う予定としている。

(4) DAC 報告の概要

DACは、OECDの委員会の一つであり、開発途上国に対する援助の量的拡大とその効率化を図ること、加盟国の援助の量と質について定期的に相互検討を行うことなどを目的としている。そして、DACは、毎年、各国から報告された援助実績を取りまとめて、開発協力報告書(以下「DAC報告」という。)として発表している。このDAC報告は、暦年による集計となっていて、開発協力の国際的動向と加盟国の活動概要の報告等が公表されており、DAC加盟国の国際貢献の度合いを測る指標の一つとなっている。

我が国においては、DACへの報告に当たり、公的機関により供与されたODAを把握するために、外務省が各府省庁、都道府県等に対して、「我が国の経済協力実績集計にかかる協力依頼について」(以下「集計依頼文書」という。)により、DAC報告の基礎となるODA事業の実績額、事業概要、対象地域、国等の報告を依頼している。そして、同省は、各府省庁等から提出された資料(以下「DAC基礎資料」という。)と同省におけるODA事業の実績額等の資料とを取りまとめて、我が国の援助実績としてDACに報告している。

(5) 技術協力の概要

ODAのうち、二国間援助である技術協力は、開発途上国の経済及び社会の開発の担い手となる人材を育成するために、我が国の有する技術、技能及び知識を開発途上国に移転し、あるいは、その国の実情に合った適切な技術等の開発や改良を支援するとともに、技術水準の向上、制度・組織の確立・整備等に寄与する援助形態である。

我が国政府が主体となって行っている技術協力の態様としては、留学生受入、研修生受入、専門家派遣、機材供与、調査研究、会議開催支援等がある。

この技術協力は、外務省(実施主体は独立行政法人国際協力機構(以下「JICA」という。))等)に、警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省の計11省庁を加えた合計12省庁において、それぞれの所掌事務に係る国際協力として実施されている。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

政府全体の一般会計のODAに係る当初予算は、11年度から25年度まで、14年連続の減額となっており、また、国際的にみても、DAC加盟国のODA実績で、2007年(平成19年)から2012年(平成24年)までは5位にとどまっている。しかし、25年度の一般会計のODAに係る当初予算は、政府全体で5572億余円が計上されており、依然として多額かつ重要なものとなっている。このような状況を勘案すると、ODAについて、国民の理解を深めつつ、限られた予算の中で更に戦略的、効果的、効率的な実施等を図っていくことが重要となる。

また、技術協力については、前記のとおり、12省庁において実施されているが、その予算の大部分は外務省が所管しており、本院は、外務省、JICA等が技術協力も含めて行っているODA事業全体について、毎年重点を置いて検査を実施している。そのような中で、本院は、20年1月に、参議院から、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省の計5省(以下「5省」という。)所管の技術協力の実施状況等について会計検査を行い、その結果を報告するよう要請を受けた。そして、同年10月に、検査の結果を参議院に報告しているところであるが、この報告から既に5年以上が経過し、5省には含まれなかった環境省の技術協力の予算規模が拡大するなど、技術協力をめぐる各種状況は大きく変化してきている。

さらに、前記のとおり、「ODAのあり方に関する検討」や「日本再興戦略」により、今後のODAについての方針等が示されており、26年中を目途にODA大綱の見直しが行われる予定となっている。

そこで、今回、検査の対象を5省から11省庁に広げて、11省庁が実施している技術協力について、合規性、経済性、有効性等の観点から、次のような点に着眼して各省庁横断的に検査を実施した。

ア 11省庁の技術協力に係る予算額、決算額は、どのように推移しているか。また、技術協力による事業の実施状況はどのようになっているか。

イ 11省庁が技術協力に係る予算により実施した事業は、適切に前記のDAC報告に計上される対象となっているか。また、11省庁が技術協力に係る予算以外の予算により実施した事業の中に、ODAの要件を満たして、DAC報告の対象に計上することができるものはないか。

ウ 11省庁が実施している技術協力は、ODA大綱等に基づき、計画的に実施されているか。また、実施した技術協力の内容、援助の効果等について、適切な情報の発信が行われているか。

エ 技術協力に係る契約その他の会計経理等は適切に行われているか。また、委託、補助等の相手方において当該技術協力に係る会計経理等は適切に行われているか。

(2) 検査の対象及び方法

11 省庁(警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省(各省庁には各省庁の外局等を含む。))が21年度から25年度までの間に実施した技術協力に係る事業(以下「技術協力事業」という。)を対象として検査を実施した。

検査に当たっては、11 省庁から調書を徴して、これらの調査、分析等を行うとともに、11 省庁及び委託、補助等を受けるなどして技術協力事業を実施している21法人に赴くなどして会計実地検査を行った。また、11 省庁所管の事業を実施しているものではないが、DACへの報告、事業展開計画の取りまとめなどを行っている外務省においても会計実地検査を行った。

3 検査の状況

(1) 技術協力に係る予算の状況

我が国のODAは、一般会計予算のほか、特別会計予算、出資・抛出国債、財政投融资等によって賄われているが、このうち技術協力については、一般会計予算及び特別会計予算を財源として実施されている(以下、技術協力の財源となる一般会計予算及び特別会計予算を合わせて「技術協力事業予算」という。)。また、一般会計予算におけるODAに係る予算の目の名称には「政府開発援助」という冠が付されているが、特別会計予算においてはこのような冠は付されていない。外務省は、技術協力事業予算を含むODAに係る予算を把握するために、各省庁に作業依頼を行い報告を求めており、この際に各省庁がODAに該当するか否かを判断する基準としてDACによるODAの要件を示している。したがって、特別会計予算については、この作業依頼に対して、各省庁がODAに該当するとして外務省に報告したものが、技術協力事業予算となっている。

21年度から25年度までの間の11 省庁における技術協力事業予算の推移についてみると、表1のとおり、21年度の942億余円に対して、25年度は722億余円となっており、全体として2割強の減少となっている。会計別にみると、一般会計予算は、21年度の773億余円に対して、25年度は452億余円となっており、4割強の減少となっている。一方で、特別会計予算は、21年度の168億余円に対して、25年度は269億余円となっており、約6割の増加となっている。これは、経済産業省及び環境省所管のエネルギー対策特別会計の技術協力事業予算が増加したことによるものである。また、同期間の決算額は、計3364億余円となっている。

表1 11省庁における技術協力事業予算の推移(平成21年度～25年度) (単位:百万円)

省庁名	会計名	区分	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	計	省庁別予算額の構成比
警察庁	一般会計	予算額	29	27	14	12	12	96	0.03%
金融庁	一般会計	予算額	49	21	19	17	16	123	0.03%
総務省	一般会計	予算額	207	204	169	161	157	901	0.25%
法務省	一般会計	予算額	236	228	134	161	157	917	0.25%
財務省	一般会計	予算額	717	614	541	485	482	2,841	0.78%
文部科学省	一般会計	予算額	45,339	32,784	28,461	27,447	26,998	161,022	44.37%
厚生労働省	一般会計	予算額	1,068	833	774	717	654	4,049	
	労働保険特別会計	予算額	677	642	566	556	541	2,984	
	計	予算額	1,746	1,476	1,341	1,274	1,196	7,034	1.94%
農林水産省	一般会計	予算額	2,099	1,940	1,656	1,472	1,337	8,505	2.34%
経済産業省	一般会計	予算額	26,277	19,441	17,418	17,665	15,013	94,583	
	エネルギー対策特別会計	予算額	14,857	15,072	21,707	23,777	22,798	69,963	
	計	予算額	41,135	34,513	39,126	41,443	37,812	164,546	45.34%
国土交通省	一般会計	予算額	609	347	248	214	195	1,615	0.45%
環境省	一般会計	予算額	762	683	542	270	225	2,474	
	エネルギー対策特別会計	予算額	1,284	1,977	4,293	3,817	3,647	12,822	
	計	予算額	2,047	2,661	4,835	4,087	3,872	15,297	4.22%
合計	一般会計	予算額	77,398	57,128	49,980	48,626	45,251	277,131	
	特別会計	予算額	16,819	17,692	26,567	28,150	26,987	85,770	
	計	予算額	94,217	74,820	76,548	76,777	72,239	362,901	100%
		決算額	83,629	66,428	64,192	64,883	57,356	336,491	

(注) 「予算額」は、当該年度の当初予算額に前年度繰越額等を加えたものである。また、「予算額」の平成21年度から25年度までの「計」は、各年度の予算額から翌年度繰越額を差し引いた額の計である。

そして、同期間の技術協力事業予算の予算額を省庁別にみると、文部科学省(構成比44.3%)及び経済産業省(同45.3%)が全体の約9割を占めている。文部科学省は独立行政法人日本学生支援機構(以下「学生支援機構」という。)に対して、経済産業省は独立行政法人日本貿易振興機構(以下「ジェトロ」という。)に対して、いずれも技術協力として政府開発援助独立行政法人運営費交付金(以下「技術協力運営費交付金」という。)をそれぞれ交付しているが、11省庁のうち、技術協力運営費交付金を交付しているのはこの2省のみとなっている。

また、同期間の技術協力事業予算の推移を省庁別にみると、環境省は、25年度の予算額(38億余円)が21年度の予算額(20億余円)を大きく上回っており、ほぼ倍増している。これは、同省において、地球環境の保全や地球温暖化対策に係る技術協力事業予算が増加したことなどによるものである。一方、環境省以外の10省庁については、おおむね横ばいで推移している経済産業省を除き、いずれも25年度の予算額が21年度の予算額から2割以上減少している。

(2) 技術協力事業予算とDAC基礎資料

ア 技術協力事業予算に係るDAC基礎資料への記載

11省庁はいずれも、DAC報告の基礎となるDAC基礎資料を作成するに当たり、作成の対象とする技術協力については、技術協力事業予算として計上されているものとしていて、技術協力事業予算に係る決算額を外務省に報告しているとしているが、技術協力事業予算に係る決算額とDAC基礎資料における実績額に差額が生じているものが見

受けられた。そこで、11省庁の2012年(平成24年)のDAC基礎資料における実績額を、技術協力事業予算に係る決算額と比較したところ、表2のとおり、11省庁のうち9省において両者に差額が生じている。

表2 技術協力事業予算に係る決算額とDAC基礎資料の実績額(2012年(平成24年)) (単位:百万円)

省庁名	技術協力事業予算に係る決算額(a)	DAC基礎資料の実績額(b)	差額(a-b)
警察庁	10	10	—
金融庁	12	12	—
総務省	142	13	129
法務省	136	—	136
財務省	283	138	145
文部科学省	26,479	23,255	3,224
厚生労働省	1,311	1,252	58
農林水産省	1,407	1,408	△1
経済産業省	33,237	12,987	20,250
国土交通省	190	88	102
環境省	3,761	3,298	463
計	66,974	42,465	24,508

注(1) 「技術協力事業予算に係る決算額」は、DAC基礎資料の2012年(平成24年)の実績額を集計する際に用いられた額で、省庁により暦年の決算額であったり、年度の決算額であったりなどしている。

注(2) 農林水産省のDAC基礎資料の実績額が技術協力事業予算に係る決算額を超えている理由は、DAC基礎資料を作成するに当たり、技術協力事業予算に係る決算額を計上していなかった額があったが、一部事業において前年の決算額を報告するなどして、過大になっていた額があったためである。

上記の差額が生じた理由について分析したところ、複数の国を対象とした技術協力事業においてDAC報告の対象とならない国に係る決算額を控除するなどの理由により除外しているものもあったが、警察庁及び金融庁を除く9省において、技術協力事業予算により実施した事業の決算額をDAC基礎資料に計上する際に、計上することができる額の一部を計上していなかった事態が見受けられた。9省は、この理由について、担当者が、技術協力事業に要した庁費や旅費等がDAC報告の対象とならないと認識していたり、国を特定して行う事業だけが二国間援助であると認識していたりなどしていたことを挙げていて、合理的ではない理由により除外しており、DAC報告の対象となる額について十分に理解できていなかった状況が見受けられた。

技術協力事業予算のうち、一般会計予算については、予算の目の名称に「政府開発援助」の冠が付されており、ODAを実施するために計上された予算であることから、また、特別会計予算についても、DACによるODAの要件を満たすものを各省庁が外務省に報告しているものであることから、原則として、全ての決算額をDAC基礎資料の対象とすることができる。そして、DAC報告は、DAC加盟国の国際貢献の度合いを測る指標となるものである。これらのことから、DAC基礎資料に記載される実績額の正確性、ひいてはDAC報告の内容の正確性について、その一層の確保を図る必要がある。

以上のように、11省庁においては、技術協力事業予算として計上している技術協力について、DAC基礎資料から除外すべき合理的な理由があるものを除き、DAC基礎資料の対象とすることが必要である。

イ 技術協力事業予算以外の予算とDAC基礎資料の対象事業

前記のとおり、11省庁は、DAC基礎資料を作成するに当たり、作成の対象とする技術協力について、技術協力事業予算として計上されているものとしている。しかし、外務省から11省庁等に発出された集計依頼文書によれば、集計の対象となるものは「政府開発援助の一環として貴府省庁所管の予算から実施した実績」とされ、このうち、技術協力についての提出対象は「二国間の技術協力及び所管される非営利団体による協力」とされており、技術協力事業予算により実施されていることが要件とはされていない。このように、DAC基礎資料への記載の対象となるものの範囲について、11省庁の解釈は、集計依頼文書における要件よりも狭いものとなっている状況であった。

そこで、目の名称に「政府開発援助」の冠が付されていない一般会計予算により実施された事業について、開発途上国向けに実施されているものがないかなどについてみると、ODAの要件を満たしていると思料され、DAC基礎資料に記載することを検討すべきものが一部見受けられた。

また、前記のとおり、技術協力運営費交付金の交付を受けている独立行政法人は、11省庁のうち文部科学省及び経済産業省がそれぞれ所管する学生支援機構及びジェトロの2法人となっている。そこで、11省庁のうち独立行政法人を所管している8省所管の独立行政法人の中期目標等についてみると、ODAの要件を満たしていると思料される事業が独立行政法人運営費交付金を財源として実施されている状況が見受けられた。独立行政法人が独立行政法人運営費交付金により実施しているODAの要件を満たすと思料される開発途上国向けの事業は、その財源が所管省庁から技術協力事業予算として独立行政法人に交付されたものではないことから、DAC基礎資料の対象とされていない。

したがって、技術協力事業予算以外の一般会計予算により実施され、ODAの要件を満たしていると思料される事業、及び独立行政法人運営費交付金を財源として実施され、ODAの要件を満たしていると思料される事業について、DAC基礎資料の対象とすることを具体的に検討するなどして、もって我が国のODAの実態をDAC報告により的確に反映するよう努める必要がある。また、これにより、我が国が従来DAC報告に記載された規模以上のODAを実施しているという実態をよりの確に示すことができることとなり、ひいては我が国の安全と繁栄の確保という事業効果の発現に更に資することとなる。

以上のように、11省庁は、技術協力事業予算として計上していない事業についても、事業内容や対象地域、国からみてDAC報告の対象となる事業については、DAC基礎資料の対象とすることや、現在の政府が示している日本の国益にもつながるODAを実施するという我が国のODAの在り方を踏まえて、技術協力事業予算の対象とする事業の精査を行うことが必要である。

ウ 外務省からの DAC 基礎資料の集計依頼文書

ア及びイについては、11 省庁に係るものであるが、外務省からの集計依頼文書の内容を 11 省庁の担当者が十分に理解できていなかった結果として生じているものも見受けられた。各府省庁等に対して DAC 基礎資料の作成を依頼している外務省は、DAC 報告の対象となる事業、費目の考え方等を示し、11 省庁が DAC 基礎資料を作成するに当たり、DAC 報告の対象を十分理解し、適切なものが作成されるよう支援することが必要である。

(3) 11 省庁の技術協力の ODA 政策における位置付け

前記のとおり、22 年 6 月に、外務省は、「ODA のあり方に関する検討」を取りまとめて発表しており、この中で、国別援助計画の制度見直しが掲げられ、既存の国別援助計画と事業展開計画を統合し、原則として、全ての ODA 対象国について国別援助方針を策定することとなった。国別援助方針は、5 年間を目途に、被援助国ごとの開発ニーズを踏まえて、その国の開発計画、開発課題等を総合的に勘案し、その国に対する我が国の援助重点分野や方向性を示すものである。そして、この附属書類として、実施決定から完了までの段階にある ODA 案件を、その国の援助重点分野、開発課題、協力プログラムに分類して一覧にした事業展開計画が策定されることとなる。

(注 2)
国別援助方針の策定の過程をみると、現地 ODA タスクフォースが先方政府等と協議するなどして原案を作成し、これを受け取った外務省が、原案の推こう、関係府省庁のコメントの反映、パブリックコメントの反映等を経て完成した国別援助方針をホームページで公開することとなっている。そして、26 年 7 月末時点において、100 か国の国別援助方針が策定・公開済みとなっている。

(注 2) 現地 ODA タスクフォース 日本大使館、JICA の現地事務所等をメンバーとして構成され、我が国の相手国に対する援助政策の立案や相手国政府との政策協議等を行うことを目的として、JICA の現地事務所等が存在せず、JICA 本部が対応している国を除く全ての ODA 対象国に設置されている。

また、国別援助方針の附属書類である事業展開計画は、各種の援助方法を一体的に活用して、効率的かつ効果的に ODA を企画・立案・実施することを目指したもので、被援助国及び我が国の関係者間で共有されている。事業展開計画には、援助の予見可能性を高める役割があり、作成年度から 5 年間分のプロジェクト名、援助のスキーム、実施期間、支援額等が記載されている。各省庁の技術協力については、実施決定から完了までの段階にある具体的案件が事業展開計画への記載の対象とされており、外務省は、事業展開計画の策定時には各省庁、また、更新時には各省庁のうち関係する省庁に記載するプロジェクトの確認・追加のコメントを求めている。なお、当該案件の実施決定の基準については、先方政府又は当該案件の実施機関等に対する公文書の交換又は書面の送付等をもって、実施が決定したものとしている。そして、事業展開計画は、国別援助方針と同時に策定された後も、毎年度、更新されている。

そこで、11 省庁が実施している技術協力について、26 年 7 月末時点で公表されている 100 か国の事業展開計画(100 か国計 4,268 プロジェクト)をみると、事業展開計画に技術協力のプロジェクトを記載している省庁は、財務省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省の 4 省(18 か国に係る 57 プロジェクト)のみとなっている。このように、11 省庁が実

施している技術協力の事業展開計画への記載が少ない理由について、11省庁は、特定の国を対象とせず複数国を対象とする事業が多いことから、国別に作成する事業展開計画に記載できる事業が少ないためなどとしている。しかし、11省庁が実施している技術協力の中には、特定の開発途上国を対象としていて、当該省庁において事業展開計画に記載することを検討する必要があると思料されるものも見受けられた。

前記のとおり、外務省は、事業展開計画の策定、更新の際に11省庁に対して、記載するプロジェクトの確認・追加のコメントを求めているが、11省庁において、どのようなプロジェクトを記載すべきであるかについての理解が十分でなかったり、実際に事業を担当している部署に対して連絡を行っていなかったりなどしていた。

また、ある事業が事業展開計画に記載されていない場合、当該事業はODA政策の枠組みの中で明確な位置付けが与えられていない状況となる。そして、技術協力を含めた事業に係る中期的な計画を独自に策定している事業も一部に見受けられたが、多くの事業では中期的な計画が策定されることなく、単独の事業として実施されていた。

ODA政策の枠組みは、ODA大綱を頂点としたODA政策の一貫性を確保するなどして、ODAの戦略的、効果的、効率的な実施を図るものであり、このことにより、個々の事業に投じられた国費もその効果を十分に発現することが期待されることとなる。また、11省庁が実施している技術協力は、ODAの要件を満たすものであり、多額の国費を投じて実施されている。したがって、11省庁が実施する技術協力についても、特定の開発途上国を対象としている事業については、先方政府又は当該案件の実施機関等に対して書面の送付等を行うことも含めて検討し、可能なものは事業展開計画に記載することとし、また、これが困難な事業については、ODA大綱等の趣旨を踏まえて各省庁が中期的な計画を策定し、戦略的、効果的、効率的に当該技術協力を実施していくことが必要である。また、事業展開計画の策定、更新を行う外務省においても、事業展開計画に記載するプロジェクトについて、策定時に11省庁、また、更新時に11省庁のうち関係する省庁に確認・追加のコメントを求めるに当たり、記載すべきプロジェクトの考え方等をより明示的に示し、適切な検討がなされるよう支援をすることが必要である。

(4) 外務省の「ODA見える化」と11省庁の情報公開の取組状況

15年8月に閣議決定されたODA大綱によれば、ODAの政策、実施、評価に関する情報を、幅広く、迅速に公開し、十分な透明性を確保するとともに積極的に広報することが重要であるとし、様々な手段を活用して、分かりやすい形で情報提供を行うとともに、国民が我が国のODA案件に接する機会を作ることとされている。

また、前記の「ODAのあり方に関する検討」によれば、我が国の経済・財政状況が厳しい中、開発協力の意義について国民の間に十分な共感が得られておらず、ODAを増加していくべきとの積極的な支持が得られていないとし、開発協力の実施に不可欠な国民の理解と支持を得るために、また、その意義と実態を国民に伝えるために、効率的な情報の発信と国民参加の促進に取り組むこととされている。このため、援助案件の評価結果も含めて「ODA見える化」を徹底し、透明性の向上を図るとともに、案件形成、実施、評価、改善というPDCAサイクルにおいて、第三者の関与を得ることで、ODAの説明責任の向上を図ることとされている。

このフォローアップとして、外務省は、23年1月、同年10月及び25年4月に、「戦略的・効果的な援助の実施に向けて」をそれぞれ公表している。これらの中で、「ODA 見える化」の徹底、PDCA サイクルの強化等の具体的な取組状況を示している。そして、外務省は、「ODA 見える化」の徹底についての具体的な取組として、ODA 案件の現状、成果等を公表するために、23年4月、JICA のホームページ上に「ODA 見える化サイト」を開設して、JICA が実施する有償資金協力、無償資金協力及び技術協力について掲載していて、このサイトでは国別、課題別及び協力形態別に案件ごとの概要、評価等を見ることができるようにしている。

一方、11 省庁が実施している技術協力についての情報公開がどのような状況となっているかみると、一部の省庁において、ホームページ等で公表している各種事業の概要等の中に、技術協力事業に係る情報を一部含めていたり、直近ではない過去の技術協力事業の実施状況等を記載したりしていた。しかし、実施している技術協力事業の現状、成果等を毎年度取りまとめて公表している省庁はなく、「ODA 見える化」が立ち遅れている事態が見受けられた。

11 省庁が実施する技術協力についても、透明性を高め、説明責任の向上を図ることは重要であることから、11 省庁においても、各省庁のホームページを活用したり、各省庁が実施している行政事業レビューと連携を図ったりするなどして、「ODA 見える化」のような取組を積極的に行う必要がある。

(5) 個別の事業の状況

11 省庁が実施した技術協力事業について検査した結果、委託事業及び補助事業において、人件費が過大に算定されていた事態、援助の効果が十分に発現していない事態が見受けられた(前掲不当事項 654 ページ、意見を表示し又は処置を要求した事項 430 ページ参照)。

4 所見

(1) 検査の状況の概要

我が国は、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資することを目的として、毎年度、多額の ODA に係る予算を計上して、ODA を実施している。

21 年度から 25 年度までの間の 11 省庁の技術協力事業予算の総額は、21 年度の 942 億余円に対して、25 年度は 722 億余円となっており 2 割強の減少となっている。省庁別の推移をみると、エネルギー対策特別会計を所管している経済産業省はおおむね横ばいで推移し、同じく環境省は倍増しているが、この 2 省を除く 9 省庁は 2 割以上減少している。

11 省庁等において、技術協力事業の実施状況、DAC 基礎資料の作成状況、事業展開計画の策定状況、技術協力の成果の公表の状況等について検査したところ、次のような事態等が見受けられた。

ア 技術協力事業予算に係る DAC 基礎資料への記載について

DAC 報告は、DAC 加盟国の開発途上国に対する援助実績を取りまとめたものであり、DAC 加盟国の国際貢献の度合いを測る指標の一つとなっている。11 省庁は、外務省が DAC への報告を作成する際の基礎となる DAC 基礎資料の作成の対象とする技術

協力について、技術協力事業予算として計上されているものとしているが、11省庁のうち9省において、技術協力事業予算により実施した事業の決算額をDAC基礎資料に計上する際に、計上することができる額の一部を計上していなかった事態が見受けられた。

イ 技術協力事業予算以外の予算とDAC基礎資料の対象事業について

外務省は、DAC基礎資料の集計対象について、「政府開発援助の一環として貴府省庁所管の予算から実施した実績」としているが、11省庁はDAC基礎資料を作成するに当たり、技術協力事業予算により実施した事業のみを対象としていた。そして、技術協力事業予算以外の予算により実施された事業の中に、ODAの要件を満たしていると思料される開発途上国向けの事業を省庁や独立行政法人が実施しているものが見受けられた。

ウ 11省庁の技術協力のODA政策における位置付けについて

我が国は、ODA大綱の下に、ODA中期政策、国別援助方針等を策定しており、ODA政策としてODA大綱を頂点とした一貫性を確保している。国別援助方針の附属資料である事業展開計画には、プロジェクト名、援助のスキーム、実施期間、支援額等が記載されているが、11省庁の技術協力についてみると、事業展開計画に技術協力のプロジェクトを記載しているのは、財務省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省の4省のみとなっていた。そして、11省庁が実施している技術協力の中には、特定の開発途上国を対象としていて、事業展開計画に記載することを検討する必要があると思料されるものが見受けられた。また、技術協力に係る中期的な事業計画を策定することなく、単独の事業として当該事業を実施しているものが見受けられた。

エ 外務省からのDAC基礎資料の集計依頼文書等について

ア、イ及びウについては、11省庁に係るものであるが、外務省からのDAC基礎資料の集計依頼文書及び、事業展開計画の確認・追加のコメントの依頼の内容を11省庁の担当者が十分に理解できなかった結果として生じているものも見受けられた。

オ 外務省の「ODA見える化」と11省庁の情報公開の取組状況について

外務省は、22年6月に発表した「ODAのあり方に関する検討」を受けた取組として、ODA案件の現状、成果等を公表するために、JICAのホームページ上に「ODA見える化サイト」を開設して、JICAが実施する技術協力等について、国別、課題別及び協力形態別に案件の概要、評価等を掲載している。一方、11省庁における情報公開の実施状況についてみると、実施している技術協力事業の現状、成果等を毎年度取りまとめて公表している省庁はなく、「ODA見える化」が立ち遅れている事態が見受けられた。

カ 個別の事業の状況について

委託事業及び補助事業において、人件費が過大に算定されていた事態及び援助の効果が十分に発現していない事態が見受けられた。

(2) 所見

我が国のODAは、今後も重要な政策分野として実施されていくことが見込まれる。一方で、我が国の財政は引き続き厳しい状況にあることから、ODAの実施に当たっては、ODA大綱を頂点とした一貫性を確保し、戦略的、効果的、効率的な援助の実施に向けて、より一層ODA事業の透明性の向上を図るとともに、実施した援助については我が国

の国際貢献として適切な評価が得られることが望まれる。また、ODA の理念や援助実施の原則等を定める ODA 大綱について、政府は、ODA の更なる積極的、戦略的活用の要請等を踏まえて ODA 大綱の見直しを行うことを決定し、26 年中を目途に閣議決定を行う予定としている。

以上のような状況を踏まえて、11 省庁及び外務省においては、次の点について留意して、技術協力を実施することなどが必要である。

ア 11 省庁は、DAC 基礎資料の作成に当たり、技術協力事業予算として計上している技術協力については、DAC 基礎資料から除外すべき合理的な理由があるものを除き、DAC 基礎資料の対象とすること

イ 11 省庁は、DAC 基礎資料の作成に当たり、技術協力事業予算として計上していない事業についても、事業内容や対象地域、国からみて DAC 報告の対象になる事業については、DAC 基礎資料の対象とすること。また、現在の政府が示している日本の国益にもつながる ODA を実施するという我が国の ODA の在り方を踏まえて、技術協力事業予算の対象とする事業の精査を行うこと

ウ 11 省庁は、技術協力を戦略的、効果的、効率的に実施していくために、事業展開計画に記載することが可能な技術協力については、事業展開計画に記載すること。また、これが困難な事業については、ODA 大綱等の趣旨を踏まえて、各省庁において中期的な計画を策定すること

エ 外務省は、11 省庁が DAC 基礎資料を作成するに当たり、DAC 報告の対象を十分理解し、適切なものが作成されるよう支援すること。また、事業展開計画の策定、更新を行う際に事業展開計画に記載するプロジェクトについて、策定時に 11 省庁、また、更新時に 11 省庁のうち関係する省庁に確認・追加のコメントを求めるに当たり、記載すべきプロジェクトの考え方等をより明示的に示し、適切な検討がなされるよう支援すること

オ 11 省庁は、外務省が実施している「ODA 見える化」のように、11 省庁が実施している技術協力について、各省庁のホームページを活用したり、各省庁が実施している行政事業レビューと連携を図ったりするなどして、「ODA 見える化」に積極的に取り組み、透明性を高め、説明責任の向上を図ること

カ 11 省庁が実施した技術協力事業の中には、人件費が過大に算定されていた事態及び援助の効果が十分に発現していない事態が一部見受けられたことから、11 省庁においては、今後の技術協力事業の適正かつ適切な実施が更に確保されることとなるよう、厳正な事業執行体制の整備に引き続き努めること

本院としては、11 省庁による開発途上国への技術協力について、今後とも適切に実施され、また、その援助実績が我が国及び世界各国において適切に評価されるよう、引き続き多角的な観点から注視していくこととする。

第7 各府省庁が所管する政府開発援助(国際機関等への拠出・出資)の実施状況について

検査対象	内閣府本府、金融庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
検査の対象とした国際機関等への拠出・出資の概要	多国間援助として国際機関等に対して義務的又は自発的に資金を支出するもの
検査の対象とした国際機関等への拠出・出資の件数	273件
上記の拠出・出資先の国際機関等の数	140国際機関等
上記の拠出・出資に対して平成21年度から25年度までに拠出・出資された金額	2兆1225億円

1 検査の背景

(1) 政府開発援助(ODA)の概要

我が国は、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資することを目的として、政府開発援助(以下「ODA」という。)を実施している。ODAは、経済協力開発機構(以下「OECD」という。)の開発援助に関する事柄を取り扱う開発援助委員会(以下「DAC」という。)が作成する援助受取国・地域のリストに掲載された開発途上国・地域(以下「開発途上国」という。)への贈与及び貸付けのうち次の三つの要件を満たすものである。

- ① 公的機関によって供与されるものであること
- ② 開発途上国の経済開発や福祉の向上に寄与することを主たる目的としていること
- ③ 有償資金協力については、緩和された供与条件のもの(グラント・エレメントが25%以上)であること

そして、ODAには、開発途上国を直接支援する二国間援助と、国際機関及びその他の組織(以下「国際機関等」という。)に対して拠出・出資を行う多国間援助とがある。

(注1) グラント・エレメント 援助条件の緩やかさを示す指標。商業条件(金利10%と仮定)の借款をグラント・エレメント0%とし、条件(金利、返済期間及び据置期間)が緩和されるに従ってグラント・エレメントは高くなり、贈与の場合は100%となる。

(2) 多国間援助の概要

我が国は、多国間援助として、国際連合に代表される国際機関等に対して、その活動に必要な経費に充てるための資金を支出しており、この資金は、次のとおり分類される。

- ① 義務的拠出金(分担金を含む。以下同じ。)

義務的拠出金は、国際機関等の事務局運営費等に充てるための財源として、国際機関

等の設立条約等により加盟国等が定められた額を義務的に支出するもの、又は、国際機関等の設立条約等には直接定められていないが、当該国際機関等の総会決議等により加盟国等が負担を求められた額を義務的に支出するものである。

② 任意拠出金

任意拠出金は、国際機関等の実施する事業等のうち、我が国が重視する特定国・地域又は特定分野の事業等、我が国が有益と認め、支援すべきと判断した事業等に対して自発的に支出するものである。

③ 出資金

出資金は、開発途上国が実施する開発プロジェクト等に必要な資金に対して緩やかな条件で融資等を行う国際開発金融機関等の資本金への出資の形で支出するものである。

そして、国際機関等は、加盟国等からの義務的拠出金、任意拠出金及び出資金(以下「拠出金等」という。)を各種事業を実施するための原資の一部とするなどして、当該事業を実施している。

(3) DAC 報告の概要

DAC は、OECD の委員会の一つであり、開発途上国に対する援助の量的拡大とその効率化を図ること、加盟国の援助の量と質について定期的に相互検討を行うこと、贈与ないし有利な条件での借款の形態による援助の拡充を共通の援助努力によって確保することなどを目的としており、現在のメンバーは、OECD 加盟国(34 か国)中の 28 か国と欧州連合の合計 29 メンバーとなっている。そして、DAC は、毎年、各国から報告された援助実績を取りまとめて、開発協力報告書(以下「DAC 報告」という。)として発表している。この DAC 報告は、暦年による集計となっていて、開発協力の国際的動向と加盟国の活動概要の報告等が公表されている。

我が国においては、DAC への報告に当たり、公的機関により供与された ODA を把握するために、外務省が、各府省庁、都道府県等に対して、「我が国の経済協力実績集計にかかる協力依頼について」により、DAC 報告の基礎となる ODA 事業の支出額、ODA 受取機関名、案件概要等の報告を依頼している。そして、同省は、各府省庁等から提出された資料(以下「DAC 基礎資料」という。)と同省における ODA 事業の支出記録等の資料を取りまとめて、我が国の援助実績として DAC に報告している。

(4) 拠出金等報告書の概要

外務省は、政府として、我が国が実施している国際機関等に対する拠出、出資等の現状・実績を国民に明らかにすることが、十分な説明責任を果たすという観点から最も重要であるという考えを踏まえつつ、関係府省庁と連携して、平成 15 年以降、「国際機関等への拠出金・出資金等に関する報告書」(以下「拠出金等報告書」という。)を作成し、同省のホームページ等において公表している。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

近年、地球規模の課題や国際社会の諸問題に取り組む上で、国際機関等はますます重要な役割を担うようになっており、多国間援助は、二国間援助の活用と相互に補い合うものとして、有効な国際協力の手段の一つとなっている。

そして、このような状況において、多国間援助を適切に実施していくためには、国民の理解を深めつつ、効率的な実施等を図っていくことが重要となる。

そこで、多国間援助を実施している11府省庁(内閣府本府、金融庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省(各省には各省の外局を含む。以下同じ。))について、有効性等の観点から、次のような点に着眼して各府省庁横断的に検査を実施した。

- ア 抛出国債等を行った国際機関等の運営状況、事業内容等を適時適切に把握し、抛出国債等の効果を十分に把握しているか。
- イ 国際機関等への抛出国債等は、抛出国債等の目的に従って適切に活用されるなどしているか。また、追加抛出国債等が、抛出国債等の活用状況を適時適切に把握するなどして、その必要性の検討を十分に行った上で実施されているか。
- ウ 資金が滞留するなどしている場合に、適時適切な対応が執られているか。
- エ 抛出国債等の活用状況について、情報の開示が適切に行われているか。
- オ 抛出国債等は、DAC報告に適切に計上されているか。

(2) 検査の対象及び方法

11府省庁が21年度から25年度までの間に多国間援助として国際機関等に抛出国債等を行った抛出国債等260件、20年度以前に抛出国債等を行い26年3月末時点において存続している出資金3件及び抛出国債10件の計273件(抛出国債等の抛出国債先計140国際機関等。21年度から25年度までの抛出国債等計2兆1225億余円。なお、当初からの抛出国債等の累計額は、このうち判明している155件について計3兆5008億余円)を対象として検査を実施した。

検査に当たっては、11府省庁から調書を徴して、抛出国債等の国際機関等の事業実施等の状況の調査、分析等を行うとともに、11府省庁に赴いて国際機関等から提出された会計報告等の関係書類を確認し説明を聴取するなどして会計実地検査を行った。

3 検査の状況

(1) 国際機関等への抛出国債・出資の実施状況

ア 抛出国債・出資予算等の状況

我が国のODAに係る予算は、一般会計(国債整理基金特別会計に繰り入れるものを^(注2)除く。以下同じ。)予算のほか、特別会計(国債整理基金特別会計を^(注2)除く。以下同じ。)予算、抛出国債及び出資国債、財政投融资等によって賄われているが、このうち国際機関等への抛出国債については、一般会計予算、特別会計予算、抛出国債及び出資国債によって実施されている(以下、国際機関等への抛出国債等の財源となる一般会計予算、特別会計予算、抛出国債及び出資国債の発行額を合わせて「抛出国債・出資予算」という。)

(注2) 抛出国債及び出資国債は、交付国債の一種で、抛出国債又は出資する現金に代えて、その全部又は一部を払い込むために発行される国債で、いずれも無利子、譲渡禁止、要求払いとなっている。なお、抛出国債及び出資国債の償還は国債整理基金特別会計により行われており、その償還財源については一般会計予算から国債整理基金特別会計に繰り入れられている。

21年度から25年度までの間の11府省庁における抛出国債・出資予算の内訳の推移は、表1のとおりとなっている。

一般会計予算についてみると、21年度の1935億余円に対して22年度は2138億余円と10%の増加となり、23年度及び24年度は減少が続いたが、25年度は2116億余円と24年度の1955億余円に対して8%の増加となっている。

特別会計予算についてみると、21年度から24年度までは2億余円とほぼ横ばいで、25年度は4億余円と24年度に対して74%の増加となっている。

抛出国債及び出資国債についてみると、21年度の1935億余円に対して22年度は2445億余円と26%の増加となったが、それ以降減少が続き、25年度は1890億余円とピーク時の22年度に対して22%の減少となっている。

表1 11府省庁における抛出・出資予算の内訳(平成21年度～25年度) (単位：百万円)

内訳	年度	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	計
一般会計		193,529	213,804	203,297	195,599	211,661	1,017,891
特別会計		292	279	270	286	499	1,629
抛出国債及び出資国債		193,598	244,592	242,991	233,196	189,011	1,103,390
計		387,421	458,676	446,558	429,082	401,172	2,122,911

(注) 抛出国債及び出資国債の額は、当該年度の発行額である。

イ 種類別の抛出等の状況

検査の対象とした前記の21年度から25年度までの間に、抛出等が行われた260件(抛出金等額計2兆1225億余円)の抛出金等について、種類別にみると次のとおりである。

(ア) 義務的抛出金

義務的抛出金の抛出額は、当該国際機関等の予算等と設立条約、総会の決議等によって決定された個々の加盟国の分担率等により算定されるものなどとなっている。

21年度から25年度までの間の我が国の義務的抛出金の抛出状況をみると、表2のとおり、義務的抛出金は一般会計及び特別会計によって抛出され、その件数は21年度から24年度までは52件、25年度は53件とほぼ横ばいで推移しているが、抛出額は毎年度減少しており、25年度の241億余円は21年度の352億余円の3分の2程度となっている。

表2 我が国の義務的抛出金の抛出状況(平成21年度～25年度) (単位：件、百万円)

内訳	平成21年度		22年度		23年度		24年度		25年度		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
一般会計	51	35,249	51	29,368	51	26,042	51	24,376	52	24,097	52	139,133
特別会計	1	23	1	22	1	21	1	22	1	22	1	111
計	52	35,272	52	29,390	52	26,063	52	24,398	53	24,119	53	139,244

(イ) 任意抛出金

任意抛出金は、事業等ごとに抛出等先の国際機関等において他の事業目的の資金等と区分して経理されている。

そして、その抛出资额は、抛出の目的となる事業等の実施経費等に充てるために必要な額が積算されるなどして算定されている。

21年度から25年度までの間の我が国の任意抛出资额の抛出状況をみたと、表3のとおり、任意抛出资额は一般会計予算、特別会計予算及び抛出国債によって抛出されている。

一般会計についてみると、21年度の抛出资额1582億余円に対して22年度は1801億余円と13%の増加となり、23年度及び24年度は減少が続いたが、25年度は1836億余円と24年度の1680億余円に対して9%の増加となっている。

特別会計についてみると、21年度から24年度まで横ばい傾向が続き、25年度の抛出资额は4億7784万円と24年度の2億6372万余円に対して81%の増加となっている。

抛出国債についてみると、21年度の抛出资额568億余円に対して、22年度は976億余円と71%の増加となり、それ以降24年度まで横ばい傾向が続き、25年度は549億余円と24年度の965億余円に対して43%の減少となっている。

表3 我が国の任意抛出资额の抛出状況(平成21年度～25年度) (単位：件、百万円)

年度 内訳	平成21年度		22年度		23年度		24年度		25年度		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
一般会計	131	158,246	140	180,194	147	168,733	145	168,043	142	183,681	196	858,899
特別会計	1	269	1	257	1	249	1	263	1	477	1	1,518
抛出国債	4	56,868	5	97,603	6	95,187	5	96,538	4	54,912	6	401,110
計	136	215,384	146	278,055	154	264,169	151	264,845	147	239,071	203	1,261,527

(ウ) 出資金

出資金における各加盟国等の出資額は、国際開発金融機関等の増資等の計画に応じて、当該国際開発金融機関等の総務会等で決定されている。

21年度から25年度までの間の我が国の出資金の出資状況をみたと、表4のとおり、出資金は一般会計及び出資国債によって出資されている。

一般会計についてみると、22年度から25年度までの間に、アジア開発銀行の増資に対する出資としてアジア開発銀行出資金が144億余円計上され、23年度に、国際復興開発銀行の増資に対する国際復興開発銀行出資金が24億余円、アフリカ開発銀行の増資に対するアフリカ開発銀行出資金が24億余円計上されている。また、25年度に、米州投資公社の増資に対する米州投資公社出資金が8118万円計上されている。

出資国債についてみると、21年度から25年度までの間に、主なものとして、国際開発協会における第15次増資及び第16次増資に伴う国際開発協会出資金が5763億余円、アフリカ開発基金における第11次増資及び第12次増資に伴うアフリカ開発基金出資金が745億余円出資されている。また、上記のアジア開発銀行、国際復興開発銀行及びアフリカ開発銀行については、一般会計のほかに、出資国債によっても出資されている。

なお、21年度から25年度まで出資の実績はないが、20年度以前に出資の実績があったのは、国際金融公社、多数国間投資保証機関及び欧州復興開発銀行の3国際機関等となっている。

表4 我が国の出資金の出資状況(平成21年度～25年度) (単位：件、百万円)

内訳	平成21年度		22年度		23年度		24年度		25年度		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
一般会計	—	—	1	4,004	3	8,471	1	3,121	2	3,872	4	19,470
出資国債	2	136,730	3	146,989	5	147,803	6	136,657	5	134,099	6	702,280
計	2	136,730	3	150,993	6	156,275	6	139,778	6	137,972	7	721,750

(注) 一部の出資金において、一般会計及び出資国債によって出資されているものがあるため、件数を合計しても計と一致しないものがある。

国際機関等への出資金は、国有財産法(昭和23年法律第73号)に基づき、国有財産として管理されている。

そこで、24年度末現在において国有財産として管理されている国際機関等への出資金について、21年度から24年度までの間の出資額、20年度以前の出資額を含めるなどした24年度末国有財産台帳上の出資累計額及び24年度末国有財産台帳上の^(注3)評価額を比較してみると、国際復興開発銀行等8国際機関等は出資累計額より評価額の方が計5311億余円大きくなっているが、国際開発協会及びアフリカ開発基金の2国際機関等は出資累計額より評価額の方が計1兆4552億余円小さくなっている。

(注3) 評価額 国際機関等への出資金については、市場価格のない政府出資等として、次の算式により評価することとなっている。

$$\text{評価額} = (\text{総資産額} - \text{総負債額}) \times \text{出資割合} \times \text{基準外国為替相場等}$$

ウ 20年度以前に抛出された抛出金の状況

国際機関等に抛出された義務的抛出金及び任意抛出金は、当該国際機関等において管理され、開発途上国への支援事業等に使用されることになる。また、これらの中には、開発途上国への支援事業等が複数年にわたるものや、国際情勢等の変化により事業が延期されるなどして長期化しているものも見受けられる。

そこで、21年度から25年度までの間は抛出されていないが、抛出金等報告書の作成が始まった15年の同報告書の記載対象年度である14年度から20年度までの間に抛出された義務的抛出金及び任意抛出金のうち、26年3月末時点において存続しているもの(以下「20年度以前の抛出金」という。)をみたところ、10件全てが任意抛出金となっていて、最終抛出年度は14年度から19年度となっている。

そして、これらの21年度から25年度までの事業実施状況をみると、国連開発協力信託基金抛出金等6抛出金については継続して事業が実施されていたが、国際連合アフリカ経済委員会抛出金については、21年度に事業が終了し、国際連合アフリカ経済委員会において残余金の返納手続が行われている。また、東アジア青少年交流基金抛出金(ASEAN事務局)(JENESYS)及び日本・SAARC特別基金(JENESYS)は定められていた事業終期が到来するなどしたため、いずれも23年度に事業が終了し、前者については

東南アジア諸国連合事務局において残余金の算定が行われ、後者については南アジア地域協力連合において残余金の返納手続が行われている。さらに、国連貿易開発会議・特恵技術援助計画拠出金は2013年(平成25年)第1四半期まで事業が休止され、同年第2四半期から新たな事業が開始されている。

(2) 11府省庁における拠出金等の管理等の状況

ア 拠出金等の管理の状況

(ア) 国際機関等からの会計報告

検査の対象とした拠出金等273件から一つの拠出金等において複数の国際機関等に拠出されているなどのため分類が困難な2件を除いた271件について、11府省庁が国際機関等に拠出等する際に、国際機関等と締結した拠出等の条件等を定める覚書又は合意書等における会計報告の提出に係る規定の有無及びその提出状況を会計実地検査時点においてみたところ、会計報告の提出に係る規定があるものは全体の88%を占める240件ある一方、規定がないものも31件ある状況となっている。

また、会計報告が提出されていたものは全体の87%を占める238件ある一方、事業ごとに区分経理された会計報告のうち一部の事業に係る会計報告が提出されていないものが13件、また、会計報告が提出されていないものが20件、計33件(新たに拠出等が開始され、その拠出等の属する会計期間の末日がまだ到来していないものなどを含む。)ある状況となっている。

拠出等されてから会計報告の提出までには一定期間を要することを考慮して、拠出等されてから2年以上経過している23年度以前の拠出等がある9件についてみると、8件は会計報告の提出に係る規定があるにもかかわらず提出されていなかったものであり、残りの1件は会計報告の提出に係る規定がないものである。

次に、会計報告が提出されていた238件及び事業ごとに区分経理された会計報告のうち一部の事業に係る会計報告が提出されていない13件の計251件について、その提出時期についてみると、このうち235件は拠出等先の国際機関等の翌会計期間内に提出されていたが、16件は翌会計期間終了後に提出されていた。そして、この翌会計期間終了後に提出されていた16件の会計報告の提出に係る規定との関係を見ると、このうち5件は会計報告の提出に係る規定がないものであり、また、9件は会計報告の提出に係る規定はあるものの時期について定めがないものである。

所管府省庁は、国際機関等から定期的に会計報告を受領することによって、国際機関等の資金の管理状況、事業の進捗状況等を適時適切に把握し、これらの状況等を分析するなどした上で拠出等の効果を把握し、更なる追加拠出等の必要性について判断等を行うことになる。

このため、会計報告の提出に係る規定がなかったり、規定があっても提出の時期について定めがなかったりしているものは適切に定めるよう、規定があっても規定どおりに提出されていないものは適時適切に提出されるよう、さらに、一定期間が経過しているのに会計報告が提出されていないものは速やかに提出されるよう、国際機関等に対して照会や働きかけなどを行う必要があると認められる。

(イ) 国際機関等における会計監査

会計報告が提出されていた238件及び事業ごとに区分経理された会計報告のうち一部の事業に係る会計報告が提出されていない13件の計251件の拠出等先である132国際機関等における会計監査の実施状況をみたところ、132国際機関等の全てにおいて会計監査が実施されていた。

そして、その内訳をみると、全体の93%を占める123国際機関等において外部監査が実施されていたが、9国際機関等において内部監査のみが実施されていた。

所管府省庁は、国際機関等の資金の管理状況、事業の進捗状況等の把握を適切なものとするために、国際機関等における会計監査等のチェック体制やその監査結果を十分に把握していくことが必要である。

(ウ) 国際機関等における事後評価

検査の対象とした拠出金等273件から分類が困難な2件を除いた271件の拠出等の事後評価の実施状況をみたところ、188件(69%)において事後評価が実施されていた。

所管府省庁は、国際機関等が実施した事業の事後評価の結果を適切に把握することによって、拠出等の効果を把握することにもなり、当該事業について、追加の拠出等を行ったり、事業内容の見直しを求めたりすることの適否をより適切に判断することができることになるから、国際機関等における事後評価の実施状況やその評価結果を十分に把握していくことが必要である。

イ 拠出金等の繰越等の状況

任意拠出金は、前記のとおり、義務的拠出金や出資金と異なり、その拠出額が我が国において算定され、支援すべきと判断した事業に対して自発的に支出するものである。

そこで、任意拠出金213件から一つの拠出金等において複数の国際機関等に拠出されているなどのため分類が困難な2件を除いた211件のうち、会計報告が提出されている191件(事業ごとに区分経理された会計報告のうち一部の事業に係る会計報告が提出されていないものを含む。)について、区分経理された事業単位ごとに、11府省庁に直近に提出された会計報告をみたところ、298事業のうち195事業において繰越額が生じていた。

そして、この195事業について直近の会計期間終了時点での当該年度の支出額に対する繰越額の倍率をみたところ、126事業は2.0未満である一方、全体の35%を占める69事業は2.0を超えるか又は繰越額があるのに支出額がないかのいずれかとなっている。

そこで、上記69事業の倍率の推移を直近3会計期間分についてみたところ、3会計期間継続して倍率が2.0を超えるか又は繰越額があるのに支出額がないかのいずれかとなっているものが24事業見受けられた。

さらに、この24事業への直近3会計期間の間の我が国の拠出状況をみると、拠出されていなかったものは4事業、減少傾向となっていたものは15事業、ほぼ同額が拠出されていたものは3事業、増加傾向となっていたものは2事業となっている。

所管府省庁は、任意拠出金の拠出に当たり、緊急支援等を行うなどの場合に備えて必要な額を保有しておく任意拠出金には留意しつつ、特に支出額に対する繰越額の倍率が

継続的に大きくなっている拠出金等について、拠出金等の支出額や繰越額等を適時適切に把握し、これに応じて拠出等する必要があると認められる。

また、会計報告が提出されていない拠出金等について、拠出金等の支出額や繰越額等を把握することができない状況となっており、会計報告の提出を受けてこれらを把握する必要があると認められる。

一方、会計報告が提出されている任意拠出金 191 件について、前記と同様に、11 府省庁に直近に提出された会計報告をみたところ、直近の会計期間において支出がなかった 13 事業のうち、拠出開始年度であったことなどから支出がなかったものを除いた 8 事業について、提出された会計報告を遡って支出がなかった期間をみると、直近の 1 会計期間で支出がなかったものは 6 事業、直近の前会計期間から 2 会計期間連続で支出がなかったものは 2 事業となっている。

所管府省庁は、複数の会計期間にわたって支出のない拠出金等については、長期化することのないよう、事業の進捗状況や今後の事業計画について国際機関等と協議等を行う必要があると認められる。

ウ 拠出金等の返納の状況

拠出金等において、事業が終了して残余金が生ずるなどした場合、国際機関等に対し、残余金等のうち我が国拠出等の割合に応じた額(以下「要返納額」という。)の返納等を速やかに求め、その返納手続等が速やかに実行されることが重要である。

そこで、検査の対象とした拠出金等計 273 件における要返納額の返納状況をみたところ、会計実地検査時点において、拠出金等に剰余金が生じたり、事業が終了して剰余金が生じたりなどしたため、拠出金等 17 件から 31 回計 119 億 2387 万余円が返納されており、このうち事業終了によるものが 28 回と大部分を占めている。

そして、この事業終了により返納が行われた 28 回について、事業終了から返納までに要した期間をみたところ、12 回が 1 年以内(全体の 42%)となっているが、3 年超となっているものも見受けられた。

事業終了から返納までの期間が 3 年を超えていた 1 回についてみると、事業終了後、拠出金の精算に時間を要したため、国際機関等から要返納額の報告を受けるまでに 3 年以上が経過していて、これにより返納まで長期間を要したものであった。

また、前記の 20 年度以前の拠出金 10 件のうち、事業終了から 3 年以上経過しているが、剰余金の返納手続中で、返納が完了していないものも 1 件見受けられた。

所管府省庁は、要返納額の返納等を速やかに求め、その返納手続等が速やかに実行されることが必要であるから、事業終了後、要返納額の返納が完了していないものについては、国際機関等に対して適時適切に照会や働きかけを行い、それらの状況等を的確に把握するよう、より一層努める必要があると認められる。

(3) 拠出金等に係る情報開示の状況

前記のとおり、外務省は、関係府省庁と連携して、15 年以降、拠出金等報告書を作成し、同省のホームページ等で公表している。

拠出金等報告書の作成に当たり、同省は記載要領を定めており、関係府省庁はそれに従って拠出金等報告書の基となる資料を作成した上で同省に提出し、同省はそれらを取りまとめるなどして拠出金等報告書を作成している。

拠出金等報告書による拠出金等に係る情報の公表状況を、26年4月公表の平成25年版拠出金等報告書において確認したところ、11府省庁が23年度又は24年度に拠出等した拠出金等を対象に、義務的拠出金については最近1か年(23年度又は24年度)の拠出実績等、任意拠出金又は出資金については、拠出等先の国際機関等の活動目的や財政状況等、当該任意拠出金又は出資金の目的・用途・意義、最近3か年(21年度から23年度まで又は22年度から24年度まで)の拠出等実績、成果に対する我が国の評価等が公表されている。

しかし、前記のとおり、任意拠出金及び出資金の中には、近年拠出等を行っていないにもかかわらず国際機関等において事業が継続して実施されるなどしているものがあるが、検査対象とした拠出金等のうち23年度以降に拠出等されていない40件の任意拠出金及び出資金に係る情報を含めて上記に係る情報は公表されていない。また、任意拠出金は、前記のとおり、事業ごとに国際機関等において他の事業目的の資金等と区分して経理されているが、拠出先の国際機関等の財政状況は公表されているものの、当該任意拠出金の財政状況に係る情報は個別に公表されておらず、その財政状況が分からないものとなっている。

国際機関等への拠出金等について、より一層透明性の向上を図るために、外務省は関係府省庁と連携して、過年度に拠出等した任意拠出金及び出資金のうち現在も存続しているものはその現状について、また、任意拠出金についてはその財政状況についてできる限りの情報開示を行えるよう、拠出金等報告書の記載要領を整備するなどする必要があると認められる。

(4) 拠出・出資予算とDAC基礎資料等

前記のとおり、各府省庁等は、DAC報告の基礎となるODA事業の支出額、案件概要等を記載したDAC基礎資料を外務省に報告するなどしており、同省がこれらを取りまとめるなどして、我が国の援助実績としてDACに報告している。

DAC報告は、DAC加盟国の国際貢献の度合いを測る指標となるものであり、各府省庁は、DAC基礎資料等の作成に当たり、作成の対象となる事業に遺漏等がないよう留意する必要がある。

そこで、拠出・出資予算による多国間援助について、DAC基礎資料等への24年の計上状況を確認したところ、ODAに該当する拠出金等として拠出・出資予算に計上された拠出金等であることの確認が十分に行われていなかったり、DAC基礎資料作成に係る担当者への連絡が徹底されていなかったりなどしていたことから、DAC基礎資料等に計上することができるのに計上されていなかった事態が、3省において8件(支出額計4億7074万余円)見受けられた。

このような事態は、我が国の国際貢献の度合いが正しく評価されないことにつながることから、DAC基礎資料等に記載される支出額の正確性、ひいてはDAC報告の内容の正確性について、より一層の確保を図る必要がある。

4 所見

(1) 検査の状況の概要

我が国は、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資することを目的として、毎年度、多額のODAに係る予算を計上して、ODAを実施している。

21年度から25年度までの11府省庁の拠出・出資予算は、22年度をピークに減少してきて、22年度の4586億余円に対して25年度は4011億余円と12%の減少となっている。

11府省庁において、拠出金等の管理の状況、拠出金等の繰越等の状況、DAC基礎資料等の作成状況等について検査したところ、次のような状況が見受けられた。

ア 拠出金等の管理の状況について

拠出等されてから一定期間が経過しているのに、国際機関等から会計報告が提出されていなかったり、会計報告が提出されていても、その提出が遅れていたなどしている拠出金等が見受けられた。

イ 拠出金等の繰越等の状況について

任意拠出金に係る国際機関等からの会計報告の支出状況及び繰越額の状況をみると、支出額に対する繰越額の倍率が継続的に大きくなっていたり、複数の会計期間にわたって支出がなかったりしている拠出金等が見受けられた。

ウ 拠出金等の返納の状況について

事業終了した拠出金等において、要返納額の返納までに長期間を要した拠出金等が見受けられた。

エ 拠出金等に係る情報開示の状況について

外務省は、関係府省庁と連携して拠出金等報告書を作成し、これをホームページ等で公表するなどしているが、近年拠出等を行っていないものの事業が継続して実施されるなどしている任意拠出金及び出資金に係る情報や、任意拠出金に係る財政状況の情報が公表されていなかった状況が見受けられた。

オ DAC基礎資料等の作成状況について

DACへ報告する際の基礎となるDAC基礎資料等の作成に当たり、拠出・出資予算によって拠出等された支出額をDAC基礎資料等に計上していなかった事態が見受けられた。

(2) 所見

我が国のODAは、今後も重要な政策分野として実施されていくことが見込まれる。そして、多国間援助の実施に当たっては、国際機関等へ拠出等された資金が、国際機関等において適切に管理され、有効に活用されるとともに、実施した援助については我が国の国際貢献として適切な評価が得られることが望まれる。

また、国がその施策を推進するに当たって、国民の理解と協力を得るため、より一層ODA事業の透明性の向上を図ることが重要となる。

以上のような状況を踏まえて、11府省庁においては、次のア、イ及びウについて留意して、国際機関等への拠出等を行うとともに、次のエ及びオについて留意して、情報の開示やDAC基礎資料等の作成を行うことが必要である。

ア 拠出等されてから一定期間が経過しているのに、国際機関等から会計報告が提出されていなかったり、会計報告が提出されていても、その提出が遅れていたなどしている場合には、その速やかな提出について、当該国際機関等に対して照会や働きかけを行うなどして、資金の管理状況、事業の進捗状況等を適時適切に把握するとともに、拠出等の効果を十分に把握すること

イ 拠出金等の活用状況を適時適切に把握するなどして、特に任意拠出金に係る国際機関等からの会計報告において支出額に対して繰越額が継続的に多くなっていたり、複数の会計期間にわたって支出がなかったりなどしている場合には、国際機関等において資金が滞留しないように、追加拠出等や事業見直しについて当該国際機関等と協議等を行うこと

ウ 要返納額の返納について、国際機関等に対して適時適切に照会や働きかけを行い、それらの状況等を的確に把握するよう、より一層努めること

エ 外務省は、他の府省庁と連携して、近年拠出等を行っていない拠出金等についても拠出金等報告書の記載対象としたり、任意拠出金についての財政状況をできる限り拠出金等報告書に記載したりするなどして、より一層の情報の開示に努めること

オ DAC 基礎資料等の作成に当たり、拠出・出資予算によって拠出等を行った拠出金等の支出額を確認するなどして、より一層の正確性の確保に努めること

本院としては、11 府省庁による多国間援助について、今後とも適切に実施され、また、その援助実績が我が国及び世界各国において適切に評価されるよう、引き続き多角的な観点から注視していくこととする。

第2節 国会からの検査要請事項に関する報告

年金記録問題に関する日本年金機構等の取組について

要請を受諾した年月日	平成26年6月10日
検査の対象	総務省、厚生労働省、日本年金機構
検査の内容	年金記録問題に関する日本年金機構等の取組についての検査要請事項
報告を行った年月日	平成26年10月30日

1 検査の背景及び実施状況

(1) 検査の要請の内容

会計検査院は、平成26年6月9日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月10日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその検査の結果を報告することを決定した。

一、会計検査及びその結果の報告を求める事項

(一) 検査の対象

総務省、厚生労働省、日本年金機構

(二) 検査の内容

年金記録問題に関する日本年金機構等の取組に関する次の各事項

- ① 年金記録問題に関する事業の実施状況
- ② 年金記録問題への取組による効果の発現状況
- ③ 年金記録問題の再発防止に向けた体制整備の状況

(2) 年金記録問題への取組等の状況

9年1月から各年金制度間で共通に使用する基礎年金番号が導入され、年金記録(氏名、性別、生年月日、被保険者期間、保険料の納付等の記録)は基礎年金番号により管理されることとなった。

そして、18年以降、社会保険庁における社会保険オンラインシステム上の年金記録(以下「オンライン記録」という。)に、基礎年金番号に統合されていないものや内容に誤りがあるものがあることが大きな社会問題となったことから、19年度以降、社会保険庁は年金記録問題に関する各種取組を進めた。

その後、社会保険庁は22年1月1日に廃止されたことから、厚生労働省は、厚生年金保険事業等に関する事務の一部を、日本年金機構(以下「機構」という。)に委任又は委託し、機構は、同省の監督の下に、当該委任又は委託された業務を実施している。

年金記録問題への対応について、機構は、22年度から25年度までの4年間を実施期間とする「年金記録問題への対応の実施計画(工程表)」を定め、社会保険庁が行っていた取組

を引き継いで実施してきている。

また、国は、年金記録が訂正されるなどした年金受給者等を特例的に救済するなどのために、関係法令の整備を行うなどしている。

(3) これまでの会計検査の実施状況

本院は、これまで、年金記録問題に係る検査を実施しており、その検査結果を意見を表示し又は処置を要求した事項等として検査報告に掲記するなどしている。

(4) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、年金記録問題に関する日本年金機構等の取組に関する各事項について、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、次のような着眼点により検査を実施した。

ア 機構における基礎年金番号に統合されていないオンライン記録(以下「未統合記録」という。)を基礎年金番号に統合するための取組等は適切に実施されているか、その進捗状況はどのようになっているか、年金受給者等に対する特例的救済施策への取組はどのようになっているか。

イ 年金記録の回復による年金回復額はどのようになっているか。

ウ 機構の内部統制システムは適切に整備されて、機能しているか、事務処理誤りへの対応は適切になされて、再発防止策が講じられているか。

そして、年金記録問題への取組状況全般を対象として、総務本省、厚生労働本省、機構本部、8ブロック本部、18事務センター、142年金事務所、1業務委託先において、計351.0人日を要して会計実地検査を行った。検査に当たっては、各種資料等の内容を精査、分析するとともに、担当者から説明を聴取するなどした。

2 検査の結果

(1) 年金記録問題に関する事業の実施状況

ア 厚生労働省及び機構における年金記録問題への取組の実施状況

(ア) ねんきん特別便等の各種便の送付

社会保険庁は、未統合記録の解明等のために年金受給者や被保険者等に対して、各種便を送付していたが、機構も引き続き「ねんきん定期便」を送付するなどしていた。そして、回答を求める必要がある各種便の回答状況をみると、25年4月末現在で、平均して送付した者の約4分の1からは回答がない状況となっていた。また、「ねんきん特別便(名寄せ便)」の未回答者等に対するフォローアップ照会は、同月末までに、その処理を終えていた。

(イ) 紙台帳等とオンライン記録との突合せ

既に基礎年金番号に結び付いている約2.5億件のオンライン記録等について、電子画像化された約9.5億件の紙台帳等と突合せを行うこととして、紙台帳検索システムが構築され、機構の記録突合せセンター29か所で5事業者に委託するなどして22年10月から突合せが開始された。この突合せ業務は、25年12月までに終了し、委託事業者に支払った金額は1278億余円となっていた。

その進捗状況についてみると、26年3月末現在で突合せ審査対象者約8123万人のうち、機構職員による審査まで終了したものは約8122万人、紙台帳等とオンライン記録が不一致となったものは約324万人となっていた。

そして、紙台帳検索システムにより、約9.5億件の紙台帳等の画像データを各年金

事務所でも確認できることになったことから、機構は、各年金事務所で年金受給者等から年金記録の確認の申出があった場合等において紙台帳検索システムを活用して年金記録の調査を行うことができるように統一的調査手順の構築を図り、25年1月から実施している。

(ウ) その他の年金記録問題への取組

その他の年金記録問題への取組として、厚生年金保険の被保険者等の年金記録と厚生年金基金記録との突合せ、総務大臣のあっせん等による処理、厚生年金保険の標準報酬等の遡及訂正に係る処理及び国民年金の特殊台帳とオンライン記録との突合せにより、年金記録の回復が行われていた。

(エ) 引き続き取組を行う必要がある未統合記録

厚生労働省は、未統合記録約5095万件の状況について、26年3月末時点で、基礎年金番号に統合済み又は一定の解明がなされた年金記録約3012万件を「解明された記録」として、ねんきん特別便等を送付したものの未回答となっているなどの年金記録約2083万件を「解明作業中又はなお解明を要する記録」として整理している。このうち、「解明された記録」には、「死亡者に関連する記録」約689万件(未統合記録のうちの13.5%)が含まれているが、この記録には、遺族からの年金記録確認の照会等があれば、今後の年金受給に結び付く可能性があるものも含まれていると認められる。

そして、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」(平成24年法律第62号)が成立し、27年10月から、年金受給資格期間を現在の25年から10年に短縮することが予定されていること、「解明作業中又はなお解明を要する記録」は年金加入期間が25年未満の年金記録の割合が高くなっていることなどから、厚生労働省及び機構においては、短期間の年金記録等であっても引き続き未統合記録の解明を進める必要があると認められる。

イ 年金受給者等に対する特例的救済施策への取組

(ア) 年金時効特例法の運用について

機構は、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律(平成19年法律第111号。以下「年金時効特例法」という。)に基づき支給される消滅時効が完成した年金(時効特例給付)の事務処理において、一部に不統一・不公平が生じたことが判明したため、25年4月以降、これまでに処理した時効特例給付の全件(約349万件)を対象に検証を行った。その結果、追加支給が必要となったものは26年3月末時点で1,164件(約8.5億円)となっており、このうち1,135件(約8.2億円)の支給が同時点で完了していた。

そして、再発防止策として、機構は、25年10月に、実務に当たっての具体例を示すなどした事務処理基準を定めて関係部署に周知徹底するとともに、疑義照会の方法の明確化及び審査体制の改善を図るなどしていた。

(イ) 厚生年金特例法の運用について

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成19年法律第131号。以下「厚生年金特例法」という。)には、被保険者から被保険者が負担すべき厚生年金保険料を源泉控除していたにもかかわらず、当該保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない事業主等に対して、未納の厚生年金保険料に相当する額に所

定額を加算した額である特例納付保険料の納付勧奨を行うことなどが規定されている。

厚生年金特例法の運用について検査したところ、199年金事務所において、事業主等に対する特例納付保険料の納付勧奨が厚生年金特例法業務処理マニュアル(以下「マニュアル」という。)等に定められた所定の回数行われていないなどしている事態が見受けられた。

上記の事態に関して、本院は、26年10月30日に厚生労働大臣及び機構理事長に対して、会計検査院法第34条の規定により、機構において事業主等に対する特例納付保険料の納付勧奨等をマニュアル等に従って適切に行っていなかったものについて、マニュアル等に定められた処理を完結させるよう是正の処置を要求するとともに、厚生年金特例法の運用が適切に行われるよう、次のとおり、是正改善の処置を求めた(前掲意見を表示し又は処置を要求した事項302ページ及び790ページ参照)。

a 機構において、事業主等に対する特例納付保険料の納付勧奨等の進捗状況を年金事務所内での確に把握して、その状況を機構本部に報告するようマニュアル等の改正等を行い、また、年金事務所に納付勧奨等をマニュアル等に従って適切に行うことを周知徹底すること

b 厚生労働省において、事業主等に対する特例納付保険料の納付勧奨等がマニュアル等に従って適切に実施されるよう、機構に対して必要な指導監督を行うこと

また、厚生労働省は、厚生年金特例法に基づき国が取得する請求権の内容、消滅時効等の取扱いが不明確であるなどの問題があるなどとして、厚生年金特例法の施行から6年以上が経過しているのに請求権の取扱いを定めていなかった。このため、同省は、請求権を取得しているにもかかわらず、その行使等ができていない状況となっていた。

(ウ) 第3号被保険者の年金記録不整合問題への対応について

国民年金の第3号被保険者について、オンライン記録と実態に不整合が生じている事案が多数あることが明らかとなり、この第3号被保険者の年金記録不整合問題に対して、機構は、「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第93号)を踏まえるなどして、不整合が生じている者について第3号被保険者から第1号被保険者に資格を切り替える処理(以下「種別変更の処理」という。)を行うなどしている。

その処理状況等について検査したところ、不整合が生じている者のうち、オンライン記録上の現住所から転出している者については、転出元の年金事務所が転出先の年金事務所に種別変更の処理を引き継ぐこととされているのに引き継いでいなかったり、引き継いだものの転出先の年金事務所が種別変更の処理を行っていなかったりしている事態が見受けられた。

上記の事態に関して、本院は、26年10月30日に厚生労働大臣及び機構理事長に対して、会計検査院法第34条の規定により、種別変更の処理が適切に行われるよう、次のとおり、是正改善の処置を求めた(前掲意見を表示し又は処置を要求した事項326ページ及び790ページ参照)。

a 機構において、転出先の年金事務所に種別変更の処理を引き継ぐ場合の具体的な引継方法等を事務取扱要領等において明示し、各年金事務所に種別変更の処理を事務取扱要領等に従って適切に行うことを周知徹底すること

b 厚生労働省において、不整合期間を有する者に係る種別変更の処理状況を適切に把握して、機構に対して必要に応じて指導を行うこと

また、機構において、国家公務員共済組合等の短期組合員に係る情報等がないため、真に不整合期間を有する者であることを確認し、適切に種別変更の処理を行うことができない状況となっていた。その後、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（平成25年法律第63号。以下「年金健全化法」という。）による国民年金法（昭和34年法律第141号）の改正により、機構は25年7月から共済組合又は健康保険組合に対して必要な資料の提供を求めることができるようになったが、機構は、同法に基づきその提供を求めていなかった。

機構は、現在、健康保険等の被扶養配偶者情報の提供を受けられるよう、共済組合及び健康保険組合と協議を続けているとしている。しかし、これらの協議がまとまらず、健康保険等の被扶養配偶者情報の提供を十分に受けられない場合には、不整合期間を有する者その他の被保険者との不公平等が今後も解消されないこととなるおそれがある。

ウ 年金記録等に係る年金相談等の実施状況

機構は、被保険者等からの年金記録に関する相談等に対応する年金相談業務を年金事務所、コールセンター等において自ら又は委託により実施している。そして、自らが行う年金相談業務の体制については26年度当初までに中核部分は正規職員等で対応する体制の構築に取り組んでいたり、「ねんきんダイヤル」等の電話相談においてコール数に応じて設置席数を増加させたりなどして、年金相談業務の改善に向けた取組を行っていた。

しかし、15年金事務所において、年金相談業務の中核部分を正規職員等で対応する体制が十分に確保されていないなどの状況となっていた。

エ ねんきんネットの活用等

「ねんきんネット」は、機構のホームページを通じ被保険者等の側から容易に年金記録を確認できる仕組みとして徐々にその機能を拡充して、利用の増大が図られており、ユーザーID発行件数は25年度末現在で計約280.4万件となっていた。

また、市区町村と連携した市区町村窓口による「ねんきんネット」の利用は全市区町村の56.8%の989市区町村の実施にとどまっており、26年3月の1市区町村当たりの照会件数は5.9件となっていた。

オ 被保険者等の自主点検を促す施策

機構は、25年1月から26年3月までの間、「気になる年金記録、再確認キャンペーン」を実施し、被保険者等に年金記録の自主点検を促していた。

また、機構は、年金記録回復事例のうち年金の増加金額が大きい1,000事例を公表しており、これによれば、年金相談を契機として回復したものが全体の27.2%とされており、年金受給者等からの申出が年金記録の回復のために有効であることがうかがえる。

カ 機構における契約方式、入札の状況等について

機構が22年1月1日から26年3月31日までの間に年金記録問題への取組のために支払を行った契約は、契約件数計462件及び支出済額計1444億0537万余円となっていた。

機構は、中期計画等で、事業運営の効率化の取組の一つとして、契約の競争性の確保等を徹底することとしており、22年1月から26年3月までの第1期中期計画期間で、競争入札の割合について80%以上の水準を確保することを目指すこととしている。

その状況について検査したところ、契約全体の競争入札の割合は63.7%となっているのに対し、年金記録問題への取組のための契約の競争入札の割合は、22年度に総合評価方式で契約した紙台帳等とオンライン記録との突合せ業務委託について、23年度以降も同じ契約相手方に随意契約により業務を委託したことなどにより、33.8%となっていた。

キ 機構における年金記録問題への取組の体制

機構における年金記録問題への取組に当たっては、正規職員を増員することなく、有期雇用職員の定員数を増加させることにより対応していた。また、多くの正規職員が年金記録問題に従事したため、これを補充するための有期雇用職員も配置されていた。

そして、機構は、25年度までに年金記録問題への取組の主要部分を終了させるために、各部署の長が職員の能力・適性や業務の状況を総合的に勘案して、専門的知識や経験を有して指導的役割を果たすことができる正規職員を年金記録問題を専門に担当する部署に配置したり、各担当部署の年金記録問題への取組の進捗状況に応じて職員を異動させたり、年度の中で有期雇用職員の増員を行ったりするなどしていた。

ク 年金記録問題対策に関する経費の状況

25年3月に厚生労働省に設置された「年金記録問題に関する特別委員会」(以下「特別委員会」という。)の報告書等によると、年金記録問題発生以降、厚生労働省及び機構が支出した対策経費は3873億余円となっており、最も支出額が多いものは「紙台帳とコンピュータ記録の突合せ関係」の1891億余円となっている。

上記の対策経費には、①総務省の一般会計から支出した年金記録確認第三者委員会(以下「第三者委員会」という。)の経費(常勤職員の人件費を除く。)等の年金特別会計の業務勘定からの支出でない経費、②年金記録問題対策として予算措置されていない機構の正規職員の人件費、③年金記録問題対策に従事した割合が不明な厚生労働省の職員の人件費等及び④このほか、①、③のいずれにも整理できる第三者委員会事務室の常勤職員の人件費の計764億余円が計上されていなかった。

しかし、これらの経費も整理次第で年金記録問題対策に関する経費として計上する余地はあったと思料される。

ケ 総務省における年金記録問題への取組の実施状況

第三者委員会は、年金記録に係る確認の申立てについて、第三者的な立場から客観的かつ公正な判断を示すことを任務として、19年6月、総務省に設置された。

そして、年金事務所等からの転送件数は22年度をピークに減少傾向にあるものの、近年の申立ての大部分は厚生年金に関するものとなっていた。

年金記録に係る確認の申立てに関する多数の具体的な調査等を行う第三者委員会の地

方委員会における事務室の職員数の見直しについてみたところ、職員1人当たりの処理件数の24年度の数値は、それまでの数値と比べて半分以下となっており、同年度は処理件数の減少に応じた人員体制となっていなかったか、又は特別な事情があった可能性がある。しかし、24年度以降地方委員会の体制の見直しの検討を行うなどしており、25年度の職員1人当たりの処理件数が増加していることから、業務量を踏まえた人員体制とすることに努めてきていることがうかがえる。

また、「政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第64号。以下「年金事業改善法」という。)の施行により、27年3月以降、年金個人情報について、厚生労働大臣(地方厚生局長等)による訂正手続きが整備されることから、第三者委員会は廃止する予定となっている。そして、第三者委員会で蓄積したノウハウや第三者委員会に転送された処理中の案件を厚生労働省に円滑に引き継ぐなどするための具体的な方法等について、現在、総務省及び厚生労働省において検討を進めているとしている。

(2) 年金記録問題への取組による効果の発現状況

ア 特別委員会の報告書等における年金回復額

特別委員会の報告書等によれば、25年度末で未統合記録約5095万件のうち約1771万件が基礎年金番号に統合され、また、25年度末現在で年金記録の訂正により年金額が回復した人数は、延べ約324万人、年金回復額は、年間の年金額で約1081億円、生涯受給額で約2.2兆円とされている。

イ 年金回復額の推移等

1件当たりの年金額(年間)の増額分等は、20年以降、減少を続けており、これは、年金額の増額が大きなものから処理が進んでいることなどが要因と考えられる。そして、年金記録問題への対応の集中処理期間が終了し、26年度以降は、回復件数の減少が見込まれる。

また、前記の年金記録回復事例のうち年金の増加金額が大きい1,000事例をみると、増加総額が1000万円以上のものが計867件となるなどして、個人ごとにみれば年金受給者の生活に大きな影響を与える事例があったことがうかがえる。

ウ 年金記録の訂正による減額ケース等

年金記録を訂正すると既に受給している年金額の減額が見込まれるなどのケースについては、国の年金記録が正しいかどうかは最終的には本人しか判断できないことなどから、本人からの再裁定の請求がなければ、一部の例外を除き記録訂正及び再裁定は行わないことにしており、相当数の者がその対象となっていると思料される。

(3) 年金記録問題の再発防止に向けた体制整備の状況

ア 機構における体制整備の状況等

(ア) 内部統制システムの構築等

機構は、19年6月に総務省に設置された年金記録問題検証委員会において指摘された事項等を踏まえ、「コンプライアンス確保」、「業務運営における適切なリスク管理」等の7つの方針を柱とした「内部統制システムの構築の取組方針」等を定め、これに基づき、内部統制システムを構築している。

(イ) 事務処理誤りに対する取組の状況等

a 事務処理誤りの発生状況

年金記録問題は、一部の本人側の事情によるケースを除けば、事務処理誤りの問題と考えられるため、これを早期に把握して改善を図るとともに、その拡大と再発を防止するための内部統制システムが有効に機能することが重要である。

機構は、「事務処理誤り総合再発防止策」を策定するなどし、事務処理誤りの再発防止に取り組んでいるが、機構設立後に発生した事務処理誤りの件数が、機構の取組に応じて減少しているという傾向は確認できなかった。

事務処理誤りのうち、未処理・処理遅延については、未処理や処理遅延とする期間の目安がなく、被保険者等からの問い合わせがあったときに初めて事務処理誤りとして取り扱う場合があったため、未処理等が生じていても被保険者等からの問い合わせがほとんどない厚生年金特例法の納付勧奨の手続等については、その多くを事務処理誤りとして取り扱っていなかった。

b 事務処理誤り後の対応

事務処理誤りのうち、過払いについては、5年の消滅時効が完成した場合には、その返還請求ができない。そこで、機構が25年度に公表した事務処理誤りによる過払い23事案の状況をみると、要返還額2億1287万余円のうち1億3115万余円が時効により消滅していた。また、過払いが明らかになった場合には、納入告知等の処理を行って時効を中断する必要があるが、機構が原則としている処理期間内に所定の処理が完了していないものも多数見受けられた。

さらに、リスクアセスメント調査の「リスク発生による影響度」の評価指標には、機構が公表している事務処理誤りの影響金額の平均値が活用されているが、影響金額には時効消滅額が含まれておらず、リスクが適切に評価等されていなかった。

(ウ) 監事監査及び内部監査の体制整備等

監事監査は、厚生労働大臣が任命した監事2人と直属の監事室の職員4人の計6人体制で実施しており、21年度から25年度までの間の監査実績は延べ537人日で、これまで監査報告書において指摘された事項はない。

また、内部監査は、理事長直属の監査部が103人体制で一般監査、特別監査等を実施しており、21年度から25年度までの間の監査実績は延べ18,868人日で、指摘項目数は19,554件となっていた。

そして、前記の厚生年金特例法の運用における未処理・処理遅延については、内部監査において指摘されているものもあるが、その件数が少なかったことから、本部関連部署等に対する改善提言が行われず、また、職員に対して監査結果を適切に周知するための取組が十分でなかったことから、事態の拡大を防止することができなかった。

イ 厚生労働省、機構、共済組合等の関係機関の連携等

前記の時効特例給付の事務処理において、不統一や不公平が生じたことについて、厚生労働省年金局は、年金行政を担う組織運営の在り方を検討し、年金局の事業部門の業務体制の見直し、厚生労働省と機構との間の業務分担及び連携等に関する各種の対策を報告に取りまとめ、これを推進している。

また、厚生労働省及び機構は、市区町村や共済組合等と連携して、年金記録問題の解決等に取り組んでおり、近年は、第3号被保険者の年金記録不整合問題の解消のため、共済組合等に対して、健康保険の被扶養配偶者情報の提供を受けるための協議を続けるなどしている。

ウ 今後の年金記録の正確性確保のための対策

機構は、年金記録問題の再発を防止等するためには、恒常的に本人が自身の年金記録を確認するなどの仕組みの構築が重要であることから、「ねんきん定期便」及び「ねんきんネット」の充実に努めているとしている。

3 検査の結果に対する所見

年金記録問題については、厚生労働省及び機構は25年度を集中処理の最終年度として各種の取組を実施するなどしてきたところである。

そして、機構の26年度からの中期目標及び中期計画によれば、26年度以降も、厚生労働省の監督の下、「年金記録の正確な管理と年金記録問題の再発防止のための対応」として各種取組を実施することとされているが、被保険者等からの申出等に対する適切な対応が中心となるなど、その内容は変化している。また、集中処理期間が終了したことを踏まえて年金記録問題対策の経費は縮減され、機構は年金記録問題への対応に係る体制の変更を行っている。さらに、年金記録訂正手続の仕組みが創設されることとなっている。

以上のような状況を踏まえて、今後、年金記録問題への取組を行うに当たっては、次の点に留意しつつ、適切かつ効果的に行うよう努める必要がある。

(1) 年金記録問題に関する事業の実施状況

厚生労働省等はこれまでに各種便の送付等の取組を実施してきた。これらの取組においては、各種便の未送達の者に対して再送付したり、業務の効率化に向けた対応を執ったりなどして、各種取組の効果がより発現するよう努力をしていた。

引き続き、これまでの年金記録問題に対応するための各種取組の実施状況を踏まえた上で、厚生労働省と機構が連携するなどして次の事項を実施することにより、年金記録問題の解決に取り組む必要がある。

ア 厚生労働省において、

- (ア) 現在も約2083万件の解明作業中等の年金記録等があり、これらの中には年金記録が回復する可能性のある記録等が含まれている。こうしたことなどを踏まえ、効果的な取組について検討した上で、引き続きその解明に当たること
- (イ) 年金記録の解明に当たっては裁定時主義の考え方ではなく、解明に向けた働きかけを積極的に行うことが重要であるという認識を持つとともに、機構に対して、これを徹底させること
- (ウ) 必要に応じて関係機関等と協議するなどして、厚生年金特例法に基づき国が取得する請求権の取扱いに係る問題の検討を進め、請求権の行使等ができていない状況の改善を図ること
- (エ) 年金事業改善法の施行により年金記録訂正手続の仕組みの創設が予定されているが、その経緯等を踏まえて、年金記録の正確性確保に資するために必要な体制整備等を着実に実行すること

イ 機構において、

- (ア) 「ねんきん定期便」等により、被保険者等の本人に年金記録を確認してもらい、記録の漏れや誤りを申し出てもらうことは、年金記録問題の解決のための有効な手段の一つであることから、これを引き続き実施するとともに、これまでに発送した各種便の未回答者に対しては、「ねんきん定期便」においてその回答を促すなどの方策を検討すること
- (イ) 紙台帳検索システムの構築により紙台帳等の電子画像を各年金事務所等で瞬時に確認することができるようになってきている。これが年金記録の確認において有効に機能するよう、その統一的調査手順の更なる浸透、定着に努めること
- (ウ) 未統合記録の解明に当たっては、年金制度に対する国民の信頼の回復を図るため、責任と自覚を十分にもって引き続きその解明に当たること。その際、未統合記録で「解明された記録」の中には遺族からの申出により年金記録が回復する可能性がある記録が含まれていることなどを踏まえて、国民に対する十分な働きかけを行うこと
- (エ) 年金時効特例法等の特例的救済施策の実施においては、実施部署間での業務処理の不統一・不公平が生ずることなどが無いよう、再発防止の取組を行うなどして適切な事務処理を行うこと
- (オ) 第3号被保険者の年金記録不整合問題を効率的に解消するためには、共済組合等の協力を得て、共済組合等から必要な情報の提供を受けることが重要であること、また、年金健全化法により国民年金法が改正されたことなどを踏まえ、各共済組合等との協議をより一層推進して、できるだけ早期に必要な情報の提供を受けるとともに当該情報を活用して第3号被保険者の年金記録不整合問題を効率的に解消するための取組を行うこと
- (カ) 年金相談業務において、その中核部分については正規職員等による対応を強化したり、電話相談業務においてコール数に応じて設置席数を増加させたりして、その効率化に向けた取組を行っているものの、十分な対応ができていない事態が見受けられている。このため、その改善に向けた取組を着実に進めていくこと
- (キ) 「ねんきんネット」は、被保険者等が自らの年金記録等をいつでも閲覧できるものであり、年金記録の正確性と年金業務の効率化等に資するものであることから、情報の正確性を確保しつつ、広報活動や利用者の意向を踏まえた改修を行うなどして、より一層の活用とそれによる年金業務の効率化を計画的に推進するよう努めること
- (ク) 年金記録問題への対応のために必要となる契約の締結に当たっては、中期計画等に沿って、業務運営の効率化のため、契約の競争性及び透明性の確保並びにコストの削減を図ることを徹底すること
- (ケ) 集中処理期間の終了に伴う体制の変更後も年金記録問題に係る被保険者等への対応に支障が生じないよう、機動的な組織体制の構築に努めること

ウ 総務省において、

- (ア) 第三者委員会が設立された経緯等を踏まえ、また、年金記録に係る確認の申立てのうち厚生年金に関するものは、今後も一定数の申立てがある可能性があることを踏まえ、引き続き、年金記録に係る確認の申立てに対する調査審議を適切に行うこと

- (イ) 年金記録に係る確認の申立てが第三者委員会に転送される件数は第三者委員会が設置された当初に比べて近年は低減していることなどから、業務量を踏まえた人員体制にすることに努めてきているが、国民年金法又は厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づき新たに訂正手続を担う地方厚生局長等に対する第三者委員会で蓄積したノウハウ等の引継ぎなどが完了するまで、今後も人員体制を適切に見直すこと。その際、適切かつ迅速な処理を確保しつつ、人員配置を機動的に見直すなど適切な体制とすること
- (ウ) 第三者委員会で蓄積したノウハウや第三者委員会に転送された処理中の案件の引継ぎなどに当たっては、厚生労働省で、第三者委員会で処理中の案件及び新たな訂正手続により厚生労働省が受け付けた申立案件を迅速かつ効率的に処理することができるよう、これを行うこと

(2) 年金記録問題への取組による効果の発現状況

厚生労働省等の各種取組により、未統合記録約5095万件のうち、約1771万件が基礎年金番号に統合されるなど、年金記録問題の解決に一定の効果があつたと認められる。

引き続き、厚生労働省及び機構において、年金記録問題への取組が年金制度に対する国民の信頼の回復を図る上で重要なものであること、その財源が租税収入等であることを踏まえた上で、1件当たりの年金回復額が減少傾向にあることなどを考慮し、効率的かつ効果的な取組の実施により、より一層の効果の発現に努めること

(3) 年金記録問題の再発防止に向けた体制整備の状況

年金記録問題は、一部の本人側の事情によるケースを除けば、事務処理誤りの問題と考えられるため、これを早期に把握して改善を図るとともに、その拡大と再発を防止するための内部統制システムが有効に機能することが重要である。

機構において、内部統制システムを構築するなどしているが、事務処理誤りが継続して発生するなどして、年金記録問題の再発防止に向けた更なる体制整備等を必要とする事態が見受けられている。

こうしたことを踏まえ、次の事項を実施することにより、年金記録問題の再発を防止する必要がある。

ア 機構において、内部統制システム等の仕組みが有効に機能するための取組を推進することにより、より一層、適正でない事態等を早期に把握し、情報を適切に共有し、リスクを適切に分析し評価するなどして、事態の是正だけでなく、その拡大と再発の防止に努めること

イ 厚生労働省及び機構において、制度改正に当たり、年金制度の企画立案部門である年金局とその実施部門である機構との連絡調整等を十分行い、また、他の関係機関との連携をより一層推進するなどして年金記録問題の再発防止に努めること

本院としては、年金制度に対する国民の信頼の回復を図ることが重要であることなどに鑑み、今後、厚生労働省、機構等において実施される年金記録問題に係る各種取組が適切に実施されているかなどについて、多角的な観点から引き続き検査していくこととする。

第3節 特定検査対象に関する検査状況

第1 遺棄化学兵器処理事業の実施状況について

検査対象	内閣府本府(平成13年1月5日以前は総理府本府)
事業の概要	中華人民共和国において同国政府の協力の下で遺棄化学兵器の発掘・回収、廃棄処理等を行うもの
遺棄化学兵器処理事業に係る事業費	1408億円(平成11年度～25年度)

1 検査の背景

(1) 遺棄化学兵器処理事業の概要

内閣府(平成13年1月5日以前は総理府)は、「化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約」(我が国は7年9月に批准、9年4月に発効。以下「化学兵器禁止条約」という。)、 「日本国政府及び中華人民共和国政府による中国における日本の遺棄化学兵器の廃棄に関する覚書」(両国政府が11年7月に署名)等に基づき、11年度以降、中華人民共和国(以下「中国」という。)において、中国政府の協力の下で、遺棄化学兵器処理事業を実施している。この事業は、旧日本軍が第二次世界大戦終了時までに中国に持ち込み、戦後も遺棄されたままとなっているびらん剤や嘔吐剤を含む砲弾等の化学兵器(以下「遺棄化学兵器」という。)の発掘・回収、廃棄処理等を行うものである。

化学兵器の廃棄処理については、化学兵器禁止条約に基づき、化学兵器禁止条約の効力が生じてから10年以内に完了することとなっており、廃棄期限の延期は化学兵器禁止条約が効力を生じてから最長15年後までとすることとなっている。遺棄化学兵器の廃棄期限については別途その適用を除外することができる規定があるものの、基本的には上記の廃棄期限を踏まえた対応がなされてきた。

そして、中国における遺棄化学兵器の廃棄処理が10年では完了しないことから、18年7月に、化学兵器禁止条約の実施に関する国際機関であって日中両国が加盟している化学兵器禁止機関(Organisation for the Prohibition of Chemical Weapons。以下「OPCW」という。)において、廃棄期限を当初の19年4月から24年4月に延期することが決定された。その後も、延期された廃棄期限までに完了させることが困難になったことから、24年2月に、OPCWにおいて、日中両国政府間で一致した遺棄化学兵器の廃棄計画に基づき廃棄処理を継続して、①24年4月29日時点で既にOPCWに申告されていた遺棄化学兵器については、ハルバ嶺(吉林省)に埋設され又は保管されているものを除き、できる限り28年中の廃棄完了の目標を達成することを目指して最善の努力を払うこと、②ハルバ嶺における遺棄化学兵器の廃棄については、発掘・回収及び廃棄の作業の開始後できる限り3年以内に廃棄計画を作成することとして、それまでの間は34年中の廃棄完了を目指して最善の努力を払うこと、③既に確認されて今後OPCWに申告される遺棄化学兵器及び今後確認され得る遺棄化学兵器の廃棄については、化学兵器禁止条約に従って、締約国の

義務を誠実に履行することなどがそれぞれ決定された。

(2) 遺棄化学兵器処理事業等の実施方法

遺棄化学兵器の発見から処分までの流れは、次のようになっている。

- ① 中国国内で遺棄化学兵器とみられる砲弾等が発見されると、中国政府が我が国の外務省に通報する。
- ② 外務省が現地調査を行う。
- ③ 現地調査の結果、遺棄化学兵器が確認された場合、内閣府に引き継がれ、内閣府が、砲弾等の発掘を行い、遺棄化学兵器を回収して、遺棄化学兵器以外の砲弾等を中国政府に引き渡す。
- ④ 遺棄化学兵器を爆破や燃焼により処理する。
- ⑤ 爆破や燃焼による処理によって生じた残さなどの廃棄物を無害化処理する。
- ⑥ 無害化処理した後の残存物等を廃棄物処理業者へ引き渡すなどして処分する。

内閣府は、遺棄化学兵器処理事業の実施に当たり、30万発から40万発と推定される大量の遺棄化学兵器が埋設されているハルバ嶺において、現地に廃棄処理施設を建設して、回収した遺棄化学兵器の廃棄処理を行うこととし、これ以外の地区において、中国の北部と南部それぞれに、設置場所を移動させることができる設備を整備して廃棄処理を行うこと(以下、この廃棄処理の方式を「移動式廃棄処理」といい、その設備を「移動式廃棄処理設備」という。)とした。

遺棄化学兵器処理事業は、内閣府が遺棄化学兵器の発掘・回収、廃棄処理等を日本国内の企業等に委託するなどして行う事業(以下「直轄事業」という。)と、内閣府において実施することが困難であったり非効率であったりなどするため、中国国内の施設の建設工事等を中国政府に委託して行う事業(以下「対中要請事業」という。)とがある。そして、遺棄化学兵器処理事業には、表1のとおり、11年度から25年度までの間に、計1408億余円の国費が投入されている。

表1 遺棄化学兵器処理事業に対する国の支出額 (単位：億円)

年 度	平成11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	計
直 轄 事 業	0	20	38	62	46	45	39	40	38	18	26	52	76	101	87	697
対中要請事業	—	7	13	15	31	32	35	41	29	100	39	83	104	101	74	710
計	0	28	52	78	77	77	74	81	68	119	66	135	181	203	162	1408

注(1) 遺棄化学兵器処理事業以外に、外務省が、平成21年度から25年度までの間に、現地調査のため計30億余円を支出している。

注(2) 平成11年度は(目)遺棄化学兵器廃棄処理業務庁費のみの実績額であり、本格的な事業実施は12年度からとなっている。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

遺棄化学兵器処理事業は、半世紀以上も前に中国で遺棄されて、長期間埋設されたままとなっているなどの大量の化学兵器の発掘・回収、廃棄処理等を行うという前例のない事業であり、これまでに多額の国費が投入されてきているが、現時点で事業完了の見通しは立っていない。

そこで、本院は、経済性、効率性、有効性等の観点から、遺棄化学兵器処理事業について、①これまでの経緯及び事業の進捗状況はどのようになっているか、②事業が想定どおり

に進捗していないことなどにより事業費が増加していないか、③事業が効率的に実施されているかなどに着眼して、内閣府本府、外務本省、直轄事業の委託先である一般社団法人シーソック(24年度までは株式会社シーソックが受託。以下「シーソック」という。)、株式会社神戸製鋼所(以下「神戸製鋼」という。)及び川崎重工業株式会社(以下「川崎重工」という。)において、11年度以降の事業実施状況等について、契約書、仕様書等により会計実地検査を行った。

3 検査の状況

(1) 遺棄化学兵器処理事業の実施体制の変遷

内閣府は、遺棄化学兵器処理事業を次のような体制で実施してきている。

ア 12年度から15年度までの実施体制

内閣府は、株式会社パシフィックコンサルタンツインターナショナル(以下「PCI」という。)と日揮株式会社で構成される遺棄化学兵器処理事業総合コンサルティング共同企業体(以下「共同企業体」という。)と総合コンサルティング業務に関する委託契約を締結して、遺棄化学兵器処理事業の基本計画の立案、中国の各地区の発掘・回収の基本設計並びに詳細計画の立案及び調査検討業務を行わせるなどしていた。

イ 16年度から19年度までの実施体制

16年度から、ハルバ嶺における遺棄化学兵器処理事業の本格化が見込まれたことから、事業を効率的に実施するために、従来の総合コンサルティング業務に加えて、中国国内における施設の建設や各種設備の製造に係る調達、現地での設備運転管理、中国への送金等に関する業務を一括して処理する管理会社が必要になった。このため、内閣府はPCIの関連企業の出資会社である株式会社遺棄化学兵器処理機構(以下「機構」という。)と上記の業務を一括して総合管理業務として随意契約により委託契約を締結した。そして、機構が技術的に実施できない業務等については、機構からPCI等の他の企業等に随意契約により再委託が行われた。

ウ 20年度以降の実施体制

遺棄化学兵器処理事業に関し、20年5月に、機構及び再委託先であるPCIの幹部が、遺棄化学兵器処理事業に係る業務委託費を水増しして請求したことにより、不正な利益を得たとして詐欺容疑で逮捕された(以下、この事件を「詐欺事件」という。)。内閣府は、遺棄化学兵器処理事業で水増し請求が行われたことなどを踏まえて、機構に一括して管理業務を委託していた体制を見直して、プロジェクトの推進、調達業務及び中国への送金業務を内閣府自ら実施するとともに、業務委託に当たっては、原則として一般競争入札を実施することとした。

(2) 遺棄化学兵器処理事業の実施状況

遺棄化学兵器処理事業は、事業開始以降、中国の各地区で実施されてきている。

図 本文に記載のある遺棄化学兵器処理事業の実施場所



ア 発掘・回収の実績

内閣府は、遺棄化学兵器の発掘・回収を、12年9月に北安(黒竜江省)で開始してから、中国の各地区で実施してきており、25年度末までに回収された遺棄化学兵器は40,235発となっている。このほか、外務省が3年6月から現地調査を実施してきており、この際に回収された遺棄化学兵器を含めると、25年度末までに回収された遺棄化学兵器は約5万発となっている。

このうち、ハルバ嶺において、内閣府は、24年11月に本格的な発掘・回収を開始して、25年11月末までに105発(試掘及び外務省が行った現地調査で回収された遺棄化学兵器700発を除く。)を回収している。しかし、遺棄化学兵器以外に大型の通常爆弾が多数発見され、中国政府において当該通常爆弾の撤去及び処理方法について検討することになったため、遺棄化学兵器の発掘・回収は25年11月から中断している。26年度は、本格的な廃棄処理に先行して行う試験廃棄処理の開始に向けた準備作業が優先されたため、26年9月末現在ハルバ嶺における発掘・回収は再開されていない。

また、中国の各地区の発掘・回収には、現場条件等により様々な検討が必要となる。例えば、佳木斯(黒竜江省)においては、外務省が18年6月の河川での現地調査で遺棄化学兵器を確認したことから、内閣府は調査を実施して当該河川の最大水深約8mの川底に、幅400m、長さ1,200mにわたって金属反応を確認した。そして、その回収のための検討及び調査を実施してきているが、26年9月末現在回収を実施していない。

なお、旧日本軍が中国に持ち込んだ化学兵器の全体量、具体的な場所及びそこに遺棄された数量については、断片的な資料しか存在しておらず、中国国内に埋設等されている遺棄化学兵器を把握することは困難な状況になっている。

イ 廃棄処理の実績

(ア) 南部における移動式廃棄処理

内閣府は、南部における移動式廃棄処理を22年10月に南京(江蘇省)で開始して、25年8月までに35,681発の爆破処理及びこれに係る廃棄物の無害化処理を完了させ

ている。その後、移動式廃棄処理設備を南京から武漢(湖北省)へ輸送し据付工事を完了しており、26年9月末現在、武漢において管理棟工事等を実施している。

武漢での廃棄処理が完了した後は、移動式廃棄処理設備を広州(広東省)へ輸送して廃棄処理を行う計画となっているが、広州の移動式廃棄処理設備の設置場所については、日中間で協議中のため、26年9月末現在決定していない。

(イ) 北部における移動式廃棄処理

内閣府は、北部における移動式廃棄処理を24年12月に石家荘(河北省)で開始して、25年7月までに石家荘の保管庫に保管していた1,383発の爆破処理を終了させている。26年度には、石家荘の周辺地区の保管庫に保管していた322発を石家荘に輸送して爆破処理し、その後、移動式廃棄処理設備をハルビン(黒竜江省)へ移動させる予定であったが、新たに天津市で遺棄化学兵器が発掘・回収され、太原(山西省)においても発掘・回収を行う予定となったことから、27年度以降も引き続き石家荘で爆破処理を実施する予定にしている。

なお、ハルビンの後に廃棄処理を行う地区は、日中間で協議中のため、26年9月末現在決定していない。

(ウ) ハルバ嶺における廃棄処理

内閣府は、ハルバ嶺において、14年に実施した調査により、埋設された遺棄化学兵器は30万発から40万発であると推定したことから、21年4月の日中首脳会談において試験廃棄処理を実施することを中国政府との間で確認した。これを受けて、内閣府は、22年8月に、神戸製鋼と制御爆破方式^(注1)による廃棄処理に関する委託契約を、また、川崎重工と加熱爆破方式^(注2)による廃棄処理に関する委託契約をそれぞれ締結した。そして、これらの契約に基づき、24年4月から現地で両方式の試験廃棄処理を開始する予定にしていた。

しかし、上記の試験廃棄処理に使用する設備(以下「試験廃棄処理設備」という。)を収容するための収納庫の建設工事が着工するまでに想定外の日数を要したことなどにより、試験廃棄処理の開始は26年12月頃になる見込みとなっている。

また、ハルバ嶺において、現在3,150kVAの電力供給を受けているが、発掘・回収と同時に、整備中の試験廃棄処理設備2基を稼働させるには、9,450kVAの電力供給が受けられるようにする必要があるため、近隣の変電所に専用の変圧器を設置して、専用の配電線を変電所からハルバ嶺まで敷設しなければならない。

しかし、中国政府との事前協議に時間を要したことなどから、電力供給設備の増設工事が完了するのは27年12月になる見込みで、当該設備の完成後も、電力会社による各種の確認検査を受ける必要があるため、発掘・回収と試験廃棄処理設備2基による試験廃棄処理を同時に実施できるようになるのは、28年度中になる見込みとなっている。

なお、試験廃棄処理の開始に向けた整備を進めている段階にあるが、埋設数量の不確定要素等を勘案し、本格的な廃棄処理設備による廃棄処理を開始するまでには、試験廃棄処理による実績を蓄積して、本格的な廃棄処理設備の処理方式、規模、台数等を検討した上で、廃棄処理設備を整備する必要がある。

(注1) 制御爆破方式 砲弾等の処理対象物を補助爆薬とともにあらかじめ爆破炉にセットして、雷管を爆破して破壊すると同時に、内部の化学剤を分解処理する方式で、爆薬量の多い大型の砲弾等の爆破処理に優れているとされている。

(注2) 加熱爆破方式 砲弾等の処理対象物を自動運転により、加熱した爆破炉に投入して、加熱し爆破、燃焼することで内部の化学剤を分解処理する方式で、砲弾等の爆破処理速度に優れているとされている。

ウ 回収、廃棄処理及び保管の状況

遺棄化学兵器処理事業による各年度の遺棄化学兵器の回収及び廃棄処理の実績は、表2のとおりとなっており、12年度に内閣府と外務省が共同で17,612発を回収したことなどにより、同年度の実績は18,509発と多くなっている。そして、前記のとおり、25年度末までに40,235発を回収している。また、南部における移動式廃棄処理を22年度に南京で、北部における移動式廃棄処理を24年度に石家荘でそれぞれ開始して、25年度末までに計37,064発を廃棄処理している。

表2 遺棄化学兵器処理事業による回収及び廃棄処理の実績 (単位：発)

年度	平成12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	計
回収数	18,509	9,419	377	47	698	668	4,360	782	1,455	828	463	492	1,227	910	40,235
廃棄処理数	南 京	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15,678	19,958	45	0	35,681
	石家荘	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	250	1,133	1,383
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15,678	19,958	295	1,133	37,064

そして、25年度末現在、外務省が行った現地調査の際に回収した遺棄化学兵器を含めて、同年度末までに回収した約5万発から、上記の廃棄処理した37,064発を差し引いた約1万3000発を保管している。遺棄化学兵器の保管には、保管庫の建設費、土地借料、警備費等の経費を要することから、その数が増加すると保管費用も増加することになる。

エ 施設整備の状況

内閣府は、ハルバ嶺の現地やハルバ嶺が所在する敦化市の市街地等に、発掘・回収棟や要員宿泊施設等の施設を対中要請事業により建設しており、主な施設の概要は、表3のとおりとなっている。

表3 主な施設の概要 (平成26年3月末時点)

施設名	構造	建築面積(m ²)	延べ床面積(m ²)	取得年月日	取得価格(千円)	事業完了後の予定
発掘・回収棟	鉄筋コンクリート造平屋建/2階建	5,770	6,750	平成25年4月10日	3,835,878	解体
要員宿泊施設	鉄筋コンクリート造5階建/2階建	15,190	45,940	22年12月6日	3,733,746	
管 理 棟	鉄筋コンクリート造4階建/地下1階	1,360	6,610	23年11月17日	762,606	
第1汚染物保管庫	鉄筋コンクリート造平屋建	1,910	1,910	24年6月25日	161,481	
第4臨時保管庫	鉄筋コンクリート造平屋建	1,900	1,900	24年6月25日	160,635	
第5臨時保管庫	鉄筋コンクリート造平屋建	1,900	1,900	24年6月25日	160,635	
警 備 棟	鉄筋コンクリート造4階建	680	2,330	23年11月17日	151,156	
第2臨時保管庫	鉄筋コンクリート造平屋建	1,300	1,300	20年12月15日	120,770	
第3臨時保管庫	鉄筋コンクリート造平屋建	1,300	1,300	20年12月15日	120,770	
第1臨時保管庫	鉄筋コンクリート造平屋建	380	380	16年11月30日	88,274	

(注) 要員宿泊施設は敦化市の市街地に、それ以外の施設はハルバ嶺の現地に所在している。

(3) 想定していなかった事態の発生に伴う追加的な経費等

遺棄化学兵器処理事業の実施に当たり、当初想定していなかった事態の発生に伴って、次のとおり、当初見込んでいなかった経費を要したり、調査研究等に多額の経費を費やした発掘のための機械装置(以下「発掘装置」という。)の開発が中断したままとなっていたりしていた。

ア 設備等の保管費用の発生

内閣府は、神戸製鋼から、国内で製造させた移動式廃棄処理設備を、北部において23年度から26年度まで、南部において22年度から26年度まで、それぞれ借り受けている。また、神戸製鋼及び川崎重工にそれぞれ日本国内で製造させたハルバ嶺の試験廃棄処理設備を、神戸製鋼から、23年度から26年度まで、川崎重工から、24年度から26年度まで、それぞれ借り受けている。そして、内閣府は、賃借料として、神戸製鋼及び川崎重工が設備の製造に要した経費を当初契約の契約期間の終了までに支払い、その後は点検整備等に要した経費のみを支払うこととなっている。

しかし、北部の移動式廃棄処理設備の石家荘の処理場の造成工事の開始が、重機等を工事現場へ輸送するためのアクセス道路の建設に想定外の日数を要して遅れたこと、南部の移動式廃棄処理設備の中国への輸出に当たり、中国での荷受人の選定が難航したこと、ハルバ嶺の試験廃棄処理設備の現地の収納庫の建設工事が着工までに想定外の日数を要したことなどのため、それぞれ完成した設備等を設置場所へ輸送できず、日本国内及び中国国内の倉庫に一時的に保管することになった。このため、当初想定していなかった保管費用が、21年12月から26年3月までの間に計2億5225万余円発生した。そして、ハルバ嶺の試験廃棄処理設備は、26年度においても現地への輸送が完了するまでの間の保管費用が発生している。

イ 残存物保管のための土地借料等の発生

内閣府は、神戸製鋼に製造させて借り受けた廃棄物の無害化処理設備により、南京において、25年8月までに廃棄物の無害化処理を行った。

しかし、この無害化処理後の残存物等約200トンの中に分解処理できない^ひ砒素が高濃度で含まれていて、現地にこれを引き取ることができる廃棄物処理業者がないことなどから、砒素が含まれる無害化処理後の残存物等の最終処分方法について、日中間で合意に至っていない。このため、残存物等をドラム缶に入れるなどして現地の倉庫に保管しており、日中間で残存物等の最終処分方法について合意に至り処分されるまでの間は、保管費用として、土地借料、光熱水費、維持管理費及び警備費が年間2700万円程度発生する見込みとなっている。

また、南京以外の地区での廃棄処理で生ずる廃棄物の処分方法についても日中間で合意に至っていないため、合意までに時間を要することになれば、廃棄物の増加に伴い保管費用も増加することになる。

ウ 発掘装置の開発の中断

内閣府は、ハルバ嶺における発掘を安全かつ効率的に実施するために、発掘装置の調査研究、設計等の開発を、12年度から19年度までの間に、①内閣府が企業等と直接契約を締結して実施させる方法と、②内閣府が共同企業体や機構と締結した総合コンサルティング業務等に係る契約に含めることにより、共同企業体や機構が企業等に再委託して実施させる方法により行った。

そして、内閣府は、20年度に、発掘装置の詳細仕様を決定するために、ハルバ嶺に埋設されている遺棄化学兵器の試掘調査を実施した。その結果、発掘現場の内部において、砲弾が乱雑に重なり合っていたり、多くの砲弾が腐食して固着していたり、丸太や金属ワイヤー等の障害物が埋設されていたりなどしていることが判明したため、その内部の状況がいまだ完全に明らかとなっていない段階で発掘装置による発掘の検討を継続することは困難と判断して開発を中断しており、手掘りによる発掘を開始している。

なお、発掘装置の開発費用についてみると、①の方法は3件、計4億0624万余円であったが、②の方法は、内閣府が共同企業体や機構と締結していた総合コンサルティング業務等に係る契約(8件、計332億1459万余円)において、業務別の費用の内訳を記載した書類を保存していないため、発掘装置の開発費用を特定できなかった。

(4) 委託契約の実施

ア 発掘・回収等に係る委託契約の直接人件費

内閣府は、詐欺事件の発覚により遺棄化学兵器処理事業の実施体制を見直した20年度から、遺棄化学兵器の発掘・回収等をシーソックに委託して実施しており、20年度から25年度までの間の支払額は計110億3758万余円となっている。この支払額は、直接人件費や外注費等の直接経費、一般管理費の間接費及び消費税で構成されている。

上記支払額のうち、直接人件費は、中国における発掘・回収等の実施や国内における実施計画の作成等の業務を行う特殊専門家、全事業の管理、調整等の業務を行う後方支援要員等のシーソックの職員の人件費で42億8870万余円を占めている。また、直接人件費について、24年度までは、内閣府が当初契約で予定した業務の実施に必要な人員数を算定して、業務委託仕様書によりシーソックに指示していたが、25年度以降は、シーソックが業務の実施に必要な人員数を算定して、内閣府が承認している。

直接人件費の算定について確認したところ、内閣府は、予定していた中国での発掘・回収等の業務が減少するなどした場合に、外注費を見直すなどして契約変更を行っていたが、業務を実施する人員数については見直しを行っていなかった。

これは、単年度ごとの事業実施数の増減に応じて直接人件費を算定して契約変更を行うことにすると、前記の特殊専門家等をシーソックが安定的に確保することが困難になり、緊急的に実施する事業を迅速かつ柔軟に実施できなくなるおそれがあったためとしている。なお、内閣府は、特殊専門家等について、中国における発掘・回収等の業務を減少させて、国内における懸案事項の検討業務等を増加させたとのシーソックの実績報告を認めて、委託金額の支払を行っている。

イ 発掘・回収等に係る委託契約の一般管理費率

内閣府は、シーソックが遺棄化学兵器処理事業の支援を目的として設立された唯一の企業であるため、遺棄化学兵器処理事業に係る委託契約による収入以外に収入がないことから、委託業務の円滑な遂行に必要な運転資金の蓄積を目的として一般管理費率を算定することとして、本件委託契約の一般管理費率を20年度90%、21、22両年度50%、23、24両年度40%といずれも高率に設定していた。

シーソックは、遺棄化学兵器処理事業だけを行っている企業で、組織を解散する際に株主出資分を除く残余財産を国に寄附することにしてきた。そして、経営幹部が交替する際には株式は後任の経営幹部に引き継がれていくべきところ、事業の進捗に伴い、

シーソックの株式の評価額が上昇したことにより、株式の承継が困難になるなどしたため、シーソックは、株式会社の形態を維持していくことが難しくなり、24年12月に一般社団法人を設立してこれに移行したとしている。

しかし、株式会社から一般社団法人への基金拠出及び貸付けに対する債権放棄や寄附が一般社団法人の益金とみなされ法人税等の課税対象となったため、シーソックは26年5月に内部に留保していた3億9173万余円のうちの1億4289万余円(国税1億0394万余円、地方税3895万余円)を納税した。このような事情もあり、内閣府は、25、26両年度の契約においても、38%と高率な一般管理費率を適用した委託費をシーソックに支払っている。

4 本院の所見

遺棄化学兵器処理事業は、11年度から実施され、中国政府の協力の下で、厳しい現場条件等で実施されてきており、25年度までに1408億余円の国費が投入されてきている。そして、遺棄化学兵器処理事業の11年度から25年度までの実績は、遺棄化学兵器の回収が40,235発、廃棄処理が南部で35,681発、北部で1,383発、計37,064発となっている。

発掘・回収については、30万発から40万発と推定される大量の遺棄化学兵器が埋設されているハルバ嶺においては、24年度から開始されたばかりであり、さらに、25年11月に中断され、試験廃棄処理の開始に向けた準備作業を優先しているため、26年9月現在再開されていない。また、ハルバ嶺以外の地区においては、現場条件等により様々な検討が必要となる地区があるほか、今後も新たに遺棄化学兵器が発見される可能性もある。廃棄処理については、ハルバ嶺においては試験廃棄処理の開始に向けた整備を進めている段階にあり、本格的な廃棄処理設備による廃棄処理を開始するまでには、試験廃棄処理による実績を蓄積して、本格的な廃棄処理設備の処理方式、規模、台数等を検討した上で、廃棄処理設備を整備する必要がある。

我が国は、化学兵器禁止条約上、遺棄化学兵器の廃棄の義務を負っているが、上記のことなどから、現時点で、遺棄化学兵器処理事業の完了の見通しは立っておらず、今後も相当の期間を要して、多額の国費が投入されることが見込まれる。仮に、事業が長期化すれば、無害化処理後の残存物等の保管費用、設備等の老朽化等による更新費用等の増加に加えて、物価上昇等による費用の増加も懸念される。

したがって、内閣府においては、遺棄化学兵器処理事業の実施に当たり、事業の実施地区の周辺住民等の危険を早期に排除することや環境への配慮等を最優先としつつも、それに加えて経済的かつ効率的に事業を実施することにより、費用を抑えるとともに、可能な限り早期に完了させることができるようにするために、次の点に留意することが重要である。

ア 想定していなかった事態の発生に伴う追加的な経費等を要していることについては、予測できなかった事態が発生するなどやむを得ない面もあるが、追加的な経費等の支出を抑えることなどのために、中国政府と調整が必要な事項について、事業の実施に必要な手続等を事前に把握し早期に調整を開始するとともに、中国政府との間でより一層の緊密な連携を図り、可能な限り事業の実施に当たっての両国の合意形成までの期間の短縮に努めるなどすること。また、中国政府の協力を得て、遺棄化学兵器の埋設状況を試掘調査するなどして把握し、発掘装置等の実用化の実現性を検証した上でその開発に着手するか判断すること

イ 直轄事業の委託契約について、事業の実施状況に応じて必要人員数を見直したり、一般管理費率を低減したりすることを検討して、適正な実施に努めること

ウ 事業の実施地区の周辺住民等の安全が確保されている場所では、遺棄化学兵器の保管費用が増加しないよう可能な限り発掘・回収と廃棄処理の均衡を考慮して、経済的な実施に努めること。特に、ハルバ嶺における本格的な廃棄処理設備の処理方式、規模、台数等の決定については、現地の状況、実施体制、遺棄化学兵器の回収速度等を十分に考慮して適切に行うこと

本院としては、今後とも遺棄化学兵器処理事業の実施状況について、引き続き注視していくこととする。

第2 日本国外に居住する控除対象扶養親族に係る扶養控除の適用状況等について

検査対象	財務本省、国税庁、124 税務署
会計名及び科目	一般会計 国税収納金整理資金 (款)歳入組入資金受入 (項)各税受入金
扶養控除制度の概要	居住者が控除対象扶養親族を有する場合に、その居住者の当該年分の所得金額から控除対象扶養親族に係る扶養控除の額を控除することができる制度
検査の対象とした納税者数	1,576 人(平成 24 年度)
上記のうち国外扶養者数及び国外扶養者に係る国外扶養控除適用額	1,296 人 41 億 5485 万円
上記の国外扶養控除適用額に係る推計減税額	4 億 9858 万円

1 検査の背景

(1) 所得税の所得控除の概要

居住者(日本国内に住所があるなどの個人)の所得税額は、所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)に基づき、個人の年間の所得金額から所得控除の額を差し引いた課税所得金額を基礎として計算することなどとなっている。所得控除は、納税者の個人的な事情を考慮して税負担を調整するものであり、居住者に対する所得控除としては、現在、基礎控除、配偶者控除、扶養控除、生命保険料控除等、計 14 種類がある。このうち、基礎控除、配偶者控除、扶養控除等は、基礎的な人的控除と呼ばれ、扶養親族を有しているなどのため経済的負担が生ずるといった、納税者の税負担能力(以下「担税力」という。)を減殺させる基本的な事情を考慮するために設けられたものとされている。

(2) 扶養控除制度の概要

ア 扶養控除制度の変遷

扶養控除制度は、18 歳未満又は 60 歳以上の同居の家族等がいる場合には、納税者の担税力に差があることを考慮して、大正 9 年に創設された。その後、シャープ勧告に基づく昭和 25 年の税制改正において、年齢に関係なく納税者と生計を一にする親族で所得金額が 12,000 円以下である者についても扶養親族の範囲とされた。

そして、平成 22 年度に、「所得再分配機能の回復」及び「控除から手当へ」との考え方にに基づき中学校修了までの子どもを支給対象とした子ども手当の制度が創設されるとともに、23 年分の所得税額の計算の際から扶養親族のうち年齢 16 歳未満の者に係る扶養控除が廃止されるなどした。なお、子ども手当については、海外に居住し続けると考えられる者に支援を行うことは次世代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するためという同手当の目的に鑑みて適切でないと考えられること及び生計を一にしている事実

関係の確認等が困難なことから、23年10月以降は、同手当の支給対象となる子どもは、留学中の場合を除き日本国内に住所を有することという要件が追加されている。

イ 扶養控除の適用要件等

23年以降における扶養控除の対象となる者(以下「控除対象扶養親族」という。)は、所得税法に基づき、当該年の12月31日(納税者が年の途中で死亡した場合は、その死亡のときなど)の現況で、①配偶者以外の親族(六親等内の血族又は三親等内の姻族をいう。)等であること、②納税者と生計を一にしていること、③年間の合計所得金額(控除対象扶養親族が所得税法上の非居住者である場合には、国内での合計所得金額)が38万円以下であること、④16歳以上であることなどの要件を満たす者となっている。

このうち、②の「納税者と生計を一にしていること」については、所得税基本通達(昭和45年直審(所)30)によれば、起居を共にしていない場合においても、常に生活費等の送金が行われているときなどには、生計を一にするものとされている。

そして、扶養控除の額は、所得税法及び租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の規定により、表1のとおり、控除対象扶養親族の種類別に定められた一人当たりの扶養控除の額に、控除対象扶養親族の人数を乗じて計算することとなっている。

表1 控除対象扶養親族の種類別の扶養控除の額

控除対象扶養親族の種類	一人当たりの扶養控除の額
一般の扶養親族(16歳以上19歳未満、23歳以上70歳未満)	38万円
特定扶養親族(19歳以上23歳未満)	63万円
老人扶養親族(70歳以上)	48万円(注)

(注) 納税者又はその配偶者の直系尊属であって、かつ、納税者又はその配偶者と同居している場合は58万円となっている。

ウ 扶養控除の申告実績

所得税額の計算において、扶養控除の適用を受けるには、納税者の確定申告等による方法と、給与所得者の年末調整による方法とがある。そして、申告所得税の納税者(確定申告をした者のうち、所得税の納税額があった者)における扶養控除の申告実績は表2のとおりであり、24年分の扶養控除の申告者数は約98万人で、扶養控除の申告額は6376億余円となっている。これを納税者一人当たりで見ると、控除対象扶養親族の人数は1.34人、扶養控除の申告額は65万余円となる。

表2 申告所得税の納税者における扶養控除の申告実績

項目	年分		平成 元	10	20	22	23	24
	昭和 38	50						
申告者数 (千人)	1,963	2,647	3,680	2,032	1,746	1,346	935	981
申告額 (百万円)	220,643	1,443,478	2,898,281	1,722,507	1,374,527	1,035,097	603,255	637,659

(出典：国税庁の申告所得税標本調査)

また、1年を通じて勤務し、年末調整を行った給与所得者における扶養控除の申告実績は表3のとおりであり、24年分の扶養控除の申告者数は約714万人となっている。

表3 年末調整を行った給与所得者における扶養控除の申告実績

項目 \ 年分	昭和 38	50	平成 元	10	20	22	23	24
申告者数 (千人)	6,130	12,871	14,793	14,590	13,074	13,090	7,184	7,144

注(1) 国税庁の民間給与実態統計調査を基に作成した。

注(2) 国税庁の申告所得税標本調査及び民間給与実態統計調査における調査の対象範囲により、重複して対象となる者がいる。

注(3) 扶養控除の申告額は、国税庁の統計上調査対象に含まれていない。

(3) 扶養控除の適用手続

前記のとおり、扶養控除の適用を受けるには、確定申告等による方法と年末調整による方法とがある。

そして、所得控除のうち生命保険料控除の適用を受ける際には、生命保険料の金額等を確認するために、これらを証明する書類を確定申告書等に添付することなどが所得税法施行令(昭和40年政令第96号)等に定められているのに対して、扶養控除の適用を受ける際には、控除対象扶養親族の要件を満たしていることを証明する書類を添付することが法令に定められていない。

このため、税務署は、国内に居住する控除対象扶養親族(以下「国内扶養親族」という。)については、必要に応じて、市町村等から国内扶養親族の住民票を取り寄せたり、市町村等が保有する給与支払報告書等を調査したりなどして、控除対象扶養親族の要件を満たしているかを確認している。一方、国外に居住する控除対象扶養親族(以下「国外扶養親族」という。)については、納税者の協力を得て、出生証明書等の控除対象扶養親族の氏名、生年月日、納税者との続柄等を確認できる書類(以下「続柄証明書類」という。)及び送金依頼書等の送金の事実を確認できる書類(以下「送金証明書類」という。)の提出又は提示を求めている。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

前記のとおり、所得税の所得控除は、納税者の個人的な事情を考慮して税負担を調整するために設けられたものであり、公平で有効な制度として機能することが求められている。このうち、扶養控除についてみると、国内扶養親族については市町村等との連携により控除対象扶養親族の要件を満たしていることを税務署が確認できるが、国外扶養親族については納税者の協力による書類の提出又は提示にとどまっていることから、要件を適正に満たしているかを確認することが困難な状況になっていると思料される。そして、国際化の進展に伴い、外国人労働者の増加や外国人を配偶者とする国際結婚の増加等により、国外扶養親族を控除対象扶養親族とする納税者が増加してきていると思料されるなど、社会情勢が大きく変化している。

そこで、本院は、有効性等の観点から、扶養控除の適用状況はどのようになっているか、扶養控除は社会情勢の変化に対応して有効かつ公平に機能しているかなどに着眼して、検査を実施した。

(2) 検査の対象及び方法

本院は、検査に当たって、国税総合管理システムに入力された扶養控除の申告額等の情報を基に、全国の524税務署のうち、24年分の所得税の確定申告書、修正申告書又は更正の決議書における扶養控除の申告額等が300万円以上と多額になっている納税者が5人以上いる124^(注1)税務署を抽出し、管内の当該納税者1,576人について確定申告書等の関係書類の提出を受けた。そして、納税者の所得金額(申告分離課税所得金額を除く。以下同じ。)、所得税額、扶養控除の申告額、控除対象扶養親族の居所(国内・国外の別)、人数、納税者との続柄、年齢、国外扶養親族への送金額等を分析するなどして検査するとともに、国税庁及び上記124^(注2)税務署のうち10税務署において上記の関係書類により説明を聴取したり、財務本省において扶養控除制度の趣旨、改正の経緯等を聴取したりするなどして会計実地検査を行った。

(注1) 124税務署 大河原、佐沼、福島、会津若松、郡山、白河、水戸、土浦、古河、竜ヶ崎、宇都宮、栃木、前橋、高崎、館林、川口、西川口、浦和、大宮、所沢、春日部、上尾、越谷、朝霞、新潟、巻、千葉東、千葉南、千葉西、市川、船橋、木更津、松戸、成田、東金、柏、芝、麻布、品川、新宿、浅草、本所、江東西、江東東、目黒、大森、蒲田、世田谷、中野、豊島、王子、荒川、板橋、練馬東、足立、西新井、葛飾、江戸川北、江戸川南、八王子、立川、武蔵野、青梅、武蔵府中、町田、日野、東村山、鶴見、横浜中、保土ヶ谷、横浜南、神奈川、戸塚、緑、川崎南、川崎北、横須賀、平塚、藤沢、小田原、相模原、厚木、大和、甲府、武生、岐阜南、大垣、多治見、浜松西、浜松東、沼津、富士、磐田、掛川、藤枝、千種、昭和、熱田、中川、豊橋、岡崎、尾張瀬戸、半田、刈谷、豊田、小牧、四日市、松阪、桑名、鈴鹿、彦根、長浜、近江八幡、豊能、吹田、兵庫、姫路、丸亀、伊予西条、西福岡、久留米、島原、延岡、那覇各税務署

(注2) 10税務署 水戸、宇都宮、高崎、千葉西、芝、麻布、新宿、本所、東村山、神奈川各税務署

3 検査の状況

(1) 扶養控除の適用状況

ア 控除対象扶養親族の状況

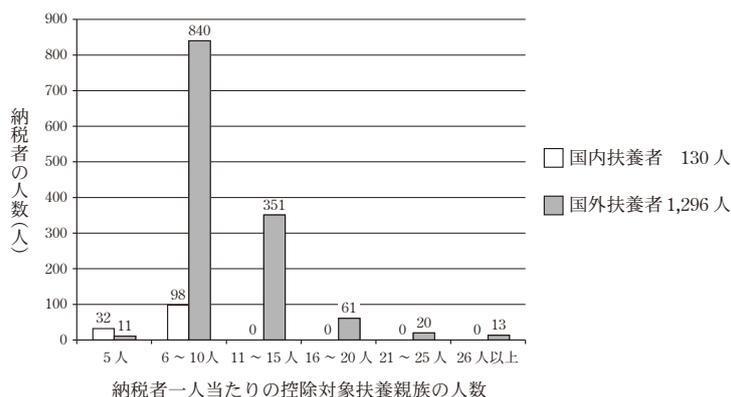
上記扶養控除の申告額等が300万円以上と多額になっている納税者1,576人に係る扶養控除適用額^(注3)は、計51億4743万余円であった。このうち、所得税額の計算において扶養控除適用額がない納税者22人を除く1,554人についてその国籍をみると、確定申告書等に添付された在留カード等により納税者が外国人であることを確認できた者が542人、日本人と史料される者が942人、不明の者が70人であった。また、上記の日本人と史料される942人のうち、配偶者が外国人であると確認できた者は761人であった。

(注3) 扶養控除適用額 所得金額に扶養控除以外の所得控除を適用したその残額から更に控除できる扶養控除の額

上記1,554人のうち控除対象扶養親族全員の居住国・地域が確認できた納税者1,426人が申告した控除対象扶養親族は、国内扶養親族が1,264人、国外扶養親族が12,786人(居住国・地域別の内訳は、フィリピン共和国8,342人、ブラジル連邦共和国1,330人、中華人民共和国821人、その他の国・地域2,293人である。)の計14,050人であった。

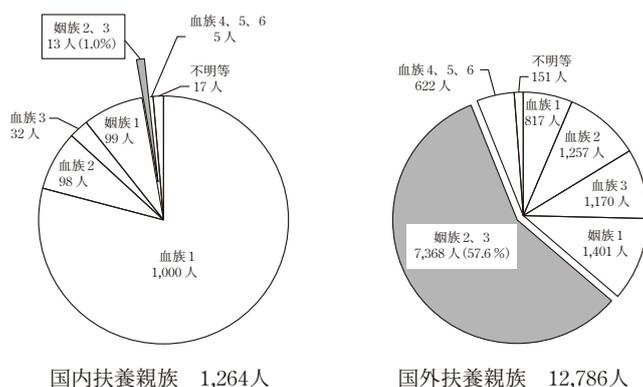
そして、上記1,426人のうち、国内扶養親族のみを扶養控除の対象としている納税者(以下「国内扶養者」という。)は130人であったのに対して、国外扶養親族も扶養控除の対象としている納税者(国外扶養親族のみを扶養控除の対象としている納税者を含む。以下、これらの納税者を「国外扶養者」という。)は1,296人と、全体の9割を占めていた。そして、納税者一人当たりの控除対象扶養親族の人数についてみると、図1のとおり、11人以上となっているのは国外扶養者のみであった。また、国内扶養者では平均5.9人であるのに対して、国外扶養者では平均10.2人と多い傾向にあった。

図1 納税者一人当たりの控除対象扶養親族の人数



また、前記の1,426人が申告した控除対象扶養親族14,050人について納税者との続柄をみると、図2のとおり、納税者の配偶者の兄弟姉妹等である二親等の姻族及び配偶者の叔父、叔母等である三親等の姻族が、国内扶養親族では計13人と国内扶養親族全体の1.0%にとどまっているのに対して、国外扶養親族では計7,368人と国外扶養親族全体の57.6%を占めていた。

図2 控除対象扶養親族の続柄別の人数

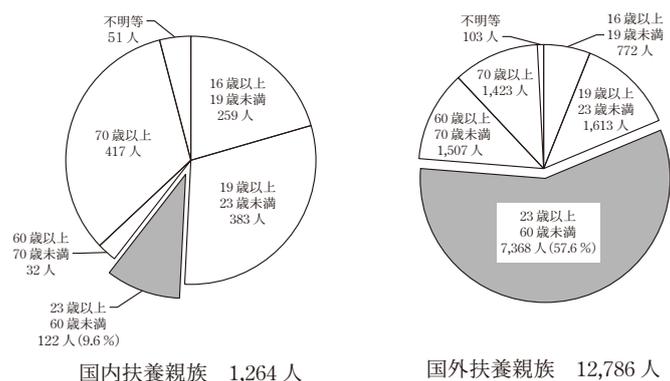


注(1) 「血族」及び「姻族」に付した数字は親等数であり、「血族1」は「一親等の血族」を表し、「姻族1」は「一親等の姻族」を表している。

注(2) 括弧書きは、国内扶養親族又は国外扶養親族全体に占める割合である。

さらに、上記の控除対象扶養親族14,050人について24年12月31日時点の年齢をみると、一般に我が国では就労していると思料される23歳以上60歳未満の者(以下「扶養成年層」という。)の国内扶養親族又は国外扶養親族全体に占める割合が、図3のとおり、国内扶養親族では9.6%(1,264人中122人)と低いのに対して、国外扶養親族では57.6%(12,786人中7,368人)と高くなっていた。

図3 控除対象扶養親族の年齢別の人数



イ 納税者の所得金額と推計減税額等の関係

前記の国外扶養者1,296人が申告した国外扶養親族12,786人に係る扶養控除適用額(以下、国外扶養親族に係る扶養控除適用額を「国外扶養控除適用額」という。)は計41億5485万余円であり、これを基に推計した所得税の減税額(以下「推計減税額」という。)は計4億9858万余円になっていた。

そして、これら国外扶養親族の人数、国外扶養控除適用額及び推計減税額と所得金額との関係を所得金額の階層別にみると、表4のとおり、所得金額が695万円未満である納税者1,013人が申告した国外扶養親族は平均8.9人、国外扶養控除適用額は平均265万余円、推計減税額は平均20万余円となっていた。これに対して、所得金額が1800万円以上の納税者25人では、それぞれ14.2人、606万余円、222万余円となっていた。このように、所得金額の階層が高額になるほど、納税者一人当たりの国外扶養親族の人数は多く、国外扶養控除適用額及び推計減税額は多額になっていた。そして、国外扶養控除適用額が100万円以上と多額に上っていて、所得金額から所得控除の額を差し引いた課税所得金額が0円となり、所得税が課税されていない者が計892人(国外扶養者全体に占める割合68.8%)いた。これらの中には、所得金額が900万円以上であっても所得税が課税されていない者が17人いた。

表4 所得金額と推計減税額等の関係 (単位：人、千円)

所得金額の階層	納税者数	国外扶養親族の平均人数	国外扶養控除適用額の平均額	推計減税額の平均額	課税所得金額が0円となっている納税者数 注(1)
695万円未満	1,013	8.9	2,655	205	817
695万円以上 900万円未満	137	12.5	4,723	652	58
900万円以上 1800万円未満	121	13.7	5,506	1,198	17
1800万円以上	25	14.2	6,062	2,226	0
計	1,296	9.8	3,205	384	892

注(1) 課税所得金額が0円となっている納税者のうち、国外扶養控除適用額が100万円以上の者を計上している。

注(2) 所得金額の階層は、課税所得金額に適用される税率の階層別に分類している。

(2) 扶養控除に係る提出書類等の状況

前記の国外扶養者 1,296 人について、扶養控除の適用要件を確認するための書類の提出状況をみると、表 5 のとおり、続柄証明書類を提出している納税者が 1,077 人、送金証明書類を提出している納税者が 1,132 人、いずれも提出していない納税者が 56 人となっていた。

表 5 続柄証明書類及び送金証明書類の提出状況 (単位：人)

書類の提出状況	納税者数
続柄証明書類を提出している納税者	1,077
送金証明書類を提出している納税者	1,132
続柄証明書類及び送金証明書類のいずれも提出していない納税者	56
国外扶養親族全員について年末調整により適用を受けており、続柄証明書類及び送金証明書類を提出する必要のない納税者	17
計	1,296

(注) 続柄証明書類及び送金証明書類のいずれも提出している納税者が 986 人いるため、各欄の納税者数を合計しても計欄とは一致しない。

そして、上記 1,296 人のうち 1,077 人が提出した続柄証明書類の状況をみると、国、地方公共団体等の公的機関が作成した出生証明書等を提出している納税者が 994 人、公的機関以外が作成した書類を提出している納税者が 83 人となっていた。しかし、これら提出された続柄証明書類の内容をみると、発行年月日が古かったり、住所が記載されていなかったりなどして、国内扶養親族に係る住民票等と異なり申告した年における控除対象扶養親族の生存の有無や住所を確認することができないものが見受けられた。

次に、前記 1,296 人のうち 1,132 人が提出した送金証明書類の状況をみると、送金依頼書等の金融機関等を通じて送金したことを証明する書類を提出している納税者が 593 人となっていた。一方、納税者やその配偶者等が帰国した際に現金を手渡したとしている申立書を提出している納税者が 218 人、納税者の友人等の控除対象扶養親族以外の第三者に現金を手渡して、その第三者が帰国した際に控除対象扶養親族に現金を手渡したとしている申立書を提出している納税者が 241 人となっていた。また、控除対象扶養親族が納税者の銀行口座等から現金を引き出したとして、当該銀行口座等の入出金記録等を提出している納税者も 80 人いたが、これについては、実際に誰が現金を引き出したかを確認できないものであった。

そして、上記 1,132 人のうち、提出された送金証明書類から送金額が確認できた納税者 1,123 人について、国外扶養控除適用額と送金額との関係をみると、表 6 のとおり、国外扶養控除適用額に対する送金額の割合が 20% 未満であり、国外扶養控除適用額と比較して送金額が相当下回っている納税者が 361 人いた。このように、担税力が減殺された分を相当上回る国外扶養控除適用額になっていると料される納税者が多数見受けられた。

表 6 国外扶養控除適用額に対する送金額の割合 (単位：人)

国外扶養控除適用額に対する送金額の割合	20% 未満	20% 以上 40% 未満	40% 以上 60% 未満	60% 以上 80% 未満	80% 以上 100% 未満	100% 以上	計
納税者数	361	460	141	65	35	61	1,123

<事例>

日本人である給与所得者Aは、平成24年分の所得税の確定申告に当たり、国内扶養親族である実母のほか、配偶者の母国であるフィリピン共和国に居住する国外扶養親族21人に係る扶養控除の額を、他の控除額と合わせて所得金額1062万余円から控除して、課税所得金額及び所得税額を計算して0円と申告し、源泉徴収税額111万余円の還付を受けていた。そして、提出された送金証明書類によると、Aが同年中にこれらの21人分の生活費として送金した額は、73万余円(国外扶養控除適用額に対する送金額の割合9.4%)であった。また、上記21人のうち二親等の姻族及び三親等の姻族が20人となっていて、このうち、13人は扶養成年層であった。

4 本院の所見

所得税の所得控除は、納税者の個人的な事情を考慮して税負担を調整するために設けられたものである。また、国際化の進展に伴い、外国人労働者の増加や外国人を配偶者とする国際結婚の増加等により、国外扶養親族を控除対象扶養親族とする納税者が増加してきていると思料されるなど、社会情勢が大きく変化している。

このような中で、本院は、所得税の確定申告書等における扶養控除の申告額等が多額な納税者について、扶養控除は社会情勢の変化に対応して有効かつ公平に機能しているかなどに着眼して検査したところ、次のような状況となっていた。

ア 国外扶養者は、国内扶養者と比較して、納税者一人当たりの控除対象扶養親族の平均人数が多く、納税者からみて二親等の姻族及び三親等の姻族並びに扶養成年層を扶養しているとする者も多数見受けられた。また、多数の国外扶養親族を扶養控除の対象としており、国外扶養控除適用額が多額に上ることにより所得税が課税されていない者が多数見受けられた。

イ 国外扶養親族については、続柄証明書類及び送金証明書類が税務署に提出されていなかったり、提出されていても、国内扶養親族の場合と異なり申告した年における控除対象扶養親族の生存の有無及び住所を確認できなかったり、納税者の友人等の第三者を通じるなどして現金を手渡したとしている申立書のみが提出されていて送金の事実を確認できなかったりなどして、控除対象扶養親族の要件を満たしているかについて税務署が十分に確認できない状況となっていた。そして、国外扶養控除適用額と比較して、国外扶養親族への送金額が相当下回っており、担税力が減殺された分を相当上回る国外扶養控除適用額になっていると思料される者も多数見受けられた。

以上のとおり、国外扶養者については、国内扶養者と異なり多数の親族を扶養控除の対象としているのに適用要件を満たしているか十分な確認ができていないまま扶養控除が適用されているなどの状況となっていた。

近年、我が国においては国際化の進展に伴い、外国人労働者や国際結婚等が増加しており、これにより国外扶養者が増加するなど、扶養控除制度創設当時と大きく社会情勢が変化している。

については、このような社会情勢の変化及び本院の検査によって明らかになった状況を踏まえて、今後、財務省において、国外扶養親族に係る扶養控除制度の在り方について、引き続き、様々な視点から有効性及び公平性を高めるよう検討を行っていくことが肝要である。

本院としては、今後とも扶養控除の適用状況について、引き続き注視していくこととする。

第3 公益法人等に対する法人税の課税状況について

検査対象	財務本省、国税庁、52 税務署
会計名及び科目	一般会計 国税収納金整理資金 (款)歳入組入資金受入 (項)各税受入金
公益法人等に対する法人税の課税の概要	法人税法等に基づき、公益法人等が営む物品販売業等 34 種類の収益事業から生じた所得に対して、公益法人制度改革の対象となった公益社団法人等についてはみなし寄附金制度を、制度改革の対象とされなかったその他の特別法法人についてはみなし寄附金制度や軽減税率を適用して法人税を課税するもの
検査の対象とした法人数	810 法人
上記のうち収益事業を営む法人数及びその納付法人税額	714 法人 85 億 8658 万円(平成 22 年度～24 年度)

1 制度の概要

(1) 公益法人制度改革の概要

我が国の公益法人制度は、明治 29 年に制定された旧民法とともに始まり、主務官庁の許可主義の下で法人格の取得と公益性の判断を一体的に行い、これにより設立された社団法人及び財団法人(以下「旧公益法人」という。)を、公益活動の担い手としてきた。しかし、同制度は 100 年以上にわたり抜本的な制度の見直しが行われておらず、主務官庁の裁量権に基づく許可の不明瞭性等の諸問題等が指摘されたことを踏まえて、平成 20 年 12 月に同制度を抜本的に見直す公益法人制度改革(以下「制度改革」という。)が実施された。

制度改革により、法人格の取得と公益性の判断を一体的に行わずに、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(平成 18 年法律第 48 号。以下「一般法」という。)に基づき、登記により一般社団法人又は一般財団法人(以下、両者を合わせて「一般社団法人等」という。)として法人格を取得することができることとなった。また、公益性の判断は、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」(平成 18 年法律第 49 号。以下「認定法」という。)に基づき、一般社団法人等からの申請により行政庁(内閣総理大臣又は都道府県知事)が行い、公益認定を受けた法人を公益社団法人又は公益財団法人(以下、両者を合わせて「公益社団法人等」という。)とすることとなった。認定法が定める公益認定の基準には、公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないこと(以下「収支相償」という。)、公益目的事業の活動に使用されていないなどの遊休財産額が 1 年分の公益目的事業費相当額を超えないと見込まれることなどの 18 項目の基準がある。

そして、一般法、認定法等の制度改革関連法の施行日(20 年 12 月 1 日)に現存する旧公益法人は 24,317 法人あり、これらは 5 年間の移行期間(満了日 25 年 11 月 30 日)のうちに公益社団法人等又は一般社団法人等へ移行申請することとし、同期間内に申請をしなかった法人は、原則として移行期間の満了日に解散したものとみなされることとなった。な

お、26年6月末現在、旧公益法人のうち公益社団法人等の認定を受けた法人は8,965法人、一般社団法人等の認可を受けた法人は11,585法人、解散・合併等の法人は3,588法人、その他179法人となっている。

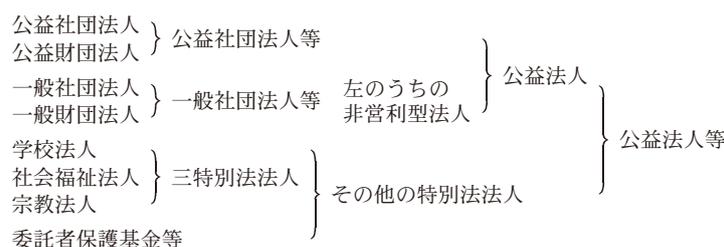
制度改革は旧民法の規定に基づき設立された旧公益法人を対象として実施されたものであり、旧民法の特別法に当たる個別の法律を設立根拠とする学校法人、社会福祉法人、宗教法人(以下、これらの法人を合わせて「三特別法法人」という。)等の法人は対象とされていない。

(2) 公益法人等に対する法人税制

ア 法人税制上の公益法人等の概要

法人税法(昭和40年法律第34号)の規定による公益法人等とは、同法別表第二に掲げる法人とされている。そして、別表第二には、公益社団法人等、一般社団法人等のうち利益の分配を目的としないなどの法人(以下「非営利型法人」といい、公益社団法人等と合わせて「公益法人」という。)、三特別法法人、委託者保護基金等(以下、三特別法法人と合わせて「その他の特別法法人」という。)の法人(以下、その他の特別法法人と公益法人とを合わせて「公益法人等」という。)が掲げられている(図1参照)。

図1 公益法人等の概念整理



また、制度改革に伴い必要な税制上の措置を講ずるとされたことを受け、平成20年度税制改正において法人税法が改正され、公益法人については制度改革後の法人税制が適用されることとなったが、制度改革の対象とされなかったその他の特別法法人については従前からの法人税制が適用されている。

なお、法人税の申告義務のあるその他の特別法法人の法人数は、国税庁の「平成24事務年度法人税等の調査事績の概要」によると、25年6月末現在、22,254法人あり、そのうち三特別法法人は合計17,215法人(学校法人2,219法人、社会福祉法人1,745法人、宗教法人13,251法人)となっていて、77.3%と多数を占めている。

イ 課税の範囲について

公益法人等は、各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得についてのみ法人税が課税されることとなっている(以下「収益事業課税」という。)。この収益事業は、株式会社等の普通法人との競合関係の有無や課税上の公平の維持等、専ら税制固有の理由から法人税法施行令(昭和40年政令第97号)において規定されているものであり、平成20年度税制改正後、物品販売業等34種類の事業が定められている。なお、公益法人等の本来の目的たる事業であっても上記34種類のいずれかに該当する場合は課税されるが、認定法に定める公益目的事業に該当するものは収益事業から除かれていて法人税は

課税されていない。また、収益事業の範囲に含まれるものの法人税法施行令の規定により一部除外されていて、法人税が課税されていないものがある。

そして、収益事業を営む公益法人等は、収益事業から生ずる所得に関する経理と収益事業以外の事業(以下「非収益事業」という。)から生ずる所得に関する経理を区分して経理(以下、それぞれの経理を「収益事業会計」、「非収益事業会計」という。)し、損益計算書等を法人税の確定申告書に添付して公益法人等の納税地を所轄する税務署長(以下「所轄税務署長」という。)に提出しなければならないこととなっている。また、収益事業を営んでいない公益法人等で、年間の収入金額が所定の金額を超える法人は、損益計算書等の関係書類を所轄税務署長に提出しなければならないこととなっている。

ウ みなし寄附金制度について

公益社団法人等及びその他の特別法法人が収益事業会計に属する資産のうちから非収益事業会計のために支出した金額については、その収益事業会計における寄附金の額とみなし(以下、寄附金とみなされた金額を「みなし寄附金」という。)、このうち法人税法の規定に基づき所定の金額を限度として損金算入することができることとなっている。そして、この限度額は、公益社団法人等については制度改革に伴う税制改正により拡大されたが、その他の特別法法人については従前からの法人税制に基づくものとなっている。

みなし寄附金制度は、公益社団法人等及びその他の特別法法人において、法人本来の目的たる事業の活動資金を獲得するための事業が行われ、当該事業から得られた利益の一部は本来の目的たる事業に充てられていることに配慮し、非収益事業会計のために支出した金額を寄附金とみなすものである。

エ 法人税率について

公益社団法人等の法人税率は、制度改革に伴う税制改正により非営利型法人や普通法人と同じ税率となっている。これは、公益目的事業から生ずる所得に対しては法人税が課税されないことや収支相償が求められる公益目的事業の実施に必要な金額についてみなし寄附金制度が適用されることから、これらの適用後の課税所得を構成するものは、公益目的事業に充てることが予定されていないものとなり、これに対して軽減税率を適用する合理性はないとされたためである。

一方、法人税法別表第二に掲げられている法人のうち、その他の特別法法人の法人税率については、従前からの法人税制が適用され、法人税率が普通法人に比べて軽減されている。

公益法人等に対する法人税制上の各種措置等の概要を示すと表1のとおりである。

表1 公益法人等に対する法人税制上の各種措置等

項目	旧公益法人 【制度改革直前】	公益法人等			普通法人
		公益法人		その他の特別法人	一般社団法人等(非営利型法人を除く。)、株式会社等
		公益社団法人等	非営利型法人	学校法人、社会福祉法人、宗教法人等	
課税対象	収益事業課税	収益事業課税(公益目的事業に該当するものを除く。)	収益事業課税	収益事業課税	全所得課税
みなし寄附金制度	適用あり	適用あり	—	適用あり	—
損金算入限度額	所得金額の20%	次のいずれか多い金額 ①所得金額の50% ②公益目的事業の実施に必要な金額	—	所得金額の20% ただし、学校法人、社会福祉法人等は次のいずれか多い金額 ①所得金額の50% ②年200万円	—
法人税率 注(1)	22%	25.5% (30%)	25.5% (30%)	19% (22%)	25.5% (30%)
所得金額800万円以下の法人税率	—	15% (18%)	15% (18%)	15% (18%)	15% (18%) 注(2)
金融資産の収益に対する法人税の課税対象	収益事業から生ずるもののみ課税	収益事業から生ずるもののみ課税	収益事業から生ずるもののみ課税	収益事業から生ずるもののみ課税	課税

注(1) 平成24年4月1日以前に開始する各事業年度については括弧内の税率が適用される。

注(2) 資本金の額等が1億円以下又は資本等を有しないなどの法人に適用される。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

本院は、18年次の検査において、公益法人等には法人税制上の各種措置が認められていることから、一般法、認定法等の制度改革関連法施行前の旧公益法人が営む収益事業に対する法人税の課税がどのような状況になっているかに着眼して検査した。その結果、「公益法人制度改革は、民法に基づく公益法人制度に代えて新たな非営利法人制度を創設したものであり、今後は新たな制度への円滑な移行に向けて、必要な準備がなされ、みなし寄附金など現行の公益法人における税制上の措置の適用状況の把握に努めつつ、専門的な検討が進められることが重要である」旨を平成17年度決算検査報告に特定検査対象に関する検査状況として掲記した(以下、この報告を「17年度報告」という。)

また、前記のとおり、公益法人については、制度改革後の法人税制が適用されることとなったが、その他の特別法法人については従前からの法人税制が適用されている。

そこで、本院は、公益法人等に対する法人課税について多様な議論がされていることを踏まえて、有効性等の観点から、制度改革後の法人税制が適用される公益法人及び17年度報告では検査の対象としなかったその他の特別法法人のうちの多数を占める三特別法法人について法人税の課税状況はどのようになっているかなどに着眼して検査した。

(2) 検査の対象及び方法

(注1)

本院は、財務本省、国税庁及び52税務署において、会計実地検査を行った。このうち、財務本省においては、税制改正の内容等について、国税庁においては収益事業の範囲等について、それぞれ説明を聴取するなどして検査した。また、52税務署においては、①公益法人については、22年4月から26年3月までの間に法人税の確定申告書等を提出したもののうち移行前後の事業の状況が確認でき、収益事業が黒字である177法人を、②三特別法法人については、24年4月から25年3月までの間に法人税の確定申告書等を提出したもののうち収益事業が黒字である537法人及び収益事業は行っていないが損益計算書等により高額の入金額を確認できた96法人をそれぞれ抽出し、これら計810法人について、法人税の確定申告書、損益計算書等の書類によりその内容を分析するなどして検査した。

(注1) 52税務署 札幌中、札幌東、函館、旭川東、岩見沢、八戸、盛岡、秋田南、水戸、土浦、宇都宮、前橋、高崎、川越、浦和、新潟、長野、千葉西、市川、成田、麹町、神田、日本橋、京橋、芝、麻布、四谷、新宿、東京上野、浅草、本所、玉川、渋谷、豊島、王子、板橋、練馬西、葛飾、町田、東村山、横浜中、横浜南、神奈川、川崎南、川崎北、藤沢、金沢、武生、東、神戸、西宮、長崎各税務署

3 検査の状況

(1) 収益事業課税の状況

ア 法人税の申告状況

公益法人に移行した177法人について、移行前後の事業年度に係る法人税の確定申告書等を基に法人類型別に法人税の申告状況をみたとところ、表2-1のとおり、公益社団法人等に移行した85法人の移行直後の事業年度に係る納付法人税額の平均は395万余円で、公益目的事業から生ずる所得に対しては法人税が課税されないことや、みなし寄附金制度の損金算入限度額が拡大されたことなどにより、移行直前の事業年度(1287万余円)に比べ891万余円減少していた。

一方、非営利型法人へ移行した92法人の移行直後の事業年度に係る納付法人税額の平均は3729万余円で、みなし寄附金制度が適用されないことなどにより、移行直前の事業年度(2388万余円)に比べ1341万余円増加していた。

表2-1 公益法人の移行前後の事業年度に係る法人税の申告状況 (単位：千円)

区 分	移行直前事業年度(a)		移行直後事業年度(b)		差引(b-a)	
	課税所得金額 (同平均)	納付法人税額 (同平均)	課税所得金額 (同平均)	納付法人税額 (同平均)	課税所得金額 (同平均)	納付法人税額 (同平均)
公益社団法人等 85法人	5,068,864 (59,633)	1,094,486 (12,876)	1,363,175 (16,037)	336,328 (3,956)	△ 3,705,689 (△ 43,596)	△ 758,158 (△ 8,919)
非営利型法人 92法人	10,200,904 (110,879)	2,197,020 (23,880)	13,526,640 (147,028)	3,431,566 (37,299)	3,325,735 (36,149)	1,234,545 (13,418)
公益法人の計 177法人	15,269,769 (86,269)	3,291,507 (18,596)	14,889,816 (84,123)	3,767,894 (21,287)	△ 379,953 (△ 2,146)	476,386 (2,691)

また、三特別法法人537法人の納付法人税額の平均は、表2-2のとおり、986万余円となっていた。

表2-2 三特別法法人の法人税の申告状況 (単位：千円)

区 分	課税所得金額 (同平均)	納付法人税額 (同平均)
学校法人 73 法人	4,137,232 (56,674)	893,918 (12,245)
社会福祉法人 40 法人	715,631 (17,890)	149,985 (3,749)
宗教法人 424 法人	19,673,929 (46,400)	4,251,170 (10,026)
三特別法法人の計 537 法人	24,526,793 (45,673)	5,295,073 (9,860)

イ 法人の類型別の収益事業割合

前記の公益法人 177 法人のうち、損益計算書等から移行直後の収益事業の状況が確認できた 161 法人についてみると、主として営んでいる事業は、表3-1のとおり、請負業等となっていた。そして、これらの法人における移行直後の全事業に係る収入金額の合計額に占める収益事業に係る収入金額の割合(以下「収益事業割合」という。)についてみると、公益社団法人等の収益事業割合は、公益目的事業に該当するものが収益事業から除かれていることなどにより、移行直前の事業年度に比べ移行直後の事業年度において大きく減少(69.5% から 18.6%)していたが、非営利型法人の収益事業割合は移行前後を通じて変化は見られなかった。

表3-1 公益法人が主として営む収益事業の種類及び収益事業割合 (単位：法人、千円)

移行前後	順位	事業の種類	公益社団法人等		非営利型法人		計		
			法人数	収入金額	法人数	収入金額	法人数	収入金額	法人数の割合 (%)
移行直後	1	請 負 業	19	7,702,663	43	82,289,722	62	89,992,386	38.5
	2	不動産貸付業	13	2,243,339	11	874,929	24	3,118,269	14.9
	3	物品販売業	10	2,457,140	8	6,004,764	18	8,461,905	11.1
	4	席 貸 業	8	437,640	4	1,594,046	12	2,031,686	7.4
	5	駐 車 場 業	3	567,670	3	1,703,069	6	2,270,740	3.7
	上位5事業の計		53	13,408,455	69	92,466,532	122	105,874,988	75.7
	収益事業の合計(a)		69	16,848,258	92	206,246,434	161	223,094,692	100.0
全事業の合計(b)		69	90,347,810	92	303,690,923	161	394,038,733		
収益事業割合(a/b)			18.6%		67.9%		56.6%		
移行直前	収益事業の合計(c)			60,009,694		195,566,669		255,576,363	
	全事業の合計(d)			86,251,476		289,428,097		375,679,573	
	収益事業割合(c/d)			69.5%		67.5%		68.0%	

また、三特別法法人 537 法人のうち、収益事業の状況が確認できた 413 法人についてみると、主として営んでいる事業は、表3-2のとおり、不動産貸付業等となっており、これらの法人における収益事業割合は 18.0% となっていた。

表3-2 三特別法法人が主として営む収益事業の種類及び収益事業割合

(単位：法人、千円)

順位	事業の種類	学校法人		社会福祉法人		宗教法人		計		
		法人数	収入金額	法人数	収入金額	法人数	収入金額	法人数	収入金額	法人数の割合(%)
1	不動産貸付業	22	7,979,603	5	1,620,231	246	11,258,967	273	20,858,802	66.1
2	駐車場業	2	277,236	2	110,861	59	665,697	63	1,053,795	15.2
3	席貸業	9	55,940	1	2,249	8	11,511,142	18	11,569,331	4.3
4	請負業	4	1,807,488	8	1,588,972	5	227,537	17	3,623,997	4.1
5	物品販売業	8	483,177	4	45,649	1	7,501	13	536,328	3.1
上位5事業の計		45	10,603,445	20	3,367,962	319	23,670,846	384	37,642,254	92.9
収益事業の合計(a)		54	24,381,315	24	6,960,390	335	111,341,893	413	142,683,600	100.0
全事業の合計(b)		54	371,495,420	24	60,447,061	335	360,074,964	413	792,017,446	
収益事業割合(a/b)			6.5%		11.5%		30.9%		18.0%	

ウ 収益事業として課税されていない事業の状況

公益法人等が営む事業のうち、収益事業の範囲に含まれているものの法人税法施行令の規定により一部除外されていたり、収益事業と定められていなかったりしているため、法人税が課税されていない事業等に関して、三特別法法人の状況を見ると次のとおりとなっていた。

(ア) 収益事業の範囲に含まれているものの一部除外されていて、法人税が課税されていないもの

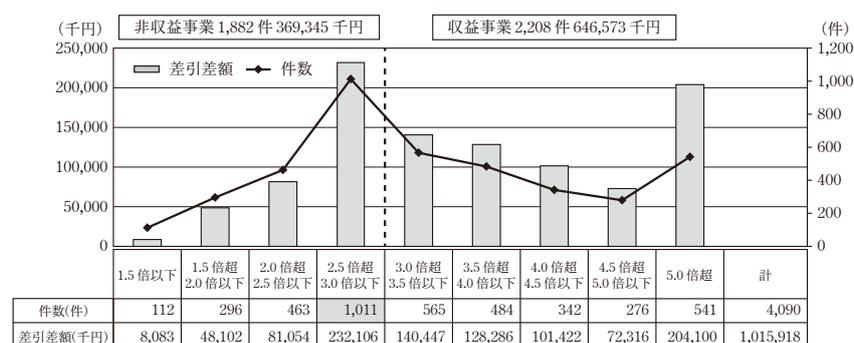
医療保健業は、昭和32年度税制改正により収益事業に追加されたが、同時に学校法人、社会福祉法人等が営む医療保健業は収益事業から除外された。その後、平成12年4月に介護保険法(平成9年法律第123号)が施行され、同法の規定に基づく介護サービス事業(福祉用具の貸与や販売等他の収益事業に該当するものを除く。以下同じ。)は医療保健業に該当することとなった。そして、上記のとおり、学校法人、社会福祉法人等が営む医療保健業は収益事業から除外されているため、これらの法人が営む介護サービス事業には法人税が課税されないこととなっている。

介護サービス事業の中には、介護保険法の施行に伴い、多様な経営主体が参入しているものもある状況である。そこで、三特別法法人における介護サービス事業の状況等についてみたところ、633法人(収益事業を行っている537法人及び収益事業を行っていない96法人)のうち、介護サービス事業を営んでいたのは27法人であった。そして、これらの法人が所轄税務署長に提出した損益計算書等を基に介護サービス事業の収支の状況をみると、事業活動収入金額から事業活動経費を差し引くなどした収支差額が黒字となっていた20法人の同差額は計8億0540万余円で、これに係る推計法人税額は計2億2497万余円となっていた。

(注2) 推計法人税額 各法人の収支差額等に対して、法人税の確定申告時の普通法人の法人税率(800万円以下の金額に対しては18%、800万円超の金額に対しては30%)を乗じて算出した額

また、住宅の用に供される土地の貸付けでその対価の額が当該土地に課される固定資産税額及び都市計画税額の合計額に3を乗じて計算した金額以下である土地の貸付け(以下「低廉貸付け」という。)については、昭和49年度税制改正により収益事業として定められている不動産貸付業から除外されており、法人税は課税されないこととなっている。これは、低廉貸付けを行っている場合には普通法人との競合等の問題が少ないため、あえて収益事業として課税しないこととしても弊害がないとされたためである。そこで、三特別法法人における低廉貸付けの状況等についてみたところ、633法人のうち、土地の貸付けが低廉貸付けに該当するか否かの判定を行うための明細表を添付していたのは94法人で、貸付件数は4,090件であった。これらに係る土地貸付料等の状況をみると、図2のとおり、固定資産税額等の2.5倍超3.0倍以下の貸付件数が1,011件と最も多くなっていた。そして、非収益事業と判定された低廉貸付けを行っていた75法人に係る1,882件の状況をみると、土地貸付料から固定資産税額等を差し引いた差額は計3億6934万余円で、これに係る推計法人税額は計8531万余円となっていた。

図2 土地貸付料等の状況(94法人4,090件)



(イ) 収益事業と定められていないため、法人税が課税されていないもの

前記のとおり、公益法人等は収益事業から生じた所得についてのみ課税されることから、公益法人等が営む事業のうち、保育事業(養護と教育を一体的に行うものを行い、請負等他の収益事業に該当するものを除く。以下同じ。)のように、法人税法施行令において収益事業と定められていない事業は非収益事業となり、法人税は課税されない。

保育事業については、近年、待機児童の解消等のため保育の量的拡大が必要となり規制緩和策が講じられ、数は少ないものの多様な経営主体が参入している状況である。そこで、三特別法法人における保育事業の状況等についてみたところ、633法人のうち、保育事業を実施していたのは95法人であった。これらの法人が所轄税務署長に提出した損益計算書等を基に保育事業の収支の状況をみると、事業活動収入金額から事業活動経費を差し引いた収支差額が黒字となっていた80法人の同差額は計16億8640万余円で、これに係る推計法人税額は計4億3792万余円となっていた。

また、金融資産の運用行為のうち収益事業に属する資産に係る運用収益は、収益事業に付随する行為として法人税が課税されるが、非収益事業に属する資産に係る運用収益は、収益事業に付随する行為ではないため課税の対象とならないことから、法人税は課税されない。

政府税制調査会の資料によると、非収益事業に属する資産に係る運用収益については、公益活動を支える財源であり、非課税とする政策的な配慮が引き続き必要であるという考え方がある一方、会費や寄附金収入とは異なり、公益法人等が事業活動を行う中で新たに発生した所得であって、税負担を求めるべきであるという考え方もある。そこで、検査した三特別法法人 633 法人のうち、収益事業と非収益事業において金融資産の運用行為に伴う運用収益額の状況が把握できた 409 法人についてみると、非収益事業に属する資産に係る運用収益額は計 83 億 5605 万余円で、これに係る推計法人税額は計 24 億 4086 万余円となっていた。

(2) 実質的な法人税の負担状況等

ア みなし寄附金制度の適用状況等

前記のとおり、公益社団法人等及びその他の特別法法人は、みなし寄附金のうち所定の金額を限度として損金算入することができることとなっている。

検査した公益社団法人等 85 法人及び三特別法法人 537 法人のうち、みなし寄附金制度を適用していた法人は、それぞれ 64 法人(みなし寄附金の額計 32 億 3630 万余円)及び 386 法人(同計 173 億 4825 万余円)、計 450 法人(同計 205 億 8456 万余円)であった。そして、みなし寄附金のうち損金に算入された金額は、表 4 のとおり、公益社団法人等計 29 億 3909 万余円、三特別法法人計 78 億 8759 万余円となっていた。

表 4 みなし寄附金の損金算入額の状況 (単位：法人、千円)

区 分	損 金 算 入 額				計		
	限 度 額 未 満		限 度 額 全 額(注)		法人数	金 額	
	法人数	金 額	法人数	金 額			
公益社団法人等	11	109,693	53	2,829,403	64	2,939,097	
三 特 別 法 法 人	学 校 法 人	5	283,855	47	2,418,905	52	2,702,761
	社会福祉法人	4	12,675	16	542,493	20	555,168
	宗 教 法 人	13	466,597	301	4,163,063	314	4,629,660
	計	22	763,128	364	7,124,462	386	7,887,591

(注) 限度額全額には、公益社団法人等において、所得金額の 50% を超えて繰り入れた場合は繰り入れた損金算入額を、また、学校法人及び社会福祉法人において、限度額が 200 万円に満たない場合には 200 万円を限度とした損金算入額をそれぞれ含んでいる。

公益社団法人等については、認定法において収支相償等の公益認定基準に適合しているか審査を受けることとなっているが、三特別法法人については、収支相償等の基準はない。そこで、三特別法法人 386 法人に係るみなし寄附金を繰り入れる前の非収益事業会計の収支差額の状況についてみると、表 5 のとおり、非収益事業会計の収支差額が赤字となっている 154 法人のうち、みなし寄附金を繰り入れても赤字のままとなっていた法人は 78 法人、繰入れ後に黒字となった法人は 76 法人となっていた。一方、非収益事業会計の収支差額がもともと黒字であった 232 法人においても、非収益事業会計の事業実施のために計 62 億 7078 万余円をみなし寄附金として繰り入れていて、繰入れ後の非収益事業会計の収支差額は、計 651 億 0450 万余円となっていた。

表5 三特別法法人に係る非収益事業会計の収支差額の状況 (単位：法人、千円)

繰入れ前の状況			みなし寄附金の繰入額 (うち損金算入額)	繰入れ後の状況		
収支の状況	法人数	金額		収支の状況	法人数	金額
赤字	154	△ 18,038,579	1,813,876 (912,320)	赤字	78	△ 16,224,702
		△ 3,986,399	9,263,592 (3,982,981)	黒字	76	5,277,192
黒字	232	58,833,711	6,270,789 (2,992,288)	黒字	232	65,104,501
計	386	36,808,732	17,348,257 (7,887,591)	計	386	54,156,990

イ 実質的な法人税の負担率の状況

前記のみなし寄附金制度を適用していた公益社団法人等 64 法人についてみると、みなし寄附金制度の適用により、普通法人に比べて軽減されていると推計される税額は、表 6 のとおり、計 7 億 3252 万余円となっていた。また、従前からの法人税制に基づくみなし寄附金制度を適用していた三特別法法人 386 法人についてみると、非収益事業会計の収支差額の状況にかかわらず、みなし寄附金制度や軽減税率を適用することにより、普通法人に比べて軽減されていると推計される税額は計 39 億 3354 万余円となっていた。

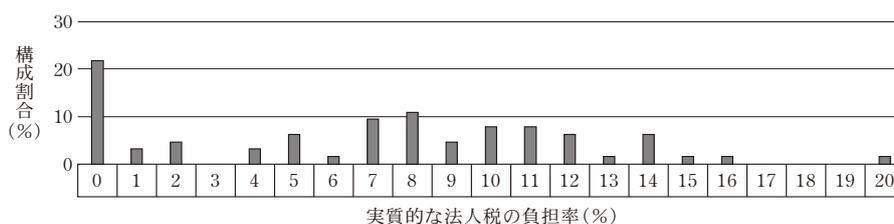
(注 3) 普通法人に比べて軽減されていると推計される税額　みなし寄附金制度を適用する前の所得金額に普通法人の法人税率を乗じて算出した額から実際に納付した法人税額を差し引いた額

表 6 公益社団法人等と三特別法法人におけるみなし寄附金制度と軽減税率の適用により、普通法人に比べて軽減されていると推計される税額の状況 (単位：法人、千円)

区 分	普通法人に比べて軽減されていると推計される税額						
	みなし寄附金分		軽減税率分		計		
	法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額	
公益社団法人等	64	732,522	—	—	64	732,522	
三特別法法人	学校法人	52	803,048	25	195,747	52	998,795
	社会福祉法人	20	164,133	8	38,074	20	202,208
	宗教法人	314	1,373,614	111	1,358,929	314	2,732,543
	計	386	2,340,796	144	1,592,751	386	3,933,547

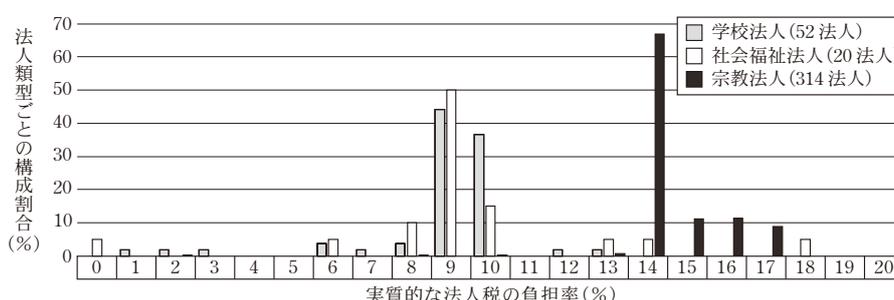
上記のとおり、普通法人に比べて軽減されていると推計される税額があることから、みなし寄附金制度を適用する前の所得金額に対する実際に納付した法人税額の割合(以下「実質的な法人税の負担率」という。)の状況をみると、公益社団法人等では、みなし寄附金制度の適用等により、図 3-1 のとおり、0%台から 20%台となっていて、0%台が多くなっていた。

図3-1 公益社団法人等64法人における実質的な法人税の負担率の状況



また、三特別法法人では、みなし寄附金制度と軽減税率の適用等により、図3-2のとおり、学校法人では1%台から13%台、社会福祉法人では0%台から18%台及び宗教法人では2%台から17%台となっていて、それぞれ9%台、9%台及び14%台が多くなっていた。

図3-2 三特別法法人386法人における実質的な法人税の負担率の状況



(3) 資産の状況

検査した公益法人177法人及び三特別法法人537法人、計714法人のうち、貸借対照表等により資産の状況等を確認することができた公益法人129法人及び三特別法法人154法人、計283法人の総資産の合計額から総負債の合計額を差し引いた純資産の状況についてみると、表7のとおり、その平均額は182億3660万余円となっていた。

表7 総資産及び総負債の状況 (単位：法人、千円)

区分	法人数	総資産の状況		総負債の状況		差引(純資産) (a - b) (同平均)
		収益事業会計	非収益事業会計	収益事業会計	非収益事業会計	
		総資産の合計額(a)		総負債の合計額(b)		
公益社団法人等	64	25,508,088	546,307,217	8,249,296	121,578,761	441,987,247 (6,906,050)
非営利型法人	65	436,443,708	2,910,023,120	371,211,032	2,777,482,931	195,508,286 (3,007,819)
学校法人	33	42,424,748	691,768,150	27,321,141	120,025,238	571,534,799 (17,319,236)
社会福祉法人	16	11,007,563	156,425,091	3,008,862	103,344,460	61,079,332 (3,817,458)
宗教法人	105	178,803,730	3,998,050,439	36,183,630	245,894,022	3,890,848,686 (37,055,701)
計	283	694,187,839	8,302,574,018	445,973,963	3,368,325,414	5,160,958,352 (18,236,601)

(注) 会計間において内部取引があるため、収益事業会計と非収益事業会計との合計は総資産の合計額及び総負債の合計額と一致しない。

前記のとおり、公益法人等には法人税制上の各種措置が設けられている。また、公益法人等についてはその構成員に持分がないことから、剰余金の分配は予定されていない。このため、上記純資産の中には、法人設立のために必要な拠出分が含まれているほか、法人税制上の各種措置の適用に起因するものも含まれていると思料される。

そして、非収益事業会計に係る1年分の費用(以下「費用」という。)と純資産との関係を見たところ、いずれの法人も非収益事業のために相当程度の資産を有している事情はあるものの、表8のとおり、公益社団法人等については、半数近くの法人において費用に対する純資産の割合が1倍以下であったが、非営利型法人及び三特別法法人については、多くの法人において費用に対する純資産の割合が1倍を超える状況となっていた。

表8 費用と純資産との関係 (単位：法人、%)

区 分	1倍以下	1倍超 10倍以下	10倍超 20倍以下	20倍超 30倍以下	30倍超 40倍以下	40倍超 50倍以下	50倍超	計	
公益社団法人等	30(46.8)	26(40.6)	2(3.1)	4(6.2)	0(0.0)	1(1.5)	1(1.5)	64(100.0)	
非営利型法人	10(15.3)	33(50.7)	4(6.1)	4(6.1)	5(7.6)	1(1.5)	8(12.3)	65(100.0)	
三特別法法人	学校法人	1(3.0)	25(75.7)	6(18.1)	1(3.0)	0(0.0)	0(0.0)	33(100.0)	
	社会福祉法人	2(12.5)	14(87.5)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	16(100.0)	
	宗教法人	2(1.9)	24(22.8)	24(22.8)	22(20.9)	15(14.2)	4(3.8)	14(13.3)	105(100.0)
	計	5(3.2)	63(40.9)	30(19.4)	23(14.9)	15(9.7)	4(2.5)	14(9.0)	154(100.0)
合 計	45(15.9)	122(43.1)	36(12.7)	31(10.9)	20(7.0)	6(2.1)	23(8.1)	283(100.0)	

(注) 括弧内の数字は法人類型ごとの構成比であり、小数点第2位以下を切り捨てているため、各項目を合計しても100%にはならない。

4 本院の所見

我が国の公益法人制度は、主務官庁の裁量権に基づく許可の不明瞭性等の諸問題等が指摘されたことを踏まえて、同制度を抜本的に見直す制度改革が実施され、これに伴い、制度改革に対応した税制上の措置の一環として法人税法も改正された。制度改革は旧公益法人を対象に実施されたものであり、制度改革の対象とされなかったその他の特別法法人については従前からの法人税制が適用されている。

本院は、公益法人等に対する法人課税について多様な議論がなされていることを踏まえて、有効性等の観点から、制度改革後の法人税制が適用される公益法人及び17年度報告では検査の対象としなかったその他の特別法法人のうちの多数を占める三特別法法人について法人税の課税状況はどのようになっているかなどに着眼して810法人について検査したところ、次のような状況となっていた。

ア 収益事業課税の状況についてみると、公益社団法人等の収益事業割合は、移行直前の事業年度に比べ移行直後の事業年度において大きく減少していたが、非営利型法人の収益事業割合は移行前後を通じて変化は見られなかった。また、公益法人等が営む事業のうち、収益事業の範囲に含まれているものの法人税法施行令の規定により一部除外されていたり、収益事業と定められていなかったりしているため、法人税が課税されていない事業等に関して、三特別法法人の状況を見ると収支差額等が黒字となっている事業等があった。

イ 実質的な法人税の負担状況等についてみると、制度改革後の法人税制が適用される公益社団法人等と従前からの法人税制が適用されるその他の特別法法人のうちの多数を占める三特別法法人においては、みなし寄附金制度や適用する法人税率において取扱いが異なっている部分もあることから、実質的な法人税の負担率に差異が生じていた。

ウ 資産の状況についてみると、公益法人等の場合、非収益事業のために相当程度の資産を有している事情はあるものの、費用と純資産の関係について、公益社団法人等では半数近くの法人において費用に対する純資産の割合が1倍以下であったが、非営利型法人及び三特別法法人では多くの法人において費用に対する純資産の割合が1倍を超える状況となっていた。

本院の検査によって明らかになった状況を踏まえて、財務省において、公益法人等の課税対象となる収益事業の範囲について見直しが必要な事業はないか、また、制度改革後の法人税制が適用される公益法人及び従前からの法人税制が適用される三特別法法人を含むその他の特別法法人に対する法人税制上の各種措置は公益法人等の成り立ちや担う役割に即した適切なものとなっているかに関し、不断の検討を行っていくことが肝要である。

本院としては、今後とも公益法人等の成り立ちや担う役割を考慮しつつ法人税制上の各種措置に関する検討状況を把握し、公益法人等に対する法人税の課税状況について、引き続き注視していくこととする。

第4 租税特別措置(清酒等及びビールに係る酒税の税率の特例)の適用状況及び検証状況について

検査対象	財務省、国税庁
会計名及び科目	一般会計 国税収納金整理資金 (款)歳入組入資金受入 (項)各税受入金
租税特別措置(清酒等及びビールに係る酒税の税率の特例)の概要	清酒等及びビールの製造者のうち、前年度課税移出数量が一定数量以下の製造者の場合、所定の数量までの税額の計算において、所定の割合を乗じて酒税額を軽減する特別措置
上記の特例に係る軽減税額	54億円(平成24年度)

1 制度の概要等

(1) 租税特別措置の概要

租税特別措置(以下「特別措置」という。)は、租税制度上、租税特別措置法(昭和32年法律第26号。以下「措置法」という。)に基づいて、特定の個人や企業の税負担を軽減することなどにより、国による特定の政策目的を実現するなどのための特別な政策手段であるとされ、公平・中立・簡素という税制の基本理念の例外措置として設けられているものである。

特別措置を行政上の政策に導入している省庁(以下「関係省庁」という。)は、毎年行われる税制改正の審議に当たり、各政策の目的に基づき、特別措置の新設、拡充及び適用期限の延長を要望する旨を記載した要望書(以下「要望書」という。)を財務省に提出している。それらの内容については、財務省と関係省庁との折衝や税制調査会等での議論を経て、税制改正の大綱の閣議決定が行われ、この大綱に沿った措置法等の改正案は、閣議決定を経た上で内閣から国会に提出されて、国会で審議、議決されることになる。

(2) 酒税の概要

酒類製造者は、酒税法(昭和28年法律第6号)等に基づき、製造場ごとに、清酒やビール等酒類ごとの毎月の移出数量や酒税額等を、翌月末日までに製造場の所在地の所轄税務署長に申告し、酒税を翌々月末日までに国に納付することなどとなっている。酒税額は、原則として、製造場から移出する酒類ごとの移出数量に、酒類別に定められた税率(1kL当たりの金額)を乗じて算出されることなどとなっている(以下、税率を乗ずる酒類ごとの移出数量を「課税移出数量」という。)

(3) 清酒等及びビールに係る酒税の税率の特例の概要

酒税を軽減するための特別措置として、「清酒等に係る酒税の税率の特例」(措置法第87条。以下「清酒等の特例」という。)及び「ビールに係る酒税の税率の特例」(措置法第87条の6。以下「ビールの特例」という。)がある(以下、これらを合わせて「特例」という。)

清酒等の特例は酒税法の抜本的な見直しによる清酒の一部(清酒2級)等の大幅な税負担上昇の影響を緩和し中小零細業者の支援を図ることを目的としており、ビールの特例は小

規模なビール製造業を営む者(以下「地ビール製造者」という。)の事業参入の促進及び創業期の経営基盤の強化を目的としている。

特例適用分の税額の計算方法は、図のとおり、酒類製造者のうち、清酒、合成清酒、連続式蒸留焼酎(以下「連続式焼酎」という。)^(注1)、単式蒸留焼酎(以下「単式焼酎」という。)^(注2)、果実酒、発泡酒(以下、これらの品目を合わせて「清酒等」という。)^(注3)及びビールを製造する製造者が、これらの酒類を製造場から移出する場合において、その年度開始前1年間における課税移出数量(以下「前年度課税移出数量」という。)^(注4)が1,300kL以下である品目については、その年度の課税移出数量の200kLまでの税額は特別措置による割合を乗じて税額を軽減することとなっている(以下、特別措置による割合を乗ずる前の税額から同割合を乗じた後の税額を差し引いた額を「軽減税額」という。)

そして、特例の適用を受ける酒類製造者は、清酒等の特例及びビールの特例の対象品目と特例の対象外品目について、同一の酒税納税申告書をもって申告することとなっている。

図 特例適用分の税額の計算方法(品目ごと)

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{課税移出数量} \\ \text{(200 kL まで)} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{税率} \\ \text{(1 kL 当たりの金額)} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{特別措置による割合} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{税額} \end{array}}$$

品目	清酒	合成清酒	連続式焼酎	単式焼酎	果実酒	発泡酒	ビール
税率 (1 kL 当たりの金額)	120,000 円	100,000 円	250,000 円	250,000 円	80,000 円	178,125 円 134,250 円	220,000 円
特別措置による割合	80 %	90 %	80 %	80 %	80 %	90 %	85 %

注(1) 平成24年4月1日現在の税率及び特別措置による割合を示している。

注(2) 連続式焼酎及び単式焼酎の税率はアルコール分25度の場合の税率を示している。

注(3) 発泡酒の税率欄の上段は麦芽使用率が50%未満25%以上の場合、下段は麦芽使用率が25%未満の場合の税率を示している。

(注1) 合成清酒 アルコール等とぶどう糖等を原料とした酒類で、清酒に類似するもの

(注2) 連続式蒸留焼酎 アルコール含有物を連続式蒸留機で蒸留したなどの酒類

(注3) 単式蒸留焼酎 アルコール含有物を単式蒸留機で蒸留したなどの酒類

(注4) 発泡酒 麦芽又は麦を原料の一部とした酒類で発泡性を有するなどの酒類。特例の適用は麦芽使用率50%未満に該当するものに限る。

(4) 特例の沿革及び適用実績

平成元年度税制改正において酒税法の抜本的な見直しが行われ、清酒の級別制度の廃止、清酒の税率の一本化、各種酒類の税負担水準の見直しなどが実施されたため、清酒2級、連続式焼酎、単式焼酎及び果実酒に対する税負担が大幅に上昇することとなった。そして、清酒2級等の製造者に中小零細業者が多かったことから、清酒等の特例が、元年度税制改正により5年間の措置として、税負担の大幅な上昇の影響を緩和し、中小零細業者の支援を図るために創設された。その後、15年度税制改正により、合成清酒及び発泡酒に対する税負担が上昇したことから、これらも対象品目に追加された。

また、6年度税制改正においてビールの最低製造数量基準^(注5)が2,000kLから60kLに緩和されたことにより、小規模なビール製造業を営むことが可能となった。その後、15年度税制改正により、地ビール製造者の事業参入の促進を図るとともに創業期の経営基盤の強化に資するために、ビールの特例が、15年4月1日から18年3月31日までの間に新たに製造免許を取得する製造者においては免許取得日から3年間、15年3月31日以前に免許を取得した製造者においては同年4月1日から3年間の措置として創設された。

財務省設置法(平成11年法律第95号)によれば、国税庁は、酒類業の健全な発達を図ることを任務の一つとしており、要望書において、清酒等の特例の政策目的として中小零細業者の経営の安定化を掲げ、その適用期限の延長を必要とする理由を、中小零細業者の経営状況の悪化等、酒類製造者を取り巻く環境が厳しい状況にあることとしている。また、ビールの特例の政策目的として地ビール製造者の経営基盤の強化等を掲げ、その適用期限の延長を必要とする理由を、地ビール業界の大半が中小零細業者であり、いまだ経営基盤が^(注6)弱い弱であることとしている。そして、税制改正時に、経営の安定化を図る必要性等や引き続き創業期における支援の必要性が勘案されて、特例は累次にわたり延長されている。また、25年度税制改正においては、清酒等の特例は28年度以降の措置及びビールの特例は27年度以降の措置として、前年度課税移出数量が1,000kL超1,300kL以下の品目については軽減幅^(注6)を縮小することとなった。

特例は、表1のとおり、累次にわたり延長されつつ軽減税額を徐々に縮小してきているものの、23、24両年度における軽減税額は、清酒等の特例でそれぞれ約53億円、約51億円、ビールの特例で両年度とも約3億円となっている。

(注5) 最低製造数量基準 酒類の製造免許の要件とされている製造免許取得後1年間に製造しようとする最低製造見込数量の基準

(注6) 軽減幅を縮小 特別措置による割合が、清酒等について80%から90%へ(合成清酒及び発泡酒については90%から95%へ)、ビールについて85%から92.5%へ、それぞれ引き上げられた。

表1 特例の適用実績

区分		年度										
		平成15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	
清酒等の特例	適用者数(製造者)	3,030	2,857	2,979	2,951	2,859	2,842	2,821	2,797	2,776	2,743	
	軽減税額(億円)	105	102	101	82	75	70	68	67	53	51	
ビールの特例	適用者数(製造者)	232	215	227	210	208	194	192	185	187	181	
	軽減税額(億円)	5	5	5	4	4	4	4	3	3	3	
計	適用者数(製造者)	3,262	3,072	3,206	3,161	3,067	3,036	3,013	2,982	2,963	2,924	
	軽減税額(億円)	110	107	106	86	79	74	72	70	56	54	

注(1) 国税庁が財務省に提出した要望書等に基づいて作成した。

注(2) 清酒等の特例の適用者数については、1製造者において複数の品目の適用を受けている場合、それぞれの品目について1製造者として計上しており、延べ製造者数である。

注(3) 「計」欄の適用者数については、清酒等の特例とビールの特例を重複して適用を受けている場合、それぞれ計上しており、延べ製造者数である。

(5) 関係省庁等における政策の検証

特別措置は、国による特定の政策目的を実現するなどのための特別な政策手段であるとされていることから、その効果等を不断に検証する必要があるとされている。そして、検証には税制改正の要望の際に関係省庁が行う検証と、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。)等に基づき、特別措置の有効性について国民に対する説明責任を果たすことなどを目的として関係省庁が行う検証がある。

ア 税制改正の要望の際に行われる検証

関係省庁は、財務省に提出する要望書において、特別措置による減収見込額や政策目標の達成状況を提示することなどにより当該特別措置の効果等の検証を行うことになっている。特例の関係省庁である国税庁は、特例の適用期限が到来する都度、その延長を要望しており、25年度税制改正においては、清酒等の特例は5年間、ビールの特例は3年間延長する要望書を財務省に提出している。

イ 政策評価法に基づき行われる検証

関係省庁は、政策評価法等に基づき、法人税関係の特別措置について期限の延長等を要望しようとする場合には事前評価の実施が義務付けられ、それ以外の特別措置については積極的かつ自主的に評価の対象とするよう努めることとされている。

そして、財務省は、関係省庁から提出を受けた要望書等に基づいて特例の効果等について検証を行うことになっている。

(6) 酒類及び酒類製造者を取り巻く状況の変化

日本国内の酒類の課税移出数量は表2のとおりとなっており、11年度を境に減少している。酒類別にみると、元年度には清酒及びビールの課税移出数量が大半を占めていたが、24年度には清酒、ビール等の課税移出数量が減少する一方、単式焼酎、その他の醸造酒等、リキュール等の様々な酒類の課税移出数量が増加している。

また、酒類製造者数は、10年度に3,100であったが、24年度に2,835に減少しており、特に清酒の製造者数は元年度から減少し続けている。

表2 酒類の課税移出数量及び製造者数の推移 (単位：千kL、製造者)

品目等	年度	平成元	5	10	11	15	20	24
清酒		1,353	1,421	1,093	1,061	841	653	583
合成清酒		22	42	55	57	64	51	39
連続式焼酎		206	359	357	359	431	410	380
単式焼酎		207	289	331	346	469	536	505
果実酒		71	58	146	120	89	83	99
発泡酒		0	1	1,053	1,400	2,488	1,374	781
ビール		6,250	6,895	6,096	5,779	3,929	3,175	2,767
ウィスキー・ブランデー		195	171	124	121	87	69	88
リキュール		107	163	280	378	597	1,270	1,882
スピリッツ等		41	26	16	17	44	209	317
その他の醸造酒等		6	5	3	3	45	781	665
その他		102	102	121	171	113	114	107
計		8,559	9,534	9,676	9,810	9,197	8,726	8,211
酒類製造者数		3,066	3,022	3,100	2,970	2,838	2,826	2,835
清酒製造者数		2,395	2,344	2,206	2,168	2,029	1,865	1,766

注(1) 「酒のしおり」及び「国税庁統計資料」に基づいて作成した。

注(2) 「その他」はみりん及び甘味果実酒である。「スピリッツ等」には原料アルコール、「その他の醸造酒等」には粉末酒、雑酒が含まれる。

そして、国税庁の活動報告として公表されている「最近10年間の動き(平成11年7月～21年6月)」によれば、課税移出数量について、人口減少社会の到来といった外的要因による影響もあり減少傾向に転じているとされており、酒類の生産及び消費の状況について、酒類全体の消費が減少傾向にある中で、生活様式の変化等による消費者の嗜好の多様化がみられ、従来とは異なる原料や製法の酒類の生産量が増加しているとされている。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

特例は、元年度及び15年度の制度創設以降、累次にわたる延長を経て現在に至っている。この間、酒類全体の消費の減少、消費者の嗜好の多様化等により酒類製造者を取り巻く状況は大きく変化している。そこで、本院は、特例が創設されて以降相当の期間が経過して、その間特例を取り巻く状況も大きく変化したことなどを踏まえて、有効性等の観点から、①特例の適用状況及び特例の適用を受けている製造者の課税移出数量や営業損益等の状況はどのようになっているか、②財務省や国税庁における特例の検証は適切に行われているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、50^(注7) 税務署において24年度に特例の適用を受けている酒類製造者530^(注8) 製造者を抽出するとともに、各国税局が所管する製造場^(注9) について24年度に特例の適用を受けている29^(注9) 製造者を別途抽出して、計559^(注9) 製造者の製造場等に係る20年度及び24年度の酒税納税申告書並びに20^(注10) 事業年度及び24^(注11) 事業年度の法人税確定申告書等の提出を受け、特例の適用状況等の検査を行うとともに、財務省及び国税庁において、特例の検証状況等を確認したり、国税庁において資料の提出を受けたりするなどの方法により会計実地検査を行った。

(注7) 50 税務署 岩見沢、弘前、盛岡、古川、大曲、山形、鶴岡、会津若松、白河、下館、大田原、館林、新潟、長岡、長野、松本、芝、山梨、富山、松任、福井、中津川、藤枝、津島、刈谷、小牧、津、近江八幡、伏見、茨木、姫路、明石、西宮、豊岡、奈良、田辺、鳥取、松江、津山、広島北、西条、萩、松山、中村、久留米、佐賀、人吉、大分、延岡、伊集院各税務署

(注8) 各国税局が所管する製造場 課税移出数量等が一定規模以上の大規模な製造場に係る調査事務等については国税局が所管することになっている。

(注9) 559 製造者 酒類製造者に個人製造者が少ないこと、また、その中でも特例の対象品目を製造する個人製造者が限られることなどから法人製造者のみを分析の対象とした。

(注10) 20 事業年度 平成20年4月から21年3月までの間に終了する事業年度

(注11) 24 事業年度 平成24年4月から25年3月までの間に終了する事業年度

3 検査の状況

(1) 特例の適用状況等

ア 特例の適用状況

特例適用者559製造者の24年度分における適用状況について、品目別に適用件数、軽減税額をみると、表3のとおり、適用件数延べ709件、軽減税額計13億4680万余円

となっている。適用件数、軽減税額ともその約半分を清酒が占めており、次いで、単式焼酎及び果実酒が多くを占めており、中小零細業者が多いとされる清酒、単式焼酎及び果実酒の製造者が特例の適用を多く受けている状況となっている。

また、課税移出数量別の適用件数をみると、延べ適用件数 709 件のうち 200kL 以下が 595 件と多くを占めており、比較的課税移出数量の少ない品目で特例の適用を受けている。そして、特例は、前記のとおり、25 年度税制改正において前年度課税移出数量が 1,000kL 超 1,300kL 以下の品目について、特別措置による割合を引き上げて軽減幅を縮小することとなったが、前年度課税移出数量 1,000kL 超 1,300kL 以下の適用件数は延べ 709 件に対して 10 件となっており、適用件数でみると縮小の規模は限定的になると見込まれる。

表 3 特例適用者 559 製造者における適用状況(平成 24 年度)

品目	適用件数		軽減税額		課税移出数量別の適用件数					課税移出数量	
	(件)	左のうち、 他品目でも 適用を受けて いる件数 (件)	(円)	(%)	200kL 以下 (件)	200kL 超 500kL 以下 (件)	500kL 超 1,000kL 以下 (件)	1,000kL 超 1,300kL 以下 (件)	1,300kL 超 (件)	(kL)	(%)
清酒	366	88	678,461,861	50.4	302	39	18	6	1	50,535	56.8
合成清酒	12	12	11,864,517	0.9	9	3	0	0	0	1,277	1.4
連続式焼酎	22	21	87,803,057	6.5	19	1	2	0	0	2,920	3.3
単式焼酎	150	85	385,823,121	28.6	130	13	4	2	1	14,539	16.3
果実酒	94	19	92,804,728	6.9	76	13	4	0	1	11,813	13.3
発泡酒	18	13	2,439,074	0.2	18	0	0	0	0	209	0.2
ビール	47	23	87,611,210	6.5	41	2	1	2	1	7,641	8.6
計(実製造者数)	709(559)	261(111)	1,346,807,568	100.0	595	71	29	10	4	88,934	100.0

注(1) 1 製造者が 1 品目について特例の適用を受けたものを 1 件としている。

注(2) 1 製造者が、複数の品目の適用を受けている場合があるため、適用件数の計 709 件は延べ件数であり、実際に適用を受けている製造者数は 559 製造者である。

イ 特例適用者の状況

特例適用者 559 製造者について、各製造者が 24 年度中の酒税納税申告書で申告した特例の適用を受けなかったものも含めた全ての酒類の課税移出数量(以下「製造者別課税数量」という。)と 24 事業年度の損益計算書に計上された営業損益により、階層別分布状況を示すと、表 4 のとおり、559 製造者のうち、製造者別課税数量が 200kL 未満の製造者が 418 製造者と全体の 74.7% を占めており、大半が比較的規模の小さな製造者となっている。また、製造者別課税数量 200kL 未満の特例適用者に占める営業利益を計上した製造者の割合は 39.4%、製造者別課税数量 200kL 以上の同割合は 70.9% となっていて、製造者別課税数量の規模が大きいほど収益性が向上する傾向となっている。さらに、営業利益を 1 億円以上計上した製造者は 34 製造者あるが、このうちの 18 製造者は製造者別課税数量が 10,000kL 以上の製造者で占められている状況となっている。

表4 特例適用者の製造者別課税数量と営業損益の階層別分布状況

(単位：製造者)

製造者別課税数量	営業損益								計(A)	営業利益製造者265の内訳(B)	営業利益製造者数の割合(B/A)
	営業損失(294製造者)				営業利益(265製造者)						
	1億円以上	1000万円以上 1億円未満	100万円以上 1000万円未満	100万円未満	100万円未満	100万円以上 1000万円未満	1000万円以上 1億円未満	1億円以上			
60kL未満	1	33	114	31	38	46	10	4	277	98	35.3%
60kL以上100kL未満	1	10	17	3	5	16	5	1	58	27	46.5%
100kL以上200kL未満	1	15	25	2	3	24	11	2	83	40	48.1%
小計 (全体に占める割合)	3	58	156	36	46	86	26	7	418 (74.7%)	165	39.4%
200kL以上500kL未満	0	14	7	1	1	13	28	2	66	44	66.6%
500kL以上1,000kL未満	0	5	3	0	1	5	12	2	28	20	71.4%
1,000kL以上5,000kL未満	1	6	2	0	1	1	8	3	22	13	59.0%
5,000kL以上10,000kL未満	1	0	0	0	0	0	3	2	6	5	83.3%
10,000kL以上	1	0	0	0	0	0	0	18	19	18	94.7%
小計 (全体に占める割合)	3	25	12	1	3	19	51	27	141 (25.2%)	100	70.9%
計	6	83	168	37	49	105	77	34	559 (100.0%)	265	47.4%

(2) 特例適用者のうち小規模な製造者における経営安定化等の状況

ア 営業損失の変動の状況

表4のとおり、特例適用者559製造者のうち、製造者別課税数量200kL未満で営業損失を計上しているのは253製造者と半数近くを占めている。そこで、このうち20事業年度の営業損益の把握が可能な249製造者(以下「営業損失小規模特例適用者」という。)について営業損失の変動状況をみると、表5のとおり、20事業年度と比較して24事業年度に営業損失が増加(20事業年度に営業利益を計上した製造者が24事業年度に営業損失を計上した場合を含む。)しているものが140製造者(56.2%)、営業損失が減少したものが109製造者(43.7%)となっている。そして、営業損失が増加した140製造者のうち、32製造者は営業損失が1000万円以上増加している。

表5 営業損失の変動状況(平成20事業年度から24事業年度への変動)

(単位：製造者)

製造者別課税数量	平成20事業年度と比較して営業損失が増加したもの			平成20事業年度と比較して営業損失が減少したもの			計
	1000万円以上の増加	100万円以上 1000万円未満 の増加	100万円未満の増加	100万円未満の減少	100万円以上 1000万円未満 の減少	1000万円以上の減少	
60kL未満	15	56	30	17	52	6	176
60kL以上100kL未満	9	7	1	0	9	4	30
100kL以上200kL未満	8	12	2	0	10	11	43
計	32	75	33	17	71	21	249
(全体に占める割合)	140(56.2%)			109(43.7%)			(100.0%)

(注) 「平成20事業年度と比較して営業損失が増加したもの」の中には、20事業年度に営業利益を計上した製造者が24事業年度に営業損失を計上した場合を含む。この場合、営業損失の増加額は、24事業年度の営業損失の額に、20事業年度の営業利益の額を加えた額とした。

イ 純資産の変動の状況

営業損失小規模特例適用者 249 製造者について、20 事業年度から 24 事業年度への純資産の変動の状況をみると、表 6 のとおり、純資産が減少している製造者が 168 製造者(67.4%)となっている。そして、これらのうち、94 製造者については、純資産が 1000 万円以上減少している。さらに、営業損失小規模特例適用者 249 製造者のうち、20 事業年度に債務超過となっている法人は 99 製造者となっていたが、24 事業年度に同法人は 110 製造者に増加している。

表 6 純資産の変動状況(平成 20 事業年度から 24 事業年度への変動) (単位：製造者)

製造者別課税数量	平成 20 事業年度と比較して純資産が減少したもの			平成 20 事業年度と比較して純資産が増加したもの			計	債務超過製造者数 平成 20 事業年度	債務超過製造者数 平成 24 事業年度
	1000 万円以上の減少	100 万円以上 1000 万円未満の減少	100 万円未満の減少	100 万円未満の増加	100 万円以上 1000 万円未満の増加	1000 万円以上の増加			
60kL 未満	60	49	13	13	27	14	176	83<114>	93<119>
60kL 以上 100kL 未満	13	4	3	1	5	4	30	9 <10>	11 <13>
100kL 以上 200kL 未満	21	5	0	0	8	9	43	7 <10>	6 <12>
計	94	58	16	14	40	27	249	99<134>	110<144>
(全体に占める割合)	168(67.4%)			81(32.5%)			(100.0%)		

(注) < >内の数値は、各事業年度において純資産の部の合計額が資本金の額を下回っている状態となっている製造者数を表している。

このように、営業損失小規模特例適用者については、20 事業年度から 24 事業年度までを概観すると経営が悪化している傾向にあるといえる。

特例は中小零細業者である清酒等の製造者や地ビール製造者の経営の安定化及び創業期の支援の必要性を勘案して延長されているが、前記のとおり、酒類全体の消費が減少傾向にあることもあり、20、24 両事業年度における営業損益及び純資産の増減をみると、特例適用者 559 製造者の半数近くを占めている営業損失小規模特例適用者 249 製造者については、営業損失が減少している製造者も見受けられるものの、特例の効果が十分に発現しているのか明確となっていないと認められる。

(3) 大規模な製造者に係る特例の適用状況

ア 特例適用者の資本金の状況

表 4 のとおり、製造者別課税数量の規模が大きいほど収益性が向上する傾向がみられる。そこで、製造者別課税数量の規模と製造者の法人としての規模との関係について、特例適用者 559 製造者の 24 事業年度の貸借対照表に計上された資本金額の状況を製造者別課税数量の階層別にみると、表 7 のとおり、製造者別課税数量の規模が大きいほど資本金額も大きくなる傾向がみられる。そして、559 製造者のうち 531 製造者(94.9%)が資本金 1 億円以下の法人であるが、製造者別課税数量 10,000kL 以上の製造者でみると、19 製造者のうち 10 製造者が資本金 1 億円を超える法人である。

表7 特例適用者の製造者別課税数量の階層別の資本金額の状況 (単位：製造者)

製造者別課税数量	資本金額				計
	1000万円以下	1000万円超 3000万円以下	3000万円超 1億円以下	1億円超	
60kL未満	192	54	29	2	277
60kL以上100kL未満	41	10	6	1	58
100kL以上200kL未満	47	20	14	2	83
小計	280	84	49	5	418 (74.7%)
計 (全体に占める割合)	413 (73.8%)			5 (0.8%)	
200kL以上500kL未満	26	17	18	5	66
500kL以上1,000kL未満	6	11	9	2	28
1,000kL以上5,000kL未満	4	7	6	5	22
5,000kL以上10,000kL未満	0	0	5	1	6
10,000kL以上	1	3	5	10	19
小計	37	38	43	23	141 (25.2%)
計 (全体に占める割合)	118 (21.1%)			23 (4.1%)	
計	317	122	92	28	559 (100.0%)
合計 (全体に占める割合)	531 (94.9%)			28 (5.0%)	

イ 大規模製造者等に係る特例の適用状況

表7における製造者別課税数量10,000kL以上で資本金1億円を超える10製造者は、全て営業利益1億円以上であるため、表4の製造者別課税数量10,000kL以上で営業利益1億円以上を計上した18製造者(以下「大規模製造者」という。)に含まれている。そして、大規模製造者と製造者別課税数量10,000kL以上で資本金1億円を超える製造者から100%の出資を受けているなどの2製造者とを合わせた計20製造者(以下「大規模製造者等」という。)の特例の適用状況について、品目別の適用件数、軽減税額をみると、表8のとおり、適用件数計35件、軽減税額計9283万余円となっていて、このうち単式焼酎に係る分が適用件数10件、軽減税額4595万余円(全体に占める割合49.5%)と最も多くなっている。

表8 大規模製造者等の品目別特例の適用状況

品目	製造者別課税数量 10,000kL以上かつ 資本金1億円超		左の製造者 の子会社等		製造者別課税数量 10,000kL以上かつ 営業利益1億円以上		計	
	適用件数(件)	軽減税額(円)	適用件数(件)	軽減税額(円)	適用件数(件)	軽減税額(円)	適用件数(件)	軽減税額(円)
清酒	3	6,796,504	1	4,123,076	1	4,790,152	5	15,709,732
合成清酒	1	1,025,424	0	0	2	2,212,056	3	3,237,480
連続式焼酎	1	26,814	0	0	1	9,124,565	2	9,151,379
単式焼酎	5	13,256,830	1	10,000,213	4	22,696,276	10	45,953,319
果実酒	5	8,286,405	0	0	3	5,807,699	8	14,094,104
発泡酒	2	310,633	0	0	1	62,510	3	373,143
ビール	2	3,259,986	0	0	2	1,054,829	4	4,314,815
計 (実製造者数)	19 (10)	32,962,596	2 (2)	14,123,289	14 (8)	45,748,087	35 (20)	92,833,972

注(1) 1製造者が1品目について特例の適用を受けたものを1件としている。

注(2) 「製造者別課税数量10,000kL以上かつ資本金1億円超」、「製造者別課税数量10,000kL以上かつ営業利益1億円以上」に重複する製造者については、前者で計上している。

これらは、複数の酒類を製造する大規模製造者が主な製造品目以外の品目について清酒等の特例の適用を受けていた場合や、大規模製造者が製造場内の見学施設に併設したレストランで提供するためのビールについてビールの特例の適用を受けていた場合等である。

<事例>

A製造者は、平成24年度の製造者別課税数量が10,458kLの大規模製造者である。A製造者は、その主な製造品目である単式焼酎(同年度の課税移出数量8,630kL)以外に、合成清酒(同40kL)、連続式焼酎(同483kL)、果実酒(同383kL)等を製造している。そして、A製造者は、特例対象品目である合成清酒、連続式焼酎、果実酒の前年度課税移出数量が1,300kL以下であることから、これらの品目について特例の適用を受け、同年度における軽減税額が1265万余円となっていた。

このように、特例は、酒類の品目ごとに前年度課税移出数量を適用基準としているため、大規模製造者等も適用を受けており、中小零細業者である清酒等の製造者への支援や地ビール製造者の創業期の経営基盤の強化という特例の目的に照らして、現行の基準は、特例の適用の対象者を選定する基準としては有効に機能していないおそれがあると認められる。

(4) 要望書等による特例の検証の状況

国税庁は、清酒等の特例について、25年度税制改正の要望書において、長期にわたり酒類の需要が減少傾向にあり、具体的な達成目標を示すことは困難であるとして、「政策目標の達成状況」欄については記載を行っていない。また、同庁は、ビールの特例について、「政策目標の達成状況」欄には「地ビール製造者を取り巻く環境は依然として厳しい状況にある。」と記載しているが、定量的な達成状況を示していない。

そして、財務省は、国税庁から提出を受けた要望書に基づいて特例の効果等について検証を行っていた。

政策評価法に基づく検証については、評価が義務付けられていない法人税関係以外の特別措置も積極的かつ自主的に評価の対象とするよう努めることとされているところであるが、国税庁は、政策の性格上定量的な効果測定を行い評価することが困難であるとして、特例について評価を行っていない。

4 本院の所見

(1) 検査の状況の概要

ア 特例の適用状況等

特例の適用件数、軽減税額とも、清酒、単式焼酎及び果実酒が多くの割合を占めており、中小零細業者が多いとされるこれらの品目の製造者が特例の適用を多く受けていた。25年度税制改正により、今後、前年度課税移出数量が1,000kL超1,300kL以下の品目について軽減幅が縮小されることとなったが、1,000kL超1,300kL以下の適用件数は延べ709件に対し10件となっており、適用件数で見ると縮小の規模は限定的になると見込まれる。

イ 特例適用者のうち小規模な製造者における経営安定化等の状況

営業損失小規模特例適用者について営業損失と純資産の変動状況を概観すると、経営が悪化している傾向にある。特例は経営の安定化及び創業期の支援の必要性を勘案して延長されているが、20、24両事業年度における営業損益及び純資産の増減をみると、特例の効果が十分に発現しているのか明確となっていないと認められる。

ウ 大規模な製造者に係る特例の適用状況

特例は酒類の品目ごとに前年度課税移出数量を適用基準としているため、大規模製造者等も適用を受けていた。現行の基準は、特例の目的に照らして、特例適用の対象者を選定する基準としては有効に機能していないおそれがあると認められる。

エ 要望書等による特例の検証の状況

国税庁は、要望書による特例の検証において、「政策目標の達成状況」欄については記載を行っていなかったり、定量的な達成状況を示していなかったりなどして、達成状況の検証を行っていなかった。

(2) 所見

国税庁は、今回の検査の結果を踏まえて、今後、特例の延長要望等の際の検証の中で、検証の内容をより一層充実させ、その検証の結果に応じて、政策の実効性を高めていくとともに、国民に対する説明責任を果たしていくことが必要である。

また、財務省においては、特例の効果等について今後とも十分に検証していくことが必要である。

本院としては、今後とも特例の適用状況等について、その推移を引き続き注視していくこととする。

第5 社会資本の長寿命化計画における維持管理・更新について

検査対象	国土交通本省、5 地方整備局、12 都県等
長寿命化計画の策定や補修等に係る事業の概要	社会資本の予防保全的な管理に資する長寿命化計画を策定し、これに基づいて施設の補修等を行うもの
上記に係る事業費	直轄事業 246 億円(平成 22 年度～25 年度) 交付金等事業 4588 億円(平成 22 年度～25 年度) (交付金等交付額 1941 億円)

1 検査の背景

(1) 社会資本の老朽化

我が国の国民生活、経済社会及び産業活動の基盤を形成する社会資本は、高度経済成長期以降に集中的に整備され、今後 20 年間で建設から 50 年以上経過する施設の割合が加速度的に高くなる状況となり、平成 24 年度と 20 年後の 44 年度とでその施設の割合を比較すると、道路橋は 16% から 65% に、河川管理施設は 6% から 47% に増大し、その他の施設についても同様の状況となると見込まれている。

(2) 社会資本整備重点計画の概要

国は、社会資本整備重点計画法(平成 15 年法律第 20 号)に基づき、社会資本整備事業を重点的かつ効率的に推進するために道路、鉄道、空港、港湾、公園、下水道、河川、海岸各事業等について社会資本整備重点計画を策定している。同計画において、社会資本の維持管理については、損傷等に対して個別、事後的に対処する手法から、施設の状態を定期的に点検して診断を行い、異常が認められる際には致命的欠陥が発現する前に速やかに対策を講じ、社会資本の計画、設計から建設、維持管理、解体撤去、廃棄に至る過程で必要となる費用の総額であるライフサイクルコスト(以下「LCC」という。)の縮減を図る予防保全の考え方に立った、戦略的な維持管理・更新を実施していくことが必要であるとしている。そして、道路橋等の施設について、予防保全的な管理が必要な施設の補修対策の時期、内容等を記載した長寿命化計画の策定率等の指標を設定している。

(3) 国土交通省等における取組

国土交通省は、25 年 3 月に、社会資本の維持管理・更新に関し当面講ずべき措置として、今後 3 か年にトータルコスト(「LCC」と同義。以下同じ。)の縮減や予算の平準化に寄与する長寿命化計画策定の推進等を図り、また、将来的に施設ごとの損傷状況等を踏まえた維持管理費の推計等に活用するために維持管理・更新に係る情報の整備を行うなどとしている。

また、国土交通省を含むインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議は、25 年 11 月に、国民の安全及び安心を確保し、中長期的な維持管理、更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化等のために国や地方公共団体等が管理する社会資本を対象にインフラ長寿命化基本計画を策定しており、その中で、施設諸元、修繕及び更新の履歴、維持管理等に係る情報について、収集して蓄積し、更にそれらを分析し利活用するとともに、国民に発信し共有することに取り組むこととしている。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

長寿命化計画の策定事業が先行して導入されている道路、港湾両事業においては、LCCの縮減に寄与することなどを目的とする長寿命化計画の策定が進捗してきており、また、これらの事業以外の各事業においても、国は直轄事業により、地方公共団体は社会資本整備総合交付金等の交付を受けるなどして、長寿命化計画を策定し補修等を実施し始めている。

近年、安全、安心な社会資本の構築や維持管理に対する国民の関心は高まっており、社会資本の維持管理・更新の必要性や重要性に対する国民の理解を促進するとともに老朽化が進む社会資本の安全性に対する不安を払拭するために、国及び地方公共団体は、その維持管理・更新に着実に取り組むとともに必要な情報について広く発信する必要がある。

そこで、本院は、経済性、効率性、有効性等の観点から、社会資本整備重点計画で長寿命化計画の策定率等が指標として掲げられている道路橋、港湾施設、公園施設、下水道施設(管渠を含む。)、河川構造物の各施設について、次の点に着眼して検査した。

- ア 各事業主体における長寿命化計画の策定及び公表の状況はどのようになっているか。
- イ 各事業主体はLCC及びLCCの縮減額をどのような方法で算定しているか。^(注1)
- ウ 各事業主体は補修等を長寿命化計画に沿って実施しているか、また、計画に沿って実施していなかった場合、LCCの縮減額や予算の平準化にどのように影響するか。
- エ 各事業主体において、LCC及びLCCの縮減額の算定に資する情報が蓄積されているか。

(注1) LCCの縮減額 施設の損傷に対し個別、事後的に対処する補修等に係る費用(以下「事後保全的費用」という。)から、損傷が軽微である早期段階に実施する予防的な補修等に係る費用(以下「予防保全的費用」という。)を差し引くなどして算定される額

(2) 検査の対象及び方法

本院は、5地方整備局及び管内12事務所^(注2)、12都県及び管内435市町村(特別区等を含む。以下同じ。)^(注3)並びに10政令指定都市において、上記の各施設について、長寿命化計画の策定、施設の点検及び補修等に係る事業で22年度から25年度までの間に支出された直轄事業費計246億余円(うち道路事業190億余円、港湾事業14億余円、公園事業12億余円、河川事業28億余円)を、同じく交付金等事業費計4588億余円に係る社会資本整備総合交付金等の交付額計1941億余円(うち道路事業554億余円、港湾事業12億余円、公園事業51億余円、下水道事業1274億余円、河川事業49億余円)を対象として検査した。

検査に当たっては、上記の5地方整備局等において、調書等を徴してその内容を確認するとともに、国土交通本省において、長寿命化計画の策定の推進等の取組状況を聴取するなどして会計実地検査を行った。

(注2) 5地方整備局 関東、北陸、中部、近畿、四国各地方整備局

(注3) 12事務所 荒川下流河川、東京国道、東京港湾、金沢河川国道、金沢港湾・空港整備、豊橋河川、名古屋国道、名古屋港湾、神戸港湾、姫路河川国道、香川河川国道、高松港湾・空港整備各事務所

(注4) 12都県 東京都、山形、神奈川、石川、静岡、愛知、三重、兵庫、広島、高知、福岡、長崎各県

(注5) 10政令指定都市 横浜、川崎、相模原、静岡、浜松、名古屋、神戸、広島、北九州、福岡各市

3 検査の状況

(1) 長寿命化計画の策定、公表等の状況

ア 長寿命化計画の策定状況

事業主体は、長寿命化計画の策定に当たって、施設を点検し、劣化具合等を踏まえた上でどのような補修等が必要かなどの診断を行うことにより健全度を把握し、更に施設の重要度を考慮するなどして補修等の優先度を決定している。そして、今後の補修等の実施予定等を示した修繕工程表を作成し、それに従って補修等を実施するとともに、点検、補修等の結果により、修繕工程表を適宜見直すこととしている。

長寿命化計画の策定状況についてみると、表1のとおり、同計画を策定した延べ873事業主体が管理する236,894施設のうち同計画の策定の対象としている施設数は162,459施設で、そのうち25年度末時点で同計画が策定されていた施設数は139,113施設となっていた。なお、港湾事業においては419施設のうち416施設で同計画が策定されていて、計画の策定が進んでいる状況であった。

表1 長寿命化計画の策定状況

事業種別	事業主体 注(1)	検査対象 となる事 業主体数	管理施設 数 注(2)	長寿命化計 画策定済の 事業主体数	管理施設数	長寿命化計 画策定対象 施設数	平成25年度末 時点での長寿 命化計画策定 済施設数 注(3)
道路事業	地方整備局	5	14,486	5	14,486	14,486	14,486
	地方公共団体	454	194,605	437	193,428	126,627	107,813
	計	459	209,091	442	207,914	141,113	122,299
港湾事業 注(4)	事務所	5	98	5	98	98	98
	地方公共団体	19	322	18	321	321	318
	計	24	420	23	419	419	416
公園事業	地方整備局	5	11	3	9	9	5
	地方公共団体	390	43,687	149	23,430	18,468	14,652
	計	395	43,698	152	23,439	18,477	14,657
下水道 事業	施設	282	2,128	166	1,819	1,451	876
	管渠(km)	366	173,350	70	89,927	9,828	2,704
河川事業	事務所	5	183	5	183	98	78
	地方公共団体	16	3,218	15	3,120	901	787
	計	21	3,401	20	3,303	999	865
合計 注(5)	地方整備局・ 事務所	20	14,778	18	14,776	14,691	14,667
	地方公共団体	1,527	243,960	855	222,118	147,768	124,446
	計	1,547	258,738	873	236,894	162,459	139,113

注(1) 直轄事業の地方整備局、事務所の区分は、長寿命化計画を策定等した機関に対応している(以下の表について同じ)。

注(2) 各事業における策定対象施設は次のとおりである。

- ・道路事業：橋長が15m以上等の橋りょう
- ・港湾事業：重要港湾等における7.5m以深の岸壁
- ・公園事業：都市公園
- ・下水道事業(施設)：処理場及びポンプ場のうち、長寿命化対策及び更新を行う設備のある施設等
- ・下水道事業(管渠)：管路施設のうち、長寿命化計画策定対象地区内の管路の延長
- ・河川事業：堰、水門、樋門・樋管、閘門、陸閘、揚排水機、浄化施設

注(3) 下水道(管渠)の策定済施設数の中には、策定対象施設数のうち、点検等を実施した結果、長寿命化計画を策定する必要のない施設も含んでいる。

注(4) 港湾事業の事務所については、地方公共団体に施設管理を委託しており、その施設数を計上している。

注(5) 各事業の事業主体数を単純合計した延べ数である。下水道(管渠)の施設数は合計から除いている。

イ LCC等の算定、公表等の状況

長寿命化計画のうちLCC及びLCCの縮減額の算定の状況、点検の実施状況、修繕工程表の作成状況及びこれらの公表の状況についてみたところ次のとおりとなっていた。

(ア) LCC及びLCCの縮減額の算定並びにこれらの公表の状況

LCC及びLCCの縮減額の算定状況についてみると、表2のとおり、長寿命化計画を策定していた873事業主体のうち、801事業主体でLCCを、784事業主体でLCCの縮減額をそれぞれ試算していた。そのうち、地方公共団体においては、それぞれ798事業主体及び782事業主体で算定していた。一方、地方整備局及び事務所におい

ては、公園事業を除き、補修費用等に関して十分な知見が集積されていないなどとして、いずれも算定していなかった。また、港湾事業においては、事務所及び地方公共団体共に、LCCのうち補修費用等の一部について可能な限り算定している事業主体が多く見受けられたり、下水道事業においては、長寿命化計画の策定対象となっても、劣化が著しい施設等についてはLCCを算定せずに更新することとなっているため、LCC及びLCCの縮減額を算定していない事業主体も見受けられたりした。

LCC及びLCCの縮減額の算定結果の公表についてみると、道路事業において公表している事業主体が多くなっている一方で、その他の事業についてはほとんど公表されていない状況となっていた。

(イ) 点検の実施及び修繕工程表の作成並びにこれらの公表の状況

各事業主体における施設の点検の実施状況及び修繕工程表の作成状況についてみると、表2のとおり、ほとんどの事業主体において点検が実施され、修繕工程表が作成されていた。次に、これらの公表の状況についてみると、道路事業においては、地方整備局は、道路橋に対する住民等の信頼を確保することなどを目的としていずれも公表していたが、地方公共団体は、点検結果については46.0%、修繕工程表については31.4%の事業主体が公表しているにとどまっていた。また、その他の事業においては、ほとんど公表されていない状況となっていた。

表2 LCC等の算定、公表等の状況

事業種別	事業主体	長寿命化計画策定の事業主体数	LCC算定済の事業主体数	公表している事業主体数	LCCの縮減額の算定済の事業主体数		点検実施済の事業主体数	公表している事業主体数	修繕工程表作成済の事業主体数	公表している事業主体数
					公表している事業主体数	公表している事業主体数				
道路事業	地方整備局	5	0	0	0	0	5	5	5	5
	地方公共団体	437	435	321	435	343	437	201 (46.0%)	437	137 (31.4%)
	計	442	435	321	435	343	442	206	442	142
港湾事業	事務所	5	0	0	0	0	5	0	5	0
	地方公共団体	18	2	0	1	0	18	1	15	1
	計	23	2	0	1	0	23	1	20	1
公園事業	地方整備局	3	3	0	2	0	3	0	3	0
	地方公共団体	149	147	8	146	8	149	10	149	6
	計	152	150	8	148	8	152	10	152	6
下水道事業	施設	166	136	5	125	6	165	7	164	12
	管渠	70	63	9	61	5	67	6	66	9
河川事業	事務所	5	0	0	0	0	5	0	0	0
	地方公共団体	15	15	0	14	0	15	1	15	1
	計	20	15	0	14	0	20	1	15	1
合計	地方整備局・事務所	18	3	0	2	0	18	5	13	5
	地方公共団体	855	798	343	782	362	851	226	846	166
	計	873	801	343	784	362	869	231	859	171

注(1) 道路事業の地方公共団体における括弧内の数字は、それぞれ公表している事業主体の割合を示している。

注(2) 下水道事業のLCC算定済の事業主体数欄については、LCCを算定する必要がある施設を有する事業主体数を計上している。

以上のとおり、直轄事業を中心にLCC及びLCCの縮減額を算定していない事業主体が見受けられ、また、港湾、公園、下水道、河川各事業において、LCC、LCCの縮減額、点検結果及び修繕工程表を公表していない事業主体が多く見受けられた。

(2) LCC 及び LCC の縮減額の算定方法等

ア LCC 及び LCC の縮減額の算定方法及び算定の状況

国土交通省は、表3のとおり、港湾、公園、下水道各事業において、LCCの算定方法について手引等を作成して基本的な考え方を示しているが、道路、河川両事業については、上記のような手引等を作成していないことから、各事業主体はLCC及びLCCの縮減額の算定方法を独自に定めている。そして、同省は、両事業については、道路橋及び河川構造物を取り巻く環境や使用状況が多様なことなどから、当面地方整備局及び事務所における点検結果等のデータを収集し分析するなどして研究を進めていくとしている。

LCC及びLCCの縮減額の算定に当たり、将来の価値を現在の価値に換算するための社会的割引率の適用状況についてみると、港湾事業においては、手引等に社会的割引率の基本的な考え方は示しているが、具体的な取扱いについては示しておらず、公園事業においては、算出方法の複雑化を回避し長寿命化計画の策定を促進するために社会的割引率を適用しないとしていることなどから、各事業主体は、道路、河川両事業も含め、LCC及びLCCの縮減額の算定に社会的割引率を適用していなかった。一方、下水道事業においては、手引等により、LCCの算定については社会的割引率を用いることとしていないが、LCCの縮減額の算定については、社会的割引率(4%)を適用することとしていて、各事業主体は、当該手引等に基づき、社会的割引率を適用してLCCの縮減額を減額して算定していた。

表3 事業種別ごとのLCC及びLCCの縮減額の算定方法

事業種別	LCC及びLCCの縮減額の算定方法についての手引等の有無	LCC及びLCCの縮減額の算定方法 ① 事後保全的費用 ② 予防保全的費用 ③ LCCの縮減額	LCCの縮減額の算定対象
道路事業	無	手引等が未策定のため、主な算定方法を示すと以下のとおりである。 (社会的割引率を適用しているものはなかった) 【パターン1】 ① 架け替え費+点検費等 ② 補修費+点検費等 ③ ①-② 【パターン2】 ① 事後保全的維持管理による補修費+点検費等 ② 予防保全的維持管理による補修費+点検費等 ③ ①-②	長寿命化計画対象施設全て
港湾事業	有	① 運用・維持管理費用(事後保全的) ② 運用・維持管理費用(予防保全的) ③ ①-② (社会的割引率の基本的な考え方は示している)	長寿命化計画対象のうち、水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設
公園事業	有	① (維持保全費+更新費)÷長寿命化対策をしない場合の使用見込み期間=事後保全型管理の単年度当たりのLCC ② (維持保全費+長寿命化対策費(健全度調査費+補修費)+更新費)÷長寿命化対策をした場合の使用見込み期間=予防保全型管理の単年度当たりのLCC ③ ①-②(単年度当たり) (社会的割引率は適用しない)	長寿命化計画対象施設のうち、予防保全型管理を行う候補とした施設
下水道事業	有	【施設】 ① (更新費+維持管理費×評価期間)÷評価期間=年平均費用 ② (更新費+長寿命化対策費+維持管理費×評価期間)÷評価期間=年平均費用 ③ ①-②=毎年度の改善額(名目値)を算出し、評価時点に社会的割引率(4%)で割り戻した上で評価期間分を累計	長寿命化計画対象設備のうち、主要部品単位で長寿命化対策の検討が可能な設備
		【管渠】 ① (布設替え費+維持管理費×評価期間)÷評価期間=年平均費用 ② (布設替え費+更生工法費+維持管理費×評価期間)÷評価期間=年平均費用 ③ ①-②=毎年度の改善額(名目値)を算出し、評価時点に社会的割引率(4%)で割り戻した上で評価期間分を累計	診断結果により、スパン単位の対策が必要とされた管路
河川事業	無	手引等が未策定のため、主な算定方法を示すと以下のとおりである。 (社会的割引率を適用しているものはなかった) 【パターン1】 ① 新設費+点検費等 ② 補修費+点検費等 ③ ①-② 【パターン2】 ① 事後保全的維持管理による補修費+点検費等 ② 予防保全的維持管理による補修費+点検費等 ③ ①-②	長寿命化計画対象施設全て

さらに、LCCの縮減額を算定している784事業主体について、事業ごとの事後保全的費用に対するLCCの縮減額の割合(以下「縮減率」という。)をみると、複数の事業主体でLCCの縮減額を算定していた道路、公園、下水道、河川各事業で、それぞれ53.5%、17.6%、19.7%及び29.3%となっていた。そして、道路事業については、施設の更新費用を事後保全的費用に含めて予防保全的費用には含めずにLCCの縮減額を算

定していたものも一部あるため、縮減率が高くなっていた一方、公園、下水道両事業については、施設の更新費用を事後保全的費用及び予防保全的費用いずれにも含めるなどしてLCCの縮減額を算定しているため、縮減率が低くなっていた。

イ 道路事業及び河川事業におけるLCCの縮減額の算定状況

国土交通省は、前記のとおり道路、河川両事業におけるLCC及びLCCの縮減額の算定方法について、手引等により明確に示していない。そこで、これらの事業において、LCCの縮減額を算定している地方公共団体におけるその算定状況についてみたところ次のとおりとなっていた。

道路事業については435事業主体がLCCの縮減額を算定しているが、事後保全的費用を算出する際に、橋りょうが耐用年数に達する時期に架け替え費用を計上している事業主体がある一方で、耐用年数にかかわらず補修等により橋りょうを維持できるとして架け替え費用を計上していない事業主体が見受けられた。このため、事後保全的費用に架け替え費用を計上して予防保全的費用に架け替え費用を計上していない事業主体と事後保全的費用と予防保全的費用のいずれにも架け替え費用を計上していない事業主体について縮減率を比較すると、前者の152事業主体の縮減率の平均は65.8%であるのに対して、後者の134事業主体の縮減率の平均は40.2%となっており、両者に大きな開差が生じていた。

また、河川事業については、事後保全的費用を、原則として施設の全面改築を行わないとして算定する場合と、耐用年数に達したら施設の全面改築を行うとして算定する場合があります。前者より後者の方が縮減率が大きくなっていた。

以上のとおり、道路、河川両事業では手引等によりLCC算定の基本的な考え方が示されておらず、また、手引等において社会的割引率の適用についての取扱いが明確になっていないことなどから、事業主体によってLCC及びLCCの縮減額の算定方法が区々となっている状況が見受けられた。

(3) 長寿命化計画と補修等の実施状況等

社会資本の維持管理・更新を的確に行い、長寿命化計画を実効性のあるものとするには、補修等を計画的に実施する必要があることから、その実施状況等についてみたところ次のとおりとなっていた。

ア 修繕工程表に沿った補修等の実施状況等

(ア) 修繕工程表と補修等の実施状況

25年度までに修繕工程表により補修等が計画されていた施設を対象として、計画した施設数に対する補修等が着手された施設数の割合(以下「実施率」という。)についてみると、表4のとおり、地方公共団体については、32.9%の事業主体において実施率が50%未満となっていた。そして、その理由についてみると、補修等のために確保できた予算額が計画額を下回ったためとする事業主体が大半を占めており、この中には国庫補助制度があったとしても事業主体が負担する予算額が不足しているためとする事業主体が多く見受けられた。

表4 事業ごとの実施率

事業種別	事業主体	平成25年度までに修繕工程表により補修等を計画した事業主体数(A)	実施率					
			100%	100%未満 80%以上	80%未満 50%以上	50%未満 (B) (構成比) (B/A)	うち0%	
道路事業	事務所	5	3	1	1	0	0	
	地方公共団体	244	97	18	41	88	34	
	計	249	100	19	42	88(35.3%)	34	
港湾事業	事務所							
	地方公共団体	7	5	0	1	1	1	
	計	7	5	0	1	1(14.3%)	1	
公園事業	地方整備局	1	0	0	0	1	0	
	地方公共団体	69	18	9	11	31	11	
	計	70	18	9	11	32(45.7%)	11	
下水道事業	施設							
	管渠	地方公共団体	128	56	20	19	33(25.8%)	6
		地方公共団体	53	21	14	8	10(18.9%)	7
河川事業	事務所	0	—	—	—	—	—	
	地方公共団体	12	3	2	1	6	0	
	計	12	3	2	1	6(50.0%)	0	
合計	地方整備局・事務所	6	3	1	1	1(16.7%)	0	
	地方公共団体	513	200	63	81	169(32.9%)	59	
	計	519	203	64	82	170(32.8%)	59	

(イ) 修繕工程表に沿った補修等が実施できなかった場合のLCCへの影響

道路事業については、橋りょうが劣化し健全度が低下した場合に、健全度を一定の水準に引き上げるための補修等を行うことになるが、その際に劣化状況に応じた補修等の単価を事業主体が設定している場合があり、この単価は健全度が低くなるほど高くなる傾向がみられた。そのため、補修等が計画されていた時期よりも後に実施されることとなった場合には、経年劣化により健全度が低下して、補修等の費用が増大し、その結果、LCCも増大する可能性がある。

また、下水道事業の管渠については、管の劣化が著しい場合等には布設替えを実施するが、それ以外の場合には、布設替えの場合のLCCと更生工法^(注6)により長寿命化させる場合のLCCを単年度当たりの額で比較し、より経済的な方法で実施することになる。しかし、修繕工程表に沿った補修等が進捗せず、補修等が遅れ劣化が進行して、更生工法による場合の方が経済的であるにもかかわらず布設替えを実施せざるを得なくなる場合は、LCCの単年度当たりの額が増大する可能性がある。

(注6) 更生工法 地面を開削せずに下水道管の内部に樹脂等を被覆することなどにより下水道管を長寿命化する工法

イ 予算の平準化と今後の補修等の実施

長寿命化計画により補修等を実施する際には、LCCを算定するなどして、将来必要となる費用の全体を見通しながら、特定の年度に補修等が集中しないよう予算の平準化を図り計画に沿って着実に実施することが重要である。しかし、道路事業において検査を実施した事業主体のうち、予算を平準化し、将来の予算制約条件も考慮して、か

つ、長寿命化計画策定後既に3年以上経過しているのに実施率が50%未満となっているなどの事業主体が、表5のとおり、8事業主体見受けられた。そこで、これらの8事業主体について、26年度以降の修繕工程表の計画額と25年度までの実績額を基に、今後、実績額と同水準で補修等の費用が推移すると想定し、計画額に対して不足する額を本院で推計したところ、その累計額は計29億余円となった。

表5 実施率が50%未満となっている事業主体の計画額と実績額の比較等

事業主体	対策初年度(平成)	対策末年度	期間全体計画額(千円)	左のうち	25年度末までの実績額(千円)	左のうち	計画額に対する実績額の比率の年平均値(B/A)	単年度の不足額(B-A=C)(千円)	25年度末時点における修繕工程表の残期間(D)(年)	計画額に対して不足する推計額(C×D)(千円)
				単年度平均計画額(A)(千円)		単年度平均実績額(B)(千円)				
a村	23	72	929,053	18,581	29,925	9,975	53.7%	△ 8,606	47	△ 404,484
b市	23	82	2,202,013	36,700	27,562	9,187	25.0%	△ 27,512	57	△ 1,568,234
c町	22	26	514,600	102,920	263,823	65,955	64.1%	△ 36,964	1	△ 36,964
d市	23	32	1,096,878	109,687	295,208	98,402	89.7%	△ 11,285	7	△ 78,995
e市	23	32	1,840,172	184,017	459,847	153,282	83.3%	△ 30,734	7	△ 215,144
f市	21	30	1,584,099	158,409	282,081	56,416	35.6%	△ 101,993	5	△ 509,968
g村	22	31	94,686	9,468	17,106	4,276	45.2%	△ 5,192	6	△ 31,152
h町	22	31	154,000	15,400	5,057	1,264	8.2%	△ 14,135	6	△ 84,814
計			8,415,501							△ 2,929,759

ウ 長寿命化計画の見直しの状況等

(ア) 点検結果の長寿命化計画の見直しへの反映状況

25年度までに、修繕工程表で補修等の優先順位や箇所等を見直したことがある127事業主体のうち、事業主体数が他事業に比べて多い道路事業において、同一の橋りょうに係る初回の定期点検から5年を経過して以降、2回目を実施して修繕工程表を見直した地方整備局及び地方公共団体における管理橋りょう数計6,226橋について、前回より健全度が低下しているかみたと、点検した1,873橋のうち235橋の健全度が経年劣化、疲労等によって低下等して、速やかに補修等を行うことが必要と判定されていた。

そして、修繕工程表を見直したことのある127事業主体の中には、上記の管理橋りょう数計6,226橋を含め、点検結果を速やかに反映させるために、毎年度、補修等実施予定の橋りょう及び実施予定年度を見直している事業主体も見受けられた。

(イ) 補修等の実施が遅れた場合の修繕工程表の見直しの状況

修繕工程表に沿った補修等が実施できなかった場合には、前記のとおり、施設の健全度は経年劣化、疲労等により変化していることから、適時適切な修繕工程表の見直しが必要となる。そこで、表4の実施率が50%未満の170事業主体のうち、修繕工程表の対策初年度が23年度以前であり、かつ、24、25両年度に修繕工程表の見直しを実施していない38事業主体の今後の見直し方針についてみたと、随時見直したいとする事業主体が15事業主体見受けられたが、点検サイクル等の一定期間終了後に見直したいとする事業主体も18事業主体見受けられた。

以上のとおり、主に地方公共団体で、施設の補修等が修繕工程表に沿って実施されていなかったり、補修等の実績額が計画額を大幅に下回って今後も計画的に補修等が実施できなくなるおそれが生じていたり、修繕工程表が見直されていなかったりしている事業主体が見受けられた。

(4) 今後のLCCの算定等に資する補修等の履歴の記録状況

LCCを算定するに当たっては、健全度により施設の劣化予測をするとともに、劣化の程度に応じて健全度を上げるために必要となる費用を算定することとなる。

補修等の費用については、劣化の進行が地域環境、利用頻度等及び個々の施設の特性に影響されると考えられることから、各事業主体において、施設ごとの補修等の内容及び費用の履歴を記録することが重要となってくる。

そこで、これらの情報の記録状況についてみたところ、868事業主体のうち、補修等の内容及び費用の履歴を維持管理のためのシステムや維持管理の状況を記した台帳等を用いて記録していたのは344事業主体となっており、残りの524事業主体は契約書等で確認できるとして記録していない状況となっていた。^(注7)

また、LCCの算定や算定したLCCの検証のためには、施設の補修等を実施した場合に、部材単位等で、どのような補修等に対して幾ら費用がかかったかという情報が重要となってくる。そこで、補修等の内容及び費用の履歴を記録している上記の344事業主体において、補修等の内容に応じた費用の記録を行っているか、記録内容から当該費用が把握可能かなどについてみると、複数の事業主体が補修履歴を入力し保存するシステムを共同で運用して、部材単位等で、実施した補修等ごとに費用の履歴を記録して、LCCの見直しや検証に資するための取組を行っている事業主体が見受けられた一方、記録内容から、部材単位等で健全度ごとの単価を算出するのは困難であるとしている事業主体が大半であった。

以上のとおり、直轄事業、交付金等事業共に、LCCの算定や算定したLCCの検証に資することができるように、施設の補修等の内容及び費用の履歴の記録についての情報の蓄積が十分に行われていない状況が見受けられた。

(注7) 868事業主体 長寿命化計画を策定している873事業主体のうち、地方公共団体に施設管理を委託している港湾事業の5事務所を除いた事業主体数

4 本院の所見

高度経済成長期以降に集中的に整備された橋りょうや下水道管渠等の社会資本の老朽化が今後加速度的に進行していくため、社会資本の維持管理・更新に係る費用が増大していくことが想定される状況の下で、予防保全的な維持管理が社会資本の安全の確保に有用であり、かつ、LCCを縮減するとして、各事業主体は長寿命化計画を策定し、これに基づいて施設の補修等を行っている。一方、近年、国民の社会資本の安全性に対する関心はますます高まっているが、社会資本の健全度や今後の補修予定及びそれに要する費用等については、国民の知る機会が少ない状況である。

については、国土交通省において、引き続き次の点について留意しながら、社会資本の的確な維持管理・更新に取り組んでいく必要がある。

ア 各事業主体が、可能な限り、LCC及びLCCの縮減額の算定に取り組むとともに、施設の健全度や今後の修繕工程表と併せて公表するよう支援、助言等を行う。

イ 補修費用等に関する知見の集積を踏まえ、LCC及びLCCの縮減額の算定方法等についての基本的な考え方が明確になっていない事業についてはその明確化に取り組むとともに、各事業においてより精度の高い算定方法の検討に引き続き取り組む。

ウ 各事業主体が、実効性のある計画を策定して修繕工程表に沿った補修等を実施したり、予算の制約に応じて、補修等の内容、優先順位等の見直しを適時適切に実施したりするよう支援、助言等を行う。

エ 各事業主体が、LCC及びLCCの縮減額の算定の精度を向上させるために、補修等の内容や費用の履歴についての情報の蓄積を適切に行うよう支援、助言等を行う。

本院としては、社会資本のうち老朽化する施設の割合が今後加速度的に高くなっていくことから、長寿命化計画の策定及び見直しの状況やこれに基づく補修等が適時適切に実施されているかなどについて引き続き注視していくこととする。

第6 高速道路利便増進事業の実施状況等について

第4章 第3節 特定検査対象に関する検査状況 第6

検査対象	国土交通省、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社
事業の根拠	道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和33年法律第34号)
高速道路利便増進事業の概要	国が、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債務の一部を承継することなどにより、6会社が料金割引を行ったり、4会社がスマートインターチェンジの整備等を行ったりするもの
上記事業に係る機構が保有する債務の国の一般会計への承継額	2兆8804億円(平成20年度)
上記事業に係る6会社の料金割引の実施額(1)	1兆9739億円(平成26年3月末現在)
上記事業に係る4会社のスマートインターチェンジの整備等の実施額(2)	219億円(平成26年3月末現在)
(1)及び(2)の計	1兆9958億円
機構の高速道路利便増進事業引当金の残高	7084億円(平成25年度末)

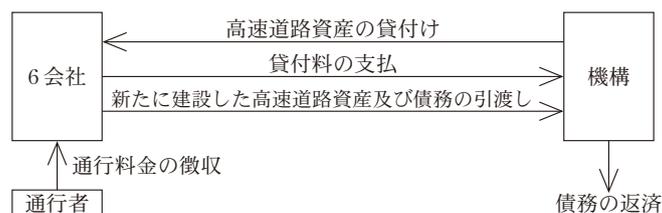
1 検査の背景

(1) 高速道路事業の概要

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。)並びに東日本高速道路株式会社(以下「東会社」という。)、中日本高速道路株式会社(以下「中会社」という。)、西日本高速道路株式会社(以下「西会社」という。)、本州四国連絡高速道路株式会社(以下「本四会社」という。)、首都高速道路株式会社(以下「首都会社」という。)及び阪神高速道路株式会社(以下「阪神会社」という。また、以下、これらの会社を総称して「6会社」という。)は、日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)等により、平成17年10月に設立された。

6会社は、高速道路の建設等を行っており、工事完了後に高速道路に係る資産及び債務を機構へ引き渡すこととなっている。そして、機構は高速道路に係る資産の保有、6会社に対する高速道路に係る資産の貸付けなどを行っており、6会社は高速道路の通行者等(以下「通行者」という。)から通行料金を徴収して、その中から貸付料を機構へ支払うなどしている。また、機構は、この貸付料を原資とするなどして、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)により、77年9月30日までに日本道路公団等から承継した債務、新たな建設に伴い6会社から引き渡された債務等を返済することとなっている(図1参照)。

図1 6会社と機構による高速道路事業の実施の枠組み



(2) 高速道路利便増進事業の背景及び概要

ア 高速道路利便増進事業の背景

政府は、19年12月に「道路特定財源の見直しについて」(政府・与党合意)において、地域の活性化、物流の効率化等の点から、高速道路の通行料金の引下げ、ETC(有料道路自動料金収受システム)車載器を搭載した車両のみ通行可能なスマートインターチェンジ(以下「スマートIC」という。)の整備及び修繕(以下「スマートICの整備等」という。)を行うなど、既存高速道路の有効活用及び機能強化策を推進することなどとした。そして、20年5月に「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(昭和33年法律第34号。以下「道路財特法」という。)が改正され、料金割引及びスマートICの整備等を行う高速道路利便増進事業(以下「利便増進事業」という。)のために必要な財政基盤の確保を図るために、機構の債務の一部を国の一般会計に承継することが規定された。その後、政府は、世界的な原油等の価格高騰に対応するなどのために、20年8月に「安心実現のための緊急総合対策」(「安心実現のための緊急総合対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定)に通行料金の効果的な引下げなどを、また、同年10月に「生活対策」(新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定)に上記対策において導入した通行料金の引下げに加えて、更なる重点的な引下げなどを盛り込んだ。

これらを受けて国土交通省は、利便増進事業を実施するために必要な国の債務承継の規模を、20年8月に「「安心実現のための緊急総合対策」における高速道路料金の引下げの進め方」を示して同年10月から約1年間の取組として約1000億円とした。さらに、21年1月に「高速道路の有効活用・機能強化の進め方について」を示して、高速道路の有効活用・機能強化を図ることとして、①上記の「生活対策」のために23年3月までの取組として5000億円、②上記の約1000億円を含めて20年10月から約10年間の取組として2兆5000億円、計3兆円とした。

以上の経緯をまとめると、表1のとおりである。

表1 高速道路利便増進事業の背景

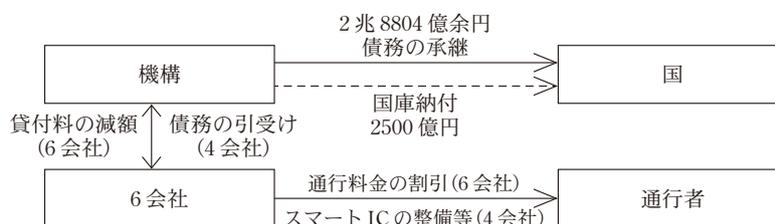
年月	政府	国土交通省
平成19年12月	道路特定財源の見直しについて(政府・与党合意)	
20年5月	道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和33年法律第34号)の改正	
20年8月	安心実現のための緊急総合対策(「安心実現のための緊急総合対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定)	「安心実現のための緊急総合対策」における高速道路料金の引下げの進め方
20年10月	生活対策(新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定)	
21年1月		高速道路の有効活用・機能強化の進め方について

イ 利便増進事業の概要

利便増進事業の仕組みは、図2のとおり、機構は、国へ債務を承継してその総額を減らすことで、①6会社が主にETC車載器を搭載した車両を対象に料金割引を行うための、債務返済の原資となる貸付料の減額をしたり、②東会社、中会社、西会社及び本四会社(以下「4会社」という。)が行ったスマートICの整備等に係る債務を引き受けたりするもの(以下、貸付料の減額と合わせて「貸付料の減額等」という。)である。また、6会社が実施する利便増進事業に関する事項等については、道路財特法の規定に基づき、6会社それぞれが機構と共同して作成する利便増進事業に関する計画(以下「利便増進計画」という。)に定めて、国土交通大臣に協議し、その同意を求めるものとなっており、これを変更する場合も同様となっている。

そして、機構は、21年3月に、保有する債務のうち2兆8804億余円を国の一般会計に承継して、利便増進事業のために必要となる貸付料の減額等の原資としたが、その後、24年3月に「東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律」(平成23年法律第42号。以下「特措法」という。)に基づき2500億円を国庫に納付しており、この分は、利便増進事業における貸付料の減額等から除かれることとなった。

図2 利便増進事業の仕組み



(3) 利便増進事業に係る経理

機構は、「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令」(平成17年国土交通省令第64号。以下「省令」という。)、 「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」(平成12年2月独立行政法人会計基準研究会策定。以下「会計基準」という。)等に基づき、利便増進事業による料金割引の実施により将来にわたって貸付料が減額されること

に伴う毎年度の機構の損益計算の適正化を目的として、貸借対照表に高速道路利便増進事業引当金(以下「引当金」という。)を計上している。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

利便増進事業実施のために国の一般会計に承継された機構の債務は2兆8804億余円に上っており、同事業が20年10月に実施されてから5年以上経過している。

そこで、本院は、有効性等の観点から、利便増進事業において、料金割引及びスマートICの整備等の実施状況はどのようになっているか、機構の財務諸表等において、実施状況はどのように表示されているかなどに着眼して検査した。

(2) 検査の対象及び方法

利便増進事業について、機構本部及び6会社本社から調書の提出を求めてその実施状況を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、機構の財務諸表等における経理処理について検査した。また、国土交通本省においても、利便増進事業の実施状況等に関する見解を聴取するなどして会計実地検査を行った。

3 検査の状況

(1) 貸付料の減額等の財源及び利便増進計画の変更の推移

ア 貸付料の減額等の財源

6会社の最新の利便増進計画(26年3月。以下「26年3月計画」という。)における貸付料の減額等の計画額は、表2のとおり、計3兆4056億余円となっている。

表2 最新の利便増進計画(平成26年3月) (単位：億円)

会社名	貸付料の減額等	計 画 期 間			
		うち 料金割引	うちスマート ICの整備等	料 金 割 引	スマートICの整備等
東 会 社	5707	5166	540	平成 20年10月～26年3月	21年4月～62年8月 (整備は33年3月まで)
中 会 社	6764	5963	800	20年10月～26年3月	21年4月～62年8月 (整備は33年3月まで)
西 会 社	6455	6000	454	20年10月～26年3月	21年4月～62年8月 (整備は33年3月まで)
本四会社	1136	1116	20	20年10月～26年3月	21年4月～62年8月 (整備は33年3月まで)
首都会社	8194	8194	—	21年4月～62年9月	—
阪神会社	5798	5798	—	21年4月～62年9月	—
計	3兆4056	3兆2240	1816		

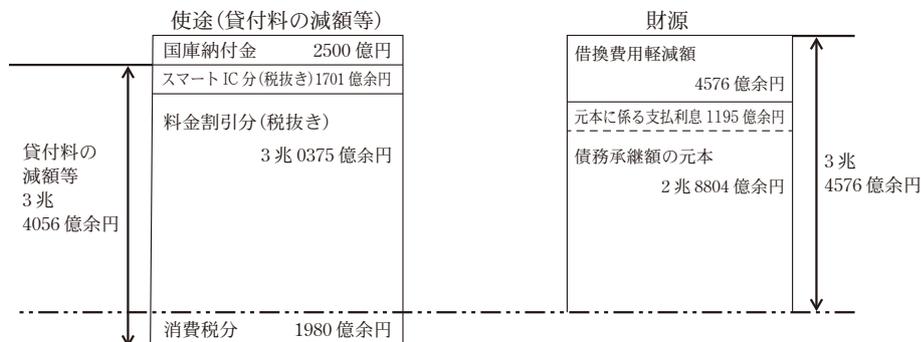
注(1) 首都会社及び阪神会社については、スマートICの整備は行わないこととしている。

注(2) スマートICの整備は平成33年3月までであり、残りの期間は資本的支出としての修繕が行われる。

貸付料の減額等の財源は、図3のとおり、債務承継額の元本の他に元本に係る支払利息及び債務承継に伴い将来軽減されることになる借換費用軽減額^(注1)で構成されている。なお、借換費用軽減額は、割引内容、料金割引の期間等によって増減することから、貸付料の減額等も同様に影響を受けることとなる。

(注1) 借換費用軽減額 機構が保有する債務は、その返済状況により借換えされるものがあり、債務を国に承継したことによりこの借換分の支払利息等が不要になることによる軽減額

図3 最新の利便増進計画(平成26年3月)における貸付料の減額等の財源



イ 利便増進計画の変更の推移

6 会社の利便増進計画は、表 3 のとおり、会社ごとに 4 回から 9 回変更されてきており、貸付料の減額等は、その都度変更されている。

料金割引の期間についてみると、4 会社の当初計画(20 年 10 月)では 20 年 10 月から 21 年 9 月までの 1 年間であったものが、26 年 3 月計画では 20 年 10 月から 26 年 3 月までの 5 年 6 か月間となっている。また、首都会社及び阪神会社(以下「2 会社」という。)の当初計画(21 年 2 月)では 21 年 4 月から 30 年 3 月までの 9 年間であったものが、26 年 3 月計画では 21 年 4 月から 62 年 9 月までの 41 年 6 か月間となっている。そして、スマート IC の整備目標箇所数についてみると、4 会社第 1 回変更(21 年 2 月)では計 200 か所であったものが、26 年 3 月計画では計 79 か所となっている。

表3 利便増進計画の変更の推移

(単位：億円)

年 月	貸付料の減額等(6会社の計)		主な変更内容等	
	うち 料金割引	うち スマートIC		
平成20年10月	1074	1074	—	4会社当初計画(割引期間：平成20年10月～21年9月)
21年2月	2兆7512	2兆3750	3762	4会社第1回変更(割引期間：30年3月まで、スマートIC計200か所(整備は30年3月まで)) 2会社当初計画(割引期間：21年4月～30年3月)
21年3月	3兆2884	2兆9122	3762	4会社第2回変更 2会社第1回変更
21年7月	3兆2884	2兆9122	3762	4会社第3回変更
21年12月	3兆2884	2兆9122	3762	4会社第4回変更
23年3月	3兆7501	3兆4958	2542	4会社第5回変更(3会社の割引期間：26年3月まで、本四会社の割引期間：24年3月まで、スマートIC計133か所) 2会社第2回変更(距離別料金導入に伴う割引、割引期間：62年9月まで)
23年6月	3兆4839	3兆2297	2542	4会社第6回変更(割引内容の一部廃止、2500億円の国庫納付反映)
24年3月	3兆3899	3兆1801	2098	4会社第7回変更(本四会社の割引期間：26年3月まで、スマートIC計109か所(整備は33年3月まで)) 2会社第3回変更
25年6月	3兆3881	3兆1801	2079	3会社第8回変更(スマートIC計97か所(本四会社含む。))
26年3月	3兆4056	3兆2240	1816	3会社第9回、本四会社第8回変更(スマートIC計79か所) 2会社第4回変更

(注) 4会社：東会社、中会社、西会社、本四会社。3会社：東会社、中会社、西会社。2会社：首都会社、阪神会社

(2) 利便増進事業の実施状況等

ア 料金割引の実施状況

6会社は、利便増進事業による料金割引に伴う料金収入の減収分を、利便増進事業がなかった場合に想定される料金収入から利便増進事業による料金割引後の実績料金収入を差し引くなどして算定しており、機構は、この減収分について貸付料を減額している。

そして、20年度から25年度までの料金割引の実施額を割引の種類別に整理し、4会社と2会社別、年度別に示すと表4-1及び表4-2のとおり、4会社で計1兆8246億余円、2会社で計1492億余円、合計1兆9739億余円となっている。これらの中で実施額が最も大きいものは、4会社では休日特別割引の計4911億余円、2会社では、24年1月から料金圏ごとの均一料金制を撤廃して、利用距離に応じた料金制の導入(以下「距離別料金導入」という。)に伴う上限料金引下げ割引の計643億余円となっている。

2会社の料金割引の期間は、当初、9年間としていたものを41年6か月間に見直したもので、この経緯について、国土交通省は、24年1月以降の距離別料金導入に伴う上限料金引下げ割引導入の際に、2会社に出資している地方公共団体の要望を踏まえた措置であるとしている。

表4-1 4会社の料金割引の種類別の実施額 (単位：億円)

割引の種類 \ 年 度	平成 20	21	22	23	24	25	計
平日深夜割引(3割、5割)	198	18	19	—	19	19	276
平日夜間割引I(3割)	44	16	18	20	20	21	141
休日昼間割引(5割)	180	—	—	—	—	—	180
休日特別割引(3割、5割)	—	1355	1278	820	729	728	4911
休日終日割引(5割)	—	74	70	38	54	56	294
休日深夜割引(5割)	—	2	2	—	2	3	11
平日昼間割引I(3割)	—	687	758	792	907	955	4102
平日夜間割引II(3割、5割)	—	264	287	293	335	354	1535
平日昼間割引II(3割)	—	38	44	46	49	51	229
平日通勤割引(5割)	—	76	88	—	98	102	365
深夜割引(5割)	—	516	573	618	697	711	3116
通勤割引(距離制限緩和)(5割)	—	166	223	318	439	524	1671
その他	37	320	184	308	275	285	1411
計	460	3536	3548	3257	3630	3813	1兆8246

(注) 休日特別割引(3割、5割)には、地方部上限1,000円(平成21年4月～23年6月)が含まれている。

表4-2 2会社の料金割引の種類別の実施額 (単位：億円)

割引の種類 \ 年 度	平成 21	22	23	24	25	計
日曜祝日割引(3割)	139	139	—	—	—	278
日曜祝日割引(2割)	9	10	—	—	—	19
日曜祝日割引(2割)	—	—	66	—	—	66
平日夜間割引(2割)	40	42	31	—	—	114
契約者単位割引	30	32	25	—	—	87
上限料金引下げ割引	—	—	67	285	289	643
環境ロードプライシング	—	—	8	37	40	86
会社間乗継割引	0	0	6	27	29	64
その他	28	32	30	19	20	130
計	249	257	236	369	379	1492

一方、利便増進事業の実施の発端となった、前記の「道路特定財源の見直しについて」等によれば、既存高速道路を有効活用等することにより、地域の活性化、物流の効率化等を図るとされており、高速道路の交通量の変化が効果の尺度になると思料される。そして、一般的には、料金割引を実施して、通行者の負担の軽減が図られるほど交通量が増加することになる。そこで、利便増進事業による料金割引全体の効果について、6会社設立時(17年10月)から26年3月までの各月の日平均交通量の推移により、4会社と2会社別、車種別^(注2)に割引実施前後で交通量の傾向をみたところ、次のとおりとなっていた。

(注2) 車種別 4会社は、車種を軽自動車等・普通車・中型車・大型車・特大車に区分して交通量のデータを管理しており、今回、軽自動車等・普通車を「普通車以下」に、中

型車・大型車・特大車を「中型車以上」に分けて分析した。また、2会社は、車種を「普通車」と「大型車」に区分して交通量のデータを管理しており、今回、その区分で分析した。

4会社についてみると、図4のとおり、普通車以下及び中型車以上ともに、会社設立時(17年10月)から割引実施前(20年9月)までと比較して、割引実施後(20年10月以降)の交通量は増加傾向にある。

また、2会社についてみると、図5のとおり、普通車及び大型車とも、会社設立時(17年10月)から割引実施前(21年3月)まで減少傾向であったが、割引実施後(21年4月以降)は、普通車はほぼ横ばいとなり、大型車は増加傾向にある。

なお、4会社における中型車以上の交通量が20年10月の料金割引実施直後に、また、2会社における大型車の交通量が21年4月の料金割引実施直前にそれぞれ一時的に落ち込んでいるのは、経済不況等によるものであり、その後の交通量の増加は、不況からの回復の影響もあると思料される。

図4 4会社の割引実施前後における交通量の傾向

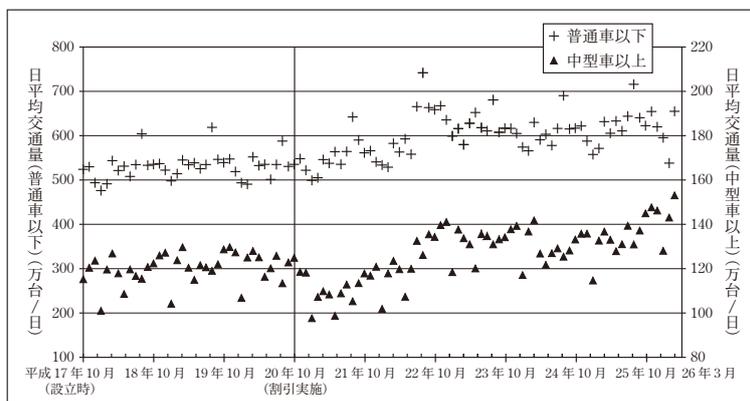
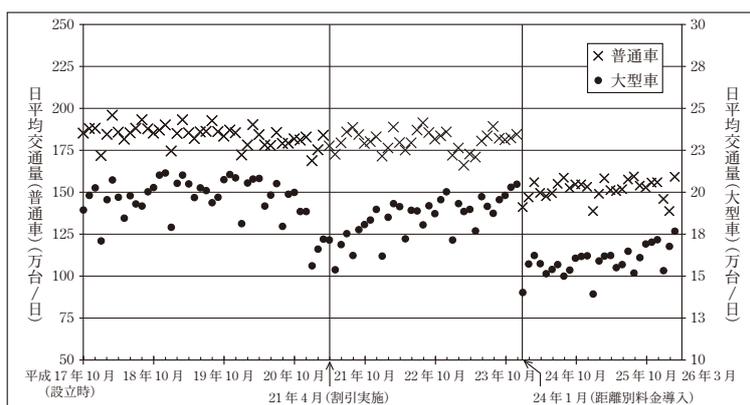


図5 2会社の割引実施前後における交通量の傾向



(注) 2会社の交通量は、平成24年1月からの距離別料金導入に伴って、23年12月までは料金圏ごとの1回の利用台数を1台としていたが、24年1月からは、高速道路1回の利用を1台としたため、その集計方法は異なっている。

上記のとおり、高速道路の交通量は、料金割引だけでなく景気や新規路線の開通等の他の要因にも影響されるが、割引実施前後の交通量の傾向からみた料金割引全体の効果は、相応に認められる。

なお、利便増進事業によるものを含む料金割引について、国土交通省に設置された社会資本整備審議会道路分科会国土幹線道路部会が、25年6月に中間答申として料金割

引ごとに評価を取りまとめている、それによれば、地域活性化に一定の効果が見られたり、高速道路と並行する一般道路の渋滞解消の効果が見られたりしたものがあ一方、高速道路での渋滞が増加したり、高速道路と並行する一般道路から高速道路への交通の転換が見られなかったりしたものもあったとしている。

イ スマート IC の整備等の実施状況

スマート IC の整備について、国土交通省は、将来的に高速道路の平地部のインターチェンジ間の平均距離を欧米並みの約 5 km に改善することを念頭に、当面 200 か所以上の整備を目指すこととして、これに基づき、4 会社は、21 年 2 月の利便増進計画において、30 年 3 月までに計 200 か所を整備することを目標としていた。また、スマート IC の整備に当たっては、スマート IC ごとに地方公共団体、国土交通省(地方整備局等)、各会社等からなる地区協議会を設置して、同協議会が、計画交通量、工事に係る費用等を内容とした実施計画書を作成するなどして、これを各会社及び機構に提出することとなっている。そして、各会社及び機構は、提出された実施計画書について検討を行い、利便増進事業の実施箇所として選定して、国の同意を得ることとなっている。

4 会社におけるスマート IC の計画及び実施状況は、表 5 のとおり、26 年 3 月計画の整備予定箇所数は計 79 か所、これに係る計画額は計 1816 億余円となっている。そして、26 年 3 月末現在の供用済箇所数は計 20 か所で、これに係る実施額は計 219 億余円となっている。

表 5 スマート IC の計画及び実施状況(平成 26 年 3 月末現在) (単位：箇所、億円)

会社名	平成 21 年 2 月計画 整備予定箇所数	26 年 3 月計画				
		整備予定箇所数		計画額	実施額	
		うち供用済	うち未供用			
東 会 社	66	25	9	16	540	109
中 会 社	66	32	6	26	800	34
西 会 社	66	21	5	16	454	74
本四会社	2	1	0	1	20	—
計	200	79	20	59	1816	219

整備予定箇所数が計 200 か所から計 79 か所に削減された理由について、4 会社は、スマート IC の整備は、前記のとおり、地方公共団体等からなる地区協議会が実施計画書を提出するものであり、整備に当たっては、アクセス道路の建設等のために地方公共団体にも財政負担が生ずることもあり、計画期間内に当初想定したほど同計画書の提出がなかったためであるなどとしている。また、利便増進事業によるスマート IC の整備の新規事業採択は 26 年 3 月に終了し、同年 4 月からはスマート IC の整備に要する費用の一部を国が負担する新たな制度に基づき実施されることとなった。

また、国土交通省は、利便増進事業におけるスマート IC について、費用便益比が 1.0 以上となること、会社が管理運営する上で採算性が確保されていることなどを整備の要件としている。そこで、費用便益比や採算性については交通量が大きく影響することから、供用を開始しているスマート IC 計 20 か所について、供用を開始した翌月から 26 年 5 月までの各月の日平均交通量の実績(注 3)(2 か月間から 42 か月間まで)と実施計画

書で目標としている計画交通量(平成42年の日平均交通量)とを比較したところ、実績が計画を上回ったことがある箇所が計14か所、上回ったことがない箇所が計6か所見受けられた。そして、整備後のスマートICについて、地区協議会がその採算性等について定期的にフォローアップすることとなっており、交通量を増加させる対策としてパンフレットの作成等を実施している地区協議会も見受けられた。

したがって、4会社は、整備したスマートICの交通量を増加させる対策について、地区協議会において国土交通省及び地方公共団体と協力して、積極的に検討する必要があると認められる。

(注3) 20か所 西仙北、石岡小美玉、上河内、佐野SA、那須高原、高崎玉村、坂戸西、新津西、栄、梓川、五斗蒔、静岡SA、浜松SA、遠州森町、湖東三山、蒲生、大和まほろば、大山高原、宮田、宇城氷川各スマートIC

(注4) 6か所 高崎玉村、坂戸西、五斗蒔、遠州森町、大山高原、宮田各スマートIC

(3) 利便増進事業に係る経理処理等

引当金は、前記のとおり、利便増進事業による料金割引の実施により将来にわたって貸付料が減額されることに伴う毎年度の機構の損益計算の適正化を目的として、貸借対照表に計上している。その計上額については、省令等に基づき、貸付料の減額等のうち、料金割引に係る額から、債務の承継に伴う借換費用軽減額等相当額を除いた額となっている。

そして、20年度から25年度までの損益計算書上の引当金に係る繰入額及び戻入額並びに貸借対照表上の引当金の年度末残高の推移は、表6のとおり、25年度末の残高は7084億余円となっている。

表6 高速道路利便増進事業引当金の年度末残高の推移 (単位：億円)

区分	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
繰入額	2兆6687	—	—	1602	451	258
戻入額	476	3940	4213	5838	3539	3906
年度末残高	2兆6211	2兆2270	1兆8056	1兆3820	1兆0732	7084

各年度の戻入額は、利便増進計画上の各年度の料金割引に係る計画額を基に計上している。そして、繰入額は、20年度については、国への債務承継額のうち料金割引に係る計画額相当額を、23年度から25年度までについては、利便増進計画の変更時にそれまでの実施額を計画額に反映させたことによる差額等を計上している。なお、23年度の戻入額には、特措法により24年3月に国庫に納付した前記の2500億円が含まれている。

また、前記のとおり、引当金には借換費用軽減額等相当額(料金割引に係る額は4285億余円)が含まれていない。そこで、26年度以降の将来の引当金残高について、利便増進計画上の各年度の料金割引に係る計画額を基にその残高の見込額をみると、48年度には引当金残高がなくなることになる。このため、引当金に係る経理処理は、省令、会計基準等に照らし、規定どおりに行われているものの、49年度以降は借換費用軽減額等相当額により料金割引を実施することとなり、財務諸表上からは事業の実施状況が把握できない状況になる。

一方、スマートICの整備等に係る経理処理について、機構は、会計基準等に基づき、引当金には計上しておらず、債務承継額の元本(2兆8804億余円)に支払利息を加えるな

どした2兆8908億余円を20年度の臨時利益として計上していた。その結果、この額から引当金への繰入額2兆6687億余円を差し引いた2220億余円がスマートIC分として、機構の利益剰余金に含まれていて、20年度末の利益剰余金の額は1兆4052億余円となっていた。そして、21年度以降は、高速道路の建設等に係る債務等のもとより、各スマートICの整備等後に各会社からスマートICに係る債務等を引き受けており、スマートICに係る経理処理は規定どおりに行われているものの、利益剰余金からは、スマートICの整備等に係る実施状況は把握できなかった。

(注5) 機構の利益剰余金 機構の利益剰余金の大部分は、機構の債務返済完了時の減価償却後の高速道路資産価額に見合うものとなるよう、毎年度、債務から置き換えて積み上げられたものであるため、一般の利益剰余金と性格が異なる。

26年3月計画に対する26年3月末時点の実施状況を示すと、表7のとおりとなっていて、これまでの実施額は、料金割引分について、計画額3兆2240億余円に対して1兆9739億余円、スマートIC分について、計画額1816億余円に対して219億余円になっている。また、利便増進事業は、国に承継した多額の債務により今後も実施されていくことから、より一層の透明性の向上を図る点からは実施状況を容易に把握できることが望ましいと認められる。

表7 最新の利便増進計画(平成26年3月)に対する実施状況(26年3月末)
(単位:億円)

区分	計 画 額	実 施 額
貸付料の減額等	3兆4056	1兆9958
うち料金割引分	3兆2240	1兆9739
うちスマートIC分	1816	219

4 本院の所見

利便増進事業を実施するために国の一般会計に承継された機構の債務は2兆8804億余円に上っており、同事業が20年10月に実施されてから5年以上経過している。この間の6会社における利便増進事業の実施状況をみると、料金割引の実施額は計1兆9739億余円、スマートIC(計20か所)の実施額は計219億余円、合計1兆9958億余円となっている。

料金割引の効果についてみると、割引実施前後における交通量の傾向からみた全体の効果は、相応に認められた。また、スマートICの整備については、当初計画された整備箇所数が大幅に削減されていて、利便増進事業による新規事業採択が終了し、新たな制度に基づき実施されることとなった。そして、供用を開始しているスマートIC計20か所の日平均交通量についてみると、実績が計画を上回ったことがある箇所が計14か所ある一方で、上回ったことがない箇所が計6か所見受けられた。

また、利便増進事業の経理処理等についてみると、省令、会計基準等に照らし、規定どおりに行われているものの、49年度以降の料金割引の実施状況やスマートICの整備等の実施状況が財務諸表上では把握できない状況となっていた。

したがって、今後の利便増進事業の実施に当たっては、以下の点に留意して、事業を進めていくことが望まれる。

- ア 国土交通省、機構及び6社は、利便増進事業について、実施状況、社会情勢の変化等に応じて効果的に運用するなど、引き続き適切に実施していくこと
- イ 4社は、整備したスマートICの交通量を増加させる対策について、地区協議会において国土交通省及び地方公共団体と協力して、積極的に検討すること
- ウ 利便増進事業に係る経理処理は規定どおりに行われているものの、機構は、利便増進事業について、実施状況を何らかの形で情報提供することによって透明性の向上を図ること
- 本院としては、利便増進事業の実施状況等について、引き続き注視していくこととする。

第7 東日本大震災により発生した災害廃棄物等の処理について

検査対象	環境本省、東北地方環境事務所福島環境再生事務所、岩手県、宮城県、福島県
会計名	一般会計、東日本大震災復興特別会計
事業の概要	東日本大震災で発生した災害廃棄物等の処理を行うもの
災害廃棄物等の処理に係る事業費	1兆3202億円(平成23年度～25年度)

1 検査の背景

(1) 東日本大震災により発生した災害廃棄物等の処理

東日本大震災では、13道県^(注1)239市町村において、災害廃棄物約2018万tに加えて、津波による土砂及び泥状物(以下「津波堆積物」という。)約1101万tが発生したと推計されており、災害廃棄物及び津波堆積物(以下「災害廃棄物等」という。)の計約3120万t^(注2)について処理が必要とされた。

(注1) 13道県 北海道、青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、長野、静岡各県

(注2) 約3120万t 環境省の「東日本大震災に係る災害廃棄物及び津波堆積物の処理の進捗状況(13道県)」(平成25年度末現在)による。

環境省は、災害廃棄物等の中間処理・最終処分については、平成23年5月策定の「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針(マスタープラン)」等において、25年度末を目途に完了することとしており、福島県を除く12道県については25年度末で処理が完了している。その結果、13道県に係る25年度末時点での処理量は計2978万tで、推計量に対して95.4%となっている。

(2) 災害廃棄物等の処理に係る国の施策等

ア 市町村の処理に係る国庫補助

環境省は、災害廃棄物等の処理事業を行う市町村等に対して災害等廃棄物処理事業費補助金(以下「事業費補助金」という。)を交付している。また、特定被災地方公共団体^(注3)に該当する市町村(以下「特定被災市町村」という。)が所在する道県に対して、事業費補助金の上乗せ分として、災害廃棄物処理促進費補助金(以下「促進費補助金」という。)を交付し、道県においてこれを原資に基金を造成している。そして、特定被災市町村に対して、事業費補助金に加えて基金を通じて促進費補助金、さらに、震災復興特別交付税を交付することから、国の負担が実質100%になっている。

(注3) 特定被災地方公共団体 都道府県については、青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野各県、市町村については、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用され、かつ、住宅の全壊戸数が一定規模以上等の要件に該当する市町村をいう。

イ 福島県における国の直轄処理及び国の代行処理

国は、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成23年法律第110号)に基づいて、汚染廃棄物対策地域^(注4)(以下「対策地域」という。)を指定して、対策地域内廃棄物処理計画を定めた上で、この計画に従って、対策地域内の災害廃棄物(対策地域内の災害廃棄物に限り帰還の準備に伴って生ずる家の片付けごみを含む。以下同じ。)の収集、運搬、保管及び処分(以下「国の直轄処理」という。)を行わなければならないこととなった。また、「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」(平成23年法律第99号)において、国が被害を受けた市町村に代わって災害廃棄物を処理(以下「国の代行処理」という。)できることとなった。このため、福島県では、市町村の処理と併せて、国の直轄処理及び国の代行処理が実施されている。

(注4) 汚染廃棄物対策地域 楡葉、富岡、大熊、双葉、浪江各町、葛尾、飯館両村の全域並びに田村、南相馬両市、川俣町及び川内村の区域のうち平成23年12月28日の時点で警戒区域又は計画的避難区域であった区域

(3) 災害廃棄物等の処理事業に係る予算の概要

23年度から25年度までの間に実施された災害廃棄物等の処理事業に係る主な予算額は、表1のとおり、計1兆3202億余円となっている。

表1 災害廃棄物等の処理事業に係る予算の概要 (単位：千円)

区分	平成23年度	24年度	25年度	計
	一般会計	東日本大震災復興特別会計	東日本大震災復興特別会計	
災害等廃棄物処理事業費補助金	664,903,695	295,842,497	118,366,149	1,079,112,341
災害廃棄物処理促進費補助金	67,963,526	32,137,009	—	100,100,535
放射性物質汚染廃棄物処理事業費	26,882,405	52,826,160	34,238,154	113,946,719
災害等廃棄物処理事業費	4,769,000	16,068,039	6,289,379	27,126,418
計	764,518,626	396,873,705	158,893,682	1,320,286,013

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

本院は、24、25両年次に、災害廃棄物等の処理について会計実地検査を行い、その結果を平成23年度決算検査報告及び平成24年度決算検査報告に掲記した。

26年次については、福島県を除く12道県における処理が25年度末で完了したことを踏まえて、合规性、有効性等の観点から、災害廃棄物等の処理事業に係る予算の執行は適切に行われたか、処理量が多い岩手、宮城、福島各県(以下「東北3県」という。)における災害廃棄物等の処理はどのようになっているか、災害廃棄物等の処理によって得られた知見等に今後活用可能なものはあるかなどに着眼して検査した。

(2) 検査の対象及び方法

23年度から25年度までの間に実施された災害廃棄物等の処理事業を対象に、環境本省、東北地方環境事務所福島環境再生事務所(以下「再生事務所」という。)及び東北3県において、災害廃棄物等の処理や国の直轄処理及び国の代行処理に係る関係書類、事業費補助金に係る実績報告書等の提出を受けるなどして会計実地検査を行った。

3 検査の状況

(1) 災害廃棄物等の処理事業に係る予算の執行状況

ア 国庫補助事業に係る予算(事業費補助金及び促進費補助金)

事業費補助金は、表2のとおり、3か年の支出済額が計9334億余円であり、歳出予算額計1兆0791億余円に対して86.5%となっている。25年度の翌年度繰越額707億余円は、主に東北3県に係るものであり、このうち、25年度で処理が完了している岩手、宮城両県については、仮置場の原状回復が残っていることによるものである。

表2 事業費補助金の予算の執行状況(平成23年度～25年度) (単位：千円)

年度	会計	歳出予算額	歳出予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
平成23	一般会計	664,903,695	664,903,695	267,649,529	372,337,919	24,916,247
24	一般会計	—	372,337,919	276,958,862	88,393,835	6,985,222
	東日本大震災復興特別会計	295,842,497	295,842,497	44,619,567	250,294,937	927,993
25	一般会計	—	88,393,835	58,428,130	—	29,965,705
	東日本大震災復興特別会計	118,366,149	368,661,086	285,821,019	70,705,050	12,135,017
計		1,079,112,341		933,477,107		74,930,184

促進費補助金は、表3のとおり、3か年で計987億余円が10道県へ交付され、各道県において基金が造成されている。

表3 促進費補助金の予算の執行状況(平成23年度～25年度) (単位：千円)

年度	会計	歳出予算額	歳出予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
平成23	一般会計	67,963,526	67,963,526	50,886,965	17,076,561	—
24	一般会計	—	17,076,561	17,076,561	—	—
	東日本大震災復興特別会計	32,137,009	32,137,009	4,030,061	28,106,948	—
25	東日本大震災復興特別会計	—	28,106,948	26,767,633	—	1,339,315
計		100,100,535		98,761,220		1,339,315

また、市町村等へ交付された国庫補助金は、表4のとおり、3か年で計1兆0202億余円となっており、このうち東北3県が計1兆0012億余円と98.1%を占めている。

表4 市町村等への国庫補助金の交付額(平成23年度～25年度の計) (単位：千円)

道県	災害等廃棄物処理事業費補助金(A)	災害廃棄物処理促進費補助金	基金から市町村へ交付された額(B)	市町村等へ交付された国庫補助金(A)+(B)	構成割合(%)
岩手県	234,963,532	20,004,669	18,622,322	253,585,854	24.9%
宮城県	601,070,199	57,958,153	54,379,313	655,449,512	64.2%
福島県	82,834,120	16,280,390	9,340,987	92,175,107	9.0%
東北3県計	918,867,851	94,243,212	82,342,622	1,001,210,473	98.1%
10道県(注)	14,609,256	4,518,008	4,403,045	19,012,301	1.9%
合計	933,477,107	98,761,220	86,745,667	1,020,222,774	100.0%

(注) 北海道、青森、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、長野、静岡各県

イ 国の直轄処理に係る予算(放射性物質汚染廃棄物処理事業費)

国の直轄処理に係る放射性物質汚染廃棄物処理事業費は、表5のとおり、3か年の支出済額が計149億余円であり、歳出予算額計1139億余円に対して13.1%となっていて低調な執行率となっているが、これは、処理の進捗が遅れていることによるものである。

表5 放射性物質汚染廃棄物処理事業費の予算の執行状況(平成23年度～25年度) (単位：千円)

年度	会計	歳出予算額	歳出予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
平成23	一般会計	26,882,405	26,882,405	18,842	26,862,628	934
24	一般会計	—	26,862,628	2,142,278	50,283	24,670,065
	東日本大震災復興特別会計	52,826,160	52,826,160	604,024	51,563,199	658,936
25	一般会計	—	50,283	49,431	—	851
	東日本大震災復興特別会計	34,238,154	85,801,353	12,105,840	34,216,485	39,479,027
計		113,946,719		14,920,417		64,809,815

ウ 国の代行処理に係る予算(災害等廃棄物処理事業費)

国の代行処理に係る災害等廃棄物処理事業費は、表6のとおり、3か年の支出済額が計88億余円であり、歳出予算額計271億余円に対して32.5%となっていて低調な執行率となっているが、これも、イと同様に処理の進捗が遅れていることによるものである。

表6 災害等廃棄物処理事業費の予算の執行状況(平成23年度～25年度) (単位：千円)

年度	会計	歳出予算額	歳出予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
平成23	一般会計	4,769,000	4,769,000	—	4,769,000	—
24	一般会計	—	4,769,000	4,371,796	—	397,203
	東日本大震災復興特別会計	16,068,039	16,068,039	1,612,006	14,289,543	166,489
25	東日本大震災復興特別会計	6,289,379	20,578,922	2,828,239	6,019,791	11,730,891
計		27,126,418		8,812,043		12,294,583

(2) 岩手県内の処理状況等

ア 処理体制、県内の処理状況

(ア) 処理体制

岩手県内で災害廃棄物等の処理のために国庫補助金の交付を受けた19市町村等のうち、沿岸部の12市町村は、自ら処理を行うことが困難であるなどとして、処理の一部の事務を同県に委託している。また、県内で処理しきれない災害廃棄物については、県外での処理(以下「広域処理」という。)を行っている。

(注5) 12市町村 宮古、大船渡、久慈、陸前高田、釜石各市、大槌、山田、岩泉、洋野各町、田野畑、普代、野田各村

(イ) 県内の処理状況

12市町村の処理量は583万tであり、このうち土木資材等へ再資源化されたものは510万tで、再資源化率は87.5%と高くなっていた。再資源化されたものは、主

にコンクリート殻や津波堆積物であるが、そのほか処理の拠点とされた太平洋セメント株式会社大船渡工場(以下「太平洋セメント」という。)において可燃物及び不燃物等をセメント原燃料化して最終処分場への埋立てを抑制したことで、再資源化率の上昇が図られ、25年度末までの処理完了につながった。

また、計画段階では最終処分場が十分確保できていない状況となっていたが、上記のセメント原燃料化等により最終処分量を極力圧縮するとともに、県内処理施設や広域処理を活用したことにより、全ての処理先を確保することができた。

イ 災害廃棄物等の処理に係る事業費等

(ア) 災害廃棄物等の処理に係る国庫補助金等

12市町村における災害廃棄物等の処理に係る国庫補助金の交付額は計2610億余円となっており、岩手県全体の交付額計2630億余円の99.2%を占めている。そして、12市町村の国庫補助金額に対応する事業費は表7のとおりであり、この事業費を災害廃棄物等の処理量で除して1t当たり事業費を試算したところ、32,593円から56,871円までとなっていた。

表7 12市町村に係る事業費、国庫補助金等(平成23年度～25年度の計)

市町村名	災害廃棄物等の処理量(千t)			事業費(千円) (B)	国庫補助金 (千円)	1t当たり事業費(円) (B/A)
	(A)	災害廃棄物	津波堆積物			
宮古市	802	601	200	37,216,685	34,671,611	46,398
大船渡市	853	623	229	48,517,622	47,030,957	56,871
久慈市	90	76	14	4,469,310	4,050,895	49,549
陸前高田市	1,682	1,077	604	79,648,054	78,974,672	47,337
釜石市	945	753	192	40,531,568	38,192,658	42,873
大槌町	659	452	206	24,503,507	23,344,292	37,165
山田町	482	423	59	21,618,869	20,562,439	44,832
岩泉町	64	30	34	2,117,995	1,899,305	32,593
田野畑村	55	36	18	2,341,408	2,201,559	42,199
普代村	14	14	—	535,119	496,791	37,560
野田村	167	120	46	9,202,473	8,837,973	54,993
洋野町	20	17	2	844,537	752,587	42,077
計	5,836	4,228	1,608	271,547,152	261,015,739	46,521

注(1) 事業費は、平成23年度から25年度までの実績報告書及び25年度の交付申請書に記載されている事業費である。

注(2) 国庫補助金額は、出納整理期間を含む平成25年度末時点の額であり、支出済額から国庫返納額を控除した額及び26年度への繰越額の計である。

(イ) 災害廃棄物等の処理に係る事業費の内訳

災害廃棄物等の種類や量と事業費の関係をみると、可燃物及び不燃物は基本的に焼却、埋立てなどの処理を必要とすることから、これらの処理が不要なコンクリート殻及び津波堆積物より1t当たり事業費が高くなる傾向にある。そこで、災害廃棄物等の発生量及び事業費が多い大船渡、陸前高田、釜石各市(以下「3市」という。)について、災害廃棄物等の処理の実績を種類別にみたところ、表8のとおりとなっており、

可燃物及び不燃物の割合が高い大船渡市は、コンクリート殻及び津波堆積物の割合が高い陸前高田、釜石両市に比べて1t当たり事業費が高くなっていた。

表8 3市における災害廃棄物等の種類別処理実績

市名		柱材・角材	可燃物	不燃物	津波堆積物	コンクリート殻	金属くず	漁具・漁網	その他	計
大船渡市	処理量(t)	7,951	159,030	125,948	229,542	268,247	34,133	5,042	23,212	853,110
	割合(%)	0.9	18.6	14.8	26.9	31.4	4.0	0.6	2.7	100.0
陸前高田市	処理量(t)	19,642	122,742	300,880	604,592	589,750	36,899	3,228	4,820	1,682,556
	割合(%)	1.2	7.3	17.9	35.9	35.1	2.2	0.2	0.3	100.0
釜石市	処理量(t)	12,294	86,404	71,988	192,279	541,120	36,324	3,257	1,709	945,380
	割合(%)	1.3	9.1	7.6	20.3	57.2	3.8	0.3	0.2	100.0

また、表9のとおり、3市における事業費を災害廃棄物等の処理工程に応じて四つに区分したところ、コンクリート殻及び津波堆積物の割合が高い陸前高田、釜石両市において「中間処理」の区分が高い割合を占めていた。これは、主に処理に係る費用が、仮置場での破碎や分別等の処理に係る「中間処理」の区分で発生していることによるものである。

表9 事業費の内訳、1t当たり事業費 (単位：円、%)

市名	事業費(計)		解体・撤去・収集		中間処理		処理・処分		その他	
			仮置場までの撤去・運搬		仮置場の造成、仮置場での処理		焼却・埋立て・リサイクル、仮置場からの運搬		事務費、放射線測定費、施工管理、調査費	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
大船渡市	48,517,622,489	100.0	10,825,252,764	22.3	13,827,138,480	28.5	22,871,430,737	47.1	993,800,508	2.0
	1t当たり事業費	56,871	—	12,689	—	16,207	—	26,809	—	1,164
陸前高田市	79,648,054,339	100.0	10,173,173,791	12.8	37,494,812,096	47.1	31,224,513,077	39.2	755,555,375	0.9
	1t当たり事業費	47,337	—	6,046	—	22,284	—	18,557	—	449
釜石市	40,531,568,888	100.0	8,537,708,206	21.1	16,521,727,336	40.8	14,737,320,133	36.4	734,813,213	1.8
	1t当たり事業費	42,873	—	9,030	—	17,476	—	15,588	—	777

さらに、主に焼却や埋立てなどの処理に係る「処理・処分」の区分についてみると、大船渡、陸前高田両市は、可燃物の大半及び不燃物の全てを太平洋セメントにおいてセメント原料化や焼却処理を行っており、太平洋セメントにおける処理に費用を要したことから、当該区分に占める太平洋セメントに関連する費用の割合が大船渡、陸前高田両市でそれぞれ78.7%、87.0%と高くなっていった。

(3) 宮城県内の処理状況等

ア 処理体制、県内の処理状況

(ア) 処理体制

宮城県内で災害廃棄物等の処理のために国庫補助金の交付を受けた市町村は34市町村ある。そして、沿岸部の15市町のうち仙台市及び利府町を除いた13市町は、自ら処理を行うことが困難であるなどとして、処理の一部の事務を同県に委託(以下「県事務委託」という。)している。

県事務委託では、緊急を要する撤去等の処理を行うとともに、主に中間処理から最終処分までの一貫した処理について、複数の事業者から広く技術提案を募り、優れた提案を行った事業者と随意契約を締結することによる処理(以下「プロポーザル処理」という。)を行っており、宮城県における処理の大きな特色となっている。また、災害廃棄物の一部については、広域処理を行っている。

(注6) 15市町 仙台、石巻、塩竈、気仙沼、名取、多賀城、岩沼、東松島各市、亶理、山元、松島、七ヶ浜、利府、女川、南三陸各町

(イ) 県内の処理状況

県事務委託による処理量は計 971 万 t であったが、このうち、土木資材等へ再資源化された災害廃棄物等は 805 万 t で、焼却灰の造粒固化物^(注7)として再資源化された 42 万 t を加えると計 847 万 t の災害廃棄物等が再資源化されており、その再資源化率は 87.3% と高くなっていた。

(注7) 焼却灰の造粒固化物 焼却灰(主灰)をふるいに掛けて金属等を取り除いた後、セメントや不溶化剤等を添加して、混合することにより、再資源化されたもの。

また、処理施設の改造を行うなどしたことにより、計画段階で 77 万 t の最終処分量を 35 万 t に圧縮して県内処理又は広域処理を行っていた。なお、市町村が自ら処理する災害廃棄物等も、全て処理を完了している。

イ 災害廃棄物等の処理に係る事業費等

(ア) 災害廃棄物等の処理に係る国庫補助金等

15 市町における災害廃棄物等の処理に係る国庫補助金の交付額は 3 か年で計 6693 億余円となっており、宮城県全体の交付額計 6832 億余円の 98.0% を占めている。そして、15 市町の国庫補助金額に対応する事業費は、表 10 のとおりであり、この事業費を災害廃棄物等の処理量で除して 1 t 当たり事業費を試算したところ、18,880 円から 64,388 円までとなっていた。

表10 15 市町に係る事業費、国庫補助金等(平成 23 年度～25 年度の計)

市町名	災害廃棄物等の処理量(千 t)			A のうちプロポーザル処理		事業費(千円) (C)	国庫補助金 (千円)	1t 当たり 事業費(円) (C/A)
	(A)	災害廃棄物	津波堆積物	プロポーザル 処理量(千 t) (B)	B/A (%)			
仙台市	2,716	1,361	1,354	—	—	84,108,031	70,824,251	30,959
石巻市	4,118	3,256	862	2,882	70.0	194,715,444	192,057,787	47,273
塩竈市	247	235	12	96	38.9	15,938,136	14,964,992	64,388
気仙沼市	2,015	1,113	901	1,656	82.2	114,600,603	108,709,272	56,853
名取市	963	741	222	771	80.0	31,839,857	30,345,644	33,031
多賀城市	340	229	110	35	10.4	15,248,793	14,458,207	44,808
岩沼市	626	464	162	622	99.4	25,879,508	24,435,700	41,297
東松島市	3,096	936	2,160	124	4.0	58,470,236	56,936,365	18,880
亘理町	855	475	380	838	98.1	47,979,247	46,698,022	56,093
山元町	1,641	708	933	1,640	99.9	43,888,314	43,668,870	26,729
松島町	64	62	1	—	—	2,137,366	2,045,326	33,241
七ヶ浜町	532	221	310	198	37.3	16,688,403	15,611,147	31,355
利府町	18	18	—	—	—	466,274	371,453	25,025
女川町	729	729	—	21	2.9	17,801,382	16,444,329	24,406
南三陸町	723	551	171	659	91.1	33,125,715	31,771,569	45,786
計	18,691	11,107	7,584	9,547	51.1	702,887,316	669,342,934	37,603

注(1) 事業費は、平成 23 年度から 25 年度までの実績報告書及び 25 年度の交付申請書に記載されている事業費である。

注(2) 国庫補助金額は、出納整理期間を含む平成 25 年度末時点の額であり、支出済額から国庫返納額を控除した額及び 26 年度への繰越額の計である。

(イ) 災害廃棄物等の処理に係る事業費の内訳

表10のうち、災害廃棄物等の発生量が多い仙台、石巻、気仙沼、東松島各市(以下「4市」という。)について、災害廃棄物等の処理の実績を種類別にみたところ、表11のとおりとなっており、津波堆積物の割合が高い東松島市で1t当たり事業費が低くなっていた。

表11 4市における災害廃棄物等の種類別処理実績

市名		木くず	可燃物	不燃物	津波堆積物	コンクリート 殻	金属くず	その他	計
仙台市	処理量(t)	98,794	261,993	117,172	1,354,999	776,569	74,297	32,899	2,716,723
	割合(%)	3.6	9.6	4.3	49.9	28.6	2.7	1.2	100.0
石巻市	処理量(t)	73,004	519,914	598,220	862,634	1,855,579	93,684	115,846	4,118,884
	割合(%)	1.8	12.6	14.5	20.9	45.1	2.3	2.8	100.0
気仙沼市	処理量(t)	72,634	172,970	85,491	901,762	627,344	56,769	98,754	2,015,728
	割合(%)	3.6	8.6	4.2	44.7	31.1	2.8	4.9	100.0
東松島市	処理量(t)	358,784	123,658	335	2,160,800	425,719	25,854	1,691	3,096,845
	割合(%)	11.6	4.0	0.0	69.8	13.8	0.8	0.1	100.0

(注) 石巻、東松島両市については、環境省からの提供資料に宮城県の資料を加味して、本院において算出している。

また、表12のとおり、4市における事業費を災害廃棄物等の処理工程に応じて三つに区分したところ、プロポーザル処理に係る事業費の割合が高い石巻市(1224億余円、84.8%)及び気仙沼市(751億余円、85.2%)で仮置場の造成以降の処理に係る「中間処理～処理・処分」の割合が高くなっていた。特に、気仙沼市において1t当たり事業費が43,755円と高くなっているが、これは、プロポーザル処理に係る処理期間が約1年と短期間となったこと、処理施設が2か所に分散したことなどによるものと思料される。

表12 事業費の内訳、1t当たり事業費

(単位：円、%)

市名	事業費(計)		解体・撤去・収集		中間処理～処理・処分		その他	
			仮置場までの撤去・運搬		仮置場の造成、仮置場での処理、焼却・埋立て・リサイクル		事務費、放射線測定費、施工管理、調査費	
		割合		割合		割合		割合
仙台市	84,108,031,740	100.0	39,478,877,222	46.9	43,766,017,550	52.0	863,136,968	1.0
1t当たり事業費	30,959	—	14,531	—	16,109	—	317	—
石巻市	194,715,444,011	100.0	47,230,013,861	24.3	144,366,377,414	74.1	3,119,052,736	1.6
1t当たり事業費	47,273	—	11,466	—	35,049	—	757	—
気仙沼市	114,600,603,459	100.0	25,208,756,881	22.0	88,198,209,305	77.0	1,193,637,273	1.0
1t当たり事業費	56,853	—	12,506	—	43,755	—	592	—
東松島市	58,470,236,931	100.0	34,109,743,925	58.3	24,227,904,447	41.4	132,588,559	0.2
1t当たり事業費	18,880	—	11,014	—	7,823	—	42	—

(注) プロポーザル処理については「中間処理」と「処理・処分」に区分することができないため、三つの区分としている。

一方、仙台、東松島両市においては基本的に市による処理が行われており、特に、東松島市の1t当たりの事業費が低くなっているが、これは同市が、過去の震災の経験から仮置場に持ち込まれる災害廃棄物等の分別を徹底して行ったこと、また、表11のとおり災害廃棄物等に占める津波堆積物の割合が多く、その1t当たり事業費(収集、運搬を除く。)を試算したところ1,413円と低額であったことが要因と思料される。

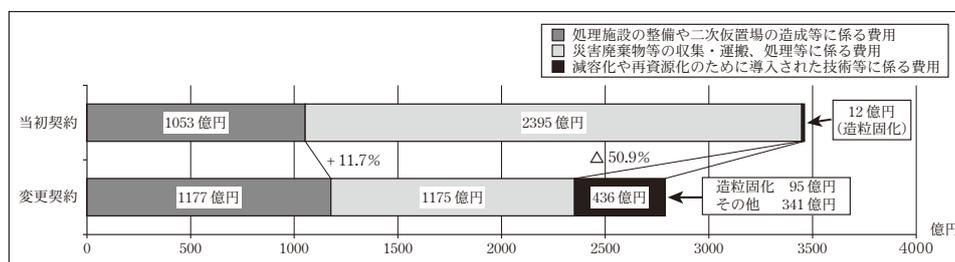
ウ プロポーザル処理

(ア) 契約の状況

宮城県は、県事務委託を受けた13市町のうち、松島町を除いた12市町の災害廃棄物等の処理を行うために、市町の枠を超えた八つの地域ブロック又は処理区(以下「ブロック等」という。)を設定して、ブロック等ごとに選定した共同企業体との間で契約を締結しており、その契約額は、当初、計4136億余円であったのに対して、変更契約(25年度末時点)では438億円減額して、計3698億余円となっていた。

そして、当初契約と変更契約の直接業務費の内訳は図のとおりとなっており、「災害廃棄物等の収集・運搬、処理等に係る費用」が計1220億円の減額となっていた。これは、主にプロポーザル処理により行うとされていた災害廃棄物等の処理対象量が計1686万tから計955万tに43.3%減少したことによるものである。なお、焼却処理量等に応じて整備された仮設焼却炉はおおむね9割程度で稼働していた。

図 直接業務費の推移



(イ) 減容化や再資源化のために導入された技術等

宮城県は、当初の処理対象量に対応した最終処分場の確保が困難であるなどのため、全てのブロック等において災害廃棄物等の処理方法を見直して、最終処分量を削減する減容化や再資源化の処理に必要な様々な技術を導入するなどしている。特に、焼却灰の造粒固化処理技術は、焼却灰を再資源化して最終処分量を削減する技術であることなどから、全てのブロック等において導入されたものであり、これに係る費用は、図のとおり、25年度末時点の変更契約で計95億円となっていた。そして、同県は、焼却灰の造粒固化物について、技術試験を行い安全性が確保されることを確認した上で、土木資材として活用している。

このように、焼却灰の造粒固化処理技術は、同技術が全てのブロック等において導入されたことにより、焼却灰の再資源化が促進されて最終処分量が削減されることになり、当初の目標であった25年度末までの処理完了に寄与したものと見られる。

(4) 福島県内の処理状況等

ア 災害廃棄物等の処理に係る支出済額等

福島県内における国の直轄処理、国の代行処理及び市町村による処理について、3か年の支出済額等は、表13のとおり、計1182億余円となっている。

表13 福島県内の災害廃棄物等の処理に係る支出済額等(平成23年度～25年度の計) (単位:千円)

処理区分	市町村数	放射性物質汚染 廃棄物処理事業費	災害等廃棄物 処理事業費	災害等廃棄物処理 事業費補助金	災害廃棄物処理 促進費補助金	計	比率
国の直轄処理	11市町村	14,920,417				14,920,417	12.6%
国の代行処理	4市町		8,812,043			8,812,043	7.5%
市町村による処理	39市町村			85,131,805	9,343,264	94,475,069	79.9%
計	46市町村	14,920,417	8,812,043	85,131,805	9,343,264	118,207,529	100.0%

注(1) 国庫補助金額は、出納整理期間を含む平成25年度末時点の額であり、支出済額から国庫返納額を控除した額及び26年度への繰越額の計である。

注(2) 市町村による処理が実施されている39市町村には、国の直轄処理が実施されている4市町村、国の代行処理が実施されている4市町村が含まれており、また、単独事業により処理が実施されている4町村が含まれている。

イ 進捗状況等

災害廃棄物等の処理が実施されている46市町村に係る26年5月末現在の災害廃棄物等の処理の進捗状況は、表14のとおりである。環境省は、25年9月に「福島県の災害廃棄物等の処理進捗状況についての総点検」(以下「総点検」という。)を公表し、福島県の災害廃棄物等の処理完了の目標を26年度以降へ延長している。

表14 福島県内における災害廃棄物等の処理の状況 (平成26年5月末現在)

区分	市町村名	事業区分	推計量(t)		処理量(t)		処理率		処理状況		
			災害廃棄物	津波堆積物	災害廃棄物	津波堆積物	災害廃棄物	津波堆積物			
対策地域	国の直轄処理 (11市町村) 注(1)	◎ 田村市注(2)注(3)	1,300	—	未確定	—	未確定	—	未完了 11市町村		
		◎ 南相馬市注(2)	247,000	—	0	—	0.0%	—			
		◎ 川俣町注(2)	860	—	0	—	0.0%	—			
		橋葉町	62,000	—	0	—	0.0%	—			
		富岡町	91,000	—	0	—	0.0%	—			
		◎ 川内村注(2)	1,200	—	0	—	0.0%	—			
		大熊町	3,400	—	0	—	0.0%	—			
		双葉町	13,000	—	0	—	0.0%	—			
		浪江町	263,000	—	0	—	0.0%	—			
		葛尾村	660	—	0	—	0.0%	—			
	飯館村	660	—	0	—	0.0%	—				
対策地域外	市町村による処理 (39市町村) 補助事業35市町村 単独事業4町村	沿 岸 部	いわき市	補助	664,626	157,407	661,468	74,081	99.5%	47.1%	未完了 5市町村注(7)
			相馬市注(4)注(5)	補助	231,738	522,089	232,619	345,788	100.4%	66.2%	
			◎南相馬市注(4)	補助	654,908	1,025,342	290,623	474,595	44.4%	46.3%	
			広野町注(4)	補助	55,320	25,000	28,632	0	51.8%	0.0%	
			新地町注(4)	補助	125,861	24,071	125,436	24,071	99.7%	100.0%	
		内 陸 部	郡山市	補助	351,899	—	296,159	—	84.2%	—	
			◎川俣町注(6)	補助	16,326	—	16,326	—	100.0%	—	
			◎川内村	補助	4,950	—	2,743	—	55.4%	—	
			27市町村 (◎田村市)	補助	690,716	—	690,716	—	100.0%	—	
			4町村	単独	102	—	102	—	100.0%	—	
計	46市町村		3,480,526	1,753,909	2,344,824	918,535	67.4%	52.4%	未完了 16市町村 完了 30市町村		

注(1) 国の直轄処理に係る災害廃棄物推計量には帰還の準備に伴って生ずる家の片付けごみを含まない。
 注(2) 国の直轄処理が実施されている11市町村のうち4市町村(◎)は対策地域外の範囲があり、市町村による処理も実施されている。
 注(3) 田村市の国の直轄処理は、既存の処理施設において処理を行い、家屋解体ごみの一部等を除き処理を完了させているが、処理量は未確定となっている。
 注(4) 国の代行処理が実施されている4市町村は市町村による処理が実施されており、当該推計量及び処理量は、その両方の分を一括計上している。
 注(5) 相馬市は、災害廃棄物推計量よりも災害廃棄物処理量の方が上回り災害廃棄物処理率が100.4%となっているが、災害廃棄物の処理は完了していない。
 平成26年7月末時点の災害廃棄物の残量は約46,000tである。
 注(6) 川俣町の市町村による処理の災害廃棄物処理率が100.0%となっているが、処理困難物を保管しており、処理は完了していない。
 注(7) 国の直轄処理と重複の3市町村を除く。
 注(8) 国の直轄処理と重複の田村市を除く。

ウ 国の直轄処理

(ア) 対策地域内廃棄物処理計画の改定状況

環境省は、総点検を踏まえて、国の直轄処理に係る対策地域内廃棄物処理計画を25年12月に改定しており、この中で、帰還の妨げとなる災害廃棄物の仮置場への搬

入を優先して、その搬入完了目標を市町村ごとに25年度から27年度までの間に設定している。

(イ) 契約実績

国の直轄処理は、仮置場の確保、災害廃棄物の搬入、選別及び処理を行うもので、これに係る支出済額は3か年で計149億余円となっており、このうち、環境本省及び再生事務所が、工事、業務等として締結した契約は計339件、支払額は計142億余円となっている。

(ウ) 処理の実施状況

対策地域内の仮置場は、設置が予定されている全25か所のうち、17か所において26年6月末までに供用が開始されて、災害廃棄物の搬入が進められている。そして、帰還の妨げとなる災害廃棄物の仮置場への搬入完了目標を25年度としていた4市町村のうち、檜葉、大熊両町及び川内村については目標どおり搬入を完了していたが、南相馬市については搬入を継続していた。

そして、田村市を除く10市町村については、26年6月末時点で、仮設処理施設を建設中又は準備中であることなどから、いずれも焼却等の処理には至っていなかった。なお、田村市は仮置場を設置していないが、既存の焼却処理施設において処理を行ったことにより、家屋解体ごみの一部等を除き、処理を完了させていた。

また、放射性物質を含む焼却灰等を貯蔵して、処分するための中間貯蔵施設及び最終処分場については、関係者との協議を進めているが、26年6月末時点において調整中となっていて、確保できていない状況となっていた。

エ 国の代行処理

(ア) 契約実績

国の代行処理は、収集・選別された災害廃棄物のうち、可燃物の焼却及び焼却灰の最終処分を行うもので、これに係る支出済額は3か年で計88億余円となっており、このうち、環境本省及び再生事務所が締結した契約は計15件、支払額は計72億余円となっていて、その内容は主に仮設処理施設の整備に係るものとなっている。

(イ) 処理の実施状況

4市町のうち新地町は、25年度末で焼却処理が完了している。一方、相馬市は、26年度中の処理完了を目標として焼却処理を継続して行っており、広野町は、27年4月から焼却処理を開始する予定として25年度から用地造成工事を実施している。南相馬市は、28年4月から焼却処理を開始する予定としている。

また、焼却処理を行った相馬市及び新地町において発生した焼却灰は、25年度末時点で、相馬市で約1.5万t、新地町で約0.7万tとなっており、仮設処理施設の隣接地等に保管されているが、中間貯蔵施設及び最終処分場については、国の直轄処理と同様、確保できていない状況となっていた。

オ 市町村による処理

39市町村による25年度末時点の災害廃棄物等の処理の進捗状況についてみたところ、31市町村では処理が完了しているが、残りの8市町村では放射性物質による影響や、災害廃棄物等の処理量が多いことなどにより処理が完了していない。なお、8市町

村のうち6市町村については、26年度中に全て処理が完了する見込みとなっているが、残りの2市町村については、28年度及び29年度完了の見込みとなっている。

このほか、焼却処理により発生した焼却灰が、放射性物質の影響により埋立処分が困難であるとして保管されたままとなっているものがある。

(5) 災害廃棄物対策指針の策定等

環境省は、東日本大震災で発生した災害廃棄物等の処理により得られた経験や知見を踏まえ、阪神・淡路大震災の教訓から旧厚生省(13年1月6日以降は環境省)が10年に策定した「震災廃棄物対策指針」と環境省が17年に策定した「水害廃棄物対策指針」を統合して、26年3月に新たに「災害廃棄物対策指針」を策定している。災害廃棄物対策指針においては、収集運搬体制の整備に当たっての検討事項や災害廃棄物等の種類ごとの処理方法・留意事項等が提示されており、地方公共団体は、本指針に基づいて、都道府県地域防災計画及び市町村地域防災計画と整合を図りつつ、災害廃棄物処理計画の策定、確認又は見直しを行うことになる。なお、環境省では、今後、起こり得る巨大災害に備えて「巨大地震発生時における災害廃棄物対策検討委員会」を設置して、巨大災害への対応を考慮した総合的な災害廃棄物対策の検討に着手している。

4 本院の所見

(1) 検査の状況の概要

東日本大震災で発生した災害廃棄物等の処理は、福島県を除く12道県において、当初の目標どおり25年度で処理を完了した。災害廃棄物等の処理に要した予算は3か年で計1兆3202億余円となっており、予算の大半を占める国庫補助金の状況についてみたところ、13道県内の市町村等に対して交付された額は1兆0202億余円に上っており、このうち東北3県が98.1%を占めていた。

東北3県のうち、25年度末で処理が完了した岩手、宮城両県は、最終処分場の制約等から、災害廃棄物等の減容化や再資源化の措置等を講じており、特に、岩手県におけるセメント原燃料化や宮城県における焼却灰の造粒固化等の技術を活用した処理を大規模に実施したことが、両県の25年度末の処理完了に寄与しているものと認められた。

一方、福島県内の市町村による処理については、焼却灰の処分を除き26年度末で処理に一定のめどがつく見込みとなっているが、国の直轄処理及び国の代行処理については、処理完了までに相当の期間を要することが予想される。

(2) 所見

ア 福島県内の処理

福島県内の災害廃棄物等の処理は、国の直轄処理等において、焼却等の処理に至っていないなかったり、焼却灰等を処分する最終処分場等が確保できていなかったりするなどの状況にあることから、処理完了までに相当の期間を要することが予想される。これは、災害廃棄物等の処理に係る単独の問題ではなく、放射性物質の影響による複合的な問題であることから、放射性物質に係る国の他の施策との連携も含めた施策が必要であると認められる。

イ 災害廃棄物等の処理によって得られた技術及び知見の今後への活用等

今般の災害廃棄物等の処理に当たっては、減容化や再資源化に係る技術の導入や民間企業の活用等が行われたが、これらの技術や知見を整理することが、今後、類似の事態

が生じた際により迅速な処理に重要となる。また、災害廃棄物等の発生状況や処理方法の違いなどにより事業費に差が生ずることから、これらの状況に応じた費用の情報を蓄積させることが、今後の処理方法の選択に当たって有益であると思料される。

環境省は、東日本大震災で得られた知見等を踏まえ災害廃棄物対策指針を策定して、また、巨大災害への対応を考慮した総合的な災害廃棄物対策の検討に着手しているところであるが、今後の対策の検討や体系的な整理に際しては、今回採用された処理方法、技術及び知見について、安全性、有効性等を踏まえた検証が望まれる。

本院としては、東日本大震災に係る災害廃棄物等の処理について、福島県における処理が完了していないことなどから、今後とも注視していくこととする。

第8 東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質により発生した指定廃棄物の一時保管及び処理の状況等について

検査対象	環境本省、24事業主体
会計名	一般会計、東日本大震災復興特別会計
指定廃棄物の一時保管及び処理に係る事業の概要	指定廃棄物を安全かつ適正に保管するための施設・設備の整備等や、指定廃棄物を安全かつ効率的に減容化して適切に処分するための実証実験、調査等を実施するなどのもの
上記の事業に係る支出額	185億6420万円(平成23年度～25年度)

1 検査の背景

(1) 放射性物質に汚染された廃棄物等の概要

ア 放射性物質に汚染された廃棄物等に対する措置

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により、同発電所から放出された放射性物質(以下「事故由来放射性物質」という。)が広域に移動、拡散、降下して、ごみの焼却灰や水道施設の汚泥、稲わらなどに付着し、事故由来放射性物質に汚染された廃棄物が発生するなどの環境汚染が生じた。

このような事故由来放射性物質による環境の汚染(以下「事故由来環境汚染」という。)への対処に関して、国、地方公共団体、原子力事業者等の責務を明らかにするとともに、これら国等が講ずるべき措置について定めることなどにより、事故由来環境汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することを目的として、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成23年法律第110号。以下「特措法」という。)が制定された。特措法によれば、国は、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることに鑑み、事故由来環境汚染への対処に関して必要な措置を講ずることとされている。

イ 特措法に基づく指定

特措法第16条第1項及び「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則」(平成23年環境省令第33号。以下「特措法規則」という。)によれば、一定の要件に該当するごみ焼却施設、水道施設等の管理者等(以下「施設管理者」という。)は、これらのごみ焼却施設等から生じた廃棄物について、事故由来放射性物質による汚染の状況を調査して、その結果を環境大臣に報告しなければならないとされている。

そして、特措法第17条第1項等によれば、環境大臣は、上記調査の結果、事故由来放射性物質による汚染の状態が特措法規則で定める基準に適合しない(事故由来放射性物質であるセシウム134及びセシウム137の放射能濃度(以下「放射能濃度」という。)の合計が^{(注1)(注2)}8,000Bq/kgを超える)と認められるときは、当該廃棄物を、特別な管理が必要な

程度に汚染されたものとして指定(以下、この指定を受けた廃棄物を「指定廃棄物」という。)することとされている。

また、特措法第18条第1項によれば、施設管理者又は原子力事業者以外の者等で、その者等が占有している廃棄物が上記の特措法で定める基準に適合しないと料する者は、環境大臣に対して、当該廃棄物を指定廃棄物として指定することを申請できるとされている。

さらに、特措法第19条等によれば、指定廃棄物の収集、運搬、処分等(以下、これらを合わせて「処理」という。)は、国の責任において行うこととされている。そして、最終処分場の確保等を含めた国の処理体制が構築されて指定廃棄物が国に引き渡されるまでの間は、施設管理者及び上記の廃棄物を占有する者(以下「施設管理者等」という。)は、当該施設管理者等が占有している指定廃棄物を、その管理する施設等(以下「施設等」という。)において一時的に保管(以下「一時保管」という。)しなければならないこととされている。

環境省は、26年6月末時点の指定廃棄物の数量について、表1のとおり、12都県で計146,008.8tであるとしている。そして、表1について廃棄物の種類別にみると、ごみの焼却灰が最も多く104,374.3tとなっていて、全体の約7割を占めている。

表1 指定廃棄物の都県別及び種類別数量(平成26年6月末時点) (単位:t)

都県名	浄水発生土	下水汚泥	焼却灰	農林業系副産物 (稲わら、堆肥等)	その他	計
岩手県	—	—	193.1	—	275.8	468.9
宮城県	1,011.2	—	—	2,238.2	42.3	3,291.7
山形県	—	—	—	—	2.7	2.7
福島県	2,429.3	8,968.8	95,653.8	1,862.7	12,426.3	121,340.9
茨城県	—	925.8	2,380.1	—	226.9	3,532.8
栃木県	727.5	2,200.0	2,447.4	5,117.0	18.4	10,510.3
群馬県	672.8	513.9	—	—	—	1,186.7
千葉県	—	542.0	2,718.3	—	403.5	3,663.8
東京都	—	—	981.7	—	—	981.7
神奈川県	—	—	—	—	2.9	2.9
新潟県	1,017.9	—	—	—	—	1,017.9
静岡県	—	—	—	—	8.6	8.6
計	5,858.7	13,150.5	104,374.3	9,217.9	13,407.5	146,008.8

注(1) 端数処理を行っているため、各項目の数量を集計しても計欄と一致しないものがある。

注(2) 「浄水発生土」とは、水道施設から生じた汚泥等のことであり、工業用水に係るものを含めている。また、「焼却灰」は、ごみ焼却施設から生じた一般廃棄物及び産業廃棄物の焼却灰のことであるが、下水道施設から生じた下水汚泥の焼却により生じた焼却灰については「下水汚泥」に含めている。

(注1) Bq(ベクレル) 1秒間に崩壊する原子核の数。放射性物質の量を表す場合に用いられる単位

(注2) 8,000Bq/kg 環境省によれば、原子力安全委員会(原子力の利用に関する安全確保のための規制に係る事項等について審議、決定等を行うために、平成24年9月まで内閣府に設置されていた機関)の答申等を基にして、事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理に伴い、周辺住民や処理を行う作業員が受ける追加被ばく線量を一定量以下とするなどのために設定した基準であるとされている。

ウ 放射能濃度の合計が 8,000Bq/kg以下の廃棄物の取扱い

特措法等によれば、事故由来放射性物質によって汚染された廃棄物のうち、放射能濃度の合計が 8,000Bq/kg以下であることなどから指定廃棄物に該当しないもの(以下「8,000Bq/kg以下廃棄物」という。)については、原則として、通常の一般廃棄物等と同様に、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。)の規定等に基づいて市町村等が処分等を行うこととされている。ただし、特措法規則第 28 条又は第 30 条で定められた地域で発生した 8,000Bq/kg以下廃棄物等については、廃棄物処理法に定められた基準のほか、高度の機能を有する排ガス処理設備を用いるなどの追加的な基準に従って処分等を行わなければならないこととされている。

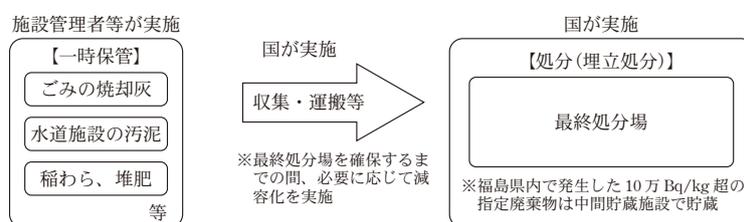
(2) 指定廃棄物の処理方針等

国は、指定廃棄物について、原則として、当該指定廃棄物が発生した都道府県内で処理することとしている。そして、環境省が 24 年 3 月に公表した「指定廃棄物の今後の処理の方針」(以下「処理方針」という。)によれば、国は、指定廃棄物の処理に当たって、既存のごみ焼却施設等の廃棄物処理施設を活用することについて引き続き検討を行うこととされているほか、指定廃棄物等が多量に発生して、施設等における指定廃棄物の保管状況が逼迫している都道府県においては、新たに最終処分場等の確保を目指すこととされている。そして、最終処分場を確保するまでの間は、廃棄物を焼却、乾燥するなどしてその容積を減少(以下「減容化」という。)することにより、指定廃棄物の一時保管に係る施設管理者等の負担を軽減するように努めることとされている。

また、処理方針等によれば、福島県において、放射能濃度が 8,000Bq/kgを超えて 10 万 Bq/kg以下である指定廃棄物については上記のとおり、同県内の最終処分場において処分することとされているが、10 万 Bq/kgを超える指定廃棄物については別途最終処分を行うこととし、それまでの間は同県内に整備する中間貯蔵施設において安全かつ集中的に貯蔵して管理することとされている。そして、環境省は、中間貯蔵施設の整備については、地域住民等の理解を得ながら段階的に実施して、27 年 1 月を目途として同施設へ指定廃棄物等の搬入を開始する予定であるとしている。

以上の指定廃棄物の処理の工程について、その概略を示すと図のとおりである。

図 指定廃棄物の処理の工程



(3) 指定廃棄物の保管施設・設備の整備等に係る委託契約

前記のとおり、指定廃棄物は、国の責任において処理を行うこととされているが、国に引き渡されるまでの間は施設管理者等が一時保管することとされている。そこで、環境省は、施設管理者等が指定廃棄物を一時保管するに当たり、施設管理者等となっている地方公共団体等との間で委託契約を締結して、周辺住民等に危害が発生することのないように

指定廃棄物を安全かつ適正に保管するための施設・設備の整備等の事業(以下「施設整備事業」という。)を行っている(以下、環境省と委託契約を締結している地方公共団体を「事業主体」という。)

また、環境省は、民間事業者等との間で委託契約を締結して、指定廃棄物を安全かつ効率的に減容化して適切に処分を実施するための実証実験、調査等の事業(以下「実証事業」という。)を行っている。

そして、これらの施設整備事業及び実証事業に要する費用として、23年度の一般会計及び24、25両年度の東日本大震災復興特別会計(以下「復興特会」という。)において、計862億9382万円が予算措置されている。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

指定廃棄物の処理体制を早期に構築して適切に処理を実施することは、地域住民の生活環境に及ぼす影響を低減するとともに、国民生活の安全・安心を確保するためにも極めて重要である。そして、いまだ国の処理体制が構築されておらず指定廃棄物の最終処分が実施されていない一方で、施設整備事業及び実証事業に係る予算額は多額に上っている。

そこで、本院は、合規性、有効性等の観点から、指定廃棄物の増加状況及び指定廃棄物の処理に関する予算の執行状況はどのようになっているか、各事業主体において施設整備事業により整備等された施設・設備による指定廃棄物の一時保管等が適切に行われているか、また、8,000Bq/kg以下廃棄物の処分は進んでいるか、さらに、実証事業の実施状況はどのようになっているかなどに着眼して検査した。

(2) 検査の対象及び方法

本院は、環境省及び同省から委託を受けて施設整備事業を実施している事業主体を対象に検査した。検査に当たっては、環境省から、23年度から25年度までの間における指定廃棄物の指定状況や、施設整備事業、実証事業等に係る予算の執行状況等に関する調書の提出を受けて、その内容を分析するなどしたほか、^(注3)6都県管内の^(注4)24事業主体が環境省との間で締結した施設整備事業に係る委託契約(契約金額計16億9316万余円)については、各事業主体から指定廃棄物の保管状況や8,000Bq/kg以下廃棄物の処分状況等に関する調書の提出を受けるとともに、このうち19事業主体において現地に赴き指定廃棄物の一時保管の状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注3) 6都県 東京都、茨城、栃木、群馬、千葉、新潟各県

(注4) 24事業主体 茨城、栃木、千葉各県、東京二十三区清掃一部事務組合、日立市、北茨城市、ひたちなか市、阿見町、龍ヶ崎地方塵芥処理組合、常総地方広域市町村圏事務組合、新治地方広域事務組合、宇都宮市、日光市、那須塩原市、前橋市、高崎市、松戸市、柏市、流山市、八千代市、印西地区環境整備事業組合、新潟市、阿賀野市、新潟東港地域水道用水供給企業団

3 検査の状況

(1) 指定廃棄物の増加状況

施設管理者等のうち地方公共団体が一時保管している指定廃棄物の24年3月末から26年6月末までの数量の推移は表2のとおりであり、24年9月末時点では、6か月前に比べて1,099.5%(69,825.2t)増加していてその増加傾向は顕著であったが、その後は緩やか

な増加幅となり、26年3月末時点では、6か月前に比べて9.0%(10,180.8t)の増加となっていた。なお、26年6月末時点では、3か月前に比べて1.6%(2,023.4t)増と微増にとどまっており、福島県分を除くと0.1%(20.7t)増とほぼ横ばいになっていた。以上のように、24年10月から26年6月末までの傾向をみると、指定廃棄物の新規発生量は全体として減少傾向にある。

表2 指定廃棄物の数量の推移 (単位：t)

都県名	平成24年 3月末	24年9月末		25年3月末		25年9月末		26年3月末		26年6月末	
	数量	数量	対前期 増加量	数量	対前期 増加量	数量	対前期 増加量	数量	対前期 増加量	数量	対前期 増加量
岩手県	114.3	181.0	66.7	181.0	—	193.0	12.0	193.0	—	193.0	—
宮城県	264.0	835.4	571.4	3,249.4	2,414.0	3,266.5	17.1	3,266.5	—	3,287.2	20.7
山形県	—	2.4	2.4	2.4	—	2.4	—	2.4	—	2.4	—
福島県	2,887.8	64,327.8	61,439.9	85,332.3	21,004.5	94,246.7	8,914.3	104,229.0	9,982.3	106,231.7	2,002.7
茨城県	159.4	2,688.8	2,529.3	3,221.3	532.5	3,305.9	84.6	3,305.9	—	3,305.9	—
栃木県	597.4	3,770.4	3,173.0	4,790.8	1,020.3	5,274.8	484.0	5,373.0	98.1	5,373.0	—
群馬県	140.6	748.7	608.1	748.7	—	1,186.7	438.0	1,186.7	—	1,186.7	—
千葉県	408.2	1,622.3	1,214.1	2,488.1	865.8	3,364.2	876.0	3,461.6	97.4	3,461.6	—
東京都	980.7	980.7	—	980.7	—	980.7	—	980.7	—	980.7	—
神奈川県	—	—	—	—	—	—	—	2.9	2.9	2.9	—
新潟県	797.9	1,017.9	220.0	1,017.9	—	1,017.9	—	1,017.9	—	1,017.9	—
計	6,350.5	76,175.7	69,825.2	102,012.9	25,837.2	112,839.0	10,826.1	123,019.9	10,180.8	125,043.4	2,023.4

注(1) 端数処理を行っているため、各欄を合計しても計欄と一致しないものがある。

注(2) 地方公共団体が保管している指定廃棄物を集計の対象としており、民間事業者が保管している指定廃棄物は含まない。なお、静岡県の指定廃棄物は全て民間事業者に係るものであるため、本表には記載していない。

(2) 指定廃棄物の処理に関する予算の執行状況

前記のとおり、環境省は、施設整備事業及び実証事業を行っているほか、最終処分場の整備等の事業を行っている。そこで、これらに係る予算の措置状況についてみると、表3のとおりであり、23年度は一般会計で計180億2178万余円(補正後)、24年度は復興特会で計234億2161万余円、25年度は復興特会で計621億8378万余円、合計1036億2718万円が計上されていた。これに対する予算の執行状況をみると、翌年度に繰り越されたものを除き、23年度から25年度までの間の支出済歳出額は計185億6420万余円(このうち、施設整備事業分は計38億6826万余円、実証事業分は計141億5746万余円)で、計389億6667万余円が不用額となっていた。

また、上記の1036億2718万円のうち、25年度復興特会に計上された指定廃棄物の最終処分場の整備等に係る予算計173億3336万円については、26年6月末時点においても新たな最終処分場の候補地を選定している段階で整備工事等は未実施であったことなどから、選定に係る調査等に要した計5億3847万余円を除いた全額が執行されていなかった。以上のことなどから、最終処分場の確保等は進んでおらず、これを含めた国の処理体制が構築されるまでには今後も相当の期間を要することも想定される。

表3 指定廃棄物に係る歳出予算額、支出済歳出額等 (単位：千円)

年度	会計及び科目	歳出予算額	前年度繰越額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不用額
平成23	一般会計 (項) 東日本大震災復旧・復興廃棄物・リサイクル対策推進費	18,021,784	0	1,185,956 (948,131)	15,071,963	1,763,864
	(目) 放射性物質汚染廃棄物処理業務委託費	14,866,219	0	199,090 (0)	14,667,128	0
	(目) 放射性物質汚染廃棄物処理業務地方公共団体委託費	3,155,565	0	986,865 (948,131)	404,835	1,763,864
24	一般会計 (項) 東日本大震災復旧・復興廃棄物・リサイクル対策推進費	0	15,071,963	342,624 (342,624)	0	14,729,338
	(目) 放射性物質汚染廃棄物処理業務委託費	0	14,667,128	0 (0)	0	14,667,128
	(目) 放射性物質汚染廃棄物処理業務地方公共団体委託費	0	404,835	342,624 (342,624)	0	62,210
	復興特会 (項) 環境保全復興政策費	23,421,615	0	6,004,693 (1,651,445)	12,589,582	4,827,339
	(目) 放射性物質汚染廃棄物処理業務委託費	13,458,501	0	4,206,592 (17,642)	7,830,085	1,421,823
	(目) 放射性物質汚染廃棄物処理業務地方公共団体委託費	9,963,114	0	1,798,100 (1,633,802)	4,759,497	3,405,516
25	復興特会 (項) 環境保全復興政策費	62,183,781	12,589,582	11,030,929 (926,061)	46,096,298	17,646,134
	(目) 放射性物質汚染廃棄物処理業務委託費	40,052,395	7,830,085	9,824,611 (258,220)	27,745,555	10,312,312
	(目) 放射性物質汚染廃棄物処理業務地方公共団体委託費	4,798,026	4,759,497	667,841 (667,841)	2,385,633	6,504,048
	(目) 環境保全調査費	1,433,250	0	538,476	65,000	829,773
	(目) 施設施工旅費	24,660	0	0	24,660	0
	(目) 施設施工庁費	602,700	0	0	602,700	0
	(目) 施設整備費	14,862,750	0	0	14,862,750	0
	(目) 不動産購入費	410,000	0	0	410,000	0
23年度から25年度までの計		103,627,180		18,564,203 (3,868,263)		38,966,677

(注) 「支出済歳出額」欄下段の括弧書きの金額は、施設整備事業に係るもので内数である。

(3) 指定廃棄物等の一時保管の状況等

環境省から委託を受けて施設整備事業を実施している24事業主体(32施設等)において、指定廃棄物等の一時保管の状況等について検査したところ、次のような状況が見受けられた。

ア 保管場所における一時保管の状況

施設等で発生した指定廃棄物を一時保管するため、15事業主体の17施設等では、保管倉庫、テント等を新設するなどして建屋内で保管を行っている一方で、12事業主体の16施設等では、各施設の敷地内において、フェンス、柵等による囲いを設けて屋外で保管場所を確保していた(施設等によっては、複数の保管場所を使用している場合がある)。

そして、指定廃棄物の増加に伴い保管場所がひっ迫したため、駐車場、廃棄物の仮置場、備品保管庫等にも指定廃棄物を保管せざるを得なくなり、これら駐車場等が本来の用途として使用できなくなっていて、各施設等におけるごみ焼却や汚泥処理等の本来の業務の実施に支障を来している事態が、10事業主体の11施設等において見受けられた。さらに、このうち3事業主体の3施設等では、保管場所のひっ迫を受けて、指定廃

棄物が更に増加することを抑制するため、比較的高濃度の事故由来放射性物質を含んでいる可能性があるせん定枝等の施設等への受入れを制限したり、事故由来放射性物質の濃縮につながる廃棄物の減容化を停止したりするなど、業務の実施に当たり大きな支障を来している事態も見受けられた。

イ 保管容器の耐用年数等の状況

指定廃棄物の飛散、流出等を防止して安全な一時保管を行うなどのために、特措法規則及び環境省が事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理に関わる者に対して示した「廃棄物関係ガイドライン」(平成23年12月公表、25年3月第2版に改訂)には、指定廃棄物の保管場所の要件、保管容器の種類等が定められている。そして、同ガイドラインでは、保管容器として、柔軟性のある素材を用いて袋状に作られたフレキシブルコンテナや、ドラム缶等が示されている。このうちフレキシブルコンテナは、1回程度の使用を想定しているクロス形フレキシブルコンテナ(以下「クロス形」という。)と、繰り返し使用することを想定し、比較的耐候性、防水性等に優れたランニング形フレキシブルコンテナ(以下「ランニング形」という。)の2種類に大別されている。

また、フレキシブルコンテナの耐用年数については、製造メーカーが、各製品の耐久性等の性能を考慮して、安全に使用できる期間として定めている。そして、その耐用年数は、保管方法や保管場所の状況等によっても異なるが、製造メーカーの製品カタログ等によれば、一般的に、通常のクロス形で1年程度、耐久性を高めるなどしたクロス形で3年程度、ランニング形で3年から5年程度のものが多くなっている。

そこで、施設等において使用されている指定廃棄物の保管容器について確認したところ、全体の6割以上に当たる28施設等がフレキシブルコンテナで保管しており、そのうち約7割がクロス形、約3割がランニング形となっていた。そして、上記の28施設等で使用されているフレキシブルコンテナの耐用年数について確認したところ、2事業主体の2施設等では耐用年数が5年とされているものを、5事業主体の7施設等では同1年超3年以下とされているものを、7事業主体の8施設等では同1年以下とされているものを、それぞれ使用していたほか、9事業主体の11施設等で使用していたフレキシブルコンテナの耐用年数については、製品カタログに記載がないなどのため不明となっていた。これらを各施設等別にまとめると、表4のとおりである。

表4 指定廃棄物の保管容器の耐用年数等(平成26年6月末時点)

保管容器/耐用年数		水道施設	左のうち保管容器の使用年数が耐用年数を超過している施設数	下水道施設	左のうち保管容器の使用年数が耐用年数を超過している施設数	ごみ焼却施設	左のうち保管容器の使用年数が耐用年数を超過している施設数	その他施設	左のうち保管容器の使用年数が耐用年数を超過している施設数	施設数計	左のうち保管容器の使用年数が耐用年数を超過している施設数
クロス形フレキシブルコンテナ	1年以下	3	3	2	1	3	3	0	0	8	7
	1年超～3年	1(1)	0	0	0	2(2)	0	0	0	3(3)	0
	不明	4(4)	—	0	—	4(1)	—	0	—	8(5)	—
ランニング形フレキシブルコンテナ	3年	0	0	0	0	3(2)	0	1	0	4(2)	0
	5年	0	0	0	0	1	0	1	0	2	0
	不明	0	—	0	—	2(1)	—	1	—	3(1)	—
ドラム缶	不明	0	—	0	—	3(1)	—	1(1)	—	4(2)	—
コンクリート製容器	—	2(2)	—	0	—	1(1)	—	0	—	3(3)	—
その他	3年	1(1)	0	0	0	0	0	0	0	1(1)	0
	不明	1(1)	—	0	—	6(3)	—	0	—	7(4)	—
計		12(9)	3	2	1	25(11)	3	4(1)	0	43(21)	7

注(1) 異なる種類の保管容器を複数使用している施設があるなどのため、本表中の施設数の計と検査対象とした施設数の計は一致しない。

注(2) 施設数については、指定廃棄物を建屋内に保管している施設と屋外に保管している施設を合わせて集計している。なお、施設数欄の括弧書きは、屋外に保管している施設の数で内数である。

注(3) コンクリート製容器は、長期間の使用が可能であるため耐用年数は記載していない。

さらに、フレキシブルコンテナの使用年数を確認したところ、26年6月末時点において既に耐用年数を経過しているものが6事業主体の7施設等において見受けられた。また、耐用年数が不明であるフレキシブルコンテナを使用していた上記の11施設等についてみると、使用年数が1年以上2年未満となっているものが3事業主体の3施設等、2年以上となっているものが6事業主体の8施設等となっていた。このように、耐用年数等について検査した範囲では、保管容器に必要とされている性能が確保できているかを客観的に確認できない状況となっていた。

一方、事業主体によっては、保管容器の耐用年数を超える長期の保管による劣化等に対応するため、施設整備事業により新たな保管庫を設置したり、保管容器を二重にしたなどして、安全性の確保に努めているところもあった。

ウ 8,000Bq/kg以下廃棄物の処分の状況等

前記のとおり、8,000Bq/kg以下廃棄物については、廃棄物処理法の規定等に基づくなどして市町村等が処分できるとされている。そこで、前記の24事業主体において、施設等における8,000Bq/kg以下廃棄物の処分の状況等についてみたところ、順調に処分を進めている事業主体がある一方で、地域住民が安全性に不安を抱いているなどの理由により民間事業者等が運営している処分場から受入れを拒否されるなどして、処分が進んでいない事業主体も見受けられた。

環境省等は、8,000Bq/kg以下廃棄物の早期の処分に向けて、説明会の開催や説明用パンフレットの配布による情報提供等を行っている。しかし、上記の理由により処分が進

んでいないなどのため、8,000Bq/kg以下廃棄物についても、指定廃棄物と同様に駐車場、廃棄物の仮置場等において保管せざるを得なくなっている状況が14事業主体の18施設等で見受けられ、その保管量は26年6月末時点で計14,396.7tに上っていた。そして、このうち3事業主体の3施設等では、8,000Bq/kg以下廃棄物が増加したことにより、指定廃棄物の保管場所が更にひっ迫しており、施設等における本来の業務の実施に支障を来しているなどの事態も見受けられた。

(4) 福島県における最終処分場等の確保に向けた取組及び実証事業の実施状況

ア 福島県における最終処分場及び中間貯蔵施設の確保に向けた取組

前記のとおり、環境省は、福島県内で発生した指定廃棄物のうち、放射能濃度が10万Bq/kg以下のものについては、同県内の最終処分場において処分し、10万Bq/kgを超えるものについては、最終処分を行うまでの間、中間貯蔵施設に貯蔵して管理することとしている。

福島県における26年6月末時点の最終処分場等の確保に向けた取組についてみると、環境省は、放射能濃度が10万Bq/kg以下の指定廃棄物の処分については、民間事業者が県内に保有し、13年に産業廃棄物の埋立てを開始した最終処分場であるフクシマエコテッククリーンセンターを活用することを目指して、関係者との協議を進めている状況であった。そして、環境省は、今後、処分計画等を策定し、同センターを独占的に活用して指定廃棄物の埋立処分を行うとともに、埋立て後の管理等を継続的に行っていくことを予定している。

一方、福島県内で発生した放射能濃度が10万Bq/kgを超える指定廃棄物については、最終処分を行うまでの間、中間貯蔵施設において貯蔵して管理する方針であり、26年6月末時点において、同施設の建設候補地となっている町等で住民説明会を開催するとともに、同施設の建設に供する用地の取扱いや地域住民の生活再建築等について検討を重ねている状況であった。

イ 福島県における実証事業の実施状況

環境省は、指定廃棄物の減容化等を今後本格的に実施するに当たっての技術的知見等を得るために、下水道施設から生じた下水汚泥の乾燥及び焼却、ごみの焼却灰に含まれる放射性物質の分離等の実証事業を、民間事業者等に委託して実施している。このうち、調査業務を除く主な事業は、岩手県内で実施されている比較的小規模な2事業のほかは全て福島県内で実施されており、その概要は表5のとおりである。

表5 福島県における主な実証事業の概要

事業名等	事業の概要	事業実施期間	事業費(平成25年度までの計) (千円)
福島県鮫川村における実証事業	事故由来放射性物質に汚染された農林業系副産物等を仮設焼却施設において処理する。	24年度～27年度	506,520
福島市堀河町終末処理場における下水汚泥減容化事業	下水汚泥の乾燥処理による汚泥性状の安定化を図るなどして、下水汚泥を場外へ搬出しやすい形態とする。	23年度～26年度	3,084,990
福島県県中浄化センター(郡山市)における下水汚泥焼却事業	下水汚泥の焼却処理による汚泥性状の安定化を図るなどして、下水汚泥を場外へ搬出しやすい形態とする。	24年度～25年度	10,166,100
福島県飯舘村蔵平地区における可燃性廃棄物減容化事業(資材化実証事業)	焼却灰及び汚染土壌に含まれる事故由来放射性物質を分離・濃縮し、放射能濃度が低減され工事資材として有効活用することが可能な生成物を得る。	25年度～30年度	31,498
計			13,789,109

環境省は、これらの実証事業により得られた、下水汚泥の乾燥処理による性状の安定化や、稲わら、堆肥等の農林業系副産物等の焼却処理による減容化等に関する技術的知見を活用していくこととしており、25年度に、実証事業の結果等を踏まえて、飯舘村において下水汚泥等の焼却事業に着手しており、31年度までの間、当該事業により減容化を実施することとしている。

4 本院の所見

26年6月末時点における指定廃棄物の数量は計146,008.8tに上っている。そして、指定廃棄物についての国の処理体制が構築されて国に引き渡されるまでの間は、施設管理者等がこれら指定廃棄物の一時保管を行うこととなっているため、指定廃棄物を安全かつ適正に保管するための施設管理者等に対する委託費の支出は、今後も続くことが予想される。

したがって、環境省においては、指定廃棄物についての国の処理体制が早期に構築されることを目指して、指定廃棄物の処理について地域住民や関係者の理解等を得るための取組を引き続き着実に進める必要がある。

そして、最終処分場の確保等を含めた指定廃棄物の処理体制が構築されるまでの間、地域住民の生活環境に及ぼす影響を低減するとともに、国民生活の安全・安心を確保するために、特に次の点に留意して事業を実施していくことが求められる。

ア 指定廃棄物の一時保管場所がひっ迫している事業主体に対して、処理方針等に基づき、財政的な支援に限らず、必要に応じて適正な一時保管のための技術的助言やその他の支援を実施するなどして、指定廃棄物の一時保管に係る負担を軽減するよう努めること

イ 施設整備事業に係る委託契約を締結している全ての事業主体において指定廃棄物の保管容器に係る安全性が適切に確保されるよう、一時保管の状況について確認するとともに、保管容器の更新等に対する支援・助言を行うなどすること

ウ 8,000Bq/kg以下廃棄物の処分の見通しが立っていない事業主体に対して、法令の基準等に基づきこれらを適切に処分できるよう助言を行うなどすること

また、福島県等における実証事業については、今後も各事業を着実に実施し、これにより得られた技術的知見や成果を活用しつつ、必要に応じて指定廃棄物の減容化や焼却灰に含まれる事故由来放射性物質の分離等を推進していく必要がある。

本院としては、指定廃棄物が施設管理者等において適切に一時保管され、国において可能な限り早期に安全な方法により処理される必要があることなどから、今後の指定廃棄物の処理の状況について引き続き注視していくこととする。

第9 日本銀行の財務の状況及びその推移について

検査対象	日本銀行、財務省
業務の根拠	日本銀行法(平成9年法律第89号)等
日本銀行の業務の概要	日本銀行券の発行、国庫金の取扱い、国債に関する国の事務、通貨及び金融の調節、金融機関の間における資金決済の円滑に資する業務、信用秩序の維持に資するための業務等
平成25年度の当期剰余金の額	7242億円
平成25年度の法定準備金への積立額	1448億円
平成25年度の国庫納付金の額	5793億円

1 検査の背景

(1) 日本銀行の概要

ア 日本銀行の目的等

日本銀行は、日本銀行法(平成9年法律第89号。以下「法」という。)に基づき、我が国の中央銀行として銀行券を発行するとともに、通貨及び金融の調節を行うこと並びに銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資することを目的とする認可法人であり、その資本金1億円のうち政府が5500万円を出資している。そして、日本銀行は、法等に基づき、①日本銀行券の発行、②国庫金の取扱い及び国債に関する国の事務等、③通貨及び金融の調節、④金融機関の間における資金決済の円滑に資する業務、⑤信用秩序の維持に資するための業務等を行っている。

法によれば、日本銀行は、通貨及び金融の調節を行うに当たっては、物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資することをもって、その理念とすることとされている。また、日本銀行の通貨及び金融の調節における自主性は、尊重されなければならないとされており、さらに、法の運用に当たっては、日本銀行の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならないとされている。

イ 日本銀行の剰余金の処分等

法によれば、日本銀行は、経費の予算について財務大臣の認可を受けなければならないとされているほか、財務諸表について財務大臣の承認を受けて一般の閲覧に供しなければならないとされている。そして、各事業年度(4月1日から翌年3月31日まで。以下「年度」という。)において剰余金(以下、各年度の剰余金を「当期剰余金」という。)を生じたときは、原則として当該当期剰余金の額の5%に相当する金額を準備金(以下「法定準備金」という。)として積み立てるなどした後、その残額を国庫に納付しなければならないとされている。

ウ 日本銀行の金融調節

日本銀行は、通貨及び金融の調節として、国債等の買入れを行うなどして金融機関等に資金を供給したり、日本銀行が振り出す手形等の売却を行って金融機関等から資金を

吸収したりして、金融機関等が相互の資金決済等のために日本銀行に保有している当座預金(以下「日銀当座預金」という。)の残高を増減させることにより、短期金融市場における資金量の調整(以下「金融調節」という。)を行っている。

日本銀行は、上記の通貨及び金融の調節に当たり、政策委員会の金融政策決定会合において、金融調節の方針(以下「金融市場調節方針」という。)を決定している。そして、金融市場調節方針についてみると、平成18年3月からは、「無担保コールレート(オーバーナイト物)」(以下「短期金利」という。)を一定の水準に誘導することとしていたが、25年4月に、金融調節の操作目標を短期金利からマネタリーベース^(注1)に変更して、同月以降は、マネタリーベースを年間約60兆円から70兆円に相当するペースで増加させることとしている。

(注1) マネタリーベース 日本銀行が供給する通貨の総量。日本銀行券発行高、貨幣流通高及び日銀当座預金の合計額で構成される。平成26年3月末のマネタリーベースの残高は219兆円である。

(2) 物価安定の目標及び量的・質的金融緩和の導入

日本銀行は、25年1月に、日本経済のデフレからの早期脱却と物価安定の下での持続的な経済成長の実現に向けて、消費者物価の前年比上昇率で2%とする物価安定の目標を導入した。そして、同年4月に、物価安定の目標を2年程度の期間を念頭に置いてできるだけ早期に実現するため、マネタリーベース及び長期国債等の保有額を2年間で2倍に拡大するとともに、買入れる長期国債の平均残存期間を2倍以上に延長するなどとする金融緩和(以下「量的・質的金融緩和」という。)を導入した。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

本院は、平成20年度決算検査報告において「日本銀行の財務の状況及びその推移について」を掲記し、日本銀行の資産構成及び規模は金融市場調節方針に大きく影響を受けていると考えられること、日本銀行の利益は金融調節の結果保有している国債等の金融資産から生ずる利益が中核となっていることなどを記述した。

そして、日本銀行は、物価安定の目標をできるだけ早期に実現するために、量的・質的金融緩和を導入して、長期国債等の保有額を大幅に拡大するなどしてマネタリーベースの増加を図っている。

そこで、本院は、26年次の検査においては、上記の状況を踏まえて、平成20年度決算検査報告に掲記した以降の日本銀行の財務の状況及びその推移に着目し、正確性、合規性、経済性等の観点から、日本銀行の金融調節は同行の資産及び負債の規模並びに損益等にどのような影響を与えているか、日本銀行の当期剰余金の処分及び国庫納付金の納付の状況はどのようになっているかなどに着眼して検査した。

(2) 検査の対象及び方法

本院は、計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)に基づき日本銀行から本院に提出された財務諸表等について書面検査を行うとともに、日本銀行及び財務省において、日本銀行の財務の状況、国庫納付金の納付状況等に関する各種資料等の提出を受けるなどして会計実地検査を行った。

3 検査の状況

(1) 日本銀行の金融調節及び資産、負債等の状況

ア 金融市場調節方針等の推移

日本銀行は、20年9月に発生したいわゆるリーマン・ショックを契機として、金融市場の安定化や民間企業の資金調達の円滑化等が重要な問題となったため、表1のとおり、20年10月以降、短期金利の誘導目標水準を段階的に引き下げたほか、コマーシャル・ペーパー等(以下「CP等」という。)及び社債の買入れなどといった新しい金融調節手段を時限的に導入するなどして資金供給を行った。

また、日本銀行は、22年10月に、短期金利の低下余地が限られている状況の下で金融緩和を一段と強力に推進するための臨時的措置として「資産買入等の基金」を創設して、通常の金融調節手段とは別に、国債、CP等、社債、株価指数連動型上場投資信託(以下「ETF」という。)及び不動産投資信託(以下「J-REIT」という。)といった多様な金融資産の買入れなどによる資金供給を行った。そして、同基金の規模(資産残高の上限額)については、創設時の総額35兆円程度からその後段階的に増額して総額101兆円程度とすることなどとなっていた。

前記のとおり、日本銀行は、25年4月に量的・質的金融緩和を導入して、金融調節の操作目標を短期金利からマネタリーベースに変更した。その上で、マネタリーベースを増加させるための資産の買入れ方針として、①長期国債について、保有残高が年間約50兆円に相当するペースで増加するように買入れを行い、同時に買入れの平均残存期間を量的・質的金融緩和導入前の3年弱から7年程度に延長する、②ETF及びJ-REITについて、保有残高がそれぞれ年間約1兆円及び年間約300億円に相当するペースで増加するように買入れを行うなどとしている。そして、日本銀行は、この量的・質的金融緩和について、前記物価安定の目標の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで継続するとしている。

表1 金融市場調節方針等の推移

年 月	事 項
平成 20年10月	・短期金利の誘導目標水準の引下げ(「0.5%前後」→「0.3%前後」)
20年12月	・短期金利の誘導目標水準の引下げ(「0.3%前後」→「0.1%前後」) ・企業金融支援特別オペレーションの導入(22年3月終了) ・CP等買入れの導入(21年12月終了)
21年2月	・社債買入れの導入(21年12月終了)
22年10月	・短期金利の誘導目標水準の引下げ(「0.1%前後」→「0~0.1%程度」) ・資産買入等の基金の創設(量的・質的金融緩和の導入に伴い廃止)
25年4月	・量的・質的金融緩和の導入 ・金融調整の操作目標を短期金利からマネタリーベースに変更(マネタリーベースが年間約60兆円から70兆円に相当するペースで増加するように金融調節を実施)

(注) 企業金融支援特別オペレーションは、社債等の民間企業債務の担保価額の範囲内で金額に制限を設けずに短期金利の誘導目標水準と同水準で資金を貸し付けるものである。

イ 日本銀行の資産、負債等の推移

日本銀行の20年度末から25年度末までの資産、負債等の推移は表2のとおりであり、総資産残高は、20年度末に123兆8886億円であったものが、25年度末にその約2倍弱の241兆5798億円になっている。資産の主なものは、金融調節等を通じて取得した金融資産である長期国債(発行から償還までの期間が2年以上の国債をいう。以下同じ。)、短期国債(政府短期証券、割引短期国債及び21年2月に両者を統合した国庫短期証券をいう。以下同じ。)及び貸出金等(国債及びCP等の売戻条件付買入れに伴って発生する金銭債権を含む。以下同じ。)であるが、これらのうち、長期国債の残高は、20年度末に42兆6612億円(総資産残高に占める割合34.4%)であったものが、25年度末にその約3.6倍の154兆1536億円(同63.8%)にまで増加している。これは、日本銀行が、「資産買入等の基金」の規模の増額及びこれに続く量的・質的金融緩和の導入に伴い、既に保有していた長期国債の償還額を大幅に上回る金額の買入れを行ったことによるものである。

一方、総負債残高は、20年度末には120兆9732億円であったものが、25年度末にはその約2倍の238兆1140億円になっている。負債の主なものをみると、20年度末には、日本銀行券の発行残高である発行銀行券が76兆8977億円(総負債残高に占める割合63.6%)、日銀当座預金が22兆1489億円(同18.3%)であったが、25年度末には、それぞれ86兆6308億円(同36.4%)、128兆6678億円(同54.0%)になり、日銀当座預金が発行銀行券を上回って負債の過半を占めるようになってきている。これは、主に日本銀行の金融調節を通じて金融機関等に供給された資金が、日銀当座預金の残高の増加となって現れていることによると考えられる。

表2 日本銀行の資産、負債等の推移

＜資産の部＞		(単位：億円、%)					
区 分	平成20年度末	21年度末	22年度末	23年度末	24年度末	25年度末	
長期国債	42兆6612 (34.4)	50兆2129 (41.2)	59兆1229 (41.5)	70兆6866 (50.7)	91兆3492 (55.4)	154兆1536 (63.8)	
短期国債	21兆6043	22兆8532	18兆1762	16兆5605	34兆0063	44兆1833	
貸出金等	44兆6835	40兆7672	56兆7645	38兆9954	25兆4870	26兆3138	
CP等	1兆5569	—	2742	1兆5948	1兆2457	1兆8749	
社 債	434	1722	2035	1兆9906	2兆8872	3兆2041	
ETF	—	—	1851	8478	1兆5440	2兆8511	
J-REIT	—	—	178	736	1189	1488	
外貨建資産	10兆8647	5兆0227	4兆6902	5兆8723	5兆5264	6兆1582	
その他の資産	2兆4743	2兆7957	2兆9283	2兆8348	2兆6475	2兆6916	
(資産計)	123兆8886	121兆8241	142兆3631	139兆4569	164兆8127	241兆5798	
うち資産買入等の基金の残高	—	—	31兆7606	48兆8777	72兆0769	—	

<負債及び純資産の部>

(単位：億円、%)

区 分	平成 20 年度末	21 年度末	22 年度末	23 年度末	24 年度末	25 年度末
発行銀行券	76 兆 8977 (63.6)	77 兆 3527 (65.1)	80 兆 9230 (58.0)	80 兆 8428 (59.3)	83 兆 3782 (51.6)	86 兆 6308 (36.4)
日銀当座預金	22 兆 1489 (18.3)	23 兆 4553 (19.7)	40 兆 7556 (29.2)	34 兆 4323 (25.3)	58 兆 1289 (36.0)	128 兆 6678 (54.0)
その他の負債	21 兆 9265	17 兆 9888	17 兆 9538	20 兆 9664	20 兆 0167	22 兆 8153
(負債計)	120 兆 9732	118 兆 7969	139 兆 6325	136 兆 2415	161 兆 5239	238 兆 1140
資本金	1	1	1	1	1	1
法定準備金等	2 兆 6149	2 兆 6600	2 兆 6783	2 兆 6861	2 兆 7126	2 兆 7414
当期剰余金	3002	3671	521	5290	5760	7242
(純資産計)	2 兆 9153	3 兆 0272	2 兆 7306	3 兆 2153	3 兆 2887	3 兆 4657
(負債及び純資産合計)	123 兆 8886	121 兆 8241	142 兆 3631	139 兆 4569	164 兆 8127	241 兆 5798

注(1) 日本銀行の貸借対照表及び附属明細書から作成した。

注(2) 資産買入等の基金の運営として買い入れるなどした金融資産の残高は、同基金の廃止後も引き続き各資産の残高に含まれている。

注(3) 外貨建資産は、国際金融協力の実施等に備える目的で保有している外貨債券、外貨貸付金、外貨預け金、外貨投資信託及び外貨金銭の信託である。なお、外貨金銭の信託の平成 24、25 両年度末残高はない。

注(4) ()書きは、資産計又は負債計に対する割合である。

注(5) 法定準備金等の各年度末の残高は、特別準備金の残高(1319 万円)を含む。

ウ 日本銀行が保有する長期国債

(ア) 長期国債の評価方法等

日本銀行は、会計規程(平成 10 年制定)に基づき、中央銀行としての財務の健全性を踏まえつつ、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を尊重して会計処理を行うこととしている。この企業会計の基準においては、有価証券の評価については、時価評価を基本としつつ、当該有価証券の保有目的に応じて、時価法、償却原価法等の評価方法により行うこととなっている。

そして、日本銀行は、同規程において、有価証券の種類ごとに各年度末における評価方法を定めており、長期国債については、原則として償還期限まで保有している実態を勘案して、償却原価法により評価を行うこととしている。このため、長期国債の貸借対照表価額は、取得原価と額面金額との差額を償還期限に至るまで每期均等に取得原価に加減して算定した金額が計上されており、時価の変動による影響を受けないことになっている。

なお、日本銀行が保有する長期国債の時価については、同行が毎年度作成している行政コスト計算書の添付書類において公表されている。そして、当該長期国債の 20 年度末から 25 年度末までの貸借対照表価額、時価及び含み損益をみると、この間の市場金利の低下傾向を反映して、表 3 のとおり、各年度末とも、時価が貸借対照表価額を上回っていて、含み益が生じている。

表 3 日本銀行が保有する長期国債の貸借対照表価額、時価及び含み損益の推移 (単位：億円)

区 分	平成 20 年度末	21 年度末	22 年度末	23 年度末	24 年度末	25 年度末
貸借対照表価額	42 兆 6612	50 兆 2129	59 兆 1229	70 兆 6866	91 兆 3492	154 兆 1536
時 価	43 兆 4984	51 兆 1699	60 兆 2707	72 兆 3913	93 兆 8741	156 兆 8774
含 み 損 益	8371	9569	1 兆 1477	1 兆 7047	2 兆 5248	2 兆 7238

(注) 日本銀行の貸借対照表及び行政コスト計算書の添付書類から作成した。

(イ) 長期国債の平均残存期間等

日本銀行は、金融調節を通じて買い入れた長期国債の残存期間が極端に短期化又は長期化することを避けるため、20年12月に残存期間別の買入れ方式を導入して、翌年2月から、一部を除く長期国債について、残存期間を「1年以下」、「1年超10年以下」及び「10年超30年以下」の三つに区分して買入れを行っていた。そして、25年4月の量的・質的金融緩和の導入以降は、これらの区分を原則として「1年以下」、「1年超5年以下」、「5年超10年以下」及び「10年超」の四つに区分している。

そこで、20年度末から25年度末までに日本銀行が保有していた長期国債の残存期間別の残高及び平均残存期間について、日本銀行の統計資料「日本銀行が保有する国債の銘柄別残高」等から算出したところ、表4のとおり、平均残存期間が22年度末から24年度末にかけて4.9年から3.9年に短期化していた。これは、上記の残存期間別の買入れ方式とは別に、前記の「資産買入等の基金」において、残存期間が1年以上2年以下(24年4月以降は1年以上3年以下)の長期国債を買い入れていて、これに係る長期国債保有残高の割合が増加したことによると考えられる。そして、25年度末に平均残存期間が再び長期化して5.6年になっているのは、量的・質的金融緩和の導入以降は、買い入れる長期国債の平均残存期間が7年程度となるように運営していることなどによると考えられる。

表4 日本銀行が保有する長期国債の残存期間別の残高及び平均残存期間の推移 (単位：億円、%、年)

残存期間	平成20年度末	21年度末	22年度末	23年度末	24年度末	25年度末
1年以下	9兆6761	9兆2752	12兆8646 (一)	18兆5444 (1兆0362)	22兆9670 (11兆5537)	27兆8276
1年超3年以下	9兆8659	14兆6984	15兆6697 (9005)	21兆4564 (5兆2700)	32兆7683 (16兆4816)	33兆8937
3年超5年以下	6兆5914	6兆6381	8兆5435	7兆9886	9兆3225	29兆7662
5年超10年以下	8兆8827	10兆8162	12兆8063	12兆8655	16兆5795	41兆9441
10年超	6兆9402	8兆0129	8兆4329	8兆9642	8兆5450	18兆1807
長期国債保有残高計	41兆9563	49兆4408	58兆3170 (9005) <1.5>	69兆8191 (6兆3062) <9.0>	90兆1823 (28兆0353) <31.1>	151兆6123
平均残存期間	5.2	5.2	4.9 (1.7)	4.3 (1.5)	3.9 (1.3)	5.6

注(1) ()書きは、資産買入等の基金により買い入れられた長期国債に係る計数である。また、< >書きは、長期国債保有残高計に占める資産買入等の基金に係るものの割合である。

注(2) 残存期間別残高及び長期国債保有残高計は、額面金額ベースであり、貸借対照表価額とは異なる。

(ウ) 日本銀行による長期国債の保有割合

日本銀行は、25年度末において、政府が発行した長期国債の発行残高840兆8435億円(時価ベース)に対し、その18.7%に当たる156兆8771億円(同)の長期国債を保有しており、20年度末の保有割合8.2%(短期国債のうち割引短期国債を含む数値)に比べて10.5ポイント上昇している(日本銀行の資金循環統計による。なお、日本銀行の保有残高は、算出方法の相違により、表3の時価とは一致しない。)

(2) 日本銀行の損益、当期剰余金の処分等の状況

ア 日本銀行の損益の推移

日本銀行の経常収益の主なものは、金融調節等を通じて取得した長期国債、短期国債、貸出金等、CP等、社債及び外貨建資産の金融資産から生ずる利息等(以下「国債利息等収益」という。)となっている。日本銀行の20年度から25年度までの損益の推移をみると、表5のとおり、国債利息等収益の中で最も多くを占める長期国債利息は、20年度以降増加傾向で推移しており、20年度に5370億円であったものが、25年度に7761億円になっている。また、外貨建資産から生ずる為替差益又は為替差損(年度末の為替レートによる本邦通貨への換算等に伴って生ずる損益。以下「外国為替関係損益」という。)についてみると、20年度から23年度までは、年度中の為替レートが円高側に変動したことにより為替差損を計上しており、24、25両年度は、その反対に為替レートが円安側に変動したことにより為替差益を計上している。そして、外国為替関係損益は、23年度を除いて、経常収益又は経常費用の39.2%から66.8%を占めており、各年度の経常利益の額に与える影響も大きくなっている。

表5 日本銀行の損益の推移

(単位：億円、%)

区 分	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
経常収益	1兆2745	8324	7740	8728	1兆3982	1兆5793
国債利息等収益	1兆1815	7642	7276	8275	7349	8468
長期国債利息	5370	5468	5948	5979	6005	7761
短期国債利息	1113	526	275	219	220	295
貸出金等利息	1648	491	399	437	332	256
CP等利息	22	7	0	17	18	18
社債利息	0	16	1	10	65	53
外貨債券収益	2836	1003	648	1589	700	57
外貨預け金等利息	824	128	1	21	6	25
為替差益 (経常収益に占める割合)	—	—	—	—	6036 (43.2)	6194 (39.2)
その他の収益	929	681	464	452	597	1130
うちETF運用益	—	—	0	58	214	375
うちJ-REIT運用益	—	—	1	23	51	66
経常費用	8355	4658	7198	3367	2665	2987
為替差損 (経常費用に占める割合)	4165 (49.9)	2185 (46.9)	4810 (66.8)	606 (18.0)	—	—
経 費	2273	1922	1947	1916	1899	1908
その他の費用	1915	550	440	845	766	1079
経常利益	4390	3665	542	5360	1兆1316	1兆2805
特別利益	2	11	44	94	69	110
特別損失	4	5	28	2	3019	3099
税引前当期剰余金	4388	3671	558	5453	8366	9816
法人税、住民税及び事業税	1385	0	36	162	2606	2573
当期剰余金	3002	3671	521	5290	5760	7242

(注) 日本銀行の損益計算書及び決算説明資料から作成した。

イ 長期国債の利回りなどの推移

前記のとおり、日本銀行が保有する長期国債の25年度末の残高は、20年度末に比べて約3.6倍にまで増加しており、この間の長期国債利息は、増加傾向で推移している。一方、20年度から25年度までの長期国債の利回りなどの推移をみると、表6のとおり、各年度とも、長期国債の平均保有残高の増加率に比べて長期国債利息の増加率は小さくなっており、長期国債の利回りは、20年度以降、低下傾向で推移している。

表6 長期国債の利回りなどの推移 (単位：億円、%)

区 分	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
長期国債利息(a)	5370	5468 (1.8)	5948 (8.8)	5979 (0.5)	6005 (0.4)	7761 (29.2)
長期国債平均保有残高(b)	44兆3608	47兆6920 (7.5)	56兆1535 (17.7)	64兆3181 (14.5)	83兆5174 (29.9)	126兆5665 (51.5)
長期国債利回り(a)/(b)	1.210	1.146	1.059	0.929	0.719	0.613

注(1) 日本銀行の決算説明資料から作成した。

注(2) ()書きは対前年度増加率である。

日本銀行は、長期国債を買い入れるに当たっては、買入れ対象先の金融機関等が希望する利回りから、市場実勢相場等を勘案して銘柄(発行年限、回号等)ごとに定めた基準利回りを差し引いて得た値を入札に付し、この値が高い順に、長期国債の買入れ予定額に達するまで落札させるなどしている。このため、日本銀行が買い入れる長期国債の利回りは、買入れ時における市場金利等の影響を受けていると考えられる。

ウ 補完当座預金制度に係る支払利息の推移

日本銀行は、20年10月に、金融調節の一層の円滑化を通じて金融市場の安定確保を図るために、資金供給円滑化のための手段として、補完当座預金制度を導入している。補完当座預金制度は、^(注2)準備預金制度の対象となる金融機関に係る日銀当座預金等のうち日本銀行への預入れが義務付けられている金額を超える金額(以下「超過準備額」という。)及び準備預金制度の対象とならない金融機関等のうち所定の金融機関等に係る日銀当座預金(以下、超過準備額及び準備預金制度の非対象先に係る日銀当座預金を合わせて「超過準備額等」という。)について、政策委員会で決定した適用利率による利息を付すものである。そして、補完当座預金制度の導入から25年度までの間における適用利率は、年0.1%となっている。

(注2) 準備預金制度 準備預金制度に関する法律(昭和32年法律第135号)に基づき、銀行等の預金取扱金融機関について、預金等の債務に所定の準備率を乗じて算定される法定準備預金額を日本銀行に対する預け金として保有することを義務付ける制度

20年度から25年度までの超過準備額等に対する支払利息等の推移をみると、表7のとおり、超過準備額等の平均残高の増加に伴って支払利息も増加している。特に、25年度は、量的・質的金融緩和の下で長期国債を中心とする多額の金融資産の買入れが行われたことなどに伴い、超過準備額等の平均残高が86兆7205億円と24年度の約2.7倍に増加し、支払利息の金額も836億円と24年度の約2.7倍に増加している。

表7 補完当座預金制度に係る超過準備額等に対する支払利息等の推移 (単位：億円)

区 分	平成 20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
日銀当座預金等平均残高	11 兆 6147	13 兆 7096	19 兆 4402	31 兆 3169	40 兆 4993	95 兆 0352
超過準備額等平均残高	4 兆 3228	6 兆 3055	11 兆 8628	23 兆 5916	32 兆 5519	86 兆 7205
支払利息	14	62	107	238	315	836

(注) 日銀当座預金等平均残高及び超過準備額等平均残高は、日本銀行の統計資料「業態別の日銀当座預金残高」から算出した。平成 21 年度から 25 年度までは、当年 4 月から翌年 3 月までの各月の準備預金積み期間(当月 16 日～翌月 15 日)の平均残高であり、20 年度は、20 年 11 月から 21 年 3 月までの各月の準備預金積み期間の平均残高である。

エ 当期剰余金の処分と国庫納付金

(ア) 当期剰余金の推移

日本銀行の当期剰余金は、各年度の経常利益に特別損益を加減し、法人税等を差し引いた額となっている。特別損益の主なものは、外国為替等取引損失引当金、指数連動型上場投資信託取引損失引当金、不動産投資信託取引損失引当金等の日本銀行が取得した金融資産に係る各引当金の積立て又は取崩しなどとなっている。このうち、外国為替等取引損失引当金は、日本銀行法施行令(平成 9 年政令第 385 号)に基づき、財務大臣の承認を受けて積み立てることができることとなっており、その積立額は、会計規程に基づき、外国為替関係損益の 50% に相当する金額を目途として、自己資本比率^(注 3)の水準等を勘案して定めることとなっている。そして、財務大臣は、日本銀行法施行規則(平成 10 年大蔵省令第 3 号)に基づき、当該承認を行うときは、日本銀行の自己資本の充実の状況を勘案するものとする事となっている。

(注 3) 自己資本比率 上半期末又は年度末の資本金、法定準備金(当期剰余金の処分に
おいて積み立てられる金額を含む。)、外国為替等取引損失引当金等の合計額を
その期中における日本銀行券の平均発行残高で除して得た比率

日本銀行の特別損益をみると、表 8 のとおり、24、25 両年度においてそれぞれ 3000 億円近い損失が生じている。これは、両年度中の為替レートが円安側に変動したことにより、外国為替関係損益において、それぞれ 6036 億円及び 6194 億円の利益が生じたことを受け、日本銀行が、財務大臣に対して外国為替等取引損失引当金の積立てを含む財務諸表の承認申請を行い、同大臣の承認を受けて、その利益の 50% に相当する 3018 億円及び 3097 億円を外国為替等取引損失引当金に繰り入れたことなどによるものである。そして、24、25 両年度の当期剰余金は、経常利益から上記の特別損失を減ずるなどした結果、それぞれ 5760 億円及び 7242 億円となっている。

表8 当期剰余金の推移

(単位：億円)

区 分	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
経常利益(a)	4390	3665	542	5360	1兆1316	1兆2805
特別損(△)益(b)	△1	6	15	92	△2950	△2988
うち外国為替等取引損失引当金取崩額(△繰入額)	—	—	—	—	△3018	△3097
うち指数連動型上場投資信託取引損失引当金取崩額(△繰入額)	—	—	△21	21	—	—
うち不動産投資信託取引損失引当金取崩額(△繰入額)	—	—	△1	1	—	—
法人税、住民税及び事業税(c)(注)	1385	0	36	162	2606	2573
当期剰余金(a)+(b)-(c)	3002	3671	521	5290	5760	7242

(注) 国庫納付金の額は、法に基づき、法人税及び事業税に係る課税所得の算定上、損金の額に算入することとなっている。

(イ) 当期剰余金の処分の推移

日本銀行は、前記のとおり、原則として当期剰余金の5%に相当する金額を法定準備金として積み立てなければならないこととなっているが、特に必要があると認められるときは、財務大臣の認可を受けて当該金額を超える金額を法定準備金として積み立てることができることとなっている。

そして、当期剰余金のうち、法定準備金への積立て及び出資者への配当を行った後の残額については、国庫に納付しなければならないこととなっている。これは、日本銀行の利益の大部分は銀行券の発行と引換えに保有する金融資産から生ずる利息収入等であり、国が日本銀行に対して銀行券の発行権を独占的に与えたことから反射的に生ずるものであるため、その利益は国民に還元されるべきとの考えによるものである。

日本銀行の法定準備金の積立額は、表9のとおり、20、22、25各年度において、それぞれ当期剰余金の5%に相当する額を超える450億円、78億円及び1448億円となっている。これは、日本銀行が、財務の健全性確保の観点から、財務大臣に対して上記法定準備金の積立ての認可申請を行い、同大臣の認可を受けて積み立てたものであり、特に、25年度は、量的・質的金融緩和の実施に伴い、従来より収益の振幅が大きくなると見込まれる状況を踏まえて、20、22両年度の積立率15%を上回る、当期剰余金の額の20%に相当する金額を積み立てている。

そして、各年度の当期剰余金から法定準備金積立額及び出資者に対する配当金を控除した額が国庫に納付されており、25年度の国庫納付金は5793億円となっている。

表9 当期剰余金の処分の推移 (単位：億円、%)

区 分	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
当期剰余金(a)	3002	3671	521	5290	5760	7242
法定準備金積立額(b)	450	183	78	264	288	1448
積立率(b)/(a)	15.0	5.0	15.0	5.0	5.0	20.0
配当金(c)	0	0	0	0	0	0
国庫納付金(a) - (b) - (c)	2552	3487	443	5026	5472	5793

(注) 配当金は、出資者に対して各年度総額500万円が支払われている。

(ウ) 自己資本比率の推移

日本銀行は、自己資本比率を財務の健全性に関する指標としており、この比率が10%程度となることを目途として、おおむねその上下2%の範囲内となるように、特別損益の経理において外国為替等取引損失引当金等の積立て又は取崩しを行った後、当期剰余金の処分において法定準備金の積立てを行うこととしている。

日本銀行の20年度末から25年度末までの自己資本比率は、表10のとおり、7%台で推移しており、25年度末の自己資本比率は、外国為替等取引損失引当金への繰入れや、当期剰余金の額の20%に相当する金額について法定準備金への積立てを行うなどした結果、24年度末に比べて0.29ポイント上昇して7.74%となっている。

表10 自己資本比率の推移 (単位：億円、%)

区 分	平成20年度末	21年度末	22年度末	23年度末	24年度末	25年度末
資本金勘定(a)	2兆6601	2兆6784	2兆6862	2兆7127	2兆7415	2兆8863
資本金	1	1	1	1	1	1
法定準備金等	2兆6600	2兆6783	2兆6861	2兆7126	2兆7414	2兆8862
引当金勘定(b)	3兆0378	3兆0378	3兆0378	3兆0378	3兆3396	3兆6493
債券取引損失引当金	2兆2433	2兆2433	2兆2433	2兆2433	2兆2433	2兆2433
外国為替等取引損失引当金	7945	7945	7945	7945	1兆0963	1兆4060
自己資本残高(a) + (b) = (c)	5兆6979	5兆7163	5兆7241	5兆7505	6兆0811	6兆5357
日本銀行券平均発行残高(d)	76兆1805	76兆4888	77兆6816	79兆6464	81兆5695	84兆4116
自己資本比率(c)/(d)	7.47	7.47	7.36	7.22	7.45	7.74

注(1) 法定準備金等は、当期剰余金の処分における法定準備金積立額及び特別準備金(1319万円)を含む。

注(2) 債券取引損失引当金は、日本銀行法施行令に基づき、外国為替等取引損失引当金と同様に、債券の売買、保有等に伴い生じた損益について積立て又は取崩しを行うものであるが、平成14年度以降、積立て又は取崩しの実績はなく、同額で推移している。

4 本院の所見

日本銀行は、消費者物価の前年比上昇率で2%とする物価安定の目標の早期実現に向けて、25年4月に導入した量的・質的金融緩和の下で、金融機関等から長期国債を中心に多額の金融資産を買い入れるなどしており、その結果として、日本銀行の資産及び負債の規模は急速に拡大している。また、日本銀行は、上記物価安定の目標の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで量的・質的金融緩和を継続するとしており、この方針の下で、長期国債のほか、ETFやJ-REITのような価格変動リスクのある資産を含む多額の金融資産の買入れを行うなどとしている。

日本銀行の主な収益は、金融調節等を通じて取得した金融資産から生ずる利息収入等となっており、日本銀行は、当該金融資産について財務大臣の承認を受けて引当てを行うとともに、当期剰余金の額の5%に相当する金額又は財務大臣の認可を受けて当該金額を超える金額を法定準備金に積み立てるなどした後、その残額を国庫に納付している。

したがって、日本銀行においては、引き続き、金融調節等を通じて取得した金融資産について適切に引当てを行うとともに、当期剰余金の5%に相当する額を超える金額を必要に応じて法定準備金に積み立てるなど、財務の健全性の確保に努めることが重要である。また、財務省においては、日本銀行から上記の引当てを含む財務諸表の承認又は上記積立ての認可の申請があった場合には、国民に還元されるべきとされている日本銀行の利益の特質等に留意しつつ、日本銀行の財務の健全性等を勘案の上、引き続き適切に承認又は認可を行っていくことが必要である。

本院としては、今後の金融経済情勢の変化を踏まえつつ、今後とも日本銀行の財務の状況について引き続き注視していくこととする。

第4節 国民の関心の高い事項等に関する検査状況

1 国民の関心の高い事項等に関する検査の取組方針

近年、行政においては、財政健全化に向けて、歳出の重点化や効率化、徹底した無駄の排除による効率的かつ効果的な公的部門の構築等に取り組むとしている。また、国会においては、国会による財政統制を充実し強化する視点から、予算の執行結果を把握して次の予算に反映させることの重要性等が議論されている。

このような中、本院は、その使命を的確に果たすために毎年次策定している会計検査の基本方針に従って、我が国の社会経済の動向、財政の現状、行政における様々な取組等を踏まえて国民の期待に応える検査に努めており、特に、国会等で議論された事項、新聞等で報道された事項その他の国民の関心の高い事項については、必要に応じて機動的・弾力的な検査を行うなど、適時適切に対応することとしている。

2 検査の状況

(1) 検査の結果、検査報告に掲記したもの

上記国民の関心の高い事項等としては、今なお我が国の大きな課題となっている東日本大震災からの復興や、度重なる自然災害の発生等により関心が一層高まっている国民生活の安全性の確保が挙げられる。また、厳しい財政の現状等を踏まえて、制度・事業の適正で公平な運用や、予算・経理の適正な執行はもとより、資産、基金等のストック、行政経費の効率化や事業の有効性の確保に対する国民の関心は引き続き高いものとなっている。このほか、少子高齢化や地球温暖化の進行等を背景として、社会保障や環境保全といった分野についても国民の関心は高いものとなっている。

これら国民の関心の高い事項等について、正確性、合規性、経済性、効率性、有効性等の多角的な観点から検査を行った結果、「第3章 個別の検査結果」及び「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に掲記した主なものを示すと、次のとおりである。

ア 東日本大震災からの復興に向けた施策等に関するもの

- ① 復興木材安定供給等対策の実施状況等について
(国会及び内閣に対する報告・1000 ページ記載)
- ② 東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質により発生した指定廃棄物の一時保管及び処理の状況等について
(特定検査対象に関する検査状況・1137 ページ記載)
- ③ 東日本大震災により発生した災害廃棄物等の処理について
(特定検査対象に関する検査状況・1124 ページ記載)
- ④ 防災のための集団移転促進事業で整備する住宅団地の宅地について、移転者の意向の変化等を適時適切に把握するとともに、その状況に応じて事業規模を縮小するなどの措置を講ずるよう市町村に周知するよう意見を表示したもの
(国土交通省・603 ページ記載)
- ⑤ 東日本大震災復旧・復興予備費を財源とする農畜産業振興対策交付金の未使用額及び返還額を交付先から速やかに国庫に納付させるよう改善させたもの
(農林水産省・470 ページ記載)

イ 国民生活の安全性の確保に関するもの

- ① 水防法等に基づき浸水想定区域の指定等及び洪水ハザードマップの作成等が適正に行われて、浸水想定区域図及び洪水ハザードマップが有効に活用されるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め並びに改善の処置を要求し、電子化ガイドラインに基づき浸水想定区域図等の作成が適切に行われて、浸水想定区域図等の電子データが有効に活用されるよう是正改善の処置を求めたもの (国土交通省・587 ページ記載)
- ② ダムの維持管理に当たり、必要な計測、修繕等を適切に行ったり、堆砂対策等の実施について検討したり、地震が発生した際の体制を整備したりすることなどをダム管理者に対して周知することにより、ダムの維持管理が適切に行われるよう改善の処置を要求したもの (国土交通省・618 ページ記載)
- ③ 軌道に係る軌道変位検査及び補修工事を適切に実施したり、落石止擁壁背面の落石等の堆積状況を適切に把握したりすることにより、鉄道施設の維持管理が適切に実施されるよう意見を表示したもの (北海道旅客鉄道株式会社・924 ページ記載)
- ④ 調節池整備事業等により整備された調節池等において、管理マニュアルを整備することなどにより適切な維持管理を行うよう改善の処置を要求したもの (国土交通省・614 ページ記載)
- ⑤ 防災情報通信基盤整備事業等の実施について、関係機関との調整や文書化した運用マニュアルの整備を行うことなどにより、災害時において不必要な重複を生ずることなく、防災システムの機能を十分活用し迅速な対応を行うことができることとなるよう指導するとともに、今後の同種事業の実施に当たり、参考となるような情報の提供や指導を行うなど事業主体への支援を十分に行うことにより、事業が効率的、効果的に実施されることとなるよう改善の処置を要求したもの (総務省・107 ページ記載)

ウ 制度・事業の適正で公平な運用に関するもの

- ① 日本国外に居住する控除対象扶養親族に係る扶養控除の適用状況等について (特定検査対象に関する検査状況・1068 ページ記載)
- ② 消費税の申告審理等において国内で人的役務の提供等を行った非居住者に係る報酬等支払調書を活用することなどにより、消費税の納税義務のある非居住者を的確に把握して課税を行うよう改善させたもの (財務省・177 ページ記載)
- ③ 国民健康保険等における海外療養費の支給に当たり、被保険者が市町村等の区域内に生活の本拠を有する者であるかどうかの審査を行う必要があることについて都道府県を通じるなどして保険者等に対して周知するとともに、審査の具体的な方法等について技術的助言を行うことなどにより、海外療養費の審査等が適切なものとなるよう改善の処置を要求したもの (厚生労働省・349 ページ記載)
- ④ 農業協同組合連合会等に対する肉用牛等の販売に係る補填金について、交付対象を明確にすることなどにより、補填金の交付が畜産経営の安定を図るとする目的に沿うものとなるよう改善の処置を要求したもの (独立行政法人農畜産業振興機構・830 ページ記載)

エ 予算の適正な執行、会計経理の適正な処理等に関するもの

- ① DNA 合成製品の購入に当たり、会計規程等で認められていない前払により購入を行ったり、研究員が業者に虚偽の内容の関係書類を作成させ、所属する研究機関に架空の取引に係る購入代金を支払わせたりするなど不適正な会計経理を行っていたもの (独立行政法人農業生物資源研究所・811 ページ記載)

- ② 在外公館における会計経理が適正を欠くと認められるもの (外務省・141 ページ記載)
- ③ 民間スポーツ振興費等補助金が不適正な経理処理に基づき交付されるなどしていたもの (文部科学省・198 ページ記載)
- ④ 防衛装備品等の調達に当たり、原価計算方式により予定価格を算定するなどして契約を締結した防衛関連企業に対して、原価計算等に関する規程類の整備が十分なものとなっているかなどについて早急に調査を行い、必要に応じて防衛関連企業に対して改善を求めるなどの方策を検討することにより、防衛関連企業が提出等する資料の信頼性を確保して、防衛装備品等の調達価格の透明性を確保するよう意見を表示したもの (防衛省・692 ページ記載)

オ 資産、基金等のストックに関するもの

- ① 中央職業能力開発協会に緊急人材育成・就職支援事業臨時特例交付金を交付して設置造成させた緊急人材育成・就職支援基金(緊急人材育成支援事業)について、使用見込みのない額を速やかに国庫へ返納させるよう改善させたもの (厚生労働省・360 ページ記載)
- ② 県が造成する企業立地資金貸付基金の原資とするために国が交付した電力移出県等交付金等の資金について、各県に対して資金の有効活用や基金規模の適正性等の検証に資する情報を提供することなどにより、有効活用が図られるよう改善させたもの (経済産業省・540 ページ記載)
- ③ 株式会社日本政策金融公庫の中小企業事業において、国から多額の政府出資金が交付されている証券化支援保証業務及び売掛金債権証券化等支援業務について、両業務の必要性を十分に検討し、必要であると判断する場合には、制度の枠組み等についての検討等を行い、両業務が中小企業者の円滑な資金調達に資することとなり、政府出資金が有効に活用されるよう意見を表示したもの (経済産業省等・526 ページ記載)
- ④ 独立行政法人福祉医療機構の労災年金担保貸付勘定における政府出資金について、貸付事業の実績及び今後の事業規模を考慮するなどして真に必要な政府出資金の額を検討し、必要額を超えて保有されていると認められる政府出資金については、不要財産として速やかに国庫に納付することにより、政府出資金が適切な規模のものとなるよう意見を表示したもの (厚生労働省、独立行政法人福祉医療機構・343 ページ記載)

カ 行政経費の効率化、事業の有効性等に関するもの

- ① 備蓄している抗インフルエンザウイルス薬に関する最新の情報を迅速かつ確実に把握する態勢を整えるとともに、情報の内容について精査及び検討を行い、周知することなどにより、適切な管理を行うよう改善させたもの (防衛省・719 ページ記載)
- ② 農山漁村6次産業化対策事業等について、事業実施計画の作成に当たり、新商品等の販路開拓等の事前の取組を十分に行った上で適切に成果目標を設定することなどにより、事業効果の発現に資するよう、また、費用対効果分析が適切に実施されるよう改善の処置を要求したもの (農林水産省・458 ページ記載)
- ③ 政府開発援助の実施に当たり、事業の完了前に不具合が発生した場合に建設コンサルタントに対してその原因を適切に究明するよう働きかけるなどして援助の効果が十分に発現するよう意見を表示したもの (外務省、独立行政法人国際協力機構・144 ページ記載)
- ④ 中小企業海外展開支援事業について、採択時の審査方法を見直したり、フォローアップ体制を整備したりするなどして、より多数の中小企業において、継続的な海外販路の拡大が図られることとなるよう意見を表示したもの (経済産業省・519 ページ記載)

キ 社会保障に関するもの

- ① 年金記録問題に関する日本年金機構等の取組について
(国会からの検査要請事項に関する報告・1047 ページ記載)
- ② 生活保護の実施状況について
(国会及び内閣に対する報告・965 ページ記載)
- ③ 後期高齢者医療制度の後期高齢者医療高額医療費負担金の算定に当たり、医療機関等に返戻されたレセプトが再提出された場合に同負担金の対象となる療養に係る費用の額が重複して算出されないようするなどして、算定が適正なものとなるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの
(厚生労働省・308 ページ記載)
- ④ 病床転換助成事業の実施に当たり、社会保険診療報酬支払基金に剰余金として保有されている病床転換支援金に含まれる国庫補助金相当額の有効な活用を図るために、同支援金の十分な活用について見直しなどを行うよう意見を表示し、及び国庫補助金相当額を含む病床転換支援金の一部を事務費の財源に充当している同基金の経理について見直しを行うよう指導するなどの是正改善の処置を求めたもの
(厚生労働省・331 ページ記載)

ク 環境保全に関するもの

- ① 再生可能エネルギーに関する事業の実施状況等について
(国会及び内閣に対する報告・1011 ページ記載)
- ② 風力発電事業の発電実績が低迷している事業者の運営状況を十分に把握するとともに、効率的な事業運営に有益と考えられる情報の提供を一層進めることについて検討することなどにより、補助事業により整備した風力発電設備が長期間にわたってより一層有効に活用されるよう意見を表示したもの
(経済産業省・535 ページ記載)
- ③ 溶融固化施設について、適切な運営及び維持管理が行われているか確認するとともに、今後の継続的な使用を見込むことができない溶融固化施設についての取扱方針を事業主体に対して示すなどするよう是正改善の処置を求め、並びに溶融スラグの利用に係る助言及び情報提供を行う体制を整備するよう意見を表示したもの
(環境省・662 ページ記載)
- ④ 国営土地改良事業に係るパイプライン工事の実施に当たり、基礎材として再生砕石の利用を一層促進することにより、環境に配慮しつつ経済的な設計を行えるよう改善させたもの
(農林水産省・493 ページ記載)

(2) その他の検査の状況

(1)のほか、国会法第105条の規定に基づく検査要請が行われた「東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等について」及び「東京電力株式会社に係る原子力損害の賠償に関する国の支援等の実施状況について」について引き続き検査を実施している。また、このほかの国民の関心の高い事項としては、東日本大震災からの復興のために実施された緊急雇用創出事業における岩手県山田町が委託した特定非営利活動法人による不適切な経費支出等の問題が指摘されており、これらについても検査を実施している。

3 本院の所見

本院は、今後も我が国の社会経済の動向、財政の現状等を踏まえて国民の期待に応える検査に努めるために、国会等で議論された事項等の国民の関心の高い事項については、必要に応じて機動的・弾力的な検査を行うなど、適時適切に対応するとともに、我が国の財政の健全化に向けた様々な取組について留意しながら検査を行っていくこととする。

第5節 特別会計財務書類の検査

平成24年度特別会計財務書類の内閣から本院への送付年月日	平成25年11月8日
検査対象	17府省庁等が所管する18特別会計の平成24年度特別会計財務書類
平成24年度特別会計財務書類の本院から内閣への回付年月日	平成25年12月20日

会計検査院は、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号。以下「法」という。)第19条第2項の規定に基づき、平成25年11月8日に内閣から送付を受けた17府省庁等が所管する18特別会計の平成24年度特別会計財務書類について検査した。そして、同年12月20日に、内閣に対して、同書類の検査を行った旨を通知し、同書類を回付した。

(注1) 17府省庁等 国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務、法務、外務、財務、文部科学、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通、環境、防衛各省

(注2) 18特別会計 交付税及び譲与税配付金、地震再保険、国債整理基金、外国為替資金、財政投融资、エネルギー対策、労働保険、年金、食料安定供給、農業共済再保険、森林保険、国有林野事業、漁船再保険及び漁業共済保険、貿易再保険、特許、社会資本整備事業、自動車安全、東日本大震災復興各特別会計

内閣に通知した検査結果の概要は、次のとおりである。

平成24年度特別会計財務書類について、正確性、合規性等の観点から、法、特別会計に関する法律施行令(平成19年政令第124号)、特別会計の情報開示に関する省令(平成19年財務省令第30号)、同省令第1条の規定に基づき定められた特別会計財務書類の作成基準(平成24年財務省告示第104号。以下「作成基準」という。)等に従った適切なものとなっているかなどに着眼して検査した結果、作成基準等と異なる処理をするなどして、特別会計財務書類の計上金額等の表示が適切とは認められないものが、表1のとおり、17府省庁等が所管する5特別会計において8事項見受けられた。また、一部の科目の明細が表示されておらず、特別会計の財務情報の開示が十分とは認められないものが、表2のとおり、1省が所管する1特別会計において1事項見受けられた。

なお、上記の9事項については、全て7府省において所要の訂正が行われた。

(注3) 7府省 内閣府、総務、財務、厚生労働、国土交通、環境、防衛各省

表1 特別会計財務書類の計上金額等の表示が適切とは認められないもの

番号	特別会計名 (勘定名)	所管	財務書類の科目等		明細の表示	明細の適切な表示	事項	
1	交付税及び譲与税配付金(交付税及び譲与税配付金)	内閣府、総務省及び財務省	附属明細書 1 貸借対照表の内容に関する明細 (2) 負債項目の明細 ① 借入金の明細					①
			(注)	本年度増加額及び本年度減少額には、一時借入金(564,158百万円)は含んでいない。	本年度増加額及び本年度減少額には、一時借入金(601,576,197百万円)は含んでいない。			
<表示が適切とは認められない事項の説明> 事項① 附属明細書の「借入金の明細」の欄外において歳入歳出決算に計上されない本会計年度内における一時借入金を表示するに当たり、誤って翌会計年度(平成25年度)の見込額等を基にしていたり、表示する金額の桁数を誤っていたりしたもの								
2	外国為替資金	財務省	附属明細書 3 区分別収支計算書の内容に関する明細 (1) 運用収入の明細					③
			運用資産利回り	2.18%	2.12%			
(注) 運用資産利回りには、本年度における定期預け金利子及び外貨証券運用益の合計額(1,925,397百万円)から償還差額補填金の金額(26,793百万円)を控除した金額を、外貨預け金のうちの定期預け金及び外貨証券(取得原価)の合計の本年度末残高と前年度末残高の平均の金額(86,891,205百万円)で除した数値を掲記している。 運用資産利回りには、本年度における定期預け金利子及び外貨証券運用益の合計額(1,925,397百万円)から償還差額補填金の金額(26,793百万円)を控除した金額を、外貨預け金のうちの定期預け金及び外貨証券(取得原価)の合計の本年度末残高と前年度末残高の平均の金額(89,548,781百万円)で除した数値を掲記している。								
<表示が適切とは認められない事項の説明> 事項③ 附属明細書の「運用収入の明細」において運用資産に係る利回りを表示して、明細の欄外でその算定の説明を表示するに当たり、外貨預け金のうちの定期預け金及び外貨証券(取得原価)の合計の本年度末残高と前年度末残高の平均の金額(以下「平均額」という。)の計算を誤ったことから、これを用いて算定した運用資産に係る利回りの数値及び欄外での平均額の表示が誤っていたもの								

第4章 第5節 特別会計財務書類の検査

番号	特別会計名 (勘定名)	所管	財務書類の科目等		計上金額	適切な計上金額	事項			
					(単位：百万円)	(単位：百万円)				
3	財政投資 (投資)	財務省 及び国土交通省	資産・負債差額増減計算書	IV 無償所管換等	本会計年度	△ 0	△ 5,200	④		
				V 資産評価差額	本会計年度	629,210	634,410			
			附属明細書							
			1 貸借対照表の内容に関する明細							
			(1) 資産項目の明細							
			⑥ 出資金の明細							
			ア 出資金の増減の明細							
				日本電信電話株式会社	本年度減少額	—	5,200	④		
					評価差額 (本年度発生分)	1,552,998	1,558,198			
			イ 市場価格のある出資金の時価等の明細							
				日本電信電話株式会社	取得原価	211,222	211,326	④		
			3 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細							
(2) 無償所管換等の明細										
	過年度計上額との調整		(記載なし)	△ 5,200	④					
(3) 資産評価差額の明細										
	出資金 (市場価格のあるもの)	本年度発生額	3,519,665	3,524,865	④					
		本年度増減額	597,539	602,739						
〈表示が適切とは認められない事項の説明〉										
事項④ 資産・負債差額増減計算書の「資産評価差額」の算定に当たり、日本電信電話株式会社への出資金の取得原価を誤っていたもの										
なお、上記に連動して、合算資産・負債差額増減計算書の関連箇所に誤りが生じていた。										
4	自動車安全 (保障)	国土交通省	業務費用計算書	貸倒引当金繰入額	本会計年度	△ 1,486	△ 964	⑤		
				本年度業務費用合計	本会計年度	2,447	2,970			
			資産・負債差額増減計算書	II 本年度業務費用合計	本会計年度	△ 2,447	△ 2,970	⑤		
				III 財源	本会計年度	4,409	4,932			
				1 自己収入	本会計年度	4,409	4,932			
				その他の財源	本会計年度	2,250	2,772	⑤		
			附属明細書							
			3 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細							
			(1) その他の財源の明細							
				款	項	2,250	2,772	⑤		
				雑収入	雑収入					
			〈表示が適切とは認められない事項の説明〉							
事項⑤ 債権等に係る貸倒損失が発生した場合は、作成基準等により、貸倒引当金から貸倒損失の額を取り崩すなどすることとされているのに、誤って貸倒引当金の取崩しなどを行わず、資産・負債差額増減計算書の「その他の財源」から貸倒損失の額を控除しており、また、このことに伴い、業務費用計算書の「貸倒引当金繰入額」の計上金額が誤っていたもの										
なお、上記に連動して、合算業務費用計算書及び合算資産・負債差額増減計算書の関連箇所に誤りが生じていた。										

番号	特別会計名	所管	財務書類の科目等		計上金額等	適切な計上金額等	事項			
					(単位：百万円)	(単位：百万円)				
5	東日本 大震災 復興	会、判 内、内 院、府、興 復庁、省、務 法省、務外 省、務省、務 財省、科、学 省、厚、農、文 生省、勞、農、学 省、水、産、業 林省、産、業、国 省、交、通、環、境 省、土、境、防、衛 省	貸借対照表	有形固定資産	本会計年度	20,561	21,217			
				国有財産(公共用財産を除く)	本会計年度	11,677	12,455			
				建設仮勘定	本会計年度	11,677	12,455	⑥		
				資産合計	本会計年度	3,286,775	3,287,372			
				退職給付引当金	本会計年度	3,427	3,529	⑦		
				負債合計	本会計年度	11,052,444	11,052,536			
				資産・負債差額	本会計年度	△ 7,765,668	△ 7,765,163			
				負債及び資産・負債差額合計	本会計年度	3,286,775	3,287,372			
			業務費用計算書	退職給付引当金繰入額	本会計年度	726	865	⑦		
				庁費等	本会計年度	44,803	44,456	⑥⑧		
				本年度業務費用合計	本会計年度	1,917,020	1,916,805			
			資産・負債差額増減計算書	II 本年度業務費用合計	本会計年度	△ 1,917,020	△ 1,916,805			
				IV 無償所管換等	本会計年度	△ 9,790,469	△ 9,790,179	⑥⑧		
				VII 本年度末資産・負債差額	本会計年度	△ 7,765,668	△ 7,765,163			
			区分別収支計算書							
			I 業務収支							
			2 業務支出							
			(1) 業務支出(施設整備支出を除く)							
				庁費等の支出	本会計年度	△ 103,225	△ 102,766	⑥⑧		
				業務支出(施設整備支出を除く)合計	本会計年度	△ 2,081,923	△ 2,081,464			
			(2) 施設整備支出							
				建物に係る支出	本会計年度	△ 390	△ 503	⑧		
				工作物に係る支出	本会計年度	△ 4,608	△ 4,125			
	建設仮勘定に係る支出	本会計年度	△ 20,075	△ 23,933	⑥					
	施設整備支出合計	本会計年度	△ 44,360	△ 44,819						
附属明細書										
1 貸借対照表の内容に関する明細										
(1) 所管別の資産、負債及び資産・負債差額の明細										
	国有財産(公共用財産を除く)	内閣府	—	677						
		国土交通省	551	702						
	建設仮勘定	内閣府	—	677	⑥					
		国土交通省	551	702						
	退職給付引当金	総務省	20	23						
		厚生労働省	176	173	⑦					
		環境省	641	742						
(2) 資産項目の明細										
⑧ 固定資産の明細										
	国有財産(公共用財産を除く)	本年度増加額	18,475	23,380						
		本年度減少額	6,798	10,924						
		本年度末残高	11,677	12,455						

番号	特別会計名	所管	財務書類の科目等		計上金額等	適切な計上金額等	事項			
					(単位：百万円)	(単位：百万円)				
5	東日本大震災復興	国会、判事、検査、内閣府、復興庁、省、外務省、省、財務省、省、労働省、省、農林水産省、省、国土交通省、省、環境省、省、防衛省	行政財産	本年度増加額	18,475	23,380				
				本年度減少額	6,798	10,924				
			本年度末残高	11,677	12,455					
			建物	本年度増加額	298	503	⑧			
				本年度減少額	298	503				
			工作物	本年度増加額	4,074	4,125	⑧⑨			
				本年度減少額	4,074	4,125				
			船舶	本年度増加額	2,425	2,333	⑥			
				本年度減少額	2,425	2,333				
			航空機	本年度増加額	(記載なし)	933	⑨			
				本年度減少額	(記載なし)	933				
			建設仮勘定	本年度増加額	11,677	15,484	⑥			
				本年度減少額	—	3,029				
				本年度末残高	11,677	12,455				
			物品	本年度増加額	29,377	33,823	⑨			
				本年度減少額	29,041	33,487				
			(3) 負債項目の明細							
			③ 退職給付引当金の明細							
			退職手当に係る引当金		本年度増加額	3,434	3,536	⑦		
					本年度末残高	3,427	3,529			
			(注)		退職手当に係る引当金の本年度増加額 3,434 百万円のうち、2,708 百万円は、平成 24 年度において一般会計等から東日本大震災復興特別会計に職員が異動したことによる増加額である。		退職手当に係る引当金の本年度増加額 3,536 百万円のうち、2,671 百万円は、平成 24 年度において一般会計等から東日本大震災復興特別会計に職員が異動したことによる増加額である。			
			2 業務費用計算書の内容に関する明細							
			(1) 所管別の業務費用の明細							
退職給付引当金繰入額		厚生労働省	7	4	⑦					
		環境省	554	658						
庁費等		内閣府	4,844	4,167	⑥					
		国土交通省	2,516	2,458						
		防衛省	3,366	3,756						
3 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細										
(1) 所管別の資産・負債差額の増減の明細										
IV 無償所管換等		国土交通省	△ 6,887	△ 6,795	⑥					
		防衛省	△ 32,682	△ 32,312	⑧					
(4) 無償所管換等の明細										
財産の無償所管換等(渡)		国土交通省一般会計	△ 2,207	△ 2,115	⑥					
		防衛省一般会計	△ 298	△ 411	⑧					
		工作物	△ 4,069	△ 3,586						

番号	特別会計名	所管	財務書類の科目等		計上金額等 (単位：百万円)	適切な計上金額等 (単位：百万円)	事項		
5	東日本大震災復興	国会、判例審査内、内閣府、興総務省、外務省、文部科学省、労働省、水産省、国土交通省、環境省、防衛省	4 区分別収支計算書の内容に関する明細						
			(1) 所管別の区分別収支の明細						
			庁費等の支出	内閣府	△ 9,080	△ 8,402	⑥		
				国土交通省	△ 3,215	△ 3,063			
				防衛省	△ 4,689	△ 5,060			
			建物に係る支出	防衛省	△ 298	△ 411	⑧		
				防衛省	△ 4,069	△ 3,586			
			建設仮勘定に係る支出	内閣府	—	△ 1,504	⑥		
				国土交通省	△ 7,790	△ 10,144			
			<p>(表示が適切とは認められない事項の説明)</p> <p>事項⑥ 建物、船舶、航空機等の国有財産のうち、引渡しを受けるまでの建設や製造等に係る支出額は、貸借対照表の「国有財産(公共用財産を除く)」の「建設仮勘定」に計上すべきであるのに、誤って、その一部の支出額を、本会計年度に発生した費用として業務費用計算書の「庁費等」に計上したり、一般会計に所管換した国有財産として資産・負債差額増減計算書の「無償所管換等」に計上したりしていたもの</p> <p>事項⑦ 貸借対照表の「退職給付引当金」の算定に当たり、退職手当に係る退職給付引当金は、作成基準等により、勤続年数別の平均俸給月額に自己都合退職における退職手当の支給率を乗ずるなどした額を計上することとされているのに、一部の職員の退職手当に係る退職給付引当金の算定において、誤って勤続年数別の平均俸給月額に上記の支給率と異なる勤続年数の数値等を乗ずるなどした額を計上しており、また、このことに伴い、業務費用計算書の「退職給付引当金繰入額」の計上金額が誤っていたもの</p> <p>事項⑧ 本特別会計により取得した後一般会計に所管換される建物や工作物の国有財産は、作成基準等により、資産・負債差額増減計算書の「無償所管換等」として計上することとされているのに、誤って、建物の取得に係る支出額の一部を本特別会計の業務費用計算書の「庁費等」に計上したり、国有財産の取得に係る支出とならない設計費等の一部を資産・負債差額増減計算書の「無償所管換等」に計上したりしていたもの</p> <p>事項⑨ 固定資産の明細に係る本年度増加額及び本年度減少額の計上に際し、誤って一部の国有財産及び物品に係る増加額及び減少額を計上していなかったもの</p>						

表2 特別会計の財務情報の開示が十分とは認められないもの

番号	特別会計名	所管	財務書類の科目等	明細の表示		事項	
				明細の表示	明細の適切な表示		
1	外国為替資金	財務省	附属明細書 1 貸借対照表の内容に関する明細 (2) 負債項目の明細				②
			(記載なし)	(記載なし)	② 仮受金の明細 (単位:百万円)		
					内容	相手先	
				IMF出資の評価換えに伴って生じた円出資部分に係る払込不足額等		249,921	
				合計		249,921	
〈財務情報の開示が十分とは認められない事項の説明〉 事項② 本特別会計に固有の科目の一つである仮払金はその明細が表示されているが、仮受金はその明細が表示されておらず、その内容が明確にされていないため、特別会計の財務情報の開示が十分とは認められない。							

第5章 会計事務職員に対する検定

第5章 会計事務職員に対する検定

第1節 国の現金出納職員に対する検定

(概況)

平成25年10月から26年9月までの間に、所管庁から現金出納職員の保管する現金の亡失についての通知を受理したものは5件25,985,696円である。これに繰越し分5件81,514,857円を加えて、処理を要するものは10件107,500,553円であり、そのうち上記の期間内に処理したものは4件21,729,849円である。

処理を要するもの及び処理したものの所管別内訳は、次のとおりである。

所	管	処理を要するもの		処理したもの	
		件	千円	件	千円
裁	判	1	11,980	—	—
法	務	3	40,011	—	—
外	務	4	21,729	4	21,729
防	衛	2	33,779	—	—
	計	10	107,500	4	21,729

処理したものは、現金出納職員が現金を亡失したことによって生じた損害の全額が既に補填されているものである。

第2節 国の物品管理職員に対する検定

(概況)

平成25年10月から26年9月までの間に、所管庁から物品管理職員の管理する物品の亡失又は損傷についての通知を受理したものは14,593件11,098,282,426円(このうち、23年3月11日に発生した東日本大震災により生じた物品の亡失又は損傷に係るものは44件7,711,687,910円)である。これに繰越し分62件1,582,395,050円を加えて、処理を要するものは14,655件12,680,677,476円であり、そのうち上記の期間内に処理したものは14,550件10,252,952,106円である。

処理を要するもの及び処理したものの所管別内訳は、次のとおりである。

所	管	処理を要するもの		処理したもの	
		件	千円	件	千円
国	会	30	4,436	30	4,436
裁	判	75	6,118	73	4,766
会	計	5	614	5	614
内	閣	14	5,968	13	5,967
内	閣	1,057	415,905	1,054	348,528
総	務	4	876	4	876
法	務	236	37,740	232	37,497
外	務	4	10,397	2	762
財	務	11,535	70,827	11,535	70,827

所	管	処理を要するもの		処理したもの	
		件	千円	件	千円
文部科学省		1	7,294	1	7,294
厚生労働省		436	615,239	387	53,702
農林水産省		412	7,366,771	408	7,357,654
経済産業省		131	116,625	131	116,625
国土交通省		346	2,556,022	326	929,986
環境省		13	32,822	12	2,518
防衛省		356	1,433,017	337	1,310,892
	計	14,655	12,680,677	14,550	10,252,952

処理したもののうち農林水産省及び防衛省の金額が多いのは、主として、次のことによる。

- ① 農林水産省において、東日本大震災により、保管していたうるち玄米等の亡失又は損傷が多量にあったこと
- ② 防衛省において、火災により多数の弾薬の損傷があったこと
(処理したものの内訳)

処理したものの内訳は次のとおりである。

- ① 物品管理職員が物品の管理行為について善良な管理者の注意を怠ったことによるものではないと認めたもの
13,496 件 9,334,676,720 円
- ② 物品管理職員の管理する物品が亡失し又は損傷したことによって生じた損害の全額が既に補填されているものなど
1,054 件 918,275,386 円

第6章 歳入歳出決算その他検査対象の概要

第6章 歳入歳出決算その他検査対象の概要

第1節 国の財政等の概況

会計検査院の検査対象のうち、国の会計についての歳入歳出、債務等の状況、政府関係機関その他国が資本金の2分の1以上を出資している法人についての財務等の状況、また、財政投融资の状況、さらに、検査対象のうち特定の決算等の状況を示すと、次のとおりである。

第1 国の会計

1 概況

平成25年度における国の一般会計及び特別会計の歳入及び歳出は、次のとおりである。

区 分		25年度(百万円)	24年度(百万円)
歳入	合計	528,895,205	520,295,515
	一般会計	106,044,663	107,762,032
	特別会計	422,850,541	412,533,482
区 分		25年度(百万円)	24年度(百万円)
歳出	合計	482,905,861	474,098,948
	一般会計	100,188,878	97,087,176
	特別会計	382,716,982	377,011,772

(注1) 会計間の繰入れによる歳入歳出の重複額等を控除したものではない。

2 一般会計

歳入及び歳出

25年度における一般会計の収納済歳入額及び支出済歳出額、それらの主な内訳(構成比率)は、次のとおりである。

区 分	25年度(百万円)	24年度(百万円)
収納済歳入額	106,044,663	107,762,032
租税及印紙収入	46,952,947 (44.3%)	43,931,406 (40.8%)
公債金	43,454,537 (41.0%)	50,049,165 (46.4%)
公債金	7,013,999	11,428,999
特例公債金	33,836,999	36,035,999
年金特例公債金	2,603,537	2,584,166
その他	15,637,179 (14.7%)	13,781,460 (12.8%)

区 分	25 年度(百万円)	24 年度(百万円)
支出済歳出額(注2)	100,188,878	97,087,176
社会保障関係費	29,232,009 (29.2%)	29,197,586 (30.1%)
文教及び科学振興費	6,161,433 (6.1%)	5,960,721 (6.1%)
国債費	21,293,507 (21.3%)	21,010,678 (21.6%)
地方交付税交付金	17,427,950 (17.4%)	16,757,183 (17.3%)
防衛関係費	4,792,290 (4.8%)	4,761,502 (4.9%)
公共事業関係費	7,975,211 (8.0%)	5,775,966 (5.9%)
その他	13,306,474 (13.3%)	13,623,536 (14.0%)

(注2) 平成25年度における支出済歳出額に対する公債金43兆4545億余円の割合は43.4%である。

3 特別会計

25年度において、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)の規定に基づき設置されている特別会計は18(以下、勘定区分のない特別会計についても1勘定と数えることとする。これによれば、勘定数は52となる。)である。そして、同年度における特別会計の一般会計からの繰入額、決算剰余金、積立金等の資金及び損益は、次のとおりである。

区 分	25 年度(百万円)	24 年度(百万円)	
特別会計(勘定)数(注3)	18 会計(52 勘定)	18 会計(52 勘定)	
一般会計からの繰入額	一般会計から繰入れを受けている特別会計(勘定)数	15 会計(33 勘定)	15 会計(33 勘定)
	一般会計からの繰入合計額(注4)	57,917,782	54,701,632
決算剰余金	決算剰余金合計額(注5)	40,133,559	35,521,710
	積立金に積み立て又は資金に組み入れることとしたもの	2,667,438	3,822,972
	翌年度の歳入に繰り入れることとしたもの	34,659,727	29,675,692
	一般会計の翌年度の歳入に繰り入れることとしたもの	2,806,393	2,023,046
積立金等における資金	資金を計上している特別会計(勘定)数	13 会計(22 勘定)	13 会計(22 勘定)
	資金を計上している資金数	25 資金	25 資金
	資金残額		
	外国為替資金	141,616,449	136,679,246
財政融資資金	146,276,525	155,218,627	
上記の2資金を除く資金の合計額(注6)	154,019,417	160,768,699	
損益	法令上損益計算書を作成している特別会計(勘定)数	12 会計(31 勘定)	13 会計(32 勘定)
	翌年度繰越利益金を計上している特別会計(勘定)数(注7)	8 会計(17 勘定)	8 会計(17 勘定)
	翌年度繰越損失金を計上している特別会計(勘定)数(注8)	4 会計(5 勘定)	5 会計(6 勘定)

(注3) 国有林野事業特別会計が廃止され、国有林野事業債務管理特別会計が設置された。

(注4) 一般会計からの繰入額が1兆円以上のものは、次のとおりである。なお、括弧書きの数値は、当該特別会計(勘定)の収納済歳入額に占める一般会計からの繰入額の割合である。

	25 年度(百万円)		24 年度(百万円)
交付税及び譲与税配付金特別会計 (交付税及び譲与税配付金勘定)	17,553,472 (31.3%)	交付税及び譲与税配付金特別会計 (交付税及び譲与税配付金勘定)	16,884,650 (30.3%)
国債整理基金特別会計	20,448,875 (9.1%)	国債整理基金特別会計	20,021,155 (9.3%)
年金特別会計(国民年金勘定)	2,111,918 (42.4%)	年金特別会計(国民年金勘定)	2,193,763 (42.0%)
年金特別会計(厚生年金勘定)	8,305,803 (21.2%)	年金特別会計(厚生年金勘定)	8,058,302 (20.6%)
年金特別会計 (子どものための金銭の給付勘定)	1,271,592 (82.6%)	年金特別会計 (子どものための金銭の給付勘定)	1,292,654 (82.5%)
社会資本整備事業特別会計 (治水勘定)	1,117,051 (73.9%)	社会資本整備事業特別会計 (道路整備勘定)	1,361,986 (60.4%)

25年度(百万円)		24年度(百万円)	
社会資本整備事業特別会計 (道路整備勘定)	2,162,053 (68.6%)	東日本大震災復興特別会計	1,999,986 (39.8%)
東日本大震災復興特別会計	3,176,949 (46.9%)		

(注5) 収納済歳入額から支出済歳出額を差し引いた額を決算剰余金という。また、決算剰余金が1兆円以上のものは、次のとおりである。なお、括弧書きの数値は、当該特別会計(勘定)の収納済歳入額に占める決算剰余金の割合である。

25年度(百万円)		24年度(百万円)	
交付税及び譲与税配付金特別会計 (交付税及び譲与税配付金勘定)	2,312,025 (4.1%)	交付税及び譲与税配付金特別会計 (交付税及び譲与税配付金勘定)	1,387,164 (2.5%)
国債整理基金特別会計	26,386,986 (11.7%)	国債整理基金特別会計	22,449,219 (10.5%)
外国為替資金特別会計	3,209,482 (96.5%)	外国為替資金特別会計	2,853,157 (95.4%)
東日本大震災復興特別会計	2,363,598 (34.9%)	年金特別会計(基礎年金勘定)	2,694,188 (11.2%)
		東日本大震災復興特別会計	1,870,035 (37.2%)

(注6) 外国為替資金証券の発行収入を財源とする「外国為替資金」、他の積立金等からの預託金及び財政投融资特別会計が発行する国債の発行収入等を財源とする「財政融資資金」を除く資金の合計額である。また、資金の残高が1兆円以上のものは、次のとおりである。

25年度末(百万円)		24年度末(百万円)	
国債整理基金	3,040,271	国債整理基金	10,473,728
外国為替資金特別会計積立金	21,991,924	外国為替資金特別会計積立金	21,067,360
労働保険特別会計(労災勘定)積立金	7,844,172	労働保険特別会計(労災勘定)積立金	7,945,687
労働保険特別会計(雇用勘定)積立金	5,925,658	労働保険特別会計(雇用勘定)積立金	5,871,887
年金特別会計(基礎年金勘定)積立金	2,322,276	年金特別会計(基礎年金勘定)積立金	7,234,180
年金特別会計(国民年金勘定)積立金	7,003,977	年金特別会計(国民年金勘定)積立金	104,624,833
年金特別会計(厚生年金勘定)積立金	102,835,445		

(注7) 翌年度繰越利益金が1兆円以上となっているものは、次のとおりである。

25年度末(百万円)		24年度末(百万円)	
労働保険特別会計(労災勘定)	8,186,831	労働保険特別会計(労災勘定)	8,232,643
労働保険特別会計(雇用勘定)	6,849,999	労働保険特別会計(雇用勘定)	6,655,286
年金特別会計(基礎年金勘定)	2,980,527	年金特別会計(基礎年金勘定)	3,420,277
年金特別会計(国民年金勘定)	7,787,442	年金特別会計(国民年金勘定)	7,986,447
年金特別会計(厚生年金勘定)	107,793,154	年金特別会計(厚生年金勘定)	110,128,070

(注8) 翌年度繰越損失金が生じている特別会計は、次のとおりである。

25年度末(百万円)		24年度末(百万円)	
年金特別会計(健康勘定)	△ 1,192,924	年金特別会計(健康勘定)	△ 1,028,614
農業共済再保険特別会計(果樹勘定)	△ 26,735	農業共済再保険特別会計(果樹勘定)	△ 26,047
漁船再保険及び漁業共済保険特別会計 (漁船普通保険勘定)	△ 32,188	国有林野事業特別会計	△ 494,524
漁船再保険及び漁業共済保険特別会計 (漁業共済保険勘定)	△ 36,495	漁船再保険及び漁業共済保険特別会計 (漁船普通保険勘定)	△ 32,223
社会資本整備事業特別会計(業務勘定)	△ 1,308	漁船再保険及び漁業共済保険特別会計 (漁業共済保険勘定)	△ 39,566
		社会資本整備事業特別会計(業務勘定)	△ 1,466

4 一般会計及び特別会計の債務

平成25年度一般会計国の債務に関する計算書及び各特別会計債務に関する計算書における債務の年度末現在額の合計額等及びその主な内訳は、次のとおりである。

区 分		25年度(百万円)	24年度(百万円)
年度末債務現在額の合計額		1,088,956,233	1,057,611,054
うち公債(注9)		853,820,214	821,531,196
うち借入金		55,504,742	54,859,333
一般会計(注10)		14,083,848	14,779,357
特別会計	借入金を計上している特別会計(勘定)数	6会計(8勘定)	6会計(8勘定)
	借入金(注11)	41,420,893	40,079,976
利子支払額の合計額		9,915,130	9,925,736
うち公債利子等		9,511,106	9,471,131
うち借入金利子		324,709	342,472
一般会計		243,393	258,460
特別会計		81,315	84,011

(注9) 公債の主なものは、次のとおりである。

25年度末(百万円)		24年度末(百万円)	
公債の発行の特例に関する特別の法律により発行したものと及びこの公債を借り換えるために発行したものと(特例公債)	449,857,682	公債の発行の特例に関する特別の法律により発行したものと及びこの公債を借り換えるために発行したものと(特例公債)	420,150,963
財政法第4条第1項ただし書の規定により発行したものと及びこの公債を借り換えるために発行したものと(建設公債)	258,026,939	財政法第4条第1項ただし書の規定により発行したものと及びこの公債を借り換えるために発行したものと(建設公債)	249,902,461
財政融資資金の運用の財源に充てるために財政投融资特別会計(財政融資資金勘定)等の負担において発行したものと(財投債)	104,210,415	財政融資資金の運用の財源に充てるために財政投融资特別会計(財政融資資金勘定)等の負担において発行したものと(財投債)	109,260,713
日本国有鉄道清算事業団承継債務を借り換えるために発行したものと	18,108,371	日本国有鉄道清算事業団承継債務を借り換えるために発行したものと	18,405,655
東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法により発行したものと及びこの公債を借り換えるために発行したものと(復興債)	9,013,536	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法により発行したものと及びこの公債を借り換えるために発行したものと(復興債)	10,328,317
財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第4条第1項の規定により発行したものと(年金特例公債)	5,193,191	財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第4条第1項の規定により発行したものと(年金特例公債)	2,586,799
国有林野事業承継債務を借り換えるために発行したものと	2,162,363	国有林野事業承継債務を借り換えるために発行したものと	2,206,722
交付税及び譲与税配付金承継債務を借り換えるために発行したものと	1,509,548	交付税及び譲与税配付金承継債務を借り換えるために発行したものと	1,434,330

(注10) 一般会計の借入金の主なものは、次のとおりである。なお、これらは全て財政融資資金からの借入金である。

25年度末(百万円)		24年度末(百万円)	
交付税及び譲与税配付金借入金	13,429,274	交付税及び譲与税配付金借入金	14,013,155
日本高速道路保有・債務返済機構借入金	405,424	日本高速道路保有・債務返済機構借入金	450,899
旧国営土地改良事業借入金	126,564	旧国営土地改良事業借入金	183,251
旧国立高度専門医療センター借入金	81,164	旧国立高度専門医療センター借入金	90,629

(注11) 特別会計の借入金の主なものは、次のとおりである。なお、国有林野事業債務管理特別会計は、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律(平成24年法律第42号)により、旧国有林野事業特別会計の負担に属する借入金に係る権利義務を承継している。平成25年度末現在額のうち、交付税及び譲与税配付金特別会計(交付税及び譲与税配付金勘定)における借入金については23兆1000億余円、エネルギー対策特別会計(原子力損害賠償支援勘定)における借入金については全額、国有林野事業債務管理特別会計における借入金については8813億余円が、それぞれ民間金融機関からの借入金であるが、その他は財政融資資金からの借入金である。

25年度末(百万円)		24年度末(百万円)	
交付税及び譲与税配付金特別会計 (交付税及び譲与税配付金勘定)	33,317,295	交付税及び譲与税配付金特別会計 (交付税及び譲与税配付金勘定)	33,417,295
エネルギー対策特別会計 (原子力損害賠償支援勘定)	4,032,299	エネルギー対策特別会計 (原子力損害賠償支援勘定)	2,499,999
年金特別会計(健康勘定)	1,479,228	年金特別会計(健康勘定)	1,479,228
国有林野事業債務管理特別会計	1,265,880	国有林野事業特別会計	1,272,121

第2 国が資本金の2分の1以上を出資している法人

平成25年度末における国が資本金の2分の1以上を出資している法人(清算中の法人等を除く。)の状況は、次のとおりである。

区 分		25年度(百万円)	24年度(百万円)
年度末法人数	政府関係機関	4 法人	4 法人
	独立行政法人	94 法人	96 法人
	国立大学法人等(注1)	90 法人	90 法人
	その他の法人	24 法人	22 法人
	計(注2)	211 法人	211 法人
年度末における資産、負債及び純資産の状況(注3)	資産の部	666,171,856	589,081,381
	うち独立行政法人(注4)	309,947,954	312,387,341
	うち国立大学法人等	10,592,292	10,271,821
	負債の部	572,657,362	507,321,589
	うち独立行政法人	264,354,732	276,277,498
	うち国立大学法人等	3,493,307	3,241,391
	純資産の部	93,514,494	81,759,792
	うち独立行政法人	45,593,222	36,109,842
	うち国立大学法人等	7,098,984	7,030,429
	うち政府出資金	48,724,920	48,505,907
	うち独立行政法人	16,349,826	16,457,823
	うち国立大学法人等	6,152,102	6,154,091
	民間金融機関が銀行法(昭和56年法律第59号)及び銀行法施行規則(昭和57年大蔵省令第10号)により開示を義務付けられているリスク管理債権の開示基準を参考にするなどして、延滞債権等の状況を開示している法人(注5)(注6)	12 法人	12 法人

区 分		25年度(百万円)	24年度(百万円)
損益の状況	当期利益金を計上している法人	153 法人	159 法人
	うち独立行政法人	75 法人	74 法人
	うち国立大学法人等	58 法人	66 法人
	当期損失金を計上している法人	57 法人	52 法人
	うち独立行政法人	18 法人	21 法人
	うち国立大学法人等	31 法人	24 法人
	損益を計上していない法人	2 法人	1 法人
	うち独立行政法人	1 法人	1 法人
	うち国立大学法人等	1 法人	0 法人
	翌年度繰越損失金を計上している法人(注7)	27 法人	27 法人
翌年度繰越損失金の額の合計	2,031,020	2,568,973	
国からの補助金等及び政府出資額の状況	政府関係機関に対するもの		
	補給金	42,768	45,880
	補助金	381	517
	交付金	—	256
	政府出資額	178,999	1,732,993
	計	222,148	1,779,647
	独立行政法人に対するもの		
	施設整備費補助金	226,570	106,816
	運営費交付金	1,431,749	1,422,017
	その他の補助金等	1,015,459	1,025,531
	政府出資額	253,249	340,036
	計	2,927,029	2,894,402
	国立大学法人等に対するもの		
	施設整備費補助金	258,402	132,669
	運営費交付金	1,080,537	1,132,488
	その他の補助金等	171,330	96,820
	政府出資額	—	99,981
	計	1,510,270	1,461,960
	その他の法人に対するもの		
	補給金	4,000	6,900
	補助金	1,779,614	1,736,440
	交付金	8,542,887	8,255,222
	政府出資額	150,000	741,400
計	10,476,502	10,739,962	
合計	15,135,950	16,875,972	

(注1) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。

(注2) 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門は政府関係機関に含まれるため、独立行政法人国際協力機構については、政府関係機関と独立行政法人の双方に計上しているが、法人数の合計においては1法人としている。

(注3) 政府出資金の額が1兆円以上の法人の状況は、次のとおりである。なお、「純資産の部」の金額が「うち政府出資金」の金額を下回っているのは、過年度に生じた損失金の累計額である繰越損失金等が生じているためである。

25年度末(百万円)		24年度末(百万円)	
政府関係機関		政府関係機関	
株式会社日本政策金融公庫		株式会社日本政策金融公庫	
資産の部	24,653,427	資産の部	25,421,145
負債の部	20,145,668	負債の部	21,236,672
純資産の部	4,507,759	純資産の部	4,184,472
うち政府出資金	5,761,246	うち政府出資金	5,633,447

25 年度末(百万円)		24 年度末(百万円)	
株式会社国際協力銀行		株式会社国際協力銀行	
資産の部	16,346,047	資産の部	14,430,245
負債の部	14,004,734	負債の部	12,083,506
純資産の部	2,341,312	純資産の部	2,346,738
うち政府出資金	1,360,000	うち政府出資金	1,360,000
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門		独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	
資産の部	11,153,848	資産の部	11,129,498
負債の部	2,156,395	負債の部	2,317,619
純資産の部	8,997,452	純資産の部	8,811,879
うち政府出資金	7,765,397	うち政府出資金	7,714,797
独立行政法人		独立行政法人	
独立行政法人福祉医療機構		独立行政法人福祉医療機構	
資産の部	4,770,071	資産の部	4,958,509
負債の部	3,437,630	負債の部	3,405,968
純資産の部	1,332,441	純資産の部	1,552,540
うち政府出資金	1,301,835	うち政府出資金	1,516,416
独立行政法人中小企業基盤整備機構		独立行政法人中小企業基盤整備機構	
資産の部	11,444,257	資産の部	11,407,788
負債の部	10,520,665	負債の部	10,761,078
純資産の部	923,592	純資産の部	646,709
うち政府出資金	1,109,976	うち政府出資金	1,113,490
独立行政法人都市再生機構		独立行政法人都市再生機構	
資産の部	14,190,475	資産の部	14,462,431
負債の部	13,254,269	負債の部	13,579,388
純資産の部	936,205	純資産の部	883,042
うち政府出資金	1,056,168	うち政府出資金	1,056,168
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構		独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	
資産の部	40,955,932	資産の部	41,374,672
負債の部	31,219,348	負債の部	32,345,019
純資産の部	9,736,584	純資産の部	9,029,652
うち政府出資金	4,026,229	うち政府出資金	3,955,854
国立大学法人等		国立大学法人等	
国立大学法人東京大学		国立大学法人東京大学	
資産の部	1,391,504	資産の部	1,385,084
負債の部	283,523	負債の部	276,481
純資産の部	1,107,981	純資産の部	1,108,602
うち政府出資金	1,045,247	うち政府出資金	1,045,247
その他の法人		その他の法人	
日本郵政株式会社		日本郵政株式会社	
資産の部	9,740,129	資産の部	9,711,170
負債の部	1,020,744	負債の部	1,108,326
純資産の部	8,719,384	純資産の部	8,602,843
うち政府出資金	8,003,856	うち政府出資金	8,003,856
株式会社日本政策投資銀行		株式会社日本政策投資銀行	
資産の部	16,247,962	資産の部	16,183,843
負債の部	13,637,880	負債の部	13,667,181
純資産の部	2,610,081	純資産の部	2,516,661
うち政府出資金	1,479,239	うち政府出資金	1,479,239

(注4) 「うち独立行政法人」の計数には、独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門を含めていない。以下同じ。

(注5) 「リスク管理債権」は、銀行法等により、以下に掲げる4区分に該当する貸出金について、その額及び合計額を開示することとなっている。

- ① 破綻先債権 元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金のうち、更生手続開始の申立等の事由が発生した債務者に対する貸出金

- ② 延滞債権 元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金であって、①及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものを除く貸出金
- ③ 3か月以上延滞債権 元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金(①及び②を除く。)
- ④ 貸出条件緩和債権 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(①、②及び③を除く。)

(注6) 延滞債権等の額の合計が1000億円以上の法人の状況は、次のとおりである。

25年度末(百万円)		24年度末(百万円)	
政府関係機関		政府関係機関	
株式会社日本政策金融公庫		株式会社日本政策金融公庫	
破綻先債権	31,710	破綻先債権	61,887
延滞債権	771,731	延滞債権	778,049
3か月以上延滞債権	1,558	3か月以上延滞債権	2,402
貸出条件緩和債権	627,331	貸出条件緩和債権	654,558
合計	1,432,332	合計	1,496,898
貸付金等残高	20,660,457	貸付金等残高	21,232,320
株式会社国際協力銀行		株式会社国際協力銀行	
破綻先債権	—	破綻先債権	—
延滞債権	96,366	延滞債権	96,140
3か月以上延滞債権	75,579	3か月以上延滞債権	69,065
貸出条件緩和債権	77,386	貸出条件緩和債権	79,976
合計	249,332	合計	245,183
貸付金等残高	12,655,401	貸付金等残高	10,555,128
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門		独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	
破綻先債権	—	破綻先債権	—
延滞債権	68,575	延滞債権	72,616
3か月以上延滞債権	17,728	3か月以上延滞債権	18,956
貸出条件緩和債権	794,570	貸出条件緩和債権	822,680
合計	880,874	合計	914,253
貸付金等残高	11,137,243	貸付金等残高	11,092,885
独立行政法人		独立行政法人	
独立行政法人福祉医療機構		独立行政法人福祉医療機構	
破綻先債権	15,479	破綻先債権	18,143
延滞債権	34,764	延滞債権	50,460
3か月以上延滞債権	7,730	3か月以上延滞債権	8,351
貸出条件緩和債権	95,584	貸出条件緩和債権	99,533
合計	153,558	合計	176,488
貸付金等残高	4,600,536	貸付金等残高	4,677,539
独立行政法人日本学生支援機構		独立行政法人日本学生支援機構	
破綻先債権	16,241	破綻先債権	15,533
延滞債権	209,271	延滞債権	210,702
3か月以上延滞債権	45,945	3か月以上延滞債権	46,635
貸出条件緩和債権	232,080	貸出条件緩和債権	210,794
合計	503,539	合計	483,665
貸付金等残高	8,212,594	貸付金等残高	7,765,560
独立行政法人住宅金融支援機構		独立行政法人住宅金融支援機構	
破綻先債権	96,645	破綻先債権	111,348
延滞債権	459,451	延滞債権	580,132
3か月以上延滞債権	128,897	3か月以上延滞債権	146,887
貸出条件緩和債権	1,082,172	貸出条件緩和債権	1,265,419
合計	1,767,166	合計	2,103,788
貸付金等残高	26,504,165	貸付金等残高	28,174,706

25 年度末(百万円)		24 年度末(百万円)	
その他の法人		その他の法人	
株式会社日本政策投資銀行		株式会社日本政策投資銀行	
破綻先債権	2,710	破綻先債権	4,927
延滞債権	93,669	延滞債権	114,206
3 か月以上延滞債権	—	3 か月以上延滞債権	271
貸出条件緩和債権	39,362	貸出条件緩和債権	47,870
合計	135,743	合計	167,276
貸付金等残高	13,963,046	貸付金等残高	14,015,453

(注7) 翌年度繰越損失金が1兆円以上の法人の状況は、次のとおりである。

25 年度末(百万円)		24 年度末(百万円)	
株式会社日本政策金融公庫		株式会社日本政策金融公庫	
翌年度繰越損失金	1,253,487	翌年度繰越損失金	1,448,974
(当期損失金)	35,936)	(当期損失金)	286,268)

第3 財政投融资

1 財政投融资の概要

国の財政投融资の主なもの、財政投融资計画に基づき、社会資本の整備、中小企業に対する融資等の国の施策を行うため、国の特別会計、政府関係機関その他国が資本金の2分の1以上を出資している法人、地方公共団体等(以下、これらのうち財政投融资の対象機関を総称して「財投機関」という。)に対して、資金の貸付け、債券の引受け、出資あるいは保証を行うものである。

2 財政投融资の原資

財政投融资の主な原資は、次のとおり、財政融資資金、財政投融资特別会計(投資勘定)並びに政府保証債及び政府保証借入金である。

- ① 財政融資資金は、財政投融资特別会計(財政融資資金勘定)が発行する公債(財投債)並びに国の特別会計の積立金及び余裕金の財政融資資金に預託された資金等を財源としている。
- ② 財政投融资特別会計(投資勘定)は、投資先からの配当金や国庫納付金等を財源としている。
- ③ 政府保証債及び政府保証借入金は、財投機関が発行する債券等に政府が保証を付したもので、これにより財投機関は事業資金の円滑で有利な調達を行うことができる。

3 財政投融资計画の実績

平成25年度における財政投融资計画に係る財政融資資金等の貸付け等の実績及び同年度末における残高は、次の原資別及び貸付け等先別の内訳のとおりである。

区 分		25 年度(百万円)	24 年度(百万円)
原	財政融資資金(注1)(注2)	実 績	10,412,030
		年度末残高	116,220,666
資	財政投融资特別会計(投資勘定)	実 績	144,480
		年度末残高	4,691,835
別	政府保証債及び政府保証借入金(注2)	実 績	4,609,820
		年度末残高	37,166,542

区 分		25年度(百万円)	24年度(百万円)	
原 資 別	郵便貯金資産	実 績	—	
		年度末残高	1,729,698	
	簡易生命保険資産	実 績	—	
		年度末残高	9,452,394	
計		実 績	15,166,330	
		年度末残高	169,261,138	
貸 付 け 等 先 別	一般会計(注3)	実 績	—	
		年度末残高	974,363	
	特別会計	実 績	17,312	
		年度末残高	1,354,519	
	政府関係機関	実 績	5,188,372	
		年度末残高	27,379,101	
	事業団等	実 績	664,010	
		年度末残高	9,810,676	
	独立行政法人	実 績	4,228,108	
		年度末残高	56,921,707	
	地方公共団体	実 績	3,893,827	
		年度末残高	63,291,242	
	その他	実 績	1,174,700	
		年度末残高	9,529,528	
	計(注4)		実 績	15,166,330
			年度末残高	169,261,138

(注1) 財政融資資金の平成25年度末の財源のうち、財投債は104兆2104億余円、預託金は41兆3815億余円である。

(注2) 財政融資資金により引き受けた債券は収入金ベースで計上し、政府保証債は額面ベースで計上している。

(注3) 一般会計の年度末残高は、旧国営土地改良事業特別会計、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構及び旧国立高度専門医療センター特別会計の財政融資資金からの借入金等を承継したものである。以下同じ。

(注4) 貸付け等の年度末残高が1兆円以上のものは、次のとおりである。

区 分	25年度末残高 (百万円)	区 分	24年度末残高 (百万円)
政府関係機関		一般会計	1,447,589
株式会社日本政策金融公庫	17,869,543	政府関係機関	
株式会社国際協力銀行	7,189,357	株式会社日本政策金融公庫	18,489,639
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	1,781,961	株式会社国際協力銀行	6,358,148
事業団等		独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	1,979,670
株式会社日本政策投資銀行	8,262,292	事業団等	
独立行政法人		株式会社日本政策投資銀行	8,243,386
独立行政法人福祉医療機構	2,838,319	独立行政法人	
独立行政法人日本学生支援機構	4,944,088	独立行政法人福祉医療機構	2,809,113
独立行政法人都市再生機構	10,505,206	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1,014,210
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	22,234,816	独立行政法人日本学生支援機構	4,521,834
独立行政法人住宅金融支援機構	13,124,356	独立行政法人都市再生機構	10,591,175
地方公共団体	63,291,242	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	22,829,832

区 分	25年度末残高 (百万円)	区 分	24年度末残高 (百万円)
その他 地方公共団体金融機構	8,975,803	独立行政法人住宅金融支援機構	15,277,990
		地方公共団体	66,100,119
		その他 地方公共団体金融機構	9,279,575

この財政投融资の状況について、この章の「第1節第4 個別の決算等」(1183 ページ参照)に詳述した。

第4 個別の決算等

歳入歳出決算等の検査対象別の概要は第2節に記述するとおりであるが、国の会計等のよりの確な理解に資するために、財政投融资の状況及び国の債権の状況について個別に取り上げることとして、それらの現状を述べると次のとおりである。

1 財政投融资の状況

[1] 財政投融资の概要

(1) 制度等の概要

財政投融资は、財政政策の一環として、有償資金等を活用して、民間では実施が困難な大規模・超長期の事業や長期資金を供給するなどの事業等を政策的に支援する仕組みである。

財政投融资には、次の三つの資金供給の方法がある。

- ① 財政融資資金(平成13年3月31日以前は資金運用部資金。以下同じ。)を財源として、国、地方公共団体、政府関係機関、独立行政法人等(以下「国等」という。)に対して行う貸付けなど(以下「財政融資」という。)
- ② 財政投融资特別会計(以下「財投特会」という。)投資勘定(20年3月31日以前は産業投資特別会計産業投資勘定。以下同じ。)が保有する日本電信電話株式会社(以下「NTT」という。)、日本たばこ産業株式会社(以下「JT」という。)等の株式の配当金、株式会社国際協力銀行等の国庫納付金等を財源として、産業の開発及び貿易の振興のために行う政府関係機関、独立行政法人等(以下「政府関係機関等」という。)に対して行う出資及び貸付け(以下「産業投資」という。)
- ③ 政府関係機関等が金融市場で資金を調達する際に、政府が元利金の支払に対して行う保証の付与(以下「政府保証」という。)

このうち、財政融資は、その財源となる財政融資資金の運用に関して、財投特会財政融資資金勘定(20年3月31日以前は財政融資資金特別会計、13年3月31日以前は資金運用部特別会計。以下同じ。)で経理し、産業投資は、財投特会投資勘定で経理しており、いずれも国が財源を調達している。また、政府保証は、一般会計の予算総則において定められた政府保証を行うことができる金額の上限の範囲内で、財務大臣が政府関係機関等の債券の発行又は借入金の借入れに対して行っているが、これまでに保証の履行が発生したことはない。

政府は、13年度に、財政融資の資金調達の方式を郵便貯金、年金積立金等の預託金を受動的に受け入れる方式から、真に必要となる資金を財政融資資金勘定の負担において発行する国債(以下「財投債」という。)の発行等により調達する能動的な方式に変更するとともに、財政投融资を活用して行う事業(以下「財投事業」という。)の対象から、政府関係機関等が実施する財投事業のうち民間でも実施可能な事業の除外等の見直しを行うなどの抜本的な改革(以下、この改革を「財投改革」という。)を行った。

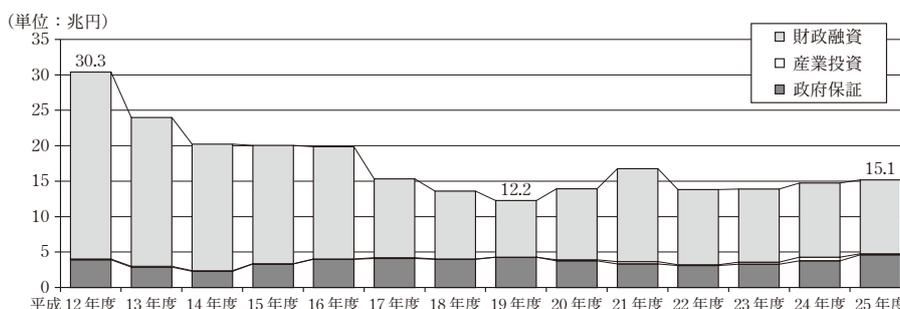
政府関係機関等の財投事業の見直しは、財投改革後も、行政改革大綱(平成12年12月閣議決定)等に基づき進められた全特殊法人等の事業の見直しの結果を踏まえて、各特殊法人等の事業及び組織形態に関して講ずべき措置を定める特殊法人等整理合理化計画(平成13年12月閣議決定)等に沿って行われた。

(2) 財政投融资計画の実績額及び残高の推移

財政融資、産業投資及び政府保証は、それぞれ異なる仕組み、特徴を持っているが、政府が政策的見地から行う投融资活動という点では共通しており、統一性・一覧性を持って全体を整理する必要性があることから、貸付けなどの期間が5年以上にわたるものは、「財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律」(昭和48年法律第7号)に基づき、毎年度の予定額を財政投融资計画(以下「財投計画」という。)に計上して、国会に提出することとなっている。

財投改革前の12年度と、それ以降の財投計画における実績額の推移は、図1のとおり、19年度までは減少しており、19年度(12兆2591億円)は12年度(30兆3923億円)の40.3%となったが、25年度(15兆1637億円)は12年度の49.8%となっている。

図1 財投計画の実績額の推移

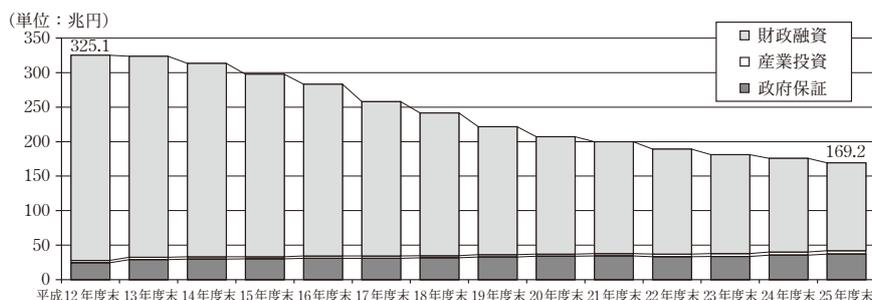


(注) 平成19年度までの財政融資には郵便貯金資産及び簡易生命保険資産の運用を含む(財投改革以前に、郵便貯金特別会計等が、一旦預託した資金の一部を資金運用部から借り入れるなどして金融市場で自主運用していた事業(以下「資金運用事業」という。)に係る実績額を除く。)

郵便貯金資産及び簡易生命保険資産とは、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の郵便貯金資産(19年9月30日以前は日本郵政公社の郵便貯金資金、15年3月31日以前は郵便貯金特別会計の郵便貯金資金)及び簡易生命保険資産(19年9月30日以前は日本郵政公社の簡易生命保険資金、15年3月31日以前は簡易生命保険特別会計の積立金)である。

また、財投計画の毎年度末の残高の推移は、図2のとおりであり、25年度末(169兆2611億円)は12年度末(325兆1379億円)の52.0%に減少している。

図2 財投計画の残高の推移



(注) 財政融資は、財政融資資金、郵便貯金資産及び簡易生命保険資産の残高(資金運用事業に係る残高を除く。)である。

[2] 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

財政投融资は、毎年度の実績額及び年度末残高が多額であり、国の財政全体の中で相当の規模を占めていること、その財源が国の資金等であること、財政投融资を受ける側には国以外にも、地方公共団体、政府関係機関、独立行政法人等があり、いずれも財政面で国と深い関係を有していることなどから、本院は、毎年度の検査報告の第6章第1節第3財政投融资に財投計画の実績額等について掲記している。また、検査報告の第6章第1節第4個別の決算等に、平成12年度決算検査報告には「資金運用部特別会計の決算の状況」、平成13年度決算検査報告には「産業投資特別会計の決算の状況」、平成17年度決算検査報告には「財政投融资改革開始後における財政融資資金特別会計等の状況」をそれぞれ掲記した。

財投計画の実績額及び年度末残高は、前記のとおり、財投改革後に減少したが、20年度以降は19年度に比べて実績額が増加していることから、本院は、正確性等の観点から、財投改革前の12年度から25年度までの間における財投計画の実績及び内容並びに財政投融资の財源の状況はどのように推移しているかなどに着眼して検査した。

(2) 検査の対象及び方法

本院は、12年度から25年度までにおける財投計画及び財投特会を対象として、財政投融资の状況等について、財投計画、財政融資資金運用報告書、歳入歳出決定計算書等により書面検査を行うとともに、財務本省において会計実地検査を行った。

なお、本文、図及び表において用いた政府関係機関等は、12年度以降に表1のとおり名称変更等を行っている。

表1 政府関係機関等の名称変更等

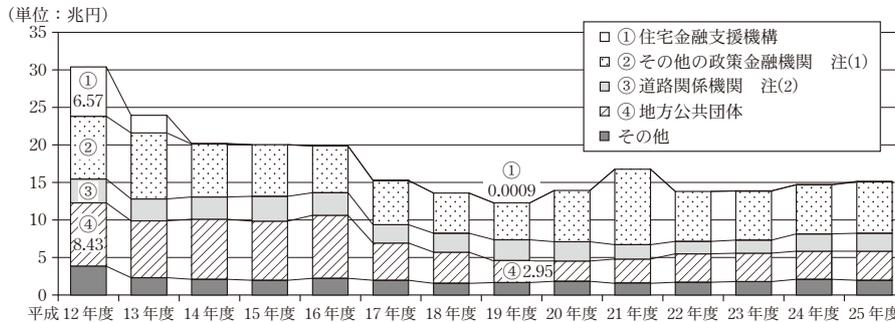
本文で用いた組織(勘定)名	図及び表で用いた略称	平成12年度以降の名称変更等の状況
株式会社日本政策金融公庫		20年9月30日以前は国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、農林漁業金融公庫及び国際協力銀行
国民一般向け業務勘定	日本公庫(国民向け業務)	20年9月30日以前は国民生活金融公庫
中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定	日本公庫(中小向け業務)	16年7月1日から20年9月30日までは中小企業金融公庫(融資勘定)、16年6月30日以前は中小企業金融公庫
危機対応円滑化業務勘定	日本公庫(危機対応円滑化業務)	20年10月1日に新設
株式会社国際協力銀行	国際協力銀行	24年4月1日から11月30日までは株式会社国際協力銀行(国際協力銀行業務勘定)、20年10月1日から24年3月31日までは株式会社日本政策金融公庫(国際協力銀行業務勘定)、20年9月30日以前は国際協力銀行(国際金融等勘定)
独立行政法人住宅金融支援機構	住宅金融支援機構	19年3月31日以前は住宅金融公庫
地方公共団体金融機構		20年10月1日から21年5月31日までは地方公営企業等金融機構、20年9月30日以前は公営企業金融公庫
管理勘定	地方公共団体金融機構	20年10月1日から21年5月31日までは地方公営企業等金融機構(管理勘定)
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構		16年2月28日以前は石油公団及び金属鉱業事業団
投融资等・金属鉱産物備蓄勘定	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	24年9月14日以前は独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(金属鉱業備蓄・探鉱融資等勘定)、16年2月28日以前は金属鉱業事業団(一般勘定)
独立行政法人日本学生支援機構	日本学生支援機構	16年3月31日以前は日本育英会
株式会社日本政策投資銀行		20年9月30日以前は日本政策投資銀行
株式会社商工組合中央金庫		20年9月30日以前は商工組合中央金庫
東日本高速道路株式会社		
中日本高速道路株式会社		17年9月30日以前は日本道路公団
西日本高速道路株式会社		
首都高速道路株式会社		17年9月30日以前は首都高速道路公団
阪神高速道路株式会社		17年9月30日以前は阪神高速道路公団
本州四国連絡高速道路株式会社		17年9月30日以前は本州四国連絡橋公団

[3] 財政投融资の実績、財源等の状況

(1) 財投計画の実績額の推移

財投計画の実績額の推移を財投事業を行っている団体別にみると、図3のとおりとなっている。

図3 財投計画の団体別の実績額の推移



注(1) 株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、独立行政法人国際協力機構(平成20年10月に国際協力銀行(海外経済協力勘定)の業務を承継したもの)、地方公共団体金融機構、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行

注(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本、中日本、西日本、首都、阪神各高速道路株式会社、本州四国連絡橋公団

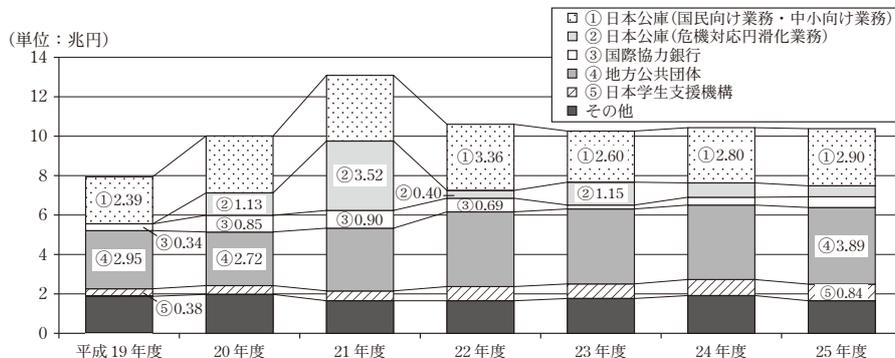
財投計画の実績額が19年度まで減少したのは、主に、独立行政法人住宅金融支援機構が、特殊法人等整理合理化計画に沿って、財政投融资を原資とした融資業務を段階的に縮小したことにより、12年度の6兆5711億円が19年度には9億円に減少したこと(図3①参照)、財投改革の趣旨等を踏まえ、地方公共団体向け財政融資について、地方公共団体の資金調達能力及び地方公共団体が行う財投事業の用途に着目した重点化を図ったことにより、12年度の8兆4363億円が19年度には2兆9524億円に減少したこと(図3④参照)などによるものである。

また、19年度以降の財政融資、産業投資及び政府保証の各実績額の推移を示すと次のとおりとなっている。

ア 財政融資の実績額の推移

19年度から25年度までの財投計画に計上された財政融資の実績額の推移は、図4のとおり、20年度以降の各年度の実績額は19年度に比べて増加しており、特に、21年度に大きく増加した。

図4 財政融資の団体別の実績額の推移



これは、政府が、20年9月に発生したいわゆるリーマン・ショックに端を発する経済金融危機や23年3月に発生した東日本大震災等の影響により企業の資金繰りが厳しい状況になったことから、平成20年度第1次補正予算以降、「安心実現のための緊急総合対策」(平成20年8月、「安心実現

のための緊急総合対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定)等の経済対策等として、政策金融機関による財政融資を活用した企業の資金繰り対策を実施したことによるものである。

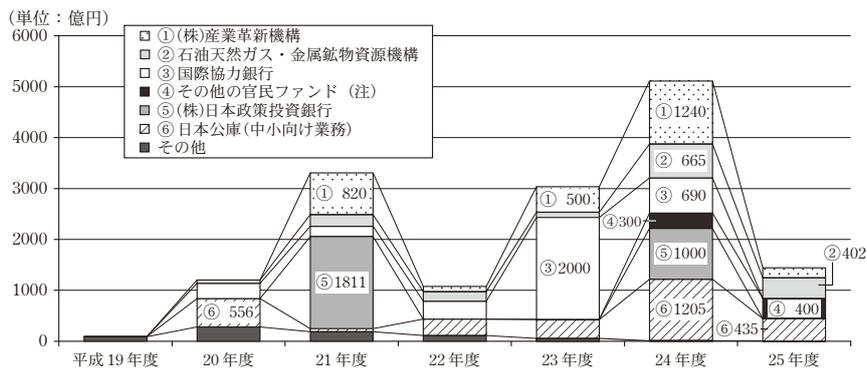
財政融資を活用した、経済金融危機や東日本大震災等の影響による企業の資金繰り対策の主なもの、次のとおりである。

- (ア) 株式会社日本政策金融公庫(国民一般向け業務勘定及び中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定)が、20年度以降に、中小・小規模事業者の資金繰りを支援するために、セーフティネット貸付の対象を拡大するなどの制度の拡充を実施したことなどから、同公庫のこれらの勘定への財政融資の実績額が、19年度の2兆3985億円が22年度には3兆3630億円に増加した。その後、被災した中小・小規模事業者等への貸付けのために、23年5月に東日本大震災復興特別貸付制度を創設したり、新事業展開や経営改善等に取り組む中小・小規模事業者への貸付けのために、25年3月に従来の制度を拡充した経営支援型セーフティネット貸付を開始したりしたことなどから、同公庫のこれらの勘定への財政融資の実績額が、23年度に2兆6050億円、24年度に2兆8040億円、25年度に2兆9030億円となり、高い水準で推移している(図4①参照)。
- (イ) 株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)に基づき、財務省等が国際的な金融秩序の混乱の発生により日本経済の現状を危機と認定したことを受けて、株式会社日本政策金融公庫(危機対応円滑化業務勘定)が、20年度に、株式会社日本政策投資銀行及び株式会社商工組合中央金庫が企業の資金繰りのために行う貸付業務(以下「危機対応業務」という。)の財源とする資金の貸付けなどを行う業務(以下「危機対応円滑化業務」という。)を開始したことから、同公庫(同勘定)への財政融資が20年度に新たに1兆1303億円行われ、21年度には3兆5294億円に増加した。また、同公庫(同勘定)が、被災した企業等の資金繰りのために危機対応円滑化業務を行ったことなどから、同公庫(同勘定)への財政融資の実績額は、22年度の4052億円が23年度には1兆1534億円に増加した(図4②参照)。
- (ウ) 株式会社国際協力銀行(国際協力銀行業務勘定)が、20年度から22年度までの間に、企業が先進国において実施する海外事業等に対する貸付けなどを行う海外事業支援緊急業務を臨時の措置として行った。このことなどから、同銀行(同勘定)への財政融資の実績額が、19年度の3456億円が20年度には8587億円、21年度には9066億円、22年度には6909億円に増加した(図4③参照)。
- また、地方公共団体への財政融資の実績額は、19年度の2兆9524億円が20年度には2兆7292億円に減少したものの、経済金融危機の影響を受けた地方公共団体における景気悪化による税収減、東日本大震災からの復興に必要な災害復旧事業費等の財源の確保等のために21年度以降に増加しており、25年度には3兆8938億円となっている(図4④参照)。
- これらのほか、独立行政法人日本学生支援機構への財政融資の実績額は、有利子奨学金の貸与人数の増加等に伴い、19年度の3832億円が25年度には8487億円に増加している(図4⑤参照)。

イ 産業投資の実績額の推移

19年度から25年度までの産業投資の実績額の推移は、図5のとおりであり、特に、21、23、24各年度において前年度と比較して実績額が大きく増加した。

図5 産業投資の団体別の実績額の推移



(注) 株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、株式会社海外需要開拓支援機構

産業投資は、「今後の産業投資の在り方について」(平成20年6月、財政投融资に関する基本問題検討会産業投資ワーキングチーム。以下「WT提言」という。)において、研究開発・ベンチャー支援、レアメタル探鉱・開発等の国家的プロジェクト、環境・アジア等への投資の促進等の各分野に重点を置くこととされた。

20年度以降、産業投資は、WT提言を踏まえて行われており、特に、21年度は「経済危機対策」(平成21年4月、「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議)、23年度は「新成長戦略」(平成22年6月閣議決定)、24年度は「日本再生の基本戦略」(平成23年12月閣議決定)等に盛り込まれた施策を実施したことから、投資勘定からの産業投資の実績額が増加した。

WT提言において産業投資を重点的に活用することとされた分野は、次のとおりである。

- (ア) 研究開発・ベンチャー支援の主なものは、株式会社産業革新機構が革新的な産業構造への転換に資する事業等を実施する企業に対して出資等を実施するための財源として、同機構に対し21年度以降に毎年度産業投資を行っているものであり、特に21年度に820億円、23年度に500億円、24年度に1240億円と多額の産業投資が行われた(図5①参照)。
- (イ) レアメタル探鉱・開発等の国家的プロジェクトの主なものは、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(投融资等・金属鉱物産物備蓄勘定)が天然資源の探鉱・開発事業等を実施する企業に対して出資等を実施するための財源として、同機構(同勘定)に対し20年度以降に毎年度産業投資を行ったものであり、特に、24年度に665億円、25年度に402億円と多額の産業投資が行われている(図5②参照)。
- (ウ) 環境・アジア等への投資の促進等の主なものは、株式会社国際協力銀行(国際協力銀行業務勘定)が海外インフラ整備等を行う企業に出資等を実施するための財源として、同銀行(同勘定)に対し20年度から24年度まで毎年度産業投資を行ったものであり、特に、23年度に2000億円、24年度に690億円と多額の産業投資が行われた(図5③参照)。

また、WT提言では、研究開発・ベンチャー支援等の分野は、民間主導の新しい官民パートナーシップの構築に向けた取組を行う必要があるとされており、21年度に設立された官民ファンドである株式会社産業革新機構に対して前記のとおり産業投資を行っている。その後、政府の成長戦略を受けて、官民ファンドに対する産業投資は、農業の6次産業化、民間資金を活用したインフラ整備、クールジャパン戦略等に対象分野が拡大し、24年度に設立された株式会社農林漁業成長産業化支援機構に対する300億円、25年度に設立された株式会社民間資金等活用事業推進機構及び株

株式会社海外需要開拓支援機構に対するそれぞれ100億円、300億円、計400億円(図5④参照)並びに24年度に設立された株式会社日本政策投資銀行の競争力強化ファンドに対する24年度1000億円の産業投資(図5⑤参照)を行っている。

これらのほか、経済金融危機に対応するために、株式会社日本政策投資銀行が実施する危機対応業務の円滑な実施に必要な資本の増強の財源として、同銀行に対し21年度に1811億円の産業投資を行ったもの(図5⑤参照)、中小企業の資金繰りと財務体質強化の支援のために、株式会社日本政策金融公庫(中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定)が新事業展開や経営改善に取り組む中小企業に対して資本性ローン等による融資を実施する財源として、同公庫(同勘定)に対し19年度以降毎年度産業投資を行い、特に、20年度に556億円、24年度に1205億円、25年度に435億円と多額の産業投資を行っているもの(図5⑥参照)などがある。

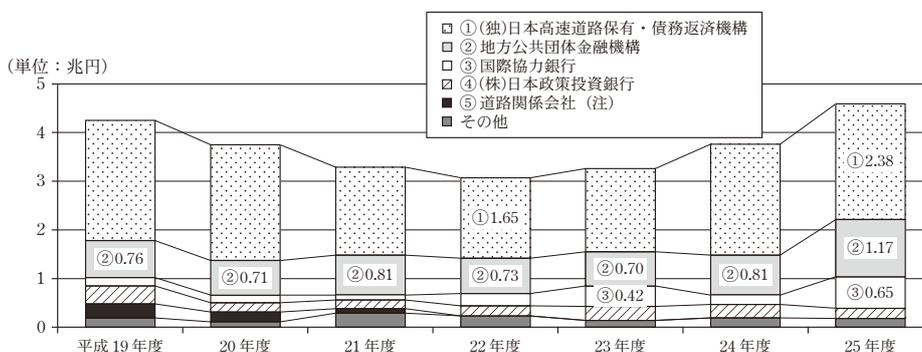
(注1) 財政投融资に関する基本問題検討会産業投資ワーキングチーム 財政投融资に関する基本問題検討会は、財政制度等審議会財政投融资分科会の委員の一部及び外部有識者をメンバーとして分科会長が主催する検討会で、産業投資ワーキングチームは、産業投資について検討するために同検討会に設けられたワーキングチームである。

ウ 政府保証の実績額の推移

19年度から25年度までの財投計画に計上された政府保証の実績額の推移は、図6のとおり、22年度までは減少したが、23年度以降は増加している。

なお、財投計画に計上されている政府保証は、期間が5年以上の政府関係機関等の債務に対する保証の付与であり、元年度以降、借入金の借入れに対する保証の付与はなく、全て債券の発行に対して保証を付与したものとなっている(以下、政府保証を受けた債券を「政府保証債」という。)

図6 政府保証の団体別の実績額の推移



(注) 東日本、中日本、西日本、首都、阪神各高速道路株式会社

19年度以降の財投計画に計上された政府保証の実績額の主なものは、次のとおりである。

(ア) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、17年10月の設立時に日本道路、首都高速道路、阪神高速道路、本州四国連絡橋各公団から承継した道路資産、同機構とともに設立された東日本、中日本、西日本、首都、阪神、本州四国連絡各高速道路株式会社(以下、これらを「道路関係会社」という。)から承継した道路資産のそれぞれに係る債務の償還・利払い等を実施するために政府保証債を発行している。19年度以降は一時実績額が減少し、22年度に1兆6547億円となったが、25年度には2兆3860億円に増加している。25年度に実績額が増加しているのは、償還時期を迎えた政府保証債等の借換えが多かったことなどによるものである(図6①参照)。

(イ) 地方公共団体金融機構は、20年8月に設立され、同年10月に公営企業金融公庫(以下「旧公庫」という。)の資産及び負債を承継して業務を開始した。旧公庫は、地方公共団体が経営する公営企業が必要とする資金を調達するために、政府保証債の発行を行った。そして、地方公共団体金融機構(管理勘定)は、旧公庫から承継した政府保証債の借換えに要する資金を調達するために、政府保証債を発行している。19年度以降の実績額は、24年度までは7000億円から8000億円前後の規模で推移したが、25年度には1兆1700億円に増加している。25年度に実績額が増加したのは、同機構(同勘定)が旧公庫より承継した債権の管理、回収等の業務を実施する上で、政府保証債等の借換えの際の金利上昇による損失に備えるために、旧公庫より承継した準備金から、同業務を将来にわたり円滑に運営するために必要な額を上回る額として算出した額のうち6500億円を国庫に納付するために必要な資金を確保する必要があったことなどによるものである(図6②参照)。

(ウ) 株式会社国際協力銀行(国際協力銀行業務勘定)は、為替変動リスクを回避するために、海外インフラ整備等を行う企業に対する外貨貸付けの財源として、政府保証外債(政府保証債のうち、政府関係機関等が外国市場で発行した債券)を発行している。近年、政府の成長戦略を受けて実績額が増加しており、23年度に4222億円、25年度に6562億円となっている(図6③参照)。

これらのほか、完全民営化を予定している株式会社日本政策投資銀行が、市場からの資金調達を原則とする形態への円滑な移行を図るために、企業の資金繰り支援等の財源として、政府保証債を発行している(図6④参照)。

なお、本州四国連絡高速道路株式会社を除く道路関係会社による高速道路の新設等のための政府保証の活用は、財政融資資金から市場調達への円滑な移行のために過渡的に行われたものであり、21年度で終了した(図6⑤参照)。

(2) 財政投融资の財源等

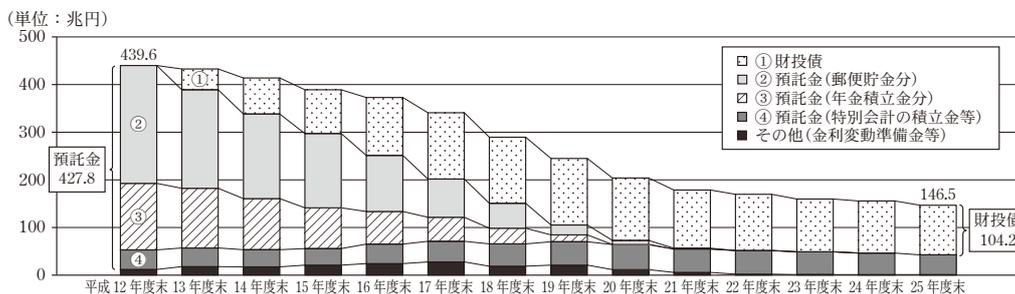
ア 財政融資の財源等

(ア) 財政融資の財源

財政融資資金は、財投債の発行収入金、預託金、金利変動準備金等で構成されている。

各年度末における財政融資資金の残高とその構成の推移をみると、図7のとおり、主な調達手段が預託金から財投債へと移行している。

図7 財政融資資金の残高の推移



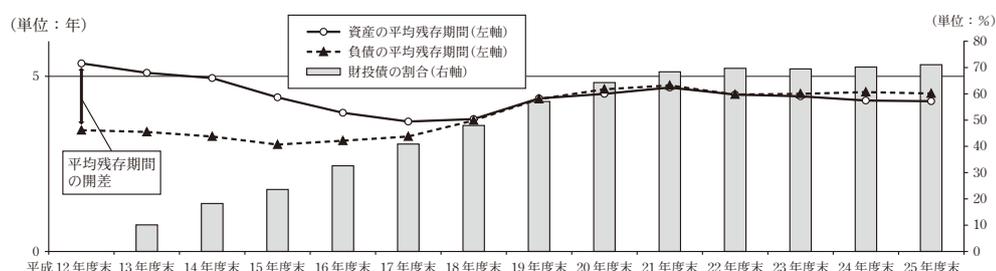
財政改革により、郵便貯金及び年金積立金の預託義務が廃止されて、これらに係る新規の預託がなくなったことにより、財政融資資金は、主に財投債の発行によって調達することになった。その結果、12年度末には預託金残高(427兆8506億円)が財政融資資金残高(439兆6625億円)の97.3%を占めていたが、25年度末には預託金残高(41兆3815億円)が財政融資資金残高(146兆5867億円)の28.2%に減少して、代わって財投債残高(104兆2104億円)が71.0%を占めている。

(イ) 財政融資資金勘定における金利変動リスク

財政融資は、財政融資資金を財源として、利ざやを取らずに、主に均等償還型の5年から30年の国等に対する貸付けにより実施されている。一方、貸付けに要する財政融資資金の調達は、財投改革以前は、預託義務が課せられていた郵便貯金及び年金積立金を主とする7年満期の預託金が大部分であったことから、資金の調達期間と運用期間に大きな開差があった。このため、金利の下降局面では調達コストが運用利回りよりも先に低下して利益が発生するが、金利の上昇局面では調達コストが運用利回りよりも先に上昇して損失が発生する金利変動リスクが存在していた。しかし、財投改革以降の財政融資資金の調達は、主に2年から30年の多様な満期を持つ財投債の発行により行うこととなり、財投債の発行年限を国債発行計画全体の中で可能な限り調整することなどによって、金利変動リスクを抑制することが可能な状況となった。

財政融資資金の運用を経理する財政融資資金勘定における金利変動リスクの大きさを示す貸付金等(資産)と財投債、預託金等(負債)の平均残存期間の開差等の12年度以降の推移は図8のとおりである。

図8 資産と負債の平均残存期間の開差等の推移



貸付金等(資産)と財投債、預託金等(負債)の平均残存期間の開差は、財投改革以降、満期が10年以上の財投債の発行による資金調達を行うなどして負債の平均残存期間が長くなるように調整したことなどにより、負債に占める財投債の割合が増えるに従って徐々に減少しており、郵便貯金及び年金積立金の預託金の払戻しがおおむね終了した19年度末には開差がほぼ解消した。

しかし、財投債の発行年限は、現在、2年、5年、10年、20年及び30年となっていること、財政融資資金の貸付けの大半が均等償還型であるのに対し、財投債が満期一括償還型であること、郵便貯金及び年金積立金以外の預託金が相当程度残っていることなどから、年度別の貸付金等の回収額と財投債等の償還額の間の開差が完全に解消することは困難であり、資金の再運用と再調達との時期に差が生じることから、現在でも一定程度の金利変動リスクが存在している。

(ウ) 本年度利益及び金利変動準備金の推移

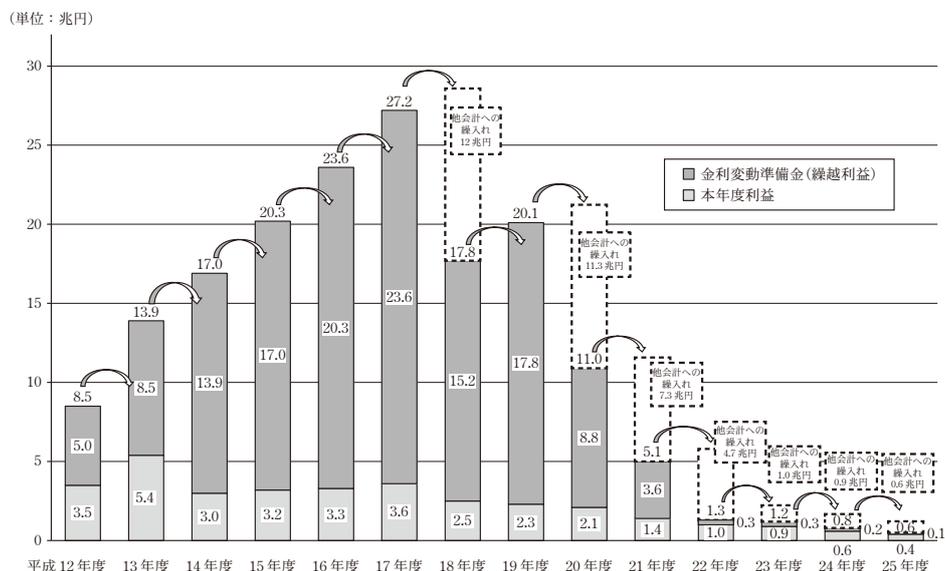
財政融資資金勘定では、金利変動リスクが存在することから、長期にわたり安定的な運用を行えるよう、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号。以下「特会法」という。)に基づき、毎年度の損益計算上生じた利益を、同勘定の財務の健全性を確保するために必要な水準に達するまでは、翌年度に金利変動準備金として積み立て、将来生じ得る損失の発生に備えることとなっている。

財政融資資金勘定の財務の健全性を確保するために必要となる金利変動準備金の水準は、19年度に郵便貯金及び年金積立金の預託金の払戻しがおおむね終了し、財投債が財政融資資金の主たる調達手段となったことから、財投債の発行年限を国債発行計画全体の中で可能な限り調整す

ることが可能となり、金利変動リスクが減少してきたことを受けて、20年度に、資産合計額の1000分の100に相当する額から1000分の50に相当する額にまで引き下げられた。なお、金利変動準備金の水準を超える部分は、特会法に基づき、原則として国債残高を圧縮するために、予算で定めるところにより国債整理基金特別会計に繰り入れることができることとなっている。

財政融資資金勘定の本年度利益及び金利変動準備金の推移は、図9のとおりである。

図9 財政融資資金勘定の本年度利益及び金利変動準備金の推移



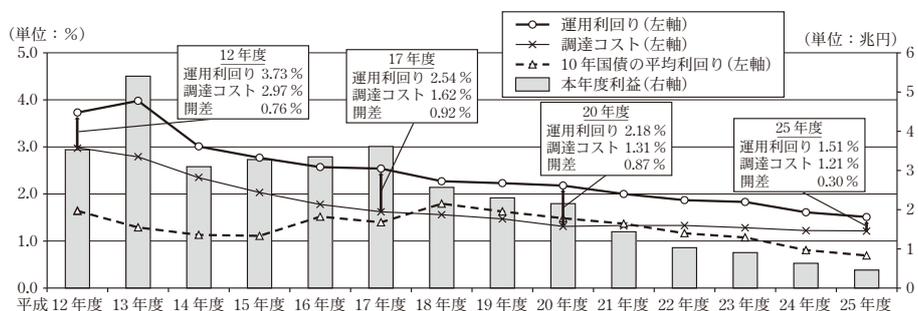
(注) 小数点以下第2位切捨てで計数を表示しているため、本年度利益及び金利変動準備金の合計額と、翌年度の金利変動準備金及び他会計への繰入額の合計額とが一致しない年度がある。なお、平成13年度に会計処理基準を現金主義から発生主義に変更しており、12年度は現金主義ベース、13年度以降は発生主義ベースによる計数である。

本年度利益は、17年度までは毎年度3兆円を超えていたが、18年度以降は減少傾向にある。

財政融資は、財投債等で調達した資金を国等へ貸し付ける制度であるため、財政融資の運用を經理している財政融資資金勘定の主な収益は貸付金利子等、主な費用は財投債利子、預託金利子等である。収益から費用を差し引いて利益が発生する主な要因は、収益を運用資金の平均残高で除した運用利回りと、費用を調達資金の平均残高で除した調達コストの差によるものである。

12年度以降の運用利回り、調達コスト等の推移は、図10のとおりとなっている。

図10 運用利回り、調達コスト等の推移



(注) 平成13年度に会計処理基準を現金主義から発生主義に変更しており、13年度の運用利回り及び調達コストの算定に用いている収益及び費用には、過年度の損益修正のため、それぞれ前年度末未収修正益2兆5208億円及び前年度末未払修正損363億円が計上されている。

財投債は国債の一種であり、財投債の金利は同時に発行された他の国債と同一である。また、預託金利は預託期間に応じて国債の利回りに即して財務大臣が定め、貸付金利は貸付期間に応じ

て国債の流通利回りを基準として、償還形態を反映した上で財務大臣が定めているため、運用利回り及び調達コストは、国債金利が長期にわたって低水準であることの影響を受けて、徐々に低下している。

運用利回りと調達コストの開差は、資金の調達期間が運用期間より短かったため、調達コストの方が運用利回りよりも先に低下したことなどにより、12年度の0.76%が17年度には0.92%に拡大した。そして、20年度以降、調達コストがほぼ横ばいとなった後も、運用利回りは低下し続けており、25年度には、運用利回りと調達コストの開差は0.30%に減少している。運用利回りと調達コストの開差の減少、貸付金残高の減少等により本年度利益は低減傾向にあり、25年度の本年度利益は4619億円となっていて、17年度の3兆6107億円の12.7%にまで減少している。

そして、本年度利益を積み立てた金利変動準備金は、17年度末までは増加しており、12年度末の5兆0403億円に対して17年度末には23兆6889億円(資産合計額の1000分の69.5相当額)と4.6倍になったが、18年度以降は減少し、25年度末には1670億円(資産合計額の1000分の1.1相当額)となっている。

18年度以降も本年度利益が発生しているにもかかわらず、金利変動準備金が減少しているのは、過去の比較的高い金利の貸付金から利益が見込まれることなどから、即座に財政融資資金勘定の財務について健全性を損なう可能性は低いとの考えに基づき、国債残高累増の抑制、東日本大震災の復興財源確保等のための臨時・特例的な措置等として、表2のとおり、一般会計及び国債整理基金特別会計へ18年度から25年度までに計38兆1593億円の繰入れが行われたためである。

表2 金利変動準備金から他会計への繰入れの状況 (単位：億円)

年度	繰入先	金額	繰入れの根拠規定
平成18	国債整理基金特別会計	12兆0000	平成18年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律(平成18年法律第11号)第4条
20	国債整理基金特別会計	7兆1600	特会法 第58条
	一般会計	4兆1580	平成20年度における財政運営のための財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律(平成21年法律第4号)第2条
21	一般会計	7兆3350	財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律(平成21年法律第17号)第3条
22	一般会計	4兆7541	平成22年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律(平成22年法律第7号)第3条
23	一般会計	1兆0588	東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律(平成23年法律第42号)第2条
24	国債整理基金特別会計	9967	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第117号)第3条
25	国債整理基金特別会計	6967	同上
	計	38兆1593	

このように、金利変動準備金を他会計へ繰り入れたことにより、財政融資資金勘定の金利変動リスクへの対応余力が低下したため、同勘定の財務の健全性を制度的に担保する観点から、24年度から32年度までの例外的・時限的な措置として、金利変動準備金が不足した場合には一般会計から同勘定への繰入れが可能となる規定が「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」に定められている。

(エ) 財政融資資金の貸付けに係る繰上償還

財政融資資金による貸付金の繰上償還は、貸付金の元本及び利子額に係る割引現在価値と繰上償還額との差額分を補償金として徴することを原則としているが、政府は、16年12月に、例外的な措置として、①繰上償還の対象となる業務からの撤退を含む抜本的な事業見直しが行われること、②撤退事業の経理を明確にすること、③経営改善計画が策定されること、④最終的な国民負担を軽減するためにやむを得ないと認められることの要件を満たした上で、繰上償還に関する規定を個別の法律に定めることで、繰上償還に係る補償金を免除することとした。

そして、政府は、独立行政法人都市再生機構法(平成15年法律第100号)、年金積立金管理運用独立行政法人法(平成16年法律第105号)、住宅金融公庫法(昭和25年法律第156号)及び独立行政法人住宅金融支援機構法(平成17年法律第82号)に、繰上償還に関する規定を定めて、17年度に独立行政法人都市再生機構から3兆1730億円、年金資金運用基金から2兆0294億円、17年度から21年度までの間に独立行政法人住宅金融支援機構から7兆3000億円の繰上償還をそれぞれ受け、これらの団体の補償金を計2兆5454億円免除した。

また、政府は、^(注2) 厳しい地方財政の状況に鑑み、実質公債費比率が15%以上等の財政事情の厳しい地方公共団体が4年5月末までに借り入れた金利5%以上の貸付金を対象に、前記の要件に準じた取組の実施を条件として、地方財政法(昭和23年法律第109号)を改正して繰上償還に関する規定を定めて、19年度から24年度までの間に、1,591団体から計3兆8283億円の繰上償還を受け、計8922億円の補償金を免除した。

このように繰上償還に係る補償金を免除したのは、国民負担を軽減することや厳しい地方財政の状況を鑑みたことによる例外的な措置であったが、これにより、財政融資資金勘定の損益計算上は、その後の貸付金利子収入が減少することになった。

(注2) 実質公債費比率 地方公共団体が通常水準の行政活動を行う上で必要な一般財源に対する地方債の元利償還金の割合で、収入に対する負債返済の割合を示す指標

イ 産業投資の財源等

(ア) 投資勘定の財源構成

投資勘定は、固有の財源をもって産業投資を行い、出資先からの国庫納付金及び株式配当金を受けるなどして、それらの資金を回転させて産業投資を続けていくものであるが、政策的に必要な産業投資の財源を出資先からの国庫納付金等で賄えないときには、財源を確保するため一般会計から繰り入れることができることとなっている。一方、毎年度の産業投資に必要な所要額を精査した結果、投資勘定の歳入が歳出を上回り、剰余が生じる場合には、予算で定めるところにより一般会計へ繰り入れることができることとなっている。

投資勘定の財源は、同勘定の前身である産業投資特別会計設置時に他会計等から承継した資産、一般会計から所属替されたNTT、JT両株式及び一般会計からの繰入金からなる資本、NTT、JT両株式の配当金、NTT株式等の処分益、政府関係機関等から産業投資の果実として納付された国庫納付金や株式配当金等である。

(イ) 資本の内訳

25年度末の資本は2兆8271億円であり、このうち、一般会計からの繰入額が2兆3153億円、一般会計から所属替されたNTT、JT両株式が計3100億円となっていて、これらの合計額2兆6253億円は資本の合計の92.8%となっている。

12年度以降、緊急を要する経済対策に対応するために、一般会計の補正予算により21年度に2205億円、24年度に3620億円、計5825億円の繰入れが行われ、産業投資の財源の確保がなされた。

(ウ) 投資勘定の損益及び利益積立金の推移

投資勘定の損益及び利益積立金の推移は、表3のとおりとなっている。

表3 損益及び利益積立金の推移 (単位：億円)

年 度	平成12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	合計	
利益 A	政府関係機関等からの国庫納付金及び株式配当金	434	465	327	401	435	360	376	300	116	139	273	802	4141	7176	1兆5751
	うち地方公共団体金融機構からの納付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3500	6500	1兆0000	
	NTT株式及びJT株式の配当金	345	350	345	375	391	468	551	670	790	889	926	1049	1046	1249	9450
	株式処分益	—	—	—	575	—	—	—	—	—	—	—	3330	—	1405	5311
	うちNTT株式の処分益	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3330	—	1405	4735
	貸付金利息等	17	14	10	7	129	4	7	10	42	2	2	3	3	2	258
計	796	830	682	1359	956	833	935	982	949	1031	1202	5185	5191	9833	3兆0771	
損失 B	地方公共団体金融機構からの納付金を交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰入	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3500	6500	1兆0000	
	出資金償却損	—	—	—	2861	101	—	61	376	—	—	—	153	0	3555	
	国債整理基金特別会計への固定資産無償所属替損	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	166	—	—	166	
	事務取扱費等	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3	3	1	1	1	18
計	0	0	0	2862	102	0	62	377	0	3	3	167	3654	6501	1兆3739	
本年度利益(本年度損失△) C=A-B	795	829	681	△1502	854	832	873	604	948	1028	1198	5017	1537	3331	1兆7031	
利益積立金 D (前年度[C]+前年度[D]-本年度[E])	1兆4533	1兆5329	1兆6158	1兆6840	1兆5338	1兆4404	1兆4035	1兆4114	1兆4203	1兆5151	1兆5968	1兆5465	2兆0483	2兆0016		
一般会計へ繰入 E	—	—	—	—	—	1788	1202	794	516	—	210	1701	—	2003	8216	

利益のうち主なものは、政府関係機関等からの国庫納付金及び株式配当金(12年度以降の合計額1兆5751億円)、NTT、JT両株式の配当金(同9450億円)、NTT株式等の処分により生じた株式処分益(同5311億円)である。このうち、NTT、JT両株式の配当金及びNTT株式の処分益の12年度以降の合計は1兆4186億円で、利益合計額3兆0771億円の46.1%を占めている。

損失のうち主なものは、24、25両年度に、地方公共団体金融機構(管理勘定)からの納付金を交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰り入れた計1兆円、政府関係機関等への出資金が毀損した場合の出資金償却損(12年度以降の合計額3555億円)である。なお、24、25両年度に同機構(同勘定)から納付されたそれぞれ3500億円及び6500億円の国庫納付金を交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れているのは、国及び地方の厳しい財政状況等を踏まえて、24、25両年度の時限的な措置として、地方の財源不足の補填に充てたものである。

本年度利益は、毎年度安定的にNTT、JT両株式の配当金が得られていることなどから、多額の出資金償却損が計上された15年度を除いて、毎年度生じている。23、25両年度に他年度と比較して特に多額となる5017億円及び3331億円の本年度利益が生じているが、これは、NTTの自己株式消却に伴って生じたNTT株式の政府保有義務超過分を売却したことにより、株式処分益として3330億円及び1405億円が計上されたことが主な要因である。

利益積立金は、12年度の1兆4533億円が25年度には2兆0016億円に増加している。利益積立金は、財政法(昭和22年法律第34号)第44条の特別の資金に該当する他特別会計の「積立金」と

は異なり、毎会計年度の損益計算上、利益を生じた場合にはこれを組み入れて整理し、損失を生じた場合及び一般会計へ繰入れを行った場合には減額して整理する会計処理上の整理科目である。

(エ) 出資金償却損の発生状況

損益計算上の出資金償却損は、特殊法人等整理合理化計画等に沿って行われた財投事業の廃止や独立行政法人等への移行の際に、出資金により欠損金の処理を行ったために生じたもので、15年度以降に計 3555 億円が計上されている。

出資金償却損の発生状況は、表 4 のとおりである。

表 4 出資金償却損の発生状況 (単位：億円)

年度	機関名	出資額	償却額	償却理由
平成 15	基盤技術研究促進センター	3055.90	2684.11	廃止による欠損金の処理
	国際協力事業団(海外移住事業)	54.00	35.45	廃止による欠損金の処理
	情報処理振興事業協会(技術事業勘定)	142.88	142.04	廃止による欠損金の処理
16	通信・放送機構(衛星所有勘定)	75.00	43.45	廃止による欠損金の処理
	(独)情報処理推進機構(地域ソフトウェア教材開発承継勘定)	17.50	9.88	廃止による欠損金の処理
	中小企業総合事業団信用保険部門(中小企業信用保険事業・融資事業のうち融資事業)	728.00	1.01	廃止による欠損金の処理
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	229.00	46.98	独立行政法人への移行による欠損金の処理
18	(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構(研究基盤出資経過勘定)	95.33	61.64	廃止による欠損金の処理
19	(独)情報処理推進機構(特定プログラム開発承継勘定)	481.50	376.70	廃止による欠損金の処理
24	関西国際空港(株)	622.00	153.04	新会社への移行による欠損金の処理
25	(独)情報通信研究機構(通信・放送承継勘定)	188.66	0.78	廃止による欠損金の処理
	計	5689.77	3555.13	

基盤技術研究促進センターは、累計で 3055 億円の産業投資を受けてきたが、研究成果が製品化に直接結びつかない基礎的・基盤的な技術を対象に研究開発法人へ出資してきたことなどから、2684 億円の出資を回収できず、15 年 4 月に解散した。これが最も大きな出資金償却損の発生要因となっている。

(オ) 投資勘定から一般会計への繰入れ

前記のとおり、毎年度の産業投資に必要な所要額を精査した結果、投資勘定の歳入が歳出を上回り、剰余が生じる場合には、予算で定めるところにより一般会計へ繰り入れることができることとなっており、17 年度以降に計 8216 億円が一般会計へ繰り入れられている。これは、17 年度以降に NTT 株式等の配当金収入が増加したこと、23、25 両年度に、NTT 株式の売却収入が計 5350 億円あったことなどにより、歳入が歳出を上回り剰余が生じたことから、一般会計に繰り入れたものである。

[4] まとめ

(1) 財投計画の実績額の推移

財投計画の実績額は、特殊法人等整理合理化計画等に沿って財投事業の見直しが進み、19 年度までは減少してきたが、経済金融危機や東日本大震災等への対応に財政投融资が積極的に活用されたことなどから、20 年度以降、19 年度に比べて増加している。

20年度以降の財政融資、産業投資及び政府保証のそれぞれの推移は、次のとおりである。

- ア 財政融資は、政府の経済対策等として政策金融機関による財政融資を活用した企業の資金繰り対策の実施、地方公共団体における景気悪化による収税減、災害復旧事業費等の財源確保等のため、20年度以降の実績額は19年度に比べて増加している。
- イ 産業投資は、21、23、24各年度において、「経済危機対策」、「新成長戦略」、「日本再生の基本戦略」等に盛り込まれた施策を実施したことから前年度と比較して実績額が増加した。
- ウ 政府保証は、主に、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が道路関係会社から承継するなどした資産及び負債の管理のための債券の発行等に対して行われ、22年度までは減少したが、23年度以降は増加している。

(2) 財政投融資の財源等

ア 財政融資の財源等

財政融資の財源である財政融資資金は、財投改革により郵便貯金等の預託義務が廃止されて、これに代わり財投債の発行によって調達することになり、財投債の発行年限を国債発行計画全体の中で可能な限り調整することが可能となった。このため、財政融資資金勘定の金利変動リスクは減少してきたが、現在でも一定程度の金利変動リスクは存在している。

金利変動準備金は、18年度以降、国債残高累増の抑制、東日本大震災の復興財源確保等のために一般会計及び国債整理基金特別会計へ繰り入れられて、残高が17年度末の23兆6889億円から25年度末には1670億円にまで減少している。

また、財政融資資金による貸付金の一部は、最終的な国民負担を軽減させるためにやむを得ないなどの要件を満たした上で、補償金を免除する繰上償還が行われた。

イ 産業投資の財源等

投資勘定の歳入は産業投資の財源として活用されるが、投資勘定では、歳入が歳出を上回り剰余が生じた場合に一般会計へ繰り入れたり、国及び地方の厳しい財政状況を踏まえ、時限的な措置として、地方公共団体金融機構から納付された国庫納付金を交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰り入れたりしている。

また、投資勘定では、特殊法人等整理合理化計画等に沿って行われた財投事業の廃止や独立行政法人等への移行の際に、出資金により欠損金の処理を行ったため、出資金償却損が計上されている。

財政融資及び産業投資は、財投債の発行、出資先からの国庫納付金等を財源として行われる国の融資活動であるが、運用から生じた利益の一部を特例的、時限的に一般会計等に繰り入れることなどにより、国及び地方の財政健全化にも寄与している。

財投計画の実績額は、20年度以降、経済金融危機や東日本大震災の発生等によって日本経済が危機的状況に置かれたことを受けて増加傾向にあるが、財政融資の財源は、国債の一種である財投債の発行等によって調達されていることから、財政融資の実施は、財投改革の主旨等に沿って、真に必要な資金を財投債等で調達して実施するように、今後とも努めるべきである。また、産業投資の財源は、他会計等から承継した資産、一般会計から所属替されたNTT、JT両株式及び一般会計からの繰入金からなる資本、NTT、JT両株式の配当金、NTT株式等の処分益、政府関係機関等から産業投資の果実として納付された国庫納付金や株式配当金等であることから、産業投資の実施は、政策目的の実現及び出資の毀損を回避することが求められる。

本院としては、これらを踏まえて、財政投融資の状況について引き続き注視していくこととする。

2 国の債権の状況

[1] 国が管理する債権の概要

(1) 国の債権の概要

国の債権(金銭の給付を目的とする国の権利をいう。以下同じ。)は、法律、契約等により発生して、債務者による債務の履行等により消滅する。国は、国の債権の管理等に関する法律(昭和31年法律第114号。以下「債権管理法」という。)等により、債権者として行うべき保全、取立等の債権の管理を行っている。

そして、内閣は、債権管理法第40条第3項の規定により、毎年度末における国の債権の現在額を債権現在額総計算書(以下「総計算書」という。)に基づき、当該年度の歳入歳出決算の提出とともに国会に報告している。

上記の報告には、債権管理法の管理に関する規定の適用は受けないが、質的にも量的にも国の債権の重要な部分を占めるものとして、国税収納金整理資金、財政融資資金、外国為替資金、年金特別会計の国民年金勘定の積立金及び同特別会計の厚生年金勘定の積立金に属する債権を含むこととなっている。一方、国の債権であっても日本銀行に対する国の預金等については、既に会計法(昭和22年法律第35号)等の他の財産管理法規によって管理されていることなどから、いずれも債権管理法の適用を受けず、上記の報告にも含めないこととなっている。

なお、一般会計と特別会計との間の受払等国の内部における受払に係るものについては、同一権利主体の会計間における財産の移動に過ぎないことから、債権管理法上は国の債権とならない。

(2) 総計算書による債権の区分等

総計算書は、債権管理事務取扱規則(昭和31年大蔵省令第86号)により、国の債権について、収入金との関係を示す「区分」ごとに分け、性質を示す項、目等の「債権の種類」ごとに計上することとされている。そして、債権の区分ごとにその内容を示すと、表1のとおりである。

表1 国の債権の区分及び債権の内容

債権管理法の適用を受ける国の債権		
区 分	債権管理法の適用	債権の内容
歳 入	管理及び報告の規定を適用	貸付金等の歳入金に係る債権(ただし、支払われるべき金額が確定しない場合の延滞金に係る債権は、報告の規定は適用されない。)
歳入外		歳出等の返納金に係る債権
資 金	報告の規定のみ適用	特別調達資金及び貨幣回収準備資金に属する債権
積立金		国が保有する3資金(国税収納金整理資金、財政融資資金及び外国為替資金)に属する債権
		国が保有する年金特別会計における国民年金勘定及び厚生年金勘定の積立金に属する債権
債権管理法の適用を受けない国の債権		
罰金、科料等の徴収金に係る債権		
証券に化体されている債権		
日本銀行に対する国の預金に係る債権		
現金出納職員が金銭を預託した場合の預託金に係る債権		
保管金となるべき金銭の給付を目的とする債権		
寄附金に係る債権		
外国為替等又は現金を預入した場合の債権		

そして、総計算書の書式についてみると、債権の種類ごとに発生年度により「本年度発生債権分」と「前年度以前発生債権分」とに分けられ、さらに、当該年度末までに履行期限が到来しているか否かにより「履行期限到来額」と「履行期限未到来額」とに分けられている。ただし、徴収停止と整理した債権の書式については、上記の書式とは別の書式となっている。

(注1) 徴収停止 履行が遅滞している債権について、これを取り立てる場合の収入金額を取立てその他の管理に要する費用の額が上回ると見込まれる場合において、債権管理上の明らかな費用倒れを避けるため、以後、その債権について積極的に管理を行わないこととする国の内部的な整理のこと

(3) 債権現在額の状況

総計算書によると、表2のとおり、一般会計及び各特別会計を合わせた国全体における平成25年度末債権現在額の総額は、235兆0360億余円となっている。その内訳は、債権額の大きい順に、資金、積立金、歳入、歳入外となっており、資金と積立金を合わせた額(計226兆8217億余円)が全体の96.5%を占めている。また、履行期限到来額、履行期限未到来額及び徴収停止額の別にもと、履行期限到来額が7兆3010億余円、履行期限未到来額が227兆7316億余円、徴収停止額が33億余円となっており、履行期限未到来額が全体の96.8%を占めている。

表2 履行期限到来額、履行期限未到来額及び徴収停止額の状況(平成25年度末) (単位:億円、%)

区分	会計	履行期限到来額(a)	履行期限未到来額(b)	計(c)=(a)+(b)	徴収停止額(d)	合計(c)+(d)	割合
歳入	一般会計	238	3兆2296	3兆2535	13	3兆2548	
	特別会計	2兆6924	2兆2648	4兆9573	19	4兆9592	
	計	2兆7162	5兆4945	8兆2108	33	8兆2141	3.4
歳入外	一般会計	0	0	0	—	0	
	特別会計	0	0	0	—	0	
	計	0	0	0	—	0	0.0
資金	一般会計	4兆5847	3兆0929	7兆6776	—	7兆6776	
	特別会計	0	114兆3746	114兆3746	—	114兆3746	
	計	4兆5847	117兆4676	122兆0523	—	122兆0523	51.9
積立金	一般会計	—	—	—	—	—	
	特別会計	—	104兆7694	104兆7694	—	104兆7694	
	計	—	104兆7694	104兆7694	—	104兆7694	44.5
合計		7兆3010	227兆7316	235兆0326	33	235兆0360	100.0
【割合】		【3.1】	【96.8】		【0.0】	【100.0】	

(注) 「割合」は、小数点第2位以下を切り捨てているため合計しても100%にならない。

[2] 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

国の債権は、多額かつ多様で複雑なものとなっており、その状況を正確に把握して明らかにすることが、財政の健全性及び透明性を確保する上で重要であることから、本院は、毎年度の検査報告の第6章第2節に毎年度の総計算書における毎年度末の債権現在額等を掲記している。また、平成12年度決算検査報告の第6章第1節第4個別の決算等に「債権の状況」を掲記し、12年度の総計算書に計上されている債権の内容等を分析するなどして債権の現状や総計算書への計上状況について記述している。さらに、平成17年度決算検査報告の第6章第1節第4個別の決算等に「国税収納金整理資金の

状況]を掲記して、税務署等から提出された資金に関する計算書等における債権現在額、推移、滞納等の状況について記述している。

昨今、国の債務が年々増加して財政事情が悪化する傾向が続いていることなどから、国は、一層の歳出削減に努めるとともに、歳入の確保に取り組むことが求められている。そして、25年度末の債権現在額は、歳入の確保につながる債権を含めて235兆余円と多額に上っており、また、総計算書に計上されない国の債権もあることから、本院は、正確性等の観点から、債権現在額の推移の状況はどのようなになっているか、履行期限到来後長期間回収できていない債権の状況はどのようなになっているか、総計算書に計上されない債権がどの程度あるのか、国の債権は企業会計の慣行を参考として作成され公表されている国の財務書類にどのように表示されているかなどに着眼して検査した。

(2) 検査の対象及び方法

本院は、20年度から25年度までの^(注2)17府省等所管の一般会計及び各特別会計における国の債権を対象として、総計算書のほか、計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)に基づき本院に提出された歳入徴収額計算書、債権管理計算書等における収納未済歳入額や債権現在額等の計上の状況等を確認するなどして書面検査を行うとともに、11府省等^(注3)において、会計実地検査を行った。

(注2) 17府省等 国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

(注3) 11府省等 裁判所、内閣、内閣府、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、防衛省

[3] 国の債権の推移、現状等

国の債権の推移、現状等は、次のとおりとなっている。

なお、公表されている最新の国の財務書類が24年度のものであること、また、国の債権の現状等を記述するためには、歳入徴収額計算書、債権管理計算書等により、会計等ごとにその発生、消滅、債権現在額等の状況を集計及び分析するなどの作業を行う必要があることから、24年度を対象として記述しているものがある。

(1) 債権現在額の推移

20年度から25年度までの6年間における総計算書に計上されている一般会計及び各特別会計の債権現在額の推移をみると、表3及び図1のとおり、20年度末に292兆余円であった債権現在額は、25年度末には235兆余円となっており、約57兆余円減少している。

債権現在額がこのような減少した主な要因をみると、次のとおりとなっている。

「資金」のうち財政投融资特別会計の財政融資資金債権については、13年度に実施された財政投融资改革による対象事業の見直しや重点化、効率化等の取組の結果、財政投融资対象事業の規模が縮小するなどして各年度の償還額が貸付額を上回る状況が続いたことにより、20年度末に148兆余円であったものが25年度末には113兆余円となっており、35兆余円減少している。また、「積立金」のうち年金特別会計の年金積立金管理運用独立行政法人寄託金債権(以下「運用寄託金債権」という。)については、年金受給者数の増加等による保険給付費等の歳出の増加に伴い、年金特別会計の積立金を取り崩したことにより、20年度末に124兆余円であったものが25年度末には104兆余円となっており、20兆余円減少している。これらの減少額計55兆余円は、一般会計及び各特別会計の債権現在額の減少額57兆余円の約96.4%を占めている。

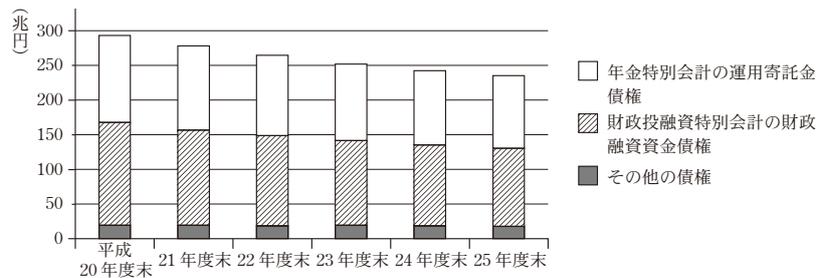
表3 債権現在額の推移の状況

(単位：億円)

会計名等	区分	平成20年度末	21年度末	22年度末	23年度末	24年度末	25年度末	対20年度末増△減額
履行期限到来額		7兆7824	7兆6223	7兆4914	8兆4200	8兆2564	7兆3043	△4780
一般会計	歳入	4兆9621	4兆6605	4兆4209	5兆3466	5兆3331	4兆6099	△3521
	歳入外	218	241	319	343	339	251	33
	資金	0	0	0	0	0	0	△0
特別会計	歳入	4兆9402	4兆6364	4兆3890	5兆3123	5兆2992	4兆5847	△3555
	歳入外	2兆8203	2兆9618	3兆0705	3兆0733	2兆9233	2兆6944	△1258
	歳入外	2兆8202	2兆9617	3兆0668	3兆0733	2兆9232	2兆6944	△1258
	歳入外	1	1	1	0	1	0	△0
特別会計	資金	0	0	35	0	0	0	△0
	積立金	—	—	—	—	—	—	—
履行期限未到来額		284兆9226	270兆2034	256兆5100	243兆3654	233兆6981	227兆7316	△57兆1910
一般会計	歳入	8兆2259	7兆8288	7兆3778	6兆8735	6兆5427	6兆3226	△1兆9033
	歳入外	3兆6004	3兆5004	3兆3921	3兆3199	3兆2799	3兆2296	△3708
	歳入外	0	—	0	0	—	0	△0
特別会計	資金	4兆6254	4兆3284	3兆9856	3兆5536	3兆2627	3兆0929	△1兆5325
	歳入	276兆6967	262兆3746	249兆1321	236兆4919	227兆1554	221兆4090	△55兆2876
	歳入外	2兆8559	2兆7119	2兆6482	2兆5322	2兆4884	2兆2648	△5911
	歳入外	0	0	0	0	0	0	0
	資金	148兆8567	138兆2614	130兆8769	123兆5029	117兆9249	114兆3746	△34兆4820
	財政投融资特別会計の財政融資資金債権	148兆4459	137兆7740	129兆8013	122兆4623	116兆7343	113兆0304	△35兆4155
積立金(年金特別会計の運用寄託金債権)	124兆9839	121兆4011	115兆6069	110兆4567	106兆7420	104兆7694	△20兆2145	
計		292兆7051	277兆8258	264兆0014	251兆7855	241兆9546	235兆0360	△57兆6691

(注) 徴収停止債権は、履行期限到来額に含めて計上している。

図1 債権現在額の推移の状況

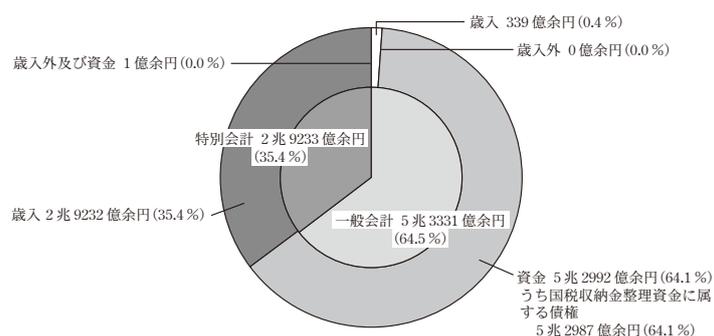


(2) 履行期限到来額の状況

履行期限到来額に計上されている債権は、履行期限が既に経過しており、早期に徴収するなどして消滅が図られるべきものである。

24年度の総計算書に計上されている履行期限到来額について、歳入、歳入外等の区分別に示すと、図2のとおり、その主なものは、一般会計の資金に属する債権(5兆2992億余円)のうちの国税収納金整理資金に属する債権(5兆2987億余円)、特別会計の歳入に係る債権(2兆9232億余円)及び一般会計の歳入に係る債権(339億余円)である。

図2 総計算書における履行期限到来額の内訳(平成24年度末)



ア 一般会計及び各特別会計の歳入に係る債権の回収対象額、消滅額、債権現在額等の状況

(ア) 債権の回収対象額、消滅額等の状況

一般会計及び各特別会計の歳入に係る債権について、歳入徴収官等から本院に提出された24年度債権管理計算書等により、24年度における国の債権の回収対象額、消滅額等の状況を24年度発生債権及び23年度以前発生債権の別に区分して、かつ、債権の消滅額について、弁済による回収や相殺等による実質的な回収により消滅したもの(以下「回収消滅」という。)と、時効の完成や免除等により回収できずに消滅したもの(以下「回収不能消滅」という。)とに区分して示すと表4のとおりである。

24年度発生債権は、債権の回収対象額計46兆7950億余円に対して、回収消滅額は計45兆6194億余円(回収消滅率97.4%)となっており、24年度末現在における履行期限到来額は1兆1750億余円となっている。一方、23年度以前発生債権は、債権の回収対象額計3兆6537億余円に対して、回収消滅額は計8700億余円(同23.8%)となっており、24年度末現在における履行期限到来額は、計1兆7820億余円となっている。

これを会計別の回収消滅率でみると、一般会計については、24年度発生債権99.8%に対して23年度以前発生債権は87.1%となっていて、23年度以前発生債権についても比較的高い回収消滅率となっている。一方、特別会計については、24年度発生債権97.3%に対して23年度以前発生債権は19.2%と低い回収消滅率となっており、過年度発生債権の回収が困難な状況となっている。

そして、特別会計の23年度以前発生債権の履行期限到来額1兆7509億余円に対して、国民年金保険料等の社会保険料に係る債権の属する年金特別会計の各勘定及び労働保険特別会計の徴収勘定における債権額は、1兆4677億余円と83.8%を占めている。このように、社会保険料に係る債権の属する特別会計の各勘定における履行期限到来額が多額に上っているのは、経済的な事情により保険料を支払うことが困難な被保険者が多いことなどによる。

また、回収不能消滅額の合計1兆0021億余円の内訳をみると、時効等により不納欠損として整理したものと不納欠損として整理しないまま消滅したものに分けることができる。不納欠損として整理したものは、過年度に歳入徴収官により徴収しようとする金額等の調査及び徴収の決定(以下「歳入調定」という。)が行われた債権に係る歳入であって、24年度に時効が完成するなどして歳入決算上不納欠損と整理したものである。24年度の不納欠損額は計802億余円となって

おり、このうち、23年度以前発生債権が797億余円とその大部分を占めている。一方、不納欠損として整理しないまま時効等により消滅したものの大部分を占めるのは、国民年金保険料に係る債権(時効消滅額9218億余円)であり、この債権に係る歳入は、納付があったときに歳入調定を行っているため、納付がないものは、不納欠損整理を行っていない。

表4 歳入に係る債権の回収対象額、消滅額等の状況(平成24年度) (単位:億円)

区分	会計名等	回収対象額 (履行期限 到来分) (a)	回収消滅額(b)		回収不能消滅額(c)			債権現在額 (履行期限 到来額) (a-b-c)	
			回収消滅率 (b/a) (%)	不納欠損額	不納欠損に計上されないもの	未回収消滅率 (c/a) (%)			
平成24年度発生債権	一般会計	1兆9787	1兆9759	99.8	0	0	—	0.0	27
	特別会計	44兆8162	43兆6434	97.3	4	4	—	0.0	1兆1722
	労働保険 徴収	2兆9986	2兆9794	99.3	2	2	—	0.0	189
	年金 基礎年金	2兆1239	2兆1234	99.9	—	—	—	—	5
	国民年金	2兆4793	1兆5216	61.3	—	—	—	—	9576
	厚生年金	25兆4307	25兆3313	99.6	0	0	—	0.0	993
	健康	7兆9000	7兆8417	99.2	0	0	—	0.0	582
	国債整理基金	1兆0398	1兆0398	100.0	—	—	—	—	—
	計	46兆7950	45兆6194	97.4	5	5	—	0.0	1兆1750
	23年度以前発生債権	一般会計	2445	2130	87.1	3	3	0	0.1
特別会計(A)		3兆4091	6570	19.2	1兆0012	794	9218	29.3	1兆7509
労働保険 徴収		973	392	40.2	96	96	—	9.8	485
年金 基礎年金		28	1	5.9	2	2	—	8.0	24
国民年金		2兆0057	1459	7.2	9231	12	9218	46.0	9366
厚生年金		4557	1059	23.2	366	366	—	8.0	3131
健康		2467	582	23.6	191	191	—	7.7	1693
国債整理基金		—	—	—	—	—	—	—	—
小計(B)		2兆8085	3495	12.4	9887	669	9218	35.2	1兆4701
保険料債権の属する勘定((A)に対する割合)		2兆8056	3494	12.4	9885	666 (83.9%)	9218 (99.9%)	35.2	1兆4677 (83.8%)
計	3兆6537	8700	23.8	1兆0015	797	9218	27.4	1兆7820	
合計	50兆4487	46兆4895	92.1	1兆0021	802	9218	1.9	2兆9571	

注(1) 本表は、一般会計及び特別会計の回収対象額が1兆円以上計上されている勘定を記載している。また、回収対象額と消滅額と同額となっている交付税及び譲与税配付金、地震再保険、国債整理基金、農業共済再保険、森林保険、漁船再保険及び漁業共済保険各特別会計の計数を含んでいる。

注(2) 「保険料債権の属する勘定」とは、主として社会保険料の徴収業務に係る保険料債権を管理している労働保険特別会計の徴収勘定、年金特別会計の国民年金、厚生年金、健康各勘定である。

(イ) 不納欠損額に係る延滞金債権の状況

回収不能消滅した債権のうち、不納欠損として整理された歳入に係る債権は、歳入調定を行い履行期限が到来してから、民法(明治29年法律第89号)、会計法等により時効が完成するなどして消滅した債権である。

国の債権は、法律、契約書等により、履行期限到来日の翌日から元本債権に対して延滞金が発生するものの、この延滞金に係る債権(以下「延滞金債権」という。)は、国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第337号)に基づき、常時その額を把握して、帳簿に記載又は記録することが困難であることから、その支払金額が確定した場合を除いては、帳簿に記載又は記録することを要しないこととなっている。このため、不納欠損として整理された歳入に係る債権に対

して発生していた延滞金債権は、元本が不納欠損として整理されるとともに消滅することになる。

そこで、歳入徴収額計算書(最終分)等により、24年度末において収納未済となっていた歳入に係る債権額について、25年度に不納欠損として整理した債権額を歳入調定年度ごとに集計するとともに、元本の不納欠損整理に伴い消滅した延滞金債権の額を試算すると、表5のとおりであり、元本とともに消滅した延滞金債権は計755億余円(元本に対する比率60.6%)と多額に上っている。

表5 不納欠損額の歳入調定年度(債権発生年度)別内訳及び消滅した延滞金債権(試算)の状況 (単位:億円)

区分 会計名等	平成25年度 不納欠損額	歳入調定年度別の内訳						消滅した延滞金債権の 試算額
		19年度 以前	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
一般会計	3	1	0	0	0	0	0	1
特別会計	1243	607	146	178	187	98	24	753
労働保険 徴収	94	21	11	15	31	13	1	46
年金 厚生年金	392	129	67	84	73	31	5	227
健康	199	57	32	43	43	18	3	119
食料安定供給 米管理	411	318	23	23	20	16	9	343
計 (元本債権に対する比率)	1246	609	147	178	187	99	24	755 (60.6%)

(注) 本表は、平成24年度に収納未済歳入額が生じており、この収納未済歳入額が25年度中に不納欠損として整理が行われていた会計のうち、一般会計、労働保険、年金、食料安定供給、自動車安全各特別会計を集計の対象としており、このうち、特別会計については、消滅した延滞金債権の試算額が10億円以上となった勘定に係る会計名等を記載している。

(ウ) 収納未済歳入額の状況

履行期限が到来している債権については、債権発生後の経過年数を把握できる資料がないことから、歳入徴収額計算書(最終分)の収納未済歳入額内訳に記載された債権1件ごとの収納未済歳入額を、歳入調定年度別に集計すると、表6のとおりである。

24年度の収納未済歳入額には、24年度に歳入調定をして履行期限を翌年度に設定しているため、履行期限到来額に計上していないものがある。また、24年度の履行期限到来額の中には、国民年金保険料に係る債権のように、歳入の納付がない場合には歳入調定を行っていないため、収納未済歳入額に計上していないものがある。これらのことから、収納未済歳入額と履行期限到来額とは必ずしも一致しないが、24年度末における収納未済歳入額1兆1204億余円には、5年以上前の19年度以前に発生した債権が2695億余円含まれていて収納未済歳入額の24.0%を占めているなど、債権の回収に長期間を要しているものがある。

また、収納未済歳入額には、前記不納欠損の場合と同様に元本債権に対して延滞金が発生していることから、24年度末時点における延滞金債権の額を試算したところ計3656億余円となっていた。

表6 収納未済歳入額の歳入調定年度(債権発生年度)別内訳及び延滞金債権(試算)の状況

(単位:億円、%)

会計名等	区分	平成24年度 未収納未済歳 入額	歳入調定年度別の内訳					延滞金 債権の 試算額	
			19年度 以前	20年度	21年度	22年度	23年度		24年度
一般会計		329	131	12	27	57	65	35	119
	外務省	17	17	0	0	0	0	0	20
	財務省	44	17	7	2	1	13	1	13
	防衛省	100	83	2	0	12	0	0	63
特別会計		1兆0875	2563	782	1111	1485	2039	2893	3536
	労働保険								
	労災	220	112	13	21	23	20	29	69
	雇用	162	23	3	8	22	55	49	62
	徴収	679	99	43	56	106	149	223	205
	年金								
	国民年金	165	31	3	13	26	22	67	37
	厚生年金	4298	754	370	550	677	778	1167	1689
	健康	2380	371	194	287	391	448	687	876
	子どものための 金銭の給付	35	5	3	4	5	6	10	13
	食料安定供給								
	米管理	452	337	28	27	24	20	13	362
	国有林野事業	13	4	0	1	0	0	5	16
	自動車安全								
	保障	308	236	15	14	13	14	14	174
	計	1兆1204	(24.0) 2695	(7.1) 795	(10.1) 1138	(13.7) 1542	(18.7) 2105	(26.1) 2928	3656

(注) 本表は、平成24年度に収納未済歳入額が計上されている一般会計及び10特別会計(財政投融资、エネルギー対策、労働保険、年金、食料安定供給、国有林野事業、貿易再保険、特許、社会資本整備事業、自動車安全各特別会計)を集計の対象としており、このうち、延滞金債権の試算額が10億円以上となった勘定に係る会計名等を記載している。

イ 国税収納金整理資金に属する債権の回収対象額、消滅額及び債権現在額の状況

国税収納金整理資金は、国税収入に関する経理の合理化と過誤納金の還付金等の支払事務の円滑化を図ることを目的として、国税収納金整理資金に関する法律(昭和29年法律第36号)に基づき、昭和29年度に一般会計に所属する資金として設置されたものであり、同資金の受払いは、歳入歳出外として経理されることとなっている。

国税収納金整理資金に属する債権は、国税通則法(昭和37年法律第66号)等に基づき、国税等に係る債権が発生して、税務署等の国税収納命令官が徴収決定を行うなどしてその額が確定し、国税等が納付されるなどして消滅することとなっている。そして、国税収納金整理資金事務取扱規則(昭和29年大蔵省令第39号)に基づき、毎会計年度所属の国税等の収納は翌年度の5月31日まで(以下「整理期限」という。)に行うこととなっていることから、内閣から国会に提出される国税収納金整理資金受払計算書(以下「受払計算書」という。)では、整理期限までに収納した額を収納済額に計上しているが、一方で、総計算書は、債権管理法等に基づき、資金について、3月31日現在の債権現在額を計上するなどとなっているため、総計算書における国税収納金整理資金の債権現在額と受払計算書の収納未済額とは一致しない。

そこで、総計算書、受払計算書、国税収納金整理資金に係る各種経理関係資料等を活用して、平成24年4月1日から25年3月31日までの間における回収対象額、消滅額等の状況を、受払計算書の記載事項である徴収決定済額、収納済額、不納欠損額等により示すとともに、これらを、24年度発生債権及び23年度以前発生債権の別に区分して示すと、表7のとおりである。

24年度発生債権は、徴収決定済額計43兆6749億余円に対して、収納済額39兆5683億余円(収納率90.6%)となっており、23年度以前発生債権は、徴収決定済額計2兆2111億余円に対して、収納済額は9039億余円(同40.8%)となっていて、過年度に発生した債権の回収がより困難な状況となっている。

なお、国税等の納付には納税猶予制度等があり、債権現在額(履行期限到来額)の中には、3月31日以降に納付されるものが含まれている。

不納欠損額は、24年度発生債権ではほとんど発生していないが、23年度以前発生債権では1138億余円発生しており、23年度以前発生債権の徴収決定済額に対する割合は5.1%となっている。

表7 国税収納金整理資金に属する債権の回収対象額、消滅額等の状況(平成24年度) (単位:億円、%)

債権の種類等	回収対象額	消滅額				債権現在額 (履行期限到来額)
		徴収決定済額 (a)	収納済額 (b)		不納欠損額 (c)	収納未済額 (a-b-c)
			(b/a)	(c/a)		
平成24年度発生債権	43兆6749	39兆5683	90.6	12	0.0	4兆1053
源泉所得税受入金債権	10兆7534	10兆7274	99.7	1	0.0	258
申告所得税受入金債権	2兆6339	1兆3500	51.2	0	0.0	1兆2838
法人税受入金債権	6兆4656	6兆3702	98.5	4	0.0	949
消費税及び地方消費税受入金債権	13兆2123	11兆8541	89.7	5	0.0	1兆3575
揮発油税及び地方揮発油税受入金債権	2兆6542	1兆9668	74.1	—	—	6874
23年度以前発生債権	2兆2111	9039	40.8	1138	5.1	1兆1933
源泉所得税受入金債権	2815	384	13.6	251	8.9	2179
申告所得税受入金債権	3986	641	16.0	232	5.8	3112
法人税受入金債権	2073	444	21.4	175	8.4	1452
消費税及び地方消費税受入金債権	7771	3825	49.2	380	4.9	3564
揮発油税及び地方揮発油税受入金債権	2459	2459	99.9	—	—	0
計	45兆8860	40兆4722	88.2	1150	0.2	5兆2987

注(1) 本表は、徴収決定済額の計上額が上位5位までのものについて記載している。

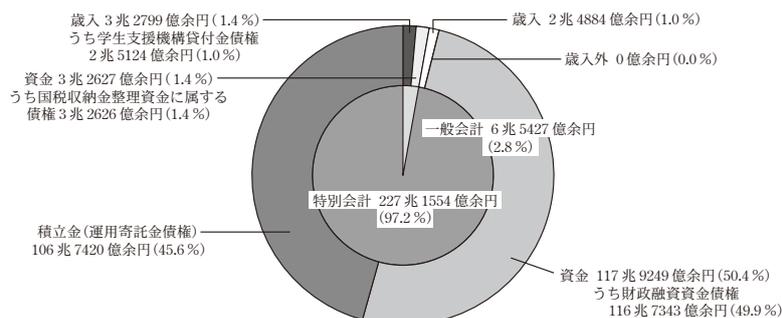
注(2) 「債権の種類等」欄に記載した債権の種類は、受払計算書の科目名とは異なる。

(3) 履行期限未到来額の状況

履行期限未到来額は、履行期限が当該年度内に到来しない債権の額であり、履行期限未到来の債権には、履行期限が到来するまでの間は延滞金が発生しない。24年度の総計算書に計上されている履行期限未到来額について、歳入、歳入外等の区分別に示すと、図3のとおりである。

履行期限未到来額の主なものは、一般会計については、国税収納金整理資金に属する債権(3兆2626億余円)及び歳入に係る債権のうちの独立行政法人日本学生支援機構貸付金債権(2兆5124億余円。以下「学生支援機構貸付金債権」という。)であり、特別会計については、財政投融资特別会計の財政融資資金債権(116兆7343億余円)及び年金特別会計の運用寄託金債権(106兆7420億余円)である。

図3 総計算書における履行期限未到来額の内訳(平成24年度末)



履行期限未到来額に計上されている債権は、今後、履行期限が到来するものであるが、過去の履行期限到来額の計上状況(表3参照)をみると、次のとおりとなっている。

すなわち、特別会計の資金及び積立金に属する債権については、債権額が過去5年間に履行期限到来額にほとんど計上されておらず、履行の遅滞が発生していない。一方、上記特別会計の資金及び積立金に属する債権を除いた一般会計及び特別会計の歳入並びに一般会計の国税収納金整理資金に属する債権は、[3](2)に記述したとおり、履行期限が到来後長期間回収できなかつたり、時効等により回収できずに消滅したりしているものが見受けられる。

24年度の総計算書の履行期限未到来額に計上されている債権について、25年度における消滅の状況等进行检查したところ、履行期限到来前に債権が消滅しているものなどが、次のとおり見受けられた。

ア 独立行政法人日本学生支援機構に対する貸付金

(ア) 一般会計及び東日本大震災復興特別会計からの無利子貸付金

独立行政法人日本学生支援機構(16年3月31日以前は「日本育英会」。以下「機構」という。)は、独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号)等に基づき、奨学金として、無利子の第一種学資金を学生等に貸与している。国は、この第一種学資金の原資として、一般会計から機構に、毎年度、無利子で貸付けを行っており、24年度末の債権現在額は2兆5124億余円に上っており、全額履行期限未到来額に計上されている。このほか、国は、機構が東日本大震災による被災者世帯の学生等に貸与する第一種学資金の原資として、24年度に東日本大震災復興特別会計から機構に無利子で貸付けを行っており、24年度末の債権現在額は37億余円となっており、全額履行期限未到来額に計上されている。これらの貸付金は35年後に一括償還するという長期の貸付期間が設定されている。

ただし、奨学金の貸与を受けた者が教育又は研究の職に従事するなどして、機構が返還を免除(16年3月31日以前に大学院の第一種奨学生に採用となった者等に限られる。)した場合、国も機構に対して、同額の償還を免除することができることとなっており、機構が24年度に第一種学資金の返還を免除した額311億余円について、国は、翌年度(25年度)に機構に対して貸付金の償還を免除している(全額一般会計分)。

上記により、国が免除した一般会計の債権額は累計で6432億余円となっている。このほか、国は、16年度の機構設立時に、前身の日本育英会に対する貸付金債権のうち、貸倒引当金相当額から承継資産を差し引いた641億余円の貸付金の償還を免除しており、これまでに国が機構に対して貸付金の償還を免除した額は合計7073億余円となっている。

国が機構に対する貸付金の償還を免除する場合は、償還期限の早い貸付金から順次行うこととなっていることから、免除した上記の債権額合計7073億余円は、これまで機構から国に対して償還されたことはなく、全て履行期限到来前に消滅している。

(イ) 財政投融资特別会計の財政融資資金からの有利子貸付金

機構は、奨学金として、有利子の第二種学資金を学生等に対して貸与している。国は、この原資として、財政投融资特別会計の財政融資資金から機構に有利子で貸付けを行っており、24年度末の債権現在額は4兆5218億余円となっている。そして、機構は、同特別会計に対して、これまで約定どおり履行期限日までに償還している。

しかし、第二種学資金については、機構が死亡等により奨学金の返還を免除した場合であっても、国は、機構に対して財政融資資金における債権を免除しておらず、機構が返還を免除した額に相当する額を一般会計から機構に交付している。このほか、国は、無利子貸付金と有利子貸付金の回収不能債権に係る貸倒引当金の原資等を機構に交付しており、これらを育英資金返還免除等補助金等として昭和62年度から平成25年度までに計326億余円交付している。

イ 食料安定供給特別会計の金銭引渡請求権債権等

食料安定供給特別会計は、農業経営基盤強化事業、農業経営安定事業、食糧の需給及び価格の安定のために行う事業及び土地改良工事等に関する経理を一般会計と区分して行うために設置されているものである。そして、同特別会計の米管理勘定では、24年度の総計算書の履行期限未到来額に337億余円が計上されていて、その大部分は、食料援助の一環として、「外国政府等に対する米穀の売渡しに関する暫定措置法」(昭和45年法律第106号)に基づき、食料事情が厳しい諸外国に対して米穀の売り渡しを行い、債務者が債務を履行できない場合に債務の繰り延べを行った債権(金銭引渡請求権債権290億余円)である。

国は、11年のケルン・サミットにおいて、債務危機に直面して債務救済の対象国とされた、いわゆる重債務貧困国に対する債権免除に合意しており、「外国政府に対して有する米穀の売渡しに係る債権の免除に関する特別措置法」(平成25年法律第14号)の成立により、上記の履行期限未到来債権のうち25年度に免除した額は159億余円となっているほか、履行期限到来額に計上されていた食糧売払代債権等計800億余円も免除している。

ウ 貿易再保険特別会計の金銭引渡請求権債権等

貿易保険は、貿易保険法(昭和25年法律第67号)に基づき、通常の保険によって救済されない危険を保険する制度である。12年度までの旧貿易保険特別会計の下で、保険者である国は、被保険者である商社等に保険金を支払って被保険者から債権の一部を代位取得しており、債務者が外国政府の場合に、当該国の外貨事情等を勘案して債務を繰り延べた額を24年度の総計算書の貿易再保険特別会計における履行期限未到来額に、金銭引渡請求権債権として416億余円計上している。

13年度以降は、独立行政法人日本貿易保険(以下「日本貿易保険」という。)と保険に加入する被保険者とが保険契約を締結して負う保険責任について、貿易再保険特別会計が再保険を引き受けることとなっている。被保険者と外国の取引先との間で代金の回収不能等の保険事故が発生した場合、日本貿易保険は被保険者に保険金を支払って被保険者から債権を代位取得し、同特別会計は日本貿易保険が回収した債権について、回収額のうち、貿易保険法に基づいて算定した額の納付を受けることとなっている。

そして、重債務貧困国等に対する債権回収は、債務保証等を行っている相手国政府と政府間交渉を通じて行われており、重債務貧困国等の債務者が債務を履行できない場合、国は、国際約束に基づいて債権の免除を行っており、上記の履行期限未到来額のうち25年度に免除した債権の額は6億余円となっている。なお、このほか、履行期限到来額に計上されていた金銭引渡請求権債権等26億余円を25年度に免除していて、3年度から25年度までに国が免除した債権の額は累計で9065億余円(国の債権額3483億余円、日本貿易保険の債権額5582億余円)となっている。

また、国は、重債務貧困国等に対する債務削減措置の実施は、相手国の経済再建に対する支援のために政府間の国際約束に基づき行うものであり、これに必要な負担を被保険者のみに求めることは適当ではないとして、予算の定めるところにより、25年度には一般会計から16億円を同特別会計に繰り入れていて、25年度までの繰入額の総額は2517億余円となっている。

(4) 総計算書に計上されていない債権の状況

1のとおり、国の債権のうち、罰金、科料、日本銀行に対する国の預金等については債権管理法の適用除外となっており、これらは総計算書に計上されていない。また、[3](2)アウのとおり、履行期限が到来している元本債権に係る延滞金債権については、債権管理法の適用を受けるものの、支払金額が確定した場合以外は、帳簿に記載又は記録することを要しないこととなっていることから、[3](2)アウで試算した延滞金債権は、総計算書に計上されていない(以下、総計算書に計上されていない債権を「総計算書未計上債権」という。)

そこで、債権管理法の適用除外となっている債権について、統計資料等を活用するなどして、債権額を集計して、これに[3](2)アウで試算した延滞金債権を加えると、総計算書未計上債権の債権額は、表8のとおり、計127兆4447億余円となっており、証券に化体されているもの(計100兆7631億余円)のうち、外国為替資金特別会計の外国為替資金における外貨証券の金額(94兆7354億余円)がその大部分を占めている。

表8 総計算書未計上債権(平成24年度末) (単位:億円)

区 分	債権管理法令該当条項	債 権 の 内 容	会 計	金 額
債権管理法の適用を受けない国の債権				127兆0791
	法第3条第1項第1号	罰金、科料等(法務省における徴収金)	一 般	812
	法第3条第1項第2号	証券に化体されているもの	特 会	100兆7631
		外国為替資金特別会計の外国為替資金における外貨証券	特 会	94兆7354
	法第3条第1項第3号	日本銀行に対する国の預金等	一 般 特 会	21兆9876
	法第3条第1項第4号	保管金となるべきもの	—	—
	法第3条第1項第5号	寄附金に係るもの	—	—
	法第3条第1項第7号 (施行令第2条第2号に該当する預入)	外国為替資金特別会計の外国為替資金において預入した外国為替等に係るもの	特 会	4兆2469
帳簿に記載又は記録することを要しない債権	施行令第10条第3項	延滞金	一 般 特 会	3656 (試算額)
計				127兆4447

注(1) 「債権管理法令該当条項」欄の「法」は債権管理法を、また、「施行令」は国の債権の管理等に関する法律施行令を示している。

注(2) 「会計」欄の「一般」は一般会計を、また、「特会」は特別会計を示している。

注(3) 「罰金、科料等」の中には、後述の不真正連帯債務に係るものがあるため、実際に徴収すべき金額とは異なる。

(5) 国の財務書類における債権の計上の状況

国の財務については、その状況を一覧で分かりやすく公表するために、企業会計の慣行を参考として国の財務書類が作成され公表されている。国の財務書類では、国の債権の額について、総計算書に基づくなどして資産の一部として計上しているが、総計算書上の債権の種類に対応した形で計上していない。そこで、25年1月に公表された24年度の国の財務書類のほかに、各府省等が「特別会計の情報開示に関する省令」(平成19年財務省令第30号)第1条の規定に基づき定められた特別会計財務書類の作成基準(平成24年財務省告示第104号。以下「作成基準」という。)に基づき作成している特別会計財務書類及び省庁別財務書類を活用するなどして、国の財務書類における国の債権の計上の状況及び国の債権に係る貸倒引当金等の計上の状況を示すと表9のとおりである。

ア 国の債権の額と国の財務書類における債権計上額との比較

総計算書に計上されている債権(以下「総計算書計上債権」という。)の額に総計算書未計上債権の額を加えた計 369 兆 3993 億余円に対して、国の財務書類には、資産の部に未収金等として計 368 兆 7716 億余円計上されており、この差額は計 6277 億余円となっている。

総計算書計上債権の債権現在額と国の財務書類における計上金額が異なっている主なものは、歳入に係る債権では、年金特別会計厚生年金勘定等の保険料債権及び同特別会計基礎年金勘定の基礎年金拠出金債権並びに自動車安全特別会計保障勘定における損害賠償金債権が挙げられる。また、資金に属する債権では、国税収納金整理資金の各税受入金債権及び財政投融资特別会計財政融資資金勘定の財政融資資金における特別法人貸付金債権が挙げられる。このうち、自動車安全特別会計保障勘定における債権で計上金額が異なっている債権は、無保険車による交通事故に係る債務者(運転者)及び不真正連帯債務者(車の所有者)に対する連帯債務に係る損害賠償金債権であり、両者のいずれかから回収されれば消滅するものであるが、債権管理上、債務者ごとに同額の債権額としてそれぞれ別個に管理されている。このため、総計算書には、管理している債権額 547 億余円(連帯債務額に連帯債務者の人数を乗じた額)が計上されている一方、国の財務書類には、企業会計の慣行を参考として回収すべき連帯債務額 437 億余円が計上されることから、計上金額が異なっている。また、これ以外の債権については、いずれも総計算書と国の財務書類との間で、債権として計上する年度に相違が生じていることによるものであり、例えば、年金特別会計の厚生年金勘定における保険料債権では、3月分の保険料について、翌年度の4月に歳入調定を行うことから、当該年度の総計算書には計上されないのに対して、国の財務書類には、当該年度に計上されることから、保険料債権の計上金額が異なっている。

総計算書未計上債権と国の財務書類における計上金額が異なっているのは、延滞金債権と判決に基づく刑の執行に係る罰金等の徴収金に係る債権である。延滞金債権は、作成基準等によれば、国の財務書類には未収金として計上することとされているが、事務量が膨大であることなどから、エネルギー対策特別会計等における延滞金債権を除き国の財務書類に計上されていない。また、罰金等の徴収金に係る債権は、歳入徴収官等が管理しておらず、国の財務書類に計上されていない。

イ 国の財務書類における貸倒引当金等の計上の状況

国の財務書類においては、未収金等として計上された国の債権額に対して、これらに係る回収不能見込額が貸倒引当金又は償還免除引当金(機構に対して貸し付けた第一種学資金の貸与に要する資金に対するもの。以下、これらを合わせて「貸倒引当金等」という。)として資産の部に計上されている。貸倒引当金等は、資産の部に負の金額として計上されるもので、未収金等として計上された国の債権額に対する減額の評価となるものであり、24年度の国の財務書類の資産の部に計上された国の債権に係る額計 368 兆 7716 億余円に対して計 2 兆 5799 億余円が計上されている。

貸倒引当金等の計上方法については、作成基準等によれば、個々の債権の実情に適合した合理的な基準によることなどとされている。

そして、多額の貸倒引当金が計上されている年金特別会計(国民年金勘定)の保険料債権に係る未収保険料(1兆 8933 億余円)については、過去3年間の回収不能消滅額の実績を踏まえて貸倒引当金(1兆 7172 億余円)が計上されている。

表9 国の債権額と国の財務書類計上額との比較(平成24年度末)

(単位: 億円、%)

国の債権		国の財務書類(資産の部)				差額 (b-a)
債権の種類等	金額(a)	表示科目名	金額(b)	貸倒引当金等(c)	引当率 (c/b)	
総計算書計上債権	241兆9546		241兆7734	△2兆5796	1.0	△1812
歳入	8兆7255		11兆5683	△2兆4762	21.4	2兆8427
年金特別会計(国民年金勘定)	1兆8943		1兆8943	△1兆7177	90.6	—
└─ 保険料債権	1兆8933	未収保険料	1兆8933	△1兆7172	90.7	—
年金特別会計(厚生年金勘定)	4313		2兆2110	△3099	14.0	1兆7796
└─ 保険料債権	4204	未収保険料	2兆2001	△3052	13.8	1兆7796
年金特別会計(健康勘定)	2380		8448	△1716	20.3	6067
└─ 保険料債権	2380	未収保険料	8448	△1716	20.3	6067
年金特別会計(基礎年金勘定)	29		3570	△14	0.4	3540
└─ 基礎年金拠出金債権	—	未収金	3540	—	—	3540
自動車安全特別会計(保障勘定)	605		486	△336	69.1	△119
└─ 損害賠償金債権	547	未収金	437	△302	69.1	△109
歳入外	1	未収金	1	△0	47.6	△0
積立金(全額年金特別会計の運用寄託金債権)	106兆7420	運用寄託金	106兆7420	—	—	—
資金	126兆4869		123兆4629	△1034	0.0	△3兆0239
└─ 国税収納金整理資金(全額各税受入金債権)	8兆5613	未収金	5兆3858	△1034	1.9	△3兆1754
└─ 財政融資資金	116兆7343		116兆8855	—	—	1511
└─ 特別法人貸付金債権	41兆1761	貸付金	41兆3273	—	—	1511
総計算書未計上債権	127兆4447		126兆9981	△2	0.0	△4465
債権管理法の適用を受けない国の債権	127兆0791	有価証券等	126兆9978	—	—	△812
└─ 罰金、科料等	812	—	—	—	—	△812
帳簿に記載又は記録することを要しない債権(延滞金債権)	3656	未収金 (一般会計(文部科学省)、エネルギー対策、貿易再保険両特別会計)	3	△2	80.1	△3652
計	369兆3993		368兆7716	△2兆5799	0.6	△6277

注(1) 本表の総計算書計上債権は、債権の種類単位で差額(b-a)が正で1000億円以上、負で100億円以上のものを記載している。貸倒引当金等は、債権の種類単位で1000億円以上のものを記載している。また、総計算書未計上債権は、差額(b-a)が生じているものを記載している。

注(2) 引当率は、貸倒引当金等の額を表示科目等で計上された額で割り戻した計数を記載している。

[4] まとめ

(1) 国の債権の現状等

総計算書に計上されている債権現在額は、近年減少傾向にあるものの、25年度末において、計235兆余円となっている。

そして、履行期限到来額の状況をみると、一般会計及び各特別会計の歳入に係る債権と国税収納金整理資金に属する債権が履行期限到来額の大部分を占めており、24年度の一般会計及び各特別会計の歳入に係る債権は、回収対象額計50兆4487億余円に対して回収消滅額が計46兆4895億余円となっている一方で、回収不能消滅額が計1兆0021億余円に上っている。そして、24年度末の収納未済歳入額(計1兆1204億余円)には、回収に長期間を要している債権も見受けられる。また、国税収納金整理資金に属する債権は、24年度の徴収決定済額計45兆8860億余円に対する収納済額が計40兆4722億余円となっている一方で、不納欠損額が計1150億余円に上っている。

履行期限未到来額の状況をみると、一般会計の学生支援機構貸付金債権、食料安定供給特別会計及び貿易再保険特別会計の金銭引渡請求権債権等において、25年度にそれぞれ311億余円(一般会計)、159億余円(食料安定供給特別会計)及び6億余円(貿易再保険特別会計)の債権を免除しており、履行期限到来前であっても回収不能消滅しているものが見受けられる。

また、総計算書に計上されていない国の債権もあり、その額は24年度末で計127兆4447億余円と試算される。

(2) 国の財務書類における債権の表示

総計算書計上債権は、企業会計の慣行を参考として作成及び公表されている国の財務書類には貸借対照表の資産の部の未収金等として計上されているが、総計算書と国の財務書類とでは、金額を計上する際の年度等が異なることから計上された金額に差異を生じている。一方、総計算書未計上債権のうち、延滞金債権については、そのほとんどが国の財務書類に計上されておらず、罰金等の徴収金については、計上されていない。

また、国の財務書類において、国の債権に係る回収不能見込額として計上された貸倒引当金等の額は計2兆5799億余円となっている。

国の債権は、多額かつ多様で複雑なものとなっており、債権の発生、消滅等の全体像を把握して明らかにすることが財政の健全性及び透明性を確保する上で重要であることから、本院としては、国の債権の状況について引き続き注視していくこととする。

第2節 歳入歳出決算等検査対象別の概要

第1 歳入歳出決算

1 一般会計

(1) 歳入

一般会計の歳入決算は次のとおりである。

区 分	25 年 度(千円)	24 年 度(千円)
徴収決定済額	106,048,854,854	107,765,895,305
収納済歳入額	106,044,663,640	107,762,032,718
不納欠損額	1,042,397	362,282
収納未済歳入額	3,148,816	3,500,303

収納済歳入額の主なものは、租税及印紙収入の46兆9529億4731万余円及び公債金の43兆4545億3713万余円である。このうち、公債金の収納済歳入額は、財政法(昭和22年法律第34号)第4条第1項ただし書の規定により発行された公債の収入金7兆0139億9982万余円、「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律」(平成24年法律第101号)第2条第1項の規定により発行された公債の収入金33兆8369億9988万余円及び同法第4条第1項の規定により発行された公債の収入金2兆6035億3742万余円の合計額である。

収納未済歳入額の主なものは、弁償及返納金(徴収決定済額7520億7557万余円)の20億4976万余円である。

この収納未済歳入額のほか、既往年度に生じた収納未済歳入額で本年度にもなお収納されなかったものが228億2700万余円ある。

(2) 歳出

一般会計の歳出決算は次のとおりである。

区 分	25 年 度(千円)	24 年 度(千円)
支出済歳出額	100,188,878,834	97,087,176,621
翌年度繰越額	3,793,187,125	7,611,176,794
不 用 額	1,783,420,607	2,895,161,537

ア 支出済歳出額

(ア) 所管別

所 管	25 年 度(千円)	24 年 度(千円)
皇 室 費	5,775,457	5,966,783
国 会	126,646,905	129,524,229
裁 判 所	306,434,808	287,964,477
会 計 検 査 院	15,159,683	15,248,004
内 閣	100,013,370	90,115,938
内 閣 府	626,669,837	567,824,203
復 興 庁	—	6,081
総 務 省	19,884,429,724	17,860,837,318
法 務 省	699,451,452	695,419,168
外 務 省	806,170,801	751,796,342

所 管	25 年 度(千円)	24 年 度(千円)
財 務 省	24,683,070,530	23,609,527,490
文 部 科 学 省	6,022,382,792	5,977,310,044
厚 生 労 働 省	29,629,399,054	29,509,249,174
農 林 水 産 省	3,051,258,255	3,286,076,054
経 済 産 業 省	1,346,952,458	1,910,304,774
国 土 交 通 省	7,700,609,272	7,021,343,986
環 境 省	386,025,486	599,946,803
防 衛 省	4,798,428,941	4,768,715,745

(イ) 主要経費別

主 要 経 費	25 年 度(千円)	24 年 度(千円)	主 要 経 費	25 年 度(千円)	24 年 度(千円)
社会 保 障 関 係 費	29,232,009,884	29,197,586,754	地方 特 例 交 付 金	125,522,000	127,467,000
年 金 医 療 介 護 保 険 給 付 費	21,829,579,118	21,245,914,104	防 衛 関 係 費	4,792,290,454	4,761,502,439
生 活 保 護 費	2,795,120,764	2,774,269,105	公 共 事 業 関 係 費	7,975,211,906	5,775,966,883
社 会 福 祉 費	3,858,466,992	4,364,724,875	治 山 治 水 対 策 事 業 費	1,253,705,202	753,059,444
保 健 衛 生 対 策 費	441,306,767	398,842,018	道 路 整 備 事 業 費	1,880,804,343	1,102,832,115
雇 用 労 災 対 策 費	307,536,241	413,836,650	港 湾 空 港 鉄 道 等 整 備 事 業 費	439,614,406	379,864,790
文 教 及 び 科 学 振 興 費	6,161,433,310	5,960,721,275	住 宅 都 市 環 境 整 備 事 業 費	479,065,065	479,467,374
義 務 教 育 費 国 庫 負 担 金	1,460,423,523	1,529,776,027	公 園 水 道 廃 棄 物 処 理 等 施 設 整 備 費	190,246,571	140,503,043
科 学 技 術 振 興 費	1,704,338,932	1,429,783,241	農 林 水 産 基 盤 整 備 事 業 費	804,162,115	471,737,070
文 教 施 設 費	244,020,800	333,773,876	社 会 資 本 総 合 整 備 事 業 費	2,401,378,521	1,651,699,487
教 育 振 興 助 成 費	2,646,055,519	2,548,775,633	推 進 費 等	79,485,067	80,885,332
育 英 事 業 費	106,594,536	118,612,497	災 害 復 旧 等 事 業 費	446,750,614	715,918,225
国 債 費	21,293,507,626	21,010,678,991	経 済 協 力 費	650,997,288	624,388,765
恩 給 関 係 費	504,297,411	570,497,772	中 小 企 業 対 策 費	504,053,031	824,732,028
文 官 等 恩 給 費	15,711,086	17,721,490	エ ネ ル ギ ー 対 策 費	962,593,465	846,727,224
旧 軍 人 遺 族 等 恩 給 費	464,917,252	525,214,646	食 料 安 定 供 給 関 係 費	1,171,857,830	1,353,174,372
恩 給 支 給 事 務 費	1,399,801	1,489,097	そ の 他 の 事 項 経 費	9,387,153,870	9,276,549,660
遺 族 及 び 留 守 家 族 等 援 護 費	22,269,270	26,072,538			
地 方 交 付 税 交 付 金	17,427,950,754	16,757,183,453			

イ 翌年度繰越額

翌年度繰越額は3兆7931億8712万余円(24年度7兆6111億7679万余円)で、その内訳は次のとおりである。

- ① 財政法第14条の3第1項の規定による明許繰越のもの 3,474,460,346千円
- ② 財政法第42条ただし書の規定による事故繰越のもの 318,647,597千円
- ③ 財政法第43条の2第1項の規定による継続費の通次繰越のもの 79,181千円

これらの翌年度繰越額のうち主なものは次のとおりである。

所 管	組 織	項	翌年度繰越額(千円)	(歳出予算現額)(千円)
内 閣 府	内 閣 本 府	地 域 活 性 化 推 進 費	87,000,000	87,000,000
外 務 省	外 務 本 省	経 済 協 力 費	84,015,081	265,129,415
文 部 科 学 省	文 部 科 学 本 省	科 学 技 術 ・ 学 術 政 策 推 進 費	33,442,516	166,457,991
		国 立 大 学 法 人 施 設 整 備 費	141,740,030	364,874,163
		研 究 開 発 推 進 費	31,132,274	211,692,230
		公 立 文 教 施 設 整 備 費	110,652,248	301,205,322

所管	組織	項	翌年度繰越額(千円)	(歳出予算現額)(千円)
厚生労働省	厚生労働本省	水道施設整備費	52,964,111	103,716,093
		介護保険制度運営推進費	36,022,187	2,546,641,689
		臨時福祉給付金等給付事業助成費	488,637,994	489,277,806
農林水産省	農林水産本省 林野庁	農地等保全事業費	42,559,454	119,446,662
		農業競争力強化基盤整備事業費	42,112,696	111,197,844
		農山漁村地域整備事業費	60,837,037	251,279,615
		北海道開発事業費	47,625,417	149,069,416
		治山事業費	33,031,340	136,241,203
		森林整備事業費	51,267,566	209,816,596
経済産業省	経済産業本省	技術革新促進・環境整備費	57,896,248	96,908,095
国土交通省	国土交通本省	住宅防災事業費	70,002,801	158,909,992
		整備新幹線整備事業費	36,197,831	96,618,457
		社会資本総合整備事業費	971,918,765	3,250,405,809
		河川等災害復旧事業費	96,620,173	317,664,297
環境省	環境本省	廃棄物処理施設整備費	49,128,077	128,327,815
防衛省	防衛本省	防衛施設安定運用関連諸費	40,105,073	311,577,158
		在日米軍等駐留関連諸費	35,157,369	288,781,120

なお、上記のうち事故繰越の主なものは文部科学省所管の国立大学法人施設整備費のうちの708億3688万余円である。

ウ 不用額

不用額は1兆7834億2060万余円(24年度2兆8951億6153万余円)で、その主なものは次のとおりである。

所管	組織	項	不用額(千円)	(歳出予算現額)(千円)
財務省	財務本省	財務本省共通費	11,338,548	147,379,521
		国債費	517,233,299	20,966,109,102
		予備費	274,599,750	274,599,750
文部科学省	文部科学本省	義務教育費国庫負担金	15,984,744	1,476,408,268
		公立文教施設整備費	24,105,288	301,205,322
厚生労働省	厚生労働本省	原爆被爆者等援護対策費	12,545,084	149,602,348
		失業等給付費等労働保険特別会計へ繰入	25,364,086	167,143,500
		保育所運営費	25,486,611	425,639,659
		母子家庭等対策費	10,608,211	192,079,330
		生活保護費	18,151,702	2,813,272,467
		障害保健福祉費	41,705,433	1,372,170,534
		介護保険制度運営推進費	21,844,135	2,546,641,689
農林水産省	農林水産本省 林野庁 水産庁	農業経営対策費	11,501,313	644,112,645
		農山漁村地域整備事業費	49,137,725	251,279,615
		東日本大震災復旧・復興農業施設災害復旧事業費	10,753,558	44,521,242
		治山事業費	12,305,740	136,241,203
		森林整備事業費	12,037,483	209,816,596
		東日本大震災復旧・復興漁港施設災害復旧事業費	24,589,060	85,563,773
経済産業省	中小企業庁	経営革新・創業促進費	10,775,236	225,891,611
		中小企業事業環境整備費	13,956,482	111,831,834
国土交通省	国土交通本省	災害対策等緊急事業推進費	14,941,249	29,755,390
		治水事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入	16,344,048	990,674,275

所管	組織	項	不用額(千円)	(歳出予算現額)(千円)
国土交通省	国土交通本省	道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	14,392,573	1,860,963,478
		社会資本総合整備事業費	30,079,350	3,250,405,809
		河川等災害復旧事業費	25,841,246	317,664,297
環境省	環境本省	東日本大震災復旧・復興廃棄物・リサイクル対策推進費	25,165,889	82,663,175
防衛省	防衛本省	防衛本省共通費	10,942,578	989,947,477
		武器車両等整備費	25,886,923	921,663,012

エ 予備費使用額

予備費使用額は254億0025万円(24年度1兆0231億9018万円)で、その主なものは次のとおりである。

所管	組織	項	予備費使用額(千円)	(歳出予算額)(千円)
経済産業省	経済産業本省	技術革新促進・環境整備費	20,568,078	62,159,502

(3) 剰余金

収納済歳入額から支出済歳出額、「特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律」(平成25年法律第76号)附則第15条第2項の規定に基づく額及び既往年度に発生した剰余金の使用残額を差し引いた25年度新規発生剰余金は5兆8306億7121万余円である。これから翌年度への繰越歳出予算財源3兆7931億8712万余円、地方交付税交付金財源4568億8252万余円、空港整備事業費等財源21億8768万余円並びに復興費用及び復興債償還費用財源1290億6299万余円を差し引いた1兆4493億5088万余円が、25年度における財政法第6条の純剰余金となっている。

2 特別会計

特別会計は、国が特定の事業を行う場合、特定の資金を保有してその運用を行う場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般会計の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に法律をもって設置されるものである。平成25年度における特別会計は18会計であって、その歳入歳出決算についてみると、次のとおりである。

(1) 内閣府、総務省及び財務省所管 交付税及び譲与税配付金特別会計

この特別会計は、地方交付税及び地方譲与税の配付並びに交通安全対策特別交付金の交付に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、交付税及び譲与税配付金と交通安全対策特別交付金との2勘定に区分して経理されており、その勘定別の25年度の歳入歳出決算、借入金及び交付・譲与実績は次のとおりである。

ア 交付税及び譲与税配付金勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
25年度	56,061,266,915	56,061,266,915	—	—
24年度	55,646,602,949	55,646,602,949	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
25年度	55,866,845,783	53,749,240,979	1,797,593,894	320,010,909
24年度	55,432,123,857	54,259,438,725	890,306,812	282,378,319

翌年度繰越額は全て地方交付税交付金(歳出予算現額 19 兆 5563 億 8714 万余円)の分である。また、不用額の主なものは、地方交付税交付金の 1633 億 3973 万余円、国債整理基金特別会計へ繰入(同 33 兆 5918 億 9540 万余円)の 1227 億 0267 万余円及び地方譲与税譲与金(同 2 兆 5902 億 0128 万余円)の 313 億 5943 万余円である。

(イ) 借 入 金

区 分	25 年度末(千円)	24 年度末(千円)
借入金現在額(財政融資資金等)	33,317,295,408	33,417,295,408

(ウ) 交付・譲与実績

区 分	25 年度(千円)	24 年度(千円)
地方交付税	17,595,453,518	18,289,826,331
道府県分	8,848,887,324	9,317,127,433
市町村分	8,746,566,194	8,972,698,898
地方特例交付金	125,522,000	127,467,000
都道府県分	50,209,000	50,987,000
市町村分	75,313,000	76,480,000
地方譲与税 <small>〔地方揮発油譲与税 地方道路譲与税 石油ガス譲与税 自動車重量譲与税 航空機燃料譲与税 特別とん譲与税 地方法人特別譲与税〕</small>	2,558,841,845	2,271,480,352
都道府県分	2,154,070,542	1,848,682,275
市町村分	404,771,302	422,798,076

イ 交通安全対策特別交付金勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
25 年度	69,957,168	69,957,168	—	—
24 年度	73,388,096	73,388,096	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
25 年度	71,264,783	65,268,371	—	5,996,411
24 年度	72,137,692	68,346,873	—	3,790,818

(イ) 交 付 実 績

区 分	25 年度(千円)	24 年度(千円)
交通安全対策特別交付金	64,763,978	67,805,397
都道府県分	37,478,876	39,245,040
市町村分	27,285,102	28,560,357

なお、この特別会計について検査した結果、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 1 件(112 ページ参照)を掲記した。

(2) 財務省所管 地震再保険特別会計

この特別会計は、地震再保険事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の 25 年度の歳入歳出決算、損益、責任準備金、再保険の対象となる保険及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
25年度	114,766,233	114,766,233	—	—
24年度	97,979,074	97,979,074	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
25年度	113,425,427	7,056,991	11	106,368,423
24年度	96,605,639	24,330,393	—	72,275,245

不用額の主なものは、再保険費(歳出予算現額 1133 億 6456 万余円)の 1063 億 6096 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	25年度(千円)	24年度(千円)
利 益	117,489,835 (うち再保険料 100,856,385)	99,811,532 (うち再保険料 85,860,760)
損 失	7,056,991 (うち再保険金 7,003,601)	24,330,393 (うち再保険金 24,276,533)
責任準備金繰入	110,432,844	75,481,139

(ウ) 責 任 準 備 金

区 分	25年度末(千円)	24年度末(千円)
責任準備金現在額	1,072,777,716	962,344,872

(エ) 再保険の対象となる保険

区 分	25年度末	24年度末
地 震 保 険 加 入 件 数	15,838 千件	15,050 千件
保 険 金 額	136,151,058,474 千円	128,039,914,069 千円

(オ) 主 な 業 務 実 績

区 分	25 年 度	(24 年 度)
再 保 険 料 件 数	9,556 千件	9,439 千件
金 額	100,856,385 千円	85,860,760 千円
再 保 険 金 支 払 ^(注) 件 数	18 千件	53 千件
金 額	7,003,601 千円	24,276,533 千円

(注) 再保険金の支払は、平成 23 年東北地方太平洋沖地震に対するものである。

なお、この特別会計について検査した結果、意見を表示し又は処置を要求した事項 1 件(166 ページ参照)を掲記した。

(3) 財務省所管 国債整理基金特別会計

この特別会計は、一般会計及び特別会計からの繰入資金等による公債、借入金等(以下「国債」という。)の償還及び利子等の支払に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の 25 年度の歳入歳出決算、国債の償還及び国債の利子等の支払は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
25年度	225,009,982,610	225,009,982,610	—	—
24年度	214,608,446,425	214,608,446,425	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
25年度	205,532,176,449	198,622,996,170	3,098,901,510	3,810,278,767
24年度	207,732,669,772	192,159,226,470	10,535,980,950	5,037,462,351

翌年度繰越額は全て国債整理支出(歳出予算現額 200 兆 9193 億 7629 万余円)の分である。また、不用額の主なものは、国債整理支出の 3 兆 7432 億 8412 万余円及び復興債整理支出(同 4 兆 6118 億 1352 万余円)の 667 億 9942 万余円である。

(イ) 国債の償還

区 分	25 年度(千円)	24 年度(千円)
公 債 等	148,515,006,863	143,336,266,795
借 入 金	38,705,624,948	36,867,111,518
政府短期証券	1,316,700,000	1,780,300,000

(ウ) 国債の利子等の支払

区 分	25 年度(千円)	24 年度(千円)
公 債 利 子 等	9,511,115,437	9,471,143,086
借 入 金 利 子	324,709,401	342,472,198
政府短期証券利子	79,314,249	112,132,752

(4) 財務省所管 外国為替資金特別会計

この特別会計は、国の行う外国為替等の売買及びこれに伴う取引を円滑にするために外国為替資金を置き、その運営に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の 25 年度の歳入歳出決算、損益、積立金、^(注1)基準外国為替相場等の変更などによる外国為替^(注2)等評価損益等並びに主な資産運用及び政府短期証券(外国為替資金証券)の発行は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
25 年度	3,327,342,060	3,327,342,060	—	—
24 年度	2,991,326,198	2,991,326,198	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
25 年度	1,576,765,466	117,859,440	85	1,458,905,940
24 年度	1,588,877,474	138,169,075	—	1,450,708,398

不用額の主なものは、国債整理基金特別会計へ繰入(歳出予算現額 1 兆 2301 億 6821 万余円)の 1 兆 1511 億 5401 万余円及び諸支出金(同 455 億 5709 万円)の 76 億 3892 万余円である。

なお、特別会計に関する法律(平成 19 年法律第 23 号)第 8 条第 2 項の規定に基づき、25 年度における収納済歳入額と支出済歳出額との差引額 3 兆 2094 億 8261 万余円のうち、26 年度の予算総則第 12 条に定める金額 1 兆 5851 億 9381 万余円を、26 年度の一般会計の歳入に繰り入れることとされた。

(イ) 損 益

区 分	25 年度(千円)	24 年度(千円)
利 益	3,327,342,060	2,991,326,198
(うち運用収入)	2,407,392,443	2,093,925,394
損 失	117,859,440	138,169,075
(うち借入金利子)	78,474,541	108,520,004
利 益 金	3,209,482,619	2,853,157,122
(利益金の処理)	679,368,778	924,563,453
(25 年度の出納の完結の際に積立金として		(翌年度に積立金として積立て)
積立て)	1,585,193,815	1,928,593,669
(翌年度に一般会計に繰入れ)	944,920,026	(翌年度に一般会計に繰入れ)
(翌年度に歳入に繰入れ)		

(ウ) 積立金

区 分	25 年度末(千円)	24 年度末(千円)
積立金現在額	21,991,924,030	21,067,360,576

(エ) 基準外国為替相場等の変更などによる外国為替等評価損益等

区 分	25 年度末(千円)	24 年度末(千円)
外国為替等繰越評価損	27,382,513,050	41,255,654,808
外国為替等評価益	17,521,180,515	13,873,141,758

(オ) 主な資産運用及び政府短期証券(外国為替資金証券)の発行

区 分	25 年度末(千円)	24 年度末(千円)
主な資産運用		
円貨預け金現在額	11,416,690,369	14,932,377,359
外貨証券現在額	116,424,058,029	94,735,443,208
政府短期証券(外国為替資金証券)の発行		
政府短期証券(外国為替資金証券)現在額	114,335,030,000	113,950,960,000

(注1) 積立金 特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律(平成25年法律第76号。以下「改正法」という。)第1条の規定による改正前の特別会計に関する法律に基づく積立金である。この積立金は、改正法附則第5条第2項の規定により、25年度の出納の完結の際に外国為替資金として組み入れられたものとみなされることとなった。

(注2) 基準外国為替相場 本邦通貨と外国通貨(米ドル)の換算レートにつき、当該月の前々月中における実勢相場の平均値として財務大臣が日本銀行本店において公示する相場。25年度については次のとおりである。

25年 4月中	5月中	6月中	7月中	8月中	9月中	10月中	11月中	12月中	26年 1月中	2月中	3月中
93円	95円	98円	101円	97円	100円	98円	99円	98円	100円	103円	104円

なお、この特別会計について検査した結果、意見を表示し又は処置を要求した事項1件(166ページ参照)を掲記した。

(5) 財務省及び国土交通省所管 財政投融资特別会計

この特別会計は、財政融資資金の運用、産業の開発及び貿易の振興のために国の財政資金をもって行う出資及び貸付け並びに特定の国有財産整備の計画的な実施に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、財政融資資金、投資及び特定国有財産整備の3勘定に区分して経理されており、その勘定別の25年度の歳入歳出決算、損益、積立金、財政融資資金預託金、財政投融资特別会計公債金、財政融資資金の運用資産、利益積立金、借入金及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 財政融資資金勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
25年度	29,500,503,762	29,500,503,559	—	203
24年度	33,707,546,034	33,707,546,034	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
25年度	30,264,240,374	29,013,583,577	721	1,250,656,075
24年度	34,780,361,183	33,037,749,565	—	1,742,611,617

不用額の主なものは、財政融資資金へ繰入(歳出予算現額 11 兆 6000 億円)の 9000 億 0017 万余円、諸支出金(同 6379 億 5079 万余円)の 1854 億 8202 万余円及び国債整理基金特別会計へ繰入(同 17 兆 3244 億 0027 万余円)の 1647 億 0730 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	25 年度(千円)	24 年度(千円)
利 益	2,299,356,554	2,557,294,676
(うち貸付金利子)	2,188,829,719	2,442,724,335
損 失	1,837,456,064	1,925,915,286
(うち公債金利子)	1,355,813,742	1,427,509,241
利 益 金	461,900,489	631,379,389
〔前年度繰越利益金〕	863,766,454	1,229,087,065
〔翌年度繰越利益金〕	628,966,944	863,766,454

(ウ) 積 立 金

区 分	25 年度末(千円)	24 年度末(千円)
積 立 金 現 在 額	118,829,274	145,732,805

(エ) 財政融資資金預託金

区 分	25 年度末(千円)	24 年度末(千円)
財政融資資金預託金現在額	41,381,558,340	45,042,934,585

(オ) 財政投融资特別会計公債金

区 分	25 年度末(千円)	24 年度末(千円)
財政投融资特別会計公債金現在額	104,210,415,975	109,260,713,686

(カ) 財政融資資金の運用資産

区 分	25 年度末(千円)	24 年度末(千円)
貸 付 金 現 在 額	140,254,460,177	144,903,483,146
有 価 証 券 現 在 額	5,856,962,189	10,236,680,154

イ 投資勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
25 年度	1,232,518,574	1,232,518,574	—	—
24 年度	1,092,401,318	1,092,401,318	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
25 年度	1,143,360,465	994,923,758	28,400,017	120,036,688
24 年度	937,269,690	861,296,626	8,980,000	66,993,063

翌年度繰越額の主なものは、産業投資支出(歳出予算現額 2927 億 8000 万円)の 284 億円である。また、不用額の主なものは、産業投資支出の 1199 億円である。

(イ) 損 益

区 分	25 年度(千円)	24 年度(千円)
利 益	983,370,851	519,152,897
(うち納付金)	681,378,326	375,808,692
損 失	650,182,101	365,405,132
(うち地方公共団体金融機構納付金収入交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰入)	650,000,000	350,000,000
利 益 金	333,188,749	153,747,765
(利益金の処理)	(翌年度に利益積立金に組入れ)	(翌年度に利益積立金に組入れ)

(ウ) 利益積立金

区 分	25 年度末(千円)	24 年度末(千円)
利益積立金現在額	2,001,686,687	2,048,304,271

(エ) 主な業務実績

区 分	25 年 度	(24 年 度)
(出 資)		
出 資 金 の 増 法人数	20 法人	20 法人
金 額	1,473,144,561 千円	3,384,899,949 千円
出 資 金 の 減 法人数	12 法人	11 法人
金 額	31,143,349 千円	2,357,533,614 千円
年度末出資金残高 法人数	25 法人	23 法人
金 額	11,661,211,852 千円	10,219,210,641 千円

(注) 出資金の増は国有財産台帳価格の改定による増額を、出資金の減は国有財産台帳価格の改定による減額をそれぞれ含んでいる。

(貸 付 け)

貸 付 金 法人数	1 法人	2 法人
金 額	3,500,000 千円	105,000,000 千円
貸 付 金 回 収 法人数	2 法人	3 法人
金 額	142,117 千円	304,099 千円
年度末貸付金残高 法人数	3 法人	3 法人
金 額	113,909,162 千円	110,551,279 千円

ウ 特定国有財産整備勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
25 年度	79,919,293	79,919,293	—	—
24 年度	87,648,676	87,648,676	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
25 年度	51,115,806	34,334,119	8,631,733	8,149,953
24 年度	49,802,096	35,922,030	7,853,537	6,026,528

(イ) 借 入 金

区 分	25 年度末(千円)	24 年度末(千円)
借 入 金 現 在 額	—	—

(ウ) 主な業務実績

区 分	25 年 度	(24 年 度)
施設跡地等の処分 土地	276 千㎡	125 千㎡
建物 延べ	85 千㎡	19 千㎡
施設 の 取 得 土地	0 千㎡	— 千㎡
建物 延べ	141 千㎡	72 千㎡

なお、この特別会計について検査した結果、意見を表示し又は処置を要求した事項 1 件(166 ページ参照)を掲記した。

(6) 内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省所管 エネルギー対策特別会計

この特別会計は、燃料安定供給対策、エネルギー需給構造高度化対策、電源立地対策、電源利用対策、原子力安全規制対策及び原子力損害賠償支援対策に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、エネルギー需給、電源開発促進及び原子力損害賠償支援の 3 勘定に区分して経理され

ており、その勘定別の25年度の歳入歳出決算、借入金、資金、納付金及び主な業務実績は次のとおりである。

ア エネルギー需給勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
25年度	2,593,068,673	2,593,068,673	—	—
24年度	2,307,660,390	2,307,660,390	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
25年度	2,454,714,209	2,099,171,551	146,665,921	208,876,737
24年度	2,159,297,273	1,939,956,355	40,387,155	178,953,761

翌年度繰越額の主なものは、エネルギー需給構造高度化対策費(歳出予算現額4044億3677万余円)の1041億5242万余円及び燃料安定供給対策費(同4391億5374万余円)の425億1339万余円である。また、不用額の主なものは、燃料安定供給対策費の1058億0043万余円、国債整理基金特別会計へ繰入(同1兆4399億8293万余円)の527億2209万余円及びエネルギー需給構造高度化対策費の491億2253万余円である。

(イ) 借入金

区 分	25年度末(千円)	24年度末(千円)
借入金現在額(財政融資資金等)	494,228,950	506,914,190

(ウ) 主な業務実績

区 分	25年度	(24年度)
国家備蓄石油の年度末現在高 (原油)	4911万kL	4949万kL
(指定石油製品)	130万kL	46万kL
(石油ガス)	84万t	68万t
国家備蓄石油の管理等の委託	60,759,140千円	59,029,976千円
石油備蓄事業補給金の交付	27,849,322千円	25,886,587千円
独立行政法人新エネルギー・ 産業技術総合開発機構に対す るエネルギー需給勘定運営費 交付金の交付	93,864,447千円	94,047,520千円
エネルギー使用合理化設備導 入促進等対策費補助金の交付	68,500,114千円	46,147,574千円

イ 電源開発促進勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
25年度	362,185,269	362,185,269	—	—
24年度	354,104,515	354,101,944	991	1,579
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
25年度	333,521,857	285,154,678	21,360,987	27,006,191
24年度	318,867,169	279,751,608	8,206,769	30,908,791

翌年度繰越額の主なものは、原子力安全規制対策費(歳出予算現額343億1527万余円)の75億2583万余円、電源利用対策費(同298億3972万余円)の74億1012万余円及び電源立地対策費(同1428億2767万余円)の42億2392万余円である。また、不用額の主なものは、電源立地対策費の122億2767万余円、原子力安全規制対策費の49億7619万余円及び独立行政法人原子力安全基盤機構運営費(同124億2127万余円)の36億4015万余円である。

(イ) 資 金

区 分	25 年度末(千円)	24 年度末(千円)
周辺地域整備資金現在額	52,674,115	58,901,118

(ウ) 主な業務実績

区 分	25 年 度	(24 年 度)
電源立地地域対策交付金の交付	112 地方公共団体 95,831,751 千円	98 地方公共団体 98,352,555 千円
独立行政法人日本原子力研究開発機構に対する電源利用助定運営費交付金の交付	94,168,252 千円	90,832,648 千円
電源立地等推進対策交付金の交付	18,642,696 千円	10,185,086 千円

ウ 原子力損害賠償支援勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
25 年度	4,481,399,127	4,481,399,127	—	—
24 年度	2,581,414,244	2,581,414,244	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
25 年度	4,927,034,658	3,958,531,866	—	968,502,791
24 年度	5,009,499,173	2,231,664,354	—	2,777,834,818

不用額の主なものは、国債整理基金特別会計へ繰入(歳出予算現額 4 兆 9270 億 2316 万余円)の 9684 億 9696 万余円である。

(イ) 借 入 金

区 分	25 年度末(千円)	24 年度末(千円)
借入金現在額(市中金融機関)	4,032,299,000	2,499,999,000

(ウ) 資 金

区 分	25 年度末(千円)	24 年度末(千円)
原子力損害賠償支援資金現在額	7,863,596	9,651,056

(エ) 納 付 金

区 分	25 年度(千円)	24 年度(千円)
原子力損害賠償支援機構納付金収入	97,322,099	79,992,804

なお、この特別会計について検査した結果、不当事項 10 件((23) : 190 ページ、(302) : 512 ページ、(306) : 515 ページ、(308) : 516 ページ、(366) : 654 ページ、(367)-(370) : 657 ページ、(376) : 661 ページ参照)、意見を表示し又は処置を要求した事項 3 件(531、535、668 ページ参照)及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 1 件(540 ページ参照)を掲記した。

(7) 厚生労働省所管 労働保険特別会計

この特別会計は、労働者災害補償保険事業及び雇用保険事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、労災、雇用及び徴収の 3 勘定に区分して経理されており、その勘定別の 25 年度の歳入歳出決算、損益、積立金等及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 労災勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
25年度	1,172,006,889	1,149,196,487	1,325,928	21,484,473
24年度	1,139,578,188	1,116,556,370	993,776	22,028,041
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
25年度	1,064,640,247	995,758,603	269,728	68,611,916
24年度	1,088,752,194	1,020,253,087	1,338,714	67,160,391

収納未済歳入額は、全て雑収入(徴収決定済額 487 億 5774 万余円)の分である。また、不用額の主なものは、保険給付費(歳出予算現額 7803 億 4794 万円)の 351 億 3225 万余円、社会復帰促進等事業費(同 1523 億 7162 万余円)の 159 億 8543 万余円及び保険料返還金等徴収勘定へ繰入(同 273 億 5659 万余円)の 43 億 8214 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	25年度(千円)	24年度(千円)
利 益	1,162,473,896 (うち徴収勘定より受入 804,660,393)	1,163,045,608 (うち徴収勘定より受入 790,313,689)
損 失	1,208,286,223 (うち保険給付費 745,215,688)	1,228,796,533 (うち保険給付費 756,708,548)
損 失 金	45,812,327	65,750,924
〔前年度繰越利益金	8,232,643,758	8,298,394,683〕
〔翌年度繰越利益金	8,186,831,431	8,232,643,758〕

(ウ) 積 立 金

区 分	25年度末(千円)	24年度末(千円)
積立金現在額	7,844,172,728	7,945,687,702

(エ) 主な業務実績

区 分	25年度	(24年度)
適用事業場数(年度末)	2,676,910 事業場	2,645,473 事業場
療養補償給付	219,749,782 千円	220,964,310 千円
休業補償給付	100,234,025 千円	103,055,871 千円
遺族補償年金	195,526,339 千円	196,983,273 千円
障害補償年金	141,214,120 千円	143,308,734 千円

イ 雇用勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
25年度	2,417,692,209	2,399,160,562	752,768	17,778,878
24年度	2,369,226,012	2,352,166,390	818,415	16,241,206
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
25年度	2,622,493,201	2,123,717,762	836,046	497,939,392
24年度	2,803,018,866	2,243,800,340	1,451,020	557,767,505

収納未済歳入額は、全て雑収入(徴収決定済額 403 億 6497 万余円)の分である。また、不用額の主なものは、失業等給付費(歳出予算現額 1 兆 7513 億 8023 万余円)の 2542 億 9800 万余円、地域雇用機会創出等対策費(同 1775 億 6009 万円)の 684 億 6875 万余円及び高齢者等雇用安定・促進費(同 1668 億 3906 万余円)の 503 億 5400 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	25 年度(千円)		24 年度(千円)	
利 益		2,500,828,467		2,538,101,878
	(うち徴収勘定より受入	2,137,167,427)	(うち徴収勘定より受入	2,148,138,806)
損 失		2,256,775,907		2,399,632,962
	(うち失業等給付費	1,497,082,229)	(うち失業等給付費	1,577,052,429)
利 益 金		244,052,560		138,468,915
〔前年度繰越利益金		6,605,946,842		6,516,817,761〕
〔翌年度繰越利益金		6,849,999,402		6,655,286,677〕

(ウ) 積 立 金 等

区 分	25 年度末(千円)	24 年度末(千円)
積立金現在額	5,925,658,692	5,871,887,534
雇用安定資金現在額	473,106,168	374,683,208

(エ) 主な業務実績

区 分	25 年 度	(24 年 度)
被 保 険 者 数(年 度 末)	39,496,459 人	38,912,667 人
一 般 求 職 者 給 付	835,857,384 千円	943,218,557 千円
雇 用 継 続 給 付	456,291,775 千円	432,780,121 千円
就 職 促 進 給 付	124,654,810 千円	123,333,306 千円
特 定 求 職 者 雇 用 開 発 助 成 金	71,706,512 千円	77,108,618 千円
雇 用 調 整 助 成 金	54,110,776 千円	113,633,944 千円

ウ 徴収勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
25 年度	3,236,858,064	3,165,777,563	9,452,069	61,628,431
24 年度	3,169,907,972	3,092,141,160	9,834,624	67,932,188
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
25 年度	3,058,037,546	3,025,164,021	1,485	32,872,039
24 年度	2,936,825,535	2,918,754,871	—	18,070,663

収納未済歳入額の主なものは、保険料収入(徴収決定済額 2 兆 9955 億 4658 万余円)の 522 億 3447 万余円及び雑収入(同 122 億 6688 万余円)の 92 億 7377 万余円である。また、不用額の主なものは、諸支出金(歳出予算現額 493 億 3846 万余円)の 181 億 5609 万余円、失業等給付費等財源雇用勘定へ繰入(同 2 兆 1799 億 7875 万余円)の 115 億 5419 万余円及び業務取扱費(同 357 億 2323 万余円)の 30 億 6174 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	25 年度(千円)		24 年度(千円)	
利 益		3,005,477,155		3,008,017,953
	(うち保険料	2,938,055,349)	(うち保険料	2,934,658,848)
損 失		3,005,730,261		3,008,448,940
	(うち保険給付費等財源労災勘定へ繰入	804,660,393)	(うち保険給付費等財源労災勘定へ繰入	790,313,689)
	(うち失業等給付費等財源雇用勘定へ繰入	2,137,167,427)	(うち失業等給付費等財源雇用勘定へ繰入	2,148,138,806)
損 失 金		253,105		430,986
〔前年度繰越利益金		2,591,561		3,022,548〕
〔翌年度繰越利益金		2,338,455		2,591,561〕

なお、この特別会計について検査した結果、不当事項 15 件((55) : 233 ページ、(58)-(60) : 240 ページ、(61) : 242 ページ、(62) : 245 ページ、(63) : 248 ページ、(64)-(67) : 249 ページ、(239)、

(240)、(243)、(244)：284 ページ参照)及び意見を表示し又は処置を要求した事項4件(297、321、343、574、854 ページ参照)を掲記した。

(8) 厚生労働省所管 年金特別会計

この特別会計は、国民年金事業、厚生年金保険事業、健康保険に関し政府が行う業務及び児童手当に関する政府の経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、基礎年金、国民年金、厚生年金、福祉年金、健康、子どものための金銭の給付及び業務の7勘定に区分して経理されており、その勘定別の25年度の歳入歳出決算、損益、積立金、借入金及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 基礎年金勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
25年度	22,089,917,263	22,088,428,079	880,160	609,023
24年度	23,952,155,411	23,951,418,788	230,228	506,393
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
25年度	22,154,969,410	21,431,413,745	—	723,555,664
24年度	23,411,811,224	21,257,230,396	—	2,154,580,827

不用額の主なものは、基礎年金給付費(歳出予算現額19兆9135億6068万円)の6432億7170万余円である。

(イ) 損益

区分	25年度(千円)		24年度(千円)	
利益	20,992,332,577	(うち拠出金等収入 20,977,720,116)	20,935,486,763	(うち拠出金等収入 20,919,923,495)
損失	21,432,082,344	(うち基礎年金給付費 19,270,288,980)	21,257,533,727	(うち基礎年金給付費 18,303,551,114)
損失金	439,749,766		322,046,964	
〔前年度繰越利益金	3,420,277,658		3,742,324,622〕	
〔翌年度繰越利益金	2,980,527,891		3,420,277,658〕	

(ウ) 積立金

区分	25年度末(千円)	24年度末(千円)
積立金現在額	2,322,276,810	724,607,812

(エ) 主な業務実績

区分	25年度	(24年度)
高齢基礎年金等の支給 受給権者数	29,808千人	28,408千人
支給額	19,270,288,980千円	18,303,551,114千円

イ 国民年金勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
25年度	4,986,305,649	4,976,223,511	1,805,600	8,276,538
24年度	5,230,105,376	5,222,063,326	1,277,348	6,764,702
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
25年度	4,984,212,788	4,901,900,425	—	82,312,362
24年度	5,394,808,103	5,194,479,473	—	200,328,629

不用額の主なものは、国民年金給付費(歳出予算現額1兆0125億9828万余円)の716億0745万余円及び諸支出金(同474億8758万余円)の66億0490万余円である。

(イ) 損 益

区 分	25年度(千円)	24年度(千円)
利 益	5,501,217,135 (うち保険料 2,402,108,112) (うち一般会計より受入 2,110,310,234)	5,616,373,976 (うち保険料 2,489,968,299) (うち一般会計より受入 2,192,875,232)
損 失	5,700,222,066 (うち基礎年金給付費等基礎年金勘定へ繰入 3,837,846,280) (うち国民年金給付費 940,990,823)	6,098,510,219 (うち基礎年金給付費等基礎年金勘定へ繰入 3,998,677,240) (うち国民年金給付費 1,058,971,798)
損 失 金	199,004,930	482,136,243
〔前年度繰越利益金	7,986,447,531	8,468,583,774〕
〔翌年度繰越利益金	7,787,442,600	7,986,447,531〕

(8)

(ウ) 積 立 金

区 分	25年度末(千円)	24年度末(千円)
積立金現在額	7,003,977,861 (うち運用寄託金現在額 6,683,977,861)	7,234,180,769 (うち運用寄託金現在額 6,867,180,769)

(エ) 主な業務実績

区 分	25年度	(24年度)
被保険者数(年度末)	27,507千人	28,239千人
老齢年金等の支給 受給権者数	2,155千人	2,444千人
支 給 額	940,990,823千円	1,058,971,798千円

ウ 厚生年金勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
25年度	39,381,589,201	39,244,761,076	39,243,747	97,584,377
24年度	39,313,387,395	39,160,023,755	36,655,037	116,708,601
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
25年度	39,562,493,361	38,919,681,033	—	642,812,327
24年度	40,284,352,669	38,765,049,558	—	1,519,303,110

不納欠損額の主なものは、保険料収入(徴収決定済額25兆1798億3808万余円)の368億6365万余円である。収納未済歳入額は、保険料収入の957億3128万余円及び雑収入(同127億6049万余円)の18億5309万余円である。また、不用額の主なものは、保険給付費(歳出予算現額24兆3250億3702万余円)の5436億7602万余円及び諸支出金(同65億1801万円)の21億3629万余円である。

(イ) 損 益

区 分	25年度(千円)	24年度(千円)
利 益	36,804,694,249 (うち保険料 25,045,150,474)	35,175,156,531 (うち保険料 24,164,873,513)
損 失	39,139,610,048 (うち保険給付費 23,781,360,995)	39,023,663,090 (うち保険給付費 23,862,691,667)
損 失 金	2,334,915,798	3,848,506,559
〔前年度繰越利益金	110,128,070,659	113,976,577,219〕
〔翌年度繰越利益金	107,793,154,861	110,128,070,659〕

(ウ) 積立金

区 分	25年度末(千円)	24年度末(千円)
積立金現在額	102,835,445,494 (うち運用寄託金現在額 98,085,445,494)	104,624,833,140 (うち運用寄託金現在額 99,874,833,140)

(エ) 主な業務実績

区 分	25年度	(24年度)
厚生年金保険の被保険者数(年度末)	35,272千人	34,717千人
老齢厚生年金等の支給 受給権者数	34,555千人	34,052千人
支給額	23,655,209,173千円	23,739,345,515千円

工 福祉年金勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
25年度	4,092,669	4,064,523	13,994	14,151
24年度	4,637,138	4,576,163	30,229	30,745
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
25年度	4,540,736	4,016,861	—	523,874
24年度	4,830,157	4,527,308	—	302,848

(イ) 主な業務実績

区 分	25年度	(24年度)
老齢福祉年金の支給 受給権者数	2千人	3千人
支給額	596,646千円	1,005,570千円

オ 健康勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
25年度	9,955,249,532	9,878,716,525	19,997,189	56,535,817
24年度	9,777,741,529	9,689,836,666	19,196,430	68,708,431
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
25年度	9,731,679,046	9,723,321,125	—	8,357,920
24年度	9,406,113,403	9,395,445,729	—	10,667,673

不納欠損額及び収納未済歳入額は全て保険料収入(徴収決定済額 8兆 1746億 1241万余円)の分である。

(イ) 損 益

区 分	25年度(千円)	24年度(千円)
利 益	8,106,146,781	7,920,080,754
損 失	(うち保険料 8,099,128,811)	(うち保険料 7,913,418,193)
損 失 金	8,270,457,199 (うち保険料等交付金 8,221,943,330)	7,955,685,374 (うち保険料等交付金 7,896,636,631)
	164,310,418	35,604,620
〔前年度繰越損失金	1,028,614,375	993,009,755〕
〔翌年度繰越損失金	1,192,924,793	1,028,614,375〕

(ウ) 借 入 金

区 分	25年度末(千円)	24年度末(千円)
借入金現在額(財政融資資金)	1,479,228,212	1,479,228,212

(エ) 主な業務実績

区 分	25 年 度	(24 年 度)
保険料等交付金の交付	8,221,943,330千円	7,896,636,631千円

カ 子どものための金銭の給付勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
25 年度	1,541,273,809	1,540,100,134	303,900	869,773
24 年度	1,568,574,622	1,567,214,192	297,172	1,063,258
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
25 年度	1,531,750,362	1,511,763,132	118,471	19,868,758
24 年度	1,561,019,994	1,547,691,509	93,268	13,235,216

不用額の主なものは、子どものための金銭の給付交付金(歳出予算現額 1 兆 4611 億 3436 万余円)の 87 億 2551 万余円及び児童育成事業費(歳出予算現額 657 億 8807 万余円)の 81 億 2665 万余円である。

(イ) 積 立 金

区 分	25 年度末(千円)	24 年度末(千円)
積立金現在額	4,717,468	10,109,140

(ウ) 主な業務実績

区 分	25 年 度	(24 年 度)
子どものための金銭の給付交付金の交付	1,452,408,846千円	1,491,268,560千円

キ 業務勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
25 年度	513,518,921	472,008,062	9,200,394	32,310,464
24 年度	573,225,996	531,521,526	9,944,138	31,760,331
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
25 年度	393,675,590	381,369,340	556	12,305,692
24 年度	427,796,652	414,812,809	—	12,983,842

不納欠損額及び収納未済歳入額は全て雑収入(徴収決定済額 967 億 4814 万余円)の分である。また、不用額の主なものは、社会保険オンラインシステム費(歳出予算現額 587 億 3245 万円)の 80 億 2296 万余円及び業務取扱費(同 393 億 6500 万余円)の 42 億 6120 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	25 年度(千円)	24 年度(千円)
利 益	414,073,345	502,330,244
(うち一般会計より受入)	132,296,986)	204,436,330)
損 失	434,758,948	475,172,410
(うち日本年金機構運営費)	294,970,741)	330,297,328)
利 益 金 (△ 損 失 金)	△ 20,685,603	27,157,834
〔前年度繰越利益金	251,457,046	224,325,285〕
〔翌年度繰越利益金	230,771,442	251,483,119〕

なお、この特別会計について検査した結果、不当事項 15 件((56)：235 ページ、(68)：252 ページ、(182)-(186)：276 ページ、(246)-(252)：286 ページ、(253)：287 ページ参照)及び意見を表示し又は処置を要求した事項 2 件(302、326、790 ページ参照)を掲記した。

(9) 農林水産省所管 食料安定供給特別会計

この特別会計は、農業経営基盤強化事業、農業経営安定事業、食糧の需給及び価格の安定のために行う事業及び土地改良工事等に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、農業経営基盤強化、農業経営安定、米管理、麦管理、業務、調整及び国営土地改良事業の7勘定に区分して経理されている。

なお、上記のうち、農業経営基盤強化勘定、米管理勘定、麦管理勘定及び調整勘定は、特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律(平成25年法律第76号)により26年4月1日に廃止された。そして、25年度の末日において各勘定に所属していた権利及び義務は、農業経営基盤強化勘定に係るものは一般会計に、米管理勘定及び麦管理勘定に係るものは同特別会計に新たに設けられた食糧管理勘定に、調整勘定に係るものは一般会計並びに同特別会計の農業経営安定勘定、食糧管理勘定及び業務勘定に、それぞれ帰属するものとされた。

同特別会計の勘定別の25年度の歳入歳出決算、損益、借入金、主な業務実績、調整資金の増減額及び政府短期証券(食糧証券)の発行は次のとおりである。

ア 農業経営基盤強化勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
25年度	25,901,660	25,449,430	28,559	423,671
24年度	28,239,586	27,775,676	11,610	452,299
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
25年度	20,854,414	12,521,306	—	8,333,107
24年度	17,899,670	8,507,009	—	9,392,660

なお、同法附則第8条第1項及び特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成26年政令第92号)附則第2条の規定に基づき、25年度における収納済歳入額と支出済歳出額との差引額129億2812万余円を、26年度の一般会計の歳入に繰り入れることとされた。

(イ) 損益

区分	25年度(千円)		24年度(千円)	
利益	13,827,168	16,918,283	(うち農業改良資金貸付金納付金)	5,307,625
損失	11,554,461	7,862,660	(うち農地保有合理化促進費)	5,056,488
利益金	2,272,707	9,055,623		
〔前年度繰越利益金	27,886,625		18,831,001〕	
〔翌年度繰越利益金	30,159,332		27,886,625〕	

(ウ) 主な業務実績

区 分	25 年 度	(24 年 度)
(農地等の売払い等のうちの主なもの)		
農地等の売払い等	784 千㎡	569 千㎡
農地等の貸付け	1,694 千㎡	1,762 千㎡
(注) 年度末所有農地等	41,415 千㎡	42,024 千㎡
(農地保有合理化促進対策費補助金の交付のうちの主なもの)		
農地保有合理化法人に対する補助金の交付	336,864 千円	358,543 千円
全国農地保有合理化協会に対する補助金の交付	513,072 千円	392,606 千円
(就農支援資金)		
都道府県に対する就農支援資金政府貸付金の貸付け	964,357 千円	656,677 千円

(注) 「年度末所有農地等」の面積は国有財産台帳に登録されている面積である。

イ 農業経営安定勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
25 年度	280,341,684	280,340,020	—	1,663
24 年度	271,148,454	271,148,380	—	74
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
25 年度	273,698,441	157,779,404	—	115,919,036
24 年度	260,885,689	161,103,673	—	99,782,015

不用額の主なものは、農業経営安定事業費(歳出予算現額 2664 億 1640 万余円)の 1157 億 4828 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	25 年度(千円)	24 年度(千円)
利 益	164,195,068	165,254,420
(うち麦管理勘定より受入)	77,529,667	77,529,667
損 失	150,704,336	161,103,673
(うち農業経営安定事業費)	150,632,153	161,068,310
利 益 金	13,490,731	4,150,746
〔前年度繰越利益金〕	147,708,442	143,557,696
〔翌年度繰越利益金〕	161,199,174	147,708,442

(ウ) 主な業務実績

区 分	25 年 度	(24 年 度)
認定農業者等に対する農業経営安定事業生産条件不利補正対策交付金の交付	150,413,219 千円	160,445,021 千円
認定農業者等に対する農業経営安定事業収入減少影響緩和対策交付金の交付	143,691 千円	502,839 千円

ウ 米管理勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
25 年度	369,792,325	273,338,436	96,064,790	389,097
24 年度	357,776,803	356,464,566	6,255	1,305,982
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
25 年度	428,713,959	270,650,333	326,434	157,737,192
24 年度	518,364,747	349,030,447	257,784	169,076,514

不納欠損額は、雑収入(徴収決定済額 845 億 5753 万余円)の 713 億 5513 万余円及び米売払代(同 831 億 1920 万余円)の 247 億 0965 万余円である。また、不用額の主なものは、米買入費(歳出予算現額 1570 億 8103 万余円)の 617 億 0015 万余円、返還金等他勘定へ繰入(同 2108 億 6808 万余円)の 592 億 6466 万余円及び米管理費(同 307 億 6484 万円)の 67 億 7237 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	25 年度(千円)	24 年度(千円)
利 益	97,620,357 (うち売上高 56,923,662)	69,732,675 (うち売上高 66,898,552)
損 失	147,790,624 (うち売上原価 82,920,503) (うち事業管理費 23,992,468)	161,819,255 (うち売上原価 75,693,058) (うち事業管理費 22,598,738)
損 失 金 (損失金の処理)	50,170,266 (調整勘定へ移し整理)	92,086,579 (調整勘定へ移し整理)

(ウ) 主な業務実績

区 分	25 年 度	(24 年 度)
米 穀 買 入 れ	81 万 t	73 万 t
売 渡 し	81 万 t	78 万 t
年 度 末 在 庫	174 万 t	174 万 t

エ 麦管理勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
25 年度	386,925,253	366,636,282	—	20,288,970
24 年度	387,828,685	358,166,610	—	29,662,074
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
25 年度	602,500,409	354,779,155	9,519,758	238,201,495
24 年度	539,640,394	347,602,968	3,663,516	188,373,908

収納未済歳入額は全て麦売払代(徴収決定済額 3571 億 6045 万余円)の分である。また、不用額の主なものは、麦買入費(歳出予算現額 4183 億 1580 万余円)の 1517 億 3510 万余円及び返還金等他勘定へ繰入(同 1142 億 4638 万余円)の 210 億 0679 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	25 年度(千円)	24 年度(千円)
利 益	327,875,800 (うち食糧麦売上高 264,867,520)	329,055,557 (うち食糧麦売上高 270,421,743)
損 失	340,117,905 (うち食糧麦売上原価 191,036,849) (うち輸入飼料売上原価 62,289,134)	333,720,323 (うち食糧麦売上原価 189,080,798) (うち輸入飼料売上原価 57,836,440)
損 失 金 (損失金の処理)	12,242,104 (調整勘定へ移し整理)	4,664,765 (調整勘定へ移し整理)

(ウ) 主な業務実績

区 分	25 年 度	(24 年 度)
麦 類 買 入 れ	658 万 t	744 万 t
売 渡 し	658 万 t	744 万 t
年 度 末 在 庫	0 万 t	0 万 t
民間団体に対する食糧麦備蓄対策費補助金の交付	4,321,827 千円	4,249,459 千円

オ 業務勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
25年度	9,494,641	9,494,637	—	4
24年度	7,440,626	7,429,977	—	10,648
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
25年度	13,084,403	9,494,546	91	3,589,765
24年度	8,367,200	7,397,382	—	969,817

(イ) 損 益

区 分	25年度(千円)	24年度(千円)
利 益	6,457,209 (うち麦管理勘定より業務経費受入 4,775,175)	10,211,571 (うち麦管理勘定より業務経費受入 4,965,757)
損 失	6,885,589 (うち事務取扱費 5,995,921)	10,980,856 (うち事務取扱費 9,765,826)
損 失 金 (損失金の処理)	428,379 (調整勘定へ移し整理)	769,285 (調整勘定へ移し整理)

カ 調整勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
25年度	646,081,666	646,081,666	—	—
24年度	822,059,033	822,059,033	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
25年度	922,601,785	581,101,610	—	341,500,174
24年度	810,267,601	750,788,045	—	59,479,555

不用額は、主要食糧及輸入飼料買入費等財源他勘定へ繰入(歳出予算現額 6877 億 9181 万余円)の 2827 億 3950 万余円及び国債整理基金特別会計へ繰入(同 2348 億 0997 万余円)の 587 億 6067 万余円である。

なお、同法附則第8条第1項及び同政令附則第2条の規定に基づき、25年度における収納済歳入額と支出済歳出額との差引額 649 億 8005 万余円のうち、農業経営基盤強化勘定に係るものの金額 263 億 4373 万余円を、26年度の一般会計の歳入に繰り入れることとされた。

(イ) 損 益

区 分	25年度(千円)	24年度(千円)
利 益	57,558,826 (うち一般会計より受入 57,501,092)	55,802,615 (うち一般会計より受入 55,597,017)
損 失	57,558,826 (うち農業経営安定勘定へ繰入 57,501,092)	55,802,615 (うち農業経営安定勘定へ繰入 55,597,017)

(ウ) 調整資金の増減額

区 分	25年度(千円)	24年度(千円)
年度首資金	162,532,406	122,975,676
本年度受入額	85,100,000	137,109,955
本年度損失整理	△ 62,840,751	△ 97,553,225
損失整理後の現在額	184,791,655	162,532,406

(エ) 政府短期証券(食糧証券)の発行

区 分	25年度(千円)	24年度(千円)
繰越債務額	176,000,000	276,000,000
本年度発行額	297,300,000	739,000,000
本年度償還額	327,000,000	839,000,000
年度末現在額	146,300,000	176,000,000

キ 国営土地改良事業勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
25年度	48,786,061	48,786,061	—	—
24年度	52,223,690	52,223,033	—	657
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
25年度	61,311,130	47,546,618	11,957,843	1,806,668
24年度	71,944,174	50,838,038	17,662,588	3,443,548

翌年度繰越額の主なものは、土地改良事業費(歳出予算現額245億4805万余円)の80億7424万余円、東日本大震災復興土地改良事業費(同86億5903万余円)の24億6610万余円及び北海道土地改良事業費(同77億2135万余円)の12億0132万余円である。

(イ) 借 入 金

区 分	25年度末(千円)	24年度末(千円)
借入金現在額(財政融資資金)	51,925,993	50,097,680

(ウ) 主な業務実績

区 分	25年度	(24年度)
かんがい排水事業	26地区	32地区
総合農地防災事業	2地区	2地区

なお、この特別会計について検査した結果、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項3件(493、496、499ページ参照)を掲記した。

(10) 農林水産省所管 農業共済再保険特別会計

この特別会計は、国が行う農業共済再保険事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されていたものである。

同特別会計は、再保険金支払基金、農業、家畜、果樹、園芸施設及び業務の6勘定に区分して経理されていた。

なお、同特別会計は、特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律(平成25年法律第76号)により26年4月1日に廃止された。そして、25年度の末日において同特別会計に所属していた権利及び義務は、再保険金支払基金勘定、農業勘定、家畜勘定、果樹勘定及び園芸施設勘定に係るものは食料安定供給特別会計に新たに設けられた農業共済再保険勘定に、業務勘定に係るものは食料安定供給特別会計の業務勘定に、それぞれ帰属するものとされた。

農業共済再保険特別会計の勘定別の25年度の歳入歳出決算、損益、積立金及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 再保険金支払基金勘定

歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
25年度	25,856,544	25,856,544	—	—
24年度	25,838,543	25,838,543	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
25年度	25,851,463	464,572	—	25,386,890
24年度	25,689,696	—	—	25,689,696

不用額は全て再保険金支払財源他勘定へ繰入(歳出予算現額 258 億 5146 万余円)の分である。

イ 農業勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
25年度	25,997,192	25,997,192	—	—
24年度	25,754,926	25,754,926	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
25年度	46,022,812	7,719,737	—	38,303,074
24年度	44,416,346	10,405,152	—	34,011,193

不用額の主なものは農業再保険費及交付金(歳出予算現額 270 億 2281 万余円)の 193 億 0307 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	25年度(千円)	24年度(千円)
利 益	25,997,192	25,754,926
(うち再保険料)	20,905,835	18,881,432
損 失	7,902,303	10,529,111
(うち再保険金)	2,806,787	3,735,481
利 益 金	18,094,888	15,225,815
〔前年度繰越利益金〕	75,073,058	59,847,242
〔翌年度繰越利益金〕	93,167,947	75,073,058

(ウ) 積 立 金

区 分	25年度末(千円)	24年度末(千円)
積立金現在額	75,073,058	59,847,242

(エ) 主な業務実績

区 分	25 年 度	(24 年 度)
(共済引受)		
水稲	150 万 ha	148 万 ha
畑作物	27 万 ha	27 万 ha
麦	26 万 ha	26 万 ha
(再保険金支払)		
畑作物	1,818,589 千円	3,221,430 千円
麦	661,297 千円	508,730 千円
水稲	326,830 千円	26,053 千円

ウ 家畜勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
25年度	35,279,642	35,279,642	—	—
24年度	36,040,403	36,040,403	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
25年度	32,684,477	27,117,087	—	5,567,389
24年度	34,253,992	28,332,590	—	5,921,401

(イ) 損 益

区 分	25年度(千円)		24年度(千円)	
利 益		35,280,152		36,040,183
	(うち再保険料)	17,144,687	(うち再保険料)	16,883,616
損 失		36,922,524		38,118,231
	(うち再保険金)	18,827,227	(うち再保険金)	19,756,063
損 失 金		1,642,371		2,078,047
〔前年度繰越利益金		36,402,753		38,480,801〕
〔翌年度繰越利益金		34,760,381		36,402,753〕

(ウ) 積 立 金

区 分	25年度末(千円)	24年度末(千円)
積立金現在額	36,399,304	38,477,132

(エ) 主な業務実績

区 分	25 年 度	(24 年 度)
(共済引受)		
牛	432万頭	452万頭
肉豚	169万頭	165万頭
種豚	18万頭	19万頭
馬	2万頭	2万頭
(再保険金支払)		
牛	17,774,878千円	18,505,179千円
肉豚	707,190千円	803,850千円
馬	218,530千円	308,769千円
種豚	126,626千円	138,263千円

エ 果樹勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
25年度	3,888,322	3,888,322	—	—
24年度	3,838,808	3,838,808	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
25年度	8,241,558	2,940,348	—	5,301,209
24年度	8,827,026	1,677,145	—	7,149,880

(イ) 損 益

区 分	25年度(千円)	24年度(千円)
利 益	3,585,335	3,838,808
(うち再保険料)	1,730,634	1,879,019
損 失	4,272,766	3,005,781
(うち再保険金)	2,434,994	1,163,489
利 益 金 (△ 損 失 金)	△ 687,430	833,026
〔前年度繰越損失金〕	26,047,697	26,880,723
〔翌年度繰越損失金〕	26,735,128	26,047,697

(ウ) 主な業務実績

区 分	25 年 度	(24 年 度)
(共済引受)		
うんしゅうみかん	901 万本	914 万本
りんご	333 万本	334 万本
いよかん	169 万本	182 万本
なし	143 万本	148 万本
指定かんきつ	139 万本	148 万本
(再保険金支払)		
なし	1,489,489 千円	198,329 千円
りんご	446,954 千円	42,297 千円
うんしゅうみかん	169,512 千円	30,811 千円
もも	122,303 千円	50,202 千円
ぶどう	44,746 千円	10,707 千円

オ 園芸施設勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
25年度	2,992,604	2,992,604	—	—
24年度	3,040,246	3,040,246	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
25年度	4,117,326	2,778,910	—	1,338,415
24年度	4,325,353	2,372,902	—	1,952,450

(イ) 損 益

区 分	25年度(千円)	24年度(千円)
利 益	2,831,019	3,040,246
(うち再保険料)	730,011	748,147
損 失	7,713,712	2,875,936
(うち再保険金)	1,193,815	811,631
利 益 金 (△ 損 失 金)	△ 4,882,693	164,309
〔前年度繰越利益金〕	18,053,077	17,888,768
〔翌年度繰越利益金〕	13,170,384	18,053,077

(ウ) 積 立 金

区 分	25年度末(千円)	24年度末(千円)
積立金現在額	18,053,077	17,888,768

(エ) 主な業務実績

区 分	25 年 度	(24 年 度)
(共済引受)		
園芸施設	63 万棟	64 万棟
(再保険金支払)		
園芸施設	1,193,815 千円	811,631 千円

カ 業務勘定

歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
25 年度	855,453	855,453	—	—
24 年度	793,435	793,435	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
25 年度	943,367	855,275	177	87,913
24 年度	964,532	793,435	—	171,096

(11) 農林水産省所管 森林保険特別会計

この特別会計は、国が行う森林保険事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の25年度の歳入歳出決算、損益、積立金及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
25 年度	8,421,378	8,421,378	—	—
24 年度	8,948,144	8,948,144	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
25 年度	4,171,641	1,741,033	13	2,430,594
24 年度	4,385,858	1,797,426	—	2,588,431

(イ) 損 益

区 分	25 年度(千円)	24 年度(千円)
利 益	8,421,378	8,948,144
(うち保険料)	2,036,950	2,166,336
損 失	7,745,744	8,040,213
(うち保険金)	766,545	782,912
利 益 金	675,633	907,930
〔前年度繰越利益金〕	20,976,026	20,068,095
〔翌年度繰越利益金〕	21,651,660	20,976,026

(ウ) 積 立 金

区 分	25 年度末(千円)	24 年度末(千円)
積立金現在額	20,976,026	20,068,095

(エ) 主な業務実績

区 分	25 年 度	(24 年 度)
(保険引受)		
件 数	121,646 件	128,980 件
面 積	847,403 ha	906,656 ha
金 額	965,708,030 千円	1,006,987,841 千円
(保険金支払)		
件 数	2,480 件	3,229 件
面 積	1,197 ha	1,031 ha
金 額	766,545 千円	782,912 千円

(12) 農林水産省所管 国有林野事業債務管理特別会計

この特別会計は、「国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律」(平成24年法律第42号。以下「管理経営法等改正法」という。)により25年4月1日に廃止された国有林野事業特別会計(以下「旧国有林野事業特別会計」という。)の負担に属する借入金に係る債務の処理に関する経理を一般会計と区分して行うため、25年度に設置されたものである。

なお、同特別会計は、管理経営法等改正法の施行の際に旧国有林野事業特別会計の負担に属する借入金に係る権利義務を承継している。

同特別会計の25年度の歳入歳出決算及び借入金は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
25年度	301,367,483	301,367,483	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
25年度	301,383,466	301,367,483	—	15,982

(イ) 借 入 金

区 分	25年度末(千円)
借入金現在額(財政融資資金等)	1,265,880,503

(注) 旧国有林野事業特別会計の負担に属する借入金の24年度末現在額は、1兆2721億2106万余円である。

(13) 農林水産省所管 漁船再保険及び漁業共済保険特別会計

この特別会計は、国が行う普通保険等再保険事業、特殊保険再保険事業、漁船乗組員給与保険再保険事業及び漁業共済保険事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されていたものである。

同特別会計は、漁船普通保険、漁船特殊保険、漁船乗組員給与保険、漁業共済保険及び業務の5勘定に区分して経理されていた。

なお、同特別会計は、特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律(平成25年法律第76号)により26年4月1日に廃止された。そして、25年度の末日において同特別会計に所属していた権利及び義務は、漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定及び漁船乗組員給与保険勘定に係るものは食料安定供給特別会計に新たに設けられた漁船再保険勘定に、漁業共済保険勘定に係るものは食料安定供給特別会計に新たに設けられた漁業共済保険勘定に、業務勘定に係るものは食料安定供給特別会計の業務勘定に、それぞれ帰属するものとされた。

漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の勘定別の25年度の歳入歳出決算、損益、積立金及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 漁船普通保険勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
25年度	42,407,150	42,407,150	—	—
24年度	47,545,694	47,545,694	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
25年度	9,814,930	5,973,692	—	3,841,237
24年度	21,344,699	10,490,939	—	10,853,759

なお、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第34条第2項の規定に基づき、25年度における収納済歳入額と支出済歳出額との差引額から未経過再保険料に相当する額及び支払備金に相当する額を控除した額328億6334万余円のうち、26年度の予算総則第12条第2項に定める金額328億2897万余円を、26年度の一般会計の歳入に繰り入れることとされた。

(イ) 損 益

区 分	25年度(千円)	24年度(千円)
利 益	9,578,179	47,545,694
損 失	108,945	102,031
	9,543,809	14,716,723
	730,242	5,282,061
	5,243,449	5,208,877
	3,519,575	4,178,530
利 益 金	34,369	32,828,970
〔前年度繰越損失金	32,223,291	65,052,262〕
〔翌年度繰越損失金	32,188,921	32,223,291〕

(ウ) 積 立 金

区 分	25年度末(千円)	24年度末(千円)
積立金現在額	—	—

(エ) 主な業務実績

区 分	25年度	(24年度)
(保険引受)		
件 数	350,660 件	353,118 件
再 保 険 金 額	57,885,254,966 千円	54,560,658,808 千円
(保険金支払)		
損 害 再 保 険 金	730,242 千円	5,282,061 千円

イ 漁船特殊保険勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
25年度	23,654	23,654	—	—
24年度	20,500	20,500	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
25年度	179,223	—	—	179,223
24年度	269,223	—	—	269,223

(イ) 損 益

区 分	25年度(千円)	24年度(千円)
利 益	24,618	20,025
損 失	18,081	13,722
	992	448
利 益 金	23,626	19,577
〔前年度繰越利益金	4,383,571	4,363,993〕
〔翌年度繰越利益金	4,407,198	4,383,571〕

(ウ) 積 立 金

区 分	25年度末(千円)	24年度末(千円)
積立金現在額	4,383,187	4,363,135

(エ) 主な業務実績

区 分	25 年 度	(24 年 度)
(保険引受)		
件 数	268 件	286 件
再 保 険 金 額	50,314,725 千円	38,716,542 千円

ウ 漁船乗組員給与保険勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
25 年度	2,832	2,832	—	—
24 年度	2,875	2,875	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
25 年度	27,520	—	—	27,520
24 年度	42,520	—	—	42,520

(イ) 損 益

区 分	25 年度(千円)	24 年度(千円)
利 益	2,866 (うち再保険料 534)	2,832 (うち再保険料 531)
損 失	48	37
利 益 金	2,818	2,795
〔前年度繰越利益金	1,302,081	1,299,286〕
〔翌年度繰越利益金	1,304,900	1,302,081〕

(ウ) 積 立 金

区 分	25 年度末(千円)	24 年度末(千円)
積立金現在額	1,302,045	1,299,206

(エ) 主な業務実績

区 分	25 年 度	(24 年 度)
(保険引受)		
件 数	180 件	195 件
再 保 険 金 額	577,367 千円	587,814 千円

工 漁業共済保険勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
25 年度	8,666,669	8,666,669	—	—
24 年度	9,271,915	9,271,915	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
25 年度	8,983,182	8,525,240	—	457,941
24 年度	14,257,739	8,923,437	—	5,334,301

(イ) 損 益

区 分	25 年度(千円)	24 年度(千円)
利 益	13,444,564 (うち保険料 3,221,651)	16,229,959 (うち保険料 3,271,897)
損 失	10,373,298 (うち保険金 3,429,932) (うち漁業共済組合連合会交付金 5,095,308) (うち次年度繰越支払備金 456,264)	14,049,811 (うち保険金 3,579,215) (うち漁業共済組合連合会交付金 5,344,221) (うち次年度繰越支払備金 3,788,845)
利 益 金	3,071,266	2,180,148
〔前年度繰越損失金	39,566,946	41,747,094〕
〔翌年度繰越損失金	36,495,679	39,566,946〕

(ウ) 主な業務実績

区 分	25 年 度	(24 年 度)
(保険引受)		
件 数	61,202 件	62,164 件
再 共 済 金 額	491,982,775 千円	484,893,034 千円
(保険金支払)		
漁 獲 共 済 保 険 金	1,178,130 千円	2,209,614 千円
養 殖 共 済 保 険 金	1,554,296 千円	576,612 千円
特定養殖共済保険金	668,251 千円	786,527 千円
漁業施設共済保険金	29,253 千円	6,460 千円
計	3,429,932 千円	3,579,215 千円

オ 業務勘定

歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
25 年度	691,000	691,000	—	—
24 年度	692,725	692,725	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
25 年度	720,444	690,946	54	29,443
24 年度	731,473	692,725	—	38,747

(14) 経済産業省所管 貿易再保険特別会計

この特別会計は、貿易保険の再保険に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の25年度の歳入歳出決算、損益、異常危険準備金及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
25 年度	48,003,152	48,003,152	—	—
24 年度	77,931,704	77,931,704	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
25 年度	209,119,476	14,520,665	61	194,598,748
24 年度	188,132,460	9,469,264	—	178,663,195

不用額の主なものは、再保険費(歳出予算現額1995億4638万余円)の1854億6838万余円である。

(イ) 損 益

区 分	25 年度(千円)	24 年度(千円)
利 益	114,277,194 (うち再保険料 29,015,575)	142,127,457 (うち再保険料 29,758,419)
損 失	114,277,194 (うち再保険金 13,064,289) (うち異常危険準備金繰入 17,439,216)	142,127,457 (うち再保険金 7,288,384) (うち異常危険準備金繰入 56,783,707)

(ウ) 異常危険準備金

区 分	25 年度末(千円)	24 年度末(千円)
異常危険準備金現在額	619,439,519	602,000,303

(エ) 主な業務実績

区 分	25 年 度	(24 年 度)
再 保 險 引 受 件 数	226,962 件	227,706 件
引 受 再 保 險 金 額	11,912,228,300 千円	12,115,096,189 千円
再 保 險 支 払 件 数	383 件	74 件
支 払 再 保 險 金 額	13,064,289 千円	7,288,384 千円

(15) 経済産業省所管 特許特別会計

この特別会計は、工業所有権(特許権、実用新案権、意匠権及び商標権をいう。)に関する事務に係る経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の25年度の歳入歳出決算及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
25 年度	323,877,148	323,877,041	—	106
24 年度	316,497,460	316,497,434	26	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
25 年度	114,826,945	107,617,061	532,340	6,677,542
24 年度	115,480,352	104,856,578	—	10,623,773

不用額の主なものは、事務取扱費(歳出予算現額 1047 億 6751 万余円)の 64 億 7700 万余円である。

(イ) 主な業務実績

区 分	25 年 度	(24 年 度)
(特 許 権)		
出 願 の 受 理	328,797 件	334,744 件
審 査 請 求 の 受 理	243,553 件	237,189 件
審 査	343,485 件	366,319 件
(実用新案権)		
出 願 の 受 理	7,516 件	7,975 件
(意 匠 権)		
出 願 の 受 理	30,913 件	31,986 件
審 査	30,976 件	31,882 件
(商 標 権)		
出 願 の 受 理	105,559 件	118,114 件
審 査	202,224 件	204,948 件

(16) 国土交通省所管 社会資本整備事業特別会計

この特別会計は、治水事業、道路整備事業、港湾整備事業、空港整備事業及び都市開発資金の貸付け並びに社会資本整備関係事業等に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されていたものである。

なお、同特別会計は、特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律(平成25年法律第76号。以下「改正法」という。)により26年4月1日に廃止された。そして、25年度の末日において同特別会計に所属していた権利及び義務のうち、空港整備事業等に係るものは自動車安全特別会計の空港整備勘定(経過措置として26年度に設置)に、復興事業に係るものは東日本大震災復興特別会計に、その他のものは一般会計に、それぞれ帰属するものとされた。

社会資本整備事業特別会計は、治水、道路整備、港湾、空港整備及び業務の5勘定に区分して経理されており、その勘定別の25年度の歳入歳出決算、損益、借入金及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 治水勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
25年度	1,511,039,642	1,510,790,923	5,029	243,689
24年度	989,951,037	989,936,471	4,658	9,907
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
25年度	1,530,790,332	1,152,000,977	340,589,316	38,200,039
24年度	1,468,550,443	835,099,637	603,234,213	30,216,592

翌年度繰越額の主なものは、河川整備事業費(歳出予算現額 8978 億 8722 万余円)の 2242 億 3241 万余円、砂防事業費(同 1459 億 9507 万余円)の 421 億 2766 万余円及び多目的ダム建設事業費(同 700 億 6668 万余円)の 193 億 5764 万余円である。また、不用額の主なものは、東日本大震災復興河川整備事業費(同 614 億 0181 万余円)の 102 億 9952 万余円、河川整備事業費の 99 億 2432 万余円及び業務取扱費業務勘定へ繰入(同 996 億 0142 万余円)の 73 億 9179 万余円である。

なお、改正法附則第 12 条第 1 項の規定に基づき、25 年度における収納済歳入額と支出済歳出額との差引額 3587 億 8994 万余円のうち、復興事業に係るもの 206 億 4785 万余円を 26 年度の東日本大震災復興特別会計の歳入に、その他のもの 3381 億 4209 万余円を 26 年度の一般会計の歳入に、それぞれ繰り入れることとされた。

(イ) 主な業務実績

区 分	25 年 度		(24 年 度)	
	直轄事業	補助事業	直轄事業	補助事業
河 川 改 修	117 河川	4 河川	117 河川	4 河川
河 川 総 合 開 発	13 ダム	46 ダム	14 ダム	57 ダム
砂 防 施 設 の 整 備	35 水系	1 流域	35 水系	3 流域
特定多目的ダム建設	16 ダム	—	17 ダム	—

イ 道路整備勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
25年度	3,150,859,205	3,150,109,471	62,822	686,911
24年度	2,254,426,577	2,254,081,958	64,155	280,463
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
25年度	3,176,478,365	2,362,725,014	764,082,890	49,670,460
24年度	3,159,253,429	2,069,180,672	1,011,563,063	78,509,693

翌年度繰越額の主なものは、地域連携道路事業費(歳出予算現額 9030 億 6386 万余円)の 2681 億 2505 万余円、道路交通安全対策事業費(同 6223 億 0981 万余円)の 1330 億 5813 万余円及び東日本大震災復興地域連携道路事業費(同 2922 億 0032 万余円)の 1328 億 4862 万余円である。また、不用額の主なものは、東日本大震災復興地域連携道路事業費の 197 億 7200 万余円、地域連携道路事業費の 61 億 3154 万余円及び受託工事費(同 724 億 8032 万余円)の 56 億 6389 万余円である。

なお、改正法附則第 12 条第 1 項の規定に基づき、25 年度における収納済歳入額と支出済歳出額との差引額 7873 億 8445 万余円のうち、復興事業に係るもの 1455 億 9602 万余円を 26 年度の東日本大震災復興特別会計の歳入に、その他のもの 6417 億 8842 万余円を 26 年度の一般会計の歳入に、それぞれ繰り入れることとされた。

(イ) 主な業務実績

区 分	25 年 度	(24 年 度)
(直轄事業)		
高速自動車国道の整備	12 路線	12 路線
一般国道の改築 (うち大規模バイパスの 新設)	151 路線 (43 か所)	151 路線 (46 か所)
共同溝の整備	7 路線	9 路線
(補助事業)		
一般国道の改築	35 路線	35 路線
地方道の改築	46 か所	67 か所
街路事業	7 か所	6 か所
土地区画整理事業	3 か所	5 か所

ウ 港湾勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
25年度	405,537,135	405,462,515	—	74,619
24年度	313,617,227	313,617,227	—	0
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
25年度	414,214,345	322,362,970	89,367,917	2,483,458
24年度	392,958,750	254,892,283	135,572,508	2,493,958

翌年度繰越額の主なものは、港湾事業費(歳出予算現額 2578 億 1350 万余円)の 546 億 3733 万余円、東日本大震災復興港湾事業費(同 536 億 9135 万余円)の 161 億 9261 万余円及び沖縄港湾事業費(同 247 億 1248 万余円)の 44 億 9337 万余円である。

なお、改正法附則第 12 条第 1 項の規定に基づき、25 年度における収納済歳入額と支出済歳出額との差引額 830 億 9954 万余円のうち、復興事業に係るもの 127 億 0555 万余円を 26 年度の東日本大震災復興特別会計の歳入に、その他のもの 703 億 9399 万余円を 26 年度の一般会計の歳入に、それぞれ繰り入れることとされた。

(イ) 主な業務実績

区 分	25 年 度	(24 年 度)
(直轄事業)		
港 湾 の 整 備	111 港	114 港
航 路 の 整 備	16 航路	16 航路
(補助事業)		
港 湾 の 整 備	59 港	69 港

エ 空港整備勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
25年度	384,556,198	384,462,737	122	93,338
24年度	354,337,701	354,061,620	—	276,080
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
25年度	383,506,876	331,502,191	41,538,498	10,466,187
24年度	376,266,533	316,083,513	38,478,912	21,704,107

翌年度繰越額の主なものは、空港整備事業費(歳出予算現額 801 億 5669 万余円)の 275 億 9789 万余円、沖縄空港整備事業費(同 228 億 3806 万余円)の 83 億 9645 万余円及び航空路整備事業費(同 297 億

5229 万余円)の 31 億 6670 万余円である。また、不用額の主なものは、空港等維持運営費(同 1441 億 9956 万余円)の 59 億 9228 万余円及び空港整備事業費の 23 億 0543 万余円である。

なお、改正法附則第 12 条第 1 項の規定に基づき、25 年度における収納済歳入額と支出済歳出額との差引額 529 億 6054 万余円を 26 年度の自動車安全特別会計の空港整備勘定の歳入に繰り入れることとされた。

(イ) 借入金

区 分	25 年度末(千円)	24 年度末(千円)
借入金現在額(財政融資資金等)	778,242,972	850,388,988

(ウ) 主な業務実績

区 分	25 年 度	(24 年 度)
(直轄事業)		
滑走路の新設及び延長	2 空港	1 空港

オ 業務勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
25 年度	278,122,205	278,111,708	105	10,390
24 年度	261,189,877	261,175,768	3,817	10,291
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
25 年度	253,383,150	211,790,177	16,313,058	25,279,915
24 年度	258,443,559	214,599,765	20,249,995	23,593,797

翌年度繰越額は業務取扱費(歳出予算現額 2341 億 1768 万余円)の 143 億 1305 万余円及び都市開発資金貸付金(同 166 億 8900 万円)の 20 億円である。また、不用額の主なものは、業務取扱費の 147 億 2586 万余円及び都市開発資金貸付金の 104 億 5400 万円である。

なお、改正法附則第 12 条第 1 項の規定に基づき、25 年度における収納済歳入額と支出済歳出額との差引額 663 億 2153 万余円のうち、空港整備事業等に係るもの 4418 万余円を 26 年度の自動車安全特別会計の空港整備勘定の歳入に、復興事業に係るもの 24 億 5154 万余円を 26 年度の東日本大震災復興特別会計の歳入に、その他のもの 638 億 2579 万余円を 26 年度の一般会計の歳入に、それぞれ繰り入れることとされた。

(イ) 損益(都市開発資金の貸付けに係るもの)

区 分	25 年度(千円)	24 年度(千円)
利 益	200,312	237,907
損 失	42,486	78,738
利 益 金	157,826	159,168
〔前年度繰越損失金〕	1,466,387	1,625,556
〔翌年度繰越損失金〕	1,308,561	1,466,387

(ウ) 借入金(都市開発資金の貸付けに係るもの)

区 分	25 年度末(千円)	24 年度末(千円)
借入金現在額(財政融資資金)	1,792,822	3,931,645

(エ) 主な業務実績(都市開発資金の貸付けに係るもの)

a 貸付実績

区 分		25 年 度	(24 年 度)
(地方公共団体貸付)			
都市公共施設用地買取資金貸付	件 数	11 件	12 件
	面 積	11,516 m ²	15,010 m ²
	金 額	1,316,000 千円	1,551,000 千円
(民間都市開発推進機構貸付)			
都市開発資金貸付	件 数	2 件	—
	金 額	2,477,000 千円	—

b 貸付金回収

金 額	25 年 度	(24 年 度)
	24,703,160 千円	36,244,964 千円

c 貸付金現在額

金 額	25 年 度 末	(24 年 度 末)
	108,838,320 千円	129,306,480 千円

なお、この特別会計について検査した結果、不当事項3件((312) : 548 ページ、(313) : 551 ページ、(348) : 557 ページ参照)、意見を表示し又は処置を要求した事項9件(574、577、587、599、610、614、618、625、630 ページ参照)及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項1件(642 ページ参照)を掲記した。

(17) 国土交通省所管 自動車安全特別会計

この特別会計は、自動車損害賠償保障事業、自動車検査登録等事務、自動車事故対策事業等に関する国の経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

なお、特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律(平成25年法律第76号)により、25年度の末日において社会資本整備事業特別会計に所属していた権利及び義務のうち、空港整備事業等に係るものは自動車安全特別会計の空港整備勘定(経過措置として26年度に設置)に帰属するものとされた。

同特別会計は、保障、自動車検査登録及び自動車事故対策の3勘定に区分して経理されており、その勘定別の25年度の歳入歳出決算、損益、繰越金、基金及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 保障勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
25 年度	64,174,040	62,438,695	387,293	1,348,051
24 年度	64,889,212	63,026,803	434,679	1,427,729
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
25 年度	6,542,142	4,427,293	—	2,114,848
24 年度	8,483,761	5,052,207	—	3,431,553

(イ) 損 益

区 分	25 年度(千円)		24 年度(千円)	
利 益		8,782,512		8,935,704
	(うち賦課金)	1,976,184	(うち賦課金)	2,298,738
	(うち前年度繰越未経過賦課金)	1,745,958	(うち前年度繰越未経過賦課金)	1,606,710
損 失		7,403,374		9,341,089
	(うち保障金)	2,026,000	(うち保障金)	2,003,210
	(うち次年度繰越未経過賦課金)	1,712,701	(うち次年度繰越未経過賦課金)	1,745,958
利 益 金 (△ 損 失 金) (利益金又は損失金の処理)		1,379,137		△ 405,385
	(翌年度に繰越利益として整理)	2,501,833	(翌年度に繰越利益として整理)	1,355,824
	(翌年度に基金を減額して整理 △)	1,122,695	(翌年度に基金を減額して整理 △)	1,761,209

(ウ) 繰越金

区 分	25年度末(千円)	24年度末(千円)
繰越利益の額	117,108,131	115,752,306

(エ) 基金

区 分	25年度末(千円)	24年度末(千円)
基金残額	17,215,316	18,976,526

(オ) 主な業務実績

区 分	25年度	(24年度)
保障金等の支払件数	1,421件	1,687件
金 額	2,026,000千円	2,003,210千円
〔経過措置としての保険金〕 支払		
再保険金及び保険金の支払件数	498件	729件
金 額	1,277,967千円	1,800,919千円

イ 自動車検査登録勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
25年度	46,233,354	46,233,354	—	—
24年度	40,716,251	40,716,251	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
25年度	35,327,793	30,579,312	526,961	4,221,518
24年度	33,940,141	29,843,096	1,001,700	3,095,345

(イ) 主な業務実績

区 分	25年度	(24年度)
自動車の検査	25,732千件	25,994千件
(うち有料分)	(25,677千件)	(25,937千件)
自動車の登録	16,632千件	16,134千件
(うち有料分)	(16,131千件)	(15,545千件)

ウ 自動車事故対策勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
25年度	12,798,758	12,798,758	—	—
24年度	14,064,550	14,064,550	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
25年度	12,973,090	12,449,387	—	523,702
24年度	13,105,130	12,003,768	—	1,101,361

(イ) 損 益

区 分	25年度(千円)	24年度(千円)
利 益	3,339,640	9,605,591
(うち利子収入)	3,227,836	3,372,918
損 失	12,449,387	12,003,768
(うち独立行政法人自動車事故対策 機構運営費交付金	6,772,218	6,711,516
損 失 金	9,109,746	2,398,176
(損失金の処理)	(翌年度に基金を減額して整理)	(翌年度に基金を減額して整理)

(ウ) 基金

区 分	25年度末(千円)	24年度末(千円)
基金残額	681,359,971	683,758,148

(エ) 主な業務実績

区 分	25年度	(24年度)
自動車事故対策計画に基 づく助成	3,801件	2,587件
金 額	12,237,716千円	11,822,623千円

なお、この特別会計について検査した結果、意見を表示し又は処置を要求した事項1件(574ページ参照)を掲記した。

(18) 国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管 東日本大震災復興特別会計

この特別会計は、東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理することを目的として、復興事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の25年度の歳入歳出決算、復興債の償還金等及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
25年度	6,770,336,395	6,770,331,089	—	5,306
24年度	5,022,256,595	5,022,256,595	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
25年度	6,938,642,128	4,406,732,650	1,960,483,035	571,426,442
24年度	4,970,657,595	3,152,221,590	1,632,720,841	185,715,162

所管別の支出済歳出額は、次のとおりである。

所 管	25年度(千円)	24年度(千円)
国 会	185,843	496,604
裁 判 所	9,644	21,106
会 計 検 査 院	—	—
内 閣	27,444	246,173
内 閣 府	81,803,376	16,462,504
復 興 庁	301,770,765	57,069,285
総 務 省	583,288,976	674,813,953
法 務 省	3,444,265	5,779,662
外 務 省	—	505,720
財 務 省	909,811,837	1,117,769,496
文 部 科 学 省	273,070,825	135,333,520
厚 生 労 働 省	77,277,893	259,727,200
農 林 水 産 省	219,823,194	100,955,708
経 済 産 業 省	273,197,271	176,327,036
国 土 交 通 省	731,185,674	266,195,203
環 境 省	820,348,542	256,994,892
防 衛 省	131,487,094	83,523,519

(注) 会計検査院には24、25両年度の歳出予算現額が、また、外務省には25年度の歳出予算現額がそれぞれ計上されていない。

翌年度繰越額の主なものは、次のとおりである。

所管	組織	項	翌年度繰越額(千円)	(歳出予算現額)(千円)
内閣府	内閣本府	地域活性化等復興政策費	33,380,483	64,311,498
復興庁	復興庁	東日本大震災復興推進費	480,298,395	480,298,395
		原子力災害復興再生支援事業費	73,557,099	98,420,289
		地域活性化等復興政策費	31,071,860	31,717,637
		教育・科学技術等復興事業費	2,868,924	5,974,602
		経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興事業費	10,652,500	10,652,500
		環境保全復興政策費	115,471,485	179,221,815
		環境保全復興事業費	19,900,110	19,986,105
		東日本大震災災害復旧等事業費	20,851,421	26,545,068
		農業生産基盤保全管理・整備事業費 食料安定供給特別会計へ繰入	1,713,367	6,509,287
総務省	総務本省 消防庁	生活基盤行政復興政策費	2,195,970	3,683,787
		生活基盤行政復興事業費	3,505,130	8,846,950
文部科学省	文部科学本省	私立学校振興費	2,060,139	18,789,405
		国立大学法人施設整備費	8,472,834	27,133,745
		研究開発推進費	1,460,574	11,665,086
		教育・科学技術等復興政策費	2,778,433	38,592,364
		原子力災害復興再生支援事業費	3,150,403	3,481,526
		公立文教施設整備費	98,006,559	287,337,573
		教育・科学技術等復興事業費	9,979,894	37,698,386
厚生労働省	厚生労働本省 国立更生援護機関	東日本大震災災害復旧等事業費	5,984,703	25,235,843
		社会保障等復興事業費	6,278,935	6,767,313
		国立更生援護機関施設費	1,851,882	3,885,117
農林水産省	農林水産本省 林野庁 水産庁	農林水産業復興政策費	2,426,517	20,934,643
		東日本大震災復興事業費	13,368,423	22,862,585
		東日本大震災災害復旧等事業費	38,646,403	80,325,663
		東日本大震災復興事業費	13,133,178	25,939,281
		農林水産業復興政策費	3,334,549	6,913,366
		東日本大震災災害復旧等事業費	22,839,716	28,497,561
		東日本大震災復興事業費	17,629,782	31,749,513
		農林水産業復興政策費	4,198,809	24,496,773
		農林水産業復興事業費	13,726,429	18,841,322
		東日本大震災災害復旧等事業費	141,607,446	178,625,313
経済産業省	経済産業本省 資源エネルギー庁 中小企業庁	東日本大震災復興独立行政法人産業技術総合研究所施設整備費	8,992,285	8,992,285
		経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興政策費	37,577,370	38,931,743
		経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興事業費	75,224,785	204,748,430
国土交通省	国土交通本省	海岸事業費	3,320,522	7,521,295
		原子力災害復興再生支援事業費	4,856,032	41,280,488
		社会資本総合整備事業費	5,442,154	62,159,556
		東日本大震災復興事業費	44,379,903	79,180,394
		東日本大震災災害復旧等事業費	198,751,101	405,821,192
環境省	環境本省 地方環境事務所 原子力規制委員会	東日本大震災復興事業費	1,288,912	11,111,907
		環境保全復興政策費	113,471,731	792,351,801
		環境保全復興政策費	241,376,081	407,348,611
		環境保全復興政策費	1,584,320	8,010,291
防衛省	防衛本省	施設整備費	4,442,957	38,104,460
		防衛復興政策費	3,744,898	56,278,476

第6章 第2節 第1 2 特別会計 (18) 東日本大震災復興特別会計

不用額の主なものは、次のとおりである。

所管	組織	項	不用額(千円)	(歳出予算現額)(千円)
内閣府	内閣本府	地域活性化等復興政策費	3,392,127	64,311,498
復興庁	復興庁	東日本大震災復興推進調整費	7,634,878	9,568,211
		原子力災害復興再生支援事業費	19,632,590	98,420,289
		生活基盤行政復興政策費	5,189,001	5,189,001
		教育・科学技術等復興政策費	4,035,842	4,035,842
		教育・科学技術等復興事業費	3,105,678	5,974,602
		社会保障等復興政策費	9,042,319	9,042,319
		農林水産業復興政策費	1,998,963	1,998,963
		環境保全復興政策費	63,750,330	179,221,815
		就職支援法事業費労働保険特別会計へ繰入	1,263,121	1,513,928
		東日本大震災災害復旧等事業費	5,693,647	26,545,068
		治水事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入	6,087,998	16,528,375
		道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	16,876,210	244,829,951
総務省	総務本省	地方交付税交付金	28,113,364	605,302,422
財務省	財務本省	復興債費	15,759,774	880,843,755
		復興加速化・福島再生予備費	150,000,000	150,000,000
文部科学省	文部科学本省	私立学校振興費	9,330,494	18,789,405
		教育・科学技術等復興政策費	1,721,582	38,592,364
		公立文教施設整備費	31,315,326	287,337,573
		教育・科学技術等復興事業費	1,667,378	37,698,386
厚生労働省	厚生労働本省	東日本大震災災害復旧等事業費	15,890,231	25,235,843
		社会保障等復興政策費	1,043,597	66,966,195
農林水産省	農林水産本省	農林水産業復興政策費	2,078,872	20,934,643
		東日本大震災災害復旧等事業費	10,561,202	80,325,663
	林野庁	東日本大震災復興事業費	1,783,050	25,939,281
	水産庁	東日本大震災復興事業費	2,104,714	31,749,513
		農林水産業復興政策費	2,296,428	24,496,773
		農林水産業復興事業費	1,164,914	18,841,322
経済産業省	中小企業庁	経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興事業費	14,418,406	204,748,430
国土交通省	国土交通本省	治水事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	1,228,610	29,786,881
		社会資本総合整備事業費	1,084,944	62,159,556
		東日本大震災復興事業費	4,946,765	79,180,394
		東日本大震災災害復旧等事業費	60,180,740	405,821,192
環境省	環境本省	東日本大震災復興事業費	1,118,125	11,111,907
		環境保全復興政策費	34,901,180	792,351,801
	地方環境事務所	環境保全復興政策費	7,935,579	407,348,611
	原子力規制委員会	環境保全復興政策費	1,481,287	8,010,291
防衛省	防衛本省	武器車両等整備費	1,026,856	37,976,646

(イ) 復興債の償還金等

区分	25年度(千円)	24年度(千円)
償還金(国債整理基金特別会計へ繰入)	844,631,824	1,001,811,302
利子等(国債整理基金特別会計へ繰入)	20,452,156	24,126,610

(ウ) 主な業務実績

区 分	25 年 度	(24 年 度)
被 災 者 支 援	137,702,460 千円	264,544,229 千円
インフラ等復旧、まちづくり	1,434,052,141 千円	289,204,303 千円
産業の振興・雇用の確保	436,669,777 千円	291,762,373 千円
原子力災害からの復興・再生	558,943,471 千円	319,276,171 千円
地 方 交 付 税 交 付 金	577,189,058 千円	670,413,604 千円
全 国 防 災 対 策 費	393,270,789 千円	284,699,573 千円

なお、この特別会計について検査した結果、不当事項 3 件((41) (42) : 197 ページ、(310) : 518 ページ参照)、意見を表示し又は処置を要求した事項 4 件(107、466、603、692 ページ参照)及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 1 件(493 ページ参照)を掲記した。

第2 国税収納金整理資金の受払

国税収納金整理資金は、国税収入に関する経理の合理化と過誤納金の還付金等の支払事務の円滑化を図ることを目的として、国税収納金整理資金に関する法律(昭和29年法律第36号)に基づいて、昭和29年度に設置されたものである。この資金に国税収納金等を受け入れ、過誤納金の還付金等はこの資金から支払い、その差引額を国税収入その他の収入として国の歳入に組み入れることとしており、その受払の計算書を一般会計歳入歳出決算とともに内閣が国会に提出しなければならないこととなっている。

平成25年度国税収納金整理資金受払計算書についてみると、受入れ及び支払は次のとおりである。

受 入 れ	徴収決定済額(千円)	収納済額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済額(千円)
25年度	59,062,875,751	58,108,538,134	137,336,992	817,000,624
24年度	55,029,203,473	54,106,761,765	115,098,882	807,342,824
支 払	支払決定済額(千円)		歳入組入額(千円)	
25年度	8,965,778,765		48,424,053,411	
24年度	8,741,806,268		44,605,192,581	

上記歳入組入額の主なものは次のとおりである。

区 分	歳入組入額(千円)
一般会計各税組入金	46,149,895,444
交付税及び譲与税配付金特別会計(交付税及び譲与税配付金勘定)各税組入金	574,816,649
国債整理基金特別会計組入金	160,525,621
東日本大震災復興特別会計各税組入金	1,538,159,720

なお、不納欠損額及び収納未済額の主なものは次のとおりである。

区 分	不納欠損額(千円)	(徴収決定済額)(千円)
消費税及地方消費税受入金	39,080,188	17,052,241,019
法人税受入金	27,333,909	11,521,309,577
源泉所得税受入金	26,810,172	133,327,234
申告所得税受入金	21,658,264	189,895,397
相続税受入金	20,197,539	1,701,973,756
消費税受入金	1,760,516	2,687,545
区 分	収納未済額(千円)	(徴収決定済額)(千円)
消費税及地方消費税受入金	337,268,185	17,052,241,019
揮発油税及地方揮発油税受入金	250,855,510	3,100,570,737

前記の収納未済額のほか、既往年度分の収納未済額が1兆2320億9013万余円ある。

第3 法律により設置されているその他の資金の受払

国税収納金整理資金のほか、法律により特に設置されている資金で、その増減及び現在額についての計算書を内閣が歳入歳出決算を国会に提出する場合に添付しなければならないこととなっているものは、決算調整資金及び貨幣回収準備資金の2資金である。

1 決算調整資金

この資金は、予見し難い租税収入の減少等により一般会計の歳入歳出の決算上不足が生ずることとなる場合において、この資金からその不足を補填することにより、一般会計における収支の均衡を図ることを目的として、決算調整資金に関する法律(昭和53年法律第4号)に基づいて昭和52年度に設置されたものである。

平成25年度決算調整資金の増減及び現在額計算書についてみると、資金の増減及び現在額は次のとおりである。

区 分	金 額(千円)
25年7月末資金現在額	—
25年8月1日から26年7月31日までの資金増	—
25年8月1日から26年7月31日までの資金減	—
26年7月末資金現在額	—

2 貨幣回収準備資金

この資金は、政府による貨幣の発行、引換え及び回収の円滑な実施を図り、もって貨幣に対する信頼の維持に資することを目的として、貨幣回収準備資金に関する法律(平成14年法律第42号)に基づいて平成15年度に設置されたものである。

平成25年度貨幣回収準備資金の増減及び現在額計算書についてみると、資金は国庫金と回収貨幣及地金に区分されており、その増減及び現在額は次のとおりである。

区 分	事 項	25年度(千円)	24年度(千円)
国 庫 金	年度首在高 (受入れ)	634,317,766	633,103,466
	貨幣発行高	173,859,875	178,487,072
	運用益	1,672,399	1,795,052
	地金売払代	1,281,425	1,848,727
	計	176,813,699	182,130,852
	(払出し)		
	貨幣回収高	148,844,895	180,916,552
一般会計へ繰入れ (年度末繰入分)	23,992,367	—	
計	172,837,263	180,916,552	
	差引現在額	638,294,202	634,317,766
回 収 貨 幣 及 地 金	年度首在高 (受入れ)	241,889,830	232,477,898
	回収貨幣	9,711,649	15,219,580
	計	9,711,649	15,219,580
	(払出し)		
	貨幣材料	3,814,296	3,494,888
	地金売払	1,279,091	2,167,129
	その他	188,419	145,631
計	5,281,807	5,807,649	
	差引現在額	246,319,672	241,889,830
資 金 合 計		884,613,874	876,207,596

第4 債権及び債務

第6章 第2節 第4 債権及び債務 1 債権 2 債務

1 債 権

平成25年度債権現在額総計算書における債権の年度末現在額は、次のとおりである。

区 分	25年度末現在額(千円)	24年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)
歳 入	8,214,136,467	8,725,533,876	△ 511,397,409
歳 入 外	96,576	137,580	△ 41,003
積 立 金	104,769,423,356	106,742,013,909	△ 1,972,590,553
資 金	122,052,362,111	126,486,971,260	△ 4,434,609,148
計	235,036,018,511	241,954,656,627	△ 6,918,638,115

25年度末現在額を前年度末現在額と比べると、6兆9186億3811万余円減少している。

増加したものと及び減少したもののうち主なものは、次のとおりである。

区 分	会 計	項	増加額△減少額(千円)
歳 入	年金特別会計 国民年金勘定 社会資本整備事業特別会計 道路整備勘定	保険料収入	△ 157,911,674
		償還金収入	△ 115,654,299
積 立 金	年金特別会計 国民年金勘定 厚生年金勘定	運用寄託金債権	△ 183,202,907
		運用寄託金債権	△ 1,789,387,646
資 金	一般会計 外国為替資金特別会計 財政投融资特別会計 財政融資資金勘定	各税受入金債権	△ 884,166,908
		円貨貸付金債権	147,779,049
		政府関係機関貸付金債権	△ 530,367,592
		地方公共団体貸付金債権	△ 754,333,534
		特別法人貸付金債権	△ 2,419,199,796

この債権の状況について、この章の「第1節第4 個別の決算等」(1198ページ参照)に詳述した。

2 債 務

平成25年度一般会計国の債務に関する計算書及び各特別会計債務に関する計算書における債務の年度末現在額の合計は、次のとおりである。

種 別	25年度末現在額(千円)	24年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)
予算総則で債務負担の限度額が定められているものに係る債務負担額	146,569,375	66,745,966	79,823,408
歳出予算の繰越債務負担額	4,090,868,401	5,054,094,038	△ 963,225,637
財政法第14条の2第1項の規定に基づく継続費による債務負担額	315,640,155	341,922,880	△ 26,282,725
財政法第15条第1項の規定に基づく国庫債務負担行為	6,933,045,630	6,678,912,050	254,133,579
財政法第15条第2項の規定に基づく国庫債務負担行為	10,384,102	18,185,110	△ 7,801,007
法律、条約等で債務の権能額が定められているものに係る債務負担額(公債及び借入金に係るものを除く。)	—	111,178,553	△ 111,178,553
公債	853,820,214,474	821,531,196,669	32,289,017,805
内国債	853,820,146,215	821,531,129,578	32,289,016,636
外国債(注)	68,258	67,090	1,168

種 別	25年度末現在額(千円)	24年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)
借入金	55,504,742,798	54,859,333,795	645,409,003
政府短期証券	115,688,430,000	115,267,660,000	420,770,000
他会計への繰入未済金(他会計への繰戻未済金を含む。)	5,475,429,592	6,013,076,361	△ 537,646,769
予算総則で保証及び損失補償の限度額が定められているものに係る保証及び損失補償の債務負担額	46,970,909,346	47,668,749,535	△ 697,840,188
計	1,088,956,233,878	1,057,611,054,962	31,345,178,915

(注) 外国債は明治32年から昭和38年までの間に発行された英貨債、米貨債及び仏貨債で、既償還未払額があり、起債地の法令等に時効の規定がないなどのため、国の債務として残っている。

債務の25年度末現在額を前年度末現在額と比べると、増加したものは、公債、借入金、政府短期証券等である。また、減少したものは、歳出予算の繰越債務負担額、予算総則で保証及び損失補償の限度額が定められているものに係る保証及び損失補償の債務負担額、他会計への繰入未済金(他会計への繰戻未済金を含む。)等である。

公債について25年度末現在額を前年度末現在額と比べると、年度中に増加した額は180兆8865億8491万余円、減少した額は148兆5975億6711万余円で、差引き32兆2890億1780万余円増加している。なお、公債の発行の特例に関する特別の法律により発行したものと及びこの借換えに係るものは、差引き29兆7067億1879万余円増加している。

年度中に増加したものと及び減少したもののうち主なものは、次のとおりである。

増加したもの		減少したもの	
区 分	金 額(千円)	区 分	金 額(千円)
借換発行したもの	121,267,073,980	借換発行したものを償還したもの	94,201,611,718
公債の発行の特例に関する特別の法律により発行したもの	37,955,911,800	公債の発行の特例に関する特別の法律により発行したものを償還したもの	27,326,210,301
財政融資資金の運用の財源に充てるために財政投融资特別会計(財政融資資金勘定)の負担において発行したもの	10,699,878,600	財政融資資金の運用の財源に充てるために財政投融资特別会計(財政融資資金勘定)等の負担において発行したものを償還したもの	15,760,156,219
財政法第4条第1項ただし書の規定により発行したもの	6,926,590,500	財政法第4条第1項ただし書の規定により発行したものを償還したもの	4,598,061,100
財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第4条第1項の規定により発行したもの	2,606,392,500	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法により発行したものを償還したもの	4,523,147,520
		原子力損害賠償支援機構国庫債券を償還したもの	1,455,700,000

また、借入金について25年度末現在額を前年度末現在額と比べると、年度中に増加した額は39兆3510億3395万余円、減少した額は38兆7056億2494万余円で、差引き6454億0900万余円増加している。年度中に増加した主なものは、民間金融機関からの借入れ27兆6372億0300万円であり、減少した主なものは、民間金融機関への償還26兆0673億1850万円である。

なお、25年4月の外国貨幣換算率の変更に^(注)に伴い増加した債務は304億3096万余円、減少した債務は279億3511万余円である。

(注) 主な外国貨幣の換算率の変更

米 貨	1ドル	81円→82円
英 貨	1ポンド	129円→132円
欧州連合貨	1ユーロ	112円→107円
カナダ貨	1カナダ・ドル	82円→83円

第5 国庫金、国有財産及び物品

1 国庫金

平成26年3月末における日本銀行政府預金勘定残高は、次のとおりである。

種 別	26年3月末現在(千円)	25年3月末現在(千円)	差引き増△減(千円)
当座預金	149,998,722	149,999,975	△ 1,252
別口預金	360,092,216	388,499,396	△ 28,407,180
指定預金	1,170,391,358	958,308,225	212,083,133
小額紙幣引換準備預金	493	493	—
計	1,680,482,791	1,496,808,091	183,674,699

一時的な資金不足を補うため、政府短期証券を発行した額は累計で614兆7608億円であり、また、一時借入金をした額は累計で491兆4100億3534万5千円(財政融資資金等からの借入金)、国庫余裕金を繰り替え使用した額は累計で58兆3000億円である。

2 国有財産

平成25年度国有財産増減及び現在額総計算書における国有財産の年度末現在額は、次のとおりである。

区 分	25年度末現在額(千円)	24年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)	
土地	17,477,843,719	16,824,312,272	653,531,446	
立木竹	2,913,743,133	6,982,875,768	△ 4,069,132,635	
建物	3,459,842,876	3,522,143,723	△ 62,300,847	
工作物	3,111,966,962	4,916,316,783	△ 1,804,349,821	
機械器具	0	0	—	
船舶	1,403,852,098	1,404,120,165	△ 268,067	
航空機	617,135,674	662,999,791	△ 45,864,116	
地上権等	811,217	831,696	△ 20,478	
特許権等	2,227,244	1,954,306	272,938	
政府出資等	75,802,384,134	70,914,731,284	4,887,652,850	
不動産の信託の受益権	23,338,363	24,507,247	△ 1,168,884	
計	104,813,145,424	105,254,793,040	△ 441,647,615	
分類及び種類	行政財産	23,399,846,293	28,700,225,919	△ 5,300,379,626
	公用財産	18,220,016,634	18,450,789,517	△ 230,772,883
	公共用財産	659,721,736	650,728,905	8,992,830
	皇室用財産	531,289,048	518,918,268	12,370,780
	企業用財産 ^(注)	—	9,079,789,228	△ 9,079,789,228
	森林経営用財産 ^(注)	3,988,818,873	—	3,988,818,873
普通財産	81,413,299,131	76,554,567,120	4,858,732,010	

(注) 国有財産法(昭和23年法律第73号)の一部改正により、平成25年4月1日に企業用財産は廃止され、森林経営用財産が新設された。

25年度末現在額を前年度末現在額と比べると、年度中に増加した額は17兆9965億3812万余円、減少した額は18兆4381億8574万余円で、差引き4416億4761万余円減少している。なお、これらの中には所属替が行われたことにより増加した額9兆2197億8947万余円、減少した額9兆2187億8066万余円、台帳価格の改定が行われたことにより増加した額6兆1888億6855万余円、減少した額7兆4863億1384万余円が含まれている。

そのほか年度中に増加したものと減少したもののうち主なものは、次のとおりである。

増加したものの			減少したものの		
区分	事由	金額(千円)	区分	事由	金額(千円)
政府出資等	出資	876,557,755	土地	引渡	387,094,370
土地	換地	398,929,373	政府出資等	資本金減少	333,351,630
土地	権利変換	186,860,043	政府出資等	出資金回収	244,609,767
工作物	新設	183,666,727	土地	消滅	188,572,137
船舶	新造	173,771,308	土地	売却	122,582,231

また、平成25年度国有財産無償貸付状況総計算書における無償貸付財産の年度末現在額は、次のとおりである。

区分	25年度末現在額(千円)	24年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)
土地	1,023,592,774	1,014,025,466	9,567,307
立木竹	594,563	609,588	△15,024
建物	1,546,339	1,967,190	△420,851
工作物	563,290	359,393	203,896
計	1,026,296,967	1,016,961,638	9,335,328

なお、国有財産法施行令(昭和23年政令第246号)第19条の規定に基づき、各省各庁の長は、天災その他の事故により国有財産を滅失又は損傷したときは、直ちに当該財産の損害見積価額等を財務大臣に通知しなければならないこととなっており、東日本大震災により被災した国有財産の滅失又は損傷に係る通知は25年度に31件、震災発生後からの累計で130件であり、滅失したものと損傷したものの金額は、次のとおりである。

区分	通知年度	滅失したものの	損傷したものの
		金額(千円)	金額(千円)
立木竹	25年度中通知額 (25年度末までの累計額)	152,160 (407,579)	— (81,472)
建物	25年度中通知額 (25年度末までの累計額)	104,639 (691,260)	2,685,513 (21,915,015)
工作物	25年度中通知額 (25年度末までの累計額)	1,801,520 (7,394,030)	4,994,177 (18,471,706)
計	25年度中通知額 (25年度末までの累計額)	2,058,320 (8,492,870)	7,679,691 (40,468,193)

(注1) 損害見積価額が500万円を超えない場合や船舶及び航空機が滅失又は毀損した場合には通知を要しないこと、損害見積価額が確定していないことなどから通知されていないものがあるため、上記の金額は、東日本大震災により被災した国有財産の滅失又は損傷額の全額ではない。

(注2) 上記の通知の中には、建物及び工作物を合算した金額や建物、工作物及び立木竹を合算した金額、工作物及び立木竹を合算した金額のものがあり、これらの金額は区分ごとに分けられないため、損傷したものの建物の金額には工作物や立木竹の金額が、損傷したものの工作物の金額には立木竹の金額が含まれている。

3 物 品

平成 25 年度物品増減及び現在額総計算書における物品の年度末現在額は、次のとおりである。

品 目	25 年度末現在額(千円)	24 年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)
電 気 機 器	65,977,543	67,066,159	△ 1,088,615
通 信 機 器	686,501,980	665,230,111	21,271,869
工 作 機 器	1,758,253	1,752,082	6,170
木 工 機 器	3,624,312	3,595,821	28,490
土 木 機 器	115,883,661	116,186,353	△ 302,692
試 験 及 び 測 定 機 器	499,947,054	494,897,694	5,049,359
荷 役 運 搬 機 器	2,110,637	2,221,302	△ 110,664
産 業 機 器	24,422,311	24,220,380	201,930
船 舶 用 機 器	13,631,951	16,166,987	△ 2,535,036
車 両 及 び 軌 条	743,206,849	730,167,737	13,039,112
医 療 機 器	32,975,706	32,969,537	6,169
特 殊 用 途 機 器	100,869,698	96,148,339	4,721,358
雑 機 器	303,105,748	274,030,309	29,075,439
防 衛 用 武 器	3,345,102,780	3,331,462,034	13,640,745
防 衛 用 施 設 機 器	192,419,696	189,475,539	2,944,156
防 衛 用 電 気 通 信 機 器	3,216,926,144	3,116,984,919	99,941,225
防 衛 用 航 空 機 用 機 器	1,135,979,247	1,067,598,403	68,380,844
防 衛 用 船 舶 用 機 器	139,662,786	135,012,799	4,649,986
防 衛 用 衛 生 器 材	44,203,259	43,996,159	207,099
防 衛 用 一 般 機 器	1,391,261,598	1,379,361,428	11,900,169
美 術 品	34,983,952	32,197,404	2,786,547
計	12,094,555,175	11,820,741,506	273,813,668

25 年度末現在額を前年度末現在額と比べると、年度中に増加した額は 4 兆 1123 億 8193 万余円、減少した額は 3 兆 8385 億 6827 万余円で、差引き 2738 億 1366 万余円増加している。なお、年度中に増加した額及び減少した額の中には、国有林野事業特別会計の廃止に伴い、物品の管理換が行われたことによるものが、それぞれ 52 億 2411 万余円含まれている。

第 6 財政融資資金の長期運用

平成 25 年度の財政融資資金の長期運用予定額に係る運用実績報告書における長期運用予定現額、本年度運用済額、翌年度繰越額及び運用残額は、次のとおりである。

区 分	長期運用予定現額 (千円)	本年度運用済額 (千円)	翌年度繰越額 (千円)	運用残額 (千円)
国(特別会計)	30,086,700	17,312,331	2,458,304	10,316,065
政府関係機関	6,921,900,000	4,361,262,000	—	2,560,638,000
独立行政法人等	2,571,638,052	2,139,628,572	33,071,798	398,937,682
地方公共団体	6,894,536,057	3,893,827,137	2,541,718,314	458,990,606
計	16,418,160,809	10,412,030,040	2,577,248,416	3,428,882,353

第7 政府関係機関及びその他の団体

1 概 況

会計検査院は、国の会計のほか、会計検査院法その他の法律の規定によって政府関係機関等の会計を検査している。

平成26年次の検査(25年10月から26年9月まで)において検査の対象としたのは次の会計である。

- ① 国が資本金の2分の1以上を出資している法人の会計 221
- ② 法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められた会計 1
- ③ 国が資本金の一部を出資しているものの会計のうち 7
- ④ 国が資本金を出資したものが更に出資しているものの会計のうち 31
- ⑤ 国が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの会計のうち 3
- ⑥ 国が補助金その他の財政援助を与えた都道府県、市町村、各種組合、学校法人等の会計のうち 5,071
- ⑦ 国若しくは①に該当する法人(以下「国等」という。)の工事その他の役務の請負人若しくは事務若しくは業務の受託者又は国等に対する物品の納入者のその契約に関する会計のうち 193

このうち、①から⑤までの明細は次のとおりである。

区 分	団 体 名			
①国が資本金の2分の1以上を出資しているもの 221	(1) 政府関係機関 4			
	沖縄振興開発金融公庫	株式会社日本政策金融公庫	株式会社国際協力銀行	(注1) 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門
	(2) 事業団等 33			
	日本私立学校振興・共済事業団	日 本 銀 行	日本中央競馬会	預金保険機構
	東京地下鉄株式会社	日本環境安全事業株式会社	成田国際空港株式会社	東日本高速道路株式会社
	中日本高速道路株式会社	西日本高速道路株式会社	本州四国連絡高速道路株式会社	日本郵政株式会社
	日本司法支援センター	全国健康保険協会	株式会社日本政策投資銀行	輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社
	株式会社産業革新機構	日本年金機構	原子力損害賠償支援機構	農水産業協同組合貯金保険機構
	新関西国際空港株式会社	株式会社農林漁業成長産業化支援機構	(注2) 株式会社民間資金等活用事業推進機構	(注3) 株式会社海外需要開拓支援機構
	以上のほか、清算中のものなどが9団体ある。			
(注4)				
(3) 独立行政法人 95				
国立公文書館	情報通信研究機構	酒類総合研究所	国立特別支援教育総合研究所	
大学入試センター	国立青少年教育振興機構	国立女性教育会館	国立科学博物館	

区 分	団 体	名	
物質・材料研究機構	防災科学技術研究所	放射線医学総合研究所	国立美術館
国立文化財機構	労働安全衛生総合研究所	農林水産消費安全技術センター	種苗管理センター
家畜改良センター	水産大学校	農業・食品産業技術総合研究機構	農業生物資源研究所
農業環境技術研究所	国際農林水産業研究センター	森林総合研究所	水産総合研究センター
日本貿易保険	産業技術総合研究所	製品評価技術基盤機構	土木研究所
建築研究所	交通安全環境研究所	海上技術安全研究所	港湾空港技術研究所
電子航法研究所	航海訓練所	海技教育機構	航空大学校
国立環境研究所	教員研修センター	駐留軍等労働者労務管理機構	自動車検査
造 幣 局	国立印刷局	国民生活センター	(注5) 日本万国博覧会記念機構
農畜産業振興機構	農林漁業信用基金	北方領土問題対策協会	(注1) 国際協力機構
国際交流基金	新エネルギー・産業技術総合開発機構	科学技術振興機構	日本学術振興会
理化学研究所	宇宙航空研究開発機構	日本スポーツ振興センター	日本芸術文化振興会
高齢・障害・求職者雇用支援機構	福祉医療機構	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	労働政策研究・研修機構
日本貿易振興機構	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	国際観光振興機構	水資源機構
自動車事故対策機構	空港周辺整備機構	(注6) 海上災害防止センター	情報処理推進機構
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	労働者健康福祉機構	国立病院機構	医薬品医療機器総合機構
環境再生保全機構	日本学生支援機構	海洋研究開発機構	国立高等専門学校機構
大学評価・学位授与機構	国立大学財務・経営センター	中小企業基盤整備機構	都市再生機構
奄美群島振興開発基金	医薬基盤研究所	日本高速道路保有・債務返済機構	日本原子力研究開発機構
年金・健康保険福祉施設整理機構	年金積立金管理運用	住宅金融支援機構	郵便貯金・簡易生命保険管理機構
国立がん研究センター	国立循環器病研究センター	国立精神・神経医療研究センター	国立国際医療研究センター
国立成育医療研究センター	国立長寿医療研究センター	勤労者退職金共済機構	

区 分	団 体 名			
	<p style="text-align: center;">(注4) (4) 国立大学法人等 90</p> <p>北海道大学 北海道教育大学 室蘭工業大学 小樽商科大学 帯広畜産大学 旭川医科大学 北見工業大学 弘前大学 岩手大学 東北大学 宮城教育大学 秋田大学 山形大学 福島大学 茨城大学 筑波大学 宇都宮大学 群馬大学 埼玉大学 千葉大学 東京大学 東京医科歯科大学 東京外国語大学 東京学芸大学 東京農工大学 東京芸術大学 東京工業大学 東京海洋大学 お茶の水女子大学 電気通信大学 一橋大学 横浜国立大学 新潟大学 長岡技術科学大学 上越教育大学 金沢大学 福井大学 山梨大学 信州大学 岐阜大学 静岡大学 浜松医科大学 名古屋大学 愛知教育大学 名古屋工業大学 豊橋技術科学大学 三重大学 滋賀大学 滋賀医科大学 京都大学 京都教育大学 京都工芸繊維大学 大阪大学 大阪教育大学 兵庫教育大学 神戸大学 奈良教育大学 奈良女子大学 和歌山大学 鳥取大学 島根大学 岡山大学 広島大学 山口大学 徳島大学 鳴門教育大学 香川大学 愛媛大学 高知大学 福岡教育大学 九州大学 九州工業大学 佐賀大学 長崎大学 熊本大学 大分大学 宮崎大学 鹿児島大学 鹿屋体育大学 琉球大学 総合研究大学院大学 政策研究大学院大学 北陸先端科学技術大学院大学 奈良先端科学技術大学院大学 筑波技術大学 富山大学 大学共同利用機関法人人間文化研究機構 大学共同利用機関法人自然科学研究機構 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 大学共同利用機関法人情報・システム研究機構</p>			
<p>②法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められたもの 1</p>	<p>日本放送協会</p>			
<p>③国が資本金の一部を出資しているもの のうち 7</p>	<p>中部国際空港株式会社 日本アルコール産業株式会社</p>	<p>日本電信電話株式会社 株式会社商工組合中央金庫</p>	<p>首都高速道路株式会社 日本たばこ産業株式会社</p>	<p>阪神高速道路株式会社</p>

区 分	団 体 名			
④国が資本金を出資したものが更に出資しているものうち 31	北海道旅客鉄道株式会社	四国旅客鉄道株式会社	九州旅客鉄道株式会社	日本貨物鉄道株式会社
	東京湾横断道路株式会社	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	東日本電信電話株式会社	西日本電信電話株式会社
	日本郵便株式会社	株式会社ゆうちょ銀行	株式会社かんぽ生命保険	株式会社整理回収機構
	株式会社地域経済活性化支援機構	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構	関西国際空港土地保有株式会社	東京電力株式会社
	以上のほか、検査対象年度を限定して検査することに決定したものが15団体ある。			
⑤国が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものうち 3	(注7) 一般財団法人民間都市開発推進機構	独立行政法人農業者年金基金	地方公共団体金融機構	

(注1) 「国が資本金の2分の1以上を出資している法人の会計」の総数においては、「独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門」を「独立行政法人国際協力機構」に含めている。

(注2) 「株式会社民間資金等活用事業推進機構」は、平成25年10月7日に設立された。

(注3) 「株式会社海外需要開拓支援機構」は、平成25年11月8日に設立された。

(注4) 各法人の名称中「独立行政法人」及び「国立大学法人」については、記載を省略した。

(注5) 「独立行政法人日本万国博覧会記念機構」は、平成26年4月1日に解散して、同団体の資産及び債務は「大阪府」等に承継された。

(注6) 「独立行政法人海上災害防止センター」は、平成25年10月1日に解散して、国の同団体に対する出資はなくなった。

(注7) 「一般財団法人民間都市開発推進機構」は、平成25年4月1日に「財団法人民間都市開発推進機構」から移行した。

2 国が資本金の2分の1以上を出資している法人の決算

[1] 政府関係機関の収入支出決算

政府関係機関は、国が資本金の全額を出資している公法上の法人のうち、その予算の国会の議決に関して国の予算の議決の例によることとされており、また、決算を国の歳入歳出の決算とともに内閣が国会に提出しなければならないこととされている法人である。平成25年度末における政府関係機関は4機関であって、その収入支出決算等についてみると、次のとおりである。

(1) 沖縄振興開発金融公庫

この公庫は、次の業務等を行うことにより、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資を補完するなどして、沖縄における経済の振興及び社会の開発に資することを目的として設置されているものである。

- ① 沖縄における産業の開発を促進するために必要な長期資金の貸付けを行うなどの業務
- ② 沖縄の国民大衆、住宅を必要とする者、農林漁業者、中小企業者、病院その他の医療施設を開設する者、生活衛生関係の営業者等に対する資金の貸付けを行うなどの業務

その資本金は25年度末現在で740億8899万余円となっている。

同公庫の25年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
25年度	18,043,738		
24年度	20,262,501		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
25年度	16,782,229	13,931,343	2,850,885
24年度	18,594,868	17,085,436	1,509,431

(イ) 損 益

科 目	25年度(千円)	24年度(千円)
経常収益	26,459,055	28,896,133
うち貸付金利息	17,750,573	19,932,939
経常費用	26,429,349	28,870,454
うち借入金利息	6,722,064	9,903,562
(注) 当期利益金	29,705	25,679
(利益金の処理)		
翌年度に積立金として整理	29,705	25,679
(積立金)	(1,695,374)	(1,669,694)

(注) この利益金は、米穀資金・新事業創出促進特別勘定(琉球政府が食糧管理特別会計から長期年賦支払で買入れた本土産米穀の売渡代金を原資とする貸付け及び沖縄における新たな事業の創出を促進するために必要な資金の出資に関する経理を整理する勘定)において生じたものである。

(ウ) 借 入 金 等

区 分	25年度末(千円)	24年度末(千円)
借入金残高(財政融資資金等)	555,185,652	603,518,568
沖縄振興開発金融公庫債券等発行残高	174,108,000	193,930,500

(エ) 主な業務実績

a 貸付業務

区 分	25 年 度	(24 年 度)
貸 付 け 等 件 数	5,419 件	5,657 件
金 額	85,814,551 千円	103,572,950 千円
貸 付 金 回 収 等 金 額	162,217,837 千円	156,007,970 千円
(うち繰上償還)	(59,500,665 千円)	(56,245,066 千円)
(うち貸付金償却)	(2,777,985 千円)	(3,157,544 千円)
年度末貸付金等残高 件 数	56,312 件	60,129 件
金 額	817,599,612 千円	894,002,899 千円

上記のうち民間金融機関のリスク管理債権の開示基準を参考に公庫において開示している債権

破綻先債権	1,312,651 千円	980,479 千円
延滞債権	20,768,203 千円	26,242,082 千円
3 か月以上延滞債権	172,348 千円	62,819 千円
貸出条件緩和債権	47,978,361 千円	47,224,941 千円
計	70,231,566 千円	74,510,324 千円

貸倒引当金	9,760,688 千円	8,543,318 千円
-------	--------------	--------------

(注) 貸倒引当金に計上できる金額は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い、発生の可能性が高い将来の損失額を合理的に見積もった額 104 億 0605 万余円の範囲内とされている。

b 出資業務

区 分	25 年 度	(24 年 度)
出 資 会 社 数	3 社	5 社
件 数	3 件	5 件
金 額	240,000 千円	428,395 千円
年度末出資金残高 会 社 数	54 社	53 社
件 数	67 件	66 件
金 額	4,693,831 千円	4,558,831 千円

なお、この公庫について検査した結果、意見を表示し又は処置を要求した事項 1 件(730 ページ参照)を掲記した。

(2) 株式会社日本政策金融公庫

この会社は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって国民生活の向上に寄与することを目的として設置されているものである。その資本金は 25 年度末現在で 3 兆 7095 億 3800 万円となっている。

同会社の会計は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務の 7 勘定に区分して経理されている。

同会社の勘定別の 25 年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 国民一般向け業務(国民一般向け業務勘定)

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
25年度	153,755,382		
24年度	160,457,529		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
25年度	111,295,129	89,459,200	21,835,928
24年度	123,627,397	98,001,886	25,625,510

不用額の主なものは、支払利息(支出予算現額403億1633万余円)の132億0355万余円、業務諸費(同182億4304万余円)の32億1352万余円及び職員基本給(同225億5123万円)の10億1975万余円である。

(イ) 損 益

科 目	25年度(千円)	24年度(千円)
経常収益	152,799,486	159,123,876
うち貸出金利息	135,570,917	141,492,423
経常費用	145,395,018	160,203,706
うち借入金利息	20,445,714	25,919,326
特別利益	927,836	633,939
特別損失	468,915	920,218
当期純利益(△当期純損失)	7,863,389	△1,366,108
(利益金又は損失金の処理)		
繰越利益剰余金として整理	7,863,389	△1,366,108
(繰越利益剰余金)	(△612,208,274)	(△620,071,663)

(ウ) 借 入 金 等

区 分	25年度末(千円)	24年度末(千円)
借入金残高(財政融資資金等)	5,483,081,358	5,543,374,538
社債発行残高	744,944,384	829,874,635

(エ) 主な業務実績

区 分	25年度	(24年度)
貸 付 件 数	407,351件	418,928件
金 額	2,454,501,439千円	2,573,946,144千円
貸出金回収等 (うち貸出金償却)	2,496,508,934千円 (92,079,156千円)	2,637,755,172千円 (91,723,049千円)
年度末貸出金残高	2,119,013件	2,178,703件
金 額	6,959,776,420千円	7,001,783,916千円
上記のうちリスク管理債権の状況		
破綻先債権	17,863,595千円	25,295,266千円
延滞債権	138,922,790千円	147,286,965千円
3か月以上延滞債権	66,928千円	97,783千円
貸出条件緩和債権	525,598,936千円	555,662,699千円
計	682,452,251千円	728,342,714千円
貸倒引当金	150,416,332千円	155,983,880千円

(注) 貸倒引当金は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額を計上している。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認める額を計上している。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき算出した額を計上している。

イ 農林水産業者向け業務(農林水産業者向け業務勘定)

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
25年度	64,610,271		
24年度	66,338,955		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
25年度	59,096,531	50,842,651	8,253,879
24年度	65,337,788	57,023,116	8,314,671

(イ) 損 益

科 目	25年度(千円)	24年度(千円)
経常収益	58,769,565	63,928,911
うち貸出金利息	42,809,672	46,033,096
経常費用	58,198,699	63,882,767
うち借入金利息	29,671,251	32,208,382
特別損失	570,865	46,144
当期純利益	—	—

(ウ) 借 入 金 等

区 分	25年度末(千円)	24年度末(千円)
借入金残高(財政融資資金等)	1,977,960,095	1,963,887,765
社債発行残高	183,960,710	199,949,715

(エ) 主な業務実績

区 分	25年度	(24年度)
貸 付 け 件 数	12,473 件	11,808 件
金 額	331,870,325 千円	318,762,766 千円
貸 出 金 回 収 等 金 額	339,222,294 千円	331,774,759 千円
(うち貸出金償却等)	(6,136,224 千円)	(1,920,361 千円)
年度末貸出金残高 件 数	174,122 件	178,609 件
金 額	2,524,111,192 千円	2,531,463,162 千円

上記のうちリスク管理債権の状況

破 綻 先 債 権	793,193 千円	19,973,318 千円
延 滞 債 権	69,291,500 千円	72,968,739 千円
3 か 月 以 上 延 滞 債 権	1,474,679 千円	2,304,463 千円
貸 出 条 件 緩 和 債 権	18,114,772 千円	27,603,298 千円
計	89,674,145 千円	122,849,820 千円

〔貸 倒 引 当 金 18,463,999 千円 17,151,493 千円〕

(注) 貸倒引当金は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額を計上している。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認める額を計上している。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき算出した額を計上している。

ウ 中小企業者向け業務(中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定、中小企業者向け証券化支援買取業務勘定)

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
25年度	114,736,612		
24年度	119,669,246		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
25年度	81,579,322	56,984,920	24,594,401
24年度	92,015,258	62,626,711	29,388,546

不用額の主なものは、支払利息(支出予算現額 525 億 4801 万余円)の 185 億 6026 万余円、業務諸費(同 77 億 9939 万余円)の 20 億 3443 万余円及び社債発行諸費(同 14 億 3576 万余円)の 10 億 2552 万余円である。

(イ) 損 益

a 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

科 目	25 年度(千円)	24 年度(千円)
経常収益	114,051,013	118,992,271
うち貸出金利息	97,606,886	103,092,971
経常費用	128,627,294	144,032,450
うち借入金利息	21,340,160	24,449,702
うち社債利息	10,798,675	14,193,138
特別利益	—	201
特別損失	6,512	58,270
当期純損失	14,582,793	25,098,247
(損失金の処理)		
繰越利益剰余金として整理	△ 14,582,793	△ 25,098,247
(繰越利益剰余金)	(△ 469,398,124)	(△ 454,815,331)

b 中小企業者向け証券化支援買取業務勘定

科 目	25 年度(千円)	24 年度(千円)
経常収益	385,846	471,335
うち有価証券利息配当金	344,021	404,490
経常費用	38,913	60,271
当期純利益	346,933	411,063
(利益金の処理)		
繰越利益剰余金として整理	346,933	411,063
翌年度に利益準備金として積立て	10,382	—
翌年度に国庫へ納付	10,382	—
(繰越利益剰余金)	(20,765)	(△ 326,168)

(ウ) 借 入 金 等

a 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

区 分	25 年度末(千円)	24 年度末(千円)
借入金残高(財政融資資金等)	3,962,294,904	3,981,130,941
社債発行残高	1,129,593,173	1,329,436,768

b 中小企業者向け証券化支援買取業務勘定

区 分	25 年度末(千円)	24 年度末(千円)
社債発行残高	—	—

(エ) 主な業務実績

a 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

区 分	25 年 度	(24 年 度)
貸 付 け 件 数	29,097 件	33,248 件
貸 付 金 額	1,928,965,135 千円	2,097,369,654 千円
貸 出 金 回 収 等 (うち貸出金償却)	2,009,143,214 千円 (40,889,525 千円)	2,099,418,098 千円 (45,698,016 千円)
年度末貸出金等残高	153,301 件	149,057 件
金 額	6,202,816,737 千円	6,282,994,817 千円

区 分	25 年 度	(24 年 度)
上記のうちリスク管理債権の状況		
破綻先債権	13,054,176 千円	16,619,230 千円
延滞債権	563,517,119 千円	557,793,613 千円
3か月以上延滞債権	16,518 千円	—
貸出条件緩和債権	83,618,054 千円	71,292,757 千円
計	660,205,869 千円	645,705,601 千円
貸倒引当金	308,468,714 千円	278,517,826 千円

(注) 貸倒引当金は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額を計上している。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認める額を計上している。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき算出した額を計上している。

b 中小企業向け証券化支援買取業務勘定

区 分	25 年 度	(24 年 度)
貸付債権元本件数	—	—
金額	—	—

エ 信用保険等業務(信用保険等業務勘定)

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
25 年度	281,488,722		
24 年度	291,084,977		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
25 年度	1,228,180,383	544,397,997	683,782,385
24 年度	1,255,688,945	623,512,893	632,176,051

不用額の主なものは、保険金(支出予算現額 1 兆 2109 億 2512 万円)の 6738 億 3266 万余円及び保険費に係る賠償償還及払戻金(同 116 億 8450 万余円)の 81 億 2127 万余円である。

(イ) 損 益

科 目	25 年度(千円)	24 年度(千円)
経常収益	415,098,947	272,914,638
うち保険料	143,243,606	146,345,334
経常費用	428,327,463	504,316,728
うち保険金	537,092,453	615,973,007
うち回収金	△ 117,404,301	△ 120,278,532
特別損失	826	21,778
当期純損失	13,229,341	231,423,868
(損失金の処理)		
翌年度に資本準備金を取り崩して整理	13,229,341	231,423,868

(ウ) 主な業務実績

中小企業信用保険

区 分	25 年 度	(24 年 度)
保 險 関 係 成 立 件 数	717,566 件	744,316 件
保 險 価 額	8,984,480,254 千円	9,366,218,050 千円
保 險 金 支 払 件 数	63,488 件	72,675 件
金 額	537,036,568 千円	615,938,344 千円
支 払 保 險 金 等 回 収 金 額	117,169,154 千円	119,963,109 千円

オ 危機対応円滑化業務(危機対応円滑化業務勘定)

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
25年度	47,528,273		
24年度	50,750,594		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
25年度	251,215,881	91,469,246	159,746,634
24年度	309,532,563	72,830,016	236,702,546

不用額の主なものは、補償金(支出予算現額 1349 億 1699 万余円)の 960 億 2700 万余円、支払利息(同 931 億 2712 万余円)の 517 億 7925 万余円及び利子補給金(同 215 億 6577 万余円)の 106 億 4070 万余円である。

(イ) 損 益

科 目	25年度(千円)	24年度(千円)
経常収益	47,522,681	50,465,740
うち貸出金利息	40,927,380	44,960,562
経常費用	63,852,519	79,247,312
うち借入金利息	40,927,380	44,960,562
当期純損失	16,329,837	28,781,571
(損失金の処理)		
繰越利益剰余金として整理	△ 16,329,837	△ 28,781,571
(繰越利益剰余金)	(△ 161,295,843)	(△ 144,966,005)

(ウ) 借 入 金

区 分	25年度末(千円)	24年度末(千円)
借入金残高(財政融資資金)	4,911,541,000	5,362,094,000

(エ) 主な業務実績

区 分		25 年 度	(24 年 度)
ツーステップ・ローン	貸付け等	559,379,000 千円	733,764,000 千円
	CP 取得	—	—
貸 出 金 回 収	金 額	1,009,932,000 千円	765,931,000 千円
	年度末貸出金残高	4,911,541,000 千円	5,362,094,000 千円
損害担保引受応諾額	貸付け等	1,465,628,162 千円	1,501,716,446 千円
	CP 取得	—	—
補 償 金 支 払 額	改正産活法	—	—
	出 資	—	—
支 払 補 償 金 回 収	金 額	38,889,991 千円	19,621,863 千円
	金 額	2,126,866 千円	954,340 千円
年度末貸出金残高のうちリスク管理債権の状況			
破 綻 先 債 権		—	—
延 滞 債 権		—	—
3 か 月 以 上 延 滞 債 権		—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権		—	—
計		—	—
貸 倒 引 当 金		—	—

(注) 貸倒引当金は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額を計上している。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認める額を計上している。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき算出した額を計上している。

カ 特定事業等促進円滑化業務(特定事業等促進円滑化業務勘定)

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
25年度	397,743		
24年度	258,474		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
25年度	2,695,001	395,780	2,299,220
24年度	4,871,053	261,961	4,609,091

(イ) 損 益

科 目	25年度(千円)	24年度(千円)
経常収益	436,315	289,684
うち貸出金利息	359,970	221,631
経常費用	441,339	299,554
うち借入金利息	359,970	221,631
当期純損失	5,024	9,870
(損失金の処理)		
繰越利益剰余金として整理	△ 5,024	△ 9,870
(繰越利益剰余金)	(△ 32,234)	(△ 27,210)

(ウ) 借 入 金

区 分	25年度末(千円)	24年度末(千円)
借入金残高(財政融資資金)	62,318,000	54,135,000

(エ) 主な業務実績

区 分	25年度	(24年度)
ツーステップ・ローン 貸付 け	10,683,000千円	32,835,000千円
貸 出 金 回 収 金 額	2,500,000千円	—
年度末貸出金残高 金 額	62,318,000千円	54,135,000千円

上記のうちリスク管理債権の状況

破 綻 先 債 権	—	—
延 滞 債 権	—	—
3 か 月 以 上 延 滞 債 権	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	—	—
計	—	—

貸 倒 引 当 金

(注) 貸倒引当金は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額を計上している。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認める額を計上している。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき算出した額を計上している。

なお、この会社について検査した結果、意見を表示し又は処置を要求した事項1件(734ページ参照)を掲記した。

(3) 株式会社国際協力銀行

この会社は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融の機能を担うと

もに、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に必要な金融を行い、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的として設置されているものである。その資本金は25年度末現在で1兆3600億円となっている。

同会社の25年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
25年度	264,448,206		
24年度	253,839,418		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
25年度	658,237,733	200,938,661	457,299,071
24年度	727,351,219	202,796,818	524,554,400

不用額の主なものは、支払利息(支出予算現額6357億1567万余円)の4534億4713万余円及び社債発行諸費(同27億6679万余円)の15億3422万余円である。

(イ) 損 益

科 目	25年度(千円)	24年度(千円)
経常収益	226,100,079	217,040,075
うち貸出金利息	149,769,292	132,408,044
経常費用	134,741,722	153,671,221
うち借入金利息	57,187,201	63,797,315
うち社債利息	58,430,002	55,476,813
特別利益	8,730	1,438
特別損失	180	—
当期純利益	91,366,906	63,370,291
(利益金の処理)		
翌年度に利益準備金として積立て	45,683,453	31,685,145
翌年度に国庫へ納付	45,683,453	31,685,145
(利益準備金)	(820,000,007)	(788,314,861)

(ウ) 借 入 金 等

区 分	25年度末(千円)	24年度末(千円)
借入金残高(外国為替資金等)	8,407,707,799	7,234,598,242
社債発行残高	2,711,377,832	2,215,962,194

(エ) 主な業務実績

区 分	25 年 度	(24 年 度)
貸 付 件 数	273 件	245 件
金 額	2,345,969,467 千円	2,564,585,882 千円
貸 出 金 回 収 等 (うち貸出金償却)	245,696,349 千円 (—)	119,814,767 千円 (—)
年度末貸出金残高	1,219 件	1,172 件
金 額	12,655,401,211 千円	10,555,128,094 千円
上記のうちリスク管理債権の状況		
破 綻 先 債 権	—	—
延 滞 債 権	96,366,724 千円	96,140,886 千円
3 月 以 上 延 滞 債 権	75,579,604 千円	69,065,894 千円
貸 出 条 件 緩 和 債 権	77,386,136 千円	79,976,484 千円
計	249,332,466 千円	245,183,265 千円

区 分	25 年 度	(24 年 度)
貸 倒 引 当 金	128,885,447 千円	138,891,530 千円

(注) 貸倒引当金は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額を計上している。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認める額を計上している。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき算出した額を計上している。さらに、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を計上している。

(4) 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門

独立行政法人国際協力機構は、開発途上にある海外の地域(以下「開発途上地域」という。)に対する技術協力の実施、有償及び無償の資金供与による協力の実施並びに開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行うことなどにより、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的として設置されているものである。

独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門は、上記業務のうち、有償の資金供与による協力の実施業務に関する会計を区分して経理するものである。

同部門の資本金は25年度末現在で7兆7653億9784万余円となっていて、25年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
25 年度	202,375,046		
24 年度	219,934,690		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
25 年度	100,799,863	84,914,702	15,885,160
24 年度	105,732,135	81,681,508	24,050,626

不用額の主なものは支払利息(支出予算現額580億2315万余円)の114億7236万余円、業務委託費(同238億1187万余円)の23億4853万余円及び業務諸費(同132億0874万余円)の14億5958万余円である。

(イ) 損 益

科 目	25 年度(千円)	24 年度(千円)
経常収益	217,847,466	222,201,992
うち貸付金利息	178,962,059	184,957,965
経常費用	92,277,860	128,703,094
うち借入金利息	27,387,902	31,348,467
臨時利益	47	312
臨時損失	1,027	1,793
当期総利益	125,568,625	93,497,418
(利益金の処理)		
翌年度に準備金として整理	125,568,625	93,497,418
(準備金)	(1,129,788,882)	(1,036,291,463)

(ウ) 借 入 金 等

区 分	25 年度末(千円)	24 年度末(千円)
借入金残高(財政融資資金)	1,781,961,332	1,979,670,524
国際協力機構債券発行残高	320,000,000	260,000,000

(エ) 主な業務実績

a 貸付業務

区 分	25 年 度	(24 年 度)
貸 付 け 件 数	2,559 件	2,609 件
金 額	749,711,553 千円	713,540,353 千円
貸付金回収等 (うち貸付金償却)	705,353,479 千円 (一)	677,616,012 千円 (一)
年度末貸付金残高 件 数	1,865 件	1,920 件
金 額	11,137,243,952 千円	11,092,885,878 千円

上記のうち民間金融機関のリスク管理
債権の開示基準を参考に機構において
開示している債権

破 綻 先 債 権	—	—
延 滞 債 権	68,575,237 千円	72,616,700 千円
3 か 月 以 上 延 滞 債 権	17,728,532 千円	18,956,658 千円
貸 出 条 件 緩 和 債 権	794,570,251 千円	822,680,526 千円
計	880,874,021 千円	914,253,885 千円

貸 倒 引 当 金	142,613,264 千円	140,846,941 千円
-----------	----------------	----------------

(注) 貸倒引当金に計上する金額は、予想損失率を対象債権額に乗じたものを一般貸倒引当金として算定した額とされている。

これに加えて、貸付金残高のうち、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権に対する貸倒引当金については、下記のように別途貸倒引当金を計上している。

貸 倒 引 当 金	46,566,256 千円	40,577,404 千円
-----------	---------------	---------------

(注) 貸倒引当金に計上する金額は、債権ごとに個別引当を行った額とされている。なお、公的債務削減措置が講じられているか又は講じられることが確実と認められる債権については、公的債務削減額を合理的に見積もることが可能な場合は当該債権の全額を直接償却している。

b 出資業務

区 分	25 年 度	(24 年 度)
出 資 会 社 等 数	1	2
金 額	101,097 千円	274,454 千円
年度末出資金残高 会 社 等 数	8	11
金 額	67,298,469 千円	76,519,627 千円

なお、この法人について検査した結果、意見を表示し又は処置を要求した事項1件(841ページ参照)を掲記した。

[2] 事業団等の決算

国が資本金の2分の1以上を出資している事業団等(政府関係機関、独立行政法人、国立大学法人等を除く。)のうち、13法人の平成25年度決算についてみると、次のとおりである。

(1) 日本私立学校振興・共済事業団

この事業団は、私立学校の教育の充実及び向上並びにその経営の安定並びに私立学校教職員の福利厚生を図るため、次の業務を行うことにより、もって私立学校教育の振興に資することを目的として設置されているものである。

- ① 補助金の交付、資金の貸付けその他私立学校教育に対する援助に必要な業務
- ② 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)の規定による共済制度の運営

その資本金は25事業年度末現在で1003億2915万余円(全額国の出資)となっている。

同事業団の会計は、助成、短期、長期、福祉及び共済業務の5勘定に区分されており、その勘定別の25事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 助成勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	25 事業年度末 (千円)	24 事業年度末 (千円)	区 分	25 事業年度末 (千円)	24 事業年度末 (千円)
資産	583,585,949	598,844,529	負債	475,327,217	491,089,718
うち貸付金	563,134,747	580,595,849	うち長期借入金	355,332,514	356,668,705
うち破産更生債権等	6,639,783	5,086,020			
(注)			純資産	108,258,731	107,754,810
うち貸倒引当金	△ 8,246,358	△ 8,804,877	資本金	100,329,155	100,329,155
			資本剰余金	5,398,512	5,392,379
			利益剰余金	2,531,063	2,033,276

(注) 貸倒引当金は、金融庁作成の「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」に基づいた「日本私立学校振興・共済事業団貸付債権の自己査定基準」の定めるところに従って算出した額を計上している。

(イ) 損益計算書

区 分	25 事業年度(千円)	24 事業年度(千円)
経常費用	352,709,381	352,956,032
うち交付補助金	320,471,243	323,807,072
経常収益	352,851,287	353,504,583
うち補助金等収益	320,471,243	323,807,072
経常利益	141,906	548,550
臨時損失	1,130	2,283
臨時利益	557,072	26,514
法人税、住民税及び事業税	60	60
当期純利益	697,787	572,721
当期総利益	697,787	572,721
(利益の処分)		
当期末処分利益		
当期総利益	697,787	572,721
利益処分量		
助成金	100,000	100,000
長期勘定へ繰入	100,000	100,000
積立金	497,787	372,721

(ウ) 主な業務実績

区 分	25 事業年度	(24 事業年度)
(補助事業)		
補助金交付法人数	633 法人	629 法人
補助金交付額	320,471,243 千円	323,807,072 千円
(貸付事業)		
貸 付 け 法 人 数	150 法人	125 法人
件 数	182 件	156 件
金 額	54,255,400 千円	52,510,100 千円
貸付金回収等金額	70,162,738 千円	70,484,363 千円
事業年度末貸付金残高	1,305 法人	1,330 法人
件 数	2,757 件	2,840 件
金 額	569,774,531 千円	585,681,869 千円
上記のうち民間金融機関のリスク管理 債権の開示基準を参考に事業団におい て開示している債権		
破 綻 先 債 権	82,960 千円	605,894 千円
延 滞 債 権	11,081,151 千円	10,893,905 千円
3 か 月 以 上 延 滞 債 権	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	4,588,030 千円	5,296,360 千円
計	15,752,141 千円	16,796,159 千円

イ 短期勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	25 事業年度末 (千円)	24 事業年度末 (千円)	区 分	25 事業年度末 (千円)	24 事業年度末 (千円)
資産	70,680,016	72,063,130	負債	27,796,997	26,528,868
うち現金及び預金	42,418,398	41,963,189	うち未払金	12,360,491	11,378,973
うち未収入金	17,105,897	15,540,473	うち支払準備金	10,758,616	10,540,712
うち投資有価証券	5,488,400	7,488,400	純資産	42,883,019	45,534,261
			利益剰余金	42,883,019	45,534,261

(イ) 損益計算書

区 分	25 事業年度(千円)	24 事業年度(千円)
経常費用	245,935,771	237,789,755
うち業務費	245,929,226	237,783,166
経常収益	243,493,701	215,965,346
うち掛金収入	223,987,707	197,433,374
経常損失	2,442,069	21,824,408
臨時損失	10,774,963	10,564,613
臨時利益	10,565,790	10,387,863
当期純損失	2,651,242	22,001,158
当期総損失	2,651,242	22,001,158
(損失の処理)		
当期末処理損失		
当期総損失	2,651,242	22,001,158
損失処理額		
積立金取崩額	2,651,242	22,001,158

ウ 長期勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	25 事業年度末 (千円)	24 事業年度末 (千円)	区 分	25 事業年度末 (千円)	24 事業年度末 (千円)
資産	3,548,003,895	3,424,260,674	負債	1,671,965	1,887,159
うち現金及び預金	365,549,892	286,871,873	うち未払費用	747,363	991,107
うち長期性預金	925,212,835	1,028,325,471	純資産	3,546,331,930	3,422,373,514
うち投資有価証券	1,780,633,831	1,668,690,552	資本剰余金	△ 34,197,477	△ 34,197,477
			利益剰余金	3,580,529,407	3,456,570,991

(イ) 損益計算書

区 分	25 事業年度(千円)	24 事業年度(千円)
経常費用	561,429,725	557,186,868
うち業務費	560,938,608	554,599,303
経常収益	684,464,999	565,220,821
うち掛金収入	381,266,359	367,493,584
うち財務収益	181,596,854	79,231,931
経常利益	123,035,273	8,033,953
臨時損失	19,125	1,547,213
臨時利益	942,267	269,670
当期純利益	123,958,415	6,756,411
当期総利益	123,958,415	6,756,411
(利益の処分)		
当期末処分利益		
当期総利益	123,958,415	6,756,411
利益処分額		
長期給付積立金	123,958,415	6,756,411

エ 福祉勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	25 事業年度末 (千円)	24 事業年度末 (千円)	区 分	25 事業年度末 (千円)	24 事業年度末 (千円)
資産	1,120,860,022	1,093,931,138	負債	1,079,173,087	1,056,425,445
うち長期性預金	910,599,734	903,247,353	うち加入者貯金	967,650,766	935,910,110
			純資産	41,686,934	37,505,692
			資本剰余金	3,380,661	3,254,549
			利益剰余金	38,306,273	34,251,143

(イ) 損益計算書

区 分	25 事業年度(千円)	24 事業年度(千円)
経常費用	34,997,268	34,218,159
うち業務費	34,031,543	33,213,139
経常収益	38,765,577	38,571,699
うち掛金収入	7,422,556	7,351,934
うち保険患者収入	9,065,839	8,877,596
うち施設収入	8,576,605	8,503,320
うち貸付金利息	1,351,325	1,525,655
うち財務収益	9,284,946	9,096,183
経常利益	3,768,309	4,353,540
臨時損失	35,474	132,155
臨時利益	449,372	242,306
法人税、住民税及び事業税	964	964
当期純利益	4,181,242	4,462,727
当期総利益	4,181,242	4,462,727
(保健経理)	△ 28,826	793,745
(医療経理)	1,044,808	1,155,666
(宿泊経理)	417,401	353,466
(貯金経理)	2,670,894	2,110,203
(貸付経理)	76,965	49,645
(利益の処分又は損失の処理)		
(保健経理)		
当期未処分利益又は当期未処理損失		
当期総利益(△当期総損失)	△ 28,826	793,745
利益処分量又は損失処理額		
積立金	—	793,745
積立金取崩額	28,826	—
(医療経理)		
当期未処理損失		
当期総利益	1,044,808	1,155,666
前期繰越欠損金	5,075,578	6,216,349
損失処理額		
別途積立金	—	△ 14,895
次期繰越欠損金	4,030,770	5,075,578
(宿泊経理)		
当期未処理損失		
当期総利益	417,401	353,466
前期繰越欠損金	12,157,220	12,399,469
損失処理額		
別途積立金	△ 92,648	△ 111,217
次期繰越欠損金	11,832,467	12,157,220
(貯金経理)		
当期未処分利益		
当期総利益	2,670,894	2,110,203
利益処分量		
欠損金補てん積立金	2,643,570	2,672,312
積立金	27,324	△ 562,109
(貸付経理)		
当期未処分利益		
当期総利益	76,965	49,645
利益処分量		
貸付資金積立金	△ 768,105	△ 808,010
積立金	845,070	857,656

オ 共済業務勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	25 事業年度末 (千円)	24 事業年度末 (千円)	区 分	25 事業年度末 (千円)	24 事業年度末 (千円)
資産	17,521,014	18,108,947	負債	4,530,797	3,060,466
うち現金及び預金	9,469,591	9,943,884	うち退職給付引当 金	2,852,391	2,158,219
うち有価証券	3,160,816	3,158,616	純資産	12,990,217	15,048,480
			資本剰余金	2,902,059	2,902,072
			利益剰余金	10,088,157	12,146,408

(イ) 損益計算書

区 分	25 事業年度(千円)	24 事業年度(千円)
経常費用	5,722,570	4,192,813
一般管理費	5,722,570	4,192,813
経常収益	3,577,870	3,551,066
うち掛金収入	3,247,848	3,217,134
経常損失	2,144,700	641,747
臨時損失	44,471	6,293
臨時利益	130,908	177
当期純損失	2,058,263	647,863
当期総損失	2,058,263	647,863
(損失の処理)		
当期未処理損失		
当期総損失	2,058,263	647,863
損失処理額		
別途積立金取崩額	13,049	12
積立金取崩額	2,045,213	647,851

(備考) 25 事業年度の財務諸表は、26 年 10 月 22 日現在のものである。

なお、この事業団について検査した結果、不当事項 1 件((383) : 738 ページ参照)及び意見を表示し又は処置を要求した事項 1 件(740 ページ参照)を掲記した。

(2) 日 本 銀 行

この銀行は、我が国の中央銀行として、銀行券を発行するとともに、通貨及び金融の調節を行うこと並びに銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資することを目的として設置されているものである。その資本金は 25 事業年度末現在で 1 億円(うち国の出資 5500 万円)となっている。

また、同銀行は、法令で定めるところにより、国庫金並びに通貨及び金融に関する国の事務を取り扱っている。

同銀行の 25 事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区 分	25 事業年度末 (千円)	24 事業年度末 (千円)	区 分	25 事業年度末 (千円)	24 事業年度末 (千円)
資産	241,579,845,815	164,812,740,057	負債	238,114,057,948	161,523,974,394
うち国債	198,337,031,240	125,355,626,798	うち預金	132,347,720,198	58,320,053,288
うち貸出金	26,313,833,000	25,487,067,000	うち発行銀行券	86,630,810,178	83,378,274,888
うち外国為替	6,158,293,721	5,526,470,710	うち売現先勘定	13,375,580,245	14,505,493,650
			純資産	3,465,787,866	3,288,765,662
			うち資本金	100,000	100,000
			うち法定準備金	2,741,425,223	2,712,623,789

(イ) 損益計算書

区 分	25 事業年度(千円)	24 事業年度(千円)
経常収益	1,579,307,772	1,398,260,282
うち国債利息	805,736,536	622,542,416
うち外国為替収益	628,307,553	680,868,739
経常費用	298,764,260	266,564,832
うち経費	190,816,633	189,917,166
うちその他経常費用	93,345,064	56,745,397
経常利益	1,280,543,512	1,131,695,450
特別利益	11,075,893	6,953,112
特別損失	309,971,913	301,989,618
うち外国為替等取引損失引当金繰入額	309,715,000	301,810,000
税引前当期剰余金	981,647,493	836,658,944
法人税、住民税及び事業税	257,398,045	260,630,267
当期剰余金	724,249,447	576,028,677
(剰余金の処分)		
法定準備金積立額	144,849,889	28,801,433
配当金	5,000	5,000
国庫納付金	579,394,557	547,222,243

(ウ) 主な業務実績

区 分	25 事業年度	(24 事業年度)
事業年度末銀行券発行高	140 億枚	136 億枚
主 な 金 融 調 節		
国庫短期証券買入れ	91 兆 0059 億円	32 兆 2101 億円
長 期 国 債 買 入 れ	88 兆 0255 億円	44 兆 8615 億円
(注) 貸出増加支援資金供給	8 兆 5496 億円	—

(注) 貸出増加支援資金供給とは、金融機関の一段と積極的な行動と企業や家計の前向きな資金需要の増加を促す観点から、金融機関の貸出増加額について、希望に応じてその全額を低利・長期で貸し付けるものである。

(3) 日本中央競馬会

日本中央競馬会は、競馬の健全な発展を図って馬の改良増殖その他畜産の振興に寄与するため、競馬を行うことを目的として設置されているものである。その資本金は25事業年度末現在で49億2412万余円(全額国の出資)となっている。

同会の会計は、一般及び特別振興資金の2勘定に区分して経理され、一般勘定は、更に、投票券、業務及び新営の3勘定に区分されており、同会の勘定別の25事業年度の収入支出決算、損益、資本剰余金等及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 一般勘定

(ア) 収入支出決算

[投票券勘定]

収 入	収入確定額(千円)
25 事業年度	2,414,758,165
24 事業年度	2,403,010,681
支 出	支出確定額(千円)
25 事業年度	2,414,758,165
24 事業年度	2,403,010,681

[業務勘定]

収 入	収入確定額(千円)		
25 事業年度	380,759,284		
24 事業年度	384,816,560		
支 出	支出予算現額(千円)	支出確定額(千円)	予算残額(千円)
25 事業年度	364,924,207	325,109,575	39,814,631
24 事業年度	362,475,130	316,522,538	45,952,591

[新営勘定]

収 入	収入確定額(千円)			
25 事業年度	51,368,592			
24 事業年度	45,291,106			
支 出	支出予算現額(千円)	支出確定額(千円)	翌事業年度繰越額(千円)	予算残額(千円)
25 事業年度	51,368,592	27,649,129	17,143,408	6,576,054
24 事業年度	45,291,106	28,833,826	9,269,249	7,188,030

翌事業年度繰越額は全て新営勘定の新営費(支出予算現額 513 億 6859 万余円)の分である。また、予算残額の主なものは、業務勘定の競馬事業費(同 1711 億 3552 万余円)の 326 億 8911 万余円及び業務管理費(同 586 億 8384 万余円)の 58 億 4583 万余円並びに新営勘定の新営費の 65 億 7605 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	25 事業年度(千円)	24 事業年度(千円)
事業収益	2,423,951,801	2,407,594,164
うち勝馬投票券収入	2,414,758,165	2,403,010,681
事業費用	2,392,386,722	2,387,340,223
うち勝馬投票券諸支払金	1,810,668,416	1,798,220,679
うち国庫納付金(勝馬投票券売得金の 100 分の 10)	240,493,351	239,430,885
事業外収益	5,454,416	8,241,556
事業外費用	3,837	2,324
経常利益	37,015,656	28,493,173
特別利益	107,092	502,742
特別損失	7,432,310	5,912,906
当期純利益	29,690,438	23,083,009
(利益の処分又は損失の処理)		
国庫納付金(利益の 2 分の 1・翌事業年度に納付)	14,845,219	8,469,398
翌事業年度に特別振興資金勘定への繰入金として整理	14,845,219	8,269,398
損失てん補準備金積立	—	200,000
繰越利益剰余金として整理	—	6,144,212

(ウ) 資本剰余金等

区 分	25 事業年度末(千円)	24 事業年度末(千円)
資本剰余金残高	6,075,658	6,075,658
損失てん補準備金残高	200,000	—
特別積立金残高	1,049,661,232	1,049,661,232

(エ) 主な業務実績

区 分	25 事業年度	(24 事業年度)
開催回数及び日数	36回 288日	36回 288日
施設の建設	栗東トレーニング・センター厩舎改築工事	中京競馬場ツインハット防災遡及其他工事

イ 特別振興資金勘定

(ア) 収入支出決算

収 入	収入確定額(千円)			
25 事業年度	10,539,351			
24 事業年度	10,629,847			
支 出	支出予算現額(千円)	支出確定額(千円)	翌事業年度繰越額(千円)	予算残額(千円)
25 事業年度	11,100,000	10,539,351	—	560,648
24 事業年度	13,230,000	10,629,847	—	2,600,152

(イ) 損 益

区 分	25 事業年度(千円)	24 事業年度(千円)
事業収益	1,026,324	3,626,595
事業費用	10,326,157	9,629,385
競馬振興事業費	2,616,037	2,034,618
畜産振興事業費	1,481,095	1,725,730
払戻金上乘せ費	4,113,049	2,875,199
競馬法附則第8条第2項による交付金	2,115,975	2,993,836

(ウ) 特別振興資金

区 分	25 事業年度末(千円)	24 事業年度末(千円)
特別振興資金残高	54,520,010	55,550,444

(エ) 主な業務実績

区 分	25 事業年度	(24 事業年度)
競馬の健全な発展を図るための事業	14 事業 2,829,231 千円	13 事業 3,035,080 千円
畜産振興事業等に助成を行う法人に対する交付金の交付等	20 事業 1,481,095 千円	19 事業 1,725,730 千円
競走馬の生産の振興に資するための事業等	2 事業 2,115,975 千円	2 事業 2,993,836 千円

なお、この法人について検査した結果、意見を表示し又は処置を要求した事項1件(748ページ参照)を掲記した。

(4) 預金保険機構

I 決算等の状況

この機構は、預金者等の保護及び破綻金融機関に係る資金決済の確保を図るため、次のような業務を行うことなどにより、もって信用秩序の維持に資することを目的として設置されているものである。

- ① 金融機関が預金等の払戻しを停止した場合に必要な保険金等の支払等を行うとともに、破綻金融機関に係る合併等に対する適切な資金援助等を行う業務、金融整理管財人の業務、及び金融整理管財人の管理に係る金融機関の業務を承継する銀行の設立、当該設立された銀行の経営管理等を行う業務
- ② 金融危機に対応するため必要と認められた場合において、金融機関の株式等の引受け等を行う業務、及び金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理として金融機関等の特別監視等を行う業務
- ③ 金融機関等の資産の買取り等を行う業務
- ④ 金融機関等が発行する株式等の引受け等を協定銀行に委託し、これに伴い必要となる財務上の支援を行う業務
- ⑤ 金融機関等又は組織再編成金融機関等が発行する株式等の引受け等又は協同組織中央金融機関からの信託受益権等の買取り等を協定銀行に委託し、これに伴い必要となる財務上の支援を行う業務
- ⑥ 預金等に係る債権の消滅手続の開始等に係る公告等を行う業務
- ⑦ 株式会社地域経済活性化支援機構の設立の発起人となり、及び同会社に出資を行う業務
- ⑧ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の設立の発起人となり、及び同会社に出資を行う業務

その資本金は25事業年度末現在で321億3500万円(うち国の出資318億3000万円)となっている。同機構の会計は、一般、危機対応、金融再生、金融機能早期健全化、金融機能強化、被害回復分配金支払、地域経済活性化支援及び東日本大震災事業者再生支援の8勘定に区分して経理されている。

同機構の勘定別の25事業年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 一般勘定

(ア) 収入支出決算

収 入	収入決定済額(千円)		
25事業年度	911,102,895		
24事業年度	939,630,424		
支 出	支出予算現額(千円)	支出決定済額(千円)	不用額(千円)
25事業年度	472,055,942	207,123,461	264,932,481
24事業年度	1,395,547,698	250,738,956	1,144,808,741

不用額の主なものは、協定銀行貸付金(支出予算現額4399億余円)の2597億余円である。

(イ) 損 益

区 分	25事業年度(千円)	24事業年度(千円)
経常収益	917,741,852	875,133,948
うち保険料収入	622,346,365	606,561,252
経常費用	917,740,699	875,129,650
うち責任準備金繰入	657,982,188	609,520,699
特別損失	1,153	4,298

(ウ) 責 任 準 備 金

区 分	25事業年度末(千円)	24事業年度末(千円)
責任準備金	1,688,012,551	1,030,030,363

(エ) 主な業務実績

区 分	25 事業年度 千円	(24 事業年度) 千円
事業年度末被管理金融機関貸付金残高	226,527,656	226,527,656
〔貸倒引当金 (注1) 被管理金融機関貸付金は、全額が日本振興銀行株式会社向け貸付金であり、当該貸付先の民事再生計画に基づく今後の弁済見込みが未定であることから、24 事業年度と同様に貸付金元本残高の全額を当該貸付金に係る貸倒引当金として計上している。〕	226,527,656	226,527,656
破綻した金融機関からの 買取資産(貸付金)の回収(注3)	2,191,261	48,794
事業年度末買取資産(貸付金)残高	4,065,489	6,256,751
上記のうち民間金融機関のリスク管理 債権の開示基準を参考に機構において 開示している債権		
破 綻 先 債 権	3,086,220	4,079,991
延 滞 債 権	979,268	2,176,759
3 か 月 以 上 延 滞 債 権	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	—	—
計	4,065,489	6,256,751
〔貸倒引当金 (注2) 貸倒引当金に計上する金額は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額とされている。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認める額とされている。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績に基づき算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額とされている。〕	4,065,489	6,137,054

(注3) 10年2月の預金保険法(昭和46年法律第34号)の改正が行われる前までは、預金保険機構が株式会社整理回収銀行に対して破綻した金融機関の資産の買取りを委託できるのは、信用組合に限られていたため、同機構は10年1月に破綻した株式会社阪和銀行の貸付金等資産2082億余円を直接買い取っている。

イ 危機対応勘定

(ア) 収入支出決算

収 入	収入決定済額(千円)		
25 事業年度	848,769,087		
24 事業年度	455,550,430		
支 出	支出予算現額(千円)	支出決定済額(千円)	不用額(千円)
25 事業年度	445,707,884	445,187,433	520,450
24 事業年度	715,238,176	455,666,287	259,571,888

(イ) 損 益

区 分	25 事業年度(千円)	24 事業年度(千円)
経常収益	63,798,961	10,850,429
うち取得株式等事業収入	63,753,903	10,849,650
経常費用	412,512	525,226
うち事業外費用	387,857	512,098
当期利益金	63,386,448	10,325,202
(利益金の処理)		
翌事業年度に積立金として整理 (積立金)	63,386,448 (266,967,337)	10,325,202 (256,642,134)

(ウ) 借 入 金

区 分	25 事業年度末(千円)	24 事業年度末(千円)
借入金残高(市中金融機関)	269,300,000	444,700,000

ウ 金融再生勘定

(ア) 収入支出決算

収 入	収入決定済額(千円)		
25 事業年度	549,832,235		
24 事業年度	823,495,870		
支 出	支出予算現額(千円)	支出決定済額(千円)	不用額(千円)
25 事業年度	827,099,592	550,775,060	276,324,531
24 事業年度	1,111,728,444	823,581,007	288,147,436

不用額の主なものは、借入返済金(支出予算現額 3371 億円)の 1417 億円及び特定協定銀行貸付金(同 1321 億円)の 1321 億円である。

(イ) 損 益

区 分	25 事業年度(千円)	24 事業年度(千円)
経常収益	45,067,340	46,169,207
うち資産買取事業収入	19,983,890	16,885,606
経常費用	28,874,588	34,402,008
うち事業外費用	4,680,057	7,756,219
特別損失	58	712
当期利益金	16,192,693	11,766,487
(利益金の処理)		
翌事業年度に繰越欠損金を減額整理	16,192,693	11,766,487
(繰越欠損金)	(262,003,651)	(273,770,138)

(ウ) 借 入 金 等

区 分	25 事業年度末(千円)	24 事業年度末(千円)
借入金残高(市中金融機関)	171,300,000	195,400,000
預金保険機構債発行残高	1,650,000,000	1,650,000,000

エ 金融機能早期健全化勘定

(ア) 収入支出決算

収 入	収入決定済額(千円)		
25 事業年度	460,977,185		
24 事業年度	729,989,883		
支 出	支出予算現額(千円)	支出決定済額(千円)	不用額(千円)
25 事業年度	372,448,586	290,289,251	82,159,334
24 事業年度	790,763,353	565,711,648	225,051,704

(イ) 損 益

区 分	25 事業年度(千円)	24 事業年度(千円)
経常収益	88,607,231	2,064,604
うち協定銀行納付金収入	86,765,925	—
うち事業外収益	1,523,949	1,464,632
経常費用	247,289	61,415,122
うち事業外費用	189,457	290,609
うち協定銀行損失補填金	—	61,069,074
特別損失	14	57
当期利益金(△当期損失金)	88,359,927	△ 59,350,575
(利益金又は損失金の処理)		
翌事業年度に積立金として整理	88,359,927	—
翌事業年度に積立金を減額整理 (積立金)	— (1,501,256,540)	59,350,575 (1,560,607,115)

オ 金融機能強化勘定

(ア) 収入支出決算

収 入	収入決定済額(千円)		
25 事業年度	586,871,687		
24 事業年度	1,093,810,754		
支 出	支出予算現額(千円)	支出決定済額(千円)	不用額(千円)
25 事業年度	23,449,935,086	547,644,907	22,902,290,178
24 事業年度	24,127,811,352	1,093,619,285	23,034,192,066

不用額の主なものは、借入返済金(支出予算現額 11 兆 7200 億円)の 11 兆 4528 億円、協定銀行貸付金(同 11 兆 6147 億円)の 11 兆 3349 億円及び事業外費用(同 1150 億余円)の 1145 億余円である。

(イ) 損 益

区 分	25 事業年度(千円)	24 事業年度(千円)
経常収益	6,802,146	4,899,387
うち協定銀行納付金収入	6,253,875	4,267,332
経常費用	551,593	782,709
うち事業外費用	465,500	700,043
特別損失	1	37
当期利益金	6,250,552	4,116,640
(利益金の処理)		
翌事業年度に積立金として整理	6,250,552	4,116,640
(積立金)	(9,088,784)	(4,972,144)

(ウ) 借 入 金 等

区 分	25 事業年度末(千円)	24 事業年度末(千円)
借入金残高(市中金融機関)	214,900,000	267,200,000
預金保険機構債発行残高	280,000,000	280,000,000

(エ) 主な業務実績

区 分	金融機関数	25 事業年度	(24 事業年度)
協定銀行への資本増強の委託	金 額	3 金融機関 40,000,000 千円	3 金融機関 65,000,000 千円

カ 被害回復分配金支払勘定

(ア) 収入支出決算

収 入	収入決定済額(千円)		
25 事業年度	1,023,312		
24 事業年度	1,183,953		
支 出	支出予算現額(千円)	支出決定済額(千円)	不用額(千円)
25 事業年度	1,400,490	1,018,441	382,049
24 事業年度	6,356,307	5,902,919	453,388

(イ) 損 益

区 分	25 事業年度(千円)	24 事業年度(千円)
経常収益	533,312	683,953
うち被害回復分配金残余納付金	412,652	521,958
経常費用	498,419	5,382,568
うち被害回復分配金支払業務費	405,039	5,253,210
当期利益金(△当期損失金)	34,892	△ 4,698,629
(利益金又は損失金の処理)		
翌事業年度に繰越欠損金を減額整理	34,892	—
翌事業年度に積立金を減額整理	—	4,698,629
(繰越欠損金)	(66,744)	(—)
(積立金)	(—)	(4,631,885)

(ウ) 借 入 金

区 分	25 事業年度末(千円)	24 事業年度末(千円)
借入金残高(市中金融機関)	160,000	190,000

(エ) 主な業務実績

区 分	25 事業年度	(24 事業年度)
主な公告の実施		
対象預金等債権の消滅 手続が開始された旨等 の公告	24 回	24 回
消滅預金等債権につい て被害回復分配金の支 払手続が開始された旨 等の公告	24 回	24 回
被害回復分配金の支払 手続が終了した旨の公 告	24 回	24 回

キ 地域経済活性化支援勘定

(ア) 収入支出決算

収 入	収入決定済額(千円)		
25 事業年度	50		
24 事業年度	3,000,000		
支 出	支出予算現額(千円)	支出決定済額(千円)	不用額(千円)
25 事業年度	6,180	4,238	1,941
24 事業年度	2,961,312	2,959,078	2,233

(イ) 損 益

区 分	25 事業年度(千円)	24 事業年度(千円)
経常収益	51	1
事業外収益	51	1
経常費用	4,238	4,078
一般管理費	4,238	4,078
当期損失金	4,187	4,077
(損失金の処理)		
翌事業年度に繰越欠損金として整理	4,187	4,077
(繰越欠損金)	(15,055)	(10,978)

ク 東日本大震災事業者再生支援勘定

(ア) 収入支出決算

収 入	収入決定済額(千円)		
25 事業年度	9		
24 事業年度	60		
支 出	支出予算現額(千円)	支出決定済額(千円)	不用額(千円)
25 事業年度	918	415	502
24 事業年度	939	415	523

(イ) 損 益

区 分	25 事業年度(千円)	24 事業年度(千円)
経常収益	9	61
事業外収益	9	61
経常費用	421	467
うち一般管理費	415	415
当期損失金	411	406
(損失金の処理)		
翌事業年度に繰越欠損金として整理	411	406
(繰越欠損金)	(500)	(94)

II 金融機関の資本の増強のために使用された公的資金の状況

同機構では、預金保険法、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律(平成10年法律第143号)等に基づき、直接又は協定銀行に委託して金融機関等の資本増強に関する業務を行っており、10年3月から26年3月までに、61金融機関(資本増強時の金融機関数)に対して計13兆0179億余円に及ぶ公的資金(政府保証を付して資金の借入れ又は債券の発行により調達した資金)を使用して資本増強を実施した。

このうち、25事業年度末現在までに計11兆7731億余円が返済され、同事業年度末における未返済残高は27金融機関(現在の金融機関数)で計1兆2447億余円となっている。

これらの状況を金融機関別に整理して示すと、表のとおりとなっている。

表 公的資金による資本増強の実施状況(平成 25 事業年度末現在)

(単位：億円)

No.	金融機関名	資本増強時金融機関名	資本増強実施年月	資本増強額	返済額	残高	
公的資金の返済が完了していない金融機関							
1	株りそなホールディングス	注(1)	平成 10 年 3 月	1000	1000	—	
		①旧株大和銀行	11 年 3 月	4080	4080	—	
		①株りそな銀行	15 年 6 月	1 兆 9600	1 兆 7640	1960	
		②旧株あさひ銀行	10 年 3 月	1000	1000	—	
			11 年 3 月	5000	4000	1000	
		③株近畿大阪銀行	13 年 4 月	600	—	600	
計				3 兆 1280	2 兆 7720	3560	
2	株新生銀行	④旧株日本長期信用銀行	10 年 3 月	1766	466	1300	
			12 年 3 月	2400	1200	1200	
		計				4166	1666
3	株あおぞら銀行	⑤旧株日本債券信用銀行	10 年 3 月	600	—	600	
			12 年 10 月	2600	1517	1082	
		計				3200	1517
4	株じもとホールディングス	⑥株きらやか銀行	21 年 9 月	200	200	—	
		注(2)	24 年 12 月	300	—	300	
		⑥株じもとホールディングス(株きらやか銀行)					
		⑦株仙台銀行	23 年 9 月	300	—	300	
計				800	200	600	
5	⑧全国信用協同組合連合会(山梨県民信用組合)		21 年 9 月	450	—	450	
6	株筑波銀行	注(3)	⑨株旧関東つくば銀行	15 年 9 月	60	60	—
			⑨株筑波銀行	23 年 9 月	350	—	350
	計				410	60	350
7	⑩株東和銀行		21 年 12 月	350	—	350	
8	⑪株第三銀行		21 年 9 月	300	—	300	
9	⑫全国信用協同組合連合会(ぐんまみらい信用組合)		24 年 12 月	250	—	250	
10	⑬株みちのく銀行		21 年 9 月	200	—	200	
11	⑭株七十七銀行		23 年 12 月	200	—	200	
12	⑮全国信用協同組合連合会(横浜中央信用組合)		26 年 3 月	190	—	190	
13	⑯全国信用協同組合連合会(いわき信用組合)		24 年 1 月	175	—	175	
14	⑰信金中央金庫(あぶくま信用金庫)		24 年 2 月	175	—	175	
15	⑱株豊和銀行		18 年 12 月	90	90	—	
			26 年 3 月	160	—	160	
	計				250	90	160
16	⑲信金中央金庫(石巻信用金庫)		24 年 2 月	157	—	157	
17	⑳株南日本銀行		21 年 3 月	150	—	150	
18	㉑株高知銀行		21 年 12 月	150	—	150	

(単位：億円)

No.	金融機関名	資本増強時金融機関名	資本増強実施年月	資本増強額	返済額	残高
19	全国信用協同組合連合会(相双五城信用組合)	㉒全国信用協同組合連合会(旧相双信用組合)	24年1月	139	—	139
20	㉓㈱宮崎太陽銀行		22年3月	130	—	130
21	㉔信金中央金庫(気仙沼信用金庫)		24年2月	130	—	130
22	㉕フィデアホールディングス㈱(㈱北都銀行)		22年3月	100	—	100
23	㉖㈱東北銀行		24年9月	100	—	100
24	㉗信金中央金庫(宮古信用金庫)		24年2月	85	—	85
25	㉘㈱福邦銀行		21年3月	60	—	60
26	㉙全国信用協同組合連合会(那須信用組合)		24年3月	54	—	54
27	㉚全国信用協同組合連合会(東京厚生信用組合)		26年3月	50	—	50
計 30 金融機関				4 兆 3701	3 兆 1253	1 兆 2447
公的資金の返済が完了した金融機関						
31 金融機関				8 兆 6478	8 兆 6478	—
合計 61 金融機関				13 兆 0179	11 兆 7731	1 兆 2447

注(1) 旧㈱大和銀行は合併等により㈱りそな銀行となったが、旧㈱大和銀行が存続会社であることから㈱りそな銀行と同一法人として整理している。

注(2) ㈱仙台銀行及び㈱きらやか銀行は、24年10月に共同持株会社である㈱じもとホールディングスを設立して経営統合している。㈱きらやか銀行は、経営統合前に資本増強措置の申込みを行い、統合後に㈱じもとホールディングスに対して公的資金が300億円投入されている。

注(3) 旧㈱関東つくば銀行は合併等により㈱筑波銀行となったが、旧㈱関東つくば銀行が存続会社であることから㈱筑波銀行と同一法人として整理している。

(5) 成田国際空港株式会社

この会社は、成田国際空港の設置及び管理を効率的に行うことなどにより、航空輸送の利用者の利便の向上を図り、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化に寄与することを目的として設立されているものである。その資本金は25事業年度末現在で1000億円(全額国の出資)となっている。

同会社の25事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区分	25事業年度末 (千円)	24事業年度末 (千円)	区分	25事業年度末 (千円)	24事業年度末 (千円)
資産	824,582,812	844,864,750	負債	582,264,535	615,137,104
うち建物	249,428,644	261,136,099	うち社債	371,883,934	391,858,058
うち土地	279,525,482	278,421,159	うち長期借入金	128,653,000	144,753,000
			純資産	242,318,276	229,727,645
			うち資本金	100,000,000	100,000,000
			うち資本剰余金	52,000,000	52,000,000

(イ) 損益計算書

区 分	25 事業年度(千円)	24 事業年度(千円)
経常収益	156,846,627	153,366,252
うち空港使用料収入	42,766,897	44,888,202
経常費用	129,471,013	129,943,338
うち営業原価	107,535,359	106,812,654
経常利益	27,375,614	23,422,913
特別利益	3,201,083	9,543
特別損失	3,850,579	3,543,706
法人税、住民税及び事業税	9,458,087	7,030,935
法人税等調整額	845,399	539,004
当期純利益	16,422,631	12,318,809
(繰越利益剰余金の変動)		
繰越利益剰余金(前期末残高)	12,318,809	2,691,633
剰余金の配当	△ 3,832,000	△ 890,000
別途積立金の積立て	△ 8,486,809	△ 1,801,633
当期純利益	16,422,631	12,318,809
変動額合計	4,103,821	9,627,176
繰越利益剰余金(当期末残高)	16,422,631	12,318,809

(ウ) 主な業務実績

区 分	25 事業年度	(24 事業年度)
空港の供用 航空機発着回数	226,182 回	212,078 回
航空旅客数	36,041,779 人	33,431,214 人
航空貨物取扱数量	1,985,637t	1,921,081t
航空燃料供給量	4,814,666kl	4,673,943kl

なお、この会社について検査した結果、意見を表示し又は処置を要求した事項1件(754 ページ参照)を掲記した。

(6) 東日本高速道路株式会社、(7) 中日本高速道路株式会社、(8) 西日本高速道路株式会社

これらの会社は、会社ごとに定められた区域内の高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うことなどにより、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的として設立されているものである。その資本金は25 事業年度末現在で東日本高速道路株式会社 525 億円、中日本高速道路株式会社 650 億円、西日本高速道路株式会社 475 億円(各会社とも全額国の出資)となっている。

各会社の25 事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

東日本高速道路株式会社

(ア) 貸借対照表

区 分	25 事業年度末 (千円)	24 事業年度末 (千円)	区 分	25 事業年度末 (千円)	24 事業年度末 (千円)
資産	849,537,334	783,845,935	負債	706,462,108	640,645,391
うち仕掛道路資産	470,943,639	385,556,614	うち道路建設関係 社債	354,643,916	339,533,416
			うち道路建設関係 長期借入金	50,000,000	35,000,000
			純資産	143,075,226	143,200,543
			うち資本金	52,500,000	52,500,000
			うち資本剰余金	58,793,635	58,793,635

(イ) 損益計算書

区 分	25 事業年度(千円)	24 事業年度(千円)
経常収益	825,322,842	807,403,303
うち料金収入	658,934,680	642,174,554
経常費用	824,477,059	802,228,225
うち道路資産賃借料	461,842,496	448,915,011
経常利益	845,783	5,175,078
特別利益	244,970	401,688
特別損失	642,823	173,382
法人税、住民税及び事業税	700,000	1,750,000
法人税等調整額	△ 126,348	297,873
当期純利益(△当期純損失)	△ 125,720	3,355,511
(繰越利益剰余金の変動)		
繰越利益剰余金(前期末残高)	14,060,768	11,694,060
別途積立金の積立	△ 1,430,916	△ 988,802
当期純利益(△当期純損失)	△ 125,720	3,355,511
変動額合計	△ 1,556,637	2,366,708
繰越利益剰余金(当期末残高)	12,504,131	14,060,768

(ウ) 主な業務実績

区 分	25 事業年度末	(24 事業年度末)
供 用	42 路線 3,732 km	41 路線 3,676 km
建 設	7 路線 254 km	9 路線 273 km

なお、この会社について検査した結果、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項3件(759、761、764 ページ参照)を掲記した。

中日本高速道路株式会社

(ア) 貸借対照表

区 分	25 事業年度末 (千円)	24 事業年度末 (千円)	区 分	25 事業年度末 (千円)	24 事業年度末 (千円)
資産	1,371,936,075	1,163,081,405	負債	1,193,845,544	981,896,366
うち仕掛道路資産	875,916,090	687,180,520	うち道路建設関係 社債	807,520,000	595,000,000
			うち道路建設関係 長期借入金	110,000,000	80,000,000
			純資産	178,090,531	181,185,038
			うち資本金	65,000,000	65,000,000
			うち資本剰余金	71,650,292	71,650,292

(イ) 損益計算書

区 分	25 事業年度(千円)	24 事業年度(千円)
経常収益	604,506,423	1,649,951,617
うち料金収入	511,461,469	497,373,806
経常費用	606,715,237	1,647,769,080
うち道路資産賃借料	360,586,013	350,248,082
経常利益(△経常損失)	△ 2,208,813	2,182,537
特別利益	54,413	43,644
特別損失	183,272	71,240
法人税、住民税及び事業税	450,000	1,100,000
法人税等調整額	306,835	471,400
当期純利益(△当期純損失)	△ 3,094,507	583,541
(繰越利益剰余金の変動)		
繰越利益剰余金(前期末残高)	635,615	2,206,814
高速道路事業積立金の積立て	—	△ 729,772
高速道路事業積立金の取崩し	1,905,381	—
別途積立金の積立て	△ 2,488,897	△ 1,424,968
当期純利益(△当期純損失)	△ 3,094,507	583,541
変動額合計	△ 3,678,023	△ 1,571,199
繰越利益剰余金(当期末残高)	△ 3,042,407	635,615

(ウ) 主な業務実績

区 分	25 事業年度末	(24 事業年度末)
供 用	21 路線 1,923 km	21 路線 1,917 km
建 設	9 路線 322 km	9 路線 327 km

なお、この会社について検査した結果、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項3件(759、761、764 ページ参照)を掲記した。

西日本高速道路株式会社

(ア) 貸借対照表

区 分	25 事業年度末 (千円)	24 事業年度末 (千円)	区 分	25 事業年度末 (千円)	24 事業年度末 (千円)
資産	902,360,151	849,884,495	負債	759,150,814	706,141,625
うち仕掛道路資産	451,488,073	446,320,033	うち道路建設関係 社債	324,993,546	344,842,706
			うち道路建設関係 長期借入金	130,000,000	105,000,000
			純資産	143,209,336	143,742,870
			うち資本金	47,500,000	47,500,000
			うち資本剰余金	55,497,524	55,497,524

(イ) 損益計算書

区 分	25 事業年度(千円)	24 事業年度(千円)
経常収益	853,045,756	705,539,984
うち料金収入	605,520,501	585,452,588
経常費用	851,099,940	696,433,430
うち道路資産賃借料	426,364,081	409,218,095
経常利益	1,945,816	9,106,553
特別利益	43,876	478,198
特別損失	778,132	34,480
法人税、住民税及び事業税	800,000	3,970,000
過年度法人税等	425,094	—
法人税等調整額	520,000	△ 450,000
当期純利益(△当期純損失)	△ 533,533	6,030,272
(繰越利益剰余金の変動)		
繰越利益剰余金(前期末残高)	18,203,257	12,315,298
別途積立金の積立	△ 128,508	△ 142,313
当期純利益(△当期純損失)	△ 533,533	6,030,272
変動額合計	△ 662,042	5,887,958
繰越利益剰余金(当期末残高)	17,541,214	18,203,257

(ウ) 主な業務実績

区 分	25 事業年度末	(24 事業年度末)
供 用	50 路線 3,427 km	50 路線 3,388 km
建 設	4 路線 141 km	5 路線 180 km

なお、この会社について検査した結果、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項3件(759、761、764 ページ参照)を掲記した。

(9) 本州四国連絡高速道路株式会社

この会社は、本州と四国を連絡する自動車専用道路等の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うことなどにより、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的として設立されているものである。その資本金は25 事業年度末現在で40 億円(うち国の出資26 億6522 万円)となっている。

同会社の25 事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区 分	25 事業年度末 (千円)	24 事業年度末 (千円)	区 分	25 事業年度末 (千円)	24 事業年度末 (千円)
資産	50,218,534	48,388,854	負債	36,619,322	35,248,809
うち仕掛道路資産	3,555,781	3,046,087	うち道路建設関係 長期借入金	4,725,000	5,233,000
			純資産	13,599,211	13,140,045
			うち資本金	4,000,000	4,000,000
			うち資本剰余金	4,000,000	4,000,000

(イ) 損益計算書

区 分	25 事業年度(千円)	24 事業年度(千円)
経常収益	77,286,983	69,703,782
うち料金収入	65,354,440	63,951,753
経常費用	76,654,071	69,054,364
うち道路資産賃借料	46,612,160	45,724,316
経常利益	632,912	649,418
特別利益	437,872	—
法人税、住民税及び事業税	611,619	181,792
過年度法人税、住民税及び事業税	—	54,503
当期純利益	459,165	413,122
(繰越利益剰余金の変動)		
繰越利益剰余金(前期末残高)	801,543	535,345
別途積立金の積立て	△ 283,615	△ 146,924
当期純利益	459,165	413,122
変動額合計	175,549	266,198
繰越利益剰余金(当期末残高)	977,093	801,543

(ウ) 主な業務実績

区 分	25 事業年度末	(24 事業年度末)
供 用	3 路線 173 km	3 路線 173 km

なお、この会社について検査した結果、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項1件(770 ページ参照)を掲記した。

(10) 日本郵政株式会社

この会社は、日本郵便株式会社の発行済株式の総数を保有し、同会社の経営管理を行うこと及び業務の支援を行うことを目的として設立されているものである。その資本金は25 事業年度末現在で3兆5000 億円(全額国の出資)となっている。

日本郵政株式会社の25 事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区 分	25 事業年度末 (千円)	24 事業年度末 (千円)	区 分	25 事業年度末 (千円)	24 事業年度末 (千円)
資産	9,740,129,148	9,711,170,841	負債	1,020,744,611	1,108,326,844
うち関係会社株式	9,195,299,115	9,195,299,115	うち退職給付引当 金	817,712,795	897,775,383
			純資産	8,719,384,537	8,602,843,997
			うち資本金	3,500,000,000	3,500,000,000
			うち資本剰余金	4,503,856,095	4,503,856,095

(イ) 損益計算書

区 分	25 事業年度(千円)	24 事業年度(千円)
経常収益	276,320,495	271,230,681
うち関係会社受取配当金	131,253,180	105,353,740
経常費用	128,482,751	145,563,937
うち受託業務費用	50,426,517	57,258,182
経常利益	147,837,743	125,666,744
特別利益	459,850	670,685
特別損失	11,209,003	4,002,306
法人税、住民税及び事業税	△ 18,001,949	△ 9,820
法人税等調整額	—	△ 22,883,583
当期純利益	155,090,539	145,228,526
(繰越利益剰余金の変動)		
繰越利益剰余金(前期末残高)	598,987,901	431,406,262
剰余金の配当	△ 38,550,000	△ 37,851,000
当期純利益	155,090,539	145,228,526
社会・地域貢献基金	—	60,204,112
変動額合計	116,540,539	167,581,638
繰越利益剰余金(当期末残高)	715,528,441	598,987,901

なお、社会・地域貢献基金は、日本郵政株式会社法(平成17年法律第98号)等の改正により、24年10月1日をもって全額が取り崩され、その額に相当する金額が繰越利益剰余金に振り替えられた。

(ウ) 主な業務実績

区 分	25 事業年度	(24 事業年度)
関係会社受入手数料	7社	8社
会社数		
金額	10,348,286千円	10,317,072千円
受託業務収益	52,541,892千円	65,092,373千円

なお、この会社について検査した結果、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項1件(773ページ参照)を掲記した。

(11) 日本司法支援センター

このセンターは、裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに弁護士等のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援に関する事業を迅速かつ適切に行うことを目的として設置されているものである。

その資本金は25事業年度末現在で3億5100万円(全額国の出資)となっている。

同センターの会計は、一般及び国選弁護士確保業務の2勘定に区分されており、その勘定別の25事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 一般勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	25 事業年度末 (千円)	24 事業年度末 (千円)	区 分	25 事業年度末 (千円)	24 事業年度末 (千円)
資産	17,186,683	18,966,709	負債	13,704,069	18,640,141
うち民事法律扶助 立替金	26,224,886	24,678,579	うち運営費交付金 債務	—	5,191,473
うち破産更生債権 等	11,570,865	11,300,533	うち資産見返負債	9,257,959	9,015,799
(注) うち貸倒引当金	△ 30,057,809	△ 28,450,743	純資産	3,482,614	326,567
			資本金	351,000	351,000
			資本剰余金	40,175	40,175
			利益剰余金(△繰 越欠損金)	3,091,439	△ 64,607

(注) 貸倒引当金は、貸倒実績率により算定した額又は個別に回収可能性を検討し算定した回収不能見込額を計上している。

(イ) 損益計算書

区 分	25 事業年度(千円)	24 事業年度(千円)
経常費用	18,068,627	17,375,718
うち業務費	13,893,483	13,356,553
経常収益	21,224,674	17,359,819
うち運営費交付金収益	12,381,592	8,666,672
経常利益(△経常損失)	3,156,046	△ 15,898
当期純利益(△当期純損失)	3,156,046	△ 15,898
当期総利益(△当期総損失)	3,156,046	△ 15,898
(利益の処分又は損失の処理)		
当期末処分利益(△当期末処理損失)	3,091,439	△ 64,607
当期総利益(△当期総損失)	3,156,046	△ 15,898
前期繰越欠損金	64,607	48,709
利益処分額又は損失処理額 積立金(△次期繰越欠損金)	3,091,439	△ 64,607

(ウ) 主な業務実績

区 分	25 事業年度	(24 事業年度)
新規立替等	15,562,315 千円	15,615,952 千円
立替金償還等	13,745,828 千円	14,551,875 千円
事業年度末立替金等残高	38,692,749 千円	36,876,262 千円

イ 国選弁護人確保業務勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	25 事業年度末 (千円)	24 事業年度末 (千円)	区 分	25 事業年度末 (千円)	24 事業年度末 (千円)
資産	3,375,690	2,939,227	負債	3,381,202	2,945,017
うち現金及び預金	3,046,228	2,627,575	うち未払金	2,562,980	2,164,681
			純資産	△ 5,512	△ 5,789
			繰越欠損金	5,512	5,789

(イ) 損益計算書

区 分	25 事業年度(千円)	24 事業年度(千円)
経常費用	15,727,019	15,944,668
うち業務費	14,294,281	14,535,165
経常収益	15,727,296	15,942,549
うち政府受託収益	15,199,510	15,405,364
経常利益(△経常損失)	277	△ 2,118
当期純利益(△当期純損失)	277	△ 2,118
当期総利益(△当期総損失)	277	△ 2,118
(損失の処理)		
当期末処理損失	5,512	5,789
当期総利益(△当期総損失)	277	△ 2,118
前期繰越欠損金	5,789	3,671
損失処理額		
次期繰越欠損金	5,512	5,789

(ウ) 主な業務実績

区 分	25 事業年度	(24 事業年度)
被疑者国選弁護事件受理	72,118 件	73,664 件
被告人国選弁護事件受理	60,269 件	63,695 件

なお、このセンターについて検査した結果、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 1 件(778 ページ参照)を掲記した。

(12) 全国健康保険協会

この協会は、健康保険の被保険者(健康保険組合の組合員である被保険者を除く。)に係る健康保険事業及び船員保険の被保険者に係る船員保険事業を行い、もって被保険者及びその被扶養者における健康の保持増進及び良質かつ効率的な医療の享受の実現を図ることを目的として設置されているものである。その資本金は 25 事業年度末現在で 70 億 5940 万余円(全額国の出資)となっている。

同協会の会計は、健康保険及び船員保険の 2 勘定に区分して経理されている。

同協会の勘定別の 25 事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 健康保険勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	25 事業年度末 (千円)	24 事業年度末 (千円)	区 分	25 事業年度末 (千円)	24 事業年度末 (千円)
資産	1,313,176,008	935,290,398	負債	644,642,431	577,011,455
流動資産	1,296,537,167	932,684,083	流動負債	618,945,975	562,119,306
うち現金及び預金	809,320,021	604,105,320	うち未払金	603,762,755	549,120,655
うち未収入金	490,952,715	332,648,404	固定負債	25,696,455	14,892,149
固定資産	16,638,840	2,606,315	うち退職給付引当金	15,122,454	14,860,116
(有形固定資産)			純資産	668,533,576	358,278,942
うちリース資産	13,137,513	19,372	資本金	6,594,277	6,594,277
(無形固定資産)			健康保険法第 160 条の 2 の準備金	351,684,664	24,189,351
うちソフトウェア	741,400	2,063,678	利益剰余金	310,254,633	327,495,313

(イ) 損益計算書

区 分	25 事業年度(千円)	24 事業年度(千円)
経常費用	9,321,030,701	8,936,734,861
うち保険給付費	4,893,263,046	4,788,559,344
経常収益	9,631,287,050	9,264,233,331
うち保険料等交付金収益	8,187,188,330	7,860,739,993
経常利益	310,256,349	327,498,469
特別損失	1,646	3,086
法人税、住民税及び事業税	69	69
当期純利益	310,254,633	327,495,313
(利益の処分)		
当期末処分利益	310,254,633	327,495,313
当期純利益	310,254,633	327,495,313
利益処分額	310,254,633	327,495,313
健康保険法第160条の2の準備金繰入額	310,254,633	327,495,313
次期繰越利益	—	—

(ウ) 主な業務実績

区 分	25 事業年度	(24 事業年度)
被保険者数(事業年度末)	20,315 千人	19,883 千人
医 療 給 付	4,398,468,640 千円	4,291,033,634 千円
現金給付(傷病手当金等)	494,794,405 千円	497,525,710 千円
拠出金等(後期高齢者支援金等)	3,488,422,206 千円	3,277,823,127 千円
介 護 納 付 金	824,264,900 千円	762,914,133 千円

イ 船員保険勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	25 事業年度末 (千円)	24 事業年度末 (千円)	区 分	25 事業年度末 (千円)	24 事業年度末 (千円)
資産	42,340,850	42,940,173	負債	4,007,695	3,909,066
流動資産	11,922,060	12,502,245	流動負債	3,642,351	3,547,253
うち現金及び預金	9,323,322	10,435,212	うち未払金	3,469,833	3,352,975
固定資産	30,418,789	30,437,928	固定負債	365,344	361,813
うち金銭の信託	30,249,319	30,162,585	うち退職給付引当金	364,942	361,517
			純資産	38,333,154	39,031,107
			資本金	465,124	465,124
			船員保険法第124条の準備金	38,565,982	36,931,748
			利益剰余金	△ 697,952	1,634,234
			(△繰越欠損金)		

(イ) 損益計算書

区 分	25 事業年度(千円)	24 事業年度(千円)
経常費用	45,279,658	44,923,485
うち保険給付費	26,217,702	26,625,445
経常収益	44,581,707	46,553,135
うち保険料等交付金収益	34,755,000	35,896,638
経常利益(△経常損失)	△ 697,951	1,629,649
特別損失	—	7,305
特別利益	—	11,891
法人税、住民税及び事業税	0	0
当期純利益(△当期純損失)	△ 697,952	1,634,234
(利益の処分又は損失の処理)		
当期末処分利益又は当期末処理損失	△ 697,952	1,634,234
当期純利益(△当期純損失)	△ 697,952	1,634,234
利益処分額又は損失処理額	△ 697,952	1,634,234
船員保険法第124条の準備金繰入額(△船員保険法第124条の準備金取崩額)	△ 697,952	1,634,234
次期繰越利益又は次期繰越欠損金	—	—

(ウ) 主な業務実績

区 分	25 事業年度	(24 事業年度)
被保険者数(事業年度末)	57,859 人	58,231 人
職務上の事由による年金等の支給		
受給権者数	2,421 人	2,337 人
支給額	4,320,057 千円	4,289,213 千円
医療給付	18,787,673 千円	19,313,185 千円
現金給付(傷病手当金等)	2,980,974 千円	3,023,045 千円
拠出金等(後期高齢者支援金等)	12,328,631 千円	11,709,495 千円
介護納付金	3,348,845 千円	3,311,996 千円

なお、この協会について検査した結果、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項2件(782、785 ページ参照)を掲記した。

(13) 日本年金機構

この機構は、厚生労働大臣の監督の下に、政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業に関し、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)及び国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定に基づく業務等を行うことにより、政府が管掌する年金事業の適正な運営並びに厚生年金保険制度及び国民年金制度に対する国民の信頼の確保を図り、もって国民生活の安定に寄与することを目的として設置されているものである。その資本金は25事業年度末現在で1031億1159万余円(全額国の出資)となっている。

同機構の25事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区 分	25 事業年度末 (千円)	24 事業年度末 (千円)	区 分	25 事業年度末 (千円)	24 事業年度末 (千円)
資産	224,338,458	242,655,853	負債	87,077,769	94,165,540
うち建物	36,278,008	36,592,894	うち未払金	23,152,651	28,876,270
うち土地	65,810,145	65,820,250	純資産	137,260,688	148,490,312
			資本金	103,111,590	103,111,590
			資本剰余金	△ 8,080,468	△ 6,419,649
			利益剰余金	42,229,567	51,798,372
			うち当期末処分利 益	29,598,334	42,529,618

(イ) 損益計算書

区 分	25 事業年度(千円)	24 事業年度(千円)
経常費用	261,094,268	281,268,854
うち業務経費	236,907,108	255,072,382
経常収益	290,692,602	323,798,472
うち運営費交付金収益	286,629,266	321,140,305
臨時損失	5,560	4,722
臨時利益	5,560	4,722
当期純利益	29,598,334	42,529,618
当期総利益	29,598,334	42,529,618
(利益の処分)		
当期末処分利益		
当期総利益	29,598,334	42,529,618
利益処分額		
国庫納付準備金	29,598,334	42,529,618

(ウ) 主な業務実績

区 分	25 事業年度末	(24 事業年度末)
厚生年金保険の加入状況 (適用事業所数)	1,800 千事業所	1,758 千事業所
国民年金の加入状況(第 1号被保険者数)	17,788 千人	18,343 千人

なお、この機構について検査した結果、不当事項1件((384):788ページ参照)、意見を表示し又は処置を要求した事項3件(790ページ参照)及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項1件(794ページ参照)を掲記した。

[3] 独立行政法人、国立大学法人等の決算

国が資本金の2分の1以上を出資している独立行政法人、国立大学法人等のうち、28独立行政法人及び24国立大学法人の平成25年度決算についてみると、次のとおりである。

(独立行政法人)

独立行政法人は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)等の定めるところにより設立される法人である。

独立行政法人のうち、国が資本金の2分の1以上を出資している独立行政法人で、第3章に「不当事項」、「意見を表示し又は処置を要求した事項」又は「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」を掲記した独立行政法人は28法人あり、これらの独立行政法人に係る25事業年度の貸借対照表、損益計算書及び利益の処分又は損失の処理の概要は次のとおりである。

なお、25事業年度において国庫納付を行った独立行政法人については、国庫納付金の納付額を参考として掲載している。

[以下、「不当」は「不当事項」を、「意・処」は「意見を表示し又は処置を要求した事項」を、「処置済」は「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」を示す。]

(単位：百万円)

第6章 第2節 第7 2 独立行政法人

項目	(注1) 法人名	国立科学博 物館	(注6) 防災科学技 術研究所	労働安全衛生総合研究所		
				(注7)	一般勘定	社会復帰促 進等事業勘 定
貸借対照表 (25事業年度末)	資 産	75,047	93,504	11,373	298	11,106
	負 債	3,542	37,427	1,431	224	1,239
	うち運営費交付金債務	190	704	525	102	423
	純 資 産	71,505	56,077	9,942	74	9,867
	うち 資 本 金	68,043	58,902	11,691	3	11,687
	うち政府出資金	68,043	58,902	11,691	3	11,687
	うち資本剰余金	3,397	△ 2,880	△ 1,822	△ 2	△ 1,820
うち利益剰余金 (△繰越欠損金)	64	54	73	72	0	
損 益 計 算 書 (25事業年度)	経 常 費 用	3,809	8,985	2,005	471	1,534
	経 常 収 益	3,823	8,986	2,021	486	1,535
	うち運営費交付金収益	2,576	6,372	1,935	413	1,521
	経 常 利 益(△経常損失)	13	0	15	14	0
	臨 時 損 失	40	—	4	1	2
	臨 時 利 益	40	—	4	1	2
	特 別 損 失	—	—	—	—	—
	特 別 利 益	—	—	—	—	—
	当 期 純 利 益 (△当期純損失)	13	0	15	14	0
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—	4	—	—	—
目的積立金取崩額	—	—	—	—	—	
当 期 総 利 益 (△当期総損失)	13	4	15	14	0	
利益の処分又は損失の処理 (25事業年度)	当 期 未 処 分 利 益 (△当期未処理損失)	13	4		14	0
	当 期 総 利 益 (△当期総損失)	13	4		14	0
	前 期 繰 越 欠 損 金	—	—		—	0
	積立金振替額 ^(注2)					
	積 立 金	13	4		14	0
	目 的 積 立 金 ^(注3)	—	—		—	—
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—	—		—	—
	目的積立金取崩額	—	—		—	—
	積立金取崩額	—	—		—	—
	次 期 繰 越 欠 損 金	—	—		—	—
(参考)						
国 庫 納 付 金 の 納 付 額 ^(注4)	1,415	—	104	—	104	
うち積立金の処分による国 庫納付額 ^(注5)						
うち不要財産に係る国庫納 付額	1,415	—	104	—	104	
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)	意・処1 (P799)	不当1 (P805)		意・処1 (P799)		

(単位：百万円)

項目		(注1) 法人名	農 業 ・ 食 品 産 業 技 術 総 合 研 究 機 構				
			農業技術研究業務勘定	基礎的研究業務勘定	民間研究促進業務勘定	農業機械化促進業務勘定	特例業務勘定
貸借対照表 (25事業年度末)	資 産	294,756	262,309	8,856	7,659	14,861	1,075
	負 債	31,352	21,850	8,810	11	686	0
	うち運営費交付金債務	14,142	5,616	8,439	—	86	—
	純 資 産	263,403	240,459	45	7,647	14,175	1,074
	うち 資 本 金	315,400	261,048	1,406	10,102	15,298	27,543
	うち政府出資金	311,199	261,048	1,406	6,070	15,129	27,543
	うち資本剰余金 (△繰越欠損金)	△ 23,716	△ 21,937	△ 1,399	△ 0	△ 1,196	817
うち利益剰余金 (△繰越欠損金)	△ 28,280	1,347	38	△ 2,454	73	△ 27,286	
損 益 計 算 書 (25事業年度)	経 常 費 用	43,881	39,463	2,556	146	1,705	11
	経 常 収 益	43,885	39,334	2,552	271	1,723	13
	うち運営費交付金収益	36,952	33,076	2,383	—	1,493	—
	経 常 利 益(△経常損失)	3	△ 129	△ 4	124	18	1
	臨 時 損 失	357	223	134	—	6	—
	臨 時 利 益	367	212	145	3	6	—
	特 別 損 失	—	—	—	—	—	—
	特 別 利 益	—	—	—	—	—	—
	当 期 純 利 益 (△当期純損失)	△ 57	△ 206	5	127	14	1
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	423	417	—	—	6	—
目的積立金取崩額	—	—	—	—	—	—	
当 期 総 利 益 (△当期総損失)	366	210	5	127	20	1	
利益の処分又は損失の処理 (25事業年度)	当 期 未 処 理 利 益 (△当期未処理損失)		210	5	△ 2,454	20	△ 27,286
	当 期 総 利 益 (△当期総損失)		210	5	127	20	1
	前 期 繰 越 欠 損 金		—	—	2,581	—	27,287
	積立金振替額 (注2)						
	積 立 金		210	5	—	20	—
	目的積立金 (注3)		—	—	—	—	—
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額		—	—	—	—	—
	目的積立金取崩額		—	—	—	—	—
	積立金取崩額		—	—	—	—	—
	次 期 繰 越 欠 損 金		—	—	2,454	—	27,286
(参考)							
国庫納付金の納付額 (注4)	1,299	1	—	1,020	—	277	
うち積立金の処分による国 庫納付額 (注5)							
うち不要財産に係る国庫納 付額	1,299	1	—	1,020	—	277	
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)				不当 11 (P807)			

(単位：百万円)

第6章 第2節 第7 2 独立行政法人

項目		(注1) 法人名	農業生物資源 研究所	産業技術総合 研究所	海上技術安全 研究所	海技教育機構	国立環境研究 所
		貸借対照表(25事業年度末)		資 産	32,583	353,744	34,710
負 債		4,325	67,685	2,039	1,521	13,358	
うち運営費交付金債務		497	9,293	298	323	3,477	
純 資 産		28,258	286,058	32,670	10,740	27,026	
うち 資 本 金		35,341	284,741	38,352	12,720	38,666	
うち政府出資金		35,341	284,741	38,352	12,720	38,666	
うち資本剰余金		△ 7,437	△ 10,279	△ 5,936	△ 1,990	△ 11,811	
うち利益剰余金 (△繰越欠損金)		354	11,596	254	10	171	
損 費 用		8,443	85,575	3,828	2,453	14,897	
経 常 収 益		8,463	85,325	4,021	2,456	14,853	
うち運営費交付金収益		6,006	60,733	2,408	2,121	11,092	
経 常 利 益(△経常損失)		20	△ 249	193	3	△ 43	
臨 時 損 失		25	1,447	42	0	14	
臨 時 利 益		23	898	0	0	90	
特 別 損 失		—	—	—	—	—	
特 別 利 益		—	—	—	—	—	
当 期 純 利 益 (△当期純損失)		18	△ 799	151	3	32	
前中期目標期間繰越積立金 取崩額		39	1,457	17	0	15	
目 的 積 立 金 取 崩 額		—	—	—	—	—	
当 期 総 利 益 (△当期総損失)		57	658	169	3	47	
利益の処分又は損失の処理 (25事業年度)		当期未処分利益 (△当期未処理損失)	57	658	169	3	47
		当期総利益 (△当期総損失)	57	658	169	3	47
		前期繰越欠損金	—	—	—	—	—
		積立金振替額 ^(注2)	/	/	/	/	/
		積立金	57	658	169	3	47
		目 的 積 立 金 ^(注3)	—	—	—	—	—
		前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—	—	—	—	—
		目 的 積 立 金 取 崩 額	—	—	—	—	—
		積立金取崩額	—	—	—	—	—
		次期繰越欠損金	—	—	—	—	—
(参考)		国庫納付金の納付額 ^(注4)	—	—	—	—	—
		うち積立金の処分による国 庫納付額 ^(注5)	/	/	/	/	/
		うち不要財産に係る国庫納 付額	—	—	—	—	—
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)		不当1 (P811)	意・処1 (P814)	意・処1 (P799)	意・処1 (P799)	不当1 (P819)	

(単位：百万円)

項目	(注1) 法人名	造幣局	国立印刷局	国民生活セン ター	農畜産業振興機構	
						畜産勘定
貸借対照表(25事業年度末)	資 産	101,353	294,957	10,581	484,418	381,228
	負 債	24,310	87,497	2,638	459,313	350,392
	うち運営費交付金債務	—	—	1,590	391	147
	純 資 産	77,043	207,459	7,943	25,105	30,835
	うち 資 本 金	61,255	148,542	8,901	30,958	29,965
	うち政府出資金	61,255	148,542	8,901	30,958	29,965
	うち資本剰余金	1,034	5,546	△ 960	—	—
うち利益剰余金 (△繰越欠損金)	14,753	53,371	2	△5,853	869	
損 益 計 算 書 (25事業年度)	経 常 費 用	30,074	58,780	2,896	292,863	182,538
	経 常 収 益	30,964	66,876	2,898	224,567	113,466
	うち運営費交付金収益	—	—	2,593	1,458	468
	経 常 利 益(△経常損失)	890	8,096	2	△ 68,296	△ 69,071
	臨 時 損 失	—	—	0	1,064	438
	臨 時 利 益	—	—	0	69,618	69,510
	特 別 損 失	86	971	—	—	—
	特 別 利 益	0	4	—	—	—
	当 期 純 利 益 (△当期純損失)	804	7,129	2	257	△ 0
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—	—	—	2,995	—
目的積立金取崩額	—	—	—	—	—	
当 期 総 利 益 (△当期総損失)	804	7,129	2	3,252	△ 0	
利益の処分又は損失の処理 (25事業年度)	当 期 未 処 分 利 益 (△当期未処理損失)	804	7,129	2		△ 0
	当 期 総 利 益 (△当期総損失)	804	7,129	2		△ 0
	前期繰越欠損金	—	—	—		—
	積立金振替額 (注2)					
	積 立 金	804	7,129	2		—
	目 的 積 立 金 (注3)	—	—	—		—
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—	—	—		—
	目的積立金取崩額	—	—	—		—
	積立金取崩額	—	—	—		—
	次期繰越欠損金	—	—	—		0
(参考)	国庫納付金の納付額 (注4)	5,705	13,522	2,030	34,482	4,198
	うち積立金の処分による国 庫納付額 (注5)	2,179	12,014	1,765	1,098	494
	うち不要財産に係る国庫納 付額	—	1,508	264	4,270	3,703
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)	処置済1 (P821)	処置済1 (P824)	処置済1 (P826)	意・処1 処置済2 (P830、834、837)		

(単位：百万円)

第6章 第2節 第7 2 独立行政法人

項目		(注1) 法人名						
		農 畜 産 業 振 興 機 構						
		野菜勘定	砂糖勘定	でん粉勘定	補給金等勘定	肉用子牛勘定	債務保証勘定	
貸借対照表 (25事業年度末)	資 産	75,119	2,859	3,215	21,231	676	376	
	負 債	74,511	29,737	287	4,321	347	2	
		うち運営費交付金債務	—	140	98	—	4	—
	純 資 産	608	△ 26,878	2,927	16,909	328	374	
		うち資本金	293	—	—	—	328	371
		うち政府出資金	293	—	—	—	328	371
		うち資本剰余金	—	—	—	—	—	—
	うち利益剰余金 (△繰越欠損金)	314	△ 26,878	2,927	16,909	—	2	
損 益 計 算 書 (25事業年度)	経 常 費 用	10,317	62,120	11,040	26,786	4,214	1	
	経 常 収 益	10,606	65,622	9,796	25,025	4,201	3	
		うち運営費交付金収益	—	716	230	—	41	—
	経 常 利 益(△経常損失)	288	3,502	△ 1,243	△ 1,760	△ 13	2	
	臨 時 損 失	0	626	—	—	—	—	
	臨 時 利 益	26	58	7	1	13	0	
	特 別 損 失	—	—	—	—	—	—	
	特 別 利 益	—	—	—	—	—	—	
	当 期 純 利 益 (△当期純損失)	314	2,935	△ 1,235	△ 1,759	—	2	
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—	—	1,235	1,759	—	—	
目 的 積 立 金 取 崩 額	—	—	—	—	—	—		
当 期 総 利 益 (△当期総損失)	314	2,935	—	—	—	2		
利益の処分又は損失の処理 (25事業年度)	当 期 未 処 分 利 益 (△当期未処理損失)	314	△ 26,878	—	—	—	2	
	当 期 総 利 益 (△当期総損失)	314	2,935	—	—	—	2	
	前 期 繰 越 欠 損 金	—	29,813	—	—	—	—	
	積 立 金 振 替 額 (注2)							
	積 立 金	314	—	—	—	—	2	
	目 的 積 立 金 (注3)	—	—	—	—	—	—	
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—	—	—	—	—	—	
	目 的 積 立 金 取 崩 額	—	—	—	—	—	—	
	積 立 金 取 崩 額	—	—	—	—	—	—	
	次 期 繰 越 欠 損 金	—	26,878	—	—	—	—	
(参考)	国 庫 納 付 金 の 納 付 額 (注4)	—	25,155	5,079	—	30	18	
	うち積立金の処分による国 庫納付額 (注5)	—	—	554	—	30	18	
	うち不要財産に係る国庫納 付額	—	567	—	—	—	—	
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)		意・処1 処置済2 (P830、834、837)						

(単位：百万円)

項目	(注1) 法人名	(注8) 国際協力機構	新エネルギー・産業技術総合開発機構			
		一般勘定	一般勘定	電源利用勘定	エネルギー需給勘定	
貸借対照表(25事業年度末)	資産	222,925	63,573	14,283	1,331	35,190
	負債	168,546	42,853	12,255	579	29,989
	うち運営費交付金債務	31,731	34,510	11,510	20	22,978
	純資産	54,378	20,720	2,027	751	5,200
	うち資本金	66,700	79,200	958	309	2,460
	うち政府出資金	66,700	79,043	958	242	2,393
	うち資本剰余金 (△繰越欠損金)	△ 16,507	△ 38	△ 17	△ 17	△ 45
損益計算書(25事業年度)	うち利益剰余金 (△繰越欠損金)	4,184	△ 58,441	1,086	459	2,785
	経常費用	234,336	107,463	26,009	1,072	79,777
	経常収益	232,411	111,093	27,072	1,527	82,391
	うち運営費交付金収益	143,522	86,558	15,124	565	70,869
	経常利益(△経常損失)	△ 1,925	3,629	1,063	454	2,613
	臨時損失	31	26	7	3	15
	臨時利益	6	145	7	3	123
	特別損失	—	—	—	—	—
	特別利益	—	—	—	—	—
	当期純利益 (△当期純損失)	△ 1,950	3,748	1,064	454	2,721
利益の処分又は損失の処理(25事業年度)	前中期目標期間繰越積立金取崩額	3,893	90	22	4	63
	目的積立金取崩額	—	—	—	—	—
	当期総利益 (△当期総損失)	1,942	3,838	1,086	459	2,785
	当期末処分利益 (△当期末処理損失)	1,681		1,086	459	2,785
	当期総利益 (△当期総損失)	1,942		1,086	459	2,785
	前期繰越欠損金	261		—	—	—
	積立金振替額 (注2)					
	積立金	1,681		1,086	459	2,785
	目的積立金 (注3)	—		—	—	—
	前中期目標期間繰越積立金取崩額	—		—	—	—
目的積立金取崩額	—		—	—	—	
積立金取崩額	—		—	—	—	
次期繰越欠損金	—		—	—	—	
(参考)	国庫納付金の納付額 (注4)	416	51,135	8,866	4,496	37,620
	うち積立金の処分による国庫納付額 (注5)		51,119	8,866	4,480	37,620
	うち不要財産に係る国庫納付額	416	15	—	15	—
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)	意・処1 (P841)		処置済1 (P842)			

(単位：百万円)

第6章 第2節 第7 2 独立行政法人

項目	(注1) 法人名	新エネルギー・産業技術 総合開発機構		理化学研究所	日本スポーツ振興センター	
		基盤技術研究 促進勘定	鉱工業承継勘 定			投票勘定
貸借対照表 (25事業年度末)	資 産	11,185	1,589	328,581	344,334	80,003
	負 債	33	1	127,390	110,654	74,635
	うち運営費交付金債務	—	—	4,169	21,313	—
	純 資 産	11,152	1,587	201,190	233,680	5,367
	うち 資 本 金	73,937	1,534	265,342	233,324	—
	うち政府出資金	73,937	1,512	252,457	233,324	—
	うち資本剰余金	△ 0	42	△ 68,931	△ 8,581	—
うち利益剰余金 (△繰越欠損金)	△ 62,784	10	4,779	8,938	5,367	
損 益 計 算 書 (25事業年度)	経 常 費 用	609	1	116,668	128,626	102,965
	経 常 収 益	106	1	116,960	140,453	108,929
	うち運営費交付金収益	—	—	47,368	4,736	—
	経 常 利 益(△経常損失)	△ 503	△ 0	291	11,826	5,964
	臨 時 損 失	0	—	203	25,855	20,447
	臨 時 利 益	0	10	183	14,356	14,356
	特 別 損 失	—	—	—	—	—
	特 別 利 益	—	—	—	—	—
	当 期 純 利 益 (△当期純損失)	△ 503	10	242	327	△ 127
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—	—	1,219	129	—
目的積立金取崩額	—	—	—	595	595	
当 期 総 利 益 (△当期総損失)	△ 503	10	1,462	1,052	467	
利益の処分又は損失の処理 (25事業年度)	当 期 未 処 分 利 益 (△当期未処理損失)	△ 62,784	10	1,462		467
	当 期 総 利 益 (△当期総損失)	△ 503	10	1,462		467
	前 期 繰 越 欠 損 金	62,281	—	—		—
	積立金振替額 ^(注2)					
	積 立 金	—	10	1,412		467
	目 的 積 立 金 ^(注3)	—	—	49		—
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—	—	—		—
	目的積立金取崩額	—	—	—		—
	積立金取崩額	—	—	—		—
	次 期 繰 越 欠 損 金	62,784	—	—		—
(参考)						
国庫納付金の納付額 ^(注4)	—	152	1,189	9,134	8,284	
うち積立金の処分による国 庫納付額 ^(注5)	—	152	1,189	849	—	
うち不要財産に係る国庫納 付額	—	—	—	—	—	
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)		処置済1 (P842)	処置済1 (P845)		意・処1 (P799)	

(単位：百万円)

項目		(注1) 法人名	日本スポーツ振興センター				(注6) 日本芸術文化 振興会
			災害共済給付 勘定	免責特約勘定	特定業務勘定	一般勘定	
貸借対照表 (25事業年度末)	資 産		7,150	2,558	27,399	232,914	240,682
	負 債		5,349	984	27,399	7,977	8,069
		うち運営費交付金債務	—	—	20,954	359	301
	純 資 産		1,801	1,573	—	224,937	232,613
		うち 資 本 金	—	—	—	233,324	246,819
		うち政府出資金	—	—	—	233,324	246,819
		うち資本剰余金 うち利益剰余金 (△繰越欠損金)	—	—	—	△ 8,581	△ 15,453
		1,801	1,573	—	194	1,248	
損 益 計 算 書 (25事業年度)	経 常 費 用		19,900	429	495	11,791	17,445
	経 常 収 益		19,457	1,312	5,898	11,812	17,894
		うち運営費交付金収益	—	—	495	4,240	8,840
	経 常 利 益(△経常損失)		△ 443	882	5,402	20	449
	臨 時 損 失		—	—	5,402	4	1
	臨 時 利 益		—	—	—	—	2
	特 別 損 失		—	—	—	—	—
	特 別 利 益		—	—	—	—	—
	当 期 純 利 益 (△当期純損失)		△ 443	882	—	15	450
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額		—	—	—	129	—
目 的 積 立 金 取 崩 額		—	—	—	—	—	
当 期 総 利 益 (△当期総損失)		△ 443	882	—	145	450	
利益の処分又は損失の処理 (25事業年度)	当 期 未 処 分 利 益 (△当期未処理損失)		△ 443	882	—	145	450
	当 期 総 利 益 (△当期総損失)		△ 443	882	—	145	450
	前 期 繰 越 欠 損 金		—	—	—	—	—
	積 立 金 振 替 額 (注2)		/	/	/	/	/
	積 立 金		—	882	—	145	450
	目 的 積 立 金 (注3)		—	—	—	—	—
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額		443	—	—	—	—
	目 的 積 立 金 取 崩 額		—	—	—	—	—
	積 立 金 取 崩 額		—	—	—	—	—
	次 期 繰 越 欠 損 金		—	—	—	—	—
(参考)	国 庫 納 付 金 の 納 付 額 (注4)		—	—	—	849	585
	うち積立金の処分による国 庫納付額 (注5)		—	—	—	849	585
	うち不要財産に係る国庫納 付額		—	—	—	—	—
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)			意・処1 (P799)			意・処1 (P799)	

(単位：百万円)

第6章 第2節 第7 2 独立行政法人

項目		(注1) 法人名	高 齢 ・ 障 害 ・ 求 職 者 雇 用 支 援 機 構				
			高齢・障害者 雇用支援勘定	障害者職業能 力開発勘定	障害者雇用納 付金勘定	職業能力開発 勘定	
貸借対照表 (25事業年度末)	資 産		492,057	12,859	270	4,591	141,937
	負 債		67,854	3,225	269	4,071	38,718
		うち運営費交付金債務	6,673	966	88	—	4,609
	純 資 産		424,203	9,634	1	519	103,218
		うち資本金	426,521	11,103	30	703	109,243
		うち政府出資金	426,300	11,103	30	703	109,022
		うち資本剰余金 (△繰越欠損金)	△ 28,576	△ 1,469	△ 28	△ 186	△ 6,047
損 益 計 算 書 (25事業年度)	経 常 費 用		105,061	13,245	766	21,996	46,387
	経 常 収 益		103,861	13,252	766	16,369	46,419
		うち運営費交付金収益	58,432	11,206	762	—	42,380
	経 常 利 益(△経常損失)		△ 1,200	6	0	△ 5,627	31
	臨 時 損 失		16	6	0	0	10
	臨 時 利 益		5,627	—	—	5,627	0
	特 別 損 失		—	—	—	—	—
	特 別 利 益		—	—	—	—	—
	当 期 純 利 益 (△当期純損失)		4,409	0	0	—	22
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額		—	—	—	—	—
目 的 積 立 金 取 崩 額		—	—	—	—	—	
当 期 総 利 益 (△当期総損失)		4,409	0	0	—	22	
利益の処分又は損失の処理 (25事業年度)	当 期 未 処 分 利 益 (△当期未処理損失)		0	0	0	—	22
	当 期 総 利 益 (△当期総損失)		0	0	0	—	22
	前 期 繰 越 欠 損 金		—	—	—	—	—
	積 立 金 振 替 額 (注2)						
	積 立 金		0	0	—	—	22
	目 的 積 立 金 (注3)		—	—	—	—	—
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額		—	—	—	—	—
	目 的 積 立 金 取 崩 額		—	—	—	—	—
	積 立 金 取 崩 額		—	—	—	—	—
	次 期 繰 越 欠 損 金		—	—	—	—	—
(参考)							
国 庫 納 付 金 の 納 付 額 (注4)		19,554	9,002	517	—	7,661	
うち積立金の処分による国 庫納付額 (注5)		18,342	8,940	517	—	7,317	
うち不要財産に係る国庫納 付額		406	62	—	—	344	
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)				処置済1 (P850)			

(単位：百万円)

項目	(注1) 法人名	高齢・障害・求職者雇用 支援機構		福 祉 医 療 機 構			
		認定特定求 職者職業訓 練勘定	宿舍等勘定		一般勘定	共済勘定	保険勘定
貸借対照表(25事業年度末)	資 産	2,140	331,205	4,770,071	3,202,656	25,813	70,727
	負 債	2,140	20,376	3,437,630	3,182,648	25,813	77,953
	うち運営費交付金債務	1,008	—	207	153	42	11
	純 資 産	0	310,828	1,332,441	20,007	—	△ 7,225
	うち 資 本 金	—	305,441	1,301,835	23,793	—	—
	うち政府出資金	—	305,441	1,301,835	23,793	—	—
	うち資本剰余金 うち利益剰余金 (△繰越欠損金)	— 0	△ 20,844 26,232	△ 1,524 32,130	△ 1,505 △ 2,280	—	— △ 7,225
損 益 計 算 書(25事業年度)	経 常 費 用	4,099	18,565	177,161	56,529	94,735	21,064
	経 常 収 益	4,100	22,953	224,244	55,437	98,593	24,209
	うち運営費交付金収益	4,083	—	3,070	2,487	491	90
	経 常 利 益(△経常損失)	0	4,387	47,083	△ 1,091	3,857	3,145
	臨 時 損 失	—	—	4,352	—	3,858	494
	臨 時 利 益	—	—	461	281	0	—
	特 別 損 失	—	—	—	—	—	—
	特 別 利 益	—	—	—	—	—	—
	当 期 純 利 益 (△当期純損失)	0	4,387	43,192	△ 809	—	2,651
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—	—	23	—	—	—
	目的積立金取崩額	—	—	—	—	—	—
当 期 総 利 益 (△当期総損失)	0	4,387	43,215	△ 809	—	2,651	
利益の処分又は損失の処理(25事業年度)	当 期 未 処 理 利 益 (△当期未処理損失)	0	4,387	X	△ 2,280	—	△ 7,225
	当 期 総 利 益 (△当期総損失)	0	4,387		△ 809	—	2,651
	前 期 繰 越 欠 損 金	—	—		1,470	—	9,876
	積立金振替額(注2)						
	積 立 金	0	4,387		—	—	—
	目的積立金(注3)	—	—		—	—	—
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—	—		—	—	—
	目的積立金取崩額	—	—		—	—	—
	積立金取崩額	—	—		—	—	—
	次 期 繰 越 欠 損 金	—	—		2,280	—	7,225
(参考)	国庫納付金の納付額(注4)	1,553	818	263,356	—	28	0
	うち積立金の処分による国 庫納付額(注5)	1,553	13	263,356	—	28	—
	うち不要財産に係る国庫納 付額	—	—	0	—	—	0
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)		処置済1 (P850)		意・処1 (P854)			

(単位：百万円)

項目		(注1) 法人名				(注6) 国際観光振興機構	
		福 祉 医 療 機 構		国 際 観 光 振 興 機 構			
		年金担保貸 付勘定	労災年金担 保貸付勘定	承継債権管 理回収勘定	(注9) 承継教育資金 貸付けあつせ ん勘定	一 般 勘 定	
貸借対照表 (25事業年度末)	資 産	150,037	5,918	1,314,918	—	976	914
	負 債	149,696	61	1,456	—	454	430
	うち運営費交付金債務	—	—	—	—	82	82
	純 資 産	341	5,856	1,313,461	—	522	484
	うち 資 本 金	—	5,831	1,272,210	—	958	958
	うち政府出資金	—	5,831	1,272,210	—	958	958
	うち資本剰余金	△ 18	—	—	—	△ 481	△ 481
うち利益剰余金 (△繰越欠損金)	359	25	41,251	—	45	7	
損 益 計 算 書 (25事業年度)	経 常 費 用	2,317	31	2,482	—	2,277	2,220
	経 常 収 益	2,361	32	43,609	—	2,266	2,221
	うち運営費交付金収益	—	—	—	—	1,753	1,753
	経 常 利 益(△経常損失)	44	0	41,127	—	△ 10	0
	臨 時 損 失	—	—	—	—	0	0
	臨 時 利 益	50	3	124	—	0	0
	特 別 損 失	—	—	—	—	—	—
	特 別 利 益	—	—	—	—	—	—
	当 期 純 利 益 (△当期純損失)	94	4	41,251	—	△ 9	1
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	23	0	—	—	5	5
目的積立金取崩額	—	—	—	—	—	—	
当 期 総 利 益 (△当期総損失)	118	4	41,251	—	△ 4	6	
利益の処分又は損失の処理 (25事業年度)	当 期 未 処 分 利 益 (△当期未処理損失)	118	4	41,251	—		6
	当 期 総 利 益 (△当期総損失)	118	4	41,251	—		6
	前 期 繰 越 欠 損 金	—	—	—	—		—
	積 立 金 振 替 額 (注2)						
	積 立 金	118	4	41,251	—		6
	目 的 積 立 金 (注3)	—	—	—	—		—
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—	—	—	—		—
	目的積立金取崩額	—	—	—	—		—
	積 立 金 取 崩 額	—	—	—	—		—
	次 期 繰 越 欠 損 金	—	—	—	—		—
(参考)							
国 庫 納 付 金 の 納 付 額 (注4)	12	28	263,286	—	1,093	1,093	
うち積立金の処分による国 庫納付額 (注5)	12	28	263,286	—	654	654	
うち不要財産に係る国庫納 付額	—	—	—	—	439	439	
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)	意・処1 (P854)				処置済1 (P842)		

(単位：百万円)

項目	(注1) 法人名	(注6) 国際観光振興機構	石油天然ガス・金属鉱物資源機構				
		交付金勘定	石油天然ガス等勘定	投融资等・金属鉱産物備蓄勘定	金属鉱業一般勘定	金属鉱業鉱害防止積立金勘定	
貸借対照表(25事業年度末)	資 産	62	1,559,460	1,198,919	225,008	79,427	1,868
	負 債	24	946,719	881,268	37,317	23,462	1,834
	うち運営費交付金債務	—	4,501	3,970	10	520	—
	純 資 産	38	612,740	317,651	187,690	55,964	34
	うち資本金	—	640,462	379,577	182,899	30,916	—
	うち政府出資金	—	640,462	379,577	182,899	30,916	—
	うち資本剰余金 うち利益剰余金 (△繰越欠損金)	— 38	26,030 △ 53,868	△ 4,158 △ 57,828	3,508 1,227	21,564 3,484	— 34
損 益 計 算 書(25事業年度)	経 常 費 用	56	129,278	113,168	442	14,389	18
	経 常 収 益	45	115,678	97,790	1,095	16,480	9
	うち運営費交付金収益	—	14,723	11,693	65	2,964	—
	経 常 利 益(△経常損失)	△ 11	△ 13,600	△ 15,377	653	2,090	△ 9
	臨 時 損 失	—	15,413	15,033	—	379	—
	臨 時 利 益	—	550	171	—	379	—
	特 別 損 失	—	—	—	—	—	—
	特 別 利 益	—	—	—	—	—	—
	当 期 純 利 益 (△当期純損失)	△ 11	△ 28,463	△ 30,240	653	2,090	△ 9
	前中期目標期間繰越積立金取崩額	—	—	—	—	—	—
	目的積立金取崩額	—	—	—	—	—	—
当 期 総 利 益 (△当期総損失)	△ 11	△ 28,463	△ 30,240	653	2,090	△ 9	
利益の処分又は損失の処理(25事業年度)	当 期 未 処 理 利 益 (△当期未処理損失)	△ 11	X	△ 57,828	653	2,090	△ 9
	当 期 総 利 益 (△当期総損失)	△ 11		△ 30,240	653	2,090	△ 9
	前 期 繰 越 欠 損 金	—		27,588	—	—	—
	積立金振替額(注2)	—		—	—	—	—
	積立金	—		—	653	2,090	—
	目的積立金(注3)	—		—	—	—	—
	前中期目標期間繰越積立金取崩額	—		—	—	—	9
	目的積立金取崩額	—		—	—	—	—
	積立金取崩額	11		—	—	—	—
	次 期 繰 越 欠 損 金	—		—	57,828	—	—
(参考)	国庫納付金の納付額(注4)	—	27,123	14,868	31	11,058	—
	うち積立金の処分による国庫納付額(注5)	—	4,030	—	31	2,833	—
	うち不要財産に係る国庫納付額	—	23,093	14,868	—	8,224	—
第3章に掲記した事項及び件数(参照ページ)	処置済1(P842)	意・処1 処置済1(P859、863)					

(単位：百万円)

第6章 第2節 第7 2 独立行政法人

項目	(注1) 法人名	石油天然ガス・金属鉱物 資源機構		国立病院機構	日本学生支援 機構	海洋研究開発 機構
		金属鉱業鉱害 防止事業基金 勘定	石炭経過勘定			
貸借対照表 (25事業年度末)	資 産	5,333	49,274	1,320,061	8,412,151	150,297
	負 債	87	3,121	887,236	8,351,488	74,355
	うち運営費交付金債務	—	—	—	—	—
	純 資 産	5,246	46,152	432,824	60,663	75,942
	うち 資 本 金	—	47,069	208,174	100	82,232
	うち政府出資金	—	47,069	208,174	100	82,228
	うち資本剰余金	5,117	△ 1	222,833	40,662	△ 13,456
うち利益剰余金 (△繰越欠損金)	129	△ 914	1,816	19,901	7,165	
損 益 計 算 書 (25事業年度)	経 常 費 用	119	1,140	894,363	106,981	51,100
	経 常 収 益	76	225	926,042	112,126	57,997
	うち運営費交付金収益	—	—	23,017	12,667	35,150
	経 常 利 益(△経常損失)	△ 42	△ 914	31,679	5,145	6,896
	臨 時 損 失	—	—	30,031	0	57
	臨 時 利 益	—	—	405	466	66
	特 別 損 失	—	—	—	—	—
	特 別 利 益	—	—	—	—	—
	当 期 純 利 益 (△当期純損失)	△ 42	△ 914	2,053	5,611	6,891
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—	—	—	—	14
目 的 積 立 金 取 崩 額	—	—	—	—	—	
当 期 総 利 益 (△当期総損失)	△ 42	△ 914	2,053	5,611	6,905	
利益の処分又は損失の処理 (25事業年度)	当 期 未 処 分 利 益 (△当期未処理損失)	△ 42	△ 914	1,816	5,611	6,905
	当 期 総 利 益 (△当期総損失)	△ 42	△ 914	2,053	5,611	6,905
	前 期 繰 越 欠 損 金	—	—	237	—	—
	積 立 金 振 替 額 ^(注2)			—	624	53
	積 立 金	—	—	1,816	6,235	6,958
	目 的 積 立 金 ^(注3)	—	—	—	—	—
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	42	—	—	—	—
	目 的 積 立 金 取 崩 額	—	—	—	—	—
	積 立 金 取 崩 額	—	—	—	—	—
	次 期 繰 越 欠 損 金	—	914	—	—	—
(参考)	国 庫 納 付 金 の 納 付 額 ^(注4)	—	1,165	—	—	—
	うち積立金の処分による国 庫納付額 ^(注5)	—	1,165			
	うち不要財産に係る国庫納 付額	—	—	—	—	—
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)		意・処1 処置済1 (P859、863)	処置済1 (P868)	意・処1 (P871)	処置済1 (P877)	

(単位：百万円)

項目		(注1) 法人名	都 市 再 生 機 構		住 宅 金 融 支 援 機 構		
			都市再生勘定	宅地造成等経過勘定		証券化支援勘定	
貸借対照表 (25事業年度末)	資 産		14,190,475	12,632,793	1,557,681	30,256,388	12,607,118
	負 債		13,254,269	11,657,738	1,596,531	29,395,580	11,989,992
		うち運営費交付金債務	—	—	—	—	—
	純 資 産		936,205	975,055	△ 38,849	860,807	617,125
		うち 資 本 金	1,058,168	970,478	87,690	705,047	550,547
		うち政府出資金	1,056,168	968,478	87,690	705,047	550,547
		うち資本剰余金	36,565	36,565	—	△ 150	△ 390
	うち利益剰余金 (△繰越欠損金)	△ 158,529	△ 31,989	△ 126,539	157,564	66,968	
損 益 計 算 書 (25事業年度)	経 常 費 用		1,004,106	747,547	256,573	764,445	204,995
	経 常 収 益		1,118,384	888,337	230,060	1,000,896	261,893
		うち運営費交付金収益	—	—	—	—	—
	経 常 利 益(△経常損失)		114,277	140,790	△ 26,513	236,450	56,897
	臨 時 損 失		69,104	52,635	16,468	—	—
	臨 時 利 益		7,298	3,166	4,132	—	—
	特 別 損 失		—	—	—	62	62
	特 別 利 益		—	—	—	336	336
	当 期 純 利 益 (△当期純損失)		52,470	91,320	△ 38,849	236,724	57,171
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額		—	—	—	9,181	—
	目 的 積 立 金 取 崩 額		—	—	—	—	—
当 期 総 利 益 (△当期総損失)		52,470	64,428	△ 11,957	245,905	57,171	
利益の処分又は損失の処理 (25事業年度)	当 期 未 処 分 利 益 (△当期未処理損失)			△ 31,989	△ 126,539		57,171
	当 期 総 利 益 (△当期総損失)			64,428	△ 11,957		57,171
	前 期 繰 越 欠 損 金			96,417	114,582		—
	積 立 金 振 替 額 (注2)			—	—		—
	積 立 金			—	—		57,171
	目 的 積 立 金 (注3)			—	—		—
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額			—	—		—
	目 的 積 立 金 取 崩 額			—	—		—
	積 立 金 取 崩 額			—	—		—
	次 期 繰 越 欠 損 金			31,989	126,539		—
(参考)							
国 庫 納 付 金 の 納 付 額 (注4)		—	—	—	1,227	1,223	
うち積立金の処分による国 庫納付額 (注5)							
うち不要財産に係る国庫納 付額		—	—	—	1,227	1,223	
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)			意・処1 処置済2 (P883、887、890)			処置済1 (P899)	

(単位：百万円)

第6章 第2節 第7 2 独立行政法人

項目		(注1) 法人名	住 宅 金 融 支 援 機 構				国立成育医療 研究センター
			住宅融資保険 勘定	財形住宅資金 貸付勘定	住宅資金貸付 等勘定	既往債権管理 勘定	
貸借対照表 (25事業年度末)	資 産		164,353	523,807	2,290,064	15,398,207	54,764
	負 債		52,962	493,699	1,913,067	15,673,021	14,586
		うち運営費交付金債務	—	—	—	—	19
	純 資 産		111,390	30,107	376,997	△ 274,813	40,177
		うち 資 本 金	102,000	—	42,900	9,600	36,485
		うち政府出資金	102,000	—	42,900	9,600	36,485
		うち資本剰余金	223	—	16	—	1,735
	うち利益剰余金 (△繰越欠損金)	9,167	30,107	335,733	△ 284,413	1,955	
損 益 計 算 書 (25事業年度)	経 常 費 用		3,971	4,943	204,364	442,124	23,898
	経 常 収 益		9,153	8,242	209,962	607,598	23,372
		うち運営費交付金収益	—	—	—	—	3,918
	経 常 利 益(△経常損失)		5,182	3,299	5,598	165,473	△ 526
	臨 時 損 失		—	—	—	—	18
	臨 時 利 益		—	—	—	—	5
	特 別 損 失		—	—	—	—	—
	特 別 利 益		—	—	—	—	—
	当 期 純 利 益 (△当期純損失)		5,182	3,299	5,598	165,473	△ 538
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額		—	—	9,181	—	—
目 的 積 立 金 取 崩 額		—	—	—	—	—	
当 期 総 利 益 (△当期総損失)		5,182	3,299	14,779	165,473	△ 538	
利益の処分又は損失の処理 (25事業年度)	当 期 未 処 分 利 益 (△当期未処理損失)		5,182	3,299	14,779	△ 284,413	△ 538
	当 期 総 利 益 (△当期総損失)		5,182	3,299	14,779	165,473	△ 538
	前 期 繰 越 欠 損 金		—	—	—	449,887	—
	積 立 金 振 替 額 (注2)		/	/	/	/	/
	積 立 金		5,182	3,299	14,779	—	—
	目 的 積 立 金 (注3)		—	—	—	—	—
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額		—	—	—	—	—
	目 的 積 立 金 取 崩 額		—	—	—	—	—
	積 立 金 取 崩 額		—	—	—	—	538
	次 期 繰 越 欠 損 金		—	—	—	284,413	—
(参考)	国 庫 納 付 金 の 納 付 額 (注4)		—	—	3	—	—
	うち積立金の処分による国 庫納付額 (注5)		/	/	/	/	/
	うち不要財産に係る国庫納 付額		—	—	3	—	—
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)			処置済 1 (P899)			処置済 1 (P903)	

- (注1) 各法人の名称中「独立行政法人」については、記載を省略した。
- (注2) 25事業年度が中期目標期間の最後の事業年度となっている法人において、目的積立金及び前中期目標期間繰越積立金を積立金に振り替えた額をいう。また、25事業年度が中期目標期間の最後の事業年度ではない法人については、この欄に斜線を付している。
- (注3) 26年10月22日現在において、独立行政法人通則法第44条第3項の規定により主務大臣の承認を受けた額をいう。
- (注4) 25事業年度のキャッシュ・フロー計算書において、国庫納付金の支払額、政府出資の払戻による支出及び不要財産に係る国庫納付等による支出として表示された額等をいう。
- (注5) 前事業年度が中期目標期間の最後の事業年度となっている法人において、各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律により、25事業年度に積立金の全部又は一部を国庫に納付した額をいう。また、前事業年度が中期目標期間の最後の事業年度ではない法人については、この欄に斜線を付している。
- (注6) 財務諸表は、26年10月22日現在のものである。
- (注7) 複数の勘定を有する法人については各勘定の欄とは別に法人全体の欄を設けたが、勘定相互間の債権債務、費用収益は相殺消去することとされているため、法人全体の欄の額は各勘定の額の合計とは一致しないものがある。なお、利益の処分又は損失の処理は勘定ごとに行い、法人全体では行わないとされていることから、法人全体の「利益の処分又は損失の処理」の計数はない。
- (注8) 独立行政法人国際協力機構有償資金協力勘定については1274ページ参照
- (注9) 承継教育資金貸付けあっせん勘定に係る業務は、独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)に基づき20事業年度から休止となっている。

(国立大学法人)

国立大学法人は、大学の教育研究に対する国民の要請に応えるとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るために、国立大学を設置して教育研究を行うことを目的として、国立大学法人法(平成15年法律第112号)の定めるところにより設立される法人である。

国立大学法人のうち、第3章に「意見を表示し又は処置を要求した事項」を掲記した国立大学法人は24法人あり、これらの国立大学法人に係る25事業年度の貸借対照表、損益計算書及び利益の処分又は損失の処理の概要は次のとおりである。

[以下、「意・処」は「意見を表示し又は処置を要求した事項」を示す。]

(単位：百万円)

項目		(注1) 法人名	東 北 大 学	秋 田 大 学	山 形 大 学	筑 波 大 学	金 沢 大 学
貸借対照表 (25事業年度末)	資 産		471,664	67,458	117,203	404,149	143,436
	負 債		246,734	41,901	50,779	114,843	60,249
		うち運営費交付金債務	12,353	991	1,331	2,420	1,121
	純 資 産		224,930	25,556	66,424	289,305	83,186
		うち 資 本 金	192,720	20,413	52,827	232,415	58,646
		うち政府出資金	192,720	20,413	52,827	232,415	58,646
		うち資本剰余金	16,642	3,631	11,038	53,749	20,668
	うち利益剰余金 (△繰越欠損金)	15,567	1,511	2,558	3,140	3,870	
損 益 計 算 書 (25事業年度)	経 常 費 用		137,978	32,061	38,538	89,707	50,029
	経 常 収 益		140,974	31,733	38,722	88,275	51,460
		うち運営費交付金収益	41,970	8,329	10,721	35,683	15,246
	経 常 利 益(△経常損失)		2,996	△ 328	184	△ 1,432	1,431
	臨 時 損 失		1,718	69	180	279	289
	臨 時 利 益		1,660	68	129	136	12
	当期純利益(△当期純損失)		2,938	△ 329	134	△ 1,574	1,154
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額		—	—	—	44	—
	目的積立金取崩額		17	—	8	162	0
当期総利益(△当期総損失)		2,955	△ 329	142	△ 1,368	1,154	
利益の処分又は損失の処理 (25事業年度)	当 期 未 処 分 利 益 (△当期末処理損失)		2,955	△ 329	142	△ 1,368	1,154
		当 期 総 利 益 (△当期総損失)	2,955	△ 329	142	△ 1,368	1,154
		前 期 繰 越 欠 損 金	—	—	—	—	—
	積 立 金		2,927	—	142	—	1,092
	目 的 積 立 金 ^(注2)		28	—	—	—	61
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額		—	329	—	1,368	—
	積 立 金 取 崩 額		—	—	—	—	—
	旧法人承継積立金取崩額		—	—	—	—	—
	次 期 繰 越 欠 損 金		—	—	—	—	—
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)		意・処1 (P907)	意・処1 (P907)	意・処1 (P907)	意・処1 (P907)	意・処1 (P907)	

(単位：百万円)

項目		(注1) 法人名	山梨大学	信州大学	岐阜大学	浜松医科大学	三重大学
		貸借対照表(25事業年度末)					
資	産	68,355	109,510	110,520	46,213	84,726	
負	債	23,706	51,419	51,375	31,925	48,776	
	うち運営費交付金債務	777	1,237	620	195	1,316	
純	資産	44,648	58,090	59,144	14,287	35,950	
	うち資本金	34,312	47,018	52,932	5,317	17,485	
	うち政府出資金	34,312	47,018	52,932	5,317	17,485	
	うち資本剰余金	933	△ 2,425	1,227	4,603	14,248	
	うち利益剰余金 (△繰越欠損金)	9,402	13,497	4,984	4,366	4,217	
損益計算書(25事業年度)							
経	常費用	32,090	47,263	37,992	25,274	39,293	
経	常収益	32,545	48,681	39,170	25,468	39,188	
	うち運営費交付金収益	8,593	13,073	11,698	5,087	10,377	
	経常利益(△経常損失)	454	1,418	1,178	194	△ 104	
	臨時損失	13	58	10	28	35	
	臨時利益	—	17	8	9	10	
	当期純利益(△当期純損失)	441	1,377	1,176	175	△ 128	
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—	—	—	—	—	
	目的積立金取崩額	—	—	—	10	55	
	当期総利益(△当期総損失)	441	1,377	1,176	186	△ 73	
利益の処分又は損失の処理(25事業年度)							
	当期末処分利益 (△当期末処理損失)	441	1,377	1,176	186	△ 73	
	当期総利益 (△当期総損失)	441	1,377	1,176	186	△ 73	
	前期繰越欠損金	—	—	—	—	—	
	積立金	328	1,377	1,155	174	—	
	目的積立金 ^(注2)	112	—	21	11	—	
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—	—	—	—	73	
	積立金取崩額	—	—	—	—	—	
	旧法人承継積立金取崩額	—	—	—	—	—	
	次期繰越欠損金	—	—	—	—	—	
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)		意・処1 (P907)	意・処1 (P907)	意・処1 (P907)	意・処1 (P907)	意・処1 (P907)	

(単位：百万円)

第6章 第2節 第7 2 国立大学法人

項目		(注1) 法人名	滋賀医科大学	京 都 大 学	神 戸 大 学	鳥 取 大 学	島 根 大 学
		貸借対照表(25事業年度末)					
資	産		46,472	503,451	214,972	90,232	68,724
負	債		27,925	178,713	82,379	31,402	34,603
	うち運営費交付金債務		0	13,040	3,498	782	778
純	資 産		18,547	324,737	132,593	58,829	34,120
	う ち 資 本 金		14,099	273,709	121,769	35,248	38,772
	うち政府出資金		14,099	273,709	121,769	35,248	38,772
	う ち 資 本 剰 余 金		3,923	23,526	6,173	7,582	△ 3,304
	う ち 利 益 剰 余 金 (△繰越欠損金)		524	27,501	4,649	15,998	△ 1,347
損 益 計 算 書(25事業年度)							
経	常 費 用		28,286	148,054	66,344	36,100	31,663
経	常 収 益		28,094	150,045	66,174	37,875	31,563
	うち運営費交付金収益		5,224	49,227	18,089	9,755	9,729
	経 常 利 益(△経常損失)		△ 192	1,990	△ 170	1,774	△ 100
	臨 時 損 失		9	453	128	401	—
	臨 時 利 益		4	27	57	63	0
	当期純利益(△当期純損失)		△ 197	1,565	△ 240	1,436	△ 100
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額		—	172	—	—	—
	目 的 積 立 金 取 崩 額		47	—	249	241	—
	当期総利益(△当期総損失)		△ 150	1,738	8	1,677	△ 100
利益の処分又は損失の処理(25事業年度)							
	当 期 未 処 分 利 益 (△当期末処理損失)		△ 150	1,738	8	1,677	△ 1,392
	当 期 総 利 益 (△当期総損失)		△ 150	1,738	8	1,677	△ 100
	前 期 繰 越 欠 損 金		—	—	—	—	1,292
	積 立 金		—	1,701	—	1,599	—
	目 的 積 立 金 ^(注2)		—	36	8	78	—
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額		—	—	—	—	—
	積 立 金 取 崩 額		150	—	—	—	—
	旧法人承継積立金取崩額		—	—	—	—	—
	次 期 繰 越 欠 損 金		—	—	—	—	1,392
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)			意・処1 (P907)	意・処1 (P907)	意・処1 (P907)	意・処1 (P907)	意・処1 (P907)

(単位：百万円)

項目		(注1) 法人名				
		岡 山 大 学	山 口 大 学	徳 島 大 学	愛 媛 大 学	高 知 大 学
貸借対照表 (25事業年度末)	資 産	144,350	76,731	117,354	91,629	72,774
	負 債	61,879	37,969	52,943	42,727	31,699
	うち運営費交付金債務	38	1,727	1,430	926	2,403
	純 資 産	82,471	38,762	64,411	48,902	41,074
	うち 資 本 金	69,804	16,235	46,744	36,163	26,536
	うち政府出資金	69,804	16,235	46,744	36,163	26,536
	うち資本剰余金 (△繰越欠損金)	7,638	7,727	9,765	6,166	7,939
	うち利益剰余金 (△繰越欠損金)	5,028	14,798	7,899	6,572	6,599
損益計算書 (25事業年度)	経 常 費 用	62,270	41,033	40,984	40,432	30,023
	経 常 収 益	61,872	42,266	41,565	40,898	30,405
	うち運営費交付金収益	15,909	10,428	11,284	11,632	8,235
	経 常 利 益(△経常損失)	△ 398	1,233	581	466	381
	臨 時 損 失	313	285	131	133	14
	臨 時 利 益	0	204	38	121	5
	当期純利益(△当期純損失)	△ 711	1,151	487	454	372
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—	—	—	—	—
	目的積立金取崩額	58	1	—	4	—
当期総利益(△当期総損失)	△ 653	1,152	487	459	372	
利益の処分又は損失の処理 (25事業年度)	当 期 未 処 分 利 益 (△当期末処理損失)	△ 653	1,152	487	459	372
	当 期 総 利 益 (△当期総損失)	△ 653	1,152	487	459	372
	前 期 繰 越 欠 損 金	—	—	—	—	—
	積 立 金	—	801	468	459	276
	目 的 積 立 金 ^(注2)	—	351	19	—	95
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—	—	—	—	—
	積 立 金 取 崩 額	653	—	—	—	—
	旧法人承継積立金取崩額	—	—	—	—	—
	次 期 繰 越 欠 損 金	—	—	—	—	—
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)	意・処1 (P907)	意・処1 (P907)	意・処1 (P907)	意・処1 (P907)	意・処1 (P907)	

(単位：百万円)

項目		(注1) 法人名	佐賀大学	長崎大学	大分大学	富山大学
		貸借対照表(25事業年度末)		資 産	90,894	128,370
		負 債	28,504	57,693	26,697	43,346
		うち運営費交付金債務	1,967	2,276	411	1,229
		純 資 産	62,390	70,677	40,561	38,372
		うち 資 本 金	47,345	56,189	31,061	40,072
		うち政府出資金	47,345	56,189	31,061	40,072
		うち資本剰余金	6,856	10,377	3,378	△ 4,004
		うち利益剰余金 (△繰越欠損金)	8,188	4,109	6,121	2,304
損益計算書(25事業年度)		経 常 費 用	33,496	50,362	31,316	38,962
		経 常 収 益	33,056	50,519	31,130	38,677
		うち運営費交付金収益	8,773	13,759	7,977	12,313
		経 常 利 益(△経常損失)	△ 440	157	△ 186	△ 285
		臨 時 損 失	44	181	9	198
		臨 時 利 益	1	26	8	117
		当期純利益(△当期純損失)	△ 482	2	△ 187	△ 366
		前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—	—	17	—
		目的積立金取崩額	716	112	20	76
		当期総利益(△当期総損失)	234	115	△ 149	△ 289
利益の処分又は損失の処理(25事業年度)		当 期 未 処 分 利 益 (△当期末処理損失)	234	115	△ 149	△ 289
		当 期 総 利 益 (△当期総損失)	234	115	△ 149	△ 289
		前 期 繰 越 欠 損 金	—	—	—	—
		積 立 金	233	53	—	—
		目 的 積 立 金 ^(注2)	0	61	—	—
		前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—	—	—	39
		積 立 金 取 崩 額	—	—	149	—
		旧法人承継積立金取崩額	—	—	—	250
		次 期 繰 越 欠 損 金	—	—	—	—
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)		意・処1 (P907)	意・処1 (P907)	意・処1 (P907)	意・処1 (P907)	

(注1) 各法人の名称中「国立大学法人」については、記載を省略した。

(注2) 26年10月22日現在において、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第44条第3項の規定により文部科学大臣の承認を受けようとする額をいう。

3 日本放送協会の決算

日本放送協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、併せて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的として設置されているものである。その純資産総額は平成25事業年度末現在で6191億8866万余円となっている。

同協会の会計は、一般、番組アーカイブ業務及び受託業務等の3勘定に区分して経理されている。

同協会の勘定別の25事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 一般勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	25 事業年度末 (千円)	24 事業年度末 (千円)	区 分	25 事業年度末 (千円)	24 事業年度末 (千円)
資産	934,269,268	930,086,502	負債	307,305,836	321,403,229
流動資産	266,943,886	259,280,375	流動負債	214,069,173	227,314,321
うち有価証券	136,596,592	112,996,571	うち受信料前受 金	125,453,995	128,042,985
固定資産	589,398,661	612,442,887	固定負債	93,236,663	94,088,908
うち建物	163,634,973	169,895,132	うち退職給付引 当金	68,124,220	63,319,292
特定資産	77,926,720	58,363,240	純資産	626,963,431	608,683,273
建設積立資産	77,926,720	58,363,240	承継資本	163,375	163,375
			固定資産充当資本	442,059,494	444,816,816
			剰余金	184,740,561	163,703,081

(イ) 損益計算書

区 分	25 事業年度(千円)	24 事業年度(千円)
経常事業収入	655,231,766	659,130,029
うち受信料	643,846,689	647,821,714
経常事業支出	649,624,994	646,942,801
うち国内放送費	286,862,563	277,458,439
経常事業収支差金	5,606,771	12,187,228
経常事業外収入	9,561,406	9,540,952
うち財務収入	5,063,671	5,446,563
経常事業外支出	88,409	49,885
財務費	88,409	49,885
経常事業外収支差金	9,472,997	9,491,066
経常収支差金	15,079,768	21,678,294
特別収入	6,013,715	808,807
うちその他の特別収入	3,636,573	516,767
特別支出	2,813,325	2,923,622
うち固定資産除却損	2,582,624	2,699,512
当期事業収支差金	18,280,158	19,563,480
(事業収支差金の処分)		
当期事業収支差金	18,280,158	19,563,480
事業収支剰余金	18,280,158	19,563,480

(ウ) 主な業務実績

区 分	25 事業年度	(24 事業年度)
(1 日平均放送時間)		
国内放送		
テレビジョン		
地上デジタル放送(総合放送及び教育放送)	44 時間 25 分	44 時間 24 分
衛星デジタル放送(BS 1 及びBSプレミアム)	48 時間 00 分	47 時間 59 分
ラジオ(第1放送、第2放送及びFM放送)	66 時間 16 分	66 時間 21 分
国際放送		
テレビジョン		
世界のほぼ全地域向け放送	外国人向け 23 時間 37 分 邦人向け 4 時間 47 分	23 時間 18 分 4 時間 55 分
北米向け放送及び欧州向け放送	10 時間 07 分	10 時間 17 分
ラジオ(日本語放送、その他の言語による放送及び衛星ラジオ国際放送)	58 時間 10 分	55 時間 55 分
(放送受信契約)		
事業年度末放送受信契約件数	41,412 千件	40,828 千件
受 信 料(A)	643,846,689 千円	647,821,714 千円
当年度内の収納額(B)	628,642,921 千円	632,918,682 千円
当年度内の未回収額(A-B)	15,203,768 千円	14,903,032 千円
収 納 率(B/A)	97.64%	97.70%

イ 番組アーカイブ業務勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	25 事業年度末 (千円)	24 事業年度末 (千円)	区 分	25 事業年度末 (千円)	24 事業年度末 (千円)
資産	325,110	249,256	負債	8,099,880	8,157,391
流動資産	258,309	243,931	うち流動負債	8,047,274	8,157,391
うち未収金	241,540	182,071	うち一般勘定短期借入金	7,666,067	7,470,523
固定資産	66,801	5,325	純資産	△ 7,774,769	△ 7,908,135
器具	66,801	5,325	欠損金	△ 7,774,769	△ 7,908,135

(イ) 損益計算書

区 分	25 事業年度(千円)	24 事業年度(千円)
経常事業収入	1,843,360	1,355,123
視聴料収入	1,843,360	1,355,123
経常事業支出	1,714,775	2,499,351
うち既放送番組配信費	1,522,143	2,095,615
経常事業収支差金	128,584	△ 1,144,228
経常事業外収入	4,780	3,103
雑収入	4,780	3,103
経常事業外収支差金	4,780	3,103
経常収支差金	133,365	△ 1,141,124
当期事業収支差金	133,365	△ 1,141,124
(事業収支差金の処分)		
当期事業収支差金	133,365	△ 1,141,124
繰越欠損金	133,365	△ 1,141,124

(ウ) 主な業務実績

区 分		25 事業年度	(24 事業年度)
番組アーカイブ視聴料	件 数	2,953,051 件	2,199,359 件
収入	金 額	1,843,360 千円	1,355,123 千円

ウ 受託業務等勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	25 事業年度末 (千円)	24 事業年度末 (千円)	区 分	25 事業年度末 (千円)	24 事業年度末 (千円)
資産	41,166	53,152	負債	41,166	53,152
流動資産	41,166	53,152	流動負債	41,166	53,152
未収金	41,166	53,152	うちその他の流動負債	18,047	17,551

(イ) 損益計算書

区 分	25 事業年度(千円)	24 事業年度(千円)
経常事業収入	1,357,198	1,381,918
受託業務等収入	1,357,198	1,381,918
経常事業支出	1,137,333	1,158,441
受託業務等費	1,137,333	1,158,441
経常事業収支差金	219,865	223,477
当期事業収支差金	219,865	223,477
(事業収支差金の処分)		
当期事業収支差金	219,865	223,477
一般勘定への繰入れ	219,865	223,477

(ウ) 主な業務実績

区 分		25 事業年度	(24 事業年度)
保有する施設等の賃貸等	件 数	1,394 件	1,392 件
による業務収入	金 額	1,350,103 千円	1,372,114 千円

なお、この協会について検査した結果、不当事項2件((399)(400):914ページ参照)を掲記した。